検索

関西大学『学の実化』

Vol.8　No.3

自己点検・評価報告書

学校法人関西大学自己点検・評価委員会（大学部門委員会）

検索

刊行にあたって

関西大学 学長　　楠　見　晴　重

近年、世界は未曾有の国際金融危機に直面し、日本はその余波を受けて、政治的にも経済的にも変化の多い時代を迎えています。このような不透明な時代において、競争的資金の分配による教育・研究評価の導入・拡充、少子化による18歳人口の減少による入学定員未充足の大学の拡大等、高等教育を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、各大学では、このような状況に対応するため、一層の自助努力と自己革新の必要に迫られています。

本学では、1994年４月に関西大学自己点検・評価委員会を設置して以来、「関西大学『学の実化』自己点検・評価報告書」を２年に１度刊行しています。今回発行する本報告書で８回目の刊行となりますが、毎年刊行されている教育研究活動の全容を数値データで示す「データブック」と併せて広く学外に公表しています。これらは、本学の現状、そして今後の方策を知ることができる貴重な情報源となっており、本学の構成員や各機関は、この報告書を基に自己改善・改革を積極的に行ってきました。

2004年度に認証評価制度が導入されてからは、より実効性のある自己点検・評価が求められるようになり、本学は、従来の第三者的立場で評価の公平性を保つことを基本とした体制から、執行に携わる者による自己点検・評価体制を実現させることを目的として、2009年４月に自己点検・評価体制を大きく変更しました。

具体的には、従来の大学のみの自己点検・評価活動にとどまらず、学校法人が設置する併設校（初等中等教育部門）も含めた体制を整えることを主な目的として、学校法人関西大学自己点検・評価委員会を設置しました。この新しい委員会では、専務理事を委員長、学長並びに常務理事を副委員長とし、大学部門及び初等中等教育部門による自己点検・評価活動を総括するとともに重要事項について審議決定できることとしています。

また、この委員会のもとに、従来の本学における自己点検・評価活動を継承した大学部門委員会を設置し、副学長を委員長、学長補佐を副委員長としています。それ以外の構成員については、各学部・研究科や各機関に設置された自己点検・評価委員会の委員長等となっています。これにより、各機関の自己点検・評価活動と連携しつつ、全学的な活動が可能な組織を構築しています。更に、自己点検・評価活動の客観性や公平性を担保するために、学外者による定期的な評価を実施できる体制を整えるため、外部評価委員会を設置しました。

本報告書は、新体制となった自己点検・評価委員会のもとで作成された、初めての報告書となります。基本的には、これまでの自己点検・評価報告書の形式を踏襲しておりますが、法人が毎年作成している中期行動計画との関連を考慮し、改善・改革の方向性を「今後の到達目標」として明確化する等、評価の方法や視点等について、様々な改善を図っております。

新たな自己点検・評価体制は、自己点検・評価の成果を活かし、次なる改善に向けての原動力を生み出すことのできる実効性ある仕組みとなっています。今後、この体制を更に充実・発展させることにより、大学運営において基本となる、計画・実行・検証・改善という PDCA サイクルを機能させ、内部的な質保証システムへとつなげていきたいと考えています。

我々は、この報告書に基づき、21世紀の知識基盤社会において「考動－自らの頭で自主的に考え、自律的かつ積極的に行動する－」を実行する関大人として、変革に挑み、新たな世界を切り拓くことができる人材の育成を、そして、変革の時代にも十分に対応でき、あらゆる分野で世界のために貢献できる知的リーダーの育成をめざして、今後も新たな取り組みを続けていく所存です。

最後になりましたが、これまで新たな自己点検・評価体制の構築に尽力された諸先生方、また、今回、点検・評価項目に従い仔細に検討し執筆してくださった各機関の方々、特に膨大な報告書を前に真摯に確認・点検作業に取り組んでくださった学校法人関西大学自己点検・評価委員会大学部門委員会委員の方々、とりわけ編集作業に尽力された委員長の黒田勇副学長、副委員長の新井恭彦学長補佐に、衷心より感謝申し上げます。

2010（平成22）年3月

検索

目　次

刊行にあたって　関西大学学長　楠見晴重　巻頭

第Ⅰ編　大学

1　理念・目的・教育目標 …… 3

1-1　理念・目的等　〈3〉

1-2　理念・目的等の検証　〈4〉

1-3　健全性、モラル等　〈4〉

2　教育研究組織 …… 5

2-1　教育研究組織　〈5〉

ア　学部・学科

イ　大学院・専門職大学院

ウ　研究所

エ　教育推進部、研究推進部、社会連携部、国際部

2-2　教育研究組織の検証　〈6〉

2-3　文化交渉学教育研究拠点の概要と点検・評価　〈7〉

3　教育内容・方法等 …… 9

3-1　教育課程等　〈9〉

3-1-1　教育課程（学部）　〈11〉

(1) 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実施状況

(2) グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育の教養教育上の位置づけ

3-1-2　履修科目の区分　〈14〉

(1) 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

(2) 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するための、外国語能力の育成」のための措置の適切性

3-1-3　教育課程（大学院）　〈22〉

3-1-4　インターンシップ、ボランティア　〈25〉

(1) インターンシップ（ビジネス）

(2) 学校インターンシップ

(3) ボランティア

3-1-5　正課外教育　〈31〉

(1) 集中コミュニケーション講座

(2) エクステンション・リードセンター

3-2　教育方法等　〈34〉

3-2-1　教育改善への組織的な取り組み（学部）　〈35〉

3-2-2　教育・研究指導の改善（大学院）　〈36〉

3-2-3　授業形態と授業方法の関係　〈37〉

検索

4　国際交流 ····· 39

4-1　国際交流（国内外との教育研究交流）　〈39〉

ア　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

イ　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための施策

ウ　国内外の大学等との単位互換制度

エ　外国人教員の受け入れ体制の整備状況・外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性

オ　海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ

カ　発展途上国に対する教育支援

キ　国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮

5　学生の受け入れ ····· 57

5-1　入学者受け入れ方針等　〈57〉

5-2　学生募集方法、入学者選抜方法（学部）　〈58〉

ア　一般入学試験・センター利用入学試験

イ　AO 入試（アドミッション・オフィス入試）実施の適切性

ウ　推薦入学における高等学校との関係の適切性

エ　社会人学生の受け入れ状況

オ　留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性

5-3　学生募集方法、入学者選抜方法（大学院）　〈62〉

5-4　入学者選抜の仕組み　〈62〉

ア　入学者選抜試験実施体制の適切性及び基準の透明性

イ　入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステム

5-5　入学者選抜方法の検証　〈64〉

ア　各年の入学試験を検証する仕組み

イ　入学者選抜方法の適切化について、学外関係者等から意見聴取を行う仕組み

5-6　入学者選抜における学生募集（広報）活動　〈65〉

6　教員組織 ····· 67

6-1　教員組織　〈67〉

(1) 学生数と教員組織

(2) 年齢構成等

ア　年齢構成

イ　専任・兼任（非常勤講師）の比率

ウ　女性教員の占める割合

エ　教員組織における社会人及び外国人研究者の受け入れ状況

(3) 主要な科目への専任教員の配置状況

(4) 教員間の連絡調整

6-2　教育研究支援職員　〈70〉

ア　教育補助者の状況

イ　教員と教育支援職員との連絡体制

6-3　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続　〈71〉

ア　学部・研究科に所属する教員

イ　特別契約教授

ウ　教育推進部・国際部に所属する教員

エ　研究科における D㊟、D合、M㊟、M合の資格審査

オ　その他の教育職員

6-4　教育研究活動の評価　〈73〉

ア　教員自らの評価

検索

イ　教員間のピア評価
ウ　学生による評価
エ　社会的評価
6-5　大学院と他の教育研究組織・機関等との関係　〈73〉

7　研究活動と研究環境 ····· 75
7-1　研究活動　〈75〉
7-1-1　研究活動　〈75〉
7-1-2　研究における国際連携　〈76〉
7-1-3　研究所等における研究活動　〈76〉
ア　東西学術研究所
イ　経済・政治研究所
ウ　法学研究所
エ　先端科学技術推進機構
オ　ソシオネットワーク戦略研究機構
カ　人権問題研究室
キ　なにわ・大阪文化遺産学研究センター
ク　研究科を母体とする「文部科学省　私立大学学術研究高度化推進事業・私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」研究プロジェクト
7-2　研究環境　〈156〉
7-2-1　経常的な研究条件の整備　〈156〉
7-2-2　競争的な研究環境創出のための措置　〈165〉
7-2-3　研究上の成果の公表、発信・受信等　〈168〉
7-2-4　倫理面からの研究条件の整備　〈169〉

8　施設・設備等 ····· 171
8-1　施設・設備等の整備　〈171〉
ア　施設の概要
イ　省エネ対策と効果について
ウ　建物の地震対策について
エ　廃棄物対策について
オ　風致地区と緑化について
カ　記念施設等
8-2　キャンパス・アメニティ等　〈178〉
ア　キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制確立状況
イ　「学生のための生活の場」（厚生施設等）の整備状況
ウ　大学周辺の「環境」への配慮の状況
8-3　利用上の配慮　〈183〉
8-4　組織・管理体制　〈184〉
ア　施設・設備の維持管理体制

9　図書館及び図書・電子媒体 ····· 186
9-1　図書館　〈186〉
ア　図書、図書館の整備
イ　情報インフラ
9-2　博物館　〈194〉
ア　理念と沿革
イ　施設
ウ　博物館の運営管理

検索

エ　博物館収蔵の史資料
オ　博物館の活動と社会貢献
9-3　インフォメーションテクノロジーセンター　〈202〉
(1) 概要
(2) IT センターの組織
(3) 関西大学 IT 化の推進支援
(4) 研究支援体制の整備
(5) 施設・設備等

10　社会貢献 …… 215
10-1　社会への貢献　〈215〉
(1) 地域社会との連携
ア　地域連携センター
イ　高大連携への取り組み
ウ　公開講座
エ　NPO 法人関西社会人大学院連合（旧梅田大学院コンソーシアム〔関西経済連合会インテリジェント・アレー〕）
オ　クラブ 1 日体験入部
カ　大学の開放
キ　教育職員の社会的活動
10-2　企業等との連携　〈220〉
ア　産学官連携への取り組み
イ　具体的事業の展開
ウ　「受託研究」、「学外共同研究」、「委託研究」、「試験・分析」による外部資金の活用
10-3　特許・技術移転　〈224〉
ア　知的財産活動の進展
10-4　産学連携と倫理規定等　〈226〉

11　学生生活 …… 228
11-1　学生への経済的支援　〈228〉
ア　奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性
11-2　生活相談等　〈234〉
ア　学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性
イ　ハラスメント防止のための措置の適切性
ウ　生活相談担当部署の活動の有効性
エ　生活相談等を行う専門のカウンセラーやアドバイザー等の配置状況
オ　学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況
11-3　就職指導　〈240〉
ア　キャリア形成・就職支援体制の強化
イ　2006年度採択の文部科学省・現代 GP の展開と完遂
ウ　キャリアカウンセリング
エ　社会動向に対応した就職支援活動の展開
11-4　課外活動　〈249〉
ア　学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

12　管理運営 …… 254
12-1　管理運営体制　〈254〉
ア　全学的意思決定機関
イ　大学の意思決定プロセスについて

検索

12-2　学長、学部長の権限と選任手続　〈257〉
ア　学長の選任手続き
イ　学長権限の内容
ウ　学長の補佐体制
12-3　教学組織と学校法人理事会との関係　〈259〉
12-4　管理運営への学外有識者の関与　〈259〉
12-5　法令遵守等　〈260〉
ア　関連法令等及び学内規定の遵守
イ　コンプライアンス
ウ　研究分野の不正行為防止
エ　個人情報の保護
オ　危機管理体制の整備
カ　環境保全に向けた取り組み

13　財務 …… 262
13-1　中・長期的な財務計画　〈262〉
ア　中・長期的な財務計画の策定及びその内容
イ　「関西大学2010プロジェクト推進体制」の計画的実施とそれを支える財政基盤の確立
13-2　教育研究と財政　〈265〉
13-3　外部資金等　〈268〉
13-4　予算編成、予算の配分と執行　〈270〉
ア　予算編成方針と予算編成
イ　予算の配分と執行
13-5　財務監査　〈273〉
13-6　私立大学財政の財務比率　〈274〉

14　事務組織 …… 277
14-1　事務組織の構成　〈277〉
14-2　事務組織と教学組織との関係　〈278〉
14-3　事務組織の役割　〈279〉
ア　教学に関わる企画・立案・補佐機能及び大学院の充実と将来発展を担う事務組織体制
イ　学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性
ウ　大学運営を経営面から支えうるような事務機能の確立状況
エ　国際交流等の専門業務への事務組織の関与の状況
14-4　スタッフディベロップメント（SD）　〈281〉
14-5　事務組織と学校法人理事会との関係　〈282〉

15　自己点検・評価 …… 284
15-1　自己点検・評価　〈284〉
(1) 全学的な体制について
(2) 大学部門委員会における取組みについて
15-2　自己点検・評価に対する学外者による検証　〈286〉
15-3　大学に対する社会的評価等　〈287〉
(1) 入学試験における受験者数
(2) オープンキャンパスの参加者数
(3) ホームページへのアクセス数
(4) 受託研究、共同研究、委託研究員受入及び指定寄付の状況
(5) 外部ランキング調査
(6) COE、GP の採択状況

検索

(7) 入試問題に関する社会的な評価
(8) 推薦入学への依頼に対する応答
(9) 就職状況
15-4 大学に対する指摘事項及び勧告等に対する対応 〈290〉
(1) 文部科学省からの指摘事項への対応について
(2) 大学基準協会からの機関別認証評価に関する指摘事項について
(3) 専門職大学院認証評価に関する指摘事項について

16 情報公開・説明責任 …… 292
16-1 財政公開 〈292〉
16-2 点検・評価結果の発信 〈294〉
16-3 情報公開請求に対する対応 〈295〉
(1) 在学生に対する情報公開
(2) 受験生に対する情報公開

第Ⅱ編 学部・機構・大学院
法学部 …… 299
法学研究科 …… 351
文学部 …… 379
文学研究科 …… 453
経済学部 …… 485
経済学研究科 …… 537
商学部 …… 567
商学研究科 …… 623
社会学部 …… 665
社会学研究科 …… 727
政策創造学部 …… 765
外国語学部 …… 795
外国語教育学研究科 …… 825
外国語教育研究機構 …… 857
総合情報学部 …… 893
総合情報学研究科 …… 947
理工系3学部（システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部） …… 985
理工学研究科 …… 1047
心理学研究科（博士課程前期課程・後期課程） …… 1085
法務研究科 …… 1113
会計研究科 …… 1157
心理学研究科（専門職学位課程） …… 1277

おわりに …… 1313

〔資料〕
1 自己点検・評価委員会の活動記録 …… 1317
2 点検・評価項目 …… 1319
3 委員会規程 …… 1387
4 委員会名簿 …… 1394

検索

第Ⅰ編　大　学

1　理念・目的・教育目標

1-1　理念・目的等

関西大学の前身は、わが国が法治国家としての体制を整えつつあった明治19(1886)年に、関西最初の法律学校として大阪・西区京町堀に誕生した関西法律学校である。当時は、自由民権運動の高まりとともに、近代国家への発展をめざすため様々な法整備が進められ、法律に関する国民大衆への啓蒙、教育の必要性が高まっている時代であった。そこで、自由民権運動の活動家吉田一士が、司法省顧問ボアソナード博士に教えを受けた井上操ら大阪在勤の若き司法官に教育機関創設を働きかけ、大阪控訴院長児島惟謙の指導と協力のもと、「近代国家の構成員として必要な法知識の涵養と普及」を設立目的とした、関西法律学校を創立した。

市民の法知識の涵養をめざす草創期の教育は、後年になって「正義を権力より護れ」という理念のもとに展開されるようになった。これが関西大学の建学の精神であり、以来本学は一貫して社会・市民の啓発と教育に取り組んできた。

大正11（1922）年に大学令による大学（旧制）へ昇格した本学は、大学の教育研究の教育理念として、「学の実化（じつげ）」なるスローガンをうち立てた。

その教育理念は「学理と実際との調和」「国際的精神の涵養」「外国語学習の必要」「体育の奨励」から成り立ち、その後、本学の学是として定着している。また、この学是を具体的に展開するため、いくたびかの変遷を経て、様々な教育目標が掲げられてきた。特に、この20年は、①「開かれた大学」構想の具体化、②「国際化の促進」、③「情報化社会への対応」を柱とする3つの教学の基本戦略を踏襲しながら、グローバル化する社会、情報化社会に対応することができる有為な人材の育成に努めてきた。なお、これらの理念・目的等は、ホームページをはじめ、『関西大学総合案内』や入試広報用の『大学案内』等を通じ、広く公開している。

しかしながら、少子化による大学全人時代の幕開け、国公立大学の独立行政法人化や大学設置の規制緩和による競争の激化、第三者評価や競争的資金制度の導入等、私立大学を取り巻く環境は厳しさを増してきている。各大学は、このような状況に対応するため、経営戦略を明確化し、教育・研究改革を推進し、個性が輝く大学へと自己革新する必要に迫られている。平成17(2005)年には、「関西大学の経営理念・基本方針ー『強い関西大学』の構築に向けてー」を策定・公表した。そこでは、「教育」「研究」「社会貢献」という大学の3つの使命に基づき、「『知』の世紀をリードし、新しい『公共』を創造する力漲る21世紀型総合学園」となることを掲げている。そして、その理念の実現に向け「関西大学から世界へ」を合言葉に、グローバルに活動できる地球市民の育成に努めている。

現在、法学部、文学部、経済学部、商学部、社会学部、政策創造学部、外国語学部、総合情報学部、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部の11学部に加え、法学研究科、文学研究科、経済学研究科、商学研究科、社会学研究科、総合情報学研究科、理工学研究科、外国語教育学研究科、心理学研究科(心理臨床学専攻（臨床心理専門職大学院）を含む)、法務研究科（法科大学院)、会計研究科（会計専門職大学院）の11研究科を設置し、各学部・研究科は学則にそれぞれの教育理念を明示し、それぞれの理念に従って教育・研究活動を推し進めている。更に、経済・政治研究所、東西学術研究所、先端科学技術推進機構、法学研究所、ソシオネットワーク戦略研究機構、人権問題研究室の6研究所を設置し、それぞれの研究所の設置目的に従って、より高度な研究活動を推し進めている。

検索

1-2　理念・目的等の検証

【現状の説明】

本学では、建学の精神を時代に則して教育理念・目的として読みこなしてきた。設置基準改正に基づき、各学部、研究科においては、教育理念の検証を行い、その議論に基づくものを学則に明記している。また、本学では、学校法人のもとで「KU Vision 2008-2017」を取りまとめ、長期(10年)のビジョンを掲げ本学の将来像を見据えた教育研究活動を行っている。

更に、2009年4月には、従来の大学教学を中心とした自己点検・評価委員会活動の実効性を高めるために、法人全体を含めた新たな学校法人関西大学自己点検・評価委員会へと改組した。このように、教学の立場での理念目的の検討並びに法人も含めた自己点検・評価委員会のもとで、随時時代に則した建学の精神に基づく理念・目的の検証を行っている。

このような検討結果は、自己点検・評価委員会報告書並びに行動計画としてホームページのみならず、印刷物として公表している。

【点検・評価】

２年に1度の自己点検・評価活動と、長期ビジョンに基づく戦略及び行動計画の策定・進捗状況報告により、理念・目的に応じた教育研究活動を検証しており、今後も継続した取り組みが必要である。

1-3　健全性、モラル等

【現状の説明】

本学では、教育理念「学の実化（学理と実際との調和)」をもとに、「開かれた大学」構想の展開、「国際化の促進」及び「情報化社会への対応」を教育方針とした教育活動の実現のために、様々な規程を定めている。これらの規程には、「ハラスメント」に関するもの、「研究倫理」に関するもの、「賞罰・コンプライアンス」に関するもの、「個人情報の保護」に関するもの等、すべての学生及び教職員に公正、安全で快適な環境のもとで、学習、教育、研究及び就業の機会並びに権利を保障することをめざす目的で定められたものも多数ある。これらの規程を遵守することによって、大学としての健全性やモラルの確保をめざしている。

【点検・評価】

従来、大学としての健全性やモラル等を確保するために様々な取り組みがなされてきたが、社会情勢の変化の激しい昨今、時代に即した新たな取り組みや改善が求められている。このため、本学でも、従来の「関西大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」をハラスメント事象全般を拡大した「関西大学ハラスメント防止に関する規程」に改編する等の取り組みを行っているが、今後も一層の努力と改善が求められている。

２　教育研究組織

2-1　教育研究組織

【現状の説明】

ア　学部・学科

本学には、法学、文学、経済学、商学、社会学、政策創造学、外国語学、総合情報学、システム理工学、環境都市工学、化学生命工学の11学部が設けられ、それぞれが学生を受け入れ、学則に示した各学部及び学科の教育研究上の目的の実現に向けて専門教育を行っている。全学部の学生を対象とした外国語学の基礎教育は、外国語学部に所属する教員がその任にあたっている。

高槻キャンパスにある総合情報学部を除いて、他の10学部は千里山キャンパスで教育・研究活動を行っている。法学、文学、経済学、商学、社会学の５学部には、2003年３月まで第１部（昼間）のほか、第２部（夜間）が設けられていたが、1980年代から第２部に通学する学生の資質が変化するようになったことと併せて、第１部と第２部で学ぶ学生の一体感を醸成するため、第２部を天六キャンパスから千里山キャンパスへ移した。その結果、教育を提供する体制を第１部と第２部に区分しておくことの有意性が薄れ、2003年４月に第１部・第２部（夜間）制は昼夜開講制に改編された。すなわち、同制度のもとに、１講時から７講時の履修時間帯に応じてデイタイムコース（昼間主）とフレックスコース（夜間主）に区分して教育がなされるようになった。なお、社会学部は、2003年３月まで、第１部（昼間）と第２部（夜間）の教育課程に特徴を持たせ、異なった学科・専攻による構成とカリキュラムで運営されてきたが、１講時から７講時までにわたる系統立った教育メニューの提供といった教育体制に対応することが難しくなったため、フレックスコース（夜間主）を廃止した。しかし、残る４学部もデイタイムコース（昼間主）とフレックスコース（夜間主）からなる現行制度の見直しを行い、文学部が2006年４月から２コースを統合してデイタイムコースのみに改編し、法学部、経済学部、商学部が2007年４月から文学部と同様に改編されている。

各学部の学科構成は、11学部のうち、法、文、経済、商、社会、政策創造、外国語、総合情報の８学部は単一の学科（それぞれ法学政治学科、総合人文学科、経済学科、商学科、社会学科、政策創造学科、外国語学科、総合情報学科、）からなっている。一方、システム理工学部は、数学科、物理・応用物理学科、機械工学科、電気電子情報工学科の４学科、環境都市工学部は、建築学科、都市システム工学科、エネルギー・環境工学科の３学科、化学生命工学部は、化学・物質工学科、生命・生物工学科の２学科となっている。いずれの学部、学科においてもその教育目標を学則に記し、本学ホームページはもとよりそれぞれの機関が整備しているホームページに教育理念をより具体的に記述している。

イ　大学院・専門職大学院

本学の大学院には、学部を基礎とした法学、文学、経済学、商学、社会学、総合情報学、理工学、外国語教育学、心理学の９研究科が設置されている。研究科はいずれも博士課程の大学院で、前期課程と後期課程からなる。前者には16の専攻が、後者には13の専攻が設けられている。

2004年４月には高度専門職業人を養成するための法務研究科（法科大学院）が、2006年４月には会計研究科（会計専門職大学院）が設置された。更に、心理学研究科の中に2009年度より心理臨床学専攻（臨床心理専門職大学院）が設置されている。これらはいずれも専門職学位課程の大学院である。大学院教育についても、学則に示した各研究科の教育研究上の目的の実現に向けた専門教育を行っている。

ウ　研究所

本学には、教育研究機関としての学部、大学院のほかに、主として研究活動を実践する機関すなわち経済・政治研究所、東西学術研究所、先端科学技術研究機構、法学研究所、ソシオネットワーク戦略研究機構及び人権問題研究室が設置されている。これらの機関では、本学独自のプロジェクト研究や、文部科学省の

「私立大学学術研究高度化推進事業（2009年度より、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業)」等に積極的に応募して採択された先端分野における大型のプロジェクト研究を推進している。これらの事業で得られた成果は学部と大学院の教育研究にフィードバックされるとともに、世界水準の研究拠点形成と若手研究者の育成をめざした取組に発展できるように整備充実を図っている。それぞれの研究機関はそれぞれの規程により目的、展開すべき事業等を明確に示した上で活動している。更に、2007年度文部科学省グローバル COE プログラムの採択を受けたプログラム「東アジア文化交渉学の教育研究拠点形成」を遂行するための組織として、文化交渉学教育研究拠点を設置している。文化交渉学教育研究拠点に関しても独自の規程を定め、規程に従い適切にその目的の実現をめざした教育研究活動を実施している。

エ　教育推進部、研究推進部、社会連携部、国際部

これまで、本学では、各学部教授会を意思決定単位とした教学運営が行われてきたが、本学が教育・研究・社会貢献・国際化を更に推進・拡充していくためには、体制の強化を図り、それにふさわしい新たな教学ガバナンスを構築することが求められていた。そこで、2008年10月の寄附行為改正を機に、大学としての方針、政策、総合的判断を、教授会自治を尊重しつつ意思決定できる体制を教育、研究、社会連携、国際の4分野について「部」組織として構築した。各部は、担当副学長が統括し、副学長を委員長とした専門委員会のもとで、所管事項に係る協議及び意思決定機関として活動している。ただし、制度変更等所管事項を超える事項については、学部長・研究科長会議の審議に付している。以下にそれぞれの委員会の学内での位置づけを示す。

教育推進委員会は、全学的に調整を要する教学事項を取り扱う協議・意思決定機関である。委員会は、各学部教学担当副学部長を委員として構成されている。

研究推進委員会は、全学的視点から研究分野全般（研究所を含む）を取り扱う協議・意思決定機関である。委員会は、各学部研究担当副学部長を委員として構成されている。

社会連携委員会は、全学的に調整を要する高大連携を含む社会連携事業に関する協議・意思決定機関である。委員会は各学部副学部長を委員として構成されている。

国際委員会は、全学的視点から国際研究、国際教育、国際協力、国際戦略等を企画・立案し、実施する協議・意思決定機関である。委員会は各学部等の国際委員（教学主任をもって充てる）で構成されている。

【点検・評価】

本学は、従来からの伝統的な学部・研究科構成を維持しながら、現代の社会的動向やニーズに応えて、新設や改編を行ってきた。近年では、2007年4月政策創造学部の設置、工学部のシステム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部への改編、2008年4月心理学研究科の設置、2009年4月心理学研究科心理臨床学専攻（臨床心理専門職大学院）の設置が挙げられる。今後とも、学部・研究科のあり方を点検し、社会のニーズや要請に柔軟に応えられるような組織の充実をめざしていく必要がある。また、2008年10月に発足した、教育推進部・研究推進部・社会連携部・国際部については、発足間もない状況であるが、設置主旨を十分発揮しているかについて、今後検証していく必要がある。

2-2　教育研究組織の検証

【現状の説明】

本学は、大学全体の教育研究水準の向上を図る目的で、1993年7月に関西大学自己点検・評価委員会規程を制定し、1993年10月に自己点検・評価委員会準備委員会が発足、1994年4月に関西大学自己点検・評価委員会が全学の自己点検・評価活動を担う組織として設立された。この委員会は2年を一期として活動し、委

員会の活動終了時に報告書にまとめ上げることを職務とし、大学の構成員や各機関は本報告をもとに相互に協力をして改善につなげてきた。

2009年度からは、大学及び併設校のすべてを包括した新たな点検・評価体制を「学校法人関西大学自己点検・評価委員会」として発足させた。本委員会は、法人・大学及び併設校が一体となり、本学の充実・発展と社会への貢献のための内部質保証システムの確立と社会への積極的な情報の開示を、執行に近いところで実りのある活動として行うものである。教学部門については、学校法人関西大学自己点検・評価委員会のもとに、大学部門委員会が設けられ、全学的観点に立って点検・評価を行うこととなっている。この点検・評価体制により、教育研究組織を含め、教育研究活動状況や管理運営等を検証している。

また、この委員会には、外部評価委員会を置き、外部の有識者の意見を取り込む仕組みが用意されている。今後はこれらの仕組みを利用することによって、教育・研究の質の内部保証のみならず外部からの指摘のもとによる質保証を行う。

一方、全学的な活動に並行して各学部等に係わる点検・評価事項は、各学部等に設置されている自己点検・評価委員会や学部執行部によって、それぞれの機関における活動の適切性を検証している。本学は、1994年の自己点検・評価委員会の発足以来、報告書等の刊行物の公表等により、社会的評価を受けてきた。全学的な事項については1952年に加盟した大学基準協会による相互評価（1998年4月1日付）、及び認証評価（2007年4月1日付）を受けてきた。

また、学部個別の活動としては、旧工学部において、2002年度に先端マテリアル工学科（当時、材料工学科）が日本科学技術者教育認定機構（JABEE）による JABEE プログラムを受審し認定された。更に、2005年度、化学工学科と都市環境工学科が JABEE プログラムを受審し、認定されている。

理工系3学部では、改組前の工学部として、自己点検・評価委員会の職掌事項に外部評価に関する事項を加えていた。それに基づいて、2002年度には研究活動に関する外部評価を、2004年度には教育に関する外部評価を受け、将来の学部改革、学科改革に資する貴重な意見、助言を得ている。

【点検・評価】

新たな自己点検・評価体制となり、従来の第三者的に点検・評価を行う組織から、より執行に近い立場で点検・評価を行う体制へと改編された。大学全体の組織体制を検討する上で、教学部門のみならず、法人も含めた執行に近い立場で点検・評価できることは、スピード感をもって改善・改革を行うために有効に機能すると考えられる。

また、教学ガバナンスの再構築に伴い、教育推進部、研究推進部、社会連携部、国際部に代表される新しい教学組織が立ち上がったが、これらの組織が本来の目的に沿う活動ができているか等、それぞれの改善に向けた点検・評価を今後継続して行っていく必要がある。

2-3　文化交渉学教育研究拠点の概要と点検・評価

【現状の説明】

関西大学文化交渉学教育研究拠点（Institute for Cultural Interaction Studies：以下 ICIS と略記）は、平成19年度文部科学省グローバル COE プログラムの採択を受けて、同プログラムにおける教育・研究活動の運営組織として平成19年9月に設置されたものである。ICIS は、拠点リーダー以下15名の事業推進担当者のほか、COE 助教1名・COE 特別研究員2名・COE ポスト・ドクトラル・フェロー4名・COE ディジタル・アーカイブズ・キュレーター1名・COE リサーチ・アシスタント（博士課程後期課程が対象）12名・COE ジュニア・アシスタント（博士課程前期課程が対象）13名等の拠点内でさまざまな役割を果たす若手研究者、及び国内外から招へいする COE 客員教授、本拠点での研究を希望する訪問研究員等の学外研

検索

究者から構成され、これを G-COE 拠点事務室がサポートしている。

グローバル COE プログラムの採択に当たって、本学大学院文学研究科では大学院生の育成組織として新たに文化交渉学専攻を平成20年４月に開設したが、同プログラムのめざす若手研究者の育成と高度な研究推進を有機的に連関させ、拠点形成を円滑に進めるためには、大学院とは別個の組織体が必要と判断されたため、ICIS の設置が決定された。

ICIS では、東アジアの諸文化の形成と発展を、絶えざる文化交渉の連鎖として捉える視点から、国家・民族という枠組を超え、人文学諸分野の融合をはかり、文化的複合体としての東アジア像の提示を目標に、人材育成と研究活動が推進されている。事業推進担当者は四半期ごとに教育・研究・組織運営の各方面での自己評価レポートを学長に提出し、グローバル COE プログラム学内評価委員会から点検と評価を受け、また国内外の有識者によるグローバル COE プログラム外部評価委員から世界的水準に照らしての評価とアドバイスを受ける。若手研究者も研究計画を提出し、審査の結果、研究費の支給を受け、毎年その達成度を評価される。このように ICIS では、きわめて厳格な自己点検・評価システムのもとに、拠点形成活動がチェックされる体制をとっている。

【長所】

ICIS は、本学のグローバル COE プログラムにおける拠点活動に携わる者すべてを、所属する部局を超えて結集した組織であるため、従来の大学院と比較して迅速な拠点内意思形成が可能となっている。また同プログラム遂行に当たっての大学全体の充実したサポート体制のもとで、若手研究者・院生らに専用の研究空間が与えられ、強い一体感のもとでの拠点形成が進められている。

【問題点】

拠点形成活動に対する文部科学省からの財政的支援は平成23年度で終了するが、その後の拠点の継続的発展をどのように構想するかが、当初からの検討課題である。とりわけ、文化交渉学という新たな視点から東アジア文化を探求するための人材養成のプログラムを有効に継承する方途が ICIS 開設以来、模索されてきた。

【将来の改善・改革に向けた方策】

拠点の継続的発展をはかり、かつ本学の特色ある人材育成と研究活動を一層明確にすることを目的として、現在は文学研究科のなかにある文化交渉学専攻を、平成22年４月に独立研究科「東アジア文化研究科（仮称)」として立ち上げることとした。この独立研究科は、グローバル COE プログラムにおける人材養成プログラムをほぼ継承するもので、既に認められている学位、修士（文化交渉学)・博士（文化交渉学）を授与する世界唯一の大学院となる。

3　教育内容・方法等

3-1　教育課程等

前回の到達目標

(1) 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実施状況について

従来、全学部に共通の基礎教育と教養教育は、各学部で実施運営されている専門教育と異なり、全学的に組織された全学共通教育推進機構が責任主体として実施運営し、科目としては、①幅広い教養を意図した教養科目と保健体育科目、②外国語の習得をめざした外国語科目、③学部横断あるいは学際的内容を意図したインターファカルティ教育科目、そして④教職に関する科目を管轄してきた。運営組織として全学共通教育推進機構委員会とその事務局からなり、前者の機構委員会の下に六つの部門委員会を置いていた（図Ⅰ-3-1参照)。

図Ⅰ-3-1　全学共通教育推進機構組織図（2008年9月まで）

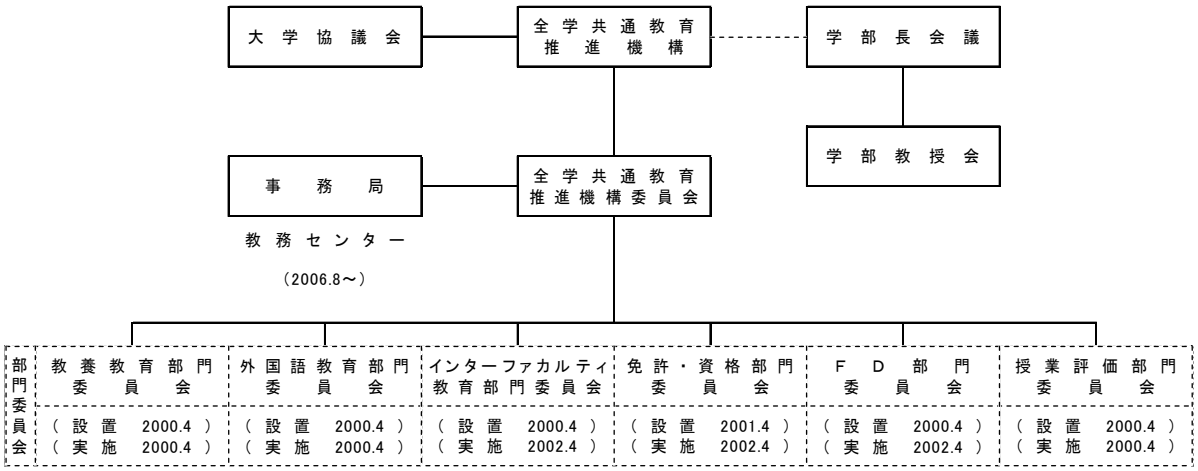

全学共通教育推進機構が2000年４月に設置されて全学共通教育の責任体制が確立され、これを基礎にインターファカルティ教育科目において新たな科目のカテゴリー化とその改善・改革を実施してきた。しかし、教養科目については1991年の大学設置基準の大綱化以降も従来のままであった。かつての「人文科学」「社会科学」「自然科学」という科目区分を踏まえた「人間・文化」、「社会・経済」、「自然・技術」の３分野に区分され、個々の科目の名称や内容も伝統的で固定化していた。教養科目は制度的に硬直化しており、多様で柔軟な学びを求める学生の要求・志向に適切に対応しているとは言い難いものとなっていた。

また、導入教育に関しては「文章論入門（各テーマ)」と「情報処理論（各テーマ)」が設置されていたが、クラス数はそれぞれ16クラス、13クラスであり、学生総数に比してけっして十分な数ではなかった。

更に、全学共通教育推進機構が管轄する科目の大半が教養科目であったため、活動や関心の大部分が教養教育に向かい、FD や授業評価等、大学の教育体制全体を視野に入れて取り組むべき教育支援の課題についてはその提言と実施内容が部分的対処に留まっていた。

組織の問題点としては、科目担当者が学部ごとの推薦を経て決定されるため、いわば「推薦母体の壁」が障害となって同一科目の担当者相互の連携や科目間の連携が十分に機能しているとは言い難く、一線で学生に向き合う科目担当者自身が科目の理念や内容に直接関与しつつ相互に情報を交換しながら改善に取り組みうる体制になっていなかった点が挙げられる。

このような問題をはらんだ教養教育のあり方を改善するために、2004年10月12日付で学長から全学共通教育推進機構長に対して主として教養教育の改革に関する諮問がなされた（「教養教育を主とした学部

教育改革について（諮問）」）。これに対する答申、「全学共通科目」具体案の策定を経て、2007年５月16日に「全学共通科目の改編をめぐる実行案」が提示され、2008年４月から従来の教養科目、インターファカルティ教育科目、保健体育科目に代わって全学共通科目が導入された。その改革・改善の実を図ることが前回の到達目標であった。

(2) グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育の教養教育上の位置づけについて

グローバル化時代に対応させた教育は、従来インターファカルティ科目の「テーマスタディ」において当該内容のテーマを設定することによって可能となっていた。また、倫理性を培う教育は教養科目の中の「倫理学（各テーマ）」において、そしてコミュニケーション能力は外国語科目の各言語に設定されている「コミュニケーションクラス」において、また文章力の養成と情報処理の基礎理論の修得は教養科目の中の「文章論入門（各テーマ）」と「情報処理論（各テーマ）」において、それぞれ実施されてきた。

教養科目では各科目においてテーマを設定して授業を行い、またインターファカルティ科目の中の「テーマスタディ」では教養科目における学問分野を超えたテーマ設定ができるため、学生からの、そして時代や社会からの要請に対して、柔軟かつ迅速に対応することが可能になっていた。この点が長所であったといえよう。

しかしその反面で、「テーマスタディ」は、グローバル化時代に対応するテーマ設定が可能ではあっても、公募制による１テーマ２年間開講として運用しているため、必ずしも当該の内容のテーマが恒常的に設置されるものでなく、また数科目が連携をとって体系的に学生を教育する段階には至っていない。倫理性を培う科目は「倫理学（各テーマ）」のみであって多様性の面で十分とは言えず、スキル科目としての「文章論入門（各テーマ）」は2006年度で全学18クラス（クラス定員50名）であり、学生総数から見てけっして十分とは言えなかった。

これらの問題を解決･改善するのが前回の到達目標であった。

(3) 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性について

かつての教養科目は３分野（人間・文化、社会・経済、自然・技術）に編成されており、学生の卒業要件として合計20単位以上の修得を学則で定めることによって、幅広い教養の涵養をめざしていた。また、インターファカルティ科目の「テーマスタディ」は、既存の分野を超えて学際的なテーマ設定を行うことによって総合的な判断力を培うことをめざすものであった。教養科目を３分野に分けた科目編成は、諸学問の成り立ちにそった区分であり、その意味で各学部の専門教育と連関をつけやすく、専門教育の基礎教育的な役割をも担うことができた。したがって、このように編成された教養科目を満遍なく修得することによって幅広く深い学問知を得ることができるのが、大きな長所であったといえよう。

しかしこの長所は専門教育に視点を置いた際のものであり、特に高校を卒業したばかりの新入生にとっては、高校までの学習と専門的知の修得とのあいだに深い溝を感じたりして、教養科目修得への動機を見いだせないことも多かった。したがって３分野を満遍なく修得することによってはじめて幅広く深い教養が培える科目編成と履修方法自体が必ずしも適切に機能しているとは言えなかった。

「全学共通科目の改編をめぐる実行案」（2007年５月）に基づき、上記の事態に対処すべく改革を進めることが前回の到達目標であった。

(4) 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するための、外国語能力の育成」のための措置の適切性について

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮、及び「国際化等の進展に適切に対応するための、外国語能力の育成」のための措置いずれについても前回の到達目標としてここに取り上げるべきことは無い。

(5) インターンシップについて

インターンシップ募集ガイダンスには多数の学生が参加しており、その関心の高いことが理解できる。

しかしながら、実際の応募者に対して約半数の学生しか就業体験できていない現状を鑑みると、学生のニーズに出来るだけ応えることが出来る環境整備、つまり受け入れ企業の拡充をはかることが大学の責務である。他大学においてもインターンシップの取組が増加しているうえに、採用を企図した独自の取組を展開する企業も増えていることから、本学のみでの受け入れ拡充を望むことは厳しい環境になりつつある。初動時に立ち戻って戦略的に受け入れ企業・団体の拡充施策を再考すべきであろう。

(6) エクステンション事業について

エクステンション事業関係では、大学の社会的評価につながる、司法試験、国家公務員Ⅰ種試験、公認会計士試験の難関試験での合格者を多く輩出するためには当センターにおいて「司法講座」「公務員講座」「公認会計士入門講座」を重点講座と定め、更に強化を図ることが必要である。

3-1-1　教育課程（学部）

(1) 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実施状況

【現状の説明】

2008年4月から導入された改革・改善策は、従来の教養科目、保健体育科目、インターファカルティ教育科目という枠組みを学生の学び方に合ったものに見直すことにより、教養教育に見られた硬直性を改善することを意図したものであり、骨子は次のとおりである。

a．従来の教養科目は伝統的な学問分野に基づいた科目編成となっていたのに対して、改革後の全学共通科目は、A 群（自己形成科目群）、B 群（エンパワメント科目群）、C 群（オープンスタディ科目群）、K 群（関大科目群）という四つの科目群で構成される。これは、所属学部に関わらず関西大学の学生として人間性、社会性、国際性の面で人格を陶冶し、ひとりの人間として社会人に成長するプロセスを支援するものである。

b．A 群（自己形成科目群）は人間性・社会性・国際性の3側面を意識的・自覚的に形成することを教育目的としている。それぞれの側面において、成長に必要な能力や姿勢に応じて「知の発見」、「知の継承」、「知の跳躍」という三つの区分が設けられており、全ての科目は教育目的と科目の性格によって構成される9区分に配置されている。

c．B 群（エンパワメント科目群）は導入教育科目や文章力・思考力等のスタディスキル科目、健康･スポーツ･人間支援科目、キャリア教育科目からなり、学生の自己啓発を支援することをめざしている。

d．C 群（オープンスタディ科目群）は所属の学部更には関西大学を超えて学びの場を広げようとするものであり、また K 群（関大科目群）は関西大学で学ぶ意味を歴史や地域との関わりの中で再確認することを意図している。

なお、総合情報学部は大綱化以降に開設された学部であることから今回の改革・改善の対象となっていない。また外国語科目も外国語教育研究機構及びその役割を引き継いだ外国語学部がその実質的な運営を担っているため今回の改革・改善の対象となっていない。

2008年度新入生から新たに全学共通科目が導入されたことに伴い、全学共通科目の導入趣旨や各科目群の内容・性格等を新入生に理解してもらうリーフレット『関西大学全学共通科目』を配布しており、更に、外国語科目については、外国語教育研究機構、ついで外国語学部が『ことばの旅』を配布している。それぞれの科目のシラバスは統一書式で作成され、Web System によって全学的に公開されている。履修登録の段階から学生はいつでもアクセスできる体制となっている。

組織面では、2008年10月実施の全学的な組織改編に伴って全学共通教育推進機構及びそのもとにあった各

部門委員会は廃止となった。全学的な教育に関する諸施策を協議･決定する機関として新たに教育推進部が設置され、そのもとに置かれた全学共通教育推進委員会が全学共通科目と外国語科目を統括する体制となった。外国語科目については、大綱化以降に行われた改善・改革を継承しつつ、外国語教育研究機構及び外国語教育研究機構を前身として2009年４月に発足した外国語学部がその実質的な運営を担ってきている。なお、教員免許を中心にした各種資格関係科目の運営は教育推進部のもとに設置された教職支援センターが担い、FD や授業評価等は同じく教育推進部のもとに設置された教育開発支援センターが担っている。

図Ⅰ-3-2　教育推進部組織図（2008年10月から）

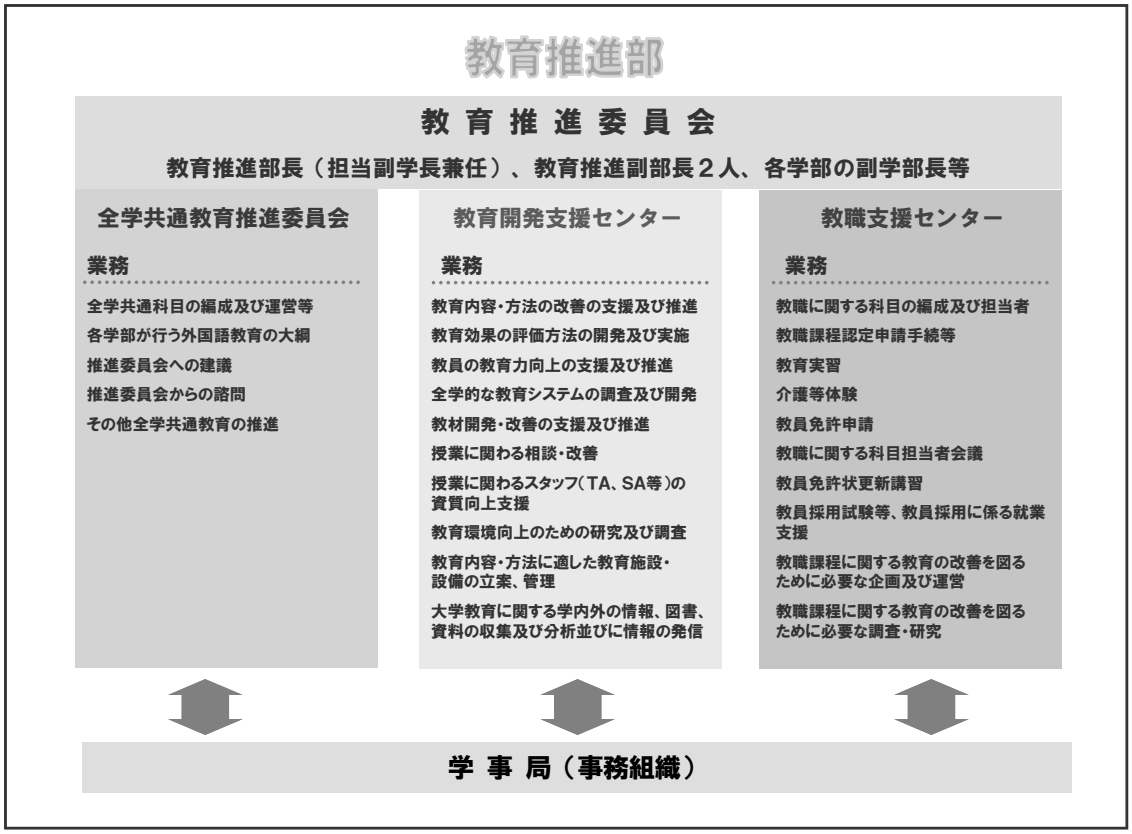

設置科目、内容面の長所については、後述する「3-1-2　履修科目の区分」を参照願いたい。

組織・運営面についてみると、専門教育が各学部において教授会の審議決定のもとで行われているのに対し、全学に関わる教養教育等は、2000年４月に全学的な教養科目等の決定機関として全学共通教育推進機構が設置されて以来、この全学共通教育推進機構によって一元的・統一的な決定と運営が行われてきた。この一元的・統一的な決定と運営が最大の長所として挙げられる。特に、科目の設置から学生による授業評価とFD による授業改善に至るまでの一連の運営を、各学部・外国語教育研究機構の代表が構成する一つの組織内で行うことができるようになり、各学部の意見を尊重しながら迅速に全学的決定を行える体制がつくられた意義は大きい。2004年にインターファカルティ教育科目として「生涯スポーツ・身体運動文化コース」及び「キャリア教育」が、2005年に「テーマスタディ」がそれぞれ迅速な決定をみて実施に移されたことや、2008年度に実施された教養科目から全学共通科目への改編・改革も、こうした一元的・統一的な組織形態によるところが大きい。更にこの組織形態の長所は、2008年10月に発足した教育推進部の運営組織である教育推進委員会、及びそのもとで全学共通教育と外国語教育を統括･運営する全学共通教育推進委員会、FD・教育開発支援に当たる教育開発支援センター、免許･資格取得支援に当たる教職支援センターに引き継がれている。

【問題点】

全学共通教育に関する決定と責任は最終的に教育推進部（教育推進委員会）に帰する体制となっており、

その限りで現在の組織体制は概ね問題はないと思われるが、全学共通教育推進委員会の教育推進部における位置づけには考慮の余地があるように思われる。

全学共通教育推進委員会は教育推進委員会のもとにあって、各学部選出の委員及びA，B，K各科目群科目担当者（3名：教育推進部長推薦）、外国語科目担当者等で構成され、主として全学共通科目の個別具体的な編成や運営について審議し、その結果を教育推進委員会に建議している。教育推進委員会には各学部副学部長が委員として出席しており、全学共通教育推進委員会による建議事項はここで改めて学部の視点を交えて審議され、かつここで決定をみる。全学共通教育推進委員会は企画、立案は行うがそれらについて決定権を持たず、推進委員会への建議のための「作業委員会」と位置づけられる。

また、教育推進部規程において、全学共通教育推進委員会の委員長は専任教育職員の委員のうちから委員会において選出するとなっている。全学共通教育推進委員会委員長は、「作業委員会」の委員互選による委員長であり、その意味で本来教育推進部の外に対して代表性は希薄である。しかし実務に当たって全学共通教育推進委員会委員長は―言うまでもなく教育推進部長の管轄の下に―関西大学の全学共通教育を代表しているかのような役割を求められることがある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

全学共通教育の展開と学部の自律性の狭間にあって難しい問題をはらんでいるが、全学共通教育をより良い形で発展させるために、その運営母体としての全学共通教育推進委員会のあり方を見直していく必要があろう。教育推進部における全学共通教育推進委員会の組織上の位置づけについても、本年度から全学共通教育推進委員長が教育推進部の教育推進企画委員会にオブザーバーとして出席するようになった点は従来に比して一歩前進とも言えるが、今後更に検討していく必要があるだろう。

(2) グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育の教養教育上の位置づけ

【現状の説明】

グローバル化時代への対応については、全学共通科目のA群（自己形成科目群）において「国際性」（地域・国際社会の一員）という観点が教育目的の3本柱の一つと位置づけられ、「国際理解」、「自然・環境」、「世界の中の日本」、「平和と戦争」、「時事問題」というサブ・グループのもとに多数の科目が設置されている。また、「国際性」を教育目的とした科目として、伝統的な学問分野からのアプローチ、総合的・学際的なアプローチの科目も多数用意されている。これらの科目によりグローバル化時代に対応した体系的な教育が可能となっている。

A群（自己形成科目群）においては倫理性を培う教育にも配慮されており、まず「人間性」（人格の陶冶）という観点から「自己と他者」、「自己をみつめる」といった科目が設置されている。また、「社会性」（成熟した社会人）という観点からは「倫理学を学ぶ」、「今日の道徳的ディレンマ」、「環境の倫理」、「企業と社会」、「技術と社会」といった科目が設置されており、これらの科目により今日の社会において求められている倫理性を適切に培うことができる。

スキル科目に関してはB群（エンパワメント科目群）に「スタディスキル科目」、「健康・スポーツ・人間支援科目」、「キャリア教育科目」という3種の科目グループを設けており、「スタディスキル科目」としては「文章力をみがく」、「スタディスキルを身につける」、「論理的に考える」が設置されて効果を挙げている。「健康・スポーツ・人間支援科目」には、「人間支援実習」、「関西大学におけるピア・サポートを考える」、「学の実化寄附講座（かかわり学びの実践学）」が設置され、人と人の関わりを実践的に考える教育が行われている。これらの「人間支援科目」は、スキル科目でもありながら倫理性を養う科目の役割も果たしている。

また、「キャリア教育科目」としては講義科目として「キャリアデザインⅠ（働くこと）」、「キャリアデザ

検索

イン II（仕事の世界)」、「キャリアデザイン III（私の仕事)」が設置されており、更に「インターンシップ(ビジネス)」、「インターンシップ（学校1-3)」によって実践的な学習の機会が提供されている。これらの科目（群）により、単なるスキル教育に留まるのではなく、導入教育から長期的なキャリアデザインを意図したキャリア教育にまで至る総合的な科目体系が構築されている。

いずれの分野についても「教養教育」において重要な分野と位置づけられており、その教育効果を十分に高めるべく科目の適切な設置が行われている。

【長所】

現在の全学共通科目の体系は、教育目的、教育分野、教育手法等様々な面に配慮されており、グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育いずれにおいても既に適切な科目配置となっていると考えるが、今後更にそれらの教育を強化する必要が生じた場合も柔軟かつ体系的に科目設定ができる制度となっている。このような制度の柔軟性・対応性こそが最大の長所であろう。

【問題点】

枠組みとしては概ね従来の問題点は克服されていると考えられるが、個々の科目群、個々の科目に注目するといくつかの問題点や改善が望ましい点が浮かんでくる。

まず、スタディスキル科目は「文章力をみがく」（春学期、秋学期各10クラス)、「スタディスキルを身につける」（春学期20クラス、秋学期10クラス)、「論理的に考える」（春学期、秋学期各10クラス）という３分野からなるが、いくつかの問題をはらんでいる。①学部における初年次教育等との役割分担が明瞭でない、②分野間で授業の目的・性格が明確に区別されていないところがある、③分野によって、あるいは学部によって受講生の偏りが見られる、④各分野において、クラス間で教授内容に不統一が見られる、⑤全学的な教育に関する諸施策を協議・決定する機関として教育推進部が設置され、更に教育推進部に専任教員が配置されたにも関わらず、スタディスキル科目の運営主体が特定の学部のままとなっている等、効果的な実施・運営の観点から、速やかに改善を要する問題として指摘しなければならないであろう。

また、昨今の若者の不安定になりがちな精神生活や、薬物乱用を含めて彼らを取り巻くリスクがますます多様になっている状況に鑑み、心身の健康を考え様々なリスクに対処する術を身につける科目が必要となろう。これは広い意味で倫理性の陶冶にも繋がるものである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

スタディスキル科目に関しては、上述の問題点を解消すべく全学共通教育推進委員会及び教育推進委員会において議論が進められており、既に改善の方向と具体案が示されている。

また、心身の健康を考え様々なリスクに対処する術を身につける科目の設置については既に教育推進委員会を通じて全学的に了解されており、現在2010年度設置をめざして教育推進部において準備が進められている。この科目は、一面で学生に対する生活指導の性格を持つものであり単位を認定する科目としての設置には異論もありうるが、差し迫ったリスクへの具体的な対処法を教授するとともに広く倫理性を陶冶することにも繋がると期待され、多面的な議論を踏まえつつ前向きに取り組むべきものと考えられる。

3-1-2　履修科目の区分

(1) 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

【現状の説明】

前回の到達目標の項において指摘された問題を改善するために、「全学共通科目の改編をめぐる実行案」

(2007年5月）に基づき、2008年4月から全学共通科目が実施されている。その骨子は上記の「3-1-1（1）基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実施状況　【現状の説明】」において述べられているとおりであるが、ここで改めて今回の改革の趣旨と内容を述べておく。

1）全学共通科目の基本理念・目的

関西大学の4年間の教育の柱を成すのは、学部における学問領域に特化した教育を中核とする人間形成であり、各学部の卒業生と呼ぶに相応しい学問水準を達成することがそれぞれの学部の教育目標となっている。同時に、社会の中では「関西大学の学生」という枠組みで認知される一人ひとりの学生が、学部の違いを超えて関西大学の学生に相応しい資質を伸ばし姿勢を身につけることもまた、大学が一体となって取り組むべき教育目標である。このような認識のもと、関西大学における従来の教養教育が専門教育に対して階層化され切り離された形で行われたのに対し、新たに導入された全学共通科目は、各学部での学問領域に特化した教育と有機的に関連しつつ、関西大学の学生に相応しい資質の伸張を図り、等しく修得すべき姿勢を育成することに重点が置かれている。換言すれば、「学の実化」という教育理念を反映し、社会に対して問題意識を持ち、広い視野から学ぶことで総合知を獲得し、同時にそれを社会の中で積極的かつ協調的に発揮する実際的な能力を備えることで自己決定が行える自立した個人を育てることが、関西大学の全学共通科目の目的である。

図Ⅰ-3-3　関西大学の教育

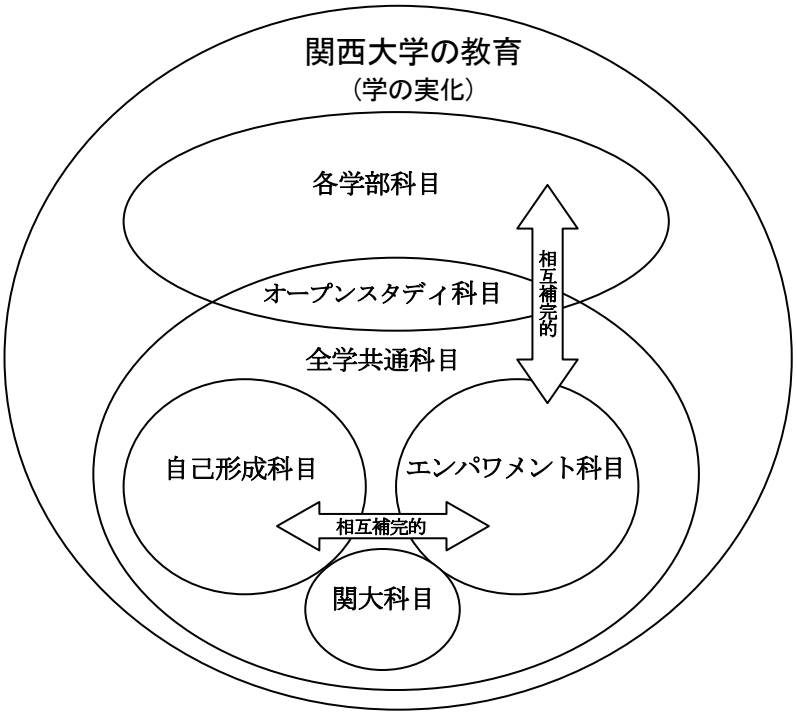

また全学共通科目は、大学の入り口において高校生から大学生への移行を支援する導入教育の役割を果たしつつ、更に、在学期間を通して学部教育を補完しながら分野横断的に学びを発展させる機会を提供し、加えて、大学から社会へとつながるキャリアデザインを入学時から自覚的に描くことを促し、修得した能力を自己実現のために有効に用いることができるように支援するという、幅広い役割を果たすことになる。同時に、関西大学の学生としてのアイデンティティを育むことで、在学中・卒業後を問わず生涯を通して関わり続けたいコミュニティとして本学が認識されるようになることも、全学共通科目の教育目的の一つである。

図Ⅰ-3-4　全学共通科目の各科目群の主たる対象年次

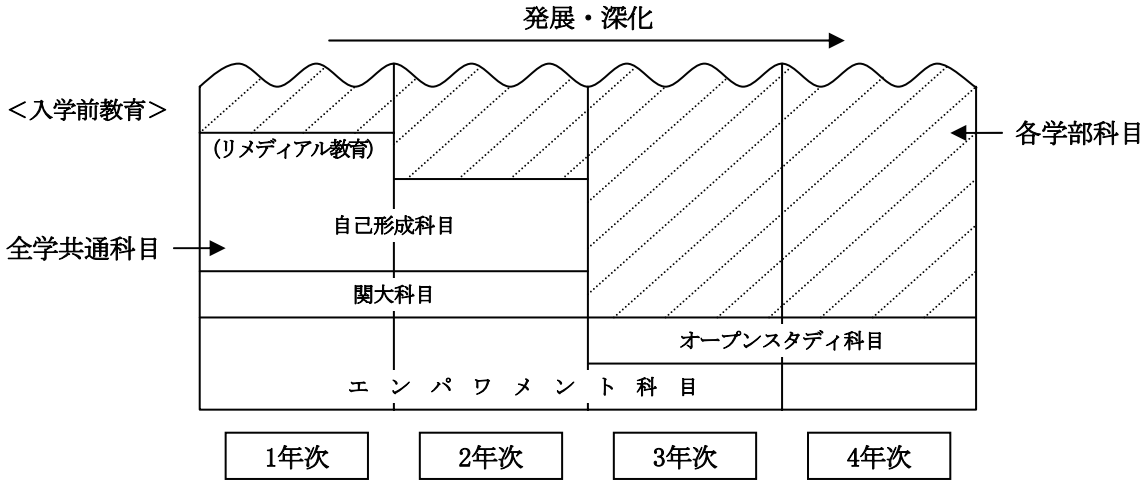

2）全学共通科目を構成する科目群

上記のような基本理念・目的を実現すべく全学共通科目を次の四つの科目群により構成している。

A 群（自己形成科目群）:「高校生」から「社会人」へ至る成長を促す。

B 群（エンパワメント科目群）：自己形成に必要な能力を育み、自己実現に向けて実践する。

C 群（オープンスタディ科目群）：学部・大学を超えた幅広い学びの機会を提供する。

K 郡（関西大学科目群）：関西大学の学生としてのアイデンティティを形成する。

A 群（自己形成科目群）の性格と目的

A 群（自己形成科目群）は、従来教養科目及びテーマスタディとして開講されている科目を、高校生から社会人に至る成長を育むプログラムとして再編成したものである。

再編成に当たっては、A 群（自己形成科目群）の教育の目的として、「人間性」（人格の陶冶)、「社会性」(成熟した社会人)、「国際性」（地域社会・国際社会の一員）の三つを掲げ、それぞれの科目が学生のどのような側面に働きかけながら、どのような人物へと教育していこうとしているかを明確にしている。これにより、学生がそれぞれの科目を通して自分が何を修得すべきかを意識しながら履修することを促している。科目によっては複数の目的に対応するものもあるが、そのうちの主たる目的に沿って分類・配置が行われている。

一方、同じ目的を掲げる科目であっても、その科目内容をどのように教えるか（学生側からすれば、その科目内容をどのように学ぶか）というアプローチを複線化することで、個々の学生の既習状況や関心の持ち方等多様な必要性にもっとも適した性格の科目を提供しうる。A 群（自己形成科目群）では、身の回りの事象・題材と結びついた学びによって洞察力や自己決定力を育む「知の発見」、既存の学問分野に対する知的好奇心や探究心を育む「知の継承」、更に、学問領域を意図的に超えた自由な学びの中から創造力や総合力を育む「知の跳躍」という、三つの異なるアプローチから科目が提供されている。

このように、教育の三つの目的と科目の三つの性格から構成される 9 区分（グループ）の中から、学生は自らの必要性や関心に沿って科目を選択する。その選択を助けるために、各グループの中に、更に複数のサブ・グループが設定されている。例えば、「知の継承」という性格の科目では、三つの教育の目的の各々に対して「知の見取り図」と「知の探求」という二つのサブ・グループを置き、前者では学問分野のおもしろさに興味を見出す手助けをし（学ぶ機会が十分でなかった学問分野でのリメディアル教育を含む)、後者では更に深い学びを求める探究心を引きだすよう配慮されている（表Ⅰ-3-5参照)。

表Ⅰ-3-5　A群（自己形成科目群）の教育の目的と科目の性格

教育の目的 / 科目の性格	人間性 （人格の陶冶）	社会性 （成熟した社会人）	国際性 （地域・国際社会の一員）
知の発見 （洞察力･自己決定力）	1. こころ･からだ･いのち 2. 思考・行為 3. 自己表現・他者理解 4. 人権 5. 時事問題	1. 倫理・道徳 2. 生活の中の知 3. 地域・集団・民族 4. 日本の社会 5. 時事問題	1. 国際理解 2. 自然・環境 3. 世界の中の日本 4. 戦争と平和 5. 時事問題
知の継承 （探究心・知的好奇心）	1. 知の見取り図（リメディアル教育を含む） 2. 知の探求	1. 知の見取り図（リメディアル教育を含む） 2. 知の探求	1. 知の見取り図（リメディアル教育を含む） 2. 知の探求
知の跳躍 （創造力･総合力）	従来のテーマスタディ科目の発展・充実	従来のテーマスタディ科目の発展・充実	従来のテーマスタディ科目の発展・充実

A 群（自己形成科目群）においては、「人間性」「社会性」「国際性」という三つの側面を合わせることで学生の自己形成を促すことをめざしているため、これらのカテゴリーから科目が均衡して選択されるよう履修方法を誘導する仕組みが必要となり、各学部の卒業所要単位の設定においてはそのように配慮されている。

なお、科目の性格による3分類に関しては、必ずしも「知の発見」から「知の跳躍」へ段階的に発展・展開するものとは想定されておらず、むしろ個々の学生の必要性や関心に応じた柔軟で多様な履修が望まれている。

B群（エンパワメント科目群）の性格と目的

B 群（エンパワメント科目群）は、自己形成科目群や学部での教育と密接に関連しながら、「生きる力」を身につけることを教育の目的としている。具体的には、自己形成に必要な情報収集や分析を行うための能力や、その成果を周囲に効果的かつ調和的に発信していくための能力を育成し、更に実践することを目標としている。この科目群は、大学での学びに必要なスキルを修得する「スタディスキル科目」、社会生活の中での能力を高める「健康・スポーツ・人間支援科目」、自己実現へとつなげる「キャリア教育科目」の三つのカテゴリーから構成される。

「スタディスキル科目」は、主として新入生を対象とした演習型でスキル修得を目的とした科目である。文章論入門、ディスカッション技法、プレゼンテーション技法、論理的思考、情報リテラシー等の中から、複数のスキルに特化した科目を提供し、個々の学生が必要性に沿って履修できるように組み立てられている。いずれの科目を履修しても、図書館やインターネットからの情報収集、その際の情報リテラシー、文章を作成するうえでの規則やアカデミックな倫理等、大学での学びの基本的な側面を共通して体得できるよう配慮されている。

現在、多くの学部で独自に導入的なゼミが提供されており、それは一面で「スタディスキル科目」と共通する目的を持つとともに、学部教員との接点、学部教育への導入という異なる意味づけも担っている。「スタディスキル科目」は、そうした学部で開講されている科目を補完するものとして位置づけられ、学問分野の違いを超えて共通する「メタ知識」とも呼べる部分を、異なる学部に所属する学生がともに学ぶことで、逆にそれぞれの学問分野の特徴を認識するという利点を備えている。また、関西大学の導入教育が何をめざしているかを明確にすることで、関西大学の求める学生像を社会に対して提示する意味も持っている。

「健康・スポーツ・人間支援科目」は、従来行われてきた体育実技や保健科目によるからだや心の育成に留まらず、集団活動におけるリーダーシップ形成、市民としての救急医療技法の修得、高齢者・障がい者介護の基本的な知識等、社会の構成員として求められる能力を積極的に育成していく科目として位置づけられている。

キャリア教育科目では、自己形成科目で身につけた総合知や学部教育で身につけた特化した知識を、長期的な視野でのキャリアデザインへと展開する過程を支援する。自分がどのような生き方をしていきたいのか、その中で働くことがどのような意味を持つのか、という点を入学時から意識することによって、大学で学ぶこと

検索

の意味をより明確にすることができる。そのために、入学直後の導入教育においてキャリアに対する「気づき」を促すとともに、キャリアデザインⅠ，Ⅱ，Ⅲという科目を積み上げて受講することを促している。

更に、そうした能動的なキャリアデザインに取り組んできた学生に、ビジネスインターンシップ、学校インターンシップ等の実践体験の機会を提供して学生の自己実現を支援している。2006年度に採用された関西大学の現代 GP「総合大学における標準的キャリア教育の展開」で実施されている正課教育・正課外教育における取り組みもキャリア教育科目に有機的に盛り込んできた。

C群（オープンスタディ科目群）の性格と目的

C群（オープンスタディ科目群）は、開かれた学びの場を在学中を通して提供することを目標とした科目群であり、従来のインターユニヴァーシティ科目（大学コンソーシアム大阪で提供されるプログラム」）をここに位置づけるとともに、学部で開講される専門教育科目を他学部生に対しても開放する学部オープン科目も、インターファカルティ科目としてこの範疇で運用している。

オープンスタディ科目としてのインターユニヴァーシティ科目は、関西大学内に留まらない広い学びの場を学生に提供しており、社会の変化に従って学生の関心がますます広がることを考えれば、今後ますます充実が望まれる科目群と言えよう。そのためには、まず大学コンソーシアム大阪等、大学間の協力体制の充実が重要となり、関西大学は率先して取り組むべき立場にあると言えよう。

学部オープン科目については、各学部がどの科目をオープン科目として提供するかは、その科目を他学部生が受講する意義や学習効果を勘案してそれぞれの学部が判断する。学習効果の面から他学部受講生に履修条件を課すことも各学部の判断によってできる。学部において専門的な勉学を修めつつ異なる専門領域の先端的な研究成果に触れることが極めて効果的で重要であることは言を俟たない。その意味で、今後も学部オープン科目として多数の科目が提供され、ますます多様な学習機会が用意されることが望まれる。

なお、この「オープンスタディ科目群」は、A 群（自己形成科目群）を履修した後に履修するものと想定されているが、個々の学生の必要性や関心、意欲に応じて柔軟に履修できるように運用されている。卒業に要する単位の中で「オープンスタディ科目」をいかに扱うかは従来どおり各学部の決定による。

K群（関大科目群）の性格と目的

今日の社会で大学に求められている役割や、そこで学ぶことの意味を考え、更に歴史や地域との関わりの中から関西大学がどのような大学であるかを考えることは、学生の一人ひとりが自分の今立つところを知り、それによって関西大学で、ひいては大学で学ぶことの意味を確認していくことにもつながる。このような認識のもと K 群（関大科目群）が創設された。K 群（関大科目群）は、関西大学の学生が各学部の学生としてのアイデンティティとともに関西大学という一つのコミュニティに属する学生としてのアイデンティティを自己のなかに形成し、あわせて大学で学ぶ意味、その学びを通して実現すべきものを自覚的に把握することを促すものである。

K 群（関大科目群）の科目は三つの範疇から成る。第一の範疇は「歴史を通して関西大学を知る」であり、大学とは何か、関西大学とはどのような大学であるのかを日本の近現代史の中に位置づけつつ捉え直す科目を配し、大学とりわけ関西大学が果たしてきた役割、輩出した人材、関西大学の変遷について考える機会を提供する。第二の範疇は「地域社会を通して関西大学を知る」であり、吹田市並びに高槻市という現在関西大学のキャンパスが位置する地域社会と関西大学の具体的な関わりを考える科目を配し、地域社会の中で4年間を過ごす学生がその一員として自覚的な目で地域を捉え直す機会を提供している。第三の範疇は「関西という文化圏の中で関西大学を知る」であり、なにわ・大阪文化圏の特徴を学ぶ科目を配し、なにわ・大阪という文化圏での関西大学の役割や特徴を考える機会を提供する。こうした、三つの異なる視点で提供される科目の中から、学生は自らの関心に沿って選択して受講している。

【長所】

新たに導入された全学共通科目については、次のような観点から長所を指摘できる。

① 柔軟性：伝統的な学問分野にいたずらに縛られることなく、学生を取り巻く現実社会の動向に目を向けつつ適切な科目配置ができる制度となっている。導入から2年ごとに科目名称や科目の配置区分等を含めた微調整を、また5年ごとに枠組みを含めた見直しを行うことになっており、制度自体の柔軟性を維持する手段も保障されている。

② 多様性：伝統的な学問に根ざす科目もその学問的意義を今日的に捉え直しつつ配置されており、新たな観点から導入された科目群とあいまって、従来の教養科目等に見られない多様性を実現している。また、C群科目は学内、学外における広い学びの場を提供するものであり、専門科目を含む多様な科目が用意されている。更に今後も学内の各学部の態勢（学部オープン科目）、参加大学の増加（大学コンソーシアム大阪プログラム）等により、より発展、充実する方向に導くことが可能である。

③ 高校生から大学生・社会人への連続性：教養科目等の再編と全学共通科目の導入にあたり、昨今の学生の知的関心、学力水準を冷静に分析したうえで、高度な内容を一方的に押し付けて結果的に消化不良を起こさせる「独善的」な教育を排するよう努めている。その努力はA群科目、B群科目、K群科目におけるきめ細かな科目配置として現われており、とりわけB群科目の「スタディスキル科目」は大学において主体的に学び研究するために必要な各種の能力（スキル）を養うものであり、大学生としての心構えから高度のスキルに至るまで体系的に指導が行われており、高校から大学への橋渡しをする基盤科目として重要な役割を果たしている。また、B群科目の「キャリア教育科目」においては、キャリア形成に向けて高校卒業直後から社会人に至るまでを連続的に捉え、初年次から卒業後のキャリアデザインを睨んだ基礎的な指導を行っている。

④ 個性化を通じた普遍化（K群科目）：現在の全学共通教育ではいわゆる自校教育への取り組みも制度化されている。K群科目がそれであり、関西大学の、日本の近現代史の中での役割、地域社会の中での役割、関西文化圏での役割という三つの視点から説き起こし、関西大学という一つの個性を広いパースペクティヴの中で知ることにより、学生自らが現在の立ち位置を確認し大学で学ぶことの意味を客観的に捉える機会を提供している。自校教育は内向きの自画自賛や偏狭な自校ナショナリズムに堕すおそれが指摘されるが、歴史や社会との関係性の中に自校を置き、自らの学びの場を冷静に見つめなおすことは、学びへの真摯な情熱を生む貴重な原動力となろう。一方、自校教育が大学自身が自らの姿を社会の中でのどのように認識しているか学生たちへ表明するものでもあるとすれば、自らの姿を正しく認識しようとする真摯な姿勢が大学自身に求められることは言うまでもない。

⑤ 制度的な自由：全学共通科目の学部教育との関係での位置づけは、全学共通科目としての必要最小限の共通性を保ちつつも、各学部の裁量の余地を残すものとなっている。特定の科目、科目群を修得しても卒業に必要な単位として認定しない、あるいは認定単位数を制限できる等、学部ごとの自由度を残した制度となっている。学生は各学部に所属しており、学部は学生の教育に第一義的に責任を負っているのであり、専門教育との兼ね合いの中で全学共通科目を位置づけるのは一面で無理のないことであり、その点に柔軟に配慮した制度となっている。

【問題点】

2008年度から始まった全学共通科目は既に成果を挙げつつあると言えるが、より良い教育をめざして改善すべき問題点もいつくか指摘できる。大小取り混ぜて以下に述べる。

① 科目内容の質的改革：4群17グループに区分のうえで配置された各科目は、全く新たに設けられた科目も多いが、教養科目等旧来制度における科目が名称変更のうえほぼそのままの内容で移行していることもまま見受けられる。旧カリキュラムで学ぶ学生へ配慮するという事情があり止むを得ない面もあるが、制度改革の趣旨にのっとって科目内容を然るべく改編、向上させるべきことは言うまでも無い。外形的制度改革から内実の伴った改革へ遺漏なく移行しなければならない。

② 「知の跳躍」の性格、位置づけ、運用の見直し：「知の跳躍」はテーマスタディを前身とする科目で

あり、運営方法も従来の考え方をそのまま受け継いで半期（春学期または秋学期）のみで連続２年間実施を原則としてきた。しかし、春学期・秋学期連続実施や、１年のみの実施等、例外的な運用の要望が寄せられることが多い。また現在はひとりの教員が代表者となりうる科目（クラス）の数に明確な制限はなく、特定の教員が数科目（数クラス）の代表者となっている場合もある。「知の跳躍」が本来の果たすべき役割とその特性を維持しつつ更に発展するよう運用の全体的な見直しが必要である。

③　総じて、今回の改革のベースである従来の教養科目、保健体育科目、インターファカルティ教育科目の性格や科目内容、運用方法をいたずらに踏襲するのではなく、改革の目的に沿った適切な科目へと質的に改善していく努力が必要である。

④　必修単位数の設定が少ない場合の教育効果：卒業所要単位に算入できる全学共通科目の単位数は学部ごとに設定されている。A 群、B 群、C 群及び K 群合計で概ね20単位ないしはそれ以上の修得が義務付けられているが、３学部については、20単位まで要卒単位数に算入されるものの必修単位数はこれより少ない設定となっている（16単位、12単位、10単位）。全学共通科目の要卒単位数は学部教育全体を見渡して決定されるべきものであるが、必修単位数が少ない場合は、学生の十全な人間形成をめざした科目としての全学共通科目の教育効果が不十分となる懸念がある。全学共通科目は、目的と手法の異なる多数の科目で構成されており、ある程度以上の数を修めることによりそれらの科目の相乗効果によって高い教育効果が期待できる面がある。すなわち、効果を担保できる履修科目数が必要なのである。各学部は、学部による専門教育に力を傾けつつ、一人ひとりの学生の人間形成が十全に達成されるよう全学共通科目に対して十分に配慮するよう求められている。

⑤　300名を超える超多人数クラスの改善：全学共通科目の場合、講義科目については１クラス300名を目安としてクラス策定を行うことになっているが、現実には300名を大幅に超えるクラスが出ている。前年度実績に基づく事前のクラス分割や抽選での対処ができれば避けうるが、新設科目・新設テーマである場合や、曜限の変更等で学生の登録動向を事前に予測できない場合には、思わぬ大人数の登録となることがある。その場合でも学期当初に望ましい数にクラス分割できれば問題は解決されるが、そうでなければ大幅に超過した状態で講義を実施せざるを得なくなる。2009年度春学期には1400名の登録があった科目を900名と500名にクラス分割した例がある。講師の手配等の制約がありそれ以上分割できない事情があったとはいえ、依然異常な超過状態といわねばならない。そもそも目安として設定された１クラス300名という数字は受講生並びに講師の立場にたった数字とは必ずしも言えず、より低い数字に見直されるべきであるが、当面の課題として１クラス300名以下に収める効果的な方策を早急に見出さねばならない。

⑥　多人数のクラス（50-300名）で教育効果を高める方法の開発（私語問題から教育の充実まで）：現実に多人数の講義科目では、私語、遅刻、無断早退等の問題が顕在化している。このような問題に対処し、教育効果を挙げる方法を早急に見出さねばならない。

⑦　抽選科目で登録者が少数となる事態の改善：多数の登録が予測される科目をあらかじめ抽選科目に設定すると実際の登録（抽選申し込み）が極端に少なくなることがある。「抽選」ということ自体が学生に嫌われていることが考えられるが、登録画面で抽選科目が目に触れにくく、また希望の抽選科目を選びにくいデザインになっていることも一因であろう。表示方法、操作性に改善すべき点があるように思われる。なお、WEB 登録画面については、抽選科目の問題に限らず、科目の目的や性格による分類（科目グループ）が分かりにくく学生には不便であるという指摘もあり、このような点も含めて改善を図らねばならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

全学共通科目導入に当たって、科目群、科目区分、サブ・グループ等の科目編成の枠組みやその名称は５年を目処に見直し、その中に配置される個々の科目には2年ごとに微調整を加えることになっている。2年

ごとの微調整として2009年度に一部の科目について名称の変更や配置分野の変更作業が行われ、変更内容は2010年度に実施される予定である。また、2011年度には２度目の微調整、新制度開始から５年となる2012年度には枠組みを含めた見直し作業が行われることになろう。新制度の成果と問題点を確認しつつ次の段階の改善に向けて準備を進めねばならない。

なお、B 群のスタディスキル科目については、運営主体やクラス数の変更を含むやや踏み込んだ修正作業が現在進められている。これらが了承されれば、2010年度からは内容・水準ともに学生の需要により適ったスキル科目が教育推進部所属教員のコーディネートのもとで提供されることになる。

また、現在大学執行部において検討が進められている「基礎学力向上プログラム（仮称）」（国語・英語読解能力・数的処理能力の涵養）の開設について方向性が示された場合には、全学共通科目においても当該プログラムとの関連の中で必要な改善・改革を講ずるべく検討することになろう。

(2) 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するための、外国語能力の育成」のための措置の適切性

【現状の説明】

2008年４月に教養科目・保健体育科目・インターファカルティ教育科目が再編されて全学共通科目の運用が始まり、これにともない、全学共通教育推進機構における従来の教養教育部門委員会及びインターファカルティ教育部門委員会が全学共通教育部門委員会に統合改組され、外国語教育部門委員会もこれに統合された。

更に、2008年10月に全学的な教育に関する諸施策を協議･決定する機関として教育推進部が発足し、全学共通教育部門委員会は職掌はほぼそのままに教育推進部の運営組織である教育推進委員会のもとに置かれ、名称は全学共通教育推進委員会と改められた。外国語科目のクラス策定や担任者推薦等は、外国語教育研究機構学務委員会及び同教授会での決定を経て全学共通教育推進委員会及び教育推進委員会に提案され、両委員会での審議・決定を経たうえで外国語教育研究機構が具体的な実施に当たってきた。

2009年４月に外国語教育研究機構が改廃されて外国語学部が発足し、外国語学部選出委員が上記の両委員会に参加している。外国語学部は新たに学部専門教育を行うとともに、引き続きクラス編成や担当者推薦等外国語科目の実施を担うこととされている。学部・学科等はその教育理念・目的に則して外国語教育のカリキュラム改編やクラス策定等につき、全学共通教育推進委員会、教育推進委員会において提案・要望することが可能である。

「国際化等の進展に適切に対応するための、外国語能力の育成」のための措置としては、特段にそれを狙いとしたカリキュラムや科目は設けられていないが、外国語科目のカリキュラム・科目の全体が国際化の進展を睨んで構想され、またそのように運営されており、現状で特に大きな問題は生じていないように思われる。

【長所】

教育推進委員会が外国語学部を含む各学部の副学部長を構成員とし、また全学共通教育推進委員会が外国語学部を含む各学部選出委員と外国語科目担当者から選出された委員等を構成員としていることにより、外国語教育に関わるすべての情報を全学的に共有できるようになっている。このことにより、各学部・学科等の理念・目的の実現にも配慮しつつ外国語教育の運営や改善に向けた率直な議論と迅速な意思決定が可能になっており、この点が最大の長所である。

また、この長所は「国際化等の進展に適切に対応するための外国語能力の育成」を更に進めていく場合にも、円滑な議論と決定、運営を保証するものとなる。

検索

【問題点】

制度面に関しては、現状から判断するところ特に指摘すべき問題点はないと思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

標記の課題に関する限り、現状から判断するところ特段の方策は必要ないと思われる。ただ、より良い外国語教育を求めて様々な議論を全学的に起こすことは常に必要である。その役割は第一義的には教育推進委員会、全学共通教育推進委員会が担うものであり、新たな外国語教育の実施に向けた議論を怠ってはならない。これまでの本学における外国語教育運営の経緯に鑑み、外国語学部の貢献が大いに期待されるところである。

また、現在大学執行部において検討が進められている「基礎学力向上プログラム（仮称）」（英語読解能力）の開設について方向性が示された場合には、全学共通科目においても当該プログラムとの関連の中で必要な改善・改革を講ずるべく検討することになろう。

3-1-3　教育課程（大学院）

【現状の説明】

本学は、学校教育法第99条、大学院設置基準第３条及び第４条、専門職大学院設置基準第２条に基づく研究者養成及び専門職養成のために、博士課程前期課程（２年）、博士課程後期課程（３年）、及び専門職学位課程（２年または３年）の大学院研究科を、関西大学大学院学則のもとに設けている。

大学院には、「2　教育研究組織」に記載のとおり、法学、文学、経済学、商学、社会学、総合情報学、理工学、外国語教育学、心理学、法務、会計の11研究科が設置されている。

各研究科が学則に掲げる教育研究上の目的並びに、教育課程の特徴を、以下に示す。

［法学研究科］

「法学研究科は、法学及び政治学分野における学術の理論及び応用を教授研究し、豊かな専門的学識と高度な研究能力を備えた人材を養成することを目的とする」と学則に掲げた教育研究活動を実施している。

具体的には、博士課程前期課程では大学院設置基準第４条の「研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」を目標とし、後期課程への進学を志望する者を対象とした法政研究コース、及び大学院設置基準第３条第１項の「高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うこと」を目標に高度専門職業人の養成を目的とした企業法務コースと公共政策コースの計３コースを設けている。また、博士課程後期課程はコース分けせず、研究者養成コースと位置づけている。

［文学研究科］

「文学研究科は、人文科学の分野において、総合的・学際的な教育研究を行い、人文科学の探究と発展に資するとともに、豊かな学識と高度な研究能力を備えた研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする」と学則に掲げた教育研究活動を実施している。

具体的には、前期課程には、学部教育の成果を踏まえつつ、広い視野に立って清新な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な人材を育成する目的で、総合人文学専攻に14の専修が設けられている。すなわち、英文学専修、国文学専修、哲学専修、史学専修、ドイツ文学専修、フランス文学専修、中国文学専修、地理学専修、教育学専修に加え、2006年度からは、英米文化専修、芸術学美術史専修、心理学専修を新設し、史学専修を日本史学専修と西洋史学・アジア史学専修に分割し、2007年度から文化共生学専修が新たに設けられた。後期課程では、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、高度に専門的な職業人に不可欠な研究能力と豊かな学識をもつ人材育成のため、英文学専修、国文学専修、哲学専修、史学専修、ドイツ文学専修、フランス文学専修、中国文学専修、地理学専修、教育

学専修が設けられた。また、グローバル COE の採択にともない、2008年4月より文学研究科に文化交渉学専攻が新たに設置された。

[経済学研究科]

「経済学研究科は、経済学の専門分野を系統的に学ぶことで当該研究の発展に資するとともに、国際的視野をもちつつ地域に立脚し、豊かな専門的学識と高度な研究能力を備えた人材を養成することを目的とする」と学則に掲げた教育研究活動を実施している。

具体的には、前期課程にはプロジェクトコースとアカデミックコースの2コースが設けられている。前者には、エコノミスト系、パブリックポリシー系、地域・国際系、歴史・社会系、企業・ファイナンス系を置き、高度専門職業人をめざす学生や、生涯学習等、多様な目的を持って入学してくる学生のニーズに積極的に応えようとするものである。一方、後者は、研究者養成を目的としたコースで、前期課程と後期課程の一貫教育研究指導体制のもとになされる。したがって、後期課程は、主として前期課程のアカデミックコース修了者か、他大学院の前期課程修了者が対象となる。

[商学研究科]

「商学研究科は、商学諸分野の理論及び実践の教育研究を行い、豊かな学識と高度な研究能力を有する研究者及び現代社会の要請する諸課題に高度な専門知識をもって対処しうる高度専門職業人を養成することを目的とする」と学則に掲げた教育研究活動を実施している。

具体的には、科学技術の急速な進歩や経済社会の複雑化・高度化に伴い、独創性と指導性を兼ね備えた広い視野をもつ多様な人材育成に対する社会的期待の高まりに対し、次代の商学や経営分野における学術研究の発展を担う高度の研究能力をもった優れた研究者の養成をめざすとともに、ダイナミックに変動し、ますます複雑化する産業の仕組みや企業行動を高い専門知識によって分析し、問題を解決していくことができる能力を備えた高度専門職業人の育成をめざしている。本研究科の前期課程には商学専攻が設けられ、後期課程には商学及び会計学の専攻が設けられている。そして、前期課程の商学専攻では研究者コースと専門職コースを設け、前者は、専門分野における研究能力を育成することをめざし、後者は高度の専門性を有する職業等に必要な高度の能力を養うことをめざしたものである。

[社会学研究科]

「社会学研究科は、社会科学及び人間科学並びにそれらの学際的領域に関する理論的・実証的研究を行うとともに、高度な専門的知識と自立した研究能力を備えた人材を育成することを目的とする」と学則に掲げた教育研究活動を実施している。

具体的には、社会学部における学部教育を受け継ぎ、社会科学と人間科学の学際的領域における高度の専門的教育を行い、高度の専門性と研究能力を備えた人材の育成を目標にしている。本研究科の前期課程及び後期課程には、社会学、社会システムデザイン及びマス・コミュニケーション学の3専攻が設けられている。各専攻は、それぞれの専門領域に関する基礎理論や最新動向の総合的理解を促す講義科目と、特定テーマに関する独創的探求をめざす演習科目が置かれ、それらに、各分野の実証研究を行うのに必要な調査・実験法や情報処理技術を磨く実習科目が組み合わされている。前期課程では専門家として独り立ちできる基礎をつくることが目的とされ、後期課程では独自の研究的独創性を発揮して研究成果に集約することが求められている。

[総合情報学研究科]

「総合情報学研究科は、情報学の理論及び応用を教育研究し、その成果をもって情報社会の進展に寄与するとともに、豊かな学識と高度な研究能力を備えた研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする」と学則に掲げた教育研究活動を実施している。

具体的には、情報と社会や人間の関係について広い識見と、深い知識と情報処理能力を持ち、各分野の社会的課題について政策を立案し、課題を解決できる人材の育成を教育の目標に置いている。前期課程には、

社会情報学及び知識情報学専攻が設けられ、社会科学系カリキュラムと自然科学系カリキュラムが備わり、二つの領域にわたって学ぶことができる総合性を特徴としている。いずれの専攻も論文指導教授による研究指導ではなく、選択した課題研究科目を担当する複数教員の指導を仰ぎながら進める研究体制が取られている。後期課程は、前期課程で培った各分野の専門性を活かしつつ、既存の研究領域にとらわれないで、新分野を開拓するための文理総合の総合情報学専攻である。

［理工学研究科］

理工学研究科は、理工系の分野において総合的・学際的な教育研究を行い、高度専門職業人養成という社会的要請に応える等創造性豊かな高等技術者と研究者養成を実践しつつ、科学技術の急速な発展に対応できる人材を育成することを目的とする」と学則に掲げた教育研究活動を実施している。

具体的には、研究と開発に対する独創性と指導性を兼ね備えた広い視野をもつ高度の技術者、研究者の養成を目標としている。特に、後期課程の学生には、独創性と指導性を兼ね備え、自主的に研究開発が推進できる有能さを求め、社会の要望に十分応え得る人材に成長するように教育している。前期課程では、システムデザイン専攻、ソーシャルデザイン専攻、ライフ・マテリアルデザイン専攻の3専攻が設けられ、後期課程では、総合理工学専攻が設けられている。

本研究科の教育の特色は、以下のとおりである。

① 学部の当該学科の授業と直結した高度の教育を、特に少人数教育の講義や演習、実験等によって徹底させる。

② 学部の卒業研究に引き続き前期課程では、指導教員のもとで、より高度の理論と実験を通して、研究・開発を進める能力の研鑽と、学会、研究会等での発表を通した、研究の取りまとめ方、論文としての取りまとめ方等の指導のもとに修士論文としてまとめさせる。この過程において、自ら問題を解決する研究開発能力を涵養する。また、高い評価を受けた研究成果については国内外の学術雑誌や国際会議に多数発表させる。

③ 後期課程では、優れた研究成果をあげるように指導し、論文審査の上、博士（工学）を授ける。

［外国語教育学研究科］

「外国語教育学研究科は、外国語教育学の分野において、理論・実践両面の教育研究を行い、当該分野の探求と発展に資するとともに、深い学識と高度な専門知識を兼ね備えた人材を養成することを目的とする」と学則に掲げた教育研究活動を実施している。

具体的には、外国語教育学を学問的に確立し、その知見に基づいた教育を自ら実践し、それが検証できる人材を養成する。前期課程では、国際化社会並びに情報化社会における外国語教育の多様化に対応しうる外国語教授能力の養成を理論と実践の両面において行い、同時に、地域文化に対する深い理解を伴った高度の外国語運用能力の育成を目標としている。後期課程では、理論と実践を融合させながら外国語教育や教員養成の現場で指導的役割を担える人材の育成を目標としている。

上述の目標を達成する上で、現在、外国語教育学の研究に求められている領域を

① 外国語教育実践学

② 外国語教育教材・メディア学

③ 外国語分析学

に設定し、それぞれ、教授者と学習者という人的側面、教材とメディアという環境的側面、それに外国語という対象的側面に相当した広義の外国語教育学の基盤である「人間」「環境」「対象」を包括するように教育課程をデザインしている。

［心理学研究科］

「心理学研究科は、あらゆる人間行動の基盤である心理について総合的・学際的な教育研究を行い、複雑・多様化する社会の中で起こる心の諸問題の研究とそのケアを担いうる、豊かな学識と高度な研究能力を

備えた研究者及び高度専門職業人を育成すること」と学則に掲げた教育研究活動を実施している。また、心理臨床学専攻（臨床心理学専門職大学院）は、別途学則を設け、「学理と実務の両面からの卓越した専門教育により、心の問題への心理学的支援に必要となる心理アセスメント、心理療法、地域援助等の臨床心理専門技能を有する高度専門職業人を養成することを目的」としている。

具体的には、認知・発達心理学専攻と社会心理学専攻では、「認知」「発達」「社会」「臨床」といった心理学における重要な領域に焦点をあてた包括的な大学院教育を行うとともに、領域の枠を超えて共同で研究・教育を行うプロジェクト研究等を行い、研究職に必要とされる能力はもとより、心理学研究の方法論・問題解決法をさまざまな分野で応用できる、高度で知的な素養をもった人材育成をめざした教育を行っている。また、心理臨床学専攻（臨床心理専門職大学院）では、臨床心理学に関する知識と技能を体系的に教授し、教育や医療といった特定領域の高度な知識をあわせ持った高度専門職業人を養成している。

［法務研究科］

「法務研究科は、法曹養成に特化した高度専門教育機関として、理論と実務を架橋とする高度の法学専門教育を行うことを目的とする」と学則に掲げた教育研究活動を実施している。

具体的には、専門職学位課程の法曹養成専攻は修業年限を3年に定めているが、法学教育の既修者には1年の修学年限短縮を設けている。

本研究科は、第一に、多元的な専門をもついわばマルチ・プロフェッショナルな法曹を育成し、第二に、個人の尊厳と人権を尊重する人間味にあふれた法曹を、そして第三に、新しい事象や難局への対処にも創造力を持って乗り切ることのできるクリエイティヴな法曹を育成することを目標に掲げている。

［会計研究科］

「会計研究科は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」と学則上に掲げ、「世界に通用する」公認会計士の養成を第一の目的として教育研究活動を実施している。

具体的には、かかる資質をそなえた公認会計士の養成をめざしている。更に、企業や官公庁からの要請に応じた会計人の養成をも目的として、「監査界のリーダーたりうる公認会計士」、「産業界のリーダーたりうる公認会計士」、「官公庁のリーダーたりうる公認会計士」の養成をめざしている。専門職学位課程の会計人養成専攻は修業年限を2年に定めている。

本研究科の教育は、「職業会計士となるための水準の確保」と「公益を意識した職業倫理観の醸成」を最低限の目標とし、会計・監査の教育の基礎を①財務の領域②IT の領域③法律の領域④経営の領域⑤行政の領域の五つの領域に柱を据えて実施している。

【点検・評価】

前述のとおり、本学では、学校教育法、大学院設置基準、専門職大学院設置基準に則って、各専門分野に相応しい教育内容を設定し、教育の質の向上に努め、教育研究の実践に求められている目的・目標を達成するため、資格基準に合致した教授陣をそろえるとともに、高度な教育研究環境を継続して維持できる体制を整えている。

3-1-4　インターンシップ、ボランティア

(1) インターンシップ（ビジネス）

【現状の説明】

本学における全学的なインターンシップの取組は、エクステンション・リードセンターの就職講座の一つのプログラムである「就職体験学習コース」として1997年度より実施したことがその始まりで、2008年度で

検索

満12年を迎えた。現在では、関西大学における学生に対するキャリア形成支援の取組のコア・プログラムとして位置づけられている（11-3「就職指導のイ」参照）。本学が実施するインターンシップ制度としては、主にキャリアセンターが所管するビジネス・インターンシップと高大連携グループが所管する学校インターンシップとに分別される。本項では主としてビジネス・インターンシップについて言及し、これら以外のインターンシップについては、各部局の記述に委ねる。本学における単位認定を伴う同制度は次のとおり大きく6つに種別される。

① インターンシップＡ（夏季2～3週間程度の派遣で、本学学内で選考し実習学生を決定するもの）
② インターンシップＢ（夏季2～3週間程度の派遣で、受け入れ先で選考され実習学生が決定されるもの）
③ 国際インターンシップ（海外で就業体験を行うもので、本学学内で選考し実習学生を決定するもの。2007年度は米国ミズーリ州とハワイ州そして大阪府の協力を得て中国・上海に派遣、2008年度には米国ミズーリ州とオーストラリア・シドニーに派遣）
④ 長期インターンシップ（原則として週1回の実習を6月～12月にかけて、長期派遣する制度で、本学学内で選考し実習学生を決定するもの）
⑤ 学外公募インターンシップ（企業側が公募して実習学生を選考決定するもの）
⑥ プレ・インターンシップ（学部2年次生を対象にした春季1～2週間程度の派遣で、本学学内で選考し実習学生を決定するもの）

2007年度は286の企業・団体等に541名、2008年度は263の企業・団体等に531名の学生を派遣し、学校インターンシップでは、2007年度は81校に129名、2008年度は118校に197名を派遣した。両種あわせて、2007年度は合計367の受け入れ団体に670名、2008年度は合計381の受け入れ団体に728名の学生を派遣した。この中には、プログラムとしての多様化を図るために開始した約半年間の長期インターンシップや、国際インターンシップとして米国ミズーリ州やハワイ州（2007年度）、オーストラリア・シドニー（2008年度）への派遣学生も含まれている。

なお、国際インターンシップに関しては、旅費等の学生の個人負担が高額になることから、大学をはじめ教育後援会及び校友会から支援が行われている。

各学部及び大学院における、インターンシップ制度の単位認定の取扱は、表Ⅰ-3-6のとおりである。

表Ⅰ-3-6　各学部及び大学院におけるインターンシップの単位認定について

学　部

＜2005年度～2007年度入学生＞

学部	科目名	卒業単位への算入	単位	配当年次
法学部	インターンシップ（ビジネス）	含まない	2	2・3年次
文学部			2	2・3年次
経済学部			2	2年次
商学部			2	2年次以上
社会学部			2	1年次以上
政策創造学部			2	2・3年次
総合情報学部			2	1年次以上
工学部※1 システム理工学部・環境都市工学部・化学生命工学部	インターンシップ	含まない※2	2	3年次以上

※1　工学部については、2007年度入学生から、３学部体制に改編されている。
※2　●工学部機械工学科・機械システム工学科においては、要件を満たせば「機械総合実験（３年次配当科目）」の単位として認定することも可能。
●工学部先端マテリアル工学科においては、自由科目のインターンシップ２単位を修得した場合、審査により、先端マテリアル工学実験Ⅳ（1.5単位）に読み替えることが可能。
●化学生命工学部化学・物質工学科マテリアル科学コースにおいては、自由科目のインターンシップ２単位を修得した場合、審査によりマテリアル工学実験Ⅱ（２単位）に読み替えることが可能。

＜2008年度以降入学生＞

学部	科目名	卒業単位への算入	単位	配当年次
法学部	インターンシップ（ビジネス）	含まない	2	2・3・4年次
文学部		含む	2	2・3年次
経済学部		含む	2	2・3年次以上
商学部		含まない	2	2年次以上
社会学部		含まない	2	1年次以上
政策創造学部		含まない	2	2・3年次
外国語学部		含む	2	2・3年次
総合情報学部		含まない	2	1年次以上
システム理工学部・環境都市工学部・化学生命工学部		含む※1・2	2	3年次以上

※1　化学生命工学部化学・物質工学科マテリアル科学コースにおいては、全学共通科目の「インターンシップ（ビジネス）」を修得した場合、審査により、「マテリアル工学実験Ⅱ」として認定することができる。
※2　B・C・K群で合計2単位まで卒業所要単位に算入することができる。

大学院

研究科	科目名	修了所要単位への算入	単位	対象年次
法学研究科 文学研究科 商学研究科 社会学研究科 総合情報学研究科 理工学研究科・ 工学研究科 外国語教育学研究科 心理学研究科	インターンシップ（ビジネス）	含まない （学部聴講科目として認定）	2	前期課程・後期課程 全学年
経済学研究科	インターンシップ	所属コースによる※1	2	前期課程全学年

※1　経済学研究科においては、プロジェクトコースは修了所要単位に算入することができ、アカデミックコースは修了所要単位に算入することができない。

また、国際インターンシップについては、多様な国際化への対応の一環として英語圏以外への派遣を検討したところ、2007年度には大阪府が主催する中国・上海でのインターンシップに本学学生の優先派遣枠を確保することができたため5名を派遣し、そのほか米国・ミズーリ州に2名とハワイ州に3名を派遣した。しかしながら、その後中国に関しては、受け入れ体制に不備があることや大阪府自体が同事業から撤退したこともあり、翌年度から実施を取り止めた。2008年度は、ハワイ州での受け入れが同州の経済環境の悪化から不可能となり、結果として米国・ミズーリ州へ2名と新たにオーストラリア政府の協力による同国シドニーへ1名派遣するに留まった。本学が学生の国際化を唱え、且つ学生たちの海外での就業体験に対するニーズの増加に応えるのであれば、今後も様々な受入先の確保と多様なプログラムのあり方を開発する必要性があると考える。

【長所】

本学におけるインターンシップ制度の特徴は、ただインターンシップに学生を派遣するだけではなく、入学時から卒業までの一連のキャリア形成支援の一環として位置づけている点にある。2006年度文部科学省の現代GPに採択された「総合大学における標準型キャリア教育の展開－学生一人ひとりの勤労観・職業観を育む関西大学キャリア教育プログラム（K-CEP）－」においても、同制度をコア・プログラムとして位置づけている。そのため、学生には実習成果をより高めるために、派遣前には事前講座、派遣後には事後講座を提供しており、単に就職活動を前提とした就業体験だけに留まらず、しっかりとキャリア教育の視点でプログラミングしているところが本学のインターンシップの特徴である。

特に12年にわたって本プログラムを継続できている所以は、必ずしも希望者全員をインターンシップに派遣する方法を採用しなかった点にある。キャリアセンターや工学部において申込者全員に対して書類審査と面接を実施して、学生たちの意識と取組の姿勢をしっかりと確認していることが功を奏しているといえる。

申し込みさえすれば自動的にインターンシップを経験できるという制度であれば、企業からの信頼と理解・協力を得続けることは困難であったと考える。受け入れ側の企業としては、インターンシップで来社した学生が実際の採用活動時に応募してくれることを本音の部分では期待している。しかしながら、必ずしもそうはならないであろうことも企業側は承知している。そこで、せめて受け入れる学生がそれに値する人物で、そうした質の高い学生を受け入れることによって企業自身も刺激を受けることができるかが、今後もインターンシップを継続するかどうかの大きな判断材料となる。最近では､派遣学生数によってインターンシップへの取組が熱心であるかどうかのランキングが新聞や専門誌等で取り上げられているが、数値の多寡だけを視点とせず、本来の教育効果が期待できる実施範囲を見極めて派遣決定している本学の姿勢は間違っていないといえる。

2008年度のインターンシップ実習生のアンケート（5段階評価）を見ると、実習そのものに対しての満足度は、5点とした者が58.8%、4点とした者が31.0%とほとんどの学生が満足感を持っている。また実習先についても5点とした者が72.3%、4点とした者が22.1%とこれもほぼ満足を得ている。現状の厳しい選考は、実習派遣決定者の取組姿勢を正して、結果的には満足を引き出していることになっているものと考えられる。

【問題点】

2008年度においてもインターンシップ募集ガイダンスに約2,400名の学生が参加しており、その関心の度合いが高いことが十分に理解できる。前述したように、必ずしも希望者全員を派遣することを了としない考え方が一方ではあるものの、実際の応募者に対して約半数の学生しか就業体験できていない現状は、学生のニーズに十分には応えることができていない事実を物語っている。大学としては、学生がインターンシップに取り組む姿勢と意識を高めるとともに、学生が示す自己のキャリア開発の真摯な要望に適切に対応する務めがあることから、今後もプログラムの充実とともに受け入れ機関の拡充を図る努力を続ける必要がある。

現在、インターンシップ受け入れ企業の確保については、経年的な受け入れ企業・団体等に対して依頼文書とプログラム説明冊子を一斉送付するとともに、近郊地区の企業訪問時や企業等の来学時に新規の受け入れ先開拓を行うことが中心になっている。しかし、他大学においてもインターンシップの取組が増加しているうえに、採用を企図した独自の取組を展開する企業等も増えていることから、本学のみの受け入れ拡充を望むことは厳しい環境になりつつある。また、景況動向によって受け入れの可否が変動することもあわせて、戦略的に受け入れ企業・団体の拡充施策に努めなければならない。

事前講座については、事前講座Ⅲはビジネスマナーやコミュニケーション力といった就職活動の準備の色彩が濃い内容となっているが、上記アンケートでは、5点とした者が30.1%、4点とした者が35.5%で7割近くの者が肯定的である。職業や産業に関する基本的な理解を図るために企図した事前研修Ⅱは、5点とした者が25.9%、4点とした者が34.4%で約6割程度の者しか肯定的でなかった。インターンシップ事前講座の段階においては、社会人として求められる基本的な行動規範と職業と産業に関する基本的知識をバランス良く理解させることが肝要である。事前講座の実施が形骸化することのないように改善を続けることが求められる。

一方、国際化時代に対応して、海外での就業体験を推進するために「国際インターンシップ」制度を設けているが、何れも派遣できる人数が少ないために、学生のニーズに十分に応えられていない。必ずしも高度な英語力を有していなくても、意欲の高い学生を派遣できるようにする等プログラムの充実が望まれる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

企業や団体等が主催する学外公募インターンシップは毎年増加しており、リクナビやマイナビ等の民間の就職支援サイトでも6月頃から公募制インターンシップの情報を公開するようになってきた。学生の中には、例え学内選考のインターンシップ実習生に決定しなくても、これらの学外公募インターンシップで自分の実習先を探索・確保するということも一般的になっている。ただし、これらの動きの背景としては、他社より

早く優秀な人材確保をしたいという企業側の思惑が認められる。本学におけるインターンシップ導入の意図は、キャリアデザイン（将来設計）の一環として自己の職業観や適性を導き出し、しっかりとした職業選択ができる力を養成するところにある。日本の大学の教育制度や社会風土から考えても、潮流となりつつある採用前提のインターンシップは、むしろ短絡的に職業選択を煽ることに偏向することが懸念される。本学はインターンシップのフロントランナーとして、大学教育の一環であるインターンシップの意義と重要性をしっかりと社会に表明し続ける責務があると考える。

また、インターンシップの成果を教育的にどう認証するかという点については、概ね全学的に単位として認定されるようになった。文学部、経済学部、外国語学部、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部では卒業単位として認めているが、その他の学部においては自由科目の扱いとなっているのが現状である。学生自らが無給で就業体験することを発意し、その経験をもとに自己の知識や情報、経験の不足に気づき、大学の学習でそれらを補完する行動を企図したインターンシップは、次代を担う社会人を育成するという大学の使命を果たす大きな一連の役割となる教育活動であるといえる。本プログラムの趣旨は、本学の教育理念である「学の実化」（学理と実際との調和）を体現する教育活動であるともいえる。各々の学部・大学院で取り組まれている専門教育科目との有機的な連携を図ることによって、本プログラムはより実効性の上がるものとして改革できると考えられる。更には、これら学部・大学院の専門教育との連動によって本学としてのキャリア教育の体系性が確保され、一連の学習成果が卒業所要単位に換算できる措置が配慮されれば学生のインセンティブを更に向上させることが期待できる。

(2) 学校インターンシップ

【現状の説明】

学校インターンシップは、教職志望者の就業支援あるいはキャリアデザインへの「気づき」を主目的として2003年度に文学部を運営主体として開始された高大連携事業の一つである。その後、学長のリーダーシップのもとで本学周辺自治体の教育委員会と連携協定を積極的に締結し、派遣先も次年度以降、幼稚園や小中学校にも拡大し、2005年度には運営主体が文学部から高大連携事務室（2008年10月以降、高大連携センターに名称変更）に移った。2007～2008年度までの受入申し込み校数、受入申し込み学生数、学生を実際に派遣した学校数、派遣した学生数は次のとおりである。

図Ⅰ-3-7

年度	受入申し込み学校・園数	受入申し込み学生数	学生派遣学校・園数	派遣学生数（延べ数）
2007	283	1229	81	129
2008	324	1294	118	197

関西大学編（『人間性とキャリア形成を促す学校 Internship』2007年度～2008年度各年版より）

また、2005年度には、この取組を「人間性とキャリア形成を促す学校 Internship－小中高大連携が支える実践型学外教育の大規模展開」として、文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム（特色 GP）」に申請し、採択された。以降毎年、GP 終了年度の2008年度まで、特色 GP シンポジウムを開催し、本取組の大学教育としての意義、受け入れ校におよぼす効果等について成果報告と検証を行った。

学校インターンシップの具体的な研修内容は、各学校のニーズによって、文化祭・体育祭等の行事補助、図書室運営補助、情報処理授業の補助、部活動補助、進路相談補助、総合学習の補助、支援学校での介護補助、補習授業補助、日本語指導補助、小論文補助、園芸活動実習補助等多岐にわたっている。研修の実施形態については、「短期連続型モデル」と「長期型モデル」の二つの形態を用意している。

学校インターンシップの運営については、企業インターンシップのシステムを参考にしつつ、手厚いケアのもとでなされている。まず、４～５月にかけて学校関係者と学生それぞれに対して募集説明会を行い、こ

検索

の事業の目的や内容等を周知する。その後、事前講習（学校業務講座）を受講したすべての応募学生に面接を行い、本人の要望と学校での業務内容を精査の上で、派遣先が決定される。内定した学生は、受け入れ校による面接を受けた後、更に事前講習（オリエンテーション、ビジネスマナー講座）への参加が義務づけられている。また、研修後に「研修報告」と「業務日報」を提出するとともに、「事後報告会」への出席を義務づけている。なお、終了後、学生の活動内容を精査した上で、インターンシップの実施要領に基づき、単位認定を行っている。

【長所】

学校インターンシップは、教員志望の学生が教育現場の多様な姿を経験することにより、自らの適性を見極めるための機会であるばかりでなく、学生の人間的成長やキャリアデザインを促す効果も持っている。実際、必ずしも教員志望ではない学生もこのプログラムに参加することができ、その経験を積極的に評価している。例えば、2006年度学校インターンシップのアンケート結果によれば、参加学生の86％が研修内容に「大変満足」「満足」と回答し、「不満」と答えた学生は2.7％に過ぎなかった。また、受け入れ校の97％が、研修によって学生が「めざましく成長した」「概ね成長した」と回答しており、成長の跡が見られなかったとする学校はなかった。

また、このプログラムは、少子化や教員の高齢化によって生じがちなジェネレーション・ギャップの解消につながり、受け入れ校にとっても意義がある。その意味で、学校インターンシップは、大学の社会的貢献・地域連携の強化をめざす小中高大連携事業の一つの核として、更には新しい大学教育の展開として、今後も発展する可能性を持っている。

なお、特色 GP の採択後、2007年11月 9 日、大学基準協会から特色 GP 実施についての実地調査を受け、学校インターンシップの規模、教育目標、成果等に対して、「効果は大変高いと思う。とにかくこの取組に敬服した。」との高評価を受けた。

【問題点】

2006年度より、事前講座や事後報告会等を授業と位置付けて特定の時間割の中に組み込むことで、学生の質的な向上を図ったが、その結果、派遣学生数が減少し、受け入れ希望のあった学校・園に対し、１名の学生も派遣できない、毎年受入申し込みがあるにも関わらず、これまで学生を一度も派遣できていない学校・園がある等の問題が浮き彫りになった。

次に、2008年度のアンケート調査では、学生の満足度について、「不満である」、「大変不満である」と回答した者の割合が3.2％に達した。この数値は絶対数としては少ないものではあるが、学校インターンシップを進めていく上では無視できない数字である。これは受け入れ学校側と派遣学生とのミスマッチによるものと考えられる。（2008年12月に行われた学校インターンシップ事後報告会に参加した学生を対象に、これも2008年度に結成された「学校インターンシップ学生懇談会」によって行われた「学生アンケート調査」の結果からこの傾向がうかがわれる。）

また、上記の学生のように、学校インターンシップに参加したことにより、より積極的に自分の進路やあり方等について肯定的な展望をいだくことができなかった学生に対するケアの必要性が痛感される。これまでは学校インターンシップの成果について主に評価されてきたが、例え少数とはいえ、否定的な体験になった学生に対してどのようなその後の教育を行うのか、また、積極的に受け止めることができても、自分自身の今後の課題を自覚することができた学生が次のステップを踏み出すためのフォローをどうするのかという点も見逃せない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

まず、派遣人数に関しては、2007年度では、学生への周知をより徹底し、学校インターンシップのメリットを伝える機会を増やしたりする等の努力に勤めた結果、翌2008年度は197名の学生の参加となった。同時

に量の拡大のみを優先するのではなく、志望動機が強く、やる気や課題意識を明確にもっている等の「優秀な学生を適正な人数」派遣するという観点から、今後も絶えず広報・募集における改善、学生への事前講習の充実が必要である。具体的には、新入生に対する広報活動に力を入れる。また大学教育のさまざまな機会を通じての PR を行う。事前講座の一つ「学校業務講座」については、近年の学校現場の改革や現状を紹介する現役教員や教育委員会関係者による授業を2007年度から実施しているが、それに加え、学校インターンシップ経験学生によるガイダンス、ブースの設営、受け入れ校担当の先生との懇談会等を、それと同時に行ってきた。これらの取組を更に充実させ、学校インターンシップに参加した、あるいは参加希望の学生のネットワークづくりを支援する。

更に、特色 GP が2008年度で終了したのを機に、これまでの学校インターンシップの成果と課題を綿密に検証する作業を進めたいと考えている。その作業を進めるなかで、先に述べた、学校インターンシップを終了した学生に対するフォロー体制の構築を模索していきたい。

(3) ボランティア

【現状の説明】

環境都市工学部都市システム工学科では、2009年度より「ボランティア実習」を開講し、ボランティア活動を単位認定する。本科目は都市システム工学科3年次配当の自由科目だが、全学共通科目 C 群［インターファカルティー科目］（学部オープン科目）としてその他の学部・学科の1・2年次生も履修できる。開講初年度の2009年度は都市システム工学科1名他学部8名計9名が履修している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本科目では、事前研修つまり理論の学習と、現場での実践の両面からボランティアを捉えることができ、ますます望まれる「バリアフリー」社会を考える契機となり得る。

今年度開講した科目であり、問題点・改善点の抽出はまだ難しいが、履修者の所属の構成を見ると、専門分野を問わず、広く関心が持たれている分野であり、科目を設置し実施することへの適切性があると言える。

3-1-5　正課外教育

(1) 集中コミュニケーション講座

【現状の説明】

本学学部生を対象に、特任外国語講師により「英語集中コミュニケーション講座」を年３回（夏２回、春１回）開催している。講座期間は、いずれも６日間で、千里山キャンパスで４日間学習後、１泊２日の合宿（大学施設を利用）で更に集中的に学ぶプログラムである。受講料は無料で、合宿参加費（宿泊費・食費）のみ徴収する。１回につき４クラス（約60名）先着順で募集し、原則として１クラス最大人数を15名程度とし、習熟度別にクラス編成している。本講座の修了者には、修了証を発行するが、本講座は履修単位及び卒業所要単位とはならず、単位の認定も行っていない。

【長所】

英語集中コミュニケーション講座については、正課授業では実現しにくい人数・レベルでの学生の満足感を確保することに成功している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

入学生の多様化に伴い、きめ細かな教育体制の構築が求められるなかで、正課外における補習授業の必要性も高まっており、SF 入学生に対するワークショップはタイムリーな試みといえる。これを契機に、今後さまざまなレベルの学生（例えば AO 入学生や学部留学生）を視野に入れた補習体制の構築もめざす。

検索

(2) エクステンション・リードセンター

【現状の説明】

エクステンション・リードセンター（以下「リードセンター」という。）は、1997年4月、本学の在学生及び卒業生の各種資格取得、国家試験合格等に寄与するための補完的教育を展開するとともに、社会人に生涯学習の場を提供することを目的として法人所管の下に発足した。初期には、社会人にとっても利用の便がよい天六キャンパスで、「英語講座」、「情報処理講座」、「就職講座」の3講座が開設され、その後は千里山キャンパスにも拠点を設け、「司法試験答案練習講座（現司法講座)」、「公認会計士入門講座」を始め「公務員国Ⅱ・地方上級対策講座」、「同　国Ⅰ対策講座」等の難関国家試験の対策講座を開設する等、年ごとに講座の充実を図り、2008年度には、表Ⅰ-3-8に示すとおり15講座が開講されている。

「司法講座」については、「現行司法試験対策講座」の廃止に伴い、2007年度以降は「法科大学院入試対策講座」、「司法書士対策講座」の2講座となった。

2007年度、2008年度の受講生数は、ともに総計で3,704名であり、2006年度の受講生数を上回り2005年度からの減少傾向に歯止めがかかった。

なお、2008年度全受講生のうち本学学生（聴講生、関大一高生、教職員等22名を含む）が93.2%を占めている。本学卒業生は2.4%、一般受講生は4.4%の割合で、本学学生の占める比率が年々高くなっている。

開講以来、全ての講座において受講生の授業評価を実施して、常に講座の質の維持と改善・充実を図っている。2008年度における、全受講生を対象とした講座に対する満足度調査によると、「非常に満足」が24%、「満足」が66%という結果になっており、その満足度は高い。また、各資格試験対策講座では、例年、全国平均に比べ高い合格率を維持しており、2008年度の実績は表Ⅰ-3-9のとおりである。

また、国家公務員試験等の過去2年間における関西大学の合格者数は表Ⅰ-3-10のようになっており、リードセンターの受講生から多くの合格者を輩出している。

なお、リードセンターは2008年度より、各種資格取得、国家試験受験対策のための補助的教育事業機能と、キャリア形成支援及び就職活動支援の機能とを有機的に統合することにより、総合的な学生支援を充実させるとともにその体系化を企図してキャリアセンターへ機関統合されたため、従前、実施・運営していた公開講座については、社会連携センターへ移管された。

表Ⅰ-3-8　2008年度講座受講生集計表

講座名	募集人員	申込者数累計			
		本学学生	本学卒業生	一般	合計
英語講座	300	271	9	38	318
公務員講座	1,545	1,793	32	11	1,836
簿記検定講座	600	511	12	20	543
公認会計士入門講座	50	32	2	2	36
税理士講座	60	23	2	3	28
司法講座	685	357	2	3	362
情報処理講座	210	134	1	5	140
宅地建物取引主任者講座	50	59	5	11	75
総合旅行業務取扱管理者講座	70	50	1	10	61
通関士講座	50	33	7	22	62
社会保険労務士講座	50	5	10	10	25
ファイナンシャル・プランナー講座	50	54	2	4	60
色彩検定講座	50	24	0	20	44
弁理士講座	50	19	3	3	25
マスコミ試験対策講座	100	89	0	0	89
合　計	3,920	3,454	88	162	3,704

表Ⅰ-3-9　2008年度各種資格試験等合格者数・合格率一覧

資　　格　　等	受験者数	合格者数	合格率	全国平均
パソコン検定4級	64人	63人	98.4%	78.0%
パソコン検定3級	48人	48人	100.0%	60.9%
宅地建物取引主任者	48人	18人	37.5%	16.2%
総合旅行業務取扱管理者	33人	20人	60.6%	20.4%
国内旅行業務取扱管理者	45人	35人	77.8%	32.2%
通関士	28人	9人	32.1%	17.8%
社会保険労務士	15人	0人	0.0%	7.5%
ファイナンシャル・プランナー（AFP）	23人	8人	34.8%	20.8%
ファッションコーディネート色彩能力検定2級	21人	20人	95.2%	54.8%
ファッションコーディネート色彩能力検定1級1次	30人	28人	93.3%	69.9%
ファッションコーディネート色彩能力検定1級2次	30人	18人	60.0%	43.8%
日商簿記検定3級（秋期）	105人	67人	63.8%	40.2%
日商簿記検定2級（春期）	74人	40人	54.1%	31.3%

表Ⅰ-3-10　国家公務員試験等合格者

区　分＼年　度	2008年度	2007年度
国家公務員Ⅰ種試験	8名	7名
国家公務員Ⅱ種試験	103名	89名
司法試験	新　38名	新　32名
	旧　1名	旧　2名
公認会計士試験	新　36名	新　36名
	旧　8名	旧　11名

【長所】

2007年度及び2008年度の受講生数は2006年度を上回るとともに、各種講座に係る資格試験、難関国家試験においては依然、全国平均を上回る高い合格率を維持しており、質の高い講座を提供していることを示しているものと考える。

全講座において実施している受講生の授業評価の結果は、各講座とも受講生の満足度は高い。これは、市中の専門学校で実施しているものとほぼ同じ、若しくはより充実した内容の授業を、学内施設を利用して実施するという利点を生かして安価な受講料で提供しており、また、受講生アンケートにより受講生のニーズを把握するとともに、各講座の充実や受講生サービスの向上に向けて十分活用ができているからであろう。

【問題点】

補完的教育事業としての各種講座は、受講生のニーズを把握してスクラップ・アンド・ビルドを行い、受講生が満足できる講座企画・運営を行い、講座数と受講生数の増大を図ってきたが、公務員講座、英語講座、簿記検定講座、宅地建物取引主任者講座等一部の講座に受講生が集中するといった偏りが目立っている。

具体的な事例としては、2008年度における全講座の募集定員に対する充足率は94.5%であったが、司法講座52.8%、情報処理講座66.7%、社会保険労務士講座50%、弁理士講座50%等のように一部の講座で定員充足率が年々低下している。募集定員を超えた講座は公務員講座他5講座のみであった。

今後、本学学生が本当に必要としている講座のニーズ調査等を実施し、その分析結果を基に、一部講座における受講生の減少をくい止めるために、既存講座の改善とともに新規講座の開講等の方策を検討していく必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学の社会的評価につながる、司法試験、国家公務員Ⅰ種試験、公認会計士試験の難関試験でより多くの合格者を輩出するため、リードセンターにおいて「司法講座」「公務員講座」「公認会計士入門講座」を重点講座と位置づけ、更なる強化を図ることが必要である。

検索

これらの試験をめざす優秀な学生を増やしていくためにも、学部と大学院とリードセンターがより一層連携を深めて、関西大学全体で作り上げていく取組が必要である。その中でもリードセンターとしては、上記重点講座を中心に、きめ細かい指導ができる体制を構築していくことが今後の課題である。また、これら難関国家試験に合格できる学生を育成するためには、かかる資質を有した学生の確保を忘れてはならない。そのためには、各学部・大学院の横断的な協力が必要不可欠であり、その実現を図る方策を検討する必要がある。

また、リードセンターの設立趣旨にある社会人の生涯学習ニーズに応えるという観点を失することのないように、講座開発には柔軟な姿勢で取り組んでいくことが望まれる。

今後の到達目標

(1) 全学共通科目について

全学共通科目に関しては、科目群、科目区分等の科目編成の枠組みや名称は５年を目処に見直し、その中に配置される個々の科目には2年ごとに微調整を加えることになっている。このうち5年を目処とする見直しは、全学共通科目及びその運営体制についての全面的な検証の最初の機会となろう。その際、全学共通科目導入の理念・目的に照らして実施内容が効果的な体系となっているかどうか、科目群や科目区分等の適切性から個々の科目の妥当性、有効性に至るまで丹念に検証されねばならない。また、「3-1-2-(1)【問題点】」で指摘したとおり、全学共通科目はそのベースである従来の教養科目、保健体育科目、インターファカルティ教育科目の性格や科目内容、運用方法を乗り越えて改革の目的に沿った適切な科目内容へと質的な発展を遂げねばならないのであり、あわせて、教育上の様々な問題の根源となっている多人数クラスの抑制も求められていることから、これらの実現・達成に向けて努力しなければならない。

(2) インターンシップについて

本学におけるインターンシップ導入の意図は、キャリアデザイン（将来設計）の一環として自己の職業観や適性を導き出し、しっかりとした職業選択ができる力を養成するところにある。本学はインターンシップのフロントランナーとして、大学教育の一環であるインターンシップの意義と重要性をしっかりと社会に表明し続ける責務がある。更には、インターンシップの実効性を更に上げるためには、各々の学部・大学院で取り組まれている専門教育科目との有機的な連携を図ることによって、本学としてのキャリア教育の体系性が確保されることが望まれる。その結果、一連の学習成果が卒業所要単位に換算できる措置等の配慮がなされれば、学生のインセンティブを更に向上することが期待できる。

(3) エクステンション事業について

エクステンション事業としては、大学の社会的評価につながる、司法試験、国家公務員Ⅰ種試験、公認会計士試験の難関試験でより多くの合格者を輩出するため、リードセンターにおいて「司法講座」「公務員講座」「公認会計士入門講座」を重点講座と位置付け、更なる強化を図ることが必要である。

また、これらの試験をめざす優秀な学生を増やしていく体制を学部や大学院教育とリードセンターでの補完教育機能とが力を合わせて関西大学全体で作り上げていく取り組みが必要であり、更には、これら難関国家試験に合格できる学生を育成するためには、かかる資質を有した学生の確保を忘れてはならない。そのためには、入試改革等をはじめ各学部・大学院の横断的な協力が必要不可欠であり、その実現を図る方策を検討する必要がある。

3-2　教育方法等

前回の到達目標

全学共通教育推進機構の教養部門委員会とインターファカルティ部門委員会は全学共通科目を運営する委

員会に改組する。

同機構の FD 部門委員会及び授業評価委員会については、改善に直結する検証システムと広範囲な評価システムの導入・確立をする。

教育システムの構築から教育評価の開発までをも視野に入れた広義の FD 活動を推進・展開できる拠点―教育支援センター（仮称）づくりを検討する。

3-2-1　教育改善への組織的な取り組み（学部）

【現状の説明】

学部教育の改善を担う機関として、2008年10月に教育推進部が設置され、更にその傘下に教育開発支援センターが設置された。教育開発支援センターは、全学共通教育に関する教育改善を進めること、各教員の教育改善（授業改善に関わる支援等を含む）を支援することはもちろんのこと、各学部での組織的な教育改善の支援をも視野にいれた活動を目的としている。更に、大学教育の改善を専門的な立場から研究・計画・実施・解析を行うことの重要性から、教育推進部にこの専門的な知識をもって研究・教育を担える専任教員(2009年９月現在で２名）を配置し、教育開発支援センターで研究・教育活動を行っている。

学生による授業評価は、授業改善の目的で、全ての授業科目（講義・演習・実験・実習・ゼミナール）を対象に、各学期に３回（授業開始１～２週間後、７～８週間後、授業終了後）アンケートが実施できるようにしている。授業開始１～２週間後、及び授業終了後は WEB のみのアンケートで、希望する教員が実施できるシステムとしているが、授業開始７～８週間後のアンケートを「全学統一」アンケートとして捉え、実施教員の希望により紙または WEB で実施できるようにしている。アンケートの設問項目は共通設問12項目が設定されており、学部・研究科で必要とされる設問項目の追加もできる。アンケート結果は WEB では即座に確認でき、紙の場合でも実施後１週間程度で実施された教員に結果を提供できるようにしている。更に、アンケート結果に関するコメントも、履修学生及び教員に向けて WEB で公開できるシステムとしている。

シラバスについては、「基礎データ（例えば、科目名、担当者名、曜限等)」「講義概要」、「講義計画」、「成績評価の方法」、「教科書」、「参考書」、「備考」の項目で構成されており、学生に講義の内容及び計画を明示してある。

学生の履修指導については、授業支援スチューデント･アシスタント（SA）を中心とした学生による学生のための履修相談ができるシステムを導入している。

学部では、教学に関する委員会が設置されており、各学部・学科の教育改善については、継続的な検討がなされている。例えば、経済学部では、FD 活動の一環として、学部主催で「FD フォーラム」を開催し、教員と学生の組織的な教育改善を進めている。また、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部の教育改善を学部横断的に検討・実施する機関として、理工学教育開発センターが設置され、初年次教育を中心に３学部連携した組織的な教育改善活動を実施している。

【長所】

学部における全学基礎教育の実施とその改善を目的に、2000年４月に設置された全学共通教育推進機構を経て、大学院における教育を含め、更なる教育の改善の充実・発展をめざし、2008年10月に教育推進部が設置された。その傘下に置かれた教育開発支援センターでは、学部・大学院教育の改善（ファカルティ・デベロップメント）を支援する活動が行われている。更にその活動を実質的なものにするため、専門知識と実践力のある専任教員を配置している。このように、専任教員を配置し、学部・大学院の教育改善を推進する機関を設置している私立大学は非常に少なく、教育改善については先駆的な活動を展開している。

学生による授業評価アンケートは実施する教員の利便性、アンケートを受ける学生の利便性を考慮できるように、WEB 及び紙の選択ができるようになっている。また、その結果については、学生へのコメントも

含めてWEBで開示できるようなシステムとなっている。

学生の履修相談については、授業支援スチューデント･アシスタント（SA）を中心とした学生による学生のための履修相談ができるシステムを導入している。これは、科目のシラバス及び担当教員では表現できないような「学習の雰囲気」、「学生目線の学習効果」について、学習経験者である学生から直接、肌感覚で知ることが出来るシステムとなっている。

【問題点】

全学レベルで教育改善を推進する機関として教育開発支援センターは活動を開始したが、まだ活動期間が短いため、各学部からの認知度は低いという点がある。また、各学部には教学に関する検討を行う機関は設置されているが、それらの機関が「教育改善」を中心的に行うという意識については、学部間でその捕らえ方に温度差があることも事実である。

授業評価を担っているアンケートであるが、WEB と紙で実施しており、回収については低いという状況ではないが、WEBでの回収率の低下は懸念事項である。

更なる問題点は、アンケート結果の教育改善（授業改善等）への反映率である。結果を反映している教員は少なからずいると予想できるが、アンケートを実施しているだけで、反映されているかどうかという点では学生・教員から疑問視されている場合も多い。

シラバスについては、成績評価方法が明記されているが、その基準が不明確である点は問題である。更に、教育プログラムで設定された能力を得るための科目間の関連性についてもシラバスで明確にする必要がある。更に、講義選択時のシラバスと受講時のシラバスが同じ内容でよいかという疑問もあり、議論する必要が指摘されている。

学生による学生のための履修相談についても、実施したばかりでその効果については今後検討する必要がある。

以上の点については何れも教育開発支援センターとして取り組むべき問題であると捉えている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育開発支援センターとしての学内・外への認知度の向上に向けて、HP の充実やニューズ・レターの刊行等を考えている。更に、センターを身近に感じてもらうために「FD サロン」（仮称）を設け、教員に気軽に足を運んでもらい、専任教員、専任スタッフはもちろん、教員が意見を交わし、交流することにより「楽しいFD」をめざす。

授業評価アンケートは「授業アンケート」として位置付け、授業改善に繋がる解析方法とその解析に必要となる設問設定を検討し、アンケートの抜本的な改善を行う。現在この改善に向けてプロジェクトを立ち上げ、検討を進めている。

シラバスについては、「学習により修得できる能力」「評価基準の設定」、「科目間の関連性」についての記述の重要性・必要性について検討し、学生にとって分かりやすい「シラバス」構成を検討する。

3-2-2　教育・研究指導の改善（大学院）

【現状の説明】

全学共通教育推進機構では、学部教育のみを取り扱う機関であったため、大学院の教育改善を検討・企画する明確な機関は設置されていなかった。この状況を打開することも目的として、2008年10月に教育推進部が設立され、その傘下に教育開発支援センターが設置された。これにより、大学院教育の教育改善を全学レベルで検討できる機関は立ち上がった。ただ、教育推進部及び教育開発支援センターともに設置されたばかりなので、大学院の教育改善への実質的な取組はまだ充分には行われていない。

授業評価アンケートは実施されているが、大学院教育の特殊性（受講生が少ない等）を充分に考慮したシ

ステムとはいえない状況である。

シラバスについても、学部とは異なる教育形態に配慮したものとはなっていないが、それを検討する段階には至っていない。

各研究科においても、大学院の教育改善を実質的に行う機関は明確に設置されていることは少ないが、理工学研究科の理工学教育開発センターでは、大学院教育の改善に向けて検討を行っており、アンケートの設問設定を変更する等の具体的施策を行っている。

【長所】

大学院の教育改善を全学レベルで行える機関として、教育推進部及びその傘下の教育開発支援センターが設置されたこと、更にセンターには、大学院の教育改善の専門的知識を持つ専任教員を配置している。これらの体制整備から充分に大学院教育における教育改善を検討・計画することが可能となっている。

【問題点】

【長所】に記述したように教育推進部及びその傘下の教育開発支援センターが設置されたことによる組織整備はできたが、大学院教育に対する教育改善のあり方等を充分に検討するには至っていない。また、各研究科においても、大学院教育の改善について、学部教育のそれと比較して強く意識されているとはいえない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育推進部及び教育開発支援センターが中心となり、大学院教育の教育改善のあり方・意義について議論し、それらの点を明確にする。次に、各研究科と議論することで、共通的な教育改善の具体化（授業評価アンケート等）を進め、更に、各研究科の独自活動を支援するための取組を検討・計画をする。

各研究科は学部教育と大学院教育の接続を意識し、学部教育の教育改善を担う機関において、大学院教育改善についても検討することを明確化する。

3-2-3　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

授業形態としては「講義（座学）」、「演習」、「実習（実験）」の3つに大別される。

「講義（座学）」の多くは大規模授業となることが多く、授業方法は主に、教員による一方向的なものとなる。しかし、小テストやミニッツペーパーを課すことで、各講義での学生の習熟度を測ることをめざした授業方法をとる教員も少数ながらいる。この場合は小テストやミニッツペーパーの配布と回収に授業支援 SA（Student Assistant）を利用することも可能である。

「演習」「実習（実験）」は出来る限り少人数クラスとして、TA（Teaching Assistant）を配置することで、双方向教育を可能とする努力を行っている。ただし、全ての「演習」「実習（実験）」に TA を配置し、双方向教育となっているわけではない。

【長所】

講義形態と講義方法については、ミニッツペーパー等のツールを利用することで効果的な講義運営が出来ている。また、授業支援 SA によって授業環境（授業時間の確保等）の改善が行われている。

【問題点】

学生・教員の双方向教育が重要であるが、それが充分ではない。特に「講義」においては、双方向教育を実施できていない点が問題である。これは、授業中の質問等に対応する TA（院生）や Learning Assistant（LA、学部生）の不足も大きな要因である。

また、TA の基礎的資質を教育するシステムも確立していない。

検索

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育開発支援センターとしては、全学共通教育における LA の効果を検証しながら、LA の素養向上をめざした研修システムを検討・計画し、LA の資質向上と人員増強を図るとともに、各学部の教育、特に初年次教育への LA の活用を支援するプログラムを検討・計画し、学部教育においても、授業形態に関わらず、教育効果がすこぶる向上できると思われる講義において、LA を活用した双方向教育が実施できる支援システムを検討・計画する。

また、TA についても、LA との住み分けを意識し、LA との連携を踏まえた授業方法を検討し、更に、TA 研修についても検討・計画を進める。

今後の到達目標

教育推進部及び教育開発支援センターとして、１）授業評価アンケートは「授業アンケート」として位置付け、センター内にプロジェクトを立ち上げ、授業改善に繋がる解析方法とその解析に必要となる設問設定を検討し、アンケートの抜本的な改善を行う。２）シラバスについては、「学習により修得できる能力」「評価基準の設定」、「科目間の関連性」についての記述の重要性・必要性について検討し、学生にとって分かりやすい「シラバス」構成を検討する。３）大学院教育の教育改善のあり方・意義について議論し、それらの点を明確にする。次に、各研究科と議論することで、共通的な教育改善の具体化（授業評価アンケート等）を進め、更に、各研究科の独自活動を支援するための取組を検討・計画をする。４）全学共通教育における LA の効果を検証しながら、LA の素養向上をめざした研修システムを検討・計画し、LA の資質向上と人員増強を図るとともに、各学部の教育、特に初年次教育への LA の活用を支援するプログラムを検討・計画し、学部教育においても、授業形態に関わらず、教育効果がすこぶる向上できると思われる講義において、LA を活用した双方向教育が実施できる支援システムを検討・計画する。また、TA についても、LA との住み分けを意識し、LA との連携を踏まえた授業方法を検討し、更に、TA 研修についても検討・計画を進める。

4　国際交流

前回の到達目標

前回の自己点検評価の結果をうけ、以下の目標を設定し、その達成に向け取り組みを行う。

1. GK 構想の展開

（ア）協定大学数（50校）拡大プロジェクトの推進

- 2007年4月1日現在37協定大学数を2010年3月31日までに50大学とする（2009年3月31日までに47大学)。

（イ）1,000人派遣プロジェクトの推進

- 認定留学制度の柔軟な運用の導入
- 海外語学セミナーの増設
- 新たなプログラムの開発・実施

（ウ）外国人留学生（500人）受入の推進

2006年5月1日現在461人（正規課程423人（学部300人、大学院123人)、外国人研究生12人、交換受入留学生26人）の外国人留学生数を2009年3月31日までに500人に増加する。

2. 本学国際化を更に強力に推進するための新組織の設置

4-1　国際交流（国内外との教育研究交流）

ア　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

【現状の説明】

（ア）国際交流促進と組織

本学国際化の推進は、「3・3・3構想」、「AP 構想」を掲げ、学生交流や研究者交流を中心とした活動を行い、着実に成果をあげてきた。

しかし、その後のグローバル化の急速な進展に伴い、①学生交流については、学生交換協定大学の大幅な拡大や短期・中期の海外留学希望者の増大、②研究者交流については交換型から多種多様な共同研究・プロジェクト型への移行、また、③国際協力・貢献への取り組み、④正規課程の外国人留学生の増加等、これまでの国際交流の概念では対応できない状況となった。

この状況に対処するためには、新たなビジョンの構築が必要となり、検討を重ね、2004年12月に国際化構想「国際交流の新たな展開－Globalizing Kansai をめざして」（以下「GK 構想」という。）を策定し、構想の実現に向け2005年度から取り組んできた。

この過程において、本学の国際化を更に強力に推進するためには、現行組織では十分に対応できないことから、2008年10月に組織改革を行い「国際部」を設置し、その下に国際教育センターと関西大学　日本・EU 研究センターを設置した。国際部は「国際教育、国際研究、国際協力、国際戦略等に関する諸施策を協議・意思決定し、もって国際活動の推進に資する」ことを目的としている。国際部長は、副学長が就任することになり大学執行部と直結する組織体制が確立された。これに伴い2009年4月には国際部に国際教育・研究・協力・戦略に専属し取り組む専任教員(4名)が配置され、また、事務組織として国際企画グループと国際教育グループを設置して国際部としての取り組みを開始した。新組織において、本学の新たな国際化構想計画について検討を進めている。

検索

（イ）国際化構想の展開

a　GK 構想の展開

GK 構想は、関西大学をグローバライズしつつ、今度は関西大学が、学生や社会をグローバライズする存在となることを目標とした、今後の本学の国際化全般のあり方に関する基本構想である。これは、国際化のいっそうの推進を図り、世界各地から優秀な学生を集め国際的なネットワークを構築し、更に、本学学生を海外の大学や大学院へ積極的に派遣することで、学生達に多種多様な国際化プログラムを提供して世界に通用する人材育成をめざすものである。この GK 構想を実現するための第一段階（Phase I）として次の3つの数値目標を掲げ、達成に向けて推進していくこととした。

(a) 協定大学数(50)拡大プロジェクトの推進

2009年度末までに学生の相互交換を行う協定大学を18大学から50校に拡大し、加えて、研究者交流等の学術交流を行う協定大学を更に5校程度増やすという目標を立てた。2004年度に1校、2005年度に9校、2006年度に9校、2007年度に6校、2008年度に5校、2009年度に1校と協定を締結して、協定大学数を49とし、目標達成も目前となった。その内訳は、アジア19校、ヨーロッパ・アフリカ17校、アメリカ・オセアニア13校となっている。

(b) 1,000人派遣プロジェクトの推進

２つ目の目標は、近い将来、短期滞在を含めて年間1,000人を超える学生を海外に送り出すことである。このために、協定大学の拡大、認定留学制度の改正、語学研修メニューの大幅な拡充、新形態の国際プログラムの開発等に取り組んだ。

- 交換派遣（DD を含む）及び静宜大学特別留学プログラム派遣については、協定大学の拡大に伴い、2006年度30名であったが、2007年度には42名、2008年度には51名と増大した。
- 認定留学については、従来、所属学部、大学院に関係する専門分野の学修をする（専門科目を複数科目履修する）ことが主たる目的とされていたが、加えて、2008年度秋学期以降の留学について、大学付属の語学研究機関において外国語研修をすることが主たる目的である「中期外国語研修」をも対象とし、留学期間中の学費の取り扱いや経済的援助等についても変更した。
- 語学セミナーについては、2004年度には夏期・春期合わせて7カ国において英・独・仏・中国語による7セミナー（参加者142人）を実施していたが、2005年度には8セミナー（参加者158人）、2006年度には10セミナー（参加者227人）、2007年度には11セミナー（参加者246人）、そして2008年度には8カ国において英・独・仏・スペイン・中国・朝鮮語による13セミナー（参加者295人）を実施した。
- 新形態の国際化プログラムとして、2008年度に台湾の静宜大学において、1学期間の「特別留学プログラム」（中国語の授業と日本語による台湾事情の授業）を開発した。
- 米国の大学との共同学位（DD）プログラムにより、2007年度に1名、2008年度に1名が卒業した。

未だ目標の年間1,000人派遣には達成していないが、認定留学制度の改正により本学学生が留学し易い環境を革新的に整備したことから、制度として1,000人を派遣できる仕組みが完成した。これにより実質的な派遣人数は漸進的に増加することが見込まれる。

(c) 外国人留学生(500人)受入の推進

本学が受入れる留学生の数については、総学生数に占める留学生の比率を当面1.6%（500人）とした。これは、大手私立28大学のその平均値が1.5%であることから、それを上回ることを目標に設定したものである。この4年間、受入留学生数は500人を目前に増減していたが、2009年5月1日現在、546名となり目標を達成した。

【点検・評価】

これまで「3・3・3構想」、「AP 構想」に続く「GK 構想」を策定し、研究者交流並びに学生交換交流を促

進してきた。現在22カ国･地域に所在する49大学と協定を締結している。本学規模にすれば協定大学の数が少ないとの指摘もあるが、協定書だけで交流実体のない協定ではなく、実質的な研究者交換若しくは交流、それに学生交換交流を実施しており、毎年確実に交流の実績を上げている。その意味では、着実な進展があると言えるだろう。

また、派遣留学を促進するための新たなプログラム開発は言及の価値があるだろう。まず、2007年に開設した「特別留学プログラム」がある。これは、協定校である静宜大学（台湾）で実施しているが、これまでの派遣留学制度と異なり、外国語運用能力がないが異文化に関心を持つ学生を対象に開発されたプログラムである。カリキュラムには、中国語、日本語で学修できる台湾文化事情関係科目等が含まれている。更に、留学期間が1学期であることも特色がある。この期間は、在学年数に参入され、単位認定等の教学上の措置も講じられている。また、前述の『中期外国語研修』は、留学という概念を大きく変えたものである。それは、専門分野の学修のみが海外留学に値するという従来のコンセプトを、語学習得も正規の海外留学と認めたことである。1学期あるいは2学期の語学研修は、在学年数に参入される。この制度は、学生のニーズに対応したプログラムであり、更に、学生が本学に支払う認定留学在籍料は、従来の授業料支払い額に比較すると、学生に有利なものとなっている。これまで、2008年度9人、2009年度47人がこの制度に参加しており、派遣留学生の数的目標に貢献していると思われる。

本学の国際化は、ここ3年間において飛躍的に進展したものと評価できる。上記のようにGK構想Phase 1の3つの主目標が達成できた。また、組織的にも、2008年10月には『国際部』が発足し、国際活動担当の副学長が国際部の部長を務め、2009年4月には専任教員4名が配置され、事務組織は、国際企画グループと国際教育グループの2つのグループで国際化を促進すべく改善された。

しかし、近年の経済・社会の更なるグローバル化、多様化する学生のニーズ、人口減少期等の状況を踏まえ、新たに国際化の新構想を策定することが必要である。2008年7月29日に文部科学省、外務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省の連名で、国家戦略「留学生30万人計画」の骨子が公布された。この趣旨は、日本を世界により開かれた国とし、アジア・世界との間のヒト・モノ・カネ・情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として、2020年までに留学生受入30万人をめざすというものである。このような『数的国際化』が唱われるグローバル化の進展の中、『質の国際化』つまり、国際的通用性のある大学教育も求められている。本学は、このような状況の中、新たな国際化課題に早急に対応しなければならない状況にある。特に優秀な正規課程留学生の確保や交換留学生の受入のためには留学生宿舎の確保は緊急の課題であるが、南千里にある大阪府千里留学生会館跡地が購入され、平成24年に建築される予定となっている。また、「留学生30万人計画」の「国際化の拠点となる大学を30選定し重点的育成」を踏まえた「国際化拠点整備事業（グローバル30）」への申請を検討したが、平成21年度においては条件が整わないことから断念せざるを得なかった。この事業に採択されることは、日本における国際化を推進する代表的な大学であることの証となっている状況である。本学においても、現在、全学の英知を集めて、次の世代の国際化構想の構築を進めている。国際化拠点整備事業への採択は、その延長線上に位置する重要課題である。

イ　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための施策

【現状の説明】

(ア)「国際化」とカリキュラム

国際化をめざした環境の整備は着実に進んでいる。「GK 構想」の推進により、2009年5月1日現在、協定校は49大学となっている。協定校の増設により研究教育における活動と選択の幅は着実に広がっているといえる。特に学生の多彩なニーズに応えるために、大学を通じての留学の可能性を拡大することはとりわけ重要視される。

2009年5月1日現在、在籍留学生数は546名であり、その内訳は学生交換交流協定に基づく交換留学生が57

名（学部45名、大学院12名）、DD プログラム受入生が0名、外国人研究生27名、正規課程の私費留学生が454名（学部283名、大学院171名）、そして国費留学生が大学院に8名となっている。正規課程留学生のもっとも多い学部が商学部（92名）、次いで経済学部（55名）であり、以下、社会学部（33名）、総合情報学部(26名)、文学部（22名）、工学部（13名）、法学部（7名）の順に、また近年新設された学部ではいずれも人数の増加を見ており、政策創造学部（6名）、システム理工学部（19名）、環境都市工学部（5名）、化学生命工学部（5名）となっている。

外国人留学生対象のカリキュラムは、この3年間に数的、質的に改善がなされた。交換留学生対象のカリキュラム『ウエブスター大学との協定に基づく専門教育科目』第1群（日本語）クラスは、これまでの6レベル（一週間につき6クラス）から2009年度より6レベル24クラス（1レベルを(a)(b)に拡大、更に1クラスは週2回）と増加した。これにより、学生の日本語習熟度レベルに対応したクラス開講が可能になり、また日本語を未習の学生も受け入れることが可能となった。更に、2009年4月日本語教育の専門教員が国際部に配属となり、抜本的なカリキュラム改善が可能となった。シラバスの一貫性、国際的に通用するシラバスの構築、またコース概要のパンフ作成がなされ、更に日本語教師との連絡会議等も開催され、より良い日本語教育をめざす大幅な改善がなされたと言えよう。同様に、『ウエブスター大学との協定に基づく専門教育科目』第2群（日本研究）に関しては、2006年度は、12クラス、2007年度と2008年度は13クラス開講したが、2009年度からは、20クラス開講し、35%の増加となっている。内容も、学生のニーズや関心に対応すべく、新たにクラスを開講した。更に第1群（日本語）と第2群（日本研究）のクラス全体に、授業評価を推進すべく、授業評価アンケートの英語訳を行い、授業に反映できるようにした。これら一連の改善は、国際部という組織設置、国際部の教員配置と組織の強化により可能になったと言う事ができる。

長年の懸案事項であったカリキュラムを通した外国人留学生と本学の学生との交流が可能となった。2008年秋学期から、『ウエブスター大学との協定に基づく専門教育科目』第2群（日本研究）に、本学の学生も履修することができるよう改善を行った。第2群のクラスでは英語が使用されているため、本学の学生にとっては、専門科目修学、外国語（英語）習得、学生交流にとり、最適の機会となる。学生の基礎的な英語力も必要であるため、TOEFL500点（自己申告）を条件とし、1クラスに5人まで履修できることとした。2008年度秋学期に14人、2009年度春学期に15人の履修者があり好評である。今後も多くの学生が履修するように進めていく予定である。

外国からの招へい研究者と学生との交流については、招へい研究者のゼミナールへの特別参加や特別講演会の企画を計画し、これに積極的な参加を呼びかけることによって実現している。招へいした研究者を、カリキュラムに直接組み込むことは、全学的には困難だが、学部・学科レベルで、部分的にではあるが活用できているといえる。全学の学生を対象とした外国人教員による授業としては、現在の専任外国人教員による授業のほか、特任外国語講師による授業が行われている。

このような状況に鑑み、2008年10月1日より国際部が発足した後、招へい研究者及び専任教員による外国語による講義を含めた科目の実施可能性について検討を始めている。

（イ）国際教育・研究交流諸制度

学術交流の重要な領域として海外の研究者との交流がある。本学ではこれを支援するものとして、本学専任教員が海外の研究機関で研究活動を展開できる「在外研究員」のほかに、「交換研究者」及び「外国人招へい研究者」の各制度を設けている。交換研究者制度では、現在49協定大学のうち、中国の復旦大学、東北大学、北京大学、台湾の国立台湾大学、ベルギーのルーヴェン・カトリック大学、フランスのパリ第3大学、ドイツのゲッティンゲン大学、エジプトのカイロ大学、の8大学との間で研究者の交流を行っている。このうち東北大学が2人・月であるのを除けば、他はいずれも3人・月、または6人・月の交換である。協定大学の拡大に伴い交換人数・月数の見直しが早急に必要である。また外国人招へい研究者制度では、共同研究や特別講義、学術講演等のために海外の著名な研究者を招くものとしている。外国人招へい研究者には、来

日中の外国人研究者を招へいし、本学において講演を行う「招へい講演者」も含まれ、毎年実施している。

（注）「6人・月」とは、1人の場合は6カ月、2人の場合は各3ヶ月の滞在。以下同様に、6人の場合は各1カ月の滞在となる。

（ウ）本学教員の協定大学への派遣

協定大学への研究者派遣数の内訳は表Ⅰ-4-1に示したとおりである。

しかし、担当授業等の関係で同一人が実質2ヶ月以上の期間にわたる研究に赴くことは大変困難であり、ここ数年希望者は、この協定枠に満ちていない。

表Ⅰ-4-1　交換派遣研究者数の内訳

年度 / 協定大学	2007年度	2008年度	合計(人)
東北大学（中国）			
復旦大学（中国）	1		1
北京大学（中国）			
国立台湾大学（台湾）			
ゲッティンゲン大学（ドイツ）			
パリ第3大学（フランス）			
ルーヴェン・カトリック大学（ベルギー）	1	1	2
カイロ大学（エジプト）			
合計(人)	2	1	3

（エ）本学教職員の国際交流活動

協定大学への交換・派遣のほかに、「在外研究員等規程」による在外研究員制度がある。

在外学術研究員（1年間）はこの2007年度15名、2008年度15名、また在外調査研究員(1ヶ月以上6ヵ月以内)は、2007年度9名、2008年度8名の派遣である。

外国留学者は、2007年度0名、2008年度1名となっている。

また、同規程による外国出張者は、2007年度177名、2008年度171名となっており、学部別3年間合計では、文学部112名、外国語教育研究機構(2009年度より外国語学部)51名、総合情報学部49名、システム理工学部46名、環境都市工学部46名、化学生命工学部38名、に次いで商学部27名、社会学部23名、法学部23名、法務研究科16名、経済学部13名、会計研究科2名の順となっており、引き続き活発な学術交流が行われている様子がうかがえ、ここ3年間では僅かではあるが増加の傾向が認められる。在外研究員に関しても、学部によって応募者の数に偏りが見られる。この現状に鑑み、今後更にグローバルな研究活動を促進し研究者のニーズに合致した体制を整えるために、2009年度より在外研究員の派遣制度の抜本的な見直しの検討が始まった。

（オ）国際的行事

研究交流のもう一つの柱となる国際的行事であるが、2008年3月10日～13日にはベルギーのルーヴェン・カトリック大学において『関西大学日本・EU 研究センター』の開所式及び第1回ジャパンウィークが開催された。ジャパンウィークでは、山田洋次監督を招いての映画上映、オーストリア・グラーツのエッゲンベルク城博物館所蔵の「豊臣期大坂図屏風」の紹介や関西大学能楽部による能の上演等が行われた。この日本・EU 研究センターは今後、本学とヨーロッパの研究機関との学術・文化交流の基点としての役割を担うことが期待されている。

2007―2009年度、国際交流助成基金による国際シンポジウム及び国際学会開催並びに協定大学との共同研究に対する助成は次のとおりであった。(表Ⅰ-4-2、表Ⅰ-4-3参照)

○国際シンポジウム　2007年度：0件、2008年度：3件（総合情報学部1件、社会学部2件）

○国際学会　2007年度：0件　2008年度：0件

○協定大学との共同研究　2007年度：1件、2007･2008年度：1件　2008･2009年度：0件

国際シンポジウムへの助成総額は、2007年度は0円、2008年度は4,558,645円となっており、年度により執行額に差が生じている。国際シンポジウムの開催件数は1999年度以降、平均、年に2～3件となっているが、国際学会の助成申請は1994年度以来ゼロである。特に国際学会の助成申請が極めて少ないのは、開催総額のかなりの部分を外部の助成金に頼らなければならないという事情に加え、「2カ国以上の者が参加するもの」という「国際学会」の定義が、申請する側にとって国際的組織を持つ学会という理解がされているという理由が考えられる。助成の割合や助成額を増やす、定義等を再確認し必要によっては見直す等の措置が必要である。

こうした助成金は、1986年、本学の創立100周年を記念して国際交流助成基金が設置され、助成事業として国際シンポジウム及び国際学会に対する助成金の交付が定められたことに基づいている。また1993年には同基金による協定大学との共同研究に対する助成が認められた。助成額等の内容はそれぞれ以下のとおりである。

a 国際シンポジウム：助成総額が年間1,000万円以内で、1件に総費用の2分の1を限度に300万円以内を助成する。

b 国際学会：1件につき20万円を限度として助成し、原則として、各年度5件以内とする。

c 協定大学との共同研究：1件につき100万円を限度とし、各年度5件以内とする。研究期間は原則として2年。

表Ⅰ-4-2　国際シンポジウムへの助成

課　　題	主　催	開 催 日	助成額(円)
「教育における ICT 利用」	総合情報学部	2008年8月25日 ～27日	2,260,000
「東アジアにおけるスポーツとメディア」	社会学部	2008年7月29日、30日	933,216
ユーモア研究の現状と未来―日本、カナダからの報告	社会学部	2008年5月10日	1,365,429

表Ⅰ-4-3　協定大学との共同研究への助成

課　　題	期間	申 請 者	協定大学	助成額(円)
法の継受とその現代的展開―日本法とドイツ法	2006.4.1 ～2008.3.31	法務研究科 今西康人教授	ｹﾞｯﾃｨﾝｹﾞﾝ大学	902,545
日本と韓国の学校による交流学習のモデルの開発	2007.4.1 ～2009.3.31	総合情報学部 久保田賢一教授	漢陽大学	823,086

【点検･評価】

交換受け入れ留学に関しては「GK 構想」に基づき、世界各地の大学とも研究者交流並びに学生交換協定を締結することにより、2009年5月現在、22ヵ国･地域に所在する49大学との協定を締結した。これは2007年度と比較し約1.5倍の伸びを示している。交換学生の受け入れに関しても、2009年5月現在、学部生･院生合わせて70名が在籍し、2007年度から70%の増加をみた。一般留学生に関しても、私費･国費、学部生･院生合わせて、2009年5月現在、462名が在籍している。

学生交流、カリキュラムの国際化については、上述のように、かなりの改善は見られるが、まだまだ十分とは言えない。交換受入留学生のプログラムは、学生のニーズを把握し、よりよいカリキュラムにすべく、更なる改善が求められる。『日本研究』のクラスについては、どちらかというと人文系が多いため、社会科学や自然科学の領域、招へい教授制度を利用したクラス策定等の検討がなされるべきである。また、クラスの授業評価についても、国際性の通用する評価システム（例：European Credit Transfer System, ECTS）の検討が必要である。それにより、国際交流もスムーズに進み、単位認定等が可能になれば、留学動機づけも向上するだろう。

一方、本学教員の海外派遣は「在外研究員」制度により毎年33名が学術研究員（在職期間が原則として4年以上で、年齢が59歳以下の者。ただし、原則として39歳以下の者を優先）として1年若しくは調査研究員

（在職期間が原則として4年以上で、年齢が63歳以下の者）として半年を上限として、2007年度に23名、2008年度に23名が世界各地の大学・研究機関に派遣され、共同研究や教授能力の向上の実を挙げている。これらの成果が本学の教育･研究に生かされていることは言うまでもない。

「交換派遣研究者」制度については、研究者交換のできる８大学への派遣枠はあるが、近年、交換派遣研究者の申請件数は少なく、2007年度に２件、2008年度は１件に留まっている。今後の課題として、「交換派遣研究者」制度の活用を希望する教員に対して、学期中の授業や会議・委員会等の職務に関する柔軟な配慮とともに申請手続き面等のサポート体制を充実させる必要がある。更に、制度的な問題であるが、「交換派遣研究者」の年齢制限や回数制限も見直しを行う時期に来ており、2008年10月に発足した国際部で検討を始めている。

ウ　国内外の大学等との単位互換制度

（ア）国内大学との単位互換制度

【現状の説明】

ａ　大学コンソーシアム大阪の単位互換制度

2006年度から、大学コンソーシアム大阪に加盟する大阪府内の大学のうち、4年制30大学間で単位互換事業を開始し、2009年度の参加大学は36校である。この事業により学生が受講できる講義の選択肢が拡大し、単位互換に参加する大学の学生あるいは併設の短期大学の学生は、他大学が提供する単位互換科目を履修でき、その修得単位は、在籍する大学の単位互換に関する基準に従い、認定される。

単位互換科目は、大阪の都心部の会場で開講するセンター科目「大阪学」と各大学のキャンパスで開講するオンキャンパス科目に分類され、2009年度は、各大学から約400科目が提供され、本学はセンター科目に1科目、オンキャンパス科目に45科目を提供している。受け入れ学生は延べ数で2008年度67名、2009年度57名である。また、本学からは延べ数で2008年度は19名、2009年度は1名の学生が本制度を利用している。

ｂ　早稲田大学との単位互換制度

2008年5月13日に、本学と早稲田大学との連携協力に関する協定を締結し、連携事業の具体化の一つとして、両大学の学生交流制度（単位互換）開設に向け現在検討が行われている。現在は、学生交流制度の開始に先立ち、プレ学生交流事業を展開しており、2009年度は夏季休業期間を活用した集中講義「大阪発・笑いの科学　―理論研究とフィールドスタディ―（早稲田大学・関西大学連携講座）」（2009年9月7日（月）～10日（木）　3泊4日）を本学が提供し、早稲田大学から15名、本学から10名の学生が参加した。修得した単位は、それぞれ所属学部の規定にしたがって、卒業所要単位に参入される。2010年度は早稲田大学がプレ学生交流事業として集中講義の提供がされる予定である。

ｃ　関西四大学大学院学生の単位互換制度

1998年より「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」に基づき、関西学院大学大学院、同志社大学大学院、立命館大学大学院との間で、関西四大学大学院学生単位互換制度を設けている。

本制度を利用する学生数に関しては、2008年度、本学からは8名が他大学院の授業を履修、他大学院からは4名を受け入れ、2009年度は、本学から6名が他大学院の授業を履修、他大学院から1名を受け入れている。

ｄ　大阪大学との大学院単位互換制度

本学と大阪大学との学術交流協定の締結を受け、「環境リスク管理学プログラム」及び「サスティナビリティ学プログラム」に関する授業科目について相互認定を行うことを前提に、2008年3月15日に単位の相互認定に係る協定書及び覚書の締結が行われた。同協定等に基づき、両大学大学院の学生は、それぞれの規則に基づき「特別聴講学生」として相互に授業を履修し、単位の修得ができる。この制度は、大阪大学工学研究科が開設する「環境リスク管理学プログラム」及び「サスティナビリティ学プログラム」の両プログラム

に、本学の理工学研究科が、大阪大学では開設されていない両プログラムに係る関連科目を提供し、相互にこれらのプログラムに関する科目を履修することで、プログラムを修了できる制度である。2008年度の秋学期から運用を開始し、2008年度秋学期には、本学大学院生6名が大阪大学で受講し、2009年度には5名の大阪大学大学院生が本学で履修している。

【点検・評価】

a　大学コンソーシアム大阪の単位互換制度

国内大学との単位互換の方法は単位互換協定に基づいたもの、及び共同の単位互換事業によるものであり、学生はこれらの制度の中で、他大学の授業科目を明確な問題意識を持って履修することができ、学習の幅を広げることができるという点で大変メリットのある制度である。しかしこれらの制度を利用する本学学生は多くない。大学コンソーシアム大阪の単位互換制度を活用する本学学生が少ない理由としては、本学は総合大学の利点を活かして全学共通科目として多様な科目を提供できる環境にあり、更に選択肢を増やすことが学生にはそれほど魅力ある制度と受けとめられていないのではないかと考えられる。実際には、移動時間等を考慮しつつ、本学での履修科目の合間を縫って受講できる他大学の科目となると、履修は極めて制約される。36の加盟大学（平成21年度現在）により運営されており、本学の都合だけで制度の見直しをすることができないが、この制度に関する学生への周知方法やスケジュールの見直しと、各加盟大学が抱えるこの制度に関する問題の解決方法を検討する機会が必要である。

b　早稲田大学との単位互換制度

派遣先の大学に正規学生と同等の扱いで在籍して授業科目を履修し、修得した単位は所属学部の単位として認定する前提で制度設計をする必要性があり、受講できる科目や宿舎等、まだまだ詰めなければならない事項が残っているが、早稲田大学との協議を踏まえ、できるだけ早期に学生交流制度を具体化する必要がある。

c　関西四大学大学院学生の単位互換制度

「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」に基づく交流研究生制度は、本学も含め、四大学（関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学）の各大学院生が自己の研究を進めるなかで、自大学のカリキュラムには開設されていない関連学問分野の講義を他大学院で受講できたり、大学院によっては研究指導を受けられたりといったメリットのある制度であるが、「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」に基づく2008年度及び2009年度の交流研究生の状況は下記のとおりで、本学の大学院生による利用者は決して多いとはいえない状況である。

＜2008年度＞

[他大学院への送り出し（※延べ数）]

関西学院大学　2名（文学研究科　1名、外国語教育学研究科　1名）

同志社大学　　3名（文学研究科　2名、社会学研究科　1名）

立命館大学　　5名（文学研究科　1名、社会学研究科　1名、外国語教育学研究科　3名）

[他大学院からの受け入れ]

関西学院大学　1名（社会学研究科　1名）

同志社大学　　2名（経済学研究科　1名、社会学研究科　1名）

立命館大学　　1名（文学研究科　1名）

＜2009年度＞

[他大学院への送り出し（※延べ数）]

関西学院大学　3名（社会学研究科　2名、理工学研究科　1名）

同志社大学　　1名（社会学研究科　1名）

立命館大学　　4名（社会学研究科　1名、外国語教育学研究科　1名、心理学研究科2名）

［他大学院からの受け入れ］

立命館大学　　1名（心理学研究科　1名）

d　大阪大学との大学院単位互換制度

「環境リスク管理学プログラム」及び「サスティナビリティ学プログラム」の両プログラムを開設している大阪大学の大学院生は、本学で提供している科目を履修しなくても自大学開設科目でプログラムを修了できるのに対し、本学の大学院生が修了用件を充足するためには多くの科目を大阪大学で履修しなければならず、本学の大学院生にとってはそれぞれの研究を抱えながら大阪大学で履修するには相当の負担が伴い、今後どれだけの大学院生が受講するかについてはしばらく推移を見守る必要がある。しかし、両プログラムとも、それぞれの分野の専門家として、広く社会で活躍することが期待されており、例え受講者は少なくても社会から要請されている人材を育成できる制度として大切に運用していく必要がある。

（イ）外国大学等との単位互換制度

【現状の説明】

a　交換派遣留学と認定留学

本学では1984年より「交換派遣留学」と「認定留学」の二種類の留学制度を定めている。

「交換派遣留学」とは、本学と学生交換交流協定を結んでいる外国の大学（協定大学）に、選考を経て1年間留学する制度である。留学先の大学で修得した単位は、学部生は60単位、大学院生は10単位を限度として、所属学部または研究科の審査を経て認定される。

交換派遣留学生の所属学部または研究科では、帰国後に当該学生との面談等を行い、学部教授会または研究科委員会において慎重に審査した上で、授業科目の読み替えによる単位認定を行っている。その際、もっとも重視されるのは、授業時間数を含めた科目独自の内容である。

留学期間の1年間は本学の在学年数に算入されるので、学部生の場合は、留学期間1年間を含め、合計4年間で卒業することが可能である。また、奨学金を給付し経済的な援助も行っている。

「認定留学」とは、上記の交換派遣留学制度以外の方法で、所属の学部または研究科の承認を得て留学する制度である。学生は、留学希望の大学の入学許可証を取得し、留学の3カ月前までに必要書類を揃えて国際部に提出し、書類審査を受ける。認定留学として認められると、交換派遣留学生と同様の教学上の措置が講じられる。留学期間は1学期間または2学期間とされている。従来、この制度は専門の勉強をするための留学であり、いわゆる「語学留学」は認められていなかったが、多様な形態の留学を促進するために、2008年度秋学期より、語学留学を含めた以下の2つのタイプの留学が対象となることになった。

1. 外国の大学または大学院において所属学部または所属研究科に関係する専門分野の学修をする（専門科目を複数科目履修する）留学 〔従来の「認定留学」〕
2. 大学付属の語学研究機関において外国語研修をすること（各学期において、12週以上かつ週当たりの授業時間数が20時間以上）を主たる目的とする留学〔「中期外国語研修」と通称されている。〕

いずれのタイプの留学でも、留学先で取得した単位は、所属学部の教授会または大学院研究科委員会での審査によって一定の範囲で認定され（成績証明書要提出）、留学期間は本学の在学年数に算入される。

また、認定留学の特殊な形態として、2007年度春学期より、「静宜大学特別留学プログラム」も実施されている。これは、協定大学である台湾の静宜大学において1学期間留学するプログラムで、留学期間は、在学年数への算入や単位認定等の教学上の措置が講じられる。派遣される学生の選考は本学で行われるが、現地での授業が日本語でも実施されることから、出願時に語学力は問わない。

b　共同学位プログラム

2000年9月、アメリカのウェブスター大学との間で共同学位プログラム（DD プログラム）協定を締結した。これは相手大学に留学し、両大学で正規生として専門教育を受けることにより、卒業時に双方の学位を得ることができるプログラムである。

DD プログラムでは、本学と協定大学との間で、それぞれの教育プログラムが自校の教育目標の達成基準を満たすということを前提として学位が授与される。本学から派遣される学生には、ウェブスター大学で修得した単位（60単位が限度）が本学の卒業所要単位として認定され、更に、ウェブスター大学で卒業に必要な単位（最低30単位以上）を修得すれば、本学で修得した単位がウェブスター大学の卒業所要単位として認定され、128単位以上の単位を修得することによって同大学から Bachelor of Arts（教養学士号）が授与される。

修業年限に関しては、原則として留学期間の1年間を本学の在学年数に算入する。ただし、留学初年度の秋・春学期においてウェブスター大学で選択した専攻の必須単位（Required Credits）の2分の1以上を修得している場合に限り、学部教授会の了承を得たうえで留学期間の延長が可能である。この場合には、2年間を上限として本学の在学年数に算入することができる。

また、ウェブスター大学から派遣される学生は、本学の学部に2年間在籍して64単位以上修得し、かつウェブスター大学の学位を修得した時点で、本学から所属学部の学士号が授与される。日本語運用能力が高い学生は自己の専門により関係学部に所属し専門科目を履修するが、日本語運用能力が高くない学生は文学部に所属し、英語で授業を行う日本研究科目を履修することができる。

【点検・評価】

外国大学との単位互換の方法は、いずれも60単位を限度に本学の単位として認定するものであり、1年間に修得できる単位数としては十分なものである。単位の認定は、学生の認定願に基づき、もっとも適切と思われる授業科目内容を詳しく検討したうえで、学部教授会または研究科委員会が責任を持って行っており、全体としては適切に運用されている。ただし、上記の「中期外国語研修」の単位認定については、今後実績を重ねながら、適切な認定基準を設定してゆく必要があるだろう。他方で、今後、専門分野の学修、外国語研修にくわえて、インターンシップ、ワークキャンプ等、さまざまな形態で行われる海外での学生の国際的活動を、教学レベルでどのように認定していくかについても、積極的に検討することが望ましいだろう。

更に、上記にあるように、国際的に通用性のある単位認定制度の検討が必要である。成績評価は、日本ではまだまだ教員の裁量に委ねる傾向があるが、国際的に通用させるには、多くの点で根本的改善が必要だろう。留学生を受け入れることは、成績評価基準の見直しを促す機会をもたらす。国際部は、グローバルスタンダードに沿ったカリキュラムを構築すべく、カリキュラム改善を行い、その成果を学内・学外へ発信すべきである。多くの国から、多様な文化を持つ学生を受け入れ、また派遣する場合、国際的に通用する評価基準等を構築するのは、複雑かつ困難である。しかし少なくとも、それらの基準がどのようなものであるかを理解し、本学が持つ基準の裏付けを理解し、また学生に説明をすることが求められる。今後多くの派遣・受入留学生の増加が見込まれることから、単位認定、学習評価等の制度のみならず、「教室運営（クラス・マネジメント）」等についても、日本以外の学生への教育に対し、国際的通用性があるのかを検討し始める必要がある。

エ　外国人教員の受け入れ体制の整備状況・外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性

【現状の説明】

（ア）外国人教員の受け入れについて

本学の外国人教員は次表のとおりである。

表Ⅰ-4-4　学部・大学院・部別外国人教員数（5月1日現在）

学　　部	教授	准教授	専任講師	特別契約教授	特任外国語講師	兼任講師※	客員教授	TA. SA. RA	合計
法学部								1	1
文学部	6	2							8
経済学部	1							4	5
商学部	1						1		2
社会学部								2	2
政策創造学部									
総合情報学部	2							1	3
システム理工学部							1		1
環境都市工学部								1	1
化学生命工学部						120			
外国語学部	4			1	11				16
法科大学院									
会計専門職大学院									
教育推進部									
国際部		1							1
									120
合　　計	14	3	0	1	11	120	2	9	160

※2007年度より兼任講師の所属は「大学」に統一されている。

（イ）研究者の受け入れ制度

本学には、海外の研究者との交流を支援する学内制度として、「交換受入研究者」、「招へい研究者」及び「外国からの研究員」の受入制度がある。

（ウ）交換受入研究者

「交換受入研究者」は、協定に基づいて協定大学から研究者を受け入れる制度であり、これにより、毎年研究者を迎え、本学受入担当教員等との共同研究や教員・学生等を対象とする講演等が行われている。

協定大学からの研究者受け入れ数の内訳は、表Ⅰ-4-5に示したとおりである。

この結果、2008年度までの26年間の受入研究者は、合計147名である。

表Ⅰ-4-5　交換受入研究者数の推移

年度 / 協定大学	2007年度	2008年度	合計（人）
東北大学（中国）			
復旦大学（中国）	1	1	2
北京大学（中国）	1	1	2
国立台湾大学（台湾）			
ゲッティンゲン大学（ドイツ）			
パリ第3大学（フランス）	1		1
ルーヴェン・カトリック大学（ベルギー）	1		1
カイロ大学（エジプト）	1	2	3
合計（人）	5	4	9

（エ）外国人招へい研究者

「外国人招へい研究者」は、協定大学以外の外国の教育機関から共同研究や特別講義を学生に提供するために研究者を受け入れる制度であり、その受け入れの形態には、招へい教授、招へい研究員、招へい講演者、招へい特別講演者がある。招へい教授、招へい研究員は、本学の学術研究及び教育水準の向上を図るため、6カ月を限度に海外で活躍する研究者を招へいする制度であり、優れた教育、研究上の業績を有する者が対象となる。招へい講演者は、本学の研究者及び学生を対象に講演するために来日中の研究者を招へいする制度である。特別講演者は、全学的な観点から特別な必要により外国から招へいする研究者を受け入れる制度である。

招へい研究員は、2007年度に6カ国8名、2008年度に8カ国10名を迎えた。招へい講演者は、2007年度は2カ国2名、2008年度は2カ国2名であった。以上はいずれも多数の受け入れ状況を示しているが、招へい教授は1997年度以降、2008年度まで実績がない。また、特別講演者（国際的に著名な学識経験者であり、かつ本学の学術研究及び教育水準の向上に寄与する者で、特に外国から招へいする者）についても、創立100周年記念講演以降実績がない。全体的に、関西大学の国際化の方針を鑑みても、招へい研究者の人数は多いとは言えない。今後、「外国からの研究員に関する内規」による外国人研究者等も含めて、外国の研究者との共同研究を推進していくための素地を作っていく必要があるだろう。

（オ）外国人研究員

上記の「交換研究者規程」と「外国人招へい研究者規程」を補完するものとして「外国からの研究員に関する内規」がある。これは、外国の大学その他これに準ずる教育･研究機関の教員又は研究員で、本学で研究を志望する者から、研究員願書、履歴書、写真を添えて願い出があれば許可する制度である。一般に私費外国人研究者の受け入れをいい、研究領域内容を同じくする本学教員が受入担当者となり受け入れるものである。2007年度には3カ国3名、2008年度には2カ国2名を受け入れた。

「外国人研究員に関する内規」は1998年度において「外国からの研究員に関する内規」と名称を変更し、海外で活躍する日本人も受入対象とした。なお、便宜供与の範囲は、図書館、情報処理センターの利用及びコピー代の免除である。また、「外国からの研究員に関する内規」により許可された研究者に対しても、宿舎の提供、海外旅行傷害保険への加入手続き等の協力を行っている。

（カ）その他の来訪

日本学術振興会、国際交流基金等の本学以外の機関が招へいした外国人研究者及び協定大学の関係者が、来日の機会に本学を来訪し、学長への表敬訪問や学内施設の見学及び関係者との研究交流・座談会等を行った。協定大学及びその他の海外の大学・諸機関から2007年度には16件、2008年度には34件の来訪があった。

（キ）外国人研究者の受け入れ体制

国外からの来訪研究者のための宿舎は、1999年4月、千里山キャンパスに隣接する吹田市佐井寺地区にマンションを賃借することでかなり改善された。全9室、各3LDK、64㎡の広さで、千里山キャンパスから歩いて20分ほどの距離にある。

また、2009年3月に大阪府千里留学生会館跡地（吹田市佐竹台一丁目）を取得し、地域の国際化推進拠点となる留学生会館を設立する予定である。そこには研究者用ゲストハウスとして10世帯入所可能な部屋を確保する予定である。しかし高槻キャンパス、高槻ミューズキャンパス、堺キャンパス向けには、このような設備が用意されていない。今後、外国人研究者が増加することが予想され、更なる受け入れ体制の充実が求められる。

【点検・評価】

外国人教員の採用状況は、各学部の必要に応じて採用されてきたものである。文部科学省ほか関係省庁で策定された「留学生30万人計画」に提案されているように、今後の必要度が高まり、その数を増やしていく方向にある。

従来は語学系の教員としての採用にその必要性が高かったが、今後の課題として、語学科目のみならず、専門科目を教育･研究指導する教員を増やす必要がある。RA（リサーチ・アシスタント）、TA（ティーチング・アシスタント）、SA（スチューデント・アシスタント）は現在9名が採用されている。今後もこのような外国人補助教育者を活用して、更なる外国語による教育の推進を図る必要がある。

また、学外からの研究者を本学に滞在させる制度は本学の研究活動にとって重要であると思われる。「交換受入研究者」や「招へい研究者」制度はあるが、1年位の期間を単位とした受け入れ制度はない。更に、博士号取得直後の若い研究者 PD（ポスト・ドクトラル・フェロー）を国内外から受け入れる制度があれば、

種々の新しい学問を身につけた研究意欲旺盛な彼等によって新しい活動場所としての本学の研究を大いに活発化させてくれるだろう。PD は彼等自身の所属が確定していない立場上、本学への滞在もかなりの自由度がある。また、外国の PD 等若手研究者で日本での研究継続を希望する者が増えている今日、そのような制度の創設も望まれるのではなかろうか。

オ　海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ

【現状の説明】

（ア）交換派遣留学・認定留学・海外語学セミナー

本学では、「交換派遣留学」と「認定留学」の2種類の留学制度を定めている。

「派遣留学」は、学生交換協定を締結している外国大学へ、選考のうえ1年間派遣される留学制度であり、「認定留学」は、原則として、協定大学以外の大学に、所属学部教授会または研究科委員会の許可を得て1学期間または1年間留学する制度である。

「派遣留学」「認定留学」ともに留学期間は在学年数に算入され、留学先で修得した単位は学部学生60単位（2000年度以前生は30単位）、大学院生10単位を上限として、本学の単位として認定される。留学期間内に修得した単位認定は、単位認定願により学部教授会または研究科委員会が行う。

a　協定に基づく学生交換交流プログラム

2009年5月現在、『データブック2009』〔P82　2　外国大学との学術交流の促進状況〕のとおり、全協定大学49校（22カ国地域）のうち、46校（20カ国地域）と学生交換協定を締結している。

交換受入留学生及び交換派遣留学生の過去2年度分の内訳は表Ⅰ-4-6のとおりである。

表Ⅰ-4-6　交換受入・派遣留学生の内訳（2年度分）

協定大学名（国・地域）	受入留学生数			派遣留学生数		
	2007	2008	計	2007	2008	計
高麗大学（韓国）		2	2	1	2	3
東亜大学（韓国）	1	1	2			0
漢陽大学（韓国）	2	2	4	1	2	3
嶺南大学（韓国）	1	1	2	1		1
東北大学（中国）	1	1	2	1		1
復旦大学（中国）	1	1	2	1	1	2
北京大学（中国）		1	1			0
北京外国語大学（中国）	1	1	2		2	2
遼寧大学（中国）	1	1	2	1		1
華中師範大学（中国）		1	1			0
香港中文大学（中国）	2	2	4	1	1	2
国立台湾大学（台湾）	2	2	4	1		1
静宜大学（台湾）	3	2	5	1		1
ベトナム国家大学ハノイ（ベトナム）		2	2			0
タマサート大学（タイ）	1	2	3		1	1
チュラロンコン大学（タイ）	2		2			0
バーミンガム大学（イギリス）		4	4	2	1	3
ロンドン大学 SOAS（イギリス）		1	1	2		2
エアランゲン・ニュルンベルク大学（ドイツ）		1	1		2	2
ケルン大学（ドイツ）	1	2	3		2	2
ゲッティンゲン大学（ドイツ）	2		2	1	1	2
コンスタンツ大学（ドイツ）			0	1	2	3
チューリッヒ大学（スイス）	1	1	2		1	1
西カトリック大学（フランス）		2	2	2	2	4
パリ第3大学（フランス）		2	2	3	1	4
パリ第7大学（フランス）	2	2	4	2	2	4
ルーヴェン・カトリック大学（ベルギー）	4	5	9	2	2	4
ロスキレ大学（デンマーク）		1	1			0

協定大学名（国・地域）	受入留学生数			派遣留学生数		
	2007	2008	計	2007	2008	計
カイロ大学（エジプト）	1	1	2			0
アリゾナ大学（アメリカ）	1	4	5	2	1	3
ウエブスター大学（アメリカ）	8	12	20	1	7	8
セント・マイケルズ大学（アメリカ）			0	1	1	2
ハワイ大学（アメリカ）	2	1	3	2	2	4
ブリッジウォーター州立大学（アメリカ）	1	3	4	2	2	4
ミズーリ大学セントルイス校（アメリカ）			0		2	2
モレロス州立自治大学（メキシコ）	1	2	3		2	2
アデレード大学（オーストラリア）		2	2		1	1
オーストラリア国立大学（オーストラリア）	1	1	2	2	2	4
合　　計	43	69	112	34	45	79

（注1）ウエブスター大学からの受入留学生数には、2007年度３名の DD プログラム生を含む。
（注2）ウエブスター大学への派遣留学生数には、2007年度1名、2008年度7名の DD プログラム生を含む。

b　認定留学

認定留学については、所属学部・大学院に関係する専門分野の学習を主たる目的とする留学に加え、新たに2008年度秋学期から大学付属の語学研究機関において外国語研修をすることを目的とする「中期外国語研修」（１学期間の研修）をも対象とし、同時に留学期間中の学費の取り扱いや経済的援助等についても改正された。これにより、認定留学が飛躍的に増加することが期待される。認定留学生数については表Ⅰ-4-7参照。なお、2009年３月現在、2009年度中期外国語研修生は47人である。

表Ⅰ-4-7

認定留学の種類	2007年度	2008年度	計
所属学部・大学院専門分野の学習	5	3	8
中期外国語研修		8	8
計	5	11	16

c　海外語学セミナー

海外語学セミナーは、2006年度は8カ国5外国語10セミナーだったが、2007年度は9ヵ国5外国語11セミナー、2008年度は更に10カ国6外国語13セミナーを実施した。特に英語セミナーへの応募者の増加に対応して、2007年度からサウスカロライナ大学英語セミナーを追加し、2008年度からは、希望者の少ないアデレード大学夏期英語セミナーを廃止し、その代わりにポートランド州立大学英語セミナーとトロント大学英語セミナーを追加した。更に2008年度には、サンティアゴ・デ・コンポステラ大学スペイン語セミナーを新設し、朝鮮語セミナーを漢陽大学から高麗大学に変更し、復旦大学中国語セミナーの実施時期を夏期から春期に変更した。

その結果、2008年度からは、表Ⅰ-4-8のとおり計10カ国6外国語13セミナーとなった。募集定員も2006年度の265名から2008年度には315名へと大幅に増加した。研修期間は原則4週間である。従来、参加学生は、筆記試験あるいは書類による第1次選考と面接による第2次選考によって決定していたが、2008年度より、選考試験を取り止め、希望者が募集人員を超過した場合のみ抽選を行い、参加者を決定することとした。

セミナー修了者には外国語科目の「海外研修（セミナー名・レベル）」として2単位が与えられ、これは卒業所要単位に算入される。

海外語学セミナー派遣学生数は、表Ⅰ-4-8のとおりである。

表Ⅰ-4-8　海外語学セミナー派遣学生数

年 / 語学セミナー	2007	2008	計
マンチェスター大学夏期英語セミナー	31	29	60
ポートランド州立大学夏期英語セミナー	—	23	23
カルガリー大学夏期英語セミナー	29	29	58
トロント大学夏期英語セミナー	—	30	30
アデレード大学夏期英語セミナー	25	—	25
オークランド大学夏期英語セミナー	30	29	59
ゲッティンゲン大学夏期ドイツ語セミナー	13	20	33
サンティアゴ・デ・コンポステラ大学夏期スペイン語セミナー	—	17	17
復旦大学夏期中国語セミナー	13	—	13
漢陽大学夏期朝鮮語セミナー	14	—	14
高麗大学夏期朝鮮語セミナー	—	24	24
アデレード大学春期英語セミナー	28	26	54
オークランド大学春期英語セミナー	30	30	60
サウスカロライナ大学春期英語セミナー	11	12	23
西カトリック大学春期フランス語セミナー	22	17	39
復旦大学春期中国語セミナー	—	9	9
計	246	295	541

（注）2007年度「—」を入れているセミナーは、2008年度から開始したもの、2008年度「—」を入れているセミナーは、実施しなかったことを示す

【点検・評価】

派遣・受入留学生の交換・交流は、本学の国際化を進めるには、欠かせないものである。派遣留学生の総数は、順調に伸びていると言えるが、留学のパターンが変化しているようだ。

例えば、着実に人数が増えているのは、『海外語学セミナー』と『中期外国語研修』である。『海外語学セミナー』については、ここ数年で派遣校を増やし、定員も拡充してきた。2009年度も2008年度と同じく春期・夏期合わせて10カ国6外国語13セミナー、総定員数332名で実施する予定である。語学力の向上、異文化理解という点で、参加した学生たちの満足度は高い。なかには、4つの英語セミナーに参加した学生をはじめ、複数のセミナーに参加する者や、セミナー参加後に、交換派遣に臨む者もいる。『中期外国語研修』については、2008年度から1年間だけでなく半年間（1学期間）の留学も認めることにした結果、申請者が大幅に増加した。今後更に利用しやすい制度に改善していくべきである。また、『静宜大学特別留学プログラム』（春・秋学期実施：2005年開設）については、まだ開始して、5期（3年間）しか学生を送っていないが、応募人数が年ごと減少しており、実施のあり方について見直す必要がある。その場合、交換協定への移行の可能性等を探る等の方策も検討しながら、有機的な留学サイクルができるべく、検討するべきであろう。派遣留学については、2009年5月現在、20カ国・地域に46の学生協定大学がある。派遣留学生の数は、あまりかんばしくない。過去3年の平均派遣学生数は35名程度であるが、派遣枠は英語圏で38名、フランス語・ドイツ語で18名、中国語で12名等、実際の派遣数より多い。つまり、何らかの理由で、学生は交換留学制度を活用していないことになる。派遣留学制度の問題として一年のみの留学しか認めていない、就職活動の早期化、外国語運用能力の低下、一般的に留学への関心低下等が挙げられる。早急な対策を講じなければならない。

学生交換交流協定に基づく受け入れ留学生が一年間の留学期間を効率的に使うことができるようにするために、日本語や日本学／日本事情のカリキュラムを強化する必要があり、現在国際部として取り組んでいるところである。また、学部レベルで Japanese Studies、Oriental Studies、特に Japanese Language Studies 等の教育コースを持つ外国の大学との協定を増やしていくことが望ましい。

また、派遣に関して言えば平成20年度に文部科学省教育 GP に採択された「ICT を活用した教育の国際化プログラム」は、日本文化や異文化コミュニケーションを取り扱う「日本の『知』アーカイブ（デジタル

検索

データベース）を構築し、e-Learning を通して学生の留学支援を実践しようという試みであり、プログラムに他に含まれる Web を利用した留学情報の交流、日本文化について現地で発信活動に従事するフィールドワークを e-Learning と有機的に結びつけることで、派遣留学や語学研修の成果をより充実させる企ても進行中である。

カ　発展途上国に対する教育支援

【現状の説明】

本学では、これまで学部・研究科、研究室単位で途上国に対する教育支援を行っているが、大学が主体となって実施している事例はない。国際協力活動、特に教育支援への教職員・学生の関心は高く、大学内で実施してきた海外での社会貢献活動を集約し、更に発展させるために、国際部に国際協力論・開発経済学・国際化政策論の専門家を専任教員として採用した。この教員がリーダーシップを取り学部レベルの活動を体系的に大学レベルの活動に構築することを期待する。

キ　国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮

【現状の説明】

全学的な外国語運用能力の向上は、2008年度までは外国語教育研究機構、2009年度からは外国語学部にて図られているが、国際部においても、協定大学をはじめとする外国大学への留学を促進するため、留学に必要な外国語修得の向上を目的として諸政策を講じてきた。

ａ　TOEFL-ITP テスト（団体受験）の実施について（2006年度から）

本学の交換派遣留学試験において、現在、英語圏の協定大学から留学希望者に要求している TOEFL の PBT（Paper Based Testing）で520点以上のスコアを出願資格条件としている。つまり、TOEFL（または別の標準テストーIELTS）の所定のスコア取得というハードルを越えなければ、交換留学派遣への夢は叶わない。

国際部では、夏期と春期語学セミナーを主催しており、各セミナー参加者には帰国後各種外国語の能力試験の受験を実施、あるいは、推奨し、交換派遣制度への応募を促進してきた。

更に、これを推し進めるため、2006年度から、TOEFL-ITP テスト（団体受験）を年3回ずつ実施した。国際部では、TOEFL-ITP を受験することにより、英語の実力を試し、自らの到達目標を設置する機会の提供、留学へのモチベーション高揚、本学の留学制度に積極的にチャレンジすることの奨励、本学の国際交流を促進という連鎖反応的効用を目的とし、開始した。更に、TOEFL-ITP のスコアで交換留学への応募ができるように、いくつかの協定校に交渉した結果、交換派遣留学の出願者が増加したと思われる。この団体受験は、2009年度からは本学生協に移管され、実施継続されている。

ｂ　本学における TOEFL-IBT テスト実施（2007年度）

TOEFL テストは、PBT から CBT(Computer Based Testing)へ、そして、IBT（Internet Based Testing）へと方式を変えている。本学 IT センターの協力を得てサテライトステーションを使用し、TOEFL-IBT テストを実施した。本学学生が受験しやすい環境を提供するという意味で、継続的に実施を行う予定であったが、現在は技術的な問題により実施が中断されている。

ｃ　DD（デュアル・ディグリー）派遣留学志願者のための TOEFL スコアアップ・クラスの開講（2007年度から）

DD(デュアル･ディグリー)入学試験により入学した学生への教育支援の一環として、2007年度秋学期に「スコアアップ・クラス（英語特別クラス S)」を開設した。対象者22名中11名が登録し10月17日から水曜日・土曜日の5・6時限を使用して1月12日及び2月18日から23日まで（毎日）計27回・84時間）実施した。

2008年度には夏期休業中の集中講座として開講し、4名が登録し受講し、うち2名が所定の TOEFL スコア（IBT で80点以上）をマークし、2009年度に DD 留学生として派遣された。2009年度は、通常授業期間中の週2日、5・6時限を使用して実施、3名が受講した。

DD 入試を2009年度から廃止したのに伴い、DD 生への教育支援としては、在学している該当者が少なくなったことに鑑みて、今後は、DD 生に限定せず、一般派遣留学を希望する学生を対象として、スコア･アップクラスを拡大・継続することを検討している。

ｄ　短期語学セミナーの拡大

語学セミナーは昭和62年にハワイ大学英語セミナーを開設したのを最初に、その後徐々に拡大しており、現在は夏期・春期合わせて6カ国語13セミナーを実施し、年間約300名が参加している。

ｅ　中期外国語研修の開始（2008年度から）

従来、認定留学は専門分野の科目修得のみを対象としていたが、2008年度から、従来の認定留学に加え、大学付属の語学学校において外国語を研修することを主たる目的とする留学(中期外国語研修)も認めることにした。これにより、認定留学希望者は飛躍的に増加している。

【点検・評価】

この数年間における外国語修得のための語学セミナーの拡大や中期外国語研修の開始は、数の上では、大きな成果があったといえる。質的向上も、体系的に調査はしていないが、教職員の観察から伺うことができる。これは、本学学生の語学力を高めたいというニーズにも合致したものである。

交換派遣留学に関しての一番の問題点は、海外への留学希望者数が伸び悩んでいることである。学生の外国語能力の低下、世界的規模の不況による経済的理由、留学経験が就職に結びつかない、就職活動の早期化、学生時代に行いたいことの多様化等がその要因であろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在、国際部で取り組みを検討している施策は次のとおりであるが、この1、2年間でより具体的に詰めていく必要があると思われる。

- 留学あるいは海外研修を外国語教育や異文化教育等正規科目にリンクさせる、または、正規科目の一環として留学を組み込み、継続性のあるトータルな教育を行う
- 本学エクステンション・リード・センター講座との連携を図り、外国語運用能力の向上を図る
- 新しい形の語学セミナーの開始（例：教室の授業とインターンシップをしながら外国語学を学ぶ）
- 参加費を抑えた語学セミナーの提案（例：旅行部分を省く）
- 交換留学期間の短縮化を図る
- 交換留学制度の選考を見直す（例：留学の選考が一年前であるため、TOEFL スコアの上限を柔軟的に考慮する）
- 交換留学と認定留学を融合する（例：TOEFL スコアが満たない場合は、認定留学とし、TOEFL スコアを満たした場合は、交換留学とする）
- 語学セミナーだけでなく、国際ボランティア、国際インターンシップ等の多様性のある海外研修の提案
- 外国人留学生対象の日本語教育科目・日本事情の充実
- 外国人招へい研究者による講演会、講義の計画的な実施と学生への参加奨励
- 外部交流団体が主催する講演会・研修会・留学フェア等に関する学生への情報提供
- 学生へのアドバイス・周知活動を強化する
- 国際部から派遣・受入留学や国際交流に関する広報活動を拡充する
- 学部独自で行っている語学セミナーと有機的に連動するよう、内部関連部署との連携を図る
- 外国人留学生と本学の学生の積極的な交流を企画する（例：Saturday Activities の拡充）

検索

- 学生が中心となって企画する国際交流行事の開催　　他

今後の到達目標

今回の自己点検評価により今後取り組まなければならないことは、以下のとおりである。

1. 新たな国際化構想の構築と実現

GK 構想をほぼ達成することの目途がたったことから、更に国際化を推進するために新たな国際化構想計画を立案する必要がある。

2. 外国人留学生宿舎の建設

本学の国際化推進にとって優秀な留学生の確保は重要な課題である。そのためには、留学生が安心して学修に専念できる各種の環境が整備されていることが必要である。生活面においては特に留学生宿舎の確保は緊急の課題である。本学では、大阪府千里留学生会館跡地に留学生宿舎を建設することとなった。2012年開設に向け、円滑な運営体制等の諸策を企画立案し、実現する。

3. 留学生別科の設置

優秀な留学生確保を行うべく大阪府千里留学生会館跡地に留学生宿舎とともに留学生別科の2012年開設に向け、円滑な運営体制等の諸策を企画立案し、実現する。

5　学生の受け入れ

本学の入学試験は、

- 一般入学試験、大学入試センター試験を利用する入学試験
- アドミッション・オフィス入学試験、スポーツ・フロンティア入学試験を始めとする多様な入学試験
- 大学院入学試験

に大別することができる。

なお、各種入学試験に含まれる併設校からの学生受け入れについては、2008年度に続き、2010年度にも併設校が増設される予定であり、関西大学と併設高等学校及び中学校との接続に係る協議会及び同専門委員会を通じて大学として抜本的な見直しを行っている最中である。

前回の到達目標

前回、「学生募集方法、入学者選抜方法」の項で掲げた「多様な入学試験については、個々の入学試験の理念及びその理念に照らした制度の妥当性について繰り返し検証し続ける必要がある。」について、例えば、多様な入試における出願資格の見直しの提案（検定試験スコアの導入等）を各学部に対して行い共通化を進めている。また、本学と米ウェブスター大学の双方の学位を取得できる DD 入試（デュアル・ディグリー入試）について見直しを行った。DD プログラム履修者を DD 入試による入学者に限定してしまうのではなく、入学後にその素養のある学生を広く募集するという方針に改め、2009年度入試から DD 入試の募集を停止した。

5-1　入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

本学では、「開かれた大学」「国際化の促進」「情報化社会への対応」という基本理念のもとに各学部の教育理念（第Ⅱ編各学部「第１章　理念・目的・教育目標」参照）を定めている。

入学者の受け入れ方針も、大学・学部の理念に基づいて設定しており、一般入学試験及び大学入試センター試験を利用する入学試験（以下「センター利用入学試験」という。）は、各学部での教育に必要な「総合的な基礎学力をもつ受験生を選抜する」ものである。アドミッション・オフィス入学試験（以下「AO 入学試験」という。）は、「大学教育を受けるにふさわしい基礎学力があることを受験資格として、広い視野、柔軟な思考力、個性的な創造力、これまでのさまざまな経験の中で培ってきた、一人ひとりの経験、豊かな能力や熱意を多面的に評価する」ものである。その他の多様な入学試験においても、それぞれにアドミッション・ポリシーや求める学生像等を設定している。

【長所】

各々の受け入れ方針に基づき実施する多様な入学試験は、各学部の教育理念と相俟って、さまざまな個性ある学生の入学を可能にしている。また、これらの受け入れ方針は、『大学案内』『進学ガイド』「ホームページ」やそれぞれの入学試験要項にアドミッション・ポリシーや求める学生像、制度の趣旨等として明記し、広く公表している。

【問題点】

問題点とまではならないが、本学では2008年７月24日に、2017年までの長期ビジョン（将来像）が策定された。本学がめざすべき方向性として「社会を見つめ、変化に挑む。『考動』する関大人が世界を拓く。」を

最上段に掲げ、それを支える5つの柱として、ビジョン5項目が策定された。これらは、上述した本学の基本理念を現在の時代に即して、より具体化したものであると考えられ、AO 入学試験はもとより、すべての入学試験において、この新たなビジョンがこれまで以上に、より具体的に反映されるようにしなければならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在、中央教育審議会で検討されている、基礎学力に関する達成度テストである「高大接続テスト（仮称)」が実施されると、AO 入学試験を始めとする、学力検査を課さない入試に対しては、受験生の基礎学力保証の問題が解決できるものと期待できる。一方で、上述したように本学の一般入学試験及びセンター利用入学試験は、各学部での教育に必要な「総合的な基礎学力をもつ受験生を選抜する」ものであるから、この「高大接続テスト（仮称)」と本学の入学試験問題との位置関係を、大学入試センター試験を含めて再考しなければならないであろう。

5-2　学生募集方法、入学者選抜方法（学部）

ア　一般入学試験・センター利用入学試験

【現状の説明】

センター利用入学試験については、出願期間に応じて、前期、中期、後期の3つの日程で実施している。前期については、大学入試センター試験を利用できない新設学部を除き、全学部で実施しているが、中期や後期については未だ実施していない学部がある。これは、本来、全学部が一斉に実施することが望ましいが、その時期の到来を待つのではなく、実施できる体制が整った学部から順次実施し、将来的には全学部が実施する方向をめざしたためである。

一般入学試験については、2008年度入学試験において、高校や予備校の受験指導が大学入試センター試験を中心としたものとなっていることから、大学入試センター試験の受験者が出願しやすいようにすることで、国公立大学受験者層の獲得をも視野に入れ、入試日程の枠組みを大きく変更した。2月7日・8日に実施する試験を全学部日程と位置づけて、大学入試センター試験の自己採点結果を踏まえて志望大学を決定する1月末頃まで出願締切日を延ばすこととした。2009年度入学試験においては、本学と併願の多い大学において、学部新設が相次ぐことや、それに伴う複線型の入試日程の設定、また、関東圏の有名私立大学の入試日程が2月の前半に繰り上がってきており大学間の競争が激化している。こうした中で同系統学部の入試日程の競合を回避することが益々困難になっていくことからも、本学の受験を希望する受験生の受験機会をしっかりと確保できるように、文系学部と総合情報学部で、学部個別日程の受験機会を増やし、各学部2～3回とした。

その他の多様な入学試験では、工業高校等の出身者を対象とした選抜について、システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部が、大阪府工業高等学校長会に依頼する推薦入学を実施したことに加えて、論理的な思考ができる生徒を募集するために公募制推薦入学試験を実施した。この公募制推薦入学試験は、工業高校出身者に限定した入試制度ではないが、学力水準のみで合否判定する一般入学試験やセンター利用入学試験に比して、工業高校出身者にとって受験しやすい制度であると言える。その結果、工業高校出身者に対しても、受験機会が拡がったとみることができる。

【長所】

募集人員がもっとも多く、入学試験の主軸をなしている一般入学試験は、基本的には、３教科型を主とした筆記試験であり、概ね学部個別日程、全学部日程及び後期日程で共通の3教科で実施しており、学部によ

る出題傾向の違いがないため、高等学校や予備校関係者からは進路指導がしやすい大学であるとの声がある。一方、センター利用入学試験については、拡充・多様化を図り、国公立大学受験者層を含めた多様な受験生の獲得を図っている。一般入学試験の全学部日程については、センター利用入学試験（中期）との併願を可能とし、出願期間を大学入試センター試験の自己採点結果をみてから出願できるように設定したことにより、国公立大学受験者層を含めた多様な受験生の獲得につながっている。

【問題点】

センター利用入学試験については、新設学部の開設初年度入学試験を除いて、全学部が揃って、前期、中期、後期とも実施することが本来望ましいが、その時期が到来するのを待つのではなく、実施できる体制が整った学部から順次実施し、将来的には全学部が実施する方向をめざしてきたため、新設学部を除き全学部が実施しているのは前期のみにとどまり、中期及び後期においては、未だ全学部揃って実施するには至っていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

センター利用入学試験の中期及び後期について、関係学部と調整し、全学部揃っての実施となるように取り組む必要がある。

イ　AO 入試（アドミッション・オフィス入試）実施の適切性

【現状の説明】

AO 入試については、その制度設計や選考過程について専門的に取り扱うために、入試センターに AO 入試委員会を置き、審議結果を入試センター主事会に諮っている。AO 入試の選考方法は、詳細な書類審査と丁寧な面接等を組み合わせ、入学志願者の能力・適性や勉学意欲、目的意識等を総合的に判定するものである。選考に当たっては、AO 入試委員会のもとに学部毎の分科会を設置し、公正かつ妥当性を期している。また、入試実施時期については、高等学校における教育への影響等に配慮し、9月以降に設定している。

【長所】

AO 入試は、学力検査に過度に重点を置いた選考基準を設定していない。このため、知識の記憶量と再生能力により選抜する結果となりがちであった従来型の入試に対し、より実践的な知性をはかることが期待できる入試である。また、大学・学部が求める学生像や能力・適性を鮮明に提示し、出願者がそれに合致するか否かを総合的な見地から判断可能な入試である。更に、合格者発表も早期であるため、出身高等学校と協力しつつ入学前教育を課す等、入学後をにらんだ学習準備を行うことができる。

【問題点】

上述した長所を有する AO 入試が、学内において一定の位置づけを確立した一方で、今後の最大の課題は、意欲があり優秀な学生を永続的に獲得できる仕組み作りである。我が国の大学においては、大学入試が難関なものとして存在することが、高校生の質保証に寄与した、という入り口管理の構図があったが、大学全入時代の到来により、その構図は脆くも崩壊した。学力検査に過度に重点を置かないという AO 入試本来の利点をおびやかす、入学者の“学力保障”問題が、本学においても重要な課題となるのは時間の問題である。

また、特色ある入試としてスタートした経緯から、AO 入試委員会を別途設置することとなっているが、アラカルト入試の中でも、専門の委員会をもつものとそうでないものとが存在する。このことが、トータルな入試戦略を検討する上での制約となる場合もある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

AO 入試の志願者について、大学教育を受けるために必要な基礎学力の把握措置を講ずるため、学部によ

検索

っては、基準となる評定平均値の導入や、資格・検定試験等の条件付加等の改善が必要と思われる。

また、AO 入試委員会を入試主事会に発展的に統合することで、学生募集の全体的な制度設計に一層の整合性をもたらすことが期待できる。

ウ　推薦入学における高等学校との関係の適切性

【現状の説明】

本学が実施している推薦入学は、高等学校長の推薦に基づき、調査書や面接により入学を許可する「指定校制推薦入学」、高等学校との連携協定に基づき運用される「高大接続パイロット校推薦入学」を始め、職業教育を行う専門高校を対象とした「商学部公募制推薦入学試験」、「商学部全国商業高等学校協会特別推薦入学」、理工系3学部が実施している「公募制推薦入学試験」等があり、これらにより入学者全体の3割強を占めるに至っている。

【長所】

推薦入学については、本学の教育理念・校風や各学部のアドミッション・ポリシーに対する深い理解をもつ生徒が、高等学校の指導責任において推薦されてくることが期待できる。また、各学部における高大の教育連続性を企図した、精細な出願基準を設計し提示することができる。また、指定校の選定権は大学側にイニシアティブがあるため、安定した入学者確保と最適な定員管理を狙うことができる。

【問題点】

とりわけ、指定校推薦入学については、指定校の選定作業や見直し作業、更には出願基準の取り扱い等について、各学部固有の判断基準によって行われていることが多いため、高等学校からみた場合に、大学全体としての統一感を欠いている。また、指定校の選定にあたり、志願・合格・入学者状況といった実績主義に依拠することも多いが、その問題点としては、進学上位校において、出願率が低いのに加えて、高校内の評定が上位であったにも関わらず大学入学後の成績が上位でないケース、必ずしも本学が第1志望でない生徒が推薦されてくるケース、ひいては“燃え尽きた生徒”の進路保証に使われているケース等、制度の意図に反した結果がみられることがある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

指定校の選定・見直し・出願基準に関して、大学としての基本的な考え方と運用指針を明確にすべきである。そのためには入試センターによる学内への一層積極的な情報提供等が不可欠であり、これらによって、大学と高校との利害の高次元での一致をめざす。

エ　社会人学生の受け入れ状況

【現状の説明】

社会人学生の受け入れのため、法・文・経済・総合情報学部において社会人入学試験を、また法・文学部では社会人3年次編入学試験を実施している。2009年度の社会人入学試験の志願者数は全体で13名、社会人3年次編入学試験は15名となっている。

【長所】

実社会での経験をもち、目的意識が明確で勉学意欲のある社会人、あるいは生涯学習として高等教育の機会を求める人々に対して、辞書参照の可能な語学試験や小論文等からなる社会人入学試験や社会人3年次編入学試験を実施し、一般入学試験とは異なった着眼点を持つ受験機会として、入学希望者に対する便宜を図っている。

【問題点】

2003年に従来の第1部・第2部制を廃止し、昼夜開講制（デイタイムコース・フレックスコース）に移行したが、その後、フレックスコースの学生募集は順次停止されるに至った。これにより、働きながら夜間に学ぶ、という本学の伝統が幕を下ろし、狭義の社会人に対する受け皿は消失したことになる。わずか数年前まで、第2部（フレックスコース）に5学部で計500名の募集人員を充てていたものが、現在では、社会人入試の志願者数はわずか10名程度にとどまっていることがその象徴である。しかしながら、このことは、受け皿が変容した、というだけの問題ではなく、社会人の高等教育に対するニーズが多様化したこともあわせて考察する必要があろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学の社会人入学試験の低調さを改善するためには、入試制度や広報体制ではなく、提供可能な教育システムについて、根本的に検証する必要があろう。ただし、学部の夜間課程を復活すれば解決するといったものではなく、学部入学に限らず、大学院、科目等履修生制度等も含めつつ、トータルな視点に立って受け入れ体制を検討していく必要があるということである。

オ　留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性

【現状の説明】

外国において通常の課程による12年の学校教育を修了若しくは見込みの外国人を対象として、一般入試とは別に外国人学部留学生入学試験を実施している。

【長所】

優秀な留学生を戦略的に獲得することは、他の学生に対して国際的な視点涵養等の好影響を与えるだけでなく、本学が国際的に通用する質の高い教育研究を展開し、国際的プレゼンスを高めていくためにも必要である。

ここで、他大学においては、留学希望者に対する便宜を重視するあまり、入試科目に英語を課さない例も多い。これは、大多数の留学生の出身国である中国において、中等教育段階で英語教育が実施されていないことの対処策であり、実際に、英語を課さない大学への志望者は多くなる傾向がみられる。しかしながら、本学では、大部分の学部が留学生入試の科目として英語を課している。これは、入試形態を問わず、本学の卒業生に対して社会が期待する最低限の英語力をあらかじめ担保する結果となっており、入試形態によって学力のスタンダードを複数設けないという、入学生選抜の大原則が守られているといえる。

【問題点】

国家的な「留学生30万人計画」に呼応した取り組みが、本学でも加速するわけであるが、大幅に増加する留学生の入学定員と、入学者の質とは、トレードオフの関係となることが危惧される。また、アジア諸国における大学教育、大学前教育の内容・質の認定には課題が多く、特に中国の3年制大学出身者の編入学ニーズにどう応えるかが典型例である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

国際部を中心に推進される留学生宿舎の跡地利用の他にも、大学総体として取り組むべき課題も多い。入試センターとしても、現行の学生募集に対する改善の余地は多い。日本国内の日本語学校との連携強化、日本留学試験の導入と検証、現地の優秀な高校生の直接募集、更には入学後の成績追跡等が主なものである。いずれにせよ、教育の質・内容の認定が、入学定員の大幅増よりも優先されるべきことはいうまでもない。

検索

5-3　学生募集方法、入学者選抜方法（大学院）

【現状の説明】

2006年8月の事務組織改編時に入試センターに大学院入試課を置き、専門職大学院を除く大学院博士課程前期課程・後期課程（以下、「大学院博士課程」という。）各研究科の入試業務全般を入試センターが所管することとした。以降、入試センターとして大学院入試の制度化・規程化を進め、2008年度入試から入試センター主事会で「大学院博士課程入試日程」を審議・決定し、学部長・研究科長会議に報告するというプロセスを確立した。ただし、各研究科の入試制度は非常に独自性が強く、研究科個別の課題を抱えていることから、入試日程以外の事項については大学院担当の各副学部長を窓口として検討を行い、その後に各研究科委員会で審議・決定されている。

また、2007年度からは法科大学院、会計専門職大学院の入試業務、2008年度からは臨床心理専門職大学院（心理学研究科心理臨床学専攻として2009年度設置）の入試業務を大学院入試グループが担当しているが、入試日程を含む入試関連事項すべてが各教授会（臨床心理専門職大学院は専攻会議）で審議・決定されており、入試センターとして意思決定に関与できていない。

なお、既述のとおり、大学院博士課程及び専門職大学院の入試業務全般を大学院入試グループが担当しているが、現状においては研究科毎に学生募集方法、入学者選抜方法が異なることから、研究科個別の内容については第2編の各研究科の自己点検・評価報告書に委ねることとし、ここでは入試センターが所管する研究科共通の事項について述べることとする。

【長所】

大学院入試業務全般を入試センターが所管するようになったことから、学生募集から合格者発表までの一連の業務について、各研究科とも共通の手順により実施することが可能となった。

【問題点】

研究科個別の懸案事項があり、特に入試問題の作成・確認方法については、研究科毎に取り扱いが異なることから、早々に共通のルールを策定する必要がある。また、研究科によっては志望する専修科目ごとに個別の試験問題を作成している状況もあり、筆記試験科目の見直しや共通問題を利用すること等を提案しているが、今のところ大きな進展はない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院の定員充足は焦眉の課題であり、進学適齢期（22歳）以外の留学生、社会人、アクティブシニアを対象とした入試制度を構築したいと考えている。しかし、具体的な検討については、学長から指示のあった「大学院活性化のための改善案」の進捗を見極め、進めていく予定である。

5-4　入学者選抜の仕組み

ア　入学者選抜試験実施体制の適切性及び基準の透明性

【現状の説明】

一般入学試験及びセンター利用入学試験での個別学力検査（以下、「一般入学試験等」という）の入学試験問題の出題については、各学部長に依頼して選出された出題主管者を中心に、入学試験出題主管者会議において全学的な見地から出題方針を検討・確認の上、各教科において出題活動を進めている。各教科出題主管者のもとに構成する各教科出題者チームの要員（専任教育職員）は、出題主管者と同様の手続きにより選出している。問題印刷の過程では、年3回の専任事務職員による部内校正、年3から5回の出題者による教

員校正を行い、受験生にとって適切な問題か、また設問が適当であるか、出題ミスはないか等の検討を行っている。多様な入学試験の出題については、入試センターより各学部長に依頼し、選出された出題者により問題を作成している。また、AO 入学試験については、AO 入学試験委員会において、各学部からの報告をもとに選考基準等について検討している。

一般入学試験の本学模範解答については、入学試験出題主管者のもと、各教科別出題者会議において検討している。一般入学試験については、解答率や正答率、項目弁別力データ等をもとに、問題が適切かつミスがないかの検証を出題主管者が行うとともに、入学試験科目別のデータも解析し、次年度の入学試験に反映させるよう検討を行っている。

一般入学試験については、選択科目間での有利不利をなくすことや、各試験教科の配点ウェイトを試験結果に反映することを目的として、中央値方式や標準得点方式による得点調整や、傾斜配点方式により配点の変更を行っている。また、センター利用入学試験においても、傾斜配点方式により配点を変更する方式や、高得点の科目を合否判定に使用する等査定得点の算出が複雑化している。そのため、入試処理用のシステムとは別にプログラムした得点換算チェックシステムにより、受験者の得点換算について全件チェックすることでより確実な検証を行っている。2008年度入学試験においては、得点換算チェックシステムを拡充し、合否判定についても入試処理用のシステムでの判定結果と全件照合するシステムに改修した。

一般入学試験では、各学部の合格者数・平均点・合格最低点等を公示するとともに、受験生本人（不合格者）には、受験した入学試験の合格最低点と本人の総得点（受験した学部の志願者数・受験者数・合格者数の通知を含む）を通知している。

【長所】

一般入学試験等の個別学力検査に関しては、厳密かつ迅速な作業を行いながらも、ミスを防止する相互確認・複数回確認できる体制が確立している。また、正答率の確認等による多角的な検証システムが確立している。

得点調整や合否判定について、入試処理用のシステムとは別にプログラムした得点換算・合否判定チェックシステムにより、受験者の得点換算及び合否判定結果について全件チェックする体制が確立している。

【問題点】

問題作成時に、第三者である専門家によるチェック体制はなく、今後の課題であると考える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

問題作成時に、外部機関あるいは出題者以外の本学教育職員によるチェック体制を構築すべく引き続き検討を進めていく。

イ　入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステム

【現状の説明】

一般入学試験での試験問題の検証については、複数名の出題主管者を中心とした各教科科目の出題者グループ内での内部チェック体制と、専任事務職員による問題の確認作業とを組み合わせた学内検証システムに加えて、入学試験当日の試験終了後に、入試センター所長の責任のもとで、第三者の外部機関に入学試験問題の解答の作成を依頼し、本学模範解答との照合を行う等、入学試験問題正答検証システムを実施している。この検証システムは、解答過程で設問文が適切であるか、誤りや不備の有無の検証、受験生にとって誤解を生む要素がないか等を検証するシステムである。

また、入学試験全般についての点検・評価を行う自己点検・評価委員会と、システム等の改善について検討を行う入試センター主事会がある。また、AO 入学試験及び入学試験制度の広報活動等を行うことを目的として、重点地域に16名おいているアドミッション・コミュニケーターが、各高等学校からの意見を集約し、

学長や学部長等を交えた懇談の場を通じて伝え、その内容を入学者選抜に反映すべく取り組んでいる。

【長所】

『入学試験結果の概要』の発行により、本学入学試験の高い透明性と、公正性、妥当性を確保している。

【問題点】

アドミッション・コミュニケーターを活用することにより、各高等学校での本学入試制度等に対する評価や指摘を迅速かつ的確に把握し、入学者選抜に反映することができるが、入学試験全般を、点検・評価する第三者の学外システムは導入していない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

第三者による点検・評価システム導入に向けた改善策を引き続き検討していく。

5-5　入学者選抜方法の検証

ア　各年の入学試験を検証する仕組み

【現状の説明】

全国の高等学校や予備校に対しては、一般入学試験、センター利用入学試験のみならず、多様な入学試験の実施結果と、一般入学試験等の入試問題と解答用紙に加えて、解答例と出題主管者からの講評を1枚のCD-ROM にまとめた『入学試験結果の概要』を発行し、公表することにより、透明性を高め、公正性と妥当性の確保を図っている。

受験生に対しては、一般入学試験及び編・転入学試験ともに問題集を年毎に作成し、それぞれの受験生に公表している。

外部からの入学試験問題の検証を得る機会として、高等学校教員が主催する懇談会（例えば、大阪府立高等学校数学教育会「大学入学試験連絡協議会」）に積極的に参加し、意見交換を行っている。その場での指摘事項等は、出題主管者を通じて出題委員に共有され、問題作成の適切化に役立てている。

また、受験生とその保護者及び出版社からの意見についても、入試センターで適切な対応を行っており、その内容については当該の出題主管者に報告している。

【長所】

第三者（外部教育機関）による入学試験問題検証システムの検証結果は、出題主管者にフィードバックしており、次年度の試験問題に反映することにより、内容等の適切化に貢献している。

【問題点】

積年の課題である入学試験問題検証システムの充実を未だ図ることができていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

第三者（外部教育機関）による入学試験問題検証システムの充実について検討を進め、できる限り早期に実施する。

イ　入学者選抜方法の適切化について、学外関係者等から意見聴取を行う仕組み

【現状の説明】

入学者選抜方法の適正化を図るためには、学外関係者の意見を聴取することも重要である。これに関しては、以下の方法によって実現を図っている。高等学校及び予備校への訪問を行って、選抜方法のみならず広

く入学試験に関わる事項についての意見を聴取するとともに、予備校関係者等による講演会を実施し、実施された入学試験についての学外関係者による評価をフィードバック情報として取り入れている。これらの情報は、入試センターを通じて出題主管者へと伝えている。

準学外関係者からの意見聴取については、アドミッション・コミュニケーターを活用している。アドミッション・コミュニケーターとの懇談会を随時開催しており、きめ細かい高等学校の現場からの意見を聴取している。2007年度・2008年度とも入試センター主事とアドミッション・コミュニケーターとの懇談会を開催し、意見交換した内容を入試制度見直しの際に参考としている。

【長所】

アドミッション・コミュニケーターの意見を参考にしつつ、各学部が指定校の見直しを行っており、結果的に指定枠についての高等学校間及び学部間での不均衡を是正する等、高等学校側の現状に即した対応につながっている。

【問題点】

アドミッション・コミュニケーター以外の学外関係者を構成員として含む入学者選抜方法の適正化のための常設委員会を設置していない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学外関係者が参加する常設委員会の設置は望ましい方法の一つではあるが、懇談会方式を効果的に利用することによってその代替的な機能を果たしうるとも考える。入試センター主事との懇談会は定期化しつつあるため、今後はより内容の充実を図るとともに、回数を増やす等の措置を図っていく。

5-6　入学者選抜における学生募集（広報）活動

【現状の説明】

大学（学部）学生の募集（広報）活動としては、主に①各種パンフレットの発行、②ホームページを利用した大学情報、入試情報の提供、③オープンキャンパス、入試説明会等を通じた大学情報、入試情報の提供、④高等学校からの大学見学の受け入れ、⑤高等学校、予備校への訪問、⑥受験雑誌等を通じた情報提供等を行っている。

大学進学率の上昇や18歳人口の減少等入学試験を取り巻く環境変化に伴って、中等教育段階においてキャリア教育への意識が高まりつつある。こうした状況を受け、本学における学生募集（広報）においても単なる学校紹介や入試情報の提供にとどまらず、大学での“学び”をテーマとしたコンテンツを盛り込んでいる。例えば、パンフレットにおいては、在学生の研究テーマや授業紹介を中心とした「関西大学で何が学べるか」の発行、ホームページにおいては動画を用いた研究テーマ紹介、学校見学の受け入れにおいては、在学生による「研究テーマ」紹介等を行っている。

大学院学生の募集（広報）活動としては、大学（学部）と同様に①パンフレットの発行、②ホームページを利用した大学院情報、入試情報の提供、③学内、外での説明会の実施、④学外で発行される冊子を通じての情報提供を行っている。また、資料請求者に対しては、募集要項に加えて過去3年間の入試問題集及び大学院パンフレットを無料で送付している。

【長所】

大学（学部）学生の募集（広報）活動においては、既述のとおり、大学での研究活動が高校生や受験生にイメージしやすいような情報提供に努めている。これらを支える一つの手段として、在学生のうち希望者を「学生スタッフ」として登録し、各種の広報活動に参加させることで、高校生に近い視点での広報活動が行

検索

えるように努めている。また、高校生や受験生、保護者のニーズや志望動向を的確に把握するために資料請求者のデータを月単位で集計、分析するとともに、出願後のマッチングを図り、広報活動の点検、評価を行っている。

【問題点】

大学進学率の上昇や中等教育段階における学習課程の多様化は、進学情報の提供にあたっても少なからず影響を及ぼしている。情報提供の時期、内容は多様化が迫られると同時にその即時性も求められるようになっている。限られた人的、財的資源の中で、求められる情報を的確に提供する手段を構築することが急務となっている。

大学院における学生の募集（広報）活動においては、その過程の役割が大きく変化することに伴い、学内進学を希望するものだけでなく、広く一般にも広報活動の視点を拡大してく必要がある。また、大学・大学院の5年一貫教育も拡がりを見せており、学部の学生募集（広報）との一層の連携強化に取り組む必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

潜在的志願者群に対して的確な情報提供を行うためには、その対象者のニーズを十分に把握する必要がある。そのため、資料請求者や保護者、進路担当者の情報を一元的に管理し、分析するシステムを構築することが有用であると考える。

また、ホームページや携帯電話等の情報端末は、情報の検索性、即時性に優れている。受験生の多様化が進む中で、ホームページや携帯電話サイトのより一層の充実を図ることが必要であると考える。

今後の到達目標

まずは、志願者の量的安定確保である。その上で、次のような入学者の質の向上を図る施策の実現が目標である。

- 本学の一般入学試験等において、本学の理念をより具体的に反映し、本学がめざすべき方向に進む原動力となるような学生の確保
- 学力検査を課さない入試において、「高大接続テスト（仮称）」が実施されるまでの間の、基礎学力の保証方法の確立

また、大学院入試においては、現行の入試の選択機能を低下させることなく、選抜方法の更なるスリム化を図らなければならない。

6　教員組織

前回の到達目標

2007年度・2008年度の「関西大学の経営理念・基本方針」に基づく行動計画の基本方針【教学事項】に、「教員組織の改革」が挙げられている。具体的には、定年延長制度の改革に伴い、教育の質向上を図るために専任教育職員の増員である。加えて、教育研究支援職員の質・量両面を向上させることである。

6-1　教員組織

【現状の説明】

本学の教育職員は、職員任免規則第4条において、専任(教授、准教授、専任講師、助教、助手及び副手)、専任に準じる者(特別契約教授、特別任用教授、特別任用准教授、COE 助教、COE 特別研究員及び RISS 助教)、専任以外の者(客員教授、COE 客員教授、特任外国語講師、非常勤講師及び外国語スキルアップ・プログラム・スタッフ)として定められている。なお、大学基準協会の教員組織としての専任教員、兼任教員に従うとすれば、専任教員は、本学規定に基づく専任並びに専任に準ずるものの内、講義担当である特別契約教授及び専門職大学院に所属する特別任用教授(専門職のみなし教員)である。

それぞれの教員の任用・昇任の人事については、各教授会等において厳格な人事制度の下で審議がなされ、理事会がこれを任命している。

それぞれの学部は、大学の教育理念「学の実化（学理と実際との調和)」をより具体化した「国際化」「情報化」「開かれた大学」の柱のもとに各学部の専門分野に相応しい教育目標を掲げ、それを達成するために、それぞれに専門性を備え、大学設置基準の定めに則って、その必要専任教員数を上回る教員を各学部に適切に配置している。

また、各学部を基礎として、高度な学問を教育・研究指導する大学院各研究科は博士課程前期課程と博士課程後期課程からなる。加えて、専門職大学院として法務研究科(法科大学院)、会計研究科(会計専門職大学院)、心理学研究科心理臨床学専攻(臨床心理専門職大学院)が設けられている。いずれの研究科にも大学院の教育・研究に相応しい教員が大学院設置基準または専門職大学院設置基準で定める必要専任教員数を上回って配置されている。なお、本学の大学院は、法務研究科、会計研究科、心理学研究科心理臨床学専攻を除いて、専任教員の任用・昇任の人事権を有してはいない。各学部で任用・昇任された専任の教員が兼担で大学院の教育・研究にあたっている。大学院での教育・研究指導に相応しいか否かの資格審査は、各研究科の研究指導資格基準に基づいて、各研究科で厳格に行われている。

更に、教育推進部、国際部には規程に従って両部の設置目的の実現のために、それぞれの専門性に基づいた専任教育職員（教育推進部2名、国際部4名）が配置されている。これら部に属する教員の任用人事については、学部長・研究科長会議において厳格な人事制度の下で審議がなされている。

(1) 学生数と教員組織

各学部の専任教員1人当たりの学生数、収容定員と在籍学生数の比率をまとめると、次表のとおりである。

表Ⅰ-6-1　専任教員1人当たりの学生数・収容定員と在籍学生数の比率（学部）　　（各年度5月1日現在）

	年度	法	文	経済	商	社会	政策創造	外国語	総合情報	ｼｽﾃﾑ理工	環境都市工	化学生命工	工	合計
教員1人当たりの学生数	2007	96.8	32.0	83.2	89.8	76.0	28.5	－	48.2	28.8				48.8
	2009	78.0	34.7	66.5	70.0	70.1	62.1	3.7	48.1	28.1				41.2
在籍学生数/収容定員	2007	1.31	1.31	1.18	1.19	1.21	1.47	－	1.28	1.20	1.36	1.32	1.35	1.26
	2009	1.34	1.30	1.18	1.18	1.18	1.18	0.99	1.24	1.17	1.15	1.20	1.65	1.24

※政策創造、システム理工、環境都市工、化学生命工の各学部は2007年度設置。外国語学部は2009年度設置。
工学部は、2007年度募集停止。

同様に、大学院博士課程前期課程・博士課程後期課程・専門職学位課程の収容定員と在籍学生数の比率をまとめると、次表のとおりである。

表Ⅰ-6-2　収容定員と在籍学生数の比率（大学院）　（各年度5月1日現在）

博士課程前期課程

	年度	法	文	経済	商	社会	総合情報	理工	外国語教育	心理	合計
在籍学生数/収容定員	2007	0.39	1.10	0.38	0.83	0.83	0.56	1.12	1.76	－	0.92
	2009	0.43	1.11	0.38	0.70	0.91	0.48	1.27	1.58	1.29	0.97

博士課程後期課程

	年度	法	文	経済	商	社会	総合情報	理工	外国語教育	心理	合計
在籍学生数/収容定員	2007	0.77	1.89	1.13	0.27	1.23	1.29	0.22	4.67	－	0.89
	2009	0.57	2.17	0.67	0.13	1.29	1.08	0.15	4.22	1.67	0.86

※理工学研究科は、2009年度に工学研究科から名称変更。
　心理学研究科は2008年度設置（心理臨床学専攻のみ2009年度設置）。

専門職学位課程

	年度	法務	会計	心理臨床
在籍学生数/収容定員	2007	0.90	1.01	－
	2009	0.88	0.91	1.13

(2) 年齢構成等

ア　年齢構成

本学の専任教員については、その定年が「職員任免規則（就）」第17条第1号で65歳と定められている。ただし、教育研究上、余人をもって代え難いとされた場合、教授に限って、教授会の承認を得て、定年後2ヶ年までの延長が認められる。この場合、定年延長の審査は、1年ごとに行われる。更に、「特別契約教授規程(就)」によって、職員任免規則（就）第17条第1号但し書きに規定する定年を2ヵ年延長された後に、引き続き再雇用（1年更新で3年を限度とする）される特別契約教授制度がある。したがって、本学では最高齢として70歳の教授職にあるものが認められている。

各学部の専任教員について、その年齢構成についてまとめた『データブック2009』〔p. 240ア 専任教育職員の年齢構成・平均年齢〕によれば、教授、准教授、専任講師、助教は、それぞれの資格に応じ各階層に広く分布している。特に、問題視すべきものは見当たらない。

イ　専任・兼任（非常勤講師）の比率

各学部・研究科における専任教員数、兼担教員、兼任教員の人数はそれぞれ『データブック2009』〔p. 234（イ）教員組織〕のとおりである。また、専任担当科目数と兼任担当科目数、その比率はそれぞれ『データブック2009』〔p. 54（ア）専任・兼任の比率〕のとおりである。設置基準によれば、教育上主要と認める授業科目については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又助教に担当させるものとされている。学部により多少の違いはあるものの、設置基準の条件を満たしていると判断できる。

ウ　女性教員の占める割合

本学における女性専任教員数と、その全専任教員数に占める割合は『データブック2009』〔p. 246（ウ）教員組織〕のとおりである。

同表からわかるように、外国語学部の37.5%がもっとも多い。それに対して、経済学部、商学部、総合情報学部、理工系3学部における女性専任教員の占める比率は10%を下回っている。ただし、大学全体としては、2007年に女性教員が占める比率が10.4%であったものが、2008年は11.6%へ、更に2009年には12.2%へと上昇している。

エ　教員組織における社会人及び外国人研究者の受け入れ状況

民間企業出身者等社会人及び外国人研究者の受け入れは、学問分野やその特殊性によってかなり異なっている。特に、「国際化」は今後の大学発展の重要なファクターになるが、外国人研究者数は、全学の教員数から考えて少数である。また、民間企業出身者等社会人の専任教員としての任用は、教育における「学の実化（学理と実際との調和）」をより一層鮮明に推進し、多様な教育サービスを提供するためには、今後とも更に積極的に推進する必要がある。

(3) 主要な科目への専任教員の配置状況

本学では、専任教員の責任授業時間が「学校法人関西大学職員就業規則」に一週当たり教授で8時間、准教授、専任講師及び助教は6時間と定められている。ただし、助教は4時間に減免することができるものとされている。

専任教員の2009年度の平均授業担任時間数（大学院での授業時間数を含む）は、『データブック2009』〔p. 238（イ）専任教員の担当授業時間数〕のとおりである。責任授業時間を大幅に越える授業担当者いることは必ずしも健全な状況であるとはいえない。

次に、各学部における主要な専門科目への専任教員の専兼比率を調べると、『データブック2009』〔p. 54（ア）専任・兼任の比率〕のようになる。同表から明らかなように、学部によって、あるいはデイタイムコースとフレックスコースによって専任教員の専兼比率は多少異なるが、主要な専門科目を専任教員が責任をもって教授する体制が整えられている。

(4) 教員間の連絡調整

本学では、外国語科目、更に、学生の多くが履修する全学共通科目、専門教育科目、とりわけ少人数教育が一層の教育効果を高める演習・実習・実験等の専門教育科目は複数の担当者によって、あるいは複数の担当者によるリレー講義によって教授されることがある。これらの教育科目では、授業に先だって、担任者が相互に教育目標の共通認識を深めた後、その教育内容を協働でシラバスに仕上げ、次学期の授業に臨んでいる。具体的には、多くの兼任教員が担当する外国語科目において、外国語科目担当者連絡会議が開催され、一定の教育の質の保証をめざして、「講義計画」、「シラバスの作成」、「成績評価法」等についての方針が定められている。このように、当然のこととして、担当者間に密接な連絡調整が行われている。

科目担任者は、学部によって多少の差違はあるものの、学科、専攻、専修、学問分野等の単位で調整しながら決定され、最終的に教授会で承認される。

【点検・評価】

教員一人当たりの教員数は、2009年度は2007年度に比して、基準とする60人(一部40人)に近づきつつあり改善の方向に向かっていることが分かる。ただし、各学部における在籍学生数／収容定員が、最大1. 34倍に及んでおり、明らかに定員超過状態が発生している。卒業時の質保証のための残留学生数が存在しているといえども、入学者数の定員管理、残留学生が増加しないようにする教学上の施策を含めて大幅な改善が求められる。

大学院各研究科における在籍者数が収容定員に比してはるかに下回るまた、はるかに超える状況が発生している。教育研究分野ごとに学生の大学院進学指向また、教員採用に向けた状況が異なるといえども、定員管理が充分に行われているとは言い切れない状況にある。改善に向けた教学上の施策が求められる。

検索

6-2　教育研究支援職員

【現状の説明】

ア　教育補助者の状況

本学では「情報処理論」（実習を含む）を一般教育科目の中に設置するに伴い、この実習に、ティーチング・アシスタント（TA）による補助制度を取り入れた。更に、総合情報学部が設置（1994年4月）され、TA とスチューデント・アシスタント（SA）の制度が正式に設けられた。本制度は、主として、情報処理関連科目の実習補助を目的に制定されており、全学に開講される当該実習科目すべてに対して、概ね受講生20名当たりに1名の TA か SA が配置されている。実習補助者には、機器の操作・運用に熟練した本学の大学院生と上位年次の学部学生の中から選任されている。

理工系3学部では、本学の教育理念「学の実化（学理と実際との調和）」を実践するために講義科目のほかに演習、実習、実験科目を多く開講している。

これを実効あるものとするために多くの TA が雇用されている。

文学部では心理学、司書関連科目、測量学実習に、経済学部では「経済学（入門2）」「経済学演習」「経済学特殊講義」、パソコンの自主利用に、TA ではないが「初級ミクロ経済学」「初級マクロ経済学」の補修クラスに非常勤講師、商学部ではデータ分析論、データ・マイニング論に、また経済学部と同様、パソコンの自主利用に、社会学部では心理学データ解析演習Ⅰ・Ⅱ、コンピュータ応用演習Ⅰ・Ⅱに、総合情報学部では多くのコンピュータ実習の教育補助員のほかに、コンピュータ等の情報処理機器の運用管理支援・補助に TA が雇用されている。また、その他の学部においても、情報処理関連科目や実習科目に教育補助者として SA、TA が雇用されている。

なお、2005年度からは、当時の全学共通教育推進機構がファカルティ・デベロップメント（FD）の一環として TA を活用した教育のあり方を検討するため、TA を活用した授業を計画している教員を全学に公募し、運用を始めた。

更に、2006年9月に設置された各学舎の授業支援ステーションにおいて、授業支援 SA（2008年度秋学期190名）を配置して、「IT 機器・設備の利用案内・促進」、「資料の印刷業務」等を通して、教員に対する授業支援サービスが行われるようになってきている。これらの活動によって教員への教育支援体制が整えられつつある。

文部科学省の高度化研究推進事業で TA やリサーチ・アシスタント（RA）等の研究支援職員が採用されている。例えば、法学、文学、社会学、総合情報学、理工学の研究科では、法学研究所、東西学術研究所、経済・政治研究所、先端科学技術推進機構と連携して、ハイテクリサーチセンター事業、学術フロンティアセンター事業、産学連携研究センター等に多くの大学院生が参画している。特に、博士課程後期課程の学生は「関西大学リサーチ・アシスタントに関する取扱要領」に従って、RA として研究支援体制に加わっている。また、外国語教育学研究科では2005年度の「大学・大学院における教員養成推進プログラム」、「英語指導力開発ワークショップ」に研究支援職員を置いている。

更に、教育の質的向上に向けた全学的な教育支援体制に係わる諸施策の企画・開発及び推進を図るとともに、組織的かつ継続的に教育内容及び教育方法の改善(FD 活動)を行い、本学の教育の発展に寄与することを目的に、教育開発支援センターを設置している。同センター規程には、授業に関わるスタッフ（TA、SA等）の資質向上支援をその業務として挙げ、その充実を図っている。

PD、RA については、研究推進部において「若手研究者の育成支援」の下にポスト・ドクトラル・フェローに関する取り扱い要項並びにリサーチ・アシスタントに関する取り扱い要項を定めて人材育成とともに研究推進支援体制を整えている。

2009年度文部科学省「教育研究高度化のための支援体制整備事業」に本学が申請した「国際競争力を高めるための研究拠点の形成」が採択された。本取り組みにおいては、「支援人材コア・センター」が設置され、

研究推進部、教育推進部、社会連携部、国際部に関係する各研究プロジェクトを効果的に支援するために支援ニーズに基づく人材が配置されることになっている。

また、文部科学省平成21年度「大学教育・学生支援推進事業【テーマ A】大学教育推進プログラム」に「三者協働型アクティブ・ラーニングの展開―大学院生スタッフ(アドバイザリースタッフ)とともに進化する”How to Learn”への誘い―」が採択された。本取り組みでは、大学院学生スタッフがラーニング・アシスタント（LA）としてラーニング・モデルの役割を担い、授業支援を組織的に行う試みを展開している。

イ　教員と教育支援職員との連絡体制

以上のような TA、SA を活用した教育実践を行うには、教員と教育支援職員との間の緊密なコミュニケーションをとるために、専任職員としての教育支援職員が教員との綿密な連絡を取っている。その中で、教員を直接支援する授業支援 SA・LA はアドバイザリースタッフによって取りまとめられ、円滑に授業支援が組織的に実施されている。

本学では、科学技術教育と視聴覚教育のために、教育支援に必要な専任事務職員が理工系3学部と視聴覚教室に雇用されており、専任教員と密接な連携を取りながら、講義並びに実験・実習の補助を始め、教育研究活動に対して効果的な支援を行っている。教育支援職員と常時連絡及び情報交換によって、組織的な教育が実施されている。

【点検・評価】

授業支援 SA 制度は、教員からも好評であり、質・量ともに今後も充実させていく必要がある。これには、前述の大学教育推進プログラムに採択された取り組み等を通じた組織的な人材育成が求められている。

6-3　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

【現状の説明】

ア　学部・研究科に所属する教員

本学における専任教員の任用手続きは、全学的な規程「関西大学教育職員選考規程（就）」と、その内規「関西大学教育職員選考規程に関する取扱内規（就）」及び各学部等の教授会規程における議決事項に示された構成員の任用及び昇格その他人事に関する事項に従って教員の募集・任免・昇格に関する手続きがなされる。

手続きは学部等により若干異なりを見せているが、おおよその手続きとしては、学部長による人事委員会への諮問、当該学科等における諸会議の意向を踏まえた人事委員会での審議を経て、教授会で決定される。人事委員会は、各学部等によって多少異なるものの、学部長を中心にした執行部のメンバーのほかに、各学科、専攻、学問分野から選出された教員で構成される。任用及び昇任に係わる教員人事は、事前に人事委員会で教員が選考された後、人事に係わる教授会で審議・決定される。

イ　特別契約教授

特別契約教授規程に従って、職員任免規則第17条第1号但し書きに規定する、定年を2ヵ年延長された後、引き続いて再雇用された大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められた大学教育職員を特別契約教授として任用している。特別契約教授は本人の申請に基づき、各教授会または、心理学研究科心理臨床学専攻会議の議を経たのちに学長の推薦により理事会が任命している。

ウ　教育推進部・国際部に所属する教員

教育推進部規程第3条第2項に従って、教育推進部に専任教育職員及び専任に準ずる教育職員が配置されている。同じく、国際部においても国際部規程第3条第2項に従って、国際部に専任教育職員が配置されて

検索

いる。

これらの教員の任免に係わる教員人事については、現在は、関西大学学部長・研究科長会議規程第5条に示された審議事項の教員人事制度に関する事項として、学部長・研究科長会議のもとに人事委員会が構成され、人事委員会で教員が選考された後、学部長・研究科長会議において審議・決定される。

エ　研究科における D㊪、D合、M㊪、M合の資格審査

本学の大学院に設けられた11研究科のうち、法務研究科、会計研究科及び心理学研究科心理臨床学専攻を除いた研究科は、すべて学部を基礎とした大学院であり、教育職員は学部に属している。したがって、法務研究科、会計研究科及び心理学研究科心理臨床学専攻を除いた9研究科は、人事権を有さない。それゆえに、教員の募集・任免・昇格に関する事項は、各学部教授会で「関西大学教育職員選考規程（就）」に基づいて厳正に行われている。その際、大学院での教育・研究指導における能力をも勘案しながら人事の審議が進められている。

上記の9研究科において授業及び研究指導を担当する教員は、関西大学大学院学則第33条「大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に規定する資格に該当する者とする」に従い、同設置基準第9条第1項第2号の規定に該当する者である。ただし、実情に合わせて、准教授及び専任講師をもってこれに充てている。大学院博士課程の前期及び後期課程における教育・研究指導の資格いわゆる D㊪、D合、M㊪、M合の審査は、各研究科における専門性をもった教育・研究指導を実施するために、各研究科で別途定められた内規によって公正に行われている。

一方、法務研究科、会計研究科、心理学研究科心理臨床学専攻では、それぞれの学則において、授業を担当する教員は、専門職大学院設置基準に規定する資格に該当する者を担当教員と定めている。教員の募集・任免・昇格に関する事項は、各学部教授会と同様、「関西大学教育職員選考規程（就）」に基づいて厳正に行われている。

オ　その他の教育職員

本学の学部・大学院には、専任の教育職員の他、法務研究科（法科大学院）特別顧問教授、会計研究科教育顧問、特別任用教育職員(商学部、総合情報学部、理工学研究科、心理学研究科心理臨床学専攻、法務研究科、会計研究科、ソシオネットワーク戦略研究センター、政策グリッドコンピューティング実験センター、医工薬連携研究センター、地域再生センター、教育推進部においてそれぞれ目的が異なる特別任用教育職員が配置されている)、客員教授、特任外国語講師、グローバル COE 教育研究拠点形成支援者、非常勤講師が雇用されている。これらの人事はそれぞれの規程に則って審議・決定され、その運用がなされている。

【点検・評価】

本学における専任教育職員の募集・任免・昇格に関する基準と手続きは、全学の規程「関西大学教育職員選考規程（就）」と、各学部が別途定める要領等に則って行われている。各学部、研究科並びに学部長・研究科長会議における人事委員会と人事に係わる教授会等における人事の進め方が明確に規定化されており、人事における透明性が確保されている。また、特別任用教育職員等の採用も明文化された規程に基づいて行われており、情報開示に耐えうるシステムが確立されている。

本学では、新任教育職員の任用はいずれの学部等ともに従来の推薦制を主とした方法から公募を積極的に活用した方法に変えられつつある。これによって、人事の透明性や公正さが更に増し、人事におけるアカウンタビリティの向上が図られている。なお、任期付き教員の採用は、一部の特別任用教育職員、一部の助教、外国語学部における特任外国語講師を除いて、現在、行われていない。研究教育環境の活性化を考える上で、今後、教員の流動化は避けて通れない課題である。

大学院で教育・研究指導にあたるに相応しい教育職員の審査いわゆる資格審査は、各学問分野の専門性を第一に、その研究業績に基づいて厳格になされている。特に、理工学研究科では、2002年度から、新しく

大学院での教育・研究指導にあたる教員のみならず、既に資格を有している教員に対しても資格の再審査を行うようになった。これは、5年ごとに更新審査を行う制度で、日進月歩に進展する高度な科学技術教育を持続し、教育水準の維持を図るために導入されたものである。

以上のように、本学の学部・大学院で教育・研究を行う教員の教育研究上の能力や実績は、その任用、昇任、資格審査等を通して評価され、大学で教育研究を行うに相応しい人格、学歴、職歴及び教育研究上の業績を持ち合わせている。したがって、人事制度上の問題はない。

6-4　教育研究活動の評価

【現状の説明】

ア　教員自らの評価

これは、関西大学自己点検・評価委員会が発行する報告書の中で行われ、その内容は広く公表されている。また、受講生の成績に関する統計的なデータ分析を通しても、教育効果の点検が行われている。

イ　教員間のピア評価

これは、主として任用や昇任の人事審査で行われる。この場合、その多くは研究業績の審査でなされる。また、大学院の研究指導（D㊅、D合、M㊅、M合）の内容に含まれているほか、全学的な FD 活動への参加によって行われている。

ウ　学生による評価

これは、全学的に行われている授業評価制度として行われており、アンケート調査の結果や自由記入欄の書き込みにより教員自身が評価内容を確認できるようなシステムが確立されている。

エ　社会的評価

教育活動の社会的評価は、2004年4月に開始されたシラバスのインターネット上での公開によりそれぞれの講義科目の内容を社会に開示することにより得るシステムを確立している。この結果、より広範な対象に教育内容を提示し、社会的な評価を可能にした。

一方、教育職員の研究活動の公表は、学術情報システムで行っている。更に、理工系3学部では、先端科学技術推進機構の機関誌で年2回全教員の研究成果を公表しており、学部の研究活動のアクティビティが広く公表されている。

【点検・評価】

大学における教育実践は、教員の主体性がもっとも発揮される分野であるが、一般には閉鎖性の強い領域である。しかし、各学部・研究科は教育研究の自由を最大限尊重し、これを損なわない範囲でウェブ上に状況を公開し、更に外部による評価も実施してきた。

教員の教育研究評価は、あくまでも教育研究の目標を一層効果的に達成するための活動である。決して勤務評定になるのではなく、教員間の理解を深めながら、教育研究活動の評価が公正になされるのがよい。また、評価は後ろ向きの批判に終始するのではなく、前向きで改善につながるようなものでなければならない。

6-5　大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

【現状の説明】

本学には、経済・政治研究所、東西学術研究所、先端科学技術研究機構、法学研究所、ソシオネットワー

検索

ク戦略研究機構及び人権問題研究室が設置されている。これら研究機関の研究員は、その多くが各学部で任用された教員であり、客員教授や特別任用教授を除いて、研究に専念する専任教員の任用が今日までなされていない。学部と大学院の教育に忙しい傍ら、これらの研究機関で研究することは一般に困難を極めるように考えられがちである。本学では、各研究機関の研究員がそれぞれ活発な研究活動を行っており、その研究成果が大学の教育理念「学の実化（学理と実際との調和）」に基づいて学部と大学院の教育にフィードバックされている。

また、研究機関での研究成果を受けて、文部科学省が進める「私立大学学術高度化推進事業」等に数多く応募し、その活動を評価され採択されることによって、補助対象の研究として支援を受けている。

更に、外部の研究機関との人的交流も各学部及び各研究機関を通じて行われている。しかし、他組織・機関との間に各学部・各研究科との交流協定等は締結されていない。

【点検・評価】

今日、大学の教員には、教育、研究、社会貢献のいずれに関してもバランスよく実践することが求められている。本学の専任教員は、学部、法務研究科、会計研究科、心理学研究科心理臨床学専攻、教育推進部、国際部のいずれかに所属し、学生を教育し、研究指導することによって、自らの教育力、研究力を高めている。また、研究活動の場を各研究機関にも求め、外部の競争的資金を獲得しながら研究能力を高めつつ、その成果を社会に還元している。私学の置かれている立場上、潤沢な人材に恵まれていないが、今日まで個々の教員が最大限の努力を図り、教育研究の成果をかなり挙げてきている。

なお、現状の専任教員の多忙さを考えると、今後、各教員の果たすべき役割を個人の指向性にあわせながら重みづけを行い、教育指向、研究指向、社会貢献指向等に多少特化させて、大学の教育力、研究力、社会貢献力を高め、アピールできる体制を構築する必要がある。

今後の到達目標

専任教員数は、教員増員計画に基づき、2009年度以降、各学部・研究科において順次増員が図られている。これにより、専任教員1人当たりの学生数は、改善の方向に向かっている。今後は、適正な定員管理を進めることにより、収容定員と在籍学生数との比率の改善を図る等、一層の努力を進めていく必要がある。

7　研究活動と研究環境

7-1　研究活動

前回の到達目標

今日、所属する教員（研究者）が研究業績の充実に努め、その成果をもって社会に貢献することは、大学の重要な使命の一つである。加えて、外部資金の獲得状況の如何が、大学の社会的評価を左右する時代となった。本学では、このような時代の趨勢と大学に対する社会の要請を真摯に受け止めながら、研究活動の活性化を促進すべく、研究支援施策の改革を中心とした総合的な研究環境の整備に努めている。

7-1-1　研究活動

【現状の説明】

研究活動を支援する側面からの制度整備に関する現状を報告することから始める。第一に、学長のリーダーシップによる戦略的展望から見通す政策的な研究分野と、将来性のある萌芽的な研究やすぐれた研究成果を期待できるものへの重点的な資源配分が行われている。これまで行ってきた教育研究両面での基盤強化を背景に、高度な先進的教育研究能力を備えた研究組織を構築し、世界水準の教育研究拠点の形成を図る。この戦略構想による大きな成果が、グローバル COE プログラムに採択されるという形となって実を結んだ。今後、採択された拠点に対する全学的な支援体制の整備を行う中で、大学院における教育研究体制の改革が急ピッチで進められることとなる。2008年度には、学長に答申がなされ、大学院改革に着手した。

第二は、教学ガバナンス改革の一環として、2008年10月に研究推進委員会が発足した。委員会の構成メンバーは、大学院・研究推進を担当する副学長を委員長として、教授会組織をもつ学部等の執行部（副学部長等）及び附置研究所の長を代表する委員から構成される。この委員会によって、研究推進に係る諸施策に関する十分な審議を前提とする全学的な合意形成が可能となり、迅速な意思決定が図られている。

第三に、これらを支援する事務組織の抜本的整備が行われた。学長室の直轄組織として、新たに研究支援センターを設置し、これまで各学部等に分散していた研究支援事務の一元化を達成した。これによって、効果的かつ効率的な研究費の執行管理体制の強化充実はもとより、外部の競争的資金獲得のための実質的な支援機能の拡充等、学長のリーダーシップを短期間で具現化しうる組織体制が整備確立された。

論文等研究成果の発表状況、国内外の学会での活動状況、当該学部・大学院研究科としての特筆すべき研究分野での研究活動状況については、各学部、研究科、研究所等で記載されているので、そちらを参照されたい。

各研究者の研究活動に関しては、「学術情報データベース」としてデータベース化されていたが、システムの老朽化やレスポンスが遅いこと等から、新たに「学術情報システム」が構築され、2009年７月から本格的に動き出したところである。

【長所】

研究推進部の発足により、大学の研究活動に関する方針が、それぞれの研究者が所属している組織に、より直接的に伝わるようになった。制度発足間もないところなので、評価はこれからであろうが、従前に比べると明らかに情報量は増えている。

研究助成の点からは、重点領域研究助成と学術研究助成は、萌芽的研究の発展を図り、外部資金獲得をめざそうとする点で、特筆されるべきものである。研究課題の募集から選択までの過程は、学内の限られた人的資源で可能な限り厳格に進められており、本学研究活動の柱の一つである。

検索

【問題点】

研究推進委員の構成メンバーは副学部長等であるので、委員会の決定事項等が教授会で確実に伝達されることが担保されていない。直接情報を伝える仕組みはできたが、運用面で工夫されるべきである。

研究成果についてであるが、何をもって成果とするかは、成果主義の成果が定義、測定しにくいのと同じように、非常にとらえにくい。また、成果を出すためには、投入が必ず必要である。研究分野によっては、研究成果を得るのに、設備集約的なものもあれば、時間集約的なものもある。異分野間はもちろん、同じ分野でクロスセクション的に、同一個人でタイムシリーズ的に成果や投入要素の質と量をきっちり測定するのは非常に困難である。しかし、何らかの基準を決めない限り、成果に関する情報は単なる覚え書きに終わってしまうであろう。

学術情報システムは、旧来のシステムに比べ、入力しやすくなり、また、研究活動の情報発信という点では格段に扱いやすくなった。にも関わらず、少数ながら、学術情報システムに情報を提供していない研究者がいる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究推進委員会と各組織の意思疎通に向けた改善が必要である。これは2009年度中に工夫されるべきである。成果及び投入面から見た研究活動の基準作りは相当厄介である。例えば、個々の研究者が学術情報システムに短期目標や長期目標を掲載し、その達成度を記述するということも可能かも知れない。学術情報システムに掲載していない者を皆無にする上でも有効である。できるだけ、研究・教育時間を割くことなく、システマティックに研究活動を評価する方法を3年ぐらいかけて考えてはどうだろうか。

7-1-2　研究における国際連携

【現状の説明】

国際的な共同研究への参加状況及び海外研究拠点の設置状況については各学部、研究科等、及び国際部を参照されたい。

今後の到達目標

研究推進部の方針を教授会に円滑に伝える仕組みがあるので、運用を工夫すべきである。

研究活動の成果を測定する方法として主に外部資金の獲得等を使っているが、更にきめ細かい測度が必要である。特に、研究スタイルは学問分野、あるいは個々の研究者のレベルでさえ異なるので、研究への設備投入や時間投入の質及び量、成果の質と量を多面的に測定し、できるだけ可視化に努めるべきである。だたし、測定できるものが達成すべき重要なものであるというバイアスに十分注意すべきである。

7-1-3　研究所等における研究活動

ア　東西学術研究所

前回の到達目標

本研究所の組織改革と研究機能の強化を目標に、開かれた研究機関として、「国内外の研究機関との連携」や、「一層の社会貢献をめざしてその方策を探る必要性」について掲げた。また、「今以上に外部資金を獲得し、研究の活性化を図り、高度な研究活動の展開を推し進める」ことも目標の一つとし、上記の目標と併せて、本研究所としての努力を続ける。

文系3研究所による連立型研究班の立ち上げで、「経済・政治・社会・文化システムの展開と交流」をテ

ーマに、研究分野の拡大をめざす。

1　研究所の目的・目標の適切性

東西学術研究所は、1951年４月、東西両洋文化の学術研究、特に比較研究を行うことにより世界文化の融合に貢献することを目的として設立された、関西大学でもっとも長い歴史をもつ研究所である。当研究所の創設時の目的・目標は、現代における東西の文化交流の学術研究を基本としており、アジアと他の世界（ヨーロッパ、アフリカ）の交流を主眼とした共同研究である。当初の目的・目標は今もなお引き継がれ、その目標を達成すべく、世界情勢の変化や東西文化交流の発展とともに研究テーマも充実、拡充し、現在、日本、アジア、比較文化、言語・思想の４研究部門に８研究班が設けられている。

本研究所は、所長を中心として、幹事、本学教員、外部からの委嘱研究員、非常勤研究員、準研究員からなる４部門、８研究班で構成されており、それぞれの専門とする研究方法は異なるが、交渉・交流という側面を共有することで、意義は多いにあったと総括できる。

また、これまでの研究の積み重ねが、新たな研究班に継承されていることも見逃せない。

2005年４月には、東西学術研究所のもとに、関西大学アジア文化交流研究センターが文部科学省学術フロンティア推進拠点に選定され、「東アジアにおける文化情報の発信と受容」をテーマにする５年間のプロジェクトを遂行するため、現在活発な活動が続けられている。2010年３月31日をもって終了するため、今後の新たな活動について目下検討中である。

なお、関西大学アジア文化交流研究センターに関する自己点検・評価報告については、「８　関西大学アジア文化交流研究センター」を参照のこと。

【現状の説明】

2005年度から共同研究テーマ・研究班を公募とし、研究領域や研究関心により、学部横断的な体制を構築し、研究期間を２年（最長で４年）としたために、研究員が２年ごとに新しく交代されることになり、それにしたがって新しい研究分野も増え、幅広い視野での展開となっている。

また、日頃より研究機関としての役割を認識し、創設時の目的・目標は維持し、国際シンポジウムの開催等、国際レベルを意識しつつ、新領域の開拓と研究発信拠点の強化、研究成果の公表、若手研究者の育成、公開講座等に力を注いでいる。

その表れのひとつが「アジア文化交流研究センター」であり、これまで蓄積してきた豊かな資産を継承し、将来にわたって発展させていくため、研究期間終了後も、引き続き共同研究が維持できるような組織を現在検討中である。

【長所】

共同研究テーマ・研究班を公募としたことにより、応募者の所属する学部もバラエティに富み、委嘱研究員も含めて構成員に幅が出てきている。その関連で研究テーマにも領域の広がりがあり、国内に留まらず、グローバルな観点から東西の比較を行っている。

また、学際的、国際的な研究プロジェクトや研究発表は、様々な学問領域で盛んに行われているが、諸分野の研究者が異なった角度から同じ課題に取り組むことによって、研究が深められることは今や説明する必要もないであろう。

研究所が主催する研究会や調査等において、多様な分野・機関に属する研究者が、それぞれの視点から意見を述べ合い、様々な観点からの検討が新たな知見を生んでいることは、学部に属さない研究所の大きな利点であり、そこに意義が感じられる。

【問題点】

東西の文化交渉という点について、総合的・学際的な研究という面は当研究所の性格上必須であるが、

しかしやゝもすれば対外的評価ばかりが意識され、「学際性」という名のもとに、とかく脚光を浴びやすく、広く江湖に迎えられる実証的な歴史学的研究にもっぱら関心が向けられ、専門分野の内部でこそ遂行される綿密にして緻密な研究を長いスパンで地道に追究していくといった、かつての東西研がもっていた深い学術性に根差した学問内容は敬遠されてしまう傾向にある。

また、研究例会においても、各研究員の所属が異なるため、各研究班が相互に意見交換する機会はままならないことも多い。

【将来の改善・改革に向けた方策】

当研究所の東西学術交流という学際的共同研究の意義は充分に尊重しなければならないことは言うまでもないが、専門分野における地道で緻密な研究にも力をそそぐ、当研究所がかつてもっていた研究姿勢も堅持すべきであろう。こうした研究がおろそかになるような、無理のある学際的共同研究にならないように、また必ずしも学際的でない研究も尊重されるような、緩やかで度量の広い環境づくりが当研究所にとって必須の課題であろう。

2　研究活動状況

現在、東西学術研究所における研究活動は、①研究・調査及びその成果の発表、②研究会・講演会・シンポジウム等の開催、③研究高度化推進事業、④外国人研究者の受け入れ、⑤研究成果出版物の刊行、⑥社会への貢献とに大きく分けることができる。

研究の成果は、毎年発刊の『東西学術研究所紀要』に掲載され、その他に各研究者の研究成果を集大成した研究叢刊（通刊33冊）をはじめ、訳注シリーズ（通刊13冊）、資料集刊（通刊43冊）、索引シリーズ（通刊１冊）、国際共同研究シリーズ（通刊７冊）と膨大な研究成果が蓄積されてきた。研究活動としては、研究例会（年８回）、外国人、国内研究者を招いての特別講演会、及び国際シンポジウム、研究会、東京センターにおける一般向けのシンポジウム等を行ってきた。

また、法政大学沖縄文化研究所との合同による共同研究は、お互いの大学にそれぞれ出向き、講演会、合同研究会、交流会を開催し、その後、同研究所との学術交流協定締結にまでこぎ着けることができたのは大きな成果であった。

また、文系３研究所合同による研究会、シンポジウムの開催並びにそれらのシンポジウムの内容をまとめた出版物の発刊等の活動を行い、研究と情報共有、討論による意見交換に努めた。

文部科学省の「学術フロンティア推進事業」として、当研究所が積み重ねてきた中国研究に関わる研究成果をベースに日中文化を核とするアジア文化交流史研究の世界的研究拠点たることをめざして設けられた「関西大学アジア文化交流研究センター」が多彩な活動を展開し、多くの研究成果を発信している。また、活力ある開かれた研究体制を取るため委嘱研究員制度を設けて外部研究者を受け入れ、新しい研究分野の開拓にも力を入れるとともに、研究拠点としての機能を更に高め、外部への発信力を高めることに努めている。

若手研究者の養成という観点から、準研究員制度を設けて大学院生の研究能力の向上に資するとともに、非常勤研究員制度の新たな試みにより、学籍を離れてより高度の研究活動を展開している若手研究者を研究組織に積極的に組み入れて日本学術振興会科学研究費にも積極的に応募しながら、研究の一層の展開を促していく体制を整えた。その他に、1951年３月に本学に寄贈された大阪の著名な漢学塾泊園書院の蔵書約２万冊の整理に本研究所が携わったことが機縁となって泊園記念会が設けられ、毎年11月頃に「泊園記念講座」が開催され、既に48回を重ねている。

【現状の説明】

2005年度より公募を開始し、４部門８研究班として今日に至っている。（表Ⅰ-7-1参照）。

各研究班の研究期間は１期２年とし、構成研究員の交代が行われる。研究班は申請により、運営委員会において必要と認められた場合にのみ、一度だけ２年間の研究の延長を行うことができる。新しい研究テーマ

は各部門の幹事で構成される幹事会で決定され、学内公募により、テーマにふさわしい研究員を広い視野に立って求める努力がなされている。研究員の資質や任期、研究成果の発表等についても十分に配慮され、グローバルな視野に立った、質の高い共同研究を行うため、学外及び海外の研究者も委嘱研究員として参画できる仕組みになっている。

また、2008年度からは、これまでの国外の研究機関との「学術交流協定」を国内にも広げ、法政大学沖縄文化研究所とも締結し、それぞれの研究機関における学術研究発展に寄与することを目的として、活発に活動している。

学術協定は締結してはいないが、鹿児島大学多島圏研究センターとの合同の研究会（2008年12月22日）を鹿児島大学で開催し、そのあと、同センタースタッフとの合同の視察（坊津、知覧）を実施している。

更に優秀な院生や若い研究者も共同研究に積極的に参加できるよう、2003年度から「準研究員制度」を設け、更に2007年10月からは「非常勤研究員制度」を設け、研究活動に関連する研究実績を有する研究者で、他大学等の機関に所属していない者が研究活動に参加し得る体制を構築し、科学研究費に応募できる体制を取っている。

◇研究班の構成

表Ⅰ-7-1　研究班の構成（2007～2009年度）

	部　　門	研究班名	研究員数	2007年度	2008年度	2009年度
研究所　研究班	第1部門（日本）	大阪・長崎研究班	4名	③	④	
		明治期思想文化研究班	5名	①	②	③
		日本仏教研究班	4名			①
	第2部門（アジア）	中央アジア文化研究班	4名	①	②	③
		環インド洋文化研究班	4名	①	②	③
	第3部門（比較文化）	比較文化研究班	5名	③	④	
		世界習俗研究班	3名	③	④	
		比較文化研究班	5名			①
		比較映像文化研究班	4名			①
	第4部門（言語・思想）	言語研究班	4名	①	②	③
		文学と異文化接触研究班	3名	③	④	
		日本文学・芸能研究班	5名			①
アジア文化交流研究センター （　）はPD・RAで内数			34名(6)	③	④	⑤

（注1）○内の数字は研究年数を表す。

研究活動は、「研究計画書」にしたがって行われ、各研究員は研究班ごとの研究会での成果発表や、年間8回開催される研究所全体の例会において発表し、また論文を毎年刊行される『紀要』に掲載している。

また、研究班が終了した翌年度内に、全研究員が執筆条件で、研究班ごとに「研究報告書」（表Ⅰ-7-2参照）の冊子体による提出が義務付けられている。

表Ⅰ-7-2　研究終了班による「研究報告書」

研究班名	書　　名	頁数	著　者　名
日本美術工芸研究班	日本を中心とする東西の図像	125	中谷伸生、山本　卓、長谷洋一
日中交渉史研究班	中国文化の伝播と変容	194	藤田高夫、松浦　章 高橋誠一、西本昌弘、藤善眞澄
思想・儀礼研究班	東アジアにおける儒教儀礼の研究	206	吾妻重二、橋本敬造、二階堂善弘、中　純夫
言語接触・語彙交流研究班	近代における中・日・欧の語彙交流に関する研究	156	内田慶市、沈　国威、奥村佳代子、荒川清秀

検索

また、研究活動の成果については、『研究叢刊』4冊、『訳注シリーズ』2冊、『国際共同研究シリーズ』2冊、『資料集刊』3冊等を、 出版部から刊行し、市販もされている。

2009年度には、国際シンポジウムをまとめて『海の回廊と文化の出会い―アジア・世界をつなぐ―』（橋本征治編著）が、専門的な内容を扱いながらも、幅広いテーマを設定したことから日本図書館協会の選定図書に選定されたことは喜ばしい。

【長所】

研究班の構成について、学内においては、公募により全学の教員を対象としており、学外においては、国内外ともにそれぞれの分野で活躍中の研究者を委嘱研究員として迎え、バランス的に偏ることなく、広い視野からの比較研究を行っている。

また、研究所の基本テーマ（東西両洋文化の学術研究）をあまり変えずに継承していることは、連携のある研究機関との接触を今後とも継承することであり、資料の提供や、情報交換の大切な発信源となって、相互の協力関係によって継続的に発展するものであると考えられる。

このことは、これまでに功績を残された研究員による賜物である。

各研究班による研究例会は、2007年度8回、2008年度7回、特別講演会は、2007年度1回、2008年度2回、それぞれ開催し学部生、院生、研究員以外にも HP にて公開し、一般市民が自由に参加できる体制をとり、研究活動の一端を披露している。

【問題点】

各研究班の研究成果を発表する研究例会の開催について、発表内容が専門分野を中心としている関係上、各班単独の研究会という形になっており、出席者の人数に変動が多い。出席者が少ない原因のひとつとして、まず第一に教授会や各種委員会と重なることが挙げられ、開催日を、大学へ出講することの多い水曜日とし、教授会のない週の午後に開催することとしたが、効果はあまり出ていない。第二の原因は、かつては、研究例会は二つの研究班が同日に開催していたため、出席者もそこそこ多く、また相互に異なった研究領野から斬新な意見交換や活発な質疑応答もあって、例会そのものが活気があるものであったが、昨今では、各研究班の縦割りの単独研究例会という形態になってしまったことが挙げられる。各研究班相互の意見交換の機会は絶無である。

国際シンポジウムも頻繁に行われ、出版による研究成果も上がっている。ただ、アジア文化交流研究センターの研究員と東西学術研究所研究員の両方を兼ねる研究員は、成果の発表にかなりの負担が強いられるのではないかと推察する。

現在、法学研究所、経済・政治研究所と3研究所合同シンポジウムを企画し、既に3回の開催実績がある。3研究所合同シンポジウムは「アジア」を共通テーマとするが、ただ、開催実施主体が各研究所の持ち回りの性格が強いため、従来の研究分野を拡大したものとなりがちで、学際的シンポジウムになりにくいという問題がある。毎回のテーマに、政治・経済・法律・歴史・文化が含まれ、学際的要素のものを設ける必要がある。

2007年10月より非常勤研究員制度が施行され、若手研究者の養成及び科研申請の資格の提供という面では寄与する点は多大であり、科学研究費やその他の外部資金獲得のための「権利」が与えられるという面では大きなメリットがある。

2007年10月から2009年5月まで8名が非常勤研究員となり、この内2名が科学研究費を獲得した。若手研究者の申請の応募者数が多くて採択率がきわめて低い上に、科学研究費以外の外部奨学金公募のほとんどが理数系・自然科学系であって、人文系、思想・哲学系の公募はきわめて少なく、例えあったにせよ採択率の可能性がゼロに近いことを充分わきまえながら、実質的な研究調査の時間を割いてまで、無駄に終りかねない申請書の作成にかかる労力と時間は大変なものであろう。そうした状況下にある若手研究者の援助のために東西研の存在意義はあろう。研究所として研究費補助等の支援策が望まれる。

【将来の改善・改革に向けて方策】

研究の成果を発表する研究例会の出席者を増やすために、積極的に研究会を複数の班と合同で開催すること等についても運営委員会で検討し、年に一度、「研究報告集会」ですべての班の研究員が参加する成果報告会を計画している。また、従来は、研究成果を研究員が各個人で論文や著書にして発表することが多く、共同研究としての意味合いがわかりにくい。そこで、2007年度より、研究期間終了後に班としてまとまった成果報告書を、翌年度内に冊子体で構成員全員が執筆し公表する形態をとることとした。成果報告書は学内のみに留まることなく、国内外にもその内容を披露することとし、そのためには手始めとして、まずは概要を英訳して掲載することを検討する。

若手研究者の育成については、ハード面、ソフト面ともに十分ではなく、特に、研究費については、せめて出張が可能になるような手立てを、財務、出納課と調整が必要である。

３　附設研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

本学大学院博士課程後期課程に在籍する優秀な大学院生を、東西学術研究所の共同研究に参加させるために、2003年度から準研究員というシステムを導入している。準研究員とは、大学院博士課程後期課程に在籍する大学院生の中から、当該学生が所属する研究科の研究科長が所定の手続により推薦した者で、東西学術研究所長が研究活動に参加することを許可した者をいう。

研究班の一員として研究所の研究活動に加わることにより、研究者としてより実践的な活動を経験し、より高い研究能力を有する者として、人材を育てることを目標としている。

【現状の説明】

準研究員として、東西学術研究所並びに３研究所合同による研究例会や国際シンポジウム、海外から来日した招へい研究者の講演会等に出席することで、彼らの研究に大きな影響を与えている。準研究員は共同研究に参加するだけでなく、シンポジウム等の大きなプロジェクトに準備段階から関わり、シンポジウムの運営・進行にも貢献している。

また、例会での研究発表並びに『紀要』への投稿を行う等、自らの具体的な目標を設定して、積極的に活動している。

【長所】

上記の実情は、研究能力のレベルアップ並びに自立した研究者としての育成をめざすものであり、実際に、学際の視野を広げていくことに繋がっている。

また、準研究員としての研究活動は、キャンパスでの学生生活遂行の上で、充実した部分を占めていることは間違いないであろう。

指導教員とともに研究に携わることは、各専門領域における研究方法を十分に習得できる機会でもあり、また研究班の活動を通じて、他大学・他研究機関の研究者と交わることも多く、社会の一員としての意識付けにも役立っている。

【問題点】

院生への教育研究の推進に必要な設備・研究費については、若干の問題点がある。

設備の面については、２研究班で１つの研究室を使用しているため、研究会開催を企画した際、もう一方の研究班が使用しているとか、研究活動に少なからず支障をきたしていると思われる。

学生・院生が大学での教育課程において、ハード面・ソフト面ともに適切に対応されている状態なら、その余力が各研究所におけるハード面・ソフト面の充実に広がるが、現実は研究所の研究班に属する院生への資金投入には及んでいない。

また、多くの院生が自分の自由意思により、研究所で行われている研究課題に興味を持って、応募できる

ようなシステムになればよいと考える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究班の任期が終了した後にも、当該研究班に所属していた準研究員、非常勤研究員が、その後も継続して当研究所の研究員として研究を続けたい場合のことを想定して、そのルールの設定も必要となろう。更に、彼らに、わずかであっても自由に使用できる旅費・消耗品費を支給することも研究所として予算申請の際に考えるべき時期に来ていると思われる。

４　学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性

上記項目で記載した「準研究員」というシステムを導入し、研究所の研究活動に参加できるよう全学の院生を対象に公募を行っている。

このことは広く門戸を開き、研究科に限定なく応募できるものであり、採択された準研究員は、研究員の指導のもとに研究に従事し、研究所の各種行事にも参加している。

更に2007年10月には、新たに大学院修了者で優れた研究を続けている者に対して「非常勤研究員」の制度を設けた。非常勤研究員は、研究班の推薦を受けた研究実績を有する研究者で、他大学等の機関に所属せず、学籍を有しない者であることが応募の条件である。

したがって、研究機関に属さないが、更なる研究者としての向上を望むものにとっては、研究所の各種行事に参加することによって得た知識や研究者との交流を通して、多面的な共同研究への展開が可能となっている。

【現状の説明】

本年度で、準研究員のシステムが導入されて７年、非常勤研究員のシステムは３年目を迎えた。それなりに、人材育成の成果及び効果が発揮されねばならない時期を迎えている。

研究所としては、学生の研究の自由と自主性を尊重し、その成果を紀要や学会発表、学会誌、専門誌への投稿等により外部へ公表することで、社会的な意義を見出している学生を育成しつつあることは間違いない。

【長所】

準研究員、非常勤研究員のシステムは、研究班の活動の中において、研究員がより専門色の濃い、きめ細かな指導を行い、コミュニケーションが潤滑に図れるような役割を果たしている。また、院生が自分の居場所を確保し、自己の目標を見失うことなく、研究成果を重ねていける研究の場であることは、一番の利点であろう。

準研究員も非常勤研究員も、研究所発行の『紀要』への投稿が可能となり、研究業績として公表することにより、外部、内部から多様な評価を得て、更なる前進の場を展開することに繋げている。

非常勤研究員となることで、東西学術研究所のプロジェクトに参加できるだけでなく、科研のメンバーになる資格も獲得することができる。

【問題点】

準研究員、非常勤研究員ともに、実質は東西学術研究所研究員が自分の院生を推薦し、研究に参加させているような場合が多いように思えるが、もっと広く宣伝することが必要であろう。それには、公募の際の研究班紹介の部分において、研究概要をもっと魅力ある書き方にするのも一案であろう。

また、「準研究員」、「非常勤研究員」の制度は、若手研究者の養成及び社会的資格の提供という面では寄与する点は多大であるが、研究調査に必要な出張旅費等の支給等の配慮が不十分であり、非常勤研究員の立場に立った細やかな配慮を期待したい。

準研究員、非常勤研究員という制度的保証のない形でも本プログラムに参加できれば、研究会とゼミを合同で実施する等、学生の参加が活発になるであろう。講演会が学生の実質的な研究活動となり、積極的に参

加できる形態を、研究所としても考案すべきである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

院生が、準研究員として研究所の研究員の一員となりたくなるような魅力ある研究所の構築に向けて検討する必要があるが、第一に考えることは、学生が関心をもつテーマの設定である。それには、これまでのように、研究テーマでこちらから学生に呼びかけるだけではなく、学生からの要望に耳を傾け、それを取り入れる姿勢が肝心である。今後は、指導する大学院生の研究課題も包含するような研究題目の設定が必要であろう。

近年、学内では様々な研究行事が開催され、重複開催も少くなく、すべてへの参加は難しい。早期に決定し、周知期間を十分設けること、他の機関の研究会や講演会の開催日程も考慮しながらの計画等、工夫が必要と考えられる。

また、一番の改良が求められることは、基盤的な施設及び設備を整え、基盤的な教育研究経費の確保に努めることである。

しかしながら、財政支援を行うことは、院生自身の意欲的かつ独創的な取り組みに対してのものであり、より一層の学習意欲の向上を期すものである。

５　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

研究班・研究員の公募要領の中に、「研究所は、研究班が文部科学省科学研究費補助金等の外部資金獲得に向けて積極的に応募することを奨励し、支援する」としており、研究助成に応募することは必要条件の一つとされている。

このことは、大学から配賦されるベーシックな研究費だけではなく、国や企業が募集する競争的研究資金の獲得に向けての積極的な取り組みであり、研究活動を充実させるためには、重要な事項で、獲得した資金は、研究内容向上のために実践されている。

また、準研究員は応募できないが、非常勤研究員はそれが可能であり、獲得した研究費は、出張旅費や図書の購入等に当てることができ、研究の進行に大いに役立っている。

【現状の説明】

研究助成の応募は、研究班・研究員の公募の際の条件でもあるため、毎年必ず全研究班が行っており、その獲得割合は、３割程度である。

科学研究費以外の助成金の獲得については、学内における「重点領域」、「学術研究助成基金」、「国際シンポジウム助成金」、「教育促進費」及び企業、財団による助成金等も獲得しており、研究資金の重要なソースとなっている。

その研究費の一部で海外での現地調査を行った。海外を研究対象とする時、研究方法は様々であるが、やはり現地に赴き総体を見ることが重要であり、現地でしか得られない資料もじかに見ることができたことは、確実に研究推進に結びついている。

また、その助成金を、３研究所公開合同シンポジウムや国際シンポジウム、特別講演会等に役立てた。

【長所】

獲得した研究資金は、大学から配賦される少額の研究費では不可能な海外での調査や、研究資料の収集、学会への参加等を実現し、研究の遂行に大きく寄与している。

また、その助成金にてシンポジウムや研究会において、様々な分野、そして国内外からの講演者を関西大学に招へいできたことは、研究上も大きなメリットが認められる。

若手研究者にとって、研究資金の獲得申請は絶対条件なので、この制度はできるかぎり本学出身者や関係する若手に門戸を開けているという意義は大きい。

検索

【問題点】

研究班として応募する科学研究費申請について、研究班のメンバーが代表者として既に獲得している場合、代表者にはなれないので、メンバー以外の研究者を代表者としなければならない状況もありえる。このことは、研究分担者において、分野が同じで接触の機会が密な教員による共同研究が多くなっている所以である。

非常勤研究員に対しては、科学研究費やその他の外部資金獲得のための「権利」が与えられるという面では大きなメリットではあるが、若手研究者の申請の応募者数が多くて採択率がきわめて低い上に、科学研究費以外の外部奨学金公募のほとんどが理数系・自然科学系であって、人文系、特に思想・哲学系の公募はきわめて少ない状況下にある若手研究者のための援助こそ、東西研として考える必要があるのではないであろうか。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記問題点のひとつとなっている科学研究費申請のメンバーについて、研究班を立ち上げる際に、科学研究費申請を念頭に置きながらの人選となっていると思われるが、今一度確認を行って、現状把握の上構成することも必要であり、科学研究費の既存制度のきめ細かな運用に心掛けざるを得ない。

また、研究班別以外に研究所全体がひとつとなり、今後やるべき研究テーマを選び、ミッション的な色彩の濃い科学研究費申請も考えられる。これは、研究所としての研究活動の質向上のために、研究員全員が一丸となる必要のある取り組みである。

6　国際的な共同研究への参加状況

研究員それぞれの海外における学術交流をきっかけとして、海外の研究者との新たな交流が現在も進められている。

個人の研究交流がなければ、組織間交流はうまくいかない。また、研究所が開催するシンポジウムや講演会で芽生えた交流を、今後、如何に育てていくかが、重要なポイントとなる。

教員が研究所の研究員の立場としてではなく、個人研究を進めていく上において、国際会議や国際シンポジウムへの参加は多々あるが、研究所全体が関わる活動としては、年間を通じて例年平均６～７回位の頻度である。

また、その積み重ねにおいて、海外の研究機関との学術交流協定が締結されている。

【現状の説明】

上記の研究所全体が関わる活動として、年間の平均的な内訳は、国際シンポジウムが東西学術研究所のみの主催のものが１回と文系３研究所合同シンポジウムが４回、海外からの招へい研究者や講演者を招いての講演会が３～４回となっている。以前は何年かに１度の割合で開催されていた国際シンポジウムも、昨今の通信・交通機関の発達に伴い、世界中の国々の研究者との連絡が瞬時に行われることもあって、毎年開催されている。

開催の広報は、大学の HP や学内掲示等により周知し、研究員のみならず、学生・院生、市民の方々が自由に参加しており、質問も活発に行われている。

これまでも行ってきた海外研究機関との学術協定は、新たに2005年に中国の寧波大学歴史研究所と協定を締結し、日中における研究促進を図る上で大変有意義なものとなっている。

【長所】

研究活動において、海外の研究者との交流は、研究情報発信・交換の重要な位置を占めており、本学の教育・研究成果が発揮できる場でもある。

国際シンポジウムや講演会を通じて知った海外の研究者との交流は、資料の提供や相手国での調査や資料収集等をスムーズにしていることは言うまでもない。

教員のみならず、学生・院生への影響も大きく、海外の研究者との直接の接触を通して、社会全体で進んでいる国際化を肌で感じる機会でもある。

【問題点】

東西学術研究所のみならず、学内において、多数の国際学術行事が開催されており、独創的な研究を育てることを重視している研究プロジェクトには、企画そのものが負担に感じることもありえる。大きなシンポジウムになればなるほど、講師のスケジュール調整、事前準備の煩雑さ、経費の負担は大きい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

「開かれた大学」を旗印に行われてきた国際色豊かな各種の行事は、上記の問題点にも挙げているように、研究者にとって負担の度がますます増えてきている点に着目し、もっと容易に開催されるシステム作りが必要である。

今、その具体案は記せないが、日々の活動を通して知りえる無駄な動き、無駄な経費の記録を蓄積することによって、何らかの方法が見出せるように感じる。

7　社会貢献

1961年に設立された「泊園記念会」と共催で、毎年「泊園記念講座」を2日連続で開講しており、広く一般市民に研究成果を還元している。これは、近世大阪の漢学塾として有名であった藤澤家の家塾「泊園書院」の蔵書二万余冊が、関西大学へ寄贈されたことを記念し、かつ、泊園書院の学統を新しい形で継承・発展させていくことを目的として開講している。この講座は、現今の研究成果を多数の市民の方々に披露したいと考え、大阪府との共催により、毎年多くの受講者を集めている。

また、2008年度に東京センターにおいて、東西学術研究所としての公開講座を初めて開催し、学術協定を結んでいる法政大学や東京近郊の研究機関から講師を招き、当研究所研究員とともに4日で9講座開催した。

【現状の説明】

「泊園記念講座」について、講演者は学内のみならず学外からも広く関係分野の研究者を招き、総合テーマを設けて開催している。

これまでの会場は、長年、大阪府立文化情報センターの「さいかくホール」を借りて行ってきたが、会場設備の問題もあり、平成17年度からは本学に移している。そのことによって学内者の参加が容易になったこともあり、教員や学生、特に院生の参加が目立った。

一般市民の方々の参加について、これまでの会場を変更したにも拘わらず、所謂「常連」の方々も多く、主催側としては有難いことであった。

2008年度に初めて東京センターにおいて、公開講座を開催したことは、社会の現象として、他大学でもさまざまな公開講座が広く開催されていることに鑑みて、東西学術研究所の活動を知ってもらうためにも画期的な出来事であった。

【長所】

社会への還元については、地元だけでなく、現在行われているように東京でも一般の方々に開かれた講座は、大学そして研究所の名前をより広く知ってもらうだけでなく、研究成果を多くの人々に分かりやすく学んでもらう非常に良い機会であり、大きく評価できると考える。

【問題点】

まず「泊園記念講座」だが、従来やゝもするとテーマや講師の人選等に分野的な偏りがあったことは否めない。例えば徳川幕末期の「泊園書院」そのものの研究活動が、宋学を中心としたきわめて倫理・哲学的な研究活動であったことも鑑み、そうした日本倫理思想史に関わる内容のものもテーマに入れてしかるべきで

あろうが、残念ながら、なぜかそうした系統の領野は敬遠され、もっぱら歴史系か中国学系、さもなくば美術史系に偏っているのが現状である。

次に、2008年度に東京センターで開催した「公開講座」は、今後十分反省し検討すべき面が多々あった。まず、これまでは徴収したことのない参加費である。参加費を払ってまで参加されるということは、それなりの講演内容に期待があるはずであり、特に、真っ先に注目される「講演題目」には十分気を配る必要があった。

また金額の設定において、４回で5,000円となっており、１回いくらとはなっていなかった事は、参加者の歯止めとなったことは大いに考えられる。もっと参加者側に立った金額設定をすべきである。

次に、開催時間について、2008年は毎回15：00～18：00と設定したが、もう少し早い時間帯が望ましかった。10月の18：00ともなるとあたりは暗くなり、参加者が高齢の方が多く、参加を渋ることにもなったように思う。

【将来の改善・改革に向けた方策】

東京センターでの公開講座は、興味深い４回連続講座が企画されたにも拘らず、参加申込者は20名前後とあまり多くはなかった。広報の不足と、一般向けの市民講座としてはややテーマがアカデミックに過ぎたきらいはあったが、参加者のアンケートを見ると、内容的にはたいへん充実していたことが記載されていた。今後、社会貢献を考える場合は、大学の社会連携部局との連絡の緊密化、１回ごとの講演でも参加しやすいような参加費の徴収を考える必要がある。また、関西大学のホームページでも、部局ごとの広報でなく、一般市民が聴講できる講座、研究会を見やすい形でまとめて提示できるような工夫も必要であろう。

８　関西大学アジア文化交流研究センター（CSAC）

【現状の説明】

(1) 理念・目的等

関西大学アジア文化交流研究センター（以下「CSAC」という。）は、東西学術研究所のもとに、新たな研究組織として設立された。

CSAC は、2005年４月に文部科学省学術フロンティア推進拠点に選定され、「東アジアにおける文化情報の発信と受容」をテーマとする５年間の共同研究プロジェクトを遂行することとなった。

CSAC の母体となる関西大学東西学術研究所は、1951年の設立以来、東西文化交流研究及び中国を中心とするアジア文化研究に重点をおいて、卓越した研究業績を蓄積してきた。この豊かな資産を継承し、かつ将来にわたって発展させていくために、東西学術研究所のエッセンスを切り出したのが CSAC である。

CSAC の主要な研究目的は、東アジアにおける文化交流の諸相を、中国文化に軸足を置きながら掘り下げ、文化交流研究の新しいディシプリンを構築することである。関西大学の中国学研究者をコアとし、国内外の第一線で活動する共同研究者の協力を得ながら、アジア文化交流研究の国際的研究拠点としての地歩を築き上げることがその使命と考えている。

日本をはじめとする東アジアの諸文化の形成と発展にとって、中国文化のもつ比重はきわめて大きなものがある。同時に東アジアの諸文化には、中国文化に包摂されない自律性をもって展開してきた部分も多々あり、アジア文化交流の歴史は、きわめて柔らかでとらえがたく、視点によってさまざまな様態を見せ、それだけ魅力ある研究対象であるといえる。現在、この地域の相互交流は以前にもまして活発・緊密になっており、日本の現在と将来を論じるうえでも貴重な示唆を与えてくれるものと期待される。

CSAC には、言語文化研究班、思想・儀礼研究班、交流環境研究班の三つの研究班を設置している。これらは別個に活動するのではなく、いわばプリズムの三つの面のように、一体となってアジア文化交流のさまざまな姿を解析していくことをめざしている。この研究プロジェクトのゴールは、決してすぐ手の届くところにあるわけではないが、学術フロンティア推進事業として挑むに値するものであると確信しつつ、所期

の目的達成に尽力する所存である。

(2) 研究活動状況

CSAC の研究活動は、三つの研究班の独自の研究活動を尊重しつつも総合的な研究活動を指向している。

言語文化研究班は、近代における「西学東漸」と言われる現象を、言語、文化・芸術、科学、印刷・出版といったさまざまな側面から取り上げながら、その伝播の方法、受容の形態を、東西の民族の思惟方法をも考え合わせて明らかにしている。具体的には、日本語・中国語・朝鮮語の語彙交流研究、更に長崎唐通事の唐話研究、琉球の官話研究等、言語的アプローチがこの研究班の中心的研究課題としており、同時に、電子アーカイブを利用して、言語資料のコーパスや宣教師関係の文献リスト・所在目録を作成し、文化交流研究の基礎的資料群としてインターネット上で公開している。

思想・儀礼研究班は、東アジア世界において巨大な文化パラダイムとして存在しつづけた儒教を中心に、儀礼とその思想に関わる領域に重点をおいて研究を進めている。仏教儀礼や道教儀礼の研究に比して、儒教儀礼はなお未開拓部分が多い分野であるが、本研究班では礼学・礼制の分野に焦点をあてつつ、道教・仏教との交渉も視野に収めている。具体的研究活動として、中国・台湾・日本・韓国等で現在も行われている儒教儀礼や祭祀を現地調査してデータベース化すると当時に、電子アーカイブを活用した文献の博捜を通じて、東アジア諸地域にわたる総合的学芸としての儒教の性格と意義を、普遍性と地域性の視点から解明している。

交流環境研究班は、東アジア諸地域の文化交流の内容や形態を規定している歴史的条件を解明することに重点を置いている。例えば、中国皇帝を中心とする外交的枠組みである冊封体制へのコミットは、地域と時代によって大きく異なり、それが諸地域の文化交流に与えた影響は決して小さくなく、その一方で、東シナ海・南シナ海を舞台とするアジア内交易は、政治の枠組みの外で営々と継続してきたという事実がある。微視的にみても、明王朝・清王朝更に徳川幕府の政策変更が、日中文化交流の様態に影を落とし続けていることがわかる。本研究班は、こうした歴史的環境の差異が中国との文化交流や相互認識にどのように反映しているのかを究明することを第一の課題としている。同時に、文化交流の担い手や具体的媒介、受容される中国文化の地域性の解明も本研究班の視野に入れている。

研究成果としては、2008年度末までに、年2回発行のニューズレター『環流』を8冊刊行し、年1回刊行の『アジア文化交流研究』（紀要）を4冊刊行した。2006年3月発行の第1号には、18編の論文が掲載され290ページであり、2007年3月発行の第2号は、巻頭に特集「長崎と日中文化交流」として、5編の論文、その他に個別研究が19編掲載し、総ページが438ページとなっている。2008年3月発行の第3号は、巻頭に特集「琉球・沖縄と日中文化交流」として、5編の論文、その他に個別研究が22編を掲載し、総ページが510ページとなっている。2009年3月発行の第4号は、巻頭に「東アジア文化交流―人物往来」として13編の論文を掲載し、その他に個別研究が26編を掲載し、総ページが683ページとなっている。

更に第1回国際シンポジウムの成果が関西大学アジア文化交流研究叢刊第1輯として『19世紀中国語の諸相―周縁資料（欧米・日本・琉球・朝鮮）からのアプローチ―』（内田慶市・沈国威編、雄松堂出版、2007年3月、A5版全303頁）として刊行している。第2輯は『近代日中人物交流史研究の新しい地平』（陶徳民・藤田髙夫編、雄松堂出版、2008年2月、A5版全405頁）を刊行し、第3輯は、『東アジアの儀礼と宗教』（吾妻重二・二階堂善弘編、雄松堂出版、2008年8月、A5版全425頁）として刊行している。台湾大学と共催した研究集会の成果は『東アジア文化交流と經典詮釋』（関西大学アジア文化交流研究センター編、同センター発行、2009年3月、A5版全511頁）として刊行した。また中国語版になる『亞洲語言文化交流研究』（関西大学亞洲文化交流中心海外論叢第1輯、日本関西大学亞洲文化交流研究中心編、上海辞書出版社、2009年3月、A5版全178頁）を刊行した。

2007年度以降の国際シンポジウム・研究集会・研究例会・講演会については下表のとおりである。

表Ⅰ-7-3　アジア文化交流研究センター国際シンポジウム等一覧

■2007年度

● 第3回国際シンポジウム
2007年7月20日（金）～2007年7月21日（土）
全体テーマ「東アジアの儀礼と宗教」
〔基調講演〕巡狩：一種宣示與驅除性的禮儀模擬
李　豊楙（台湾中央研究院研究員）
朝鮮時代の国家と儀礼―中国儀礼との比較を中心として―
鄭　在薫（韓国ソウル大学校）
儒教儀礼研究の現状と課題―『家礼』を中心に―
吾妻重二 CSAC 研究員（文学部教授）
〔第1セッション〕「儒教儀礼とその展開」
從「小學」論述看朱子禮學思想的轉變
葉　國良（国立台湾大学）
唐代の官僚喪葬儀礼と開元25年喪葬令
石見清裕（早稲田大学）
傳統中國的孔廟祭典及其宗教性
黄　進興 CSAC 研究員（台湾・台湾中央研究院研究員）
西學の展開と儒教の位置―明末清初における天學をめぐって―
橋本敬造 CSAC 研究員（社会学部教授）
〔第2セッション〕「漢民族とイスラーム・朝鮮の儀礼」
『儀礼』凶礼と魂・魄・鬼・神
大形　徹 CSAC 研究員（大阪府立大学教授）
中国イスラームの婚礼と葬礼について―劉智『天方典礼』と朱熹『家礼』―
佐藤　実 CSAC 非常勤研究員
新羅における講経儀礼の受容―百座講会を中心として―
安田純也 CSAC・PD
〔第3セッション〕「道教の神々とその観念」
台湾道教に見られる合符童子科儀の成立に関する一考察
山田明広 CSAC・RA
日本禅宗寺院に祀られる道教神
二階堂善弘 CSAC 研究員（文学部教授）

● 第4回国際シンポジウム
2007年10月6日（土）
全体テーマ「16～19世紀西方人的漢語研究」
〔基調講演〕ヨーロッパ揺藍期中国語教本
高田時雄（京都大学教授）
ヨーロッパ宣教師の中国語量詞研究総論
Federico MasiniCSAC 研究員（ローマ大学教授）
16－19世紀西方中国語研究の文献学について
周　振鶴（復旦大学教授）
〔A セッション〕スペイン宣教師 Varo の『華語官話詞典』の研究
張　西平（北京外国語大学教授）
プレマールとマルチネの文法書の品詞分析
李　　真（北京外国語大学教授）
時間表現からみた初期中国語訳聖書における異文化翻訳
塩山正純 CSAC 非常勤研究員（愛知大学准教授）
ヨーロッパ中国語教育の起源―早期宣教師の中国語学習と研究
姚　小平（北京外国語大学教授）
初期キリスト宣教師による中国語文法研究について
何　群雄（オーストラリア国立大学教授）
Martino Martini (1614-1661)の『Grammatica Sinica』(1653)
西山美智江 CSAC 非常勤研究員
〔B セッション〕ロシア人中国語学習史における『漢文啓蒙』
柳　若梅（北京外国語大学教授）
1917年以前のロシアの中国語字書の編纂と刊行について
閻　国棟（南開大学教授）
中国近代語ラテン化の歴史的変遷について
施　正宇（北京大学教授）
『老乞大諺解』諸版本に反映された重複副詞の文法規制
孟　柱憶（韓国外国語大学校教授）

On the Composition and Content of Lao Qita, a Textbook used for Teaching the Chinese Language in Joseon Dynasty
鄭　光（Catholic 大学校教授）、 苗　春梅（北京外国語大学教授）
中国人は如何にして外国語文法を学習したか？―清代満州語語法教材を例として
竹越　孝（愛知県立大学准教授）

2007年10月７日（日）
〔A セッション〕16－19世紀西洋人の中国語文法に対する認識
張　衛東（深圳大学教授）
John Francis Davis の中国語学習とその言語観
朱　　鳳 CSAC 非常勤研究員
『文学書官話』（1869）―19世紀の中国語文法書の金字塔
内田慶市 CSAC 研究員（文学部教授）
『滬語便商』に見える上海語の時態表現
錢　乃榮（上海大学教授）
19世紀イタリアの中国語教科書『三字経』―併せてその基礎方言について
千葉謙悟（早稲田大学助教）
西方最初の中国語方言文法著作『上海方言口語語法』
鄭　梦娟（中国伝媒大学教授）
フンボルトの中国語文法観と中国語文法の特徴の再認識
趙　世舉（武漢大学教授）
Between Remusat and Bazin—An epistemological split in the 19th century French Sinology
小野　文 CSAC・PD
The Birth of French Sinology in the 18th Century Etienne Fourmont（1683-1745）
梁　鳳清（Winthrop University 教授）
〔B セッション〕Joseph Hager『辺画訳』の研究
董　海櫻（浙江大学教授）
近代中国人の「人」に対する認識
鐘　少華（社会科学院歴史研究所教授）
19世紀のヨーロッパ宣教師が中国語研究に与えた影響について
阮　星（江漢大学教授）
日本編纂の北京口語教材『官話指南』の文法特徴の分析
呉　麗君（北京外国語大学教授）
唐話のスタイル―長崎資料における中国語の諸相と岡島冠山
奥村佳代子 CSAC 研究員（文学部准教授）
乾隆期における久米村通事の学統と官話
木津祐子 CSAC 研究員（京都大学准教授）
『富善字典』について
温　雲水（天津外国語学院教授）
世紀末の「新」中国語―西洋人の目を通して
沈　国威 CSAC 研究員（外国語教育研究機構教授）
モリソン『広東省土話字彙』の人称詞について
劉　継紅、他（北京外国語学院）

● 第7回研究集会
2007年7月28日（土）
テーマ『漢字文化圏諸言語の近代語彙の形成　創出と共有』
講　演：基本漢語にみる借用と造語の諸相
野村雅昭（早稲田大学教授）
異文化接触によって起こる言語表現の模索・混乱と調整―《時》表現の消長を中心に―
松井利彦（神戸松蔭女子学院大学教授）
新漢語の生成と転生の様相
田中章夫（東呉大学客員教授）
2007年7月29日（日）
講　演：漢字文化圏における Political Economy の翻訳
李　憲昶（高麗大学教授）
『清議報』に見られる日本語の借用語
朱　京偉（北京外国語大学教授）
『官話』（1916）の新語・部定語について
沈　国威 CSAC 研究員（外国語教育研究機構教授）
『近現代漢語語源データベース』の建議
黄　河清（紹興テレビ局職員）
『外国史略』及びその著書
鄒　振環 CSAC 研究員（復旦大学教授）

朝鮮における漢訳西学書の伝来について―1880年代後半に入った漢訳西学書を中心に―
　李　漢燮 CSAC 研究員（高麗大学教授）
『航海金針』と『颶風新話』
　八耳俊文（青山学院女子短期大学教授）
『西国立志編』における外国地名の表記実態
　黄　美静（高麗大学研究助教授）
井上哲次郎の欧州留学―『哲学字彙』第三版との関わりから―
　真田治子（埼玉学園大学准教授）
日本の流行語の台湾での受容について―戦後の漢字表記語を中心に―
　王　敏東・陳　盈如（銘傳大学）
明治初期の日中対訳資料『北京紀事』について
　陳　力衛（目白大学教授）

●第8回研究集会
2007年10月26日（金）
テーマ『「東亞文化交流與経典詮釋」国際学術研討会』
講　演：清代帆船と日中文化交流
　松浦　章 CSAC センター長（文学部教授）
東洋学のなかの東洋史と国学のなかの国史
　藤田高夫 CSAC 研究員（文学部教授）
東亞古代的國號観念
　甘　懷真（台湾大学歴史系教授）
明治日本の興亜論と漢学者：中村正直を中心に
　薄　培林 CSAC・PD
東アジアにおける華光信仰の広がり
　二階堂善弘 CSAC 研究員（文学部教授）
台湾における道教儀礼文書の地域的差異：台南地域と高雄・屏東地域で使用される功徳儀礼文書の比較
　山田明広 CSAC・RA
朝鮮における占察法の受容と展開
　安田純也 CSAC・PD
論蘭陵王樂舞與日本雅樂「陵王」的關係
　莊　文達（臺湾師範大学音楽系教授）
日本幕末陽明學者對陽明後學之評論
　張　崑将（臺北醫学大学日文系教授）
獨立禪師與朱舜水：文化傳播者的不同論述
　徐　興慶 CSAC 研究員（台湾大学日文系教授）
2007年10月27日（土）
十八世紀中日儒學異同試論
　黄　俊傑（台湾大学歴史系特聘教授）
日本画と膠彩画：1930年代の日本と台湾の美術
　中谷伸生 CSAC 研究員（文学部教授）
江戸時代における中国語の伝播：内通事と公開された唐話
　奥村佳代子 CSAC 研究員（文学部准教授）
從《徒然草》的《老子河上公章句》受容看中日文學交融
　曹　景恵（台湾大学日文系助理教授）
《倭名類聚抄》引<方言>考
　虞　萬里（上海社会科学院研究員）
『性理大全』の成立と黄瑞節『朱子成書』：朱熹著作経典化の一側面
　吾妻重二 CSAC 研究員（文学部教授）
日本漢学家久保天隨與中国学者之筆談研究
　張　寶三（台湾大学中国文学系教授）
論廓門貫徹《註石門文字禪》
　張　伯偉（南京大学人文社会高等研究院特聘教授）
李朝後期における《大学》解釈の三つの新傾向について
　沈　慶昊（高麗大学教授）

●第9回研究集会
2007年1月19日（土）
テーマ：東アジアの文人世界
講　演：韓国における文人画の伝統
　閔　周植（嶺南大学教授）
日本人の文人画と東アジア―“文人画”か“南画”か ―
　中谷伸生 CSAC 研究員（文学部教授）

『浪華郷友録』の聞人と大坂の文人画家―木村蒹葭堂を中心にして―
橋爪節也（大阪市立近代美術館建設準備室学芸員）
日本と韓国における『真景図』の特徴―池大雅と鄭敾を中心に―
黄　龍求（関西大学大学院）
野呂介石画帖の由来について
薗田香融（関西大学名誉教授）
野呂介石筆『南紀山水写生帖』について
近藤　壮（和歌山市立博物館学芸員）
野呂介石が画いた熊野
額田雅裕（和歌山市立博物館主任学芸員）
野呂介石が生きた時代
寺西貞弘（和歌山市立博物館館長）
列品解説：野呂介石、少林、韓天寿等
明尾圭造（芦屋市立美術博物館学芸員）
銭厓筆・橋本関雪賛『白描観音像』をめぐって
弓野隆之（大阪市立美術館学芸員）
2007年1月20日（日）
講　演：来舶清人と日中文化交流
松浦　章 CSAC センター長（文学部教授）
明治前期に来日した中国の文人たち
王　宝平（浙江工商大学教授）
漱石の南画にみるその隠逸精神―陶淵明の受容―
范　淑文（国立台湾大学副教授）
河鍋暁斎と文人画
ロバート・キャンベル（東京大学大学院准教授）
ポーランドの『文人』の東アジアへの眼差し―フェリクス・ヤシェンスキと日本美術―
エヴァ・カミンスキー（ポーランドヤギェウォ大学専任講師）
四条派画家上田公長の文人画
柴田就平（関西大学大学院）
中村芳中と文人画
福井麻純（細見美術館学芸員）

● 言語文化研究班研究例会
第13回2007年4月20日（金）
講　演：訳語よりみる出家者概念の成立と展開
宮嶋純子（関西大学大学院）
ハーバード大学で中国学
沈　国威 CSAC 研究員（外国語教育研究機構教授）
第14回2007年5月11日（金）
講　演：基於支持4字節編碼漢字的近代漢語文献数据庫
蘭　飛・謝　術清（中易中標電子信息技術有限公司）
第15回2007年7月3日（火）（COE 採択記念行事）
テーマ：『東西文化融合の実験―コンメディア･デル･アルタと狂言、そしてシェークスピア―』
講　演：翻案狂言について
関根　勝（早稲田大学教授）
狂言の実際―右近左近を例に―
善竹忠重（狂言師）
実　演：関根　勝（早稲田大学教授）
ルーカ・モレッティ（ローマ大学）
サルバトーレ・マッラ（ローマ大学）
講　演：コンメディア・デッラルテ
井田邦明（ミラノスカラ座演出家）
実　演：井田邦明（ミラノスカラ座演出家）
アルセナーレ劇団
第16回2007年7月12日（木）
講　演：「西学東漸」と現代学科の形成：歴史の次元
章　清（復旦大学教授）
明代の銅活字について
辛　徳勇（北京大学教授）
第17回2008年1月25日（金）
講　演：漢語史の外国資料に関する断想－『華音啓蒙』の場合－
日下恒夫（文学部教授）
敬和注『佛説天地八陽神呪經』から見る言語接触状況について

検索

玄　幸子（外国語教育研究機構教授）
周辺資料対漢語語言学的可能性－作為文化交渉学的－領域－
内田慶市 CSAC 研究員（文学部教授）
『英和対訳袖珍辞書』訳語のルーツ-Medhurst『英漢字典』・『官板六合叢談』ほか-
遠藤　智夫 CSAC 非常勤研究員（工学院大学講師）
『時務報』の東文報訳－古城貞吉はどこまで訳せたか？－
沈　国威 CSAC 研究員（外国語教育研究機構教授）
唐通事と内通事
奥村佳代子 CSAC 研究員（文学部准教授）
『金瓶梅詞話』をめぐって
佐藤晴彦（神戸市外国語大学教授）
第18回2008年2月22日（金）
講　演：『官話問答便語』の処置文－赤木本／天理本間の差異－
木津祐子 CSAC 研究員（京都大学准教授）
厳復の『英文漢詁』について
内田慶市 CSAC 研究員（文学部教授）
『英華萃林韻府』の術語集について
宮田和子

●思想・儀礼研究班研究例会
第13回2007年4月6日（金）
テーマ：日本・台湾における漢学研究の現状
討　論：葉　國良（台湾大学教授、「国家科学委員会日本漢学訪日団」団長）
楊　儒賓（清華大学教授、「同上」団員）
戴　浩一（中正大学教授、「同上」団員）
徐　興慶 CSAC 研究員（台湾大学教授、「同上」団員）
朱　秋而（台湾大学副教授、「同上」団員）
廖　肇亨（中央研究院中国文哲研究所副研究員、「同上」団員）
何　醇麗（国家科学委員会人文處秘書、「同上」団員）
第14回2007年4月27日（金）
講　演：経典解釈と哲学構築の関係―朱子の「四書」解釈を中心に―
黄　俊傑（台湾大学教授）
朱舜水の仏学批判について
徐　興慶 CSAC 研究員（台湾大学教授）
第15回2007年5月18日（金）
講　演：乾卦・彖伝の二つの宇宙論―「太一生水」に基づく試論―
鄭　吉雄（台湾大学教授）
第16回2007年10月12日（金）
近世日本における儒教儀礼の受容―懐徳堂の『家礼』受容実践を中心に―
田　世民（京都大学大学院）
第17回2007年12月7日（金）
道蔵データベースについて
二階堂善弘 CSAC 研究員（文学部教授）
第18回2008年2月29日（金）
日本中世における大陸様仏事法会の移入とその意義
原田正俊（文学部教授）

●交流環境研究班研究例会
第13回2007年4月6日（金）
テーマ：日本・台湾における漢学研究の現状
討　論：葉　國良（台湾大学教授、「国家科学委員会日本漢学訪日団」団長）
楊　儒賓（清華大学教授、「同上」団員）
戴　浩一（中正大学教授、「同上」団員）
徐　興慶 CSAC 研究員（台湾大学教授、「同上」団員）
朱　秋而（台湾大学副教授、「同上」団員）
廖　肇亨（中央研究院中国文哲研究所副研究員、「同上」団員）
何　醇麗（国家科学委員会人文處秘書、「同上」団員）
第14回2007年4月27日（金）
講　演：経典解釈と哲学構築の関係―朱子の「四書」解釈を中心に―
黄　俊傑（台湾大学教授）
朱舜水の仏学批判について
徐　興慶 CSAC 研究員（台湾大学教授）
第15回2007年6月8日（金）

講　演：宋代「佛教婦女」の信仰と実践―研究方法論に関する検討―
　　黄　啓江 CSAC 研究員（ホバート・アンド・ウィリアムスミス大学教授）
「文化交渉学」の構築に向けて―近著『明治の漢学者と中国』の執筆体験から―
　　陶　徳民 CSAC 研究員（文学部教授）
第16回2007年6月29日（金）
講　演：東アジアにおける「一覧絵地図」の絵画性―日本と韓国の地図製作における絵画的表現―
　　黄　龍求（関西大学大学院）
狩野永岳と清代の袁派―なぜ狩野永岳の評価は明治以降に逆転したのか―
　　中谷伸生 CSAC 研究員（文学部教授）
第17回2007年7月12日（木）
講　演：「西学東漸」と現代学科の形成：歴史の次元
　　章　清（復旦大学教授）
明代の銅活字について
　　辛　徳勇（北京大学教授）
第18回2008年3月7日（金）
「東アジアの共時性」
　　藤田高夫 CSAC 研究員（文学部教授）
「北京専約」の締結と清末の「聯日」外交
　　薄　培林 CSAC・PD

● 講演会
2007年6月21日（木）
主　催：関西大学大学院文学研究科
共　催：アジア文化交流研究センター
講　演：アジアの絵肌
　　田村能里子（文学研究科客員教授）
2007年10月18日（金）
主　催：関西大学大学院文学研究科
共　催：アジア文化交流研究センター
講　演：アジアの絵肌Ⅱ
　　田村能里子（文学研究科客員教授）
2007年12月5日（水）
講　演：詩歌から言語へ
　　于　堅（作家）

■2008年度

● 第10回研究集会
2008年7月26日（土）
テーマ：「東アジア文化交流－人物往来」
講　演：江戸時代日本漂着清人の図像
　　松浦　章 CSAC センター長（文学部教授）
唐宋詩人の「日本」イメージ
　　葉　国良（台湾大学文学院特聘教授）
倭の最初の外交官・難升米
　　高倉洋彰（西南学院大学国際文化学部教授）
羅森と中日文化交流
　　王　暁秋（北京大学歴史科教授）
応天門の変と入唐僧恵運・恵蕚
　　保立道久（東京大学史料編纂所教授）
新羅文人崔致遠の作品と事跡をめぐって
　　河野貴美子（早稲田大学文学学術院准教授）
阿倍仲麻呂と唐代の詩人たち
　　梁　暹（上海海洋大学外国語学院副教授）
ニニギノミコトの降臨―縄文時代と弥生時代の交替プロセスに関する事例研究
　　李　国棟（広島大学外国語教育研究センター教授）
日本古代国家の疫病祭祀―祭祀文化の交流における遣隋唐使の役割をかねて
　　刘　琳琳（北京大学外国語学院日本語科講師）
倭王の名「珍」「弥」管窺
　　王　麗（浙江工商大学日本文化研究所）
十七世紀末、肥後に来航した福建海商
　　中島楽章（九州大学人文科学研究院准教授）
元代の綱と海外交易―博多「綱首」再考
　　四日市康博（東京大学東洋文化研究所非常勤講師）

沈惟敬の登場と結末―万暦朝鮮役における明朝外交のパターン
　鄭　潔西（関西大学大学院）
日本戦国大名大友宗麟の遣明船
　鹿毛敏夫（国立新居浜工業高等専門学校准教授）
王直は「倭寇」なのか？―明代嘉靖年間東南沿海の海賊と官軍
　山崎　岳（京都大学人文科学研究所助手）
入明記から見る日本使者の諸活動―使者としての職務の多様性をめぐって
　Olah　Casba（東京大学大学院）
林泰輔と王国維―出土史料研究黎明期の日中学術交流
　藤田高夫 CSAC 研究員（文学部教授）
王国維と日本京都学派中国学家の交流及び与えられた影響
　修　斌／陳　琳琳（中国海洋大学文学メディア情報学院教授／院生）
周作人と日本　―中日文化の結合点
　王　建民（上海海洋大学日本語科教授）
魯迅と塩谷温の中国小説史研究
　謝　崇寧（中山大学外国語学院日本語科副教授）
中華人民共和国成立期における日中文化交流の意義―日本人作家の交流を中心として
　増田周子（文学部教授）
中村敬宇と清末官僚文人
　薄　培林 CSAC・PD
呉朗西と飯森正芳　　――九二〇年代中日知識人交流の一事実
　呉　念聖（早稲田大学法学学術院客員准教授）
上海東文学社の学生述考
　鄒　振環 CSAC 研究員（復旦大学歴史科教授）
日本留学の可能性を考える　―日本留学生の事例中心に
　王　敏（法政大学国際日本学研究所教授）
近代中日文化交流について　―日本への留学生を中心に
　黄　愛民（上海海洋大学日本語科副教授）
倉石武四郎と現代中国語教育　―発音表記法の変化
　陳　贇 CSAC・PD
清末の国際人・はみ出し者　―張滋昉に関する基礎研究
　王　宝平（浙江工商大学日本文化研究所教授）
東アジアにおける「知」的交流と文化葛藤―二十世紀中国人日本留学への視線
　厳　平（京都大学外国人特別研究員）
呉汝綸日本視察に関する諸問題
　許　海華（浙江工商大学日本文化研究所助教）

2008年7月27日（日）

八～十一世紀日本の南方領域問題
　坂上康俊（九州大学大学院人文科学研究院教授）
奝然入宋時の詩序と願文　―慶滋保胤の餞別と母のための逆修
　吉原浩人（早稲田大学文学学術院教授）
蘭渓道隆の来日と入宋僧覚音
　榎本　涉（東京大学文学部次世代人文学開発センター研究員）
元僧一山一寧の日本出使の経過とその影響
　郝　祥満（湖北大学歴史文化学院講師）
日明交流と雲南
　伊藤幸司（山口県立大学国際文化学部文化創造学科副教授）
明初における中日関係の管見―宋濂と日本禅僧との触れ合いを中心に
　任　萍（浙江樹人大学講師）
「笑雲瑞訢入明記」の書誌学的検討
　須田牧子（東京大学史料編纂所助教）
古城貞吉と『時務報』の「東文報訳」
　沈　国威 CSAC 研究員（外国語教育研究機構教授）
日本留学期の周恩来の日本観
　胡　鳴（早稲田大学大学院）
『訳書匯編』と清末日本留学生
　張　允起（東京大学客員研究員）
竹添進一郎の中国観
　張　偉雄（札幌大学文化学部教授）
日僧水野梅暁と近代中日仏教交流
　肖　平（中山大学外国語学院日本語科教授）
近代日本文人の上海体験　―谷崎潤一郎を中心として
　斉　珮（上海海洋大学日本語科講師）

絵画としてやってきた中国の禅僧たち―永井重良による江戸時代の頂相をめぐって
　中谷伸生 CSAC 研究員（文学部教授）
金喬覚と中国・日本の地蔵菩薩信仰
　王　宏剛（社会科学院宗教研究所研究員）
日本に伝存した西魏写本『菩薩処胎経』をめぐる日中の人々
　町泉寿郎（二松学舎大学東アジア学術総合研究所専任講師）
長崎に渡来した中国人仏師と唐様十八羅漢彫像―萬福寺像を中心に
　桑野　梓（関西大学大学院）
曹寅の『日本灯詞』小考　―清代中日交流の一側面
　唐　権（関西外国語大学非常勤講師）
海を渡った李白像　―中国から日本へ
　柴田就平 CSAC・RA
一九〇〇年後藤新平の福建訪問について
　黄　慶法（華僑大学外国語学院日本語科副教授）
日本近現代思想史における中国経験―人物往来の視野に入れて
　劉　岳兵（南開大学日本研究院副教授）
清末民国初期中国の立憲事業と早稲田大学―有賀長雄の活動を中心に
　福田忠之（浙江工商大学日本文化研究所副教授）
明治後期における日本初期社会主義者と在日中国留学生とのかかわりについて
　張　傑（上海海洋大学日本語科講師）
清朝末期における日本への留学ブームと中国民族解放運動の根源
　曹　莉（上海海洋大学日本語科講師）
青少年の交流と中日関係　―日本青年組織と付き合う24年間
　王　鉄橋（洛陽外国語学院日本学研究センター主任）
大槻洋四郎の中国昆布栽培に対する貢献
　黄　栄光（中国科学院自然科学史研究所副研究員）
清人胡秉枢と近代における中日農業技術交流
　董　科（浙江工商大学日本文化研究所助教）
遣唐使時代の混血児たち
　王　勇（浙江工商大学日本文化研究所所長/教授）
笑雲瑞訢と雪舟等楊　―入明記と水墨画に見る明代中国
　村井章介（東京大学大学院人文社会系研究科教授）
サルガク（散楽）、クグツ（郭禿）、ウイロウ（外郎）―日中民間交流「江湖学」の試み
　山口建治（神奈川大学中国語学科教授）
清末における明治文化伝習に関する諸問題―西村天囚・内藤湖南の所論を手掛かりに
　陶　徳民 CSAC 研究員（文学部教授）
激動の二十世紀、日中間を結んだエスペランティスト(世界語者)―勇敢なる国際主義日本人女性の生涯
　梅田善美（神道国際学会理事長）

●第11回研究集会
2008年10月10日（金）
テーマ：ピジン現象－文化交渉と言語接触
講　演：ピジン－異言語文化接触における一つの現象
　内田慶市 CSAC 研究員（文学部教授）
中国洋泾浜英语说略
　周　振鶴（復旦大学歴史地理研究所教授）
清朝中国人とイギリス人との言語接触
　松浦　章 CSAC センター長
Pidgin English 研究方法之再思：18-19世纪的广州为中心
　程　美宝（中山大学歴史学系教授）
上海方言外来词研究
　游　汝傑（復旦大学中文系教授）
江戸時代における唐話学習と言語接触
　奥村佳代子 CSAC 研究員（文学部准教授）
"真の"英語を求めて―19世紀中国におけるピジンと英語教科書
　千葉謙悟（早稲田大学助教）
中国の欧化文法と日本語
　沈　国威 CSAC 研究員（外国語教育研究機構教授）

●第12回研究集会
2008年12月6日（土）
テーマ：華南沿岸地域における信仰の諸相
講　演：華光大帝信仰の変容　－杭州と馬祖を例に－

検索

二階堂善弘 CSAC 研究員（文学部教授）
江南の蚕神信仰と海寧皮影戯
山下一夫（神田外語大学外国語学部専任講師）
粤東地域における無縁の死者祭祀の諸相
志賀市子（茨城キリスト教大学文学部教授）
台湾における異常死者救済儀礼について
山田明広 CSAC・PD

●研究フォーラム
2008年10月11日（土）
テーマ：近代東アジアにおける日本語
講　演：「誤謬」から「方言」、そして「言語」へ―非母語話者の日本語はどう語られたか
安田敏朗（一橋大学准教授）
中国人種西来説をめぐって―近代日中両国におけるラクーペリー
孫　江（静岡文化芸術大学准教授）
清末の条約から見た近代中国人の日本語観
閻　立（大阪経済大学講師）
清末の日本語教育機関とその研究動向
劉　建雲（岡山大学非常勤講師）
日本語は難しいか ―清末民初の学習者の場合
沈　国威 CSAC 研究員（外国語教育研究機構教授）

●言語文化研究班研究例会
第19回2008年4月23日（水）
テーマ：東アジア学の学術データベース
講　演：廖　炳惠（国家科学院人文社会発展處處長）
楊　儒賓（国家科学委員会中文学門召集人）
陳　明姿（台湾大学教授）
朱　秋而（台湾大学副教授）
佐藤将之（台湾大学助理教授）
黄　綿容（政治大学教授）
曽　天富（政治大学教授）
郭　秋雯（政治大学副教授）
第20回2008年5月9日（金）
講　演：从方言认同、民族语言认同到共通语认同
周　振鶴（復旦大学歴史地理研究所教授）
第21回2008年6月13日（金）
講　演：华乐与华语的文化研究
田　映春（新加坡国立大学中文系博士）
第22回2008年7月18日（金）
講　演：遣明使と寧波
陳　小法 CSAC 客員研究員（浙江工商大学日本語文化学院）
日本汉文小说<<啜茗談柄>>研究
羅　小東（北京外国語大学中文学院副学長）
第23海2008年11月28日（金）
講　演：从中日语言对比的角度看汉语标点符号的使用
呉　麗君（北京外国語大学中文学学院教授）
ベトナムの漢字事情－近代新語・訳語の視点から－
沈　国威 CSAC 研究員（外国語教育研究機構教授）
「語言自邇集」在日本
内田　慶市 CSAC 研究員（文学部教授）
第24回2008年12月12日（金）
講　演：域外借詞與漢語詞彙史研究
汪　維輝（南京大学教授）
近代漢語語序研究上的問題
玄　幸子（外国語教育研究機構教授）
説<<近代漢語大詞典>>
佐藤　晴彦（神戸市外国語大学教授）

●思想・儀礼研究班研究例会
第19回2008年4月23日（水）
テーマ：東アジア学の学術データベース
講　演：廖　炳惠（国家科学院人文社会発展處處長）

楊　儒賓（国家科学委員会中文学門召集人）
陳　明姿（台湾大学教授）
朱　秋而（台湾大学副教授）
佐藤将之（台湾大学助理教授）
黄　綿容（政治大学教授）
曽　天富（政治大学教授）
郭　秋雯（政治大学副教授）
第20回2008年5月23日（金）
講　演：馬祖列島における民間信仰－白馬三郎を中心として－
二階堂　善弘 CSAC 研究員（文学部教授）
第21回2008年7月11日（金）
講　演：杏雨書屋の朝鮮本―三木榮氏コレクションを中心に―
白井　順（近畿大学非常勤講師）
第22回2008年9月13日（土）
講　演：中国体アラビア書道－その特徴と現状－
黒岩　高（武蔵大学准教授）
実　演：馬　国鋒（青海河湟穆斯林書画研究院副院長）
第23回2008年11月14日（金）
講　演：台湾道教午朝科儀考－正一道紅頭道士の午朝科儀を中心に－
山田　明広 CSAC・PD
泰山信仰について－炳霊公と碧霞元君を中心に－
二ノ宮　聡 CSAC・RA
第24回2009年2月27日（金）
講　演：朝鮮と琉球における文学的交流の一局面―漢詩の交歓を中心に―
張　源哲（韓国慶尚大学校人文大学教授）

●交流環境研究班研究例会
第19回2008年4月23日（水）
テーマ：東アジア学の学術データベース
講　演：廖　炳惠（国家科学院人文社会発展處處長）
楊　儒賓（国家科学委員会中文学門召集人）
陳　明姿（台湾大学教授）
朱　秋而（台湾大学副教授）
佐藤将之（台湾大学助理教授）
黄　綿容（政治大学教授）
曽　天富（政治大学教授）
郭　秋雯（政治大学副教授）
第20回2008年6月27日（金）
講　演：「酔李白」を中心とした李白図様について
柴田就平 CSAC・RA
近世唐様彫刻－京都・萬福寺十八羅漢像について－
桑野　梓（関西大学大学院文学研究科博士課程）
第21回2008年7月4日（金）
講　演：冊封、羈縻と朝貢
韓　昇 CSAC 研究員（復旦大学歴史系教授）
第22回2008年7月18日（金）
講　演：遣明使と寧波
陳　小法 CSAC 客員研究員（浙江工商大学日本語文化学院）
日本汉文小说<<啜茗談柄>>研究
羅　小東（北京外国語大学中文学院副学長）
第23回2008年11月21日（金）
講　演：晚清西学之“汇编”与“知识再生产”
章　清（復旦大学教授）
清末民初の社会閲読
張　仲民（復旦大学講師）
第24回2009年2月19日（木）
講　演：王国維と日本文化人の交流―藤田豊八・岡田嶺雲・桑木厳翼を中心に―
修　斌（中国海洋大学教授）

■2009年度
●第5回国際シンポジウム
2009年6月28日（日）
テーマ「東アジアにおける文化情報の発信と受容」

基調講演：東アジアの共時性
　　藤田高夫 CSAC 研究員（文学部教授）
　　東アジアにおける文化情報の発信と受容
　　松浦　章 CSAC センター長
＜言語文化研究班＞
テーマ：「西学東漸」現象の言語文化的研究
講　演：新知識の普及と『国民必読課本』(1909)
　　沈国威 CSAC 研究員（外国語学部教授）／孫青（関西大学 COE・PD）
　　近世日本における異文化知識の受容唐通事テキスト『訳家必備』にみられる異文化情報について
　　奥村佳代子 CSAC 研究員（外国語学部准教授）
　　〈〈泰西人身説概〉〉と“脳主記憶説”の流伝と影響
　　鄒　振環 CSAC 研究員（復旦大学歴史系教授）
　　ロバート・モリソンの日本への影響について―幕末政府が所蔵したモリソン書とその利用―
　　朱　鳳 CSAC 非常勤研究員
　　『文学書官話』(1869) の和訳本について
　　伊伏啓子 CSAC 客員研究員（台湾静宜大学日本語文学系助理教授）
　　A.H.Mateer 著“Handbook of New Terms and Newspaper Chinese”(1917) 所収の日本語語彙について
　　陳　贇 CSAC・PD
＜思想・儀礼研究班＞
テーマ：東アジアにおける伝統儀礼・祭祀の研究
講　演：鎌倉五山の伽藍神像について―太白龍王を中心として―
　　二階堂善弘 CSAC 研究員（文学部教授）
　　深衣と日本　―日本における儒服の考察
　　吾妻重二 CSAC 研究員（文学部教授）
　　蕭崇業の使琉球録　―記録から文学へ―
　　三浦國雄 CSAC 研究員（大東文化大学文学部教授）
　　「和同開珎」と中国
　　大形　徹 CSAC 研究員（大阪府立大学人間社会学部教授）
　　Veritable Records or Cultural imagination: Xuanzang's Account of India and Central Asia Revisited
　　陸　揚 CSAC 研究員（カンザス大学歴史学部 Assistant Professor）
　　三木榮と京城書物同好会
　　白井　順 CSAC 非常勤研究員
＜交流環境研究班＞
テーマ：文化交流を規定する歴史的環境の研究
講　演：琉球における伝統的地理思想と景観　―琉球と日本の歴史景観の比較―
　　高橋誠一 CSAC 研究員（文学部教授）
　　近代大阪の絵画と東アジア　―菅楯彦と矢野橋村―
　　中谷伸生 CSAC 研究員（文学部教授）
　　加賀藩における朱舜水の思想の普及
　　徐　興慶 CSAC 研究員（国立台湾大学日本語文学系教授）
　　『申報』にみる日清両国間互換条款（1874）
　　薄　培林 CSAC・PD
　　幕末の唐通事から明治時代の外交官へ　―鄭永寧をめぐって
　　許　海華 CSAC・RA

● 言語文化研究班研究例会
第25回2009年5月1日（金）
講　演：『訳家必備』の成立に関することがら―関西大学長沢文庫本「初進館」について―
　　奥村佳代子 CSAC 研究員（外国語学部准教授）
　　岡千仞とその漢文著作
　　沈　国威 CSAC 研究員（外国語学部教授）
　　新しく発見された漢訳聖書
　　内田慶市 CSAC 研究員（外国学部教授）
第26回2009年7月17日（金）
講　演：「文理(Wen-Li)」―来華宣教師による使用実態をめぐって
　　陳　贇 CSAC・PD
　　創造何種之国民―以〈〈国民読本〉〉(1902) 為例
　　沈　国威 CSAC 研究員（外国語学部教授）
　　中国語の“時”に関することがら
　　内田慶市 CSAC 研究員（外国学部教授）
　　中国人向け日本語教科書『東語初階』・『東語真伝』―伊澤修二と泰東同文局―
　　谷口知子（関西大学非常勤講師）

● 思想・儀礼研究班研究例会
第25回2009年4月10日（金）
講　演：中国・韓国・日本儒教における『心経附註』の位相
澤井啓一（恵泉女学園大学教授）

● 交流環境研究班研究例会
第25回2009年7月3日（金）
講　演：岡倉天心と日本美術史
中谷伸生 CSAC 研究員（文学部教授）
鶴亭と長崎派―作品分析に基づく一試論―
平井啓修（関西大学大学院）

(3) 附設研究所とこれを設置する大学･大学院との関係

学内の教育活動において CSAC が、果たした教育効果については、まず、CSAC 主催で行った国際シンポジウムや研究集会、研究例会において斯界の専門家を招いて行われた講演会、研究報告はこれらの分野を指向する学生・大学院生に対して貴重な知的刺激と研究のレベルアップに大いに貢献したといえる。

招へいした専門家との直接の交流は、学生・大学院生に研究の機会や国際交流の重要性を喚起したことは明らかである。更に大学院生の一部には、各研究班の例会においても報告の機会を与え、従来の指導教授による指導の上にもっとも研究分野に近い専門家からの直接的な助言や示唆は、彼らの論文作成への大きな力となったと言える。また、一部の博士課程の大学院生の中には研究紀要『アジア文化交流研究』に投稿し審査を経て掲載されたものもある。

CSAC は設立当初から、博士課程後期課程在籍者のなかから常時 3 名を RA（リサーチ・アシスタント）として任用しており、既に 6 名が任期中に博士論文を執筆・提出し、博士（文学）の学位を取得した。更にそのうち 1 名は2007年 9 月 1 日付で、台湾の静宜大学日本語学科に専任講師として任用された。

このように、CSAC の設置は、関西大学の教員各自の研究向上のみならず、学生・大学院生に対しても専門分野の大いなる刺激を与え、彼らの研究活動に大いに貢献できたと言える。

(4) 社会貢献

社会への貢献としては、CSAC の研究活動は全て公開制で一般の聴衆者にも公開していることがあげられよう。表Ⅰ-7-3の活動事例が全て公開され、恒常的に参加される一般聴衆者もおり、専門的ではあるが、アジア理解とりわけ中国理解の一助となっているものと考えている。

顕著なものに学外の公共性の高い広報媒体で取り上げられたものに東方書店が毎月発行している中国関係の情報誌『東方』（第318号、2007年 8 月）に言語文化研究班の内田慶市研究員と氷野善寛 RA 研究員の共同執筆になる「『近代漢語文献データベース』の構築」（2 ～ 6 ページ）が掲載された。ここでは言語文化研究班が中心になって作成した「近代漢語文献データベース」の運用を紹介している。同データベースは近代中国語の全体像を明らかにし、現代中国語の連携を企図したもので、中国語の専門家のみならず広く一般の人々が CSAC のウェブサイトを通じて利用できるものであり、CSAC の社会貢献としてもっとも具体的な成果と考える。

【点検・評価】

CSAC は2005年 4 月に設立されたものであるが、その基礎となった東西学術研究所の研究成果を含め、主だった研究員が中心となって2007年度のグローバル COE プログラムの人文科学分野に申請し、採択された。関西大学としては最初の COE の採択となった。その採択理由として研究活動面では「関西大学の東西学術研究所とアジア文化交流研究センターにおける長年の研究成果と蓄積を踏まえて、新たに、海外活動の拠点の開設、国際文化交流、学会の創設、アーカイブスの構築等が計画されており、着実であり実現可能性に希望がもてる」（拠点番号 D12、拠点リーダー陶徳民、「概要及び採択理由」による）との評価を得ている。

この事からも知られるように、CSAC 開設以来４年有余ではあるが、関連する分野の識者から注目されていると言えるであろう。

今後の到達目標

研究の促進を図り、研究水準の向上をめざして、平成21年７月に学術協定を締結した中国の広東社会科学院歴史與孫中山研究所（広東省広州）と泉州海外交通史博物館（福建省泉州）との調整を図り、研究会、シンポジウムの開催、学術資料の相互提供等、具体化する。

また、東西学術研究所設立の機縁となった「泊園文庫」を所蔵していた漢学塾「泊園書院」の伝統を現代に生かすことを目的とした「泊園記念講座」の創設50周年を平成22年度に迎えることに伴い、記念講演会、シンポジウム、展示会等を企画中であり、引き続いて翌平成23年度には、東西学術研究所創立60周年記念行事を開催することもあり、それぞれに必要とする資料の調査・収集等を推し進める。

今後の目標に、上記以外にも文化系３研究班による連立型研究班の活動を更に広げ、学際的・国際的な交流によりネットワークを構築することや、文部科学省の学術フロンティア推進事業の研究拠点であるアジア文化交流研究センターが、平成22年３月で終了することにより、次のステップとしての研究組織立ち上げに向けて、現在検討中である。

イ　経済・政治研究所

前回の到達目標

本研究所の継続した研究テーマである「関西・大阪」に関する研究班を、平成20年度に重点研究班として募集を行い、本研究所独自の研究班として平成21年度に発足させる。

東西学術研究所・法学研究所とともに、３研究所連立型研究班を平成19年度に発足させ、人的・学際的・国際的な研究交流を行うことにより、研究活動のネットワークを構築する。本研究所としては重点研究班として東アジア研究班を発足させた。

2008年度に、３研究所合同シンポジウム開催と併せて、経済・政治研究所創立50周年記念講演会を開催する。

１　研究所の目的・目標の適切性

関西大学経済・政治研究所規程（以下「研究所規程」という。）第２条に「研究所は、経済、政治、社会に関する理論及び実態を研究調査し、もって学術文化の発展と人類の福祉に貢献することを目的とする」と定められている。この目的に沿って、2001年に研究所規程を改正し、４部制の廃止及び幹事と主幹の兼務を切り離すことにより、研究所主体の研究テーマ設定や研究班編成を行うことが可能になり、本学の教育理念「学の実化」に沿った産官学連携を打ち出し、研究領域を横断的に統合した「社会に貢献する研究所」を指向した事業を展開している。

2002年度には、文部科学省学術フロンティア推進事業に採択され、ソシオネットワーク戦略研究センター（RCSS）を設置し、2005年度には文部科学省社会連携研究推進事業に採択され、政策グリッドコンピューティング実験センター（PG ラボ）を設置した。RCSS 及び PG ラボは、2008年２月に文部科学省「人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業」（RISS）に採択されたことに伴い、新たに学則上の附置研究所である「ソシオネットワーク戦略研究機構」が設置され、本研究所から分離して、同機構に移管された。

本研究所としては、2008年度に創立50周年を迎え、今後も中央・地方の産業界、司法行政、地域社会と連携しつつ、経済社会の発展に寄与するために積極的に学術成果を発信することにより、目的の具現化に取り組んでいる。

２　研究活動状況

【現状の説明】

(1) 概要

経済・政治研究所は、複数の学部教員からなる４研究班で構成され、現代社会の動向を踏まえた学際的共同研究を行っている。1962年度から企業経営者、スペシャリスト、企業・行政関係者を対象とする「産業セミナー」を１年に４回８講演開催し、2007年度では第173回～第176回、2008年度では第177回～第180回に至っている。2003年度以降は同セミナーを大阪商工会議所との共催で行っている。

また、1980年度から「開かれた大学」「生涯学習」の一環として、学生と社会人を対象とする「公開講座」を１年に６回開催しており、2007年度は第174回～第179回、2008年度は第180～第185回に至っている。

研究班による研究成果は『研究双書』『調査と資料』の刊行物で公表されている。産業セミナー及び公開講座の講演内容を論文形式で『セミナー年報』として公刊している。『研究双書』『調査と資料』『セミナー年報』の内容は、2006年度刊行分から、本研究所ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/Keiseiken/）で電子化・公開を行っている。

(2) 組織と運営

研究所の組織と運営は研究所規程に定められている。所長をおき、協議機関である幹事会、審議決定機関である運営委員会、研究所会議及び顧問を設置している。各組織の役割等は以下のとおりである。

a　所長

所長は、本研究所規程及び運営要領により、法・経済・商・社会・総合情報の５学部及び法務研究科又は会計研究科から選出された幹事から推薦された所長候補者を、運営委員会の議を経て研究所会議の承認を得て選出される。2004年度から、所長の共同研究参画が必要な場合は、研究班の主幹または研究員を兼任できるように規程改正された。

b　幹事会

幹事は、本研究所規程により、法・経済・商・社会・総合情報の５学部及び法務研究科又は会計研究科から１名ずつ選出される。幹事会は、研究所のビジョン等の戦略策定、所長推薦候補者の選出に関する事項、研究班編成を検討する協議機関であり、運営委員会のメンバーとして運営にも関わる。

c　運営委員会

運営委員会は、本研究所規程第12条・第13条にその構成メンバーと、審議事項が定められており、研究所の審議決定機関である。

d　研究所会議

本研究所規程第14条・第15条に定められたとおり、人事等に関する研究所の最高決定機関である。運営委員会の要請で臨時に開催することはできるが、年に２回程度の開催と、所長選挙の際に開催される。

e　顧問

産業・行政界、地域社会との連携を促進し、第三者評価の導入という意義も考慮して、研究所規程第９条に顧問の選考と任期を規定し、2000年度から業界で著名な実務家（2005年度まで５名、2006年度から４名）を顧問に委嘱している。顧問は所長の諮問に対して、意見を述べることができ、研究テーマの選定等に助言を与える。2007年度と2008年度は年度末に「顧問との懇談会」を開催し、所長から研究所の活動報告を、各研究班主幹から研究活動報告を行い、顧問から講評及び助言を受けている。

(3) 研究活動

2007年度と2008年度は表Ⅰ-7-4のとおり各研究班が研究活動を行い、研究成果を刊行した。

また、年２回の３研究所合同シンポジウムを開催し、表Ⅰ-7-5の経済・政治研究所創立50周年記念講演会を開催した。

表Ⅰ-7-4　研究組織別の研究活動・発表

年度	研究活動内容	経済・政治研究所				
		ﾋﾞｼﾞﾈｽ・ｴｼｯｸｽ研究班	現代産業社会と人間関係研究班	東ｱｼﾞｱ研究班	企業価値研究班	市民参加研究班
2007	個別調査	3回2名	6回4名	18回7名	6回1名	
	研究会（公開ｾﾐﾅｰ）	1（1）回	5（1）回	7（1）回	0（1）回	
	報告者数	1名	1名	4名	1名	
	「研究双書」冊数	1	－	－	－	
	論文数	7	－	－	－	
	「調査と資料」冊数	1	1	－	－	
	論文数	1	5	－	－	
2008	個別調査		4回3名	16回6名	3回1名	6回5名
	研究会（公開ｾﾐﾅｰ）		3（1）回	3（2）回	1（4）回	1（3）回
	報告者数		2名	6名	4名	8名
	「研究双書」冊数		－	1*	1*	－
	論文数		－	11	10	－
	「調査と資料」冊数		－	－	－	－
	論文数		－	－	－	－

（注1）研究会（公開セミナー）の（　）は外数
（注2）＊は、関西大学出版部から市販本として刊行

表Ⅰ-7-5　経済・政治研究所創立50周年記念講演会

経済・政治研究所創立50周年記念講演会	2008.12.6	開会挨拶：越智光一（副学長） 挨拶：加藤義忠（経済・政治研究所長、商学部教授） 司会：矢野秀利（経済・政治研究所幹事、社会学部教授） 〔講演〕 謝志華（北京工商大学副学長・教授、中国商業会計学会副会長、中国商業経済学会副会長） テーマ：『中国における大学の研究・教育について』 通訳：唐楽寧（経済・政治研究所東アジア研究班委嘱研究員、聖泉大学教授） 閉会挨拶：元木久（経済・政治研究所幹事、経済学部教授）	参加者55名

a　ビジネス・エシックス研究班

本研究班は、２期４年の研究活動を行い、「ビジネス・エシックス」について、経済学、商学、政治学、宗教学、社会学にまたがる国際比較を交えた学際研究を積み重ねて、研究成果を以下のとおり刊行した。

2006年３月『ビジネス・エシックスの諸相と課題』（研究双書第142冊）

2008年３月『ビジネス・エシックスの新展開』（研究双書第147冊）

2008年３月『株主オンブズマン・アンケート調査結果総覧』（調査と資料第106号）

また、ビジネス・エシックスの浸透や確立において顕著な役割を果たしている研究者や実務者を招へいし、公開セミナーとして開催し、研究交流を行った。

b　現代産業社会と人間関係研究班

本研究班は、現代産業社会における人間関係について２期４年の研究活動を行った。１期目は人間関係の諸相について社会調査等に基づく実証研究を行い、研究成果として経済・政治研究所『調査と資料』第105号『現代社会における人間関係の諸相』（2008.3.31）を刊行した。２期目は特に「リスク」の観点から現代産業社会における人間関係に着目して社会調査、社会心理学実験等に基づく実証研究を行い、2009年度には『調査と資料』第107号を刊行予定である。

＜2007年度研究成果＞

(a) 人間関係はいかに well-being と関連するか（遠藤由美主幹・柴内康文委嘱研究員・内田由紀子委嘱研究員）

(b) トップ・マネジメント組織の改革動向と日本型経営（廣瀬幹好研究員）

(c) 看護師の臨床知獲得過程－対人コミュニケーションの機能の視点から検討－（髙木修研究員・鬼塚佳奈子共同研究者）

(d) 親子関係における絆の研究－絆認知と親子関係満足及び自尊心との関連性－（戸口愛泰委嘱研究

員・髙木修研究員）

(e) 介護と家族－グループホームにおける認知症高齢者の生活－（妹尾香織委嘱研究員）

＜2008年度研究活動＞

(a) 大韓民国における BSE 報道と国民の食品安全意識についての研究（土田昭司主幹・辻川典文準研究員）

- BSE 報道と食品安全意識調査：質問紙法により韓国各地の住民309名・ソウルの大学生267名に調査を実施して分析・検討した。

(b) 結婚に関する意識調査研究－絆で結ばれた親密な夫婦関係の形成・発展を規定する心理的要因を明らかにする－（髙木修研究員）

- 質問紙調査法による140組の夫婦のペアーデータ（平均年齢、夫33.4歳、妻31.9歳）を種々の方法で分析することによって検証することを試みた。

(c) 高大連携ビジネス教育（廣瀬幹好研究員）

- 研究の主な内容：大学進学を前提とした専門高校におけるビジネス教育の教材作りを行った。
- データ収集：大阪市立市岡商業高等学校、大阪市立鶴見商業高等学校

(d) チェーン・ストアにおける人材育成と経営革新（廣瀬幹好研究員）

- イオングループを中心に、その事業展開と人材育成方針の検討を行った。

(e)「社会的不公正」の認識についての研究（桑原尚史研究員）

- 対人的相互作用及び集合状態における社会的不公正に注目し、研究を行った。

(f) 安全保障情報に対する地域社会とマスコミの機能についての研究（山口誠研究員）

- 米領グアムをフィールドとする調査研究の成果を踏まえて、沖縄で普天間基地関係者（米軍広報官及び反対運動団体の関係者）へ聞き取り調査を実施した。

(g) 夫婦間の絆研究（戸口愛泰委嘱研究員）

- 夫婦間における絆を対象に調査会社モニターによる調査（既婚者900名を対象：息子が第１子の父母各225名、娘が第１子の父母各225名）を行い分析･検討した。

(h) 職場の人間関係が臨床知獲得過程に及ぼす影響：医療安全に寄与できる職場環境作りをめざして（鬼塚佳奈子準研究員・髙木修研究員）

- 看護師60名を対象とした面接調査を2007年度に実施し、2008年度に分析・検討を行った。

c　東アジア研究班

東アジア研究班は、関西大学の３つの研究所（経済・政治研究所、東西学術研究所、法学研究所）の連立型研究のために組織された重点研究班である。この３研究所連立型研究は、関西大学では初めての試みであり、「アジアにおける経済・組織・法・文化の展開と交流に関する総合的比較研究」という研究テーマのもとに「アジア」と「交流」を共通のキーワードとして、３つの研究所がこれまで培ってきた研究成果を基礎にして学際的な共同研究を遂行するために2007年度に発足した。研究成果として『上海経済圏と日系企業－その動向と展望－』を2009年３月に上梓している。

(a) 3研究所連立型研究班としての活動（3研究所合同シンポジウム）

- 第１回　2007年７月20日『上海経済圏と日中経済交流の現状と展望』経済・政治研究所担当
- 第２回　2007年11月24日『中国のグローバル化をめぐる新たな動向－市場経済と、世界遺産に関わる環境問題－』法学研究所担当
- 第３回　2008年９月27日『アジアが結ぶ東西世界』東西学術研究所担当
- 第４回　2008年12月６日『アジアにおける経済・法・文化の展開と交流－アジアが結ぶもの アジアを結ぶもの－』３研究所担当

(b) 海外現地調査活動

①　2007年９月10日～14日

「上海地域の日系企業訪問及び社会文化調査、資料収集」

② 2008年２月19日～23日
「青島市の日系企業及び不動産市場の調査、資料収集」
③ 2008年３月５日～７日
「韓国の音楽産業、韓流文化の調査、資料収集」
④ 2008年３月21日～28日
「湖南省長沙市の日系小売業の調査、資料収集」
⑤ 2008年9月14日～17日
「青島市における日系企業及びハイアールへの訪問調査、資料収集」
⑥ 2009年2月28日～3月７日
「ラオスにおける海外資本進出の動向調査」

(c) 研究会

- 2007年７月21日「上海からみた日系企業」陳建安委嘱研究員・薛軍（佐賀大学准教授・中国社会科学院世界政治研究所研究員）「上海調査及び今後の共同研究について」水野一郎主幹
- 2007年11月25日「中国の最近の経済・政治事情について」孫新委嘱研究員
- 2008年３月11日「青島の調査報告及び企業アンケート調査について」吉城唯史委嘱研究員
「韓国の調査報告」小川博司研究員「私から見た日本と中国－言語から習慣までー」唐楽寧委嘱研究員
- 2008年３月29日「中国のコーポレート・ガバナンスについて」徐陽（九州共立大学准教授）
- 「中国現地調査報告－湖南省長沙市の日系小売業を中心としてー」唐楽寧委嘱研究員
- 2008年５月21日「平成20年度の研究計画とアジア諸国の現地調査について」全研究員
- 2008年12月３日「インタンジブルズ管理に向けた日本の実務と会計研究の動向」木村麻子研究員
- 「グローバル化時代のベトナムの産業発展とインフォーマル経済」後藤健太研究員
- 2009年２月14日「貢献利益法の展開」高橋賢（横浜国立大学経営学部准教授）メルコ財団と共催

d　企業価値研究班

(a) 研究成果を学生と社会人に還元するために、産業セミナー・公開講座の他に公開セミナーを2007年度に１回、2008年度には４回開催した。（表Ⅰ-7-4参照）

(b) アンケート調査等

① 東京証券取引所１部、２部上場店頭銘柄2000社を対象とするアンケート調査
- 企業価値と会社法の諸制度について（大和正史研究員）
- 内部統制報告書制度と企業価値について（小西一正委嘱研究員）
- CSR 動向調査（大倉雄次郎主幹）

② 会計参与制度の導入状況調査（研究協力者：尾島史賢（弁護士））
③ 実証研究「業績予想の精度と株式の所有構造」（乙政正太研究員）

(c) 研究成果刊行

単行本：『内部統制の構築』（経済・政治研究所研究双書第148冊（関西大学出版部）
大倉雄次郎・乙政正太・大和正史編著（企業価値研究班全研究員執筆）
『企業組織再編と会計戦略』（関西大学出版部）大倉雄次郎著

専門雑誌に論文発表：小西一正と大倉雄次郎が会計の有名月刊誌に内部統制アンケート等の成果を発表

e　市民参加研究班

市民参加研究班では、ソーシャル・キャピタルと市民参加の諸側面について調査・研究し、各分野での研究蓄積を踏まえたうえで、政治社会の構成原理を捉えなおし、ミクロな政治状況とマクロな政治状況、規範的理論と経験的理論を関連づけ、市民主導の運動や活動に注目することによって、民主主義を人間の生きる場から機能させる諸条件を明確化することをめざしている。

- 2008年度には、産業セミナー、公開講座の他に外部の講師を招いて3回公開セミナーを開催し、ソーシャル・キャピタルと市民参加について多様な視点から検討を行った。(表Ⅰ-7-4参照)
  他に研究会として、2008年7月2日「団体調査からみた日本のソーシャル・キャピタル」坂本治也研究員が報告を行った。

f　大阪大都市圏地域経済研究班

本研究所の継続した研究テーマである、「関西・大阪」をテーマとする重点研究班として2009年4月1日から研究活動を開始した。本研究課題は、大都市圏地域経済の活性化をめざして、多面的・総合的に研究することにあり、各研究員の研究課題は多様である。研究班としての研究課題の明確化と研究課題の統一のために、現在は、原則的に月1回の研究会を開催して、各研究員の研究活動の相互理解に努めている。

2009年4月11日には、第1回研究会を開催し、研究班としての研究課題と研究方法に関して、研究員の意見交換と意思統一を行った。

(4) 図書の収集と保管、利用

研究所は2003年2月に研究所の場所を円神館から旧社会学部研究棟に移転し、更に、2006年2月に児島惟謙館に移転した。従前の収集方針を大幅に改正し、社会領域研究に必要度の高い蔵書を選定したうえで新書庫に配架した。2009年3月末現在で、児島惟謙館に18,719冊の所蔵図書、所蔵雑誌114タイトルが保管されている。

各研究班に個々の共同研究室が設けられ、研究班予算で購入した図書は各共同研究室の書架に配架して研究班所属研究員が共同活用している。

共通図書・資料を充実させる一環として、中国の CNKI（中国学術情報データベース）（経済・政治関係に限定）を2008年度より導入し、研究所以外の教員、大学院生にも広く開放している。

(5) 社会貢献

研究活動とその成果は、各研究班が担当する産業セミナーや公開講座において、広く社会に還元され、社会貢献に役立っている。産業セミナーは年4回、公開講座は年6回開催している。なお、参加者にはアンケートを実施し、セミナーと公開講座の充実に役立てている。研究所の行事は本学及び本研究所のホームページで案内を行ったが、企業価値研究班担当の産業セミナーでは、税理士会や大阪納税協会等のホームページからも参加の呼びかけを依頼した。2006年度から、各研究班の主催する研究会を「公開セミナー」として2007年度は4回、2008年度は10回開催し、大学院生、学生及び社会人にも公開を行い、若手研究者育成の場としている。

【長所】

長所は、研究員が複数の学部・機構等に所属する教員からなっており、学際的な共同研究が定着していることである。(表Ⅰ-7-6参照)。更に、毎年の顧問との懇談会で当該研究班主幹が研究成果の報告を行い、顧問の意見・評価を外部評価として、研究活動の活性化につなげている。また、全研究班に科学研究費補助金の申請を義務付け、研究班の2期目の研究期間延長については、科学研究費補助金等の外部資金獲得を条件とし、獲得できていない場合については、本研究所「研究班公募に係る取扱要領」により、研究員の外部資金獲得状況や研究班の研究活動状況等に基づき、延長するか否かについて幹事会及び運営委員会の議を経る必要がある。研究班の研究活動を評価する基準としていることについては長所である。

表Ⅰ-7-6　経済・政治研究所における学部別研究員数

学部／年度	法	文	経済	商	社会	政策創造	総合情報	工	法務研究科	合計
2007	0	1	4	5	6	1	0	0	1	18
2008	6	0	2	5	5	0	1	0	1	20

(注) 人数は2007年度、2008年度ともに4月1日現在

検索

a　ビジネス・エシックス研究班

現在のビジネス・エシックス研究が主に市場原理が高度に発展したアメリカで開発されたことを踏まえて、歴史的・宗教的基盤の異なる社会への適用のために多角的な視点から検討を行い、更にコンプライアンスについても調査研究を進め、社会情勢と連携した研究成果を挙げている。

b　現代産業社会と人間関係研究班

現代社会が抱える様々な問題と人間関係を社会的・心理的側面から多様な視点で調査等を通して分析・検討を行うことにより、社会的絆及びリスクコミュニケーション研究として成果を挙げている。

c　企業価値研究班

法学・実証会計学・経営分析・税務会計学・監査論と異なる学問体系の研究者・弁護士・会計士・企業の実務者による研究を行っており、単なる理論的・抽象的研究ではなく、判例や企業のケーススタディによる実践性の高いアプローチを行っている。

d　東アジア研究班

３研究所連立型研究班であるため、本研究班は、中国を地域的な場として東アジアにおける経済・政治・社会システムの展開と交流に関する総合的研究をめざし、経済、経営、会計、社会、政治の各専門分野の研究者が結集し、学際的な研究を進めている。とりわけ関西大学との交流実績がある中国の有力な研究機関と大学（中国社会科学院日本研究所、復旦大学、天津財経大学）から３名の研究者が本研究に参加していることは、今後の国際的な共同研究の発展に重要な意義があり、特色となるものである。2010年には上海で日中経済フォーラムが復旦大学日本研究センターと共同で開催される予定である。また本研究班は産学交流をめざし、大阪商工会議所や日中経済貿易センター等の経済団体や経済界で活躍する関西大学の校友（上海関大会、経済人クラブ）との連携を強めている。更に公開セミナーや研究会に留学生（大学院生）を積極的に受け入れている。

e　市民参加研究班

一般市民に向けて年に数回の公開セミナーを開き、研究成果を伝えていくとともに、問題提起と対話を行い、広く人びとの意見や感性からも学び、ふつうの言葉でわかりやすく語りかける市民的実践を試みているが、このような研究会活動をとおして、本研究に従事する研究者自身の認識も変わっていくであろうし、実践とのつながりを意識し、市民にとっても応用可能な理論構築に向かっていくことが期待できる。

f　大阪大都市圏地域経済研究班

大阪における産業・経済団体や市域・関連団体との連携も視野に入れた研究活動を推進し、大阪の地域経済活性化方策についての具体的提言を行うことを目的としていることは、混迷を深める大阪の地域社会に展望を指し示すこととなり、関西大学を関西・大阪の地域研究の拠点としてアピールし、本学の社会的役割の一端を担うものとなっている。

【問題点】

問題点は、研究員の大半が本学教員による兼任研究員であり、研究教育に加え学内行政を受け持つことが多く、負担が増加しつつあることである。また、他の共同研究グループの中心的メンバーとなる場合もあり、本研究所の共同研究を実施する時間的な比重がかならずしも大きくない点が挙げられる。この問題点については、全学的に研究所の共同研究に参加しやすい環境実現に努力することが望まれる。

2006年度に研究所施設の統合が行われ、経済・政治研究所が児島惟謙館に移転し、共同研究室が設置されたが、経済・商・社会学部のほとんどの研究員の所属する学舎とは距離的に遠くなったことは研究班の運営上不便な点である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

RCSS と PG ラボがソシオネットワーク戦略研究機構のもとに移管されたため、本研究所として、新たな大型外部資金の獲得や、新たな研究活動の展開について検討することが今後の課題である。

また、経済・政治研究所、東西学術研究所、法学研究所との３研究所連立型研究班の研究活動が、２期４年の研究活動を平成22年度には終了するため、平成21年度中に次の新たな３研究所の合同研究についてどのように進めるべきであるのか検討を行う予定である。

多様化する地域社会と混迷する経済情勢を前にして、更なる研究活動の充実と社会連携を進めるとともに、本学の新学部設置にあわせた研究テーマの新研究班の発足等も予定している。

３　経済・政治研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

本学学則第66条により1958年４月に大学の附置研究所として設置されたが、2001年度にその後の社会変化に対応して具体的目標や研究活動のあり方を検討・見直しを行い、本学の教育理念である「学の実化」に即した社会貢献を行っている。

【現状の説明】

大学院博士課程後期課程に在学する学生（以下「大学院生」という。）の研究者としての自覚を促し、関西大学における学問研究の充実に資するため、大学院から委託された学生を研究所の準研究員として受け入れており、2008年度から商学研究科の大学院生１名が東アジア研究班で、社会学研究科の大学院生２名が現代産業社会と人間関係研究班において研究活動に参加している。

また、2007年12月から、博士課程単位修得後退学者等、他大学等の機関に所属していない若手研究員を対象とする、非常勤研究員の制度を制定した。研究会への参加や共同論文執筆等の形態でも大学院との関係を強化し、研究者の養成に寄与している。

【長所】

大学院生を準研究員として受入れることにより、研究者の育成に寄与し、研究所の設備を準研究員が利用できることや、研究成果発表の機会が与えられること等が長所として挙げられる。

【問題点】

準研究員として認められるのは、研究班の研究テーマと大学院生の研究テーマが一致することが必要であり、研究班が準研究員を受け入れることが必要であるため、現状では準研究員の人数は多いとは言えない。

【将来の改善・改革に向けての方策】

各研究班が積極的に準研究員及び非常勤研究員の受入れを行い、研究者の育成を行う姿勢を持つことが必要である。

４　学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性

【現状の説明】

企業価値研究班では、商学部のみならず、政策創造学部との連携により公開セミナーを300名～500名規模で行い、大学院生及び学生への啓発を行うことができた。

現代産業社会と人間関係研究班では、調査等を大学院生及び学部生の協力のもとに実施し、共同研究に積極的に参加させている。

市民参加研究班では、大学院生と学部生を「ソーシャル・キャピタルと市民参加」に関する文献リストの作成、文献収集の作業等を行わせ研究への参加を行っている。また、これらの大学院生らに研究会活動への参加を促している。

東アジア研究班では、研究テーマの性格上、研究員が指導する留学生を公開セミナーや研究会に積極的に

参加させ、研究所の文献とりわけ CNKI（中国学術情報データベース）を活用しての研究を指導している。

また他の研究班においても研究会及び公開セミナーについて、学生及び大学院生には公開されている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

産業セミナー・公開講座及び公開セミナーの開催についてホームページ等で広報を行っているが、研究所の研究活動について、今後更に積極的に参加を促すために、定期的にインフォメーションシステムを活用して大学院生及び学部生に対して情報発信を行っていく。

5　学内外の研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

本研究所では、「経済・政治研究所研究班公募に係る取扱要領」により、各研究班に研究班として文部科学省科学研究費補助金等の外部資金の募集に応募することを義務付けており、外部機関からの受託研究についても奨励している。更に研究員個人の外部資金獲得についても奨励している。

【現状の説明】

2007年度には、ビジネス・エシックス研究班と現代産業社会と人間関係研究班が研究班として応募した科学研究費補助金に採択されている。また、2008年度には、東アジア研究班が、財団法人メルコ学術振興財団研究助成に採択されている。研究員個人の科学研究費補助金申請も積極的に行われている。

【長所】

全研究班に外部資金申請を義務付けており、外部資金獲得に積極的に取り組んでいる。このことは、研究費の獲得だけではなく、研究活動の活性化にもつながっている。

【問題点】

研究班としての科学研究費補助金申請については、各研究班の研究テーマに即したものとなるため、科学研究費補助金申請に採択されやすいテーマ選択が困難となる場合がある。また、研究班の代表者が既に科学研究費補助金を獲得している場合は、新規に代表者としては申請できない等の問題点がある。

また、2007年度、2008年度については、受託研究、学内の重点領域研究助成の採択実績がなかった。

【将来に向けた改善・改革に向けての方策】

今後も研究所として積極的に外部資金獲得を奨励するとともに、受託研究、学内の助成金の獲得の奨励も行う。

6　国際的な共同研究への参加状況

3研究所合同シンポジウムや各研究班が開催する研究会・公開セミナーで、海外の研究者による研究成果報告及び研究交流を行っている。各研究班の状況は以下のとおりである。

【現状の説明】

(1) 現代産業社会と人間関係研究班

大韓民国における BSE 報道と国民の食品安全意識についての研究について、韓国延世大学の研究者の協力を得て行っている。また、公開セミナーの一環として平成20･21年度主幹である土田昭司研究員が共同研究を行っているオランダ・ワーゲニンゲン大学社会科学部研究員を研究招へいしリスク認知について多角的な国際比較研究を行っている。

(2) 東アジア研究班

3名の中国の委嘱研究員により共同研究を実施している。海外調査活動の際に、研究機関との意見交換や、学術交流を行っている。また水野研究員は、2008年3月5日には中国湖南省湘潭大学において「日本型经营

与企业社会责任（CSR)」、2009年１月５日には中国安徽省合肥工業大学において「EVA 再考－松下的 CCM ー」と題する講演を行った。

(3) 企業価値研究班

大倉雄次郎（主幹・商学部教授）が2008年10月に国際 OVOP 学会に参加し、カナダ・インドネシア・中国・タイ等の OVOP 運動の実情や農村と都市の格差が企業行動におけるブランド付加価値のつけ方で異なること等について、国際的な視点から企業価値研究を展開することができた。

(4) 市民参加研究班

2009年１月27日に、公開セミナーの一環として、本研究班の研究員でもある大津留（北川）智恵子氏が研究代表者になっている科研グループ「多文化共生時代における市民的関与の理論的・実践的研究」との共催で国際シンポジウムを開き、オーストラリアの政治学者も交えて、政治教育と市民参加について歴史的・現代的パースペクティヴから検討した。

(5) 大阪大都市圏地域経済研究班

大阪大都市圏地域経済の活性化のためには、日本全体での大阪の位置の確定と同時に、グローバル時代においては、国際比較の視点が有効と考えられる。

そのため、大阪大都市圏地域経済の活性化を考えるに当たり、国際比較の視点を導入して考察を加えることを検討しており、2010年度の予算申請において、上海、高雄等の比較分析を予定している。

本研究所において、国際的な共同研究の実施のためにどのような試みがなされているかを検討し、実施状況を検討する。その後、現状についての改善策を提示する。

【長所】

本研究所では、海外の研究者を委嘱研究員とする等実際に国際的な共同研究を実施しており、積極的に国外の研究者と研究交流を行っている。

【問題点】

各研究班の個別の国際的な共同研究は行われており、国際シンポジウムにより研究交流も活発に実施されているが、研究所としての継続した共同研究プロジェクトの実施には至っていない。

【将来の改善・改革に向けての方策】

本研究所は、国際シンポジウムや研究会を通して国外の大学・研究機関との関係を強化してきた。今後更にこの研究活動を充実させるために、研究交流の実施を積極的に行うとともに、国外の大学・研究機関との交流協定等を視野に入れた検討を進める。

今後の到達目標

本研究所の重点研究班である、大阪大都市圏地域経済研究班と、３研究所連立型研究班である東アジア研究班の研究活動を、国際的な研究交流を図る等、新たな展開により進める。更に３研究所連立型研究班については、次の新たな研究テーマについて検討を行い、次期３研究所連立型研究班の募集を行う。

平成22年度には財政・社会保障制度研究班、地域社会と情報環境研究班、子どもの安全とリスク・コミュニケーション研究班の新研究班を発足させ、研究活動の活性化を図る。

産業セミナー及び公開講座等の公開事業の充実により、社会連携・地域貢献に取り組む。

ウ　法学研究所

前回の到達目標

法学研究所を母体とする研究センターを、私立大学学術研究高度化推進事業・学術フロンティア推進事業

検索

に申請し、研究活動活性化のための外部資金の獲得に努める。

平成19年度には法学研究所創立20周年を記念するシンポジウムを、平成20年度には児島惟謙没後100年の記念シンポジウムを開催し、研究成果の社会への還元を進める。

東西学術研究所、経済・政治研究所とともに、３研究所連立型研究班を発足させ、人的・学際的・国際的な研究交流を行うことにより、研究活動のネットワークを構築する。本研究所の重点研究班としては、「アジア法文化研究班」を発足させる。

１　法学研究所の目的・目標の適切性

関西大学法学研究所（以下、「本研究所」という。）は、「立法・司法・行政に関する理論、政策及び実態を総合的に研究調査し、もって市民の法生活の向上と法文化の発展に寄与することを目的」（関西大学学則69条）として、1987年に設立された。

最近の目まぐるしい社会環境の変化は、法の変動を生じさせるとともに、新しい複合法領域の形成を促す。このような状況において、「立法・司法・行政に関する学際的、国際的視野に立った共同研究の推進」（本研究所規程第２条）をめざして、法律学者だけではなく、政治学者、心理学者、経済学者、経営学者、社会学者、理工学者、更には実務家等から構成された研究班が共同研究を行う本研究所の目的は、時代の要請に応えている。

また、裁判員制度の実施等により、市民の法に対する意識や関心も高まっている。この点についても、「市民の法生活の向上と法文化の発展に寄与する」との本研究所の目的は適切性を増している。

２　法学研究所の研究活動状況

ここでは、本研究所の「運営体制」「研究体制」「研究成果の公表」「社会へ向けての研究成果の還元状況」の４つに焦点を合わせて、その状況を検討する。

【現状の説明】

(1) 運営体制

本研究所は、その運営について、所長と所長を補佐する幹事４人から構成される幹事会が執行する。公平性の観点から幹事４人は各研究班には所属せず、研究計画の策定、研究班の構成、及びシンポジウム・現代法セミナー等の開催を策定する。また、運営委員会は、幹事会構成員と各研究班主幹からなり、幹事会の策定したもの等を審議する。更に、研究委員会は研究員全員で構成され、次期所長の選出、研究所規程の改正等の基本的事項を審議する。

本研究所には、研究テーマ毎に４つの研究班が置かれ、各班は所長に提出した「研究計画書」に従って研究を行う。研究班は、定例研究会や個別調査等の研究活動を行い、その進捗状況は、本研究所で開催される総合研究会において報告がなされる。報告の内容は『ノモス』に掲載されている。研究期間を１期２年間とし、各班は期間終了後１年以内に『研究叢書』を公刊している。

なお、本研究所の運営に関しては、広く学外からの意見を反映させるために、1998年度から学外有識者からなる顧問制度が採用されている。また、関西大学に附置されている東西学術研究所及び経済・政治研究所との間では、統一テーマの下で３研究所合同のシンポジウムを年２回開催する等の調整と連携が行われている。

(2) 研究体制

本研究所では、研究テーマごとに研究班が組織され、その研究班を中心とした共同研究を行うという研究体制がとられている。新たな研究班及び研究課題は、これを全学的に公募し、提出された「研究計画書」に基づいて、運営委員会において決定される。当初は３研究班体制（１研究班当りの研究員は６名程度）であったが、1993年度より４研究班体制に拡充された。研究期間は１期２年であるが、多くの場合、２期４年で研究班の交代が行われる。

研究員の構成は学内の教育職員に止まることなく、学外への委嘱研究員・非常勤研究員制度があり、積極的に利用されている。更に、外国人研究員も積極的に受け入れている（2007年度２名、2008年度２名、2009年度２名）。

本研究所の各研究班は、それぞれ研究課題を設定し、「研究計画書」に従って研究活動を行ってきた。本研究所が主催する全体的な研究会には、総合研究会がある。この研究会は年に２回開催され、各研究班の研究の中間報告あるいは総括報告が行われるとともに、班別及び研究所全体の自己点検・評価が行われる。

(3) 研究成果の公表

2007年度と2008年度の研究所刊行物は以下のとおりである。

『研究叢書』第36冊（2007年度）『アジアのマイノリティと法Ⅱ』2007.5.31
第37冊（2007年度）『続・循環型社会の環境政策と法』2008.3.31
第38冊（2007年度）『政策形成の新展開』2008.3.31
第39冊（2007年度）『現代公証制度の理論と実務』2008.3.31

『ノモス』　第20号（2007年度）「冷戦後におけるアメリカのアジア政策―米印核協力をめぐって―」「Ireland's immigration challenge」「金融取引と付加価値税制―金融サービス消費税の検討―」「フランスにおける一人有限会社　La SARL unipersonnelle en France」「Der kantische Begriff der Menschenwürde in der bioethischen Perspektive」他　2007.6.30
第21号（2007年度）「ヨーロッパ連合の影響下でのドイツにおける環境保護の新たな方向」「経済生活における組織正犯？―解釈学批判的分析―」「地方自治体の廃棄物処理にかかる法的諸問題―大阪府の改定廃棄物処理計画を素材として―」「ヨーロッパの統合 ―ドイツの視点から―」「ドイツ環境法典の編纂プロジェクト」他　2007.12.31
第22号（2008年度）「ヨーロッパおよび世界におけるドイツ連邦憲法裁判所」「Use of Campaign Websites by Political Candidates:Quantitative Analysis of Candidates' Websites Based on Data from the 2003 Representatives Election of Japan」「Methodische Probleme rechtswissenschaftlicher Straftheorien der Generalprävention」「海上保安庁による海事セキュリティの展開と強化」「人権規範にヒエラルヒーはあるか？―国際人権の視点から―」「ヨーロッパ人権条約による積極的義務」2008.6.30
第23号（2008年度）「人権尊重と差別問題」「台湾における刑事医事紛争の課題と展望」「ヘーゲルの刑罰論とその相互承認の構想」「捜査手続に関する韓国の改正刑事訴訟法の争点及び課題―日本の刑事訴訟法との比較を中心に―」「韓国の国民参与裁判制度の内容と問題点―日本の裁判員制度との比較を中心に―」他　2008.12.31

『グローバル市民社会における平和、安全、そして安心』　孝忠延夫［編集代表］
安武真隆・大津留（北川）智恵子・羽原敬二編著　関西大学出版部刊　2009.3.25

表Ⅰ-7-7　研究班の活動と成果（刊行物）

	2007年度	2008年度
公証制度研究班研究会	5回	4回
政策形成研究班研究会	1回	3回
アジア法文化研究班研究会	3回	4回
安心と安全研究班研究会	2回	1回
総合研究会	2回	2回
『研究叢書』	4点	－
『ノモス』	2点	2点

検索

(4) 社会へ向けての研究成果の還元状況

既に見たように、本研究所は、市民の法生活の向上と法文化の発展に寄与することを目的としている。その達成のために、市民・学生を対象とする公開講座（年２回２講演）、及びビジネスマン・公務員・法曹・研究者を対象とする現代法セミナー（年２回４報告）を継続的に開催している。また、国際的・地域的な研究者間の知識交流の促進を目的とする特別研究会では、本研究所の招へい研究者等外国人研究者による報告も行われている。

本研究所が主催する通常のシンポジウムは、年に１ないし２回開催される。各回において、全体テーマが設定され、報告者・討論者それぞれ２ないし３名の報告・討論で構成されている。開催状況は以下のとおりである。

表Ⅰ-7-8　各種行事の開催状況

	2007年度	2008年度
シンポジウム	－	1回　3報告
特別研究会	6回　7報告	7回　6報告
公開講座	2回　2報告	2回　2報告
現代法セミナー	2回　4報告	3回　3報告
3研究所共催研究セミナー	1回　1報告	－
法学研究所創立20周年記念シンポジウム	1回　1報告	－
国際知的財産権シンポジウム	－	1回　8報告
児島惟謙没後100年記念シンポジウム	－	1回　3報告
3研究所連立型研究班公開合同シンポジウム	2回　6報告	2回　7報告

2007年度においては、公開講座では１回に平均約177名、特別研究会では22名、シンポジウムでは48名、現代法セミナーでは38名、2008年度においては、公開講座では194名、特別研究会では26名、シンポジウムでは94名、現代法セミナーでは118名という参加状況であった。

また、本研究所のウェブサイトでは、最新の行事案内を行い、全国紙（大阪本社版）等での案内、近畿圏法学部設置17大学、近畿圏６弁護士会、大阪商工会議所、関西生産性本部への広報を行っている。

【長所】

本研究所は各研究班が設定した研究課題をそれぞれ遂行することをその中心的研究活動とし、研究所の運営はそのサポートを中心として行われてきた。このことによって多分野にわたる多くの研究成果を挙げることができたことは評価できる。研究員についても、学外の研究者を委嘱研究員・非常勤研究員として積極的に受け入れている。具体的には、2007年度は７名、2008年度には８名、2009年度は６名となっている。

出版物の刊行状況についても良好である。シンポジウムや公開講座、現代法セミナーといった社会へ向けての研究成果の還元についても、積極的に行われている。

また、本研究所と他の人文・社会科学系研究所（東西学術研究所及び経済・政治研究所）との更なる活性化と競争的資金の獲得をめざして、「アジアにおける経済・政治・法・文化システムの展開と交流に関する総合的比較研究」を共同テーマに連携を進めている。「中国における人権理論と市場をめぐる新たな動向」をメインテーマに、2007年11月に開催した３研究所連立型研究班公開シンポジウムを、法学研究所が中心となって企画したことは評価できる。

【問題点】

運営体制・研究体制については大きな問題はない。『研究叢書』の刊行状況も良好であるが、必ずしも一般書店等に流通しているとはいえない。また、所収の論文には、単著形式が多い。共同研究の長所を生かして、共著の形式で執筆された研究成果を増やすことも必要である。シンポジウムや公開講座、現代法セミナーについては、参加者数を更に増やす努力が必要である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

3研究所間で連携を進めている3研究所連立型研究班公開合同シンポジウムにおける研究成果を出版物等の形で発表していく予定である。『研究叢書』についても、科学研究費補助金の研究成果公開促進費や学内の出版助成制度を利用して、一般書店への流通を促進する。シンポジウムや公開講座、現代法セミナーは、研究所ウェブサイトやメーリングリスト等による広報を積極的に展開して参加者の10%増をめざす。また、参加者の数のみでなく、より意識及び関心の高い層の参加を促すために、一般の勤労者が参加しやすいような開催時間や開催場所を設定する。

3　附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

研究員の学部別構成を検討し、偏りがないかどうかを検討する。また、本研究所の主催行事への学部生・大学院生の参加状況を概観する。それらについて長所・問題点を指摘した後、問題の改善策を提示する。

【現状の説明】

研究班の構成員は、法学部や大学院法務研究科のみではなく、文学部や、政策創造学部、社会学部、化学生命工学部、大学院会計研究科等、更には学外からも広く集められる傾向にある。

研究班の構成は、以下のとおりである。

表Ⅰ-7-9　研究員の所属学部等

2007年度

研究班	法学部	他学部	学外	合計
公証制度研究班	1名	3名（法務）	2名	6名
政策形成研究班	1名	3名（政策・社） 1名（非常勤）	1名	6名
アジア法文化研究班	2名	3名（政策）	3名	8名
安心と安全研究班	2名	2名（政策・化学生命）	0名	4名

2008年度

研究班	法学部	他学部	学外	合計
公証制度研究班	1名	3名（法務）	2名	6名
政策形成研究班	1名	3名（政策・社） 1名（非常勤）	1名	6名
アジア法文化研究班	2名	3名（政策）	3名	8名
安心と安全研究班	2名	2名（政策・化学生命） 1名（名誉教授）	0名	5名

2009年度

研究班	法学部	他学部	学外	合計
アジア法文化研究班	2名	2名（政策） 1名（非常勤）	2名	7名
安心と安全研究班	2名	2名（政策・化学生命） 1名（名誉教授）	0名	5名
法と公会計研究班	1名	3名（政策・会計）	0名	4名
インド・南アフリカ財産的情報研究班	3名	1名（文）	2名	6名

また、シンポジウム等の行事を共催することで、学部・大学院との連携が図られている。2008年度には、法学部との共催による特別企画行事として、児島惟謙没後100年記念シンポジウム「いま裁判員制度が日本に導入される意義」が開催されている。更に、特別研究会では、法学部との共催で「宗教間の対話－東西の中間に位置するトルコ」を、大学院法務研究科との共催では「韓国の国民参与裁判制度について」が開催されている。

本研究所所蔵の資料・図書は、本学の院生・学生の利用に供されている。また、本研究所主催の公開講座・現代法セミナーには本学の学生・院生が、シンポジウム・特別研究会には主に院生が参加している。公開講座・現代法セミナー・シンポジウム・特別研究会を併せてみた１回ごとの院生及び学部生の平均参加人数は、2007年度-2008年度において39名となっている。

【長所】

研究員の所属学部については、バランスが取れた構成になっている。公開講座・現代法セミナー・シンポジウム・特別研究会への院生及び学部生の参加が、過去２年に比して倍増したことは評価できる。

【問題点】

研究員の所属学部に関して偏在性は見られないが、「新しい複合法領域の形成を促す」との本研究所の目的に鑑みれば、更に多くの学部の教員が研究員に加わる必要がある。院生及び学部生の公開講座・現代法セミナー・シンポジウム・特別研究会への参加についても、更に20％を目標にして人数を増やす必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

できるだけ多様な学部から研究員を集められるように、インフォーマルな学部間の連絡会議を開催して、研究班募集時のテーマ設定の段階から多くの学部の代表者が参加できるようにする。構成メンバーにおける特定学部への集中度を測る指標として、各学部が研究員数に占める割合の二乗和で１を割ったもの（逆数）を採用した場合、それが常に２を上回ることを目標とする。

シンポジウム及び研究会については、学部・大学院の講義との連関性をより一層強めることによって、学生・院生の参加を促すようにする。

４　学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性

本研究所における研究プロジェクトへの学生の参加について、そのための制度を説明し、運用状況を概観する。それらについて長所・問題点を指摘した後、問題の改善策を提示する。

【現状の説明】

制度化されたものとしては、従来から本学の博士後期課程在学中の院生の「研究者としての自覚を促し、関西大学における学問研究の充実に資するため」(『大学院博士課程後期課程学生を法学研究所の共同研究に参加させることに関する覚書』)、「研究所委託学生」として研究班に受け入れるという制度があったが、2002年度から名称を「準研究員」とし、研究者養成という役割をより明確にしている。

【長所】

準研究員制度により、大学院生が外部を含めた多くの研究者と交流できること、研究所の設備を研究目的で利用できるようになること、研究成果を発表する機会が与えられるようになっていることは評価できる。

【問題点】

準研究員制度による大学院生の本研究所への受け入れ実績がないことは問題である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

準研究員制度が活用されていないことの理由の一つとして、大学院生の研究テーマと本研究所の研究班における研究テーマとの不一致があげられる。研究者養成を配慮した研究テーマの設定を行うように努めるとともに、研究班の数を増やすことによって参加機会を増大させることも必要である。これらによって、早期に準研究員の受け入れを行う。

５　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

本研究所において、外部資金受け入れのためにどのような試みがなされているかを検討し、実際の資金獲得状況を検討する。その後、これについて今後の改善策を提示する。

【現状の説明】

本研究所の各研究班は、研究の遂行のために科学研究費補助金の申請を行うことを義務づけられている。2006年度-2007年度公証制度研究班（研究代表者：久保宏之）による「公証制度の現代的課題の比較法的、理論的実証研究」（基盤研究 C 一般）、2007年度-2008年度政策形成研究班（研究代表者：小西秀樹）「小泉政権下の政策形成における価値の生成と変容」が採択されている。

また、更なる法学研究所の発展をめざして、10年近くにわたって続けられてきた「アジア法文化研究班」と「マイノリティと法研究班」等の共同研究の成果を踏まえ、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（2008年度～2012年度）の採択を受け、2008年10月に関西大学マイノリティ研究センターが発足した。

【長所】

科学研究費補助金の申請を義務づけて、積極的に外部資金の導入を図っていることは評価できる。また、大型のプロジェクトを含めて採択の実績も上がっている。

【問題点】

研究班ごとの外部資金獲得状況については一定の成果を上げているが、複数の研究班による研究費の共同申請はほとんど行われていない。これに関連して、より大型のプロジェクトのための外部資金の獲得が必要である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

複数の研究班による大型プロジェクトの申請をより容易にするために、研究班の編成時点でそれぞれの関係を考慮した研究テーマの設定を行うことも必要である。また、近い将来における COE プログラム等の大型プログラムへの共同申請をも視野に入れて、本研究所以外の人文・社会科学系研究所（東西学術研究所及び経済・政治研究所）との連携を今後より密接にする必要がある。

６　国際的な共同研究への参加状況

本研究所において、国際的な共同研究の実施のためにどのような試みがなされているかを検討し、実施状況を検討する。その後、現状についての改善策を提示する。

【現状の説明】

国際的な共同研究への参加を広い意味でとらえれば、特別研究会、現代法セミナー及びシンポジウム等において、海外の研究者を招き学術交流が行われている。その数は2007年度、2008年度ともに12名に及んでいる。また、「関西大学外国人招へい研究者規程」や、本学と外国の協定大学との間で締結されている学術交流協定に基づいて、毎年、外国からの研究者を受け入れ、研究交流を行っている。2007年度には中国から、2008年度には韓国から、2009年度にはトルコから各１名を受け入れた。これまで国外の大学・研究所と中・長期的に共同研究プロジェクトを進める等の試みは活発ではなかったが、中国や南アフリカ、ヨーロッパの大学や機関との共同研究プロジェクトに向けて準備を始めている。

【長所】

学外や国際間の交流は、研究者の交流につながっている。シンポジウムや研究会の開催、個別調査等では、国外の大学・研究所との交流が盛んに進められてきた。本研究所は、関西における学術交流センターの役割も果たしている。

検索

【問題点】

単発的なシンポジウムや研究会のレベルでは国際的な研究交流がさかんに行われているが、国外の大学・研究所とともに中・長期的に共同研究プロジェクトを進めること等については、今までのところそれほど大きな成果をあげていない。もっとも、研究班レベルでそれに向けての取組はなされてはいるが、具体化はしていない。

【将来の改善・改革に向けての方策】

シンポジウムや研究会をとおして、本研究所は国外の大学・研究所との関係を既にもっている。今後はこれを活用して、中・長期的な共同研究プロジェクトへとつなげていくために、シンポジウムや研究会をその準備作業の一つとして位置づけ、人選とテーマの設定を行う必要がある

7　マイノリティ研究センター

(1) マイノリティ研究センターの目的・目標の適切性

関西大学マイノリティ研究センターは、2008年度文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の選定を受けた「マイノリティと法―21世紀における『国家と社会』のパースペクティブ」を推進するための研究組織である。このプロジェクトは、孝忠延夫・関西大学政策創造学部教授を中心として継続されてきたマイノリティ研究、なかんずく、「アジアにおけるマイノリティの法的地位をめぐる諸問題―国民国家形成・国家統合・国民国家の将来像」（2006年度科学研究費補助金・基盤研究(B)）の中核的関心を継承し、その内容と方法を大幅に拡充することをめざしている。すなわち、一方において、法学を中心に広く社会科学の方法を駆使して、アジアのマイノリティ問題の現状を分析し、更に、従来、十分な理論的考察がなされてこなかったマイノリティという問題群の理論的把握を通じて、現代の法理論・社会理論を刷新する、という中核的な研究目的は継承するとともに、他方において、アジアを中心としてきた研究フィールドをヨーロッパやアメリカにも拡大し、また、国内法学を中心としてきた研究方法を政治学・歴史学・国際法学等にも広げることによって、内容的にも方法的にも充実したものとなっている。このような拡充により、アジア諸国の法学を中心として蓄積された研究成果を、地域的・方法的比較によってより一般的な文脈において理解することが可能になり、そのことによって、マイノリティ研究を、新たな法理論・社会理論の構築に役立てる可能性が大幅に高まるのである。

現代のマイノリティ問題は、近代的な国民国家の形成と表裏の関係にある。現実において文化的・社会的・経済的その他、あらゆる意味において多様な人間を、ひとつの「国民」として構成する際、そこに円滑に包摂されえない（若しくは包摂されることを拒絶する）人々の存在が、法的・政治的・社会的に重要な問題となるからである。20世紀後半以降、国民国家の限界や国家理論の再構成の必要が、法学・政治学においても、強く意識されるようになってきている。このプロジェクトは、マイノリティ問題を手がかりとして「21世紀における『国家と社会』のパースペクティブ」を問い、国家理論の再構成をめざす。

以上のような学問的目標を達成するため、マイノリティ研究センターは、先行する共同研究によって培われた研究者のネットワークを継承・発展させ、四つの研究班のもとに組織化している。

① 総括班：研究全体の統括を行う。研究方法・領域に特色を持った各班の研究が、有機的に結びつくよう、全体的な視点から調整することを任務とする。

② 「市民権とマイノリティ」研究班

市民概念の成立とその受容、及び現代国家における新たな市民権概念の形成可能性についての研究を行う。フィールドとしてはアジアを、方法としては国内法学を中心とする。一方で、欧州の影響下に国民国家を形成することをめざし、他方で「グローバリゼーション」のなかで従来の国家構造の変容を迫られているアジア諸国のなかのマイノリティは、何重もの意味において「周辺的」な存在であるが、それゆえにこそ、近代法・近代国家思想の限界と刷新を試みるための重要な手がかりとなる。

③「国家形成とマイノリティ」研究班

マイノリティを単に、国民統合の可能性（包摂・同化・排除・動員等）という視点から検討するのではなく、国家形成という事態に対して能動的・積極的に対応してゆくマイノリティの歴史的活動を検討する。それによって、単なる差別問題・人権問題に還元できない、多様な側面を持った政治的問題としてマイノリティ問題を再構成し、必然的にマイノリティを含まざるをえない近代国家構造の動態的な把握を行う。方法的には政治学や社会学を、フィールドとしてはアメリカやヨーロッパを中心とする。

④「国際関係とマイノリティ」研究班

マイノリティ問題と国際的な側面を重点的に研究する。とりわけ、いかなる標準によって、国際社会は特定の集団にマイノリティとしての地位を承認し、別の集団には承認してこなかったのか、という問題、更にそれをてがかりとして、現代の国際社会において、国際法はいかなる基準により、いかなる「マイノリティの権利」を承認すべきであるのか、という問題を検討する。方法としては、比較法・国際法を、フィールドとしては国際関係（国際法・移民・外国人等）を中心とする。

この研究センターは、昨年の10月に発足したにも関わらず、既に蓄積された共同研究成果と、既に形成されてきた研究者ネットワークを基盤としているゆえに、比較的円滑に研究体制を築きつつある。設立の決定から正式の発足までの期間が極めて短かったにも関わらず、半年間で、比較的に充実した研究活動を行うことができたのは、そのような基盤のゆえである。

今後の課題としては、多様な分野にわたる研究者の問題関心を、いたずらに拡散させることなく、多様性を保ちつつも、一つの中核的目標に向けて収斂させてゆくことである。そのためには、研究会・セミナー・研究合宿等を通じて、相互理解の向上と共通の問題関心の確認を積極的に行ってゆく必要がある。

(2) マイノリティ研究センターの研究活動状況

2008年10月に発足して以来、以下のような研究会・セミナー・シンポジウムを開催した。正式な活動期間が７か月にすぎないにも関わらず、従来の共同研究基盤を利用できたおかげで、かなり活発に研究活動を行うことができたと考えている。その成果についても、研究紀要『マイノリティ研究』において既に公表しつつある。来年度には、中間的な総括のために、研究叢書を刊行する予定である。

表Ⅰ-7-10　マイノリティ研究センター国際シンポジウム等一覧

■2008年度

①第1回国際ミニシンポジウム
2008年11月17日（月）
全体テーマ「マイノリティをめぐる法的諸問題」
開催場所：児島惟謙館1階会議室
〔研究報告1〕Thomas Ginsburg（アメリカ合衆国　シカゴ大学ロースクール　教授）
Constitutional Treatment of Minorities: New Data
〔研究報告2〕呉　煜宗（台湾　世新大学法学部　准教授）
台湾における中国人配偶者の法的地位―政治に揺れるマイノリティの権利
〔コメンテータ〕稲　正樹（国際基督教大学　教授）
〔司会・コーディネータ〕西　平等（関西大学法学部　准教授　関西大学マイノリティ研究センター主幹）

② 第1回マイノリティ・セミナー
2008年11月25日（火）
全体テーマ「中国における少数民族と民族政策」
開催場所：児島惟謙館1階会議室
〔講師1〕シヨニマ（中国中央民族大学副学長　チベット学研究所長（チベット族））
〔講師2〕郝　時遠（中国民族学会会長　中国社会科学院人類学民族学研究所長・学部委員兼法・政・社会学部委員長（モンゴル族））
〔講師3〕楊　聖敏（中国民族学会副会長　中央民族大学人類学と社会学院長（回族））

③第2回マイノリティ・セミナー
2008年12月20日（土）
全体テーマ「国民国家形成とマイノリティ」
開催場所：以文館4階会議室2

〔報告者1〕小森　宏美（京都大学地域研究統合情報センター　助教　関西大学マイノリティ研究センター研究員）
エストニア及びラトヴィアのロシア語系マイノリティ問題の変遷
〔報告者2〕松森　奈津子（静岡県立大学国際関係学部　講師　関西大学マイノリティ研究センター研究員）
インディアス問題からマイノリティ問題へ―近代スペイン国家形成とインディオ
〔司会〕安武　真隆（関西大学政策創造学部　教授　関西大学マイノリティ研究センター主幹）

④第3回マイノリティ・セミナー
2009年1月10日（土）
全体テーマ「国際問題としてのマイノリティ問題―民族自決の果てに」
開催場所：児島惟謙館1階会議室
〔講師〕吉川　元（上智大学大学院　教授）
〔コメンテータ〕山田　哲也（南山大学総合政策学部　教授）

⑤第4回マイノリティ・セミナー
2009年1月24日（土）
全体テーマ「アイヌと北方領土問題」
開催場所：児島惟謙館1階会議室
〔報告者〕Bukh, Alexander（筑波大学大学院　教授）
〔司会〕斎藤　民徒（金城学院大学　准教授）

⑥第5回マイノリティ・セミナー
2009年2月26日（木）
全体テーマ「インドネシアの多様な法制度と法文化―法人類学と多元的法体制―」
開催場所：児島惟謙館1階会議室
〔講演者〕Sulistyowati Irianto（インドネシア大学法学部　准教授　ジェンダー研究所　所長）
〔通訳〕森　正美（京都文教大学　准教授）
〔コメンテータ〕高野　さやか（東京大学大学院　博士後期課程）
石田　慎一郎（大阪大学大学院　助教）
〔司会〕角田　猛之（関西大学法学部　教授　関西大学アジア法文化研究班主幹）

⑦「市民権とマイノリティ」研究班第1回研究会
2008年11月22日（土）～11月23日（日）
開催場所：関西大学六甲山荘
〔発表者1〕國分　典子（筑波大学大学院人文社会科学研究科　教授　関西大学マイノリティ研究センター研究員）
〔発表者2〕浅野　宜之（大阪大谷大学人間社会学部　准教授　関西大学マイノリティ研究センター研究員）
〔発表者3〕宇田川　幸則（名古屋大学法政国際教育協力研究センター　准教授　関西大学マイノリティ研究センター研究員）
〔司会〕孝忠　延夫（関西大学政策創造学部　教授　関西大学マイノリティ研究センター長）

⑧「市民権とマイノリティ」研究班第2回研究会
2009年2月28日（土）～3月1日（日）
開催場所：関西大学恭仁山荘
〔発表者1〕守谷　賢輔（福岡大学法学部　講師　関西大学マイノリティ研究センター国内研究協力者）
〔発表者2〕大江　一平（東海大学総合教育センター　講師）
〔発表者3〕榎木　美樹（特定非営利法人 JIPPO）
〔司会〕孝忠　延夫（関西大学政策創造学部　教授　関西大学マイノリティ研究センター長）

⑨「国家形成とマイノリティ」研究班第1回研究会
2008年11月22日（土）～11月23日（日）
開催場所：関西大学六甲山荘
〔発表者1〕大津留（北川）　智恵子（関西大学法学部　教授　関西大学マイノリティ研究センター研究員）
〔発表者2〕柄谷　利恵子（関西大学政策創造学部　教授　関西大学マイノリティ研究センター研究員）
〔発表者3〕蔡　孟翰（千葉大学大学院　特任准教授　関西大学マイノリティ研究センター研究員）
〔司会〕安武　真隆（関西大学政策創造学部　教授　関西大学マイノリティ研究センター主幹）

⑩「国家形成とマイノリティ」研究班第2回研究会
2008年12月20日（土）
開催場所：以文館4階会議室1
〔発表者1〕小森　宏美（京都大学地域研究統合情報センター　助教　関西大学マイノリティ研究センター研究員）
〔発表者2〕松森　奈津子（静岡県立大学国際関係学部　講師　関西大学マイノリティ研究センター研究員）
〔司会〕安武　真隆（関西大学政策創造学部　教授　関西大学マイノリティ研究センター主幹）

⑪「国家形成とマイノリティ」研究班第3回研究会
2009年1月10日（土）
開催場所：児島惟謙館1階第4共同研究室
〔発表者〕柄谷　利恵子（関西大学政策創造学部　教授　関西大学マイノリティ研究センター研究員）
〔司会〕安武　真隆（関西大学政策創造学部　教授　関西大学マイノリティ研究センター主幹）

⑫「国際関係とマイノリティ」研究班第1回研究会
2008年11月22日（土）～11月23日（日）
開催場所：関西大学六甲山荘
〔発表者1〕村田　尚紀（関西大学大学院法務研究科　教授　関西大学マイノリティ研究センター研究員）
〔発表者2〕佐藤　裕子（関西大学文学部　教授　関西大学マイノリティ研究センター研究員）
〔発表者3〕桐山　孝信（大阪市立大学法学部　教授　関西大学マイノリティ研究センター研究員）
〔司会〕西　平等（関西大学法学部　教授　関西大学マイノリティ研究センター主幹）

⑬「国際関係とマイノリティ」研究班第2回研究会
2009年1月24日（土）
全体テーマ「日本とロシアにおける東アジア少数民族問題」
開催場所：児島惟謙館1階第4共同研究室
〔発表者〕Bukh，Alexander（筑波大学大学院　教授）
〔司会〕西　平等（関西大学法学部　教授　関西大学マイノリティ研究センター主幹）

(3) 附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

学部や大学院の研究を活性化するための行事には、積極的に参加している。例えば、2009年度には、法学研究科が主催した「タイ王国2009年度裁判官研修」（6月3日－4日）、「タイ王国2009年度裁判所職員研修」（6月15日－26日）に全面的に協力し、研修内容について実質的な貢献を行うことになっている。また、法学研究所とも常に協力しており、(2)に記した数多くのセミナー・シンポジウムは法学研究所との共催となっている。今後も、関西大学の諸部門との協力関係を維持・発展してゆく予定である。

(4) 学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性

マイノリティ問題は、学問の専門を越えて取り組むべき事柄であり、また、多様な社会的現実に関わる問題であるから、所属各部・研究科を問わず、すべての学生に参加の機会を提供したいと考えている。マイノリティ・セミナーや国際シンポジウムの開催を学生に対して周知するだけでなく、それらを学部・大学院の授業とも効果的に関連させる方法を探っている。また、RA や PD フェローとして院生や若手研究者を研究センターに迎え入れることにより、共同研究の成果を教育に還元し、関西大学から優秀な研究者が育ってゆく環境を作ってゆくことに配慮している。

(5) 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

2008年度私立大学戦略的研究基盤形成支援事業
「マイノリティと法―21世紀における『国家と社会』のパースペクティブ」
代表：孝忠延夫（関西大学政策創造学部教授）
研究事業に係る研究者数：20名（マイノリティ研究センター研究員）

(6) 国際的な共同研究への参加状況

マイノリティ研究センターの目的の一つは、マイノリティ研究の国際的な研究拠点を構築することであり、外国との研究交流を積極的に行っている。2008年度は、表Ⅰ-7-10のうち、①②⑤⑥⑬等において、アメリカ、中国、インドネシア、イスラエルのマイノリティ研究者を招いて、研究交流・共同研究を行った。

今後は、マイノリティに関する諸問題に携わる実務家（とりわけ近隣諸国の実務家）との交流も含め、多様な方面において、意見交換や共同研究を組織していく予定である。

今後の到達目標

平成19年度より活動している「アジア法文化研究班」「安心と安全研究班」に加え、平成21年度に発足し

検索

た「法と公会計研究班」「インド・南アフリカ財産的情報研究班」の 4 班が、それぞれの研究課題を遂行することで、多分野にわたる研究成果を挙げる。

平成19年度に法学研究所が中心となって企画した、 3 研究所連立型研究班公開合同シンポジウムの成果を、関西大学出版部より刊行する。

3 研究所連立型研究班については、次期研究班募集のための新たな研究テーマを設定し、共同研究の活性化を図る。

エ　先端科学技術推進機構

前回の到達目標

2007年 4 月に工学部がシステム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部に改編され、理工系大学院もそれに対応して改編が進められていた。本学の理工系研究機関である先端科学技術推進機構は主に理工系 3 学部の教員で構成され、グローバル COE、私立大学学術研究高度化推進事業等への競争的資金獲得のための研究組織と研究基盤の更なる充実を図ることを目標とした。

また、競争的資金の適正な使用を監視する体制を構築し、文部科学省が策定した「公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準)」に対応することが求められた。

【現状の説明】

1　沿革と組織概要

関西大学に工学部（現：システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部）が開設された1958年から 6 年後、1964年に「工業技術に関する基礎理論、応用についての調査、研究を行い、わが国の工業技術の進歩、発展に寄与することを目的とする」として関西大学工業技術研究所が設立された。この研究所は、独自の研究施設・設備・装置を有しておらず、工学部教員を中心に共同研究を目的として再組織化した研究会・研究グループに、国内外を問わず企業も含め他の研究機関の研究者も参加できる研究機構的な性格をもって永らく活動を続けてきた。

1996年度に、本学が文部省（現：文部科学省）の「私立大学学術研究高度化推進事業」の補助対象事業である「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」の拠点に選定されたことにより、同研究所にはハイテク・リサーチ・センター（HRC）が建設された。続いて1997年には、同じく補助対象事業である「学術フロンティア推進事業」の拠点にも本学が選定され、学術フロンティア・センター(FSC）が建設された。このような状況の変化に対応し、2002年 4 月「先端科学技術を推進し、もって人類の福祉の向上と地球環境の保全に貢献することを目的とする」として、38年間にわたり産学連携活動の窓口となった工業技術研究所を廃し、6 研究部門（新物質・機能素子、情報・通信、生命・人間、エネルギー・環境、システム創成、社会・都市）と前述の 2 研究センター及び産学連携センター（現：社会連携部産学官連携センター、同知財センター）を擁した先端科学技術推進機構に生まれ変わった。 2 研究センターでのプロジェクトは、いずれも研究期間 5 年の時限プロジェクトながら、独自の研究施設を有し、最先端の研究設備・機器が備えられている。

2003年には「産学連携研究推進事業」の拠点にも選定され、産学連携研究センター(BAC）が開設されるとともに、12月大阪医科大学と医工連携の学術交流協定を締結したことを契機に、医学・工学・薬学領域の他大学・企業・研究機関の研究者との共同研究を通じて健康増進疾病予防及び診断・治療に貢献することを目的として、2004年医工薬連携研究センターが創設された。

このように本機構が、 6 研究部門と 4 研究センターを有する研究機構に発展したことと、これまでの産学連携事業及び知的財産の創造・保護・活用は、大学の第三の使命たる社会貢献と受け止め、2005年 4 月、副学長を本部長とする社会連携推進本部（現：社会連携部）を立ち上げ、その中に産学官連携・知財センター(現：産学官連携センター、知財センター）を設置して先端科学技術推進機構から移管した。

更に、2005年 6 月には研究体制を今日的な重点研究領域により一層即応させるために研究部門の見直しを

行い、従来の6研究部門を新物質・機能素子・生産技術（N)、情報・通信・電子（I)、生命・人間・ロボティクス（B)、環境・エネルギー・社会（E）の4研究部門に再編した。

2008年4月には地域再生に関する、情報の収集・発信・支援に関する研究、社会基盤の持続的な維持管理、再生に関する研究、地域コミュニティ文化に関する研究を行うことを目的に「地域再生センター」が創設され、4研究部門と5研究センター体制となり現在に至っている。

2　研究部門の設置と研究員登録

先端科学技術推進機構には現在4研究部門（新物質・機能素子・生産技術（N)、情報・通信・電子（I)、生命・人間・ロボティクス（B)、環境・エネルギー・社会（E))を設置し、現時点での専門を基準として、各々が所属している学部・学科の枠に捉われず、何れかの研究部門に研究員登録し、研究課題に対応した専門家グループの機動的形成を容易にするとともに、産業や社会的ニーズの変化に対応する柔軟性を持つ全学体制を作り上げてきた。2007年4月には、これら4研究部門それぞれに部門長を置き、部門内の調整や研究組織に対する支援や助言、外部との連携等をより一層効率的に推進している。

2009年度の各研究部門の登録者数は次のとおりである。

新物質・機能素子・生産技術（N）部門　60人
情報・通信・電子（I）部門　41人
生命・人間・ロボティクス（B）部門　30人
環境・エネルギー・社会（E）部門　66人

3　研究プロジェクトと研究センターの活動

私立大学学術研究高度化推進事業の拠点に選定されたことを受け、ハイテク・リサーチ・センター、学術フロンティアセンター、産学連携研究センターが設立され、時代に沿った科学技術研究の施設・装置が整い、研究活動が全体的に活性化されてきた。更に各センターの活動は、研究活動と並んで、蓄積された先端的知識や技術を産学官の連携の下に産業に応用し、新産業の育成、指導等を行うことにより、社会に還元している。運営に関して必要な事項は、それぞれの内規に定め、研究目的を安全に達成するために安全委員会要項等を整備した。

2008年、従来の私立大学学術研究高度化推進事業は私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に改組・改編されたあとも、本学の理工系研究機関としての高度な研究を持続的に展開している。

一方、研究活動の推進には、若手研究者の育成を視野に入れ、博士号取得者を対象にしたポスト・ドクトラルフェロー（PD）や本学大学院博士課程後期課程在学者対象にしたリサーチアシスタント（RA）を積極的に登用しているほか、研究プロジェクトに参画する本学大学院生を準研究員として登録し、教育効果の向上をめざし、学内外での研究や発表の機会を設けている。また、学外からは客員研究員、協力研究員、非常勤研究員を受け入れ、研究体制の充実を図っている。

2009年度活動中の研究プロジェクトは次のとおりである。

(1) 戦略的研究基盤形成支援事業

① 環境アポトジェンを含む環境汚染化学物質の作用動態解析と化学生態学的防除法の開発研究プロジェクト
研究期間：2008-2012年度

② 地域産業シーズ・ニーズに応えた高付加価値天然素材の発掘及びその製造技術の実用化研究
研究期間：2008-2012年度

③ ヒト組織・臓器の実形状モデルを用いた生体幻想・機能の解明と人工臓器・医療機器の開発
研究期間：2008-2012年度

④ 電気エネルギー高効率利用社会を実現する新材料技術の開発
研究期間：2009-2013年度

検索

(2) ハイテク・リサーチ・センター整備事業（ハイテク・リサーチ・センター（HRC））

① ユビキタス社会を支えるテラビット級超高密度情報記憶システムのための革新的ナノテクノロジーの開発
研究期間：2005-2009年度

② 持続可能社会を先導する物質群の革新的開拓プロジェクト
研究期間：2005-2009年度

③ ナノ材料に基づいた高度環境化学技術の開発プロジェクト
研究期間：2007-2011年度

(3) 学術フロンティア・センター整備事業（学術フロンティア・センター（FSC））

① 高度福祉社会のQOL改善に寄与する生活支援工学構築のための実践的研究プロジェクト
研究期間：2006-2010年度

② 安全・安心・快適な社会構築のための知能・感性・情報通信技術の応用プロジェクト
研究期間：2007-2011年度

各センターの2008年度の活動は次のとおりである。

(1) ハイテク・フロンティア・センター

a　ハイテク・リサーチ・センター整備事業

b　先端科学技術シンポジウム（プロジェクト・セッション）（2009年1月16日（金））

(2) 学術フロンティア・センター

a　学術フロンティア・センター整備事業

b　先端科学技術シンポジウム（プロジェクト・セッション）（2009年1月16日（金））

(3) 産学連携研究センター

a　産学連携推進事業（2008年度終了）

b　先端科学技術シンポジウム（プロジェクト・セッション）（2009年1月16日（金））

(4) 医工薬連携研究センター

(5) 地域再生センター

a　第1回地域再生センターシンポジウム（2009年1月15日（木））

4　研究会・研究グループとその活動

研究部門には部門所属研究員を代表者として研究会が設立されており、国内外、学内外の研究機関の研究者を交えて活発な研究活動を推進している。1研究会は原則として5年間で終了し、新しい研究会が募集される。その設置は運営委員会において審議され、それらの研究会所属研究員が本格的な共同研究を実施したい場合は、研究グループを構成して「研究計画書」を添えて設置を機構長に申請し、同じく運営委員会においてこれを審議する。同委員会において、提出された「研究計画書」が妥当と判断されれば、機構長は研究費補助を法人に申請する。研究グループは研究期間3年を限度にしたプロジェクト組織である。

2009年度活動中の研究会は、次に示す17研究会がある。

① 地球環境建築研究会
② 自然エネルギー発電システム研究会
③ 知能システム技術と感性情報処理研究会
④ フィジオーム・生体機能モデリング研究会
⑤ 高速ネットワークを用いた計算ナノテクノロジーの工学的応用研究会
⑥ DLC／物質・機能・成膜技術研究会
⑦ 都市環境の潜在リスク研究会
⑧ 健康科学研究会
⑨ 環境再生技術研究会

⑩　ブリッジメンテナンスエンジニアリング研究会
⑪　ユビキタス社会におけるマルチメディア情報通信技術研究会
⑫　先進医療用材料研究会
⑬　ナノ MEMS センシング研究会
⑭　ソフトコンピューティング研究会
⑮　国際建築設計研究会
⑯　生命医工薬科学研究会
⑰　リハビリテーション工学研究会

これら研究会を母体として 3 年度を限度にした研究グループを立ち上げ、研究活動を行うことができる。2009年度活動中の 7 研究グループを以下に示す。

①	地球環境建築研究グループ	研究期間：2007−2009年度
②	生体制御分子探索と機能解析を基盤とする健康科学研究グループ	研究期間：2007−2009年度
③	e−Business 研究グループ	研究期間：2007−2009年度
④	潜在リスク社会と都市空間脆弱性研究グループ	研究期間：2008−2010年度
⑤	先進医療用材料設計研究グループ	研究期間：2009−2011年度
⑥	ナノ MEMS センシング研究グループ	研究期間：2009−2011年度
⑦	マルチメディア情報通信技術とユーザビリティ研究グループ	研究期間：2009−2011年度

５　先端科学技術シンポジウムの開催

ハイテク・リサーチ・センターでは、第 1 回関西大学先端科学技術シンポジウムを1997年 1 月に開催して以来、毎年 1 月にこれを開催してきた。学術フロンティア・センターでは第 1 回シンポジウムを1999年 3 月に開催し同様に継続した。このようにそれぞれ別に開催してきた成果公表のシンポジウムを、2002年度に開催した第 7 回先端科学技術シンポジウム以後、ハイテク・リサーチ・センターのプロジェクト研究のみならず他、研究センター及び研究部門の研究グループとの合同のシンポジウムとして開催し、学会講演と同様に概要集を発行するように改善した。その結果、学外の企業・研究所からの参加者数が増加し、2009年 1 月15、16日の両日に本学100周年記念会館で開催した「第13回関西大学先端科学技術シンポジウム」では、参加者延数800名に達した。プログラムに特別講演 2 件をそれぞれの専門家に依頼した。研究センターと部門の研究成果は19のセッションに分け、本学研究者による83件の一般講演を行った。更にセッション毎に招待講演を行い、それぞれの分野における先端的研究の情報収集と官公庁及び企業等学外研究者との交流をはかった。また会場ロビーには研究成果のポスターパネル96件を展示し、若手研究者、大学院生によるパネル説明会の時間も設定した。

これとは別に、私立大学学術研究高度化推進事業、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の研究ユニットでも講演会を開催し、研究成果はそれぞれの専門分野における権威ある学会に発表・投稿を行い、その別刷りをもって別途アブストラクトと掲載学協会誌等を明示した表紙をつけて収録し毎年刊行している。2008年度からは研究成果刊行物は DVD 版で刊行されることとなった。

○『平成20年度　研究成果報告書』(800部)

６　研究部門別発表会の開催

教育と学術研究という大学の本来の使命に加えて社会や産業界に貢献できる研究が強く求められており、「見える研究成果」の発信の機会を増やし、研究の活性化と融合・展開を図り社会や産業界とダイナミックな連携をめざして、先端科学技術推進機構内の研究会及び研究グループがそれぞれ行っていた講演会を各部門単位に集約し、2008年から研究部門別発表会として、各部門年間概ね 3 回開催している。

2008年度研究部門別発表会は、次に示す 6 回を実施した。

①　「潜在リスク社会と都市環境の脆弱性」(E 部門)

② 「環境再生技術」（N 部門）
③ 「ユビキタス社会におけるマルチメディア情報通信技術」（I 部門）
④ 「食の安全と健康科学」（B 部門）
⑤ 「日本の医療機器産業と医療人材育成の現状と展望 」（B 部門）
⑥ 「材料が拓く先進医療」（N 部門）
なお、2009年度は12回開催する予定である。

7　情報公開による社会貢献

(1) 先端科学技術推進機構の機関誌等の刊行

沿革にも記した通り、先端科学技術推進機構は、1964年に開設された工業技術研究所以来の特色の一つとして企業の技術向上に協力し、受託・共同研究、委託試験等に積極的に応じてきたことが挙げられる。当時から、本学は地域社会への貢献を産学連携で打ち出したパイオニアであった。工業技術研究所は社会への情報公開・発信の立場から、機関誌『技苑』を年 4 回発行して、研究論文や技術報告、解説、総説論文を掲載してきた。しかし執筆者にとって学会投稿論文と労力に差がないのに、実績評価の低い紀要の研究論文が評価主義の時代に研究員から敬遠され、輪番制で投稿を募らなければならない状態であった。そこで2000年度からは、そのうち 1 回を「産学連携特別号」として、研究シーズ・法人承継特許を掲載するように改め、2002年度、先端科学技術推進機構への変遷とともに『技苑』は年 3 回に、2005年度には年 2 回の発行に改めた。『技苑』は「プロジェクト研究報告概要集」並びに「研究者総覧」として、先端科学技術推進機構研究員データと最新の研究成果を広く公開し、活用されている。

また、年 4 回発行の『工技研ニュース』は、『先端機構ニュース』として最新の研究成果等を「トピックス」のコラムに掲載する等、機構の研究活動状況を紹介する内容は変わっておらず、そのうちの 2 回を使って、理工系 3 学部に所属する教員（研究員）が公表した研究成果を網羅して半年毎に掲載している。これは、著書や原著論文のみならず、国際並びに国内の学会発表・特許等も網羅し、著者、共同研究者、共同発表者をも含めた詳細な研究成果情報であり、本学の理工学系教員（研究員）の成果を効果的に公表するツールとしてデータベース化し、大変有用で価値のあるものになっている。

更に、企業等への情報公開の一つの取組として1998年から研究者データ集『関西大学工業技術研究所研究者総覧』を 2 年毎に発行していた。内容は過去の研究実績から現在行っている研究まで幅広く掲載していたが、2000年をもって印刷物を廃し現在は Web 上で大学のホームページから閲覧できるシステム（http://www.kansai-u.ac.jp/ordist/）に切り替え、キーワード検索も可能になっている。

(2) 先端科学技術推進機構主催・共催の公開講座・学術会議

当機構で開催してきた「関大 ORDIST セミナー」は、2005年度社会連携推進本部の発足と同時に設置された産学官連携・知財センター（現：産学官連携センター）と連携協力し、より発展した形態で実施され、その流れは「研究部門別発表会」、「関西大学技術交流セミナー」に受け継がれている。

「研究部門別発表会」は2008年度から講演会を各部門単位に集約し、各部門年間概ね 3 回開催している。

「関西大学技術交流セミナー」は2007年から本学東京センターで開催している。2007年度は、関西大学の理工系の研究成果を首都圏の企業に紹介するため、毎月テーマを変えて開催したが、2008年度は前・後期で大きな技術テーマを設定し、そのテーマに基づいて関連技術分野の研究成果発表を複数回行った。

また、知的財産セミナーについても、特許庁、近畿経済産業局との共同主催で開催していたが、2005年度から産学官連携・知財センター（現：知財センター）に移管された。

【長所】

1　学内の共同研究に果たしている役割

2009年度研究部門別研究員数は新物質・機能素子・生産技術（N）研究部門が60人、情報・通信・電子（I）研究部門が41人、生命・人間・ロボティクス（B）研究部門が30人、環境・エネルギー・社会（E）研

究部門が66人の計197人であり、所属は理工系３学部193名、総合情報学部４名よりなる。現状は理工系３学部教員の占める割合が非常に多く、大学院工学研究科生648名を主たる研究協力者とした年間の研究成果の発表は、近年1,543件に上り、うち約25％が国際会議である。学術雑誌に掲載された年間の論文数約347件とともに、研究員のアクティビティーの高さを示しており、本学の知財活動の礎となるものと自己評価している。

教員の研究活動には、従来からの少人数による基本的なものから、最近よく行われている多くのメンバーによる組織立った総合的な研究まで種々の形態がある。また、研究手法も従来から行われている基本的な装置を使用したものから、いわゆる先端技術による高度な装置によるものまで広範囲にわたる。研究部門における研究会、研究グループ、私立大学学術研究高度化推進事業・私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の研究活動は、まさに、これらの広範な研究を包括する能力をもち、本学の科学技術研究の中核拠点として、重要な役割を担っているといえる。

各研究会においては、研究テーマに関わる進捗状況を調査する一方、トピックスについて国内外の研究者を招き、１研究会に付き年２～３回程度開催され、活発な討論が行われている。2008年度には８回の研究会が開催され、講師はすべて学外研究機関から招いた。なかには、外国の研究者による英語講演もあり、関連部門の大学院生や若い研究者にとってもっともよい実学的理解の場となるだけでなく、専門分野の外国語に慣れる機会としても貴重であり、学部卒業研究生や大学院生も先端科学技術推進機構主催の各種講演会に積極的に参加し、教育効果をあげている。

一方、これらの研究・実験の遂行者は、主として若手教員と大学院生であり、研究成果の発表に多くの大学院生の参加が認められる。このことは若手研究者の育成として、大学院生が成果をまとめて報告書、論文に仕上げる能力を身につけることができ、個々の研究力の向上も期待できる。そこで、2008年度から本学大学院生を対象に準研究員制度を実施し、活用されている。

２　学外との研究交流に果たしている役割

「先端科学技術推進機構シンポジウム」、「研究部門別発表会」、「関西大学技術交流セミナー」では、学内の研究員と学外の研究員がともに研究成果を発表し、研究員間が活発に交流を行うと同時に、学外との共同研究の契機になっている。

また、学外からの研究員受入れも積極的に行っており、私立大学学術研究高度化推進事業・私立大学戦略的研究基盤形成支援事業を中心に、客員研究員（ハイテク・リサーチ・センター、学術フロンティア・センター、産学連携研究センターのみ）、協力研究員、非常勤研究員制度を設け、学外機関との共同研究を進めている。

【問題点】

今後は、グローバル COE のような横断的かつ総合的なプロジェクトをも念頭に置いた、他学部教員も参画できる学際的な研究テーマ、領域の選定を推進する必要があり、真に総合大学の利点を活かした研究活動の推進をめざすべきであると考えている。また、本学と協定関係にある大学や社会連携部産学官連携センターと密接な連携を図りつつ、大学や研究機関といった組織同士の連携を更に深めて行く必要がある。

本機構の研究活動の中心となるハイテク・リサーチ・センター及び学術フロンティア・センターは貴重な研究施設であるので、これにもっともふさわしい質の高いプロジェクトを立ち上げていかなければならないため、研究プロジェクトをスクラップ・アンド・ビルドして、両センターの研究の継続的活性化に努める必要がある。そこで新しいプロジェクトへの交代に当たっては、多くの研究員にチャンスが与えられるように、私立大学学術研究高度化推進事業・私立大学戦略的研究基盤形成支援事業ともに、終了研究プロジェクトの主担者は連続して次のプロジェクトの主担者として参画しないことを申し合わせている。

しかしその場合、既設の機械装置等は主担者が原則として研究室に移設し、定められた期間、引き続き使用できることになっているが、移設が困難な大型機械装置をどのように処理するかの問題が残る。なお、移

設の費用については2001年度より法人が負担することになり研究費への圧迫は改善された。今後は、NEDO や JST に代表される重要な外部資金によるプロジェクトについても、これらのセンターの施設を利用することが具体化しつつあり、研究に特化したこれらセンターの面積を有効利用として、利用の必要性と効果の高いプロジェクトに開かれていくことは当然であろう。

また、準研究員制度に関連して、新たな発明・発見が特許等知的財産として承継される際、その発明者として大学院生も参画できるほうがこれからの研究スタイル、成果の公表姿勢として望ましいと考え実施しているが、大学帰属の知的財産の管理方法には課題もあり、他大学の例も参考にして見直しを継続して進めている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2004年 3 月、国立大学（当時）、研究機関と企業研究部門それぞれの長を審査員に、本機構独自で外部評価を受けた結果を受け、「選択と集中」の推進、提案力や綿密な体制に基づく研究の発揚をめざして、2005年 6 月に 6 部門から前述の 4 部門への再編成を行った。この部門再編によって、当機構の目的と役割に柔軟かつ迅速に対応できる研究体制の整備と、より効果的な研究資金の運用が可能となった。同時に、わが国の第 2 期科学技術基本計画における重点 4 分野、すなわち「ナノテクノロジー・材料」、「バイオテクノロジー」、「情報」及び「環境」の各分野への対応性が改善され、各種大型プロジェクト研究や研究助成事業への応募、実施体制にも有利になった。また、2007年 4 月からは、これら各 4 部門に部門長を置き、部門内の緊密化や部門間の調整、目的に応じた研究者編成の促進、更に部門単位の提案力強化等を今後狙っているところである。これと併行して機構長に加えて副機構長を置き、機構運営をより強化した。ただし、このような人的体制の変更の効果はまだ明確でないが、効率的な運営委員会の実施、研究施設の管理体制の見直し等が実現している。

2007年 4 月からは、従来の工学部が理工系 3 学部に改編され、理工系大学院もそれに応じた方向で改編が進められた。研究員の大部分が理工系 3 学部の教員であるため、学部・大学院と機構との関係は常に重層的であるので、それぞれの位置づけが不明確である。よって、研究及びそれに関連する運営が非効率になりかねない。そこで、特に研究の促進を軸にして将来を展望した場合、理工系大学院との連携を強化すべきである。すなわち、研究の組織化や計画立案に戦略的な体制を打ち出す場合、大学院及び学部との緊密な連携が効果的と考えられる。今後の本機構の役割として、ボトムアップ的な個々の教員の能力を核として展開している研究交流と、いわばトップダウン的な戦略的研究組織のタイミングの良い構築と推進がともになされる場である必要がある。前者には十分な実績があり現在の教員の能力から鑑みて今後も有望であろう。一方、後者の研究組織の構築力強化については、主な将来の課題として検討されるべきと思われる。

更に、学長直轄に設けられた 4 部のうち、「社会連携部」との関係が強まりつつあり、新学部設置に伴い、産学官連携においても理工系研究における当機構の役割が異なってきた。今後は、細分化が進む理工系分野研究の充実を図るだけではなく、文理融合型の連携プロジェクトを導入する等、時代のニーズへの対応が求められている。

今後の到達目標

当機構では、これまでも私立大学等学術研究高度化推進事業、戦略的研究基盤形成支援事業をはじめ、受託研究、共同研究等を積極的に受け入れ、研究員がそれぞれ各方面からの社会的評価を受ける等、一定の研究成果を上げてきた。

今後は、 4 研究部門による研究部門別発表会を年間10回程度行い、関西圏にとどまらず、本学東京センター等も活用し、研究成果を広く社会に情宣する。また、先端科学技術シンポジウムでは、各研究部門、各研究プロジェクトによる研究成果発表の充実を図り、公的機関、民間企業に対しても、研究成果の優れた内容をアピールすることで新たな共同研究等につなげ、研究成果の還元、外部資金の獲得、研究力の向上、そして更に高度な研究成果の還元という、一連の循環システムを構築するとともに、海外機関との共同研究も視

野に入れ、当機構の研究力向上をめざす。

オ　ソシオネットワーク戦略研究機構

1　機構の目的・目標の適切性

関西大学経済・政治研究所は、2001年、本学の教育理念「学の実化」に沿った社会貢献を推進すべく文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業に応募、学術フロンティア推進事業として「ソシオネットワーク戦略研究センター」（Research Center of Socionetwork Strategies、以下「RCSS」という）が採択された（2002年度から2006年度）。

次いで2005年には、社会連携研究推進事業として、「政策グリッドコンピューティング実験センター」（Policy Grid Computing Laboratory、以下「PG Lab」という）が採択された（2005年度から2009年度）。更に、RCSS は2007年 4 月に 3 年間の研究期間延長を獲得した（2007年度から2009年度）。

翌2008年度、両センターは、（従来国の設置した機関の排他的特権であった共同利用・共同研究拠点への申請を私立大学にも認める趣旨で公募された）文部科学省の「人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業」に連携して申請し、採択された。これに伴い、同年 7 月24日、経済・政治研究所から独立した研究機関として「ソシオネットワーク戦略研究機構」（Research Institute for Socionetwork Strategies、以下「RISS」という）が設置され、両センターは RISS の下に設置される研究機関となった。更に、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」及び「共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程」の施行を受けて、RISS は、文部科学大臣から同年10月 1 日付けで「共同利用・共同研究拠点」として認定された。

私立大学学術研究高度化推進事業への二つのセンターの設置申請・採択から「人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業」への応募・採択へと至る上記のプロセスそれ自体が、何にもまして雄弁に、「国公私立大学を通じた共同研究の促進及び研究者ネットワークの構築並びに学術資料等の共同利用の促進等を行うため、高度な情報通信技術を活用したネットワーク戦略の総合的政策研究を行い、優れた研究体制の構築と研究基盤を形成し、世界が直面する社会的課題を解決する」（RISS 規程第 2 条）という、RISS の目的・目標の適切性を物語っているといえよう。

2　研究活動状況

【現状の説明】

(1) 概要

RISS は、「金融政策ユニット」「社会福祉政策ユニット」「政策基盤ユニット」の 3 つの指定研究ユニットと、採択と同時に新たに公募した「事前規制・事後監視比較研究ユニット」で構成され、文部科学省から委託された業務の研究活動を展開している。また、その下には、RCSS と PGLab の 2 つのセンターが設置されている。

その一つである RCSS は、情報技術に関わる世界最先端の政策研究を推進することを目的として、2002年に設立された。日本最高速の通信網「SINET 3 」と2004年に直結され、SINET 3 推進協議会 GRID 研究部会のメンバーとなった。また、The Review of Socionetwork Strategies の編集局も置かれている。研究組織は当初「経済ネットワーク戦略班」、「企業ネットワーク戦略班」、「社会基盤ネットワーク戦略班」の 3 班構成であったが、継続申請が認められた2007年度からは「金融ネットワーク政策チーム」、「インターネット政策チーム」、「年金政策チーム」の 3 チーム構成となった。研究成果は、*Advanced Studies in Socionetwork Strategies*（Springer）、ソシオネットワーク戦略研究叢書（多賀出版）、RCSS ディスカッションペーパーに収められている。

RISS の下に置かれているいま一つのセンターである PGLab は、社会福祉、介護福祉、地域経済活性化

検索

等の社会問題にかかる政策立案への寄与（有益かつレレバントな政策関連情報の開発・提供）を目的として2005年度に発足したものであるが、産官学連携の文理融合研究組織として、本学の経済学部・総合情報学部・システム理工学部のほか、大阪大学、九州大学、東京工業大学、愛媛大学、青山学院大学、吹田市、バイオグリッドセンター関西、富士通、富士通研究所によって構成されている。また、RCSS との緊密な連携の下、研究活動を展開している。その成果は、上記のソシオネットワーク戦略研究叢書及び、PGLab ディスカッションペーパーに納められている。

(2) 組織と運営

RISS の組織と運営は RISS 規程に定められている。機構長及び副機構長を置き、学外有識者が半数以上を占める審議決定機関である運営委員会、同委員会の下に各種専門部会を設置している。各々の職責及び役割等は以下のとおりである。

a　機構長及び副機構長

機構長及び副機構長は、本学の専任教育職員のうちから、学外有識者が半数を占める運営委員会において審議決定される。

b　運営委員会

運営委員会は RISS の審議決定機関であり、RISS 規程第 5 条にその構成メンバーが、第12条に審議事項が定められている。構成メンバーは、理事長及び学長のほか、学外有識者が半数以上を占めている。

c　専門部会

RISS 規程第13条に基づき、運営委員会専門部会内規により、次の 6 つの専門部会が組織されている。

① 将来構想部会（機構の長期的な方針及び将来構想に関する事項）
② 研究運営部会（機構が遂行する共同研究プロジェクト及び採択した研究課題の運営に関する事項）
③ 人事審査部会（RISS 規程第10条に規定する研究支援者の公募と審査に関する事項、RISS 規程第10条 5 号から 7 号までに規定する研究支援者の任用に関する事項）
④ 共同研究部会（公募を行う研究テーマの設定に関する事項、研究課題の公募に関する事項、公募研究員の審査に関する事項
⑤ 情報基盤部会（研究活動に関わる情報機器、情報ネットワーク等の整備・充実に関する事項）
⑥ 研究倫理部会（機構の研究活動の研究倫理及び自己点検に関する事項）

(3) 研究活動

表Ⅰ-7-11　研究組織と研究年数

		研究員数	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
ソシオネットワーク戦略研究機構	金融政策ユニット（預金者行動分析業務）	7名			①	②
	金融政策ユニット（銀行貸出行動分析業務）	8名			①	
	金融政策ユニット（金融機関ガバナンス分析業務）	5名				①
	社会福祉政策ユニット（公的年金制度分析業務）	5名			①	②
	政策基盤ユニット（政策基盤ソフトウェア開発業務）	7名			①	②
	政策基盤ユニット(政策決定制約調査業務)	7名			①	
	事前規制・事後監視比較研究ユニット（事前規制・事後監視比較研究業務）	7名			①	②
ソシオネットワーク戦略研究センター （　）は PD・RA で外数		22名 (6名)	⑤	⑥	⑦	⑧」
政策グリッドコンピューティング実験センター （　）は PD・RA で外数		13名 (4名)	②	③	④	⑤」

(注1) ○内の数字は研究年数を、⑧」はその年度での研究期間の終了を表す。

表Ⅰ-7-12　研究組織別の研究活動・発表　**＜内訳表参照＞**

年度	研究活動内容	ソシオネットワーク戦略研究機構								ソシオネットワーク戦略研究センター	グリーンテクノロジー研究センター
		金融政策ユニット（預金者行動分析業務）	金融政策ユニット（銀行貸出行動分析業務）	金融政策ユニット（金融機関ガバナンス分析業務）	社会福祉政策ユニット（公的年金制度分析業務）	政策基盤ユニット（政策基盤ソフトウェア開発業務）	政策基盤ユニット（政策決定制約調査業務）	事前規制・事後監視比較研究ユニット（事前規制・事後監視比較研究業務）	全体		
2007	Web 調査									1回/個票数 2,000	－
	綜合研究会・定例研究会									10回	5回
	国際会議・国際ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ・特別講義・公開講座等									10回	2回
	報告者数									22名	20名
	「研究叢書」冊数									1冊	1冊
	論文数									10	10
	「ﾃﾞｨｽｶｯｼｮﾝﾍﾟｰﾊﾟｰ」冊数									11冊	12冊
	論文数									11	12
2008	Web 調査				5回/個票数 10,252	2回/個票数 885				5回/個票数 8,129	－
	綜合研究会・定例研究会									12回	5回
	国際会議・国際ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ・特別講義・公開講座等							1回	5回	11回	1回
	報告者数							4名	15名	22名	7名
	「研究叢書」冊数									1冊	－
	論文数									10	－
	「ﾃﾞｨｽｶｯｼｮﾝﾍﾟｰﾊﾟｰ」冊数									21冊	12冊
	論文数									21	12

預金者行動分析業務（金融政策ユニット）

目標達成のために、RISS が蓄積した経済行動に関する1,500の個票データ（Web アンケート調査結果）を用いて、個人行動の統計分析、データ・マイニングを行った。その結果、まず、上記のデータに関する統計分析から、週刊誌、月刊誌、インターネット情報、及び職場における噂話への信頼度が上昇すれば、預金引き出し確率が増加することが10%水準で有意となるが、一方で、所得と金融資産の影響が有意ではないことが判明した。次に、口座保有者の日常の情報取得行動、顧客属性、立地店舗属性等と、金融危機における取付行動との関連を、機械学習モデルとデータ・マイニングツールを用いて明らかにした。すなわち、個人属性では、性別と教育水準が預金引き出し確率に80%の精度で影響を与える。一方、所得と金融資産の影響は無視し得るほど小さい。また、金融リスクの原因の種類に応じて、地域特性に基づいた店舗戦略や顧客別対応戦略の策定枠組みを提示した。例えば、金融不祥事が起こったとき、商工業密集地に立地する店舗は住宅密集地の店舗に比べ、預金流出が1.8%大きく、これらの支店への顧客対応が重要であることを明らかにした。

2008年度において、これらの成果は、RCSS のディスカッションペーパー（DP77号、DP81号）や海外の査読付学術誌（*International Journal of Advanced Intelligence Paradigms* 等）として刊行されるとともに、国内外の国際会議（KES2008等）で報告された。

銀行貸出行動分析業務（金融政策ユニット）

金融市場の規制緩和が実施された場合に、経営者の横並び意識が銀行の貸出行動に与える影響を理論的に検討した。その結果、昭和55年から平成11年の全国銀行貸出データを47都道府県別に集計して VAR(ベクトル自己回帰)及び２段階 GMM（一般化積率法）によって分析すると、1980年代において都市銀行の貸出が他の業態の貸出に影響を与えていることが１%水準若しくは５%水準で統計的に有意となったが、1990年代においてはこの傾向は統計的に有意ではなかったことが明らかになった。

これに加えて、採択時の留意事項に基づき、研究者コミュニティと協議の上、蓄積したミクロ・データを

用いた新たな実証的研究を提案する研究課題を公募し、採択した。現在、ゲーム理論を用いて、銀行の取締役会内部における取締役同士のゲームが銀行の投資戦略に及ぼす影響の分析を開始している。

公的年金制度分析業務（社会福祉政策ユニット）

経済政策分野の重要な研究テーマになっている「公的年金が家計の就業行動、貯蓄・消費行動、資産選択に与える影響」について、公的年金制度に対する国民の期待、信頼性及び見通しが、家計の行動や年金未納未加入選択に与える影響、特に最近の年金記録確認通知について、アンケートを実施することにより、年金不信とそれに対する政府の対応が、家計の公的年金に対する評価の変化と経済行動に与えた影響を分析した。

平成19年９月 Web アンケート調査の統計分析の結果、保険料納付の意思決定に、配偶者の有無、世帯貯蓄、教育水準、制度信頼度が５％水準若しくは10％水準で統計的に有意な影響を与えていることが判明した。

また、平成21年２月 Web アンケート調査では、サンプルを２グループに分け、一方に正しい年金給付額を通知し、他方には通知しないという経済実験を行った結果、正しい通知が、「本人が支払ってもよいと考える保険料限度額」を増加させることが10％水準で統計的に有意であることが明らかとなった。したがって、年金記録確認通知は主観的保険料限度額に正の効果を与えると予想される。なお、「年金記録確認通知により年金制度に対する信頼感が増加した」との回答の比率は回答全体の３％にとどまった。逆に、信頼感低下の回答比率は21％であった。

更に、日本では両親が高齢になったときには、子が両親の面倒を見るために同居するという習慣（私的扶養）が核家族化の進展にも関わらず残っている。この習慣がなくなった場合に、一人暮らしの高齢者がどれくらい増えることになるかを推計するためにマルチエージェントシミュレーションを行った。シミュレーションの結果、同居習慣がなくなった場合には、高齢者の一人暮らしの割合は、2025年には6.2ポイント（習慣あり24.1％、習慣なし30.3％）、2050年には7.2ポイント（同29.6％、36.8％）上昇することが示された。

政策基盤ソフトウェア開発業務（政策基盤ユニット）

エージェントを用いた社会シミュレーションにより、財政、人的資源、物的資源、金融資産等の制約条件の下で実現可能な政策選択肢集合を提示するためのソフトウェアの開発に関わる研究を実施した。

遺伝的アルゴリズムに基づく投票区割りの最適化ツールを試作し、大阪府高槻市における2003年衆議院議員選挙の投票所別投票率データを基礎としたシミュレーションを行った。その結果、現行の投票所数63を維持しても投票率を63.8％から72.8％へと９％上昇させられることが明らかになった。また、投票所数を63から50に減らした場合でも（20％削減）、投票率を63.8％から69.7％へと5.9％上昇させられることが明らかになった。この投票所削減は、投票所運営費の削減（4,200万円から3,400万円へと800万円削減）をもたらすことも明らかになった。

政策決定制約調査業務（政策基盤ユニット）

人口構造の変化に応じた最適な公的年金と財政の政策選択肢集合を導入するためのアンケート調査を実施し、その調査結果に基づいて、社会シミュレーションが可能となるようなシミュレーション空間の理論的設計（47都道府県の地域別賃金格差を考慮した公的年金制度のシミュレーション・ツールを試作）を行った。その結果、月額推計賃金に占める月額国民年金の比率を財政面から見て適切と思われる59％に固定すれば、最高位の東京都の国民年金月額は約30万７千円、最低位の青森県の国民年金月額は約16万６千円となった。国民年金の全国一律支給制度が、地域別の効用指標水準に大きな格差を生じさせていることが予想される。

事前規制・事後監視比較研究業務（事前規制・事後監視比較研究ユニット・公募）

事前規制と事後監視が社会構成員の効用関数指標に与える影響に関してゲーム理論のモデルを用いて分析した。その結果、事前規制が事後監視よりも市民の効用関数を上昇させる場合を発見した。

［私立大学学術研究高度化推進事業の研究活動］

RCSS

RCSS の研究目標は、1、社会的ミクロデータの実証研究、2、新しい行動仮説の発見、3、社会シミュレーションツールの開発、4、法案と予算案の作成への寄与の４点である。以下、各チームの目標達成の度合いについて記述する。

A：金融ネットワーク政策チーム

1　社会的ミクロデータの実証研究：渡邊真治研究員は、平成15年以来の RCSS を拠点とした共同研究の成果を纏めて、ソシオネットワーク戦略研究叢書（多賀出版）第8巻、『金融業の情報化と組織に関する経済分析』(2008年3月）を刊行した。学問的貢献は以下の3点である。

(1) 銀行業と生命保険業の情報化の経緯を詳細に比較し、計量分析によってこの2産業の情報化の生産性効果、企業価値効果、雇用効果を比較した。1980年代半ばには、銀行業の方が生命保険業よりも情報化の生産弾力性が大きいことが判明した。また、2006年に関しては、銀行業における情報化の生産弾力性が生命保険業に比して大幅に低下していることが判明した。

(2) 情報化における組織効果に関して、銀行業と生命保険業と郵便局における情報化と生産性、情報化と従業員の満足度の関係について分析を行った。分析の結果、情報化と補完関係にある人的資本や組織変革度が進んだ機関において生産性や従業員の満足度が高いことが判明した。

(3) 金融機関の非効率性の要因として、バブル崩壊以降、情報システムの老朽化が合併時におけるシステム統合費用を増加させ、システム統合時期の遅延をもたらし、その他の生産要素の余剰をもたらしていることが判明した。

本書により渡邊研究員は神戸大学より博士（経済学）の学位を取得した。これに加えて、RCSS ディスカッションペーパー（以下、DP と略）において、渡邊研究員が DP60号・61号・68号、竹村研究員と神津多可思研究員が英文で DP81号を刊行した。

2　新しい行動仮説の発見：Yada, Washio, Ukai & Nagaoka(2008)，Yada, Washio & Ukai(2010)によりデータ・マイニング・ツールを用いて、Web 調査個票データを分析した結果、預金者行動に対して従来の資産、利子率、不確実性に加えて、居住地域が大きな影響を与えていることを発見した。

3　社会シミュレーションツールの開発：竹村研究員、峰滝研究員、市川 PD は、金融不安伝播ネットワーク推定ツール（Social Network Rebuilder）を開発し、ハワイの国際会議で報告した。DP91号に執筆予定である。これは、消費者間で形成される情報伝播ネットワークの形を推定するツールである。ネットワークの各ノードの次数分布、中心性、媒介性等を Web 調査データから統計的に算出し、その統計データに合致するようにコンピュータ内で仮想的にネットワークを再構築する。この結果、金融不安伝播シミュレーションにおいて基盤となるネットワークを推定できる。

伊達研究員と市川 PD は個人情報が含まれる上記のような Web 調査データを情報セキュリティに配慮しつつ、高速に解析する環境をインターネット上に構築するために、仮想計算機技術を応用した仮想クラスタを提案している。本成果は平成22年２月までに DP92号に執筆予定である。

仲川勇二研究員は金融商品開発ソフトウェア HOPE を開発した。今まで、金融の有効フロンティアが厳密に求められるソフトウェアは存在していない。HOPE は有効フロンティアを厳密に求める可能性がある。従来のソフトウェアで解けない非凸問題が解けるので、広範な応用が可能である。金融業界では20年以上前に開発されたマルチファクターモデルが使われていている。機関投資家はマルチファクターモデルの運用のために多くのファンドマネージャーを抱えていて身動きが取れなくなっているのが現状である。東京大学産学連携本部とみずほ第一フィナンシャルテクノロジーの協力を得て、インデックスファンドの調査と多目的の最適化のソフトの応用として リスク管理に関する共同研究を開始した。

4　法案・予算案作成：金融政策公聴会は、平成21年９月に明治大学駿河台キャンパスにおいて、「政策メッセ2009」の分科会として実施される予定である。

B：インターネット政策チーム

1　社会的ミクロデータの実証：竹村研究員は、平成15年以来の RCSS を拠点とした共同研究成果を纏め

検索

て、ソシオネットワーク戦略研究叢書（多賀出版）第7巻、『情報通信技術の経済分析』（2007年3月）を刊行した。

本書は、情報通信技術（ICT）投資が経済に与えるインパクトを理論と実証の側面から包括的に、公表された個票データと計量経済学的手法を用いて、ICT 投資が及ぼす経済効果について実証研究を行っている。特に、情報通信業における既存の財務情報データベースを基に、企業の ICT 関連投資がもたらす経済効果を生産関数アプローチに基づいて分析した結果、ソフトウェア資産、コンピュータ関連機器の弾力性は正の値をとることがわかった。

2　新しい行動仮説の発見：

(1) ICT 化と情報流通量に関する仮説

DP80号（峰滝・竹村）において、企業の情報通信技術の利活用が組織内の情報流通量にどのような影響を与えるかについて、労働者を対象とした Web アンケート調査結果に基づく実証分析を行った。その結果、製造業におけるフラットな企業組織の下では、情報通信技術を活用することが従業員間のコミュニケーションを活発にさせ情報共有を促し、それが情報流通量や速度に正の効果があることを発見している。

(2) 情報セキュリティに関する仮説

DP85号（竹村・峰滝・今川）・Proc of ABEAI2009（Takemura）においては、Web 調査（労働者の情報セキュリティ及びその対策に関する意識調査）結果の個票に対する分析を行った。ノンパラメトリックな手法に基づく分散分析を行った結果、個人にモチベーションを持たせる企業システムを持つ組織に属している労働者の方が、そうでない組織に属している労働者よりも、情報セキュリティ意識が高くなっていることを発見している。

(3) 情報システムの脅威遭遇確率と情報セキュリティ教育に関する仮説

DP75号（Takemura, Osajima, Kawano）において、インターネット・サービス・プロバイダを対象にした情報セキュリティ対策に関する郵送アンケート調査結果の個票に対する分析を行い、不正アクセス等の情報システムへの脅威と情報セキュリティ対策の関係を明らかにしている。その結果、脅威遭遇確率と情報セキュリティ教育の間に負の関係があることを発見した。

3　社会シミュレーションツールの開発：榎原・森川 DP79号が開発したシステムを基礎に、PC グリッドがセキュリティ対策にどのようにインターネットを用いて応用できるかに関して、DP89号に執筆予定である。

4　法案・予算案作成：インターネット政策公聴会は、平成21年8月に関西大学千里山キャンパスにおいて、日本公共政策学会関西支部招待報告として実施される予定である。

C：年金政策チーム

1　社会的ミクロデータの実証：鵜飼康東・村上雅俊 DP78号、四方理人･稲垣誠一・駒村康平・小林哲郎 DP82号において、Web 調査結果の個票に対する分析を行った。

国民年金の納付行動に関する分析として、第1号被保険者に対する仮想的な質問を行い、国民年金の正確な給付額の認知が支払い可能な保険料を増加させる可能性を明らかにした。ただし、調査対象者が事前に予想した年金の給付額が、正確な給付額より低い場合においては、支払い可能な保険料額が低下する等、給付額のみの情報では十分な納付につながらないことも判明した。

2　新しい行動仮説の発見：駒村康平研究員、稲垣誠一研究員、鵜飼代表のグループは、国民年金の納付行動について、年金制度への信頼度が納付行動に影響を与えていることを明らかにし、インターネット情報を信頼するほど納付確率が低まり、新聞報道を信頼するほど納付確率が高まることを発見した。国民年金の納付行動についての先行研究は数多くあるが、マスメディアに対する意識の分析はこれまで行われていなかった。

3　社会シミュレーションツールの開発：稲垣研究員は、The Review of Socionetwork Strategies Vol.2, No.1に “A Microsimulation Model for Projections of Japanese Socioeconomic Structure”を執筆した。DP59号、DP62号、DP83号において、それを更に発展させている。マイクロシミュレーションモデルは、税制や年金制度等社会政策の変更や個々人の行動が、個々人の所得や生活にどのような影響を与えるかミクロレベルで評価することを目的とした社会シミュレーションモデルである。開発した INAHSIM は、

日本社会を対象とした唯一の本格的なツールであり、DP83号では、このツールを用い、基礎年金を税方式とした場合に、将来の高齢者の所得分布がどのように影響を受けるかについて、評価をはじめて行った。

4　法案・予算案作成：年金チームの分析は、年金特別便や近年の繰り上げ・繰り下げ受給制度の変更に対応しており、現実の政策課題に直接関連した研究であり、より正確な年金受給額の通知の徹底や繰り上げ受給による年金の減額率の変更等、新たな政策提言を行った。宗岡研究員がこの提案の結果生じる年金会計上の変化について平成22年2月までに試算を行い、DP96号に執筆予定である。

年金政策公聴会は、平成20年3月に明治大学駿河台キャンパスにおいて、「政策メッセ2008」の分科会として実施された。駒村研究員と稲垣研究員が報告を行った。総務省、野村総合研究所、株式会社大和総研、財団法人連合総合研究所の参加があり、制度信頼度に議論が集中した。

5　ツールの応用範囲の明確な提示：マイクロシミュレーションモデルは、ミクロデータを対象としている。理論的にはマクロ的な予測（例えば、年金財政の収支バランス等）も可能であるが、現実的には推計誤差が大きく、多大な計算時間も必要とするため、マクロモデルでは得ることができない所得分布等ミクロレベルでの分布等の将来予測に主として利用されるべきである。

＜優れた成果があがった点＞

1．金融チームの最大の成果は、矢田研究員、鷲尾研究員、鵜飼代表のグループによる人工知能ツールを用いた金融パニック・シミュレーションツールの開発である。試作段階にも関わらず、3つの英文査読誌に論文が採択され、論文引用件数も増加しつつある。情報科学と金融経済学の融合領域として世界的に注目を浴びている。

2．インターネットチームの最大の成果は、鵜飼代表、竹村研究員、榎原研究員のグループによる、spamメールが国民所得に与える負の効果を世界最初に推計した研究の実践である。この成果は、総務省「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」調査報告書（平成19年12月）を貫く指導理念となり、平成20年5月の「特定電子メール法」の改正をもたらした。（平成20年12月1日施行）原論文（T. Takemura, and Y. Ukai, Spam Mails Impede Economic Growth, *The Review of Socionetwork Strategies,* Vol.1, No.1, pp.14-22, 2007）の引用件数は飛躍的に上昇しつつある。

3．年金チームの最大の成果は、稲垣研究員、駒村研究員、村上 PD、鵜飼代表グループの開発したミクロシミュレーションツールである。オーストラリアの代表的経済学者である Ann Harding 教授はこの研究を高く評価し、研究所長を務める NATSEM, the University of Canberra の News, April 2009に RCSS を紹介した。

PG Lab

PG Lab の目的は、提案される政策や事業の有効性を定量的に示すシステムを構築し、政策決定者の意思決定の判断材料とすることである。ここで、政策決定者及び行政機関における有効性指標の一つは、予算配分に応じて施設や制度が利用されることである。すなわち、利用されない施設や制度を運用するためのコストを最小化するとともに、実現した施設や制度を最大限活用することである。なお、本プロジェクトの対象は、大阪府吹田市や高槻市等の人口20万人から30万人程度の特例市や中核市規模の行政基盤をもつ自治体とする。

このような目的を達成する政策立案支援システムを構築するため、5つの班（応用班、モデル班、ツール班、ライブラリ班、基盤班）を構成した。これらの班は本質的に一体として運営された。まず、計画全体の達成状況について述べ、特筆すべき点をあげる。

事業計画3年目にあたる平成19年度は、研究員間の連携を更に強化した研究を推進した。まず、2年目の調査結果をもとにエージェントの意思決定モデル設計に着手した。また、利用者を意識した政策立案支援システムの開発を行った。また、政策グリッド導入のための NPO 法人設立準備を開始し、導入効果を視覚的に示す方法を検討した。3年目に国際会議として、プロジェクト推進に必要な多目的最適化に焦点を絞り、International Conference on Evolutionary Multi-criterion Optimization（平成19年4月）を開催し、Springer 社より Proceedings を刊行した。また、平成19年11月にスーパーコンピューティングに関する国際会議で政策立案支援システムを出展し、研究成果を世界に発信した。5年目に計画した研究成果出版とし

検索

て、ソシオネットワーク戦略研究叢書第６巻「政策グリッドコンピューティングとマルチエージェントシミュレーション」（村田・鵜飼編著、多賀出版）を発刊した。更に、５年目に実施予定の国際会議を、第2回政策グリッドコンピューティング国際会議（平成20年3月、東京）として実施した。

４年目（平成20年度）は、３年目に構築したエージェント意思決定モデルにおいて不足していたエージェント間の相互影響を計測するため、実験経済学、行動経済学的な視点で、ネットワーク接続された端末を活用したエージェント間相互影響計測システムし、被験者実験を実施した。更に、日本知能情報ファジィ学会論文誌『知能と情報』において、研究代表者をゲストエディタとして「社会シミュレーション」特集号を企画し、平成21年度の刊行を予定している。５年目に拡張予定であった計算基盤を、国立情報学研究所の協力により、シカゴ大学まで拡張し、社会シミュレーションの大規模化・高速化を実現し、基盤上でのツールとライブラリの開発を行った。

(4) 図書及びデータの収集と保管、利用

RISS には RCSS 及び PGLab を含めて、約2,000冊の図書が保管されている。

５階の図書資料室に加えて、各研究班（チーム）に個々の共同研究室が設けられ、研究班（チーム）予算で購入した図書の大半は各共同研究室の書架に配架して研究班所属スタッフが共同活用している。

(5) 社会貢献

研究活動とその成果は、公開講座において広く社会に還元され、社会貢献に役立てている。また、RISSの目的の一つでもある、研究者コミュニティと協議の上、蓄積したミクロ・データを用いた新たな実証的研究を提案する研究課題を募るため、公募説明会を開催している（表Ⅰ-7-13参照）。

表Ⅰ-7-13　2007-2008年度公開講座及び公募説明会の状況　**＜内訳表参照＞**

		開催日	テーマ	参加人数
公開講座	2007年度	9月3日(月)	地域系インターネットサービスプロバイダーは生き残れるか 大阪商業大学総合経営学部専任講師　横見宗樹	14
		10月1日(月)	spam メールが日本の経済成長を下げる ソシオネットワーク戦略研究センターPD　竹村敏彦	14
		11月5日(月)	情報セキュリティとポート管理 総合情報学部准教授　小林孝史	13
		12月3日(月)	ストリーム・データから生まれる研究フロンティア 商学部教授　矢田勝俊	11
		1月7日(月)	社会ネットワークシミュレーション －マルチエージェントシミュレーションによる社会構造の解明－ 経済学部教授　谷田則幸	12
		2月4日(月)	金融情報システムの経済学的評価 ソシオネットワーク戦略研究センター長/総合情報学部教授　鵜飼康東	16
	2008年度	4月7日(月)	政策研究を革新するコンピュータ科学　－国民年金問題への挑戦－ ソシオネットワーク戦略研究センター長/総合情報学部教授 鵜飼康東	8
		5月12日(月)	ネットワークによる情報配信 システム理工学部教授　山本　幹	10
		6月2日(月)	情報ネットワークの進化とオフィス立地 社会学部教授　高瀬武典	8
		7月7日(月)	議員と首長の意識ギャップ　－統計的発見－ 大学院会計研究科教授　宗岡　徹	12
		9月8日(月)	グリッドコンピューティングとその応用 システム理工学部准教授　榎原博之	17
		10月6日(月)	金融危機における取付行動(Bank Run)モデルとその合意 商学部教授　矢田勝俊	13
		11月10日(月)	離散最適化ソフトウェア HOPE の金融工学への応用 総合情報学部教授　仲川勇二	10
		12月8日(月)	Does Computer Help Democracy? ソシオネットワーク戦略研究センター長/総合情報学部教授　鵜飼康東	9

		開催日	名称	会場	参加人数
公募説明会	2008年度	7月31日(木)	公募研究課題　東京説明会	大学共同利用期間法人 情報・システム研究機構 統計数理研究所	13
		10月1日(水)	公募研究課題　大阪説明会	関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構	6
		10月3日(金)	公募研究課題　大阪説明会	大阪大学大学院経済学研究科会議室	7
		10月4日(土)	公募研究課題　東京説明会	明治大学駿河台キャンパス　リバティータワー	315
		10月7日(火)	公募研究課題　東京説明会	関西大学東京センター内東京政策実験室	3
		10月8日(水)	公募研究課題　東京説明会	関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構	9
		10月18日(土)	公募研究課題　大阪説明会	関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構	11
		12月9日(火)	公募研究員　大阪説明会	関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構	4
			公募研究員　東京説明会	関西大学東京センター内東京政策実験室	2

【長所】

RISS の最大の長所は、研究員が複数の学部・機構等に所属する教員から構成されており、学際的な共同研究が定着していることである。(表Ⅰ-7-14参照)。更に、運営委員会主催で毎年、全研究ユニットの公聴会を開催し、人員と予算の再編成を行っていることである。

表Ⅰ-7-14　ソシオネットワーク戦略研究機構における学部別研究員数（RCSS、PGLab 含む）

学部／年度	法	経済	商	社会	総合情報	ｼｽﾃﾑ理工	政策創造	会計研究科	合計
2007	1	1	2	1	4	3	0	2	14
2008	1	2	1	1	5	3	1	2	18

（注）人数は2007年度、2008年度ともに4月1日現在。RISS については2008年度10月1日現在。

【問題点及び将来の改革・改善に向けた方策】

RISS が直面するもっとも深刻な問題は、世界水準の研究の持続可能な発展を如何にして実現するか、それを可能にするシステムを如何にして整備するかである。これには、以下の三つの様相がある。法人及び教学の理解と支援を切望する。

第1の問題は、RISS 研究員（を兼務する様々な学部に所属する本学教員）に対して、所属学部における授業負担や委員会業務等の学内行政の軽減措置が講じられていないため、RISS の研究に十分な時間を割くことが極めて困難だということである。まずは、研究員に対する授業負担や委員会業務の軽減措置を早急に講じていただきたい。更に、優れた研究を推進している本学の若手教員に本人が希望する学内外の研究機関で一定期間研究業務に専念することを可能にする制度を整備・拡充することや、例えば研究推進部に大型外部資金を獲得するセクションを設け、その専属教員として有能な研究者を採用する可能性を今後ご検討いただきたい。

第2の問題点は、RISS における研究成果が、学界から高い評価を受けているにも関わらず、本学では教員の昇任人事の際に業績として十分評価されていないということである。理科系学部と同様に、文系学部においてもまた、査読つき国際ジャーナルへの論文発表や外部資金等の獲得といった類の研究実績を、教員の採用及び昇進審査に際していま少し重視していただきたいものである。

第3の問題点は、本学の（ある特定の研究科と連携関係にある）他の研究所と異なり、RISS にはその高

検索

度な研究成果を教育に還元するパイプがないということである。採択された一定期間（5年間若しくは8年間）については委託金又は補助金の額に見合うだけの予算措置が法人から講じられはするものの、当該期間の終了とともに予算措置もまた打ち切られてしまう。採択された RISS のプロジェクト等を将来的に継続・発展させるという展望を、法人は示してはいないのである。したがって、RISS の研究成果を教育に還元するためには、新たな独立大学院を設置する必要がある。

3　RISS とこれを設置する大学・大学院との関係

【RCSS】

RCSS には RCSS 推進委員会及びその下部組織としての RCSS 人事委員会が設置されており、関西大学専任教員がそのメンバーである。いずれの委員会も RCSS センター長が委員長を務める。なお、RCSS の母体である RISS の機構長及び事務長もメンバーとして上記の2つの委員会に所属している。RCSS の予算及び決算は RCSS 推進委員会で決定され、関西大学予算委員会に RCSS センター長が出席する。ただし、RCSS 推進委員会において審議決定した事項のうち、RISS に関連する重要事項は、RISS 運営委員会の議を経ることとなっている。

【PGLab】

PGLab は、かつて予算・研究員規模が母体である附置研究所（経済・政治研究所）の規模と比較して大きいため、母体研究所による管理監督機能の点で問題がなしとはしなかったが、RISS 設置に伴いその傘下の研究センターとして再編されたことにより、この問題は大方解消された。

なお、RCSS 及び PGLab では、PD と RA を10名雇用して、研究教育上の後継者の養成に寄与している。

4　学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性

RCSS には、PD 3名及び RA 3名の予算枠が設けられている。PD は、公募を経て、3名の審査員により提出論文が審査され、博士号取得状況、国際会議報告実績、査読付学術誌への掲載実績を吟味して採否が決定される。採用後もすべての PD は英語論文執筆や国際会議報告の実績を挙げている。RA は、最低1編の査読付論文を条件として公募され、提出論文が3名の審査員により審査され、採否が決定される。RA には国内学会の報告を義務付け、国際会議報告を奨励している。村上雅俊 RA は、2004年4月の採用後に、WEHIA2005（10th Annual Workshop on Economic Heterogeneous Interacting Agents）、WEHIA2006（1st International Conference on Economic Sciences with Heterogeneous Interacting Agents）で報告を行い、2007年7月に関西大学に博士論文（経済学）を提出した。

PGLab では、PD 2名（または3名）・RA 2名（または1名）の予算を有しており、学位取得者・大学院生と共同研究を実施する体制を整えている。また、2007年度からは、特任研究員の立場で大学院生後期課程学生を参画させており、共同研究の陣容に工夫を加えている。また、大学院博士前期課程及び学部生にも積極的に研究活動に参画させ、国内外の学術講演会への参加・発表を経験させている。

以上のことから、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮は適切に行われていると考えられる。

5　国際的な共同研究への参加状況

【預金者行動分析業務（金融政策ユニット）】

ドイツ、ベルギー、米国の先端研究機関との連携を開始しており、国際ワークショップ等を通し、研究成果の相互理解を進めている。

また、国内外の国際会議（KES2008等）での報告を通じて、本研究ユニットの成果公開を行っている。本研究ユニットを中心とした国際的な共同研究を展開していくためには、RISS が蓄積した経済行動に関するアンケート調査票を英語化する必要がある。そのために、現在、アンケート調査票の英語化を行っている。

今後の到達目標

本拠点は、文部科学省から委託された事業目標「国公私立大学を通じた共同研究の促進及び研究者ネットワークの構築並びに学術資料等の共同利用の促進等を行うため、高度な情報通信技術を活用したネットワーク戦略の総合的政策研究を行い、優れた研究体制の構築と研究基盤を形成し、世界が直面する社会的課題を解決する」の達成をめざし、高度な情報通信技術を活用したネットワーク戦略の総合的政策研究を推進する。また、同大臣から認定された「共同利用・共同研究拠点」として、本拠点が蓄積した大量の資料・データを学内外の国公私立大学の研究者の共同利用に供し、または共同研究を行うことで、大学の枠を越えて学内外の研究者の知を結集し、当該分野の学術研究を効果的・効率的に推進し、世界的に評価される機関をめざす。

カ　人権問題研究室

前回の到達目標

人権問題研究室においては、さまざまな差別・人権問題について研究・調査することによって、基本的人権の確立に寄与することが求められている。部落問題、人種・民族問題、障がい者問題、女性問題の4班体制をとることで、さまざまな共同研究及び個人研究、社会貢献・啓発活動の促進に努めている。

1　人権問題研究室の目的・目標の適切性

1974年に前身となる「部落問題研究室」が設置され、その後1985年に、「人権問題研究室」として発展的に改組された。その目的は、「部落問題、人種・民族問題、障がい者問題、女性問題等国内外の諸差別について研究調査し、基本的人権の確立に寄与すること」（関西大学人権問題研究室規程第2条）である。こうした目的のもとに、独立の研究室を設置して差別問題に取り組み、研究・調査・啓発活動を展開したのは、全国の私立大学の中でも本研究室がもっとも早い。

2　人権問題研究室の研究活動状況

(1) 研究組織

【現状の説明】

研究調査活動は、「研究室規程」に明記された部落問題研究班、人種・民族問題研究班、障がい者問題研究班、ジェンダー研究班の4研究班編成で行われている。研究期間は1期2年間である。研究テーマは研究班で設定され、新しい研究テーマは研究員会で決定される。研究員は、全学で公募される専任教員及び学外からの委嘱研究員によって構成される。文献研究、フィールドワークやアンケートによる調査研究、実践報告等、さまざまな共同研究及び個人研究によって、人権問題に関する研究を行っている。

学部別研究員数を表Ⅰ-7-15に示す。

表Ⅰ-7-15　研究室における学部別研究員数　2009年度

学部等	法	文	経済	商	社会	総情	システム	環境都市	外国語	国際部	計	委嘱研究員	合計
研究員数	2	10	2	1	3	1	1	1	3	1	25	9	34

【長所】

研究体制は、研究班による研究テーマの設定、研究員会による研究テーマの決定、全学に向けた研究員の公募という手続きで組織されている。公募の体制がとられているのは、学部の枠を超えた学際的な共同研究を可能にし、オープンな研究室体制を構築するためである。また、学外の研究者や有識者を委嘱研究員として招くことで、現場に即した議論や、学外の研究者との研究交流が可能になっている。

【問題点】

既存の研究班体制では、時代に即応したテーマや多様化する人権問題に対応がしにくい場合がある。

検索

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在、既存の４研究班体制にとらわれず、時代に即応したテーマや多様化する人権問題に対応するために、新たな研究体制を検討している。具体的には研究班をまたがる研究部会の設定等である。

(2) 研究内容

【現状の説明】

各研究班はそれぞれ研究テーマを設定し、研究計画書にしたがって研究を進める。研究室主催の定例の研究活動は、年８回の研究学習会が中心となる。研究員による発表はもちろん、学外から有識者を招いて話を聞く等、刺激的で活発な議論が行われている。研究班によっては、独自に研究部会や合宿研究会を行っている場合もある。また、人権問題委員会との合同による研究会も開催している。研究の成果は『人権問題研究室紀要』（年２号）を初め、『人権問題研究室室報』（年２号。これは広報誌も兼ねている）、『人権問題研究室公開講座』（年４回。これは社会貢献も兼ねている）において発表される。

2007年度及び2008年度における各研究班の研究テーマ数、研究学習会の実施状況を表Ⅰ-7-34に示す。

また、2007年度には、大阪ドイツ文化センターとの共催で国際シンポジウム「歴史認識と歴史教育」を開催した。ファルク・ピンゲル氏（ドイツ）、ボロジェイ氏（ワルシャワ大学）、高島伸欣氏（琉球大学）を講演者に招き、国際的な視点から歴史教科書に深く切り込むことができた。

【長所】

本研究室が扱うテーマは近年ますます多様化しており、さまざまな専門領域の成果を集約しなければ見えない問題も増えてきた。この点、定例の研究学習会が研究室員全体で開催されていることには大きな意義がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

歴史教科書問題をはじめとして、人権問題に関しても国際的な視点が必要とされている。今後も国際的な視点からの取り組みを継続していくことを検討している。

(3) 研究方法

【現状の説明】

本研究室では1985年以降、部落問題、人種・民族問題、障がい者問題、女性問題の４班体制で研究活動を行ってきた。なお、研究対象の広がりにともない、2008年度から「女性問題研究班」は「ジェンダー研究班」に改められた。2005年度以降の各研究班における実績を表Ⅰ-7-16にまとめる。

表Ⅰ-7-16　各研究班における活動実績

年　　度		2007	2008
班編成	部落問題研究班	9名3テーマ	9名3テーマ
	人種･民族問題研究班	14名5テーマ	14名6テーマ
	障がい者問題研究班	10名4テーマ	10名5テーマ
	ジェンダー研究班 （女性問題研究班）	6名2テーマ	6名2テーマ
活動と成果	研究学習会	8回8報告	8回8報告
	紀　　要（年2回）	20名174頁	(1回)3名116頁 (あと1回は国際シンポジウム報告)
	公開講座	4名　4報告	4名　4報告

【長所】

研究班体制によって、研究テーマを深く掘り下げること、研究を効率的に進めることが可能になっている。

【問題点】

既存の研究班体制では、時代に即応したテーマや多様化する人権問題に対応しにくい場合がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

時代に即応したテーマや多様化する人権問題に対応するための新たな研究体制の構築や、国際的視点に立つ取り組みのため、2010年度に研究班をまたがる形での国際シンポジウムの開催を検討している。

(4) 管理運営体制

【現状の説明】

人権問題研究室は4研究班からなり、各班に1名の幹事を置いている（人権問題研究室規程第8条)。運営組織には、室長と幹事4名によって構成される幹事会と、研究員全員によって構成される研究員会がある。研究室の運営等については幹事会で話し合い、研究員会で審議する。

人権問題研究室が、2007年度に執行した経費は5,310千円（決算額。以下同じ）であり、2008年度に執行した経費は6,795千円であるが、予算は、年々抑制される傾向にある。

施設・設備等については、事務室（51.00㎡)、合同研究室（51.00㎡)、室長室（24.00㎡)、図書資料室(51.00㎡)、資料保管室（集密書架）(26.00㎡）からなり、合せて203㎡のスペースをもつ。

研究室が収集した図書資料等は、研究員、教職員、学生の利用に供されている。現在、蔵書数は2万冊、受け入れ雑誌数は110タイトルである。また当研究室が保管する「森杉夫氏収集史料」は学外の研究者の利用にも供されている。また、1990年4月以降に受け入れた図書はデータベース化され、オンライン検索が可能となっている。なお、1997年3月に開設された研究室のホームページに対して国内外から多くの関心が寄せられている。「森杉夫氏収集資料」については、第一学舎改築に伴い、保管場所を天六学舎に一時保管されている状況である。

【問題点】

図書資料の増加に伴い、書庫が狭隘化している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

図書閲覧室が無いので確保する必要がある。また、「森杉夫氏収集資料」については、近い将来、人権問題研究室に復帰されることが望ましい。

(5) 社会貢献

【現状の説明】

1995年度から研究室主催の「公開講座」を年4回開催し、研究成果の地域社会への還元と、基本的人権についての啓発活動を行っている。それぞれの講演は『公開講座報告書』として小冊子にしてきたが、2007年度以降廃止し、代わりにDVDに記録し、人権問題研究室図書室にて閲覧可能になっている。

また2007年度には大阪ドイツ文化センターとの共催で国際シンポジウムを、2008年度には自治体（豊中市）との共催で人権講座を開催した。

【長所】

社会貢献は人権問題研究室としても重要な役割である。公開講座や自治体との共催の人権講座、国際シンポジウム等、さまざまな形で社会貢献がなされていることは意義がある。

各研究班の研究成果は『人権問題研究室紀要』（年2回）に発表している。また、研究室の活動状況は『人権問題研究室室報』（年2回）で公表されている。『室報』は、研究室の広報と人権問題に対する啓発を兼ねており、重要な役割をもつと思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

国際シンポジウムや公開講座、研究成果の報告等、今後とも多様な形で社会貢献を行っていきたい。また、今後は、近隣の自治体を始め、より広範な地域の自治体との共催人権講座を開催していくことを視野にいれたい。

検索

3　附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

【現状の説明】

研究員を全学から公募し、学部の枠や個々の教員の専門を超えて共同研究をしている。学外との研究交流としては、学外の有識者が委嘱研究員として加わっている。

【長所】

学部を超えた共同研究という意味でも、オープンな研究室を作るという点でも、多様な専門領域から人権問題について研究できる利点は大きい。また、学外の有識者が加わることで、大学やアカデミズムの枠にとらわれない、現場の感覚に根ざした議論も可能になっている。

【問題点】

学内の各研究所との連携、あるいは他大学の人権問題研究室（研究所）との交流は、これまでのところあまり実績はない。この点については、積極的に連携を図る必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

各学部や各研究所との連携、あるいは他大学の人権問題研究室（研究所）との交流は、近年あまり実績がない。過去に、法学研究所との共催で講演会を開催したことはあるが、共通するテーマの講演会やシンポジウムを、当該機関と共催する等積極的に連携を図る必要がある。

4　学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性

【現状の説明】

定例の研究学習会は学生の参加が認められており、少数ではあるが参加もある。また、人権問題研究室の有する図書資料や視聴覚資料は研究員のみならず、広く全学の学生の利用に供している（閲覧、貸出及び複写サービスも行っている）。また資料室で授業が行われることもある。

【問題点】

定例の研究学習会は、すべての学生に門戸を開いているが、研究学習会への参加、資料の利用、授業での利用いずれについても、まだまだ少ない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生に対する広報と周知が更に必要である。現在、研究員が学生への参加を促しているところである。また、大学院生を「準研究員」として受け入れ、研究者養成の一翼を担う等の制度も検討課題にしたい。

5　研究助成を得て行われる研究プロジェクトの展開状況

【現状の説明】

人権問題研究室として研究助成を得ている研究プログラムはない。研究員の個人レベルでは、研究助成や外部資金を得たり、自治体からの要請を受けて、それぞれが研究活動を継続している。

【長所】

組織的な研究助成こそないが、個人ベースでは獲得しているので、研究員の日頃の成果を持ち寄ることで、刺激的で活発な議論が可能である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

班を超えるテーマについては、期限付きの研究班やプロジェクトチームによる研究をめざしている。その際、外部資金を得ることが望ましい。現在、「ジェンダーの視点からみた歴史教育」を主題とした申請を検討中である。

６　国際的な共同研究への参加状況

【現状の説明】

海外との研究交流については、テーマの性質上、人種・民族問題班が中心的・継続的に活動してきた。2007年～2008年には歴史教科書問題等を中心に、さまざまな国の研究者との交流を図ってきた。また委嘱研究員として複数の在日外国人（主として韓国、朝鮮人）が加わっており、国際交流の力となっている。

【長所】

2007年～2008年は、研究室としての「国際化」が大いにすすめられたといえるだろう。国際的な研究ネットワークが着実に形成されはじめている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後も、国際シンポジウムや、海外の研究員の受け入れ等、国際的な共同研究に取り組む体制づくりを進めていくことを検討している。

今後の到達目標

時代に即応したテーマや多様化する人権問題に対応するために、柔軟な研究体制の整備や、国際的な視点からの取り組みの充実化が求められる。

キ　なにわ・大阪文化遺産学研究センター

【現状の説明】

１　研究の目的・意義

なにわ・大阪文化遺産学研究センターは、「なにわ」「上方」と称された地域に歴史的に蓄積され、Living Heritage として継承されている文化遺産を通じて、新たな学問分野としての文化遺産学の構築をめざす研究機関として、文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業（オープン・リサーチ・センター整備事業）に採択され、2005年４月に設立された。

本センターにおける研究の意義は、①文化遺産を通じた「なにわ・大阪的生活様式」の解明、②文化遺産学の方法論的な確立、③若手研究者及び高度専門職業人の養成、④遺産目録・遺産マップ・伝統技術等出版物・電子情報を通じた社会への研究成果の公開、⑤保存会・顕彰会・町づくり NPO 団体等と協力した文化遺産を核とする地域活性化プランの提示、⑥文化遺産を通じた国際交流の促進にある。

２　研究組織

本センターでは、研究代表者であるセンター長とプロジェクト全体の進捗を統括する総括プロジェクトリーダーが、センターの運営について一定の役割分担を行うとともに、祭礼遺産、生活文化遺産、学芸遺産、歴史資料遺産の４つの研究プロジェクトを置き、それぞれの研究プロジェクトをリーダーが統括することで、研究活動の進捗を図っている。センターは、研究員27名（学内13名・学外14名）、研究協力者11名（学内１名・学外10名）、特別任用研究員１名、PD１名、RA５名で構成されており、大学院生や学部学生、インターンシップ生が研究補助を行う体制である。

センターの運営に当たっては、研究員間の意思疎通を図るため、学内研究員で構成される推進委員会（年間６回程度）があり、センター設立に当たっての構想調書に基づく研究活動の展開、特別任用研究員、PD・RA の募集等の人事案件等が決められる。また、４つの研究プロジェクト相互の連携を促進するため、リーダー会議（年間４回程度）を開催し、調査・研究の進捗状況や今後の課題について情報交換を行っている。更に、事務局会議（年間10回程度）で、研究サポートについて協議されるほか、月例会（年間９回程度）では、特別任用研究員・PD と RA の報告に基づいて、各研究プロジェクトの研究進捗状況や成果出版物について協議している。センターの研究活動の進展を図るに当たっては、学内外研究員・研究協力者全員

検索

が参加する合同例会（年間２回）において、調査・研究の方向性について議論するとともに、４つの研究プロジェクトの研究活動の成果は、研究例会において報告されている。

本センターでは、これらの会議や例会を重層的に配置、運営することで円滑な事業の展開を図っている。

３　研究活動

本センターでは、大阪府下の大小寺社とその周辺の地域社会をフィールドとし、調査・研究活動を行っているが、祭礼・生活文化・学芸・歴史資料という４つの側面から「なにわ・大阪の文化遺産」にアプローチすることで、それぞれの研究の特質を最大限に発揮することに最大の特徴がある。

それぞれの主な成果を挙げると、祭礼遺産研究プロジェクトでは、大阪市史編纂所蔵『神社を中心とする村落生活調査報告』の翻刻と「大阪の夏祭りカレンダー」の作成、生活文化遺産研究プロジェクトでは、藤井寺市道明寺天満宮調査や大阪の食文化・伝統技術の調査、学芸遺産研究プロジェクトでは、東京大学史料編纂所蔵『大坂代官竹垣直道日記』の翻刻と本センター所蔵『長島侯独楽園賀詞帖』の研究、歴史資料遺産研究プロジェクトでは、関西大学博物館所蔵本山コレクション金石文拓本の調査・研究がある。また、大阪府下の寺社等の総合調査が、研究プロジェクトの枠組みを越えて行われている。2007年度・2008年度に実施されたものとしては、2005年度から継続する八尾市と関西大学との包括提携協定に基づいた八尾市安中新田会所跡植田家総合調査（2008年度終了）、大阪市平野区杭全神社（2008年度～）がある。

本センターにおける調査・研究の成果は、各研究プロジェクトの研究例会のほか、国際シンポジウム、文化遺産学フォーラム、地域連携企画、NOCHS レクチャーシリーズ、ワークショップ等に結実させるとともに、年次報告書、『なにわ・大阪文化遺産学叢書』（№５～№12）、『国際シンポジウム報告書』、『NOCHS Occasional paper』（№５～№８）、News Letter『難波潟』（№６～№11）等の出版物やホームページ、メール通信「NOCHS MAIL」（№26～№55）を通じて広く学内外に公開している。

また、2008年度からは、文化遺産学交流会を開催し、本センターと同様の活動をする他大学の研究機関との交流・連携を図っている。

更に、2007年度に本センターとエッゲンベルク城博物館（オーストリア・グラーツ市）・大阪城天守閣で締結された学術研究協定に基づく、特別プロジェクトの「豊臣期大坂図屏風」調査・研究が本格的に始動した。日本国内（大阪・東京）と本屏風の所在地であるオーストリア・グラーツ市で国際シンポジウムを開催し、その成果を『国際シンポジウム報告書』として刊行したほか、屏風研究会での議論を通じて、本屏風の解明が進展しつつある。

2007年度～2008度の研究行事は、以下のとおりである。

表Ⅰ-7-17　**（研究例会）**2007年度

研究プロジェクト	回	開催日	論　題	報告者
祭礼遺産	1回	5.24	「津田秀夫文庫本『神社を中心とするとする村落生活調査報告』について」	黒田　一充（研究員）
	2回	08.1.18	「明治後期の大阪と神社合祀」	和住　香織（関西大学大学院博士課程前期課程）
生活文化遺産	1回	7.30	「近世大坂商家の婚礼－『鷺池家文書』の研究方法―」 「天下の台所・大坂の産業」	森本　幾子（PD） 吉田　豊（堺市博物館学芸員）
	2回	12.18	「錫器の製作工程－大阪錫器を例に－」「保存処理分析作業室報告-鉄器の保存処理-」 「保存処理分析作業室報告-考古遺跡の分析学的研究-」	宮元　正博（RA） 千葉　太朗（RA） 影山　陽子（RA）
学芸遺産	1回	6.28	「大阪南部に残る泊園書院藤沢南岳・黄鵠の揮毫と碑文―中河内郡恵我村別所の中山家資料を中心に―」	西田　孝司（松原市文化財保護審議会委員）
	2回	08.1.22	「南木芳太郎と『上方』について」	古川　武志（大阪市史料調査会）
歴史資料遺産	1回	6.28	「大坂鉄砲方坂本紘之助とその墓碑」	松永　友和（RA）
	2回	08.1.22	「大坂画壇の評価基準～菅楯彦を中心に～」	明尾　圭造（研究員）

2008年度

研究プロジェクト	回	開催日	論　題	報告者
祭礼遺産	1回	6.17	「北摂の文化遺産」	佐々木　康人（関西大学非常勤講師）
			「牧村史陽旧蔵写真にみる北摂の文化遺産」	内田　吉哉（特別任用研究員）
	2回	09.1.22	「『神社を中心とする村落生活調査報告書』からみる年頭行事について」	森本　安紀（関西大学大学院博士課程後期課程）
			「『神社を中心とする村落生活調査報告書』にみる和泉の祭礼について」	藤岡　真衣（RA）
生活文化遺産	1回	7.7	「なにわの伝統野菜（在来種）の衰退・復活の経緯とこれから」	森下　正博（研究協力者）
	2回	12.20	「神社空間の「にぎわい」と人の「ふるまい」－祭礼時の参道デザインと、人の行動を素材に－」	妻木　宣嗣（研究員）
学芸遺産	1回	7.7	「伊勢長島「独楽園」の環境－増山雪斎と大名庭園－」	藤田　真一（研究員）
	2回	09.1.19	「馬琴の見た大坂-鬼洞文庫一枚摺を手がかりに-」	中尾　和昇（RA）
歴史資料遺産	1回	6.30	「寺内町研究の現状と課題－真宗史の立場を中心に－」	吉井克信（研究員）
	2回	12.18	「近世三都の歴史人口学－江戸・大坂・京都－」	浜野　潔（研究員）

表Ⅰ-7-18　**（国際シンポジウム）**2007年度

開催日	テーマ	報告者
7.14	人々の暮らしと文化遺産－中国・韓国・日本の対話－（於：関西大学尚文館 AV 大ホール）	楊　志剛（復旦大学文物与博物館学系教授） 呉　恩培（蘇州市職業大学呉文化研究所所長） 陳　来生（蘇州科技学院管理学校教授） 金　鎬詳（(財）新羅文化遺産調査団専任研究員） 金　美貞（韓国文化遺産観光コーディネーター） 奈良　俊哉（近江八幡市文化政策部文化振興課文化財専門員） コーディネーター： 髙橋　隆博（なにわ・大阪文化遺産学研究センター長）

表Ⅰ-7-19　**（文化遺産学フォーラム）**2007年度

開催日	回	テーマ	報告者
11.24	4回	なにわ・大阪の文化力―大阪文化遺産学の源流と系譜を辿る― （於：関西大学 新関西大学会館北棟ホール） 第1部　能勢人形浄瑠璃鹿角座公演 「能勢三番叟」「傾城阿波の鳴門－巡礼歌の段－」	中野　三敏（九州大学名誉教授） 井上　宏（(社）生活文化研究所・「上方研究の会」代表） 近江　晴子（研究員） 酒井　一（大塩事件研究会会長） 水田　紀久（木村蒹葭堂顕彰会代表） 髙橋　隆博（なにわ・大阪文化遺産学研究センター長） 藪田　貫（なにわ・大阪文化遺産学研究センター総括プロジェクトリーダー）
11.24～ 12.1		第2部　シンポジウム なにわ・大阪の文化力 第4回文化遺産学フォーラム関連事業 1. 企画展「なにわ・大阪の文化力-大阪文化遺産学の源流と系譜を辿る-」 （於：関西大学 博物館第二展示室） 2. パネルディスカッション 「回想・津田秀夫と歴史学」 （於：関西大学 なにわ・大阪文化遺産学研究センター文化実習展示室）	 奥田　晴樹（金沢大学教授） 岩城　卓二（京都大学准教授） 常松　隆嗣（関西大学非常勤講師） 藪田　貫（なにわ・大阪文化遺産学研究センター総括プロジェクトリーダー）

2008年度

開催日	回	テーマ	報告者
10.28	5回	水がむすぶ文化遺産～最上川と淀川～ （於：関西大学第1学舎1号館千里ホール） 基調講演 パネルディスカッション 文化遺産体験 水にまつわる落語鑑賞「遊山船」	河内　厚郎（文化プロデューサー・夙川学院短期大学教授） 菊地　和博（東北芸術工科大学准教授） 髙橋　隆博（なにわ・大阪文化遺産学研究センター長） コーディネーター： 藪田　貫（総括プロジェクトリーダー） 関西大学落語大学

表Ⅰ-7-20　**（地域連携企画）**2007年度

開催日	回	テーマ	報告者
10.28	3回	もめん博物館 in 平野 （於：大阪市平野区全興寺境内）	綿くり・糸つむぎ体験 染色体験 河内木綿のパネル展示

2008年度

開催日	回	テーマ	報告者
10.26 10.5	4回	平野をさぐる （於：大阪市平野区杭全神社瑞鳳殿） 第1部：鼎談 「杭全神社と平野のはなし」 第2部：留学生の見た平野 第4弾地域連携企画関連企画 「大阪を探検しよう！」 （於：大阪市平野区全興寺と旧平野郷周辺）	藤江　正謹（杭全神社宮司） 鶴崎　裕雄（研究員） 北川　央（研究員）

表Ⅰ-7-21　**（NOCHS レクチャーシリーズ）**2007年度

開催日	回	テーマ	報告者
6.30 08.1.16	5回 6回	大阪のモノづくりのおもしろさ （於：なにわ・大阪文化遺産学研究センター1F　文化遺産実習展示室） 豊臣期大阪城を掘る （於：なにわ・大阪文化遺産学研究センター1F　文化遺産実習・展示室）	大西　正曹（関西大学社会学部教授） 水戸　祥登（三陽鉄工株式会社代表取締役） 佐藤　元相（大阪商工会議所東成・生野支部異業種交流会フォーラム・アイ元代表幹事） 松尾　信裕（大坂城天守閣館長） 杉本　厚典（財団法人大阪市文化財協会学芸員）

2008年度

開催日	回	テーマ	報告者
7.3	7回	なにわの食文化～「天下の台所」からみる日本食～ （於：なにわ・大阪文化遺産学研究センター1F　文化遺産実習展示室）	熊倉　功夫（林原美術館館長・国立民族学博物館名誉教授） 山下　満智子（大阪ガスエネルギー・文化研究所副主任）

表Ⅰ-7-22　**（ワークショップ）**2007年度

開催日	回	テーマ	報告者
5.26 08.2.16	3回 4回	なにわ・大阪を歩く　天王寺七坂を完全踏破～四天王寺から生國魂神社～ （於：大阪市天王寺区） 大阪市天王寺区内のフィールドワーク コース：四天王寺参道～四天王寺～安居神社～清水寺～料亭浮瀬亭跡（大阪星光学院）～大江神社～勝鬘院～寺町～生國魂神社（参集殿にてゲストスピーク） なにわの伝統野菜交流会 （於：関西大学 天六キャンパス有鄰館会議室	北辻　稔（『大阪人』編集長） 志村　敏子（大阪市立扇町小学校教諭） 土井　富美子（大阪市立北恩加島小学校教諭） 竹下　侑里子（大阪市立港晴小学校教諭） 古田　豊子（大阪市立鷺洲小学校教諭） 川口　昌子（大阪市立住吉小学校教諭） 須磨　憲治（大阪市立千本小学校教諭） 山北　仁志（大阪市立中央小学校教諭） 松本　康克（大阪市立丸山小学校校長） 岡本　真澄（大阪府立清水谷高等学校教諭）

2008年度

開催日	回	テーマ	報告者
5.28	5回	紙芝居は楽しいぞ （於：なにわ・大阪文化遺産学研究センター1F　文化遺産実習展示室／博物館前広場） 第1部　講演 第2部　実演	鈴木　常勝（紙芝居師・立命館大学非常勤講師）

09.3.14		サロン・ド・西尾家―吹田の文化遺産― （於：吹田市コミュニティーセンター／西尾家住宅（吹田文化交流館／吹田市） 第1部　講演 第2部　旧西尾家住宅の現地見学	青山　賢信（大阪工業大学名誉教授）

表Ⅰ-7-23　**（文化遺産学交流会）**2008年度

開催日	回	テーマ	報告者
10.17	1回	東北学となにわ・大阪文化遺産学 （於：なにわ・大阪文化遺産学研究センター1F　文化遺産実習展示室）	菊地　和博（東北芸術工科大学准教授） 岸本　誠司（東北芸術工科大学東北文化研究センター専任講師） 櫻木　潤（PD） 内田　吉哉（特別任用研究員）
09.3.7	2回	神戸大学人文学研究科地域連携センターとなにわ・大阪文化遺産学研究センター （於：なにわ・大阪文化遺産学研究センター1F　文化遺産実習展示室） ワークショップ 水損史料の応急処置実習	奥村　弘（神戸大学地域連携センター事業責任者） 坂江　渉（神戸大学地域連携センター担当教員） 岡　絵里子（関西大学環境都市工学部准教授） 藪田　貫（総括プロジェクトリーダー） 内田　吉哉（特別任用研究員） 河野未央（神戸大学地域連携センター研究員）

表Ⅰ-7-24**（特別プロジェクト）**2007年度

開催日	テーマ	報告者
7.18	第1回屏風研究会 「豊臣期大坂図屏風」 （於：なにわ・大阪文化遺産学研究センター1F文化遺産実習展示室） 「グラーツ視察報告『豊臣期大坂図屏風』について」	髙橋　隆博（なにわ・大阪文化遺産学研究センター長） 藪田　貫（総括プロジェクトリーダー）
9.14	第2回屏風研究会 （於：なにわ・大阪文化遺産学研究センター1F文化遺産実習展示室） 『豊臣期大坂図屏風』にみる住吉祭りの行列」 「『豊臣期大坂図屏風』に描かれた堺」 「『豊臣期大坂図屏風』に描かれた事物と景観」	黒田　一充（研究員） 長谷　洋一（研究員） 内田　吉哉（RA）
9.28	国際シンポジウム 「新発見「豊臣期大坂図屏風」の魅力―オーストリア・グラーツの古城と日本ー」 （於：関西大学尚文館AV大ホール）	基調講演： Peter Pakesch（州立博物館ヨアネウム総監督） Barbara Kaiser（エッゲンベルク城博物館主任学芸員） Franziska Ehmcke（ドイツ・ケルン大学東洋学部日本学教授） パネルディスカッション： 朝治　啓三（関西大学文学部教授） 黒田　一充（研究員） 長谷　洋一（研究員） コーディネーター： 藪田　貫（総括プロジェクトリーダー） 通訳：杉谷　眞佐子 （関西大学外国語教育研究機構教授）
9.29	朝日・大学パートナーズシンポジウム 「新発見「豊臣期大坂図屏風」を読む」 （於：大阪産業創造館イベントホール）	特別報告： Peter Pakesch（州立博物館ヨアネウム総監督） 基調講演： Franziska Ehmcke（ドイツ・ケルン大学東洋学部日本学教授） パネルディスカッション： Barbara Kaiser（エッゲンベルク城博物館主任学芸員） 狩野博幸(同志社大学文化情報学部教授) 北川　央（研究員） コーディネーター： 髙橋　隆博（なにわ・大阪文化遺産学研究センター長） 通訳：杉谷　眞佐子 （関西大学外国語教育研究機構教授）

2008年度

開催日	テーマ	報告者
7. 4	第 3 回屏風研究会 （於：なにわ・大阪文化遺産学研究センター1F 文化遺産実習展示室） 「青野原俘虜収容所」	 大津留　厚（神戸大学教授）
8. 21	国際シンポジウム 「魅惑の探訪、豊臣期の大坂−エッゲンベルク城で再発見された大坂図屏風−」 （於：クンストハウス・グラーツ　オーストリア） 「エッゲンベルク城の屏風の文化史的意義」 「日本文化と屏風」 「洛中洛外図屏風とエッゲンベルク城の大坂図屏風―16～17世紀の都市風俗図屏風としての歴史的意義」 「16世紀末から17世紀初頭の大坂城」 「住吉大社の夏祭りの行列」 「ファッションメーカーとしての東インド会社」 「日本の屏風絵とヨーロッパ―ライデン・グラーツ・エボラ・ローマ―」	講演及びシンポジウム 開会挨拶： Peter Pakesch（州立博物館ヨアネウム総監督） 講演及びシンポジウム 司会：Franziska Ehmcke Franziska Ehmcke（ドイツ・ケルン大学東洋学部日本学教授） 髙橋　隆博（なにわ・大阪文化遺産学研究センター長） 狩野　博幸（同志社大学文化情報学部教授） 北川　央（研究員） 黒田　一充（研究員） 庄野　真佐子（前ケルン東洋美術館学芸員） 藪田　貫（総括プロジェクトリーダー）
10. 23	第 4 回屏風研究会 （於：大阪城天守閣） 「豊臣期大坂図屏風」下張文書の調査報告	 辰巳　大輔（株式会社　文化財保存）
11. 21	第 5 回屏風研究会 （於：東京国立博物館、たばこと塩の博物館）	Barbara Kaiser（エッゲンベルク城博物館主任学芸員） Franziska Ehmcke（ドイツ・ケルン大学東洋学部日本学教授）
11. 22	国際シンポジウム 「新発見「豊臣期大坂図屏風」」 （於：関西大学東京センター）	講演・パネルディスカッション 総合司会：藪田　貫（総括プロジェクトリーダー） Franziska Ehmcke（ドイツ・ケルン大学東洋学部日本学教授） Barbara Kaiser（オーストリア・エッゲンベルク城博物館主任学芸員） 狩野　博幸（同志社大学文化情報学部教授） Isabel Tanaka-Van Daalen（(財)日蘭学会） 髙橋　隆博（なにわ・大阪文化遺産学研究センター長）

4　地域社会への還元

本センターで実施するフォーラム・レクチャーシリーズ・ワークショップ等の研究行事は、参加する人たちが大阪の文化遺産について体験し、考え、理解を深める場となっている。また、地域連携企画では、実際に地域に出かけ、その地で育まれた文化遺産を地域の人たちが見つめ直す機会ともなっている。研究成果を地域社会に還元し、地域社会からの反応を知ることによって、更なる研究の深化を図っている。

大阪府下には、自治体・大学・民間による大阪文化に関する機関が多数存在し、貴重な資料も所蔵しているが、それらは「点」としての存在で、相互の連携や資料の活用が不十分である。これらを「面」として機能させるため、本センターが拠点となって、ネットワークづくり等を呼びかけている。

5　教育活動に果たす役割

文化遺産は、次世代に継承してこそ財産となり、新しい資産を生み出すものであるが、現在の子供たちにそれを教えるための適切な教材が乏しいのが現状である。本センターで食の文化遺産として取り組む「なにわの伝統野菜」について、大阪市内の小学校教員と連携し、子供たちが栽培過程等を理解しやすいような適切な学習教材を提供することによって、研究成果の学校教育への還元をめざしている。

また、本センターでは、PD・RA を採用し、4 つの研究プロジェクトと全体の活動をサポートしている。

2007年度には PD２名・RA８名、2008年度には特別任用研究員１名・PD１名・RA６名を採用した。学位の取得並びに博士課程後期課程の大学院生の研究活動を促進した結果、１名が学位を取得したほか、非常勤講師として大阪学や文化遺産学を担当する者や、大阪府下の公民館・博物館から講師として招かれた者があり、若手研究者及び高度専門職業人の養成という点で成果があった。また、外国研究者や留学生への研究機会の提供という点では、2007年８月にルーヴェン・カトリック大学（ベルギー）文学部教授、９月にケルン大学（ドイツ）東洋学部日本学科教授を受け入れたほか、学位論文作成のために2008年11月にルーヴェン・カトリック大学東方圖書館司書、2009年２～３月にロンドン大学 SOAS の大学院生をそれぞれ受け入れた。2008年度の地域連携企画では、関西大学の留学生に大阪の文化遺産を紹介する企画として大阪市平野区で開催した。

【点検・評価】

本センターでは、総括運営委員会として、学内研究員から構成される推進委員会を設けており、ほぼ毎月１回のペースで委員会を開催し、調査・研究状況について自己評価を行っている。研究費等の資源の配分については、推進委員会での自己評価の結果に基づき予算を配分し、法人への予算申請を行っている。費用対効果についても、各研究プロジェクトの進捗状況に鑑みて、推進委員会においてその効果的活用方法が協議されている。

また、センターでは、３名の有識者に外部評価委員を委嘱している。毎年、書面等を通じて助言を得ているほか、2009年１月14日には、第２回外部評価委員会を開催し、センターの活動についての意見を求めた。

〈今後の方針と留意点〉

本センターの目的と全体の事業に留意して、今後の方針を以下に述べる。

第一に、若手研究者養成と高度専門職業人の養成という目的に関連しては、研究を支える PD と RA としての大学院生については、最大３年を任期に更新するという学内規定から、2008年度には大幅な変更を行った。初年度に採用した RA は、大阪府下の教育委員会文化財担当や博物館の学芸員として就職したほか、本学をはじめとする大学の非常勤講師として活躍している。引き続き、新規に採用した者についても若手研究者や高度専門職業人としての養成を進める。

第二に、研究成果等の公開については、これまで実績を積み重ねてきた地域との連携をより一層深めるとともに、本センターでの研究成果をもとに、北摂（大阪府北部）や泉州（大阪府南部）に拡大・継承して進めていく。それにより、大阪市内・河内（大阪府中部）と合わせて、大阪府下全域において文化遺産を通じた交流が促進される。

第三に、文化遺産とその活用の大阪的方法の特色を定めるには、他府県の事例との比較が不可欠である。そのために、2008年度からは本センターと同様の活動をする他府県の大学研究機関との交流を開始した。それぞれの地域における特性によって文化遺産に対する取り組みは異なるが、互いに連携することで全国的なレベルにおいて文化遺産の保存と活用にむけた調査・研究が展開できると考えられる。また、異なる点に着目することで大阪的な文化遺産の活用の特色を定めることができるだろう。

第四に、オープン・リサーチ・センター整備事業として展開する上で、市民や学生の参加という点においては、ほぼ達成されているが、義務教育の教育課程に本センターがどのように関われるかも、これからの方針の一つである。「食育」として進められるなにわの伝統野菜についての小学生向け教材の提供をめざしているほか、身近にある文化遺産への理解を深めるため、遊び感覚も含めた見直しが進む伝統的生活様式を手がかりに検討を加える。

第五に、2007年度から３ヵ年の特別プロジェクトとしてスタートした「豊臣期大坂図屏風」の展開については、オーストリア州立博物館ヨアネウム並びに大阪城天守閣との間で結ばれた共同研究の締結にしたがい、①屏風の情報分析②屏風情報から読み取る桃山～江戸初期大坂の生活文化③屏風をめぐる欧米との国際交流等について、更に精力的に推し進める。

検索

ク　研究科を母体とする「文部科学省　私立大学学術研究高度化推進事業・私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」研究プロジェクト

社会学研究科・文学研究科・工学研究科を母体とする三つのプロジェクトにおける活動状況

大学院社会学研究科を母体とする「心理的問題援助のための包括的情報ネットワークの構築と実践的援助研究（継続）」、文学研究科を母体とする人間活動理論研究センターによる「革新的学習と教育システム開発の国際共同研究−人間活動理論の創成−」及び文学研究科・工学研究科を母体とする文化財保存修復研究拠点による「文化財の保存修復、技術開発と活用の研究ーエジプトを中心にしてー」の３プロジェクトの研究活動についてもここに記することとする。

１　心理的問題援助のための包括的情報ネットワークの構築と実践的援助研究（S-NET）

【現状の説明】

2004年度より推進してきた文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業（学術フロンティア）研究プロジェクト「心理的問題援助のための包括的情報ネットワークの構築と実践的援助研究（S-NET）」は多大な成果をあげつつ2008年度末をもって終了した。本研究では４つのサブ・プロジェクトを組織し、現代社会でもっとも求められている教育と医療の場面を中心とした包括的支援ネットワークの構築に関する実践研究を展開し、当初の予想を上回る成果を得た。サブ・プロジェクトの内容は、①教育場面を中心にした子どもの心理的問題に対する支援ネットワーク、②ボランティア活動を中心にした支援ネットワークとボランティアの資質の向上を目的にした教育方法の開発、③在宅医療における支援ネットワークの活用に関する研究、④支援ネットワークを支える基礎研究として、ネットワークの受け手である子どもの倫理観・価値観教育等を展開した。

５年間の研究を通じて、大学の専門機関や病院を地域の拠点とする通信や IT による支援ネットワークが、子どもの心の問題への援助や慢性疾患患者の在宅医療の円滑化に寄与し、将来、地域支援の一翼を担うことが明らかになった。各サブ・プロジェクトの概要は下記のとおりである。

(1)子どもの抱える心理的問題に対する包括的支援ネットワークにおける、①モバイル通信機器を利用したテレコミュニケーション・システムによる地域教育支援ネットワークの構築に関する実践的研究では、遠隔地からの相談活動の全体的な評価を行い、地域支援ネットワークの構築に向け、自治体等に実用化の働きかけを行う。児童・生徒へのカウンセリングに関しては今後の課題が残されたものの、本研究を通じて遠隔地からの相談活動の安全性や有用性に関する一定の知見が得られ、TELECOM が支援ネットワークの担い手としての役割を十分に果たす可能性が示され、2008年11月16日に関西大学100周年記念会館において開催されたシンポジウムで成果を公表した。一方、ストレス・マネジメント教育に関しては、学校現場の要請に合わせた柔軟なカリキュラムを完成させ、日本型ストレス・マネジメント教育カリキュラムとして冊子にまとめた。また②**『包括的個別支援ネットワークシステム』の構築**では、本システムの実績報告と継続的な評価システムの構築(スタッフによる子どもの評価、保護者と子どもによるアソシエーツの評価、主治医による保護者と子どもに対する評価)を行った。また、保健福祉行政との連携を強化した。また**③メンタルヘルス不全の学生へのケア・アンド・サポートネットワークの構築**では、一般の学生を対象に悩みの相談相手、相談方法、大学内の相談機関、悩みに対する IT 活用の可能性等について調査を実施し、結果分析に SNS を利用して行い、その効用に関する成果を同シンポジウムで発表した。更に**④統計解析用ソフトウェアの開発**では、TELECOM と、インターネットによるオンラインの心理療法の長所、短所を比較検討し、その成果を同シンポジウムで公表した。

(2)地域における包括的支援ネットワークにおける、①大学を拠点とする地域臨床心理学の展開に関する研究では、学生ボランティアが現場で確実に役立つための条件を明らかにするために、学校現場のニーズを直接聞いてボランティアを派遣する方法を探った。学校の教員がボランティアをどう認知し、どのように活用しているのかを探り、これまでの成果も併せて、効果的なボランティア活動のための支援ネットワークを

完成させた。また**②地域援助の実践における、人的援助資源の発掘と活用に関する研究**では、学生のボランティア経験は学生自身のナラティブ(主観的体験に基づく語り)によって構成されるために、間主観性(複数の主観的視点が提供されることにより、より高次な観点が構成される)あるいはナラティブ・アプローチを取り入れたサイコセラピーのモデルが資質の向上に有効であるとの結論を得た。これまでの成果を統合し、大学院生と社会人に共同実施可能なメンタルヘルスプログラムを構成し、資質向上の教育プログラムを完成させた。更に**③地域援助における実践的な心理療法技法の検討**では、海外での研究発表で ECW に肯定的な意見が寄せられ、国際的にも適用可能であることや、北米で開発されているアートセラピーと同じ方向性をもつこと等が確認され、地域支援における有用な援助技法としての適用可能性が示された。

(3)慢性疾患患者に対する包括的支援ネットワークにおける、①慢性疾患患者への包括的支援活動では、患者への実践研究を通じて TELECOM による遠隔地からの不安軽減のための介入が効果的で、実用化の目処も立ち、「慢性疾患のコントロールを支援するためのテレ・コミュニケーション」として同シンポジウムにおいて発表を行った。また**②慢性疾患患者並びにヘルスケアプロバイダーへの包括的支援体制の確立**では、慢性疾患患者並びに医療従事者のためのサイト(http://www.mercy-club.jp/burnout/index.html)を公開し、自己診断の適切性やカウンセリングの利便性と効果について更に改善し、サイトの更新を行っている。またこれまでに得たデータを解析し本プロジェクトの報告書にまとめた。

(4)価値観教育に関する臨床心理学的研究では、価値観・倫理観を高める効果があったエンプティ・チェアの技法を取り入れた教育を低年齢から実施することの重要性が示され、これらの研究成果を踏まえて全体的な整理とまとめを行い、本プロジェクトの報告書で最終報告を行った。

【長所】

本研究の優れた点についてサブ・プロジェクトごとに述べる。**(1)子どもの抱える心理的問題に対する包括的支援ネットワーク**では、通信機器や IT 等を利用したサポートは種々行われているが、TELECOM、SNS、メール・カウンセリング等は、いずれも遠隔地からの相談活動であり、安易に行うべきものではなく、安全性や効果に関する基礎研究を積み重ねる必要がある。本研究の成果としては、①通信のセキュリティの確保と守秘、②現地の相談体制の整備、③遠隔地からの相談に適した相談技法の選択、④ネットワークの組み方等について、これまでにない体系的かつ実証的な知見を新たに得ることができた。これにより、TELECOM あるいは IT による支援ネットワークを地域社会に構築することで、現地にいながらにして相談を受けられるようになり、心理的問題への援助方法の１つとして実用化の目処が立ったと考えられる。一方、引き込もりや不登校等複雑な心の問題の支援については、ホームビジット等の人的資源を活用した支援ネットワークが著効を示すことが明らかになった。更にストレス・マネジメント教育や父親への子育て支援を行うことにより、支援ネットワークをより効果的に運用でき、日本型ストレス・マネジメント教育のカリキュラムを完成し、高槻市等の教育委員会との折衝により、高槻市立阿武野中学校、高槻市立第四中学校等の市内中学校において実施した。また**(2)地域における包括的支援ネットワーク**では、ボランティアを活用した支援ネットワークに関する成果として、活動の成否を左右する条件を明確にしたことと、ボランティア派遣に並行して学内のフリースペースでのボランティア活動も、大学を拠点とした支援ネットワークに有用であることが明らかになったことである。またボランティア意識の醸成やナラティブ・アプローチ並びにケースカンファレンスを取り入れた、大学におけるボランティア教育の体制が、ボランティアとしての資質の向上に寄与すること、並びに地域援助技法として ECW の具体的方法を確立したことである。また**(3)慢性疾患患者に対する包括的支援ネットワーク**では TELECOM による慢性疾患患者への介入支援プログラムや、自己診断や医療従事者との討議等の機能を有するサイトの利用により、これまで入院を余儀なくされていた患者の在宅移行の可能性が飛躍的に拡大したことである。本ネットワークを活用することで、在宅しながら適切なアドバイスを即座に受けることが可能であり、患者の QOL の向上にも貢献する支援ネットワークを構築できたと考えられる。**(4)価値観教育に関する臨床心理学的研究**では国語の授業で試みられた「エンプティ・チェア」等の方法が価値観や倫理観教育に有効で、低年齢からの導入が望ましいことが明らかになっ

検索

た。支援ネットワークの受け手の側の要件も重要であるとの見解を得た。

以上の研究成果を関連学会（日本心身医学会、日本小児心身医学会、日本心理臨床学会、日本人間性心理学会、日本呼吸管理学会等）で発表や論文投稿を行い公表した。また学術フロンティア研究成果報告書を毎年刊行し、特に最終年にあたる2008年度はこれまでの５年間の成果を掲載した1,113ページに及ぶ報告書を作成した。またストレス・マネジメント教育に関しては「教育現場におけるストレス・マネジメントのための統合的アプローチ」として冊子を刊行し、教育機関を中心に配布を行った。更に2008年11月にはシンポジウムを開催し、各プロジェクトにおける５年間の成果の公表を行った。

【問題点】

支援ネットワークの構築で課題になるのは、通信機器の処理速度の問題である。これらは、通信速度の改善や機器の改良等により、数年内に解決できるものと考えられる。一方、教育・臨床の現場での支援ネットワークの構築のための基礎研究の実施や公表に関して、個人情報の保護や守秘の観点から制限を受けることが多かった。この点に関しては支援ネットワークの意義と必要性に関する理解を深めるための啓発活動等として取り組みたい。各サブ・プロジェクトの課題は以下のとおりである。

(1)子どもの抱える心理的問題に対する包括的支援ネットワークでは、TELECOM の通信速度の問題から会話のできにくい場面が生じるが、現在、計画されている第４世代の通信方式を導入することで、通信速度が大幅に向上し、上記の問題は解消されるものと考えられる。**(2)地域における包括的支援ネットワーク**では、ボランティア活動の条件に合わなかったり、ボランティアを活用していなかったりする教育現場では、当然のことながら支援ネットワークの構築が困難である。この問題に関しては教育委員会や当該施設と協議しながら、支援ネットワークの重要性の理解を促す。**(3)慢性疾患患者に対する包括的支援ネットワーク**では、臨床現場で新しい試みを行う場合、個人情報の保護や倫理問題等から、臨床現場での研究が困難となっている。この点について患者、医療スタッフ並びに行政等についてもネットワークの意義と重要性について理解を求めたい。**(4)価値観教育に関する臨床心理学的研究**では、学校教育での価値観や倫理観の教育への関心が低かったのか、研究授業やアンケート調査への協力を得にくかった。また家庭へのアンケート調査等は個人情報保護の観点から調査を行えなかった。これらの点に関しては、本プロジェクトの終了後も、価値観・倫理観教育の重要性について、学校や保護者に理解を求め調査を行いたいと考えている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本分野の研究は長期的視野を持ってその効果を見極める必要があったために、十年間の長きにわたり有用性の検討を行ってきた。補助事業としての本プロジェクトは2008年度末をもって終了したが、下記のとおり各サブ・プロジェクトともに社会的な要請の高い研究テーマであり、これまでの課題の改善を図りながら、研究成果を生かしつつ社会での実用化等をめざす予定である。現在、ネットワークの維持に必要な機器に関しては、本学並びに地方自治体等の経費により継続的に活用していく予定である。

(1)子どもの抱える心理的問題に対する包括的支援ネットワークでは、TELECOM によるネットワークに関しては、現場からの継続要請がきわめて強いことから、行政とも協議しながらシステムの実用化を視野に入れて、継続する予定である。またストレス・マネジメント教育に関しても学校からの実施要請が多く、開発した教育カリキュラムの一層の改訂を行いながら、学校や教育委員会と協力しながら継続する。**(2)地域における包括的支援ネットワーク**では、地域社会が学生ボランティアの派遣を強く望んでいる。今後も、教育委員会や行政の事業とも連携しながら派遣活動並びに学内フリースペースを継続する予定である。

(3)慢性疾患患者に対する包括的支援ネットワークでは、本研究の成果を更に発展させるたるために、在宅医療技術導入時の携帯テレビ電話看護介入の効果について検証する予定である。TELECOM による治療支援や Web は、患者からの要望も強く、在宅治療の円滑化に有用であり継続する必要がある。今後はこれらの運営を医療機関の業務の一部として行うように働きかけ事業を継続する。**(4)価値観教育に関する研究**では価値観・倫理観の問題は教育の問題だけではなく、広く自然災害や人的災害との関連もあり、学校現場

と密接に連携しながら研究範囲を広げて支援ネットワークの基礎的研究を継続する。

以上のとおり、本プロジェクトに対する社会的期待や要請は大きく、研究期間の終了後も関係各機関と連携･協議しながら研究を継続し、各成果の実用化等の社会的還元を積極的に図る予定である。

２　人間活動理論研究センター（CHAT）

2005年度選定「私立大学学術研究高度化推進事業」(「学術フロンティア」)、研究プロジェクト「革新的学習と教育システム開発の国際共同研究 −人間活動理論の創成− 」（プロジェクト番号：F050231）は、研究組織「人間活動理論研究センター（*Center for Human Activity Theory*: 以下、CHAT と略称する)」が主体となって、人間活動の新たな形態やパターンに関する先端的な理論的枠組みである「活動理論（Activity Theory)」の創成に挑戦し、それを人間活動の分析・デザインのツールとして教育実践の分野に応用することによって、学校や様々な教育の場における子どもや若者、仕事や組織における実践者や専門家の「革新的学習への実践的な介入・支援研究（interventionist research)」と「新たな教育システム開発」を実施しようとするものである。

【目的の適切性】

CHAT では、人間活動理論の国際的な研究拠点として、学校や様々な教育の場における人々の学習と発達への実践的な介入・支援研究が、「高度な理論構築」と「精緻なデータ分析」と「包括的な社会的提言」の三つを結合するかたちで、推進されている。

CHAT は、「人間活動理論の創成」を共通の強固なフレームワークに掲げ、ヘルシンキ大学(フィンランド)、バース大学・オックスフォード大学(イギリス)、カリフォルニア大学サンディエゴ校(アメリカ)に創設されている活動理論の世界的リーディング・センターとの「Core-to-Core の先端研究拠点間連携による国際共同研究」や、世界トップレベルの研究者との共同研究の推進を中核に据えることによって、教育・学習・発達研究に活動理論を応用する世界的水準の中核的研究拠点の形成を実現し得るものとなっている。

このように CHAT 共同研究プロジェクトは、教育学・人間科学の分野における卓越した中核的研究拠点を形成し、学校や様々な教育の場における革新的な学習の創造を支援する教育システムの実践的な研究開発を世界的水準で発展させてゆくという、きわめて高い意義を有している。また、こうした国際的な拠点形成事業に大学院生や若手研究者を参画させることを通して、グローバルな視野に立った次世代の若手研究人材育成に大きな貢献を果たすものである。

【現状の説明】

CHAT は、関西大学大学院の研究プロジェクトとして、関西大学学長、副学長（大学院・研究推進担当）及び大学執行部直轄の下、「関西大学人間活動理論研究センター運営内規」（2005年 6 月30日制定）にしたがい、本研究プロジェクトの「2005年度学術フロンティア構想調書」に沿った研究事業を推進している。参加研究者は、CHAT の職員として、センター長（Director)、センター研究員（Research Fellow)、センターセンター研究顧問教授（Visiting Research Professor)、センター客員研究員（Visiting Research Fellow）特別任用研究員（Associate Research Fellow）の職名で、関西大学理事会から任命され、CHAT に所属の上、それぞれの分担された役割を遂行している。本研究プロジェクトの研究代表者、山住勝広・文学部教授をセンター長として、学内からは、比留間太白・文学部教授、山本冬彦・文学部教授、カイト由利子・国際部教授、川﨑友嗣・社会学部教授、Fred Einar Anderson・文学部教授、藤江康彦・文学部准教授が、センター研究員として参加している。また、国内外から 4 名のセンター研究顧問教授、 9 名のセンター客員研究員、全国公募により選考・任用された 2 名の特別任用研究員が参加し、総勢22名の研究者による国際的な共同研究プロジェクトを展開している。運営面では、センター長を委員長とし、センター研究員により構成される「センター推進委員会」を開催し、人事、組織、予算、事業、施設・設備、運営に関する合議を経て、研究事業の推進にあたっている。

本研究プロジェクトは、「CHAT 共同研究プロジェクトの概念図」に示すように、「人間活動理論研究」を中心に、相互に関連する「学校教育システム研究開発」「コミュニケーション教育システム研究開発」「コミュニティ教育システム研究開発」の 4 テーマを参加研究者が役割分担し、人間活動の新しいデザインに基づく教育・学習・発達への実践的な介入・支援研究を統合的・一体的に推進している。「人間活動理論研究」では、人間活動の新たな形態やパターンをデザインするために、「ハイブリッドな活動システム」「多重化する活動システムの相互作用・対話・協働」「学びのネットワーク」「つながりの創発（ノットワーキング knotworking＝結び目づくり）」等のコンセプトを発展させている。「学校教育システム研究開発」では「社会変化の担い手としての学校」「学びあう学校改革」、「コミュニケーション教育システム研究開発」では「協働思考」「協働を通した学習」、「コミュニティ教育システム研究開発」では「新しいコミュニティ」「連携」のコンセプトをそれぞれ発展させ、学校や様々な教育の場における革新的な学習への実践的な介入・支援研究と新たな教育システム開発を実施している。

世界的水準の研究拠点形成をめざす取組では、プロジェクト 5 年目の現在まで、①ヘルシンキ大学（フィンランド）、バース大学・オックスフォード大学（イギリス）、カリフォルニア大学サンディエゴ校（アメリカ）に設置されている、人間活動理論研究の世界的リーディング・センターとの先端研究拠点間連携による国際共同研究の組織化と推進、②英語を使用言語とした、毎年度 1 回、計 5 回の国際シンポジウム「新しい学びの挑戦 *New Learning Challenges*」（NLC）、③英語を使用言語として、バース大学、ヘルシンキ大学、CHAT においてそれぞれ開催した計 3 回の「CHAT 国際ワークショップ」の開催、④英文のレフェリー制国際学術雑誌 *Actio: An International Journal of Human Activity Theory*（ISSN 1882-1065）の刊行（第 2 号まで既刊、2009年度末までに第 3 号を刊行予定）、⑤英文学術論文の発表（日本教育学会のレフェリー付英文学会誌“*Educational Studies in Japan*”、レフェリー付国際学術雑誌“*Journal of Educational Change*”等に掲載）、⑥英文の編著書“*New Learning Challenges: Going beyond the Industrial Age System of School and Work*”（Kansai University Press, 2005）の出版、“*Learning and Expanding with Activity Theory*”（Cambridge University Press, 2009）、“*Science Education Research in Asia*”（Sense Publishers, in press）等英文図書の分担執筆、⑦国外の世界的規模の国際会議での研究発表（*1st and 2nd Congress of the International Society for Cultural and Activity Research*: ISCAR、*12th Biennial Conference of the European Association for Research on Learning and Instruction*: EARLI 等）、⑧国外共同研究機関との連携に基づくグローバルな視野を備えた若手研究人材の育成等の成果を達成した。

図Ⅰ-7-1　　CHAT 共同研究プロジェクトの概念図

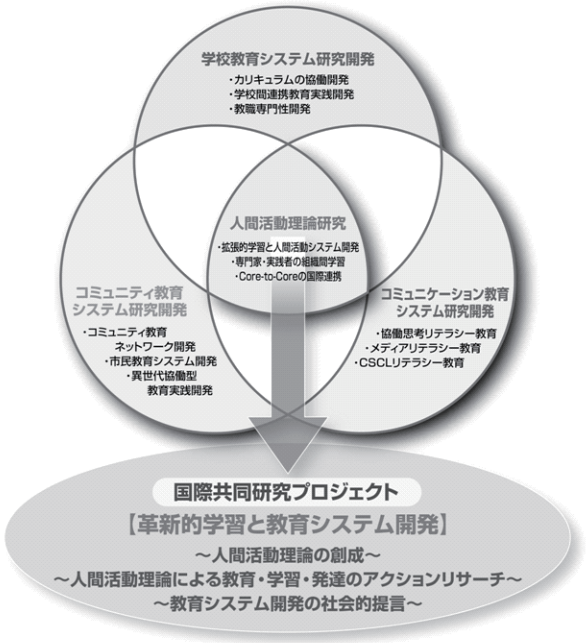

人間活動の新しいデザインに基づく教育・学習・発達のアクションリサーチでは、学校改革、放課後教育活動、教職専門性開発、医療・社会福祉やケアの実践、新しいリテラシーやコミュニケーションの教育、コミュニティ教育等、子どもや若者、実践者や専門家の革新的学習への実践的な介入・支援研究を実施し、人間活動の新たな文化創造へ協働的に参加してゆく人々の教育システム開発を高度に推進してきた。実践開発の各フィールドにおいては、関係諸機関や諸組織・諸団体との連携・協働を深めながら、５年間にわたる長期的かつ持続可能な介入・支援研究を実施した。そこでは、「人間の発達のための幅広い活動や社会的ネットワークを創造してゆくハイブリッドな教育システムの開発」という新たな活動デザインのモデルをベースにしながら、教育実践の質的な高度化、学習と発達の拡張の具体的な内容と形態、プロセスを詳細な実証的研究と精密なデータ分析をともなって明らかにするという、従来なかったような新しい研究成果を得ることができた。

こうした卓越した研究成果については、次のような公表に積極的に努めてきた。①公開の「CHAT フォーラム」（現在まで17回開催、内５回は英語を使用言語とした）、「活動理論と教育実践研究会」（現在まで４回開催）、「CHAT セミナー」（現在まで24回開催、内９回は英語を使用言語とした）、「データ分析研究会」（現在まで11回開催）の開催、②CHAT Technical Reports（ISSN 1880-9537）No. 1～8の刊行、計39本の論文を掲載、③和文学術論文の発表、④本研究プロジェクトの理論編、実践編の意味を持つ、二つの和文単行本、山住勝広／ユーリア・エンゲストローム共編著『ノットワーキング ― 結び合う人間活動の創造へ』（新曜社、2008）、関西大学人間活動理論研究センター編著／山住勝広監修『学びあう食育 － 子どもたちのニュースクール』（中央公論新社、2009）の出版、⑤全国学会での研究発表（日本教育学会、日本教育方法学会、日本教育工学会、日本教科教育学会、日本心理学会、日本発達心理学会、日本教育心理学会等）

本研究プロジェクトは、千里山キャンパス、以文館に、専用の卓越した研究施設、研究装置・設備を有している。研究施設には、センター長室、CHAT プロジェクト・インキュベーション・ラボ、共同研究室（４室）、客員研究室（３室）、スタッフ室、CHAT カンファレンスルーム、CHAT セミナールーム、システム管理室がある。また、研究装置「CHAT マルチメディアバーチャルカンファレンスシステム」（情報通信施設）、情報処理関係設備「CHAT コラボレーションシステム」が設置されている。CHAT は、これら研究施設、研究装置・設備をフルに活用することによって、最先端かつ高度な国際共同研究プロジェクトと教育・学習実践のアクションリサーチを実現してきている。

インターネットでの公開状況については、2005年10月、CHAT の公式ホームページ（http://www.chat.kansai-u.ac.jp/）が日本語版及び英語版の両方で開設され、研究プロジェクトの概要、具体的研究内容の紹介、メンバー、施設・設備、シンポジウム・研究会等のイベント、国外共同研究機関との相互リンク等の情報のほか、国際学術雑誌 *Actio: An International Journal of Human Activity Theory* と Technical Reports シリーズの掲載論文、刊行図書の紹介等、最新の研究成果を積極的に公開している。国内外における CHAT に対する関心は、こうしたホームページでの公開を通し、増大してきている。

【長所】

本研究プロジェクトの優れた長所は、第一に、世界的水準の研究拠点形成を明確にめざし、教育・学習・発達研究の領域におけるニュー・パラダイムとして、今日、国際的にもっともインパクトの大きい潮流のひとつである「人間活動理論の創成」をプロジェクトの中心に掲げ、それを共同研究課題として推進することによって、ヘルシンキ大学、バース大学・オックスフォード大学、カリフォルニア大学サンディエゴ校に創設されている活動理論の三つの世界的リーディング・センターとの先端研究拠点間連携を長期的かつ持続可能なものとして構築し、優れた国際共同研究の成果を数多くあげてきたことである。その結果、関西大学の CHAT は、教育・学習・発達の活動理論的研究を高度かつ国際的に推進する卓越した研究拠点として、国内外で認知されおり、従来の日本の教育学・人間科学の分野で必ずしも活発ではなかった研究成果の世界的な発信と国際的な学術貢献を積極的に果たしてゆくという優れた成果をあげるものとなった。

検索

また、第二は、厳密な理論的研究と詳細な実践的研究を有機的に結合することによって、理論と実践の間を架橋し、社会的実践の現場において人間活動の創造的なイノベーションを生み出すような、発達的な教育・学習の新しい概念と実践を明らかにするという、従来の教育学・人間科学にはなかったような優れた研究成果をあげた点である。本研究プロジェクトにおける活動理論をベースにした介入・支援研究の成果は、観察と分析に留まる標準的な学術研究の限界、すなわち理論と実践の乖離という根源的な矛盾に、新たなブレークスルーをもたらす可能性を豊穣に持っている。また、前述のような研究拠点としての持続的かつ積極的な研究成果の公表を通して、本研究プロジェクトは、日本における教育・学習・発達研究のニュー・パラダイムの創成に大きなインパクトを与えるものとなっている。こうして本研究プロジェクトは、今日求められる教育改革のきわめて有望で高い意義を持つ選択肢を、広く社会的に提起するという優れた成果をあげるものとなった。

【問題点】

本研究プロジェクトは、世界的水準の研究拠点への道を急速かつダイナミックに切り拓き、人間活動の新たな形態やパターンに関する最先端の活動理論的枠組みの構築、そして学校や様々な教育の場における学習・発達への実践的な介入・支援研究において、優れた研究成果を数多くあげてきたものである。また、本研究プロジェクトは、世界的な水準での卓越した展開のみならず、地域の学校や様々な教育の場における新しい教育実践や学習活動の開発研究においても大きな成果をあげており、グローバルとローカルの双方に優れ、それらの間を架橋するような研究拠点の形成を達成している。しかし、そうした基盤の上に立って、グローバル、ローカル双方での研究プロジェクトをスケールアップし、普及を図ることが問題点として残されている。グローバルな側面では、レフェリー制国際学術雑誌 *Actio: An International Journal of Human Activity Theory* について今後、国際的な普及を図るために、世界トップレベルの共同研究者と連携・協力して積極的に情報発信してゆくこととしている。ローカルな側面では、地域社会全体に広がる人的ネットワーク、大阪府下全域にまたがる学校間のネットワーク、そして地域の教育委員会との緊密な連携・協力関係を更に有効活用し、研究プロジェクトのスケールアップを図ることが今後の課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本研究プロジェクト終了後、本事業によって整備された研究施設・装置・設備、５年間にわたり教育・学習・発達研究の領域であげることのできた優れた諸成果、そして培われてきた国際的かつ地域的な人的ネットワーク等を継続してフルに有効活用し、更に発展させてゆくことを展望している。本研究プロジェクトの優れた研究成果をベースにして、グローバル化社会、知識基盤社会、多文化共生社会、生涯学習社会等、新しい時代の社会変化に対応して、幼児期から学校教育、高等教育、そして生涯学習まで、あらゆる「教育の段階」において、また家庭から学校、大学、そして職場まで、あらゆる「教育の場」において、学習活動のイノベーションと社会のイノベーションに向けた学習活動を実験的にデザインし実践開発する卓越した高度な学際的研究拠点を持続的・発展的に形成する研究を、「知識基盤社会における学習のイノベーションに関する国際共同研究」として構想している。

３　文化財保存修復研究拠点（ICP）

【現状の説明】

2008年度の文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業においてプロジェクト「文化財の保存修復、技術開発と活用の研究–エジプトを中心にして–」が採択されたことによって、「文化財保存修復研究拠点」(ICP)を設立した。この拠点は、エジプトを中心にして文化財の修復、技術開発、活用の研究を行うことによって、日本が海外の文化財の修復に貢献する方法を総合的に研究するものであり、文学研究科と工学研究科を主体として副学長（大学院・研究推進担当）のもとで活動している。このような文理統合した組織によって、関西大学における文理にわたる学術リソースを戦略的に融合し、世界的なステージにおける「文化財

修復技術の学術拠点」の形成をめざしている。

このプロジェクトは、日本、エジプト、ポーランドの15名の研究者が以下の４つの班で研究を行っている。

(1) 地盤班（伊藤・西形）は、地盤工学の立場から脆弱なサッカラ地域の地盤の安定方法を研究し、遺跡構造の長期的安定化と壁画復元の際の母岩の強化策を検討している。エジプトの多くの遺跡は地下にあるため、その安定方法に日本の技術を用いる方法を検討している。(2) 保存修復班は、保存科学者（沢田・西浦・シュエイブ・アカリシュ・ロズネルスカ）によって壁画の剥ぎ取りから裏打ちを経て、母岩への復元までの一連の技術を研究している。あわせて、遺跡環境の保全策を考えるために、温度・湿度を計測し、他の墓の状況と比較しながら策定している（沢田・西浦)。(3) 文化・都市班は、エジプト学者（吹田)・古典学者（中澤)・博物学者（森)・都市計画学（岡）の研究者によって、壁画のデザイン研究、古代都市の比較研究、現代の古代都市（エジプト、ギリシア、ローマ）の活用方法の研究、古代都市のイメージの研究とその活用法の研究、遺跡と観光産業の関係と日本の貢献方法の検討を行っている。(4) 技術開発班は、日本の先端技術から文化財修復に貢献できる技術の開発を進めている。化学分析に関しては、関西大学にある質量分析計、熱分析装置、フーリエ変換赤外分光光度計によって、壁画の顔料に使われているメディウム（接合剤）の特定を行いつつある。防菌防黴の研究では、イドゥートをはじめいくつかの遺跡でサンプルを収集して持ち帰り、その種を特定し、モデル壁画にて有効性のある防菌防黴技術を開発している。高分子の研究では、現地で使われている各種の接着剤を入手し、日本で経年テストを行いつつ、より適切な素材を開発する。

【長所】

本プロジェクトは、文化財の保全の研究において、必要性がありながらも、実際に行うことが難しかった学際的な共同研究を行っている。文化財科学と基礎科学（化学分析、防菌防黴化学、高分子化学）の結びつきは、日本の文化財研究においてもっとも望まれているものである。また、文化財科学と人文科学の結びつきは、文化財の活用を考える前提となるものである。基礎科学と人文科学の結びつきも、日本と気候風土が異なるために日本には存在していない石造建築物、地下建造物、壁画等の文化財の研究の橋渡しをするものである。

また、このプロジェクトは、日本人の専門家だけではなく、現地のエジプトの専門家、そしてポーランドの専門家からなっており、国籍においても多様である。エジプト等海外の文化財の研究に関して、日本が基礎力においては文化財科学、基礎科学の双方において高い技術をもっている一方で、研究の蓄積に欠いている。エジプトやポーランドの研究者との共同研究は、現地の文化財の特性を踏まえた研究、また、エジプトの類似した石造建造物や壁画の研究での欧州の実績を踏まえた研究を可能にするものである。

【問題点】

学際的・多国籍的なプロジェクトであることから、研究遂行の際に相互のコミュニケーションが重要である。現時点では、まだ個々の研究者の独自の研究のポイントを相互に確認している段階になっている。また、関西大学が拠点ではあるが、研究者の所在が関東、エジプト、ポーランドにまたがっており、研究上の微細な問題の取り扱いに難を感じることがある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

電子メール、電話（スカイプを含む）による相互の打ち合わせを随時継続して行う。更に、2009年11月に関西大学において国際シンポジウムを実施する計画を進めている。このシンポジウムでは、プロジェクトのメンバーが集まり、その成果を報告するとともに、研究者の間での打ち合わせを行う場所となり、相互の研究分野の取り込みを行う。

検索

7-2　研究環境

前回の到達目標

今日、所属する教員（研究者）が研究業績の充実に努め、その成果をもって社会に貢献することは、大学の重要な使命の一つである。加えて、外部資金の獲得状況の如何が、大学の社会的評価を左右する時代となった。本学では、このような時代の趨勢と大学に対する社会の要請を真摯に受け止めながら、研究活動の活性化を促進すべく、研究支援施策の改革を中心とした総合的な研究環境の整備に努めている。

7-2-1　経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

現在、以下に示すとおり、研究環境が整備されている。

表Ⅰ-7-25

1　個人に支給・配布されるもの

制　度	制度の趣旨と概要
個人研究費	自己の専攻する学問分野に関する調査・研究を遂行することに対して支給するもの（旅費・消耗品費・図書費・備品費等を一元化）
研究用資料コピー代	学内における研究用資料コピー
学会開催補助費	本学で開催する学会の開催経費を補助するもの
研究成果出版補助金による図書出版補助	本学における研究成果の発表を助成促進し、わが国文化の向上及び学術の振興に寄与することを目的とするもの
著者出版負担金による図書出版補助	研究成果の発表において、欠損を免れ得ないような場合に、著者が刊行経費の一部を負担することにより、できるだけ図書の出版刊行を促進することを目的とするもの
記念論文集等刊行補助金による図書出版補助	還暦、古希、長期在職等の記念論文集に対し、教育職員1名につき1回に限り印刷経費の一部を補助するもの
外国出張補助	外国出張の際の日当・宿泊料、支度料、交通費を補助するもの

2　教員の研究時間を確保させるための制度等

制　度	制度の趣旨と概要
在外研究員研究	学術の研究、調査等のため外国に派遣するもの ●学術研究員（滞在期間1年。研究及び教授能力の向上を図るため、専攻する学問分野に関する研究に従事する者） ●調査研究員（滞在期間1カ月以上6カ月以内。専攻する学問分野に関する調査・研究に従事する者）
外国留学者	外国留学者として在外研究を希望する者に対する制度（原則1年）
交換（派遣）研究者	協定に基づいて本学から協定校に派遣するもの
国内研究員	一定の期間、研究及び教授能力の向上を図るため、国内において専攻する学問分野に関する研究に専念させるもの 期間は1年（特例6ヵ月）
研修員	授業及びその他通常の職務を免除し、前期若しくは後期の6カ月又は1年の間、専攻する学問分野に関する研究・調査に従事させるもの

3　課題審査によって交付する共同研究費等

制　度	制度の趣旨と概要
重点領域研究助成	本学の教学方針を踏まえて設定した重点領域研究に対して、一定期間重点的に推進し、関連領域の研究を発展促進させ、本学の研究教育水準の向上に資することを目的とする共同研究
学術研究助成基金による助成	奨励研究（50歳以下の個人研究。研究期間1年） 共同研究（専任教育職員が研究代表者となって共同で行う研究。研究期間2年以内）
特別研究・教育促進費等	年度途中（予算確定後）に迅速に対応することが必要となった研究及び教育上の課題で、特に重要と認めたものに対する研究費等（研究促進費・教育促進費・国際シンポジウムの3区分。ただし、教育促進費には学部教育リフレッシュ予算を含む）
（学部教育リフレッシュ予算）	「教育促進費」を活用し、各学部等が教育方法や教育システムについて創意工夫を凝らしてその個性を発揮することのできる環境をつくり出し、大学全体の活性化を図るもの

（教育改革プログラム等支援経費）	外部の競争的資金による各種の教育改革プログラム等に採択されたプログラムにおいて補助金交付額が、当初申請額より金額を大幅に下回った際に、教育促進費の一部を充てることにより、当該プログラムの取組を支援する

４　国際交流助成基金補助費関係

制　度	制度の趣旨と概要
国際シンポジウム	本学又は本学の学部、院、研究所等が主催し、2カ国以上の者が参加するものに対する補助
国際学会	学会が主体的に行い2カ国以上の者が参加するものに対する補助
協定大学間の共同研究助成	本学と協定大学間の共同研究に対する補助

５　競争的な研究環境の創出を企図した制度

制　度	制度の趣旨と概要
科学研究費 申請奨励研究費 （2006年度一部改正）	科学研究費補助金への申請を奨励することにより、同補助金の採択を促進するために支給するもの 1 申請奨励研究費…新たに科研費に申請した研究課題及び関連分野の研究に着手するための事前準備に充てる経費 2 採択奨励研究費…新たに科研費に採択された研究組織の立ち上げ時に要する費用を補完する経費 3 再申請支援経費…科研費に申請し、不採択となった研究組織が、次回に再度申請を行う場合に、申請書類の完成度を高めるための経費
研究プロジェクトユニット	学外研究資金等により、学際的若しくは先端的な研究を推進し、又は社会の要請に応える新たな教育内容・教育方法を開発することをねらいとする時限的な研究組織の形成を支援するもの。ユニットの設置期間は最長5年。

６　研究所等における研究体制の充実を図り、研究プロジェクト及び共同研究を効率的に推進するための措置

制　度	制度の趣旨と概要
PDの雇用	国、地方公共団体、特殊法人等が実施する公的資金を伴う研究開発事業等に採択された研究プロジェクトや、受託研究等による共同研究組織に研究支援者として参画させ、研究体制の充実を図り、当該研究所等が実施する研究プロジェクト及び共同研究を効率的に推進し、その成果をより一層高めるために雇用するもの
RAの雇用	国、地方公共団体、特殊法人等が実施する公的資金を伴う研究開発事業等に採択された研究プロジェクトや、受託研究等による共同研究組織に研究補助者として参画させ、研究支援体制の充実を図り、かつ、本学大学院博士後期課程に在籍する学生の研究遂行能力の育成に資するために雇用するもの
特別任用教育職員の任用	所属組織、職務及び期間を限定して任用する期限付の研究者等
科研費研究員の雇用	科学研究費補助金による研究計画を効率的に推進し、その成果を一層高めることを目的として、研究支援者として従事する者を雇用するもの
研究支援者の雇用	上記PDまたはRA雇用の要件を満たす研究組織において、専門的知識・技能を活用するために雇用するもの

本学の研究環境整備の主たるものは、本学における共同研究等の促進のための制度であり、学術研究助成基金による助成制度、重点領域研究助成制度、特別研究・教育促進費制度から構成される。いずれも課題審査を前提とする学内公募型の助成制度であり、競争原理を導入した学内研究資金として、各々の設立趣旨と目的に応じた特徴を有している。

その他、目的を特定した助成制度として、国際交流助成基金による助成制度（国際シンポジウム開催補助、国際学会開催補助）がある。

学術研究助成基金とは、本学創立100周年を記念して1986年に設立された3基金の一つで、専任教育職員等の学術研究の助成を目的とした公募型研究助成制度のさきがけとなった。研究種目には次の2種がある。

奨励研究…原則として50歳以下の専任教育職員が個人で行う研究で、研究期間は1年以内、助成額は50万円以下となっている。

共同研究…専任教育職員が研究代表者となり、同一の研究課題について共同して行う研究で、研究期間は2年以内、助成額は200万円以下となっている。

公募から厳正な課題審査、制度の改変、運用までを、一貫して学内の委員会で行っている。2009年度より、研究推進委員会の下部委員会がそれらを担当している。採択は、前記委員会での審査結果をもとに学長推薦により理事会で機関決定される。予算は、当該基金の運用果実によって毎年1,200～1,400万円規模の研究費が配分されている。表Ⅰ-7-26に、近年の応募と採択の状況を示す。

表Ⅰ-7-26　学術研究助成基金による助成　応募・採択の状況

		2007年度		2008年度	
		新規	継続	新規	継続
奨励研究	採択／応募	13件／16件		9件／10件	
	研究者数	13名		9名	
	研究費（千円）	6,109		4,493	
共同研究	採択／応募	6件／11件	3件	6件／13件	6件
	研究者数	18名	10名	14名	18名
	研究費（千円）	6,849	2,112	5,920	5,083

重点領域研究制度は、本学の教学方針を踏まえつつ、学術の動向に即して特に重要なものを取り上げ、高度な成果と独創的かつ先駆的な研究を推進することを目的として、1996年に学長提案によって制定された。社会的要請と優先度の高い強い特定の研究領域を「重点領域」として定めて社会に提言し、これに沿った研究を公募し、一定期間集中的に研究を推進するものである。重点領域の設定は2年に1度、前述の学内の研究助成に係る委員会において策定された原案と大学執行部の基本方針との綿密なすり合わせによって行われる。応募者すなわち共同研究組織の代表者は、各々の研究領域に対して、研究領域 A「独創的な研究」、あるいは研究領域 B「学長が設定する研究領域」の2区分のうちいずれかを選択して研究計画を申請する。2008年度の公募現在、研究期間は原則1年とし、助成額は1件につき600万円以下、予算総額は4,200万円となっている。本制度の特徴は、学術分野における要請の高さと、本学において重点的に支援を行う緊急性の高さの両面を視野に入れた「政策課題型」の公募を行うことにある。公募、申請課題の厳正な審査、採否決定については、学術研究助成基金による助成と同様に、学内の委員会による基本事項の審議と学長推薦、理事会での最終決定という手続きで行われる。なお、2009年度より一連の手続きは研究推進委員会の下部委員会で行われることになっている。表Ⅰ-7-27に、近年の応募と採択の状況を示す。

表Ⅰ-7-27　重点領域研究助成　応募・採択の状況

区　分		2007年度	2008年度
採択／応募	審査区分A	4件／6件	6件／7件
	審査区分B	3件／6件	2件／2件
	計	7件／12件	8件／9件
研究者数		47名	50名
研究費（千円）		40,325	42,000

特別研究・教育促進費等は、年度予算確定後に迅速に対応することが必要となった研究及び教育上の課題に対して助成するものである。具体的には、重点領域研究以外の重要な研究上の課題、教育上急遽実施する必要の生じた課題、教育方法を実験的に実施する必要のある課題、国際シンポジウム等について、学長のリーダーシップのもとに迅速に対応するための助成制度である。実施期間は1年以内とし、助成額は1件につき300万円以下で、予算総額は3,000万円である。なお、2002年度から教育促進費を活用して、各学部、外国語教育研究機構、大学院及び図書館を対象として、教育方法や教育システムについて創意工夫を凝らして活性化することをめざして学部教育リフレッシュ予算枠を設定した。実施期間は当該年度とし、1件につき200万円以下である。いずれも学長を座長とし、研究推進担当の副学長、各学部等の長で構成される審査委員会による合議審査にて採否が決定される。

また、2008年度から同じく教育促進費を活用して、文部科学省が公募する外部の競争的資金による各種の教育改革プログラム等（以下「GP 等」という。）に採択されたプログラムにおいて、補助金交付額が当初申請していた金額を大幅に下回ったことにより、補助金だけでは所期の事業目的を到底達成できない場合や、各年次の事業計画の遂行自体が困難となることが予想される実施組織に対して、当該プログラムの取組を支援することを目的として、教育改革プログラム等支援経費を設定した。支給期間は当該年度であり、当該GP 等が受けた補助金の減額分の半額程度を目処として、個別に大学執行部による合議審査にて決定される。表Ⅰ-7-28はその執行状況を示している。

表Ⅰ-7-28　特別研究・教育促進費等における執行状況

種　別	区　分	2007年度	2008年度
研究促進費	件　数		
	研究費（千円）		
教育促進費	件　数		
	研究費（千円）		
学部教育リフレッシュ予算	件　数		2
	研究費（千円）		2,966
教育改革プログラム等支援経費	件　数		2
	研究費（千円）		4,333
国際シンポジウム	件　数	3	
	研究費（千円）	8,761	

国際交流助成基金は、本学創立100周年を記念して設立された基金の一つで、専任教育職員及び学生等の国際交流の促進を目的とした助成制度である。このうち専任教育職員の研究助成としては、学部等が実施する国際シンポジウム助成、国際学会助成、更には協定校間の共同研究助成等がある。国際交流助成基金による助成規程に基づき、国際シンポジウムの開催については、全学的規模で実施するものは１件1,000万円を限度として、各学部等が実施するものは助成総額1,000万円とし、１件につき総費用の２分の１を限度に300万円以内を助成する。国際学会の開催には20万円以内の助成金が各年度５件以内交付される。また、協定校間の共同研究は学外の基金をベースにした共同研究に対する助成であり、１件につき100万円を限度として各年度５件以内となっている。なお、共同研究の期間は原則として２年としている。

文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業（2008年度から高度化推進事業については後継の制度である「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に移る）を活用した大型の共同研究プロジェクトの組織化と拠点形成への取組について説明する。

この事業は、私立大学等における研究基盤の整備と研究機能の高度化を図るため、国が重点的かつ総合的な支援を行う大型プロジェクトとして位置づけられ、時代の要請を反映しつつ順次整備拡充されてきた。

本学は、1996年度の発足以来、毎年度、研究プロジェクト構想を申請し、表Ⅰ-7-29に示すとおり、これまでに35件の先端研究分野の共同研究組織・拠点を構築してきた。プロジェクト数において、全私立大学中、常に第３位に位置しており、本学における重点的な取組の姿勢を如実に物語っている。これらの実績は、共同研究の組織化に対する学内研究者のモチベーションの高さと、法人の理解と財政的努力によってもたらされたものと評価している。すぐれた機能を有する研究施設、研究装置、設備等に対する国の半額補助とともに、最大５年間、研究費及び研究スタッフにかかる経費についても国庫の優先的補助を受け得る点で、この制度を活用するメリットは大きい。国の半額補助を原則にするとはいえ、学校法人にも同額ないしそれ以上の拠出が課されることから、まさしく大学全体が、大型の共同研究を組織化することに向けてどの程度真剣に取り組んでいるかを示す指標でもある。加えて、この事業が想定する４区分の事業形態の目的と期待される効果、共同研究組織のあり方、研究計画の妥当性や内外の自己評価体制の有無、支援体制等の観点から、有識者による委員会審査を経たもののみが選定されるという点では、多分に競争的であり、更には３年目に課せられる進捗状況報告と最終年における成果報告においては、同じく国が選任した専門委員による評価とフィードバックが行われる等、外部からの質的評価を伴うため、共同研究の組織化の促進と活性化を図れるという大きな利点と、共同研究組織の適切で効果的な運用が絶えず問われるという厳しさを併せ持った制度といえる。

表Ⅰ-7-29に示すとおり、これまで本学は、最先端の研究開発プロジェクトであるハイテク・リサーチ・センター整備事業で９件のプロジェクトの選定を受け、その事業経費は3,057,978千円である。優れた研究実績と将来の研究発展が期待される卓越した中核的研究拠点の形成支援の意味合いを持つ学術フロンティア推進事業では13件で4,595,839千円を、地域企業等との連携によって地域社会の活性化に結びつく研究成果を生み出す共同研究組織を補助対象とする社会連携研究推進事業（2004年度までは産学連携研究推進事業）

では3件の選定を受け459,268千円を、更に、多様な人材を受け入れ、若手研究者や高度専門職業人等の人材養成や研究成果等の幅広い公開等を推進する研究組織を対象とするオープンリサーチ・センター整備事業では2件1,072,918千円の事業経費である。また、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業においては、「研究拠点を形成する研究」として、8件で事業経費は388,693千円であり合計35件のプロジェクトに対し、2009年5月現在で計上可能な経費の総合計だけでも9,491,307千円となっている。

表Ⅰ-7-29　私立大学学術研究高度化推進事業及び私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の選定実績と事業経費一覧

1．私立大学学術研究高度化推進事業　（単位：千円）

区分		研究期間（年　度）	研究組織名	研究プロジェクト名	施設・装置設備関係費	研究費・研究ｽﾀｯﾌ経費	事業経費合　計
ハイテク・リサーチ・センター整備事業	1	1996-2000	ハイテク・リサーチ・センター	①高機能材料開発/②高度機能素子開発/③生命工学開発	1,247,591	277,986	1,525,577
	2	1999-2003	ハイテク・リサーチ・センター	先端フォト・エレクトロン素子開発	124,364	62,040	186,404
	3	2000-2004	ハイテク・リサーチ・センター	①生体類似・低環境負荷型材料開発/②マイクロ・ロボット用センサ・アクチュエータの開発とその評価	289,607	119,537	409,144
	4	2001-2005	ハイテク・リサーチ・センター	パルスプラズマ・イオンプレーティング複合法で作成する傾斜構造薄膜による工具・機械要素の表面改質の開発	92,992	69,134	162,126
	5	2002-2006	ハイテク・リサーチ・センター	生命情報伝達系の機能分子と応答制御を基盤とするシステム開発	53,570	80,520	134,090
	6	2002-2006	ハイテク・リサーチ・センター	ナノ・メソ空間制御材料開発	67,700	62,062	129,762
	7	2005-2009	HRC グリーンケミストリー研究ユニット	持続可能社会を先導する物質群の革新的開拓プロジェクト	119,436	94,725	214,161
	8	2005-2009	HRC テラビット級情報記憶研究ユニット	ユビキタス社会を支えるテラビット級超高密度情報記憶システムのための革新的ナノテクノロジーの開発	119,508	64,150	183,658
	9	2007-2011	高度環境化学技術研究ユニット	ナノ材料に基づいた高度環境化学技術の開発プロジェクト	85,000	28,056	113,056
	計　9　件				2,199,768	858,210	3,057,978
学術フロンティア推進事業	1	1997-2001	工業技術研究所	①高度環境共生都市システムの構築/②耐震･免震･制震と地震防災システムの構築/③高度防災情報通信システムの構築	768,844	86,388	855,232
	2	1999-2003	社会学研究科	学校教育における包括的ストレス・マネジメントに関する臨床心理学的実践研究	47,288	83,810	131,098
	3	2000-2004	法学研究所	国際金融革命と法	617,550	110,424	727,974
	4	2002-2006	ソシオネットワーク戦略研究センター	社会基盤としてのネットワーク戦略の総合的政策研究	393,299	210,200	603,499
	5	2002-2006	学術フロンティア・センター	知的情報通信による高度防災交通システムの構築	55,402	61,934	117,336
	6	2003-2007	学術フロンティア・センター	ナノ・サブマイクロ技術を用いた模擬/人工生体組織の創製と新診断・治療法の開発	87,900	68,900	156,800
	7	2003-2007	総合情報学研究科	合意形成のための認知的・数理的情報処理システムの構築	258,896	84,997	343,893
	8	2004-2008	社会学研究科	心理的問題援助のための包括的情報ネットワークの構築と実践的援助研究(継続)	—	74,194	74,194
	9	2005-2009	アジア文化交流研究センター	東アジアにおける文化情報の発信と受容	402,709	143,709	546,418
	10	2005-2009	人間活動理論研究センター	革新的学習と教育システム開発の国際共同研究　－人間活動理論の創成－	409,325	134,128	543,453
	11	2006-2010	生活支援工学研究ユニット	高度福祉社会の QOL 改善に寄与する生活支援工学構築のための実践的研究	176,384	51,581	227,965
	12	2007-2011	知能システム技術と感性情報処理研究ユニット	安全・安心・快適な社会構築のための知能・感性・情報通信技術の応用	70,735	49,771	120,506
	13	2007-2009	ソシオネットワーク戦略研究センター	社会基盤としてのネットワーク戦略の開発・実験・法試案と予算案の作成	—	147,471	147,471
	計　13　件				3,288,332	1,307,507	4,595,839

区分		研究期間（年　度）	研究組織名	研究プロジェクト名	施設・装置設備関係費	研究費・研究ｽﾀｯﾌ経費	事業経費合　計
産学連携研究推進事業	1	2003-2007	食品産廃物再生技術開発ユニット	食品製造工程から生じる廃棄物の有価物質への転換再生技術	78,349	8,711	87,060
	2	2004-2008	キャパシタ型蓄電システム開発ユニット	将来型電気エネルギー社会を支える「キャパシタ型蓄電システム」の開発	78,373	74,678	153,051
	計　2　件				156,722	83,389	240,111
社会連携研究推進事業	1	2005-2009	政策グリッドコンピューティング実験センター	グリッドコンピューティングを用いた政策立案支援システムの開拓と地域社会への導入支援	99,995	119,162	219,157
	計　1　件				99,995	119,162	219,157
オープンリサーチセンター整備事業	1	2003-2007	知識ネットワーク基盤センター	知識ネットワーク社会創造のための、人的・情報環境の構築に関する研究 ①初等・中等教育を中心とする情報教育の高度化プロジェクト/②高度情報活用型学習環境と学習モデルの構築プロジェクト/③情報アーカイブの高度化・効率化と活用実験プロジェクト	254,593	85,333	339,926
	2	2005-2009	なにわ・大阪文化遺産学研究センター	なにわ・大阪文化遺産の総合人文学的研究 ①祭礼遺産研究プロジェクト/②生活文化遺産研究プロジェクト/③学芸遺産研究プロジェクト/④歴史資料遺産研究プロジェクト	575,689	157,303	732,992
	計　2　件				830,282	242,636	1,072,918
合計　27　件					6,575,099	2,527,515	9,102,614

２．私立大学戦略的研究基盤形成支援事業

研究拠点を形成する研究	1	2008-2012	マイノリティー研究センター	マイノリティと法－21世紀における『国家と社会』のパースペクティブ	6,170	17,584	23,754
	2	2008-2012	文化財保存修復研究拠点	文化財の保存修復、技術開発と活用の研究-ｴｼﾞﾌﾟﾄを中心にして-	7,476	17,933	25,409
	3	2008-2012	機能性天然素材発掘・実用化ユニット	地域産業シーズ・ニーズに応えた高付加価値天然素材の発掘及びその製造技術の実用化研究	65,490	6,968	72,458
	4	2008-2012	健康科学研究ユニット	環境アポトジェンを含む環境汚染化学物質の作用動態解析と化学生態学的防除法の開発研究プロジェクト	68,461	17,839	86,300
	5	2008-2012	総合情報学研究センター	セキュアライフ創出のための安全知循環ネットワークに関する研究	38,595	30,940	69,535
	6	2008-2012	ナノ・マイクロフィジオーム研究ユニット	ヒト組織・臓器の実形状モデルを用いた生体現象・機能の解明と人工臓器・医療機器の開発	0	15,332	15,332
	7	2009-2013	電気エネルギー材料開発ユニット	電気エネルギー高効率利用社会を実現する新材料技術の開拓	85,426	2009年度から計上開始	85,426
	8	2009-2013	データマイニング応用研究所	データマイニングのビジネス応用のための実践科学アプローチ	10,479	2009年度から計上開始	10,479
	計　8　件				282,097	106,596	388,693
総合計　35　件					6,857,196	2,634,111	9,491,307

※研究費・スタッフ経費については、2008年度決算時における各研究プロジェクトの実績額。事業経費は、補助対象外経費を除いた金額である。

個人研究費は、研究者個人の研究活動を支援することにより、本学の学術研究の推進を図るための基礎となる研究資金であり、毎年度、専任教育職員全員、法科大学院及び会計専門職大学院の特任教育職員に対して交付している。これは、学会出張旅費、消耗品費等の経費から器具備品費まで使用できる機能的経費で、専任の教育職員には資格に関係なく一律51万円を、法科大学院（法務研究科）及び会計専門職大学院（会計研究科）の特任教育職員には25万円を支給している。表Ⅰ-7-30は2008年度の個人研究費執行状況を示したものであるが、各所属（学部等）ともにほぼ90％を超える予算執行率を示している。また、表Ⅰ-7-31は使途別執行状況を示したものである。学問分野に応じて、その使途別執行状況は異なっているが、例えば、理工系学部は学会出張旅費が個人研究用図書資料の２倍を超えて執行されるのに対して、文系学部はこれが逆転するという傾向がみられる。

検索

更に、経常的な研究支援経費としては、このほかに個人研究用コピー費（予算上は１人4,000枚の専任教育職員数分を計上しているが、運用上は、利用限度を設けていない）、学会開催補助費（上限50万円）及び外国出張補助費（１人上限20万円）がある。

表Ⅰ-7-30　個人研究費執行状況　　2008年度（単位：千円）

所属	予算	決算	執行率（%）
法学部	23,758	22,385	94.2%
文学部	66,300	63,761	96.2%
経済学部	24,480	23,754	97.0%
商学部	20,910	20,742	99.2%
社会学部	28,300	27,801	98.2%
政策創造学部	10,200	8,853	86.8%
総合情報学部	24,778	22,138	89.3%
システム理工学部	43,350	41,594	95.9%
環境都市工学部	24,778	24,381	98.4%
化学生命工学部	28,560	28,133	98.5%
外国語教育研究機構	18,870	18,470	97.9%
法務研究科	12,480	11,226	90.0%
会計研究科	5,850	5,332	91.1%
計	332,614	318,570	95.8%

表Ⅰ-7-31　使途別個人研究費執行状況　　2008年度（単位：千円）

使途＼所属	法	文	経	商	社	政策	総情	ｼｽﾃﾑ	環境	化学	外機	法務	会計	計
学会出張旅費	3,249	15,555	6,095	4,940	7,945	1,744	7,208	18,352	13,105	9,613	3,485	1,782	1,379	94,452
消耗品費	2,189	8,773	3,134	2,756	3,854	905	2,584	6,075	2,131	4,993	2,554	1,554	613	42,115
消耗品ソフト費	279	1,116	648	515	754	230	645	995	439	1,292	733	145	51	7,842
消耗器具備品費	1,775	7,075	3,618	2,340	3,842	961	1,869	4,807	1,248	4,302	2,887	1,679	732	37,135
電算情報資料費	156	336	489	214	518	0	464	571	431	273	128	181	87	3,848
個研図書資料費	13,828	25,532	7,479	8,188	8,279	4,132	5,203	6,272	3,897	4,550	6,239	5,510	1,944	101,053
印刷費	16	343	0	6	72	0	446	442	136	153	0	0	0	1,614
郵券代	49	55	6	11	108	1	112	27	17	31	19	15	18	469
電話代	45	53	15	8	67	1	3	47	19	16	6	6	2	288
支払運搬費	25	11	0	2	2	3	13	7	5	13	3	0	9	93
設備修繕費	0	134	25	57	9	0	397	58	0	148	19	13	16	876
諸会費	774	3,255	1,523	1,657	2,099	643	2,393	3,178	2,903	2,214	829	341	481	22,290
報酬	0	0	209	48	0	0	234	177	50	236	0	0	0	954
器具備品費	0	1,523	513	0	252	233	567	586	0	299	1,568	0	0	5,541
計	22,385	63,761	23,754	20,742	27,801	8,853	22,138	41,594	24,381	28,133	18,470	11,226	5,332	318,570

表Ⅰ-7-32　外国出張者数と補助金支給状況

学部等	外国出張者数			補助金支給状況	
	合計	補助金			
		なし	支給	人数	金額
法	5	2	3	3	351,180
文	36	22	14	14	2,123,140
経	8	5	3	3	300,000
商	8	3	5	5	530,000
社	10	7	3	3	500,000
政	4	4	0	0	0
情	17	8	9	9	1,570,000
シ	19	3	16	16	2,560,000
環	25	9	16	16	2,370,000
化	18	0	18	18	2,880,000
外	18	15	3	3	300,000
法科	3	2	1	1	80,000
会計	0	0	0	0	0
合計	171	80	91	91	13,564,320

（注1）補助金の単位は千円
（注2）補助金には、A・B・Cの３ランクがあり、Aランクは毎年１回、B・Cランクは２年に１回補助。
（注3）ランクの定義　A　国際学会、セミナー、シンポジウム等での研究発表、講演、議長又は司会者
　　B　国際学会、セミナー、シンポジウム等への一般参加
　　C　自己の研究に必要な調査、資料収集

また、これら直接的な研究費のほかにも、研究成果を公表するための助成制度として、次のものがある。

① 研究成果出版補助費…専任教育職員の研究成果の発表を促進するために、一定額の範囲内で出版経費を補助する。

② 著者出版負担金による出版助成…非営利的損益計算においてすら欠損を免れない場合に刊行経費の一部を著者が負担することを前提として、研究成果の発表を促進、助成する。

③ 論集（紀要）刊行補助費…各学部・学会等で刊行している論集や紀要の刊行経費の一部を補助する。

④ 記念論文集刊行補助費…教育職員のために刊行する古希・還暦等の記念論文集に対して、50万円を限度に印刷経費の一部を補助する。

学部単位に研究棟があり、そこに個人研究室、合同研究室及び資料室等が配置されている。設置状況は『データブック2009』〔P293（ア）研究室（個人・合（共）同研究室・資料室）の学部別保有数〕に掲げたとおりであり、文系学部・外国語教育研究機構・法務研究科・会計研究科における個室率は基本的に充足されているが、工学部ではその率が約８割にとどまっている。工学部では研究テーマごとに学生を交えた合同研究を行い、実験・実習を重ねていくという自然科学分野特有の研究体制をとっているため、原則として教授には個人研究室が与えられているが、その他の者はテーマごとの合同研究室、実験・実習室に個人研究室としての機能を持たせて利用しているのが現状である。

研究時間の確保については、１週間最大使用可能時間が物理的に168時間と制限されている以上、どれだけあれば良いというものではなく、おそらく時間はいくらあっても足りないところである。2009年度から、負担の軽減という点から、学部教員の補充がなされている。経常的時間の確保の他に、研究専念制度が設けられている。在外研究員等制度、交換（派遣）研究者制度、外国留学者制度、国内研究員制度、研修員制度がそれらである。

在外研究員制度は、専任教育職員が外国に留学または出張する制度として在外研究員等規程を定め、在外研究員及び外国留学者に助成している。在外研究員には滞在期間が１年間の学術研究員と、１ヶ月以上６ヶ月以内の調査研究員があり、学術研究員は主として59歳以下の専任教育職員を、調査研究員は63歳以下の専任教育職員を派遣するものとしている。在外研究員の人数は学術研究員の場合、法・経済・商・社会・総合情報学部各２名、文・工学部各３名、外国語教育研究機構・法務研究科各１名で計18名以内、調査研究員の場合、法・経済・商・社会・総合情報学部・法務研究科各１名、文・工学部各３名、外国語教育研究機構２名で計14名以内である。在外研究旅費は旅客運賃、日当・宿泊料及び支度金からなり、学術研究員は374万円以内、調査研究員は259万８千円以内である。外国留学者は全学で１年度９名以内とし、支度料が支給される。

交換（派遣）研究者制度は、国際交流を促進するために定められた交換研究者規程に基づく研究または調査に専念する制度で、交換（派遣）研究者には在外研究員等規程に準じた所要経費から協定校より給付される滞在費相当額を控除した額を支給する。派遣期間は協定及び覚書に基づいて作成される交換派遣計画に従い、最大６人月となっている。

国内研究員制度は、国内において学術の研究・調査に専念する制度として国内研究員規程を定め、国内研究員研究費を支給している。国内研究員は59歳以下の専任教育職員であって、研究期間は１年間として、毎年度全学で３名以内となっている。研究費は基本研究費85万円、旅費交通費120万円を限度に支給され、基本研究費は消耗品費等の経費から機器備品まで使用できる。

研修員制度は、本学に３年以上勤務する専任教育職員であって、学術の研究・調査に専念する制度として研修員規程を定め、研修員研修費を支給している。研修員の研修期間は前期若しくは後期の６ヶ月または１年間で、研修員数は１人が６ヶ月を１名、１年間を２名として計算して毎年度16名以内としている。法・経済・商・社会・総合情報学部は前期・後期各１名の２名以内、文・工学部は前期・後期各２名以内で３名以内、外国語教育研究機構・法務研究科は、前期１名又は後期１名の各１名以内となっている。研修費は６ヶ月24万円、１年48万円を限度に支給され、旅費交通費、消耗品費等の経費に使用できる。

表Ⅰ-7-33　在外研究員・国内研究員・研修員の状況　　（単位：人）

	2007	2008
在外研究員（学術）	14	16
在学研究員（調査）	9	8
国内研究員	2	2
研修員	13	11
合　計	38	37

【長所】

個人研究費は、かつて研究手当、教育研究経費の学会出張旅費と個人研究用図書資料費として個別に支給され、予算管理されていたため、配分された予算が研究対象によっては不足したり、未執行となる場合もあった。その改善方策として、一時期における学会出張旅費と個人研究用図書資料費の相互流用方式を経て、現在の個人研究費に一本化し、併せて使途も拡大したという経緯がある。その結果、予算執行の自由度が格段に増すことで、研究者個々の研究領域・方法の独自性に見合った執行が可能となり、近年の執行率は各学部等ともほぼ同様に高い水準を保っている。したがって、現在本学では、個人研究費と研究旅費との不均衡等の問題は発生していない。一方、経費の執行に際しては、機関経理のもと、原則その都度払い方式を採用しているほか、出張申請をはじめとするすべての請求・支出手続きが学内の統一基準と方式によって行われるため、予算執行の適切性も十分に担保されている。

なお、外国出張者に対する補助は前表（表Ⅰ-7-33）のとおり、毎年活発な申請と、それに応じた補助が行われており、制度として十分機能していると言える。

また、研究の最終目標は研究成果を世に問い、社会に還元・寄与することにあるとの観点から、前述のとおり、研究成果の発表を助成し促進する制度を設けている。一般的に学術図書や学術論文は、その内容・価値とは裏腹に購入層が限定され、出版刊行に当たっては、その製造原価の回収さえ困難となることも多いことから、本助成制度により、研究成果が出版物として公表されることを促進しようとするものである。

【問題点】

個人研究費については、研究者にとって使いやすい研究費であるよう、そのニーズに対応してきているが、可能な限り個々の研究活動の実態を把握しつつ、常に改善していくよう努めねばならない。一方、アルバイトの雇用や外国出張旅費の拡充等、更なる使途拡大要望があるが、雇用管理上のリスクや税法上の制約、当該研究費に関するこれまでの経緯等を含めて検討していかなければならない。

前述のとおり、理工系３学部では、研究テーマごとに合同研究を行い、実験・実習を重ねていくという自然科学分野特有の研究体制をとり、個人研究室並びに合同研究室や実験・実習室等を含めて研究活動の場が提供され、利用されている。しかし、現状では個室率は約80%にとどまっている。同学部における個人研究室を増やす必要があるとの要求もあることから、近年段階的に増設されているが、今後、理工系３学部教員に更に十分な研究スペースを確保するためには、実験・実習棟やハイテク・リサーチ・センター、学術フロンティア・センター等既存の大型共同研究施設の利用のあり方を再検討するとともに、研究棟の建設等の方策が必要である。限られた財源と限られた空間の下であればこそ、研究分野の特殊性とプロジェクト研究の組織化、研究スタイルの多様化等、今日的なニーズを視野に入れ、機能性と効率性の高い研究環境の実現に取り組むことが緊要の課題である。

日常的に研究時間が不足している事態はかなり深刻である。更に問題は、どの組織でもそうであるかもしれないが、全員が平等に不足するということではなく、不足する人が偏る点にある。これはスタッフ数を増やせば解決する問題ではなく、研究時間確保のために、行政職等の均等負担が図られねばならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

個人研究費に対する研究者からの今日的なニーズに応じた使途範囲の拡大を図るとともに、外部資金の申

請・導入の実績等を勘案して、配分（交付）率に段階差を設けること等を検討する。

外国ジャーナル等は複数年契約による割引制度があるが、研究費予算は単年度なので、その便益を活用できない。予算執行の柔軟化も検討課題である。

7-2-2　競争的な研究環境創出のための措置

【現状の説明】

わが国の学術研究の基盤を形成するもっとも基幹的な研究経費とされている科学研究費補助金における本学の状況は、図Ⅰ-7-2のグラフに示すとおり、申請、採択、交付金額ともに近年右肩上がりで上昇傾向にある。交付金額でみても、医学部等多額の交付が見込める大学を含むすべての４年制私立大学でも常に上位（2006年度12位、2007年度10位、2008年度16位、速報では2009年度は12位）に位置しており、交付金額は、2004年度以降、３億円を突破している。各学部等の執行部における外部の研究資金獲得の促進と、学長のリーダーシップによるさまざまな制度的・組織的な支援体制の拡充という取組の効果が、これら増加傾向を示す数値として顕著に表れてきていると言える。

図Ⅰ-7-2　本学における過去５年間の応募・内定状況の推移

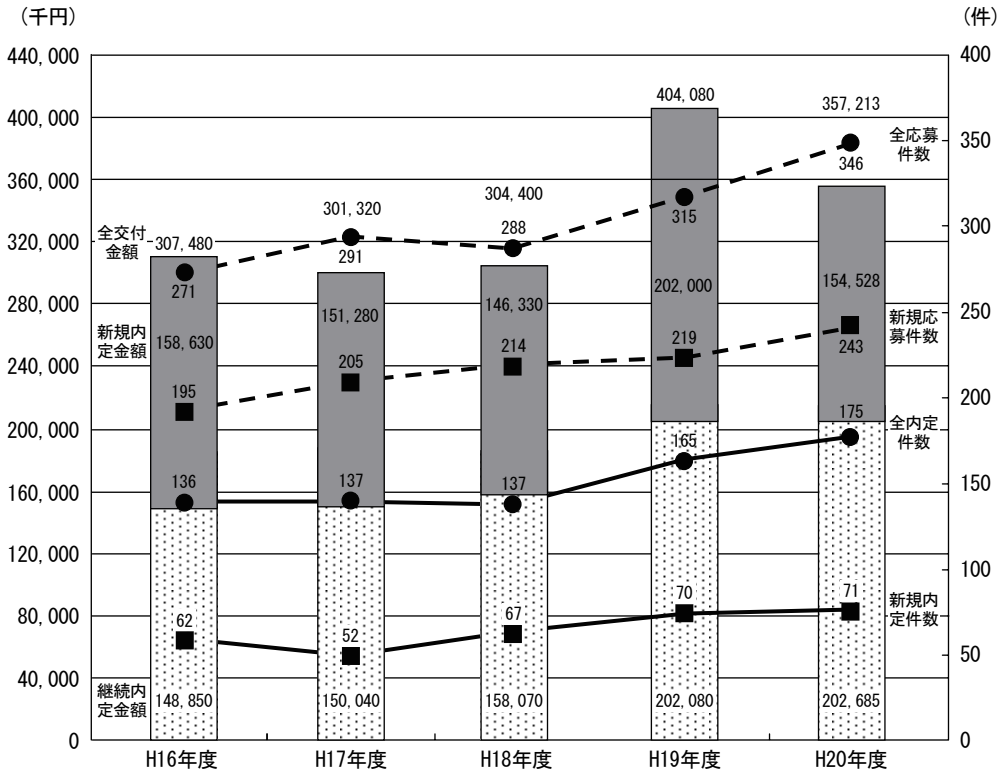

（注1）特別研究員を除く。内定金額は、間接経費を含んだ金額を示す。
（注2）転出者・転入者を再整理した実質的な件数と受け入れ金額を示す。

また、NEDO や科学技術振興機構をはじめとする特殊法人が募集する各種の研究事業や経済産業省所管のコンソーシアム事業への申請の状況は、2006年度11件であったものが、2007年度49件、2008年度58件と急激に増加しており、採択件数も2006年度２件に対し、2007年度17件、2008年度16件と同様に増加している。これは、本学のコーディネーターと連携した、科学技術振興機構「シーズ発掘試験」への申請件数が増加したことによる。本学のシーズの発掘から実用化までの一貫した研究開発活動の促進により地域のイノベーション創出がますます期待されている。

なお、各種団体等が主催する研究助成事業については、これまで工学部中心に偏っていた申請が、近年社

会科学系の学部や文理総合系の学部からのチャレンジも徐々に増加してきている。

更に、2004年度から、学長のリーダーシップにより、研究の発信拠点としての大学の任務を更に積極的に推し進めることを目的として、「研究プロジェクトユニット」を創設した。これは、研究目標を共有する若干名の研究者によって大学の認可のもとに立ち上げ、最長5年という時限を切って成果を公表し、原則として外部資金による、競争的な研究環境のなかで研究成果を錬磨していくという特徴をもった時限的な研究組織である。本学の研究教育の進展を加速し、学外研究資金等により、学際的若しくは先端的な研究を推進し、又は社会の要請に応える新たな教育内容・教育方法を開発することをねらいとする「流動的」「時限的」な研究部門ともいえる。

ユニットリーダーを含む4名以上の学内専任教育職員をコアメンバーとして、学外共同研究者、調査研究補助員等を加えて構成する。設置申請の認可は学長コーナーが行い、毎年度、年次計画書と研究報告書を求め、期間内に外部資金等が得られない場合にはこれを廃止させる。創設当初から活発な設置認可の申請があり、外部資金調達の目処等を中心とした適否審査の結果、設立から4年目を迎える2009年7月現在、13件の設置実績がある。既にこれらの中から、2004年度の現代 GP（e-Learning)、2005年度私立大学学術研究高度化推進事業（学術フロンティア推進事業)、2008年度私立大学戦略的研究基盤形成支援事業及び大学院GPにおいて、各1件の採択実績が生まれている。

表Ⅰ-7-34　研究プロジェクトユニット一覧

2004年度設置

ユニット名称	研究員数	設置期間
CEAS研究プロジェクトユニット	5	2004.10.29～2007. 3.31
国際ライフサイクルサイエンス研究プロジェクトユニット	11（5）	2004.10.29～2008. 9.30
人間活動理論研究プロジェクトユニット	9（3）	2004.12. 1～2005. 3.31
グローバルな視点に立ったICT支援プロジェクトユニット	5	2004.12. 1～2009.12. 1

2005年度設置

ユニット名称	研究員数	設置期間
エリア・ソーシャルキャピタル（ASC）研究プロジェクトユニット	6	2005. 4.18～2010. 3.31
エジプト文化・文化財研究プロジェクトユニット	8（4）	2005. 5.31～2010. 3.31
ソシオン研究プロジェクトユニット	6（2）	2005. 5.31～2010. 3.31
大阪ブランド戦略マネジメントプロジェクトユニット	12（4）	2005. 7.15～2008. 3.31

2006年度設置

ユニット名称	研究員数	設置期間
市場と政府の経済、法及び会計に関する研究プロジェクトユニット	9（1）	2006. 4. 1～2011. 3.31
インタラクション高度化研究プロジェクトユニット	7（1）	2006. 5. 1～2011. 3.31

2007年度設置

ユニット名称	研究員数	設置期間
関西大学エイジング・ソサエティ研究プロジェクトユニット	5（1）	2007. 4. 1～2012. 3.31
地域再生学研究プロジェクトユニット	9（1）	2007.12.25～2008. 3.31

2009年度設置

ユニット名称	研究員数	設置期間
社会安全学学際・融合共同研究プロジェクトユニット	26（20）	2009. 7.15～2014. 3.31

（注）研究員数欄の（　）内は学外共同研究者を内数で示す。

【長所】

学内研究費制度に関して、学術研究の促進と政策研究の促進の両立があげられる。学術研究助成基金による助成制度は、研究者の自由な発想に基づく学術研究の促進と独創的・先駆的な成果の公表を目的とする。一方、重点領域研究助成制度では、優れた独創性に加え、学術的・社会的要請の高い特定のテーマを睨みつつ本学が政策的に設定した特定領域を課題として、これに応じる研究とその組織化を重点的に支援し、高い成果を社会に発信することを狙いとしている。このように、制度によって明確に目的と位置づけを区分し、それぞれの使命を課し、その両立を図っている。

第二に、これら公募型の学内研究費における精緻かつ合理的で納得性と公平性の高い審査システムをあげたい。とりわけ前述の学術研究助成基金による助成制度と重点領域研究助成制度においては、評価システムの専門家（当該分野を専門領域とする研究者）を交えた学内の委員会において、万全を自負する適正かつ厳正な審査システムを確立している。①計画の妥当性を問う基礎評価では、「研究目的の明確さ」「特色と独創性」「計画と方法の妥当性」「研究組織の合理性」「経費の合理性」「研究成果の期待度」を審査項目として、学内研究費審査・評価部会委員全員による評価が課せられる。更に、②ピアレビュー形式による分野別評価では、「特定分野における内容の優秀性」「実現の可能性」「成果の社会貢献度」「他分野への波及効果」といった審査項目によって、専門分野に親しい３名の委員による評価を受けることになる。委員会内部だけでは徹底したピアレビューができないと判断された場合には、外部から審査協力委員を委嘱する。また、③政策研究型の重点領域研究助成では、これに加えて大学執行部による政策的な観点からの審査が加えられる。これらの合計点と所見によって採否案が練られ、学長推薦への手続きが行われている。

第三に、研究基盤の基礎固めからスタートし、研究プロジェクトの組織化までを目論む研究者にとって、ステップ・バイ・ステップ方式を踏みやすい制度構成となっている点がある。例えば、学術研究助成基金による助成の研究種目のうち若手研究者が単独で行う奨励研究は、萌芽的な研究を促進するとともに、着任間もない研究者にとって、次のステップへの研究の基礎を固めるという意味をもつ。着任時に採択されたこの単独研究は、小額ながらも使い勝手がよく、初期における自らの研究基盤の形成に役立つものとなるよう設計している。中期的には、これを基礎として同一研究分野の研究者との連携を深め、研究組織を形成し、科学研究費等の外部資金の獲得実績を積み、大型の外部資金によるプロジェクトリーダーに成長させることを企図するものである。

前述の高度化推進の各事業に選定を受けたプロジェクトをはじめ、各研究所等における大型の受託研究や学外との共同研究組織においては、研究スタッフとして PD、RA、研究支援者等の雇用を認めており、先端研究分野における若手研究者や高度専門職業人の育成を支援している。更に、大学としての重点課題の達成等、ミッション性の高い研究組織においては、2004年度から導入した任期付の特別任用教育職員を任用することを認め、特定の分野における高度な研究に専念させている。こうした制度の充実によって、研究組織を強化し、共同研究を効率的に推進するとともに、すぐれた研究手法と研究成果の次代への継承を図っている。更に、2007年に採択されたグローバル COE プログラムによる教育研究拠点の形成活動において、今後、国際的な舞台でリーダーシップを発揮しうる若手研究者の育成が、画期的に図られることが期待される。表Ⅰ-7-35に近年の実績を示す。

表Ⅰ-7-35　研究専念型研究者・研究支援者・研究補助者等の任用状況 （単位：人）

区　分	2007年度	2008年度
特任教育職員 （法務研究科・会計研究科以外）	6	6
P　D	27	30
R　A	47	60
科研費研究員	8	2
研究支援者	1	1
合　計	89	99

本学では、2006年度に設置した研究支援課において、科学研究費補助金及び研究助成団体等への研究費の申請支援と採択後の諸手続き等の事務支援を担わせている。こうした研究助成・研究支援を専従的に行う事務部門の設置によって、科学研究費補助金等における制度改正や取扱い基準等の変更にいち早く対応し、学内における取扱いに反映させるとともに、研究者に最新の情報を提供することが可能となっている。また、申請書類の事前チェックや全学的なとりまとめによる正確で効率的な申請を行う上でのサポート機能も発揮している。

検索

【問題点】

第一に、重点領域研究助成制度に対する学内研究者の期待が大きいがゆえに、さまざまな要望がある。代表的なものには、外部の大型プロジェクトの基盤形成を支援するための経費としては、1,000万円以上の研究費を複数年にわたって助成すべきであるとの声がある。これについては、大型の外部資金の獲得と格段の研究成果の社会還元に向けて、いかに有効な研究プロジェクトの組織化を促進するか、という政策的な観点からも、予算の拡大を含めた一層の制度改革を進めていく必要がある。

第二に、学内資金を得た研究者に対する研究成果の公表を徹底する方策を確立することがあげられる。さまざまな事情によって成果公表の期限が守られないケースも一部散見されるという状況を、ただ研究者の良識に委ねて待つということは、研究費の源泉の所在を考えれば、社会的にも決して許されることではない。

第三に、特別研究・教育促進費等による助成制度は、予算制度を構築する学校法人が、年度途中に発生した突発的な事態に対して、簡素な手続きで即座に対応しうる制度であり、予算制度のもつ硬直性に対処するものとして評価できる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

更に科学研究費補助金の採択実績を上げるには、第一に、申請数、申請率を伸ばす必要がある。この意味では、2003年度に導入した科学研究費申請奨励研究費が一定の成果を上げていることがうかがえる。しかしながら、学部等別に申請率を比べた場合、いくつかの学部ではまだまだ十分とはいえない。学長のリーダーシップによる各種の制度改革と支援体制の整備に呼応する形で、学部長等、教授会組織のリーダーの強力な働きかけによって、より一層の申請への取組を促進していく必要がある。

採択率の向上を図るには、科学研究費補助金をはじめとする外部の競争的資金制度における申請書類の訴求力を高める上で有効かつきめ細かなサポート体制を充実することも課題である。

大型の外部の競争的資金を獲得する上では、学内に多くの研究シーズを発掘し、可能性のあるものを選択してインキュベートし、これらを重層的な共同研究グループとして組織化するための仕組みと、専従的かつ組織的に支援していくためのシステムを更に充実させていく必要がある。

外部資金獲得へのインセンティヴを高めるには、内部資金のカットに勝るものはないであろう。学内資金と外部資金の配分比率を検討することも必要である。

7-2-3　研究上の成果の公表、発信・受信等

【現状の説明】

大学が社会に果たす役割は大きく、また、その重要性も広く認識されるところとなってきた。教員や大学機関の研究成果を広く情報発信することは、関西大学に対する社会的評価を高める上で、極めて重要な課題である。

グローバル化に特徴付けられる社会における情報化の進展により、「知」の創造と伝達の方法が大きく変わってきた。「伝達」については、インターネットの普及により、従来では考えられなかった広い範囲に即時的に情報を伝達することが可能となった。

大学における知の創造の産物である研究成果を、学外に「伝達」する方法も大きく変えることが可能であり、学外との研究協力も促進できる可能性がある。

大学紀要の PDF 化も進んでおり、外部から容易にアクセスできるようになっている。研究成果の受信については、図書館ホームページより、電子ジャーナルやデータベースに容易にアクセスでき、主たる資料の入手に不便はない。

【長所】

前述した学術情報システムの更新によって、発表した論文へのアクセスが容易になっている。印刷の場合、

成果の公表を発行まで待たなければならなかったが、電子化されると論文等のファイルをアップするだけでよいので、時間をおかずすぐに公表でき、コメントやコレスポンデンスも急速かつ容易になっている。

【問題点】

電子化されたものが主流になると、電子化されていない資料の入手に困ることになったり、容易に入手できるデータに基づく研究に偏ることが懸念される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

一部ジャーナルでは、印刷された論文のアペンディクスまたはサプルメントをオンラインの形式でそのジャーナルのホームページからアクセスする仕組みになっている。論文によっては本文と同量のものがオンラインでないと入手できないことがある。印刷物は残せるが、オンラインの場合、残しておけるかどうか不明である。紀要等ではまだこのようなことになっていないが、今後に備えて検討しておくべきであろう。

7-2-4　倫理面からの研究条件の整備

【現状の説明】

本学では、2007年１月に「関西大学研究倫理規準」を制定した。本規準においては、その前文に関西大学における研究活動の倫理のあり方を以下のように表明し、倫理面からの研究条件を整備している。

《前文》

学術研究の目的は、真理の探究と人類の平和・福祉の増進にある。

また、大学は、学術研究・教育機関として各研究者の自由な研究を保証する一方で、大学に課せられた社会からの付託に応えることが必要である。

したがって、学術研究に従事する研究者は、自身の自由な研究活動における目的を達成するにあたり、社会倫理を逸脱しないよう自らを強く律して研究を遂行し、同時に、その豊かな識見をもって、学生の教育、後継者の養成、並びに社会への貢献活動等を行う責務がある。

学術研究の自由な遂行を保証し社会の要請に真摯に応えるため、研究者は以下のような基本的姿勢を堅持することが求められている。

(1) 真理の尊重
(2) 人間の尊厳と基本的人権の尊重
(3) 研究成果の社会への還元
(4) 研究に対する真摯で公正な態度
(5) 研究者としての自律

関西大学は、その構成員が上記の研究者としての基本的姿勢を尊重し、社会からの信頼と尊敬を得るにふさわしい学術研究活動を遂行するため、いかなる努力も惜しまないことをここに表明する。

前文に続いて、第３条で研究者が遵守すべき倫理を述べ、第４条に研究遂行過程における留意事項が、第５条に研究成果公表に関する留意事項、第６条に研究費に関する留意事項が続けて述べられている。

このような研究倫理基準に加えて、文部科学省等からの通達に基づき、公的研究費等取扱規程等競争的資金を中心とした公募型の研究資金の倫理上の適正な管理を行うための規程を定めている。

更に、ハラスメントに関しては、「関西大学ハラスメント防止に関する規程」のもとに、セクシャル・ハラスメントをはじめ、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他のハラスメントの防止に関する整備をはかっている。

遺伝子組み換え生物等に関しては、「関西大学遺伝子組換え生物等の第二種使用等に関する管理規程」を定めて、遺伝子組換え生物使用の安全かつ適切な実施を図っている。

研究成果の知的財産権については、「関西大学発明規程」を定め、法人並びに発明者の倫理的な取り扱いを明示している。

【点検・評価】

本学では、規程等により倫理面からの研究条件や体制整備を行い、学内の啓蒙に努め、社会的責任を果たしてきた。今後も、これらの適正な運用を図っていく。

今後の到達目標

外部資金獲得が重要であるとするならば、なぜそれが重要なのかを周知する必要がある。その上で、外部資金獲得の意欲を高めるために、内部資金の削減も含めて、方策を立てることになろう。外部資金量は研究分野に差があるので、その格差に配慮する必要がある。

重点領域助成及び学術研究助成は本学の誇れる制度であるので、更に資金面でも充実・発展させる事が肝要である。個人研究費をこちらの資金にしたり、研究資金の配分を検討すべき時期に来ている。

8　施設・設備等

関西大学では、ハード・ソフトの両面において教育・研究を支障なく行うことができる環境整備及びその適切な管理・運用に努めており、特にハード面においては、最先端技術の検討・導入を積極的に行っている。

前回の到達目標

キャンパス・アメニティについては、学生のための生活の場としてより快適に過ごすことのできるキャンパスを創出するために、バリアフリー化の推進、学生が集い学生生活の英気を養う場所としても機能するキャンパス内飲食スペースの充実、自学・自習を支援する場所の創出、更には大学の使命のひとつである社会貢献の観点から、地域の環境を守り、住民との共存・共生を図ること等を掲げていた。

8-1　施設・設備等の整備

ア　施設の概要

関西大学は、千里山キャンパス（大阪府吹田市）、高槻キャンパス（大阪府高槻市）及び天六キャンパス（大阪府大阪市）の三つのキャンパスからなり、併設学校等を含めた敷地面積は、約89万㎡になる。

(1) 千里山キャンパスは、校地面積が315,492㎡（大学設置基準上の必要面積の約1.5倍）、校舎面積が198,474㎡（同約1.8倍）あり、1922（大正11）年の千里山学舎建設以来、本学の教育理念に基づく学術振興の拠点としての整備を続け、現在では各学部の学舎棟をはじめ多彩な施設を擁する教育・研究空間へと発展した。都心からの交通の便に恵まれながら、千里山の丘陵地に広がる豊かな緑にあふれた立地は、創造性と自由な精神を育む大学として絶好の教育環境を備えている。法学部、文学部、経済学部、商学部、社会学部、政策創造学部、外国語学部、システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部の10の学部を中心に、総合図書館、研究施設、ホール、グラウンド、ジム、温水プール、レストランまで、学生生活を楽しむための施設が完備されている。学生が学習・研究に、課外活動に、自らの可能性をかけて取り組む活気にあふれたキャンパスから、「関大スピリット」ともいうべき自由闊達な気風が育ち、その数々の成果が世界に向けて発信されている。

(2) 高槻キャンパスは、校地面積が453,417㎡（大学設置基準上の必要面積の約23.9倍）、校舎面積が23,872㎡（同約2.3倍）あり、大阪と京都の中間に位置するなだらかな丘陵地にあり、総合情報学部を中心に各種施設を備えている。広々とした敷地には、教育・研究のための最新設備を整えた学舎棟をはじめ、セミナーハウスや運動施設等が完備されている。また、最先端技術を導入して、マルチメディア時代を先駆けるハイレベルな情報機能を備えている点も大きな特長の一つで、次世代を担う情報ジェネラリストを育てるのにふさわしいインテリジェント空間である。更に、2006年からは、日本の大学で初めて整備された通年型アイスアリーナが、大学行事、正課体育、課外活動及び地域連携の拠点の一つとしてキャンパスに加わった。

(3) 天六キャンパスは、大阪の都心部に位置し、約１万㎡の敷地に実践的な講座を多彩に展開するエクステンション・リードセンターが設置されるとともに、大学院総合情報学研究科のサテライトキャンパスとしての機能も有している。エクステンション・リードセンターでは、在学生に対する各種資格取得、就職活動のバックアップとともに、一般社会人の生涯教育やリカレント教育にも貢献している。都心部のターミナル近くという絶好のロケーションを最大限に活用して、より多くの人々に学習機会を提供する新しい学びの場としての充実した環境を備えている。

イ　省エネ対策と効果について

【現状の説明】

本学ではハード面での対策として、建物の新築や増改築時及び既設建物の設備改修時において積極的に省エネに関する技術（ガスコージェネレーションシステム、氷蓄熱システム、太陽光発電システム、地下水・雨水の利用、センサー機能付照明器具、LED ソーラー外灯、屋上緑化、断熱ガラス等）を採用している。

また、ソフト面の対策として、エネルギー使用量の把握、省エネに関する施策の検討を行って、冷暖房時の空調エネルギーの削減及び照明設備等の省エネ対策の実施（照明の消灯）を継続的に行っている。

【長所】

ハード・ソフトの両面において省エネルギー化対策を実施しており、地球温暖化防止に貢献している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

利用者（学生・教職員）のエネルギー節約に関連した啓蒙活動の推進、太陽光発電、風力発電の検討、省エネ建築物の推進等も検討し、更なるエコキャンパス化の推進を強化している。

今年度計画している内容として、総合図書館にアルミ可動ルーバーを設置し、第1学舎4号館・第2学舎1号館・第3学舎1、2、3号館にガラス面に断熱塗料を塗布することで、日射を遮り、空調負荷の低減を図る予定である。また、高槻ミューズキャンパスにおいて高効率コージェネレーション設備の設置を予定している。

ウ　建物の地震対策について

【現状の説明】

これまでの施設の整備・拡充においては、建物の新築や建替えを積極的に実施してきたが、既設建物の全面リニューアル、アクセス整備、アメニティ整備、空調設備（冷暖房）整備、高速情報ネットワーク整備等も並行して実施してきた。これらの整備工事においては財政の許す限り、耐震性能、防災性能、バリアフリー化等、総合的な観点からキャンパス内の環境改善と建物性能の向上を図ってきている。

なお、以下に述べるのは、純粋な意味での地震対策（＝耐震改修の状況と方針）であり、かつ、施設構造部材に重きをおいたもので、地震に伴う火災の予防、地震の予知を考慮した人命の安全確保、非構造部材等の落下・転倒の防止及び地震後の広域避難所としてのあり方や被災者の心のケア等、いわゆる防災という意味での地震対策は別途並行して検討している状況である。

本学では、新耐震基準に適合した建物の新築を推進するとともに、第2学舎、工学部の実験・実習場や以文館等の耐震性能が劣る建物の建替えを実施し、安全性の向上を図ってきた。その結果、新耐震基準に適合した建物の延べ面積は285,123.52㎡（2009年4月1日現在）となっている。

一方、新耐震基準前に設計・建築された建物も、依然として延べ面積が100,001.51㎡（2009年4月1日現在）あり、これらの建物は「建築物の耐震改修促進に関する法律」（平成7年法律第123号）の趣旨に則り、耐震診断及び耐震改修を実施することが求められている。このことから、本学においても第1実験棟の曳屋免震改修をはじめとする耐震補強改修に取り組んでおり、既に11棟の改修を実施し、その建物の延べ面積は21,730.37㎡（2009年4月1日現在）となっている。

本学は、1995年に発生した「1995年兵庫県南部地震」（阪神・淡路大震災）後、下記の建物について耐震補強改修を実施した。

1995年	誠之館3号館（旧館）（一部補強）	
1999年	関西大学六甲山荘	741.80㎡
2000年	岩崎記念館	1,271.14㎡
2001年	工学部第1実験棟（免震化）	2,686.98㎡
2002年	誠之館5号館（一部補強）	
	第3学舎1号館（一部補強）	

2003年	第4学舎2号館（実験棟）	1,326.10㎡
	経済政治研究所	1,669.31㎡
2004年	第2学舎2号館	4,088.86㎡
	円神館	2,189.93㎡
	誠之館3号館（新館）	3,125.94㎡
2005年	ドミトリー月が丘	3,359.18㎡
2006年	六甲山荘（別館）	488.05㎡
2007年	第4学舎2号館（研究棟別館）	783.08㎡
	合　計	21,730.37㎡

また、万一被災した場合の備えとして、公共施設回復までの期間を乗り切るための非常用発電設備や地下水の活用設備等、災害時のライフラインの確保、火災の発生に備えた消火設備の整備等も早期に実現できるよう計画を進めている。

【長所】

本学における新耐震基準に適合した建物の延べ面積は、総延べ面積385,125.03㎡（2009年４月１日現在）に対しての耐震化率は74.0%に達している。今後更なる耐震補強改修を行い、耐震化率アップを進めていく必要がある。

【問題点】

建物の耐震性を向上させるためには、新耐震基準に基づく耐震設計を行い、耐震補強改修を行う必要がある。

もちろん、耐震補強改修を施す場合には、膨大な経費を投じなければならない。費用対効果の観点から、改修するのか建替えるのかの決定について、学内的に認められるのが困難である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

1978年以前に設計・建築された建物については、前述の耐震補強改修後の機能や償却残存年、現行の文部科学省の耐震補強に関する補助基準の対象外となること等考慮したうえ、予算が許す限り建替えを実施することを基本方針としたい。

なお、ここでいう耐震補強改修とは、耐震診断の結果「大地震に対して倒壊または大破する危険性がある」と評価された建物を、「大地震に対して小破または中破のレベルに止め、人命に損傷を与えるリスクが軽減される」と評価できる建物とするために必要な所作を行うことである。

エ　廃棄物対策について

【現状の説明】

ゴミ排出量の削減や資源化を進めるため、千里山キャンパス・高槻キャンパスともに学舎の内外に分別用ゴミ箱を配置して、ビン・缶・ペットボトル及びその他のゴミに分別して収集している。紙ゴミ発生の大きな原因となっているコピー紙は、両面印刷による紙の節約を図り、発生の抑制に努めているほか、日常の紙ゴミ、新聞・雑誌、大型ゴミ及び不燃物は、資源化が可能なものについてはリサイクルしている。

2006年度から実施した機密文書の溶解処分により、焼却ゴミの減量化に貢献することができた。また、ほぼ100%を古紙として再利用し、その溶解機密文書が約75%配合されたトイレットペーパーを生産し、関西大学のロゴを施した「KU エコロール」として納品され再利用している。これを更に推進する方策として、これまでは日常の焼却ゴミとして処分していた落ち葉を肥料等の資源化ゴミとして分別回収している。

【長所】

分別収集を推進することにより、千里山・高槻キャンパス合計での排出量は2006年度766ｔ、2007年度638

ｔと約17％削減することができた。

【問題点】

吹田市における2003年度事業系ゴミの47％が紙類であることから、同市は、2004年４月に現状で実施可能な減量方策と減量目標量を設定し、計画最終年度（2020年度）には、現在より更に事業系で7,000ｔの減量が目標となっている「廃棄物（ごみ）減量計画実施計画」を策定した。今後は、同市の廃棄物減量計画を受けて、本学でも更にゴミ排出量の削減や資源化を進めていく上で分別回収を徹底する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学における実施エリア拡大を図るには、紙ゴミやその他の資源ゴミの保管場所の整理及び確保が必要であると同時に、ゴミの発生抑制と排出抑制を進めた排出量の削減と、分別収集の必要性について啓蒙を進めていくことが課題である。

ゴミの減量と資源化を更に推進していくには分別収集を徹底することである。ゴミの分別には、教職員や学生が地球環境を意識し行動を起こしていく事が重要である。また、メール等の利用によるペーパーレス化も進めていく必要があることから、このようなリサイクル活動について積極的な取組を進めていき、環境負荷の低減及び資源の有効活用を行う計画である。

オ　風致地区と緑化について

【現状の説明】

風致地区とは、都市の風致を維持するため都市計画法によって定められた地区のことである。近現代の様々な開発行為によって、都市の自然が著しく失われつつあることから、樹林地、丘陵地、水辺地等の良好な自然的景観を保持している地域や、良好な住環境を維持している地域等を指定し、地域内における土地の形質の変更、建築物の新築、増築、改築又は木竹の伐採等を規制して、緑に富んだ快適な都市環境を維持しようとするものである。

千里山キャンパスは、1933（昭和8）年４月に風致地区に指定され、1970（昭和45）年の都市計画法の改正に伴う見直しを経て今日に至っている。吹田市内の指定地は、本学の千里山東地区（約40.00ha）、阪急北千里線西側の千里山西地区（約88.00ha）及び豊中市の服部緑地に接する服部地区（約11.00ha）の３地区がある。

【長所】

現在千里山キャンパスには、高木約4,900本、中木約3,000本、低木約79,000株、竹約2,200本、地被類約3,200㎡、芝生約16,500㎡が植栽されている。その中には、吹田市に指定された保護樹木が多数あり、吹田市内の大木（幹周り２ｍ以上）の約11％が存在している。クスノキ（48本）を中心に、エノキ、イチョウ、ヒマラヤスギ、マツ、ケヤキ、シイノキ等、多種多様な大木を見ることができる。建物の建築工事の際には、育ててきた樹木を移植するよう努めている。このように、四季を通じ季節感が味わえる花木を多く植栽することにより、風致の精神を損なうことなく良好な環境を維持している。

【問題点】

1970（昭和45）年の都市計画法の改正に伴う風致規制の見直しで、建物の絶対高が15ｍに制限されたことが、その後今日までの建物建築計画の大きな問題点になっている。

建築物の目的等からどうしても高さが15ｍを超える場合があり、その許可を得るために条文の但し書きの適用を12棟（2007年度時点）で受けてきた。この適用条件として吹田市からは、建ぺい率30％以下、緑化率35％以上を確保するように誓約が課せられている。

現在、緑化率は基準内に納まっているが建ぺい率は限界に達しており、施設を新築する場合は、それに見

合う既存施設を解体することにより建築計画を実施している。これにより建ぺい率の維持は可能となるが、一方で15mの高さ制限のために延べ面積が減少するということが問題となる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2004（平成16）年５月18日より、「大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例」が改正され、許可権限が大阪府から吹田市に委譲された。吹田市は、建物と自然が調和する景観を守るという観点から、建物の絶対高にこだわる必要はないとの理解を示している。

本来は、風致地区の指定解除に向けて自治体と意見交換をしなければならないが、当面の対策としては、近隣からの景観を重視した植栽計画を実施することにより、建築計画条件の緩和に繋がるように展開することも一策であると考えられる。また、従来千里山キャンパス外周の門扉は常に開放しており、近隣住民の散策や憩いの場として利用され、地域社会へ多大な貢献をしていることをもっとアピールしなければいけない。

今後の全学的な緑化計画としても、地球温暖化問題に配慮したヒートアイランド対策、省エネルギー対策として屋上緑化・壁面緑化を検討・展開し、社会問題に直結した方策への取組をアピールすることが大切である。

カ　記念施設等

（ア）関西大学100周年記念会館

【現状の説明】

関西大学100周年記念会館は、1989年11月、創立100周年記念事業の一つとして千里山キャンパスに建設された。3階には、エントランスホール、レストラン（68席）及びサロン（36席）、2階には、423名収容と288名収容のホール2室があり、2室を併せて800名収容のホールとして使用することもできる。他に、10名から58名まで収容の大小合わせて8つの会議室があり、会議室の収容人員は合わせて254名となっている。1階には、25m、7コースの公認プールを設けており、本会館の使用は、大学主催の各種行事、学会、国際シンポジウムが主なものであり、学術研究の場、それを社会に還元するための教育・文化的事業の場、国際交流事業の場、あるいは水泳を通じての健全な心身錬磨の場となっている。

なお、本館は、1991年に大阪市景観建築賞「大阪まちなみ賞」を受賞した。

過去2年間の利用状況（プール除く）は、2007年度が利用件数327件、利用人数52,042名、2008年度が同様にそれぞれ313件、61,374名であった。

【長所】

本館は100周年記念の名に相応しく造りが重厚で、式典等の行事開催会場として、また、様々な学会会場としてもよく利用され、関係者から好評を博している。

【問題点】

竣工後、既に20年が経過し、館内に部分的な傷みが目立つようになってきた。経年的に予算措置を講じて、補修しているが、今後も利用者のニーズに応じた配慮が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

記念会館は、多様な使用形態が可能な数少ない建物であり、今後も多数の利用が見込まれる。利用者から寄せられる無線LANや液晶プロジェクターの設置等、ニーズに添った改善が今後も必要である。

（イ）セミナーハウス

【現状の説明】

ａ　関西大学彦根荘

関西大学彦根荘は、1964年４月本学健康保険組合保養所として、彦根市八坂町の琵琶湖東湖畔に開館した。

その後の健康保険組合の解散に伴い、1973年４月から管理・運営は法人に移管され、1996年４月からは教育研究活動施設として位置づけ、学生･生徒の利用にも供されることとなった。

メインフロアの２階には、３名収容の宿泊室４室、６名収容のものが２室、その他30名収容の会議室、食堂・ロビー等がある。１階にはラウンジ、サービスコーナー等がある。また、敷地内にはテニスコート２面、バーベキューテーブル等が設置されている。宿泊定員は24名となっていて、学生・生徒の正課授業、教職員、校友及びその家族の研修あるいは保養施設として利用されている。

過去２年間の利用者数は、2007年度が正課授業による利用者数887名、その他合わせて計1,492名、2008年度が同様にそれぞれ874名、1,401名であった。

本荘は敷地面積も広く、また琵琶湖畔直近に建てられているため、非常にリラックスした気分に浸ることができ、利用者から大いに喜ばれている。ただ、元来保養施設として建てられているため、収容定員が24名と少なく、３・４年次生合同ゼミ等の場合は収容し切れない場合がある。

今後、施設の老朽化に伴う改修も含めた大規模な建物の見直しが待たれるところである。

ｂ　関西大学飛鳥文化研究所・植田記念館

1972年３月、本学文学部の網干善教助教授（現　名誉教授）並びに文学部史学科（現　史学・地理学専修）日本史学専攻の学生が、故末永雅雄本学名誉教授（1988年文化勲章受章）の学統を受け継ぎ、明日香地方の発掘調査の成果の一つである高松塚古墳玄室内の極彩色壁画を発見した。当時の関西大学教育後援会会長であった植田正路氏は、黙々と発掘を続ける先生と学生の姿に感動を覚え、本学の教育と学術研究の発展にと、私財の一部を大学に寄付され、1975年３月に奈良県高市郡明日香村稲渕に建設されたのがこの記念館の発祥である。

本館のほかに、利用者の急増により、1987年３月に建設された新館は、１号館から８号館で構成され、ホール、180名収容の講堂、教室は30名収容のもの１室、45名収容のもの２室の計３室がある。他に、図書室やラウンジがある。宿泊棟には、洋室15室、和室として12畳２室、24畳３室の他、食堂等があり、宿泊定員は120名となっている。屋外に、テニスコート１面を設置している。

利用の実態は、学生の正課授業や教職員を含めた研究会、研修会が中心となっている。

過去２年間の利用状況は、2007年度が正課授業による利用者数3,764名、その他合わせて計4,292名、2008年度が同様にそれぞれ4,008名、4,889名であった。

本施設は建設当初から種々の制約にも関わらず、教育効果を高めるべくセミナーハウスとしての間取りがなされており、収容人員も十分で、かつ教室数も多い。また周囲には歴史的史跡が数多く散在し、ゼミや研修の場としては最高の環境の中にあるといえる。

ｃ　関西大学恭仁山荘

関西大学恭仁山荘（くにさんそう）は、京都府相楽郡加茂町にあり、東洋学の泰斗内藤湖南博士が晩年隠棲した「恭仁山荘」を本学が譲り受け、1989年６月に修復、新装したものである。JR 関西本線「加茂」駅から車で約10分のところに位置する。

母屋に、８畳敷の和室３室、10畳敷の洋室１室、広間等がある。宿泊定員は12名である。

過去２年間の利用状況は、2007年度が114名、2008年度が116名であった。

本山荘は、教職員の研究・研修のための施設で、かつ１日の利用者は非常に限られている。また、場所も京都・加茂町と交通の便もあまりよくないため、開所当初から利用頻度は低い。

ｄ　関西大学100周年記念セミナーハウス・高岳館

関西大学100周年記念セミナーハウス・高岳館は、本学創立100周年記念事業の一環として、1992年３月大阪府高槻市霊仙寺町の高槻キャンパス内に建設された。

１階には、200名収容の大教室１室、50名収容の小教室４室、100名収容の AV 資料室１室、事務室、食堂等があり、２・３階は宿泊室として、８名収容の和室12室、４名収容の洋室18室、３名収容の洋室６室、１名収

容の洋室4室、ラウンジ2室等がある。宿泊定員190名で、正課授業に、また課外活動の合宿施設として利用されている。

過去2年間の利用状況は、2007年度が正課授業による利用者数2,431名、その他合わせて計15,181名、2008年度が同様にそれぞれ2,468名、15,705名であった。

本館は高槻キャンパス内に建てられており、交通も便利で収容人員も多く、近くには広いグラウンドやゴルフ練習場もあり、2006年7月にはアイスアリーナも竣工した。ゼミはもとより、正課体育の合宿や課外活動に至便な施設として好評を得ている。

2006年度に施設の大規模な改修が行われた。利用人数が多いため今後も継続した施設・設備環境の維持が必要である。

e　関西大学白馬栂池高原ロッジ

関西大学白馬栂池高原ロッジは、1997年6月に長野県北安曇郡小谷村に、関西大学教育後援会創立50周年記念特別事業として建設され、大学に寄贈された。

メインフロアの3階には、ラウンジ、食堂、事務室、2名収容の洋室2室、1・2階には、8名収容の和室併せて6室があり、宿泊定員は52名である。

2007年12月には、隣接した他大学のセミナーハウスを購入・改修し、「別館」として利用を開始した。この別館の竣工に伴い、新たに20名の定員を確保し、従来の本館の宿泊定員52名と併せてロッジ全体で72名の宿泊定員を確保した。ただし運営上、利用受付人数は男女比等を勘案し、62名を目安としている。

本ロッジは近畿圏から遠く離れた信州の栂池スキー場に近接し、冬季には学生、教職員、校友その他のスキー練習に、夏季には登山の基地としてよく利用されている。

過去2年間の利用状況は、2007年度が正課授業による利用者数136名、その他合わせて計812名、2008年度が同様にそれぞれ33名、525名であった。

本ロッジは近畿圏からのアクセスに時間がかかるために、利用者がここ数年減少ぎみであり、2009年4月からは、利用の範囲を学生・生徒の父母・保護者まで拡大した。今後、季節を通じて利用価値を高める方策が必要である。

f　関西大学六甲山荘

関西大学六甲山荘は、関西大学教育後援会から本学へ寄贈され、1999年11月から開館した。神戸市灘区六甲山町北六甲にあり、六甲国立公園内の海抜931mのほぼ山頂付近に位置している。

本山荘は大学からの交通の便も良く、標高も高いため夏涼しくリゾート施設も周辺に多く、ゼミ学生を始め教職員等にも好評である。メインフロアの2階には、食堂・談話室、30名収容のセミナー室（和室）がある。3階には、和室で6名収容のもの1室、4名収容のもの4室、洋室で2名収容のもの3室がある。1階には、31名収容のセミナー室（洋室）、17名収容の多目的教室、洋室で1名収容のもの1室、2名収容のもの2室がある。

2007年11月には、隣接する民間の保養施設を購入・改修し、渡り廊下で結ばれた「別館」を竣工させた。別館部分は1階に5名収容の和室が1室、4名収容の和室が1室、2階に3名収容の洋室が4室あり、宿泊定員は併せて54名となっている。また、50名収容の研修室も新たに設けられた。別館部分の竣工に伴い、大学のゼミ授業の場にとどまらず、第一中学校・高等学校のクラス単位での利用も可能となった。また、2009年4月からは併設校の生徒の父母・保護者まで利用を認める範囲を拡大し、利用者の増加に取り組んでいる。

過去2年間の利用状況は、2007年度が正課授業による利用者数2,401名、その他合わせて計3,340名、2008年度が同様にそれぞれ2,165名、3,364名であった。

「別館」が竣工し、全体的に利用者が増加している現状から、利用者のニーズに応じた施設・設備の維持が今後も必要となっている。

検索

【長所】

セミナーハウスが計6施設あるため、利用者は申し込みの時点で、比較的希望するセミナーハウスを予約しやすい。

また、キャンパス内の教室や研究室とは違った雰囲気の中で、生きた学習を楽しみ研究活動における豊かな知的交流を深める場として利用されている。四季の移ろいを感じることのできる恵まれた立地条件に設置され、さまざまなセミナー・研修に対応できる研修設備、宿泊設備を整え、創造的活動にふさわしい総合的な環境づくりが配慮されている。

【問題点】

施設によっては建築後、年数が経過し老朽化が進んでいるセミナーハウスもあり、計画的な修繕が必要である。また、維持・管理費用と、セミナーハウス運用の効果の見直しを図る必要もある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

定期的に「セミナーハウス管理運営委員会」を開催し、セミナーハウスに関する問題点を協議の上、利用者のニーズに合ったセミナーハウスの運用を行っている。セミナーハウスの利用目的や利用者の範囲については、それぞれの施設の使用細則に定めており、引き続き利用者の増加を図る等して、各セミナーハウス設置の目的達成に向けた改善・努力が必要である。

8-2　キャンパス・アメニティ等

ア　キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制確立状況

【現状の説明】

本学では施設設備整備計画に係る事項は、常任理事会での協議を経て理事会が議決することになっている。一方、各施設設備等の固定資産は、学校法人関西大学固定資産及び物品管理規程において、「用途及び目的に応じ、学部長、部長、館長、所長、室長及び局長がその管理の責に任ずる。」こととされており、管理責任者は、教育及び研究に支障をきたすこととなる固定資産の用途及び目的の阻害が発生し、または発生のおそれがあると認められたときは、速やかに所管の長に連絡してこれを是正するため必要な措置を講じ、かつ、その顛末を所管の長に報告しなければならない。

【長所】

各管理責任者の業務は、固定資産に関する日常的な管理のみならず、固定資産を常に良好な状態に維持し、保全を行うことに及んでおり、日常的な管理業務を通じて現場感覚を活かした施設改善計画を構築することが可能である。

【問題点】

将来的な固定資産の大規模修繕計画や取替更新計画の策定を行う体制の確立には至っていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

固定資産の点検及び整備計画を各管理責任者が所管する委員会等の会議体で継続的に審議し、策定することができる体制を確立する必要がある。中でも、学生センターが所管する課外活動施設（体育館・グラウンドを含む。）の多くは、老朽化が著しく、学生数や課外活動の規模に照らしても狭隘であるといわざるを得ない。現在の学生は「食」と「住」の環境充実を求めており、学生食堂、談話室やグラウンド、体育館等の課外活動施設を整備・充実することは、快適な学生生活を保障し、大学に対する満足度の向上を図るうえでも重要である。

イ　「学生のための生活の場」（厚生施設等）の整備状況

千里山キャンパスには、「悠久の庭」をはじめ、多くのコミュニティスペースが存在する。「悠久の庭」は、千里山キャンパスの中心地であり、学生のみならず近隣に住む人達の憩いの場としても大変人気があり、老若男女を問わず、さまざまな人達が足を運んでいる。「悠久の庭」の階段を上がると芝生が更に広がっている。ここには、統一された色調の建物である「尚文館」「以文館」「図書館」に囲まれており、四季それぞれ特徴のあるアカデミックな風景を見ることができる。「あすかの庭」は第1学舎付近にあり、1,000人を収容する千里ホールへの玄関的存在である。「総合学生会館　メディアパーク　凜風館（以下、「凜風館」という。）」は、「地球に優しい建物」をキーワードとして、種々の工夫がなされている。太陽光パネル、コージェネレーションシステム、サボニウス型風車を設置し電力負荷の低減を図っている。1階には学生ラウンジとしてのスペースを設けており、クラブ・サークル団体のミーティングの場、学園祭等のイベントの場、そのほかさまざまな用途で利用されている。また大型モニターが設置されており、学生団体が自作した DVD の放映やスポーツの応援会等も、ここで開催される。緑化を施している屋上は、大阪の中心地である梅田方面を見渡すことができる絶景ポイントになっており、ランチタイムには昼食を楽しむ学生が集っている。また、キャンパス内には多数のベンチが設置されており、キャンパス全体がコミュニティの場として活気に満ち溢れている。

課外活動施設として、2006年に凜風館が竣工し、特別講堂が KU シンフォニーホールに大規模改修されたことにより文化・学術研究活動が活発化しており、体育施設の環境も年々整備され、より活動しやすくなってきており、一部の団体では社会貢献事業の場としても活用している。

【現状の説明】

（ア）学生食堂の数・座席数について

学生食堂の店舗数及び総座席数は、千里山キャンパスで7店舗・約2,300席、高槻キャンパスで1店舗850席である。千里山キャンパスにおいては、2008年に第1学舎1号館及び2009年に第2学舎2号館の建築に伴い、それぞれの学舎内に食堂が新設され、不二家食堂が営業を行っており、その他の食堂施設は関西大学生活協同組合が営業を行っている。

また、2009年には、凜風館1階学生ラウンジ及び KU シンフォニーホール3階屋外スペースに食事スペースを設置した。このことにより、千里山キャンパスにおける食堂等座席数は約2,800席となり、同キャンパスの学生数約27,000名（2009年4月末現在）の約10%を超える座席数を確保できた。

表Ⅰ-8-1　学生食堂数及び座席数

	千里山キャンパス	座席数
食堂	凜風館2階　ディノア	961
	凜風館3階　ベーカリーショップ	104
	レストラン法文坂	296
	食堂社会店	178
	新関西大学会館南棟・チルコロ	169
	不二家食堂（第1学舎）	305
	不二家食堂（第2学舎）	344
小計		2,357
食事スペース	凜風館1階学生ラウンジ	398
	KU シンフォニーホール3階	48
合計		2,803

高槻キャンパス	座席数
厚生棟1階	850

検索

（イ）課外活動施設の整備・運用状況

＜千里山キャンパス＞

課外活動の場として使用している建物（誠之館）の老朽化と狭隘化が進んだため、それを補う施設として2006年2月に凜風館が竣工した。建物内部には健康的な食生活を支える食堂や購買コーナー、学生の課外活動の場となる大小会議室、小ホール、和室、休憩場所となるリフレッシュコーナー、屋外テラス、屋上庭園が設けられている。また、1階学生ラウンジには、学生の憩いの場所として談話スペースを設けるとともに、9面式の大型スクリーンでは課外活動をはじめさまざまなキャンパスイベントやニュースの映像を発信でき、インターネットへのアクセス環境も整備されており、学生文化の「情報発信基地」としての機能も併せ持つ空間となっている。凜風館前には、一面人工芝を敷詰めた広場「悠久の庭」があり、観客席（約400席）を設置し、体育会や音楽系団体等が野外ならではの活動場所として、様々な催し物を行っている。

また、文化会・学術研究会・同好会・準登録団体（2008年度から運用開始）等の課外活動団体の施設としては、誠之館2号館、3号館新館・旧館・別棟・茶室（千里庵）、6号館（有鄰館）が集中的に配置されているが、2008年度に第1部・第2部の課外活動団体が統合した事により、団体の活動の範囲が広範する中で施設の狭隘化は否めない状況となった。これに伴い従来第2部課外活動団体が使用していた6号館（有鄰館）会議室を有効的に使用できるよう改変し、準登録団体をはじめ従来の課外活動団体に対しては、2008年10月から予約制として会議室貸出しの運用を実施している。また、2006年4月には、特別講堂を KU シンフォニーホールに改名し、最新の音響・映像システムと調光・吊物設備を導入する等本格的な改装を施し、演劇系、音楽系等の課外活動団体だけではなく大学の式典、講演会等にも幅広く利用している。

＜高槻キャンパス＞

高槻キャンパスにおける文化・学術系の課外活動団体の施設としてはスチューデントハウス（S 棟）が設置されており、共同談話室1室、ミーティングルーム2室、サークル用倉庫からなっている。

（ウ）体育施設の整備・運用状況

＜千里山キャンパス＞

千里山キャンパスのスポーツゾーンは、凱風館を中心に、周囲に新凱風館、中央グラウンド、北グラウンド、中央体育館、東体育館が集中的に配され、機能的なスポーツ環境を形成している。

2006年12月には、射撃場、アーチェリー場、柔道場、剣道場といった課外活動を中心に使用する事を目的とした誠之館8号館「養心館」が新設され、2007年7月には「北広場」、2008年4月には第4学舎3号館内に「空中テニスコート」が新設された。いずれも正課体育活動はもとより課外活動施設として利用されている。

中央グラウンドには約7,000名の観客席を設置し、全天候型グラウンド、天然芝同等のプレー性能や選手のプレーの安全性の確保をめざしており、隣接する北グラウンドは、正課体育はもちろん、野球部を中心とした課外活動の中心施設となっている。

中央体育館、東体育館では1階に多目的フロアや畳のフロアが設置されており、2階にはバスケットコート3面分のフロアが整備されている。いずれも正課体育活動施設及び課外活動施設として利用されている。

新凱風館は、体育会の部室棟としての機能を有している。凱風館はボクシング道場、武道場、重量挙部練習場をはじめ、ウエイトトレーニング施設と学生が怪我をした際の早期競技復帰をサポートするアスレティックトレーニングルームが設置されている。

＜高槻キャンパス＞

緑に囲まれ自然豊かな高槻キャンパスは、体育館や三つのグラウンド、全天候型球技コート（体育館東コート）等さまざまなスポーツに対応したアスレティックスペースが設けられている。また、セミナーハウス・高岳館は、豊かな人間形成を育むスペースとして、クラブ・サークル活動の合宿にも広く利用されている。2006年には国際競技規格の通年型アイススケートリンク「アイスアリーナ」が新設され、大学行事・正

課体育・アイススケート部・アイスホッケー部及び第一高等学校アイスホッケー部を中心に活動を行い、近隣の小中学校の課外活動に対しても開放し、社会貢献事業の一翼を担っている。

【長所】

千里山キャンパスにおいては、新たに2つの食堂が新設されたことによりキャンパス内に食堂施設が分散され、混雑解消の助長となっている。

メディアパーク凜風館及びKUシンフォニーホールの設立に伴い、過去3年前に比べると課外活動団体の活動が年々活発化している。日頃の活動練習により内・外部において公演や発表会等で成果を発揮するための重要な活動の拠点となっている。

体育施設では、校舎と課外活動施設を切り離し、別の場所に設置している大学が多い中、本学では同じキャンパス内に校舎と体育施設が隣接しており、授業から課外活動への移動がとてもスムーズである。これは学生にとって勉学と課外活動を両立できる最適な環境であることを意味している。

【問題点】

本学にはグラウンドを利用するフィールド系種目のクラブが多く存在し、どのクラブも平等にグラウンド利用ができるように毎月1回の頻度で体育会本部内で施設会議が開催されている。しかしながら、絶対的にグラウンド、フィールドが不足しており、どのクラブも希望通りの練習時間を確保できていないのが現状である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

体育施設に関しては、今後優先的に整備しなければならない課題として、千里山キャンパス周辺でのグラウンド増設が必要であるが、問題の解決のためには、抜本的な方針転換が必要である。

ウ　大学周辺の「環境」への配慮の状況

【現状の説明】

大学周辺の道路は、狭隘な道路が多く、交通の障害となるモーターバイクの路上駐輪問題は、大学全体が積極的に取り組まなければならない重要事項である。自転車駐輪問題については、モーターバイク駐輪問題と同様に、大学周辺道路の交通障害の原因となっている。大学ではキャンパス内に駐輪場を設置する等、交通問題対策に取り組んでいる。また、学生へのマナー指導や夜間照明の制限等、周辺環境（地域社会）へ配慮することを第一に取り組んでいる。学園祭の開催に当たっては、毎年、近隣住民の理解と協力がなければ学園祭は成立しないため、近隣の住宅を個別訪問して理解を得られるように取り組んでいる。

（ア）路上駐車（駐輪）について

千里山キャンパスは周辺が住宅地であり、交通の安全と環境への配慮から、学生及び教職員の自動車・バイク通学・通勤を原則禁止している。更に、1997年度から入学試験合格者に対して「自動車・モーターバイク通学禁止に関する同意書」の提出を義務付けており、規則の遵守を呼びかけているもののキャンパス周辺に迷惑駐車（駐輪）を行う学生が見受けられ、近隣住民からの苦情等に対応している現状である。大学としては、これらの迷惑駐車（駐輪）の抑制に向けた注意喚起のためのパンフレット等の配布やキャンペーンを実施するとともに、警備員による日常的な巡回等により違反学生に対して随時注意・指導を行っている。なお、それでも悪質な迷惑駐輪を繰り返す学生に対しては学生生活課や学部が窓口となり、厳しく指導を行っている。

高槻キャンパスにおいても学部創設以来、学生の自動車通学については原則禁止している。ただし、卒論や研究等により早朝や深夜に研究活動等が及ぶ4年次生に限り、指導教員の許可を得て一部自動車による通学を許可している。

検索

（イ）自転車駐輪（駐輪場設置：マナー指導）について

本学では自転車による通学を許可しており、千里山キャンパスでは学内に3ヶ所、高槻キャンパスでは1ヶ所の駐輪場を設置している。千里山キャンパスでは、3ヶ所の駐輪場の収容可能台数は合計でおよそ2,650台、千里山に通学する学生総数の約10％である。以前は、キャンパス周辺の道路やキャンパス内に自転車を駐輪するケースが後を絶たず、近隣住民からの苦情や学内の景観を乱したり、歩行の妨げとなる原因となっていたが、警備員を配置して、所定の駐輪場以外に駐輪している自転車の撤去やチェーンロックを行ったり、学生センターからの貼紙による注意喚起や指導によりキャンパス内での放置駐輪はほとんど無くなり美観を取り戻しつつある。

なお、高槻キャンパスの自転車駐輪状況についてはキャンパスの立地上、ほとんどの学生がバスによる通学を利用しており、自転車の利用は極端に少ないと言える。

（ウ）周辺環境に配慮した騒音や照明問題への取組みについて

千里山キャンパス周辺は住宅が密集しており、特にグラウンド付近の住民から課外活動の騒音や照明についての苦情が寄せられることがある。夜間照明については20時までに制限し、騒音についても配慮するよう学生に指導を行っている。高槻キャンパスでも、特に高岳館（セミナーハウス）付近に民家があり、夜間光や音が漏れないよう配慮している。

（エ）学園祭開催時の周辺住民等への対応について

前項に関連して、学園祭開催時にも騒音と照明の問題が生じることから、毎年、学園祭実行委員会の学生が事前に近隣の住宅を個別に回り、直接説明を行うことによって、周辺住民の学園祭への参加と理解を得るよう努めている。また、学園祭開催中には学校周辺を巡回し、近隣の住民に迷惑がかからないよう配慮している。

【長所】

路上駐車（駐輪）については、入学手続き書類の中に「自動車・モーターバイク通学禁止に関する同意書」を同封し、全新入学生に対して提出を求めることで一定の抑止力が発揮されている。

自転車駐輪（駐輪場設置：マナー指導）については、千里山キャンパス内における駐輪場は各学舎から徒歩圏内の3ヶ所に分散されており、更に警備員による定期的な巡回による注意喚起やマナーアップキャンペーンの実施等によってキャンパス内への放置駐輪は大きく解消されている。

周辺環境に配慮した騒音や照明問題への取組みについては、苦情があれば、その都度、教職員が対応しマナーの悪い学生には個別に指導し改善に向けて積極的に取り組んでいる。

学園祭開催時の周辺対策については、最近では、学園祭時に地方の物産展も開催しており、学園祭に地域の方たちが足を運んで頂けるような催し物を開催し、学園祭に対する理解を深めてもらえるよう努めている。

【問題点】

大学として迷惑駐車（駐輪）に対する指導・呼びかけを行っても、大学周辺には商店が多く、所定の駐車場や駐輪場も不足しているため、通学目的以外の私用等で迷惑駐車（駐輪）を行う学生も多く見受けられる。

千里山キャンパスにおける駐輪場の収容可能台数が学生総数のおよそ10%にとどまっており、駐輪場不足といえる。また、20時以降の屋外で活動をしている団体の騒音問題についての苦情がなくならないのが問題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学における交通問題対策委員会をより効果的に機能させ、該当学生への指導・注意の強化や迷惑駐車（駐輪）防止キャンペーンの実施、更には地域や行政との連携による大学周辺環境の改善も検討する必要がある。

学内の駐輪場不足は継続的な課題となっており、学生に対する注意喚起、マナー、モラルアップも強化す

るとともに、今後駐輪場の拡大等の検討を要する。同時に所定の駐輪場に駐輪していない放置自転車については今後も継続的に注意喚起のビラやチェーンロック措置等を行い、悪質な駐車（駐輪）については、強力に撤去や移管等の措置を行っていく必要がある。

課外活動団体の活動場所が飽和状態であり、その限られた施設の中で数団体が調整をしながら施設を利用するため、練習時間が夜遅くなり、騒音や照明の問題が出てくるため、今後課外活動団体の活動場所の増設・改修等を検討していく必要がある。

学園祭については、地方の物産展等の地域の方たちに足を運んでもらえるような催し物も開催しており、このような地域の方も楽しめる催し物を増やしていくことが重要である。また、今後の学園祭のあり方について、近隣、地域住民との交流を積極的に図るべく、今以上に地域の方たちが参加できる学園祭にし、将来的には学生と地域とが連携して開催する学園祭にしていかなければならない。

8-3　利用上の配慮

【現状の説明】

ア　身体障がい者に限らず全ての人にとってバリアーのない施設は理想であるが、その要望もさまざまであり実現は容易ではない。しかし、少しでも本当のバリアフリーに近づけるために本学では次の3点を重点的に行っている。

ａ　「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」への対応

ｂ　文部科学省「私立大学等防災機能等強化緊急特別推進事業」の一環

ｃ　居室・トイレ・エレベータ等改修を進める中でバリアフリーを考慮した計画

1994年に「高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成18年12月20日に廃止され、同時に上記 a の法律が施行された。）制定後の建物に関してはバリアフリー化対応といえ、2006年以降では次の各建物が該当する。

2006年度	関西大学アイスアリーナ
	誠之館8号館（養心館）
	月が丘住宅（QOL 改善提案モデル）
	第1学舎5号館
	六甲山荘（別館）
	六甲山荘（別館）（教室棟増築）
2007年度	白馬栂池高原ロッジ（別館）
	第4学舎3号館
	第1学舎1号館
2008年度	関西大学アイスアリーナ（管理棟増築）
	総合研究室棟
	校友・父母会館
	第2学舎2号館
	公用車車庫

文部科学省の補助金を受けて行った事業は以下のとおりである。

2008年度	関西大学キャンパス・バリアフリー化（高槻キャンパスバス停アプローチ改善及び各所扉の改善）

上記アーｃについての具体的な基準は、次のとおりである。

検索

(a) 教室を改修する場合は、出入口に引戸を設け、前後に車椅子対応の机を設置する。
(b) トイレを改修する場合は、車椅子使用者対応の多目的トイレを設置する。
(c) エレベータを改修する場合は、身体障がい者対応のエレベータかごとし、昇降口は車椅子が回転可能なスペースを確保する。

イ　身体障がい者に対する配慮のみならず、ユニバーサルデザインの観点からもさまざまな対応を行っている。
（ア）トイレには手摺、人感センサー照明、自動手洗水栓の設置を積極的に行っている。
（イ）建物の通路には手摺、出入口には自動扉の設置等を積極的に行っている。
（ウ）上下方向の移動を容易にするために、最寄駅からキャンパス中心方向へエスカレータの設置を計画している。

ウ　キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

公共交通機関(主として阪急電鉄)の利用により、千里山から天六キャンパス(2010年度には堺キャンパス、高槻ミューズキャンパスが新たに設置される予定)へは、円滑に移動が可能である。一方、懸案であった、高槻キャンパスへのバス移動については、学生がスムーズな本学高槻キャンパスと JR 高槻駅、JR 富田駅間の移動を担保するために増便を永年にわたり高槻市営バスへ大学から要望してきた。それに応える形で、現在では登校時間には多数のバス便が用意されている。更に、千里山キャンパスから JR 吹田駅への移動を円滑に行うことができるように阪急バスへその路線の開設を永年要請してきた。その結果、2009年より JR 吹田北口より関西大学までの新しい路線「関西大学線」が運行されるに至り、千里山キャンパスから JR 吹田駅、JR 高槻駅経由で関西大学高槻キャンパスへの移動も従来に比べて大幅に短縮されている。

また、千里山キャンパスと高槻キャンパス間では、テレビ会議が行えるシステムが設置されており、可能な限り教職員の移動を必要としない取り組みがなされている。

【長所】

校舎を新築する場合には、バリアフリー新法に基づいた設計を行い施工している。

また、本学では、受験時から身体障がい者への対応を行っており、入学が決まった時点から施設の改善策を検討し、改修等を行う体制を整えている。

【問題点】

校地が丘陵地にあり高低差が大きいため、校舎間の移動が困難な場合がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記アに示す新築・改修を行った建物では、上記アーa 、b 、c の方針に基づき施工を行った。今後もこの方針に基づいて、必要度を検討し改善を行っていく予定である。

8-4　組織・管理体制

ア　施設・設備の維持管理体制（トータルビル管理について）

【現状の説明】

千里山、高槻、天六及び北陽キャンパスの建物・構築物等に付帯する各種設備の「運転・監視業務」及び「保守・点検業務」については、法人の管理のもと総合的に管理できるメンテナンス会社に一括委託している。

運転・監視業務については、関連法令に従って法定管理者を事務職員（一部メンテナンス会社に委託）か

ら選任し、法定管理者の管理・指示の下でメンテナンス会社が日常運転・監視等を行っている。

保守業務については、関連法令に基づいた「年間計画表」及び「月間設備保守計画表」を作成し、法定管理者の管理・指示の下でメンテナンス会社が計画的に遂行している。また、中長期的展望にたった施設・設備の修繕計画を施設課において立案し、予算を確保した上で計画的に改修を行っている。

法人本部に属する管財局施設課には、一級建築士、建築物環境衛生管理技術者、特別管理産業廃棄物管理責任者、危険物取扱者、エネルギー管理員等の有資格者が課員として配属されており、これらの専任職員が建築・設備・清掃等の各分野の委託業者を、専門的な技術・知識を基に的確な判断とマネジメントにより統括管理しながら、日常及び定期の維持・管理、法定点検、保守や清掃等を行っている。

【長所】

一括委託することにより、①各種設備のメンテナンス業務の一元管理、②休業日や夜間における緊急体制の強化、③管理コストの削減、④ライフコスト提言と省エネルギーを志向した維持管理等、を図ることができる。

施設課は、委託業務内容を規定した「トータルビル管理業務委託仕様書」を策定し、それに基づく作業実施状況については、日報及び作業完了報告書によって、履行状況を確認する体制を整えている。

すべての委託業務は法人部署の管理・監督のもとに置かれ、綿密な打ち合わせを行うとともに、日常的な管理・連絡を徹底することで情報を共有化し、業務委託化（2000年度から業務委託契約を開始）して8年が経過しているが順調な業務執行をしていると思われる。

【問題点】

夜間や休日における緊急連絡網の整備や委託業者における高い専門技術を必要とするトラブル対応については更なる改善が必要と考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在個別に契約をしている警備及び清掃業務を、将来的には設備、警備及び清掃の3業務を含めたトータルの業務委託を行うことにより一元化し、業務の効率化と経費削減をめざすこと、トータルビル管理業務のなかで挙げている「エネルギー管理や修繕計画等のコンサルティング業務」等のマネジメント機能を強化すること等が課題となる。

また、建物設備保守の実務から施設の現状を把握し、問題点、改善点を挙げ、それが改修工事や建設に活かされ、それを評価していくサイクルが必要であると考えられる。

今後の到達目標

2008年度に耐震診断（第2次診断）を行い、各建物の構造耐震指標（以下、Is 値という）を算定してもらった。その結果、Is 値が0.7に満たない建物について、『地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い』と評価される Is 値0.7以上に改修を行う計画を策定し、2009年度から4年間をかけて順次改修を行うようにしている。2009年度は12棟の建物の改修を行う。

自転車を利用する学生は多く、キャンパス内での安全、快適かつ少スペースでの収容能力の高い駐輪場の増設を目標とする。

検索

９　図書館及び図書・電子媒体

9-1　図書館

1985年4月に開館した総合図書館は、地上3階、地下2階、床面積約20,000㎡、2008年度末現在、約207万冊の蔵書、24,000タイトルの逐次刊行物及び9,800タイトルの電子ジャーナルを有する図書館である。

しかしながら、開館当初は最先端を誇っていた施設や設備も、築24年が経過し、老朽化等によりさまざまな問題点が指摘されている。

また、以前は学内の教職員・学生が主たる利用者であったが、現在では、社会人入学、他大学図書館との協定による相互利用、地域住民への開放等により利用者が多様化している。これに伴い利用者の図書館に対する要望も多様化してきた。

前回の到達目標

図書館資料に関しては、利用者満足度の向上を目標に蔵書構成を検証しつつ、図書予算の有効執行を推進していく必要がある。電子ブックや電子ジャーナル等の電子資料は、今後も多様な商品が提供されていくことが予想されるため、利用状況の検証を行い、利用状況に応じて、契約及び契約内容の見直しを図る。

図書館施設に関しては、1985年４月の開館当初は最先端の施設設備であったが、時の経過とともに施設設備の老朽化が目立っている。 今後数十年と使用するためには、全面的なリニューアルが不可避の状態となってきている。特に書庫の狭隘化は深刻な問題である。これらの問題を個々に検討するのではなく、包括的かつ中長期的な視点から検討するため、図書館の施設設備に詳しい専門家と契約して、総合図書館のリニューアル計画を策定する。閲覧座席数の確保については、総合図書館のリニューアル計画の策定の中で重要課題として検討する。

図書館の一般開放に関しては、実績を検証したうえで、申込資格や定員等について今後の展開を検討していく必要がある。とりわけ申込資格については、吹田市民だけでなく本学と連携協定を締結した自治体の住民にも拡大していく。

ア　図書、図書館の整備

【現状の説明】

図書館は関西大学学則第８条の規定に基づいて附置された機関であり、その目的は第65条第２項に「図書館は、学術情報の中枢機能を担い、大学が教育及び研究を促進するのに必要な資料を収集、整理、保存及び提供することを目的とする」と規定されている。

具体的には千里山キャンパスに1985年４月に開館した総合図書館と、1994年総合情報学部設置に伴って高槻キャンパスに開設された高槻図書室とから構成されており、両者を包括する場合に総称として図書館という名称が用いられている。

基本方針は総合図書館が建設される際に全学のコンセンサスを得た「全学系（人文科学系、社会科学系、自然科学系）の研究図書館機能と学習図書館機能を総合兼備し、学術情報のセンター機能を果たす」という方向性がその後も堅持され、現在に至っている。

しかしながら、図書館資料の多様化、学術情報ネットワークの発達等、大学図書館を取り巻く環境の変化に伴い、大学図書館の果たす役割も大きく変化してきた。本学図書館では、状況の変化に迅速に対応していくことこそ、緊急の課題であるとの認識から、1998年12月に「関西大学図書館がめざす方向－ビジョン７項目－」を策定した。関西大学の理念を具現化し、図書館が教育、研究をより効果的に支援するために、組織をあげてこの図書館ビジョンに基づいた施策を推進し、一定の成果をあげたが、「ビジョン７項目」は策定

されて10年が経過したため、内容が既に陳腐化したものもあり、その役割は既に終了したと言える。

総合図書館における閲覧座席数は開館当初1,628席であったが、2009年4月現在においては1,844席にまで増加している。開館時間についても、授業期間中は9時から22時まで開館しており、最終授業終了後も利用が可能である。

一方、図書館の施設設備は開館当初は最先端のものであったが、時の経過とともに老朽化が目立っている。今後数十年と図書館を使用するためには、全面的なリニューアルが不可避の状態となってきた。そこで、これらの問題を包括的かつ中長期的な視点から検討するため、図書館の施設設備に詳しい専門家と契約して、「図書館リニューアル計画」を2008年3月に策定した。

また、社会貢献も、教育、研究とともに大学に課せられている使命であるとの認識のもとに、2007年4月から総合図書館の一般開放を実施しており、2009年度の利用申請者は146名である。

１．図書館資料

図書館が扱う資料のうち、長い間情報伝達手段の中心となってきたものは、図書・逐次刊行物等の印刷資料であった。これらは現在も図書館の中核資料であるが、社会の進展や科学技術の発達によって、マイクロ資料、AV 資料、CD-ROM や DVD 等の電子資料等、さまざまな形態の資料が出現した。更に、オンラインデータベースや電子ジャーナルのようなネットワーク系電子資料は、最新の情報がいつでも、どこからでもアクセスでき、更にデジタル化されているため情報の再利用・再加工が容易である等、従来の資料になかった特徴を有している。

現在の図書館には、これらの資料をどのようなポリシーをもって、どのように収集していくかが問われている。本学図書館では魅力的な蔵書構成を実現するため、次の「図書収集方針」に基づいて図書館資料の収集を行っている。

「図書収集方針」（1982年4月制定、1985年4月改正）

学習図書館機能と研究図書館機能を兼備する本学図書館の所蔵する図書館資料は、充実した内容と適切な蔵書構成をもって利用者の需要を十分に満たすものでなければならない。

そのため、図書館資料の収集に際しては、学内外諸機関との連携を勘案し、本学の教育・研究にかかわる諸分野の図書館資料を充実するとともに、一方では特色あるコレクションづくりをめざすことによって理想的な蔵書と蔵書構成を実現し、もって利用者の需要に応えるよう努力する。

したがって、１　授業科目にかかわる学習用図書館資料、
２　学生の人間形成並びに自主学習にかかわる図書館資料、
３　各研究者の研究分野・研究テーマにかかわる図書館資料、
４　境界（学際）領域にかかわる図書館資料、
５　前各号に共通する基本的文献及び基本的文献のコレクション、
６　その他本学図書館の必要とする図書館資料、の収集に努める。

この「収集方針」が制定された当時は、前述のように、図書館資料は、図書・逐次刊行物等の印刷資料が中心であった。その後、社会の進展や科学技術の発達によって、図書館資料も多様化しており、オンラインデータベースや電子ジャーナル等のように利用する権利を購入するだけで図書館の財産とはならない資料も出現しているが、図書館資料の収集についての基本的な考え方は、この「収集方針」に述べられているとおりで変わっていない。

更に、基本図書費による購入図書選定についても次のとおり定めている。

(1) 各研究者の研究分野、研究テーマに関する図書のうち、特に学部、学科の枠を超えて必要と認められる図書

(2) 学際領域に関する図書

検索

(3) 大学図書館の必要とする基本的な図書

(4) (1)～(3)の要件を充たし、且つ購入価格が高額に及ぶ図書

しかしながら、増加し続ける出版物、外国雑誌（特に欧米の理工系雑誌）の価格高騰、多様なメディアへの対応等、厳しい大学財政の限られた予算のなかで、学習及び研究に不可欠な図書館資料の購入を円滑にするため、予算を再編成する必要が生じてきた。

図書費予算再配分について図書委員会において検討を重ねた結果、2004年度から、研究用図書費において「学部別予算」を廃止して、人文系、社会系、自然工学系及び総記に分ける「学系別予算」とした。これによって、電子ジャーナルや文献・情報データベース（外部データベース）をはじめとする学際的な大型資料に対し、予算執行面で柔軟な対応が可能となった。

また、蔵書の中には教育・研究支援のみならず、文化を支える大学の使命として収集した特色あるコレクションがある。「増田渉文庫」「内藤文庫」「長澤文庫」「中村幸彦文庫」等各分野における第一人者の旧蔵書のほか、大阪に立地する大学として収集に努めている「大阪文芸資料」等ユニークなコレクションを有している。これらのコレクションについても、OPAC（蔵書検索システム）で目録情報を公開している。

図書館の資料は利用されてこそ価値をもつものである。利用を促進するには、利用者をただ単に待っている待ちの姿勢であってはならない。図書館から利用者に積極的に情報を発信していかなければならない。本学においても、図書館のホームページをリニューアルして情報を発信するとともに、「初級者向けガイダンス」「文献の探し方ガイダンス」「専門分野型ガイダンス」等学生向けに各種ガイダンスを実施している。また、レファレンスカウンター等においても、参考図書やデータベースを使って行う各種事項や所蔵の調査、電子ジャーナルと各種データベースの利用指導、本学にない資料を国内・海外の所蔵を調べて取り寄せる学外相互利用等の質の高いサービスを提供している。本学図書館は、図書館利用者のニーズの多様化に即応しながら、関西大学における学術情報の中枢機能を担い、教育・研究を支援している。

なお、2009年３月末日現在の図書資料の所蔵数及び受け入れ状況は表Ⅰ-9-1のとおりであるが、厳しい大学財政の限られた予算のなかで、学習及び研究に不可欠な図書館資料の購入が難しくなることが危惧されている。

表Ⅰ-9-1　図書資料の所蔵数及び受け入れ状況　　2009.3.31現在

	図書の冊数　(冊)		定期刊行物の種類数		視聴覚資料の所蔵数(点数)	電子ｼﾞｬｰﾅﾙの種類(種類数)＊	過去3年間の図書受け入れ状況		
	図書の冊数	開架図書の冊数(内数)	内国書	外国書			2006年度	2007年度	2008年度
総合図書館	2,023,720	212,063	14,822 (2,842)	8,647 (1,814)	112,076	9,833	45,111	38,480	38,141
高槻図書室	50,323	50,323	292 (203)	269 (104)	301	—	2,864	2,906	3,001
計	2,074,043	262,386	15,114 (3,045)	8,916 (1,918)	112,377	9,833	47,975	41,386	41,142

(注)1　製本した雑誌等逐次刊行物は図書の冊数に加える。
2　視聴覚資料には、マイクロフィルム、マイクロフィッシュが大半を占め、カセットテープ、ビデオテープ、及びCD-ROM・DVD-ROM等を含む。
3　定期刊行物の種類数には電子ジャーナルの種類数は含んでいない。下段の（　）の数は継続して受け入れている種類数で、内数である。
4　電子ジャーナルは総合図書館で集中管理をしている。その種類数は延べ数である。

２．図書館施設

表Ⅰ-9-2に示すとおり、総合図書館の総床面積は21,749.93㎡、高槻図書室の総床面積は1,013.24㎡である。

総合図書館は地上３階、地下２階の鉄骨鉄筋コンクリート造りであり、１階にはレファレンス関係の資料並びに雑誌が配架され、２階には学習用図書資料が配架されている開架閲覧室、３階には主に一般閲覧室と

グループ閲覧室が配置され、地階は主に書庫となっている。

地階には、教育職員及び大学院学生用の研究者閲覧室と研究個室がある。また、書庫内にはキャレルを配しており、ゼミ資料の収集や卒業研究の資料収集をする学部学生も、書庫の利用ガイダンスを受ければ入庫して図書資料を検索できる。書庫と１階メインカウンターの間には自動搬送装置が設置され、図書等の搬送を可能としている。

２階の開架閲覧室には約150,000冊の学習用図書が備え付けられ、毎年約１万冊の図書をリフレッシュしている。学生の多くはこの２階の開架閲覧室と３階の一般閲覧室、グループ閲覧室を利用している。

３階には図書館ホールがあり、図書館ガイダンスや講演会等図書館行事等の利用に供している。また、貴重書庫においては、殺虫・防虫、防菌、防黴のために年４回環境調査を実施し、必要があれば、書庫全体の燻蒸を実施している。同書庫は、長時間の停電や長期エアコン停止事故に備えて、庫内の天井と壁にスプルース材、床にはコルクタイルを用いて木製で固めており、万一の諸設備稼働不能に遭っても木材による湿度の呼吸で、貴重資料の十全な保存に期している。

一方、高槻図書室は高槻キャンパスの図書・教室棟内にあり、開架閲覧室で小規模ながら主として総合情報学部と総合情報学研究科の学生、教育職員が利用している。自宅からオンラインサービスにより、高槻図書室所蔵図書の予約や、総合図書館所蔵図書を高槻図書室へ取り寄せることを可能にしている。

表Ⅰ-9-2　図書館の床面積

総　合　図　書　館			高 槻 図 書 室	
3F	一般閲覧室（2室）、グループ閲覧室（7室）、貴重書庫、図書館ホール	2,910.59㎡	開架閲覧室及び事務室	1,013.24㎡
2F	開架閲覧室（人文・社会系エリア、自然・工学系エリア、レファレンスエリア）AV パソコンエリア、グループ閲覧室（2室）	3,585.58㎡		
1F	エントランスホール、展示室、レファレンス室（メインカウンター、レファレンスカウンター、参考図書コーナー、新聞・近着雑誌・地図コーナー、EU 資料センター、マイクロリーダーブース、OPAC・インターネット・CD-ROM 検索コーナー）、特別閲覧室、研究者カウンター、対面朗読室、事務室、会議室	5,018.48㎡		
B1	書庫、閲覧室（2室）、研究個室(10室)	4,490.24㎡		
B2	書庫、マイクロ資料自動出納庫、閲覧室（2室）、研究個室(10室)	5,745.04㎡		
（合　計）		21,749.93㎡	（合　計）	1,013.24㎡

【長所】

図書館資料の収集については、研究用図書費において「学部別予算」を廃止して、人文系、社会系、自然・工学系及び総記に分ける「学系別予算」としたことにより、電子ジャーナルや文献・情報データベース（外部データベース）をはじめとする学際的な大型資料に対し、他大学図書館と比較して予算執行面で柔軟な対応が可能となっている。

また、図書館サービス面においては、図書館のホームページを中軸にした電子カウンター機能を実現させてその拡充を図っており、インターネット上で Web 版利用者用蔵書検索システムを公開することによって、学内にとどまらず、いつでも、どこでも、だれでもが利用できる蔵書検索サービスを提供している。

更に、アウトソーシングを導入することによって、授業の終了時刻（７時限目終了21時10分）を考慮した開館時間を設定しており、総合図書館では授業期間中は22時まで、日曜・祝日も18時まで開館する等積極的な利用サービスの拡大を図って、学習・研究支援の充実に努めており、本学図書館の基本理念の具現化と任務の達成につながっている。

施設面においては、総合図書館は開設当初からバリアフリー化を図ってきた。ノンステップ・フラットフ

検索

ロアを基調としており、玄関前に身体障がい者専用の駐車場を設け、点字ブロックを館内外に敷き、エレベータ、車椅子用閲覧机、身障者用トイレ、拡大読書器を配し、対面朗読室を有している。

【問題点】

図書館は優れた学術資料・情報の提供と満足度の高いサービスの提供のみならず、図書館の施設設備そのものも充実していなければ高い評価を受けることはできない。

総合図書館は1985年４月に開館し、既に24年が経過した。建設当時は施設設備等すべてにおいて最先端の図書館であったが、時の経過とともに老朽化が目立ち、残念ながら利用者にとって利用しにくい図書館になってきている。例えば、空調設備に関しては、建設時のガスエアコンであるため、現在の設備に比べ、ガスや電気の消費量が多く、また、頻繁に故障するため修理費用がかさむ等の問題点がある。また、文献・情報データベースや電子ジャーナルの利用環境に関しては、他の同規模の大学と比較しても遅れをとっている感は否めない。

学生・教職員等の利用者が機能的かつ快適に利用できるよう改修しなければならない時期がきている。機能的で快適な学習・研究環境を提供することはサービスの基本であり、図書館の使命である。そのための環境改善が求められている。

大学図書館は現在の利用者のみならず後世の利用者に対しても図書館資料を利用する権利を保障する責務を負っている。そのため、「資料の保存」も大学図書館の重要な機能のひとつとして位置づけられている。

図書館資料は時間の経過とともに劣化していく。今後増加が予想される電子媒体の保存については未知のことが多く、図書館資料の保存についての対応が十分であるとはいえない。

図書館資料の劣化に関しては、既に劣化してしまった資料の修復を検討するだけでなく、劣化を引き起こす要因とその対策について検討し、蔵書全体の劣化予防策を講じなければならない。

劣化がひどく原資料が利用しにくい場合は、ハードコピー・マイクロフィルム・デジタルデータ化等の方法で代替物をつくり、それを提供する方法が有効である。近年では、資料をデジタルデータ化する方向へと進んでいる。デジタルデータ化しておくと、検索も容易になり利用の面でさまざまな利点がある。

ポリエステルベースのマイクロフィルムは適切な環境条件下では期待寿命が500年といわれており、図書館資料の保存用の媒体として最適である。電子化はむしろ利用の利便性を高めるために行われることが多い。確かにデジタルデータ化すれば利用の利便性は高まるが、「保存」という観点からは不安が残る。CD-ROM や DVD の寿命、すなわち何年もつのかについての明確なデータはない。また、再生装置が技術の進展により変化し、20年後30年後の機械で再生できるのかという技術上の問題もある。デジタル技術はまだ発展途上であるので、現在のところは、保存はマイクロフィルム、利用はデジタルデータというのが一般的である。

一方、長期保存に適しているといわれているマイクロフィルムにも劣化の問題が報告されている。本学図書館ではまだマイクロ資料の劣化については確認されていないが、フィルム同士がくっついたり、画像がぼやけたりする等の劣化状況が他の図書館で報告されている。今後、マイクロ資料の劣化対策も検討していかなければならない。マイクロ資料の劣化について把握し、仮に劣化が確認されれば複製フィルムの作製等の対策を講じていく必要がある。

日本において酸性紙問題が認識されたのは1980年代のことである。以後、出版物は中性紙の使用が進んでいるが、1980年代以前の資料も保存していくためには、他大学図書館の動向も見ながら早急に酸性紙対策を講じる必要がある。

図書館資料に関しては、利用者満足度の向上を目標に蔵書構成を検証しつつ、図書予算の有効執行を推進していかなければならない。電子資料は電子ブック等今後も多様なメディアが提供されていくことが予想されるが、電子媒体の保存に関しては未知のことが多く、今後の検討課題となっている。

なお、視聴覚資料については、AV 資料コーナー等を設けて CD や DVD 等の資料の充実を図っている大学図書館も見受けられるが、本学では図書に付随する資料としての位置づけにおいて収集されてきた。外国

語教材を中心としたカセットテープ、CD やビデオ DVD 等の視聴覚資料を積極的に収集してきたのは、視聴覚教室である。文学部に設置されてから約40年、2000年には外国語教育研究機構に移管され、現在は授業支援グループが管轄している「メディアライブラリー」として学生・教職員に利用されている。全世界対応型ビデオデッキやビデオ編集機等、最新の機器が完備されており、所蔵点数や内容から見ても図書館と比較にならない。これらの条件を全学的見地から勘案すれば、視聴覚資料は「メディアライブラリー」に一元化するのが望ましいが、現在のところ実現できていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2008年３月に策定した「図書館リニューアル計画」においては、検討すべき事項として次の４点を挙げている。

(1) 優れた学術資料・情報の提供

(2) 満足度の高いサービスの提供

(3) 機能的で快適な施設設備

(4) 大学図書館スタッフの育成

ハード面（施設・設備）で重要かつ優先的に解決すべき課題として、①エアコンの更新、②書庫、③情報環境、④休憩コーナーの設置、⑤机・椅子の取り替え、⑥１階・２階の機能変更、⑦カウンターの統廃合、⑧EU 資料コーナーの移設、⑨用途変更、⑩その他の10項目を挙げた。

例えば、エアコンに関しては、経済性・安全性・効率性の向上が期待でき、消費電力等の削減により環境対策としても有効な省エネタイプのエアコンに取り替えるよう提案している。

書庫狭隘化問題解決のため、新書庫の増設や自動化書庫の導入について検討したが、電子ブックの導入等による現有スペースの有効活用がもっとも現実的であるとの結論に達した。

カウンターの統廃合については、１階のメインカウンターとレファレンスカウンターをひとつに統合する。

用途変更に関しては、図書館ホールをパソコン教室に転用し、ガイダンス実施以外は閲覧室として学生に開放するよう検討している。

イ　情報インフラ

【現状の説明】

教育・研究支援に向けた情報インフラに関しては、基本的には、次の３項目の考え方に従って整備を図っている。

(1) 高度情報化社会における図書館利用者ニーズに対応すること

(2) そのためには、図書館利用者に情報へのアクセスが保障されていること

(3) 情報疎外を生まないためにも、情報リテラシー教育が必要であること

この３項目の考え方に基づき、学術情報に関する主要なインフラストラクチャーは、「図書資料の管理を中心とする図書館」から「学術情報を提供するサービス主導型の図書館」へと転換し、より一層の情報公開を目的としたインターネットを中軸とする「オープンシステム化」に基づいた整備を行ってきた。

高度情報化社会の到来により、図書館をとりまく環境が急激に変化し、情報メディアのデジタル化と遠隔通信技術のネットワーク化によって発達し拡大してきたのが「ネットワーク情報」であり、この利用についてのニーズが高まっている。

多様化するメディアの中で、特に電子図書館機能の充実のために促進を図ってきているのが、電子ジャーナルと文献・情報データベース（外部データベース）の有効利用である。そのために、ネットワーク情報源を積極的に開拓し、導入を図っている。

1990年代後半から進んできた電子ジャーナルの普及は今世紀に入って加速的に拡大した。当初は理工系分野が中心であったが、最近では社会科学系・人文科学系分野でも電子ジャーナルの普及が進んでいる。しか

検索

しながら、年間10%近くにも及ぶ欧米学術雑誌の価格高騰で大学図書館は予算面で非常に厳しい状況に直面していた。

この状況を打破するため、全国の大学図書館で PULC（公私立大学図書館コンソーシアム）を設立し、版元と諸条件について一元的に交渉を行い、大きな成果をあげている。

こうした取り組みに対して、2006年度の大学基準協会による認証評価において、「図書・雑誌等資料の計画的な整備を行い、文献検索や電子ジャーナル等の外部データベースを幅広く導入して、情報化に対応する電子図書館構築へ向けて積極的に取り組んでいる」との評価を受けた。

その後も情報インフラの整備に努めている。例えば、図書館から積極的に情報を発信し、利用者に質の高いサービスを提供するため、2007年５月に図書館ホームページをリニューアルした。更に、2007年９月に図書館システムを富士通の iLiswave-J に更新した。

また、現在においては、図書館協力なくして、図書館活動は考えられない。利用者が必要とする資料を１館のみで所蔵するのは不可能であり、「資源の共有」という点からも図書館間の相互協力は欠かせない。個々の図書館の資料購入費には限度がある。また、個々の図書館が確保できる書庫スペースにも限界がある。そこで、所蔵していない資料を利用者から求められたとき、それをどのようにして提供するかということが問題となる。この問題を解決するための方法が、分担収集・分担保存・相互貸借等の図書館協力である。

1968年の「大阪地区大学図書館における新聞の分担保存に関する協定」、1974年の私立大学図書館協会「阪神地区相互利用に関する協定」及び1978年の同協定に基づく「分担保存実施要領」、1981年の「関西四大学図書館（関西大、関西学院大、同志社大、立命館大）相互利用協定」、1987年の「国公私立大学図書館間文献複写に関する協定」及び同協定を継承する2000年の「国公私立大学図書館間相互貸借に関する協定」の発効において、本学は重要な役割を果たしてきた。

本学図書館における図書館間相互利用の実態については表Ⅰ-9-3のとおりである。教育・研究活動に図書館間相互利用サービスが重要な役割を果たしていることが分かる。教育・研究支援を目的とする図書館の理念が達成しているものであると考える。

また、NII の共同分担目録事業である総合目録データベースの構築に参画し図書館間相互利用に資するとともに、1999年には文部省学術情報センター（現在は、NII）の「学術雑誌目次速報データベース」構築事業に参画し、本学で刊行の研究紀要類30誌の目次を逐次入力している。更に、「NII 研究紀要ポータルサイト」等の情報発信事業をも支援している。

表Ⅰ-9-3　過去5年間の図書館間相互利用件数（国内・国外）

		2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
提供	閲　覧	511	488	622	532	472
	貸　出	302	632	846	726	793
	複　写	2,491	4,319	4,760	4,523	4,293
依頼	閲　覧	318	234	227	333	243
	借　用	662	890	756	765	674
	複　写	4,039	4,284	3,542	4,184	3,361

【長所】

本学図書館は、情報ネットワークを利用した集中方式を採用し、千里山キャンパスの各学部からほぼ等距離、すなわちキャンパスの中央に総合図書館を配置し、高槻キャンパスにはネットワークで接続された高槻図書室を開室している。このような地理的位置づけとともに、「学術情報提供サービスの充実」と並んで重点目標として取り組んできたのが、「電子カウンター機能の拡充」である。現在、オンラインによる「予約申込」「相互利用申込」「購入希望申込」等のリクエスト及び「利用状況照会」を、本学の学生や教育職員の自宅から可能にするシステムの提供を実現している。

電子ジャーナルや文献・情報データベースの有効活用については、既に述べたとおり、従来の学部別予算

ではなく、学系別予算であるので、データベース等高額で学際的な資料の導入が容易である。

また、電子ジャーナルに切り替えたものについては、原則的に冊子体では購入しない方針であるため、雑誌購入費や製本費が軽減され、書庫の狭隘化対策としても効果をあげている。

【問題点】

現状既設のデスクトップパソコンは図書館システムとのネットワーク接続による蔵書検索を主とした図書館情報の検索に限られており、外部のネットワークと接続できるパソコンが少ない点や、文献・情報データベースや電子ジャーナル等の利用においても、同時にアクセスできる数が少ない等、図書館におけるネットワーク環境が時代遅れの状況にある点が大きな問題である。

また、本学図書館では、外部データベースや電子ジャーナルを積極的に導入し利用者に提供しているが、基本的には、電子媒体がある資料については紙媒体の資料を購入しないことを原則としている。データベースを扱えない利用者へのサービスをどうするか。あわせて、データベースとネットワーク利用に対する図書館員の知識と技術の維持・向上も図らなければならない。情報通信技術の進展は留まることがなく、今後とも先進の知識と技能を修得させていく態勢が必要不可欠であり、その人員の確保と育成計画が課題である。

更に、図書館は主として外部データベースを学内利用者に提供しているが、関西大学の理念に沿った研究活動の成果を関西大学自らが情報のコンテンツとして作成し発信することにより、社会貢献を果たせるよう大学として取り組んでいかなければならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

総合図書館内に無線 LAN を敷設することにより、館内でのネットワーク環境を増強し、ノート型パソコンの利用を可能とすることで、情報検索環境の増強をめざす。

ネットワーク環境に対応できる閲覧席に転換することで、従来型の書籍を閲覧する図書館機能に加えて、メディアを問わない様々な資料を駆使できる自学自習環境を実現する。

更に、非来館型の図書館利用を可能にし、本学における情報発信源としての図書館のプレゼンスを向上させる。

大学図書館において図書館利用教育の重要性の認識はかなり浸透している。『図書館利用教育ガイドライン－大学図書館版－』（日本図書館協会　1998）には、次のように述べられている。「大学図書館の使命は、大学における教育・研究、生活、及び地域貢献等の諸活動に対する情報面での支援である。その支援には、資料・情報提供サービスと、図書館利用教育の二本の柱がなければならない。」

本学図書館では利用者を対象に初級者向けから専門分野型までの各種ガイダンスを開催し、データベースの使い方の説明を行っているが、ガイダンスを更に充実させるために、「図書館リニューアル計画」に盛られているように 3 階の図書館ホールを改修し、パソコン教室に転用する。これにより、一人一台パソコンを使用し、実際に操作しながらガイダンスを実施することが可能になり、ガイダンス実施日以外は閲覧室として学生に開放することも可能になる。

今後の到達目標

今後数十年にわたって総合図書館を使用していくためには、図書館施設設備の専門家とコンサルティング契約を結び策定した「図書館リニューアル計画」の実現が不可欠である。2009年度は、総合図書館 3 階の小グループ閲覧室 4 室と休憩室を 1 室にし、多用途の一般閲覧室に改修する予算のみが認められた。今後、予算面等で法人の理解を得て、「図書館リニューアル計画」の全面的な実現をめざす必要がある。

なお、「図書館リニューアル計画」は策定時においては最良のものであったと認識しているが、例えば、休憩室を喫煙室に転用し煙吸引装置を設置する案等、その後の状況の変化等により実情に合わなくなったものについては、実情に合うように見直していく。

また、サービス面においては、ポータル連携によるメール通知サービスについて検討している。具体的に

検索

は、学生・教職員に対して、貸出期限切れの通知、学外相互利用や予約図書利用可能等の連絡をメールで行うサービスである。

9-2　博物館

関西大学博物館は、わが国の大学博物館では全国有数の規模を誇る。開館15年を過ぎ、その設立理念と目的を達成するべく、多彩な教育研究活動や普及活動等を精力的に展開・推進している。

前回の到達目標

博物館の施設面では、早急に改善が必要な課題として分散保管される史資料を一括管理できる収蔵庫確保に関する問題や、重要文化財をはじめとした貴重な館蔵品を保管・展示する展示ケースの更新･免震化に関する問題等がある。また、運営面・活動面では、学生･院生、教職員等の調査研究活動を担保しながら観覧者にもわかりやすい展示施設･方法の改善や、館蔵品の保全と高度化した学芸員養成に必要不可欠な第３展示室（仮称）の設置、収蔵史資料の評価委員会設立に関する問題、将来に向けた全学的な史資料の保全に関する問題等がある。これらの到達目標は、いずれも関西大学博物館が今日的な機能を発揮するために達成が必要な課題である。

【現状の説明】

ア　理念と沿革

関西大学博物館は、末永雅雄先生の博物館構想にしたがい開設された考古学等資料室を前身として1994年、「博物館法」による博物館相当施設として開館され、ユネスコの中に組織された国際博物館会議（ICOM）に規定される理念と、日本国内法である「博物館法」第２条に規定される目的に準拠して運営されている。具体的には「関西大学博物館規程」第２条に、「考古学、歴史学、民俗学、美学・美術史、産業技術・技術史、自然科学等の資料並びに図書等の収集、整理、保管、展示及び調査研究活動を行い、大学における教育及び研究の発展のために寄与することを目的とする」と理念・目的が明記され、これらを達成するために活動を行っている。

イ　施設

関西大学博物館は千里山キャンパス内の簡文館に設置されている。簡文館の建物は1928年に図書館として竣工したが、1955年には後の文化勲章受賞者・村野藤吾の設計により開架閲覧室（円形建物）や書庫部分が増築された。1985年に100周年記念事業の一環として総合図書館が新築され移転した後、旧図書館の建物は簡文館と命名され、博物館の展示室・事務室等に改装された。しかし、本来は図書館や書庫用の施設からの転用であるために、構造上の問題や老朽化の問題等がある。

改善策として、2002年度には利用者の便宜を図るため、考古学等資料室時代からの懸案であった入館者用化粧室の改装工事や、障がい者用エレベータ設置工事等を行った。また、2005年度には文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業（オープン・リサーチ・センター整備事業）として、「なにわ・大阪文化遺産学研究センター」の採択を契機に、戦後に増築された書庫部分（６階建）を解体し、新たに鉄筋コンクリート造４階の増築棟（延床面積1,587.51㎡）が建築された。この建物の３階部分に特別収蔵庫・一般収蔵庫が設置され、懸案であった博物館収蔵庫問題の部分的な改善が図られた（表Ⅰ-9-4）。

なお、関西大学に現存する最古の建築物である簡文館は、大学の図書館施設として設計・建築された代表的なものの一つであることと、わが国を代表する建築家である村野藤吾の主要作品の一つであること等から、2007（平成19）年７月、国の登録有形文化財（建造物第27-0426号）として文化財登録原簿に登録されている。

表Ⅰ-9-4　関西大学博物館施設の概要

名称		各床面積（㎡）	合計面積（㎡）	
簡文館	展示室	第1展示室 262.00　第2展示室 353.36　受付他 67.00	682.36	1,558.86
	収蔵庫	特別収蔵庫A　101.00　特別収蔵庫B　59.00 一般収蔵庫　59.00　前室　25.00　その他　190.35	434.35	
	実習室	86.00	86.00	
	図書室	43.00	43.00	
	館長室	29.00	29.00	
	事務室	85.00	85.00	
	その他	199.15	199.15	
高松塚古墳壁画再現展示室			1,592.50	
総面積			33.64	

ウ　博物館の運営管理

関西大学博物館の管理運営は「関西大学博物館規程」に従い、博物館運営委員会（2009度の場合、館長、各学部選出委員11名、学識経験者３名に加え、学術情報事務局長と博物館事務長の計17名で構成）によって行われている。また、自己点検・評価委員会も設けられており、２年ごとに「自己点検・評価報告書」を作成している。博物館に関する事務は博物館事務室が行い、「博物館規程細則」により運営されている。

エ　博物館収蔵の史資料

関西大学博物館が収蔵する史資料の中心は、富民協会農業博物館から関西大学に移管された本山コレクションである。その後、考古学研究室による発掘調査で得られた資料や購入資料、寄贈資料等を加えた、多彩な史資料で構成されている（表Ⅰ-9-5）。旧本山コレクションと称される一括品は、神田孝平コレクションを前身としており、奈良県天理市渋谷の景行天皇陵古墳出土と伝承される石枕や、大阪府河内国府遺跡出土品一括をはじめとした、重要文化財16点を含む貴重な考古資料である。なお、これらの博物館収蔵の史資料は博物館運営委員会の承認を得て、博物館等の展示会に対する館外貸し出しも積極的に行っている（表Ⅰ-9-6）。

表Ⅰ-9-5　収蔵資料数　　2009.3.31現在

種別＼形態		実物	標本	模写	模型	図書	図表	写真	映像	音響	その他	合計
絵画		1	0	15	0	0	0	0	0	0	0	16
彫刻		0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	4
工芸品		311	0	0	2	0	0	0	21	0	0	334
書籍・典籍・文書		2,138	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,138
考古資料		1,535	0	0	50	0	1	47	0	0	0	1,633
民俗文化財		212	0	0	7	0	0	0	0	0	0	219
産業史資料		26	0	0	0	0	0	0	0	1,488	0	1,514
自然科学資料		0	350	0	0	0	0	0	0	0	0	350
図書	辞書等	0	0	0	0	706	0	0	0	0	0	6,174
	図録	0	0	0	0	2,414	0	0	0	0	0	
	紀要	0	0	0	0	3,054	0	0	0	0	0	
合計		4,223	350	18	60	6,174	1	47	21	1,488	0	12,382

（注1）一括資料を一点として計上したものを含む。
（注2）未整理資料は除く。

表Ⅰ-9-6　関西大学博物館史資料等貸出状況　　（単位：件）

貸出先	大学	博物館	個人	その他	合計
2007年度	1	4	0	4	9
2008年度	4	7	0	3	14

検索

オ　博物館の活動と社会貢献

（ア）収蔵史資料の展示

関西大学博物館は「関西大学博物館規程細則」第2条～第4条の規定に従い開館し、入館料無料で展示公開している。入館者は1994年4月の開館（1994年度実績は131日開館・入館者3,219人）以来、着実に増加し、2004年3月から2006年3月までは簡文館増築棟建設工事のため休館したが、2007年度には1万人を超えた（表Ⅰ-9-7・8）。これまで休館していた水曜日と、企画展開催中の土曜日を開館するほか、博物館収蔵品の3D撮影やバーチャルミュージアムの構築・公開、学術リポジトリへの掲載、博物館ホームページの改訂等を精力的に実施し、展示・公開等に関する障害を最小限に抑えるように努めた。

表Ⅰ-9-7　関西大学博物館開館日数及び入館者数

2007年度		2008年度	
開館日数	入場者数	開館日数	入場者数
211	10,388	219	9,536

表Ⅰ-9-8　関西大学博物館企画展・特別展

年度	企画展・特別展名	会期	開館日数	入場者数
2007	春季企画展　小判とおかね―近世から近代の金銀貨幣―	4月8日 ～5月21日	34	4,075
	博物館展示会（平成19年度博物館実習展）「吹田を知る」	11月12日 ～11月17日	6	1,119
	なにわ・大阪文化遺産学研究センター主催　なにわ・大阪の文化力―大阪文化遺産学の源流と系譜を辿る―	11月24日 ～12月1日	7	278
2008	春季企画展　天目　宙（そら）への誘（いざな）い―木村盛康陶芸展―	4月1日 ～5月18日	40	4,113
	小展示会　高松塚古墳壁画の発見	6月23日 ～7月28日	29	782
	博物館展示会（平成20年度博物館実習展）「北摂の文化遺産」	11月17日 ～11月22日	6	762

（イ）高松塚古墳壁画再現展示室の竣工

1972年3月に発掘された奈良県明日香村の高松塚古墳の墓室には、星宿図や日月像、四神図、男女群像の極彩色壁画が確認された。その後、墓室と壁画は墓室内における大量のカビ発生により解体修復が行われているが、高松塚古墳の発掘調査に深く関与した関西大学では、この貴重な文化遺産を研究や教育に資する目的から、高松塚古墳壁画再現展示室の設置を計画した。2008年3月、関西大学博物館前に墳丘をイメージしたガラス製覆屋内に、発掘直後に撮影された写真をもとに複製した美術陶板がはめ込まれた墓室を設置する同展示館が竣工し、研究者はもとより、学生や市民に広く公開・活用されている。

（ウ）研究活動と公開講座

関西大学博物館は社会への情報公開・発信の立場から、『関西大学博物館紀要』を年1回、彙報として『阡陵』を年2回発行している（表Ⅰ-9-9）。紀要・阡陵とも考古学等資料室時代から継続的に刊行されており、考古学・美術史等、多分野におよぶ論考や資料紹介等が掲載されている。教職員のみならず、担当教員の指導のもと、次代を担う大学院生等にも積極的に発表の機会を与えている。調査研究能力と論文作成能力を涵養・促進するという観点から、その教育的効果は高い。いずれも研究機関や研究者に広く無償配布され、研究成果の速やかな公開と周知を図っている。

表Ⅰ-9-9　関西大学博物館の定期刊行物　2008年度現在

書　　名	号　数	執筆者数	ページ数	発行部数	発行年月日
阡　陵	第55号	5	16	1,600	2007年9月30日
	第56号	6	16	1,600	2008年3月31日
	第57号	6	16	1,600	2008年9月30日
	第58号	7	16	1,600	2009年3月31日
関西大学博物館紀要	第14号	10	181	800	2008年3月31日
	第15号	11	216	800	2009年3月31日

また、社会の成熟と価値観の多様化を反映し、成人期・高齢期の人びとが求める高度な学問的要求に、博物館・大学構成員が応える効果的手段の一つとして、公開講座を開催している（表Ⅰ-9-10～13）。この目的から、春季企画展にあわせた公開講座と、多分野に及ぶ博物館関係の研究者を講師としたミュージアム講座（2005年度までの「考古学入門講座」）を開催している。特定の課題や話題をよんだ新発見の遺跡等について、最新の調査・研究成果を専門分野の研究者や調査担当者を講師に迎えて実施する。特に、ミュージアム講座は有料にも関わらず、熱心な受講生を多く数える。

表Ⅰ-9-10　第2回ミュージアム講座（なにわの文化遺産（二））　2007年度

回	開催日	演　題	講　師	参加者数	会　場
1	7. 4(土)	四季おりおり　大阪のまつり	関西大学文学部教授　黒田一充	184	関西大学第一高等学校・第一中学校親和館親和ホール
2	7.11(土)	なにわの町人学者・木村蒹葭堂	京都橘大学文学部准教授　有坂道子		
3	7.18(土)	浮世絵に見る大坂の歌舞伎	阪急学園池田文庫研究員　北川博子		

表Ⅰ-9-11　第3回ミュージアム講座（なにわの文化遺産（三））　2008年度

回	開催日	演　題	講　師	参加者数	会　場
1	7.12(土)	近世後期大坂の出版文化	関西大学文学部教授　山本　卓	105	関西大学簡文館増築棟文化遺産実習展示室
2	7.19(土)	伝統野菜の今日的意義―知っていますか、なにわの伝統野菜―	元　大阪府立食とみどりの総合技術ｾﾝﾀｰ主任研究員　森下正博		
3	7.26(土)	浪速の町絵師―菅楯彦の画業とその社会的背景	芦屋市立美術博物館学芸課長　明尾圭造		

表Ⅰ-9-12　博物館講演会　2007年度

開催日	演　　題	講　　師	参加者数
19.5.12	おかねの歴史	造幣博物館前館長　塩川　幸男	89
19.12.8	博物館と情報化	マルカエンジニアリング㈱　齊藤　博史 コクヨ㈱RDI センター　八木武	28

表Ⅰ-9-13　博物館講演会　2008年度

開催日	演　　題	講　　師	参加者数
20.5.10	天目の魅力	陶芸師　木村　盛康	30
20.7. 5	高松塚古墳壁画を探る	文学部教授　米田　文孝 奈良文化女子短期大学教授　来村　多加史	368

(エ) 博物館実習・考古学実習等の受け入れ

博物館では、博物館実習や考古学実習等を受け入れている（表Ⅰ-9-14・15）。この博物館実習の集大成としてもっとも重要視され、受講生による自主的な諸作業の結果を問うものに博物館実習展がある。この実習展は、その開催準備に費やされる時間数や規模、内容等の観点から、本学博物館学課程の特色を示すものとして、全国的にも高く評価されている。また、博物館実習展はたびたびマスコミで紹介されることもあり、

近隣住民を中心に一般の参観者も多い。更に、実習展の必須要素の一つとして作成・配布を義務づけている実習展図録が、専門研究者の引用・参照文献として採用されるほど充実した内容に到達した事例もあり、その教育効果は多大であると認められる。その他、博物館展示室や収蔵品等が学部の導入授業や大学院の専門演習等に利用される機会も多く、多様な形態で大学教育に活用されている。

表Ⅰ-9-14　博物館実習履修生の受け入れ数

年　度	学　部	4年次	3年次	計	大学院	科目等履修生	合計(名)
2007	文	20	66	86	10	2	104
	その他	4	2	6			
	合計	24	68	92			
2008	文	11	38	49	5	2	72
	その他	11	5	16			
	合計	22	43	65			

表Ⅰ-9-15　考古学実習履修生の受け入れ数

年　度	合　計（名）
2007	37
2008	37

（オ）導入教育支援

導入教育支援として、定期的に開催されているオープンキャンパスで高校生等の博物館見学受け入れを実施したり、高校生を対象とした「考古学ウィークエンドセミナー」のカリキュラムの一環として、博物館展示室や高松塚古墳壁画再現展示室を利用したりする等、機会を捉えて積極的な活用を図っている。また、科学研究費補助金研究成果の社会還元・普及事業（「ひらめき☆ときめきサイエンス」）として採択されたプログラムでも積極的に活用されている。新入生に対しては大学への帰属意識の涵養や大学施設の利用方法の紹介のひとつとして、文学部開講の「知へのパスポート」をはじめ、博物館展示室や高松塚古墳壁画再現展示室が全学的に活用されている。

（カ）義務教育支援

2003年度から、関西大学博物館と高大連携推進事務室とが連携して始めた「関西大学博物館なんでも相談会」は、地域に開かれた社会教育施設として、小学校児童や中学校生徒の夏季学習や総合学習に対する義務教育への支援活動の一環として行われるものであり、本学博物館の展示・収蔵資料を有効的に活用するとともに、大学教職員（学芸員）の調査研究の成果を社会に還元することも目的としている。あわせて、将来的に博物館の学芸員職や研究職に就くことを希望する博物館実習受講生及び学芸員資格取得学生のインターンシップの役割も兼ねている。2007年度（８月３日・４日開催）は期間中約４件の、同じく2008年度（８月１日・２日開催）は約６件の相談者があり、大学博物館に対する期待度の高さが示された。また、2006年度から近隣校区の小学生に焦点を合わせて、工作や大学構内における昆虫採集等の体験学習も開始した。これらには2007年度439名、2008年度511名（ご父母含む）を超える参加者があり、盛況を呈した。2009年度以降も継続して実施する予定である。

このように、考古学・歴史学等の学習に意欲を示す児童・生徒への情報発信や導入教育の場として、博物館施設が活用される機会が増えつつある。必然的に、教員・学芸員が関与する場面が多くなっているが、今後はこの分野での積極的な対応策の検討も必要である。

（キ）北大阪ミュージアム・ネットワーク

2007年度から北大阪にある48館・園の美術館・博物館・動物園等でネットワークを組み、さまざまな事業を行っている。文化庁から委託をうけ、北大阪ミュージアム・ネットワークとして講演会・見学会や展示会

を実施した。それぞれの博物館・園の連携を活性化し、地域文化資源の整備・活用に積極的に取り組み、その成果を地域に発信していくための場所として活動していく。

（ク）なにわ・大阪文化遺産学研究センターの設置

2005年度文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業のオープン・リサーチ・センター整備事業の一つとして「なにわ・大阪文化遺産の総合人文学的研究」が採択され、同年４月に「なにわ・大阪文化遺産学研究センター」が博物館内に設置された。当研究センターは関西大学が立地し、なにわ・上方・大阪等として歴史的に形成されてきた大阪の文化遺産を、府下の博物館・資料館・顕彰会・NPO 等と積極的に連携して、21世紀の大阪における文化遺産を核とした地域再生の途を提示することを主目的としている。この目的達成のために、祭礼遺産研究班、生活文化遺産研究班、学芸遺産研究班、歴史資料遺産研究班の四つの研究プロジェクトを設け、それぞれの個性を生かして研究活動を積極的に推進している。更に、各プロジェクトの枠組みを超えて相互に意見交換しながら、「文化遺産学」の方法を模索し続けている。

【長所】

関西大学博物館は、大学当局の理解・支援を受けながら、限られた物的・人的資源を創意工夫・活用し、その設立理念と目的を達成するべく最大限の努力している。これらのなかには、既に高い社会的評価を得たり、教育効果を上げたりしている事業・成果もある。また、社会的に期待される大学博物館像が急激に変化している現状を鑑み、大学博物館が取り組むべき新たな事業の遂行に必要な知識・技術の習得と、担当職員の意識改革に取り組みつつあることは高く評価できる。

具体的には、第１展示室において学生･院生、教職員等の調査研究活動を担保しながら、観覧者にもわかりやすい展示解説や配置方法の改善が実施されつつある。また、本館の主要な館蔵品についてインターネットでバーチャル観覧できる HP の拡充や、他博物館・美術館との連携事業、地域の子供たちへの博物館開放行事の実施等も、先駆的な取り組みとして評価できる。今後とも継続的に時代に即応した情報開示や実践的な研修の機会・内容を充実させることが望まれ、中・長期的な課題としては将来的に本館に関与する人材（教職員）の採用・養成も視野に入れておく必要がある。

【問題点】

早急に改善が望まれる問題点としては、（ア）収蔵庫確保に関する問題、（イ）展示ケースの免震化に関する問題、（ウ）第３展示室（仮称）の設置、（エ）収蔵史資料の評価委員会設立に関する問題、（オ）全学的な史資料の保全に関する問題等があげられる。

（ア）収蔵庫確保に関する問題

博物館の旧収蔵庫は、1955年に増築された旧図書館の書庫用施設を転用していた。2005年度に文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業（オープン・リサーチ・センター整備事業）として、「なにわ・大阪文化遺産学研究センター」が採択されたことから、鉄筋コンクリート造４階の増築棟（延床面積1,587.51㎡）が建設され、この建物の３階部分に特別収蔵庫と一般収蔵庫が設置された。その結果、長年の懸案であった博物館の収蔵庫問題の改善が図られた。一方、増築棟の新築により収蔵庫に利用できる床面積が大幅に減少した結果、貴重な史資料を天六学舎に分散して保管せざるを得ないという憂慮すべき現状にある。今後の課題として、天六学舎に保管されている収蔵品の一括かつ安全な保管について、抜本的かつ早急な解決が求められる。

（イ）展示ケースの免震化に関する問題

1995年１月の阪神大震災では、兵庫県立近代美術館や神戸市立博物館等が長期間に及んで閉館せざるを得ない状況に追い込まれ、出光美術館では展示ケースの倒壊により収蔵品が大破した。関西大学博物館でも展示ケース内の一部展示物が転落し、破損・損傷する等の被害を受けた。それから10数年、各地の博物館や美術館では大規模な災害発生に対する危機管理意識が向上し、対策がとられてきた。例えば、東海地震の影響

検索

が心配される岐阜県多治見市に2002年10月に開設された複合施設セラミックパーク MINO 内にある岐阜県現代陶芸美術館では、並進振子免震システムを採用して展示品を保護している。また、東京国立西洋美術館では、ロダンの「地獄の門」をはじめとした前庭にある彫刻６点の台座に免震装置の取り付け工事を施した。江戸東京博物館や九州国立博物館、国立新美術館等では、建物自体に制震装置を導入している。

関西大学博物館は建築後50余年が経過し、登録有形文化財（建造物）に登録された旧図書館を転用している。閲覧室として設計された天井高のある構造や、デザイン性を優先した形態等から、耐震性は低い。特に、展示室には旧閲覧室（第１展示室）と開架閲覧室（第２展示室）を利用しており本来的に学術標本資料を展示する目的には不都合な面がある。しかし、建物自体の基礎部分を掘削して積層ゴム方式をはじめとした免震構法を施工したり、建物自体の耐震性を高める制振壁で補強したりするには、登録文化財であることや費用面をはじめ検討すべき課題が山積しており、にわかには実施しがたいのも事実である。

しかし、河内国府遺跡出土品をはじめとした重要文化財を保管・展示しているという厳然たる事実も看過できない。そのため、現在は展示ケース３台に収まっている重要文化財だけでも免震ケースに収納、あるいは展示ケースを免震床上に配置するという対策を講じる必要がある。2004年の中越地震の教訓から、免震装置も直下型の縦揺れにはあまり効果が期待できないという事実も視野に入れつつ、重要文化財の保管を負託されている数少ない大学博物館として、展示ケース更新の機会を積極的に活用して、偏心ローラー支承方式やスライド支承方式等による免震ケースや部分的な免震床の設置を検討することも必要である。懸案であった収蔵庫問題の解決をはじめ、効果的な保管条件の改善が図られていることは高く評価できるが、今後も更に収蔵品に対して良好な環境を整えることができるよう、果断に取り組むことが望まれる。

（ウ）第３展示室（仮称）の設置について

本学において、全学的に開放された学芸員資格取得に必須である博物館実習を受講する学生・院生は、各年度100名前後で推移している。実習展の開催や東京実習、数度に及ぶ学外見学実習が課せられる等、受講生の負担も大きいものの、学生・院生にとって充実度の高い科目の一つである。学外的な視点からも、博物館学課程を設置する全国の大学中、昭和36年度に課程が設置されたという伝統もさながら、専門分野を異にする総数17名の専任・非常勤講師が分担するカリキュラムの充実度は常に高く評価されている。

しかし、近畿地方を中心に300名余の博物館や美術館、教育委員会等の学芸員（高度専門職業人）を輩出してきた本学博物館学課程の特徴の一つであり学力を養成してきた本格的な実習展は、従来から関西大学博物館の全面的な協力を得て、その第２展示室を一時借用して実施している。その結果、例年11月の実習展の開催時期に合わせて、本館の学芸員が展示ケース内の収蔵品をすべて収蔵庫に片付け、約１月間の実習展の準備・展示期間の終了後、再び展示品をケース内に戻すという所作をくり返している。

この本館第２展示室を利用した実習展の開催により、その期間中には常設展示室として必要不可欠の機能を果たしている展示・公開の機能が半減することにとどまらず、何よりもかけがえのない展示品や高価な展示ケースに損傷を与えるという危険性が常に存在するという問題を生じている。更に、業務とはいえ限られた員数で運営されている学芸員の負担も看過できないものがある。この問題を解消するためには、実習展が開催できる設備を備えた施設の確保が早急に必要である。

近年では、博物館学課程の充実が優秀な学生・院生の確保につながるという観点から、施設面の拡充に力を注いでいる有力大学が急速に増えており、博物館学課程のみならず学生の知の創造・活用の拠点として、戦略的に博物館学を教育・研究に役立てることに目的を特化した博物館を設置する大学もある。更に、高度化された学芸員資格の2012年度導入に対応できる教育内容の実質化の観点からも、博物館実習室の設置は必要不可欠である。本学博物館学課程においても、学外インターンシップの試行的導入をはじめた担当教員の更なる創意工夫はもちろんのこと、今日的に必要な設備をもつ博物館実習室の設置により、現在の優位性を発展的に維持しつつ、卒業生の人的ネットワークの支援を受けながら社会に信頼される学芸員資格教育の拡充を行う必要がある。

（エ）収蔵史資料の評価委員会設立に関する問題

従来、本館では資料の寄贈について館長職が個別的に運営委員会に諮問し、案件ごとに運営委員会が承認してきた経緯がある。近年、博物館・美術館等における指定管理者制度の積極的な導入も関係し、個人の収集家を中心に、コレクションの寄託・寄贈先を博物館・美術館から大学博物館に変更する事例が増加しつつある。このような社会的な状況変化に対応するため、コレクションの寄託・寄贈等の案件に関して、本学博物館の設立趣旨に適合した史資料の受け入れ可否を迅速かつ適正に審議・答申する評価委員会（仮称）の設置が必要である。あわせて、博物館による購入物件も含めて、寄託・寄贈品の史資料的な評価を行う評価専門委員会（仮称）の設置も必要であろう。特に、評価専門委員会においては、対象案件と利害関係を有さない外部の第三者（有識者）も構成員に委嘱し、評価の内容に客観性を担保することが必要である。また、同委員会は具体的な案件ごとに、最適な外部の有識者を加えた構成員で編成・運営される柔軟な形態であることが望ましい。

なお、寄贈を推進する方策として、寄贈者の名前を展示解説に表示することにとどまらず、一括コレクションの寄贈を受けた場合には、寄贈者の意向を確認した上で展示室の入口部分等に明示して目に見える形での顕彰を考えることや、具体的な税制上の優遇措置の範囲や支援体制について、関連部局内で検討を行っておくこと等も必要であろう。

（オ）全学的な史資料の保全に関する問題

関西大学博物館は、大学のシンボルともいえる伝統と風格のある歴史的建造物（旧図書館）を活用し、いち早く大学博物館を設置したことや、全国の大学博物館相当施設のなかでも有数の規模のコレクション（収蔵資料数）をもつこと等、学内外から高く評価されている。これはその実現に努力した大学当局の理解と関係教職員の努力の結果であるが、その実態として本山コレクションを中心とした考古学博物館であるという特徴がある。このような事情は必ずしも本学に特徴的なものではなく、各大学の資料館や博物館は、その収蔵品の特徴や歴史的な経緯等が色濃く反映されている。伝統ある各有力大学では全学的な総合博物館の実現にむけて将来構想委員会等が設立・検討されてきたが、主として財政的な問題からその歩みは遅々としていた。

しかし、1995年に文部省学術審議会が「ユニバーシティー・ミュージアムの設置についてー学術標本の収集、保存・活用体制の在り方についてー」の中間報告、引き続き翌年１月に最終答申を提出した。これを受けて、同年４月に東京大学総合研究資料館が同研究博物館に転換し、翌1997年には従来の京都大学文学部博物館が自然史系も含めた総合博物館として再出発したように、有力大学は同答申の実現にむけて具体的に努力しつつある。このような現状を勘案した場合、本館はその設立時期では先行したものの、その内容を実体化させる各学部や研究所、教職員等が組織・個人単位で蓄積した「知の文化遺産＝人類の財産」を必ずしも有効活用しているとはいえない状態にある。いうまでもなく大学博物館の第一義的な目的・使命は、その大学で行われてきた調査研究の過程で収集された標本や史資料等を系統的に保管して活用をはかるとともに、その研究成果を広く展示公開することにある。また、社会に開かれた大学の重要な窓口の一つとして、大学博物館は学生・研究者のみならず、老若男女を問わず一般市民が貴重な資料を直接目にして、調査研究の楽しさを実感する生涯学習の場としても重要な意義がある。

以上のような観点から、本学における研究活動の特色の一つである考古学や民俗学、美術史等の史料研究で獲得・蓄積された諸資料の保全と有効活用をはじめ、関西大学博物館を名実ともに先進的・総合的な大学博物館とするため、その第一歩として急速に散逸しつつある学術史資料の保全に関する全学的な検討委員会を設立し、大学博物館の社会的使命の実現に着手することが重要である。これを通じて、学術遺産の保全と学術水準の維持・向上はもとより、生涯学習の実施・支援等社会に開かれた情報発信基地として、本館の価値を更に高めることができよう。更に、これらを実体化させるために本館を拠点に学芸員とともに調査研究を推進し、その成果を社会に発信する研究員組織の整備も望まれる。

検索

今後の到達目標

厳しい財政条件下、大学当局及び本学博物館に関与する教職員はその設立目的を達成するため日夜努力を重ねているが、上記した多岐に及ぶ問題点を個別的に改善･改革するために、不断の努力が必要である。しかし、運営・活用面はともかく喫緊の課題である博物館施設自体の内包する制限から派生する問題を包括的に解決する抜本的な方策として、施設面として博物館所蔵の根幹資料と不即不離の関係にある、最初に博物館を構想した末永雅雄先生以来蓄積された考古学研究室所蔵資料等を含めた大学所蔵資料の保管や、これらを活用した今日的な教育研究や社会貢献を行うため、少なくとも重要文化財の安全な保管・展示ができる新たな収蔵施設、更には将来を先取りした戦略的な博物館建設をも視野にした実質的な検討を開始すべきである。

将来的には、従来の自己点検・評価とは別の視点から本館の運営の現実を測る手段として、各年度の事業や活動、中・長期目標の期間内における事業や活動の実績について検証し適正な評価を行う、外部有識者による外部評価委員会（仮称）の設置・導入についても検討が必要であろう。

9-3　インフォメーションテクノロジーセンター

前回の到達目標

到達目標として、主に以下の 5 点があげられる。

1. 全学的な IT 戦略を見据えた全学の IT トータルシステムの構築
   大学全体の効率的な経営や、教育の質の向上、教育研究や学生に対する各種サービスの充実等をめざして、オープン系「全学 IT トータルシステム」を構築する。
2. 人的管理体制の充実
   若手の情報技術者の人的増強と年齢バランスを配慮した適正な人的配置を要望する。
3. セキュリティ・障害対策
   セキュリティ対策、障害対策、そして、セキュリティ意識の啓蒙について、より一層増強する。
4. ユビキタス環境の実現
   キャンパス内の無線 LAN 環境を中心に、ユビキタス環境を充実させる。
5. e ラーニングの推進
   e ラーニングの運用やコンテンツ作成支援体制を整備して、コンテンツの充実を図る。

【現状の説明】

(1) 概要

インフォメーションテクノロジーセンター（以下、IT センター）は、関西大学における教育・研究及び事務処理における情報システムの適正かつ効率的な利用に資することを目的として設置された全学共同利用施設である。IT センターには、教育・研究用、事務処理用、教務支援用のコンピュータシステム並びにキャンパス基盤ネットワークが設置されている。IT センターの主たる業務は、高度な情報通信技術を用いて、教育・研究及び業務（学校法人の業務を含む。）を支援し、教育・研究の充実及び事務能率の向上に資することである。この一環として、利用者を対象に毎年講習会を開催している。

IT センターでは、学内の学術情報ネットワークの整備・管理・運用、学外の学術情報ネットワークとの接続等を行っている。また、2004年10月 1 日からスーパーSINET のノード校（ネットワーク接続拠点）として運用を実施してきた。更に、2007年 6 月 8 日より SINET 3 へと先進的なネットワーク環境の構築・運用を実施した。

(2) IT センターの組織

1) 設置委員会

本センターには、センターの目的である「高度な情報通信技術を用いて、教育･研究及び業務（学校法人の業務を含む。）を支援し、教育･研究の充実及び事務能率の向上に資する」を、適正に管理運営するために、全学的組織として「IT センター委員会」が設置されている。同委員会は、意思決定の迅速化と専門性の観点から、2008年度に規程改正を行い、センター所長、センター副所長、学長補佐、各学部から選出された委員、事務職員の委員の合計17名とし、改正前の29名からスリム化を図った。

同委員会の下に、IT センターの業務を効率的に運用するための運営委員会を設置している。運営委員会の構成についても、意思決定の迅速化を図るため、委員定数の見直しを行い、23名から11名とした。

また、これら委員会とは別に、所長の命により情報処理教育の技術援助、システム計画並びにソフトウェアの開発及び指導に従事する所員らによる、専門的見地からの検討の場として所員会議を設置している。

更に、上記委員会活動を含めた本センター業務の自己点検及び評価を行うことを目的として、自己点検・評価委員会を設置している。

2) 規程の制定

IT センターでは、業務の円滑かつ適正な運営を行うため、委員会を設けて諸規定を整備し、運用している。IT センターには以下のような規程が制定されている。

ア　関西大学 IT センター規程

本規程は、関西大学における高度な情報通信技術を用いて、教育･研究及び業務（学校法人の業務を含む。）を支援し、教育･研究の充実及び事務能率の向上に資することを目的に設置された全学共同利用施設である、IT センターを適正に運営するための必要な事項を定めている。

イ　関西大学 IT センター情報ファイル管理規程

IT センターの情報システムに記録及び保存されたものを情報ファイルとして個人の人権並びに研究者及び利用者の権利を保護するとともに、電子計算機の利用による不当な行為を防止するため、情報ファイルの管理について必要な事項を定めている。

3) 個人情報の取扱い並びに危機管理への対応

ア　関西大学個人情報保護規程

基本的人権とプライバシー保護の観点から、IT センターでは、2005年４月の我が国の個人情報保護法の施行に伴い、本学の業務に従事するすべての者を対象とした各種法令及び関西大学個人情報保護規程を制定し、個人情報の取扱いを規定している。

また、関西大学情報ファイル管理規程と連絡経路を明示した危機管理マニュアルを策定している。

イ　情報セキュリティポリシー

本学の教職員、学生及び関係者が IT を利用して安全に情報を取扱うために、2006年４月１日より情報セキュリティポリシーを制定している。

(3) 関西大学 IT 化の推進支援

1) 利用者サービスの向上と学事業務の効率化（IT 化推進プロジェクト）

2006年度より全学体制で取り組んできた「IT 化推進プロジェクト」の果実である新システム群が、2007年度の「図書館システム(新)」を皮切りに順次開発を終え稼働した。これまで利用認証を含め各システム間でサービスの統一性を確保できていない側面も認められたが、本プロジェクトで可能な限りシングルサインオンを推進し、「インフォメーションシステム(新)（2008年度稼働)」を核として利用者に応じたトータルなサービス環境・業務環境の提供を実現した。また十分なセキュリティを確保し、自宅等学外から本学の提供するほとんど全てのサービスを利用することが可能となった。

「学事システム(新)（2008年度稼働)」では、加速化するカリキュラムの多様化にも柔軟に対応できるよう

検索

コアシステムの再開発を行ったほか、既に Web 環境でサービスされていた履修届、成績発表、試験情報等の機能をそれぞれ強化し、利用者の利便性と安定性を更に高めた。また、上述「インフォメーションシステム(新)」では、これまで提供していた基本機能に加え任意グループ管理やライブラリ共有機能を採り入れ、学生・教員・職員間のコミュニケーション機能を強化しており、これらと「SNS システム（2008年度稼働)」を有効に組み合わせることで、コミュニティーを活用した様々な効果が期待される。

その他、2008年度から採用した IC カードによる学生証・教職員証を利用した「出席管理システム」、複線管理されていた学術情報の統合を図った「学術情報システム(新)」、大きく機能を充実した「健康管理システム」、「キャリア支援システム(新)」等が当期中に稼働した。以下に各年度に拡張したシステムを列記する。

(2007年度)

ア　図書館システム(新)

イ　教育後援会システム

ウ　校友会システム

(2008年度)

エ　SNS システム

オ　学事システム(新)

カ　出席管理システム

キ　学術情報システム(新)

ク　キャリア支援システム(新)

ケ　インフォメーションシステム(新)

2）先進的な IT 基盤の構築に向けて

IT センターは、従来、本学の旧情報処理センターが中心的に提供してきた計算サービスに加えて、情報ネットワークを中核とした先進的な IT 基盤の構築に向けて検討を進めている。本学のスーパー SINET への接続を契機として、学内の基幹ネットワークを高速化した。これに伴い、種々の学内のオンライン型の情報サービスの基盤として、①学内情報ネットワークの高速化、②ネットワーク機器の二重化等による耐故障性の向上、③ネットワークへのアクセス環境の整備、また、④ネットワークセキュリティの確保のための防火壁（Fire Wall : 以下 FW）等の設置によるコンピュータウィルスやスパムメールへの対応を進めて、基盤ネットワークの整備を行っている。オープン系業務システムの開発にあわせて、ネットワークの一部更新及び統合認証基盤（ID 管理、IC カード管理、シングルサインオン、ワンタイムパスワード、PKI）の構築を行い、利用者の利便性と安全性を考慮して「ワンストップ・サービス」の実現を図った。また、利用者のモバイル端末の増加に対応して、⑤教室等への無線 LAN 環境の整備、⑥情報コンセント等によるアクセス環境の整備、⑦学外施設への LAN 整備等を行い、ユビキタス時代のネットワーク環境の実現を進めている。

(4) 研究支援体制の整備

1）文部科学省サイバーキャンパス整備事業の推進

我が国の高等教育の国際的な通用性・共通性の向上と、国際競争力の強化を図るための改革方策として、国内外の大学等との交流・連携による教育研究の推進を支援することを目的に設置された文部科学省サイバーキャンパス整備事業に、関西大学から2002年度に 4 件、2003年度に 1 件、2006年度より新たに 1 件が採択され、所定年度期間中に実施された。

- 広帯域網を利用した中国語教育・日本語教育の実践（2006年度～2008年度）

本事業は、本センターのジョイント・サテライト及びマルチメディア教育・研究推進委員会の支援を受けながら進められた。IT センターは、①授業のコンテンツ化にともなう支援体制の整備、②ISDN（総合デジタル通信網）とインターネットの相互交換機構の整備等を支援した。

2）SINET 3 を用いた研究の支援

学内に国立情報学研究所よりサービスされている SINET 3 のうち、2004年から 1 G ビットの回線を本学経済政治研究所政策グリッドコンピューティング実験センターへ接続している。更に、2006年から 1 G ビットの回線を本学先端科学技術推進機構学術フロンティア・センター内の「スーパーコンピュータ等を連動する分散コンピューティング（GRID)」部門と「ナノテクノロジー」部門に接続している。

3）マルチメディアコンテンツ構築環境の整備

ア　IT センターデジタルライブラリの構築並びに運用

（ア）関西大学放送講座「飛鳥の古墳シリーズ（全12巻)」

（イ）ワープロ、表計算ソフト、OHP 作成ソフト等の汎用ソフトウェアの利用法の解説ビデオ

（ウ）IT センターによる講習会

等のさまざまなビデオコンテンツを学内から閲覧できるビデオ・オン・デマンド（VOD）形式で学内のパソコンより視聴できるサービスを実施している。

イ　アーカイブサービス

各種の学内活動をアーカイブ化し、関西大学ビジュアルガイドとしての役割を果たしている。

ウ　留学ガイダンス

留学を希望する学生への情報供給として、本学の留学プログラムの説明や、そのプログラムを利用して留学した学生による体験談を語ってもらう機会を設けている。

エ　FD（Faculty Development）フォーラム

FD に関する本学での実践報告や、学外講師による講演会、シンポジウム等を開催し、FD の啓蒙活動を行う。

オ　尚文館マルチメディアスタッフの採用

e ラーニングコンテンツ制作の補助的業務を学生スタッフに委ねて効率的な制作体制を構築している。

カ　TV 会議システム

TV 会議システム(ポリコム等)を導入し、容易に利用が可能な体制を構築している。また、IT センター 4 階多目的会議室の TV 会議装置を IP 接続、INS 接続で多地点接続できるものに更新し、海外の大学との TV 会議等に利用されている。

キ　尚文館マルチメディア AV 大教室の改修

IP 接続、INS 接続で多地点接続できる TV 会議装置に更新を行った。また、機器操作をタッチパネルで行えるよう改修し、操作性を向上させている。

(5) 施設・設備等

IT センターは、教育や研究、事務処理におけるコンピュータシステムの適正かつ効率的な利用を目的に設置された全学の共同利用施設である。この目的を達成するために、IT センターでは、教育研究用と事務処理用のコンピュータシステムを整備してきた。これらのシステムは、いずれも最先端のソフトを導入して学内の学習・研究活動や事務処理をサポートしている。また、利用に対するサービス体制もユーザ中心の視点に立って確立してきた。以下、コンピュータシステムにおける情報処理機器の配備状況とサービスの状況について述べる。

1）情報処理機器の配備状況

ア　ネットワーク関係

関西大学は、千里山キャンパス、高槻キャンパス及び天六キャンパスに分かれている。IT センターは、この三つのキャンパスを網羅する学術情報ネットワークを構築している。このネットワークの基幹は、ギガビットイーサネットと光ファイバーを中心とした高速ネットワークであり、KAISER（カイザー）と名付けられている。KAISER は、教育・研究用ネットワークと事務用ネットワークに分けら

検索

れている。また、高槻キャンパスにあるセミナーハウスにも学内ネットワークを整備している。

教育・研究用ネットワークには、教育・研究用のパーソナルコンピュータ（以下、PC）及びワークステーション（以下、WS）等約8,500台の機器が接続されていると推定され、教育及び研究に利用されている。このネットワークは、テキスト情報だけでなく、音声、画像、ビデオ等のマルチメディアコンテンツを扱うことができる。このため、利用者がいつでも自由に学習できるビデオ・オン・デマンドや、高画質でのテレビ会議等のサービスを行っている。

インターネットとの接続は、学術系ネットワーク（SINET3）及び商用系ネットワークを介して接続されている。これによって、学内からの電子メールの利用、ホームページの閲覧、また、外部への学内コンテンツ発信が可能となっており、学生の学習や学生生活の情報化と学内からの情報発信を促進している。

学生が学内で自由に PC を接続できる環境（認証系）として、情報コンセントと無線 LAN を整備している。情報コンセントは、IT センター 4 階、第 2 学舎 4 号館 2 階リフレッシュコーナー、及び総合学生会館「メディアパーク凛風館」 1 階学生ラウンジ・ 4 階ミーティングルーム等に、合計約400口設置されている。また、無線 LAN は、簡文館、尚文館芝生広場、円神館（IT センター)、メディアパーク凛風館、教務センター周辺、及び 1 ～ 2 学舎食堂、 3 ～ 4 学舎自習室・読書室、更には高槻キャンパス E 棟 1 階コミュニティルームでアクセス可能となっている（表Ⅰ-9-16)。

表Ⅰ-9-16　アクセスポイント数及び情報コンセント数

キャンパス		無線 LAN アクセスポイント数	認証系情報コンセント数 （教卓）	認証系情報コンセント数 （その他）
千里山	第 1 学舎	2	77	0
	第 2 学舎	3	43	167
	第 3 学舎	1	12	0
	第 4 学舎	1	14	0
	その他	19	0	232
高槻キャンパス		17	26	76
天六キャンパス		0	0	0

事務用ネットワークは教育・研究用とは完全に分離されたネットワークとして構築されており、セキュリティ保護に対する配慮も充分になされている。

イ　IT センター内

IT センター内には、高速計算サーバを始め、ネットワーク運営のためのサーバ群を配備している。また、ユーザサービスやシステム管理のために下記の部屋を設けて合計約300台の PC を配備している。

（ア）オープン PC コーナー 1 、オープン PC コーナー 2 、オープン PC コーナー 3

（イ）印刷コーナー

（ウ）デジタルメディア PC コーナー

（エ）サテライトステーション 1 、サテライトステーション 2

（オ）サテライトステーション印刷コーナー

ウ　大学院関係（法科大学院、会計専門職大学院を含む）

大学院関係としては、下記の施設に約770台余の PC を配備している。

（ア）第 2 学舎 2 号館

（イ）高槻キャンパス（D 棟）

（ウ）天六キャンパス

（エ）尚文館

（オ）以文館

（カ）児島惟謙館

尚文館1階には、ビデオ編集システム、録音ブース、映像機器ワゴン、音声機器ワゴン、撮影・録音機材、ビデオスタジオ等のマルチメディアコンテンツ制作機材を整備しており、大学院生や教員の研究・教材制作等に活用されている。

エ　各学部・研究機構のPC配備状況

各学部の機器は、(1) ITセンターによって統一的に整備された各ステーション、(2)各学部によって独自に整備された演習室がある。このうち、(2)は各学部の特徴ある教育を生かすために配備したものである。以下、各学部のPC配備状況について述べる。

（ア）法学部

文学部と共用している第1ステーション（55台）の他に、独自で演習室を3室、教材編集室、共同研究室等を設けており、法学部独自合計で90台余を配備している。

（イ）文学部

法学部と共用している第1ステーションの他に、独自で演習室を3室、教材編集室、共同研究室等、文学部独自合計で150台余を配備している。

（ウ）経済学部・商学部

経済学部・商学部には、第2ステーション（50台）の他に、MML教室、CAL教室、PCゼミ室、AV・PC教室、カンファレンスルーム等を設けて、学部独自合計で400台余を配備している。

（エ）社会学部

第3ステーション（75台）の他に、独自で8教室、マルチメディア教室、資料室と準備室等、デスクトップとノート型PC等、学部独自合計で490台余を配備している。

（オ）政策創造学部

情報処理教室を4室設けて、合計176台を配備している。

（カ）システム理工学部・環境都市工学部・化学生命工学部

第4ステーション（66台）の他に、独自でOD教室を設けて、学部独自合計で300台余を配備している。

（キ）総合情報学部

PC・WS教室を15教室、FRD（合同研究室）、ゼミブース、ネットワークセンター等を設けて合計1080台余を配備している。

（ク）外国語教育研究機構

CALL教室2室、学習自習室、教材作成室、音響映像資料室を設けて、合計150台余を配備している。

以上が関西大学のITセンター関連及び演習室等の情報処理機器の配置状況である（表Ⅰ-9-17）。それに加えて個人研究等を加えると約8,500台が配備されていると推定される。表Ⅰ-9-18に、ITセンター及び各ステーションの年間利用回数と利用時間を示す。

総合大学として、21世紀のIT化時代において、充実した情報教育のニーズを満たすためには、今後とも質と量の向上に一層の努力が必要である。

表Ⅰ-9-17　各組織におけるPC及びWSの配備状況（数字は概数）

	ITセンター関連		演習室等	合計
ITセンター	オープンPCコーナー1	55		291
	オープンPCコーナー2	51		
	オープンPCコーナー3	25		
	印刷コーナー	15		
	デジタルメディアPCコーナー	6		
	サテライトステーション1	75		
	サテライトステーション2	54		
	サテライト印刷コーナー	10		
大学院	尚文館（パソコン教室他）	193		193

	IT センター関連		演習室等	合計
法科大学院			162	162
会計専門職大学院		31	12	43
法学部	第1ステーション	55	96	302
文学部			151	
経済学部	第2ステーション	50	408	458
商学部				
社会学部	第3ステーション	75	490	565
政策創造学部			176	176
理工系3学部 *1	第4ステーション	66	304	370
総合情報学部			1086	1086
外国語教育研究機構			152	152
合　計		761	3037	3798

*1　理工系 3 学部とは、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部であり、第 4 ステーションはその共同利用施設として運用されている。

表 I -9-18　パソコン利用統計

場　所	2007年度			2008年度		
	台数（台）	年間利用回数（回）	年間利用時間（h:m:s）	台数（台）	年間利用回数（回）	年間利用時間（h:m:s）
第 1 ステーション	55	13370	16744:34:25	55	13890	17179:17:51
第 2 ステーション	50	5805	8936:24:49	50	5924	8094:41:28
第 3 ステーション	75	15253	18532:35:15	75	12935	17655:42:50
第 4 ステーション	66	42353	33735:51:59	66	40372	30395:14:49
IT センター	152	212086	182274:04:35	152	208465	185138:20:27
サテライトステーション	139	65998	47552:33:05	139	72049	47234:41:45
合　計	537	354865	307776:04:08	537	353635	305697:59:10

2) ユーザサービス

ア　教育支援体制

（ア）学生のインターネット利用について

関西大学に在籍する学部学生と大学院学生には入学と同時に利用者 ID が発行されており、IT センター 4 階のオープン PC コーナーやデジタルメディア PC コーナーをはじめ、サテライトステーション、各学部学舎のステーションのパソコンを利用することができる。大学からのお知らせや講義インフォメーション、Web 履修等で利用されているインフォメーションシステムでもこの利用者 ID を使用している。

更に、IT センターのホームページ上で『電子メール・学外 Web 利用申請』の手続きをすれば、電子メールと学外のホームページ（Web ページ）の閲覧ができるようになり、電子メールの保存にも利用できるファイル領域を与えられる。ファイル領域は当初 1 人当たり100MB であったが、ファイルサーバの増強に伴い、2005年 9 月21日より500MB に拡張されている。毎年約 8 割（ 2 万数千人）の学生が利用登録をしている。

本学では、各種ホームページを公開しており、IT センターの利用ガイドの他、総合図書館の蔵書検索システム（KOALA）、学生就職支援システム（KIPS）等が利用できる。IT センターの開室時間やパソコン空席情報、大学からのお知らせ（インフォメーションシステム）、就職支援システム等の一部では、携帯電話からのアクセスにも対応している。

（イ）メールのウィルスチェックサービス

近年、メールに添付して伝播するウィルスが急増している。このようなメールは開かず削除することが賢明であるが、図らずも開封し感染することがある。IT センターでは、学外へ送信するメール、学外から受信するメールが専用サーバを通過する際に、ウィルスが添付されているかどうかを検知して、存在すれば削除する機能を持つウィルスチェックシステムを導入している。

メール以外にもウィルスの感染経路があるため、OS やソフトウェアのアップデート、ウィルスワ

クチンソフトの導入等、利用者はウィルスに関する情報に注意するとともに感染しない予防措置が必要である。学内情勢や情報処理振興事業協会のホームページに緊急対策情報が掲示された場合、ITセンターではホームページにウィルスに関する情報を提供している。

（ウ）スパムメールのチェックサービス

近年、一方的に送られてくる迷惑メール（スパムメール）が非常に多く、正常なメールの受信に支障をきたすような状況が多く見受けられる。そこで、学外からのメール受信において、スパムファイアウォールの運用を2005年９月21日から開始し、スパムメールの除去に努めている。

スパムの判定は、以下のようになっている。

a　大量メール発信によるメール爆弾のブロック

b　スパムメール送信者のブラックリスト参照

c　From 詐称チェック

d　受信アドレスの存在確認

e　メールの件名、本文、ヘッダ内容から機械的にスパムメールチェック

a ～ d を検出されたメールは破棄し、 e を検出されたメールは、題名（Subject）の先頭に［SPAM-Kandai］を付加して受信者に送られる。

（エ）Web メール（Active!mail）サービス

インターネット環境があれば学内、学外を問わず、どこからでも IT センターのメールが利用できる Web メールのシステムを提供している。学生は、自宅のみならず、クラブ・留学・帰省・就職活動等大学外での諸活動においても有効活用することができる。

（オ）利用相談

a　利用相談コーナー

IT センター４階及びサテライトステーションに「利用相談コーナー」を設け、利用相談員２名が常駐し、利用者からの次のような相談に応対している。

- センターに設置されているパソコンやプリンタ等の機器の利用に関する相談
- インターネットの Web ページ閲覧や電子メールに関する相談
- 各種アプリケーションについての相談
- ソフトウェアの書籍やマニュアルの貸し出しサービス

b　IT センターホームページ上の各種利用手引

毎年、IT センターの Web ページを更新し、利用者に分かりやすい構成に改善している。これらのページは、①IT センターの紹介、②学内ユーザ向け利用ガイド等で構成している。携帯電話向けのページもあり、トピックスやセンターのサービス時間を手軽に参照できる。

VOD ライブラリにはパソコンソフトの入門ビデオ（Word、Excel、Access、Power Point）を登録しており、初めて利用する人や特定の操作だけ知りたい人にとって非常に効果的である。

また、IT センターの Web ページ上で、端末機室の利用手引や今月の Tips 等を公開している。

（カ）講習会

2007年度までは、主に新入生を対象にパソコン、インターネットを利用するための基礎的なパソコン利用法や電子メールの利用方法を説明する講習会（パソコン基本コース、パソコン活用インターネットコース、パソコン活用メールコース）を４月から９月にかけて、コース毎に数回開催していた。

2008年度は、全面的な講習会の内容見直しを行い、従来教務センターが主体となって行っていた教員向け講習会や人事課が主体となって行っていた事務職員向け EUC 研修を IT センターと共催にし、以下の Office 講習会を教職員向けに開催している。

また、学生向け講習会の充実を図るために教職員向け講習会と同内容のコースを学生向けに展開する前段として、2008年度は、授業支援 SA と IT センター利用相談員向けにも以下の講習会を開催した。

a　PowerPoint（プレゼンテーションソフト）

PowerPoint を使用したプレゼンテーションの作成実行方法を紹介する初級コースと PowerPoint の基本操作をマスターされている方を対象に、視覚的にわかりやすく表現する機能を紹介する中級コースを開催している。

b　Excel（表計算ソフト）

Excel の基本操作を紹介する初級コース、実務に役立つ Excel の関数機能やデータベース機能を紹介するデータ活用コース、日常業務を効率よく進めることができるテクニックを紹介する実用ヒントコース、データの集計や分析に役立つ機能を紹介する集計・分析コースを開催している。

c　Word（ワープロソフト）

Word の基本操作を紹介する初級コースと日常業務を効率よく進めることができるテクニックを紹介する実用ヒントコースを開催している。

d　Web サイト作成

XHTML・CSS を使って Web ページを作成する方法を学習する Web サイト作成コースを開催している。

（キ）インフォメーションシステム

インフォメーションシステムは、学生向けに「休講情報」「時間割変更」「学生呼び出し情報」「お知らせ」「行事案内」等種々の情報を提供するシステムで、専用のターミナルや Web、携帯電話を通してアクセスできるものである。専用のターミナルの設置台数は表Ⅰ-8-19のとおりである。

また、教員向けに、Web 版履修者名簿抽出システムのサービスも行っている。

表Ⅰ-8-19　インフォメーションシステムの台数

	千里山キャンパス	高槻キャンパス
ターミナル	70	6

イ　研究支援体制

（ア）学内ネットワークのセキュリティ強化

学外との間には FW や侵入検知システム（Intrusion Detection and Prevention：以下 IDP）を設置し、学外からのさまざまな攻撃に対して防御している。それだけでは、学内ネットワークでの通信に対しては機能しないので、学内ネットワーク内での各種攻撃やウィルスの伝播を防止するため、学舎間にも FW や IDP を設置し、学内のセキュリティレベル向上を図っている。

（イ）暗号化通信によるセキュリティ強化

2005年９月21日より、学外からのメールの送受信や学外からの研究用 login サーバへの telnet と ftp アクセスにおいて、暗号化を義務づける運用に変更し、セキュリティの強化を図った。

（ウ）講習会

研究利用のための講習会として、以下のものを開催している。

a　高度計算サーバ利用

高度計算サーバの概要やバッチジョブ実行依頼方法等の基本的な利用方法を教育職員・大学院生・ゼミ生を対象として開催している。また、メーカーから講師を招き、C 言語をベースとした自動並列、OpenMP、MPI 等、並列化技法の講習会も開催している。

b　研究室ネットワーク接続

IT センターでは、インターネットの普及に対応して、年次計画により学内 LAN の整備を行い、各学部の研究室や個人研究室等への情報コンセントの設置を完了した。研究室のパソコンや UNIX ワークステーションのネットワークへの接続が簡単に行うことができ、学内ネットワーク及びインターネットの利用が可能となっている。

研究室等でネットワークを利用する教育職員・大学院生・事務職員を対象として、ネットワークの運用方針及び情報コンセントに接続する場合に必要な機器、申請手続き、操作方法、セキュリティ対策等について説明を行っている。

c　Windows サーバ管理

研究室等で Windows サーバを設置している管理者、これから Windows サーバの設置を検討している教育職員・大学院生を対象として講習を行っている。

UNIX に比べて簡単に WWW サーバ等のサーバを構築することができるが、セキュリティ対策・ウィルス対策等を怠ると、当該サーバだけでなく、ネットワークに接続している他のコンピュータに被害を及ぼすことになる。Windows サーバを構築、運用するに当たって重要となる設定箇所や注意する事項を、実機を使って講習を行っている。

d　UNIX サーバ管理

研究室等で UNIX サーバを管理する教育職員・大学院生を対象として講習を行っている。

学内の研究室等では、情報コンセントにサーバマシンを接続することによって、学内外に向けてインターネットサービスを提供することが可能である。

IT センターでサービスしているインターネットサーバの役割と運用方針を紹介し、学内で自前のインターネットサービスを立ち上げるための設定方法や制限事項、またシステムセキュリティについて、Solaris や Linux 等の UNIX における設定を例に講習を行っている。

e　尚文館マルチメディア施設利用説明会

尚文館 1 階にあるマルチメディア施設を利用する教員と大学院生を対象に、説明会を開催している。

ここには、①マルチメディア AV 大教室（AV 講義、遠隔講義等）、②マルチメディア編集室（ビデオ編集システム、録音ブース等）、③マルチメディアスタジオ室（撮影システム）、④マルチメディア AV ブース（マルチメディアパソコンのオープン利用）があり、最先端のマルチメディア機器を利用した授業やマルチメディア教材の作成等、多彩な教育・研究活動を行うための施設を整えている。

講習では、各施設での実演をまじえてマルチメディア施設の紹介を行っている。

ウ　サービス時間

センター内施設、サテライトステーション、尚文館 1 階マルチメディア施設のサービス時間とコンピュータシステムの運転時間を表Ⅰ-9-20～表Ⅰ-9-23に挙げておく。

表Ⅰ-9-20　センター内施設の利用時間

階	室　名		月曜日～金曜日 *1	土曜日 *2
4F	オープン PC コーナー1 オープン PC コーナー2 オープン PC コーナー3 印刷コーナー 利用相談コーナー デジタルメディア PC コーナー 図書閲覧 *4		*3 9:00～21:20	9:00～17:50
3F	教員支援室 *5		9:00～17:50	
2F	受付	各種申請の受付 講習会の受付 利用相談等	9:00～21:20	9:00～17:50
1F	事務用入出力室 *6 事務用端末機室 *6		9:00～17:00	9:00～17:00

*1　夏季・冬季休業中は16時50分で終了します。また、授業の行われていない期間は、17時50分で終了します。

*2　夏季・冬季休業中、及び入学試験中は閉室します。

*3　月曜日の午前中、メンテナンスのため一部を閉室することがあります。

検索

*4　利用の都度、利用相談コーナーで利用申し込みをしてください。
*5　利用の都度、2F 受付で利用申し込みをしてください。ただし、当該機器がメンテナンスの対象となっている場合には利用できません。
*6　一般利用者は入室できません。

表 I -9-21　サテライトステーションの利用時間

室　名	月曜日～土曜日 *1
受付	10:00～17:50
サテライトステーション1	
サテライトステーション2	
サテライトステーション印刷コーナー	

*1　授業の行われていない期間は閉室します。

表 I -9-22　尚文館 1 階マルチメディア施設の利用時間

室　名	月曜日～金曜日	土曜日
マルチメディア AV ブース *1	9:30～16:30	閉室
マルチメディア編集室 *1 *2	9:30～16:30	閉室
マルチメディア管理室 *1	9:30～16:30	閉室

*1　夏季・冬季休業中、及び入学試験中は閉室します。
*2 「マルチメディア編集室・貸出機材予約」の Web ページで予約が必要です。

表 I -9-23　コンピュータシステムの運転時間

区分	システム	月曜日	火曜日～土曜日	休日
教育・研究	Linux サーバ 高速計算サーバ 研究用 login サーバ	24時間無停止運転が基本 短時間で終了するメンテナンスを予告なく 月曜日の午前中に実施することがあります。		

【長所】

IT センターは、学内ネットワークの管理・運用、インターネットとの接続、コンピュータ演習室の管理・運用、SINET 3 の接続拠点としての運用等、最新のネットワーク設備、情報環境が導入され、着実に安定した運用を行っている。特に、学内・学外間及び学舎間に FW や IDP を設置し、ネットワーク障害を最小限に抑えることにより、大きなセキュリティ問題が発生していないこと、更に、情報セキュリティを確保するためにセキュリティポリシーを制定し、障害時の迅速な対応のために危機管理マニュアルを制定している点は大いに評価できる。

「IT 化推進プロジェクト」のもと、利用者サービスの向上と学事業務の効率化に取り組み、2007年度から順次運用を始めている。現在、図書館システム、教育後援会システム、校友会システム、SNS システム、学事システム、出席管理システム、学術情報システム、キャリア支援システムが稼働しており、今後、IT 化の進展が期待できる。

IT センターを中心に各所にコンピュータ演習室を設け、在学生には総計3,000台以上の PC を使用できる環境が用意されている。また、使用方法等については常駐している利用相談員に聞くことができ、自主的学習環境・研究環境の充実が図られている。更に、高度計算サーバの講習会等、研究向け講習会も開催されている。このように、IT センターは教育支援だけでなく、研究支援にも積極的に取り組んでいる。

【前回からの改善点】

- 全学的な IT 戦略と全学 IT トータルシステムの構築

  「IT 化推進プロジェクト」により着実に進展している。今後運用面等で更なる進展が期待される。

- 人的管理体制の充実

  2009年 4 月には、若手情報技術者が 3 名増員された。

- 障害対策

  2008年から夏季休業中に行われる電気設備の法令定期点検の際に非常電源による Web サービスを実施

している。Web サービスだけでなく、メールサービスの実施も期待する。

更に、2009年から地震のような広域の非常事態に備え、外部データセンターを利用したバックアップ体制を整備している。

- セキュリティ意識の啓蒙

ユーザのセキュリティ意識や情報倫理意識向上のための啓蒙活動は、まだ実施されていない。早急に、講習会等の啓蒙活動を実施することが望まれる。

- 講習会の充実

全面的な講習会の内容見直しを行い、2008年度から従来教務センターが主体となって行っていた教員向け講習会や人事課が主体となって行っていた事務職員向け EUC 研修を IT センターと共催にして開催している。非常に評判も良く、2009年度からは同様の内容で、学生向け講習会も実施している。

- ユビキタス環境の実現

ユビキタス環境、特に、無線 LAN 環境の充実は、あまり進展していない。今後の環境整備が期待される。

- リスクマネジメントの強化

「IT 化推進プロジェクト」の一貫として、入館コントロールやログ情報の収集等の一元管理、事務系 PC の Thin クライアント化等が検討されている。

- e ラーニングの推進

2008年度から e ラーニングの運用やコンテンツ作成支援のために業務委託要員を採用し、e ラーニングの運用やコンテンツ作成支援体制の整備を図っている。

【問題点と改善のための方策】

- 人的管理体制の充実

2009年 4 月には若手情報技術者が 3 名増員され、年齢バランスを配慮した人的管理体制が大幅に充実した。しかし、全学 IT トータルシステムが稼働し始め、管理・運用面での業務が大幅に増加したため、人的不足の問題は解決したとは言い難い。特に、利用者に対する窓口対応等（トラブル対応、要望対応等）が不十分であると考える。

更なる人的増強が望まれる。正規職員の増員が難しいようならば、業務委託要員の増強等幅広く、改善策を検討する必要がある。

- セキュリティ対策

幸い IT センターでは大きなセキュリティ問題は発生していないが、ウィルスだけでなく、DoS（Denial of Service）攻撃、更に、スパムメールの問題も無視することができない。攻撃手段も高度化しており、セキュリティ対策も進化していかなくてはならない。最新のセキュリティ情報を常に把握し、積極的にセキュリティ対策を施すことはもちろんであるが、起こってしまった場合の体制も重要である。

特に注意しなければ行けない問題は、学内の PC がスパイウェアやボットネットに犯され、ウィルスやスパムメールの配信、DoS 攻撃の踏み台等になり、加害者となる可能性が増加していることである。学内の PC がボットネット等に犯された場合、被害を最小限に抑える体制が重要である。学内の PC がボットネット等に犯されたり、不正アクセスされたりしないためには、学外からのアクセスを FW により拒否することが有効な手段である。現在、学外とのアクセスの可能性がある PC のみ、申請によりアクセス可能となっている。しかし、アクセス許可が認められた PC は、学外と一部のサービス（ポート）のみを利用したい場合でも、ほぼすべてのポートがアクセス可能となり、不正アクセスの危険性が高い。このためには、PC ごとに利用ポートのみをアクセス可能とする、きめ細かい設定を認める必要がある。

ウィルスやスパイウェアの感染、ネットワークの設定ミス等によるネットワーク障害も少なくない。多くの障害はユーザの注意により未然に防げるものであり、ユーザの意識が低いことが問題であると思わ

検索

れる。ユーザのセキュリティ意識向上や情報倫理意識向上のためには講習会等の啓蒙活動が必要である。

- 学内 LAN 環境の増強

  PC の高性能化や動画コンテンツの普及により、ネットワークの高速化の要望はますます高まっている。現在、学内ネットワークの基幹は、ギガビットイーサネットと光ファイバーを中心とした高速ネットワークであるが、各研究室へは通信速度100Mbps でのアクセスとなり、ギガ化が望まれる。キャンパス内に大量に配備されている末端のフロアスイッチと各研究室の情報コンセントをギガ化する必要があり、コスト面が課題であるが、早急に整備することが望ましい。

- ユビキタス環境の実現

  現在のところ、関西大学の学生は持ち込み PC の利用が少ないようである。これは裏を返せば、学内に自由に使える PC が充実しており、PC を持ち込む必要が無いことが一番大きな理由であると考えられるが、無線 LAN 等による持ち込み PC の使用場所が限られており、使用するための設定が煩雑であることも理由として考えられる。更に、昨今の安価な UMPC（Ultra Mobile PC）の普及により、今後、学生による持ち込み PC の増加が考えられる。そのためにも無線 LAN を中心としたユビキタス環境の充実に向けての改善が強く望まれる。

- IT センターのホームページの充実

  関西大学のトップページは、ゴメス・コンサルティング株式会社が発表した『大学サイトランキング』で、全国第 1 位となり、高く評価されているようだが、IT センターのトップページは、長年大幅な改善もなく、見劣りがする内容となっている。ホームページは、「IT センターの顔」であるので、今後、大幅な充実が望まれる。特に、検索機能の充実が必要である。このためには、Web サイト構築の業務委託を検討すべきである。

今後の到達目標

到達目標として、主に以下の 5 点があげられる。

1. 人的管理体制の充実

   利用者に対する窓口対応（トラブル対応、要望対応等）等に対する人的増強を要望する。

2. セキュリティ・障害対策の充実

   セキュリティ問題や障害の未然防止だけでなく、被害を最小限に抑える体制を充実させる。更に、ユーザのセキュリティ意識向上や情報倫理意識向上のために、講習会等の啓蒙活動が必要である。

3. 学内 LAN 環境の増強

   PC の高性能化や動画コンテンツの普及により、ネットワークを高速化させる必要がある。

4. ユビキタス環境の実現

   安価な UMPC（Ultra Mobile PC）の普及により、無線 LAN を中心としたユビキタス環境の充実が強く望まれる。

5. IT センターのホームページの充実

   IT センターのホームページは長年大幅な改善を行っていないので、ホームページの大幅な拡充、特に、検索機能の充実が必要である。

10　社会貢献

「開かれた大学」としての活動は、地域社会の一員としての開かれた姿勢を持ち、本学及び地域社会が有する知的・人的資源の活用を図ることにより、地域社会の発展に寄与することを目的としている。このような活動は、社会に貢献する人材を育成していく大学の使命をも達成させ、本学の教育理念「学の実化」にも通ずるものである。

また、大学には、「教育」と「研究」に加えて第三の使命として「社会貢献」が求められている。この要請に応えるべく、本学は社会との連携を強化し、自らの研究成果の社会への還元・活用を推進すると同時に、社会に貢献する人材を育成するための教育・研究の場を大学と社会の連携のもとで創りあげ、社会に貢献する人材を育成するとともに地域社会の発展に積極的に寄与している。

本学では、学長直下に社会連携推進本部を設置し、産学官連携・知財センター及び地域連携センターを設置し「開かれた大学」構想を進めてきた。

また、2008年10月には、それまでの社会連携推進本部を社会連携部に改組し、産学官連携センター、知財センター、地域連携センターを設置するとともに、入試センター傘下にあった高大連携センターを加えることにより、より幅の広い事業展開を図っている。

前回の到達目標

産学連携事業については、社会連携事業に協力願える研究者が限られ、行事への出展等に係る教員への依頼がどうしても偏りがちとなっている。1人でも多くの研究員に社会貢献、産学連携に協力していただけるよう、これまでの実績による評価を行って「選択と集中」を意識しつつ、出展計画等考えたい。

また、知財事業に関しては、企業への技術移転等の成果を上げた研究者を適正に評価しなければならない。そのためには、大学が透明性・公正性に十分に配慮した適正な評価システムを構築し、学内に周知を図る必要がある。

研究倫理等に関しては、発明届が増加傾向にある中、その承継の可否を審査する発明委員会での審議の遅延化が生じることがあった。そこで関西大学の知的財産活動をより活性化し、質的向上をも図るために、発明委員会の運営、審査方法を含めた体制の再構築に関する提案を行い、審査の迅速化をはかる方向で規程等の変更を行う。

10-1　社会への貢献

(1) 地域社会との連携

【現状の説明】

本学では、「学の実化」を提唱し、その教育理念を具現化してきた。1922(大正11)年千里山学舎を新設した当時「学の実化」講座を開催、また、学外の社会人を対象とした夏期語学講習会を実施した。現在、1982年より開催している大阪の文化をテーマとした「関西大学おおさか文化セミナー」をはじめ、広く社会人を対象とする「公開講座」を年間およそ80講座実施している。2008年度より公開講座業務は「社会連携部地域連携センター」へ移管され、文系・理系の両方からアプローチする講座を多数開講している。また、高大連携センターにおいて、「出張講義型プログラム（Kan-Dai 1 セミナー)」「講義受け入れ型プログラム(Kan-Dai 15セミナー)」「リレー講義型プログラム（Kan-Dai ネックレス・セミナー)」「公開講座型プログラム（Kan-Dai 3 セミナー)」「教員対象研修」等を開催している。これらの活動を更に推進していくため、大阪府、神戸市、大阪市、京都市等の自治体の教育委員会と「高大連携に関する包括協定」も締結して

検索

いる。更に、吹田市と高槻市においては、クラブ活動を核とした地域社会との交流を目的として、1999年度から「クラブ1日体験入部」も実施している。

本学では1964年の工業技術研究所（現先端科学技術推進機構）の開設以来、研究活動を通じての産学官連携の推進に積極的に取り組んできた。近年はこの産学官連携だけでなく、教育活動を通じての社会貢献をも積極的に推進しようとしている。まずは大学キャンパスが位置する自治体を中心に、本学と深いつながりのある自治体や機関との連携を深めていくこととした。2004年7月の高槻市にはじまり、吹田市、りそな銀行、天神橋筋商店連合会等、2009年5月までに10の自治体・機関と「包括的連携協力に関する協定」を締結している。他にも、2007年2月「産学連携に関する協定」を三井住友銀行、SMBC コンサルティングと結んでいる。これらの協定を通じて、自治体の抱える課題解決への協力、本学の教育研究活動の社会還元を目的とする活動を通じて、学生のフィールドワークとしての仕組みや地域の活性化に貢献する取り組み等、お互いのさまざまな社会貢献活動を連携し推進している。

ア　地域連携センター

地域連携センターは、2008年度より本学の地域との連携窓口の役割を果たすとともに、地域連携に関するノウハウの蓄積、連携活動の具体化を図ることを目的として、教育、文化、産業、福祉、まちづくり等のあらゆる分野において具体的な事業活動を行っている。

なお、2009年5月1日までに連携協力に関する協定を締結した自治体等は次のとおりである。

表Ⅰ-10-1　自治体等との協定

自治体等	協定締結日	自治体等	協定締結日	自治体等	協定締結日
高槻市	2004．7．14	奈良県明日香村	2006．2．7	加西市	2008．4．16
吹田市	2004．8．5	兵庫県丹波市	2007．7．9	池田市	2008．9．10
りそな銀行	2004.11．8	佐賀県武雄市	2007.11.26		
八尾市	2005.12．1	天神橋筋商店連合会	2007.11.29		

具体的な取り組みとしては、2007年度より学園祭にあわせて「地域の魅力アピールコーナー」を設け、学生、地域住民、校友等との交流を図り、天神橋筋商店連合会との連携としては大阪天満宮とも協力のうえで応援団部吹奏楽団の学生による天神橋筋商店街のパレードと天満宮への奉納神賑行事を行った。また、産業界との社会連携事業も活発に行い、大阪市信用金庫、天神橋筋商店連合会との3者連携による公開講座「町街塾（まちがいじゅく）」では大阪の優れた文化や風土、歴史を紹介しており、また、りそな銀行、奈良県明日香村との連携事業としては、小学生と保護者に金融と歴史を体験型で学んでもらう講座「親子で学ぶキッズサマーキャンプ」も開催した。2007年度から継続する飛鳥川の環境保全活動として、河川清掃及び植栽事業を学生ボランティアの協力をもって実施する等した。その後も多方面から多様な地域連携が持ち込まれ、「選択と集中」をもって本学の事業としての整備を行っている。吹田市とは2005年度設置された「連携協議会」において、相互の忌憚ない意見交換を行い具体的な連携事業の推進、課題の解決に向けた協議を定期的に行っている。

イ　高大連携への取り組み

高大連携事業は、2008年10月より、その所管を入試センターから社会連携部に移し、高大連携センターを窓口として「次世代の人材育成」に向けたさまざまな取組みを展開している。高校への出張講義＜Kan-Dai 1 セミナー＞、高校生の大学授業への受入れ＜Kan-Dai 15セミナー＞等の高校生（高校）を対象としたプログラム推進の他、引き続き教育委員会との連携協力（2009年9月現在20自治体と協定締結）を促進し、地域連携・社会貢献を重視した各種プログラムの充実と発展にも積極的に取組んでいる。とりわけ「理工系サイエンスセミナー」、「大阪中学生サマーセミナー」、「教員対象研修講座」といった小・中学校をも対象に加えた各種プログラムが、その代表的な取組みである（2008年度の主な取組み実績は下記のとおり）。

表Ⅰ-10-2　高大連携等の取組

セミナー名称	2008年度	
	参加者数（名）	実施･開講講座数
Kan - Dai1セミナー＜出張講義型プログラム＞	10,039	167
学部系統別説明	2,745	105
Kan - Dai 3セミナー＜公開講座型プログラム＞	120	4
Kan - Dai 15セミナー＜講義受入型プログラム＞	88	25
Kan - Daiネックレス･セミナー＜リレー講義型プログラム＞	209	4
理工系サイエンスセミナー	245	8
教員対象研修講座	531	8
大阪中学生サマーセミナー	56	3
合　　計	14,033	324

ウ　公開講座

本学では、これまで「開かれた大学」構想の一環として、大学における学問研究の成果を地域の住民や社会一般に還元し、各種の公開講座を実施している。近年では自治体との共催事業としての公開講座に加えて、社会ニーズに合致した学際的な講座を戦略的に展開し、講座の個性化を図った。

また、新たな試みとして2008年度から首都圏の住人を対象として公開講座を開講した。奈良県明日香村との共催で朝日新聞社の後援による「かんだい 明日香 まほろば講座」は年3回開催し、年間のべ800名を超える参加を得ており、今後も継続して開催予定である。明日香村の遺跡や景観等について、歴史に関する講演にとどまらず現代に暮らす人々に関わる問題についての議論も積極的に行う講座として、受講者から評価されている。

公開講座は、地域連携センターが大学全体の窓口の役割を果たし、多様な講座を実施しているが、その他各研究所等の公開講座の詳細については『データブック2009』を参照願いたい。

公開講座の内容は、一般市民を対象とした教養講座的なものが多数を占めているが、また、自治体の要請を受けて最新の時事問題をテーマとする特別講座や、国際化時代を背景に世界各国の知性にふれる学術講演会、その他にも各種講演会やシンポジウムの企画等もあり、その内容は実に多彩である。実業界の専門家や今日的問題に特化した講座も企画し、総合大学の特色を活かした講座の展開を意識し、工夫している。

エ　NPO 法人関西社会人大学院連合（旧梅田大学院コンソーシアム〔関西経済連合会インテリジェント・アレー〕）

関西経済連合会によって示された「関西経済再生シナリオ」の中で提案され、都心部活性のため大学の集積をめざし2003年8月に「梅田大学院コンソーシアム（準備会）」が発足し、関西生産性本部が「撰壇塾」を運営し、各大学と RENA が「専門セミナー」を運営した。2005年度から社会連携センターに事務所管及び企画運営が移管され、心理系のセミナーを実施している。受講者の声もあり、後期には、その応用編（実践編）を企画している。

なお、同事業は、今後 NPO 法人関西社会人大学院連合に引き継がれることとなるが、その理事（副理事長）として本学学長が参画する。

オ　クラブ１日体験入部

本学のキャンパスが位置する吹田市と高槻市において、1999年度からクラブを核とした地域社会との交流プログラムが積極的に進められている。本プログラムは、市内の小中学生をキャンパスに招いて、本学の学生と一緒にクラブ活動の楽しさを味わってもらうものである。また、最近の中学校のクラブ活動における指導者不足に貢献することを目的として、2002年度からは吹田市の中学校へ本学の学生をコーチとして派遣するプログラムもスタートさせた。

2008年度には、『データブック2009』〔p. 345（イ）クラブ一日体験入部〕が示すように、千里山キャンパ

ス、高槻キャンパスにおいて地域の小中学生が本学学生と一緒にクラブ活動を通して交流をはかった。

カ　大学の開放

大学の教育、研究成果、施設を社会に開放するという意味での「大学の開放」は、着実に進展しつつある。施設の面では、とりわけ図書館施設の地域開放は、大学基準協会の主要点検・評価項目にも挙げられ、本学が進める「社会連携推進」における懸案事項であった。2006年11月からの吹田市在住者を対象としたモニターによる結果に基づいて、2007年4月より吹田市民を対象として開放している。

千里山キャンパスや高槻キャンパスでは、キャンパス内の一部を遊歩道として開放しており、一般市民が大学構内を散歩したり、学生食堂を利用したりする姿もよく見かけられる。

高槻市民デーでは、本学のスケートリンク施設アイスアリーナを利用したスケート体験教室・エキシビション観覧等に『データブック2009』〔p. 345高槻市民デー〕が示すように多数の高槻市民が参加し大学の施設を通したスポーツ交流がなされている。

学園祭には、模擬店やイベント等を市民に開放しているし、大学主催のマラソン大会にも市民が多数参加している。もちろん、博物館は一般公開されている。飛鳥高松塚古墳の壁画再現展示室の一般公開も随時実施されている。

また、大学キャンパスの取組の一つとして、災害時における避難場所を地域住民に提供する活動も行っている。

キ　教育職員の社会的活動

『データブック2009』〔p. 322教育職員の社会的活動〕に示すように、本学教育職員は国、地方公共団体等の審議会、審査会、専門委員会等において政策形成等へ寄与している。

【長所】

本学における地域連携事業の長所は、展開している事業が内容・形態ともに多岐にわたっていること、そして学生との関わりの深さである。総合大学としての強みを活かし、幅広い分野において多様な知的資源を還元することができ、また、連携自治体を学習の場として生かすフィールドワークや、クラブ活動の成果発表の場としての活用が活発に行われている。例えば、社会学部学生が天神橋筋商店街を案内するボランティア「町街人（まちがいど）」や、本学無料法律相談所の協力を得た「ふくい移動法律相談会」（福井県）等、単に提供するだけではなく、本学学生と学術、そして地域社会をつなぐ役割も果たしている。

ア　地域連携センター

2006年に地域連携センターが発足して以来、本学の地域との連携窓口の役割を果たすとともに、地域連携に関するノウハウの蓄積、連携活動の具体化を目的として活動してきたが、現在では連携自治体以外からの問い合わせも頻繁にあり、学外での当センターへのニーズはますます増加していると言える。

また、これまでの「自治体からの要望に応える」形の連携事業だけでなく、2008年度から市民への公開講座も所管業務となったことで、地域社会への貢献がより地域社会から見えやすい形で取り組むことができる体制となった。市民の声が近くなったことで、地域からの要望をより強く自治体と共有できるようになったと言える。

イ　高大連携センター

前述のとおり、本学は各種高大連携プログラムを通じて、高校生（小・中学生）の知的好奇心を掘り起こし、数年後に大学で学ぶにふさわしい若者の育成に取組んでいる。ただし、本取組の効果は、単に学問への興味喚起、進路選択の一助（学部・学科選択ミスの防止）といった生徒側への寄与に限られたものではない。従来、入試という通過「点」でのつながりでしかなかった高校と大学との関係を改善し、相互に学校現場を活性化しあうという相乗効果をも生みだしている。また、各市教育委員会との協定は、これまでほとんど関わりのなかった小・中学校と大学との関係を育み、小・中・高校から大学へと続く双方向的な教育連携も次

第に定例化されつつある。

本学が推進する高大連携事業は、全学体制のもと実施されている。全学部から提供される出張講義＜Kan-Dai 1 セミナー＞テーマは、現在あわせて200にも達しており、これが年間約170回近くにも及ぶ出張講義へとつながっている。また、出張講義の他、参加者のニーズに応じた各種プログラム＜Kan-Dai 15セミナー、Kan-Dai ネックレス・セミナー、Kan-Dai 3 セミナー＞を整備し、これらプログラムの受講をもって単位認定を行う高校も増えている。なお、プログラムメニューを冊子化し、近畿圏内約700校の高校に配布することで取組の周知徹底を図っているが、これにより、本学の高大連携事業に対する学外からの認知度は非常に高いものとなっている。

ウ　公開講座

社会に開かれた大学として、本学における公開講座への取り組みは担当部署、内容、レベル等多様であることが長所と言える。また受講者はキャンパスが設置されている吹田市、高槻市、大阪市北区在住の市民に限らず、奈良県や兵庫県、京都府等広い地域にまたがる。また2008年から首都圏の市民を対象として開講している「かんだい 明日香 まほろば講座」では、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、茨城県等から毎回多数の申し込みを得ている。本学における公開講座は、地域社会への貢献にとどまらず、本学の教育・研究活動を広くアピールする場としても有効な機会となっている。

【問題点】

ア　地域連携センター

本学の「地域連携」の窓口としての認知度は向上しているが、実施事業内容としては、自治体からの依頼に応え、学生・講師派遣や会場の提供、連携事業の事務手続きの負担等を行っている。その際、依頼自治体に「本学の教育研究活動」との連携企画であるとの認識がない場合があり、対応に苦慮している。また依頼時期も実施直近なものが多く、2008年10月発足の地域連携センター委員会にて充分な議論がなされないまま実施されているものが多いのが現状となっている。

イ　高大連携センター

高大連携が抱える問題点は、これらプログラムの提供が距離的、時間的な制約によって、近隣の学校や生徒にその対象が限られてしまうことにある。受講したくても大学に足を運べない遠方の生徒に対し、本学が何をどのような形で提供できるのかは早急に取組むべき課題のひとつである。また、この取組を長期的に安定して継続していくためには、テーマの多様化とともに特定の教員に負担がかからぬよう、より多くの構成員の理解と協力が不可欠となることは言うまでもない。本事業への貢献度に応じたインセンティブ制度の確立・導入は、今後の事業発展に向けた大きな検討課題となっている。更に、個々の高校が望む高大連携のあり方と大学が一律に提供する連携プログラム（テーマ、内容）との隔たり（ミスマッチ）は、受講者の増減に大きく影響するため、これをできる限りを解消し、高大双方にとってより有意義な取組となるよう常に改善を図っていくことが必要である。

ウ　公開講座

本学が抱える公開講座の問題点としては、受講者の年齢層の偏りが挙げられる。若年層が参加しやすい夜間開講で一般社会人をターゲットにした講座についても20代から40代の申し込みは少なく、60代から80代の受講者が中心となっている。また、学部増設が続き、教員の授業負担が大きくなっている状況下においては、公開講座への登壇が教員への負担となっている状況も否定できない。

加えて、多様な部署で公開講座を実施しているにも関わらず、内容や講師に関する情報共有が進んでおらず、企画内容や講師に重複が見られるケースもあり、問題と言える。

また、2010年から更にキャンパスが増設されることもあり、公開講座実施回数の増加が予想される。教員の負担も含め、今後、学内の連携及び企画の効率化と社会貢献事業へ協力した教員の評価制度の整備も重要

である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

ア　地域連携センター

事業の計画的な実施を促進するため、連携協議会の活用や、各連携自治体との年度ごとの総括及び反省点・改善案・次年度事業予定の共有を図ることが必要である。臨時の依頼や本学からの事業提案については、相互に臨時となった理由や双方にとっての実施の利点、今後の展開等を明確にするよう、意思統一を行うべきである。

イ　高大連携センター

先に問題点として挙げた距離的、時間的制約にとらわれないプログラム提供を実現するため、2009年度より、広く大学の学びを紹介する Web 版模擬講義の配信を試行的に開始する。今後、年次計画のもとコンテンツ数を増やし、出張講義＜Kan-Dai 1 セミナー＞に準じる新たなプログラムとして高校内での利用を促進する。また、高校訪問の機会を増やし、高校側のニーズ調査・収集に最大限努めるとともに、その機会を利用して、生徒への各種プログラム周知の徹底について協力を仰いでいきたい。なお、今後はセミナー受講生の安定的確保、事業成果の明確化という観点から、現状の広範囲にわたる高校との一般的連携に加え、高大接続パイロット校等の限定された高校との間で組織的かつ体系的な連携事業を実現させることを目標とし、これら連携校に対しても積極的な働きかけを行っていく。

ウ　公開講座

若年層の受講者獲得についてはホームページ、広告を効率的に活用することで見直しを図る。また、企画及び講師の重複については、学内関係部署が連携し、過去の講師データや当年度の計画を積極的に開示していくことで解決を図りたい。

10-2　企業等との連携

【現状の説明】

ア　産学官連携への取り組み

（ア）産学官連携センターの活動

2006年度より5カ年計画で始まった第3期科学技術基本改革の基本理念として、(1)社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術、(2)人材育成と競争的環境の重視を掲げ、科学技術の政策目標の明確化、政府研究開発投資の増加をめざすため、科学技術の戦略的重点化（基礎研究の推進・政策課題対応型研究開発における重点化)、科学技術システム改革（①人材の育成、確保、活躍の促進、②科学の発展と絶えざるイノベーションの創出、③科学技術振興のための基盤の強化、④国際活動の戦略的推進）を推進していくことと策定された。

本学においても、2005年度に設置された社会連携推進本部産学官連携・知財センター及び2008年度に改組された社会連携部産学官連携センターにおいて、第3期科学技術基本計画の中の社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術をめざし、「学の実化」を具現化するため、社会からの期待と要請に積極的に応えるべく、産業界や官公庁との連携・協力を図ってきた。

産学官連携センターには、産学官連携センター委員会を設置し、日々の産学官連携の活動に係る広報活動戦略や各方面からの依頼や諸課題を検討し、活動の方向性を示し、その事務を学長室社会連携グループが担っている。

産学官連携の活動を強化するにあたり、コーディネーターの増強を行っているが、2007年度に文部科学省の産学官連携コーディネーター派遣事業に採択されて以来、毎年度継続して派遣を受け各種活動の幅を広げ

ている。

また、2007年度から移転拡充された本学東京センターにおいて「技術交流セミナー」を定期的に開催するとともに、（財）大田区産業振興協会や（財）横浜企業経営支援財団との連携による各種技術セミナーを開催する等し、地道かつ着実に関東圏において産学官連携の礎を築いている。

（イ）各種展示会等への出展

産学連携への積極的な取組の一環として、公官庁や自治体、民間企業等が企画・主催する各種展示会において、研究者やコーディネーターによるプレゼンテーション（研究成果の発表）、研究成果のパネル展示、技術相談等を実施している。

【主な展示会等への出展】

○第6回、第7回　　産学官連携推進会議　　国立京都国際会館

内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、日本経済団体連合会、日本学術会議　他

1）環境都市工学部プロセスデザイン研究室の研究成果の展示

2）総合情報学部知識情報処理専攻研究室の研究成果の展示

3）生活支援工学研究ユニットによる研究成果の展示

○イノベーション・ジャパン2007、2008　　東京国際フォーラム

独立行政法人科学技術振興機構（JST）、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、経済産業省、文部科学省

1）キトサン溶液の長期保存を可能にするヒドロゲルの調整

2）食品廃棄物由来メイラード反応阻害物質と天然物由来育毛活性物質

3）サッカード潜時を利用した高精度視線入力インターフェース

4）バイオ・環境質量分析のためのナノ構造イオン化基盤

5）環境・医療に関連する分子に応答するソフトマテリアルの開発とその応用

6）建設業界のための電子納品統合支援ツール「Logical シリーズ」

○建設技術展2007近畿　　インテックス大阪

建設技術展近畿実行委員会、国土交通省近畿地方整備局他

「ホログラフィーによる交通情報伝達システム」

「歴史遺産としての城郭石垣の安定性評価と修復保存技術」

○八尾ビジネスマッチング博2007、2008（八尾市産業博）　　マイドームおおさか

八尾市産業博開催実行委員会

「生産加工システム研究室の研究成果の展示」

「メカノケミカル超砥粒砥石」

○2007、2008　TOYRO ビジネスマッチングフェア　　マイドームおおさか

TOYRO 新事業創出推進協議会　　共催：池田銀行、自然総研

「QOL 改善のための生活支援機器の開発」

「超音波の可視化技術」

○関東・関西10私大産学連携フォーラム

関西大学・関西学院大学（2007幹事校）・同志社大学・立命館大学・

慶應義塾大学・中央大学・東京電機大学・明治大学・早稲田大学（2008幹事校）・日本大学

「特殊形状の金属ナノ粒子の創製と高機能化」

○商売繁盛 at 幕張メッセ

三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

「微生物工学研究室の研究成果展示」　　千葉　幕張メッセ

○バリアフリー2007、2008　　インテックス大阪

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会、テレビ大阪、財団法人大阪府地域福祉推進財団

「福祉マップと車椅子等の生活支援機器」

検索

○第24回、第25回吹田産業フェア
吹田産業フェア推進協議会
「産学官連携センター等の紹介」　吹田市役所、メイシアター

イ　具体的事業の展開

（ア）関西大学東京センターでの活動

移転拡充を行った関西大学東京センターにおいて、2007年度より「関西大学技術交流セミナー」を開催している。2007年度においては、関西大学の理工系の特色ある研究成果を東京・関東圏の企業に紹介するため、毎月テーマを変えて開催したが、2008年度については、前期・後期にそれぞれ今日的な（技術）テーマを設定し、関連技術分野の研究成果発表等を実施した。

また、本学東京センターと同じ建物に入居している関西学院大学とも連携し、関関連携技術セミナーを相互の東京センター（東京キャンパス）を利用して開催している。

その他、理化学研究所トライボ研究会及び近畿高エネルギー研究所ドライコーティング研究会との合同研究会の開催や、日刊工業新聞との共催で DLC コーティングに関する研究会等積極的に東京センターを活用し活動している。

（イ）クリエイション・コア東大阪の活動

中小企業が集積する大阪東部地域において、中小企業基盤整備機構が企業のものづくりを支援するために設置したクリエイション・コア東大阪に「関西大学 産学連携オフィス 東大阪サテライト」を開設して以来、関西大学連続セミナーとして、ものづくり基盤技術に係る分野のセミナー、中小企業経営者の今日的課題である次世代経営者の育成を目的とし「関西大学経営者塾」のフォーローアップ行事を開催する等、大阪東部地域を中心とする地域密着型の事業を展開している。

また「関西大学連続セミナー」を発展させ、関西大学東大阪サテライト技術ギャラリーと称し、企業のさまざまな課題に個別対応していく活動を始めている。

更に、本学産学官連携コーディネーターの発案による大阪府立大学との学学連携事業として連続技術講座を開催し、相互のシーズを活用し関西大学の研究成果の発表・活用のための事業を展開している。

（ウ）大田区産業振興協会、横浜企業経営支援財団との連携

大阪東部地域と並ぶ日本の産業集積地である東京大田区の産業支援機関である、財団法人大田区産業振興協会と連携し、ものづくり、特に機械加工時に大きな課題となる「バリ」について、体系的に企業の若手技術者に対して教育を行う「産学連携道場」、その発展版とし企業の個別課題に対応する技術相談会を開催し、相談内容によっては必要に応じて企業の生産現場に出向き、“現場”においてその課題の解決を図る活動を行っている。

また、同協会等主催の「大田工業フェア」に関西大学のブースを出展し、関西大学の研究成果を積極的に発信している。

更に、横浜企業経営支援財団（IDEC）とも連携協定を結び、京浜地区のものづくり企業に対しても積極的にセミナー等を開催し、情報発信を行うとともに、IDEC 内に設置された産学連携サテライトに関西大学も名を連ね、企業との技術相談や独自のセミナーを行う場所の確保を行っている。

（エ）科学技術振興機構（JST）新技術説明会

独立行政法人科学技術振興機構（JST）東京本部において、「関西大学新技術説明会」を開催し、多数の理工系研究者が研究成果を、企業技術者等を対象に発表している。毎回多くの参加を得て盛況に開催しており、各研究者の発表後の技術相談会にも多くの参加者があり、この技術相談会から新たな受託研究・共同研究に発展している。2007年度より毎年1回継続開催している。

（オ）関西大学科学技術振興会との連携

関西大学の理工系学部、先端科学技術推進機構の活動を対象に支援をいただいている「関西大学科学技術振興会」は、本学卒業生等が活躍する企業を中心とした正会員及び先端科学技術推進機構研究員の特別会員からなり、総会や研究発表会を通じて相互に交流を深め、技術相談や委託研究の対応を円滑に進めている。会員数はおよそ100社で企業ニーズの発掘や情報交換等、先端科学技術推進機構と相互扶助の関係団体である。関西大学科学技術振興会は、1965年に発足した関西大学工業技術研究所賛助員会の名称を2002年に改めたものである。2004年度からは、異業種分野の正会員が経営・技術上の問題、製品の開発及び市場等について情報交換を積極的に行うために研究会を開催している。研究会は、会員企業・社会のニーズや本学の研究者から創生された技術シーズをテーマにして、原則月1回実施している。この研究会等により、大学教員との交流を深めるとともに産学協同研究についてもより一層成果を高めることができた。

現在は、先端科学技術推進機構の研究部門との連携を強化し、研究員の積極的参画を促進し、同会の活動を更に活性化させ、研究員・学生によるベンチャー立ち上げにも支援・後援できる団体に発展させた。その一つとして、正会員及び特別会員等の優れた研究活動の成果並びに顕著な功績が認められた産学連携活動及び知的財産の創造と活用に対する表彰規程を設け、「学の実化賞」、「産学連携賞」、「研究奨励賞」等の各賞を設け表彰するとともに、タイ・チュラロンコン大学と本学理工系学部との国際的な連携の支援を積極的に行っている。

ウ　「受託研究」、「学外共同研究」、「委託研究」、「試験・分析」による外部資金の活用

産学官連携センターでは、それまで理工系学部のみの取り扱いであった「共同研究」、「受託・委託研究」、「試験分析」等について、事務分掌の変更により全学部の案件を扱うようになり、文系学部の産学連携活動にも積極的に関与することとなり、取り扱い件数を伸ばすことになっている。

政府は、日本経済の構造的不振の打開策の一つとして、大学が潜在的に保有する知的財産を権利化し、それが企業に活用される知的創造サイクルの活性化を重視している。これを実行するためには社会貢献の理念に基づき、知的財産を活用し、管理体制を整備・構築することが必要と考え、従来からの委託企業・機関に加え多くの企業と受託・共同研究が進展するよう積極的に取り組むとともに、特許の取得、技術移転を促進する体制の整備に取り組んできた。

【主な外部資金の活用件数】(2008年度)

1）受託研究	78件	（　288,329千円）
2）学外共同研究	55件	（　53,250千円）
3）委託研究員	12件	（　4,060千円）
4）試験・分析	6件	（　2,030千円）

【長所】

上記のように、年間を通じて展示会やセミナー、技術相談会等を開催し、社会のニーズを把握することにより、共同研究、委託研究等につながる具体的な研究活動が逓増し、外部資金額が増加している。

【問題点】

出展等に協力的な研究員が増加している。特に若手教員の積極的な協力があるものの、出展・連携に係る外部機関からの依頼件数は更に増加傾向にあり、協力的な研究員への負担が更に増す傾向にある。今まで以上に多くの研究員が社会貢献、産学官連携に協力していただけるよう、これまでの実績を評価し「選択と集中」を意識しつつ更に強めた取り組みを展開する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

産学連携の取組に関しては、教員個々の温度差があり、社会連携活動の活性はあくまで研究者個々の意識に委ねられるところが大きい。社会連携活動に協力しても研究者としての業績評価に反映されない一面もあ

るので、今後大学の社会的責任を重んじることは、研究者の社会的認知度や研究業績につながるとの意識をもって、社会貢献及び社会連携事業への積極的な関わりを期待する。

そのためには、独立行政法人をはじめとする各種研究支援団体等の学外諸団体と連携交流を図って、本学の産学連携活動を積極的に推進していく。活動内容については、出来るだけ具体的なものとし、単なる大学シーズの発表会とするスタイルを超え、参加者とともに議論を交わす場の創出を心がけるとともに、積極的に企業現場へ出かけ、研究者と企業の方が具体的な課題について互いに検討することにより、そのことが外部資金導入へのきっかけとなると期待できる。これらの取組が公的資金による助成に係るプロジェクト申請につながり、結果として、採択件数も増加し、本学独自の産学官連携モデルとしたい。

更に、科学技術振興会の活動は、若い研究者と大学院生や学生への支援、また社会（特に企業研究者・技術者）との交流の場として有益ものであり、またタイ・チュラロンコーン大学等との国際的連携を具現化する等、本学理工系学部の研究及び教育の国際化のための支援としても地道ながらも着実な活動支援として評価でき、継続して連携していくこととしたい。

10-3　特許・技術移転

【現状の説明】

ア　知的財産活動の進展

（ア）知財センターの活動

知財センターでは、大学としての知的財産管理・活用業務を担っている。特に研究成果を発明規程に基づき法人継承することを基本とした知的財産化、研究成果の技術移転活動等を行っている。しかし、研究者を特許出願等の事務手続きから解放し、研究シーズの知的財産化を推進するためには、同センターの専門性を強化する上で人材の育成が望まれ、充実したサポート体制を整備することが急務である。そこで計画的な人員強化が必要であり、構成員の充実は、特許・技術移転を推進し知的財産活動を進展させるためには不可欠である。担当者の知的財産権についての業務能力を研鑽するため、関西の私立大学有志校が情報交換及び相互研鑽等を通じ、大学の知的財産管理体制の強化発展を図ることを目的に、「関西私立大学知的財産管理体制強化推進連絡協議会」を関西学院大学、同志社大学、甲南大学とともに発足させ、その後、龍谷大学、大阪産業大学を加え活動を続ける等、具体的な体制強化を実践しているとともに、JST や発明協会主催の研修会にも積極的に参加し、担当者個々の能力向上に努めている。

また、学生の知財に関する関心の高まりを踏まえて、近畿経済産業局が主催する「知財インターンシップ」事業への学生派遣を開始した。

【主な知的財産権に係る活動】

○知的財産セミナーの開催

2007年度「学生のための知的財産権基礎」、「社会人に向けての知的財産権概論」

2008年度「模倣品被害やその対策」、「企業での知財の活用並びに知財人材の役割とは」

学術フロンティア・センター

主催：特許庁、近畿経済産業局　協力：知財センター、NPO 法人 KGC、ACE㈱

○関西私立大学知的財産管理体制強化連絡協議会

定例会を毎年3回程度、セミナー等イベントを年1回開催し、参加大学の課題等を基に討論を行い、課題の共有・解決を図るとともに、担当者の能力向上をめざしている。

（イ）知的財産管理業務に関するハンドブックの活用と特許の出願・取得状況

関西大学では特許庁「知的財産管理体制構築支援事業」によるアドバイザー派遣により、知財の取り扱い

体制を強化した。結果として、累積の特許出願件数は増加傾向にある。しかし知的財産管理について、未だ一部の研究者及び担当者がその重要性を認識しているにすぎない。研究者は大学の使命として、従来学術研究及び教育を担ってきた。加えて、求められる研究成果の社会への還元に対する知財の重要性の認識は、未だ不十分である。知財センターでは、知的財産管理業務の標準化を図るために「知的財産管理業務ハンドブック」を刊行し、現在は業務を進行しながら再点検を行い、より良いものに改訂し、人事異動や新任職員への OJT 等に活用している。更に新任の研究者等への関西大学の知財取扱説明及び特許出願を促進するための「発明ハンドブック」手引書を作成している。

その成果として、2007年度の法人承継特許出願が24件、法人承継特許権2件を取得した。2008年度は法人承継特許出願が34件、法人承継特許権4件を取得した。そして、これらの特許をもとに産業界への技術移転事業に取り組み、2件の特許実施許諾契約の継続や、複数件の秘密保持契約や試料提供契約等を締結している。

（ウ）文部科学省産学官連携コーディネーター事業

特許庁からの知的財産管理アドバイザー派遣事業終了後、新たに2007年4月より、文部科学省より産学官連携コーディネーターの派遣を受け、各種活動を行っている。従来からの研究室等訪問からのシーズ発掘に加え、科学技術進行機構（JST）等の各種助成金・委託費への積極的な申請の働きかけによる案件からのシーズの発掘等行った結果、累積の出願件数は210件を超えるまでになった。

【長所】

関西の私立大学有志校が連携して知財活動を広めようとした活動は、「関東・関西10私大産学連携フォーラム」の開催へと発展し、関西と関東において毎年交互に産学連携に関する行事を開催している。一方、産学連携コーディネーターの雇用を増やし、さまざまな分野への対応を図っている。特にバイオ、医工薬連携に係る連携ニーズの増加から、医工薬連携にかかるコーディネーター等を配置したことにより連携できる分野が拡大できたと評価している。

【問題点】

優れた知的財産権の取得・活用に積極的に取り込み、特許実施料が大学に、更には研究者に還流されるシステムは整備されたが、企業等への技術移転件数の増加、特許実施料収入の増加を行うためには、TLO 等外部機関との連携が不可欠となる。しかし、現状では十分に外部機関を活用することができていない。

また、技術移転等の成果を上げた研究者を適正に評価しなければならないが、そのためには、大学が透明性・公正性に十分に配慮した評価システムを構築し、学内に周知を更に図るとともに、「知的財産」という大学の成果への意識改革を図る必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

特許庁派遣事業である知的財産管理アドバイザーによる「知的財産管理業務ハンドブック」により、知的財産管理業務の標準化を進めているが、このハンドブックを逐次改訂し、安定的な知的財産管理体制を築いている。今後もその継承には更なる配慮が必要であり、国内特許だけではなく、外国特許の取扱に係る内容まで網羅していくことが重要である。

また、TLO 等外部機関や、JST 等公的機関との連携を強化し、活用できる制度を積極的に取り込むことで、費用の増大を避けながらも効率的な連携事業の充実・拡大を図ることとしたい。

産学連携に係る教員の評価システムについては、「利益相反」に係る事項と併せて検討する必要がある。

検索

10-4　産学連携と倫理規定等

【現状の説明】

ア　発明規程の見直し

2007年度より、研究成果の迅速な知財化への対応を図るべく発明規程の改正に着手した。特に、研究成果を有効性の高い知財とするために、特許法第30条の新規性喪失の例外適用をできるだけ避け、学会発表前に知財化に着手できるよう、発明委員会開催前に、発明の特許性に関する事前審査を学内専門委員や学外委員（弁理士）により評価し、発明委員会には法人承継の有無について、その案件の迅速性を保持するため、発明の事前審査会の合議書を持って審査する体制とした。今後も特許法の改正等、発明に対する社会情勢を勘案しつつ、時代に即した体制作りを行う。

また、知財センター設置に伴い、教学組織としての知財センターの位置づけを明確にし、教員に対して発明と教学・法人との関係を明確にすることも発明規程の目的のひとつである。

なお、大学主催事業での論文発表等での新規性喪失について、その例外適用を受けることができるよう特許庁に対して学術団体の指定について申請を行い、2007年11月に特許庁よりその指定を受けた。

【長所】

近年発明の届出が増加するなか、その承継の可否を審査する発明委員会での審議の遅延化が生じることがあったが、発明規程を改正することにより従来よりも迅速な知財化への取り扱いができるようになったことは評価できる。

【問題点】

近年企業との共同研究が増加していることから、企業と共同での出願案件等も増加する傾向にある。しかし、その共同出願に係る案件の企業との持分比率と研究者の成果への貢献度が比例していない場合もあるものと思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教学組織としての知財センターの設置により、社会貢献の一部としての発明が教学活動の一部であることを明確にすることができたことは評価できる。これにより、知財活動を通しての社会連携事業への参画者が増加することが期待できる。

なお、研究活動の推進、産学連携活動の推進をするうえで問題となるであろう、「研究倫理」「利益相反」についても検討を行っていく必要がある。企業からの研究費等の受け入れとその成果の配分についての公正性を明確にすることが必要である。特に、厚生労働省による、厚生労働科学研究への申請には、学内での利益相反に関するマネジメント体制の整備が求められており、本学からの申請状況も勘案し、早急に利益相反に係るマネジメントを行う体制を法人・教学が協力して構築していく必要がある。

今後の到達目標

地域連携事業では、連携を行う地域において、フィールドワークとして教員、学生（院生）が関わることによって相互の課題を解決する等、地域に応じてさまざまな形態によって連携をはかり、連携事業をモデル化し、その応用をもって堺キャンパスや、その他の地域の特性を加味した事業展開を図る体制を整備していきたい。

また、連携協定を締結している早稲田大学との関東・関西地域での連携事業の拡充や、りそな銀行との連携による金融教育の提供等も展開していきたい。従来からの公開講座、市民講座についても、更なる内容充実と戦略的な講座構成の検討と実施を行いたい。

産学官連携事業については、新キャンパス体制に対応した社会連携推進体制の再構築を行い、総合大学の

利点を活かした多面的な産学連携を推進するとともに、1人でも多くの研究員が社会貢献、産学官連携事業に協力していただけるよう、これまでの実績を評価し「選択と集中」を今後も活かした取り組みを展開していくことが必要と考える。

また、東京センターを利用した技術交流セミナーの拡充や、(財)大田区産業振興協会や（財)横浜企業経営支援財団との連携を軸に、関東地区での産学連携内容を充実させたい。

更に、大阪府立大学や大阪市立大学との三大学連携での学学連携事業や、関西学院大学との学学連携事業等により、相互補完をしながら連携の幅を持たせたい。

知財事業については、産学官連携コーディネーター・先端科学技術推進機構コーディネーターや JST の特許主任調査官による発明の特許性調査・先行技術調査事業活用による特許情報調査・技術移転マーケティングの強化により、より強い特許の出願をめざすとともに、JST 等の各種施策を利用して費用の削減を図りたい。

また、経済産業省近畿経済産業局との連携による知財インターンシップ事業により、本学学生の知的財産に関する意識の向上を図るとともに、インターンシップにより知財実務を経験することにより、知財に関する理解度を高めるとともに、知財教育のノウハウの蓄積をはかりたい。

研究倫理については、関係部署と共同で、大学の使命としての社会貢献とそれにともなう個人的な経済的利益との利益相反に係るマネジメント体制を構築していきたい。

検索

11　学生生活

前回の到達目標

①　学生への経済的支援について

学生への経済的支援については、平成19年度に導入した新給付奨学金制度の効果的運用、奨学金制度全般的事項として出願手続きの簡素化、地方自治体・財団等奨学生枠獲得活動の推進、スポーツフロンティア入試合格者への新たな奨学金制度導入、専門職大学院給付奨学金の運用見直し及び奨学金委員会の再編・審議事項の見直し等を掲げていた。

②　学生生活相談について

学生生活相談については、保健管理センター所管事項として、健康診断受診率の向上、体育会学生へのきめ細かな対応、診療所開所時間の工夫、高槻キャンパス保健室の環境整備等、またセクシュアル・ハラスメントのみならず、すべてのハラスメント行為を防止し、全学的に対応できる新たな体制への移行、学生相談体制の充実を掲げていた。

③　就職指導について

大学における就職指導の重要な点は、学生を自律して将来を導き出せる人間として育成する教育を実践しなければならない点にある。そのためには、キャリアセンターが実践するインターンシップや各種就職活動支援等の正課外の取組みに留まらず、各学部・大学院における正課教育において、キャリア形成支援の視点を取り入れた教育活動が充実されるべきであると指摘していた。

④　課外活動について

課外活動については、ハード面及びソフト面の双方から、課外活動団体の充実と発展のための支援を掲げていた。

11-1　学生への経済的支援

ア　奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

奨学金制度は、その目的から分類すると、経済支援型（ニード型）と育英型（メリット型）があり、本学では学内外の奨学金諸制度を運用し、学生へのサービス水準の向上を図っている。

（ア）日本学生支援機構奨学金・その他学外奨学金

標記奨学金は、いわゆる経済支援型（ニード型）奨学金であり、列挙すると貸与型の独立行政法人日本学生支援機構奨学金と、民間財団からの主として給付型奨学金及び金融機関との提携教育ローンがある。

ａ　日本学生支援機構奨学金（第一種・第二種）の採用状況

【現状の説明】

日本学生支援機構奨学金（以下、「日学」という。）は、経済的理由により修学が困難であり、かつ優れた学生に対し、学資金の貸与を行うことを目的としており、本学においても他大学同様、学生への経済的支援の最重点事業と位置付けている。採用形態としては、①予約採用（入学前募集）、②在学採用に加え、③家計支持者の死亡や災害による被災等で家計が急変したときに随時対応するための緊急・応急採用の3種類がある。

2008年度の採用者数は、学部では、①予約採用が第一種263名、第二種1,171名（実採用者に限る。）、②在学採用が第一種352名、第二種834名（採用辞退者を含むが、追加採用者は除く。）、③緊急・応急採用が第一種7名、第二種11名（実採用者）であり、2009年2月末現在の全奨学生数は8,695名で大学全体（26,775名）

の約32.5%となっている。

大学院（前期・後期・専門職）では、①予約採用が第一種138名、第二種78名（採用辞退者及び入学辞退者を含む。）、②在学採用が第一種98名、第二種83名（採用辞退者を含むが、追加採用者は除く。）、③緊急・応急採用が第一種4名、第二種0名（実採用者に限る。）であり、2009年2月末現在の全奨学生数は815名で大学院在籍者（2,019名）の約40.4%となっている。

【長所】

緊急・応急採用を除き、一度採用されると、年に1回のインターネットを通じた簡易な継続手続きによって、標準修業年限の間は奨学金継続貸与が可能であるうえ、毎月奨学金が振り込まれるという点において学生の利便性は高い。大学院生の第一種はこれに加えて、在学中に特に優れた業績を挙げた者への返還免除の制度がある。

緊急・応急採用は、学生から奨学金出願の申出があった後、最短約1ヶ月で採用できる。定期採用が、出願から採用までに約4ヶ月かかることを考慮すれば、家計急変者に対して非常に利便性が高いと言える。

【問題点】

奨学金出願者の提出書類について、収入の種類によって出願者が本学へ提出する書類が異なるため、学生へ配付する募集要項は複雑にならざるを得ない。また、公平性を重視するうえで所得認定の事務作業も非常に複雑になっている。

緊急・応急採用は、家族構成や所得の種類等により、家計の困窮度・緊急性の判定が非常に困難である。また家計の困窮度・緊急性が非常に高いと判断できる場合であっても、学業成績の基準を満たしていない場合には、当該学生を奨学生として採用できないという現状がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

出願者から寄せられる質問事項や願書記入において誤りが多い点等を分析して、募集要項の改善及び事務の簡素化を図る必要がある。

緊急、応急採用の選考においては、家計の困窮度や緊急性が非常に高いが、学業成績の基準を満たしていないことにより奨学生として採用できない学生に対して何らかの経済支援策を構築する必要がある。

b　民間財団の採用状況

【現状の説明】

多くの民間財団や地方自治体が実施している奨学事業に対しては、書類審査を経て、その合格者全員を面接して、慎重に審議のうえ推薦者を決定している。企業・団体からの給付奨学金として、財団法人（以下㈶という。）竹中育英会、㈶大東育英会、㈶日本証券奨学財団、㈶三菱 UFJ 信託奨学財団、㈶大阪現代教育振興財団、㈶奥村奨学会、㈶小野奨学会、㈶樫山奨学財団、㈶小森記念財団、㈶昭和教育振興財団、㈶瀧川奨学財団、㈶寺浦奨学会、㈶富本奨学会、㈶日工記念事業団、㈶福嶋育英会、㈶フジシールパッケージング教育振興財団、㈶船井奨学会、㈶三木記念会、㈶村尾育英会、㈶森下仁丹奨学会、㈶レントオール奨学財団があり、2008年度の給付奨学生の新規採用者数は、学部では101名、大学院では27名となっている。

【長所】

民間財団の奨学金は、外部団体による貴重な奨学制度であり、採用されれば、学生にとって奨学金はもとより、財団所定の行事等を通して、社会との接点を持つこととなり、学生生活のみならず、社会人としての意識向上に大変有用な機会が得られる。

【問題点】

学生センターとしては、できるだけ多くの学生がこれらの奨学生に採用されるように各財団との交流会、懇談会等に積極的に参加して各財団との関係を良好に保ちつつ、奨学生枠の拡大を依頼する努力を続けているが、民間の財団は低金利に由来する財産運用果実の減少から、地方自治体は予算の逼迫から採用計画が減

退している状況である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

民間財団の奨学金を拡充するため、各種団体に対し奨学生枠の増に係る活動を展開するとともに、確実に採用されるような学生を推薦、育成していく必要があると思われる。

ｃ　金融機関との提携教育ローンの採用状況

【現状の説明】

本学では、大手金融機関と提携し、2種類の教育ローン制度を導入している。ひとつは、法科大学院生を対象とした「関西大学法科大学院第一種教育ローン」であり、関西大学が連帯保証をすることにより、担保や保証人なしで学費相当額上限に融資する制度で低利率融資となっている。2008年度利用者は43名である。もうひとつは、法科大学院を含む専門職大学院生の保護者を対象とした「専門職大学院第二種教育ローン制度」であり、保証会社による保証が得られ、非提携の教育ローンに比べ低利率融資となっている。

【長所】

学内外の奨学金制度では学資金が捻出できない場合等、これに代わる資金調達の手段を提供することができている。また、各種奨学金制度は、出願時期が固定的であり、出願締め切り後に家計の状況変化や出願忘れ等の事態に陥った場合にも、教育ローンを利用するメリットがある。

【問題点】

申請から融資実行にかけては一定の査定期間（概ね3週間程度）を要するため、学費納入期日直前に教育ローンを申請しても間に合わない場合がある。

なお、平成20年6月に改正割賦販売法が公布されたことに伴い、銀行等の金融機関が大学と提携して行う教育ローンを継続することが難しいとされている。信販会社との教育ローンの提携を検討する等制度の維持を図る必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

提携金融機関に働きかけ、申請から融資実行までの期間短縮を実現し、専門職大学院生またはその保護者以外にも学部や他の大学院にも対象を拡大することが必要である。

（イ）学内奨学金（貸与制）

ａ　関西大学奨学金（在学・入学時）の採用状況

【現状の説明】

関西大学貸与奨学金及び関西大学入学時貸与奨学金は、日学と同様の目的で運用する本学独自の貸与奨学金制度であるが、毎学期（2007年度からは毎年）出願しなければならない点が異なる。2007年度入学生からは、規程改正により定期採用の対象者を、大学院生を除く学部生のみとし、１学期分の貸与額は、現行文系学部19万円、総合情報学部26万円、工学部29万円を各学部における１学期分の授業料、教育充実費及び実験実習料の合計相当額に増額したうえで、募集時期を４月及び９月の年２回から９月のみの年１回へと変更した。また、定期採用に加え、家計支持者の死亡や災害による被災等で家計が急変したときに随時対応するための関西大学応急貸与奨学金があり、家計急変者（学部・専門職を除く大学院）への修学援助を実施している。

2008年度の奨学生採用者数は、学部では、在学時が575名、入学時が403名、応急時が８名、大学院における採用者数は、在学時が１名、入学時が28名、応急時が０名となっている。

【長所】

日本学生支援機構の貸与奨学金が、毎月振り込みであるのに対し、関西大学奨学金は、貸与額総額を採用後一括して振り込むとしていることから、学資金を用意することが困難な場合には、有効な奨学金であると言える。

【問題点】

本学独自の貸与奨学金制度については、奨学金の性格上、卒業生からの返還金により運営されていることについて、基本的な理解と認識を在学中から徹底する必要がある。卒業後届出もない悪質な返還滞納者には、何らかのペナルティを課すべきか、また課すとすればどのような方法によるべきか等が懸案事項となっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

奨学生及び連帯保証人の連絡先が不明となった者を含め、返還滞納となった場合の対応について、限られた人的資源と時間の中で効率よく業務を行うために、一部分を業者委託していくことも検討していかなければならない。

ｂ　関西大学短期貸付金の採用状況

【現状の説明】

関西大学短期貸付金制度は、例えば下宿している学生が病気やけがに対する医療費や帰郷費用が急に必要になったとき等に、無担保かつ無利子で５万円までを貸し付ける制度である。学生証と印鑑を持参して窓口に来れば、事情により直ちに現金を貸し付け、分割して返済してもらう制度である。

2008年度の短期貸付金の貸与者数は、学部では69名、大学院では８名となっている。

【長所】

学生の善意を期待した制度であり、概ね順調に運用されていると思われる。

【問題点】

完済せずに、卒業、退学または除籍となり、連絡不能となるケースがある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

貸付金の返還計画期日に納入しない学生は、その時点で連絡を取り来課させ、現在の状況と今後の返還計画をヒアリングする等現実的かつ地道な運用を行う必要がある。

（ウ）学内奨学金（給付制）

ａ　学部学生対象給付奨学金の採用状況

【現状の説明】

学部給付奨学金としては、関西大学学部給付奨学金、関西大学フレックスコース給付奨学金、関西大学第１種給付奨学金（以下「第１種奨学金」という。）、関西大学第３種給付奨学金（以下「第３種奨学金」という。）、本学への寄付による基金により運用を行っている赤井奨学金、柳楽奨学金、久井奨学金、野田奨学金及び植田奨励金（以下「冠奨学金」という。）があり、学業人物ともに優秀で修学に熱意のある者に対して奨学金を給付することにより、有為な人材を育成することを目的としている。

関西大学学部給付奨学金及び関西大学フレックスコース給付奨学金は、2007年度の給付奨学金制度再編により2009年度が運用最終年度となる。これに代わり、2007年度入学生からは入学試験成績が特に優秀な者が対象となる第１種奨学金と、学業成績と経済支援の両面から支援できる第３種奨学金が適用された。

第１種奨学金は、原則、最短修業年限まで継続して授業料相当額（年額）を給付し、第３種奨学金は、１年間に限り授業料の半額相当を給付する奨学金制度である。

2008年度採用者数は、第１種奨学金が12名、第３種奨学金が359名である。なお、関西大学学部給付奨学金は364名、関西大学フレックスコース給付奨学金は16名、冠奨学金は29名が2008年度採用者数である。

【長所】

新制度の第１種奨学金は、入学試験成績優秀者を確保するうえで有効であり、初年度の2007年度以降、一定の成果をあげている。また、第３種給付奨学金は、大学に入学してからの学習に対するモチベーションを維持するうえでも有効に機能している。

冠奨学金については、2006年度に野田奨学基金及び教育振興植田基金において寄付金による基金の積み増

しが行われ、基金の運用から生じる果実の年度配分額が増額している。

【問題点】

第1種奨学金については、卒業まで学業に専念することができること、学業面において他の学生の模範となる行動を継続できることが重要であり、単に奨学金を給付するだけではなく、継続して奨学生のキャンパスライフを見守る必要がある。

また、第3種奨学金は、「学業成績が特に優秀で、かつ、経済的理由により修学が困難な者」を対象としているため、成績と家計状況の兼ね合い等、選考基準をより具体的に整備する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

第1種奨学金については、各学部の特性を活かしながら公平性を保証していく。第3種奨学金は、奨学金案内用の冊子記載方法の改善や周知方法を改善する等、運用上の更なる工夫が必要である。

b　大学院学生対象給付奨学金の採用状況

【現状の説明】

大学院給付奨学金としては、関西大学大学院給付奨学金、関西大学大学院特別給付奨学金、教育助成基金給付奨学金、関西大学第2種給付奨学金（以下「第2種奨学金」という。）、関西大学第4種給付奨学金（以下「第4種奨学金」という。）がある。

関西大学大学院給付奨学金、関西大学大学院特別給付奨学金は、学部と同様2007年度の給付奨学金制度再編により2008年度が運用最終年度となる。2007年度入学生からは入学試験成績が特に優秀な者が対象となる第2種奨学金と、学業成績と経済支援の両面から支援できる第4種奨学金が適用された。

第2種奨学金は、原則、最短修業年限まで継続して授業料相当額（年額）を給付し、第4種奨学金は、1年間に限り授業料の半額相当を給付する奨学金制度である。

2008年度採用者数は、第2種奨学金が56名、第4種奨学金が409名となっている。

教育助成基金給付奨学金は、「研究能力が優れ、学業成績が優秀である」者に対し、博士課程前期課程が年額24万円で2年間継続、博士課程後期課程が年額36万円で3年間継続給付していたが、2007年度入学生からは、規程改正により、従来の条件に加え、「経済的理由により修学が困難」であることとした。また、いずれの課程も給付額を授業料年額の半額相当額とし、給付期間は1年間とした。2008年度採用者数は39名である。

第2種奨学金・第4種奨学金等給付奨学金制度を広く学生へ周知するため、説明会を開催すると同時に、ホームページやインフォーメーションシステム、掲示板にて募集のための広報を行っている。とりわけ新入生に対しては、入学前の手続き書類の中に奨学金の概要を記載したチラシを同封するとともに、大学院入試説明会会場に、奨学金の相談ブースを設け、制度の概要を知ってもらう機会を増やしている。

【長所】

学部と同様、新制度の第2種奨学金、第4種奨学金及び規程改正後の教育助成給付奨学金は、新入生については、入学試験成績優秀者を確保する上で、上位年次生については、研究活動を支援するうえで成果をあげている。また、第4種奨学金は、大学院進学を希望する学部4年次生に対し、「早期採用」枠を設けており、経済的理由により大学院進学を断念することがないという観点から一定の効果をあげている。

【問題点】

第4種奨学金及び教育助成基金奨学金は、学業成績が優秀であることに加え、原則として本人の経済的理由により修学が困難であることを選考の条件としている。このため、社会人大学院生は、奨学生に採用される可能性が低くなっており、社会人の大学院進学率を向上させる観点からも、社会人大学院生に係る奨学生選考のための所得基準の緩和等工夫する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記【問題点】に掲げたとおり、第4種奨学金の運用を工夫する必要がある。

c　専門職大学院学生対象給付奨学金の採用状況

【現状の説明】

大学院給付奨学金としては、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）給付奨学金（以下「法科大学院奨学金」という。）、関西大学大学院会計研究科（会計専門職大学院）給付奨学金（以下「会計専門職大学院奨学金」という。）がある。法科大学院奨学金は、同研究科に在学する学生のうち、学業人物ともに優秀な者に対し、奨学金を給付することにより、豊かな学識を有する法曹を養成することを目的として、同研究科の設置初年度である2004年度から運用を開始した。給付額は、学費（授業料と教育充実費の合計）の全額または半額相当額である。

会計専門職大学院奨学金は、同研究科に在学する学生のうち、学業人物ともに優秀な者に対し、奨学金を給付することにより、高度な会計専門職業人を養成することを目的として、同研究科の設置初年度である2006年度から運用を開始した。給付額は、１学期分の授業料及び教育充実費の合計額または半額相当額である。奨学生採用者数は、2008年度32名となっている。

【長所】

法科大学院給付奨学金は学費全額または半額を、法学未修者コースは最長３年、法学既修者コースは最長２年給付する制度であるため、大学院学生対象の第２種奨学金及び第４種奨学金と同様、入学試験成績優秀者を確保する上で有効である。会計専門職大学院奨学金は毎学期審査選考が行われるため、初学期で奨学生とならなかった者にも採用の機会がある。

【問題点】

法科大学院給付奨学生が必ずしも司法試験に合格するとは限らないのは明らかであるが、この奨学金制度の目的が「法曹養成」である以上、奨学生ではない学生とのバランスを勘案して、奨学生には何らかの成果を求める必要がある

会計専門職大学院給付奨学金も法科大学院給付奨学金と同様、この奨学金制度の目的が「専門職業人養成」である以上、奨学生ではない学生とのバランスを勘案して、奨学生には何らかの成果を求める必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法科大学院給付奨学金受給者と司法試験合格者との関連を検証し、例えば奨学金の交付方法について、最初は「貸与」で交付し、司法試験に合格すれば返還免除を行い、合格しなければ一定期間を経て返還を求める等運用方法を見直すことも考えられる。

会計専門職大学院給付奨学金は法科大学院給付奨学金と同様、奨学金受給者と公認会計士試験合格者との関連を検証し、奨学金の交付方法等の運用方法を見直すことも考えられる。

d　外国人留学生に対する奨学金の状況

【現状の説明】

2009年５月１日現在、関西大学には546名の留学生が在籍している。その内訳は、学部・大学院私費留学生454名、国費留学生９名、協定大学からの交換受入れ留学生57名、大学院外国人研究生27名（１名は国費留学生）であり全学生総数の約1.8％に相当している。

本学では、国際交流に要する資金は「国際交流助成基金」の運用果実から支弁されている。このうち、留学生用の独自の奨学金として「第３種奨学金」20名を設け月額３万円を１年間に限り支給しているが、在留資格は必ずしも『留学』でなくてもよい。この奨学金は成績が良好で推薦順位上位に位置づけられ、外部の奨学団体に推薦されながら外部奨学金を受給することが出来なかった留学生を救済することを目的にしている。本学の推薦による外部奨学金について2007年度131名で、奨学金申請登録を行った者の46.3％が受給し、2008年度126名で同登録者の43％が受給した。

本学では授業料減免事業（授業料30％の減免）を奨学金事業と同等に位置づけ1987年度から実施している。

検索

この制度で2008年度322名に対して授業料の30%減免を行い、国から減免援助に要した必要経費の37.6%の援助を受けた。以前はその大部分を国からの「政府開発援助外国人留学生修学援助費補助金」で賄うことが出来たが、国からの支給率の激減に伴って大学の負担が増加している。

【長所】

第3種奨学金は外部奨学金受給率が低いので、今日における存在意義は大きくなっている。また、2002年度から月額3万円・年間20名になり、給付額及び採用者数も増加した。

【問題点】

授業料減免事業は私費留学生にとっては重要な問題であり、現行のまま継続すると留学生の増加に比例して膨大な経費がかさみ制度が維持できなくなる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後、更なる外部奨学金確保へ向けて、学外の財団へ働きかけをしていく必要がある。加えて、学内の留学生対象奨学金の拡充も検討する必要がある。

11-2　生活相談等

ア　学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

【現状の説明】

学校法人関西大学及び設置学校における全学的な健康管理・健康相談・診療業務等を一元的に推進するため、保健管理センターが設置されている。当センターでは、保健管理センター所長・第一診療所長・医師及び職員を置き、学生・生徒（園児を含む）並びに教職員の健康保持・増進及び環境衛生等に関わる業務の総合的運営にあたっている。また、センター内には診療や応急処置を行うため、第一診療所（千里山キャンパス）と保健室（高槻キャンパス・関西大学第一高校・第一中学・関西大学北陽高校）を設けている。更に精神の健康保持・増進を目的とした心理相談室を設け、カウンセリング等の業務を行っている。

（ア）健康診断に関すること

定期健康診断を受診できなかった学生に対しては、委託業者や近隣の医療機関で受診できるシステムを導入している。また課外活動の体育系クラブ新入生には心電図検査を実施し、スポーツへの適性や健康状態に留意している。更に申し出により、放射線・遺伝子工学に携わる学生には血液検査を行っている。

健康診断及び各種検査の結果、有所見者については再検査を実施、要治療者には専門医から指導している。

定期健康診断未検者について、高槻キャンパスでは2006年度から最寄りの駅前の医療機関と、千里山キャンパスでは2007年度から近隣の医療機関と契約し、該当者に便宜を図っている。

表Ⅰ-11-1　学部学生定期健康診断受診率　（単位：%）

学年 / 年度	1年		2年		3年		4年(残留生除く)	
	男	女	男	女	男	女	男	女
2005年度	97.3	98.8	63.7	77.5	60.7	85.2	80.5	91.8
2006年度	97.9	98.6	61.4	69.8	65.7	82.8	81.0	90.8
2007年度	89.6	93.1	32.7	41.5	48.0	50.7	77.3	91.8
2008年度	78.3	84.0	31.2	37.4	37.5	50.4	73.5	87.8
2009年度	80.9	86.3	26.1	24.6	45.9	42.1	70.3	87.0

（イ）診察業務

保健管理センター内に保険診療ができる診療所を設置している。疾病若しくは負傷の診察または応急処置を行っている。特に診療については初期治療の対応を中心として行い、症状によっては患者を学外の専門病院に紹介している。そのため地域医療機関とは常に連携が取れるようにしている。

第一診療所の診察時間は土曜日を除き９時30分～15時30分とし、内科を診療科目としている（保健管理センター自体は土曜日を除き９時から20時30分まで開室）。

（ウ）その他の業務

救急対応は、学内における突発の事故・疾病に対し行っている。学生に対する健康相談、健康診断証明書発行等の業務も行っている。また、千里山キャンパスの施設内及び高槻キャンパス全体でネズミ・ハエ・ゴキブリ・蚊・蟻・ムカデ・ハチ等の駆除を専門業者に依頼し、衛生面の維持・管理を行っている。

2008年、本学学生による大麻密売事件が発覚した。これを受けて、2008年５月21日、本学は「薬物事件再発防止対策本部」を設置した。保健管理センター所長もこれに参画し、全学的に有効かつ適切な再発防止対策を企画・立案・実行に関与している。

また、今後、学内に「障がいのある学生に対する修学支援委員会」が発足する予定であり、保健管理センター所長も委員であるため、同センターとして障がい者の利便性の確保に貢献していく。

【長所】

学校保健安全法に基づき、保健管理センターは学生の定期健康診断を実施している。2009年度から、健診測定機器とコンピュータを連携させ、受診者の測定結果が瞬時にデータに取り込まれるシステムを導入した。受診者は過去のデータも含めた自分の健康情報を、大学のポータルサイトから検索できるようになる。これにより事務の効率化とサービス向上が同時に実現できることになった。

【問題点】

（健康診断）

定期健康診断の実施日程に変更はなく、前年度の実態を勘案して受診時間帯を変更している。日数的に増減のない中で受診率が減少した要因については、2004年度に実施された Web による成績発表及び履修システムが定着したことがあげられる。従来は成績発表時に定期健康診断の日程表を配布したが、Web による成績発表及び履修システムの導入により、その案内はインフォメーションシステムのみに頼らざるを得なくなった。一方、学生は就職活動で健康診断証明書が必要となる４年次生以外は、特に健康診断の必要性を感じていないようだ。今後とも受診率アップのための方策を実行する必要がある。

（診療業務）

高槻キャンパス保健室においては、応急処置や健康相談の業務のため、現在、医師1名（週2回）、看護師2名（常時）を配置している。しかし、スペースが手狭であるため、プライバシーが充分に守られていないとの指摘がある。

（環境衛生）

学生寮や食堂・調理室については定期的に防鼠・防虫のための消毒を実施しているが、学舎や課外活動施設の増加に伴い、それぞれの環境に適した対策を講じなければならない。特に、高槻キャンパスにおけるスズメバチやムカデ等屋外の害虫の根絶は困難であり、リスク管理の面から全学的に対応を検討する必要がある。

（AED）

人の出入りの多い施設には概ね AED が設置されている。救急車が駆けつけるまでの間 AED の活用により、一命を取り留めたとの報道もあった。昨今、大学においても AED の普及は目覚しいものだ。しかし、AED が増えるほど、その扱える者の養成と機器の保守が問題となってくる。現在、AED は保健管理センターにおいて、購入から設置・保守まで担当しているが、他大学においては総務課のような部署で管理しているケースが圧倒的に多い。増え続ける AED に対して、いつまでも保健管理センターが所管部署であることは適当でない。適性部署への速やかな AED の移管が望まれる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

（健康診断）

定期健康診断は学校保健安全法で受診を義務づけられている。また、学生・教職員の健康と安全を確

保する意味でも受診は欠かすべきではない。繰り返しとなるが、健康診断の受診率をアップさせるため、その重要性を広報するとともに、学内関係機関と連携をとりながら努力していきたい。

（健康管理）

現代医療は病気の治療から予防に考えが移行している。近年、増加しているストレスによる疾患も予防することで大きな効果がある。こうしたことも含め、今後とも、構成員の関心が高い、有益な啓発行事等を企画・実施していきたい。

イ　ハラスメント防止のための措置の適切性

近年は、ハラスメントの形態が多様のため、ハラスメント全般についての防止を強化し、対応できる体制の見直しを行い、ハラスメント防止に関する規程を制定した。

【現状の説明】

本学では、1999年に「関西大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」及び「セクシュアル・ハラスメント防止に関するガイドライン」を定め、キャンパス内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に努めてきた。

しかし、近年ではセクシュアル・ハラスメントだけではなく、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、サイバー・ハラスメント等のハラスメントの形態が多様にわたり、これらが複合した事例も報告されていることにより、「関西大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」及び「セクシュアル・ハラスメント防止に関するガイドライン」だけでは対応が困難になってきた。こうした中、本学としてセクシュアル・ハラスメントに限らず全てのハラスメントを全学的に防止し、対応できる体制を整えていく必要があるため見直しを行い、2009年３月５日に「関西大学ハラスメント防止に関する規程」を制定した。同規程では、学校法人関西大学とその設置学校におけるすべての構成員に対し、ハラスメント防止のために常設の機関として防止委員会及び相談員の設置を規定し、事案によっては調停員及び調査委員会の設置を規定している。

防止委員会は、25名の委員で構成されており、主としてハラスメントの防止、啓発、研修、相談及び救済等基本的政策の立案等の任を担っている。

ハラスメントの相談窓口としてハラスメント相談室を置き、学外の専門相談員による相談を行っている。更に、各学部や大学院心理学研究科・法務研究科・会計研究科の教育職員と、関大一高・北陽高の教諭及び事務職員３名に相談員を委嘱している。プライバシー保護に関しては特段の配慮を行い、相談員等には厳しい守秘義務を課している。相談員の氏名やメールアドレスは、ホームページ上に開示し、相談者の利便を図っている。

【長所】

セクシュアル・ハラスメントだけではなく、ハラスメント全般にわたり対応を行っている。また、関西大学だけでなくその設置学校におけるすべての構成員に対し、ハラスメント防止のための体制を強化している。

【問題点】

ハラスメント防止ガイドラインは、現在作成中である。ハラスメント相談体制の学内周知や啓発冊子も未完成のため、早急に対応をしなければならない。また、ハラスメント全般の相談を行うため、相談員及び防止委員会委員に知見と対応能力が求められる。また、ハラスメントの形態の多様化による担当事務局の再編も必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

相談員及び防止委員会委員に対して、年に数回の研修会を実施し、より能力の向上を図りたい。また、新キャンパスを含め関連部署との強力な連携体制の構築等、新たな体制の具体的な検討を進め、今後も防止に向けた継続的な取組が必要であると考えられる。

ウ　生活相談担当部署の活動の有効性

本学には、教育的効果を期待する施設として秀麗寮（男子寮）とドミトリー月が丘（女子寮）を設置し、相談等は学生生活課で対応を行っている。なお、スポーツ選手専用寮としての千里凱風寮（男子寮）に関しては、スポーツ振興課で対応している。下宿に関する紹介や相談については、関西大学生活協同組合が行っている。

アルバイト紹介については、「経済援助の一環」という位置づけのもと学生センターで紹介を行っていたが、2004年度からは業務を外部業者に委託している。また、学生教育研究災害傷害保険に全学生を対象に加入し、正課及び正課外活動により傷害を被った場合に備えている。

【現状の説明】

学生寮の案内はホームページや入学試験関係資料にて情報を公開している。入寮希望者及び父母からの問合せ、寮見学依頼等については、学生生活課及びスポーツ振興課で対応している。また、下宿に関する紹介や相談は関西大学生活協同組合の住宅事業部が行っている。

アルバイト紹介については、2004年４月から（株）ナジック・アイ・サポートにより運営されているアルバイト求人情報照会システムに業務を委託している。このシステムは、アルバイト求人情報をインターネット経由でパソコンや携帯電話で閲覧できるようにしたものである。登録者の割合は伸びてきているが、今後は更に登録者数を増やすべく、学生への周知を徹底していきたい。トラブルは非常に少ないが、万一、トラブルが発生した際には、（株）ナジック・アイ・サポート及び大学が随時、相談・対応を行い、解決に向けた施策を講じている。

また、学生教育研究災害傷害保険に1986年度から保険料を全額大学負担で全学生を対象に加入している。これにより学生が正課授業、学校行事、休憩、課外活動等の教育研究活動中の事故で身体に傷害を被った場合に備えている。事故内容では課外活動中の事故が圧倒的に多く、保険の事務は多岐にわたっているが、適正に執行されている。

【長所】

アルバイト紹介については、上記のシステムにより、学生は大学に行かなくてもいつでも求人情報を閲覧できる。また、良質なアルバイトを厳選して紹介しているので、安全でありトラブルが少ない。

【問題点】

新キャンパスにおける下宿の相談体制が整っていないため、今年度中に整える必要がある。また、学生教育研究災害傷害保険については、通学途上の事故についても保障される「特約」への加入についての検討をしていきたい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

自宅外通学者にとって学生生活の基本である「住」の問題は極めて重要である。今後も状況に応じた個別の相談を継続するとともに、積極的に啓蒙活動を全体的に行っていく。

また、学生教育研究災害傷害保険に関する相談についても、有効に機能しているので、今後も継続して適性に行っていきたい。

エ　生活相談等を行う専門のカウンセラーやアドバイザー等の配置状況

（ア）心理相談室の利用状況

【現状の説明】

心身の問題への対応や精神的な健康保持のためには面接相談が重要であり、心理相談室では、個別の心理相談や心理検査、交流分析の理論を導入したグループ相談等、さまざまな要望に応えるべく多彩な相談活動を行っている。

表Ⅰ-11-2　心理相談室スタッフの勤務日数（2009年度）

教　員（兼任）	週2回	3名	－	－	－	－	－	－	合計	3名
非常勤相談員	週3回	2名	週2回	3名	週1回	4名				9名
ピア・カウンセラー	週4回	1名	週3回	2名	週2回	4名	週1回	2名		9名

表Ⅰ-11-3　心理相談室開室時間（2009年度）

キャンパス	開室時間
千里山	月・水・金・土　9:00～16:00 火・木　9:00～18:00
高槻	月・火・木・金　10:00～16:00
高校・中学	月・木　13:00～17:00 金　9:00～12:00
幼稚園	1回／月　半日

相談受付対象者は、本学学生（大学院生を含む）、生徒（園児を含む）、教職員、校友（卒業生）とその家族である。学内では各学部の学生相談主事や学生センター、保健管理センターと情報交換等の連携を行っている。

表Ⅰ-11-4　心理相談室利用状況

区分	実来談者数			延面談回数		
	男子	女子	合計	男子	女子	合計
2005年度	126	152	278	799	794	1,593
2006年度	131	138	269	791	718	1,509
2007年度	115	133	248	593	662	1,255
2008年度	136	196	332	601	784	1,385

相談内容は、対人関係、情緒問題、自己の性格に関するものが多い。

（イ）学生相談室の利用状況

【現状の説明】

「学生相談主事規程」に基づき、各学部に学部学生相談室及び学生センターに大学学生相談室を設置している。学部学生相談室では学識と経験豊かな学部学生相談主事の教育職員が相談に応じ、大学学生相談室では専門のカウンセラーが相談に応じている。それぞれの学生相談室では、学習面の悩みや対人関係をはじめ、家庭、経済、課外活動等の大学生活におけるあらゆる不安、あるいは性格、思想、異性に関する問題、更には将来、就職のこと等種々な学生生活全般の問題について相談に応じている。

また、大学学生相談室における2008年度の相談内容を分類別に見ると、年度によって順位に変動はあるものの修学、学業に関する相談が上位を占めており、対人関係、健康問題、就職、将来の問題等が続いている。なお、大学学生相談室における2008年度のスタッフの勤務日数及び2008年度の開室時間は、次の表のとおりである。（2008年12月は相談員の異動により閉室。）

表Ⅰ-11-5

専任スタッフ	非常勤スタッフ数	週当たり開室日数	年間開室数	開室時間		年間相談件数（延べ相談者数）	
						2007年度	2008年度
1	0	5	181	4月～11月	月～金　9:00～17:00	196	120
				1月～3月	火～金　10:00～13:00		

【長所】

学生相談室では、学生が抱える学生生活上の問題について、個別に対応することで、相談者の不安や緊張を和らげ、相談者の要望に対して的確なアドバイスや対応を行いつつ、自主的な解決のために助言指導や相談を行っている。また、従来から本学では複数の学生相談機関が存在しており、学生相談室はその中の一つ

の学生相談機関を構成することで、学内における重層的な学生相談体制を構築するに至っている。

【問題点】

多様な学生が在学するようになり、学生の抱える悩みや不安も多様化・複雑化し、それとともに相談件数も増加の一途である。また、保護者からの相談が増加していることは大きな特徴である。これにより、相談を受ける教職員や相談員（以下「相談対応者」という。）において適切な対応を行うことが困難な場合もあるため、相談技法や相談対応者のコンサルテーション等の充実を図るための方策については、今後早急に解決していかなければならない課題である。また、来談者に対する適切な対応、満足度の向上を図るためにも、相談事例等の情報共有や専門知識の修得やスキルを向上させるための研修を通じて、相談対応者のカウンセリングスキルを向上させ、相談におけるトラブルの発生を未然に防ぐことも必要であるだろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記問題を受け、2009年3月より「学生相談主事会議」を「拡大学生相談主事会議」として開催し、全学的な学生相談体制の見直しを行っている。また、新キャンパスの設置に伴い、現在の学生相談機関との調整や大幅な見直しが必要となることから、今後も継続して検討を行っていきたい。

（ウ）学生相談に係る学内連携

【現状の説明】

「学生相談主事規程」に基づき、「学生相談主事会議」を定期的に開催し、各学生相談機関での現状報告や相談内容の傾向等に関して意見交換を行い、情報の共有化を図っている。なお、平成20年度の学生相談主事会議は、1回の開催となっている。また、平成21年度からは、相談を受ける教職員や相談員だけではなく、学生相談に関わる各部署の連携を図り、本学における学生相談の円滑かつ効果的な運用を図るため、「学生相談連絡会」を定期的に開催している。

【長所】

「学生相談主事会議」を開催することにより、学内に内在化する学生相談事例を表面化することに繋がり、今後の相談体制を見直す契機となっている。また、「学生相談連絡会」を定期的に開催することにより、学内におけるより一層の情報の共有化を図っている。

【問題点】

多種多様な学生の入学が進む中で新たな事例（発達障がい等）の学生が増加していることがあり、複数の相談機関が効果的に連携し、協力できる体制を構築することが喫緊の問題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記問題を受け、2009年3月より「学生相談主事会議」を「拡大学生相談主事会議」として開催し、全学的な学生相談体制の見直しを行っている。また、新キャンパスの設置に伴い、現在の学生相談機関との調整や大幅な見直しが必要となることから、今後も継続して検討を行っていきたい。

オ　学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

本学では、ほぼ半世紀にわたり「学生生活実態調査」を実施し、データの分析を行い、教学やキャンパス作りに役立てている。

【現状の説明】

1955年からほぼ半世紀にわたり、学生の実態を把握すべく「学生生活実態調査」を実施し、データの累積と経年比較を行っている。本調査は、本学が提供している教育環境における学生の満足度を中心にアンケートを実施し、その結果を集計・分析の上、「学生生活実態調査報告書」としてまとめてきた。また、隔年に

検索

調査を実施し、３種類のテーマ（①本学独自調査、②日本私立大学連盟との比較調査、③特別テーマ）をローテーションで行っている。

【長所】

本学が高等教育機関として、そのミッションを達成するためには、常に教育の主体である学生の動向、実態を把握しておく必要があるが、この報告書は、大学が学生の実態や全体像を知るための唯一の資料と言える。

学生への調査をこのような短い周期で実施している大学は全国でも少なく、本学が保有するデータの累積量は半世紀分に及んでおり膨大である。また、報告書は他大学や報道機関へも提供しており、調査結果の学外での利用をも促進している。

【問題点】

本報告書は、問題点の改善や学生のニーズに対応するための手段として役立てており、これまでも有効に利用してきた。しかし、今後は更に多くの大学構成員（学生、教員、職員）にこの調査結果を周知し、学生の動向を常に共有できるようにしなければならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本報告書による分析結果をより有効に活用するため、学内での報告会の開催や教職員対象の研修会に利用する等、各セクションにおいて学生の教育環境改善への意識の高揚に寄与していきたい。

11-3　就職指導

【現状の説明】

ア　キャリア形成・就職支援体制の強化

本学では、就職活動を行う３・4年次生のみならず、１年次生の段階から、学生一人ひとりのキャリアデザイン（将来設計）の支援や進路指導を行うことによって、学生自らの行動によって自己実現を果たすことを企図して「キャリアセンター」を設置して様々な取組を展開してきた。

2008年度には、学生のキャリア形成・就職活動支援に関する取組と難関国家試験及び資格取得等支援の取組を系統的に統合して展開するために、これまで法人組織であったエクステンション・リードセンターをキャリアセンターに機関統合した。その結果、学長の信任職であるキャリアセンター所長がエクステンション・リードセンター長を兼務することとなった。また、事務局体制も、キャリアセンター事務室、卒業生就業支援室、エクステンション・リードセンター事務室の3課からなるキャリアセンター事務局を新たに設置した。その後、2009年4月には、キャリアセンター事務グループ、キャリアセンター理工系事務グループ、卒業生就業支援事務グループ、エクステンション・リードセンター事務グループの4グループ制に再編されている。

機関統合後も、各センターの機能と役割を尊重するために、キャリアセンターには各学部選出主事と所長推薦によるキャリアデザイン担当主事及び事務管理職者から構成される主事会を、エクステンション・リードセンターには学長推薦及び所長推薦の運営委員及び事務管理職者から構成される運営委員会を組織して、それぞれの取組を協議・実行する体制を従来通り継承することとなった。

また、本学の首都圏における企業や官庁との接触・情報収集の場として設置されている JR 東京駅・日本橋口のサピアタワー内にある「関西大学東京センター」において、従来通り本学学生が就職活動の際に就職情報の検索のためのパソコン利用や各種証明書の発行、就職関連雑誌の閲覧、休憩スペースとしての利用等ができるサービスを継続して提供した。同様に大阪・淀屋橋の好立地にある「関西大学中之島センター」においても、就職情報検索のためのパソコン利用のサービスを行った。これらの統合的な成果により、2007年度は97.6%、2008年度は97.4%（いずれも学部第1部）の就職率を導き出している。

イ　2006年度採択の文部科学省・現代 GP の展開と完遂

文部科学省が、優れた大学教育改革の取組に対して公的助成を行う現代的教育ニーズ取組支援プログラム、いわゆる「現代 GP（Good Practice）」に、本学の体系的なキャリア形成・就職活動支援の取組である「総合大学における標準型キャリア教育の展開－学生一人ひとりの勤労観・職業観を育む関西大学キャリア教育プログラム（K-CEP）－」が2006年度に採択を受けた。その後2007年度と2008年度においても着実に計画を遂行し、2009年3月に所期の事業目的を達成した。

本取組を構築した諸因は、「フリーター」や「ニート」といった若年者問題の一因は、職業意識が希薄で社会的場面を体験する機会が乏しい若者に対し、これまで大学が十分な働きかけを行ってこなかったことにあると本学が認識したことによるものである。社会に向けて人材を送り出す大学側の大きな役割は、学生の意識改革と職業観の醸成をはかったうえで、社会的場面を経験する機会を提供し、school to work の移行をスムーズにする点にあるとの理解に基づいたものである。

更には、本学をはじめ多くの大学がインターンシップに取り組んでいるなかで、いかに特徴的なインターンシップを実施しても、一部の学生のみを対象とし、また、それがインターンシップに行くだけという取組に終わっていては、学生のキャリアデザイン（将来設計）に及ぼす教育効果は十分ではない。インターンシップをキャリア形成の中核として組み込み、事前・事後教育を充実させて、すべての学生の人間力を養成する大学全体のシステムを構築することは、社会を構成する人材の育成をミッションとする大学が果たすべき**USR（University Social Responsibility　大学の社会的責任）**であるとも捉えている。

特に本学では、「学の実化」の教育理念のもと、品格と活力ある社会人の育成こそが、わが国の発展における最重要課題であると認識している。つまり、単に机上の学問に留まらず、学生が全人的成長を果たすことを企図したキャリア形成という一連の教育システムの展開を図ることが緊要であるとの認識から、大学における教育活動を軸として「大学の前に・大学とともに・大学の後に」と銘打った3フェーズから成り立つ関西大学独自のコンセプトでキャリア教育を展開する取組（図Ⅰ-11-1参照）を構築し実践した。

その内容は以下のとおりである。

図Ⅰ-11-1　関西大学キャリア教育プログラム（K-CEP）の概念図

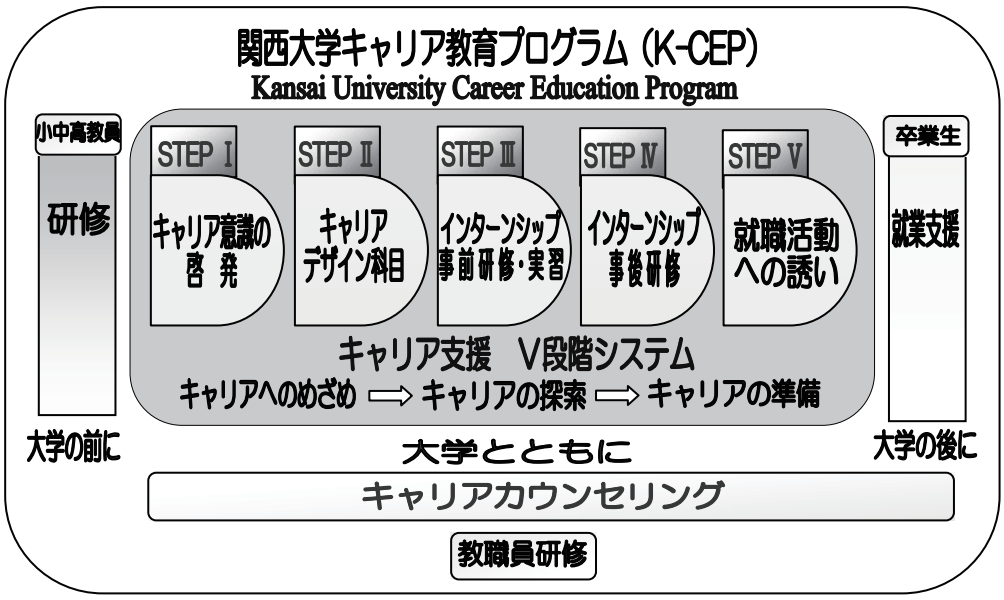

(1) 大学とともに　～キャリア支援Ｖ段階システム（V-STEP　PROCEDURE）

本取組の主要部分となる「大学とともに」においては、本学学生を対象とした正課教育カリキュラムとキャリアセンターが実施する正課外教育プログラムとを有機的に融合させた「キャリア支援Ｖ段階システム（V-STEP　PROCEDURE）」を構築し、学生一人ひとりのキャリアデザインを促進して自律型社会人の育成をめざす全学的な取組を展開することをめざした。

検索

【STEP Ⅰ】では「キャリア意識の啓発」として、全新入生に対してキャリアデザインブックを配布するとともに、経済学部・商学部・政策創造学部における導入科目においてキャリアガイダンスを実施したのをはじめ、1・2年次生を対象としてキャリア意識の啓発を促すために正課外教育プログラムとしてキャリアプランニングセミナー（上位年次生の参加も可）を開催した。その結果、2007年度には6,633名、2008年度には3,615名の延べ参加者を得た。なお、参加人数が2008年度に減少した理由は、以下の要因が考えられる。

①　同セミナーの構成や開催時期をコンパクトに改編した。

②　ここ数年、1・2年次生の段階での参加が増加してきており、彼らが2・3年次生になった時点での参加の必要性を改めて感じなかった。

③　2006年度以降、学生にとって雇用環境が好調であったため、先輩学生たちの就職活動状況を見て将来に対して実体のない安心感を持ってしまった。

因みに2008年度の「キャリアプランニングセミナー」は、次のような内容で実施した。

1　ベーシックシリーズ

①「職業興味・適性を知ろう」②「自分の性格を知ろう」③「職業の世界を知ろう」④「キャリアプランを立てよう」

2　自己分析シリーズ

①「性格や価値観を知りライフキャリアを考える」②「職業興味を知り適性を探索する」③「能力適性を知る」④「自己への気づきや自立的な生き方、他者との関わり方について考える」⑤「自分にとっての職業を考える」⑥「自身の興味から見える職業世界を理解する」

3　コミュニケーションスキルシリーズ

グループディスカッション等の実習を通じて、コミュニケーションのスキルアップをめざすものとして、①「自己表現方法を磨く」②「職業能力や資質を向上させる」③「自己理解度を深める」④「人の話を『聴く』ことを上達させる」

4　春休み特別シリーズ

キャリアプランニングセミナーの各シリーズ要素を網羅した内容。1・2年次生限定の企画。

【STEP Ⅱ】の「キャリア教育」は、正課教育科目としての取組を展開するもので、学生の勤労観・職業観を体系立てて涵養することを企図して『キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ』の3科目を1年次秋学期から順次開講している。この科目は当初インターファカルティ教育科目（学部横断型開設科目）として運営されてきたが、全学的な教養教育改革にともなって、2008年度からは全学共通科目のB群（エンパワメント科目群）と位置づけられている。

『キャリアデザインⅠ』は「働くこと」を主なテーマとして①生き方を考える、②社会を知る、③働き方を考える、『キャリアデザインⅡ』は「仕事の世界」を主なテーマとして①職業を知る、②業界を知る、③企業を知る、『キャリアデザインⅢ』は「私の仕事」を主なテーマとして①自分を知る、②自分を表現する、③自分の将来を考える、といった内容で展開している。

【STEP Ⅲ】の「インターンシップ事前研修・実習」は【STEP Ⅳ】とともに本学のキャリア形成支援システムのコアプログラムとして位置づけ、就業体験のためにしっかりとした事前教育を行ったうえで、実地に学ぶことを目的としており、全学的な取組を開始して2008年度で12年目を迎えた。

このプログラムでは、単なる職業ミスマッチを回避するためだけではなく、しっかりとした職業観を涵養するための重要なステップとして位置づけるとともに、「業界を知る、企業を知る、学生と社会人との違いを知る」ための気づきのプログラムとして位置づけている。（ビジネス・インターンシップの実績については、3-1-4「インターンシップ」参照）

【STEP Ⅳ】では、学生自らが「インターンシップ事後研修」として、インターンシップ実習の成果を検証し、その後の就職活動にスムーズに繋げることを期している。本学では学生をインターンシップに派

遣するだけでは、大学として教育効果があるとは考えていない。就業体験で得た成果をどのように自分自身のものにするのか、といった振り返りのメカニズムによる効果を重要視している。

2007・2008年度ともに、「事後研修Ⅰ」として、派遣学生、受け入れ企業等担当者、キャリアセンター主事（キャリアセンターを運営する委員会組織である主事会を構成する、各学部から選出された教員による委員）が参加し、実習体験報告をもとにしたプレゼンテーションとパネルディスカッションを実施した。「事後研修Ⅱ」ではキャリアデザイン担当主事が、学生の実習体験を振り返り、ワークシートを使って各自の体験を言語化することにより、自己理解や職業理解を深めながら、今後の進路決定・就職活動にどのように生かしていくかを考えることを企図したフォローアップ研修を実施した。

【STEP Ⅴ】では「就職活動への誘い」として、具体的な就職活動の支援プログラムを多彩に展開し、学生一人ひとりのキャリアデザインの具体化と実現を支援している。本段階においては毎年延べ1,000社を超える企業・団体を招いて企業研究会や合同企業研究会として、また、官界の協力により学内で多彩な説明会を開催している。

(2) 大学の前に　～小中高等学校教員向けキャリア教育研修

次代を担う社会人を養成するという社会的使命においては、大学の中でのシステム構築だけでは不十分ではないかという認識がある。そのため大学を中心に高校・中学・小学校といった他の教育機関とも連携すべきであるとの考えから、2005年度より大阪府教育委員会及び大阪市教育委員会と連携して、初等・中等教育に携わる教員を対象とした「キャリア教育入門－キャリアカウンセリング研修－」を夏休みに実施している。この研修では、キャリア教育の必要性やその観点、学校運営におけるキャリアカウンセリングを用いた生徒・児童の指導法等の内容を傾聴トレーニングやアサーショントレーニングを盛り込んで提供している。キャリア教育に関する認識を有した教員を少しでも増やして、教員から児童・生徒はもとより保護者にも働きかけ、その視点を家庭教育にも広げてもらうことを期したものである。

2007年度は延べ55名、2008年度は延べ83名の参加者を得ている。小中高等学校教員の参加を一層広めていくには、開催時期の複数化やプログラム内容を段階的に高度化する等の検討が必要であろう。

(3) 大学の後に　～卒業生就業支援の展開

いかに、大学においてキャリア形成支援の仕組みを充実させても、これらを利用してくれない学生の存在や、就職後不幸にして何らかの事情により離職・転職をしなければならない者も出てくることは否めない。

本学ではこれまでも卒業者に対するケアを行ってきたが、2005年11月からよりシステマティックな支援体制に整えるため、キャリアセンター内に「卒業生就業支援室」を設置するとともに、株式会社パソナのグループ企業である株式会社関西雇用創出機構と業務提携し、産学連携で卒業生の就業支援を展開する仕組みを構築した。

しかしながら、この仕組みは、決して離職・転職を勧奨することを意図していない。現在の新卒採用状況が好転していても、既卒者の好条件への転職は決して容易ではないことを説明し、登録の際は、本学にて直接本人と面談の上、手続きを行うことを原則としている。これは、本人が転職・離職に思い至った原因や背景について担当者に説明することによって、現状を自己認識して仕事への意欲を復活させることに重きを置いているためである。勿論、必要な状況の場合には、新たな職業紹介・マッチング作業に入ることにしている。

更に、本人の希望に基づいて提携先の株式会社関西雇用創出機構での本学卒業生専用のサービスの提供を行っている。

具体的には、

① 専門カウンセラーによるキャリアカウンセリング
② 求人情報の提供・企業の紹介
③ 就業マッチング
④ 就職に必要な知識習得のための講座や訓練の受講（一部有料）

検索

⑤　その他、就業上の悩み相談、現職の問題点に対するアドバイス

等を本学卒業生は無料で受けられるものである。2007年度の登録者は728名で、2008年度は665名であった。

なお、本事業において直面している問題は、キャリア相談の域を超えるケースが非常に増加していることである。統合失調症・発達障がい（アスペルガー）・パニック障がい・うつ病等、心療内科に通院し安定剤等を服用している卒業生の相談が増えてきている。本人が自己認識できている場合は大きな問題はないが、本人がその認識を持てていない場合、どの時点でどこへ紹介すべきかが課題となっており、学内の他の学生相談機関との連携が緊要である。

ウ　キャリアカウンセリング

上述した一連の STEP を下支えしているのが、キャリアデザインルーム（進路支援室）を中心としたキャリアカウンセリングの機能である。勿論キャリアセンターの各事務室では随時学生の相談に対応しているが、専門のカウンセリング技術を有したキャリアデザインアドバイザーを組織的に配置して学生対応を展開している本学のような大学はまだ多くない。現在、キャリアデザイン担当主事をはじめ7名のキャリアデザインアドバイザーが学生の個別相談に対応しており、内2名は教職専門の相談・指導を担当し、更に1名は高槻キャンパス分室での相談対応を行っている。

なお、同ルームの利用者は図Ⅰ-11-2に示すとおり2001年度の開室以来継続して増加傾向にあったが、2006年度をピークにここ2年間は減少しつつある。これは、この時期が学生にとって就職状況が良好であったことと関連していると考えられる。

因みに、2008年度のキャリアデザインルームの利用状況（延べ人数）は、

①　個別相談及びセミナー参加者　2,177名（教職相談1,415名、キャリア一般相談762名）

うち、高槻キャンパス分室での相談対応464名（教職相談113名、キャリア一般相談351名）

②　情報提供利用者1,731名（資料閲覧247名、ビデオ・書籍貸出し1,027名、その他457名）

合計3,908名の利用があった。

キャリア一般相談762名のうち、個別キャリア相談を目的とした延べ来談者数は640名（実人数は394名）であり、1名平均1.62回のカウンセリングが行われたことになる。実人数をキャンパス別に見ると、千里山キャンパス312名で411件（1名平均1.31回）、高槻キャンパスは82名229件（1名平均2.79回）であった。

千里山キャンパスで個別のキャリア相談を利用した312名を性別にみると、男性125名（40.1%）、女性187名（59.9%）であり、在籍学生数との比率でみると、女性の利用者が多い。学部別・性別にみた利用状況は下図Ⅰ-11-3のとおりである。学部別では、①文学部、②経済学部、③社会学部、④法学部、⑤商学部、⑥政策創造学部、⑦理工学系3学部の順となっている。

図Ⅰ-11-2　キャリアデザインルームの経年的利用状況（千里山キャンパス及び高槻キャンパス）

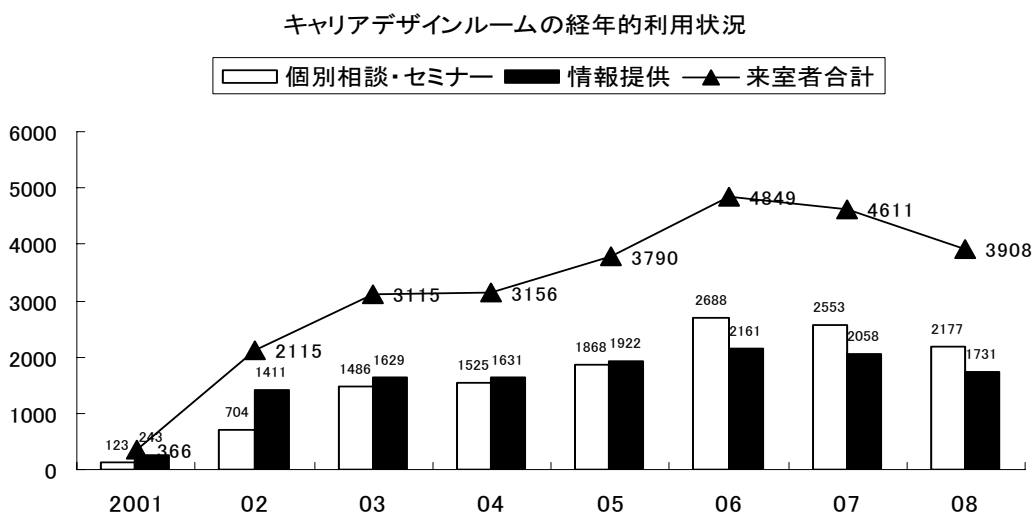

図Ⅰ-11-3　キャリア相談の学部別内訳（千里山キャンパス及び高槻キャンパス）

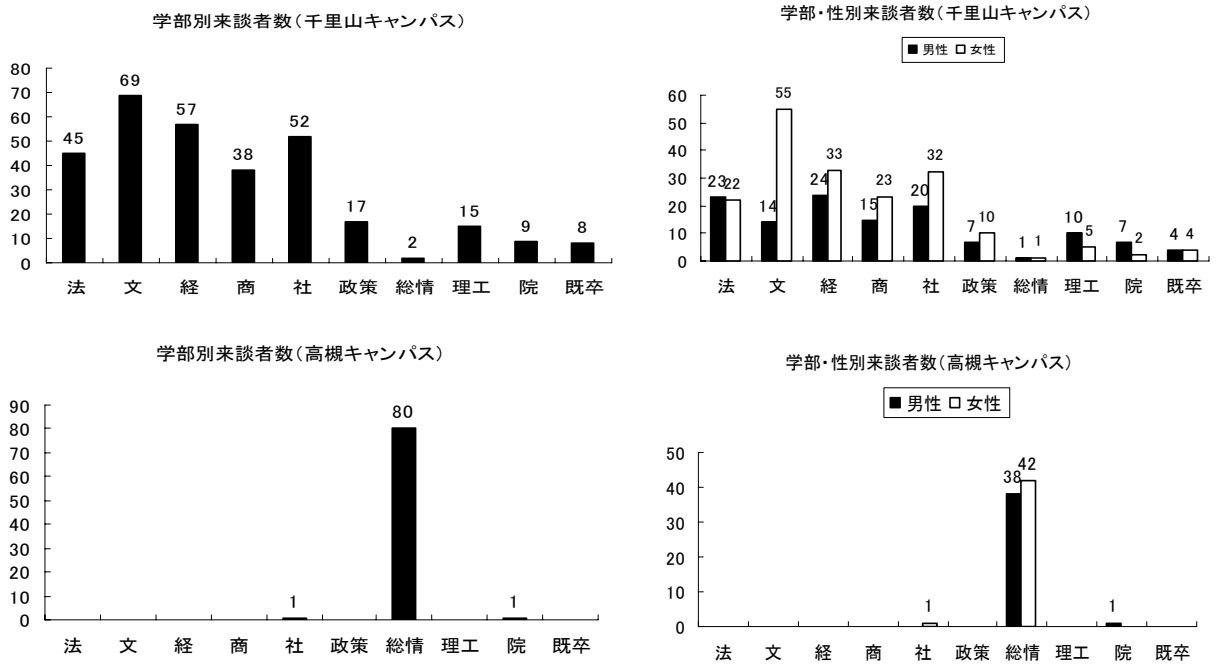

学年別の状況を見ると図Ⅰ-11-4に示すとおり、就職活動が間近に迫った3年次生の利用が圧倒的に多く、就職活動中の4年次生、2年次生、1年次生と続き、男女比率も同様のパターンを示している。

一方、高槻キャンパスでキャリア相談を利用した82名を性別にみると、男性39名（47.6%）女性43名（52.4%）であり、わずかではあるが女性の利用者が多い。また、学年別の状況を見ると、やはり就職活動が間近に迫った3年次生の利用が多く、次に就職活動中の4年次生と続いている。なお、4年次生の女性の数値には、社会学部の女子学生が1名含まれていることを付記しておく。

図Ⅰ-11-4　キャリア相談の学年別内訳

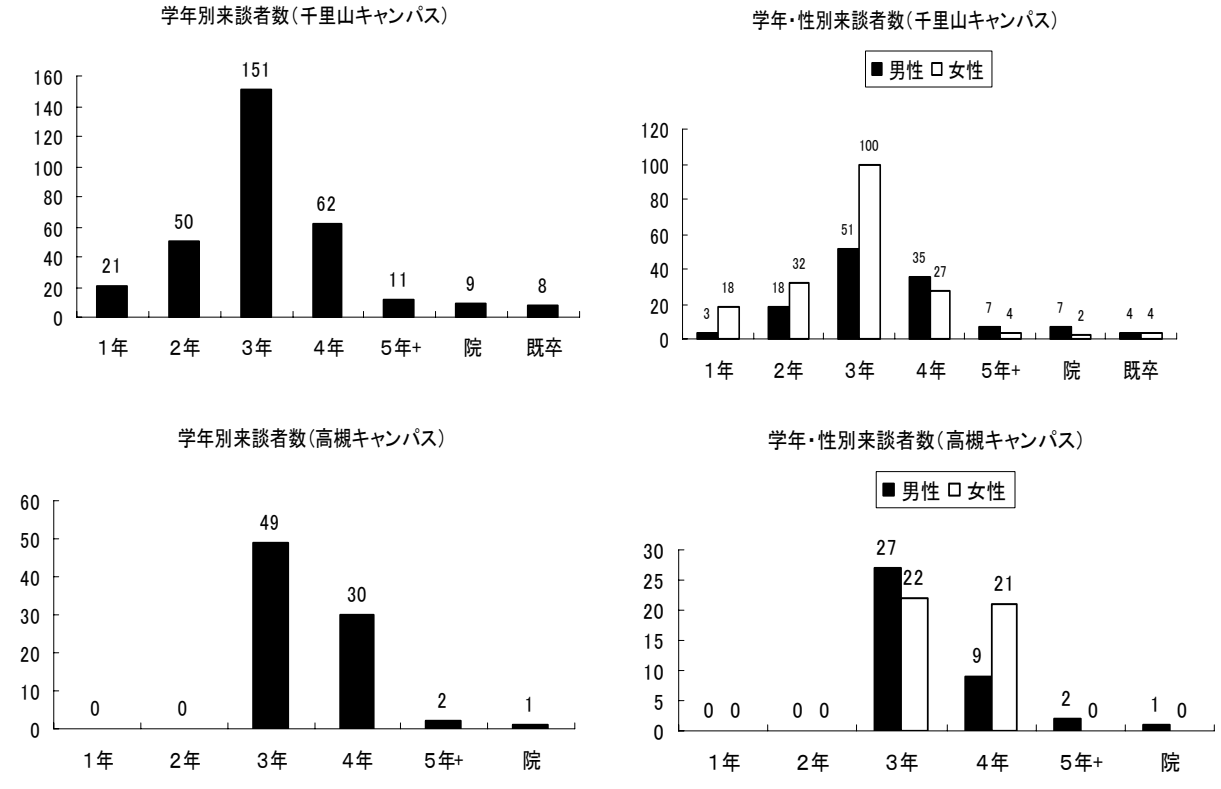

検索

キャリアデザインルームでの相談内容は、特にキャリア形成や就職活動に関する相談に留まらず、大学生活の不適応や心理的ストレスを抱えた者の相談が増える傾向にある。個人情報の保護については慎重を期さなければならないが、大学としてこれらの者を統合的にケアする仕組み作りをしなければならない時代に差し掛かっているといえる。

エ　社会動向に対応した就職支援活動の展開

本学では、上述のとおり「キャリア支援Ｖ段階システム（V-STEP PROCEDURE)」の【STEP Ⅴ】において、あくまでもキャリア形成の延長線上としてさまざまな就職活動支援プログラムを展開している。2008年度採用活動においても、企業側の「倫理憲章」と大学側の「申し合わせ」を双方が遵守し、行動することが期待されている。とはいうものの、ここ数年の雇用環境の劇的な好転に伴い、企業の採用活動が活発化していることから、同憲章は現実的には形骸化していることは否めず、倫理憲章に協賛しない多くの企業や大量採用に切り替えた企業が、最終学年に到達しない時期から水面下で精力的に採用活動を進めている状況が窺える。本学としてもこれらの状況を踏まえたうえで、適切な対応ができるように指導プログラムを展開しているところである。

まず基本的な行事としての「就職・進路ガイダンス」は、主に学部3年次生及び修士1年次生を対象に合計3回実施している。第1回目は4月下旬から5月上旬に当該年度1年間の大まかな流れを説明するとともに、本学の就職情報支援システム「KIPS（Kansai University Internet Placement System)」の利用方法、大手民間就職支援サイトの登録方法、企業側の採用の着眼点についての説明を実施している。第2回目は9月下旬から10月上旬に進路希望登録（求職登録）と秋以降の行事予定について、第3回目は12月中旬から1月中旬にかけて翌年の学内行事予定と就職活動の直前指導を行っている。

これらの就職・進路ガイダンスの他にも6～7月にかけて、2007年度は「就職活動スタート講座」を①就職活動の進め方、②情報源の活用法、③社会の仕組みを知る、④ビジネスマナーとコミュニケーションといった内容で実施した。2008年度は「働く世界を知る講座」と名称変更し、2007年度の②情報源の活用法を除いた3テーマで実施した。

更に10～12月には「就職活動パワーアップ講座」として、2007年度には①自己分析、②業界・企業研究、③エントリーシート対策、④面接対策等取り組むべき課題について、2008年度には③エントリーシート対策を、企業が求める人材というテーマに変え、わかりやすく、実用的な解説とアドバイスを行った。以下に年間の行事を記載する。

4月
- ●第1回就職・進路ガイダンス（流れを説明）
- ●第1回インターンシップ・ガイダンス
- ●キャリアプランニングセミナー・ベーシックシリーズ

5月
- ●就職模擬試験　●公務員・教員採用試験説明会
- ●第2回インターンシップA・B募集ガイダンス
- ●合同企業研究会　●特別ガイダンス「5月以降の就職活動の進め方」

6月
- ●TOEIC　IPテスト　●就職模擬試験　●働く世界を知る講座

7月
- ●女子セミナー　●合同企業研究会
- ●教員採用試験対策講座募集説明会

9月
- ●第2回就職・進路ガイダンス　●東京ツアー

●教員採用試験対策講座スタート

10月～11月

●業界研究会　●就活対策講座　●就活体験報告会

●公務員志望者対象ガイダンス　●公務員採用試験説明会

●就職模擬試験　●TOEIC　IPテスト

12月

●就職模擬試験　●第3回就職・進路ガイダンス　●就職模擬面接

●エントリーシート対策セミナー　●全国有力企業研究会

2月

●企業研究会　●合同企業研究会（5・6・9月にも継続実施）

●就活対策講座　●就職模擬面接

4月

●公務員・教員採用試験説明会

【長所】

本学のキャリア形成と就職活動支援の取組が2006年度現代GPとして採択された際に、文部科学省からは「本取組は、就職支援において高い実績を有しており、その総体がキャリア支援Ⅴ段階システムです。そこに、卒業後も就業支援を継続的に実施するプログラムや、小中高等学校教員・大学職員を対象とする研修プログラム等を付加したものが母体となるK-CEPで、文字通り総合的です。」との評価を受けた。

現代GPで提唱したコンセプトに基づいて、本学独自のキャリア形成・就職活動支援の実質的な取組を展開したことにより、キャリア教育や就職活動支援に熱心で且つ実績を上げている大学であるとの評価が様々な媒体によって取り上げられている。年間を通じてこれらのテーマによるキャリアセンターの取組に従事する教職員の各種講演や専門誌への寄稿といった学外情報発信についても、2007年度は19件、2008年度は32件と多数に及んでおり学外から高い評価を得ていることを窺うことができる。

【問題点】

採択を受けた時点においても、決して良い評価だけで終始していたわけではない。採択とともに次のような課題も文部科学省から指摘されている。「『教養教育を中心とした正課教育カリキュラムとキャリアセンターの正課外教育プログラムを融合』とは興味深い着眼点で、教養教育改革とキャリア教育の研究・開発を絡めながら推進しようとする方向性は優れています。それが単なる科目配置の変更に終わらず、教員間の意識改革につながるような実績を見せてくれるのならば、いよいよ成果が期待できます。大いに議論を展開し、本取組のように『人間形成を教育目標の一つに掲げる教養教育（改革）』と『社会に役立つ人材を育成する』キャリア教育との切り分け、教授法等、大いなる成果が導き出されることを期待します。」

更には、「ただし、総合的な取組を支えるのは、貴学が認めるとおり教職員の教育力に他なりません。今後は、それをどのようにして高めるか、また教育力をどのような指標をもって捕捉するか、この難しい課題にぜひ挑戦してもらいたいと思います。」との指摘もあり、まさしく今後の本学の教育全体における大きな課題を示唆しているものといえる。いわゆる各教員が保有する専門知識を単に学生に切り売り伝授するだけではなく、大学卒業（大学院修了）の後に本人が自律的に将来を切り拓くことのできる力を育成することを視野に入れた教育を成さなければならないという指摘であろう。現代GPとして申請した内容は、単にキャリアセンターが学生の就職支援のために行っている活動だけをクローズアップしたものでは決してない。大学総体としていかに有為な社会人を育成するか、という社会的使命を大学は担っていることを改めて認識すべきである。

検索

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学教育におけるキャリア教育の充実に関して、中央教育審議会（以下「中教審」という。）は『教育振興基本計画について～「教育立国」の実現に向けて～』と題した答申（平成20年4月18日付）でその重要性を示唆している。そこには、「一人一人の社会的自立を実現するとともに、我が国社会の活力の維持・向上の観点から、教育と職業や産業社会との相互のかかわりを一層強化し、人材育成に関する社会の要請を踏まえた教育を推進する。このため、キャリア教育を推進するとともに、産業界と連携して、また、初等中等教育段階から高等教育段階に至る教育の連続性に配慮しつつ、職業教育を推進する。あわせて、グローバル化に対応し得る国際的通用性のある高度専門職業人の養成を推進する。」と述べられている。

更には、産業界・地域社会との連携による人材育成の強化として、「人材育成に関する社会の要請に応えるため、大学等と産業界・地域社会とのより幅広い連携協力の下でのインターンシップの充実や教育プログラムの開発等の取組を促す。また、大学等と企業等との共同研究や大学の有する研究成果の提供、産業界・地域のニーズに対応した人材育成等を促す。」と言及している。社会に人材を輩出する機能が大学教育に求められていることが、改めて中教審の答申で盛り込まれたことは極めて意義深い。

また、同様に中教審の『学士課程教育の構築に向けて』と題する答申（平成20年12月24日付）においても、産業界との連携のもと、大学教育においてキャリア教育やインターンシップを振興し、大学自らが「学士力」等の「学習成果」の達成を期することが必要であることが述べられている。

なかでも「キャリア教育は、生涯を通じた持続的な就業力の育成をめざすものとして、教育課程の中に位置づける」ことが提唱され、「キャリア教育は豊かな人間形成と人生設計に資するものであり、単に卒業時点の就職をめざすものではなく、アウトソーシングに偏ることなく、教員が参画して学生のキャリア形成支援にあたることが重要である。」と指摘されている。

以上の指摘からも明らかなように、インターンシップをはじめとして本学が取り組んでいるキャリア形成支援の取組は、単に就職活動の準備だけに終わっていては、社会から現在期待されている大学教育の役割と機能を果たしたことにはならない。教養教育をはじめ大学教育の中身とあり方を問い直す中で、次代を担うどのような社会人に学生を育成するかという視点に基づいて開発したキャリア形成の取組が、教養教育や専門教育と相俟って相乗効果をもたらす改革を実現することが求められている。

中教審の答申が示すように今般社会が求めているのは、そうした個々人の指導だけに頼らず、大学という高等教育機関の組織的機能による体系的な教育プログラムの中に「キャリア教育」を位置づけ、その充実を図ることであろう。キャリア教育の推進に求められるのは、プログラムの体系性とそれを全学的に展開する組織性、及び一人ひとりの学生をフォローする個別性であるが、今、本学にもっとも求められるのは組織性である。

現代 GP として採択され、他大学に対する「キャリア教育」や「キャリア形成支援システム」の範を示してきた本学としては、今後もフロントランナーとしての役割を果たす社会的責務を負っている。

今日の大学では、学生の「幼児化・幼稚化」が危惧されているが、直接教室で学生を指導する教員にとっては非常に現実的、かつ切実な問題であろう。大学本来の専門教育に到るまでに、人としてどう生きるか、社会人としてどう行動するのかといった、積み重なった課題を大学教育だけで対応するのは極めて困難な状況にある。だからこそ、大学教育としての「キャリア教育」を確立する必要があり、在野の精神と「学の実化」や「知行合一」に表される実学志向で育まれてきた本学としては特に重要視しなければならない内容である。

「キャリア教育」は、キャリア教育科目やキャリアセンターのみが担うものではなく、全ての教育活動を通じて実践すべきものであり、学部教育や教員一人ひとりの取組も巻き込んで組織的に展開すべきである。各学部の専門教育との連動を図るためにも、全学的なキャリア教育の推進体制を早急に強化する必要があるといえる。

11-4　課外活動

ア　学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

（ア）スポーツ振興について

【現状の説明】

スポーツ振興課では、体育会に所属する学生をサポートする制度として、成績不良者面談、文書作成、能力向上講習会、外国語 SF クラスの履修（SF 生対象）、体育会クラブ面談、各種講習会（栄養講習会、テーピング講習会、熱中症対策講習等）等を行っている。

課外活動の経済支援では、大学は各クラブに振興費と助成費を配分・支出している。振興費は毎年配分・支出しているもので、部員数（規模）や勝敗（実績）に重きをおいた基準、有料施設の使用状況等を基準とし、顧問会議において配分額を決定している。助成費については、各クラブが試合で遠征する場合等、その実費の一部を助成するものである。また、スポーツ振興奨学・奨励金制度を導入しており、本制度は競技力の向上と学業の両立を促すとともに、本学のスポーツ活動の振興を図ることを目的としている。

【長所】

（体育会クラブ面談について）

2008年度から実施している体育会クラブ面談では、スポーツ振興課長が各クラブの主将・主務を面談し、クラブの現状を把握するだけでなく、クラブの要望を聞き、またクラブに対して各種アドバイスをすることで、コミュニケーションを図る場となっている。

（スポーツ振興奨学・奨励金について）

スポーツ振興奨学・奨励金制度の導入により、経済的な支援を行うことで、クラブ活動を活性化することができ、体育会学生の活動に刺激を与え、本学の体育会クラブの活性化に繋げることができる。

【問題点】

（スポーツ振興奨学・奨励金について）

スポーツ振興奨学・奨励金の申請数が年々上昇しているため、一人当たりに給付される奨学・奨励金の額を減額せざるを得ない状況になっている。更なる向上を図るために充実する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

（スポーツ振興奨学・奨励金について）

一人当たりの奨学・奨励金の給付額の減額による学生のモチベーションの低下を防ぐためにも、同奨学・奨励金規程施行細則の応募資格の見直し、また同奨学・奨励金の予算の増額を検討する必要がある。

（イ）文化・学術活動に関する支援

【現状の説明】

文化系各クラブについては、部室と会議室を中心に活動を展開しており、学生生活課が窓口での業務を中心にその管理・運営を支援し、印刷機やコピー機の使用、研究発表に必要な物品類の貸出しに応じている。また、体育会クラブと同様に各クラブに振興費と助成費を配分・支出している。

また、文化・学術活動等奨励金制度は、本学の学生文化の向上に資することを目的とした制度である。本制度は文化、学術、福祉、ボランティア活動等において優れた企画を有するか、若しくは、優れた業績をあげた学生（個人・団体）に支援を行っている。

【長所】

大学の代表チームとしての体育会は、スポーツ振興課が所管し、文化系（同好会の含む）クラブの対応は学生生活課が所管することで、課外学生生活に関する諸問題を迅速に対応することができ、登録団体に所属している学生へのサポートを確立している。

文化・学術活動等奨励金制度による学生の自主的な活動を支援し、学生個人の文化、学術活動や社会活動を活性化することができ、また、課外活動団体である文化会や学術研究会各部の活動に刺激を与え、キャンパスの活性化に繋げることができる。

【問題点】

文化・学術活動等奨励金制度については、実施５年目となるが、この制度の学生への周知が徹底されていないため、優れた実績をあげた学生が支援を受けることができないケースも考えられる。今後は、申請件数が増加するような周知方法を検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

文化・学術活動等奨励金制度については、募集案内の掲示とインフォメーションによる情宣活動を徹底し、表彰式を実施することで更なる周知を行いたい。更に、学生センター発行の広報誌「ぴあかんず」に募集要項を掲載することや新入生を対象に資料を配布する等、その方法も検討していきたい。

（ウ）ボランティア活動に関する支援

2008年度は、各種講座・講習会や学生スタッフの育成事業について、年間のプログラムを整備し、計画的に事業を実施した。また、新規事業として、大阪府・高槻市・NPO 法人芥川倶楽部との連携事業「ミズヒマワリ駆除活動」への学生スタッフの参加や早稲田大学との連携「一学一山運動」にボランティアセンター事務室として加盟する等、2007年度までの学外機関との連携事業を継続しながらも新たな連携事業を積極的に行った。

【現状の説明】

５年目を迎えたボランティアセンター事務室では、日常、①各種講座・講習会の企画・実施、②ボランティアセンター学生スタッフの育成及び活動支援、③学内ボランティアサークルの育成及び活動支援、④ボランティアセンター機関誌「Volury」の作成・発行、⑤ボランティア情報の収集、⑥学生へのボランティア情報の提供（個人へのボランティアコーディネート）、⑦学外からのボランティア依頼への対応（落語研究会等の団体への出演依頼も含む）、⑧ボランティアに関する相談対応（個人及び団体）、⑨登録学生へのメール配信等を行っている。

また、2008年に行った主な講座及び行事としては、次のようなものがある。

①手話講習会　②聴覚障がいの方のお話を聴く会
③はじめてのボランティア説明会　④ボランティアセンター・テーマ別講座
⑤ボランティアセンター学生スタッフガイダンス　⑥ボランティアセンター学生スタッフ養成合宿
⑦ボランティアセンター学生スタッフ養成講座　⑧アサーショントレーニング講座
⑨ファシリテーショントレーニング講座　⑩ノートテイカー養成講座（日本学生支援機構との共催）
⑪大阪家庭少年友の会（大阪家庭裁判所内）学生ボランティアプログラム
⑫吹田市教育委員会との連携事業
⑬大阪府総務部危機管理室との連携事業　学生スタッフ「非常事態に備えよう！　～防災週間～」
⑭大阪府・高槻市・NPO 法人芥川倶楽部との連携事業「ミズヒマワリ駆除活動」
⑮明日香村・関西大学地域連携事業　明日香村村制50周年記念「花桃」第3期記念植栽ボランティア
⑯市民団体との連携事業　学生スタッフの活動「ボランティア体験ツアー～淀川掃除ボランティア～」
⑰早稲田大学との連携「一学一山運動」に加盟

【長所】

学生スタッフ育成プログラム（ガイダンス、養成講座、養成合宿）を基礎として、日常の支援に力を注ぐことにより、上記行事⑩～⑰の地域や公共機関、学外団体との連携事業をボランティアセンターとともに学生スタッフが積極的に行うまでに成長した。

また、災害発生時にも、「何か自分たちにできることをしたい。」と、『ミャンマー・サイクロン及び中国四川省大地震被災者への支援のための募金活動』や『岩手・宮城内陸地震被災者支援のための募金活動』、『私費外国人留学生緊急経済支援のための募金活動』を実施し、被災地や外国人留学生への支援を行った。

更に、学生スタッフは、環境問題や AIDS 問題等にも関心を持ち、自ら学ぶとともに、学園祭において『エコフェスティバル』を行い、AIDS に関する啓発キャンペーン、タバコマナーについてのキャンペーン等を実施し、一般学生への啓発活動を行った。

【問題点】

ボランティアセンター業務は、ボランティアに関する専門知識を必要とする。例えば、災害発生時に「自分たちに何ができるかを考えてボランティア活動を行う。」といった、大学業務としては前例のないことを行うことが多く、これまで大学事務職員が従事してきた業務とは大きく異なってきている。

また、ボランティアセンター事務室の業務内容が、学内において十分に浸透しているとは言えない。ボランティアセンター事務室の場所すら知らない学生、教職員もいるようである。現在は、学生生活課に間借りしているような状況であり、先進の他大学ボランティアセンターにおいては事務室だけでなく学生スタッフの部屋も職員の事務室に隣接するかたちで確保されている。

ボランティアセンター事務室の業務処理については、業務の性格上、これまで以上に学生と話し合い、ともに作り上げていくことができる環境が早急に整備されることが望まれる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

ボランティアセンターを拡充・発展させていくために、ボランティアあるいは近接領域を研究対象としている教員スタッフと専門職としてのボランティアコーディネーター配置が必須であると思われるが、高槻ミューズキャンパスの社会安全学部及び堺キャンパスの人間健康学部と連携をはかり、また、ボランティアセンター専用事務室の確保を検討している。

（エ）学生支援 GP 採択事業に関する支援

【現状の説明】

平成19年度文部科学省「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援 GP）」に採択された「広がれ！学生自立型ピア・コミュニティ～関西大学で育む21世紀型学生気質～」（平成19～22年度）は、平成21年度で 3 年目を迎えている。

本補助事業は、学生の自立した意識と柔軟性のある実践力の育成を図り、21世紀の知識基盤社会を支える「社会人基礎力」を備えた人材養成を目的とした事業である。「学生が自らのキャンパスライフを充実させるために如何なる学生支援を実施するのか」、すなわち同じ大学で学ぶ学生を仲間（ピア）として、助け合い（サポート）、相互支援を行いながら主体的、積極的に活動できるキャンパス環境をめざすものであり、ひいては「ピア・サポート」（学生同士の支え合い）による「学生支援」を進めるものである。

なお、「ピア・コミュニティ」とは、ピア・サポート活動を実践する小集団を表している。

平成20年度の取り組みについて

- 正課教育「関西大学におけるピア・サポートを考える」の開講（春学期）
- 正課外教育「ピア・サポータ養成講座」の開講
- ピア・サポートを実施する他大学の調査及び研究会への参加
- ピア・サポータの活動拠点となる「ピア・コミュニティルーム」の開設
- RA・TA・事務補佐員の活動
- 正課外教育フォローアップセミナーの実施
- ニューズレター「ぴあかんず」、リーフレット及び「平成19年度年間活動報告書」の刊行
- ピア・コミュニティの創出及び活動

検索

- 学生支援 GP に伴う会議等の開催

【長所】

本補助事業により、正課教育及び正課外教育システムを確立することで、その教育成果として意識改革を果たした学生が、自ら考え、行動することにより、様々なピア・サポート活動が実践されている。これにより、学生にとっては社会人基礎力の涵養に繋がっており、大学に対しては帰属意識が徐々に醸成されている。具体的には、昨今の話題である学生のマナーやモラル、薬物乱用の問題についても、ピア・サポータの活動として、学生同士の啓発活動が実践されており、今後さまざまな分野での活動の展開が大いに期待できるものである。

【問題点】

正課教育及び正課外教育の受講生がピア・サポートに関する知識を修得することを通じて、関西大学への帰属意識が向上したことにより、本学の学生としての自覚が芽生え、ピア・サポートの実践に繋げることができたことは大きな一歩である。しかしながら、このピア・サポート活動は全国的に見ても先進的事例であり、本学におけるピア・サポート活動の現状にも以下のような問題点がある。

① 各ピア・コミュニティとそれぞれを支援する学生支援部署が連携を図ることにより、各ピア・コミュニティの特色に応じたピア・サポート活動を実施しつつあるが、各ピア・コミュニティの活動内容に応じたピア・サポータの研修制度が必要となっている。

② ピア・サポータは、他の学生を支援する側の学生である一方で、教職員からは支援される学生である。そのため、学生支援部署の担当者（事務職員）がピア・サポータに対して的確なアドバイスを行うことが求められており、一人ひとりの担当者（事務職員）の考え方によっては、ピア・コミュニティの活動内容が大きく異なることも予想される。また、担当者が事務職員であることから、学内組織の改組や人事異動等による担当者の変更が、ピア・コミュニティ活動に大きな影響を及ぼすことが予想される。

③ 本補助事業の選定期間終了後における、財源等の支援体制についても検討が必要となっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記の問題を解決するため、学生支援運営会議において今後の方向性を定めるとともに、学生支援連絡協議会やピア担当者会議により、全学的な協力体制を仰ぎ、そして効果的な連携を図りながら、関西大学におけるピア・サポートの終着地点を見据え議論を行っている。

なお、学生支援部署の担当者に対しては、大学の組織や業務遂行手続等についての正確な知識の修得や学生対応についてのスキルの向上等を目的とした SD（スタッフディベロップメント）研修の充実が必要になってくる。

今後の到達目標

① 学生への経済的支援について

学生への経済的支援に関する目標としては、民間財団・地方自治体等の奨学金の拡充のため、良質な学生を育成すること。また奨学金制度を広く学生に周知するために、ホームページやインフォメーションシステムにおける奨学金制度の説明用コンテンツをより見やすく、理解しやすくするために表現等を工夫する。

② 学生相談について

学生相談に関する目標としては、2010年に高槻ミューズキャンパスと堺キャンパスが設置され、それぞれに保健室が開設される。現在、本部（千里山保健管理センター）のスタッフは現行人員数のまま、支部（高槻キャンパス・高槻ミューズキャンパス・堺キャンパス・高中事務室等の保健室）が蛸足のように増えている。今後とも、本部と支部が一体となった管理・運営を心掛け、保健管理センターの意思が各方面に十分反映される体制づくりを工夫しなければならない。近年、感染症流行が大きな社会問題となっている。今回も

「新型インフルエンザ」が流行し、保健管理センターでは大学の対外窓口になる等、これまでにない業務の展開があった。今後、強毒の感染症が流行する非常事態も考えられ、保健管理センターにおいては、平素から非常時に備えてどう取り組むかを検討しなければならない。

③　キャリア形成支援について

インターンシップをはじめとして本学が取り組んでいるキャリア形成支援の取組は、単に就職活動の準備だけに終わっていては、社会から現在期待されている大学教育の役割と機能を無視することに繋がる。教養教育をはじめ大学教育の中身とあり方を問い直すときに、次代を担うどのような社会人に学生を育成するかという視点とともに開発したキャリア形成の取組が、教養教育や専門教育と相挨つて相乗効果をもたらす改革を実現できるかが求められている。よって、本学を構成する全ての教職員が各々の職務において、このコンセプトを意識して取り組まなければならない。

「キャリア教育」は、キャリア教育科目やキャリアセンターのみが担うものではなく、大学全ての教育活動を通じて実践すべきものであり、学部教育や教員一人ひとりの取組みも巻き込んで組織的に展開すべきである。各学部の教養教育や専門教育との連動をはかるためにも、全学的なキャリア教育の推進体制を早急に強化する必要がある。

④　正課教育と課外活動（学生生活課とスポーツ振興課）とのサポート体制について

正課教育と課外活動（学生生活課とスポーツ振興課）とのサポート体制について、特にスポーツ関係のサポートの充実は、喫緊の問題であり、組織の改善を含めてサポート体制を確立していかなければならない。

⑤　課外活動について

課外活動に関する目標としては、学生の課外活動の情宣活動を徹底し、学生、教職員のみならず、卒業生等ステークホルダーを含めて課外活動への理解を深めてもらえる方法を拡充していく。

⑥　ボランティア活動について

ボランティア活動に関する目標としては、専門スタッフの充実と専用スペースの確保が急務である。

学生支援に関する目標としては、とりわけ、ピア・サポート活動について全学的な協力体制の整備と学生支援 GP 採択事業の期限終了後の平成23年以降の関西大学における学生支援の方向性を確立していく必要がある。

検索

12　管理運営

前回の到達目標

2005年4月に「私立学校法」が改正されたことを受けて、本学では理事会を学校法人関西大学の最高意志決定機関と位置づけ、かつ理事長を最高執行責任者として、その権限と責任を明確にし、「学校法人関西大学における中長期戦略構想策定体制」を構築した。理事長の諮問機関である「基本構想推進会議」及び、理事会の諮問機関である「関西大学戦略会議」が設置され、学園建設に関する事項や学部・大学院の改革等の教学事項が教学と法人の合同会議で審議・決定されるようになった。また、理事長の諮問機関として、理事長がリーダーシップを発揮する上で、学外有識者の知見を活かし、その意見を積極的に反映することを目的に「経営審議会」が設けられた。

このように、法人側の意思決定システムは改革されたものの、教学側の意思決定システムは従前のままであったため、教学に係わる大学全体の基本方針や基本戦略の策定を審議・決定する機関の明確化や、従来から各学部等の教授会で審議してきた全学に及ぶ事項の審議のあり方等を再検討し、学長がリーダーシップを発揮して、スピード感をもって大学行政にあたれるような制度改革が求められていた。

12-1　管理運営体制

【現状の説明】

ア　全学的意思決定機関

（ア）学部長・研究科長会議

従来、学部長会議は、教授会の上位機関という性格ではないが、単なる連絡機関にとどまらず、全学的な問題について協議する機関であり、研究科長会議は、各研究科間の連絡調整に関する事項のほか、大学院の運営に関する諸事項に関し、審議・承認する機関であったが、2006年10月からはこれら双方の性格付けや役割を踏襲しつつ、「学部長・研究科長会議」として、一体的な運営を行ってきた。

これに対し、2008年10月に設置された新たな「学部長・研究科長会議」は、教学ガバナンスの再構築により、学則及び関西大学学部長・研究科長会議規程に基づき、本学の教学における最終的な全学的意思決定機関として、教育研究上の目的を達成するための基本的な計画及び大学全般にわたる重要な事項を審議する機関である。その構成は、学長、副学長（4名）、各学部長及び研究科長、専門職大学院の研究科長、大学本部長及び学長室長である。

その意思決定に当たっては、全教授会あるいは全研究科委員会の一致を尊重しつつ、必要に応じて多数決による採決方法を採用している。その場合、議事は、学長、副学長、大学本部長及び学長室長を除き、各学部長（研究科長）、専門職大学院の研究科長の3分の2以上で決する。ただし、この議決方法は、学部固有の事項及び、単に特定複数学部間の協議を要するに過ぎない事項については用いないこととしている。

また、同規程に基づき、学部長・研究科長会議運営要領を制定し、議題設定や議決等の詳細を定め、教学における最終的な全学的意思決定機関として、適切な運営がなされている。

（イ）大学協議会

大学協議会は、関西大学大学協議会規程に基づき、学長の教務統轄を補佐することを目的として設置された機関である。

2008年9月までは、教務統括や教育職員の身分に係わる重要事項に関する最高意思決定機関であったが、2008年10月からは新たな「学部長・研究科長会議」発足に伴い、学長が教務統括する上で協議する必要が生じた場合の協議機関として存続している。構成は、学長、副学長（4名）、各学部長、法務研究科長、会計

研究科長、心理学研究科長、各学部及び法務研究科から選出の教授各2名、心理学研究科及び会計研究科から選出の教授各1名である。なお、審議事項として、副学長の推薦に関する事項を定め、その他、学長が教務統括上必要と認めた事項、大学教育職員の懲戒に関する事項、学則上学部教授会等の審議事項と定めたものであっても学長が教務統括上特に必要と認めた事項を協議事項としている。

その性格付けが変更された後、数回開催されたのみであるが、規程に基づき、適切な運営がなされている。

（ウ）その他の機関

a　教育推進部・研究推進部・社会連携部・国際部各委員会

2008年10月から教学ガバナンスの再構築により、教育推進部・研究推進部・社会連携部・国際部が設置された。それぞれ担当副学長が統括し、そのもとで、所管事項に関する専門的な企画・立案を行い、各教授会及び関係機関との調整を経た上で、全学的な観点から柔軟な運営を行う。単に特定複数学部間の協議によって処理できる事項は管轄しない。各部には、副学長を委員長とした委員会を置き、所管事項に係る協議及び意思決定機関となる。ただし、制度変更等所管事項を超える事項は、学部長・研究科長会議の審議に付すことになっている。

b　関西大学自己点検・評価委員会

大学全体の教育水準の向上を図るため、関西大学自己点検・評価委員会が1994年に設けられ活動を進めている。2009年4月からは、自己点検・評価体制を学校法人全体の体制に再構築し、専務理事を委員長に、学長及び常務理事を副委員長とする学校法人関西大学自己点検・評価委員会が設置され、その下に設置された大学部門委員会が、これまでの委員会の職掌を継承した。

大学部門委員会は、全学的視点に立って大学の自己点検・評価を行う委員会であり、副学長を委員長とし、学長補佐を副委員長としており、従来の第三者的に点検・評価を行う組織から、より執行に近い立場で点検・評価を行う体制へと改編された。また、各学部、大学院研究科、図書館等各教育研究単位の組織にも個々に自己点検・評価委員会が設けられ、当該組織の活性化を促す効果的な自己点検・評価が期待されている。

以上のように、本学には上述のさまざまな機関が独自にあるいは共同で立案・実施した諸施策を定期的に自己点検・評価する仕組みが構築され、大学全体の教育研究、それを支える施設・設備、学生の学園生活等を支援する機関等の水準向上のため、自ら組織を点検し改善する制度を備えている。本活動は、既に15年以上の実績を有している。各機関が企画・計画（Plan）した事業が実行（Do）に移された後、2年ごとに点検（Check）がなされ、その報告結果に基づいて各機関の改革・改善（Action）が実施される、いわゆるPDCAのサイクルが確立されている。

c　大学予算委員会

大学の予算編成に係わる事業の計画を審議するために設けられた委員会であり、学長、副学長、各学部長等をはじめ、大学が設置する機関の長や、大学本部傘下事務組織の局室長が構成員となって、全学的な調整と合意の形成が図られている。本委員会の議長には学長が、副議長には副学長（総務・学生担当）があたっている。

イ　大学の意思決定プロセスについて

（ア）大学運営に係わる意思決定システム

a　教学における意思決定プロセス

教学の意思決定プロセスとして、今後進むべき大学全体の教学に関する基本方針や基本戦略の策定、更にはその基本方針等に基づく具体的な提案が、学長のリーダーシップのもとに、学長、副学長（4名）、学長補佐（3名）で構成される、大学執行部で企画・立案されることから始まるものと、各学部・研究科や教育推進部・研究推進部・社会連携部・国際部、入試センター、学生センター等の各機関から提案されるものがある。各機関から提案されるものは、学長との事前協議や関係機関との調整の上、当該学部教授会や各委員

会等で審議され、学部長・研究科長会議に諮られる。なお、各機関の所管事項については、各学部等から選出された委員により構成された当該機関の委員会において審議・決定され、学部長・研究科長会議において、報告されることとなっている。

学部長・研究科長会議では、規程に基づき、(1)大学学則、大学院学則、専門職大学院にかかる学則その他重要な諸規程の制定及び改廃に関する事項、(2)教育、研究、国際交流、社会連携、入試等における制度の導入、変更及び廃止に関する事項、(3)学部・学科及び研究科・専攻その他の重要な組織の設置、変更又は廃止及び学生の定員に関する事項、(4)教員人事制度に関する事項、(5)諸規程において本会議に付議するよう規定されている事項、(6)その他教学の運営に関する重要な事項、を審議する。

提案事項は、各学部・研究科教授会及び大学院研究科委員会に持ち帰り審議するものと、規程や申し合わせ、従前からの慣例により、学部長・研究科長会議で審議・了承となるものがある。各学部・研究科教授会及び大学院研究科委員会で持ち帰り審議された議案については、了承されれば、各学部長・研究科長はその旨を学部長・研究科長会議で報告し、全学一致で承認されたことになる。一方、各学部・研究科教授会及び大学院研究科委員会で提案事項への質問、問題点の指摘・修正等の要求事項が生じた場合には、それらが学部長・研究科長会議で検討され、時には修正が加えられる。

なお、学部長・研究科長会議規程第7条により、教育推進部、研究推進部、国際部及び社会連携部において議決された事項及び学部長・研究科長会議の場で審議・了承された事項については、教授会又は研究科委員会は学部長・研究科長会議に再議を請求することができることとなっている。

上述のプロセスを経て承認された提案は、その後、一定の事務手続き等を経て執行される。これが、本学における意思決定プロセスである。

従来、大学協議会で審議されていた、名誉教授・客員教授・名誉博士の推薦等は、2008年10月からは学部長・研究科長会議の審議事項となり、大学教育職員の懲戒については、学部長・研究科長会議での審議・決定に先立ち、大学協議会で事前協議・意見聴取を行うこととなった。

なお、各学部・大学院研究科における意思決定プロセスについては、本報告書の各学部・大学院研究科において記述しているため、その内容に委ねる。

b　理事会・常任理事会での審議

上述のようなプロセスを経て教学側で決定された事項のうち、学則の改正や組織の改廃に関する事項等については、議案取扱基準に基づき、理事会または常任理事会で審議され、決定される。

【点検・評価】

近年の大学を取り巻く状況には大変厳しいものがあり、その対応にはスピードが要求され、そのためには学長の強いリーダーシップとそれを可能にする意思決定システムの確立が欠かせなくなってきた。歴史を有する大学ではこれまで学部自治を最重要視し、それを基本に大学の運営がなされてきたという伝統があるが、近年の大学を取り巻く厳しい状況を目の当たりにして、このような伝統のマイナス面が指摘されるようになってきている。

本学においても、2008年10月寄附行為改正を機に、前述のような教学ガバナンスの再構築がなされ、入試・就職といった分野をはじめ、教育・研究・社会連携・国際の分野について複線化し、全学的な観点から企画・立案し、意思決定できる体制を構築した。なお、各学部等がこれらの分野においてそれぞれの理念と目的に基づいて教学上の観点から企画・立案するものについては、これまでどおり尊重されている。

このように、教学の意思決定システムが改革され、大学全体の基本方針や基本戦略の策定を審議・決定する機関の明確化や、従来から各学部等の教授会で審議してきた全学に及ぶ事項の審議のあり方等が再構築されたことは、学長がリーダーシップを発揮して、スピード感をもって大学行政にあたれるような制度改革を行う上で、評価される。

12-2　学長、学部長の権限と選任手続

【現状の説明】

ア　学長の選任手続き

本学では、学長が大学を統轄する長である。学長は、「学校法人関西大学職員の任免及び職務権限に関する規程」の第2条「理事会が教授会及び心理学研究科心理臨床学専攻会議（以下「教授会等」という。）の意見を聴いて、任免する」の定めに基づいて選任される。その任期は4年で、再任は妨げられないが、引き続き8年を超えることはできない（「学長選挙規程」第2条の2）。学長の被選挙権を有する者は、本学の専任の教授である。ただし、「職員任免規則」第17条第1号ただし書きによって定年を延長されている者及び満65歳を超えて学長の職にある者を除く（「学長選挙規程」第2条）。

学長の選任の手続きは、次のとおりである。すなわち、理事長は、後任学長の推薦方について、学長を通して各学部等の教授会あてに諮問する。これを受けて、各学部等の教授会は「学長選挙規程」に基づいた手続きを経て、後任学長として推薦すべき教授を決定し答申する。このようなプロセスによって学長を選任する制度は、1962年に規程化されて以来、今日まで継続されている。現行のシステムでは、11学部長、法務研究科長、会計研究科長及び心理学研究科心理臨床学専攻長によって構成される学長選挙管理委員会のもとに、まず、各学部及び法務研究科の教育職員各10名、会計研究科及び心理学研究科心理臨床学専攻の教育職員各5名、大学事務職員15名の計145名で構成される学長候補者選考委員会において3名の学長候補者を選出し、これを在籍学生による除斥投票にかける。除斥投票の結果、学生数の3分の1以上によって除斥された学長候補者は失格する。この失格者が2名以上となったときには、選挙管理委員長は学長候補者選考委員会に対して学長候補者の補充選考を求めなければならない。以上の手続きを経て学長候補者が確定した後、選挙管理委員会は選挙会（選挙会の有権者は専任の全教育職員。有権者総数の4分の3以上の出席をもって成立）を招集し、推薦する後任学長が投票によって決定される。この場合、投票総数の過半数を得た者が当選人とされる。もし過半数が得られなかった場合には、得票数の多い者2名について第2次選挙を行い、得票数の多い者をもって当選人とする。

なお、2009年4月の学長選挙規程改正にあわせ、学長辞任請求規程を制定した。これは、2009年10月からの新たな教学ガバナンス再構築の方向性を議論した際に、学長の解任に関する規程を整備することが合意されていたことによる。

イ　学長権限の内容

学則第59条によれば、「本大学に学長及び学部長を置く」と規定されている。ただし、学長の権限については、どこにも触れられていない。学長の権限が、「学校法人関西大学職員の任免及び職務権限に関する規程」で抽象的に表現されている。すなわち、その第11条で「学長は、大学の教務を統轄する」と、更に第12条で「学長、校長及び園長は、各所管の教務を掌理する」とされる。これらの条文から判断して、学長の権限が及ぶ範囲は大学で、しかも教務に限られている。このことから、学長は教学上の最高管理者に位置づけられる。学長は、また、学校法人の理事で、理事会及び常任理事会の重要なメンバーでもある。この立場からすれば、学長は学校法人経営の責任の一端を担っている。学長が大学の教学上の最高管理者であることを顧慮すれば、学長は教学の意見を理事会において反映させねばならないという立場にあり、極めて重い責任を負っている。

また、本学の教学における最終的な全学的意思決定機関である学部長・研究科長会議は、学長が議長となり運営されるが、議事は、各学部長及び研究科長、専門職大学院の研究科長全員の一致を原則としており、前述のように、再議請求も可能としている。このことから、学長がその権限を行使するに当たっては、リーダーシップを基本としつつも構成員を可能な限り説得し、理解を求めることが必要とされている。

更に、各学部等の重要な教学上の問題について、学部長等は学長と事前協議を行い、教授会決定後のプロ

セスが円滑に運ぶように、学長との連携・協力を図っている。また、学生センター所長、キャリアセンター所長、入試センター所長あるいは国際交流センター所長等が彼らの所管に属する重要事項に関連して学部長・研究科長会議に提案する場合にも学長と事前協議を行い、学長と各機関との適切な連携や調整を図っている。

ウ　学長の補佐体制

2001年4月から、学長、副学長、学長補佐で構成される新たな執行体制が構築された。現在、副学長4名、学長補佐3名を置いている。

副学長の選任については、「副学長規程」により、学長が専任の教授のうちから大学協議会の議を経て理事会に推薦し、理事会が任命するとなっている。また、同規程により、総務・学生担当、学部・教育推進担当、大学院・研究推進担当、社会連携推進担当、国際活動推進担当の職務を分担することとなっている。

副学長は、学長から委任された職務の代行者として、学長が統括する教学面の運営管理を補佐し、担当する職務について、関連部署との連携を図り、必要に応じて調整を行う。また、教育、研究、社会連携及び国際の各部の担当副学長（部長）として、各分野の機動的な運営を行う。なお、副学長のうちから1名が職務上理事として理事会の構成員となっている。

学長補佐に関する規定は、設けられていないが、学長が専任教員のうちから理事会に推薦し、理事会が任命することとなっている。学長補佐は、学長のリーダーシップが遺憾なく発揮できるように、迅速かつ実行力をもって学長を補佐するスタッフとして期待されており、学長が統括する教学面に関する企画・立案及び広報等を担当している。また、外部諸機関等（教育関連機関や経済諸団体等）との連携・協力は、各学長補佐が職掌する事項に対応して臨機応変に行っている。学長補佐は、学部長・研究科長会議の正式メンバーではないが、オブザーバーとして出席するほか、法人の会議等にも出席することが多く、法人と教学両者の大学運営に係わる議論に加わる機会が与えられている。学長補佐はこれら以外にもさまざまな会議に出席し、企画調整に携わることも多い。

副学長と学長補佐の職務は、上述のように分担され、その職務の範囲内でそれぞれがその職務遂行の権限を学長より委譲され、責任を持って遂行している。

また、大学全体の基本方針や基本戦略、即時に対応しなければならない事項等を検討する大学執行部打合せを、原則、月曜の午前に定例的に開催し、執行部構成員の意識の共有と実施計画を立案している。

【点検・評価】

本学における学長選任の手続きでの特徴は、在籍学生（大学院生を含む）による除斥投票制度を設けている点に現れている。しかし、本制度が実施されてから今日に至るまで、除斥投票によって失格した学長候補者は1人もいない。そのため、この制度の有効性もしばしば議論され、廃止をも含めた検討の余地のあることが指摘されてきたが、本制度は、大学の重要な構成員である学生が、学長選挙に参画できる民主的な制度であるだけに極めて慎重な議論が必要であるとされ、従前のまま続けられている。その他にも、学部・研究科等の新設に伴う選考委員会委員数の配分等、いくつかの課題が指摘されており、今後も規程の改正についての検討が必要である。

学長の権限の内容とその行使の適切性については前述したとおりで、学長辞任請求規程の制定も含め、学長の独断専行を許すことなく、リーダーシップが十分に発揮できる制度が保証されている。

学長の補佐体制については、2008年10月より、これまで3名であった副学長を1名増員し、4名体制になった。また、担当副学長を部長とする教育推進部、研究推進部、国際部及び社会連携部には、それぞれ1名ないし2名の副部長が置かれ、所管事項の諸課題を円滑に遂行する体制が整えられた。これにより、大学を取り巻く様々な解決すべき課題を円滑に解決するための体制が整備されたことは、今後の大学運営にとって非常に有益であると評価される。

12-3　教学組織と学校法人理事会との関係

【現状の説明】

理事会の任期は、1期4年である。2008年10月の寄附行為改正により、理事会の構成員に、教学から学長、副学長のうちから1名、学部長、法務研究科長及び会計研究科長のうちから10名が加わっており、理事総数36名のうち、最低12名は理事会の構成員となる。また、学識経験者等その他の選出区分から大学教員が選出される場合もある。これにより、経営と教学の連携がより強固なものとなった。

また、新たに設置された常任理事会は、理事会が定める基準に基づき、従来理事会が有していた意思決定機能の一部を担っており、意思決定の更なる迅速化が図られた。常任理事会の構成員は、理事長、学長、専務理事、常務理事、常任理事であり、現在教学からは、学長と理事会において常任理事に選任された副学長がその構成員となっている。

【点検・評価】

本学における理事会と教学組織との連携・協力関係は、上記のとおり、スムーズに行われており、大きな問題はない。現在のような変化の激しい、かつ迅速な決定と強力なリーダーシップが求められている環境にうまく適応するための制度として、十分機能していると考えられる。

12-4　管理運営への学外有識者の関与

【現状の説明】

関西大学が「個性輝く大学」として、その使命を果たしていくために、理事長の諮問機関として、時代を先導する各界の有識者の方々をメンバーとして迎え、学園における経営上の重要戦略や課題、教育研究全体の問題等経営全般にわたる幅広いテーマに関して、学外からの客観的な視点に基づいた大所高所からの助言、さまざまな意見、提案をうかがい、今後の経営に反映させることを目的として、2005年4月に経営審議会を設置した。

審議会の構成員は、理事長、学長、理事長が委嘱する学外有識者（若干名）で、第15期理事会では年3回、第16期理事会では年間2回開催している。

第15期の理事会（2005.4.1～2008.9.30）においては、企業及び国公私立大学における有識者の方々7名をメンバーとして迎え、11回にわたり開催し、本学の現在の教育・研究に関わる取組状況や、経営に関する現状及び今後の課題等について、詳細な資料に基づき説明を行った後、忌憚のない意見や助言をいただき、その意見や助言を基に学校法人の経営に合致するものは即実行に移している。

現在、第16期の理事会においては、8名の企業及び国私立大学関係の有識者をメンバーとし、2009年度は2月と9月の2回開催した。

【長所】

私立大学とは異なる国立大学あるいは一般企業や文部科学省関連の委員経験者等のさまざまな立場や視点から、社会の厳しい現実を踏まえた斬新な意見や、本学の参考となるような的確かつ辛辣ではあるが、貴重なアドバイスを得ることができた。

新たな併設校の早期設置の実現等、推進の役割も果たしている。

【問題点】

4年間の開催日程を決定し、事前に各委員に周知しているが、各委員が極めて多忙で著名な有識者であるため、全員が一同に介するのは難しい。

検索

【将来の改善・改革に向けた方策】

欠席の委員には当日の会議資料を送付し、協議内容を共有できるようにしているが、それに加え全委員に送付している行事案内や刊行物だけでなく、本学の発展のためにより実情にマッチした助言や提言をいただけるように、可能な限り本学の経営、教育研究等に関わる情報を適宜提供するようにする。

12-5　法令遵守等

【現状の説明】

ア　関連法令等及び学内規定の遵守

学校法人関西大学職員就業規則には、専任職員（教育職員・事務職員）の遵守義務として、「この規則及び附属諸規程並びに業務上の指示命令を遵守して誠実に職務を遂行し、所属長は所属職員の人格を尊重して、一致協力して本学の発展に努めなければならない」（第3条）と定められている。また、職員懲戒規程により、規程に定められた懲戒事由に該当する行為をなした者は、手続きを経て、懲戒処分を受けることとなる。

イ　コンプライアンス

コンプライアンス（法令遵守）は、企業のみならず、大学にあっても喫緊の解決すべき課題である。本学は、コンプライアンスの一環として、まず「ソフトウェア管理規程」（2004年7月）を制定した。これは、情報化社会の一層の進展に伴って、多くのソフトウェアが市場に出回り、市民の多くがその恩恵を受けているが、反面、その不正使用もあとを絶たないといわれている現状を鑑みての対応である。ソフトウェア著作権の保護の重要性を強く認識し、社会に対して、本学がソフトウェアの違法な使用を防止し、もってソフトウェアの適正な利用を教育機関として推進することを宣言したものである。

ウ　研究分野の不正行為防止

研究分野においては、本学の研究者が学術研究活動を適正に行うに当たっての倫理的な方向性を明確にし、本学の学術研究活動に関する基本的な姿勢を示し、本学における学術研究が科学的及び社会的にみて適切な方法で進められ、社会からの信頼を確保することを目的として、2007年1月に「関西大学研究倫理規準」を制定した。ここでは、研究者個人の遵守事項を定めるとともに、本学の責務として、「本規準の精神を学内に周知徹底し、本規準に則った教育・研究活動を具体的に遂行するための計画立案、諸規程の整備、運営組織の設置・充実に努める責務を有する」と定めている。

更に、2007年11月に文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2007年2月15日）に基づき、本学における公的研究費の適正な運営・管理について検討し、「文部科学省が所管する公的研究費等取扱規程」を制定、2009年4月には公的研究費の範囲を拡大した「公的研究費等取扱規程」に改正した。この規程では、公的研究費等を適正に運営・管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者、部局責任者及び事務管理責任者を置く責任体系を明確にするとともに、ルールの整備・統一化、研究者の責務、不正に係る調査、通報（告発）への対応等を定めている。この規程に基づき、公的研究費の不正使用を防止し、適正な運営・管理の体制整備に努めている。

エ　個人情報の保護

2005年4月全面施行の「個人情報保護法」の定めを遵守するため、全学的な対応として、「関西大学個人情報保護規程」（2005年1月）を制定している。本規程は、高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、学校法人関西大学及び法人が設置する学校における個人情報の取扱いについて遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適切な保護に資することを目的に、制定されたものである。これは、主として情報機器（コンピュータ）を介した情報の氾濫と無秩序さから個人情報を守

り、その管理を厳格にしようとしたものである。と同時に、コンピュータ以外でも扱われている個人情報について全学を上げて総点検し、例えば、ホームページの点検、大学諸機関が発行している印刷物の内容確認、教授会等の各種委員会での配布資料の点検等を実施し、個人情報の保護に努めている。そして、個人的な情報を含む内容については、その公開の是非を精査し、不適切なものについては除外する等、今後適切な対応がとれるように個人の意識高揚も含めて実施している。なお、会議の資料については、一部を回覧とし、必要でない個人情報が可能なかぎり流出しないように努めている。

オ　危機管理体制の整備

2007年7月、理事長の諮問機関として、安全宣言学園構築プロジェクトが発足した。このプロジェクトは、我が国における近年の「安全を脅かす様々な今日的課題」に対応するため、関西大学の「安全宣言学園」の構築を目的として、「安全・安心」づくりへの活動を行い、非常時における学園の危機管理体制を確立することをめざすものであった。このプロジェクトにおいて、「学校法人関西大学危機管理規程」や防犯、自然災害、感染症対策、学生の事故の対応マニュアルを策定した。

学校法人関西大学危機管理規程は、「円滑な法人運営に支障をきたす危機事象が発生した、又はそのおそれがある場合に、学校法人関西大学及び学校法人関西大学が設置する学校における危機管理体制について必要な事項を定めることにより、本学の学生、教職員、近隣住民等の安全確保を図るとともに、教育・研究活動の早期再開を実現することで、本学の社会的責任を果たすことを目的」（第1条）としており、対象危機事象や危機管理体制、危機管理委員会、危機対策本部、危機管理教育等を定めている。

この規程に基づき、危機管理委員会で策定された基本方針を中心として、非常時における学園危機管理体制を強化するために、2008年度は「危機管理マニュアル」を全教職員に配付するとともに説明会を開催し、構成員に対する危機管理意識の向上を図り、9月には約8,000人の学生が参加した大規模な地震避難訓練を計画・実施し、マニュアルの検証と課題点の洗い出しを行った。

カ　環境保全に向けた取り組み

地球規模での環境問題が今日重要な課題となっている。本学においても高等教育機関の社会的使命として、これまで環境との調和と環境負荷の低減に取り組んできた。2008年度には「環境保全プロジェクト」を立ち上げ、地球環境問題に対しても積極的な取り組みを推進していくために、「関西大学環境憲章」「関西大学環境方針」を定めるとともに、本学の取り組みを「関西大学環境報告書2008」として取りまとめた。

【点検・評価】

本学では、法令遵守や社会的責任を果たすため、関連規程を整備するとともに、学内での啓蒙に努めてきた。大学として社会からの信頼を確保するためには、今後も様々な領域において、規程や体制整備を図るとともに、適正な運用のため、継続的な点検・評価が求められている。

今後の到達目標

2008年10月から、教学ガバナンスが再構築され、学部長・研究科長会議を始めとする新たな意思決定システムに移行したが、再構築後、間もない状況であり、これらのシステムの検証にはしばらく時間が必要である。一定期間経過後、自己点検・評価活動等を通じ、再構築の主旨を十分発揮しているかについて、検証を進めていく。

また、学長選任手続き（学長選挙規程）に関し指摘されている課題については、2011年度を目途に規程改正を進めていく。

検索

13　財務

前回の到達目標

1. 中・長期的な財務計画及び10年間の経営指針となる「長期ビジョン」の策定
2. 「関西大学2010プロジェクト推進体制」の計画的実施とそれを支える「財政基盤の確立」

13-1　中・長期的な財務計画

ア　中・長期的な財務計画の策定及びその内容

本学は経営と教学が一体となって、法人全体の中長期的戦略構想を策定する全学体制を構築している。とりわけ、2008年7月には学園の将来像を明示した長期ビジョン「KU　Vision　2008-2017～学校法人関西大学の長期ビジョン（将来像）～」を策定し、今後10年間における経営理念・基本方針の方向性を明確にした。また、それに基づく中長期的な行動計画を策定した。しかし、長期ビジョン実現のためには多額の財政負担を必要とし、中・長期的な財務計画を策定する大前提として「財政基盤の確立」が何にも増して重要視される。

なお、直近の事業となる「関西大学2010プロジェクト推進体制」については、後掲する「「関西大学2010プロジェクト推進体制」の計画的実施とそれを支える財政基盤の確立」を参照のこと。

【現状の説明】

この長期ビジョンを実現するために、教育改革や大学入試改革等合計7分野における改革の基本方針が示されたが、これらを支えるものとして「財政基盤の確立」を最優先事項と位置付けている。

また、中期財政を検討するため、向こう5年間の財政予測に基づく「中期財政試算資料」を作成している。これは、前年度決算、本年度予算(若しくは補正)を踏まえ、その前提となる試算条件をあらかじめ設定し、概ね5年間の資金収支・消費収支・貸借対照表予測等の試算表を作成し、学費改定や事業計画策定時等必要に応じて、常任理事会・理事会での説明・検討資料として提供している。現状では「財政基盤の確立」に加え、各設置学校には従来から「財政的自立」を強く要請し、構成員にも意識させることを念頭に置きつつ諸事業を実施・展開している。

【長所】

本学の経営理念に基づき、今後10年間の長期ビジョンを策定し、HP 及び冊子体によって構成員に広く共有･周知でき、学園全体の進むべき方向性が示された。今後は、各部局において4年間をスパンとした中期行動計画を策定したうえで、更にそれを具体的な予算の裏づけに基づく1年間の計画へ落とし込むことが可能となった。

長期ビジョンには、教育改革、大学入試改革等7分野における改革の基本方針が示されたが、これらを支える根幹は「財政基盤の確立」であり、ビジョンの実現をめざして前進し続ける学園としての経営体制を築く源泉であることを構成員に共有・周知できた点は大いにメリットがある。

更に、この長期ビジョンを実現するための戦略及び具体的施策の方向性を示す「長期行動計画」を2009年10月末に策定する予定で検討しており、完成すればより強力で実行性と具体性のある10年先を見据えたロードマップを構成員に共有･周知することが可能となる。

このようにして、学園全体のいわゆるビジョンを学内外に積極的に明示できる体制が整った。現在、「長期ビジョン」は冊子や HP 上にも発信しているが、これを見て本学の教育理念に共感するステークホルダーがいれば、いずれは志願者・入学者数の増につながり「財政基盤の確立」にも少なからず貢献していくものである。

【問題点】

「長期ビジョン」が策定された。次に「長期行動計画」も策定されたとして、具体的な改革の基本方針に挙げられる諸事業の実施には、当然のことながら多額の財政負担が伴う。教育研究活動が複雑・多様化し、「要望は無限、財政は有限」のなかで、本学園全体が個性を発揮し続けるためには、限りある財源をどのような事業にどの程度配分するか、今後も一層、費用対効果や優先順位、投資のタイミング等常に意識する必要があり、だからこそ、その前提となる「財政基盤の確立」が何にも増して重要視されるところである。

問題は、これら諸事業の実施と財政基盤の確立に係るサイクルが、全構成員にどの程度理解され浸透されているのか、一例を挙げると、「長期ビジョン」素案策定時の意見募集を実施した際、延べ200件の意見が寄せられたが、うち財政の健全化に関わる意見はわずか１件に過ぎなかった。この事実だけで「構成員は財政に関心が薄い･･･」と決め付けるわけにはいかないが、構成員内部に対する啓発の仕方に工夫が必要かと思われる。また「中期財政試算資料」についても、決算確定後の試算資料を速やかに提供できることが理想であるが、作成時期が遅れる等必ずしもタイムリーな経営判断資料に至っておらず検討課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

10年間の経営指針となる「長期ビジョン」に続き、まもなく「長期行動計画」も策定・周知されようとしている。この行動計画が推進されるなかで、本学の将来像・未来像が明確な言葉や形となって見えてくるので、今後はそれらの将来構想を踏まえ、諸事業が中期更には単年度計画へと順次ブレークダウンされて計画的に実行されることが肝心である。

中・長期的な財務計画においても同様であり、今後は財政基盤の一層の安定化に向けた取組みを強化すべく、「中期行動計画（４年）」に明記された取組事項について着実に履行する。（具体的な取組事項については、後掲する「「関西大学2010プロジェクト推進体制」の計画的実施とそれを支える財政基盤の確立」を参照のこと。）

イ　「関西大学2010プロジェクト推進体制」の計画的実施とそれを支える財政基盤の確立

私立大学を取り巻く環境は、「競争と評価」が求められる極めて厳しい時代に突入している。各大学においては、戦略を持ち主体的･機動的に将来構想を構築し、教育･研究機関として社会全体にどのような貢献をしていくかについての明確なビジョンを打ち出し、その存在意義をステークホルダーに強く訴えかけ支持･賛同を得る必要がある。

このことを十分踏まえ、2008年２月28日開催の理事会において「関西大学2010プロジェクト推進体制」（以下「2010プロジェクト」という。）が承認され現在に至っている。しかし、本学園創立以来のもっとも大きなプロジェクトゆえ、未曽有の財政負担が伴うことも事実であり、それを支える「財政基盤の確立」が叫ばれる所以でもある。

【現状の説明】

「2010プロジェクト」とは、本学が設置構想あるいは設置計画を行っている各併設学校について、開設予定となる時期が2010年４月に集中していることから、本計画を総合的・有機的に推進すべく立ち上げたプロジェクトであり、その実施体制としては、理事会のもとに「関西大学2010プロジェクト推進委員会」及び「新学部・研究科設置委員会」更に作業部会的な役割を担う「専門部会」を設置している。プロジェクト個々の具体的中身は省略するが、「2010プロジェクト」は、創立120周年事業の実施を終えた本学が、その伝統を継承しつつ総合大学として飛躍を誓い、構成員が一致団結して実施しようとする一大プロジェクトでもある。

この「2010プロジェクト」に基づき、一足早く2009年４月に外国語学部を開設し、2010年４月には関西大学初等部・中等部・高等部、社会安全学部・研究科、人間健康学部及び北陽中学校の開設をめざしている。これらの設置経費は、経常経費も含め少なくとも約313億円（内訳：高槻設置事業約254億円、堺事業約36億円、

北陽事業約23億円）と見積もり、これに見合う財源を2008年度決算において確保した。

【長所】

「2010プロジェクト」の2010年４月開設をめざし、全構成員はそれぞれの立場から同じ目的意識を持ち課題を共有し、不退転の決意にて本事業の計画的実施に向け鋭意取り組んでいる。組織としての明確な目標があるので、各人がベクトルを合わせ集中力が発揮できる風土・職場環境にある。

本事業の推進に伴い、2010年４月に、本学の学部・研究科数は13学部・12研究科、併設学校数は３高等学校・３中学校・１小学校・１幼稚園となり、キャンパス数は新たな「高槻ミューズキャンパス」、「堺キャンパス」を含む６キャンパスに増える。とりわけ、高槻市に念願の小学校（初等部）を開設することにより、幼稚園から小学校・中学校・高等学校・大学・大学院までの一貫教育体制が整い、「真の総合学園」として更なる発展が期待される。

一方、財政面においては、一時的な財政負担を少しでも避け、事業全体の円滑な推進に寄与すべく、第２号基本金「高槻新キャンパス整備資金引当特定資産」を設け、2005～2008年度に各25億円、総額100億円をあらかじめ特定資産化し、2008年度に25億円、2009年度に75億円を取り崩して充当する等許容範囲内での資金計画を立案した。このように「2010プロジェクト」において、多額の財政負担を伴うことは紛れも無い事実であるが、長期スパンでみれば、総合大学としてのスケールメリットと評価を今以上に確固たるものとし、少なくとも完成年度以降については、「財政基盤の確立」にも十分貢献していくものと判断している。

【問題点】

一言で言えば、早急な「財政基盤の確立」が求められる。

「2010プロジェクト」に係る設置経費約313億円の内訳として、「高槻新キャンパス整備資金引当特定資産」が100億円、現金預金が約50億円及び20年度に新たに設定した「関西大学2010プロジェクト引当特定預金」が約163億円である。

その結果、「減価償却引当特定資産」の残高は2007年度末の280億円から2008年度末の約179億円までに減少し、2008年度末の「減価償却額累計の合計額」約672億円に対する割合は26.6%に低下している。また、2008年度決算における消費収支差額は約79億円の支出超過、翌年度繰越消費収支差額は約193億円の支出超過を計上したが、直近の2009年度予算（第２次補正）における消費収支差額は更に膨らみ、約143億円の支出超過、翌年度繰越消費収支差額は約336億円の支出超過を計上している。

更に、2010年度以降の「中期財政試算資料」の見通しでは、2010プロジェクトが順調に稼働し、格段の大きな施設等の投資が無い前提で試算すれば、平成23年度のピーク時に消費支出超過額が390億円を超え、平成24年度以降は徐々に収支は改善するものの、平成27年度（＝2010プロジェクトの完成年度）においてさえ、翌年度繰越消費収支差額はさほど改善されず320億円程度に留まる財政見通しとなっている。

なお、この試算は、特別の対応策を講じない場合の試算であり、冒頭で述べたとおり、「財政基盤の確立」に向けた有効な具体的方策を講じる必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

直近の2009年度予算（第２次補正）における消費収支差額は約143億円の支出超過、翌年度繰越消費収支差額は約336億円の支出超過となり、学校法人会計基準が求める収支均衡には程遠い状況となっている。もちろん、消費収支だけでなく貸借対照表等他の財務諸表にも注視する必要があるが、少なくとも経営上の早期改善が必要となり、具体的には帰属収支差額（＝帰属収入－消費支出）を確保し、その差額の範囲内で基本金組入れを行うことによって収入超過を確保し、収支を改善することが急がれる。

また、大学間競争が激化する状況で、本学が真の総合学園として更なる発展を遂げるには、時と場合により積極的な投資も必要である。そのためには、借入金の許容範囲額を設定する等変化の激しい環境に適合しうる持続可能な財政モデルを構築するとともに、経営判断の材料に必要な財政指標を提示し、フローとスト

ック両面での財政基盤を確立する必要がある。

これらを踏まえ、将来の改善・改革に向けた具体的方策について、以下にコメントする。

① 翌年度繰越消費支出超過額の改善

かなりの長期スパンで地道な収支改善が求められ、単純には、(1)帰属収入の増加、(2)消費支出の抑制、(3)基本金組入額の精査の3点を常に意識することで翌年度繰越消費支出超過額の改善をめざす。

そのための具体的方策として、(1)については“多様化”、つまり質的・量的にも適正な学生数の確保、様々な入試制度の展開による志願者の確保、補助金や寄付金の戦略的・積極的獲得、資産運用収入や事業収入の戦略的拡大等常に学費以外の収入の“多様化”を意識する。一方、(2)(3)については“選択と集中”、つまり適正な教育職員数の維持、教育研究事業の新規事業の展開は原則として既存事業のスクラップアンドビルド、特に研究事業は外部資金等の確保を前提にした資金配分をめざし、施設設備に係る計画には優先順位を付し、更に過年度の借入金を順次返済しつつ、施設設備に係る将来計画に呼応した組入れや奨学基金の組入れ等第2・3号基本金は必要に応じ柔軟に対応する等の“選択と集中”を常に意識する。すなわち、構成員すべてがこれらの意識を持ち続け実践する心構えが大切である。

② 収入支出の根幹となる予算人員及び教職員数における規模の適正化

帰属収入の安定的確保のためには、その約4分の3を占める学費収入の安定的確保、具体的には質を維持しつつ予算人員の学生数を毎年きちんと確保すべきである。一方で、「中央教育審議会大学分科会」における報告では、適正な定員管理は質保証の観点から重要である等大学の規模についての適正化の検討が行われ、学部等の定員の超過状況が継続的に高い率で推移している状況は、各大学の健全な発展のためにも好ましくないとの見解が示された。これを受け、本学においても設置学校を含め、学生数に係る規模の適正化に向け、必要な措置を講じるべき時期に来ている。また教職員数についても同様に、教育職員60名増員を提唱する「教員配置の進め方」(2008.5.7)を踏まえ、その適正規模を見極め学部・研究科の改革等も検討する必要がある。

③ 財政指標の充実及びPDCAサイクルを意識した「中期財政試算資料」の作成

「財政基盤の確立」のためには、客観的に図れるモノサシが必要となる。例えば、「中期財政試算資料」に盛り込む財政指標には、現状のフローやストックの財務比率、業務委託を含む人件費比率、また大学基準協会の評価指標でもある「翌年度繰越消費収支差額／帰属収入」の割合50%未満等第三者評価も意識した本学版の財政指標を経年比較できるよう改める。また、PDCA サイクル（試算⇒予算⇒決算⇒評価⇒試算…）を意識し引き続きローリング方式による計画の着実な実行を担保する。

13-2　教育研究と財政

“教育研究環境の充実”と同時に“財政基盤の確立”をめざす･･･、長期的にはこの相反する目標の実現に向け、きちんとした制度・仕組みを構築していく必要がある。

財政運営を一言で言えば、収入の安定的確保、諸経費の抑制及び施設設備投資の計画的実施に留意し、消費収支の均衡と正味財産の持続的充実をめざすものである。財政の現状については、「2010プロジェクト」に係る設置財源の確保を最優先としたこともあり、2007・2008年度決算は2006年度以前の決算に比べ、単年度的には消費収支の支出超過の増等厳しい状況に至りつつある。

以下にコメントするが、(　)内は2008年度決算の帰属収入に対する比率である。

【現状の説明】

学生生徒等納付金(68.7%)は、最大かつ最重要の収入財源であり、これまで70～75%台で推移してきたが、2008年度決算にて初めて70%を割り込んだ。

補助金(10.6%)は、学生生徒等納付金に次ぐ第二の収入財源となっており、率・額とも直近3年間では増加傾向にある。国庫補助金は、政策的に補助の重点を高度化推進特別補助や施設設備整備費等の特別補助並びにCOEやGP等特色ある教育・研究を行う大学への競争的資金の交付にシフトさせている。

手数料(6.2%)の大部分は入学検定料であり、これも大きな収入財源の一つであるが、率・額とも直近3年間では減少傾向にある。しかし、少子化が一層進行し、4年制私立大学の46.5%が定員を割る状況にあって、大学入試センター試験の併用等きめ細かな学生募集戦略を推進し、2008・2009年度入試の志願者数は、2007年度入試の108,917人には及ばないものの10万人前後で推移している。

寄付金(1.2%)は、財政規模に比べて極めて少額である。恒常的には主として在学生を対象とした教育研究振興資金寄付金があるが、創立120周年事業の寄付金が終了した現在、最近の経済・社会状況も反映し、一気に対前年度比6割程度に急減した。

資産運用収入(2.2%)においては、第2号基本金や第3号基本金の計画的な組入れ、減価償却資産の取替更新資金や退職給与引当特定資産等の計画的積立てにより、最近の低金利という金融情勢はあるものの過去5カ年平均で約10億円の運用収入を計上している。

基本金組入額(31.2%)は、2006年度以前も学舎建築等の第1号基本金への組入額、奨学基金への計画的組入れ等により増加傾向を示していたが、2007・2008年度は加えて「2010プロジェクト実施」に係る設置財源の確保等に伴い、率・額とも一気に増加した。

一方、支出面では、人件費は消費支出の約53%を占める最大の経費であり、2010プロジェクトに係る新たな教員増や定期昇給等によりその絶対額は増加傾向にある。しかし、これを上回る帰属収入の伸びにより人件費比率（人件費÷帰属収入）は1999年度以降50%を下回って推移している。

教育研究経費は消費支出の約41%を占め、人件費と合わせて消費支出の大部分を占めている。教育研究経費比率（教育研究経費÷帰属収入）も35%前後で安定的に推移している。

2008年度末の資産総額は約1,935億円あり、そのうち固定資産は約91%を占めている。ただし、固定資産のうちには、各種引当資産が含まれていて、資産総額に占める有形固定資産の割合では約51%である。

負債総額は227億6千万円であり、総負債比率（総負債÷総資産）は約12%と低い。換言すれば、現時点において、資金の調達源泉の多くは自己資金によって賄われている。

しかし翌年度繰越消費収支差額については、2003年度以降は継続して支出超過が続いており、特に2007年度約113億6千万円、2008年度約193億1千万円、単年度においては2年続けて大幅な消費支出超過額となっている。

【長所】

財政基盤の充実度について、財政運営の施策及び2007・2008年度決算における財政状況等から点検すると次のとおりである。

学生生徒等納付金については、学費単価×学生数であるが、学部学費において1997年度から「漸増一括明示方式」による改定を導入・定着させたことや各年度予算人員を確保するよう学部に要請してきたことが端的に収入増に貢献している。これまで安定的に確保できており、財政基盤の充実の源泉となっている。

手数料については、本学初の10万人を超える志願者を集めた2006年度（2007年度入試）をピークに漸減傾向にあるが、それでも直近の2007・2008年度においても10万人前後の志願者を集めている。バブル崩壊後の長期不況、少子化による受験人口の減少等を勘案すれば、多くの大学が入学定員割れを生じている昨今、他の同規模大学との比較においても善戦しており大いに評価できる。全国型大学をめざす本学にとって、志願者増は人気のバロメーターでもあり、威信にかけてもこの数値は維持していきたい。

補助金については、更に一律的な一般補助から選別的要素を持つ特別補助へとシフトしている。間違いなく今後とも、COEやGP等特色ある教育・研究を行う大学への交付等に重点的に配分されていく。本学においても直近では「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】学生支援推進プログラム」、「大学教育充実の

ための戦略的大学連携支援プログラム」等に採択された。このような競争的補助金の申請を積極的に推進することは、単に補助金の獲得だけでなく、その過程において教育・研究力の向上とともに教育研究経常費への予算配分重点化の促進等が期待でき、関連して効果的・効率的な経費の執行や経費節減等支出の見直しにもつながるものである。

資産運用収入も毎年度約10億円程度を計上しているが、これは前述のように各種引当資産の増加によるものであり、基本金組入額における第2号基本金及び第3号基本金や減価償却引当特定資産による計画的な積立てによるものが大きい。

基本金組入れについて第1号（施設設備）だけでなく、第2号及び第3号（基金）が計画的に伸びてきたことは、ハードの整備・充実に加え奨学金等の充実によるソフト面の整備も拡充してきたことを伺い知ることができる。

資産総額においては、2年前の2006年度末約1,800億円から2008年度末約1,935億円に増加し、それ以前も含め着実に増加傾向にあるので、基本的な財産の拡充と自己資金の充実が進んでおり、現状では「財政基盤の安定化」が図られつつあるものと考える。一方、負債総額は2006年度末約221億円から2008年度末約227億円に留まっている。

【問題点】

学生生徒等納付金については、入学者の予算人員の定着者数や「漸増一括明示方式」による改定額を織り込み、ここ数年は安定的に確保してきた。しかし、これまで実現してきた入学者の一定数以上の確保は期待できず、学費改定も経済・社会情勢により益々困難な状況にある。したがって、現状の学生数×学費単価＝学費収入に依存しがちな体質を改め、学費以外の収入の多様化を図るべきである。

手数料については、昨今の経済・社会情勢による併願者数の減、関東圏大学の関西進出等を勘案すれば、単に志願者を集められる時代は過ぎ去り、二極化の傾向が更に顕著になりつつある。4年制大学の定員未充足46.5%の中、本学の志願者数はかろうじて横這いで推移しており、全国的には善戦しているとも言えるが、併願方法の妙で「見かけ」の志願者数は増えているものの、実志願者数の増には至っていない。入試制度の改革はもはや「やり尽くした」感があり、今後は真に教育の質的向上を図り、教育面での地道な成果を示すなかで、少しずつ志願者数の確保につなげたい。

寄付金については、長引く経済不況と創立120周年の寄付募集事業が終了した反動もあり、現行の「教育研究振興資金寄付金」だけでは極めて少額に留まっている。しかしその原因は明確で、創立120周年時のような組織・人的体制が整っていないことが主要因であり、他大学に見られるような恒常的な環境整備が求められる。

補助金については、経常費補助は学部や設置学校の増加を考えればもはや減額に等しい。従来のように学費収入に依存できず、特別補助、国の助成政策が着実に競争的環境の様相を呈してきている昨今、もっとも戦略的・多角的に検討すべき項目であろう。常に人的・組織・環境の各方面の大胆な整備に着手し、時代のニーズを素早く捉え、即対応できる体制づくりが必要である。

資産運用収入については、2008年秋に起きた世界的な金融危機による金利の大幅な低下や「2010プロジェクト」への設備投資による引当特定資産の減少により、現状よりも更に減収が予測される。

人件費比率（＝人件費／帰属収入）については、1999年度から50%を下回っているが、新学部等の開設、高槻ミューズキャンパス構想による教育職員の増員に伴う人件費の増額だけでなく、比率も上昇する可能性があり、その上昇を上回る帰属収入の確保が急がれる。関連して、雇用形態の多様化に伴う業務委託費が増加傾向にあり、従来の人件費に相当するが教育研究経費化比率では図りきれない要素があり、また教育研究経費比率（＝教育研究経費／帰属収入）についても同様である。いずれにせよ、キャンパスが複数でき人的資源がたくさん求められる中でどのようにして効果的に配分するか、教育研究高度化のための多様な雇用形態を確立し、有効活用する仕組みを構築する必要がある。

検索

【将来の改善・改革に向けた方策】

「財政基盤の確立」に係る具体的方策として、前述したが、構成員には、収入面においては学費収入に依存しない収入の“多様化”、また支出面においては既存事業のスクラップアンドビルド、特に施設・設備に係る計画は優先順位を付す等“選択と集中”を常に意識させつつ実践する。

したがって、「2010プロジェクト」を推進する当面の期間は、短期的にはマイナスシーリングを断行し、中長期的には帰属収入に見合う各事業の支出上限額（キャップ）を事前に設定しておく等財政規模の身の丈に見合う範囲内で各種事業を展開する方策を構築すべき段階にきている。具体的には、帰属収支差額（＝帰属収入－消費支出）を確保し、その差額の範囲内で基本金組入れを行うことによって収入超過を確保し、収支を改善することにある。

13-3　外部資金等

【現状の説明】

学生生徒等納付金は帰属収入の約69%を占める最大の財源であるが、昨今の社会的・経済的状況から安定的に確保し続けることは、きわめて難しくなっているものと認識し、早くから財源の多様化に努めてきた。研究資金の調達においても、社会・経済のグローバル化、科学・技術の高度化が学術研究の高度化・大規模化をもたらし、特に工学系分野における研究内容の高度化・大型化に対応すべく、外部資金等の導入を懸命に推進しているところである。

本学における科学研究費補助金の採択と交付金額の状況については、「第Ⅰ編　第７章」でも述べたとおり、ともに近年は上昇傾向にある。交付金額でみた場合、全４年制私立大学では常に上位（2006年度12位、2007年度10位、2008年度16位、速報では2009年度は12位）に位置している。国公私立を含めた全４年制大学でも、2006年度75位、2007年度63位、2008年度80位、速報で2009年度71位という状況である。また、交付金額は、2004年度以降、毎年３億円を突破している。申請件数と採択件数、交付金額ともに理工系３学部が約半数を占め、文学部がこれに続いている。金額では、ここ３年で、商学部が約２倍、2005年度から資格対象となったPD等非専任の研究者は5倍に伸びている。次表に、近年の申請と採択状況を所属別に示す。

表Ⅰ-13-1　所属別の科学研究費補助金の応募・採択状況（単位：千円）

2006年度

区分／所属	新規				合計（新規＋継続）			
	応募件数	内定件数	採択率	交付金額	応募件数	内定件数	採択率	交付金額
法	4	1	25.0%	800	7	3	42.9%	7,800
文	45	20	44.4%	50,980	69	44	63.8%	103,270
経済	8	4	50.0%	2,800	13	8	61.5%	7,800
商	8	4	50.0%	5,200	12	8	66.7%	12,100
社会	13	4	30.8%	6,900	15	6	40.0%	9,600
総情	14	4	28.6%	5,000	20	10	50.0%	19,700
工	101	20	19.8%	60,930	127	45	35.4%	127,710
外機	7	5	71.4%	6,300	10	7	70.0%	8,000
法科	3	1	33.3%	1,800	3	1	33.3%	1,800
会計	2	1	50.0%	1,700	3	2	66.7%	2,700
PD等	9	3	33.3%	3,920	9	3	33.3%	3,920
計	214	67	31.3%	146,330	288	137	47.6%	304,400

2007年度

区分 / 所属	新規				合計（新規＋継続）			
	応募件数	内定件数	採択率	交付金額	応募件数	内定件数	採択率	交付金額
法	0	0		0	2	2	100.0%	5,070
文	38	14	36.8%	19,860	68	44	64.7%	90,200
経済	6	4	66.7%	3,810	11	9	81.8%	9,480
商	9	4	44.4%	10,840	15	10	66.7%	20,350
社会	8	2	25.0%	5,070	13	7	53.8%	11,210
政策	5	3	60.0%	3,900	5	3	60.0%	3,900
総情	17	4	23.5%	18,160	25	12	48.0%	36,360
工	110	32	29.1%	129,660	138	59	42.8%	203,730
外機	6	4	66.7%	7,800	12	10	83.3%	12,720
法科	1	1	100.0%	1,300	2	2	100.0%	3,120
会計	3	0		0	5	2	40.0%	2,870
PD 等	16	2	12.5%	1,600	19	5	26.3%	5,070
計	219	70	32.0%	202,000	315	165	52.4%	404,080

2008年度

区分 / 所属	新規				合計（新規＋継続）			
	応募件数	内定件数	採択率	交付金額	応募件数	内定件数	採択率	交付金額
法	4	3	75.0%	3,070	6	5	83.3%	6,970
文	47	12	25.5%	17,823	74	39	52.7%	64,713
経済	4	6	150.0%	6,500	10	12	120.0%	11,570
商	13	6	46.2%	13,819	19	12	63.2%	25,129
社会	12	4	33.3%	5,980	14	6	42.9%	10,530
政策	3	1	33.3%	13,400	6	4	66.7%	16,130
総情	13	3	23.1%	2,860	20	11	55.0%	18,480
ｼｽﾃﾑ理工	42	12	28.6%	48,340	65	35	53.8%	99,360
環境都市	28	3	10.7%	8,060	34	9	26.5%	19,565
化学生命	41	7	17.1%	13,840	53	19	35.8%	54,440
外機	7	1	14.3%	2,600	13	7	53.8%	9,100
法科	1	1	100.0%	1,560	2	1	50.0%	1,560
会計	3	1	33.3%	1,430	3	1	33.3%	1,430
PD 等	25	11	44.0%	15,246	27	14	51.9%	18,236
計	243	71	29.2%	154,528	346	175	50.6%	357,213

更に、学部等別の外部資金の受け入れ状況は、前記の科学研究費補助金として受け入れたもの以外について、大学全体でみると次表のとおりである。年々、件数、金額ともに増加傾向にあることがうかがえる。

表Ⅰ-13-2　外部資金の受け入れ状況（全体集計）　（単位：千円）

年度 / 名称	2006年度（平成18年度）			
	件数	構成比（件数）	研究費	構成比（研究費）
政府若しくは政府系関連法人からの研究助成金	32	14.9%	130,056	41.7%
民間助成団体からの研究助成金	19	8.9%	21,940	7.0%
奨学寄附金	56	26.0%	45,297	14.5%
受託研究	56	26.0%	63,118	20.2%
学外共同研究	52	24.2%	51,858	16.6%
合　計	215	100.0%	312,269	100.0%

年度 / 名称	2007年度（平成19年度）			
	件数	構成比（件数）	研究費	構成比（研究費）
政府若しくは政府系関連法人からの研究助成金	38	15.5%	228,352	54.7%
民間助成団体からの研究助成金	39	15.9%	39,650	9.5%
奨学寄附金	56	22.9%	44,482	10.6%
受託研究	65	26.5%	72,633	17.4%
学外共同研究	47	19.2%	32,689	7.8%
合　計	245	100.0%	417,806	100.0%

名　称 ＼ 年　度	2008年度（平成20年度）			
	件数	構成比（件数）	研究費	構成比（研究費）
政府若しくは政府系関連法人からの研究助成金	38	15.0%	226,792	49.0%
民間助成団体からの研究助成金	26	10.2%	52,377	11.3%
奨学寄附金	69	27.2%	59,360	12.8%
受託研究	54	21.2%	71,366	15.4%
学外共同研究	67	26.4%	53,250	11.5%
合　計	254	100.0%	463,145	100.0%

名　称 ＼ 年　度	3ヵ年間合計			
	件数	構成比（件数）	研究費	構成比（研究費）
政府若しくは政府系関連法人からの研究助成金	108	15.1%	585,200	49.0%
民間助成団体からの研究助成金	84	11.8%	113,967	9.6%
奨学寄附金	181	25.4%	149,139	12.5%
受託研究	175	24.5%	207,117	17.4%
学外共同研究	166	23.2%	137,797	11.5%
合　計	714	100.0%	1,193,220	100.0%

【長所】

2008年に研究推進部が、全学的な視野から研究分野全般を取り扱う協議・意思決定機関として設置された。総合的な研究推進戦略と迅速な意思決定により、外部の競争的資金の導入促進をはじめ、本学の研究水準を向上させるためのさまざまな施策や取り組みを、積極的に行っている。

外部資金については、社会連携部との密なる連携を図り、産業界、大学や各種団体、国・自治体をはじめますます広範な分野から獲得するようになり、獲得金額は確実に逓増している。

【問題点】

科学研究費獲得の基礎となる申請状況では、新規の申請率（全専任教員数に占める申請者数）が３割に満たない学部等がいくつかみられる。外部資金の獲得を促進する諸制度の改革に呼応した形で、より強力できめの細かい申請支援・促進を働きかける必要がある。

また一部の外部資金においては、請負業務に類するような研究も見受けられ、機関管理を担う社会連携グループでは、研究者と協議して、大学として適切であり、受託する研究者の研究活動に資することを確認して契約を締結するよう契約締結には研究者との綿密なコミュニケーションを図っている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究活性化のため、外部資金の獲得状況や大型のプロジェクトの推進等、労度と貢献度に応じたインセンティブ付与（研究費の傾斜配分・研究スペースの確保）等の導入を図っていくことが必要となる。

13-4　予算編成、予算の配分と執行

【現状の説明】

ア　予算編成方針と予算編成

予算の編成作業は、６月から開始し、９月の予算編成方針（①基本方針②事業方針③財政方針）の決定と発表、その間、予算申請を求め、10月のヒアリングと11月の予算折衝を経て、12月の予算原案の作成となる。

２月から開催される大学予算委員会（法人の設置する大学の予算編成に関する事業計画の審議を行う学長を委員長とする機関）及び常任理事会（年度事業方針、年度予算編成方針、年度予算案等を審議する等理事会から付託された事項を決定する審議機関）の審議を経て、理事会で慎重に審議を行い、３月開催の定例評議員会に諮問し、評議員会の答申を受けて、理事会で最終的に決定する。

なお、この評議員会後の理事会で予算案と併せて「事業計画案」が議決・承認される。

当初予算編成の具体的なスケジュールは、概ね次のとおりである。

6・7月：①財務局長は、各学部・各機関の責任者から中期行動計画に基づいた予算編成方針に含めるべき事項の提出を受け、それを検討し、事務局案として取りまとめて理事長に提案する。
②理事長は、予算編成方針案を常任理事会に諮り、意見を聴き、9月に大学予算委員会の議を経て再度常任理事会に諮り、決定する。

8・9月：①財務課長は、予算申請関係書類を予算実行単位の部署に配付するとともに、予算申請事務説明会を開催し、予算編成の基本的な考え方を説明する。
②予算編成方針の通知に先立ち、予算申請の準備段階での指針となるよう、財務担当理事である常務理事が事務管理職者に対して「予算の申請枠（シーリング）について」の文書を通知する。
③予算編成方針案が理事会で審議され、承認される。各学部・各機関に予算編成方針を通知する。
④各学部・各機関は、予算申請を行う。

10月：　①10月定例評議員会で「予算編成方針」を報告する。
②予算担当課（財務課・管財課・施設課・人事課、以下同じ。）は、予算申請内容の確認と調整のため、予算申請部署に対しヒアリングを実施する。

11月：　①理事長、専務理事、常務理事、財務局長、管財局長、総務局長等と予算実行単位責任者（各学部・各機関の長、以下同じ）とで、予算折衝を行う。なお、収入予算案は、各部署から提出された資料をもとに財務局で取りまとめて作成する。

12月：　①予算担当課で取りまとめた予算案と財政問題検討会（専務理事を座長とした検討会）で協議した中長期財政予測資料等も参考にしながら、財務局・管財局で統合した予算原案を作成するとともに、予算原案の説明資料となる事業計画案を作成する。

2月：　①常任理事会及び大学予算委員会で予算案及び事業計画案を審議する。
②理事会で予算案及び事業計画案を慎重に審議し、3月の評議員会へ諮問する。

3月：　①評議員会各委員会の正副委員長による懇談会（正副委員長会）で、評議員会の議事及び予算案等について審議する。
②定例評議員会で予算案が審議され、答申される。
③定例評議員会の答申を受け、理事会で予算案が議決される。
同日付で、議決された予算を各学部・各機関に通知する。

イ　予算の配分と執行

予算の立案及び予算の実行を分担する活動単位は、経理規則細則により、法人部局、大学、高等学校、中学校、幼稚園の五つの予算単位に区分されている。それぞれの予算単位には、予算単位責任者（常務理事、学長、高等学校長、中学校長、幼稚園長）が置かれ、その下に予算実行単位責任者が置かれている。

各部署は、予算編成方針に基づいて、予算編成システム（予算申請から予算配賦まで行う予算申請システム）で予算申請資料（予算執行計画を含む。）を作成し、各予算実行単位責任者を通じて予算申請を行うことになる。予算申請を受けた予算担当課は、申請内容を精査し、その結果を持って予算申請部署に赴き、申請内容についてヒアリングを行う。そして、その結果と予算実行単位ごと、事業単位ごとに前年度の実績や効果・効率性等を総合的に勘案して予算配分に係る事務局案を策定する。その事務局案を経理統括者（常務理事）の下で検討・精査した上で、各予算実行単位責任者と予算折衝を行う。その結果を全体的に調整し、最終的な予算配分案（予算原案）が作成される。その後の手続きについては、前述アのとおりである。

決定された予算は、予算単位責任者に通知され、それぞれの部署は、認められた事業計画に基づき、教育研究活動をはじめとした諸活動に有効かつ効率的に執行していくことになる。その際、予算担当課は、経理規則等の規定に則して、予算が適正に執行されているか、税務上問題はないか、また、財務システムで作成する予算管理表に基づき執行額が予算を超過していないか等、常に予算執行管理に万全の注意を払っている。

そして、毎月、あるいは、随時に、全学的な執行状況（予算額、執行科目等）の点検を行い、相互牽制作用も働かせながら、各部署からの支払依頼や収納依頼に対して適切に対応するようにしている。

予算措置のない新たな事業計画の必要性が年度途中に生じた場合は、その要望内容等を文書により提出することを求め、検討の結果、実施することが適当であると判断された場合は、決裁手続きを行う。当該事業費が現予算の範囲内であるときは、流用により、流用ができないときは予備費を使用し、事業計画の変更に該当するときは、評議員会への諮問、その後の理事会決議を経て、補正予算に計上する。年度末においては、予算と実績の差異分析を行っている。

【長所と問題点】

業務が複雑・多様化する中にあって、各部署からの申請が効果的かつ効率的に行えるように①事業別に目的・効果を含んだ事業概要と成果目標を設定し、②予算申請区分を経常・臨時・制度・収入見合の4区分の経費に分類して、予算編成にメリハリがつくよう工夫を凝らし、予算申請するようにしている。全体のシーリング枠については、諸事業の実施状況や中期財政試算等を勘案して、ゼロシーリングか、あるいはマイナスシーリングとし、経常的経費については各部署にシーリング枠を数値で提示し、経常的経費と臨時的経費を合わせて、全体のシーリング枠の範囲内で申請するようにした。そして、経常的経費はこのシーリングの範囲内の申請であれば原則として認めるものとし、期中の執行管理において予算統制を厳密に図るようにした。そのため、予算折衝の重点を臨時的経費の申請におき、その内容を充分精査して折衝を行うようにしている。

予算の執行状況に関しては、予算の流用、予備費の使用、補正予算の編成等により、硬直的な予算執行に陥らないよう十分留意している。理事会に対しては、毎月、財務局から前月末時点の資金収支レベルでの月次報告を行うとともに、適宜、有価証券の購入状況や保有有価証券の運用状況（3ヵ月ごと）等についても報告し、収支状況や資産の現況について説明している。

経営判断支援資料としては、資金収支計算書、消費収支計算書、予想貸借対照表のみならず、事業別予算書（教育研究経費、管理経費、設備関係支出）、キャッシュフロー計算書等を作成するとともに、財政状況の分析やローリング方式による将来の財政予測等も行っている。

現行の財務システムは全学 IT トータルシステムの開発計画において再構築しており、新システムにおいてはこれらの資料が、より迅速、かつタイムリーに作成できるよう、現行資料の見直し、整理を行っている。また、期中においてもリアルタイムに各種の経営判断支援資料が作成でき、理事会、常任理事会等にこれらの資料が効果的に提供できるように、更に改善を加えている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2008年7月に学園の10年後のあるべき姿＝将来像を展望した本学の長期ビジョンである「KU Vision2008-2017」を策定し、学園のめざすべき方向性を内外に示した。そして、このビジョンの実現に向けた4ヵ年の中期行動期計画を策定し、毎年度ローリング方式により見直しを行うとともに、引き続き長期行動計画をこの2009年10月末に策定することとなっている。平成22年度予算編成方針は、この中期行動期計画に基づいて策定している。

今後は、この中期行動計画とリンクした予算編成を行い、予算が有効に活用されているのを判断するための PDCA サイクルを構築し、その結果をもとに次年度の予算編成につなげていく仕組みを構築していかなければならない。また、限られた財源のより効率的かつ効果的な活用を図るためにも、新規事業は既存事業のスクラップアンドビルドにより展開する等、事業の優先度等を勘案した「選択と集中」にも努めていかなければならない。

13-5　財務監査

【現状の説明】

監事は寄附行為第18条に規定されている職務（学校法人の業務を監査すること。学校法人の財産の状況を監査すること。学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後２月以内に理事会及び評議員会に提出すること等６項目）を行っている。

監事は監査法人から毎年10月に「監査計画概要書」の報告を受けて外部監査の概要を掌握し、内部監査室からも年度末に「監査報告書」の報告を受け、内部監査の概要を掌握している。三者がそれぞれの役割を分担することで効率的かつ効果的な監査を行っている。具体的には、当年度取得した建物や設備等に関する現地監査及び現預金、有価証券等の実査や、資産の状況に関する帳簿監査を毎期行い、理事会及び評議員会に出席し、重要な決裁書類を閲覧する等の業務監査を行っている。また、監査法人及び内部監査室から監査結果を聴取し、意見交換を行う等して今後の監査に役立てるようにしている。

外部監査としての監査法人による監査は、私立学校振興助成法に基づき、経理上遺漏のないように万全を期している。毎年の監査計画は、監査法人が監事に対し提示した「監査計画概要書」に基づき、概ね９月の現場視察（現地監査）に始まり、翌年４月の決算、５月の部門別計算が確定するまで延120日間程度にわたって監査を実施している。具体的には①内部統制の評価及び取引記録、②確認、③実査、④計算書類項目、⑤固定資産の現場視察、⑥当該年度の重点監査事項等である。その監査結果を「監査実施報告書」として毎年５月に理事長、専務理事、常務理事、内部監査室長同席の場で監事に報告している。また、理事長には監査の過程で判明した事項を①過年度報告事項の当期の状況、②当年度指摘事項等に区分し記載した「監査覚書」を併せて提出し、本法人の会計処理の改善に役立てている。

内部監査制度は、1971年度に発足（経理規則に規定）しており、1997年度には、内部監査を効果的に実施し、監査水準の向上を図るため、内部監査規程が制定され、内部監査室が設置された。内部監査室は、理事長が決定した内部統制組織として、業務が適正に執行されているかどうかを監査するとともに、必要があれば、監事と監査法人の監査に協力することになっている。また、内部監査の対象を、①業務監査、②会計監査、③資産保全監査、④システム監査、⑤個別監査とし、監査計画によりその業務範囲を明らかにし、監査担当者を定め実地監査を行い、監査結果は監査報告書にまとめ理事長に報告するとともに、監事と今後の監査方針等についても相互の意見交換を行う等効果的な監査が行われるように取り組んでいる。更に、科学研究費補助金をはじめとする公的研究費の適正な使用を確保するため、無作為抽出による内部監査を実施している。

なお、上記の「監事と監査法人」、「監事と内部監査室」、「監査法人と内部監査室」は、それぞれ定期的、あるいは、必要に応じて打合せ、確認等を行っている。

【長所と問題点】

平成20年10月に改正寄附行為が施行され、監事は従来の３名体制から４名体制になった。監事、監査法人、内部監査室がそれぞれの役割に基づいて策定した監査計画書により監査を実施し、その結果を監事からは理事会及び評議員会（理事会、評議員会には監事監査報告書を提示し、報告する。）に、監査法人からは監事（理事会、評議員会には独立監査人の監査報告書を提示し、報告する。）に、内部監査室からは理事長にそれぞれ監査結果の報告を行っている。特に、財務監査については、監査法人監査と監事監査により私立学校振興助成法が求める精度の高い監査を実施している。

なお、監事監査については、2004年の私立学校法の一部改正に伴い、財務監査のみでなく学校法人の運営全般が監査対象となり、その対象範囲が拡大している。今後は、監事による業務監査対象の明確化や監査方法等も検討し、「監事規程」の制定や常任監事の設置等も視野に入れて対処していかなければならない。

検索

【将来の改善・改革に向けた方策】

監事による業務監査対象の明確化、監査方法及び「監事規程」の制定について、検討を進めている。今後は、監事、監査法人、内部監査室それぞれが、その目的や役割の認識について共有化を図り、これまで以上に効果的な監査が行えるよう三者が密接に連携していかなければならない。

そのためには、年度当初に、監査対象範囲と監査役割を明らかにし、更に効率的・効果的な監査を追及していくための情報収集体制や監事への積極的情報提供等、監査の精度を高め、大学のアカンタビリテイ（説明責任）が果たせる監査体制を構築していく必要がある。

13-6　私立大学財政の財務比率

【現状の説明】

日本私立学校振興・共済事業団の集計によれば2009年５月１日現在で４年制私立大学の46.5%が定員割れしている。また、学生募集を停止する大学や経済的損失により事業計画の見直しを行う大学がでてくる等大学淘汰の時代が到来している。このように私立大学を取り巻く環境が一段と変化し、教育研究が複雑・多様化する中で、大学として個性を発揮するためには、限りある財源をどのような事業にどの程度配分するか、費用対効果等も考慮に入れて検討していかなければならない。本学では、毎年、同規模大学との財政状況比較を行うとともに日本私立学校振興・共済事業団の資料等により、各種の比較調査資料を作成し、本学の位置の確認と今後のめざすべき方向性を検討する材料としている。また、そのほか、中長期の財政予測資料の作成とそれに基づく財務分析資料等各種の資料を作成し、経営判断支援資料として活用している。

本学の財務比率は、次表に示すとおりである。

表Ⅰ-13-3　消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）　（財）大学基準協会様式

	比　率	算式（＊100）	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	備考
1	人件費比率	人　件　費 / 帰　属　収　入	% 45.7	% 44.4	% 44.9	% 46.0	% 44.9	
2	人件費依存率	人　件　費 / 学生生徒等納付金	61.1	61.4	61.2	61.4	65.4	
3	教育研究経費比率	教育研究経費 / 帰　属　収　入	33.0	32.3	35.1	35.8	35.2	
4	管理経費比率	管　理　経　費 / 帰　属　収　入	4.2	4.3	4.6	4.4	4.6	
5	借入金等利息比率	借入金等利息 / 帰　属　収　入	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	
6	帰属収支差額比率	帰属収入－消費支出 / 帰　属　収　入	16.6	18.4	14.0	12.7	14.9	
7	消費支出比率	消　費　支　出 / 帰　属　収　入	83.4	81.6	86.0	87.3	85.1	
8	消費収支比率	消　費　支　出 / 消　費　収　入	100.2	110.3	106.6	115.2	123.7	
9	学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金 / 帰　属　収　入	74.7	72.3	73.4	74.8	68.7	
10	寄付金比率	寄　付　金 / 帰　属　収　入	2.3	2.6	2.5	1.9	1.2	
11	補助金比率	補　助　金 / 帰　属　収　入	9.6	12.0	9.6	8.9	10.6	
12	基本金組入率	基本金組入額 / 帰　属　収　入	16.7	26.0	19.3	24.2	31.2	
13	減価償却費比率	減価償却費 / 消　費　支　出	13.6	13.5	13.2	13.0	12.7	

表Ⅰ-13-4　貸借対照表関係比率　（財）大学基準協会様式

	比　率	算式（＊100）	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	備考
1	固定資産構成比率	固定資産／総資産	% 81.9	% 85.9	% 85.7	% 87.6	% 91.3	
2	流動資産構成比率	流動資産／総資産	18.1	14.1	14.3	12.4	8.7	
3	固定負債構成比率	固定負債／総資金	8.5	7.6	7.2	6.6	6.9	
4	流動負債構成比率	流動負債／総資金	4.8	4.7	5.1	4.8	4.9	
5	自己資金構成比率	自己資金／総資金	86.7	87.7	87.7	88.6	88.2	
6	消費収支差額構成比率	消費収支差額／総資金	-0.5	-2.3	-3.5	-6.2	-10.0	
7	固定比率	固定資産／自己資金	94.4	97.9	97.7	98.8	103.4	
8	固定長期適合率	固定資産／自己資金＋固定負債	86.0	90.1	90.3	92.0	95.9	
9	流動比率	流動資産／流動負債	377.5	301.3	282.0	259.6	179.4	
10	総負債比率	総負債／総資産	13.3	12.3	12.3	11.4	11.8	
11	負債比率	総負債／自己資金	15.3	14.0	14.0	12.8	13.3	
12	前受金保有率	現金預金／前受金	420.4	348.0	353.1	331.5	198.8	
13	退職給与引当預金率	退職給与引当特定預金(資産)／退職給与引当金	100.0	100.0	100.0	100.0	88.6	
14	基本金比率	基本金／基本金要組入額	95.9	96.5	96.5	97.2	96.8	
15	減価償却比率	減価償却累計額／減価償却資産取得価格（図書を除く）	46.5	46.9	47.8	48.1	40.8	

(注)1　総資金＝負債＋基本金＋消費収支差額、自己資金＝基本金＋消費収支差額である。

2004年度から2007年度までの消費収支計算書や貸借対照表における財務比率の推移は、日本私立学校振興・共済事業団が調査した財務比率（規模別）と比べて、概ね良好な状況にあると言える。2008年度においては、高槻ミューズキャンパスにおける初等部・中等部・高等部、社会安全学部・研究科の開設、堺キャンパスにおける人間健康学部の開設、北陽キャンパスにおける北陽中学校の開設を2010年に同時に行うプロジェクト（以下、2010プロジェクトという）に係る設置経費・経常経費として、多額の資金が必要となり、その財源は全て自己資金で調達することとした。その結果、ストック面からみると、固定資産構成比率が上昇して流動資産構成比率が低下しているが、これは使途を特定していない現金預金を特定化して、その他の固定資産（2010プロジェクト引当特定預金）に振替えているためである。

フロー面においては、2010プロジェクトの推進等により、基本金組入額が増加することで、消費支出超過額が増大しており、収支均衡から乖離している状態にある。

【長所と問題点】

2004年度から2007年度までの財務比率、特に、貸借対照表関係比率については、全般的に全国平均（2007年度）に比べても、概ね良好な比率を示している。しかし、2008年度においては、先に述べた2010プロジェクトによる多額の資金需要により、流動比率、前受金保有率及び退職給与引当金預金率が低下し、ストック面にも影響を及ぼしている。今後は、経済情勢も踏まえた資金計画の策定等について充分な検討が必要である。

消費収支関連比率についても、2008年度においては、主として2010プロジェクトの施設・設備投資により基本金組入率は31.2%と高い数値を示しているが、それ以外は人件費比率をはじめ、概ね、良好な比率を示している。今後は、学生生徒等納付金をはじめとした帰属収入の安定的な確保はもちろんのこと、支出面においては、これまで以上に効率的・効果的な予算の執行に努め、教育研究の充実・向上を図る方策を考えていかなければならない。また、学生生徒等納付金以外の補助金や寄付金、受託研究費等外部資金の確保に積極的に取り組んでいかなければならない。特に研究費については2007年度の「グローバル COE」の採択を始め、GP 等の競争的資金や外部資金の積極的な確保に努めているが、更にこれを推し進め、内部資金による研究費の取扱いについては、今後、見直す必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2008年7月に学園の10年後のあるべき姿＝将来像を展望した本学の長期ビジョンである「KU Vision2008-2017」を策定し、ビジョン実現のための中期行動計画を策定し、引き続き長期行動計画をこの2009年10月末に策定する予定である。前述した2010プロジェクトの推進による積極的投資が平成20、21年度に集中し、一時的に累積消費支出超過額が拡大するため、この縮小に向けて、フロー面では、2010年から2013年までに毎年度消費収入超過額を30億円確保し、4年間の累計で120億円改善する。そのために単年度の帰属収支差額（帰属収入－消費支出）を60億円確保し、基本金組入額を30億円にとどめる等、具体的な数値目標を設定した。また、学生生徒等納付金の安定的な確保はもちろん、学生生徒等納付金だけに依存した体質から脱却するためにも、それ以外の収入の確保についても積極的に取り組んでいかなければならない。特に、本学は、同規模大学に比べて、寄付金収入が少ないため、寄付金比率は比較的低い状態にあったが、既存の教育研究振興資金を本学の募金活動の柱として推進していくこととし、2010プロジェクトをはじめとする個々のプロジェクトに即したキャンペーン型の募金等も考慮に入れて、恒常的な寄付確保のためのシステムを構築し、実施していかなければならない。

ストック面の方針としては、2010プロジェクト以外の新規計画及び建替計画等は原則停止とし、遊休資産の売却等を検討し、財政基盤の確立をめざす。

今後の到達目標

「2010プロジェクト」推進と並行して「財務基盤の確立」に向け、次のとおり到達目標を定める。

① 2010年度から2013年度までの間に、「翌年度繰越消費支出超過額」を帰属収入の2/3程度まで改善することをめざす。
② 収入支出の根幹となる予算人員及び教職員数における規模の適正化
③ 財政指標の充実及びPDCAサイクルを意識した「中期財政試算資料」の作成
④ 財政指標に基づく予算編成及び予算決算比較によるPDCAサイクルを構築する。
⑤ 2010プロジェクトをはじめとする個々のプロジェクトに即したキャンペーン型募金や恒常的募金体制を構築し、実施する。

14　事務組織

前回の到達目標

① 教学ガバナンスの構築により新たに組織される4部（教育推進部、研究推進部、社会連携部、国際部）を支える事務組織を整備する。

② ユニバーシティガバナンスの再構築による経営面を配慮したより合理的な事務組織を整備する。

③ 教務センターを支える事務局のグループ・チーム制を見直し定着化させる。

④ 事務職員の適正配置、意欲の向上、能力開発及び専門性の向上のための取組を改善・充実する。

14-1　事務組織の構成

【現状の説明】

現在の本学の事務体制は、2005年度より大学本部、法人本部、内部監査室の3部門により構成している。

大学本部の傘下には、学長室、学事局、入試事務局、学生サービス事務局、キャリアセンター事務局、学術情報事務局があり、教員と連携して教育・研究支援等教学に関わる業務を担当している。法人本部の傘下には、総合企画室、広報室、総務局、財務局、管財局、初等中等教育事務局があり、学校法人関西大学の法人業務や教学及び大学以外の設置学校の教育支援等も含む学園全体の経営面を全般的に支える業務を担当している。

また、内部監査室は、本学の業務全般の管理運営を監査するという業務の性質上、教学や法人とは別途独立した機関として設置している。〔『データブック2009』P423　Ⅻ　事務組織　ア　事務職員組織概念図参照〕

事務組織の構成及び配置が適正であるかどうかについては、毎年度、理事長、専務理事、常務理事、法人本部長、大学本部長、各局室長で構成される「事務組織検討委員会」で検討し、次年度以降の事務組織の原案を策定している。その検討を行うに当たっては、各局室長が傘下の部署の意見・要望を集約し、改善等の必要があれば委員会に提案し、委員会で検討の結果を翌年度以降の事務組織の改編に反映させている。

また、人事制度の観点から、別途人事課において自己申告書等を通して各部署における適正な人員配置等の検討を行っている。

なお、2006年8月より教務センターにおいて初めてグループ制を採用した。グループ制のメリットは、年度途中における事務局内の人員の流動性を高め、繁忙期等に柔軟に対応できることであり、以降可能な部署から導入している。

【長所】

教学における戦略的な企画・立案については、2006年度に改編された学長室体制が定着し、企画・立案段階から学長室長以下事務局が大学執行部と連携を取りながら、情報の収集・分析・資料提供等により教学を支えている。

また、経営面では総合企画室、総務局、財務局、管財局等が教学及び法人それぞれの当該年度計画の実行に向けて、経営的な側面からサポートを行っており、大学本部、法人本部ともバランスの取れた事務組織体制となっている。

なお、2009年度に新たに初等中等教育事務局を設置し、併設校の運営全般に係わる企画や調整を所管する初等中等教育課を新設した。現在、2010年度に開設予定の初等部、中等部、高等部、北陽中学校を含めた併設校の大幅な増設に伴い、校種やキャンパスの異なる各併設校の連絡・調整及びとりまとめ等を行っているが、今後は法人、教学、併設校の三者が協力して教育や学校経営に関する協議を行う場を設け、その事務局

としての役割を担うこととなろう。

内部監査室においては、①予算執行管理、②管理運営（マネジメント）、③寄附行為及び諸規程に則って業務が合理的かつ有効に運営されているかどうか、を中心に業務管理の実態について監査を行っている。対象としては、設置学校を含む学校法人全体の事務組織について、３年１巡方式で実施し、監査後は改善点について改善結果報告書の提出を義務付ける等、第三者評価とはまた違った視点で点検し、改善への取組を行っている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

- 現在、2010 年度に2学部、1研究科、4併設校を同時に新設する予定で進めており、その構想の進行に伴い、事務組織の改編も計画的かつ着実に実施している。今後は、新たな事務組織の立上げに伴い、業務分担上の混乱が生じたり、配属された事務職員に加重負担がかかったりすることのないように、状況を的確に把握しながら、事務組織検討委員会で適切な事務組織及び人員配置について、年次計画を立てて経年的に検討し整備していく。
- グループ制の導入が定着化しつつあり、今後導入を予定している局室のためにも、既にグループ制を導入している局室の実態を調査し、運営上のノウハウを蓄積する。

14-2　事務組織と教学組織との関係

【現状の説明】

現在、大学には11学部（法学部、文学部、経済学部、商学部、社会学部、政策創造学部、外国語学部、総合情報学部、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部）と大学院（11研究科：専門職大学院を含む）の教育研究組織があり、その教務事務を統括する事務組織として学事局を設置している。

また、教学に関わる事項の迅速な意思決定と教育・研究・社会貢献・国際化の重点的な体制強化をめざして2008年10月に、教学ガバナンスの再構築により、４部（教育推進部、研究推進部、社会連携部、国際部）を設置した。各部を支える事務局として、教育推進部には学事局（教務事務グループ、授業支援グループ）が、研究推進部には学長室（研究支援課）が、社会連携部には学長室（社会連携担当）が、国際部には学長室（国際教育グループ及び国際企画グループ）があたり、教員と緊密な連携関係を築いている。

【問題点】

各事務組織は、従来の担当業務に加え、各部を支える事務局の職掌業務が追加されることになったため、職掌業務の範囲がより広範囲なものとなり、更なる能力開発が求められている。教学の要望に応えうる人材の育成、適正配置、能力開発のための機会の提供等の検討が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育・研究・社会連携・国際化の各部が担う重点事項において、教育研究の質の向上を達成するうえで、事務職員の果たすべき役割は重要である。その際に、各分野毎の専門知識を活用できるよう各部の必要性に即したSD活動を展開すべきである。

14-3　事務組織の役割

【現状の説明】

ア　教学に関わる企画・立案・補佐機能及び大学院の充実と将来発展を担う事務組織体制

学長以下副学長４名、学長補佐３名の計８名で構成される大学執行部が全学的な教学に関わる企画・政策立案等を円滑に行えるように、その補佐を担う組織として、学長室学長課があり、戦略的な企画・立案のための支援業務を行うとともに学長以下執行部全員の公務に関わるスケジュール管理等の秘書業務をも担っている。

また、学部長・研究科長会議その他学長が招集する委員会の事務局として、議題提起の段階から学長室長をはじめとし、学長課が立案等に深く関わり、大学執行部との信頼関係のもとに実務的に支えている。

各学部及び研究科における企画・立案を支援する組織としては、学部と研究科を一体的に学事局（教育推進担当の学部・大学院事務グループ、専門職大学院事務グループ、高槻キャンパスグループ及び教務事務グループ）が、代表的なものとしては教授会運営、教員人事、カリキュラム改革に関する検討等を学部執行部と連携を取りながら担っている。これらは最終的には教授会あるいは研究科委員会が決定し、その責任を負うことになるが、原案の作成の段階で学務委員会、教務委員会等、学部において名称は異なるが、教授会の下部組織である委員会で原案を検討・作成しており、原案作成の段階から事務担当者が委員会に参画し、各学部・研究科に関わる業務全般を事務局として学部執行部とともに支えている。

イ　学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性

教学及び法人の各々の意思決定・伝達システムの事務局としての役割は、関連情報の集積と資料の提供及び検討課題や改善策等の原案の作成、またそこで審議・決定された事項を関連部署(機関）に迅速かつ正確に伝達し、以後の諸手続きを速やかに完了することにある。

それぞれの意思決定機関における情報は、教学では大学事務連絡会、法人では管理職会議において所属長を通じて各部署に伝達されるとともに、会議資料が配付され、各部署で必要な措置を速やかに講じることができるように事務体制を整備している。

また、必要に応じて Web によるインフォメーションシステムを通じて、所管部署の所属長から各部署の所属長宛に情報が随時発信され、全事務職員がその情報をタイムリーに共有できる体制を確立している。

ウ　大学運営を経営面から支えうるような事務機能の確立状況

財政面について、大学での予算に関する立案や実行の責任者は大学教員となっているが、現実の予算案作成過程において事務組織は大きな役割を果たしている。例えば、各学部における予算案は（学部により若干異なっているが)、実質的に事務組織の長である各学部の担当グループ長とその指揮監督下にある事務職員が中心となり原案をまとめ、教員である学部執行部との協議を経て作成している。入試センターや学生センター等においてもほぼ同様の手順で予算案を取りまとめ、各運営委員会等での協議を経て予算単位責任者である学長（実質的事務は学長課が担当）を通じ、法人担当部局（財務局）へ提出することになっており、法人担当部局においては中期行動計画及び単年度予算編成方針に基づき、適正に予算執行を行えるように万全な体制で大学運営を支えている。

なお、予算折衝は、通常、予算実行単位責任者である各学部（研究科）執行部の教員と事務組織の長及び事務担当者が当たることになっており、法人側は専務理事をはじめとして、法人部局の長及び事務担当者が出席することになっている。ここでも、事務組織の長や事務担当者の果たす役割は大きく、教員である教学組織の長を補佐しながら予算折衝に臨んでいる。

エ　国際交流等の専門業務への事務組織の関与の状況

（ア）国際交流関係

2008年10月、国際部の設置に伴い、学長室の傘下に大学の国際教育・研究・協力・戦略等に関する諸施策

の推進を図るための事務局として国際センター事務室を設置した。2009年４月には、国際センター事務室を学長室（国際担当）に改編し、国際教育グループと国際企画グループに２グループ化した。

国際部では、教員の在外研究、交換研究、外国留学、海外の著名な研究者の招へい、学生の交換派遣留学、認定留学、DD プログラム、海外語学セミナー、また外国人留学生の受け入れ等について、中期行動計画・目標に基づき取り組んでおり、これらの業務を遂行するうえで外国語運用能力を含め、一定の専門的な知識・スキルが要求されている。

また、国際部の運営に係わる基本事項については、副学長を部長とし、副部長、各学部・研究科から選出された委員（学長室長、学長室次長を含む）で構成する国際委員会で決定されるが、事業の企画・実施・運営・改善をはじめ、研究者や学生への窓口応対、各種事務支援等において事務局の果たす役割は大きい。

（イ）入試関係

従来入試センターとして、５課体制で担っていたものを、高大連携事務室を2008年４月に社会連携センターへ組織変更（2008年10月の学長室（社会連携担当）の設置に伴い、現在は高大連携グループとして学長室（社会連携担当）が事務局を担当）し、2009年４月には事務局内で人員及び業務分担を柔軟に操作し、より効率性の高い業務を行えるように入試グループ、大学院入試グループ、AO 入試グループ、入試広報グループの４グループ制に再編成した。

入試事務局では、入学試験に関する大綱を企画・立案するために必要な調査、研究を行うとともに、実施計画案を策定する。また、これを遂行するための全学的組織として入試センターが設けられている。

入試センターの業務は、①学生募集、②入試広報、③入学試験実施に係る各学部間調整、④入学試験の出題に関すること等である。また、入学試験に関わる全学レベルの組織として、入試センターの下に入試センター主事会（各学部等選出の主事で構成）、入学試験出題主管者会議、入学試験実行委員会（各学部副学部長等で構成）、AO 入試委員会（各学部等選出の委員で構成）が設けられており、それぞれ入学試験制度に関わる事項や実際の業務に関わる事項の検討が行われている。また、スポーツ・フロンティア入学試験に関しては、担当副学長を委員長とした SF 入試選考委員会（各学部副学部長等で構成）が設けられている。

事務組織としての入試グループ、大学院入試グループ、AO 入試グループ、入試広報グループは、上記委員会等で決定された基本方針を受けて、円滑な入学試験の実施、具体的な学生募集及び入試広報業務等の推進にあたっている。

また全国の高等学校・予備校等からの大学に対する要望・意見等を集約し、入学試験制度改革や体制の整備に積極的に反映させるため、高等学校と本学のパイプ役であるアドミッション・コミュニケーター（入学試験全般についての広報活動を担う非常勤嘱託）と連携を図り、専任事務職員自らが全国各地の高等学校・予備校等に出向き、本学の認知度を高めるとともに、高等学校・予備校の最新の情報を入手すること等により、貴重な情報と人的つながりを獲得し、それを入試戦略に有効活用しており、事務職員の果たす役割は非常に大きいと言える。

（ウ）キャリア・就職関係

2008年10月より学生のキャリア形成・就職活動支援に関する取組と難関国家試験及び資格取得支援等の取組を系統的に統合して展開するために、これまで法人組織であったエクステンション・リードセンターを教学組織であるキャリアセンターに機関統合することとなった。

これに先立ち、同年４月より、キャリアセンター事務室、卒業生就業支援室、エクステンション・リードセンター事務室の３課からなるキャリアセンター事務局を設置した。その後、2009年４月には、キャリアセンター事務グループ、キャリアセンター理工系事務グループ、卒業生就業支援事務グループ、エクステンション・リードセンター事務グループの４グループ制に再編した。

同事務局では、2006年度に文部科学省の現代 GP に採択された取組である「総合大学における標準型キャリア教育の展開－学生一人ひとりの勤労観・職業観を育む関西大学キャリア教育プログラム（K-CEP）

ー」を主軸とした各種事業を展開している。特に「大学の前に・大学とともに・大学の後に」のコンセプトで入学前から卒業後に至るまで、生涯を通じたキャリア形成支援体制を確立することをめざしている。(「11-3就職指導のイ（2006年度採択の文部科学省・現代GPの展開と完遂)」参照)

加えて、本学学生及び卒業生や一般社会人の各種資格取得、国家試験合格等に寄与するための補完教育として多彩なエクステンション講座を企画運営している。(「3-1-5正課外教育（2)エクステンション・リードセンター」参照)

統合的なキャリア形成支援体制を整備すればするほど、最前線で支える事務職員の業務範囲は拡大の一途を辿っており、更なる専門性の深化を要求されている。

【長所】

教学に関しては、①学部長・研究科長会議の規程改正により教学における最終的な意思決定機関を学部長・研究科長会議としたことと、②4部の設置により、それぞれの部を統括する担当副学長のもとで、所管事項に関する専門的な企画・立案を行い、各教授会及び関係機関との調整を経たうえで、協議及び意思決定を行うことが可能となったことにより、学長がより一層リーダーシップを発揮できる体制となり、事務局も学長室及び学事局の傘下に置き、各部署が連携して迅速かつ柔軟に支援が行えるようになった。

また、経営に関しては、理事会から一定の権限を委譲された「常任理事会」の設置により、意思決定の更なる迅速化が図られ、これに伴い、事務組織においても会議の省力化や伝達方法の簡略化を行うことができた。

【問題点】

いずれの業務も事務職員の専門的知識やスキルが必要であり、専門性の向上や能力開発のための努力が恒常的に行われているが、各自の努力に負うところが多いため、個人の負担が大きい。

また、グループ制については、各局室長の責任において、そのメリットである年度途中での弾力的な業務分担の変更や組替えを容易に行えるようにとの目的で採用しているが、まだ導入してからの経験も浅く、年度途中でグループの組替えを行うための環境や運営上のノウハウ等が十分蓄積されていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

事務職員の専門的知識やスキルの向上については、「14-4スタッフディベロップメント（SD)」において、グループ制の改善・充実については、「14-1事務組織の構成」において別途詳述している。

14-4　スタッフディベロップメント（SD）

【現状の説明】

本学は、事務職員一人ひとりが、自己の強み、持ち味を活かして自発的な課題解決を行い、その結果について自己責任を負える「自律型プロフェッショナル人材」の育成を目的として、能力開発制度を導入している。

具体的には、自己啓発促進・支援方式を採用し、①職場内研修、②職場外研修、③自己啓発促進・支援研修の3種類の研修形態により、それぞれ多彩な企画や外部のメニュー等も用意し、各自が自発的に取り組み考動力あふれる人材へと成長できるよう、全事務職員に随時情報を提供し研修への参加を呼びかけている。

【長所】

自己啓発促進・支援研修については、人事課から適宜研修に関する情報をインフォメーションシステムを通じて配信し、本人から申し出があれば人数制限や資格制限等がない限り、自己申告制で受講可能な体制をとっている。

検索

【問題点】

各部署における業務の見直し等、法人による地道な努力にも拘らず、新学部の開設準備や競争的資金獲得のための申請業務、財務関係、人事関係等多くの部署で業務の幅が広がり、専門性が一層要求されること等から、年間を通じて日常業務に追われ、能力開発のための研修受講や、自己啓発の機会を享受する余裕がない状況が生じている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

- 問題解決策として、組織改編に当たっては業務のスクラップ・アンド・ビルドを促進し、限られた経営資源を効率的に活用できるような現実的解決策を次年度以降の事務組織の改編に反映させなければならない。
- 専門性の向上のための能力開発を個人の努力や意識改革のレベルに留めるのではなく、全員が研修を受講することが可能となるよう、各個人の業務量の調整、研修を受講しやすい環境整備、管理職からの研修受講の奨励及び配慮等、学校法人として積極的に研修できる体制や環境を整備することが必要である。
- 教職協働の観点から、教育支援、学生・生徒支援、国際交流、外部資金の獲得、資格取得等の専門業務毎にSDとFDの枠を超え、併設校を含む学校法人全体を対象とした能力開発体制の構築を検討する。

14-5　事務組織と学校法人理事会との関係

【現状の説明】

2008年10月にユニバーシティ・ガバナンスの再構築に伴う改正寄附行為が施行され、新理事会・評議員会が発足した。

新体制の特徴として、①理事会を「最終の意思決定機関」、評議員会を「諮問機関」と位置づけたこと、②理事の定数及び選任区分を変更し、従来からの学長のほか、副学長、学部長・研究科長、校長、局室長等の学内主要役職者を構成員に加え、経営と教学の連携をより強固なものとしたこと、③理事長、学長、専務理事、常務理事、常任理事を構成員とし、理事会から一定の権限を委譲された「常任理事会」を設置し、意思決定の更なる迅速化を図ったこと等があげられる。

理事会における審議事項については、まず所管の事務組織（部署）において起案され、事務職員の本部長・局室長全員が出席する常任理事会打合せ会において検討された後、常任理事会で協議され、理事会において審議・決定している。また理事会には、理事ではない本部長・局室長が陪席者として出席している。

【長所】

理事会の審議事項については、事前に事務組織における調整を経ており、かつ、理事会で出た意見等についても、各事務組織で情報を共有できる仕組みになっており、事務組織と理事会の関係は適切であると言える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現状では特に問題点・改善点はないが、大学改革が進んで行く中で、理事会の役割もまた変化して行くことが予想される。そこで、理事会が機動的かつ確実に意思決定を行うため、事務組織との関係については、常に検証を行うことが必要である。

今後の到達目標

①　2010プロジェクトを円滑かつ確実に遂行できるように、新設学部・研究科及び併設校の事務組織について計画的かつ柔軟に人員配置及び事務組織の改編を行う。

②　学校法人全体の中枢となる情報の集積・管理・分析を専門に行い、戦略的企画・政策の立案等に有効

な情報や資料を迅速かつ的確に提供できるように IR（大学機関調査・機関研究）機能の充実に向けて検討する。

③　グループ制導入の成果を上げるため、先行事例を調査する。

検索

15　自己点検・評価

前回の到達目標

①　自己点検・評価活動が十分に機能する体制づくりを行うこと。

②　自己点検・評価に伴う改善活動を円滑に進め、その実効性を強化するために、全学の自己点検・評価委員会の委員構成を見直し、より執行に近いメンバーによる活動を実現させる。

③　各機関の自己点検・評価委員会と全学自己点検・評価委員会の関係を明確にし、相互の連携関係を強化する。

④　自己点検・評価活動の客観性ないし公平性を担保するために外部者による定期的な評価を実施できる体制を整える。

⑤　学内で新たに設置された組織における自己点検・評価体制を整備する。

⑥　点検・評価項目に関する具体的な到達目標を明確にする。

15-1　自己点検・評価

【現状の説明】

(1) 全学的な体制について

本学では、1994年より「関西大学自己点検・評価委員会」を設置して活動を進めてきたが、その組織のあり方としては、現状に対する責任を担う執行部とは別組織とし、第三者的立場で公平性を保つことを重視してきた。しかしながら、2004年度からは第三者評価（認証評価）制度が導入されたことから、「関西大学として自己点検・評価を行い、その改善に責任をもつ」という姿勢が制度上求められることとなった。もちろん、基本的には学校教育法第109条第1項に定められた「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」という本来の自己点検・評価の延長線上にこれらの第三者評価は位置づけられるものであるが、関西大学としての実効性のある自己点検・評価が求められていることは間違いないであろう。こうした状況を踏まえると、従来の第三者的な自己点検・評価委員会では、十分な役割を果たし得ないとの判断に至った。

このことから、2009年４月に上記到達目標のうち①～④の内容に加えて、従来の大学のみの自己点検・評価活動にとどまらず、学校法人が設置する併設校（初等中等教育部門）も含めた体制を整えることを主な目的として、学校法人関西大学自己点検・評価委員会規程及び外部評価委員会規程を新たに制定した。

新しい規程では、専務理事を委員長、学長並びに常務理事を副委員長とした「学校法人関西大学自己点検・評価委員会」を親委員会として設置し、大学部門及び初等中等教育部門による自己点検・評価活動を総括するとともに重要事項について審議決定できることとしている。この親委員会のもとに、従来の関西大学における自己点検・評価活動を継承した「大学部門委員会」を設置し、副学長を委員長、学長補佐を副委員長としている。それ以外の構成員については以下のとおりであり、各機関の自己点検・評価活動と連携しつつ、全学的な活動が可能な組織を構築している。

ア　各学部に設置された自己点検・評価委員会の委員長

イ　各研究科に設置された自己点検・評価委員会の委員長

ウ　教育推進部、研究推進部、社会連携部、国際部から選出された副部長

エ　各研究所及び人権問題研究室に設置された自己点検・評価委員会の委員長(ただし、先端科学技術推進機構並びにソシオネットワーク戦略研究機構については、副機構長)

オ　入試センター、学生センター、キャリアセンター、図書館、博物館、インフォメーションテクノロジーセンター、保健管理センターに設置された自己点検・評価委員会の委員長

カ　各事務組織の長

このほか、親委員会のもとには、併設校の活動を統括する「初等中等教育部門委員会」を設置するとともに、親委員会の職掌事項の企画・立案をはかるために「自己点検・評価企画委員会」を設置している。更に、自己点検・評価活動全体の客観性ないし公平性を担保するために「外部評価委員会」を設置している（「外部評価委員会」については、後述）。

このように従来の組織の問題点を解消し、発展的に新たな組織へと改編することで、自己点検・評価活動に関する法人と教学における情報共有を図るとともに、PDCA サイクルの実効性を高める体制へと変貌させた。

また、本学ではここ数年、新研究科や「部」の設置等組織改編を行っているが、新たに設置された組織においてもすべて自己点検・評価活動について規定化して体制を整備している。

(2) 大学部門委員会における取組みについて

大学部門委員会では、大学全体の教育研究水準の向上を図るため、教育研究に関する全学の活動状況並びに組織、施設・設備、運営の状況及び財政状況について、各機関が作成した報告をもとに、全学的観点に立って自己点検・評価を行い、その結果について報告書を作成し、学長に報告している。

また、その報告書は、学長が意見を付し委員会の議を経たのち、親委員会に報告することとなる。

大学の構成員や各機関は自己点検・評価結果に基づき、その教育研究活動等について、改善が必要と認められた場合は、その改善に努めなければならない。

なお、本学における自己点検・評価活動は、２年を周期として行っており、継続的に作成している成果物として、毎年作成している統計資料（データブック）と隔年で発行している報告書が挙げられる。これら成果物は、すべてホームページに掲載するとともに、関係方面に配布している。

ア　自己点検・評価項目について

大学部門委員会では、これまでの自己点検・評価活動の流れを踏まえて進めており、本報告書作成に当たっての点検・評価項目は、大学基準協会のものを参考にしつつ2008年度に前身の委員会で作成されたものを使用した。この中では、一般的に大学として要求される内容と本学が特に注力すべき独自項目（FD・国際交流・研究活動と研究環境等）について網羅的に設定している。

イ　到達目標の設定について

2006年度に受審した認証評価においても指摘されていたことであるが、従来、自己点検・評価にあたり、目標設定が十分ではなかった。これは、目標設定自体が難しかったことはもちろんであるが、自己点検・評価活動と行動計画の内容とのリンクが十分でなく、自己点検・評価報告書に目標を記載するには、両者の関係を整理する必要があったためである。このことについて、組織的に検討し、2009年度からは自己点検・評価報告書の「将来の改善・改革に向けた方策」に記載した内容や学内の各機関で毎年策定している「中期行動計画（１～４年スパン）」を踏まえて当座２年程度の目標を設定することとした。

※前回の到達目標欄には、便宜上、前回自己点検・評価報告書の「将来の改善・改革に向けた方策」に記載した内容や別途「中期行動計画」で設定した内容を手がかりとして項目を設定した。

ウ　機関別認証評価の受審予定について

学校教育法施行令第40条により機関別認証評価は７年に一度受審することが定められているが、大学として2006年度に認証評価を受審した後、次回の受審予定については検討されていなかった。私立大学がPDCA サイクルを考えるうえで自己点検・評価及び認証評価の位置付けは大きく、大学としての取組み予定が全学的に共有されないと、種々の活動が非効率になる可能性があるため今後の予定について検討した。その結果、本学の自己点検・評価活動が２年サイクルであることを念頭において、当面６年に一度、

機関別認証評価を受審することとした。

【長所】

組織改編に伴い、主として、現状に対する責任を担う各組織の執行に携わるメンバーが委員となったことで、チェック機能が有効に働き、自己点検・評価活動の意見が迅速に反映される体制となり、改善に向けた取組みが進んでいる。

例えば、従来、自己点検・評価活動における到達目標は十分に設定されていなかったが、親委員会において法人トップから PDCA サイクルを整備するために強く改善が求められた。また、この目標設定は認証評価を受審する際には明確に求められる要件であることが大学部門委員会において十分に理解されたことから、自己点検・評価活動と行動計画の関係を整理し、本報告書からは明記することができた。

【問題点】

大学部門委員会については、各機関から幅広く委員として参加してもらうことで、全体の意識の底上げと改善に向けた迅速な対応を図ろうとしている。このことは、本報告書の作成にあたり、先述の目標設定等について円滑に導入できたことから、所期の目的は一定程度達成していると考えられる。一方、委員の人数が50名を超えており、具体的な議論を全員で進められる状況にはないことから、今後の活動においては、検討する内容に応じてワーキンググループを設置して議論を進める等の対応が必要になるだろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本年４月にこの自己点検・評価体制を大幅に改編したことから、改善された環境を生かし、より効率的・効果的な活動を展開していくことが必要になる。今後、おそらく様々な改善が必要になると考えられるが、運用面で対応できるものと規程改正が必要な内容を区別しつつ教職員が一丸となって改善に取組めるようにしたい。

また、外部要因としては、認証評価のサイクルが2011年度から２サイクル目に入ることに伴い、認証評価における点検・評価項目が大きく見直されることが予測される。一方、文部科学省の中央教育審議会等においても高等教育に関する様々な検討が進められている。自己点検・評価活動は、国や認証評価機関がめざす方向性を踏まえつつ、大学としての活動を推進していく必要があり、組織的に対応できるように進めたい。そのための一つの方策として、通常の活動とは別に、自己点検・評価委員に対する研修・講演等を実施したいと考えている。これを、外部の環境変化や学内で改善が必要となる課題を再認識する機会にするのはもちろんのこと、2012年度の認証評価受審にむけて活動を進める機会としたい。

自己点検・評価の際の基礎的な統計資料としてデータブックを毎年作成しているが、その分析・活用の手法についても検討を進めたい。

15-2　自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

学校法人関西大学自己点検・評価委員会活動の客観性・公平性を担保し、教育研究水準の更なる向上をめざして学外有識者による評価を行い、自己点検・評価活動に反映することを目的とした外部評価委員会を設置した（設置は2009年10月）。

外部評価委員会は、学校法人関西大学自己点検・評価委員会が行う自己点検・評価活動に関する評価を行い、その結果を学校法人関西大学自己点検・評価委員会に報告することとしており、またその内容については、学内外に発信することとしている。外部評価委員の選定については、大学評価に精通している有識者、他大学で所属大学の大学評価に携わったことのある教育職員、大学の財務等に詳しい有識者、初等

中等教育における学校評価に精通している有識者等を委員として選定している。更に、学校法人関西大学自己点検・評価委員会はその規程のもとに、外部評価委員会の意見を聴取し、その意見を自己点検・評価活動に反映させることとしている。

一方、各機関において独自に外部評価を受審している場合がある。例えば理工系学部では学外の専門的研究者による外部評価を2002年度（研究）と2004年度（教育）に受けている。また、JABEE（日本技術者教育認定機構）により、2002年には工学部先端マテリアル（当時は材料）工学科、2005年には工学部化学工学科と都市環境工学科が同プログラムに認定されている。

【長所】

懸案となっていた外部評価委員会を設置し、様々な面で好影響をもたらす経験豊富な先生方に委員として就任いただいたことは今後の活動に好影響をもたらすと考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

外部評価委員が評価しやすい環境を整えるため、十分な情報提供を図るとともに、いただいた指摘を学内で共有し、改善・改革につなげるように取組んでいく。

理工系学部においては、外部評価の取組によって、根拠資料に基づいた評価に対する意識が醸成されており、更なる改善に向けた構成員の改革意欲の高揚につながっている。今後も更なる充実をめざす。

15-3　大学に対する社会的評価等

本学独自による、本学への社会の関心度を積極的に検証することができていない。そこで以下に示す指標によって社会的評価を推測する。

(1) 入学試験における受験者数

大学は教育機関である。したがって、その大学での教育の享受をめざす学生数の多寡は、ある意味社会の本学の教育への評価であると考えられる。本学へは、2007年には10万人を超える受験者が押し寄せた。2008、2009年には若干の減少が見られたものの９万人前後を推移する受験者が入試を受けている。本学の募集人数が5,585名(2009年度)であることを考えると、９万人ではその倍率は約16.1倍となり、競争率は非常に高く、狭き門となっている。この数字のみによって議論をすることは甚だ危険ではあるものの、社会的に高い評価を受けているものであることには間違いのないことであろう。今後、18歳人口の減少に伴い更に一層厳しい「大学冬の時代」が訪れようとしている。ここに示した倍率を今後の本学への社会的評価の一つとしてその動向を注視しなければならないものと考えている。

(2) オープンキャンパスの参加者数

本学への入学を強く希望する高校生が本学の開催する幾種類かの「オープンキャンパス」に参加している。オープンキャンパスの開催時期によって「グリーンキャンパス」「サマーキャンパス(千里山キャンパス、高槻キャンパスそれぞれで開催)」「オータムキャンパス(千里山キャンパス、高槻キャンパスそれぞれで開催)」「受験直前トライアル」「後期入試説明会」「フレッシュキャンパス」と名称並びに開催趣旨が異なるものの、表Ⅰ-15-1に示すようにここ５年の状況を見る限りでは年を追って参加者は増大している。本学の入学定員5,585名に対して、2008年度には３万人を超える高校生が本学を訪れている。その際に実施されたアンケート調査(2008年度)を見ると、開催されたオープンキャンパスの内容については、2008年度の集計では、回答いただいた参加者の約80%が「非常に満足している」「満足している」と答えている。参加者は自らが抱く「関西大学像」に違わぬ内容(模擬授業、キャンパス施設等において)をオープンキャンパスで実体験していることが分かる。オープンキャンパスに参加した高校生の視点を意識した点検・評価等も今後は意識的

検索

に行わなければならない。更に、その際に得られた情報に応えることのできる教育の実施を検討しなければならないものと考えている。

表Ⅰ-15-1　オープンキャンパス参加人数

	2004	2005	2006	2007	2008
参加者人数	15,519	20,075	26,068	27,757	30,652

(3) ホームページへのアクセス数

本学では自己点検・評価活動状況を関西大学のホームページを通して公表している。本学 IT センター調べによると、2006年度時点で、学外からの一ヶ月の自己点検・評価委員会へのアクセス数は、6千から1万件/月　程度であったものが、2007年度には大学（日本語）トップページへの月平均アクセス数が、前年度比1.27倍へと増加することに伴い、学外からの自己点検・評価委員会へのアクセス数は、一時期には3万件/月　超え(4月、7月)を記録した。その後2008年度は、ほぼ2万件前後のアクセスをコンスタントに記録している。2009年度4月～8月期には、大学（日本語）トップページへの月平均アクセス数が、2006年度比で1.57倍へと増加するとともに、特に、2009年4月より学校法人関西大学自己点検・評価委員会が立ち上がり、学内調整の後に活動状況をホームページにアップロードした後の6月、7月には、学外からの自己点検・評価委員会へのアクセス数は、2.5万 件/月　程度までアクセス数を増やしている。このことは、本学の法人を巻き込んだ自己点検・評価活動に対して、高い関心が社会から寄せられている証であるものと判断している。改組された自己点検・評価委員会活動を従来にも増して今後とも積極的にかつ詳細にホームページを通して社会へ公表する予定である。

(4) 受託研究、共同研究、委託研究員受入及び指定寄付の状況

本学での研究成果が社会に貢献するものであることを社会が認知しているかを知る指標として標記の状況は重要なバロメーターである。表Ⅰ-15-2に示すように年々その件数は増加の傾向を示している。ただし、2008年度の専任教員数が668名であることを考えると、また必ずしもそれぞれの教員の研究活動が受託研究、共同研究、委託研究員受入及び指定寄付と密接につながらないものがあるものの、表に示す件数は必ずしも多いものではない。ただ、少なくともここに示されている件数について、学外からの評価が正当になされていることは紛れもない事実である。今後、学内での成果をより広く積極的に社会に公開する活動を通して、本学の研究に関する評価を高める必要があるものと考える。

表Ⅰ-15-2　受託研究、共同研究、委託研究員受入及び指定寄付の状況

	2006	2007	2008
受託研究	79	88	84
共同研究	38	45	55
委託研究員受入	15	11	12
指定寄付	67	77	87

(5) 外部ランキング調査

近年、様々な商業誌等による大学ランキングがなされている。それぞれのランキングにはそれぞれの思惑がある。したがって、その結果そのものを自己点検・評価の対象とすることは必ずしも適切ではない。しかしながら、社会の大学への視線と言う視座によると、すべてを無視することもまたできない。

例えば、「2010大学ランキング(朝日新聞出版)」等を見ると、本誌冒頭に記されている事務局長からの評価において、「経営戦略」の分野では、本学は、立命館大学、関東の3大学に続いて5位にランキングされ、「財務管理・資産運用」では、関西地区では京大、同志社に続いて11位、「入試・広報」の分野では、9位にランキングされている。続く「事務職員力が優れている」では、7位に同じくランキングされている。また、2007年度の「学生の満足度(総合)」において東京大学と並んで28位にランキングされている。

このようなランキングは、上記のようにいろいろな思惑が潜んでいることを考えると、鵜呑みにすることは危険ではあるものの、大学内部では得難い資料であることには違いない。これらのことを考慮しつつこのような評価も今後は自己点検・評価の材料として検討する必要があるものと考えている。

(6) COE、GP の採択状況

大学の特色や「活力」の検証と言うのであれば COE、GP の採択状況も社会の評価として検討する必要がある。

本学では、2007年度に「東アジア文化交渉学の教育研究拠点形成　―周縁アプローチによる新たな東アジア文化像の創出―」のプログラムが、文学研究科を中心とした活動のもとにグローバル COE プログラムとして選定されている。COE に選定されることは、高い学問的な活動が本学において実施されていることを社会が評価している証であるものといえる。また、その COE の中間評価においてもその活動の高さが評価されている。これらのことは、計画的な学術活動、学問体系の創出等への本学の取り組みの継続性が改めて評価されている証であるものといえる。

また、特色ある大学教育支援プログラム、現代的教育ニーズ取組支援プログラム、質の高い大学教育プログラム、大学院教育改革支援プログラム、専門職大学院等教育推進プログラム、新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム、産学連携による実践型人材育成事業―サービス・イノベーション人材育成―、社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム、戦略的大学連携支援事業等の所謂 GP も多数選定されている。これら多数の GP についての選定結果は、本学の教育に関する活動についての高い社会的評価の表れであるといえる。

更に、文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業、戦略的研究基盤形成支援事業も多数選定されている。加えて、文部科学省人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業の選定は、本学がこれらの分野の学術的な拠点としての評価を受けるものであり、教育に関する GP の本学の教育レベルの高さへの評価と同時に、研究に関するレベルの高さへの社会的評価がなされていることを示す証である。

(7) 入試問題に関する社会的な評価

学内の入試問題の内容に関する検討に加えて、学外からはいくつかの予備校の当該年度の入学試験問題へのコメントが公表されている。例えば、『2009年度関西大学入学試験問題解答集(エール学園)』の国語(現代文)のコメントを見ると「受験問題としてはかなりの長文の部に属し、日頃あまり読書をしないものにとっては、かなり骨が折れ、少々てこずったのではなかろうか」「関大では頻出のメディア関連文章」「日頃から社会に対する関心、問題意識をもって生きることが大切である。」「読みの確かさと表現力が要請される。」等のようなコメントが記されている。このようなコメントが正しいのかどうかは別として、本学の教育目標として学則に掲げている例えば法学部において「複雑多様で変化の激しい現代社会に柔軟に対応することのできる人材育成」文学部の「幅広い教養と深い専門知識を備えた21世紀型市民の育成」政策創造学部「現代社会の諸問題を、発見する力、解決の方法を見出す力」等各学部がめざす教育目標の実現にむけた人材の発掘活動としての入学試験において、「文章を深く読み取る」「社会の動きを注視する」「メディアへ関心を持つ」等教育目標に沿った人材発掘が可能な問題を用意して、いわゆる「アドミッションポリシー」に即した入試問題を用意していることが社会的に認知されているものではないかと思われる。今後、教育活動の充実をめざして戦略的に検討する事項であるものと考える。

(8) 推薦入学への依頼に対する応答

本学では、入学制度に指定校推薦の制度を導入している。指定校選定時に、「進学校でありかつその上位校を指定校とするか否か」は、大学にとって戦略的な意味もあり、そのような場合には必ずしも本学からの推薦依頼に応じてもらえない状況が発生している。したがって、依頼数に対する応募数そのものの良否を判断することは容易ではない。特に、理工系 3 学部については、上位校をも推薦依頼の対象としていることもあり、また推薦依頼時のその高校における生徒の評点から考えると夏休みを挟む時期に、推薦に応じてもら

うのが難しいケースがおおよそ予想される中での推薦依頼が例年なされている。その結果として、推薦依頼学生数に対して26%程度の低い応募件数となっている。一方、文系学部においては、推薦依頼学生数に対して73%の応募件数となっている。理系については、推薦制度そのものの位置付けを見直す必要があるものの、全学的には、推薦依頼学生数に対して60%程度の応募がなされている。このことより、本学への社会の関心は必ずしも低いものではないと判断している。

(9) 就職状況

本学では、「学の実化」の教育理念のもと、社会を構成する人材の育成をミッションとして活動している。この社会への第一歩となるべき就職支援をキャリアセンターが担っている。近年、企業への就職活動では、インターネットによる応募受付が主流になったことから、大学へ送付される求人件数のみで一概に評価することは正しいとはいえないが、2007年度、2008年度ともに8千件を超える求人が本学に寄せられている。また、毎年1,000社を超える有力企業がこぞって学内セミナーに来学されている。更に、本学の2008年度の就職率は97.8%であった。このような数字は、各企業が本学の学生の能力の高さを評価しているものであり、とりもなおさず本学の教育の成果を有した学生に対する社会の期待が非常に高いことを示すものである。

就職に関する事項についても、今後企業求人担当者へのより踏み込んだ調査に基づき、点検・評価作業を行う必要があるのではないかと考えている。

15-4　大学に対する指摘事項及び勧告等に対する対応

(1) 文部科学省からの指摘事項への対応について

学部・研究科の新設や学科等の改組に伴い文部科学省から指摘される留意事項に対しては、「履行状況報告書」により報告するとともに遺漏なく誠実に対応してきた。

具体的に、本報告書の対象期間では、専門職大学院の設置（2009年度：心理学研究科心理臨床学専攻）にあたり『設置の趣旨・目的等が活かされるよう、設置計画を確実に履行すること。また、学術の理論及び応用を教授研究するという大学院の目的、更に理論と実務を架橋して高度専門職業人の養成に特化した教育を実施するという専門職大学院の目的に照らし、開設時から充実した教育研究活動を行うことはもとより、その水準を一層向上させるよう努めること』が求められており、このことについては、当該部局において遺漏なく誠実に対応しており、今後「履行状況報告書」等により報告することとなる。

上記以外の本学における指摘事項及びその取組状況は、以下のとおりである。

指摘事項(留意事項)	取組状況（履行状況）
システム理工学部物理・応用物理学科の入学定員超過の是正に努めること。	物理・応用物理学科は、平成19年度に旧工学部を理工系３学部に改組したことに伴い新設した学科であり、その為、過年度における入学試験の査定実績が無く、予測しうる諸要件を勘案し入学査定を行いましたが、結果として、同年度においては、入学定員60名に対し入学者数が83名で入学定員超過率が1.38倍となりました。平成20年度においては、これを解消すべく各種入学試験において入学査定を精査いたしましたが、入学定着率が予測を大幅に上回り、入学者数が87名となり、平成19年度及び平成20年度の２年間の平均入学定員超過率が1.41倍となりました。 平成21年度の各種入学試験の合格者に際しては、過去２年間の定着者実績を分析し、入学査定を行った結果、入学者数が52名となり、過去３年間の平均入学定員超過率を1.23倍に改善することができました。 今後も継続し適正な入学定員超過率の維持に向け、入学査定の精査等について努力いたします。

(2) 大学基準協会からの機関別認証評価に関する指摘事項について

本学では、2006年度に大学基準協会による機関別認証評価を受審しており、改善義務のある「勧告」はなかったものの、努力義務となる「助言」が17項目にわたって指摘された。この評価結果については、学部長・研究科長会議及び理事会等で報告し、全組織において共有した。そして、評価結果が公表された約２ヵ月後には、その内容を具体的な改善・改革に向けた活動につなげるため、特に「助言」となった17項目及び総評部分でマイナス評価された内容について、関係部局に改善方策を具体的に策定するように求め取りまとめた。

これらの取組により、「助言」はもちろんのこと、マイナス評価された指摘事項についても、問題意識の醸成・検討、改善への取組を進めた。

また、本学では２年に一度、大学としての自己点検・評価報告書を取りまとめているが、2009年度版の作成にあたり、上記の検討・活動状況について点検・評価することとした。大学基準協会への改善報告書の提出は2010年７月とされていたが、その前の段階で学内の進捗状況を改めて点検・評価することにより、遅延している取組を洗い出すとともに、早期の改善を促すこととしている。

なお、それぞれの指摘に対する対応状況については、本報告書の該当する各項目に記述しているためその内容に委ねる。

(3) 専門職大学院認証評価に関する指摘事項について

本学が設置している３つの専門職大学院のうち、これまでに認証評価を受けているのは法務研究科（2008年度－大学基準協会）だけであり、現時点の対応状況については、本報告書の法務研究科の項目に記述しているためその内容に委ねる。

なお、会計研究科は認証評価を受審中（2009年度－会計大学院評価機構）であるため、その結果を踏まえて、改善を進めていく予定である。また、心理学研究科心理臨床学専攻は2009年４月に設置されたばかりであるため、認証評価を受審する機関・タイミングについては現在検討を進めているところである。

今後の到達目標

① 2012年度に認証評価を受審するための取組みを進める。

ア 大学基準協会が新たに設定する点検・評価項目を踏まえ、本学独自の項目設定について検討し設定する。

イ 自己点検・評価委員に対する研修・講演等を実施する。

② 点検・評価項目についての評価指標を設定することについて検討する。

③ 内部質保証について大学部門委員会として検討すべき事項については、ワーキンググループを設置して適宜検討する。

④ 外部評価委員による指摘を学内で共有し、改善・改革につなげるように組織的に取組む。

検索

16　情報公開・説明責任

前回の到達目標

財政公開については、ステークホルダーに対して説明責任を果たせるよう、内容の充実を図る。

16-1　財政公開

【現状の説明】

本学は、1969年度から教職員・学生・父母・校友等大学関係者に、大学の財政の状況について理解を得るため財政公開を行っている。その実施媒体は、教職員や学生向けの学内報『関西大学通信』である。

当初は、まだ、「学校法人会計基準」が制定されておらず、公開の内容は、収支予算総括表と収支決算総括表であった。その後、1971年に「学校法人会計基準」が制定され、私立大学等経常費補助金の交付を受ける私立大学はその基準に基づいて会計処理を行い、文部省（現在 文部科学省）が求める予算書・決算書（計算書類）等を作成することになった。

「学校法人会計基準」制定当初は、『関西大学通信』の紙面の一部に収支計算書を掲載していたが、1993年度からは、より内容を詳しく説明することとし、更に大学関係者に財政の現況を十分に理解していただけるよう、『関西大学通信』の別冊号として、事業内容や予算・決算の内容を公開することになった。その後、簡潔明瞭に記載することにより多くの関係者の理解を得ることをめざし、2002年度予算から別冊形式を改め『関西大学通信』にとじ込む方式とした。

予算は、毎年５月頃に資金収支計算書、消費収支計算書、予想貸借対照表を、決算は、毎年７月頃に資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表（以上、小科目まで公開する。）、監査報告書を掲載している。その内容は、予算については予算編成の概要、事業の概要、収支予算の概要等を、また、決算については決算の概要、当年度に実施した諸事業の概要、収支決算の概要等を表、グラフ、写真等もまじえながら、簡潔にかつ分かりやすく取りまとめている。また、卒業生で組織する校友会の機関紙『関大』や在学生の保護者で組織する教育後援会の会報『葦』でも予算・決算の主な収支の状況について解説を加えて公開している。2002年度からは、ホームページ上でも「2002年度予算」（資金収支計算書、消費収支計算書）と「2001年度決算」（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表）」の状況（それぞれ大科目レベル）を公開し、財務情報ホームページの充実に努めている。

なお、私立学校法の一部改正に伴い、2005年４月から財務情報の公開が義務付けられ、決算は2004年度分からその対象となった。公開内容は「財産目録」「貸借対照表」「収支計算書」「事業報告書」及び「監事の監査報告書」であり、このうち新たに作成することが義務付けられたのは「事業報告書」と「監事の監査報告書」である。また、従来は財産目録等を事務所に備え付けることになっていたものが、事務所に備え付けて閲覧に供することが義務付けられ、これに対応するため、新たに「学校法人関西大学財務書類閲覧規程」を制定して開示対象書類原本を作成し、財務課に備え付けた。これらの「事業計画書」や「事業報告書」は、計算書類だけではその財政内容が理解しづらいこともあり、その理解を得やすくするために新たに作成することが義務付けられたものである。

本学は、これに対応して、2005年からこれまでの財務情報ホームページの内容を刷新し、2005年度（予算）の「事業計画書」「収支予算書」「予想貸借対照表」と2004年度（決算）の「事業報告書」「収支計算書」「貸借対照表」「財産目録」「監事の監査報告書」を、過年度の予算・決算データと合わせて、各種財務指標等も掲載し、ステークホルダーに理解が得られやすくするように改善を行った。

また、2006年度からは、財政資料の開示に留まらず、情報開示への取組状況等を詳しく解説し、学生一人

当たりの収支、キャッシュフロー計算書、学校法人会計に関する Q&A 等を公開し、図解やキャラクターを盛り込むことで、本学の財政状況への理解を深めてもらうための工夫を行った。

なお、2009年度からは、補正予算書もホームページに公開している。

本学の財政公開状況については、次表に示すとおりである。

表Ⅰ-16-1　財政公開状況　　（財）大学基準協会様式

公開の対象者	公開している財務諸表及びその解説	公開の方法							
		自己点検・評価報告書	学内広報誌・紙	大学機関誌・紙	財務状況に関する報告書	学内 LAN	ホームページ（Web 等）	その他（　　）	開示請求があれば対応する
		HP 上でも公開（関連刊行物含む）	HP 上でも公開 関西大学通信			右記の HP 上で公開→			財務課にて対応
教職員	資金収支計算書	○	○				○		
	消費収支計算書	○	○				○		
	貸借対照表	○	○				○		
	財務状況に関する解説		○				○		
	その他(監事監査報告書)		○				○		
	その他(財産目録)						○		
	その他(事業報告書)						○		
在学生	資金収支計算書	○	○				○		
	消費収支計算書	○	○				○		
	貸借対照表	○	○				○		
	財務状況に関する解説		○				○		
	その他(監事監査報告書)		○				○		
	その他(財産目録)						○		
	その他(事業報告書)						○		
卒業生	資金収支計算書	○	○				○		
	消費収支計算書	○	○				○		
	貸借対照表	○	○				○		
	財務状況に関する解説		○				○		
	その他(監事監査報告書)		○				○		
	その他(財産目録)						○		
	その他(事業報告書)						○		
保護者	資金収支計算書	○	○				○		
	消費収支計算書	○	○				○		
	貸借対照表	○	○				○		
	財務状況に関する解説		○				○		
	その他(監事監査報告書)		○				○		
	その他(財産目録)						○		
	その他(事業報告書)						○		
社会・一般（不特定多数）	資金収支計算書	○	○				○		
	消費収支計算書	○	○				○		
	貸借対照表	○	○				○		
	財務状況に関する解説		○				○		
	その他(監事監査報告書)		○				○		
	その他(財産目録)						○		
	その他(事業報告書)						○		
その他（法人との間で法律上の権利義務関係を有する者）	資金収支計算書	○	○				○		
	消費収支計算書	○	○				○		
	貸借対照表	○	○				○		
	財務状況に関する解説		○				○		
	その他(監事監査報告書)		○				○		
	その他(財産目録)						○		
	その他(事業報告書)						○		

（注）1 「公開している財務諸表及びその解説」欄のうち、「財務状況に関する解説」については、事業内容と関連させた財務状況の解説が付されている場合、該当する「公開方法」欄へ○を付している。

2 「開示請求があれば対応する」欄は、各対象者への財政公開を行っていない場合に記載することとなっているため○を付していない。開示請求があれば学校法人関西大学財務書類閲覧規程に基づき対応することとなる。

検索

【長所と問題点】

本学は、これまでも学生・教職員等学内関係者に『関西大学通信』を配布するだけではなく、マスコミ等外部からの求めにも可能な限り対応してきた。また、公開媒体も、2002年度からホームページを活用する等財務情報の公開に前向きに取り組んでいる。従来から学校法人会計が企業会計に比べて大変分かりづらいとの指摘があるため、予算・決算の概要、事業の概要、収支の概要（基本三表の小科目まで掲載）に加えて、各科目の解説やグラフ等を挿入する等、ステークホルダーに少しでも理解されやすいように工夫を凝らしている。なお、2003年度予算から『関西大学通信』やホームページに、収支予算書のみならず予想貸借対照表も公開しており、充実した内容となっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

昨今、アカウンタビリテイの観点から、企業と同様に国の税金を財源とした補助金の交付を受けている学校法人の財政についても、マスコミによく取り上げられるようになった。本学のような大規模大学においては、私立学校法で定められている以上に積極的に財務情報を公開することが求められている。本学においては、他大学と比較しても財政公開の情報量は多いものの、ステークホルダーに対して、更なる理解を得るためには、設置学校別収支の公開等の資料を盛り込む等、更に工夫を凝らす必要がある。

先に述べたように、本学は、2002年度からは、『関西大学通信』等による紙ベースによる財政公開に加えて、ホームページにおいても財政公開を行っている。このホームページについては、教職員、学生、父母、校友等大学関係者だけでなく、寄付者や企業等広く社会への公開を対象にしていることを考え、トップページの大学紹介からすぐさま財務情報ホームページに移動でき、予算・決算・過年度情報・各種統計資料等の見出しを一画面に収めて、知りたい情報がすぐさま得られるように工夫を凝らしている。また、難解な学校法人会計をできるだけ平易に説明し、視覚に訴えるような表、グラフ等を極力取り入れて、理解を得やすい内容への改善に取り組んでいる。しかし、今後は内容についてもさることながら、予算・決算について、理事会・評議員会で承認・議決された後に迅速に公開し、情報公開のスピードを上げることやホームページの視認性・操作性を更に向上させるために、ホームページの刷新を行う方針である。

16-2　点検・評価結果の発信

【現状の説明】

「第Ⅰ編　第15章　自己点検・評価」において記述しているとおり、全学的な活動また各部局での活動は、学校法人関西大学自己点検・評価委員会（大学部門委員会）の報告書（関西大学『学の実化』自己点検・評価報告書）として2年周期でとりまとめており、毎年発行している他の刊行物（データブック）とともにHP に掲載して広く社会に開示している。また、必要に応じて各部局の自己点検・評価委員会等においても独自の報告書をとりまとめている。

2009年度からは、自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育研究水準の更なる向上を図るため、学外有識者（外部評価委員会）による評価を受けることとしており、その意見を反映させることとしている。

【長所】

自己点検・評価報告書やデータブックを HP 上に適宜掲載することにより、基本的な情報公開は行われていると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後、外部評価委員会の評価結果に対する対応について情報発信することも検討する必要がある。

16-3　情報公開請求に対する対応

【現状の説明】

(1) 在学生に対する情報公開

在学生に対する情報公開や説明責任に関する事項として、もっとも多いのは成績評価についてである。本学の場合、秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）の評語により、成績発表を行っているが、発表後に疑義申出期間を設け、成績に疑問のある学生は事務室を通じて問い合わせをすることができる。問い合わせを受けた教員は、出席簿や答案・レポートをもとに成績の根拠を説明することになっている。

また、学生は、学内ポータルサイトにおいて、各種行事等の大学からのお知らせやシラバス検索、試験情報等の情報を入手することができる。このサイトは、学内のみでなく学外からもアクセス可能である。

2005年４月の個人情報保護法全面施行に伴い、本学においても「関西大学個人情報保護規程」を制定し、個人情報保護委員会、個人情報保護管理者を置き、ホームページにおいて「個人情報保護方針」を掲出している。在学生は、この規程に基づき、個人情報の開示や訂正を求めることができる。ただし、本人からの開示請求があっても、第三者に関する情報が含まれている場合や、個人の指導、診断、評価、選考等に関するものである場合、開示することが業務の正常な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、開示しないこととしている。

(2) 受験生に対する情報公開

2006年度からは、一層の個人情報の保護及び個人成績の守秘を図るため、出身高校や在籍予備校に入試結果を通知することを承諾する場合、志願票の所定欄にマークしてもらうこととし、以下のとおり取扱っている。

〈一般入学試験での取扱い〉

受験生本人への通知 （不合格者のみに対して全員へ通知） ※合格者への得点通知は行わない。	受験した入学試験の合格最低点と本人の総得点を通知する（受験した学部・方式・実施日の志願者数・受験者数・合格者数の通知を含む）。また、学科等志望順位がある場合は、第1志望学科等の合格最低点を通知し、合格基準点抵触による不合格者（法学部のみ）に対してはそのことを通知する。
出身高等学校等への通知	受験生本人の承諾を得た場合のみ、「受験生の氏名、受験した学部の各教科（科目）の得点と総得点、合・否」を通知する。
予備校への通知	受験生本人の承諾を得た場合のみ、合格者の氏名のみを通知する。

〈大学入試センター試験を利用する入学試験での取扱い〉

受験生本人への通知 （不合格者のみに対して全員へ通知）	受験した学部・学科・専攻・方式・実施日の志願者数・受験者数・合格者数を通知する。
出身高等学校等への通知	受験生本人の承諾を得た場合のみ、「受験生の氏名、合・否」を通知する。
予備校への通知	受験生本人の承諾を得た場合のみ、合格者の氏名のみを通知する。

【点検・評価】

本学では、従来から個人情報保護を前提として、可能な限りの情報公開を行い、説明責任を果たしてきた。昨今、情報公開や説明責任は、どのような組織においても求められており、今後も個人情報保護や守秘義務

検索

を考慮しながら、その責任を果たしていく。

今後の到達目標

　財政公開については、ステークホルダーに対して説明責任を果たせるよう、設置学校別収支の公開等の資料を盛り込む。また、情報公開のスピード上げることやホームページの視認性・操作性を向上させるために、ホームページの刷新を行う。

検索

第Ⅱ編　学部・機構・大学院

法　　学　　部
法 学 研 究 科
文　　学　　部
文 学 研 究 科
経　　済　　学　　部
経 済 学 研 究 科
商　　学　　部
商 学 研 究 科
社　　会　　学　　部
社 会 学 研 究 科
政 策 創 造 学 部
外 国 語 学 部
外国語教育学研究科
外国語教育研究機構
総 合 情 報 学 部
総合情報学研究科
理 工 系 ３ 学 部
（システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部）
理 工 学 研 究 科
心 理 学 研 究 科（博士課程前期課程・後期課程）
法 務 研 究 科
会 計 研 究 科
心 理 学 研 究 科（専門職学位課程）

検索

法　学　部

検索

第Ⅱ編　法学部　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 301

1-1　理念・目的等　〈301〉

1-2　理念・目的等の検証　〈302〉

1-3　健全性、モラル等　〈303〉

2　学士課程の教育内容・方法等 …… 303

2-1　教育課程等　〈303〉

2-2　教育方法等　〈312〉

2-3　学位授与の認定　〈318〉

3　国際交流（国内外との教育研究交流） …… 319

3-1　国際交流（国内外との教育研究交流）　〈319〉

4　学生の受け入れ …… 320

4-1　入学者受け入れ方針等　〈321〉

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（学部）　〈322〉

4-3　入学者選抜の仕組み　〈326〉

4-4　入学者選抜方法の検証　〈327〉

4-5　科目等履修生・聴講生等　〈328〉

4-6　定員管理　〈329〉

4-7　編入学者、退学者　〈329〉

5　教員組織 …… 330

5-1　教員組織　〈330〉

5-2　教育研究支援職員　〈333〉

5-3　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続　〈334〉

5-4　教育研究活動の評価　〈335〉

6　研究活動と研究環境 …… 336

6-1　研究活動　〈336〉

6-2　研究環境　〈339〉

7　施設・設備等 …… 341

7-1　施設・設備等の整備　〈341〉

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置　〈343〉

7-3　利用上の配慮　〈343〉

8　学生生活 …… 344

8-1　学生への研究活動への支援　〈344〉

9　管理運営 …… 345

9-1　管理運営体制　〈345〉

9-2　学部長の権限と選任手続　〈346〉

10　自己点検・評価 …… 348

10-1　自己点検・評価　〈348〉

10-2　自己点検・評価に対する学外者による検証　〈349〉

1　理念・目的・教育目標

1-1　理念・目的等

【現状の説明】

関西大学の前身である関西法律学校は、1886年11月４日、関西で初めての本格的な法学教育機関として大阪の地に創設された。この学校の創設を企てたのは当時大阪で勤務していた司法官や、自由民権運動に携わった経験をもつ者たちであった。彼らは、自らの人権を自ら護っていくことができる近代的な市民が生まれるためには法に関する知識の普及が不可欠であり、法学教育によって法に関する知識を修得した人材を養成し、世に送り出していくことが急務であると考え、法律学校を創設した。このような関西法律学校創設の理念は、名誉校員としてこの学校の創立に関わった当時の大阪控訴院長児島惟謙が大津事件（1891年）の際に大審院長として示した思想と行動に結びつけられ、第二次世界大戦直後の岩崎卯一学長によって語られた「正義を権力より護れ」という理念とも呼応しつつ、関西大学建学の精神として脈々と受け継がれてきた。

関西法律学校の後身として直接にその歴史を継承している法学部は、上記建学の精神を引き継ぎながら、関西大学学則第１条「本学は、教育基本法（昭和22年法律第25号）に基づき人格形成をめざし、平和的な国家社会の形成者として必要な法学、文学、経済学、商学、情報学、工学等に関し、広く知識を授けるとともに深くその専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させることを目的」とし、人権の確立と尊重、及びそれを目的とする法と正義の実現を教育理念とし、リーガルマインド（法規範を判断基準として諸問題を総合的に分析し一定の結論を導き出す思考方法）を備え、社会の中での政治の意味を理解し、グローバルな視野と幅広い知識をもって社会に貢献できる人材の育成を、教育目標として掲げている。

この法学部の教育理念・目的・目標は、大学の旧来の学是である「学の実化」のもとに、「情報化・開かれた大学・国際化」という全学的教学目標と緊密な関係を保ちながら、法学部のカリキュラムのなかに具体化している。

法学部では、法律と政治という学部教育の両輪をより有機的に結びつけるために、2008年度より法学政治学科への学科統合を実施した。上記のような学部の教育理念・目標、カリキュラムについての情報は、法学部のホームページを通じて広く一般に公開している。受験生を対象とした『法学部 Information』や、オープン・キャンパスの際の学部相談において、法学部志望者に明確に説明しているほか、新入生に対しては、入学前に『ACCESS』を送付し、入学時のオリエンテーションにおいて『Commune Prudens への招待』というガイダンス冊子を用いて、学部長をはじめとして様々な角度から学部の教育理念・目標、カリキュラムに関する説明を行っている。

こうした理念・目的・目標に関しては、学則に明記するとともに、新入生を対象とした基幹科目講義や、共通教材を用いた導入教育を履修義務化することで、学部教育の初期時点で徹底できるような仕組みとなっている。その上で、２年次から学生が自ら科目を選択して履修設計を行うことを支援するために、全体と個別の履修ガイダンスを行っているほか、分野ごとの科目系統図や履修モデルも作成している。

【長所】

学科統合と、新カリキュラムによって、法律学に触れたことがない高校生の段階で自分の適性を予測する必要性をなくした。全ての学生は１年次に法学部で土台となる５つの分野の講義を全て学んだ上で、自らの関心にそって２年次以降の履修計画を設計でき、学生自身の学びに対する主体性、積極性を高めている。同時に、全ての学生が基幹科目と導入教育を履修することで、上述した学部の理念や教育目標をより徹底させることができる。

【問題点】

多様性に対応したカリキュラムは、学生が主体的に選択することを前提としているが、必ずしも全ての学

検索

生が 1 年次に自らの適性を把握できてはいない。選択肢が多すぎることが、方向性の定まっていない学生に戸惑いを与えたり、体系的ではない履修状況へと導いたりする可能性も残っている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

理念や教育目標に沿って、自らが法学部で学ぶ目標や進路について考えることを、既に履修ガイダンスや進路に関するガイダンスを通して促しているが、今後は更に系統的にガイダンスを行っていく必要がある。また、履修指導を行うための資料として、法学部のカリキュラム体系の説明や履修モデル等、系統的な学びのためのガイダンス冊子を刊行する予定である。

1-2　理念・目的等の検証

【現状の説明】

法学部では、上述した教育理念・目標が今日の社会的要請に対応しており、かつ充実した成果を挙げているかどうかを検証するしくみとして、「法学部自己点検・評価委員会」を設置している。2006年まで隔年刊行されていた『法学部自己点検・評価報告書』においては、授業科目別の受験率・合格率等のデータに基づく客観的評価が行われていることに加え、教員による教育活動に関する主体的な報告や評価も、アンケート調査への回答を掲載するというかたちで公表してきた。

2008年度からの新カリキュラムでは、学生が主体的に履修計画を行っているため、それが制度設計に合致しているかどうか、学生の履修状況及び成績のデータを集積し、分析を進めている。また、新カリキュラムで全ての学生に履修が義務づけられた科目では、同一科目を複数担当者が受け持つことになるため、担当者間の評価の適切性をめぐって、執行部及び教学体制委員会で現状分析と検討を重ねている。

また、こうした点検・評価作業を学部内関係者に留めることなく、毎年多くの学部生が参加しているビジネス・インターンシップの報告会や、企業を対象とする就職懇談会を通して、社会の側から法学部の教育内容や成果に対する評価を得たり、本学・地方をあわせて毎年約500組の学部生保護者が出席する教育懇談会を通じ、家庭の目を通して法学部の教育のあり方に対する評価を得たりする機会も作ってきた。これらの機会に寄せられた質問に対して教職員が適切に答え、また指摘に対して必要な措置を学部として検討することで、学部教育が社会的なアカウンタビリティを持つように努めている。

【長所】

執行部及び教学体制委員会では、継続的に学生の履修状況及び成績のデータを集積、分析しており、新カリキュラムが完成した時点で、客観的に法学部の理念・教育目標の達成を検証できる体制となっている。

【問題点】

法学部では、科目や授業形態の特性に配慮して GPA の導入を見送っている。しかし、全学生に履修が義務化された科目における担当者間の評価の違いをめぐっては、その適切性に関する判断が学部内で一致していない。また、学部独自の自己点検・評価報告書のあり方が定まっておらず、学部外への情報開示のあり方に課題が残っている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

新カリキュラムの教育効果を段階的に検証している段階で、趣旨が十分に反映されていない場合には、ガイダンスを実施したり、カリキュラムに補正を加えたりしているが、完成年度まではこうした作業を継続していくことになる。評価の適切性や情報開示をめぐる課題に関しては、早急に意見集約をし、方向性を示す必要性がある。

1-3　健全性、モラル等

【現状の説明】

人権の確立と尊重、及びそれを目的とする法と正義の実現を教育理念とする法学部では、教職員や学生の職業倫理、社会倫理や社会的正義の側面に、研究・教育内容と同等の重要性があると認識している。

人権問題への取り組みの一環として、新入生や在学生に対して、ハラスメントに関するパンフレットの配布を行うとともに、新任教員については、着任時にガイダンスを行って注意を喚起している。ハラスメント相談員を務める教員はもとより、それ以外の教員・職員も全学的研修会に参加する等、人権の侵害を未然に防ぐ環境を作るだけでなく、万が一そうした事態が発生した場合の対応についての認識を高めている。

また、職業倫理に反する行為、アカデミック・ハラスメント、暴力等の問題が生じた場合には、こうした問題を隠蔽することなく、学部として誠実に対処していくよう、教職員の間での理解・対応を進めている。

なお、学生のインターネット利用（電子メール・学外 Web 利用）に関しては、申請の際、「Internet 利用に関する誓約書」への同意を要件とすることにより、人権を侵害することなく適切な利用がなされるよう配慮している。

【長所】

法学部が取り扱う学問の延長線上に「倫理」、「モラル」が存在しており、それらが教室の中の抽象的な言葉に終わるのではなく、実際の生活に密着して意識されるように配慮している。その上で、法学部では教員、職員、学生を一体とした啓発活動の必要性が共通の理解となっており、毎年４月に、オリエンテーション行事の一環として、人権に関連したテーマで新入生歓迎学術講演を開催している。また、５月に開催される教育懇談会の教員と学生父母の懇談において、理解を得るための説明を行っている。

【問題点】

近年、インターネット上で匿名にて行われる人権侵害が増しており、学生に限らずインターネット上の倫理について認識を高める必要性がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法学部が取り組むべきことは、規則があるから人権侵害を慎むという消極的な人権意識ではなく、人権や倫理を大切に思う心を内側から育てることである。特にインターネット上の匿名の行為は、事後的に取り締まることは難しいだけではなく、その被害が瞬時にして広がってしまうため、内側からの予防がますます肝要となる。人権を大切に思う心を、キャンパス内の様々な活動と連携しながら、学部教職員が意識して育てていく必要がある。

２　学士課程の教育内容・方法等

2-1　教育課程等

前回の到達目標

法学部は、全学の「学の実化」という学是を基本とし、人権の確立と尊重をめざす中で、法学政治学科として法律と政治を両輪とする新しいカリキュラムへと移行していく。

また、学部として、教育課程に関して中長期的な課題を調査・研究し、提言するような部門の設置を検討する。

検索

2-1-1　法学部の教育課程

【現状の説明】

大学は、学校教育法第83条において「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」べきことがうたわれ、大学設置基準第19条に「専門の学芸を教授する」ことが規定されている。法学部においては、その理念・目的並びに学校教育法第83条、大学設置基準第19条に記されている目標を達成するために、大学に対する学生や社会のニーズ、教育環境をとりまく社会経済状況等を考慮しながら、教育課程を設定している。特に、近年の社会の多様化・複雑化に対応していくため、2008年度より従来の２学科制を法学政治学科へと有機的に統合した。また、幅広い知識と専門能力の展開という目標を達成するために、全学共通科目や外国語科目、他学部の専門科目の聴講等の充実をはかっている。

上記の教育目標を実現するために、本学部では、１年次で全ての学生に履修義務を課した基幹科目を設置し、それを核として体系的に高度な内容の科目を積み上げる形で、あるいは関連する多様な分野の科目を横に広げる形で、他の専門講義科目を配置している。また、共通教材を用いた導入演習を全ての１年次生に課し、文献の収集、解読をはじめとし、討論の行い方、レポート作成、口頭発表の行い方まで、法律学・政治学を学ぶための基本的な能力を育成している。その上に、少人数教育として基礎演習、発展演習、トピック演習、専門演習（早期)、そして専門演習Ⅰ・Ⅱの履修を配置している。専門演習Ⅱを履修したものは、研究論文を執筆できる。

法学部の卒業者には、学士（法学）の学位が与えられる。

図Ⅱ-法-1　法学部カリキュラム概念図（基幹科目及び導入演習以外は選択科目）

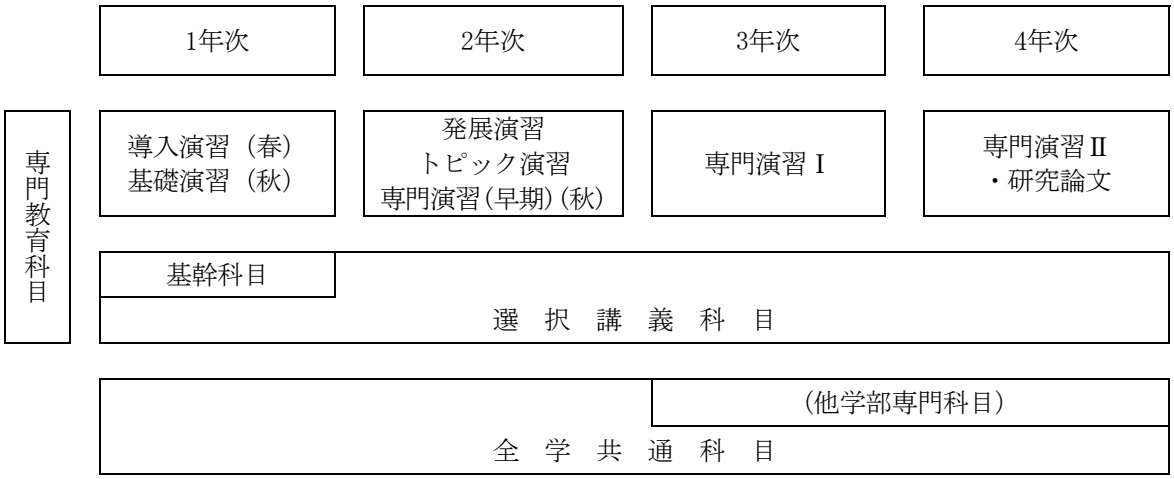

全学共通科目と並行して、法学部の専門分野を学ぶ上での基礎教育は、前述した基幹科目及び導入演習を中心として、全ての１年次生に対して行っている。また、倫理性を培う教育としては特に法学部学生にとって重要なものとして、法や政治の公的性格の理解と、基本的な人権感覚の育成が挙げられる。この点に関しては、およそ全ての専門科目が何らかの形で関連性を有すると言えるが、個別の講義としては、全学共通科目として「部落解放の歴史を知ろう」が開設されており、法学部専任教員が責任を持って担当しているほか、専門教育においても「憲法」や「展開講義（差別問題と法)」を専任教員が担当している。

全学共通科目は教育推進部が実施・運営の責任を担っており、その意思決定機関である教育推進委員会には副学部長が委員となっている。また学部の基礎教育の実施・運営の責任は、執行部並びに教学体制委員会が行っている。導入演習に関しては、導入演習教材作成委員会が教材の見直しを随時行っている。

法学部のカリキュラムに必修科目は置かれていないが、履修を義務化しているものとして、１年次の基幹

科目18単位及び導入演習２単位がある。それ以外の専門教育科目は年次配当のみ指定をした上で、全て選択科目となっており、自らの関心や将来の方向性に応じて、個々の学生が履修計画を立てる形となっている。ただし、共通するテーマを異なる分野から立体的に学ぶことをめざし、４科目で構成されたユニットを、２ユニット履修していることが卒業の要件となっており、教育目標を担保しながら自由度を高めている。

【長所】

法学部の教育課程は、法学部の理念・目的を追求するためのプログラムとして適合性をもち、学校教育法第83条、大学設置基準第19条との関係においても妥当性を有する点で評価される。また教育課程の策定及び運用においては、全学及び法学部との分業と協業の仕組みが確立されており、また責任所在についても明確化されている。教育課程の内容をみても、全学共通科目の編成は、各目的に沿って必要十分な科目が配置されており、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するのに適したものになっている。また専門科目への接続についても十分な配慮がなされている。

【問題点】

個々の学生が１年次に十分な能力をつけ、２年次以降はそれを前提に自由度を高めた履修を行える制度となっている。そのため、学生自身が制度趣旨を理解し、それに沿った履修を行わない場合は、カリキュラムの利点が活かされないという問題が生じる。それを防止するためにも、履修指導を頻繁に行い、実際の履修パターンを捕捉しながら、教育効果の検証を行っている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育課程の中で、新カリキュラムがめざした学部専門科目及び専門導入が、その意図した効果を上げているかどうかの検証を行い、必要な修正を加えていく必要がある。

2-1-2　履修科目の区分

【現状の説明】

法学部においては学部の理念・目的を追求し、かつ学校教育法第83条において定められたように「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」ために、学生の関心や将来の方向性に応じながらも、段階的・系統的な学びを導くカリキュラムを設定している。

専門教育科目は、１年次で基幹科目を設け、入門的・基礎的内容を習得した上で、関心を持った分野を中心として、より高度な専門的内容を学習するように位置づけている。また導入演習においては、法学部で学ぶために必要な能力を育成している。少人数でより深い内容の指導を行う「専門演習Ⅰ・Ⅱ」と「研究論文」は、２年次の春にゼミ・ガイダンスと見学会を行い、希望するテーマによって学生がゼミを選択する方式をとっている。第一希望を優先させながらも、選択の機会を２回設け、可能な限り多くの学生がゼミを履修できるようにしている。従来の２年型に加え、複数のテーマについてより専門的な学習を希望する学生に対応するため、１年完結型のゼミも開設している。進路に応じて早い時期から専門性の高いゼミ履修を希望する学生のためには、２年次秋学期から開講される「専門演習（早期）」も配置している。また、専門科目を学習していく上で情報の処理能力は不可欠であるため、１年次で「情報処理演習Ⅰ」、２年次で「情報処理演習Ⅱ」を設けている。

一般教養的授業科目は、主に全学共通科目がその役割を担っているが、法学部専門科目においても１年次配当科目を中心として、人間性の涵養に配慮している。

外国語科目については、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語及び朝鮮語のうち、英語４単位以上を含み、ドイツ語またはフランス語４単位以上を含めて３カ国語の範囲内で合計16単位以上を修得することが卒業要件である。16単位を超えて修得した単位については、８単位を限度として専門教育

科目の卒業所要単位とすることができる。例えば英語の場合、コミュニケーションクラス、「味わって読むコース」「うまく読むコース」「楽しく読むコース」「クリックして読むコース」等多様なクラスやコースを用意している。また、必修の８単位をこえて学習したい学生に対しては、アドバンスト・コミュニケーション、アドバンスト・ライティング、プラクティカル・イングリッシュ・セミナー、アドバンスト・メディア・イングリッシュ、エアリア・スタディズといった科目を設置して、それぞれの目的に応じて工夫を凝らした授業を展開している。

なお、外国語科目ではないが、外国書の解読を通して専門的な内容を習得する専門科目として、「外国書研究」を配置しており、少人数クラスで行っている。英語文献に基づくクラスが大多数を占めるものの、フランス語、ドイツ語、中国語のクラスも設置しており、一歩進んだ研究を行っていくための足がかりを提供している。特に、「外国書研究Ⅲ・Ⅳ」では高度なレベルの講義を展開しており、外国語を通した専門教育の訓練を行っていることが、法学部のカリキュラムにおける特色である。

以上のような形で、国際化する社会の中で異文化を理解し、外国語能力をもあわせもった学生を、法学部の教育理念・目的に沿った教育の中に組み入れている。

法学部の開設授業科目は、全学共通科目、外国語科目、及び専門教育科目に分類され、その量的配分は以下のとおりとなっている。専門教育科目がそれ以外の科目とほぼ同数というバランスになっている。専門教育科目については、必修科目はないが履修義務を課しているものが10科目ある。また、選択科目に加え、免許・資格等に関係する自由科目を52科目開設している。

表Ⅱ-法-2　法学部開設授業科目に占める量的配分(春／秋学期合計)　　2009年度

区　　分		科目数ないし割合
専門教育科目以外	全学共通科目	139
	外国語科目	96
専門教育科目以外の割合（%）		52.9
専門教育科目	履修義務科目	(内10)
	選択科目	155
	自由科目	54
専門教育科目の割合（%）		47.1
合　　計		444

卒業所要単位における全学共通科目、外国語科目、専門教育科目の量的配分は以下のとおりとなっている。

卒業所要単位は130単位で、全学共通科目は、A 群科の「人間性」「社会性」及び「国際性」の各カテゴリーからそれぞれ２単位以上を含めて20単位以上を修得することが必要である。外国語科目は英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語及び朝鮮語のうち、英語を４単位以上、ドイツ語またはフランス語４単位以上を含めて、３ヶ国語の範囲内で合計16単位を修得することが基本要件となっている。16単位をこえて修得した外国語科目は、８単位を限度に専門教育科目の卒業所要単位82単位の中へ算入することもできる。全学共通科目 B 群、C 群、K 群の科目は、合計４単位まで全学共通科目の卒業所要単位に含めることができる。

専門教育科目については、94単位以上修得することが卒業要件である。必修科目はないが、上述したように履修義務を課している科目が20単位、また異なる分野の４科目を組み合わせて複眼的な学習をめざしたユニットを２組履修することも、卒業要件となっている。なお、免許・資格等に関係する自由科目の単位は、卒業所要単位に含めることができない。卒業所要単位130単位のうち、全学共通科目・外国語科目が36単位(27.7%)、専門教育科目が94単位（72.3%）と、ほぼ１対３の割合となっている。

【長所】

法学部開設科目は、学部の理念・目的の実現のために適切に設計されており、量的なバランスについても十分に配慮している。また１年次の基幹科目と導入演習に履修義務を課し、ユニット制度によって複眼的な

履修を卒業要件とすることで、全ての学生に対して学部としての教育方針を徹底させる一方で、科目はすべて選択科目とすることで、学生の自主性に基づく科目選択を可能としている。

情報処理教育が充実している点も、本学部の長所である。１年次から始まる「情報処理演習Ⅰ・Ⅱ」は、専門教育において必要となってくるデータ処理能力の基礎的能力をつける上で重要な役割を果たしている。更に２年次秋学期からの「専門演習（早期)」、３・４年次の「専門演習Ⅰ・Ⅱ」でのゼミ発表は、プレゼンテーション能力の涵養に貢献している点も長所として挙げられよう。

【問題点】

新カリキュラムでは自由度を高めたが、同時に選択肢が多すぎて学生の戸惑いや、制度趣旨とは異なる履修パターンが見られるという問題もある。「専門演習Ⅰ・Ⅱ」について、１年完結型のゼミ開講数が少なかった為に、結果的に学生の選択肢を狭めてしまったきらいがある上に、開設当初の狙いに反して、４年次生における履修希望者が少なく、複数のテーマを学習するという機能を十分に果たしているのかどうか、疑義が呈されており、引き続き検討課題となっている。また、「専門演習（早期)」も制度としては導入しているが、十分に活用される段階に至っていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

新カリキュラムが呈する問題は、完成年度に向けてデータを集積・分析し、学生へのガイダンスを更に増したり、履修指導による微調整を行ったりしていく必要がある。

2-1-3　授業形態と単位の関係

【現状の説明】

○各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

授業科目の単位数は、学則第14条に定める基準によって計算されている。学則では授業の内容や形態を配慮し、「講義」「外国語科目・保健体育科目」「演習」「実習」「実験及び製図」の５種に分けて基準を定めているが、法学部の授業科目にはそのうち前者３種が該当する。法学部では、学則に基づいて各々次のように定めている。

① 講義は、原則として毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。
② 外国語科目及び保健体育科目は、原則として毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。
③ 演習は、原則として毎週1時間15週授業をもって1単位とする。

【長所】

セメスター制によって学生の学習効果が年２回確認できることから、成績が思わしくない学生の指導を早めに行うことができている。

【問題点】

セメスター制で学習効果が向上した反面として、教員の採点負担が増しており、よりよい教育のために教員の時間的な負担を軽減する必要性が残っている。また、やむをえない休講への補講日の確保が難しくなっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学年暦に関して、15週確保という数字だけではなく、教育内容の向上につながる形での議論が望まれる。また、完全セメスター制の導入についても引き続き議論される必要がある。

検索

2-1-4　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

学則第22条の２に基づき、国内外を問わず、本学が協定または認定する他の大学で授業科目の履修を希望する学生に対しては、教授会が教育上有益であると認めた場合に限り履修を許可し、履修した単位の認定に関しては、授業科目内容及び授業時間数等を審査のうえ、以下のとおり法学部の設置科目に読み替えて教授会で行っている。

（ア）全学共通科目

本学部と同等の内容と同一の単位数の科目は認め、同等の内容で単位数が異なる場合は、認定しない。ただし、内容が類似すると認められる他の修得科目とあわせて、本学部の全学共通科目に読み替えて認定することがある。他大学の保健体育科目は、全学共通科目として扱う。

（イ）外国語科目

同等の内容で同一単位数の科目は、第１外国語、第２外国語に読み替えて各８単位を限度に認定する。同等の内容で単位数が異なる場合は、合算して認定することがある。本学部で開設していない外国語科目は認定しない。

（ウ）専門教育科目

28単位の範囲内で読み替えて認定する。本学部と同等の内容と同一の単位数の科目は認め、同等の内容で単位数が異なる場合は、認定しない。ただし、内容が類似すると認められる他の修得科目とあわせて、本学部の専門教育科目に読み代えて認定することがある。

また、学則第22条の３に基づき、学生が入学する前に大学や短期大学で修得した単位、及び短期大学や高等専門学校の専攻科における学修についても、上記の方法によって教授会において認定を行っている。

現在、海外の49大学と学術交流協定を結び、教員の相互派遣や共同研究、学術資料・情報の交換等を行っているが、このうち48大学と学生交換協定を結び、交換留学制度を設けて、大学間で留学生の派遣を行っている。

学生の留学には、この48大学へ留学する派遣留学と、学生自身が開拓してきた協定校以外の大学に留学する認定留学があり、いずれも１年間を限度に留学期間を就学年限として認め、前述のように、留学先で修得した単位は60単位を超えない範囲で認定を行っている。

【長所】

法学部においては、学生の海外留学を推奨する観点から、派遣留学にとどまらず協定校以外の外国の大学で認定された単位についても、慎重に審査を行い、教授会において審議をした上で積極的に読み替えを行っている。

【問題点】

国内外の単位互換を推奨するものの、同時に法学部カリキュラムが１年次の基幹科目・導入演習から積み上げながらめざしている、法学部生として適切な教育効果に相当するだけの水準も確保する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育内容の水準を担保しながらも、法学部開設科目の範囲内での自由度のみでなく、国内外の単位互換にも適応できる、柔軟なカリキュラムの構成を考える必要がある。

検索

2-1-5　開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

法学部の専門教育科目における専任教員の授業担当割合は、2009年度で36.9%から72.7%の幅を持つ。新カリキュラムに限るならば、春学期65.6%、秋学期74.4%という高い数値となっている。逆に、外国語科目では、15.5%から22%の幅を持ち、低い数値となっている。残留生を対象としたフレックスタイムの授業では、デイタイムに比べて専任教員の授業担当割合が低くなっている。

表Ⅱ-法-3　法学部開講科目の専兼比率

2009年度春学期

学部	学科等	区分		選択必修科目	選択科目	自由科目	全開設授業科目
法学部（デイタイム・第1部）	外国語科目		専任担当科目数(A)		5.1		5.1
			兼任担当科目数(B)		27.9		27.9
			専兼比率 (A/(A+B)*100)		15.5		15.5
	法学政治学科	専門教育科目	専任担当科目数(A)		73.7	9.0	82.7
			兼任担当科目数(B)		26.3	17.0	43.3
			専兼比率 (A/(A+B)*100)		73.7	34.6	65.6
	法律学科	専門教育科目	専任担当科目数(A)		5.9	2.1	8.0
			兼任担当科目数(B)		1.1	1.9	3.0
			専兼比率 (A/(A+B)*100)		84.3	52.5	72.7
	政治学科	専門教育科目	専任担当科目数(A)		5.9	2.1	8.0
			兼任担当科目数(B)		1.1	1.9	3.0
			専兼比率 (A/(A+B)*100)		84.3	52.5	72.7

2009年度秋学期

学部	学科等	区分		選択必修科目	選択科目	自由科目	全開設授業科目
法学部（デイタイム・第1部）	外国語科目		専任担当科目数(A)		10.1		10.1
			兼任担当科目数(B)		35.9		35.9
			専兼比率 (A/(A+B)*100)		22.0		22.0
	法学政治学科	専門教育科目	専任担当科目数(A)		77.5	2.1	79.6
			兼任担当科目数(B)		26.5	0.9	27.4
			専兼比率 (A/(A+B)*100)		74.5	70.0	74.4
	法律学科	専門教育科目	専任担当科目数(A)		4.9	8.0	12.9
			兼任担当科目数(B)		3.1	19.0	22.1
			専兼比率 (A/(A+B)*100)		61.3	47.1	36.9
	政治学科	専門教育科目	専任担当科目数(A)		4.9	8.0	12.9
			兼任担当科目数(B)		3.1	19.0	22.1
			専兼比率 (A/(A+B)*100)		61.3	47.1	36.9

法学部の教育課程への兼任教員の関与は、主要学科目に相当する科目ではなく、展開講義科目や少人数クラスである外国書研究等に配置されており、学科目の充実や授業科目の増加に寄与している。ただし、同じ曜限に全学生が集中して受講する導入演習に関しては、主要科目でありながらも、人員確保のためにほとんどが兼任教員の担当となっている。

【長所】

法学部の専門教育科目に関しては、自由科目を除外して考えると専兼比率が約２対１以上であり、専任教

検索

員によって十分な責任が担われていると考えられる。

【問題点】

専門教育以外の科目、特に外国語科目で極端に専任教員の担当が少ない点は、全学的に検討する必要がある。導入演習は学部教育の入り口に当たる重要な科目にも関わらず、ほとんどを兼任教員に依存する結果となっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

専任教員一人当たりの在籍学生数は改善されつつあるが、2009年５月現在の教員一人当たりの学生数は78人と、文科系学部の中ではいまだにもっとも多くなっており、教員数の増員が引き続き必要である。

2-1-6　カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

前述のように、基幹科目と「導入演習」を設け、高校から大学教育への移行期の基礎教育科目として位置づけている。基幹科目はわかりやすい内容で学生に法学部教育への内的な動機づけを行い、専門教育科目との橋渡しの役割を果たす。他方、「導入演習」は共通教材を用いて、専門教育にとって基礎的な能力だけでなく、大学における授業の受け方、ノートの取り方、文献の調べ方といった、高等教育への移行に適応できるように配慮した指導も行っている。

【長所】

法学部では１年次から大教室での授業が行われ、高校との違いに学生が戸惑うことも多い。その中で、少人数のクラス制を敷いている「導入演習」は勉学面のみならず、人間関係においても大学生活への適応にとって重要な役割を果たしている。また、１年次の基幹科目で法学部教育の多様な分野の専門教育を受けることは、２年次からの履修計画を立てる上での重要な判断材料ともなっている。

【問題点】

一般に学生の基礎学力の低下が指摘されており、また本学においても入試方法の多様化によって学力にばらつきが見受けられるようになってきた。入学前指導は行ってはいるが、その内容や体制について検討する必要があるように思われる。共通教材を用いた「導入演習」であっても、担当教員の分野や経験等によって、内容のばらつきが避けられない状況である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

全学生に履修義務を課した基幹科目と導入演習が、法学部教育の入り口としての役割を果たすためにも、クラスの違いに関わらず教育内容の等質性を確保する方策を考える必要がある。

2-1-7　カリキュラムと国家試験

【現状の説明】

本学では、所属の学部を問わず、所定の単位を修得して免許や資格を取得するための課程として教職課程、図書館情報学課程、博物館学課程、社会教育課程を設定している。法学部においても、これらの課程を履修することが可能である。

履修者数がもっとも多いのは、教職課程である。法学部では、社会の中学校教諭１種普通免許状及び地理歴史、公民の高等学校教諭１種普通免許状の取得が可能である。2008年度は、小学校の免許取得者が延べ１名、中学校の免許取得者が延べ15名、高等学校の免許取得者が延べ37名であった。

次に、その他の課程についてみると、2008年度に図書館情報学課程で司書資格を取得した者が14名、司書教諭資格の取得者は１名、博物館学課程で学芸員資格を取得した者は３名、社会教育課程で社会教育主事任用資格を取得した者は１名であった。

【長所】

法学部では司法試験、公務員試験の受験者が多いため、教職やその他の資格を得る課程を履修するものは比較的少ないが、教職課程の免許取得者にとっては、卒業に係る専門教育科目の単位を修得することにより、おのずと「教科に関する科目」を主とした科目に連動していることから、比較的、免許が取得しやすい状況にある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

新カリキュラムでは、多様な関心に沿った履修が可能になっているので、各種資格を取りやすくなっているが、同時にしっかりとした進路設計のもとに資格取得が考えられるような支援も必要である。

2-1-8　インターンシップ、ボランティア

【現状の説明】

インターンシップはここ数年で急速に普及し、また多様化している。ビジネス・インターンシップに関しては、現在ではキャリアセンターが派遣先企業等を開拓して実施するインターンシップの他に、企業や経営者団体等が公募等で行うものや、NPO 団体が運営する議員インターンシップ等も増えてきており、大学が実態を把握するのは困難になりつつある。

法学部でのビジネス・インターンシップの実習生は、2008年度は71名で、自由科目として単位認定を行っている。学校インターンシップに関しても、法学部では2008年度より単位認定を行っており、延べ９名の実習生があった。

他方、ボランティアとは何らかの見返りを求める活動とは異なるため、法学部ではボランティア活動が自主的に行われることを奨励するものの、それに対して単位認定は行っていない。

表Ⅱ-法-4　法学部ビジネス・インターンシップ実習生　　2008年度

学　　科	決　定　者		
	計	男	女
法律学科	44	14	30
政治学科	20	7	13
法学政治学科（1年次生）	7	4	3
小　計	71	25	46

表Ⅱ-法-5　法学部学校インターンシップ実習生　　2008年度

年　次	人　数（延べ）
1　年　次	3
2　年　次	1
3　年　次	3
4　年　次	2

【長所】

最近では、採用直結型のビジネス・インターンシップも増えつつあるが、基本的にインターンシップはキャリア体験としての教育プログラムであり、短期間とはいえ、学生がこれまでとは異なる社会的場面に身を置き、就業を体験することは、卒業後の進路を考える上で貴重な機会であろう。

本学は学生数が多いことから、希望者全員がインターンシップを経験することは困難であり、この点は問

題であるが、インターンシップの制度自体は定着を迎え、うまく機能していると思われる。

【問題点】

インターンシップへの学生の関心が高まっているが、学部教育の中での位置づけが確定していない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

インターンシップについては自由科目として単位認定を行っているが、その内容は玉石混交状態であり、進路選択の支援と関連させながら、学部が何らかのかたちでより積極的に関与する方策を検討する必要があると思われる。

2-1-9　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

法学部では社会人入学試験、及び外国人留学生入学試験を実施し、社会人と留学生の受け入れを行っているが、2009年度は社会人学生の入学は0名、外国人留学生の入学も1名に留まった。

留学生に対しては、1年次配当の必修科目として、「日本語1（講読）」「日本語2（作文）」「日本語3（講読）」「日本語4（作文）」を計8単位設けるとともに、日本についての理解を深め、合わせて留学生の日本語能力を向上させるために、1年次配当の選択科目として、「日本事情1（日本の文化と社会）」「日本事情2（日本の経済と技術）」を計4単位設けている。また、外国人学部留学生学習相談担当の教員を配備して、ゼミに属さない学生の相談にあたっている。大学全体としての取り組みであるが、交換留学生・私費留学生も入寮できる学生寮として、「学生国際交流館・秀麗寮」が設置され、共同生活の中で、留学生にとっても日本人学生にとっても、国際感覚の育成や相互交流を推進する役割を果たしている。

【長所】

法学部でも、社会人や外国人留学生等を積極的に受け入れる方針をもっている。

【問題点】

デイタイムとフレックスが統合されたことで、社会人も昼間に履修を行わなくてはならなくなった。他学部に比べて法学部の外国人留学生数は少なく留まっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法学部教育の多様化のためにも、社会人や外国人留学生が学びやすい環境を考慮する必要がある。ただし、社会人の受け入れに関しては、大学院での社会人受け入れとの役割分担も考慮する必要がある。

今後の到達目標

新しいカリキュラムのもとで、学生の進路設計と綿密に連携しながら、より充実した教育効果になるような指導体制を取っていく。また、学生の構成や活動がますます多様化していく中で、学部カリキュラムにも多様性が効果的に活かせるような工夫を行っていく。

2-2　教育方法等

前回の到達目標

法学部の教育目標を達成するために、適切な教育方法を用い、かつ教育効果を正確に把握するための制度が整備されていることを確認する。また、成績評価の適切性についての教員の認識を深めていく。

2-2-1　教育効果の測定（学部）

【現状の説明】

法学部専門教育科目の構成は演習科目と講義科目とに大分できる。2009年度のシラバスによると、演習科目の多くは「期末レポート＋平常時の報告ないしレポート」によって教育の効果を測定しており、演習の特徴である学習の積み重ねを重視したものとなっている。講義科目においては「期末試験」若しくは「期末試験に代わる論文（レポート）」によって教育の効果を測定しており、特に「期末試験」が多数を占めている。しかしながら、講義科目であっても、多くの科目が期末試験や論文（レポート）に加えて、平常時に課される小試験やレポートの内容の確認を行い、法学部の特徴である大教室での講義においても、十分な教育効果が得られるよう配慮している。

法学部の卒業生の進路は、就職、進学、その他と分かれる。法学部生の大多数は民間企業に就職しており、年度によって分野に変動はあるものの、2008年度卒業生は金融・保険業（30.9%）がもっとも多く、製造業（13.6%）、商業（11.0%）と続いた。これらの民間企業への就職では、法学部教育がめざしている、リーガルマインドと問題解決能力及び論理的に議論を行う能力等が高く評価されていると思われる。

また、法学部の卒業生の特徴として、官公庁への就職（14.8%）が他学部に比べると極めて多かった。法科大学院を含む大学院進学（57%）も特徴的で、学部教育がめざしている人材育成が成果をあげていることを示している。しかし、公務員試験や大学院進学は、合格するまでに時間がかかることが多く、26.5%もの卒業生の進路がその他に分類されている理由は、そのためである。

教育効果の測定方法等の大枠については、各パートから選出される教学体制委員により議論され、ついで教授会での審議・決定を通じて教員間で理解を共有する仕組みとなっている。また教員個人においても、他の教員のシラバスを参照したり、意見交換をすすめたりすることによって、教育効果等の測定方法については合意が形成される傾向にある。また同一科目で担当者が異なる場合には、担当者間で教育効果の測定方法について調整が行われる。

教育効果を測定するシステム全体ついては、法学部執行部や教学体制委員の間で必要に応じて議論され検証されているものの、制度的な枠組みが構築されるには至っていない。

また、国際的、国内的に注目され評価されるような人材は、今回の自己点検、評価期間中においては見受けられない。

【長所】

法学部の教育効果測定は、論述試験を重視しているが、それに加えて出席状況、小テスト、レポートを取り入れる担当教員が増加し、学生が真面目に努力することも評価されている。セメスター制度により評価回数も増して、より細かく教育効果を見ながら授業を進めている。多数の学生が履修する科目は複数クラス開講され、その間の調整が行われている場合もある。

【問題点】

複数クラス開講される科目では、教育効果の測定基準にクラス間でどうしても差異が生じるという問題が残る。また教育効果等の測定を厳密にすればするほど、その分時間や手間がかかることになる。各クラスの履修者数が比較的多いため、e-Learning のシステムや授業支援ステーションの設置でいくぶん軽減されているものの、教員の負担がいまだに大きい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育効果の測定方法については、授業科目の特性等の違いや教員の教育観等とも関係することから画一化することは容認されないが、教育効果の測定方法やそのためのガイドラインを学部として整備していくことも必要であろう。まずは法学部内の分野レベルで議論を進める必要がある。

検索

2-2-2　成績評価法

【現状の説明】

法学部では学生が履修登録した授業の教育効果を高めるために年間の履修制限単位を48単位（各学期25単位）と定めている。履修する科目数を制限することによって、それぞれの科目において予習・復習を行う時間を確保し、またレポート作成や試験の準備にも十分な時間を充てることができる。

ただし、教職・学芸員等の資格取得のための自由科目は履修制限単位外として年間30単位まで履修できるようにし、資格取得のための便宜を図っている。更に「海外語学実習」、「教育実習（一）」、「教育実習（二）」、「イングリッシュ・メディア・ラボⅡa・Ⅱb」は学生の実践的能力を高める目的で設置しているものであり、30単位とは別枠で履修できることとしている。

また、編・転入学生の場合は２年間での卒業を見込んでいるために、年間48単位の枠をはずしているが、一人一人の事情に応じて無理のない履修ができるように相談して決めている。

成績評価については、平常点、レポート、小テスト、期末レポート、期末試験のうちの一つ若しくはそれらを組み合わせている。組み合わせ、配点、採点基準等は授業担当者の裁量であるが、シラバス、授業中、試験終了後等に採点基準が担当者より示されることもある。

成績評価は100点満点で行われるが、学生には100～90点を秀、89～80点を優、79～70点を良、69～60点を可、59点以下を不合格として学期ごとに学生に開示している。

開示後、一定期間をクレーム期間として、成績評価に疑問のある学生はその期間内に教務センターを通して問い合わせをすることができ、問い合わせを受けた教員は出席簿や答案・レポートをもとに成績の根拠を説明することが求められる。また教員の講義またはホームページ等を通じて、学生に対して採点基準や講評を行う者もおり、評価基準の妥当性や透明性を確保しようとする動きが広がっている。また、従前、学部として作成してきた『法学部自己点検・評価報告書』においては各科目の合格率を掲載していた。これは成績評価の厳格性を一定程度担保するための効果をもつものであろう。

２年次秋学期よりの「専門演習（早期）」、３年次の「専門演習Ⅰ」及び４年次の「専門演習Ⅱ」（及び研究論文）においては、学生が自分で研究を行い、論文を作成し、報告する能力を実践的に訓練するが、その基礎となる知識や情報技術等はどうしても必要である。そのため法学部では「専門演習（早期）」を履修するには、１年次終了時までに36単位以上、「専門演習Ⅰ」を履修するには前年度までに卒業所要単位のうち60単位以上を修得していることを条件として課している。なお、「専門演習Ⅱ」と組み合わされた「研究論文」は、いわゆる卒業論文に相当するものであり、論文作成に関わる指導を通じて、卒業時に至るまでの学生の質を制御しうるとともに、学部での最終的な教育効果を検証できる。

【長所】

採点基準の明確化及び教育効果の検証更には学習意欲の向上の確保等、全体としては厳格な成績評価の仕組みを確保しようとする動きが高まっている点は評価できる。

【問題点】

新カリキュラムでは全学生に履修を義務化した科目もあり、受講したクラスによって評価基準に大きな違いがある場合は、学生の間に不公正感が生じるだけではなく、教育効果の把握にも影響することもあり、成績評価の適切性を確保する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法学部における成績評価について、教員の間で一定の方針を設定し、学生に対しても公開していくことで、成績評価に対する信頼性が高められる。全学的に取り入れられている GPA について、形式的に取り入れるということではなく、成績評価の適切性という意味でどのように対応するかも課題である。

2-2-3　履修指導

【現状の説明】

新入生に対する履修指導は、入学式後の履修ガイダンス時に単位制や授業科目の選択、資格の取得等について説明を行う。新入生に配布する法学部のガイダンス用冊子『Commune Prudens への招待』や合格時に送付している『ACCESS―法学部学習案内―』には、履修に関する詳しい説明の他、教員や学舎の紹介を掲載している。ガイダンスにおいては、卒業までの流れの説明に加え、１年次の履修で特に注意すべき点を、『HAND BOOK（大学要覧）』、『法学部講義要項・講義計画』等を用いながら説明する。司法試験、公務員試験を希望する学生には、エクステンション・リードセンターの講座の紹介も行う。１年次冬に、分野別の科目系統図やユニット制度、関心や進路別の履修モデル等を含めた、２年次以降の履修計画のガイダンスを行うほか、履修登録時にも個別面談を行っている。ゼミの履修に当たっては、２年次春にゼミ紹介のガイダンスとゼミ見学を行った後、別途冊子を作成し、詳細な演習計画等を配布している。

学生の履修状況や単位取得状況については保護者に対して通知したり、教育懇談会において個人面談により説明したりする等して、履修指導のプロセスに保護者が参画する機会を設けている。

オフィスアワーは制度化されていないものの、教員は法学部のホームページや講義を通じて学生には研究室の電話番号や電子メール・アドレス等連絡方法を明らかにする等して、学生が適宜相談を受けられる状態にしている。また学内のインフォメーションシステムや e-Learning のシステムをつかって、学生と教員とが相互にコミュニケーションを取ることができる制度が整っている。実際、多くの教員はそのような方法で学生と日程を設定した上で面談を行ったり、助言をしたりしている。

法学部の卒業判定合格率は、2008年度で77.1％であり、毎年200名を超える残留生が存在する。留年生に対する指導は基本的にゼミの担当教員が行うが、この他に教務センター等においても随時指導を行っている。執行部でも、各成績発表時に成績不良者を確認し、ガイダンスを行うことで、早期に問題抱える学生への対応を行っている。

法学部では社会人学生の履修や、帰国生徒の履修に当たって、特別に教育指導する制度はない。留学生に対しては、１年次配当の必修科目として、「日本語１（講読）」「日本語２（作文）」「日本語３（講読）」「日本語４（作文）」を計８単位設けるとともに、日本についての理解を深め、合わせて留学生の日本語能力を向上させるために、１年次配当の選択科目として、「日本事情１（日本の文化と社会）」「日本事情２（日本の経済と技術）」が計４単位設けられている。また、外国人学部留学生学習相談担当の教員を配備して、ゼミに属さない学生の相談にあたっている。

現在のところ、学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度は導入していないが、学生相談主事が、学生生活全般の中で学習に関するアドバイスも行っている。

科目等履修生及び聴講生については、聴講生の受講理由は自己研修が主であり、社会人のリカレント学習と生涯学習が目的であると思われる。基本的には入学試験を受けた学生と同等の履修指導を行っているが、履修登録に当たっては入試センターや教務センター等で情報提供や説明を行う等、履修目的に応じた指導を個別に行っている。

【長所】

新カリキュラムの下では、学年進行にともなってこまめにガイダンスを行っている。また、成績不良者への対応も、成績発表の機会を利用して早期に行っている。

【問題点】

成績不良者の中には、ガイダンスに応じない学生や、ガイダンス後も自主的に姿勢を改善しないために成績不良が継続する学生もいる。

検索

【将来の改善・改革に向けた方策】

個々の学生の関心に沿うことができる新カリキュラムによって、学生の学習意欲を内側から引き出すことがどうか検証する必要がある。社会人や留学生が学びやすい環境をどのように整えることができるかも課題である。形式的な制度としてのオフィスアワーを強調するのではなく、メールやインフォメーションシステムの伝言機能を利用してアポイントメントを取る等、学生にとっても教員にとっても、実質的かつ効率的にコミュニケーションの機会が増大することを優先させていくべきであろう。

2-2-4　教育改善への組織的な取り組み

【現状の説明】

法学部では１年次の「導入演習」や「基礎演習」、２年次の「発展演習」や「トピック演習」、２年次秋学期からの「専門演習（早期）」、そして３・４年次の「専門演習 Ⅰ・Ⅱ」において少人数のゼミナール形式の授業を行い、単なる知識の習得にとどまらず、法学・政治学上の課題発見、問題解決等プロセス重視の教育を行い、研究のために必要なスキルを身につける工夫を行っている。３年次の「専門演習Ⅰ」、４年次の「専門演習Ⅱ（研究論文）」では大多数の教員が合宿を行い、集中的な学習や学生同士、学生と教員とのコミュニケーションを密にする工夫をしている。この合宿授業への費用補助も制度化されている。

法学部学術講演会として、外部の研究者あるいは学識経験者を招き、学生に外部の世界に目を開かせるための企画を行っている。2007年度は７回、2008年度は８回、学術講演会が開催された。更に１教員１回の制限がついているゲスト・スピーカー制度については、2007年度で４件、2008年度で７件の利用があった。

講義科目においては、単にレジュメの配布や板書だけにとどまらず、プレゼンテーションソフトを使用しながら、図表や映像等の視覚的情報を学生に提示することで学習効果が高まるように工夫する教員が増加している。これは、教室の設備の充実と、教員側の積極的な教材作成の双方の結果として生じている。

また授業支援ステーションの整備によって、レジュメの配布や課題・出席表の回収等講義に付随する業務が効率化される傾向にある。併せて、e-Learning システムが整備されており、インターネット上での課題の提出、予習・復習のための資料配布や小テスト、担当教員への質問が行うことができる。更に担当教員によっては模擬法廷を用いた体験学習も組み込まれており、法律学の教育効果を高める一助としている。

全学的に実施される授業評価は、ウェブ利用と授業中の用紙記入の二つの方法で行われている。2008年度春学期は対象528クラスのうち344クラスで実施（65.2%）、秋学期の科目では対象505クラスのうち330クラスで実施（65.3%）した。調査では評点方式の質問のほかに、授業に関する意見を自由記述方式で記入させており、自由記述分は直接担当教員が受け取り、参考にすることができるようになっている。評価結果は学部ごとに集計されインフォメーションシステムによって学生に対して公開されるとともに、実施した科目については担当教員にその科目についての集計結果がフィードバックされている。そうした評価の活用方法については、現在のところ個々の教員の判断に任されている。

FD 活動については、全学レベルの委員を学部から選出しているが、学部内の活動については執行部や教学体制委員会が継続的な実施を検討する場となっている。学部レベルでの FD 活動の一環として、法学部教員を対象とする「公開授業」を実施している。具体的には、「公開授業」に設定された授業に他の法学部教員が出席し、授業終了後に講評会を開催し教授法の研究開発の一助としている。また、教育推進部の FD 活動にも協力している。

法学部における開講科目のすべてについて ①講義概要、②講義計画、③成績評価の方法、④教科書、⑤参考書、⑥備考の各項目を記載したシラバスがインターネット上で公開されている。学生が履修を決める際に参考になるだけでなく、授業の進め方の確認、更には受験生が法学部を理解する上でも参考となっている。

法学部では、現在のところ卒業生から在学時の評価を求める仕組みは導入していない。在学生による授業評価の結果は、過去の調査結果と併せて情報が授業担当者に提供される。授業担当者は評価結果の差違を分

析することによって、次年度以降の授業の改善に役立てることができ、評価結果の分析とフィードバックによって教育改善を行うことができるようなシステムとなっているといえる。また、法学部の授業担当者の評価結果を集計したデータもあるので、学部全体の授業評価動向も経年的に分析することができる。なお昨年はカリキュラム検討委員会が設置され、教育改善のための討議が同委員会や教授会においても活発に行ってきた。このような検討委員会を設置し各評価データを分析する作業も、教育改善に資するものになっている。

【長所】

教育を改善するための教員の活動は、さまざまなレベルで観察される。シラバスは充実しており外部にも公表している。また授業評価についても一定の水準で実施しており、受講生に対して評価内容についてのコメントを返却している教員もいる。

【問題点】

最終的にシラバスの持つ意義については、教員間でばらつきがある。また、学生による授業評価アンケートについては、ウェブ利用等で改善が試みられたものの、授業にあまり出ていない学生への説明責任を教員が求められる問題や、匿名であること、及び時間や労力がかかるため、真剣に回答しているとは言い難いコメントが自由記述欄に記載されることもあり、教員側の授業の改善意欲を削ぎかねないという問題も残っている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

授業評価の結果をどう生かすかについての判断が、教員個人に委ねられること自体は、やむをえないところであるとしても、学部として授業評価をどのように活用するか、学部レベルでの FD 活動に新しい措置が必要であろう。

2-2-5　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

○　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

法学部における講義は、全学生が履修する基幹科目が300名規模の 3 つのクラスに分けて行われている。再履修を行う学生が多い科目では上位回生向けのクラスを用意しているものもあり、講義科目であっても、受講生を適性規模に保てるように留意している。

演習科目は少人数教育の拡充のために重要であり、 1 年次生は全員「導入演習」を受講することとなっている。更に希望者で選考に残った学生は、「基礎演習」（ 1 年次）、「発展演習」や「トピック演習」（ 2 年次）と継続的に少人数教育を受講することができる。 2 年次秋学期からは専門演習（早期）、そして 3 ・ 4 年次には専門演習が設置されている。こうした少人数教員は原則として定員を20名（最大で24名）としており、双方向的に議論を行うに適した規模となっている。

表Ⅱ-法-6　【クラス規模】法学部（デイタイム・第1部）　2008年度

履修者数	専門科目				外国語	合計
	必修（講義科目）	選択（講義科目）	演習	自由（講義・演習）		
1～ 20		34	63	9	108	214
21～ 50		50	67	40	389	546
51～100		25		21	3	49
101～200		55		13		68
201～500		92		15		107
501以上		35				35
合　計		291	130	98	500	1,019

検索

○　マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

マルチメディアの活用については、既に述べたように、学内において IT インフラの整備が進んでおり、また教員がプレゼンテーションソフトを用いたり、動画や写真、図表等を用いながら視覚に訴えたりする教材も作られている。更にインターネットを使って予習・復習を進める e-Learning システムも積極的に活用している。

○　「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

現在、「遠隔授業」による授業は行っていない。

【長所】

受講者数に応じた授業形態及び授業方法を取り入れており、ウェブ上の授業支援システムやマルチメディアの導入等によって、大人数講義であっても教育効果が改善されてきている点は評価できる。またゲスト・スピーカーや学術講演会等を開催する等、新しい授業形態の開発も続けている点も評価できよう。

【問題点】

新カリキュラムで履修科目の自由度が増したこと等から、2009年度は例年を大幅に上回る履修生もあり、講義科目において履修生の選抜を行っていないため、適性規模とは言えない授業もある。１年次春学期には全員が履修する導入演習を設置したが、それに続く基礎演習や発展演習では、必ずしも希望者全員を収容できるだけのコマ数が提供できていない。ゲスト・スピーカーの活用については、ゲストに支払われる謝金額が少なく、そのことが積極的な活用を阻んでいるものと思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

講義科目を適性規模に押さえるためには、履修登録の段階で抽選等の選抜について検討する必要がある。演習科目を希望者が収容できるだけ開講するには、法学部教員以外のスタッフにも協力を仰げるよう、検討が必要である。ゲスト・スピーカーの活用については、全学的な改善を行う必要がある。

今後の到達目標

教育効果を上げるために、教員が授業の方法の改善に常に務めるだけでなく、学生自身が自ら目標をもって積極的に学んでいける環境を整える必要がある。そのためには、講義の規模を適切にし、学生とのコミュニケーションを多様な手段で密にしていくほか、成績評価の適切性についての認識が共有できるよう、担当教員の間での議論を深めていく。

2-3　学位授与の認定

前回の到達目標

卒業単位を満たし法学士の学位を受ける学生が、法学部の教育目標を達成し、社会に貢献できる資質を備えていることを確実にする。

2-3-1　３年卒業の特例

【現状の説明】

早期卒業制度については、学部教育の中身によってその適否が異なると思われる。法学部では、系統的に専門科目の履修が求められており、３年次までで学士として十分な教育が完了するとは思われない。そのため、2005年度からは大学院法学研究科と連携して、成績が優秀で、かつ、大学院への進学を希望する学生に

ついて、４年次に博士課程前期課程の一定の科目の履修を許可することにより、大学院入学後最短１年で前期課程を修了しうる途を開いた。法学部にとって、このような大学院教育との連携がより望ましい形での成績優秀者への対応であると考えられる。

【長所】

大学院教育との連携によって、成績優秀な学生は４年次から大学院生とともに学び、よい刺激を受けることができる。また、１年で修士課程を修了することが可能な制度であるため、早期に高度専門職として実践につくことも可能である。

【問題点】

成績優秀者が他大学大学院に進学した場合、４年次で修得した単位の移行制度が利用できないため、大学間での単位互換制度等の充実も同時に求められる。また、大学院を１年で修了することをめざした場合、高度専門職として就職活動をしながら修士論文を執筆することとなり、かなり綿密な研究計画が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

３年早期卒業が法学部生にとって好ましい方向性であるとは考えられないので、今後とも大学院教育との連携という形で対応していく。他大学進学者希望者にとっても４年次で大学院授業を履修することの付加価値を高める方策が必要である。

今後の到達目標

卒業単位を満たすという形式的な要件のみではなく、真に教育目標を達成した学生が、その成果を有効に次の進路へと継続していけるような仕組みを作る。

３　国際交流（国内外との教育研究交流）

前回の到達目標

教育・研究の水準を高め、キャンパスの構成員がこれまで以上に多文化な背景を持つ人びとから成るように、積極的に、かつ双方向的に国際交流を行う。

3-1　国際交流（国内外との教育研究交流）

【現状の説明】

法学部においては、異文化理解の促進・国際性の涵養、及び教員の研究・教育内容における相乗効果の発揮を目的として、国際交流事業を行ってきた。

そのため、受験生向けのガイドブック、入学生へのガイダンスで協定校への交換派遣留学生制度について紹介している。派遣留学は2007年度に１名、2008年度に２名であった

アメリカのウェブスター大学との協定に基づく DD プログラムによって法学部から留学した学生は、2008年度に１名であった。また、認定留学は2007年度に１名であり、静宜大学特別留学プログラムへは、2007年度に３名、2008年度に１名参加している。

なお、私費留学生は、2009年５月１日現在韓国から４名(男子２名、女子２名)、中国から３名(男子２名、女子１名)在籍している。留学生向けに日本語以外での専門教育科目の講義は開講していないので、海外か

検索

ら受け入れている留学生は日本語のできる学生に限らている。

教員の在外研究の状況については、2007年度に学術研究員２名、調査研究員１名、外国出張者は延べ26名、2008年度に学術研究員２名であり、外国出張者は延べ17名である。

海外の研究者を招いて講演会やセミナー等を通じて教員や学生との交流を図る招へい研究制度では、2008年度には招へい研究者をチャナッカレ大学(トルコ)から招き、学術講演会を開催した。

1997年から行われている漢陽大學校法科大學とのシンポジウムは、2007年に漢陽大學校で、2008年に関西大学で開催され、その成果は両大学の研究所の紀要で発表されている。

また、2008度には関西大学法学部、国際協力開発機構(JICA)、比較法研究センターの主催で開発途上国の知的財産法制を担当する専門官を招いてセミナーを開催した。

【長所】

法学部の学生及び教員の国際交流については、制度面でもプログラムにおいても整備が進んでいると評価しうる。

【問題点】

学生の留学は、依然として実績が少ない。特に、私費留学生は他学部と比べて少数である。留学に関心のある学生が可能な限り留学できるように語学教育等の支援を強化することが重要である。

教員の在外研究については、2008年度の調査研究員(６ヶ月)の利用者がいなかった。他教員への負担に十分な配慮をしながら在外研究制度を更に有効活用していくことが求められる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生が留学に関心を持ち、十分な準備が行えるように、早い段階からの進路設計のガイダンスの中で留学についても情報提供をするとともに、全学だけではなく学部としても支援を行っていく必要がある。留学生の受け入れに関しては、大学院との役割分担も考慮しながら、多言語での講義の可能性を検討する必要がある。教員の在外研究が十分に行われるためには、学部内での教員負担が調整される必要がある。また海外からの招へいに当たって、受け入れ教員の負担のみが増大しないような、組織的な支援制度が必要である。

今後の到達目標

海外との教育・研究交流が特別な努力を行わなくても可能になるように、環境の整備を行っていくことで、学生・教員のいずれもが、機会を十分に活用できる支援をしていく。

４　学生の受け入れ

前回の到達目標

2008年度実施の学科統合を控え、「学部の教育目標を達成するために、専門的な高等教育に応え得る基礎的な学力を備え、かつ勉学意欲を有する学生を入学させる」という従来からの入学者受け入れの方針を再確認するとともに、学科統合に伴って必要となることがあり得る入学試験制度の見直しを怠らないことを到達目標として掲げた。

4-1　入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

法学部は、関西法律学校以来の建学の精神を引き継ぎ、「人権の尊重と、それを目的とする法と正義の実現」を教育理念とし、「人格形成をめざし、平和的な国家社会の形成者として必要な法学の知識を広く授けるとともに深くその専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させる」という学則の定めた目的に沿って、2008年度から統合した法学政治学科では教育目標である「法律学・政治学に精通し、現代の法化社会を生きる力量を身につけた人材の育成」をめざしている。学生の受け入れに当たっては、学部の教育理念・目的・教育目標を実現できるように組み立てられたカリキュラムの内容を十分に理解し、自ら発展させていける能力を備えていることを重視し、一般入学試験のほか、多様な選抜方法を採用して、「高等教育に必要な基礎学力を備え、かつ勉学意欲を有する学生を入学させること」に力を注いできた。

1. 学科統合に当たって、アドミッションポリシーとして、「明確な目的を持って法律学や政治学を学ぶことを希望し、柔軟な思考力と独創性、そして勉学への強い意欲を有する者を求める」ことが確認されているが、このことは、「高等教育に必要な基礎学力を備え、かつ勉学意欲を有する学生を入学させる」という従来からの基本方針に変更を加えるものでないことはいうまでもない。
2. 学部のカリキュラムが提供する教育を理解し、発展させていくために必要な基礎学力を備え、かつ勉学意欲を有する学生を入学させるという入学者受け入れの基本方針を実現するために、入学者の選考・選抜に当たっては、具体的には、次のア～エのような点を重視している。

ア　基礎学力の重視

- 一般入試（全学部日程、学部個別日程、後期日程）においては、いずれも外国語（英語）と国語を必須受験科目とし、もう1科目は地歴、公民または数学を配する3教科で行っている。
- センター利用入試（センター前期）においては、外国語（英語）と国語を必須受験科目とし、地歴、公民、から1科目、数学、理科から1科目を選ばせて、合計4教科で行っている。
- センター利用入試（センター中期）も、センター前期と同じ4教科型で行われているが、センター中期（国語力重視方式）においては、国語の個別学力検査を課しており、また、センター中期（英語力重視方式）においては、英語の個別学力検査を課している。
- 更に、センター利用入試（センター後期）においては、①外国語（英語・ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語から1科目）、②国語、③地歴、公民から1科目、及び④数学、理科から1科目の合計4科目のなかから3科目（3教科）を選択できる方式を採用している。

イ　外国語の重視：英語及びその他の外国語

- 一般入試（全学部日程、学部個別日程、後期日程）においては、いずれも外国語（英語）を必須受験科目としている。
- センター利用入試（センター前期及びセンター中期）においては、英語を必須科目とし、更に、センター中期（英語力重視方式）においては、センター試験以外に英語の個別学力検査を課している。
- センター利用入試（センター後期）においては、外国語（英語・ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語から1科目）を試験科目としている。
- アドミッション・オフィス（AO）入試においては、英語を始めとする外国語（英語・ドイツ語・フランス語・スペイン語・中国語・ハングル等）及び日本語（日本語文章能力検定）に関する各種語学検定の一つに合格していることを出願資格としている。

ウ　論文の重視

- スポーツ入試2次選考において小論文を課している。また、社会人入試においても筆記試験(小論文)を

課している。AO 入試の場合には、「課題エッセイ」を作成しなければならない。

エ　面接・書類選考の重視

- 指定校制推薦入学、AO 入試、スポーツ入試、パイロット校推薦入学においては、面接や書類選考を重視してきた。これらの選考方法は、多様な学生を受け入れるためのものであるが、面接・書類選考は、選抜に当たって、基礎学力とともに幅広い知性や総合的な能力を的確に判断するために有用であると考えられたためである。なお、2008年度からは、AO 入試の面接を従来の個別面接から集団面接（グループ討論）に改めるとともに、2009年度からは、指定校推薦入学のための面接を廃止した（「4 - 4　入学者選抜方法の検証」参照）。

【長所】

基礎学力を問う一般入試による入学者の割合が約60%に達しており、加えて指定校制推薦入学、一高卒業見込者入試、高大接続パイロット校推薦入学等の多様な入試においても、基礎学力を重視しているので、高等教育に対応できる学生の確保は相当程度、達成されているものと考えられる。また、勉学意欲や外国語能力、論理的思考能力等多様な資質を問う、AO 入試等の選抜方法もバランスよく組み込まれている。高等教育に必要な基礎学力を備え、かつ勉学意欲を有する学生を入学させるという入学者受け入れの基本方針は、概ね達成されているといえよう。

【問題点】

入学者受け入れの方針及びそのための具体的施策（基礎学力、外国語、論文、面接・書類選考の重視）を実現するためには、学生募集方法及び入学者選抜方法の継続的な検証・見直しが必要であると考えられるが、個々の選抜方法の問題点及び検証に関しては、別項（4－2　学生募集方法、入学者選抜方法、4－4　入学者選抜方法の検証）に譲る。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部の教育理念・目標に適合した学生を入学させるために、多様な入試との一般入試の定員割合を引き続き検討していく必要がある。また、多様な入試による入学生のもつ特徴が活かせるような学部教育も引き続き検討する必要がある。

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（学部）

【現状の説明】

1. 一般入学試験（センター利用入試を含む）のほか、多様な入試として指定校制推薦入学、AO 入試、法学部スポーツ入試、関西大学第一高等学校卒業見込者入試、高大接続パイロット校推薦入学、外国人学部留学生入試、社会人入試及び編・転入試を行っている。学生の募集方法、入学者選抜方法は、きわめて多様である。
2. いずれの募集・選抜方法によって、どの程度の学生を入学させるかについては、それぞれ募集定員を定めて公表し、あらかじめ一定の枠組みを設定している。

   2009年度入試を例にとると、法学部（法学政治学科）の入学定員は、650名であるが、一般入学試験（大学入試センター試験を利用しない、本学独自の一般入学試験）の募集定員を約580名、大学入試センター試験を利用する入学試験の募集定員を約70名、合計650名とした。その他の選抜方法の募集定員は、指定校制推薦入学、約230名、アドミッション・オフィス（AO）入試、約20名、スポーツ入試、約10名、高大接続パイロット校推薦入学35名、社会人入試、約10名、留学生入試、若干名であるが、これらその他の選抜方法の募集定員及び第一高等学校卒業見込者入試による募集定員、約50名は、上記の入学定員650

名に含まれる。これを百分率で表示すれば、センター利用入試を含む一般入試において、定員の66％程度、指定校制推薦入学において、23％程度を受け入れ、残りの11％程度を関西大学第一高等学校卒業見込者入試、アドミッション・オフィス（AO）入試、スポーツ入試、パイロット校推薦入学、社会人入試、及び留学生入試によって受け入れるように募集定員が設定されている。

これに対して、現実の入学者の構成割合は、2009年度の入学者759名のうち、センター利用入試を含む一般入試による入学者は453名、指定校推薦入学による入学者が205名、その他の各種入試による入学者は101名となっている。百分率でいえば、一般入試による入学者が59.7％、指定校制推薦入学による入学者が27.0％、その他の入試による入学者が13.3％である。

3．各募集・選抜方法の概要は、以下のとおりである。

ア　一般入学試験(センター利用入試を含む)

1．2009年度以降、筆記試験による学力考査のみに基づく一般入学試験は、①学部個別日程（2回）及び②全学部日程（2回)、並びに③後期日程（1回）として合計5回にわたって行われている。学部個別日程及び全学部日程は、2月初旬に、後期日程は、3月初旬に実施されている。一般入学試験においては、英語200点、国語150点、地歴・公民または数学100点とする標準的な3科目方式が採用されている。

2．大学入試センター試験を利用する入学試験（センター利用入試）は、2月にセンター前期試験及びセンター中期試験を行い、更に3月初旬にセンター後期試験を実施している。センター前期試験においては、個別学力検査は課さず、大学入試センター試験の該当科目（①英語、②国語、③地歴・公民、数学、理科から2科目の合計4教科）の総合点のみで合否を判定している。センター後期試験は、ベスト3科目傾斜配点方式（①外国語、②国語、③地歴・公民から1科目、④数学・理科から1科目のうち、得点ベスト3科目、更に最高得点の科目に他の2科目の配点の倍を配点する傾斜配点方式）をとっている。センター中期試験においては、国語の個別学力検査を行う国語力重視方式と、英語の個別学力検査を行う英語力重視方式の2つの方式を採用している。

イ　指定校制推薦入学

1．指定校制推薦入学は、指定校において、法学部での勉学を強く希望し、かつ学校長が成績・人物ともに優秀として推薦する一定の成績基準を充たした学生を選考の対象とするものであり、学校長の責任ある推薦を尊重し、書類選考（推薦書・調査書・志望理由書）のうえ、被推薦要件を満たしていると判断される者に対しては入学を許可している。従来、面接（個別面接）を課していたが、合格者に対する後述の入学前教育の充実とも相まって、2009年度からは面接を廃止した。

出願資格は、次の①②③の要件をいずれも充たすものである。①法学部での勉学を特に希望する者であって、高等学校または中等教育学校の全日制課程普通科、国際科、英語科及び理数科を卒業見込みの者、②法学部が指定する学校長の責任ある推薦を受けた者、③第３学年１学期末（２学期制の場合は前期末）までの全体の評定平均値が4.0以上の者、または、第３学年１学期末（２学期制の場合は前期末）までの全体の評定平均値が3.6以上であり、かつ国語、地理歴史及び公民、数学、理科、外国語の５教科のうち、１教科の評定平均値が4.3以上であるか、若しくは実用英語技能検定２級以上若しくはこれと同等以上の外国語能力検定の資格を取得している者である。

2．指定校の選定は、法学部の一般入学試験における合格者及び入学者の実績を基準として決定している。指定校は、毎年見直し、基準を充たす指定校を新たに選定している。

2009年度は、募集定員を約230名とし、指定校161校を選定して、合計316名の推薦を依頼した。実際の出願校は、123校、応募者は、205名であった。依頼人数からみた出願者数の割合は、64.9％、依頼校数からみた出願校数の割合は、76.4％、募集定員からみた応募者（出願者）数の割合（応募率）は、89.1％である。応募者の全員が入学を許可され、その全員が入学した。

3．指定校制推薦入学の合格者には、2008年度からは、入学前教育として、CEAS システムを用いた英語

検索

の事前教育を実施しているが、2009年度からは、併せて、新たに、スクーリング（講演会、ミニ講義、法科大学院適性試験の模擬試験）をも実施している。なお、入学事前教育は、指定校制推薦入学合格者のみならず、AO 入試合格者、パイロット校推薦入学合格者、及びスポーツ入試合格者に対しても同様に行われている。

ウ　アドミッション・オフィス（AO）入学試験

1. AO 入学試験は、思考力、意見表明能力のように、法学部における学習のために必要な適性・素質ではあるが、従来型のペーパーテストによっては必ずしも十分に判定できない能力を評価の対象とする選抜方法である。

　AO 入学試験において求める学生像は、①法学部での勉学を強く希望し入学を志す者（例えば、弁護士等の法律家、公務員、ジャーナリスト、法学・政治学研究者等をめざして、法律学・政治学を学ぶことに強い意欲を有する者)、②言葉を大切にする姿勢、文章を論理的に構成する素養を持つ者、③日頃からさまざまなことに問題関心を抱き、それについて十分に考え、自分の意見を形成するとともに、自分の意見を他人に説得力をもって説明することができる者、である。

2. 出願資格は、次の各種語学検定の一つに合格していることである。①日本語文章能力検定　3級以上　②実用英語技能検定　準2級以上　③TOEIC　400点以上　⑤TOEFL iBT 40点以上　⑥TOEFL CBT 121点以上　⑦TOEFL PBT　435点以上　⑧ドイツ語技能検定　3級以上　⑨実用フランス語技能検定　3級以上　⑩ロシア語能力検定　3級以上　⑪スペイン語技能検定　4級以上　⑫中国語検定　3級以上　⑬ハングル能力検定　3級以上　⑭韓国語能力試験　3級以上。

3. AO 入試においては、事前に「自由エッセイ」を提出させ、その評価によって1次選考を行う。2次選考においては、試験日に「課題エッセイ」を作成させた上、課題エッセイをテーマとする集団面接（グループ討論）を行い、思考力、意見表明能力を判定している。募集人員は、約20名であり、2009年度は、志願者58名、合格者23名、入学者21名である。

エ　法学部スポーツ入学試験

1. 優れたスポーツ実績・能力を持つ高校生を対象とする選抜方法であり、出願資格は、次の①②③の要件を充たすものである。①本学部での勉学に励み、かつ入学後本学体育会クラブでのスポーツ活動を継続する意志を持ち、学業とスポーツ活動の両立を通じて他の学生の模範となる者、②高等学校若しくは中等教育学校卒業見込みで、高等学校若しくは中等教育学校における全体の評定平均値が3.6以上の者、③全国大会で8位以内の成績をおさめた者、または同様の成績をおさめたチームの正選手として出場した者、または、都道府県大会で優勝若しくは準優勝した者、または同様の成績をおさめたチームの正選手として出場した者。

2. 第1次選考（書類選考）においては、志願者の競技成績に基づいて評価し選考する。第2次選考においては、面接及び小論文からなる試験を実施する。これによって、受験生の思考力、意見表明能力を評価し、法学部で学ぶための適性・素質を判定し、また、あわせて、入学後も学業とスポーツ活動に情熱を注ぎ続けることのできる強い意志を有しているかどうか、更には法学部の教育を受けるにふさわしい基礎学力を有しているかどうかを判定する。2009年度は、募集人員約10名に対して、志願者20名、合格者14名、入学者14名である。

オ　関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験

出願資格は、関西大学第一高等学校卒業見込みの者であり、外部テスト（5教科学力考査）と内申書の得点を総合的に評価して合否判定を行う。2009年度は、志願者42名、合格者42名、入学者36名である。

カ　高大接続パイロット校推薦入学

関西大学との高大連携プログラムの実施を前提に、全学でパイロット校として協定を結んだ高校の中から、法学部が適切であると判断した高校に対して学校長による推薦を依頼している。被推薦要件は、評定平均値

4.0以上で、2009年度は、26校に対して35名の推薦を依頼し、29名の応募があった。応募者は全員、入学を許可されている。

キ　社会人入学試験

出願資格は、該当年度４月１日現在で満23歳以上、かつ高校卒業かそれに相当する学力があると認められる者であり、試験科目は「英語」及び「小論文」の筆記試験である。2009年度は、志願者２名、合格者０名である。

ク　外国人学部留学生入学試験

国際化の理念を実現するため、多様な文化的背景を有する学生の受け入れを目的として実施している。試験科目は、「日本語（150点）」、「英語(100点)」であり、筆記試験を行う。出願資格は、外国人であって、外国において通常の課程による12年の学校教育を修了した者、若しくは修了見込みの者、または本学部教授会においてこれと同等以上の資格を有すると認定された者である。2009年度は、志願者５名、合格者２名、入学者１名である。

ケ　編・転入学試験

本学または他大学を卒業した者（卒業見込みの者）、短大、高等専門学校、専修学校を卒業した者（卒業見込みの者）、本学または他大学の２年次を修了した者（修了予定の者）を対象として、更なる勉学の機会を提供し、併せて勉学意欲及び目標の明確な学生を選抜することを目的とするものである。募集定員は若干名で、外国語（英語・ドイツ語・フランス語のうち１科目選択）筆記試験及び論文試験（法学・政治学の分野から出題されるテーマ各１題）によって選考する。2009年度の編入試は、志願者０名、転入試は、志願者３名、合格者１名、入学者１名であった。

なお、これとは別に、該当年度４月１日現在で満25歳以上であり、所定の要件を充たす者を対象とする社会人〔３年次〕編入学試験がある。2009年度の志願者は、１名、合格者は、０名である。

以上の入学試験のうち一般に志願者を募集するものについては、それぞれの募集要項並びにホームページ上で選抜方法、定員、入学前教育等の情報が公表されており、受験生が自分にふさわしい入学試験方法がどれであるかを判断ができるように情報提供を行っている。また、オープン・キャンパス等で各種入学試験についての質問にも応じている。

【長所】

ア　法学部の学生募集方法、入学者選抜方法は、全学的に実施されている一般入学試験（センター利用入試を含む）のほかに、学部独自の方針に基づいて学部中心に行われている各種の入試（指定校制推薦入学、AO 入試、法学部スポーツ入試、関西大学第一高等学校卒業見込者入試、高大接続パイロット校推薦入学、外国人学部留学生入試、社会人入試及び編・転入試）があり、きわめて多様であるが、このことによって、一方では、法学部の教育を受けるにふさわしい基礎学力を有する学生の受け入れが可能となっている。また、他方では、勉学意欲・適性を多面的に評価し、社会人、留学生等、様々な学習歴・能力をもつ学生を受け入れることによって、教育研究の活性化が図られている。多様な募集・選抜方法は、単に受験機会の複数化に止まらず、入学者の多様性を確保する方策として肯定的に評価することができる。

イ　一般入試のみならず、その他の多様な選抜方法においても、出願・選考基準は、こまかく規定されており、適切・公正な受け入れが行われている。入学試験の公正性・公平性という面で十分な配慮がなされている。なお、一般入試の合格最低点も公表している。

ウ　アドミッション・オフィス（AO）入試のように書類選考、面接、論文等が判定の大きなウエイトを占める選抜方法にあっては、選抜の各段階において、必ず複数の教員が評価に当たり、複数の評価を総合することによって、評価の客観性を担保している。

エ　学生の募集方法、入学者選抜方法は、定期的に見直されており、学生の受け入れのあり方（入試の適切

性・公正性）は、絶えず、教授会等において検討・検証されている。学生の受け入れのあり方を恒常的・系統的に検証する体制も、それなりに整備されているといえる。

2009年度においても、一般入試の募集人員の修正（学部個別日程を450名から400名に減らし、全学部日程を100名から150名に増やした）、指定校推薦入学における入学者決定方法の変更（面接の廃止）、指定校制推薦入学の依頼校数・依頼人数の大幅増加（125校、220名から161校、316名に増やした）等を行った（詳細は、「4－4　入学者選抜方法の検証」参照）。

【問題点】

ア　指定校制推薦入学においては、発足当初からいわゆる上位校からの推薦辞退が一定数見受けられ、指定校の見直しによっても必ずしも推薦辞退は減少していない。また、指定校制推薦入学において出願資格になっている評定平均値は、各高校（あるいは、各高校のコース）において、必ずしも同一基準によっているとはいえないので、評定平均値をもって学力を判断することに問題がないわけではない。

イ　アドミッション・オフィス（AO）入試による入学者については、当初は、積極的・意欲的な印象を与える学生が多いとする肯定的な評価が少なくなかったが、近年は、入学者の基礎学力の不足等の問題点が指摘されている。事前に提出を求める「自由エッセイ」についても、志願者本人の手によるものであるかどうか疑わしいものが散見される、との指摘がある。

ウ　関西大学第一高等学校卒業見込者入試は、高校側の評価を追認しているに過ぎず、学部側の主体的な選考としての側面をいま少し重視すべきではないか、との疑問が提起されている。

エ　外国人学部留学生入学試験は、志願者がきわめて少数であり、かつその国籍に偏りが見られる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

一般入試においても、法学部が何を学ぶところかという情報提供を引き続き行っていくが、特に多様な入試においては、高校の進路指導担当者に法学部の教育理念・目的を共有してもらえるような努力をする必要がある。指定校推薦入学での推薦辞退校との関係は、従来は何も行われてこなかったが、高校の進路指導の内実を理解した上で、法学部教育に適した学生の送り出しを依頼するためにも、細かな意思疎通を取り始めている。併設校が３校になっていくに向けて、法学部としてどのような学生の受け入れ方針を持っているかについて、各高校と十分な意思疎通を取っていく必要がある。

4-3　入学者選抜の仕組み

【現状の説明】

1. 入学者選抜方法には、イ．全学共通で行うもの　ロ．学部が中心になって行うものの2種類がある。イには、一般入試（学部個別日程・全学部日程・後期日程がある）とセンター利用入試（センター前期・センター中期・センター後期）があり、ロには、指定校制推薦入学、関大一高卒見者入試、高大接続パイロット校推薦入学、社会人入試・留学生入試・AO 入試・スポーツ入試がある。
2. 学部執行部に入試主任がおり、全学の体制と法学部の連絡役となり重要な役割を果たしている。入試主任は、全学の会議の情報を法学部教授会に伝え、また、法学部教授会の見解を全学の機関に伝え、法学部教授会の見解が採用されるよう職務を執行している。
3. 法学部教員が法学部独自の筆記試験の出題・採点を行うのは次の入試においてである。a. スポーツ入試・第2次選考の「小論文」b. AO 入試の「課題エッセイ」c. 編転入試の「外国語」「論文」d. 社会人入試の「英語」「小論文」e. 社会人3年次編入試の「英語」「論文」である。出題者・採点者は、法学部教授会において選任される。
4. 法学部教員が面接を行うのは次の入試においてである。a. スポーツ入試・第2次選考 b. AO 入試・

第2次選考 。面接を行う教員は、複数人がチームを組んで面接を行う。面接に際しては、既定の用紙に評価を各教員が記入する。この方式よって公正さを保つようにしている。

5. いずれの種類の入学試験においても、合否決定は法学部教授会が行う。

それぞれの入学試験において、入学者選抜の公平性及び適切性を確保するため、次のような仕組みを取り入れている。一般入学試験の合否判定に用いられる得点データは、問題の難易度による不公平がないように中間値で調整したデータを利用して合否判定を行っている。課題エッセイや面接、グループ討論の評価においても偏りが生じないよう、全て複数の教員がチームを組んで行い、実施前に出題の狙いや評価の基準等についての打ち合わせを行っている。これらの評価はすべて所定の用紙に A から D のランクで記入されると同時に、特記すべき点も記載するように定めている。

いずれの入学試験の場合も、入学試験の最終合否は得点データのほか必要な資料に基づいて教授会の審議を経て決定されている。

【長所】

1. 多様な入試を行い、受験生の需要に応えている。
2. 筆記試験以外に、論文試験及び面接試験を行い、多様な入試のねらいに対応する方策を実施しており、その目的は達成している。

【問題点】

多様な入試を行うには、多くの労力（出題・採点・面接試験）が必要であり、担当する者の負担が増加している。

時代の変化に対応する施策を生み出すのは非常に難しく、法学部としての対応が今後更に問題となると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

多様な入試における選抜方法と、入学前教育、そして入学後の学生の適性に則した教育が、連続性をもって行える体制を整える。

4-4　入学者選抜方法の検証

【現状の説明】

イ．ａ．指定校制推薦入学においては、制度導入以来、受験者の個別面接を行っていたが、集団面接（5名1グループ）の方法に変更した（2008年度）。また、翌年これもやめ、充実した入学前教育を行うこととした（2009年度）。これは、①在宅学習プログラム（本学の e-Learnig システムである CEAS［シーズ］）及び、②スクーリング（「講演会」「ミニ講義」「法科大学院適性試験の模擬試験」）の方法を導入することを主とするものである。従前の面接試験は、入学前教育の目的をもっていたものであり、それを継承する面がある。なお、法学部で発行している『アクセス ACCESS』は、これを充実させる面をもっている。

ｂ．指定校制推薦入学の依頼人数・依頼校数を増加した。その結果、入学者数が増加した（2009年度）。［2008年度の依頼人数が220名であったのを316名とした。これにより、出願人数が146名から205名に増加した。］

ロ．この入学前教育は、AO 入試・スポーツ入試においても導入されている。

ハ．AO 入試の方法を変更した（2008年度）。それは、ａ．出願基準　ｂ．選考方法に関するものである。

ａ．は次の各種語学検定の１つに合格していることである。日本語文章能力検定３級/英検準二級/ドイ

検索

ツ語技能検定/実用フランス語技能検定３級/ロシア語能力検定３級/スペイン語技能検定４級/中国語検定３級/ハングル能力検定３級。また、2009年度、TOEIC 400・TOEFL iBT40・TOEFL CBT 121・TOEFL PBT 435・韓国語能力試験３級を追加した。

ｂ．としては、１次選考で「自由エッセイ」（1000字程度）を課した。また、２次選考で「課題エッセイ」（選考日作成・400字程度）と「グループ討論」を課した。ｃ．AO 入試の募集人員は約20名である。

ニ．スポーツ入試の制度を変更した（2008年度）。ａ．第一次選考では、志願者の競技成績の「評価点」に基づき約20名を合格とする。ｂ．第二次選考では、「小論文」及び面接によって判定する。法学部教授会で選出された法学部スポーツ入試選考委員が1名の受験者につき2名で面接する。ｃ．スポーツ入試の募集人員は約10名である。

ホ．ａ．高大接続パイロット校推薦入学の推薦人数を増加させた。2008年度16名（志願者数13名）、2009年度35名（志願者数29名）である。ｂ．また、パイロット校にも変動があった。

入学試験問題については、AO 入学試験と SF 入学試験とを除き、入試実施後すべて公表している。このうち一般入学試験の問題については、出題委員が問題の適切性や難易度等を事前にチェックしているだけでなく、毎年度の入試終了後、各設問別の正答率等を詳細に分析した「入試問題の概要」を発行し、各関係先に配布している。

法学部独自に問題を作成しているのは、AO 入学試験の課題エッセイ及びグループ討論の課題、社会人入学試験の外国語及び小論文、編・転入学試験の外国語及び法律・政治学科目、そしてスポーツ推薦入学試験の小論文課題である。出題者は教授会で審議の上、決定される。なお、出題者は難易度や分野等の適切性に配慮して問題を作成している。また、教授会合否査定に当たって、趣旨説明等を求められることもある。

【長所】

入試方法について毎年検討し、よりよい方法を導入するよう工夫し一定の成果をあげている。

【問題点】

1. いずれの施策にも労力が必要である。これを軽減する方法が語られることがあるが、それが妥当であるか否か、時代の変化を見守る必要がある。
2. 指定校制推薦入学の上位校からの入学者が少ないことが毎年問題となっている。依頼人数・依頼校数を増加した理由の一つである。
3. 一高卒見者入試が全員合格に近いことが問題とされることがある。関大北陽高卒見者入試の開始に当たって、どのように合格者が選定すべきか検討が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

一般入試及び多様な入試での入学者の追跡調査を行っている。入学者選抜方法が意図通りに適切な学生を選抜しているかどうか、検証を行いながら選抜方法の見直しを加えていくと同時に、それぞれの入試で受け入れた学生に適した指導方法についても検証を行っていく。

4-5　科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

2009年度の1. 科目等履修生　2. 聴講生の状況は次のとおりである。

これらについては、入試を行わず、規定に基づき教授会で審議決定している。

受講目的は、1.「資格取得」2.「自己研修」である。

表Ⅱ-法-7　1．科目等履修生

区分	性　別		年　　齢						学　　歴			職　　業			受　講　目　的			
	男性	女性	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	院卒	大学卒	その他	有職	主婦	無職	資格取得	自己研修	業務上要	その他
人数	4	0	0	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	4	0	0	0

表Ⅱ-法-8　2．聴講生　　2009.5.1

区分	性　別		年　　齢						学　　歴			職　　業			受　講　目　的			
	男性	女性	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	院卒	大学卒	その他	有職	主婦	無職	資格取得	自己研修	業務上要	その他
人数	4	1	0	0	2	1	1	1	1	3	1	3	0	2	0	5	0	0

【長所】

資格取得及び自己研修の機会を提供しており、有益な制度であると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

特に問題はないと思われるが、科目等履修生や聴講生がめざしている内容によっては、大学院教育のプログラムとしての受け入れの可能性も検討していく。

4-6　定員管理

【現状の説明】

2009年度の法学部の収容定員は2740人である。在籍総数は3665人（うち、フレックスの学生は194名）である。収容定員に対する在籍学生総数の割合は、1.337という高い数値である。

【長所】

大学受験人口の減少の状況のなかで、多数の学生を獲得できている。

【問題点】

大きな問題点として、つぎの２点をあげることができる。

1．受講生の非常に多い（数百名）授業科目がある。

2．施設・設備が学生数に対応できていない場合がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

他大学の入試形態が年ごとに変動し、経済状況も揺れ動く中で、一般入試での合格者の決定に当たって、定員を確保しながら大幅に上回らないラインで確定することは、非常に難しい作業となっている。特に、多様な入試との定員割合を変更した年度は、合格者の入学率が例年と大きく変わるため、定員管理は継続的な課題である。更に、定員管理の問題においては留年生が増加しないことも重要で、前述したような成績不良者へのガイダンスを増やすことで対応していく必要がある。

4-7　編入学者、退学者

【現状の説明】

1．３年次編入学試験を実施している。「外国語」及び「論文」の筆記試験を行う。2009年度の学外からの合格者はなかった。

2．2008年度中の退学者はデイタイムが37名、フレックス・第二部で5名である。退学の理由は、a．一身

上の都合17名 b. 他大学への入学5名 c. 家庭の事情1名である。また、除籍者はデイタイムが16名、フレックス・第二部が11名である。なお、これらの学生には復籍・復学の方途を設けている。

【長所】

3年次編入学試験は例年10名程度の受験者があり、実施する理由があると考えられる。

【問題点】

1. 3年次編入学試験には問題点はないと考えられる。
2. 成績不良が原因で退学するに至る学生については、学部でそれらの学生に対応する方策が必要であると考えられ、その一つとして、学生本人からの不送付の願い出がない限りにおいて、父母あてに単位修得状況を知らせている。十分な対応ができているか問題が検討されるべきである。経済状況が原因で退学するに至る学生についても同じである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法学部が編入学制度をより積極的に活用するかどうか、検討をする必要がある。法学部では学生本人の願い出による父母への成績データの不送付制度を導入しているが、この制度が成績不良者の発見を遅らせることがないよう、2009年度より不送付である旨の父母への連絡を開始した。2009年度より始めた、各成績発表時の成績不良者へのガイダンスの成果も検証しながら、今後とも細かな指導を行っていく。経済状況の悪化で授業料支払いが不能となった学生に対して、貸付制度の情報等が必ずしも十分に伝わっていないので、全学と連携しながら、情報提供にも努めていく。

今後の到達目標

法学という授業が高校で行われていない中で、法学部教育に適性のある学生を見極め、受け入れていくための選抜の仕組みを更に検討していく。そのためには、入学試験という一時点での判断のみに依存するのではなく、高大連携を利用して法学部での学びを高校生に理解してもらう仕組みを整備する。また、多様な入試で受け入れた学生への、入学前教育から導入教育という一連の指導体制も整備していく。そうした環境整備の上で、一般入試と多様な入試の定員割合を決定し、定員管理に反映させていく。

5　教員組織

前回の到達目標

法学部は、人権を尊重し、社会正義の実現に貢献する人材を育成するために法律学科と政治学科(2008年度より法学政治学科に統合)を置き、それぞれに専門性をもつ教員を配置し、全体として適切な教員組織を整備している。法学部の教員は専任教員と兼任教員によって構成されており、専任教員は法学部生に対する教育、育成だけでなく、それぞれの専門分野での研究成果によって社会に寄与することを目標としている。

5-1　教員組織

【現状の説明】

法学部の教育理念は人権の確立と尊重であり、法律学の領域に関しては、豊かな法的知識を備え、法的推論と法的判断ができる能力を有する人材の育成を、政治学の領域に関しては、内外の政治、行政、政策を多

角的に研究し、グローバルな視野と幅広い知識を持った人材の育成を、それぞれの教育目標として、それを実践するための専任教員を配している。専任教員の在籍数は、現在、47名であり、前回（41名）とくらべ15%増となっている。専任教員のうち29名が教授、15名が准教授、３名が専任講師であり、教授の構成比は約62%であり、前回（71%）くらべかなり低くなっており、准教授の構成比が22%から32%へと大幅に高くなっている。

法学部専任教員の2009年度における平均授業担任時間数は、教授11.9時間（前回17.3時間）、准教授8.7時間（前回9.5時間）、専任講師6.3時間（6.0時間）となっている。本学における専任教員の責任時間数は、教授８時間、准教授・専任講師６時間であるが、教授3.9時間（前回9.3時間）、准教授2.7時間（前回3.5時間）、専任講師0.3時間（前回０時間）、それぞれ責任時間数を超えている。前回とくらべると教授、准教授の授業担任時間が若干改善されたが、なお、過重な負担となっている。

なお、2009年度の法学部専任教員１人当たりの学生数は78人（前回96.8人）となっている。これも前回とくらべると、数値は若干低くなっているが、なお、他学部と比較しても高く、このことが、担当時間数等につき専任教員の過重負担をもたらしている。

新カリキュラムの2009年度専門教育科目のうち、基幹科目の専任担当率は100%、基幹科目以外の主要科目では憲法100%、行政法系75%、民法系56%、商法系57%、刑法系62.5%、刑事訴訟法系100%、民事訴訟法系100%、国際法系50%、政治学系68.8%となっている。

３・４年次配当の「専門演習Ⅰ・Ⅱ」は、原則として専任教員が担当している。しかし、在籍ゼミ生が残る状態で担当専任教員が他大学に転出した場合等は、兼任教員として継続して指導を行っている。１年次配当の「一般演習」も専任教員が担当している。

法学部における専任教員と兼任教員の比率については、2009年度の専門教育科目についていえば、兼任教員が専任教員の約1.9倍に当たり、講義科目に限っても約1.4倍となる。設置基準は、専任教員の数を超えない範囲で兼任教員を置くと定めているが、同時に主要学科目の大部分を専任教員で担当している場合や学科充実のための学科目、授業科目を多くする場合はこの限りではないとしている。基幹科目等主要学科目については、上記のように十分な専任教員を配置している。このように設置基準の条件を満たした上で、展開講義科目のほか、新入生全員に履修を義務化した導入演習、新設の基礎演習、及び外国書研究等の少人数クラスを開設するために兼任教員を配置している。

法学部専任教員の2009年度現在の年齢構成については、つぎのとおりである。専任教員47名の平均年齢は、47.5歳（前回49歳）であり、65歳以上の定年延長者が２名となっている。前回とくらべ1.5歳若年化しており、40歳までの層が38.3%を占めているが、41歳から55歳までの層が薄い。特に46歳から50歳までの層には１名（2.1%）であり、年齢構成についてはかなりの偏りが生じている。

勤続年数については、教授の場合、平均18年であり、勤続16～40年が51.5%を占め、10年以下は48.2%である。教員の他大学等への転出は比較的少ない傾向にある。

法学部においては、学生の多くが履修する基礎的科目は複数担当者により講義を開講しているため、従来から担当者による連絡調整が行われてきた。１年次配当の導入演習では共通の教材を用いて授業を行っている。複数教員が同一授業を担当するリレー講義については、コーディネーターによる企画・調整が行われ、教育目標、シラバスの構成、成績評価についての共通理解が図られている。教員の担当科目の決定については、専門分野ごとに構成されるパート会議において第一段階の調整、執行部会議で第二段階の調整を行い、最終的には教授会において最終的な調整を行っている。

現在、法学部では、過去に大学以外の研究機関に所属していた専任教員は１名のみである。実務経験が重要な領域の講義科目では、兼任教員として弁護士等に講義の担当を依頼している。

外国人研究者は、現時点では、専任教員としては在籍していない。外国法等の専任教員がいない分野では、兼任教員として外国人研究者に講義の担当を依頼している。

また、定期的に招へい研究員、招へい講演者として外国人研究者を受け入れ、講演会やシンポジウム等を

開催している。

現在、法学部では47名（前回41名）の専任教員のうち７名（前回６名）が女性教員であり、その構成比は14.9%であり、前回とほぼ同様である。

法学部では、現在、任期制教員は存在しない。本学の専任教員については、65歳が定年と定められているが、教授については定年後２年間に限り、教授会の年度ごとの承認を得て67歳に達したその年の年度末まで定年延長を行うことができる。

法学部では、勤続年数１～５年の専任教員が全体の42.6%（前回43.9%）に達しているが、これは、定年退職者、あるいは法科大学院、政策創造学部設立にともなう全国的、学内的な教員流動化に対し、法学部が新規任用人事を行ってきたことによる。特に、教授レベルでの勤続年数について、31年以上が34.4%、30年から11年までが17.1%、10年以下が48.2%となっており、このように構成比に２つの山が存在していることは、研究・教育キャリア中途での他大学・他機関からの流動性を示している。

【長所】

法学部の入学定員に基づく設置基準上の専任教員数は、2008年の法律政治学科への単独構成への移行にともない、28名となったが、現在、47名の専任教員が在籍しており、基準を充足している（前回42名）。また、その半数以上が教授であるという基準も満たしている。

法学部教授会は、この間、定年退職者、あるいは、法科大学院、政策創造学部設立にともなって専任教員の補充が迫られる事態のなかで、これを教育・研究環境の維持・向上にとって喫緊の課題として、新規任用人事を積極的に行い、その実をあげてきたといえる。

専任教員１人当たりの在籍学生数は78人（前回96.8人）と依然として多いが、基礎的科目については複数の担当者により講義を開講し、また、少人数クラスの演習科目（導入演習、基本演習、発展演習、専門演習）を充実させることによって、行き届いた教育が行われるよう配慮している。

主要科目（それに相当する科目）に関しては、現在のところほぼすべてにおいて専任教員で担当しており、兼任教員は、専任教員が専門としない研究分野での展開講義科目、少人数クラスである外国書研究を中心に担当する等、設置基準、法学部教育目標に照らして特に問題はみられない。

【問題点】

2009年度の法学部専任教員１人当たりの学生数は78人（前回96.8人）となっている。これも前回とくらべると数値は若干低くなっているが、およそ改善されているとはいえない。この数値は、本学の他学部と比較しても、あるいは他大学の多くの法学部と比較しても、きわめて高いものである。このことは、教育現場に過重な負担をもたらし、法学部の教育の質の維持・向上を難しくする要因になっている。

また、法学部では、近年ようやく女性教員数が増加したとはいえ、専任教員の男女構成比は85.1%が男性教員、女性教員が14.9%であり、前回とほぼ同様である。法学・政治学関係の研究者母体の男女比が均衡していない点を考慮しても、なお問題である。また、専任教員に外国籍の構成員がいないことも検討課題であろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

まず、本学の他の学部あるいは他の大学の法学部と比較してきわめて高い法学部の専任教員１人当たりの学生数を大幅に減らし、専任教員を教育現場での過重な負担から解放して、法学部の教育の質の維持・向上を図りうる教育環境となるように改善すべきである。

次に、今後の新規任用人事に際しては、将来の法学部のあり方、教育内容等を視野に入れ、適切な教員構成となるよう配慮しつつ行うものとすること、年齢構成、ジェンダー、外国籍教員、特にエスニック･オリジンにも配慮することが望ましいことが教授会で確認されているが、その実現を図るように努める必要がある。

また、2008年度から実施されているカリキュラム改革に向けた教育課程については、教員間での連絡調整についても、パート会議、教学体制委員会、教授会という回路を通じて頻繁に行われており、その成果をあげつつあるが、基幹科目等新たな必修科目の設定に鑑みて、これまで以上に成績評価のあり方にまで及ぶきめの細かい調整が必要である。

5-2　教育研究支援職員

【現状の説明】

本学においては、総合情報学部設立時（1994年度）にティーチング･アシスタント（TA）、スチューデント･アシスタント（SA）制度が導入されている。法学部においては2004年度から学期ごとに１名の情報処理関連科目の実習補助員が採用され、教員の補助を行っている。2008年度は、１クラス１名として、春学期５名・秋学期各６名が配置され、情報処理技術導入のサポートを行っている。

また、2002年度からはゲスト・スピーカー制度も導入され、授業の内容面で教員を支援する体制が整えられつつある。2007年度に講義を行ったゲスト・スピーカーは４名、2008年度は７名であった。

更に、インフォメーションシステムを利用した「授業支援システム」によって、学生と教員、教育研究支援職員間の相互連絡を、Web サイトを通して行うことが可能となっている。

教員の教育研究活動に対しては、教務事務グループ、授業支援グループ、学部・大学院事務グループの事務職員や研究支援課の事務職員が有効・適切な支援を行っている。

2006年度から全学的にスチューデント・アシスタント（SA）が講義運営の補助に携わることとなった。担当教員の要請に応じて、講義開始前、終了後の資料配布や回収、資料の印刷等を行っており、ここでも、上記のインフォメーションシステムが活用されている。

いずれも稼動してしばらくの間は、制度変更に伴う初期の不具合や利用する側の不慣れ等の問題はあったが、次第に円滑に運用されるようになってきている。

【長所】

法学部においては、大教室・大人数での講義が多く、上記の TA・SA の導入によって拡充されつつある教育研究支援体制は、学生の質や関心の多様化に対応でき、学部教育の効果を上げるものである。学生側、教員側も、新しいシステムを効果的に利用できるようになってきている。

また、インフォメーションシステムによる授業支援では、学生が求める講義・学生生活情報を的確かつ迅速に発信することができるようにしている。

【問題点】

近年、学生の基礎学力、社会意識の低下が取り上げられており、本学部においても例外ではないと考える。その中で、学生の学習意欲の向上を手助けするため、更には法的素養を有して社会に貢献できるだけの人材を育成するためには、教育支援職員が充足しているとは言い難い。

また、2006年度から稼動したセンター方式で、教育研究支援職員の人員配置が完備されているとは言えず、人員の補充による円滑な運用が望まれる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生に対する教育効果を更に高めるため、今後もなお、より充実した補助体制が必要であり、教育研究支援体制の拡充については、法学部だけでなく全学的にも引き続き検討が行われている。

検索

5-3　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

【現状の説明】

法学部における募集・任免・昇格に関する手続の内容は以下のとおりである。

① 法学部における教員の募集（以下「任用」）は、学部長による法学部人事委員会に対する諮問によって開始される。人事委員会の委員長は学部長が務め、委員は前学部長のほか、法学部の各専門領域（パート）から適切に選ばれている。

② 任用に当たっては、審査対象者の研究業績を審査するため、人事委員会のもとに審査委員会が設けられる。審査委員会は、審査対象者の専門領域に関係する3名の専任教員によって構成される（主査1名、副査2名）。審査委員会は、審査対象者の研究業績についてその内容を客観的に審査し、人事委員会に対して、その結果を報告する。

③ 人事委員会は、審査委員会の報告に基づいて当該人事につき任用の可否を審議し、その結果を学部長に答申する。

④ 人事委員会による答申が任用を可とした場合、学部長が審査委員会の報告を付して、その旨を人事教授会に報告する。

⑤ 人事教授会は、当該人事について審議し、任用の可否を決定する。

なお、人事教授会は、教授人事には教授のみ、准教授人事には准教授以上の者のみ、専任講師の人事には専任講師以上の者をもって構成される。専任教員（教授）の定年延長を審議する人事教授会は、すべての専任教員によって構成される。また、すべての人事案件は教授会の議を経たのち、理事会において最終決定される。

また、昇任人事における基準は、専任講師から准教授昇任においては3年以上の在任で相当な教育・研究上の業績があること、准教授から教授への昇任においては7年以上の在任で相当な教育・研究上の業績があることが目安となっている。

上記のとおり慎重かつ公正な審議を経て決定される法学部の募集・任免・昇任に関する手続は適性に行われている。

法学部における教員の募集・任免・昇格に関する基準、手続は、人事委員会と教授会において明確に定められ、透明性を確保し、専任教員の地位の保障にも十分配慮している。

法学部専任教員の任用は公募制ではなく推薦人事が中心となっているが、人事教授会・人事委員会の了承があれば公募人事も行うことがある。

【長所】

法学部は、この間、定年退職者、あるいは、法科大学院、政策創造学部設立にともなって専任教員の任用人事が数多く進められたが、明確な規定のもとに、研究業績審査報告書に基づき、厳正に行われているといえる。

たしかに、公募によるものは多くないが、構成員が自学の大学院出身者に偏る結果になる等の傾向は見出せない。法学部専任教員の中で本学大学院を最終学歴とする者は10名でその構成比は21.2（前回24.4%）である。本学大学院以外を最終学歴とする者は、国公立大学大学院は、京都大学11名、大阪大学7名、神戸大学3名、東京大学3名、一橋大学2名、東北大学2名、北海道大学2名等32名（68.1%）、私立大学大学院は、慶応義塾大学2名等5名（10.6%）となっている。このように、専任教員の出身大学院が多様であるという現状からみても、法学部の人事が公正かつ適切に行われてきたことを反映したものといえる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員の募集・任免・昇格に関する手続については、特に問題はない。

法科大学院制度の設置に伴い、法学系教員、特に法律基本科目の担当者の不足が唱えられており、いずれ

の大学においても、法科大学院への教員移籍の影響が大きい。法学部としての教員確保が難しくなってきている状況にあって、今後、教員募集を行っていくに当たり、まず、その根底にある「学部教育の充実」を前面に打ち出し、そのための方策として、法学研究科の教育・研究者を養成するという役割を今以上に明確にする必要がある。法科大学院（法務研究科）修了者を研究者教員として育成していく道筋も確立する必要がある。

5-4　教育研究活動の評価

【現状の説明】

法学部における教育研究活動の評価は、①教員自身による自己評価、②教員間のピア評価、③学生による評価、④社会的評価の４種類に分けることができる。

①教員による自己評価は、これまで、２年に一度刊行される『法学部自己点検・評価報告書』において公表されてきており、②教員間のピア評価は、任用・昇任時の業績審査の内容に含まれる等、教員人事との関連性が深い。③学生による評価は、全学的に行われている「授業評価アンケート調査」の結果や自由記述欄への書き込みにより、教員自身が評価内容を確認できるシステムとなっている。また、2004年度から開始されたシラバスのインターネットによる公開は、より広範な対象に法学部の教育内容を提示することとなり、これにより、④の社会的評価の曝されることを可能としており、有効性が高いといえる。

教員の選考段階の評価については、上記のとおり、審査対象者の専門領域に関係する３名の専任教員によって構成される審査委員会が、審査対象者の研究業績について内容を客観的に審査し、人事委員会に対してその結果を報告する。人事委員会は、その報告に基づいて当該人事について任用可否の審議結果を学部長に答申しており、教員選考においては教育研究能力・実績が適切に配慮されている。

【長所】

教育活動に関する評価については、大学が実施する「授業評価アンケート調査」により、フィードバックがなされ、また、シラバスの公開により、それぞれの授業内容について、年度毎に工夫が施されることに繋がっている。

【問題点】

まず、上述の①「教員の自己評価」については、これまで、２年に一度刊行される『法学部自己点検・評価報告書』において公表されてきたが、現在は、大学自己点検・評価報告書との関係から、独自の報告書作成を行っておらず、公表する場が存在しなくなった。これに関連して、研究活動については、その業績を自らの責任において、大学の学術情報システムに掲載することになっているが、掲載されているのか、更新が適切になされているのか、学部としての精確な把握が十分でない状況である。

次に、③学生による評価としての「授業評価アンケート調査」については、教員にとっては、教育方法や教育内容を改善するための効果的な役割を果たしているが、問題を指摘した学生にとっては、それがどのように改善されたかは不透明な部分が少なくない、という問題が残されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育研究評価については、なお研究者としての義務という領域を超えた「管理」となってはいない。目に見える形としての「教育研究成果」を示す方策が求められるとすれば、これについて、慎重に検討を進め、構成員の理解を得て、その方策を編み出す必要がある。教育研究活動の評価が適正に行われるよう、上述の「自己評価」、「教員間のピア評価」、「学生による評価」、「社会的評価」の各評価を基本として、具体的な案の作成を行うことが必要である。

検索

今後の到達目標

法学部は、人権を尊重し、社会正義の実現に貢献する人材を育成するために、法学・政治学の分野で専門性をもつ教員を配置し、法学政治学科として適切な教員組織を整備している。法学部の教員は専任教員と兼任教員によって構成されており、専任教員は法学部生に対する教育、育成だけでなく、それぞれの専門分野での研究成果によって社会に寄与することを目標としている。

個別の課題としては、5-1から5-4で指摘した「問題点」を精査し、そこに掲げた「将来の改善・改革に向けた方策」の実現を図ることを到達目標とする。

6　研究活動と研究環境

6-1　研究活動

前回の到達目標

大学の研究者として、誠実に研究に取り組むだけでなく、そうした研究の成果を学生や社会に対して還元していくことをめざす。

6-1-1　研究活動

【現状の説明】

ア　研究業績

（ア）法学論集

法学部及び大学院法務研究科（法科大学院）の教員、法学部生、大学院法学研究科学生及び法務研究科学生をはじめ、政策創造学部の教員・学生であって入会した者、卒業生、内外の研究者を会員とする学術団体である「関西大学法学会」は、その主要な活動の一つとして、年６回『関西大学法学論集』を発行している。同論集の編集は、専任教員７名程度によって構成される法学論集編集委員会によって行われており、執筆を希望する専任教員は、編集委員会に年間の執筆予定をあらかじめ提出し、論文を投稿する。ただし、専任教員の予定外の投稿についても、掲載ページ数に余裕がある場合には、編集委員会において調整した上で、掲載している。なお、法学部、政策創造学部及び法科大学院の非常勤講師、助手、あるいは大学院博士課程後期課程の学生には、法学会主催の研究会またはそれと同等以上の水準を有する公開の研究会において報告する義務を課し、その評価に基づいて掲載の許可・不許可が決められている。

『関西大学法学論集』の2007年度及び2008年度の掲載・執筆状況は以下のとおりである。

表Ⅱ-法-9

年度（巻）	号	掲載論文数		法学部専任教員執筆論文数	
2007年度（第57巻）	1	9	40	8	29
	2	5		3	
	3	4		2	
	4	6		6	
	5	7		4	
	6	9		6	
2008年度（第58巻）	1	5	38	3	23
	2	8		5	
	3	5		3	
	4	8		4	
	5	6		5	
	6	6		3	

（イ）欧文紀要

法学部は、欧文紀要である *Kansai University Review of Law and Politics* を年１回発行している。編集には、学部専任教員３名を含む６名の専任教員によって構成される欧文紀要編集委員会があたっており、学部専任教員及び学部招へい研究者の欧文論文が掲載されている。

Kansai University Review of Law and Politics の2007年度及び2008年度の掲載・執筆状況は以下のとおりである。

表Ⅱ−法−10

年度（号）	掲載論文数	法学部専任教員執筆論文数
2007年度（第28号）	3	1
2008年度（第29号）	4	4

（ウ）その他を含む研究業績

法学部専任教員によるその他の論文・著書をも含めた研究業績の発表について、本学の学術情報システムによって集約すれは、以下のようになる。

表Ⅱ−法−11　【法学部研究成果状況】

区分	著　書	論　文	学会発表	その他	合　計
2007	5	20	1	13	39
2008	1	13	1	8	23

イ　国内外の学会での活動状況

国際会議、国内外学会への参加、本学における学会開催等の状況は、2008年度に申請・報告があった範囲内で、国外での学会参加が４件、国内での学会参加が81件、本学における学会・シンポジウム開催は０件であった。

ウ　研究助成

文部科学省及び日本学術振興会の科学研究費受給状況は『データブック2009』〔P261÷265（3）研究費（2008年度）　イ 学外からの研究費〕に示しているとおりである。

【長所】

研究成果の発表及び研究助成受給状況からみて、法学部専任教員の研究活動は活発に行われているということができる。また、その研究成果が、多岐にわたる研究領域のそれぞれにおいて高い評価を受けていることは、専任教員のうち相当数が学会賞等の受賞経験を有していること、また、学会の理事等に就任している者、国・地方公共団体等公的機関の審議会、委員会、研究会等の委員等を委嘱されている者が多数にのぼることにも表れている。

【問題点】

研究活動については、その業績を自らの責任において、大学の学術情報システムに掲載することになっていることから、記載されていない場合や更新されていない場合、正確な把握ができない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員の研究活動は個々にその形態が異なるため、数量化することが必ずしも適切な方法とは言えないものの、研究成果を伸ばすことが奨励される環境を学部の中に整えていく必要がある。そのためにも、まずは研究のための時間を教員が確保できるように、不必要な用務を削減すべく努めていく。

検索

6-1-2　研究における国際連携

【現状の説明】

「３　国際交流」の項でも述べたとおり、関西大学法学部・法学研究所と韓国の漢陽大学校法科大学院・法学研究所とのあいだでは、「国際研究シンポジウム」を行っている。2007年９月６、７日には漢陽大学校で「現代社会における法システムの再構築―ロースクールの展望と未来―」、2008年10月22、23日には関西大学で「架橋される東アジア法政策の最先端―韓国と日本を中心に―」というテーマでシンポジウムを行った。ほかにも、法学部教員は、法学研究所主催のシンポジウム、科研による国際シンポジウム等、多岐にわたる国際研究交流に参加している。

【長所】

長所としては、関西大学の法学研究所と連携して国際シンポジウムを開いてきたこと、外国から招へい研究者を受け入れることによって国際的な共同研究を行ってきたことがあげられる。

【問題点】

学部レベルで国際シンポジウムを開催するには事務的支援体制が必要であるが、国際研究交流支援の事務体制が学部内に整備されておらず、開催に当たっては教員が連絡や折衝にかなりの時間と負担をしなければならないのが実態である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部に配属されている事務スタッフは教務を主務としており、国際会議等のノウハウには必ずしも詳しくない。学部あるいは個々の教員が国際的な研究活動を活性化するには、そうしたノウハウを持った国際部や研究支援課からの支援が必要で、全学的な対応を求めていく必要がある。

6-1-3　教育研究組織単位間の研究上の連携

【現状の説明】

法学部の専任教員は、法学研究所、経済・政治研究所、マイノリティ研究センター、ソシオネットワーク戦略研究センター、人権問題研究室等の研究員を兼任している。法学研究所については、2007年度、2008年度はともに６名が法学部から研究員となり、公証制度研究班で「公証制度の現代的課題と展望」、アジア法文化研究班で「アジアにおけるマイノリティ、宗教、法」、安心と安全研究班で「平和、安全及び安心と法」をテーマに研究を行った。経済・政治研究所については、法学部から2007年度は研究員が出なかったが、2008年度は６名が市民参加研究班の研究員となり、「ソーシャル・キャピタルと市民参加」をテーマに研究を行った。また、マイノリティ研究センターでは、国家形成とマイノリティ研究班及び国際関係とマイノリティ研究班にそれぞれ１名が法学部から研究員として参加している。ソシオネットワーク戦略研究センターでは、年金政策チームに１名が研究員として参加している。人権問題研究室では、部落問題研究班及び人種・民族問題研究班に２名が研究員として参加している。

また、法学部が講演会等を企画する場合に上記の研究所等と共催したり、研究所に招へいされた研究者が学部学生にも知見を提供したりという、積極的な協力関係が持たれている。

【長所】

長所としては、学内の関連する領域の研究組織に法学部教員が研究員として参加することで、学際的・総合的な研究体制を組むことができるだけではなく、学部学生の教育にも貢献することがあげられる。

【問題点】

問題点は、研究所の研究員になる場合、すべて兼任であり、また、研究員は、学内・学外の他の共同研究グループの中心的メンバーを兼ねている場合も多く、研究所の共同研究に大きな比重をかけられない点があげられる。また、研究所で組織する研究班の研究主幹になった場合、研究所内の業務や行政的負担が大きくなり、他の仕事との両立が難しい点もあげられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学内の複数の組織が連携することは、研究上望ましいことであるが、同じ人物が複数の組織に重複して所属する現状では、研究のための時間より運営のための負担が増しており、支援体制を整えることでこうした問題を改善していく必要がある。

今後の到達目標

研究に取り組みやすい環境を整備すると同時に、学術情報システムに多くの教員が参加し、活用することで、研究成果をお互いに把握しやすくしていく。また、研究活動が研究という主たる目的に留まるのではなく、授業や公開講座等を通して、その内容を学生や社会に還元すべく努力していく。

6-2　研究環境

前回の到達目標

研究に必要な環境を整えると同時に、提供された研究のための資財を公正かつ効率的に利用し、その成果を公表していくことで、社会に対しての説明責任を果たす。

6-2-1　経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

ア　個人研究費、研究旅費の額の適切性

個人研究費、研究旅費の運用については、研究支援課にて全学の一元管理をしており、詳細は、別途、説明している。

イ　教員個室等の教員研究室の整備状況

学部に設置されている教育・研究支援委員会が、研究個室の専任教員への割り当て、共同研究室や特別研究室の使途等について調整・決定している。現在、法学部では、全専任教員が研究個室を有しており、個室率は100％である。会議室が２部屋あり、専門分野各パートの研究会ほか、上記「関西大学法学会」の研究会活動や、部内の会議のために有効に用いている。

ウ　教員の研究時間及び研修機会を確保させる方途の適切性

在外研究員（学術・調査）、国内研究員、研修員については、法学部では、２年制専門演習を担当する関係から、原則として２年前から応募者を募り、教授会で推薦し、前年に決定するという手続をとっている。応募人数を超える応募者が競合し、学部執行部での調整を必要とする年度もあるが、2007年度は、在外研究員（学術）２名、在外研究員（調査）１名で、2008年度は、在外研究員（学術）２名、研修員１名という状況であり、概ね有効に活用されているといえる。

エ　共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

学外では、科学研究費補助金の法学部としての申請及び採択件数が、他学部と比較しても少ないと言わざ

検索

るを得ない状況である。また、学内研究費制度についても、『データブック2009』〔P268　ウ 学内の研究費補助〕のとおり助成を受けていない。

【長所】

個人研究費・研究旅費、個人研究室、在外及び国内の研究員・研修員制度、学内外の共同研究費等、研究力の向上や研究成果の充実をはかるための研究環境は、全体としてよく整備されている。

研究員・研修員制度については、受入機関の事情や、専門分野によっては研究・研修期間中に授業科目を代わって担当する非常勤講師を見つけにくいといった事情、また、本人や家族に突発した不可避的な事情のために、やむを得ず利用されない年度もある。しかし、この制度は、授業時間数の超過や教学上の各種委員会委員の担当等により減殺された研究時間を、専任教員に研究・調査専念義務を課すことにより回復させようとする貴重な制度であるので、学部全体としての長期的な計画のもと、可能な限り有効・適切に利用していく必要があろう。

【問題点】

前述の「共同研究」にかかる補助費や研究費助成金の申請・採択率が非常に低いが、これは、教員個々の研究に対する問題ではなく、研究環境の根本的問題としての教育や学内行政における負担が大きいことが影響しているといえる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究内容によっては、共同研究として立ち上げる必要がないものもあり、一律の基準が適応できない場合もある。少なくとも法学部ではどのような研究条件が求められているのかを、執行部が常に把握し、環境改善のための努力を行っていく必要がある。

6-2-2　競争的な研究環境創出のための措置

【現状の説明】

関西大学では、科学研究費申請奨励研究費（以下「奨励研究費」という。）が設けられ、科学研究費の申請を促進させようとしている。「奨励研究費」には、(1)申請奨励研究費 新たに科研費に申請した研究課題及び関連分野の研究に着手するための事前準備に充てる経費、(2)採択奨励研究費 新たに科研費に採択された研究組織の立ち上げ時に要する費用を補完する経費、(3)再申請支援経費 科研費に申請し、不採択となった研究組織が、次回に再度申請を行う場合に、申請書類の完成度を高めるための経費、という３種類がある。

【長所】

科学研究費補助金については、研究支援課で事務的支援を受けられ、また全学的に外部資金獲得を奨励する体制が組まれている。

【問題点】

科学研究費補助金については、研究支援課で一括管理されており、分担金の場合、入金しても使えるようになるのが８月ごろで、それから１月末までおよそ６ヵ月で使い切ることを要請され、使い勝手が悪い研究費になっている。また、自分に割り振られた予算の使用状況をネットで日常的にチェックすることができない等、便宜が図られていない面が存在する。

【将来の改善・改革に向けた方策】

外部資金獲得のために、技術的な支援が拡充してきており、個々の教員の負担をある程度軽減してくれている。ただし、研究に競争的側面を導入するとするならば、個々の教員が教育、研究、行政、社会貢献というバランスの中で行動するだけではなく、学部の教員間でのバランスも取りながら進めていく必要がある。

6-2-3　研究上の成果の公表、発信・受信等

【現状の説明】

関西大学法学会が発行している『関西大学法学論集』、欧文紀要である *Kansai University Review of Law and Politics* 等で、論文、翻訳、書評、資料等を公表することができる。パート（専門分野）ごとに開かれる、法学会の研究会で、専任教員や大学院生は研究成果を口頭発表することができる。研究棟には法学部資料室が設けられ、専門分野の学術雑誌、他大学の紀要等が受け入れられている。研究会を行うための会議室も研究棟に設置され、法学会の研究会だけでなく、大学院生や他学部・他大学の研究者を交えた研究会のためにも活用されている。

【長所】

『関西大学法学論集』が年に 6 回発行され、専任教員にとっては自由に論文を発表できる環境に恵まれている。欧文紀要も毎年発行され、外国語による論文公表も容易にできる。また、法学部資料室が研究棟にあるので、使い勝手がよく、研究に役立っている。

【問題点】

他の私学の場合、法学会費は授業料と一緒に徴収するのが一般的であり、法学会の事務は大学の事務職員が行うのが通例だが、関西大学の場合、法学会の会費徴収や事務は法学会自身で行わねばならない等、学会誌発行に関する、大学からの制度的・事務的バックアップが不足している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部の研究成果の場を、全ての教員がより積極的に利用しようと思う環境を整える。紙媒体ではなく PDF 化する等、ちょっとした配慮で学部紀要に掲載する研究成果が、より広い範囲に向けて発信できるようになる。

今後の到達目標

教員が研究活動に力を注げるように、物理的、財政的、そして何よりも時間的な環境を整えていく必要がある。

7　施設・設備等

前回の到達目標

人権の確立と尊重を教育理念として、リーガルマインドの育成、及びグローバルな視野と幅広い知識をもった人材の育成を教育目標として行われている学部の教育指導上の効果が十分発揮されるべく、施設・設備の整備をはかっている。また、教員の教育研究に関する施設・設備についても十分配慮を加えていく。

7-1　施設・設備等の整備

【現状の説明】

法学部は、文学部、政策創造学部、及び外国語学部と共同で千里山キャンパス第1学舎を使用している。

検索

ア　学舎

第１学舎１号館は、2008年４月に竣工し、講演会や学部行事に使用できる約1000名収容の大教室、７室の中規模教室、実験実習・語学系教室、更に関連施設として、食堂・喫茶、第１学舎オフィス及び授業支援ステーション、学部長室及び会議室が配置されている。

２号館は、収容人員401名から495名の大教室が５室配置している。すべての教室に、ビデオ・教材提示装置を設置しており、プレゼンテーションソフト等を使用した講義が可能である。なお、各教室には、車椅子設置場所を設けている。

３号館には、収容人員62名の小教室が10室、LL 教室及び AV 教室を各２室設けている。３号館には、エレベーターを設置し、隣接する２号館にも車椅子等による移動を可能としている。

４号館は、1992年に竣工した建物であり、情報関連設備・施設を完備している。収容人員36名の教室が43室、45～46名の教室が７室、54名の教室が２室及び61名の教室が11室あり、主として、語学教育やゼミに使用している。

中でも、収容人員22名の特別ゼミ教室11室は、授業には使用せず、各ゼミ単位での占用使用を認めたり、その他の時間は、学生の申出による自由使用とし、法学部学生が自主的に議論を行う場として提供している。他に法学部専用のスペースとして、法情報演習室Ａ(29名)、法情報演習室Ｂ(８名)、法情報演習室Ｃ(50名)、教材開発室(20名)及び法廷教室(35名)を配置し、授業としての演習（週３日程度）とオープン利用の双方で使用している。法廷教室は、裁判員制度の導入にあわせた

５号館は、2007年度に竣工した第１学舎では最新の建物で、延床面積9,452㎡の６階建、大教室１室を含む合計17教室を設置しており、情報処理教室も４室設置している。

イ　研究棟

法学部の研究室は、法文研究室１号棟・２号棟・３号棟にある。１号棟は、４階部分９室を個人研究室と学生相談室（１室）に、２号棟は、４・５階部分15室を個人研究室と法学会に、６階部分を資料室と会議室に使用している。３号棟は、４・５階部分23室を個人研究室と学生相談室（１室）に使用している。

資料室は、566㎡の広さがあり、図書資料・情報資料の収集・管理を行っている。利用者は、主として、教員と大学院生である。所蔵図書は約27,000冊で、うち2,157冊が洋図書である。加えて1,010種の雑誌を継続的に収集、保有しており、うち47種が洋雑誌となっている。また、資料室内にコンピュータとコピー機を設置し、教員及び大学院生の利用に供している。

【長所】

法学部の教育研究に必要な施設・設備は充実しており、各種の講義・演習の実施及び教員の研究遂行が効果的に行える状況にある。

【問題点】

第一学舎は新学部設置により収容学生数が増大しており、教室の数が十分とは言えない。特に各学部とも少人数教育に重点を置いているため、小規模教室が不足している。教員の授業準備及び研究のための法政研究センターが実現しなかったため、現在の施設の中で、質的な充実を行う必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法学部教育の効果を高めるために、不足している少人数教育のための教室の増設を求めていく。専門的な授業準備や研究のための支援体制を整えていく。

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置

【現状の説明】

法学部においては、情報処理関連科目として、「法学情報処理論」、「情報処理演習Ⅰ・Ⅱ」等3科目が開設されており、そのために必要なパソコンを情報演習室に90台設置している。

【長所】

法学部の教育研究に必要な施設・設備は、充実しており、各種の授業・演習の実施及び教員の研究遂行が効果的に行える状況にある。また、情報処理機器等の整備も、3年に1回更新しており、着実に進んでいる。

【問題点】

AV 機器及び情報処理機器は、現在の需要を満たしているが、法学部教育における情報化はますます進んでいるため、より一層の充実をめざして設備の刷新が必要になるであろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

総合研究室棟の中に法学部へのスペースが提供されなかったため、法学部としての教育・研究環境の整備という点では、今後も、更に充実していくことが必要な状況にあり、これらの実現化に向けて要望を続けなければならない。

7-3　利用上の配慮

【現状の説明】

新しい建物である第一学舎1号館、5号館には、多人数乗りエレベーターが設置されている。2号館にはエレベーターがないが、隣接する3号館にはエレベーターが設置されているため、車椅子で移動することが可能であり、各教室には車椅子設置場所が確保されている。

第一学舎の施設・設備が支障なく利用できるように、法学部執行部が学部・大学院事務グループ法文事務チームとともに管理運営に責任を負っているだけではなく、法学部生の利用する情報演習室に関しては、法学部情報処理委員会が専門的な立場から円滑な利用環境に配慮を行っている。

【長所】

第一学舎では建て替えが行われた結果、より環境にやさしく、バリアフリーな設備となっている。また、トイレの男女比が改善される等、ジェンダーの観点からも改善されている。

【問題点】

建て替わった第一学舎及び研究棟で和式トイレがなくなったことで不便を感じる声もある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

物理的には、環境、ジェンダーの平等、障がい者等への配慮が進んでいるが、利用者の心がけもそれに伴って向上するよう努める必要がある。

今後の到達目標

教育・研究にとって必要な設備・施設となっているか、また多様な利用者にとって使いやすくなっているか、状況の変化にともなって確認を続けていく。

検索

8　学生生活

前回の到達目標

学生が自ら積極的に学ぶことができるよう、その能力を育成するだけでなく、動機づけを行う制度を整える。

8-1　学生への研究活動への支援

【現状の説明】

法学部では、受動的な学習だけではなく、自ら課題を設定して研究を行うことを入学時から推奨している。そのための下地作りとして、１年次春学期に全員が履修する導入演習において、文献の調査や分析、更には自らの考えを口頭や文章として発表するための能力を指導している。２年次後半には早期専門演習を置き、３・４年次の専門演習Ⅰ・Ⅱでは、更に専門的な研究を進め、４年次に研究論文として大学での学びを集大成すべく指導をしている。専門演習の履修者は2007年度が1153名、留年生を除いた該当年次在学生の中での履修率は63.6%、2008年度が1168名、同じく履修率は63.7%であった。また、専門演習Ⅱの履修者の中での研究論文の執筆者は2007年度が282名で66.4%、2008年度が204名で55.9%であった。法学部資料室では、法学・政治学関係の専門書や雑誌が開架で利用できるが、学部学生も教員の指導のもとに利用できる制度となっており、学生の個々の課題研究を支える仕組みとなっている。

また正規の授業とは別に、法学部学生・院生と教員を構成員とする「法学会」という組織を運営しており、『法学論集』と『法学会誌』を刊行している。学生は、年一回の懸賞論文に応募することを、所属する専門演習の担当教員等を通して奨励している。2007年度には、４名（全員４年次生）が応募し、入選１、佳作２、参加賞１であった。2008年度には、７名（４年次生２名、１年次生５名）が応募し、佳作１、参加賞６であった。入選論文は『法学会誌』に掲載される。

【長所】

新しいカリキュラムでは、自発的な学びを促し、それを支える仕組みが継続的に組み込まれている。従来から研究論文や懸賞論文をめざして研究に積極的に取り組んできたような学生に対して、学年進行にあわせて継続性を更に強めた研究支援を行い得る点が、新しいカリキュラムの長所と言える。

【問題点】

学部教育の主たる授業形態は講義であり、学生が自ら課題を設定し、研究を行う機会は限られている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

新カリキュラムにおいて少人数教育を充実させたことで、自らが課題を設定し、答を求めていくという学びのあり方が増加するものと思われるが、その効果を確認しながら、更に自主性を導きだしていく仕組みを検討する必要がある。

今後の到達目標

学部教育においても、自ら課題を設定し、探求していく能力を伸ばしていく仕組みを作る。現存の懸賞論文への参加を更に広めるだけでなく、ゼミ討論会のような形で学生の成果発表の場を増す。

9　管理運営

前回の到達目標

学部の管理運営を、学部長のリーダーシップのもとで、公正かつ効果的な体制で行うことで、教育・研究環境をより良いものにする。

9-1　管理運営体制

【現状の説明】

法学部長のもとに執行部を組織し、その指揮のもとに最高意思決定機関としての教授会を置いている。学部には11の委員会が設置され、学部長から付議された事項について専門的に協議を行い、また、日常的な学部業務を担当している。

ア　教授会

法学部教授会の構成は、権限及び運営について必要な事項は、「関西大学法学部教授会規程」に定めている。教授会は専任の教授、准教授、専任講師をもって構成する。

教授会の審議事項は、学部長の選出、教員の任用及び昇任等の人事案件、教育課程、入学試験等多岐にわたる。特に規定のある場合を除き教授会の議決は全会一致を慣例としており、合意に至るまで十分に議論を重ねている。全会一致が得られない場合は、出席者の過半数〔ただし、教授会規程の改正は、全構成員の過半数の賛成〕で議決を行っている。

表Ⅱ-法-12　【教授会開催数】

開催月	2008/4	5	6	7	8	9	10	11	12	2009/1	2	3	計
開催数	3	2	2	2	0	2	2	2	1	2	2	2	22

イ　執行部

教授会の運営は、学部長、副学部長２名（内、副学部長１名は法学研究科を担当する)、教学主任２名、入試主任、学生相談主事、学生主任からなる執行部（８名）があたっている。執行部は執行部会を開催し、教授会事項、学部運営に関わる事項について審議を行うと同時に、学部の長期的な方向性について議論を重ねている。

ウ　各種委員会

法学部には、人事委員会、教学体制委員会、学部自己点検・評価委員会、オリエンテーション委員会、ACCESS 委員会、導入演習教材作成委員会、情報処理委員会、人権問題委員会、学生生活委員会、図書選定委員会、教育・研究支援委員会、欧文紀要編集委員会を設置しており、各委員会は執行部との連携をとりながら運営している。

これらの委員会のうち、人事委員会と教学体制委員会は学部の運営の根幹に関わる事項を協議する機関として位置づけられ、専門分野に分けた「パート」（基礎法学、公法、国際法、刑事法、民法、商法、民事訴訟法、労働法、政治学）を単位として委員を選出している。人事委員会と教学体制委員会の概要は次のとおりである。

（ア）人事委員会：教員の任用、昇任、定年延長、その他人事に関する事項を審議する。

（イ）教学体制委員会：カリキュラム、入学試験、その他教学に関する事項を審議する。

人事委員会の構成員は、規定にはないが、代理出席は認めていない。一方の教学体制委員会の構成員は、

資格に制限はなく、代理出席を認めている。

エ　法学研究科委員会との相互関係

法学部は法学研究科と執行部が重複しており、若手教員と政策創造学部構成員を除けば、構成員もほぼ同一であるため、学部教授会と研究科委員会は、適切な連携のもとに意思決定を行っている。また、法学部・法学研究科の執行部が政策創造学部執行部と定例の連絡協議会を持つことで、政策創造学部と法学研究科の意思決定の調整も行っている。

オ　全学的組織との連携、役割分担

学部教授会の意思は、学部長によって全学の意思決定機関である学部長・研究科長会議において表明される。また、評議会へは慣例として学部長経験者を評議員として選出することで、適切な形で連携が行われている。

【長所】

教授会で審議される案件は、執行部会（及び内容によっては関連する委員会）で事前に十分な議論を経た上で提案される。教授会でより多角的な視野から修正が加えられることもある。構成員は3分の1によって教授会開催を要請することができ、また各回の教授会において審議事項を提案する機会を保証されている等、開かれた学部運営がなされている。執行部が学部運営の長期的な方針を定め、それに従って構成員の合意形成を行う一義的な責任を負うことは確かであるが、同時に構成員全員が学部運営に対して責任を共有していることが、法学部の管理運営の長所である。

【問題点】

開かれた学部運営を保証することは、そのための時間と労力を必要とする。今期執行部では、教授会の終了時間を17時と設定し、議論が無制限に続くことを避ける努力をしているが、それでも案件によっては議論が長引くことがある。学内業務に費やす時間が全体的に増加する中で、限られた時間の中で有効な議論を行うための一つの対応としては、審議事項に個々の構成員が的確な判断を行えるように、正確な情報を執行部が提供していく必要性が増している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部事務室がなくなったことも影響し、機関としての学部の過去の記憶が十分に継承されていない場面が多々見られる。構成員の流動性が高まるに伴い、機関として過去の情報が正確に継承される仕組みがますます必要となっている。また、学生に対して、あるいは社会的責任が増すにつれ、執行部だけでは対応できない案件が増しており、構成員から公正に、かつ効率的に協力を求める仕組みも必要になっている。

9-2　学部長の権限と選任手続

【現状の説明】

法学部長は、教授会の開催、教授会議題の設定、副学部長の推薦、教学主任、入試主任、学生主任、学生相談主事の任命権限を有するが、教授会構成員は教授会開催を要求する権利（前述）を有し、また学部長の提案に教授会の議決をもって賛否を表明する機会を有しており、学部長の権限には十分な牽制が加わっている。また「事務専決に関する理事会内規」に基づき、①所轄事項中常例に属する申請、照会、回答、通牒等に関すること、②所属課長の国内出張に関すること、③所属課長の欠勤、休暇その他の服務に関すること（第6条第1項）、及び④所属教育職員の国内出張に関すること、⑤所属教育職員の欠勤、休暇その他の服務に関すること（同第3項）を専決する。

法学部長の選任は「学部長の任命及び任期に関する規程」（1962年３月14日制定）に従い、学長が教授会の選挙を経て理事会に推薦し、理事会がこれを任命する。任期は２年であるが、再任は妨げない。教授会における法学部長の選任手続きは、「法学部長選挙規程」（1994年７年13日制定、2008年６月11日改正）が以下のとおり定めている。

第２条　法学部長の被選挙権を有する者は法学部に所属する専任の教授とする。ただし、学部長の選挙日において次に該当する者は除く。

(1) 在外研究員、国内研究員、研修員又は外国留学者で、学部長任期開始日において研究・研修・留学期間が満了しない者

(2) 休職を命ぜられている者で、学部長任期開始日において休職期間が満了しない者

(3) 療養休務を命ぜられている者

第３条　法学部長の選挙権を有する者は、法学部に所属する専任の教授、准教授及び専任講師とする。ただし、選挙日において次に該当する者は除く。

(1) 在外研究員、国内研究員、研修員又は外国留学者

(2) 療養休務又は休職を命ぜられている者

第４条　第1次投票は2名連記、無記名投票により行い、その得票者を学部長候補者とする。

2　第2次投票は、第1次投票によって選出された学部長候補者の中から、単記、無記名投票により行い、投票総数の過半数を得た者を学部長当選者とする。

3　第2次投票において過半数の得票者がなかった場合は、第2次投票における得票者の得票を上位から順次加算して、投票総数の過半数に達するまでの得票者について第3次投票を行う。

4　第3次投票によっても過半数の得票者が得られない場合は、前項の方法により順次投票を繰り返すことにより当選者を決定する。

5　第2次以降の投票において、2名の候補者がおのおの投票総数の半数を得た場合は、抽選により当選者を決定する。

第５条　法学部長選挙の実施・管理の事務を行うため、選挙管理委員会を設ける。

2　選挙管理委員会は、学部長、副学部長及び学部長が指名する事務職員1名で構成する。

3　選挙管理委員会を設ける。選挙管理委員会は、投票及び開票の管理、立会人の指名、投票結果の報告等、法学部長選挙に関する一切の事務を執行するものとする。

【長所】

法学部では、規程・規則・内規として学部長の選出手続きと権限を定めているだけでなく、役職者の公正な権限行使を保障する仕組みも組み込んでいる。「法学部長選挙規程」による法学部長の選任手続きについても、適切であり、妥当といえる。

【問題点】

学部長が理事も務めるという二重構造の中で、教学の責任者としての学部長と経営に責任を負う理事の利害が必ずしも一致しない場合も生じている。また、学部長と研究科長が兼任となったことで、対応しなくてはならない案件が増し、学部長に過度の負担が生じている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部長が複数の役職を兼務することで、複数機関の意思決定に調整機能が埋め込まれるはずであるが、必ずしもそうした機能が有効に働いているとは思われない。これは学部というよりは全学的な改善が求められるところであるが、情報を早期に共有することで、より有効な調整が可能になるような仕組みが必要である。

検索

今後の到達目標

複数の役割を兼務することになる学部長が、全学的な視野を持って、学部の適切な管理運営を行うことができるように、執行部及び委員会体制を整備する。

10　自己点検・評価

前回の到達目標

自己点検・評価が適切に行われ、その結果を反映しながら学部の運営に必要な修正を行っていく。

10-1　自己点検・評価

【現状の説明】

法学部では、1994年以来、本学部の教育研究水準の向上を図るため 、独自の自己点検・評価委員会を置いて、学部事項について点検・評価活動を行っている。

ア　委員会の構成

関西大学法学部自己点検・評価委員会（以下、「学部委員会」という。）は、1994年１月28日に制定された学部委員会規程に従って、副学部長（規程制定当時は「学部長代理」）、教授会において選任された専任教育職員７名、学部長が教授会の承認を得て指名する事務職員１名（制定当時は「事務長」）によって構成し（学部委員会規程第３条）、任期は２年である（同第６条）。委員の再任は禁じていたが、初任委員のみで学部委員会を構成することが困難となった2003年度からは、再任禁止規定を削除している。学部委員会には委員長及び副委員長を置かねばならない（同第４条）。委員長は副学部長が務めることとなっている。

イ　点検・評価項目、報告書

学部委員会は、学部委員会規程第９条第１項に基づき、1996年度から、隔年に、自己点検・評価の結果について報告書である『関西大学法学部自己点検・評価報告書』（以下、「学部報告書」という。）を作成し、法学部長に提出してきた。そして、同条第２項に基づき、この報告書は、学部長が意見を付し、教授会の議を経たのち印刷・公表され、2004年度までに５号を数えた。

４号までの点検・評価項目は、学部独自に設定し、常時見直しをして、再編を行ってきた。2002年11月の学校教育法改正によって2004年４月より第三者評価が義務づけられたことを受け、全学委員会は、各学部、機関独自に報告書をとりまとめるという従来の方針を変更し、財団法人大学基準協会の「主要点検・評価項目」に準拠させたパイロット版として、学内諸機関すべてを網羅した総合的・統一的な自己点検・評価報告書『学の実化』を編集することを決定し、学内諸機関に協力を要請した。具体的には、学内諸機関（各学部・機構等における自己点検・評価委員会）が、全学委員会と連携しつつ、大学基準協会の「主要点検・評価項目」に準拠した報告書原稿を作成し、最終的に、全学委員会がこれをバインダー方式でとりまとめ全学報告書とすることになったのである。

全学委員会からの要請を受け、法学部では、学部委員会が、大学基準協会の「主要点検・評価項目」に準拠させた項目（基本的に全学部・機構に共通）に基づいて全学報告書用の法学部原稿を作成した。これに、全学報告書には含まれていない授業科目合格率一覧表等を加えて学部報告書2004年度（第５号）を作成し所定の手続きを経て、印刷・公表した。

しかし、学部報告書と全学報告書とは内容的にほぼ重複することになるため、学部委員会規程第９条１項を改正し、2005年度より、学部報告書を隔年に刊行する必要をなくした 。

【長所】

自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムは上記のように整備・見直しを重ねて、より効率的に機能する方向に漸次改善され、且つ十分な成果を上げている。学部における教育・研究水準を向上させるために、組織・活動についての点検・評価は不断に行われている。報告書が指摘する問題点については、教学体制委員会や教授会等で審議の対象とし、改善を図るべく検討を進めている 。

【問題点】

全学報告書学部部分の内容については、大学基準協会の「主要点検・評価項目」に準拠させた項目（基本的に全学部・機構に共通）に基づいて記述しているが、学部報告書の内容の取り扱いについて、早急に結論を出す必要がある 。また、従来の「関西大学自己点検・評価委員会規程」にかわり、2009年１月29日付けで「学校法人関西大学自己点検・評価委員会規程」が新たに制定されたことにより、「関西大学学部自己点検・評価委員会規程」の内容を見直さなければならない 。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部報告書と全学報告書との現在の関係に鑑みれば、将来的には学部報告書を廃止していくべきであると考えられる。既述のように、学部報告書の隔年刊行制度は廃止したが、学部報告書中の全学報告書にはない情報（授業科目合格率一覧表）の扱いは未だ決定していない。全学報告書に組み込むべきか、別途独自刊行物として公表すべきかの検討・判断を、できるだけすみやかに行う。また、規程の内容については、関係機関で審議し、早急に改正等を行う。

10-2　自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

本学部は、1994年の自己点検・評価委員会の発足以来、作成された自己点検・評価報告書は様々な形で広く社会に公表されており、これまでに作成された学部報告書は、全国の国公私立大学法学部をはじめ、日本弁護士連合会、大阪弁護士会、大阪高等裁判所、大阪地方裁判所、大阪高等検察庁、法務省大臣官房司法法制部、文部科学省高等教育局等に送付していた。また、全学報告書に移行してからは、点検・評価報告書の形で Web 上でも公開している。2006年度には（財）大学基準協会により相互評価を受け、その結果は広く学内外に公表されている。しかし、学部単位で正式に学部外者からの評価システムを導入しているわけではない。

【長所】

学部報告書、及び全学報告書として公刊し、Web 上でも基本的に公表しているので、客観性・妥当性を確保しており、学内外に情報提供されていることにより、本学部の改善、及び将来の発展に向けた改革等に寄与している。

【問題点】

本学部における自己点検・評価活動の客観性・公平性をどこまで担保すべきかが問題である 。

【将来の改善・改革に向けた方策】

更なる客観性・公平性の確保や社会的使命という観点等からは、全学で行われている相互評価のみではなく、学部外者からの評価システムの導入も、今後議論すべきなのかもしれない。

検索

今後の到達目標

学部独自の自己点検・評価のあり方を議論し、制度化していく。

検索

法　学　研　究　科

検索

第Ⅱ編　法学研究科　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 353

1-1　理念・目的等　〈353〉

1-2　理念・目的等の検証　〈354〉

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等 …… 354

2-1　教育課程　〈354〉

2-2　教育方法等　〈359〉

2-3　学位授与・課程修了の認定　〈361〉

3　国際交流 …… 363

3-1　国際交流〔国内外との教育研究交流〕　〈364〉

4　学生の受け入れ …… 364

4-1　入学者受け入れ方針等　〈365〉

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（大学院）　〈365〉

4-3　科目等履修生・聴講生等　〈367〉

4-4　定員管理　〈368〉

5　教員組織 …… 368

5-1　教員組織　〈369〉

5-2　教育研究支援職員　〈370〉

5-3　教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続　〈370〉

5-4　教育・研究活動の評価　〈371〉

5-5　大学院と他の教育研究組織・機関等との関係　〈371〉

6　研究活動と研究環境 …… 372

7　施設・設備等 …… 372

7-1　施設・設備等の整備　〈372〉

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置　〈373〉

8　学生生活 …… 373

8-1　学生への研究活動への支援　〈373〉

9　管理運営 …… 374

9-1　管理運営体制　〈375〉

9-2　学長、学部長等の権限と選任手続　〈375〉

10　事務組織 …… 376

10-1　大学院の事務組織　〈376〉

11　自己点検・評価 …… 377

11-1　自己点検・評価　〈377〉

11-2　自己点検・評価に対する学外者による検証　〈378〉

11-3　大学に対する社会的評価等　〈378〉

1　理念・目的・教育目標

1-1　理念・目的等

【現状の説明】

法学研究科は関西大学の学是である学理と実際との調和をめざす「学の実化」を、大学院教育において現代的に展開することを追求し、情報化・国際化の流れに対応する「社会に開かれた知の拠点」としての大学院の一翼を担うことをめざしている。また、本研究科は学校教育法の「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」（99条）との規定を踏まえ、法学に関する理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて人類文化の進展に寄与し、社会の変動に敏感に対応した教育研究の推進と優秀な人材を育成することも理念・目標としている。

これらの理念・目標の実現に向けて、研究者養成を主たる任務とする法政研究コースに関しては、法学・政治学の最近の研究動向に対応して研究者養成機能を更に強化するため、開設科目の見直しや履修制限の緩和等、柔軟かつ発展的な履修を可能とする措置を講じてきた。法政研究コースでは、政治学部門及び基礎法学部門については、従来通り本研究科の博士課程前期課程を経て後期課程に進むのが主要な養成ルートである。しかし実定法学部門については、法科大学院の開設により法務研究科を修了後に本研究科の後期課程に進む新たなルートと、本研究科の前期課程から後期課程に進む従来のルートという、複線型の研究者養成が今後行われることとなる。これに合わせて、2006年度入試から博士課程後期課程の入学者選考のあり方に変更が加えられた。

以上のような、理念・目的・教育目標は大学院 Information、ホームページ及び説明会を通じて、関係者のみならず広く社会一般に周知をはかっている。

【長所】

新たに専門職コースを改編して高度専門職業人を養成するための機能の拡充・強化を行った。法学研究科では博士課程前期課程終了者の進路動向に基づき、企業法務コースと公共政策コースの２コースを設置した。そしてそれぞれのコースに応じた新カリキュラムを編成し、従来の指導教授制も部分的に修正して、各コースの目的に応じた教育研究体制を整えた。またこうした専門職コースの再編には、社会人のリカレント教育の推進も含まれており、社会人の修学を容易にすることを主たる目的として長期（３年）在学制度を導入して、より多様な社会人が入学できるように便宜を図っている。

【問題点】

上述したように、新たに法務研究科（法科大学院）が設置されたことにより、実定法科目の研究者養成機能が法学研究科から法務研究科にある程度移行する。しかしながら、実定法科目に関しても研究者養成についての両研究科の機能分担が明確に定められているわけではなく、今後の両研究科の展開如何に応じた多くの未知数を含んでいる。また専門職コースに関しても、上述した進路別再編成が不徹底に終わり、専攻の編成やコースの細分化に関してもなお不十分な点が見られる。また社会人の受け入れ体制についても、夜間開講の授業科目が少ない等、社会人受講生のニーズに応えうるだけの充分な整備がなされなかった。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記の問題点を踏まえて、社会人の受け入れ体制整備のために本研究科博士前期課程の企業法務コース及び公共政策コースの基本科目及び関連科目の夜間開講を検討している。すなわち入学生のニーズに合わせて、月曜から金曜の６限及び７限、または土曜日のデイタイムから夜間に至る時間帯に開講する可能性を検討している。また現在社会人は、博士前期課程の企業法務コースと公共政策コースに限定して受け入れている。

しかし、社会人のより高度な研究への意欲の高まりをも踏まえて、博士前期課程の法政研究コース及び博士後期課程への社会人の受け入れについて、従来に引き続いて検討したい。

1-2　理念・目的等の検証

【現状の説明】

1-1の【問題点】でも言及したようになお多くの未知数を含むものの、実定法科目の研究者養成について今後、法科大学院を経て本研究科の後期課程に進むルートが重要になって来る。これに合わせて、法科大学院修了後新司法試験に合格した者について、博士課程後期課程の入学者選考のあり方が見直されなくてはならない。また、高度職業人の要請をめざす専門職コースに関しては、博士課程前期課程で新たに設けたカリキュラムの検証を行う必要がある。そしてその結果に応じて、更にカリキュラムを再編成し、例えば入学者の多くを占める税理士志望者等の資格取得をめざす者のために特別の教育プログラムを提供することや、税務コースという新しいコースを設けること等も考えられる。また、公務員養成機能を強化するために、公共政策コースを法学・政治学専攻から独立させ、公共政策専攻（仮称）を設けることも検討したい。

【長所】

現在もっとも重要な課題のひとつたる法科大学院との役割分化について、本研究科の博士前期課程を公法専攻と私法専攻の 2 専攻制から、現在の 1 専攻 3 コース制に改変したことにより制度的にはある程度対処し得たと考えている。このような法務研究科との役割分担の下、総じて、法学研究科の教育課程や組織体制は本学の学是である「学の実化」を大学院教育において現代的に展開し、学校教育法99条所定の大学院の設置目的を実現することに十分に貢献しうるものであると自負している。

【問題点】

法科大学院との役割分化に関してある程度の対処は果たしたものの、なお両研究科での教育内容において重複・競合部分があるかどうかに関しては、法科大学院修了者の進路動向（今後の更なる新司法試験合格率の全体的低下に伴い、進路は法曹に限定されない）を踏まえて、現在の 1 専攻 3 コース制の見直しを行いたい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

高度な大学院教育の社会人への開放の一貫として、社会保険労務士会からの要請の下、社会保険労務士を受け入れるための特別入試を2010年度から実施する。また上述したように、社会人のより広範なるニーズに応えうるように、交通至便な場所（さしあたり天六学舎を予定）に大学院科目を土曜日のデイタイムとウイークデイの夜間に開講することを検討中である。

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等

2-1　教育課程

前回の到達目標

法学研究科は、「法学に関する理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて人類文化の進展に寄与し、社会の変動に敏感に対応した研究教育の推進と優秀な人材を育成すること」を目的としているが、この目的

を達成するに適切な教育内容・方法を整備すること、及び2005年度のカリキュラム改革により設定された、研究者養成と、法曹を除く各種の法学系高度専門職業人養成という目標の達成に必要な教育内容・方法を整備すること。

2-1-1　法学研究科の教育課程（大学院）

【現状の説明】

2004年度からの法科大学院の設置にともない、2005年度から新制度が行われている。そこでは従来の公法学・私法学の2専攻を法学・政治学の1専攻に統合し、前期課程を法政研究・企業法務・公共政策の3コースに分割した。

法政研究コース（研究者養成コース）は、より深い学識を得ようとする者、研究者を志望する者等を対象とし、原則として後期課程への進学を予定する。本コースは、大学院設置基準第4条第1項の「研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」を目的としている。

企業法務コースは、司法書士や弁理士、税理士、社会保険労務士等の資格取得をめざす者、企業の法務担当者を志望する者等を対象とし、公共政策コースは、行政書士、国家ないし地方公務員、国際機関の職員等をめざす者のほか、ジャーナリスト志望者等も対象とする。後二者のコースはいずれも、大学院設置基準第3条1項の「高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的」とする、いわゆる高度専門職業人の養成を目的とする専修コースであり、より実務に即した専門教育を行い、原則として前期課程で修了する（企業法務コースと公共政策コースを、「専門職コース」と呼称する）。

博士課程後期課程についても専攻は統合したがコース分けは行わず、全体を従来通り研究者養成コースと位置づけている。なお、2004年度以前入学者については、公法学、私法学の各専攻について、研究者養成コース（Aコース）と職業人養成コース（Bコース：専門職コース）があった。

「第5章　教員組織」に詳述のとおり、学部教育担当の教員が大学院教育を担当することが原則とされており、大学院教育は学部教育を基礎として、それを発展させ高度化するものである。各担当者は、学部で実施した授業内容を学生が理解していることを前提にして、大学院の授業を組み立てることができる。

研究者養成コースは5年間一貫教育であるが、後期課程への進学のためには進学試験を経ることが必要である。学生は、指導教員の下で、毎学年演習を受講することが必要であり、かつ、この演習は原則として当該教員を指導者とする学生のみが受講できるというシステムになっており、同一教員のもとでの一貫した少人数教育が行われている。

なお、専門職コースの学生は、2年間の教育を終了すると卒業していくのが原則であるが、後期課程に進学することを望む学生もいる。後者については、語学試験にも合格すれば後期課程への進学が認められている。

前期課程に入学した学生の全員が自動的に後期課程に進学できるわけではない。進学の際の重要な評価資料は修士論文であり、その完成のために2年を超える期間を要する者もいる。そのため、前期課程入学から博士の学位の授与まで5年を超える年数がかかる場合がある。後期課程進学を予定しない者の修士論文については修士論文Ｂ（2007年度以前は、「リサーチ・ペーパー」と称していた）として別段の作成指導方法を採っているが、後期課程進学予定者については、研究者としての基礎能力養成という観点から指導が行われるために生じる問題でもある（2007年度より従来の修士論文を修士論文Ａとし、リーサーチ・ペーパーを修士論文Ｂとする名称変更を行った）。

2005年度から、一定の要件の下で学部4年生（本学に3年以上在学した者）が大学院の授業を履修することを許可し、大学院博士前期課程進学後履修科目について単位認定（10単位が限度）を行うことができる学部と大学院との一貫教育システムが導入された（大学院学則73条の3）。これは、優秀な学部生に法学研究科

検索

の設置科目の履修を許可して、早期からより高度の学問的経験を積ませ、博士前期課程を１年で修了できる（学部と合わせて５年間で修士の学位が取得できる）ようにするための制度である。

【長所】

法科大学院の設置にともない、2005年度から、新制度が行われ、従来の公法学・私法学の２専攻を１専攻に統合し、博士前期課程を、修了後の進路に応じて、法政研究・企業法務・公共政策の３コースに分割した。それぞれのコースに、その目的に応じて、基本科目、関連科目、展開科目からなる特色のあるカリキュラムが設けられた。

【問題点】

従来、研究者養成コースでは、外国語の専門的な文献の講読が必要とされていたのに対し、専門職コースの学生は、卒業後日本で実務活動を行うことが想定されており、外国語の文献の講読を必ずしも必要としないので、双方のコースの学生が同一授業に混在することは適当でない場合があった。

学部教育との連携については、法学部出身者の場合、特に問題はないが、法学部以外の出身者も若干はおり、その者と法学部出身者とが混在する場合には教育上の配慮が必要となる。

研究者養成コースにおける一貫教育（博士前期課程と後期課程との連続性）は、正常に機能している。ただ、今後、実定法の研究者については、法科大学院を修了し新司法試験に合格後、博士後期課程に進む経路が考えられる。これらの法科大学院出身者について、博士後期課程での教育との一貫性を、どのように確保するかが大きな課題となる。特に、比較法・外国法の教育に、かなりの困難が予想されるので、十分な対策の検討が必要である。

修士論文が２年で作成できず、５年以内で博士号を取得できない者がいる上記の現状は好ましいものではない。前記の学部４年次生に大学院の科目の履修を許可するシステムには、応募者が少なく、制度の十分な利用がなされているとはいえない（2006年度は、応募者が７名であり、2007年度は２名、2008年度は３名、2009年度は４名である）。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究者をめざす者と高度職業人をめざす者の共通授業の弊害については、新コース制の設置により解決の緒についたが、なお試行錯誤による解決策の更なる具体化が必要である。講義科目は、共通であるが、演習は別に行われることになっており、講義と演習との授業内容を今以上に差別化し、前者で共通の教育を行い、後者で、それぞれの進路に応じた教育を行うことが求められる。

非法学部出身者への教育上の配慮については、原則として法学部出身者にあわせて授業を行いつつ、非法学部出身者が授業についていくことができるように参考書等を指示して、自習を推奨・促進する等の個別対応が今後とも必要である。

法科大学院出身者の比較法、外国法教育に関してであるが、将来博士後期課程への進学を希望する法科大学院在学生に、法学研究科博士前期課程の外国法の授業（外国法文献研究等）を履修できるようにする（できれば、法科大学院の課程修了要件単位に含める）ことが、対策として考えられる。

５年以内の博士号修得のための対策については、後述する。学部４年次生に大学院の科目の履修を許可するシステムの利用を促進するには、履修許可の成績要件を緩和する等の制度改正が必要である。

2-1-2　授業形態と単位の関係

【現状の説明】

カリキュラムの趣旨・内容は、募集要項並びにホームページ等に記載されて公開されている。全容は、「大学院学則別表（第13条関係）１　法学研究科」に記載のとおりである。要点を述べれば、次のようになる。

原則として法学研究科を構成する各教員について、半期2単位講義が2科目（年間通算で4単位）、1年次用の通年4単位の演習が1科目、2年次用の通年4単位の演習が1科目置かれている。後期課程及び前期課程法政研究コースについては専修科目制がとられていて、入学願書提出の時点で指導教員（専修科目担当者）を選ぶことになっているが、前期課程の企業法務、公共政策の2コースについては専修科目は置かれず、2年次の修士論文の執筆に際して指導教員を選ぶことになっており、学生は多様な科目群から個別のニーズに応じて柔軟に履修計画を立てることができる。

授業形態としては、講義科目と演習科目がある。各講義科目は、基本科目、関連科目、展開科目の三つの科目群に区分され、各コースの目標に従ってそれぞれの科目群に異なる科目が配置されている。法政研究コースにおいては全担当教員に対応した基本科目が置かれ、企業法務コースでは、主として民事法系の諸科目が基本科目に、公共政策コースでは、主として政治学・行政系、公法系の諸科目が基本科目に置かれている。関連科目は、それぞれ他コースで基本科目とされているいくつかの科目に外国法、外国文献、専門外国語等の科目を加えたものから構成される科目群である。更に展開科目として、各コースとも現代的諸問題に対応することを旨とした特論科目群が置かれている。法政研究コースにおいては全ての基本科目に演習が設置されているが、企業法務、公共政策の2コースにおいては企業法務演習、公共政策演習が選択者の数に応じてそれぞれ一定数ずつ設置されている。

履修方法は、下記のとおりである。

（ア）博士課程前期課程は、法政研究コース（研究者養成コース）、企業法務コース及び公共政策コース（専門職業人養成コース）に分かれる。

a　法政研究コースにおいては、専修科目12単位（講義4単位、演習8単位）、専修科目以外の基本科目4単位以上、関連科目4単位以上及び展開科目4単位以上を含めて32単位以上を修得しなければならない。

b　企業法務コース及び公共政策コースにおいては、当該コースの基本科目12単位以上、関連科目8単位以上、展開科目4単位以上及び演習科目4単位を含めて36単位以上を修得しなければならない。

c　他コース配当の講義科目を履修することも認められる。その場合、8単位を限度として所定の単位数に含めることができる。

（イ）博士課程後期課程においては、専修科目（講義4単位、演習12単位）を含めて16単位以上を修得しなければならない。

（ウ）指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として、他の研究科又は他の大学院の教育課程について修得した授業科目の単位を、所定の単位数に充当することができる。

【点検・評価】

設置科目はその総数についても分野の広がりについても充分なものがある。また、2004年度以前入学者については2専攻で専修科目・選択科目の2科目群制であったことと比較すると、コース及び科目群の細分化によって各科目がそれぞれのコースにおいて有する重要性の違いがより詳細に示されることになった点において改善があったと評価できる。新カリキュラムは、完成度が高く良くできており、「関大モデル」として他大学に輸出されていると聞く。

新しいカリキュラムは、科目群の細分化によって一見、科目選択の自由度は大きく下がったようにも見えるが、他コース配当科目の履修が認められており、展開科目群の新設によって選択肢が広がったことによりほぼ相殺されていると考えられる。問題があるとすれば、運用面である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

カリキュラムの内容の周知徹底を図るべく、入学者ガイダンスに際して、かなりの時間を割いて詳細な説明を行うことになっている。また、企業法務コースに関してではあるが、進路別に履修モデルを作成し、「2007年度入学者のための履修モデル集・Part 1 （企業法務コース）」にまとめて院生に配布した。この履

修モデル集の続編として、公共政策コースのものが作成されることになっている。

2-1-3　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

本学大学院は、大学院学則第74条により交流研究生の制度を設けている。この制度を基礎にして、関西学院大学、同志社大学、立命館大学の大学院と単位互換を積極的に進める方針がとられており（「単位互換コンソーシアム」とも呼ばれている）、毎年少人数ながら、単位互換がなされている。本研究科では2005年度他大学院への送り出しが４名、他大学院からの受け入れが１名、2006年度は送り出しが２名、受け入れは０名、2007年度は、送り出し１名、受け入れ０名、2008年度は、送り出しも受け入れも０名であった。

【点検・評価】

関西学院大学、同志社大学、立命館大学との単位互換制度は、積極的に利用されれば、本学法学研究科の教育の活性化に繋がる。しかし、上述のように単位互換の実例は少ない。単位互換の実例が少ないのは、大学間の距離が離れていることもあるが、出願に先がけて、指導教員から履修希望する他大学大学院の授業科目担当教員に連絡をとり、あらかじめ了解をとらなければならない等の手続面での煩雑さも原因である。他大学院への送り出しの方が多い理由は、設置科目の内容や異同等によるものと推測されるが、実際の所は不明である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

四大学単位互換制度の改善策としては、本学不開講科目が他大学にあれば、これをピックアップして PR、推奨する等の広報活動を積極化することや、前述の手続きの煩雑さを解消する制度改正を行うことが考えられる。

2-1-4　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

社会人学生は、一般学生と同等に扱われているが、会社に勤務しながら受講する者については、他の受講者の意向を聞きながら、可能な場合には、授業時間帯を変更する等の措置が各教員の裁量でとられることがある。外国人留学生への配慮は、指導教員の裁量にゆだねられている。留学生の中には、日本語に慣れていない者もおり、その者については英語での指導が多くなる。一般の授業においても、日本人学生に刺激を与える意味も兼ねて、英語で授業を行うことがある。

【点検・評価】

社会人や外国人留学生を積極的に受け入れることは、他の大学院生に対する刺激となるし、定員充足率を向上させ、研究科を活性化させる。しかし、社会人については、昼間開講の授業が多いという現状から、しばしば受講に支障を生じることがある。また外国人留学生に関しては、日本語能力が壁となって指導に困難が伴うことも多い。これらの問題点が、社会人や外国人留学生の受け入れ拡大の妨げとなっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会人については、交通の便のよい天六キャンパス等にサテライト教室を設けて授業を行うことも考えられる。また、今後インターネットのブロードバンド化が進めば、インターネットを通じての対面授業も可能となり、社会人学生の負担も軽減される。こうした配慮の余地があるとはいえ、コストの問題等を考慮すると、現状の授業形式と比較して一長一短がある。前記のように、博士前期課程の企業法務・公共政策コースについて、社会人の勤務時間に合わせて、授業の開講時間帯の工夫をするのが、最良の策であるが、教員の

負担が重い現状に鑑み十分な検討が必要である。外国人留学生に対する教育指導の改善策としては、英語で行う授業を拡大することが考えられる。

今後の到達目標

講義と演習との授業内容を今まで以上に差別化し、学部４年次生に大学院の科目の履修を許可するシステムや四大学単位互換制度の利用を促進すること、社会人や外国人留学生の受け入れ体制を一層整備すること、履修モデル集の整備等。

2-2　教育方法等

前回の到達目標

成績評価の公正さを確保すること、授業方法の改善やFD活動、教育環境の改善に積極的に取り組むこと等。

2-2-1　教育効果の測定（大学院）及び成績評価法

【現状の説明】

ア　教育効果の測定

教育効果の測定方法としては、学生に対するアンケート調査、修士論文の執筆状況及び就職状況から測定することができよう。アンケート調査は2004年度秋学期から実施している。修士論文は、提出期限内に書き上げて提出する者が多いが、若干の者が資格試験の受験を優先させて、執筆を１年遅らせることがある。研究者として他大学に採用された者は、最近12年間に８名いる。2007年度も１名採用された。本学に採用された者は、比較的多い。特に2003年度は、法科大学院の設立等の影響で、一度に３名採用されている。

博士前期課程の修了者については、2007のデータブック（2007年５月１日現在）によると、修了者数29名中、就職活動者数が18名、就職決定者数(企業、公務員等）が16名（就職率88.9%)、就職しない者で卒業後の進路が決まっている者が10名であった。2008年度（2008年５月１日現在）は、修了者数16名中、就職活動者数が９名、就職決定者数が８名（就職率88.9%)、就職しない者で卒業後の進路が決まっている者が６名であった。

イ　成績評価

授業科目を履修した者に対しては、学期末に試験を行うのが本則であるが、少人数の授業では、学生に頻繁に研究報告をさせており、これをもって学期末試験に代えることができ（大学院学則第20条)、そうしている場合もある。成績は、各授業科目ごとに決定し、点数をもって表示し、60点以上を合格とする。なお、学生には素点は開示されず、点数に対応する評語でもって開示されている。その対応関係は、100点～80点が「優」、79点～70点が「良」、69点～60点が「可」である（大学院学則第21条)。

【点検・評価】

研究者養成の実績は、法科大学院設立に伴う全国的な人事異動の流れの中においてではあるが、近年では決して悪いとは言えない。研究者養成に関する本研究科の教育システムが円滑に機能しているといえよう。しかし、博士後期課程の単位修得者や修了者が全員研究者になれているわけではなく、研究者養成機能の一層の充実が必要である。博士前期課程の修了者の就職状況や進路決定状況も良好であり、前期課程の専門職コースの教育システムの充実ぶりを示す証拠となる。もっとも修了者全員の進路が決定しているわけではないので、やはり教育システムの一層の充実が望まれる。

成績評価については、各教員の裁量に委ねられており、研究科レベルでも、統一的な評価基準や、「優」、「良」、「可」、「不可」の相対的な比率についての合意も存在しない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究者養成機能の強化のためには、博士後期課程修了者の一定数を、任期付の助教として毎年採用することにより研究者としてキャリアアップさせることが重要である。博士前期課程の修了者の就職状況の改善には、進路についての意識を向上させるためのキャリア教育を充実すべきである。成績評価の仕方並びに分布の公表の要否等は、今後、研究科レベルではなく大学院全体で検討するのが適当であろう。

2-2-2　研究指導のあり方及び教育・研究指導の改善（大学院）

【現状の説明】

各教員の研究指導は、演習の授業時間に行われることを基本としつつ、授業時間外においても活発に行われている。研究指導の一環として、不定期ではあるが、一部の研究領域において、大学院生も参加する共同研究会が開催されている。また、法学研究科の院生に加えて法科大学院の教員も参加する研究会を定期的に開催している分野もある。

副学部長（研究科担当）並びに学生相談主事による学生相談の機会(オフィス・アワー)が設定されており、学生からの要望は、第１に、ここで受け止められるようになっている。2009年度のオフィス・アワーは、副学部長（研究科担当）については火曜日の14時40分から16時10分、学生相談主事は木曜日の13時から14時30分であり、授業支援グループ尚文館ステーションが受付窓口となっている。

学生から重要な問題が提起されれば、法学研究科長が法学研究科委員会に報告し、善後策を検討し、必要であれば、問題ごとに調査委員会を設置し、解決にあたることになっている。この調査委員会は、第一次的には法学研究科の教員によって構成されるが、問題の性質によっては別の構成もありうる。なお、教育・研究指導は、教員相互間の会話の主要な話題の一つであり、そこでの意見交換が相互の啓発になっている。

授業内容を紹介する「授業科目概要（シラバス)」を各教員がカリキュラムの趣旨にそって作成している。従来は、一つの授業についての分量は200字ないし300字であったが、2004年度より、Web シラバスを導入し、講義概要、講義計画、成績評価の方法等、詳細なものになった。

FD 活動への組織的な取組としては、2004年度より法学研究科でも、個々の授業について学生による授業評価が行われている。

【点検・評価】

研究指導は、各教員の大幅な自由裁量にゆだねられており、その検証のための特別な措置は講ぜられていないが、修士論文の審査は３名の教員によってなされるので、客観性が担保されていると考えられる。

また、一部の研究領域において実施されている大学院生参加の共同研究会は、大学院生が相互に刺激を与え合うのに有益であり、法学研究科全体に普及することが望ましい。なお、研究指導の適切さの検証は、授業評価や公開授業等の FD 活動を通じて行われる面も大きい。

教育・研究指導については個々の教員の力量に左右される点が多く、今後とも各教員が自己研鑽につとめるべきである。しかし、研究科として、改善に組織的に取り組むことに、現状以上の努力を傾注すべきである。

少人数の授業であるため、実際の授業参加者の要望に応じて授業内容が変わることはあるとしても、授業内容をより詳しく記したシラバスが必要であった。学生からのより詳細なシラバスの要望にも合理性がある。上記の Web シラバスの提示はこうした要請に応えるものである。

FD 活動については、2004年度より授業評価アンケートが行われているが、大学院である以上、少人数授業が原則であるので、個々の授業について学部で行われているような授業評価アンケートを充分な匿名性を

確保して公正に実施することは困難と思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

シラバスの内容の改善のためには、各研究科の特殊事情に応じた修正の余地を残した全学共通の様式を策定することがもっとも有効である。

授業評価アンケートの匿名性を確保するためには、少なくとも自由記述欄については担当教員がその記載者を特定できないように、回収を事務サイドで行う必要がある。また、授業評価アンケートの分析も、研究科ごとだけではなく、大学院全体として集約・分析し、教育環境改善のための検討に活用すべきである。他に、FD 活動としては、公開授業の実施や、オフィースアワーを教員全体について設定することが考えられる。

2-2-3　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

授業の形態としては、講義科目と演習があるが、いずれの授業についても、その方法、進め方は、個々の教員の裁量に委ねられている。授業の方法や進め方についての、組織的検討はなされていない。

どの授業も少人数であって、講義と演習との間で授業の方法に関して十分な差別化が行われているわけではないない。研究指導は、演習において行われるが、一人の指導教員の指導を受けることになっている。2009年４月より、博士後期課程で、指導教員以外の教員から研究指導を受けることを可能とするための「法学特別研究演習」及び「政治学特別研究演習」という科目が設けられている。

【点検・評価】

法学研究科の教育は、どの授業も少人数教育であり、教員との対話の中で学生は学部で身に付けた能力を高度化することができる。しかし、授業の方法や進め方につき組織的検討がなされておらず、講義と演習について授業方法の差別化が十分でないのは問題である。演習は、講義科目と異なり、双方向的授業形式を基本としなればならいが、必ずしも明確に理解されていない。複数教員による研究指導体制の制度化も不徹底である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

授業方法・進め方についての組織的検討を行い、一定のガイドラインを作る必要がある。博士後期課程において、正式に副指導教員制を導入し、多分野に及ぶ大学院生の研究テーマに的確に対応した指導体制を作る努力をしなくてはならない。

今後の到達目標

博士後期課程における研究者養成機能の強化（任期付助教の採用等)、博士前期課程におけるキャリア教育の充実、大学院における FD 活動の一層の展開、博士後期課程における副指導教員制の導入等。

2-3　学位授与・課程修了の認定

前回の到達目標

課程博士号取得者を増加させること等。

検索

2-3-1　学位授与

【現状の説明】

修士の学位の授与要件は、①修士課程又は博士課程前期課程に2年以上在学すること（ただし、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りる。）、②研究科所定の単位を修得すること、③かつ、必要な研究指導を受けた後、修士論文の審査及び最終試験に合格すること（大学院学則24条・26条）である。

博士の学位の授与要件は、①博士課程に5年以上在学すること（ただし、優れた研究業績をあげた者に限り、大学院に3年以上在学すれば足りる。この場合、修士課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）、②研究科所定の単位を修得すること、③必要な研究指導を受けた後、博士論文の審査及び最終試験に合格することである（大学院学則25条・28条）。

学位授与の実績は、修士が、34（2003年度）、31（2004年度）、30（2005年度）、29（2006年度）、14（2007年度）、21(2008年度)であり、博士は、2003年度が1（論文）、2004年度が1（論文）、2005年度が3（課程2、論文1）、2006年度が1（論文）、2007年度が4（課程2、論文2）、2008年度が0である。

【点検・評価】

学位授与の要件は上記のとおり明確な基準が設定されており適正である。問題は、課程博士号取得者がいまだ少ないことである。2001年に初めて2名に課程博士号が授与された。しかし、これは法律学・政治学分野では伝統的に課程博士を授与してこなかったからに過ぎない。課程博士を授与するという慣習が分野全体に定着したのはごく最近のことである。最近、増加傾向にあるようにも思えるが、依然として、課程博士取得者は少ない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

課程博士号取得者を増加させるには、博士後期課程入学後の早い時期に、3年間で博士論文を作成することを目標として研究計画書（1万字程度）の提出を義務づけること等が考えられる。

2-3-2　課程修了の認定

【現状の説明】

修士の学位は、博士課程前期課程を修了した者に対し、法学研究科委員会及び研究科長会議の議を経て、大学が授与する（大学院学則第26条、関西大学学位規程3条）。博士課程前期課程の修了のためには、修士論文の審査及び最終試験に合格することが必要である。修士論文は、博士課程前期課程に1年以上在学し、所定の授業科目のうち、20単位以上を修得した者が、あらかじめ論文計画を提出し、かつ、外国語の学力に関する認定に合格した後でのみ提出することができる。ただし、研究科委員会が認めたときは、外国語の学力に関する認定を免除することができる（同第9条）。外国語学力認定を経て提出される修士論文が修士論文Ａであり、外国語の学力認定を免除された場合に提出される修士論文が、修士論文Ｂ（2007年以前は、リサーチペーパー）である（2007年度より、従来の修士論文を修士論文A，リサーチペーパーを修士論文Bに名称変更された）。2009年3月期については、21本の修士論文のうち修士論文Ｂは10本、リサーチペーパーは3本である。

スケジュールは、3月期修了の場合は、下記のとおりである。

1年次終了	単位認定
2年次	
10月	論文計画提出
11月上旬	審査委員の決定

1月中旬　　論文提出（学位規程10条2項）
2月上旬　　授業科目の成績評価書提出
2月下旬　　修士論文審査

審査委員は、指導教員を主査とし、当該論文に関連ある授業科目担任の教員2名以上を加えるものとする。修士論文は、広い視野に立った精深な学識と専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を示すに足るものをもって合格とし（学位規程14条）、審査委員は、審査の結果を研究科委員会に報告する（同11条）。修士の学位に関する最終試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって、修士論文審査委員が修士論文を中心として口頭試問の方法によって行う（同12条）。筆頭試問を併せ行うこともできるが実例を見ない。

博士の学位には、課程修了による学位（学位規程19条以下）と論文提出による学位（同30条以下）とがある。

課程修了による学位は、①本大学院の博士課程の修了を要件とし（大学院学則第28条、学位規程5条）、②博士課程の修了は、学位規程所定の要件を満たし、所定の手続きを経て提出された博士論文の審査に合格することを要件とする（学位規程19条、21条1項・2項、3項、22条、24条）。

論文提出による学位は、学位規程所定の要件を満たし、所定の手続きを経て学長に提出された学位請求論文が、学力確認等所定の手続きを経て審査に合格したときに授与される（学位規程30条1項～4項、31条、32条）。

論文審査に付随して、いわゆる公聴会を行うこともできないわけではないが、法学研究科では行われていない。大学院学則24条1項ただし書き及び25条1項ただし書きにより、優れた業績を上げた者について短縮が認められているが、実績はない。

【点検・評価】

学位審査の手続きは、厳格性及び公平性を充分確保できるように構成されており、適正であると認められる。また、運用も規程の趣旨に沿って行われている。大学院学則により制度化されている、標準修業年限未満での修了の例がない点は、問題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部4年次生に大学院の科目の履修を許可するシステムの利用を促進し、博士前期課程において修業年限1年での修了者を輩出するように努力したい。

今後の到達目標

課程博士取得者を増加させるための教育・研究指導プロセスの整備、博士前期課程における修験年限1年の修了者を輩出するための学部・大学院一環教育シムテムの整備等。

3　国際交流

前回の到達目標

国際交流事業は、国際部を中心に全学的に行われており、研究者の交流についても法学部、法科大学院と一体的に行われている結果、大学院法学研究科固有の到達目標は設定されてこなかった。

検索

3-1　国際交流〔国内外との教育研究交流〕

【現状の説明】

上記のように、外国人研究者の招へいや大学院研究者の海外派遣については、法学部、法学研究所、法科大学院、政策創造学部及びマイノリティ・センター等を合わせると既にかなりの実績があり、件数も増大傾向にある。韓国の漢陽大学や中国のスワトウ大学等との間では既に経常的な研究協力体制も確立されつつある。

教育面での外国人学生の受け入れについては、現状では受け入れ数は限られている。しかし、本学大学院の指定する協定校（2007年度は、韓国、中国、台湾の12校）を卒業した者又はその見込み者等を対象に、外国人留学生特別入学試験の導入が、なお他研究科での実績を見る必要があるとの条件付だが、法学研究科委員会において検討されている。また、ミッドキャリア・プログラムとして JICA（国際協力機構）や途上国司法機関と共同で海外法律実務家の再教育事業も開始されている。

【長所】

本学の法学・政治学関係の国際交流の長所としては、上記のように学内関係部局が一体となってこれを推進していることにある。このことにより、幅広い範囲で人材の交流・研究協力が可能となるからである。

【問題点】

問題点としては、これらの交流・協力の成果が特に英文を中心とする外国語で十分に紹介されていない嫌いがあるということである。これらは編集・出版をめぐる全学体制の課題であるが、法学・政治学関係についての英文紀要の活用も考慮されるべきであろう。なお、本研究科固有の課題としては外国人留学生の増加の問題がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学法学・政治学関係の国際交流の長所を生かすためには関係部局間の協力関係を更に密にする必要がある。このため何らかの連絡・調整組織の設置も検討課題である。これとともに、国際レベルでの成果の普及については全学で取り組んでいく必要がある。なお、外国人留学生の増加については、受け入れのための有形・無形のファシリティが不可欠であるが、これについても学内・学外での連携・協力が不可欠である。

今後の到達目標

本学の法学・政治学関係の大学院教育の改革についての議論が開始されつつあるが、この面での本学の強みは学部、研究所やセンター等関係機関の協力関係が確保されているということであり、高等教育の国際化が主張されている現在、その具体化に際しては、これら関係機関の連携を更に密にしながら、研究者の交流と留学生の受入れ・派遣の両面での国際化を図ることが課題である。

4　学生の受け入れ

前回の到達目標

法学研究科は、近年の大学院に関わる社会情勢・社会的要請の変化に対応するため、2005年、博士課程の前期・後期課程とも、従来の２専攻を１専攻に統合し、前期課程に新たに３コースを設けたが、このような改革に対応して入学試験制度もそれぞれのコースの目標に即した希望と適性を有する学生を受け入れること、博士課程後期課程に、法科大学院修了者を受け入れること、定員充足率の改善のために、学内進学試験を改

善することや、社会人を積極的に受け入れること等。

4-1　入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

既述のように、本研究科においては前期課程入学試験として多様な募集方法と選抜方法が採用されている。2007年度入学試験で見れば、前期課程の志願者の約63%、入学者の48%ちょうどが一般入学試験方式によるものである。また、2007年度入試前期課程志願者64名のうち本学出身者は24名、入学者25名のうち本学出身者は12名であり、後期課程では、志願者９名のうち本学出身者は６名、入学者４名のうち本学出身者は４名である。

2009年度入学試験では、前期課程の志願者の約63%、入学者の55%ちょうどが一般入学試験方式による。また、2009年度入試前期課程志願者40名のうち本学出身者は20名、入学者20名のうち本学出身者は11名であり、後期課程では、志願者５名のうち本学出身者は３名、入学者２名のうち本学出身者は２名である。

【点検・評価】

本研究科では、前期課程入試として多様な募集方法と選抜方法が採用されており、2007年入試及び2009年入試を見る限り、博士前期課程に関しては門戸開放は十分である。ただ、博士後期課程に関しては、2009年度入試の入学者が全員本学出身者であり、門戸開放が十分ではない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

博士後期課程に関して、門戸開放が十分でないのは、法科大学院出身者の本学後期課程への進学者が少ないことも影響していると考えられるので、法科大学院出身者の本学後期課程の進学促進策を検討したい。他に、語学試験に関して、本学出身者と他大学出身者との間での条件の同一化が必要である。

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（大学院）

【現状の説明】

ア　博士課程前期課程

博士課程前期課程では、法学部卒業程度の専門基礎学力を有し、合わせて研究意欲を有する者を入学させることを学生受け入れの基本方針とし、博士後期課程は、将来の研究者としての潜在能力を有する者を入学させることを基本方針とする。

また、上記各コース、課程の理念・目的・教育目標実現のために現状で入手可能な教員組織、施設・設備等を勘案した上で、収容定員を定めている。この収容定員を前提に、下記の各方式による入学試験を実施している。また、社会人や留学生、科目等履修生を円滑に受け入れて社会に広く門戸を開くためにも、適切な時期を選んで入学試験を実施している。

前期課程の学生募集方法は、①学内進学試験、②一般入学試験、③外国人留学生入学試験、④社会人入学試験の４種類、後期課程の選抜方法は、①一般入学試験及び②外国人留学生入学試験の２種類である。

博士前期課程の入学定員は、従来、公法学専攻が30名、私法学専攻が30名で、合計60名であったが、2005年度からの専攻の統合に伴って、法学・政治学専攻の一専攻で60名となった。コース別の定員はない。収容定員は120名である。

検索

（ア）学内進学試験

この方式は、本学法学部の卒業予定者を受験対象者としており、それらの中で一定の成績基準を満たしているものに受験資格を与え、口頭試問によって選抜するものである。実施時期（2009年度入試）は、９月と２月であった。

法政研究コースにおいては、研究者養成コースとしての性格に鑑みて、学部成績基準に関して、他の２コースの要件に専門演習Ⅰ履修済みであるという要件及び外国語諸科目の成績基準を追加している。

2009年度入試では、志願者は９月が５名、２月が１名（入試の全志願者は40名）であり、入学者は４名（全入学者は20名）であった（2008年度の学内進学試験は、志願者が12名、入学者が10名）。

（イ）一般入学試験

この試験は、４年制大学を卒業したか卒業見込みの者あるいはこれと同等の学力を有すると認められる者（外国において通常の課程による16年の学校教育を終了したか終了見込みの者、文部科学大臣の指定した者等）であれば、卒業学校を問わず受験することができる。試験は筆記試験と口頭試問によって行われる。実施時期（2009年度入試）は２月と９月とであった。

法政研究コースの筆記試験科目は、外国語１科目並びに専修科目１科目及び選択科目１科目である。専修科目については、受験者は志望する演習担当者の出題する科目を選択しなければならない。選択科目は専修科目毎に限定された選択肢から選択しなければならない。外国語科目の試験は、学外の各国語検定試験において一定の資格を取得していれば免除される。

企業法務・公共政策の２コースの筆記試験科目は、選択科目２科目である。それぞれのコースの性格に応じて用意された選択科目群から２科目選択しなければならない。

（ウ）外国人留学生入学試験

外国人であって、①外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者、又は修了見込みの者②日本において外国人留学生として大学を卒業した者、又は卒業見込みの者③本大学院において上記①及び②と同等以上の学力を有すると認めた者が受験資格を有する試験である。ただし、日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除く。受験資格以外の点では、形式・要件としては一般入学試験と共通である。実施時期（2009度入試）は９月であった。

（エ）社会人入学試験

この試験は、社会人のニーズを勘案して、企業法務及び公共政策の２コース志望者のみを対象として実施されている。試験は、書類審査（研究計画書及び勤務実績報告書等）と、志望理由や研究計画を中心とする口頭試問による。当初実施時期は11月で、年１回であったが、2005年度入試より年２回に実施回数を増やし、2009年度入試では９月と２月に実施した。

（オ）入学試験状況

2009年度の前期課程入学試験全体の状況は、志願者総数40名、受験者37名、合格者25名、入学者20名であった。学内進学試験では、志願者６名、受験者５名、合格者５名、入学者４名、一般入学試験では、志願者25名（内２月試験11名）、受験者23名（内２月試験10名）、合格者12名（内２月試験４名）、入学者11名（内２月試験３名）、外国人留学生入学試験では志願者１名、受験者１名、合格者１名、入学者１名、社会人入学試験では、志願者８名（内２月試験６名）、受験者８名（内２月試験６名）、合格者７名（内２月試験５名）、入学者４名（内２月試験３名）であった。

イ　博士課程後期課程

法学研究科博士課程後期課程（１専攻のみ：法学・政治学専攻）では、入学定員を10名、収容定員を30名と定め、一般入学試験及び外国人留学生入学試験を実施している。研究者養成課程という位置づけに鑑みて社会人入学試験は実施していない。

（ア）一般入学試験

修士または外国の修士相当の学位を有する者、及びそれらの学位取得見込み者を対象とする。法科大学院制度の発足にあわせて、2006年度入試より、法務博士（専門職）の学位を有すること（又は取得見込みであること）を受験資格に加えた。

選考は、出身大学院（博士前期課程、法務研究科）の成績、修士論文の審査結果に加えて外国語科目２科目の筆記試験及び口頭試問の結果の総合評価によって行うことを原則とするが、法務博士取得者（取得見込み者）については、法律専門科目（入学後専修科目とする科目）１科目の筆記試験及び研究計画書をもって修士論文審査に代えることができるし、外国語の筆記試験も１科目でよい。

（イ）外国人留学生入学試験

外国人を対象とする試験で、受験資格は、①外国において修士の学位に相当する学位を得たか、得る見込みであること、または、②日本の大学院において外国人留学生として修士の学位を得たか、得る見込みであること、である。選考は、一般入学試験とは異なり、最終出身学校の成績、外国語１科目、専修科目１科目の筆記試験及び口頭試問の結果の総合評価によって行う。実施時期（2009年度入試）は９月であった。

（ウ）入学試験状況

2009年度の後期課程入学試験の状況は、志願者５名、受験者４名、合格者２名、入学者２名であった。

【点検・評価】

本研究科では、法科大学院制度の発足とも連動して2005年度より、コース制、カリキュラム等につき大規模な改革を実施した。入試制度もこれに対応する形で変更した。特に、博士課程前期課程における各コースの特性に応じた入試科目や社会人入試の設定変更が行われたこと自体は適切であったと評価できる。

コース制及びカリキュラム本体の変更に呼応して行われた入学試験体制の変更が、そうした教育内容の改革に適切に対応したものか、新体制の試験科目、合否判定等がその改革の理念にてらして望まれる人材を受け入れるに適したものとなったかついては、2005年度に新制度による最初の入学者の修学状況によって判断できる。2005年度に新しいコース制のもとで迎え入れた博士前期課程の入学者35名のうち、２年後の2007年３月に修士論文を提出し、課程を修了した者（修士の学位授与者）は26名である。２年間での修了率は74.3%（４人に３人は２年間で修了）であり、この数値からすると、２年間での課程の修了に必要な学力を持った院生を受け入れるのに適した入試体制が取られたと評価できる。また、2007年度は、２年次以上の在学者16名に対して、修了者13名であり（修了率81.3%）、2008年度は、２年次以上の在学者25名に対し、修了者21名であった（修了率84.6%）。単年度の修了率は、依然として高い。

問題は、博士後期課程であり、一般入試と外国人留学生入試しか行われておらず、受験者の特性に応じた入試の多様化が不十分である。

【将来の改善・改革に向けて方策】

博士後期課程の入試の多様化の一環として、新司法試験の合格者を対象として、特別選抜試験の導入を検討すべきである

4-3　科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

本研究科においても、上記の大学院生の他に、種々の目的をもって勉学を希望する学生のニーズに応えるために、聴講生、研修生、他大学との交流研究生、科目等履修生の制度が用意されている（大学院学則第67条以下）。その学生数は、2008年５月現在において、聴講生２名、研修生０名、四大学単位互換履修生（他

検索

大学からの受け入れ学生）０名、科目等履修生１名、外国人研究生０名である。

【点検・評価】

科目等履修生等の受け入れ人員については、他の社会科学系の研究科と比較しても、特に問題はない。他の社会科学系研究科との比較で問題があるとすれば、外国人研究生についてである。外国人研究生の増加は、留学生を拡大していくためにも求められるところである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本研究科としても、ミッドキャリア研修プログラムの導入等を検討し、外国人研究生や留学生の受け入れ促進のための体制整備を図りつつある。

4-4　定員管理

【現状の説明】

本研究科の収容定員は博士課程前期課程120名、後期課程30名である。2009年５月現在前期課程の在籍者は51名、後期課程では17名である。収容定員に対する在籍者の割合は、前期課程では0.43、後期課程では0.57である。

【点検・評価】

定員管理については、前期課程における収容定員充足率の低さが若干問題である。在籍者数が少ないということは、大学院生に対する教育効果の面では各院生個人にとってはプラスであり、奨学金等の経済的バックアップの面でも不利益にはならない。その反面、大学院生同士で切磋琢磨する等の研究上の刺激という観点からは、ネガティヴに評価せざるをえない。後期課程の定員充足率も、近時、低下傾向にある。

【将来の改革・改善に向けた方策】

定員充足率の改善のための方策としては、学内進学試験を改善することや、社会人を今以上に積極的に受け入れるために、社会人が学び易い環境を整備すること等が考えられる。

後期課程の定員充足率に関しては、2006年度入試から後期課程の受験資格として「法務博士を取得したこと」及び「取得の見込み」を追加しており、実際に法科大学院からの進学者の増加に期待したい。上述のように、特に、新司法試験合格者に対しては、特別選抜試験を実施し、博士後期課程への進学を促したい。

今後の到達目標

学内進学試験の改善、社会人の今以上の積極的受け入れを可能とするための学び易い環境の整備、 博士後期課程の入試の多様化の一環としての、新司法試験合格者の特別選抜試験の導入、及びミッドキャリア研修プログラムの導入による外国人の受け入れ促進等。

５　教員組織

前回の到達目標

教員組織の年齢構成の偏りの改善、教育支援職員の一層の充実等。

5-1　教員組織

【現状の説明】

法学研究科は、「法学に関する理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて人類文化の進展に寄与し、社会の変動に敏感に対応した研究教育の推進と優秀な人材を育成すること」を目的とし、この目的を達成するに適切な教員組織を備えている。授業・研究指導担当者の資格については大学院設置基準に依拠し、担当者の決定についても法学研究科委員会における所定の手続きを経て適切に行われている。

法学研究科において授業及び研究指導を担当する教員は、関西大学大学院学則第33条により、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）９条２号に規定する資格に該当する本学の教員である。法学研究科は、法学部を基礎とする研究科であるので、主として法学部の教授・准教授をもってあてられている。2007年４月の政策創造学部の発足の伴い、同学部所属の教員（８名）にも、法学研究科での授業及び研究指導の担当をして頂いている。准教授も設置基準の要件を充足する限り授業等を担当できるようにする措置（学則33条後段）がとられたのは、2003年度からである。

2009年度の本研究科の授業等を担当する関西大学法学部及び政策創造学部の専任教員は、下記のとおりである。

教授　37名　　准教授　8名　　合計　45名

年齢は、次のように分布している。(2009年４月１日現在)

40歳以下	9名（20.0%）
41歳から45歳	9名（20.0%）
46歳から50歳	2名（ 4.4%）
51歳から55歳	4名（ 8.9%）
56歳から60歳	11名（24.4%）
61歳から65歳	10名（22.2%）

法学研究科は、学部を基礎とする研究科であり、学部で法律学あるいは政治学を学んだ者に更に高度な学術研究の機会を提供することによりその社会的使命を果たしてきた。そのため、学部に所属し専門科目を担当する教員は、その専攻領域に関わらず大学院を担当する資格を有することを原則とする。また、実例は少ないが、授業科目の特性を考慮して、大学に所属していない者に非常勤講師ないし客員教授を依頼することもある。本学法学部では、大学院博士課程卒業者に予定されている職位が専任講師であり、その職務期間は３年間、次が准教授で７年である。もっとも順調に進んだ場合でも、教授になるのは37歳であることとの関係で、年齢構成は高くなっているが、それだけ経験に富んだ教員が大学院担当教員となっているのであるから、年齢構成は妥当と思われる。なお、本学の教育職員の定年は65歳であるが（職員任免規則17条１項1号)、授業上必要ある者については、定年を５ヵ年までは延長することができる（同条２項）とされているので、66歳以上の教員が在籍することもある。法律学が長期にわたる研究の蓄積及び人間と社会に対する深い理解の上に豊かに実るものであることを考慮すると、この点も全く問題ないと思われる。

【長所と問題点】

2003年度からは助教授（現在は准教授）も大学院の授業を担当できることとしたため、40歳以下の教員も増え年齢層の偏りは改善されつつあるが、現状を見ると40歳代後半から50歳代前半の教員数が極端に少なく、将来に向けた手当ても検討される必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部との連携が求められる事項ではあるが、年齢、職位、研究分野においてバランスの取れた教員の募

集・任免・昇格を行うことで、いっそう偏りのない教育・研究を提供できる体制を構築しなければならない。

5-2　教育研究支援職員

【現状の説明】

法学研究科のための恒常的な研究支援職員は特に置かれていないが、構成員の点から法学研究科と密接な関係にある法学部において、法学部資料室職員がその任にあたっている。

【長所と問題点】

後述するが、あくまで上記資料室職員は法学部の研究支援を主として、法学研究科への支援を兼ねているものである。将来的な法学研究科（特に法政研究コース）の活性化や定員確保といった研究科拡充を進めていくためには、いち早く法学研究科独自の研究支援体制を整備することが求められる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法学部資料室の拡充と、総合研究棟を中心とした第１学舎周辺の研究スペースを、新たに研究支援職員が常駐し、多方面に対応可能な環境として整備することを大学・法人に提案する。

5-3　教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

【現状の説明】

法学研究科は学部を基礎とする大学院であり、大学院独自の教員の募集・任免・昇格は行われていない。

学部（法学部と政策創造学部）の教員のうちで大学院を担当する教員の資格については、大学院設置基準第９条２号に依拠している。すなわち、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、きわめて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者が大学院教員を兼ねることができる。

イ　博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者
ロ　研究上の業績がイの者に準ずると認められる者
ハ　専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

なお、博士の学位を有するのは、2009年５月１日現在で11名（24.4%）である。

業績数等の要件は特に定められていないが、学部において教授に昇進することが認められた者は、大学院での授業担当能力を有するものとされている。2003年度からは助教授（現在は准教授）も所定の手続きを経て、大学院の授業を担当する措置がとられた。新規に授業担当者となった者は、最初に前期課程１年に配当される授業科目の担当者となり、それ以降、年次を追って、上位年次配当の授業科目の担当者となりうる。後期課程の授業担当者となるのは、３年目からである。

大学院兼務教員となるための審査は、研究業績目録と履歴書の１週間の閲覧とそれに続く法学研究科委員会での承認という手続きを践んで行われる。これは、准教授が大学院の授業を担当する場合も同じである。

【長所と問題点】

強いて問題点を挙げるとすれば、博士の学位を有する者の割合が多いとはいえないことが考えられるが、これは法学・政治学の分野における博士号が伝統的にきわめて重みのあるものであり、最近までその伝統が残っていたことに由来する。博士の学位を有しない者も、その取得に必要な研究業績と同等以上の研究業績の積み重ねがあることは、いうまでもない。明確な手続きの下、法学研究科委員会における審査が行われ、

授業担当が決定されるという現在の運用は適切なものであり、教育・研究において十分に活かされている。

5-4　教育・研究活動の評価

【現状の説明】

教育については、法学研究科は「法学に関する理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて人類文化の進展に寄与し、社会の変動に敏感に対応した研究教育の推進と優秀な人材を育成すること」を目的とし、この目的を達成するのにふさわしい陣容を備えている。社会が急激に変化している現在、法学研究科の理念・目的をより一層具体化し、あるいは新しいものにする必要がある。理念・目的が新しくなれば、それにあわせてカリキュラムを構成する必要があり、教員組織もそれにあわせて変更することになろう。実際、法学研究科の専攻制の改組、カリキュラムの改革、科目の統廃合と新設、及び新しい科目担任者の配置が2005年度から実行に移された。上述のように、2005年度から実行されているカリキュラムの改革は、概ね妥当なものであったと考えられる。

また、学生収容定員は博士課程前期課程が120名、博士課程後期課程が30名で合計150名、在籍者数は博士課程前期課程が51名、博士課程後期課程が17名で合計68名である。2009年度の教員１名当たりの学生数は1.5名である。現実の授業も、平均すれば１クラス当たり３名程度である。受講生１名のクラスもいくつかある等法学研究科における教育は、前述のように少人数教育に徹している。

なお、法学研究科に属する専任教員は、全員法学部及び政策創造学部の教員が兼ねており、研究に関しては、基本的に学部と共通するので、「第Ⅰ編　第７章　研究活動と研究環境」及び「第Ⅱ編　法学部　第６章　研究活動と研究環境」及び「第Ⅱ編　政策創造学部　第６章　研究活動と研究環境」の記述に委ねる。ただ、法学研究科独自の研究支援体制の整備も今後の重要課題である（研究支援職員の充実等）。

【長所と問題点】

学校法人関西大学職員就業規則によれば、教授の最低授業担任責任時間数は８時間であり、大学院の教員を兼ねる教員は、４時間以上を学部で担任しなければならない（９条１項）。したがって、最低授業負担は、学部で４時間、大学院で４時間となる（ただし、大学院における授業担任時間は、１時間を１時間30分として取扱うものとされている（９条２項）。これは責任時間数の充足と給与計算上のみなし規程であり、本点検・評価では考慮していない）。しかし、現実には、法学部所属の教授の場合、学部で平均8.78時間の授業を負担した上で、大学院で、平均4.50時間の授業を担当している。准教授の場合、学部で平均7.33時間、大学院で平均3.60時間である。上記の准教授による授業担当の導入により、負担が若干ではあるが分散される傾向にあり、また2005年度に実施されたカリキュラム改革、科目の統廃合と新設等によって全体として教員の授業負担が、これも若干ではあるが軽減されているものの、論文指導等目に見えない部分での教員にかかる負担は今なお大きく、法学研究科の定員大幅確保に向けても、専任教員や教育支援職員等の一層の充実が望まれる。

5-5　大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

【現状の説明】

多くの教員が、学内の研究所である東西学術研究所、法学研究所及び経済・政治研究所においても研究活動を行っており、外部の教育研究機関との人的交流も学部及び各研究所を通じて行われているが、他組織・機関との間に研究科独自の制度的交流関係はない。しかし、法学研究科の教員のそれぞれの研究活動は大学

院における教員の授業、研究指導に適切に反映されている。

今後の到達目標

学部と連携して年齢、職位、研究分野においてバランスの取れた教員の募集・任免・昇格を行うことや法学研究科独自の研究支援体制を整備すること等。

6　研究活動と研究環境

【現状の説明】

法学研究科に属する専任教員は、全員法学部及び政策創造学部の教員が兼ねている。したがって、この項目に関しては、基本的に学部と共通するので、「第Ⅰ編　第７章　研究活動と研究環境」及び「第Ⅱ編　法学部　第６章　研究活動と研究環境」及び「第Ⅱ編　政策創造学部　第６章　研究活動と研究環境」の記述に委ねる。ただ、法学研究科独自の研究支援体制の整備も今後の重要課題である（研究支援職員の充実等）。

7　施設・設備等

前回の到達目標

法学研究科大学院学生の研究の便宜をはかるため、専門領域ごとに小部屋の院生研究室を増設することが望ましい。さしあたり、本研究科が実務者養成のニーズを念頭に置いて2005年度に新設した企業法務コース・公共政策コースを今後より一層充実させるためには、博士課程後期の院生研究室を早急に増設することが望まれ、法学研究科執行部が当該問題の解決のために検討・要請を行う必要がある。

7-1　施設・設備等の整備

【現状の説明】

本研究科の用いる施設・設備等は、全体として、他の各研究科（文学・経済学・商学・社会学・工学・外国語教育学、会計研究科）との共用となっている。講義室・演習室については、大学院専用のものに加えて、学部の施設、各教員の研究室等をも使用しており、現在の法学研究科大学院学生の在籍数との対比において十分なものとなっている。その他、マルチメディア・パソコン教室、多目的室等も適宜利用することが可能である。

特に大学院生研究室については、中規模の共同研究室（40名前後収容可能）が１室、小規模の共同研究室（９名程度収容可能）が１室及びフリーアドレス式の研究スペース（60席）があり、法学研究科大学院学生をほぼ収容している（2009年５月１日現在、大学院生数は68名であり、その内訳は、前期課程51名、後期課程17名である）。

【長所と問題点】

上記のように、講義室・演習室の数については、現在のところ、とりたてて問題とする点はない。他方、

院生研究室については、法学研究科大学院学生の研究室として、中規模の院生研究室１室が設置されているとはいえ、大学院学生が強く希望する小規模の研究室は１室のみにとどまり、引き続き不十分なままとなっている。

その他の点では、さしあたり、学生・教員等から利用上の問題点が指摘されることもない。ただし、現在の在籍学生数、講義数等を前提としており、今後のカリキュラム改革や定員充足率向上をめざした諸施策が促進した場合には、一定の改善を要することになろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後、第１学舎周辺においては既存の法学、文学、外国語教育学の３研究科に加えて、新たな研究科が設立される予定であり、新しく建設された総合研究棟やこれまで活用されてきた尚文館、以文館の他、学部教室の有効活用や新規施設の増設等、自研究科執行部だけでなく他の研究科とも連携して、引き続き検討・要請を行う必要がある。

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置

【現状の説明】

現在のところ、法学研究科専用の特殊な施設・設備等は設置されていないが、学部に設置されている法廷教室を利用することが可能である。また、本研究科には実験系の専攻は設置されておらず、法学研究科専用の大学院学生用実習室等は設置されていない（尚文館には実習室がある）。加えて、 法学研究科専用の先端的な設備・装置等は特に設置されていないが、各研究科共用となっているマルチメディア教室等の先端情報関連教室を使用することが可能である。

今後の到達目標

法学研究科内における現行の３コース、法政研究コース・企業法務コース・公共政策コースを今後より一層充実させるためには、入試制度の充実やカリキュラム改革により、特に法政研究コースの入学者数拡大、博士課程後期課程の充実、また他の２コースへも積極的に学生受け入れることのできる体制を整えることが必要であり、施設面における拡充は不可欠である。今後、限られた敷地面積の中で施設をいかに有効活用し、特に少人数教育のための研究施設を拡充することについて、法学研究科執行部が中心となり検討・要請していく必要がある。

８　学生生活

8-1　学生への研究活動への支援

【現状の説明】

法学研究科では、法政研究コース、公共政策コース及び企業法務コースの各コースに共通して、受動的な学習だけではなく、自ら課題を設定して研究に集中できるような環境を整えている。大学院学生用実習室等の整備等については、特段の急を要するものは現状では特にないように思われる。学部生同様、法学部資料室では、法学・政治学関係の専門書や雑誌が開架で利用できるが、学部生と異なり、大学院生は自らが独自に自由に利用できる制度となっており、学生の個々の課題研究を支える仕組みとなっている。

検索

また、図書館における集中的研究の一助として、開架フロアだけでなく、大学院生は、書庫へも自由に入庫が可能であり、更に教員と同様に書庫に配置された個室を自由に使用することができるようになっている。

奨学金システムとしては、現在のところ、高度の研究能力及び豊かな学識を有する研究者の養成を目的として、入学試験の成績が特に優秀な者を対象とする「関西大学第２種給付奨学金」制度と、学業成績が特に優秀で、かつ、経済的理由により修学が困難な者を対象とする「関西大学第４種給付奨学金」及び「教育助成基金給付奨学金」制度が、日本学生支援機構第一種奨学金のほかに用意されており、入試及び院内での成績優秀者に利用されている。

1998年に関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学の関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定を締結しており、院生は、この４大学における受講をもって所属校での単位に参入することが可能となっている。

研究活動については、学内における相当な複写枚数の確保、及び印刷・製本等の補助、並びに年一回の陰性同志での研究報告会（大学院祭）に対する補助も行われている。更に、学会への参加についても一定程度の金銭的援助が行われており、在籍生によって毎年ほぼ完全に消化されている。

【長所】

各院生の所属コースに関わらず、必要な研究環境は一通り揃えられているといえ、現状では、他大学と比較しても、特に施設的環境要素については、勝る部分が多いように思われる。とりわけ、院生の自習の一助となる部屋のスペース等も、現大学院の建物が完成する以前とは比べものにならないほど改善されている。

【問題点】

本来、研究活動を行う場としての大学院ではあるが、その実体は、あくまでも学部での学習経験に基づいた講義の受講が大半であり、院生自らの自発的自由意思に基づいた研究意欲を啓発し、高めるための環境といえるかどうかは、おのずと利用する院生の資質に依拠せざるを得ない部分が多いと思われる点が現状の問題と言えるかもしれない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現状では、大学院全体での施設の提供状況は必要十分といえるものであり、焦眉の急と思われるものはとりたてて掲げられない。しかし、法学研究科独自の施設として、例えば更なる在籍院生の増加にともない、院生研究室、並びに共同研究室等の設備が十分といえるかどうかは、今後の推移とともに検討するべき課題といえるかもしれない。

今後の到達目標

法科大学院法務研究科との共存をいかにして図り、更に今後の法学研究科の院生生活をバランスを保ちながらより充実させていくには、どのような環境を整えるのがベストなのかを見定めることこそ、真の到達目標といえるのかもしれない。

９　管理運営

前回の到達目標

研究科長の過重労働状態を解消し、研究科の運営を更に円滑かつ適切に行えるように、研究科長の業務補佐体制を充実させること等。

9-1　管理運営体制

【現状の説明】

法学研究科には、次の四つの管理運営組織がある。

①　法学研究科委員会

本研究科の最高意思決定機関は、関西大学大学院学則（以下「大学院学則」という）34条４項により設置された本委員会である。本委員会のメンバーは、大学院学則38条により、「演習又は講義担当の専任教育職員をもって組織」され、2009年５月現在で45名である。ここで、専任教育職員とは、法学部及び政策創造学部に所属する専任教育職員を意味し、法学研究科の演習又は講義を担当する限り、准教授も含まれる。

②　研究科長（学部長兼務）及び副学部長（研究科担当）

法学研究科の執行部として、研究科長と副学部長が置かれている。研究科長は、研究科委員会において決定すべき事項について議案を作成し、研究科委員会を招集し、その議長となり（大学院学則39条３項）、研究科委員会の意思決定が円滑に行われるようにしている。副学部長は、科長とともに研究科執行部を構成し、研究科長に事故あるときは、その任務を代行する（同条４項）。

③　法学研究科基本問題検討委員会

法学研究科長のもとに「法学研究科基本問題委員会」があり、法学研究科委員会の決定により設置される。本委員会のメンバーは、研究科長（憲法）、副学部長（労働法）の他、各分野間の意見調整をもはかるため、基礎法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、国際法、政治学の専攻者各１名、合計７名から構成され、法学研究科の重要問題について、必要に応じて、研究科委員会の審議にかける原案の検討を行う。

④　法学研究科自己点検・評価委員会

このほかに、2003年度から自己点検・評価活動をしている「法学研究科自己点検・評価委員会」があり、「大学院法学研究科自己点検・評価委員会規程」により規律されている。現在のメンバーは、基礎法、商法、刑事訴訟法の各専攻者及び政策創造学部教員１名と副学部長、事務職員（研究科担当）の合計６名で構成されている（必要に応じて、研究科長がオブザーバーとして参加する）。

【長所と問題点】

上記の四つの管理運営機関は、全般的に見て、関連規定及びその設立趣旨にそった活動を行っている。ただし、「法学研究科委員会」では、各メンバーが要職についており多忙であることから、必ずしも、常時、高い出席率を確保しているとはいえない、という問題点が指摘されている。

法学研究科委員会と法学部教授会との間には、相互の協議機関は存在しないが、双方のメンバーが重なっていることからも一定の実質的な連携を維持しており、ルーティン業務を遂行していく上では特に問題はなく、双方の関係は従来、概ね適切なものであったといえる。

しかし今後、法学研究科のいっそうの拡充を図るためには、教学事項について専門に対処する学部の教学体制委員会に相応するような検討会の開催についても検討する必要があると思われる。

9-2　学長、学部長等の権限と選任手続

【現状の説明】

大学全体の改革として2006年10月より、研究科長と学部長の兼務体制がとられることとなり、法学研究科長は、法学部長をもって充てられることとなった（大学院学則39条２項、「大学院研究科長の選出及び任期

検索

に関する規程」２条１項)。法学研究科長の任期は２年である。再任も妨げられないが、過去20年間においてその実例はない。

【長所と問題点】

2006年10月から、学部長と研究科長とを１人の者が兼任することになった。これにともない、学部教授会と研究科委員会も接続して開催されることになった。この改革によって学部と研究科の連携が強化され、研究科委員会への出席率の問題もある程度改善された。ただ、学部長と研究科長とが、兼務になった結果、学部と研究科の運営責任が１人の者に集中することになり、従来に増して過重労働状態が生じている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究科長の過重労働状態を解消し、研究科の運営を更に円滑かつ適切に行えるようにするためには、研究科長の業務の補佐体制の充実が必要である。例えば、副学部長に加えて、新たに研究科担当の教学主任を置く等の措置をとることが強く望まれる。

今後の到達目標

教学事項について専門に対処する学部の教学体制委員会に相応するような検討会の設置の検討や、研究科長の業務補佐体制の一層の充実等。

10　事務組織

10-1　大学院の事務組織

【現状の説明】

2006年から学部・大学院の教務事務を一元的に取扱う部署として学事局が開設され、法学研究科の事務運営について学部・大学院事務グループのうち法文事務チーム（法学研究科担当）が行っている。

法学研究科の充実と将来発展に関わる企画・立案については、最終的には法学研究科委員会にて決定し、その責任を負うことになるが、原案の作成については大学院担当副学部長を中心に執行部会等で検討・作成される。事務室（事務チーム）の役割としては、研究科担当者が参画し、資料収集・整理分析等により情報を提供し、原案作成段階から企画・立案に関わり、また関係法令等との齟齬がないか等のチェック機能を果たしている。

法文事務チームでは法学部と法学研究科両方の事務を取り扱っており、法学研究科については専任事務職員１名が主担となっている。2006年10月１日より学部長と研究科長が兼務となり、研究科担当副学部長と事務主担者が中心となって教員組織と事務組織の連携体制が整えられている。

【長所】

学事局の開設により、法学部と法学研究科の事務運営を学部・大学院事務グループ（法文事務チーム）が行うことで、教員組織と事務組織の円滑な連携が進んでいる。法学研究科委員会の開催・運営においても執行部と事務組織との協力によって適切な進行が可能となっている。

【問題点】

法文事務チームの中で法学部と法学研究科を担当する専任事務職員は３名であり、うち１名が大学院事務を主担としている。法文事務チームが抱える業務は会議運営以外にも複数あり、また法学部・法学研究科で開催する会議も多々あるため、時期によっては１名の主担者にかかる業務負担が大きくなり、事務機能の低

下が危惧される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

会議運営を行うだけでなく、大学院入試、時間割や担任者等の編成についても教員と事務の連携が必要とされるため、大学院の教学的知識を十分に備えた専任事務職員を配置する。

今後の到達目標

教務事務グループで行われる教務事務と、学部・大学院事務グループで行われる教員・会議運営事務の相互の連携を強固にし、情報の流れをいっそう円滑にする必要がある。教務事務グループにおける大学院の教務事務担当者を明確にし、教員の意見や意向をスムーズに伝達できる環境が求められる。逆に、教務事務担当者からの各種情報を、学部・大学院事務グループの大学院担当者が確実に受信し、教員に向けて正確に発信する体制づくりも必要不可決である。

11　自己点検・評価

前回の到達目標

法学研究科自己点検評価委員会として、自己点検・評価以外の独自の活動を行うこと。

11-1　自己点検・評価

【現状の説明】

法学研究科においては2004年４月より法学研究科自己点検・評価委員会規程に基づいて自己点検・評価活動を行っている。

自己点検・評価委員会は、本研究科の教育研究水準の向上を図ることを目的に設置され、副学部長、法学研究科の専任教員から選出された委員４名と法学研究科担当事務職員１名の計６名の委員によって構成されることになっている。ただし、研究科長もオブザーバーとして委員に加わることができる。

職掌事項は、(1)自己点検・評価項目の設定及び変更、(2)資料の収集及び整理並びに分析、(3)自己点検・評価、(4)報告書（第三者評価のためのものを含む。）の作成、(5)その他自己点検・評価及び第三者評価に必要な事項、(6)将来ビジョンの検討である。

【長所と問題点】

従来は、大学院自己点検・評価委員会として全研究科を一体として点検・評価する体制が採られていたが、2004年４月より各研究科毎の自己点検・評価委員会に細分した新たな制度が発足した。このことによって、制度上は法学研究科独自の事情を勘案したよりきめの細かい点検・評価が可能となる体制が整ったとは言える。しかし現時点では、本報告書作成の作業分担以外には、独自の活動実績はまだない。

上述のきめの細かさ以外に、研究科毎の委員会となった利点としては、委員相互が学部内で直接顔を合わせる機会が多いことから相互連絡が緊密、容易、迅速、確実になり、いわば機動力を獲得したという点を挙げることができる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後とも、法学研研究科自己点検・評価委員会としては、自己点検・評価以外の独自の活動を行う必要が

検索

ある。独自の活動としては、法学研究科の将来ビジョンの検討の他、法学研究科の組織改革やカリキュラム改革についての原案の作成を行うこと等が考えられる。

11-2　自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

法学研究科単独では、自己点検・評価に対する学外者の検証は、現状では行われていない。全学一斉には、2006年度に、(財) 大学基準協会の認証評価を受けたことは、周知のとおりである。
また、全学の報告書の一部として、本研究科の点検・評価報告書も WEB 上で公開しており、学外者が内容を知りうる状態にはある。

【長所と問題点】

自己点検・評価に対する外部者の検証については、法学研究科独自の事情を勘案したよりきめの細かい点検・評価の検証を行うには、研究科単独で、しかも定期的に行うのが、望ましいといえるかもしれない。他方、学外者による評価システムを研究科単独で導入することは、コスト面等を考慮すると、効率的でないとの評価もできる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

目下のところ、自己点検・評価に対する学外者の検証を、法学研究科単独で行うことは考えていないが、本研究科の自己点検・評価活動に、一層の客観性を持たせるための保障措置として、学外者による評価システムを、法学部と共同で導入することの検討はすべきである。

11-3　大学に対する社会的評価等

【現状の説明】

法学研究科博士前期課程及び博士後期課程の修了者ないしは単位修得者の上記の進路決定状況をみると、所期の成果を上げており、このことに対応して、本研究科は、一定の社会的評価を受けていると推定される。本研究科に対する社会的評価を具体的に示すデータは、入手していない。

【長所と問題点】

現状は、万全のものではないので、本研究科の社会的評価をより向上させる努力は必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本研究科の社会的評価をより向上させるには、上記のように、博士前期課程及び博士後期課程の修了者ないしは単位修得者の進路状況を改善すること、及び本研究科、特に博士前期課程の定員充足率を向上させること等が必要である。

今後の到達目標

法学研究科、自己点検・評価委員会の独自の活動として、法学研究科の将来ビジョンの検討の他、法学研究科の組織改革やカリキュラム改革についての原案の作成を行うことや、学外者による評価システムを、法学部と共同で導入することの検討等。

検索

文　学　部

検索

第Ⅱ編　文学部　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 381
1-1　理念・目的等　〈381〉
1-2　理念・目的等の検証　〈387〉
1-3　健全性、モラル等　〈389〉

2　学士課程の教育内容・方法等 …… 390
2-1　教育課程等　〈390〉
2-2　教育方法等　〈412〉
2-3　学位授与の認定　〈419〉

3　国際交流（国内外との教育研究交流） …… 419
3-1　国際交流（国内外との教育研究交流）　〈420〉

4　学生の受け入れ …… 421
4-1　入学者受け入れ方針等　〈422〉
4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（学部）　〈423〉
4-3　入学者選抜の仕組み　〈427〉
4-4　入学者選抜方法の検証　〈428〉
4-5　科目等履修生・聴講生等　〈428〉
4-6　定員管理　〈429〉
4-7　編入学者、退学者　〈431〉

5　教員組織 …… 432
5-1　教員組織　〈432〉
5-2　教育研究支援職員　〈434〉
5-3　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続　〈434〉
5-4　教育・研究活動の評価　〈436〉

6　研究活動と研究環境 …… 437
6-1　研究活動　〈437〉
6-2　研究環境　〈438〉

7　施設・設備等 …… 443
7-1　施設・設備等の整備　〈443〉
7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置　〈445〉
7-3　利用上の配慮　〈446〉

8　学生生活 …… 447
8-1　学生への研究活動への支援　〈447〉

9　管理運営 …… 447
9-1　管理運営体制　〈448〉
9-2　学長、学部長の権限と選任手続　〈449〉

10　自己点検・評価 …… 450
10-1　自己点検・評価　〈451〉
10-2　自己点検・評価に対する学外者による検証　〈452〉

1　理念・目的・教育目標

1-1　理念・目的等

文学部は2004年度に、多彩なディシプリンと活発なプロジェクトからなる新しい人文学の拠点の創造をめざして大規模な組織改革を行い、それまでの８学科制を廃し、総合人文学科１学科のもとに10専修を置く形に改めた。その後、時代の要請や学生のニーズに応えるために毎年新しい専修や数多くのテーマ・プロジェクトを立ち上げ、現在では19専修の構成になっている。

また、入学生が各専修の学びを経験した後、２年次に所属専修を選ぶ１学科多専修制のシステムを更に発展させ、2006年度より、他専修の科目を自由に履修してカリキュラムを自己設計できるよう、専門科目の多くを選択科目化した。このように文学部は、自由で多彩な学びを保証するシステムを構築することによって、幅の広い教養と専門知識を兼ね備え、総合的知見と柔軟な思考力に高度な倫理観を合わせ持つ、知識基盤社会を生きるにふさわしい21世紀型市民の育成をめざしている。

更に、文学部はその学びと研究の場を大学の外にも大きく広げてきた。小中高の学校現場、福祉や文化活動に関わる行政や団体、多くの NPO や企業にも連携の輪を大きく広げて教育・研究の実質を鍛え上げ、多くの成果をあげている。地域社会を中心に「知縁」のネットワークを張り巡らせ、国を越え世代を越えてさまざまな人々が集まり、互いに刺激を与え合って自由に自己変革を行い、よりよい未来を選び取ることができるような真に創造的な空間を作り出すこと、これこそが新しい人文学の拠点を築くことであり、それはまた、本学の伝統的な教育理念である「学の実化」を、まさに現在において実践しようとするものである。

【現状の説明】

ア　歴史

文学部の前身は1924年に福島学舎で開設された専門部文学科である。その後、旧制大学法文学部の時代を経て、1948年４月、新制大学への転換とともに文学部が法文学部から分離して開設された。当時は英文学科、国文学科、哲学科の３学科構成であったが、1949年に独逸文学科、仏蘭西文学科、史学科、新聞学科の４学科を増設し、51年には東洋文学科を新設して８学科となり、本学部の体制はほぼ確立した。

その後、1967年、新聞学科が新設の社会学部に発展的に吸収されるとともに、本学部内に教育学科（教育学専修・心理学専修）を設置した。また史学科の中に地理学専修を加え、東洋文学科を中国文学科と改称し、78年には史学科を史学・地理学科と改めた。79年には哲学科が哲学、倫理学・宗教学、美学・美術史の３専修（1999年から哲学・倫理学、比較宗教学、美学・美術史の３専修）に分かれた。更に、外国語の研究及び運用能力の強化をめざして、98年、文学系５学科（英文学、国文学、フランス文学、ドイツ文学、中国文学）を、英語英文学科、国語国文学科、フランス語フランス文学科、ドイツ語ドイツ文学科、中国語中国文学科へと改称した。

文学部はこのように時代の要請に応じて学科を設置・整備してきたが、2000年度に至ってインターディパートメントのコースと副専攻を設置した。時代の変化や価値の多様化に対応すべく、学科の枠組みを越えた総合的・学際的な学習を可能にするためである。インターディパートメントには「ヒューマンサイエンス」と「図書館・人文情報」の２コースを、副専攻には「ヨーロッパ文化論」と「日本・アジア文化論」を置いた。2002年度には「図書館・人文情報」コースを「人文情報コース」に改編した。

2004年度、多彩なディシプリン教育をよりスムーズに進めるために、それまでの８学科を統合し、「総合人文学科」の１学科とした。更に2005年度からは２年完結型のテーマ・プロジェクトを開設している。これは、従来、本学部において十分とりあげられなかった新しいテーマによる短期の教育プログラムである。

イ　現状

文学部は、理念と伝統を生かしつつ、ダイナミックに変化する現代社会の動向に対応できるように多彩な

19の専修を擁し、それぞれが学生個々の興味・関心を引き出し、柔軟な発想と強靭な思考力を備えた人間の育成につとめている。また、これを補完するプログラムとしてテーマ・プロジェクトがある。

(1) 現在の19専修：英語英文学専修、英米文化専修、国語国文学専修、哲学倫理学専修、比較宗教学専修、芸術学美術史専修、フランス語フランス文学専修、ドイツ語ドイツ文学専修、歴史学専修、地理学・地域環境学専修、中国語中国学専修、教育学専修、初等教育学専修、心理学専修、インターディパートメント、身体運動文化専修、映像文化専修、文化共生学専修、アジア文化専修。

なお、2010年度より、歴史学専修が日本史・文化遺産学専修と世界史専修に分かれ、人間健康学部の開設にともなって、身体運動文化専修が募集停止に、また、インターディパートメントも改組されて情報文化学専修となることが既に決定している。更に、英語英文学専修、フランス語フランス文学専修、ドイツ語ドイツ文学専修、中国語中国学専修、教育学専修は、英米文学英語学専修、フランス学専修、ドイツ学専修、中国学専修、教育文化専修へと名称変更される。

(2) 学部一括入学・2年次専修分属方式を採用している。これにより、1年次で各専修の提供する「学びの扉」その他の入門的科目を自由に選択し、2年次に自らの興味と関心に基づいて希望の専修に進むことになる。また、1年次の導入教育として、いわゆるスタディ・スキルを習得させる科目（知のナヴィゲーター）を他学部に先駆けて開設し、大学での学びの基礎として位置づけている。

(3) テーマ・プロジェクトは所属する専修で学びながら、専修を越えて設置される新しいテーマに取り組み、それについて卒業論文を書くもので、2005年の発足以来、毎年数個のテーマが開設されてきた。もともとこのプロジェクトは、専修の数が現在ほど多くない時期に、領域横断的なテーマの研究に対するニーズに応える目的で発案されたもので、これを発展させて専修の数を増やす目的もあった。19の専修を擁するに至ったいま、当初のニーズはほぼ吸収できる体制が整った感があり、このプロジェクトは2009年度開設テーマをもって終了する。

ウ　専修及びテーマ・プロジェクトの理念等

19専修は大きく次の4つのアプローチに分けることができる。これは多彩なディシプリンの中にも一定の学習の道筋があることを示すものとして、学生や受験生にもパンフレット等で周知している。

a) 言語学的・文学的なアプローチ：　英語英文学専修、国語国文学専修、フランス語フランス文学専修、ドイツ語ドイツ文学専修、中国語中国学専修

b) 思想的・心理学的なアプローチ：　哲学倫理学専修、比較宗教学専修、芸術学美術史専修、教育学専修、初等教育学専修、心理学専修

c) 歴史学的・地理学的なアプローチ：　歴史学専修、地理学・地域環境学専修

d) 学際的なアプローチ：　英米文化専修、インターディパートメント、身体運動文化専修、映像文化専修、文化共生学専修、アジア文化専修

各専修及びテーマ・プロジェクトの理念、教育目標は次のとおりである。

(ア) 専修

〈英語英文学専修〉

この専修では英語及び英米文学の研究を通じて、英語という言語の特徴や、英語圏の人間、社会、伝統、文化を理解することを目的としている。実用的な英語運用能力の向上に力を注ぐとともに、学生が異文化理解を通じて国際的な視野に立った豊かな知性と感性を磨き、国際社会に即した人材の育成につとめている。英米の文学作品を研究する英文学研究と米文学研究、音声学・文法論・語用論・意味論等を研究する英語学研究の3分野があり、英語運用能力に関しては、LL やネイティヴ・スピーカーの教員による少人数のコミュニケーションクラス、アドバンスト・ライティング等のクラスを設け、その向上に取り組んでいる。

〈英米文化専修〉

英米文化専修では、アメリカ、イギリスを中心とする英語圏の文化を幅広い視野から総合的、学際的に研

究することを目的としている。言語や文学資料を文化的な側面から捉える「言語文化研究」、絵画、写真、映画、ミュージカル、音楽、建築、テーマパーク、インターネット、広告、マスメディアといった多様な文化表象を扱う「表象文化研究」、日本やヨーロッパといった他の文化圏との「比較文化研究」等の分野があり、そうした多面的な教育を通じて真に国際的な人材を育成することが教育目標である。また、学生自らが積極的に参加していくディスカッションやプレゼンテーションといった発信型プロセスを重視した教育を特徴としている。実用的英語運用能力の向上にも力を入れており、TOEIC や TOEFL といった客観的指標を用いたレベルに応じた適切な指導、ネイティヴ・スピーカーの専任教員比率がきわめて高いという特徴を活かした英語による授業、留学する学生が多いことからくる国際的な環境等、さまざまな長所がある。

〈国語国文学専修〉

日本語という言語を深く考察するとともに、古代から現代に至る日本語で表現された文学作品を読むことを通じて、芸術や文学の本質を追求し、人間や社会のあり方を探求する。この専修は、国語学と国文学の二つのカリキュラムコースに分かれる。国語学コースでは、音韻・語彙・文法等国語（日本語）を多角的に分析し、国文学コースでは、古代から現代におよぶ文学作品を総合的に研究する。言語研究や文学研究のみならず、日本の文化、日本人の感性、更には日本という国の姿そのものについても考えを深めることを大きな目標としている。また、大阪の伝統芸能である文楽の鑑賞会に参加する等、大阪の文化を知るための催しも実施している。

〈哲学倫理学専修〉

古代ギリシアから現代に至るヨーロッパ世界の思想とその根底にある基本的考え方を学びながら、世界と人間について根本的に考える力を養成する。自己と他者、時間と空間、存在とは何かといった伝統的な哲学的問題だけでなく、生命倫理学や環境倫理学等、現代と密接にかかわる問題も重点的に取り上げている。単に哲学・倫理学に関する基礎知識を得るだけでなく、テクストを批判的に読解する力、問題を論理的に深く考え抜く力、考えた内容を明確に表現する技術の育成を重視した教育を行い、現代社会に通用する思考力と表現力の養成をめざしている。

〈比較宗教学専修〉

「人間にとって宗教とは何なのか」という問いを、「世界の諸宗教」「宗教のフィールドワーク」「現代社会と宗教」という三つの柱を軸に展開し、グローバル化の時代にふさわしい宗教理解のできる人材育成をめざす。より具体的には、国際交流の場において相手の宗教や文化を偏見なく理解できること、また、自国の宗教や文化について正確に認識して説明できることを教育の目標としている。

〈芸術学美術史専修〉

芸術学美術史専修は、「芸術とは何か」「美とは何か」という問いかけを理論的・実証的に追及することで、「人間にとっての芸術創造とは何か」という課題に答えようとするものである。具体的には、日本や中国、そして西洋の建築、彫刻、絵画、工芸・デザイン等の美術作品、演劇、映画、写真、音楽等多岐にわたる芸術作品を対象とし、その鑑賞方法を学ぶことを主眼としている。特に日本と西洋の美術史学や演劇論の研究に特色があり、大阪の地の利を活かして、寺社仏閣・美術館・劇場等での実地教育を実施しながら、知的で豊かな人間の育成をめざしている。

〈フランス語フランス文学専修〉

柔軟な思考と新鮮な発想が求められる現代という時代に対応すべく、今日の西欧文明を築きあげてきた中核的存在ともいえるフランスの精神や発想法等を、言語、文学、文化の軸を通して学ぶ。フランスの今・昔の文化的事象や文学を学ぶカリキュラム、ことばを通じてフランスを学ぶカリキュラム、フランス語の運用能力をつけるカリキュラムを通して、自由で豊かな感性を磨き、世界を創造的に捉える能力を養い、多様な分野で活躍できる人材の育成を目的とする。

〈ドイツ語ドイツ文学専修〉

ドイツ語の実用的な運用能力を修得するとともに、ドイツ語圏の言語、文学、文化について専門的な知識を獲得し、そのことを通じて更にヨーロッパ全体の社会、文化についての理解を深めることが教育目標である。言語の分野では中世ドイツ語、現代の言語理論等、文学の分野では小説、詩、ドラマ、文芸理論等、文化の分野では比較文化論、異文化コミュニケーション、ドイツ現代事情等、多彩な研究を行う。このような専門的研究を通じて、豊かな個性と自立的な精神が養われ、そのことにより平和的な社会と文化的国際交流のために活躍できる人材が育成される。

〈歴史学専修〉

これまで人類がたどってきた歴史的事実やその背景を学ぶとともに、人間のあるべき未来を考える。日本、アジア、ヨーロッパに加え、古代オリエントやイスラーム世界、スラヴ世界までを含めた幅広い領域に実証的研究を施すことで、多様な学問的関心や問題意識に応え、世界のグローバル化に対応しうる知性と指針を持つ人材を育てることが目的である。日本史、東洋史、西洋史の三つのカリキュラムコースをもち、コースの垣根を越えて広く学ぶこともできる。学ぶ形態はさまざまで、教室内での文献中心の授業のみならず、博物館やセミナーハウス等を使った研究活動や国内外のフィールドワークも実施している。

〈地理学・地域環境学専修〉

地理学は、自然界とそれを基礎に世界の諸地域で繰り広げられる人類の諸活動を広く認識し、その認識に基づいて社会に貢献することをめざす総合的な学問分野である。本専修は、2007年度から史学分野から独立した。専修名に新たに追加された地域環境学は、比較的限られた地域の人文・自然環境を包括的に解き明かし地域社会の展開のための提案を可能にしうる学問分野であり、これまで以上に当専修のカリキュラムを魅力的なものとしている。地域を研究するには、これまで積み上げられた分析技術や研究手法を取得することが不可欠で、この面のカリキュラムも充実している。

通常の授業に加え、年２～３回、教員や大学院生が野外で案内するエクスカーションや、フィールドワークを主とする実習旅行を実施する等、地域の人や自然との新鮮な出会いを提供する。

〈中国語中国学専修〉

漢字という共通の文字を用いながら日本とは異質な文化をもつ中国文化にトータルにアプローチする。すなわち中国語の学習を基礎にすえつつ、文学、思想、言語の３分野を専門的に学習し、更に中国と日本・アジア、ヨーロッパとの文化交流をも視野に収めることで、漢字文化のもつ長い歴史と広範な影響力を探究していく。中国のさまざまな文化事象を広く理解し、それを中国語でコミュニケートできる人材の育成が本専修の目的である。

〈教育学専修〉

教育という現象を広く人間形成の問題としてとらえ、現代社会における人間のあり方とその形成に関わる諸問題を科学的に探求し、それを通して新しい時代を切り開き得る資質を持った人材の育成をめざす。学校教育、教育政策、生涯学習、人権教育、異文化間教育等、教育におけるさまざまな問題への理解を深め、教育の営みを多角的・総合的に研究・教育することを目的としている。

〈初等教育学専修〉

子どもの健やかな発達と確かな学力の形成を支援する、次世代育成の専門家としての誇りと責任をもち、すぐれた実践力を身につけ、人文学の知を背景とした高い教養をそなえた、子ども、保護者、社会から信頼される小学校教員の養成を目的として2007年４月に設置された。１年次より導入される学校現場での体験的学習や実習への参加を通して、教師の仕事の複雑性や子どもの発達・学習の多様性について理解することをめざす。また、学校教育の今日的課題に取り組む演習科目への参加を通して、学校教育や子どもの心理に関する諸理論を習得するとともに、実践的研究能力、協同的課題解決能力を獲得することをめざす。卒業と同

時に小学校教諭一種免許状を取得することができる。

〈心理学専修〉

1967年に開設された文学部教育学科心理学専修の伝統を引き継いで、家庭や学校・地域社会等で生じるさまざまな心理学的諸問題を視野に入ながら複雑かつ多様化した社会の中で生きる人間の理解と人間形成をめざしている。その方法論は、手堅い実験的手法を中心とし、調査や面接・観察等も用いて総合的に問題解決をめざす。２年次からの系統的なカリキュラムを通して、発達心理学、教育心理学、認知心理学、臨床心理学、福祉心理学等、心理学のあらゆる領域について学ぶことを目的とする。

〈インターディパートメント〉

インターディパートメントとは、相互（インター）に専門分野（ディパートメント）が交差していることを意味し、ヒューマンサイエンスコース、人文情報コース、エリアスタディーズコースの３つのカリキュラムコースをもつ。ヒューマンサイエンスコースは社会福祉学、ボランティア論、ソーシャルワーク論等の研究者が指導する実践的なカリキュラムである。人文情報コースは、いわゆる情報について、コンピュータの面だけでなく、「社会にとって有益な情報の記録・管理」といった幅広い観点から学ぶ。エリアスタディーズコースは、「ヨーロッパ文化論」と「日本・アジア文化論」に分かれ、それぞれの地域文化研究を目的とした学際的なカリキュラムである。このように、従来の学問領域を越えたテーマについて学び、専門性・国際性・社会性を兼ね備えた実践力を習得することを目標に置いている。

〈身体運動文化専修〉

生涯にわたる活力ある生活を「ライフスタイル」（生き方）、「ライフスキル」（生きる力）、「ライフクオリティ」（生きがい）の三つの面から開発・設計することを目標としている。そのため、スポーツと身体の問題を通じて21世紀型の人間関係行動学を学ぶ。具体的には「現代的スポーツ文化・伝承的身体運動文化・生活的健康福祉文化」を実践的かつ総合科学的に追究し、21世紀社会に求められる「人間生活」の創出に貢献できる幅広い学際的総合型の人間育成をめざしている。

〈映像文化専修〉

映画を中心とするグローバルな映像文化の歴史的展開や文化的背景を総合的に学習する。アメリカ、ヨーロッパ、東アジアという三つの文化圏の映像文化を地域にとらわれずに幅広く学ぶと同時に、より広範な、19世紀以降の映像メディア全般についての理解をも深めることで、現代社会に氾濫する映像を専門的かつ複眼的な視点から読み解くことのできる能力の涵養をめざしている。

〈文化共生学専修〉

主としてヨーロッパの文化事象をその歴史的背景から掘り起こし、異文化接触や比較文化といった視点に基づいて総合的に研究する。同時に、移民問題やイスラーム文化との軋轢等、今日の EU 世界が抱える諸問題の検討を通して、異文化理解のありかたやそれぞれの文化の共存・共生の方法を模索する。豊かな国際感覚をもち、共生社会の実現に向けて何をなすべきかを自ら考えることのできる人材の育成が本専修の理念的目標である。

〈アジア文化専修〉

アジアの経済発展が進むにつれ、日本との関係はますます密接さを増している。本専修の目的は「歴史のアジア」、「現代のアジア」という２つ視点から、中国・韓国・東南アジア等の諸地域の文化を総合的に理解する国際人を育成することにある。衣・食・住から大衆文化まで、幅広い文化事象を対象とし、文化交流・思想儀礼・宗教文化・現代文化の４つのテーマに沿って研究することで、互いの共生を可能にする柔軟な視点と能力を養いたい。

（イ）テーマ・プロジェクト

テーマ・プロジェクトは、既存の専修単位では扱えない領域横断的な個別テーマの研究を可能にする短期

教育プログラムであり、ダイナミックに変化する現代社会の動向に対応すべく2005年度に新たに設けられた。授業は文学部専任教員が主体となって行う。３年次のプロジェクト演習及び講義、４年次の卒業演習及び卒業論文が基幹科目である。

2008年度に開設テーマは、「アジア文化学」「文芸創作講座」「モードと文化」「身近な文化遺産・探求」。また2009年度の開設テーマは一つで、「身近な文化遺産・探求」が再び取り上げられている。なお、上述したとおり、テーマ・プロジェクトは2011年度開設テーマをもって終了する。

エ　理念その他の周知について

文学部の理念や目的・目標に関する情報は、学部ホームページで一般に公開しており、毎年刊行の本学部紹介パンフレットでも説明している。

2004年度における１学科多専修制への移行に際しては『文学部新入生のためのガイドブック』（全12ページ）を Q&A 方式で作成し、新入生全員に配布した。その後改訂を加え、新入生ガイダンスでの説明に利用している。テーマ・プロジェクトに関しても、毎年ガイドブックを刊行し、教職員及びプロジェクトの選択にかかわる２年次生全員に配布している。また、学校インターンシップについても2005年度以降、詳細なガイドブックを作成している。プレ・ステューデント・プログラムについても、スクーリングの日程等の情報が盛り込まれた冊子を毎年発行するとともに、ホームページでも公開している。

受験生に対しては、本学全体の各種案内や刊行物に学部紹介の欄を設け、そのつど新しい情報を載せるようにしている。年数回開催されるオープンキャンパスで、学部の理念やカリキュラム体系の周知がなされていることはいうまでもない。また、機会があるごとに受験雑誌の別冊として詳細なリーフレットを作成し配布している。

このように関連情報を積極的に開示することによって、教職員と学生、受験生を含む社会一般の人々のいずれもが本学部における教育・学習の目的に関して共通の認識を持つことができるように努力している。

【長所】

文学部では開設当初から学科制をとっていたが、各学科間の独立性が高く、学科を越えた学生や教員の交流が不十分であった。また、学科制においては学生定員と必要教員数が大学設置基準で厳格に定められてきたため、教育・研究両面での硬直化がみられた。すなわち時代の要請に応えて学際的・総合的な新しい人文学の研究動向を組み入れ、社会や学生のニーズに的確かつ柔軟に対応する体制になっていたとはいえない。

2004年度から始まった１学科多専修と２年次専修分属方式、2005年度から始めたテーマ・プロジェクトは、従来の専門領域の枠組みを越え、活発で柔軟な学びを提供する場となった。この２つは文学部にとって大きな改革であり、新しい成果を生んできた。組織改革によって必要な人事を必要な専修に配置することができるようになり、更に２年次専修分属方式の採用によって、専修間に競争原理がはたらくようになった。１年次に魅力ある授業を提供できる専修により多くの学生が集まるからである。また、テーマ・プロジェクトは新しい専修を立ち上げる母体ともなった。

２年次の専修分属以後、自由度の高いカリキュラムによって総合的な学びを経験しながら、それぞれの専修において専門的な教育を受け、最終年度には卒業論文を作成することになっている。卒論の作成は、自ら文献を読み、調査し、情報を整理して、広い視野から論点をまとめあげるという主体性が求められる行為であり、学生の研究意欲をかきたてる目標として文学部の一つの特色となっている。

更に文学部では、「開かれた大学」という教学教育の理念の実践として学校インターンシップ、連携講座、プレ・ステューデント・プログラム等を積極的に展開している。

現在、社会や産業の中での大学の位置づけ、地域の教育機関との連携、高大接続等がキーワードとなっている。これらの取り組みはそれらを反映したものである。

【問題点】

1）カリキュラム上の不均衡と専修アイデンティティの欠如

文学部総合人文学科は、現在19専修を擁しているが、カリキュラムの構成において専修間に幾分不均衡が生じている。学科制時代のカリキュラムを色濃く残しているところは、必修の単位数や開講科目数の多さが目立つ。他方、新設された専修では必修が演習科目のみに抑えられている。更に新しい専修では、ほとんどの講義科目で他専修の学生が混在し、履修者数が適正規模をはるかに超えてしまうことも稀ではなく、そのために専修への帰属意識が育ちにくいという問題が生じている。もちろん、多様な専修の学生が同じ一つの教室にいるというのは一学科多専修制の大きなメリットであるが、専修アイデンティティを涵養することもある程度必要であろう。

2）初年次教育の位置づけと教員の意識格差

改革から約５年が経過して、１年次一括募集２年次専修分属の現体制はほぼ完成したといえる。しかしながら、例えば初年次教育については、それぞれ科目の位置づけが明確でない部分を残している。スタディ・スキルに関わる「知のナヴィゲーター」を必修にすべきか否かの問題や、専門への導入演習科目「知へのパスポート」のⅠとⅡの位置づけの曖昧さ等は検討されて然るべきであろう。また、スタディ・スキル関係の科目への理解は、教員間でかなりの差がある。学部の活性化を更に進める上で、各教員が共通の理解といま以上に高い意識をもつ必要があろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

1）カリキュラム上の不均衡と専修アイデンティティの欠如

こうした専修間のカリキュラム上の不均衡を是正するために、また、学生の専修アイデンティティの涵養を目的として、学部内でカリキュラム改定の骨子が教授会で了承され、2010年度からの実施をめざして学則改定の作業を行っている。

2）初年次教育の位置づけと教員の意識格差

初年次教育のあり方についても、現在、カリキュラム改革に向けての議論の中で検討され、文学部総合計画会議のもとに初年次教育検討部会を設置された。そしてこの部会において、「知のナヴィゲーター」、「知へのパスポート」それぞれの科目の位置づけ、性格、開設クラス数における専修間のバランスについて検討されている。

1-2　理念・目的等の検証

【現状の説明】

文学部の理念・目的・教育目標については、常時さまざまな場で検証が進められている。

ア　文学部自己点検・評価委員会における検証

1991年の大学設置基準の大綱化とともに、自己点検・評価活動を開始した。大学及び学部の理念や目的、教育目標が今日の社会的要請に対応しているか、充実した成果を挙げているかを検証する組織として、文学部自己点検・評価委員会を設置している。

イ　文学部総合計画会議における検証

1996年度に設置された文学部将来構想委員会では、将来の文学部のあるべき姿について、短期及び中・長期の諸問題を検討してきた。2006年度以降は新たに設置された文学部総合計画会議で、学部の将来構想と計画の策定について協議しており、あわせて学部理念の検証の機関として重要な役割を果たしている。

検索

ウ　新入生アンケートによる検証

文学部では以前から入学時にアンケート調査を行ってきた。1999年度の入学生からはマークセンスによる組織的なアンケート調査を実施し、実施後１ヶ月以内にはその詳細な分析を終え、教授会報告がなされている。質問項目は、「入学の満足度」「今後の学生生活への希望」「文学部のイメージ」「大学選択の際の重視した点」「大学生活で取り組みたいこと」「２年次以降の分属希望専修（2004年度入学生から）」「卒業後の希望する進路」等で、文学部が受験生の目にどう見えているかを検証する資料となっている。

エ　オフィスアワーとカリキュラムの運営それ自体による検証

文学部では、2000年よりオフィスアワーを制度化して実施している。学生たちは、授業についての質問や要望等を、授業の進行に合わせて持ってくるため、授業評価やFD活動の面において大きな効果をあげている。また、2006年度より、学生が科目を自由に選択しカリキュラムを自己設計できる制度を導入したが、これにより、各専修には、①常に複数のカリキュラムモデルを設計し、履修相談会において学生に対してカリキュラムの意義や各科目の位置づけの説明を行う、②担当者はカリキュラム全体における担当科目の位置づけを考えて授業を運営する、③授業を行った後、学生からの反応を把握してカリキュラム全体についての評価を行い、カリキュラムモデルを練り直す、といったフィードバックの必要が出てくる。したがって、このシステムもまた、理念や目的の検証につながっているといえるだろう。現在進められているカリキュラム改革の議論もそうしたなかから出てきたものである。

オ　入試関連業務、高校担当制における検証

文学部では、本学の入試センターが主催する各種の入試説明会に執行部を中心に積極的に参加し、極力高校生や高校の教員、父母たちの意見を聞き取り、その後の施策の策定に反映させている

また、文学部が独自に設けている高校担当制度（教員が各自の居住地の近辺の高校を中心に一つあるいは複数「担当」し、日常的なコンタクトをとる制度）のもとで学校を訪問する際に、高校では文学部がどのように映っているかを常に調査し、教育理念や目的の検証に役だてている。

カ　社会連携における検証

文学部は近年、社会連携に力を入れてきた。近隣の地方自治体、関西一円の教育委員会、一般企業、NPO 等、さまざまな団体と協力して授業や講演会の運営にあたっている。また、各方面から講師を招き、学生向けの講演会も開催している。このように外との繋がりを視野に入れることにより、文学部は新しい検証の機会を得たといえる。改革の一環として、法科大学院進学コースの設置、学校インターンシップの導入、更には初等教育学専修の立ち上げ、また、カレッジリンク型シニア住宅への教育プログラムの試行的提供等、社会の動きを見据えた多くの企画を実施することができたのもその結果であろう。

【長所】

いくつかの委員会において学部の理念・目的・教育目標の定期的な検証を実施し、その結果を公表するとともに必要な改革を推進するシステムが確立している。その際、学生に対するアンケートや高校現場の情報等、多様なデータが活用されている点は評価できる。また、いち早くオフィスアワーを制度として設け、授業や学生の日常生活に関する不安・不満・要望を察知できるようにしたこと、また、カリキュラムの自己設計制度の導入によって必要となった履修モデルの作成や履修相談は、教員自身の検証への意識が高めることにもながった。こうした機会を通じて学生の授業に対する要望や不満を吸い上げ、それを各授業やカリキュラムの改善に結びつける基本的なシステムが確立されているといってよい。社会連携を進め、「外」との繋がりのなかで学部教育の理念や目標を検証する視点がうまれたことも評価できる。

【問題点】

学生からの情報をフィードバックシステムの中に取り入れたカリキュラム自己設計制度は、「検証」とい

う点においても優れた可能性を持っている。しかしながら、こうした仕組みから教員自身が発見する問題点や専修単位で検証した結果を総合的に集約し、学部全体の改善へとつなげていく道筋は、必ずしも明確にされているとはいえず、もっぱら時の執行部の判断に委ねられている場合が多い。

他方、社会連携をはじめさまざまな新しい試みを視野に入れたことで教育理念や目的の新たな検証の視点が見いだされたが、こうした実践に必要な労力は並大抵のものではなく、教員の日常業務、職員の事務量ともに著しく増大した。研究活動においてもかつて以上に業績を求められるなか、こうした負担の問題は無視できない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

改革の理念や新しいカリキュラムを周知する必要から、新入生オリエンテーションや履修説明会等が充実し、社会連携等の新しい視点を得たことで、さまざまな局面において検討すべき課題を発見しやすい環境をつくった。今後は、検証が新たな改革の種子となるように、文学部総合計画会議を更に活性化させ、個々の検証結果を集約し、きめ細かく分析したうえで改善案につなげていく努力が必要である。PDCA（計画・実施・点検・処置）のサイクルを実効性のあるものとして確立するためにも、総合計画会議は実施・運営を担っている専修代表者会議その他の委員会との有機的な関係をもつ必要がある。

負担の問題については、いまいちど連携関係の事業を整理し、真に必要なものを精選するとともに、その必要性を教員全員が理解し、受け持つ仕事が特定の専修または個人に過度に偏らないよう配慮すべきである。

1-3　健全性、モラル等

【現状の説明】

幅の広い教養と専門知識を兼ね備え、高度な倫理観を合わせ持つ市民の育成をめざしている文学部には、大学人としての健全性とモラルが求められるのは当然である。飲酒運転や薬物使用等の反社会的行為や、職業倫理に反する行為、ハラスメント、暴力行為等の問題が時として生じることもあるが、そうした問題を覆い隠すことなく、学部として誠意をもって対処すべく教職員間で理解・対応を進めている。また、学生に対する啓発事業も活発に行われている。

本学では、2009年４月、「関西大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」（1999年制定）を「関西大学ハラスメント防止に関する規程」に改め、それまでセクシュアル・ハラスメントに特化していた防止委員会やガイドライン等もすべてハラスメント全般に対応しうる内容とした。現在、これに則して教職員及び学生を対象にハラスメントに関するパンフレットの配布やガイダンスを行うとともに、教員の相談員を配置している。文学部には人権問題検討委員会があり、人権問題やハラスメントに関する問題が発生した際に協議・検討する機関としている。また、他学部との連携のもと、人権問題に率先して取り組み、1985年６月に設置された人権問題研究室には現在多くの文学部教員が関わっている。

また本学は、2005年４月にパンフレット『個人情報保護のために』を作成して「個人情報保護に関する法律」の周知に取り組んでいるが、文学部でもこれらと並行する形で健全なモラルの保持につとめている。

いうまでもなく研究者は自由な研究活動の中で社会倫理を逸脱しないように自らを強く律することが求められる。研究上のモラルについても、本学では2007年１月に「関西大学研究倫理規準」を制定して教員に改めて自覚を促した。なお、全学的取組により学生は「インターネット利用に関する誓約書」の提出を求められるが、文学部はこの点についても徹底を図っている。

【長所】

人と文化を研究対象とする文学部では、人権意識やセクシュアル・ハラスメント等について常に強い関心を持ってきた。特にセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて規定やガイドラインを制定し、刊行物の配

布を通して教職員や学生に対して積極的に啓発が行われてきた。

【問題点】

1)「関西大学ハラスメント防止ガイドライン」が、身近な問題として教職員や学生に具体的に認識されているかどうかの検証が行われていない。また、これまでの規程やガイドラインがセクシュアル・ハラスメントに特化した内容であったことから、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントについての認識が不十分である。

2) 最近の社会的風潮からしても、薬物使用や飲酒運転の禁止等、モラル向上の必要性を再確認させる必要がいちだんと増しているが、その方法や効果についての検証が十分でない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

1) ハラスメント全般に対応する内容の防止規程が本年ようやく制定された。これを機にセクシュアル・ハラスメントのみならずアカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントについての啓発を強化すべきである。特にアカデミック・ハラスメントについては、相談員の配置等の対応策を講じることも求められよう。

2) 学生の健全なモラルを維持するために、刊行物の配布のほか、講演会等もずいぶん行われるようになったが、こうした活動が学生の意識にどのような変化をもたらしているかを定期的に知るために、学生の意識調査全般の中にモラルに関わる事項を適正に加えていく必要がある。

2　学士課程の教育内容・方法等

2-1　教育課程等

前回の到達目標

学校教育法第83条に「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」とうたわれている。また大学設置基準第19条には「教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」と規定されている。

文学部はこれらをうけ、全学の基本方針である「学の実化」の理念に沿って、豊かな知の探求すなわち「総合的な人文学的知性の育成」を学士課程の理念としてかかげている。

また、1)言語学的・文学的、2)思想的・心理学的、3)歴史学的・地理学的、4)学際的という具体的な専門アプローチをもつ専修の充実をはかるため、カリキュラムの改革、学生の履修指導実施、FD の検証が継続的に検討されるべきである。

2-1-1　文学部の教育課程

【現状の説明】

(ア) カリキュラムの概要

文学部では、全学共通科目173科目、外国語科目96科目、専門教育科目909科目、合計1178科目を開いている。全専修とも卒業所要単位は124単位で、内訳は次のとおりである。

a　全学共通科目　20単位以上

b　外国語科目　　16単位以上(28単位まで)

c　専門教育科目　60単位以上

a　全学共通科目

全学共通科目は、A 群の自己形成科目群の人間性、社会性、国際性のカテゴリーに分かれた科目から、それぞれ 2 単位以上の習得を義務付けている。更に B 群の「生きる力」を身につけるエンパワメント科目群、C 群の学部や大学の枠を超えて学ぶオープンスタディ科目群、K 群の関西大学の学生としてのアイデンティティの形成をめざす関大科目群が用意され、幅広く深い教養を習得し、広い視野に基づく総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することができる。詳細は後述する。

b　外国語科目

外国語科目は英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語の 7 つが開設されており、英語を含む 2 ヵ国語が必修である。このうち一つを第 1 選択外国語、他を第 2 選択外国語とし、それぞれ 8 単位の修得が必要である。

c　専門教育科目

専門教育科目は、専門的な教育を遂行し、各ディシプリンにおいて特化した学修目標を達成するためのもので、必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に分けられる。必修科目は必ず習得しなければならない。また選択必修科目は指定された科目のグループから定められた単位数を満たすように習得しなければならない。選択科目はそれ以外の専門教育科目で、自由科目は主として免許・資格関連の科目である。なお専修によって単位数・科目数が異なる。

（イ）専門教育科目の体系

専門教育科目は、学生が専修に分属した 2 年次以降に主に配置されているが、1 年次にも開設されている。

〈1 年次〉

1 年次には「共通専門教育科目」として、以下の 4 種類の専門教育科目が設けられている。これらはいずれも文学部の各専修が提供する科目で、2 年次における専修分属に先だって各専修ではどのようなことが学べるのかを紹介するとともに、2 年次以降の専門教育のための基礎的な知識やスキルを教授する導入教育の役割ももっている。

1）学びの扉（入門講義）

各専修における学習を紹介するための入門講義である。専修選択のためのガイダンスとともに、それぞれの専修でどのように学べるのか、どんな先生がどんな研究をしているのかを講義する。

2）知へのパスポート（入門演習）

専修が開設する入門演習である。各専修の研究テーマやアプローチ方法を深く知るための、少人数のゼミナール科目であり、2 年次に進級する専修の専門学習のための基礎教育ともなる。

3）知のナヴィゲーター

文学部の学生として必要な基礎技能を教授する。文献・資料の読解方法、レポート作成のしかた、自らの意見を整理・発表し、また他者と議論する等のスキル等を養う。

4）外国語演習（英語・ドイツ語・フランス語・中国語）

外国語系専修への進級を希望する学生のほか、上述した全学共通の必修外国語科目を越えて更にハイレベルな外国語運用能力を向上させたい学生のために開設されている。

なお、2 年次に専修に分属する際には、1 年次において次の 2 つの条件を満たしていることが必要である。

- 「学びの扉」を 1 科目 2 単位以上修得していること
- 「知へのパスポート」、または「知のナヴィゲーター」各 1 単位の中から、1 科目 1 単位以上を修得していること

〈2年次以降〉

学生は2年次において19専修のいずれかに所属することになる。各専修はそれぞれの理念と目標を達成するために、入門的・基礎的内容を踏まえつつ、より高度な専門的内容を学習できるカリキュラムを用意している。一方で、学生が各人の興味関心にしたがって自由にカリキュラムを設計し、自由に履修できるようにするために、必修科目の大幅低減を実施した。これによって専修をまたがって2つ以上の専門分野の授業を組み合わせて履修することや、複数の免許・資格の取得が容易になった。

このほか、3年次以降にテーマ・プロジェクト（後述）を選択することができる。また2年次以降に副専攻（LSA プログラム〈法科大学院進学プログラム〉）を選択する道も開かれている。いずれの場合も卒業論文が4年間の学習の最終的な目標として課されている。

1）専修に所属し、その専修の必修科目を履修し、また卒業論文を作成する。

2）専修に所属してその必修科目を履修する一方で、3年次にテーマ・プロジェクトを選択し、その講義と演習を履修する。卒業論文はテーマ・プロジェクトのもとで作成する。

3）専修に所属してその必修科目を履修する一方で、2年次以降に副専攻（LSA プログラム）を選択し、その科目群を履修する。卒業論文は所属の専修において作成する。

このうち、第一の進路が従来からあるもっともオーソドックスなものである。2009年度における3年次生15名がテーマ・プロジェクトを選択し、同年度の2年次生の1名が副専攻を選択している。

2年次以降のカリキュラムは、全体として次のような体系をもっている。まず専門教育科目は、大別して、

1）「概論」・「概説」・「研究」等の講義系科目

2）「講読」・「作品研究」等の講読系科目

3）「演習」・「実験」・「実習」等の演習系科目

の3種類がある。(1)の講義系科目は最新の研究成果に基づいて、当該テーマ全体を俯瞰して重要な知識と論点について伝授し、(2)の講読系科目は資料や作品を正確に読み解く能力の修得に重点を置き、(3)の演習系科目は個別テーマのもとに学生自身が主体的に調査研究や発表を行うことを主眼に置いている。これらの科目群内では学習レベルが順次高くなるよう科目を配置してあり、また演習系科目は、いずれも少人数クラスによって運営され、教員がきめ細かく指導することによって各自の専門的知識を深めることができるよう配慮している。演習科目の延長上には4年次の卒業演習が置かれ、卒業論文の作成へとスムーズに移行できるシステムになっている。以上の科目は学習の必要度に応じて、当該専修における必修科目、選択必修科目、選択科目に分類されている。なお、各専修の必修科目を各学年で通年1ないし2科目に絞ったため、学生の目的意識による自由設計が可能となった。

一方、テーマ・プロジェクトは、3年次に講義と演習各1科目（通年）を置き、4年次に卒業演習を配している。これは、テーマ・プロジェクトでは所属する専修とは別に独自のテーマで卒業論文を書くことを特色としているからである。

このほか、2年次以降に選択できる副専攻プログラムがある。現在、LSA プログラムすなわち法科大学院進学プログラムが開設されている。これは2004年度にスタートした本学の法科大学院（法務研究科）への進学希望者のために設けたもので、法学部における関連授業のうち、必修科目4単位及び選択必修科目20単位を履修するものである。

以上のカリキュラム体系を整理すれば、図Ⅱ-文-1のようになる。

図Ⅱ-文-1　カリキュラム概念図　2009年度

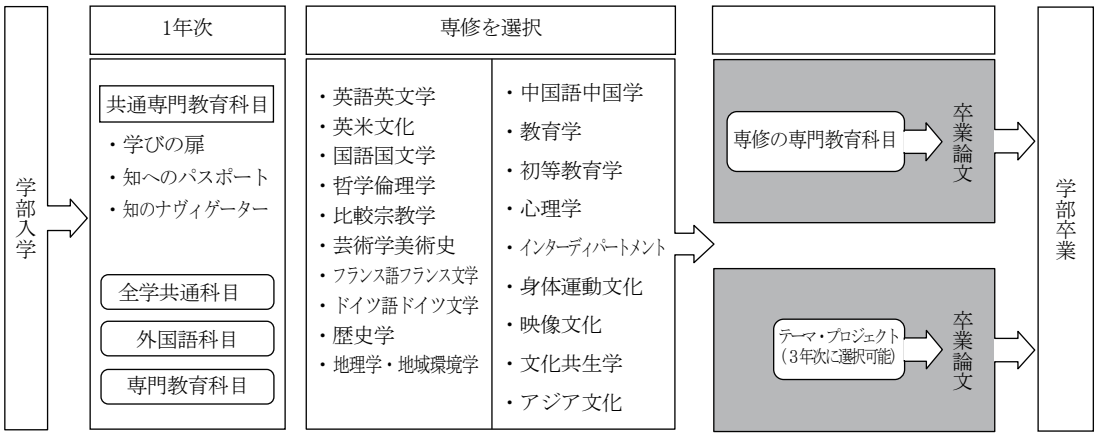

※一般入学試験合格者のうち、「初等教育学専修」で入学した者は、1年次から初等教育学専修に分属します。

（ウ）各専修及びテーマ・プロジェクトの専門教育科目

各専修及びテーマ・プロジェクトの２年次以降のコア・カリキュラムは以下のとおりである。

a　言語学的・文化的アプローチに属する専修

〈英語英文学専修〉

英語英文学専修は、英文学、米文学、英語学の三分野を中心としたカリキュラムを組むとともに、LL をはじめ、ネイティヴ・スピーカーの教員の担当するコミュニケーションやライティングのクラス等、英語運用能力の向上をはかるためのカリキュラムを備えている。

まず、１年次においてはネイティヴ・スピーカーによる英語コミュニケーションクラス「外国語演習」Ⅰを必修とし、「イングリッシュ・メディア・ラボ」Ⅰを選択必修科目として置き、英語運用能力の強化をめざしている。

２年次には「英語英文学基礎演習」（英文学、米文学、英語学）が、英文学、米文学、英語学の３分野の資料読解力向上のための選択必修科目として置かれている。また、「書く」能力を強化するための「アドバンスト・ライティング」、コミュニケーション能力を強化するための「イングリッシュ・メディア・ラボ」Ⅱが、それぞれ必修・選択必修科目として置かれている。

３年次においては「英語英文学専門演習」（英文学・米文学・英語学）を開設している。これらは２年次配当の上記３分野の科目を継続・発展させたものであり、４年次の卒業演習、卒業論文作成を視野にいれたプレゼミ的性質の授業である。英語運用能力の更なる強化をめざすネイティヴ・スピーカーによる授業としては、「イングリッシュ・ワークショップ」と「特別修得外国語（英語）」Ⅰ及びⅡが開設されている。

４年次には卒業論文作成のための「卒業演習」がある。教員全員がこれを担当し、少人数によるきめの細かい指導を行っている。卒論のテーマは当専修の教育方針に従い、英文学、米文学、英語学のいずれかから選択することになっている。このように、英語という言語を学習しながら英米のさまざまな文化事象を広く学び、その上で特定のテーマを選択し卒業論文として集約するというのが当専修の方針である。
必修科目及び選択必修科目の必要単位数は16単位、選択科目よび自由科目の必要単位数は44単位である。

〈国語国文学専修〉

国語国文学専修は、国語学と国文学の二つのコースに分かれている。国語学を専攻した学生は、２年次より国語学コースのカリキュラムに沿って履修し、また国文学コースの学生は３年次より各時代に設定された演習を履修することになる。「国語学概論」と「国文学史概説」が、基礎的な知識を修得するための専門科目としておかれ、２年次以降の更に専門性の高い科目へと継承されていく。「国文学基礎講読」は古典から近現代の文学に至る多種のクラスがもうけられており、国語学コース・国文学コースとも必修科目となっているが、基本的には、２年次以降の必修科目は、両コースで異なる。

検索

- 国文学コース

　2・3年次配当として「上代国文学研究」「中古国文学研究」「中世国文学研究」「近世国文学研究」「近代国文学研究」「現代国文学研究」の専門科目が置かれ、更に「国文学講義」(一)～(四)が設置されている。また2年次には、「国語学・国文学基礎講読」及び「国語学基礎演習」「国文学基礎演習」が必修科目に置かれている。3年次配当科目には、「国文学特殊講義」(2クラス)が選択科目として置かれている。2年次配当科目として、選択自由科目の「コンピューター国文学」(国文学・国語学両コース共通)がある。演習科目では、まず3年次配当の「国文学演習」(一)(二)のうち異なる時代を履修したうえで、4年には、卒業論文のテーマに念頭をおいて「国文学演習」(三)をとることになる。いずれも必修で、それぞれ時代別に組み分けられている。

- 国語学コース

　2年次配当の専門科目として、「日本語文法研究」「音声発声の科学」「マスコミ言語論」の各科目があり、更に「国語学演習」(一)が置かれている。3年次配当の科目には、「現代日本語研究」「日本語表現論」「古代日本語史研究」があり、更に「国語学演習」(二)が置かれている。4年次には「国語学演習」(三)をとることになる。

〈フランス語フランス文学専修〉

　フランス語フランス文学専修は、フランス語圏の文学・言語・文化の3分野を幅広く学習することのできる自由度の高いカリキュラム体系をそなえている。

　2年次においては、「専修フランス語」(一)と必修科目として「フランス学基礎演習」を設置し、前者ではフランス語の基礎的な運用能力の向上を図り、後者ではフランスに関連する基礎的かつ総合的なトピックを演習形式で学習する。講義科目としては、「フランス学基礎研究(今)」、「フランス学基礎研究(昔)」、「フランス学基礎研究(ことば)」を設置し、学生各自の関心に応じて、自由に組み合わせて修得することとしている。

　3年次においては、原則として専修の教員全員が開講する「フランス学専門演習」を必修とし、卒業論文の作成を視野に入れて、少人数のゼミ形式によるきめ細かな指導を行っている。講義科目「フランス学専門研究(今)」、「フランス学専門研究(昔)」、「フランス学専門研究(ことば)」は、2年次の時と同様、学生各自の関心に応じて、自由に組み合わせて修得できるようにしている。

　4年次は、卒業論文作成のための「卒業演習」が必修で、基本的に全教員がこれを担当し、学生の指導にあたっている。また、講義科目として「フランス学総合研究」(一)～(三)を設置している。

　他にも、選択科目として、フランス語の運用力を各自のグレードにあわせて発達させることのできる科目も多数用意しているほか、「フランス文学史」、「フランス語学概論」等専門性の高い授業も提供している。

　必修科目及び選択必修科目の必要単位数は16単位、選択科目及び自由科目の必要単位数は44単位である。

〈ドイツ語ドイツ文学専修〉

　ドイツ語ドイツ文学専修においては、(1)ドイツ語の実用的な運用能力の修得、(2)ドイツ語圏の言語、文学、文化についての専門的な知識の獲得を2本の柱としてカリキュラムが組み立てられている。

　2年次においては、原則としてネイティヴの教員が担当する「ドイツ語インテンシブ」(一)、(二)、「ドイツ語会話」Ⅰ、「ドイツ語特別演習」が設定されており、ドイツ語の運用能力を高め、ドイツ語の資格試験に向けて学習する授業が組まれている。「ドイツ語学概論」、「ドイツ文学概論」、「ドイツ文化概論」という講義科目ではそれぞれの専門分野での体系的な教育が行われている。また必修の「ドイツ学基礎演習」(一)、(二)では学生の主体的な研究発表による入門的な演習が行われている。このうち「ドイツ学基礎演習」(二)は現代ヨーロッパ学に重点を置き、多国籍的な広い観点から研究を進めるように努力している。

　3年次では、「ドイツ語インテンシブ」(三)でより高度なドイツ語運用能力の修得がなされ、更に「ドイツ語会話」Ⅱ、「特別修得外国語(ドイツ語)」Ⅰ及びⅡで高いレベルのドイツ語教育が行われている。また

「ドイツ学専門演習」(一)、(二) では語学、文学、文化の高度な専門研究が行われ、同時に専任教員全員が担当する「論文基礎演習」では4年次の「卒業演習」とあわせて2年間にわたり一貫したゼミ指導を行うようにしている。

4年次では、「卒業演習」において、3年次の「論文基礎演習」を引き継ぎながら、卒業論文の指導が行われる。4年次配当の「ドイツ学特殊講義」は、専任の教員がリレー方式でそれぞれの専門分野に関する講義を行い、特色ある授業を展開している。

なお、2009年度入学生から新カリキュラムが導入され、「ドイツ語学入門」、「ドイツ文学入門」、「ドイツ学専門研究」等の科目が開講されることになった。

必修科目及び選択必修科目の必要単位数は20単位、選択科目及び自由科目の必要単位数は40単位である。

〈中国語中国学専修〉

2006年度に専修名を「中国語中国文学専修」から「中国語中国学専修」に改称し、2007年度にはカリキュラム全般を見直した（下記参照)。

中国語中国学専修は、現代中国語の修得を学生全員に課すとともに、中国の文学、思想、言語の3分野を、古代から現代まで網羅する授業を行い、この3分野にまたがるカリキュラム体系をそなえている。

まず、1年次においては「外国語演習（中国語)」Ⅰ及びⅡを必修としている。これは、中国の諸文化を学ぶ際、まずもって中国語の運用能力が不可欠と考えるからである。クラスは未修者と既修者とで分けて授業を行っている。

2年次には「専修中国語」(一) 及び (二) において中国語能力を高めるとともに、「中国学作品研究Ⅰ」「中国古典文講読」及び「中国現代文講読」において、古典文すなわち漢文及び現代文の双方を読解する。講義科目としては、文学、思想、言語の3分野に分けた「中国学講義」を置き、選択必修としている。また、演習形式で中国学関連資料の読解方法を学ぶ「中国学基礎演習」を置き、必修としている。

3年次においては「中国学作品研究」Ⅱを開設し必修としている。古代から現代に至る漢語作品を幅広くとり上げ、資料・作品を正確に読み、鑑賞し、理解する力を一層向上できるようにしている。これと並んでコアとなっているのが演習科目「中国学演習」である。「中国学演習」もまた文学、思想、言語の3分野に分かれ、原則として専修の教員全員が担当し、それぞれの専門領域に基づいて授業を行っている。この演習科目は2科目を選択必修とし、卒業論文の作成を視野に入れている。このほか、選択科目として「中国語コミュニケーション」(一) (二)・「実践中国語」「実践中国語」(一) (二) を置き、中国語運用能力を多面的に高めるべく指導している。

4年次には卒業論文作成のための卒業演習がある。教員全員がこれを担当し、少人数によるきめの細かな指導を行っている。卒論のテーマは当専修の教育方針に従い、文学、思想、言語のいずれかからなっている。

2007年度より新しく「コンピュータ中国学」を置き、コンピュータを活用して中国学研究を進めるためのスキルを伝授する。2年次にはⅠを、3年次にはⅡを選択して履修する。

このように、中国語及び漢語読解能力を基礎として中国のさまざまな文化事象を広く学び、その上で特定のテーマを選択し卒業論文として集約するという方針である。

必修科目及び選択必修科目の必要単位数は28単位、選択科目及び自由科目の必要単位数は32～52単位である。

b　思想的・心理学的アプローチに属する専修

〈哲学倫理学専修〉

専修分属後の2年次においては、「哲学倫理学基礎演習」を必修科目としている。2年次の目標は、この演習を通して哲学倫理学の基礎的な学習法を学ぶとともに、「哲学概論」「倫理学概論」「西洋古代・中世哲学」「西洋近代哲学」等の概論科目を履修して、幅広い基礎知識を獲得することにある。3年次では、必修科目である「専門演習」を中心に、「哲学演習」「倫理学演習」等の演習科目を中心に履修する。「専門演

習」は、いわば“プレ卒論演習”といった性格を持ち、自分自身の研究内容を発表し、仲間たちから質疑応答を受けることによって、卒業論文で扱いたいテーマを見出し、次年度の卒業論文執筆のための準備を行う。また、引き続き、２，３年次対象の各種「概論」を始めとする選択科目の修得により、専門的知識を一層深めていく（このほか、哲学倫理学専修にかかわりの深い選択科目として、「哲学特殊講義」「倫理学特殊講義」がある。）４年次では、「卒業演習」を必修科目として卒業論文作成にあたり、少人数によるきめ細かい指導を行っている。哲学倫理学専修の卒業所要単位数は、必修科目（卒業論文を含む）10単位、選択必修科目６単位以上、選択・自由科目44単位以上となっている。

〈比較宗教学専修〉

２年次では、「比較宗教学基礎演習」において比較宗教学の基礎知識、学習法を学ぶことが目標となる。それと同時に、「宗教学概論」「日本思想論」「仏教学概論」「宗教文化論」等の概論によって、幅の広い知識の獲得をめざす。

３年次では、「専門演習」が必修科目として課されているのに加え、学生は、「宗教学演習」「宗教学実習」「比較思想演習」等の選択科目を通じて更に深く宗教学の問いを深めることが可能である。また、開講時間にしばりがあるために受講者は少なめだが、「キリスト教研究」「イスラーム思想研究」等の選択科目では集中的に知識を獲得することが可能である。

４年次では、必修科目の「卒業演習」を通じて卒業論文の作成にあたる。

卒業論文を含む必修科目及び必修選択科目の必要単位数は16単位、選択科目及び自由科目の必要単位数は44～64単位である。

〈芸術学美術史専修〉

専修に分属した２年次では、「美学・美術史基礎演習」を必修科目としている。２年次の目標は、(1)この「美学・美術史基礎演習」で芸術学美術史を学ぶうえでの基礎知識と学習方法を修得することであり、それと同時に(2)さまざまに用意された概論によって関連諸分野の広い知識を獲得することである。芸術学美術史及び関連分野の概論として、「美学・芸術学概論」、「日本及東洋美術史」、「西洋美術史」、「芸術学各論」等がある。以上は、原則として専任教員が担当している。

また２、３年次を対象とする自由選択科目として、「映像文化論」、「現代芸術論」、「演劇学・文藝学」、「音楽論」等を用意している。

３年次では、「専門演習」を必修科目としている。また、あわせて「美学・芸術学演習」、「西洋美術史演習」、「日本及東洋美術史演習」から二つを選択しなくてはならない。これはいわば“プレ卒論演習”に相当し、研究内容の発表と受講生同士の活発な質疑応答を通じて、卒業論文で扱いたいテーマを検討し、卒業論文を執筆するための準備作業とするものである。くわえて引き続き２・３年次を対象とする各種の「概論」や自由選択科目の修得により、各分野の知識を獲得することが求められる。

４年次では「卒業演習」を必修科目として卒業論文作成にあたり、少人数によるきめ細かい指導を行っている。卒業のために必要とされる、必修科目及び選択必修科目の単位数は16単位、選択科目及び自由科目の単位数は44単位である。

〈教育学専修〉

教育学専修では、子どもたちの学びや教育実践や学校現場に直接関わる分野、教育の今日的課題に応える分野、そして教育政策や行政に関わる分野と、学生の幅広い関心に応えるカリキュラムが組まれている。２年次では必修科目として「教育学概論」「教育方法学」が、そして選択科目として「教育社会学」「学習・発達論」「異文化間教育論」「コミュニティ教育論」「教育史」等が開講され、教育学の各領域について広く学ぶ。３年次では、選択科目として「教育行政論」「学校教育論」「カリキュラム研究」「生涯学習論」「教育実践研究法」「教育法」等が開講され、教育学の各領域について広く学ぶ。加えて指導教員のもとで、専門的指導を受ける必修科目「教育学演習」（一）において、ゼミ活動が開始する。４年次では３年次の「教育学

演習」（一）との合同演習である「教育学演習」（二）に加え、卒業論文執筆のための「卒業演習」が開講される。

「教育学演習」（一）（二）は、教室内での学びにとどまらず、ゼミ合宿やフィールドワーク等、学外での教育活動を積極的に行っていることが特徴的である。更に2007年度からは、「教育学演習」（一）（二）の一環として、ゼミの枠を超え、学生と教員が一同に会する「インターゼミ合宿」が実施されている。

必修科目及び選択必修科目の必要単位数は18単位、選択科目及び自由科目の必要単位数は42単位である。

〈初等教育学専修〉

初等教育学専修は、これからの小学校教員に求められる高い実践力、責任感、コミュニケーション能力とともに、総合人文学の知をバックグラウンドとした高い教養を身につけることのできるカリキュラム体系をそなえている。小学校教諭一種免許状を取得するために必要な「教職に関する科目」、「教科に関する科目」及び「教科または教職に関する科目」が、専門教育科目として配当されており、卒業と同時に免許状を取得することができる。また、広く９年間の義務教育を見通すことのできる教師になるために、文学部における中学校教諭一種免許状（国語、社会、英語）の取得を履修モデルに組み込んでいる。なお、定員は50名であるが、うち約30名が１年次より分属し、約20名が２年次からの分属となる。

１年次は、「学校参加とフィールドワークⅠ・Ⅱ」によって、学校現場における体験的学習や実習を行うとともに、「学びのデザインと創造Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」では、IT 教育、英語活動、特別支援教育等についての事例研究によって、学校教育の今日的課題に取り組む。また、「教職の実際」、「教育原理」、「教育政策論」、「学習・発達論」といった教師になるために必要となる基礎的な知見を学び、教師をめざす者としての自己探究を深める教職科目も用意されている。

２年次は、「カリキュラム研究」、「教育方法学」や各「教科教育法」及び各「教科教育の内容」、「道徳教育の研究（初等）」、「特別活動論（初等）」といった、教育課程や学習指導の基礎となり、教師の仕事の中心となる授業実践に必要な知識や技能を身につけ、教師としての資質をより高める教職科目が用意されている。また、「基礎演習」において、学校教育や教師の仕事、子どもの発達の理解や支援のありかた等に関して課題をもち追究するための研究スキルの基盤の形成をめざす。

３年次は、「学校のデザインと創造」、「コミュニティ教育のデザインと創造」において、学校教育の社会的、文化的、制度的基盤や学校と家庭、地域社会との連携等について実践的に学ぶ。また、「教育相談論」、「生徒・進路指導論」、「総合演習」といった、児童の全人格的な発達に寄り添い、支援していくための基盤となる教職科目も用意されている。そして、「小学校教育実習(一)・(二)」において、計５週間にわたる学校現場での教師としての実習を行うことによって、実践力をより確かなものにしていく。あわせて、専任教員の専門性に応じたゼミに分属し「専門演習」に参加し、きめ細やかな指導のもと教育実践研究の課題を探究することを通して、教師に求められる実践研究のリテラシーの獲得をめざすとともに卒業論文の作成の準備を進める。

４年次は、「卒業演習」及び「卒業論文」において、専任教員の指導のもと卒業論文を完成させる。

必修科目及び選択必修科目の必要単位数は16単位、選択科目及び自由科目の必要単位数は44単位以上である。ただし、小学校教諭一種免許状取得に当たっては、これら以外に教育職員免許法に定められた所定の単位取得が必要となる。

〈心理学専修〉

心理学専修のカリキュラムは、３種類の中から個々人の志向にあわせて選択する。一つは、卒業時に認定心理士の資格取得が可能となるスタンダード・コース、二つ目は、文学部の特性（１学科多専修制）の特質を生かし、最小限の心理学的知識・技法を身につけ、残りは自分の関心にあわせて他の専修の専門科目を自由に履修していくベーシック・コース、三つ目は、更に大学院進学や心理専門職の受験をめざす人のためのアドバンスト・コースである。いずれのコースも、途中で軌道修正し、他に移行することが可能である。２

年次では、「心理学概論」「心理学一般実験」「心理学実験法」（一）を中心として心理学の基礎を学ぶ。３年次では、「心理学実験法」（二）、「心理統計法」「心理学特殊講義」のほか、指導教員のもとで「心理学演習」が始まり、それぞれの学生は、認知・発達・福祉・臨床等の領域から一つを深める。４年次では「心理学特殊実験」「卒業演習」を受講し、卒業論文を作成する。

必修科目及び選択必修科目の必要単位数は16単位、選択科目及び自由科目の必要単位数は44単位である。

c　歴史学的・地理学的アプローチに属する専修

〈歴史学専修〉

歴史学専修は、「日本史」、「東洋史」、「西洋史」のコースからなる多彩なカリキュラムをそなえている。２年次からこれらのコースに分属し、それぞれの専門研究・教育の充実が図られるとともに、各コースにまたがる必修選択科目の履修を通して、幅広い視野を培うことができるよう体系的カリキュラムを整備している。

- 日本史コース

  日本史のコースは、２年次に「日本史基礎演習」「日本史基礎史料講読」（それぞれ３クラス編成）を置いている。「日本史基礎演習」は、日本史の各時代・分野における調査研究上の基礎的能力の会得をねらいとし、「日本史基礎史料講読」ではさまざまな分野・時代の文献史料の基本的な扱い方や分析方法を学ぶ。３年次からは、「日本史演習」の七つのクラスのいずれかに所属し、卒業論文の作成をめざして演習を行う。七つのクラスは、古代から近現代までの時代別と、考古学、民俗学等に分かれている。この年次には、「日本史史料講読」（いずれも２クラス編成）を置いている。「日本史史料講読」では文献史料の操作・解読・分析等について学び、その力を養う。４年次では古代から近現代までの時代別と、考古学、民俗学等七つある卒業演習のクラスのいずれかに所属し卒業論文を作成する。なお選択科目として「日本史概説」（１・２年次）、「考古学概説」（２・３年次）、「日本史特殊講義」（一）と「日本史特殊講義」（二）（いずれも３年次）、「考古学研究」（３年次）、「民俗学研究」（３年次）を置いている。「考古学研究」、「民俗学研究」、「日本史特殊講義」（一）、「日本史特殊講義」（二）は、考古学と民俗学及び古代から近現代までの時代別・分野別に、特定の専門研究の成果を講じている。

- 東洋史コース

  東洋史コースは、２年次に「東洋史基礎演習」（東アジア史クラスと西アジア史クラス）、「東洋史基礎史料講読」（２クラス編成）で東洋史の研究に必要な基礎的知識とスキルを幅広く学ぶ。３年次には「東洋史演習」（東アジア史クラスと西アジア史クラス）で専門研究の具体的方法を修得し、「東洋史史料講読」（２クラス編成）において史料読解のスキルアップを行う。４年次では、中国古代史・中国中世史・中国近現代史・西アジア史の４クラスに分かれ、専門の研究を行う。なお選択科目として「東洋史概説」（１・２年次）、「東洋史特殊講義」（一）、「東洋史特殊講義」（二）、「中国近・現代史」、「西アジア史」等が用意されている。

- 西洋史コース

  西洋史のコースは、２年次で「西洋史基礎演習」（２クラス編成）、「西洋史基礎史料講読」（２クラス編成）で幅広く研究する。３年次では、「西洋史演習」、「西洋史史料講読」があり、「西洋史演習」では古代史・中世史クラスと近世史・近代史クラスの２クラス編成によって、専門性を考えて研究する。４年次では、卒業演習において古代史・中世史・近代史・現代史の４クラス編成により、専門の研究を行う。なお、選択科目として「西洋史概説」（１・２年次）、「西洋史史料研究」（２年次）、「西洋史特殊講義」（一）、「西洋史特殊講義」（二）、「イギリス文化史」、「ドイツ文化史」、「フランス文化史」（３年次）等が用意されている。

〈地理学・地域環境学専修〉

2006年度までは、地理学〔地理学及び地理学〈GIS・測量〉コース〕は史学・地理学専修の４カリキュラ

ムコースの一つに属していた。2007年度から地理学は独立して、地理学・地域環境学専修となった。2004年度入学生～2006入学生に適用されてきた旧カリキュラムは、2007年度から新カリキュラムに変更された。ここでは旧カリキュラムとの関連も示しながら、主に新カリキュラムについて述べる。2007年度入学生には新カリキュラムが適用された。2006年度以前の入学生に対しては旧カリキュラムが適用されているが、所属名称については新専修名が適用された。

旧カリキュラムでは3回生配当の専門科目名称は専ら地理学の分野を表し春秋各季で ab に分けていたが、新カリキュラムでは最近使用されるキーワードを冠した授業名称に変更した。当然、内容も更新している。組織変更と新カリキュラムへの変更に合わせて、測量士補資格認定コースの更新のために、2006年度に国土地理院へ新カリキュラムと新規の授業の仮のシラバスを提出し仮の許可を得ている。2007年度入学生が3回生になった2009年度に新規の授業はスタートした。改めて確定したシラバスを国土地理院に提出する必要がある。

新カリキュラムでは前述のように地理学と地域環境学の二つのコースからなる。いずれのコースも60単位以上を取得しなければならず、各年次に対する配当科目は次のようである。

両コース必修科目

2年次配当科目：「地理学・地域環境学基礎演習」、「地理学・地域環境学調査研究法 a，b」

3年次配当科目：「地理学・地域環境学実習」、「地理学・地域環境学演習」

4年次配当科目：「卒業演習」、「卒業論文」

地域環境学コースの必修科目、地理学コースの選択科目

1・2年次配当科目：「人文地理学概説 a，b」、「自然地理学概説 a，b」

2年次配当科目：「地理情報システム a，b」、「測量学Ⅰ，Ⅱ」
「基礎測量学実習」、「応用測量学実習」

3年次配当科目：「環境地理学」、「地域生態論」

地域環境学コースの選択必修Ｂ科目（12単位必修）、地理学コースの選択科目

2年次配当科目：「地域学 a，b」

2・3年次配当科目：「地誌学 a，b」、「文化人類学 a，b」

3年次配当科目：「地理学・地域環境学文献購読」、「観光地理学」、「ツーリズム論」
「歴史地理学」、「地域文化論」、「村落地理学」、「オープンリソース論」
「都市地理学」、「地域マネージメント研究」、「経済地理学」
「地域環境システム論」

卒業論文を含めての必修科目数は、地理学コースでは14単位、地域環境学コースでは37単位、選択必修科目については、地理学コースでは6単位以上、地域環境学コースでは18単位以上となっている。両コースの間の大きな違いの多くは測量士補資格の学科認定基準のためであるが、地域環境学コースは測量学・地理情報システムの準エキスパートを養成する場となっている。本コースを卒業して申請すれば、測量士補の資格を得ることができる。この資格があれば、土地家屋調査士の実技試験が免除される。

両コース3年次の「地理学実習」では1泊2日の地理学巡検と3泊4日の実習調査が実施される。後者の実習調査については、報告書の作成を課している。これは複写・製本して教育・研究機関に送付している。4年次には卒業演習のクラスできめ細かな指導を受け、卒業論文を作成する。

d　学際的アプローチに属する専修

〈英米文化専修〉

英米文化専修の専門教育科目は、実用的英語運用能力を高めるための英語実習科目と英米文化研究関係の専門科目に大別される。

英語実習科目は英語英文学専修との共同運営であり、1年次から3年次までレベルに応じた技能別クラス

検索

が用意されている。1年次向けにはネイティヴ・スピーカー教員による「外国語演習Ⅰ（英語コミュニケーション)」とリスニング力強化のための「アドバンスト・ライティング」と LL クラスである「イングリッシュ・メディア・ラボⅡ」が、3年次向けには更に高度な英語コミュニケーション能力を身に付けるための「イングリッシュ・ワークショップ」と英語でディスカッションを行う「特別修得外国語（英語）Ⅰ・Ⅱ」がそれぞれ開講されている。

英米文化研究関係の専門科目は、少人数ゼミ形式の演習科目と専門テーマ別の講義科目に更に分かれ、学生はそれらの科目を自分の関心に沿って組み合わせながら自分の専門領域を次第に絞っていくことができるようなカリキュラム構成となっている。必修科目は、2年次向けの「英米文化基礎演習」、3年次向けの「英米文化専門演習」、4年次向けの「卒業演習」という演習科目であり、そうした一連の演習授業を通して、学生は指導教員の助言に従いながら研究を続け、その成果を卒業論文という形にまとめることになる。また、こうした必修科目とは別に、「英米文化研究Ⅰa」から「英米文化研究Ⅵb」まで計12科目の自由選択講義授業が提供されており、毎年多様な専門テーマに沿った講義をそれぞれの関心に応じて自由に受講できるようになっている。

必修科目及び選択必修科目の必要単位数は16単位、選択科目及び自由科目の必要単位数は44単位である。

〈インターディパートメント〉

インターディパートメントは、2000年度、学際領域の教育・研究を目的として新たに設置され、2004年度に専修として独立した。その中にヒューマンサイエンスコース、人文情報コース、エリアスタディーズコースの3コースを設けている。

- ヒューマンサイエンスコース

  ヒューマンサイエンスコースは、人文科学と社会科学との総合的視点を基盤にして、人間のあり方や人と人とのかかわりについて学ぶことを目的としている。

  2年次では「ソーシャルワーク論」、「ヒューマンサイエンス基礎論」、「ヒューマンサイエンス実践論」等の授業を通して、生活上での具体的な問題やその解決方法に関しての理解を深める。3年次では「人間共生論」、「人間福祉論」等の科目を配し、人間のあり方や人間の福祉に関する実践的な事例に基づいて、ともに考える授業を展開している。4年次においては、卒業論文作成のための指導を中心に演習を行っている。生活の場で生起しているさまざまな問題に対して、学生が主体的な学びを深めるように支援し、その内容を卒業論文としてまとめるよう指導している。

  必修科目及び選択必修科目の必要単位数は16単位、選択科目及び自由科目の必要単位数は44単位である。

- 人文情報コース

  人文情報コースでは、「人とコンピュータ」をテーマに、情報科学と、文学部元来の学問領域である人文学の融合領域を学習する。人文情報コースの学びは、人文学の広範な分野を対象とした情報処理について探求し、人間の立場に立って考える独自のものである。知識基盤社会と言われる現代、人々の生み出す知識の再利用や継承に大きな役割を果たしてきた図書館や情報利用技術の未来について研究することもそのひとつである。

  2年次においては「情報処理」Ⅱ、「情報発信演習」、「通信ネットワーク論」、「情報利用論演習」を履修し、情報技術とその利用について学び、3年次においては、「アルゴリズムとプログラミング」、「画像処理演習」、「電子図書館演習」、「文書管理論」において、更に高度な情報技術とその応用力を身につける。4年次においては、主に各自が選んだテーマを主体的に研究し、それを卒業論文としてまとめる指導を行う。

  必修科目及び選択必修科目の必要単位数は必修科目16単位、選択科目及び自由科目の必要単位数は44単位としており、必修科目を少なくして、学生が自らの意思により科目を選べるように配慮している。

- エリアスタディーズコース

エリアスタディーズにおいては、比較文化に焦点をあわせた授業展開を行う。日本と他の地域でもよいし、諸地域間の文化現象・事象の比較考察でもよい。中心は、ヨーロッパ・アジアである。ヨーロッパも、忘れられがちな地中海沿岸地域も含み、アジアも南シナ海沿岸諸地域も守備範囲としている。

２年次には「東西言語文化論講義」、「エリアスタディーズ共通基礎演習」の講義を配置している。前者は西欧と日本の文化を比較検討することで“異文化理解”を広め、後者は“地域研究”のあり方を主に講じる。３年次になると一層専門的な「比較地域研究」がコースごとに前後期に配され、学術面の深みに学生たちをいざない、自らの研究テーマと並行しつつ考察力を培っていく。

更に３年次からは卒論を前提とした研究発表があり、年度末に20～30枚の小論文の提出が課せられる。それを発展させるかたちで、４年次に卒論執筆へと指導していく。学問は積み重ねが大切であり、エリアスタディーズコースはそれを実践していく発信型のコースである。もちろん、そのためには受容知識も大切であることは自明である。

必修科目及び選択必修科目の必要単位数は16単位、選択科目及び自由科目の必要単位数は44単位である。必修科目の単位数がそれほど多くないのは、他専修との学際的関係を重視しているがためで、自由選択科目を大いに利用することができる。

〈身体運動文化専修〉

身体運動文化専修では、「現代的スポーツ文化・伝承的身体運動文化・生活的健康福祉文化」を実践的かつ総合科学的に追究し、関西大学11学部の特色ある専門教育と有機的に連携する学際的総合科学「総合型身体運動文化人間学」としての方向性をめざすカリキュラム体系をそなえている。

まず、１年次ではスポーツ・フロンティア入学試験による入学生のうち、「生涯スポーツ・身体運動文化コース」を希望する学生を対象として「生涯スポーツ・身体運動文化コース」の登録履修を行い、「保健体育科目」においても担当する教員（チューター）の指導のもとインターファカルティ入門クラスを学ぶ。

２年次には身体運動文化専修に所属し、２・３年次配当の「関西大学スポーツ文化論」「伝承的身体運動文化論」「からだの環境情報論」「レジャー・レクリエーション概論」「コーチングの科学」「スポーツ心理学」「スポーツ生理学」「健康・福祉・安全問題の科学」等の基礎科目群から８単位以上、その他２～４年次配当の応用体育「ホスピタリティ・トレーニング」や「レクリエーション・ヒュウマニクス」等、スポーツ研究・フィールドワーク「スポーツ戦術の研究」「チームマネジメントの研究」等の補完科目とあわせ16単位以上を修得する必要がある。また２・３年次配当の実践研究科目として「大学代表スポーツ実践研究」「地域社会の身体運動文化実践研究」等、課題研究科目として「地域社会のスポーツ文化課題研究」「伝承的身体運動文化課題研究」等から10単位以上を修得する。４年次では必修科目として卒業演習、卒業論文がある。

必修科目及び選択必修科目の必要単位数は40単位、選択科目及び自由科目の必要単位数は20～39単位である。

〈映像文化専修〉

映像文化専修は、アメリカ、ヨーロッパ、東アジアを中心とするグローバルな映像文化を無理なく学んでいけるようなカリキュラムを備えている。

２年次配当科目の「映像文化論基礎研究」では、どの地域の映画にも共通する、映画技法の基本的なリテラシーを身につけることを目的としている。その他の自由選択の講義科目として、異なる地域の映像文化を比較研究する「比較映像文化論」、映像文化の歴史的展開を学習する「映像文化史」がある。また、必修科目「映像文化論基礎演習」では、文献講読を通じて基本的な映像理論を身につけるとともに、自ら映像作品を分析する力を養っている。

３年次配当科目の「映像文化論専門研究」では、テーマや地域や方法論を限定して、より深く映像

文化を学習する。また、「映像メディア制作論」では、短編映画の製作を行いながら、映像技術や、映画製作の制度的な側面への理解を深めることをめざしている。また、3年次から4クラス編成で「映像文化論演習」（ゼミ）も始まり、学生が1人ずつテーマを定め、本格的な研究を進めていくことになる。

4年次には、学習の総まとめとして、「卒業演習」で各自のテーマを更に追究して、卒業論文を作成することが中心となる。

〈文化共生学専修〉

2006年度に新設置された文化共生学専修の教育内容は、言語文化、思想、図像、モノ、パフォーマンス、フィールドワークといった多様な切り口を起点としながら、以下の四つのコンセプトに集約される。

① 異文化共生論（共生のパラダイム、サブカルチャー論、旅行論等）
② 比較文化論、文化表象論（モードと身体、風俗論、色彩論、マナー論等）
③ ジェンダー論（ヨーロッパの女神信仰と母権制、魔女狩り、女性文化論等）
④ マイノリティ論（ユダヤ人、ロマ、バスク人、EU の外国人労働者問題等）

これらの四つのコンセプトを方法として縦軸に、西ヨーロッパと日本を学問領域として横軸に設定することで、文化共生学専修の方法と領域を統合する学問フィールドのモデルを形成している。このモデルをもとにして、マクロの視点を獲得するために、一方では方法論や概論等の一般論的な視点について理解を深める教育を実施し、他方では、個別の文化事象に対しても鋭敏に切り込むアプローチを想定したミクロの視点からの専門教育を行っている。もちろん、本専修の方針として、異文化事象の根源的な要素の一つである外国語の習得に重きを置いていることも明記しておく。

そして、こうした教育によって、文化摩擦や文化紛争の回避をめざして、異文化の理解と受容につとめつつも、複数の文化圏に属する人びとの創造的共生を模索したり、多文化共生の実現をはかる学生を育成及び輩出したりするのが、文化共生学専修の教育目的である。

2年次の必修科目「文化共生学基礎演習」と3年次の必修科目「文化共生学専門演習」は、年次を経るにつれてより専門性の高い研究発表を行う授業であって、最終年度の4年次には総決算としての必修科目「卒業演習」が設定されている。

「文化共生学基礎研究」、「異文化接触論」、「風俗文化史」（前3科目は2年次及び3年次配当）、「文化共生学専門研究」、「ジェンダー文化論」（前3科目は3年次配当）、「文化共生学特殊講義」（4年次配当）は自由選択科目である。これらの科目は、それぞれがグローバルな視点による概論や個別のテーマを深く掘り下げた文化全般に関する講義科目である。

自身の研究についてのプレゼンテーションやディスカッションを行う必修科目と、多種多様な文化をめぐって行われる講義である自由選択科目とによって、グローバル時代にふさわしい「多文化共生」に関する思考力を効率的に養成することが勘案されている。

〈アジア文化専修〉

21世紀は「アジアの時代」と言われている。今後アジアの経済的な発展が進むにつれて、日本との関係は密接になっていくと思われる。日本の地理的な状況を考えてみれば、アジア地域の文化を学習することは、将来に向けてより積極的な意義を有するものとなっていくであろう。ただ、現代アジアの文化に関しては、隣国である韓国や中国についてすら、あまり知られているとは言えない現状である。

関西大学文学部でも、「アジア」関連へのニーズは大きいものがあったが、アジア文化を学ぼうとした場合、その受け皿は「中国学専修」、「歴史学専修」の「東洋史分野」、また「インターディパートメント専修・エリアスタディーズ」の「日本・アジア文化論」となり、それぞれが独自に教育研究を行ってきた。2005年度からテーマ・プロジェクト授業として「アジアの民俗宗教学」が開かれ、2008年度には同じく「アジア文化学」が開講された。これを受けて、2009年度より「アジア文化専修」が設立され、現在に至っている。

アジア文化専修においては、「伝統文化」はもちろん、「現代のアジア」という視点から、アジア諸地域の文化をトータルに理解する国際人を育成することをめざしている。文献資料のみにとどまらず、衣・食・住か民衆文化まで、幅広い文化事象を研究の対象とすることで、差別化を図っている。

「アジア文化基礎演習」「アジア文化演習」においては、それぞれ担当教員がゼミ形式によるきめの細かい指導を行い、また「アジア地域研究」においては、中国・朝鮮・東南アジア・中央・西アジアのそれぞれの地域の文化について知識を積みかさね、「アジア文化研究」においては、文化交流・思想儀礼・宗教文化・現代文化の四つの事象について理解を深める予定である。これは、2010度のカリキュラム改革に合わせて、若干変更を行う予定である。

ただ、2009年度においては、1年次生向けの「知へのパスポート（アジア文化）」及び「学びの扉（アジア文化）」のみの開講となっている。春学期における受講者は50名から60名程度である。

ｅ　テーマ・プロジェクト「身近な文化遺産」

テーマ・プロジェクトのコア科目は3年次における演習と講義、及び4年次における卒業演習であり、2年で完結する。現在開講しているのは、「身近な文化遺産」の1テーマだけである。

このプロジェクトでは伝承されてきた有形無形の文化財を文化遺産と位置づけ、歴史的価値だけでなく社会の中で活用できる価値を発見することに主たる目的を置いている。具体的には比較的身近な文化遺産を対象に、フィールドワークを中心に研究を進める。講義では文化遺産の現状と直面している課題等を取り上げ、研究をすすめる上での視点について考える場を提供している。これまで学生が取り組んだテーマは、地域に残る食文化や民俗芸能、建築物が創出する景観等を暮らしの視点で研究したものが多い。テーマは多様であるが、学生たちはゼミの発表で相互に刺激を受けるとともに、積極的にフィールドワークを実施してユニークな論文を作成している。

ｆ　副専攻

文学部には副専攻として、法科大学院進学のための LSA プログラムが設置されている。このプログラムは、LSAP 講義と LSAP 演習の合計4単位を必修科目として、また指定された法学部の専門科目から20単位を選択必修として履修するものである。なお、LSA プログラムに登録した者がこのプログラム修了所要単位を充足できなかった場合には、修得した単位は選択科目の単位として計算される。

【長所】

現行のカリキュラムは、知識の広がりと深さの両方を身につけることができるよう配慮されている。更に、実践的な応用力の育成を重視している。

教育課程の編成についても、大学設置基準第19条に合致するものとなっており、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」とともに、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう」配慮されている。全学共通科目、外国語科目、専門教育科目の必要単位数、専門教育科目における必修・選択の配分比率も適切であり、学士（文学）の学位授与に適うカリキュラムといえる。

以下、長所について具体的にあげたい。

1）導入教育の充実

1年次に「共通専門教育科目」として「学びの扉」（入門講義）、「知へのパスポート」（入門演習）、「知のナヴィゲーター」を開設している。これらは専修に分属する前に、専門教育への移行に必要な基礎知識とスキルの伝授を行うものである。

2）学士課程としてのカリキュラムの体系性

まず1年次の共通専門教育科目の基礎があり、その上に2年次における各専修での専門的学習を位置づけている。また授業科目は講義系科目、講読系科目、演習系科目を、各専修・プロジェクトの理念・目的に基づいてバランスを考慮しつつ配置している。教養、外国語の修得を基礎としてそれぞれのディシプリ

検索

ンを深く究め、４年次に卒業論文を作成するという方針は、専修及びテーマ・プロジェクトいずれにも共通する。

3）学生自身の興味関心を重視

学生自らが、自らモティベーションをもって、履修科目を自由に選択できるよう各専修の必修科目を大幅に絞った。これにより、学生の選択の幅が大幅にアップし、主体的に学ぶことができる。

4）ディシプリンの多様性

現在、19の専修がある（2009年度入学生）が、その他に従来のディシプリンの枠組みを越えた新たなテーマ・プロジェクトを開設し、文学部の教育体系の中に取り入れている。これは、所属専修の専門科目を履修しながら、学生自身の興味と関心に沿ったテーマのもとで卒業論文を作成するものであり、文学部における教育研究を一層多彩で活性あるものにしている。学外のプロによる講義や実演を組み込んだ共通選択科目の連携講座や、総合講座「日本学」も特色ある授業として学生たちに好評である。

5）情報関連の科目及びカリキュラムコースの設置

情報関連科目は１年次から順次これを配置しており、文学部がめざす「総合的な人文学的知性」の育成に効果をあげている。このほか、インターディパートメントの「人文情報コース」では情報処理に特化した授業プランを設置しており、カリキュラム上の長所となっている。

6）外国語関連科目の改善

文学部は学部の性格上、外国語の必要度が高いといえる。外国語に関しては、外国語教育研究機構による全学的方針にのっとると同時に、１年次から専門教育科目として外国語演習を開設し、上位年次生のために外国語アドバンストプログラムを開く等の改善につとめてきた。全学の外国語科目とあわせ、国際化の進展に対応するための外国語能力の育成をめざしている。

【問題点】

各専修における専門科目の必修単位数が大幅に削減されたため、履修において学生が自由に選択できる幅が広がった。一方、それぞれの専修において、一定の体系的な学習を保証するためには十分な目配りが必要となってきた。

【将来の改善・改革に向けた方策】

1）高い外国語能力をもった学生のために外国語科目の英語では上級クラスを設置するようになり、他の外国語においても未修者と既修習とにクラス分けを行い、改善が進められている。更に、アドバンスト・コースの外国語の個々の科目間の体系性、系統性についても更に緊密な関連性を持たせる等の工夫をする余地がある。

2）2006年度に５つの新専修、すなわち英米文化専修、芸術学美術史専修、映像文化専修、文化共生学専修、心理学専修が発足した。また2007年度に比較宗教学専修、地理学・地域環境学専修及び初等教育学専修を立ち上げた。更に2009年度にはアジア文化専修も発足し、2010年度には「日本史・文化遺産学専修」の発足が承認されており、今後とも学生や社会の関心に応じて、更なる充実を検討すべきであろう。

3）現在開講中のテーマ・プロジェクトは、今回を最後に募集を中止することになった。これにより文学部がめざす多彩なディシプリンの達成に大きな役割を果たしてきたテーマ・プロジェクトは幕を閉じることになるが、現在のテーマ・プロジェクト「身近な文化遺産・探求」は、2010年度に発足する「日本史・文化遺産学専修」で扱うことになる。

2-1-2　履修科目の区分

【現状の説明】

前述のように全学共通科目、外国語科目、専門教育科目があり、それぞれ卒業に要する単位を定めている。

ア）全学共通科目

本学では、社会に対して問題意識を持ち、広い視野から学んだ総合的な知識を社会の中で実際的に発揮できる人材を育成するために、全学共通科目を開設している。それらは次の4群により構成されている。

A群（自己形成科目群）

A 群の目的は、「人間性」、「社会性」、「国際性」を身につけることにある。それぞれを学ぶために、身の回りの事象と結びついた学びによって洞察力・自己決定力をはぐくむ「知の発見」、既存の学問分野に対する知的好奇心・探究心をはぐくむ「知の継承」、学問領域を超えた自由な学びの中から創造力・総合力をはぐくむ「知の跳躍」の3つのアプローチから科目の性格を区分している。

B群（エンパワメント科目群）

B 群の目的は、自己形成科目や学部の教育と密接に関連させながら、「生きる力」を身につけることにある。実習を通して大学での学びのスキルを習得する「スタディ・スキル科目」、体育実技や保健科目を通して身体や心を育成し、更に集団活動におけるリーダーシップの養成、市民としての救急医療技法の体得、高齢者・障がい者介護の基本的な知識の習得をめざす「健康・スポーツ・人間支援科目」、自己形成科目で身につけた総合知や学部教育で身につけた専門知を長期的な視野でキャリアデザインへ展開していく過程を学ぶ「キャリア教育科目」よりなる。

C群（オープンスタディ科目群）

C 群の目的は、学部や大学を超えた場で学ぶことにある。大学の知的財産を地域社会や産業界等で活用するために大阪府下の4年制大学が加盟した団体に単位互換制度が用意されている。インターユニバーシティー科目は、加盟している各大学の既存カリキュラムの科目の一部に定員枠を設けたオープン科目と、都心の会場で各大学から提供されるセンター科目がある。また学部オープン科目は、全学的にオープンされた科目を学部を超えて受講できる制度である。

K群（関大科目群）

K 群の目的は、関西大学というコミュニティの中で、アイデンティティの形成をめざすことにある。関西大学の歴史、キャンパスが立地する地域社会、なにわ・大阪文化圏の3つの視点から提供される科目よりなる。

イ）外国語科目

外国語科目は、第1選択外国語8単位、第2選択外国語8単位、合計16単位が必修となっている。この必修の16単位を充足した上で、更に、第1選択外国語及び第2選択外国語で8単位を超えて修得した単位、第3選択外国語として修得した単位、及び海外研修（各セミナー）で修得した単位は、合計12単位まで卒業単位に算入することができる。したがって外国語科目は最大限28単位まで卒業所要単位として履修することができる。

また2005年度から外国語検定科目の単位認定制度が新たに設けられた。これは本学が指定する外国語検定試験で所定のスコアを取得した学生またはその試験に合格した学生に対して、外国語検定科目（「検定認定1」、「検定認定2」、「検定認定3」）の単位認定を行うものである。2009年度春学期は文学部で399名がこの制度により認定を受けた。

このほか、外国語の能力に大きな個人差があるという現状に配慮して、2005年度から新たに上級外国語（英語各科目）クラスが設置された。これは高い外国語能力を持つ学生（原則として英語の外国語検定で単位認定された学生またはこれと同等以上の英語運用能力を持つ学生）で、この科目の受講を希望する者を対象として、英語の各科目でそれぞれ特別クラスを編成し、ハイレベルの授業を行うものである。2009年度文学部での上級外国語の履修者は、36クラス646名である。

以上の外国語科目のほかに、文学部には専門科目として多くの外国語科目が設置されている。これらの科目は個別に履修することも可能であるが、より体系的に高い外国語運用能力を身に着けるため、外国語アド

検索

バンストプログラムを設けている。「英語コース」「フランス語コース」「ドイツ語コース」「中国語コース」の４コースがあり、実践的な外国語科目を配している。このプログラムを修了すると、その旨が成績証明書に明記される。

また、英語、フランス語、ドイツ語、中国語についてはそれぞれ「外国語演習」を文学部独自に設け、文学部共通専門科目としている。

ウ）専門教育科目

専門教育科目としては、必修科目のほかに選択科目と自由科目があり、１年次から４年次まで配当されている。いずれも学生が自らの関心と必要に応じて自由に選択できる科目である。自分の所属する専修以外の専門科目の多くは自由に履修できる選択科目であり、各種の資格関連科目等は自由科目となっている。これらの修得単位は、自由科目内のインターンシップ関連科目等少数を除いて所属専修の専門教育科目に算入される。

選択科目として特色あるものとして、総合講座「日本学」がある。これは学外の専門家や職業人を中心とする複数の講師がさまざまな関連テーマのもとにリレー方式の講義を展開するもので、年間２テーマが半期完結型で設定されている。2009年度は「西洋文化と日本」と「日本の中のアジア文化」がテーマである。

本学の教学基本方針の一つに「情報化」の促進がある。文学部は情報関係の授業を重視し、自由科目として情報処理関係科目を各年次に開設している。選択科目としては「情報処理Ⅰ」、「情報処理Ⅱ」、「情報社会と倫理」、「通信ネットワーク論」、「アルゴリズムとプログラミング」があり、自由科目としては「情報サービス概説」、「情報サービス演習」、「情報検索演習」等がある。このように実習科目と講義科目が組み合わさることで、コンピュータによるデータ検索・処理等のスキルが身につくようになっている。このほか、インターディパートメントの「人文情報コース」は情報の処理や管理に特化したカリキュラムコースであり、また専修によっては当該専門分野に関連する情報処理関係科目が開設されている。

なお、エクステンション・リードセンターには「情報処理講座」が設けられおり、スキルを補習し向上させるための利用を学生に勧めている。

【長所】

履修科目の区分は明確である。また、専門教育科目の単位数は各専修・カリキュラムコースの教育方針によって違いがあり、必修科目及び選択必修科目は各専修において16～55単位の幅で、選択科目及び自由科目は５～44単位の幅でそれぞれ設定されている。学生はそれぞれの専修に属しながら、柔軟な教育を受けることができる。

【問題点】

多様なプログラムが用意され、学生が自由に選択できるシステムになっているが、多様さゆえに選択に当たって迷う学生もある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

それぞれのプログラムが持つ特徴を、学生たちに分かりやすく周知するために履修モデルを作成する等、工夫をすべきであろう。また、今後とも社会情勢や学生のニーズに留意し、それらに合わせて、科目の設定、履修モデルの作成を行っていくことが望まれる。

2-1-3　授業形態と単位の関係

【現状の説明】

前述したように、授業科目の単位数は、本学の学則第14条に定める基準に基づいている。学則では授業の内容や形態を配慮し、「講義」「外国語科目」「演習」「実習及び製図」「実験」の５種に分けて基準を定めて

いる。文学部にはこの５種類の授業が存在しており、学則に準じた形で単位を計算している。すなわち講義は、原則として毎週１時間15週の授業をもって１単位とする。外国語科目は、原則として毎週２時間15週の授業をもって１単位とする。演習は、原則として毎週１時間15週又は毎週２時間15週の授業をもって１単位とする。実習及び製図は、原則として毎週２時間15週又は毎週３時間15週の授業をもって１単位とする。実験は、原則として毎週３時間15週の授業をもって１単位とする。

【長所】

各専修とも多様な授業形態が用意され、教育効果をあげている。特に高度な実務能力をもつ人材が求められており、今後、実習・実験の授業が増加していくことであろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

実習や実験の科目についてはその内容が多様になっており、それに応じて単位の再検討をする必要もあろう。

2-1-4　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

（ア）派遣留学

従来から本学では、海外の協定校との間で派遣留学生の単位互換を行っている。本学から協定校に派遣された留学生に関しては、当該学生が協定校で受講し合格した科目について単位認定を行っている。文学部では、関連専修の専修代表者会議委員を中心として専修の教室会議で単位認定の素案を作り、教授会に諮って承認を得ている。この単位認定の手順は、以下に述べる認定留学、編・転入学の場合も同じである。

2008年度にこの制度により単位認定を受けた文学部の学生は９名であった。

（イ）認定留学

2008年度に外国留学から帰国し、外国で修得した科目の単位認定を受けた文学部の学生は10名であった。

（ウ）編・転入学

他大学及び本学の他学部からの編・転入学生に関しては、教養科目及び外国語科目を中心に単位認定を行っている。2009年度、文学部は12名を受け入れている。

（エ）DD プログラムによる学位取得

DD プログラムを前提とした文学部への入学者数は2006年度３名、2007年度２名、2008年度３名である。

（オ）海外語学セミナー

文学部では2005年度から２セミナー４単位を限度とし、卒業所要単位に算入することとした。

【長所】

単位互換・単位認定は専修代表委員会、専修の教室会議、教授会を通して運営されており、適切な手順といえる。また、海外語学セミナーの修了者にはこれまで自由科目として単位を認定してきたが、2005年度入学者から２セミナー４単位を限度として卒業所要単位に算入することができるようになり、学生が外国語学習の意欲を高めるのに役立っているといえる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後、協定校の増加に伴い、これらの制度を利用する学生も増加すると思われ、今後、制度の多様性に応じた単位認定の仕方のガイドラインの検討と拡充が望まれる。

検索

2-1-5　開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

文学部では、各専修の専門教育科目における基幹科目はできる限り専任教員が担当するようつとめている。特に卒業演習はもちろんのこと、演習系科目は原則として専任教員が担当している。また、テーマ・プロジェクトの講義及び演習はすべて専任教員が担当している。

2009年度春学期の場合、専・兼比率（全科目における専任担当科目の比率）は教養科目で50.0%、外国語科目で31.5%であるが、専門教育科目では、どの専修においても同比率が少しは高くなる。専修によって若干の違いはあるものの、48.2～51.6%となっている。〔『データブック2009』p.54（ア）専任・兼任の比率参照〕

【長所】

演習系科目等それぞれの学生に応じて指導法の工夫が求められる科目については、専任教員が担当して効果をあげている。

【問題点】

極めて専門性が高い分野の科目について、担当できる専任教員がない場合はやむを得ないとしても、教養科目の中に非常勤講師に依頼するものが多いようである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

専・兼比率（全科目における専任担当科目の比率）を高めるための方策を検討していく必要がある。演習科目は、専任が担当することが今後の方策の一つである。

2-1-6　カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

（ア）１年次の導入教育

文学部では導入教育の充実に取り組んでいる。教育課程の項で述べたように、１年次に「共通専門教育科目」として「学びの扉」（入門講義）、「知へのパスポート」（入門演習）、「知のナヴィゲーター」を開設している。これらは専修に分属する前に、専門教育への移行に必要な基礎知識とスキルの伝授を行い、高校教育から大学教育へ円滑に移行するための役割を果たしている。

このほか、カリキュラムに組み込まれているわけではないが、高・大の接続のために文学部が実施している措置についてここで述べておくことにする。

（イ）「Kan-Dai 1セミナー」、「Kan-Dai 15セミナー」、「Kan-Dai 3セミナー」、「ネックレス・セミナー」

本学では「Kan-Dai 1セミナー」、「Kan-Dai 15セミナー」、「Kan-Dai 3セミナー」を開催し、高校生に大学の授業を受講してもらい、大学の専門的な学びについての理解増進に役立て、高校教育と大学教育の接続に取り組んでいるが、文学部はこれに積極的にかかわっている。

「Kan-Dai 1セミナー」は高等学校からの依頼を受け、講師を派遣して約50～90分の講義を実施するもので、2008年度は延べ50名の文学部教員が担当した。「Kan-Dai 15セミナー」は春学期または秋学期約15回の講義を、毎週１回大学生と一緒に受講してもらうもので、2008年度春学期は「学びの扉」をはじめとする８科目において実施され、受講生は19名であった。秋学期は12科目において実施され、受講生は46名である。

「Kan-Dai 3セミナー」は、大学のキャンパス若しくはセミナーハウスを用いて講義若しくは実習を３度体験してもらうもので、2008年度は文学部教員により「関西大学考古学ウィークエンドセミナー」が実施された。

「kan-dai ネックレス・セミナー」は、高等学校単位での参加となるもので、テーマ性を重視した全6回の授業で構成されるものである。文学部では2008年度春学期に「オリンピック・スタディ ― 北京オリンピックを楽しむために ―」、秋学期に「源氏物語千年紀記念 『源氏物語』の千年」を開催した。

（ウ）プレ・ステューデント・プログラム

文学部では、指定校推薦制度、帰国生徒入試、AO 入試、SF 入試、一高卒見者入試といった各種の入試で早期に文学部入学が内定した高校生を対象に、一般の入試での入学者より一足先にそれぞれの学問分野の基礎を身につけるためのプレ・ステューデント・プログラムを実施している。他大学の理系学部等で実施されている「想定される学力不足を補うため」のプログラムと異なり、高校での学習に支障をきたさない範囲で、大学入学後の自分を見すえて学びの姿勢を早めに形成してもらうことを企図している。そのため、12月から3月の時期に入学予定者に対して、各専修がそれぞれ1回から数回にわたって入門的な授業を開催している。課題の提出を通じて導入的な指導を行う入学前のスクーリングが中心であるが、一部の専修では e-Learning（2007年12月からは朝日新聞社提供の「e 学び力」も導入）による指導を行っている。2008年度は18の専修で実施した。

（エ）学校担当者制度

2004年度から学校担当者制度を発足させた。これは文学部のみの制度である。専任の教員が特定の高校を受け持って情報交換を行い、高大連携を積極的に推進しようとするものである。2008年度59名の教員が京阪神地区を中心とした74の高校を担当し、それぞれの高校を訪問し連携を強めた。

（オ）「ひらめき☆ときめきサイエンス」の開催

2008年度は、朝治啓三教授の企画が日本学術振興会の上記事業に採択され、「歴史地図を作って変化を学ぼう～中世イングランドとフランス～」を開催した。朝治先生のプログラムには、高校生を中心に19名の参加者があり、生徒達の活発な参加により非常に盛り上がった会となった。

【長所】

従来の大学入試による入学制度に対しての見直しと、これまで大学と高校との連携が不十分であったという反省から、現在、高等教育において高大連携を強化することが求められている。文学部は本学の中でも先駆けて高大連携に取り組んできた。偏差値のみで大学での進路を選択するのではなく、大学での教育内容を十分理解し、また学生の適性と希望に適した進路を選択のためにも、また優秀な入学生を確保するためにも高大連携に取り組むことが必要である。プレ・ステューデント・プログラムもそれぞれの専修の特色を生かし、入学生に大学での教育・研究に早期に興味をもたせるために、大いに役立っている。学校担当者制度も文学部が積極的に高大連携を推進していることの表れである。

【問題点】

プレ・ステューデント・プログラムは入試時期との関連で、早期の入試での入学者を対象とすることはできるが、一般入試による入学者は対象外となっている。現在の入試制度においては、受験科目が限定されるため、新入生は大学での専門分野の勉学にとって基礎的な学力が不足している場合がある。例えば外国語外国文学系の専修に入ってくる学生が受験では日本史を選択したために、世界史の知識が著しく不足しているというケースも多い。このため入学後にきめの細かい履修指導を強化する等の方策を検討することも必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

高大連携は更に強化する必要があるが、プレ・ステューデント・プログラムは専修のホームページ等での情報公開や、インターネットを通じて授業や指導を行う等、効率的に運用する努力がなされるべきである。またこうした方法により、遠隔地の入学生、高校生に対しても効果的な指導を行うことができよう。

検索

高大連携のための高校訪問やプレ・ステューデント・プログラムの開催、あるいは「Kan-Dai 1 セミナーによる出張授業等、高大連携を深めることはたいへん重要ではあるが、そのために教員の負担が増加していることも事実である。事務的な連絡等のサポート体制を更に強化するとともに、効率的、合理的な運営に努力することが必要であろう。

2-1-7　カリキュラムと国家試験

【現状の説明】

本学では、所属の学部を問わず、教員その他の免許や資格を取得するための課程を設けている。中学及び高校の「教員」免許のための教職課程、「司書」及び「司書教諭」のための図書館情報学課程、「社会教育主事」のための社会教育課程、「学芸員」のための博物館学課程がそれである。文学部においても、当該の課程を履修し、所定の単位を修得することでこれらの免許・資格を得ることが可能であり、とりわけ司書、司書教諭、社会教育主事、学芸員の資格に関してはもっぱら文学部教員がその授業を担っている。

このほか文学部では「小学校教員」免許取得と「認定心理士」「測量士補」の資格取得が可能である。「小学校教員」免許は、2007年度に設置された初等教育学専修で所定の単位を修得することで取得できる。「認定心理士」の資格は、心理学専修の学生が所定の科目の単位を取得した場合、卒業時に社団法人日本心理学会に申請することで得られる。「測量士補」（国土地理院）の資格は、地理学・地域環境学専修の地域環境学コース卒業後、申請することで得ることができる。地理学コースであっても所定の単位を取得しておれば、審査の上、取得することが可能である。

免許資格に関する履修者数がもっとも多いのは、教職課程である。文学部では国語、社会、英語、ドイツ語、フランス語、中国語の 6 種類の中学校教諭一種普通免許状、及び国語、地理歴史、公民、英語、フランス語、ドイツ語、中国語の 7 種類の高等学校教諭一種普通免許状を取得できる。2008年度、中学校の免許取得者は延べ118名、高等学校の免許取得者が延べ219名で、それぞれ全学における免許取得者の48.8%、40.6%を占めている。

その他の資格についてみると、司書の資格の取得者は62名である。司書教諭の資格取得者はそれぞれ13名である。社会教育主事任用資格の取得者はそれぞれ 7 名、学芸員資格を取得した者は、67名であった。

このほか、法人所管のエクステンション・リードセンターにおいて各種資格関連の授業を開設しており、学生は必要に応じてそれらを受講することができるようになっている。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

教職課程の履修者及び教員免許の取得に関しては、特に問題はないと思われる。また他学部において教職課程の「教職に関する科目」や「教科に関する科目」には、卒業所要単位に加算できない自由科目の位置づけとなっているものが多いのに対し、文学部では多くの科目が卒業単位に加算できることもあり、教職課程の免許取得者の増加に貢献している。

2-1-8　インターンシップ、ボランティア

【現状の説明】

本学では2003年度に文学部が率先して「学校インターンシップ・プログラム」を開始した。このプログラムは、大学生がこれまで慣れ親しんだ「学校」という場に赴き、年少の子どもや学校の教職員とのふれあいを通して自分はいったいどのような存在であり、どのように人と接するべきか、といったアイデンティティ・社会性を形成するための一翼を担う重要な教育的制度である。2003年度には大阪府、神戸市、大阪市の三つの教育委員会と連携協定を締結し、38高校にのべ96名の学生を派遣し、単独の大学が行うインターンシ

ップ事業としては全国一の規模となった。2004年度には派遣先を小中学校にも拡大し、更に近隣の七つの市教委（豊中市、箕面市、吹田市、茨木市、高槻市、長岡京市、東大阪市）と新たに連携協定を締結した。2006年度には、運営主体を文学部から高大連携推進事務室に移して、更に充実発展している。

2008年度の派遣先は全学で118校（小学校41校、中学校28校、高校38校、幼稚園10校、その他１校）、派遣学生はのべ197名であり、このうち文学部の学生は124名で６割を占めている。

このプログラムの実施に当たっては、学生向けインターンシップ説明会、派遣先の学校への説明会、面接選考、内定者オリエンテーション、事前講座、事後報告会等を開き、プログラムの円滑な実施への努力を行っている。なお、本制度は、2005年度から大学全体の高大連携運営委員会の運営に委ね、全学的な取組となり、文部科学省から「特色ある大学教育支援プログラム」（特色 GP）に採択された。

ボランティアについては、学生センター内にボランティアセンターを設置して、活発に活動している。今回の中越地震に対しても希望者を募り、早速に派遣された。

【長所】

学校インターンシップ・プログラムは、「学理と実際との調和」を学生自身が考えることのできる重要な機会を提供している。2008年度の事後報告会の時点でのアンケート調査によれば、インターンシップ学生の39％が「たいへん満足」、47％が「満足」と答え、受け入れ学校教員の43％が「たいへん満足」、47.3％が「満足」と答えており、このプログラムは参加した学生と受け入れ学校の双方に高く評価されているといえよう。また期間中にインターンシップ学生が成長したかどうかを問う質問に対して、受け入れ学校の教員の11.8％が「大変成長」、82.8％が「概ね成長」と答えており、「あまり成長の跡が見られなかった」という答えは5.4％であった。

こうしたインターンシップの意義を重視して、学校担当者制度で担当している高校には文学部教員が出向き、インターンシップ学生の円滑な受け入れについて話し合いの機会を持っている。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

アンケートの中にきわめて少数であるが不満を表明する学生もいた。その不満の内容は、派遣先の学校での主な仕事が図書館の蔵書データの作成補助で、生徒との交流を期待していたのに、それができなかったというようなものである。この問題の解決のためには、受け入れ学校や派遣学生の意見を十分に聞いて、相互の食い違いが生じないよう、更に努力することが必要である。

2-1-9　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

（ア）社会人学生と帰国生徒

社会人入試により文学部に入学する学生は毎年数名程度で、2008年度は、１年次から４年次まで合計34名の社会人学生がこの受け入れ制度により文学部に在籍している。社会人学生に対する教育上の配慮は特に行っておらず、原則的に他の一般学生と同等に扱っている。なお、講義受講を希望する学外の社会人に対しては、科目等履修生として多くの社会人を受け入れている。

帰国生徒入学試験によって文学部に入学する学生は毎年10数名ある。現在１年次から４年次までこの制度により入学し、文学部に在籍している学生は合計60名である。帰国生徒は一般学生に較べて高い外国語能力をもっている場合が多い。これを考慮し、外国語検定試験で所定のスコアを取得し、また合格している者に対しては外国語検定科目の単位認定を行い、卒業所要単位に算入している。また英語能力の高い者は、特別クラスである上級外国語を受講することができる。

検索

（イ）外国人留学生

留学生入試によって文学部に入学する外国人留学生は毎年数名で、この制度により文学部で在籍している学生は１年次から４年次まで合計して22名（中国11名、韓国６名、アメリカ２名、チェコ１名、ブルガリア１名、カナダ１名、中華民国１名）であり、このほかに DD プログラムにより中国語中国学専修と映像文化専修にそれぞれ１名の留学生が在籍している（いずれもアメリカ合衆国）。

外国人留学生に対しては、日本での学業生活に対応できるよう、次の科目を開設している。

- 外国語科目として、日本語Ⅰ～Ⅳを置き、計８単位を修得する。また、これ以外に英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語のうちから、日常使用言語を除く１ヵ国語を履修する。このうち英語については上級外国語（英語各科目）を履修してもよい。
- 外国人留学生のための選択科目として「日本事情」が開設されている。日本の文化と社会、日本の経済と技術等のテーマがあり、企業その他への学外授業（見学会）も実施している。これは全学共通である。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

帰国生徒について、外国人留学生に対して日本語や日本文化の紹介の科目を開設しているのは、彼らが日本での生活と学業にとけこむために一定の効果を発揮していると考える。

国際化が一層進んでいく中で、外国人留学生に対して適切な対応をすることが求められるようになっている。文学部の学生規模と比較すると、外国人留学生の数は現在のところ少ないといわなければならない。外国人留学生にとっても魅力ある教育プログラムを提供することが求められるであろう。協定校からの受け入れの外国人留学生や DD プログラムの留学生の授業は日本人学生の教育と原則的に別個に行われており、相互の交流が少ないことも問題である。

社会人学生や帰国生徒に対しては個々の教員がケースに応じて、授業についてくることができるよう指導している。ただし、制度として具体化していないという問題点がある。どのような対応が必要であり可能なのか、今後検討する余地を残している。

今後の到達目標

カリキュラムについては、「総合人文学科」にふさわしいカリキュラムの充実を継続的に検討していく必要がある。また、カリキュラムにおける高・大の接続については、プレ・ステューデントプログラム（入学前教育）の更なる充実が望まれる。更に、今後防火が予想される外国人留学生等への教育上の配慮としては、国際部の専任教員との連携が検討されるべきである。

2-2　教育方法等

前回の到達目標

教育効果を測定するシステムは全体としてかなり有効に機能していると思われるが、卒業論文やリレー式講義以外の教育効果の測定は、授業担当の個々の教員の判断に任されている。したがって、教育効果測定の妥当性を組織的に検証するためには、学部や専修において定期的な研修会等を開催し、より客観的な評価方法を検討すべきである。また、成績評価については、GPA の導入等を含め、現在検討中である。

学生による授業評価アンケートと５段階評価は公開ではないものの各担当教員に示され、教育効果測定の改善のための有用な材料として利用されている。学生の授業評価に対する教員側のコメントは印刷されて学生が閲覧できるようになっているが、これをより多くの学生が閲覧できるようにするために Web に掲載する等の必要があるだろう。

新しい授業方法としてCEAS、授業支援システムとしてe-Learningシステムが導入されたが、教員がこれらのシステムに慣れ、実際の授業に活用できるようになるためには研修の促進等の更なる方策が必要と考えられる。更に、多人数の実習・実験科目では1人の教員で1クラスをカバーできない状況も生じているため、TA制度を今後充実させていくこと必要があるといえる。

2-2-1　教育効果の測定（学部）

【現状の説明】

成績評価の方法には、「定期試験を行わず、出席・レポート・臨時試験等（平常成績）で総合評価する」、「筆記試験のみ」、「論文（レポート）のみ」の3通りがあり、文学部の専門教育科目全891科目における測定方法の内訳は次のとおりである。

- 定期試験を行わず、出席・レポート・臨時試験等（平常成績）で総合評価する　761科目　85.4%
- 筆記試験のみ　101科目　11.3%
- 論文（レポート）のみ　29科目　3.3%

このように、「定期試験を行わず、出席・レポート・臨時試験等（平常成績）で総合評価する」場合が多くの割合を占めているのは、試験1回の成績のみで判定するのではなく、平常時の小試験やレポートを通して、学習意欲や理解度を確認しながらの総合的な評価に重点を置いているからである。これらの教育効果の測定方法・基準についてはすべて『文学部講義要項・講義計画』（シラバス）に明記しており、教員・学生を通じて共通の認識ができている。

『文学部講義要項・講義計画』（シラバス）は、記載の項目等の書式を一定にしている。また、教員間の記述の精粗が極端にならないよう、全教員にサンプルを示して、シラバスが均質化するように工夫している。

また、在学期間を通しての教育効果を測定するために、文学部では卒業論文（20,000字程度）の作成を必修としている。査定に関しては、卒業演習担当教員のほかに1～2名の教員が加わり、それら複数教員によってほぼ1ヵ月かけて査読を行い、テーマに関する視点と知識、資料の収集や分析の能力、データ解析能力、文章力、構成力、説得力等を検証する。そして査読教員全員による口頭試問を経て評価をくだすというシステムをとっている。

教育効果の測定方法の大枠に関しては、1年次の「知のナヴィゲーター」担当者の連絡会議、「テーマ・プロジェクト」担当者会議、各専修の教室会議等で随時話し合いの機会をもち、教育方針等の共有をはかっている。また、複数の教員がリレー方式で担当する科目に関しては、授業開始前や授業期間中、及び授業終了後等にミーティングを行い、担当者全員の合意のもとに最終的評価を行っている。教育効果測定については、卒業論文やリレー方式の授業等を除けば、概ね個々の教員が独自に判断しているという状況である。

また、全学共通科目（2008年度以前は教養科目・保健体育科目）、外国語科目、専門教育科目（必修・選択）ごとの平均点や優・良・可の割合は毎年発行される『関西大学「学の実化」データブック』に掲載され、公開されている。

教育効果は卒業生の進路状況にも反映する。文学部の2008年度の就職率は95.4%であったが、就職先をみるかぎり、専修の内容にとらわれることなくきわめて多彩な分野に就職している。これは自専修以外の科目を幅広く履修できる1学科多専修という制度に見合うものである。同時に、大学院への進学者も多く、2009年4月には卒業生のうち67名が本学の大学院に進学した。教員の採用試験合格者も他学部に比べて多く、2008年度は23名であった。初等教育学専修が卒業生を出すようになればこの数字は更に上がるであろう。

【長所】

教育効果の測定に関して、全体として出席を含めた平常の成績を重視しているのは、総合的な評価方法として妥当なものといえる。また、各科目における教育効果の測定方法・基準はすべて『文学部講義要項・講

検索

義計画』（シラバス）に明記しており、教育効果の測定方法に関して学生と教員が共通の認識を持てるようになっている。このほか、学業の最終的な教育効果を測る指標として卒業論文を必修にし、複数の教員による合意のもとで成績を判定している点も評価されよう。

卒業後の進路に関しては、培われた柔軟な人文学的知性を基礎にして学生が多種多彩な分野に就職し、活躍しているのは文学部の特色の一つというべきである。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

教育効果を測定するシステムは全体としてかなり有効に機能していると思われる。卒業論文やリレー式講義以外の教育効果の測定は、授業担当の個々の教員の判断に任されており、よってその妥当性を組織的に検証するためには、学部や専修において定期的な研修会等を開催し、より客観的な評価方法を検討すべきである。

2-2-2　成績評価法

【現状の説明】

文学部では2008年度より、春学期・秋学期それぞれの履修単位制限を26単位（１年で50単位）に変更された。教職・学芸員等の資格取得のための自由科目もこの範囲内で履修しなければならない。ただし、ビジネス・インターンシップ２単位、学校インターンシップ２単位、書道（一）・書道（二）各２単位、教育実習（一）２単位、教育実習（二）３単位は、学生の実践的能力を高める目的で設置されているものであり、26単位とは別枠で履修することができる。

なお、編・転入学生の場合は２年間での卒業を見込んでいるために、不足する教養、外国語、保健体育科目の修得単位については履修制限を設けず、多くの単位を履修できるようにしている。

成績評価については、2008年度から、各学生の授業に対する習熟度を測り、効果的な学習指導に役立てることを目的に GPA 制度を導入した。それに伴い、成績評価はすべての科目について100点満点で素点を出し、100～90点を秀、89点ー80点を優、79～70点を良、69～60点を可、59点以下を不合格とする評価方法を採用した。そしてそれを学期ごとに学生に発表し、発表後３日間を疑義申出期間としているので、成績に疑問のある学生はその期間内に事務室を通じて問い合わせをすることができる。問い合わせを受けた教師は、出席簿や答案・レポートをもとに成績の根拠を説明することとしている。学生の成績は毎年５月に行われる「文学部教育懇談会」の案内とともに、保護者にも通知している。

また、２年次の専修分属の際、専修分属希望者が最大受け入れ数を超過した場合には、各専修がそれぞれに設定した基準によって選考を行い、成績上位の者から進学者を選ぶようにしている。

定期試験はその実施が厳格に行われるような措置をとっている。実施は「監督マニュアル」をもとに行われ、試験科目の履修者の人数に応じて試験監督者数を割り当てており、最大４人まで試験監督がつくことがある。学生には必ず学生証を提示させて本人確認をするとともに、不正行為の防止に極力つとめている。また、答案用紙の回収漏れがないようにするため、回収後事務職員と試験本部にて再度枚数をチェックするという体制をとっている。万一、不正行為が発覚した場合には当該科目を含め、それ以前に受けた定期試験をすべて無効にし、本人に強く反省を求める等、厳正な態度で臨んでいる。

各年次における学生の質を検証・確保するための仕組みは、今のところ、学期末に行う各科目の成績判定がその役割を果たしているといえるが、ほかに再試験制度をとっていないことも挙げることができる。すなわち、病気その他のやむをえない事情が発生した場合を除き、改めて試験を受けることはできないため、学生は計画的に履修をする態度を身につけている。卒業時に関しては、前述したように、卒業論文を必修として課していること、その成績評価についても時間をかけて複数教員が査読し、口頭試問を通じて成績を判定するという手続きにより、学業のレベルを維持、確保するようにしている。

学生の学習意欲を刺激する方策としては、各学年及び卒業者の成績優秀者に対する特別表彰制度を設けている。前者の場合には教授会で、後者の場合には卒業証書授与式において表彰している。また、各学年の成績優秀者に対して給付奨学金を与える制度が2001年度から全学的に発足したが、2007年度入学生から従来の学部給付奨学金を第１種（学部入学試験成績優秀者特別）給付奨学金・第３種（学部成績優秀者）給付奨学金に再編された。2008年度現在、この制度による給付奨学生は第１種給付奨学金で３人（１年次１人、２年次２人)、第３種給付奨学金では61人（１年次28人、２年次33人）である。また、旧制度となる学部給付奨学生は46人（３年次38人、４年次８人）である。

【長所】

成績を厳格に評価する仕組みはかなり整っているといえる。履修科目登録の上限設定、成績評価方法、各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途、学生の学習意欲を刺激する方策等、いずれもしかるべき工夫を加えている。

なお、春学期・秋学期それぞれの履修単位制限を26単位に変更したが、これは資格関連科目を中に含めているためであって、制限単位数として特に問題はないといえる。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

成績評価は、多くの場合、個々の教員の判断に基づいている。これをどのように厳正かつ客観的な評価に近づけていくかは課題として残っている。また、成績優秀者に対する表彰制度や奨学金の給付はいずれも新設の制度であり、学生に対して十分に周知されているとはいいがたく、学生の学習意欲の向上に十分な効果をあげているところまでは至っていない。ただ単に成績優秀者に結果として奨学金が給付されたり、表彰されたりするというのではなく、インセンティブを高めるためにこの制度が積極的に用いられるよう工夫したい。

2-2-3　履修指導

【現状の説明】

（ア）履修指導

文学部は２年次専修分属の制度を採用しているので、学生は１年間の準備期間を経て自らの専門を決めることができる。このように２年次に多様な専門分野の中から、個性に応じて十分吟味したうえで自らの学問分野を選択できるというのは学生にとって非常に良い制度であるが、他方、自分のめざす学問分野をどのように学修すればよいかを指導する必要が生ずる。そのため文学部では、Q&A 方式の『文学部新入生のためのガイドブック2008』を新入生全員に配布するとともに、専修ごとにオリエンテーションや履修モデルの提示等を積極的に行っている。今後これらの履修指導方法の改善により、更に学生の学習効果を高めることをめざしている。

（イ）オフィスアワー

文学部ではオフィスアワー制度を設けている。これは授業や進路その他のさまざまな相談事に教員が対応するためのものであり、各教員が１週間のうち１コマ分の時間をこれにあてている。

（ウ）留年生に対する配慮

2008年度は、４年終了時に留年する学生は休学者を含め166人である。卒業合格率は2006年度82.7%、2007年度83.6%であった。休学に至る理由は、留学や海外ボランティア等学生本人の自覚的な選択である場合のほか、勉学の問題、家庭の経済状態等さまざまである。しかし、休学に至る学生の中には、それ以前に学業不良である等の兆候が見られることから、2008年度から成績不良者を対象とした個別指導を行っている。留年生に対する指導は基本的に演習担当教員が行うほかに、専修内でも協議、対応を心がけており、７、８

検索

年目の学生に対しては成績発表時に事務室が事情聴取をして指導するようにしている。特に相談を希望する学生には、演習担当教員、学生相談主事等が随時相談に応じている。

【長所】

履修指導は、組織改革後、とりわけ新入生に対して丁寧に行っており、適切であるといえる。『文学部新入生のためのガイドブック2008』は科目履修のためのわかりやすい手引きである。これらにより、カリキュラムの多様化に伴う履修上の悩みもほとんど解決できていると考える。また専修分属説明会や専修説明会あるいは専修紹介冊子等、細やかな指導が実施されている。また、オフィスアワーは学生と教師が学修や学生生活、進路等について親しく話し合いを行う貴重な場を提供している。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

オフィスアワーは、学生側からすれば他の受講科目と時間的に重なることもあり、全体として十分に利用されているとはいいがたい面もある。今後はもっと柔軟に対応できるように考え検討していきたい。活用を学生に勧めるとともに、教員側もこれに応えていく必要がある。

2-2-4　教育改善への組織的な取り組み（学部）

【現状の説明】

文学部では教育の改善や活性化をはかるために組織的取組を行っている。

まず、全学共通教育推進機構の FD 部門委員会が企画する「学生による授業評価」に基づくアンケートを実施していることが挙げられるが（後述）、そのほか文学部独自の取組として、3 年次生を対象に学習と生活の実態を調査すべく、文学部自己点検・評価委員会が1996年度、1998年度、2000年度、2002年度に学生アンケートを実施し、『文学部学生の学習と生活』と題する報告書をまとめている。これらの情報は各教員の創意工夫や各専修における教室会議の中に活かされている。学部としては専修代表者会議、テーマ・プロジェクト担当者会議をはじめとする各種委員会において、指導方法やカリキュラムの問題に関して話し合いを行い、教育の改善と活性化をはかっている。

活性化の方途の一つとして、本学にはゲストスピーカー制度があり、文学部でもこれを採用している。これは各教員が年に 1 回、授業内でゲストスピーカーを招くことができる制限であり、2008年度には23科目においてこの制度が利用された。この制度の趣旨は、当該科目に関連して実社会で活躍している人に講義をしてもらうというというところにあり、社会連携を標榜し実践的な教育を理念とする文学部にとってもふさわしい制度といえる。また、学部としては、外部の研究者や学識経験者を招いて随時、講演会を開いている。2008年度には研究者向けに 4 回、新入生歓迎講演会を 1 回、学生向けの学術講演会を 4 回行った。

このほか、3 年次の演習や 4 年次の卒業演習では多くの教員が合宿を行い、集中的な学習や学生・教員間のコミュニケーションを密にする工夫を行っている。合宿の際にはクラス懇談会補助費（一定額）を用いることができ、また、オリエンテーションその他を円滑に行うための教育行事補助費もある。

シラバスとしては『文学部講義要綱・授業計画』を作成し、文学部における開講科目のすべてについて掲載している。内容は、(1)授業科目名、(2)授業形態（春学期、秋学期の別）、(3)単位数、(4)担任者名、(5)講義概要、(6)講義計画、(7)成績評価の方法、(8)教科書、(9)参考書、(10)備考の各項目に分けて詳細に記載している。また、2004年度より Web 上でシラバスを容易に見ることができるようになった。いずれにしても、これによって学生は履修科目を選択する際の詳しい判断材料を手にすることができ、綿密な受講計画を立てることができるようになっている。

FD に関しては、全学共通教育推進機構が毎年 FD フォーラムを開催しており、年 2 回発行の報告書を通じて全学に周知されている。また、全学共通教育推進機構の FD 部門委員会が企画する「学生による授業評価」に文学部は積極的に協力している。2008年度からは、指導教員が Web 上の調査あるいは紙媒体による

調査のどちらか一方を選択できるようになった。2008年度の場合、春学期の授業では対象1164クラスのうち714クラスで実施され（61.3%）、通年クラスないし秋学期の授業では対象1123クラスのうち678クラスで実施（60.4%）されている。調査では5段階評価のほかに授業に関する意見を自由に記述できる用紙もあり、後者は回収後直接担当教師に渡される。また5段階の評価結果は担当教員に集計結果がフィードバックされる。学生の授業評価に対する教員のコメントは学生が閲覧できるようになっており、授業評価に対する学生と教員の意見交換会も開かれている。

文学部としてのFDの取組としては、2004年度「知のナヴィゲーター」という科目の新設はFDの視点から見て、かなり先進的な取組であった。その担当教員による連絡会議は、単なる事務的な連絡に終始せず、文学部に於けるFD活動の最先端の協議検討機関ともなっている。その貴重な検討成果は『知のナヴィゲーター』と題して、くろしお出版より公刊され、文学部の全教員はもちろん、全学部・一般にも公表公開された。

また、文学部では、FDのため、2008年度はTAを活用した授業が63科目（春学期30、秋学期33）実施され、授業改善に寄与している。更に、文学部で2000年よりオフィスアワーを制度化して実施している。FD活動の面において効果をあげている。

また、2006年度より、専門教育科目のうち、演習科目を除くほとんどすべての科目を必修科目から選択科目に変更し、学生が科目を自由に選択しカリキュラムを自己設計できる制度を導入した。この改革により、各専修には、①常に複数のカリキュラムモデルを設計し、履修相談会において学生に対してカリキュラムの意義や各科目の位置づけの説明を行う、②担当者はカリキュラム全体における担当科目の位置づけを考えて授業を運営する、③授業を行った後、学生からの反応を把握してカリキュラム全体についての評価を行い、カリキュラムモデルを練り直す、というサイクルを続ける必要が出てくるので、この制度もまた、オフィスアワーの制度と相まって、学部全体の授業評価・FD活動の面に顕著な効果をもたらすことが期待される。

学生満足度の調査に関しては、2008年度4月、文学部新入生を対象にアンケートを実施している。それによれば、入学に際しての満足度は「大変よかった」「まあ良かった」が計84.4%を示している。このほか、「入学後やりたいこと」「卒業後の進路」等の項目につき過去のアンケートと比較し、また専修分属希望についても質問を行い、集計・分析した。

【長所】

シラバスはかなり充実しており、学生が履修を検討する際に必要かつ十分な内容を持っている。内容も全科目で書式の統一をしているため、見やすいものとなっている。また学生による授業評価に対して教員も協力的である。教育の改善及び活性化に関しても適切な措置をとりつつあると考える。

FDについても、カリキュラムの自己設計制度に加えてオフィスアワーも設けて、FD活動そのものをカリキュラムの運営に統合するようなシステムを構築している点は高く評価することができる。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

現在、学生による授業評価がどのように活かされるかは基本的に教員個人の判断にゆだねられている。学生による授業評価の信頼性に疑問を持つ教員の声もあるが、学生の意見を聴取することは必要であり、今後はそのような学生の意見を活かすために、学生と教員の意見交換会等により多くの学生や教員が参加できるようにする等の工夫が必要である。学生の授業評価に対する教員側のコメントは印刷されて学生が閲覧できるようになっており、教員からのコメントの一部はWebに掲載され、学生が閲覧できるように工夫されている。

FDについて、カリキュラム設計におけるP・D・C・Aのサイクルを十分に機能させるためには、教員各自に自己点検とFDについての十分な理解が前提となる。したがって、このP・D・C・Aのサイクルの以外にも、教員のFD活動を刺激し支援する機会を設ける必要がある。そのためには随時、FDに関する講演会やシンポジウムを開催して、公開の研究授業等を行うのが効果的であろう。

検索

2-2-5　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

（ア）授業形態と授業方法

文学部の専門教育科目の授業形態及び授業方法は以下のとおりである。

ａ　１年次の共通専門科目

「(1)教育課程等 ア 文学部の教育課程」において述べたように、１年次には「学びの扉」、「知へのパスポート」、「知のナヴィゲーター」の３専門教育科目を置いている。「学びの扉」は入門講義、「知へのパスポート」は入門演習、「知のナヴィゲーター」は文献・資料の読解方法、レポート作成のしかた、自らの意見を整理・発表し、また他者と議論する等のスキルを育成する。

ｂ　２年次以降

- 講義系科目（概論、概説、研究等）：科目内容の背景・理論・現状・課題等の基礎的・全体的な知識を得る事を目的とし、比較的多人数による授業を行う。
- 講読系科目（講読・作品研究等）：原典の講読により、語学力を高めるとともに、原典に基づいて研究する態度を養うことを目的とする。
- 演習系科目（演習・実験・実習）：講義系科目の理論・現状・課題等に基づき、実際に演習・実験・実習することにより、科目内容の理解を深めることを目的とする。

この中には正規の教員以外に実習補助者を用いている科目もある。実験・実習費を徴収している地理・地域環境学専修の地域環境学コースや心理学専修、司書及び司書教諭課程の IT を使う演習科目や実験・実習科目では、大学院生その他を TA として参加させている。ほかにも、英語英文学専修の LL 関係科目でも補助者を配置している。2005年度より講義系科目でも大学院生の TA を参加させることができる制度ができた。

また、１年次の「学びの扉」等、複数教員で分担して授業を行うのを特色とする科目もある。

（イ）マルチメディアを活用した教育

小講義室を除き、多くの教室には VTR、DVD 等の放映と教材提示装置がセットされており、これらの設備を多角的に組み合わせて教材をテレビ画面に提示することができるようになっている。これらの教室の一部には教卓にインターネットのコンセントが付設されており、授業中に Web サイトを教室のテレビに表示することができる。また、数は少ないが、一部の大教室にはパソコンやインターネット画面を放映できるプロジェクターが設置されている。また、移動式のプロジェクターも一部用意されている。2008年度に完成した第１学舎１号館では、更にマルチメディア化・IT 化が整備された教育環境が提供されるようになった。

2004年度の現代 GP の採択により、それまで工学部を中心に試行的に使われてきた CEAS（Web-Based Coordinated Education Activation System）が全学的に利用できるようになり、これと併行して、2005年度から関西大学のシラバスと連動した「授業支援システム」が利用可能になった。これらはいずれも教材提示・学生との連絡・課題作成・成績管理等が可能となり、多くの教員が授業に利用している。確実に定着しつつあるといえよう。

【長所】

文学部における授業形態と授業方法は現段階で概ね適切な配慮を行っているといえる。また、少人数クラスが多いこと、各種の形態の授業をバランスよく配置していることも評価できる。マルチメディアを活用した教育も現在、整備が進行中である。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

新しい授業方法として CEAS、授業支援システムとして e-Learning システムが導入されたが、これらのシステムはまだ始まったばかりであり、教員がこれらのシステムに慣れ、実際の授業に活用できるようにな

るためには研修の促進等の更なる方策が必要と考えられる。また、演習科目によっては多数の受講者が集中するケースがあり、クラス編成、時間割編成に一層の配慮を加えなければならない。更に、多人数の実習・実験科目では１人の教員で１クラスをカバーできない状況も生じているため、TA 制度を今後充実させていくこと必要があるといえる。

今後の到達目標

教育効果の測定については、文学部内部で従来種々に検討され、徐々に改善が見られるが、客観的な評価方法を求めて検討を繰り返していくことが重要であろう。また、成績不良者を対象にした履修指導が開始されたことは歓迎されるべきであるが、今後は履修指導対象の実情と履修指導の効果に関する分析等を実施していく必要があろう。更に、教育改善を目的とした「学生による授業評価」の実施率を上げることが喫緊の課題である。

2-3　学位授与の認定

前回の到達目標

学修進度の速い能力のある学生が形式的な制度にとらわれずに大学院に進学できる飛び級制度は、今後もこの制度を続ける必要がある。

2-3-1　３年卒業の特例

【現状の説明】

本学では４年未満での卒業を認めていないが、2004年度より大学院に進学する場合に限って３年終了時での飛び級制度を実施しており、2007年４月には５名がこの制度により大学院に進学した。

なお、2007年度入学生から早期卒業制度が導入され、文学部では「スペシャリスト・プログラム」により「学部３年＋大学院（修士課程）２年間」の５年一貫コースがスタートした。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

学修進度の速い能力のある学生が形式的な制度にとらわれずに大学院に進学できるこの制度は、本人の可能性を高め、才能を開花することを助けるので、今後もこの制度を続ける必要がある。

今後の到達目標

飛び級制度を継続すると同時に、この制度の検証を行う必要がある。

３　国際交流（国内外との教育研究交流）

前回の到達目標

留学生の受け入れ数、及び関西大学からの（短期の海外セミナーへの参加だけでなく）中期の海外滞在の留学生を一定数増加させること。そして大学全体の留学制度や国際交流体制の進展を促進するとともに、それと協調するかたちで学部レベルでの受け入れ体制を更に充実させること、及び留学生活が実りあるものになるように、送り出す学生が十分な準備をできるような体制を充実させること。

検索

3-1　国際交流（国内外との教育研究交流）

【現状の説明】

本学の教育理念「学の実化」を支える方針の一つとして「国際化」の促進がある。この方針にのっとり、本学は「３・３・３構想」、「AP 構想」を順調に実現するとともに、「国際交流の新たな展開―Globalizing Kandai」という新たなビジョンを提唱し、2009年度終了時までに海外の協定大学を50校まで拡大して学生の国際交流を推進しようとしている。デュアル・ディグリー（DD）プログラムもこうした国際交流推進の一環であり、さまざまな方策を通して世界に通用する人材の育成を進めている。文学部における国際交流推進も、こうした全学の基本方針に基づくものである。

国際部（旧国際交流センター）が主催する海外語学研修については、2008年度は夏期・春期あわせて13のセミナーが実施され、文学部の学生はこれに積極的に参加している。各セミナーと参加人数を以下に列挙すれば、夏期：マンチェスター大学（英語）６名、ポートランド州立大学(英語)７名、カルガリー大学（英語）14名、トロント大学(英語)11名、オークランド大学（英語）８名、ゲッティンゲン大学（ドイツ語）16名、サンティアゴ・デ・コンポステラ大学（スペイン語）11名、高麗大学（朝鮮語）11名、春期：アデレード大学（英語）６名、オークランド大学（英語）９名、サウスカロライナ大学（英語）３名、西カトリック大学（英語）16名、復旦大学（中国語）８名である。この研修を修了すると、2004年度までの入学者には自由科目として１セミナーにつき２単位が認定され、2005年度からの入学者には卒業所要単位として、文学部では２セミナー４単位まで算入される。

2007年度からは文学部が主体となって、北京外国語大学での海外語学セミナーも実施する運びとなった。

なお、法人所管のエクステンション・リードセンターには英語講座として TOEIC コース、TOEFL コースがあるので、英語力に関しては一層の上達の機会が与えられている。

文学部の受験生向けガイドブックでは海外における研究教育交流について紹介している。すなわち、(1)海外協定大学への派遣留学、(2)認定留学、(3)海外語学セミナーであり、これらの交流について新入生にもガイダンスや授業で推奨している。

文学部からの交換派遣留学生の実績は、2006年度は17名、2007年度は14名、2008年度は21名である。2007年度は前年より減少したが2008年度は再び増加に転じている。また、協定関係のない大学に自ら留学する場合、文学部教授会の審査を経て認定留学として認めており、2007年度は３名、2008年度は７名の学生が認定を得て留学した。また静宜大学特別留学プログラムによって2007年、2008年とも８名の学生が留学を果たしている。

このほか、私費留学生の数は、把握しているだけでも2006年度に12名、2007年15名、2008年度33名いる。大学を休学する私費留学生の場合、留学する旨を届けない学生もおり、単なる休学なのかどうか不明なケースもあるが、学部の性格上、私費留学生の数は比較的に多いと考えられる。

海外語学セミナーについていえば、文学部からの参加者は2006年度は合計88名、2007年100名、2008年126名と増加の傾向が見られる。

DD プログラムにおける文学部入学者は、2006年度が３名、2007年度は２名、2008年度は３名である。また留学生の受け入れについては、2007年度には学生交換交流協定に基づく交換留学生31名、DD プログラムによる留学生３名、私費留学生22名が文学部に在籍し、2008年度には交換留学生60名、私費留学生22名が在籍している。

研究者の受け入れ実績に関しては協定校から等を含め2007年度17名、2008年度24名となっている。また招へい研究者や協定大学からの交換研究者には滞在期間中に学生を対象とした講演会を開いてもらっており、学生たちの国際交流に一役かっている。

【長所】

近年、本学は海外協定大学を拡充し、また海外語学セミナーの開催地を増やしてきた。文学部教員はこれを積極的に推進し、また学生を送り出している。留学生の数も増加傾向にあり、全学における国際交流体制の整備と歩調をあわせるかたちで、文学部の国際化及び国際交流も着実に進展していると考える。

【問題点】

大学としての国際的な教育研究交流の体制は着々と整ってきてはいるものの、文学部の教育研究における国際交流の現状を見るとまだまだ語学セミナーのための留学が多く、外国語や外国文学・文化を専攻する学生が文学部には相当数いることを考えれば中期の留学は若干少ないといえるかもしれない。留学希望者は潜在的にはかなりいるとみられ、適切な指導・助言が求められていると思われる。また外国人留学生の受け入れ数もかなり増加し、受け入れ体制も徐々に整ってきているが、外国人留学生と日本人学生が積極的に交流し合える場が提供されてはいるもののやや不十分といえるだろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

国際交流センターが国際部と改称され、2009年度からは４名の教員も配置されていっそう充実した組織となり、国際交流に関わるあらゆる業務を扱っている。留学希望者には国際部が開催する留学ガイダンス等を積極的に利用し、自分に適した留学プログラムを見つけられる方向にもっていきたい。また大学から協定校に派遣される留学生の数は限られているので、認定留学制度の改善を図るように求めたい。それから国際部には外国人留学生と日本人学生の交流の場として「交流室」というものが設けられているが、こうしたものの利用を促すとともに学部レベルでもこうした場の提供を工夫する必要があると思われる。いずれにしても国際部との協力体制が必要だろう。

今後の到達目標

短期の海外語学セミナーへの参加者だけでなく、中期の留学生の数を一定数増やすこと。そしてその準備のための英語クラス等を充実させる。また外国人留学生と日本人学生の交流を図るべく積極的に場を提供するようにする。

４　学生の受け入れ

前回の到達目標

文学部では学部として掲げた理念のもとに、高等教育に必要な基礎学力を備えていることに加えて文学部で学ぶことに強い意欲を持っている学生を受け入れるために、一般入学試験のほかに多様な選抜方法を取り入れている。また新入生が入学後の１年間でさまざまな体験を通して、本当に取り組みたいことを多彩な専修から選ぶことができるように、学部一括募集を実施している（初等教育学専修の募集枠30名分を除く）。これらを踏まえたうえで、前回の目標として主に掲げられていたのは、センター利用入試を中長期的な見通しのもとに検討すること、広報活動の強化、入試種別ごとの入学後の追跡調査と分析、募集定員の適正化等である。

検索

4-1　入学者受け入れ方針等

文学部は19の専修にわたって、人文科学系のさまざまな学問分野を擁しているため、入学者受け入れ方針としては、文学部での学びに共通して必要な基礎学力のチェックに加えて、とりわけ多様性を確保することをめざしている。その目標はある程度達成されているが、構造的な問題点も残っている。

【現状の説明】

文学部では、多様な入学生の確保のため、全学的な方針に基づき、センター利用入試を含む一般入試で50～60%、指定校制推薦入学で20～30%、残りの10%～20%を AO・一高・留学生入試等で受け入れるという目安を持っている。2009度入試の実績では、一般入試による入学者が52.8%、指定校制推薦入学による入学者が28.7%、その他の入試による入学者が18.4%と、概ね目安どおりになっている。

また、次項にあげるように文学部では多くの募集・選抜方法を展開しているが、それらを貫く大きな方針は以下の 4 点にまとめられる。

ア　基礎学力の重視

- センター利用入試を含む一般入試では、ほとんどの方式で、外国語（英語）、国語に加えて、地歴・公民・数学から 1 科目を選択する 3 教科型によって、基礎学力を確認している。センター利用入試では、4 教科型や 5 教科型も設定しているが、それらも全般的な基礎学力を重視する方式である。

イ　特定の学問領域に適応した学力の評価

- 文学部独自の 2 教科型の一般入試としては、漢英方式と国数方式がある（後者は2009年度入試をもって廃止）。どちらもオーソドックスな 3 教科型による学力判定からは漏れるかもしれないが、それを補って余りある学力を漢文や数学で発揮しうる入学生を確保するための方式である。

ウ　外国語の重視

- 外国語運用能力は文学部での学びに欠かせないので、センター利用入試を含む一般入試のほとんどの方式、及び外国人学部留学生入試、帰国生徒入試で、外国語（英語）を受験必須科目としている。また、センター利用入試（中期）では、センター試験以外に外国語（英語）を個別学力検査科目としても課し、より多角的に外国語運用能力を測っている。
- 英語以外の外国語（フランス語、ドイツ語、中国語）でも受験できるのは、社会人入学試験、編・転入試、及び社会人編入学試験である。これは、本学部にフランス語フランス文学専修、ドイツ語ドイツ文学専修、中国語中国学専修という外国語系専修があるためで、それに対応した受験科目となっている。

エ　書類選考・面接の重視

- 書類選考や面接をとりわけ重視しているのは、指定校制推薦入学と AO 入試である。単なる知識量では判定できない多様な能力を持った学生を受け入れるためである。

なお、受け入れ方針の説明責任に関しては、『大学案内』をはじめ『学部案内』『ナニマナ』等のパンフレットによって、学部教育の内容や各専修の教育方針、求める学生像等の紹介に努めている。また、年 4 回開催されるオープンキャンパスでも、学部・専修の概要を直接受験生に説明し、ミニ講義を通じて各専修の授業の一部を体験してもらっている。

入試そのものについては、『進学ガイド』及び『入学試験要項』があり、入試制度ごとの詳しい説明、オープンキャンパスの情報等が盛り込まれている。これらの情報は HP にも掲載され、随時更新されていることはいうまでもない。

【長所】

入試種別ごとの受け入れ割合に関しては、概ね目安どおりの結果となっており、知識を問う一般入試と、偏差値にあらわれない学習意欲やモティベーション、外国語の能力等多様な能力を問う指定校制推薦入学その他の入試が、バランスよく調和していると言えるだろう。このような方法は、文化を多様な方法で学ぶことをめざす文学部の意義、更に多様な能力を持つ学生を受け入れることで文学部を活性化することができるという点から、今後とも継続すべきだろう。

【問題点】

3教科型以外の受験科目を設定したからといって、それがただちに多様な学生の確保に結びついているかどうかはやや疑問が残る（国数方式に関しては、2009年度入試をもって廃止することになった)。

【将来の改善・改革に向けた方策】

入試の枠組みは本学全体で統一的に整備されつつあるので、文学部独自の受験パターンを増やす余地は少ない。したがって、入学段階ではなく、むしろ入学後に学生の多様な方向への関心を滋養する方策を採るべきだろう。これに関しては、既にプレ・ステューデント・プログラムというかたちで、各種入試の合格者に対しては実施していることである。

また、センター利用入試に関しては、現在、センター中期で行っているような、本学での個別学力検査と合わせて合否を判定するやり方を拡充するのが、多様性確保のための有効な手段である。

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（学部）

具体的な学生募集方法、入学者選抜方法に関しては、全学的な枠組みに従いながら、前述の入学者受け入れ方針に基づいて、具体的な受験科目パターンの決定や募集人員の割り振り・設定を行っている。多種多様な募集・選抜方法をバランスよく組み合わせることで、概ね文学部が必要とする入学者の多様性を担保できていると考えているが、制度の過度な複雑化を避けつつ、より理念にそぐうようなやり方を見出す努力は依然として必要である。

【現状の説明】

文学部の学生募集方法は、一般入学試験（センター利用試験を含む）とそれ以外の各種入試に大別される。以下、それぞれについて、具体的な選抜方法を簡潔に述べる。

ア　一般入学試験

2009年度の一般入学試験として文学部は学部個別日程（2教科型を含む)、全学部日程、後期日程、センター利用入試を行った。その日程、教科、配点は次のとおりである。

- 学部個別日程（3教科型）　2009年2月2日・4日
  英語（200点）　国語（漢文を除く　150点）
  地歴、公民または数学の中から1科目選択（100点）　450点満点
- 学部個別日程（2教科型・漢英方式）　2009年2月1日
  英語（200点）　国語（漢文のみ　200点）　400点満点
- 学部個別日程（2教科型・国数方式）　2009年2月2日
  国語（200点）　数学（200点）　400点満点
- 全学部日程（3教科型）　2009年2月7日・8日
  教科及び配点は学部個別日程と同じ
- 後期日程（3教科型）　2009年3月3日

教科及び配点は学部個別日程と同じ

●センター利用入試

前期（特定言語重視型／２教科・２科目）

個別学力試験は課さず、大学入試センター試験の当該科目の総合点のみで合否を判定する

600点満点：外国語と国語。外国語の科目は傾斜配点により400点に換算する

前期（ベスト３科目傾斜配点方式／３教科・３科目）

個別学力試験は課さず、大学入試センター試験の当該科目の総合点のみで合否を判定する

800点満点：ベスト３科目のうち、もっとも高得点の科目を傾斜配点により400点に換算する

前期（４教科・４科目）

個別学力試験は課さず、大学入試センター試験の当該科目の総合点のみで合否を判定する

600点満点

前期（５教科・６科目）

個別学力試験は課さず、大学入試センター試験の当該科目の総合点のみで合否を判定する

800点満点

中期（３教科型・英語力重視方式／個別学力検査（英語）＋３教科・３科目）　2009年２月７日

個別学力検査として英語を課すとともに、大学入試センター試験の英語、国語（古典（古文、漢文）は含まず)、地理歴史・公民・数学・理科のうちの１科目をあわせた総合点で判定する

600点満点：個別学力検査の英語200点、大学入試センター試験の英語200点、その他の２科目はそれぞれ100点

中期（２教科型・個別学力検査重視方式／個別学力検査（英語）＋２教科・２科目）　2009年２月８日

個別学力検査として英語を課すとともに、大学入試センター試験の国語（古典（古文、漢文）を含む)、地理歴史・公民・数学・理科のうちの１科目をあわせた総合点で判定する

600点満点：個別学力検査の英語300点、大学入試センター試験の国語200点、その他の１科目は100点

後期（ベスト３科目傾斜配点方式／３教科・３科目）

個別学力試験は課さず、大学入試センター試験の当該科目の総合点のみで合否を判定する

800点満点：ベスト３科目のうち、もっとも高得点の科目を傾斜配点により400点に換算する

後期（５教科・６科目）

個別学力試験は課さず、大学入試センター試験の当該科目の総合点のみで合否を判定する

800点満点

これらの一般入学試験の選抜方法としては、専修別に定員や合格最低点を定めるのではなく、学部一括募集制を採用している。つまり、入学時にはすべての学生が総合人文学科に所属し、２年次にはじめて各専修に分属することになる（初等教育学専修の30名分を除く)。そのため、査定における不公平感が生じにくいシステムになっていると言える。

イ　指定校制推薦入学

指定校制推薦入学は、文学部での勉学を強く希望し、かつ所属する高校の学校長が成績・人物ともに優秀として推薦する生徒を受け入れることによって学生の質を維持向上させるというねらいがある。指定校の選定は、基本的には文学部への入学実績及び合格者実績を基準として決定している。また、応募実績や入学後の追跡調査により、指定校に必要に応じて警告を行い、問題点が多い場合は指定を取り消す等の点検を常に行っている。

応募資格は「一般推薦」と「特別推薦」の二つに分かれ、後者は特色のある教育を行っており、かつ文学部のいくつかの特定専修との教育上のつながりが深いと判断した高校に対して、若干数の指定を行っている。

それぞれの出願に必要な評定平均値については、次のように定めている。

●一般推薦（全日制課程）

1）全体の評定平均値が4.0以上の者

2）全体の評定平均値が3.6以上の者で、英語若しくは国語の評定平均値が4.3以上の者

●特別推薦（全日制課程の国際教養科またはそれに準ずる学科・コースで、入学後に国語国文学専修、比較宗教学専修、フランス語フランス文学専修、ドイツ語ドイツ文学専修、歴史学専修、地理学・地域環境学専修、中国語中国学専修、初等教育学専修、映像文化専修、文化共生学専修に進むことを希望している者）

1）内申成績の評定平均値4.0以上の者。

2）ａ．全体の評定平均値が3.6以上の者で、英語若しくは国語の評定平均値が4.3以上の者

ｂ．全体の評定平均値が3.8以上の者で、国語国文学専修を希望する場合は国語、フランス語フランス文学専修を希望する場合はフランス語、ドイツ語ドイツ文学専修を希望する場合はドイツ語、歴史学専修及び地理学・地域環境学専修を希望する場合は地理歴史、中国語中国学専修を希望する場合は中国語の評定平均値が4.0以上の者。

指定校制推薦入学希望者に対しては、書類選考で合否を判定した後、12月初旬の日曜日に行われるプレ・ステューデント・プログラムの第１回への参加を強く推奨している。このプログラムは、指定校制推薦入学希望者に加え、帰国生徒入試、SF 入試、AO 入試等の合格者に対して行われているもので、e-Learning によるスタディ・スキルの訓練と、各専修による独自の入学前教育プログラム（12月から翌年３月にかけて実施）によって構成されている。

2009年度は、303名の入学者があり（パイロット校からの54名を含む）、文学部全入学者1,054名に占める割合は28.7％である。

ウ　アドミッション・オフィス（AO）入学試験

書類選考と面接を中心として、学科試験だけでは見出しにくい受験生の多面的な能力や個性を積極的に評価する入試である。「専修枠」と「総合枠」という二つの募集枠を設けている。

選考は２段階で行っている。「専修枠」においては、第一次選考では志望理由書等をもとに文学部で合否判定の原案を作成し、全学 AO 入学試験委員会で決定がなされる。第二次選考は文学部のみで行うもので、受験者の希望する専修ごとに２名から３名の面接員が受験生１名につき30分程度の面接を行い、各面接員の評価を総合して序列化したデータをもとに、教授会で最終合格者を決定する。「総合枠」においては、第一次選考は、「課題レポート」を中心に行い、第二次選考では、「グループ・ディスカッション」を課している。

2009年度は志願者269名、合格者73名、入学者58名（全体の5.5％）である。

エ　スポーツ・フロンティア（SF）入学試験

優れたスポーツ実績・能力を持つ高校生を対象に実施する入試制度である。第一次選考では文学部独自の選抜方法はとっていないが、第二次選考で小論文と面接を課している。2009年度は志願者70名、合格者57名、入学者57名（全体の5.4％）である。

オ　関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験

併設校である関西大学第一高等学校から本学に入学することを前提に学習し、高い帰属意識をもつ学生を入学させるための制度で、全学部で実施されている。

文学部の場合、内申書による得点（300点）と外部テストの得点（300点）を総合的に評価して合否判定を行い、個別の学力試験等は課さない。

2009年度は志願者57名、合格者56名、入学者53名（全体の5.0％）である。

カ　関西大学第一高等学校特別推薦入試

併設校である関西大学第一高等学校から本学に入学することを前提に学習し、高い帰属意識をもつ学生を

入学させるための制度で、文化活動をはじめとする課外活動等で一定以上の実績がある者を対象にしている。

2009年度は志願者７名、合格者７名、入学者７名である。

キ　社会人入学試験

向学意欲あふれる社会人を対象とする入試制度で、法学部・文学部・経済学部・総合情報学部で実施されている。文学部の場合、英語と小論文による筆記試験と面接によって選考を行う。ただし、希望する者は、英語に替えてフランス語、ドイツ語、中国語のいずれかで受験することもできる。

2009年度は志願者６名、合格者３名、入学者３名（全体の0.3%）である。

ク　外国人学部留学生入学試験

本学での勉学を望む留学生を対象とする入試制度で、全学部で実施されている。文学部では、英語、日本語及び面接によって選考を行っている。

2009年度は志願者11名、合格者４名、入学者４名（全体の0.4%）である。

ケ　帰国生徒入学試験

帰国生徒を対象とする入試制度で、文学部、総合情報学部の２学部で実施している。文学部では、日本語作文、英語、面接ののち、その結果と出願書類をあわせて考査し、選抜を行っている。なお、帰国生徒入学試験は、2009年度入試をもって廃止し、2010年度入試よりAO入試に組み込まれる。

2009年度は志願者66名、合格者26名、入学者12名（全体の1.1%）である。

コ　編・転入学試験

編・転入学試験は全学部で実施されており、文学部では３年次の編・転入学のみを行っている。文学部では出願専修に関する専門試験、英語その他の外国語、面接によって選考している。

2009年度は志願者63名、合格者16名、入学者12名である。

サ　社会人編入学試験

社会人〔３年次〕編入学試験は法学部と文学部で実施している。文学部では筆記試験は英語その他の外国語若しくは小論文の筆記試験、及び面接によって選考している。

2009年度は志願者14名、合格者７名、入学者７名である。

【長所】

文学部の学生募集方法、入学者選抜方法の長所としては次の点をあげることができる。

1）一般入試の枠内でも、その他の各種入試においても、多種多様な募集方法・選抜方法をバランスよく組み合わせることで、多様な学習歴や能力をもつ学生の受け入れが可能である。

2）学部一括募集制を採用しているので、査定の作業が比較的容易かつ公平である。

3）指定校推薦方式による入学者の割合が28.7%と一般入学試験に次いで大きく、まじめで意欲的な学生を確保できる。また入学後の学生の成績を追跡し、必要に応じて指定校の取り消しを含む処置を実施している点も評価したい。

4）AO入学試験による入学者の割合が5.5%と比較的高く、単なる知識量にとどまらない広い視野、柔軟な思考力、個性的な創造力、優れた語学力等を持つ学生が入学している。これは文学部のめざす幅広い人文学的知性の育成に対応しているといえる。

【問題点】

1）全学的な入試制度及び文学部独自の方針により入試方式を多様化し、多種多様な学習歴・能力をもつ学生を受け入れる体制が整えられたが、制度が複雑化し、受験生にメリットが十分理解されないことも考えられる。

2）学部一括募集制のために、とりわけ一般入試においては、どうしても受験科目を得意とする者が多く合格しやすく、学生の興味・関心が一定の方向に偏りがちになるきらいがある。
3）書類選考や面接で合否を判定する指定校制推薦入学と AO 入試では、この方法で入学した学生は現在のところ入学後の成績は概ね良好であるが、基礎学力の不足のため学習カリキュラムに対応できない学生もいる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

1）2010年度入試から、帰国生徒入学試験を廃止し、AO 入試に組み込む等、適宜、制度の合理化・簡略化を行っている。多様な方式を維持しつつ、広報活動を強化して受験生にそれぞれの方式のメリットを理解してもらう必要がある。またオープンキャンパス等の際に訪れる高校生に対し、十分な時間をかけて進路相談に乗るべきであろう。
2）入学後の専修選択ができるという点でメリットの多い学部一括募集制は堅持しつつ、センター利用入試の拡充や、各種入試の細かな整備によって、文学部のめざす多様な入学生をバランスよく確保することを地道にめざしていくことが重要である。
3）指定校制推薦入学や AO 入試等の各種入試による入学者については、合格決定後から大学入学時までに、現在でも実施しているプレ・ステューデント・プログラムの内容を更に吟味し、入学後の勉学にスムーズに移行できるよう、とりわけ配慮が必要である。

4-3　入学者選抜の仕組み

【現状の説明】

入学者選抜の実施体制や選抜基準の透明性確保のために、次のような仕組みを持っている。

入試の実施体制は、スケジュールや問題作成、監督割り当て等、原則として全学の試験体制に従っている。また、文学部執行部の一員として入試主任がおり、全学の入試センター主事を兼ねているために、全学の入学試験方針を学部に伝えるとともに、学部の意向を全学の入試センター主事会の議論に反映させる体制ができている。

次に、選抜の基準であるが、一般入学試験の合否判定に用いられる得点データは、社会・理科については問題の難易度による不公平が生じないように素点に対して統計処理を行って均質化をはかっている。

文学部が独自に試験問題を作成しているのは、社会人入学試験、編・転入学試験である。面接を行っているのは、AO 入学試験、SF 入学試験、社会人入学試験、外国人学部留学生入学試験、帰国生徒入学試験、編・転入学試験、社会人編入学試験であり、このうち SF 入学試験、社会人入学試験、社会人編入学試験には更に小論文を課している。これらの出題や面接には、本学部教員が必ず２名以上のチームを組んで行っている。また面接の評価はすべて所定の面接票に記入する方式をとっており、評価を４～５段階でランク付けするとともに、その理由を記載するよう定めている。試験方式によっては、面接における評価ランクを更に得点化することで判定の公正性を確保している。

いずれの入学試験の場合も最終的な合否判定は教授会での審議事項となり、得点データや判定資料を明らかにした上で説明がなされ、審議を経たうえで決定される。

【長所】

1）全学的な統一性を尊重しながら、学部の意向もある程度反映させながら方針が決定されており、入学試験の実施体制に特に問題はない。
2）選抜基準の合理性・透明性も確保されている。

検索

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

特に大きな問題はないが、今後、中教審答申「学士課程の構築に向けて」でも指摘されているように、入学生の質の向上のために、特に AO 等各種入試における選抜方法の厳格化が求められることは必至であり、文学部としてもこの点は継続的に検証していくべきであろう。

4-4　入学者選抜方法の検証

【現状の説明】

一般入学試験の入試問題については、毎年、正答率や平均点等を検証して、翌年の入試問題の作成に反映させている。

また各種入試も含めた入学者選抜方法については、志願者数や倍率、入試種別ごとの在学生の成績データ、指定校推薦方式及び AO 入試等による入学者の 2 年次専修分属状況、指定校推薦方式による入学者の高校別の成績データ、アドミッション・コミュニケーターによる報告内容等を総合的に勘案しながら、毎年、細かな見直しを行っている。

【長所】

入試問題の作成に当たっては毎年、多くの努力が払われており、特に担当教員は 1 年間多くのエネルギーを費やすことになる。

入学者選抜方法の見直しに関しても、入手しうるあらゆるデータをもとに、様々なシミュレーションを重ねて丁寧に行っている。

【問題点】

入試問題の作成に当たる担当教員の負担が極めて大きく、教員の研究や教育に支障が生じているところもある。この点については教員全体が認識し、心身両面で負担を軽減するための方法を検討する必要がある。

また、入学者選抜方法の見直しに関しては、データの因果関係の推定が難しい場合が多く、それぞれの見直しには合理的な理由があっても、全体としては制度がむやみやたらと頻繁に改変されるという印象を与えるかもしれない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

入試問題の作成に当たっては、より効率的で負担の少ない方法を検討する必要がある。

入学者選抜方法の見直しに関しては、とりわけ各種入試に関して、既存の制度の手直しだけではなく、根本的に制度設計をし直すことも検討すべきであろう。

4-5　科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

入学試験を行わない科目等履修生及び聴講生の受け入れについては、本学の規定に基づき、教授会で審議したうえで、妥当と認められるものを許可している。受講目的については、科目履修生は資格取得、聴講生は自己研修が多い。また年齢は20代から60代以上まで幅が広いが、聴講生の場合は特に60代以上が目立っている。〔『データブック2009』p. 227（イ）聴講生・科目等履修生等の状況 参照〕

【長所】

科目等履修生・聴講生制度による学生受け入れは、資格取得を援助しているのみならず、生涯学習の場を

提供している。特に聴講生については60代以上の割合が多く、今後ともこの傾向が続く可能性がある。大学の新しい役割といえよう。

【問題点】

科目等履修生や聴講生の増加は、一般学生の学習意欲を刺激するものになると思われ、更に増加することが望まれる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

科目等履修生や聴講生の増加にむけて、更に積極的に広報活動を展開する。そのための一環として、キャンパス外での公開講座等に教員を派遣する仕組みを充実させ、あわせてそのような教員の活動を評価する、より明確なシステムが必要である。

4-6　定員管理

【現状の説明】

現在、文学部（総合人文学科）の入学定員は850名である。文学部では、定員に代えて、専修ごとの「最大受け入れ数」を独自に設定している。これは主に、２年次における専修分属において各専修が最大で何名の学生を受け入れ可能かを示したものであり、2008年度の場合は次のようである。

表Ⅱ-文-2　2008年度最大受け入れ数

英語英文学専修	150名	地理学・地域環境学専修	45名
英米文化専修	60名	中国語中国学専修	75名
国語国文学専修	150名	教育学専修	75名
哲学倫理学専修	45名	初等教育学専修	25名
比較宗教学専修	45名	心理学専修	105名
芸術学美術史専修	60名	インターディパートメント	90名
フランス語フランス文学専修	75名	身体運動文化専修	90名
ドイツ語ドイツ文学専修	60名	映像文化専修	45名
歴史学専修	150名	文化共生学専修	60名

専修分属において、希望者が最大受け入れ数を越えた場合には、成績上位者の者から進級者を選ぶことにしている。そのため年度末に、それぞれの最大受け入れ数内に収まるように調整を加え、教授会で審議のうえ決定している。その際の選考の基準は各専修がそれぞれ独自に設定している。2008年度における２年次生の専修分属最終決定者数は次のとおりである。

表Ⅱ-文-3　2008年度最終決定者数　文学部合計1,066名

英語英文学専修	126名	地理学・地域環境学専修	27名
英米文化専修	60名	中国語中国学専修	41名
国語国文学専修	111名	教育学専修	25名
哲学倫理学専修	41名	初等教育学専修	25名
比較宗教学専修	26名	心理学専修	105名
芸術学美術史専修	41名	インターディパートメント	90名
フランス語フランス文学専修	53名	身体運動文化専修	72名
ドイツ語ドイツ文学専修	16名	映像文化専修	31名
歴史学専修	116名	文化共生学専修	60名

このように、すべての専修が最大受け入れ数の範囲内で学生を受け入れた。2009年度における各専修の最大受け入れ数は、職員数や設備に加えて、2008年度の進級実績、及び2009年度新入生のアンケート調査等を参考に次のように定めた。

表Ⅱ-文-4　2009年度最大受け入れ数

英語英文学専修	135名	中国語中国学専修	60名
英米文化専修	60名	教育学専修	75名
国語国文学専修	150名	初等教育学専修	25名
哲学倫理学専修	45名	心理学専修	105名
比較宗教学専修	45名	インターディパートメント	90名
芸術学美術史専修	45名	身体運動文化専修	90名
フランス語フランス文学専修	75名	映像文化専修	45名
ドイツ語ドイツ文学専修	60名	文化共生学専修	60名
歴史学専修	150名	アジア文化専修	75名
地理学・地域環境学専修	45名		

また、文学部の収容定員は3,400名である。これに対し、2009年５月における在籍学生数は文学部全体で4,404名である。その在籍学生比率は1.30である。

過去５年間の募集定員と入学者数の比率を、第１部（デイタイムコース）と第２部（フレックスコース）を合計して示せば次のとおりである（なお2006年度より昼夜開講制を廃止している）。

表Ⅱ-文-5　募集定員と入学者数の関係

	募集定員	入学者数	募集定員に対する割合
2005年度	750	942	1.26
2006年度	750	986	1.31
2007年度	900	1,099	1.22
2008年度	900	1,095	1.22
2009年度	850	1,054	1.24
（合計）	4,150	5,176	（平均）1.25

【長所】

１学科多専修制への移行にともない、各学科の定員に替えて各専修の最大受け入れ数を設定したのは、各専修の教員数や設備・アンケート調査の結果等を考慮したためで、きわめて合理的な措置である。また、最大受け入れ数を越えないように調整を加えること、その調整を各専修の方針に基づいて行うとしたことも、妥当な方策である。

【問題点】

1）学生が１年次の学習を経てそれぞれの希望する専修に進級する制度は、専修間に学生数の確保をめぐって競争意識を生むことになる。専修の魅力を PR することは必要としても、それが過度になると、「幅広く、より深く、文化を学ぶ」文学部のコンセプトを揺るがす事態を招く可能性がある。

2）在籍学生比率が1.30と高い。ただし、これは各科目とも厳密に成績を評価し、安易に単位を与えないために結果として留年者が出ること、留学のために休学する学生がかなりあることに主な理由がある。

3）募集定員に対する入学者の割合は、過去５年間の平均1.25と少し高くなっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

1）初年次の「専門」の教育で特定の学問のみが面白いといった教育を排他的に行うのではなく、専門の学問が実際には他の学問と結びついているという視点からの教育をすべきであろう。これは文学部全体の隆盛を考慮するという点で、教員全員が常に留意すべきである。その上で、各専修の魅力を解説した冊子を配布する等の情報提供をすることが望まれよう。また、最大受け入れ数と実際にその専修に決定した学生数との間に、乖離がある専修がみられる。この状態が続くようであれば、PR の方法も含め文学部全体で検討することも必要になろう。

2）在籍学生比率が高い点については、学生の質を確保するために厳密な成績評価を行い、単純に卒業率を上げることを優先すべきではない。文学部では2008年度より、各学年の成績不良者や修得単位が極端に少ない者を学期ごとにリストアップし、各専修経由での指導を行っているが、その指導・助言をより実効性

のある仕方に整備することも必要であると思われる。

3）受験者の動向を適切に見きわめ、引き続き募集定員に対する入学者数の適正化にむけて努力する。今後定員が700名に縮減されるため、査定に際しては特に注意が必要であろう。

4-7　編入学者、退学者

【現状の説明】

ア　編・転入学、転部・転専修

本学の他学部から文学部に転部する場合には、一般の編・転入学試験を受け、合格する必要がある。編・転入学の募集は全体で若干名としており、2009年度は編入学が９名（短大から５名、高専から１名、専修学校から３名）、転入学が３名（学内から１名、他大学から２名）であった。また、文学部内の他の専修に移る転専修は、「文学部学生３年次転専修出願要領」に基づき、出願書類と面接によって決定している。2009年度の文学部に関する転部・転専修の状況は以下のとおりである。

1）他学部から本学部へ：１名（法学部から１名）

2）本学部から他学部へ：０名

3）転専修：７名

また、転部や転専修は本人の判断が最大限尊重されるが、希望する学生には、本人の申し出により所属専修教員が相談にのっている。

イ　退学者

近年における文学部の退学者及び除籍者は、2002年度は90名、2003年度は52名、2004年度は59名、2005年度は60名、2006年度は51名、2007年度は55名、2008年度は36名と概ね減少傾向にある。

退学の理由は一身上の都合というのがもっとも多く、特に大きな変化は見られない。なお退学申請の際、専修に属する教員の対応は特に定められていないが、退学を未然に防ぐ方策としては、2008年度より各学期に行っている成績不良者の呼び出しの際に各専修の教員が状況を把握し、必要に応じて指導を行うことになっている。

【長所】

文学部における編・転入学者の数は、2009年度、若干名の募集に対して入学者12名という状況であり、特に問題はない。編・転入及び転専修・転部に関しては、学生の希望を尊重しており、必要な場合に教員が相談に乗るという対応をとっている。

退学者の数については、近年は比較的少なく、問題はない。なお、退学者・除籍者には全学の規定により、再入学・復籍の道が用意されており、その情報についても『大学要覧』で学生に伝達している。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

特に大きな問題ないが、退学者に関しては、今後とも退学者の状況を調査し、サポート体制の強化を検討していく必要がある。

今後の到達目標

現状からいえば、一般入試以外の各種入試による入学生の占める割合がかなり大きい。2010年度以降、学則定員が700名に縮減され、2013年度からは併設校が3校に増えることから、この傾向はますます顕著になる可能性がある。2013年度に向けて、入試制度ごとの適正な定員の割り振りを検討するとともに、一般入試とその他の各種入試における入学者数のバランスがうまく保たれるよう、定員及び入学者数を継続的に管

理・検証していく必要がある。

5　教員組織

前回の到達目標

教員の任用に当たっては、女性教員の増加をめざすとともに、客員教授制度やゲストスピーカー制度を積極的に活用する。また昇任人事については、研究業績だけでなく教育上の業績等多様なあり方を検討する。更に、人事案件の審議は情報開示につとめる。

5-1　教員組織

【現状の説明】

ア　学生数と教員組織

2009年度現在、文学部総合人文学科には127名の専任教員が所属しており、内訳は教授96名、准教授26名、助教５名である。教員は、組織としては19の専修のいずれかに所属し、それぞれの専門性を活かして関連科目を担当している。

本学部専任教員１人当たりの学生数は34.7名である。教員１人当たりの学生数が他学部に比して少ないのは、本学部の場合、従来全学の共通教育科目を多く担当してきたからであり、また総合人文学科として教授研究対象の領域が広範かつ多岐にわたるという特色をもつため、多彩なカリキュラムで授業を行う必要があるからである。また、卒業論文を必修としており、学生各人の多様なテーマに合わせて的確な指導ができるように卒業演習を課してきめ細かな指導ができるよう配慮している。

イ　年齢構成等

（ア）年齢構成

文学部教員の年齢構成は60歳以下の教員の比率が全体の75.5％を占めている。５歳きざみで見ると、もっとも構成比が高いのが56歳から60歳の18.9％であり、ついで61歳から65歳の18.1％、もっとも構成比率が低いのは31歳から35歳までで6.3％である。また、36歳から40歳までは10.2％、41歳から45歳が13.4％、46歳から50歳が11％、51歳から55歳が15.7％と、若干高齢者よりの構成比になっているとはいえ、比較的バランスがとれている。なお、平均年齢は52歳となっている。

（イ）専任・兼任（非常勤講師）の比率

文学部の開設科目における専任教員の占める割合は、デイタイムコースで48.8％、フレックスコースで15.3％である。専任担当比率があまり高くないのは、多様な科目の設置により、当該分野の専門家に非常勤講師を依頼しているという事情がある。

（ウ）女性教員の占める割合

専任教員における女性の占める割合についていえば、全127名のうち17名が女性教員であり、全体の13.4％となっている。この17名のうち、教授が９名、准教授が８名である。

（エ）教員組織における社会人及び外国人研究者の受け入れ状況

2002年度からはゲストスピーカー制度を実施している。これは専任教員だけでカバーできない内容について、専任の担当授業の時間帯に学外者を招いて講義してもらう制度であり、2007年度には30名、2008年度に

は24名を招いた。

また、本学部では専任教員として７名の外国人教員を配置している。内訳は英語英文学専修が１名、英米文化専修が３名、ドイツ語ドイツ文学専修が１名、フランス語フランス文学専修が１名、中国語中国学専修が１名である。このほか、国際交流関連規程に基づいて、海外の協定校及び研究機関から交換研究者・招へい研究者を随時受け入れ、学生向けの講演を必ず実施してもらっている。

ウ　主要な科目への専任教員の配置状況

本学部における主要な授業科目は１年次に入門講義としての「学びの扉」、入門演習としての「知へのパスポート」、基礎的なスタディ・スキルを養う「知のナヴィゲーター」がある。また２年次以上の学生は各専修に分属して専門的な授業を受けることになり、主要科目として概論系科目、講読系科目、実験・実習系科目、演習科目を置いている。以上の主要な授業科目（必修科目及び選択必修科目）における専任教員担当比率は、デイタイムコースで89.7%、フレックスコースで25%となっている。また、卒業論文作成のための卒業演習はすべて専任教員が担当している。テーマ・プロジェクトはいずれも特定のテーマのもとに実施される新たなプログラムであるため、全クラスすべてを専任教員が担当し、指導にあたっている。

エ　教員間の連絡調整

カリキュラムや教授方法に関する教員間の連絡調整は、教授会、専修代表者委員会、テーマ・プロジェクト運営委員会、また各専修の教室会議等の機会を通じてたえず行っている。このうちテーマ・プロジェクト運営委員会は2005年度に新たに発足した当該プロジェクトを軌道に乗せ、成果をあげるための会議として機能している。また、関連する科目群ごとに教員が随時検討を行い、また専修における教室会議において連絡と調整を常時行っていることはいうまでもない。

【長所】

本学部では、総合人文学科としての多岐にわたる領域をカバーするために、全127名の専任教員すべてが専門教育科目を担当している。その結果、専任教員１人当たりの学生数が比較的少なく、密度の濃い少人数専門教育が可能となっている。卒業論文に関しては、きめ細かいゼミナール形式で、丁寧な指導を行っている。こうしたことから、現状の学生数と教員組織は、本学部の理念・目的・教育目標並びに教育課程の種類や性格に照らして概ね適切であると考える。

外国人専任教員の任用は、外国語外国文学系専修をもつ本学部の性格を反映して他学部よりも比率が高い。交換研究者・招へい研究者による講演の機会も多いので、学生にとっては外国人研究者の研究に触れる機会はかなり多いといってよい。

主要な授業科目を専任の教員が担当していることは、学生の指導の面においても重要である。また、１年次の入門科目とテーマ・プロジェクトの講義、演習科目のほとんどを専任教員が担っていること、卒業演習のすべてを専任教員が担当していることも評価できよう。

【問題点】

教員の年齢構成については概ね問題はないと判断される。女性教員の比率は他学部に比べると高いものの、全体の13.4%という数字は決して満足できるものではない。ただ前回調査時の12.4%からすれば少しずつながらも着実に改善してきているといえる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部では年齢を限定した任用を行っていない。したがって、40歳以下の教員の割合がやや低いのは研究・教育の業績や将来性をできるだけ客観的に判断してきた結果というべきである。また、男女雇用機会均等法及び男女共同参画社会基本法に基づく新規採用を行っているので、今後女性教員の増加が期待される。

教員組織における社会人及び外国人研究者の受け入れに関しては、今後、本学の客員教授制度、及びゲス

検索

トスピーカー制度をより積極的に活用し、ますます充実したものとしていく方針である。

5-2　教育研究支援職員

【現状の説明】

教育研究支援職員は、従来主として情報処理・心理学・司書関連科目、測量学実習において採用してきた。2008年度、文学部では、情報処理関連科目等の実習補助員 TA(ティーチング・アシスタント）を、春学期12名、秋学期14名配置した。2006年度から、授業支援ステーションの設置により、情報処理や実習系以外の一般的な授業にも組織的な支援態勢が構築された。2008年度、第１学舎では、授業支援 SA（スチューデント・アシスタント）を春学期31名、秋学期40名配置した。

授業を円滑に進めるために、教員・職員と教育研究支援職員との間には緊密な連絡網が整備されており、授業運営についてのミーティングが適宜行われている。教員と教育研究支援職員はこのミーティングにおいて、授業の準備や進行の段取りについて相談するほか、授業の反省点や改善点を話し合い、授業の質の向上を図っている。

【長所】

既に文学部の授業において、実習補助員は授業の進行上、欠くことのできない役割を果たしている。また、授業支援 SA のサポートの役割も重要である。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

今後、こうした多様な授業・教務補助の必要性は増加の傾向にあると予想されるので、より良質な TA、SA を採用するための適正資格の基準や選考方法の整備が必要である。全学における TA・SA 制度の整備を踏まえて、文学部でも今後、本格的な採用に結びつける予定である。

5-3　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

【現状の説明】

専任教員の任用手続きは以下のような方式で行っている。

ア　募集と任免

文学部では、総合人文学科１学科多専修の新体制への移行にともない、人事全般について適正かつ公平な運営を行うため、2004年度に「文学部人事計画会議」を設置した。2006年度からは「文学部総合計画会議」に改変して、そのもとで学部全体の人事計画を進めている。この会議は学部長・副学部長、及び教授会選出の９名の委員の計11名で構成されている。委員の任期は２年であり、ここで策定した議案を教授会に諮っている。また新任教員の募集は原則として公募としている。

イ　手続き

次年度の新規採用人事の配分案は、まず専修若しくは複数の教員グループより人事計画書・要望書を提出してもらい、総合計画会議が次のような手順を経て審議したうえで、どこに新任ポストを配分するかを次の順序で策定する。

(1) 年度末の退職予定者のポストの確認

(2) 人事計画書・要望書の検討

(3) 人事要望母体の代表者からのヒアリング

(4) 配分案作成

それぞれの人事計画書・要望書に基づき、更に各専修に関する基礎資料・データを収集し、文学部全体の方向性を見定めつつ配分案を作成する。

(5) 人事提案について優先順位をつけ、総合評価表を作成する

(6) 更に、個々の人事提案に関するコメントを作成する

(7) 配分案と資料を教員全員に公開し、意見を聴取する

(8) 各教員の意見を反映させた最終的な配分案を改めて作成する

総合計画会議は、以上の手続きを経て最終的に作成した配分案を人事議案として教授会に諮る。そして、新任ポストの配置が教授会によって決定された後、新任教員を公募し、インターネット「JREC-IN 研究者人材データベース」等で公募要領を外部に周知する。

その後、選考委員会を組織して具体的な選考手続きに入る。選考委員会は、要望母体から２名、要望母体以外から２名、及び執行部若しくは総合計画会議から１名の、文学部教員５名で構成されている。選考委員会は審議を経て優先順位をつけ、上位数名の応募者の面接と模擬授業を経て採用希望者を誰にするかを総合的に判断し、議案を教授会に提出する。教授会ではそれを審議することで採用者を決定する、という手順である。

ウ　昇任人事

文学部における教授・助教授への昇任は、2003年度に改正された「関西大学教育職員選考規程」に基づいて行っている。すなわち各専修が発議し、専修代表者会議での審議、承認を経て教授会に提案、同意を得るものとしている。昇任に関しては基本的に専任講師３年で准教授昇任、准教授７年で教授昇任としているが、その審議に際しては教員の研究教育業績を重視している。

【長所】

2003年度まで、新任人事は学科・教室の退職者の後任を採用するという、いわゆる後任補充人事方式が原則であったが、１学科多専修制への移行にともなってそれをやめ、文学部全体を考慮した人事を実施することとした。総合計画会議で協議を行い、文学部内で緊急に配置が必要なポストを決めて教員を任用するようにした。従来の後任補充人事方式では学科の教員数が固定しており、その意味で学科組織は安定していたといえるが、新しいディシプリンや多様な学問の展開という面には十分に対応できていなかった。2004年度から実施（2006年度に一部改変）している新方式は、そのような欠点を是正し、文学部全体の将来を見すえて必要な人材を必要なポストに配置できるという点で、優れたものといえよう。

また、募集と任用に関しても、総合計画会議での配分案の策定、資料の提示と公開、教授会での審議、面接と模擬授業等を経て決定しており、手続き上の明確さ公正さを確保している。新任人事が原則としてすべて公募であることも長所としてあげることができる。

【問題点】

教授・准教授への昇任に際しては、経験年数を基に研究業績によって判断している。新任人事の場合は面接や模擬授業によって教員の教育的力量を判断できるが、昇任人事では教育上の業績や努力は、考慮されていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

多様な学生の指導・教育のために、新任人事だけではなく、今後は昇任人事についても、研究業績のみならず、教育上の業績等、多様な評価のあり方を検討する必要があろう。これは文学部のみならず、全学的に取り組むべき課題である。また、各専修からの人事的な要望を客観的かつ長期的展望をもって検討、判断することが一層重要となってきた。更に、人事案件の審議について情報開示につとめることも引き続き配慮しなければならない。

検索

5-4　教育・研究活動の評価

【現状の説明】

教育活動の評価に関しては、セメスターごとに学生による授業評価アンケートを実施している。2007年度秋学期からは、従来の紙媒体によるアンケート実施に Web（インフォメーションシステム）方式が加わり、いずれか一方を選択できるようになった。Web 方式では、全学統一アンケートに加えて更に2回のアンケートを実施することも可能である。

また、文学部の導入教育の中核をなす「知のナヴィゲーター」では、担当等教員が定期的に集まって互いの授業実践を報告しあう機会をつくっている。教育効果をより評価しやすいように、授業評価アンケートもこの科目独自のものを用意している。

研究活動については、各教員の研究業績が HP の学術情報システムによって一般に公開されており、文学部教員の95%以上がこれに登録している。その他、各専修が刊行している学会機関誌等にも年度ごとに教員の研究活動報告が掲載されている。

【長所】

学生による授業評価アンケートが開始されてほぼ10年がたち、授業改善に対する教員の意識はかなり変化した。特に自由記述で学生から指摘される点は、後の授業改善に役に立つという声も多く聞かれるようになった。

文学部では、１学科多専修に移行して以来、特に１年次の導入教育の充実に力を注いできたが、「知のナヴィゲーター」の担当者連絡会議に見られるように、教育活動の内容が担当教員間で共有されるシステムが形成されつつあるのは大きな進歩である。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

Web 方式が導入されてからアンケートの実施率が大きく下がった。紙媒体で概ね9割の科目で実施されていたものが、2008年度春学期には全体の実施率が6割程度になっている。Web 方式では授業担当者が実施する科目をパソコン上で選択できるようになっているため、紙媒体の場合に比べて強制力がききにくい。また、授業時間内に実施されるのではないために回答は学生の自由意思に任され、結果として全体の回答率が落ちることになる。Web 方式にはそれなりのメリットがあるが、実施率・回答率ともに高めるために何らかの方策が必要であろう。

せっかくアンケートを実施しても、これが授業改善に役立たなければ意味がない。学生からの指摘を複数の教員が共有できるようなシステムは、さきに言及した「知のナヴィゲーター」の担当者連絡会議等で実現しつつあるが、学部全体としてこうした取り組みを積極的に評価していくことも必要であろう。

研究活動の評価については、各教員の研究活動が学術情報システムに集中的に登録されるようになったこと、また外部資金の獲得状況等が公開されるようになったことは一定の成果といえる。ただ、学術情報システムは教員が自分で入力するシステムであるため、掲載内容及び更新頻度にかなりのばらつきが見受けられる。この点を是正し、今後更に積極的な公開に努めていくことが望ましい。

今後の到達目標

女性教員の採用は年々増加しつつあるが、男女雇用機会均等法及び男女共同参画社会基本法の精神に基づいて、今後とも採用につとめる。また SA と TA 制度の充実をめざし、特に SA の資質向上につとめる。

教育活動の評価については、Web 方式での授業評価アンケートの実施率・回答率を上げるべく努力するとともに、各教員の教育実践を互いに認識・評価しあえるような開かれた場をつくることが望まれる。

研究活動に関しては、まず学部の教員全員が学術情報システムに登録すること、また、つねに最新の情報を保つために絶えず更新していくことが求められる。

6　研究活動と研究環境

6-1　研究活動

前回の到達目標

研究業績や学会活動は学部全体を見ると大きな成果が挙げられつつあるが、教員間にバラつきがあり、個々の教員に旺盛な研究活動を展開する努力を求めていく。

6-1-1　研究活動

【現状の説明】

所属教員は、急激な組織改変と多種多様な厳しい校務のなかにあって、社会の変化や要求に応えながら、各自の専門領域において堅実な研究活動を行っている。長年にわたって蓄積されてきた、日本また世界の知的資産を検証・解明に努め、あるいは現代の社会動向に対応して課題を提示して、人類の選択可能な道を探求するという、人文学の根幹に深くかかわって学問・研究に邁進している。この点において、研究活動の理念・目的を達成する方向にむけて歩みを進めていると断言してよい。

また文学部教員の国際会議、国内外学会への参加状況、文学部教員が責任者となった本学での学会・国際シンポジウム開催状況は下記のとおりである。全体として、近年における国際交流の活発化をうけて、国際会議・学会への参加が多数見られる。このほか、国際学会や国内の全国的学会において、多くの教員が会長や理事、評議員等の役職にあり、各分野の研究レベルの向上に貢献している。競争的資金を獲得した研究活動については6-2-2の項目で触れる。

表Ⅱ-文-6　学会等の参加・開催状況

	2007年度	2008年度
外国における国際学会への参加回数	13	14
国内学会への参加回数	318	169
本学における学会の開催（開催責任者：文学部教員）	18	17

（注）2007，2008年度のデータはそれぞれデータブック2008，2009による。

【長所】

文学部教員によって多様な場で行われた研究の成果は、大学院はもちろんのこと、学部の講義や演習の中に活かされ、学生の教育研究レベルを高めるのに役だっている。また自治体等との連携による公開講座では文学部の多くの教員が講師として出講しており、日ごろの教育研究の研鑽を踏まえて、この種の社会貢献に関わっていることが確認される。また国際会議や学会での活動も盛んで、社会的な評価を得ている。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

研究活動において、教員間に格差が存在していることは問題である。これは教員各自の自覚に任さざるを得ないところもあるが、学術情報システムへの入力を強く求める等意識改革を促す方法を検討していく必要がある。

6-1-2　研究における国際連携

【現状の説明】

学部単位の海外研究拠点はないが、関西大学としては2009年１月31日現在、48の協定大学を持っており、研究者の交流や学術情報・資料の交換等の活発な国際交流を展開している。

教員交流については、協定大学からの交換研究者の受け入れ３件（2007年度）及び２件（2008年度）、外

国人招へい研究者の受け入れ１件（2008年度）、外国人研究員の受け入れ１件（2008年度）、協定大学への派遣研究者１件（2007年度）、外国人招へい研究者による受け入れ機関での講演１件（2008年度）であった。また学内で実施された文部科学省学術フロンティア推進事業にかかわる国際シンポジウム、及び東西学術研究所による国際シンポジウムのうち、文学部教員が講演あるいは主導的役割を果たしたものは20件（2007年度）及び33件（2008年度）であった。以上の詳細は、『データブック2008』及び『データブック2009』のⅢ「4 研究交流」に掲載されている。

【長所】

東西学術研究所の国際連携にかかわる業績には著しいものがある。この主要人材は文学部教員である。また文学部から多くの教員が参加する「文化交渉学教育研究拠点」により、中国を中心とするアジアとの国際交流が盛んである。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

東西学術研究所の国際連携等により、中国との交流が中心となっている。また「文化交渉学教育研究拠点」の発足により、この傾向を本学の特色として強調することもできるが、今後は、より広い展開を全世界の各地域・諸文化とのあいだに展開するという課題も残されている。

6-1-3　教育研究組織単位間の研究上の連携

【現状の説明】

（ア）附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

東西学術研究所にかかわる主要構成員は文学部教員であり、過去そして現在のプロジェクトのすべてにわたって果たす役割は大きい。人権問題研究室についても文学部教員が主要な役割を果たしてきた。

（イ）大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係

関西大学博物館には社会教育施設と共同研究施設という側面を持つので、文学部にかかわる学内共同利用施設として位置づけることも可能であろう。これを運営する博物館長以下の運営メンバーは文学部教員である。

【長所】

東西学術研究所と人権問題研究室は文学部に近接しており、両施設にかかわる文学部教員の研究と社会貢献の機会は大きい。

【問題点、将来の改善・改革に向けた方策】

両施設に係わらない文学部教員も多く、学内の他の研究関連機関等での一層の人材活用が期待される。

今後の到達目標

教員に積極的な研究活動を求めていくとともに、教員の研究活動の範囲を、全世界の各地域・諸文化に拡大する方向に向けて検討する。また学内の他の研究関連機関等で教員の活用を進める。

6-2　研究環境

前回の到達目標

2006年10月から発足した「文学部総合計画会議」及び「文学部専修代表者会議」の二つの会議により、それ以前の人事計画会議、人事委員会、学務委員会、将来構想委員会及び情報処理教育委員会の職掌は統合され、学内委員会等の職務は整理されてはいる。しかし、ここ数年急激に増大する学内業務の負担を解消する

ためには十分とはいえない。今後は、サバティカル制度の導入や研修制度の自由度の拡大等の、全学にわたる整備計画が急務である。

6-2-1　経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

研究活動を支える重要な要素として、個人研究室・個人研究費・研修機会等があげられるが、これらについて、必ずしも十分とは言えないにしても、学内施設・設備の整備にともなって、少しずつ改善の方向に向かっている。

ア　個人研究費、研究旅費の額の適切性

文学部専任教員の研究費は、在外研究旅費・研究出張旅費・国内研究員研究費・研修員研修費・個人研究費を合わせた支給総額が83,444,103円（2007年度、129名）及び78,502,862円（2008年度、130名）であり、教員１人当たり646,854円（2007年度）及び603,868円（2008年度）である。研究旅費については、国外留学と学会等出張の場合に分けられている。国外留学・長期には学術研究（在外研究）及び外国留学が、短期には調査研究があり、それぞれ全学的に支給額が決められている。文学部の国外留学・長期の支給者は６名（2007年度）及び４名（2008年度）、短期の支給者は16名（2007年度）及び17名（2008年度）であった。また、学会等出張旅費としては、同じく全学の規定により研修員研修費、国内研究員研究費、外国出張に対する補助金、個人研究費、研修出張費をあてることができることになっている。文学部の場合、学会等出張旅費・国外の支給件数は２件（2008年度）、国内の支給件数は90件（2007年度）及び263件（2008年度）であった。

イ　教員個室等の教員研究室の整備状況

教員の個人研究室等の2009年４月１日現在の整備状況については、データブック2009に示した。文学部の専任教員127名に対して個人研究室（個室）は127室で、個室率100％である。更に文学部教員がかかわる複数の研究センターが別途存在しており、個人研究室を持たない教員はいない。また合同研究室は11室あり、19専修が入っている。他に複写作業をする文学部コピー・資料室等がある。

ウ　教員の研究時間を確保させる方途の適切性

学内業務や各種行事等の負担がここ数年急激に増大するなか、教員の研究時間を確保させる方途はあまり多くない。しいて言えば次の２点をあげることができよう。

1）文学部執行部メンバーへの一定の配慮。学部執行部メンバーについては、その業務の過重をいくらかでも軽減するため、学部長については本学就業規則により、授業担当時間数を４時間（２コマ）としている。また、執行部任期終了後は在外研究員その他の研修機会を優先的にわりあてるよう、学部として配慮している。

2）下記の各種研修機会が設けられていること。次に述べるように、本学では在外研究員等の研修機会が与えられている。各学部に一定の枠が与えられているので、その範囲内で文学部教員もこの制度を利用することができる。

エ　研究活動に必要な研修機会確保のための方策

研究活動に必要な研修機会としては、１年間の在外研究員（学術研究員）、１ヵ月以上６ヵ月の在外研究員（調査研究員）、１年間の国内研究員、６ヵ月ないし１年間の研修員、海外の協定校への交換派遣研究者等が全学の制度として定められている。2007年度及び2008年度の文学部教員の実績は次のとおりである。

表Ⅱ-文-7　在外研究員等の実績

	学術研究員	調査研究員	国内研究員	研修員	交換派遣研究者
2007年度	4	1	1	3	1
2008年度	2	2	1	2	0

検索

オ　共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

学内共同研究費には重点研究、奨励研究、共同研究、特別研究・教育促進費等があり、その詳細は『データブック2008』『データブック2009』に示されているとおりである。文学部は全学の規定に基づいて当該研究費を利用している。2007年度は合計８件（計15,267,000円）、2008年度は合計５件（計30,299,743円）が採用されている（2008年度の金額には、グローバルCOEに関わる研究費が合算されている）。

【長所】

研究環境は研究費・旅費、個人研究室についてはほぼ整備されており、教員はその環境を活用し、研究に従事している。在外研究員等の研修制度も教員の研究時間を確保する一助となっている。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

全体的には学内業務や、入試広報等の各種行事等の負担がここ数年急激に増大し、それが教員に過重負担を強いるという事態をもたらしており、研究時間の確保という面で大きな問題を残している。くわえて（授業担当時間のように数字には表れない）各種行事や委員の担当者の不均衡・不公平から、過大な負担のなかで更なる不満が渦巻く等、決して良好な状態とはいえない。校務が一部の教員に負担が偏ることを避け、全員で分担するシステムの確立にむけて検討すべきである。また、かつて在外研究員の機会を得た教員が国内研修員の資格を得ることができない等、制度に自由度が低い部分がある。

6-2-2　競争的な研究環境創出のための措置

【現状の説明】

科学研究費補助金の申請をして、有意義な研究を進めている教員は多い。研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況及び文学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況は次のとおりである。

（ア）研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

文部科学省及び日本学術振興会の科学研究費受給状況について、2007年度は、全学で内定件数169のうち文学部は44、2008年度は、全学で内定件数180のうち文学部42で、理工系三学部合計に次ぐ（単一学部としては全学でもっとも多い）。

（イ）文学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況

本学には学術フロンティア推進事業としての「人間活動理論研究センター」及び「アジア文化交流研究センター」、オープン・リサーチ・センター整備事業としての「なにわ・大阪文化遺産学研究センター」がある（文部科学省の助成を受け、文学部関連の私立大学学術研究高度化推進事業として発足）。これらはいずれも文学部教員が研究代表者となっており、研究メンバーも大多数が文学部教員で占められている。このことも文学部の研究活動の活発さを示すものとして特筆されよう。それぞれのプロジェクトは現在進行中であり、その詳細は『データブック2008』及び『データブック2009』に掲載されている。

また、本学には、2007年度より新たに「文化交渉学教育研究拠点」が加わり、文学部から多数の教員が参画し（メンバー15名中、文学部教員は13名）、活発な研究・教育活動を展開している。

【長所】

科学研究費補助金や私立大学学術研究高度化推進事業の採択状況から見ても、文学部教員の研究が外部からの評価にたえうるレベルの研究に従事していることがわかる。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

重要な研究に従事していても、科研等研究助成金の獲得に向けて消極的な教員も多い。その理由の一つに煩雑な書類作成の事務がある。本学はこれらの申請に対し補助をするシステムが比較的整備されているが、

今後システムを更に充実させるとともに、研究助成獲得の重要性を教員に自覚させることが求められよう。

6-2-3　研究上の成果の公表、発信・受信等

【現状の説明】

（ア）論文等研究成果の発表状況

文学部には専任教員で構成する「関西大学文学会」が組織されており、専修持ち回りの専任教員３名による「文学論集編集委員会」の責任のもと、年４回の『関西大学文学論集』を発行している。執筆を希望する専任教員はあらかじめ掲載申込書を提出し、文学論集編集委員会が掲載号を決める。2007年度及び2008年度の掲載状況は以下のとおりである。

2007年度　『文学論集』第57巻第１号～第４号　　掲載論文数　計25

2008年度　『文学論集』第58巻第１号～第４号　　掲載論文数　計23

前述のごとく、文学部は、2004年度に、従来の８学科を廃して総合人文学科のみの１学科として、10専修が展開する新体制に移行した。旧来の８学科はこれまで毎年１～２冊、研究誌を刊行し研究成果を発表してきた。2004年度にはインターディパートメントと身体運動文化専修が立ち上がった。うち、後者は2005年度末に研究誌『身体運動文化フォーラム』を創刊している。2006年度には英米文化、芸術学美術史、心理学、映像文化、文化共生学の５専修が、更に2007年度には比較宗教学、地理学・地域環境学、初等教育学の３専修が新設された。2008年度現在、専修の数は19となっている。2006年度新設の心理学専修は『文学部心理学論集』を同年度に発行している。

表Ⅱ-文-8　各専修の学会・研究誌

専修	学会名	研究誌	掲載論文数	
			2007年度	2008年度
旧専攻				
英語英文学	関西大学英文学会	『英文学論集』	5	4
国語国文学	関西大学国文学会	『国文学』	29	10
哲学倫理学専修[1)]	関西大学哲学会[1)]	『関西大学 哲学』[1)]	15[1)]	発行なし[1)]
ﾌﾗﾝｽ語ﾌﾗﾝｽ文学	関西大学ﾌﾗﾝｽ語ﾌﾗﾝｽ文学会	『仏語仏文学』	6	4
ﾄﾞｲﾂ語ﾄﾞｲﾂ文学	関西大学独逸文学会	『独逸文学』	11	9
歴史学[2)]	関西大学史学・地理学会[2)]	『史泉』[2)]	11[2)]	9[2)]
中国語中国学	関西大学中国文学会	『関西大学中国文学会紀要』	19	18
教育学	関西大学教育学会	『教育科学セミナリー』	12	3
2004年度新設				
ｲﾝﾀｰﾃﾞｨﾊﾟｰﾄﾒﾝﾄ	関西大学ｲﾝﾀｰﾃﾞｨﾊﾟｰﾄﾒﾝﾄ研究会	『インターディパートメント論集』	－	－
身体運動文化	関西大学身体運動文化学会	『身体運動文化フォーラム』	11	4
2006年度新設				
英米文化	関西大学英米文化学会	『Kansai University Journal of Cross-Cultural Studies』	－	－
芸術学美術史[1)]	関西大学哲学会[1)]	『関西大学 哲学』[1)]	[1)]	[1)]
心理学	関西大学文学部心理学会	『関西大学文学部心理学論集』	－	9
映像文化	関西大学映像文化学会	『映像文化研究』	－	－
文化共生学	関西大学文化共生学会	『文化と共生』	－	－
2007年度新設				
比較宗教学[1)]	関西大学哲学会[1)]	『関西大学 哲学』[1)]	[1)]	[1)]
地理学・地域環境学[2)]	関西大学史学・地理学会[2)]	『史泉』[2)]	[2)]	[2)]
初等教育学	関西大学初等教育学会	『関西大学初等教育学会誌』（仮称）	－	－
		各年度合計	85	88

（注1）哲学専修は哲学倫理学、比較宗教学、芸術学美術史の３専修に分かれたが、学会・研究誌に変更はない。
（注2）史学・地理学専修は歴史学、地理学・地域環境学の２専修に分かれたが、学会・研究誌に変更はない。
なお、2004年度以降に新設された専修の構成員の多くは独立前に所属していた学会の研究誌に執筆してきた。

検索

『関西大学文学論集』及び上記専修の研究誌において、過去２年間に発表された論文総数は227本にのぼっている。このほか更に、専修または教室に関係する不定期の学術雑誌や研究書、文学部教員が主体となっている東西学術研究所や博物館の紀要、あるいはなにわ・大阪文化遺産学研究センターや自主ゼミ、学習会の研究誌もある。

なお、文学部専任教員による最近５カ年の論文・著書を含めた研究業績について本学の学術情報システムを使って集約すれば次のようになる。これを見れば文学部の教員が全体として研究成果をあげていることがわかる。ただし、例えば2008年度の論文数が43であったり、学会発表数が21であったりと、極めて少数しかあがってこないが、これはシステムに掲載されているものが全てではないことによる。

表Ⅱ-文-9　最近５カ年の研究業績数

年	著書	論文	学会発表	その他	合計
2004年	48	143	36	158	385
2005年	41	143	44	156	384
2006年	25	80	19	116	240
2007年	31	77	22	115	245
2008年	21	43	21	53	138

（注）この集計は年度別ではなく年次別であり、研究支援センターのスタッフによって集計されたデータによったものである。

（イ）教育研究及びその成果の外部発信の状況

学会で報告された教育研究の成果とは異なり、外部に向けて発信された社会貢献の観点から示す。データブック2009に掲載されている「社会貢献」に示されたものを簡潔に示す。

教育職員の社会的活動は2008年度については、大学全体の統計では、国（附属研究所を含む）で65名、都道府県・市町村で102名、その他（民間団体等）別では89名が関係していた。うち文学部の教員が関与したのは、それぞれ19名・15名・20名となっている。全体では256名が関わるなか、学部単位でみると、文学部の教員は計54名で、20%以上にも及んでいる。

公開講座等の状況としては、生涯学習吹田市民大学　関西大学講座（2007，2008年度）、関西大学おおさか文化セミナー（2005，2006年度）、関西大学公開講座（高槻市、2007，2008年度）、公開講座フェスタ2008、泊園記念講座（東西学術研究所、2007，2008年度）、人権問題研究室公開講座（2007，2008年度）、博物館公開またはミュージアム講座（2007，2008年度）、飛鳥史学文学講座（2007，2008年度）、地域連携活動（2007、2008年度）等といった公開講座において、多くの文学部教員がさまざまなテーマのもとに講演している。

高大連携活動について、2008年度の状況を取り上げる。Kan-Dai１セミナー（出張講義型）は、96の高等学校において167回開催された講義のうち、文学部教員はもっとも多く50回に達している。Kan-Dai３セミナー（講義受入型）においては、春学期・秋学期あわせて、計25科目の講義を提供した。更に、ネックレス・セミナーでは、2008年は北京オリンピックが開催され、また源氏物語千年紀の年だったことにちなんで、高校生向けの授業を公開したところ、多数の学校から多くの生徒の参加をみた。

教員対象研修プログラムについても文学部教員の関わりは大きい。

【長所】

文学部の『文学論集』及び各専修の有する学会及び研究誌において研究発表の機会が十分に確保されているため、研究環境はかなりの程度整備されているといえる。教員はここに多くの研究論文を発表するとともに、国内外の学会で活発な研究活動を行い、学術の向上に貢献している。外部発信については学内の制度上の情報しか把握されていないが、社会貢献の部分での文学部教員の果たしている役割は大きい。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

2007年度に発足した専修のうちの幾つかでは研究誌が未だ発行されていない。また本学の学術情報システムには遺漏が見られるのであるが、研究業績数には教員によってかなりのばらつきがある。この問題は個々

の教員の自覚に待つところが多いが、学生の教育のみならず、自らも旺盛な研究活動を展開すべく努力することが求められる。

今後の到達目標

所属教員は継続して行われている組織やカリキュラムの改編、入試業務等多種多様な厳しい校務のなかで、各自の専門領域において積極的に研究活動を行っている。重要な研究分野で次々に大型の研究費を獲得することが実現し、成果を挙げることが期待されていることも喜ばしい。今後とも日本また世界の知的資産を検証・解明するとともに、現代社会の動向に留意しながら課題を抽出し、その提示、更に解明に向けて着実な歩みを進める必要がある。なお個々の教員間に業績の格差があることは残念であり、その背景をさぐることも求められているのではなかろうか。

研究を支える環境については必ずしも十分とは言えないが、学内施設・設備の整備にともなって改善の方向に向かっている。しかし校務に加えて担当コマ数が多いため研究時間の確保等課題は多く、今後その克服に向けて検討していくことが求められている

7　施設・設備等

前回の到達目標

2007年度の自己点検報告書では、教育研究に関する施設・設備に関して、次の５項目の課題が掲げられていた。（1）大講義・全学的行事を行うことのできる大教室の数的・量的充実、(2) マルチメディア教育を含む多様な授業形態に対応する中小教室の確保、(3) 専任教員の研究室の充実と数の確保、(4) 学生サービスの充実が可能となる事務室、学生自習室、読書室等の整備、(5) すべての施設、設備のインテリジェンス化（空調、ネットワーク、マルチメディア、バリアフリー等)。

また、情報処理機器等に関しては、授業における自作電子化資料の利用要望に伴い、(1) 移動型の教材プレゼンテーション機器類の必要性、(2) 無線 LAN 等によるモバイル環境の整備、(3) 現状に即したアプリケーションソフトのリプレイスが課題であった。その他、聴力、視力障がいを持った学生の授業支援について、従来は個々の担当教員の工夫に任されてきたが、授業技術について何らかの情報提供や仮眠室の設置等の対策を図る必要性も指摘されていた。

7-1　施設・設備等の整備

【現状の説明】

文学部は2009年４月の外国語学部の開設に伴い、１号館から５号館までの５棟がある第１学舎を法学部、政策創造学部、外国語学部と共用している。2008年３月には新１号館が完成し、前回の報告書に記載された目標をほぼ達成し充実した教育環境が整った。また総合研究室棟が2008年８月に完成し、教員の研究環境においても更なる充実がはかられている。以下、学舎、研究棟それぞれに関して現状を具体的に説明していく。

ア　学舎

2008年３月に大・中の教室の他に1000人収容の千里ホール、授業支援ステーション、学生食堂等を備えた新１号館が竣工したことにより、第１学舎の延床面積は33,063㎡となった。これを、４学部の学生計9463名が使用していることになり、１人当たりの面積は3.49㎡である。

第１学舎の５棟には、講義室が41、演習室が68、学生自習室が２つあり、講義室・演習室の内訳は100～499人収容の大教室が25室、50～99人収容の中教室が27室、１～49人収容の小教室が57室である。

教室の使用状況（2009年５月現在）については、小教室の使用率が51.8％ともっとも高く、ついで中教室の使用率24.5％、大教室の使用率22.8％、千里ホールの使用率0.9％である。小教室の使用率が高いのは、本学部では19の専修がそれぞれ多くの講義科目を開設しており、演習系科目及び講読系科目が多いことによる。

なお教室の他に、本学部関係の実験・実習室として、心理学専修の実験関係室が２室（心理第３実験室と心理実習室　総面積264.4㎡）、地理学・地域環境学専修の実習関係教室が３室（地理学資料室、実験室、地理学実習室　総面積238㎡）、歴史学専修の古文書関係実習室が１室（古文書実習室・古文書室、古文書収蔵室　総面積208.3㎡）ある。

イ　研究棟

教員の個人研究室は、講義棟とは分離した研究棟である法文研究室棟（総面積8,282.92㎡、１号棟４階建て1959年建設／２号棟６階建て1967年建設、1974年増築／３号棟５階建て1991年建設）と2008年に竣工した総合研究室棟（総面積4,469.62㎡、８階建て）内にあり、専任教員127名に対し127室と個室率100％を確保している。

個人研究室の平均床面積は19.0㎡であり、やや狭隘である。内部には机、椅子、ソファー、洋服ロッカー、書架、エアコン、電話、LAN が標準装備されており、学生のゼミ等を個人研究室で行う場合にも利用される。また文学部各教員は、１週間に１コマ分はオフィスアワーを設けており、その際の相談場所としても使用されている。

個人研究室の他に19専修に対応した11の合同研究室がある。専修の数より合同研究室の数が少ないのは、旧専修から分離独立した専修は以前と同様の合同研究室を使用しているためである。合同研究室１室当たりの平均面積は54.1㎡で、事務処理のためのパソコン等の機器が配備されている。専修または旧専修単位の会議や教員間の連絡は通常、この合同研究室で行われる。また学部生、大学院生の指導や教員が自主的に主宰するゼミや研究会も、一部がこれら合同研究室で実施されている。このほか、専修または旧専修が事務局となっている教員、現役学生、卒業生を主体とした学会の事務（学術雑誌の刊行、研究会の開催、専修単位の同窓会等）も合同研究室で行われており、それに関連した寄贈・交換雑誌や基本参考図書等も配架されている。

なお研究室棟には、合同研究室の他に教員のメールボックスや複写作業を行うコピー・資料室等も設けられている。

【長所】

2007年３月に完成した５号館に続き2008年３月に新１号館が完成したことにより、前回の報告で課題として掲げられていた５つの項目のうち、(1) 大講義・全学的行事を行うことのできる大教室の数的・量的充実、(2) マルチメディア教育を含む多様な授業形態に対応する中小教室の確保、(5) すべての施設、設備のインテリジェンス化（空調、ネットワーク、マルチメディア、バリアフリー等）の３つの項目についてはほぼ目標が達成され、教育環境は飛躍的に改善されたといえる。また、新１号館には、１階に授業支援ステーションが配置され、課題項目の(4) で必要性が指摘されていた「学生サービスの充実が可能となる事務室」として機能している。

また研究棟に関しては、新しい設備を備えた総合研究室棟が2008年８月に完成したことにより、課題項目(3) で掲げられていた「専任教員の研究室の充実と数の確保」が実現され、教員の研究環境も改善する方向にある。

このように、前回の報告書の中で施設・設備に関する問題点として掲げられた５項目すべてにおいて、ほぼ満足のいく形で改善が行われた。

【問題点】

長所で述べたように、2007年4月から5号館、2008年4月から1号館が新たに使用されるようになり、設備的な面からみた教育環境は大きく改善された。しかし、2009年から第1学舎を法学部、政策創造学部に加え新たに外国語学部とも共用する事態になり、第1学舎の在籍学生1人当たりの講義室の面積は0.94㎡（2008年4月時点では1.04㎡）と千里山キャンパスの4学舎の中で唯一1㎡を下回ることになった。また現在（2009年5月時点）4学部と全学共通科目で使用する第1学舎の教室の使用率は64.4%と全学舎の中でもっとも高いが、今後政策創造学部、外国語学部が完成年度に向けて学生数が更に増えるにつれ、教室の使用状態が更に過密になることが予想される。つまり、5号館、1号館の新築によって設備内容や教室の総面積、室数が改善されたにも関わらず、1学舎を4学部が共用する現状は、教室の使用率という点からはむしろ今後教育環境が悪化していくことを懸念させる。

また、研究棟に関しては、新築の総合研究室棟に移動した教員は新たな研究環境を享受できている一方で、本学部教員のほとんどが使用する他の3つの古い研究棟は設備の老朽化が進んでおり、新旧の施設の差が著しいことが研究環境における教員間の不公平感を生みだすことも懸念される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

長所で述べたように、施設・設備に関しては前回の報告書で課題とされたすべての項目について、著しく改善されたといえる。しかし、外国語学部が完成年度を迎える2012年度までに、4学部が1学舎を共用することで生じる過密な教室の使用状況を改善することが必要であり、早急な対応、特に中教室の確保が求められる。また、研究棟に関しても、設備の老朽化が著しい古い1～3号館について何らかの対応が求められる。

しかしながら、第1学舎全体では、ここ3年で2つの教室棟と総合研究室棟を新改築しており、教室棟2～4号館や研究室棟を早急に改築することを求めるのは全学的なバランスを鑑みて現実的ではないと思われる。教育研究環境の改善のためには、改築・新築以外の何らかの方策を考えていかねばならない。

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置

【現状の説明】

ビデオ関連装置は一般教室33教室のほか、3号館の AV-A、AV-B 教室、LL-A、LL-B 教室、4号館の文・情報演習室 A、文・情報演習室 C、第1ステーション、4号館の地理学実習室、心理第3実験室、法文研究室2号棟の美学・美術史資料室に整備されている。

また、教卓部分でコントロール可能なパソコンセットが、3号館の LL-A、LL-B 教室に56台、4号館の文学部情報処理演習室 A で29台、文学部情報処理演習室 C で52台、文学部情報処理演習室 B・教材開発室では13台整備されている。また、4号館には IT センターの第1ステーションがあり、法学部と政策創造学部共用として55台を設置している。

関連して、研究棟には LAN 環境が整備されており、教員の個人研究室並びに各専修の合同研究室でインターネット接続が可能となっており、3～4年ごとに機種を更新している。（因みに、先端的な設備・装置については、学部の性格上、極めて限られるので整備されていないが、実験系の分野（心理学、地理学、考古学、美術史、語学系での音声学）で必要とされるであろう機器については配慮を行っている。）

なお、前回指摘された「移動型の教材プレゼンテーション機器類の必要性」という問題については、2006年に設置の授業支援センターでの PC・各種プロジェクター・DVD player 等の貸出し、及び関連する人的援助により、問題解決に向けて適切に対応しており、利用者による満足度も高い。

【長所】

Web インフォメーションシステムの活用により、学生の Web 履修、教員の Web シラバスの登録・更新等

検索

の事務作業の効率化が図られ、大学教育におけるコンピュータリテラシー能力もまた確実に向上している。

更に、必要不可欠な各種ソフトウェア群も機器のリプレイスに伴い高度化されることとなり、ハードウェア以外の教育・学習環境も現代情報化社会に対応したものとなっている。(特に情報処理演習室はほぼ3年ごとに更新されており、利用する教員も学生も時代遅れの印象を受けることなく利用することができている。)

【問題点】

前回の報告書で、学生個人がノートパソコンを持ち込んで LAN 環境を利用できるスペースがなく、無線 LAN の環境も不十分であるという指摘があったが、その対策は今なお十分であるとは言えない。大学内一部のエリアでは無線 LAN の環境を提供しているが、実用のための通信速度が十分でないという指摘もあり、全体的な無線 LAN 環境はあまり進展していないのが現実である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

近い将来、無線 LAN を代表するモバイル系インフラストラクチャの大規模整備が必要である。その整備によって、例えば、(1)演習形式の授業では、従来の教室内の授業に加えるかたちで、教室外で「実習」を実施することができる、(2)授業時間外で、研究課題等のディスカッションを、教室や教員の研究室に縛られることなく、PC を活用しながら指導することができる、(3)e-learning の文脈を従来の授業に組み入れることができる等、新たな「教育スタイル」を生み出すことができる。教育の「質」の向上のためには、インターネットに常時接続するための簡易な環境が必要である。次世代の通信規格を概観しても、数年前のブロードバンド並みの能力をもっており、「実用」に耐えうる状況は既にある。

7-3　利用上の配慮

【現状の説明】

新しい1号館の完成により、第1学舎全体でマルチメディア機器が完備されるようになった。これらの情報機器の管理・運営は、3名の専任職員の他に必要な人数の SA が配置された第1学舎授業支援ステーションが行っており、機器の簡単な利用法の指導や教室への機器の運搬・設置等に対応している。

また、文学部ではこれまで、車いすでの移動を余儀なくされる者、聴力または視力に高度の障がいを持つ者、に該当する学生が入学している。これらの学生に対し、新設の1号館、5号館にはそれぞれ身体障がい者対応で昇降口は車椅子が回転可能なエレベーターを備えるとともに、大教室にもスロープを設ける等移動のバリアフリー化を実現している。また、車いすで利用可能なトイレも整備されている。この他に、健常学生からのノートテーカーボランティア募集とその確保、視力障がいの学生のための点字タイプライターと印刷のための機器設置等も行われている。

【長所】

文学部では、上述した設備面でのバリアフリー化の実現はもとより、事務員、教員、学生ともに、障がい者に対して積極的に配慮してきた。障がいをもった学生が履修する授業については、事務から教員に連絡し対応の方法について個別に話し合う等、障がいゆえの不利益が生じないように配慮してきた、また、授業以外についても可能な限りバックアップを行ってきた。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

文学部では、設備・施設に関して充実した教育環境の整備につとめ、着実な進歩を遂げてきた。しかしながらそれらに比して、障がいをもった学生が真に授業への理解を深めるための授業技術に関する支援や、健常学生と障がいをもった学生との交流の促進等は、未だ十分とはいえない。

今後は、ハード面における施設・設備の更なる改善とともに、こうしたソフト面での整備も必要となってくる。そのためには、障がい者に対して施設面で配慮するという姿勢から一歩踏み込んで、障がい者が積極的に自らの体験を健常者と分かち合う場を設ける等、障がい者が施設や設備の改善過程に関われる仕組みを作っていくことが必要であろう。

今後の到達目標

以上のように、文学部においては、施設・設備に関して前回の報告書であげられた目標の多くを達成したものの、次の 3 点において、更なる改善が求められる。すなわち、(1)教室の使用率を現状より悪化させないために収容人数50～99人規模の中教室を確保する、(2)築50年以上たった法文研究室 1 号棟の研究室環境の改善、(3)学生の自習室、読書室等の更なる整備。

更に、情報処理機器等の設備・装置についての最大の課題は、Information and Communication Technology（情報通信技術）を常に Up-to-date し続けなければならない点である。

現在、文学部における各種情報通信関連の装置・施設は、持続的に高いレベルに維持し続けているが、今後は、小型 PC 普及の潮流やスマートフォンと呼ばれる高機能携帯電話の活用等、大学における「モバイル」系インフラストラクチャの整備が強く求められなければならない。先進的な大学においては、ノート型の PC を学生全員に貸与し大学教育の電子的高度化に努めていたり、出席管理等を携帯電話の活用で実施したりしていることからも、その潮流は大きなものになってきている。ネットワークを核においた情報システム化が、現代ユビキタス情報化社会における大学教育の基盤であるならば、関西大学文学部も適切に対応する必要がある。

また、障がいをもった学生にとってより良い学習環境を整えるという観点から、ハード面における施設・設備の更なる改善とともに、障がいをもった学生に対する授業技術の支援や健常学生との交流促進等ソフト面での整備、更には障がい者が施設や設備の改善過程に関われる仕組み作りも実現すべき課題である。

8　学生生活

8-1　学生への研究活動への支援

【現状の説明】

向学心の旺盛な学部学生に対しては、文学研究科の開講授業の履修が検討中である。また、各専修の学会組織（「関西大学哲学会」等）では、講演会や研究会を開催し、学部学生にも公開している。

文学部では卒業論文優秀者を表彰し、受賞者の論文を集めて「卒業論文優秀者論文集」を作成している。この「論文集」は各専修の合同研究室に所蔵され、他の学生への閲覧を認めている。更に、文学部では、ゼミ単位で個別に作成している卒論集の製本費の補助制度を設けている。

9　管理運営

前回の到達目標

学部の意思決定体制に関しては、2006年度より、各種委員会を整理統合して文学部総合計画会議と文学部

専修代表者会議を二大委員会とする現在の委員会システムが発足したが、特に大きな問題はなく、「その評価については、しばらくの間、慎重にその推移を見守ったのち行われるべきであろう」と記されている。

一方、学部長の権限と選任手続きについては、「学部長が理事を兼ねる新システムが導入される予定」の段階であり、「新システムに関する議論の推移を慎重に見守る必要がある」とされている。

9-1　管理運営体制

【現状の説明】

ア　教授会

最高意思決定機関としての教授会は、文学部教授会規程にしたがって運営されている。教授会は、学部長が必要と認めたとき、また構成員の３分の１以上の要求があったときに学部長が招集し、学部長を議長として構成員の２分の１以上の出席をもって成立する。議決は出席者の過半数の同意に基づいてなされ、その構成員は専任の教授、准教授及び助教である。2009年５月１日現在の構成員数は、教授91名、准教授26名、助教４名の計122名。更に、専任に準ずる特別契約教授が５名おり、構成員には含まれないが自由な発言権をもつオブザーバーとして参加している。

教授会は原則として毎月２回、すなわち第２・第４水曜日に開催されている。

教授会における審議事項は、学部長の選出に関する事項、構成員の人事に関する事項、教育課程に関する事項、学科目担任に関する事項、学生の入学、学籍、卒業及び賞罰に関する事項、学生の試験に関する事項、委託生及び聴講生、科目等履修生に関する事項、学則に関する事項、その他重要な事項の９項目である。

教授会の運営には、文学部長、副学部長２名、教学主任２名、入試主任１名、学生主任１名、学生相談主事１名から構成される８名体制の執行部があたっている。副学部長以下は学部長の信任職である。学部運営に関して、執行部メンバーのそれぞれの主な職掌分野は以下のとおりである。

学部長	総括
副学部長	総括補佐（学部担当、大学院担当）、教育推進委員会、研究推進委員会
教学主任	教学事項（学部担当、大学院担当）、社会連携委員会、国際委員会
入試主任	入学試験事項、入試センター主事会
学生主任	学生補導、交通問題対策委員会
学生相談主事	学生相談、奨学金委員会

イ　各種委員会

このほか、教授会の議事運営を円滑に行うために学部長の常設諮問機関として各種委員会を設置している。現在、文学部内には文学部総合計画会議、文学部専修代表者会議、入学試験委員会、自己点検・評価委員会、人権問題検討委員会の５委員会と全学共通教育に関する連絡会が設置され、学部長から付議された事項について専門的に協議している。文学部は更に、全学の各種委員会へ委員を送り、全学的な大学運営にも積極的に参画している。

文学部における５委員会のそれぞれの委員数、執行部等との連携関係、活動内容の概要は以下のとおりである。

（ア）文学部総合計画会議（11名）

教授会での選挙によって選出される委員９名に、文学部長・副学部長を加えた11名で構成され、任期は２年である。主な任務は、学部の将来構想と中長期計画案を策定すること、各専修から提出される人事要望を協議・検討し、翌年度の人事配分案を作成して執行部並びに教授会に提案すること等、である。

（イ）文学部専修代表者会議（27名）

執行部全員及び19専修から各１名の27名で構成され、任期は１年である。人事事項のうち各専修固有の定型的な業務、次年度の授業時間割編成等学部長から付議された教学全般に関する事項についての協議を主な任務とする。

（ウ）入学試験委員会（27名）

執行部全員及び19専修から各１名で、委員の任期は１年。文学部で実施する入学試験業務（一般入学試験、一高卒見者入学試験、推薦入学、編・転入学試験、AO 入学試験、外国人学部留学生入学試験、スポーツ・フロンティア入学試験等）を統括する。

（エ）文学部自己点検・評価委員会（21名）

副学部長、19専修から各１名の計21名、及び学部・大学院事務グループ所属事務職員で構成され、任期は２年である。活動の詳細は「10　自己点検・評価」を参照されたい。

（オ）人権問題検討委員会（28名）

執行部全員、19専修から各１名、全学の人権問題委員１名の構成で、任期は１年。人権問題、ハラスメント全般に関する問題が発生した時に協議・検討する。

【長所】

教授会は毎月２回、文学部教授会規程に基づき、民主的手続きによって適切に運営されている。また、各種委員会を設け、それぞれの規程・規則・内規をもとに、検討すべき問題に即した議論を行い、学部運営を円滑にするものとして機能している。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

教授会及び学部長の活動、及びその連携協力関係は適切であるといえる。従来、一部の教員に役職が集中し、また教員は多くの会議への参加を余儀なくされているという問題があったが、これを解消する目的で2006年10月から各種委員会を整理統合し、文学部総合計画会議と文学部専修代表者会議を二大委員会とする現在の委員会システムがつくられた。３年が経過し、現在のところほぼ問題なく稼働している。ただ、専修代表者会議に日常業務が集中するため、時間的な制約からあまり深い議論ができていないと感じられる部分もある。審議事項の切り分け方や審議にかける時間の確保等、なお工夫の余地があるように思われる。

全学との関係をみた場合、2008年10月より新しいガバナンスが導入されて４部体制となったが、特に意思決定に関して、これら議決権をもつ４部と学部教授会との関係が必ずしも明確でない。この点については全学的議論を通じて統一的な理解を得る必要があろう。

9-2　学長、学部長の権限と選任手続

【現状の説明】

学部の教学を統括する文学部長は「学部長の任命及び任期に関する規程第２条」の定めにより、文学部教授会の選挙を経て学長が理事会に推薦し、理事会が任命する。学部長は、上記教授会の開催、教授会議題の設定、副学部長をはじめとする学部執行部を選任する権限を有する。

文学部長はまた「事務専決に関する理事会内規」に基づき、①所轄事項中常例に属する申請、照会、回答、通牒等に関すること、及び②所属教育職員の国内出張に関すること、③所属教育職員の欠勤、休暇その他の服務に関すること（同第３項）を専決する。

このほか、文学部長は教授会のある週の月曜日に執行部のメンバー全員を集めたミーティングを開き、教授会その他文学部の運営について周到な打合せを行っている。また文学部各種委員会の多くは文学部長をは

じめとする執行部のメンバーが議長をつとめ、学部運営をリードしている。

文学部長は文学部長選挙に関する内規に従って文学部教授会において選任される。文学部長の被選挙権を有するのは文学部に所属する専任教員（定年延長者を除く）であり、選挙権を有するのは文学部教授会の構成員である教授、准教授、助教である。選挙会は選挙権者の３分の２以上の出席をもって成立し、選挙は単記、無記名投票により行い、有効投票総数の過半数を得たものを文学部長当選者としている。開票結果は教授会においてただちに発表され、教授会は、当選者に次期文学部長就任の受諾を確認して、次期文学部長を決定する。この時の選挙管理は文学部長及び副学部長によって構成された選挙世話人が行っている。

就任を受諾した次期文学部長は、２名の副学部長、２名の教学主任、入試主任、学生主任及び学部学生相談主事の役職者を教授会に推薦し、承認を得た後に上記学部管理運営を行っている。文学部長の任期は２年であるが、再任は妨げない。

【長所と問題点】

明確に定められた規定・内規に基づいて、学部長の権限と選任手続きが適切に行使されていると考えられ、特に大きな問題は認められない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2006年10月以来、学部長が大学院研究科長を兼務し、執行部に大学院担当の副学部長と教学主任を置き、文学部教授会に文学研究科委員会を合体させて運用しているが、これによって緊密な執行部体制が確立し、学部と大学院における教育の連携、学部と大学院を視野に入れた人事計画の作成、将来構想の総合的作成等が可能となった。一方、2008年10月から大学全体のガバナンスが再編され、全学部長のなかから一定数の学部長が理事に選任される新システムが導入されたが、それに伴い、理事を兼ねる学部長の責任が重くなると同時に仕事量も増大した。また、教授会と理事会のあいだで板挟みになる局面も少なくない。ただ、このシステムはまだ導入されたばかりであり、これを評価するにはいましばらく推移を見守る必要があろう。

今後の到達目標

将来的に学部と研究科が独自に展開し、一つの学部の上に複数の研究科が、あるいは複数の学部の上に一つ研究科が立つ等、多様なケースが考えられる。したがって、学部長の権限に関わる問題としては、こうした多様性に応じた選任や兼務の仕方、更には教授会と研究科委員会のあり方を考える必要があろう。

一方、学部の意思決定システムについては、いまのところ大きな問題はない。ただ、新たに４部体制のガバナンスが導入されて以来、意思決定の権限に関してこれら４部と学部教授会との関係が明確でない部分が多くなった。全学的議論のなかで明確化し、統一的な理解を得る必要がある。

10　自己点検・評価

前回の到達目標

文学部ではこれまでの自己点検・評価を踏まえて、中長期的な視点で本学部改革の点検・評価の充実を図っていくことをめざす。教員及び学生に対するアンケートも今後引き続き行っていく。

今後は、報告書の作成の過程で、卒業生や、卒業生を受け入れる企業・行政等多様な機関の関係者からも意見を聴取して、報告書の結果に反映させるシステムの検討も求められよう。

10-1　自己点検・評価

【現状の説明】

文学部では「本学部の教育水準の向上を図る」ことを目的として、1994年１月に「文学部自己点検・評価委員会規定」を制定し、同年４月より文学部自己点検・評価委員会を設置し、「教育研究に関する教育状況並びに制度、組織、施設・設備の現状及びその運営状況」について自己点検・評価を行ってきた。現在、委員会は18専修において選出された専任教育職員各１名と副学部長及び学部・大学院事務グループ所属事務職員で構成され、委員長と副委員長を置いている。1997年３月に『関西大学文学部自己点検・評価報告書 '94 '95』を刊行し、「教育・研究理念・目標」、「正課教育活動」、「課外教育活動」、「教育支援活動」、「研究活動」、「国際交流」、「社会的関係」、「運営」の８項目について自己点検・評価の結果を公表した。これ以後2001年３月まで２年ごとに計４冊の報告書を刊行している。

2004年３月に、本学の全組織を網羅した自己点検・評価報告書が、第三者評価を受けるための「パイロット版」として刊行された際には、文学部も全学統一方針のもとに大学基準協会の「主要点検・評価項目」に準拠して2001年度と2002年度について報告を作成し、この「パイロット版」の報告書に収めた。2008年３月には、全組織を網羅した自己点検・評価報告書『関西大学「学の実化」』Vol. 7, No. 3が刊行され、文学部の自己点検・評価報告をそこに収めている。

このほか、1997年度の委員会が「正課教育活動」、「社会的関係」を自己点検・評価の重点項目とした方針を受けて、文学部教員全員の協力のもとに、1999年３月、2000年11月、2003年３月の３度にわたり、「正課教育活動」に関して文学部教員アンケートを実施し、回答集『文学部教員の声』を作成し公表した。

【長所】

文学部自己点検・評価委員会は、1994年の発足以来、文学部の教育水準の向上を図るために活動を続けてきた。各年度の委員会は既刊の報告書を踏まえて、自己点検・評価の項目と内容を検討し、常に新しい動きに目を向け、見直しと反省の上に立って自己点検・評価の充実を図ってきており、将来を見すえた文学部の改革とその方向付けに寄与している。その具体的成果は、例えば、2001年３月刊の自己点検・評価報告書におけるインターディパートメントの「コース制」「副専攻制」の発足や「オフィスアワー」の導入（いずれも2000年４月）、改革期にある文学部全体を考える上での基礎データの確認（2003年３月）等の文学部の新たな試みを促したのみならず、「関西大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」の制定（1999年11月）、「全学共通教育推進機構」の発足、「外国語教育研究機構」の発足（いずれも2000年４月）等、本学全体の改革動向にも目を向けた自己点検・評価となって現れている。

また、必要に応じて実施している学生アンケートは、文学部における教育活動の現状に対する学生側の評価や、学生個々の学習態度及び生活状況を把握するためのものであり、多様な活用がなされている。

【問題点】

文学部は2004年に従来の８学科から単一の総合人文学科に改編し、そのもとに旧学科を受け継ぐ伝統的な専修に加えて学際的で新たな領域に対応する専修を設置してきた。それに応じて、学生の受け入れ方、学生の専修選択方法、カリキュラム等、従来の姿とは大きく変わってきたし、変革は今なお続いている。しかし、改革を進める学部内での議論を進める際に、これまでの自己点検・評価がつねに参照されているとか、構成員の共通の認識としてただちに了解されているとまでは必ずしも至っているわけではない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

前回の到達目標に掲げた、これまでの自己点検・評価を踏まえた中長期的な視点で本学部改革の点検・評価の充実、教員及び学生に対するアンケートの継続は、今後も進めていくべき方策である。ただし、今後は、自己点検・評価を、対外的なアカウンタビリティを保証するという意義のみならず、文学部自身の今後の改

革の方向を検討するために、学部内では改革の経緯を確認するために不可欠なデータベースとして、また、全学内では文学部からの情報発信・問題提起の手段としても、よりいっそう積極的に活用していくことが課題である。

10-2　自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

2004年３月に、本学の全組織を網羅した自己点検・評価報告書が、第三者評価を受けるための「パイロット版」として刊行された。文学部も全学統一方針のもとに大学基準協会の「主要点検・評価項目」に準拠して2001年度と2002年度について報告を作成し、この「パイロット版」の報告書に収めた。同報告書によって、2006年に大学基準協会による認証評価を受けている。

これに加えて、2009年１月29日に本学は「外部評価委員会規程」を制定し、本学の自己点検・評価に対する外部評価の視点の確保に努めている。同委員会は同年４月１日より発足している。

【長所】

文学部の自己点検・評価は本学全体の自己点検・評価のなかに統合され、上記のとおりに学外者の検証として、大学基準協会の認証評価を受けている。その結果を受けて、将来の発展をめざして改善・改革が執行部を中心に行われているところである。

また、全組織を網羅した自己点検・評価報告書『関西大学「学の実化」』が継続的に刊行され、学内外に情報が提供されていることは、将来の発展に向けた改善・改革を進める上できわめて有効である。

【問題点】

大学基準協会による認証評価や、学内に新たに設置された外部評価委員会による評価を受ける体制は整っているが、その評価が文学部の改革に反映するように、周知徹底し共通の認識を築き上げるまでにはまだ至っていない。また、前回の到達目標に示唆した、報告書の作成の過程で、卒業生や卒業生の就職先である企業・行政等多様な機関の関係者からも意見を聴取して報告書に反映させるシステムについては、まだ整っていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

前項の「現状の説明」に記したように、文学部の自己点検・評価委員会はすべての専修から委員を出しているので、今後は対外的評価をフィードバックするためにも、この委員会を活用していく体制を整えていくことが課題である。卒業生や企業・行政等学外からの意見の聴取については、全学的に設置された外部評価委員会での議論を参照して、効果的なシステム作りの検討を進めていくことが課題である。

今後の到達目標

対外的なアカウンタビリティを保証する自己点検・評価作業の継続、教員及び学生に対するアンケートによる意見聴取を引き続き進めていくうえに、教授会、各種委員会等の議論においてこれまでの自己点検・評価を頻繁に参照する仕方で議論を進めることによって、自己点検・評価を文学部教職員の共有財産としていくこと、そしてまた、新たに設置された外部評価委員会の活動を参照にしつつ、卒業生や卒業生の就職先等文学部にとっての直接の外部というべき人びとの声を聴取する体制・方法の検討を進めていくことが今後の目標である。

検索

文　学　研　究　科

検索

第Ⅱ編　文学研究科　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 455

1-1　理念・目的等　〈455〉

1-2　理念・目的等の検証　〈456〉

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等 …… 457

2-1　教育課程等　〈457〉

2-2　教育方法等　〈464〉

2-3　学位授与・課程修了の認定　〈467〉

3　国際交流 …… 468

3-1　国際交流〔国内外との教育研究交流〕　〈469〉

4　学生の受け入れ …… 470

4-1　入学者受け入れ方針等　〈470〉

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（大学院）　〈470〉

4-3　科目等履修生・聴講生等　〈473〉

4-4　定員管理　〈473〉

5　教員組織 …… 474

5-1　教員組織　〈474〉

5-2　教育研究支援職員　〈476〉

5-3　教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続　〈476〉

5-4　教育・研究活動の評価　〈476〉

5-5　大学院と他の教育研究組織・機関等との関係　〈477〉

6　研究活動と研究環境 …… 478

6-1　研究活動　〈478〉

7　施設・設備等 …… 480

7-1　施設・設備等の整備　〈480〉

8　学生生活 …… 481

8-1　学生への研究活動への支援　〈481〉

9　管理運営 …… 481

9-1　管理運営体制　〈481〉

9-2　学長、学部長等の権限と選任手続　〈482〉

10　事務組織 …… 482

10-1　大学院の事務組織　〈482〉

11　自己点検・評価 …… 483

11-1　自己点検・評価　〈483〉

11-2　自己点検・評価に対する学外者による検証　〈484〉

1　理念・目的・教育目標

1-1　理念・目的等

【現状の説明】

本研究科は、人文学研究の理論及び応用を教授・研究し、人文科学分野の研究者、高度専門職業人の養成を目的としている。本学の教育理念である「学の実化」のもと、学術の創造と文化・社会の進展に寄与する人材の養成を目的としている。新制度の大学院設置基準に基づき、1950年度に英文学専攻、国文学専攻、哲学専攻の修士課程、1953年度に国文学専攻と哲学専攻の博士課程を設置して発足した。その後、史学専攻、ドイツ文学専攻、フランス文学専攻、中国文学専攻、地理学専攻、教育学専攻の各専攻の修士課程・博士課程を設置し、多様な研究分野を展開している。

前期課程は大学院設置基準第3条に従い、研究の独創性と指導力を兼ね備えた広い視野をもつ国際的な高度専門職業人、中等教育の教員及び研究者の育成を目的としている。更に、人文科学分野の急速な進展・拡大・融合に伴って、現職教員や企業社員の再教育及び定年退職者や主婦等の生涯教育を担うことを目的とする。また、2005年度には前期課程の大きな改革が行われ、108名定員による総合人文学1専攻となり、従来の各専攻は専修として改編された。

その後2006年度には英米文化専修、芸術学美術史専修、心理学専修の三つの専修が新たに設立され、より学生のニーズに対応しうる学問領域が整備された。また、史学専修を日本史学専修と西洋史学・アジア史学専修に再編して、より合理的な教授研究が行われる体制を構築した。更に2007年度に文化共生学専修を設立した。

2008年には、2007年に採択された文部科学省グローバル COE「東アジア文化交渉学の教育拠点形成―周縁アプローチによる新たな東アジア文化像の創出―」をもとに「文化交渉学専攻・東アジア文化交渉学専修」（前期課程・後期課程）を設置した。これにより16専修を擁する研究科となり、大学院としての内容をより充実させている。

また、2007年度には、文学研究科総合人文学専攻が主体となり、文部科学省の大学院教育改革支援プログラムに応募し、「関西大学 EU-日本学教育研究プログラム」が採択された。これを受けて、2008年度から前期課程・後期課程においてカリキュラムの上で英語教育の充実と日本研究の世界への発信を目的とした授業を副専攻として位置づけている。

後期課程では、2007年度に前期課程と同じく、既存の9専攻に基づき、総合人文学2専攻10専修へと再編が行われた。なお後期課程は大学院設置基準第4条に従い、大学、各種研究機関において基礎研究に従事し、自主的に研究開発を推進することのできる研究者を養成する機関として位置づけるとともに、中高等教育機関の教員、博物館・美術館の学芸員、官公庁や企業における研究開発のリーダーとして活躍できる高度専門職業人の養成も目的としている。

グローバル COE（人文科学分野）をもとにした「文化交渉学専攻・東アジア文化交渉学専修」（前期課程・後期課程）では日本人学生はもとより中国・台湾等からの留学生も受け入れ、活発な研究活動を進めている。COE プログラムでは国内外の著名な研究者を研究員として招き、助教等に若手の研究者を採用し、文学研究科と連携しつつ、学際的かつ新しい研究視角による東アジア文化交渉研究の世界的な研究教育拠点形成をめざしている。

本研究科は、当初の理念を掲げながら、1950年、1953年、2001年の改革によって充実を計ってきたが、社会や学生の情勢に応じた新たな魅力ある大学院をつくり上げるため、2005年度に前期課程の大幅な改革を断行し、学部と大学院博士課程前期課程との5年あるいは6年一貫教育を進めつつある。学部3年で大学院に入学する飛び級制度も導入したが、それも一貫教育の充実に向けた有効な改革である。これについては、ドイツ文学専修、フランス文学専修、中国語中国学専修（中国文学専修）において、「スペシャリストコー

検索

ス」を2007年度より導入し、学部３年・修士２年の５年一貫制の特別コースを作り、多様なニーズに応えることとした。

また、新時代の要請及び国際化に応えるために、専修を多様化して分野横断型の学際的な学問領域を増やす方向で改革を進めている。また、現職教員のリカレント教育を実施するコースとして「現職教員１年制」のコースを2006年度より導入した。これらにより、これまで以上に社会のニーズに対応できる体制を確立しつつある。更に、後期課程は、研究者養成をめざすものとして、従来の方針を堅持しながらより発展を図っている。

以上のように設置されている本研究科の特徴は、人文科学分野の多くの領域をもつ専攻・専修内容の豊かさと充実にあり、課程博士の学位授与数も毎年増加の傾向を示している。これらの内容は広報用の案内パンフレット『関西大学大学院 Information』及びホームページ http://www.kansai-u.ac.jp/Gr_sch/で一般公開されている。

【長所】

2005年の前期課程の改革によって、従来の研究者養成の大学院という性格を引き継ぎながらも、それのみならず、初等中等教育機関や博物館・美術館等社会教育施設、企業等が求める、幅の広い知見をもつ高度専門職業人の養成を行うという明確な目標を設定し、パンフレット『関西大学大学院 Information』においてもそのことを明確にうたっている。また、従来の多専攻制を総合人文学１専攻制に変えたことで、変貌する社会に対応できるように各専門領域の学際的な協力体制が実質化された。入学者も増加傾向に転じて、定員未充足の問題は改善された。

グローバル COE 東アジア文化交渉学に基づく文化交渉学専攻の開設、「関西大学 EU-日本学教育研究プログラム」に基づく副専攻科目の展開により、社会のグローバル化に対応した大学院教育を進めており、新しい時代状況に即応した人材の育成に努めている。

【問題点】

本研究科における高度の職業人教育についてはカリキュラム等で対応がはかられているが、不況や公務員削減、文化・教育にかかわる予算の削減により社会的な需要が低下しており、修了者に対する更なる就職指導が必要である。後期課程においては、課程博士の授与件数は増えてきているものの、更なる努力が必要である。また、大学院生の数の増加に伴い質の維持も重要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

新しい文化交渉学専攻は学際的かつ国際性を持った研究者養成するための専攻である。今後、こうした専攻をもとに更なる充実・発展をめざすため組織改革をも視野に入れて検討を進めている。

なお、2007年度より、2002年度から2008年度にかけての過去５年間の学生受け入れ数や課程博士授与数等を踏まえて、前期課程・後期課程の専攻定員数及び演習科目数・講義科目数の見直し作業に入り、定員数を含む現状の偏りを是正する措置を行っている。以上の検討は2009年10月、文学研究科に設置予定の大学院将来構想協議会において継続して行っていく予定である。

1-2　理念・目的等の検証

【現状の説明】

文学部長（文学研究科長を兼任）・大学院担当の副学部長・同教学主任を中心とした執行部のもとで各専修の代表者による運営委員会において、文学研究科の理念・目的等の検証を行っている。更に、定期的に改革に向けての議論を行っている。また、授業アンケートや大学院担当の副学部長・教学主任によるオフィス

アワー等で大学院生の生の声をとりあげ、理念・目的の浸透、達成のために役立てている。

【長所】

理念・目的の現状で詳細に説明したように、2005年以降、次々と改革を進めており、社会の動向に対応した大学院の教育・組織編成に努めている。理念の発展のため、グローバル COE（人文科学分野）をもとにした「文化交渉学専攻・東アジア文化交渉学専修」（前期課程・後期課程）の開設、EU-日本学教育研究プログラムによる授業の開設等がこの成果である。

【問題点】

文学研究科における各専攻・専修の学生数等状況は様々であり、これらを総合して専攻の在り方の再検証は必要であり、文学研究科における文化交渉学専攻の位置付け等組織的な改変を視野に入れての議論が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

文学研究科の将来構想を議論する場として運営委員会とは別個に大学院将来構想委員会を2009年10月に設置する予定であり、理念・目的の継続的な審議を可能とするように計画している。

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等

2-1　教育課程等

前回の到達目標

社会情勢の変化にともない、従来の研究者養成のみを目的とした大学院から高度な専門職業人等、多様な社会的需要に応えることができる人材育成を目的とする教育体制を整えていく。また、学際的な新学問領域を扱う専修・専攻を立ち上げ軌道に乗せていくことが課題であり、グローバル COE の採択にともない、こうした新規の専修の設置が求められている。

前期課程の指導体制については、一年次より適切な指導教授（演習担当）のもとで研究ができるよう配慮することが必要である。大学院と学部教育の連携については「スペシャリストプログラム」の導入が行われたが、まだ十分機能しているとはいえないので、検討を重ねていきたい。

2-1-1　文学研究科の教育課程（大学院）

【現状の説明】

教育課程の特徴

文学研究科は学校教育法第99条[大学院の目的]、大学院設置基準第 3 条及び第 4 条に基づく研究者養成及び専門職養成のために、前期課程では、学部教育の成果を踏まえつつ、広い視野に立って清新な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な人材を育成する目的のもと、総合人文学専攻に英文学専修、国文学専修、哲学専修、史学専修、ドイツ文学専修、フランス文学専修、中国文学専修、地理学専修、教育学専修の 9 つの専修を置いている。また2006年度からは、更に英米文化専修、芸術学美術史専修、心理学専修を新設し、史学専修を日本史学専修と西洋史学・アジア史学専修に分割して、計13専修を設置した。更に2007年度からは、文化共生学専修を設置して計14専修に、更に2008年度からは身体文化専修・文化交渉学専攻東アジア文化交渉学専修を設置し、 2 専攻16専修となった。

後期課程では、専攻分野において研究者として自立して研究活動を行い、高度に専門的な職業人に不可欠な研究能力と豊かな学識をもつ人材の育成のため、英文学専攻、国文学専攻、哲学専攻、史学専攻、ドイツ文学専攻、フランス文学専攻、中国文学専攻、地理学専攻、教育学専攻の９専攻を設置し、多様な学問分野を包含する高度な専門教育を実施してきた。2007年度からは、後期課程においても総合人文学専攻１専攻への統合を行い、英文学専修、国文学専修、哲学専修、史学専修、ドイツ文学専修、フランス文学専修、中国文学専修、地理学専修、教育学専修の計９専修を設置した。2008年度からグローバル COE 東アジア文化交渉学教育研究拠点のもとで、文化交渉学専攻東アジア文化交渉学専修を開設し、更なる教育研究の充実を図っている。

総合人文学専攻

（ア）英文学専修

英文学専修は前期課程では英文学研究、米文学研究、英語学研究の３分野に分かれ、研究方法も含めて各分野における専門的研究の基礎が十分修得できるようカリキュラムが組まれている。修士論文の指導においては、個々のテーマを適切な研究方法にしたがって十分に追求し、論理性のある論文に仕上げられるよう指導がなされている。後期課程には、中世及近世英文学、近代英米文学、英語学の三つの研究分野がおかれているが、それぞれの分野における専門的研究をいっそう深め、すぐれた学術的成果があげられることを念頭においたカリキュラム編成がなされている。課程博士論文の指導においては、学問的実証性ということ、及び研究の独自性ということに重点をおいた指導がなされており、適切カリキュラムにしたがって、適切な指導がなされているといえよう。

（イ）英米文化専修

2006年度から前期課程において英米文化専修を設置した。本専修においては従来の英文学研究とは別にアメリカ・イギリスを中心とした英語圏の文化研究を学際的に行うことを目的としている。既存のディシプリンに収まらない広い視野からの研究方法をもとに講義・演習を構成している。開講している内容としては、言語文化論・表象文化論・英米比較文化論・アメリカ文化論・ジェンダー論等がある。

（ウ）国文学専修

80年の歴史をもつ国文学科を母体にした国文学専修は、一貫して、学問的実証性に基礎をおいた研究・教育を志し、国文学研究の正道を歩むことをめざしてきた。また、つねに学会をリードする立場の教員スタッフを擁し、厳密かつ的確な学生指導を図ってきた。学生の論文も、国文学会発行の学術雑誌関大『国文学』をはじめ、学会誌あるいは主要誌への投稿・掲載を活発に行っている。カリキュラムは、国文学については、前期課程・後期課程ともに上代から中古・中世・近世、更に近現代と、日本文学の全時代にわたっており、同時に、韻文・散文・芸能と、ジャンルも多岐に及んでいる。国語学も、古典語・近現代語両分野に対応した研究指導を行っている。国文学専修は、こうした充実した内容を適切に指導している。

（エ）哲学専修

哲学専修は哲学・哲学史研究、哲学・倫理学研究、比較宗教学研究、の三つに分化することによって、高度な専門的研究を実現し、大学院生の多様な研究に対応しうるカリキュラムを設けている。後期課程では哲学・哲学史研究、哲学・倫理学研究、比較宗教学研究の分野に分かれて研究を進めることができる。前期課程から後期課程まで各年度に演習科目を置き、資料収集、文献読解、そして学位論文作成の指導を行い、それと平行して専門研究に不可欠な「古典語研究(1)」から今日的な課題に対応した「応用倫理学研究 A・B」や「人間環境学研究 A・B」に至るまで、前期課程で30科目、後期課程で14科目におよぶ講義科目を配置し、研究の専門性と同時に学際性を持ちうる教育課程を敷き、適切な研究指導が行われている。

（オ）芸術学美術史専修

2006年度からは前期課程において芸術学美術史専修を設置している。本専修では芸術学・西洋美術史研究

と日本及東洋美術史研究の２分野を設けている。芸術学・西洋美術史研究では、美学・芸術学、パフォーミングアート（演劇・音楽）、西洋美術史（絵画・彫刻・建築他）、西・南アジア美術史、デザイン等を学ぶことができる。日本及東洋美術史研究では、建築・彫刻・絵画・工芸等、芸術作品を採り上げながら、作品分析・作家論・様式論を研究していくことができる。

（カ）日本史学専修

日本史学専修では、日本古代中世史研究・日本近世近代史研究・考古学研究・民俗学研究・伝統文化学研究といった多様で充実した研究指導を行っている。日本古代中世史研究・日本近世近代史研究では、文献史学を中心に日本の政治史・仏教史・社会史・女性史等幅広いジャンルの講義・演習を取りそろえ、考古学研究では旧石器時代から歴史時代に及ぶ考古学的事象を扱うことができる。民俗学研究では信仰・祭礼等生活文化全般を扱い、伝統文化学研究では考古学と民俗学を包含した古代から現代に至るまでの工芸や芸能等伝統文化全体を対象とした研究を進め、現代社会における文化遺産の保存と活用についても研究することができる。後期課程では史学専修で引き続き各研究分野を深めることができる。

（キ）西洋史学・アジア史学専修

本専修では、東アジア史研究・西アジア史研究・西洋史研究を設けている。東アジア史研究では中国史及び日中交渉史を含む東西交渉史を、西アジア史研究でエジプト史やイスラム史等西アジアを中心とする歴史を、西洋史研究では史学思想史を含めた欧米の歴史をそれぞれ研究できる指導体制をとっている。西アジア史研究は前期課程にのみ設置されているが、後期課程では史学専修のなかで東洋史研究と西洋史研究に関連分野が含まれているので、引き続き研究を深めることができる。

（ク）ドイツ文学専修

ドイツ文学専修にはドイツ文学研究、ドイツ文化研究、ドイツ語学研究の三つの分野がある。ドイツ文学研究は、啓蒙主義から現代まで幅広い時代のドイツ文学作品を扱い、文献学的な研究方法を学び、ロマン主義、表現主義等の個別の作家について新しい観点から掘り下げた研究を行う。ドイツ文化研究は、重要な領域の一つであるドイツ文化について広く歴史的、社会学的な観点から研究を進め、ドイツ文化の特徴について社会学的な研究方法や個別文献の精読により究明する。ドイツ語学研究では初期新高ドイツ語、中高ドイツ語、古高ドイツ語を対象とした通時的言語研究及び、現代ドイツ語についての共時的言語研究のための文献講読や方法論を学び、ドイツ語に関する総合的な理解をめざしている。これらの三つの分野にわたる充実したカリキュラムによって、適切な研究指導が行われている。

なお2008年度からカリキュラムが改定され前期課程は「ドイツ言語文化研究(1)」、「ドイツ言語文化研究(2)」の二つの分野での教育課程に変更された。「ドイツ言語文化研究(1)」は19世紀までの時代を中心に、「ドイツ言語文化研究(2)」は20世紀以降のドイツ語圏の言語、文学、文化を研究するものである。

（ケ）フランス文学専修

フランス文学専修には、充実したカリキュラムのもとに次の学問領域がある。フランス文学研究(1)は、中世からルネッサンスを経て18世紀末の大革命までの作家の韻文、散文、戯曲等の作品を研究対象とし、フランス文学研究(2)は、近代のロマン主義成立以降、19世紀と二つの世界大戦を迎えた激動の時代20世紀の散文、詩、演劇、文学批評、文学思潮を含める研究分野を扱う。フランス語学研究は、フランス語の成立過程を重視し、フランス語を歴史的変化の面から捉える通時的研究と、現代フランス語の統語論・意味論・語用論的研究、及び広義の社会言語学的研究を扱う。演習・講義はいずれも厳密かつ実証的なテキスト研究を重視し、実例を示して教授している。研究指導では個別指導を重視し、当初より自己の研究テーマを決め、修士論文や学会発表論文、課程博士論文作成の指導を行っており、カリキュラム内容も適切である。

（コ）中国文学専修

中国文学専修のカリキュラムは、中国哲学、中国文学、中国言語の三分野で編成され、古典から現代まで

を対象とする充実した学科目を用意している。修士論文の指導は、担当教授により個別に行うが、毎年、前期課程、後期課程に在学する学生と教員全体が参加して、論文の中間発表会を開き、批評や意見交換を行っている。同時に、博士論文作成に当たっては、できる限り学会発表や学会誌への投稿等により、外部の評価に耐えうる内容となるよう適切な指導がなされている。

（サ）地理学専修

各専修では、人文地理学及び自然地理学にわたる充実したカリキュラムを設置し、１年次の初めより、修士論文または博士論文作成に向けて効果的な指導を行っている。また専修・専攻全体でも、教員全員と原則として所属大学院生全員が出席して、個々の大学院生について年１回程度の研究発表会を実施している。到達目標を明確にするために、課程博士論文提出の基準を大学院生全員に示している。課程博士論文提出に向けて、単位修得後退学した者も含めて各人年１回の発表会を催している。課程博士論文の前提条件は、全国学会または国際学会（集会）で口頭（またはポスター）発表２回以上、学術論文２編（うち１編はレフェリー付き学会誌）である。学会での発表を奨励するとともに、別途、学会等が実施する研究会やエクスカーションについても積極的に参加するよう指導している。総合科学的色彩が濃い地理学の性格上、研究内容が複数の教員の専門分野に跨ることが多く、複数教員による指導体制を確立し、適切な指導を行っている。

（シ）教育学専修

教育学専修は、社会人、特に現職教員を対象とした昼夜開講制を導入している。本専修は、「教育理論・政策学」コースと、「学校教育開発学」コースに分かれている。前者は、教育という現象のグローバル～マクロ・レベルの問題、すなわち異文化間教育学、教育行財政学、コミュニティ教育学等の学問分野をカバーし、後者は、ミクロ・レベルの学校教育開発学、カリキュラム研究、教育方法学、学校教育実践課題研究等の学問分野をカバーしている。前期課程では、学部段階よりも高度な知識の修得を行いながら、修士論文作成に向けた指導がなされる。後期課程では、課程博士論文作成に向けて、院生各自に関連した学会での発表や投稿論文作成への指導がなされている。

（ス）文化共生学専修

前期課程のみの設置で、学際的な研究手法のもとヨーロッパと日本をフィールドにして、異文化理解、比較文化論、ジェンダー論、サブカルチャー論等を研究していく。多様な問題点を「文化」と「共生」を基軸に考察していくことを特色とする。ヨーロッパの言語・文化を専門とする教員を配置し、現代の学生の問題関心に対応して新たな発想の分野を開くための指導を行っている。

（セ）身体文化専修

前期課程のみの設置で、身体文化領域研究・スポーツ領域研究・健康福祉領域研究の３分野で編成されている。身体文化領域研究では東西文化のなかでの身体技法、歩行文化、身体表現を等を研究対象として扱い、スポーツ領域研究では競技スポーツから生涯スポーツまで多様なスポーツの文化的意義を考察していくことを目的としている。健康福祉領域研究では、社会保障や社会福祉政策から福祉コミュニティ論、ソーシャルワーク実践論等社会全体で取り組む支援の在り方を研究することを目的としている。

（ソ）映像文化専修

映画を中心とする映像文化についての研究を行い、特に中国語圏の映画史・フランス映画を中心に研究対象としている。映像文化の地域性や歴史的変遷、映画理論等を総合して領域横断的な研究を指導している。新しい分野でもあり、資料収集の方法、技能の修得等を演習を通じて懇切に指導している。

文化交渉学専攻

（ア）東アジア文化交渉学専修

2007年度に採択されたグローバル COE 東アジア文化交渉学教育研究拠点のもとで、2008年度から新研究分野として博士課程前期・後期に文化交渉学専攻を設置した。文学研究科内の総合人文学専攻と連携し、学

際的な研究手法をもとにして、周縁領域から東アジア文化における歴史的・地域的・言語的交渉の実態を研究し、優秀な若手研究者を養成することを目的としている。国内からの進学者のみならず中国・台湾・韓国・ベトナム・ネパール等からの大学院生も在籍して活発な研究活動を進めている。

本専攻では、東アジア文化交渉学演習・文化交渉学講義・東アジア地域研究（北東アジア・沿海アジア・内陸アジア・アジア域外）といった科目を設置し、フィールド調査研究を身につけるための周縁プロジェクト、海外拠点と本学をインターネットで結んで行う文化交渉学共同研究のような特色ある科目を開講している。また、母国語を含めた2アジア言語と英語の運用能力有する研究者育成のため、アカデミック外国語（英語・中国語・朝鮮語・日本語）を開講している。

副専攻・EU-日本学教育研究プログラム

2007年度に文部科学省大学院教育高度化プログラムで採択され、2008年度より開設したコースである。文学研究科内の副専攻として位置付けられ、「日本学」を中心に海外の日本研究、特に EU 諸国における日本研究と連携した科目群を展開して、日本研究を海外に発信できる人材の育成をめざしている。科目としては、日本研究を学際化するための日本学フィールドワーク、言語修得のための日本学学術コミュニケーション・トレーニング、EU における人文学研究を学ぶ EU-日本学講義を開講している。年2回、EU で「日本」を学ぶ学生と共同して研究発表会、資料調査を開催している。拠点としては本学はもとより、関西大学　日本・EU 研究センター（ベルギー　ルーヴェン・カトリック大学）と連携して行っている。

【長所】

文学研究科は以上のように多様な専修を設置し、従来の伝統的な学問領域をはじめ、学際的な新領域を含めて現代社会の多様なニーズに応えることができる大学院をめざして改革を継続している。現在、志願者数も増加して前期課程・後期課程ともに定員を充足している。また、各専修に応じて充実したカリキュラムを設け、各指導教員によって適切な指導がなされている。多様な学問分野を包摂する文学研究科においては前期・後期課程ともに多彩な科目を設置することにより、現代の大学院生の多様な学問的要求に応えている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現代社会の需要に応えることができる高度な専門性を持った人材の育成ということで、改革を重ねているが、今後も柔軟に科目の改変・設置ができるよう継続して検討することが必要である。このため2008年10月から設置する大学院将来構想協議会で議論を重ねる予定である。また、文化交渉学専攻については、2011年度より文学研究科から独立した研究科として再編成する計画である。

2-1-2　授業形態と単位の関係

【現状の説明】

（ア）現代社会の急速な進展とニーズの多様化によって、研究者及び高度の専門職に就く人材の養成が急務になり、文学研究科ではこれに対応するため、研究の独創性と指導力を兼ね備えた研究者及び高度専門職業人の育成に努力している。このことはパンフレット『関西大学大学院 Information』に記されている。本研究科の前期課程2年では、広い視野をもつ研究能力または高度の専門性を要求される職業等の養成に力を入れ、1年次の「演習(1)」、2年次の「演習(2)」の必修科目を軸に多様な講義科目が配置され、計32単位の修得を課すとともに、修士論文の作成を課し、修士号の取得をめざす体制が確立している。学生は、学内進学試験及び一般試験によって進学した本学学生、一般入試による他大学出身の学生、外国人留学生試験及び一般試験による外国人留学生、社会人入試による社会人学生、そして外国人研究生らであるが、彼らは前期課程入学時に希望の専修を選んで入学し、1年次には当該の専修・専攻が配置した指導教授（演習担当）の指導を受けることになる。2年次からは学生が希望する指導教員を自由

に選択して修士論文の作成へと向かう。指導教授が必要と認めたときには、演習以外の講義科目については、前期課程では他研究科及び他大学院の講義科目の履修も可能となっている。

(イ) 後期課程では「演習(1)」、「演習(2)」、「演習(3)」の必修科目を軸に先端的な講義科目が配置され、計16単位の修得を課すとともに、課程博士論文の提出を求め、博士号の取得をめざす体制が確立している。もちろん、研究者をめざす学生には、前期課程と後期課程の連続性が求められるが、本研究科では前期課程の指導教員に後期課程も引き続いて指導を受けられる制度になっている。すなわち、後期課程の1年次から3年次までの3年間、学生が希望する専門分野にもっとも関係の深い指導教員の授業「演習(1)」、「演習(2)」、「演習(3)」を選択するとともに、専門性の高い講義科目を受講して、独創的な課程博士論文作成の指導を受けることのできる体制が確立している。後期課程ではやはり指導教授の指導のもと、他専攻、他研究科、そして他大学院の講義科目も履修可能となっている。また、後期課程2年次以降に、研究テーマの大きな変更等の事情が生じたときには、指導教授の変更も可能となっている。

【長所】

各専修（前期課程・後期課程）とも、基礎的かつ専門的な教育を少人数による演習・講義によって実施しており、指導教員と学生とが親密に研究を行うことによって、専門的知識、独創的な着想、プレゼンテーション能力等が、毎回の授業によって高い水準に引き上げられている。また、授業中に行われるミニテストやレポート提出等によって、丁寧な指導がなされ、一定の効果を上げている。更に、教員との人間的な関係から、人格が陶冶されるという利点も生まれている。

【問題点】

1）最近の社会情勢の急速な変化の影響を受けて、大学院は教育内容を積極的に変革しつつあり、従来の研究者養成のみを柱にした教育体制を更に大きく変える改革を実施しつつある。
2）大学院と学部教育との連携については、一層の努力による改善の必要があり、学部と前期課程の連動についての制度の改革は必要である。
3）現職の社会人を受け入れるためには、土曜日及び午後6時以降開講の夜間授業を充実させる必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

1）各専修に応じて、現代社会において求められる高度の専門性とは何かを継続して考え、講義・演習内容に反映させていく必要がある。
2）本学では学生数の問題等で、学部と大学院の授業科目は截然と分けられているが、学部生と大学院の連携を密にするため学部学生が大学院の講義科目を履修できるように改善していく。
3）現職教員等の大学院進学については、その需要と志向をみきわめて受け入れ態勢を工夫する。夜間の開講が必要な場合はこれに応ずることが必要である。

2-1-3　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

本大学院は、「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」に基づき、関西学院大学大学院、同志社大学大学院、立命館大学大学院との間で、単位互換制度を設けている。また、2005年度から実施に踏み切った飛び級進学制度によって、大学院と学部教育との連携が一貫教育という方針のもとに進められている。文学研究科内部において、他専修・他専攻の人文学共通の授業科目を履修できる共通科目を設置するとともに、他研究科との共通科目の設置にも配慮している。

【長所】

他専修・他専攻の授業が自由に履修することができることになり、院生の意識も変わり自分の専門研究に

必要なものを積極的に受講するとともに学際的な方法論等を模索することができ、効果が上がりつつある。

【問題点】

学部と前期課程の連動による「スペシャリストプログラム」の導入が行われたが、まだ十分に機能しているとはいいがたい。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

大学院と学部教育との連携については、一層の努力による改善の必要があり、とりわけ単位の先取り履修については継続して議論する必要がある。学部学生の大学院進学への意欲を高めるとともに、学習意欲を満足させるものとなるようにしていく。

2-1-4　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

社会人学生について文学研究科では、中、高の現職教員を中心に広く企業人や主婦、そして定年退職者を受け入れており、社会の要請でもある現役の社会人に対する教育や主婦層等に対する生涯教育に対応する体制を確立している。とりわけ、社会人学生については、状況に応じて午後６時以降開講の授業も配置している。更に、近年、増加しつつある外国人留学生に対しても、少人数教育の体制のため、丁寧な指導が可能となっている。

また前期課程においては、現職教員１年制を設置し、現職教員が１年間で修士号を取得できるように体制を整えている。

文化交渉学専攻においては設立当初以来、半数を外国人留学生とすることを想定しており、博士課程後期課程13名の内７名が留学生である。留学生に対しては大学近辺の宿舎を斡旋するとともに、審査の上、月額１万円の家賃補助も行っている。カリキュラム上では、アカデミック日本語を開設して、日本語による研究発表・論文発表の能力向上をめざしている。

【長所】

現職の高等学校教員や定年後の社会人の入学者もあり、着実に社会人学生も増加してきており、若い大学院生にもよい刺激を与えている。また、文化交渉学専攻の新設によって優秀な留学生を継続的に受け入れることができるようになり、国内からの大学生とともに協力しての研究等グローバル化にふさわしい大学院の形成が進んでいる。

【問題点】

前期課程における現職教員１年制については進学希望者がいないのが現状で、教員側の志向等を調査の上、改変が必要である。また、文化交渉学専攻以外にも留学生は増えつつあり、総合人文学専攻への進学者も含めた留学生への対応が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

総合人文学専攻の外国人留学生に対するアカデミック日本語等語学関連科目を履修するよう指導が必要である。また、同様の科目の増設も検討していきたい。

今後の到達目標

文学研究科においては専修ごとに充実した科目群を配して専門教育を進めるとともに、他専修との連携のもと学際的な研究に向けての体制も整えている。また、従来の学問的枠組みにとらわれない学際的な新しい専修も複数設置され、現代社会の需要に対応できるよう改革は進んでいる。今後は専修ごとの科目数の調整

検索

等が必要であり、新専修の充実が望まれる。文化交渉学専攻についてはグローバル COE の成果を生かし、独立した研究科として更なる充実をめざしていく。

2-2　教育方法等

前回の到達目標

入学時のオリエンテーション、履修指導をもとに学習意欲を高めることが必要である。大学院生の様々な声をくみ上げるための組織上の対応策を工夫する。シラバスについては教員による精粗の差があり、いっそう丁寧な記述をめざすものとする。「関西大学 EU-日本学教育研究プログラム」により、副専攻制度を導入する予定で、カリキュラムの改革に着手している。

2-2-1　教育効果の測定（大学院）

【現状の説明】

文学研究科では、入学時に新入生ガイダンスを実施し、オリエンテーションでは、履修ガイダンス、授業、教職、関西四大学大学院学生交流制度、教材複写・製本に関する補助、学会補助費、多目的室の利用、事務手続きとその窓口、関西大学情報処理システムに関する説明を専修毎に指導教授より行っている。

2004年度秋学期より、講義科目を対象として、大学院生による授業評価アンケートを実施し、さまざまな学生の要求等を聞いて、授業の充実を図っている。加えて、2002年度から各教員の教育に関する取組を取り纏め、授業支援グループの各学舎ステーションにおいて、関西大学に帰属する教員の教育活動として公開している。

なお、副学部長（大学院担当）と教学主任（大学院担当）によるオフィス・アワーが設けられており、大学院生は研究活動に関わるさまざまな問題について、指導教授以外の教員にも公的に相談できる体制をとっている。

文学研究科の大学院生の修了後の進路は、大学教員（非常勤講師を含む）、中、高の教員、美術館・博物館の学芸員、国家公務員、地方公務員、一般企業等多様であるが、これまで一定の成果を上げている。

【長所】

ガイダンスやオリエンテーション、オフィス・アワーを通じて演習を担当する指導教員と大学院生とのコミュニケーションは概ねよく保たれており、意見の交換もよく行われている。

【問題点】

大学院における授業アンケートは、授業が少人数で行われているため書き手が特定されやすく、状況を把握するのには若干問題が残る。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員個々のオフィス・アワー、大学院担当副学部長と大学院担当教学主任によるオフィス・アワーをより活用して大学院生の声をくみ上げることが必要である。キャリアセンターにおける大学院生向けの就職ガイダンス、卒業後の追跡調査をしっかり行う必要がある。

2-2-2　成績評価法

【現状の説明】

授業科目の成績は、評語（優、良、可）をもって学生に発表され、その評価基準は100点満点の素点をもって決められている。優が80点以上、良が70～79点、可が60～69点である。60点未満は不可とされる。評価方法はシラバスで周知され、筆記試験やレポート作成、平常点による評価等がある。

【長所】

文学研究科では、入学時のガイダンス、オリエンテーションに始まり、シラバスの開示、ウェブ・システムによる履修、適正な授業評価等、懇切丁寧な制度が採り入れられ、またそれらがうまく機能している。

【問題点】

多様な大学院生の入学によって学習意欲の差が生じており、講義・演習等で的確な到達目標を示すとともに、よりきめ細やかな個別指導を行うことが必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

オリエンテーションの時の履修指導、シラバスで学習の到達目標、評価基準等の具体的な説明を行う方向で検討中である。

2-2-3　研究指導等

【現状の説明】

前期課程では、研究計画書等を提出させている。（前期、後期とも）修士論文に関して、演習及び講義の授業において指導教授から詳細適切な指導を行い、独創的な学位論文の作成に向けて指導力のある教員によって演習の授業を行っている。学部の卒業論文を踏まえて、前期課程では指導教員のもとでより専門的な授業を通して研究・教育に対する研鑽と修士論文作成に向けての指導を行い、研究者あるいは高度専門職業人養成の指導を行っている。 前期課程の修士論文を踏まえて、後期課程では指導教員のもとでより一層専門的な授業を通して研究・教育に対する研鑽と課程博士論文作成に向けて少人数による密な体制で研究者養成の指導を行っている。

学生が国際学会をはじめ、国内の各種の学会発表に参加することによって、国際的な学問的水準を直接体験する機会をもつ。学内外の学会発表等に際しては、参加費用の補助制度があり、大学院生協議会が編集・発行する『千里山文学論集』に論文掲載の資格をもつ。

【長所】

指導教員のもとでの懇切な指導が行われ、前期課程においても意欲的な論文をまとめる学生も増加している。伝統のある専修も多く、各専修における学内学会も充実しており、学会誌もあり、大学院生の発表の場となっている。これらを踏まえて更に学外の研究会・学会における発表へと進むことができる。

【問題点】

他専修の科目を自由に取ることができる課程となっているが、多様な教員の指導や意見を受けることも必要であり、新しい専修等では複数の教員参加のもと院生が発表する場の設定が望まれる

【将来の改善・改革に向けた方策】

新専修内における学会の立ち上げ、院生による発表の場の確保に向けての更なる努力が必要である。

検索

2-2-4　教育・研究指導の改善（大学院）

【現状の説明】

学内では学部・大学院を含めた FD 活動が展開されており、大学院についてもフォーラム等が開催されている。専門職大学院との差異はあるものの、大学院における授業の改善に向けて議論されている。副学部長（大学院担当）・教学主任（大学院担当）のもと研究科運営委員会を毎月 2 回開き、指導体制や諸問題を協議する場としている。

【長所】

学位認定のところでも触れているように、入学者も増加傾向であり、指導教授のもと適切な教育体制が取られており、改善策も協議されている。

【問題点】

多様化する大学院生の実態を踏まえて文学研科の教育・指導の改善と今後の研究科の在り方を含めて協議する場が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

文学研究科の今後の体制を協議する大学院将来構想委員会を設置し、教育方法を積極的に議論していく体制を整える。また、指導教員以外に複数の教員がかかわる文化交渉学専攻と副専攻の EU-日本学を選択している大学院生への指導をより丁寧に行うため、2009年10月からポートフォリオを導入する予定であり、運用する中でいかに活用・定着させるかを検証していく。また、大学院生がどのような研究成果を発表しているのかの情報を共有するため、大学院生が本学の学術情報システムに登録し公開していく。これによって研究の進展を促していく。

2-2-5　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

基本的に演習と講義によって構成されているが、前期課程・後期課程ともに副専攻の「関西大学 EU-日本学教育研究プログラム」の導入によって、日本学フィールドワーク、日本学学術コミュニケーションといった科目を履修することができる。これらの科目では現地調査や英語を主としたコミュニケーション能力の向上を図ることができる。文化交渉学専攻ではアカデミック中国語・英語・朝鮮語・日本語を開講し、北京外国語大学とインターネットで結ぶ文化交渉学海外共同研究、周縁プロジェクトといった科目を開講して、フィールドワークの方法を学び国際性を持った研究者の育成をめざしている。語学能力の向上と海外調査能力が確実に身につくようにしている。

【長所】

副専攻の導入によって新たなスキルを身につけることができ、日本のことを研究する大学院生についても国際性を持たせることができる。また、文化交渉学専攻では留学生も多く、はやくから海外の若手研究者と交流する機会をもち国際的に活躍することができる大学院生を育成できるよう工夫されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

副専攻についても今後どのように展開していくかの検討は必要であり、専門研究とのバランスの取り方も課題となっている。大学院生の高度職業人として能力開発のためのどのような科目が必要であるかを議論し、複数指導体制の必要性も含めて、研究科全体で検討していく。

今後の到達目標

今後の大学院の在り方を検討する協議委員会をつくり、教育方法等を含めた全体の構想を検討し、学部長・大学院担当副学部長のもとで文学研究科の在り方を検討する。副専攻の在り方を再検討していく。

2-3　学位授与・課程修了の認定

前回の到達目標

1）前期課程の修士号授与数は、大きな問題はないとはいえ、まだ入学定員108名には達していないので、今後、定員充足に努力して、毎年108名の修士論文が出るように改善していく。
2）2006年度より１年制の前期課程として、現職教員のリカレント教育を実施したが、入学希望者が少ない状態であるので、何らかの対策を考えたい。
3）後期課程の学位授与者数が入学定員のほぼ半数に達しており、関西大学のすべての研究科の中でもっとも多くの課程博士及び論文博士を輩出しているとはいえ、課程博士については未だ入学者の半数である。今後は入学者の大半が課程博士号を取得できる体制を整えていく。
4）後期課程の学位授与数を増やすためには、指導教員による課程博士論文についての合理的な指導計画が必要である。「学位授与に至るフローチャート」の設置を提案し、早期に実施する方向で議論を進めている。
5）大学院学則第24条及び第25条に、優れた業績を上げた者については標準修業年限を短縮できる旨の規定があり、学生の研究意欲を刺激するものとして評価される。2006年度より前期課程に現職教員のリカレントコース１年制を導入したが、後期課程の学生にもこの制度が適用できる研究指導を充実させていく。

2-3-1　学位授与

【現状の説明】

学位審査に当たっては、指導教授を主査、他に２名の関連分野の教員を副査として配置し、厳正な口頭試問を行い、各専修による審査結果を研究科委員会に報告し、厳正な審査を行って、３月と９月の年２回に修士の学位授与を行っている。

後期課程では、社会に貢献する独創的な学位論文の作成に向けて指導力のある教員によって演習及び講義の授業を行っている。学位審査に当たっては、指導教員の主査１名と関連分野の他専攻、あるいは研究内容によっては、他大学の教員最低１名を含む副査計２名の審査委員計３名によって厳正な口頭試問を行い、各専攻による審査結果を研究科委員会に報告し、厳正な審査を行って、３月と９月の年２回に課程博士の学位授与を行っている。2008年度より口頭試問を公聴会方式で行い、公開性を持たせて公平な審査に努めている。

博士論文申請資格については、2006年度より、レフリー付き外部学会での口頭発表１回及びレフリー付き外部学会誌への投稿論文掲載１本を基準にする方向を決定した。「学位授与に至るフローチャート」を公開し、後期課程在籍の大学院生には各学年毎に研究の成果報告と今後の計画を指導教授と協議のもと作成して提出を義務づけている。

前期課程の場合、2007年までは入学定員108名を少し下回る入学者数であったが、2008年度には107名、2009年度には110名の入学者数となっている。2008年度修士授与数は98名である。後期課程の学位授与者数については、文学研究科は関西大学のすべての研究科の中でもっとも多い博士の学位を出している。過去５年間の博士論文授与数は、課程博士61名、論文博士47名で、両方合わせて計108名となり、毎年約22名の博士を輩出している。これは過去５年間の関西大学全体の授与数の約50%に当たる大きな数値である。

検索

【長所】

課程博士の基準を明確にし、試問も公聴会方式で行うことによって、大学院生にとっても学位取得へのプロセスを具体的に把握できるようになり、論文作成の良い刺激にもなっている。

【問題点】

後期課程においては３年間で博士論文を書き上げることは難しく、その後も在籍するものが多い。課程博士については入学者の半数が提出する状況であり、比率の向上が望まれる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

毎年度の研究計画書・報告書に沿った具体的な研究を遂行し、一本一本の論文を着実に積み上げていく指導が必要である。

多くの専修に設置されている学会を活性化して研究発表の場を増やし論文投稿を促すことが必要である。

2-3-2　課程修了の認定

【現状の説明】

学部教育との直接的な連携により飛び級制度も導入し、意欲的な学生の前期課程入学を促し、早期の卒業ができるよう制度を設置している。現職教員については１年で修了できる制度もある。また、社会人入学生のため２年コース・３年コースが選択できるよう配慮している。

【長所】

入学者の学び方に応じて課程修了までの年限を選ぶことができ、多様な入学者を迎え入れることができている。

【問題点】

現職教員１年制の応募者はいないのが状況であり、今後の社会の動向を見極めて改変の必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

多様な課程修了の在り方を保持して、様々な入学者の受け入れ態勢を整えていくことが必要である。教員・学芸員等の再教育も視野に入れて、課程の在り方を議論していく。現職教員１年制の入試は年２回の実施を2011年度から１回とする。

今後の到達目標

学位の基準については大学院要覧等で公開する必要がある。

３　国際交流

前回の到達目標

既にいくつかの研究プロジェクトでは国際シンポジウムの開催等が実施されているが、継続的に国際的な活動に教員が参加し、成果発表することを推進していく必要がある。

3-1　国際交流〔国内外との教育研究交流〕

【現状の説明】

2005年度に文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業として、文学研究科が母体となっているプロジェクト「革新的学習と教育システム開発の国際共同研究」、また、文学研究科を中心とする二つのプロジェクト「東アジアにおける文化情報の発信と受容」及び「なにわ・大阪文化遺産学の総合人文学的研究」が採用され、これらの事業推進のため、「人間活動理論研究センター」、「アジア文化交流研究センター」、及び「なにわ大阪文化遺産学研究センター」が設置され、研究プロジェクトが展開されている。また2007年度には文部科学省のグローバル COE に「東アジア文化交渉学の教育拠点形成―周縁アプローチによる新たな東アジア文化像の創出―」が採択され、更に文部科学省の大学院教育改革支援プログラムに「関西大学 EU-日本学教育研究プログラム」が採択された。2008年３月には、ベルギーのルーヴェン・カトリック大学内に「関西大学日本・EU 研究センター」が開設された。それぞれのプロジェクトに関連して海外から多くの外国人研究者を招へいし、本学教員や大学院生との交流がなされている。また、国際シンポジウム、海外協定校との共催による研究集会、海外フィールドワーク等も数多く実施されている。

加えて、院生の学会発表にも参加費用の補助を行う等細かく配慮しており、国際的な研究交流の場を広げる方策をつくっている。

【長所】

文学研究科として、さまざまな国際的な活動に教員・大学院生が参加し、成果をあげている。プロジェクト「東アジアにおける文化情報の発信と受容」と「なにわ・大阪文化遺産学の総合人文学的研究」においては、これまでも数度の国際シンポジウムが開かれ、また「EU-日本学教育研究プロジェクト」では公開授業、国際ワークショップが開催され、グローバル COE に基づく国際学術交流も活発であり、それぞれ文学研究科の教員や大学院生が積極的に参加し業績をあげている。

【問題点】

文部科学省の研究推進事業として採択された上記のプロジェクトでは積極的な研究交流が展開されているが、文学研究科の多様な研究内容からすれば、そうした大きな研究プロジェクト以外の、小規模な個別の国際研究交流も一層活発に行われるべきであろう。

また大学院生や本学大学院修了の若手研究者がより積極的に国際的研究交流活動に参加し、研究発表を行うことも期待される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

文部科学省の採択される研究教育事業には、今後も国際共同研究プロジェクトを掲げて引き続き積極的に応募し、国際研究交流を推進する。また文学研究科の多様な研究内容に対応した国際的研究交流が更に活発化されるように努力すべきである。このためには積極的な研究奨励を行い、共同の研究成果を発表する機会と制度を拡充することが必要であろう。大学院生が国際学会や国際学術交流に参加し、研究発表をするよう、更に指導を強化すべきであろう。大学院生の学会発表への補助制度は整備されているが、この活用数が更に増加するよう積極的な運用をすべきである。

今後の到達目標

文部科学省に採択される国際共同研究プロジェクトを充実させ、多くの研究成果を生みだし、関西大学文学研究科を国際研究交流の大きな拠点として定着させていくことが重要である。

また毎年、何らかの形で、文学研究科の教員と大学院生がより積極的に国際交流に参加し、研究成果を発表すべきである。

検索

4　学生の受け入れ

前回の到達目標

大学院への入学を社会人にも広く門戸を開放するため、現職教員の受験を促すような制度の充実を図る。また、留学生を幅広く受け入れるため入学時期について、秋学期入学を開設する。

文学研究科前期課程では、時代の要請に応えるべく、研究・教育に対する独創性と指導力を兼ね備えた広い視野に基づく現実問題解決能力をもつ国際化に対応した高度専門職業人・研究者の養成を目標としている。

後期課程では、大学、各種研究機関において主として基礎研究に従事する研究者の養成のみならず、中等教育、美術館・博物館、官庁等における研究開発のリーダーとして社会の発展に貢献しうる人材育成を目的としている。また、各種の学校の質的変化及び人文科学分野の急速な進展に伴って必要とされる再教育や生涯教育を担うことを目的としている。

以上のような本研究科の理念・目的・教育目標の実現をめざして、入学試験を位置づけている。

4-1　入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

研究科の理念・目的・教育目標を実現するために、教員組織、施設、設備を勘案し、収容定員を定めている。この収容定員に対して、本研究科の理念・目的・教育目標の実現にふさわしい学力をもつ優れた学生を迎えるために、また、社会人や留学生の受け入れ、科目等履修生の受け入れを円滑に実施することのできるように、以下に示す入学選抜方法に基づいて入学試験を適切な時期に実施することにより、広く社会に門戸を開いている。2008年度より秋学期入学を実施し、奨学金についても春学期同様、募集している。

【長所】

文学研究科においては、前期課程及び後期課程ともに有効かつ計画的に、入学試験として多様な募集方法と選抜方法が採用され、国内他大学出身の受験生の他、外国人、社会人、現職教員に受験機会が開かれている。また、これらの入試情報は本学ホームページ等で積極的に広報しており、現在、大きな問題は見あたらない。

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（大学院）

【現状の説明】

大学院の入学試験は、原則として各研究科がその専攻分野の専門性に基づいて独自に実施しているが、文学研究科が2009年度入学試験として実施した試験の種類を次に示す。こうした入学試験の情報は、関西大学のホームページ等において広く社会に開示している。また、過去の試験問題を入試センターの大学院入試グループにおいて開示している。

ア　前期課程

（ア）収容定員

文学研究科前期課程では、教員数・施設規模等を勘案して収容定員を216名（総合人文学専攻192名、文化交渉学専攻24名）と定め、下記に示す多様な入学試験を実施している。

（イ）学内進学試験

本学の学部卒業見込みの者で、学部成績に関し一定の条件を満たす学生を対象に行っている。試験科目は

口頭試問のみで、５月に行われる。この制度により進学する学生は、卒業論文作成の学部１年間、修士論文作成の前期課程２年間を連続的な計画をもって一貫した研究を行うことができる。すなわち、学部・大学院のつながりをもった研究・教育が行える利点がある。2009年度入学試験でみれば、総合人文学専攻前期課程の入学者97名のうち50名が、文化交渉学専攻前期課程の入学者３名のうち１名が学内進学方式によるものである。

（ウ）一般入学試験

本学、他大学を問わず、社会に広く門戸を開き、学部を卒業した者あるいは卒業見込みの者、学部を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められた者を対象に、10月と２月に一般入学試験を行っている。試験内容は筆記試験と口頭試問である。2009年度入学試験でみれば、総合人文学専攻前期課程の入学者97名のうち28名がこの方式によるものである。

（エ）飛び級入学試験

本学の学部３年次修了時点で、３年間の学部成績が優秀で一定の条件を満たす学生を対象に行っている。試験科目は口頭試問のみで、２月に行われる。この制度により進学する学生は、卒業論文を作成することなく３年次生から前期課程に進学するため、早くから修士論文の準備に取り掛かることができ、優秀な資質を早く伸ばすことができるという利点をもつ。2009年度入学試験でみれば、総合人文学専攻前期課程の入学者97名のうち４名がこの方式で入学している。

（オ）外国人留学生入学試験

外国人留学生に対して10月と２月に筆記試験と口頭試問を行っている。また、2008年度秋学期から本学と協定を結んでいる海外の大学の内、16校と特別推薦枠で学生を受け入れている。外国人留学生の受験資格は①外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者、又は修了見込みの者、②日本において外国人留学生として大学を卒業した者、又は卒業見込みの者、③本大学院において上記①及び②と同等以上の学力を有すると認めた者、ただし、日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除くである。2009年度入学試験では総合人文学専攻前期課程の入学者97名のうち９名が、文化交渉学専攻前期課程の入学者３名のうち２名がこの方式で入学している。

（カ）社会人入学試験

社会人に対して10月と２月に実施している。とりわけ文学研究科においては、再教育や生涯教育を視野に入れた入学試験制度で、試験は口頭試問のみである。2009年度入学試験では総合人文学専攻前期課程の入学者97名のうち６名がこの方式で入学している。

（キ）現職教員１年制入学試験

現職教員の受験も多いため、2005年度に検討が進められ、2006年度より文学研究科前期課程に現職教員のリカレントコース（１年制）を設置した。３年以上の在職経験を有する現職教員に対して５月と９月に実施している。試験は口頭試問のみである。

（ク）入学試験状況

2009年度の前期課程入学試験状況を表Ⅱ-文研-1･2に示す。

表Ⅱ-文研-1　2009年度　総合人文学専攻博士課程前期課程入学試験状況

入試区分	志願者	受験者	合格者	入学者
学内進学	56	56	53	50
一般	52	50	35	29
飛び級	4	4	4	4
外国人留学生	24	23	19	17
社会人	11	11	10	6
現職教員1年制	0	0	0	0
計	147	144	121	106

表Ⅱ-文研-2　2009年度　文化交渉学専攻博士課程前期課程入学試験状況

入試区分	志願者	受験者	合格者	入学者
学内進学	2	2	2	1
一般	1	1	0	0
飛び級	0	0	0	0
外国人留学生	9	9	4	3
社会人	0	0	0	0
現職教員1年制	0	0	0	0
計	12	12	6	4

イ　後期課程

（ア）収容定員

文学研究科後期課程では、教員数・施設規模等を勘案して収容定員を75名（総合人文学専攻57名、文化交渉学専攻18名）と定め、下記に示す多様な入学試験を実施している。

（イ）一般入学試験

２月に一般入学試験を行っている。試験内容は筆記試験と口頭試問である。2009年度入学試験でみれば、総合人文学専攻後期課程の入学者27名のうち16名が、文化交渉学専攻後期課程の入学者８名のうち４名が一般入学試験方式によるものである。

（ウ）外国人留学生入学試験

外国人留学生に対して10月と２月に外国人留学生入学試験を行っている。試験内容は筆記試験と口頭試問である。2009年度入学試験でみれば、総合人文学専攻後期課程の入学者27名のうち３名が、文化交渉学専攻後期課程の入学者８名のうち４名がこの方式によるものである。

（エ）社会人入学試験

社会人に対して10月と２月に実施している。とりわけ文学研究科においては、再教育や生涯教育を視野に入れた入学試験である。試験は口頭試問のみである。2009年度入学試験でみれば、総合人文学専攻後期課程の入学者27名のうち８名がこの方式によるものである。

（オ）入学試験状況

2009年度の後期課程入学試験状況を表Ⅱ-文研-3･4に示す。

表Ⅱ-文研-3　2009年度　総合人文学専攻博士課程後期課程入学試験状況

入試区分	志願者	受験者	合格者	入学者
一般	19	19	19	17
外国人留学生	5	5	4	4
社会人	10	10	8	8
計	34	34	31	29

表Ⅱ-文研-4　2009年度　文化交渉学専攻博士課程後期課程入学試験状況

入試区分	志願者	受験者	合格者	入学者
一般	4	4	4	4
外国人留学生	9	9	8	8
社会人	2	2	0	0
計	15	15	12	12

【点検・評価】

2005年度の文学研究科の改革や2008年度の文化交渉学専攻新設等によって、前期課程の志願者数は横ばい状態にある、しかし、定員充足に向けて一層の努力と改革が必要である。今後、質の高い入学者を他大学からも確保するために、魅力ある授業や修了後の進路開拓等の問題解決が求められる。加えて、社会人及び留学生について積極的な広報活動とそれに対応した体制整備の確立が必要である。

【将来の改革に向けた方策】

９月入学、前期課程における飛び級入学試験の導入、社会人及び留学生入学試験の充実、社会や学生のニーズに対応する魅力ある新科目の設置、各種の奨学金制度の充実等、文学研究科は改革によって、ここ数年、定員を充足する一定の入学者を確保している。今後は、学部学生に対する文学研究科授業科目の先取り履修制度等を実施することによって、学部・大学院のつながりをもった研究・教育体制の更なら整備が求められる。外国人留学生については、特別推薦枠の場合の質の確保が重要であり、今後も学生の動向を検討していく。

4-3　科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

大学院では、春・秋学期に４年制大学を卒業した者、またそれと同等以上の学力があると志望する研究科が認める者を対象に１学期に履修できる授業科目を３科目以内として、科目等履修生・聴講生として履修・聴講を許可する制度を採用しており、2009年度の科目等履修生は５名、聴講生は10名である。

また、自己の研究テーマについて本学の研究科で研究指導を希望する外国人を対象として、４月と９月の２回、７科目以内として、外国人研究生の受け入れ制度が採用されている（うち２科目は「外国人研究生指導」）。これらの外国人研究生は、このあと外国人留学生試験を受け、正規の大学院生となるケースが多い。2009年度の外国人研究生は３名である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院の科目履修生・聴講生については、生涯学習の観点から、今後も社会人等に向けて学習の機会を広げて行くことが重要であろう。外国人研究生の受講科目については、現在、指導でより効果的なものにするための検討を行っている。

4-4　定員管理

【現状の説明】

収容定員は、文学研究科全体で、前期課程216名、後期課程75名と定めている。2009年５月現在の前期課程在籍者は239名、後期課程は163名である。収容定員に対する在籍者の割合は、前期課程では1.11、後期課程は2.17である。

なお、2007年度文部科学省のグローバル COE「東アジア文化交渉学の教育拠点形成―周縁アプローチによる新たな東アジア文化像の創出―」が採択されたことにより、新たに立ち上がる文化交渉学専攻に定員を割り当てた。2008年度からは、１学年の入学定員については前期課程では総合人文学専攻96名、文化交渉学専攻12名、合計108名となり、後期課程は総合人文学専攻19名、文化交渉学６名、合計25名となっている。

【長所と問題点】

後期課程については、これまでのところ定員は充足されているとはいえ、今後も定員充足に向けて一層の努力と改革が必要である。また、収容定員に対する在籍者の割合が2.17と年々増加傾向にあるため、修了後の進路開拓等の問題解決が求められる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

後期課程の在籍者増加については、３年修了時での学位取得ができるよう指導を進めていく。

検索

今後の到達目標

(1) 学部学生に対する大学院授業科目の先取り履修制度を始めとする、学部・大学院のつながりをもった研究・教育体制の整備を継続的検討して行く必要がある。

(2) 特別推薦枠で入学する外国人留学生の学力格差については、今後も継続的に検証する必要がある。

5　教員組織

前回の到達目標

前回の報告では【将来の改善・改革に向けた方策】に記載されている内容は当時の現状を中心に記述されている。到達目標にかかわる記述のうち、教員組織に関わるものを取り上げると、「後期課程担当教員における D㊒の有資格者の一層の充実」、「リサーチアシスタントとポストドクトラルフェロー雇用のための内外資金の活用」、「女性教員と外国人教員の構成比の改善」等である。２番目はほぼ定着してきたが、１番目と３番目は今後の方針の継続で実現しうるものである。

5-1　教員組織

【現状の説明】

文学研究科は、主に人文学分野の研究者及び高度専門職業人の養成を担っている。前期課程は2専攻16専修、後期課程は2専攻10専修からなる。この陣容になるまで、学部教育の大学院教育への連続性、学生の多様な学習・研究ニーズ等に応えるべく、改革してきた。

2008年度には、前期課程の心理学専修と後期課程の教育学専修心理学が社会学研究科の産業心理学部分と融合して心理学研究科となり、文学研究科から独立した。更に、同年度、グローバル COE「文化交渉学教育研究拠点」の設立にともなって、前期課程・後期課程で文化交渉学専攻（東アジア文化交渉学専修）が設置され、既存の総合人文学専攻に加えて2専攻体制となった。

文学研究科の教育は、おもに文学部に所属する教員によって担われている。高度の専門的指導力をもった教員を配置し、院生の多様な研究について適切な研究指導・教育を少人数教育として行う体制を整えている。また、社会の要請に基づき「学の実化」を具現化するため、多様な研究領域の非常勤講師を任用して教育にあたっている。

文学研究科において授業及び研究指導を担当する教員は、関西大学大学院学則第33条により、大学院設置基準9条2号に規定する資格に該当する本学の教授であるが、実情に合わせて准教授及び講師をもってこれに充てている。

大学院では専門性をもつ教育・研究指導を実施するために、各教員の新規の資格審査を運営委員会及び研究科委員会に諮ることで業績審査を行い、教育水準の維持を図っている。資格審査は、授業及び研究指導を担当する教員を対象に、大学院設置基準９条１項１号、２号に規定されている D㊒、D合、M㊒、M合の資格を2000年５月に制定した「文学研究科教員資格判定基準（内規）」に従って公正に行っている。

任用は以下の「要件」、「判定基準」、「専任教員の審査」によって決定している。

〔要件〕

(1) 専攻分野に関する博士の学位を有すること。

(2) 専攻分野に関する単著を有すること。

(3) 専攻分野に関する編著書を有すること。
(4) 専攻分野に関する学術論文を継続的に発表していること。
(5) 近年の主たる学術研究業績が専攻分野（担当科目）に焦点化されていること。
(6) 大学教授（准教授）として長年の教育・研究経験（大学院・学部・短期大学での科目担当経験）を有すること。
(7) 学術研究に関連した活動に長年の経験や顕著な業績を有すること。
(8) 専攻分野に関連した高度の知識や特殊な技術・技能を有すること。
(9) 特殊な経歴・精深な見識や傑出した能力等から、教育や学術研究活動の拡大・深化に独特な貢献が期待できる卓越した人物であること。

〔判定基準〕
(1) D㊎は、上記(1)、(2)のいずれかを含め、5要件以上を満たしていること。
(2) D合は、上記の4要件以上を満たしていること。
(3) M㊎は、上記の4要件以上を満たしていること。
(4) M合は、上記の3要件以上を満たしていること。

〔専任教員の審査〕は、以上の〔要件〕、〔判定基準〕に基づき次のように行っている。
(1) 専任教員で前期課程の科目を担当する場合は M 合以上、後期課程で科目を担当する場合は D 合以上とする。
(2) 専任教員で研究指導教授（M、D の演習担当教員）となるには前期課程では M㊎、後期課程では D㊎の資格が必要である。ただし、准教授であっても上記の条件を満たしておれば可とする。
(3) 文学研究科における授業科目の担任者の決定には各専修において上記の〔要件〕、〔判定基準〕により、各専攻の委員が勘案し、文学研究科運営委員会に諮り、文学研究科委員会において審議する。
(4) 新規担当者の審査段階は① M 合基準、② M㊎基準、③ D 合基準、④ D㊎基準の四段階とする。ただし、各専修は被推薦者が上記の「要件」、「判定基準」に準拠しているかを勘案し、どの段階からでも文学研究科運営委員会及び文学研究科委員会の審議に諮ることができる。しかし、審査のたびに履歴書・業績一覧表が必要である。なお、非常勤講師の任用についても、上記の内規により審査している（M合・D合のみ）。

表Ⅱ-文研-5

専攻	博士課程前期課程		博士課程後期課程	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合人文学専攻	96	192	19	57
文化交渉学専攻	12	24	6	18

上の表は前期課程と後期課程の入学定員と収容定員を示したものである。収容定員の合計値は291名であり、教員１人当たりの学生収容数は2008年度、2009年度とも2.85名である。このように、概ね適切な教員数と考えられ、高度な研究と教育にとって適正な組織になっていると考えられる。

【長所】

本研究科では、資格基準が明確な有資格教員が、大学院担当教員として配置され、研究指導・講義が行われている。しかも、担当教員は、教授を中心としながらも、准教授、業績によっては講師をも含み、社会や学生のニーズに応える多様な学問領域の教授を可能とする態勢を取っている。

前期課程では文部科学省の通達に基づき、指導教授1名当たりの学生数を1学年10名（2学年20名）としている。前述のように現状では教員1人当たりの平均学生数は、約3名となっている。

【問題点及び将来の改善・改革に向けた方策】

文学部の専修所属学生数が優先されるにしても、男女共同参画社会の実現に向けて、教員の適正な男女比

構成に配慮する必要があるが、本研究科では女性教員の比率がまだまだ低い。加えて、外国人教員数も拡充をめざしているものの、まだ十分でないだろう。

急速に変貌する社会の要請に応えるため、社会で実務経験のある者や芸術家等を積極的に非常勤講師に迎える体制も必要と考え、徐々に拡大する方向にある。

5-2　教育研究支援職員

【現状の説明】

1. 授業支援ステーションが、大学院に対しては尚文館（大学院棟）に学部同様2006年8月1日以来、設置されており、スライドショー等の準備や、授業での配布資料の印刷サーヴィス等を受けることができる。障がいを持った院生には本人が持参した論文や書籍の複写サポートも実施している。
2. 科学研究費を500万円以上獲得した場合、更にその30%の間接経費を受けることができる。そしてその半額で定時事務職員を雇用することができる。
3. 後期課程またはこれに準じる学生をリサーチアシスタント（RA）（2009年5月現在11名）として雇用し、後期課程修了者をポストドクトラルフェロー（PD）（2009年5月現在3名）として雇用することが可能となっている。ただ、教員の研究の補助という形での雇用は文学研究科では稀少である。

【長所】

1. 授業支援ステーションのスタッフには学部生や院生のSAがいて、教員を補助している。
2. リサーチアシスタント（RA）、ポストドクトラルフェロー（PD）の制度によって、有望な学生が経済的支援を受け研究を継続できたり、科学研究費の申請が可能となっている。

【問題点及び将来の改善・改革に向けた方策】

1. 授業支援ステーションの業務内容については、毎年アンケートが実施されており、徐々に改善される方向にはある。授業支援を充実させるためにSAの数を増やすことが必要である。
2. 教員の研究補助としてのリサーチアシスタント（RA）、ポストドクトラルフェロー（PD）の任用は、学術フロンティア、オープンリサーチセンター、グローバルCOE等大規模な外部資金を獲得した場合に限られており、決して充分とは言えない。大学全体としてこの制度を更に充実する方向で検討すべきである。

5-3　教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

（文学部の点検項目を参照）

5-4　教育・研究活動の評価

【現状の説明】

既に述べたように、D㊎、D合、M㊎、M合の資格は2000年5月制定の「文学研究科教員資格判定基準（内規）」（2008年3月直近更新）に従って行われている。研究活動については学術情報システムとして本学ホームページ上で公開している。

教育活動を評価することは難しく現実には評価していない。なお、文科省大学院設置基準第9条には最近

の業績や教育活動については問題とされていない。

参考として過去5年間の学位取得者数を示す。

表Ⅱ-文研-6

年度	2004	2005	2006	2007	2008
修士（文学）	61	75	82	86	98
博士（文学）	22（12）	32（16）	24（13）	28（19）	24（13）

※（　）内は、内数で課程博士取得者数（人）。

【長所】

研究活動については、判定基準が明確であり、学術情報システムとして公開している。

【問題点及び将来の改善・改革に向けた方策】

教育・研究実績を学術情報システムに絶えず入力し、自らの活動を公開していくことが引き続き求められる。大学院担当教員の教育活動に対する客観的な評価は容易ではないが、近い将来、教育活動の評価基準の検討が必要である。

5-5　大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

【現状の説明】

前述のように専任教員の人事権は文学部にあり、文学研究科の教育は主に文学部教員があたっている。文学研究科の構成メンバーの一部は、文学部を主な拠点とする関西大学東西研究所、人権問題研究室、関西大学 なにわ・大阪文化遺産学研究センター、グローバル COE「文化交渉学教育研究拠点」、アジア文化交流センター（CSAC）、人間活動理論研究センター、関西大学文化財保存修復研究拠点（ICP）等、大型プロジェクトの主要メンバーとして活躍している。

文学研究科の学生は、他の研究科や関西学院大学、同志社大学、立命館大学のそれぞれ大学院を履修することが可能である。つまりは文学研究科の教員は他研究科及び大学院の指導も例は多くはないが実施している。

【長所】

附置研究所や外部資金による大規模な教育・研究拠点の主導的役割を果たしていることは、社会的貢献度が高いことを意味している。

【問題点及び将来の改善・改革に向けた方策】

特に、大きな問題はないと考えられる。本研究科は文学部とともに、他の大学との間での差別化をめざしてきた。その成果が現在現れている。今後、採択されてきたプロジェクトの成果を踏まえてより高い地平に立つ努力が必要となろう。

今後の到達目標

現行プロジェクト終了後も、その後継プロジェクトに申請する等、これまでの活発な活動を継続的に発展させていく必要があろう。

検索

6　研究活動と研究環境

6-1　研究活動

前回の到達目標

本学教員においては国際的な研究活動に参加している者も多く、また、各種の学会賞等を受賞している者、学会の委員・幹事等に就任している者、国・地方公共団体等公的機関の審議会、委員会、研究会等の委員等を委嘱されている者、各種の講演会等に招待されている者も多く、教員の研究活動は活発である。大学院担当教員に対する資格審査を定期的に点検するのみならず、文学研究科の研究環境として、活発な外部資金の導入をめざした施策が必要である。

6-1-1　研究活動

【現状の説明】

人文学分野の主な教育・研究活動は大学院文学研究科が担っている。学問的なレベルを高めることはもとより、中等・高等教育及び産業界等との連携による「学の実化」を実現するため、幅の広い多様な研究分野を網羅し、国際的に通用する人材の育成及び国際的な学術研究を行うという高い理想を掲げ、研究活動を行っている。

2005年度には文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業の中、文学研究科を母体とする「革新的学習と教育システム開発の国際共同研究」、また、関西大学東西学術研究所を母体とし、文学研究科担当教員を中心とする「東アジアにおける文化情報の発信と受容」、更に、関西大学博物館を母体とし、文学研究科担当教員を中心とする「なにわ・大阪文化遺産学の総合人文学的研究」のプロジェクト資金を獲得し、本学教員、本学大学院生、他大学教員、海外の研究者と学術交流を深めながら、研究活動を行っている。また2007年度には文部科学省のグローバル COE に「東アジア文化交渉学の教育拠点形成―周縁アプローチによる新たな東アジア文化像の創出―」が採択され、更に文部科学省の大学院教育改革支援プログラムに「関西大学 EU-日本学教育研究プログラム」が採択された。これらにより、文学研究科の研究教育活動が日本でも有数のレベルにあることが裏付けられたといってよい。

更に、2008年度に文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業において、「文化財の保存修復、技術開発と活用の研究 ― エジプトを中心にして」が採択されたことを受けて、文化財保存修復研究拠点（ICP）を設立し、文学研究科の教員が中心的役割を果たしている。

【長所】

本学教員の研究活動の改善・改革については、文学部・文学研究科を母体にして、専門性を一層高める努力を持続しながら、国際的な水準の研究活動を行うために、外部資金の導入に積極的に取り組んでいる。とりわけグローバル COE「東アジア文化交渉学の教育研究拠点形成」は、文学研究科を基盤とするプロジェクトで、注目すべき成果を上げつつある。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

このようなプロジェクトに多くの教員がそれぞれの専門性を活かして参加するシステムの構築が望まれる。その際、個々の教員の実績もさることながら、研究計画の立案、組織のコーディネート、教員間の協力関係構築を積極的に進める必要があろう。また科学研究費についても、より多くの教員が申請すべきである。

6-1-2　研究における国際連携

【現状の説明】

文部科学省によって採択された「革新的学習と教育システム開発の国際共同研究」、「東アジアにおける文化情報の発信と受容」、「なにわ・大阪文化遺産学の総合人文学的研究」、「東アジア文化交渉学の教育拠点形成―周縁アプローチによる新たな東アジア文化像の創出―」、「関西大学 EU-日本学教育研究プログラム」、「文化財の保存修復、技術開発と活用の研究-エジプトを中心にして」のすべてが、海外の大学・研究機関との連携を前提とした研究・教育プロジェクトであり、これらの遂行・展開にともなって国際連携が活発に行われている。

【長所】

これらのプロジェクトが国際連携を前提として構想されており、実際に既に海外の研究機関に研究拠点を置き、人的交流・共同研究会・国際学会の開催等を通じて国際的な水準の研究活動が可能となっている。また多くの文学研究科担当教員が関わっており、あわせて大学院生も参加している。特に大学院生には貴重な研究の場を提供していることになる。

【問題点】

これらのプロジェクトに参加している教員と参加していない教員の間で、国際連携への参画度にも多寡が生じている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

国際的な水準の研究活動を行うためには、文部科学省の大型プロジェクト等外部資金の導入にこれまで以上に積極的に取り組む必要がある。今後はより活発に研究プロジェクトを立ち上げ、その裾野を広くする。

6-1-3　教育研究組織単位間の研究上の連携

【現状の説明】

（ア）附置研究所とこれを設置する大学院との関係

東西学術研究所にかかわる主要構成員は文学研究科の担当教員であり、過去そして現在のプロジェクトのすべてにわたって果たす役割は大きい。

（イ）大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係

関西大学博物館には社会教育施設と共同研究施設という側面を持つので、学内共同利用施設として位置づけることも可能であろう。これを運営する博物館長以下の運営メンバーは文学部教員である。

【長所】

東西学術研究所や博物館における教員の研究と社会貢献の機会は大きい。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

外部の大学共同利用機関や学内の他の研究関連機関との間の一層の連携が期待される。

今後の到達目標

国際的な水準の研究活動を行うためには、文部科学省の大型プロジェクト等外部資金の導入にこれまで以上に積極的に取り組む。今後は研究支援課と密接に連絡をとりながら、更に活発に研究プロジェクトを立ち上げ、その裾野を広くしなければならない。

検索

7　施設・設備等

前回の到達目標

他研究科に比べて多くの学生を数える本研究科においては、その人数にも関わらず、大学院学舎尚文館に配分されている研究スペースが相対的に少なく、各研究科の配分比率を見直し、改善する必要がある。

7-1　施設・設備等の整備

【現状の説明】

本研究科の教育目標を達成するために必要な施設・設備を適切に整備・運用することは、重要な課題であるととらえ、多様な学問領域に応じた整備を行っている。

本研究科の施設・設備には、大学院各研究科共通の施設として、大学院学舎尚文館（7階建：この一部に学生用の研究室がある）が建てられている。また、全学の共通施設として図書館・博物館がある。図書館には院生が利用できる研究個室が用意されている。博物館は主に総合人文学専修の日本史学専修、西洋史学・アジア史学専修、芸術学美術史専修、文化交渉学専攻東アジア文化交渉学専修等によって利用されている。実験系専修の関連施設には次のものがある。美学美術史資料室（法文研究室2号棟）、考古学研究室、地理学実習室・実験室・資料室（第1学舎4号館）。

このように、現状では大きな問題はないといってよい。なお、2006年度からは児島惟謙館に東西学術研究所が移転、以文館にアジア交流文化研究センター及び人間活動理論研究センターが、博物館になにわ・大阪文化遺産学研究センターが設けられ、それぞれ研究活動に資せられた。

2007年度に文部科学省のグローバル COE に「東アジア文化交渉学の教育拠点形成―周縁アプローチによる新たな東アジア文化像の創出―」が採択され、更に文部科学省の大学院教育改革支援プログラムに「関西大学 EU-日本学教育研究プログラム」が採択された。更に2008年度に文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業において、「文化財の保存修復、技術開発と活用の研究-エジプトを中心にして」が採択された。これら3つのプログラムの活動拠点は2008年に竣工した総合研究棟に設置されている。

【長所】

文学研究科の教員グループが主体となった「東アジア文化交渉学の教育拠点形成」や「関西大学 EU-日本学教育研究プログラム」、「文化財の保存修復、技術開発と活用の研究-エジプトを中心にして」等が、文部科学省により採択、それに伴い研究施設・設備が整備されることによって、本学文学研究科は、施設・設備面でも日本の大学でも有数のレベルにあるといってよい。

【問題点及び将来の改善・改革に向けた方策】

文学研究科の研究施設・設備を充実させるためにも、研究支援課や法人側と連携をはかり、文部科学省の公募プロジェクト等外部資金の導入にこれまで以上に積極的に取り組む必要がある。

今後の到達目標

「革新的学習と教育システム開発の国際共同研究」・「東アジアにおける文化情報の発信と受容」・「なにわ・大阪文化遺産学の総合人文学的研究」・「東アジア文化交渉学の教育拠点形成―周縁アプローチによる新たな東アジア文化像の創出―」・「関西大学 EU-日本学教育研究プログラム」・「文化財の保存修復、技術開発と活用の研究-エジプトを中心にして」等のプロジェクトで整備された施設・設備を有効利用できるよう、当該プロジェクトの研究期間終了後の措置を、学内で検討することが必要である。

8　学生生活

8-1　学生への研究活動への支援

【現状の説明】

文学研究科では、尚文館に院生専用の学習スペースを設けて、研究活動を支援している。また、各専修の学会組織（「関西大学哲学会」等）では、講演会や研究会を開催し、院生に学術交流や研究発表の場を提供している。

更に、学内外の学会発表等に際しては、参加費用の補助制度があり、大学院生協議会が編集・発行する『千里山文学論集』に論文掲載の資格をもつ。

9　管理運営

前回の到達目標

前回の「将来の改善・改革に向けた方策」には次のように示されている。2006年10月１日から「学部長と研究科長の一体化が行われ、かつ副学部長が大学院業務を担当することになったため、学部と大学院の間の組織的な齟齬は徐々に解決されつつある。しかし、大学院においては運営委員会という独自の組織が存在し、事項の多くが諮られる。これは文学部と文学研究科の形態が異なっていたために生じた現象である。これらも含め、組織上のより一体化に向けた一層の改革が望まれる」とある。

学部と大学院の教育目的にはかなりの違いがあり、人事や教務の問題を学部共通の委員会では議論できない。文学研究科は研究科長を学部長が兼任したとはいえ、文学部とは異なる組織である。文学研究科運営委員会は、文学研究科委員会の小委員会の一つとして機能する必要がある。

本研究科では、先に示した理念・目的を実現するために、以下に述べるように規則に則って管理運営を行っている。

9-1　管理運営体制

【現状の説明】

本研究科の管理運営に関する規定は、『関西大学大学院学則』（以下「学則」という）に定められている。その第33条は、担当教員の資格に関するものである。これに基づいて、本研究科は、2009年度は16名の准教授を除いて他は全て教授（70名）で構成されている。これらの担当教員全員によって研究科委員会が構成され、研究科委員会の審議事項は『学則』第40条によって規定されている。重要な案件はすべて本委員会で審議・決定している。2006年10月１日から「学部長と研究科長の一体化が行われ、かつ副学部長が大学院業務を担当することになったため、文学部構成員の中から同構成員によって投票によって選ばれた文学部長が文学研究科長を兼任するようになった（大学院研究科長の選出及び任期に関する規模第２条(2)）。

研究科長によって一任された副学部長（大学院担当）が、運営委員会で諮った内容を研究科委員会において審議している（『学則』第39条）。運営委員会は副学部長（大学院担当）と教学主任（大学院担当）、そして各専修から選ばれた13名の委員によって構成される。

検索

【長所】

2006年10月１日以来、文学部長が文学研究科長を兼ね、自己点検・評価委員会を学部と大学院で共同開催することで、文学研究科委員会の管理運営体制がより効率的になった。

【問題点】

文学研究科委員会は教授会に引き続いて同日に開催されるようになり、実施時間も以前に比べてかなり短縮された。これは種々の工夫が実施されてきた結果であるが、併せて構成教員または専修の少数意見を十分に反映する努力も必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

管理運営体制はこの数年で大きく変貌してきた。大学院教育と学部教育の異なる役割を維持しながら、両教育の緊密なつながりを模索してゆく必要があろう。

9-2　学長、学部長等の権限と選任手続

文学部長の項目を参照

今後の到達目標

今後、東アジア文化交渉学専攻が新研究科として独立した時点で、当研究科の管理体制の見直しを行う必要がある。

10　事務組織

前回の到達目標

前回に「事務組織」の項目がなかったため、該当せず。

10-1　大学院の事務組織

本研究科では、先に示した教育・研究活動を支援する上で、以下に述べるような事務組織の整備を行っている。

【現状の説明】

2006年８月の組織改編により、それまで大学院事務室として他研究科も含めて統合されていた本研究科の事務機能は、教務事務が学事局に、入試事務が入試センターに移管された。学事局は教務事務、授業支援、学部・大学院事務の３グループで編成され、教務事務グループ、学部・大学院事務グループには文学研究科担当の事務職員が配置されて、本研究科の運営と院生・教員の教育研究活動への対応に当たっている。

研究科の充実と将来発展に関わる企画・立案は、最終的には研究科委員会が決定するが、原案作成の段階で事務職の研究科担当者が参画し、資料収集・整理分析等により情報を提供し、関係法令等との齟齬がないか等のチェック機能を果たしている。

なお、グローバル COE プログラムの採択を承けて2008年４月に開設した文化交渉学専攻については、カ

リキュラムが総合人文学専攻と異なることに加え、在籍者に留学生が多いこと、COE プログラムによる研究費支出・海外派遣等独自の事務業務が発生すること等から、COE プログラムの運営を支援する G-COE 拠点事務室が専攻生の対応に当たっている。

【長所】

上記の組織改編は、業務内容による分掌の明確化と効率化及び全学的標準化においては一定の成果を上げている。また2006年10月の学部長と研究科長の兼務体制等による「学部・大学院の組織的一体化」をサポートする事務組織として定着しつつある。

【問題点】

全学的組織である学事局と入試センターへの機能移管は、一方で在籍者の多い本研究科固有の問題への対応を難しくしている。また主として院生対応にあたる教務事務と大学院の日常的運営を業務とする大学院事務の 2 グループが別組織であることも、ワンストップ・サービスを困難にしている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

文学研究科は学生数も多くなっていることから、学事局内に複数の大学院担当職員を配置して、窓口を明確化することが必要である。更に大学院の状況を知悉した職員の養成も求められる。大学院事務室を設置することや、大学院担当職員として大学院の修了者を雇用することも一つの方途であろう。

今後の到達目標

大学職員による大学院教育に対するサポート体制の充実を図る。

11　自己点検・評価

前回の到達目標

今後継続的に自己点検・評価の有効性を検証していく。

11-1　自己点検・評価

【現状の説明】

大学院の自己点検・評価委員会については、以前は大学院自己点検・評価委員会としての活動を行っていたが、2004年 4 月より文学研究科自己点検・評価委員会規程に基づき自己点検・評価活動を行っている。

自己点検・評価委員会は、研究科の教育水準の向上を図ることを目的に設置され、文学研究科の各専攻から選出された委員と大学院担当教学主任、文学研究科担当事務職員の委員によって構成されている。職掌事項は、文学研究科の自己点検・評価に関する事項とその報告書の作成、第三者評価に関する事項、並びに外部評価に関する事項である。報告書は隔年に作成され研究科長に報告されるとともに公表され、学内に留まらず、社会からの評価を受けることとなっている。

【長所】

各専修から委員を選出し、大学院担当教学主任、文学研究科担当事務職員も加わることにより、各種の意見を集約することができ、的確に運営されている。

検索

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

自己点検評価に基づいた事項について是正を進めていく。

11-2　自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

２年ごとに評価報告書をホームページ上で公開している。

【長所】

関西大学『学の実化』データブックによって客観的な数値を公開している。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

2009年10月文学研究科に設置予定の大学院将来構想協議会において、学外者による検証の体制を早急に検討していく。

今後の到達目標

学外者による当研究科の検証実施に向けて、自己点検・評価の方策や有効性を検証していく。

検索

経　済　学　部

検索

第Ⅱ編　経済学部　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 487

1-1　理念・目的等　〈487〉

1-2　理念・目的等の検証　〈488〉

1-3　健全性、モラル等　〈489〉

2　学士課程の教育内容・方法等 …… 490

2-1　教育課程等　〈490〉

2-2　教育方法等　〈498〉

2-3　学位授与の認定　〈505〉

3　国際交流（国内外との教育研究交流） …… 505

3-1　国際交流（国内外との教育研究交流）　〈505〉

4　学生の受け入れ …… 508

4-1　入学者受け入れ方針等　〈508〉

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（学部）　〈510〉

4-3　入学者選抜の仕組み　〈513〉

4-4　入学者選抜方法の検証　〈514〉

4-5　科目等履修生・聴講生等　〈515〉

4-6　定員管理　〈515〉

4-7　編入学者、退学者　〈516〉

5　教員組織 …… 517

5-1　教員組織　〈517〉

5-2　教育研究支援職員　〈519〉

5-3　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続　〈520〉

5-4　教育研究活動の評価　〈521〉

6　研究活動と研究環境 …… 521

6-1　研究活動　〈521〉

6-2　研究環境　〈525〉

7　施設・設備等 …… 527

7-1　施設・設備等の整備　〈528〉

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置　〈529〉

7-3　利用上の配慮　〈530〉

8　学生生活 …… 531

8-1　学生への研究活動への支援　〈531〉

9　管理運営 …… 532

9-1　管理運営体制　〈532〉

9-2　学部長の権限と選任手続　〈534〉

10　自己点検・評価 …… 535

10-1　自己点検・評価　〈535〉

10-2　自己点検・評価に対する学外者による検証　〈536〉

1　理念・目的・教育目標

1-1　理念・目的等

【現状の説明】

近代日本を支え、その指導者となる意欲と熱意を持った若者たちを対象に法律と経済の講義をするために関西で最初に設立された本学の創立者の精神は、「正義を権力より護れ」という理念に表れている。この法律学校で最初に行われた講義が、経済学であった。1904年には、大阪で実業の世界をめざす若者に勉学の機会を提供するために経済学科が設立され、現在に至る。

経済学部の理念は、本学における建学の精神と教育理念・目的をそれぞれの時代に即して解釈し、そこに具体的な内容を盛り込むことによって設定されてきた。それは関西大学の「学理と実際の調和」＝「学の実化」という教学の理念が、学問としての経済学の特性、あるいは経済学教育の理念にふさわしいものであったからである。本学の目的については、関西大学学則第１条に、こう定められている。「本学は、教育基本法（昭和22年法律第25号）に基づき人格形成をめざし、平和的な国家社会の形成者として必要な法学、文学、経済学、商学、社会学、政策学、外国語学、情報学、工学、理学等に関し、広く知識を授けるとともに深くその専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させることを目的とする」。また、経済学の特性ないし教育理念については、一般に、次のように理解されている。「経済学は、人間の経済活動及びその社会的関係を理論的、実証的、歴史的分析によって解明し、その成果に基づいて問題の解決をめざす」学問であり、「経済学教育は、専門分野としての経済学を教えることにより、それを修得した学生が専門的、総合的視野から内外の社会、市民生活、企業での諸問題を理解し、分析し、解決する力量を身につけることをめざす」(『経済学教育に関する基準』大学基準協会)。これらを、本学部ではつねに考慮してきたのである。

近年、本学では「国際化」「情報化」「開かれた大学」という教育理念が掲げられ、経済学部においてはこれらの理念を独自に具現化することを試みてきた。そうして2006年度に、学部案内の冊子の中で、「知と技の工房」（Intelligence Workshop of the Globe）としての経済学部で、「情報化社会（Information-Oriented Society）に対応する能力を養い、国際化（Internationalization）する世界の動きに対応する知識と経験を提供する」と表現するに至った。更にまた、このような理念に基づいて、経済学部の目的が学則第２条の２の３に次のように定められるところとなった。「経済学部は、経済学の基本的原理を学ぶことで国際化と情報化の進展する現代にあって国際社会と地域社会に生じる多様な問題を総合的に理解し、その解決に向けて積極的に貢献することのできる人材を育成することを目的とする。」

経済学部では、上記の理念と目的に基づき、以下のような教育目標を設定している。その要点は、『学部案内』の2007年度版に明記したとおりである。

第１は、出身地域の経済と社会の活力を維持し発展させることができる人材の育成である。わが国では地方分権、地域経済の活性化の必要性がさけばれて久しいが、その道のりは平坦ではない。経済学部ではこうした社会の要請に応え、地域経済・社会の発展の基盤となる人材の育成を目標としている。さて、経済学部では地方入学試験や指定校推薦入学制度によって日本各地から学生を受け入れているが、指定校の重点は近畿及びそれ以西の地域にある。それは、本学が立地している経済圏の特性を一部反映したものである。

第２は、商都大阪を基盤として、国際的に活躍できる人材（特にアジア諸国・諸民族との間に平和と友好を築きあげることができる人材）の育成である。経済学部では、商都大阪を基盤する大学であるという地理的好条件を意識した上で、国際的に活躍できる人材の育成を目標にしている。

第３は、人権の意識を優先させることができるモラルの高い人材の育成である。本学創設者の崇高な理想を人権教育の精神として受け止めるとともに、学部教育の中でも人権問題に対する学生の意識の向上に取り組んできた。卒業後、社会生活の中で人権尊重の意識を優先させることができる人材の育成は極めて重要である。

検索

第４は、今日の情報化社会において、問題を的確に捉え、自らの考えを明確に表現できる人材の育成である。今日においては情報があふれ、またコンピュータ技術を利用したコミュニケーション手段が実に多様化している。経済学部では現在常識になりつつある情報処理の基本的なツールを学生に身につけさせるとともに、それらのツールを駆使して自己主張のできる人材の養成をめざしている。その過程においては、情報関連機器の利用の際のモラルを高める教育にも取り組んでいる。

経済学部では、学部学生の入学前教育の変化と卒業後の進路や社会情勢の変化を意識し、学部の理念・目的・教育目標を一層具現化するための作業を進めており、2007年度には大幅なカリキュラム改編を行った。同年度入学生からは学部の理念・目的・教育目標を達成するために、専修制を導入し、４つの専修（「経済戦略専修」「社会経済専修」「ビジネス会計専修」「インターファカルティ専修」）を設けている。また、学部の国際化を進め、国際的に活躍できる人材を育成するため、2009年より学部独自の国際化プログラムをスタートさせている。

なお、上記のような学部の理念・目的・教育目標については、新入生全員を対象とした履修義務のある共通科目「経済学ワークショップⅠ」等で説明し、学部教育の初期段階での周知徹底を図っている。

【長所】

経済学部では、関西大学の建学の精神と理念・目的・教育目標を踏まえつつ、今日の大学を取り巻く環境に対応した学部としての教育理念を設定してきた。経済学部の教育理念は、今日の社会が求める人材を育成するのにふさわしいものである。また、2007年度からの専修制の導入、2009年からの国際化プログラムの開始によって、学部の理念・目的・教育目標を達成するための体制が一段と整いつつある。

【問題点】

経済学部の理念・目的・教育目標への認知度は徐々に高まってきたとはいえ、未だ十分とはいえない。内容がすばらしかったとしても関係者間での認知度が低ければ意味がない。今後は経済学部を構成する教員、学生の間で学部の理念・目的・教育目標への認知度を更に高める必要がある。

また、専修制については学生・教員の間で定着しつつあるものの、検討すべき課題も明らかになりつつある。学部の魅力を高めるためにも、各専修の特色をより一層明確にすることが望ましいが、その際、各々の専修の独自性と学部全体としての共通性とをどのようなバランスで両立させるのか、といった問題を検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

経済学部の理念・目的・教育目標について、これまでは学生への理解を深めるために新入生向けの少人数科目である「経済学ワークショップ」で、各クラスの学生たちを担当教員が適宜関西大学年史資料室へ訪問させたり、講義の一部を大学や学部の歴史の説明に充ててきた。今後は、近年とみに増えた新任の教員向けに、理解を深めてもらう機会をつくっていく必要がある。

専修制の改善については、各専修がイニシアチブをとって自らの独自性について検討を進めると同時に、学部執行部が中心となり教授会の場で学部としての共通性をどのように考えるのか議論を進めていく必要がある。その過程では、学生へ専修制についてのアンケートを実施する等し、専修制に関する学生の意見を把握することも重要である。

1-2　理念・目的等の検証

【現状の説明】

上記のような経済学部の理念・目的・教育目標が、今日の社会的要請に対応しており、かつ充実した成果

をあげているかどうかを検証する機関として、経済学部では「経済学部自己点検・評価委員会」を設置している。同委員会は2年に1度、経済学部に関する詳細な報告書を作成し、2001年度までは独自に『経済学部自己点検・評価報告書』を刊行していた。その中で指摘された様々な問題点は、学部執行部会議及び教授会で議論され、問題意識の共有が進められている。また、カリキュラム等を検討する学務委員会においても、その都度学部の理念・目的・教育目標に照らして科目の編成を進めてきた。

こうした点検・評価作業は、教職員によって行われるだけではない。学生からの評価を得る場として、学生たちによるインターンシップの体験報告会や企業を対象とする就職懇談会があり、これらを通して本学部の理念・目的等の検証がなされることにもなる。また、本学部では、経済学部自治会や経済学部ゼミナール協議会等の学生団体と定期的に会談を行っていることに加え、学部独自に教育内容について学生から直接意見を聞くファカルティ・ディベロップメント（FD）・フォーラムの機会を設定している。

更に、社会の側からの評価を得ようとして、経済学部は2001年の4月25日から5月31日に、世代別に卒業生3,000人を対象にアンケート調査を実施した（有効回答率は24.1%）（『関西大学経済学部自己点検・評価4』2002年3月31日）。経済学部創設100周年にあたる2004年の5月29日には、卒業生と現役学生との間で「経済学部の現状を考える」座談会を開催した（『関西大学経済学部創設100周年記念誌』2005年3月）。また、毎年5月及び8月には学部教育懇談会を開いて、家庭の眼で経済学部教育への評価をしてもらう機会を設けている。

これらの多様な機会を通じて寄せられた意見に対して、経済学部では教員が適切に応え、指摘された点については必要な措置を講じることで、社会に対して明確な説明責任を負えるように努めている。

【長所】

経済学部では、学部教育の理念・目的等を検証する役割を、経済学部自己点検・評価委員会、学務委員会、研究体制・FD 委員会等の各機関が担い、有効に機能している。また、経済学部では、全学に先駆けて学部独自に教育に関わる諸問題を検討するために、学生と教職員とのインターフェースとなり意見交換を行う FD フォーラムを開催している。FD フォーラムは教育の理念・目的等への理解を深める機会になるだけではなく、教育内容やカリキュラム等の改善に対する教職員のモチベーションを高めるといった成果を挙げている。このような多様な機会を通して得られた声を、理念・目的等の検証に生かすシステムを経済学部では構築している。

【問題点】

経済学部では、学部教育の理念・目的等を検証する役割を経済学部自己点検・評価委員会、学務委員会、研究体制・FD 委員会等の各機関が担っているが、ともすればこうした検証活動はこれら委員会の内部にとどまってしまい、学部全体の問題意識として共有されない可能性がある。学部全体で理念・目的等を検証する場を設け、学部全体の議論として検討していく必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

経済学部の理念・目的等の検証を、学部全体の議論として展開していくためには、教職員の FD フォーラムへの参加促進等、多くの教職員が参加し議論する場を創出することが重要である。

1-3　健全性、モラル等

【現状の説明】

教職員や学生の倫理・モラルの向上は、教育及び研究と同程度に重要であるとの認識から、経済学部では様々な取り組みを行っている。既に学部内には、ハラスメント相談員及びハラスメント防止委員が配置され

検索

ている。学生向けの人権問題への取り組みの一環として、ハラスメント等に関するパンフレット配布やガイダンスによって理解を深める努力を進めてきた。また、毎年４月には新入生を対象に人権問題についての講演会を開催している。１・３年次生向けには、経済学特殊講義のひとつとして人権に関する講義を常設している。更に、大学周辺の地域社会に対する迷惑行為を防止し、学生のモラルを高めるために、交通問題対策委員会委員が配置されている。インターネットの利用の際には、「ネットワーク利用に関する規定」に基づいて「利用誓約書」の提出を求め、モラルの維持・向上を図っている。

【長所】

経済学部では、教職員や学生の倫理・モラルの向上は、教育及び研究に劣らず重要であるとの認識から、つとに様々な取り組みを行ってきた。そもそも、経済活動における倫理・モラルの問題は経済システムを成り立たせる根幹である。その意味で、倫理・モラルについての教育は、経済学部教育の一つの特徴であるといえる。

【問題点】

近年経済学部において、女子学生の増加、厳しい社会情勢下での学生のストレスの増大等、学生を取り巻く環境は大きな変化の中にある。倫理・モラル教育についても、学生の健全なモラル形成に配慮した多様な取り組みが必要となりつつある。また、もし問題が発生したときにどうしたらよいのか、学生への周知が十分とはいえない。今後は学生に相談窓口等の周知を進めていく必要がある。更に、講義中の私語や携帯電話の使用、大学内外におけるタバコやゴミのポイ捨て等、広義の倫理・モラルの範疇に入る「マナー」の問題は、まだ解決されたとは言いがたい。今後はこうしたマナーの問題についても、啓発の活動を強化していくことが求められる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

これまで経済学部で倫理・モラルの問題に対応してきたハラスメント相談員及び同防止委員等の存在を、一層学生に周知させていく。あわせて、少人数科目を生かしつつ、入学時の「経済学ワークショップ」等の導入ないし基礎的な科目、上位学年に配置されているゼミナールを活用し、すべての学年で一貫した倫理・モラル教育及びマナーの問題についての啓発活動を進めていく体制を整える必要がある。

２　学士課程の教育内容・方法等

2-1　教育課程等

前回の到達目標

2-1-1　専修選択に当たっては、十分な情報提供と指導に努める。学生の希望を優先させた専修選択のもとでは専修間の選択のアンバランスが生じる可能性があるが、この問題点を見極めた上で、適切な対応策を講じたい。

2-1-2　専修制分属の意味づけや履修に向けての注意喚起、ないし指導が不可欠である。履修の決定に当たっては、十分な情報提供と指導に努める。

2-1-6　クラス編成や評価に関して、できる限り習熟度の差を考慮した対応が取れるよう検討したい。

2-1-7　経済学部のカリキュラムでは、その学習から直接結びつく国家資格は多くないが、対応が可能な分野はないか、検討していく。専修制の実施にともない、主としてビジネス会計専修からは会計専門職大学院への進学者が一定数生まれるものと予想されるが、その準備段階として、簿記をはじめとする試験科目

の修得に励むことができるよう、バックアップ体制を整える必要があり、今後検討を進める。

2-1-8　現在のインターンシップはキャリアセンター主導で行われているが、学部としても、企業からのインターンシップの公募情報を収集して積極的に情報提供を行う等、1人でも多くの希望者がインターンシップに参加できるよう側面から支援する必要がある。また、インターンシップ実習中におけるトラブルやミスマッチをなるべく減らすためにも、十分なガイダンスを行う必要がある。更に教学上のケアとして、インターンシッププログラム修了後の進路選択の問題等に関しても、演習担当教員等を通して学生の支援を強化していきたい。

現状では、ボランティアを学習の一環として単位認定する仕組みは持っていないが、今後導入の是非、導入するとすればどのような形態を取るか等を、検討していく必要がある。

2-1-9　社会人の受け入れ体制について、夜間の講義時間のあり方も含めて検討する。

2-1-1　経済学部の教育課程

【現状の説明】

経済学部では、2007年度から実施のカリキュラム改正により、4つの専修からなる専修制を採用している。本専修制のもとで、学部学生は、2年次から経済戦略、社会経済、ビジネス会計、インターファカルティの各専修の中から1つを選択し、分属することになる。

経済戦略専修では、経済学のツールを身につけ、少子・高齢化を迎えた日本経済とグローバル化の進展する国際経済について、財政・金融・雇用・環境・情報といったさまざまな視点からアプローチする。

社会経済専修では、体系的な講義履修とゼミナール（演習）活動を通じて、実社会で生じるさまざまな課題を柔軟かつ適切に解決する能力と、それを支える高度なコミュニケーション能力の涵養に努める。

ビジネス会計専修では、現代の企業社会を生き抜くために必要な知識を学びつつ、公認会計士になることを希望する者にはアカウンティングスクールへの道を開くことも可能とする。

そしてインターファカルティ専修では、同専修科目に加えて、海外語学研修や地域経済関連科目等を通して、より幅広い視野から社会、経済を捉え、国内にとどまらず国際社会で貢献できる人材の育成をめざす。

2年次からの専修分属は、それぞれの学生の専門性を早期に決定させることを意味するが、入学式後の「専修説明会」、経済学ワークショップⅠでの担当教員からの説明、11月の「専修分属説明会」において、学生への情報提供を徹底させたことにより、専修制2年目の専修分属は、1年目と比してスムーズに行われた。

専修制の導入にあわせて1年次の導入教育（基礎教育）の改革も行い、基礎的な数学を用いることができるよう、「経済ツール入門」、そして日本経済の現状を解説する「日本経済入門」を新たに設置するほか、秋学期にはパソコンを活用した統計分析の基礎を学ぶ「経済学ワークショップⅡ」を開設した。これらの新設科目に、従来から設置されていた「情報リテラシー入門」、「経済学ワークショップⅠ」、「初級ミクロ経済学」、「初級マクロ経済学」を加わえた7つの共通科目（全員が必ず履修）により、大学教育へのスムーズな導入が可能となるよう工夫されている。更に2年次には、3年次からの本格的な専門科目の学習への準備段階として、さまざまな分野の経済学の他、英語、情報処理、ディベート等多様な内容のクラス展開がなされている「基礎演習Ⅰ」（春学期開講）、「基礎演習Ⅱ」（秋学期開講）から1つずつ選択して履修できるようにしている。

なお、経済学部では従来から4単位の専門科目を半期集中で実施してきたが、2008年度からは半期2単位ずつのセメスター方式に移行している。

【長所】

(1) 経済学部のカリキュラムは本学の教育理念である「学の実化」を実践するものであり、学部の理念・目的・教育目標を実現するために、学生のニーズに対応して専門性をもった系統的な学習と幅広い学際的な

学習とを選択できるよう配慮するとともに、実践的な応用力の育成を重視しており、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」という学校教育法第83条に定められた大学の目的に合致している。教育課程の編成についても、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」とともに、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう」求めた大学設置基準第19条に合致している。

(2) 経済学の対象領域は広く、多様な分野があるが、専修制を採用することにより４年間でそれぞれの学生が何を学び、何を身につけるかについての目標設定を従来よりも明確にすることができる。

(3) １年次生向けに７つの共通科目と４つ、ないし７つの選択必修科目を設置することにより、大学での専門教育へのスムーズな移行が行えるようになっている。

(4) 専門科目を共通科目、選択必修科目、選択科目に分類し、それぞれに、導入教育、基礎的専門教育、発展的専門教育としての役割を持たせている。これらを組み合わせることにより、段階的に修得できるよう配慮している。

(5) 導入教育の役割を担う共通科目に関しては、すべての１年次生に履修義務科目を課している。このため、複数の専任教員が担当することになる。それらの教員は、特に「初級マクロ経済学」と「初級ミクロ経済学」の場合には補習担当者をも含めて、打ち合わせ会議を開き、合意形成を行って、例えば共通の教科書・試験問題を使用する等、内容の統一性を確保しようと努めている。

(6) 共通科目のうちの「経済学ワークショップⅠ」は、25名以下の少人数クラス制のもとに１年次の春学期に開講される基礎的な演習科目であり、レポート作成や PowerPoint を用いた発表等を通して、文献を読む力やプレゼンテーションの能力等を身につけさせることを目的とする。１年次秋学期開講の「経済学ワークショップⅡ」、２年次の「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」のいずれについても、少人数クラスを設置し、専門演習へと至る学生のさまざまなツールの活用力と学習意欲を高める効果が期待できる。

(7) 情報処理教育では、従来から行っている１年次の「情報リテラシー入門」では各クラス50名の学生に対し、４名の TA を配置することで、スキル向上の効率を高めている。また、「経済学ワークショップⅡ」でもパソコンを活用した統計分析の基礎を身につけさせている。２年次の「経済情報処理論」、「経済情報処理演習」は、「計量経済学」等の専門教育科目や「経済学演習」の履修の中でその効果を発揮している。また、情報処理教育の中で、ネットワーク利用に際してのモラルを高め個人情報保護の重要性を自覚させる、いわゆるネチケット教育を「情報リテラシー入門」等を通して早期より行うことによって、豊かな人間性を涵養し高い倫理観をもった人材を育成するよう配慮している。

【問題点】

専修への分属は基本的に、学生の希望を優先させて決定することになっている。経済学演習（ゼミナール）を専修に合わせて設定しているため、各専修の教員と学生の選択のバランスをどのように担保することができるかが課題となる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

専修選択に当たっては、引き続き、十分な情報提供と指導に努める。各専修での、教員と学生数のバランス、専修と各教員の専門性の関係を含む問題点を精査し、平成21年度版「中期行動計画（４年)」に設定した「専修制カリキュラムの定着に向けての検討」に沿って、適切な対応策を講じていく。

2-1-2　履修科目の区分

【現状の説明】

各専修共通で卒業所要単位は124単位であり、概略は以下のとおりである（2008年度以降入学生の場合)。

1）全学共通科目　20単位以上
2）外国語科目　16単位
3）専門教育科目　88単位以上

専門教育科目については、学習内容に合致した体系的な履修が可能になるように、専修によってそれぞれ選択必修科目が設けられている。

a　全学共通科目

全学共通科目は、幅広く深い教養を培い、豊かな人間性を涵養するためのものである。それは、基本的には全学の方針にのっとっており、「A 群（人間性）」、「A 群（社会性）」、「A 群（国際性）」、「B 群」、「C 群」、「K 群」の 4 群からなっている。

b　外国語科目

外国語科目は、幅広い国際化に対応するために、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語の 7 つを開設しており、英語を含む 2 カ国語を必修としている。

c　専門教育科目

専門教育科目は、専門的な教育を遂行し学習目標を達成するためのものであり、共通科目（必修ではないが履修義務を課している）、選択必修科目、選択科目及び自由科目に分かれる。

【長所】

従来のように卒業所要単位を満たすべくアット・ランダムに履修科目を選択するのではなく、1 年次終了時点で所属専修を選択することで、2 年次における専門性の芽生えの時を経て 3 年次から始まる演習での専門的な学習に向けて、それぞれの学生が何を学習するかを明確にし、それに対応した専門科目の履修を行うインセンティブが高まるものと期待できる。

【問題点】

2 年次に専修に分属するということは、2 年次の開始時から 3 年次以降の経済学演習を視野に入れた履修を行うこと意味する。このことは、学問領域に関する選択の時期が従来よりも早まることにつながる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

専修制分属の意味づけや履修に向けての注意喚起、ないし指導が不可欠である。履修の決定に当たっては、十分な情報提供と指導に引き続き努める。

2-1-3　授業形態と単位の関係

【現状の説明】

授業科目の単位数は、学則第14条に定める基準によって計算されている。学則では授業の内容や形態を配慮し、「講義」「外国語科目」「演習」「実習」「実験及び製図」の 5 種に分けて基準を定めている。

経済学部の授業科目は、「講義」「外国語科目」「演習」の 3 種であり、前 2 種についてはそれぞれ学則に準じて単位を計算しているが、「経済学演習」については「毎週 1 時間15週の授業をもって 1 単位とする」規定が適用されている。「卒業論文」は、「経済学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の修得を条件として単位を計算している。

【長所】

授業形態と単位の関係については、原則に沿った対応がなされている。

検索

2-1-4　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

学則第22条の２に基づき、国内外を問わず、本学が協定または認定する他の大学での授業科目の履修を希望する学生に対しては、教授会が教育上有益であると認めた場合に限り履修を許可し、修得した単位は、60単位を超えない範囲で認定できることになっている。

また、学則第22条の３に基づき、学生が入学する前に大学や短期大学で修得した単位、及び短期大学や高等専門学校の専攻科における学修は、教授会が教育上有益と認めた場合に限り、60単位を超えない範囲で認定できる。

本学は、2009年１月現在海外の48大学と学術交流協定を結び、教員の相互派遣や共同研究、学術資料・情報の交換等を行うとともに、交換派遣留学制度を設けて留学生の派遣を行っている。学生の留学には、これらの交流協定校への派遣留学と、それ以外に学生自身が選択した大学に留学する認定留学があり、いずれも１年間を限度に留学期間を修業年限として認め、60単位を超えない範囲で修得単位を認定している。経済学部からの交換派遣留学生は、2007年度は８名であり、2008年度は１名であった。また、交流協定校以外の大学に留学する場合、教授会の審査を経て認定留学として認めている。経済学部からの認定留学生は、2007年度は３名、2008年度は４名であった。

2001年度に導入された DD（Dual Degree）プログラムは、ウェブスター大学に１年間留学し、所定の単位と条件を満たすことによって、本学とウェブスター大学双方の学士号が取得できるプログラムである。本学とウェブスター大学で修得した単位を所定の条件で相互に認定することによって、４年間で２つの大学の学位を取得できる。経済学部では2005年度入学の１名が最初のケースであり、現在、2007年度入学の１名が留学中である。他方、ウェブスター大学の学生に対して英語で行われる「日本研究プログラム」の授業科目のうち、「日本の経済」を経済学部が提供している。

また、長期留学以外にも、短期集中のセミナーとして、交流協定校での「海外語学セミナー」と「大学洋上セミナーひょうご」が設けられている。前者は「海外研修（各セミナー）」外国語科目として、２セミナー４単位を限度として卒業所要単位とすることができる。「海外語学セミナー」への経済学部からの参加者は、2008年度が32名である。これらとは別に、経済学部国際化プログラムが2008年度から実施され、2009年３月にアデレード大学へ30名、同年８月にはシンガポール国立大学へ８名、復旦大学へ９名の参加者があり、12月には台湾（国立高雄第一科技大学・国立台湾大学・国立政治大学）へのプログラムも実施が予定されている。この国際化プログラムは、経済学部独自のものであり、従来の語学セミナーに現地での経済学講義の受講を融合させたものである。外国語科目としての２単位の他に、前の３大学については「海外経済研究（各テーマ）」、台湾の大学については「経済調査実習（各テーマ）」として各々２単位が認定される。

更に、2005年度からは、入学前に実用英語技能検定や TOEFL、TOEIC 等の語学検定試験に合格（スコア取得）した者には、「検定認定」外国語科目として、合格した級や取得したスコアに応じて、英語は６単位、英語以外の外国語は４単位まで卒業所要単位として認定している。

また、大学コンソーシアム大阪にも参加し、学生の単位互換科目履修を認めている。

【長所】

単位互換・単位認定の制度は、いずれも単位互換や認定の基準が明確に定められており、それに基づいて適切に実施されている。特に海外の大学での学習に基づく単位互換制度は、有効に活用されている。

2-1-5　開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

『データブック2009』〔P234（イ）教員組織〕に示したように、経済学部では専任教員数49名に対し、兼担教員数は197名、兼任教員数は461名であり、人数比では6.9%、27.9%、65.2%となっている。このことより、外部から多くの力（人数）を借りていることがわかる。兼担教員、兼任教員が少し多いように見えるが、それは、本学部では外国語や保健体育科目等の専任教員は持たないことに起因している。『データブック2009』〔P54（ア）専任・兼任の比率〕から明らかなように、科目数ベースの専任教員（兼担教員を含む）と兼任教員の配置の割合では、かなり高い専任比率を示している。また、その値は、専任教員１人当たりの学生数が同程度の社会科学系学部（法・商・社会学部）とほぼ同水準にあることがわかる。

次に、自由科目を除く専門教育科目に関して、専任教員の配置状況を見てみる。『データブック2009』〔P54（ア）専任・兼任の比率〕には、専任教員（兼担教員を含む）と兼任教員の当該授業担当科目数、並びにその合計に占める専任教員担当科目数の割合（専兼比率）が示されている。この値は、デイタイムコース（第１部）では、すべての１年次生に履修義務を課している共通科目で73.9%、選択必修科目で100%、選択科目で69.1%である。一方、フレックスコース（第２部）では選択科目で60%である。なお、経済学部では、「経済学演習」はもとより多くの共通科目、すなわち「経済ツール入門」と「日本経済入門」、「経済学ワークショップⅠ」、「初級ミクロ経済学」、「初級マクロ経済学」に関しても、100%専任教員を配置している。

また、2009年度の専任教員の定員は49名であるが、追加的に４名（2010年度３名、2011年度１名）が増員人事により配置されることになっている。

【長所】

専門科目での専兼比率が高い。とりわけ少人数クラスを展開する共通科目等では、極めて高い。

【問題点】

高い専兼比率の裏返しとして、開設授業科目数の少なさがある。学生の授業科目に対するニーズは多様であり、社会の変化に合わせた科目メニューの追加を検討したい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

増員人事により、提供科目数を増加する。その際の検討段階で必要な科目として挙げられたものも、兼任教員の力を借り、早期の科目設置を行いたい。

2-1-6　カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

近年、経済学部進学者は、必ずしも全員が高校までの数学を一定水準まで修得しているわけではないという状況を踏まえ、１年次配当の「経済ツール入門」では、高校までの数学の復習及び全体の底上げを目的として基礎的な数学を指導する。「日本経済入門」では、高校時代の公民から、現実の経済を学ぶ橋渡しとして、広く日本経済の現状や生活との関わりを平易に解説する。以上の２つの入門科目は、１年次生を４クラスに分けて実施し、経済学という学問分野の全体を概観させ、２年次以降の専門教育科目の履修やゼミナール選択に必要な予備知識を提供することをねらいとしている。

「経済学ワークショップⅠ」は、少人数クラスに分かれ、各クラス担任によって運営される基礎的な演習科目である。それは、レポート作成や発表等を通して、文献を読む力やプレゼンテーションの能力等を身につけさせることを目的としている。また、統計分析やレポート作成を学ぶ「経済学ワークショップⅡ」は、全クラスで共通メニューを用意して進めている。

検索

【長所】

これらの科目では、経済学の各専門領域にふれることで問題関心と学習意欲を持たせるとともに、大学における授業の受け方、ノートの取り方、文献の調べ方等に至るまで、高等教育への移行に適応できるように配慮した懇切丁寧な指導が行われている。特に、「経済学ワークショップⅠ」は少人数クラス制であるため、これらのクラスの中ではじめての友人ができることも多く、勉学面のみならず、大学生活への適応にとって重要な役割を果たしている。これらは複数の専任教員が担当する科目なので、担当者の打ち合わせ会や教授会での議論等を通して意思疎通と合意形成を図っており、更にFD活動等を通して共通性、統一性を確保しようと努力している。

2007年度より新たに追加した「経済ツール入門」、「日本経済入門」は、1年次に各々4クラスを設置することで200名以下のクラスとし、極力、大規模講義の弊害をなくすよう努めている。高校時代の学習の復習、大学での学習への橋渡しという意味で有効に機能している。

【問題点】

高校教育と大学教育の接続としての位置づけを持つ科目では、高校での学習の復習としての側面を持つが、特に昨今の多様な入試の影響から、各学生の高校時代の履修状況によって習熟度が異なっていることが多い。とりわけ、「経済ツール入門」では、この点にどのように対応するかが課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

クラス編成や評価に関して、できる限り習熟度の差を考慮した対応が取れるよう検討したい。また、補習を必要としない学生については、入学前教育、入学時の学力試験等を取り入れることで、より有効に働くシステム作りを検討する。

2-1-7　カリキュラムと国家試験

【現状の説明】

本学では、所定の単位を修得して免許や資格を取得するための課程として、教職課程、図書館情報学課程、博物館学課程、社会教育課程が設置されている。経済学部でもこれらの課程を履修することが可能である。履修者数がもっとも多いのは教職課程であり、経済学部では、社会の中学校教諭一種普通免許状及び地理歴史・公民の高等学校教諭一種普通免許状の取得が可能である。

2008年度の実績をみると、中学校の社会免許取得者は29名であり、高等学校の免許取得者が地理歴史38名、公民34名である。その他の課程では、図書館情報学課程で司書資格を取得した者が7名、司書教諭資格や学芸員資格を取得した者は0名であった。

【将来の改善・改革に向けた方策】

経済学部のカリキュラムでは、その学習から直接結びつく国家資格は多くないが、対応が可能な分野はないか、検討していく。専修制の実施にともない、主としてビジネス会計専修からは会計専門職大学院への進学者が一定数生まれるものと予想されるが、その準備段階として、簿記をはじめとする試験科目の修得に励むことができるよう、バックアップ体制を整える必要があり、今後とも引き続き検討を進める。

2-1-8　インターンシップ、ボランティア

【現状の説明】

本学では、キャリアセンターが派遣先企業等を開拓して「ビジネスインターンシップ」を実施している。2008年度の経済学部からのインターンシップ申込者は149名（2006年度は88名）である。それとは別に、企

業等が直接に公募する場合も増えており、経済学部で2008年度に実際にインターンシップを経験した実習者は、大学から派遣するインターンシップのほかに学外公募インターンシップ実習者を含めて、62名（2006年度は52名）であった。また、企業でのインターンシップとは別に、教職志望者が学校現場で教育補助等を行う「学校インターンシップ」も実施しており、経済学部の2008年度の実習者は15名（2006年度は18名）であった。

経済学部では、インターンシップの事前講座を受講して実習を体験し、更に実習報告書の提出や実習報告会への参加といった所定のプログラムをすべて修了した者に対して、自由科目「インターンシップ（ビジネス)」「インターンシップ（学校)」（各２単位）の単位の認定を行っている。

【長所】

インターンシップはキャリア体験としての教育プログラムであり、短期間とはいえ、学生がこれまでとは異なる社会的場面に身を置き、就業を体験することは、卒業後の進路を考える上で貴重な機会である。本学のインターンシップ制度は定着し、うまく機能していると思われる。

【問題点】

学生数が多いためもあって、大学派遣インターンシップに関しては申込者数が派遣枠を上回っており、希望者全員が実習を経験できる状況にはない。また大学派遣のビジネスインターンシップは夏休み期間中に実施しているが、学校インターンシップ等で授業を休んだ場合のケアは制度化されていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在のインターンシップはキャリアセンター主導で行われているが、学部としても、企業からのインターンシップの公募情報を収集して積極的に情報提供を行う等、１人でも多くの希望者がインターンシップに参加できるよう側面から支援する必要がある。また、インターンシップ実習中におけるトラブルやミスマッチをなるべく減らすためにも、十分なガイダンスを行う必要がある。更に教学上のケアとして、インターンシッププログラム修了後の進路選択の問題等に関しても、演習担当教員等を通して学生の支援を強化していきたい。

現状では、ボランティアを学習の一環として単位認定する仕組みは持っていないが、今後導入の是非、導入するとすればどのような形態を取るか等、検討していく必要がある。

2-1-9　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

現在、外国人学部留学生入学試験等を実施し、留学生の受け入れを行っている。留学生に対しては、１年次配当の必修科目として、「日本語Ⅰ（講読)」「日本語Ⅱ（作文)」「日本語Ⅲ（講読)」「日本語Ⅳ（作文)」計８単位を設けており、更に日本についての理解を深め、あわせて留学生の日本語能力を向上させるために、１年次配当の選択科目として、「日本事情Ⅰ」「日本事情Ⅱ」計４単位を設けている。ウェブスター大学とのDD 協定に基づいて英語で行われる「日本研究プログラム」の授業科目は、ウェブスター大学の学生以外の留学生も受講できるようにしている。

また、入学した留学生に対して履修ガイダンスを行うとともに、外国人留学生学習指導担当の専任教員を配置し、オフィスアワーを設けて、留学生が直面する問題についての指導を行っている。更に、経済学部独自の外国人留学生懇談会を年２回開催し、学部に在籍する留学生全員を招待して、留学生学習指導担当教員だけでなく学部執行部の教員及び経済学部担当の事務職員と懇談し、更には留学生同士で親睦を深めることのできる機会を提供している。

社会人については、従来、夜間の第２部、フレックスコース（夜間主）を設置していたために、夜間の講

義での対応が可能であった。しかし、2007年度入学生よりフレックスコースが廃止され、昼間主学生のみの対応へと移行しつつある。

【長所】

留学してから日が浅い学生はいろいろな悩みを抱えがちであるが、年２回（６月、12月）開催される外国人留学生懇談会が、悩みの解決の糸口になることも多い。また新入生に対する履修ガイダンスも、科目履修に関する相談だけでなく、生活相談の窓口ともなっており、留学生が教員や事務職員及び留学生間の親睦と信頼を深めることに役立っている。

【問題点】

フレックスコースの学生が在籍している間は、卒業を保証する夜間のカリキュラムを存続させることは当然であるが、今後、職を持つ社会人の履修環境をどのように整えるかが、課題になっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会人の受け入れ体制について、夜間の講義時間のあり方も含めて検討する。

今後の到達目標

- 各専修での、教員と学生数のバランス、専修と各教員の専門性の関係を含む問題点を精査し、平成21年度版「中期行動計画（４年)」に設定した「専修制カリキュラムの定着に向けての検討」に沿って、適切な対応策を講じたい。
- 「経済ツール入門」等の高校の復習的色彩のある科目等を中心に、クラス編成や評価に関して、できる限り習熟度の差を考慮した対応が取れるよう検討したい。また、補習を必要としない学生については、入学前教育、入学時の学力試験等を取り入れることで、より有効に働くシステム作りを検討する。

2-2　教育方法等

前回の到達目標

2-2-1　経済学部では、個別科目ごとの成績分布について、既に一度、2001年度の自己点検・評価報告書で開示したことがある。また、教員間で問題を共有して検討するために、希望する教員に対して個別科目ごとの成績分布を事務室において開示する仕組みを取ってきた。学生及び教員全員に公開することは制度化されていないが、蓄積されたデータは公開可能であり、教育効果の測定方法の点検・評価に有効に活用するためにはどのような形で仕組みを制度化したらいいのかをこれから検討したい。

2-2-2　学習意欲の一層の増大のために、表彰制度や奨学金の給付制度の学生への周知を徹底させることが必要である。

2-2-3　適切な履修指導によって学生の学習意欲を引き出すためにも、授業時間外での教員と学生とのコミュニケーションの場を日常的に用意することが望ましいのは確かである。オフィスアワーの制度化については、2007年度のカリキュラム改編に関する検討と合わせて十分に検討したい。

2007年度からの専修制を基本とするカリキュラム改正によって、学生は１年次終了時に２年次からの学習の方向性を選択する必要が生じており、そのために必要な情報提供と履修指導を行う予定である。

2-2-4　全学で実施される「学生による授業評価」と、経済学部がこれまで独自に実施してきた授業評価及び FD 活動の成果とを結合させて、経済学部における授業評価のあり方をより良いものにしていかなければならない。

2-2-5　多人数クラスにおける TA の活用や、「補習クラス」の活性化等の工夫が、今後の検討課題である。

2-2-1　教育効果の測定（学部）

【現状の説明】

成績という観点から教育効果を測定する方法には、(1)「定期試験を行わず、出席・レポート・平常試験等（平常成績）で総合評価する」、(2)「定期試験（筆記試験）の成績で評価する」、(3)「定期試験（論文）の成績で評価する」の３通りがある。

定期試験（筆記試験または論文試験）を行う講義型科目でも、平常時に小試験やレポートを課す場合が少なくない。これは、教育の効果を確かめるうえでより有効であると言えよう。このような試験を含む成績評価の方法については、シラバスに明記して広く学生に知らせている。

【長所】

全体としてみれば講義の形態や内容に応じて定期試験と平常成績を併用しており、教育効果も確保できていると言ってよい。

【問題点】

教育効果の測定に関して、経済学部では講義・演習等科目の性質により、それぞれにふさわしい方法を取り入れている。また、総合的な教育効果の測定指標として卒業論文を重視している。

ただし、教育効果の測定方法が全体として有効に機能しているかどうかを検証する仕組みの制度化については、まだ十分とは言えない。個別科目ごとの成績分布や成績別の人数等を学生に開示することは教員の個人的判断に任されており、前年度の成績分布をシラバスに明記したり、学生に配布する『経済学会報』（関西大学経済学会発行）で開示したりする教員が増えてはいるが、まだ制度化されてはいないのである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

多クラス授業を中心に、教育効果の測定方法の点検・評価に関して、クラス間格差を是正するために、どのような形で仕組みを制度化したらいいのかをこれから検討したい。

2-2-2　成績評価法

【現状の説明】

（ア）履修科目登録の上限設定とその運用

経済学部では、学生が履修登録した授業の教育効果を高めるために年間の履修単位制限を設け、１年次及び４年次は年間44単位（各学期23単位を上限）、２・３年次は年間42単位（各学期22単位を上限）と定めている。ただし、教職・学芸員等の資格取得のための「自由科目」は、履修制限単位外として年間30単位まで履修できるようにし、資格取得のための便宜を図っている。更に、「インターンシップ（ビジネス）」（２単位）、「インターンシップ（学校）」（２単位）、「教育実習（一）」（２単位）、「教育実習（二）」（３単位）、「イングリッシュ・メディアラボⅡa」「イングリッシュ・メディアラボⅡb」（各１単位）は、学生の実践的能力を高める目的で設置されていることから、30単位とは別枠で履修できることになっている。また、「海外研修（各セミナー）」（２セミナー４単位まで）、「海外経済研究（各テーマ）」（２単位）、「経済調査実習（各テーマ）」（２単位）も同様である。

ただし、編転入学生の場合は２年間での卒業を見込んでいるため、年間の履修制限単位を48単位に緩和しており、１人ひとりの事情に応じて無理のない履修ができるよう相談を行っている。

（イ）成績評価の方法と基準

成績評価は100点満点で行われるが、学生には100～80点を優、79～70点を良、69～60点を可、59点以下を不合格として学期ごとに開示している。2008年度以降の入学生に対しては、GPA 制度の導入に伴い、100～

検索

90点を秀、89～80点を優としている。開示後１カ月をクレーム期間として、成績評価に疑義のある学生は期間内に教務センターへ問い合わせをすることができ、問い合わせを受けた教員は出席簿や答案・レポート等をもとに成績評価の根拠を説明しなければならない。学生の成績評価は年２回、４月と10月に保護者に送付しており、保護者とも協力して学生の勉学意欲を高めるよう配慮している。毎年５月には「教育懇談会」を開催し（大阪以外の地域では夏と秋に開催している)、保護者に対して経済学部の教育方針や成績表の見方等を説明するとともに、個人面談を行い、相談を受け付けている。

定期試験に際しては厳格な対応を行っている。試験監督には担当教員のほかに必ず応援の教員や職員がつくようにしており、学生60人に１人の割合で監督者を確保している。試験監督は全学の「監督マニュアル」をもとに実施され、学生には必ず学生証を提示させて本人確認を行い、受験者数と回収した答案用紙の枚数に違いがないか確認する等、不正行為の防止と答案用紙の回収漏れがないよう万全の体制をとっている。万一不正行為が発覚した場合は、当該科目を含めて当該学期の全受験科目を無効にするという厳正な態度で臨んでおり、このことは受験心得にも明記している。

（ウ）学生の質を検証するための方策

２年次配当の「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、３・４年次の「経済学演習」は、学生が自ら選択したテーマに従って学習・研究を展開し、成果を報告したり論文を作成したりする能力を実践的に発展させる科目なのであるが、そのためには、基礎となる知識・技術が不可欠である。したがって、経済学部では、「経済学演習Ⅰ」履修の条件として、２年次春学期終了までに卒業所要単位のうちの40単位以上を修得していることと定めている。また、「経済学演習Ⅱ」は「経済学演習Ⅰ」、「経済学演習Ⅲ」は「経済学演習Ⅱ」、「経済学演習Ⅳ」は「経済学演習Ⅲ」の修得を、それぞれの履修条件としている。

成績表には卒業見込みに関するコメントを掲載し、修得単位数の少ない学生の努力を促す工夫をしている。毎年５月には、２年次と３年次の成績不振者を集めて学生相談主事が全体的な指導を行っており、６月には２年次、経済学演習不履修の３・４年次の学生を対象として専修ごとに、経済学演習履修生については各ゼミ担当者から、個別の指導も行っている。また、「経済学演習」と「卒業論文」の担当教員には指導下の全学生の成績が配布され、教員は、学生の修得単位数に応じて助言や指導を適宜行っている。

更に、各学年の成績優秀者に対して給付奨学金を与える「学部給付奨学生」制度が2001年度から、また卒業時の成績優秀者を表彰する制度（校友会による後援）も2002年度から、設けられている。

【長所】

成績を厳格に評価する仕組みはかなり整っており、各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方策も工夫されている。

【問題点】

成績優秀者に対する表彰制度や奨学金の給付制度はいずれも新設のものであり、学生に十分認知されているとは言えない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学習意欲の一層の増大のために、表彰制度や奨学金の給付制度の学生及び保護者への周知を徹底させることが必要である。

2-2-3　履修指導

【現状の説明】

（ア）履修指導

新入生に対する履修ガイダンスは、入学直後に開催する「新入生指導行事」の一環として実施している。

これによって、新入生は経済学部のカリキュラムの概要を理解し、履修すべき科目について知識を得ることとなる。近年は、教員資格等の資格取得をめざす学生も多く、別途、希望者を対象とした教職課程等のガイダンスを実施している。また、希望者には個別に履修相談に応じる体制をとっている。

上記以外に、１年次生に対しては、「経済学ワークショップⅠ」において履修指導を含めた日常的な学生生活指導を実施しているほか、２年次からの専修分属に関する情報提供及び留意点の指導を行っている。上位年次生に関しては、履修受付時に個別に質問に応じるとともに Web 上にその回答を載せている。学生の大半は「経済学演習」を履修しており、ゼミ担当の専任教員が日常的に履修指導を実施している。

経済学演習の選択に当たっては、教員が自分のゼミナールについて説明する履修ガイダンスを行っている。このガイダンスは、学生の自主的組織である経済学部ゼミナール協議会が主催し、学部教員が協力する形式で実施している。

また、外国人留学生に対しては、留学生学習指導担当の専任教員がオフィスアワーを設けて履修指導を行っており、更に学部執行部主催の懇談会を開催して履修指導、並びに学生生活相談に応じている。

（イ）オフィスアワー

オフィスアワーは、外国人留学生に対しては制度化されている。各科目の履修者に対しては、各教員が授業時間中及び授業時間後に個別に質問や相談に応じている。また学生が第２学舎オフィスに申し出れば、随時担当教員との面談が可能である。近年は、電子メールによる質問や相談が増えており、大半の教員はこれに対応している。とりわけ「経済学ワークショップⅠ」や「経済学演習」の担当クラスの学生からの質問や相談に関しては、担当教員は授業時間以外にも電子メールやインフォメーションシステムを活用して対応している。

（ウ）留年生に対する配慮

留年生に対する指導は、基本的に「経済学演習」担当教員が実施している。近年では、大学を休学して語学留学をするケースや、就職活動を継続するために自発的に留年を選択するケースもあり、特に勉学面での指導を要しない事例もある。

しかしながら、勉学意欲を喪失して留年する学生もおり、修学の継続に特段の努力を要する場合もある。こうした事例には演習に所属していない学生が多く、その場合には、学生相談主事や学生主任を中心として学部執行部が個別に指導する体制をとっている。

また、留年生を生み出さないために、成績不振者に対しては、毎年５月に学生相談主事による特別の履修指導を実施している。

【長所】

経済学部では、総体的にはきめ細かい履修指導を実施している。オフィスアワーを個人的に設けて対応している教員も少なくなく、また学生間の携帯電話と電子メールの普及によって、担当教員は全体としては学生の相談に柔軟に対応できている。

【問題点】

教員が電子メールに対応する時間を十分に確保できない場合もあり、また、オフィスアワーが制度化されていないために、日常的な履修指導や相談への対応が不十分な側面もある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

適切な履修指導によって学生の学習意欲を引き出すためにも、授業時間外での教員と学生とのコミュニケーションの場を日常的に用意することが望ましいのは確かである。オフィスアワーの制度化については、2007年度のカリキュラム改編に関する検討課題としてあげていたが、まだその途上にある。

2007年度からの専修制を基本とするカリキュラム改正によって、学生は１年次終了時に２年次からの学習の方向性を選択する必要が生じており、そのために必要な情報提供と履修指導を引き続き徹底して行う。

検索

2-2-4　教育改善への組織的な取り組み（学部）

【現状の説明】

（ア）学修の活性化と教員の指導方法の改善を促進するための措置

経済学部では、前記「経済学部の教育課程」で説明したように、学部の教育理念を実現するために、１年次での導入教育を体系的に強化した。このように、学生が早くから経済学に興味を持って多様な学習を行うことができるように、基礎的科目と演習系科目の充実をめざすカリキュラムを実行している。

学生の学習意欲を高めるために、講義科目においても、教材提示装置を利用して資料や書籍等を投影したり、ビデオ等の映像資料を利用したりする授業が増えている。更に、１科目につき１回という制限はあるが、社会で実際に活躍している人の話を学生に聞かせるという趣旨でゲストスピーカー制度を導入し、講義の幅を広げるために利用している。これは、経済社会の実態を重視する経済学部の教育方針にも適合した制度である。

また Web を利用したインフォメーションシステムが2004年度秋学期から全学的に導入され、出席確認や授業の予習・復習の支援、レポート課題の提示、小テストの実施、更には学生による授業評価等、さまざまな活用が試みられている。経済学部でも、このシステムを利用する教員が増えている。

「経済学演習」指導に際しては、専門分野の学習効果を高めるために、多くのゼミが合宿研修を実施しており、集中的な学習や、学生相互間及び学生と教員間の緊密なコミュニケーションを実現するために、各担当教員がさまざまな工夫をしている。こうした教育の成果である卒業論文は、大学での学習の集大成であり、総合的な教育効果を計る目安ともなるものである。

また１年に５～６回程度、学部主催の学術講演会を開催し、学外の研究者や学識経験者による講演によって学生に学問的刺激を与えている。

（イ）シラバス

シラバスは、2004年度より Web 上での入力によって同一書式で作成され、学生が Web 上で容易に見ることができるようになった。それに伴い、冊子体の『経済学部講義要項』の配布はとりやめることにした。シラバスでは、経済学部の授業科目が詳細に説明されている。各科目の記載項目は、①講義概要、②講義計画、③成績評価、④教科書、⑤参考書、⑥その他、であり、教員間で記述の内容や量に大きな違いはない。これによって学生は履修科目を適切に選択し、講義計画に合わせて予習することができる。

（ウ）学生による授業評価

2001年度から全学で「学生による授業評価」アンケートが実施されており、経済学部もこれに積極的に協力している。2008年度の場合、春学期の授業では対象333クラスのうち233クラスで実施され、実施率は70.0％（2007年度の春学期の授業では対象332クラスのうち311クラスで実施され、実施率は93.7％）であった。全学の実施率は75.0％（2007年度は91.7％）であった。

このアンケートでは、マークシートによる授業評価と同時に、自由記述方式が採用されており、後者は調査実施教員が直接に入手し、今後の授業の参考にしている。授業評価の結果は学部ごとに集計されて公開されると同時に、調査実施学科目の担当教員に対して集計結果がフィードバックされ、その結果は個々の教員によって活用されている。また、授業評価の結果に対する教員のコメントが冊子体の『「学生による授業評価」アンケートに対する教員のコメント集』として各学部事務室や図書館において学生に公開されている。

ちなみに『関西大学経済学部自己点検・評価４』（2002年３月発行）では、経済学部卒業生3,000人（有効回答数722人）に対して行われたアンケート調査の結果を掲載している。

（エ）FD 活動への組織的取組

大学全体としては教育開発支援センターが毎年 FD フォーラムを開催しており、報告書を年２回発行して全学に配付している。これとは別に、経済学部でも独自に2004年度から継続的に FD フォーラムを開催し、

学生の声を直接聞く場を設定している。

既に、2009年度も経済学部 FD フォーラムは、経済学部国際化プログラムの一環として2009年２月～３月に先行実施したアデレード大学プログラムへの参加学生・指導教員による報告がなされ、今後の国際化プログラムの発展に大きく貢献するものであった。

【長所】

経済学部では、充実したシラバスを作成して学生に提供しているので、学生は適切に履修科目を選択することができる。また学生による授業評価も実施している。これは、担当教員の授業改善に資するものとなっている。

また経済学部の FD フォーラムでの検討事項はカリキュラム、授業運営の改善にも役立っている。

【問題点】

「学生による授業評価」の活用方法は基本的に教員個人の判断に委ねられているため、評価の結果への対応等に濃淡が生じることは避けられない。

また、アンケート実施時期は講義の終盤に当たるため、特に履修者数の多い科目では、必ずしも講義の全体に対する評価や感想を受け取ることができていない。

2008年度の授業評価実施率が、前年度と比して低下した。

【将来の改善・改革に向けた方策】

全学で実施される「学生による授業評価」と、経済学部がこれまで独自に実施してきた授業評価及び FD 活動の成果とを結合させて、経済学部における授業評価のあり方をより良いものにしていかなければならない。

授業評価実施率低下の要因の１つとして、Web 利用のアンケート実施が考えられるので、広報等によりアンケート期間等の周知を徹底する。

2-2-5　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

（ア）授業形態と授業方法

少人数教育は経済学部の教育理念を実現する上で重要な柱の１つである。現在、１年次配当の「経済学ワークショップⅠ」「経済学ワークショップⅡ」、2008年度から開講の２年次の「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、３年次以降の「経済学演習」では、少人数できめ細かい教育指導が実践されている。「経済学ワークショップⅡ」には、TA を配置することで習得状況のばらつきに対応している。また「情報リテラシー入門」では、１クラス当たり４名の TA を配置し、学生の情報リテラシースキルの習得に貢献している。特に「経済学ワークショップⅠ」では、担当教員がクラス担任の役割を担い、入学間もない学生が学習や生活に関して抱く不安の解消にも一役買っている。「経済学演習」も定員を従来の20名から15名に減らし、きめの細かい指導ができる態勢を整えるとともに、学生相互の議論や研究報告の訓練ができるように、移動式の机のあるゼミ教室を利用している。ゼミ合宿に対する出張費が制度化されており、年数回の合宿等を行って密度の濃い学習や議論を行っているゼミもある。

入学生の学力の多様化に伴う措置として、「初級ミクロ経済学」、「初級マクロ経済学」では「補習クラス」を設置し、補習担当者が学生からの質問に答えている。

全学共通科目や専門教育科目の講義科目は履修生も多く、大規模クラスで授業を行っているが、原則として500人を超えた場合は複数のクラスに分割している。また外国語科目は１クラス50人を超えないようにしている。多人数のクラス編成をなくすことは困難であるが、クラスの規模をできるだけ小さくするよう努力している。

検索

経済学部のほとんどの教室には、教材提示装置、大型スクリーン、TV モニター等が備えられており、大規模クラスであっても教育効果はかなり改善されている。

（イ）マルチメディアを活用した教育

板書や教材提示の代わりに、プレゼンテーション用アプリケーションである PowerPoint を用いる講義が増えている。また、VTR や DVD による映像情報の提示は従来から行われているが、最近ではパソコンの MPEG 提示やインターネットを用いた情報の提示等も行われている。経済学部が講義教室として用いる第 2 学舎の中規模以上の教室のほとんどに、このようなマルチメディアを利用するのに必要な AV 機器や情報コンセントが装備されている。また個人的に Web 上にホームページを開設し、授業に関連する情報を掲載したり質問への返答を公開したりする教員も増えている。現在では授業支援システムが整備され、ほとんどの教員が Web 上で情報発信できる環境が整えられている。

【長所】

「経済学ワークショップⅠ・Ⅱ」、「経済学演習」等の科目で少人数教育を実践し、クラス担任制によるきめ細かな学習支援を行っている。

【問題点】

教員数に対する学生数の多さによる構造的問題は、存在する。

【将来の改善・改革に向けた方策】

多人数クラスにおける TA の活用や、「補習クラス」の活性化等の工夫が、今後の検討課題である。

（ウ）遠隔授業を活用した教育

【現状の説明】

2008年度より実施された経済学部国際化プログラムの事前授業の中で、テレビ会議システムを用いた留学先の大学との間での授業が行われている。

【長所】

受入れ先との交流が事前に行えるため、実際の留学時の問題が事前に解決されたり、学生・教員の留学への不安が軽減され、留学先での生活をスムーズにスタートさせることができる。また、日本からのサポートが容易に行える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

経済学部国際化プログラム以外には、遠隔授業は用いられていないため、補完的な授業形態としての遠隔授業の可能性を模索することが今後の検討課題である。

今後の到達目標

500人を超える多人数クラスについては、クラス分割により、300人程度に納まるようにすることをめざしたい。

多人数クラスが発生することを避けるために、提供科目のメニューを増やしたり、開講時限を工夫し、受講生が分散するよう工夫をする。

学生との距離を縮めることで質問等がしやすくなると思われるので、従来からの電子メールやインフォメーションシステムの利用のほかに、オフィスアワーに関する考え方の教員間の差を縮める努力をする。

2-3　学位授与の認定

前回の到達目標

3年卒業制度については、今後も引き続き検討を行う。

2-3-1　3年卒業の特例

【現状の説明】

早期卒業制度は、まだ導入されていない。本学大学院経済学研究科と連係した5年一貫教育制度（学士課程4年＋研究科1年在籍制度）については、2007年度入試より導入され、2007年度2名、2008年度1名、2009年度1名がその制度を利用した。

【長所】

5年一貫教育制度は、大学を中途退学することなく大学院へ進めるため、学生の大学院進学への心理的敷居を低くする効果を有する。

【問題点】

5年一貫教育制度は開始後間もないため、広く学生に知られているとは言いがたい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

5年一貫教育制度については、より多くの学生が関心を持てるよう、一層の広報に努める。また、3年卒業制度についても、今後、引き続き検討を行っていく。

今後の到達目標

上述の5年一貫教育制度についてのアナウンスを適宜行い、より多くの学生が利用するようにしたい。

3　国際交流（国内外との教育研究交流）

前回の到達目標

経済学部では、「国際化」という本学の教学の理念、及び「商都大阪を基盤にして、アジアをはじめ国際的に活躍できる人材の養成」という学部の教育目標を達成するため、国際交流を積極的におし進めてきた。

こうした姿勢を今後も継続することは不可欠の重要性をもっている。とりわけ、外国人研究者によるセミナーや学生向け講義を開催するとともに、本学の海外協定大学との交流や、海外語学セミナー等への学生の参加を促し、学部の国際化と国際交流を更に推進することが求められる。

3-1　国際交流（国内外との教育研究交流）

【現状の説明】

本学は、大学の方針の1つとして、「地に足を着け、世界と未来へ開かれた目をもつ地域社会・国際社会のメンバーシップを育成する」ということを掲げ、国際交流の拡大と活性化をめざしている。経済学部でも、「商都大阪を基盤にして、アジアをはじめ国際的に活躍できる人材の養成」を教育目標に掲げ、留学生の派

遣・受け入れ、海外からの講師による講演会の開催等を積極的に進めている。

学生向けのプログラムとしては、全学的に行われている（1）学生交換協定大学への派遣留学、（2）DD プログラム派遣留学、（3）認定留学、（4）海外語学セミナーの 4 つに加え、2009年度からは、学部独自の（5）経済学部国際化プログラムを新設した。

（1）協定大学への派遣留学は、現在48ある協定大学へ 1 年間留学する制度である。2007年度は、経済学部から漢陽大学（中）、東北大学（中）、ルーヴェン・カトリック大学（ベルギー）に各 1 名が派遣されたが、2008年度は 0 名であった。

（2）DD プログラムとは、米ウェブスター大学と関西大学の両者で学ぶことにより、 2 つの大学から学位を得ることができる Dual Degree プログラムのことである。経済学部からは、2007年度、2008年度ともに 1 名ずつ派遣している。

学生が留学したい大学と本学とが交流協定を結んでいない場合でも、（3）認定留学の制度によって留学することができる。この制度では、教授会の審議を経て留学が認められ、留学先で取得した単位も、一定程度本学の卒業所要単位に加えることができる。経済学部からの認定留学生は、2007年度は 3 名、2008年度は 4 名であった。

（4）海外語学セミナーは、マンチェスター大学（英）、カルガリー大学（加）、ポーランド大学（ポ）、トロント大学（加）、オークランド大学（NZ）、ゲッティンゲン大学（独）、サンティアゴ・デ・コンポステラ大学（西）、高麗大学（韓）、アデレード大学（豪）、サウスカロライナ大学（米）、西カトリック大学（仏）、復旦大学（中）の各大学で、 1 カ月ほど語学研修を行う制度である。経済学部からは、2007年度に29名、2008年度に33名が参加している。

2009年度から新設された、（5）経済学部国際化プログラムは、語学の授業と経済学の授業を組み合わせた経済学部独自のプログラムで、 4 週間から 5 週間の長期プログラム（復旦大学（中国・上海）、シンガポール国立大学（シンガポール）、アデレード大学（豪））と、現地学生とのディスカッションを中心とした 1 週間の研修旅行プログラム（国立台湾大学・国立政治大学・国立高雄第一科技大学（台湾））からなる。

シンガポール国立大学及びアデレード大学でのプログラムは、英語の習得を主とし、午前中に英語の授業を受けて、午後からは経済学の授業を英語で受けるという形式となっている。英語「を」学ぶのみでなく、英語「で」学ぶことを通じて実践的な英語力を身につけることが期待されている。また、復旦大学でのプログラムは、午前に中国語の授業を受け、午後からは中国経済について、日本語で学ぶという形式になっている。この 3 つの長期プログラムでは、現地企業の視察もプログラムに入っており、復旦大学プログラムでは村田製作所の現地工場の視察、シンガポール国立大学プログラムでは日本郵船の現地法人の視察等が予定されている。

台湾への研修旅行プログラムは、前述のとおり現地の大学生との交流を主としている。中国語でのコミュニケーションに加え、国立台湾大学では、日本語や日本文化を学んでいる学生と日本語で、国立高雄第一科技大学では英語で、それぞれの社会や経済、文化についてのディスカッションを予定している。

これらの 4 プログラムのうち、アデレード大学のプログラムについては2008年度に実験的に先行実施した（2009年 2 月～ 3 月）。参加者は30名で、帰国後の事後授業では、現地で学んだオーストラリア及びアジア太平洋地域の経済についてのプレゼンテーションを英語で行い、研修の成果の一端を披露した。なお、復旦大学のプログラムもアデレード大学プログラムと同時に計画されたが、応募者が少なかったため2008年度は中止された。

経済学部からの海外への留学生、セミナー参加者の数に比して、海外からの受入留学生（ただし私費留学生は除く）数はさほど多くない。各学部には属さないため、経済学部個別の受け入れ人数を出すことはできないが、全学では2007年度が31名、2008年度が60名となっている。

ウェブスター大学との DD プログラムについては、ウェブスター大学から本学へ派遣される学生に対して英語で行われる「日本研究プログラム」の授業科目のうち、「日本の経済」を経済学部が提供している。

教職員向けのプログラムであるが、本学部からは、毎年、学術研究員（１年）２名、調査研究員（６カ月）１名を海外に派遣している。また、個人研究費や科学研究費補助金等を利用して、海外での学会で報告をする教員も、毎年かなりの数にのぼる。2008年度は、11名の教員が延べ17回にわたって海外で学会報告を行った。また、学会報告以外の調査等も含めると14名の教員が延べ31回海外出張を行った。

海外からは、2007年度には１名を協定大学からの交換研究者として受け入れた。2008年度には交換研究者、外国人招へい研究者ともに０名であったが、大学院を受け入れ機関とし、実質的に経済学部で受け入れた研究者は両年度とも１名であった。このほか、科学研究費補助金等で招へいした研究者によるセミナー等も積極的に開催している。協定大学からの交換研究者や招へい研究者には、滞在期間中に学生を対象とした講演を依頼しており、2007年度にはカーディフ大学のパット・ハドソン氏、グラスゴウ大学のフォーブス・マンロー氏、2008年度にはアフリカ社会科学研究発展評議会（CODESRIA）副会長のアルバヨ・オルコシ氏、イースト・アングリア大学のジョン・ソーバーン氏、2009年度春学期にはロンドン大学 SOAS のギャレス・オースティン氏がそれぞれ学生向けの講演を行った。

【長所】

全学で行われている各種プログラムに加えて、経済学部独自のプログラムを用意している点が、本学部の長所である。先に述べたように、経済学部国際化プログラムは、語学を学ぶのみではなく、外国語を使った実践的な内容を含んでいる。アデレード大学及びシンガポール国立大学のプログラムでは、経済学やそれぞれの国の経済について英語で学び、英語でプレゼンテーションを行うことがプログラムに組み込まれている。また、復旦大学及び台湾でのプログラムでは、各国の経済や社会、文化について日本語・英語・中国語を駆使して学ぶことが想定されている。語学の授業では、基本的な挨拶や旅行の際の定型のやり取りを学んだ次のステップの内容が、教師の判断に左右されることが多い。経済学部国際化プログラムでは、この「次のステップ」について、経済学や地域の経済を明確に意識したプログラム構成がなされている点が、全学向け語学プログラムには無い長所であると言えよう。

【問題点】

学生向けプログラムの問題点としては、経済学部の留学生受入れ数が派遣数を下回っている点があげられるが、こうした傾向は全学的に共通しており、経済学部だけの問題とは言いがたい。

経済学部国際化プログラムの問題点としては以下の３点があげられよう。(1) プログラムに対する学生の需要の問題。(2) 国際部や他学部主催のプログラムとの重複の問題。(3) 台湾とシンガポールにおけるロジスティクスの問題。

(1) について、これまでに計画されたプログラムの定員と申込み数は、2008年度のアデレード大学が定員約30名、申込み30名、復旦大学が定員約30名、申込み５名。2009年度のシンガポール国立大学は定員約10～25名、申込み８名、復旦大学が定員約30名、申込み９名であった。この数字が示すように、アデレード大学では定員が満たされているものの、復旦大学プログラムの申込み数は両年度とも定員の３分の１以下になっており、2008年度には計画が中止されている。シンガポール国立大学も申込みが多いとは言えないだろう。最低催行人数との兼ね合いもあると思われるが、各種プログラムに対する学生の需要にはかなりの格差が存在しており、プログラムの実施に要した経済学部教員及び事務職員の負担に見合う実績をあげられたのかという点でも、検討の余地が残されている。

(2) については、国際部及び政策創造学部がアデレード大学での語学プログラムを実施しており、可能であれば、教育職員や事務職員の派遣で連携すべきと思われる。また、復旦大学についても国際部のプログラムがあり、同じ状況が生じている。

(3) について、本学との間で３つのプログラムを開催しているアデレード大学では、１カ月間程度の語学プログラムについて受け入れ態勢が確立しており、学生の宿泊先（ホームスティ等）の確保や、宿舎から大学までの交通、非常時の連絡体制等が整っている。また、復旦大学のプログラムについては、日中交流協会

検索

を通じて宿舎の手配等を行っている。これに対して、シンガポール国立大学は、留学生の受け入れは多いものの、十数名から数十名規模の短期留学プログラムの受け入れ経験がほとんどなく、プログラム設計に当たっては、宿舎の確保、空港から宿舎への交通手段、企業見学等のエクスカーション・プログラムの手配等に困難が感じられる。また、台湾の大学でのプログラムは、本学部教員の個人的ネットワークに依存する面が大きく、特定の教員に過度な負担がかかるとすれば問題であろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

国際化プログラムは経済学部が独自に行っていることから、限られた人員と資源を有効に使用しつつ、プログラムに対する学生の需要を的確に把握して、効率的かつ効果的な運営をすることが欠かせない。その観点から、国際化プログラムを持続可能なものにしていくためには、昨年度と今年度の実績を踏まえ、各プログラムについて早急に点検と評価を行い、更なる浸透のための工夫やプログラムの重点化（スリム化）等を含めた改善策を講じることが必要であろう。一方、学内でのプログラムの重複の問題については、複数プログラムが同時並行的に進行し、それぞれ別々に教員・事務職員が引率する事態が生じるならば、何らかの調整が必要であり、今後は、国際部や他学部との情報交換が欠かせないだろう。また、シンガポール国立大学プログラムのロジスティクスの問題は、両校の間でノウハウの蓄積を行って解決することが現実的な方策と思われる。台湾プログラムの属人的性格についても、負担の軽減等が行われるべきであろう。

今後の到達目標

これまでの経済学部国際化プログラムの経験を踏まえ、２年目以降のプログラムのあり方を検討することが必要であろう。また、招へい研究者や科学研究費補助金による研究者招請を増やすことも求められよう。

４　学生の受け入れ

前回の到達目標

経済学部の教育目的は、経済学の基本的原理を学ぶことで、国際化と情報化の進展する現代にあって国際社会と地域社会に生じる多様な問題を総合的に理解し、その解決に向けて積極的に貢献することのできる人材を育成することにある。経済学部では、このような教育に必要な基礎知識を備え、かつ、意欲を持った学生を受け入れるために、多様な入学者選抜方法をとり入れている。これは、多様な入学者選抜方法をとることが本学部の教育目的に適うからである。

4-1　入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

経済学部の入学者受け入れ方針は、多様な選抜方法を採用することにより、高等教育に必要な基礎学力を備え、かつ意欲を持つ学生を多角的に受け入れることである。これは、「国際化」・「情報化」及び「開かれた大学」という経済学部並びに本学の理念に基づくものである。経済学部では、こうした教育目標を達成するために、多様な入試科目のパターンを設定している。具体的には次のとおりである。

（ア） 3教科型：英語（必須）、国語（必須）、及び、社会その他

- 一般入試（学部個別日程、全学部日程：3教科型、後期日程）、センター利用入試（中期）ではいずれ

も外国語（英語）と国語とを必須受験科目とし、もう1科目は社会等の科目を課している。なお、センター利用入試（中期）では、センター試験以外に外国語（英語）を個別学力検査科目として課している。

（イ） 2教科型：英語、国語

- 一般入試（全学部日程：2教科型）では、外国語（英語）と国語の2教科を課している。

（ウ） 3（2）教科・3科目型：外国語（必須）、国語及び社会その他から2科目

- センター利用入試（前期、後期）では、センター試験の外国語を必須受験科目とし、他は国語、及び、社会その他から2科目の計3科目を課している。

（エ）外国語の重視：英語及びその他の外国語

- 外国人学部留学生入試・社会人入試では、英語を必須受験科目としている。
- 編・転入試では、英語、フランス語あるいはドイツ語の中から一科目を受験生に選択させ、それを必須受験科目としている。

（オ）面接及び書類選考の重視

- AO 入試・SF 入試では、面接と書類選考をともに重視している。これは、単なる知識量では測れない多様な能力を有する学生を受け入れるためである。

【長所】

(1) 入学者の受け入れは、入試区分別入学者構成比からして経済学部の方針に基づいた適切なものである。また、望ましい入試制度のあり方については入試制度検討委員会において随時検討している。多様な入試区分によって学生を受け入れていることに対応して、特に1年次のカリキュラムに入門的・基礎的科目を適切に配置し、いかなる入試区分で入学した学生も上位年次での専門科目の履修がスムーズに進行するように細かく配慮している。

(2) 指定校制推薦入学及び高大接続パイロット校推薦入学の制度による入学予定者、関西大学第一高等学校卒業見込者入試、関西大学第一高等学校経済学部チャレンジ入試、及び、AO 入試の合格者に対しては、入学前に課題を与え、それについてのレポートを添削して本人に返却する課題添削形式の事前指導を行っている。

(3) SF 入試による入学者に対しては、1年次の1年間、初級ミクロ経済学と初級マクロ経済学に関し、チューター形式の指導を行い、2年次以降は学部学生相談主事による定期的な学習指導を実施している。このように、入学者の受け入れ方針と経済学部の教育目標が整合性を保つように配慮されている。

(4) 一般入学試験以外にも多様な入学者選抜方法を採用することにより、経済学部の教育目標に適う人材を多角的に受け入れることができる。一般入学試験においても、全学部日程においては、3教科型と2教科型の2通りの入試方法を実施することにより、より幅広い学生の募集を行うことが可能となっている。

(5) 経済学部では平成20年4月に国際化検討委員会を設置し、国際化プログラムの充実を図っている。多くの入学試験において外国語を重視することは、経済学部の「国際化」という目標達成と整合的である。

【問題点】

(1) 専修制の導入により、体系的な学問の習得が期待できる一方で、履修が複雑化し成績不良者の増加が予想される。一般入試以外の入試形態で入学する学生に対しては、これまで行ってきた「入学前教育」と「入学後のきめ細かな指導」とを継続することで、成績不良者を出さないようにすることが期待される。

(2) 学力試験を課さない AO 入試及び SF 入試では、（かりに知識量では測ることのできない優れた能力を有する学生を採用することができたとしても）基礎学力の欠如した学生を受け入れる可能性が残る。現時点では、これらの学生に対して入学前指導（事前教育）を行っているが、それらの事前指導が期待された成果を挙げているか否かは検討を要する。

検索

【将来の改善・改革に向けた方策】

専修制のもとで各種入試入学者に対応したきめ細かな指導体制の確立を図るためには、以下の二つの方策を検討することが期待される。

(1) 各種入試入学者の追跡調査：各種入試入学者の課題を明らかにするために、入学後の学業成績に関する追跡調査を行う。この調査により、従来よりも詳細なデータ（科目別の成績）に基づいた分析が可能となる。分析は、出席率を重視する科目、語学、数学的な知識を必要とする科目に分類し、今後の対応において重視すべき点を明らかにする。

(2) 各種入試入学者に対する指導体制の確立：追跡調査を踏まえて、以下の二点について具体的な案を検討し実施する。[1]秋入試で合格した入学予定者への事前教育として12月に実施している「ミニ講義」の内容、[2]入学後に行っている SF 入試合格者に対する初級ミクロ経済学・初級マクロ経済学の補習の出席率、及び、理解度の向上のための対策。

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（学部）

【現状の説明】

経済学部では、一般入学試験（学部個別日程、全学部日程、後期日程、センター利用入試（前期・中期・後期）、及び、その他の多様な入学試験（指定校推薦入学、高大接続パイロット校推薦入学、AO 入学試験、SF 入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験、関西大学第一高等学校経済学部チャレンジ入学試験、社会人入学試験、外国人学部留学生入学試験、外国人経済学部留学生推薦入学、及び、編・転入学試験）を通じて、学生を幅広く採用している。経済学部では、(1) 一般入学試験、及び、その他の多様な入学試験でどのような学生を採用すべきであるのかという入試戦略を明確に打ち出すとともに、(2) 一般入学試験による入学者とその他の多様な入学試験による入学者のバランスには常に配慮し、一般入学試験による入学者数が全入学者の半数を下回らないような厳格な定員管理を行っている。2009年度の全入学者（履修届提出者）693名のうち、センター利用入試を含む一般入学試験による入学者は349名、その他の多様な入学試験による入学者は344名であった。多様な入学試験を通じて入学してくる学生は入学者全体の49.6％を占めている。更に、(3) 経済学部では、一般入学試験、及び、その他の多様な入学試験による入学者の入学後の成績を経年的に調査することにより、それぞれの入学試験の形式や定員を常にチェックする体制を整備している。

（ア）一般入学試験

受験生の学力面を重要視する試験であり、学部個別日程・全学部日程（3教科型・2教科型）・後期日程・センター利用入試（前期）・センター利用入試（中期）、及び、センター利用入試（後期）の7つの日程に区分される。各日程における募集定員は、学部個別日程（約420名）、全学部日程：3教科型（約100名）、全学部日程：2教科型（約50名）、後期日程（約30名）、センター利用入試前期（20名）、センター利用入試中期（各10名）、センター利用入試後期（20名）。また、各日程の試験科目、及び、配点は下記のとおりである。

a　学部個別日程・全学部日程（3教科型）・後期日程

英語（200点）、国語（150点）、地理歴史・公民または数学（100点）の計3科目（計450点満点）

b　全学部日程（2教科型）

英語（200点）、国語（150点）の計2科目（計350点満点）

c　センター利用入試（前期・後期）

センター試験の外国語（英語・ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語から1科目200点）、及び、センタ

一試験の国語・地理歴史・公民・数学・理科（各200点）から2科目（400点）の計3科目（計600点満点）

ｄ　センター利用入試（中期（２月７日・２月８日））

本学個別試験の英語（300点）、センター試験の国語（200点）、センター試験の地理歴史・公民・数学・理科から1科目（100点）の計3科目（計600点満点）

（イ）指定校制推薦入学

本学経済学部での勉学を強く希望し、かつ、所属する学校長が成績・人物ともに優秀と推薦する生徒を受け入れることで本学部の活性化を図ることをねらいとして導入している入学制度である。指定校の選定は、他の入試制度での経済学部への合格者数と入学者数の実績を基準として入試制度検討委員会で検討のうえ、教授会で決定している。

1999年度からは、過去の推薦実績のみならず、入学後の学習成績等も総合的に判断し、高校によっては推薦枠を2名にする等の措置をとっている。2009年度の結果は、約250名の募集目標に対し、指定校219校、応募が214名で充足率は85.6％である。その全員が入学しており、経済学部全入学者693名に占める割合は30.8％である。

応募資格は、高校3年の1学期までの評定平均値の平均が4.0以上で学校長の推薦がある者である。なお、推薦入学者については、入学後、推薦校との連絡を密にしながら、当該入学者の学業成績の向上並びに学生生活の充実に努めている。

（ウ）高大接続パイロット校推薦入学

入学以前から関西大学に対する志向が高く、本学に進学して学ぶモチベーションがとりわけ高いという意味で、入学後に全学生の中心となりうる学生の育成をめざし2007年度に新たに導入された制度である。本学が指定する高大接続パイロット校の中から［1］当該高等学校校長の特別推薦を受け、［2］本学が定める成績基準を満たし、［3］本学が提供する特別プログラムを修了することを条件に入学を許可する。経済学部は初年度、本学が対象とした9つの高校すべてに対して指定を行い、16名の推薦枠を設けている。高大接続パイロット校は、2009年度の場合は27校（推薦枠35名）に拡大されている。2009年度の結果は、応募者31名、合格者31名、入学者31名である。

（エ）アドミッション・オフィス（AO）入学試験

受験生の能力や個性を多角的に評価できる入学試験として、2002年度から導入している。募集定員は約20名である。2009年度の出願資格は、高校3年の1学期までの評定平均値の平均が3.5以上である。

選考は2段階で行っている。第1次選考では自由エッセイ、志望理由書、将来設計書、活動内容解説書（任意提出の資料：第三者の確認署名付き）により経済学部で合否判定の原案を作成し、全学 AO 入学試験委員会で合格者を決定している。第2次選考は経済学部のみで行うもので、試験当日、受験生に記述させる課題エッセイ及び面接により評価点を出したうえで、教授会において最終的に合否を決定する。2009年度入試の結果は、志願者59名、合格者19名、入学者15名である。

（オ）スポーツ・フロンティア（SF）入学試験

優れたスポーツ実績及び能力を持つ高校生を対象に実施する入試制度で、経済学部では2004年度から導入している。募集定員は約10名である。これについては経済学部独自の選抜方法はとっていない。経済学部の場合、2009年度入試の結果は、志願者25名、合格者17名、入学者17名である。

（カ）関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験

高校時代から本学に入学することを前提に勉強をし、本学への帰属意識も高い学生を入学させるために全学部で実施している。2009年度入学試験からは、3回の外部テストの平均点（800点満点）及び内申点（400点満点に換算）の合計1200点満点で合否判定を行っている（2008年度以前の入試では、外部テスト700点満

検索

点、 内申点500点満点)。なお、2003年度に高等学校の教科として「情報」が新設されたのに対応し、2006年度入試から内申点の計算に含めることにした。2009年度入試の結果は、募集定員約50名に対し、志願者41名、合格者35名、入学者35名である。

(キ) 関西大学第一高等学校経済学部チャレンジ入学試験

関西大学第一高等学校の生徒に対し、能力や個性を多角的に評価できるような入学試験制度として、2006年度から導入された。出願資格は一定の学力条件、スポーツ・文化活動等の一定の成績条件を満たす者である。2009年度入試の結果は、募集定員約20名に対し、志願者15名、合格者15名、入学者15名である。

(ク) 社会人入学試験

学習意欲が高く、目的意識も高い社会人に勉学の機会を提供し、かつそれによって学部の活性化を図るねらいで導入している入試制度である。出願資格は入学年度4月1日現在で満25歳以上、かつ高校卒業かそれに相当する学力があると認められる者で、募集定員は約10名である。試験科目は小論文 (100点)・外国語(100点)、及び面接である。2009年度入試の結果は、志願者4名、合格者2名、入学者1名である。

(ケ) 外国人学部留学生入学試験

教学の基本戦略の1つである国際化の方針に従い、多様なバックグラウンドを持つ学生を受け入れている。出願資格は、外国人であって外国において通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは修了見込みの者、または学部教授会においてこれと同等以上の学力を有すると認定された者で、募集定員は若干名である。なお、試験は日本語 (150点)、英語 (100点) に面接での評価を加味して合否判定を行っている。2009年度入試の結果は、志願者33名、合格者15名、入学者14名である。

(コ) 外国人経済学部留学生推薦入学

本学部において勉学することに強い意欲を持つ個性豊かで優秀な留学生を、本学部の指定する日本語学校の校長の推薦により、書類選考・面接のうえ、入学を許可する制度である。出願資格は、外国人であって外国において通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは修了見込みの者、または学部教授会においてこれと同等以上の学力を有すると認定された者で、関西大学経済学部経済学科を専願とし、本学部が指定した日本語学校 (メリック日本語学校、及び、独立行政法人日本学生支援機構・大阪日本語教育センター) の校長の推薦を受けた者である。募集定員は若干名である。2009年度入試の結果は、志願者2名、合格者2名、入学者2名である。

(サ) 編・転入学試験

本学他学部または他大学を卒業した者あるいは卒業見込みの者、短大、高等専門学校、専修学校を卒業した者あるいは卒業見込みの者、本学または他大学の2年次を修了した者あるいは修了見込みの者に対して勉学の機会を提供することをねらいとして実施している入試制度である。編転入学年次は3年次である。

募集定員は若干名で、外国語 (英語・ドイツ語・フランス語から1科目選択；200点) と経済学 (200点) の試験を実施し、これにより合否判定を行っている。2009年度入試の結果は、学外からの本学部への志願者45名、合格者14名、入学者9名である。また、学内他学部からの本学部への志願者は5名、合格者2名、入学者1名である。

【長所】

(1) 一般入学試験の受験生だけでなく多様な学習歴・能力を持つ学生の受け入れが、制度上のみならず実態上も実現されていること。

(2) 指定校制推薦入学 (高大接続パイロット校推薦入学を含む) 者の割合が一般入学試験による入学者のそれに次いで大きいこと。これは、高校との信頼関係があってはじめて成立する入学制度であるため、真面目で意欲的な学生が入学しており、実際、毎年の調査結果を見ると、入学者の入学後の成績は他の制度

による入学者より優れている。また、各高校からの入学実績に応じて推薦枠を複数名にしたり、逆に指定を取り消したりする等の点検・改善を絶えず行っていることが、この入学制度を活性化させる効果をもたらしている。

(3) 社会人入学試験による入学者については、対象年齢を25歳に引き上げることにより、社会人経験が豊富で、かつ、学習意欲に溢れる意欲的な学生を受け入れることが可能となった。これらの学生は、他の一般学生にも強い刺激を与え、授業の活性化につながっている。

(4) AO 入試においては、応募書類の1つとして「将来設計書」の作成・提出を課すことで、本学部における入学後の学習プランを明確にさせることができる。これにより、目標を設定した学習が可能となる。

(5) 経済学部では、留学生向けに2種類の制度（外国人学部留学生入学試験、及び、外国人経済学部留学生推薦入学）を用意している。経済学部における留学生の受け入れ人数は、商学部の16名（2009年度）と並んでもっとも多い。このような留学生の積極的な受け入れは、「開かれた大学」という本学の理念にも合致している。

【問題点】

(1) 一般入学試験においては、2009年度入試から学部個別日程が2日（2月3日・2月6日）に拡大され、いずれの日程も他学部との同一日時実施となった。このため、合否査定の過程では、学部間の併願状況や全学部日程との併願状況等を総合的に考慮した戦略が求められることになった。

(2) 指定校制推薦入学においては、入学者の入学後の学業成績を観察したところ、高校別に若干のばらつきが見られることがわかった。このため、長期的には、現在の指定校を大幅に見直すことを含めた何らかの対応が必要となった。また、そのためには、指定校推薦による入学者の、入学後の学業成績を引き続き追跡調査することが必要となる。

(3) 高大接続パイロット校推薦入学については、これによる入学者が年々増加している。また、関西大学高等部、及び、関西大学北陽高校からの受け入れ学生数も増加することが予想される。この結果、指定校制推薦入学を含む多様な入試と一般入試との間の厳格な定員管理が将来の重要な課題となっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

(1) 推薦指定校の選定・見直しに際しては、予備校から提供される受験情報とともに、高等学校の校長経験者（コーディネーター）等から寄せられる現場の情報も活用することが期待される。

(2) 外国人経済学部留学生推薦入学については、日本語学校から優秀な留学生を推薦してもらうために、年に1回、担当者レベルでの打ち合わせを行う。

4-3　入学者選抜の仕組み

【現状の説明】

全学的な体制で行っているものへの貢献方法、及び経済学部が独自に行っていることについて、以下に述べる。

（ア）入学試験の実施体制

入学試験はスケジュールや問題作成、監督割り当て等、原則として全学の試験体制に従って行われるが、経済学部執行部の一員として入試主任がおり、その教員が同時に全学の入試センター主事を兼ねている。したがって、全学の入学試験方針を誤解なく本学部に伝えるとともに、本学部の意向を全学の入試センター主事会の議論に反映させる体制が確立されている。

検索

（イ）入学者選抜基準の透明性及び入学者選抜とその結果の公正性

一般入学試験の合否判定に用いられる得点データは、問題の難易度による不公平がないよう調整したうえで合否判定を行っている。例えば、学部個別日程と全学部日程の両日程ともに受験した受験者の得点をもとに日程による同一科目の平均点の差を算出し、これに基づいて得点調整を実施している。

面接を実施しているのは、AO 入学試験、社会人入学試験、外国人学部留学生入学試験、外国人経済学部留学生推薦入学、であるが、評価に偏りが生じないよう十分な事前打ち合わせを行い、経済学部教員が必ず2名のチームを組んで行っている。

面接の評価はすべて所定の面接票に記入する形式をとっており、評価を4段階（入学試験によっては5段階）でランク付けするとともに、その理由を記載するように定めている。

いずれの入学試験の場合も、入学試験の最終合否は得点データのほか必要な資料に基づいて教授会の審議を経て決定している。なお、一般入学試験の受験者については、不合格者に対してのみ、入試の総得点と合格最低点とを本人に通知している。

【長所】

(1) 一般入学試験（学部個別日程と全学部日程）においては、他学部との同時実施が増加しているため、他学部との協調並びに全学的な対応がこれまで以上に要求される。現在の実施体制は、入試主任を通じて、入試センターと経済学部が緊密な意思疎通を図ることのできるシステムであり、全学的な入試戦略を経済学部の入試戦略に正確に反映することのできる体制と言える。

(2) 小論文を課す試験（AO 入試、SF 入試等）においては、出題についても2名の教員からなるチームが編成される。これにより、偏った出題内容や出題ミスが未然に防止され、公正・公平な入試の実施が可能となる。

【問題点】

入学試験の実施体制、入学者選抜基準の透明性、選抜方法の公正性、説明責任の遂行等、いずれの点においても経済学部は制度的にも実際的にも十分に対応しており、特に問題点として指摘すべき事項はない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

引き続き、入学試験の実施体制、入学者選抜基準の透明性、選抜方法の公正性、説明責任の遂行を徹底することが肝要である。

4-4　入学者選抜方法の検証

【現状の説明】

入学試験問題については、AO 入学試験と SF 入学試験とを除き、入試実施後すべて公表している。このうち一般入学試験の問題については、作成時に同一科目の出題委員の間で十分に検討を行い、問題の適切性や難易度等を事前にチェックしている。また、毎年度の入試終了後、各設問別の正答率等を詳細に分析した「入試問題の概要」を発行し、各関係先に配付している。

経済学部が独自に問題作成を行っているのは、AO 入学試験の課題エッセイ、社会人入学試験の小論文・外国語、編・転入学試験の外国語・経済学、そして SF 入学試験の小論文課題である。出題者は教授会で審議のうえ、決定される。なお、出題者は過年度の問題をチェックしたうえで、問題を作成している。

【長所】

入学試験問題を公表することは、経済学部のアカウンタビリティを担保するとともに、受験生・高等学校関係者と経済学部との間に一層緊密な信頼関係を築くことにつながる。そのような信頼関係は、出題される

問題を更に向上させる効果を持つと期待される。

【問題点】

入試問題の検証とそれに関連する説明責任の遂行について、いずれも経済学部は適切に実施しており、特に問題点として指摘すべき事項はない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後も、現在の実施体制のもとで、入試問題の検証とそれに関する説明責任の遂行を継続することが望まれる。

4-5　科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

入学試験を行わない学生の受け入れについては、関西大学科目等履修生取扱規程や関西大学聴講生取扱規程に基づき、経済学部教授会での審議で妥当と認められる者を科目等履修生あるいは聴講生として受け入れている。2009年度は、科目等履修生１名、聴講生４名である。受講理由は、自己研修及び業務上の必要に大別され、年齢層も20代から60代と幅広い。

【長所】

これらの制度による学生の受け入れが資格取得を援助しているのみならず、生涯学習の場を提供していることにもなっていることがわかる。必要な人が必要なときに利用しており、この制度の意義が生かされていると言える。また、幅広い年齢層から学生を受け入れることができており、本学のめざす「開かれた大学」の趣旨に合致するものと評価できる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後も、本学並びに経済学部が開かれた大学であるために、広く社会に生涯教育の場を提供することが期待される。

4-6　定員管理

【現状の説明】

経済学部の全収容定員（2770名）に対する在籍学生総数（3260名）の比率は、1.18である。また、2009単年度では、入学定員（660名）に対する入学者数（693名）の比率は1.05となっている。

【長所】

厳正な合否査定ときめ細かな定員配分が、適切な定員管理の達成につながっている。経済学部は少人数教育の重要性を強調しているが、現在の学生数は、教員１人当たりの担当学生数の点からもほぼ妥当な数と言える。

【問題点】

全体としては、経済学部の工夫及び努力により、現状においては特に教育に支障をきたすような事態には至っていない。

検索

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後も、組織改組、定員変更の可能性も含めて定員管理の適切性の向上に努めることが重要である。

4-7　編入学者、退学者

【現状の説明】

（ア）退学者

2008年度の経済学部の退学者は22名である。学生の退学は経済学部教授会での審議事項となっており、退学理由については本学部ですべて把握している。なお、退学者には再入学の道も用意されており、その情報は退学者本人に伝達されている。退学に関する相談については、各演習・経済学ワークショップ担当教員あるいは学部学生相談主事が対応を行っている。

（イ）編・転入学、転部

本学の他学部から経済学部に転部する場合には、一般の編・転入学試験を受け、合格する必要がある。編・入学の募集は全体で若干名としている。2009年度の経済学部に関する転部の状況は、本学他学部からの本学部への志願者が5名（合格者2名、入学者1名）、本学部からの本学他学部への志願者が0名となっている。

なお、転部は本人の判断が最大限尊重されるが、希望する学生には、本人の申し出により各担当教員が相談に応じている。

【長所】

編・転入学試験は、経済学以外の科目に興味が移った学生（逆に、大学入学後に本格的に経済学の勉強を志望する者）に転部の機会を与える入試制度である。本学内での編・転入はそれほど多くないが、他大学からの編・転入学志望者は45名（2009年度入試）と決して少なくない。この制度により、大学入学後の学生の幅広い受け入れが実現していると評価される。

【問題点】

(1) 演習に所属する学生については、指導教員が学生の退学に関する相談に乗ることができる。しかし、演習に所属しない学生のケアについては必ずしも十分な体制が整備されているとは言えない。

(2) 専修制の導入により、3年次の編・転入学生に対する指導の体制には十分留意する必要が生じてきた。

【将来の改善・改革に向けた方策】

演習に所属しない学生のケアについては、学生相談主事を兼務する学部・大学院事務グループ経商社事務チームグループ長を軸に退学者の状況をより的確に把握し、助言・指導を一層適切なものとする必要がある。

今後の到達目標

全ての入学者が専修制のもとで系統的な学習を実現できるように、多様な入学者に対応したきめ細かな指導体制の確立が望まれる。また、一般入学試験による入学者の数と多様な入試制度による入学者のそれとのバランスを考慮したうえで、適正な定員管理の継続が期待される。

5　教員組織

経済学部は「第1章　理念・目的・教育目標」の項で示した教育理念を実現するために、それぞれに専門性を持つ教員を配置している。以下、専任教員を中心に、非常勤講師に関するデータを加味しながら教員組織の点検・評価を行うことにする。

前回の到達目標

女性教員等の幅広い人材の採用計画について検討する。より良い TA、SA を採用するための、適性資格の基準や選考方法といった制度の整備を検討する。教員選考基準における教育能力に関する評価システムの検討、及び応募者の口頭報告の実施。

5-1　教員組織

【現状の説明】

ア　学生と教員組織

2009年5月現在、経済学部の専任教員数は49名（ただし特別契約教授3名を含む）であり、定員49を過不足なく満たしている。特別契約教授を除く全専任教員が、教授会の構成員である。教員数は、設置基準上の必要専任教員数33名を上回ってもいる。『データブック2009』〔P234（イ）教員組織〕に示すように、専任教員1人当たりの学生数は66.5人であり、本学の他の社会科学系学部と比べてみると、ほぼ同じ水準である。

イ　年齢構成等

（ア）年齢構成

本学の専任教員については、65歳が定年と定められているが、授業上必要である教員に関しては1年ごとに2カ年まで定年を延長することができ、更にその後3年間に限り、特別契約教授になることができる。これらはともに、教授会の承認を必要とする。すなわち、ある教員について定年延長の手続きが2回、加えて特別契約教授の手続きが3回行われた場合には、70歳の教員が存在することになる。経済学部教員の年齢構成は『データブック2009』〔P240　ア専任教育職員の年齢構成・平均年齢〕に示したとおりである。経済学部の教員の年齢構成は、65歳以下の教員の比率が全体の91.8%であるのに対し、50歳以下の比率が57.1%となっている。5歳刻みでみたときにもっとも構成比が高いのは36歳から40歳の26.5%であり、次いで61歳から65歳の16.3%、41歳から45歳の14.3%となっている。一方、もっとも低いのは31歳～35歳の4.1%となっている。また、経済学部教員の平均年齢は、教授54歳、准教授39歳である。

（イ）専任教員・兼任教員の比率

自由科目を除く専門教育科目に関して、専任教員の配置状況を見てみる。『データブック2009』〔P54(ア)専任・兼任の比率〕には、専任教員（兼担教員を含む）と兼任教員の当該授業担当科目数、並びにその合計に占める専任教員担当科目数の割合（専兼比率）が示されている。この値は、デイタイムコース(第1部)では、すべての1年次生に履修義務を課している共通科目で73.9%、選択必修科目で100%、選択科目で69.1%である。一方、フレックスコース(第2部)では選択科目で60%である。なお、経済学部では、「経済学演習」はもとより多くの共通科目、すなわち「経済ツール入門」と「日本経済入門」、「経済学ワークショップI」、「初級ミクロ経済学」、「初級マクロ経済学」に関しても、100%専任教員を配置している。

経済学部では2009年度から2010年度にかけて4名の増員人事を実施する予定である。これにより、専兼比率はいっそう高くなることが予想される。

検索

（ウ）女性教員の占める割合

専任教員における女性の占める割合について言えば、全49名のうち５名が女性教員であり、全体の10.2%を占めている。この５名のうち、教授が１名、准教授が４名となっている。経済学部の専任教員採用においては、男女を問わず、研究・教育の業績及び経歴を定められたルールに基づいて審査し、厳格な任用人事を行ってきた。 その結果、５名の女性教員を擁することになったのである。

（エ）教員組織における社会入及び外国人研究者の受け入れ状況

経済学部には、直前の職が大学以外の民間企業、政府関係機関出身の専任教員が２名在職している。また、毎年多くの非常勤講師を大学以外から受け入れている。2002年度からはゲストスピーカー制度を運用している。これは専任教員ではカバーできない内容を、当該教員の授業の過程で学外者に講義してもらう制度である。

経済学部では、これまでに専任教員として２名の外国人を採用し、現在の在職者は１名である。このほか、国際交流関連規程に基づいて、海外の協定校及び研究機関から交換研究者・招へい研究者を受け入れ、学生向けの講演を実施してもらっている。

ウ　教員間の連絡調整

経済学部では、従来から主要科目について密接な教員間の連絡調整を行っており、例えば、経済学部の選択必修科目であった経済原論に関しては原論担当者会議(現、経済学・経済理論担当者会議）が設置されている。当初の原論担当者会議では、各教員の科目担当の調整や、おおよその講義範囲を確認するにとどまっていたが、2003年度から施行されたカリキュラムでは、共通の教科書を使用する等して分割クラスにおける授業内容の統一を図っている。2007年度からの新カリキュラムでは、「経済ツール入門」、「日本経済入門」、「経済学ワークショップⅠ」、「経済学ワークショップⅡ」等の科目でも、事前の調整会議を通じて授業内容の統一に努めている。また、「初級ミクロ経済学」、「初級マクロ経済学」に関しては補習担当者を含めた連絡調整が、実施されている。

【長所】

導入プログラムとして設置された１年次の「経済学ワークショップ Ⅰ」、「経済学ワークショップ Ⅱ」、導入教育と専門教育の橋渡しとして設置された２年次の「基礎演習」、そして専門教育の柱としての３年次以降の「経済学演習（ゼミナール)」においては、密度の濃い少人数教育が実施されている。旧カリキュラムでは、卒業論文は制度化されていなかったが、多くのゼミナールが卒業論文を課し、きめ細かな指導を行いながら専門知識の向上を図ってきた。こうしたことから、現在の教員組織は、本学部の理念・目的・教育目標並びに教育課程の種類や性格に照らして概ね適切であると考えられる。

デイタイム・コースの過半数の授業科目を専任の教員が担当していることは、学生指導の面でも重要である。１年次配当の「経済ツール入門」、「日本経済入門」、「経済学ワークショップ Ⅰ」、「初級ミクロ経済学」、「初級マクロ経済学」、２年次の「基礎演習」、及び３年次以降の「経済学演習(ゼミナール)」のすべてを専任教員が担当していることも評価できる。

また、教員組織における社会人及び外国人研究者の受け入れについても、本学の客員教授制度、及びゲストスピーカー制度等を積極的に利用することで、これを促進してきた実績がある。

【問題点】

経済学部の教員を31歳～70歳まで５歳ごとのクラスに分けた場合、各クラスとも12.5%を占めるのが理想的なのであるが、実際には、61歳～65歳(16.3%)、56歳～60歳(6.1%)、36歳～40歳(26.5%)、31歳～35歳(4.1%)等と偏りが見られるため、改善することが望ましい。新任人事においては、「経済学部教員の年齢構成からみた補充人事についての申し合わせ」により、「原則として各年齢に１名、７年に１度２名が存在するような人員構成をもって最適モデルとし、これに基づき補充人事の年次計画を立案するものとする」とし

ている。しかし、近年は主として公募人事を行っているため、最適な状態に近づけることが困難な状況にある。女性教員の増員についても同様の問題があり、検討の必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

「経済学部教員の年齢構成からみた補充人事についての申し合わせ」の趣旨を尊重し、年齢構成比率の低い層の教員を採用することができるよう、公募人事と推薦人事の双方を利用した採用計画を検討する必要があろう。特に31歳～35歳の層を補充するためには、若手研究者の採用を重点的におし進める工夫が必要である。

女性教員の増員についても、経済学部人事委員会は、「経済学部補充人事について(答申)」(2005年５月18日付)で、「女性、社会人(実務経験者)、外国人(日本語で講義可能なもの)の積極的な応募を期待しています」との文章を公募要項の末尾に記入することが望ましいと提言したが、誤解を招くおそれがあるため、実行には至らなかった。こうした「積極的な応募」の呼びかけを含め、今後、再検討する必要があろう。

5-2　教育研究支援職員

【現状の説明】

本学では、情報処理関連科目の実習補助者については、機器の操作・運用に熟達した本学の大学院生と上位年次の学部学生から選任している。総合情報学部設立時(1994年度)に TA(ティーチング・アシスタント)、SA(スチューデント・アシスタント)制度が採用された。経済学部では、春学期に１年次のすべての学生に履修を義務づけている「情報リテラシー入門」、２年次配当の「経済情報処理演習」に TA を配置している。

また、2003年度からのカリキュラムにおいては、「初級ミクロ経済学」、「初級マクロ経済学」に補習クラスが設置され、講義の理解を深めるために、復習の質問や練習問題等を通じて特別の指導が非常勤講師により行われている。2006年度の春学期には「初級ミクロ経済学」(３クラス)、「初級マクロ経済学」(１クラス)、秋学期には「初級ミクロ経済学」(１クラス)、「初級マクロ経済学」(３クラス)に１名ずつが配置されていた。現行制度のもとではこの補習クラスの担当者として TA を配置することができないため、相変わらず非常勤講師を当てている。教員と補習クラス担当者は、密接な連絡体制をとっており、効率よく補習クラスが運営されている。

【長所】

経済学部の授業において TA を重点的に配置しているのは、現在のところ、パソコンの使用を旨とする授業である。こうした授業は履修者も多く（情報リテラシー入門は１クラス当たり50名で14クラス)、TA は授業の進行上不可欠な役割を果たしている。

【問題点】

全体的に TA、SA の採用数は多いとは言えないのが現状である。講義科目の場合は、2005年度より試行的に３つの科目に対し、TA が１名ずつ配置されるにとどまっている。また、本来 TA が担うべき「初級ミクロ経済学」、「初級マクロ経済学」の補習クラスを、非常勤講師が担当していることも問題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後、こうした教務補助の必要性は、「初級ミクロ経済学」や「初級マクロ経済学」等多人数クラスにおいて増加するものと予想されるため、TA、SA の適正資格の基準や選考方法等を整備することが必要である。現行の TA 制度をもとに、できるだけ多くの講義で体系的な TA 配置を進める必要があるであろう。

検索

5-3　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

【現状の説明】

（ア）募集と任免

専任教員の募集の実施については、以下のような方式で決定している。

(1) 経済学部における専任教員の募集の手続きは、学部長による人事委員会への諮問により開始される。人事委員会の委員は、「経済学部申し合わせ事項」に基づいて各分野から選ばれている。

(2) 学部長は、人事委員会に対して、専門分野、職階、採用方法等に関する諮問を行う。

(3) 学部長は人事委員会の答申をもとに教授会の議を経て、採用方法を決定する。近年は、公募による採用が中心になっている。

公募に際しての広報としては、 次のような方法で実施している。

(1) 経済学部を設置する大学及び民間・官庁の各種研究機関への公募書類送付。

(2) JREC-IN 研究者人材データベースへの登録。

(3) 本学部ホームページを通じてのインターネット上での情報提供。

特に (2)や(3)により、海外からの応募者を含めて多数の応募者を確保することに成功している。

教員の選考基準については、公募人事、推薦人事ともに書類審査と面接を行うこととなっており、以下のような特徴を持っている。

(1) 書類審査においては、履歴書、研究業績書、主要研究業績等の提出を求めている。とりわけ研究業績の審査を重視している。教員の研究活動はすべて直接、間接に教育活動に寄与するものと考えられる。さまざまな研究課題に取り組んだ成果を授業にフィードバックすることが、期待されているのである。

(2) 教育に関する評価方法としては、提出書類の「担当予定科目のシラバス(案)」、「本学部の教育にあたっての抱負」を参考にし、学部長が面接を行っている。2009年度の公募人事の際には、第２次選考対象者たちに模擬講義を課しもした。

任用に関しては、教授会で選出された審査委員が教授会において審査結果を報告したのち、十分な審議を経て、投票により可否を決定するが、最終的には理事会において決定される。なお、教授会の決定が理事会で覆されたことはない。人事教授会については、第９章で説明する予定である。

（イ）昇任人事

昇任人事で審査対象となる教員は、准教授人事に関しては専任講師３年、教授人事に関しては准教授７年を経た者とされている。この種の人事の場合も、教授会で選出された審査委員が教授会において審査結果を報告したのち、十分な審議を経て投票により可否を採決し、その後、理事会において最終的に決定される。

専任教員の出身大学別の人数は、関西大学７名、慶応大学５名、神戸大学・早稲田大学等が４名となっている。出身大学院で見ると、トップは関西大学の10名で、大阪大学・神戸大学等が５名で続いている。本学大学院を最終学歴とする専任教員は２割であり、出身大学院は分散していると言えよう。

【長所】

教員の募集に関しては研究業績が重視されており、その審査においては、近年では学位及び(または)査読付き論文を有する者とする等優秀な教員を採用する努力がなされており、手続きの透明性も保証されている。

昇任に関しても基準、手続きが明確であり、透明性を確保している。また、教員の出身大学の多様性も、経済学部の人事が公正かつ透明に行われてきたことを物語っている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2009年度には、教員公募の際の募集要項に、口頭報告を求める可能性があること、提出書類の「担当予定

科目のシラバス(案)」、「本学部の教育にあたっての抱負」を審査委員会の参考資料とすることを明記しただけではなく、実際に、第2次選考対象者に限ってではあれ模擬授業を求めもしたが、今後とも教育面の力量を重視していくことにする。

また本学部の公募人事では、応募資格に「博士号(Ph. D. を含む)及び(または)査読付き論文を有するもの」とする厳格な条件を課すことによって、全国から優秀な人材を採用することに成功しているが、競争の進む労働市場の状況に鑑み、より効果的な応募資格のあり方を検討することが必要であろう。

5-4　教育研究活動の評価

【現状の説明】

経済学部教員の教育研究活動に対する評価は、概ね、任用時と昇任時に行われている業績審査と学生による授業評価に大別することができる。前者については、前項5-3を参照されたい。後者については、「経済学演習」等の少人数科目を除くすべての科目で学生による授業評価が実施されており、選択式の回答や自由記述欄への書き込みを教員自身が確認できるようなシステムが、確立されている。

【長所】

学生からの評価と同僚からのピア評価との両面から、教育研究活動を評価するシステムが確立されている。

【問題点】

現状では、特に大きな問題点はないと考えられるが、研究・教育水準の一層の向上のため、より積極的な教育研究活動の評価を行う必要があるかもしれない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

特に、任用時における応募資格及び審査を、より多角的かつ効果的なものにしていく。

今後の到達目標

教員選考基準における教育・研究能力の評価システムの検討、あるいは教員の年齢構成や応募資格のあり方を考慮に入れた、より効果的な教員採用方法の検討。更にまた、TA、SA の効果的な採用方法、及び TA、SA の適切な運用方法の検討。

6　研究活動と研究環境

6-1　研究活動

前回の到達目標

「学の実化」という本学の学是、かつまた「国際社会と地域社会に生じる多様な問題を総合的に理解し、その解決に向けて積極的に貢献することのできる人材を育成する」という本学部の目的のもとに、専任教員が各自の専門とする立場から、学術の向上・発展、人類全体の福祉の増進をめざして研究活動を展開する。

検索

6-1-1　研究活動

【現状の説明】

本学部は、経済学科の１学科で構成されているが、教育のための組織と研究のための組織とは区別されておらず、常設の独自の研究組織は設けられていない。いわば教育研究組織となっている。専任教員の数は、2004年度が46名、2005年度が43名、2006年度が45名、2007年度が43名、2008年度が48名、そして2009年度が49名である。

本学部には、専任教員や学生等の任意加入の外郭団体「関西大学経済学会」があり、専任教員によって構成される評議員会のもとに学術雑誌『関西大学経済論集』を、年に４号発行している。掲載に当たっては、執筆希望者があらかじめ計画を提出し、評議員のなかから互選された学会委員、わけても編集担当の委員が中心となって調整を行い、載録号を決めている。そのほかに、同学会では会員の研究成果の迅速な発表を目的としてワーキングペーパーを随時発行している。これらによる研究成果の発表状況は、下表のとおりである。ちなみに、同学会では学内外の研究者を囲んでの不定期の研究会とは別に、毎年度春学期授業期間終了直後に研究大会を開催し、３名の専任教員による研究報告並びに討論を行っている。

表Ⅱ-経-1　「関西大学経済学会」を通じての研究成果の発表状況

			2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
『関西大学経済論集』		掲載論稿数 （うち論文数）	34（25）	29（18）	25（15）	17（10）	15（11）
		執筆者延人数 （うち専任教員数）	44（26）	36（21）	33（22）	22（14）	16（13）
ワーキング ペーパー	欧文	発行回数	2	3	3	3	11
	和文	発行回数	1	1	1	3	2

また、本学部では単独で、専任教員がその研究論文を海外に向けて発表するための欧文の学術雑誌*Kansai University Review of Economics*を年に１回発行している。掲載に関しては、「関西大学経済学部欧文紀要刊行委員会要項」に基づいて設置した委員会が希望者を募り、「関西大学経済学部欧文紀要投稿基準」に照らして公明正大に承認を与えている。2004年度から2008年度までの執筆者数は、それぞれ、３名、４名、６名、８名、４名であった。

更に、本学の「研究成果出版補助金規程」に基づく出版助成を利用して図書を刊行することもできる。上記の５年間におけるその刊行の件数は、それぞれ、３件、０件、１件、０件、０件であった。

これら以外の著書や論文等も含めた本学部専任教員の過去５年間における研究業績を「関西大学学術情報データベース」によって集約するならば、次のようになる。

表Ⅱ-経-2　過去５年間の研究業績数

年	著書	論文	学会発表	その他	合計
2004	3	47	6	13	69
2005	8	33	16	23	80
2006	3	30	8	14	55
2007	15	29	12	17	73
2008	1	18	8	5	32

ここには、外国人研究者との共同研究の成果も含まれている。と同時に、全業績が漏れなく登録されているというわけでもない。なお、当該データベースは2009年度から、「学術情報システム」に改編されることになった。

2004年度以降の５年間における本学部専任教員の国内学会・国際学会、国際会議への参加の状況は、下表のとおりである。ただし、国内外の学会等への参加はそのすべてが届けられているわけではなく、ここには把握しえた限りの数を掲げるにすぎない。

表Ⅱ-経-3　国内外学会等への参加者数

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
国内学会への参加者数	80	75	86	118	93
国際学会への参加者数	7		16	11	38
国際会議への参加者数	1	5			

本学部専任教員が関係する学会・シンポジウムの本学での開催の状況は、2004年度についてはデータなし、2005年度と2006年度は各６回、2007年度が４回、そして2008年度は９回であった。

経常的な個人研究費を補う学内の研究助成としては、2003年度までは「学部共同研究費」も利用可能であったが、それが「科学研究費申請奨励研究費」に移行したため、2004年度以降は「学術研究助成基金による助成」と「重点領域研究助成」が、主要なものとなった。この５年の間にそれらの助成を受けた本学部専任教員は、皆無である。ちなみに、2008年度に８名が共同で受給した「特別研究・教育促進費等」は、「学部教育リフレッシュ予算」に分類されるものであった。

学外の研究費のなかでも特に科学研究費補助金の申請と採択の件数は、それぞれ、2004年度が14件と９件、2005年度が15件と10件、2006年度が14件と９件、2007年度が延12件（実11件）と９件、そして2008年度が11件と13件であった。ここで申請の件数には、転出者によるものが含まれている半面、転入者によるものは含まれていない。逆に採択の件数のほうには、転入者によるものが含まれている半面、転出者によるものは含まれていない。

その他の学外研究費の受給総額は、2006年度までは０円であったが、2007年度は30万円、2008年度は108万円であった。

【長所】

総じて本学部の専任教員は、各自の使命感、本学部の目的、更には本学の学是のもとに誠実に研究活動を行い、その成果を着実に発表することで、学術の向上・発展、人類全体の福祉の増進に貢献してきた。それが証拠に、多くの学術賞受賞経験者が在職している。また、国内外の学会等での活動も活発である。とりわけ国内について言えば、主要学会の理事や幹事等の役職を務めることで各分野の研究レベルの向上に寄与している者も少なくない。更に、学外から科学研究費補助金等を受けた者も、当然ながらそれを適切に使用して立派な成果をあげ、世に問うている。

【問題点】

本学では「国際化」とともに「情報化」と「開かれた大学」を教育理念としているということに鑑みるなら、研究業績の「関西大学学術情報データベース」への登録の状況が、必ずしも良好ではない。特に2008年度に発表された業績については、そのうちのどれだけが収録されているのか、大いに疑問である。この点は、１つには、登録の仕方を知らない教員が多いことによるのであろう。同データベースの「学術情報システム」への移行に当たっては、それについての説明会が2009年度初めに１回開かれただけであった。

【将来の改善・改革に向けた方策】

新しい「学術情報システム」に関する説明会を年に複数回開催するか、または冊子体の簡潔な操作マニュアルを作成・配付するよう、2009度中にしかるべき部署に要求する。また、その部署での対応の仕方にあわせて、本学部の専任教員に説明会への参加を、ないしは当該システムへの研究業績の登録を、教授会の席や文書等で呼びかけていく。

6-1-2　研究における国際連携

【現状の説明】

国際的な共同研究への参加の状況は、ここ数年、少しずつではあるが活発化してきている。前掲の

検索

*Kansai University Review of Economics*の2005年度と2006年度、2008年度の執筆者のうち、それぞれ１名は外国人共同研究者であった。また、「研究成果出版補助金規程」に基づく出版助成により2006年度に刊行された図書は、外国人研究者との共著である。更に、2005年度に協定大学から受け入れた交換研究者とそこへ派遣された本学部専任教員、「外国からの研究員に関する内規」に基づいて受け入れた研究者、講演のために招へいした外国人研究者は、それぞれ１名、2006年度受け入れの外国人招へい研究者と外国人招へい講演者は各１名、2007年度の協定大学からの交換（受け入れ）研究者と講演のための外国人招へい研究者、外国人招へい講演者は、それぞれ１名、2008年度はいずれも０名であった。ほかにも、まだ成果が公表されていないとはいえ国際的な共同研究への参加の事例が何件か認められる。

【長所】

経済学には、国際連携に待たずとも研究をおし進めることのできる専門領域が少なからず存在するものの、概して海外の研究者との切磋琢磨は、本学部の専任教員の視野の拡大に、したがってまた研究と教育の発展に、資するところが大である。その機会の着実な増大が積極的に評価されるゆえんである。

【問題点】

研究における国際連携を推進する立場からは、十分な研究時間の確保が必ずしも容易でないことや、個人研究費の使途の範囲がやや狭いこと等が、問題点として指摘されうる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

これらの問題点は、いずれも「経常的な研究条件」に関わるものであるので、改善・改革に向けた方策については、後段の6-2-1の当該箇所に述べることにする。

6-1-3　教育研究組織単位間の研究上の連携

【現状の説明】

本学部専任教員は、本学の附置研究所等での共同研究に参加してもいる。東西学術研究所においては、2005年度から2008年度まで、「比較文化研究班」の構成員として１名が共同研究に従事していた。経済・政治研究所では、2004～6年度に活動した「少子高齢化社会の総合政策研究班」に２名（うち１名は主幹)、2004～7年度の「ビジネス・エシックス研究班」には３名（うち１名は主幹)、2005～6年度の「サステイナブル社会と公共政策研究班」には１名、2007年度に活動を開始した「東アジア研究班」には１名、2008年度からの「市民参加研究班」には１名、2009年度活動開始の「大阪大都市圏地域経済研究班」には６名（うち１名は主幹）が、それぞれ加わっている。同研究所で2002年度に文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業（「フロンティア推進事業」）として活動を始めた「ソシオネットワーク戦略研究センター」と、2005年度に同事業（「社会連携研究推進事業」）としてスタートした「政策グリッドコンピューティング実験センター」（両センターは2008年度に経済・政治研究所から新設のソシオネットワーク戦略研究機構のほうへ移管）には、それぞれ2008年10月末と2006年度まで、１名ずつが関与していた。ソシオネットワーク戦略研究機構では、設立の当初から「金融政策ユニット」に１名が関わっている。更に、法学研究所で2004年度までの５年間にわたって展開された文部科学省私立大学学術フロンティア推進事業の「金融研究班」と「国際課税研究班」と「国際資本移動・電子商取引研究班」には、各１名が参加していた。最後に、人権問題研究室の「人種・民族問題研究班」のメンバーとして2006年度までは１名が、また2007年度以降は２名が、共同研究に携わっている。

なお、東西学術研究所と経済・政治研究所においては、それぞれ、2009年度と2007年度から各１名の本学部専任教員が、幹事として共同研究の進展に寄与している。

【長所】

本学部の少なからぬ数の専任教員が、５つの附置研究所に関係して、専門分野を異にする教員との共同研究に従事してきた。こうした研究上の連携は、本学部での教育と研究の内容をいっそう充実させることにつながるに違いない。

今後の到達目標

前述した本学の学是と教育理念、かつまた本学部の目的や教育の理念及び目標を明確に意識しつつ専任教員が各自の専門とする立場から、学術の向上・発展、人類全体の福祉の増進をめざして研究活動を継続させる。また、「学術情報システム」への成果登録の件数を増加させる。

6-2　研究環境

前回の到達目標

教育をも含めて研究以外の業務の負担の軽減、研究補助スタッフの充実、更には本学部専任教員の定員の充足等によって、同教員に十分な研究時間を確保させる。経常的な個人研究費予算の執行方式や使途の見直しに着手する。研究活動に必要な研修機会の増大に向けて、環境の改善を図る。

6-2-1　経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

本学部専任教員用の個人研究費（学会出張旅費を含む）の予算総額とその配分及び執行率、研究室の整備状況、研究時間の確保のための方途、研究活動に必要な研修機会の確保のための方策、並びに学内の共同研究費等の制度とその運用については、第Ⅰ編第７章及び本章前節に説明したとおりである。ただし、研究室の利用に関しては商学部と共同して定めた「経済学部・商学部研究棟管理運営規程」に基づいている。また、在外研究員制度の運用に関しては「在外学術研究員選考基準」を、更に研修員制度の運用に関しては「研修員選考についての申し合わせ」を、それぞれ独自に設けている。本学部専任教員１人ひとりにとっての定年退職までの期間におけるこれら２つの制度の利用の機会は、若干の例外はあるものの在外学術研究と在外調査研究が各１回、研修が２回である。交換（派遣）研究員制度の利用者数は最近では、上述のとおり、2005年度の１名である。

【長所】

本学部専任教員用の個人研究費予算の平均執行率は、2004年度が92.2%、2005年度が91.3%、2006年度が94.0%、そして2007年度と2008年度がともに97.0%であった。このことに照らしてみるなら、予算総額はほぼ適切であると言ってよい。

研究室の整備状況についても、同様のことが言える。本学部の場合、教員個室率は100%である。

専任教員の研究時間の確保に資する改善・改革としては、例えば2006年秋に全学的な規模の授業支援チームが発足した。また、同年度には本学部と経済学研究科との間に共通科目を設置しもした。2007年度には、「昼間主（デイタイムコース）」と「夜間主（フレックスコース）」の区別を廃止して昼夜開講制に移行した。同年度からは、教員１人当たりの学生数を削減すべく、入学定員と入学者数の比率をいっそう適正化させることにもなった。2008年度には、夜間開講科目の整理・縮小を行った。こうして同年度以降は、専任教員１人当たりの担当授業時間数を週に１時間ほど減少させることが可能となった。更に、2008年度後半からは教授会や研究科委員会の運営の効率化に鋭意努めることにした。加えて2009年度には、長年の懸案であった専

検索

任教員の定員の充足を実現させた。と同時に、この定員を４名ばかり増やして53名とすることが認められもした。以上の諸点も、積極的に評価してよい。

研究活動に必要な研修については、上述のように、独自の「基準」や「申し合わせ」を設けて制度運用の公正性を保障している。それらによって、研修機会の公平性が適切に保たれているわけである。

【問題点】

まず、個人研究費予算の執行に関しては相変わらず単年度方式がとられている。また使途についても、国際学会、セミナー、シンポジウムでの発表や講演、司会等の場合を除けば外国出張には使えない等の制約がある。

次に、専任教員の十分な研究時間の確保という観点からは、授業をはじめとする教育や入試、大学・学部の管理運営の業務の負担が依然として大きいと言わざるを得ない。近年における経済学の研究対象の目まぐるしい変化、学問内容の高度化、研究領域の細分化と複雑化、学術交流のあり方の多様化、等々の特殊事情を考慮に入れるなら、より多くの時間が研究に振り向けられてしかるべきである。また、教員間の担当授業時間数のアンバランスによって象徴的に示されるように、研究時間の配分が公平を欠いている。

更に、現行の在外研究員制度と研修員制度が、近年の経済学研究に纏わる上記の特殊事情に適合しなくなってきている。具体的には、制度利用の期間に弾力性がないうえ、利用の回数がやや少なすぎる。

最後に、本学部の専任教員の研究領域が多岐に分かれていることに鑑みるなら、図書館蔵書の整備が必ずしも適切ではない。特に最近の約10年間に刊行された図書の受け入れ状況が、芳しくない。しかも、研究活動の不断の展開のためには、休館日が多すぎる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

個人研究費予算の執行方式や使途について、例の経済学分野の特殊事情のみならず、本学の他の研究支援・助成制度や図書及び図書館の整備の現状との関連においても、引き続き総合的かつまた木目細やかに再検討していく。とりわけ予算執行の複数年度方式への移行、並びに国際学会への出席や資料収集等を目的とする外国出張への使途の拡大に関しては、外国出張補助費の受給機会の増大や図書館の予算の増額とともに、その実現のための方途を模索し続ける。

専任教員に十分な研究時間を確保させるために、教育や管理運営等の業務を補助するスタッフはもとよりリサーチ・アシスタント等の研究補助スタッフの充実をも、しかるべき部署に要請する。そしてかりに人員配置の面からの研究環境の整備は少なくとも当面は困難であるということが判明したなら、その場合には経過措置としてアルバイトへの謝金を個人研究費の使途に含めるよう、働きかけることにする。同様の趣旨で、本学部の内部においては2009年度以降の補充人事と増員人事を速やかに、しかも着実におし進める。

また、研究時間の配分の不公平性を是正するために、例えば担当授業時間数の複数年度にわたっての調整や、超過担当授業時間が累計で一定数を越えた教員に半年または１年間の研究専念の機会を提供する新しい制度の導入等の措置を講じる方向で、副学部長を中心に検討を開始する。

いずれにせよ、研究活動に必要な研修のための制度の拡充、とりわけ利用機会の増大についても、引き続きその可能性を探っていく。

6-2-2　競争的な研究環境創出のための措置

【現状の説明】

本学部専任教員による科学研究費補助金等への申請とその採択の状況、並びに学内の経常研究費と学内外の競争的研究資金のバランス等については、第Ⅰ編第７章及び本章前節に説明したとおりである。

【長所】

科学研究費補助金の申請とその採択の状況は、少なくとも本学の内部においては、良好なほうである。とりわけ採択率は、2005年度と2008年度には、全学部・機構のなかでもっとも高かった。この点で本学部の専任教員は、2003年度に発足した「科学研究費申請奨励研究費」制度の有効性の証明に大きく貢献していると言える。その他の学外研究費の受給状況も、2007年度以降は改善の傾向にある。

【問題点】

本学部専任教員の研究費総額に占める経常研究費の割合が、学内では高い部類に入る。ただしこれは、抽象的な理論を専門とする教員が比較的多いという事情にもよるのであろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学内外の競争的研究資金に関する情報を、学部教授会の席や文書等で提供していく。

6-2-3　研究上の成果の公表、発信・受信等

【現状の説明】

研究論文・研究成果の公表を支援する措置、並びに国内外の大学や研究機関との間で研究成果を発信・受信する条件の整備状況については、第Ⅰ編第7章と本章前節に説明したとおりである。

【長所】

研究成果の発信・受信のための条件は、例えば『関西大学経済論集』や、*Kansai University Review of Economics*、ワーキングペーパー等の発行回数、掲載論稿数、投稿者数等を踏まえて言えば、十分整備されている。特に欧文紀要の存在は、国際的な研究交流の活発化に対応し拍車をかけるものとして、高く評価することができる。更に、本学の出版助成を利用しての図書刊行の件数をも視野に収めるなら、研究成果公表支援の措置は適切であると言ってよい。

今後の到達目標

補充人事や増員人事を円滑に進行させたり各種業務の補助スタッフを充実させたりして、人員配置の面からの研究環境の整備を図る。専任教員に研究時間をいっそう十分かつ公平に確保させる。経常的な個人研究費予算の執行の複数年度方式への移行と使途の拡大、並びに研究活動に必要な研修のための制度の拡充、わけても利用機会の増大について、その可能性ないしは方途を少しでも見出しうるようにする。

7　施設・設備等

経済学部では第1章に明記した理念・目的・教育目標をめざし、教育上の効果が十分発揮されるように施設・設備の整備を図っている。また、教員による教育研究のための施設・設備にも、十分な配慮を加えている。以下、これらの点について具体的に説明する。

前回の到達目標

教育・研究環境のより一層の整備・充実に向けて、多様な授業ニーズに対応する教室の確保（マルチメディア、ネットワーク整備、バリアフリー化等）及び専任教員の研究室の充実とともに、老朽化施設の建て替え、改修を行う。

検索

7-1　施設・設備等の整備

【現状の説明】

経済学部は第２学舎を商学部と、また、第６時限及び第７時限については全学部で共用している。この第２学舎には講義室・演習室等がある１号館から４号館と、教員の個人研究室や資料室を配置した経商研究棟とがある。

ア　学舎

経済学部では、専任教員及び非常勤講師による教育活動が第２学舎を中心に展開されており、第２学舎の１号館～４号館の建築延べ面積は26,414.87㎡で、商学部と共用している。

講義室・演習室等の整備状況は、『データブック2009』〔Ⅷ－3 教育研究施設・設備〕に示したとおりである。講義用小教室（収容定員99名以下）は１・２・３号館に29室あり、主に語学教育のために利用している。収容定員100名以上の中・大教室は全号館に12室あり、そのうち、300名以上の大教室は１号館に２室、３号館に３室、そして４号館の BIG ホール100（1,002名収容）の計６室を配置している。またこれ以外に１号館Ｂ棟及び２号館には20室の演習室、１号館Ａ棟には情報関連教室９室と視聴覚教室（LL 教室）２室が配置されている。

2009年３月に竣工した新２号館（C 棟）には、中・小教室、演習室、パソコン教室等の各種教室をバランスよく配置し、６・7階には会計専門職大学院関係の資料室、自習室等を設置している。また、教育研究推進室を経済学部・商学部用に各１室新設し、学部の独自のプログラム等を展開する際に活用してもいる。その他、１階には、カフェテリアやコンビニを設置し、教育環境を整備しつつ、豊かなキャンパスライフが送れるよう配慮している。

各教室の使用状況は、①水曜日には教授会開催のため空き教室が比較的目立つことのほかに、②月曜日の中及び大教室、火曜日の小及び大教室、木曜日と土曜日の小教室の使用率が高い。③２号館と３号館 D 棟の使用率が全般的に低い。④大教室については、月曜日、火曜日、木曜日には100％の教室が多い。②に上述したように、木曜日と土曜日の小教室の使用率が高いのは、その両日に外国語の授業が集中的に配置されているためであり、④に述べた曜日に大教室の使用率が全般的に高いのは、商学部との合併授業が行われているためである。

自習室は１号館 B 棟に２室あり、収容定員は合計89名で、経済学部・商学部の学生数から考えて十分とは言えない。ただ、第２学舎に隣接した総合図書館には自習室が多数用意されているし、また使用率が高まる７月及び１月の試験の時期には１号館 B 棟の演習室10室を自習室として開放することで対応してもいる。

第２学舎全体の施設管理は、そのための予算の申請を含め一括して学部・大学院事務グループ経商社事務チームが担当している。ただし、建物の建築や教室等の大改修を伴う事柄については、経済学部と商学部が合同して委員会を設置し、教学上の要請等をまとめて法人に提出する形式をとっている。また経年的な設備充実についても、両学部からの要望をまとめて経済学部から予算を申請し、実現に努めている。

イ　研究棟

経商研究棟の中には、経済学部・商学部の、更にまた一部の大学院会計研究科の専任教員のための個人研究室と経商資料室、計算機室及び会議室等がある。個人研究室は、経済学部教員用として50室を確保している。2009年度の教員数は、定員と同じ49名であるから、現在のところは十二分に足りているということになる。

しかるに、2008年５月に大学全体で教育職員60名を増員するという人事案が提示され、経済学部においても新たに４名の増員枠が認められて、教員数は近い将来53名になることが決定している。これにより、経商研究棟だけでは個人研究室を賄えなくなるため、2008年７月に第１学舎近くに新設された総合研究室棟(全85室)に、経済学部教員用として３室を確保することにした。

なお、経商資料室は両学部の専任教員及び大学院生の共同利用施設である。蔵書冊数は29,402冊、ほかに視聴覚資料が467点、継続購入している雑誌が1,261種類(この計数は2009年５月実施の日本図書館協会調査への回答による)に上る。複写機（２台）や製本機等を設置して利用に供してもいる。

【長所】

商学部との連携で効率よく教室の利用ができている。１号館の教室の使用率が比較的高いのは、AV 機器やパソコン等の設備が整っているからであり、そうした教室の利用を希望する教員が多いことによる。

第２学舎は、全体としてみれば７割程度の使用率にとどまっている。100%の使用率の曜日があるとはいえ、他の学舎を借りなければならないほど事態がひっ迫しているわけではない。その結果、経済学部の学生はほとんどすべての授業を第２学舎で受けることができる状況にある。

【問題点】

ア　学舎

第２学舎３号館は1967年竣工のため老朽化が進み、情報機器の不備やバリアフリーの対応の遅れも見られる。

経済学部では授業を自学舎（第２学舎）で賄うことができるとはいうものの、特定の時間帯及び教室については使用率が高い。

イ　研究棟

経商研究棟は1966年竣工で築後43年が経過し、老朽がはなはだしい。足音や椅子を移動する音が上下階に響き、廊下が暗い等々の防犯・防炎上の問題もあって、研究環境は劣悪と言わざるを得ない。

しかも、近年は女性教員の比率が増加傾向にあるのに女性トイレが設置されているのは、６階建ての建物のうち、１階と３階のフロアだけである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

ア　学舎

教室の使用効率を改善するための方策の一つとして、曜日、時限の点でバランスのよい授業時間割を編成することがあげられる。

イ　研究棟

大学に要請される教育研究の質的向上を図るには、安全で良好な研究環境の確保が不可欠であり、次の４点について早急な改善が望まれる。

①研究棟の建て替え、または新耐震基準に適合する耐震補強改修、②各階廊下の照度アップ、共有スペースの出入口や窓のガラスの透明化（密室にならない措置）等といった防犯対策、③足音、椅子を移動する音等が上下階に響くことに対する防音措置、④女性トイレの増設（研究棟各階への設置)。

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置

【現状の説明】

AV 機器、コンピュータ、その他の各種情報機器は、今日、教育研究環境を左右する重要な設備である。現在、第２学舎の講義室・演習室のすべてにビデオ及び DVD 装置が備えられており、この要請に応えている。なお、教材提示装置は、合計22室において利用可能である。

情報処理関係の実習室は10室あり、合計330台のパソコンを装備している。また、視聴覚教室（LL 教室）が２室あり、96台の LL 装置がある。情報処理関係の実習室を授業で利用する科目は、年々増加してい

検索

る。この点に配慮する必要がある。

また、教員控室には、常時ノート型パソコン、プロジェクター、コンバーターを少数ながらも準備しており、SA（スチューデント・アシスタント）によるセッティングを通じてそれらを利用しうる環境が整いつつある。経商研究棟の計算機室にも、教員の研究用としてパソコン５台を配置している。

【長所】

第2学舎の設備・装置は、多様なニーズに対応して、概ね順調にインテリジェンス化を実現してきた。

もっとも新しい新2号館（2009年３月竣工）を例にとると、各室で教育研究用ネットワークを利用することが可能なシステムを構築し、情報教育の充実を図っている。また、先端的な映像音響システムの導入により、プレゼンテーション機能を充実させている。また、TV 会議システムを１セット設置し、本学他キャンパス並びに他大学と接続して遠隔講義を行うことができる。

【問題点】

第２学舎でもっとも古い３号館は1967年の竣工であり、E101教室を除いては情報機器の不備が見られる。

2006年９月の事務組織の改編により、経商学舎の情報関連施設についてはその管理が学部・大学院事務グループ経商社事務チームに委ねられ、その実際の運用（パソコンの修理やリプレイス、ソフト等の更新、サーバーの管理やサービス提供）のほうは IT センターが担うことになったが、こうした役割分担が教職員・学生向けのサービスの向上につながったかどうかは、判断が分かれるところである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

語学や情報処理関係の授業だけでなく、通常の講義や演習においても、パワーポイント等を利用し、プレゼンテーションをさせる授業形態が急激に増えつつあるので、パソコンやプロジェクター、スクリーンの設備が整った教室を計画的に増やす必要がある。

機器類の接続や利用の仕方に不案内な教員でも容易に ICT 機器を利用できるようにするために、2006年度秋から授業支援チームを発足させ、SA が多様な教育のサポートを担うこととなった。この体制を、必要な科目のすべてで SA の利用が可能となるように充実させていく。また経商学舎の情報関連施設・設備の管理及び運用に当たっては、第２学舎オフィスと MML 室、IT センター、授業支援グループの連係を緊密化させることで、利便性の向上に努めていく。

7-3　利用上の配慮

【現状の説明】

学舎建て替えの進展により、ほとんどの施設・設備でバリアフリー化が実現している。

【長所】

最近建て替えがなされた２号館、４号館では、最先端のバリアフリーがなされている。

【問題点】

第２学舎でもっとも古い３号館にはエレベーターがなく、バリアフリーの不十分な箇所が散見される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

３号館の建て替え、または改修により、バリアフリー化を徹底させる必要がある。

今後の到達目標

多様な授業ニーズに対応するため、教育環境を整備し充実させる。具体的には、先端的なマルチメディア

設備、ネットワーク環境の整備を今後も計画的におし進めていく。

ソフト面では、既存の施設・機器及びアプリケーションの利用方法に関する情報を専任はもとより非常勤の教員にも広く提供していく。

また、教育研究の質的向上を図るには、安全で良好な研究環境の確保が不可欠である。経商研究棟の改善ポイントについては上述のとおりであるが、中でもその研究棟の建て替え、ないし新耐震基準に適合する補強改修は、安全上の面から、喫緊の要事である。

8　学生生活

前回の到達目標

「学生生活」は、前回の自己点検・評価報告書の調査項目に含まれていなかったため、省略する。

8-1　学生への研究活動への支援

【現状の説明】

経済学部の専任教員らが組織する関西大学経済学会では、学生会員が作成した経済学に関する論文を対象に、1960年代半ばから懸賞論文制度を実施している。論文の審査には専任教員が当たり、優れた作品には賞金を設けて表彰を行っている。2007年度の募集に際しては25論文の応募があり、34名の教員による審査の結果、15論文が入選した。2008年度には23論文の応募があり、25名の教員が審査を行い、16論文が入選を果たした。

一方、経済学部の学生が自主的に組織する経済学部ゼミナール協議会は、毎年11月に商学部と合同で学内ゼミナール大会を開催し、そこで行われるゼミナール対抗のプレゼン大会、ディベート大会において、経済学部の教員が審査に当たっている。また、経済学部では、関西学院大学経済学部との間でゼミナール対抗のディベート大会を2007年度から実施している。

【長所】

経済学会の懸賞論文募集の際には、経済学部の４年次生と３年次生が卒業論文等、ゼミナールにおける研究の成果を応募している。この制度は、学生によりよい研究を行うインセンティブを与えている。また、懸賞論文で優秀な成績を修めた学生が大学院に進学することもあり、40年以上にわたって続けられてきたこの制度は、意欲ある経済学部生の研究を促す効果を持っていると評価できる。また、ゼミナール対抗のプレゼン大会及びディベート大会には、毎年多数のゼミナールが参加しており、ゼミナールの研究活動の活発化と学生の研究意欲の増大に結びついていると言えよう。

【問題点】

懸賞論文の応募資格は、関西大学経済学会の学生会員に限定されているため、会員ではない経済学部生は応募することができない。また、懸賞論文に応募するのは、事実上、ゼミナールに所属する４年次生と３年次生に限られており、それ以外の学生にとっては利用しにくい面があると思われる。応募論文の数も、学生数に比べれば決して多いとは言えない。一方、ゼミナール対抗のディベート大会とプレゼン大会も、ゼミナールに所属しない学生にとっては参加する資格がなく、広く学生の研究活動を支援するという観点からみれば、不十分な面があることは否めないであろう。

検索

【将来の改善・改革に向けた方策】

懸賞論文制度やゼミナール大会等が、学生の研究活動を支える役割を果たしてきたことは言うまでもないが、上記の問題点を踏まえれば、すべての学生に利用可能な制度が望ましく、学生の研究活動を支援・促進するために、学部としてどのようなことができるのか、改めて制度のあり方を検討する必要があろう。

今後の到達目標

経済学部のすべての学生にとって利用可能な、かつ、学生の研究活動を促進する効果的な制度のあり方を検討することが求められよう。

9　管理運営

前回の到達目標

教育研究体制の充実を図り、なお一層効率的な管理・運営体制を築くことを目標とする。

9-1　管理運営体制

【現状の説明】

ア　教授会

経済学部は、教育研究体制の充実と活性化を図るため、教学面での学部・大学院の連携にとどまらず、より一層効率的な管理運営体制の構築をめざして検討を行ってきた。

経済学部は、経済学部長を置き、この学部長を議長とする教授会を最高意思決定機関として教学上の運営を行っている。教授会は、1992年４月1日に施行された「関西大学経済学部教授会規程」に従って運営されている。

教授会は、学部長が必要と認めたとき、また構成員の３分の１以上の要求があったときに学部長が招集し、構成員の２分の１以上の出席をもって開催される。休業期間を除き、原則として月２回開かれることになっている。2008年度の開催数は、22回であった。

教授会の構成員は職階に関わらず全ての専任教員であり、その審議の対象は、「関西大学経済学部教授会規程」に定められている諸項目である。

議決は、通常、有効投票数の過半数の同意に基づいて行われる。なお、その手続きの詳細は「関西大学経済学部申し合わせ事項」中の「一般的事項（人事、その他重要事項を除く）の採決における投票」として明文化されている。

特に人事に関する議事の運営については、「人事に関する経済学部教授会の議事運営についての申し合わせ」に基づいて人事教授会を設置し、審議を行う。人事教授会は、構成メンバーの３分の２以上の出席をもって成立し、有効投票総数の３分の２以上の得票をもって可決の条件としている。

なお、教授会のもとに置かれる人事委員会が、教授・准教授・専任講師の任用及び昇任に関する人事案件の検討を行っている。人事委員会は学部長が指名する専任教員によって構成されており、その運営は「経済学部人事委員会内規」に基づいている。

イ　執行部

教授会の運営に当たっては、学部長のもとに副学部長（2006年度から「学部長代理」を改称）（２名）、教

学主任（２名）、入試主任（入試センター主事兼務、１名）、学生主任（１名）、更に学生相談主事（１名）の合計８名からなる執行部を組織し、共同でその任に当たっている。学部運営に関するそれぞれの職掌分野は、概ね以下のとおりである。

学部長	総括
副学部長	総括補佐、教学事項、教育推進委員会、研究推進委員会、社会連携委員会。併設の高等学校及び中学校との接続に係る協議会または専門委員会
教学主任	教学事項、国際委員会
入試主任	入学試験事項、入試センター主事会
学生相談主事	学生相談、奨学金委員会
学生主任	学生補導、交通問題対策委員会

執行部は打合せ会議を開催し、教授会事項、学部運営に関わる諸事項について議論を行っている。

学部執行部体制は全学共通であり、2000年度までは学部長、学部長代理、学生主任（２名）、学生相談主事（２名）の６名で構成されていた。2001年度より学部長、学部長代理、教学主任（２名）、入試主任（入試センター主事兼務、１名）、学生主任（１名）、学生相談主事（１名）の７名に改編された。学部長及び学部長代理の任務が多岐にわたる状況に鑑み、２名の教学主任を設置することによって学部長代理の任務を整理し、学部長代理が学部長を補佐する本来の職務を遂行できるように配慮したものである。なお、教学主任の職務については学部の裁量によるとされ、全学共通の規程は設けられていない。また、学部の特性を生かした入学試験が円滑に実施されることを目的として、学部と入試センターが適切に連携する必要から、学部に入試主任を設けて入試センター主事兼務とすることになった。学生主任は、経済学部の自治会及びゼミナール協議会等の学生の組織的活動に対応してきたが、最近では学生の通学に伴って生じる交通問題方面の対策委員、更には、ハラスメント防止委員をも兼務することが慣例となっている。学生相談主事は、これまで学生の奨学金問題や個人的相談に対応してきたが、最近ではハラスメント相談員を兼務している。2006年度からは、学部長も大学院経済学研究科長を兼務し、学部長代理及び研究科長代理が副学部長と改称されて、２名で学部長を補佐することになった。こうして執行部は、2006年度より８名で構成されることとなったのである。

執行部の任期は、２年である。経済学部では慣例として学部長職以外については１年任期となっていたが、2008年度からは、それを本来の２年任期に変更した。この措置により、執行部運営の継続性がより強固なものとなった。

ウ　経済学部各種委員会

経済学部には現在、７つの委員会が設置されている。学務委員会、人事委員会、研究体制・FD 委員会、入学制度検討委員会、欧文紀要刊行委員会、経済学部インフォメーション委員会、経済学部自己点検・評価委員会がそれである。このうちの最初の４つの委員会、つまり学部充実委員会では、学部長から諮問された事項について専門的に協議を行っている。更に、商学部と学舎を共用していることから、経商情報処理施設等管理運営委員会と経商研究棟管理運営委員会が設置されている。加えて、経済学部は大学協議会をはじめとする20以上の全学委員会に委員を送り、大学運営にも積極的に参画している。

【長所】

経済学部の管理は、規程等に則り、教授会、執行部や委員会の構成、学部長の任免等々、いずれの面においても大学の理念や目的に沿って、しかも大学の現状に即した形で行われている。また、その運営はいずれも明文化された規程に従って、それぞれの役割・機能分担を踏まえて、公正かつ妥当な方法で行われている。

経済学部では、つねに、より開放的な学部運営をめざしてきた。以前は、人事案件の内容により人事教授会の構成員を対応する職階以上の者に限っていたが、2005年10月26日開催の教授会においてこの枠組みを広げ、いつでも分け隔てなくすべての専任教員が教授会に参加する形に改革を行った。

検索

【問題点】

教授会は学部の最高意思決定機関としてその機能を果たしており、学部の管理運営は適切に行われている。また、教授会及び各種委員会は明文化された規程に従って開催されている。つまり、何ら問題は発生していないのである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部と大学院研究科との統合的運営をめざして、2006年10月から経済学部と大学院経済学研究科の一元化が図られた。具体的には学部長が研究科長を兼務し、執行部に大学院担当の副学部長を置くことで、学部教育と大学院教育を統合的におし進める体制が整った。こうした教育機構の改革とともに、教務センターの設置による教務事務の一元化や、学部長が理事を兼ねる法人組織への移行が行われた。事務機構及びガバナンス機構のそうした大きな変革が、学部の管理運営へのサポート体制としてどのような影響を与えるのか、近い将来において事態の推移をレビューし、学部の管理運営の方向性を見極める必要がある。

9-2　学部長の権限と選任手続

【現状の説明】

経済学部長は、「経済学部長選挙に関する申し合わせ」に従って選任される。被選挙権を有する者は、経済学部に所属する専任の教授であり、選挙権を有するのは、同学部に所属するすべての専任教員である。選挙会は、選挙権者の３分の２以上の出席をもって成立し、選挙は単記・無記名投票により行い、有効投票総数の過半数を得た者を経済学部長当選者とする。開票結果は教授会で発表され、その教授会は、当選者に次期経済学部長就任の受諾を確認して、次期学部長を決定している。就任を受諾した次期経済学部長は、２名の副学部長、２名の教学主任、入試主任、学生主任及び学生相談主事を教授会に推薦し、承認を得た後に、上記の学部管理運営を行っている。経済学部長の任期は２年であるが、再任は妨げないものとされている。

経済学部を統括する学部長は、上述のように教授会の開催、教授会議題の設定、副学部長の推薦をはじめとする学部執行部の任免等々の権限を有する。

【長所】

明文化された規程及び内規に基づいて、学部長の権限と選任手続きが適切に行使されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2006年10月より、全学的に学部長が大学院研究科長を兼務することになった。更に2008年10月からは、学部長が理事を兼務することとなった。近い将来、学部長の負担と権限について再検討する必要があるであろう。

今後の到達目標

補充人事によってカリキュラムを刷新し、一層充実した教育サービスを提供できるような管理運営体制を構築していく。

10　自己点検・評価

前回の到達目標

自己点検・評価の結果について、大学基準協会の認証評価等も踏まえつつ、経済学部の教育研究の更なる改善に結びつけることが不可欠であり、そのためのより積極的な取り組みが求められる。

10-1　自己点検・評価

【現状の説明】

経済学部自己点検・評価委員会は、1993年10月に発足した。関西大学経済学部自己点検・評価委員会規程は1994年１月に制定され、1993年10月に遡って施行された。現在では、経済学部自己点検・評価委員会は、役職上の委員２名（副学部長及び学部・大学院事務グループ所属の事務職員）と教授会で選出された専任教育職員７名から構成され、そのうちの１名が学校法人関西大学自己点検・評価委員会委員を兼任し、委員長を務めている。委員会は、学部の教育研究に関する活動状況、制度、組織、施設・設備の現状、及びその運営状況について自己点検・評価を行うとともに、学部の将来構想を検討することを任務としている。こうした任務を遂行するため、委員会には以下の職掌事項が課せられている。(1) 自己点検・評価項目の設定及び変更、(2) 資料の収集、整理、及び分析、(3) 自己点検・評価及び報告書の作成、(4) 第三者評価に関する事項、(5) 本学部の将来構想の検討、(6) その他自己点検・評価に必要な事項。経済学部自己点検・評価報告書は隔年で作成され、直近の報告書は2008年３月に公表された。

【長所】

経済学部自己点検・評価委員会は、これまでに、学生へのアンケートに基づく独自の自己点検・評価報告書を４度にわたって作成する等、自己点検・評価活動を着実に実施してきた。これらの成果は、カリキュラム改正や入試制度の改変の際に、改革の基盤として重要な役割を果たしており、学部教育の改善に貢献してきたと評価できよう。とりわけ、学部創設以来の最大規模の改革の１つとみなされうる2007年４月の専修制導入の際には、自己点検・評価活動の成果が大いに活用された。

【問題点】

自己点検・評価委員会のメンバーに副学部長が含まれていることが示すように、自己点検・評価の内容や結果は、自己点検・評価委員会と学部執行部との間で共有されているが、現状では、それらが学部の全教員によって十分に理解されているとは言い難い面もある。また、自己点検・評価報告書は教員が各自、内容を把握することになっており、教授会等学部全体でその内容を議論して教育研究水準の向上に役立てるといったプロセスは、必ずしも整備されていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

自己点検・評価の成果を教育研究水準の向上につなげる上で、学部執行部の協力は不可欠である。自己点検・評価委員会の職掌事項には学部の将来構想の検討が含まれており、学部の理念・目的教育目標を実現するためにも、今後は自己点検・評価委員会と執行部との連携をより恒常的で緊密なものとし、学部の発展に向けて機動的な対応を行うことが求められよう。

検索

10-2　自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

自己点検・評価の学外者による検証として、経済学部は大学基準協会の機関別認証評価を2006年度に受け、次回の認証評価は2012年度を予定している。また、経済学部の自己点検・評価報告書は、本学全体の自己点検・評価報告書の一部として広く社会に公開されている。なお、経済学部では、大学基準協会による機関別認証評価のほかに単独で外部評価を受ける措置を講じるというようなことはしていない。

【長所】

学外者による検証とはやや異なるが、経済学部では、独自の FD フォーラムを2004年度から定期的に開催し（2004年６月、2006年11月、及び2009年７月）、学部教育に関する幅広い事項について学生から意見を聴取し、カリキュラムの改革等により教育内容を改善する際に、そうした学生の意見を積極的に取り入れてきた。教員と学生が教育に関する認識を共有しつつ、学部教育の改善に取り組むことは、自己点検・評価の観点からも好ましいことであり、自己点検・評価の客観性、妥当性を向上させるものであると言えよう。

【問題点】

経済学部は、第三者評価としては大学基準協会によるものしか受けていないが、本学全体の自己点検・評価報告書は広く社会に公開されていることから、そこに含まれる経済学部の報告書の内容も不特定多数の人々によって検分され、ひいては一定の客観性と妥当性を確保することにつながるであろうと考えられる。第三者による検証について、差し当たり喫緊の問題は少ないと言ってよい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

自己点検・評価の効果をより高めるために、学外者の評価が不可欠であることは言を待たない。経済学部では、自己点検・評価活動の一環として学生及び卒業生に対するアンケートを実施し、成果をあげた実績を有している。こうした経験も参照しつつ、大学基準協会による認証評価以外の効果的な第三者評価のあり方を検討することも、今後重要性を増すであろう。

今後の到達目標

自己点検・評価活動が教育研究水準の向上に確実に結びつくよう、自己点検・評価委員会と学部執行部とが相互の関連において相対的な自律性を保ちながらも、緊急に連携し、協力し合っていく。また、効果的な第三者評価を実現させるための方策を立案することも、求められるであろう。

検索

経 済 学 研 究 科

検索

第Ⅱ編　経済学研究科　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 539

1-1　理念・目的等　〈539〉

1-2　理念・目的等の検証　〈539〉

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等 …… 540

2-1　教育課程等　〈540〉

2-2　教育方法等　〈545〉

2-3　学位授与・課程修了の認定　〈549〉

3　国際交流 …… 551

3-1　国際交流〔国内外との教育研究交流〕　〈551〉

4　学生の受け入れ …… 552

4-1　入学者受け入れ方針等　〈552〉

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（大学院）　〈553〉

4-3　科目等履修生・聴講生等　〈555〉

4-4　定員管理　〈555〉

5　教員組織 …… 556

5-1　教員組織　〈556〉

5-2　教育研究支援職員　〈559〉

5-3　大学院と他の教育研究組織・機関等との関係　〈559〉

6　研究活動と研究環境 …… 559

7　施設・設備等 …… 559

7-1　施設・設備等の整備　〈560〉

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置　〈560〉

8　学生生活 …… 561

8-1　学生への研究活動への支援　〈561〉

9　管理運営 …… 563

9-1　管理運営体制　〈563〉

9-2　学長、学部長の権限と選任手続　〈563〉

10　事務組織 …… 564

10-1　大学院の事務組織　〈564〉

11　自己点検・評価 …… 565

11-1　自己点検・評価　〈565〉

11-2　自己点検・評価に対する学外者による検証　〈566〉

11-3　大学に対する社会的評価等　〈566〉

1　理念・目的・教育目標

1-1　理念・目的等

【現状の説明】

新制大学院制度が発足したのは1950年度である。この年、法学研究科、文学研究科とともに経済学研究科（修士課程）が誕生した。その後、1953年度に博士課程（金融経済・経済史専攻）が設置され、1963年度には、名称が金融経済・経済史専攻から経済学専攻に変更された。それ以降は大きな制度上の変更はなかったが、1997年度には博士課程前期課程に「コース制」を導入し、更に2005年度には「コース制」を充実させる等改革を続けている。

経済学研究科における理念の一つは、「国際的視野の育成」である。この理念に基づいて、経済学の高度な専門知識を生かして、国際的に活躍できる人材を養成することが、本研究科の目的の一つである。

もう一つの理念は、「地域に立脚した人材の育成」である。それぞれの学生が、国際的な視野を持ちながら、ある地域に立脚して地域の発展に貢献しうる人材となることが期待される。ここにおける地域とは国内だけでなく、外国における地域をも意味している。

【長所】

本研究科の理念は、『学校教育法』第99条に定められた目的に合致しているだけでなく、経世済民の学としての経済学に期待されることに応えるものである。更に、「学の実化」という本学の教育理念を具体化するものとして評価される。

【問題点】

本研究科の教育目標は、『大学院設置基準』第３条及び第４条に合致するものであり、特に問題とすべき点は見あたらない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本研究科は近年、大きな改革を行っている。すなわち、1997年度に研究者養成を目的とする従来のコース（本科コース）に加えて、高度な専門職業人を養成するコース（専修コース）を設置し、2005年度にはこれらを、「アカデミックコース」、「プロジェクトコース」として再編・充実させた。また、2006年度より「経済学部・経済学研究科　５年一貫教育プログラム入学試験」を新たに実施している。これらの改革は社会の要請に一層適切に応えようとするものであり、『大学院設置基準』第３条第１項に準拠するものである。

公務員、教員等社会人教育の充実、留学生の受け入れ体制の整備等、社会のニーズを踏まえたカリキュラム改正については今後も検討していくが、その際にも、理念・目的に則ったかたちで進める必要がある。

1-2　理念・目的等の検証

【現状の説明】

本研究科は、上記の理念・目的に即して、可能な限り多くの開設科目を設置している。同時に、学生の自主性を尊重し、多様な学生のそれぞれの研究テーマに適した系統的履修が可能となるように、専門分野を分類し、科目を配列しているが、更に科目の種類、分類、配列を、より適正なものにするための改善を続けている。経済学の研究・教育の水準を絶えず向上させることによって、国際的視野を持ちつつ地域に立脚して、日本と世界の人々の平和と幸福に寄与する人材を、多数社会に送り出すことが本研究科の教育目標である。

また、本研究科は進学相談会（６月開催）、大学院インフォメーション、大学院要覧、講義要項及び入学

検索

試験要項等の刊行物、ホームページ等で、本研究科の理念・目的・教育目標について、学生、受験生をはじめ、社会に広く広報活動を行うとともに、教職員間での周知徹底を図っており、常に検証される体制にある。

【長所】

その将来構想における新しい教学理念の一つとして「グローバル化とネットワーク化」を提示しており、その具体化においても本研究科の理念を重視しつつ進めることができる。

【問題点】

理念・目的等に関する検証体制には特に問題はないと認識している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

近年は多様な目的を持ち、教育水準の異なった学生が主としてプロジェクトコースに入学してきている。こうした傾向は今後更に強くなると予想される。したがって、多様な社会の教育要請に応え、「アカデミックコース」、「プロジェクトコース」の両コースにおけるそれぞれの教育目標達成のために、前期課程におけるカリキュラム編成に一層の工夫を凝らすことが必要となっている。その実現のためには、経済学部との連携・協力が必要であり、本研究科の将来像及び改革の具体案について、経済学部教授会との連携をいっそう密接なものにしていく必要がある。こうした方向性は、『大学院設置基準』第７条に合致するものである。

２　修士課程・博士課程の教育内容・方法等

2-1　教育課程等

前回の到達目標

定員充足率の改善

学生の多様なニーズに応えるカリキュラムの改革

2-1-1　経済学研究科の教育課程（大学院）

経済学研究科は国際的な視野を持ち地域に立脚して活躍できる人材の育成を教育・研究指導の目的としてきた。そのなかで、2005年度に前期課程において従来の「専修コース」と「本科コース」に代えて「プロジェクトコース」と「アカデミックコース」を設定するとともに、このコース制の拡充に対応した抜本的なカリキュラム改革を実行した。これは時代に即したカリキュラム体系を用意することにより、高度専門職業人をめざす学生や、生涯学習等、多様な目的を持って入学した学生のニーズに積極的に応えようとするものである。これに対し、アカデミックコースは研究者養成を目的とした前期課程・後期課程一貫の指導体制である。

また、2006年度には、学部学生にとって大学院進学のインセンティブを与えることを意図して、学部4年次からの「5年一貫教育プログラム」を導入した。

【現状の説明】

経済学研究科は、『学校教育法』第99条、『大学院設置基準』第３条及び第４条に基づいて、経済学専攻の博士課程を置いている。これは『関西大学大学院学則』第７条に規定されている。

本研究科は、1950年の発足以来、その目的を主として研究者の養成においていたが、国際的な視野を持ち、地域に立脚して活躍できる人材の育成を目標としてきた。1997年度には博士課程前期課程において、主に研究者養成を目的とする「本科コース」と、主に高度な専門職業人の養成を目的とする「専修コース」と、二

つのコースを設定した。この改革は、高度専門職業人をめざす学生数の増加等、一定の成果を上げた。

2005年度には更に、本科コースと専修コースに代えて「アカデミックコース」と「プロジェクトコース」を設定するとともに、前期課程において大幅なカリキュラム改訂を行った。

博士課程前期課程の学生は入学試験の時点でアカデミックコースとプロジェクトコースのいずれか一つのコースを選択する。いずれのコースにおいても、修了所要単位32単位以上の修得のほか修士論文、または特定の課題研究の審査に合格することが修了の要件である。

開設されている科目は、選択科目と基礎科目とに分けられる。選択科目は五つの系に区分される。すなわち、エコノミスト系、パブリックポリシー系、地域・国際系、歴史・社会系、及び企業・ファイナンス系がある。

なお、「系」の制度が導入された当初は、博士課程前期課程の学生はいずれかの系に所属し、その系の科目８単位以上の履修が義務づけられていたが、2009年度入学生からは、この縛りを廃止し、より柔軟な履修を可能にするように改めている。

更に、選択科目として上記の系の科目の他に「基礎科目」「共通科目」が加えられる。基礎科目は2002年度に新たに導入された科目群である。これは、主にプロジェクトコースの学生を対象としたものである。

プロジェクトコースの学生は、指導教員（演習担当者）の担当する講義、演習及び論文指導の計12単位を含めて32単位以上を修得しなければならない。ただし、基礎科目は８単位を超えて修了所要単位に算入することはできない。

アカデミックコースの学生は、指導教員の担当する講義、演習及び論文指導の計12単位以上を含めて32単位以上を修得しなければならない。ただし、基礎科目は８単位を超えて修了所要単位に算入することはできない。なお、インターンシップを修了所要単位に算入することはできない。

前期課程における授業科目は表Ⅱ−経研−1のとおりである。

表Ⅱ−経研−1　授業科目一覧（博士課程前期課程）

系	科目名（各科目Ⅰは春学期、Ⅱは秋学期）	系	科目名（各科目Ⅰは春学期、Ⅱは秋学期）
エコノミスト系	ミクロ経済学研究Ⅰ・Ⅱ　講義	歴史・社会系	経済学史研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	マクロ経済学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		近代経済学史研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	経済変動論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		経済思想史研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	統計学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		社会思想史研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	経済統計学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		政治経済学研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	数理統計学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		経済体制論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	数理経済学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		現代資本主義論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	計量経済学研究Ⅰ・Ⅱ　講義	企業・ファイナンス系	産業組織論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	情報処理論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		中小企業論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	労働経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		経営管理論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	金融工学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		経営労務論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	ゲーム論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		流通経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
パブリックポリシー系	経済政策論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		知的所有権研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	財政学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		海外中小企業事情研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	租税政策研究Ⅰ・Ⅱ　講義		大阪中小企業研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	社会保障論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		金融経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	公共経済学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		企業金融研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	国際税制論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		企業統治論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	租税論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		ファイナンス論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	公共政策論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		金融システム論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	都市経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義	基礎科目	経済学基礎研究（a）Ⅰ・Ⅱ　講義
	地方自治論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		ミクロ経済学基礎研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	公会計論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		マクロ経済学基礎研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	行政法研究Ⅰ・Ⅱ　講義		経済数学基礎研究Ⅰ・Ⅱ　講義
地域・国際系	経済地理学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		統計学基礎研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	地域経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		政治経済学基礎研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	国際経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		経済学説史基礎研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	国際金融論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		経済史基礎研究Ⅰ・Ⅱ　講義

系	科目名（各科目Ⅰは春学期、Ⅱは秋学期）	系	科目名（各科目Ⅰは春学期、Ⅱは秋学期）
地域・国際系	経済発展論研究Ⅰ・Ⅱ　講義	共通科目	経済学研究演習Ⅰ・Ⅱ　演習
	人口学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		経済学研究演習Ⅰ・Ⅱ　論文指導
	開発経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		外国文献研究(英語)Ⅰ・Ⅱ　講義
	農業経済学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		外国文献研究(ﾌﾗﾝｽ語)Ⅰ・Ⅱ　講義
	環境経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		外国文献研究(ﾄﾞｲﾂ語)Ⅰ・Ⅱ　講義
	アジア経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		外国文献研究(中国語)Ⅰ・Ⅱ　講義
	アメリカ経済論研究Ⅰ・Ⅱ 講義		外国文献研究(ｽﾍﾟｲﾝ語)Ⅰ・Ⅱ　講義
	EU 経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		外国文献研究(朝鮮語)Ⅰ・Ⅱ　講義
歴史・社会系	日本経済史研究Ⅰ・Ⅱ　講義		専門研究(各テーマ)
	西洋経済史研究Ⅰ・Ⅱ　講義		インターンシップ
	東洋経済史研究Ⅰ・Ⅱ　講義	（注）専門研究(各ﾃｰﾏ)・ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟは両学期とも開講	
	外国経済史研究Ⅰ・Ⅱ　講義		

後期課程の入学者は主に前期課程における本科コース（現行のアカデミックコース）の修了者であり、他には他大学院の前期課程修了者及び留学生である。本課程修了のためには、指導教員の担当する「講義」「演習」「論文指導Ⅰ」及び「論文指導Ⅱ」各4単位を含めて20単位以上を修得しなければならない。

学部教育との関連性については、従来、本研究科においては経済学部との教育課程の一貫性が重視されてきている。また、『関西大学大学院学則』第33条の改正を受けて、2005年度より本研究科の担当教員も准教授層まで拡大された。

更に、本学経済学部の学生が本研究科をめざす場合は、早い段階で学内進学試験を実施して、大学院入学後の研究計画が立て易いようにしている。それに加えて、本研究科としては学部との一層のタイ・アップを図るなかで、2006年度に学部と大学院前期課程とを連結した「5年一貫教育プログラム」を実現している。

前期課程・後期課程における教育内容及び両者の関係についていえば、前期課程及び後期課程においては、ともに開設科目として選択科目がおかれている。選択科目については、学生は、これらの科目のうちから指導教員の担当する講義、演習各4単位を必ず修得しなければならない。加えて、前期課程においては論文指導4単位、後期課程においては論文指導Ⅰ及び論文指導Ⅱ各4単位を修得しなければならない。

もう一つ、前・後期課程を通じて選択科目の中に「共通科目」という科目群が置かれている。共通科目は、どのコースに属する学生にも履修可能な科目群である。ここでは、外国文献を研究する科目の他、前期課程に「専門研究（各テーマ)」、後期課程に「特殊研究（各テーマ)」という科目も開設されている。この科目によって時事問題、あるいは学会での重要なテーマ等を取り上げ、年度によって弾力的に開講できる仕組みにしている。

2005年度から前期課程においては新カリキュラムが実施に移されたが、以上の点では従来と変更はない。したがって、学生は前・後期課程を通じて一貫した指導が受けられる体制が保障されている。

入学から学位授与までの教育システム・プロセスについては、本研究科の場合は、前・後期課程ともに、入学志望者は入学試験の段階で指導教員を選び、それに対応して受験科目を選択するという仕組みになっている。この点で、学位授与に至るプロセスにおいて指導教員の占めるウェイトは非常に大きい。

前期課程の場合は、学生は、まず入学時に一般的なガイダンスを受ける。次に、履修科目登録をするに際しては、どの科目を何年次に履修すべきかに関して、指導教員から指導を受ける。そこにおいて前期課程の研究計画も具体的に決定されると言ってよい。2年次には、指導教員による「論文指導」という科目を履修しなければならない。これによって修士論文作成の指導がなされる。

後期課程においては、課程修了に必要な20単位以上のうち16単位は指導教員の担当による科目を履修しなければならない。この点で、後期課程は教員と学生との間でほぼ1対1の研究活動をすることになる。後期課程の2年次に「論文指導Ⅰ」、その次の年次に「論文指導Ⅱ」を各4単位、指導教員の担当科目として履修しなければならない。

【長所】

1997年度に前期課程において上記の二つのコースを設定することにより、『大学院設置基準』第３条第１項に則するものとなっている。また2005年度のカリキュラム改革は、近年の高度専門職業人をめざす学生や生涯学習を求めて入学する学生の増加に対応して、肌理の細かい教育の徹底化をめざすものである。この改革によって学生の履修指導をし易くし、加えて定員充足率を高めることによって本研究科の活性化を図るものである。また、このカリキュラムでは前期課程においては後期課程よりもかなり多くの科目が幅広く開設されている。この点も2005年度におけるカリキュラム改革の特徴であり、学生の学習目的の多様性に対応する措置として評価できる。

【問題点】

1997年度の制度改革は定員充足率の上昇に大きな効果をもたらしたが、他方、当初は予想されなかったような多様な学生の増加によって、教育課程の見直しも必要とされた。その対応策の一つとして、2002年度に選択必修科目（現行の基礎科目）が設置された。

後期課程においては、修了要件から分かるように、前期課程に比して指導教員の責任は一段と大きくなる。前期課程における本科コース（現行のアカデミックコース）出身の場合は、前・後期課程を通じて一貫して同一の指導教員の指導を受けられるシステムであり、その点では、研究者養成の目的に則した制度である。

学部教育との一貫性の重視は、本研究科の長所の一つである。「５年一貫教育プログラム」による入学生は制度の始まった2006年度以来、通算で３名となっており必ずしも大きな数ではないが、学部の学生に大学院進学のインセンティブを与えていることは間違いないだろう。

前期課程・後期課程における教育内容及び両者の関係については、前期課程には後期課程とほぼ同じ名称の科目が開設されており、前期課程を修了した学生が同じテーマで研究を継続しようとする場合、より高いレベルの研究を続けられるような教育内容が後期課程において保証されていると言える。

前期課程・後期課程のそれぞれの教育課程における指導教員の占めるウェイトとしては、現行の制度は適切なものと判断される。ただし、個別的な問題としては、特定のテーマに関連して特定の教授に学生数が偏っているという現状がある。例えば、「財政学研究」「租税政策研究」「経済発展論研究」等の科目では当該担当教授の教育上の負担は非常に大きい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本研究科の場合は、近年の学生数の増加にも関わらず、前期課程の定員充足率はなお改善の余地がある。

そのことを考慮するならば、より一層の教育課程の充実に向けて努力する必要があり、2005年度のカリキュラム改革の効果を見守る必要がある。特に当面の措置としては、多様な学生のニーズに応えるべく新設された科目において海外からの招へい教授や実務経験者を客員教授あるいは非常勤講師として迎え入れることが考えられる。

特定の教授に学生数が偏るという問題については、現行制度は、学生が入学試験の際に特定の教授を選ぶ仕組みであり、テーマとの関係を考えれば特に問題はない。他方で、研究科内の申し合わせとして、１教授が指導する学生数は１学年につき５名以内を目安としている。このため、前期課程において特定科目の教授に志望者が集中した場合に、その科目に関しては入学試験の合格率は下がる。志望を他の科目に変えさせる等の措置はできない。この制度により、志願者総数が多くても必ずしも定員充足率の上昇にならない。これはカリキュラム改革だけでは解決できない問題であり、今後は入学試験制度との関連で解決を図るべきであると考えている。

検索

2-1-2　授業形態と単位の関係

【現状の説明】

関西大学大学院においては、学則第14条において、「講義については、原則として15時間の講義をもって1単位とする。演習及び課題研究については、原則として15時間又は30時間の演習又は課題研究をもって1単位とする」と規定している。

【点検・評価】

これまで博士課程前期課程における修了要件としては、「修士論文」あるいは「特定の課題についての研究」のいずれかが課されてきたが、後者に関する明確な基準が設定されていないという指摘がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記の指摘を受けて、「特定の課題についての研究」の基準が議論され、他大学の例等を参考にガイドラインが示された。今後は、実際の運用の中で、基準の明確化等の作業が必要になると考えられる。

2-1-3　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

関西大学大学院は同志社大学、関西学院大学、立命館大学のそれぞれの大学院と単位互換制度を設けている。経済学研究科では2008年度に同志社大学大学院から1名受入れがあった。一方、送り出しは2006年度以降、ゼロが続いている。

また、関西大学大学院の内部では、2005年度に新しい制度として工学研究科を除く全研究科の間での単位互換の制度が発足した。この制度は、全研究科の「大学院共通科目」を設定し、そこに各研究科から提供された科目については全研究科の学生が選択履修できるようにしたものである。2009年度については、経済学研究科が提供している科目は12科目である。また、法学研究科が提供している科目を受講している経済学研究科の学生が2名いた。

【長所】

他大学、あるいは関西大学の他研究科との相互乗り入れにより、受講生の選択の幅は大きく広がっている。また、他大学、他研究科の院生との交流は視野を広げる上でも有益であることは間違いないだろう。

【問題点】

現状は、主に地理的な理由によると思われるが、期待される程には実績を上げていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

この点については、地理的な問題を解消するための工夫が必要である。そのためには、本学大学院全体として関連大学院と協議が必要であるが、情報機器利用の可能性等を検討する必要がある。

これに対して、同一大学内での研究科間の単位互換は、資格取得等、多様な目的をもった学生の要請に応えるものとして評価できる。

2-1-4　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

社会人学生の場合、勉学に支障となる大きな問題の一つは受講の時間帯である。それに対する配慮として、2002年度より時間割の時間帯を夜間及び土曜日に拡大している。もう一つの問題は、社会人学生の全てとい

うわけではないが、アカデミックコースの学生との間に学力差が見られることである。これを補うための方策として、やはり2002年度に選択必修科目（現行の基礎科目）が開設された。この科目群は、本研究科のどの専門分野にとっても基礎となるような講義科目を配列したものである。

外国人留学生に関しては、『関西大学大学院外国人留学生取扱規程』と『関西大学大学院外国人研究生規程』との二つの制度が用意されている。これらのうち、外国人留学生については、当該留学生の事情によって「当該研究科委員会が特に指定した授業科目を履修又は聴講させることがある」（同規程、第10条）と定めており、実際に2009年度からは留学生の日本語能力を養うため設けられた「経済学基礎研究（a）Ⅰ・Ⅱ」という科目の履修を義務づけている。

【長所】

社会人学生を対象とする教育上の配慮としては、夜間及び土曜日を活用することにより現行の制度で十分に対応できていると思われる。

【問題点】

現状では社会人学生の数は少ないため、夜間・土曜日の開講科目が必ずしも多くない。したがって、この時間帯だけで履修する場合、科目選択の幅が限定されるという問題点がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

外国人留学生向けに2009年度には「経済学基礎研究（a）Ⅰ・Ⅱ」という科目を設置したが、この科目の担当者は専任教員のうちから選んでおり、日本語教授法の専門家ではない。将来的には、日本語表現法の専門科目を留学生向けに用意することも検討すべきかと思われる。

今後の到達目標

第１に、定員充足率の改善をはかる必要がある。学内においては、５年一貫プログラムの充実、学外においては、社会人学生を含めた広報強化に努める必要がある。

第２に増加する留学生への更なるサポートの充実化が必要とされよう。近年の留学生の増加にともない、日本語力が不足する学生も増えつつある。現状ではこうした面の指導は専任教員に任されているが、今後は、日本語教授法の専門家の科目設定も考慮する必要があるだろう。

2-2　教育方法等

前回の到達目標

基礎科目の充実

学会への参加、他大学との交流等外部資源の活用

2-2-1　教育効果の測定（大学院）

【現状の説明】

本研究科全体として制度化されたものとしては、前・後期課程の論文審査に際して、最終審査（口頭試問）の段階においてプレゼンテーションが行われていることがあげられる。

【長所】

上記の最終審査においては３名の審査委員（後述する「特定課題研究」の場合は２名の審査委員）に加えて他の教員も参加して発言できる仕組みになっている。

検索

【問題点】

また、この最終審査には、学生の参加も認められているが、参加人数は必ずしも多いとはいえない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後は、上記のようなプレゼンテーションの機会に対して、前期課程１年次生の参加を積極的に促す仕組みを作ることが必要と思われる。

2-2-2　成績評価法

【現状の説明】

成績の評価法については「関西大学大学院学則」第20条、第21条及び「大学院規則」第17条、第18条に定められており、全研究科共通のものである。それに従って、授業科目の成績は評語（優、良、可）によって学生に発表される。100～80点が優、79～70点が良、69～60点が可、と表示される。これらの評価は、学期末試験によって決定されるのが原則であるが、その他に授業時の報告や討論、あるいはレポート提出等によっても評価される。

【長所】

成績評価法に関しては、シラバスに明記されており、かつ Web 上に公開されているので、十分に公平性が確保されているといえる。

【問題点】

学則に則って評価法が規定され、かつ公開されているので、特に問題があるとは認識していない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

特に改正の必要性は認めない。

2-2-3　研究指導等

【現状の説明】

学生は、まず「当該年度に履修しようとする科目については、指導教員の承認を得たうえ」(『大学院規則』第10条)、履修登録することになっている。この規則により、学生は指導教員の担当科目以外の科目履修についても指導教員のアドバイスを受けることになる。したがって、前期課程の学生は入学時から２年間、アカデミックコースに入学した場合は後期課程も含めた５年間、同一教授より一貫した指導を受けることが原則である。

ここにおける指導教員とは、本研究科においては「学生の選択する演習及び論文指導を担当する教授」(『大学院学則』第17条第３項）である。そして、各学生は「指導教員の担当する演習及び論文指導を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない」(『大学院学則』第16条第２項)。なお、後期課程においては、「論文指導」は「論文指導Ⅰ」及び「論文指導Ⅱ」の２科目となり、それぞれ２年次と３年次に配当されている。

以上のように、前期課程及び後期課程における指導教員の役割は大きい。指導教員は学生の研究計画を把握した上で、年度の途中においても学生の研究の進展状況を点検しながら、最終的に学位論文の作成に至るまでの指導をしていくことになる。

更に、前期課程のみについて言えば、修了所要単位（32単位）のうち、指導教員による担当科目の単位数は12単位であり、残りの20単位（以上）は他の教員が担当する科目を履修することになる。経済学の分野においては、分析手法及び分析対象の両面で研究分野が細分化しており、関連科目のはたす役割も大きい。特

に高度専門職をめざす学生にとっては、幅広く関連科目を履修することも重要視される。

本研究科のカリキュラムは、三つの特徴を持っていると言える。

一つは、学生が自己の専門分野を系統的に研究するためのガイドラインを設定していることである。すなわち、本研究科の開設科目は、前期課程において五つの系に、後期課程においては三つの分野に分類されているという特徴である。

もう一つは、共通科目のうちに「専門研究（各テーマ）」（前期課程の場合）あるいは「特殊研究（各テーマ）」（後期課程の場合）という名称の科目を開設していることである。例えば、近年の急激な学問の進展に伴って、新しい分析手法や分析対象の科目が必要になった場合、それに最適な専任教員を確保するには時間を要する。そうした場合に、主に客員教授や非常勤講師の担当による「専門研究」という科目を活用することによって、学生にとって特に必要な科目を開講することができる。

三つ目に、前期課程における基礎科目の設置である。これは、学部レベルの基礎知識の補充という意味を持っており、主にプロジェクトコースの学生に対する配慮である。特に社会人等の場合、大学卒業からの長い勉学のブランクがある学生にとってはリカレント教育としての意味を持っている。これはまた、より高い専門知識を習得するための橋渡しの役割を持っている。

このようなカリキュラムの下で、指導教員は、学生の研究テーマに照らして、具体的にどの科目をどの年次に選択するかを指導している。

本研究科における講義・演習の実態は、基本的に個別指導と言ってよい。前期課程においては、学生は指導教員の担当する講義、演習及び論文指導各４単位（合計12単位）を履修しなければならない。これは前期課程修了所要単位32単位の37.5%に相当する。

例外は、財政学関連の担当者の場合である。これは、税理士志望の学生が多いことによる。こうした担当者の場合は、正規の時間帯だけでは十分な指導が不可能になりがちであり、オフィス・アワーを設けて対応している。なお、研究科として各教員にオフィス・アワーを義務づけているわけではないが、自発的に設定している教員も少なくない。

後期課程の場合は、事実上は、学生は４単位を除いて他は全て指導教員による担当科目を履修することになる。自動的に個別的研究指導の体制にならざるをえない。後期課程を通じて、学生に研究者として自立しうる力量を身につけさせることが指導教員の責務である。

本研究科の場合は、学生は入学試験の時点で指導教員を選択する仕組みになっているが、一方で、入学後において、もし学生が何らかの理由で指導教員の変更を望む場合には、関係教員及び研究科委員会の承認を経て、指導教員の変更が認められる。これまでにも２～３の事例があり、それらの場合は、学生によるテーマの変更、あるいは教員の在外研究等が理由となっている。

【長所】

学位論文作成の過程において、指導教員は制度上で大きな責任を負っているのみならず、事実上、担当時間数を超えて日常的に学生の指導に当たっている。この点は長所であるが、指導教員の負担が過大となりがちであることは否めない。なお、前期課程ではほとんどの学生が関連科目を幅広く履修していることは評価されてよい。

カリキュラムについては、科目の系別あるいは分野別配列、共通科目及び基礎科目の設定は、プロジェクトコースの学生のニーズに柔軟に対応できる制度として評価される。

【問題点】

研究指導のあり方としては、後期課程においては、指導教員と学生との間の一対一の対応による研究活動になる。その点は長所であるが、短所ともなりうる。最大の短所は、比較すべき対象がいないために、研究上の進歩の度合いを学生が自分で判断しにくい点であろう。

学生に対する学問上の刺激としては２種類が考えられる。一つは、研究の成果を発表する機会を保証する

ことによる刺激であり、もう一つは日常の研究活動そのものを通じた刺激である。研究発表の機会という点に関しては、口頭形式にせよ論文形式にせよ、学生が自分の研究を発表する機会は十分に保証されている。他方、日常の研究活動に関しては、指導教員による個人的な努力は別として、他に効果的な刺激策は見られない。また、１人の指導教員の下に志望学生が毎年のように入学してくるのであれば、同門の学生同士による共同研究が可能であるが、本研究科においてこの形式を取りうる専門領域は極めて限られている。

指導教員の選択と変更については、本来なら、学生は入学試験要項等の資料によって自分の研究テーマと指導教員との関連は事前に知っているはずであるから、入学後の指導教員の変更は例外と見なされる。しかし、自分のテーマに関連する教授は研究科内に１名だけとは限らない上、テーマそのものの変更もありうるので、制度として指導教員の変更を可能にしておくことは望ましい。したがって、運用には注意を払う必要があるが、現在の制度は適切である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

将来において、学生数が増加した場合には、従来のきめの細かい指導にも限界が生じるであろう。そうした問題を回避するためには、学生の志望が特定の教授に偏らない方策も検討する必要がある。

カリキュラムとの関係では、基礎科目の講義内容の問題がある。この科目群には固定した担当者が予定されているわけではない。したがって、年度によって担当者が変わりうるが、それによって講義内容や講義レベルが大きく異ならないよう、担当予定者の間で調整しておかなければならない。

研究科の学生数が少ないため学生が独りよがりになることを避けるための一つの方法としては、他の大学院との単位互換制度がある。例えば、ある教員の専門分野と同じ専門の教員は近隣の大学院にも存在するはずである。それらの教員間で開講科目の内容を調整するならば、学生にとっての便利さが増すはずである。他方、制度的な保証とは別に、指導教員の助言により、関連の学会に加入し、学会や研究会で研究発表することも有効な方策である。

学問的刺激の誘発という点で他に可能性のある方策としては、教員による学内の共同研究へテーマに応じて学生を積極的に参加させることがある。

2-2-4　教育・研究指導の改善（大学院）

【現状の説明】

既に記したように、1997年度の制度改革以降、本科コース（現行のアカデミックコース）の学生数には大きな変化はないが、専修コース（現行のプロジェクトコース）の学生が増加している。こうした情勢の変化に対応して、研究科全体としてどのような研究指導方法がよいか、研究科内において検討されてきた。その過程から実現された改善策が2002年度における選択必修科目（現行の基礎科目）の設置、並びに2005年度から実施の新カリキュラムである。

また、本研究科においては、従来は「講義要項」によって学生に講義及び演習の内容を周知してきたが、2004年度より全科目においてシラバスが作成され、Web 上に公開されている。また、2004年度より、全ての講義科目について学生による定期的な授業評価が実施されている。

【長所】

基礎科目の設置により、十分な経済学のバックグラウンドのない学生への配慮がなされている。また、大学院でも授業評価を実施しており、授業の改善に常に取り組んでいる。

【問題点】

現行の制度においては、学生は受験段階において特定の１教授を指導教員として選ぶことになっている(志望専修科目制)。研究者志望の学生にとっては確かにその方が指導を受けやすい。しかし、高度専門職を

めざす学生にとっては、もう少し弾力的な指導教員の選び方があってもよい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

例えば、学生のテーマに関連する複数の教授によるグループ指導が可能なシステムが考えられる。この発想に基づいて、新カリキュラムにおいてはプロジェクトコースを五つの系による区分とした。この制度によって、学生は指導教員の他に同一系内の他の教員からも講義及び演習を通じて指導を受けられる仕組みになっている。また、「志望専修科目制」については、十分にそのメリット、デメリットを検討することが必要となるだろう。

2-2-5　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

授業形態は大きく分けて、講義と演習に分けられる。講義においては、シラバスにしたがって、体系的な講述が行われ、一方、演習では学生が主体となり、指導教員から報告が課されることが一般的である。

【長所】

ほとんどの授業が少人数クラスで行われているため、授業の密度は非常に高いものがある。

【問題点】

一方、クラスによっては受講者があまりにも少なく、１人ということもまれではない。講義においても、演習においても受講者同士の討論の機会が少なく、刺激に乏しいという問題がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

授業評価については、すべての授業が既にその対象となっている。また、FD については、経済学部の研究体制・FD 委員会において経済学研究科の FD を検討中である。

今後の到達目標

第１に、入学者の多様化に対応して、基礎科目のいっそうの充実をはかることが必要と思われる。既に留学生に対しては特別クラスを設置しているが、日本人学生、例えば社会人学生等に対しても同様の科目（文献検索、論文執筆等）の設置を検討したい。

第２に現在は、実質的な活動のほとんどない FD 活動についても検討したい。例えば、院生に対する就職活動支援の研究等が望まれる。

2-3　学位授与・課程修了の認定

前回の到達目標

５年一貫教育プログラムの充実化

課程博士論文の基準明確化

2-3-1　学位授与

【現状の説明】

本研究科においては、1990年代後半に至って前期課程を中心に学生数が増加したこともあって、2000年代になってからは、それ以前に比べて修士の学位取得者が増加したことは確かである。

検索

他方、1960年代以降の長期的なデータで見る限り、後期課程への進学者は年平均で約２名である。そうした事情から課程博士の学位取得者は数年に１名というのが実状であったが、2005年度以降、毎年、学位取得者を出しており、2007年度は２名、2008年度は２名と連続して複数の課程博士を得ている。

学位の授与に関する手続きは『関西大学学位規程』に定められている。まず、修士の学位論文に関する手順は次のようになっている。

①計画書の提出　②論文の提出　③論文の審査　④最終試験（口頭試問）

より具体的に記せば、学生は指導教員の指導に基づき、定められた期限までに修士論文計画書を提出する。その後、外国語の学力に関する認定に合格（研究科委員会による免除の規定あり）した後に、修士論文を研究科に提出する。研究科は、指導教員を主査とする計３名の審査委員を決定する。審査委員は論文の審査を行う。その後に最終試験として、原則として口頭による試問が行われる。審査の結果は、研究科委員会の議を経て、研究科長会議の承認を得るものとされる。以上のプロセスを経て、合格者に対する学位授与が行われる。

前期課程については、近年は、生涯学習を目的として職を持ちながら進学する社会人学生も増えつつある。このような状況を考慮して、本研究科においても2006年度入学生から従来の修士論文による修了だけではなく、それに代わる制度として、特定の課題研究をもって修士論文に代えることが制度化された（ただし、税理士等資格取得のためには修士論文が不可欠の場合がある）。

課程博士の学位論文に関しても審査の手続きはほぼ同じである。異なっている点は、学位授与の後に論文を印刷公表しなければならないことである。論文提出による学位の場合は、学位を申請する際の提出書類は次のようになる。すなわち、学位申請書、博士論文、論文要旨、履歴書、研究業績一覧表、及び審査手数料である。これ以外の手続きは課程博士の場合とほぼ同じである。

なお、課程博士による学位論文及び、論文提出による学位論文の基準、体裁、保存の仕方については、それぞれ2007年度に副学部長を中心に立案作業を行い、2008年３月の研究科委員会で承認を得た。この審査基準に関しては、あらかじめ学生に明示している。

従来、本研究科においては、特に論文博士の学位論文審査に際しては、研究科委員会が必要と認めた場合に本研究科以外の研究者に「専門委員」として審査を依頼している。専門分野が益々細分化されつつある現状においては、１研究科内で３名の専門研究者を審査員として確保することが難しい専門領域も存在する。そうした場合は、研究科内の審査員に加えて外部の専門研究者に「専門委員」として審査を依頼し、審査結果を文書で提出してもらう制度を採っている。

後期課程の学生定員が少ないという事情はあるが、博士の学位取得者の人数が少ない。それに加えて、これまでの学生のほとんどは、予定された３年間の在籍期間に課程博士の学位を申請するに至っていない。他方で、近年における大学院学生の急増に伴って就職状況は大変厳しい。このような状況下にあっては、在籍中に学位を取得する意識で研究に取り組む姿勢が従来に増して必要である。

【長所】

本研究科においては、最終試験（口頭試問）の際に当該学生によるプレゼンテーションを行っている。その際には審査委員以外の教員も出席して質問することができる。また学生も聴講できる。その点で、透明性及び客観性は十分に保証されている。この制度は、修士論文の場合だけでなく、課程博士の論文の場合も同様である。

また、論文博士の学位論文審査においては、必要に応じて本大学以外の研究者に「専門委員」として審査を依頼している。この点でも、審査の透明性及び客観性の程度は非常に高い。

【問題点】

現在、聴講の周知に関しては、研究科委員会で報告し、学生には指導教員を通じてアナウンスしている。今後は、掲示やインフォメーション等の活用も検討し、周知の徹底をはかりたい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生を指導する研究指導体制に特に問題点があるとは思えないが、学位に対する考え方が変化してきていることも確かである。本研究科においても、教員及び学生の双方において予定の在学期間中に学位申請をするという強い意識を持つことが必要であろう。

2-3-2　課程修了の認定

【現状の説明】

課程修了の認定に関しては、前期課程については関西大学大学院学則』第24条に、また後期課程については同第25条に規定されている。また、これらの規定においては、すぐれた業績を上げた者については標準修業年限を短縮できる旨の規定がなされている。しかし、これまで本研究科においては、この規定を適用された例はない。

【長所】

現行の規程は、学生の研究意欲を刺激するものとして評価される。その規定を具体化するため、本研究科では、学部と修士課程とを通じて５年間で学士と修士の学位を修得できる制度を2006年度から導入した。

【問題点】

５年一貫教育プログラムについては、まだ制度開始から間もないこともあり、卒業生の数が少なく、卒業後の進路指導に必要な情報が少ない。プログラム終了後の就職について、今後はより支援を強める必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

キャリアセンターとも協力しながら、５年一貫教育プログラムの進路確保に努めたい。

今後の到達目標

５年一貫教育プログラムの充実化をはかるため、広報活動を見直すとともに、進路指導についてもいっそうの充実をはかりたい。

３　国際交流

前回の到達目標

協定校との交流の充実。

3-1　国際交流〔国内外との教育研究交流〕

【現状の説明】

国内外への教員の派遣、あるいは国内外からの研究者の招へい等の人事は経済学部に決定権がある。したがって、国内外の研究者との交流は、本研究科が独自に行っているものはない。

ただし、経済学部、あるいは既述の「経済学会」が主催する研究会や講演会は少なくない。そこには本研究科の教員だけでなく大学院学生も参加できる。近年は、主に「経済学会」が主催して、海外を含む外部か

検索

ら招へいされた研究者による研究発表会が頻繁に開催されている。

大学院学生による国際交流ではこれまで、指導教員との共同研究、協定校への交換留学、あるいは、学生独自の企画によって国外で研究活動を行うケースがみられた。ただし、会話能力の制約もあり、協定校との交流は必ずしも十分とはいえない。

2009年５月現在の、海外からの留学及び海外への派遣の状況は下表のとおりである。

表Ⅱ-経研-2

国　名	中　国		韓　国		合　計	
	派遣	受け入れ	派遣	受け入れ	派遣	受け入れ
経済学研究科		14		1	0	15

留学生については、入学試験前の外国人研究生制度を設けており、受験前に一定の水準に達する教育を実施している。2009年５月現在では２名の研究生がいる。また2009年度より、留学生を対象とした基礎的な経済学を学ぶ科目を設定し、対応を進めている。

国内における教育交流としては、「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」に基づき、関西学院大学大学院、同志社大学大学院、立命館大学大学院との間で、関西四大学院学生単位交換制度を設けている。

【長所】

留学生の受け入れ及び留学生向け講義についての改善を進めており、研究指導体制は確立されている。

【問題点】

2006年度には協定校の大学院生の受け入れもあったが、現状では交流は必ずしも十分とはいえない。

留学生の受入国が、中国、韓国等アジア諸国に偏っている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

協定校からの推薦入学制度を検討し、協定校への派遣についての体制整備を行う。また、単位互換制度の周知徹底を進め、制度の有効活用に努めたい。とりわけ、他大学院研究科科目の履修を拡大する。

今後の到達目標

現状では十分とは言えない協定校との交流に関して、特に入試制度や派遣について積極的に検討を進める。また、海外からの招へい研究者による研究会への大学院生の参加をいっそう推進し、更に大学院生向け講義も開催して頂く等の積極策を展開する。

４　学生の受け入れ

前回の到達目標

大学院教育に対する需要、特に博士課程前期課程に対する多様な需要に応える。

4-1　入学者受け入れ方針等

本研究科は、一般入試は既に9月と2月の2回実施しているが、2005年度の入学試験から学内進学試験を1回から2回、2006年度から社会人入学試験を2回、2008年度から外国人留学生入学試験を2回実施している。これは多様な目的を持って、本研究科を志願する者のニーズに応えるものであり、時代に即した学生受け入

れを行っているといえよう。また2006年度から学部4年・修士1年の5年一貫教育プログラムによる入学試験を実施しており、早晩導入されるであろう早期卒業にも対応できる学生の受け入れにも取り組んでおり、本研究科の理念・目的を達成するうえで積極的に評価できる受け入れを行っている。

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（大学院）

【現状の説明】

本研究科では、博士課程前期課程及び博士課程後期課程において学生募集を行っている。

博士課程前期課程は「プロジェクトコース」と「アカデミックコース」とに分けられているが、コース別の定員はない。入学定員は両コース計50名である。入学者受け入れの基本方針は、経済学部卒業程度の専門基礎学力を有し、合わせて研究意欲を有するとみなされるものを入学させることである。そのために採用している学生募集方法は4種類あり、それらは①学内進学試験、②一般入学試験、③外国人留学生入学試験、④社会人入学試験である。

博士課程後期課程は、研究者養成を目的とするもので、将来の研究者としての潜在能力を有するものを入学させることを基本方針とし、入学定員は5名である。選抜方式は①一般入学試験と②外国人留学生入学試験との2種類である。

（ア）学内進学試験

この方式は、博士課程前期課程で実施し、本学経済学部の卒業予定者を受験対象としている。それらの中で一定の学業成績基準を満たしているものに受験資格を与え、口頭試問によって選抜するものである。なお、学業成績基準はプロジェクトコースの場合とアカデミックコースの場合とで異なる。実施時期は2004年度までは５月の１回のみであったが、2005年度からは５月と11月の２回実施している。

（イ）一般入学試験

この方式は、博士課程前期課程及び博士課程後期課程で実施している。

博士課程前期課程においては、本学卒業生（予定者を含む）だけでなく他大学卒業者にも同様に受験資格がある。試験は筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験は、プロジェクトコースの場合は専門科目及び基礎科目1科目を選択し、アカデミックコースの場合はプロジェクトコースの試験科目に加え、外国語1科目（英語）である。

なお、専門科目については、受験者は志望する演習担当者の出題する科目を選択しなければならない。これについては次の（ウ）による試験の場合も同じである。実施時期は、９月と２月である。また、３月募集は2004年度まで専修コース（2005年度からプロジェクトコースと改称）のみの募集であったが、2005年度からプロジェクトコース及びアカデミックコースの２コースで募集している。

博士課程後期課程においては、博士課程前期課程を修了したものを対象とする。本研究科の博士課程前期課程において本科コース（2005年度からアカデミックコースと改称）に所属したものについては、修士論文と口頭試問によって選抜する。それ以外の受験者については、口頭試問の他に専門科目１科目及び外国語（英語）の試験が課せられる。なお、専門科目については志望する演習担当者の出題する科目を選択しなければならない。実施時期は2008年度の募集で２月である。

（ウ）外国人留学生入学試験

外国人留学生入学試験は博士課程前期課程及び博士課程後期課程で実施している。

博士課程前期課程及び博士課程後期課程ともに本入学試験は、外国人留学生を対象としている。選抜方法は筆記試験と口頭試問とによって行われる。筆記試験科目は、専門科目と外国語（博士課程前期課程はアカデミックコースのみ）である。受験資格として日本語能力試験１級または日本留学試験219点以上という基

準がある。実施時期は2008年度の募集で２月である。

（エ）社会人入学試験

社会人入学試験は博士課程前期課程において実施しており、プロジェクトコースのみ募集している。試験は、主として志望理由を中心とする口頭試問による。2006年度から入学試験を11月と２月の２回実施している。

表Ⅱ-経研-3　博士課程前期課程入学試験状況（入学試験別）

	2002年度			2003年度			2004年度			2005年度			2006年度			2007年度			2008年度		
	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者
一般入学試験	19	4	4	20	6	4	29	11	11	21	11	8	8	5	5	8	5	5	17	10	7
学内進学入学試験	11	10	9	5	5	4	11	10	9	13	12	6	6	6	6	6	6	5	4	4	4
社会人入学試験	4	3	2	5	3	3	4	2	2	7	3	2	6	3	3	6	3	3	6	5	4
留学生入学試験	2	0	0	4	3	3	6	4	4	7	4	4	5	4	3	5	4	3	11	5	4
5年一貫プログラム													2	2	2	2	2	2	1	1	1
計	36	17	15	34	17	14	50	27	26	48	30	20	27	20	19	27	20	18	39	25	20

表Ⅱ-経研-4　博士課程前期課程入学試験状況（コース別）

	2006年度				2007年度				2008年度			
	志願者	受験者	合格者	入学者	志願者	受験者	合格者	入学者	志願者	受験者	合格者	入学者
プロジェクトコース	29	27	21	18	27	27	20	18	39	39	25	20
アカデミックコース	4	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
計	33	30	23	19	27	27	20	18	39	39	25	20

表Ⅱ-経研-5　博士課程後期課程入学試験状況

	2002年度			2003年度			2004年度			2005年度			2006年度			2007年度			2008年度		
	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者
一般入学試験	3	2	1	6	5	4	1	1	1	1	0	0	3	3	3	3	3	3	2	2	2
留学生入学試験	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0
計	3	2	1	6	5	4	1	1	1	2	1	1	4	4	4	4	4	4	2	2	2

【長所】

本研究科では1997年度から博士課程前期課程において、「本科コース」と「専修コース」の2コース制を導入し、2005年度からは「本科コース」を「アカデミックコース」に、「専修コース」を「プロジェクトコース」に改称し、多様な学生募集方法をとってきている。外国人留学生や社会人等、学歴・経歴の異なる受験生にも研究の機会が開かれており、募集方法は適切であると評価できる。その結果表Ⅱ-経研-4に見られるように、特に「プロジェクトコース（2004年度まで専修コース）」における入学者の比率が高い。

2005年度から学内進学試験を2回実施、2006年度からは外国人留学生入学試験及び社会人入学試験をそれぞれ2回実施しており、入学試験の種別・時期については受験生に配慮し、受験機会を拡大していることは適切であると評価できる。

博士課程後期課程の大学院生は研究者志望と見なして間違いないが、全国的なデータで見ても博士課程前期課程から博士課程後期課程へ進学する際に所属研究科を変更する大学院生はきわめて少ない。また本研究科が博士課程前期課程において高度専門職業人養成を目的としているプロジェクトコースに重点を置いていること及びプロジェクトコース修了生が博士課程後期課程の入学試験を受験できることを考慮すれば、博士課程後期課程に関しては、学生募集方法及び入学者選抜方法ともに適切であろう。

【問題点】

博士課程前期課程に最低限要求する学力について、「基本方針は、経済学部卒業程度の専門基礎学力を有

し」と規定している。しかし入試形態は多様化し、今後この傾向は強まるだろう。この規定を適用することは、学力水準の異なる多くの学生を受け入れる問題を孕んでいる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院教育に対する需要に応えた入試形態の多様化の一つとして「全国社会保険労務士会連合会特別推薦入学試験」が実現予定である。

4-3　科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

本研究科においては、上記の大学院学生の他にも種々の目的によって勉学を希望する学生を受け入れている。具体的には2008年年度に本研究科において学んでいる各種の学生数は、聴講生５名、研修生０名、交流研究生１名、科目等履修生１名、外国人研究生３名である。

【長所】

多様な勉学目的に対応した学生の形態を制度化している点は評価できる。

【問題点】

現状の数値に、特に問題があるとは思われない。強いて指摘するなら、交流研究生がもっといてもよいと思われる。ただし、研究生の交流には地理的な問題も付随するので、それ程人数が増加することは望めない。また、研究交流生については、修士論文作成等の補完が本来の目的であることを考慮すれば、人数が少ないことについても特に問題はないと思われる。

科目等履修生及び聴講生に関しては、自己研修や研究継続等勉学の目的がそれぞれ異なる。本研究科として志願者に勉学の機会が開かれていることを周知することは重要であるが、この点で2004年度からシラバスの内容及び本研究科の時間割をホームページで公開していることは評価できる。

4-4　定員管理

【現状の説明】

本研究科の収容定員は、博士課程前期課程100名（一学年50名×2)、博士課程後期課程15名（一学年５名×3）である。これに対して2008年度における在籍者数は、博士課程前期課程42名、博士課程後期課程13名である。

【長所】

博士課程前期課程の充足率は、十分ではないがある程度評価できる。

【問題点】

博士課程前期課程の充足率の低さは、問題である。在籍者数が少ないことは、学生に対する教育効果の側面では少人数教育のプラス面があり、奨学金等の経済的バックアップの面でも不利益にはならない。しかし反面で、大学院学生同士で切磋琢磨する等の研究上の刺激に乏しいマイナス面も否定できない。

本研究科の場合は、博士課程前期課程のプロジェクトコースにおいて、特に税理士志望の大学院学生が多いことが特徴であったが、ここ数年における大学院在籍者数の減少は、税理士試験制度の変更による影響であると考えて間違いない。

過去の長期的データを見るならば、本研究科における研究者志望の大学院学生数に大きな変化はない。したがって定員管理の点では、主として高度専門職業人を目的として入学する大学院学生、あるいは定年退職者等、生涯学習を目的として入学する大学院学生で定員充足を図ることが課題になる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

第一に考えられることは、進路の確保である。これについては1研究科だけの努力には限界があり、大学全体として取り組む必要がある。近年、他研究科を含む大学院生が難関である巨大企業や大企業等へ就職している。この結果を見ると、大学院生を企業が採用する環境ができつつあると思われる。本研究科としても2005年度からカリキュラムを改正し、進路を確保する取り組みを行っている。

第二は、カリキュラムの改革である。大学院生が自分の希望する専門的な知識、技能を系統的に習得できるような科目を開設し、本研究科の特徴をわかりやすくする工夫も必要である。プロジェクトコースは、所属する系の科目を重点的に修得するカリキュラムに改正しており、従来の専修コースより高度専門職業人養成に特化したカリキュラムになっている。カリキュラム改正による定員充足率への効果について、今後の推移が期待される。

第三に、社会人等の勉学にも配慮した講義時間帯への拡張も必要である。既に2003年度から講義時間帯を夜間と土曜日へ拡大することにし、実施しているが、社会人がより容易に本研究科で学べるよう更に拡張することが求められる。

最後に、生涯学習を目的とする者の受け入れを拡大することである。近年、本研究科に定年退職者や子育てを終えた主婦等生涯学習を目的とする者が入学している。わが国が少子高齢化社会を迎えつつあることを考慮すれば、その需要は成長が期待される。プロジェクトコースを高度専門職業人養成という役割を持ちつつ、定年退職者や子育てを終えた主婦等生涯学習を目的とする者をも受け入れることができるよう制度を整えることを検討するべきであろう。

今後の到達目標

定員充足率、特に博士課程前期課程の定員充足率を着実に上げる。

5　教員組織

前回の到達目標

経済学研究科は、国際的な視野を持ちつつ地域に立脚して活躍できる人材の育成を理念として掲げており、専門的研究者養成のためのアカデミックコースと高度専門職業人養成のためのプロジェクトコースを設置している。当研究科は、まだ改善の余地があるとはいえ、このような教育研究の理念と目標を実現するうえで必要な教員組織を確保している。しかし今後も一層、教育・研究活動の充実のため、引き続き十分な体制を整えていく。

5-1　教員組織

【現状の説明】

本研究科の専任教員はすべて経済学部と兼担であり、専任教員の募集・任免・昇格は学部教授会の決定を経て行われる。それゆえ、人事に関する研究科固有の事項は、講義科目担当者の資格基準の設定とそれに基

づく担当者の決定に限られる。

本研究科では、専任教員による科目担当の資格基準について、博士課程前期課程と同後期課程に分けてそれぞれ次のように内規で定めている。

ア　前期課程

(1) 博士の学位を有し、かつ学術著書１冊以上を著したもの。

(2) 研究上の業績が(1)に準ずると認められたもの。

(3) 研究が優れているため、科目担当が特に求められるもの。

なお、(2)の「研究上の業績が(1)に準ずる」という文言の解釈及び実施方法については、1991年６月12日開催の研究科委員会において、次のとおり了承されている。すなわち、学術著書（学界で定評のある教科書を含む）１冊以上、若しくは、質量ともにそれに相当する学術論文を有するものとし、かつ、研究書の訳業についても研究上の然るべき業績とみなす。

イ　後期課程

(1) 博士の学位を有し、かつ学術著書２冊以上を著した教授職のもの。

(2) 研究上の業績が(1)に準ずると認められた教授職のもの。

(3) 最新の研究に優れた業績をあげているため、科目担当が特に求められるもの。

なお、(2)の「研究上の業績が(1)に準ずる」とは、「質量とも学術著書２冊以上に相当する学術論文を有するもの」とする。

非常勤講師による科目担当の資格基準としては、前期課程・後期課程それぞれについて、上記(1)から(3)のいずれかの条件を満たし、かつ70歳を超えないこととされている。

以上が2004年度までの新たな担当者の決定に際しての基準であったが、大学院学則第31条の改正にともなって、本研究科では2005年度から新たな担当者の決定は次のような運用基準に従って行われてきた。

ア　前期課程

(1) 講義を担当するのは、准教授昇任１年を経過しているもの。

※ただし担当については、強制とせず、本人の意向を尊重する。

(2) 演習・論文指導を担当するのは、教授で前期課程の講義科目を１年以上担当しているもの。

イ　後期課程

(1) 講義を担当するのは、教授で前期課程の演習・論文指導を１年以上担当しているもの。

(2) 演習・論文指導を担当するのは、教授で後期課程の講義科目を１年以上担当しているもの。

なお、資格審査は後期課程の講義を新たに担当する場合のみである。

上記のような講義科目の担当資格や具体的な担当者の決定組織として、学部の教授会に相当する経済学研究科委員会がおかれている。当委員会の構成メンバーは、大学院の専門科目の講義等を担当するすべての専任教員である。ただし、大学院担当であっても、「外国文献研究」のみを担当する専任教員（2009年度は該当者なし）は研究科委員会の構成メンバーにはならない。

2009年度についてみると、研究科委員会の構成メンバーは教授32名、准教授５名となっており、36名が経済学部・１名が政策創造学部と兼担である。年齢構成及び平均年齢は、これを前期課程担当者と後期課程担当者（全員前期課程も担当する）に分けて４月１日現在で示せば次表のようになっている。

表Ⅱ-経研-6　担当教員の年齢構成　　2009年４月１日

年齢／課程	39歳以下	40歳代	50歳代	60歳代	合計	平均年齢
前期課程	4	13	11	10	38	51.3歳
後期課程	0	6	10	10	26	55.7歳

５月１日現在、本研究科の在籍者数及び専任教員１人当たり学生数（プロジェクトコースの系別。ただし、アカデミックコースはエコノミスト系に分類）は、次のようになっている。

表Ⅱ-経研-7　学生数と専任教員数の比率　　2009年５月

		専任教員数	プロジェクトコース 専修コース(2004以前入学生)	アカデミックコース 本科コース(2004以前入学生)	計	教員1人当たりの学生数
博士課程前期課程	エコノミスト系	11	8		8	0.7
	パブリックポリシー系	5	13		13	2.6
	地域・国際系	8	4		4	0.5
	歴史・社会系	13	9		9	0.7
	企業・ファイナンス系	7	4		4	0.6
	合計	44	38		38	0.9
博士課程後期課程		30	10		10	0.3

以上、専任教員について述べたが、それ以外に非常勤講師は、2009年度の前期課程で９名（共通科目担当１名を含む）が科目を担当している（後期課程では０名）。規程上招へい可能な客員教授は、2007年度以降２名で推移している。

【長所と問題点】

当研究科は、教育・研究の目標を達成するのに十分な業績と指導力のある教員を、プロジェクトコースの５つの系とアカデミックコースに適切に配置している。その結果、教員１人当たりの学生数は比較的少なく、密度の濃い教育研究指導が可能になっている。専門分野で長年教育・研究に携わってきたベテラン教員の識見を尊重するとともに、とりわけ准教授以下のいわゆる「若い感性」を講義等に反映させることを重視して、教員の配置を工夫している。具体的には2005年度から制度上、大学院担当教員と学部担当教員の組織的一体化をめざして、①教授は原則として全員大学院の演習・論文指導を担当する、②若手教員を積極的に起用することが望ましい、とする新しい基準が採用されて准教授２年目の教員も前期課程を担当できるようになった。しかし、担当の諾否は本人の意思に委ねられているため、2005年度では准教授現員10名中１名が大学院担当であったが、2009年度は准教授15名中８名が担当しており、今後更に多くの准教授の担当が期待される。なお、この新基準でも後期課程の講義及び演習担当者を「教授職」に限定し准教授以下を排除している。この点が妥当であるか否かは今後の課題となろう。

また、本研究科が「国際的視野の育成」「地域に立脚した人材の育成」を理念・目的として、プロジェクトコースの中にパブリックポリシー系、地域・国際系、企業・ファイナンス系等を設置している以上、非常勤講師や客員教授のポストで、外国人や実務経験者のより積極的な起用も必要であろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

経済学研究科は研究科の理念・目的及び時代の要請に合ったカリキュラムの在り方を鋭意検討してきた結果、2005年度から従来の本科コースと専修コースをアカデミックコースとプロジェクトコースに改めた。プロジェクトコースにはエコノミスト系、パブリックポリシー系、地域・国際系、歴史・社会系、企業・ファイナンス系という５つの系を設ける等して、カリキュラムの革新に取り組んでいる。改革が始まった2005年のデータでは、専任教員が比較的少ないパブリックポリシー系や地域・国際系に多くの学生が属している。なお留学生のほとんどは、予想されたことだが地域・国際系に所属している。現状では、新しいカリキュラムと教育研究の人的スタッフとの間に存在するギャップは否定できない。このギャップを埋めるために、大学院担当教員と学部担当教員の組織的一体化及び講義負担面での平準化を推し進める、つまり学部と大学院を合わせた負担コマ数を設定し直して、能力と意欲のある若手教員の大学院教育へのより積極的な参画を促す必要があろう。なお、十分な業績と指導力のある准教授の積極的な起用のほかに、実務経験者や外国人を客員教授や非常勤講師として招くことに取り組んでいる。

5-2　教育研究支援職員

【現状の説明】

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性について、現在のところ学事局のもとに「授業支援グループ」があって、教育現場における一定の技術的サポート（新しく教室に設置された機器の取り扱い等について）は行われている。しかし、問題を抱えた学生を「発見」して相談に応じる、本来の教育支援を行える専任職員は存在しなくなった。また「研究支援課」では、学内外の研究資金について若干の技術的サポート（例えば科研費申請の際の便宜等）が図られているとはいえ、教育研究支援職員の充実については今後の重要な課題であるといわざるを得ない。ただし、研究に必要な文献の収集・管理・貸出に経商資料室の職員が携わっており、経済学部と商学部の教員及び院生の研究を支援していることを付言しておく。

5-3　大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

教員が「経済政治研究所」をはじめとした学内研究所の研究員として研究活動を行う以外に、後期課程の学生も、自己の研究テーマに関連する「経済政治研究所」等の研究班に準研究員として参加して、調査研究を行いその成果を公表することができる。

今後の到達目標

今後は、問題意識の鮮明な前期課程の学生も準研究員として研究班に参加したり、後期課程の学生なら研究班のなかで学位論文の一部になるような研究成果をあげられるよう支援できる態勢の構築も検討に値するだろう。

6　研究活動と研究環境

本章の内容については、経済学部として学部・研究科をまとめて記載ずみのため、経済学部の自己点検・評価報告書の記述に委ねることとする。

7　施設・設備等

前回の到達目標

現状、施設・設備について問題はないが、あえて課題をあげるとすれば、講義等授業におけるマルチメディア機器の需要は今後更に増えることが予想されることから、常にそのニーズに応え、必要な機器を整備するとともに、専任及び非常勤の教員へ、利用できる施設・機器及びその利用方法について更なる周知が必要である。

検索

7-1　施設・設備等の整備

【現状の説明】

経済学研究科は、専任教員及び非常勤講師によるスタッフにより授業・研究活動が、千里山キャンパスの大学院棟である尚文館と第２学舎経済学部・商学部研究棟を中心に展開されており、経商研究棟は経済学部と会計専門職大学院とで共用している。本研究科の施設・設備は、尚文館(大学院棟)にあり、大学院全体のうちの９研究科（法学、文学、経済、商学、社会学、外国語教育学、心理学、法務、会計各研究科）と共用になっている。講義室・演習室については、大学院専用のものに加えて、各学部の施設及び各教員の研究室も使用している。その他、マルチメデイア・パソコン教室や多目的室等も随時使用が可能なように設置している。

本研究科には実習が主体となる授業が多数あるという状況のもとにはないが、各研究科共用として大学院生用実習室等が設置されている。

なお、本研究科専用のものとしての先端的な設備・装置等は設置されていないが、各研究科共用のマルチメディア機器やパソコン教室等を使用することは可能であり、講義等で実際に使用されている。また、経済学研究科大学院生については、申請すれば学部に設置のパソコンも利用できることとなっている。

尚文館については、管理組織としては、専門職大学院事務グループが当たり、授業上の運営組織としては、授業支援グループが当たっている。

【長所】

本研究科の講義等授業及び大学院学生の研究用施設・設備としては基本的に十分である。全ての教室でマルチメディア機器を利用できる環境にあることは評価できる。また、大学院学生が自由にパソコン等を利用できることは、大学院学生が研究活動を行う上でよい環境にある。

尚文館の施設・設備については他大学と比べても充実しているといえよう。

【問題点】

上記のパソコン教室等の利用度は決して高いものではない。尚文館に設置されているパソコンを起動させるためにはパスワード登録が必要であるが、その登録方法が教員及び学生へ周知徹底されていないため、施設を十分利用しているとは言い難い状況となっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現状は特に問題はないが、既存設備の十分な活用を図るとともに、今後は更に高度な大学院教育や研究指導を進めるために、各教室へのプロジェクターや情報端末機等の整備、充実が望まれる。また、設備の充実を図るだけでなく、専任教員及び非常勤講師に対して、尚文館において利用できる各種情報機器の利用方法についてのより一層の周知が必要である。また、各種データベースの整備を図るとともに、現在既に利用可能となっているネットワーク情報源の周知・利用を教員及び大学院生に対して働きかけていくことが必要である。

尚文館は９研究科の共用施設となっているため、全ての研究科の定員充足率が上昇すれば、全研究科共用部分については、手狭になる、あるいはパソコン等の利用が厳しくなる可能性がある。

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置

【現状の説明】

尚文館（大学院棟）では、マルチメデイア・パソコン教室や多目的室等も随時使用が可能なように設置している。

大学院生用研究室については、中規模の共同研究室（40名前後の収容能力）が１室と小規模の共同研究室（収容能力は５～６名）が１室あり、７階に各研究科研究用フリースペースも用意されている。大学院生はそこで備え付けのパソコン、貸出用ノートパソコン及びプリンタを随時使用し、研究が可能である。インターネットの利用申請をしていれば、各自の所有するパソコンでもインターネットが利用できる。また、ワークステーションルームでもパソコン及びプリンタを自由に使用できる。

情報処理関係の実習室を授業で利用する授業科目は年々増加している。

また、講師控室には、常時ノート型パソコン、プロジェクター、コンバーターを準備しており、SA を通じて利用できる環境が整いつつある。経商研究棟の計算機室にも教員研究用としてパソコン５台を配置している。

【長所】

尚文館では、全ての教室でマルチメディア機器を利用できる環境で、また、院生用研究室は1日24時間の利用が可能である。尚文館の情報処理設備は基本的に十分な機能を果たしているといえよう。

【問題点】

問題点としては、パソコンとその周辺機器において、ソフトウェア等を絶えず最新のものに更新しておくことが望まれる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

語学や情報処理関係の授業だけでなく、通常の講義や演習においても、パワーポイント等を利用し、プレゼンテーションをさせる授業形態が急激に増えつつあり、パソコン・プロジェクター・スクリーンの設備が整った教室を経年的、計画的に増やす必要がある。また機器類の接続や利用方法について扱いなれない教員でも容易に利用できるよう2006年度秋から、授業支援チームが生まれ、共通マニュアルのもと、SA の配置も各学舎に充実し、多様な教育の補助を担うこととなったが、更にそれを必要な科目すべてで利用できるように拡充していくことが求められている。

今後の到達目標

教育・研究環境のより一層の整備・充実に向けて、多様なニーズに対応するため、先端的なマルチメディア設備、ネットワーク環境の整備を今後も経年的、計画的に行う必要がある。

ソフト面では、専任及び非常勤の教員へ、利用できる施設・機器及びその利用方法について、更なる周知が求められる。

8　学生生活

前回の到達目標

さまざまな研究活動への支援を通じて、大学院生、とりわけ博士課程後期課程の学生の研究報告の機会を増やしてゆきたい。

8-1　学生への研究活動への支援

経済学研究科では、研究発表の場としての院生紀要の発行、また、コピーカード配布や学会出張等への補

助等、さまざまな研究活動への支援を行っている。また、経済学部教員の紀要である『関西大学経済論集』への投稿の機会を用意する等、研究者の道をめざす院生へのサポートにも力をいれつつある。

【現状の説明】

本研究科の学生にとって学問的刺激を与える場としては、関西大学大学院生全体の恒例の行事として、毎年12月に開催される大学院生合同学術大会がある。そこにおいては、各研究科の学生によって研究発表が行われる。更に、本研究科の学生が執筆する専門雑誌としては、経済学研究科の学生自治団体である経済学研究科院生協議会の刊行する『千里山経済学』があり、年２回刊行される。そこに論文が掲載されるに当たっては、指導教員による承認が必要であり、指導教員がレフェリーの役割を果たしている。

以上は、学生が主体となって運営している研究活動であるが、他方で経済学部には主として経済学部の教員と学生とによる研究組織として経済学会がある。大学院の学生は、この経済学会にも加入することができる。経済学会による定期刊行物として『関西大学経済論集』（年４回発行）がある。大学院学生は、指導教員等との共同執筆の形で、あるいは教員による査読を経た上で単独論文を掲載することもできる。また、経済学会は年に数回の研究会を開催しているが、そこに参加することもできる。

その他、学内の研究所等において教員による共同研究が組織されたような場合にはリサーチアシスタントとして参加する制度も用意されている。また、指導教員の多くは積極的に学生を専門分野の学会に加入することを勧め、そこで研究発表することを奨励している。

この他、研究活動への支援措置としては、コピーカード配布、製本表紙の配布、学会出張への補助がある。コピーカードは授業で発表する際のレジュメ印刷、研究用資料の複写のため利用するものであり、前期課程の学生は年間1,500枚、後期課程の学生は年間2,000枚まで使用できる。また、製本用の表紙は１人年間15枚まで配布している。

学会出張は国内の場合、発表の際は２万円、出席のみの際は１万円で、１人年間合わせて２万円まで支出することが可能になっている。また、外国の場合は当該年度中１回に限り、往復航空運賃の半額（限度額10万円）を補助している。

【長所】

大学院生の紀要が定期的に発行されていることは、院生にとって研究発表の場が確保されていることを意味している。また、教員の紀要にも投稿を認めていることは、後期課程の学生にとって大きな刺激となるだろう。また、学会出張にも一定の限度内ではなるが、補助が行われていることは特筆されてよい。

【問題点】

後期課程の学生数が必ずしも多くないため、院生同士の交流があまり活発でない点が問題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

とりわけ後期課程の学生には、学会や研究会への参加を呼びかけ、研究の活性化をはかる必要がある。

今後の到達目標

今後更に、大学院生の研究報告機会を増やすとともに、外部との交流を促進することに努めてゆきたい。

9　管理運営

前回の到達目標

学部・大学院の連携・協力体制の進展。

9-1　管理運営体制

【現状の説明】

経済学研究科の管理運営に関する規定は『関西大学大学院学則』（以下、『学則』と記す）に定められている。その第33条は、担当教員の資格に関するものである。これに基づいて、本研究科における、2008年度の担当教員数は教授32名、準教授５名である。これらの教員によって研究科委員会が構成されているが、すべて経済学部教員との兼担である。研究科委員会の審議事項は『学則』第40条に規定されているが、学生の学籍、教育課程、教員の資格審査、学位審査等教学上の重要事項はすべて審議対象になっている。

従来、『学則』第33条は、大学院における授業及び研究指導を担当する教員を原則として教授に限定していたが、2004年度に条文改正され、それを受けて経済学研究科では2005年度より授業担当教員は準教授まで拡大された。これは、近年における主として高度専門職業人をめざす学生の増加に対応して大学院における教員の充実をめざしたものである。現在、経済学研究科の構成員は39名で、経済学部全教員の約80％を占める。各種委員の選任等においては、学部委員との兼ね合いを考慮して、特定の教員の負担が過重にならないような配慮がなされている。

本研究科では、これまで担当者の準教授への拡充や、学部・研究科５年一貫教育プログラムの導入等、学部教授会において研究科の運営に関わる事項を協議する機会を増やし、学部との連携・協力を進めるための組織条件を整えてきた。これを受けて、2006年10月より研究科長は学部長が兼任し、副学部長の一人が研究科担当として研究科長の職務を補佐することとなった。

【長所】

本研究科の管理運営は、『学則』等の明文化された諸規則に則しており、その点では適切である。また、長年の懸案であった研究科長と学部長との兼任制の導入により、研究科と学部の、いわゆる執行部体制の統合が達成され、研究科と学部との連携・協力を進める体制が制度的に整ってきた。

【問題点】

しかし、本研究科の将来を考える立場からは若干の問題点を指摘することができる。その一つがカリキュラムと人事の問題である。近年、経済学関連の諸分野においても学問の進歩・発展には著しいものがある。そうした情勢に応じて、本研究科においては数年毎にカリキュラム等の見直しを行ってきており、2005年にはカリキュラムの改正が行われた。そこにおいては新しい科目もいくつか設置されているが、それら当該科目の専任教員を即座に大学院担当として補充できるわけではない。教員採用の人事権は学部にあるからである。

9-2　学長、学部長の権限と選任手続

現在、研究科長・学部長兼任制のため、学部長の権限と選任手続の部分に加え、特に記入することはない。

検索

今後の到達目標

現在、関西大学全体として研究・教育の両面で大学院と学部との連携・一体化が図られつつある。その一つは、2006年10月以降の研究科長と学部長の兼任制の導入である。しかし、研究科長及び学部長としての職務が繁忙化している近年の事情を考慮に入れると、人事の取扱い、カリキュラム編成、学部と大学院の教育の一貫性等の観点から、両組織の実質的一本化をこれまで以上に進める必要がある。例えば、学部と大学院との総担当時間数を考慮して教員の担当時間数を決めていくことも必要であろう。

10　事務組織

10-1　大学院の事務組織

【現状の説明】

2006年8月、大学院事務室は廃止され、教務センターが設置された。教務事務が一元化され、学部の上に大学院を積む所謂煙突方式で事務体制がスタートした。現在、本学には8研究科（法学、文学、経済学、商学、社会学、総合情報学、理工学、外国語教育学)、心理学、法務、会計の3専門職大学院という教育研究組織がある。千里山キャンパスにある法学、文学、経済学、商学、社会学、理工学、外国語教育学の7研究科を運営する事務は学部・大学院事務グループ及び教務事務グループが、心理学研究科、法務研究科及び会計研究科を運営する事務は専門職大学院グループが担っており、高槻キャンパスにある総合情報学研究科を運営する事務は高槻キャンパスグループ総合情報学部事務チームの所管となっている。

教学体制も「学部・大学院の組織的一体化」が図られ、2006年10月1日より学部長と研究科長が兼務となり、系統的管理運営を行うこととなった。

【長所】

教務センターを設置し、教務事務を一元化したことにより、次のような効果が見られる。①サービスの標準化が図られ、研究科による取り扱いのばらつきやサービスの相違がなくなった。②機能別に学部事項と大学院事項を基本的に同一職員が担当することにより、学部・修士課程の5年一環教育（早期卒業)、大学院科目の先取り履修制度等において、学部と大学院の連携がスムーズに行えるようになった。③グループ制の導入により、繁忙期等に対応できるよう人員の配置を柔軟に行うことが可能となった。

【問題点】

各研究科の担当者が、入試から、学籍、カリキュラム編成、履修指導、学位審査まで1人で担当していた大学院事務室がなくなり、教務センターでは機能別に担当者が分かれたため、大学院事項全般に精通した職員が少なく、大学院生に対する指導、教員へのサポートが十分にできていない。教務センター構想におけるワンストップ化の理念と現実が乖離し、拡散、混乱をきたしている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

機能別の担当制の弱点を克服すべく、基本的に「正」担当と「副」担当を配置する等、担当者不在時のバックアップ体制を確立するとともに、グループ、チーム間の緊密な連携、職員間の情報の共有化を図ることが不可欠である。

また、大学院業務に関する事務研修会を開催する等、知識や事務処理技術のレベルの底上げが望まれる。

今後の到達目標

大学院生に対する指導・サービス、教員へのサポートの向上にむけて、個々の担当職員の資質を伸ばすとともに、緊密な連携、情報共有を図る。

11　自己点検・評価

前回の到達目標

経済学研究科自己点検・評価委員会として、独自の点検・評価活動を行うこと。

11-1　自己点検・評価

【現状の説明】

関西大学大学院自己点検・評価委員会は1994年度に設置された。本委員会は、『関西大学大学院自己点検・評価委員会規程』に基づいて、各研究科から選出される各２名の委員によって構成されていた。委員会は、大学院における自己点検・評価を行い、その結果を『関西大学大学院自己点検・評価報告書』（隔年発行）として公表してきた。

2004年４月には、関西大学大学院自己点検・評価委員会を廃止し、新たに大学院各研究科に自己点検・評価委員会が設置され、本研究科にも関西大学大学院経済学研究科自己点検・評価委員会が設置された。本委員会は、副学部長（大学院担当）を含む５名の委員によって構成されている。そのうち１名は、2004年４月の関西大学自己点検・評価委員会規程の改正により、関西大学自己点検・評価委員会の委員を兼任することとなった。

『大学院設置基準』第１条の２・第３項は、「…点検及び評価について、当該大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。」と規定している。この規定に従って、大学基準協会に準拠する報告様式に基づいた本研究科の自己点検・評価報告書を2003年度に作成した。本報告書は、『関西大学自己点検・評価報告書』（2001－2002年度版）の一部を構成している。また、同様に、2005年度には本研究科の自己点検・評価報告書が作成されている。

【長所】

これまでは、任期（２年）毎に主要テーマを設定して、大学院の点検・評価を行ってきた。第三者評価を前提にした、点検・評価を2005年度に実施した。

2004年度の規程改正により、本研究科の自己点検・評価委員会が設置され、委員が２名から５名に増員され、事務職員１名が委員として加わることで委員会の活動体制が強化されている。

【問題点】

自己点検は、学部、研究科それぞれに求められるため、若干重複した評価が避けられないケースがある。自己点検・評価委員会としての連携をこれまで以上に密接なものにしていく必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部の自己点検・評価委員会との連携を図りながら、継続的な自己点検・評価、そしてそれに基づく改善策を学部・研究科一体となって構築していく。

検索

11-2　自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

2006年度には、全学的に（財）大学基準協会の認証評価を受けたが、経済学研究科単独としては自己点検・評価に対する学外者の検証は行われていない。

【長所】

学外者による自己点検・評価に対する検証は、独自の事情を加味したより詳細な点検・評価を行うには、望ましいのかもしれない。

【問題点】

学外者による点検・評価を研究科だけに導入するのは、効率的ではないとの懸念もある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現状では、学外者の検証を経済学研究科に導入する予定はないが、自己満足を廃し客観性を担保するために、学外者による評価システムを導入するか否かを、今後は鋭意検討すべきだろう。

11-3　大学に対する社会的評価等

【現状の説明】

本研究科に対する社会的評価が具体的にわかる情報・データ等は入手していないし、そもそも存在しない可能性も高い。しかし本研究科の博士前期課程修了者や、博士後期課程単位修得者の進路状況をみると、評価はまずまずであることが伺われる。

【長所】

社会的評価をよりいっそう向上させるための自己点検・評価と、それに基づく改善・改革は今後も必要不可欠である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本研究科の社会的評価を向上させるためにも、博士前期課程修了者や博士後期課程単位修得者の教育・研究成果を上げ、進路を更に開拓・定着させることが必要である。

今後の到達目標

全学組織である「学校法人関西大学自己点検･評価委員会」が2009年度から活動を開始しているが、本研究科も全学の点検・評価に任せきりにするのではなく、独自に組織やカリキュラムの点検と改革を行い、学部とともにいっそうの質的向上をめざすことが必要である。

検索

商　学　部

検索

第Ⅱ編　商学部　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 569

1-1　理念・目的等　〈569〉

1-2　理念・目的等の検証　〈570〉

1-3　健全性、モラル等　〈571〉

2　学士課程の教育内容・方法等 …… 572

2-1　教育課程等　〈572〉

2-2　教育方法等　〈584〉

2-3　学位授与の認定　〈592〉

3　国際交流（国内外との教育研究交流） …… 592

3-1　国際交流（国内外との教育研究交流）　〈592〉

4　学生の受け入れ …… 594

4-1　入学者受け入れ方針等　〈594〉

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（学部）　〈597〉

4-3　入学者選抜の仕組み　〈601〉

4-4　入学者選抜方法の検証　〈602〉

4-5　科目等履修生・聴講生等　〈602〉

4-6　定員管理　〈603〉

4-7　編入学者、退学者　〈603〉

5　教員組織 …… 604

5-1　教員組織　〈604〉

5-2　教育研究支援職員　〈606〉

5-3　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続　〈607〉

5-4　教育研究活動の評価　〈608〉

6　研究活動と研究環境 …… 609

6-1　研究活動　〈609〉

6-2　研究環境　〈610〉

7　施設・設備等 …… 612

7-1　施設・設備等の整備　〈612〉

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置　〈614〉

7-3　利用上の配慮　〈615〉

8　管理運営 …… 615

8-1　管理運営体制　〈615〉

8-2　学部長の権限と選任手続　〈618〉

9　自己点検・評価 …… 619

9-1　自己点検・評価　〈619〉

9-2　自己点検・評価に対する学外者による検証　〈620〉

1　理念・目的・教育目標

1-1　理念・目的等

【現状の説明】

ア　理念、目的、教育目標

商学部は1906年に関西法律学校専門部商業科として設立されて以来、100年の歴史を有する。この間1922年の大学令による関西大学商学部設置を経て、1948年新制大学商学部となり、現在に至っている。商学部の理念は、江戸期日本における商品流通の中心であり、近代日本において多くの産業勃興の中心となり、今なお東アジアへの玄関である商都大阪に花開いた実践的精神に根ざしている。すなわち、実務の世界における現実的要請に真摯に向き合って、関西大学の学是である「学の実化」を計ること、言い換えれば理論と実践の統合のもと、その成果を社会に向けて発信することにある。

そこで、1998年に、これを達成するための教育目標として、学生が幅広い基礎知識・教養を有しつつ、個別専門分野において知的な創造性をもち、自らを律するための「品格ある柔軟なビジネス・リーダー」に育つことを掲げた。それを具体的に展開するため次の三つの目的を提起した。第一に、社会に開かれた大学、社会に接点をもつ大学、地域に開かれた大学という「開かれた大学」に対応していく。第二に、グローバル化と情報化社会への対応、即ち情報通信技術（Information and Communication Technology）を駆使した教育を行い、多くの情報を選別し分析・解読する能力、グローバル企業でリーダーシップを発揮しうるビジネス英語能力の養成を図る。第三は、商学部における伝統的教育の中核である会計専門職業人養成の強化である。

イ　具体的展開

上述した商学部の理念・目的・教育目標を達成するために次のように具体的な展開を図っている。

第一に、「学の実化」への対応として、1990年度より教育分野を流通、経営、ファイナンス、国際ビジネス、会計の 5 コースに分けて学問上の専門性と産業・経営との結びつき、学生の興味・関心や将来の進路等と関連づけながら専門教育を推進してきている。このコース制を、学生の学問的関心の多様化にフレキシブルに対応するべく、2008年度より 5 専修制に改編した。

第二に、国際化の推進の為に国際ビジネス専修を設けると同時に、各専修に国際会計のように国際的専門科目を配置し、更に外国書講読を通して専門科目の理解を深める機会を提供し、外国語習得は第一外国語のみならず、第三外国語まで選択できるようにしている。また商学部で学ぶ留学生の学部学生に占める比率は、全学の中でも高く、多くの学部学生に対し異文化に触れる機会を提供している。

第三に、情報化社会への対応として、情報技術を活用した講義である情報処理基礎・応用演習、データ・マイニング論、データ分析論等が経商ステーションの CAL、PC 教室等を使用して行われ、HIP プロジェクト（Hybrid Incubator Project）を通じた実践的な情報処理技法の修得等が試みられている。

第四に、「開かれた大学」のために各コースに実業界、官界等で活躍中の経営者等を客員教授や非常勤講師に招いて、「物流の変革」、「デリバティブ入門」、「国際取引と知財法」、「ブランド・マネジメント」、「証券取引法監査・税法実務」等実社会のリアルな体験に基づく寄附講座を開講している。

第五に、2008年度からのカリキュラム改革に合わせて、「品格ある柔軟なビジネス・リーダーの育成」という学部教育目標を効果的に実現するため、KUBIC（関西大学ビジネスプラン・コンペティション）、CORES（KUBIC 応募に向けた 2 年次演習）、BestA（海外ビジネス英語研修）、BLSP（ビジネス・リーダーの養成に特化したプログラム）の実施とともに、プロセスイノベーター育成プログラムの開発にも着手している。両プログラムでは、米国の著名な研究者を客員教授等として招へいし英語による集中講義も提供している。

検索

ウ　理念・目的・教育目標の広報

商学部の理念や目的、教育目標、カリキュラムの特徴や教員組織について、各種の大学・学部紹介の冊子やホームページを通じて受験生や広く社会に開示して、その周知を図っている。また推薦入学の指定校を個別に教員が訪問し、オープンキャンパス・入試イベントを積極的に活用する等広報活動に力を入れている。

【長所】

西日本最大の都市である大阪には製造業や商業・サービス業等を中心とするさまざまな企業、行政、教育その他多数の事業体がさまざまな経済活動を展開している。このような大阪に立地することによって関西大学商学部は、他の地域に比べて情報も得やすく、発信もし易い。工場見学、インターンシップ、市場調査の実施、実務家非常勤講師の依頼が容易で、知識と実践の統一が図られ、それが高い就職率として結実している。

【問題点】

商都大阪を背景にした教育は、実務家講師による非常勤講師科目の設置や各種講演会の開催等を通じて行われているとはいえ、まだ産官学の連携や交流は十分ではなく、大阪という都市の持つポテンシャルを十分に生かし切れているとは言えない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

商都大阪に立地する商学系の学部として従来掲げてきた「品格ある柔軟なビジネス・リーダーの育成」という教育目標を、大阪で発展してきた商業やビジネスの歴史やそれがかかえる政策課題、商学部の受験生の期待やニーズに十分応えうるものにし、グローバルな活動が不可欠なビジネスの世界でリーダーシップを発揮しうる人材を育成するために、会計専門職業人養成のための2005年より開設された会計専門職大学院（アカウンティングスクール）や商業高校との連携等をいっそう強めていく予定である。

1-2　理念・目的等の検証

【現状の説明】

学部の理念として常に念頭に置かれてきたのは、本学の教育理念の中心に位置づけられる「学の実化」を具体化することであった。現実から遊離した理論をもてあそぶことなく、かといって安易な実用主義に陥ることなく、理論と実践を統合した研究・教育をめざしてきた。すなわち、経済・産業一般における基礎知識や企業経営に関する理論的・実用的な専門知識を教授すること、そしてそれを通じて変化と発展の著しい産業界においてリーダーシップを発揮して活躍できる資質を陶冶・育成することが商学部の教育目標すなわち、「品格ある柔軟なビジネス・リーダーの育成」である。このような理念・目的等が時代や社会の変化に十分対応するかたちで展開されていたかどうかを検証する仕組みとしては、自己点検・評価委員会や教授会等での調査や議論、またそれを補完するものとして学生による授業評価アンケート、推薦指定高校に対するヒアリング、AO 入試のコミュニケーター、父母組織である教育後援会や大学卒業生の組織である校友会との意見交換、予備校やマスコミ等での各種調査等があげられる。商学部ではこれらを適宜活用しながら検証を進めてきた。

とりわけ、2008年度に文部科学省の教育改革支援プログラムに商学部が実践してきた二つの教育プログラム（「英語に強いプロアクティブ・リーダーの育成」「プロセスイノベーター育成プログラムの開発」）が選定されたことは、商学部の教育方針の正しさが証拠づけられたことを意味するものと考えられる。

【長所】

商学部の自己点検・評価委員会は、スタッフ組織として学部の中でも大きな位置づけが与えられており、

この間学部の直面する問題をテーマとしたプロジェクト別に、理念・目的・教育目標、演習のあり方、教員採用方法、人事制度等について具体的提案を行うなかで、理念・目的等についての検証を図った。2004年3月にとりまとめられた「商学部教員採用人事のあり方に関する提言」はその後、学部の人事制度の見直しにもつながった。

商学部には学部ないし大学の卒業生や父母等学外の関係者との定期的な会合や面談の機会が少なくなく、そうした機会を通じて直接間接に教育に関する学外の意見なり要望を反映し、学部の理念・目的・教育目標について検証することが可能である。

【問題点】

学部の理念・目的・教育目標をもっぱら検証する組織である自己点検・評価委員会等は学部執行部と連携を取りながら各種問題について随時議論することになっているが、そうした検証活動がこれらの委員会や学部執行部の範囲内にとどまり、教員全体の意識改革につながらず、学部をあげた取組にも必ずしもなっていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2008年度入学生及び2010年度編転入学生より、新カリキュラムの導入を含む新たな展開を打ち出している。その柱は、①5専修制の導入と基礎教育の充実を柱とする学部カリキュラム改革、②ビジネス・リーダー養成特別プログラム科目（BLSP）や関西大学ビジネスプラン・コンペティション（KUBIC）を利用した学部教育プランの展開、③会計専門職業人養成プログラムの充実、の三つである。

大学ホームページで公開している短期、中期行動計画に基づき、検証をしていく所存である。

1-3　健全性、モラル等

【現状の説明】

学生の一定の教育上の質確保は、授業等に見られる教育力によって確保されるものであるという位置づけから、商学部として以下のことを実施している。

第一に、新入生に対しては、オリエンテーションの一環としてハラスメント問題を含む学生生活一般に関する注意を学生主任が指導するとともに、パンフレット等も配布している。同時に、人権啓発等に関する講演会を開催して、学生生活における健全性・モラルの確立・維持を促している。

第二に、毎年度春・秋に人権啓発行事を実施し、持続的に学生生活における健全性、モラルの維持・向上を推進している。

第三に、特にハラスメント問題については、パンフレット配布・ガイダンスの実施等によって啓発に努めるとともに、実際の事件に関してはハラスメント委員会に対する申し立てに基づいて対応している。

第四に、そのほかの大学における健全性、モラル等に関わる事件の発生に関しては、その都度関係部署と連携しながら対応している。

【長所】

商学部で健全性やモラルを向上させていくための積極的な取組として以下のものが評価できる。

第一に、留学生と教員のコミュニケーションの場として留学生懇談会を毎年開催している。

第二に、教育後援会による毎年5月の教育懇談会においては父母と教員が親しく面談することは、家庭と連携した学生生活の健全性・モラルの維持・向上に大きな効果をもっているものと考えている。

第三に、成績優秀者や資格取得者の公表・表彰制度によって学生の勉学へのモチベーションを高めている。

検索

【問題点】

近年、インターネット上でその匿名性を利用した人権侵害問題が多発しており、その対応が十分でない状況にある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

この課題は綱領等に頼るよりも、教育、研究そのもののなかで倫理、社会的正義が意識されるべきであろう。その意味では定期的な人権啓発への取組を学部主催の行事だけでなく、基礎演習、演習、専門演習等の正課教育の中でも各教員の責任で積極的に進める必要がある。また非常勤講師等にもこの点についての協力を依頼しながら具体化していくことが求められる。これによって構成員、組織のモラルを向上することも可能になると考えられる。また、インターネットにおける問題は、事後的な対応しかできないので、その防止のための倫理を全構成員の内面に確立する必要がある。

2　学士課程の教育内容・方法等

2-1　教育課程等

前回の到達目標

商学部の専門教育科目を中心としたカリキュラム編成や講義内容の面でのグローバルスタンダードの確立、非常勤講師への外国人の積極的登用等教育課程全体のグローバル化に向けた改善・改革を進めること。

起業家能力の涵養を専任教員の指導の元で系統的に行っていけるような仕組みや、起業家能力を磨いたり、研究成果を発表するための学内コンペを学生の自治組織である商学部ゼミナール協議会と連携して実施すること、学生起業を具体的に進めるための外部資金や人材ネットワーク面のサポート体制の構築の試みとしてBSLP を活用すること。

2-1-1　商学部の教育課程

【現状の説明】

カリキュラムの概要

商学部では教育理念である品格あるビジネスリーダーを養成するために以下のようなカリキュラムを設置している。まず卒業所要単位として現在128単位が必要であり、まずその概略を示しておく。内訳は次のようである。

1）全学共通科目　20単位以上
2）外国語科目　　16単位以上
3）専門教育科目　92単位以上

1)　全学共通科目

全学共通科目は、A 群（自己形成科目群:人間性・社会性・国際性)、B 群（エンパワメント科目群)、C 群（オープンスタディ科目群)、K 群（関大科目群）に分かれ、文化事象に関する幅広い知識を修得し、広い視野に基づく総合的判断力を培うために設置されている。

2)　外国語科目

外国語科目として、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語を履修することができる。また英語には上級外国語英語も配置されている。また検定認定によって、外部の各検定試験を

単位として認定している。更に、海外研修（各セミナー）がある。また、留学生対象科目として日本語科目がある。

3)　専門教育科目

商学部の専門教育科目には、学部共通入門科目としての第１類入門科目（必修科目６科目）、第２類選択科目（選択科目45科目）、上位学年で履修する第３類応用科目（選択科目102科目）、演習形式の許可制科目である第４類演習科目（許可制４科目）、社会における実践性を養う第５類実践科目（許可制59科目）、実務家が授業を行う第６類産学連携科目（選択科目２科目）、英語での授業も行いより高度な授業を行う第７類ビジネスリーダー特別プログラム科目（許可制17科目）、そして卒業所要単位には含まれない自由科目（56科目）がある。

商学部のカリキュラムは、上記のカリキュラムから成っているが、専門教育科目の第３類応用科目は５つの専修（流通、ファイナンス、国際ビジネス、マネジメント、会計）から構成され、学生は各専修を選択し、分属することになる。またビジネスリーダー養成特別プログラム（以下、BLSP）を選択することができる。

商学部の教育理念を実現するために、本学部では１年次で必修科目を設置し、基礎演習、流通入門、経済入門、ビジネス英語入門、経営入門、簿記入門演習を必修科目（各２単位）として配置し、商学部としての基礎教育を重視している。また導入教育である基礎演習は１年次の必修科目となっており、共通した内容で行われている。具体的には、文献収集、レポートの書き方、電子メールの書き方、討論の方法、並びにプレゼンテーションの方法を商学に関連した内容を使いながら、学習している。これは２年次の演習、３年次の専門演習、４年次の卒業研究へとつながるものであり、少人数教育をより効果的に行えるものとしている。

第１類入門科目以外の専門教育科目は選択科目で学生の履修計画に従って科目を履修できるようになっている。ただし、共通科目第２類では26単位以上修得することを求められるが、それにより商学の基礎的な知識を学ぶことを目標としている。必修科目及び共通科目を核として、上位学年ではより高度な内容の科目を積み上げる形で多様な分野の専門教育科目を配置している。第３類応用科目は専修制で構成されており学生は自分の専修を選択して、そこに配置された科目群から選択できるように履修指導を行っている。また、商学部では BLSP をプログラム科目として配置している。それらはより高度な専門教育を受講させ、ビジネスリーダーを養成するプログラムとなっている。

また倫理性を培う教育としては、教育理念である品格あるビジネスリーダーを養成する上で重要なものとして、ビジネス・エシックス及び企業の社会的責任への理解、基本的なビジネスマナーの習得が挙げられる。この点に関しては、すべての専門教育科目が関連しているといえるが、特にビジネス・エシックス、CSR 論があがられる。また演習形式の講義でも、これらの倫理性を培うことに、教員は配慮しているといえる。

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立と実践状況に関しては次のとおりである。全学共通科目に関しては、教育推進部が責任を担っており、意志決定に関して、副学部長が教育推進委員会に出席し、商学部の意向を反映させている。学部の基礎教育に関しては、商学部の執行部並びに教学委員会が実施・運営の責任を担っている。

カリキュラム編成における必修・選択の量的配分の適切性・妥当性に関しては、次のとおりである。商学部では６科目を必修科目としており、これらは社会人としての必要不可欠な知識を養成するものである。商学部の理念である品格あるビジネスリーダーを養成するためには、これらの必修科目として配置することは適切であると考える。

商学部の卒業者には学士（商学）の学位が与えられる。

【長所】

商学部の基本的な教育理念は品格あるビジネスリーダーの養成であるが、商学部の教育課程は、商学部の理念・目的を実現するためのカリキュラムとして適切なものであり、国際化及び情報化といった今日の日本

社会を取り巻く環境にも適応したものとなっている。特に専修制と、各種プログラム科目によって商学部理念と実社会での貢献とを一致させる体制を整えている。

【問題点】

一年時に基礎的な十分な能力をつけさせるように必修科目を配置し、上位学年でより高度な応用科目を履修させるカリキュラムにしているが、その効果の検証がいまだなされておらず、今後の課題である。また入学時の学生の履修指導が不十分な点もみられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育理念・目的の検証を行い、それを学部全体で共有することが必要である。それを通じて、必要なカリキュラムの修正・改革も今後の検討課題である。

2-1-2　履修科目の区分

a　専門教育科目

【現状の説明】

現行のカリキュラムでの履修科目の区分は次のとおりである。商学部での履修科目は、必修科目６科目(「基礎演習」「経済入門」「経営入門」「簿記入門演習」「流通入門」「ビジネス英語入門」)、選択科目である第２類共通科目（45科目)、第３類応用科目（102科目)、許可制科目である第４類演習科目、実践的な許可制科目である第５類実践科目、第６類産学連携科目、そして許可制科目である第７類ビジネスリーダー特別プログラム科目、そして自由科目の区分を行っている。

また履修方法は次のとおりである。必修科目第１類の12単位（「基礎演習」「経済入門」「経営入門」「簿記入門演習」「流通入門」「ビジネス英語入門」)、共通科目第２類商学基礎分野から10単位以上、その他分野(会計・情報・統計分野、ビジネス英語分野、法律分野）から各４単位以上、合計26単位以上が卒業要件となっており、商学の基礎的な能力の育成に対応している。

第３類102科目は流通専修、ファイナンス専修、国際ビジネス専修、マネジメント専修、会計専修に分かれ、20単位以上のいずれか一つの専修を含む合計30単位上を修得することが卒業要件として求められる。

また第４類演習科目には、いずれも15名定員の「演習」（２年生配当)、３年配当の「専門演習」、４年配当の「卒業研究」から構成されている。また研究論文を提出し合格したものには、研究論文の４単位が与えられる。この中から14単位まで卒業所要単位として算入できる。

第５類実践科目では、会計専門職大学院への進学促進と進学事前準備を目的とする会計特別プログラム（ASP）が、また、公認会計士になるために必要な実務知識や理論、高度な専門知識を身につけることを目的とした少人数の演習形式のアカウンティング・プロフェッショナルズ・プログラム（APP）がそれぞれ開設されており、学生からも高い評価を受けている。更に、2010年度より新たにデータマイニング・サイエンス・イニシアティブ（DSI）が新設され、マーケティングデータを収集、データベース化し、それを用いた実践的教育が行われる予定である。また、ここには教員免許科目23科目、生涯スポーツ・身体運動文化科目８科目、そして「大学コンソーシアム大阪」が設置する他大学設置科目が配置されている。このうち14単位まで卒業所要単位として算入が可能である。

第６類産学連携科目では、野村證券や日本物流団体連合会、日本通信販売協会から提供されている「寄附講座」と実務家が講義を担当する「ビジネス研究」が配置され、ビジネスの現場で働く第１線の講師陣が講義を行っており、学生からも好評である。このうち６単位まで卒業所要単位として算入できる。

第７類ビジネスリーダー特別プログラム科目では、文部科学省からの資金援助を得た現代 GP「英語に強いプロアクティブ・リーダーの育成プログラム」の一環として位置づけられている。ここでは、プロジェクト研究、海外ワークショップからなるプロジェクト科目群、ビジネス英語関連５科目からなるビジネス英語

科目群、そして7科目の選択科目群から構成されており、実践的で、かつ英語を利用したビジネス科目を履修することを目的とした科目群である。このうち、24単位まで卒業所要単位として算入が可能である。その他、自由科目として56科目が配置されている。

ここでは主に専門教育科目におけるカリキュラムの体系性について述べると、1年次の科目は学部共通の基礎的科目が必修科目として配置され、また一部の商学部共通科目が配置されている。2年次には第2類、第3類、第4類の演習、また第5類、第6類の科目等での学習を踏まえて、3年次以降では特定の専修の「専門演習」、「卒業研究」、「研究論文」を履修し、より専門的な学識を得る。他方、「専門演習」を履修しない学生は第2類、第3類、第5類、第6類の科目や自由科目を幅広く履修するようになっている。

また、商学部では文部科学省によって採択された2件のプログラムがある。文部科学省の現代GPに採択された「英語に強いプロアクティブ・リーダーの育成プログラム」には、関西大学ビジネスプラン・コンペティション（KUBIC）、ビジネス教育プログラム（CORES）、ビジネスリーダー特別プログラム科目（BLSP）、海外ビジネス英語プログラム（BestA）から構成されている。KUBICは、全国規模のビジネスプラン・コンペティションであり、2006年に学部創設100周年を記念してスタートした関西大学商学部の公式事業である。これには、毎年700件以上のビジネスプランが全国の高等学校や大学を中心に寄せられている。KUBICには、自由な発想で考えられた独自のビジネスプランを募集する「自由応募部門」と、協賛企業が提示したテーマについてのビジネスプランを募集する「テーマ部門」がある。「テーマ部門」には、さまざまな業種の企業が協賛し、最優秀プランには企業賞が授与される。また、KUBICの企画・運営は、商学部の学生ボランティアによるKUBIC学生実行委員会が行っている。ポスターやプロモーション・グッズの製作、告知イベントの開催、本選会の企画や運営をしている。

CORESは、ビジネスプランの作成を通じて社会人としての基礎力を養うプログラムである。KUBICへの応募を考える学生を「演習」の担当教員10数名が指導し、少人数のチームに分かれてビジネスプランを作成するプロジェクト型の演習授業である。これには毎年200名近い学生が参加し、学期末には、参加演習の学生全員が集まり、各演習から選出された代表チームがビジネスプランをプレゼンテーションする「合同ゼミ発表会」を開催している。

BLSPでは、KUBICやCORESで培われたプロジェクト実践力に磨きをかけ、同時に国際社会のリーダーに求められる英語の語彙力やディベート力も強化する。外国人客員教授による英語での世界トップレベルの専門教育、アメリカで研究成果を英語で発表する海外ワークショップ、企業と連携した産学共同プロジェクト等の充実したカリキュラムが特徴である。プロジェクト研究やビジネス英語の専任教員が少人数クラス制で徹底指導し、TOEIC800点レベルの英語力とビジネスの現場に密着した形でのプロジェクト実践力を培う。BLSPでは卒業所要単位24単位を習得可能であり、所定の単位を収めると修了証が発行される。また、海外ワークショップの参加者には、アメリカ・シアトルのワシントン大学ビジネススクールからプログラムの修了証が与えられる。

BestA（ベスタ）は、イギリスのヨーク・セント・ジョン大学が関西大学商学部のためだけに独自に用意した少人数制のビジネス英語プログラムである。卒業所要単位4単位を取得できる。イギリス・ヨークの家庭で1ヶ月間ホームステイをしながら大学の授業を受け、現地の流通事情の調査研究、企業や公共施設で従業員として働く1日インターンシップ、旅行ツアーを企画して実際に旅をするトラベル・プロジェクト、現地企業の訪問等のさまざまなプロジェクトを英語で行う。海外のビジネスの現場に触れながら、英語でのコミュニケーション能力を高め、プロジェクト実践力と英語力を同時に強化できる、商学部の学生に最適なプログラムといえる。

また、文部科学省の平成20年度「産学連携による実践型人材育成事業」に採択された「プロセスイノベーター育成プログラムの開発」では、3年計画で、学部学生を対象にした、ビジネスプロセスを科学的かつ実践的に分析できる「プロセスイノベーター」の育成・教育プログラムを開発することを目的としている。プロセスイノベーター育成プログラム（DSI（Data Mining and Service Science for Innovation）プログラ

検索

ム）では、高度な統計数理、データマイニングに関する知識と社会科学の素養を培い、ビジネスプロセスを科学的かつ実践的に解明できる人材の育成、そのための教育プログラムを開発する。本プログラムでは、大規模データを用いたビジネスプロセス解析のプロトタイプとしてマーケティングに関する問題に焦点を当て、消費者の購買行動に関する大規模時系列データから知識を発見する教育プログラムを開発している。学生は企業からのアドバイスをもとに企画立案訓練を行うため、実践を通じたスキル獲得が可能であり、企業にとっては、今まで眠っていた膨大なデータを有効活用し、新しいニーズの発見が期待できる。本プロジェクトにより社会人力豊かなイノベーターの創出を行い、社会に貢献できる人材の育成をめざしている。本プログラムはDSI 科目群として、本学部のカリキュラムに反映されている。

卒業所要総単位に占める専門教育科目と全学共通科目、外国語科目の量的配分に関して。卒業所要単位128単位のうち、全学共通科目・外国語科目は36単位(28.1%)、専門教育科目が92単位（71.9%）である。この配分は商学の専門知識だけでなく、豊かな教養を身につけるためには適切な配分であると考える。

【長所】

商学部のカリキュラムは、その理念・目的に適合するように設計され、また、知識の広がりや深さを身につけることができるように配慮されている。それゆえ「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を発展させる」という学校教育法第83条に定められた規定に合致する。

(1) 2008年に実施されたカリキュラム改革の結果、大学での勉学の動機づけを早期に行えるよう、1年次基礎演習を春学期2単位とし、基礎的な勉学技術や専門領域の基礎概念を集中的に学べるようにしている。また、1年次には必修科目を設置し、基礎的専門科目の修得を促した。更に2年次生に対する学習指導の空白化を緩和するため、秋学期に「演習」を配置している。これによって1年次から4年次にかけて基礎的なものから専門的なものまで系統的に演習科目が連続することとなっている。また科目履修に関して、科目を共通科目と応用科目に区分した結果、商学部に必要な基礎的素養を身につける科目と、それをもとにした応用科目との関連が明確となり、専門の素養が無理なく身につくようになり、また履修計画をたてることが容易になった。

(2) 情報化社会への対応という面では、パソコンを使用した「情報処理基礎演習」(2007年度495人、2008年度485人)、「情報処理応用演習」(2007年度233人、2008年度270人)、「データマイニング論」(2007年度37人、2008年度27名)、データ分析論（2007年度18人、2008年度30人、）といった科目で相当数の学生に対する情報化教育を進めると同時に、全学的に取り組まれている授業支援型 e-Learning システムである CEAS（“Web-Based Coordinated Education Activation System”）の一環として携帯電話による出席確認等の試みが商学部でも開始されている。またゼミ単位で HIP プロジェクト（Hybrid Incubator Project）が2008年度2件採択され、40台規模のパソコン端末が設置されている専用のプロジェクトルーム等3室を使用して、より進化した実践的な統計解析や情報処理技法の修得が学外のさまざまな組織との共同研究を通じて行われている。

(3) 本学部は、グローバル化を実現するために、5専修制の中に国際ビジネス専修が設けられている。国際ビジネス専修の専門科目群には、国外各地域の経済事情を学べる科目が設置されている。またグローバル化に対応すべく専門教育科目の中に独自に実用英語（「ビジネス英語入門」、「初級ビジネス英語」、「中級ビジネス英語」、「上級ビジネス英語」）や専門英書（「英語で学ぶ現代ビジネス」）を配置し、この面での学生の要望に応える点で一定の貢献を行っている。また BestA と称している英国ヨーク・セント・ジョン・大学での夏期研修を商学部独自に行っており、英語を実践的に利用するプログラムを運営している。これに参加した学生は海外ビジネス英語科目として4単位を修得することができる。これらにより、外国語検定試験の受験を奨励するために本学が指定する外国語検定試験で所定のスコアを取得したり、合格した者には検定認定の単位が認定され、それを卒業所要単位に含めることができる。この検定認定の単位を

認定された者に対する上級外国語の他、英語圏への留学を志す者に対するプラクティカル・イングリッシュ・セミナー等学力に応じたきめ細かい外国語教育を行っている。

(4)「開かれた大学」のためには実務経験者によるビジネス研究及び「寄附講座」を数多く開講している。ビジネス研究は、2008年度では「銀行をめぐる諸問題」、「学部学生のための会社学」「起業の海外進出と金融」を開講した。2004年度より毎年「寄附講座」が、日本物流団体連合会、野村證券、日本通信販売協会の協力を得て産学連携の企画として実施され、学生の好評を博している。

また、学生の各種資格取得へのモティベーションをより一層高めるため、2004年度より学外資格等単位認定制度をスタートさせた。この制度は、商学部が定める検定試験や資格を取得した場合、商学部の専門教育科目の単位として認定するものである。単位認定対象資格には日商簿記３級、日商簿記２級、日商簿記１級、税理士試験科目合格、公認会計士試験合格がある。なお、新入生が入学以前に取得した資格についても、入学後の申請により認定するのが大きな特徴である。2008年度には316人がこの制度によって単位認定を受けた。入学時申請し、かつ認定者には上位年次配当科目の履修を認めている53名がおり、単位認定申請科目数105科目に対して認めている。また入学後申請者は263名で、単位認定申請科目数286科目になっている。

(5) 会計専門職大学院への進学促進と進学事前準備を目的とする会計特別プログラム（ASP）が１～５時限時間帯に、公認会計士になるために必要な実務知識や理論、高度な専門知識を身につけることを目的とした少人数の演習形式のアカウンティング・プロフェッショナルズ・プログラム（APP）が６時限帯にそれぞれ開設されており、学生からも高い評価を受けている。

このように教育課程の編成は大学設置基準第19条に合致するものとなっており、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」とともに、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」よう配慮がなされている。

(6) 文部科学省の支援をえた現代 GP の一環として BLSP 科目群が設置され、より高度なビジネス教育を行っており、これらの科目の習得を通じて将来、産業界のリーダーとなる人材を輩出することが期待される。また、アドミッション・オフィス入学試験（AO 入試）においてビジネスプランの作成により入学する学生や、ビジネスプランコンテスト KUBIC に高校時に応募した経験のある学生に対しても、ベンチャー経営に関する学習機会を提供することができるようになり、入試時の関心から大学での学習の連携が図れることとなっている。これらは、商学部の教育理念である「品格ある柔軟なビジネスリーダーの育成」につながる有益なプログラムであるといえる。

【問題点】

従来、商学部ではコース制が設置されていたが、カリキュラム改革によって専修制へと移行し、より柔軟に社会的なニーズに対応できるようなカリキュラム体系へと改革を行った。その改革は、基本的に従来の学問研究の体系、専任教員の専攻分野や人数を前提にしながら編成されたものである。現行の５専修制が今日求められている教育課題と整合的であるかどうかの議論や検証は十分にはなされてこなかった。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後の課題としては、基礎的なものから専門的なものまで系統的に関連づけながら、どうスペシャリストの養成を図るのか、英語や外国語による講義や演習の実施等コミュニケーション面での専門教育の「国際化」等が必要となろう。そしてこれらの学部の教育体系の改革は会計専門職大学院のとも密接に関連づけられなければならない。将来、会計特別プログラム（ASP）科目、アカウンティング・プロフェッショナルズ・プログラム（APP）科目の改革を行い、公認会計士・税理士の養成及び会計専門職大学院への進学へと結びつけられるように、科目間の調整や科目の新設等も視野に入れる必要がある。また、商業科出身学生の場合、普通科のそれと比較して授業時間が少なかった科目等があり、十分な学習支援を提供する必要もある。

検索

b　全学共通科目

【現状の説明】

全学共通科目の A 群の人間性、社会性及び国際性の各カテゴリーからそれぞれ 4 単位以上を含めて、A 群、B 群、C 群及び K 群から合計20単位以上を修得しなければならない。なお、B 群、C 群、K 群のうち商学部専門教育科目として配置している科目は、修得しても全学共通科目の単位として算入はされない。

A 群（自己形成科目群）は、人間性（人格の陶冶）、社会性（成熟した社会人）、国際性（地域社会・国際社会の一員）の三つのカテゴリーを学ぶことを目的としている。方、身の回りの事象と結びついた学びによって洞察力・自己決定力を育む「知の発見」、既存の学問分野に対する知的好奇心・探求心を育む「知の継承」、自由な学びの中から創造力・総合力を育む「知の跳躍」という三つの異なるアプローチから科目の性格を区分している。三つの目的と三つの性格を掛け合わせてできるマトリックス表に各科目が分類され、その中から学生は自分の関心と目的に沿って選択することができる。

B 群（エンパワメント科目群）「生きる力」を身につけるための科目群である。各科目は目的に応じて、大学での学びに必要なスキルを修得する「スタディスキル科目」、社会生活の中での能力を高める「健康・スポーツ・人間支援科目」、自己実現へとつなげる「キャリア教育科目」の三つに分類される。

C 群（オープンスタディ科目群）は学部や大学を超えて開かれた場で学ぶことを目的とした科目群である。大学を超えた「インターユニヴァーシティ科目」及び学部を超えた「学部オープン科目」がある。

K 群（関大科目群）は商学部学生の関西大学人としてのアイデンティティ形成をめざした科目群である。これは三つの柱を基としており、一つは関西大学が輩出させた人物を手掛かりにして歴史を通して関西大学を知る。二つ目は、地域社会を通して関西大学を知る、三つ目は大阪文化圏の中での関西大学の特徴や役割を知ること等がある。

【長所】

全学共通科目の授業科目にはそれぞれテーマが設定されていることから、学生にとって授業内容が理解しやすいだけでなく、タイムリーで時宜にかなった学習、特定分野について突っ込んだ学習も可能である。また全学共通科目の内容や授業方法の改善等については、学部としては教育推進部内の全学共通教育推進委員会に委員を派遣して調整が図られている。

【問題点】

現実的には全学共通科目の運営は主として担当教員の自己責任に依存する部分が大きく、学部の意向を十分に反映できているとは必ずしも言えない。この点を是正するために学部と全学共通教育推進委員会との間での調整が行われているが、具体的な講義や試験の内容等に踏み込んだものになっていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

全学共通科目の内容や授業方法を改善するためには、商学部の理念や教育目標に沿った科目の内容や履修形態について現状とりわけ学生のニーズや期待の把握とそれを踏まえた対応が不可欠である。具体的には日本の社会、時事問題、国際理解、知の継承等の科目でも商学や経営学等に関連する事例やエピソードを随時取り入れることが必要で、それを実現するための取組として、これらの科目担当者との間での調整会議をシラバスの策定時期等に関して定期的に持っている。

c　外国語科目

【現状の説明】

外国語科目として、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語についてⅠa、Ⅰb、Ⅱa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳa、Ⅳb、Ⅴa、Ⅴb、Ⅵa、Ⅵb が設置されている。この他に上級外国語（英語Ⅰ～Ⅳab）、海外研修（各セミナー）、外国語検定試験により単位認定を行う科目（検定認定１～３（各

検定試験)）がある。外国語の履修は、英語を含む２ヶ国語を必修とし、一つを第１選択外国語８～12単位、他を第２選択外国語として４単位～８単位を含む計16単位以上を修得しなければならない。なお修得方法によっては第３選択外国語も履修できる。

修得方法としては第１選択外国語８単位と第２選択外国語８単位のケース、第１選択外国語12単位と第２選択外国語４単位のケース、及び第１選択外国語８単位、第２選択外国語４単位、第３選択外国語４単位のケースの３通りがある。

外国人留学生については日本語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの計８単位のほか、選択した外国語のⅠa・Ⅰb、Ⅱa・Ⅱb、Ⅲa・Ⅲb、Ⅳa・Ⅳbの計８単位を修得しなければならない。また、検定認定１、２、３（各検定試験）を修得した場合は、英語については６単位まで、英語以外の外国語については４単位まで卒業所要単位に含めることができる。海外研修（各セミナー）を修得した場合も、２セミナー４単位まで含めることができる。

【長所】

外国語の修得方法が、英語と第２外国語とが一律にセットになっている以前の方法から、両者を一定のパターンに合わせて自在に組み合わせる方法に変更された。これは外国語修得に対する学生のニーズにきめ細かく応えるものであり、学生の評価も高い

また外国語検定試験への受験を勧めるためにTOEFLやTOEIC等本学が指定する外国語検定試験で所定のスコアを取得した者、またはその試験に合格した者には検定認定の単位が認定され、その単位を当該外国語の卒業所要単位に含めることができるようになった。また優れた英語能力を有している英語圏への留学を志す者に対する「英語Ⅴa・b」のプラクティカル・イングリッシュ・セミナー、検定認定の単位を認定された者に対する上級外国語のクラスを設ける等外国語の学力に応じたきめ細かい外国語教育を行っている。

【問題点】

外国語科目担当教員の多くは本学部の専任教員ではないことから、外国語教育の中に商学マインドやビジネス実務への応用をどう活かしていくかについてはまだ取組がなされていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在問われているのは、専門教育とりわけビジネス教育にふさわしい「使える」外国語、コミュニケーション手段としての外国語のあり方をめぐる議論とその具体化である。そのために外国語科目の内容や授業方法の改善等についても全学共通科目と同様に担当教員への個別的な働きかけと同時に、例えば、「コミュニケーションクラス」の大幅な拡充等教育推進部や外国語学部との間で学部のそのような意向との調整をより進めていくようにしている。同時に学部の専任教員のうち関連する領域の教員を中心に英語で講義を行う等、問題意識をもって専門教育との連携を考えていくことも必要である。この点を改善するために2008年度より専門科目第２類のなかに「ビジネス英語入門」を設け、また第２類共通科目でのビジネス英語関連科目の拡充を図ってきた。

2-1-3　授業形態と単位の関係

【現状の説明】

本学部の授業形態は、１授業時間を90分として、月曜日から土曜日まで１日に５授業時間（午前９時から午後５時50分まで）をもって授業時間割を編成している。すなわち１週30時限の授業時間体制である。

授業科目の単位数は関西大学学則第14条で規定されており、講義は原則として毎週１時間15週の授業をもって１単位とされる。外国語科目及び保健体育科目は、原則として毎週２時間15週の授業をもって１単位とされる。演習は原則として毎週１時間15週の授業をもって１単位とされる。そして本学部では多くの大学と同様、２時間を連続で１授業時間（90分）として授業時間を設定している。セメスター制の導入によって、

本学部では専門演習・卒業研究を除いた基礎科目、専門科目が２単位となっている。

【長所】

授業形態と単位計算方法は大学設置基準に基づいており、概ね妥当なものと判断される。また2002年度から専門教育科目の中で授業上必要があれば１科目１人という限定ながらゲスト・スピーカー制度を導入した。この制度の趣旨は、当該科目に関連して実社会で活躍している人に話をしてもらうことにある。これによってより魅力のある授業も可能になった。2007年度は７科目、2008年度は４科目で実施されている。

【問題点】

2002年度にセメスター制が導入され、授業形態の試みとしてリレー講義形式での分担授業が全学共通科目等だけでなく、専門教育科目でも増大している。これは学生にとって非常に魅力的なものではあるが、その運用についての議論が十分ではなく、やや実施上の困難もあると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

リレー講義形式での講義担当者間の連絡や調整を行うことを今後も求めていく。

2-1-4　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

関西大学では学則22条の２で定められた協定大学（外国の大学を含む）の授業科目の履修及び単位認定は60単位を超えない範囲で認められている。また学生が入学する前に所属していた大学や短大、専門学校等において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）も60単位を超えない範囲で認めている。

【長所】

単位互換によって海外の大学へ留学しようとする学生をサポートすることができ、留学の誘因を高めている。また単位認定によって、学外の資格を取得する動機を与え、それによって社会に旅だった時に、社会から評価される資格を得ることを奨めることができる。

【問題点】

単位認定に関して、この制度を利用して卒業所要単位として算入しようする学生が少数ながらいることも事実である。本来の意図は、学外資格を取得することを奨めることであるが、卒業単位が不足する学生がこの制度を利用して単位を取得しようとすることもあり、制度の意図との齟齬が見られることもある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

基礎的な単位認定制度は整備・運用されており、また日商簿記検定試験や税理士、公認会計士試験の結果による会計学関係専門教育科目をはじめとして従来の枠組みを越えて幅広く単位互換と単位認定を行う方向にある。したがって、学外資格等単位認定制度の更なる活用促進策を検討する必要がある。その一方で、この制度による単位取得が易しいものではないことを周知徹底させことも必要である。

2-1-5　開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

2009年度春学期に開設された授業科目のうち外国語科目では専任担当科目数10.6科目、兼任担当科目数33.5科目、専・兼比率は25.6％となっている。専門教育科目のうち必修科目は同3.9科目、2.1科目、専・兼比率は65.0％となっている。また選択科目の専・兼比率は63.0％、自由科目では45.5％となっている。その結果、専門教育科目全体では専・兼比率は60.1％である。

本学部の開設授業科目のうち専任教員が担当する割合はそれほど高くないが、本学部の専任教員のほとんどが専門教育科目担当であること、更に本学部がここ数年間で一部カリキュラムを改正し、社会の変化や学生のニーズに対応して新しい科目を増加させてきたことを考慮すればそれなりの水準であると思われる。

表Ⅱ-商-1　　2009年度春学期

学部	学科等	区　分		必修科目	選択必修科目	選択科目	自由科目	全開設授業科目
商学部（ﾃﾞｨﾀｲﾑ・第１部）	商学科	外国語科目	専任担当科目数(A)			11.5		11.5
			兼任担当科目数(B)			33.5		33.5
			専兼比率 (A/(A+B)*100)			25.6		25.6
		専門教育科目	専任担当科目数(A)	3.9		63.6	10.0	77.5
			兼任担当科目数(B)	2.1		37.4	12.0	51.5
			専兼比率 (A/(A+B)*100)	65.0		63.0	45.5	60.1

【問題点】

専任教員の過半が学部だけでなく大学院も含めた授業を担当し、その負担割合は個人によって格差がある。更に会計専門職大学院との兼担コマ数も含めた授業負担を考えると、現在の開設授業科目における専・兼比率が適正なものかどうかは検証の余地がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後、専任教員の学部、大学院、更に会計専門職大学院も含めた責任コマ数の実態を調査・検討する中で、必要な人員を補充・確保して開設授業科目における専任教員の比率を高めることが必要となる。

2-1-6　カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

学生が後期中等教育から高等教育に円滑に移行するために必要な導入教育に本学部は従来から取り組んできている。第一に、１年次春学期に大学で学ぶための基礎的な学習スキルを身につけることを目的としたクラス指導制の必修科目として「基礎演習」（30名規模25クラス）を配置し、すべてのクラスを専任教員が担当している。この「基礎演習」については担当者会議を前年度12月頃に開催し、翌年の授業の運営方法について情報交換を行っている。第二に、商学部で学ぶための基礎的な知識を身につけることを目的として基礎的入門科目「流通入門」「経済入門」「経営入門」「簿記入門演習」「ビジネス英語入門」（いずれも春学期・必修科目）、「現代経済」「商業簿記」「工業簿記」「会計学概論」（いずれも秋学期・選択必修科目）を１年次に配置している。第三に、「簿記入門演習」「情報処理演習」、ビジネス英語科目、外国語科目においてクラス別指導を行っている。第四に、各種入試合格者（SF、AO）、推薦入学合格者及び関西大学第一高等学校卒業見込者入試合格者に対して入学前の教育指導を実施している。

【長所】

カリキュラム上に導入教育を位置づけ、クラス指導を可能にする科目と基礎的な知識を身につける入門科目を含めて配置し、それを専任教員が担当していることは評価されよう。また、クラス別指導を行う科目を設置し、きめの細かい教育指導がなされていることも評価される。更に、入学前指導を行っている点も評価できる。

高・大連携プログラムについては、この間大学全体の取組の一環として、高等学校への出張型講義として、①パーソナル・リスクマネジメント、②はじめてのグローバル・マーケティング、③会計戦略、④会計の国際化、⑤企業の歴史を調べてみよう、という５メニューが用意され、2008年度７回開催された。１日体験入学等のプログラムにも取り組んでいる。更に商学部独自のものとして、春学期には大阪市立商業高校との連

携（ミニ講義、OB・OG との懇談）、秋学期には天王寺商業高校との連携（学部案内、ゼミ見学、OB・OG との懇談）がそれぞれなされている。その他、併設校との高大連携プログラムが年に 2 回、開催されている。

【問題点】

これまでも可能な限りクラス数を増やす努力を行ってきたが、より丁寧な指導のためにはより少人数のクラス編成が求められる。ただし、教員数の問題や専門基礎科目等への教員配置等の必要性のために、すべての教員が基礎演習を担当することは不可能である。また、「基礎演習」では、統一シラバスを作成するとともに、基礎演習担当者会議等を通じて授業内容の標準化を進めているが、最終的には授業内容が各担当教員に委ねられているために、各クラスの内容と形態の両面においてばらつきがまだあり、これらの改善が求められる。更に、高校までの学び方（既存知識記憶型学習）から大学にふさわしい学び方（知識創造型学習）へと転換させる指導が十分ではなく、学習上の悩みを抱える学生が少なくないことがあげられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

基礎演習に関わる教員数を確保することがまず必要となる。また、「基礎演習」の授業内容と形態は、現在までに、討論のあり方、図書館ツアー、キャリアパスの考え方、e メールの書き方、プレゼンテーションの方法等の共通した内容を基礎演習の中で行うようにしているが、今後も共通した内容に取り組む必要がある。

更に商学部独自の高・大連携プログラムの推進については、どのような形態や内容の取組が必要かつ可能かを見極めながら具体的な検討を進めているところである。

2-1-7　カリキュラムと国家試験

【現状の説明】

商学部では国家試験の受験並びに各種資格取得を奨励してきた。特に商学に関連する公認会計士に関しては支援委員会を設け、奨励している。したがって、ここでは国家試験及び各種資格の現状についても記述する。

商学部学生については、教育職員免許法による所定科目の単位取得者には、中学校教諭（社会科）、高等学校教諭（地歴科、公民科、商業科）の 1 種免許状が与えられる。また図書館学課程の関係科目単位取得者は司書及び司書教諭の資格を取得でき、博物館学課程の関係科目単位取得者には、博物館における専門職員である学芸員の資格が与えられる。社会教育課程の関係科目単位取得者が卒業後、都道府県、市町村教育委員会に就職し、社会教育主事補として 1 年以上経過した場合、社会教育主事として任用される資格を得る。

免許取得者の実績は、2007年度では、中学校社会10名、高等学校地歴 8 名、公民14名、商業12名、司書 3 名、学芸員 1 名、2008年度では、中学校社会13名、高等学校地歴13名、公民15名、商業 7 名、司書 4 名、学芸員 0 名となっている。一方、資格取得者では、2007年度が、公認会計士第 2 次試験 1 名、税理士試験科目合格 6 名、日商簿記検定 1 級 6 名、TOEFL(IBT) 81点 1 名、TOEIC 815点 1 名、2008年度が、公認会計士第 2 次試験 2 名、日商簿記検定 1 級 8 名、税理士試験科目合格各 3 名、TOEIC 855点 2 名、TOEIC 820点 1 名である。

【長所】

商学部の専門科目や推薦入学制度に関連した日商簿記検定試験や税理士、会計士試験、更に英検やTOIEC 等各種外国語試験等によって得られる資格については、そうした資格取得を積極的に促進するために2004年度から学外資格等単位認定制度がスタートし、より資格試験を促す枠組みができている。2007年度は324名、2008年度は317名がそれぞれ顕彰され、着実に成果があがっている。また、会計関連資格取得を促進するため、簿記コンクールを行って成績優秀者を表彰する制度も長年実施してきた。

【問題点】

国家試験及び各種資格を取得しようとする学生が、それほど多くなく、そのため取得する学生数が伸びていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後も、現在の枠組みを維持しながらも時代のニーズに対応した資格があれば、それらも積極的に導入していきたい。また、国家試験及び各種資格を取得することを促すための方策が求められる。そのための具体的な方策に取り組む必要がある。

2-1-8　インターンシップ、ボランティア

【現状の説明】

インターンシップ導入から12年を経過し、企業や学校の意欲と学生のそれの高まりとともに、内容はますます多様化し、充実してきた。2007・2008年度は高大連携の一環として公募している学校インターンシップ以外に、本学キャリア・センターが所管しているいくつかのインターンシップが存在している。まず、夏期休業中に海外の企業や団体で行う国際インターンシップ、夏期休業中に限定しないで３～６ヶ月にわたり週１回程度行う長期インターンシップ、大学が派遣学生を選考するインターンシップ A、企業が選考するインターンシップ B、２年次生対象のプレ・インターンシップ、学生が自ら開拓し届け出た学外公募インターンシップである。2007年度・2008年度の本学部学生の参加者状況は以下のとおりである。

表Ⅱ-商-2

年　度	学校インターンシップ			国際インターンシップ			長期インターンシップ		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
2007	2	2	4	0	1	1	2	2	4
2008	1	2	3	0	1	1	1	0	1
年　度	インターンシップ AB			プレ・インターンシップ			学外公募インターンシップ		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
2007	27	20	47	1	6	7	5	3	8
2008	10	29	39	2	5	7	6	6	12

年　度	合　　計		
	男	女	計
2007	37	34	71
2008	20	43	63

インターンシップ実習生派遣に当たっては、関西大学として実習に必要な最低限の知識やマナーを理解できるような事前講座を用意し、実習の終了後には実習報告書と業務日誌の提出、更にレポートの提出や実習報告会・受け入れ先との懇談会への出席等の事後講座を義務付けている。商学部の事前講座は、キャリアセンター主事を中心として１回１時間程度実施している。このインターンシップ・プログラム修了者に対しては、専門教育科目の自由科目「インターンシップ（ビジネス)」として単位を認定している。

ボランティアについては、全学的な組織として学生センターの中にボランティア・センターがあり、学生のボランティア活動を支援しているが、本学部生の状況を独自に掌握する体制となってはいない。本来、この種の活動は無報酬を原則とし、本人の自発性と自主性に基づくものであり、加えてその活動のすべてが大学を通じて行われるわけではないので、全体を把握するのは困難と思われる。

【長所】

インターンシップを学部として積極的に推進する意義は理解されている。とりわけインターンシップについて単位認定を行っていることは評価されよう。

検索

【問題点】

現状ではインターンシップを単位として認定する他は学部として具体的な取組を行うに至っていない。またインターンシップ実習生の数もそれほど多くない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

インターンシップを学部として積極的に推進するためには、学部独自のインターンシップ・プログラムの開発やカリキュラムにおける位置づけを明確にすること等によって学生の意識を高めることも必要であろう。

2-1-9　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

商学部では、2007年度より社会人入学試験については募集を停止している。外国人学部留学生は本学部が全学部中もっとも在籍者が多く、2007年度、2008年度の入学者はそれぞれ23名、16名となっている。外国人留学生への教育上の配慮としては、「日本語」「日本事情」科目を配置しているほか、学部の教職員との留学生懇談会等を毎年実施し、教育指導の円滑化を図っている。なお本学部では２名の教員が留学生担当として配置され、オフィスアワーを設けて留学生の相談に対応している。

【長所】

さまざまな国から多くの学生が在学していることは、外国人留学生間の連帯と交流を通じて、お互い刺激しあっている。また、一般学生にとっても、異文化理解等に大きく貢献しており、好ましいことと考えている。

【問題点】

外国人留学生のなかに、ごくわずかながら成績不良者がおり、在留資格を失うこともある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

留学生についてもよりきめの細かい教育指導が留学生担当だけでなく、各授業科目担当者の個々の学習指導というかたちで求められる。また、成績不良者を出さないような指導をいちだんと強める必要がある。

今後の到達目標

2008年度文部科学省の教育改革支援プログラムに選定された「英語に強いプロアクティブ・リーダーの育成」の学年進行の推進と完成。同じく同年度文部科学省の教育改革支援プログラムに選定された「プロセスイノベーター育成プログラムの開発」のカリキュラム化。これまでの高大連携の発展として大阪市立新商業高校高大連携の実現。会計科目の充実。時代の変化と既存カリキュラムの対応状況の検証。

2-2　教育方法等

前回の到達目標

成績評価における秀（100点満点90点以上）の導入や科目ごとの平均点・合否割合の学生への公表等の検討作業の開始。非常勤講師とも協力しながら、学部全体の教育効果測定のシステムづくりに向けた合意の形成。

「経済入門」「経営入門」「流通入門」に関しては全学共通教育科目についての全学的基準に倣い１クラスを300名以下とするため、３クラスを開講することとなっている。残りの「ビジネス英語入門」は１クラス70名以下の規模を想定して、秋学期に12クラス開講し、「簿記入門演習」は講義と問題演習を十分に行うた

めに週２回の授業とし、１クラス100名以下の規模となるように春学期に９クラス開講すること（この目標は(1)教育課程等に掲げられていたが、本項目と関係するため便宜上ここに掲載した)。

2-2-1　教育効果の測定（学部）

【現状の説明】

ア　教育上の効果を測定するための方法の有効性

教育上の効果の測定の基本は成績評価であり、それは１つの科目からの評価から、学生本人の各科目の成績評価の集合となり、卒業後の学生の進路状況、社会の当該大学、学部の評価へとつながっていくものである。そこで本学部の成績評価について述べると、まず各科目の成績評価は、定期試験の評価を基本として、それを補完するための手段としてレポートや小テスト、出席状況等の平常評価が各教員の工夫によって加味されている。

次に個人成績の評価であるが、これまでは優・良・可・不可の科目数でしか判定できなかったが、これには不受験科目数が反映されていない、個人間の比較が困難であるという問題点があった。これに対処すべく、2008年度入学生より GPA を導入して指数化することになった。

イ　教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

大学等の高等教育においては専門的であればあるほど教育内容の標準化が困難であり（特に最先端の科目はそうである)、成績評価は各教員の判断にゆだねられる傾向が強い。しかし、導入的科目や基礎的的科目は内容の標準化が容易である。そこで、「簿記入門演習」、「経営入門」、「流通入門」では、担当教員同士で授業内容の共通化やテキストの統一化を進め、統一試験によって成績評価を行っている。また、CORES においても共通テキストが導入されている。

また、各科目の試験問題、成績の秀（2008年度以降入学生)・優・良・可・不可の分布状況は教授会で回覧され、教員同士が相互にチェックすることにより、極端な成績評価とならないように努めている。

ウ　教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

先述の各科目試験問題と成績分布状況の教授会での回覧、後述の成績評価における秀の導入、個人成績における GPA の採用等は、このための本学部の主な活動である。

エ　卒業生の進路状況

本学部の卒業生は、学部の性格上ほとんどが民間企業に就職している。その範囲は、大企業を中心に金融・保険業、製造業、卸売り・小売業、情報通信業等というように多方面にわたっている。また、2008年度卒業生のうち大学院進学者は14名だった。

【長所】

本学部卒業生の就職状況や本学部生に対する各企業の採用意欲の状況からみて、社会の本学部の教育に対する評価や期待は大きなものがあり、それらが持続していることは本学部教育の教育効果の１つの指標とみることができるであろう。絶えざる改革、ここ２年における成績評価方法の見直し、入門科目・基礎科目における授業内容の統一化と統一試験実施の試み等は、本学部教育に対する社会的な評価を維持し、更に向上させようとする教職員の意欲が受け継がれ、将来に向かって本学部がいっそう発展していく原動力となっていることを意味する。

【問題点】

このように改善に向けた努力は種々の改革となって現れているものの、それらの細かい効果の測定が十分になされているとは言い難い部分がみられる。そのために、改革はなされたものの、かけ声倒れに終わって

検索

いるものが多少みられるのは、要注意である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

まず、重要なのは改革の効果の測定である。すなわち秀・GPA の導入の効果、授業内容の統一化と統一試験実施の有効性の検証と就職状況の再確認と再検証等は不可欠のものである。また、科目ごとの合否割合や平均点の学生への公表は科目履修に対する学生への影響等等を考慮して慎重に検討する必要がある。

2-2-2　成績評価法

【現状の説明】

ア　履修科目登録の上限設定等、単位の実質化をはかるための措置とその運用の適切性

本学部では、履修科目登録の上限を設けている。これは、安易な履修登録を防ぎ、学生の計画的な履修を促すことを目的としているが、同時に単位の実質化をはかるための措置でもある。１～３年次生は各学期23単位以内、年間42単位以内であり、４年次生は各学期26単位以内、年間50単位以内となっている。また３年次編・転入学の場合は、３・４年次生はともに各学期26単位、年間50単位以内となっている。今のところ、現状で大きな問題はないと認識している。

イ　厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

定期試験による成績判定は100点満点で評価されている。従来、成績評価は100点満点で伝統的な優（80点以上）、良（70～79点）、可（60～69点）、不可（59点以下）という評価だったが、優の範囲が20点と良・可よりも幅広いという問題点があった。これを是正するために2008年度入学生より90点以上を秀とする措置を導入した。

ウ　厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

定期試験ではその実施が厳格になされるように努めている。試験場では、教室受験者数に応じて最大６名の試験監督が配置され、「監督マニュアル」に基づいて厳正に行われている。万一不正行為が発生した場合は、当該学期の履修科目の単位をすべて無効とする厳しい措置で臨んでいる。

各学生に対して試験結果は秀（2008年度以降入学生）・優・良・可の評価が通知されるが、これに対して疑義のある学生は、成績発表から一定期間内に問い合わせをすることができ、問い合わせを受けた教員は、答案・レポート・平常点等から、成績の根拠を説明することが求められている。

先述の各科目試験問題と成績分布状況の教授会での回覧は、教員同士が相互にチェックすることにより成績評価の厳格化を図るねらいをももっている。

エ　各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

本学部は学年別の進級制を採っていないが、各学期に履修制限があるため、各年次に一定数の単位を取得しないと留年の可能性が出てくること、３年次専門演習の履修条件として、必修６科目12単位以上を含む総単位数60単位以上取得というものを設けていること等が、一定程度代替的な役割を果たしているものと考えられる。

更に、本学の教育後援会と連携して毎年５月に教育懇談会を開催しているが、事前に保護者に成績表を送付し、希望者には基礎演習、専門演習、卒業研究担当者等により当該学生の成績状況のを説明し、種々の懇談と相談を行っている。夏休み等には学部執行部が手分けをして全国各地に出張し、希望者には成績表等を基礎資料として面談を行っている。また、10月にも成績表を保護者に送付している。これらは家庭と連携して各年次の学生の学びの質を検証し、その向上に資するものである。

成績優秀者に給付奨学金を与える制度があり、2009年度には総計107名の学生に給付している。また、成績優秀者及び一定の資格（公認会計士、税理士科目合格者、一定点数以上の TOEFL 等）の取得者を表彰

する制度もある。これらは学習意欲を促進し、その成果の栄誉を讃える制度ではあるが、同時に優れた学生の質を検証・確保するための方途として適切なものと考える。

【長所】

現在の履修登録の制限は、安易な履修を避け、計画的な履修を促進する上で十分な機能を果たしているとみられる。通常試験における不正行為者の処罰の厳格化は、学生の試験に対する緊張感を高め、それなりの効果をもったものと判断している。教授会における試験問題と成績の分布状況の回覧は教員の成績評価に対する厳格化を促している。更に、成績評価を含む種々の問題に対する保護者との制度的な懇談システムは、学部と家庭が連携した学生の質向上への取り組みとして先進的なものであり、更に発展させたいと考えている。奨学金等の成果奨励・表彰制度は、意欲的な学生の達成感を高揚させる上でも有効なものであると理解している。

【問題点】

大学における授業は、伝統的に個別教員に委ねられてきたのがわが国大学の主要な潮流であった。したがって、その成績評価も個別教員に任せるのを基本としてきたわけである。しかしながら、時には成績評価が恣意的なのではないかとの疑問が寄せられていたのも事実である。そこで、授業内容の標準化、成績評価の統一化等が検討されるようになったのが、現状である。ところが、大学等の高等教育における授業内容は専門的になればなるほど特殊化する傾向をもっている。そのために、一方で安易に標準化・統一化できない側面をも持ち合わせている。そこで、本学部では、比較的標準化・統一化が容易と考えられる導入的・基礎的な科目についてまずそれらを実践し、より高度な科目については、試験内容・成績状況の教員間の回覧という状況にとどまっているのが、実情である。

優秀学生の給付奨学金の制度はそれなりに有用であるが、全学生の３％強という水準にとどまっているのは、改善の余地があるかもしれない。

家庭と連携した学生の質確保・向上のための制度や優秀学生奨励制度等は意義深いものであるが、毎年一定数の学生にみられる成績不良者に対する対応の強化も検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

まず成績評価における秀導入の効果を検証することが必要である。導入科目等における授業内容・成績評価の標準化・統一化に向けていっそうの検討が必要である。学生奨励制度のいっそうの拡大を検討すべきである。成績不良者解消に向けて実情の把握と更なる取り組みの検討が必要である。

2-2-3　履修指導

【現状の説明】

ア　学生に対する履修指導の適切性

学生に対する一般的な履修指導は、入学直後のガイダンスで行っている。そして、個別的な指導は履修登録時において相談に応じるというかたちで行われ、日常的な学生の相談については教務センターが対応している。もちろん演習科目担当者の指導も個別的に行われている。

イ　オフィスアワーの制度化の状況

本学部では外国人留学生以外を対象とするオフィスアワーを制度化していない。本学部教育の基本方針として少人数教育の充実があるが、各年次に少人数制の演習科目がありそれらの担当教員が適宜相談に応じている。現在のところオフィスアワー制度化の優先度が高いとの認識は全学部的なものとはなっていないのが実情である。

外国人留学生に関しては恒常的に種々相談・指導の体制を整備し、公表しておくことが必要と考えられる

検索

ので、留学生指導担当者によるオフィスアワーを設けている。

ウ　留年者に対する教育上の措置の適切性

留年者については、まず基礎的なデータを十分に把握しておく必要がある。留年者は、大別して成績不良による者と自己都合による者の２種類に分けることができる。そして、後者には、留学その他積極的な理由による場合と病気その他やむを得ない事情による場合があることになる。そこで今回の作業においては、これらに関する基本的なデータの収集に努めた。なお、2007年度よりセメスター制導入に伴う９月卒業が実施されたこと等により、過去のデータとは単純な比較はできない。

在籍者のうち現休学者を除いた者をここでは就学者と呼ぶことにする。そして、卒業に関係する者が４年次生である。この４年次生のうち、同年度の卒業が初めから不可能な者を既残留決定者と呼ぶことにしよう。この中には、成績不良による者と過去の休学等によって在学年数が不足する者とが存在する（厳密に言うと、両者が重なり合うこともある。例えば、成績不良によって休学を選択する場合）。これらを除いた４年次生が卒業見込み者として学士試験に臨むことになるわけである。次の表は、2007年度と2008年度の状況を示したものである（デイタイム・フレックス合計。ただし旧第２部生を除く）。

表Ⅱ-商-3

	2007年9月	2008年3月	2008年9月	2009年3月
在籍者数	163	962	159	904
休学者数	16	21	27	21
①就学生数	147	941	132	883
既残留決定者数	20	112	27	88(1)
②卒業見込み者数	48	829	56	791(2)
③不合格者数	20	47	16	49
④残留者数合計	40	159	43	137
③/②（%）	41.7	5.7	28.6	6.2
④/①（%）	27.2	16.9	32.6	15.5

［注］(1) 学外資格認定により卒業可能となった４名を含まない。
(2) 学外資格認定により卒業可能となった４名を含む。

まず、目立つのは９月期卒業の不合格率（③/②）と残留率（④/①）の高さである。しかし、就職・進学等の関係により９月卒業に否定的な学生が多く、すべてが成績不良というわけではない。また、３月期卒業の不合格率は５～６％とあまり高くない。そこで、注目すべきは既残留決定者ということになる。既述のようにこの中には過去の自己都合による休学者も含まれている。したがって、指導の中心となるのは成績不良による既残留決定者をなるべく出さないようにするところにあるということができる。

こうして、留年者の教育上の措置については、留年者それ自体に対するものも重要であるが、より優先すべきは各年次の学習指導であると考えられる。なぜならば、留年に至る事情は様々であるとしても、ここで問題とすべきは各年次の成績の結果としてのそれだからである。したがって、入学時のオリエンテーションに加えて、毎年５月に留年者を含む成績不良者を呼び出して指導する体制を採っている。そして、３、４年次生の成績不良者には、成績不良に対する自己分析書を提出させて、反省を促すとともに指導の資料としている。

また、概して成績不良者は大学への出席を怠りがちになる傾向がある。そこで、先述の教育後援会とタイアップした活動は、一面家庭と連携した成績不良者解消の試みでもあるということができる。

エ　外国人留学生に対する教育指導上の配慮

本学部は、本学においてもっとも多くの外国人留学生を擁する学部である。そこで留学生指導担当の教員をおいて日常的に留学生を指導し、オフィスアワー等によって各種相談に応じている。また、年１回留学生と学部教員との懇親会を開催して、親睦を深めることにしている。

【長所】

本学部の教育が各年次の課程の積み上げであるという認識の下に、各年次の成績不良学生に対するきめ細やかな学習指導の積み重ねと家庭との連携を重視した教育後援会との協力等によって、３月期の学士試験の合格率はそれなりに維持されているということができる。

【問題点】

外国人留学生以外のオフィスアワーについては、その実施について全学部的な合意を得ていない。また、今のところ学生の要望もほとんどみられない。

留年問題については、更に詳しいデータの収集が必要である。これまでデータの詳しい吟味を経ないで議論がなされてきた嫌いがある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

オフィスアワーについては、先進的な事例を研究し、その実施についての検討が必要である。成績不良者解消に向けて実情の把握と更なる取り組みの検討が必要である。

2-2-4　教育改善への組織的な取り組み（学部）

【現状の説明】

ア　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（FD）及びその有効性

本学部の FD 活動は、大別して授業評価アンケート等の全学的な取り組みと商学部独自の取り組みとに分けることができる。前者については、第Ⅰ編の当該箇所に譲り、ここでは後者を中心に述べる。まず、講義内容をより詳細に明示し、科目ごとの比較を可能とするシラバスについては、いっそうの詳細化と内容の充実に努めている。また、授業内容と方法等の改善に資する活動としては、一般的な部分について全学的な取り組みに協力するかたちで推進し、商学部独自の取り組みとしては、以下に述べるようにより具体的な任務を持った組織を必要に応じて立ち上げて活動するというスタイルを確立しつつある。

イ　学生による授業評価の活用状況

学生による授業評価アンケートについて本学部実施率は、2007年度春学期94.8%、同秋学期93.0%だった。以上は、紙ベースの従来型のものだった（秋学期は一部 WEB ベースを実施）。紙ベースのものは１学期に１回しか実施できない、集計に時間がかかり授業にその結果が反映されるとしても、授業終了時期にかかってしまう、担当者独自設問の設置が困難である等の欠点があることが明らかとなったので、WEB ベースのアンケートを本格的に導入することにした。2008年度実施率は、春学期80.7%（全学統一アンケートのデータ、うち WEB ベースは30.8%、以下同じ）、秋学期73.8%（23.1%）となった。そのほか、春学期ではのべ51の科目で、秋学期では同じくのべ49の科目で統一アンケート以外の WEB ベースでのアンケートがなされている。統一実施のアンケート実施率の低下は主に技術的なもの（紙ベース・WEB ベースのいずれかの実施かについて、担当教員に事前にアンケートがなされ、これへの未回答者は授業評価アンケートを実施しなかったこと）と考えられるが、現在改善の方途を検討中である。

ウ　FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性

本学部では、FD 活動を全般的に担当する学部独自の組織は存在しない。なぜならば、FD 活動の一般的な部分は基本的に全学的な対応に委ね、学部としては、むしろ学部執行部の統括の下により具体的な任務を持った組織を必要に応じて組織した方が効率的であるというのが、過去の経験からの教訓となっているからである。

まず、１年次生必修科目である基礎演習の担当者による基礎演習担当者会議がある。これは、学部全体の

導入科目である基礎演習の授業内容・成績評価等について意見交換をするための組織として発足したものであるが、現在、共通シラバスを作成するにまでなっている。今後、実質的な授業の標準化に向けて作業を進めているところである。組織の性格上、授業評価アンケート以外に学生の意見が反映されるシステムとなっていない。また、学部執行部以外は基礎演習担当者のみによる組織である（担当者は毎年度変わる）。協議・検討の内容は必要に応じて教員には公開されているが、特に学生に公開しているものではない。

また、2008年度に文部科学省の教育改革支援プログラムに選定された「英語に強いプロアクティブ・リーダーの育成」においては KUBIC 委員会、BSLP 委員会を立ち上げ、プログラム運営、授業内容・実践・技法等について、随時協議・検討をしている。そして、2009年度より BestA（海外ビジネス英語プログラム）委員会が発足し、同プログラムに関する活動を行っている。これら 3 委員会のうち、KUBIC に関しては学生による KUBIC 学生実行委員会が組織され、KUBIC 委員会の協力の下、自主的にビジネスプランの作成を開設する講座の開設し運営する等の活動を行っている。これらついては毎年度プログラム全体の成果報告書の中で公表されている。なお、CORES においても統一シラバスが作成されている。

エ　FD の継続的実施を図る方途の適切性

前項目で述べた以外については、FD 活動を継続的に改善するシステム及びその活動の改善点の開示については、全学の FD 活動を通じて行っている。これまでの FD 活動の経験から、本学部では一般的な部分については全学の FD 委員会と協力して行い、本学部固有の FD については、学部長以下学部執行部の下により具体的な活動を積み重ねるという方向性に従って実践してきている。その成果の上に、文部科学省の教育改革支援プログラムに本学部の 2 つのプログラムが採用されることになったものと理解している。

オ　シラバスの作成と活用状況

シラバスについては、2004年度より WEB 上のインフォーメーションシステムで公表するようになった。各科目ごとに(1)授業科目名、(2)学期、(3)単位数、(4)担当者名、(5)講義概要、(6)講義計画、(7)成績評価の方法、(8)教科書、(9)参考書、(10)備考、を明記することになっている。特に、これまで精粗のばらつきの多かった講義計画については、各回ごとの授業内容を記載することとし、学生の履修計画の作成にとって十分な材料を提供できるように努めている。

また、学生の授業科目の理解を促進する観点から、本学部専任教員を中心に構成されている商学会では『リサーチガイド商学』を発行し、学生会員に配布しているとともに、1 年次生必修科目である基礎演習の共通テキストとしている。各授業科目について、一般的にはこの冊子で紹介し、各年度の授業内容についてはシラバスで公表されるわけである。なお、『リサーチガイド商学』は非会員学生にも有料で配布されている。

【長所】

本学部の FD 活動は、全学的なそれに加えて学部独自のものを加えるというシステムを採っている。シラバスの標準化と詳細化は、履修計画作成に当たって学生にいっそう具体的な材料をできるようになったものと理解している。

【問題点】

2007年度に学部独自の FD 委員会を設置したが、活動が全学のそれと重なるところが多く効率的ではないことが判明した。これを教訓として同委員会を発展的に解消し、一方では全学的な FD 活動を展開しながら、学部固有の FD 活動としては学部執行部の統括の下より具体的な目標を定めた活動を展開することとした。

授業評価アンケートについては、WEB ベースのものの導入は、確かにきめ細かな活動を展開できるようになったものの、実施率の低下を引き起こしたり、学生の回答についてはその主体性に依拠しているために回答率の低下をも招いている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部独自の FD 活動の展開の基本方針についていっそうの吟味が必要である。授業評価アンケート実施率の向上、WEB ベースアンケートにおける学生回答率の向上の方策を得ることが必要である。

2-2-5　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

ア　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

必修科目のうち基礎演習は受講生30人規模のクラスとなっている。そのほかの必修科目のうち講義科目はについては最大300名程度になるように担当者の調整を行っている。また、マスプロ授業として問題になる講義については300名までのクラスが全体の 7 割程度となっている。また 1 割程度が500人を超える規模となっている。現在は、新カリキュラム移行期（旧カリキュラム生と新カリキュラム生との混在期）なので十分な対応が難しいが、将来的には多人数授業のクラス分割を検討している。基礎演習以外の演習科目は受講生は最大15～17名となっている。

イ　多様なマルチメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

2005年度本格的開始の Web 授業支援システムは本学部でも十分に定着している。また、各教室の IT 化は一段と進み、旧来の座席と黒板・教卓だけといった教室はほとんどないといった状況である。授業担当者は大学あるいは自己のパソコン等を利用し、様々なマルチメデイアを活用した授業を展開している。

ウ　「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

本学部では「遠隔授業」による授業科目の単位認定は行っていない。

【長所】

開講のクラス数の拡大等によって必修科目や演習科目については、概ね履修者数を一定程度に限定することができた。しかし、多人数講義がある程度存在するのも事実である。2006年度の授業支援センターの開設によって、TA（ティーチング・アシスタント）、SA（スチューデント・アシスタント）が充実し、よりスムーズな授業運営が可能となった。また、教員の世代交代等により IT 技術を駆使した授業も増加している。

【問題点】

大規模私立大学の商学部として、多人数講義は絶えずつきまとってきた問題であり、なかなか改善の方途が見いだせないでいる。これは、基本的には 1 教員当たりの学生数に規定された問題である。ただ、一定数の教員スタッフの増員が実現しつつあるので、まだ工夫の余地があると思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

新カリキュラムへの移行が完成し、教員スタッフの増加に伴い、多人数講義のクラス分割等を検討する必要がある。

今後の到達目標

GPA 導入の効果の検証。多人数講義のクラス分割の推進。

2-3　学位授与の認定

2-3-1　3年卒業の特例

【現状の説明】

本学部では3年卒業の特例を認めていない。本学部の教育体系は、基礎から専門へという積み上げ方式を採っており、その中でも少人数制授業形態は特に重視されている。すなわち、クラス制科目以外の少人数制授業としての1年次の「基礎演習」、2年次の「演習」、3年次の「専門演習」、4年次の「卒業研究」は根幹をなす科目群である。もし3年次卒業を認めることは、この流れに背馳するプログラムを設置することになり、本学部教育理念の根本的な再検討が不可欠となる。今のところその必要性を認識する状況にない。ただし、会計専門職大学院の「飛び級」制度に対応しているだけである（2008年度1名、2009年度2名の学生がこの「飛び級」制度を利用した）。

3　国際交流（国内外との教育研究交流）

前回の到達目標

本学部として独自の協定校開拓や学生及び教員の交換・研究交流に向けた取り組みの追求。

3-1　国際交流（国内外との教育研究交流）

【現状の説明】

ア　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

本学部の国際的な教育研究交流活動としては、全学的な制度（制度の詳細は第Ⅰ編の当該箇所を参照のこと）によるものと2008年度に本格化した本学部独自の制度がある。後者は、2008年度より本格化した「英語に強いプロアクティブ・リーダーの育成」及び「プロセスイノベーター育成プログラムの開発」によるものである。前者の基本方針の適切性については全学的な評価・点検に譲る。後者のそれについては、今のところ基本方針に変更を迫るほどの問題は生じていない。

以下、最近の実情を述べる。

イ　国内外の大学との組織的な教育研究交流の状況

(1) 学生派遣プログラム

①　共同学位プログラム（DDプログラム）

アメリカ合衆国ウェブスター大学の共同学位プログラムに関して本学部から派遣された学生は、2007年度2名、2008年度3名である。また、2008年度には1名が共同学位を取得している。

②　派遣留学・認定留学

「派遣留学」は、本学との間に学生交換協定を締結している外国大学へ選考のうえ派遣される留学制度であり、「認定留学」は、原則として、協定大学外の大学に、学部教授会の許可を得て留学する制度である。両制度において、留学期間1年間は在学年数に算入され、留学先で修得した授業科目も60単位を限度に本学部の単位数に算入される。2008年度の本学部の派遣留学は1名、認定留学は0名であった。2009年度は前者

3名、後者1名である。

③　海外語学セミナー

夏期及び春期休業期間を利用した海外語学セミナーとして本学はいくつかの協定校に学生を派遣しているが（詳細は、第Ⅰ編の当該箇所参照）、本学部の学生の派遣は2007年度夏期29名、同春期8名、2008年度夏期18名、同春期13名であった（一定の基準を満たした学生には4単位を限度に卒業単位が与えられる）。

(2) 留学生の受入

外国人留学生の受入は、2007年度23名、2008年度16名であり、それぞれ本学全体の受入の32.9%、23.2%というように最大級の受入学部となっている。2009年度在学生の出身国別の内訳は次のとおりである。総数92名、うち中国65名（70.7%）、韓国18名（27.7%）、台湾4名(6.2%)、ミャンマー、フィリピン、ロシア、サウジ・アラビア、ベトナム各1名。

(3) 本学部独自のプログラムによるもの

①「英語に強いプロアクティブ・リーダーの育成」

本プログラムでは、BestA というかたちでイギリスのヨーク・セント・ジョン大学でのビジネス英語の授業が組み込まれている（イギリスではホームスティをしながらの職場体験、インターンシップ、現地の流通事情等の調査研究等も含まれている）。この授業では卒業単位4単位を取得することができる。2008年度には選考・事前授業を経て27名の学生を派遣した。

また、本プログラムのために外国の教員を客員教授として招へいすることになっているが、この制度によって2008年度1名、2009年度2名の客員教授が招かれた。

②「プロセスイノベーター育成プログラムの開発」

本プログラムでは、本学部生を海外に派遣するシステムには今のところなっていないが、外国の教員を招へい教授として受け入れることができる。この制度によって2009年度に1名を招へい教授として招いた。

(4) 研究者交流

海外の研究者との交流は学術交流の重要な一環であり、研究の充実のみならずその成果は教育にの向上にも大きく反映されるものである。このために本学では、「在外研究員」・「交換研究者」・外国人招へい研究者」の各制度を設けている（制度の詳細は第Ⅰ編の当該箇所を参照のこと）。

①　研究者の派遣

在外研究員制度による、本学部教員の海外派遣は、2007年度では学術0名、調査1名、外国出張4名、2008年度ではそれぞれ1名、1名、5名だった。交換研究員としての派遣は2008年度にベルギーのルーヴァン・カトリック大学への1名だった。

②　研究者の受入

外国人研究者の受入は、2007年度に「外国人招へい研究員」として1名受け入れた。

なお、「英語に強いプロアクティブ・リーダーの育成」及び「プロセスイノベーター育成プログラムの開発」による外国人研究者の受入は既述のとおりである。

ウ　国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性

上述の共同学位プログラム、派遣留学、認定留学、海外語学セミナー等は単位互換の制度を含んでいるが、それら以外の単位互換制度としては「大学コンソーシアム大阪」の単位互換制度がある（制度の詳細は本学第Ⅰ編の当該箇所を参照のこと）。本学部は、2007年度より本学部生を派遣し、2008年度より他大学生への科目の提供を開始した。本学部生の派遣は2007年度1名、2008年度0名であり、他大学生の受入は2008年度6名だった。

検索

【長所】

本学の国際交流の制度はそれなりに充実しているが、本学部ではそれらに加えて独自のシステムを確立しつつある。それが関西大学商学部の際立った個性となることを期待している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部の文部科学省の教育改革支援プログラムに選定された「英語に強いプロアクティブ・リーダーの育成」及び「プロセスイノベーター育成プログラムの開発」は、いずれも国際交流の部分を含んでおり、それが顕著な特色となっている。これらを軌道に乗せ、大きな成果を上げることが当面の大きな課題である。

今後の到達目標

「英語に強いプロアクティブ・リーダーの育成」及び「プロセスイノベーター育成プログラムの開発」における国際交流の成功。

4　学生の受け入れ

前回の到達目標

高大連携の一層の充実、一般入学試験における成績上位合格者の入学率を高めること、入学実績や入学後の成績をもとに指定校の見直しを絶えず行い、指定校訪問を一層精力的に実施すること、留学生の入学者の出身国に見受けられる偏りを緩和するために、協定校を中心に現地での受け入れ態勢を整備すること、個性豊かな学生を受け入れる多様な入学者選抜方式の改善と学生の勉学に対するインセンティブ・メカニズムの設計を連動させること。

4-1　入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

ア　入学者受入方針と学部の理念・目的・教育目標との関係

本学部では、学部としての理念に基づき、一般入学試験に加えて、高等教育に必要な基礎学力を備え、学習意欲の高い学生を受け入れるためにさまざまな選抜試験を取り入れている。異なる多様な学習歴を持ち、特色ある経歴を有する学生を受け入れて、相互に刺激しあうことで、学生の関心や能力がいっそう向上し、より質の高い人材として社会に送り出すことが、「品格ある柔軟なビジネスリーダー」の育成という本学部の教育目標及び「開かれた大学」・「情報化社会への対応」・「国際化の推進」という目的に則った最善の捷径だと考えるからである。

イ　入学者受入方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

本学部の2008・09年度の各種入試と募集人員は次のとおりである（なお、2010年度入試よりセンター利用入試のセンター中期を導入することになっている）。

表Ⅱ-商-4

		2008	2009		2008	2009
一般入試	学部個別日程及び全学日程	約595名	約595名	指定校推薦入試	約190名	約190名
				指定校(商業科)推薦入試	約20名	約20名
	後期日程	約50名	約50名	全国商業高等学校長協会特別推薦入試	5名	5名
センター利用入試	センター前期	20名	15名	高大接続パイロット校推薦入試	17名	22名
個性を活かせる入試	AO 入試	約20名	約20名	公募制推薦入試	約25名	約25名
	SF 入試	約10名	約10名	外国人学部留学生入試	約20名	約20名
	DD 入試(注)	約10名	―	一高卒見者入試	約50名	約50名
				一高チャレンジ入試	約10名	約10名
				編・転入試	若干名	若干名

［注］DD 入試は2008年度入学試験をもって廃止した。

各種入試における受け入れる学生については、本学部では大枠として次のような方針を立てている。それは、一般入学試験及びセンター利用入学試験で約50%、指定校推薦入学及び指定校（商業科）推薦入学で約30%、残りの約20%を公募制推薦入学、アドミッション・オフィス（AO）入学試験、スポーツ・フロンティア（SF）入学試験等の入学制度で受け入れるというものである。

商学部は「品格ある柔軟なビジネス・リーダーの育成」という教育目標のもとに「開かれた大学」・「情報化社会への対応」・「国際化の推進」の三つを目的として掲げ、それに基づくカリキュラムを可能な限り豊富に配置している。したがって、入学試験もまたその目標及び入学後のカリキュラムに対応するように、基本的な科目を設定している。具体的には、次のようなものである。なお、DD 入試に関しては、一定の資格を持つ全在学生に DD プログラムを開放したことにより特別の入試をする必要がなくなった等の理由のために、2008年度入学試験をもって廃止した。

①　3 教科型：英語・国語・社会（地歴公民）または数学

一般入学試験（学部個別日程、全学部日程、後期日程）は、いずれも英語と国語の 2 科目を必須受験科目とし、もう 1 科目は社会（地歴公民）または数学を選択科目として配置している。

このように、入学試験科目においては特に、英語と国語を重要視していることが特色となっている。また、他の科目としては、社会または数学を配置している。

②　大学入試センター試験の利用

大学入試センター試験を利用する入学試験は、センター前期〈3 教科型〉とセンター中期〈2 教科型／英語力重視方式〉からなる。センター前期〈3 教科型〉は、外国語（英語）と国語を必須受験科目とし、もう 1 科目は社会等の科目を課している。なお、2010年度入試から採用されるセンター中期〈2 教科型／英語力重視方式〉は、国語（近代以降の文章）と英語を必須受験科目としている。

③　面接・書類選考の重視

面接や書類選考を重視しているのは、一般入学試験及びセンター利用入学試験を除くその他の入学制度である。これは単なる知識量ではその能力を判定することの困難な多様な学生を評価して受け入れることを狙いとしており、「品格ある柔軟なビジネス・リーダー」の育成という商学部の教育目的にかなう方針といえる。具体的には次のようなものである。

（ア）英語の重視

商学部独自の制度である指定校（商業科）推薦入学、公募制推薦入学及び全国商業高等学校長協会特別推薦入学では、実用英語技能検定 2 級以上、または全国商業高等学校協会英語検定 1 級の検定試験に合格していることを出願資格の必須条件として課している。また、外国人学部留学生入学試験では、いずれも英語を受験必須科目としている。

検索

（イ）商業に関する科目（簿記、珠算・電卓、情報処理）の重視

商学部独自の指定校（商業科）推薦入学、公募制推薦入学及び全国商業高等学校長協会特別推薦入学では、日本商工会議所簿記検定２級以上等の簿記に関する検定試験、全国商業高等学校協会珠算・電卓実務検定１級、経済産業省基本情報技術者試験等の情報処理に関する検定試験のうち少なくともいずれか一つに合格していることを、出願資格の必須条件として課している。

各種入試の2008・09年度の結果は次のとおりである。

表Ⅱ-商-5

		志願者数	合格者数	合格倍率	入学者数(2)
一般入試	2008	11,007	1,091	10.1	304
	2009	9,973	1,027	9.7	363
センター利用試験	2008	1,432	153	9.4	7
	2009	1,255	131	9.6	9
AO 入試(1)	2008	62	11	5.6	10
	2009	52	8	6.5	7
SF 入試(1)	2008	39	20	2.0	19
	2009	36	20	1.8	20
DD 入試	2008	9	5	1.8	3
指定校推薦入試	2008	216	216	1.0	216
	2009	210	209	1.0	208
指定校(商業科)推薦入試	2008	17	17	1.0	17
	2009	16	16	1.0	16
全国商業高等学校長協会特別推薦入試	2008	3	3	1.0	3
	2009	5	5	1.0	5
高大接続パイロット校推薦入試	2008	15	15	1.0	15
	2009	22	22	1.0	22
公募制推薦入試	2008	60	43	1.4	43
	2009	61	53	1.2	53
外国人留学生入試	2008	62	26	2.4	23
	2009	91	19	4.8	16
一高卒見者入試	2008	50	48	1.0	47
	2009	28	28	1.0	27
一高チャレンジ入試	2008	15	15	1.0	15
	2009	18	18	1.0	18
編・転入試	2008	36	7	5.1	7
	2009	55	3	18.3	2
合　　計(3)	2008	12,987	1,656	7.8	722
	2009	11,767	1,563	7.5	764

［注］(1) AO 入試・SF 入試の志願者数はともに１次選考志願者数、合格者数は２次選考合格者数。
(2) 入学者数は履修届提出者数。
(3) 合計には編・転入試の人数を含まない。

【長所】

一般入学試験で約50%、指定校制推薦入学及び指定校制（商業科）推薦入学で約30%、残りの約20%を公募制推薦入学・AO 入学試験・SF 入学試験等の入学試験で受け入れるという方針は本学部が独自に設定しているが、知識を問う一般入学試験と、偏差値にあらわれない学習意欲や帰属意識、外国語や商学関連の能力等多様な実力を問う指定校推薦入学等の制度とのバランスが良く取れていると考えている。また、望ましい入試制度のあり方については、商学部入試検討委員会において随時検討している。

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（学部）

【現状の説明】

ア　学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

学生の募集方法としては、入試の要項を各種冊子以外に大学のホームページに掲載するほか、オープンキャンパスでの説明や各地での入試説明会の開催をする等して広く周知を図っている。

上で見たように本学部の学生は、さまざまな選抜を経て入学することになる。このうち一般入学試験、センター利用入学試験、外国人学部留学生入学試験、編・転入学試験を除く多様な入学制度による入学者に対しては、入学前教育指導（PEP）を実施している。以下、各種入試の特色を説明する。

①　一般入学試験

受験生の学力面を重要視する試験で、英語・国語・社会（地歴公民）または数学の３科目で行われる。配点は英語200点、国語150点、社会（数学）100点とし、基礎的な学力を試すことを目的としている。また、商学部独自の科目構成は行っていない。２月初旬に学部個別日程と全学部日程、３月初旬に後期日程の入学試験が行われ、本学商学部への入学を希望する受験生に受験機会を複数提供している。合否判定については学部個別・全学部日程については一括して行っているが、公正を期すために学部個別日程と全学部日程において出題された問題の難易度の差を勘案し、得点データに統計的な処理をした上で判定を行っている。

②　大学入試センター試験を利用する入学試験（センター利用入学試験）

センター利用入学試験は、現在ではすべての学部で実施しており、商学部は2006年度よりセンター前期〈３教科型〉を、2010年度からセンター中期〈２教科型／英語力重視方式〉を導入している。センター前期は個別学力試験は課さないで、外国語（英語）と国語を必須科目とし、もう１科目は社会（地歴公民）、数学または理科からの選択科目となっている。センター中期の方は英語と国語の学力試験を課している。
センター中期の入試は英語力を重視した方式となっている。

③　アドミッション・オフィス（AO）入学試験

起業に関心のある者若しくは、ボランティア活動で顕著な実績を有する者、理系の素養を持つ者、高度な資格を持つ者、学術・文化・芸術及びスポーツ活動で優れた実績をあげた者を対象とする入学試験であり、書類選考と面接を中心として、学科試験だけでは見出しにくい受験生の多面的な能力や個性を積極的に評価する入学試験として2002年度から導入した。出願資格は高校での評定平均値が3.5以上であり、出願期間は９月下旬から10月上旬にかけての約１週間である。

選考は２段階で実施している。第一次選考では、志望理由書と起業モデルの企画書ないし出願資格を証明する資料をもとに、商学部から選出される３名の委員が合否判定の原案を作成し、全学 AO 入学試験委員会で決定がなされる（第１次審査結果）。第二次選考は商学部において行うもので、３名の面接委員が15分程度の面接（起業に関心のある者については10分程度のプレゼンテーションと15分程度の面接）を行って、各面接委員の評価を総合して受験者の席次を決定する（第２次審査結果）。こうして得られた第１次審査結果と第２次審査結果をもとに、教授会で最終合格者を決定する。

④　スポーツ・フロンティア（SF）入学試験

優れたスポーツ実績・能力をもつ高校生を対象に実施する入学試験として2003年度から導入された。出願期間は８月下旬から９月上旬にかけての約１週間である。この入学試験に関しては、商学部独自の選抜方法はとっていなかったが、2010年度入学試験より小論文・面接を導入することになっている。

⑤　指定校制推薦入学及び指定校制（商業科）推薦入学

商学部における勉学を強く希望し、かつ所属する学校長が成績・人物ともに優秀と推薦する生徒を受け入

検索

れることで学生の質を維持し、向上させること目的として1987年度から導入した。指定校の選定は、基本的には商学部への入学者実績及び合格者実績を基準として決定している。また、一定以上の実績を残している指定校については募集人数を複数名にする措置をとり、逆に、応募実績や入学後の追跡調査の結果が思わしくない場合には、指定校に注意または警告し、それでも改善が見られない場合には指定を取り消すといった点検をたえず実施している。

1999年度からは、それまで近畿圏については指定校１校につき一律男女１名ずつ計２名としてきた募集定員を、応募する側の便宜を考慮し、性別を問わず１名枠と２名枠の指定校とする措置をとった。また、入学後の追跡調査により、商業科出身の学生は学習意欲が高く成績も良好であることが判明したため、2003年度からは、従来の普通科・国際科・英語科・理数科に加えて、商業に関する学科も対象としている。この指定校制（商業科）推薦入学は、商学部独自の制度である。

近年、高等学校における制度改革が進展していることを反映して、学科の多様化・複雑化が著しい。商学部では、そのような変化に対応するために、高等学校のパンフレットやホームページを調べたり、必要とあれば当該の高等学校に直接問い合わせする等といった所作を講じることで、絶えず推薦入学の対象となる学科を精査している。この点は、次の公募制推薦入学においても同様である。

一定の資格基準を満たした者のうち、本学部での勉学を特に希望し、かつ学校長の推薦がある者が応募条件となっている。合否判定に関しては、成績、推薦書、調査書、志望理由書等をもとに総合的に判断している。この制度は本学部と指定校との信頼関係に基づいており、新規指定校を中心に毎年10校程度、高等学校を訪問し、信頼関係の維持発展に努めている。なお、推薦依頼の時期は６月中旬である。

⑥　全国商業高等学校長協会特別推薦入学

この全商協会特別推薦入学も商学部独自の推薦入学制度の一つである。商学部における勉学に強い意欲を持つ個性豊かで優秀な生徒を、全国商業高等学校長協会及び高等学校の学校長の推薦により受け入れることで学生の質を維持・向上すること目的として2007年度に導入した。

出願資格は、全国商業高等学校長協会会員の高等学校卒業見込者を対象に、商業に関する科目を20単位以上修得する見込みがあり、内申成績の評定平均値が4.3以上であって、日商簿記検定２級レベルの簿記あるいは情報処理等の検定試験と実用英語技能検定２級クラスの英語の検定試験とに合格していて、本学部での勉学を特に希望し、かつ学校長の推薦がある者としている。合否判定に関しては、成績、推薦書、調査書、志望理由書等をもとに総合的に判断している。なお、出願時期は10月上旬、合格発表は12月初めである。

⑦　高大接続パイロット校からの推薦入学

このパイロット推薦入学は、2007年度より全学部で実施している。学校長の推薦を尊重し、成績、推薦書、調査書、志望理由書等をもとに総合的に合格内定選考を行い、更に高大接続プログラム（全学部共通の e-Learning を用いた語学力養成プログラム）の学習状況に基づいて最終合格選考を実施している。なお、出願時期は10月上旬、合格内定・不合格の通知は10月中旬、最終合格・不合格の通知は12月初めである。

⑧　公募制推薦入学

商学部が独自に実施している公募制の推薦入学制度である。特に商業に関する学科の生徒を対象とする入学制度であることに特色があり、所属する学校長が成績・人物ともに優秀と推薦する生徒を受け入れることで、商学に関心の高い優れた学生を確保することを目的として1987年度から導入した。

出願資格は、商業に関する学科の生徒であり、内申成績の評定平均値4.0以上、日商簿記検定２級レベルの簿記あるいは情報処理等の検定試験と実用英語技能検定２級クラスの英語の検定試験とに合格しており、本学部での勉学を特に希望し、かつ学校長の推薦がある者としている。合否判定に関しては、資格要件を満たした者のなかから、小論文の評価と２人１組の面接の結果を総合的に判断している。なお、推薦依頼の時期は６月中旬である。また、指定校推薦入学及び指定校（商業科）推薦入学においても述べたように、高等学校における制度改革の進展という現状を踏まえ、絶えず推薦入学の対象となる学科を精査している。

⑨　外国人学部留学生入学試験

本学での勉学を望む留学生を対象とする入学試験で、全学部で実施されている。出願期間は10月前半の約2週間であり、試験日は10月下旬である。商学部では、英語、日本語及び面接によって選考を行っている。

⑩　関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験

併設校である関西大学第一高等学校から本学に入学することを前提に学習し、本学への帰属意識の高い生徒を対象とする入学試験であり、全学で実施している。1948年の第一高等学校設立以来実施しているが、現行の制度となったのは2004年度からである。

出願日は1月上旬に設定しており、個別学力試験等は実施せず、内申書による得点と外部テストの得点を総合的に評価して合否判定を行っている。

⑪　関西大学第一高等学校卒業見込者チャレンジ入学試験

商学部独自の入学試験である。関西大学第一高等学校において優れた学業成績をあげた者、あるいは一定の学業成績を修めるとともにスポーツ・文化活動で顕著な実績をあげた者で、商学部での勉学を強く希望する個性豊かな卒業見込者を対象とする入学試験として2004年度から導入された。出願日は10月下旬に設定している。個別学力試験等は実施せず、11月中旬に行う面接によって選考する。

⑫　編・転入学試験

編・転入学試験は全学部で実施している。出願期間は9月中旬の約1週間であり、試験日は10月上旬である。商学部では、3年次への編・転入学のみを行っており、外国語（英語100点）と専門科目（商学・経営学・経済学・会計学から2科目100点）によって選考していていたが、2010年度入試より外国語に代えてTOEICの受験結果を採用することにした。

以上のように本学部の入試制度は多様であり、それだけ多くの異なった学習歴（課外活動を含めて）をもった学生が存在することになる。特に、一般入試のような通常の学力試験を経ない学生は入学後、一般入試合格学生と比較して自信を持てないような状況が少なからず見受けられた。更に、合格決定時期と入学するまでの間、無為にすごす傾向もあったので、入学前教育指導（PEP）を導入し、入学後の大学教育とのギャップがないようにし、更に本学部生としての自覚の涵養に努めている。

また、各種入試制度の有効性を測る大きな尺度は入学後の成績状況である。そこで入試制度別の入学後の成績を常時収集し、入試検討委員会を中心に精査し、必要に応じ制度の改廃を含めて検討している。

更に、社会の状況の変化によって本学部卒業生への社会の要請も大きく変化する。そして、高等学校側の状況の変化によっても受け入れる学生のそれも変動する。こうした本学部を取り巻く情勢を絶えず検討し、本学部の目的・教育目標に対応した学生を受け入れる必要がある。こうした観点からの入試制度の検証も必要である。本学部の入試検討委員会の基本的な任務の一つはここにあり、これまでのところ十分な成果を上げてきたものと考えている。

イ　AO入試を実施している場合における、その実施の適切性

AO 入試は学科試験では測ることのできない意欲ある能力を有する優れた者を本学部生として受け入れる制度である。このため同入試制度では人物を見るといった観点が重要である。そこで本学部は二段階選抜の体制をとり、一次選考では提出書類に基づく選考を行い、二次選考では一次選考合格者にプレゼンテーションを求め更に質疑応答を行うというかたちで十分な時間をとるようにしている。更に合格者に対しては、学部教育へのスムーズな移行を促進するために、入学前教育指導（PEP）を実施している。

ウ　推薦入学における高等学校との関係の適切性

推薦入学の制度は、大学側と高等学校側との間の信頼関係の上に成り立つものである。とりわけ大学側が独自の試験を課さない場合は、特にこの性格が強いものというべきである。したがって、この信頼関係を維

持・強化するとともに、万が一それに反する事態が生じた場合へ対応する仕組みが必要である。こうした信頼関係を維持するために毎年度複数の教員が高等学校を訪問している。2009年度は5人の教員が49校訪問した。また、指定校推薦においては、推薦がない場合、入学後の成績状況を見て入学後の成績が著しく不良の場合、指定校を取り消し、新たな指定校を選定している。また、一定以上の成績を残している指定校に関しては募集人員を複数とする等の措置をとっている。

【長所】

商学部の学生募集方法、入学者選抜方法の長所としては、次の点を挙げることができる。

第一は、全学的な入学試験と商学部独自の入学試験を併用することにより、一般受験生のみならず、多様な学習歴・能力をもつ学生の受け入れが可能になっており、それが商学部の掲げる三つの教育目標の一つである「開かれた大学」に合致していることである。

第二に、指定校制推薦入学、指定校制（商業科）推薦入学、全商協会特別推薦入学及びパイロット推薦入学という入学制度は、高等学校との信頼関係のもとに成立する推薦制度であるため、まじめで意欲的な学生を確保できる。特に、導入されて久しい指定校制推薦入学と指定校制（商業科）推薦入学に関しては、入学後の成績は概ね良好であり、また商学部では、実績に応じて、募集割り当てを複数名にしたり、逆に指定を取り消したりといった点検・改善をたえず行っていることと、新規指定校を中心に毎年10校程度、高等学校を訪問し、信頼関係の維持・発展に努めていることも長所に挙げることができる。更に、近年、高等学校における制度改革が進展していることを反映して、学科の多様化・複雑化が著しい。商学部では、そのような変化に対応するために、高等学校のパンフレットやホームページを調べたり、必要とあれば当該の高等学校に直接問い合わせたりといった所作を講じていることも長所に挙げることができよう。最後の点は、次の公募制推薦入学においても同様である。

第三は、商学部独自の指定校（商業科）推薦入学、公募制推薦入学及び全商協会特別推薦入学における出願資格が、商学部の掲げる教育目標と合致していることである。この入学制度は、商業に関する学科の生徒を対象としていることに特色があり、また、その出願資格には、簿記あるいは情報処理等の検定試験と英語の検定試験とに合格していることという条件が含まれており、商学部の掲げる三つの教育目標の二つ、「情報化社会への対応」と「国際化の推進」に合致している。

第四は、商学部独自のチャレンジ入学試験における出願資格が、多様な学習歴・能力をもつ学生の受け入れに貢献していることである。併設校である関西大学第一高等学校の卒業見込者を対象とした試験において、全学的に導入されている試験に加えて、商学部独自にチャレンジ入学試験を実施している。この試験は、第一高等学校の卒業見込者向けの AO 入学試験という性格を有し、多様な学習歴・能力をもつ学生の受け入れに貢献している。

第五は、外国人学部留学生入学試験による入学者の割合が、他の学部に比して相対的に高いことである。2007年度では、商学部は全学の当該試験入学者の36.7%を占めている。この試験は本学での勉学を望む留学生を対象とする入学試験であり、商学部の掲げる三つの教育目標の一つである「国際化の推進」と合致している。

第六は、多様な入学制度による入学者に対して高校教育から大学教育までのスムーズな連携を図る教育プログラムを用意し、このプログラムに従った入学前教育指導を実施していることである。

【問題点】

商学部の入学試験制度における問題点としては以下の3点があげられる。第一は、一般入学試験における成績上位合格者の入学率が必ずしも高いとはいえないこと、第二は、指定校推薦入学において推薦を辞退する高校が少なくないこと、第三に、外国人学部留学生入学試験の入学者の出身国にかなりの偏りが見られること、である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

以上を踏まえて今後の課題としては以下の3点が指摘されよう。第一に、一般入学試験における成績上位合格者の入学率を高め、入学後に学習に専念できるようにすることである。同試験の成績上位合格者に対して奨学金を給付する旨の通知を2001年度から合格通知とともに送付すると同時に、当該奨学金制度の存在を大学案内等で公表している。

第二は、高等学校をめぐる変化が激しいことを考慮すれば、指定校推薦入学において推薦を辞退する高校が今後も出続けることは避けられない。しかしながら、高等学校との信頼関係の下での推薦制度であることから、商学部入学試験検討委員会では、入学実績や入学後の成績をもとに指定校の見直しを絶えず行うとともに、指定校訪問を一層精力的に実施していく方向で検討が進められている。

第三に、外国人学部留学生入学試験の入学者の出身国に見受けられる偏りを緩和するための方策の一つとして、協定校を中心に現地での受け入れ態勢を整備することが、商学部入学試験検討委員会における検討課題となっている。

4-3　入学者選抜の仕組み

【現状の説明】

ア　入学者選抜試験実施体制の適切性

入学試験は日程や問題作成、監督割り当て等、原則として全学の試験体制に従って行われるが、学部から選出された入学試験主事が学部の意向を入学試験主事会に伝えるとともに、全学の入学試験方針を学部に伝える役割を果たしている。

本学部が独自に問題作成を行っているのは、公募制推薦入学、AO 入学試験、編・転入学試験である。また、本学部が独自に面接試験を行っているのは、公募制推薦入学、AO 入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者チャレンジ入学試験、外国人学部留学生入学試験である。これらの面接試験は学部教員が必ず2名以上のチームを組んで行っており、面接試験の評価はすべて規定の面接試験票に4段階で記入することにしている。

イ　入学者選抜基準の透明性

いずれの入学試験の場合にも合否判定は教授会において行われる。合否判定の教授会においては、すべての得点データ及び他の判定資料を明らかにした上で説明がなされ、また本学部独自に問題作成や面接を行っている場合には出題者及び面接者からの出題内容と採点結果について報告・説明を行った後に、審議を経て決定される。

【長所】

商学部では、学部紹介パンフレットを毎年作成し、入学試験説明会等で配布している。内容は、専修制（流通、ファイナンス、国際ビジネス、経営、会計の5専修）を柱としたカリキュラム体系、教員紹介、学生・卒業生の声、就職実績等である。7月末と8月後半に開催されるサマーキャンパス、9月下旬に行われるトライキャンパスには、学部執行部及び学部職員が出席して受験生の相談に応じるほか、学部施設の見学等を行っている。また学部のホームページでは、学部紹介パンフレットの内容を中心に情報を発信している。その他、入試センターが行う高校での模擬講義や、UI 活動の一環として大学として行う各地方での広報活動にも学部として参加し、学部教育について広報活動を広く行っている。

また商学部が独自に作成している入学試験問題について、教授会における合否判定の際にそれぞれの得点分布が示され、問題の難易度がわかるようになっていると同時に、出題者からの出題内容と採点結果について報告が必ずなされることになっている。面接試験については、統一した面接票を用いて評価基準を一定に

保つとともに、面接者が入学を認めないと評価した場合には、合否判定の教授会においてその理由が説明されることで、公平性・透明性を確保している。

4-4　入学者選抜方法の検証

【現状の説明】

ア　各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

異なる入学試験で入学してきた学生の入学後の成績追跡調査は毎年実施しており、入学者選抜方法を検証する材料として活用している。また、毎年度、各入学試験に関する出題者会議を開き、過去の入試問題を検討し、問題内容の改善と出題問題の調整を行っている。

【長所】

入学制度別でみた入学生の入学後の成績分布から判断する限り、各入学制度のねらいは全体として達成されている。特に、受験生に対する入学試験情報の発信及び学部広報や入試選抜基準の公平性・透明性、いずれの点においても制度的に十分な配慮を加えている。

公平性・透明性については、一般入学試験の合否判定に用いられる得点データは、問題の難易度による不公平が生じないように素点に統計処理を行った上で判定に用いている。同様の統計処理は関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験における入学試験得点と内申書得点にも施され、両得点の配分に不公平が生じないように配慮している。

【問題点】

第一に、異なる入学試験で入学してきた学生の入学後の成績追跡調査によると、一般入試では入試成績の優秀な学生が入学後それほどの成績を修めていない場合や推薦入試で入った学生が一般入試で入った学生よりも優秀な成績をあげている例がよく見られることである。このように、入学後の成績に関しては、入試時点のペーパー・テストに関する学力よりも大学での勉学への意欲、動機等がより大きな要素となっていることをうかがわせるデータが散見されるの注目すべき現象である。このことは、単にさまざまな入試制度によって多様な人材を学生として受け入れるとしても、入学後は学生の勉学に対するインセンティブ・メカニズムを設計することがより大きな課題となってくるわけである。それと個性豊かな学生を受け入れる多様な入学者選抜方式の改善と連動させる形で検討することが、今後ますます重要になっていくものと考えられる。

第二に、入試を多様化すればするほど、入試業務はますます煩雑になるばかりか、外部に対してもすべてを正確に説明し、正確な理解を求めることが困難になっていく。したがって、絶えず状況を点検しスクラップ・アンド・ビルドを進めていくことが大切である。

4-5　科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

業務や資格取得の必要上や生涯学習の観点からの学習機会を提供するために行っている。出願資格は、高等学校卒業者またはそれと同等以上の学力があると認められた者であり、選考方法は書類審査で行われ、教授会が履修許可を与えている。受講目的を見ると聴講生・科目等履修生ともに自己研鑽が多く、生涯学習の場として活用されていることがわかる。受け入れ状況は、2007年度聴講生２名、科目等履修生２名、2008年度それぞれ２名、３名だった。

【長所】

必要な人が必要な時に利用しており、この制度の意義が生かされているといえる。

4-6　定員管理

【現状の説明】

ア　学生収容定員と在籍学生数、(編) 入学定員と(編)入学者数の比率の適切性

本学部の収容定員は、1学年660名で、合計2,640名である。これと各年度の5月1日現在の在籍者数と比較すると次のようになる（旧2部生を除く）。

表Ⅱ-商-6

	2007年度		2008年度	
	在籍者数	収容定員に対する比率	在籍者数	収容定員に対する比率
1年次生	722	1.09	764	1.16
2年次生	764	1.16	718	1.09
3年次生	828	1.25	757	1.15
4年次生	965	1.46	978	1.48
合　計	3,279	1.24	3,217	1.22

3年次生までは概ね著しい定員超過がないが、4年次生の数は比較的多くなっている。これは、それだけ残留者がいることを意味するが、そのかなりの部分は成績不良以外の理由による残留と考えられることは前に述べたとおりである。

【長所】

特に著しい定員超過も定員割れもなく、適正な定員管理水準にあると考えている。

4-7　編入学者、退学者

【現状の説明】

ア　退学者の状況と退学理由の把握状況

退学者数（学費未納等による除籍を含む）は、2007年度32名、2008年度21名だった。理由としては、「一身上の都合」によるものが多いが、プライバシー等の問題もあるので詳細な把握は困難である。なお、退学者・除籍者には全学の規定により、再入学・復籍の制度が用意されており、その情報については『大学要覧』で学生に伝達している。

イ　編入学生及び転部学生の状況

商学部に編・転入学する場合には、編・転入学試験または社会人編・転入学試験を受け、合格する必要がある。社会人編・転入学試験の状況については、「4-1入学者受け入れ方針等」「4-2学生募集方法、入学者選抜方法」のなかで述べた通りである。

他学部から本学部への転部者数は2008年度、2009年度ともに0名、本学部から他学部への転部者数は2000年度1名、2009年度0名となっている。

【長所】

編・転入学及び退学に関しては、学生の希望を尊重しつつも、必要な場合には教員が相談に応じるという

態勢を整えている。

今後の到達目標

入学後の学生の成績状況、今日の高等学校等の状況等を広く調査研究し、各種入試の入学定員を見直すこと、指定校の入れ替えを検討すること。

5　教員組織

前回の到達目標

公募制等新たな人事制度の活用、特任教授等の新たな雇用形態の検討、教育支援職員の活用の拡大と必要に応じた弾力的な運営、客員教授・特任教授・期限付き教員等多様な雇用形態の活用。

5-1　教員組織

【現状の説明】

商学部は、大学全体の教育理念の「開かれた大学」「国際化の促進」「情報化社会への対応」に沿いながら、幅広い基礎知識を有しつつ、個別専門分野で応用力にすぐれた知的で創造的な人間を育成するために、「品格ある柔軟なビジネスリーダーの育成」という教育目標をかかげ、そして、それを実現するために、商学部商学科のなかに、流通・マネジメント・ファイナンス・会計・国際ビジネスの５専修制を採用している。

2009年度現在、商学部には45名の専任教員と１名の特別契約教授、５名の特別任用教授が在籍しており、専任教員が教授会の構成員である。専任教員全員は教授、准教授、専任講師、助教のいずれかの職位に該当し、助手は配置していない。また現在、専任教員１人当たりの学生数が70.0名である。

ただし、今年度、来年度における教員補充によって商学部の教員数は53名となり、専任教員１人当たりの学生数も減少する見込みである。

本学の専任教員の定年は、65歳と定められているが、定年後２年間に限り毎年教授会の議を経て理事会の承認のもと１年単位で定年を延長することができる。また定年を２年延長された後、引き続き再雇用された場合、特別契約教授として期間は１年間、ただし２回を限度に更新が可能となっている。

商学部では、60歳以下の教員の比率が全体の約83%を占めており、他学部と比較すると、60歳以下の教員の占有率は、法学部、外国語学部に次いで高い方に位置づけられる。商学部教員の年齢構成を、５歳刻みでみたときに構成比がもっとも高いのは36歳～40歳の17.4%と51歳～55歳の17.4%である。年齢構成の中で、もっとも構成比が低いのは、26歳～30歳の2.2%、66歳～70歳の4.3%である。これらの年齢層を除いた場合、ほとんど、９%～13%の間で推移している。商学部の採用人事では公募制の導入で年齢の若返りを促進しているが、これにより研究・教育組織における年齢構成のバランスが保たれてきているといえよう。

専任教員における女性教員の占める割合についていえば、全46名のうち５名が女性教員であり全体の約10.9%に該当する。このうち、１名が教授、４名が准教授である。この数値は決して高いと言えるものではない。従来、商学部は文系他学部の中でみれば、女性教員は少ないと位置づけられてきた。その背景には、女子学生の占める割合が文系他学部にくらべて低く、また大学院における商学分野の女性研究者がこれまでそれほど多く養成されてこなかったという事情も関連していた。しかし、商学部における女子学生の割合の上昇や商学分野における女性教員数の急増を受けて、商学部も積極的に女性教員の採用を行ってきている。

それは、商学部に在籍する５人の女性教員の着任が2000年、2005年、2007年、2008年、2009年と近年集中していることに現れている。

社会人（民間企業）からの受け入れは、これまで実績がない。しかし、それに対しては、カリキュラムの面で対応している。例えば、2004年度より、物流に関わる実務家を非常勤講師に迎えて寄附講座を開設している。また、寄附講座以外の通常のカリキュラムでも、ビジネス研究で実務家教員が講義を担当している。また、2002年度からゲスト・スピーカー制度を採用することで、通常の授業に実務家をゲスト・スピーカーとして迎えることが可能となっている。

また、外国人教員に関して、商学部では2009年度に１名採用を得て、国際化に対応した授業を展開している。また国際交流関連規程に基づいて、海外の協定校及び研究期間から交換研究者・招へい研究者を受け入れ、学生向けの講演を開催している。

主要科目への専任教員の配置状況に関して、商学部は「品格ある柔軟なビジネスリーダー」を育成するために、幅広い基礎知識や一般教養を有しつつ、個別専門分野で応用力にすぐれた専門教育の体得が学部の目標である。高度に優れた専門教育を可能とするためには、その基礎科目が重要となる。それゆえ、必修科目やそれに準ずる選択必修科目には、専任教員を配置している。大学で学習するうえでの基礎的な素養やリテラシーの体得と位置づけられる必修科目の「基礎演習」は、すべてのクラスが専任教員で担当している。更には、専門教育を学ぶ上で、基礎科目と位置づけられる必修科目「経済入門」、「経営入門」「流通入門」に関しても複数の専任教員で担当している。また「簿記入門演習」に関して会計分野の専任教員が主導しながらカリキュラムと一斉テストを担当し、「ビジネス英語入門」に関しても専任教員が主導したカリキュラムで授業が行われている。

以上のような教員組織を持っているが、教員間の連絡調整に関し、学部全体的な視野でカリキュラムを調整・検討する組織として教学委員会がある。教学委員会は、副学部長２名（学部担当の副学部長が委員長）、教学主任２名、学部長・研究科長が指名する委員６名で構成される。また、「基礎演習」に関しては、学部の基幹的な科目と位置づけられているために、連絡を密にとるべく副学部長（学部担当）を長とする「基礎演習連絡会議」が開催されている。

【長所】

商学部の専任教員の年齢構成は幅広い年齢層に行き渡っており、バランスのよい構成となっている。また、専任比率が低いことも、商学部の理念を実現するために、数多い専門教育科目を開講していることに起因している。そうした高度な専門教育を可能とするために、専門科目の基礎となる主要科目、基礎演習、必修科目、選択必修科目に専任教員を配置していることは適切であるといえる。また、寄附講座や、実務家が担当することができる科目の設置等は、商学部の理念を適切に実践しているといえよう。教員間の連絡調整においても、教学委員会を経ることで、各専修間の調整と、学部全体的な視野からの調整が可能となっている。多様な意見を縮約・整合できるようになっている。

【問題点】

商学部の基幹科目と位置づけられる「基礎演習」は学部の専任教員で行われ、更に、主要な学務となる全学的な委員会等には、各学部から同人数派遣しなければならない。その意味で言えば、改めて学部間の教員の適正な配置がなされなければならない。また、教育や研究における産学連携や国際化を進めるためには、外国人教員の果たす役割は大きいが、現時点では教員組織では実務家出身の教員はごく少数であり、外国人教員は2009年度に１名採用されたのみである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

近年、女性教員の採用が増えているが、そうした女性教員数の増加や、2009年度１名採用した外国人研究者の受け入れについても今後、一層の改善が望まれる。そのため、商学部では、公募制を人事制度の選択肢

検索

とすることで、広く人材を迎えることができるようになっている。専任教員を公募で任用することで、より一層、男女に公平な応募の機会を提供することも可能であり、また特任教授等新たな雇用形態を検討することで、社会人や外国人研究者の受け入れも視野に入れることができる。社会人や実務家出身教員、外国人研究者を受け入れるためには、非常勤講師以外にも客員教授や特任教授、また本職を持ったまま専任教員として一定期間採用する等の多様な雇用形態も有用と考えられる。通常の教員採用人事とともにこうした新しい雇用形態をもっと積極的に活用していくことが望まれる。

5-2　教育研究支援職員

【現状の説明】

情報処理関連科目の教育補助者については、機器の操作・運用に熟達した本学大学院の学生と上位年次の学部学生から選ばれている。総合情報学部の設立時（1994年度）に TA（ティーチング・アシスタント：大学院生)、SA（スチューデント・アシスタント：学部学生）制度が採用された。現在、１年次配当科目である「情報処理基礎演習」６科目に１クラス４名、「情報処理応用演習」３科目に１クラス５名の TA・SA を各１名配置している。

また、情報処理科目にとどまらず、専門教育科目でも、教育補助者を割り当てる科目も存在する。例えば、データ分析論、データマイニング論等は、専門的な教育科目にも関わらず、授業内容において実習的な側面が強いため、教育補助者が割り当てられるようになった。データマイニング論、データ分析論に各１名の TA を配置している。

更に、学生の自習に利用されている MML 室でのパソコン利用の際に補助員を配置している。TA・SA と教員との連絡体制としては電子メール及び連絡会議がある。そこでは、TA・SA のとりまとめを行う大学院生を定め、教員とその他の TA・SA との仲立人となり、調整の役割を果たしている。

【長所】

「情報処理基礎演習」は大学において学ぶために必要となるコンピュータリテラシーを修得するための演習科目であり、「情報処理応用演習」はその基礎を踏まえて、更に高度な情報技術を学ぶための演習科目として設置されている。情報処理基礎演習は６クラス開講し、情報処理応用演習は３クラスをそれぞれ開講し、両者とも１クラス約100名の受講者定員を設けている。コンピュータを用いて進める実習において、教育補助者抜きには効率的な運営は考えられないため、現在の受講学生に対する TA・SA の配置数は適切な処置といえよう。リテラシー教育にとどまらず、授業内容によっては、専門教育科目にも教育補助者が割り当てられることは、弾力的な措置が施されていると考えることができ、評価できる。

更に、各授業においても出席の確認やレポートの回収、及び情報機器の準備に関して SA が行っており、教員の負担が軽減され、その分、授業に集中することができている。

【問題点】

パソコンの講習会における最適な TA の数は、TA１人当たり受講者約10～15名と言われており、現時点ではそれに見合うほど配置されていない。また、その他にも、情報処理演習以外の科目、例えば、「基礎演習」においても、コンピュータを用いた導入教育を行っているクラスが多い。また、クラスをグループに分け、ディベートを行っているものもある。こうしたクラスにおいても教育補助者は必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

必要が認められれば、情報処理演習関連の科目以外の専門科目にも教育補助者の配置が可能となったが、今後、それを他の専門教育科目にも更に拡大し、必要に応じて一層弾力的に運営していくことが必要である。

5-3　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

【現状の説明】

商学部で、教員募集のあり方を、「採用人事制度に関する内規」に定め、2005年度より推薦制度から、公募を基とする新たな採用人事制度を設けることになった。その新たな人事制度は、本学部における教員の募集は、欠員が生じると予想される、または生じた段階で以下のプロセスを経て行われる。

① 採用人事の必要が生じた場合に教授会によって人事委員会が設置される。構成メンバーは、各専修から１名、及び副学部長・教学主任の７名である。

② 人事委員会は、公募方式あるいは推薦方式（特別な理由の明記）、採用条件、選抜方法を決定する。

③ 候補者についての業績審査や面接を行う審査委員会が設置される。

④ その後、審査委員会での審査を基に、教授会構成員の３分の２以上が出席した教授会で審議が行われる。了承となった後、最終的に理事会において採用が決定される。

また、昇格人事制度に関しては、「商学部専任教員人事取扱いに関する内規」を定め、次のようなプロセスを経る。

① 本学部教授会において審査委員３名を選出する。

② 審査委員は教授会構成員の３分の２以上が出席した教授会において審査結果を報告し、教授会の審議を経て、最終的に理事会において決定される。

採用人事及び昇格人事の基準については、後者について専任講師、准教授はそれぞれ３篇以上の論文を執筆していること、教授については著書１冊以上又はそれにかわりうる一連の体系化された論文という規定があり、前者についてもこれが基本的に踏襲されている。

出身大学院の分布をみると、関西大学大学院（約16%）、京都大学大学院（約20%）、神戸大学大学院（約16%）、大阪市立大学大学院（約11%）となっており、これら４大学院で全体の63%を占めている。他方、出身大学の分布を見ると、上記大学以外に、香川大学、神戸商科大学（現兵庫県立大学）、慶応大学、早稲田大学までの８大学で上位約70%を占めている。全体として大学に比べ、大学院の方が少し集中していると判断できる。

また65歳から67歳までの定年延長は、当該延長希望の教員が履歴書、社会貢献、組織運営に関する実績報告書の書類の提出が必須となっており、これをもとに学部長が定年延長提案書を作成の上、教授会に推薦して教授会の承認を得るというように極めて厳格に行われている。

【長所】

大学院を持つ私立大学において、教員に占める自校出身者の割合が高くなる傾向があるのに対して、本学部ではその割合は低いと言える。また、専任教員の出身大学及び大学院は、大学院では少し集中の程度が高いものの、広く分布をしており、本学部の人事が公正かつ透明に行われてきたことを反映しているものと評価できる。更に、公募制を人事採用の原則とすることで、より一層、公正かつ透明に行われている。また、採用人事の透明化とともに、硬直化しがちな科目について定期的に見直しを行う教学委員会にカリキュラム改革検討小委員会等が設置されたことで、採用人事制度の透明性だけでなく、時代に適応する講義科目の設置・改廃等の変更も可能となっている。

【問題点】

教員募集に関しては公募を原則としているものの、適切な応募者が応募しないこともあり、近年、公募を何度も行うことがみられる。ある程度、優秀な人材を採用するためにはいたしかたない面はあるものの、採用時期が予定よりも遅れることは問題である。より効率的な制度を検討することが必要である。

検索

【将来の改善・改革に向けた方策】

公募制度に関しては応募資格を厳格にすることで優秀な人材を採用してきたが、より競争的な教授市場の状況を鑑み、より効果的、効率的な制度を検討する必要があろう。

5-4　教育研究活動の評価

【現状の説明】

商学部教員は、それぞれの担当専門科目及び共通科目の授業を行っている。また、各専門分野での論文執筆、学会発表、その他学会活動等を積極的に行ってきている。また商学部教員は、商学会という研究組織を自主的に運営し、定期的に研究論文集である「関西大学商学論集」を発行し、また研究会や講演会を企画・運営している。

教育面では、平成20年度文部科学省の現代 GP に採択された「英語に強いプロアクティブ・リーダー養成プログラム」、また平成20年度文部科学省の「産学連携による実践型人材育成事業」に採択された DSI プログラムの二つが特筆すべきものである。これらにより、実践的でより高度な知識を持った人材を商学部内で養成することが可能となっている。また、当該プログラム以外でも、5 つの専修とゼミナールを中心に各教員の専門性を活かした教育が行われている。これらの教育の評価に関しては、学生からのアンケートが行われている。アンケートは、マークシートからの択一式と記述式の二つの方式によりきめ細かく行われている。また紙ベースのものとウェブベースのものとの二つの方式で行われ、アンケートの回収率を高める工夫を行ってきている。

研究面では各教員の専門領域において、積極的に研究活動を行っている。その研究活動の内容は関西大学学術情報システムにおいて一般公開されており、教員の研究内容を知ることができるようになっている。

【長所】

教育面では学生からのアンケートを行い、それに基づき授業内容・授業方法の改善を各教員が行っている。また、研究内容をデータベースの公開によって社会に広く知らせることができ、それに基づいて社会活動にも連携することもある。

【問題点】

教育・研究は各教員の裁量にゆだねられる部分が大きく、特に研究は教員独自の目標でもって行われている。そのため、昇格人事以外ではそれらを相互に評価する方法を採用していない。これらの評価に関しては、その目標・手法に関して多くの議論があることが考えられるため、十分慎重に考慮せねばならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員の教育研究評価は、他大学でも模索されている状況であり、客観的な評価方法の樹立は難しい面が多い。ただし将来、教員の教育研究面での誘因を引き出すような仕組みとして、評価方法を導入できるのかどうか議論は続けていく必要はある。

今後の到達目標

教員選考基準における教育・研究能力の評価システムの検討、及び応募者による模擬授業の実施も挙げられる。更に TA、SA の適切な運用方法の検討も必要である。

6　研究活動と研究環境

6-1　研究活動

前回の到達目標

研究業績の厳正な評価、研究の国際化、研究の産学連携。

6-1-1　研究活動

本学部は、教育目標の柱となっている国際化と情報化、更には、現代の多様な環境変化に対応すべく、企業経営に関わるさまざまな研究領域専攻の教員から構成され、学際的な研究活動を展開している。更に、近年、商学部の研究対象であるビジネス領域もますますグローバル化していることからも、研究活動やその内容も国際化をはかる必要がある。また、「品格ある柔軟なビジネス・リーダー」という商学部の教育目的を考慮すれば、教員の研究活動において産学連携を伴う必要もある。こうした国際化、そして産学連携が商学部の研究活動の到達目標となる。

【現状の説明】

ア　研究成果の発表状況

商学部には、専任教員等で組織する「関西大学商学会」が存在し、専任教員によって構成される「商学会常任委員会」のもと年６回『関西大学商学論集』を発行している。掲載に当たっては、執筆を希望する専任教員があらかじめ計画を提出し、「商学部常任委員会」の調整に基づき掲載号を決めている。執筆者は、全教員（2007年度41名、2008年度44名）のうち、2007年度は、10名、2008年度は、15名である。2007年度及び2008年度の執筆状況は、以下のとおりである。

2007年度『商学論集』第50巻第１号～第６号　掲載論文数32本

2008年度『商学論集』第51巻第１号～第６号　掲載論文数36本

また、商学部では、「関西大学商学会」とは別に英文で論文を執筆する機会を設けている。『商学部欧文紀要』を「商学部欧文紀刊行委員会」のもと年１回発行している。「関西大学商学会」と同様に、掲載に当たっては、執筆を希望する教員があらかじめ計画を提出し、「商学部欧文紀要刊行委員会」の調整に基づき掲載号を決めている。執筆者は、全教員のうち、2007年度は、４名、2008年度は、４名である。欧文紀要の執筆状況は、以下のとおりである。

2007年度『商学部欧文紀要』No. 9　　掲載論文数４本

2008年度『商学部欧文紀要』No. 10　　掲載論文数４本

最新の『関西大学データブック2008』によれば、商学部専任教員による他の論文、著書を含めた研究業績は以下のようになる。これによって商学部の教員が全体として十分な研究成果をあげていることがわかる。

表Ⅱ-商-7　研究業績数一覧

年	著書	論文	学会発表	その他	合計
2007	15	34	6	25	80
2008	5	25	5	9	44

イ　国内外の学会での活動状況

国際学会、国内学会への参加は、下記のとおりである。国内外の学会への参加は、そのすべてが届けられているわけではなく、ここでは把握しているもののみについてデータを挙げている。全体として、国内学会の参加回数は従来より安定的に多いが、国際学会への参加回数は近年大きく上昇しているといえよう。このほか、国内の全国的な学会において、多くの教員が会長や理事等の役職をしている。

表Ⅱ-商-8　国内外学会への参加回数

	2007年度	2008年度
国際学会への参加回数	38回	50回
国内学会への参加回数	145回	106回

【長所】

商学部の「商学論集」、そして、「欧文紀要」の存在からわかるように、研究発表の場が十分に確保され、研究環境はかなりの程度整備されているといえる。また、後者の「欧文紀要」は、英文で論文を投稿する機会を与えている雑誌であることから、研究面で、積極的に国際化に対応していることがわかる。

商学部の教員は、多くの研究論文を発表するとともに、国内外の学会でも研究活動を行っている。また、レフェリー付き欧文雑誌に論文が掲載された場合、昇任審査において有利になるようにしている。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

商学部の専任教員の研究業績の相互評価を行う客観的なデータが存在しないことは、問題点として挙げられる。例えば、研究業績の厳正な評価の指標としてレフェリー雑誌への応募数の集計、若しくは、本学部の紀要である『商学論集』のレフェリー化を行うことで、客観的な評価を行うことも可能である。また、レフリー制だけでなく、学部の目標に沿うように、国外雑誌への投稿、若しくは国外の学会発表等も積極的に行われなければならない。それゆえ、国際化に対応する手段として、「欧文紀要」の刊行数を増加させる必要がある。それと同時に、商学会主催の研究会を専任教員の相互啓発の場として位置づけ活性化を行わなければならない。

また、HIP プロジェクトのように、教員の研究活動に、演習に所属する学生が積極的に関わることを支援するプロジェクトも存在するが、産学連携を示す受託研究の数もまだまだ少ないといえよう。それゆえ、実務家との共同研究の場を積極的に設けなければならない。そこは、「品格ある柔軟なビジネス・リーダー」という教育目標が研究活動を通して生かされる場ともいえよう。

今後の到達目標

教員の研究業績の評価基準のいっそうの厳正化。

6-2　研究環境

前回の到達目標

研究に対するインセンティブを高める措置（研究費を研究業績と部分的に連動させる仕組み）の考案、研究向上のマインドの育成（研究成果の社会還元等）、研究活動阻害要因の削減（入試業務、各種委員会活動等の合理化、効率化）、官庁、民間企業、交通機関、商店街等との産学連携の検討（社会人の大学院入学の推進）。

6-2-1　経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

商学部教員の研究環境のうち設備面についてみると、個人研究室は平均面積が19.7㎡とやや狭いものの１人１室が確保されている。学内 LAN や個別冷暖房等をはじめ机、書架、ロッカー、応接セット等常設備品等研究上の基本的インフラは整備されている。

研究費については、個人研究費は51万円で、使途については学会出張費、図書費、設備備品費、消耗品費

等があり、各用途については総額の範囲内で流用が認められ、専門領域や研究スタイルの違いによって弾力的に運用され、使いやすくなっている。2005年度からは、外部資金特に科学研究費の導入促進のための別途研究助成制度が新設された。その他、全学的な研究助成制度として、本学の教学方針を踏まえて設定された、重点領域研究に対する助成である重点領域研究助成制度、研究・教育振興を目的とする個人ないし共同の研究に対する助成制度である学術研究助成基金等があり、商学部の実績としては2007年度重点領域研究助成１名、学術研究助成１名、2008年度重点領域研究助成１名、学術研究助成１名となっている。また経済政治研究所への商学部の教員の参加は活発で、多くの研究班の中で成果を上げてきている。

在外研究制度としては、毎年、１年間の在外研究員２名、半年間の調査研究員２名の合計４名となっており、着任後平均して４～５年でこの制度を活用して留学している。また研修員制度もあり、前後期各１名の計２名というように他大学と比べても比較的充実している。近年の実績をあげると、在外研究員については2007年度では、半年１名、2008年度では、１年１名であり、半年１名である研修員については、2007年度は２名、2008年度は１名となっている。なお、学部の各種委員等を免除することによって研究時間を少しでも保証してその成果をまとめることを促進しようという学部独自の学部研究奨励制度が2000年に誕生したが、申請がきわめて少なく実績がない。

【長所】

設備面や個人研究費の額等の研究環境は他学部や他大学と比べても遜色ないといってよい。特に学部共同研究費や全学的な研究助成制度は近年急速に整備されてきた。また在外研究の制度についていうと、年間３名派遣という枠は商学部の教員数からすれば、特筆すべき点である。

【問題点】

学部及び学内の研究助成制度が整備される半面、科学研究費や受託研究については2008年度で教員１人当たり612,902円であり、工学部を除き高水準である。この額は近年増加していることは喜ばしいことである。同時に、近年、学部及び大学院の授業時間やその準備時間、各種委員会活動時間、学生指導時間、入試や就職対策のための時間等が増大していく中で、各教員の研究活動は大幅に制約されるようになってきていることを指摘しなければならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2003年度からスタートした科学研究費申請奨励研究費を研究業績と部分的に連動させる仕組みを考案する等研究に対するインセンティブを高める措置を講じることや、研究の成果を社会に積極的に還元していく等教員間で研究向上へのマインドを具体的に育成していくことも必要である。もちろん教育指導や入試業務、また各種委員会活動を合理化し、効率的にすることによって、研究活動を阻害している要因を削減することも、極めて緊急性の高い課題である。

商学部の産学連携・異業種交流として、官庁、民間企業、交通機関、商店街等との産学連携を商学の教員がチームを組んで実行することも検討、更にそれを社会人の大学院入学につなげることも一考に値する。

6-2-2　競争的な研究環境創出のための措置

【現状の説明】

科学研究費の応募・採択の状況は、2007年度応募17件、採択10件、2008年度19件、採択12件である。文部科学省及び日本学術振興会の科学研究費受給状況では、商学部は、他学部に比べて、科学研究費の獲得は決して少なくはない。更には、総研究費における科学研究費の占める割合は、文系の他学部に比べれば高い。そのことから、関西大学以外の外部資金を積極的に獲得し、自身の研究に役立てていると理解することができる。また、それほど多いわけではないが、企業等の外部組織から依頼を受ける受託研究も毎年存在してい

検索

る。そのことは、産学連携が浸透しつつある例といえよう。採択された研究費の詳細は次のとおりである。

表Ⅱ-商-9　外部資金の採択・獲得金額状況　（金額：千円）

	2007年度		2008年度	
	件数	金額	件数	金額
基盤研究（B）	2	10,400	2	12,090
基盤研究（C）	6	8,450	6	8,060
萌芽研究	1	1,000		
若手研究（B）	2	1,500	3	3,250
若手研究（スタートアップ）			1	1,729
小計	10	20,350	12	25,129
受託研究				
合計	10	20,350	12	25,129

【長所】

本学部教員の研究費総額に占める科学研究費の割合が高いことは、競争的な研究環境に積極的に関わり、更に、その内容が外部で評価をされていることを示している。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

現状に甘んじることなく、更に競争的外部研究費獲得のための努力を奨励していく。

今後の到達目標

競争的外部研究費のいっそうの獲得。

7　施設・設備等

前回の到達目標

教室の使用効率の改善、各教室における設備の整備、情報関連機器の充実と MML 室、IT センター、授業支援グループとの連携。

7-1　施設・設備等の整備

本学部では、「品格ある柔軟なビジネス・リーダーの育成」を教育目標として、学問領域が重なり合う授業の多い経済学部、会計専門職大学院、第５時限以降はフレックスコース及び第２部の５学部と、施設・設備を共用しながら、教育指導上の効果が十分発揮できるよう、全学共通科目・専門教育科目の講義用教室のみならず、語学教室や少人数教室、情報処理教育等のための教室、及びそれらに付置すべき設備の整備・充実を図っている。

【現状の説明】

ア　学舎

商学部は、専任教員及び非常勤講師による授業・研究活動が、千里山キャンパスの第２学舎にある第１号館から第４号館及び経済学部・商学部研究棟を中心に展開されている。

講義室・演習室等の整備状況は、講義用小教室（収容定員99名以下）は１・２・３号館に合計29室あり、

主に語学教育に利用している。収容定員100名を越える中・大教室は合計12室あり、その内、300名を越える大教室は1号館に1室、ゼミ棟に1室、3号館に3室、そして4号館の BIG ホール（1,002名収容）の計6室を配置している。またこれ以外にゼミ棟及び2号館には20室の演習室、1号館には情報関連教室9室と視聴覚教室（LL 教室）2室が配置されている。

各教室の使用状況については、①教授会開催のために水曜に比較的空き教室が目立つ。②月曜日の中及び大教室、火曜日の小及び大教室、木曜日及び土曜日の小教室の使用率が高い。③2号館 B 棟と3号館 D 棟の使用率が全般的に低い。④大教室については、月曜日、火曜日、木曜日で使用率100％の教室が多い。②で触れた、木曜と土曜の小教室の使用率が高いのは語学授業が開かれているためであり、大教室の使用率が全般的に高いのは、経済学部との合併授業が設定されているためである。

自習室はゼミ棟に2室あり、収容定員は合計89名であるが、経済学部・商学部の学生数から考えて十分とはいえない。この不足については、総合図書館に自習室が多数用意されていることや、学生の自習室利用が高くなる7月及び1月の試験期間において、ゼミ棟の演習室10室を自習用に開放することによって対応している。

2009年3月に竣工した新2号館には、教育推進室が経済学部・商学部に各1室が新設されているが、学部の独自のプログラム等を展開する際に活用されている。

第2学舎全体の施設管理は、予算申請を含めて学部・大学院事務グループ経商社事務チームが一括して担当している。ただし、建物の建築や教室等の大改修を伴うものは商学部と経済学部合同の委員会を設置し、教学上の要請等をまとめて法人に要望する形式をとっている。また経年的な設備充実についても、両学部からの要望をまとめて経済学部から予算申請して整備を図っている。

イ　研究棟

経商研究棟の中には、経済学部・商学部・会計専門職大学院の専任教員のための個人研究室と経商資料室、計算機室及び会議室がある。個人研究室は商学部教員の現定員46名に対して、42室を確保している。個人研究室の数が不足しているので、経済学部から1室借用している状況である。

一方、2008年5月に大学全体で教育職員60名を増員するという人事案が提示され、商学部においても新たに11名の増員枠が認められ、商学部の教育職員数は将来53名になることが決定している。当然、経商研究棟だけでは個人研究室を賄えないため、2008年7月に総合研究室棟(全85室)が第1学舎近くに完成し、随時各学部の教員が入室している。数の上ではつじつまの合う個人研究室数ではあるものの、商学部教育職員の研究室が2カ所に分割されてしまうのは教育研究上不便を強いられるものであるといえよう。

経商研究棟は昭和40年に竣工し、新耐震基準により設計されたものではない。今後施設整備を進める上で耐震性能の強化が重要かつ緊急の責務となっている。経商研究棟が、安全性をより高めるための耐震工事が必要であると診断されているにも関わらず、代替地の候補がないため、工事をあきらめなければならないのは、由々しき問題だといわなければならない。経商研究棟を耐震補強して残すか、解体して建て替えるべきかは財政的な判断でもあるが、危機的状況の中に置かれた教育職員は、教育・研究に安心して従事できるものだろうか。

なお、経商資料室は両学部の専任教員及び大学院生の共同利用施設として、蔵書冊数は、29,402冊、他に視聴覚資料として467点、継続購読している雑誌が1,261種類(この計数は今年5月実施の日本図書館協会調査回答による)の資料を揃え、複写機（2台）や製本機等を整備して利用の便に供している。

【長所】

木曜と土曜日に教室の使用率が高いのは語学授業が開講されているためであり、大教室の使用率が高いのは、全学共通科目や専門科目で経済学部との合併授業が設定されているためである。経済学部との連携で効率よく教室の利用ができているといえよう。1号館の教室が比較的使用率が高いのは、四つの建物の中でも新しい建物で AV 機器やパソコン等の利用設備が整っているためで、利用を希望する教員が多いことによる。

検索

第 2 学舎は、全体的に 7 割程度の使用率となっており、100%の使用率の曜日があるものの、他の学舎を借りなければならないほどの緊迫した状況にはない。その結果、商学部の学生はほとんどの授業を第 2 学舎で受講できる状況にある。

【問題点】

経済学部との合併授業科目が多いため、履修者が500人を超える多人数科目が生ずるという点については、将来的には300名定員を設け、300人を超えれば、もう 1 クラス増やす等の措置をとることが決定している。しかし、未だ新旧カリキュラム並存期にあること等の理由により実行を見ていない。また、教室の時限別使用状況から、使用率の低い教室が 1 時限と 5 時限に比較的多く見られるが、この点については元々 1 時限目や 5 時限目に配当されている授業が少ないためである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教室の使用効率を改善するための方策の一つとしては、曜日、時限の点でバランスのよい時間割を編成することがあげられる。また通常の授業においてもパワーポイントやビデオ・DVD 等を使用する形態の授業が急増していることから、大小を問わず各教室にプロジェクターや昇降型スクリーンないし大型の薄型 TV、教材提示装置等の設備を常備したり、更にインターネットを常時接続したりするといった抜本的な増強が必要である。

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置

【現状の説明】

AV 機器、コンピュータ、その他の各種情報機器は、今日、教育研究環境を左右する重要な設備である。現在第 2 学舎の講義室・演習室のすべてにビデオ及び DVD 装置が整備されており、この要請にこたえている。なお、教材提示装置は、全館で22室に整備されている。

また、情報処理関係の実習室は10室あり、合計330台のパソコンを整備している。また、視聴覚教室（LL 教室）が 2 室あり、96台の LL 装置がある。情報処理関係の実習室を授業で利用する授業科目は年々増加していることに注意が必要である。

また、講師控室には、常時ノート型パソコン、プロジェクター、コンバーターを一定数準備しており、SA（スチューデント・アシスタント）を通じて、利用できる環境が整いつつある。経商研究棟の計算機室にも教員研究用としてパソコン 5 台を配置している。

【長所】

実践的な情報処理技法を取得するとともに、学外のさまざまな組織との共同研究を行うプロジェクト（ゼミ単位）である HIP（Hybrid Incubator Project）には、第 2 学舎 1 号館 3 階の専用教室としてプロジェクトルーム、コラボレーションルーム、サーバー室が充てられ、総計20台のパソコンとプリンター 2 台、及びロッカー、テーブル等が設置されている。HIP の施設は公募によって利用が認められた特定のプロジェクトチームが優先的に利用でき、 2 年以内の利用期間内にその研究成果が求められるため、ゼミ生たちにとって、更に高度な情報処理技術の修得と学内外の技術者や研究者との連携プロジェクトが可能となっている。

【問題点】

2006年 9 月の事務組織の改編により経商学舎の情報関連施設については、その管理は学部・大学院事務グループ経商社事務チームに、その実際の運用（パソコンの修理やリプレイス、ソフト等の更新、サーバーの管理やサービス提供）については IT センターが一元的に行うことになったが、教職員・学生向けのサービスの向上につながったかどうかは一概に言えない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

語学や情報処理関係の授業だけでなく、通常の講義や演習においても、パワーポイント等を利用し、プレゼンテーションをさせる授業形態が急激に増えつつあり、パソコン・プロジェクター・スクリーンの設備が整った教室を経年的、計画的に増やす必要がある。機器類の接続や利用方法について扱いなれない教員でも容易にICT機器を利用できるように、2006年度秋から授業支援チームが生まれ、SAが多様な教育の補助を担うこととなったが、SA の数は十分だとはまだいえない。SA 制度を必要な科目すべてで利用できるように拡充していくことが求められている。また経商学舎の情報関連施設の管理・運用に当たっては、MML 室とITセンター、授業支援グループとの連携をはかり、利便性を高めることが不可欠である。

7-3　利用上の配慮

ア　施設・設備面における障がい者への配慮の状況

【現状の説明】

学舎立て替えの進展により、ほとんどの施設・設備でバリアー・フリー化が実現している。

【長所】

比較的最近立て替えがなされたC棟、F棟では、最先端のバリアー・フリーがなされている。

【問題点】

一部にまだ古い学舎が残っているため、バリアー・フリーが不十分となっている部分がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

古い学舎の立て替えにより、バリアー・フリー化を更に進める必要がある。

今後の到達目標

古い学舎の立て替えの推進。

8　管理運営

前回の到達目標

全学委員会を含む効率的な意思決定を行える仕組みを再設計することを目標とする。

8-1　管理運営体制

【現状の説明】

ア　管理運営体制の概要

学部運営に当たっては、学部長が執行部を組織し、その指導のもとに最高意思決定機関としての教授会が運営されている。本学部の教学の運営は、各専修から選ばれた教学委員と副学部長2名、教学主任2名があたっている。更に現在10以上の学部各種委員会が設置され、学部長から付議された事項について専門的に協議している。また、本学部は、大学協議会協議員をはじめとする約30の全学的な各種委員会へ委員を送り、

全学的な大学運営にも積極的に参画している。加えて、本学部運営に対して、自己点検・評価委員会を設置し、教育研究水準を点検・評価することで向上をはかっている。

イ　教授会

最高意思決定機関としての教授会は、1992年に制定された教授会規程にしたがって運営されている。教授会は、定例教授会として、月２回、若しくは、学部長が必要と認めたとき及び構成員の３分の１以上の要求があったとき学部長が召集し、学部長を議長として構成員の２分の１以上の出席をもって開催されている。議決は、出席者の過半数の同意に基づいてなされ、その構成員は、専任の教授、准教授、専任講師及び助教である。教授会における審議事項は、以下の12の事項である。

a　学部長・研究科長の選出
b　副学部長の信任
c　評議員の候補の選出
d　学長の承認
e　商学部教員の任用及び昇任及びその他人事に関する事項
f　全学的及び学部内の各種委員会委員等の選出
g　学則に関する事項
h　教育課程に関する事項
i　学生の入学、学籍、卒業、賞罰及び補導に関する事項
j　学生の試験に関する事項
k　商学部の自己点検・評価に関する事項
l　その他教育・研究に関する事項

上記ｅの人事に関する審議事項は、教授会の審議事項であるが、上記とは異なる規則で審議される。特に教員の任用については2005年２月23日に「採用人事制度に関する内規」を制定し、中長期の将来計画に基づいて科目編成計画及び人事採用計画を策定することが確認され、当面は人事委員会を中心に採用人事が進められることになった。人事委員会は基本的に各専修から１名及び副学部長、教学主任の合計７名から構成され、採用人事の募集方法、採用条件等を決定し、候補者を３名程度に絞り込み、審査委員会に業績審査と面接を付託する。審査委員会は主査１名と副査２名の３名の委員から構成され、その委員は学部長が提案し、教授会で承認される。なお教員の昇任に関する事項は、従来と変わらず、審査委員会において審査されている。この昇任に関する審査委員については、学部長が主査１名、副査２名の計３名の教授を委員として提案し、教授会で承認される。その審査結果の報告を３分の２の出席が成立の要件となる教授会で審議する。定年到達者の「定年延長」に関しては、学部長が提案し、教授会で審議する。

以上の教授会の審議に関する議事録は、グループ長補佐により作成され、学部長によって確認されている。

ウ　執行部

上記の教授会の運営は、学部長、副学部長（２名）、教学主任（２名）、学生主任、入試主任、学部学生相談主事からなる執行部があたっている。学部運営に関して、それぞれの職掌分野は以下のとおりである。

学部長	学部・大学院に関する校務
副学部長（学部担当）	学部に関する校務の補佐、教育推進分野に関する事項
	関西大学第一高等学校・第一中学校との接続に係わる専門委員会
	関西大学北陽高等学校との接続に係る専門委員会
（大学院担当）	大学院に関する校務の補佐、研究推進分野に関する事項、
	社会連携分野に関する事項
教学主任	教学に関する事項
学生主任	学部学生の補導、交通対策委員会

入試主任　　入学試験に関わる事項、入試センター主事会
学生相談主事　　学部学生の相談、奨学金委員会

執行部は、執行部会議を開催し、教授会・研究科委員会事項、学部・研究科運営に関する事項について検討を行っている。執行部会議を教授会・研究科委員会の事前に行うことで、効率的でかつ効果的な教授会・研究科委員会運営を行うために開催されている。2008年度は、21回開催された。

エ　教学委員会

教授会、その他の委員会での提言や意見を本学部全体の教育の充実に生かすために、教学委員会が設置されている。教学委員会は、副学部長（学部担当）によって開催される。教学委員会の構成員は、副学部長（学部担当）、副学部長（大学院担当）、各専修の代表者１名、教学主任２名で構成される。教学委員会は、原則として教授会と同日、毎月２回行われている。

オ　商学部各種委員会

本学部に設置されている主要な委員会のそれぞれの委員数、執行部等との連携関係、活動内容の概要及び年度別開催回数は、以下のとおりである。

（ア）商学部自己点検・評価委員会

各コースから選出された委員１名、学部長の委託を受けた若干名、副学部長、グループ長補佐の７名からなる。本学部における教育・研究の充実と向上を図り、理念を実現するため、自己点検・評価と将来ビジョンの検討を行う。

（イ）商学部入試検討委員会

学部の専任教員、オブザーバーとして学部長、副学部長、入試主任の５名からなる。本学部が実施する入学試験について、学部長の諮問に答申する。また、企画立案を行い、学部長に建言する。2008年度開催回数は10回である。

（ウ）商学部人権問題委員会

副学部長、前副学部長、学生主任、人権問題研究員、人権問題委員の５名からなる。

（エ）商学部人事委員会

各専修から１名及び副学部長、教学主任の７名からなる。2005年２月に制定された「採用人事制度に関する内規」に基づき設置された委員会である。採用人事の募集方法、採用条件等を決定し、候補者を３名程度に絞り込む役割をもっている。2008年度開催回数は６回である。

（オ）インフォメーション委員会

インターネット広報委員、学生主任、事務職員の合計３名からなる。ホームページの更新等本学部の広報活動の企画と運営を業務としている。2008年度開催回数は２回である。

（カ）単位認定委員会

副学部長、各専修の教学委員から１名の合計６名からなる。編・転入学生の入学前の既修得単位の認定について検討する。2008年度開催回数１回である。

（キ）商学部将来構想検討委員会

「採用人事制度に関する内規」に基づいて2005年度に商学部の中長期の将来構想を策定する役割をもつものとして設置が承認された委員会である。学部長指名による５名の委員からなるが、現在は休止中である。

（ク）経商情報処理施設等管理運営委員会

商学部の専任教員５名と経済学部の専任教員５名、オブザーバーとして両副学部長２名からなり、第２学舎に設置されている教育用情報処理施設等の管理及び利用に関して検討する。2008年度開催回数は７回である。

検索

（ケ）経商研究棟管理運営委員会

商学部の専任教員３名と経済学部の専任教員３名からなり、経済学部及び商学部に所属する専任教員の学術研究に必要な便宜を提供するために、経商研究棟の管理運営にあたる。2008年度開催回数は３回である。

【長所】

管理運営において、該当するいずれの委員会においても、専門的な協議がなされ、本学部の円滑な教務運営の実施を促進するものとして基本的な役割を果たしている。

【問題点】

専任教員（在外研究員、研修員を除く）44名に対して、上記の委員会の総委員数は、64名となっており、平均兼務率は約1.6である。膨大な数の委員会に教員の多大な時間とエネルギーを割かざるをえないのが現状である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今年度、来年度に教員が補充される予定であり、その結果、教員数が53名となる。そのため、委員会の負担はやや軽減されるものの、その一方で、全学委員会を含む効率的な意志決定を行えるような枠組みを再構成することも求められる。

8-2　学部長の権限と選任手続

【現状の説明】

学部の校務をつかさどる学部長・研究科長は、上記の教授会の開催、教授会の議題設定、副学部長の推薦等をはじめとする学部・研究科執行部の任命権限を有する。また、「事務専決に関する理事会内規」に基づき、①所管事項中常例に属する申請、照会、回答、通牒に関すること②所属課長の国内出張に関すること③所属課長の欠勤、休暇その他の服務に関すること（第６条第１項）、及び④所属教育職員の国内出張に関すること⑤所属教育職員の欠勤、休暇その他の服務に関すること（同第３項）を専決する。

学部長・研究科長は、商学部長選挙に関する内規に従って選任される。商学部長の被選挙権を有する者は、商学部に所属する専任の教授であり、選挙権を有するものは、商学部に所属する教授、准教授、専任講師、助教とされている。学部長選挙は、選挙権者の３分の２以上の出席をもって成立し、単記の無記名投票により選挙を行い、有効投票総数の過半数を得たものを商学部長の当選者としている。開票結果は、教授会で発表され、教授会は、次期商学部長・研究科長の受諾の意志を確認して、次期商学部長・研究科長が決定される。選挙管理に関しては、学部執行部が行っている。

就任を受託した次期商学部長・研究科長は、副学部長（２名）を提案し、教授会で信任投票が行われる。それ以外の執行部の構成員である教学主任（２名）、学生主任、入試主任、商学部学生相談主事の役職者を教授会に推薦し、教授会で承認される。その後、上記学部管理運営を行っている。商学部長・研究科長の任期は２年であるが、再任を妨げない。

【長所】

商学部では、明文化された規定及び内規に基づいて、学部長の権限と選任手続きが適切並びに厳格に実行されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2006年10月より、学部長が大学院研究科長を兼務することとなり、更には2008年10月より理事を兼務することとなった。そのため学部長の負担と権限が増大したため、将来、再検討する必要がある。

今後の到達目標

学部長が複数の役職を兼務することとなり、学部の適切な管理運営を行うため、学部長を補佐する執行部及び委員会体制をより効果的に整備する。

9　自己点検・評価

前回の到達目標

自己点検・評価活動を学部全体のビジョンとそれに向けての教育課程改革に活かす体制を構築するとの基本的な考え方のもとに、教育関係者のみならず、産業界や自治体等の学外者による第三者評価を実施すること。

9-1　自己点検・評価

【現状の説明】

商学部においては、本学部の教育・研究水準の向上を図るため、1993年10月より商学部自己点検・評価委員会規程を置き、それに基づいて、学部教授会で選出された専任教育職員５名及びオブザーバー１名（副学部長）からなる自己点検・評価委員会を組織して、自己点検・評価活動を行っている。自己点検・評価委員会は、本学部の教育・研究水準や学生受け入れに関する活動状況並びに制度、教員組織、施設、設備の現状及びその運営について自己点検・評価活動を行うこと、更にこれに基づいて商学部の将来ビジョンについてもあわせて検討することを任務としてきた。その活動結果として、教員組織の定員増が実現するとともに、ビジネスの学部としての商学部の特徴を示すいくつかの教育課程改善に結果した。

なお、商学部の点検・評価活動は大学院のそれと密接に関連することから、必要に応じて商学部研究科自己点検・評価委員会とも連携を図りながら活動を推進している。

【長所】

商学部自己点検・評価委員会は全学の自己点検・評価委員会との連携の下に、商学部についての自己点検・評価活動を行っている。特に商学部では「品格ある柔軟なビジネス・リーダーの育成」を教育理念に掲げ、この理念実現のためのさまざまな教育課程改革、すなわち APP・ASP、KUBIC、BLSP、CORES、BestA の実施、また人事における公募制の導入等各種の改革を進めてきた。このような一連の改革において既存の教育・研究活動の改善を考えたり、新たな展開方向を模索したりする等その先導役を務めたのが、商学部自己点検・評価委員会にほかならない。このような変化の激しい状況のもとで、自己点検・評価委員会規程のもとで自己点検・評価活動を行うことが問題点の洗い出しや改善点の検討に大いに役立っている。その成果は、既述のとおりである。

【問題点】

自己点検・評価活動を進めるうえで、委員会内部の問題として各項目別の点検・評価を担当者が分担して作成するという形式を取ることが多く、その結果提出された自己点検・評価内容を十分時間をかけてその妥当性を検討して客観化し、全体の整合性を図る機会を十分取ることができていないという問題がある。また、学部執行部との調整機能を果たすべく副学部長が自己点検・評価委員会に参加しており、副学部長が委員長を務める学部教学委員会において当委員会の具体的な提案が検討され、学部教授会で審議・実現されてきた

検索

とはいえ、自己点検・評価委員会においてまとめた内容について、学部教授会等で恒常的に議論を行うことによって自己点検・評価内容を学部全体として組織的に検討し、問題意識を共有するなかで具体的に改善していくというプロセスや手続きが必ずしも確立されていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

自己点検・評価を学部全体で取り組む体制を構築することと同時に、学部の自己点検・評価活動を全学的なそれと積極的に連携づけることによって他学部の先進的な取組を学ぶことも必要である。

9-2　自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

商学部の自己点検・評価の客観性・妥当性を確保するために、その内容を内外に公表し広く意見を求めるとともに、特に大学基準協会による外部評価を受ける等をしている。

商学部の自己点検・評価の結果については関西大学の自己点検・評価報告書の一部として公表されている(詳しくは、第Ⅰ編の当該箇所参照)。

2006年度には大学基準協会により相互評価を受けたが、同協会が作成した評価報告書及び質問、更に実地視察での専門委員とのやり取りを通じて商学部の自己点検・評価活動の先進性や問題点、そして課題も明確になったのではないかと考えられる。教員一人当たりの学生数の過多、学生による授業評価結果を教育方法改善に結びつける努力の重要性、成績不良者の対策、国際交流の一層の推進等の問題に関して助言を受けた。その結果、いくつかの課題が改善されつつある。なお、大学基準協会の評価結果の学内外への発信状況は、全学的対応にしたがっている（詳しくは、第Ⅰ編の当該箇所参照)。

その他の学外者による評価としては、KUBIC における学外審査委員（他大学教員、協賛企業、公的機関よりの推薦者等）の導入やアドバイザリー・ボードの設置は、この行事の水準向上と学生のモティベーションをたかめることに大きく寄与していると考えられる。

また、2008年度に文部科学省から選定を受けた二つの教育改革支援プログラムでは、評価体制を整備して、成果を上げるべく努力している。

【長所】

自己点検・評価委員会の活動の成果として、教員定員数の増加を実現したこと、「品格ある柔軟なビジネス・リーダーの育成」という学部教育目標の実現にふさわしいプログラムを導入したことは、特に2006年度以降の２年間の大きな成果である。上に述べた文部科学省選定のプログラムである、「英語に強いプロアクティブ・リーダーの育成」、「プロセスイノベーター育成プログラムの開発」ともに、自己点検・評価体制を整備している。特に後者の評価体制では、産学連携ワークショップの実施、プロジェクト実施運営委員会、外部評価委員制度を設けて、積極的にプログラムの改善を図っている。

【問題点】

学生による授業評価結果を教育改善に結びつける方法に着手できていないこと、商学部における FD への取り組み、新たな教育改革プログラム以外の商学部における教育課程全体の自己点検・評価体制が十分に整備されていない点が問題であると思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

「英語に強いプロアクティブ・リーダーの育成プログラム」や「プロセスイノベーター育成プログラム」での自己点検・評価体制を参考にして、商学部におけるすべての教育課程を自己点検・評価しうる体制整備に向けての検討を始めたい。

今後の到達目標

「英語に強いプロアクティブ・リーダーの育成」プログラムは、KUBIC、CORES、BLSP、BestA の四つのサブ・プログラムから構成され、それぞれ高大連携、産学官連携、海外連携によって推進されるものである。これらサブ・プログラムの教育成果を測定するための自己点検・評価システムを、外部評価システムを取り入れながら整備していく予定である。

検索

商　学　研　究　科

検索

第Ⅱ編　商学研究科　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 625

1-1　理念・目的等　〈625〉

1-2　理念・目的等の検証　〈627〉

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等 …… 627

2-1　教育課程　〈627〉

2-2　教育方法等　〈636〉

2-3　学位授与・課程修了の認定　〈642〉

3　国際交流 …… 646

3-1　国際交流〔国内外との教育研究交流〕　〈646〉

4　学生の受け入れ …… 647

4-1　入学者受け入れ方針等　〈647〉

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（大学院）　〈648〉

4-3　科目等履修生・聴講生等　〈652〉

4-4　定員管理　〈653〉

5　教員組織 …… 653

6　研究活動と研究環境 …… 654

7　施設・設備等 …… 654

7-1　施設・設備等の整備　〈654〉

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置　〈656〉

8　学生生活 …… 656

8-1　学生への研究活動への支援　〈656〉

9　管理運営 …… 657

9-1　管理運営体制　〈658〉

9-2　学長、学部長等の権限と選任手続　〈659〉

10　事務組織 …… 660

10-1　大学院の事務組織　〈660〉

11　自己点検・評価 …… 661

11-1　自己点検・評価　〈661〉

11-2　自己点検・評価に対する学外者による検証　〈662〉

11-3　大学に対する社会的評価等　〈663〉

1　理念・目的・教育目標

1-1　理念・目的等

【現状の説明】

商学研究科は、1962年４月、本学商学部に基礎を置く研究科として開設された。本学においては、「学の実化」を教育理念としているが、その意味は、「学問において実際から出発して一の原理に到達する順序と、更に学術的思索から実際に帰るという順序とが、表裏一体のものとならねばならぬ」（本学大学昇格時の総理事山岡順太郎の言葉）ということであり、こうした教育理念は、まさに当研究科に当てはまるものと言えよう。すなわち、商学研究科においては、本学のこの「学の実化」という理念を商学研究領域に適用することを商学研究科の活動目的としてきた。

商学研究科が究明をめざす領域とは商学に関わる理論と応用であるが、商学に関わる活動自体は、流通とファイナンスという基本側面を伴う。また、この一連の活動は、企業によって担われ、その企業活動は経営と会計という働きによって導かれている。また国際的に企業活動が展開されるようになると国際ビジネスが本格化してくる。このような観点から商学研究科においては、流通、ファイナンス、国際ビジネス、の諸領域における理論と応用の深奥を究めるとともに、経営と会計における理論と応用の深奥を究めることをめざし、得られた知見が「学理と実際との調和」を伴ったものとなることを教育目的としてきた。

商学研究科が創設された当時は、上記の知見を備えた優れた研究者の養成を教育目標としたが、経済社会の複雑化・高度化に伴い、高い資質を有する多様な人材育成についての社会的期待が高まるなかで、その教育目標を次第に拡大してきた。例えば、本研究科は、社会人のための高度な専門教育を実施するという目標を達成するため、1995年度からは社会人向けの新たな入学制度を設けた。また商学研究科の国際化対応をより一層推進するため、外国人留学生を積極的に受け入れることをめざすための制度整備も行った。その背景としては、日本政府によって留学生10万人受け入れ計画が発表されたが、商学研究科においても、そのような政府の方針も踏まえつつ、将来商学研究科入学を希望する外国人を研究生として受け入れる外国人研究生制度を1995年度に導入した。それは、指導教授による個別集中指導を行うとともに各種講義の聴講許可を通じて、将来における正規の大学院生としての受け入れが可能となるように指導を行うものであった。

更に、2000年度より博士課程前期課程に高度専門人養成をねらいとする専門職コースを設けることになった。従来の研究者の養成をめざした課程については、それを研究者コースとし、商学研究科に研究者コースと専門職コースの２コースを設けることとした。その場合、研究者コースの教育目標は、研究者の育成を図ることであり、博士課程後期課程への進学希望者をその対象とするものであった。それに対して専門職コースの教育目標は、21世紀の経済社会で活躍することのできる高い見識と専門知識を備えた高度専門職業人の養成であった。

また2006年度からは、商学研究科会計学専攻を母体とし、それより分離して会計専門職大学院会計研究科（アカウンティング・スクール）が創設された。これを契機として2007年度からは、博士課程前期課程について、21世紀の経済社会で活躍することのできる高い知識と専門知識を備えた研究者及び高度専門職業人の育成をめざすという観点から、従来商学専攻と会計学専攻の２専攻に区分していたものを商学の１専攻に統合した。この目的は、博士課程前期課程大学院生が各自の研究テーマを掘り下げるとともに、幅広く、偏ることなく学習することが可能なようにするためであった。とはいっても、研究の焦点が分散しすぎることを防ぐため、商学専攻に戦略マネジメント、流通・国際ビジネス、会計・ファイナンスという三つの系を設置することとした。

【長所】

本学の教育理念としての「学の実化」を、商学の分野で具体化させるという商学研究科の教育理念は、21

世紀経済社会が必要としている人材を養成する教育機関として方向づけるものとして適切なものである。特に、高度専門職業人の養成をめざすとする教育目標を掲げた専門職コースは、「学の実化」を商学の分野で実現するうえでの中心的な役割を果たすものと位置づけられる。既に本研究科では、この専門職コースの設置に当たって、ビジネスや行政等の第一線で活躍し豊かな経験を有する優れた実務家を非常勤講師ないし客員教授として任用し、高度専門職業人を育成するという教育目標に適合した科目を開設してきている。大学院教育の理論と体系を担う専任スタッフによる演習や講義科目は、こうした科目と相まって修士論文の作成に重要な役割を果たしている。こうした理論的かつ実践的な多様な科目の配置によって外国人留学生も増加してきた。

また博士課程後期課程は研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力やその基礎となる豊かな学識を養い、学術発展に寄与するという教育目標をより一層具体化するために、博士課程後期課程修了者が円滑にかつ速やかに課程博士の授与されるように研究指導を強化し、申請手続き等のルールやスケジュールを明確にしてきた。論文博士もまた、関西大学以外の優秀な研究者に広く授与するという社会的使命を推進する方向へと模索してきている。

【問題点】

専門職コースにおける実務経験者による実践的講義科目と専任スタッフによる演習や理論的講義科目の存在は、本研究科の重要な特色であり、長所であるが、この両方の講義科目の最適な組み合わせとその工夫が各学生に委ねられているという問題があった。このような実際と理論を統合するための思考方法論ないし研究方法論に関する科目として、2007年度からロジカル・シンキング、プレゼンテーション論、データ分析論等が新設されたが、それらの効果を測定し、改善していく作業がまだ十分には実施されていないという問題点も残されている。またこの専門職コースに社会人の入学が減少してきていることも問題点として把握できる。

更に本研究科における博士課程後期課程については、日本人入学者が少なく、外国人留学生が多くなってきている。我が国の場合、博士課程後期課程修了者及び博士学位取得者の受け皿が大学、研究機関しかなく、しかも旧国立大学の大学院大学化による大学院生の増加が大学や研究機関への就職を厳しくしているという現状を考慮すれば、一つの研究科だけで解決するのは難しい問題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上述したように博士課程後期課程の入学者の減少については、博士課程後期課程の定員を削減する等の対応をとり、更に外国人留学生の積極的な受入によって、定員を充足し、研究者の養成機関としての社会的役割を果たすべく努力してきた。

また充実した専門職コースとするために、博士課程前期課程において商学研究科が従来設けていた商学、会計学の２専攻制を見直して商学専攻のみの１専攻制とし、このもとで、各種の講義科目を「戦略マネジメント系」、「流通・国際ビジネス系」、「ファイナンス・会計系」という三つの系に集約し、新たなカリキュラムを2007年度から実施してきた。

更に、高度専門職業人の育成を本研究科の特色の一つとするという観点からは、その目標を現実に近づけるべく、社会保険労務士会連合会近畿地域協議会と連携して、社会保険労務士の専門性を高めるため、特別枠で社会保険労務士を積極的に受け入れる方向で準備を進めている。

なお本研究科では、研究者コースと専門職コースという二つのコースがあるということのシナジー（相乗効果）を活かしつつ、それぞれの特徴をより一層伸ばすための取り組みへの着手も必要だと考えている。例えば、専門職コースについて、体系的な知的枠組みの構築の仕方を学習させるために、プレゼンテーション論、ロジカル・シンキング論等の科目を2007年度から設けたが、これらの科目については研究者コースの大学院生にも受講を許可している。研究者コースの学生にとっても有意義なコースとなることが期待されている。

1-2　理念・目的等の検証

【現状の説明】

「不易流行」という言葉があるが、本研究科においても「正義と自由の探求」という学風や教育理念である「学の実化」及びその構成要素の一つである「学理と実際との調和」をしっかりと維持しながら、変化の激しい環境に適応した大学院のあり方を考究している。既述してきたように、流通・ファイナンス・国際ビジネス・会計・経営の各分野において、次代の学術研究の発展を担う高度の研究能力をもった研究者の育成と、複雑化し激変する経済社会のもとでの企業経営諸活動を高い専門知識をもって分析し、諸問題に対処していくのに必要な能力を備えた高度専門職業人の育成とを商学研究科の教育目標として設定してきた。

これらの目的・教育目標は、自己点検・評価委員会及び商学研究科教学委員会等で議論、検証され、更にカリキュラムの変更の際には研究科委員会で議論、確認されてきた。またこうした目的・教育目標は、大学院インフォメーションや関西大学ホームページにおいて、大学院に所属する関係者のみならず広く一般公衆に周知させられ、将来関西大学大学院商学研究科に入学希望を持つ者に対して、入学試験へのチャレンジをさせるのに必要な判断材料としても提供している。

【長所】

特に記載すべき事項はないが、カリキュラムの変更や新たな人事、制度変更に伴う新設科目の設定時に学部と一体的に議論され、検証されている。また全学の中期計画、長期計画において商学研究科に関係する事項については主として学部教授会で懇談、議論、検証がなされている。

【問題点】

商学研究科として、その理念・目的・教育目標等を研究科委員会で本来議論する機会を持つべきではあるが、教育理念や目的は大学全体及び学部と共通するところが多く、学部教授会での議論や懇談事項で代替されることが多い。商学研究科教学委員会も商学部教学委員会と同じメンバーで同時に開催されるため、どうしても学部の問題が優先され、研究科独自の理念・目的を検証する作業は後手に回らざるを得なくなっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学の建学における学風は「正義と自由の探求」であった。グローバル市場経済が進行するもとでの商活動の理論と応用を究めていくにあたり、「正義と自由の探求」と「学の実化」という教育理念の両立を図って行くことが必要である。そのためには、商学研究科としてどのような目的・教育目標を設定し直す必要があるのかの再検討が必要である。近年のコーポレート・ガバナンスやコンプライアンス経営重視の動きは、「正義と自由の探求」としての企業行動や職業意識におけるモラルや倫理性を問うており、「学の実化」を果たすための優れた学識や秀でた実務能力との両立が問われている。その意味で高い倫理観や道徳観、正義感を持ち、自由を希求する活気にあふれた「有徳の経済人」の養成という課題を果たすために、商学研究科としての理念・目的・教育目標の新たな議論と再構築も必要となっている。

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等

2-1　教育課程

前回の到達目標

2006年に理論と実務に習熟した公認会計士等の養成をめざす会計専門職大学院（アカウンティングスクー

検索

ル）が設置され（商学研究科の４名の教員が移籍）、従来商学研究科が担ってきた役割の一部がアカウンティング・スクールの方に移管された。これにともなって、商学研究科の定員の見直しを行うとともにカリキュラムを一新し、21世紀の経済社会で活躍できる高い識見と専門的知識を備えた職業人を養成すること、及び商学研究科が次世代の研究者の養成というこれまで果たしてきた社会的責務を引き続き担っていくことが到達目標となった。博士前期課程の専門職コースを充実させ、博士前期課程の研究者コースと博士後期課程を活性化させ、流動的に変化している商学研究科の役割と、商学研究科が本来もつ理念や教育目的を体系的に関連づけしていくことが重要な検討課題となってきた。

2-1-1　商学研究科の教育課程（大学院）

【現状の説明】

商学研究科では、経済主体としての企業の行動を分析の中心に据えて、現代社会の経済的諸問題を研究することを目的に、将来を担う研究者や高度専門的職業人を養成する教育課程を編成している。 なお、2006年４月の会計専門職大学院設置に伴い、2007年４月より博士課程前期課程の２専攻制（商学専攻・会計学専攻）は商学専攻の１専攻制に改められている。

これまで、優れた研究者の育成と会計士・税理士等高度な専門的知識を持つ職業人の養成の両面において、大きな成果をあげてきた。また近年、大学院をめぐる状況は著しく変化しており、高い資質を有する多様な人材育成への期待が、ますます高まってきている。このような大学院教育に対する社会のニーズに応えて、商学研究科では博士課程前期課程商学専攻に「専門職コース」と「研究者コース」を設けている。

博士課程前期課程は商学専攻の１専攻で、専門職コースには経営・流通・国際ビジネス・ファイナンス・会計の諸分野に関連した科目が置かれている。これらは戦略マネジメント、流通・国際ビジネス、そしてファイナンス・会計の３つの系に分類され、体系化されている。専門職コースは、経営・流通・国際ビジネス・ファイナンス・会計の諸分野で活躍し得る高度の専門的職業人を養成することを目的とする。博士課程前期課程の専門諸科目は戦略マネジメント、流通・国際ビジネス、そしてファイナンス・会計の３つの系に分類・体系化されており、系を中心とした体系的履修とともに、系を横断する総合的知識の獲得も可能なカリキュラムにしている。初年次には、希望する指導教員の専修科目を履修することにより、２年次には同じ指導教員の課題研究指導を通年で履修することによって、各自の研究テーマに適合する個別研究指導を行う。また、広範な理論的知識の獲得は、専任教員の講義科目を履修することにより、更に実践的な知識の修得と実践的なビジネス感覚の涵養は、実務家講師による講義科目を履修することで達成できるようにしている。

2007年度より専門職コースでは、理論を深めるとともに、理論と実践とを相互にフィードバックする教育システムが必要であると考え、カリキュラム改革を実施した。初年時にベーシック科目とメソッド科目（英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ、ロジカルシンキング、プレゼンテーション技法、ケーススタディ、データ分析）の履修を通じて、高度専門的職業人となるために必要な専門基礎、考察力、分析力、表現力を習得できるようにした。そして2年次の課題研究指導では、従来は複数の教員による半期のグループ指導であったものを、1人の教員による1年間の指導へと変更した。また、入試問題も、経営学、会計学、経済学、統計学という基礎的な4科目からの選択とした。

また、研究者コースには同様の諸科目が並列的に設置され、指導教員の指導の下で、体系的な科目履修が弾力的に行い得るように設計されている。研究者コースでは、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う。このコースの特色は、専攻分野を担当する専任教員の演習並びに隣接分野の演習を履修することを通して、研究者たるに必要な知識、方法論、分析力を身につけることが可能となるような個別研究指導を行うことにある。前期課程の初年次には複数の演習を履修し、２年目には原則として修士論文の作成に専念する。本コースは前期課程修了後、引き続き後期課程への進学を希望する者を対象とする。

博士課程後期課程には商学・会計学の２専攻があり、商学専攻には流通・国際ビジネス・ファイナンスに関する諸科目が、会計学専攻には会計・経営に関する諸科目が設置されている。博士課程後期課程においては、専門分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とするため、博士論文の作成が最大の目標となる。学生は後期課程進学への出願時に専修科目・指導教授を選び、その専修科目16単位（講義４単位、演習12単位）を修得することを通じて、課程修了までの３年間、一貫した指導を受け、博士論文作成を行う教育システムになっている。他に、講義４単位以上を修得しなければならない。

なお、研究者コース及び専門職コースにおける論文作成指導について、修士論文、課題研究論文とも指導科目（４単位）は２年次１年間の指導である。従来、課題研究指導については半年間（２単位）であったが、2007年度から１年間にわたる課題研究指導を行うようにカリキュラム改正を行った。論文の審査は複数の専任教員により口頭試問も含めて行う。なお、2007年度の入学生より、論文の審査は公開での審査会の形式で行うこととし、2009年２月に行った。課題研究論文の質及び量（４万字以上）が研究者コースの修士論文に匹敵すると評価された場合、後期課程への進学要件の一つが満たされることとなり、また税理士科目の免除申請が認められる。

次に、入学許可者の推移ついての実態データを示す。

表Ⅱ-商研-1　入学許可者（入学志願者）の推移と定員との比較

	定員	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
専門職コース	30	30(47)	32(59)	23(36)	30(54)	18(47)
研究者コース（前期）	5	3(9)	3(12)	5(10)	4(9)	1(3)
（後期）	10	2(5)	1(4)	4(7)	1(1)	1(7)

（　）内は志願者数

この表から、全体的な入学許可者が減少傾向にあることは明らかである。しかしながら、本研究科における合格基準を運営しての結果という意味では、志願者数が必ずしも減少しているわけではないことから、志願者の学力レベルに問題があると判断される。

反面、研究者コースにおける少人数個別指導が可能となり、その成果として、大学教員（専修大学、阪南大学、鹿児島県立短期大学、帝塚山大学、流通科学大学、流通経済大学等）として採用される学生をコンスタントに輩出していることを挙げることができる。これは、修士修了者、博士課程単位修得者の研究能力を高めることに成功しているエビデンスであるといえる。

【長所】

商学研究科のカリキュラムは全体として次のような３つの特色を有している。その第一は、何よりも研究者コースと専門職コースから成るコース制を採用していることと、専門職コースにおいては特に、経験豊富な実務家による講義を多数開設していることに示されるように、理論と実践の融合をめざすカリキュラム構成にしていることである。高い水準の理論的蓄積とともに優れた問題解決能力＝政策提言能力を身に付けることをめざしている。その第二は、流通・国際ビジネス系の諸科目群に端的に示されるように、国内的視点のみならず国際的視点からの研究アプローチを重視していることである。こうしたアプローチの重視は、他面では、多数の留学生を受け入れてきていることにも結実している。第三の長所は、後期課程はもちろんとして、前期課程においても、初年次より専修科目担当の指導教員により、科目履修のあり方と論文作成に関わる教育指導を受けることが可能な仕組みを作り、その中で学生諸君が高い専門性のみならず総合性をも兼ね備えた研究能力を涵養できるようにしている点である。

著しい変貌を遂げている現代の経済社会が求める知識と分析力を習得するには、理論と実践とがポジティブにフィードバックする教育システムが必要である。そのために、特に専門職コースには、初年次にベーシック科目とメソッド科目を設置し、これらの履修を通じて高度職業人たるために必要な基礎的能力（専門基礎知識・考察力・分析力・表現力）を学べるようにしている。また専任教員のみならず企業や官公庁等の第

一線で活躍し、優れた経験を有する多数の実務家を講師として招き、こうした講師の講義を通じて理論と実践の両方からビジネスの研究にアプローチできるようにしている。

学部と大学院との連携については、本学商学部において勉学を積んだ学生が、より高度の勉学や研究を続けることを可能にする目的もあって商学研究科が設けられたという歴史的経緯を持つことから、学部で学んだコースに対応する2専攻のどちらかを選べばそのまま大学院へと継続的に勉学を進めることができる体制がめざしている。そのように連続して勉学・研究を希望する者に対しても、学内進学入学試験制度を導入している。学部で学んだコースとは別の専攻を選ぶことも可能である。実績としては、学内進学入学試験において、2007年度並びに2008年度ともに志願者数1名、合格者数1名であった。

前期課程について専門職コース制を2000年に開設し、当初はプログラム制を取り、複数の教員による担任制を実施した。すなわち、商学専攻のもとに「流通プログラム演習」、「国際ビジネスプログラム演習」、「ファイナンスプログラム演習」、会計学専攻のもとに「会計プログラム演習」、「経営プログラム演習」の計5プログラム体制を設け、各プログラムに対応する学部のコース所属教員が複数で担任することにした。2007年からは、カリキュラム改革を実施し、指導を希望する大学院専任教員のもとで毎年指導を受けられる体制を可能にするため、複数教員によるプログラム制とプログラム担任の隔年制を解消し、大学院専任教員が毎年、専修科目を開講し、そのもとで指導を希望する学生は1年目は専修科目を履修し、2年目は課題研究指導を1年間受けるという体制とした。なお、1年次において、研究能力の体系的な育成を図るため、ロジカル・シンキング、プレゼンテーション論、データ分析等のベーシック科目の履修を行わせている。

【問題点】

「高度の研究能力」の育成という大学院博士課程の目的は、同時に「豊かな学識」や幅広い視野に立つ総合的な研究能力の涵養を図ることと両立させられなければならない。この点で複数指導制をとっていない現行の指導体制ではそうした課題に必ずしも対応できないという問題がある。また商学と会計という専攻を超えた集団指導、更にそれぞれの専攻内の専修の枠を超えた複数の教員による集団指導も効果的であると思われるが、現行の制度のもとでは実施できていない。そこでは指導教授による個人指導とその他の教員による集団指導とをどのように適切に組み合わせるかが未解決の課題となっている。また制度上は前期課程と後期課程が5年一貫教育という形式をとっていないことから、前期課程修了者の問題関心やテーマが変化した場合には、後期課程への入学試験を経て、その専修科目と指導教員の変更が可能となっている。なお前期課程の専門職コース修了者が後期課程に進学希望する場合、後期課程入学試験を経て、その進学を許可しているが、それに対する教育研究指導のあり方をどうするかという問題も生じている。

また、現段階では学部教育がより一般的、基礎的、大学院教育がより専門的という性格の違いがあるうえに、両者の連携といっても教育課程の編成は学部教授会と研究科委員会のそれぞれで独自に行われており、教育課程の内容や具体的な指導は個々の担当教員の自主的な判断に基づいてなされている。また大学院進学を希望する学生の側も、学部から大学院に進学するときに、どのような点について学習内容が高度化するのかについての認識が十分であるとはいえない。

社会人学生向けの教育上の対応については現在、特別の科目を設置する等カリキュラム上の措置を特に講じることなく、一般学生と同等に扱っている。現在の社会人学生数を前提にした場合には、現行カリキュラムを大きく変更する必要はないと考えられる。なぜならば、それぞれの担当教員と学生との間で、教育効果を考えた時間割配置をすることによって問題が基本的に解決されると思われるからである。本研究科のカリキュラムは、社会人学生向けの生涯学習ニーズにも十分対応していると思われるが、現実に入学してくる学生数から判断すると、社会人学生への配慮がそれほど認知されていない可能性がある。他方、相当数を抱える外国人学生については、日本人学生との交流が円滑に行われて、相互の刺激が促進されているケースもあるものの、外国人学生のもつ諸問題への十分な教育上の対応が出来ていない面がある。また、2010年度から、「全国社会保険労務士連合会特別推薦入学試験」が実施され、ますます社会的な実学という観点でのニーズ

に応える必要があり、社会的実学のレベルに応じたカリキュラム内容若しくは科目内容が必要とされると予想される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

商学研究科は、2006年度の会計専門職大学院の開設という環境変化をも考慮して、2007年４月より再度カリキュラムを一新したが、更に商学研究科は、学生に対するきめ細かな研究指導という伝統を保持しつつ、時代の変化に柔軟に対応し、あるいは時代の変化を先取りさえする形で研究・教育プログラムの改革と充実に今後とも努力していく。2010年度専門職コースの実務家による講義科目は現在検討中のため、その概略及び開講予定科目名を掲げることとする。

専門職コースには経営・流通・国際ビジネス・ファイナンス・会計に関連した諸科目が置かれ、これらは「戦略マネジメント系」、「流通・国際ビジネス系」、そして「ファイナンス・会計系」に大きく分類され、体系化されている。実務家講師による講義科目も、こうした3つの系に分類され、それぞれ「現代戦略マネジメント研究（1）～（6)」、「現代流通・国際ビジネス研究（1）～（6)」、そして「現代ファイナンス・会計研究（1）～（6)」という形で合計18科目を設置している。 このように、「社会のニーズ」に即応できる体制づくりが重要であると考えられる。

2-1-2　授業形態と単位の関係

【現状の説明】

博士課程を前期2年、後期3年に分け、前期課程を修士課程として取扱っている。前期課程は広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度専門性を有する職業等に必要な能力を養うことを目的としている。そのため、専攻分野における高度な研究能力を育成することをめざす研究者コース、高度な専門性を要する職業等に必要な能力を養うことをめざす専門職コースの二つを設けている。専門職コースでは、2006年度までの5分野（経営、流通、国際ビジネス、ファイナンス、会計）から、戦略マネジメント系、流通・国際ビジネス系、ファイナンス・会計系の3系へと2007年度より再編した。

博士課程前期課程のカリキュラムは、専任教員による研究者コース配当科目（講義・演習・論文指導)、専門職コース配当科目（「ベーシック」「メソッド」、「戦略マネジメント系」「流通・国際ビジネス系」「ファイナンス・会計系」、実務家講師による講義）の3種に分類している。このうち、専任教員による講義科目については、学部との連携を踏まえて勉学の方向づけを系統的なものにするために、流通、国際ビジネス、ファイナンス、会計、経営という学部の5専修制を踏まえつつ、ほぼ学部の科目に対応した科目配置を行うこととした。ところで、それ以後、学部の方ではカリキュラム改定がなされ、セメスター制実施に伴って、もともと1年4単位科目を、半年2単位科目二つに分割するとともに、科目名を変更した。その結果、名称に関する限り、学部の科目名と、大学院の科目名との間にはズレが生じてきていることも事実である。なお専門職コース配当のプログラム演習は、上記各コース所属の教員が複数担当制で取り組むこととしている。また実務家講師による講義も専門職コース配当科目として用意されている。研究者コースの学生も、この科目を履修することができ、ビジネスの実際に触れることを可能としている。

前期課程の研究者コースでは入学時に選択した専修科目8単位（演習Ⅰ・Ⅱ計4単位、論文指導Ⅰ・Ⅱ計4単位）及び専修科目を除く演習8単位を含めて32単位以上を修得しなければならない。専修科目を担当する同一教員のもとで、修士論文作成による修士号授与まで指導を2年間受ける。

専門職コースにおいては、専修科目4単位（講義Ⅰ・Ⅱ計4単位)、課題研究指導Ⅰ・Ⅱ計4単位、ベーシック科目4単位及びメソッド科目4単位並びに所属する系の科目8単位を含めて32単位以上を修得しなければならない。2年次には専修科目を担当する教員の指導のもとで課題研究論文の作成による修士号授与まで指導を受ける。

一方、博士課程後期課程においては、専門分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とするため、博士論文の作成が最大の目標となる。学生は後期課程進学への出願時に専修科目・指導教授を選び、その専修科目16単位（講義4単位、演習12単位）を修得することを通じて、課程修了までの3年間、一貫した指導を受け、博士論文作成を行う教育システムになっている。他に、講義4単位以上を修得しなければならない。

なお、研究者コース及び専門職コースにおける論文作成指導について、修士論文、課題研究論文とも指導科目（4単位）は2年次1年間の指導である。従来、課題研究指導については半年間（2単位）であったが、2007年度から1年間にわたる課題研究指導を行うようにカリキュラム改正を行った。論文の審査は複数の専任教員により口頭試問も含めて行う。なお、2007年度の入学生より、論文の審査は公開での審査会の形式で行うことになっている。課題研究論文の質及び量（4万字以上）が研究者コースの修士論文に匹敵すると評価された場合、後期課程への進学要件の一つが満たされることとなり、また税理士科目の免除申請が認められる。

【長所】

大学院博士課程の目的が、「研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」（大学院設置基準第4条）にあるとすれば、本研究科ではそのうち前者の「研究者として自立して研究活動を行う」ことのできる人材の養成については、前期課程2年と合わせて5年間の教育課程を同一専修担当教員が修士論文の作成から課程博士学位の取得まで継続的に指導することにより「高度の研究能力」の育成を精力的に進めることとしてきた。その意味では大学院設置基準の本旨に沿った一貫教育が行われてきたといえる。そして、これまで博士後期課程3年を超える期間を要していた課程博士学位であるが、前期課程修了後できるだけ早期かつ確実に学位が取得できることが望ましいという判断から2002年度に標準論文数を中心に学位審査基準の見直しがなされた。その結果、2002年度には学位審査基準の見直しを受けて、新たな基準に基づく課程博士を2名輩出し、その後2003年1人、2004年3人、2005年2人、2006年3人、2007年3人、2008年1人と継続して課程博士を生み出してきている。なお、論文博士についても、2002年1人、2003年0人、2004年及び2005年1人、2006年2人、2007年0人、2008年0人と必ずしも多くはなく多少の増減もあるが継続して論文博士を生み出してきている。

2000年より前期課程に従来からの研究者の養成を中心とした課程である研究者コースとは別に専門職コースを設けることによって、各種の専門職を志望する学生に門戸を開くことができ、商学研究科の定員充足が可能となった。特に専門職コースは、多数の実務家講師に委嘱するかたちでの「現代研究」科目を中心とする講義と企業等での実習を伴うワークショップ形式での学習を通じて21世紀の経済社会で活躍する高い見識を備えた職業人を養成することをめざしたものであり、「高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」（大学院設置基準第3条）という目的にかなうものでもある。特にこのコース制の導入は、実務家講師による多様でユニークかつ実務に直結した講義、ある種のインターンシップ体験の導入、複数担任制による集団指導体制の構築等高度職業人養成型のカリキュラムの提供や教育指導を可能にし、当初商学研究科の定員の充足率が一挙に高まったことに示されるように一般学生、社会人学生、外国人留学生の期待やニーズに応える試みであった。更にともすれば高度職業人志望の学生と研究者志望の学生とが混在していたことによって教育課程に生じていた一定の混乱が解消されるという成果も見られた。

また商学部において2004年度より実践的な情報処理技法を修得させ、即戦力を磨くための HIP プロジェクト（Hybrid Incubator Project）が導入されたが、そこでは、学外のさまざまな組織との共同研究によるプロジェクト（ゼミ単位）を3件実施している。このうち一部に大学院学生も参画し、学部学生や指導教員とともにアンケート調査の解析等を行い、その成果を海外の学会で発表する等共同研究を進めていることは注目される。

学生に対する地理的利便性や比較優位にある他大学大学院専門科目の履修可能性の点から、単位互換や単

位認定の制度の趣旨は評価でき、学生の方でそれぞれの大学院や他の研究科の比較優位科目を選好する姿勢が現れている。

外国人留学生が他研究科に比べると多いので、日本人学生との交流が日常的に授業の中で行われるという利点があり、特に国際的視野を醸成することが求められている専門分野ではその教育効果が認められる。

【問題点】

2006年に会計研究科（アカウンティング・スクール）が発足し、従来商学研究科が担っていた役割の一部がアカウンティング・スクールの方へ移管され、会計学研究指導において、会計の専門知識を活用する社会人や研究知識を担う人材教育という商学研究科の役割をより明確化する必要がある。

また以前に全学的な委員会で検討を行ったビジネススクール構想のように、これから商学研究科の役割の一つとして育成していかなければならない。また、前期課程の専門職コース、前期課程の研究者コースや後期課程等についても、そのねらいについて変化が生じてきている。このように流動的に変化している商学研究科の役割と、商学研究科が本来もつ理念や教育目的とをどう体系的かつ変化に迅速性に対応し関連づけるかが重要な課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

授業形態と単位の関係という点では、教育体系という意味では、履修科目のモデル化をすることでより体系的かつ効果的な教育実績を生み出すことが可能だと思われるが、現状においては指導教員の指導はあるものの履修科目の選択は学生の自主性に一任されている。また、課程の修了と社会的な評価を一致させる場合には、特定の科目履修をモデル化したり、成績評価に応じて、より高度な科目の履修制限や再履修等の工夫も考えられる。このような場合には、学生の目的意識が明確かつ確固たるものでなくてはならず、今後、学生とのコミュニケーションによって可能性を探る必要があると考える。

2-1-3　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学の４大学は1966年４月に大学院生の交流に関する申し合わせを行い、それ以来、毎年４大学の大学院生が交流を続けてきた。この申し合わせを発展させ、1998年に関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定を締結した。

関西大学大学院は、「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」に基づき、関西学院大学大学院、同志社大学大学院、立命館大学大学院との間で関西四大学院学生単位互換制度を設けている。商学研究科については、2003年度に同志社大学商学研究科より１名、関西学院大学大学院より１名の大学院生を受け入れている。これに対し、2002年度に関西学院大学大学院に３名、立命館大学大学院に１名、2006年度に関西学院大学大学院に１名送り出している。2007年度・2008年度においては、受け入れと送り出しともに0名である。

なお、指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたとき、追加科目として、他の専攻若しくは研究科又は他大学院の教育課程において修得した講義科目の単位を、所定の単位数に充当することができるようにしている。

単位互換・単位認定の2003年度及び2004年度実績について言えば、受け入れ学生数が0名にとどまっている研究科もある中で、商学研究科については2003年度に１名、2004年度に２名と受け入れを行ったが、2005年度は0名、2006年度、2007年度、2008年度も0名という状況である。また、科目等履修生についても、2003年度、2004年度とも１名、2006年度0名、2007年度１名、2008年度は２名であり、本学他研究科と比しても少ない方である。また、聴講生については、2006年度が２名、2007年度については自己点検ホームページ上の数字によれば0名であった。ただし、商学研究科の前期科目において１名の履修登録があった。その聴講生は、経済学研究科を通じて商学研究科の科目を履修したものである。その場合、記録上は経済学研究科

検索

についての聴講生ということになっているため、データブック上は0名であった。2008年度は0名であった。

【長所】

必ずしも十分に生かされていないが、関西圏にある魅力ある他大学の単位互換・認定が制度化されていることは、同一科目名及び分野であっても所属教員によって専門性が異なることから、大学院生の専門性をより高めることができると考えられる。また、教員にとっても多重の負担無く多くの受講生を指導することが可能であり、効率的な教育効果が期待できる。更には、同一の専門に関して興味のある複数大学の院生が授業に参加することができ、互いの専門性の相対的評価ができ、より専門性を深めるとともに研究視野を広げることが可能になると考えられる。今後のこの制度の活用を促進したい。

【問題点】

このような単位互換・認定受け入れ、科目等履修生、聴講生の受け入れについての低調の原因が、何にあるのかを検証する必要がある。今後、国内外の大学院間のより一層の連携・交流を進めるためにも現段階では関西四私大の間にとどまっている単位互換を近隣の国公立大学や他の私大、更に関東や海外等の大学院にも拡張し、遠隔授業を含む多様な学修機会を提供することが求められている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

例えば、大学コンソーシアム大阪による単位互換制度の活用等可能性を探る必要性があると考えられる。大学コンソーシアム大阪は、大阪府内の４年制（６年制）大学で構成される共同事業組織で、現在、特定非営利活動法人（NPO）である。この法人は、大阪府内及びその周辺の大学の相互連携を深めるとともに、地域社会・産業界・行政と協力しあって、地域社会に貢献すること、産官学の連携を強めること、国際交流をすすめることを目的としている。その目的達成のために①大学間連携、②高大連携、③産官学連携、④インターンシップ、⑤国際交流、⑥地域連携等多面的な活動を推進している。関西大学も単位互換包括協定締結大学（36大学）に所属している。

現状では、大学間連携という制度の整備の段階であるが、今後はその制度の利用度合いや利用向上等本制度の内容の精査と改良の段階に移行すべきであろう。ただ、近畿圏とはいえ、実質的には大学間を瞬時に移動することは困難であり、実質的な運用方法を考慮すべきであろう。教育の充実と効率化は今後の大学において重要であり、競争から共生へと移行する上でも重要な課題として検討すべきである。

2-1-4　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

社会人学生の入学者数は、2000年の５人を頂点にして2006年１人であったが、2007年４人、2008年２名と推移している。社会人学生への教育上の具体的な配慮として、夜間（6限・7限）と土曜日の受講だけでも商学研究科を修了できるように開講時間帯の工夫を行っている。社会人学生は専門職コースに所属するが、専修科目に関連する講義・演習等は学生の希望に応じて曜日・次元を配置し、経済界や官公庁の実務家が担当する講義も一定数を6限目や土曜日に配置している。カリキュラムも、社会人学生の問題意識に応える実務経験と高い識見を備えた実務家が担当する実際的・実践的な講義科目（２単位）を開講している。例えば、これまで川上哲郎（住友電気工業（株）元会長）、伊藤進一郎（住友電気工業（株）元副社長）、萩尾千里（大阪国際会議場社長・関西経済同友会幹事）、飯田洋三（(株）デサント元社長）、関要（日本証券経済研究所顧問）、堤多嘉男（大阪証券取引所元専務理事）、服部巖（資生堂 CITY 元社長）等の諸氏のほか実務経験が豊富な公認会計士や弁護士、更に近畿運輸局、郵政局の管理職員を講師に迎えてきた。そうした講義では、ケーススタディ、ディベート、フィールドワーク等が積極的に取り入れられている。更に、社会人の聴講生も積極的に受け入れている。また、各種の公開講座にも学部と協力して講師の派遣に努めている。

外国人留学生については独自に前期課程の入学試験を行い、2005年度の入学者が13名、2006年度の入学者が12名、2007年度の入学者が9名、2008年度の入学者が9名というように例年10人前後が入学してきており、前期課程在籍学生の約30%以上を占めている。また、2006年度より海外の特定の大学の卒業生を対象に、外国人留学生特別推薦制度を実施している。

【長所】

変化する社会並びに、その中で働く社会人のニーズに有用な教育内容を充実し整える努力は継続的に検討し、行われている。その一方で、社会人が教育を受ける上での環境を整えるために、例えば、「長期在学制度」を導入している。長期在学制度とは、博士課程前期課程において、標準修業年限を通常は2年であるのに対して3年とする制度です。標準修業年限を2年とする「2年コース」と3年とする「3年コース」を設置し、それぞれのコースでは履修制限単位と学費が異なっている。

履修制限単位は、以下のようになっている。

表Ⅱ-商研-2

	1年次	2年次	3年次
3年コース	20単位	20単位	16単位
2年コース	28単位	28単位	

また、学費は2年コースで2年間に支払う学費を3年コースでは3年分割で支払うようになっている。ただ、3年間在籍するということで、教育充実費は3年間にわたって支払うということになっている。

更に、3年コースから2年コースへのコース変更は、次の条件を満たしておれば可能である。ただし、2年コースから3年コースへの変更はできない。

① 1年次終了時に20単位を修得していること。

② 2年次に、2年次と3年次の授業料及び2年次の教育充実費を納入すること。

以上のように、2年次コースと3年次コースとの整合を取る上での条件は設定されているが、社会人が自らの修業可能な年限に応じて、また、日々の仕事との関係において受講負担を調整可能なように、長期在学制度を設置している。

【問題点】

社会人向けカリキュラムの生涯学習としての有効性を、社会に対して広報する活動やその態勢が未だ不十分であり、その改善とともに一層魅力的なカリキュラム内容の工夫が求められている。かなりの数の外国人学生が専門職コースを選択している実状からすれば、専門職コースの実態が彼らのニーズに適合している面があるのであろう。それに対し、社会人学生の応募・入学が少ないという現状は、彼らのニーズに適合していない面が多いということを意味していると考えられるのであり、その意味からも意欲的な社会人の入学インセンティブを高めるために当該コースの入学試験及び教育内容のあり方を再検討する必要がある。その再検討が必要な点の一つは、講義開設の時間帯の問題である。社会人学生が、勤務と勉学を両立させるには、夜間の時間帯及び土曜日における講義科目の開設が必要である。特に、ベーシック科目やメソッド科目のように選択必修科目についてはその必要性が高い。社会人受け入れを促進するには、その点での対応を行う必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

なお、そのひとつの対応として、「全国社会保険労務士連合会特別推薦入学試験」が2009年度から実施され、その成果に注目すべきである。

今後の到達目標

専門職コース並びに研究者コースの合格者数が大きく落ち込んでいることへの対処が最重要課題である。

これに対しては、教育内容の充実と社会的ニーズに応えることによる志願者の増員と、志願者に占める合格者及び入学者の増加が必要である。専門職コースの志願者はこれまでとあまり相違のない数であるにも関わらず、合格者数が大きく落ち込んでいることがあげられる。この点は、志願者の学力の調査と入学試験内容と志願者の適応性に問題がないかを検証し、定員充足を具体的目標とすべきと考える。また、研究者コースに関しては、志願者数が減少にあるが、これは研究者コース修了者の就職活動を支援する等の工夫をすることによって、より多くの志願者を呼び込む必要があると考える。

社会人に関しては、全国社会保険労務士連合会　推薦入学試験を実施し、その結果を十分に検証することによって、今後の定員充足の一翼とできるように、制度の完成をめざす必要がある。

2-2　教育方法等

前回の到達目標

入試のあり方を見直し、学位取得まで順調に漕ぎつけられることのできる能力をもった学生の選抜に努めた。それとともに、学生の将来キャリアへの明確なビジョンを描かせるような取組が必要であり、そのようなビジョン形成ができておれば、学位取得までの努力が確保できるものと考えている。専門職コースが後期課程への進学を意図したものでなく、前期課程修了後に専門職として就職ないし開業することを趣旨としている点から、そこでの教育は、専門職業人として最低限備えるべき知識や技能を身に付けさせなければならない。したがって、カリキュラムの標準化とその評価の客観化・学生への可視化を検討した。

専門職コース修了者の就職活動支援については、現状では学部のようにキャリアセンター主事によるバックアップ体制があるわけではない。学部生と同じかたちで就職活動を展開する学生に対して研究科としても何らかの支援が可能かを検討した。一方、研究者コースについては、教育者としての意欲や研究者としての能力に左右されるため、各教員の自己研鑽が不可欠であり、研究科組織としてもそれをフォローアップする体制作りを急ぐ必要がある。具体的には、研究者コースを指導できるだけの適格性を計る一つの指標として、学会報告頻度や公表論文数を定期的に審査するシステムを構築することに努めた。商学部の方では実施しているが、講義科目毎の優、良、可の比率を研究科委員会において回覧資料として公開することにより、より厳格な成績評価の仕組みを作る方向へ改善することを検討した。またレポート課題の内容や、平常点で評価している場合、どのような側面（例えば出席率、発言回数）に着目して評価しているのかを公表することも検討した。

学部に比べてより双方向型の強い大学院教育において授業計画を事前にどこまで詳細化できるかという点で制約があることも事実であるが、受講予定者にとって受講目的を明確に知らせたり、広く学内外に講義内容を広報し教育課程に対する関心を醸成するという意味でその役割は決して小さくない。随時更新が可能なWebシラバスが2004年度より実施されているが、それを使いやすいものに努めた。

マルチメディアを活用し、学部レベルの知識について、自己学習ができるような仕組みを考案することも考えられる。また、インフォメーション・システム、CEAS 等を活用して、教授側から参考資料を体系的に提供するとともに、受講生の研究発表資料を受講生相互に参照できる等 IT システムを活用することにも努めた。

2-2-1　教育効果の測定（大学院）

【現状の説明】

教育・研究指導効果は、就職状況や資格取得状況から測定することが、一つの方策である。本研究科の前期課程修了者のほとんどが修士論文若しくは課題研究を提出しており、修士の学位取得者は2003年度32名、

2004年度35名、2005年度28名、2006年度26名、2007年度31名、2008年度24名となっている。

また本研究科の後期課程の単位取得者は、2005年度は2名、2006年度は2名、2007年度は1名、2008年度は2名である。

なお、2002年度から学位授与を積極的に進めていくことが商学研究科委員会において確認され、同年は博士の学位が３名（論文博士１名、課程博士２名）、2003年度は１名（課程博士１名）、2004年度は４名（論文博士１名、課程博士３名）、2005年度は３名（論文博士１名、課程博士２名）、2006年度は５名（論文博士２名、課程博士３名）、2007年度は３名（論文博士０名、課程博士３名）、2008年度は１名（論文博士０名、課程博士１名）に授与された。

【長所】

就職状況並びに学位授与数の推移から判断し、本研究科による教育・研究指導も徐々に改善され、その効果も出てきているが、受け入れ学生に応じた対応するために、年度ごとのバラツキがあることもある。

専門職コースの実務家による実践的な教育並びに旧課程の場合は複数専任教員によるプログラム演習、2007年度から始まる新カリキュラムにおいてはベーシック科目やメソッド科目による体系的指導は、専門職業人になることを志望している学生に対して配慮したカリキュラム配置である。これについては専門職コース学生数もある程度安定している点から、専門職コースの学生の期待やニーズに適した内容となっていると理解される。また、専門職コースについては、入学試験科目から外国語の筆記試験を課さない代わりに、専門科目の筆記試験を経営学、会計学、経済学、統計学の中から1科目を選択して課すという方式を取ることにより、より多くの学生を受け入れることが可能な体制を取っている。

【問題点】

修士の学位取得も受入数に対して、必ずしも数が伸びていないことは問題である。

また、研究者コースについては、従来からの個別指導型教育システムを採用しているため、教育・研究指導方法についてのノウハウ等の共有・移転が生じず、教育・研究内容についての改善程度やそのレベルの向上・高度化について教員間でバラツキが生じてくるとの見方が示されることもある。専門性という個別性と教育成果という均一性の両面での融合がまだ未完成であると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

志願者の数は平準化しているが合格者にバラツキがあることから、入試のあり方と入学後の学位取得までのモデル化とその実行力のある学生の選抜に努めるとともに、可能な限りの順調な勉学への支援もすべきであると考えられる。そのためには、学生の将来キャリアへの明確なビジョンを描かせるような取組が必要であり、そのようなビジョン形成ができていれば、学位取得までの努力への動機付けが可能であると考えられる。

専門職コースが後期課程への進学を意図したものではなく、前期課程修了後に専門職として就職ないし開業することを趣旨としていることから、専門コースでは、専門職業人として最低限備えるべき知識や技能を身に付けることを目的としている。したがって、カリキュラムの標準化とその評価の客観化・学生への可視化を検討すべきである。

専門職コース修了者の就職活動支援については、現状では学部のようにキャリアセンター主事によるバックアップ体制があるわけではない。学部生と同じかたちで就職活動を展開する学生に対して研究科としても何らかの支援策を考える必要があろう。

研究者コースについては、教育者としての意欲や研究者としての能力に左右されるため、各教員の指導による学生自身による自己研鑽が不可欠である。また、在籍人数が必ずしも多くないが、研究科組織として修了後進路を想定したフォローアップをする体制作りを検討する必要がある。具体的には、研究者コースを指導できるだけの適格性を計る一つの指標として、学会報告頻度や公表論文数を定期的に審査するシステムを

構築することも考えられる。更には、教育歴を在学中に積むことができるような仕組み（非常勤講師やチューター制度の活用）作りも必要であると考えられる。

2-2-2　成績評価法

【現状の説明】

本研究科では、比較的少人数の講義や演習のため、成績を評価する方法として、基本的には平常の講義や演習の出席状況と発表、議論の内容をもとに判断することとしている。また、それらを補完する手段としてレポートの作成を課題とすることもある。これらによる成績判定は100点満点で評価され、80点以上が優、70点以上80点未満が良、60点以上70点未満が可、60点未満が不可と判定される。学生に対しては成績結果が優、良、可、不可で公表され、素点は提示されないことになっている。

【長所】

本研究科の問題でもあるが、現状において、教員が担当する学生数は比較的少人数であることから、平常的な指導と評価によって成績を評価することができている。学生がより高い成果を出せるように、平常から指導できることと、平常の努力が個別的に可視化できるため、教員と学生双方が納得できる評価を出せる仕組みで運営されている。

【問題点】

本研究科では多くの大学院と同様、教育効果の測定と方法は各教員に任されており、研究科としての評価方法や測定の適切性について論評することは容易ではない。特に専門職コースにおいては、実務界から複数の非常勤講師がオムニバス形式で時事テーマを教授する体制を取っている科目も多い。学生の実学への関心に応じた講義を提供していることから学生の授業への関心度合いと集中力は高いと思われる。しかしながら、実施されている講義の教育効果を測定するのが難しいという問題もある。また、時事問題であることから、学生の受講機会を1年ごとに均等に与えることができないこともある。

学生による授業評価アンケートは2004年より大学院でも統一的な様式で全学一斉に実施するようになったが、演習のような少人数講義が多いため、アンケートの性格が学部とは少し異なったものとなっている。アンケートによって得られた結果を各担当教員は、教育改善に生かしていくことになるが、同時に少人数のため大学院生の授業に対する評価や反応は日常的な質問や議論のなかで実質的に理解できている面もあり、授業評価アンケートの独自の意義が不明確になっている面があるようにも思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

商学部の方では実施しているが、講義科目毎の優、良、可の比率を研究科委員会において回覧資料として公開することにより、より厳格な成績評価の仕組みを作る方向へ改善することが期待できる。またレポート課題の内容の公表も必要であろう。更に平常点で評価している場合、どのような側面（例えば出席率、発言回数）に着目して評価しているのかを公表することも必要であろう。

2-2-3　研究指導等

【現状の説明】

前期課程入学生に対する履修指導としては、入学式後に専門職コース・研究者コースともに、専修指導担当教員が個別に履修相談にあたり、適切な指導を行うこととしている。また、これに加えて、研究科執行部を中心に履修方法や勉学態度、学生生活全般に関するオリエンテーションを行うとともに、課題研究論文の書き方及び注意事項に関してもガイダンスを行っている。研究分野や指導教員について学生からの変更希望

があったときは、その主旨や理由を本人から聴取し、それがやむを得ないと判断される際には商学研究科委員会で審議したうえで認めることを可能としている。

【長所】

本研究科では既述のように、大学院設置基準の本旨に沿った一貫教育を行ってきた。これまで博士後期課程3年を超える期間を要していた課程博士学位であるが、前期課程修了後できるだけ早期かつ確実に学位が取得できることが望ましいという判断から2002年度に標準論文数を中心に学位審査基準を見直した。

2000年より前期課程に従来からの研究者の養成を中心とした課程である研究者コースとは別に専門職コースを設けることによって、各種の専門職を志望する学生に門戸を開くことができ、商学研究科の定員充足が可能となった。特に専門職コースの導入は、実務家講師による多様でユニークかつ実務に直結した講義、ある種のインターンシップ体験の導入、複数担任制による集団指導体制の構築等高度職業人養成型のカリキュラムの提供や教育指導を可能にし、当初商学研究科の定員の充足率が一挙に高まったことに示されるように一般学生、社会人学生、外国人留学生の期待やニーズに応える試みであった。更にともすれば高度職業人志望の学生と研究者志望の学生とが混在していたことによって教育課程に生じていた一定の混乱が解消されるという成果も見られた。

また商学部において2004年度より実践的な情報処理技法を修得させ、即戦力を磨くための HIP プロジェクト（Hybrid Incubator Project）が導入されたが、このうち一部に大学院学生も参画し、学部学生や指導教員とともにアンケート調査の解析等を行い、その成果を海外の学会で発表する等共同研究を進めていることは注目される。

更に、2010年からは「全国社会保険労務士連合会特別推薦入試」によって、特定の実務経験を有する学生の在籍が見込まれることから、更に学生への実学の刺激が与えられるものと期待される。

【問題点】

「高度の研究能力」の育成という大学院博士課程の目的は、同時に「豊かな学識」や幅広い視野に立つ総合的な研究能力の涵養を図ることと両立させられなければならない。この点で複数指導制をとっていない現行の指導体制ではそうした課題に必ずしも対応できないという問題がある。また商学と会計という専攻を超えた集団指導、更にそれぞれの専攻内の専修の枠を超えた複数の教員による集団指導も効果的であると思われるが、現行の制度のもとでは実施できていない。そこでは指導教授による個人指導とその他の教員による集団指導とをどのように適切に組み合わせるかが未解決の課題となっている。

また制度上は前期課程と後期課程が5年一貫教育という形式をとっていないことから、前期課程修了者の問題関心やテーマが変化した場合には、後期課程への入学試験を経て、その専修科目と指導教員の変更が可能となっている。なお前期課程の専門職コース修了者が後期課程に進学希望する場合、後期課程入学試験を経て、その進学を許可しているが、それに対する教育研究指導のあり方をどうするかという問題も生じている。

社会人学生向けの教育上の対応については現在、特別の科目を設置する等カリキュラム上の措置を特に講じることなく、一般学生と同等に扱っている。現在の社会人学生数を前提にした場合には、現行カリキュラムを大きく変更する必要はないと考えられるが、今後、2010年度から、「全国社会保険労務士連合会特別推薦入試」から、特定の専門性を持った学生が状況によっては、相対的に多く入学する可能性もあり、そのニーズに対応する必要もあるかもしれない。他方、相当数を抱える外国人学生については、日本人学生との交流が円滑に行われて、相互の刺激が促進されているケースもあるものの、外国人学生のもつ諸問題への十分な教育上の対応が出来ていない面がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後、効率的な教育内容の充実と機会の増加を行うために、国内外の大学院間のより一層の連携・交流を

進めるためにも現段階では関西四私大の間にとどまっている単位互換を近隣の国公立大学や他の私大、更に関東や海外等の大学院にも拡張し、遠隔授業を含む多様な学修機会を提供することが有効であると考えられる。

社会人向けカリキュラムの生涯学習としての有効性を、社会に対して広報する活動やその態勢が未だ不十分であり、その改善とともに一層魅力的なカリキュラム内容の工夫が求められている。現状において、かなりの数の外国人学生が専門職コースを選択していることから、社会人と外国人学生とのカリキュラム内容の異同がどこにあり、両立が達成されているのか、改良する部分はどこになるのかを検証する必要がある。

また、社会人学生の応募・入学が少ないという現状は、彼らのニーズに適合していない面が多いと考えられ、意欲的な社会人の入学インセンティブを高めるために当該コースの入学試験及び教育内容のあり方を再検討する必要がある。そのひとつとして、講義開設の時間帯を考慮して、社会人学生が勤務と勉学を両立させるために、夜間及び土曜日における講義科目の開設が必要である。特に、ベーシック科目やメソッド科目のように選択必修科目についてはその必要性が高い。社会人受け入れを促進するには、その点での対応を行う必要がある。

2-2-4　教育・研究指導の改善（大学院）

【現状の説明】

本研究科は、既に述べてきたように博士課程後期課程については商学専攻と会計学専攻の 2 専攻を設置しており、博士課程前期課程は、商学専攻のみの 1 専攻制であるが、研究者コースと専門職コースに区分されている。

教育・研究指導方法を改善するための組織的な取組は、専門職コースにおいてこの間、主に行われてきた。具体的には、豊富な実務経験と高い識見を備えた実務家が担当する実際的・実践的な講義科目を配置してきた。また、専任教員が担当するプログラム演習では複数の教員がそれぞれの専門分野を生かしながら共同して演習を実施し、活性化させる方式を2000年から採用してきたが、2007年からは、個々の大学院専任教員が責任をもって指導できる体制に変更した。なお、研究者コースの方では大学院生が少ないこともあって従来から個別指導型の伝統的な教育方法を引き続き採用している。

また、指導の成果を研究科の成果として共有するために、2007年度の入学生から課題研究論文の審査を公開審査会の形式で、2009年 2 月から行っている。

【長所】

指導教授が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として他の専攻若しくは他の研究科または他の大学院の教育課程について修得した授業科目の単位を所定の単位数に充当することができるようにしている。毎年この制度を利用して他大学や他の研究科からの大学院生も講義に出席している。

シラバスについては専門職コースの特に実務家教員ではかなり詳しく講義内容が記述されるようになってきており、改善されてきている。なお専任教員について講義内容が詳細に記述されていないことも多いが、そもそも講義内容依頼の制約文字数が極めて限定されているため、結果的に講義内容記述が簡単なものとなっている面もある。ただし、2004年度から Web シラバスのシステムが導入され、1回の授業毎に要点を示すこと、参考資料を閲覧させること等が可能となった。また、講義系科目に関しては、14回分の講義内容を明記する等、講義内容の明確化等シラバスの充実に努めている。

【問題点】

大学院では少人数の講義ないし演習がほとんどであるため、実際の授業参加者の能力や希望に応じて、教育内容が変わる可能性もあり、あらかじめシラバスを詳細に記述することが非現実的なことがあり、特に研究者コースでは難しいことがある。しかし、カリキュラムを標準化し易い専門職コースについては、詳細な

記述を行うことで学生の履修意思決定に資することができると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部に比べてより双方向型の強い大学院教育において授業計画を事前に詳細化することは難しく、また結果として受講生のニーズとずれる可能性がある。反面、専門的内容を希望する受講予定者にとって受講目的と内容を明確に知ることは重要である。また、広く学内外に講義内容を広報し教育課程に対する関心を醸成するという意味でもその役割は大きい。今後はできるだけ実際に行われる授業に近く、かつ詳細にしていくためには何が必要かを検討していくことが必要である。また、受講生との調整により実際に変更が行われた際には、その内容も公開するのも一案である。そのためにも随時更新が可能な Web シラバスが2004年度より実施されているが、それを使いやすいものにしていくことが必要である。

学生による授業評価については、少人数の講義や演習が中心であるため、評価する学生の匿名性が問題となる。例え匿名で評価させたとしても、少人数であるが故に、誰が低い評価をくだしたかがある程度分かることとなり、その結果気まずい人間関係が生じて、当初ねらった授業の改善とは逆の機能が生じて、雰囲気を悪くしてしまうことも想定される。したがって、現在の教育環境で授業評価を導入することは、特に研究者コースにおいては難しい。学生の演習や講義の満足度調査、更に卒業生から大学院時代の教育内容や方法を振り返って評価してもらう仕組みを作り上げていくことも考えられるが、その客観性をいかに達成するかも問われている。

2-2-5　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

現状においては、少人数クラスが多いが、科目によっては10人以上のクラスも存在する。少人数の場合には、指導教授の研究室において、多数の研究指導資料を前にして指導するという授業形態をとることも多いが、10人以上のクラスについては、パワーポイントを用いた講義形式の授業が行われることもある。また、まだ数は少ないが、授業支援センターによる講義のサポートを実施している例もあり、IT 面でのサポートを活用し教員と学生双方の効率性を高めることができる。

【長所】

少人数のクラスが多いため、大学院生が自分の見解を発表する機会に恵まれ、知識を有効に伸ばしていく機会が十分に与えられている。

【問題点】

講義においては、大学院生に課題を課して、相互発表させるという形式の講義も多く、体系的な知識の伝達、教育という点において問題が残る場合もある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

マルチメディアを活用し、学部レベルの知識について、自己学習ができるような仕組みを考案することも考えられる。特に、授業日だけでなく、講義のない日や休暇日に、自己学習ができ、理解度が評価できるシステム等は有効であり、自己目標を明確に持つ研究科の学生にとっては必要である。また、インフォメーション・システム、CEAS 等を活用して、教授側から参考資料を体系的に提供するとともに、受講生の研究発表資料を受講生相互に参照できるようにして、切磋琢磨のシステムを作ることも考えられる。

今後の到達目標

志願者の数は平準化しているが合格者にバラツキがあることから、入試のあり方と入学後の学位取得までのモデル化とその実行力のある学生の選抜に努める。専門コースでは、専門職業人として最低限備えるべき

知識や技能を身に付けるために、カリキュラムの標準化とその評価の客観化・学生への可視化を検討する。専門職コース修了者の就職活動支援については、学部生と同じかたちで就職活動を展開する学生に対して研究科としても何らかの支援策を考える。

研究者コースについては、研究科組織として修了後進路を想定したフォローアップをする体制作りや、教育歴を在学中に積むことができるような仕組み（非常勤講師やチューター制度の活用）作りを検討する。

流動的に変化している商学研究科の役割と、商学研究科が本来もつ理念や教育目的とをどう体系的に関連づけして検討する。例えば、効率的な教育内容の充実と機会の増加を行うために、国内外の大学院間のより一層の連携・交流を進めるためにも現段階では関西四私大の間にとどまっている単位互換を近隣の国公立大学や他の私大、更に関東や海外等の大学院にも拡張し、遠隔授業を含む多様な学修機会を提供することができるかを検討する。また、社会人と外国人学生とのカリキュラム内容の異同がどこにあり、両立が達成されているのか、改良する部分はどこになるのかを検証する。

今後、Web シラバスの内容充実と活発な活用によって、できるだけ実際に行われる授業に近く、かつ詳細にしていくためには何が必要かを検討する。インフォメーション・システム、CEAS 等を活用して、教授側から参考資料を体系的に提供するとともに、受講生の研究発表資料を受講生相互に参照できるようにする。

2-3　学位授与・課程修了の認定

前回の到達目標

社会人入学者の減少傾向に歯止めをかけ増大に転じるよう対策を強める。その一方策として学位を MBA とすることの是非を検討する。

会計専門職大学院と協力して博士課程後期課程入学者の増大を図る。

課程博士の審査基準の強化の観点から、日本学術会議登録の学会報告実績を求めること等を検討する。

2-3-1　学位授与

【現状の説明】

商学研究科での学位授与数は『データブック2009』（学位授与数）に見られる通りとなっている。

修士号及び博士号の学位授与に関しては、学位授与の中核的要件たる、修士論文・課題研究論文及び博士論文の認定を中心に現状を以下、説明する。

ア　修士論文及び課題研究論文の審査と修士の学位授与

修士論文については、指導教授から個別に細緻に至る指導を受けた後、研究者コースの大学院学生は、指導教授を含む 3 名の審査委員により、口頭試問を含めて審査される。修士論文は学術論文としての質・水準を担保する必要性から 4 万字以上と定められている。また専門職コースの大学院学生も指導教授から十分な指導を受けた後、修士論文の場合と同様の審査体制で審査される。課題研究論文の字数は、博士課程後期課程への進学を前提しないことから 3 万字と定められている。だだし、専門職コースであっても、税理士試験科目免除を希望する者や博士課程後期課程への進学を希望する者は、研究者コースと同じ 4 万以上の字数の課題研究論文を作成する必要がある。また、外国語学力の認定は、研究者コースの大学院生にあっては、入学試験時の外国語試験成績をもって、合格としている。専門職コースの大学院生にあっては、研究科委員会が設定する 3 つの選択的認定方法に基づき合格することが必要とされる。

以上の審査過程を経て最終的には研究科委員会において修士号の学位の授与の審議・決定を行っている。

なお、口頭試問の在り方は2008年度３月期修了予定者から、修士・課題研究論文の質的向上とその審査の一層の透明化・公平化を担保するために、変更された。口頭試問が全ての研究科教員と大学院生に公開化され、口頭試問での論文提出者と審査委員以外の研究科教員及び大学院生との質疑応答がなされるようになった。

イ　博士論文の審査と博士の学位授与

博士論文の審査については、論文博士の場合には、学位取得希望者からの申し出に基づき、教授が研究科長に対し、提出予定論文の博士論文としての要件の具備を確認するよう申請することから開始される。要件の具備が確認されれば、研究科委員会で３名の博士課程後期課程担当教授から構成される受理委員会が立ち上げられ、そこでの審査と研究科委員会での審議により博士論文の受理が確定する。受理が決まれば、審査委員会が立ち上げられ、１年以内を期限に審査を行う。審査委員会の主査１名は論文を専門的見地からもっとも的確に評価できる教授から、そして副査２名は審査の適格性のみならず、厳正性をも考慮して研究科委員会で選出される。なお、論文の専門領域次第では、商学研究科以外の本学他研究科や他大学の、その専門分野に精通した教授から、論文評価の参考意見を求めることも制度的に可能としている。また、審査開始と同時に、全ての研究科委員会構成員に論文の閲覧の機会が提供される。審査委員会は口頭試問・外国語学力認定を経たうえで、研究科委員会（定足数は全構成員の３分の２以上）に博士号授与に関する評価報告を行い、研究科委員会は審議の上で投票に付し、出席者の３分の２以上の同意を得て、博士号授与を決定する。

課程博士の場合では、受理委員会は設置されず、それに代えて、博士論文の提出の少なくとも１年前に(研究科委員会が認めたときには、これを３ヶ月前とすることができる)、提出された論文計画が研究科委員会により承認されることとする等、若干の点において手続きは博士論文の場合とは異なるが、論文審査の方法は同じである。ただし、課程博士の場合には、入学試験時での外国語試験成績をもって、外国語学力認定に合格としている。

【長所】

2004年度～2008年度において、修士の学位授与者は24名～35名の範囲で推移し、比較的高水準の数字で修士を輩出してきた。その修士学位授与者の約半数は留学生であり、そのことは研究・教育の面において国際貢献に資するものであり、今後の国際交流の発展を促進するものである。また、税理士志望者の修士学位授与者も各年度、５名以上にのぼり、高度専門職業人の育成のという目的をも有効裡に実行してきていると言える。

なお、2008年度３月期修了予定者から公開審査会が開催されるようになったが、それは審査の透明性や公平性を高めるだけではない。修了予定者の学位論文のプレゼンテーションやそれを巡る質疑応答は、博士課程前期課程１年次の大学院生の研究関心を広め深めるとともに、求められる修士論文の質的水準をも実感させるものであり、今後の学位論文の質的水準の向上にも結実すると考えられる。

また、研究科委員会での課程博士の積極的授与の方針の下で、2008年度に至るまで、博士の学位被授与者(課程博士）を各年度コンスタントに輩出し、着実に成果を積み上げてきている。

【問題点】

現在に至るまで課程博士をコンスタントに輩出してきているものの、博士後期課程の入学定員が10名であることを考えれば、博士の学位授与者（課程博士）の数は低位に留まっていることは否めないし、直近の2008年度の博士学位授与者（課程博士）が１名である、という厳しい局面に直面している。もちろん、博士学位授与者数の推移は博士課程後期課程での入学者の数と多かれ少なかれはリンクしていることは言うまでもないが、その博士課程後期課程の入学者数は2005年度１名、2006年度４名、2007年度１名、2008年度０名、2009年度３名である。年度ごとに大きなバラツキがあるが、この５年間での博士課程後期課程入学者の総数は９名にすぎない。大学間競争の強まりの下で、博士号の積極的授与を図るには、博士課程後期課程入学者

検索

の増大とその安定的確保が必要とされる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

博士後期課程入学者の増大を図る上で検討すべき課題の１つは、博士前期課程研究者コースの入学者を引き続き後期課程入学者として迎え入れるための諸方策の在り方である。本研究科では、いわゆる M・D 一貫性を取っておらず、研究者コースの前期課程修了者は後期課程に入学するには、入学試験に合格する必要があることから、結果として後期糧入学に接続しない事例もある。もちろん、それだけではなく、昨今の経済状況の悪化とも関連して、経済的理由から後期課程入学に接続する事例もある。こうした現状を踏まえつつ、奨学金制度の一層の拡充や M・D 一貫性の是非、博士前期課程での教育における研究者コースの大学院生の、とりわけ後期課程入学試験をクリアする上でのネックとなっている、外国語学力を向上させるような制度設計等についても検討する必要がある。

また研究者コースの M・D 一貫性の是非は別として、専門職コースの前期課程修了者にも後期課程入学の機会を提供する現行制度は有効に機能しており、現実にかなりの数の専門職コースの課程修了者が後期課程に入学してきた。更に最近では、本学会計専門職大学院の複数の修了者が博士課程後期課程入学試験を受験してきている。

こうした状況に鑑み、専門職コース及び会計専門職大学院に在籍するが博士後期課程への入学を希望する大学院生には、研究者コースの大学院生と同じく、その外国語学力の向上を支援するために、研究者コースの設置科目である「外国書研究」の履修を可能にすること等も検討されてよいであろう。

更に、長寿化の進行のもとで、退職後に大学院で、これまでの自らの労働を研究対象として取り上げたり、あるいは、特定の興味あるテーマを研究して学位論文にまとめあげたい、というシニア層の拡大が見込まれる。生涯学習を保障すること自体意義あることでもあり、受け入れの特別な制度設計の是非について積極的に検討する必要がある。

博士課程後期課程入学者増大のために、以上の検討課題を有するにとどまらず、現実の対応策として、博士課程後期課程の入学試験において一般入試は一般入試（２月募集）のみで年１回実施されるだけであったが2010年度入試より、それに一般入試（９月募集）が加えられ、年２回実施されることにした。このことが博士課程後期課程入学者の増大に結実することが大いに期待される。

なお、課程博士の審査基準の引き上げ策の一つとして日本学術会議登録の学会での報告実績を求めることの是非が本研究科での検討課題とされてきた経緯がある。2007年度及び2008年度には合計して４名に博士の学位授与（課程博士）がなされているが、研究業績一覧表を見れば、全員が日本学術会議登録の学会での報告実績を有していたことが分かる。そうした学会報告実績が学位審査基準の一つとして、明文化されていはいないものの、指導教授の指導により、既に定着していると理解することができる。

2-3-2　課程修了の認定

【現状の説明】

博士課程前期課程では、研究者コースの大学院生の場合では、専修科目８単位（演習Ⅰ・Ⅱ計４単位、論文指導Ⅰ・Ⅱ計４単位）及び専修科目を除く演習８単位を含めて32単位以上を修得しなければならない。それに加えて、修士論文試験に合格することで課程修了が認定される。専門職コースの大学院生の場合では、専修科目４単位（講義Ⅰ・Ⅱ計４単位以上）、課題研究指導Ⅰ・Ⅱ計４単位、ベーシック科目４単位並びに所属する系の科目８単位を含めて32単位以上を修得しなければならない。それに加えて、課題研究論文試験に合格することで課程修了が認定される。なお課程の修了者は2004年度35名、2005年度28名、2006年度27名、2007年度32名、2008年度24名、である。また、課程修了者の中で留学生は、2006年度は17名、2007年度は18名、2008年度は10名である。更に、税理士試験での試験科目免除制度を利用できることになる、税理士志望

の課程修了者は2007年度が５名、2008年度が７名である。

博士課程後期課程においては、専修科目16単位（講義４単位、演習12単位）のほか、講義４単位以上を修得しなければならない。それに加えて、博士論文試験に合格することで課程修了が認定される。なお、課程の修了者は2004年度２名、2005年度２名、2006年度１名、2007年度２名、2008年度１名である。

【長所】

課程修了者数の多寡は入学者数並びに入学後の大学院生の研究能力の向上と教育目標の達成により、基本的には規定されることは言うまでもない。商学研究科での課程修了者、とりわけ博士課程前期課程での課程修了者の数は、同じく社会科学分野に属する本学の他研究科に比べて、優るとも劣らない数字を示している。そのことは、商学研究科の専攻科目の配置が社会的ニーズを反映するとともに、課程修了にまで至る大学院生に対する教育システムが有効に機能していることを結果的には示していると考えることができる。

課程修了者の中、50%前後を留学生が占め、また、税理士志望の課程修了者も５名以上に上る。これらは本研究科が国際的な教育・研究交流の推進に大きな役割を果たすとともに、高度専門的職業人の育成という目的をも少なからず達成していると考えることができる。

また、社会人学生の入学者の減少への対策が求められた経緯があるが、博士課程前期課程での社会人学生の入学者は2005年度１名、2006年度１名であったが、2007年度４名、2008年度２名、2009年度４名と増大に転じ、対策が有効に機能してきたことを示している。更に2009年度では博士課程前期課程を修了した社会人学生が博士課程後期課程に入学してきている。

【問題点】

博士課程前期課程での課程修了者の数は、近年でも定員数から見て、近い比較的良好な水準を維持してきているものの、他方で、例えば直近の2008年度の課程修了状況に言及すれば、課程修了者24名に対し不合格者は７名となっており、不合格率は22.6%となっている。この数字は同年度の本学他研究科と比較して、ずば抜けて高いわけではないとしても、ほぼ５名の中１名が博士課程前期課程を円滑に修了できていないことは、望ましい結果でないことは言うまでもない。大学院重点化という文教政策に呼応しつつ、積極的に入学者を受け入れてきたものの、博士課程前期課程の大学院学生の約半分を占める留学生は日本語のハンディキャップに加えて生活面での困難さもあり、また、日本人大学院生の課程修了後の就職条件が学部卒に比べて格別有利でもない状況にある。こうした現況下で高い不合格率が何に起因するのか、その原因を析出し対策を講じることが必要とされる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

個々の不合格者が結果として不合格となった理由をもっともよく知る立場にあるのは指導教授である。不合格者のプライバシーの問題とも絡むことがあろうから、研究科委員会執行部が指導教授に聞き取りやアンケート等の調査を実施し、不合格の理由をデータ化して分析し、まずはその情報を研究科委員会構成員が共有するようにし、今後の研究指導に生かしていくとともに、必要ならば、その対策を入学試験から学位論文試験に至る、教育システムの全課程にかかわる諸制度の改革にも組み入れていくことが必要とされる。

今後の到達目標

博士の学位授与者の数の増大と安定的確保を図るために、M・D一貫性やシニア層受け入れの特別な制度設計の是非については、他の大学院や研究科の実情と経験についての情報を収集・分析しつつ、中期的課題として検討をすすめる。その一方で、現行の制度の基本的枠組みを前提とした上で、博士課程前期課程の研究者コース在籍の大学院生はもとより、専門職コースや会計専門職大学院に在籍し、博士課程後期課程入学を希望する大学院生の入学を促進するために、入学することへ大きなネックとなっている、外国語学力の向上を支援できる諸方策を短期的課題として取り組むこととする。

検索

3　国際交流

前回の到達目標

海外視察・交流授業等の国際交流プログラムにおける大学院生への資金援助の実施

3-1　国際交流〔国内外との教育研究交流〕

【現状の説明】

ア　留学生の受け入れ

留学生の受け入れは留学生の研究能力の涵養を通して国際貢献に資するのみならず、日本の大学院生・研究者との研究や文化での交流を促進するものであり、国際交流の重要な一環をなす。商学研究科は留学生受け入れの長き伝統を有するが、現在においても積極的に受け入れている。

商学研究科の2007年度、2008年度、2009年度の博士課程前期課程の在籍者数は68名、48名、49名である。その中の留学生の数は、各々、31名、22名、27名である。したがって、博士課程前期課程の全在籍者に占める留学生の比率は、2007年度46%、2208年度46%、2009年度55%である。また、博士課程後期課程の全在籍者数は2007年度８名、2008年度４名、2009年度４名であり、その中の留学生の数は、各々、４名、１名、２名である。したがって、全在籍者数に占める留学生の比率は、2007年度50%、2008年度25%、2009年度50%となる。

また、本学大学院全体の留学生総数に占める商学研究科の留学生の比率は、博士課程前期課程のレベルでは2007年度28%、2008年度20%、2009年度20%であり、博士課程後期課程のレベルでは各々、14%、４%、７%である。

なお、商学研究科で博士号の学位を授与された留学生は、2006年度１名、2007年度２名、2008年度０名である。最後に商学研究科の留学生の国籍分布を述べておくならば、2009年度博士課程前期課程の在籍者を取り上げてみると、在籍者49名の中、20名が中華人民共和国、６名が台湾、１名が大韓民国、のそれぞれ国籍である。

イ　外国人研究生の受け入れ

本学大学院では、留学生制度とは別に、外国人が研究科で指導教授の指導を受けながら特定の研究テーマについて１年間の期間（期間の延長も可）で研究を深耕させることができる制度して、外国人研究生制度が制定されている。

商学研究科での外国人研究生の受け入れ状況は、2007年度４月期には新規１名（大韓民国）、継続２名（中華人民共和国から１名、ゼネガルから１名）、2007年９月期では新規３名（中華人民共和国から２名、台湾から１名）、継続２名（中華人民共和国から１名、大韓民国から１名）、2008年度４月期では新規４名（中華人民共和国から２名、台湾から１名、ベトナムから１名）、継続１名（中華人民共和国）、2008年度９月期では新規０名、継続（中華人民共和国から１名、台湾から１名）、2009年度では新規６名（中華人民共和国から５名、大韓民国から１名）、継続１名（中華人民共和国）である。

ウ　外国人招へい研究者の受け入れ

商学部と一体となり行っているので、外国人招へい研究者の受け入れについては商学部の自己点検・評価書の記述に委ねる。

【長所】

留学生及び外国人研究生の受け入れ数の多さは商学研究科の特長の一つをなす。留学生や外国人研究生の

受入数の多さは、本研究科が留学生や外国人研究生に対して期待に十分応えられる研究指導や教育を行ってきた、これまでの実績が高く評価され、そのことが多くの外国人学生に本研究科に留学生や外国人研究生として入学する強い動機を与えてきた結果でもある。積極的な留学生・外国人研究生の受け入れにより、国際的な研究・教育交流を大きく推進してきたと考える。

【問題点】

留学生と日本人大学院生との交流の機会は現在では、もっぱら通常の授業時及び昨年から開設された修士論文の公開審査会に限定されている。多数の留学生の在籍という貴重な財産を積極的に活用すべく、研究交流の機会を制度的に拡充することが必要であろう。また、留学生・外国人研究生の受け入れに直接関わること以外で、国際交流を推進する方策を検討する必要もあるであろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

留学生と日本人大学院生との研究交流の促進のための一つの方策として、現在、大学院生協議会の主催で12月に開催されている、大学院生の研究発表の場である「院生合同学術研究大会」への参加者の拡大等、それの活性化のために本研究科としての協力を検討・強化する。

今後の到達目標

留学生と日本人大学院生との研究交流の促進のために「院生合同学術研究大会」の開催要項の研究か委員会での周知、また、指導教授から大学院生への参加・研究発表の呼びかけ、研究発表報告集の発刊への助言・指導等を通して、参加者数の増大を一つの目安に、「院生合同学術研究大会」の活性化に本年度より取り組む。

4　学生の受け入れ

前回の到達目標

商学研究科博士課程前期課程には、商学専攻と会計学専攻の 2 専攻があったが、2006年度の会計研究科（会計専門職大学院、アカウンティング・スクール）の設立に伴って改革が行われ、2007年度から商学専攻のみとなった。この商学専攻には研究者コースと専門職コースが設けられている。研究者コースは、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としている。専門職コースは、複雑・高度な経済社会に対応しうる高い見識を備えた職業人の養成を目的としている。

後期課程では、大学、各種研究機関等において商学に関する基礎研究や応用研究及びそれに基礎づけられた教育を自主的に行うことができる研究者を養成することを目的としている。

以上のような本研究科の理念・目的・教育目標の実現を図るためには、優秀な学生の選抜が必要である。そのような優秀な人材を選抜するための方法として、商学研究科の入学試験を位置づけている。

4-1　入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

研究科の理念・目的・教育目標の実現をめざして、教員組織、施設・設備等を勘案し、収容定員を定めて

検索

いる。この収容定員に対して、以下に示す多様な入学試験を実施し、本研究科の理念・目的・教育目標を実現するために十分な学力・能力を有する学生を受け入れている。また、留学生や社会人の受け入れ、科目等履修生等の受け入れを円滑に行うことができるように、後述する入学選抜方法に基づいて入学試験等を適切な時期に実施し、広く社会に門戸を開いている。長所、問題点、将来の改善・改革に向けた方策については、以下の項目であわせて記述する。

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（大学院）

【現状の説明】

大学院の入学試験は、原則として各研究科がその専攻分野の専門性に基づいて独自に実施している。このような状況に対応して収容定員を定め、2009年度入学試験（2008年度実施）として本研究科が実施した試験の種類を次に示す。このような入学試験の情報は、関西大学のホームページ等において広く社会に開示している。また、過去３年間の試験問題の内容については「入学試験問題集」としてまとめ、学生募集要項といっしょに配布している。

(1) 博士課程前期課程

ア　収容定員

商学研究科博士課程前期課程では、教員数・施設規模等を勘案して収容定員を70名（商学専攻：研究者コース・10名、専門職コース・60名）と定め、下記に示す多様な入学試験を実施している。

イ　学内進学試験

商学研究科では、商学部卒業見込みの者で、学部成績に関し一定の条件を満たす学生を対象に実施している。試験科目は専門科目の筆記試験と口頭試問で、５月と10月と２月に行っている。筆記試験として、研究者コースの場合、志望する専修科目に関するレポート提出と英語の筆記試験（複数の教員による出題。なお、本学で準備した辞書が参照できる）、専門職コースの場合、経営学、会計学、経済学、統計学から選択した１科目の筆記試験（一定の条件を満たした者はこれを免除され、口頭試問のみである。なお、税理士試験の税法科目の免除を希望する場合は、専門科目に加えて税制論を受験しなければならない）が課される。両コースに課されている口頭試問は、主として進学動機や入学後の研究計画あるいは学力等について複数の教員によってなされる。

なお、2008年度の学内試験受験者は１名、合格者は１名、入学者は１名であった。また、2009年度の受験者は２名、合格者は１名、入学者は１名である。

ウ　一般入学試験

本学、国内外の他大学を問わず、社会に広く門戸を開き、①大学を卒業した者、又は見込みの者、②大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者、又は見込みの者、③外国において、学校教育における16年の学校教育を修了した者、又は見込みの者、④外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者、又は見込みの者、⑤我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、又は見込みの者、⑥専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、又は見込みの者、⑦文部科学大臣の指定した者、⑧大学院に飛び入学した者であって、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者、⑨本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、

22歳に達した者のうち、いずれかに該当する者を対象に、商学研究科では９月と２月に、下記のような筆記試験と複数の教員による口頭試問を行っている。

研究者コースの専門科目と外国語の筆記試験は、志望する専修科目と英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語（母国語及び母語を除く）から選択した１ヵ国語について行われる。外国語試験（複数教員による出題）では、本学において準備した辞書の参照が許可される。なお、英語、ドイツ語、フランス語に関しては所定の条件に該当する場合、外国語試験が免除される。例えば英語の場合、①国際連合公用検定英語試験Ｂ級以上に合格している者、②実用英語技能検定試験１級に合格している者、③ケンブリッジ英検準１級以上に合格している者、④２年以内に取得した TOEFL iBT　のスコアが80点以上の者、又は TOEFL CBT のスコアが213点以上の者、又は TOEFL PBT のスコアが550点以上の者、⑤２年以内に取得した TOEIC のスコアが750点以上の者、⑥IELTS のポイントが6.0以上の者のうち、いずれかに該当する者が免除される。ドイツ語の場合、Zertifikat Deutsch に合格している者が免除される。フランス語の場合、①国際連合公用検定仏語試験 B 級以上に合格している者、②実用仏語技能検定試験２級以上に合格している者、③パリ大学語学認定試験初級以上に合格している者のうち、いずれかに該当する者が免除される。

専門職コースの専門科目の筆記試験（複数教員による出題）は経営学、会計学、経済学、統計学から選択した１科目（税理士試験の税法科目の免除を希望する受験者は、専門科目に加えて税制論も受験しなければならない）について行われる。なお、①実用英語技能検定試験準１級以上に合格している者、②２年以内に取得した TOEIC のスコアが680点以上の者のうち、いずれかに該当する者は専門科目の試験が免除される。ただし、研究計画書の提出が求められる。

なお、2008年度の一般入学試験受験者は17名、合格者は６名、入学者は４名であり、前期課程の受験者総数の36%、合格者総数の32%、入学者総数の25%がこの一般入学試験方式によるものであった。また、2009年度の受験者は10名、合格者は６名、入学者は５名であり、前期課程の受験者総数の20%、合格者総数の19%、入学者総数の19%がこの一般入学試験方式によるものである。

エ　外国人留学生入学試験

商学研究科は、10月と２月（出願は日本国内居住者に限る）に下記のような筆記試験と複数の教員による口頭試問を行っている。外国人留学生入学試験の受験資格は、①外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者、又は見込みの者、②日本において外国人留学生として大学を卒業した者、又は見込みの者、③本大学院において上記①又は②と同等以上の学力を有すると認めた者（ただし、日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除く）、④日本において外国人留学生として専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、又は見込みの者のうち、いずれかの条件を満たす者である。

研究者コースの専門科目と外国語の筆記試験は、志望する専修科目と英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語（母国語及び母語を除く）から選択した１ヵ国語について行われる。外国語試験（複数教員による出題）では、本学において準備した辞書の参照が許可される。なお、英語、ドイツ語、フランス語に関しては所定の条件に該当する場合、外国語試験が免除される。所定の条件は、一般入学試験の場合と同一である。

専門職コースの専門科目の筆記試験（複数教員による出題）は経営学、会計学、経済学、統計学から選択した１科目（税理士試験の税法科目の免除を希望する受験者は、専門科目に加えて税制論を受験しなければならない）について行われる。

なお、2008年度の外国人留学生入学試験の受験者は26名、合格者は９名、入学者は８名であり、前期課程の受験者総数の55%、合格者総数の47%、入学者総数の50%がこの外国人留学生入学試験方式によるものであった。また、2009年度の受験者は30名、合格者は18名、入学者は15名であり、前期課程の受験者総数の

61%、合格者総数の58%、入学者総数の58%がこの外国人留学生入学試験方式によるものである。受験者は一時減少したものの、増加傾向を示し、入学者の半分以上が当該入試制度に基づくものである。ちなみに、最近の受験者及び入学者の多くは中国からの留学生によって占められている。

オ　外国人留学生特別推薦入学試験

特定の分野を勉学・研究することに強い意欲を有する優秀な留学生を対象に、本学大学院の指定する大学側による推薦及び本学研究科の選考によって入学が許可される制度が、2007年度（2006年度実施）入学試験より新たに導入され、10月に実施されている。本研究科では、博士課程前期課程の研究者コースと専門職コースにおいて行われている。受験資格は、①本学大学院の指定した大学を卒業した者、又は見込みの者、②出身又は所属大学の学長又は学部長から推薦を受けられる者で、かつ本学大学院を専願する者、③（財）日本国際教育支援協会（又は国際協力基金）が実施する日本語能力試験１級に合格している者、あるいは本学大学院においてそれと同等以上の能力を有すると認めた者のいずれかに該当する者である。選考は指定大学からの推薦を尊重し、出願書類を基になされる。2008年度と同様に、2009年度の受験者も１名、合格者も１名、入学者も１名である。

カ　社会人入学試験

社会において職務に従事しながら、より高度な専門職としての能力を高めたいと希望する者に開かれた大学院受験機会であり、商学研究科では専門職コースのみに10月と２月に実施している。

受験資格は、①大学を卒業した者、②大学評価・学位授与機構により学士を授与された者、③外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、④外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者、⑤我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、⑥専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、⑦文部科学大臣の指定した者、⑧大学院に飛び入学した者であって、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者、⑨短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業者及びその他の教育施設の修了者であって、本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者のうち、いずれかに該当し、かつ出願時において大学卒業後同一の企業、官公庁、教育・研究機関等において引き続き２年以上勤務している者又は２年以上勤務経験を有する者、あるいはこれらに準じる職歴を有すると研究科委員会が認めた者である。

専門科目の筆記試験（複数教員による出題）は、経営学、会計学、経済学、統計学から選択した１科目（税理士試験の税法科目の免除を希望する受験者は、専門科目に加えて税制論を受験しなければならない）について行われる。そのうえ、複数教員による口頭試問が課される。

なお、2008年度の受験者は２名、合格者は２名、入学者は２名であり、前期課程の受験者総数の４%、合格者総数の11%、入学者総数の13%がこの社会人入学試験方式によるものであった。2009年度の受験者は６名、合格者は５名、入学者は４名であり、前期課程の受験者総数の12%、合格者総数の16%、入学者総数の15%がこの社会人入学試験方式によるものである。この方式による受験者や合格者、入学者の数は漸増傾向にある。

キ　５年一貫教育プログラム入学試験

博士課程前期課程の専門職コースにおいて、商学部に在学する学業成績が優秀な４年次の学生を対象に、商学研究科の科目履修を認め、当該学生が商学部を卒業して商学研究科に入学した後、既修得単位を博士課程前期課程の修了所要単位として認定することにより、最短１年で修士の学位を取得することが可能となる制度が、2008年度（2006年度実施）入学試験から導入された。選考は、書類選考と口頭試問によって行われる。

2008年度に続き、2009年度及び2010年度も志願者はいなかった。

ク　入学試験状況

2009年度の前期課程入学試験状況を表Ⅱ-商研-3に示す。

表Ⅱ-商研-3　2009年度の前期課程入学試験状況

専　攻	コース	入学定員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
商　学	研究者	5	7	6	4	4
	専門職	30	46	43	27	22
合　計		35	53	49	31	26

(2) 博士課程後期課程

ア　収容定員

商学研究科博士課程後期課程では、収容定員を30名（商学専攻：15名、会計学専攻：15名）と定め、下記に示す入学試験を実施している。

イ　一般入学試験

受験資格は、①修士の学位又は専門職学位を有する者、又は見込みの者、②外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者、又は見込みの者、③外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者、又は見込みの者、④我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者、又は見込みの者、⑤文部科学大臣の指定した者、⑥本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力を有すると認めた者で、24歳に達した者のうち、このいずれかに該当する者を対象に、２月（2010年度入試から９月にも実施）に筆記試験と複数の教員による口頭試問を実施している。筆記試験は志望する専修科目と英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語（母国語及び母語を除く）から選択した１ヵ国語について行われる。なお、本研究科の研究者コースの修了（又は見込み）者で、志望専修科目担当者が博士課程前期課程と同じ場合、筆記試験のうち志望専修科目が免除される。また、外国語試験（複数教員による出題）では、本学において準備した辞書の参照が許可される。

2008年度は受験者３名、合格者１名であったが、入学者はいなかった。2009年度は受験者４名、合格者２名、入学者２名である。

ウ　外国人留学生入学試験

商学研究科では、10月と２月に筆記試験と複数の教員による口頭試問を行っている。

博士課程後期課程の受験資格は、①外国の大学院において修士の学位又は専門職の学位に相当する学位を得た者、又は見込みの者、②日本の大学院において外国人留学生として修士の学位又は専門職学位を得た者、又は見込みの者、③文部科学大臣の指定した者、④その他、本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学位を有すると認めた者で、24歳に達した者（ただし、日本において通常の課程による学校教育を受けたと認めた外国人を除く）のいずれかに該当する者である。なお、２月募集への出願は日本国内居住者に限定されている。

筆記試験は志望する専修科目と英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語（母国語及び母語を除く）から選択した１ヵ国語について行われる。外国語試験（複数教員による出題）では、本学において準備した辞書の参照が許可される。

2008年度の受験者は４名であったが、合格者はいなかった。2009年度の受験者は３名、合格者は２名、入学者は１名であった。

検索

エ　入学試験状況

2009年度の後期課程入学試験状況を表Ⅱ-商研-4に示す。

表Ⅱ-商研-4　2009年度の後期課程入学試験状況

専　攻	入学定員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
商　学	5	0	0	0	0
会計学	5	7	7	4	3
合　計	10	7	7	4	3

【長所】

学内進学制度は研究意欲を持ち、大学在学中に優れた成績をあげ、しかも大学院生にふさわしい学生を早期に確保できるだけではなく、学部と大学院のつながりを持った研究・学習が行えるという利点を有する。

更に商学研究科においては、上記のように入学試験として多様な募集方法、選抜方法が採用され、本学のみならず国内他大学出身の受験生の他、外国人、社会人（前期課程のみ）にも受験機会が開かれている。

【問題点】

５年一貫教育プログラム入学試験は、最短１年で修士の学位を取得することが可能となる制度にも関わらず志願者がいなかった。また、大学院入学後の単位互換制による学生への便宜とそれによる研究教育機会の拡大は、同志社大学、関西学院大学、立命館大学の各大学院との交流研究生制度として定着しており、毎年若干名が利用していたが、2007年度からは受け入れ学生も他大学院への派遣学生もいない状況が続いている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

商学研究科の入試については更に周知させ、大学院における教育の魅力を紹介していく活動を一層強化する必要がある。このことは同時に企業や地方公共団体に大学院修了者に対する受け入れの拡大を要請していく活動も必要としている。

4-3　科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

関西大学大学院では、春・秋学期それぞれに４年制大学を卒業した者、又はそれと同等以上の学力があると志望する研究科が認めた者を対象に、博士課程前期課程に配当されている秋学期開講の講義科目のうち３科目以内について、科目等履修生・聴講生として履修・聴講を許可する制度を実施している。選考は、書類選考及び授業科目担当者の面接によって行われる。

また、①外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者、又は見込みの者、②日本において外国人留学生として大学を卒業した者、又は見込みの者、③当該研究科がそれらと同等以上の学力を有すると認めた者のいずれかに該当する外国人で、自分の研究テーマを既に持ち、本研究科で研究指導を受けることを希望する者を受け入れる外国人研究生制度がある。外国人研究生の募集は10月と２月（２月募集への出願は、日本国内居住者に限定される）の年２回行われ、書類審査及び口頭試問（ただし、国費又はそれに準ずる奨学金の受給が決定している者については、口頭試問が免除される場合がある）によって選考される。

2008年度の科目等履修生は２名、聴講生は０名、外国人研究生は５名であったが、2009年度の科目等履修生は２名、聴講生は１名、外国人研究生は７名である。

長所、問題点、将来の改善・改革に向けた方策については、現在のところ特に問題がなく、記述することはない。

4-4　定員管理

【現状の説明】

収容定員は、商学研究科の前期課程70名、後期課程30名と定めている。2009年５月現在の前期課程在籍者は49名（研究者コース：６名、専門職コース：43名）、後期課程のそれは４名である。収容定員に対する在籍者の割合は、前期課程では70%、後期課程では13%である。

【長所】

2007年度から博士課程前期課程の入学試験方式が拡充され、より多様な学生の受け入れが可能となった。

【問題点】

2002年度に、前期課程の志願者・受験者が研究者コースと専門職コースをあわせて、それまでの140名余りから90名程度に大幅に減少し、その後70名前後で推移していたが、2006年度から減少傾向を示し、50名前後で推移している。これまで専門職コースは入学定員をほぼ充足していたが、2006年度から入学定員を充足できなくなっている。研究者コースの入学定員充足率は2003年度以降２～４割ほどであったが、2009年度には８割に回復した。学外や外国とりわけ中国からの志願者・受験者の多い状況が今後も続くことが予想されるなか、教育研究の充実を図るとともに、他の有力大学との競争に伍して、今後質の高い入学者を確保するために十全の施策を行わなければならない。そのための施策の１つとして、前期課程の専門職コースに、2010年度より「全国社会保険労務士会連合会特別推薦入学試験」が新たに導入されるが、更に意欲的な社会人の入学インセンティブを高める方策、奨学金制度の一層の充実、卒業後のよりきめ細かな就職指導等が求められる。また、より積極的な広報活動も必要であろう。他方、後期課程の志願者・受験者は会計学専攻では増加し、それに伴って合格者や入学者も一定増えてきているものも、商学専攻では志願者・受験者がきわめて少ない状況が続き、2007年度から合格者がいなくなっている。商学に関する専門分野の後継者養成を後期課程が担っていることを考えると、現状の改善に取り組まなければならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

商学研究科でも、特に後期課程の学生が少ないことが大きな問題であり、施設等の改善やカリキュラム改革と連動させて、例えば社会人入学試験の新たな導入、奨学金制度の一層の充実等、前期課程から後期課程への進学者が増えるように努力する一方で、博士の学位を多く出すことは商学研究科の社会的評価を高める重要な手段の一つでもあるから、課程博士だけではなく論文博士も多く出すようにしなければならない。

今後の到達目標

全体としてここ数年、商学研究科の志願者が減少してきており、特に後期課程の志願者が少ないのが問題となってきている。大学院修了者の社会的評価を高め、受け入れ先を拡大することが重要ではある。このことは一研究科だけでは限界があるが、大学院教育の内容を広く紹介する広報活動が必要となってきている。現在準備をしている社会保険労務士会連合会近畿地域協議会と連携した社会保険労務士の専門性を高めるための特別入試制度は、こうした方向の重要な契機となることが期待されている。

5　教員組織

商学研究科の専任教員は、商学部に属し、研究科を兼担しているため、本章の基本的な内容については、商学部の自己点検・評価書の記述に委ねる。また教員組織面については、「９　管理運営」を参照されたい。

検索

ただ本研究科の特徴として、専任教員は教授だけで講義、演習を担当しており、更に前期課程の担当者と前期課程及び後期課程担当者に区分されている。前期課程担当者が後期課程担当者となるためには、研究科委員会での業績審査に合格しなければならない。その際の審査基準は、教授歴２年以上で前期課程担当歴があること、教授職に昇進してから後、３本以上の業績があることとなっている。このように教授に昇進して以降についてもある種の業績チェックを実施しているのは本研究科の長所の一つになっている。

6　研究活動と研究環境

商学研究科の専任教員は、商学部に属し、研究科を兼担しているため、本章の内容については、商学部の自己点検・評価書の記述に委ねる。

7　施設・設備等

前回の到達目標

本研究科では、複雑化する現代社会を読み解き、分析するとともに、創造的な提案が可能となる人材を育成するため、教育指導上の効果が十分発揮できる施設・設備の整備をはかっている。学部では経済学部、商学部、会計専門職大学院、第５時限以降はフレックスコース及び第２部の５学部と、施設・設備を共用しながら、教育指導上の効果が十分発揮できるよう、付置すべき設備の整備・充実を図っている。

7-1　施設・設備等の整備

【現状の説明】

(1) 学舎

商学研究科は、専任教員及び非常勤講師によるスタッフにより授業・研究活動が、千里山キャンパスの大学院棟である尚文館と第２学舎経済学部・商学部研究棟を中心に展開されており、経商研究棟は経済学部と会計専門職大学院とで共用している。本研究科の設備・施設は、尚文館(大学院棟)にあり、大学院全体のうちの９研究科（法学、文学、経済、商学、社会学、外国語教育学、心理学、法務、会計各研究科）と共用になっている。講義室・演習室については、大学院専用のものに加えて、各学部の施設及び各教員の研究室も使用している。その他、マルチメデイア・パソコン教室や多目的室等も随時使用が可能なように設置している。

大学院生用研究室については、中規模の共同研究室（40名前後の収容能力）が１室と小規模の共同研究室(収容能力は５～６名）が１室あり、７階に各研究科研究用フリースペースも用意されている。大学院生はそこで備え付けのパソコン、貸出用ノートパソコン及びプリンタを随時使用し、研究が可能である。インターネットの利用申請をしていれば、各自の所有するパソコンでもインターネットが利用できる。また、ワークステーションルームでもパソコン及びプリンタを自由に使用できる。

本研究科には実習が主体となる講義が多数あるという状況ではないが、各研究科共用として大学院生用実習室等が設置されている。本研究科専用のものとしての先端的な設備・装置等は設置されていないが、各研

究科共用のマルチメディア機器やパソコン教室等を使用することは可能であり、講義等で実際に使用されている。また、商学研究科大学院生については、申請すれば学部に設置のパソコンも利用できることとなっている。

なお上記施設については、管理組織としては、専門職大学院事務グループが当たり、授業上の運営組織については、授業支援グループが当たっている。

(2) 研究棟

経商研究棟の中には、経済学部・商学部・会計専門職大学院の専任教員のための個人研究室と経商資料室、計算機室及び会議室がある。個人研究室は商学部教員の現定員46名に対して、42室を確保している。経商研究棟は昭和40年に竣工し、新耐震基準により設計されたものではない。今後施設整備を進める上で耐震性能の強化が重要かつ緊急の責務となっている。より安全性を高めるための耐震工事が必要であると診断されているにも関わらず、代替地の候補がないため、工事をあきらめなければならないのは、由々しき問題である。耐震補強して残す建物か、解体して建て替えるべき建物かは、財政との相談だが、危機的状況の中に教育職員を置いたまま、教育・研究に安心して従事してもらえるものではない。経商資料室は両学部の専任教員及び大学院生の共同利用施設として、蔵書冊数は、29,402冊、他に視聴覚資料として467点、継続して購読している雑誌が1,261種類(この計数は今年５月実施の日本図書館協会調査回答による)の資料を揃え、複写機（２台）や製本機等を整備して利用の便に供している。

【長所】

現在の在籍者数、講義科目数等からみて教育目的（商学諸分野の理論及び実践の教育研究を行い、豊かな学識と高度な研究能力を有する研究者及び現代社会の要請する諸課題に高度な専門知識をもって対処しうる高度専門職業人を養成すること）を達成するうえでは、現在の施設・設備において必要最小限のものは整っている。すなわち、定員を完全には充足していない現状のもとでは、他の研究科との共用施設・設備を活用することにより、教育・研究が可能となっている。

【問題点】

上記のパソコン教室等の利用度は決して高いものではない。尚文館に設置されているパソコンを起動させるためには、指紋認証登録またはパスワード登録が必要であるが、教員にその登録方法が周知されていないため、施設を十分利用しているとは言い難い状況となっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現状は特に問題はないが、既存設備の十分な活用を図るとともに、今後は更に高度な大学院教育や研究指導を進めるために、各教室へのプロジェクターや情報端末機等の整備、充実が望まれる。また、設備の充実を図るだけでなく、専任教員及び非常勤講師に対して、尚文館において利用できる各種情報機器の利用方法についてのより一層の周知が必要である。また、各種データベースの整備を図るとともに、現在既に利用可能となっているネットワーク情報源の周知・利用を教員及び大学院生に対して働きかけていくことが必要である。

尚文館は９研究科の共用施設となっているため、全ての研究科の定員充足率が上昇すれば、全研究科共用部分については、手狭になる、あるいはパソコン等の利用が厳しくなる可能性がある。現状では、一部の研究科が他研究科と比べ、多くのスペースを専有し、研究科間で不公平感もあるため、該当部分のうち利用頻度の低い部分については、共用施設として開放する必要がある。

検索

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置

【現状の説明】

マルチメデイア・パソコン教室や多目的室等も随時使用が可能なように設置している。

大学院生用研究室については、中規模の共同研究室（40名前後の収容能力）が１室と小規模の共同研究室（収容能力は５～６名）が１室あり、７階に各研究科研究用フリースペースも用意されている。大学院生はそこで備え付けのパソコン、貸出用ノートパソコン及びプリンタを随時使用し、研究が可能である。インターネットの利用申請をしていれば、各自の所有するパソコンでもインターネットが利用できる。また、ワークステーションルームでもパソコン及びプリンタを自由に使用できる。

情報処理関係の実習室を授業で利用する授業科目は年々増加している。

また、講師控室には、常時ノート型パソコン、プロジェクター、コンバーターを少ないながらも準備しており、SA を通じて利用できる環境が整いつつある。経商研究棟の計算機室にも教員研究用としてパソコン5台を配置している。

【長所】

尚文館の院生用研究室は1日24時間の利用が可能であり、本研究科として研究科用の上記施設は十分な機能を果たしているといえよう。

【問題点】

問題点としては、パソコンとその周辺機器において、ソフトウウェアについて絶えず最新のものに更新しておくことが望まれる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

語学や情報処理関係の授業だけでなく、通常の講義や演習においても、パワーポイント等を利用し、プレゼンテーションをさせる授業形態が急激に増えつつあり、パソコン・プロジェクター・スクリーンの設備が整った教室を抜本的かつ経年的、計画的に増やす必要がある。また機器類の接続や利用方法について扱いなれない教員でも容易に利用できるよう2006年度秋から、授業支援チームが生まれ、共通マニュアルのもと、SA の配置も各学舎に充実し、多様な教育の補助を担うこととなったが、更にそれを必要な科目すべてで利用できるように拡充していくことが求められている。また経商学舎の情報関連施設の管理・運用に当たっては、MML 室と IT センター、授業支援グループとの連携をはかり、利便性を高めることが不可欠である。

今後の到達目標

パワーポイントの利用やインターネットにアクセスする講義も増えてきており、今後は更に高度な大学院教育や研究指導を進めるために、各教室へのプロジェクターや LAN 端末、情報端末機等の整備、充実が望まれる。

8　学生生活

8-1　学生への研究活動への支援

【現状の説明】

本研究科では、大学院生の研究支援活動を多様な形で実施している。博士課程前期課程の院生には研究者

コースでは２年間の演習、専門職コースでは１年間の課題研究指導がカリキュラムの中に組み込まれ、指導教員が修士論文の作成に支援している。これは事実上マンツーマンの丁寧な指導を実施している。また大学院生には共同の研究室を貸与し、パソコンやコピー機等大学院生のための機器を提供し、一定の研究補助費も支給している。すなわち、コピーは前期課程の院生には年間1500枚、後期課程の院生は年間2000枚が無料で可能となっており、製本表紙も年間15枚まで使用できる。学会等での研究発表については年間２万円まで援助している。

また院生諸君は自主的な研究と研究条件向上のために院生研究会（各研究科で組織され全学では院生協議会となっている）を組織しており、大学院祭（研究報告会）等を年に一度開催している。この組織を院生の自治組織として認めて、大学から一定の援助（雑誌や備品の購入）をしている。博士課程後期課程の院生には、更に簿記演習や情報処理のチューターとして任用するチャンスを与えている。

【長所】

商学研究科だけではないが、学会への参加旅費や関西大学大学院祭における発表者には研究費の援助をしている（国内２万円、外国学会での発表の場合は10万円を限度)。大学院生の研究活動を奨励し、学術雑誌「千里山商学」を刊行し（１年に２回)、院生の研究報告の場を提供している。また関西大学商学会に入会し、研究会や講演会に参加することを勧めており、特に博士課程後期課程の院生には研究会での発表と商学論集への寄稿（原稿料も支給）も認めている。

【問題点】

大学院生の研究支援活動を多様な形で実施しているが、その金額が少ないのが問題点として残されている。本研究科だけでの問題ではないが、給付奨学金の増額が必要とされている。また研究者をめざす博士課程後期課程の院生が少なくなってくると院生の研究活動が停滞してくる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院生の研究支援活動を財政的に援助することが必要となっている。特に学会発表の際には交通費の増額を期待したい。

今後の到達目標

何よりもまず、大学院生の定員を充足すること、特に博士課程後期課程の進学者を増やすこと、専門職コースへの社会人入学を促進すること、博士課程前期課程の院生の就職支援をキャリアセンターと連携して進めること等が今後の目標として要請されている。

９　管理運営

前回の到達目標

前回の自己点検・評価報告書における【将来の改善・改革に向けた方策】において特に強調したことは、商学研究科委員会の構成員が教授に限定されているという点であった。近年多くの大学で、課程博士号を有するものの未だ教授職にない若手教員が大学院教育を担当することが一般化しつつあることを考えると、魅力ある大学院教育のためにも、研究科委員会構成メンバーの条件を緩和し、教授でなければ商学研究科の講義を担当できないという現状を再検討する必要があることを指摘した。

検索

9-1　管理運営体制

【現状の説明】

(1) 商学研究科の教学上の管理運営組織

商学研究科には、次の四つの管理運営組織がある。

ア　商学研究科委員会

本研究科の最高意思決定機関は、関西大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第34条第４項により設置された本委員会である。本委員会は、大学院学則第38条により、「演習又は講義担当の専任教育職員をもって組織」され、2009年５月現在で28名である。ここで、専任教育職員とは、商学部の教授を意味する。ただし、会計研究科に転出した２名の教授及び政策創造学部に転出した２名の教授も、論文審査等に限定して、本委員会の構成員に加わる。

イ　研究科長（学部長兼務）及び副学部長（研究科担当）

商学研究科の執行部として、研究科長と副学部長が置かれている。研究科長は、研究科委員会において決定すべき事項について議案を作成し、研究科委員会を招集し、その議長となり（大学院学則第39条第３項)、研究科委員会の意思決定の円滑化に努めている。副学部長は、科長とともに研究科執行部を構成し、研究科長に事故あるときは、その任務を代行する（同条第４項)。

ウ　商学研究科教学委員会

「商学部・商学研究科教学委員会内規」に従い、研究科委員会より付議された教学に関する事項について検討することを目的として「商学研究科教学委員会」が置かれている。本委員会は、副学部長２名及び教学主任２名の他、専任教育職員のうちから研究科長が指名した委員６名で構成される。なお、本委員会の構成員は「商学部教学委員会」のそれと同一であり、研究科長が指名した委員６名のうち５名は、流通、ファイナンス、国際ビジネス、会計、マネジメントの各分野から１名ずつ選出される。

エ　商学研究科自己点検・評価委員会

このほかに、2004年度から自己点検・評価活動をしている「商学研究科自己点検・評価委員会」があり、「大学院商学研究科自己点検・評価委員会規程」により規律されている。本委員会は現在、流通、ファイナンス、国際ビジネス、会計の各専攻者を含む５名の専任教育職員及び事務職員（大学院担当）の合計６名から構成されている（必要に応じて、副学部長（研究科担当）がオブザーバーとして参加する)。

(2) 商学研究科委員会と商学部教授会との間の相互関係

商学研究科委員会と商学部教授会は、これまで双方とも相互に独立性を尊重してきた。上記両機関の相互の協議機関は存在しないが、商学部長が研究科長を兼務していることと商学部教授が双方の構成員となっていることから一定の実質的な連携を維持している。

【長所】

上記の四つの管理運営機関は、全般的に見て、関連規定及びその設立趣旨に沿った活動を行っている。上記のように、商学研究科委員会と商学部教授会の協議のための組織は存在しない。しかしながら、2006年度入試より商学部・商学研究科５年一貫教育プログラム入学試験が導入されたことからも明らかなように、商学研究科委員会と商学部教授会の間の実質的な連携は近年、しだいにその強さを増しているといえる。

【問題点】

上記のとおり、商学研究科委員会と商学部教授会は、これまで一定の実質的な連携を維持してきたとはいうものの、両機関の相互の協議機関は存在しない。このことは、研究科委員会が教授のみによって構成されている事実に照らし合わせると望ましいことではない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在、商学研究科委員会の構成員は教授に限定されているが、近年多くの大学で、課程博士号を有するものの未だ教授職にない若手教員が大学院教育を担当することが一般化しつつあることを考えると、魅力ある大学院教育のためにも、研究科委員会の構成員の条件を緩和し、教授でなければ商学研究科の講義担当ができないという現状を再検討する必要がある。ただし、ただ単に講義科目が増えるというだけでは、若手教員の授業負担が増す可能性が高まることはあっても研究科の魅力が高まることはあまり期待できないことに十分留意する必要がある。長期的なビジョンに基づいた新しいプロジェクトの立ち上げや、そこでの成果を教育に生かすカリキュラムの考案等とともに、研究科委員会の構成員の充実を図ることが肝要である。商学部では現在、二つの GP による教育プログラムが進展している。こうした活動を商学研究科の教育研究へとつなげていくことも、改革の方策の一つである。

9-2　学長、学部長等の権限と選任手続

【現状の説明】

商学研究科長の選任手続きについて

大学全体の改革として2006年10月より、研究科長と学部長の兼務体制がとられることとなり、商学研究科長は、商学部長をもって充てられることとなった（大学院学則第39条２項、「大学院研究科長の選出及び任期に関する規程」第２条第１項)。商学研究科長の任期は２年であり、再任は妨げられない。

【長所】

2006年10月から、学部長と研究科長とを１人の者が兼任することになった。これにともない、学部教授会と研究科委員会も接続して開催されることになった。この改革によって学部と研究科の連携が強化された。また学部長と研究科長の兼務体制に伴い、副学部長が２名となり、その内１名が研究科担当として研究科長を補佐することになった。

【問題点】

学部長と研究科長とが兼務になった結果、副学部長が１名増えたとはいえ、学部と研究科の運営責任が１人の者に集中することになり、従来に増して過重労働状態が生じている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究科長の過重労働状態を解消し、研究科の運営を更に円滑かつ適切に行えるようにするためには、研究科長の業務の補佐体制の充実が必要である。例えば、新たに研究科担当の事務局スタッフを増員することが望まれる。

今後の到達目標

今後の到達目標は、次の２点である。一つは、長期的なビジョンに基づいた新しいプロジェクトの立ち上げや、そこでの成果を教育に生かすカリキュラムの考案等とともに、研究科委員会の構成員の充実を図ることである。いま一つは、研究科長の過重労働状態を解消し、研究科の運営を更に円滑かつ適切に行えるようにするために、研究科長の業務の補佐体制の充実を図ることである。ただし、後者については、商学研究科単独では到達困難な目標であり、全学的な取り組みが必要である。

検索

10　事務組織

10-1　大学院の事務組織

【現状の説明】

平成18年８月、大学院事務室は廃止され、教務センターが設置された。教務事務が一元化され、学部の上に大学院を積む所謂煙突方式で事務体制がスタートした。現在、本学には８研究科（法学、文学、経済学、商学、社会学、総合情報学、理工学、外国語教育学)、及び心理学、法務、会計の３専門職大学院という教育研究組織がある。千里山キャンパスにある法学、文学、経済学、商学、社会学、理工学、外国語教育学の７研究科を運営する事務は学部・大学院事務グループ、心理学研究科、法務研究科及び会計研究科を運営する事務は専門職大学院グループが担っており、高槻キャンパスにある総合情報学研究科を運営する事務は高槻キャンパスグループ総合情報学部事務チームの所管となっている。

教学体制も「学部・大学院の組織的一体化」が図られ、2006年10月１日より学部長と研究科長が兼務となり、系統的管理運営を行うこととなった。

【長所】

2006年８月に充実した学生サービス及び教育・研究支援体制を構築することをめざした「教務センター」を開設した。カリキュラム編成や授業時間割編成等を始めとした教務関連業務について、教務事務グループを設置して業務を一元化することで対学生サービス及び対教員サービスの向上並びに教務事務の充実を図ることが可能となっている。教務関連部署の業務を再編することで教務事務に精通した事務職員を集中し、教務事務に関するスキルを向上させ、知識やパワーを集結させて、多様化・高度化が求められるサービスを実現している。例えば、①授業支援体制が確立され、学生への教育支援サービスの専用スペースを設け、教務補助を行う SA の活用を含め、学生の目線に立ったより充実したサービスの提供、②学生への教育支援やサポート体制の構築、が可能となった。

【問題点】

もともと、大学院事務室時代は、研究科の担当者が1名であり、担当者同士が相互に補完し合い、主と副を担っていた。担当者に聞けばすべてがわかるように少なくともなっていた。教務センター方式の長所もあるが、その導入によって失われた利点も多く、大学院事務室と比べて次のような問題点が提起されている。例えば、①サービスのきめ細かさがなくなったことである。誰に、どこに行けば問題点は解決するのか？教員、学生に相変わらず付きまとう疑問である。一方で、何ゆえか専門職大学院は単体として残されている。これはなぜなのか？

②教務センターとしての標準化が図られていないことである。教務センターに行けば教務のことはすべてわかるという当たり前のはずのことができていない。あるいは担当者がいないと先に進まない。これでは教務センターの名が泣く。また、そもそも大学院教務事務に精通している職員がいない。各研究科の固有の事情にも対応できていない。大学院生の相談窓口が見当たらず、教員までもが迷っている。教務センター制に移行し、大学院業務については、入試業務は大学院入試課が設置され、院出身職員を中心に業務を行っている。学籍・成績・単位認定・学位等は教務センターに移行された。担当がばらばらになり、混乱している。入試課にもっていってもよかったのではないか。大学院時代の過去の経験を持つ職員をもっと教務センターに注入すべきであったかもしれない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教務センターの時間割チームと試験チームによる機能別の座席配置を改め、担当学部・研究科別の座席配置へ変更されたが、いかんせん寄せ集めでしかなく、大学院の業務に精通した職員の育成が早急に望まれる。

検索

今後の到達目標

教務センター体制の問題点を改善するための組織的検討が必要な時期に来ており、商学研究科だけでは対応できない点も多いが、他の研究科と連携して協議機関を設けていく。

11　自己点検・評価

前回の到達目標

①自己点検・評価をより一層効果的に実施するために、学外者による第三者評価を定期的に受ける体制を作りあげること。専門職コースを立ち上げた当初は、執行部が専門職コースを担当いただいた実務家非常勤講師との懇談会を不定期ではあるが開催し、商学研究科専門職コースの運用状況についてのご意見を聞いたことがあった。

②２年に１回、自己点検評価報告書を書くに当たって、データブックを参照して、各種数字を示そうとしているが、重要な側面については、時系列データとしてすぐ利用できるようにしておくこと。その時系列データを参照しつつ、顕著な動きが見られる側面について、分析するようにする。

11-1　自己点検・評価

【現状の説明】

商学研究科においては、本研究科の教育・研究水準の向上を図るため、2004年4月より商学研究科自己点検・評価委員会規定を置き、それに基づいて研究科委員会において選出された専任教育職員5名及び大学院事務職員1名からなる自己点検・評価委員会を組織して、自己点検・評価委員会を行ってきている。このような自己点検・評価の体制が構築される以前は、大学院全体の自己点検・評価委員会によって、自己点検・評価が行われていた。そのような以前の体制に代えて、現在の商学研究科における自己点検・評価委員会は、本研究科の教育・研究水準に関する活動状況並びに制度、組織、施設、設備の現状及びその運営状況について、自己点検・評価活動を行うことを任務とするものとなっている。なお、商学研究科の担当専任教員は、全て商学部専任教員であることから、商学部自己点検・評価委員会とも連携を図りながら、自己点検・評価の活動を推進してきている。

【長所】

商学研究科自己点検・評価委員会は全学の自己点検・評価委員会との連携の下に、商学研究科についての自己点検・評価活動を行っている。特に商学研究科においては、専門職コースを設置したり、商学研究科から会計研究科が分離独立したり、様々な変化が起こっている。このような変化の中、学生や外部とのコミュニケーションを重視して、整備された自己点検・評価委員会規程自己点検・自己評価を実施するように努めている。

【問題点】

2009年度から全学的自己点検･評価体制が開始されたが、今後、商学研究科における自己点検･評価活動との連携が重要な課題になると考えられる。自己点検･評価の項目としては、これまでも標準化が図られてきたが、目標の設置内容や優先される重要課題等が各研究科によってことなるため、この相違を研究科の現実的な充実と向上と合わせたように調整することは非常に重要であると考えられる。

検索

【将来の改善・改革に向けた方策】

問題点でも指摘したように、全学的な自己点検･評価活動の PDCA とうまく連携させた本研究科の自己点検･評価活動にすることに努める。また、先にも述べたように、本研究科独自の目標設定や重要課題に関して、全学の学校法人関西大学自己点検･評価委員会とのコミュニケーションによって調整する必要があり、企画・立案を担当する自己点検・評価企画委員会との調整も積極的に進める。このような活動により、本研究科の活動が、関西大学全体の大学院教育と研究と調和するとともに、相乗効果を生み出すと考える。

11-2　自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

全学として、2009年度から外部評価委員会が設置されている。本委員会は、本自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育水準の更なる向上を図るため、学外有識者による評価を行い、その意見を活動に反映させるためのものである。委員会は、常務理事 1 名、理事長が委嘱する学外有識者 4 名程度で構成されている。

他方、本研究科としては、 7 年に一度の外部者による評価を、昨年経験したが、それ以外には自己点検・評価に対する学外者による検証の制度化をまだ行っていない。更に、自己点検・評価結果の学内外への発信状況についても、商学研究科としての自己点検・評価の内容を報告書の形式に整えて外部者に送付する等の取組も十分ではない。更に、学外の専門的研究者等による評価を受けるという取組についてもまだ実施していない。

【長所】

2009年度から全学的な体制のもと、本研究科の自己点検･評価が、外部評価委員会によって、学外者の検証を受けることになり、より客観的かつ公正な検証が可能になると考えられる。また、外部委嘱者は、大学に対する点検･評価に関する有識者 4 名からなり、外部評価によって次年度以降の研究科の教育と研究を充実させることに繋がるものと思われる。

【問題点】

大学全体しての自己点検･評価体制の中で、全学として外部評価委員会から評価を受ける点は、大学全体の活動全体を見直し、全体的最適化を図る上では重要であると考えられる。しかしながら、研究科個別の活動に関しては、個別の研究科自体に対する外部評価と比べて、間接的かつ概略的な評価になると予想される。また、外部評価委員が、例えば、商学研究科に関して知見が深いかどうかは不明であり、研究科としては選定できないという問題がある。また、教育現場に近いところでのアドバイスが重要であることから、外部評価委員会の運営方法によっては、評価結果が現場との乖離を生み出す可能性もあると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本研究科独自の外部評価の可能性を模索する。企業実務家や大学研究者等外部講師を依頼していることから、このような関係を生かした外部評価の検討をすることによって、研究科独自の優先課題や問題を反映した企画策定と自己点検･評価が可能になると考えられる。また、このような点を全学の外部評価委員会にも対応可能かを依頼することも重要である。

11-3　大学に対する社会的評価等

【現状の説明】

2007年10月27日に関西大学主催による「大学評価フォーラム～認証評価結果をいかに改善・改革につなげるか～」が開催された。国公私立大学、短期大学及び関係諸団体の関係者約200名が参加し、示唆に富んだ貴重な助言や意見を得ることができた。当日の映像と報告書等に関しては、大学のホームページに掲載されている。

このように、大学評価フォーラムを開催し、社会的に関西大学の自己点検･評価活動と成果に関する情報発信を、Web を活用しながら行っている。

【長所】

対外的な公表機会を示すことで、関西大学大学院における教育並びに研究活動に関して、自己 PR することができ、社会並びに大学関係機関にしても情報発信し、より理解が進むものと考えられる。また、大学内部の効果として、対外的公表がフォーラム開催によって行われることは、自らの自己点検･評価がより重要な活動であることを、身をもって感じることができ、自己点検･評価によって、大学院教育と研究活動をより向上させようとする動機付けになると考えられる。

【問題点】

開催自体がまだ１度しかできていないことは今後の課題であろう。ただし、このようなフォーラム自体がより自己点検･評価に寄与するような形で実施されるように注意する必要がある。自己点検･評価による改善効果の時間的サイクルと、フォーラムのような対外的な公表は調整する必要がある。あまりにも短期的サイクルで対外評価されると、改善活動自体が短期志向に陥ることが懸念される。また、対外的に聞こえが良い物ばかりが優先され、教育並びに研究の現場での改善が等閑にされる可能性がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

自己点検･評価活動の結果と成果を適時に対外的に公表することを検討することは重要である。ただし、フォーラムのような形式は、一研究科だけで開催することは不可能であり、Web 等を活用した方法が有効であると考える。

今後の到達目標

全学の自己点検･評価活動を担う組織である「学校法人関西大学自己点検･評価委員会」が2009年度から活動を開始するが、関西大学全体の自己点検･評価と連携した本研究科の自己点検･評価活動を構築することが重要な目標である。本研究科にとってもより質が向上するような全体的最適をめざすことが何よりも重要である。

検索

社　会　学　部

検索

第Ⅱ編　社会学部　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 667

1-1　理念・目的等　〈667〉

1-2　理念・目的等の検証　〈670〉

1-3　健全性、モラル等　〈672〉

2　学士課程の教育内容・方法等 …… 673

2-1　教育課程等　〈673〉

2-2　教育方法等　〈686〉

2-3　学位授与の認定　〈692〉

3　国際交流（国内外との教育研究交流） …… 693

3-1　国際交流（国内外との教育研究交流）　〈693〉

4　学生の受け入れ …… 694

4-1　入学者受け入れ方針等　〈694〉

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（学部）　〈695〉

4-3　入学者選抜の仕組み　〈699〉

4-4　入学者選抜方法の検証　〈699〉

4-5　科目等履修生・聴講生等　〈700〉

4-6　定員管理　〈700〉

4-7　編入学者、退学者　〈701〉

5　教員組織 …… 702

5-1　教員組織　〈702〉

5-2　教育研究支援職員　〈705〉

5-3　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続　〈706〉

5-4　教育研究活動の評価　〈707〉

6　研究活動と研究環境 …… 708

6-1　研究活動　〈708〉

6-2　研究環境　〈710〉

7　施設・設備等 …… 713

7-1　施設・設備等の整備　〈714〉

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置　〈715〉

7-3　利用上の配慮　〈716〉

8　学生生活 …… 717

8-1　学生への研究活動への支援　〈717〉

9　管理運営 …… 718

9-1　管理運営体制　〈718〉

9-2　学長、学部長の権限と選任手続　〈721〉

10　自己点検・評価 …… 722

10-1　自己点検・評価　〈723〉

10-2　自己点検・評価に対する学外者による検証　〈724〉

1　理念・目的・教育目標

1-1　理念・目的等

【現状の説明】

ア　理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

社会学部は、本学の6番目の学部として1967年に設立された。これに先立つ1959年ごろより、文学部新聞学科をベースとして社会学、心理学、マス・コミュニケーション学、産業社会学の諸領域を統合し、伝統的な狭い学問領域にとらわれず、広い視野から社会や人間に関する現象を扱う社会学部を設置しようという動きが始まった。そして、10年近い準備期間を経て、社会学専攻、マス・コミュニケーション学専攻、産業社会学専攻の3専攻からなる第1部が誕生するとともに、専攻を設けずに学際性を重視する第2部も同時に開設された。その後、1973年には第1部に産業心理学専攻が加わって4専攻となった。2004年度より、専攻の特色を明確に打ち出すため、産業社会学専攻が社会システムデザイン専攻へと名称変更し、2006年度には、産業心理学専攻が心理学専攻に名称を変更した。

全学的な動きとも呼応して、2002年度より第1部にセメスター制が導入されたが、これは教育効果を高めるとともに、幅広い科目履修を可能にすることをめざしたものである。また、2003年度には第2部にもセメスター制を導入するとともに、デイタイム（昼間主）コースとフレックス（夜間主）コースを設ける昼夜開講制が導入された。更に2005年度からは、デイタイムコースとフレックスコースが統合され、1学科4専攻（社会学専攻、心理学専攻、マス・コミュニケーション学専攻、社会システムデザイン専攻）の体制を採っている。

設立以来、社会学部では「伝統と革新の調和」「専門性と学際性の調和」という教育理念に基づき、「理論研究と実証分析の調和」を教育目標としてきた。これらの教育理念と教育目標は、本学の教育理念「学の実化」を実践するための理念・目標として位置づけられるものであり、〈伝統と革新〉、〈専門性と学際性〉、〈理論と実証〉という三つのバランスを念頭においた教育・研究を実現していくことが、4専攻に共通する学部の基本的な姿勢となっている。

人材養成の目的については、「現代社会の複雑な状況に対応し、問題解決を果たすことのできる創造的で活動的な人材の育成」、「問題に応じて新しい取り組み方を考え出し、実行できる柔軟な思考と実践力の持ち主を世に送り出すこと」を掲げている。各専攻における人材養成の目的は、下記のとおりである。

1）社会学専攻では「社会現象や人間関係をさまざまな距離から見つめ直し、多様な切り口で分析する力」を持った人材の育成をめざしている。「理論社会学」から「社会調査実習」まで、まさしく〈理論と実証〉のバランスに配慮したカリキュラムが展開され、また2004年度には「社会調査士」（社会調査士認定機構の認定による資格）の資格取得のための授業も整備された。これも、「問題を発見し、調べ、考え、表現する力を高める」という専攻の目標に沿った対応であり、社会における問題の分析と解決のために寄与できる人材の育成という学部の目的に合致した改革である。

2）心理学専攻では「個人－集団－社会」の統合的な社会システムに焦点をあて、さまざまな側面から人間の心と行動の仕組みについて学び、合わせて「コンピュータによる高度な情報処理技術を踏まえた実証的な分析に取り組み、心を理解するための科学的技法を習得する」ことをめざしている。特に、多領域の心理学理論を有機的に関連づけて展開する講義科目群に加えて、心理現象の科学的分析に必須とされる統計的知識やコンピュータ・リテラシーを高めるための実験・実習授業群の設置は、＜理論研究と実証分析の調和＞という学部の教育目的に叶うものである。また、「21世紀は心の時代」という認識のもと、臨床心理、社会心理、産業心理等の他に「精神医学」や「人間工学」等の履修も可能な幅広い分野にわたる授業が展開され、自己や他者の心の問題の解決に向けて実践的に接近することを可能にする等、本学の教育理念「学の実化」を体現するカリキュラムが提供されている。

3）マス・コミュニケーション学専攻では「マスコミの学際的研究と“未来のマスコミ人”の育成」を標榜しており、人間と社会に関わる幅広い教養・知識とマスコミ・情報社会に関わる専門的知識を備えた人材の養成をめざすとともに、「将来のメディアにとって特に必要な、柔軟な発想と行動力をもった“未来のマスコミ人”の育成」に努めている。新聞学の伝統からスタートした専攻ではあるが、その後の社会は電波メディアの台頭、携帯電話やインターネットの急速な普及等、大きな変化を経験した。専攻では、そういったニューメディアを扱う科目を追加し、学生たちの知的欲求に応えている。これはまさしく、〈伝統と革新〉の調和と呼ぶにふさわしい姿勢といえる。コミュニケーションやメディアの歴史、理論、倫理を学ぶアカデミックな授業群のほか、メディア利用に関する調査・分析の技法を学ぶ授業群、印刷・映像・広告それぞれの分野でのコンテンツを制作する実習、更には新聞社や放送局、広告代理店の企業人を招いて現場の問題を考えるためのセミナー等が展開され、〈理論と実証〉のバランスをとるための努力がなされている。2005年度からは「ジャーナリスト養成プログラム」が設置され、「ジャーナリズム実習Ⅰ（調査)」「ジャーナリズム実習Ⅱ（文章)」「ジャーナリズム実習Ⅲ（制作)」「ジャーナリズム作品制作実習」等の実習科目を軸とした独自のカリキュラムを用意し、学生たちが試行錯誤のなかからジャーナリストとしての実践知を練り上げていくことを狙いとしている。

4）社会システムデザイン専攻では「企業についての現実的な知識と情報処理能力をしっかりと身につけ、幅広い関心をもって現代社会の問題に主体的に取り組む人間」の育成をめざしている。現代社会の企業は、単なる収支計算だけで存立するものではない。企業イメージの維持や危機管理、労働意欲の涵養といった問題は、金銭の計算だけで解決できる性質の問題ではない。そこで、「技術史」、「人的資源論」、「失敗とテクノロジー」、「人と企業のメンテナンス」、「国際経済システム」等の特色ある授業を提供し、また経済学や科学論等学際的な知識を得る機会を設けている。このカリキュラムによって、〈学際性〉や〈国際性〉を身につけた、これからの社会で求められる企業人、あるいは NPO の活動をリードしていけるような人材を育成しようとしている。実習科目においては地元・大阪での企業フィールドワークが実施されているほか、シミュレーション・ゲームの活用等にも取り組んでいる。「仕事」をキーワードとして、「人と人とのつながり」を考え、新たな「社会や人間関係の仕組み」をデザインするのが専攻の教育目的である。

なお、社会学部の教育課程においては、これらの理念・目的や教育目標を実現するためのカリキュラムを専攻ごとに設置しているだけでなく、履修条件の設定によって他専攻の科目を履修する可能性を開き、学部の在籍学生が総体として学際的な視野をもてるよう設計している点は社会学部の大きな特徴である。また、4専攻すべてが、実習科目を充実させるための努力を継続している。社会学部のこれまでの伝統を受け継ぎつつ、他方で新しい時代の要請に沿った制度へとたえず改良を積み重ねることで、社会学部は多くの優れた卒業生を社会に送り出してきた。

イ　理念・目的・教育目標の周知の方法とその有効性

「伝統と革新の調和」「専門性と学際性の調和」という教育理念と「理論研究と実証分析の調和」という教育目標は、学部ホームページや受験生等に配布される学部ガイドブックに明記されている。また、2007年の学則改正により、「社会学部は、社会学、心理学、マス・コミュニケーション学及び社会システムデザインに関する理論的・実証的研究教育を行うとともに、人間や社会に関わる専門性と学際性を備え、社会において活躍できる有能な人材を育成することを目的とする」と明記され、大学ホームページにも掲載されている。

各専攻の人材養成の目的についても、学部ホームページや学部ガイドブックでわかりやすく説明しており、一般にも公開され、社会的な認知を受けるよう努力がなされている。また、受験生に対しては、本学全体の各種案内や刊行物に学部紹介の欄を設け、そのつど新しい情報を載せている。特に頻繁に更新される学部ホームページでは、講演会をはじめとする各種イベント情報を掲載するとともに、学生・教員が交代で執筆するコラムによって、学部の学習の内容や成果をリアルタイムで広報している。このように関連情報を明示することによって、教職員と学生、受験生を含む社会一般の人々のいずれもが本学部における教育・研究の目

的に関して共通の認識を持つことができるよう、きめ細かい配慮を継続している。

【長所】

社会学部の理念・目的は本学の教育理念に合致したものであり、また人材養成の目的は、学部の理念・目的に適合している。理念・目的の達成に関しては、教育・研究活動を行うのに必要な組織・制度とその諸条件を整備することにより、これまで十分に達成されてきたと考えられる。また、学部の理念・目的は、大学案内や大学要覧、ホームページ等を通じ、教職員、学生、受験生を含む社会一般の人々に対して広く開示しており、学内外に十分周知されている。

社会学部の特徴は、学生数において学科に相当する規模の専攻を有しながら社会学科の１学科制を敷くことで、専攻間に共通するカリキュラム体系の下に、各専攻の特色を反映した科目を配置している点にある。一方、入学した学生は、いずれかの専攻に分属するが、上記のとおり、他の専攻の専門科目を履修する機会も多く、学際性と専門性との調和が実現できるかたちになっている。

【問題点】

専攻ごとの改革が積極的に進められてきた結果、社会学部の理念・目的に基づく共通のカリキュラム体系を今後も堅持していくのか、それとも専攻の独自性を優先するのかという点がしばしば議論されてきたが、今後の改革を考える場合には大きな検討課題である。専攻の改革が急速に進むと学部に共通のカリキュラム体系が成り立たなくなる可能性があり、一方で学部の理念・目的に基づく共通性を強調しすぎると、専攻の改革の足かせになる可能性がある。社会学部の理念・目的のもとで、各専攻の教育改革をどのように進めていくかが今後の課題である。

また、学部の理念・目的、教育目標や人材養成の目的は明確に周知されているが、専攻ごとの人材養成の目的については、学則等で明確に定められていないことから、学部ホームページや学部ガイドブック等媒体によって表現が異なることあり、受験生からは専攻間の違いや他学部の類似する学科・専修との違いについて質問を受けることが多い。これらは随時、専攻で議論し検討した結果が掲載され、またわかりやすく伝えようとするがために表現の仕方が異なっていることによると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

各専攻の特色をより明確にし、学部としての魅力を高めるために、改善に向けた取組みが活発になされることが望ましいが、同時に専攻間の共通性と独自性の問題について議論していくことも必要である。このような教学上の課題に対して重要な役割を果たしているのが、学部執行部と各専攻から2名ずつ専攻される委員によって構成される学部充実委員会である。学部充実委員会という名称は、教学上の充実あるいは学士課程教育の充実を意味している。問題点の改善や学部の将来構想について自由に議論できる雰囲気が強く、学部のかかえる問題点の発見、それらの改革・改善のために大きな機能を果たしている。

学部の理念・目的の実現に関わる改善として、「産業社会学専攻」から「社会システムデザイン専攻」への名称変更（2004年度）、マス・コミュニケーション学専攻における「ジャーナリスト養成プログラム」の設置、「産業心理学専攻」から「心理学専攻」への名称変更（2006年度）等がこれまでに実施されてきたが、これらについても、学部充実委員会での検討を経て、教授会で審議・決定されてきた。このように、学部及び専攻の改革・改善については、学部充実委員会を中心に大いに議論が進められており、議論された改革・改善案は着実に具体化されている。社会の変化、学生の変容と学部組織、教育システムのインターフェースをデザインするという、この委員会の機能を更に高め、実効ある学部改革を牽引していくことが強く求められている。

専攻間の共通性と独自性の問題については、学部共通の枠組みの範囲内で専攻ごとに改革を進めるという方向で取り組んできたが、今後は専攻間にまたがるコースやプログラムの設定も検討されるべきである。この点に関しては、2009年度版「中期行動計画（4年）」で「学部及び大学院におけるカリキュラム改革と充

実」を掲げており、社会学部としては、「学生及び社会のニーズに即応した教育課程の編成」や「各専攻の教育に加えて、専攻を横断した学際的な分野を学べる専攻間コース（プログラム）の導入」を検討課題としている。これらについても、学部執行部のリーダーシップと提案に基づき、学部充実委員会を通して学部全体で議論していく予定である。

また、各種案内によって、専攻の人材養成の目的についての表現が異なっている問題については、早急に対応が求められる。2009年度版「中期行動計画（4年）」において、「社会変化に対応したアドミッション・ポリシーの再構築」を掲げ、学部執行部が検討を重ねているが、アドミッション・ポリシーとの関連で各専攻の人材養成の目的を再検討し、共通の表現で周知を図っていくことが求められる。

1-2　理念・目的等の検証

【現状の説明】

社会学部の理念・目的・教育目標が教育活動を通して一定の成果をあげているかどうか、学生たちにどのように受け止められているか、また今日の社会的要請に適合しているかどうかといった点から理念・目的・教育目標の妥当性を検証する機会として、次の活動をあげることができる。

ア　授業評価アンケート

全学的な取り組みとして、セメスターごとに「第1回 WEB アンケート」「関西大学授業評価アンケート」「第2回 WEB アンケート」と最大3回の授業評価を行っており、学生が教育目標をどのように受け止めているかを把握する格好の機会となっている。全学共通の評価項目を用いているため全学平均と比較することが可能であるが、ほとんどの項目で学部平均は全学平均を上回っている。また自由記述からは、学生たちが各授業科目を内容や方法をどのように受け止めているのかを読みとることができ、理念・目的・教育目標を間接的に検証する機会となっている。

イ　教室会議及び学部充実委員会における検討

社会学部では各専攻とも、1・2年次に少人数クラス制の科目を導入しており、3・4年次のゼミは必修であるため、教員が学生と関わる機会が多く、学生の声や様子を直接感じ取ることができる。このような教員と学生とのインタラクションを経て、各専攻では常時カリキュラムの見直しを行っているが、それを専攻の教員が共有する場が教室会議での検討である。教室会議は非公式な会議体であるが、ざっくばらんに意見交換がなされ、改善に向けての取り組みが行われている。このような専攻の取り組みが学部で共有される場が学部充実委員会であり、当委員会での議論は学部の理念・目的・教育目標が教育活動を通して一定の成果をあげているかどうかを検証する場ともなっている。つまり、教員1人1人の意識や取り組みを出発点とし、それを専攻で共有し、次に学部全体でも共有するという仕組みがうまく機能していると考えられる。

ウ　自己点検・評価活動

学部の自己点検・評価活動そのものについては、「10 自己点検・評価」において詳述するが、社会学部自己点検・評価委員会が組織され、定期的に自己点検・評価報告書を作成してきており、学部の理念・目的・教育目標を検証する機会となっている。その時々によって、特定の問題を取りあげたり、広範囲にわたる評価項目を通して自己点検・評価を行ったりする等の活動を継続してきたが、これらは最終的には学部の理念・目的・教育目標の妥当性や達成状況を検証するものである。報告書が指摘する問題点等については、学部執行部や学部充実委員会、教授会等での議論を経て、その改善が実行に移される仕組みとなっている。

エ　学部別教育懇談会・地方学部別教育懇談会

関西大学では、毎年5月に千里山キャンパスで教育後援会総会を大規模に開催しており、午前中は全学部

共通のプログラムで実施されるが、午後は学部別教育懇談会として実施され、各専攻に分かれて教育の取り組みを紹介するとともに個別面談を行っている。社会学部の教育懇談会は、全教員が出席する点に大きな特徴があり、個別面談を希望する父母に対しては、少人数クラス制の担当教員やゼミ担当教員が対応している。教員にとって学部別教育懇談会は、父母との関わりを通して、学部の理念・目的・教育目標を検証する機会となっている。また、学部執行部が出向き、全国16都市で開催される地方教育懇談会でも学部別教育懇談会が開催され、学部の運営に参画する学部執行部メンバーが部後の評価を直接耳にする貴重な機会となっている。

オ　オープン・キャンパス

関西大学ではグリーン・キャンパス（6月）、サマーキャンパス1st Stage（7月下旬または8月初旬）、サマーキャンパス2nd Stage（8月下旬）、オータム・キャンパス（11月）、フレッシュ・キャンパス（3月）と5回のオープン・キャンパスを実施しているが、社会学部では高校生の質問・相談に応じる教員を毎回、各専攻から出しており、学部の理念・目的・教育目標を高校生に直接伝えるとともに、そのフィードバックを得る場ともなっている。特にサマーキャンパス1st Stage では、全学的な相談コーナーとは別に、社会学部（第三学舎）を使って、4専攻が「体験・相談コーナー」を設置し、在学生や大学院生にも加わってもらい、学部教育についてわかりやすく伝えるように工夫しており、高校生の感触を通して、教員が学部の理念・目的・教育目標を検証し、入学を志す世代のニーズを確認する機会として機能している。

カ　高大連携プログラム

高大連携センターが運営する各種の高大連携プログラムに社会学部も積極的に参加している。2008年度には、出張講義型の「Kan-Dai 1セミナー」が全学で167回開催され、このうち社会学部は20回を占めている。公開講座型の「Kan-Dai 3 セミナー」は全学で4件開催されたが、「高校生のための心理学セミナー」は社会学部が提供したプログラムであり、もっとも多い37名の参加を得ている。2009年4月～9月では、全学の「Kan-Dai 1 セミナー」52回のうち社会学部は7回を占め、「Kan-Dai 3 セミナー」は全学で2件が開催されたが、「高校生のための心理学セミナー」には64名が参加した。このような高大連携プログラムも、社会学部教員が学部の理念・目的・教育目標を説明したり、講座を通して具体的に伝えたりする場となっており、参加する高校生との関わりを通して、理念・目的・教育目標を検証する場として位置づけることができる。

【長所】

多数のチャンネルを通して学部の理念・目的・教育目標を検証する機会が設けられており、そこから得られた結果については、学部執行部や専攻からの提案に基づき、学部充実委員会や教授会での議を経て改革・改善に結びつける仕組みが作られている。

【問題点】

しかしながら、必ずしも学部の理念・目的・教育目標の全体を俯瞰した上での取り組みとはなっていない面があり、その時々の重要課題が優先される傾向が否めない。学部の理念・目的・教育目標は専攻を越え、教員間で共有されているが、理念・目的・教育目標の妥当性や達成度について、より体系的に検討し、改善・改革に移していく仕組みづくりが求められる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在までの取組みを継続し、学部の理念・目的・教育目標を検証していくことが重要であるが、これまでは、どちらかといえば、理念・目的・教育目標の妥当性や達成度について、断片的な検証にとどまっていた感がある。現在、学部執行部が「アドミッション・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」の検討を進めつつあるが、より体系的に検証を行うとともに、学部充実委員会や自己点検・評価委員会といった既存の仕組みを活用しながら、検証の結果を学部として改革・改善に結びつけていく組織性が

求められる。そのためには、まずは体系的な検証を行う必要があると認識している。

1-3　健全性、モラル等

【現状の説明】

健全性やモラルに関する問題への取組みは、関西大学として全学的に行われているものが多い。社会学部においては、その取組みが周知徹底するような措置を講じている。

例えば、「関西大学ハラスメント防止に関する規程」（2009年3月5日制定、2009年4月1日施行）に基づき、専任教員の相談員を配置している。相談員については、氏名だけでなく個人研究室の電話番号とメールアドレスを公開しており、セクハラ防止のパンフレットにも掲載している。このパンフレットは、新入生に配布するとともに、教員にも配布してセクシュアル・ハラスメントについての理解の促進を図っている。

人権問題への取組みの一環として、社会学部ではすべての専攻の専門教育科目に「差別と社会Ⅰ」「差別と社会Ⅱ」（2年次選択科目）を配当しており、いずれも2クラス体制で授業を行っている。ちなみに、2009年度の受講予定者数は「差別と社会Ⅰ」が2クラス合わせて474名、「差別と社会Ⅱ」が2クラス合わせて281名であり、社会学部の学生が人権問題に対する理解を深める重要な授業となっている。

【長所】

幸いにして、最近の社会学部ではセクシュアル・ハラスメントや人権に関する問題は生じていない。このことは、社会学部が周知徹底に努めてきた諸々の取組みの有効性を物語っていると考えることができる。

【問題点】

しかしながら、モラルの問題に関しては、私語や着帽、携帯電話の使用をはじめとする授業態度や禁煙場所での喫煙、食事後の食器の放置等、種々の問題が散見される。一つ一つは小さなことであり、また学内における問題である。しかし、電車内での携帯電話使用にみられるように、大学生活において健全性・誠実性やモラルが確保できているかどうかという問題は、社会的場面における学生や教員の行動における健全性・誠実性にもつながっている。年2回、全学的に「マナー週間」を設けて、学部執行部と事務職員がペアとなって学舎周辺を巡回し、マナー指導に当たっているが、今後はより有効な手段・方法を考えていくことが必要であろう。

近隣住民からの苦情もあるため、自動車・バイクによる通学の禁止は、入学時に誓約書をとるかたちで学生たちの意識向上につとめるとともに、実地指導・掲示等を通じて日常的にも取組みがなされているが、残念ながら少数の学生については近隣住区内に自動車・バイクの放置が散見される。

また、残念なことに、社会学部では2008年春学期試験において不正行為が1件、2009年度春学期試験においても1件生じており、数科目の試験結果を無効にするという処分を行った。これまでも常に試験の開始にあたり、試験監督が厳重な注意を行うとともに、不正行為を防止すべく巡回を行っているが、試験場の問題としてのみとらえるのではなく、前述のような学生の日常生活習慣における問題としても受け止め、再発防止に努める必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会学部では、学部執行部の方針により、1998年以来、学舎内を全面的に禁煙としたが、学内におけるモラルやマナーの問題に対しては、社会的な風潮もあって、なかなか向上をみない部分も残されている。また、社会学部が使用している第3学舎は、夜間になるとエクステンション・リードセンターが利用するため、学外からの利用者もおり、在籍学生のみを対象とした指導では十分でないという事情もあるが、現在までの取組みを継続するとともに、更なる徹底化を図ることが重要である。

違法駐車の問題については、全学的な取組みとともに、学部としての所作も実施されている。注意が一定の回数を超えた学生については学生センターから学部に通知がなされる。学部では、第一段階としてゼミや少人数クラスの担当教員による説諭を行い、それでも改善されない場合は、誓約書の提出と保護者への通知を行っている。最終的には教授会の議を経た処分を想定しているが、現在のところ、第一段階から第二段階での指導が功を奏し、悪質なケースでも改善をみている。

試験での不正行為に対しては、厳しく対応を行っているため、同一学生が反復することは考えにくい。今後の再発を防ぐには、不正行為への対応をより明確に周知するとともに、教員と学生との関わりを通してより確実な信頼関係を築き、学生の日常生活の改善に働きかけていくことも必要であろう。

2　学士課程の教育内容・方法等

2-1　教育課程等

前回の到達目標

前回の社会学部自己点検・評価報告書において将来の改善・改革に向けた方策として示された主な内容は以下のとおりである。

1）教育の理念・目的とそれに基づく教育課程の編成方針、カリキュラム及びその運用について継続的に点検・評価を行い、教育効果が更に高められるように適切に改革していくこと。
2）2008年度からの全学共通科目の導入に際して、学部の専門教育科目についても新たな制度の設置や既存の科目の再検討を行うこと。社会学部の教育方針のなかに全学共通科目が位置づくように全学共通教育担当部署との連携を図ること。
3）専門教育については、学生のインセンティブを高めるようなより適切な履修ガイダンスを行うことはもちろん、必修科目の選定とその効果的な配備、学生の勉学への動機付けや自己評価の仕組み等を検討すること。
4）専任教員数の絶対的不足を解消すること。
5）外国人留学生が適応しやすいように、引き続き教育上の配慮を行うこと。

2-1-1　社会学部の教育課程

【現状の説明】

大学は、学校教育法第83条において「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」べきとうたわれ、大学設置基準第19条に「専門の学芸を教授する」ことと規定されている。社会学部はこれらを受け、「伝統と革新の調和」「専門性と学際性の調和」という教育理念に基づき、「理論研究と実証分析の調和」という教育目標のもとで、学士課程を体系的に編成している。以下、2009年度新入生用のカリキュラムを中心に説明する。

各専攻の専門教育科目では、「理論社会学Ⅰ・Ⅱ」（社会学専攻）、「心理学概論Ⅰ・Ⅱ」（心理学専攻）、「マス・コミュニケーションの効果」「世論とマス・コミュニケーション」（マス・コミュニケーション学専攻）、「産業社会学」（社会システムデザイン専攻）といった基幹的な科目をはじめとする「理論研究」を重視した講義科目を設置するとともに、「社会調査実習」「社会調査演習」（社会学専攻）、「心理学実験実習」「臨床心理学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「社会心理学実験実習Ⅰ・Ⅱ」「応用心理学実験実習」（心理学専攻）、「マスコミ調査実習」「マスコミ文章実習」「マスコミ制作実習」「ジャーナリズム実習Ⅰ（調査）」「ジャーナリズム

実習Ⅱ（文章）」「ジャーナリズム実習Ⅲ（制作）」「ジャーナリズム作品制作実習」（マス・コミュニケーション学専攻）、「社会システムデザイン実習Ⅰ・Ⅱ」（社会システムデザイン専攻）といった「実証分析」を重視する調査・実験等の実習科目に加えて情報処理教育科目を設置し、全体として「理論研究」と「実証分析」のバランスが取れたカリキュラムを用意している。これらの専門教育科目を通して、人間や社会に関する現象について、各専攻分野の専門的知識を深めるとともに、隣接分野の視点も踏まえて広い視野から問題をとらえる姿勢を保ち、具体的な問題を解決していけるような実社会において活躍できる有能な人材の育成をめざしている。

社会学部では2008年度から卒業所要単位をそれまでの132単位から124単位に変更した。また教養科目が全学共通科目へ移行したこととあわせてカリキュラムの改革をした。したがって１・２年次生と３・４年次生ではカリキュラムが異なっている。以下１・２年次生と３・４年次生にわけて説明する。

ア　１・２年次生

社会学部では全専攻とも卒業所要単位として124単位が必要である。まずその概略を示しておく。内訳は次のとおりである。

1）全学共通科目16単位以上
2）外国語科目12単位以上
　1)と2)をあわせて32単位以上
3）専門教育科目84単位以上

なお、2008年度入学生より成績評価でGPA制度が導入された。

1）全学共通科目

全学共通科目は、大学生としての基礎的な学習能力を涵養するとともに、人間性を高め、成熟した社会人としての知識を修得し、国際社会の一員として活躍できる人材の育成めざす科目として設置されている。A群の自己形成科目群、B 群のエンパワメント科目群、C 群のオープンスタディ科目群及び K 群の関大科目群の4つの科目群によって構成されている。A 群は「人間性」「社会性」「国際性」の3分野から各2単位以上、B・C・K 群は任意選択とし、合わせて16単位以上の修得が必要である。

2）外国語科目

外国語科目は英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語の7つを開設しており、英語を含む2ヵ国語を必修としている。このうち一つを第1選択外国語、他を第2選択外国語とし、第1選択外国語8単位、第2選択外国語4単位の修得が必要である。

3）専門教育科目

専門教育科目は、「専攻に係る専門の学芸」を教授するための教育を遂行するものであり、必修科目、選択必修科目（心理学専攻のみ）、選択科目及び自由科目からなる。

イ　３・４年次生

社会学部では、全専攻とも卒業所要単位として132単位が必要である。まずその概略を示しておく。内訳は次のとおりである。

1）教養科目20単位以上（保健体育科目6単位まで卒業所要単位に算入可）
2）外国語科目12単位以上
3）専門教育科目84単位以上
4）インターファカルティ教育科目（8単位まで教養科目として卒業所要単位に算入可）
　1)～4)をあわせて48単位以上

1）教養科目及び保健体育科目

教養科目は、幅広い知識を習得し、広い視野に基づく総合的判断力を培うために設置されており、「人

間・文化」、「社会・経済」、「自然・技術」の3分野に分けてそれぞれ科目が配当されており、各分野から4単位以上の修得が必要である。また、学生の心身の健康の保持・増進のために保健体育科目を置き、6単位までを卒業所要単位に含めることができる。

2）外国語科目

外国語科目は英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語の7つを開設しており、英語を含む2ヵ国語を必修としている。このうち一つを第1選択外国語、他を第2選択外国語とし、第1選択外国語8単位、第2選択外国語4単位の修得が必要である。

3）専門教育科目

専門教育科目は、「専攻に係る専門の学芸」を教授するための教育を遂行するものであり、必修科目、選択必修科目（心理学専攻の3年次生）、選択科目及び自由科目からなる。

4）インターファカルティ教育科目

インターファカルティ教育科目は学部横断的な学際的科目として2004年度、全学を対象に開設されたものであり、社会学部では次の3コースを採用している。

1　生涯スポーツ・身体運動文化コース

2　キャリア教育

3　テーマスタディ

「1　生涯スポーツ・身体運動文化コース」の履修資格は、スポーツ・フロンティア入試による入学生であり、基礎科目群の科目は、8単位までを教養科目の卒業所要単位に算入することができる。「2　キャリア教育」の履修資格は、入学者全員で、3科目6単位まで教養科目・外国語科目及び保健体育科目の卒業所要単位に算入することができる（4年次生は自由科目であり卒業所要単位には算入できない）。「3　テーマスタディ」の履修資格は、入学者全員であり、4単位（2テーマ）までを、教養科目、外国語科目及び保健体育科目の卒業所要単位に算入することができる。

【長所】

社会学部のカリキュラムは、理念・目的に適合した内容を有している。また、知識の広がりと深さを身につけることができるよう配慮するとともに、実践的な応用力の育成を重視しているところから、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法第83条に定められた目的にも合致している。教育課程の編成についても、大学設置基準第19条に合致するものとなっており、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」とともに、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう」配慮がなされている。また、社会学部のカリキュラムは、「理論研究と実証分析の調和」という社会学部における教育目標に適合しており、これは本学の教育理念である「学の実化」を実践するものでもある。このように、社会学部のカリキュラムは、大学・学部の理念・目的及び学校教育法第83条、大学設置基準第19条に適合しており、教育課程を編成する基本方針には特に問題点はないと考える。

前回の報告書で指摘された課題は、教育の理念・目的とそれに基づく教育課程の編成方針について、カリキュラム及びその運用について継続的に点検・評価を行い、教育効果が更に高められるように適切に改革していくことであった。社会学部においては、各専攻2名の充実委員及び執行部構成員による学部充実委員会が毎月2回開催され、そこで社会学部全体のカリキュラム及びその運営等について活発な議論がなされている。新設科目の設置や受講学生の授業態度の問題等広範囲な論点がだされ、執行部を中心として迅速に対応している。また、各専攻単位での教室会議も頻繁に実施されており、専攻内での問題点の洗い出しやその改善へ向けた取り組みが常になされている。

検索

【問題点】

現在のところカリキュラムに関する大きな問題点はないが、新たに導入された全学共通教育の制度と学部の専門教育との関係についての議論がまだ十分ではない。2008年度より GPA 制度が導入されたが、教育面での効果的な利用がまだ十分ではない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後も引き続き、教育の理念・目的とそれに基づく教育課程の編成方針について、カリキュラム及びその運用について継続的に点検・評価を行い、教育効果が更に高められるように適切に改革していくことが重要である。とりわけ全学共通教育の制度と学部の専門教育との関係について検討する必要がある。また GPA 制度の教育面での効果的な利用法について検討する必要がある。

2-1-2　履修科目の区分

（ア）カリキュラムの体系

【現状の説明】

社会学部では2008年度から卒業所要単位をそれまでの132単位から124単位に変更した。また教養科目が全学共通科目へ移行したこととあわせてカリキュラムの改革をした。したがって１・２年次生と３・４年次生ではカリキュラムが異なっている。以下１・２年次生と３・４年次生にわけて説明する。

ア　１・２年次生

社会学部に設けられた４専攻は、いずれも社会学科に所属しており、卒業者には学士（社会学）の学位が与えられる。全学共通科目は１年次から４年次まで、また外国語科目は１・２年次を中心に配置されている。専門教育科目は１年次にも配置されているが、中心となるのは２年次以降である。全学共通科目及び外国語科目については、別項目で点検・評価を行うので、ここでは主に専門教育科目におけるカリキュラムの体系について述べる。

学部の理念・目的を実現するために、各専攻にそれぞれの領域に独自の専門教育科目が設置されているが、カリキュラム体系を構成する基本的な枠組みは４専攻とも共通である。専門教育科目は、入門的・基礎的内容を習得した上で、より高度な専門的内容を学習するように位置づけられている。

そうした体系的な教育の柱となるのが、１年次から４年次までの一貫した少人数クラスの設置である。１年次の「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」（心理学専攻は「心理学基礎研究Ⅰ・Ⅱ」、以下「基礎研究」と言う）と２年次の「基礎演習」（心理学専攻は「心理学基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、以下「基礎演習」と言う）は、大学での学びへの導入教育の役割を果たすとともに、専門的な内容の基礎を修得することが目的である。「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」「基礎演習」ともにクラス担任制をとり、教員による学生へのきめ細かな教育・指導が行われている。３年次の「専門演習」及び４年次の「卒業研究」はいわゆるゼミに該当し、科目名は異なるが、実質的には同じ指導教員のもと２年間を通しての指導がされており、学生は原則として卒業論文（卒業研究レポート）を提出する。「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」「基礎演習」の場合は機械的にクラス分割が行われるが、ゼミ形式で卒業研究論文の指導を行う「専門演習」「卒業研究」の場合は、２年次の秋にゼミ・ガイダンスを行い、希望するテーマによって学生がゼミを選択する方式をとっている。

心理学専攻では2007年度より新たにコース制を導入し、「臨床心理学コース」及び「応用・社会心理学コース」の２つのコースを設置した。学生は２年次の春学期にいずれかのコースの選択手続きを行い、秋学期から許可されたコースに分属する。

また、各専攻に配置された「社会調査実習」「心理学実験実習」等の実験・実習科目の多くは２年次から履修することができるが、そこで必要とされるパソコンの基本的操作を身につける科目として、１年次の「情報処理基礎演習」、「情報処理演習Ⅰ」及び２年次の「情報処理演習Ⅱ」が設けられている。なお、２年

次配当科目である「差別と社会Ⅰ・Ⅱ」は、学生の倫理性を培ううえで重要な役割を果たしており、４専攻すべての専門教育科目となっている。

社会学部では、４専攻に共通するカリキュラム体系を保ちながら、各専攻の特色を表す専門教育科目が配置されている。各専攻における専門教育科目のカリキュラムの特色は、以下のとおりである。

社会学専攻では、家族、都市、教育、福祉、民族、環境、性、若者、国際、風俗等、多彩なテーマを学ぶための授業科目が配当されている。４年間を通して、「常識を疑う」という思考方法と、いくつもの視点から物事を多角的にとらえる「複眼思考」を学び取ることができる。

心理学専攻では、2007年度からはコース制が導入され、臨床心理学の分野を専門的により深く学ぶ臨床心理学コースと、心理学の分野全般を幅広く学ぶ応用・社会心理学コースが置かれた。更にその２つのコースの下で「性格やストレス、心の病に関わる臨床心理」「対人関係や集団行動に関わる社会心理」「職業、消費、広告等に関わる産業心理」「知覚や認知に関わる実験心理・人間工学」「人間の心や行動を測る計量心理」という５つのアプローチに分かれそれぞれに即した科目が配当されている。

マス・コミュニケーション学専攻では、メディア社会の解明・理解及び、未来のマスコミ人となるのに必要な、柔軟な発想力と果敢な行動力を身につけるための授業科目が配当されている。アカデミックな科目に加えて、マスコミ関連への就職志望者には欠かせない文章力、企画・調査力、制作力を鍛える実習科目、業界で活躍中の講師によるマスコミ業界セミナー等、充実した実践的科目群が用意されていることが特徴となっている。また、特にジャーナリスト志望の学生を対象としたジャーナリスト養成プログラムを２年次から実施している。これは、特定の科目群を設定し、ジャーナリストとして必要な能力を体系的に学ぶプログラムであり、書類と面接により学生の選抜が行われる。プログラム担当の専任教員を配置し、実習科目等でこのプログラム専用のクラスを設置する等、集中的かつ継続的な教育を実施している。

社会システムデザイン専攻では、現代社会のビジネスや仕事を理解するうえで必要な経済学・経営学・科学技術論の科目群を備えつつ、それらを社会学と連携させたユニークな教育を行っている。事故を防ぐための試み、企業と社会の信頼関係の回復、ボランティアの発展等、さまざまな仕事の進化の状況について学ぶことができる。

イ　３・４年次生

社会学部に設けられた４専攻は、いずれも社会学科に所属しており、卒業者には学士（社会学）の学位が与えられる。教養・外国語・保健体育科目は１・２年次を中心に配置されており、専門教育科目は１年次にも配置されているが、中心となるのは２年次以降である。教養科目及び外国語科目については、別項目で点検・評価を行うので、ここでは主に専門教育科目におけるカリキュラムの体系について述べる。

学部の理念・目的を実現するために、各専攻にそれぞれの領域に独自の専門教育科目が設置されているが、カリキュラム体系を構成する基本的な枠組みは４専攻とも共通である。専門教育科目は、入門的・基礎的内容を習得した上で、より高度な専門的内容を学習するように位置づけられている。この考え方をよく表しているのが少人数クラス制の入門科目「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」「基礎演習」とゼミに該当する「専門演習」「卒業研究」の４科目である。これらの科目は１年次から４年次にかけて順に配当されており、クラス担任・ゼミ担任によって運営されている。入門科目・基礎科目に当たる「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」「基礎演習」の場合は機械的にクラス分割が行われるが、ゼミ形式で卒業研究論文の指導を行う「専門演習」「卒業研究」の場合は、２年次の秋にゼミ・ガイダンスを行い、希望するテーマによって学生がゼミを選択する方式をとっている。また、各専攻に配置された「社会調査実習」「心理学実験実習」等の実験・実習科目の多くは２年次からスタートするが、そこで必要とされるパソコンの基本的操作を身につける科目として、１年次の「情報処理基礎演習」、「情報処理演習Ⅰ」及び２年次の「情報処理演習Ⅱ」が設けられている。なお、２年次配当科目である「差別と社会Ⅰ・Ⅱ」は、学生の倫理性を培ううえで重要な役割を果たしており、４専攻すべての専門教育科目となっている。

検索

社会学部では、4専攻に共通するカリキュラム体系を保ちながら、各専攻の特色を表す専門教育科目が配置されている。各専攻における専門教育科目のカリキュラムの特色は、以下のとおりである。

社会学専攻では、家族、都市、教育、民俗、環境、性、若者、余暇、風俗等、多彩なテーマを学ぶための授業科目が配当されている。4年間を通して、「常識を疑う」という思考方法と、いくつもの視点から物事を多角的にとらえる「複眼思考」を学び取ることができる。

心理学専攻では、現代社会に生きる人間の心をテーマとし、「性格やストレス、心の病に関わる臨床心理」「対人関係や集団行動に関わる社会心理」「職業、消費、広告等に関わる産業心理」という3領域に実験・認知心理学系、計量心理学系の各領域を加えた、五つの領域・アプローチに分節され、それぞれのアプローチに即した科目が配当されている。

マス・コミュニケーション学専攻では、メディア社会の解明・理解及び、未来のマスコミ人となるのに必要な、柔軟な発想力と果敢な行動力を身につけるための授業科目が配当されている。アカデミックな科目に加えて、マスコミ関連への就職志望者には欠かせない文章力、企画・調査力、制作力を鍛える実習科目、業界で活躍中の講師によるマスコミ業界セミナー等、充実した実践的科目群が用意されていることが特徴となっている。

社会システムデザイン専攻では、現代社会のビジネスや仕事を理解するうえで必要な経済学・経営学・科学技術論の科目群を備えつつ、それらを社会学と連携させたユニークな教育を行っている。事故を防ぐための試み、企業と社会の信頼関係の回復、ボランティアの発展等、さまざまな仕事の進化の状況について学ぶことができる。

このような現在の専門教育科目におけるカリキュラム体系は、学部の理念・目的に添って1997年度から実施されたカリキュラム改革に基づいている。2002年度には、全学的にセメスター制が導入されたことにともない、第1部（2003年度よりデイタイムコースとし、2005年度より廃止）における通年4単位の専門教育科目は、そのほとんどが半期2単位科目に2分割された。

【長所】

学士課程としてのカリキュラム体系は、学部の理念・目的に基づいて構築されており、学士（社会学）の学位を与えるのに適したものである。社会学部では、4専攻に共通するカリキュラム体系を保ちながら、各専攻の特色を表す一連の専門教育科目が配置されている点に特徴がある。1年次から4年次への継続的な少人数教育は学生に対する教育効果があるのはもちろんのこと、学生どうし、そして学生と教員の関係が密接なものになるという副次的な結果ももたらし、学生の勉学へのモチベーションを高めることにつながっている。

また、一部の例外的な科目を除いて他専攻に配置された選択科目は自由に履修することができ、一定範囲（18～24単位）まで卒業所要単位に参入することが認められているため、自専攻の専門教育科目を深く学ぶとともに、専攻の枠を越えて幅広い視野を身につけることも可能である。このように、学部の共通性と専攻の独自性との相補性に配慮した、適度にバランスの取れたカリキュラムになっている点も長所である。

前回の到達目標として、2008年度からの全学共通科目の導入に際して、学部の専門教育科目についても新たな制度の設置や既存の科目の再検討を行うことがあげられていたが、学部の教員配置の見直しとも関連して、新設科目の設置や科目名の見直し等を行った。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後も引き続き、教育の理念・目的とそれに基づく教育課程の編成方針について、カリキュラム及びその運用について継続的に点検・評価を行い、教育効果が更に高められるように適切に改革していくことが重要である。

（イ）全学共通科目

【現状の説明】

2008年に教養教育から改編されて新設された全学共通科目は1年次から4年次に配当されている。全学共通科目には、A群の自己形成科目群、B群のエンパワメント科目群、C群のオープンスタディ科目群及びK群の関大科目群がある。A群の自己形成科目群は更に「人間性」「社会性」「国際性」の3つのカテゴリーにわかれている。B群のエンパワメント科目群は、大学での学びに必要なスキルを修得する「スタディスキル科目」、「健康・スポーツ・人間支援科目」及び「キャリア教育科目」の3つに分類される。C群のオープンスタディ科目群は、学部や大学を超えて開かれた場で学ぶことを目的とした科目群で、大学を超えた「インターユニヴァーシティ科目」と学部を超えた「学部オープン科目」がある。

全学共通科目はA群の自己形成科目群の3つのカテゴリーからそれぞれ2単位以上を含めて全学共通科目全体で16単位以上を修得することが卒業条件となっている。また全学共通科目と外国語科目を合わせて32単位以上修得することが必要である。

【長所】

社会学部における全学共通科目の編成は、各分野に必要十分な科目が配置されており、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するのに適したものになっている。

【問題点】

前回の到達目標にあった、社会学部の教育方針のなかに全学共通科目が位置づくように全学共通教育担当部署との連携をはかることという課題は、全学共通科目が始まったばかりということもあり、まだ十分に達成されていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

前回に引き続き、社会学部の教育方針のなかに全学共通科目が位置づくように全学共通教育担当部署との緊密な連携をはかる。

（ウ）外国語科目

【現状の説明】

外国語科目については、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語及び朝鮮語のうち、英語を含む2カ国語を必修としており、一つを第1選択外国語、他を第2選択外国語としている。第1選択外国語8単位、第2選択外国語4単位、計12単位を修得することを卒業要件としているが、英語を第1選択外国語として履修しているケースが一般的である。第3選択外国語を修得した場合も含め、12単位を超えて修得した単位については、12単位を限度として卒業所要単位に算入することができる。

例えば英語の場合、英語Ⅰ及び英語Ⅲにはコミュニケーションクラス、英語Ⅱには「味わって読むコース」「うまく読むコース」「楽しく読むコース」「クリックして読むコース」等多様なクラスが用意されている。また、第1選択語としての必修の8単位を超えて英語を学習したい学生に対しては、英語Ⅴ及びⅥに「アドバンスト・コミュニケーション」「アドバンスト・ライティング」「プラクティカル・イングリッシュ・セミナー」「アドバンスト・メディア・イングリッシュ」「エアリア・スタディズ」といったクラスが設置され、それぞれの目的に応じて工夫を凝らした授業が展開されている。

更に、2005年度入学生からは、海外の提携大学で実施する「海外研修（各セミナー）」を4単位まで卒業所要単位に算入可としたことや、本学が指定する検定試験を受けて得た所定のスコアの結果等に基づき単位を認定する「検定認定」科目（入学前に受けたものを含む）を開設し、一定の範囲で外国語科目に読み代えるかたちで認定する道が開かれた。更に学生の語学力向上を支援するため、英語では、検定でよいスコアを取得した者を対象に「上級」クラスを設置し、履修を認めている。

検索

なお、外国語科目ではないが、外国語を用いて専門教育を行う専門教育科目も配置されている。社会学専攻では、「社会学外国文献講読Ⅰ・Ⅱ」、心理学専攻では「外国文献研究Ⅰ・Ⅱ」、マス・コミュニケーション学専攻では「ニュース英語」「マスコミ英書研究」、社会システムデザイン専攻では「外国文献講読（社会システムデザイン）Ⅰ・Ⅱ」が設置されており、専門分野の外国語の習得をめざした授業が行われている。

【長所】

外国語科目については、内容が多彩な点が特徴であり、「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」が可能なカリキュラムとなっている。また、専門教育においても外国語に関する科目が各専攻に設けられている点も、社会学部のカリキュラムにおける長所である。

【問題点】

今後の国際社会の進展を考えると、引き続き外国語教育に力を入れていく必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育効果をより高めるために、少人数クラスや能力別クラス編成の実現等一層の工夫を求め、教育推進部と連携しながら検討していく必要がある。

（エ）専門教育科目

【現状の説明】

社会学部では、「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育科目のうち、「社会学総論Ⅰ・Ⅱ」(社会学専攻)、「心理学総合研究」(心理学専攻)、「マスコミ総論（ジャーナリズム)」「マスコミ総論（メディア文化・社会)」(マス・コミュニケーション学専攻)、「社会システムデザイン総論Ⅰ・Ⅱ」(社会システムデザイン専攻）の総論系科目、及び各専攻共通で「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」「基礎演習」「専門演習」「卒業研究」が必修科目である。

また、専門教育の観点から、社会学専攻では「基礎社会学Ⅰ・Ⅱ」を必修としており、心理学専攻では同じく「入門心理学Ⅰ・Ⅱ」を必修としている。心理学専攻では、「心理学実験実習」（２単位）も必修科目である。心理学専攻の各コースには選択必修科目が設けられており、選択必修科目のなかから22単位以上修得することが卒業要件となっている。なお、心理学専攻臨床心理学コースでは、選択必修科目のうち「臨床心理学実験実習Ⅰ」及び「臨床心理学実験実習Ⅱ」の２科目４単位は必修科目となっている。

社会学専攻では67科目140単位、心理学専攻臨床心理学コースでは70科目152単位、心理学専攻応用・社会心理学コースでは68科目148単位、マス・コミュニケーション学専攻では67科目148単位、社会システムデザイン専攻73科目150単位が配置されている。

各科目は、各学問分野の体系性に適合した配当年次を設けており、必要に応じて科目履修の先修条件を設けることによって、専門領域を体系的に学べるような配慮を行っている。

【長所】

専門教育科目は、理論研究を重視した科目や実証分析を扱う科目が適切に配置されており、全体としてみると、学部の理念・目的を具体化したものになっている。各学問分野の体系性に適合し、学校教育法第83条の目的にもかなっている。

専門教育科目等の履修に際しては、事前説明・ガイダンスを重視している。具体的には、入学時に対して実施される「専攻別ガイダンス」、２次生を対象に実施されるゼミ分属に関する「ゼミ・ガイダンス」等があるほか、心理学専攻のコース選択に関するガイダンス、教員免許取得希望者を対象とした「教職ガイダンス」、社会調査士資格に必要な科目を履修する場合や、ジャーナリスト養成プログラムを受講する場合に必要な説明も〈ガイダンス〉のかたちで行われている。これらのうち、原則的に全教員が参加し、専攻に所属する全学生を集めて開催されるのが入学時の「専攻別ガイダンス」と、ゼミ分属前の「ゼミ・ガイダンス」

である。学生たちが履修計画を立てるために必要な情報はこのときに説明され、また不明な点について直接教員に質問する機会も用意されている。

【問題点】

前回の到達目標として、必修科目の選定とその効果的な配備、学生の勉学への動機付けや自己評価の仕組み等を検討することであったが、まだ取組みが不十分であり引き続き検討する必要がある。2008年度よりGPA 制度が導入されたが、履修指導を含めた教育面での効果的な利用がまだ十分ではない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

GPA 制度の教育面での効果的な利用を検討する。

2-1-3　授業形態と単位の関係

【現状の説明】

本学では、授業科目の単位数については、学則第14条に定める基準によって計算されている。学則では授業の内容や形態を配慮し、「講義」「外国語科目及び保健体育科目」「演習」「実習」「実験及び製図」の５種に分けて基準を定めているが、社会学部の授業科目に該当するのは次の４種である。

①　講義は、原則として毎週１時間15週の授業をもって１単位とする。
②　外国語科目及び保健体育科目は、原則として毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。
③　演習は、原則として毎週1時間15週又は毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。
④　実習は、原則として毎週2時間15週又は毎週3時間15週の授業をもって1単位とする。

社会学部の「演習」については、「毎週１時間15週の授業をもって１単位とする」規定が適用され、「実習」については、「毎週２時間15週又は毎週３時間15週の授業をもって１単位とする」規定が適用されている。

【長所】

単位の計算方法は一般的なものであり、妥当である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

引き続き授業形態と単位の関係に齟齬が生じないように注意をはかる。

2-1-4　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

学則第22条の２に基づき、国内外を問わず、本学が協定または認定する他の大学で授業科目の履修を希望する学生に対しては、教授会が教育上有益であると認めた場合に限り履修を許可し、修得した単位は、60単位を超えない範囲で認定できる。また、学則第22条の３に基づき、学生が入学する前に大学や短期大学で修得した単位及び短期大学や高等専門学校の専攻科における学修は、教授会が教育上有益と認めた場合に限り、60単位を超えない範囲で認定できることになっている（編・転入学の場合を除く）。これらは、「大学設置基準」に基づくものでもある。

全学共通科目 C 群のオープンスタディ科目群のうち、大学コンソーシアム大阪によって提供された他大学の科目を履修した学生は、2008年度は延べ８名、総取得単位数は８であった。履修先は大阪医科大学、大阪学院大学、千里金蘭大学である。

2009年５月現在、大学として海外の49大学と学生交換協定を締結し、大学間で学生の派遣を行っている。学生の留学には、これらの協定大学へ留学する派遣留学と、学生自身が開拓してきた協定校以外の大学に留学する認定留学があり、いずれも１年間を限度に留学期間を就業年限として認め、前述のように、留学先で

検索

修得した単位は60単位を超えない範囲で認定が行われる。また、その他にも、海外での短期集中のセミナーとして、「海外語学セミナー」が設けられている。

単位互換ではないが、編・転入学生に対する単位認定は、「学外からの編・転入学」「学内他学部からの編・転入学」「第２部からの転部及び編・転入学」「３年次転専攻」「２年次転専攻」の種別に分けて、細かな単位認定基準を定めており、編・転入学時にはこれに従って、単位の認定が行われている。その際、学外からの編・転入学に限り、教養科目と保健体育科目は一括認定を実施している。その認定単位数は専攻によって若干異なるが、全学共通科目は28～32単位を一括認定している。これ以外に、専門教育科目については、シラバス等を精査したうえで26単位を上限として単位を認定している。

【長所】

単位互換・単位認定の制度はいずれも基準が明確に定められており、それに基づいて適切に実施されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

引き続き単位互換・単位認定制度の適正な運用をはかる。

2-1-5　開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

専門教育科目について、専兼比率は、2009年度春学期が42.0～47.4%、2009年度秋学期が38.5%～46.0%となっている。また、専門教育科目のうち必修科目の専兼比率について、2009年度春学期は、社会学専攻100%、心理学専攻67.1%、マス・コミュニケーション学専攻68.0%、社会システムデザイン専攻98.0%、2009年度秋学期は、社会学専攻100%、心理学専攻70.7%、マス・コミュニケーション学専攻67.5%、社会システムデザイン専攻95.0%、といずれも高い水準を保っている。

【長所】

社会学専攻と社会システムデザイン専攻において専門教育科目の必修科目のほとんどすべてが専任教員によって担当されている点は望ましい姿である。

【問題点】

前回の報告書で指摘された問題点は、専任教員数の絶対的不足である。マス・コミュニケーション学専攻において専任担当科目数が少ないのは、学外の現場を知る実務家を講師として招へいしていること等による。兼任担当科目が多いとはいえ、専任教員がコーディネートに尽力しているので、教育上の支障はない。しかしその背後には、専任教員の授業負担と開設授業科目数とのアンバランスがあることも事実である。まず専攻間の教員配置のアンバランスを解消することが必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部全体の教員配置の見直し案にそって教員配置の適正化をはかることが必要である。

2-1-6　カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

前述のように、総論系科目と「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」「基礎演習」が基礎教育科目の位置づけを有している。総論系科目は各専攻の専任教員によるオムニバス形式の授業であるが、この科目の場合は、大規模教室で行われ、専任教員の研究領域の紹介を中心に、一般の講義科目と同様に授業が行われている。しかし、他の基

礎教育科目では、30～40人規模のクラスごとにクラス担任によって運営されている。特に、入門的科目として重視しているのが１年次の「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」である。これらの授業では、例えば、大学における授業の受け方、ノートの取り方、文献の調べ方といった、高等教育への移行に適応できるように配慮した懇切丁寧な指導が行われている。

また全学共通科目 B 群のエンパワメント科目群のなかの「スタディスキル科目」において、ノートの取り方や議論のしかた、プレゼンテーションの方法等、大学での学びに必要なスキルを身につける科目が、少人数クラスで配置されている。

【長所】

「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」は、クラス制を採用しているため、クラスでの関わりを通じて大学で初めての友人ができることも多く、勉学面のみならず、大学生活への適応にとって重要な役割を果たしている。３年次になる際に、これら入門クラスの担当者のゼミに所属する学生もしばしば見受けられ、教員と学生との関係を構築する上でも一役買っている。

【問題点】

授業運営をよりスムーズにし学修効果を高めるためには、授業時や授業時間外の学修支援のための人的・空間的資源の確保が不可欠である。この点の改善については十分な取組みがまだできていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在でも、大学教育への移行に関する配慮は適切に行われているが、今後は入学生の一層の多様化や学力低下も予想されることから、基礎的な学力をチェックして、より適切な指導を行うことが必要になる。そのためには、より少人数のクラス編成が望ましく、上述の課題に対する早期の取組みが求められる。

2-1-7　カリキュラムと国家試験

【現状の説明】

本学では、所属の学部を問わず、所定の単位を修得して免許や資格を取得するための課程として教職課程、図書館情報学課程、博物館学課程、社会教育課程が開設されており、これらの課程を履修することが可能である。中学及び高校の「教員」免許のための教職課程、「司書」及び「司書教諭」のための図書館情報学課程、「社会教育主事」のための社会教育課程、「学芸員」のための博物館学課程がそれである。社会学部においても、当該の課程を履修し、所定の単位を修得することでこれらの免許・資格を取得することが可能である。

履修者数がもっとも多いのは、教職課程である。社会学部では、社会と職業指導の中学校教諭一種普通免許状及び地理歴史・公民・職業指導の高等学校教諭一種普通免許状の取得が可能である。2008年度の実績をみると、中学校教諭免許の取得者が延べ34名、高等学校教諭免許は延べ72名で、中学校教諭免許の取得者は全学の免許取得者の14.1%、高等学校教諭免許の取得者は全学の免許取得者の13.4%を占めている。なお、本学が把握している限りでは、2008年度に実施された全国の公立学校教員採用候補者選考試験において、本学の在学生及び出身者の合格者は76名であった。

学部においては、新入生を対象としたガイダンスを行う際に、教職・資格ガイダンスの場を設けている。また、全学的に取り組まれている「学校インターンシップ」制度を通じて、学校教育現場を体験することができる。次に、その他の課程の取得状況についてみると、図書館情報学課程で司書資格を取得した者が34名おり、司書教諭資格の取得者は１名であった。博物館学課程で学芸員資格を取得した者は６名、社会教育課程で社会教育主事任用資格の取得者は１名であった。

このほか国家資格ではないが、社会学部においては、「社会調査士」「認定心理士」の資格も取得すること

検索

ができる。「社会調査士」とは、社会調査に関する基礎的な知識と技能、倫理観をもつ人材に与えられる資格であり、社会学部の学生が必要な科目を履修し、所定の手続きをとれば、卒業時に、日本社会学会等によって設立された「社会調査士資格認定機構」から資格の認定が受けられる。2009年３月に社会学部を卒業した30名が、「社会調査士」の資格を取得している。また、「認定心理士」とは、心理学に関する基礎的知識を有する者であることを社団法人日本心理学会が認定する資格であり、心理学専攻の学生が、「日本心理学会認定心理士認定資格細則」に定める所定の単位を修得し、演習・卒業研究の指導教員の証明を受けて申請すれば、「認定心理士」の資格を取得することができる。

【長所】

社会学部においては、教職課程の履修者及び教員免許の取得者が例年、文学部に次いで多い。この点は、評価されるところである。

【問題点】

本学の社会学部は、教員養成系大学や学部ではないため、教職課程の「教職に関する科目」や「教科に関する科目」には、卒業所要単位に算入できない自由科目として配当されているものが多く、教職をめざす学生にとっては負担が大きい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育推進部の教職支援センターと連携して、各種の支援策を講じる必要がある。

2-1-8　インターンシップ、ボランティア

【現状の説明】

インターンシップはここ数年で急速に普及し、また多様化している。現在ではキャリアセンターが派遣先企業等を開拓して実施するインターンシップの他に、企業や経営者団体等が公募等で行うものも増えてきており、大学が実態を把握するのは困難になりつつある。

社会学部では全学共通科目 B 群エンパワメント科目群のなかのキャリア教育科目として、インターンシップ（ビジネス）とインターンシップ（学校1、2、3）を配置している。インターンシップ（ビジネス）の単位の認定を受けるには、キャリアセンターへインターンシップを申し込み、事前講座を受講してインターンシップ実習を体験し、更に実習報告書の提出や事後講座Ⅰ・Ⅱへの参加といった所定のプログラムをすべて修了することが条件となっている。更に2005年度からは、学校インターンシップの単位認定を制度化し、「インターンシップ（学校1～3)」という科目を設けて単位認定を行うとともに、入学時からの参加の道を開いた。

キャリアセンターが把握している範囲での2008年度におけるインターンシップ（ビジネス）の実績をみると、全学の実習生は691名であった。社会学部の実習生は62名であり、全学の申込者及び実習生の9.0%を占めている。

また、「学校インターンシップ」については、2008年度の全学の実習生は192名であり、社会学部の実習生はいずれも延べ７名であった。

【長所】

最近では、採用直結型のインターンシップも増えつつあるが、基本的にインターンシップはキャリア体験としての教育プログラムであり、短期間とはいえ、学生がこれまでとは異なる社会的場面に身を置き、就業を体験することは、卒業後の進路を考える上で貴重な機会である。本学は学生数が多いことから、希望者全員がインターンシップを経験することは困難であり、この点は問題点であるが、インターンシップの制度自体は定着し、うまく機能している。現在のインターンシップはキャリアセンター主導で行われているが、学

部としても、積極的に情報提供を行う等、１人でも多くの希望者がインターンシップに参加できるよう、側面から支援する必要がある。

【問題点】

インターンシップ実習中におけるトラブルやミスマッチをなるべく減らすよう継続して努力することが求められている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

進路選択の指導に際しては、キャリアセンターとも連携しながら、学部としてもゼミ担当教員等を通し、インターンシップの成果が活かされるように可能な限り学生の支援が図られるべきである。学校インターンシップについては、高大連携センターを通して、学部が運営に参加している。また、ボランティアについても、2005年度から学生を支援するボランティアセンター事務室が設置された。学部としても今後これらとの連携を図っていくつもりである。

2-1-9　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

社会学部では、外国人留学生入学試験を実施し、留学生の受け入れを行っている。留学生に対しては、１年次配当の必修科目として、「日本語Ⅰ～Ⅳ」の計８単位が設けられるとともに、日本についての理解を深め、併せて留学生の日本語能力を向上させるために、１年次配当の選択科目として、「日本事情Ⅰ（日本の文化と社会)」「日本事情Ⅱ（日本の経済と技術)」の計４単位が設けられている。また、年１回であるが、学部独自に外国人留学生懇談会を開催している。大学全体の取組みとして、交換留学生・私費留学生いずれも入寮できる学生寮「学生国際交流館・秀麗寮」が設置され、留学生にとっても日本人学生にとっても、共同生活の中で国際感覚の育成や相互の交流を推進する役割を果たしている。

現在社会学部は、社会人入試を募集停止している。

【長所】

外国人留学生懇談会は、学部に在籍する全留学生を対象に、学部執行部の教員及び教務センターの事務職員が懇談するもので、留学生が教員や事務職員と、更には留学生同士の親睦を深める良い機会となっている。特に、新入生の留学生は、いろいろな悩みを抱えがちであるが、この懇談会が解決の糸口になることもしばしばあり、貴重な機会となっている。

【問題点】

社会人入試が現在募集停止の状態であるが、募集停止が長期間つづくことは問題がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

外国人留学生が適応しやすいように、引き続き教育上の配慮を行うことが重要である。

今後の到達目標

引き続き、教育の理念・目的を実現するカリキュラムについて、継続的に点検・評価を行い改革・改善につなげていくとともに、GPA 制度の教育面での効果的な活用を検討する。全学共通科目については、社会学部の教育方針に適切に位置づくよう教育推進部と連携しながら検討していく。また、基礎的な学力をチェックし、必要な指導を適切に行うために、少人数クラス制の授業科目を継続するとともに、運営のあり方について検討を行う。留学生や教職をめざす学生への配慮については、国際部や教職支援センターと連携しながら支援策を講じていく。

検索

2-2　教育方法等

前回の到達目標

前回の社会学部自己点検・評価報告書において将来の改善・改革に向けた方策として示された主な内容は以下のとおりである。

1）教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みを検討すること。
2）授業評価のデータを組織的に活用する方策を検討すること。
3）FD活動を組織的に行う体制づくりを進めていくこと。
4）「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」、「基礎演習」の少人数化をめざすこと。

2-2-1　教育効果の測定（学部）

【現状の説明】

社会学部専門教育科目の構成は実習・演習科目と講義科目とに大別できる。専門教育科目の評価方法は、「定期試験（筆記）のみ」、「定期試験（筆記）＋平常点」、「定期試験（論文）のみ」、「定期試験（論文）＋平常点」、「平常点」に分類できる。実習・演習科目の多くは「平常点（平常時の報告ないしレポート）」若しくは「定期試験（論文）＋平常点」によって到達度を評価している。2008年度春学期において「定期試験(筆記)」を実施した専門科目は63科目、「定期試験（論文)」を実施した専門科目は８科目、秋学期において「定期試験（筆記)」を実施した専門科目は83科目、「定期試験（論文)」を実施した専門科目は10科目である。

そのほか、実験実習科目、演習科目、及び講読科目は、平常時における報告や小試験・レポートを課して効果を確かめながら授業を行い、それらを総合した平常点により評価を行っている。以上のように社会学部では、科目の性質ごとに評価の仕方を工夫しており、全体としてきめ細かく教育効果を見ながら授業を進めていると言える。在学期間を通しての教育の効果を総合的に判断するために、社会学部では４年次に卒業論文（卒業研究レポート）の作成を必修にしている。卒業研究レポートを評価することで研究に対する態度、知識、資料の収集や分析能力、データ解析能力、文章力、構成力、報告能力等を総合的に評価することができ、学部での最終的な教育効果を測定するものとしてはもっとも適した方法であると認識している。そのためもあってか学生の卒業研究レポートに対する取組みは非常に熱心である。

2008年度より GPA 制度が導入された。この制度により学生の教育達成度が明確に数値化され、また学生本人にも GPA の数値は開示されている。

教育効果の測定方法に関する教員間の合意については、大枠は専攻会議で議論され、ついで教授会で決定されるものであり、教員間で理解のずれはない。

【長所】

教育効果の測定に関して、社会学部では講義・実習・演習等の科目の性質によってそれぞれにふさわしい方法を取り入れている。また総合的な教育効果の測定指標として卒業研究レポートを必修にし、効果を上げている。以上の教育効果の測定方法・基準についてはすべて各年度版の『講義要項・授業計画』に明記されており、教員も学生も共通の認識を持っている。GPA 制度の導入により、学生自身が教育達成度を把握しやすくなると同時に、勉学面での目標を明確にもち授業及び試験への態度がより積極的なものへなりつつある。

【問題点】

GPA 制度が導入されて２年目であるが、教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みについてはいまだ十分であるとはいえない。科目ごとの成績分布や不可となったものの人数や割合を学生に開示したり、教員間で共有して検討したりするシステムはない。また外国語科目・教養科目・専門教育科目（必修・選択）ごとの成績分布は毎年発行される『関西大学「学の実化」データブック』に掲載され、

公開されているが、そのデータをもとにして学部で議論する制度はいまのところない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

GPA 制度を学部の教育活動全体に有効に活用する仕組みを検討する必要がある。

2-2-2　成績評価法

【現状の説明】

本学部では学生が履修登録した授業の教育効果を高めるために年間の履修制限単位を44単位以内（各学期22単位以内）と定めている。ただし、教職・学芸員等の資格取得のための自由科目は履修制限単位外として各学期16単位まで履修できるようにし、資格取得のための便宜を図っている。更に「インターンシップ（ビジネス）」２単位、「インターンシップ（学校１～3）」各２単位、「教育実習（一）」２単位「教育実習（二）」３単位、「イングリッシュ・メディアラボ・Ⅱa/b」各１単位は学生の実践的能力を高める目的で設置されているものであり、上記16単位とは別枠で履修できることとしている。ただし、編・転入学生の場合は２年間での卒業を見込んでいるために、単位認定状況に応じて年間の履修制限単位44単位を超えて履修することを認めているが、１人ひとりの事情に応じて無理のない履修ができるように相談して決めている。

成績評価は科目の性質によって出席、定期試験（筆記）、平常試験、定期試験（論文）、平常レポート、授業への参加度、研究報告等の評価をもとに行われる。評点は100点満点で、08・09年度入学生には100～90点を秀、89～80点を優、79～70点を良、69～60点を可、59点以下を不合格として学期ごとに発表される。また、秀は４点、優は３点、良は２点、可は１点、不可は０点にそれぞれ点数化し、その学期の合計点（当該科目の単位数×評価の点数）を履修した科目の総単位数で割った数値を GPA として学生本人に開示している。07年度以前の入学生については100～80点を優、79～70点を良、69～60点を可、59点以下を不合格として学期ごとに発表される。なお、成績発表後３日間を成績に関する質問期間として設けており、成績に疑問のある学生はその期間内に事務室経由で文書によって担当教員に問い合わせをすることができ、問い合わせを受けた教員は出席簿や答案・レポートをもとに成績の根拠を説明することが求められる。学生の成績及び履修科目は年２回保護者にも通知しており、保護者とも協力して学生の勉学意欲を高めるための配慮もしている。保護者とは毎年５月に「教育懇談会」を開催し（大阪以外の地方でも主に夏期休暇中及び秋学期の週末を利用して開催される）、社会学部各専攻における教育方針や成績表の見方等を説明した後、個人面談を行い、個々のケースについて相談を受けている。年２回保護者宛に通知している成績及び履修科目のうち４月末頃に送付している成績は、上記「教育懇談会」の際に学生の成績についての質問ができるように配慮しているものである。

定期試験（筆記）の実施に際しては厳格に行われるような措置を取っている。試験監督は、担当教員のほかにかならず応援教員または職員がつくようにしており、数はおよそ学生50人に１人の割合で配置している。実施は「試験監督者へのお願い」（監督マニュアル）をもとに行われ、学生には必ず学生証を提示させて本人確認をするとともに受験者数と回収した答案用紙の枚数に違いがないか等不正行為の防止と答案用紙の回収漏れがないよう万全の体制をとっている。万一、不正行為が発覚した場合には当該科目を含め、それ以前に受けた当該期間の試験をすべて無効にする（状況に応じて５科目を無効）とともに、原則としてそれ以降の試験もすべて受けられなくなるという厳しい措置を取っている。その上で更に本人に強く反省を求める等厳正かつ教育的な指導を基本としている。

社会学部では、各年次の学生の質を検証・確保するための方策についての仕組みが整っている。３年次の「専門演習」及び４年次の「卒業研究」（ともに必修）においては、学生が自分で研究を行い、論文を作成し、報告する能力を実践的に訓練するので、その基礎となる知識や情報技術等は事前に習得していることがどうしても必要である。そのため「専門演習」を履修するには、２年次末までに36単位以上を修得していること

検索

と１年次配当の「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」の修得を条件として課している。また「卒業研究」は「専門演習」の修得を条件としている。

また2001年度より卒業見込者を対象に行っていた再試験制度を廃止し、学生は下位年次から計画的に履修しなければならないように、制度が強化されている。

学生の学習意欲を刺激する方策としては、2008年度から GPA 制度が導入されたことによって、学生本人が自らの教育達成度を確認するとともに学習の目標をより具体的に立てることが可能になった。

2001年度から入学試験成績の上位者及び２年次以上の成績優秀者に対し給付奨学金制度が発足した。また、2007年度から入学試験において特に優秀な成績を修めた者を対象とした給付奨学金（第１種）及び前年度までの学業成績（１年次の場合は入学試験成績）が特に優秀で、かつ本学が定める家計基準を満たす者を対象とした給付奨学金（第３種）制度に新たに移行した。2009年度現在、この制度によって給付奨学金を得ている学生は１年次で27名、２年次で28名、３年次では33名、４年次で26名の受給者がいる。卒業時の成績優秀者及び在学生の成績優秀者を表彰する制度（校友会の後援）も2002年度から設けられている。

また保護者との教育懇談会では１・２年次生に限り、成績表だけでなく演習科目の出席状況も資料として提示し、学部と保護者が協力して学生の勉学姿勢について配慮できる体制をつくっている。

【長所】

成績を厳格に評価する仕組みは整っており、各年次、卒業時の学生の質を検証・確保するための方途もそれぞれの専攻で工夫されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

引き続き成績を厳格に評価する仕組みを維持できるように取り組んでいく。

2-2-3　履修指導

【現状の説明】

（ア）履修指導

新入生に対する履修指導は、専攻別に分かれ、事務職員による Web 履修登録説明会が行われる。その後、各専攻の教員によって専攻の特色や科目の特徴、履修上の注意事項等について説明がなされる。その後、更に１年次必修の「基礎研究Ⅰ」のクラスごとに分かれ、担任と個々に相談する機会が設けられている。特に教員免許等の資格の取得を希望する学生に対しては、学部独自のガイダンスを行い、履修計画を早めに立てるよう注意を促している。

また3年次からの専門演習及び卒業研究のいわゆるゼミの履修に関しては、学生に配布されるゼミの履修要項で各ゼミの方針や特徴を説明するとともに、2年次の秋に次年度のゼミ・ガイダンスを専攻ごとに実施し、全教員が参加してゼミの指導方針について直接学生に説明する仕組みになっている。

（イ）オフィスアワー

オフィスアワーは制度化されていない。しかし、これは教員が担当する科目の受講生、とりわけ少人数クラスの学生については個別の相談、グループでの相談に応じるのが当然であるという意識をもって教育にあたっているからである。とりたててオフィスアワーという制度を設けていなくても、学生の面談申し出に応じ、適切な指導をする姿勢は、社会学部の教員に十分共有されている。

教員は社会学部のホームページで自分のメールアドレスを公開しており、担当する科目の学生には研究室の電話番号等連絡方法を明らかにし、学生が適宜相談を受けられる状態にある。実際、多くの教員はそのような方法で学生の相談に応じており、特に最近では電子メールによる相談を受けたり、アドバイスをしたりしているケースが増えてきている。

個別の相談のためには、教室の他、実習室や実習準備室、教員の個人研究室、更には学生ワーキングスペースや応接室等の場所が、指導目的に応じて適宜利用されている。

（ウ）留年生に対する配慮

社会学部では学年ごとに進級または留年を決定するシステムをとっていないため、留年は４年次終了時点で最終的には決定されることになる。2008年度の卒業予定者905名のうち、卒業に合格できない学生は95名おり、卒業予定者に対する不合格者の比率は10.5%である。留年生に対する指導は基本的にゼミの指導教員が行うことになっているが、勉学についていけない等能力にかかわるものは少なく、休学して語学留学をしていたとかサークルに打ち込んだ結果である等、学生本人の自覚的な選択である場合がほとんどである。しかし近年は心理的な問題で授業に出席できない等のケースも散見され、そうしたものには学部から連絡を取って対応する等の措置を取っている。

【長所】

社会学部における履修指導は全体として丁寧に行われており、オフィスアワーも制度化こそされていないが、研究室への訪問はもちろん、電子メールの急速な浸透により学生の相談には柔軟に対応できている。現在は学部の教員全員が電子メール利用者であり、相談・指導のための初期アクセスは以前と比べ格段に容易になっている。また１年次から４年次のすべての年次に必修の演習科目が配置されているために、学生は在学中かならずどこかの演習・ゼミの所属メンバーとしてその動向を教員によって把握される状態にあり、また学生もつねに担任教員をもつことになる。こうしたカリキュラム上の特質が基礎になって、特段にオフィスアワーを設けなくても相談・指導が有効に機能しているのだと思われる。

【問題点】

現状で特に大きな問題点はないが、2008年に導入された GPA 制度を学生の履修指導にいかしていくための仕組みを検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

GPA 制度を学生の履修指導にいかしていくための仕組みを検討する。

2-2-4　教育改善への組織的な取り組み（学部）

【現状の説明】

社会学部では「理論研究と実証分析の調和」という教育目標のもとでこれまでも実験・実習及び演習系の科目を重視してきたが、これは言い換えれば学生が自ら主体的に物事を考え、形にするという参加型の授業を重視するということでもあった。こうした授業が学生の学習を活性化させることは教員の間でも共通に理解されているため、１年次の「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」、２年次の「基礎演習」でも参加型の授業を行い、研究のための基本的なスキルを身につけるとともに仲間との共同作業を体験することで意欲を高めるよう工夫している。

また講義系の科目においても教材提示装置によって資料の現物を見せたり、DVD 等の映像資料を使ったりして、学生の五感に訴える授業を行っている教員も近年増加している。また2008年度から導入された SA 制度により、講義開始時の資料配布や終了時のコメント用紙、出席票の配布・回収等を SA に依頼できるようになり、教員がより教育に専念できるような環境が整いつつある。

更に2002年度からはゲストスピーカー制度が発足し、年度内で１教員につき１名のゲストスピーカーを１回招へいすることが可能となった。この制度は担当科目の授業の中で、実社会で活躍している人や関連分野の専門家に講義をしてもらうことで教育効果を高めることをねらいとした制度で、学際的・実践的な教育を理念とする社会学部にふさわしい制度である。

３年次の専門演習や４年次の卒業研究では大多数の教員が合宿授業を年度内に数回行い、集中的な学習や

学生同士、学生と教員とのコミュニケーションを密にする上で高い効果をあげている。この合宿授業への費用補助として「ゼミナール学生小旅行参加補助費」も制度化されている。また同様の趣旨で1年次の「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」、2年次の「基礎演習」、3・4年次のゼミでは担当教員は年2回まで「クラス懇談会参加補助費」が申請できることになっている。

卒業研究論文は学生の総合的な教育効果を計る目安であるが、1994年度から専攻ごとに全卒業生の卒業研究レポートの要約をまとめた『卒業研究論文要旨集』を学部予算で編集し、卒業時に各学生に配布している。マス・コミュニケーション学専攻では『卒業研究論文要旨集』ではなく、優秀な卒業研究レポートを選考しそれを全文掲載する『優秀卒業研究レポート集』を作成配布している。

それらの要旨集やレポート集は、後輩の学生たちが卒業研究論文執筆の参考にしてもらうためにいつでも閲覧できるようになっている。またより積極的な活用策として、2年次後期のゼミ・ガイダンスの際に2年次生全員に配布し、それを参考にしながら説明をしている専攻もある。

その他の学修活性化のための措置として、年度内に各専攻1回、計4回の枠で、外部の研究者あるいは学識経験者を招いて学術講演会を開催し、学生に外部の世界に目を開かせるための努力を行っている。

シラバスについては、インターネット上に公開されており、社会学部における開講科目のすべてについて、①講義概要、②講義計画、③成績評価の方法、④教科書、⑤参考書、⑥備考の各項目が統一されたフォーマットで記載されている。これによって学生は履修科目を適切に選択することができ、またあらかじめ受講計画を立てやすくなった。学生は常時、履修科目を選択する際の詳細な判断材料を手にすることができ、綿密な受講計画を立てることができるようになっている。シラバスの記述量が極端に少ないものはみられず、平準化が進んできたといえる。

教育推進部が企画するFDに対する取組みには社会学部も積極的に協力し、授業のビデオ作成、学生による授業評価を学部として実施している。「学生による授業評価」では社会学部は、2008年度春学期は対象547クラスのうち358クラス（65.4%）で実施し、秋学期の科目では対象541クラスのうち311クラス（57.5%）で実施されている。この調査ではインターネットで回答する方式と紙媒体を使用する方式のいずれかを教員が選ぶことができる。評価結果は学部ごとに集計され公開されるとともに、実施した科目については担当教員にその科目についての集計結果がフィードバックされている。2007年春学期からは学部平均と担当科目の評価点が比較できる形でフィードバックされているため評価点の相対的位置もわかりやすくなっている。更に、担当教員が了解した場合、Webを利用して個々のクラスの集計結果やコメントを受講生のみにまたは教職員及び学生に公開することが可能となっている。

また、社会学部におけるFD活動については、学部充実委員会が必要に応じてFD活動に関する事項を議論してきた。しかし、これまで、学部充実委員会が学部におけるFDを検討し、方針を策定する機関であるとは明確に位置づけられてはいなかった。そこで学部としてFD活動を組織的に行うために、学部充実委員会を社会学部におけるFD活動の検討・方針策定の機関として位置づけるとともに、学部内の4専攻それぞれにおいて組織される専攻会議をその具体的な作業部会と位置づける方向で議論を進めているところである。

【長所】

シラバスは充実しており、学生が履修を検討する際に必要十分な内容を持っている。また「学生による授業評価」にも協力的である。学際的な教育という社会学部の理念についても具体的な体制が整っており、参加型の授業が効果を上げていることについても教員間で共通理解が得られている。

【問題点】

授業評価アンケートの実施率が60%前後であるがこれをより一層高いものにする必要がある。

また、「学生による授業評価」の評価結果がどのように活かされるかが基本的に教員個人の判断にゆだねられており、学部全体としての活用方法についての検討が必要となっている。

また、これまで社会学部における教育改善の取組みは、学部充実委員会、各専攻の専攻会議において活発

に議論され、実行されてきた。これらの取組みは、教育理念や目的の検証等教育の根幹に関わる問題から教育方法の細部の取り決めに至るまで、社会学部の教育を改善する実質的な役割を果たしており、大いに効果をあげてきている。だが、これまで社会学部における FD 活動を検討し、方針を策定することが、学部充実委員会や専攻会議の役割の一つであると明確化されているわけではなかった。今後は、学部充実委員会や専攻会議が社会学部の FD 活動の一端を担っているという認識を学部構成員が共有できるように、FD 活動を実施する機関として学部充実委員会、専攻会議を位置づけることが必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

授業評価アンケートの実施率を向上させるため、教員へのアンケート参加をより積極的に求めていく。

授業評価の結果を学部教育全体でどのように位置づけるかの検討をはかる。

学部充実委員会及び専攻会議を FD 活動の一環として位置づけをはかる。

2-2-5　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

（ア）授業形態と授業方法

社会学部における授業はクラス規模にメリハリをつけて行われている。演習形式の専門教育科目で必修になっているものは、特に事情がない限り１クラス40名を超えないように配慮し、講義形式の選択科目では多人数クラスでもやむをえないものとしている。演習のうち、３・４年次のいわゆるゼミは定員を20名程度とし、きめの細かい指導ができる体制を整えるとともに、学生相互の議論や研究報告の訓練ができるように、特に教室も移動式の机のある部屋を利用している。またゼミ合宿に対する出張費が制度化されていることもあってほとんどのゼミでは年数回、合宿を行って集中学習や密度の濃い議論を行っている。そのほかの演習や実験実習ではできるだけ50名を超えないようにしているが、超える場合には複数の教員が担当したり、補助教員や SA をつけたりする等して指導が行き届くように配慮している。

教養科目は履修生も多く、大規模クラスで行っているが、外国語科目はその効果を考えて極力1クラス50人を超えないようにしている。社会学部の教室の多くは教材提示装置や AV 装置が備えられており、大規模クラスであっても、以前のように見づらい、聞きづらいという状況ではなく、大規模クラスであることのマイナス面は、改善されている。

（イ）マルチメディアを活用した教育

教材をパワーポイントで提示したり、映像情報を VTR あるいは DVD で提示したり、インターネット上のデータベースを利用して調査をしたりといったマルチメディアの活用は必要に応じてごく普通に行われるようになってきた。またそのための設備も社会学部の中教室以上の教室にはすべて装備されており、条件的にも整っている。また新設の大教室にはすべての机に電源と情報コンセントが備え付けられている。

【長所】

社会学部における授業形態と授業方法の関係については適切に配慮されている。

【問題点】

１年次の「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」、２年次の「基礎演習」のクラス規模が30～40名でありより少人数でのクラス編成が望まれる。また、履修登録が500名をこえる講義も若干あり、時間割編成の工夫や、受講制限の方法を検討する等の改善が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

少人数クラス編成が可能となるような適切な人員配置を行う。また履修登録の人数が多くなり過ぎないよ

検索

う、時間割編成等での調整を図る。

今後の到達目標

新たに導入された GPA 制度を、学部の教育効果を高めるために利用する仕組みを検討すること。

引き続き、授業評価のデータを組織的に活用する方策を検討するとともに、FD 活動を組織的に行う体制づくりを進めていくこと。そのために、学部充実委員会及び専攻会議を FD 活動の一環として位置づけ、日常的に点検・評価を行い、改革・改善につなげていく。

2-3　学位授与の認定

2-3-1　3 年卒業の特例

【現状の説明】

心理学専攻では、関西大学大学院社会学研究科社会心理学専攻臨床心理学専修等への進学をめざす、きわめて優秀な学生を対象に早期卒業（在学 3 年間で卒業）を認める制度を2006年度入学生から導入している。早期卒業への応募については、①臨床心理学実習Ⅰを修得している者（2007年度以降の入学生は、臨床心理学コースに所属している者で、かつ臨床心理学実習Ⅰを修得している者）、②2 年次末の時点で、修得した科目のうち卒業所要単位に含まれる科目の評定平均点が専攻の指定する点数以上で、極めて優秀であるとみなされる者（専攻の上位 3 %を目安）、③2 年次末の時点で教養科目（各分野から 4 単位以上を含めて20単位以上）、外国語科目（第 1 選択外国語 8 単位、第 2 選択外国語 4 単位、計12単位以上）の卒業所要単位を満たし、かつ卒業所要単位（132単位）のうち92単位以上を修得している者、④所定の手続きを経て心理学専門演習の履修を許可された者で、かつ当該演習担当者が早期卒業制度への応募を認めた者、⑤早期卒業希望者を対象に行う口頭試問（2 年次末に実施予定）で80点以上の者、⑥連続して 4 学期在学している者、という六つの条件をすべて満たすことが必要となる。

早期卒業が認められる者は、①3 年次末（3 月末）において、原則として「臨床心理学実習Ⅰ」及び「臨床心理学実習Ⅱ」の 2 科目 4 単位を含め、専攻の指定する科目の内から22単位以上を修得し（2007年度入学生は、原則として「臨床心理学実習Ⅰ」及び「臨床心理学実習Ⅱ」の 2 科目 4 単位を修得し）、かつ卒業所要単位を全て修得している者、②3 年次末（3 月末）の時点で、修得した科目のうち卒業所要単位に含まれる科目の評定平均点が専攻の指定する点数以上で、極めて優秀であるとみなされる者（専攻の上位 3 %を目安）、③心理学専門演習及び心理学卒業研究の成績が優（80点以上）の者、④6 学期在学している者、という四つの条件をすべて満たす必要がある。

なお、本制度の適用状況は、2008年度は2名の学生が本制度の適用を受け早期に卒業し、2009年度は1名の学生が早期卒業見込者として、2009年3月卒業に向け学んでいる。

【長所】

関西大学大学院社会学研究科社会心理学専攻臨床心理学専修等への進学をめざす学生にとって、学修年限の短縮は非常に大きなメリットであり、学修意欲の向上がはかられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

早期卒業制度の運用が適正に行われるように努めるとともに、大学院との連携を更に緊密にはかる。

今後の到達目標

早期卒業制度の運用が適正に行われるように努めるとともに、大学院との連携を更に緊密にはかる。

3　国際交流（国内外との教育研究交流）

前回の到達目標

留学に求められるだけの語学力を確実に身につけられるよう語学教育を強化し、留学のための準備を具体的に指導する体制を作り、留学に関心を持つ学生を増やしていく。

3-1　国際交流（国内外との教育研究交流）

【現状の説明】

社会学部では、本学に設けられた留学制度のうち、「交換派遣留学」、「認定留学」、「特別留学プログラム」を利用して、学生を海外に送り出している。社会学部の教育交流は決して高い水準にあるとはいえないが、交換派遣留学制度による学生の海外派遣は着実に増えている。2006年度は2名、2007年度は1名であったが、2008年度には4名、2009年度も4名を派遣した。大学院研究科も含めた全学における派遣学生数が2008年度は53名、2009年度は55名であり、2009年度の4名は、学部では文学部の30名に次ぐ人数である。また、留学生の受け入れも、2008年度は33名、2009年度も33名であり、中国・韓国を中心に、毎年一定数を占めている。社会学部には、学部独自の教育交流プログラムはないが、近年では演習クラス等の単位で国外の研修旅行を行うケースも増えている。また、個人で休暇期間に短期語学研修に出かけたり、休学して留学したりする学生も増えている。しかしながら、休学理由として「一身上の都合」と届け出るケースも多く、これらの学生数は学部として正確に把握しているわけではない。

教員の研究交流についても、全学的な制度の中で運用されている。社会学部教員の海外派遣は、2007年度には短期1名、長期（1年間）2名であり、2008年度は短期12名、長期2名であった。一方、招へい研究員制度による国外からの研究者の受け入れは、2007年度2名、2008年度9名となっている。招へい期間は最長3ヵ月で、招へいされた研究者は、学生向けに自分の専門とする研究内容に関連する講演会を行うとともに、社会学部の教員とは研究会・セミナー等を開催して研究交流を行っている。

【長所】

2008年10月に国際部が設置され、大学としての教育研究交流の体制は着実に進んでおり、交換派遣留学制度による社会学部生の派遣も増えつつある。

【問題点】

前回の自己点検・評価報告書作成以降に国際部が設置され、大学全体としての教育研究交流の体制が整備されつつある。学部としては、学生の教育交流の機会を拡大するために、語学教育をはじめとする留学の準備を促進する体制が求められるが、現実的にはその体制づくりは進んでいない。交換派遣制度留学生を増やすことだけが教育交流ではないが、独自の教育交流プログラムを設けている学部もあるため、社会学部としては、国際部と連携しながら、教育研究交流の一層の促進を図っていく必要がある。また、海外経験や語学教育に限らずとも、国際的な視野を涵養できるような教育プログラムを提供していくことも重要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在のところ、社会学部独自の教育交流プログラムを設ける予定はない。国外との教育交流を促進するために、国際部と連携しつつ、学部として実施可能な留学準備を促進する働きかけを行っていくことが重要である。語学教育については、外国語教育そのものは全学的な外国語科目に任せ、社会学部の各専攻に設けられている「社会学外国簿文献講読Ⅰ・Ⅱ」（社会学専攻）、「外国文献研究Ⅰ・Ⅱ」（心理学専攻）、「マスコミ英書研究」（マス・コミュニケーション学専攻）、「外国文献講読（社会システムデザイン）Ⅰ・Ⅱ」（社会シ

検索

ステムデザイン専攻）といった科目を通じて働きかけていくことも重要である。また、従来は「国際」を名称に含む科目は「国際コミュニケーション論」（マス・コミュニケーション学専攻）のみであったが、2009年度入学生より適用されるカリキュラムにおいて、新たに「国際社会学」（社会学専攻）と「国際開発システム論」（社会システムデザイン専攻）が開設された。これらの授業科目を通して、国際的な視野を身につけることができるよう働きかけていくことも必要である。

今後の到達目標

国際部と連携しつつ、学生の留学準備を促進する働きかけを行っていく。その一環として、各専攻に設けられた洋書講読を目的とした授業科目や「国際コミュニケーション論」「国際社会学」「国際開発システム論」といった授業科目を通して国際的な視野を涵養していく。

4　学生の受け入れ

前回の到達目標

1)　一般入学試験合格上位者の入学率が低い点については、本学社会学部の特徴を適切にアピールする

2)　アドミッション・オフィス（AO）入学試験については、選抜作業を学部の教員・事務室だけで担うことの限界を踏まえ、選抜の体制について別の可能性を検討する。

3)　デュアル・ディグリー（DD）入学試験については、ウェブスター大学との連携のための作業について、全学的な支援の体制を作り上げる。

上記の諸目標について、1)は学部インフォメーションブックを年毎に改訂し、学部ホームページ等を通じて受験生対象に本学社会学部についての理解を広めるよう努めている。2)に関して、AO 入試の合格定員を2010年度入試より削減し、その効果が受験生の動向にどう反映するかを見極めていく。3)については、検討の結果、社会学部では2007年度入試より DD 入学試験による募集を停止していたが、その後の検討の中で、2009年度入試より DD 入学試験を全学的に廃止した。4)については予定どおり実施済みである。

4-1　入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

社会学部では、おおよその目安として、センター利用入学試験も含む一般入学試験で50～60%、指定校制推薦入学、高大接続パイロット校推薦入学制度で30%程度、残りの10～20%をアドミッション・オフィス（AO）入学試験、スポーツ・フロンティア（SF）入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験、外国人留学生入学試験、社会人入学試験（「その他入試」、詳細は次項参照）と想定している。2009年度入試（2008年度実施）の実績を見ると、一般入学試験による入学者が57.5%、指定校制推薦入学（高大接続パイロット校推薦入学制度を含む）による入学者が33.3%、その他入試による入学者が9.2%という数字を示しており、目安と実質に食い違いはない。なお、社会学部では2007年度入試から社会人入学試験を停止している。また、2007年度入試から募集を停止していた DD 入学試験については、2009年度入試から全学的に DD 入学試験が廃止されたのと連動して社会学部においても廃止した。

社会学部の「伝統と革新の調和」「専門性と学際性の調和」という教育理念、「理論研究と実証分析の調和」という教育目標に適合するよう、入学試験にも配慮している。試験科目については、本学部における学

業遂行に対応しうるような基本的な科目を課している。具体的には次のようになる。

ア　言語能力の重視

社会学部において勉学を進めていく上での基礎学力として言語能力を重視している。一般入学試験では、国語、英語を課している。センター利用入学試験でも、配点において英語を重視している。また、アドミッション・オフィス（AO）入学試験では、志望理由書だけでなく専攻ごとのレポートを課し文章表現力を評価している。

イ　多様な選択科目

一般入学試験では、英語、国語に加えて、社会学部における勉学を進める上で重要な科目である、世界史B、日本史 B、地理 B、政治・経済、数学（数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学 A・数学 B〈数列・ベクトル〉）のうちから1科目を選択するようになっている。

ウ　面接の重視

学力試験では測れない多様な能力を有する学生を受け入れるために、アドミッション・オフィス（AO）入学試験、スポーツ・フロンティア（SF）入学試験、外国人留学生入学試験、編・転入学試験では、実施マニュアルに基づき公正な面接を実施している。

【長所】

入学者の試験方法別の割合は、学部全体、各専攻とも概ね想定どおりの数値を示している。知識を問う一般入試と、学力試験では測れない学習意欲や帰属意識等多様な実力を問うその他の入試とが、バランスよく組み合わされているといえる。

【問題点】

他大学において社会学系の学部の新設があいついでいる。また、社会学部は学際性を大きな柱にしてきたが、近年関西大学では他学部も学際的な色彩を取り入れ、あるいは新設する学部において学際的な傾向が非常に強くなってきている。また、2010年度には「社会」を名称の一部にとりこんだ新設学部も発足を予定している。このような状況下で、今までよりもいっそう明確に社会学部の個性を確立し、対外的認知を図る必要が強くなってきている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後も継続してインフォメーションブック・ホームページ・オープンキャンパス等を通じて対外的認知を広めるよう努めるとともに、受験希望者が社会学部の個性を理解できるようアドミッション・ポリシーを明確化する。

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（学部）

【現状の説明】

選抜方法は、一般入学試験、センター利用入学試験のほかに、多様な入学試験として指定校制推薦入学、高大接続パイロット校推薦入学制度、アドミッション・オフィス（AO）入学試験、スポーツ・フロンティア（SF）入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験、外国人留学生入学試験、編・転入学試験を行っている。2009年度の全入学者（履修届提出者）876名のうち、センター利用試験を含む一般入学試験による入学者は504名（約57.5%）、その他の多様な入学試験による入学者は372名（約42.5%）であった。

なお、2002年度までは、勤労学生・社会人・その他、教養と専門的な知識・技術を身につけたいと望む者に広く教育の機会を提供するために、第2部を設け、第1部とは別に入学試験を行ってきた。第2部は、専

攻制をとっておらず、一般入学試験、社会人入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験、編・転入学試験を行い、勤労学生・社会人・その他、教養と専門的な知識・技術を身につけたいと望む学生を受け入れてきた。2003年度入試では第2部の募集は行わず、昼夜開講制のフレックスコースに移行したが、募集方法や入学試験方法については基本的には従来のやり方を踏襲した。2005年度入試からは、デイタイムコースとフレックスコースを統合し、入学試験方法を一本化した。

以下、それぞれの入学試験方式について狙いと募集方法を説明する。

ア　一般入学試験

学力の優れた生徒を入学させるための試験で、科目は英語・国語・地歴、公民または数学の3科目である。科目配点は英語200点、国語150点（2004年度まで200点）、社会または数学100点。広い視野に立って物事を考えたり、現象を深く追究したりするために必要なのはまず確かな基礎学力であり、いまのところこの3科目について特に問題となる点もないので社会学部独自の問題作成は行っていない。2月の初旬に学部個別・全学部日程、3月初旬に後期日程の入学試験が行われ、本学社会学部に強く入学を希望する学生に複数回の受験機会を提供している。入学試験の申し込みは四つの専攻に対して第一希望から第四希望までを記入する方法をとっている。合否判定は学部としての合格最低点を確定した上で、第一希望を優先させるかたちで各専攻への合格を決め、第一希望の合格者が入学予定者数を上回った場合、第二希望以下の合格者を入学予定人数に満たない専攻に割り振るという方法をとっている。

合否判定は学部個別日程と全学部日程を一括して行っているが、学部個別日程と全学部日程の入学試験問題の違いが不公平にならないように得点データに統計処理を加えて標準化した値を用いて判定している。

イ　センター利用入学試験

幅広い学力を有する優れた生徒を入学させるため、2005年度入試より「前期試験」を、2006年度入試より「中期試験（2教科型）」と「後期試験」を、2008年度入試より「中期試験（1教科型）」を導入した。

前期試験の科目は3教科・3科目で、配点は外国語（英語）200点及び国語（漢文を除く）、地歴（「世界史B」、「日本史 B」、「地理 B」から1科目）、公民（「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」から1科目）、数学（「数学Ⅰ・数学 A」、「数学Ⅱ・数学 B」から1科目）、理科（「物理ⅠB」「化学ⅠB」「生物ⅠB」「地学ⅠB」から1科目）から2科目（ただし、地歴または公民のいずれか1科目は必須）それぞれ200点、総計600点満点としている。

中期試験は、本学の英語学力検査（200点）の得点と、数学（「数学Ⅰ・数学A」、「数学Ⅱ・数学B」から1科目）、理科（「物理ⅠB」「化学ⅠB」「生物ⅠB」「地学ⅠB」から1科目）のうち1科目（200点）の得点を合計した400点満点により合否を判定する「1教科型」と、同じく本学の英語学力検査（200点）の得点に国語（漢文を除く）、地歴（「世界史B」、「日本史B」、「地理B」から1科目）、公民（「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」から1科目）、数学（「数学Ⅰ・数学 A」、「数学Ⅱ・数学 B」から1科目）、理科（「物理ⅠB」「化学ⅠB」「生物ⅠB」「地学ⅠB」から1科目）の中から2科目（それぞれ100点満点）の得点を加えて400点満点で合否を判定する「2教科型」とがある。

後期試験は、外国語（英語）200点及び国語（漢文を除く）200点の2教科を必須とし、それに加えて地歴（「世界史 B」、「日本史 B」、「地理 B」から1科目）、公民（「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」から1科目）、数学（「数学Ⅰ・数学 A」、「数学Ⅱ・数学 B」から1科目）、理科（「物理ⅠB」「化学ⅠB」「生物ⅠB」「地学ⅠB」から1科目）から2科目（ただし、地歴または公民のいずれか1科目は必須）それぞれ100点、総計600点満点で合否を判定する。

前期・中期・後期とも専攻単位の志望とし、専攻ごとに合格者を決定している。

ウ　指定校制推薦入学及び高大接続パイロット校入学推薦入学制度

本学社会学部での勉学を強く希望し、かつ成績・人物ともに優秀な生徒を所属する高等学校長からの推薦

により入学させることで学生の質を維持向上させることを狙いとして1986年度入試から導入した。指定校の選定は、基本的にはすべての入試による社会学部への入学実績と合格者実績、及びこの推薦入学制度への志願者の実績に基づき学部で基準を設定し、入試センターとも連携をとりながら随時調整している。指定校にはそれぞれ入学できる専攻を割り当てているが、原則として4年で四つの専攻がそれぞれに割り当てられるように配慮している。2009年度入試では、指定校330校、376名の募集に対し応募者が271名で志願率は72.1%である。

応募資格は高校における全科目の評定平均値が4.0以上（2007年度入試からは、全科目の評定平均値が4.0以上、若しくは全科目の評定平均値が3.6以上かつ英語・国語・地歴公民・のうち1教科の評定平均値が4.3以上）で、学校長の推薦がある者。各専攻の教員が2名1組で面接を行い、2名がそれぞれに行った評価を総合して合否判定を行っている。

また、全学的な高大接続パイロット校入学推薦入学制度の設置に連動して社会学部でも指定校推薦入学試験制度に準じる方式でパイロット校からの入学者を受け入れている。2009年度の実績は、パイロット校18校22名に対して、22名の応募があり、合格者数22名、入学者数22名となっている。

この両制度は高校と大学若しくは本学部との信頼関係に基づいて行っている。指定校推薦入学制度の指定校の進路担当者を対象にした高校訪問のほか、受験生との面接において志望理由に疑義が生じた場合、新たに指定校に指定する場合、入学者に成績不振その他の問題が生じた場合等は、高校側に出向いて説明する等して、相互の信頼を維持し、真摯な姿勢で生徒を推薦してもらえるよう働きかけている。

エ　アドミッション・オフィス（AO）入学試験

受験生の能力や個性を多角的に評価できる、自薦型の公募制入学試験として、2000年度入試から導入した。募集人員は約20名。出願資格は高校での評定平均値3.8以上（2004年度入試まで4.0以上）である。選考は2段階で行っている。第一次選考では、志望理由書と希望専攻から与えられた課題についてのレポートをもとに各専攻で合否判定の原案を作成し、全学 AO 入学試験委員会で決定する。第二次選考は専攻ごとに3名の面接委員によって30分程度の面接を行い、各面接委員の評価を総合して、最終合格者を決定する。2009年度入試は、志願者79名、合格者14名、入学者10名である。

2009年度入試までは定員20名で実施してきたが、前回の自己点検で指摘された選抜作業負担の問題等を考慮するとともに、2010年度入試より学生の募集定員が770名から720名に変更となることにともない、入試種別ごとの募集定員を見直す中で、2010年度入試より定員を10名に削減して実施することとした。

オ　スポーツ・フロンティア（SF）入学試験

学業とスポーツの両立を通じて、個性豊かで活力あふれる人材の育成をめざすとともに、スポーツ文化の活性化を通して本学の学生文化全体を活性化させることを狙いとする入学試験である。本学部では1991年度入試より、硬式野球、サッカー、陸上競技を対象に、スポーツ能力に優れた者の公募制推薦入学を実施してきたが、2003年度入試より全学的な規模でのスポーツ・フロンティア入学試験を実施することになったことに伴い、現行制度に移行した。本学体育会にある37種目を対象とし、応募資格は高校における全科目の評定平均値が3.4以上かつ、スポーツにおいて一定の基準以上の成績を残していることを条件としている。選考は2段階で行っている。第一次選考では、出願書類をもとに、主に志願者の競技成績に基づいて評価し選考する。第二次選考では、論述形式による筆記試験と専攻ごとに2名の面接委員による面接を行い、最終合格者を決定する。2009年度入試は、志願者33名、合格者19名、入学者17名である。

カ　関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験

高校時代から本学に入学することを前提に勉強をし、本学への帰属意識も高い学生を入学させるために学部創設以来、実施している。以前は第一高等学校の卒見者入試として筆記試験を課していたが、2004年度入試からは、内申書による得点と外部テスト（3回実施）の得点を総合的に評価して、合否判定を行っている。

いわゆる内部進学に見られがちな「甘え」と受験対策に偏った学習を是正する方策として、併設校の特色を生かすべく取り入れた。2009年度入試は、志願者45名、合格者44名、入学者43名である。

キ　外国人留学生入学試験

大学の理念である国際化の方針に従い、多様なバックグラウンドをもつ学生を受け入れるために行っている。試験は日本語（150点）、英語（100点）に面接での評価を加味して合否判定を行っている。合格者は志望専攻に入学できる。2009年度入試は、志願者9名、合格者3名、入学者2名である。

ク　編・転入学試験

本学または他の4年制大学を卒業した者あるいは卒業見込みの者、短大、高等専門学校、専修学校を卒業した者あるいは卒業見込みの者、本学または他の4年制大学の2年次を修了した者あるいは修了予定の者に対して勉学の機会を提供し、あわせて勉学の目標の明確な学生を取り入れることを狙いに実施されている。原則として3年次への編・転入学であるが、心理学専攻においては、カリキュラム上、積み上げ方式をとっており2年間の在学では体系的な学習の実現が困難であると考えられるため、2003年度入試から3年次編・転入学試験制度を基本的に廃止し、2年次編・転入学試験制度に変更された。ただし、本学の文学部総合人文学科心理学専修からの編・転入学に限り、一定の出願資格を有している場合には、3年次編・転入学試験を受けることができるものとしている。

【長所】

一般入学試験については、入学試験の公正性・公平性という面では十分な配慮がなされている。また、いわゆる専攻回しによって第二希望以下の専攻に合格した学生や、入学後に異なる専攻での学習に強い意欲をもつに至った学生には、１年次修了直前に入学後の転専攻試験が用意されており、ケア面での問題はない。現行の一般入試の形態は、本学社会学部で学習したいと強く望む受験生に広くその機会を提供しているという面で積極的に評価できるものと考えている。むしろ課題は入学試験成績上位合格者の入学者をいかに高めるか、という点に集約されているのが現状である。

指定校制推薦入学については、高校との信頼関係の下での推薦制度であるため、教員の間でもまじめで意欲的な学生を確保できているとの評価が高く、実際入学後の成績はよい。

アドミッション・オフィス（AO）入学試験については、教員の間では、自己表現力に富み、入学後の目標が明瞭である意欲的な受験生を選抜できているという評価がある。

【問題点】

問題点を入試種別ごとに列挙すると、まず一般入学試験では、合格上位者の入学率が低いことがあげられる。

アドミッション・オフィス（AO）入学試験については、１人ひとりの選考に多くの時間を割いており、短期間に教員だけで選抜する作業を担えるかという問題がある。また、志願者に対する受験指導がゆきとどき、新聞記事を読ませる等の課題では個性が識別しにくくなっていることや、高校でのボランティア活動のとりいれ、総合的学習の時間の導入等の結果、評価に値する活動歴をもって志願してくる者が必ずしも増加していない点も見逃せない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会学部では、指定校推薦入学についてのきめ細かい制度改革を重ねる等の対応をとってきたが、今後、すべての入試種別について、より抜本的な改革が必要だという認識に至っている。そのため、現行制度の改善で対応できる事項については、執行部を通じて入試センター、他学部との調整をしつつ、大学執行部に要望を伝えている。また、学部内では、随時入試制度検討小委員会を設置して、各種入試のアドミッション・ポリシーの再検討や、出願基準、選考方法及び選考基準等について意見交換を行い、入試制度の継続的な見直しと改善に着手している。

4-3　入学者選抜の仕組み

【現状の説明】

入学者選抜の実施体制や選抜基準の透明性確保のための仕組みは次のとおりである。

入試の実施体制としては、スケジュールや問題作成、監督割り当て等、原則として全学の試験体制に従っている。また、社会学部執行部の一員として入試主任がおり、全学の入試センター主事を兼ねているために、全学の入学試験方針を学部に伝えるとともに、学部の意向を全学の入試センター主事会の議論に反映させる体制ができている。

次に、選抜の基準に関してであるが、一般入学試験の合否判定に用いられる得点データは問題の難易度による不公平がないよう、素点に統計処理を行っている。同様の統計処理は関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験における内申書の得点と外部テスト（3回実施）の得点にも施され、両得点の配分に不公平が出ないように配慮している。

社会学部が独自に試験問題を作成しているのは、外国人留学生入学試験、編・転入学試験である。面接を行っているのは、指定校制推薦入学、アドミッション・オフィス（AO）入学試験、スポーツ・フロンティア（SF）入学試験、外国人留学生入学試験、編・転入学試験である。これらの面接には、本学部教員が必ず2名ないし3名のチームを組んで行っている。出題については、執行部や出題者による難易度の調整、複数題の場合の調整等入試問題の適正化を図る仕組みがある。また面接の評価は、客観性・公平性を保つために、すべて所定の面接票に記入する方式をとっており、評価を4段階でランク付けするとともにその理由を記載するよう定めている。必要に応じて、執行部と面接委員が協議をする明確な仕組みも有している。

いずれの入学試験の場合も最終合否の判定は教授会で決定する。すべての得点データや判定資料を明らかにした上で説明がなされ、審議を経たうえで決定している。

【長所】

入学試験の実施体制、選抜基準の透明性、いずれの点においても制度的に十分な配慮を加えている。

【問題点】

社会学部では、高大接続パイロット校推薦入学試験を学部の指定校推薦入学制度の枠組みに基づいて実施している。しかしながら、全学的な方式に則って書面による評価と入学前教育の評価のみを行い、面接を実施していないため、受験生と学部または専攻とのマッチングが必ずしも十分に図られていない面も否めず、入試制度として適切かどうか検討が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

次項の「入学者選抜方法の検証」の改善・改革方策に示したメカニズムを通じて柔軟な対処を可能にする。また、高大接続パイロット校推薦入学制度については、学部で進めているアドミッション・ポリシーの再検討に基づき、全学的に選抜の仕組みについての改善を求めていく。

4-4　入学者選抜方法の検証

【現状の説明】

日常的には学部執行部レベルにおいて検証を行い、また、各種入試の実施時や査定時等に教授会において問題点の指摘や意見交換を行っている。必要が生じたときには学部としての入試問題検討小委員会を設置して検証・改善案の検討等を行っている。

検索

【長所】

現状においては支障を生じておらず、うまく機能しているといえる。

【問題点】

大学全体の入試制度の変更、併設校の増加等、入試の枠組みに関わる大きな問題が今後矢継ぎ早に発生する可能性が高く、また現状においても学部に対して迅速な意思決定が求められるケースが多くなってきている。現状では問題がないというものの、今後の情勢を予想すると、条件の変化に対応して、より迅速な意思決定を可能にする検証体制が求められる。また、問題が発生したときに小委員会を設置する方式は、その時点での状況にひきずられて長期的な視点との整合性が見えにくくなる危険をはらむ。

【将来の改善・改革に向けた方策】

選抜方法の検証をより明確なかたちでルーティン化する体制を確保する。また、長期的視点との整合性を見えやすくし、意思決定の迅速化に効果的なアドミッション・ポリシーの明確化を進める。

4-5　科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

科目等履修生及び聴講生という、入学試験を行わない学生の受け入れについては、本学の規程に基づき、教授会で審議したうえで、妥当と認められるものを許可している。

【長所】

本学部においても科目等履修生・聴講生制度による学生受け入れが、資格取得の援助のみならず、生涯学習の場として利用されていることは、実績が示すとおりである。人数はさほど多くはないが、目的・理由に応じ必要な人が必要な時に利用しており、この制度の意義は十分に活かされているといってよい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

生涯学習に関してよりいっそうの活用の可能性を検討すべきであろう。また、停止状態が続いている社会人入学試験との有効な連携を検討すべきである。

4-6　定員管理

【現状の説明】

社会学部の入学定員は学則上、社会学専攻が190名、産業心理学専攻（2006年度より心理学専攻）が190名、マス・コミュニケーション学専攻が200名、社会システムデザイン専攻が190名、合計770名であったが、2010年度より新設学部への定員移動に伴い、各専攻すべて180名、合計720名に変更した。2009年度の社会学部の収容定員は3,080名で、これに対し2009年度における在籍学生数は社会学部全体（フレックスコース、第２部除く）3,640名（収容定員に対する在籍学生総数の比率は1.18）である。専攻別では、社会学専攻が収容定員760名に対して在籍882名（収容定員に対する在籍学生総数の比率は1.16）、心理学専攻（2005年度までは産業心理学専攻）が760名に対して892名（収容定員に対する在籍学生総数の比率は1.17）、マス・コミュニケーション学専攻が800名に対して958名（収容定員に対する在籍学生総数の比率は1.20）、社会システムデザイン専攻（2003年度まで産業社会学専攻）が760名に対して908名（収容定員に対する在籍学生総数の比率は1.19）である。

【長所】

2009年度における収容定員に対する在籍学生総数の比率は1.25の比率内に収まっている。各専攻における在籍学生総数の比率も、社会学専攻が1.16、心理学専攻が1.17、マス・コミュニケーション学専攻が1.20、社会システムデザイン専攻が1.19となっており、専攻間に大きなばらつきはない。入試制度の見直しと改善の過程において、入学者の受け入れ方針や、定員適正化に向けての取組みについては常に検討をしていくことが必要である。

【問題点】

特にないが、教育の理念・目的、教育目標を実現するために各専攻とも実習系科目を重視していることから、これ以上在籍学生数が増えることのないよう、引き続き厳密な定員管理を行っていく必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

定員に対する在籍者総数が過剰にならないよう、入学者の受け入れ方針や、定員適正化に向けての取組みについては常に検討をしていくことが必要である。

4-7　編入学者、退学者

【現状の説明】

ア　編入学者

編・転入学の募集は全体で若干名としており、４年制大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の卒業者が対象となる編入学については、2009年度入試は、志願者が16名、合格者が０名、入学者が０名であった。また、転入学については、2009年度入試は、志願者が20名、合格者が５名、入学者が３名であった。なお、本学の他学部から社会学部に転学部する場合も編・転入学試験を受け、合格する必要がある。また、学部内において、転専攻する場合には、２年次転専攻試験に合格するか、一般の転入学試験に合格する必要がある。

転部や転専攻については、入学前の広報、入学時のガイダンス等の機会に周知され、出願に当たっては本人の判断が最大限尊重される。希望する学生には、本人の申し出により所属専任教員が相談にのっている。

イ　退学者

近年における社会学部の退学者及び除籍者は、2006年度は43名、2007年度は50名、2008年度は38名と、減少傾向にある。退学の理由は一身上の都合というのがもっとも多く、特に大きな変化は見られない。なお、退学者・除籍者には全学の規程により、再入学・復籍の道が用意されており、その情報についても『大学要覧』で学生に周知している。

修得単位の少ない学生については、父母宛に4年間での卒業が難しくなると、警告を通知するほか、父母若しくは本人からの相談に応じて適宜指導を行っている。欠席しがちな学生に対しては、少人数クラスや演習（ゼミ）の担当教員が、場合によっては学部学生相談主事や専門家に相談しながら指導を行っている。

【長所】

社会学部における編・転入学者の数は、2009年度入試は、若干名の募集に対して入学者が３名という状況であり、特に問題はない。学部内転専攻については希望者が年に数人という規模ではあるが、制度は十全に機能しているといえる。

【問題点】

欠席しがちな上位年次の学生に対しての取扱いは、現在のところ演習担当教員に任されている。ただ、欠席の理由は多様化しており、より専門的な見地からの支援が必要とされる場合もある。今後は保健管理セン

検索

ターや心理相談室等をふくむ全学の組織と連携して対応する必要がある。

教育機関として退学者を出さないことが望ましいので、今後、退学者の状況を調査し、サポート体制を検討していく必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上位年次学生には演習担当教員を通じたケアが機能しており、下位年次学生にも原則として専任教員のクラス担任が割り当てられるようにしてきめ細かなケアが成り立つよう努めているが、教員負担とのバランスを効率的に保つための方策の検討が必要である。

今後の到達目標

1）入学者選抜方法・基準について長期的視点を示すアドミッション・ポリシーを明確化する。
2）入学希望者に対して本学社会学部についての理解をいっそう深めるための働きかけを強める。
3）状況変化に迅速に対応できる学部内体制を確立する。

5　教員組織

前回の到達目標

教育内容と年齢バランスを配慮した長期的な人事計画を立てて教員組織を構成していく。

5-1　教員組織

【現状の説明】

ア　理念・目的並びに教育課程、学生数との関係における教員組織の適切性

2009年度（5月1日現在）、専任教員は53名（教授42名、准教授6名、専任講師1名、助教3名、副手1名）であり、大学設置基準上必要な教員数（32名）を上回っている。学部の理念・目的・教育目標を実現するため、専任教員は社会学専攻に14名、心理学専攻12名、マス・コミュニケーション学専攻13名、社会システムデザイン専攻に13名が配置され（専攻に所属しない副手を除く）、少人数クラス制の演習系科目、専門演習及び卒業研究（必修科目）、各専任教員に割り当てられた主たる担当科目（選択科目）等、専門教育科目の主要な科目を担当している。

2009年度（5月1日現在）における社会学部の在籍学生数は3,640名（第2部・フレックスコース残留生7名を除く）であり、卒業研究（心理学専攻は心理学卒業研究）において卒業論文（卒業研究レポート）の作成・提出を必修として課している学部であるにも関わらず、副手を除く専任教員1人当たりの学生数は70.0人と非常に多く、また少人数クラス制の演習系科目や専門演習及び卒業研究、実習系科目を通して個々の学生に対応した教育を標榜しているため、教員は過重な負担を強いられている。専任教員1人当たりの学生数を専攻別にみると、社会学専攻63.0名、心理学専攻74.3名、マス・コミュニケーション学専攻73.7名、社会システムデザイン専攻69.8名となっている（各専攻の在籍学生数は882名、892名、958名、908名）。

専任教員の学部授業科目の平均担任時間数は8.88時間であり、教授9.12時間、准教授8.00時間、専任講師10.00時間、助教7.00時間となっている。教授の責任授業時間数は8.0時間であるが、大学院の授業を加えると、平均13.4時間、最高26.0時間となり、担任時間数の点でも負担が大きいといわざるを得ない。

イ　主要な授業科目への専任教員の配置状況

社会学部では、各専攻とも少人数クラス制の演習系科目として、1年次の「基礎研究」（心理学専攻は「心理学基礎研究」）、2年次の「基礎演習」（心理学専攻は「心理学基礎演習」）、3年次の「専門演習」（心理学専攻は「心理学専門演習」）及び4年次の「卒業研究」（心理学専攻は「心理学卒業研究」）を必修科目として配当し、原則として専任教員が担当している。また、「理論研究と実証分析の調和」という学部の教育目標を実現するために、各専攻の主要な選択科目は、専任教員に主たる担当科目として割り当てるとともに、非常勤講師の委嘱を行っている実習系科目についても、原則として専任教員を主担として配置している。

卒業所要単位に算入される専門科目への専任教員の配置状況は、必修科目では社会学専攻100％、心理学専攻67.1％、マス・コミュニケーション学専攻68.0％、社会システムデザイン専攻98.0％となっており（2009年度春学期）、心理学専攻とマス・コミュニケーション学専攻の比率がやや低いものの、中核的な科目のほとんどに専任教員が配置されている。また、選択科目では社会学専攻64.8％、心理学専攻41.7％（選択必修科目では59.2％）、マス・コミュニケーション学専攻58.4％、社会システムデザイン専攻63.2％であり（2009年度春学期）、半数程度の科目に専任教員が配置されている。これらからみて、社会学部では主要な授業科目に専任教員が適切に配置され、妥当な教育指導体制が整っていると考えられる。

ウ　教員組織の年齢構成の適切性

専任教員の平均年齢は52歳であるが、61歳以上が11名（20.7％）、51～60歳22名（41.5％）、41～50歳10名（18.9％）、31～40歳9名（17.0％）、30歳以下1名（1.9％）であり（2009年5月1日現在）、50代にやや偏った年齢構成となっている。2009年度に進められている採用人事においては、50歳以下の専任教員が採用される見込であり、今後の採用人事も含めると、2010～2011年度にはかなり年齢の偏りは是正されると推測される。

エ　教育課程編成の目的を実現するための連絡調整の状況とその妥当性

社会学部の教育課程編成に関する事項は、各専攻の教室会議での議論に基づいて学部充実委員会で検討され、教授会の議を経て決定される。学部充実委員会の名称は、教学上の充実あるいは学士課程教育の充実を意味しており、各専攻から2名ずつ選出された8名の委員と学部執行部7名（学部長、副学部長2名、教学主任、入試主任、学生主任）から構成され、学部長が議長を務めている。学部充実委員は専攻を代表しており、学部執行部と各専攻とを結ぶ重要な役割を果たしている。学部執行部から提案された事項は、学部充実委員会で検討するとともに、重要な議案については各専攻に持ち帰って教室会議で議論されている。また、教室会議で議論されたものが学部充実委員会で専攻からの提案として提示されることもある。このように、教室会議と学部充実委員会との往復で議論・検討が重ねられた上で、最終的には教授会で審議・決定するという方式がとられている。教授会と学部充実委員会を運営するために、学部執行部は執行部会を開き、議案について十分に議論して準備を行っている。このように、社会学部における教学事項の連絡調整は体制が整っており、適切に機能している。

なお、全学共通科目や外国語科目、教職課程等の教育課程編成に関わる全学的な事項や大学執行部からの提案については、各学部教学主任を構成メンバーとする全学共通教育推進委員会と各学部副学部長を構成メンバーとする教育推進委員会で検討され、学部に持ち帰って検討した結果を審議・決定することとなっている。重要な事項については、学部長会議に付議され、そこで審議・決定される。これらの議案についても、学部で検討が必要な場合は、前述のように教室会議と学部充実委員会で行っており、全学的な連絡調整についても、適切に運営されている。

オ　教員組織における社会人、外国人の受け入れ状況及び女性教員の占める割合

社会学部では、学部創設以来、民間企業や官民の研究所・官公庁等の勤務経験を有する人材を専任教員として採用してきており、現在の専任教員では10名が該当する。また、2005年度より大学全体の客員教授制度が発足し、客員教授は2005年度1名、2006年度1名、2007年度2名、2008年度1名、2009年度3名と少しずつ

検索

増えている。非常勤講師については、マス・コミュニケーション学専攻の「マスコミ・セミナー」で新聞社、放送局、広告会社に勤務されている方に講師を委嘱し、現場での実践経験を踏まえた講義を依頼しており、毎年、学生に好評である。また、「寄付・連携講座」も年々増えており、2009年度春学期には「JASRAC 寄附講座（音楽ビジネスと社会)」（マス・コミュニケーション学専攻及び社会システムデザイン専攻)、「トップシェア企業の経営戦略」（社会システムデザイン専攻）の2テーマが開講され、2009年度秋学期にも「JASRAC 寄附講座（音楽化社会と著作権)」（マス・コミュニケーション学専攻及び社会システムデザイン専攻)、「デイリーヨミウリ寄附講座（英字新聞講読)」「りそな銀行連携講座－社会システムと信頼学」（社会システムデザイン専攻）の3テーマが開講される予定で、社会人経験を有する多彩な講師に授業を担当していただいている。

社会学部の教員組織には、現在のところ外国籍の専任教員はいない。

副手を含む専任教員53名のうち、12名が女性であり、社会学部は女性教員の占める割合（22.6%）がもっとも高い学部であったが、2009年度に外国語学部が開設されたため、現在では外国語学部（37.5%）に次ぐ割合となっている。性別を問わず、教育・研究の業績及び経歴により的確な採用・昇任人事を行うことに努めてきたが、女性教員の比率は漸増傾向にある。

カ　任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

副手を含む社会学部専任教員の平均勤続年数は14年であり、勤続年数1～5年が14名（26.4%)、6～10年が10名（18.9%）と10年以下の教員が24名で45.3%を占めている。11～20年は15名28.3%、21年以上の者は14名26.5%である。世代交代の時期を迎え、また教員1人当たりの学生数を是正するための全学的な措置が取られたこともあり、社会学部では流動化が進んでいる。この傾向はあと1～2年程度続く見込みであるが、任期制教員の導入は予定されていない。

【長所】

理念・目的・教育目標を実現するための教育課程を編成し、主要な専門教育科目を専任教員が担当している。教育課程編成の目的を実現するための連絡調整については、各専攻の教室会議・学部充実委員会を往復して検討を行い、教授会の議を経て決定する仕組みが整っており、適切に機能している。

【問題点】

卒業論文を必修として課しているにも関わらず、専任教員1人当たりの学生数が70.1人と多い点は大きな問題である。また、専任教員の年齢は51～60歳が22名（41.5%）と他の年齢層に比して突出しており、やや偏った年齢構成となっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

専任教員1人当たりの学生数が非常に多いが、大学全体としてこの数値の学部間におけるアンバランスを解消するための採用人事枠の是正が行われた結果、社会学部には専任教員は60名に増員されることが認められ、現在はその採用人事が進行している最中である。学部内においても、2010年度から新学部設置のために入学定員が50名減の720名となることにともない、専攻間におけるアンバランスを仮称するため、各専攻の入学定員を180名ずつ、専任教員を15名ずつとすることを教授会において決定している。一連の採用人事が終了すれば、専任教員1人当たりの学生数は、57～60名程度に改善される見通しである。

教員の年齢構成をみると、61歳以上が11名（20.7%）で決して高齢化しているとはいえないが、51～60歳22名（41.5%）を占めており、今後の高齢化が予測される。この点については、年齢構成を配慮した採用人事を行っていく必要がある。現に2009年度に決定した採用人事や進行中のものでは、50歳以下の専任教員が採用される見込である。しかしながら、学部の理念・目的・教育目標を実現するために、適切な教育課程を編成し、適任の専任教員を配置することがもっとも重要であり、年齢だけを優先することのないように留意することも重要である。

5-2　教育研究支援職員

【現状の説明】

ア　実験・実習をともなう教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置

実験・実習科目については、専任教員が主担となり、複数名の非常勤講師を副担としてチーム・ティーチングの体制を取っているものが多い。また、資料の準備等の補助的業務は、各専攻に配置されている定時職員（非常勤事務職員）が担当している。定時職員は実験・実習科目以外の必修科目についても補助的業務を行っている。

情報処理教育科目については、「情報処理基礎演習（春・秋学期）」、「情報処理演習Ⅰ・Ⅱ（春・秋学期）」、「心理学データ解析演習Ⅰ・Ⅱ（春・秋学期）」、「コンピュータ応用演習Ⅰ・Ⅱ（春・秋学期）」のすべての科目に3・4年次生及び大学院生の TA（実習補助員）を配置している。選定に際しては、3・4年次生は「情報処理基礎演習」、「情報処理演習Ⅰ・Ⅱ」をすべて修得済みの者、大学院生については「コンピュータ応用演習」または大学院心理学研究科の「行動科学におけるコンピュータ応用実習」を修得済みの者としている。2008年度の TA（延べ人数）は春学期11名、秋学期8名であった。また、コンピュータ実習準備室には2名の定時職員が配置されており、コンピュータ実習室の管理等、情報処理教育科目に関わる事務的な職務を担当している。

イ　教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

各専攻の定時職員は、非常勤事務職員であるが、週5日勤務しており、各専攻の専任教員と密接に連携しており、適切に機能している。情報処理教育科目の TA は、情報処理教育科目をコーディネートする科目責任者や科目担当者の指示の下で、個々の受講学生に対し必要な教育支援を行っており、連携・協力関係は適切である。なお、TA の選出は、科目責任者が行っている。

次項で述べる SA については、第三学舎に設けられた授業支援ステーションに専任の事務職員が 2 名配置されており、非常勤講師を含む科目担当者と密接に連携をとりながら SA を統括することとなっている。

ウ　SA、TA の制度化の状況とその活用の適切性

2006年度秋学期より学舎ごとに授業支援ステーションが開設され、授業を支援する SA が配置された。第三学舎はエクステンション・リードセンターも利用しているが、学士課程教育では社会学部のみが利用しているため、第三学舎授業支援ステーションに配置された SA は、社会学部専属となっている。2008年度春学期は22名、秋学期は33名の SA が交替制（1 日当たり 3 ～ 5 名）で配置され、配布資料の印刷や教室での配布、提出物や出席データの整理、機器類の準備等幅広い授業支援を行っている。

TA については全学的に導入され、社会学部にも一定数が割り当てられている。現在のところ、科目担当者が希望し、教授会が承認した科目に配置される仕組みとなっている。

【長所】

教育上必要なところに教育支援職員及び実験実習関係の定時職員を配置し、学生の学修活動を支援するための人的支援体制が確立されており、教員との連携・協力も適切に行われている。特に授業支援ステーションが制度化され、WEB のインフォメーションシステムを通じて配布資料の印刷依頼や出席データの受け取りが可能となったため、非常勤講師も利用しやすく、教育上大きな効果をあげている。

【問題点】

TA については SA が制度化される以前から試行的に配置されてきたが、運営の方法や効果について検証を行う時期に来ている。TA はいわば特定科目専属の SA といった役割を果たしており、SA 制度のもとで TA をどのように運用していくのか、業務の明確化や適切な配置を検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

TA の適切な運用について、学部充実委員会等で検討する。

検索

5-3　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

【現状の説明】

教員の任免・昇格の基準・手続きは、本学の「教育職員選考規程」及び「社会学部人事委員会運営要領」に明文化され、これに基づいて適切に行われている。

社会学部における教員の募集は、原則として退職教員の後任者を採用する際に行われているが、科目の継承性に鑑みて、退職者と同一科目の担当者を採用する場合には、退職の1年前に採用が行われることもある。退職者と異なる科目担当者を採用する際、カリキュラム改革をともなう場合や新たな科目を設置する場合は、事前に学部充実委員会で新設科目を検討し、教授会での審議・決定を経た上で募集の手続きが取られている。

募集・任免の手続きは、各年度初めに学部長が学部人事委員会において採用人事枠を確認し、当該専攻が教室会議での検討を経て学部人事委員会に採用予定者を推薦し、学部人事委員会での審査を経て、教授会で審議・決定するという過程を経ている。

募集は公募若しくは推薦によっているが、専門分野や期待される年齢によって、どちらの方法をとるかについては、教室会議において検討し、学部人事委員会が承認している。公募・推薦いずれの場合も、当該専攻が最適な候補者を絞り込んで学部人事委員会に推薦している。学部人事委員会は、学部長・副学部長2名と各専攻から2名ずつ選出された8名の人事委員から構成され、学部長が議長を務める。各専攻2名ずつの人事委員は、毎年度第1回教授会において、選挙により選出される。任免の際の人事審査については、当該専攻の人事委員、他専攻の人事委員、採用予定者と近い専門分野の教授会構成員という3名から審査委員を構成し、担当科目との適合性を重視して履歴書・教育研究業績書及び研究業績そのもの（著書・論文等）に基づいて審査を行っている。審査委員の報告をもとに学部人事委員会で審議した後に教授会で審議・決定している。

昇格の手続きもほぼ同様であり、年度初めに学部長が人事委員会で対象者の確認を行い、当該専攻の人事委員が本人の意向を確認した上で、昇格の手続きが人事委員会で決定される。教育職員選考規程に基づき、助手3年で専任講師、専任講師3年または助教5年で准教授、准教授7年で教授昇格の資格が生じるが、人事委員2名からなる審査委員が厳正な業績審査を行っており、自動的に昇格がなされることはない。

なお、非常勤講師の任免についても、各専攻の推薦に基づき学部人事委員会での審査を経て教授会で審議・決定しているが、非常勤講師の業績審査は業績そのものではなく、また審査委員を設けずに、履歴書・教育研究業績書に基づいて、学部人事委員会が審査を行い、教授会で審議・決定している。

【長所】

任免・昇格についての審査の基準・手続きは、「教育職員選考規程」及び「社会学部人事委員会運営要領」に明文化され、これにしたがって厳正に運用されている。審査報告は人事委員会と教授会の両方で行われるが、教授会における審査は、職位に関わらず教授会構成メンバー全員が参加し、報告に対する議論も全構成員に開かれた形で自由に行われており、透明性が確保される仕組みとなっている。

【問題点】

教員の募集については公募が中心になってきたが、近年では公募の際に年齢条件を示すことができなくなり、適任者の選考と教員組織の適切な年齢構成をどのように両立させるかが課題となっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員の採用において、公募の場合は年齢条件を提示できないが、可能な限り、教育研究内容と年齢を配慮して適切な人選を行っていく必要がある。教員組織の適切な年齢構成を配慮することは重要であるが、教育研究内容の適切性も重要であるため、一方に偏ることなく、総合的に判断して、今後も慎重に人事審査を行っていくことが必要である。

5-4　教育研究活動の評価

【現状の説明】

ア　教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

教員の教育研究活動については、任免・昇格の際に審査が行われるほか、昇格とは別途、大学院の博士前期課程で実習科目・講義科目・演習科目を初めて担当する際と博士後期課程で論文指導を初めて担当する際にも審査が行われており、社会学部の専任教員は定期的・継続的に教育研究活動の評価を受けている。しかしながら、博士後期課程の論文指導担当が決定した以降、定年到達年限を迎えて特別契約教授としての審査を受けるまでは、隔年で報告書が作成されている自己点検・評価活動の中で学部全体としての点検・評価は行われているものの、個別の教員に対する評価を行う仕組みは設けられていない。

イ　教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

前項で述べた教員の任免・昇格及び大学院の科目担当を決定においては、審査委員を構成し（任免の際は3名、昇格及び大学院の科目担当の際は2名）、担当科目との適合性を重視して履歴書・教育研究業績書及び研究業績そのもの（著書・論文等）に基づいて審査を行っている。その際、研究業績がもっとも重視されているが、教育業績と社会的貢献も評価の対象とし、一定の配慮がなされている。

ウ　教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況

任免・昇格及び大学院の科目担当を決定する際の研究活動の評価については手続きが確立されている。教員の研究業績は大学の学術情報システムに公開されており、隔年で作成される自己点検・評価報告書において学部レベルでの評価を行っているが、日常的に教員の研究活動の活性度を個別に評価することは行っていない。

【長所】

任免・昇格及び大学院の科目担当の決定に際しては、審査委員を設けて研究業績を中心とした厳正な評価が行われており、教育業績や社会的貢献についても一定の配慮を行っている。

【問題点】

教員の研究活動の活性度を評価するには、各教員が大学の学術情報システムに研究業績を登録することが出発点となるが、データの更新が滞っている教員も散見される。日常的に教員の研究活動の活性度を評価する仕組みを設けていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学のホームページで公開されている学術情報システムの更新が滞っている教員が散見されるので、頻繁にデータを更新するよう働きかけを行う。自己点検・評価活動とは別に、日常的に各教員の研究活動の活性度を評価する仕組みづくりが必要かどうか、検討が求められる。

今後の到達目標

全学的に行われた採用人事枠の是正にともない、教育研究内容と年齢構成を配慮しつつ、着実に採用人事を進めていく。年齢構成は、51～60歳が22名（41.5%）と突出しているので、今後に予定されている採用人事においては、30歳以下も含め、31～50歳の範囲の専任教員を採用することが望ましい。教育研究支援に関しては、これまで試行的に配置されてきたTAの適切な運用について、学部充実委員会等で検討する。また、教育・研究活動の評価については、日常的に教員の研究活動の活性度を評価する仕組みづくりを設けるかどうか学部充実委員会や学部人事委員会で検討を行う。

検索

6　研究活動と研究環境

社会学部の専任教員は４つの専攻に所属しており、各自の専門領域は社会学、心理学、経済学、経営学を中心として多岐にわたっている。それぞれの学問分野における学会（例えば、日本社会学会）や特定の研究対象にアプローチする学際的な学会（例えば、日本マス・コミュニケーション学会）に所属し、研究活動を行っている。これらを総体的にみれば、「理論研究と実証分析の調和」という教育目標に合致した研究が継続的に行われており、研究活動は学部の理念・目的を達成するものとなっている。また、研究機会や研究費、個人研究室等研究活動を継続するための研究環境は整備されているといえる。

6-1　研究活動

前回の到達目標

研究の更なる発展、向上を実現する。

6-1-1　研究活動

【現状の説明】

ア　論文等研究成果の発表状況

社会学部では、教員の研究発表の場として『社会学部紀要』を年3号発行しており、第1・第3号は通常号、第2号は特集号として編集されている。2007年度及び2008年度の発行状況は次のとおりである。

表Ⅱ-社-1　社会学部研究紀要の発行状況（2007～2008年度）

巻号	発行時期	掲載論文数	備　考
第39巻第１号	2007年12月	5	
第39巻第２号	2008年３月	6	
第39巻第３号	2008年３月	10	特集
第40巻第１号	2008年12月	6	
第40巻第２号	2009年３月	6	特集
第40巻第３号	2009年３月	4	

特集号は希望者が特定の研究テーマを設定して執筆者を募り、論文を掲載しているが、第39巻では「社会学部設立40周年記念特集」として編集されたため、第３号を特集号としている。

大学の学術情報システムに登録された社会学部専任教員の研究業績数は次のとおりである。

表Ⅱ-社-2　研究業績数一覧（2003～2008年）

年	著書	論文	学会発表	その他	合計
2003年	13	47	12	37	109
2004年	13	40	7	21	81
2005年	16	49	4	37	106
2006年	11	28	3	28	70
2007年	3	31	8	19	61
2008年	4	11	0	8	23

※　年度別ではなく、年間（１月１日～12月31日）の集計結果である。

この数値をみる限り、2006年以降、社会学部専任教員の研究業績数は減少の一途をたどっているが、これは研究活動が低下しているためではなく、学術情報システムの更新を怠る教員が増加しているためである。例えば、登録された2008年の論文数は11本であるが、2008年１月～12月に発行された「社会学部紀要」（第39巻第２号・第３号、第40巻第１号）に掲載された論文だけでも22本にのぼっており、このことからも学術情報システムによって社会学部教員の研究活動を把握するのは困難であることは明らかである。

イ　国内外の学会での活動状況

2008年度における学会発表を含む学会活動等への参加状況は、国外2件及び国内202件であり（個人研究費、科学研究費、その他の研究助成金等から出張旅費を支給したもの）、国内学会等への参加は教員1人当たり約4件と積極的に活動が行われている。また、2008年度に社会学部専任教員が本学で開催した学会・シンポジウムは3件となっている。

学術情報システムに登録されている情報によれば、社会学部専任教員のうち17名がこれまでに延べ39の学会で会長・常任理事・常務理事・理事・評議員・編集委員等の役員を歴任しており、登録されていない活動も含めれば、学会活動における貢献は大きいと考えられる。

ウ　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

学内の研究助成に関しては、2008年度の重点領域研究助成による助成8件のうち社会学部専任教員が研究代表者を務める研究プロジェクトが1件（「東アジアにおけるメディアスポーツの展開」）、学術研究助成基金（奨励研究）による助成9件のうち社会学部専任教員が進める研究課題は1件（「男性の育児休業取得のための制度的、非制度的支援」）であり、また学術研究助成基金（共同研究）による研究プロジェクトが1件（「一般的信頼及び制度への信頼の生成条件に関する実証的研究」）であった。

学外機関からの受託研究は2006年度3件（新規）、2007年度1件（継続）であったが、2008年度は0件となっている。

【長所】

社会学部専任教員の研究活動は活発に行われており、把握できる限りでも、約3分の1の教員が所属する学会において役員を務める経験を有する等、学会活動における貢献も大きい。

【問題点】

社会学部専任教員の研究活動は活発に行われているにも関わらず、学外にも公開されている大学の学術情報システムの更新を怠る教員が多いため、研究活動の把握が困難になっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学外にも公表されている大学の学術情報システムによって社会学部専任教員の研究活動を適切に把握できるようにするため、少なくとも年1回はデータを更新していくことが必要である。また、引き続き、論文等の研究成果を積極的・継続的に発表していくことが必要である。

6-1-2　研究における国際連携

【現状の説明】

ア　国際的な共同研究への参加状況

2008年度における国外の学会活動等への参加は2件であったが、国外での学会発表を継続的に行っている教員や国際学会で理事を務める教員、在外研究等を機として国際的な共同研究を行っている教員も散見されるが、これらの研究活動は教員個人に任されており、学部として把握していないのが現状である。

【長所】

一部の教員であるが、国際学会の理事を務める、国際的な共同研究を行う等教員個人レベルでの国際連携が行われている。

【問題点】

学部としてこれらの研究における国際連携について把握できていない。

検索

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会学部専任教員の研究における国際連携を促進するためにも、各教員の国際的な研究活動について把握する必要があり、学術情報システムの更新が求められる。

6-1-3　教育研究組織単位間の研究上の連携

【現状の説明】

ア　附属研究所を設置している場合、当該研究所と大学・大学院との関係

社会学部には付置研究機関が設けられていない。大学に設置された付置研究機関のうち、東西学術研究所、経済・政治研究所、法学研究所、人権問題研究室、博物館、ソシオネットワーク戦略研究センター、人間活動理論研究センター等に社会学部専任教員がメンバーとして参加し、研究活動を行っている。

【長所】

社会学部専任教員は、学部の枠を越えて、各自の関連領域の付置研究機関で研究活動を行っている。

今後の到達目標

引き続き、論文等の研究成果を積極的・継続的に発表していく。社会学部専任教員の研究活動状況を適切に把握し、広く学内外に伝達するために、少なくとも年１回は各教員が学術情報システムの更新を行う。

6-2　研究環境

前回の到達目標

教員がより質の高い教育研究活動を遂行できるように、人的・物的・時間的な環境を適切に整備する。とりわけ、教員間及び大学院生が顔を合わせることができる「コモンルーム」が必要である。

6-2-1　経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

ア　個人研究費、研究旅費の額の適切性

関西大学では、教授・准教授・専任講師・助教・副手のいずれであっても、個人研究費使用限度額は1人当たり51万円と定められている（個人研究費取扱要領）。2008年度における社会学部の専任教員に支給された個人研究費総額（実績）は27,800,941円、教員１人当たりの額は505,472円で（全学平均は485,427円）、商学部に次いで限度額に近い数値となっており、個人研究費が積極的に活用されている。個人研究費に在外研究旅費、研修出張旅費、国内研究員研究費、研修員研修費を加えると、社会学部の実績は39,127,674円で、1人当たりの額は711,412円となり（全学平均は612,494円）、学内で経常研究費をもっとも活用している学部である。2008年度の学会等出張旅費の実績は8,184,570円であった。

個人研究費の不足分は学内の研究助成や科学研究費補助金をはじめとする学外からの研究費で補うべきであることを考えれば、個人研究費の額は適切であると考えられる。また、個人研究費は使途別の限度額が設けられていないため、研究旅費（学会等出張旅費）の額も適切である。

イ　教員個室等の教員研究室の整備状況

2009年4月1日現在、副手を含む専任教員51名（新学部移籍予定者を除く）に対し、教員個室（個人研究室）は57室、共同研究室は5室設けられており、個室率は100％である。1室当たりの平均面積は、教員個室

が20.0㎡、共同研究室が44.6㎡であり、これらを合わせると教員1人当たりの平均面積は22.4㎡となる。全学的に個人研究室が不足していることから、2008年に総合研究室棟が建設され、一部の社会学部教員（現在のところ、新学部移籍予定者2名）が第三学舎（社会学部）とは遠く離れた総合研究室棟の個人研究室を利用している。

ウ　教員の研究時間を確保させる方途の適切性

学部としては、授業負担や各種委員会委員等の負担が特定の教員に偏らないよう配慮している。研究活動や社会的活動等の配分は教員によってさまざまであり、基本的には教員自身が自主的に管理を行うべきものと考えられている。しかしながら、日常的に教員が研究時間を確保することは難しいのが現状である。

エ　研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

日常的に教員の研究時間を確保する有効な手段を講じることが難しいため、研究活動に必要な研修機会確保のための方策が講じられている。海外で1年間の学術研究や6ヵ月の調査研究を行う在外研究員（学術研究員・調査研究員）、国内で1年間の研究活動を行う国内研究員、国内で6ヵ月の研究活動を行う研修員の制度が設けられており、原則として4年以上の間隔をあける等一定の条件を満たした上で、各教員は合計2年間の研修機会を確保できる仕組みとなっている。1年間の在外研究員（学術研究員）、6ヵ月の在外研究員（調査研究員）及び6ヵ月の研修員という組み合わせで2年間の研修機会を利用するのが一般的である。

2007年度は1年間の在外研究員（学術研究員）が2名、6ヵ月の在外研究員（調査研究員）が1名、6ヵ月の研修員が2名であり、2008年度には在外研究員（学術研究員）3名、在外研究員（調査研究員）1名、研修員1名であった。この制度は大学で定めた規程（関西大学在外研究員等規程、関西大学国内研究員規程、関西大学研修員規程）と学部で定めたルール（社会学部在外研究員・国内研究員・研修員選考基準）に従って運用されており、毎年、積極的に活用されている。

オ　共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

学内の共同研究費として、重点領域研究助成費、学術研究助成基金研究費（奨励研究・共同研究）が設けられており、2008年度には社会学部で各1件、計3件の学内共同研究費を利用した研究活動が行われている。これらは重点領域研究助成制度、学術研究助成基金による助成制度として制度化されており、それぞれの取扱要領によって適切に運営されている。これらの学内共同研究費を利用するための学部内の選考基準は内規として定められ、適切に運営されている。

【長所】

研究活動を行う上での個人研究費や共同研究費の制度が整っており、全学的にみて、社会学部の専任教員は個人研究費を積極的に活用している。また、研究のための教員個室も整備され、研究活動に必要な研修機会を確保する仕組みも整っており、適切に運用されている。

【問題点】

日常的に教員の研究時間を確保させるための有効な手段が講じられていない。また、共同研究室は設けられているが、社会学部の教員同士や大学院生と日常的に顔を合わせ、自由に議論できるような適切なスペースは確保されていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究時間の確保については、学部として授業負担や各種委員会委員等の負担の平準化を図っていく。しかしながら、研究時間を各自に確保する手段を講じることは困難であり、他の側面からの条件整備が求められる。個人研究費や共同研究費や研修機会を確保する制度は整っているので、研究活動を促進するために社会学部専任教員が教員同士や大学院生と自由に議論ができるようなスペースの確保が求められる。

検索

6-2-2　競争的な研究環境創出のための措置

【現状の説明】

ア　科学研究費補助金及び研究助成財団等への研究助成金の申請とその採択の状況

2008年度の社会学部における学外からの研究費獲得の実績は、科学研究費補助金が10,530,000円、その他の学外研究費が4,200,000円であり、合計14,730,000円となっている。科学研究費補助金については、申請13件、採択6件で採択率は46.2%であった。2004年度から2008年度までの応募・採択状況は次のとおりであるが、採択率は、ほぼ40～50%の範囲で推移している。

表Ⅱ-社-3　社会学部の科学研究費補助金応募・採択状況（2004～2008年度）

年度	申請件数	採択件数	採択金額（千円）	採択率（%）
2004	16	8	11,200	50.0
2005	10	4	5,500	40.0
2006	15	6	9,600	40.0
2007	13	7	11,210	53.8
2008	13	6	10,530	46.2

イ　基盤的研究資金と競争的研究資金とのバランスとそれぞれの運用の適切性

2008年度において、個人研究費に在外研究旅費、研修出張旅費、国内研究員研究費、研修員研修費を加えた経常研究費（基盤的研究資金）は39,127,674円で、社会学部の研究費総額の64.7%を占めている。これに学内共同研究費6,640,930円（11.0%）を合わせると学内の研究費が75.7%に達する。一方、科学研究費補助金は10,530,000円で17.4%であり、これに奨学寄付金の4,200,000円（6.9%）を加えても、学外の研究費は24.3%を占めるに過ぎない。学内共同研究費を競争的研究資金とみなすとしても、学外の研究費と合わせて35.3%であり、経常研究費（基盤的研究資金）の占める比率は64.7%と比較的高く、全学的にみても法学部、経済学部に次いで、3番目に高い数値となっている。

基盤的研究資金と競争的研究資金とのバランスはどの程度が適切であるかという点については議論が必要であるが、社会学部では学内共同研究費を積極的に活用してはいるものの、学外の競争的研究資金の獲得に向けて一層努力することが必要であると考えられる。

【長所】

科学研究費補助金には毎年10～15件程度応募し、採択率は40～50%程度の範囲で推移している。

【問題点】

全学的にみて、研究費総額に占める競争的研究資金の比率は決して高くない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

科学研究費補助金をはじめとする学外の競争的研究資金を多く獲得していくには、個人研究だけでなく社会学部教員による共同研究を促進する必要があり、そのためにも自由に議論ができるようなスペースの確保が望まれる。

6-2-3　研究上の成果の公表、発信・受信等

【現状の説明】

ア　研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

研究論文・研究成果の公表に至るまでの過程を支援する措置として、3種類の科学研究費申請奨励研究費が設けられている。申請奨励研究費は新たに科研費に申請した研究課題及び関連分野の研究に着手するための事前準備に充てる経費、採択奨励研究費は新たに科研費に採択された研究組織の立ち上げ時に要する費用

を補完する経費、再申請支援経費は科研費に申請し、不採択となった研究組織が、次回に再度申請を行う場合に、申請書類の完成度を高めるための経費である。また、研究支援課が科学研究費補助金の申請書類のフォーマットを整えてホームページにアップロードするとともに、マニュアルを作成する等して申請を支援している。

また、教育研究高度化のための支援体制整備事業を活用し、2009年10月以降、学長室に設置される「支援人材コア・センター」から支援スタッフを派遣し、学術雑誌・紀要等の編集支援、外部資金等の申請書類等の作成支援、研究費予算の効率的な執行を中心としたプロジェクト支援、論文の英訳・校閲等の支援等を実施する予定である。

イ　国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

研究成果の情報発信については、学術情報システムを設けて公開する仕組みが取られている。データは随時、教員が更新することになっているが滞りがちであるため、「支援人材コア・センター」が学術情報システムに関連する不明点や不具合等の解消を支援する予定である。

研究成果の情報受信については、総合図書館が9,833種類の電子ジャーナルを導入しており（2009年3月現在）、研究情報を受信する条件が整備されている。専任教員の個人研究室等学内であればどこからでもアクセス可能であるため、社会学部でも多くの教員が利用している。

【長所】

学術情報システムを設けて公開し、専任教員の研究成果を情報発信している。総合図書館に9,833種類の電子ジャーナルが導入され、研究情報を受信する条件が整備されている。

【問題点】

学術情報システムの更新が滞りがちである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2009年10月以降、教育研究高度化のための支援体制整備事業を活用して学長室に設置される「支援人材コア・センター」が学術情報システムに関連する不明点や不具合等の解消を支援する予定である。

今後の到達目標

教員の研究時間の確保のために、学部として授業負担や各種委員会委員等の負担の平準化を図る。また、社会学部専任教員が教員同士や大学院生と自由に議論ができるようなスペースを工夫して、共同研究を促進する。学長室に設置予定の「支援人材コア・センター」を活用する等して、社会学部専任教員が学術情報システムの更新を支援する。

7　施設・設備等

前回の到達目標

車椅子でアクセスが困難な教室への経路を設け、教室内でも自由に移動できる通路幅を確保する。カフェソシオ（社会学部食堂）や3号館（研究棟）への車椅子でのアクセスを改善する。ソシオ AV 大ホール（D101教室）の座席を一部取り外して、20台程度の車椅子を収容できるスペースを確保する。

検索

7-1　施設・設備等の整備

【現状の説明】

ア　学部の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

社会学部が使用している千里山キャンパスの第三学舎は、学部創設時には現在の1号館（1968年竣工）のみであったが、2号館（1986年竣工）、3号館・4号館（2002年竣工）と増築をくり返し、現在では棟続きの1～4号館を有している。教員の個人研究室は3号館の6～10階にあり、資料室も3号館6階に設けられている。なお、第三学舎を使用する学部は社会学部だけであるが、夜間はエクステンション・リードセンターが教室を使用している。1～4号館の教室表示が一貫しておらず、また棟続きであることから教室の場所がわかりづらいという問題点が指摘されてきたが、2009年4月より教室表示の方式を統一するとともに色別の表示に改めたことから、この問題は改善された。

千里山キャンパスは校地面積・校舎面積ともに大学設置基準を上回っている。第三学舎の建物総面積は18,038.39㎡であり（個人研究室1,363.0㎡を含む）、在籍学生（3,647名）1人当たりの面積は4.95㎡である。ここに教室が配置されているが、講義室は26室で総面積4,196.0㎡、収容人員総数は4,210名、在籍学生1人当たりの面積は1.15㎡である。演習室は10室で661.1㎡、収容人員総数417名で、在籍学生1人当たり0.11㎡となっている（2009年4月1日現在）。講義室26室、演習室10室、実習室19室（後述）を合わせた55室の使用率は、2009年度春学期が43.5%、秋学期が42.0%であった。収容定員別でみても、小規模の教室から大規模の教室まで、いずれも万遍なく活用されている。使用率がもっとも低いのは春学期の「500人以上」（26.7%）であるが、秋学期の使用率は40.0%である。また、使用率がもっとも高いのは秋学期の「100～199人」（51.7%）となっている。

3号館・4号館に比べ、1号館・2号館は設備面で劣っていたが、設備の拡充や更新が順次行われ、教材提示装置・プロジェクタ・スクリーン・提示用モニター等の AV 機器が収容定員100名以上のすべての教室に備えられている。3号館・4号館には500名収容のソシオ AV ホール（D101教室）や学生の机に情報コンセントと電源コンセントを配した大教室もあり（D401教室）、各教室に大型のホワイトボードが設置され、プロジェクターや電動式スクリーン等も配備されており、授業環境は良好である。また4階には屋上広場があり、トイレもウォシュレットタイプでアメニティにも配慮されている。なお、冷暖房は1～4号館の全教室で完備している。

第三学舎全体で、AV 機器が設置されている教室は37室あり、そのうち16室が移動式のものである。このうちプロジェクターが設置（固定式及び移動式）されているのが20室で、その他の教室はモニターテレビである。

イ　学部学生の実習室、自習室等の整備状況

社会学部では、学部の教育目標「理論研究と実証分析の調和」を実現するために、すべての専攻が実習（実験実習や調査実習）を重視しており、全部で19室の実習室が設けられている。内訳は社会調査実習室3室、心理学実習室3室、マスコミ実習室2室、社会システムデザイン実習室2室、学部共同実習室9室であり、これらの総面積は2,301.4㎡、収容人員は956名である。なお、4室は各専攻の実習準備室として使われており、実際に授業で利用されている実習室は15室である。

社会学部の学生が利用できる自習室は「学生自習室」1室のみであるが（82.0㎡、収容人員66名）、これ以外に読書室（64.35㎡）が設けられている。

【長所】

講義室・演習室・実習室が適切に整備されており、収容定員の規模に関わらず、有効に活用されている。特に学部の教育目標を実現するための実習室が充実している。

【問題点】

収容定員100名以上の教室には AV 装置が完備されており、設備の拡充や更新が順次行われてきたが、中には老朽化した AV 装置も残っている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

これまでと同様に予算化を行い、計画的に AV 装置の拡充や更新を行っていく必要がある。

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置

【現状の説明】

ア　教育の用に供する情報処理機器等の配備状況

社会学部のパーソナルコンピュータ（以下 PC と略す）の配備状況は、以下の表に示すとおりである。学生が新しいシステムや環境で PC を使えるように、原則として5年ごとに更新が行われている。表に示した教室のうち、主に情報処理教育科目のために使われているのは B301（情報処理論実習室）、B306（コンピュータ実習室）、A401(A)（パソコン実習室）の3教室である。なお、B301教室は IT センターが管理している。

教育目標の実現のために実習を重視している社会学部では、これらだけでは PC が不足するため、学部の予算を投じてノート PC を整備し、1年次の「基礎研究」「心理学基礎研究」をはじめとし、各専攻の調査実習科目・実験実習科目等、主に情報処理教育以外の専門教育科目で利用されている。ノート PC が設置された教室では、PC が施錠できるロッカーに収納されており、必要に応じて取り出す方式のため、PC を使用しない講義科目でも使用される。なお、C505教室は情報処理教育科目でも利用するため、施錠できるケースに収納された固定式のノート PC が机上に設置されており、デスクトップと同じ感覚で使用することが可能である。

表Ⅱ-社-4　社会学部の PC 配備状況（2009年 5 月現在）

教　室	PC 台数	種　類	システム	更新
B301	75	デスクトップ	Windows XP	2003年
B306	77	デスクトップ	Windows Vista	2008年
A401(A)	56	デスクトップ	Windows Vista	2008年
A401(B)	86	ノート PC	Windows XP	2007年
D301	50	ノート PC	Windows XP	2007年
A406	50	ノート PC	Windows XP	2007年
B206	50	ノート PC	Windows XP	2007年
C505	56	ノート PC	Windows Vista	2008年

※　B301教室のデスクトップ75台は、2009年 9 月に更新された（Windows Vista）
※　B301教室は、IT センターが管理している

PC の配備状況は良好であるが、これでも時間割の関係で台数が不足したり、あるいは使用目的によっては機能が不十分であったりという事態が生じるため、実習費予算を用いて専攻ごとに多種多様な機器が設置している。マス・コミュニケーション学専攻では映像関連機器として、Macintosh のノンリニア編集システム12台、ソニーES-7ノンリニア編集システム2台を保有している。また、撮影スタジオシステム、収録編集システム、実習用 PC 約40台が備えられている。

社会学専攻、心理学専攻では実習用として PC が約20台、社会システムデザイン専攻では実習用として PC が約10台、各実習室及び実習準備室に配置されている。

【長所】

社会学部では、教育目標を実現するために必要な情報処理機器を適切に配備しており、情報処理教育科目

検索

と各専攻の実習科目（調査実習、実験実習等）で積極的に活用している。

【問題点】

マス・コミュニケーション学専攻の撮影スタジオシステムや収録編集システムは老朽化しており、システムの刷新が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

マス・コミュニケーション学専攻の撮影スタジオシステムと収録編集システムが老朽化しているため、映像が重視される時代にふさわしい新たなシステムへの更新が望まれる。

7-3　利用上の配慮

【現状の説明】

ア　施設・設備面における障がい者への配慮の状況（バリアフリー）

第三学舎内のほとんどの教室や施設に対して車椅子でアクセスすることが可能ではあり、車椅子で使用できるトイレも2カ所設けられている。また、視覚障がい者のために、点字誘導ブロックやエレベーターの音声案内も設置されている。これらの対応は、過去に車椅子使用の学生や視覚障がいのある学生を受け入れた経験に基づいて行われたものである。しかしながら、一部にアクセスが不可能な教室や、アクセスはできても極めて困難をともなう状況があり、改善が求められる。

本学部では聴覚障がいのある学生を受け入れた経験がないため、今後そうしたケースが生じた場合は、情報保障の側面で努力が必要になると考えられる。

【長所】

過去に車椅子を使用する学生や視覚障がいのある学生を受け入れた際に、学生の状況に応じ、きめ細かく個別に対応し、その都度、バリアフリーを実現すべく問題を解決してきた。

【問題点】

一部にアクセスが不可能な教室や、アクセスはできても極めて困難をともなう状況があり、改善が求められる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生のみならず、学会や研究会、講演会等がしばしば開催されており、学部として、また大学としての組織的な対応が求められる。具体的に改善すべき点として、車椅子でアクセスが困難な教室への経路を設け、教室内でも自由に移動できる通路幅を確保するとともに、カフェソシオ（社会学部食堂）や3号館（研究棟）への車椅子でのアクセスを容易にする必要がある。

今後の到達目標

教室の設備については、これまでと同様に予算化を行い、計画的に AV 装置の拡充や更新を行っていく必要がある。また、情報機器に関しては、予算の問題はあるものの、マス・コミュニケーション学専攻の撮影スタジオシステムと収録編集システムが老朽化しているため、映像が重視される時代にふさわしい新たなシステムへの更新が望まれる。バリアフリーについては、一部にアクセスが不可能な教室や、アクセスはできても極めて困難をともなう状況があるため、可能なところから改善していく必要がある。

8　学生生活

前回の到達目標

第７期自己点検・評価報告書においては、学部としてこの評価項目についての自己点検・評価を行っていない。

8-1　学生への研究活動への支援

【現状の説明】

ア　学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性

社会学部では、学生の知的好奇心に働きかけ、研究への意欲を促進するために、各専攻が持ち回りで企画・運営を担当する「学部学術講演会」を毎年4回開催している。春学期・秋学期に2回ずつ学外の研究者や学識経験者を招き、社会学部専任教員ではカバーできないトピックを取りあげて講演会を実施している。

社会学部における学生の研究活動は、基本的にはゼミ単位で行われているが、宿泊をともなう授業としてゼミ合宿が一般化しており、発表や討論といった集中的な学修を通じて成果をあげているとともに、ゼミ生相互や教員とのコミュニケーションを密にする上でも高い効果をあげている。学部としては、ゼミ合宿を奨励するために、「ゼミナール小旅行参加補助費」を制度化している。また、少人数クラス制の演習系科目である1年次の「基礎研究」「心理学基礎研究」、2年次の「基礎演習」「心理学基礎演習」についても、「クラス懇談会参加補助費」を制度化しており、積極的に活用されている。

ゼミ単位での研究活動は、学部全体として制度化した取り組みよりも、ゼミの担当教員が独自に工夫を重ねて行っている取り組みの方が多い。例えば、フィールドワーク、工場見学、町づくりをテーマとする産学連携プログラム、ディベイトやグループ討論等、ゼミによって多彩な活動が展開されている。

また、社会学部では2009年度版「中期行動計画（4年）」に「学部及び大学院におけるカリキュラム改革と充実」を掲げているが、その中で学生の研究活動を活性化するために、複数の専攻にまたがる専攻間コース（プログラム）の導入を検討することとしている。現在のところ、2006年9月に当時の学部長に提出された社会学部将来構想委員会の「今後の社会学部のあり方について（答申）」に盛り込まれているヒューマンサービスコース、キャリアデザインコース、広告広報マーケティングコース、国際コミュニケーションコース、生涯スポーツ・身体運動文化コース等が想定されている。

イ　学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性

社会学部は卒業論文（卒業研究レポート）を必修として課しているが、1994年度から専攻ごとに『卒業論文要旨集』を学部予算で作成し、卒業時に学生に配布している。２年次の秋学期に実施されるゼミ・ガイダンスの際に、ゼミ選択の参考資料として全員にこれを配布し、より積極的な有効活用を図っている専攻もある。なお、マス・コミュニケーション学専攻では『卒業論文要旨集』に代えて、専攻で優秀論文を選出し、優秀論文の全文を掲載する『優秀論文集』を作成し、配布している。

【長所】

学部として制度化している取り組みとして「学部学術講演会」があり、またゼミ単位の取り組みが多彩に展開されている。

【問題点】

ゼミ単位の取り組みは多彩に展開されているが、どのような研動が行われているのか、教員間で十分な情報交換がなされていないため、お互いに知らないことが多い。

検索

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会学部では、ゼミごとにさまざまな工夫をこらした独自の取り組みが行われているにも関わらず、教員の間で必ずしも情報交換が行われていないため、どのような活動を行われているのかが知られていないことも多い。お互いの活動をヒントとして学生の研究活動を促進していくために、より組織的で積極的な情報交換の機会を設ける必要があると考えられる。

また、全学的に教員1人当たりの学生数を是正するために採用人事枠の見直しが行われたこともあり、社会学の教員組織は今まで以上に充実してきている。各専攻に所属する専任教員の専門分野を適切に活用することで、複数の専攻にまたがる専攻間コース（プログラム）の実現に向けて、具体的な検討を行っていくことが必要である。

今後の到達目標

ゼミで学生の研究活動を促進するためにどのような取り組みを行っているのか、教員間で情報の共有化を図っていく。また、「中期行動計画（４年)」に盛り込まれている専攻間コース（プログラム）の実現に向けて検討を行う。

９　管理運営

前回の到達目標

明文化された規程のない教室会議（専攻会議）について規程が必要かどうか検討し、必要な場合は規程を策定する。また学部・大学院に関する事項を整理し、各種委員会の役割の見直しを含めて、効率的な会議の持ち方を検討する。大学院研究科長を兼任する学部長を補佐する体制を強化し、学部長に過度の負担をかけずに十全な責任を果たせるような会議の持ち方を検討する。

9-1　管理運営体制

【現状の説明】

ア　学部教授会の役割とその活動の適切性

社会学部教授会は、関西大学学則第61条第４項の規程に基づいて制定された「関西大学社会学部教授会規程」にしたがって運営されている。社会学部の専任教員及び特別契約教授を構成員とし（関西大学社会学部教授会規程第3条)、「社会学部における教育及び研究に関する重要な事項を審議する」（同規程第2条）ことを任務としている。教授会は学部長が招集し議長となって（同規程第５条)、次の事項を審議する。①学生の入学、学籍、卒業及び賞罰に関する事項、②科目等履修生及び聴講生に関する事項、③教育課程に関する事項、④学生の試験に関する事項、⑤学科目担任に関する事項、⑥構成員の人事に関する事項、⑦学部長の選出に関する事項、⑧学則に関する事項、⑨その他必要と認められる事項（同規程第７条)。

社会学部教授会は通常、第２・第４水曜日に開催されており、構成員の３分の２以上の出席をもって成立するが（同規程第８条)、2007年度・2008年・2009年度の春学期において、学部教授会が成立しなかったことは一度もない。また、専任教育職員である教授、准教授、専任講師、助教、副手及び特別契約教授を構成員とし、すべての構成員がすべての審議事項に加わっており、原則として出席者の過半数の同意をもって議決することとしているが（同規程第８条)、2007年度・2008年度・2009年度の春学期の教授会において、実

際に採決を行ったのは一度のみであり、必要な事項には十分な時間をかけて審議し、満場一致によって承認を得ることが慣例となっている。このように、社会学教授会は学部の意思決定機関として適切に機能しており、明文化された規程に従って、適切かつ公正に運営されているといえる。

イ　学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

学部長のもとに学部執行部が組織されており、社会学部教授会の運営にあたっている。学部執行部は学部長、副学部長2名、教学主任2名、入試主任、学生主任及び学部学生相談主事からなるが、学部学生相談主事を除く7名が狭義の学部執行部を構成し、原則として教授会が開かれる週の月曜日に執行部会を開き、教授会の審議事項・報告事項について検討を行っている。2008年度の秋学期には教授会が12回、執行部会も12回開催され、2009年度春学期にも教授会が12回、執行部会が12回開催されている。大学執行部は3年任期であるが（2012年10月以降は4年任期）、学部執行部は2年任期となっている。

学部執行部は学部長とともに学部の運営を行い、学部充実委員会及び教授会において「議長団」の役割を果たすとともに、教学ガバナンスの改革にともなって2008年9月に設置された4部（教育推進部、研究推進部、社会連携部、国際部）をはじめとする全学的な会議の構成メンバーとして、学部を代表して参加している。執行部の機能分担は次のとおりである。

学部長	総括／学部長・研究科長会議、理事会
副学部長（学部担当）	総括補佐／教育推進部教育推進委員会、社会連携部社会連携委員会、関西大学第一高等学校・第一中学校との接続に係る専門委員会、関西大学北陽高等学校との接続に係る専門委員会、スポーツ・フロンティア入試選考委員会
副学部長（大学院担当）	総括補佐／研究推進部研究推進委員会、関西大学自己点検・評価委員会大学部門委員会
教学主任（1名）	教学事項全般／教育推進部全学教育推進委員会、関西大学自己点検・評価委員会大学部門委員会
教学主任（1名）	教学事項全般／国際部国際委員会、情報処理教育連絡会議
入試主任	入学試験事項全般、入試センター主事会
学生主任	学生補導全般、学生センター学生主任会議、交通問題対策委員会
学生相談主事	学生相談、学生相談主事会議、奨学金委員会

学部執行部メンバーは、それぞれの役割を遂行するとともに、執行部会での検討や協議を踏まえて「議長団」として学部長を補佐し、全員で教授会の運営にあたっており、学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担は適切になされている。

ウ　学部教授会と評議会、大学協議会等の全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

「学校法人関西大学寄附行為」第5条は理事を36名とすることを定め、また第6条第1項は、「この法人の設置する大学の学部長、大学院法務研究科長及び会計研究科長のうちから10名」を理事とすることを規定しており、「学校法人関西大学理事選任規則」第3条が定める理事選考委員会によって、現在、社会学部長は理事に専任されている。学部長は社会学部が選出した理事ではないため、学部を代表する理事ではないが、教学事項のみならず法人事項の審議・決定にも参画している。一方、教学事項の意思決定機関として学長会議に学部を代表して参加し、全学的に重要な事項の審議・決定を行っている。大学執行部から提示された審議事項については、執行部会で検討した上で学部充実委員会や学部人事委員会における審議を経て学部教授会で最終決定し、学部長会議（正式には学部長・研究科長会議）に持ち帰るという過程を経ている。また、学部教授会での議論を学部長会議で伝達したり、提案したりすることもしばしばあり、学部長は大学執行部と学部とのパイプ役を担っている。同様に、学部執行部もそれぞれが構成メンバーとなっている全学的な会議で大学執行部と学部とのパイプ役を果たし、複数の経路を通して学部の意向を大学執行部に伝達する仕組みが作られており、教授会と全学的審議機関との連携や役割分担は適切に機能している。

エ　大学院の審議機関（大学院研究科委員会等）と学部教授会との間の相互関係の適切性

全学的に2006年10月より、学部長が大学院研究科長を兼ねることになった。これにともない、別々に運営されていた学部長会議と研究科長会議は「学部長・研究科長会議」として統合され、大学院に関する重要な事項は学部長・研究科長会議で審議・決定されている。

社会学部では、大学院の授業科目を担当し、社会学専攻、マス・コミュニケーション学専攻、社会システムデザイン専攻に所属する専任教員は社会学研究科委員会を構成し、心理学専攻に所属する専任教員は心理学研究科委員会を構成するが、社会学部長は社会学研究科長を兼任している。副学部長２名のうち１名は大学院担当であり、社会学研究科委員会及び社会学研究科委員会で審議する重要な事項を検討する教務委員会においては、研究科長である学部長に代わって議事進行をつとめている。また、学部執行部会でも学部教授会事項と合わせて研究科委員会事項についての検討を行っており、研究科委員会と学部教授会との連携は適切に図られている。

オ　各種委員会の設置状況とその機能の適切性

社会学部では、全学的な委員会に学部執行部をはじめ学部を代表する委員を選出しているが、学部内においては次の各種委員会を設けている。委員会構成と役割の概要は以下のとおりである。

①　学部充実委員会

狭義の学部執行部である学部長、副学部長2名、教学主任2名、入試主任、学生主任及び各専攻から2名ずつ選出された委員によって構成され（構成員は15名）、学部長が招集し、運営する。「学部充実」という名称は、教学あるいは学士課程の充実を図るという意味であり、社会学部の教学に関わる重要な事項を審議する会議である。教授会で審議・決定する前の段階で各専攻の意向を踏まえて意見調整を行っており、学部執行部と各専攻とを結ぶ重要な役割を果たしている。各専攻選出の委員1名以上の出席を成立要件とする。2008年度の開催回数は17回であった。

②　学部人事委員会

学部長、副学部長2名及び教授会で選出された委員（各専攻2名）で構成され（構成員は11名）、学部長が招集し、運営する。学部充実委員は各専攻で選出しているが、学部人事委員は年度初めの第1回教授会において、各専攻2名ずつ8名を連記する方式の選挙で選出している。定足数は3分の2以上であり、かつ教授会で選出された委員については、各専攻1名以上の出席を成立要件とする。「社会学部人事委員会運営要領」及び「社会学部教員人事に関する申し合わせ」に基づき、社会学部教員の任用・昇任に関する事項、在外研究員・国内研修員・研修員に関する事項やその他人事に関する事項（定年延長に関すること、特別契約教授の任用に関すること等）を審議している。2008年度の開催回数は17回であった。

③　社会学部自己点検・評価委員会

副学部長1名、専攻から1名ずつ選出された委員、学部長が指名する専任教員及び学部・大学院事務グループ所属事務職員1名で構成され（構成員は6名プラス若干名）、委員の中から選出された委員長が招集し、運営する。「関西大学社会学部自己点検・評価委員会規程」に基づき、自己点検・評価項目の設定及び変更、資料の収集及び整理並びに分析、自己点検・評価及び報告書の作成、その他自己点検・評価に必要な事項を遂行している。委員会が作成した報告書は学部長に提出し、学部長は報告書に意見を付し、教授会の議を経た後に公表することとしている。また、改革改善に結びつけるために、学部長は自己点検・評価の結果を尊重し、教育研究水準の向上に資するようこれを活用することが定められている（社会学部自己点検・評価委員会規程第9条第2項）。

④　学部図書・紀要編集委員会

各専攻から1名ずつ選出された委員によって構成され（構成員は4名）、委員の中から選出された委員長が招集し、内規に基づいて運営する。主に社会学部における図書の選定及び社会学部紀要（年3回発行）の編

集・発行を行っており、委員のうち1名は全学的な関西大学図書委員会の委員を兼務している。

なお、学部内のガバナンス構築に向けての検討の結果、2008年4月より、学部図書委員会と社会学部紀要編集委員会を統合した。

⑤　情報処理教育連絡会議

学部執行部1名（通常は教学主任）、各専攻から1名ずつ選出された委員及び情報処理教育科目担当の専任教員1名によって構成され（構成員は6名）、学部執行部から選出された委員が委員長となって招集し、内規に基づいて運営する。社会学部の情報処理教育や使用されている情報処理機器について協議している。

以上のように学部の教育研究活動を運営していく上で必要な各種委員会を組織し、学部執行部と各専攻から選出された委員を中心に活動が行われている。明文化された規程を持たない委員会もあるが、内規や申し合わせ等によって運営のルールが共有され、それぞれが定められた機能を適切に果たしており、学部の管理運営体制は整っている。

【長所】

社会学部教授会は、明文化された規程に従って適切かつ公正に運営されており、学部の意思決定機関として適切に機能している。学部長を補佐する学部執行部を構成し、それぞれの任務を遂行するとともに、共同で教授会の運営にあたっており、学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担は適切になされている。学部教授会と全学的な審議機関及び研究科委員会との連携を図る仕組みが作られており、また学部の運営に必要な各種委員会が組織され、いずれも適切に機能している。

【問題点】

社会学部教授会は原則として、第2・第4水曜日に開催されるが、同日に学部充実委員会、学部人事委員会、研究科委員会及び各専攻の教室会議が開催されており、会議出席者の負担が大きくなっている。また、学部長が研究科長を兼務することになり、学部執行部は学部教授会事項と研究科委員会事項を合わせて検討を行っているため、執行部会も長時間に及び、学部長と学部執行部の負担も大きい。重要な事項は十分に時間をかけて議論し、検討しているが、そのために意思決定が遅れるという事態や、事項によっては十分な時間をかけて議論する余裕がないという事態も生じている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2006年10月から学部長が研究科長を兼務することとなり、学部執行部体制も改められた。年数の経過にともない、学部長を補佐する体制は強化されてきており、学部の管理運営体制が整備され、適切に機能しているが、それを担う学部長、学部執行部、各種委員会委員の負担は大きい。学部・大学院に関する事項を整理し、各種委員会の役割を見直すとともに、負担の平準化についても検討していくことが必要である。

9-2　学長、学部長の権限と選任手続

【現状の説明】

ア　学部長の選任手続の適切性、妥当性

教授会は、「関西大学社会学部教授会規程」第4条第1項にしたがい、選挙によって学部長を選出する。学部長選挙については、「学部長選出手続」によって次のように定められている。①単記無記名投票とする、②被選挙権者は教授とする、③選挙権者は副手以上とする、④選挙の結果、投票総数の過半数の得票を得た者を当選とする。ただし過半数に達しない場合は、上位2名で決選投票を行う、⑤同点の場合は、抽選により決定する。

学部長の任期は2年で再任は妨げない。10月1日より就任するため、学部長選挙は隔年ごとに6月末の教

授会で行われている。開票結果は教授会で発表され、学部長が当選者に次期社会学部長就任の受諾を確認した上で、教授会が次期社会学部長を決定している。就任を受諾した次期社会学部長は、副学部長2名、教学主任2名、入試主任、学生主任及び学部学生相談主事の候補者を9月末の教授会に推薦し、承認を得て学部執行部を構成し、学部の管理運営にあたる。以上のように、学部長の選任の手続きは明文化され、適切に機能している。

イ　学部長や研究科長の権限の内容とその行使の適切性

学部長は社会学部教授会、学部充実委員会、学部人事委員会を招集し、運営する。これらは「関西大学社会学部教授会規程」や「社会学部人事委員会運営要領」によって規定されている。学部長が指名し、教授会の承認を得て構成される学部執行部と協議しながら、学部長が教授会や学部充実委員会、学部人事委員会における議題を設定している。教授会において、①学部長は必要に応じて投票により採決をすることができる、②学部長は構成員に直接利害関係のある事項について審議するときは、当該構成員の退席を求めることができる、③学部長が必要と認めた場合、教授会に構委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる(「関西大学社会学部教授会規程第8条」)。

また、「事務専決に関する理事会内規」第6条にしたがって、学部長は①所管事項中常例に属する申請、照会、回答、通牒等に関すること、②所属課長の国内出張に関すること、③所属課長の欠勤、休暇その他の服務に関することを専決するとともに、④所属教育職員の国内出張に関すること、⑤所属教育職員の欠勤、休暇その他の服務に関することについても専決する。

【長所】

学部長の権限は規程や内規によって定められており、これにしたがって適切に行使されている。

【問題点】

管理運営の体制は規程や内規に定められており、整備されていて大きな問題はないが、研究科長を兼務し、理事をも兼務する学部長の負担は大きい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

全学的なガバナンスと関連する事項であるが、学部長・研究科長に加えて理事を兼務する負担の軽減を検討すべきである。また、今のところ、特に問題は生じていないが、10名の学部長（または研究科長）が理事を兼任しているため、権限の行使に混乱が生じないよう配慮する必要がある。

今後の到達目標

学部内においては、学部・大学院に関する事項を整理し、各種委員会の役割を見直すとともに、負担の平準化についても検討を行う。また、学部長と理事という異なる立場の権限を行使に混乱が生じないよう、全学的に配慮を求める。

10　自己点検・評価

前回の到達目標

今後も継続して、自己点検・評価活動によって明らかになった改善策に関して議論を行い、円滑に次なる施策に反映することができるようにしていくことが必要である。

10-1　自己点検・評価

【現状の説明】

ア　自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの内容とその活動上の有効性

社会学部では1993年10月に「関西大学社会学部自己点検・評価委員会」（以下、学部自己点検・評価委員会と略す）が組織された。発足後、委員会の最初の仕事は規程の制定であり、「関西大学社会学部自己点検・評価委員会規程」は1994年1月28日に制定され、遡及して1993年10月1日より施行されている。

学部自己点検・評価委員会は、教育・研究水準を維持・向上させるために、継続的に自己点検・評価活動を行ってきた。その結果は7冊の自己点検・評価報告書にまとめられている（1994年9月・1998年9月・1999年9月・2002年3月・2002年9月・2004年3月・2006年3月）。初期には、社会学部の全在籍学生を対象とした意識調査に基づく点検・評価やカリキュラム・入試制度の検討等、その都度、必要に応じた目的を設定し、目的に即した独自の評価項目を作成して自己点検・評価活動が行われていた。その点検・評価活動の範囲は、入学試験・教育課程・教職員・学生生活・卒業後の進路・休学・退学等広範にわたっており、最終的には学部の理念・目的・教育目標の適切性や達成状況を検証するものであった。

しかしながら、2002年11月の学校教育法改正によって、2004年以降は認証評価が義務づけられたことにともない、学部自己点検・評価委員会は、社会学部が認証評価を受ける際の自己点検・評価報告書を作成する責任主体として位置づけられ、「関西大学社会学部自己点検・評価委員会規程」も2003年4月に改正された。それ以来、認証評価機関の評価項目に対応した点検・評価活動が行われるようになり、「平成17年度社会学部自己点検・評価報告書」（2006年3月）及び「平成19年度社会学部自己点検・評価報告書」（2008年3月）を作成している。

現在の「関西大学社会学部自己点検・評価委員会規程」においては、委員会の構成を副学部長1名、専攻で選出され教授会で承認された専任教員各1名、学部長が指名した専任教員若干名、学部・大学院事務グループ所属事務職員1名（構成員6名プラス若干名）と定めており（第3条）、①自己点検・評価項目の設定及び変更、②資料の収集及び整理並びに分析、③自己点検・評価及び報告書（第三者評価のためのものを含む）の作成、④その他自己点検・評価に必要な事項の4項目を職務事項としている（第8条）。

なお、学部自己点検・評価委員長は「学校法人関西大学自己点検・評価委員会」大学部門委員会の委員をつとめることとなっており（「学校法人関西大学自己点検・評価委員会規程」第14条）、学部自己点検・評価委員会は、全学の自己点検・評価委員会と連携し、点検・評価推進課の適切な支援のもとで、認証評価を受けるための活動を行っている。

イ　自己点検評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

「関西大学自己点検・評価委員会規程」は、学部自己点検・評価委員会が自己点検・評価の結果について報告書を作成し、学部長に提出すること、学部長は報告書に意見を付し、教授会の議を経た後に公表することとしている（第9条）。また、結果の活用については、「学部長は、前項に規定する報告書の自己点検・評価結果を尊重し、本学部の教育研究水準の向上に資するよう、これを活用しなければならない」（第10条）と定めている。

これを踏まえ、自己点検・評価報告書が指摘する問題点の改善については、学部執行部や学部充実委員会、教授会等での議論を経て、実行に移される仕組みとなっている。学部執行部メンバーである副学部長は自己点検・評価活動の結果を速やかに改革・改善の実行に移すために、学部自己点検・評価委員会の委員として加わっている。

この仕組みは適切に機能しているが、点検・評価項目が広範囲に及び、また多岐にわたっているため、すべての改善・改革に向けた方策を実行に移すのは困難な状況になっているのが実情である。今後も継続して

自己点検・評価結果を尊重し、改善策に関して議論を行って、円滑に次なる施策に反映することができるようにしていくことが必要である。

【長所】

認証評価を含む外部評価を受けるかどうかに関わらず、学部自己点検・評価委員会は1993年に設置されて以来、規程を整備し、原則として隔年ごとに自己点検・評価報告書を作成して、教育・研究水準を維持・向上させるために、組織・活動についての点検・評価を不断に行っている。

【問題点】

初期には必要に応じた目的を設定し、目的に即した独自の評価項目を作成して自己点検・評価活動が行われていたため、点検・評価の対象が明確に絞られており、改善・改革に結びつけることが容易であったが、認証評価機関が設定する評価項目に応じた点検・評価活動が行われるようになってからは、点検・評価活動の範囲が網羅的になり、すべての点検・評価項目に関する改善・改革に向けた方策を確実に実行に移すことが困難になっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

自己点検・評価活動は、その結果を改善・改革に結びつけることにこそ意味がある。この点を考えると、広範・多岐にわたる改善・改革に向けた方策のすべてを実行に移すことは困難であり、かえって点検・評価活動を形骸化させるおそれもある。したがって、改善・改革に向けた方策のすべてについて検討を行い、学部としての重点項目を設定した上で、着実に改善・改革に移していくことが必要である。そのためには、自己点検・評価結果の一層の活用を図る必要がある。

10-2　自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

ア　自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

本学は1947年に大学基準協会が設立された際の発起校46校のひとつであり、1951年に制度化された「適格判定制度」によって1952年に適格判定を受けている。大学基準協会では、1996年からは各大学が実施する自己点検・評価を基礎とする大学評価を実施し、また2004年からは文部科学大臣の認証を受けた機関別認証評価機関として、認証評価を実施しているが、大学基準協会の会員大学である本学は、7年を周期としてこれらの評価を受けてきており（認証評価は2007年)、今後も大学基準協会で認証評価を受けていることとしている。

日本を代表する大学評価機関である大学基準協会の評価を受けることによって、本学及び社会学部が行う自己点検・評価結果の客観性・妥当性は確保されていると考えられる。なお、学校法人関西大学自己点検・評価委員会では、2009年度から外部評価委員会を設置することとしている。

イ　自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

社会学部における自己点検・評価結果を含む関西大学の点検・評価報告書は、大学基礎データとともに認証評価を受ける際に大学基準協会に提出され、大学のホームページで公開されている。また、大学基準協会の評価結果「関西大学に対する相互評価並びに認証評価結果」も大学のホームページで公開されており、自己点検・評価結果の学内外への発信状況は適切である。

ウ　外部評価を行う際の、外部評価者の専任手続きの適切性

エ　外部評価結果の活用状況

オ　外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

学校法人関西大学自己点検・評価委員会では、2009年度から外部評価委員会を設置することとしているが、今のところ、社会学部独自で外部評価を受けることは考えられていない。

【長所】

社会学部は1996年以降、学部が実施する自己点検・評価に基づく大学基準協会の大学評価を定期的に受けてきており、2007年には大学基準協会の認証評価を受けている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

特に問題点はないが、今後、社会学部として独自に大学基準協会以外の外部評価を受ける必要があるかどうかについては、検討に値すると思われる。

今後の到達目標

社会学部における教育・研究水準を維持・向上させるために、自己点検・評価の結果を尊重して改善・改革に向けた方策のすべてについて検討を行い、学部としての重点項目を設定した上で、着実に改善・改革に移していく。また、社会学部として独自に大学基準協会以外の外部評価を受ける必要があるかどうか検討する。

検索

社 会 学 研 究 科

検索

第Ⅱ編　社会学研究科　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 729

1-1　理念・目的等　〈729〉

1-2　理念・目的等の検証　〈731〉

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等 …… 732

2-1　教育課程　〈732〉

2-2　教育方法等　〈737〉

2-3　学位授与・課程修了の認定　〈741〉

3　国際交流 …… 744

3-1　国際交流〔国内外との教育研究交流〕　〈744〉

4　学生の受け入れ …… 745

4-1　入学者受け入れ方針等　〈745〉

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（大学院）　〈746〉

4-3　科目等履修生・聴講生等　〈748〉

4-4　定員管理　〈749〉

5　教員組織 …… 750

5-1　教員組織　〈750〉

5-2　教育研究支援職員　〈751〉

5-3　教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続　〈751〉

5-4　教育・研究活動の評価　〈752〉

5-5　大学院と他の教育研究組織・機関等との関係　〈752〉

6　研究活動と研究環境 …… 753

6-1　研究活動　〈753〉

6-2　研究環境　〈756〉

7　施設・設備等 …… 757

7-1　施設・設備等の整備　〈757〉

8　学生生活 …… 758

8-1　学生の研究活動への支援　〈758〉

9　管理運営 …… 759

9-1　管理運営体制　〈759〉

9-2　学長、学部長等の権限と選任手続　〈760〉

10　事務組織 …… 761

10-1　大学院の事務組織　〈761〉

11　自己点検・評価 …… 762

11-1　自己点検・評価　〈762〉

11-2　自己点検・評価に対する学外者による検証　〈763〉

1　理念・目的・教育目標

1-1　理念・目的等

【現状の説明】

本研究科は、社会科学と人間科学の学際的領域を研究・教育対象とする、社会学部を基盤に1971年４月に設置された。設置目的は、本学の教育理念である「学の実化」にしたがい、この学際領域における「実証的、実践的研究」と、これに基づく「高度な専門知識と自立した研究能力を備えた人材」の育成にある。設立当初は、社会学専攻と産業社会学専攻の修士課程として発足したが、この２専攻の博士課程が1973年４月に開設され、本研究科の骨格ができあがった。その後、社会心理学専攻の修士課程が1987年４月に、博士課程が1989年４月に加わり、更に、マス・コミュニケーション学専攻の修士課程が1994年４月に、博士課程が1996年４月に設置され、社会学部の４専攻すべてに対応する大学院博士課程（前期課程、後期課程）が整うことになった。2008年４月には、産業社会学専攻の名称を社会システムデザイン専攻と改めた。また同じ2008年４月に、社会心理学専攻の前期課程の一部及び後期課程が心理学研究科（2008年４月開設）に移設され、続いて2009年４月に社会心理学専攻の他の一部も心理学研究科心理臨床学専攻（2009年４月開設）に移設されたため、現在、社会学研究科は、社会学専攻、社会システムデザイン専攻、マス・コミュニケーション学専攻の３専攻制となっている。このような移行期にあるため、現在本研究科には、旧社会心理学専攻の上位学年である博士課程前期課程の２年次生以上、同後期課程の３年次生以上の院生が在学している。

博士課程前期課程の教育は、大学院設置基準第３条に則って、広い視野に立った学識を得て、専門分野の研究能力の基礎を身につけ、高度の専門性を要する職業等に必要な訓練を行うことを目的としている。学生は、各専攻のそれぞれの分野の専門的知識を講義で、専攻を越えた分野の知識を共通科目で学び、広い視野に立った学識を得ている。実習と演習及び論文指導では少人数のインテンシブな訓練が行われ、研究能力の基礎を身につけている。また、マス・コミュニケーション学専攻では、同専攻の教員・院生が全員で参加する、合同ゼミナールが実施され、多角的で領域横断的な見方を身につける機会として効果を上げている。更に、社会学専攻における専門社会調査士、社会システムデザイン専攻における税理士試験科目の一部免除等、高度の専門性を要する職業に必要な教育の機会が提供されている。博士課程前期課程１学年の定員は、３専攻各10名、合計30名である。

博士課程後期課程の教育は、大学院設置基準第４条に則って、高度な学識を備えて自立して研究活動を行える研究者及び高度専門家養成のための教育を目的としている。このため、学生は、演習及び論文指導において、博士号取得をめざし、個別のインテンシブな指導のもとに研究をすすめている。研究成果は、研究科のバックアップを受け学会や研究科の機関誌等で発表されている。博士課程後期課程１学年の定員は、社会学専攻、社会システムデザイン専攻、マス・コミュニケーション学専攻、各３名の、合計９名である。

本研究科における、博士課程前期課程、後期課程は、高等教育におけるリカレント教育や国際化の理念にそって、社会人や留学生にも広く開かれたものであることをめざしている。このため、一般入試、学内入試に加え、前期課程、後期課程ともに、社会人入試と留学生入試を行っている。

以上に述べた教育目標は関西大学大学院学則第２条に明記されている。また、本研究科の目的と教育目標、学生募集については３専攻の具体的な教育内容とともに、『大学院インフォメーション』、関西大学大学院社会学研究科ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/Gr_sch/soc/index.html）等で解説されており、教職員や学生、受験生等広く社会に開示され、周知がはかられている。

なお、既に述べたように、現在の社会学研究科には、旧社会心理学専攻の上位年次生が在学しているが、本自己点検・評価報告書の執筆・作成に当たっては、社会学専攻、社会システムデザイン専攻、マス・コミュニケーション学専攻の３専攻に照準をあて作業を行うこととし、旧社会心理学専攻に関しては、本研究科にとどまる同専攻上位年次生に関わる事項についてのみ取り上げることにする。

検索

【長所】

本研究科は、大学院修了者にふさわしい専門的知識や高度の学識を備え、専門的研究に従事したり、高度専門職業人として活躍する、多くの人材を世に送り出してきている。2005年度から2007年度までの過去３年間の卒業生について、研究科が2007年７月に行った調査結果によると、前期課程修了者並びに後期課程修了者の大多数が大学院での専門教育を生かした高度の専門性を要する仕事や学業に従事している（具体的なデータは、「第２章 修士課程・博士課程の教育内容・方法等 (2) 教育方法等 ア 教育効果の測定」を参照)。学位は、2004年度から2008年度の過去５年間に、「博士（社会学)」を14名（課程博士12名、論文博士２名）に授与している。研究科の目標とする、高度の専門性を要する職業等に必要な訓練、自立した研究者養成の目的は、基本的には達成されているといえる。

【問題点】

2009年度における社会学研究科全体の在籍学生数の収容定員（修士課程が１学年で30名、博士課程が１学年で９名）に対する比率は、前期課程が0.91（旧社会心理学専攻前期課程の２年次以上を含む)、後期課程が1.29（旧社会心理学専攻後期課程の３年次以上を含む）である〔『データブック2009』P174（ウ）収容定員に対する在籍学生数の割合参照〕。研究科全体として、学生数はほぼ適切な水準を達成している。しかし、年度による変動や、専攻ごとのばらつきも見られる。特に前期課程では、専攻間のばらつき大きい傾向が見られる。

上述のように、社会学研究科は、社会心理学専攻の段階的な移設により、2009年４月から３専攻の体制に入っている。このような状況にあって、第一の、そしてもっとも重要な問題は、定員の充足である。入学者が少ないということは、少人数教育という利点はあるものの、大学院における研究・教育の活気は明らかに減退する。これは、学部教育との連続性を考えるならば、学部教育の貧困にもつながりかねない重要な問題として知覚されている。2008年４月より導入した学内進学者に対する博士課程前期課程１年制修了制度は、学部学生に対し大学院科目を配当外科目として受講することを認め、大学院進学後に大学院における修得単位として認めるものである。この制度は、大学院入学後、１年間のうちに演習と論文指導を同時履修することになり、学生の過度の負担が見込まれる等、研究指導上の問題を含んでいる。演習の前期集中等、一定の工夫が必要と考えられる。同制度の実施に当たっては、このような留意すべき問題もあり、拙速に陥らないよう、状況を見極めながら進めていかなければならない。

研究科全体における、社会人入試の入学者数は、前期課程が2009年度１名、2008年度３名、後期課程が2009年度０名、2008年度０名である。同じく、留学生入試の入学者は、前期課程が2009年度15名、2008年度４名、後期課程が2009年度０名、2008年度２名である。社会人入試の入学者数は収容定員の１割以下と、低い水準にある。留学生の出身国は、中華人民共和国の割合がきわめて高い。

本研究科では、2008年度より博士課程前期課程1年制修了制度を新たに設けたが、2009年度は、マス・コミュニケーション学専攻に1名の学生を受け入れたに留まっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2005年に行われた社会人入試から、筆記試験としては専門試験のみを課すことになった。更に、2008年度留学生入学試験から、前期課程については、外国語を日本語とした。こうした入試の改革は、専門の研究を志す社会人や留学生の受け入れの促進と整合的な方策であり、今後も入試広報等を通じてより効果的なアピールをしていきたい。

定員の充足は喫緊の課題であるものの、その充足は一定の質を伴っていなければならない。本研究科への入学インセンティブを高めるもっとも基本的な要件は、勉学の動機付けを強化し学問研究の魅力を体得するための効果的な仕組みがあることである。その意味で、現在の専修科目制は、指導教員の演習しか履修できないといった負の面を併せもつ。研究を深めると同時に、柔軟に人材を育成するために、専修制の良さを活かしつつ、履修方法の改善を試みる必要がある。この課題については、カリキュラムの見直しをはかり、専

修科目制をなくす方向で検討を進めており、改革案の早期の策定とその実現を図りたい。

1-2　理念・目的等の検証

【現状の説明】

本研究科は、大学院学則に定める理念・目的に基づき、高度な創造的能力と自立的活動力をもつ専門家を養成し、社会の変化に対応し、生産的な展望をもちながら具体的な問題解決に当たることができる人材を養成することをめざしている。このような教育目標の考え方、すなわち「社会の変化に対応し」「生産的な展望をもちながら具体的な問題解決に当たる」という方向は、大学そのものが現代社会の動向と密接にかかわり、現代社会に生起する諸問題の解決に資する存在であることを考えれば、自らの大学の理念・目的等を時代の流れの中で常に問い、検証していくことにも当然活かされなければならない。

大学の理念・目的等を検証するためには、大学院教育・研究を通じて、自らの理念・目的・教育目標がどのように達成され、または達成されていないか、それらの原因・理由を究明・整理し、大学院教育・研究の改善につなげていくことが肝要である。そして、そのような検証システムを構築し、よりよいものにしていくことが重要である。

現状、理念・目的等の検証に当たっては、社会学研究科委員会の下、教務委員会が中心的な役割をはたしつつ、更に各専攻で検討チームを作って、対応している。特に、2008年度からは、大学・研究科の理念・目的を再確認するとともに、カリキュラム等必修科目・選択科目の見直しを行い、専修科目制の廃止、複数教員による指導体制の実現をめざし、学際的研究の充実と高度な創造的能力の涵養を実現するための方策を検討してきた。これらの改革の一部については、2010年度から実施の予定である。

【長所】

教務委員会における理念・目的の検証及びそれに基づく改革案等の検討については、慎重に検討を重ね、その都度専攻にフィードバックを行いながら、構成員全体の合意形成を計ることにより、スムーズな実施を可能としている。教務委員会は、各専攻１名、合計３名と執行部委員からなり、現在のところ、機動的で、かつ徹底的に議論ができる場所として、有効に機能している。

【問題点】

上記のように、教務委員会を中心とした大学院研究科改革案の検討は、ルーティーンの個別的な案件を処理する一方、問題の提起から集約的な作業までをこなすことが求められるため、往々にして長期に及ぶ。この点、教務委員の負担は、やはり大きすぎるといわざるを得ない。また、専攻スタッフへの検討事項の説明、諸連絡、合意形成等、場合によっては個人の力量を越えた調整役を求められるため、心理的な負担も大きい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今回決定した実施予定の改革の一部は、専修科目制の見直しにともなう新しい演習の設置、カリキュラムのスリム化等にとどまるものであるが、今後とも、大学・研究科の教育理念・目的を実現すべく、理論と実践の両側面を視野にいれつつ、総合的なアプローチを展開する視点と意欲をもった学生を育てるために、更なる方策を打ち出していく必要がある。多様で個別化する傾向にある学生の大学院への進学動機や勉学動機を踏まえるとき、大学院教育の目的や理念を「高らかに」掲げるだけでは意味が無かろう。既修了者に対するインタビューや質問紙調査、学内進学希望者等の進学動機や大学院イメージに関するヒヤリング等を通して、期待されている「役割」についての本格的な検証をすることを検討すべきである。

こうした意味からもた、大学・研究科の理念・目的等の検証が、時間的余裕をもって適正に行われるためには、教務委員会のみに依存するのではなく、長期的な視野に立った、タスクフォース的なそのための適切

検索

な検討機関の設置が必要になっている。

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等

2-1　教育課程

社会学研究科は、前期課程では、講義科目で専門の基礎と関連知識を、実習科目で専門的研究の方法を学び、少人数での研究指導を受け、専門分野についての高度な学識と研究能力の基本の修得を図っている。後期課程では、これを受け継ぎ、個別の研究指導の元で独創的な研究を行うことを通じ、自立した研究能力の修得を図っている。学生は、入学時のオリエンテーションから始まり、シラバスによる講義情報等、十分な情報が提供されるなかで、専門とするテーマに関連した科目を学び、教員による個人的な指導と制度的支援のもとに、論文発表や学会発表等の研究活動を行っている。個々の科目の教育効果は、授業評価を通じて各教員にフィードバックされ、授業改善が図られている。前期課程での成果は修士論文に、後期課程での成果は博士論文に集約される。修士論文及び博士論文の審査は厳格な基準に従って行われ、修士及び博士の学位が授与されている。

前回の到達目標

マス・コミュニケーション学専攻以外の専攻でも、複数教員による指導体制を導入するか否かについて具体的な検討を行い、複数教員による指導体制を前提に、2006年度以降、順次、科目変更と担当者の審査手続きを行っていく。

他大学との単位互換制度については、夏季や冬季休暇中の集中講義情報を交換し、同情報を学生にアナウンスすることにより、学生の専門研究に役立つような利用を図る。

学部・大学院の連携強化をはかるために、コース制の導入等、教育体制再編の検討を行う。

外国人留学生の学習支援のためチューター制導入の検討をはじめる。

2-1-1　社会学研究科の教育課程（大学院）

【現状の説明】

社会学研究科は、学校教育法第99条[大学院の目的]及び大学院設置基準第3条及び第4条に基づき、高度な創造的能力と自立的活動力をもつ研究者及び専門家を養成することを目的とし、次の3つの専攻を設けている。以下、各専攻の概要を簡単にしめす。

（ア）社会学専攻

複雑さと不確実性に覆われ混迷する現代社会を前にして、社会学的な見方の有効性と重要性は日増しに高まっている。めざすべきは、現代人が埋め込まれている「関わりのシステム」と「意味のシステム」を複眼的に捉えながら、関心領域や考察対象を社会学的に記述・説明する分析力と、問題発見と課題解決に資する感性と思考力を身につけることである。カリキュラムの主眼は主要理論と研究方法の徹底した学修と、現実理解の深化と独自の視点の構築を促すための研究指導に置かれている。専門社会調査士の資格も取得できる。

（イ）社会システムデザイン専攻

現代の社会を解読し、より良い社会のデザインを考えることが社会システムデザイン専攻の目的である。特に学際的なアプローチの重要性を重視し、社会学、経営学、経済学、技術論等の視点を総合して、複雑で

絶えず変化する現代社会のメカニズムを分析する。また、社会を単に分析するだけでなく、リスク、情報技術、インセンティブ、組織、コミュニティ、ガバナンス等に注目し、新しい社会の設計（デザイン）を提案するという規範的な作業も行う。本専攻は、2008年度より、専攻名をこれまでの産業社会学専攻から社会システムデザイン専攻へと変更した。

（ウ）マス・コミュニケーション学専攻

メディア環境が急速に変化しつつある現代社会において、メディアと社会、メディアと文化、メディアと人間の関係を解明していくことをめざしている。本専攻では、この今日的で基本的な課題の多角的かつ本質的な理解をめざし、新聞、放送、インターネット、携帯、映像等のメディア研究のみならず、広告、メディア産業、コミュニケーション、マス・コミュニケーション理論、情報と法、メディア利用等の講義科目を配置するとともに、個々の研究能力を高めるための演習科目、実習科目を設置している。

各専攻には、それぞれの専門領域に関する基礎理論や最新動向の総合的理解を促す講義科目と、特定テーマに関する独創的探求をめざす演習科目が置かれ、それらに、各分野の実証研究を行うために必要な調査・実験法や情報処理技術を磨く実習科目が組み合わされている。前期課程では専門家として独り立ちできる基礎をつくることが目的とされている。こうしたカリキュラムで学習・研究した成果を、修士論文に集約させることによって前期課程の目的への適合性を実現させている。また、後期課程では独自の研究的創造性を発揮して博士論文に集約することが期待されている。そのための上記のような独創的なカリキュラムと個人指導を系統的かつ重点的に行うことによって、後期課程の目的への適合性を達成している。このように、前期課程と後期課程は合理的に接合されており、指導・教育体制もこれに適切に対応するものとなっている。

社会学研究科では、大学院生は、前期課程、後期課程ともに入学試験時に演習科目を選択し、入学後は、その演習科目の担当者を指導教員とすることになっている。

【長所】

本研究科が目的とする、専門分野についての高度な学識と研究能力の基本の修得、自立した研究能力の修得は、【現状の説明】で具体的に述べたカリキュラムと指導、「(3) 学位授与・課程修了の認定」で詳述する学位審査の体制を通じて、基本的には達成されてきていると評価できる。研究科の各専攻の科目のなかで、一定の部分は専攻にまたがり配置されて、学生の履修の便に供されている。追加科目や全学での共通科目により、研究科の垣根を越えて、各自の専門のテーマに必要な科目を選択することも可能である。このような幅広い選択肢のなかから、指導教員による助言のもとに、科目選択を行うことにより、各自の専門とするテーマに必要な科目を適切に履修することが可能になっている。また、前期課程の入学時からの指導教員や実習等の科目の担当者による指導は懇切丁寧なもので、研究能力の基本を身につける上で力になってきた。教育の成果である学位論文と学位の審査も適切に行われている。

【問題点】

入学時からの1人の指導教員による個別指導は、行き届いた丁寧な指導を可能にしてきたが、幅広い自立した研究者としての眼や姿勢をはぐくむためには、更に複数教員による指導も検討されなければならない。現在、マス・コミュニケーション学専攻は、前期課程において、合同の演習形式をとって複数の教員による指導を行っており、これを参考に、1年次で複数教員による指導を行い、2年次で個別指導に移行するといった、両者を組み合わせた指導方法も考えることができる。このような観点から、研究科では、専修科目制の見直しも含めた複数教員による指導体制の構築を行い、2010年度から順次、実施していく計画である。

他研究科の社会人入試、学内入試では、一足先に、外国語を試験科目からはずす所作を取ってきた。本研究科でも、社会人入試については、2006年度入学生から、試験科目として外国語を課さないこととなった。また、学内入試についても、2006年度入学生から、外国語を試験科目として課さないこととなった。これらは、社会人については、現場の経験を持った社会人の大学院教育へのスムーズな移行を、学部生については、

学部における外国語教育の十分な成果を前提として、学部教育から大学院教育への接続を容易にするものである。しかし、試験科目から外国語をはずすことによって、専攻あるいは研究テーマによっては、外国語能力を必要とするにも関わらず、外国語能力を十分に身につけていない学生が入学してくるという、問題が生じている。このような問題に対しては、マス・コミュニケーション学専攻で2007年度から「外国文献研究」を開設しているが、今後、研究科として、より高度な外国語能力の養成の場を確保し、これらの学生に十分に対応できるような教育体制が要請される。

社会学部出身の学生については、大学院での専門の基礎となるような科目を学部で既に取得しており、大学院教育と学部教育とのスムーズな接合が行われている。しかしながら、他学部出身の学生や他大学出身の学生については、大学院での専門の基礎となるような学部での科目を修得していないこともある。こうした場合、指導教員が必要と判断すれば、学部での科目の聴講が可能であるが、更に、外国人留学生の場合についても、同様のことがいえる。大学院教育がもっぱら専門教育にあることは当然であるが、このような現状を考えた場合、大学院のカリキュラムの中に、専門の基礎となる科目の設置が必要となるように思われる。なお、マスコミ学専攻は、このような状況に対応し、2009年度から、「マス・コミュニケーション学基礎講義」（2010年度からは「マス・コミュニケーション学基礎研究」と名称変更）を設置・開講している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

マス・コミュニケーション学専攻以外の 2 専攻を含めた 3 専攻で、複数教員による指導体制を導入し、2010年度から、複数教員担当の演習として、合同演習、プロジェクト演習を設置し、単位化することを決定している。同一専攻内の教員が複数で行う演習を合同演習とし、プロジェクト演習は、専攻を超えて複数の教員が演習を担当するものとする。まず、社会システムデザイン専攻とマス・コミュニケーション学専攻が2010年度からこれらの演習を実施し、社会学専攻は、コース制導入を加えて検討し、2011年度から実施する予定である。

大学院生の外国語能力をどうチェックし、訓練していくかについては、各専攻内、教務委員会、研究科委員会で、継続的に議論を行ってきた。学内入試も含めて、入試で外国語能力をチェックすべきだという意見も強い。外国語能力の養成のために、マス・コミュニケーション学専攻は前記のとおり2007年に前期課程に科目「外国文献研究」を新設したが、社会学専攻、社会システムデザイン専攻においても、2010年度以降、同様の科目を設置することとなっている。

他大学との単位互換制度は現在ほとんど利用されていない。ここには、交通の問題があることも考えられるが、他の原因等も明らかにすることを含めて、更に、夏期や冬期における集中講義の情報を交換し、学生にアナウンスすることにより、専門のテーマに必要な学生の利用をはかる等の対応が考えられる。

学部・大学院の連携強化は、研究科をより充実するための重要な課題である。2008年度から、学内の大学院進学希望者に対し、一定の条件を定め、学部生による大学院科目の履修を認めることとしたが、今後更に、コース制の導入等、研究科における教育の位置づけも含む教育体制再編の検討を行い、研究科委員会で審議していく。

外国人留学生の学習支援のためのチューター制度についても、引き続き検討していく。

2-1-2　授業形態と単位の関係

【現状の説明】

社会学研究科博士課程前期課程の単位取得・修了要件は次のとおりである。

a　社会学専攻及び社会システムデザイン専攻においては、専修科目８単位（演習４単位、論文指導４単位）のほか、選択科目24単位以上（実習２単位以上を含む。）を修得しなければならない。

b　マス・コミュニケーション学専攻においては、必修科目８単位（演習４単位、論文指導４単位）を含

め32単位以上を修得しなければならない。

社会学研究科博士課程後期課程の単位取得・修了要件は次のとおりである。なお、後期課程については2009年度からカリキュラムを改正した。

a　社会学専攻、社会システムデザイン専攻及びマス・コミュニケーション学専攻においては、指導教員の担当する論文指導Ⅰ、論文指導Ⅱ及び論文指導Ⅲの計12単位を修得しなければならない。

指導教員は大学院生に対して研究の仕方、論文作成だけでなく、履修科目の選択についてもきめ細かな指導をしている。「追加科目」の制度はこうした指導に対応したものである。指導教官が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として、他の専攻や他の研究科、あるいは他の大学院の教育課程の授業科目を受講するように助言し指導することができる。この授業科目の単位を取得すれば、前期課程では20単位まで所定の単位数に充当することができる。ただし、社会学専攻については、同一研究科の他専攻の授業科目についてのみ所定の単位数に充当することができる。

【長所】

全研究科の取組として2005年度から、大学院共通科目履修制度が開始され、各自の専門とするテーマにあわせて、より広い範囲の科目から履修を行うことが容易になった。

博士課程（前期・後期一貫性）の教育課程は、社会学研究科では導入していない。個別の演習指導では、発表会や研究会形式での前期課程と後期課程の院生間での交流を、教育効果や研究展開の促進を目的として行っている。

マス・コミュニケーション学専攻では、2006年度から、博士課程前期課程の演習のうち半分の時間を合同で行うことを基本に、専攻の博士課程前期課程、博士課程後期課程の学生及び複数の教員が参加する合同ゼミを毎月１・2回開いている。

【問題点】

これまでの専修科目制では、１人の指導教員によって懇切丁寧な指導を可能としたが、他方で、幅広い知識を有し、自立した研究者としての眼や姿勢をはぐくむには、不足感があった。また、院生間の研究交流による切磋琢磨の機会も少なく、専攻レベルで教員が院生の研究テーマを共有することはなかった。このことは、学位認定に際し、院生の論文内容に対する教員の適切な理解と助言を難しくしている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会システムデザイン専攻とマス・コミュニケーション学専攻は、2010年度から複数教員による指導を単位化し、合同演習Ⅰ・Ⅱとして、社会システムデザインは各２単位、マス・コミュニケーション学専攻は各１単位を履修できるようにする。また、プロジェクト演習Ⅰ・Ⅱを設置し、院生は専攻をこえて複数の教員が担当する演習を履修することができる。単位は、各２単位となる。社会学専攻は、基本的には先行する２専攻と同様の方向性を志向しているが、専攻独自の事情を踏まえ、
専門教養コース／後期課程進学コース（仮）の新制度導入とも関連付けながら、慎重に制度設計をしているところである。

2-1-3　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

関西大学は1998年１月に関西学院大学、同志社大学、立命館大学と「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」に調印して、大学院生相互の単位互換を認め奨励している。本研究科もこの協定に従って単位互換を行ってきた。なお、他の大学院で履修できる科目の認定単位数は、大学院設置基準により10単位が上限となっている。2007年度は、受け入れが０名、送り出しが２名、2008年度は受け入れが２名、送り出し

検索

が２名、2009年度は受け入れが０名、送り出しが２名であった。

【長所】

この関西四大学大学院単位互換制度は、関西大学大学院に在籍しながら、別途、選考・履修料等を納めることなく他の３大学大学院の科目を履修できることから、自己の研究に関係のある他大学院研究科の科目を履修することができ、有益な制度である。

【問題点】

現状の数字からも分かるように、この単位互換制度は現在ほとんど利用されていない。移動に要する時間・交通の問題以外に、どのような事情があるのかの学生に聴取する機会を設ける必要もある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

夏季・冬季休暇中における集中講義の情報を交換し、学生に自らの専門研究に役立つ講義科目をアナウンスすることにより、更なる利用促進をはかる等の対応が考えられる。また、単位互換制度の現状を調査し、制度のあり方を再検討する必要がある。

2-1-4　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

講義科目等は原則として半期で開講されている。ただし、演習や実習等は通年で開講されており、秋入学は行われていない。修士論文完成の遅れや、単位不足等の理由で、９月卒業を選ぶ学生は若干いる。また、一部の授業科目は、６時限（18:00～19:30）、７時限（19:40～21:10）に配置されている。これは、社会人学生の受講上の便宜に対応するものである。

社会人に対しては、講義・実習そして演習での教育指導を通して、個別的な研究課題を追求することを支援してきている。社会人入試での入学者の中には、それまでの社会的活動を学問的研究として総括し、その結果を修士論文あるいは博士論文として完成させる者が出てきている。現状では、生涯学習を目的とした特別な教育システムは開設していない。

外国人留学生については、前期課程入学のための外国語の試験科目を日本語とした。このため、外国人留学生については、課程に入学してからの英語文献の使用についての配慮が必要になる場合がある。これらの外国人留学生の学習上の問題への配慮と対応については、指導教員と各授業の担当教員がそれぞれその任にあたってきた。

【長所】

社会人学生に対しても、また外国人留学生に対しても、カリキュラム上の特別なプログラム等は設けていないが、事実上、社会人学生、外国人留学生を意識しその学修を配慮した教育がなされている。社会人については、入学者が少数のため、社会人の要請に応えて比較的に弾力的な個別の教育指導が実施され、開講時間等も昼夜開講の形態を導入する等、個々の教員の配慮により、適切な対応がなされている。また、日本語教育に関しては、学部の外国人留学生向けに開講されている日本事情等を履修することが可能である。

【問題点】

社会人学生も、また外国人留学生もその受け入れは比較的少数の教員に偏っており、それらの教員に教育配慮上の負担が集中しているといえる。

外国人留学生の日本語教育については、学部の日本語教育に頼っている面があり、今後、外国人留学生が増加した場合は、大学院独自の日本語教育プログラムを制度化する必要がある。また、外国人留学生は、特に生活面での支援が必要な場合があり、TA 制度の有効活用や奨学金制度の拡充が望まれる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会人学生については、今後も当分は教員が個別的に教育上の配慮をしていくほかないが、講義内容については、社会人の再教育等も勘案した特別講義や調査実習科目等も開講していくことが期待される。

外国人留学生の希望する指導担当教授が少数の教員に偏る問題については、2010年度より実施する演習の複数教員による指導方法が、１つの解決策といえる。しかし、論文指導者の偏りについては、現在のところ妙案はない。外国人留学生に対する日本語教育については、チューター制度の導入が有効と考えられる。

今後の到達目標

外国人留学生の学習支援のためのチューター制度も、引き続き検討していく。外国人留学生の希望する指導担当教授が少数の教員に偏る問題については、2010年度より実施する演習の複数教員による指導方法が、1つの解決策となると考えられるが、引き続き問題の所在について検討していく。

社会人院生については、教員が個別的に教育上の配慮をしていくとともに、講義内容については、社会人の再教育等も勘案した特別講義や調査実習科目等も開講していくことを検討する。

2-2　教育方法等

前回の到達目標

複数教員による指導体制等、より効果的な指導のあり方、指導方法の改善を促進するための組織的な取組について、検討を進める。研究科内における FD 委員会の設置、卒業生からの評価や外部機関による評価の導入についても、検討課題とする。

大学院生の修士論文の発表会や学外研究者・卒業生との研究交流会の開催等、研究科あるいは専攻としての取組・制度化を検討する。

2-2-1　教育効果の測定（大学院）

【現状の説明】

教育効果は制度的評価及び社会的評価の両面から測定されるが、前者は、直接の成績評価によるものと学位審査によるものがある。社会的評価は、課程修了者の進路によるものである。

「(3)学位授与・課程修了の認定」で詳述するように、前期課程、後期課程の教育の締めくくりとしての修士論文、博士論文の審査は厳格に行われており、内容的にも学術的な水準が保たれている。修了者の多くは、こうした教育の成果をいかし、研究職や高度に専門的な仕事についている。

2007年度及び2008年度の修了者の進路は、後期課程修了者10名中、大学専任教員３名、研究所勤務１名、大学非常勤講師３名、論文執筆中１名、その他１名、不明１名。

前期課程修了者56名中、進学8名、大学専任教員1名、公務員（心理専門職）3名、病院及び心理臨床施設（常勤及び非常勤心理職）16名、小中高教員（常勤及び非常勤）2名、マスコミ関係企業5名、民間企業14名、その他3名、不明等4名となっている。

【長所】

学位論文の審査は、原則として指導教授を主査とする３名の審査委員による評価によって行われ、審査及び最終試験の結果は、研究科委員会の議を経て、研究科長会議の承認を得なければならない。このような厳格な審査と手続は、教育効果測定の公正さを担保し、同時に、指導教員の教育・研究に関する指導力を評価するものとなっている。

検索

また、博士論文の審査については、2010年度からの公聴会実施に向けて準備中である。これは学外者による教育効果の測定に役立つものと考えられる。

【問題点】

教育効果の測定にあたり、課程修了者の進路を参考にすることは、修了者の進路追跡がかなりの困難をともなうことから、教育効果測定の方法としては、一定の限界があるといわなければならない。特に、外国人留学生の修了者については、指導教員の個人的な関係に頼る現在の進路追跡調査をもってしては、難しい場合がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育効果を課程修了者の進路に求めて測定する方法は、研究科の教育効果を測定する一つの方法と考えられるが、進路の決定は、大学院教育・研究の結果であり、この意味では、大学院生本人と指導教授をはじめとする教育・研究指導者の努力の度合いこそが、測定の対象とならなければならない。修了者の進路追跡は、関連部局との連携を図ると伴に、進路選択時における修了予定者に対する専任教員の指導体制及び研究活動を中心とした修了者と研究科とのネットワークを構築することによって、容易になると思われる。進路の調査は、今後引き続き、２年ごとに実施する予定である。

2-2-2　成績評価法

【現状の説明】

大学院の授業科目の成績は、優、良、可の評価をもって大学院生に発表される。その評価基準は、100点満点の素点をもって決められている。優が80点以上、良が70～79点、可が60～69点である。60点未満は不可とされる。各授業科目担当者の判断により、授業時の討論、講読、資料収集、レポート作成等が評価の対象とされ、素点による評価がなされる。

成績評価の方法については、毎年配布するシラバスに明記し、前もって公開するようにしている。

大学院教育における成績は、最終的には学位論文の水準として表れてくるので、教員は論文指導に傾注することになる。大学院生の研究成果の客観的な評価は、研究会や学会の発表の場を通じて、客観的に行われている。

【長所】

大学院の授業は、受講者が比較的少人数のため、授業担当教員が授業内容の到達目標と評価基準を設定できるので、よりきめ細かな指導が可能となり、受講生の個性や能力に応じた成績評価を行うことができる。また、大学院生が研究会や学会で発表を行うための指導は、現在、指導教員の個人的な努力に負うところが大きいが、大学院生の学会発表等に対する支援体制は、後に取り上げるように経済的な支援も含めて、充実している。

【問題点】

大学院の授業においては、上述のように受講生の個性や能力に応じた成績評価ができる反面、評価基準の不明確さを招くことがありうる。また、大学院生の研究会・学会での発表の機会確保が主に指導教員の個人的な力量に頼っている現状は、改善されるべきである。

更に、実際今日行われている評価の90％以上は、80点以上の評価であり、大学院教育に対する社会的要請が高まり、また、大学院修了生の「質」の保証が求められるなか、成績評価基準の明確化と成績評価方法の厳密化・実質化を図ることが求められる。この意味では、評価基準「秀」（90点以上）の導入も検討される必要があろう。このことは、大学院生の学修・研究へのインセンティブを高めるためにも重要なことである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

これまでの院生の成績評価分布等の結果を踏まえ、新たな評価基準「秀」の導入等、成績評価の厳密化と実質化を実現するために、具体的な検討に入ることが求められる。また、大学院生の研究成果の発表の場を確保するために、まずは、研究科の各専攻の中、あるいは専攻横断的に研究会の場がつくられ、これらをオープンにすることによって本研究科修了者、更には学外研究者・海外の研究者との研究交流が実現できるようにすべきである。

2-2-3　研究指導等

【現状の説明】

関西大学大学院では、入学時に全研究科を対象とした大学院総合ガイダンス及び各研究科ごとにガイダンスを実施している。オリエンテーションでは、履修ガイダンス、授業、教職、関西4大学大学院学生交流制度、教材複写に関する補助、製本に関する補助、学会補助費、多目的室の利用、教務センターの業務、関西大学情報処理システムに関する説明を研究科長並びに指導教員より行っている。指導教員は、授業時間以外にも、学生の勉学や研究の相談に対し、個別に随時対応している。また、指導教員による相談とは別に、研究科科長、副学部長（大学院担当）が、時間をきめて、学生の個別相談に応ずる体制をとっている。

マス・コミュニケーション学専攻では、専攻の博士課程前期課程、博士課程後期課程の学生及び複数の教員が参加する合同ゼミを開催し、学生には切磋琢磨の場となっている。また、学生及び教員間で、現在のメディア社会についての問題意識を共有し、議論が進化されていく場となっている。この指導体制は、正規に合同演習・プロジェクト演習というかたちで、2010年度から順次、他専攻においても実施されることになっている。

3専攻とも、在外研究や転出等、指導教員変更の必要が生じた場合には、学生と研究内容に関する詳細な面談を行い、指導教員の変更を行っている。

研究活動を積極的に支援するために、大学院学生による学会発表に対しては、発表経費の一部を補助している。2007年度では、前期課程の15名、後期課程の12名、2008年度では、前期課程42名、後期課程30名が支給対象であった。学術誌へ投稿する論文指導に加えて、社会学研究科の大学院学生の自主的な編集による論文集『人間科学』の発行の支援と掲載する論文についての指導を行っている。

【長所】

大学院学生の研究活動支援や補助はシステムとして概ね適切に運営されている。院生による学会発表や学術論文の投稿等積極的な研究活動が、教育・研究の支援制度下で行われている。大学院の研究指導は院生に対する個別指導が主となるため、その研究指導方法は個々の教員の裁量に任されている。

修士課程・博士課程ともに、それぞれの課程が目的とする教育が行われており、その教育の効果は修了者の進路先としてあらわれており、ある程度の成果をあげている。

【問題点】

研究科では、これまで科目当たりの受講者が少なく、個別的な研究指導が中心を占めてきたため、院生の学修状況を把握しやすかったこと、また、別途、講義科目においては、授業アンケート等を通じて授業評価を行い、教育内容の改善を図ってきたことにより、研究指導上の問題はないと考えてきたが、ここ数年、社会人院生や外国人留学生の増加がみられるようになってきており、特に、外国人留学生については日本語理解上の問題もあり、研究指導上の説明責任を意識した配慮が必要と思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

複数指導体制については、大枠実施の方向で調整がついているが、更に、より効果的な指導のあり方については、引き続き教務委員会で検討を行っていく必要がある。研究科内での FD 委員会の設置、卒業生から

検索

の評価や外部機関による評価の導入も、今後の検討課題である。

大学院学生と学部学生との合同の修士論文や卒業論文等の発表会、複数の教員による合同の研究交流会の開催等、研究科あるいは専攻としての取組や制度化は、学外の研究者や卒業生との交流の促進もあわせて、これもまた今後の検討課題である。

外国人留学生に対する研究指導については、日本語理解の問題等その他具体的にどのようなことが研究指導上課題となっているか調査・検討し、適切に対応していく必要がある。

2-2-4　教育・研究指導の改善（大学院）

【現状の説明】

講義科目だけでなく、実習や演習、論文指導も含めて、全科目の講義概要、講義計画、成績評価、教科書・参考書を詳述したシラバスが冊子として印刷され、配布されている。全科目のシラバスは、インターネット上でも一般に公開されている。2006年度からは、Web 履修システムへの移行完了にともなって、シラバスは、インターネット上のみとなっている。

関西大学大学院においては、2004年度秋学期より全学共通教育推進機構のもとに講義科目を対象として大学院生による授業評価アンケートを実施している。

現状においては、研究科内では FD 委員会は設置していないが、専攻ごとに教室会議で、授業担当者の確認を行っており、その際に、カリキュラムの構成や指導のあり方等の意見交換をはかっている。一般的な意味での FD 活動ではないが、専攻教室会議での議論を踏まえて、研究科の教務委員会では教育・研究指導の改善に向けた意見交換を行っている。

【長所】

研究科内に FD 委員会は設置されておらず、教育・研究指導のあり方については、専攻の教室会議、そしてこれと直結した教務委員会において、不断・恒常的に話し合いを行っている。教務委員会は、専攻間の問題を持ち寄って話し合うことができ、問題の共有と同時に様々な提案を検討し、研究科委員会に審議事項として提起することができ、現状はうまく機能しているといえる。

【問題点】

研究科内に FD 委員会がなく、教育指導・授業改善のあり方について、教務委員会を中心に集中的・体系的に議論するには時間的な制約があり、授業評価のフィードバック機能が有効にはたらきにくいことが問題といえる。個々の教員の教育・研究指導改善へのインセンティブが高まりにくいことも問題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究科内における FD のあり方及び FD 委員会の設置の必要性等について検討を行い、また、本研究科院生と研究科の意見交換の場を設ける等、院生の授業に関する要望・意見等広くとり入れる機会をつくっていきたい。

2-2-5　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

基本的には、講義と演習・実習の形態を採用している。いずれにおいても、少人数教育が中心となり、各科目担当者が効果的な指導・学習ができるように配慮している。実習科目では、専門性の高い職業等に必要な訓練を、PC やネットワークを活用しながら行っている。多くの講義科目でもプレゼンテーション機器が利用されている。演習での院生による発表でも同様であり、プレゼンテーション技能を高める教育が展開さ

れ、学会発表等でその成果が発揮されている。

【長所】

講義・演習及び研究発表等における PC の活用は通常化しており、利用環境も整備されている。PC の利用によって、教員と院生、院生同士のコミュニケーションがとりやすく、院生の集中力向上にも役立っている。

【問題点】

実習科目や実務経験が重視される科目については、実習内容の拡充、実習指導者等の確保等、条件整備の難しさが存在する。

【将来の改善・改革に向けた方策】

実習科目や実務経験が重視される科目の担当者の確保については、採用条件の見直し等、積極的に進めていく必要がある。スタジオやマルチメディアを利用した教育の導入・実施に関しては、メディア利用等の適切性・有効性等について、各専攻の教室会議、教務委員会等で検討していく必要がある。

今後の到達目標

教育効果を課程修了者の進路に求めて測定する方法は、修了者の進路追跡を前提とするが、これについては、大学院生と学外研究者・修了者の研究交流会を開催する等、広く学外に向けて研究ネットワークを構築することが必要になる。

これまでの院生の成績評価分布等の結果を踏まえ、新たな評価基準「秀」の導入等、成績評価の厳密化と実質化を実現するための具体的な検討が求められる。

大学院生の研究成果の発表の場を確保するために、まずは、研究科の各専攻の中、あるいは専攻横断的に研究会の場がつくられ、これらをオープンにすることによって、研究発表の場のネットワークづくりが促進されるべきである。

複数指導体制については、大枠実施の方向で調整がついているが、更に、より効果的な指導のあり方については、引き続き教務委員会で検討を行っていく必要がある。

研究科内における FD のあり方及び FD 委員会の設置、外部機関による評価の導入の必要性等について検討を行い、また、本研究科院生と研究科の意見交換の場を設ける等、院生の授業に関する要望・意見等広くとり入れる機会をつくっていくべきである。

実習科目や実務経験を重視すべき科目の担当者の確保については、採用条件の見直し等、積極的に進めていく必要がある。また、スタジオやマルチメディアを利用した教育の導入・実施に関しては、メディア利用等の適切性・有効性等について、各専攻の教室会議、教務委員会等で検討していく必要がある。

2-3　学位授与・課程修了の認定

前回の到達目標

学位審査において公聴会を開催する。

修士論文に代わり特定課題研究をもって前期課程修了を可能とする。

2-3-1　学位授与

【現状の説明】

前期課程では、主査となる指導教員のほか、関連分野を担当する副査２名による、口頭試問による最終試

検索

験を行い、審査委員が合否を判定し、研究科委員会に報告する。研究科委員会は、この報告に基づき審査を行い、学位授与の決議を行っている。なお、修士の学位申請は年２回である。2004年度から2008年度までの過去５年間における前期課程の学位取得者数は、157名である。修士の学位取得者数は、１年平均31.4名で定員をやや下回っている。

課程博士の学位を取得しようとする者は、所定の博士論文計画書を、博士論文提出の少なくとも1年前に指導教員の承認を得たうえ、研究科委員会へ提出する。ただし、研究科委員会が認めたときは、これを3ヵ月前とすることができる。博士の学位は毎年3月と9月に授与される。修業年限（3年）のうちに博士論文を提出できなかった場合でも、その後提出することが可能である。2004年度から2008年度までの過去5年間における博士課程の学位取得者数（課程博士）は、12名である。博士の学位取得者数は、定員を下回っているが、着実に課程博士の学位取得者を出している。

また、学位審査の透明性・客観性を高めるために、以下のとおり措置している。

（ア）修士論文の審査

修士論文を作成する前期課程の大学院学生は、論文指導の担当者である指導教員から詳細な指導を受けた後、修士論文計画書を提出する。研究科委員会では、前期課程での修得単位確認の後、計画書に基づき、主査となる指導教員のほか、関連分野を担当する副査2名を選出する。修士論文提出後は、口頭試問による最終試験を行い、審査委員が合否を判定し、研究科委員会に報告する。研究科委員会は、この報告に基づき審査を行い、学位授与の決議を行っている。

（イ）博士論文の審査

課程博士の学位を取得しようとする者は、所定の博士論文計画書を、博士論文提出の少なくとも1年前に指導教授の承認を得たうえ、研究科委員会へ提出する。ただし、研究科委員会が認めたときは、これを3ヵ月前とすることができる。博士の学位は毎年3月と9月に授与される。修業年限（3年）のうちに博士論文を提出できなかった場合でも、その後提出することが可能である。

社会学研究科では、2001年度から学位（課程博士）論文の提出基準と審査に関する申し合わせ事項において、提出基準を次のように定めている。

① 研究書（単著）1冊以上
② レフェリー制のある学術雑誌に掲載された論文2篇以上
③ レフェリー制のある学術雑誌に掲載された論文1篇及び指導教授が研究論文と認める論文3篇以上
④ 指導教授が研究論文と認める論文5篇以上

校正中の論文を含め、以上のいずれかの条件を一つ満たしていること。

また、課程博士論文の審査の手続きは次のように定めている。

① 論文の提出があった場合、指導教授を主査とし、副査2名をもって査読委員会を構成する。
② 査読委員会は上記の提出基準を満たしているか、上記の論文や課程博士論文のテーマの統一性等、内容が課程博士論文のレベルに達しているか査読を行う。
③ 査読委員全員の合意が得られた場合、社会学研究科委員会にその旨を報告する。また、査読委員全員の合意が得られなかった場合も、その旨を研究科委員会に報告する。
④ 研究科委員会が査読委員会の報告を受けて審査委員会を構成する。原則として査読委員が審査委員を兼ねる。
⑤ 審査委員会が構成されなかった場合、論文の再提出は妨げない。

この申し合わせ事項により、論文の水準維持と審査の円滑化を図っている。

提出された論文の審査は、指導教授である主査1名及び副査2名からなる審査委員に委ねられる。審査委員は、研究科委員会で決定し、外国語学力を確認し、博士論文を査読する。

審査委員会は、博士論文提出者に対する最終試験（口頭試問）を実施し、合否の決定を行い、主査と副査

の連名による審査報告書を研究科委員会に提出する。研究科委員会においては、委員の2/3以上の出席と、その1/2以上の同意をもって決することになっており、社会学研究科では無記名投票によって採決が行われている。論文博士の場合は、審査委員会を構成するまでの手続きが課程博士とは異なるが、論文審査の方法は課程博士と同じである。

決定すると研究科長会議において承認され、学長に報告される。これらの手続きは「関西大学学位規程」に定められており、審査手続きの客観性・透明性が保持されている。また、審査内容は、合格した博士論文に関して３月期と９月期にそれぞれ『博士学位論文－内容の要旨及び審査の結果の要旨－』という冊子として印刷に付され公表されている。

また、博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その論文を「関西大学審査学位論文」と明記して印刷公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りではない。なお、2004年度から2008年度までの過去5年間における論文博士は、2件であった。

【長所】

社会学研究科における修士論文及び博士論文の審査は、極めて慎重な手続きを踏んで適正かつ厳正に行われ、これによって本研究科の教育・研究指導の成果は、高い水準を維持している。また、博士論文の審査については、2010年度より公聴会を実施することとし、審査プロセスの更なる透明性と客観性を保証することにした。

【問題点】

社会学研究科の指導は、これまで、研究者養成という面が強く、進学してくる大学院生の傾向としても同様であったため、修士論文の作成は前期課程修了のための不可欠の条件である、との考えが強かった。しかし、研究者育成の他により高度な専門知識を備えた多様な人材を育成するという要請も一方にあり、それに対応した学位授与の方法も、検討すべきと考えられる。

社会学研究科では、2001年度から学位（課程博士）論文の提出基準と審査に関する申し合わせ事項において、提出基準を上述（【現状の説明】参照）のように定めているが、社会人、外国人留学生が増えるなかで、再検討を要請する声がある。また、審査の透明性・客観性を保障するために学外審査委員を入れる必要性も聞かれる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

博士課程前期課程の目的には、研究者育成の他により高度な専門知識を備えた多様な人材を育成するという要請もあり、この観点からすれば、実務家を中心とした社会人の受け入れに対応すべく、修士論文に代わる課題研究による前期課程修了も引き続き検討すべき課題である。

学位（課程博士）論文の提出基準の再検討、学外審査委員の導入、後期課程の研究指導の内容等を外部へ情報発信する方策等、学位審査条件や審査システムの点検・見直しを行う必要がある。

2-3-2　課程修了の認定

【現状の説明】

大学院学則第24条及び25条は、優れた業績を上げた者について標準修業年限を短縮できる旨を規定している。博士前期課程に関しては、１年以上の在学、博士課程後期課程に関しては、博士課程前期課程における在学期間を含み３年以上在学すれば足りるとする。これらの内容は、学生の研究意欲の刺激をはかるものとして評価できる。本研究科においては、現在、学内の大学院進学希望者に対し、一定の条件を示して、学部生による大学院科目の履修を認め、当該学生が、大学院博士課程前期課程入学後、すぐれた業績をあげた者と認められる場合、この規定を適用し、修業年限の短縮を認めることとしている。2009年度入学生で制度の

適用を受ける可能性のある院生は、マスコミ学専攻博士前期課程に１名在学している。

【長所】

標準修業年限を短縮できる制度の整備は、研究上優れた業績を上げることができる者にとっては、大学院進学へのインセンティブを高め、将来の進路選択肢を増やすものであり、社会的には高等教育の機会を増進するものである。

【問題点】

現在、この標準修業年限を短縮できる制度は、学内進学者で最終学年時に大学院科目を履修した者のみに開かれているが、更に一般的に、実質１年で修了できる制度が検討される必要があろう。社会人にとっても、生涯教育、リカレント教育、資格取得教育等の機会の実現につながるよう、検討される必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

標準修業年限の短縮は、一方で、勉学・研究時間の短縮にともなう問題もあわせ持っている。この点については、論文・演習等の指導担当者の適切なアドバイスが特に重要になると思われる。修士論文自体のあり方も含めて、基本的な制度設計が必要になると思われる。

今後の到達目標

研究者育成の他により高度な専門知識を備えた多様な人材を育成するという要請もあり、このような観点から、修士論文に代わる課題研究による前期課程修了も検討すべきである。

学位（課程博士）論文の提出基準の再検討、後期課程の研究指導の内容等を外部へ情報発信する方策等、学位審査条件の点検・見直し、定員充足へ向けた検討を行う。

標準修業年限の短縮は、一方で、勉学・研究時間の短縮にともなう問題もあわせ持っている。この点については、修士論文自体のあり方も含めて議論し、基本的な制度設計が必要となろう。

３　国際交流

前回の到達目標

研究科若しくは専攻として、特定の研究分野について、国外の大学・研究組織との提携の可能性をさぐっていく。

3-1　国際交流〔国内外との教育研究交流〕

【現状の説明】

現在、社会学研究科として、独自に取り組んでいる国外との教育研究交流はない。しかし、学内外の研究助成金を受けて行う研究活動において、また、学部の外国人招へい研究者制度等を利用・活用するなかで、共同研究者あるいは招へい研究者等との積極的な研究交流を行う等、実質的に国際交流の実績をあげてきている。学部では毎年１名の外国人招へい研究者を受け入れており、学部の協力を得て、大学院において、同研究者の滞在中、大学院生を対象にした講演会や研究会を開催している。また、教員個人の招へいによる外国人研究員として2008年度に１名の受け入れを行い、教員及び大学院生との研究交流を行った。2008年度には、重点領域研究助成を受けて行われた外国人研究者との数回に及ぶ共同研究会に多くの大学院生参加し、

更にそこでは院生が通訳を担当する等、国際的な研究交流の場を確保してきた。

その他、教員や院生の国際的な研究交流の機会としては、教員個人のつながりによるもの、院生については指導教授の指導によるもの、国内外での学会発表を通して得られるもの等がある。

国際交流については、全学的に国際交流センターが担っており、社会学研究科としては、同センターと協力しながら取り組んでいきたい。

【長所】

研究科あるいは専攻による独自のプランではないが、教員個人レベルでの交流及び学内外の研究助成支援を受けた教育・研究交流は活発であり、特に、東アジア諸国との今後の研究交流に関しては、今後の展開が期待される。

【問題点】

教員個人単位あるいは個別的には、研究会、学会活動を通じて、教育研究交流が行われているが、研究科あるいは専攻単位となると、いまだ具体的なプランが出ていない状態である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究科若しくは専攻として、特定の研究分野について、引き続き、国外の大学・研究組織との提携の可能性をさぐっていく。その他については、「第 6 章 研究活動と研究環境（6-1-2）研究における国際連携」の記述を参照されたい。

今後の到達目標

研究科若しくは専攻として、引き続き、国外の大学・研究組織との提携の可能性をさぐっていく。

4　学生の受け入れ

前回の到達目標

これからの、専門的知識を持つ職業人や、活動的な研究者を育成するという本研究科の役割を考え、入試の方法を検討する。多くの学生が、専門的知識を有する職業人をめざすようになれば、それらのニーズに応えるため、きめ細かな試験が必要となる。

更に、大学院進学を容易にする観点から、奨学金や授業料減免等の経済的支援を充実していく。

これらのことを勘案しながら、恒常的な定員の確保の方策に向けて、教務委員会等で議論しながら、検討を行っていく。その一つとして、学部と大学院との交流を積極的に展開するために、学部生による大学院科目の履修制度を、2008年度から導入する。

4-1　入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

社会学研究科では、幅広い層から、有能な人材を募るべく、各種の学生募集、選抜方法を採用している。特に、博士課程前期課程では、自立的活動能力に基づく専門家の育成という点から、博士課程後期課程では、創造的能力を有する研究者及び専門家の養成という点から教育・研究活動を推進している。

学内進学制度は、学部・大学院の連携のうえに、成績優秀者の進学と教育効果の最大限の伸長を期待し、

実施されるものである。

社会人入学制度は、社会人・職業人のリカレント学習やキャリア形成に資するだけでなく、社会人の知識や問題意識、研究態度に刺激されて、他の大学院生が研究的関心を広め、より豊かな専門的業績をあげうるよう成長できることを期待するものである。

外国人留学生の受け入れも、留学生の能力開発や日本理解を支援すると同時に、多くの大学院生がより広い国際的視野をもち、多角的な活動力を身につけた人材として成長することを願うものである。

こうした教育・研究目標や方針の実現をめざして、教員組織、施設・設備等を勘案し、定められた入学定員を制約として、次の項目で示す種々の入学試験を実施している。

【長所】

博士課程前期課程では、マス・コミュニケーション学専攻を中心に、2009年度入学より外国人留学生が増加し、修士論文中間報告研究会等においても、社会・文化等の背景の違いを意識しながらも積極的な議論が行われている。そこでは視野の広い国際的な視点が培われ、多様な価値観への理解が進んでいるように思われる。

【問題点】

社会学研究科の学内進学者の数は、3専攻のこの3年間の数字をとってみても、2007年度3名、2008年度5名、2009年度1名と、低い数字で推移しており、まずは、学内進学志願者の拡大を図ることが課題である。また、社会人志願者の数も、研究科全体で毎年度3名程度の入学者数となっており、低い数字となっている。

上記のような、外国語の壁を低くすることが必ずしも志願者増になっていないとすれば、もっと別の要因を探らなければならない。多様な志願者のニーズに対応する目的・理念の多様化といったことを念頭においた、より緻密なアドミッションポリシーとそれを実行しうる具体的仕組を構築することが求められているといえよう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

外国人留学生の増加に関しては、更に優秀な院生を確保するため、博士課程前期課程及び博士課程後期課程の入学試験科目のあり方等について、見直しの検討を行う。その場合、日本語能力、専攻分野の学習の有無・程度に関連してどのような受け入れ方針や態勢を採るか、検討をしなくてはならない。海外校との提携の可能性についても調査をする必要について議論を始める。

学内進学志願者の比率を高めるためには、本研究科の教育・研究目標・方針を学部在学生へ周知し、更に、優秀者の短期修了制度、各種奨学金制度等に関する情報を提供する等、学部・研究科連携のうえの、広報活動の充実が課題となる。

社会人志願者の減少については、社会人の大学院に対するニーズの分析及び研究環境の整備を行う必要がある。

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（大学院）

本研究科の博士課程前期課程及び博士課程後期課程の募集定員、及び入学者選抜試験の実施は、次のとおりである。

【現状の説明】

ア　博士課程前期課程

（ア）入学定員

各専攻とも1学年10名、合計30名である。

（イ）学内進学試験

関西大学の学部を、実施当該年度に卒業見込みの者に対し、2008年度入試から５月と10月に行われている。試験は、専門科目（志望する専修科目、マス・コミュニケーション学専攻の場合は、志望する研究系科目）の筆記試験と口頭試問である。合格基準点が設けられ、専門科目70点以上かつ口頭試問80点以上の者が合格となる。2008年度からマス・コミュニケーション学専攻では、専門科目を専攻共通問題へと変更した。

（ウ）一般入学試験

大学卒業あるいは卒業見込みの者またはそれと同等以上の学力を有すると認められた者に対し、10月及び２月に実施される。試験は、専門科目と英語の筆記試験及び口頭試問である。

（エ）外国人留学生入学試験

外国人で、大学卒業あるいは卒業見込みの者またはそれと同等以上の学力を有すると認められた者に対し、10月と２月に実施される。試験は、専門科目と日本語の筆記試験及び口頭試問である。

（オ）社会人入学試験

大学卒業者あるいはそれと同等以上の学力を有すると認めた者で、通算２年以上企業、官公庁、教育・研究機関等で勤務している、あるいはしていた者に対し、10月と２月に実施される。

（カ）その他

前期課程大学院学生の前段階として、単位認定を行わない外国人研究生を受け入れている。前期課程外国人留学生入学試験の場合と同じ資格の者に対し、各学期前に書類審査と口頭試問により選考する。在学期間は１年、ただし延長を認めることができる。

表Ⅱ-社研-1　博士課程前期課程入学試験状況　2009年度

専　攻	定員	志願者	受験者	合格者	入学者	外国人研究生志願者	外国人研究生入学者
社会学	10	3	3	2	1	1	1
社会ｼｽﾃﾑﾃﾞｻﾞｲﾝ	10	16	16	11	11	9	5
ﾏｽ・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学	10	24	23	11	11	14	10
計	30	43	42	24	23	24	16

表Ⅱ-社研-2　博士課程前期課程入学試験別状況　2009年度

	志願者	合格者	入学者
学内進学	1	1	1
一般	9	6	6
外国人留学生	31	16	15
社会人	2	1	1
計	43	24	23

イ　博士課程後期課程

（ア）入学定員

各専攻とも1学年3名、合計9名である。

（イ）一般入学試験

修士の学位を有する者または有する見込みの者、あるいはそれと同等以上の学力を有すると認められた者に対し、２月に実施される。試験は、志望専修科目と英語の筆記試験及び口頭試問である。

（ウ）外国人留学生入学試験

外国人で、上記一般入学試験と同じ資格を持つ者に対し、２月に実施される。試験は、志望専修科目と英語あるいは日本語の筆記試験及び口頭試問である。

（エ）社会人入学試験

修士の学位を有するまたは有する見込みの者、あるいはそれと同等以上の学力を有すると認められた者で、

通算２年以上企業、官公庁、教育・研究機関等で勤務している、あるいはしていた者に対し、２月に実施される。

試験は、志望専修科目の筆記試験及び口頭試問である。

表Ⅱ-社研-3　博士課程後期課程入学試験状況　2009年度

専　攻	定員	志願者	受験者	合格者	入学者
社会学	3	2	2	0	0
社会ｼｽﾃﾑﾃﾞｻﾞｲﾝ	3	0	0	0	0
ﾏｽ・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学	3	0	0	0	0
計	9	2	2	0	0

表Ⅱ-社研-4　博士課程後期課程入学試験別状況　2009年度

	志願者	合格者	入学者
一般	1	0	0
外国人留学生	0	0	0
社会人	1	0	0
計	2	0	0

【長所】

大学院入試課と協力して、大学院入試説明会の回数を増やす等、特に、学内入試については、募集方法を工夫して、優秀な学生の受験を促している。外国人留学生の志願者数・入学者数が圧倒的に多い。

【問題点】

このような学生募集の工夫にも関わらず、学内進学者の数は増大せず、また、社会人志願者数も低い数字となっている。このため、全体の博士課程前期課程の定員充足率も低くなっている。専攻間の志願者数に偏りがみられることも、問題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在各専攻は、演習科目の再編等カリキュラムの見直し、積極的なコース制の導入等、改革に向けて具体的なプログラムを策定中であり、引き続き、更なる具体化・実施にむけて制度構築行っていく予定である。

しかし、先述したとおり、問題は「多様な志願者のニーズに対応する目的・理念の多様化」にどう対処するかという根本的な課題とともにある。アドミッションポリシーの実態に即した見直しと、きめの細かい検証を継続していくことが何よりも重要である。

4-3　科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

入学試験において広く各層からの志願者に道を開いているほか、なお一層の門戸開放のため、聴講生、科目等履修生、研修生（条件：博士課程後期課程在学年数満了及び単位修得済みによる退学者）、及び交流研究生（関西学院、同志社、及び立命館の各大学院との間の交流）、外国人研究生を受け入れる制度がある。

2009年5月１日現在の社会学研究科の受け入れ人数等は、聴講生1名（受講目的、研究継続）、科目等履修生0名、研修生0名、交流研究生4名（他大学大学院への送り出し：関西学院大学2名、同志社大学1名、立命館大学1名／受け入れ0名）外国人研究生10名となっている。

【長所】

聴講生・科目等履修生の制度は、研究者の研究継続をサポートし、当該者の研究を進展させ、社会貢献に

も資することになる。外国人研究生は、そのほとんどが大学院博士課程前期課程入試受験を予定した者が多く、学習・研究への意欲が高い。

【問題点】

聴講生・科目等履修生等の制度があるにも関わらず、希望者がきわめて少ない。研究科内における、外国人研究生の研究発表の機会が少ない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

聴講生・科目等履修生の受け入れについては、本研究科に対する社会のニーズ等を調査し、これらの受け入れ制度の今後のあり方について検討を行う必要がある。

4-4　定員管理

【現状の説明】

本研究科の在籍者数／収容定員は、前期課程（旧社会心理学専攻前期課程の２年次生以上を含む）64名／70名（定員充足率91.4%）、後期課程（旧社会心理学専攻後期課程の３年次生以上を含む）40名／31名（定員充足率132.0%）であるが、専攻別に見ると、社会学専攻が前期課程２名／20名、後期課程10名／９名、社会システムデザイン専攻が前期課程23名／20名、後期課程５名／９名、マス・コミュニケーション学専攻が前期課程18名／20名、後期課程７名／９名、となっており、専攻間でばらつきがある。

【長所】

過去の入学試験の問題はすべて一般に公開されている。学部レベルから、更に学問を深める意欲を持つ、幅広い層に対して、多様な受験機会を提供している点は、非常に評価できる。

【問題点】

著しい欠員が生じているわけではないが、定員充足率において問題がある。スタッフ及び設備等の観点から、収容定員が決まってくるとすれば、充足率が100%以下ということは、資源の有効活用ができていないということを意味する。そのために、幅広い層に門戸を開くということ、そしてそれぞれの制約に対して配慮するということは、意欲のある、優秀な人材を確保するために、欠かせないのであるが、反面、大学院における教育・研究の質を低下させるおそれもある。組織の再構築を含め、注意深く議論すべきである。

博士課程前期課程における学内進学試験では、外国語の筆記試験を廃止したことにより、筆記試験が専門科目のみとなる。専門科目の出題が、１人の演習担当者による場合は、筆記試験の成績は、１人の担当者の判断にゆだねられることになる。これは評価の安定性、客観性の観点から言えば、かならずしも望ましいことではない（マス・コミュニケーション学専攻は、2008年度から専門科目試験を専攻共通問題へと変更し、２人の担当者で問題を作成している）。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育・研究目標や方針の再確認、それらの受験者への周知、入試方法の見直し、奨学金や授業料免除等の経済的支援等、総合的に勘案しながら、恒常的な定員確保の方策に向けて、引き続き、教務委員会等で議論しながら、検討を行っていく。

今後の到達目標

個別的には、まず、外国人留学生の増加に関しては、更に優秀な院生を確保するため、入学試験科目のあり方等について検討する。学内進学志願者については、その比率を高めるため、学部・研究科連携のうえの、

広報活動の充実を図る。社会人志願者の減少については、社会人の大学院に対するニーズの分析及び研究環境の整備を行う。また、聴講生・科目等履修生の受け入れについては、受け入れの目的・あり方について検討する。

入試の方法等全般に関しては、教育・研究目標や方針の再確認、それらの受験者への周知、入試方法の見直し、奨学金や授業料免除等の経済的支援等、総合的に勘案しながら、恒常的な定員確保の方策に向けて、検討を行っていく。更に、研究科の特徴をだすために、演習科目の再編等カリキュラムの見直し、積極的なコース制の導入等、改革に向けて具体的なプログラムを策定し、実施にむけて制度構築を行っていく。

5　教員組織

前回の到達目標

学部・大学院における教育負担の過重を軽減するために、開講形態の工夫や研究支援職員の配置等、教員の過重負担を緩和するための方策を検討する。

5-1　教員組織

【現状の説明】

社会学研究科は、社会学に関わる高度の理論、実証分析を研究教授し、この領域の深奥を究めて人類文化の進展に寄与し、社会の変動に対応した研究教育の推進と優秀な人材を育成することを目的とし、この目的を達成するに適切な教員組織を社会学、社会システムデザイン、マス・コミュニケーション学専攻において備えている。

本研究科では、社会学、社会システムデザイン、マス・コミュニケーション学3専攻の博士課程前期及び後期課程において、研究者及び専門職業人養成のために、優秀な能力・研究業績のある専任教員31名（2009年度）を演習、論文指導その他主要科目に配置するとともに、それら以外にも必要な諸領域の重要科目及び実習科目（副担）に非常勤の教員や客員教授を配置している。なお、研究支援職員は社会学研究科には配置されていない。

大学院学生数との対比を見れば、専任教員1人当たり前期課程では約1.4人、後期課程では約1.3人である。

2009年度現在の社会学研究科における教員配置等は、次のようになっている。

表Ⅱ-社研-5　専任・兼任教員・大学院生数　　2009年度（4月現在）

専攻	専任教員（学部との兼担教員）				兼任教員		大学院生			
	前期課程実習のみ	前期課程のみ	後期課程	計	前期課程	後期課程	前期課程		後期課程	
							収容定員	在籍者数	収容定員	在籍者数
社会学	1	3	6	10	1	0	20	2	9	10
社会ｼｽﾃﾑﾃﾞｻﾞｲﾝ	0	6	6	12	2	0	20	23	9	5
ﾏｽ・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学	0	4	4	8	12	1	20	18	9	7
計	1	13	16	30	15	1	60	43 (71.7%)	27	22 (81.5%)

（注）1　履修者がいないため不開講になっている授業科目担当教員もカウントしている。
2　専任教員のうち、在外研究等により2009年度に科目を担当していない場合は除いている。
3　専任教員のうち、リレー講義（1～2回）のみを担当している場合は除いている。
4　旧社会学専攻の教員及び大学院生は除いている。
5　複数の専攻にまたがって開講している科目を担当している場合は、主たる専攻の教員数にカウントしている。

【長所】

博士課程後期課程に限らず、前期課程においても、社会学研究科の理念・目的を達成できるよう少人数教育が徹底されており、おのおの院生の個性・特性に応じて、充実した丁寧な指導が可能である。兼任教員も一部本学客員教授が担当する等、院生がより密接に広い視野から研究を行うことができるよう、環境づくりに努めている。

【問題点】

本研究科では、大学院担当専任教員全員が学部学生の教育も行っていることから、学部・大学院全体にわたる教育負担は過重である（社会学部「教員組織」の項参照）。また、後述するように研究支援職員がいない点も問題である。

教員組織については、年齢構成、外国出身の教員構成、男女専任教員比率等の問題があるが、社会学研究科の専任教員は全員が社会学部の教員であり、その募集・任免・昇格はすべて社会学部で行われているため、これらの問題は、基本的に学部人事との関連で、考慮・検討されなければならない。しかし、この場合でも、大学院教育サイドからの人事に関する政策展望等が反映されるような仕組みが必要であり、検討されるべきである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

開講形態の工夫等教員の過重負担を軽減する方策や研究支援職員を配置する方途を検討し、引き続き、より一層の教育研究活動の充実を図るよう努力していく必要がある。

5-2　教育研究支援職員

【現状の説明】

現在、社会学研究科に「教育研究支援職員」は配置されていない。

【問題点】

「研究支援職員」がいないため、研究活動の基礎となる資料収集や整理、データ処理等基礎的・比較的単純な作業に忙殺される教員が多い。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究の効率的な進行のためには、支援職員の存在が是非とも必要である。早急にその実現を図る努力をする必要がある。

5-3　教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

【現状の説明】

社会学研究科大学院担当の専任教員は、関西大学大学院規則第33条「大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に規定する資格に該当する者とする」に従い、同設置基準第９条の規定に該当する者である。

社会学研究科の専任教員は全員が社会学部の教員であり、その募集・任免・昇格はすべて社会学部で行われている。学部でのこれらの審査をもとにして、本研究科委員会では更に研究科内規「社会学研究科授業担当資格基準」及び「博士課程前期課程・後期課程の授業科目担当者の審査方法について」に従い、基準に達した者の中から、審査手続きを経て、大学院担当教員を選定している。審査は、本研究科委員会において選定された主査１名、副査１名による研究業績審査報告とそれに基づく委員会での審議により決定される。な

お、前期課程授業担当者の審査は、２年後の M㊟への昇格を含んで行われる。後期課程授業担当者の審査は、D合と D㊟とを併せて行うことができる。

客員教授の任用は、「関西大学客員教授規程」に従って行っている。非常勤教員の審査基準は、専任教員の審査基準に準ずる。なお、本大学院担当専任教員の中で、博士号取得者は９名である。

【長所】

教員の審査基準・手続きは明確であり、実際にこれに従い公正に運用されている。

【問題点】

教員の募集・採用に当たっては、本学の規程が採用基準として教歴と研究業績を求めていることから、専門知識と優れた実務経験を有する社会人については、これを制度上受け入れることが困難となっている。しかし、専攻の性質や大学院教育に対する社会的ニーズの多様化を考えると、今後、実務経験を有する人材の確保がますます必要になってくると思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

実務界での業績・キャリアを研究歴や教育歴に換算することで、優秀・有能な社会人や外国人を受け入れやすくする制度の検討が行われるべきである。

5-4　教育・研究活動の評価

【現状の説明】

教育研究活動の評価については、社会学部における採用・昇格審査・評価に加えて、大学院委員会での大学院授業科目担当者の審査において、研究業績を中心に、節目毎に行われている。

【長所】

学部と大学院における審査を別々に行っているため、それぞれの目的に合わせた採用・昇格審査･評価が可能となっている。

【問題点】

研究活動の評価については、いわゆる節目にはなされるものの、継続的なチェックのシステムはない。一旦研究科の専任教員の審査にパスすると、結果的には次第に「甘め」の扱いになる傾向もみられないことはない。したがって、年数の経過を考慮に入れ、適宜、当該者の業績等に照準を置いた何らかのチェック制度が必要であるとも考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究活動の評価については、節目の業績審査以外に、年数の経過を考慮し、当該者の研究業績等を中心にチェックを行う制度の必要性について検討する。

5-5　大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

【現状の説明】

多くの教員が学内の経済・政治研究所、東西学術研究所、法学研究所、人権問題研究室及び学外での共同研究に参加して、積極的に研究活動を行っている。また、本学には、博士課程後期課程院生を経済・政治研究所や東西学術研究所が準研究員として受け入れる制度がある。現在、経済・政治研究所の準研究員と社会

学研究科の2名の院生が、共同研究を行っている。

【長所】

この準研究員制度は、院生の研究へのインセンティブを高めるとともに、研究のキャリア・アップにもつながっている。

【問題点】

この準研究員は、PD や RA とは異なり、院生の学内研究所等での処遇が不明確である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

院生が学内の研究所等で研究活動を行う場合の処遇に関しては、当該準研究員が本研究科の推薦によって任用されていることから、一度本研究科でもそのあり方について、検討を行っておく必要がある。

今後の到達目標

開講形態の工夫等教員の過重負担を軽減する方策や研究支援職員を配置する方途を引き続き検討する。

実務界での業績・キャリアを研究歴や教育歴に換算することで、優秀・有能な社会人や外国人を受け入れやすくする制度の検討を行う。

研究活動の評価については、節目の業績審査以外に、年数の経過を考慮し、当該者の研究業績等を中心にチェックを行う制度の必要性について検討する。

院生が学内の研究所等で研究活動を行う場合の処遇のあり方について、研究科で検討を行う。

6　研究活動と研究環境

6-1　研究活動

前回の到達目標

研究資金については、文部科学省科学研究費補助や外部資金のより一層の導入を図る。研究時間を確保するためには、大学院の講義、演習等の開講形態等大学院での教育・研究指導体制の検討を行っていく。また、研究支援体制をより充実させるために、大学院学生をリサーチアシスタント（RA）とする方策やポストドクトラルフェロー（PD）の雇用を図ることを検討する。

本研究科には、社会学のみならず、さまざまなディシプリンをもった研究スタッフがいること、3専攻が共存することのメリットをより生かせるような研究体制を構築する。

教員が、より質の高い教育研究活動を遂行するためには、人的・物的・時間的な環境整備が必要である。

6-1-1　研究活動

【現状の説明】

研究活動の中心ともなる大学院では、「学の実化」を実現する意味においても、高度な創造的能力と自立的活動力を持つ専門家を養成すること、そして理論と実践の両側面を視野に入れ、生産的な展望を持ちながら具体的な問題解決に当たることができる人材を育成すること、をめざしている。

研究活動については、近年、学術研究の高度化・国際化が顕著である。こうした動向にともなって必要となる研究費はますます高額化している。大学の個人研究費や研究助成金だけでは充分とはいえない。そこで

本研究科としても、外部の機関との共同研究を行い、外部からの研究助成を積極的に活用することを重視してきた。1999～2003年度には、私立大学学術フロンティア推進事業研究プロジェクトとして「学校教育における包括的ストレス・マネージメントに関する臨床心理学的実践研究」が、2004～2007年度には、この継続分として「心理的問題援助のための包括的情報ネットワークの構築と実践的援助研究」が研究拠点として助成を受けた。

なお、社会学研究科の専任教員は全て社会学部の教員であるので、研究業績等、その他の研究活動・研究環境については、「第Ⅰ編 第7章 研究活動と研究環境」及び「第Ⅱ編 社会学部 第6章 研究活動と研究環境」を参照されたい。

【長所】

研究施設は年々充実してきている。しかし学問研究の高度化が進むなかで教員の仕事量は、研究のほかに教育・管理運営・社会貢献等急激に増大している。また、研究費についてもこうした高度化に対応するには至っていない。このような厳しい環境のなかにあっても、本研究科の専任教員は積極的に著書・論文といったオーソドックスな業績をあげてきた。こうした研究姿勢と実績は大いに評価されてよい。

【問題点】

研究環境が年々厳しさを増すなかで、高度な研究成果を今後も継続してアウトプットしていくためには、研究費と研究時間のより一層の充実・確保が望まれる。

教員の研究レベルにおいて、3つの専攻が共存していることが、必ずしも十分に生かされているとはいえない。専攻を越えて教員同士が日常的に顔を合わせ、議論できるような場が十分にあるとはいえない。また、研究棟と大学院棟が離れており、教員と大学院生とが日常的に顔をあわせ、議論できるような場がない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究資金については、引き続き、文部科学省科学研究費補助や外部資金のより一層の導入を図ることが求められる。研究時間を確保するためには、大学院の講義、演習等の開講形態等、大学院での教育・研究指導体制の検討を更に行っていく必要がある。また、教育におけるスチューデント・アシスタント、ティーチング・アシスタントの活用をより一層進めるとともに、研究支援体制をより充実させるために、大学院学生をリサーチアシスタント（RA）とする方策やポストドクトラルフェロー（PD）の雇用を図ることが必要である。

また、本研究科には、社会学のみならず、心理学、経済学、経営学、政治学、法学、心理学、哲学等、さまざまなディシプリンをもった研究スタッフがいる。社会心理学専攻移設のあと、3専攻が共存することのメリットが生かせるような新たな研究体制を構築することも、喫緊の課題である。

教員が、より質の高い研究活動を行うためには、更なる人的・物的・時間的な環境整備が必要である。その一つに、教員間及び教員と大学院生とが顔を合わせることができる「コモンルーム」の設置がある。これは、大学院棟と研究棟が現在離れていることからも、早期に実現したい提案である。

6-1-2　研究における国際連携

【現状の説明】

現在、社会学研究科として、国外の組織との研究の連携はない。目下のところ、教員個別の共同研究にとどまっている。国外からの招へい研究員や客員研究員を迎えての、大学院生を含めた講演会・研究会が適宜開かれている。

【長所】

国外の研究者との連携は、個人的なレベルにとどまっているが、研究の成果は着実にあがっている。招へ

い研究員や客員研究員を迎えての講演会・研究会は、当該研究員及び本学教員・院生の研究の深化に貢献している。

【問題点】

国外との研究提携は個人的なレベルにとどまり、社会学研究科として組織的に研究提携をしていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

国外の協定大学の研究組織と社会学研究科若しくは専攻の間で、積極的に研究提携することも検討課題である。また、現在、個人的あるいはグループのレベルで行われている共同研究等を、専攻・研究科レベルで実施することの可能性も探っていく。

6-1-3　教育研究組織単位間の研究上の連携

【現状の説明】

社会学研究科と密接に関連のある附置研究所等としては、東西学術研究所、経済・政治研究所、法学研究所、人権問題研究室等がある。これらの研究所は、東西文化の比較研究、経済・政治・社会に関する理論及び実態の調査研究、立法・司法・行政に関する学際的・国際的視野にたった調査研究、国内外の諸差別の調査研究等を目的とするものであり、そこではさまざまな研究班・プロジェクトが立ち上げられている。本研究科の教員も研究員として加わり、高い研究成果をあげている。これらは、組織間の連携ではないが、組織間研究のシーズを生むという意味では、評価されるべきである。

【長所】

附置研究所の研究班・プロジェクトは、関連する専門領域の教員に意欲的な共同研究の場を提供するものであり、本研究科の教員にとっても、研究の発展のために不可欠の存在となっている。

【問題点】

附置研究所との組織的な研究上の連携は、現在のところない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

附置研究所に限らず、他研究科あるいは専攻との研究上の連携は、教員の研究の発展のために、研究科の教育・研究活動の活性化のために、学問研究の発展、社会貢献のために必要なものである。個人の、ないし複数の関連領域に関わる研究者の他機関との連携を充実させることはもちろんであるが、そのことが組織単位間の連携へと発展していく可能性そのものとその方策や計画をたてることについて、もっと自覚的で建設的な姿勢をもつべきであろう。教員、専攻・研究科の学問的特性・めざす理念・目的をしっかり見極めながら、社会学研究科としては、今後、積極的な連携を図っていきたい。

今後の到達目標

研究資金については、引き続き、外部資金のより一層の導入を図ることが求められる。研究時間を確保するためには、大学院での教育・研究指導体制の検討を更に行っていく必要がある。また、研究支援体制をより充実させるために、大学院学生をリサーチアシスタント（RA）とする方策やポストドクトラルフェロー（PD）の雇用を図ることが必要である。

また、本研究科には、さまざまなディシプリンをもった研究スタッフがおり、3専攻共存のメリットが生かせるような新たな研究体制を構築することも課題である。

教員が、より質の高い研究活動を行うためには、更なる人的・物的・時間的な環境整備が必要である。その一つに、教員間及び教員と大学院生とが顔を合わせることができる「コモンルーム」の設置がある。

国外の協定大学の研究組織と社会学研究科若しくは専攻の間で、積極的に研究提携を行っていくことも大きな検討課題である。そのためには、現在、個人的あるいはグループのレベルで行われている共同研究等を、専攻・研究科レベルで実施することの可能性も探っていく。

附置研究所に限らず、他研究科あるいは専攻との研究上の連携は、教員の研究の発展のために、研究科の教育・研究活動の活性化のために、学問研究の発展、社会貢献のために必要なものである。教員、専攻・研究科の学問的特性・めざす理念・目的をしっかり見極めながら、社会学研究科としては、今後、積極的は連携を図っていきたい。

6-2　研究環境

前回の到達目標

より質の高い教育研究活動が遂行できるように、人的・物的・時間的な環境を更に適切に整備する。

6-2-1　経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

本研究科の専任教員は、全員が学部との兼担である。このため、個人研究費・研究旅費、個人研究室、各種研究員制度（在外研究員・学術、在外研究員・調査、外国留学者、外国出張者、国内研究員、研修員）、共同研究費等学内研究費補助、研究成果公表のための助成等の現状については、関西大学『学の実化』自己点検・評価報告書、第Ⅰ編「7　研究活動と研究環境」及び第Ⅱ編「社会学部」の「研究活動と研究環境」の記述を参照いただきたい。

【長所】

研究活動を行ううえでの、個人研究費・旅費、個人研究室、各種研究員制度、研究成果公表のための助成等は、基本的に充実・充足していると考える。

学内共同研究費等学内研究費補助は、教員が学術的・社会的要請の高いテーマに積極的に取り組む機会を提供するものであり、教員の学術・研究に対するインセンティブを高いレベルで維持し、独創的・先駆的な成果を生み出す極めて有効な制度である。外部資金の導入の呼び水ともなるものであり、更なる予算の拡張が求められる。

【問題点】

社会学部研究棟（第3学舎3号館6階～10階）には、個人研究室の他に、共同研究室、資料室が併設されているが、既述したように、教員間及び教員と大学院生との研究交流を活発にするために、更に、「コモンルーム」を設置が求められる。

専任教員には、教育・研究の他に、入試や学内行政に携わる責任があり、これらに費やす時間のうち、学内行政に多くをとられる状況は、直接、研究業績の低下につながる。この点に対する配慮・点検も行われるべきである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

経常的な研究条件の整備は、なるほど全体として充足状態にあると考えることができるが、本研究科における教育・研究の更なる充実・飛躍を期するのであれば、研究者の研究スタイルや研究テーマに応じて時間・施設備品・資金・人的資源等の総合的な点検を行い、現状をワンランク上げる方策をとるべきとも思われる。

今後の到達目標

本研究科における教育・研究の更なる充実・飛躍を期して、研究者の研究スタイルや研究テーマに応じて時間・施設備品・資金・人的資源等の総合的な点検を行い、現状を相対的にワンランク上げる方策を検討する。

7　施設・設備等

前回の到達目標

尚文館の施設・設備に関しては、院生を対象としたアンケート調査の実施により、院生の要望を把握し、尚文館の諸施設が院生にとってより利用しやすいものとなるよう、取り組む。貸し出し用ノート型パソコンについては、ソフトの更新に努め、台数を増やしていくことを検討する。

7-1　施設・設備等の整備

【現状の説明】

本研究科の教育・研究目的を実現するための施設・設備等の充実は、重要な課題である。現状では下記のとおり整備が進んでおり、施設・設備に関する到達目標はほぼ達成できていると考えるが、今後も教育研究の更なる充実のために検討・整備を行っていきたい。

実習は本研究科の教育・研究において重要な位置を占めるものである。本学大学院には、全研究科共用施設として尚文館があるが、尚文館における本研究科関連の実習室としては、認知・発達実験室（86.40㎡）、AV 実験実習室（69.12㎡）、資料保管室（25.92㎡）、情報処理のための諸教室・施設等がある。これらの部屋には、コンピュータ等、実習に必要となる機器備品が設置されている。

また、尚文館には、11室（1,919.1㎡）の大学院生用の自習室があり、専門職、理工系及び総合情報学研究以外の研究科生が共用で利用している。コンピュータについては、院生用研究室に共用パソコンが数台ずつ配置されているほか、工学研究科及び専門職を除く7研究科の院生に対しては、貸し出し用のノート型パソコン30台が用意され、うち25台は1週間、5台は1日の期限で貸し出しが行われている。

【長所】

尚文館の院生用研究室は24時間の利用が可能であり、本研究科の教育・研究に使用されている上記の諸施設は、十分に機能しているということができる。

【問題点】

院生用研究室は24時間の利用が可能であるが、実習室や実験室等の施設は、院生だけでの利用ができない。専門職大学院の影響で、研究室の割当については、縮小方向にある。また、院生個人で各種コンピュータ・ソフトを購入するには経済的負担が大きいことから、貸し出し用ノート型パソコンの利用希望者が台数を上回っているのが現状である。特に、修士論文締め切り前の利用が混んでいるという、問題がある。

また他のところでも指摘しているように、建物立地の問題はきわめて重要である。教員と院生との共同討議や協働作業を行うスペースが十全に、かつ動線的に効率のよい状況で確保されているとは決していえない。抜本的な解決を志向すべきと思われる。

検索

【将来の改善・改革に向けた方策】

院生を対象としたアンケート調査等の実施により、院生の要望を把握し、尚文館の諸施設が院生にとってより利用しやすいものとなるよう、引き続き検討し、充実を図っていく。なお、貸し出し用ノート型パソコンについては、ソフトの更新に努め、台数については、教務委員会において早急に検討する。

8　学生生活

前回の到達目標

既存の奨学金や学会補助費等の支援制度の一層の充実を図るとともに、大学院生の研究活動の支援態勢や助成制度等の検討を行う。

8-1　学生の研究活動への支援

【現状の説明】

大学院生の研究活動を支援するものとしては、奨学金、留学生及び在外研究生、学会補助費等の各制度がある。

奨学金の種類、採用状況については、〔『関西大学「学の実化」自己点検・評価報告書』第Ⅰ編(1)学生への経済的支援〕を参照願いたい。

留学生及び在外研究生制度は、関西大学大学院学則第80条及び80条の２に基づくものである。留学生制度は、本大学の協定または認定する外国の大学若しくは大学院へ留学を希望する者について、関西大学大学院学生留学規程及び同施行細則に基づき、留学期間中に修得した授業科目の本学研究科委員会による認定、本学による学費の負担等、外国で研究を行う院生の研究支援を行うものである。

学会補助費は、院生の研究活動を積極的に支援するために、学会発表の経費を一部補助するものである。2007年度は、前期課程15名、後期課程12名、2008年度は、前期課程42名、後期課程30名が支給補助を受けている。

その他、大学院生の自主的な編集による論文集、『人間科学』の発行（年２回）の支援を行っている。

更に、これは［2-2-3 研究指導等］と内容的に重なるが、院生による学会発表や学術誌への学術論文の投稿等は、基本的に論文指導を行う教員の指導によって行われており、このような教員による個別指導も、大学院生に対する研究活動支援として、極めて重要であることはいうまでもない。

【長所】

院生に対する学会発表の補助は、利用者が大きく増加しており、院生個々人の研究の向上・発展に役立っていることはもちろん、学会活動の活発化にも貢献している。毎年２回の院生による『人間科学』の発行は、投稿数も一定し、内容も充実している。更なる研究の進展を期待したい。

【問題点】

奨学金制度の充実は、優秀な学生を迎え入れ、大学院教育・研究のレベル・アップ、強化をはかり、大学院研究科の発展を質・量の両面から支えるものである。単に経済的な支援という観点からではなく、優秀な人材の育成に重点をおき、受給率・貸与率の向上が図られなければならない。また、大学院強化のために授業料を無料にする大学も出てくる状況下にあって、研究科独自の奨学金の検討等も必要なように思われる。

更に、学会発表の補助費の需要が伸びていることから、研究活動の成果がそこに現れていることを知ることができるが、それらの成果を更に大きくするために、同補助費の増額、また、研究調査費等の補助も考えてよいように思われる。研究・調査については、国内研究調査助成や海外研究調査助成等の設置が考えられる。

大学院生の海外ゼミ研修への助成も本学にはないが、海外研究、国際学会等での研究発表の経験をつませる意味でも、この制度は検討すべきである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院生の研究活動を更に活発にするために、本研究科の教育・研究の更なる発展のために、大学院生の研究活動に対する支援のあり方について、現段階で、総合的な観点からしっかり検討を行っておく必要がある。研究能力が特に優れた院生に対する奨励金等の研究助成制度、国内・国際学会発表補助費等の支援を行う研究補助制度等の検討である。

今後の到達目標

大学院生の研究活動に対する支援のあり方について、総合的な観点から検討を行う。また、研究能力が特に優れた院生に対する奨励金等の研究助成制度、国内・国際学会発表補助費等の支援を行う研究補助制度の充実等について検討を行う。

9　管理運営

前回の到達目標

学部と大学院の緊密な関係を構築する。社会学部長と社会学研究科長の兼任により、政策立案・実行の迅速化、効率化を図る。

9-1　管理運営体制

【現状の説明】

社会学研究科の管理運営に関する規定は、『関西大学大学院学則』の定めるところによる。担当教員の資格に関するこの学則第33条により、本研究科における2009年度の担当教員は、社会学専攻10名、社会システムデザイン専攻13名、マス・コミュニケーション学専攻8名、合計31名である。これらの教員によって社会学研究科委員会が構成される。

社会学研究科の意思決定機関である、社会学研究科委員会は、研究科長を議長とする。同委員会の審議事項は、学位論文の審査及び学位授与又は取消しに関する事項、課程、専攻及び授業科目の増設又は変更に関する事項、授業科目担任に関する事項等、関西大学大学院学則第40条に定める事項である。委員会の運営は関西大学大学院の運営規則に、厳正に則って行われている。会議の議事録が作成され、研究科長がそれに署名することになっている。会議の定足数は構成員の2/3である。議決は出席者の過半数をもってなされる。学位授与は、投票用紙による票決を行っている。研究科委員会の開催頻度は2008年度19回、2009年度10回（2009.10末現在）であった。

社会学部教員のほとんどが、社会学研究科委員会の構成員であり、多様化・進化する研究・教育に適切に対応するための、学部の組織との連携・一体化が大きく進んだ。大学院担当教員は学部教員としての資格に

関する審査を経て決定されるため、大学院担当審査の方法について再検討を行い、講義及び演習を担当する研究教育者としての質を維持しながら、資格に関する年限要件の短縮等がはかられてきた。

このように、学部に基礎を置く研究科委員会は、通常、学部教授会に引き続いて開催されており、学部と研究科委員会とは、一体的な運用がなされるよう配慮されている。そこでは、教学組織における課題を相互理解のうえ、連携をとりながら教授会・研究科委員会の議事運営を行い、意思決定が行われるしくみとなっている。

教務関係の立案・実行は、各専攻から1名、計3名の教務委員が選出され、研究科長・副学部長とともに教務委員会を構成して、教務委員会規程に従い、その任に当たっている。教務委員会は科長が主催する協議機関である。

また、自己点検・評価委員が各専攻から1名選出され、委員会の内規に基づいて、運営されている。

【長所】

社会学研究科の管理運営は、規程及び内規に基づき、適正かつ厳正に行われている。各組織間の連携・役割分担も、明確かつ適切である。学部長と研究科長の兼任は、学部教授会と大学院研究科委員会の一体的な運用を可能にする等、議事運営の効率化をもたらしている。

【問題点】

学部長と研究科長の兼任により、これまでの学部教授会と研究科委員会の二重構造は緩和されたが、この新たな制度が、議事内容の相互理解、あるいは研究科の政策立案・実行の迅速化・効率化等にどの程度つながっているかについては、更に検証を要する。

また、現体制では、研究科委員会に、教員採用や予算措置等の権限がないことも問題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

高学歴化の動きに合わせるためには、学部と大学院の緊密な関係を構築することの重要性が更に高まっている。2006年度から実施された、社会学部長が社会学研究科長を兼ねるこの制度が、緊密な関係の構築にとって有利だとしても、その実をあげるためにはきめ細かい企画・立案、そしてそれらの実現に資するよう、更に管理運営のあり方を問うていく必要がある。

9-2　学長、学部長等の権限と選任手続

【現状の説明】

社会学研究科長は研究科委員会における選挙（互選）によって、有効投票数の過半数基準に従って、選出されていたが、2006年10月より、社会学部長が社会学研究科長を兼任するように取り決められた。これに伴い、「大学院研究科長の選出及び任期に関する規程」によって、社会学研究科長は社会学部長をもって充てるとされ、研究科委員会で、その就任を承認することになっている。任期は２年である。研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。研究科委員会の審議事項は、上述のとおりである。

2002年度からは、研究科長の指名を受け、研究科委員会が承認する研究科長代理職が設けられたが、上記の兼任により、学部長が指名し、教授会が任命する副学部長の１人が大学院担当となり、研究科長を補佐することになった。

【長所】

研究科長と学部長を兼任する、現状の研究科長の権限と選任手続きは、適切に運用されており、有効に機能している。

研究科長と学部長の兼任は、同委員会と教授会の両方にまたがる議案審理の難しさを、同一議長による議

事運営によって、縮減できるように思われる。

【問題点】

研究科長と学部長の兼任は、上記のような長所もあるが、逆に、兼任によって研究科委員会及び教授会における審議の効率化等が進み、その結果として、不本意ながら議事手続きのいたずらな簡略化・拙速な審議・決定が行われる危険性があるという、弊害の問題も存する。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現状では、研究科委員会内や学部教授会の関係に特に問題はないが、研究科長会議、学部長会議、更には、全学的な審議機関との役割分担等、今後、積極的な研究科運営を行っていく上での課題を明確化し、社会学研究科の将来ビジョンの作成・実現に備えるべきである。

今後の到達目標

学部と大学院の緊密な関係を構築することの重要性が更に高まっている。社会学部長が社会学研究科長を兼ねる制度については、その有効性について検証を行っていく必要があるが、研究科長の権限のあり方、その研究科長会議、学部長会議、更には、全学的な審議機関との関係・役割分担等、今後、積極的な研究科運営を行っていく上での課題を明確化し、社会学研究科の将来ビジョンの作成・実現に備えるべきである。

10　事務組織

10-1　大学院の事務組織

【現状の説明】

2006年９月に教務事務関係の一元化を目的として、学部事務室及び大学院事務室を母体に教務センターが設置された。旧大学院事務室が担っていた大学院の教務事務関連業務は、現在教務事務グループ、授業支援グループ及び学部・大学院事務グループがそれぞれの所管に基づき、分担して行っている。

【長所】

旧大学院事務室では、１研究科当たり１～２名の事務職員が担当者として配置され、当該研究科の業務をすべて行っていたため、個々人の負担が大きく、多数の業務を抱えた場合、業務処理に無理が生じるケースがあったが、教務センターに移行したことにより、複数の事務職員が当該研究科の業務を分担して担当することが可能となり、安定した業務処理が行えるようになった。また、研究科運営業務については、学部･大学院事務グループが学部運営業務と兼務しており、社会学部長が社会学研究科長を兼ねる制度と対応している。

【問題点】

教務事務グループ、授業支援グループ及び学部・大学院事務グループがそれぞれの所管に基づき、業務を分担しているため、情報共有の点では時間的ロスが生じ、複数のグループにまたがる事項等の対応に対して、齟齬が生じるケースが少なくない。

また、学生対応窓口がそれぞれに分散しており、学部生と大学院生との明確な区別もなくなったため、相談内容によってどの窓口に行けばよいか分りづらく、混乱が生じるケースもある。

検索

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生対応窓口について、学部生と大学院生を分け、大学院生専用の窓口セクションを教務センター内に設置することが必要である。

今後の到達目標

学生対応窓口について、大学院生専用の窓口セクションを教務センター内に設置する。

11　自己点検・評価

前回の到達目標

自己点検・評価をより効果的に実施するために、学外の専門家による第三者評価を定期的に受ける。学外からの第三者評価の結果を社会学研究科の教育・研究の改善・向上に結びつけていくためのシステムを整備する必要がある。

11-1　自己点検・評価

【現状の説明】

社会学研究科においては、2004年4月より社会学研究科自己点検・評価委員会規程に基づき、自己点検・評価委員会を設置し、教育・研究水準を維持・向上させるために、社会学研究科の組織・活動についての点検・評価活動を行っている。

社会学研究科自己点検・評価委員会は、現在、各専攻から選出された委員と副学部長、3専攻から選出された委員各1名、及び学部・大学院事務グループ所属事務職員の計5名の委員により構成されている。職掌事項は、社会学研究科の自己点検・評価に関する事項と報告書の作成、第三者評価に関する事項等である。報告書は隔年に作成され、社会学研究科長に報告されるとともに、広く社会に公表している。

【長所】

自己点検・評価の結果は、全学の『関西大学「学の実化」自己点検・評価報告書』を通じて、あるいは小冊子「社会学研究科自己点検・評価報告書」によって、研究科メンバーの全員に周知され、研究科委員会及び教務委員会においては、これらの報告書をもとに、将来の発展に向けた改善・改革のための検討を行っている。

【問題点】

社会学研究科における教育・研究に対する大学院生の要望や評価等について、自己点検・評価委員会では十分に把握できておらず、大学院生の要望や評価等を点検・評価活動に反映できていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院生の要望や評価等を的確に把握するとともに、自己点検・評価をより効果的に実施するために、その結果について大学基準協会による評価とは別に、学外の専門家による第三者評価を定期的に受ける必要がある。

11-2　自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

前述のとおり、全学の『関西大学「学の実化」自己点検・評価報告書』、小冊子「社会学研究科自己点検・評価報告書」に加え、基礎的なデータを収録するデータブック１・２があるが、そこにおける自己点検・評価及びその基礎となった資料等につき、その客観性・妥当性を確保するためのしくみとして、社会学研究科はいまだ学外の第三者による評価制度を導入してはいない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後、大学のあり方がますます問われ、大学の社会的責任がこれまで以上に高まっていくことを考えると、第三者によるシステマティックな評価制度をなるべく早い段階で構築すべきとも思われる。

第三者による外部評価の構築に当たっては、研究科内に検討委員会を設置し、資料等の収集と、改革のためのフォーラム等を開催する等、十分な討議を行い、評価制度自体の透明性にも配慮する。また、外部の第三者評価の結果を社会学研究科の教育・研究の改善・向上に結びつけていくためのシステムの整備を検討する。

検索

政 策 創 造 学 部

検索

第Ⅱ編　政策創造学部　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 767

1-1　理念・目的等　〈767〉

1-2　理念・目的等の検証　〈768〉

1-3　健全性、モラル等　〈768〉

2　学士課程の教育内容・方法等 …… 769

2-1　教育課程等　〈769〉

2-2　教育方法等　〈773〉

2-3　学位授与の認定　〈776〉

3　国際交流（国内外との教育研究交流） …… 776

3-1　国際交流（国内外との教育研究交流）　〈776〉

4　学生の受け入れ …… 780

4-1　入学者受け入れ方針等　〈780〉

4-2　定員管理　〈781〉

4-3　退学者　〈781〉

5　教員組織 …… 782

5-1　教員組織　〈782〉

5-2　教育研究支援職員　〈784〉

5-3　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続　〈784〉

6　研究活動と研究環境 …… 784

6-1　研究活動　〈785〉

6-2　研究環境　〈786〉

7　施設・設備等 …… 787

7-1　施設・設備等の整備　〈787〉

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置　〈788〉

7-3　利用上の配慮　〈788〉

8　学生生活 …… 789

8-1　学生への研究活動への支援　〈789〉

9　管理運営 …… 790

9-1　管理運営体制　〈790〉

9-2　学長、学部長の権限と選任手続　〈792〉

10　自己点検・評価 …… 793

10-1　自己点検・評価　〈793〉

10-2　自己点検・評価に対する学外者による検証　〈793〉

1　理念・目的・教育目標

1-1　理念・目的等

【現状の説明】

政策創造学部は、創立120周年を超えた関西大学で2007年４月１日に設立された新設の学部である。その目的は、国際関係、政治、経済、経営戦略、法律、地域文化等多様な領域を横断的に学ぶことによって、現代社会の諸問題を発見する力、その解決方法を見いだす力及びそれを実行・実現する力を養うことにあると、学則に定められている。

少人数・双方向教育を特徴とし、とりわけ、少人数演習（ゼミ）教育をカリキュラムの中心に置き、読む・聞く・話すという基礎能力及び専門分野における基礎学力を確実に身につけるための教育を重視している。具体的には、導入ゼミ、専門導入ゼミ、専門演習、卒業論文研究を設け、本学専任教員が、入学から卒業まで継続的に指導するスパイラル・アップ型ゼミナール教育システムを構築している。実地調査等の学外フィールドワーク、テーマに関する実際事例研究等の教育を重視し、複数担任によるプロジェクトゼミ、個々に興味のある課題を設定し研究するインディペンデントスタディ形式の演習科目を展開している。

また、政策創造学部では、学部一括入学・２年次後半に専修分属方式を採用している。これにより、１年次には各専修の提供する導入ゼミ、専門導入ゼミ、その他の入門的科目を自由に選択し、２年次に自らの興味と関心に基づいて希望の専修に進むことになる。総合的な社会科学的知性の育成を学士課程の理念として掲げるとともに、①国際・アジア、②組織・政策、③地域・都市という具体的な専門アプローチをもつ３専修を置き、新たな学問動向に柔軟に対応するためのインディペンデントスタディ等を開設している。

政策創造学部がめざすのは、実践的な政策立案力の養成である。そのために産官学の連携による教育の充実、企業経営者による講演、政府機関の担当者や専門家による講義を行い、より実践的なカリキュラムを提供している。更に、問題を発見し、政策を立案するために、現状の分析が不可欠であることを認識し、そのための基礎スキルとしてデータ分析科目を設けている。特に、情報収集、処理、データ分析を確実に行うことのできる情報リテラシー能力をつけるための教育を実施し、そのための情報処理関係教室も完備・充実している。これらに加え、キャリア教育科目を卒業所要単位に含めており、１年次でキャリアデザインの履修を始め、働くことや仕事の世界等の講義を入学後直ちに学ぶことにより、早期に自己の将来設計を行うための指針を示している。なお、実社会において仕事を体験するインターンシップも取り入れられており、単位認定（自由科目）もなされている。その他の主要な取組みとしては、国際化時代に相応しいグローバルな視野と良識を備えた学生教育における外国語教育の重視が挙げられる。ステップアップ方式による集中的な学習と専門科目に結びつくプロフェッショナルな英語の習得、オーストラリア・アデレード大学及びニュージーランド・ワイカト大学での英語研修プログラム等、フィールドワーク、事例研究、プレゼンテーション等で実践的に外国語を活用し、卒業後も国際的に第一線で運用できる程度までの外国語を身につけるための工夫が実施されている。

【長所】

政策創造学部の理念・目的は、多分野横断、多領域融合型の教育を可能とし、新システムの導入及び新規取組みの展開によって、絶えず組織の改善・改革を図ることに寄与している。

また、学部の理念・目的等は、学則に明記するとともに、学部案内、大学要覧、ホームページ等を通じて、教職員、学生、受験生、及び社会一般の人々に広く開示され、周知徹底を図っている。

【問題点】

現在は、俊敏な変化対応型組織として機能しているが、今後とも理念・目的の達成については、教育・研究活動を実施するために必要な組織及びシステムの構築要件を整備することが重要である。

検索

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部独自の潜在的可能性を高めるために、政治家養成プログラムや政策公務プログラムをはじめとする種々の人材養成プログラム等を構築し、特色ある専門家育成及び輩出のための教育・研究システムをカリキュラムの中に組み込むことを検討していく。

1-2　理念・目的等の検証

【現状の説明】

政策創造学部では、理念・教育目的等が現実に社会的要請に対応し、一定の成果をあげているかどうかを検証するために、学部創設時から自己点検・評価委員会、学部 FD 委員会、教授会での議論を通じて、学部独自に自己点検・評価を実施してきている。

また、学生による授業評価アンケート、推薦指定高等学校に対する意見聴取、オープンキャンパスでの高校生からの情報取得、保護者を対象とする教育懇談会や大学卒業生の組織である校友会における意見交換、予備校における各種調査等から得られた問題を学部執行部や教授会等で検討している。

【長所】

指摘された問題点については、速やかに検証が行われ、改善策がとられる体制が確立している。

【問題点】

学生のニーズをより的確に把握する方策を検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部の特色をより明確にし、有効な教育システムの構築に積極的に取組めるよう努めると同時に、他の政策系大学の内容を常時検討する。

1-3　健全性、モラル等

【現状の説明】

反社会的行為、職業倫理に反する行為、アカデミックハラスメント、セクシャルハラスメント、薬物の乱用等の問題については、覆い隠すことなく学部として誠意をもって対処することが教職員の間で理解・認識されている。各種規程、ガイドライン、刊行物の配布を通じて、教職員、学生に対して積極的に啓発が行われてきた。

【長所】

現在、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、人権、薬物乱用に関する問題は発生していない。

【問題点】

学生の意識改革及び意識向上を推進できるようにすることが必要。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後とも学内におけるモラル及びマナーの問題に関して引続き徹底を図っていくことと常に問題の動向に注意しながら、迅速な対応を検討する。具体的には、刊行物の配布、講演会、シンポジウムの開催等を考える。

2　学士課程の教育内容・方法等

2-1　教育課程等

前回の到達目標

学部目標の達成度合いや、学生の学習志向の多様性に対してカリキュラムが十分対応できているかどうかを把握することにより、完成年度以降のカリキュラムを検討していく。

2-1-1　政策創造学部の教育課程

【現状の説明】

政策創造学部では、全専修ともに卒業所要単位として124単位が必要である。その内訳は、教養科目及び保健体育科目28単位以上、外国語科目16単位以上、専門教育科目60単位以上である。

専門教育科目は、70単位以上を習得せねばならない。その要件は、データ分析科目４単位以上、導入科目８単位以上、基幹科目30単位以上、展開科目20単位以上、演習科目８単位以上となっている。情報処理技能習得と演習を重視するとともに、法律学、政治学、経済学、経営学等に関する科目を基幹科目と展開科目にバランスよく配置することで、学則に定められた学部の目的である「国際関係、政治、経済、経営戦略、法律、地域文化等多様な領域を横断的に学ぶこと」を達成し、政策研究に必要となる知識を習得できるよう工夫されている。また、実務家による科目も開講されている。また、卒業論文作成を可視的な到達目標として課している。

１回生の春学期には「導入ゼミ」、秋学期には「専門導入ゼミ１」２回生の春学期には「専門導入ゼミ２」が配置され、研究方法や政策関連学問分野の基礎を身につけさせる教育が少人数で行われている。これにより、上位年次における専門教育へのスムースな移行が可能となる。また、少人数形式をとることにより、担当者が人間性の発達と倫理観の涵養をも考慮した教育が行えるようになっている。

外国語科目については、16単位すべてを英語で履修するプロフェッショナル英語と、英語を含む２か国語を必修とする履修コースが用意されている。後者の場合には、このうち１つを第１選択外国語、他を第２選択外国語として、それぞれ８単位の修得が必要である。なお、インターファカルティ教育科目については、生涯スポーツ・身体運動文化コース、キャリア教育、テーマスタディの３コースを採用している。

【長所】

ダイナミックに変化する現代社会の動向に対応して、学生個々人の興味、関心、希望、志向、必要性を育む自己設計制度を目的とする新たな教育システムとカリキュラムを構成している。

【問題点】

効果を発揮させるための柔軟な取組みが求められる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

常にカリキュラムの点検・評価を行い、必要に応じた改定を検討する。

2-1-2　履修科目の区分

【現状の説明】

各専修共通で卒業所要単位は124単位であり、概略は以下のとおりである。

(1) 全学共通科目　10単位以上

検索

(2) 外国語科目　　16単位以上
(3) 専門教育科目　70単位以上
(4) 上記の(1)から(3)に加えて、全学共通科目、外国語科目、専門教育科目、及び他学部配当専門教育科目から28単位以上

- 全学共通科目

全学共通科目は、A 群（自己形成科目群)、B 群（エンパワメント科目群)、C 群（オープンスタディ科目群)、K 群（関大科目群）から構成されている。「学の実化」という本学の教育理念を反映し、学生が社会に対して問題意識を持ち、広い視野から学ぶことで総合知を獲得し、同時にそれを社会の中で積極的かつ協調的に発揮する実際的な能力を備えることで自己決定が行える自立した個人となるためのプログラムとなっている。全学共通科目は基本的に全学の方針にのっとっている。

- 外国語科目

外国語科目は、幅広い国際化に対応するために、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語の七つを開設しており、英語を含む 2 ヵ国語を必修としている。更に、2 ヵ国語を学ぶほかに、専門につながるプロフェッショナル英語を設置し、英語とプロフェッショナル英語の 1 ヵ国語で16単位を修得できる履修パターンも設け、フィールドワーク、事例研究等で実践的に活用しうる程度までの外国語学力を身につけさせるための工夫を行っている。

- 専門教育科目

専門教育科目は、専門的な教育を遂行し学習目標を達成するためのものであり、データ分析科目、導入科目、基幹科目、展開科目、演習科目及び自由科目に分かれる。

導入科目では、政策研究の基礎となる法律学、国際関係論、政治学、経済学についての基本を学ぶ。基幹科目と展開科目には法律学、政治学、経済学、経営学等に関する科目がそれぞれほぼ 4 分の 1 ずつとバランスよく配置されており、特定分野についての専門的な学習を進めるとともに、必要な隣接分野についても学ぶことができるようになっている。それにより、学際性を重視しつつ専門性を高める教育を行うという、学部目標の達成を追求する。

また、卒業要件ではないが、学生が将来の進路や関心に従って、より体系的に学習を進められるようにするための指針として、「政治・政策ユニット」及び「グルーバル・スタディーズ・ユニット」の 2 つの履修ユニットが設けられている。履修ユニットの科目を履修し、所定の単位を修得した場合には、成績証明書にその旨を記載している。

【長所】

社会科学の基礎を学べるとともに、上位年次におけるより専門的な研究へと移行していくためのスパイラル・アップ式の学習体系が整えられている。

【問題点】

開設 3 年目であり、学生の学習志向の多様性に対応できているかどうかを把握することが今後の課題となる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生から教員、更に教員による FD 研究会へと学生の要望・不満等を吸い上げる体制をとり、完成年度以降のカリキュラム改革を検討する。

社会の変化や学生の進路や関心に対応して、履修ユニットの変更・追加を行う。

2-1-3　授業形態と単位の関係

【現状の説明】

授業科目の単位数は、学則第14条に定める基準によって計算されている。学則では授業の内容や形態を配慮し、「講義」・「外国語科目」・「演習」・「実験及び製図」・「実習」の５種に分けて基準を定めているが、政策創造学部の授業科目に該当するのは次の３種である。

(1) 講義は、原則として毎週１時間15週の授業をもって１単位とする。
(2) 外国語科目は、原則として毎週２時間15週の授業をもって１単位とする。

【長所】

大学設置基準に基づいて実施されている。

2-1-4　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

学則22条の２に基づき、国内外を問わず、本学が協定または認定する他の大学で授業科目の履修を希望する学生に対しては、教授会が教育上有益であると認めた場合に限り履修を許可し、修得した単位は、60単位を超えない範囲で認定できることになっている。

派遣留学制度等によって、外国の大学で修得した単位については、シラバス、テキスト等の資料を用いた専任教員による判定を経て、学部の単位に読み替えて評価を行う。

【長所】

基準は明確に定められ、原則に基づいて適切な対応がなされている。

2-1-5　開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

外国語科目を除いた専門教育科目では、専任教員の授業担当の比率が高い。外国語科目は23.1%で、専門教育科目は63.8%である。

【長所】

専門教育科目の専任教員比率は高く維持されている。

2-1-6　カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

高校生に大学の授業を受講してもらい、大学の専門的な学習についての理解増進に役立て、高校教育と大学教育の接続に取組むため、関西大学高大連携プログラム Kan-Dai 15セミナー（本学の春学期または秋学期約15回（毎週１回）の開講講義を高校生に受講してもらうプログラム)、Kan-Dai１セミナー、Kan-Dai３セミナー、ネックレスセミナーに積極的にかかわっている。

【長所】

学部における教育・研究内容を高校生に周知させる効果がある。それが契機となって学部を志望する受験生も増えてきている。

検索

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部教育の特性を生かしたきめ細かなプログラムを検討する。

2-1-7　カリキュラムと国家試験

【現状の説明】

本学での所定の単位を修得して免許及び資格を取得するための課程としては、教職課程、図書館情報学課程、博物館学課程、社会教育課程が設定されており、政策創造学部でもこれらの課程を履修することができる。

【長所】

必要な資格取得のためのシステムと機会は提供されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

政策創造学部のカリキュラムでは、対応が可能な国家資格は非常に多岐にわたるといえる。更に支援体制を整えることを検討する。

2-1-8　インターンシップ、ボランティア

【現状の説明】

インターンシップは、多様化して普及しており、現在、キャリアセンターが派遣先企業を開拓して実施するもの以外に、企業や団体等が独自に募集して行うものがある。実習終了後にインターンシップ（ビジネス）（2単位）の単位認定がなされる。単位認定を受けるには、キャリアセンターへインターンシップを申込み、事前講座を受講して実習を体験し、終了後は実習報告書の提出及び実習報告会への参加という所定のプログラムをすべて修了することが条件付けられている。小・中・高等学校の授業補助等を行う学校インターンシップ制度も導入されている。

【長所】

インターンシップによる就業体験をすることは、卒業後の進路を考えるうえで有益な機会となっている。

【問題点】

希望者全員が体験することは困難である。大学が実態を把握するのが困難になっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

できるだけ多くの学生が参加できるよう側面から支援する体制を確立する。

2-1-9　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

社会人対象入試は実施していない。外国人留学生の在籍者がまだ少数であるため、きめ細かな対応ができている。

【長所】

留学生については、随時対応可能な状態である。

【問題点】

今後人数が増えた場合の対応が不明確である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

より優れた教育上の配慮を行えるシステム構築を検討する。

今後の到達目標

留学生については量的増大だけではなく、国・地域の多様性を高めるようにする。

2-2　教育方法等

前回の到達目標

学部目標の達成度合いや、学生の学習志向の多様性に対してカリキュラムが十分対応できているかどうかを把握することにより、教育方法を改善していくことを目標とする。

政策創造学部では、専門教育科目のうち、演習科目を除くほとんどすべての科目を選択科目として位置づけており、学生が科目を自由に選択してカリキュラムを自己設計できる制度が導入されている。ただし、3専修を設けて、専修ごとに一定の科目群からの履修を促すことによって、教育における専門性を確保する工夫がなされている。

同時に、カリキュラム全体について、教員と学生相互間の対話を通じ、学生に分かりやすい講義を実施するとともに、学部教育に相応しい高度な教育の質を担保すべく、FD 活動を利用した意識的な取組みがなされている。その結果、教育上の目的を達成するために、厳密な成績評価を実施している。これらに加え、社会連携にも力をいれている。具体的には、企業、地方自治体等のさまざまな団体や機関の外部講師によって、学生に対する講演の機会が多く設けられている。

2-2-1　教育効果の測定（学部）

【現状の説明】

教育効果の評価方法については、講義科目、外国語科目、演習科目等、担当教員がそれぞれ効果的であると判断した多様な測定方法が採用されている。講義科目については、学期末の定期試験のみで成績判定する他に、定期試験に加えて、講義中に実施する中間テストや小テスト、課題によるレポート、出席回数等の平常点を加味して最終判定することができる。各科目の教育効果の測定方法及び基準については、すべてシラバスに記載されており、学生には周知されている。なお、本学部では、効率的な知識の習得を確実にするために、GPA 制度を導入しており、学生の科目に対する習熟度を測ることになっている。したがって、少人数の科目を除き、講義科目では、原則として、定期試験を行うことになっている。

教育方法とその効果については、年に数回教員による FD 研究会を開催し（非常勤教員も参加）、各教員が試みた教育方法とその効果についての議論を行っている。これにより、そこでの議論を教育現場へフィードバックしていく体制を整えている。

【長所】

教育効果の測定に関しては、科目の性質によって、それぞれ適切な測定方法を取り入れている。FD 研究会も、非常勤教員を含めて開催され、活発な議論が行われている。そこでの議論内容は後の教育内容に反映されている。

検索

【問題点】

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入が課題となる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

完成年度後の卒業生の進路状況を参考にして、教育方法の更なる改善を図る。また、GPA の効果的な運用を検討する。

2-2-2　成績評価法

【現状の説明】

成績評価は、評点100点満点で、学生には100から90点を秀、89から80点を優、79から70点を良、69から60点を可、59点以下を不合格として、学期ごとに発表される。

演習科目については、教員による FD 研究会の場で評価の統一基準を定めている。それによって甘すぎる成績評価が行われることを避けて、成績評価の信頼性を高めるようにしている。

また、年度ごとに科目ごとの成績評価状況を学部執行部が把握し、極端に評価が甘い科目があるときには事情を理解し、場合によれば改善を求めることもある。あるいは当該科目を GPA 対象科目から除くことにより、GPA の信頼性を確保するように努めている。

なお、履修制限単位は各学期23単位以内、年間44単位である。ただし、海外研修（各セミナー）、検定認定１（各検定試験）、検定認定２（各検定試験）、検定認定３（各検定試験）、専門導入ゼミ３（海外研修ゼミ）は履修制限単位に含まれない。

【長所】

学部としての評価の指針を作成することにより、厳格な評価が可能になっている。また、秀を取り入れたことにより、学生の学習に対するモチベーションが上がっている。

【問題点】

GPA 制度を適用する科目を選別する必要がある。相対的な評価になり、絶対的な評価ができない、本来大学での学習評価は、絶対的評価でなされるべきである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2011年における第１期生の卒業状況と進路状況を見て、より適切な評価基準を作成していく。その基準を非常勤教員にも周知するように努める。

2-2-3　履修指導

【現状の説明】

新入生に対する履修指導、個別の相談、ガイダンス、演習科目等を通じて、学生は随時・適宜相談を受けられる状態にある。専任のゼミ担当教員及び学生相談主事が学生の修学上の助言を行い、アカデミックアドバイザーとしての役割を果たすことにより、在学中のきめ細かい指導がなされている。

オフィス・アワーは学部として制度化されていないが、各教員が自主的に実施しており、実質的に導入されているといえる。

成績不良者に対しては、教務担当副学部長及び学生相談主事が中心となり、全体としての指導を１年に２回行うとともに、勉学や生活についての個別相談も実施している。

【長所】

政策創造学部の場合、履修指導は、少人数のため全体として丁寧に行われている。学生の相談には非常に柔軟に対応できている。

【問題点】

勉学意欲がほとんど喪失しかけているような学生に対しては、学習のインセンティヴを与えることがむずかしい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

相談・指導が有効に機能するように対応の改善を常に意識するシステム作りを行う。

2-2-4　教育改善への組織的な取り組み（学部）

【現状の説明】

教育の改善及び活性化を図るため、FD 委員会を設置して FD 活動を基盤に組織的な取組みを行っている。また、非常勤教員をも含めた FD 研究会を年に数回開催し、教育方法や評価基準等についての意見交換を行っている。

シラバスは、Web 上での入力により同一書式で作成され、授業科目の詳細が把握できる。そこには、成績評価基準も明示される。

学生からの講義についての意見は、主として学部として統一化された授業評価アンケートをつうじて教員にフィードバックされている。非常勤教員担当の科目を含めて、ほとんどすべての科目でアンケートは実施されている。学生からの意見に対しては、教員がコメントを行い、結果が公表されている。

【長所】

学生と学部活動の結びつきが身近で行える。

【問題点】

シラバスの意義及び効果は、必ずしも一定していない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

カリキュラムの運営・設計において、できるだけ多くの学生・教員が参加できるシステムを検討する。

2-2-5　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

政策創造学部では、選択科目の講義が比較的多く、学生の履修状況に応じた教室の割り当てを行っている。演習科目はほぼ20名までとし、きめの細かい指導ができる体制を整えている。大教室での講義には、教材提示装置、AV 機器類が備えられている。

現在のところ、遠隔授業は実施していない。

【長所】

授業形態と授業方法の関係については、設備が適切に配慮・整備されている。

【問題点】

利用上の簡便性を追及する必要がある。

検索

【将来の改善・改革に向けた方策】

マルチメディアの利用・充実と教育支援・補助の TA・SA 制度の効率的な利用を検討する。

今後の到達目標

適切な教員配置等により、少人数教育がいっそう実施されるようにする。また、外国の大学とのマルチメディア機器を用いた遠隔授業を、外国語関連科目等に利用していくことも検討する。

2-3　学位授与の認定

2-3-1　3 年卒業の特例

【点検・評価】

現在、3 年卒業の特例は実施されていない。種々のインセンティヴを学生に与える点で、効果があると考えられるが、実施する上での効果とどのような条件で認めるべきかを十分に検討する必要がある。

今後の到達目標

3 年卒業の特例措置については、学部学生のニーズ及び今後開設予定の大学院研究科における教育システムの運用に対応して、学部執行部を中心に検討を開始する。

3　国際交流（国内外との教育研究交流）

前回の到達目標

海外との研究教育ネットワークの構築が課題として挙げられていたが、この点では語学研修プログラムにおけるアデレード大学並びにワイカト大学との提携関係が成果として提示できる。両大学との関係については今後も一層の強化を計りたい。

3-1　国際交流（国内外との教育研究交流）

政策創造学部では、グローバル化する社会の中で通用する人材の育成を学部教育の根幹に据えており、教育カリキュラムの編成に当たっては、語学教育の徹底と国際社会で活躍していく上で不可欠と考えられる知識を獲得させることに重点を置いている。

(1) 海外語学研修セミナー

【現状の説明】

現在当学部単独で実施している海外英語研修セミナーは、8-9月にオーストラリアで実施されているアデレード大学セミナーと、2-3月にニュージーランドで行われているワイカト大学セミナーの 2 本である。両方セミナーとも、本学部独自の英語教育プログラムであるプロフェッショナル英語を補完するプログラムとして位置づけられている。

アデレード・セミナーは、5週間の一般英語コースで、英語でのコミュニケーション・スキル全般の向上を目的として、1年次生を対象に行われている。参加者は、アデレード大学英語研修センターが開講しているGeneral English for Academic Purposeプログラムを各国からやってくる学生とともに受講する。参加者には、アデレード大と本学部の双方によって行われる成績認定のうえ、2単位が与えられる。参加者は、2007年度51名（男28名、女23名）、2008年度17名（男8名、女9名）で、2009年度は50名（男10名、女40名）の参加者が予定されている。なお、2009年度については、予想を大幅に超過した78名の学生が応募してきたが、往復の飛行機の座席確保という実務上の問題、並びに研修プログラムの質の維持という教務上の配慮から、参加者をプロフェッショナル英語履修者に限定した。

ワイカト・セミナーは、5週間のプログラムで、一般英語コースとゼミナール・コースの2つのコースを設けている。後者のゼミナール・コースは、本学部とワイカト大学が共同で開発した新たな語学研修プログラムで、英語圏の大学におけるセミナーを受講するスキルを実践的に身につけさせることを目的に特化させている。午前中に英語研修センターによる語学授業、午後にワイカト大学専任教員による国際関係論のセミナーを配置しているが、語学の授業もセミナーの内容をもとに組み立てられていて、両者が有機的につながった統合的プログラムを提供している。ゼミナール参加予定者には、本プログラム参加に先立って本学部専任教員が1学期間にわたる事前特別セミナーを開講し、その内容の理解を徹底的行わせるように準備させている上、帰国後に学習内容を発表する機会を設け成果を確認している。参加者には、語学科目に対して2単位、セミナー科目に対して2単位を、ワイカト大学と本学部の双方によって行われる成績認定を経て与えている。2009年度以降は、事前特別セミナーを専門導入ゼミIII（海外研修ゼミ）として独立させ、これに対しても修了者に2単位を認定する。ワイカト・プログラム参加者は、2008年度合計23名（男6名、女17名）、うちゼミナール・コース履修者11名（男4名、女7名）、一般英語コース履修者12名（男2名、女10名）であった。2009年度は、合計32名（男16名、女16名）、うちゼミナール・コース履修希望者17名（男10名、女7名）、一般英語コース履修希望者15名（男6名、女9名）である。

【長所】

入学後間もない時期に実施されるアデレード・プログラムに参加することで、1年次生たちの語学学習に対するモティヴェイションが飛躍的に増大し、その後の通常授業に対する学習姿勢に顕著な向上が見られる旨が、語学担当教員から異口同音に報告されている。現在までのところ、参加者の多くは、語学だけではなく成績全般において優秀な結果を残している。プロフェッショナル英語プログラムの集大成として位置づけられているワイカト・プログラムでは、知的負荷の極めて高い作業を集中的に行わせることで、参加学生に高い達成感と英語運用に関する自信を獲得させることに成功している。

【問題点】

両プログラムとも、全期間専任教職員が引率・付き添いを行う形で運営してきたが、その負担は過大である。専任教員数が極度に少ない本学部において、こうした形の運営形態を継続的に行うことは困難なものになりつつあり、職員にとってその負担が更に重いものとなっていることは言うまでもない。

とりわけアデレード・プログラムについて言えることであるが、各クラスとも日本人の割合が比較的高い編成になっている。また、年度によって参加希望者の増減が激しく、2009年度のように予想をはるかに超える学生が応募してきた場合、残念ながらすべての学生の希望に応えることができなくなっている。

プログラム参加には高額の参加費が必要となる上、為替の変動によって学生の実質負担額は更に高額になることもある。このため、参加を望んでも果たせない学生が多数存在する。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教職員の付き添い負担の軽減に関しては、2009年度よりアデレード・プログラムは、付き添いをおかない期間を設ける方針を取ることにした。これは、アデレード大学側で採用された日本人正規職員との間に信頼

関係を構築することができたこと、更に付き添い不在期間を埋めるために現地在住の日本人との間にサポート契約を結び、非常時のバックアップ体制を整えることができたことによって可能になった。ワイカト・プログラムについては、実験的プログラムであるという特殊性から現在のところ専任教員の付き添いが不可欠となっている。この点については、新規のプロジェクトである点を鑑みて、しばらく様子を見ながら、ワイカト側と将来的に何らかの形でプログラムの見直しを行う可能性を検討することとしたい。

日本人率の高さについては、休暇中に行われる多くの語学研修プログラムの悩みどころである。これを緩和させるため、派遣先大学関係者に対して、日本人以外の学生の参加率を上げるように強力に要望している。また、現在東アジア圏にある複数の大学と共同プログラムを構築する可能性を模索しているが、これについては、学年暦の違いが大きな障害となっていて、実現が阻まれている。

参加者については、基準を定めた上、あらかじめ一定の定員を設けることを検討している。やむなく参加を認めることができなかった学生については、本学部が主宰する他の海外研修プログラム並びに国際部主宰のプログラムへの参加を提案する形で対応したい。

(2) 派遣留学・認定留学

【現状の説明】

全学で募集されている交換派遣留学制度に本学部から応募し採用された学生は、2008年度２名（男１名アリゾナ大学、女１名ルーヴェン・カトリック大学）であった。2009年度は、１名（女、ルーヴェン・カトリック大学）が応募し採用されている。

認定留学制度を利用して留学を行った学生は、2008年度秋学期１名（女：オーストラリア）、2009年度春学期３名（男１名：アメリカ、女２名：オーストラリア、ニュージーランド）であった。2009年度秋学期には１名（男：アメリカ）、2009年度秋学期から2010年度春学期にかけては１名（男：イギリス）が認定留学を行う予定である。

また、国際部主催の台湾静宜大学特別留学プログラムに2008年度春学期に１名（女）が参加している。

【長所】

学部全体の学生数を考慮に入れると、本学部から派遣あるいは認定で留学を行った学生の割合は高い。

【問題点】

派遣された学生が、派遣先の大学での単位取得に苦労している例が見受けられる。語学力の不足が主な要因となっているようである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

派遣学生の選考を行うのは国際部であるが、派遣を希望する学生に対しては、留学経験を十分に活かすためにも、十分な語学力を備えているかを事前にしっかりと確認してもらう必要がある。学部としても、しっかりと語学力をつけた上での留学を奨励してゆく。

(3) 留学生受け入れ状況

【現状の説明】

政策創造学部では毎年外国人留学生向け入試（定員若干名）を実施し、留学生を受け入れている。本学部における外国人留学生の在籍者数は、2007年度２名（男１名、女１名）、2008年度４名（男１名、女３名）、2009年度６名（男１名、女５名）となっており、各年度とも２名の受け入れとなっている。現在在籍している６名の留学生の出身国は、すべて中華人民共和国である。

【長所】

開設１年目から継続して留学生の入学志願者が確保され、入学者もいる。

【問題点】

留学生の数は多いとは決していえない。また、出身国が限られている点も検討の余地がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

選考の基準を落とすことなく、より多様な国からより多くの学生を受け入れることができるような環境を作り出すよう努力したい。

(4) 教育・研究交流状況

【現状の説明】

全学で運用されている在外学術研究員制度並びに在外調査研究員制度は、創設３年目にあたる本学部では完成年度の翌年（2011年度）まで適用されないため、現在のところ本学部教員の海外での長期にわたる研究活動は行われていない。

本学部で研究を行った海外からの研究者は、現在のところ２名である。2008年度には、ジョゼフ・ファンランゲンドンク名誉教授（ルーヴェン・カトリック大学）が外国人招へい研究者として90日間滞在し、本学部の一圓光彌教授と国際的な社会保障制度をめぐる共同研究を行った。ファンランゲンドンク教授は、滞在中本学法学研究所において「ヨーロッパから見た日本の社会保障」と題された研究発表を行い、更に「積極的福祉国家政策について」というタイトルで本学部生に向けた講演会を行っている。

2009年度には、趙成甲講師（韓国：江原大学）が科研費研究員として半年間滞在し、日本における環境政治と環境ガバナンスについての研究を本学部足立幸男教授と共同で行っている。また、2009年度後半には、鐘護紅講師（中国：汕頭大学）が外国人招へい研究者として90日間滞在し、本学部の孝忠延夫教授と中国と日本における環境訴訟・公益訴訟についての比較研究を行う予定である。

政策創造学部として外国からの研究者を招へいして行った講演会には以下のものが挙げられる。2007年度には、本学部客員教授のフランシス・フクヤマ教授（ジョンズ・ホプキンス大学）が「東アジアにおける対話と共同：その課題と可能性」「ブッシュ政権後のアメリカの対外政策」の２件の講演を行っている。2008年度には、同じくフクヤマ教授の「国際開発におけるガバナンス」、更に、貿易と持続可能な発展のための国際センター(International Centre for Trade and Sustainable Development)上級研究員であるムスタファ・カマル・ゲイ博士の「地球環境政策の現状と課題」の２件の講演が行われている。

【長所】

専任教員数に比して、多くの国外からの研究者を招へいし、積極的な国際研究交流が行われている。学生に対しても、国外研究者と交流する機会がよく与えられている。

【問題点】

完成年度以降本学部にも在外研究の諸制度が適用されるが、極めて少ない専任教員で構成されている学部であるため、学部運営の負担が残りの教員に更に重くのしかかることが予想される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

完成年度以降は、本学部にも適用される諸制度を積極的に利用する形で、海外の研究の研究機関との関係を強化していくが、その一方で発生する負担を軽減する措置を講じていく必要がある。

今後の到達目標

現在までのところ、本学部の学生は海外での研修にきわめて高い意欲を見せている。この傾向が持続する

検索

ように、学部としても学生に対してあらゆる機会を利用して積極的に海外での経験を積むように働きかけたい。より多様な文化的背景をもった研究者と学生が集う場として政策創造学部を整備してゆきたい。

4　学生の受け入れ

前回の到達目標

政策創造学部では、実践的な政策立案能力の養成を軸に地球市民社会で活躍できるような人材を輩出することを目的として、法律・政治・経済・経営等幅広い分野の横断的な知識を学生に提供している。そのためには、一般入試に限らず様々な選抜方法を取り入れて、勉学熱心な学生を受け入れることに重点を置いた学生の募集方法を構築している。

4-1　入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

2009年度の政策創造学部募集人員は、以下のようになっている。まず、一般入学試験については、学部個別3教科型と全学部3教科型で約275名、全学部2教科型（数ー英国選択）で約10名、学部個別2教科型（漢英）で約10名、後期日程3教科型で約20名、という構成になっている。次に、大学入試センター試験を利用する入学試験については、センター前期が20名、センター中期が10名、センター後期が5名という方針になっている。更に各種入試であるが、AO 入試については約10名、SF 入試については約20名、留学生については若干名という人員が考えられている。また、推薦入学においては、指定校が約100名、高大接続パイロット校推薦が約25名という受け入れを見込んでいる。最後に、一高卒見者入試であるが、特別推薦10名を含む約30名という構成が考えられている。

以上のような入学者受け入れ方針に対して、2009年度本学部入学者の構成は一般入試が48.2%、AO 入試が2.3%、一高卒見者入試が5.4%、一高特別推薦入試が2.3%、指定校推薦が33.1%、SF 入試が8.2%、留学生入試が0.5%となっている。それぞれの学生募集方法については、次のとおりである。

① 一般入試学部個別日程・全学部日程・後期日程ともに、外国語 200 点、国語 150 点、地歴または公民または数学 100 点、の計 450 点満点で選抜が行われる。

② 大学入試センターを利用する入学試験については、センター前期とセンター後期が個別学力検査は課さないが、センター中期においては個別学力検査の「外国語」が課されている。なお、いずれの試験においても、大学入試センター試験の該当科目を用いて合否判定がなされる。

③ AO 入試の出願資格として、次の 1）2）のいずれかと 3）が求められる。

1）高度な資格や技能を有し、評価を得ている者で、そのことを証明する資料が提出できること。

2）学術・文化・芸術・スポーツ活動等さまざまな分野で積極的な活動を行い、社会的に高い評価を得ており、その評価を証明する資料が提出できること。

3）上記 1）2）の活動や資格・技能と、本学部における勉学との結びつきがアピールできること。

④ SF 入試では、次に掲げる基準のいずれかに該当する者に出願資格がある。

1）全国大会で8位以内の成績をおさめた者、または同様の成績をおさめたチームの正選手として出場した者。

2）都道府県大会で優勝若しくは準優勝した者、または同様の成績をおさめたチームの正選手として出

場した者。

3）個人または所属するチームが上記（1）または（2）の競技成績を残せなかった場合でも、本人が上記と同等以上の競技能力を持っていることが証明できる客観的資料を提出できる者。

4）各学部が特に定めた基準に該当する者。

本学部では、指定校推薦入試制度、AO 入試、SF 入試、一高卒見者入試といった各種の入試で早期に政策創造学部入学が内定した高校生を対象に、一般の入試での入学者より一足先にそれぞれの学問分野の基礎を身につけるためのプログラムを実施している。他大学の理系学部等で実施されている「想定される学力不足を補うため」のプログラムと異なり、高校での学習に支障を来さない範囲で、大学入学後の自分を見据えて学びの姿勢を早めに形成してもらうことを企図している。そのため、12月から３月の時期に入学予定者に対して、課題提出を通じての導入指導を行い、入学前スクーリングまたは e-Learning による指導を行っている。

【点検・評価】

本学部は、専修を３つ配置している。まず、海外で企業活動に長期的に携われる人材育成をめざす国際・アジア専修、次に、日本国内に基盤を置きつつも短期的に海外への企業活動に参画可能な人材を育成する組織・政策専修、更に地場産業の活性化を通してまちづくり・ネットワークの構築をめざす地域・都市専修、の３つである。これらの専修を通して、課題の発見・解決を志向する実践的な政策科学を学際的に学び、「真の実践的政策立案力」を身につけた学生の育成をめざしている。このような観点から、本学部は多様な入試を組み込むことによって、多彩な学生の受け入れ態勢を築いているといえる。

また、高大連携は強化する必要がある。例えば、プレ・ステューデント・プログラムは専修のホームページ等での情報公開や、インターネットを通じて授業や指導を行う等、効率的に運用する努力がなされるべきである。こうした方法により、遠隔地の入学生、高校生に対しても効果的な指導を行うことができる。このように、高大連携のための高校訪問やプレ・ステューデント・プログラムの開催、あるいは「Kan-Dai セミナー」による出張授業等、高大連携を深めることはたいへん重要ではあるが、そのために教員の負担が増加していることも事実である。事務的な連絡等サポート体制を更に強化するとともに、効率的合理的運営に努力することが必要である。

4-2　定員管理

【現状の説明】

収容定員に対する在籍学生総数の比は、2007年度1.47（定員350人）、2008年度1.22（定員700人）、2009年度1.18（定員1050人）となっている。

【点検・評価】

初年度に入学者数が多かったため、2008年度以降は入試査定において、定着数予測を更に厳密に精査し査定を行い、適切な数値になるよう努めている。

4-3　退学者

【現状の説明】

近年における政策創造学部の退学者・除籍者については、2007年度１名、2008年度６名、2009年度１名で

ある。

【点検・評価】

退学者は他学部に比べても、極めて少ない傾向を示している。これは本学部の教育システムが良好に働いているからではないか。今後の推移を見守りたい。

今後の到達目標

今後は各入試の選抜方法で入学した学生の学業成績を追跡調査して、学生募集方法が妥当であるかどうかについて検討する必要がある。また、初年度以降の入学者実績をもとに、定員管理について大幅に超過しないようなシステム作りをめざす。更に、退学者が増加する場合に備えて、学生相談主事を中心とした学業成績等の相談窓口を拡充することも考慮しなければならない。

5　教員組織

前回の到達目標

政策創造学部では政策学科のもとに、国際アジア専修、組織・政策専修、地域・都市専修の3専修を置いている。それぞれの専修は、法律・政治・経済・経営の各分野と密接に絡んでおり、これら4分野の教員を中心として学部が運営されている。それぞれの専任教員は専門性を有した学問分野を持っており、当該分野から高い研究成果を出していくことが求められている。

5-1　教員組織

【現状の説明】

ア　学生数と教員組織

2009年度現在、政策創造学部学生の総在籍数は1241名である。

教員については、専任教員が20名であり、学部の意思決定機関である教授会構成員となっている。専任教員は、専門教育科目における主要な選択科目を担当している。選択科目は時代のニーズにこたえる最先端の総合政策学を反映したものであり、国際化や高度情報化、高齢化等、現代的な諸問題を対象としている。現代社会においては、国際関係や政治、経済、法律、地域、環境等、あらゆる分野で解決の難しい問題が山積している。専任教員は、このような問題の解決をめざすことが可能な科目を本学部生に提供しているといえる。

次に、学生数との対比を見ると、専任教員は1名当たり約62名という多数の学生を教育している。しかし、少人数の演習系科目、実習科目において個別指導の場を設けており、個々の学生に対応した教育ができる仕組みが整えられている。

専任教員1人当たりの学部授業の週単位時間数は、教授が最高18時間、平均10時間、准教授が最高7時間、平均6.3時間、専任講師が7時間を担当している。責任時間数が教授8時間、准教授・専任講師・助教が6時間であることを考えると、担当時間の多さが教員の負担増を増していることは否めない。

イ　年齢構成等

（ア）年齢構成

専任教員の年齢構成については、61歳以上が5名、56～60歳が3名、51～55歳が1名、46～50歳が3名、

41～45歳が５名、36～40歳が１名、31～35歳が２名であり、教員の各年齢層に広がっている。

（イ）女性教員の占める割合

専任教員における女性の占める割合については、全20名のうち２名が女性教員であり、全体の10%である。

ウ　主要な科目への専任教員の配置状況

学部では、経済学、経営学、商学、政治学、法律学等多岐の分野にまたがる専任教員をバランスよく配置しており、カリキュラムを構成する導入科目・基幹科目・展開科目それぞれに対応した学習指導を行う体制が確立されている。まず、経済学部門においては、国際経済学や国際経済政策等の国際・アジア専修を意識した教員の配置が考えられている。経営学においては、社会保障論、リスクマネジメント、ロジスティクス、日本経済史、日本経営史等を専門とする教員が学生を指導している。また、政治学においては、公共政策論、政策過程論、政治過程論、国際関係論、政治学史等に主要教員が配置されている。更に、法律学においては、憲法、民法、行政法等の科目に教員が配置され、公務員養成科目にも対応したカリキュラムになっている。

エ　教員間の連絡調整

教員間でカリキュラムや教育評価等教育に関する問題について検討し、共通理解を得るための連絡調整機関としては、教授会の他に以下のような場が設けられている。

まず学部内の意見や提言を全体の教育に生かすために執行部会議が設置されている。執行部会議は学部長、副学部長、教学主任、入試センター主事、学生主任、学生相談主事で構成されている。副学部長は学部の運営に関して学部長を補佐し、教学主任は教学面に関して、学生主任と学生相談主事は学生指導に関して、入試センター主事は入学試験に関して学部長を補佐することとなっている。

また、学部の理念・目的・教育目標の適切性や達成状況を検証するために、「学部自己点検・評価委員会」が設置されており、同委員会による報告書が指摘する問題点の改善については、学部執行部や教授会の議論を経て、実行に移される仕組みとなっている。

その他、政策創造学部では「学部紀要編集委員会」が組織されている。これら委員会での検討結果は、学部長が議長となる教授会で審議され、学部の意思決定が行われる。これらの委員会委員は、いくつかの委員を兼務しているものも少なくない。

他学部との連携に関して述べると、全学共通教育推進委員会に本学部の代表が参加することで、本学部の意見が反映されることになっている。また、全学共通教育推進委員会と教育推進委員会それぞれの段階で、他学部との調整を含めたカリキュラムや授業計画等の調整の機会が持たれている。その他、研究推進委員会、国際委員会・社会連携委員会等があり、これらのそれぞれに対して学部選出の委員を送ることで、本学部の意見を反映させつつ、他学部との調整が行われている。

兼任教員との連絡調整に関しては、科目関連の専任教員が、学期の前後を含め、常に兼任教員と連絡を取り合い、授業内容や評価方法について学部の教育方針と齟齬がないようにしている。

【点検・評価】

本学部の基礎科目である導入科目及び基幹科目については、多くの科目において専任教員が授業を行っており、他学部と比べて非常勤講師率の低いことが特筆すべき内容である。また、専任教員の半数以上が教授であり、さまざまな学問分野の根幹を教えるうえで重要な役割を担っているといえる。ただし、本学部における女子学生の占める比率が他学部と比べて高い比率であるにも関わらず、女性教員の割合が極めて低いことは問題であり、今後改善すべき点として挙げておく。

検索

5-2　教育研究支援職員

【現状の説明】

教員と上記の教育支援職員との間には、授業を円滑に進めるために常に緊密な連絡網が整備されており、授業運営についてのミーティングが適宜行われている。教員と教育支援職員はこのミーティングにおいて、授業の準備や進行の段取りについて相談するほか、授業の反省点や改良点をディスカッションし、授業の向上を図っている。

【点検・評価】

本学部においては、大人数・大教室の講義は他学部に比べて少ないが、ティーチング・アシスタント（TA）、スチューデント・アシスタント（SA）制度を用いることによって、学生の学習意欲の向上に努めている。ただし、教育研究支援職員が充足しているとは言えず、今後とも学生と教員、教育研究支援職員間の相互連絡をスムーズに行えるような体制づくりが一層求められているといえる。

5-3　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

【現状の説明】

ア　募集と任免

審査の基準・手続きは、本学の「教育職員選考規程」、「同規程に関する取扱内規」に従って行われている。募集手続きは、学部長による学部人事委員会への諮問及び同委員会の審議を経て、教授会で決定される。教員募集は公募若しくは推薦によっている。専任教員としてふさわしい人材は、研究能力にすぐれていることももちろん重視するが、教育者としての資質や適性という面での評価も重要である。審査そのものは、履歴書、研究業績書、研究業績を対象とするが、とりわけ研究業績を重視している。

イ　昇格

本学の教育職員選考規程の定めにより、助教５年または専任講師３年で准教授、准教授７年で教授昇格の資格が生ずるが、研究業績について厳格な条件を付しており自動的になされることはない。

【点検・評価】

2007年以降、新任教員募集・任免事案は２件行われているが、いずれの事案についても学問分野や年齢のバランスに配慮したものとなっている。また、昇格事案１件についても、人事が公正かつ適切に執り行われた。

今後の到達目標

政策創造学部専任教員は、出身大学院・学部ともに多様であり分散している。今後とも引き続きこの傾向を維持することによって、新規人事や昇格人事において何らかの支障が出ないように配慮していく必要がある。

6　研究活動と研究環境

本学部は、創設から３年を迎えるが、本学の研究教育理念を実現すべく、政治学・法律学・経済学・国際関係学におよぶ広範囲な研究活動を実施している。以下では、本学部の研究活動について現状と評価を記載する。

6-1　研究活動

前回の到達目標

専任教員による研究成果の質・量の両面における向上をめざす。更に、より多くの外部研究資金の獲得をめざす。

6-1-1　研究活動

【現状の説明】

（ア）研究成果の発表状況等

政策創造学部では、教員の研究発表の場として「政策創造研究」を年１号発行している。編集に当たっては、本学専任教員４名程度で構成される編集委員会が、執筆者を選定し、査読した上で掲載を決定する。なお、本学専任教員の推薦と編集委員会の了承を経た上で、論文を掲載することも可能である。以下は、過去２号の掲載内訳である。

表Ⅱ-政-1　関西大学『政策創造研究』掲載・執筆状況

年度	巻	論文	本学部専任教員執筆論文
2008年度	創刊号	6	6
2009年度	第２号	4	3

（イ）その他、研究成果発表状況

政策創造学部専任教員による、外部論文及び学会発表による研究業績の公表状況については、以下の表に記している。

表Ⅱ-政-2　政策創造学部研究成果公表状況

年	著書	論文	その他	学会発表	
				国内	国外
2007年	1	20	16	8	0
2008年	1	25	13	9	3
2009年	2	12	13	6	2

注1）公表論文は、自己申告のあった分のみを掲載しているためすべてではない。
注2）2009年度は、2009年８月末現在の数字。

大学付置研究所との関係については、関西大学法学研究所に対して、研究主幹（2007及び2008年度で２名）、研究員（2007及び2008年度でのべ５名）、研究所幹事（2007及び2008年度でのべ２名）として専任教員が関わっている。また、関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構には、専任教員１名が副機構長と参加している。

（ウ）研究助成・個人研究費

また、学内研究費については、各教員に配分される個人研究費は、86.8%執行されており、研究活動に大きく寄与していると評価できる。加えて学内奨励研究費については、2008年度が１件、2009年度は０件であった。

【点検・評価】

研究成果の発表及び研究助成金の受給状況をみると、政策創造学部専任教員の研究活動は精力的になされており、政治・経済・法律分野へと広く、活発に学会や論文を通じて公表されていると評価できる。

検索

今後の到達目標

『政策創造研究』の定期的な刊行を続ける。また、外部（学外及び国外）からも執筆者を加えることによって、質の向上を図る。

6-2　研究環境

6-2-1　経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

教員個室等の教員研究室の整備状況については、政策創造学部の専任教員数20名に対して、個室は20であり、個室率は100％で専任教員全員に個室が割り当てられている。また、政策創造学部専用の共同研究室として、総合研究等に 1 室の共同研究室を設置している。今後は、共同研究室を 3 室設置し、共同研究の場として利用するだけでなく、『政策創造研究』の編集及び会議の場として利用することを予定している。

ア　研修機会の確保

教員の研究時間を確保させるための制度、研究活動に必要な研究機会確保のための方策としては、海外で 1 年間の学術研究若しくは 6 ケ月以内の調査研究を行う在外研究員の制度がある。この制度は、学部創設を 4 年目以降に実施していく予定である。

【点検・評価】

政策創造学部の研究環境は、全体としては充実していると評価できる。しかし、専任教員の人員補充の途上であるため、各教員の研究時間の確保は問題点として残っている。在外及び国内の研究員・研修員制度が執行された場合には、研究環境の確保には大きな課題があるといわねばならない。今後、教員の補充が進むとともに以上の問題は解決へと向かうと推察されるが、共同研究の場の確保が新たな課題となると考えられる。また、学部としての共同研究費は制度化されていない。

今後の到達目標

今後、専任教員数が増えた場合にも、個人研究室を各教員に確保して研究環境の充実に努める。

6-2-2　競争的な研究環境創出のための措置

【現状の説明】

文部科学省及び日本学術振興会の科学研究費による科学研究費については、本学専任教員で 2 件の採択を受けている。

【長所】

専任教員は積極的に外部研究資金の獲得を試みているといえる。

【問題点】

学部としての共同研究を行うための外部資金申請が、今後は更に積極的に行われる必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員による共同研究の形で、科学研究費等の外部研究資金に積極的に応募する。

7　施設・設備等

前回の到達目標

専任教員の個人研究室が法文研究棟と経商研究棟に分かれているのが現状である。そこで、研究環境を改善するために2008年度に政策創造学部の研究室棟が新たに建設される予定である。

学生の自学自習できる環境を整える。

7-1　施設・設備等の整備

【現状の説明】

政策創造学部は、主として千里山キャンパス第１学舎５号館を使用して教育研究を行っている。

第１学舎５号館は、延床面積約9,550㎡の６階建で、少人数教育向けの教室（約30人収容）を16室（ただし、E210教室のみ66名収容）、大規模な講義向けの教室（約200人～約400人収容）を９室、そして情報処理教室（約40人～約60人収容）を４室設置している。また、学生の自習や休憩、サブゼミに適した学生談話室がある。また、学部関連施設としては、学部長室、学部会議室等がある。第１学舎５号館教室内の教育設備は下表のとおりである。

表Ⅱ-政-3　第１学舎５号館　教育設備一覧

	授業定員	試験定員	机	椅子	ワイヤレスマイク	ハンドマイク	暗幕	スクリーン	ビデオ	教材提示装置	CD	カセットデッキ	DVD	ホワイトボード	プロジェクター	身障者用スペース	RGB端子	教卓電源	パソコン
E201	32	10	移動式	移動式			○	○	○		○	○	○	○	○	○			
E202	36	10	移動式	移動式			○	○			○	○		○	○	○			
E203	36	10	移動式	移動式			○	○			○	○		○	○				
E204	36	10	移動式	移動式			○	○			○	○		○	○				
E205	36	10	移動式	移動式			○	○			○	○		○	○	○			
E206	36	10	移動式	移動式			○	○			○	○		○	○	○			
E207	30	0	移動式	移動式			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
E208	36	0	移動式	移動式			○	○			○	○		○	○		○		
E209	45	0	移動式	移動式			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
E210	66	66	固定式	固定式	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
E301	32	0	移動式	移動式			○	○	○		○	○	○	○	○	○			
E302	33	0	移動式	移動式			○	○	○		○	○	○	○	○	○			
E303	32	0	移動式	移動式			○	○	○		○	○	○	○	○	○			
E304	30	0	移動式	移動式			○	○			○	○		○	○	○			
E305	30	0	移動式	移動式			○	○			○			○	○	○			
E306	30	0	移動式	移動式			○	○	○		○	○	○	○	○	○			
情報処理教室A	56	0	固定式	移動式	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○		○
情報処理教室B	42	0	固定式	移動式	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○		○
情報処理教室C	35	0	固定式	移動式	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○		○
情報処理教室D	42	0	固定式	移動式	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○		○
E401	399	264	固定式	固定式	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
E402	189	124	固定式	固定式	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
E403	189	124	固定式	固定式	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
E501	294	194	固定式	固定式	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
E502	294	194	固定式	固定式	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
E503	189	124	固定式	固定式	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
E601	294	194	固定式	固定式	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
E602	294	194	固定式	固定式	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
E603	189	124	固定式	固定式	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	

前回の到達目標に掲げていた研究環境の整備として、2008年度に延床面積約4,652.98㎡の８階建の総合研究室棟が完成している。政策創造学部としては、７階に７室、８階に17室の計24室、それぞれ20㎡の個人研究室が設置されている。また、それぞれの階には談話室があり、学生と教員及び教員間のコミュニケーションの場として有効に利用されている。

更に2009年度には、第１学舎５号館１階に自習室を開設している。自習室には、32の個別スペース、ゼミスペース及び開架図書スペースを設け、約110冊の図書を開架している。また、この自習室を中心に公務員試験を目標としている学生に対して、補完的な指導を行う目的で「政策公務セミナー」を開講している。政策公務セミナーは、本学部の教員が月２回程度実施している。

【長所】

教室設備としては、パワーポイント授業設備や音声環境に必要とされる情報関連設備だけでなく、最新の

検索

マルチメディア技術を駆使した講義・資料提示をサポートするマルチメディア講義システム、そして PC（情報処理演習）の授業支援システムを駆使した情報処理システム等、「学び」のための教育インフラ整備を充実させ、学生教育への充実を図っている。

自習室の開設により、学生の自学自習スペースを確保している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

政策創造学部では、国際的かつ長期的視野で政策を立案・実施できる人材、確かな課題の発見能力を有する人材を育成することを教育目標として掲げているため、教育指導上の効果が十分発揮される施設設備の充実、整備に努めていく。

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置

【現状の説明】

政策創造学部においては、情報処理関連科目として、「データ分析Ⅰ」「データ分析Ⅱ」「統計学」「計量分析」の４科目が開設されている。大・中教室等の主要な教室についても、ビデオプロジェクターや大型ディスプレイとマルチメディア対応型 AV システム等を設置することで、多彩な講義や演習に対応できるようにしている。

【長所】

情報インフラ、マルチメディア教育支援システム等を整備している。具体的には、学内の高速ネットワークを建物内に敷設して、全ての教室に情報コンセントを設けることで、PC 教室はもとより学生が持参するノートパソコンもネットワークへ接続可能である。

【問題点】

情報処理機器等の整備も、着実に進んでおり、利用状況は、学生が全学年揃っていないためそれほど高くない。しかし今後、利用頻度は高まっていくことは確実である。それに向けた、適切な教室配置や教育体制の整備は課題といえよう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

政策創造学部の教育研究に必要な施設・設備は、最新の建物であることから、充実しており、大学でも屈指の環境にあると言えるが、年次的に更新をしてゆく等不断のチェックが必要である。

7-3　利用上の配慮

【現状の説明】

講義科目は建物４，５階に設置された収容人員189名を収容する中教室が主となるが、学生人数の比較的多い講義、あるいは講演会の実施については収容人員399名の E401教室や同294名の E501. 502. 601. 602教室を使用する。更に、２階には、30名程度を収容する演習室が設けられ、主に演習教育（「導入ゼミ」、「専門導入ゼミ」）やデータ分析、演習授業で使用される。

【長所】

エレベーターやスロープ等も完備され、大量の学生の移動や車椅子での通行にもほとんど支障は無い。

【問題点】

１階にある学生談話室、学生自習室の有効利用について該当の４学部間で検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

サブゼミを開催する際に教室がないとか、学園祭実行委員会の学生の部屋の要望等がある。１階の学生談話室、学生自習室の運営も含めて法・文・政策創造・外国語の４学部で検討する必要がある。

今後の到達目標

第１学舎にある４学部が全て完成年度を迎える３年後には、教室や学生の自習・休憩スペースが今以上に不足するのは明らかである。また、現在は最新の機器を備えている情報演習室においても年々見直しをして随時更新していく必要がある。定期的にチェックを行い、必要とあれば新たに講義棟を建設する等時勢に合致した体制作りを続けていかねばならない。

8　学生生活

前回の到達目標

学生による自主的な研究成果発表の場を提供し、学部教育の活性化を図る。

本学部は、創設から３年を迎え、学生数も1000人を超えるに至った。政治学・法律学・経済学・国際関係学におよぶ広範囲かつ「具体的立案力」を有した学生を育成すべく、教育指導を行っている。以下では、本学部の学生生活について現状と評価を記載する。

8-1　学生への研究活動への支援

【現状の説明】

2009年度には２回生秋学期から開講される専門演習の履修者を対象として、学部主催の研究発表会が開かれ、学生が行ってきた研究に対する発表の場を与えている。また、学外で開催される政策コンペや研究発表会（日本公共政策学会主催の学生による政策コンペ等）にもゼミ単位で積極的に参加しており、他大学の学生との研究交流を促進するように努力が行われている。

【長所】

導入ゼミを１年次から実施することで、少人数教育によるきめ細やかな指導や、フィールドワーク学習を実施でき、学生の個別能力を向上させる上で大きく寄与していることが評価できる。それだけでなく、教員が学生生活のアドバイスや相談に応じることができる。このため、学生は早い段階で問題関心や研究テーマの選定を進めることができ、具体的な研究活動に取り組むことができる。また、１年次春学期から２年次春学期までの演習は、同一教員の演習を履修することは原則としてできない。そのため、多様な専門領域の演習を受講できることも、学生の広範囲な知識習得に寄与していると評価できる。

成績不振者についても、副学部長・教学主任・学部学生相談主事が学習指導を行い、学習効果が最大限あがるよう務めている。

検索

【問題点】

１年次からの少人数教育では、学生別の能力差が激しいため、教育目標達成度に大きな違いが生じやすい点が問題視される。また、少人数教育では、学生間や教員とのコミュニケーション上の問題も生じやすい点も想定される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

導入ゼミでは、担当教員同士（専任教員及び非常勤含む）の教育方針や問題点を共有することが不可欠である。政策創造学部では、創設年次より、専任教員と非常勤教員とで FD 研究会を実施し、ゼミ運営にかかわる意見交換を実施している。今後も、FD 研究会を積極的に活用し、導入ゼミの成果向上をめざしていく予定である。また、演習運営上の問題が生じた場合には、学部執行部や学部学生相談主事が相談窓口を設け、各学生への学生生活指導も実施し続けている。

【点検・評価】

以上のように、政策創造学部では、社会科学に関わる広範囲な知識を実践的に習得すべくカリキュラムを設定し実施してきた。学部創設から３年を迎えるが、FD 研究会の議論を授業運営に反映して、学生指導においても大きな成果をあげていると評価できる。

今後の到達目標

来年度で学部が４年目を迎え、学部学生が最大数を数えることとなるため、よりきめ細やかな学習体制・指導体制の構築を行って卒業生の社会的な評価を高めるようにする。

９　管理運営

前回の到達目標

(1) 第2代以降の学部長選出のための規則と手続きを明確に内規として規定すること。
(2) 執行部の機能を工夫することで、学部長に過大な負担がかからない管理運営システムを構築すること。
(3) 開設時スタッフ数の少なさにより見送られた各種学部内委員会について、今後人員の増加によって設置を検討し、それによって執行部の負担を軽減するとともに更なる機動力を確保すること。

9-1　管理運営体制

【現状の説明】

ア　教授会及び学部執行部

最高意思決定機関としての教授会は、政策創造学部教授会規程にしたがって運営されている。教授会は、学部長が必要と認めたとき、また構成員の３分の１以上の要求があったときに学部長が招集し、学部長を議長として構成員の過半数以上の出席をもって成立する。議決は出席者の過半数の同意に基づいてなされ、その構成員は教授、准教授及び専任講師である。2009年５月１日現在の構成員数は、教授16名、准教授３名、専任講師１名の計20名である（なお、2009年10月１日から准教授１名と助教１名が加わり、計22名と成る予定である）。

教授会は原則として毎月２回（第２・第４水曜日）に開催されており、以下の14項目を主たる審議事項と

する。

(1) 学部長の選出
(2) 副学部長の承認
(3) 評議員の候補者の選出
(4) 学長となる者の承認
(5) 政策創造学部教員の任用及び昇任その他人事に関する事項
(6) 全学的及び学部内の各種委員会委員等の選出
(7) 学則に関する事項
(8) 教育課程に関する事項
(9) 学生の賞罰及び補導に関する事項
(10) 入学試験に関する事項
(11) 学生の試験、学籍及び卒業に関する事項
(12) 称号の授与に関する事項
(13) 自己点検・評価に関する事項
(14) その他教育及び研究に関する事項

教授会の運営には、学部長（総括担当）、副学部長（総括補佐、教学事項、研究推進担当）、教学主任（教学事項担当）２名、入試主任（入学試験事項担当）１名、学生主任（学生補導担当）１名、学生相談主事（学生相談及び奨学金担当）１名から構成される７名体制の執行部があたっている。副学部長以下は学部長の信任職である。

イ　各種委員会等

本学部に設置された委員会とその活動内容は以下のとおりである。

(1) 人事委員会（学部長及び専任教員から選出された委員）：専任教員の任用、昇任、定年延長及びその他の人事に関する重要事項について審議する。
(2) 自己点検・評価委員会（副学部長を含めた４人の委員と学部・大学院事務グループ所属事務職員）：本学部の活動について点検・評価を行い、その結果を報告する。
(3)『政策創造研究』編集委員会（専任教員からなる委員）：教育・研究活動の成果を公表するために、『政策創造研究』の編集及び発行を行う。

これら以外に、専任教員から選任された以下の委員が学部の管理運営を担っている。
(1) 学部海外プログラム検討委員：学部独自の海外研修の企画・運営を行う。
(2) 学部 HP 制作委員：学部ホームページの企画・運営を行って、学部の教育・研究活動についての情報を広く発信する。

【長所】

教授会は毎月２回、政策創造学部教授会規程に基づき、民主的手続きによって適切かつ効率的に運営されている。少ない人員というデメリットを逆手に生かすことで、スピーディな意思決定とその迅速な実現による学部運営を実践している。

また、前回の到達目標であった各種学部内委員会の設置については、人員の増加によって一部達成された。それにより、執行部の負担がいくぶんか軽減されると同時に、機動的な学部運営が可能になった。

【問題点】

教員数の問題から、複数の人員で構成される委員会ではなく、個々の委員が特定の業務を担っていること

検索

がある。効率に関しては有効なところもあるが、当委員の負担が過大になる傾向もある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

これまで個々の委員が担っていた業務について、委員会方式で担う方が適切であると認められた場合には、学部完成年度である2010年度中に委員会の設置を検討し、2011年度から発足させる。

9-2　学長、学部長の権限と選任手続

【現状の説明】

ア　学部長の権限

学部長は次の権限を有する。(1) 上記教授会の開催、(2) 教授会議題の設定、(3) 副学部長をはじめとする学部執行部の選任。学部長はまた「事務専決に関する理事会内規第 6 条」に基づき、①所轄事項中常例に属する申請、照会、回答、通牒等に関すること、及び②所属教育職員の国内出張に関すること、③所属教育職員の欠勤、休暇その他の服務に関すること（同第 3 項）を専決する。

イ　学部長の選任手続き

学部長は「政策創造学部長選挙規程」（平成20年 7 月 9 日制定）に従って選任される。学部長の被選挙権を有するものは、政策創造学部に所属する専任の教授であり、選挙権を有するものは、政策創造学部所属の専任教育職員である。選挙には選挙権を有する者の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、投票方法として出席者による単記無記名投票が用いられる。それにより、有効投票総数の過半数を得た者を当選者とし、当選者氏名、得票数を発表する。最高得票者の得票が有効投票総数の過半数に満たないときは、得票上位 2 名で決選投票を行う。得票数が同じときには年長順とする。以上の手続きを経て、「学部長の任命及び任期に関する規程第 2 条」の定めによって学長が理事会に学部長候補者を推薦し、理事会が学部長の任命を行う。

なお、学部長選挙の実施・管理を行うため、選挙管理委員会（学部長、副学部長、及び事務職員 1 名で構成）が設けられる。

【長所】

政策創造学部の学部長権限は、既存他学部のそれと同様であり、適切かつ妥当である。学部長の明確なリーダーシップによる効率的な学部運営が政策創造学部の特長であり、着実な成果を上げている。

【問題点】

上述のように、明確なリーダーシップによって効率的な学部運営が行われている一方で、学部長の職務負担が大きくなっている。学部運営に支障を来さないように、それを制度的に軽減する方策が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2010年度に、第 2 回目の学部長選挙が実施される（予定）。その手続きを検討することによって、必要がある場合には学部長選出規程の修正を行う。

今後の到達目標

学部完成年度である2010年度中に、以下の 2 つを実施する。

(1) 必要がある場合には学部長選出規程の見直し。

(2) 必要が認められた場合には学部委員会の再構成。

10　自己点検・評価

前回の到達目標

自己点検・評価を恒常的かつ組織的に実施していくために、自己点検・評価委員会、学部執行部、専任教員間の連携と情報交換を促進するための制度を構築する。

10-1　自己点検・評価

【現状の説明】

2007年４月の学部発足に伴い、2007年10月制定の「政策創造学部自己点検・評価委員会規程」によって同年４月に政策創造学部自己点検・評価委員会が設置された。構成員は、副学部長、政策創造学部専任教員から選出された委員３名、及び政策創造学部専任事務員である。隔年で点検・評価についての報告書を作成する予定である。

【長所】

自己点検・評価委員会においては、副学部長が報告書全体の編集作業に携わる。更に、学部長が全体を確認し、コメントを行うという手順を踏む。これにより、自己点検・評価の結果が学部執行部内で正確に把握されて、今後の改善のために活用することが可能となっている。

【問題点】

自己点検・評価の結果は学部執行部内には迅速に伝えられるが、その他の教職員への周知にはやや時間がかかっている。そのため、自己点検・評価の結果を機動的に教育や研究に活かすという点で問題がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

インターネット等を利用して、自己点検・評価委員会による点検・評価の内容が、学部教員及び担当事務職員に伝えられる時間を短縮する。

10-2　自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

文部科学省が認証した第三者評価機関による評価を受けるための活動を、自己点検・評価委員会は正規の活動として組み込んでいる。それとともに、学期ごとに学外からの講義担当者も交えて FD（ファカルティ・デベロップメント）研究会を実施し、教育内容、カリキュラムや教育設備等についての意見を聞いている。また、教育懇談会及び就職説明懇談会、企業との懇談会等に学部執行部が出席することによって、在学生の父母や学外者から学部についての評価や要望を聞く機会を設けている。

【長所】

FD 研究会あるいは教育懇談会等においては、学部に対する忌憚ない意見が寄せられる。それらは学部執行部だけでなく、他の教員及び事務職員にも教授会等をつうじて周知されており、教育・研究の改善に活かされている。

【問題点】

外部意見を取り入れる従来の方法はこれまでのところうまく機能しているが、学部完成年度以降の改善に

向けてより幅広い意見の聴取が求められる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

点検・評価について外部からのより幅広い意見を聴取するために、2010年度以内にFD研究会への学外出席者をこれまでより10%増やすようにする。そのために、学部執行部からの出席の働きかけと趣旨の説明を早い段階で行う。

今後の到達目標

2009年度に作成中の自己点検・評価報告書については、委員会による報告書内容の確定から学部構成員及び担当事務職員に対する周知までの時間を14日以内にすることを目標とする。

検索

外　国　語　学　部

検索

第Ⅱ編　外国語学部　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 797

1-1　理念・目的等　〈797〉

1-2　理念・目的等の検証　〈797〉

2　学士課程の教育内容・方法等 …… 798

2-1　教育課程等　〈798〉

2-2　教育方法等　〈801〉

2-3　学位授与の認定　〈804〉

3　国際交流（国内外との教育研究交流） …… 805

3-1　国際交流（国内外との教育研究交流）　〈805〉

4　学生の受け入れ …… 806

4-1　入学者受け入れ方針等　〈806〉

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法　〈806〉

4-3　入学者選抜の仕組み　〈809〉

4-4　入学者選抜方法の検証　〈809〉

4-5　科目等履修生・聴講生等　〈810〉

4-6　定員管理　〈810〉

4-7　編入学者、退学者　〈810〉

5　教員組織 …… 811

5-1　教員組織　〈811〉

5-2　教育研究支援職員　〈814〉

5-3　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続　〈814〉

5-4　教育研究活動の評価　〈815〉

6　研究活動と研究環境 …… 815

6-1　研究活動　〈815〉

6-2　研究環境　〈817〉

7　施設・設備等 …… 819

7-1　施設・設備等の整備　〈819〉

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置　〈819〉

7-3　利用上の配慮　〈820〉

8　学生生活 …… 820

8-1　学生への研究活動への支援　〈820〉

9　管理運営 …… 821

9-1　管理運営体制　〈821〉

9-2　学長、学部長の権限と選任手続　〈823〉

10　自己点検・評価 …… 824

10-1　自己点検・評価　〈824〉

10-2　自己点検・評価に対する学外者による検証　〈824〉

1　理念・目的・教育目標

1-1　理念・目的等

【現状の説明】

関西大学の学是に盛り込まれている四つの教育理念のなかでも、とりわけ「国際的精神の涵養」と「外国語学習の必要」という理念をより一層強化するために、「外国語力」という新たな視点から時代と社会に真摯に向き合い、国際社会のフロント・ランナーとしての実力をいかんなく発揮しうる秀逸な人材の育成をめざして、本学部は設置された。

換言すれば、本学部は、現代社会がはらむさまざまな問題を外国語という視点から考究し、その研究成果を還元すべく世界に向けて適切に情報発信ができうる「外国語のプロフェッショナル」の育成を目的としている。こうした理念と目的を掲げて本学部は創設され、現在、その具現的実現化をめざして、日々、邁進している。特に本学部発足直後の現在は、少人数クラス制のもとで運営されている実践知性としての外国語コミュニケーション能力育成のための専門外国語の授業、基礎演習、そして情報リテラシーのような基幹科目等を通じて、本学部の理念と目的の実現化がめざされている。

【長所】

本学部は、2000年４月発足の外国語教育研究機構が母体となり、他学部からの３名の移籍者も含めて、2009年４月、総勢40名の専任教育職員体制で創設された。教員全員が外国語のプロフェッショナルであるがために、外国語学習の真髄を知り尽くしており、学生に与える影響力にはすばらしいものがあるだろう。

1-2　理念・目的等の検証

【現状の説明】

本学部発足直後ゆえ、まだ本格的な検証作業には入ってはいないが、日々、教育現場で提起されるさまざまな問題を前にして、本学部の理念・目的の検証が必要であることは認識している。

【長所】

本学部は新設学部とはいえ、本学部の母体となった外国語教育研究機構がこれまで丸９年にわたって行ってきた自己点検・評価のノウハウがあるため、いつでも速やかに検証作業に入ることができる点が長所と言えるだろう。

【問題点】

新設の学部としては不可避の事態かもしれないが、高邁な理念と目的とを掲げて新学部を立ち上げたが、教育の現場では、３つの専修間での志望学生数のばらつき、入試枠による学生間の学力差等、当初想定していなかった問題点がいくつか出てきている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

いついかなる時も、学生の視点に立って、積極的かつ建設的に将来の改善・改革をめざすべきである。そのためにも上述した通り、執行部会議より独立して設けた将来構想委員会を軌道に乗せねばならないだろう。

検索

2　学士課程の教育内容・方法等

2-1　教育課程等

2-1-1　外国語学部の教育課程

【現状の説明】

外国語学部では、外国語の運用能力の練磨に重点を置きつつも、自らの考え方や意見を発信するためには、さまざまな視点から物事を眺めるために必要な教養を身に付けることが必要で、そのために全学共通科目群から12単位～20単位の範囲内でいわゆる教養科目を履修することを学生に求めている。とりわけ自己形成科目群（A 群）科目については、「人間性」、「国際性」、「社会性」の各カテゴリーから少なくとも 2 単位履修することを義務付け、視野を広めることを奨励している。また、エンパワメント科目群（B 群）、オープンスタディ科目群（C 群）、及び関大科目群（K 群）から任意の科目を履修することができるよう配慮し、幅広いテーマについてバランスよく知識を深めることを学生に求めている。

外国語運用能力の開発と並行して、情報リテラシーを高めることも特に大学初年時教育の中ではきわめて重要な課題といえる。本学部では、１年次に「情報リテラシー」（講義）を開設し、情報倫理を含む「情報」の基礎知識を修得した上、「情報リテラシー」（実習）や「基礎演習」を通して、具体的なコミュニケーション活動の中でそれを実践する機会を提供している。

また、本学部の特色の１つである、２年次におけるスタディ・アブロード・プログラムのための準備として「留学のためのコミュニケーション」という授業の履修を義務づけている。

外国語の運用能力の修得には、継続的な学習活動と一定の学習時間の確保が必要である。そのため、本学部１年次のカリキュラム編成では、専門外国語科目20単位を必修単位とすることによって学生の活発かつ継続的な学習を誘導している。他方、全学共通科目（任意の科目が履修できる B 群、C 群、K 群）や専門教育科目（必修は 4 単位のみ）においては、選択の幅を比較的多く取っており、学生にとって過度の負担とならないような仕組みが用意されている。

【長所】

全学共通科目を適切に利用することにより、学内のリソースが有効に活用されている。また、本学部では、教員を 3 つの専修に分属させる体制を採っていないため、教育課程に関する議論は、常に全教員が学部全体を見渡した議論をすることが可能になっている。このため、学部全体での統一した方針を打ち出すことが容易である。

【問題点】

１年次配当の外国語科目が多く、開講時間帯が限定されているため、時間割がやや窮屈になっていることが、教養科目の自由な選択の足かせとなっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部が担当する１年次の科目を計画的に再配置したい。2009年度に入学した第１期生の学年進行とともに明らかになるであろう教育課程上の問題点に常に注意を払っていきたい。

2-1-2　履修科目の区分

【現状の説明】

基礎科目においては、「情報リテラシー」を必修科目とし、外国語による発信に欠かすことのできないメ

ディアに関する素養を高める。また、２年次における留学や、３年次以降の専修専門教育科目を履修する際に必要な情報収集能力、文章作成能力、問題解決能力の基礎力を養うために、１年次に「基礎演習」が設置されている。

１年次から３年次にかけて、専門外国語科目を少人数クラスで開講し、英語及び中国語のオーラルコミュニケーション、ライティング、リーディング等の科目を集中的に配置し、言語運用能力の徹底的な伸長と定着をめざしている。また早期に専修領域を特定し、当該言語における能力を十分に養成するために、学生は入学後に専修を仮決定させ、学生自身の履修責任を自覚させる制度を採っている。外国語コミュニケーション専修に所属する学生には、英語以外の言語でもコミュニケーションのできる人材をめざし、プラスワン言語（ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、朝鮮語のいずれか）の履修を必修としている。

１年次の基礎力を前提に、２年次には「スタディ・アブロード・プログラム」として、海外の提携大学における１年間の留学を義務付け、日常生活だけでなく、アカデミックな環境にも対応できる言語運用能力の練磨を図るカリキュラムを準備している。

３年次・４年次には専門外国語科目群を設置することで、継続的な外国語学習の機会を保証し、第１セメスターから第４セメスターにかけて修得した言語運用能力を更に発展させ、それとともに、教育やコミュニケーション分野それぞれに固有のテーマを扱った専門教育科目群を履修させ、外国語教育の専門家あるいは外国語コミュニケーションの専門家として自立するために必要な知識の深化、問題発見及び解決能力の養成を図ることを可能にするカリキュラムを準備している。また、学内外でインターンシップも教育課程に組み込まれている。

４年次には、専門教育科目群の履修で深めた知識やインターンシップでの経験を有機的・発展的に取りまとめ、目標言語で自在に考えを主張できる能力を定着、発展させるため、ゼミ形式の卒業演習を配当している。

【長所】

専門外国語科目を少人数クラスで開講しているため、各学習者の特徴に合わせた細かい指導ができること、英語・中国語以外に５つの外国語も同時に学習できること、スタディ・アブロード・プログラムにより、教室で学んだことを実際に活用できること、帰国後もイマージョン的教育により外国語能力の維持ができること等があげられる。

【問題点】

2009年４月に開設された学部のため、現在のところ問題は生じていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

特段なし

2-1-3　授業形態と単位の関係

【現状の説明】

授業科目の単位数は、本学の学則第14条に定める基準に基づいている。学則では授業の内容や形態を考慮し、「講義」「外国語科目」「演習」「実習」「実験及び製図」の５種に分けて基準を定めているが、外国語学部では、「基礎科目」「専門外国語科目」「専門教育科目」の３種類の授業が存在しており、学則に準じた形で単位を計算している。すなわち、「基礎科目」の内、講義科目及び演習は、それぞれ毎週２時間15週の授業をもって２単位としている。「専門外国語科目」は演習科目であるため、毎週２時間15週の授業をもって２単位としている。「専門教育科目」のうち、講義科目及び演習は、それぞれ毎週２時間15週の授業をもって２単位としている。

検索

【長所】

専門外国語科目を少人数クラスで開講し、英語及び中国語のオーラルコミュニケーション、ライティング、リーディング等の科目を集中的に配置し、言語運用能力の徹底的な伸長と定着をめざしている。そのため、毎週2時間15週の授業をもって2単位としている。

【問題点】

2009年４月に開設された学部のため、現在のところ問題は生じていない。

2-1-4　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

大阪府下に設置されている国公私立の４年制大学が加盟し、単位互換制度により他大学の授業科目を履修する「大学コンソーシアム大阪プログラム」を開講している。

また、本学部の特色の１つである「スタディ・アブロード・プログラム」は、大規模な単位認定制度であるともいえる。

【問題点】

2009年４月に開設された学部のため、現在のところ問題は生じていない。

2-1-5　開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

専任教員（兼担を含む）が担当する外国語学部授業科目の比率は、66.4%である。

【問題点】

2009年４月に開設された学部のため、現在のところ問題は生じていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

外国語科目を多く開講している学部の性格上、非常勤講師が担当する授業の割合が、他学部より多くなるのはやむをえないが、長期的視野に立って人員の配置を検討していく。

2-1-6　カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要なカリキュラムは、本学部には現在導入されていない。ただ、外国語科目や基礎演習においては、少人数教育が徹底しているため、個別の事例に応じた対応が可能である。

【問題点】

日本社会の構成員の言語的背景の多様化・高校での外国語教育の多様化に伴い、大学入学者も多様な言語能力を持つようになっている。その多様性に対し、組織・制度としてどのように対応していくかが課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

日本各地の Super English Language High School との密なる連携、早期英語教育との関連における全国の小学校並びに中学校との太い連環、中国語を核とした英語以外の外国語科目に関する各高等学校との強い絆、全国の教育委員会との連携等、これまで本学部教員が運営してきた外国語教育研究機構並びに大学院外

国語教育学研究科が地道に構築してきた貴重なネットワークを、これを機に更に一層、堅固なものに練り上げる予定である。

2-1-7　カリキュラムと国家試験

【現状の説明】

教職課程において所定の単位を取得し、教育実習等の実習を終えた者が、中学校及び高等学校第１種教員免許状（外国語科：英語、中国語）を取得することができるよう、適正に必要科目が配置されている。また、全学で開講されている科目の一部を履修することで、図書館司書の資格を取得できるよう時間割が構成されている。

【問題点】

2009年４月に開設された学部のため、現在のところ問題は生じていない。

2-1-8　インターンシップ、ボランティア

【現状の説明】

本学部では、インターンシップを積極的に教育課程に組み入れているが、高年次に配当されているため、該当する学生が、まだ存在しない。

【長所】

本学部は、約１ヶ月間の夏季・春季海外語学セミナーを含め、スタディ・アブロード・プログラム、そして国内外の学校、企業、団体で実施するインターンシップへの参加を奨励し、修得した単位は卒業所要単位に算入できるようになっている。

【問題点】

2009年４月に開設された学部のため、体験者がおらず、問題はまだ明らかになっていない。

今後の到達目標

2009年度入学の第１期生の学年進行とともに明らかになっていくであろう問題点の把握とその解決に努める。

2-2　教育方法等

2-2-1　教育効果の測定

【現状の説明】

外国語学部は、全学共通科目の外国語と学部固有の科目の２種類の授業を担当する。前者については、前身であった外国語教育研究機構の体制をほぼ踏襲しており、学部発足後の２ヶ月の間に大きな変化はない。よって、全学共通科目に関係した記述は、「外国語教育研究機構」の章を参照のこと。

外国語学部は今年度発足したばかりであり、教育効果測定のシステム全体を検証する仕組みは整備しつつある段階である。例えば、外国語学部１年次開講科目の「基礎演習」（必修）については、担当者会議を定期的に開催して教育内容と教育方法、進行状況の確認、成績評価の方法等について意見交換を行い、教育効果の向上に努めている。また、学期末にも担当者会議を開催して、教育効果や教授法について議論し、次学期

検索

の担当者への引継ぎを行う。その他には、学生による授業評価アンケートが教育効果測定の改善のための有用な材料として利用されている。

アンケート項目の平均点や秀・優・良・可の割合は毎年発行される『関西大学「学の実化」データブック』に掲載され、公開されている。そのデータをもとにして学部内で議論する制度そのものは現在のところないが、関連科目の担当者間では、より適切な測定法の開発をめざした議論は日常的に行われている。

【長所】

教育効果の測定に関して出席を含めた平常の成績を重視しているのは、特に外国語教育という性格上、総合的な評価方法として妥当なものといえる。また、教育効果の測定方法・基準はすべて『講義要項・講義計画』（シラバス）に明記され、学生と教員が共通の認識を持つことができるようになっている。

【問題点】

本学部は４月に発足したばかりなので、現時点における問題点は特にまだない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

外国語教育においては、学生の習熟度に応じたクラス編成や教育効果の測定が望ましい。習熟度のクラス編成とそれに応じた教育効果についての統一した測定方法を考察し実践していく努力をしたい。

2-2-2　成績評価法

【現状の説明】

外国語学部では、学生が履修登録した授業の教育効果を高めるために、年間履修単位を44単位（各学期22単位）と定めている（ただし、２年次に行うスタディ・アブロード・プログラムでは海外の提携大学で履修した単位を、48単位を上限に、卒業所要単位に含める予定)。ただし、教職の資格取得のための科目で「教育概説」と「教育原理」は履修制限単位外として１年次から配当されている。

成績評価は100点満点で行われるが、学生には100～90点を秀、89～80点を優、79～70点を良、69～60点を可、59点以下を不合格として学期ごとに開示される。特に、専門科目（少人数クラスで行われるものも含める）の成績については、「秀」は上位10％程度の学生に限定することになっている。

開示後１か月をクレーム期間として、成績に疑問のある学生はその期間内に教務センターを通して問い合わせをすることができ、問い合わせを受けた教員は出席簿や答案・レポートをもとに成績の根拠を説明することが求められる。

各年次の学生の質を検証・確保するための方途や、学生の学習意欲を刺激する方途は、特段とられていない。

【問題点】

「秀・優・良・可・不合格」の成績評価システムは、より厳格な評価を行うことを趣旨としているが、「秀」の配分について相対評価が適用されることは、学生の学習意欲を刺激する方途として適切かどうか、検討の必要があると思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

まだ具体的な方策が定められていない各年次の学生の質を検証・確保するための方途や、学生の学習意欲を刺激する方途は、順次、検討し設定する努力をしていく。

2-2-3　履修指導

【現状の説明】

新入生に対する履修指導として、4月のオリエンテーション期間中延べ5日間にわたって、次のような内容で履修指導を行った。第1日目、入学式＋学部案内（教員による概要説明）、第2日目、履修ガイダンス（教員＋事務職員による具体的説明）、第3日目、教職課程とWeb履修登録説明（教員＋事務職員）、第4・5日目、合宿研修（全新入生と教職員が1泊2日で寝食をともにしながら、各専修の特徴とスタディ・アブロード・プログラムについての詳細な説明と質疑応答）。

オフィス・アワーについては、全教員が週1回1コマの枠で相談に応じる体制をとっている。

留年者は1年次生のみの新設学部であるため存在しない。

【長所】

延べ5日間の丁寧な履修指導を4月に行った点、また学生同士の親睦も図れる合宿を含む点は、評価できる。

【問題点】

コンピュータに不慣れなため、オンライン入力による履修登録やその他届出に十分に対応できない一部の新入生への個別指導体制に若干の問題が残る。

【将来の改善・改革に向けた方策】

新入生オリエンテーションの指導行事の中に、コンピュータ操作に問題を感じる一部の学生向けの最低限の個別指導を盛り込む必要がある。

オフィス・アワーの充実した体制づくりに向けて、全教員が相談可能な時間帯を少なくとも週に1コマ設けて、インフォメーション・システムで公開し、学生からの相談に対応できる体制をとることとした。

2-2-4　教育改善への組織的な取り組み

【現状の説明】

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（FD）活動を行うための委員会は、新学部発足1カ月の現時点ではまだ発足していない。

学生による授業評価については、全学の教育推進部が実施するWebによる「学生による授業評価」に参加している。全学共通科目の授業改善に関しては、授業評価の結果の活用は既に行われているが、外国語学部の専門科目に関しては、まだ評価が行われていないので、結果の活用はこれからの課題である。

シラバスに関しては、Webインフォメーション・システムのフォーマットに則して、「講義概要」「講義計画」「成績評価の方法」「教科書」「参考書」等を明示し、履修ガイダンス等を通じて学生に参照を促している。

【長所】

人的・時間的コストをかけずに実施できるWeb利用の授業評価（1セメスター内で複数回実施される）を活用することにより、授業効果の測定を短いスパンで行うことができる。Webシラバスの活用によって、学生・教員双方が随時、シラバスを確認し授業の進捗状況をチェックできる。

【問題点】

FD委員会の設置が必要である。また、本学部の前身である外国語教育研究機構は、固有の学生をもっていなかったため、学生参加型のFDに関しては経験が浅い。

検索

【将来の改善・改革に向けた方策】

早急な FD 委員会の設置を検討している。また、学生主体の FD のありかたについても、検討を進める。

2-2-5　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

２年次のスタディ・アブロード・プログラムをめざして英語若しくは中国語の運用能力を高める必要があるため、特に専門外国語科目については１クラスの定員を20名に限定し、教師とのインタラクション、あるいは学生同士のインタラクションが十分に行えるよう配慮している。また、英語については、学生の能力も考慮に入れつつ、基本的に英語でクラスを運営する方法（イマージョン教育）を採用し、英語による理解力と発信力を高める工夫をしている。

マルチメディアを活用した授業に関しては、岩崎記念館に２室ある CALL 教室で、専門外国語科目や基礎演習の一部が行われている。また、担当者によっては、受講に必要な資料を e-Learning システム CEAS やインフォメーション・システムを利用して学生に配布しており、これらシステムは対面授業以外にマルチメディアを利用して学生たちが学習する機会を提供している。

当面本学部では、遠隔授業による単位認定は実施していない。

【長所】

専門の外国語教育で少人数クラスを徹底している点、また、マルチメディアを積極的に利用した授業を展開している点は評価できる。

【問題点】

2009年４月に開設された学部であり、開講から実質２ヶ月間しかたっていないため、具体的な問題点はまだ出ていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後も、専門の外国語教育においては、少人数制を維持していくよう努力する。

今後の到達目標

マルチメディアを活用した外国語学部専門科目の外国語教育の成果を、全学共通科目の外国語科目の授業にも還元する。

2-3　学位授与の認定

2-3-1　３年卒業の特例

【現状の説明】

本学部設置に当たっては、成績上位10％以内の学生に対して、大学院外国語教育学研究科への進学を前提として、早期卒業制度の導入を謳っている。

【長所】

この制度を利用することにより、修士号取得までの時間を短縮することができる。また学部と研究科を一体化させた教育プログラムの実施が可能となり、教員をめざす英語教育専修や中国言語文化専修の学生にとって魅力ある教育・研究環境となる。

【問題点】

上位年次生向けの制度のため、未実施。

【将来の改善・改革に向けた方策】

スタディ・アブロード・プログラム（2年次生が1年間海外で学習する）との関係で、早期卒業が実行にうつせるか検討が必要。

今後の到達目標

制度の実施と検証

3　国際交流（国内外との教育研究交流）

3-1　国際交流（国内外との教育研究交流）

【現状の説明】

本学部では、外国語運用能力、コミュニケーション能力、及び国際的視野を広げるためにスタディ・アブロード・プログラムを独自に展開している。そこでは、1年次に習得した外国語の基礎運用力を前提に、2年次で全ての学部生が海外の提携大学に1年間留学する。現在までに、アメリカ2校（州立ユタ大学、州立カンザス大学)、イギリス1校（国立ウォーリック大学)、フィリピン1校（国立ブラカン大学)、中国1校(国立北京外国語大学）の合計5大学と提携し、それぞれ特色のあるプログラムの策定を行っている。

【長所】

現在は計画・準備段階であるが、プログラムの構成として、1年間という長期留学を必修とする学部は全国でも数少なく、国際理解を深め、言語運用能力を着実に高めたい者にとって最適の学習プログラムと言える。そして、留学中に修得した単位は最大48単位までを本学の卒業所要単位に含むことができ大学を4年間で卒業できるというメリットもある。また、英語運用力やコミュニケーション能力を徹底的に伸ばすことを目的とする者へのプログラム以外に、高度な英語力を持つ者には研修先大学の学部授業が履修できる道も開かれている。更に、将来国際機関や海外 NPO，NGO に奉職を望む者へのプログラム（サービスラーニング等）も展開する。

【問題点】

学生がまだ派遣されていないので、日本国内での学習内容（スタディ・アブロード・プログラムに行く前と行った後）と研修先でのプログラムの統合については、明確な見通しが立てられていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

スタディ・アブロード・プログラムに参加する学生が、より多彩な経験をすることができるよう、英語の研修先を増やす努力をする。双方向の交流をめざして、今後検討を進めていく。

今後の到達目標

外国語学部1年次の教育課程とスタディ・アブロード・プログラムにおける教育課程及び帰国後の教育課程の有機的統合を図る。

検索

4　学生の受け入れ

4-1　入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

本学部の理念・目的・教育目標（1-1）でも述べたように、外国語学部では、高い外国語の運用能力・異文化理解能力を基盤とし、1）最先端の専門知識をもって外国語の教育を推進する人材の育成と、2）幅広い発信能力を身につけた国際教養人の育成、という２つの理念に基づき勉学を深め、問題解決能力や交渉力等、国際人としての基盤を培うことに強い関心を持つ人材を求めている。この教育理念に基づき、適した人材を確保するために、一般入学試験を始め、指定校制推薦入学、高大接続パイロット推薦入学試験、アドミッション・オフィス（AO）入学試験、スポーツ・フロンティア（SF）入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験といった多様な入学試験を実施している。また、本学部創設時に議論し確立されたアドミッションポリシーは、種々のメディアを通じて広報されている。

特に、言語運用能力は、上記の教育目標に沿った勉学を進めていく上で重要な基礎学力となる。そこで、一般入学試験では、配点において英語を重視している。また、アドミッション・オフィス入学試験では、志望理由書だけでなく、日本語と英語若しくは中国語での面接を行い、外国語の運用能力を診断することも行って、優秀な入学者の確保に努めている。

また、指定校制推薦入学では、毎年、学部の教員が推薦指定校を個別に訪問し、本学部の教育方針と本学部が求める人材の条件について、詳細な説明を実施する予定である。

各種入試枠の人数比、それぞれに課す学力水準の条件等については、入学後の追跡調査の結果を踏まえ、学内執行部において、毎年、見直しを図る予定である。

【長所】

選抜の方法は多様だが、学部の教育において重要な基礎学力の指標である「外国語能力」については、どの選抜方法についても、何らかの形でその能力を判定する手段がある。

【問題点】

2009年度に第一期生を迎えたばかりであることもあり、本学部の入学者受け入れの基本方針については、問題は見つかっていない。指定校制推薦入学を中心に今後見直しを図っていきたい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

高校における外国語教育の成果を更に生かせるような選抜方法を検討する。

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法

【現状の説明】

外国語学部の場合、2009年度の全入学者（履修届提出者）150名のうち、一般入学試験による入学者は96名、その他の多様な入学試験による入学者は53名であった。2009年度の入学選抜は、「一般入学試験」「指定校制推薦入学」「高大接続パイロット推薦入学試験」「アドミッション・オフィス入学試験」「スポーツ・フロンティア入学試験」「関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験」の６種類の方法により実施した。

ア　一般入学試験

学力の優れた生徒を入学させるための試験で、科目に関しては、1）英語・国語・地歴、公民または数学の３科目、2）英語・国語の２科目、3）英語１科目のみの３種類である。科目配点は1）英語200点、国語

150点、社会または数学100点、2）英語200点、国語100点、3）英語200点の３種類である。どの場合にも、英語の配点が高く設定してあり、外国語学部に適した入学者を確保するのに役立つものである。

外国語学部の2009年度一般入学試験としては、学部個別日程として、３教科型入試を２回、全学部日程として、２教科型を２回、後期日程として、１教科型を１回実施した。その日程、教科、配点は次のとおりである。

●学部個別日程（３教科型）　2007年２月３日
英語（200点）　国語（漢文を除く150点）
地歴、公民または数学の中から１科目選択（100点）

●学部個別日程（３教科型）　2007年２月６日
地歴、公民または数学の中から１科目選択（100点）

●全学部日程（２教科型）　2007年２月７日
英語（200点）　国語（漢文を除く100点）

●全学部日程（２教科型）　2007年２月８日
英語（200点）　国語（100点）

●後期日程（１教科型）　2007年３月３日
英語（200点）

合否判定は学部個別日程、全学部日程についてはそれぞれ、一括して行っているが、学部個別日程どうし、全学部日程どうしの入学試験問題の違いが不公平にならないように得点データに統計処理を加えて標準化した値を用いて判定している。

2009年度は、募集人員 150名（多様な入試を含む）に対し、志願者数 3,592名、合格者 297名であった。

イ　指定校制推薦入学

指定校制推薦入学は、外国語学部での勉学を強く希望し、かつ成績・人物ともに優秀な生徒を所属する高等学校長からの推薦により入学させることで学生の質を維持向上させる狙いがある。

出願資格は、次の条件を全て満たしている者

(1) 2009年３月高等学校若しくは中等教育学校の全日制課程を卒業見込みの者

(2) 学校長の責任ある推薦を受け、かつ本学部での勉学を特に希望する者

(3) 第３学年１学期末（２学期制の場合は前期末）までの全体の評定平均値が4.0以上の者で、かつ外国語（英語）の評定平均値が4.2以上の者

2009年度は、約30名の募集に対し、志願者が33名あり、合格者が33名で、入学者が33名であった。

個々の指定校については、学部執行部が、応募実績や入学後の追跡調査を踏まえて本学部の入試方針と整合性を検証し、問題があれば必要に応じて警告を行い、改善が見られない場合は指定を取り消す等の点検を、毎年行う予定である。

ウ　高大接続パイロット推薦入学試験

関西大学が設定する高大接続パイロット校からの推薦に基づき合格者を決定する。2009年度は、若干名の募集に対し、志願者が７名あり、合格者が７名で、入学者が７名であった。

エ　アドミッション・オフィス（AO）入学試験

受験生の能力や個性を多角的に評価できる、自薦型の公募制入学試験である。募集人員は約５名。出願資格は高校での評定平均値4.0以上であり、次の(1)または(2)の１つ以上の要件を満たしており、本学部における勉学との結びつきを第三者にアピールできるもの。(1) 外国語関連の高度な資格（テストスコアを含む）や技能を有し、かつこれを証明する資料を提出できるもの(2) 外国語関係の活動（創作、発表、コンテスト等）において顕著な実績を残し、かつこれを証明する資料を提出できるもの。選考は２段階で行った。

検索

第一次選考では、志望理由書、外国語関連の高度な資格を証明する書類、外国語関係の活動を証明する資料を元に合否判定の原案を作成し、全学 AO 入学試験委員会で決定する。第二次選考は 4 名の面接委員によって30分程度の日本語と英語（または中国語）の面接を行い、各面接委員の評価を総合して、最終合格者を決定する。2009年度入試（2008年度実施）は、第 1 次選考志願者29名、第 1 次選考合格者11名、第 2 次選考志願者10名、第 2 次選考合格者 9 名、入学者 5 名であった。

オ　スポーツ・フロンティア（SF）入学試験

学業とスポーツの両立を通じて、個性豊かで活力あふれる人材の育成をめざすとともに、スポーツ文化の活性化を通して本学の学生文化全体を活性化させることを狙いとする入学試験である。全学の『スポーツ・フロンティア入試要項』で定められた出願資格に加え、外国語学部としては「英検準 1 級以上、TOEIC570点以上等の資格試験のグレード若しくはスコアを有すること」という項目を追加している。選考は 2 段階で行う。第一次選考では、出願書類をもとに、主に志願者の英語資格と競技成績に基づいて評価し選考する。第二次選考では、複数名の面接員による面接を行い、最終合格者を決定する。2009年度入試（2008年度実施）は、募集人員　約 3 名に対し、志願者 0 名であった。

カ　関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験

併設校である関西大学第一高等学校から本学に入学することを前提に学習し、高い帰属意識をもつ学生を入学させるための制度で、全学部で実施されている。

外国語学部の場合、内申書による得点（500点）と外部テストの得点（500点）を総合的に評価して合否判定を行う。なお個別の学力試験等は課さない。2009年度入試（2008年度実施）は、募集人員 約10名、志願者10名、合格者10名、入学者 8 名であった。

【長所】

一般入学試験については、入学試験の公正性・公平性という面では十分な配慮がなされている。一般入試の形態は、外国語学部で外国語を学習したいと強く望む受験生に広くその機会を提供しているという面で積極的に評価できる。また、アドミッション・オフィス入学試験については、外国語能力に富み、積極的で優秀な受験生を選抜できる。更に、合格判定の面から見ると、一括入試を採用しているので、判定作業が比較的容易である。

【問題点】

1）入学後の専修希望調査によると、中国言語文化専修に属することを希望する学生数が少ない。入試時において定員を細分化しない（＝専修ごとに合格者を出すのではない）選抜方法の問題点がここに存在する。
2）入学後の英語力判定試験によると、指定校推薦入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験、高大接続パイロット推薦入学試験で入って来た学生の英語力が低いことが判明した。特に、下位 3 分の 1 にこの入試で入って来た学生が集中している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

指定校推薦入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験、高大接続パイロット推薦入学試験のように、外国語運用能力について、出身校内部の判定基準に依存する入学者選抜に関しては、英語資格試験のレベルを条件に明示する等の手段を検討する。

また、スポーツ・フロンティア入試には応募がなかったので、今後諸条件等を緩和して、門戸を開くことを検討する。

更に、入試の方式にもバラエティを持たせるために、大学入試センター試験を利用する入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者チャレンジ入学試験等の実施を検討する。

4-3　入学者選抜の仕組み

【現状の説明】

入学者選抜の実施体制や選抜基準の透明性確保のために、次のような仕組みを持っている。

入試の実施体制は、スケジュールや問題作成、監督割り当て等、原則として全学の試験体制に従っている。また、外国語学部執行部の一員として入試主任がおり、全学の入試センター主事を兼ねているために、全学の入学試験方針を学部に伝えるとともに、学部の意向を全学の入試センター主事会の議論に反映させる体制ができている。

次に、選抜の基準に関してであるが、一般入学試験の合否判定に用いられる得点データは問題の難易度による不公平がないよう、素点に対し統計処理を行っている。

更に、いずれの入学試験の場合も最終合否入学試験の判定は教授会で行われ、すべての得点データや判定資料を明らかにした上で説明がなされ、審議を経たうえで決定される。

【長所】

募集人員がもっとも多く、入学試験の主軸をなしているといえる一般入学試験は、基本的には、英語を主とした筆記試験であり、学部による出題傾向の違いがない英語の問題は、外国語学部を志望する生徒の基礎学力を測るのに最適である。

また、アドミッション・オフィス入試で実施している外国語による面接も、受験生の外国語運用能力を測るのに重要な役割を果たしている。

【問題点】

学部の意向を反映させながら方針が決定されており、入学試験の実施体制に特に問題はない。

4-4　入学者選抜方法の検証

【現状の説明】

外国語学部では、一般入試に関しては、学部執行部全員が合格判定の場に立ち会い、総合的な判断を下している。また、アドミッション・オフィス入試の面接には、4人の試験官が参加し、全員で協議して合格者を決定している。その他の「指定校制推薦入学」「高大接続パイロット推薦入学試験」「関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験」に関しては、応募資格に数値的条件が示されているので、それをクリアせねばならず、客観的に合格者を判断できる仕組みになっている。

いずれの入学試験の場合も最終合否の判定は教授会で決定する。すべての得点データや判定資料を明らかにした上で説明がなされ、審議を経たうえで決定している。

本学の一般入試は全学共通の入試問題を使用するため、入試問題の適切性の検証は全学的な枠組みの中で行われている。

【長所】

客観的な基準が設定されているのと、面接において外国語運用能力を直接的に測定できるのが公平性を確保していると言える。

【問題点】

評定平均値だけに依存する能力判定は、絶対的な能力の基準としては不正確であるため、入学者の学力にばらつきが見られる。

検索

【将来の改善・改革に向けた方策】

外部試験や各種検定試験のスコアを応募資格で指定するような選抜方法の仕組みを検討すべきである。

4-5　科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

科目等履修生という、入学試験を行わない学生の受け入れについては、今のところ受け入れてはいない。

4-6　定員管理

【現状の説明】

外国語学部の入学定員は150名である。専修は英語教育専修、外国語コミュニケーション専修、中国言語文化専修の３つであるが、各種入学試験で専修ごとの定員は定めておらず、定員枠を一括して運用している。

2009年度の入学手続き者は定員と一致する150名であったが、入学者は、１人辞退者が出たため、149名であった。

【長所】

専修ごとの定員は決められていないため、どの選抜方法においても成績順で入学者を選定でき、優秀な人材の確保が可能である。

【問題点】

各専修の志望者数を統制していないので、専修の規模にアンバランスが生じる危険性がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

専修ごとの人数が極端にアンバランスであるのは望ましいことではない。特に志望者の少ない専修（例：中国言語文化専修）については、学生を確保するための方策を検討する必要がある。広報活動の徹底、及びアドミッション・オフィス入試、指定校制推薦入学等の活用を検討したい。

4-7　編入学者、退学者

【現状の説明】

ア　編・転入学、転部・転専攻

定員150名の学部であることと、２年次に全員がスタディ・アブロード・プログラムに参加することになっているため、編・転入学を認めていない。また、転部に関しても、他の学部とはカリキュラムが異なるため、１年次が終わった時点では難しく、２年次にスタディ・アブロード・プログラムがあるため、２年次が終わった時点でも転部に必要な単位が揃っていないため、実質上不可能であろう。３年次が終わった時点では可能であろうが、他学部の「一般の編・転入学試験」を受け、合格する必要がある。なお、専修に関しては１年次の春学期終了時に決定するが、転専修は、スタディ・アブロード・プログラム終了時点で、一定の条件を満たした者に認める予定である。

イ　退学者

入学辞退者は１名いたが、退学者は今のところいない。

【長所】

途中編入者がいないことにより、学部独自の４年間に渡る、行き届いた学生指導が出来る。

【将来の改善・改革に向けた方策】

問題が生ずれば、対処するつもりである。

今後の到達目標

入試において、もっとも重要なのは学部の教育理念に適した生徒を確保することである。外国語学部としては、基礎的な外国語の能力を備えた、積極性のある人材を求めている。そのためには、外国語の力がある受験生を確実に入学させる必要がある。特に、２年次に１年間外国の大学で学ぶスタディ・アブロード・プログラムがあるので、それについて行ける生徒の確保が重要になる。

そのためには、一般入試で、上位の受験生を確実に入学させ、その他の方式の入試で、外国語資格試験の資格（英検準１級程度）を持つ受験生を確保し、面接で、優れた外国語運用能力を持ち、かつ、優れたリーダーシップを発揮する受験生を選ぶ仕組みを構築して行く。

5　教員組織

5-1　教員組織

ア　教員組織

【現状の説明】

外国語学部は固有の学生を保有し、その教育を行うとともに、関西大学共通の外国語科目（留学生を対象とした第二言語としての日本語を含む）と教職課程の各外国語教科教育法科目、大学院外国語教育学研究科科目も担当している。このうち、後者に関する事項は、旧外国語教育研究機構（2009年４月に外国語学部へと発展解消）に関する記載、並びに外国語教育学研究科に関する記載を参照のこと。

外国語学部の教員は、専任教員40名、兼担教員、及び兼任講師によって構成されている。外国語学部の学生定員は１学年150名である。それに対して専任教員を40名有しているのは十分過ぎると言えるが、全学共通の外国語科目と教職課程の各外国語教科教育法科目、更には大学院の外国語教育学研究科科目も担当していることを考えると、専任教員１人当たりの学生の数、及び担当授業数は非常に多くなる。

【長所】

現有40名の教員で、専門外国語科目については、１クラス20名以下の少人数クラスを実現している点は評価できる。更に、英語及び中国語のオーラルコミュニケーション、ライティング、リーディング等の科目を集中的に配置し、言語運用能力の徹底的な向上と定着をめざしている点も見るべきものがある。

【問題点】

外国語学部所属の教員が、全学共通の外国語科目、教職課程科目、大学院科目も職掌している関係から、これから先、担当コマ数が更に増え、負担が大きくなっていくことが予想される。そこで、学生数、クラス数に見合った専任教員数の配置が課題となる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生数、クラス数に見合う専任教員数の問題は、大学教育の中で全学共通の外国語教育をどのように位置づけるかという、大学全体の理念と大きく関わっているので、単純に数字だけで解決できる問題ではない。

検索

まずは、本学がめざすべき外国語教育を実現させるための理想的な教員数について、全学的な会議において議論し、方向性を見いだす努力を重ねていく必要があろう。

イ　年齢構成等

【現状の説明】

専任教員は40名、内訳は教授31名、准教授７名、特別契約教授２名である。年齢構成では、全教員40名のうち、過半数に相当する26名（全教員の約65％）が46歳から60歳の間に分布している。これは機構発足時に他学部から移籍した教員が多いためである。

構成教員の勤続年数をみると、全教員の平均勤続年数は11年で、教授の平均勤続年数は12年、准教授は５年となっている。また、職位別に見た勤続年数の状況では、勤続年数５年未満の教授が教授全体の18％を占め、勤続年数６～10年未満の教授が全体の13％を占めている。

次に、本学部における外国人研究者の受け入れ状況では、優れた研究者を海外から受け入れることについては、特段の制限を課していない。その結果、現在５名の外国人研究者を専任教員として受け入れている。更に、女性教員の占める割合をみると、専任教員40名中、その４割弱に相当する15名が女性教員である。

【長所】

以上の統計から、多様な年齢構成・勤続年数を有する教員によってこの組織が運営されていることがわかり、組織を民主的に運営する面でプラス要因として働いている。また、教員公募の対象を国内に限定することなく、国籍を問わず優秀な研究者の採用を進めてきているので、より国際化が推進されている。更に女性教員の占める割合も他学部に比して多く、おおよそ男女共同参画社会を実現する方向に沿ったものとなっている。

【問題点】

40歳以下の若年層の教員が少ないため、新任採用人事については、特別な理由がないかぎり、准教授、または助教を公募により採用するよう努める必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

若年層の教員が採用できるよう、学部人事委員会等において検討を進める。

ウ　主要な科目への専任教員の配置状況

【現状の説明】

2008年度における外国語科目別の専任教員配置状況は、英語20名（うち２名は特別契約教授）、ドイツ語３名、フランス語２名、ロシア語１名、スペイン語２名、中国語４名、朝鮮語２名、日本語２名である。本学における責任担任時間数は、１週当たり教授８時間（通年で４コマ）、准教授及び専任講師６時間（通年で３コマ）となっている。専任教員の平均授業担任時間数は、教授が10.4時間、准教授が15.3時間で、専任教員が担当している１名当たりの平均担任授業時間数は11.3時間である。

【長所】

本学で開設されている外国語科目の言語別専任教員の配置状況をみると、すべての言語に最低１名の専任教員が配置されている。このことにより、カリキュラム策定や兼任講師との連携等において、外国語教育の充実や学生の要求に速やかに対応できる体制がとられている。外国語学部の初年次教育に関しても、十分に対応する人材が用意されている。

【問題点】

言語別教員配置数と言語別受講者数の比率をみた場合、若干バランスを欠いている面があることは否定で

きない。これは外国語学部の前身、外国語教育研究機構設立時の教員の学内移籍に係るルールに起因しているが、外国語教育に対する大学全体の理念・施策が概ね盛り込まれた形になっている。今後、外国語学部の専門教育が展開される段階で、教員の配置について議論をする必要があろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生の受講状況は時代とともに変化するので、持てる人的資源を有効に活用しながら、必要に応じて教員構成を適宜調整していく必要がある。その時々の状況を学部及び全学的な会議において十分に議論し、その方向性を見いだす努力を継続して行う。

エ　教員間の連絡調整

【現状の説明】

外国語学部においては、七つの外国語及び第二言語としての日本語を対象とした教育研究がなされている。教育課程編成上必要な教員間の連絡調整は副学部長を委員長とした学務委員会が行っている。

また、すべての専任教員が英語部会、ヨーロッパ系言語部会（ドイツ語・フランス語・ロシア語・スペイン語)、アジア系言語部会（中国語・朝鮮語・日本語）のいずれかに属し、必要に応じてそれらの会議を開催している。更に、初習外国語科目としての共通性を有する連絡調整のために、ヨーロッパ系言語部会とアジア系言語部会の合同会議が開催されている。

そのほか、カリキュラムや教育目標等に関する共通認識を高めるため、毎年度、春学期や秋学期開始前に専任教員（兼担講師を含む)、特任外国語講師及び兼任講師を集めて「外国語科目担当者連絡会」が開催されている。この連絡会では、各言語別の説明を行い、必要事項の周知に努めている。

専任教員は、教育内容の検討、到達目標の設定、年間のシラバス作成、共通教材の開発等の業務に従事し、特任外国語講師や兼任講師が効果的な教育を行えるよう支援する体制を整えている。

外国語学部が提供している外国語科目の中には統一教材を採用しているクラス、リレー方式やタンデム方式を導入しているクラスがあるため、同一言語の担当者間や同一クラスの担当者間における緊密な連絡調整は不可欠である。そのため、日常的な教員間の連絡調整は、直接会合する場合や連絡帳、E メールを利用するケース等さまざまである。

なお、外国語学部については、現在のところ、発足２ヶ月を経過した時点のため、問題は顕在化していないが、科目内連携等に問題が生じる可能性もあるため、注意深く経緯を見守っていく。

【長所】

学務委員会と三つの言語部会による教育課程の編成は、外国語カリキュラムとしての統一性を保ちながら、それぞれの言語部会の特性が十分に配慮される点で、効果的に機能していると評価できる。

外国語科目担当者連絡会は、授業方法や教材に関する教員間の綿密な協議・情報交換の場として有効に機能しているだけでなく、限られた数の専任教員が中心となって本学の外国語教育を運営していくために重要な役割を演じている。

【問題点】

外国語学部の主要科目等について、今後、より一層の科目内連携をはかるための組織作りを急ぐ必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

外国語学部の主要科目等について、科目内、科目間連携をはかるための組織作りを始める。

検索

5-2　教育研究支援職員

【現状の説明】

学生に対してよりきめの細かい外国語教育を施すため、全学共通の外国語科目の一つである英語Ⅱの「クリックして読むコース」において、TA（ティーチング・アシスタント）を活用している。

TA の配置については、まずコースのコーディネーターと担任教員間の相談によって決定される。コーディネーターは TA の採用・配置、教室の確保、教授内容の検討を行い、それ以外の具体的な教育上の連絡は、担任教員と TA の間で行われている。なお、TA は本学の外国語教育のスタイルに精通している外国語教育学研究科の大学院生を中心に採用している。外国語学部については、自習室等の支援に TA を配置している。

全学共通科目の外国語科目においても、多くの教員が外国語教育学研究科の大学院生から TA を採用して活用している。

【長所】

TA が制度化され、現時点で「クリックして読むコース」において、適切に運用されている。また、SF（スポーツ・フロンティア）入試による学生のための課外ワークショップにおいても TA を活用した補助授業が実施されている。また、TA の多くが外国語教育学を専攻する大学院生であることから、適材の配置という観点においても運用は適切であると言える。

【問題点】

外国語学部では、資料作成等教員の補助を務めるだけでなく、学生に対するメンター（アドバイザー）的な役割を果たす TA の導入を検討する必要があるが、現在のところまだ制度化されていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

外国語学部の TA 配置について、鋭意検討していく。

5-3　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

【現状の説明】

教員の募集については、原則として公募によること、候補者の書類・面接・業績審査に基づく慎重な選考、教授会での投票による採否決定が明文化されている。具体的な手続きについては、部会（英語部会、ヨーロッパ系言語部会、アジア系言語部会）、人事委員会を経て、最終的に教授会で審議が行われている。

昇格人事、定年延長人事に関しても、それぞれ、昇任人事選考基準内規、定年延長人事内規並びに同申し合わせにより必要な手続きが明文化されている。昇任人事については、候補者の研究業績、教育業績、大学・学部行政への貢献、社会への貢献に関して行うこと、また定年延長人事は、休講等の状況、手続き時の健康状態、意欲等についても審査することになっている。更に、昇格人事では、准教授若しくは助教としての経歴や研究業績に関して選考規準、また定年延長人事では研究業績に関しての選考規準、そしてそれぞれ教授会における投票による決定が明文化されている。一連の手続きについても、新任人事と同様、部会（英語部会、ヨーロッパ系言語部会、アジア系言語部会）、人事委員会を経て、最終的に教授会で審議が行われている。

【長所】

以上のように、外国語学部における教員の募集・昇格・定年延長に関する基準・手続きは、明確化されており、人事の透明性が確保されている。専門分野及び年齢構成等にかんがみて、随時必要とされる人員を全体の構成のバランスを考えた上で、適切に運用されていると評価できる。

現在の専任教員の構成から、下記の点を確認することができる。本学部の専任教員の出身大学は、本学の出身者が６名、他の私立大学10名、国公立大学16名、外国の大学８名である。出身大学院は、本学が８名、国公立大学13名、他の私立大学１名、外国の大学17名、その他１名である。出身大学院の本学出身者は全体の20%を占め、残りは国公私立大学の出身者、及び外国の大学等の出身者である。新任人事選考は研究及び教育業績の審査に基づいており、本学・本学大学院にかたよることなく、バランスよく教員配置がなされていることがわかる。

教員の募集に関しては、公募制を導入し適切に運用することにより、多くの優秀な候補者を得ることに成功している。外国語教育という比較的新しい専門分野のため、インターネット上での掲示は、海外からの優秀な人材を求める上で効果的である。

海外からの応募の場合、最終面接のため、来日を求めることがあるが、それまでの選考段階において、候補者の授業実践を収録したVTRの提示を求める等して、審査に慎重を期している点を評価することができる。

5-4　教育研究活動の評価

外国語学部は、学部の専門科目のみならず、本学における外国語教育全般を担っている。そのため、より効果的な教授法を実践し、その成果を広く教育界に発信していくことが求められている。また、本学部では多くの兼任講師が教育に関わっているので、その実践内容を教室内にとどまらせるのではなく、スタッフが新たな知見として共有したり、研究テーマとして更に掘り下げたりできる機会を提供することも目標の一つである。

今後の到達目標

現在の組織を、全学共通科目の担当と外国語学部の専門科目の担当という二重の業務を遂行する組織としてより理想に近い規模・構成の組織に近づけていく。

6　研究活動と研究環境

6-1　研究活動

6-1-1　研究活動

【現状の説明】

ア　研究活動の概況

外国語学部は、高度な外国語能力を身につけ、国際社会において活躍できる人材を育てるために、つねに外国語教育のあり方をさぐり、それを実践に移していく新進気鋭の教員によって構成されている。その意味では、まぎれもなく関西大学の教育理念である「学の実化」を着実に推し進めている組織と言える。

大学内において学際的な共同研究が行われていることは言うまでもないが、外国語関連の学問（外国語教育学、言語学、異文化間コミュニケーション、文学等）は、海外で注目すべき研究が進んでいるので、そうした国々から各分野の専門家を招へいし、FDセミナーを中心とした国際的な共同研究も進められている。

検索

イ　研究成果の発表状況

旧外国語教育研究機構によって大学院外国語教育学研究科が創設された2002年度以降、著書の出版は常時10点以上（ただし、2005年度は中間集計のため除く）を数えている。このように、教育・研究の成果は着実に公開されていると言っていい。

（再掲）表Ⅱ-外-1　研究業績数一覧

年	合計	著書	論文	学会発表	その他
2001～2002	199	20	68	33	78
2003～2004	191	26	77	22	66
2005～2006	198	15	68	50	65
2007～2008	334	28	108	122	76

※　データは届出による
※　2007～2008年度の著書に訳本１部を含む

なお、2000年度の機構設立とともに創刊された紀要『外国語教育研究』（2009年度より『外国語学部紀要』と改名；年２回発刊）は、外国語学部に移行してからも、専任教員の主たる研究・教育成果の発表の場であることは変わらない。

更に、外国語及び日本語科目を担当する兼任講師が主として投稿する『外国語教育フォーラム』（年１回発行）が2001年度から引き続き出版されている。このジャーナルは、研究発表の場に必ずしも恵まれているとは言えない兼任講師に、投稿の機会を設けるとともに、冒頭に掲げた知見共有の目標を達成しようと意図されたものである。

ウ　学会等での活動状況

学部開設から2カ月しかたっていないため、具体的に述べることはできない。しかし、旧外国語教育機構時代の、教員の学会への参加状況は、届け出データによると、2008年度の国際学会（シンポジウム・講演会）が発表者７名、出席者２名、国内学会が発表者６名、参加者74名となっている。これは、教員が着実に研究成果をあげ、外国の専門家と積極的に交流していることを物語っている。

また、学部の教員の研究成果は、既に高い評価を得ているものがあり、そのことは、教員の相当数が市民講座や教育委員会等の講演会の講師、スピーチコンテストの審査員、国際ロータリークラブやフルブライト奨学金の審査員、更には国際研究誌や国内主要学会紀要等の編集委員・査読委員を委嘱されていることにもあらわれている。

エ　研究助成

教員の研究活動費では、大学内の学術研究助成金、重点領域研究助成金、そして外部からは文部科学省の科学研究費補助金が支給されている。2007～2008年度は科学研究費補助金が23件（継続含む）支給されている。

外国語学部は発足して間もないせいか、外部からの科学研究費補助金を受けている件数は、決して多いとは言えないが、各専門分野での研究が進むにつれて、増加していくものと予想される。

【長所】

授業経験に基づく研究成果を発表しにくい立場にある特任外国語講師や兼任講師のために『外国語教育フォーラム』が出していることは、研究活動を奨励し、専任教員ともさまざまな知見を共有する場が設けられたわけで、結果として外国語学部がめざす外国語教育の更なる質の向上に貢献していると考えられる。

6-1-2　研究環境

【現状の説明】

国際会議、国内学会での発表・報告を行うにあたり、科学研究費補助金に加えて、大学からの助成、個人研究費等が支給されている。それによって国内外に出張しており、比較的恵まれた状況にある。

個人研究室は全教員に個室が確保されている。また、さまざまな会議の開催日を水曜日に集中させることによって、教員の研究時間を確保させる方途としている。

【長所】

上記の【現状の説明】で述べたとおりである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員１人ひとりの研究環境向上のために、研究活動の活発な展開を全教員に促し、組織全体としても、科学研究費補助金に限らず、中長期的な展望をもちながら、また大学院外国語教育学研究科での取組も視野に入れて、現代 GP や特色 GP、更には COE 等にも申請できるプロジェクトを本学部を中核として構成することにより、競争的外部資金の獲得をめざす。

今後の到達目標

当学部の構成員の研究活動は、量的には既に十分であるので、今後は、質の向上（例えば、機関誌の査読制度の充実）を図る。

6-2　研究環境

6-2-1　経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

本学部が外国語教育研究機構であった2008年度同様、各教員は研究に必要な図書・備品調達等に充てることができる個人研究費の支給を受けている。

教員研究室は、全教員に確保されている。また、さまざまな会議の開催日を水曜日に集中させることによって、教員の研究時間を確保させる方途としている。学部発足から2か月しかたっていないが、研究環境については外国語学部の前身である外国語教育研究機構において整備されていた研究環境と変化がない。

【問題点】

2009年４月に開設された学部のため、現在のところ問題は生じていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部開設から２カ月しかたっていないため、「将来の改善・改革に向けた方策」として具体的に述べることはできない。しかし、前身である外国語教育研究機構から基本的な人的・物的システムが移行しているため、機構で検討された改善・改革に向けた方策を参照することができる。特に、機構で恒常的に問題になっていた教員の研究時間確保に向けた方策は、引き続き図っていくことが必要であろう。本学部に所属する教員全員が可能な限り等しく業務を分担できるようにして研究体制の更なる整備を図り、授業や管理運営の負担が一部の教員に荷重にならないよう配慮すること、また、ティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタント等の教育研究補助スタッフの充実を図ることに努力を続ける必要があろう。

検索

6-2-2　競争的な研究環境創出のための措置

【現状の説明】

本学部は、科学研究費補助金、政府若しくは政府関連法人からの研究助成金等の競争的資金を得ている。

【問題点】

2009年４月に開設された学部のため、現在のところ問題は生じていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員１人ひとりの研究環境向上のために、競争的な研究活動においても活発な展開を全教員に促し、組織全体としても、中長期的な展望をもちながら、また大学院外国語教育学研究科での取り組みも視野に入れて、現代 GP や特色 GP、更には COE 等にも申請できるプロジェクトを本機構を中核として構成することにより、競争的外部資金の獲得をめざす努力を続けることが必要であろう。

6-2-3　研究上の成果の公表、発信・受信等

【現状の説明】

学部開設から2カ月しかたっていないため、研究上の成果の公表、発信・受信の現状について報告できることは多くない。本学部では、研究成果の発信の場として外国語教育研究機構時代から引き続き、『外国語学部紀要』（外国語教育研究機構が発行していた『外国語教育研究』の後継誌）と『外国語教育フォーラム』の２種類の刊行物を発行することになっている。『外国語学部紀要』は主に外国語学部専任教員の研究成果を発表する刊行物として毎年２回、『外国語教育フォーラム』は外国語学部専任教員だけでなく、外国語学部が職掌する外国語科目を担当する専任教員（兼任を含む）、特任外国語講師及び非常勤講師のための刊行物として、毎年１回発行されることになっている。

【問題点】

2009年４月に開設された学部のため、研究上の成果の公表、発信・受信の問題点については特にない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

外国語教育研究機構において行われていた、専任教員及び特任外国語講師や兼任講師の研究成果公表の場である刊行物を引き続き発行すること、専任教員の活発な国内外の学会参加や社会的な貢献を通した研究成果の公開が継続されるよう、教員の研究活動を奨励し、時間的・物的・人的支援が整った環境作りを進めていくことが必要となるであろう。

今後の到達目標

外国語教育研究機構において行われていた研究環境を整備・確保する方策を継続し、更に改善できるよう努力を続けることが望まれる。具体的には、機構時代から教員の時間的環境が十分整えられていない問題がある。教員の授業担当数がやや多めであること、また一部の教員に業務負担が偏重する傾向があることを、組織全体の整備を行うことで、全員が可能な限り等しく業務を分担できるように改善し、ティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタント等の教育研究補助スタッフの充実を図ることで、教員の授業負担を軽減させる工夫を進めたい。

機構時代から一貫して発行している外国語学及び外国語教育に関する刊行物を引き続き発行することで、学内における教員の研究成果公表の場を創出し続けることに加え、専任教員の活発な国内外の学会参加や社会的な貢献を通した研究成果の公開が継続されるよう、教員の研究活動を奨励し、時間的・物的・人的支援が整った環境作りを進めていきたい。

更に、競争的な研究活動においても活発な展開を進めていくため、本学部が中核となるプロジェクトを構成することにより、現代 GP や特色 GP、更には COE 等にも申請できるようにしていきたい。

7　施設・設備等

7-1　施設・設備等の整備

【現状の説明】

外国語学部は固有の学生を保有し、その教育を行うとともに、関西大学共通の外国語科目も担当している。このうち、後者に関する事項は、旧外国語教育研究機構に関する記載を参照のこと（外国語教育研究機構は、2009年 4 月に外国語学部へと発展解消した)。

外国語学部は、その学生が主に使用する第 1 学舎において、講義室41、演習室68、自習室 2 を有する（ただし、法学部・文学部・政策創造学部と共有)。また、外国語学部は、徹底した少人数教育により、外国語による高度なコミュニケーション能力、高い水準の ICT リテラシー及びメディアリテラシーを身につけた学生を育成することを教育の目標においているが、この教育目標のため、岩崎記念館にある 2 つの CALL 教室及び第 1 学舎 3 号館にある CALL 教室を使用することが可能である。

【長所】

単一学部占有の教室棟・教室を持たないことにより、効率のよい施設の運用が可能になっている。

【問題点】

同一学部内での学生の交流を促進するためには、自習室に関しては、学部占有のスペースがあるほうが望ましいと思われる。

外国語学部は、少人数教育（20人以下）による外国語の授業を特色としている。そのためには、講義室でも演習室でもない、外国語教育に特化した教室があることが望ましい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

(1) 外国語学部生が主として使用する自習室を増設する。

(2) 外国語教育に特化した、少人数教室を設計する。

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置

【現状の説明】

外国語学部の授業が多く行われる岩崎記念館に、CALL 教室を 2 教室有する。これらの教室では、マルチメディア教材の利用はもちろんのこと、教材の配信、作成物の回収・共有等を行う教育システムを自在に利用できる。また、各ブースの端末は、マルチメディアコンテンツの作成までが可能な環境が整備されている。また、これらの教室は2009年に機器更新を行ったため、利用者はハードウェア・ソフトウェア（CALL システムも含む）ともに、最新の環境下で授業が行える。

【長所】

コンピュータ支援による外国語の授業のみならず、一般的な情報リテラシーの授業を行うことも可能になっている。また、学生が自らオーサリングツールを用いて、さまざまなコンテンツを作成することも可能に

検索

なっている。

【問題点】

CALL 教室は授業以外の目的に使用できないので、学生が授業で課された課題を遂行するために必要な施設がない（学内の他のコンピュータ自習室は、マルチメディアへの対応が不十分である）。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生が、授業時間外に、情報機器を用いてグループワークを行えるような自習室の整備を進める。

7-3　利用上の配慮

【現状の説明】

岩崎記念館は大学院学舎として1974年４月に竣工した建物であり、時代的にもバリアフリーに配慮したものではなかったが、外国語教育研究機構が2000年４月に発足し本部機能をこの学舎に置くに伴い、エレベーター等の設備を整えた。また、第１学舎３号館についても、バリアフリーの時代に即してエレベーター等の設備を配置した。

【長所】

今のところ、利用者の垂直方向の移動に関しては問題がない。

【問題点】

外国語学部の完成年度に向けて学生が増えるにあたり、岩崎記念館の利用頻度が高まると思われる。４階に99名、75名収容のホールを持つ学舎としては、授業以外でも講演会等イベントで使用することもあり、エレベーターが１基では不足する事態も考慮すべきであろう。また、スロープの増設等により車椅子でも直線的に入場できるような、水平方向の移動についても障碍のない設備も必要になってくるであろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

段階的に、エレベーター及びスロープの増設に着手すべきである。

今後の到達目標

外国語学部の外国語の授業は、CALL 教室を用いる授業だけではないので、その他の授業においても教育効果を挙げるために、それにふさわしい教室環境を整備する。また、学生の課外での学習活動を支援できるようなICT環境の整った施設の整備も進める。

完成年度の2012年度をめどにエレベーター、スロープを設置する。

8　学生生活

8-1　学生への研究活動への支援

【現状の説明】

本学部では新入生のための合宿やオリエンテーションを通して、早期の専修決定を促し、外国語運用能力を効率的に向上させるため、到達目標設定の重要性を強調している。その結果、学期開始後２ヶ月が経過し

た時点で、既に上級年次における研究テーマや将来の希望職種を具体的に有する学生も少なくない。学部新設初年度の本年度においては、具体例として上級生の活動の軌跡を示すことはできないが、少人数制を生かした指導によって、具体的な学習計画の構築を助けている。学生の興味を発展させるために、外国語教育学研究科が担うプロジェクト（「英語指導力開発ワークショップ」、「学びのネットワーキングと英語教員養成」）や講演会、大学院生による聴聞会や研究発表、実践報告会の開催を適宜紹介している。また組織活動の一環としての雑誌発行、すなわち大学院生のための研究紀要『千里への道』、教員による『外国語学部紀要』（旧『外国語教育研究』）、本学部非常勤教員が主に参加する『外国語フォーラム』を紹介し、ホームページからも閲覧できる旨伝えている。

【長所】

少人数教育を旨とする教育理念、オフィス・アワーの制度化、更に一年生のみが在籍する初年度の特殊状況等により、現在はとりわけ学生個々人の興味と勉学上の問題や疑問を掬い上げ、将来の卒業研究テーマの絞り込みを視野におきながら細かな指導が行える環境にある。夏期休暇中に開催される TOEFL 対策のための特別英語講座や全員に与えられる夏期特別課題等により、長期休暇の間も教員とのコンタクトがとりやすく、継続的な指導が可能な体制を整えている。また夏にはスタディ・アブロード・プログラムの協定校であるブラカン大学への見学旅行を教員引率のもと催行する。この大学では社会活動としてのボランティア活動が必須とされるため、フィールドワークの可能性を示唆するよい機会となろう。

今後の到達目標

１年次では、留学準備を進める一方、日本の学生ならではの経験（サークル・部活動、大学祭、社会活動等）も積めるよう、バランスのとれた学生生活の実現をめざしたい。２年次留学中の学生生活では、さまざま問題が発生することが予想される。自主性促進という教育効果を考慮した、サポートの提供が目標である。更に二年後帰国する上位年次に対しては、留学後に多様化するであろう学生の勉学・研究上のニーズに応えられる状況を今から構築することが求められる。

9　管理運営

9-1　管理運営体制

【現状の説明】

管理運営は、2009年４月１日からの「外国語学部教授会規程」に基づき、透明性を確保する方法で行われている。ほかの各種委員会と部会は明文化されていないが、適正かつ円滑に運営されている。

ア　管理運営体制の概要

本学部は、前身の外国語教育研究機構が2000年４月１日の発足以来、同年２月25日に制定、2006年10月に改正された「外国語教育研究機構規程」に基づいて運営がなされていた。また、2009年４月１日に学部に移行後も、2008年５月22日制定の「外国語学部教授会規程」により意思決定機関として、学校教育法並びに関西大学学則の規定に基づいて教授会が設けられ、その議を経て次のような会議、委員会並びに部会が作られている。

執行部会議、人事委員会、学務委員会（学部、研究科）、研究・メディア委員会、自己点検・評価委員会、英語部会、ヨーロッパ系言語部会、アジア系言語部会、入試委員会（2009年度より）、外国語学部開設記念行事準備委員会（2009年度のみ）

なお、当学部の管轄である全学共通科目の外国語科目の運営に関しては、大学執行部直属の機関である教育推進部の全学共通教育推進委員会のチェックを受ける体制になっており、両者の分担は外国語学部の前身である外国語教育研究機構の時代から継続している。

イ　教授会

学部の最高意思決定機関である教授会は、特別契約教授を除く専任教育職員をもって構成される。学部長が招集し議長をつとめる。休業期間を除き、原則として月に２回、開催されている。また、学部長が必要と認めたときや、構成員の３分の１の請求があったときに臨時に開催される。定足数は、学部長選出のための教授会が構成員の３分の２以上、人事のための教授会を含めた通常の教授会が２分の１以上となっている。議決は、原則として出席者の過半数をもって行われる。審議事項は、以下のとおりである。

学部長の選出、副学部長の承認、評議員候補者の選出、学長となる者の承認、構成員の人事に関する事項、特任外国語講師の人事に関する事項、全学及び学部内の各種委員会委員の選出等、学則に関する事項、関係機関との協議に基づく外国語科目及び担任者に関する事項、関係機関との協議に基づく外国語科目の試験に関する事項、自己点検・評価に関する事項、その他外国語教育及び研究に関する事項。

教授会の議事録は、学部長によって作成されたのち、事務オフィスに備え置かれ、教員に開示されている。

なお、2009年５月１日現在の構成員数は、40名（教授31名、准教授７名、特別契約教授２名、うち在外研究員２名、研修員１名）である。

ウ　執行部

学部の役職者としては、規程に基づき、学部を代表して業務を統括する学部長１名、学部長を補佐する副学部長２名、教学主任２名、入試主任１名、学生主任１名、学生相談主事１名がおかれ、これら８名が執行部を形成している。

この執行部を中心に意思決定機関が協議を重ね、管理運営に関する意思決定の手続きが進められている。

執行部会は、休業期間を除き、原則として月に２回開催され、教授会で審議される議題の設定や配付資料の検討、懸案事項の検討を行っている。

エ　各種委員会と部会

（ア）人事委員会

専任教員の任用・昇任・定年延長・名誉教授・特別契約教授の推薦に関する事前審査、非常勤講師の任用のための資格審査、そのほか人事に関する議題を審議をする目的で設けられている。委員は、学部長、副学部長（２名）、英語・ドイツ語・フランス語・ロシア語・スペイン語・中国語・朝鮮語・日本語から選出された委員それぞれ１名、学部長指名の委員１名、計12名である。

（イ）学務委員会

外国語のカリキュラム策定、時間割の編成、そのほか外国語に関する議題を審議するために設けられている。委員は、副学部長、英語２名、ドイツ語・フランス語・ロシア語・スペイン語・中国語・朝鮮語・日本語から選出された委員それぞれ１名の計10名である。副学部長が委員長を務める。

（ウ）研究・メディア委員会

外国語教育における研究、研究用図書の収集・整理、研究紀要・研究誌の編集・刊行、FD セミナーの開催及び教材・マルチメディアのコンテンツ作成、関連施設設備の利用・充実計画の策定、そのほか教材資料に関する議題を審議するために設けられている。委員は、学部長指名の委員長、教授会において選出された委員７名、計８名である。

（エ）英語部会

英語教育に関する諸問題を検討するために設けられている。現在、22名が所属。部会は、部会長の判断に

より随時開催されている。

（オ）ヨーロッパ系言語部会

ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語に関する諸問題を検討するために設けられている。現在、ドイツ語３名、フランス語２名、ロシア語１名、スペイン語２名、計８名が所属。部会は、部会長の判断により随時開かれている。

（カ）アジア系言語部会

中国語、朝鮮語、日本語に関する諸問題を検討するために設けられている。現在、中国語６名、朝鮮語２名、日本語２名、計10名が所属。部会は、部会長の判断により随時開かれている。

【長所】

教員人事等における教授会の役割は、十分に果たされており、活動は適切であると判断される。

意思決定機関としての教授会は公正に運営され、執行機関としての学部長は教授会の意思決定に基づき、学部の管理運営を行っている。

上述の諸点から、学部長－執行部会－各種委員会－教授会の役割分担は有効に機能しており、当学部の管理体制は適切であると判断される。機構から学部に移行しても管理運営体制は継続される予定である。

【問題点】

構成員の少ない語種は、１人の教員が複数の委員会のメンバーとなるケースが常態化している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

メンバー構成の見直しも適宜必要であろう。

9-2　学長、学部長の権限と選任手続

【現状の説明】

学部長は、副学部長・教学主任等の指名・推薦、各種委員会の委員長・委員の推薦、教授会の開催決定並びに議題の設定等、学部を代表する者としての権限を有している。

また、事務専決事項として理事会内規の規定に基づき、所轄事項中、常例に属する申請、照会、回答等に関すること、所属教育職員の国内出張や欠勤、休暇に関することに対して決裁する権限を有している。

学部長は、学部規程及び学部長選挙内規に基づいて選任される。学部長の被選挙権を有する者は、学部に所属する専任の教授である（特別契約教授を除く）。選挙権を有する者については、学部に所属する教授、准教授、専任講師及び助教と規定されている。また選挙会は、構成員の３分の２以上の出席をもって成立する。選挙の実施及び管理事務のために、学部長、副学部長、及び学事局グループ長からなる選挙管理委員会が設けられることになっている。

第一次投票の学部長候補者選出は、２名連記の無記名によって行われる。第二次投票の学部長選挙は、単記の無記名によって行われ、投票総数の過半数を得た者を当選者とする。開票結果は、教授会において発表されたあと、当選者に就任の意思確認が行われる。学部長の任期は２年、再任を妨げないことになっている。

【長所】

学部長の選任手続きについては、適切、妥当であると考えられる。機構長時代を含め選挙を2009年５月現在までに６回実施したが、手続きそのものが問題になったことは一切ない。他学部との比較においても問題があるとは思われない。なお、学部と大学院の連携を深めるため、学部長と研究科長の兼務が行われたが、今後も規程に基づいた適切な選任手続きと権限の行使が求められている。学部長の権限についても、適切に

行使されていると判断される。

10　自己点検・評価

前回の到達目標

定期的な自己点検・評価活動を推進する。

10-1　自己点検・評価

【現状の説明】

外国語学部においては、副学部長を委員長とする独自の自己点検・評価委員会を常設機関として設置し、自己点検・評価活動を推進している。

【長所】

委員会を常設機関として設置しているため、つねに自己点検・評価上の問題点を発見、改善できる体制が整っている。

10-2　自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

独自の学外者による検証の制度は設けていないが、教授会がダブル・チェックの機能（自己点検・評価の確認と承認）を十分に果たしているため、特段の問題点なく運営されている。

【長所】

教授会によるダブル・チェック機能が順調に機能している。

【問題点】

学部独自の学外者による検証制度を設けていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学外者による検証体制の必要性や制度設計に関して、議論を行う。

今後の到達目標

引き続き、定期的な自己点検・評価活動を推進するほか、学外者による検証体制の必要性や制度設計に関して、一定の結論を得る方向で議論を進める。

検索

外国語教育学研究科

検索

第Ⅱ編　外国語教育学研究科　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 827

1-1　理念・目的等　〈827〉

1-2　理念・目的等の検証　〈828〉

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等 …… 828

2-1　教育課程等　〈828〉

2-2　教育方法等　〈832〉

2-3　学位授与・課程修了の認定　〈838〉

3　国際交流 …… 839

3-1　国際交流〔国内外との教育研究交流〕　〈839〉

4　学生の受け入れ …… 840

4-1　入学者受け入れ方針等　〈840〉

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法　〈841〉

4-3　科目等履修生・聴講生等　〈845〉

4-4　定員管理　〈845〉

5　教員組織 …… 846

5-1　教員組織　〈846〉

5-2　教育研究支援職員　〈847〉

5-3　教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続　〈847〉

5-4　教育・研究活動の評価　〈848〉

5-5　大学院と他の教育研究組織・機関等との関係　〈849〉

6　研究活動と研究環境 …… 849

6-1　研究活動　〈849〉

6-2　研究環境　〈851〉

7　施設・設備等 …… 851

7-1　施設・設備等の整備　〈852〉

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置　〈852〉

7-3　夜間大学院等の施設・設備等　〈853〉

8　学生生活 …… 853

8-1　学生への研究活動への支援　〈853〉

9　管理運営 …… 854

9-1　管理運営体制　〈854〉

9-2　学長、学部長等の権限と選任手続　〈854〉

10　事務組織 …… 855

10-1　大学院の事務組織　〈855〉

11　自己点検・評価 …… 856

11-1　自己点検・評価　〈856〉

11-2　自己点検・評価に対する学外者による検証　〈856〉

1　理念・目的・教育目標

1-1　理念・目的等

【現状の説明】

本研究科が教育・研究対象とする「外国語教育学」は、新しく展開されてきた領域である。これは国際化・情報化時代にあって、従来の外国文学研究・外国語学研究という学問的枠組みを越え、外国語学習・教授・習得という複合的過程それ自体を専門的に究明し、科学的基礎に基づく外国語教育の発展に寄与する学問領域である。本研究科は、ⅰ）第二言語習得理論や応用言語学の理論に基づく教育実践・教材開発能力の獲得、ⅱ）言語・文化の専門的知識に基づく異文化対応能力の獲得、及びⅲ）ICT 技術を適切に駆使した教育技法等の外国語教授能力の資質開発を目的とし、2002年度に独立研究科（博士課程前期課程・後期課程同時開設）の形で設置された。本研究科の設置の理念・目的は、研究を実践に活かすという本学の理念である「学の実化」とも適合するものである。

本研究科の研究領域は「外国語教育実践学」、「外国語教育教材・メディア学」、及び「外国語分析学」の3分野から構成されている。研究対象言語としては、英語、中国語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、朝鮮語、第二言語としての日本語があげられる。

授与される学位は、修士（外国語教育学）、博士（外国語教育学）であり、取得可能な教員免許状は、専修免許状（英語・中国語）である。

ア　博士課程前期課程の目的

本研究科前期課程の主要な目的は、①外国語学習理論、及び外国語習得理論に基づく授業研究の実践、②情報化社会にふさわしいメディアを適切に利用した外国語教育の展開、③認知的アプローチからの外国語学習メカニズム・言語体系の究明、④高度な外国語運用能力養成、⑤地域文化の知識と理解に裏打ちされた異文化対応能力の養成という５つの点に集約される。

また、実社会からの多様な要請に応えるため、（研究対象言語の如何に関わらず）共通して学ぶべき理論・実践的問題領域に関する科目群、及び研究対象言語別の科目群の配置を工夫しながら、専門科目群の多様な選択肢を提供している。更に、柔軟な履修形態を可能にすることで、中学校、高等学校、専修学校等の教育現場において英語等の科目を担当している教員のリカレント教育をはじめ、現職教員の研修や高度職業人養成のための環境を創りだしている。

イ　博士課程後期課程の目的

冒頭で述べた外国語教育研究の専門化は、学校教育における外国語学習形態の多様化や、教育技術の進展と密接に関連している。教員個々人の、いわば職人的創意と努力に多くを依拠してきた従来の外国語教育を、専門科学としての教育研究に理論的基礎を置きつつ、同時にその成果を実践的かつ科学的な教材開発と教授法改革に生かすことのできる外国語教育学へ変えていくことが、昨今の外国語教育を取り巻く環境改善のために不可欠な課題としてある。そして、日本の外国語教育がかつて経験したことのない、こうした大きな変革を実現するためには、授業実践研究、教材とメディア研究、個別言語の高度な運用能力と分析能力といった諸領域にわたる幅広い学問的素養を備えつつ、なおかついずれかの領域において特に秀でた専門的知識を持ち合わせた新しいタイプの指導者、研究者を養成する必要がある。博士課程後期課程では、外国語教育における高度の専門性を有する指導者の養成、更には将来、この指導者の養成の任にあたる外国語教育の専門的研究者養成を自らの責務と位置づけ、外国語教育の変革に参画することをめざしている。

なお、これらの理念等は広報用の案内パンフレット『関西大学大学院 Information』及びホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/global/academics/gr_s_list.html）で一般公開されている。

検索

【長所】

国際化・情報化時代にふさわしい学識を備えた外国語教育専門家の養成をめざす本研究科の方針は、現代社会のニーズによく合致したものといえる。また、多様な言語を研究対象とする外国語教育学の教育・研究を進めている点も、これからの社会のニーズに応えるものといえよう。

1-2　理念・目的等の検証

【現状の説明】

外国語教育学を学問的に確立し、その知見に基づいた教育を自らが実践し、それを検証していける人材を養成することが、本研究科の理念・目的として掲げられている。この理念・目的を実現するために、(1) 外国語教育学の基礎を構成する必修科目に加えて、学生のニーズにあった科目をできるだけ多く開講し、これを学生が受講しやすいようなシステムのもと提供する、(2) 科目配置に関しては、理論と実践のバランスを十分に考慮する、(3) 学生に、受講や論文指導、論文審査の手続きを明確に示し、修了までの道筋をあらかじめ示す、(4) 指導に関しては、指導教員による個別的な対応の充実を図るほか、副指導教員制度等を導入して、学生の多様な興味に対応する、更には (5) 指導教員変更の手順も明示し、指導教員と学生の興味のミスマッチを減らすよう努力する等の方策を実施している。

【長所】

上記の (1) ～ (5) が比較的順調に機能している。

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等

2-1　教育課程等

前回の到達目標

教育内容、方法のより一層の充実を図る。

2-1-1　外国語教育学研究科の教育課程

【現状の説明】

従来の外国語研究は、文献学や言語学、文学が中心となっており、外国語教育の研究と実践には必ずしも十分な関心が払われてこなかった感がある。しかし、21世紀を迎え、外国語の運用能力がより高度なレベルで求められるようになり、更に ICT 革命により情報化が推進され、情報のグローバル化が進むようになった今日、時代の要請に応えるためには、外国語教育学を学問的に確立し、その知見に基づき斬新な教育を実践し、それを検証していける人材を養成していかねばならない。そこで、本研究科では、外国語教育学の研究に現在もっとも求められている領域を、次のように設定した。

① 外国語教育実践学
　外国語教授法、学習者理論、言語習得過程を授業実践とその研究によって検証していく外国語教育実践の領域
② 外国語教育教材・メディア学

実践を支える教材の開発とメディア環境の研究をめざす外国語教育教材・メディア研究の領域

③　外国語分析学

教授・学習の対象となる外国語の分析と体系化を指向する外国語分析研究の領域

これらの3領域は、それぞれ、教授者と学習者という人的側面、教材とメディアという環境的側面、それに外国語という対象的側面に相当しており、広義の外国語教育学の基盤である、「人間」、「環境」、「対象」を包括的に含む構成となっている。以下にそれぞれの課程の詳細を述べる。

（ア）博士課程前期課程

本研究科博士課程前期課程では、国際化社会並びに情報化社会における外国語教育の多様化に対応し得る外国語教授能力の養成を、理論と実践の両面において行い、同時に地域文化に対する深い理解を伴った高度の外国語運用力の育成にも十分に配慮している。

カリキュラムは、外国語教育学演習（ゼミ形式）、外国語教育学科目（選択必修を含む基幹科目）、支援・実習科目（関連科目・実技科目）から構成されており、その教学的目的として次の5点を掲げている。

①　外国語学習・習得理論に基づく授業研究の実践

②　情報化社会にふさわしいメディアを利用した外国語教育の展開

③　認知的アプローチからの外国語学習メカニズム・言語体系の究明

④　高度な外国語運用能力の育成

⑤　地域文化の知識と理解に裏打ちされた異文化対応能力の養成

これらは、カリキュラム面において外国語教育学のほとんどすべての分野を網羅しており、実社会からの要請にも対応し得る幅広い選択科目群を設置している。また学生側から見ても、さまざまな選択肢が提供され、多様な専門的背景を持つ教員から指導を受けることができ、同時に柔軟な履修形態も可能となるため、充実した教育環境が実現されていると考えられる。

また、2007年4月から開始された博士課程前期課程・現職教員1年制の教育・研究指導を、通常の博士課程前期課程と同等の質のものとするための方策として、1年制の学生のみを対象とした別科目群（インディペンデント・スタディ）が設置されている。この科目群は、学生それぞれが、現職経験に基づく英語教育における課題の解決のため、担当教員と1対1で学びあうチュートリアル形式をとった科目である。

（イ）博士課程後期課程

博士課程後期課程の目的は、理論と実践を融合させながら外国語教育や教員養成の現場で指導的役割を担える人材を育成することにある。そのため、博士課程前期課程で中心に据えた外国語教育学科目を発展させ、研究指導を目的とする外国語教育学特殊演習と、その基盤となる外国語教育学の3領域（外国語教育実践学、外国語教育教材・メディア学、外国語分析学）を教授する外国語教育学特殊講義を設けている。これにより、授業と学習、教材とメディア、言語とその分析の各領域の基礎的知識を持ちながら、いずれかの領域に秀でた専門知識を持ち合わせるような、従来にはなかったタイプの指導者、研究者の養成をめざしている。

なお、後期課程では、外国語教育学の3研究領域を中心に据え、対象言語別の科目は設けていない。その理由は、例えば、英語以外を対象言語とする学生が、英語を対象言語とする指導教員のもとに外国語教育教材・メディア学を研究することにより、その対象言語や教授法を、英語教育という別の角度から見直し、より一層理解を深め、その研究に奥行きと広がりを与えることができると考えるためである。このようなそれぞれの対象言語を超えた、いわば語際（Cross-lingual）的研究実践は、学生・教員双方に研究上の発展をもたらす可能性を秘めたものであり、これを教育課程の中に取り入れる意味は十分にあるものと考えている。

なお、2009年4月に外国語学部が設置されたものの、当研究科は進学希望者の所属学部を問わず、広く学生を募集している。このため、合格後（入学前）の指導にも力を入れている。具体的には、①推薦文献リストを送付し自学を促す、②必要に応じて教員と面談の時間をとる、③研究科の基礎的科目を事前に聴講させる、④外国語資格試験の受験を奨励する等で、その効果は着実に現れている。また、3年在学制コースを設

検索

け、外国語を学部時代に専攻してこなかった学生が、じっくりと勉学できる環境作りも整えている。

【長所】

研究科設置の理念と目標に忠実に従って、教育内容を編成できている。

2-1-2　授業形態と単位の関係

【現状の説明】

（ア）博士課程前期課程

前期課程においては、入学試験時に、主に学ぶ領域を外国語教育実践学、外国語教育教材・メディア学、外国語分析学の３領域から申告させ、これに基づき入学時に履修指導を行う。履修指導においては、学生本人と複数の教員が面談の上、指導教員を決定する。その後、指導教員と再度面談の上、研究上の必要な科目並びに支援・実習科目を決定する。外国語教育学演習における修士論文あるいは課題研究のオプション選択は、学生の研究状況を考慮に入れて、最終学年に決定するよう配慮されている。なお、学生の研究興味の変化にともない指導教員を柔軟に変更していく指導教員変更制度（第１学年12月）や、学生の研究の広がりに対応するため、隣接分野の指導助言を行う副指導教員の制度（同じく第１学年12月）等も充実させている。

履修指導では、原則として、主に学ぶ領域や対象言語に配慮しながら、１年次においては、選択必修科目群（外国語教育科目）からの９科目18単位以上を含め、合計24単位程度を修得するよう指導する。また、外国語教育学の基盤的知識を広げるため、主に学ぶ領域以外の２領域からも複数の科目を履修するよう助言している。

前期課程を修了しようとするものは、原則として修士論文を教授対象言語（英語以外の言語では日本語でも可）で作成・提出し、口頭試問に合格するか、課題研究レポートを作成・提出し、口頭試問（言語運用力試問も含む）に合格する必要がある。修了に必要とする単位は32単位としている。

2007年４月から開始した博士課程前期課程・現職教員１年制の学生は、その教職経験と在職期間における顕著な実践活動を基盤としているため、修業年限を原則１年に短縮し、修了所要単位を30単位としている。修業年限を２年以上とする者に対する教育・研究指導と同等の質のものを１年間で提供するための方策として、１年制の学生のみを対象とした別科目群が設定されている。１年制の学生のみに配当されている科目は、専門分野別に分けられた10科目の「インディペンデント・スタディ」で、学生それぞれの現職経験に基づく英語教育における課題や問題の解決のため、担当教員と一対一で研究を行うチュートリアル制度を導入している。また、現職教員１年制では、特定課題研究における筆記試験（修了試験）によって修了の合否が決定される。この修了試験は、学生が研究科で受講した科目の中から、本人が希望した２科目及び研究科が指定した３科目の合計５科目でカバーした内容を範囲として、筆記試験と口頭試問を組み合わせて試験及び審査を行うものである。この修了試験の科目として指定できる科目群の詳しいシラバスとリーディング・リストは、入学後まもなく学生に配布されるため、計画的に履修することが可能となっている。

（イ）博士課程後期課程

後期課程においては、入学試験時に、指導希望教員名と専門とする領域を申告させ、これに基づき入学時に研究指導教員を決定する。その後、研究指導教員が履修指導を行い、学生本人と面談の上、博士論文作成に必要な科目を選択させている。

１年次においては、必修の外国語教育学特殊演習科目より１科目４単位を選び（２科目選択不可）、その授業を通して担当教員から研究指導を受けるものとする。また、外国語教育学特殊講義科目（選択）２科目４単位を修得するよう指導している。

２年次においては、必修の外国語教育学特殊演習科目より１科目４単位を選び（２科目選択不可）、その授業を通して担当教員から研究指導を受けるものとする。なお、３年次においても、同じ担当教員より引き

続き博士論文作成のため助言・指導をチュートリアル形式で受けさせている。

修了に必要とする授業科目の単位数は10単位以上とする（研究指導を受ける教員が担当する外国語教育学特殊講義２単位及び外国語教育学特殊演習８単位を含む)。なお、必要があれば、前期課程開講科目からの履修を指導することがあるが、これは後期課程の修了所要単位に含めない。後期課程を修了しようとするものは、博士論文を提出して、口頭試問に合格しなければならない。

なお、制度としての５年（前期課程３年コースを選択したときは６年）の一貫教育はなされていないが、前期課程・後期課程ともに、外国語教育学の領域として、「外国語教育実践学」、「外国語教育教材・メディア学」、「外国語分析学」の３分野を設定しており、外部からの後期課程入学も許容しながら、場合によっては学生が５年間（あるいは６年間）継続して、同一分野の研究が行える環境を提供している。

【長所】

授業形態の柔軟性が高い。

2-1-3　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

本学は、関西学院大学、同志社大学、立命館大学との間で「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定」を提携している。この協定により、単位互換履修生の相互受け入れを行い、各大学大学院での授業科目の履修及び単位の修得を認めている。2008年度以前では、継続的に「受け入れ人数」が「送り出し人数」をはるかに上回っていたが、2009年は下表のようになった。

表Ⅱ-外研-1　関西四大学大学院単位互換履修生の状況

	送り出し人数	受け入れ人数
関西学院大学大学院	1	0
同志社大学大学院	0	0
立命館大学大学院	3	0

【問題点】

概ね良好と判断されるが、互換履修先に偏りがあり、その数もまだまだ少ないものと判断される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記の問題点を改善する方策としては、提携大学院を増やしたり、提携大学院のシラバスを積極的に公開すること等が考えられる。

2-1-4　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

入試において、現職教員または非常勤講師（1年以上在職か又はそれと同等の経歴を有するもの）については、外国語の試験を免除し、口頭試験のみを課している。2007年に開始した現職教員1年制入試（研究対象言語を英語に限定）においても英語の試験を免除し、口頭試験のみを課している。これは、現職教員の社会における経験を高く評価し、リカレント教育によるキャリアアップを支援するためである。

外国人留学生への配慮としては、表現力を高めるため、「日本語表現法クリニック」等の科目を設け、アカデミックな表現力の向上をめざしている。

検索

【長所】

社会人学生に対しては、概ね良好な配慮がなされているものと考えられる。

【問題点】

外国人留学生に関しては、「日本語表現法クリニック」があるが、更に充実した指導が望ましいと考える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

留学生に対する指導を更に充実させるよう努力することが考えられる。

今後の到達目標

増加する留学生への対応について、速やかに検討する。

2-2　教育方法等

前回の到達目標

学生の研究活動の促進と就職等の充実に努める。

2-2-1　教育効果の測定

【現状の説明】

本研究科では、教育効果の測定を、学生の論文発表や研究発表、実践報告等を中心に行っている。まず、学内においては、研究紀要『千里への道』6-7号（*Journal of Kansai University Graduate School of Foreign Language Education and Research* Vol.6-7）が発刊されており、これまでに発表された論文等のべ数は16編であった。また、学外においては、該当期間に、論文12編（査読付きのみ）、口頭発表40件（国際学会14件を含む）、その他15件（実践報告書１編を含む）にのぼった。

表Ⅱ-外研-2

業績区分		2007年	2008年
著書（分担執筆を含む）		2冊	2冊
訳書（分担執筆を含む）		0冊	0冊
教科書（分担執筆を含む）		11冊	3冊
学術論文	国際雑誌（査読付き）	0編	2編
	国内全国学会紀要（査読付き）	0編	7編
	国内学会支部紀要（査読付き）	2編	1編
	その他の紀要等（査読なし）	10編	9編
口頭発表	国際学会	5回	9回
	全国大会	4回	7回
	学会支部大会等	7回	8回

提出者23名（英語18名、日本語２名、中国語１名、ドイツ語１名）
2007年４月から2008年３月までの業績

就職結果も教育効果の一つの現れと考えることができる。前期課程では、私立学校の教員職（8名）に採用されるものが増加している。一方、公立学校では、首都圏並びに近畿圏の都府県学校（高等学校・中学校）に採用される修了生が出ている（7名）。これ以外にも、公務員、外資系企業や出版業のような一般企業等への就職者も増えつつある。

後期課程では、博士号取得者の全員（6名）が大学の教育・研究職に就いている。加えて、在学中に、大学の専任教員（2名）や常勤講師（4名）、非常勤講師（20名）の職に就くものも増加している。

【長所】

学生の研究活動も旺盛であり、また、研究科の理念や目標、教育内容が評価され、就職も堅調に推移している。

【問題点】

教員採用（中高レベル）に対して組織的サポートを十分に行えていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学の教職支援センターや英語教育連環センター（e-LINC）と連携して、教員採用への組織的サポートを検討する。

2-2-2　成績評価法

【現状の説明】

成績評価の方法は、優（100～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59点以下）の絶対評価によって評定される。成績評価に際しては、平常の授業での出席状況や発表、プレゼンテーション、レポートの内容、定期試験の結果等が対象となっている。

【長所】

コースワーク重視を特徴とするカリキュラムに合った成績評価を行っている科目が多い。また、現職教員等実務経験の豊富な学生が多いことを考慮し、ⅰ）これまでの教育活動における実績を基礎に、指導教員の指導のもとでインディペンデント・スタディを行いレポートとしてまとめたものを評価する（1年制修士)、ⅱ）模擬授業を評価する、ⅲ）発表能力を評価する等、通常の定期試験、研究レポートに加えて幅広い評価方法を用いている点が長所である。

【問題点】

現行の方法に特段の問題はないものと判断されるが、教員による評価のばらつき、説明能力（アカウンタビリティ）等については、更に努力の余地があろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員による評価のばらつきについては、教員間で評価方法を開示し、情報交換を試みる。またアカウンタビリティについては、シラバス提示の際に、評価方法を学生に提示することを徹底する等の方法が考えられる。大学院の授業に関する評価方法についてのFDを実施することも有効であろう。

2-2-3　研究指導等

【現状の説明】

（ア）教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性

前期課程では、外国語教育学の基礎研究法を教える科目が2科目、外国語教育実践学領域の科目が2007年度13科目、2008年度14科目、外国語教育教材・メディア学領域の科目が10科目及び外国語分析学領域の科目が2007年度11科目、2008年度10科目、これらに加えて支援・実習科目が2007年度31科目、2008年度32科目開講されている。更に現職教員1年制の配当科目として10のインディペンデント・スタディ科目がある。他方、後期課程では、前期カリキュラムに対応する3領域にわたり外国語教育学特殊講義14科目が提供されている。なお、開講科目の一部は、春学期末（7月～8月）と秋学期末（1月）に、集中講義形式で授業が行われている。前期課程では外国語教育学演習、後期課程では外国語教育学特殊演習を除いて、半期終講を基本として多様な科目（2単位）を配置している。

前期課程では、外国語教育学科目や支援・実習科目で必要な知識と技術を身に付けた学生が、外国語教育学演習を通して、その成果をまとめ修士論文を作成するか（以後、修士論文オプションと称する）、あるいは課題研究レポートを提出する（以後、課題研究オプションと称する）。ここでいう修士論文オプションとは、外国語教育学の研究論文を作成することを希望する学生を対象とした選択肢であり、学生は研究領域とテーマに添って指導教員から指導・助言を受けながら、英語は英語で、英語以外の言語は対象言語若しくは日本語で、学術的研究の手続きにのっとった実証的・解釈的論文を完成させていく。課題研究オプションは、具体的かつ実践的な外国語教育上の課題をもって研究科に入学した学生が、その課題の解決を図るために実践的活動を通して研究を進める選択肢を指す。課題研究オプションを選択した学生は、指導教員の指導のもと、自らが教授場面で直面する具体的な課題の解決を目的として研究を行い、課題研究レポート（教材開発等も含む）を成果としてまとめる。

いずれのオプションについても、入学試験時に、主に学ぶ領域を外国語教育実践学、外国語教育教材・メディア学、外国語分析学の3領域から申告させる。これに基づき入学時に学生本人と複数の教員が面談の上、指導教員を決定する。その後、指導教員と再度面談の上、研究上の必要な科目の履修指導を行う。

また、前期課程の履修年限は、学生の多様性に対応するため、標準の2年制に加えて社会人等の履修上の利便性を考慮して3年制をも設けた。なお、この選択は、入学試験の出願時に、学生が行うことにしている。

前期課程・現職教員1年制の学生には、入学前及び入学時の面談において履修指導を行い、その現職在職期間における実践活動に基づいて「インディペンデント・スタディ」の科目を決定する。当該インディペンデント・スタディ科目の担当教員は、学生が選択した英語教育における課題や問題の解決のためチュートリアル形式で指導を行う。なお、現職1年制の学生にも指導教員が配置され、必要な知識と技術が修了までに身につけられるように助言・指導している。また、現職教員1年制の学生が受講している科目の担当教員には、学生が最終試験に備えて計画的に学習を進めることができるよう、科目内容に関連するリーディング・リストを作成し、年度初めに学生に渡すことが義務づけられている。更に、科目のシラバスには、授業目標と毎回の授業内容を詳細に明示しており、学生が自分の目的に合った科目を選べるようにも工夫されている。これらの措置により、2年以上の修業年限で論文作成をする学生と同等の教育・研究水準を担保することが可能となっているものと判断している。

後期課程では、理論と実践を融合させながら外国語教育の現場や教員養成の現場で指導的役割を担える人材を育成することに目的がある。そのため、研究指導を目的とする外国語教育学特殊演習と、その基盤となる外国語教育学の３領域を教授する外国語教育学特殊講義を設けている。

（イ）学生に対する履修指導の適切性

入学試験時に、主として学ぶ領域を外国語教育実践学、外国語教育教材・メディア学、外国語分析学の３領域から申告させ、これに基づき入学時に履修指導を行う。まず、学生本人と希望を基礎に複数の教員が面談の上、指導教員を決定する。その後、指導教員と再度面談の上、研究上必要と考えられる必修科目並びに支援・実習科目を決定する。その際、各科目の教員が作成し公開しているシラバス（科目の目的、授業内容、教科書・参考書）や、研究科のホームページに載せている教員の専門分野を参照させたうえで、本人の興味、希望する研究テーマ、２年制か３年制か、社会人の場合は勤務の状況等を考慮しながら、きめ細かな履修指導を行っている。前節で述べたように外国語教育学演習における修士論文あるいは課題研究のオプション選択は、履修指導時に仮決定するが、その後、学生の研究の状況を考慮に入れ、最終学年において決定される。更に、学生の研究状況の変化に対応した科目の履修となるよう、学年ごとに履修科目の見直しをする等の指導が行われる。各科目においても、担当の教員が最初の授業において、科目の目的、授業内容、課題、準備の仕方等について、公開しているシラバスを補足する形で更に詳細の説明を行っている。

後期課程においては論文指導を行う演習を中心に指導が行われるが、その他に履修が必要あるいは望ましいと考えられる講義科目(前期課程の科目も履修可能)の履修に関しては、入学時に指導教官と面談をし、そ

の指導のもとに決定する。

（ウ）指導教員による個別的な研究指導の充実度

博士課程前期課程・後期課程を問わず、学生は3つの領域（外国語教育実践学、外国語教育教材・メディア学、外国語分析学）のいずれかにテーマを設定し、各領域の演習担当教員から指導を受けることになる。その際、前期課程では1年次（ただし、3年コースでは1年次または2年次）に、また後期課程では1・2年次に、担当教員が開講する外国語教育科目（前期課程）若しくは外国語教育学特殊講義（後期課程）の履修が推奨されており、そこでは個別指導に入る前の、いわば「予備教育」が行われる。その後、演習授業を通じて、各テーマにしたがった指導を受けることになるが、教室外でも ICT 機器を使った（電子メールやメーリングリスト）指導、オフィス・アワーによる面談、ゼミ研究発表会、ゼミ合宿（担当教員による個別の合宿、並びに領域を超えた合同合宿）を通じて、きめ細かな指導が行われている。現職教員1年制で入学した学生にも同様に指導教員が付く。1年制の学生は、指導教員の他にインディペンデント・スタディ科目の担当教員からも教育・研究上の助言を得られる。なお、大学院担当の副学部長と教学主任はオフィス・アワーを設け、定期的に学生との面談に応じているほか、演習担当教員を中心に、研究科運営委員会や研究科委員会等を通じて情報交換を密に行い、学生指導に活かしている。

言語運用能力の開発については、個別指導のほかに、国際的に評価された専門の外国語教育機関での研修や外部テストの受験等を、指導教員より奨めている。

（エ）社会人・外国人留学生に対する教育研究指導上の配慮

中学校・高等学校の現職教諭に代表される社会人学生をはじめとした学生の多様性に対応するため、5時限～7時限を中心に授業を展開する昼夜開講制を導入し、休業期間の集中開講も実施している。更に、ICT 関連技術（LMS やメーリングリスト）を利用した新しい指導方法、いわゆる Virtual School を可能な限り導入し、教室外でのきめ細かな指導にも、これらを活かしている。面談による演習指導も社会人が参加できる時間帯に柔軟に行う等の配慮が行われている。

外国人留学生への配慮としては、表現力を高めるため、「日本語表現法クリニック」等の科目を設け、アカデミックな表現力の向上をめざしている。

（オ）学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための法途の適切性

本研究科では、教育効果の一環として、また研究成果を教育実践や社会へ還元するために、学生の論文発表や研究発表、実践報告を強く奨励している。まず、学内においては、研究紀要『千里への道』1–7号（*Journal of Kansai University Graduate School of Foreign Language Education and Research* Vol.1–7）が発刊されている。学生に編集委員会を組織させ、原稿募集、査読の手配、編集、入稿までの一連の手続きを学生自ら体験させている。査読は研究科の教員が行っている。このような活動に学生・教員が協力して関わることにより、学生の中に、互いに切磋琢磨して良い研究論文を執筆しようという環境が生まれている。更に外国語教育学関連の学会誌や国際誌の投稿については、教員から情報を配信し、執筆・投稿を奨励している。また、教員が投稿論文の執筆に際しても指導をすることで、質の良い論文に仕上げる努力も行っている。

（カ）研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策

前期課程においては、学生の研究興味の変化にともない指導教員の変更が必要と認められる場合、変更希望により柔軟に対応していくため、指導教員変更制度を設けている。この制度では第1学年の12月に変更希望理由書を提出することにより、翌年の4月より変更が可能となる。

修士論文あるいは課題研究のオプション選択は、前述のとおり1年次に仮決定するものの、最終年次に決定するので、途中変更が可能である。また実践学・教材・メディア学・分析学の間の領域変更の必要が生じた場合は、通常指導教官の変更を伴うが、これについても指導教員変更制度を利用して変更できる。更に先

検索

に述べた副指導教員の制度を利用することで、学生の研究内容の広がりや変化に柔軟に対応している。

【長所】

多くの選択科目群から比較的自由に履修できる柔軟なプログラムや、多様なニーズに合わせた諸制度により、様々な背景をもつ学生の興味に対応できている点が長所である。特に社会人学生の便宜をはかるため、3 年制のコース導入や夜間の開講、現職教員 1 年制修士、ICT 技術を利用した指導等、適切な配慮がなされているものと考えられる。

また、基盤となる知識・スキルを獲得するためのコースワークと、論文・課題研究の個別指導とのバランスの取れた配分も、本研究科の特徴である。更に、学生の興味の広がりや変化に対応する制度（指導教員の変更や副指導教員制）を設けている点も評価できよう。

【問題点】

研究指導はかなり充実していると考える。大きな問題点はないが、学生の希望する研究領域・分野が集中することが多く、指導教員間で指導する学生の数にかなりの差が生じている。このため、まれに学生の希望する領域の教員の指導を受けられないケースも生じている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

当面は、入学時に学生に希望分野を複数申告させることにより、希望分野・領域・指導教員の選択に幅をもたせることで対応するが、指導を充実させるためには、学生の希望が集中する領域への教員の増員が必要となろう。

2-2-4　教育・研究指導の改善

【現状の説明】

（ア）教育・研究指導の改善に向けた組織的取組とその有効性

「外国語教育研究」という性格上、外国語運用力の更なる向上、また社会文化的背景をおさえての総合的なコミュニケーション能力の育成を心がけている。そのため、授業を目標言語で行う、あるいは、専門領域に関して専攻言語で説明・議論する等プレゼンテーション及びディスカッション能力を養う試みが積極的になされている。また外国語教育研究機構（2009年度より外国語学部）と協力し、FD セミナーを年に数回開催する等して、教育・研究指導法の改善にむけても取り組んでいる。

（イ）学生による授業評価の活用状況

各学期末に、本学大学院のフォーマットに従い、アンケート形式で実施し、その記述・データを各自が授業改善にとり入れている。また、そこで記述された内容をもとに FD セミナーの講師決定等を行っている。

（ウ）FD 活動に関する組織的取り組み状況の適切性

学生のアンケート等を参考に FD テーマを決める等の試みを実施しながら、年 4 回程度を目途にセミナーを開催している。

（エ）シラバスの適切性

一定のフォーマットに従い記入されている。記入されたシラバスは、原則として、「講義要項」並びに研究科のホームページで公開されている。また、担当教員によっては個人のホームページ等で、詳しいシラバスや参考文献を公開している事例もある。

【長所】

「外国語教育学研究」という専攻の性質や、在籍する学生が教員志望、あるいは教員経験者であることも少

なくないため、理論に関する授業においても、授業方法に関する問題意識が生じやすい傾向がある。また議論の対象ともなりやすい。そのような側面を授業に活かす試みが行われているのが特徴のひとつでもある。また専攻言語が異なる学生が共同で研究に励むことから、言語ごとに異なる重点を持つ外国語教育学の諸領域・方法の特徴等に関し相互啓発が進められ、幅広い視点から自己の分野を批判的に検討する能力の育成が可能で、そのことは、教育・研究方法の改善にも反映されやすい。

【問題点】

授業評価に関しては、全学共通のアンケート調査が中心である。質問項目に工夫が必要で、また、その結果を更に活かす方法や、「長所」として指摘した特徴を改善に活かす方法が、まだ十分に議論されていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

授業評価はアンケート調査が中心であるが、その内容は全学共通なものであった。それに対し、教授者個人が若干追記できる内容に変わったが、今後は専門領域の特色を考慮し、より適切な内容に改善していくことが必要であろう。

2-2-5　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

授業形態

授業形態には、ゼミ形態と講義形態がある。 ゼミ形態の授業は、学生中心の授業形態 で、指導教員がゼミ生と行う授業である。ゼミ形態を取ることによって、学生一人一人のニーズに合わせた授業内容が展開できる。講義形態をとっている授業は、ゼミ生に限らず、研究科の一般学生に公開される授業で、教員中心の授業である。講義形態を取ることによって、教授が持っている専門知識を学生に効果的に伝授することができる。

授業方法

授業方法としては、学生同士のグループ・ディスカッション、学生によるプレゼンテーション等があげられる。このような授業方法を取ることによって、学生の思考能力の育成、自分の意見を持つ訓練等の効果が得られる。更に、外国語教育学研究科には、様々な経験を持つ学生が集まっているので、そのような経験を他の学生と共有する機会を与えることができる。

マルチメディアの活用

マルチメディアを活用した授業は多数ある。例えば、研究方法を教える授業では、質的分析を行うための Max QDA、量的分析を行うための SPSS というソフトを使いながら、学生に教える。教材作成の授業では、マルチメディアを使った教材開発も行われ、学習マネージメントソフトウェアの CEAS も活用されている。また、宿題、レポートの提出・添削を電子媒体で行う授業もあり、教員と学生のやり取りをより効率良くしている。授業専用のホームページを立ち上げている教員も何人かいて、学生のレポートをそこに載せ、クラスの他のメンバーと共有する機会を作っている。

遠隔授業

該当項目なし

【長所】

多様な授業形態が保証され、メディアの利用も順調に進んでいる。

検索

【問題点】

メディアの利用は一部の教員に偏っている面もある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

多くの教員がメディアを活用できるよう、FD 等で経験を共有していきたい。

今後の到達目標

授業方法の共有を促進する。

2-3　学位授与・課程修了の認定

前回の到達目標

学位授与・課程修了の認定方法の周知を図る。

2-3-1　学位授与

【現状の説明】

学位授与の状況に関しては、2008年度は修士37名（うち 1 年制 3 名）、2009年度は修士24名（うち 1 年制 2 名）、博士（課程） 2 名で、設立以来 7 年の合計で修士138名（うち 1 年制 5 名）、博士 6 名（うち課程 5 名）となっている。

前期課程においては、従来型の研究論文を作成するオプションとは別に、実際の教育に役立つ教材等を作成し、これをレポートの形にまとめる課題研究レポートのオプションが用意されており、研究と教育の両方に視座をおく外国語教育学研究科の特質が活かされているといえる。また、2007年度に開始された現職教員 1 年制入試による入学者については、必要な研究指導を行った上で、学生本人が研究科で受講した科目の中から、本人が希望した 2 科目及び研究科が指定した 3 科目の合計 5 科目でカバーした内容を範囲として、筆記試験と口頭試問を組み合わせて学業成果の試験及び審査を行う形式となっている。なお、研究者養成をめざす後期課程においては、学生に博士論文の執筆を専攻言語によって課し、その上で口頭試問を行っているが、博士課程後期課程の性格から考えて、この方法は妥当といえよう。

学位授与までのプロセス・基準に関しては明文化されている。課程を修了するためには、前期課程においては、原則として、修士論文を研究対象言語（英語以外は日本語でも可）で作成・提出し、主査 1 名・副査 2 名からなる審査委員会の審査を経て、口頭試問に合格するか、課題研究レポート（日本語による作成も可）を作成・提出し、同じく 3 名からなる審査委員会の審査を経て、口頭試問（言語運用能力試問を含む）に合格しなければならない。現職教員 1 年制入試による入学者は、上で述べた特定課題研究における筆記試験及び口頭試問を受験し、これに合格しなければならない。

また、後期課程を修了する場合は、提出の 1 ヶ月前までに開催される聴聞会を経て、博士論文提出資格要件（①修了に必要な単位が既に取得されているか、取得見込であること、②論文計画書提出時までに当該分野における学術論文（査読付き論文 1 編を含む）を 3 編以上出版していること、③論文計画書提出時までに、当該分野における学会発表（国際学会を含むことが望ましい）を 3 回以上していること）の審査を受けた後、博士論文（研究対象言語で執筆）を提出し、 3 名以上の審査委員（外部審査委員の参加も含んで通例 4 名）から構成された審査委員会の審査を経て、口頭試問に合格しなければならない。なお、口頭試問結果並びに論文概要は、授与プロセスの透明性・客観性を向上させるために、冊子にして関係各方面へ配布される。また、審査期間中の一定期間（通例 3 週間以上）、提出された博士論文が研究科構成教員全員に対して閲覧に

供せられる。

上記のプロセスについては、入学時のオリエンテーション、教務センターからの配布物、並びに指導教員による指導等で、周知徹底を行っている。

【長所】

恣意性を排除した透明なプロセスと明確な基準のもと、学位授与・課程修了の認定を順調に行っている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

博士論文の聴聞会開催のタイミングについては、８割方の完成を見た者が申請するとの申し合わせを、研究科学務委員会レベルで行う予定。また、聴聞会の有効期限（現在、１年間）についても議論する予定である。

2-3-2　課程修了の認定

【現状の説明】

前期課程においては、所定の単位（32単位）を取得し、修士論文（含む課題研究レポート）を提出し、口頭試問で合格した者に対して、研究科委員会構成メンバーの３分の２以上の出席を求めて審議を行い、課程の修了を認定している。１年制の学生に対しては、所定の単位（30単位）を取得し、特定課題研究における筆記試験及び口頭試問に合格したものに対して、研究科委員会構成メンバーの３分の２以上の出席を求めて審議を行い、課程の修了を認定している。

後期課程においては、所定の単位（10単位）を取得し、3年間在籍したもので、修了の意思があるものに対して、修了を認定している。

【長所】

明確な基準が示されているため、恣意的な運営になっていない。

今後の到達目標

プロセスのより一層の透明化をはかり、学位の授与・課程修了認定の厳格化に努める。

３　国際交流

前回の到達目標

海外の大学院との交流を模索する。

3-1　国際交流〔国内外との教育研究交流〕

【現状の説明】

米国南部の名門大学エモリー大学に、本研究科の博士課程在籍者並びに修了者を、Emory Fellow in Language and Linguistics として２名派遣する事業を推進中。

検索

【長所】

本研究科の実践フィールドを国際的に確保することが可能となるほか、将来の包括的な提携の端緒ともなる。

【問題点】

派遣条件に関しては、現在は覚書を交わす形式になっているが、早期に協定を結ぶことが望ましい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

協定を早期に結ぶよう、国際部等とも連携しながら作業を進める。

今後の到達目標

協定を早期に結ぶ。他の大学院との提携も模索する。

4　学生の受け入れ

前回の到達目標

研究科の理念に共鳴する多様なバックグラウンドを持った学生が、より多く本研究科で学べるよう、学生の受け入れを促進するのが前回の到達目標であった。具体的には、ⅰ）本学の卒業生・修了生だけではなく、他大学からの卒業生・修了生、社会人、現職教員、アジア圏からの留学生も積極的に受け入れる。また、ⅱ）定員充足には十分留意し、学生募集活動を行う。なお、ⅲ）入学試験に関しては、公平性を担保しつつ、より詳細に入学希望者の考査が行えるよう、口頭試問の比重を高くすることを到達目標にした。

4-1　入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

ア　一般学生の受け入れ

本研究科は2009年３月までは学部を持たない独立研究科であったため、他大学出身者の数が多く（表Ⅱ-外研-3参照）、広く門戸が開放されているものと考えることができる。また、学内からも、文学部、経済学部、商学部、社会学部、工学部、総合情報学部、総合情報学研究科等から進学者があり、門戸は広く開放されていると言えよう。

表Ⅱ-外研-3　入学者の出身大学状況

入学年度	博士課程前期課程			博士課程後期課程		
	学内	学外	合計	学内	学外	合計
2002	13	17	30	4	2	6
2003	8	21	29	0	6	6
2004	6	26	32	2	7	9
2005	6	31	37	8	8	16
2006	7	18	25	7	5	12
2007	7	18	25	7	5	12
2008	9	22	31	0	6	6
2009	2	28	30	2	4	6

イ　社会人学生の受け入れ

表Ⅱ-外研-4で示したとおり、社会人は本研究科の入学者の37%を占めている。また、社会人の受け入れを更に充実させるため、2007年度入試から現職教員１年制修士の制度を導入したが、2009年度まで過去３年間の合計では９名の志願者があり、７名を合格とし、６名が入学した。

ウ　外国人留学生の受け入れ

表Ⅱ-外研-4で示したとおり、前期課程では増加の傾向にある。外国人留学生の出身国・地域は、中国、台湾、香港、韓国、タイ、インド、イタリア、アメリカ、メキシコ等である。

【長所】

門戸開放は十分にすすんでいるものと考えられるが、今後も必要に応じて、更なる開放を図る予定である。本研究科の理念と整合性の高い社会人の受け入れについては、定員充足の面から判断すると、一定の成果をあげているものといえよう。

【問題点】

博士前期課程の日本語教育学専攻者を中心として、留学生の数が増加している。留学生の勉学意欲等を十分に確認しながら、更に留学生数を増加していくよう努力したい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

英語版のホームページが既に出来上がっており、公開されている。これによってこれから更に留学生の数が増えることが期待できるが、今後も改善を続けていきたい。

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法

ア　博士課程前期課程

【現状の説明】

（ア）学生募集方法及び入学者選抜方法

本研究科博士課程前期課程の入学定員は、外国語教育実践学、外国語教育教材・メディア学、外国語分析学の３領域合わせて25名（収容定員50名）であり、領域ごとの定員は設定されていない。また、社会人及び留学生の定員については、25名の全体定員の中に含まれている。

受験生の出身学部は外国語系の学部に限定しておらず、外国語教育に対して強い関心を持つものに対して、広く門戸を開放している。入学者の選抜では、研究対象言語の運用能力が高く、外国語教育学の基礎的知識を持ち、なおかつ外国語教育研究に強い意欲を有すると見なされる受験生を選抜している。

a　学内進学試験

この方式は、本学の全学部卒業見込者を対象としている。試験は筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験では、外国語能力と外国語教育学の基礎的知識を問う問題が出題される。口頭試問では、研究対象の外国語運用能力と研究計画書に焦点を当てた試問が行われる。筆記試験で受験可能な外国語は、英語、中国語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、朝鮮語で、フランス語、スペイン語、朝鮮語での受験に関しては、英語と組み合わせて問題が出題される。2010年度の実施時期は５月と９月、10月、２月の予定である。

b　一般入学試験

この試験では、本学の全学部卒業生（卒業見込者を含む）だけではなく、他大学出身者も多数出願する。他大学出身者が前期課程学生数の72%を占める本研究科においては、後述する社会人入学試験とならんで中心的な学生選抜の方法となっている。

検索

試験は筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験では、外国語能力と外国語教育学の基礎知識を問う問題が出題される。口頭試問では、研究対象の外国語運用能力と研究計画書に焦点を当てた試問が行われる。筆記試験で受験可能な外国語は、英語、中国語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、朝鮮語で、フランス語、スペイン語、朝鮮語での受験に関しては、英語と組み合わせて問題が出題される。2010年度の実施時期は９月と10月と２月の予定である。

ｃ　社会人入学試験

本試験は、出願時において大学卒業後、同一の企業、官公庁、教育・研究機関等において、引き続き１年以上の勤務経験を有する者、又は、それに準じる職歴を有すると研究科委員会が認めた者が対象となっている。教員のリカレント教育も指向する本研究科においては、前述の一般入学試験と同様に、主要な選抜方式となっている。

試験は筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験では、外国語能力と外国語教育学の基礎知識を問う問題が出題される。口頭試問では、研究対象の外国語運用能力と研究計画書に焦点を当てた試問が行われる。なお、本入学試験の場合は、口頭試問において、社会での経験についての質問が重要視される。筆記試験で受験可能な外国語は、英語、中国語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、朝鮮語で、フランス語、スペイン語、朝鮮語での受験に関しては、英語と組み合わせて問題が出題される。2010年度の実施時期は９月と10月と２月の予定である。

ｄ　現職教員１年制入学試験

2006年度入試より現職教員１年制入学試験が導入された。この試験は現職の英語教員で、在職期間において授業実践に関わる活動（著書を含む）が顕著な者を対象とし、その現場経験や研究計画を重視するため、筆記試験を免除し、口頭試問によって合否を決定している。口頭試問では、英語運用能力の確認とこれまでの実践の実績、並びに研究計画書に焦点をあてた試問が実施される。試験の実施時期は、合格者が勤務している職場における業務の調整を行う必要性を配慮し、前年度の早い時期、６月に実施し、その後９月、10月にも実施される予定である。

ｅ　外国人留学生入学試験

この試験は外国人留学生を対象とし、筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験は、日本語能力と外国語教育学の基礎知識を問う問題が出題される。口頭試問では、研究対象の外国語運用能力と研究計画書に焦点を当てた試問が実施される。2010年度の実施時期は９月と10月と２月の予定である。

ｆ　飛び級入学試験

飛び級入学の制度（関西大学及び他大学の優秀な学部３年次生を対象とする）は、2006年度入試より導入された。対象は、大学３年時に在学している者で、受験年度の３月末現在において100単位以上を修得見込みである者とし、出願時までの全ての修得科目の成績が「優」あるいはそれに相当する評価が75％以上である者とされている。また、研究対象言語の運用能力の優秀さを示す資格やスコア、受賞経験、留学経験等を提示することができる者でなければならない。筆記試験は行わず、外国語教育学に関する予備知識、外国語運用能力、出願時に提出した研究計画書に焦点を当てた口頭試問が実施される。試験の実施時期は2010年度には２月末の予定である。

（イ）筆記試験免除制度

上記のａ～ｃの入学試験においては、筆記試験に免除制度が用意されている。この制度は、運用能力に関する基準（研究対象言語ごとに設定）に達していることを証明する資格・スコア（例えば、英語の場合、TOEIC 700点以上／TOEFL 71点［Internet-based Testing］以上や英検準１級以上）を提出することで、本研究科における筆記試験が免除されるというもので、この場合の合否判定は、口頭試問のみで行うことになる。

（ウ）前期課程入学試験状況について

2009年度博士課程前期課程入学試験状況に関しては表Ⅱ-外研-4に示すようになっている。

表Ⅱ-外研-4　2009年度入学試験　志願者数、合格者数、入学者数

	学内	一般	社会人	外国人留学生	現職1年制	飛び級	計
志願者数	6	21	14	20	1	0	62
合格者数	2	12	12	10	1	0	37
入学者数	1	9	11	8	1	0	30

（エ）進学相談会について

本研究科では、事前に入学者が十分な情報を持って進学できるよう、年間５回（４月、６月、７月、９月、１月）の進学相談会を開催している。また、進学相談会については、ホームページ、研究科パンフレット、相談会チラシ、相談会ポスター、雑誌広告等、多様な媒体を利用して、できるだけ広い範囲に広報するよう努めている。

【長所】

多様な入学者選抜方法が設定されており、志願者も多く、入学定員も充足されている。

【問題点】

学内進学試験での受験者の数が比較的少なく（2009年度入試受験者６人、合格者２人）、今後、学内での知名度アップを図る必要がある。

イ　博士課程後期課程

【現状の説明】

（ア）学生募集方法及び入学者選抜方法

本研究科博士課程後期課程の入学定員は、外国語教育実践学、外国語教育教材・メディア学、外国語分析学の３領域合わせて３名（収容定員９名）であり、領域ごとの定員は設定していない。現在のところ、英語教育学、中国語教育学、ドイツ語教育学に指導教員を配置している。

入学を希望するものには、外国語教育学に関する専門知識と研究対象言語に関する高度な運用能力、並びに外国語教育研究に対する強い関心と意欲が求められる。

a　一般入学試験

この試験では、本学の博士課程前期課程修了者（修了見込者を含む）だけではなく、他大学大学院の出身者も出願する。試験は筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験では、外国語能力と外国語教育学に関する専門知識を問う問題が出題される。口頭試問では、研究対象の外国語運用能力と、博士論文に関する研究計画書、並びに修士論文（あるいはそれに相当する研究）の内容に焦点を当てた試問が行われる。筆記試験で受験可能な外国語は、英語、中国語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、朝鮮語で、フランス語、スペイン語、朝鮮語での受験に関しては、英語と組み合わせて問題が出題される。2010年度の実施時期は９月と10月と２月の予定である。

b　社会人入学試験

本試験は、出願時において修士の学位を得た後、同一の企業、官公庁、教育・研究機関等において、引き続き１年以上の勤務経験を有する者、又は、それに準じる職歴を有すると本研究科委員会が認めた者が対象となっている。

試験は筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験では、外国語能力と外国語教育学に関する専門知識を問う問題が出題される。口頭試問では、研究対象の外国語運用能力と、博士論文に関する研究計画書、並びに修士論文（あるいはそれに相当する研究）の内容に焦点を当てた試問が行われる。なお、本入学試験

の場合は、口頭試問において、社会での経験についての質問が重要視される。筆記試験で受験可能な外国語は、英語、中国語、ドイツ語であり、フランス語、スペイン語、朝鮮語での受験に関しては、英語と組み合わせて問題が出題される。2010年度の実施時期は９月と10月と２月の予定である。

ｃ　外国人留学生入学試験

この試験は外国人留学生を対象とし、筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験は、日本語能力と外国語教育学に関する専門知識を問う問題が出題される。口頭試問では、研究対象の外国語運用能力と、博士論文に関する研究計画書、並びに修士論文（あるいはそれに相当する研究）の内容に焦点を当てた試問が行われる。2010年度の実施時期は９月、10月と２月の予定である。

（イ）筆記試験免除制度

なお、上記のａ及びｂの入学試験においては、筆記試験に免除制度が用意されている。この制度は、運用能力に関する基準（研究対象言語ごとに設定）に達していることを証明する資格・スコア（例えば、英語の場合、TOEIC 700点以上／TOEFL 71点［Internet-based Testing］以上や英検準１級以上）を提出することで、本研究科における筆記試験が免除されるというもので、この場合の合否判定は、口頭試問のみで行うことになる。

（ウ）後期課程入学試験状況

2009年度博士課程後期課程入学試験状況に関しては、表Ⅱ-外研-5に示すようになっている（ここ７年間の推移は、表Ⅱ-外研-6を参照のこと）。

表Ⅱ-外研-5　2009年度入学試験　志願者数、合格者数、入学者数

	一般	社会人	外国人留学生	計
志願者数	5	3	1	9
合格者数	4	2	0	6
入学者数	4	2	0	6

表Ⅱ-外研-6　入学者の内訳

入学年度	博士課程前期課程（定員25名）						博士課程後期課程（定員3名）			
	学内	一般	社会人	留学生	その他	合計	一般	社会人	留学生	合計
2002	－	12	17	1	－	30	3	2	1	6
2003	2	13	13	1	－	29	3	3	0	6
2004	1	15	11	5	－	32	4	5	0	9
2005	2	15	12	8	－	37	10	5	1	16
2006	3	11	8	2	2	26	2	4	0	6
2007	3	6	8	4	4	25	8	4	0	12
2008	2	10	13	3	3	31	2	4	0	6
2009	1	9	11	8	1	30	4	2	0	6

（エ）進学相談会

年４回（６月、７月、９月、１月）の進学相談会を実施しており、その周知のために、ホームページや研究科パンフレット、相談会チラシ、相談会ポスター等多様な媒体を利用している。

【長所】

多様な入学者選抜方法が設定されており、志願者も多く、入学定員も充足されている。

【問題点】

今後も引き続き教育・研究を充実させ、広報活動に力をいれていく予定である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学内進学試験受験者数増加に関しては、ポスター並びに相談会チラシを作成し、学内各所に配付する方策を講じたほか、学内インフォメーション・システムでの周知や、授業でのパンフレット配付等を行っている。

これにより、学内での知名度が向上するものと期待される。今後も引き続き教育・研究を充実させ、広報活動に力をいれていく予定である。

4-3　科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

科目等履修生及び聴講生の実績は、表Ⅱ-外研-7のとおりであった。その受け入れの可否は、書類選考及び受け入れ科目の担当教員の面接の結果に基づいて本研究科委員会において審議し決定している。外国人研究生に関しては、希望者は年度平均で７名程度存在していたが、その志望動機等が明白ではなく、学力の面でも十分とは言いがたいものが多いため、当該期間中では２名しか受け入れを行っていない。

表Ⅱ-外研-7　科目等履修生・研究生・聴講生の受け入れ

年度	科目等履修生	聴講生	外国人研究生
2002	2	1	0
2003	4	4	0
2004	2	3	0
2005	2	7	0
2006	3	0	0
2007	6	1	1
2008	7	3	1
2009	1	2	1

※　2009年度は、春学期のみの受け入れ人数

【長所】

表Ⅱ-外研-7にあるように、科目等履修生及び聴講生は毎年若干名ではあるがコンスタントに受け入れている。その中には研究科の正規学生として進学するものもいる。

【問題点】

希望者の中には志望動機が明白ではなく、学力も十分ではないものも少なくないため（主として外国人研究生）、その受け入れの可否は慎重に行う必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

科目等履修生並びに聴講生に関しては、現職の中学校・高等学校教員が聴講を申請するケースも増加している。今後、例えば開講時間の調整等を行い、科目等履修生並びに聴講生から研究科の正規学生への進学者を増やすよう努力し、研究科の理念の一つである現職教員のリカレント教育を促進していきたい。

4-4　定員管理

【現状の説明】

本研究科の入学定員充足率は、下記表Ⅱ-外研-8に示すように、前期課程において2004年度128%、2005年度148%、2006年度104%、2007年度100%、2008年度124%、2009年度120%、後期課程において2004年度300%、2005年度533%、2006年度200%、2007年度400%、2008年度200%、2009年度200%である。また、一般入試で入学する学生の出身大学も、北海道大学、神戸大学、広島大学、山口大学、大阪外国語大学、神戸市外国語大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、慶応大学、青山学院大学、中央大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学、甲南大学、京都外国語大学、米国モントレー大学院、インディアナ大学、英国ウォーリック大学、ノッティンガム大学、ケント大学、エセックス大学と多様化している。

表Ⅱ-外研-8　入学定員充足率

入学年度	博士課程前期課程			博士課程後期課程		
	定員	入学者数	充足率%	定員	入学者数	充足率%
2002	25	30	120	3	6	200
2003	25	29	116	3	6	200
2004	25	32	128*	3	9	300
2005	25	37	148*	3	16	533*
2006	25	26	104	3	6	200
2007	25	25	100	3	12	400*
2008	25	31	124*	3	6	200
2009	25	30	120	3	6	200

＊ 教育・研究の質を維持するために、所定の資格審査（後述）の過程を経て、演習担当教員、科目担当教員を増加させた。

【長所】

教育内容等に関する評価の高さを反映して、設置以来８年連続で入学定員（前期25名、後期３名）を充足し続けており（したがって、収容定員も充足)、なおかつ前期課程で約1.5倍（2009年度)、後期課程でも1.5倍（2009年度)の競争率を確保している。

【問題点】

2008年度は学生数が前期課程79名、後期課程41名、総計で120名になっている。今後、教育内容の更なる充実のために、内規にのっとり審査し、演習担当教員、科目担当教員を増加させる必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

定員充足率から考えると、特色ある研究科として、社会の要請に応えているものと判断できる。今後は、研究・教育の質を更に向上させながら、本研究科の理念に共鳴して志願する学生をできるだけ多く受け入れる予定である。

今後の到達目標

2002年に研究科が設置以来８年連続で入学定員（前期25名、後期３名）を充足し続けており、したがって収容定員も充足している。今後は、広報活動を更に活発にし、研究・教育の質をより向上させることを到達目標にしたい。本研究科では今後も、科学としての外国語教育研究に基礎を置きつつ、同時にその成果を実践的な教材開発と教授法改革に生かすことのできる、従来にない教育者、研究者の養成をめざしたい。

5　教員組織

前回の到達目標

本研究科の教育目標が達成できるよう、外国語教育学のそれぞれの領域で専門性の高い教員を配置し、適切な教育研究活動が行えるよう環境を整備する。

5-1　教員組織

【現状の説明】

外国語教育学研究科は、博士課程前期課程として、専任教授29名、専任准教授３名、非常勤講師９名の計

41名、博士課程後期課程として専任教授11名、非常勤講師3名の計14名からなる教員組織を持つ。教員数に対する学生数については、下表のとおりである。

本研究科は、2002年4月に発足しており、上記教員組織については、それぞれ演習科目及び講義科目担当が適格と文部科学省より認められたものと、本研究科の基準に基づいて認定された教員とで構成されている。なお、本研究科における教員認定に際しては、基準（後述）を策定し、これをもって厳格に行っている。

表Ⅱ-外研-9　教員数と学生数

	学生数	専任教授	専任准教授	非常勤講師	専任教員1人当たりの学生数
博士課程前期課程	79	29	3	9	1.9
博士課程後期課程	38	11	－	3	3.5

【長所】

博士課程前期課程、後期課程ともに、研究科設立の理念・目的及び教育課程の性格を念頭に教員を配置し、上述のごとく、それぞれ担当者の適格性について、文部科学省及び本研究科の基準にそって認定されており、教員組織は適切であるものと評価される。

5-2　教育研究支援職員

【現状の説明】

TA（ティーチング・アシスタント）・RA（リサーチ・アシスタント）を含む研究支援職員の制度に関しては、2005-2006年度に採択された「大学・大学院における教員養成推進プログラム（教員養成 GP)」並びに2005-2007年にわたり採択された「英語指導力開発ワークショップ事業」、これらの事業の後継である英語教育連環センター（e-LINC）等を通して実際に運用されている。

TA・RA の利用状況はまだまだ充実の余地はあるが、現段階において、教育・研究の向上に大いに貢献しているものと判断できる。

【問題点】

教育の質的向上のため、TA・RA の積極的な雇用の必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記の問題点改善のため、TA・RA の数を増加させるよう、検討する。

5-3　教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

【現状の説明】

現在のところ、外国語教育学研究科の専任教員は、2009年3月までは外国語教育研究機構と国際部（1名）に、2009年4月からは外国語学部と国際部（1名）に所属している。したがって、教員の募集・任免・昇格に関しては、外国語学部との密接な協力と話し合いのもとに行われる。まず、教員の募集に関しては、外国語教育研究機構から引き継がれた外国語学部人事委員会に、研究科長並びに副学部長（研究科担当）が正式な委員として参加しており、研究科運営上必要な分野の教員の募集が容易になっている。また、演習や講義科目担当者の補充・増員が必要になった場合には、研究科委員会のみならず、外国語学部教授会でも周知徹底し、研究科と学部の両方の構成員から公募するという透明な手続きが確立されている。更に、上記の公募に応募したものに対しては、2003年9月に制定された任免・昇任の内規に従い審査が行われ、その結果

検索

が必ず本人に通知される等、審査の公平化も実現されている。

運用に関しても問題がなく、この方法で、これまでに博士課程前期課程講義担当者8名（外国語教育研究機構からの新規任用者4名を含む）、博士課程前期演習担当者6名、博士課程後期演習担当者6名が選ばれている。なお、演習や講義科目担当者の補充・増員に関しては、研究科の理念と照らしながら、学生数やその専攻分野・専攻言語、過去の履修者数等を考慮にいれて、執行部会との相談のもと、研究科学務委員会から発議する方法がとられている。

なお、審査内規に定める基準には、研究業績に関しては、「著書」、「博士号」、「論文」等13項目、教育業績・社会的貢献に関しては、「招へい講演」、「授業担当」、「学術委員」等11項目があげられており、博士課程前期課程講義担当者の場合には、このうち研究業績で4件以上、教育業績・社会貢献で3件以上を越えること、博士課程前期課程演習担当者の場合は、研究業績で5件以上、教育業績・社会貢献で4件以上、博士課程後期課程演習教員の場合は、研究業績で7件以上、教育業績・社会貢献で6件以上を越えることと定められている。

【長所】

任免・昇格の手続きの透明化と業績審査の公平性が保障されている。なお、多くの教員は6年前の設置時に、文部科学省から業績と科目適合性についての審査を受けており、現時点で再審査の必要を有しない。

【問題点】

2009年4月に外国語学部が設置されたため、新規教員の雇用に関して、研究科の意向（専門性）をどう反映させるのかが問題となる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後は、科目担当資格の定期的な再審査を行う等、教育・研究の質の向上を図る方策も検討する必要がある。

5-4　教育・研究活動の評価

【現状の説明】

教育面の評価は、学生による授業評価アンケート等を利用して行っている。また、学生の自治組織である院生協議会からも、教育活動に関して、申し入れが可能なようルートを確立している。研究面の評価は、研究科の特徴を勘案し、実践と理論の両方に目を向けるよう配慮している。前者に関しては社会的貢献の度合いを、後者に関しては国際的な活躍の度合いを、それぞれ特に評価できるよう、（講義・演習担当）資格審査の基準に定めている。また、科研やGP等の競争的資金に関しても、積極的に申請を行い、その成果を世に問うよう奨励しているため、この面についても研究活動の評価に含めている。

【長所】

授業評価アンケートや教員資格審査の基準等を通して、評価の方向性が明確に打ち出されている。

【問題点】

大学教員の果たすべき使命が多角化するにつれ、それに付随する事務的処理等が煩雑化し、教育・研究の両面に悪影響を及ぼしつつある。また、一部の教員に業務負担が集中する傾向も見られている。教育・研究活動を評価する際には、このような教員をとりまく環境の悪化についても、十分に考慮に入れていく必要があろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上述したような問題点の解決に向けて、教員の業務負担の軽減化対策（RA，TA の積極的導入）や公平

化対策を検討し、教育・研究活動が円滑に行えるような環境を整備する必要があろう。

5-5　大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

【現状の説明】

学内外の教育研究機関との交流については、学内では、英語教育連環センター（e-LINC）や人権問題研究室、東西学術研究所等の研究員として交流を推進している教員がいる。一方、学外では、国公立・私立の中学校・高等学校等との間で、人的・知的交流を通じて、生徒・大学院生・教員を益する新たな学びの場を創造している。この活動では、教育上の課題等に適切に対応することにより、双方の教育の充実・発展に資することを目的として、連携・協力に関する協定を締結する等、実質的な交流が推進されている。

今後の到達目標

現在の方向で更なる努力を続ける。

6　研究活動と研究環境

6-1　研究活動

前回の到達目標

本研究科の研究活動は、実践的な教育活動と密接な関係を保ちつつ遂行していくことを旨とする。ただし、実践的な面のみに傾斜するのではなく、その背後にある基礎的な研究にも十分な配慮を行い、この面では国際的な活躍が可能になるよう支援する。また、競争的資金に対しては、積極的に申請を行い、その成果を世に問う体制を整える。

6-1-1　研究活動

【現状の説明】

国際的な活躍に関しては、研究科教員（及び大学院生）の執筆による論文が、*Language Learning, Modern Language Journal, SYSTEM, Language Testing, CALICO Journal* といった国際研究誌に掲載されているほか、多くの教員（及び大学院生）が、AILA や FLEAT、PacCALL、TESOL、AAAL、Asia TEFL 等の国際学会で毎年複数の研究発表を行っている。国内に目を転じると、*JACET Journal, Language Education & Technology, JLAT Journal, JALT Journal, ARELE* 等の査読付き学会誌に、研究科教員（及び大学院生）の執筆による論文が多数掲載されている。このほかにも、大学英語教育学会（JACET）、外国語教育メディア学会（LET）の学術賞、新人賞受賞者や海外大学の功労者に選ばれるものがいたほか、英語教育にかかわる年間書籍10選（『英語教育』誌掲載）に研究科教員の手による複数の書籍が選ばれる等、著しい活躍が認められる。

競争的資金に関しては、2005年度より文部科学省が開始した「英語指導力開発ワークショップ事業」に申請し、3 年連続で採択されている。この事業は、将来指導的役割を果たすことが期待される中高英語教員の（英語）指導力育成プログラムであり、3 年連続採択されたのは、全国でも本研究科のみであった。更に、2005年度文部科学省「大学・大学院における教員養成推進プログラム（教員養成 GP）」にも本研究科から

申請を行い、これも採択された。このプログラムは、義務教育段階の教員養成を行う国公私立大学（大学院を含む）を対象として、資質の高い教員養成のための特色ある教育プロジェクトを競争的環境の中で選定し、重点的な財政支援を行うものである。2005年度の募集では、全国の大学・短大等から101件の申請がなされ、このうち34件（教育学部、教育大学系が多数を占める）が採択された。英語教育関係では、外国語大学を中心にいつくかの申請がなされた中、唯一、本研究科のプロジェクトが選定された。この教員養成 GP に関しては、2006年に成功裏に終了したが、その活動内容は「関西大学英語教育連環センター（e-LINC）」に発展・継続されている。

また、本研究科は、外国語教育学を研究対象としている特性を反映し、教員たちの業績の中には外国語教育実践に関わるものも多い。例えば、各地の Super English Language High School（大阪府立寝屋川高校、大阪府立池田高校、京都市立日吉ケ丘高校等）において運営委員等の形で授業改善に寄与している者、文部科学省の SEL-Hi 評価委員として関与する者、教育委員会からの委嘱による英語教育実践の研究アドバイザー（高槻市、箕面市、吹田市、寝屋川市、枚方市、西宮市、島本町等）として貢献している者、外国語教育多様化推進地域連絡協議会の顧問をするもの等、他の教育機関との間に多彩な研究協力関係が確立されつつある。更に、2003～2006年度には、本研究科教員が文部科学省の「英語の使える日本人育成計画」に基づく各府県市の教育委員会主催研修会（例えば、大阪府、京都府、香川県、長野県、京都市、神戸市等）において、多大な貢献をしている点も特筆に値する。

【長所】

研究科教員の国内・国外における研究活動の充実は、高い評価に値するものと考えられる。また、各地の教育委員会との連携のもと、外国語（特に英語・中国語）教育の発展と改善に向けて教員たちが貢献している点も特筆すべきことである。

競争的資金に関しては、本研究科の理念とも整合性のある文部科学省委嘱「英語指導力開発ワークショップ事業」に 3 年連続で採択されたことは、本研究科が、その理念実現のために着実に前進していることの表れであり、評価に値するものと考えられる。

また、教員養成 GP 事業にも採択されたことは、本研究科で行っている教育プログラムが高く評価されたことを意味しており、本研究科がその設置理念に忠実に前進していることの表れとも考えることができる。更に、この GP 終了後も、その理念を英語教育連環センター（e-LINC）に発展・継承させていることも評価に値しよう。

【問題点】

今後は、研究科教員の更なる活躍が可能なよう、研究費の配分を考慮すること、並びに海外での発表に対しての補助金を充実させること等が求められよう。

地域への貢献も大学院が担う社会的責務の 1 つであるが、とりわけ外国語教育を主たる研究テーマとする本研究科においては、各地の教育委員会と連携して行われる活動を、今後とも拡大・充実するよう努力を傾けることが求められよう。

なお、受け入れ大学院生数の増加、及び、GP 事業、英語指導の開発ワークショップ事業の推進等で、教員の業務負担が過重なものとなっている。特に一部の教員に業務負担が偏重する傾向が見られる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

一部の教員に業務負担が偏重する傾向が見られる点に関しては、本研究科を構成する教員が可能な限り等しく業務を分担できるようにし、更に研究補助体制の整備を図る必要があるほか、抜本的な教員人員構成の見直し等にも取り組む必要があろう。

今後の到達目標

現在の路線を継承・発展させる。

6-2　研究環境

6-2-1　経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

本研究科は、2008年度までは学部を有しない独立研究科であった。2009年度からは、その教員構成は外国語学部の教員構成と重複している部分が多い。したがって、経常的な研究条件についても、外国語学部で整備されている研究環境に準じている。研究に必要な図書や備品の調達に充てることができる個人研究費や、国内外の研究活動・学会参加を支援する研究旅費の支給についても、適切に支給されているといえる。教員研究室は、全員に確保されており、研究時間確保の方策として、さまざまな会議の開催日をできる限り水曜日に集中させる工夫もされている。研究活動に必要な研修機会の保障として、毎年２名の在外研究も与えている（学部完成年度までは制約有り）。

【長所】

個人研究費以外に、大学から助成される研究旅費（海外）が経常的に支給されていることは長所といえる。また、「学術研究」や「調査研究」という名称で長期・短期の国外留学が可能である点は、研究に必要な研修機会確保の方策として長所といえる。

【問題点】

研究遂行には人的・物的・時間的に整った環境が不可欠であるが、本研究科では受け入れ大学院生の増加に伴い、教員の業務負担が過重なものとなっている。特に一部の教員に業務負担が偏重する傾向がみられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本研究科の教員がより高い質の研究活動を遂行するためには、特に時間的な環境の整備がもとめられている。研究時間確保のために、組織としては、所属する教員全員が可能な限り等しく業務を分担できるようにして、研究補助体制の更なる整備を図る必要があろう。また、ティーチング・アシスタント(TA)やリサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究補助スタッフの充実を図ることも、必要である。臨時の教育研究補助スタッフを必要に応じて準備できるよう、場合によっては個人研究費でのアルバイト支払いもできるような研究費運用制度についても検討・制度整備の必要がある。

今後の到達目標

(1) 所属する教員の一部に業務が偏重しないよう業務分担のシステムを整備する、(2) 教育研究補助スタッフの充実を図り、教員の研究時間を確保できるように支援する。

7　施設・設備等

前回の到達目標

在籍する学生の数に応じた研究スペースの拡充。外国語教育学研究科専有の教員・院生共同研究スペース、

資料室等の確保。バリアフリー化の推進。

7-1　施設・設備等の整備

【現状の説明】

外国語教育学研究科の教育施設は、他の研究科と同じく尚文館にあり、３室（博士課程後期課程学生用研究室、博士課程前期課程学生用研究室、共同研究室）が確保されている。面積は、博士後期課程学生用研究室は51.8㎡、博士前期課程学生用研究室は86.4㎡、共同研究室は51.8㎡を有する。

【長所】

本研究科の設備は、基本的な面では充実していると言える。また、必要に応じて、実験・実習費による物品購入も行われており、問題はないものと判断される。また、施設の維持・管理に関しては、院生協議会と十分な協議の上、研究科執行部が責任を持つ体制を構築している。

【問題点】

研究科が創設されて８年が経過し、入学者数も順調に増えているため、それに見合う学生研究スペースが徐々に不足しつつある。加えて、教員と共同研究を行うための共同研究室や、増加する資料を収納する資料室については、専用の施設がない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生数に応じた研究室の確保、教員との共同研究を行うためのスペースの確保、資料室の確保に向けて整備を進めたい。

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置

【現状の説明】

院生用研究室には基本図書、コンピュータ（一般的なオフィススウィートの他に、統計分析ソフト、音声分析ソフトがインストールされている）やプリンタ、及び LAN 等の設備も整備されており、学内のオンラインサービスはすべて院生用研究室から利用できる。以上の基礎的設備に加え、学生たちのプロジェクトの進行に応じて岩崎記念館の音響・映像資料室や尚文館のマルチメディア編集室等も利用し、教育・研究を展開している。

【長所】

基本的な ICT 環境に関しては問題ないと思われる。

【問題点】

無線 LAN の整備が遅れている。一部を除く建物内では、固定 IP アドレスによるネットワークの利用しかできないが、より柔軟な研究活動のためには、自由に移動しつつネットワークの利用ができる環境が必要であろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

岩崎記念館・尚文館内部に無線 LAN のアクセスポイントを設置する。

7-3　夜間大学院等の施設・設備等

【現状の説明】

本研究科は、社会人対象を謳い、主に夜間の時間帯に授業を開講している。それに合わせ、尚文館の博士前期課程用院生室・後期課程用院生室・共同研究室のいずれも、24時間、365日の使用が可能となっている。

【長所】

昼間は他所で仕事をしている有職院生も、自らのスケジュールに合わせ、自由に研究室を使用できる。

【問題点】

尚文館自体は、ID カード認証のオートロックで施錠されるため、夜間でも建物内部の安全性に問題はないが、構内の移動（例：正門ー尚文館）に関しては、更に安全面での配慮が必要である。また、食堂や購買部等の営業時間帯も、更に配慮が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

構内の街路灯の増設等を行う必要がある。食堂・購買部の営業時間の拡充への交渉を進める必要がある。

今後の到達目標

本研究科は設置以来、順調に入学者数を増やしている。その人数に応じた研究スペースを確保したい。また、より柔軟で多彩な研究活動のために、教員と院生の共同作業のためのスペース、増加の一途を辿る研究用資料のための保管スペース、場所に制限のないネットワーク環境の確保をめざしたい。

8　学生生活

8-1　学生への研究活動への支援

【現状の説明】

本研究科に在籍する学生が独自に編集・出版する『千里への道』という大学の助成による論文誌がある。また、個人、あるいは研究科教員とともに国内外の学術雑誌へ論文投稿することが支援されている。更に諸学会での発表、他大学での国際シンポジウム等での研究発表等、様々な機会を捉えて学内外での発表が行われるよう積極的に情報が提供されている。これに加えて、研究科修了生で組織される外国語教育学会、院生で構成される院生協議会等でも大会を行い研究発表を奨励している。国内外の学会参加・研究発表に関しては、一定の金額内で助成もある。その他、競争的資金や学内制度による RA や TA として、あるいは本学の「学校インターンシップ」制度による学習支援、諸機関が募集する外国人児童の学習支援活動等、実践を通じた研究活動に対する支援もなされている。

【長所】

上記のように、理論的研究活動と並び、専門性を活かした実践面での研究活動・フィールドワークの支援が受けやすい環境が創られている。

【問題点】

教育研究という専攻の性質上、フィールドワークや経験的研究等、方法によっては経済的負担も少なくない。また学会発表等への助成のあり方も、今後検討の余地がある。

検索

【将来の改善・改革に向けた方策】

RA や TA、学会発表等への助成のあり方等、具体的に支援体制の改善を検討していくことが求められる。

今後の到達目標

外国語教育学における実践に密着した研究の促進、及び、言語運用力育成に関する指導方法の開発を自主的に行える環境を創出する。

9　管理運営

前回の到達目標

学部開設にともない、研究科の運営体制を一部変更する。

9-1　管理運営体制

【現状の説明】

本研究科の最高意思決定機関は、大学院学則に定められた、大学院担当教員で構成される外国語教育学研究科委員会（議長：研究科長）である。本研究科の研究科長は、研究科長選出規程に従い、この研究科委員会において選挙で選出され、研究科長を補佐する副学部長（研究科主担当）及び教学主任は、科長により指名され、かつ研究科委員会で信任され選ばれる。なお、2006年10月より、外国語教育研究機構長（2009年度4月より外国語学部長）が外国語教育学研究科長を兼務することになったため、学部を主担当とする副学部長と教学主任も加えた5名で、外国語学部（機構）・外国語教育学研究科合同の執行部を構成している（現在のところ、学部担当の学生主任、学生相談主事、入試主任、キャリアセンター主事もこの執行部会の構成メンバーとなっている）。

また、研究科長、副学部長（研究科主担当）、教学主任（研究科主担当）の任務を補佐・助言するために外国語教育学研究科学務委員会（教授8名で構成）が設けられている。2008年度は、外国語教育学研究科委員会が23回、外国語教育学研究科学務委員会が16回、それぞれ開催されている。

【長所】

研究科長の選出、及び研究科を主担当とする副学部長、教学主任の選出については、適切に行われているものと判断できる。また、研究科長が研究科委員会の議長を務める体制も、運用面で問題はない。研究科学務委員会の制度も円滑に運営されている。

9-2　学長、学部長等の権限と選任手続

【現状の説明】

研究科長は、本研究科に関する事項をつかさどり、本研究科を代表する。学部長（機構長）と同時に（同一の選挙で）研究科長の選任が行われる。

【長所】

機構長（学部長）と研究科長の兼務が行われたが、今後も規程に基づいた適切な選任手続きと権限の行使が求められている。学部長（研究科長）の権限についても、適切に行使されていると判断される。

【問題点】

学部長が研究科長を兼任することにより、学部と研究科の利益が相反する場合には、どのように問題を解決するのか等、問題が生じる危険性がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

新しい制度が定着した段階で問題点を洗い出し、解決にむけて検討を行う。

今後の到達目標

問題点の洗い出しと検討を行う。

10　事務組織

10-1　大学院の事務組織

【現状の説明】

本研究科は千里山キャンパスにある８研究科のうちの１つであり、事務運営は、2006年から開設された「教務センター」、現在は学事局学部・大学院事務グループ（政外事務チーム）が窓口となって担っている。この事務運営システムは、教務関連業務及び庶務関連業務において、一元化した学生サービス及び教員サービスを提供することを目的としている。具体的には、学部（外国語教育研究機構、2009年度からは外国語学部）と大学院（外国語教育学研究科）両方の教務関連業務・庶務関連業務を、同じ事務グループが受け持つことで、より円滑なサービスを学生・教員両方に提供している。

本研究科の充実と将来発展に関わる企画・立案については、研究科委員会を最終決定機関とし、その下に設置されている研究科学務委員会が、教務関係事項、入試査定及び奨学金関係事項等すべての事項についての原案作成及び検討を行う。その際、上記事務グループから研究科担当者１名が研究科学務委員会に参画し、原案作成段階から、必要な資料収集・整理分析を行う。また関係法令等との齟齬がないか等のチェックも行っている。

大学院の教育研究を支える事務局体制については、2006年から開設された「教務センター」（現在学事局教務事務グループ）が窓口となり、教務関連業務及び庶務関連業務において、一元化した学生サービス及び教員サービスを提供している。また、学部・大学院を通して同じ担当者がカリキュラム編成に当たる等、両者を支える事務局体制となっている。

【長所】

組織的な支援体制が構築されつつある。

【問題点】

教務関係事項、入試査定及び奨学金関係事項等、学務委員会の取り扱う事項が多岐に渡り、副学部長（研究科担当）を始め大学院担当執行部教員の事務的負荷が増えている。

検索

【将来の改善・改革に向けた方策】

前述の問題点について、学部同様に複数委員会を設置する組織構築が必要であるか、大学院生数を勘案し、今後検討する必要がある。

今後の到達目標

執行部会及び研究科学務委員会で検討の機会を早急に設定する。

11　自己点検・評価

前回の到達目標

定期的な自己点検・評価活動を推進する。

11-1　自己点検・評価

【現状の説明】

外国語教育学研究科においては、副機構長（研究科担当）を委員長とする独自の自己点検・評価委員会を常設機関として設置し、自己点検・評価活動を推進してきた。2009年４月の外国語学部発足後も、この委員会は常設機関として維持され、副学部長（研究科担当）を委員長として、自己点検・評価活動を続けている。

【長所】

委員会を常設機関として設置しているため、つねに自己点検・評価上の問題点を発見、改善できる体制が整っている。

11-2　自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

独自の学外者による検証の制度は設けていないが、研究科学務委員会並びに研究科委員会がダブル・チェック機能（自己点検・評価の確認と承認）を十分に果たしているため、特段の問題点なく運営されている。

【長所】

研究科学務委員会並びに研究科委員会によるダブル・チェック機能が順調に機能している。

【問題点】

研究科独自の学外者による検証制度を設けていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学外者による検証体制の必要性や制度設計に関して、議論を行う。

今後の到達目標

引き続き、定期的な自己点検・評価活動を推進するほか、学外者による検証体制の必要性や制度設計に関して、一定の結論を得る方向で議論を進める。

検索

外国語教育研究機構

検索

第Ⅱ編　外国語教育研究機構　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 859

1-1　理念・目的等　〈859〉

1-2　理念・目的等の検証　〈860〉

1-3　健全性、モラル等　〈860〉

2　教育内容・方法等 …… 861

2-1　教育課程等　〈861〉

2-2　教育方法等　〈871〉

3　教員組織 …… 876

3-1　教員組織　〈876〉

3-2　教育研究支援職員　〈879〉

3-3　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続　〈880〉

3-4　教育研究活動の評価　〈881〉

4　研究活動と研究環境 …… 883

4-1　研究活動　〈883〉

4-2　研究環境　〈885〉

5　施設・設備等 …… 887

5-1　施設・設備等の整備　〈887〉

5-2　情報処理機器、先端的な設備・装置　〈888〉

5-3　利用上の配慮　〈888〉

6　管理運営 …… 889

6-1　管理運営体制　〈889〉

6-2　学長、機構長の権限と選任手続　〈891〉

7　自己点検・評価 …… 892

7-1　自己点検・評価　〈892〉

7-2　自己点検・評価に対する学外者による検証　〈892〉

1　理念・目的・教育目標

1-1　理念・目的等

【現状の説明】

外国語教育研究機構（2009年４月１日以降は、新生の外国語学部が旧外国語教育研究機構の職掌事項を継承）は、全学共通教育科目としての外国語教育の企画・立案・運営を職務とする組織ゆえ、常に各学部の意見・要望に耳を傾けつつ、粛々と己が任務を遂行している。大学全体の外国語教育に対する教育方針と各学部が独自に提案する要望とを踏まえながら全学共通教育科目としての外国語教育に責任をもって当たる本機構は、理念・目標を真に達成すべく、本学部内の自己点検・評価委員会と執行部の双方が、それぞれの立場から個々の具体的な諸問題と真摯に向き合い、濃密な検証を重ねて、より良き改善に向けた最大の努力をしている。こうした多角的検証システムにより、精緻な分析が可能となり、適切な問題解決手法を見出している。

外国語教育研究機構発足（2000年４月）以来、理念・目的の実現化に向けてさまざまな取り組みを実践してきたが、具体的には以下のとおりである：①2002年から2003年にかけて２度にわたるカリキュラム改革案提出②外国語検定試験の単位認定制度の導入③英語上級クラスの創設④スポーツフロンティア入試による入学生（以下、SF 入学生）への特別編成クラスの創設⑤上記スポーツフロンティア入試をはじめとする多様な入試による入学生に対する入学前教育の一環としての e-Learning システムの積極的活用等々。また、大学当局の教育方針であるアメリカ・ウエブスター大学との DD Program（Dual Degree Program，両大学で学習することにより、両大学の学位取得をめざすプログラム）に対しても、本機構は、教育実践面で全面的に支援している。更に教員 FD に関しても、常時、果敢に取り組んでいる。こうした事項についての詳細な案内は、本機構のホームページや大学内の各部署から発刊される冊子、並びに当該事務室からのアナウンスメントを通してなされている。

【長所】

本機構の教育職員にはそれぞれ個々の専門領域があるにせよ、第一義的には全員が外国語教育の理論と実践の両面に秀でた専門家であるので、その理念・目的の実現化には常に迅速かつ機敏に対処することができる。例えば教育現場で問題が生じた場合でも、ただちに当該の委員会を招集し論議すると同時に、専門家の視点から緻密な現場検証を徹底的に行い、問題の所在を解明して、速やかに問題の解決と処理にあたることができる。2000年４月に外国語教育のプロフェッショナルの集団として外国語教育研究機構が設立されて以来、この基本体制は2009年３月に外国語学部に移行するまで揺らぐことはなかった。本学部のスタッフのこうした秀逸な研究力及び教育力を維持するために、「外国語科目を担当する非常勤講師の任用基準」や「特任外国語講師の任用規程」を設定し、遵守している。

【問題点】

しかしながら、全学共通教育科目としての外国語教育に責任をもって携わる組織にしては、本機構は発足以来、あまりにも専任教育職員の数が少なすぎる（2009年3月末日までの段階では全語種を合わせて36名<うち2名特別契約教授>である）。2009年3月末日までは、全学共通教育科目としての外国語教育の任務に加えて大学院外国語教育学研究科の職務があったが、2009年4月1日以降は、更に新設の外国語学部の職掌事項が新たに加わった。こうした事由のため、おのずと非常勤講師への依存率が高くなってしまうのは問題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上述のように、専任教育職員の増員が不可欠である。全学的な観点から、大学執行部の英断により、この問題が解決されれば、これまで以上に全学共通教育科目としての外国語教育の充実度は増すであろうと思われる。

検索

1-2　理念・目的等の検証

【現状の説明】

上述の1-1で詳細に述べたように、世界的にグローバル化が進み、情報技術革新がめざましい勢いで発展した今日の時代の要請に合わせて、2000年４月に外国語教育研究機構が発足し、そこで掲げた理念と目的を達成すべく、現在に至るまで地道な努力を重ねてきた。こうした理念・目的が真に社会や時代のニーズに適ったものであるか否かを多角的に検証するシステムとして、本機構内には自己点検・評価委員会が設置されている。そこでは、本質的な解明をめざして、深く掘り下げた検証がなされている。

【長所】

前述した通り、本機構の専任教育職員は外国語教育の選りすぐりの外国語教育の専門家集団であるので、語種を超えて外国語教育の真髄に迫ることができる。こうしたプロフェッショナルの叡智を結集して、ことにあたれることが長所であり、強みである。また、組織的にも、上記の自己点検・評価委員会とは別に、英語部会・ヨーロッパ語部会・アジア語部会という三部会制度を本機構は備えており、全教員はこれらのどれかに所属している。この制度により、教育のまさに現場で起こる問題を速やかに感知し、対応することができる。これによって、本機構が掲げる理念と目的が理にかなったものであるかどうかが、現場サイドでただちに検証されうる。更に、執行部会議や学務委員会等でも、たえず理念と目的に関しての現場検証を行っている。このように、現場から集められたさまざまなデータを前にして、各種委員会のメンバーたちが、外国語教育の専門家としての矜持をもって、それらを的確に分析し、解明できるシステムを有している点が長所であろう。

【問題点】

10以上の学部を擁する本学において、全学共通教育科目としての外国語科目は、「全学共通教育科目」という範疇に入ってはいるものの、実際は、各学部の外国語教育に対する要望はますます多様化している。特に最近の傾向としては、新設の学部は独自路線を強調する度合いが強くなった。こうした時代の流れにあって、全学共通教育科目としての外国語科目は、今後ますますその存在意義を問われることになるだろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2009年４月以降、本機構の職掌を受け継ぐ外国語学部は、全学共通教育科目を職掌する全学組織「教育推進部」とこれまで以上に緊密な連携を保ち、全学共通科目として普遍性と個別の要求に対応できる多様性のバランスを取っていくための改善を重ねていくことが望まれる。

1-3　健全性、モラル等

【現状の説明】

例えば日々の教室現場で生じるさまざまな問題は、教務センター窓口を通じて教員スタッフに速やかに伝わるシステムになっている。学生の生の声をしっかりと聞き、当該関係者を招集し、ただちに対策を講じる仕組みを採っている。また、1セメスター中に複数回実施される学生の授業評価アンケートを通じて教員は真摯に学生の声に耳を傾けている。更に、すべての教員によるオフィスアワーやホームページ等を通じて、常に大学としての健全性・誠実性・モラルの重視に努めている。これ以外にも、入学前教育とは別に、例えばSF入学生には学力の補強としてワークショップの機会を定期的に提供している。このように、全学の外国語教育を職掌する立場から、学生の外国語力の更なる向上をめざすなかで、同時に学生の健全なモラルの育成をもめざしている。

【長所】

学生の学力低下を防ぐことが、間接的にではあるが、学生の健全なモラルの育成につながるであろう。そのために、さまざまなきめ細かな取り組みを通じて学生の外国語力の向上をめざしている。

【問題点】

さまざまな価値観を持つ全学の数多くの学生を対象にしているがゆえに、本機構の取り組みがなかなか浸透しないきらいがある。そこで今後は、現状よりも少人数クラスを策定して授業を運営すべきである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学執行部に直結した上記の「教育推進部」としっかりとした連携をとりながら、全学の外国語教育を職掌する機関として、今後は、健全性、モラル等を確保するためのガイドラインを作成していかねばならないだろう。

2　教育内容・方法等

2-1　教育課程等

前回の到達目標

1）上級外国語（英語）クラスやSF入学生クラスの設置のようなクラス編成の工夫、e-Learningの要素を取り入れた自学・自習環境の充実等、現行カリキュラムの範囲内での改善。2）検定試験の単位認定制度のような学生の達成度が数値目標として明示されるような仕組みの充実。3）高・大の接続に配慮したシステム作りの推進。4）兼任教員への依存率が高いという現状の体制下で、専任教員がコーディネータとなって授業運営を積極的に推進できるような体制作り。

2-1-1　教育課程

教育目標を実現するための学士課程としての教養課程の体系性

【現状の説明】

既習外国語である英語については、学生のレベル及び多様なニーズに応えながら、大学での勉学に活かすことができ、同時に卒業後の人生においても応用可能な外国語運用能力が身につくよう、以下のごとく多彩なカリキュラムを提供しつつ、学士課程としての体系性を保証している。

「英語Ⅰab」では、オーラルコミュニケーションに重点を置き、日本人教員による通常クラスのほかに、ネイティブ・スピーカーによるコミュニケーションクラスも配置している。「英語Ⅱab」は読解力養成に重点を置き、「味わって読むコース」「うまく読むコース」「楽しく読むコース」「クリックして読むコース」の中から選択する。「英語Ⅲab」は、「LL」「コミュニケーション」「ライティング（英語作文演習）」、「e-Learning」（2009年度から廃止）、「講読」の中から選択する。「英語Ⅳ」は各学部の特性に配慮した題材を用いた講読。「英語Ⅴab・Ⅵab」はより運用能力を向上させるためのもので、TOEFL、TOEIC、英検等に対応した複数コースを自主選択するだけでなく、エアリア・スタディズのような文化的側面を学習することもできる。

英語以外のいわゆる初習外国語では、概ねⅠab・Ⅱab で文字・発音、初級文法、簡単な日常会話を学び、Ⅲab・Ⅳab で読解が比較的容易な文献類の読解力及び基礎的な会話能力の養成を行い、Ⅴab・Ⅵab では文

学作品を含む比較的難解な文献類の読解力及び論理的表現力の養成を目的としている。

また、コミュニケーションクラスについては、ドイツ語・フランス語・中国語ではⅠab・Ⅱab・Ⅲab・Ⅳab、朝鮮語ではⅢab・Ⅳab、スペイン語ではⅢab・Ⅳab に、それぞれ設置されており、学生が選択できるようになっている。

一つだけの言語に偏るのではなく、複数の言語を学ぶことを通して、さまざまな外国の文化を知り、かつ異文化間コミュニケーションの諸問題への造詣を深めることをめざしている。更に、各学部の特性を考慮しつつ、必要単位数において若干の相違を認めながら、本学の外国語科目カリキュラムが構成されている。

1997年度には、総合情報学部を除いた全学の外国語科目の改革が行われ、従来開設されていた英語・ドイツ語・フランス語・ロシア語・スペイン語・中国語の6言語に、新たに朝鮮語が加えられた。それにより、開設言語はこの7外国語と留学生のための日本語を加えた8言語となった。ただし、総合情報学部では朝鮮語は1994年度の学部設立当初より開設されている。かつての工学部及び現在の理工系3学部においてはスペイン語・朝鮮語は開設されていない。また、上記改革により各言語のⅠab・Ⅱab・Ⅲab・Ⅳab 及び自由科目「海外語学実習」に加えて、新たにⅤab・Ⅵab が開設された。

また、既に外国語検定試験のスコア等により単位を認定する制度を取り入れたり、「海外語学実習」に代えて「海外研修」を新設し学部の定めるところにより卒業所要単位として認める制度も始まっている。この制度を利用して単位修得申請を行う学生も着実に増えている。

日本語の科目としては、学部留学生が履修する「外国人留学生科目」と、交換受け入れ留学生が履修する「交換受け入れ留学生科目」、「ウェブスター大学との協定に基づく専門教育科目」がある。

【長所】

日本語を含む8言語のスタッフが協働することにより、言語運用能力の練磨、そして多言語主義に基づく異文化理解力の養成を行っているので、外国語教育の目標は体系的にも十分に実現しているといえる。また、卒業所要単位についても柔軟かつ流動的・多面的なカリキュラム編成を許容しており、10学部を擁する総合大学の多様性と、各学部の独自性を十二分に発揮できるよう配慮がなされているといえよう。また、外国語検定試験の単位認定制度のように、学生の達成度が数値目標として明示されるような仕組みを充実させることも、教育課程の体系性を担保しつつ、教育の質を保証する一手法として機能している。

【問題点】

学生の教養課程の体系性を考えるとき、外国語教育として完結することだけを追い求めたり、各学問分野の専門性のみを追求したりすることは回避すべきであろう。その意味において、従来の枠組みに安住するのではなく、専門性と各外国語の相互の関わり方について議論を深める余地は残されているように思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

専門性と外国語の相互関係については、外国語教育の基本方針と目標を明確に固めておく必要がある。今後2～3年のうちに、外国語教育のニーズに照らし合わせた基本方針と目標を明らかにし、それを教育推進委員会における各学部との議論へと発展させることが望ましい。

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

【現状の説明】

本機構の外国語教育は、各学部の1年次から2年次、若しくは3年次にかけて実施される基礎教育の一つと位置づけられる。本学の教育理念である「学の実化」の構成要素の一つである「国際的精神の涵養」をめざして、いずれの学部でも基本的に7つの言語の中から複数の言語を選択するシステムが確立している。

ただし、日本語は留学生を対象とする科目である。

【長所】

基礎教育の一環として、リンガ・フランカとしての英語のみに限定するのではなく、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語といった多様な言語が学べる環境は、学生が広い視野を獲得するのに役立っているといえる。

【問題点】

言語の習得、すなわち読み、書き、聴き、話すの４技能を獲得することに重点を置くことは、人格の陶冶をめざしつつ、学問上の倫理性を培うこととの結びつきがやや希薄であるかも知れない。しかし、剽窃の違法性を正しく認識し、法を遵守する態度を養うことは、言語を用いたコミュニケーションの大前提ともいえる。その意味においては、外国語教育においても倫理性の問題を考えることは時代の要請かも知れない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

まずはFD活動を通じて、外国語教育に携わる教員が遵法精神を深め、教育と倫理の問題を考える機会とすべきであろう。同時に、学士課程全体において、基礎教育、専門教育の別を問わず、倫理性を高めるための指針を設け、その中に外国語教育の役割を適切に定義することも必要で、教育推進委員会のような全学の組織の中で議論を深めることが肝要である。

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

【現状の説明】

全学にわたる外国語教育については、2000年より外国語教育研究機構がその企画・立案、並びに担当者人事の責任母体となり、最終的には全学共通教育推進機構において審議・了承の上、全学的なコンセンサスを得て実施されてきた。2008年10月に大学ガバナンスの改革に伴い、全学共通教育推進機構が廃止され、その任務は副学長を座長とする教育推進委員会に引き継がれた。また、外国語教育研究機構は2009年４月より外国語学部になったため、全学の外国語教育は外国語学部が職掌することとなった。組織の改編はあったものの、本学の外国語教育は、まず外国語学部教授会がその詳細を定め、これを全学の委員会（現教育推進委員会）の了承のもとに実施に移されており、実施・運営にかかる責任体制の面では二重のチェック機能が働いているといえるだろう。

【長所】

外国語学部の決定が、更に教育推進委員会で審議された上で実施に移されるという意味では、外国語教育について各学部がその是非を必ずチェックする制度が確立されているわけで、一つの視点に偏ることなく、多様な考え方を外国語教育に反映できる。これは、総合大学ならではのシステムといえる。

【問題点】

多様な考え方を外国語教育に反映できるシステムは、裏返していうと、コンセンサスを得るために多くの時間が必要なことを意味する。2000年の外国語教育研究機構設立以来、カリキュラム改革や習熟度別クラスの実施計画が、何度も立ち消えになっているのは、そのためである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

問題点として指摘した事柄は、外国語教育を司る組織の自律性とも関係する、きわめて本質的な問題ともいえる。ただし、二重のチェック機能（責任体制）は、良きにつけ悪しきにつけ、外国語教育研究機構設立以前に本学が擁していた教養部（教養委員会）以来の伝統であり、この枠組みの中で最大限の工夫をすることが現実的な解決策と思われる。

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

【現状の説明】

理工系3学部を除く7学部では、上述の7言語の中から、英語を含む二つの外国語（法学部と商学部では3言語も可能）の履修を必修とし、一つを第1選択外国語、もう一つを第2選択外国語と位置づけている（総合情報学部では、それぞれを主選択外国語、副選択外国語と称している）。

配当年次については、千里山キャンパスの各学部では、各外国語ともⅠab・Ⅱab を1年次に、Ⅲab・Ⅳab を2年次に、Ⅴab・Ⅵab を3年次に配当している。ただし、経済学部及び商学部においては、第1選択外国語12単位を必修とする場合の配当年次は、経済学部では1年次にⅠab・Ⅱab、2年次にⅢab・Ⅳab・Ⅴab、3年次にⅥab を配当している。そして商学部では、英語は1年次にⅠab・Ⅱab、2年次にⅢab・Ⅳab・Ⅴab・Ⅵab を配当し、その他の外国語は1年次にⅠab・Ⅱab、2年次にⅢab・Ⅳab・Ⅴab、3年次にⅥab を配当している。

総合情報学部では、各外国語ともに主選択外国語のⅠab、Ⅱab、Ⅲab、副選択外国語のⅦab を1年次に、主選択のⅣab、Ⅴab、副選択のⅧab を2年次、主選択のⅥab を3年次に配当し、自由科目としてA・B を2年次に、C・D を3年次に配当している。

なお、外国人学部留学生は、外国語科目として日本語Ⅰ～Ⅳの計8単位と日本語以外の言語（日常使用言語を除く）のⅠ～Ⅳを計4～8単位修得しなければならない。また「日本事情Ⅰ」「日本事情Ⅱ」（各2単位）を修得した場合は、これを教養科目の卒業所要単位に含めることができる。

【長所】

各学部の特性も考慮しながら、必修単位と選択単位を柔軟に配分している現システムは、外国語検定認定制度や海外語学セミナーによる単位取得のオプションと相俟って、学生に過度の負担を強いることなく、外国語習得に最小限必要な時間数は保証できており、その範囲内では必修・選択の量的配分がほぼ適正に行われているといえる。

【問題点】

一部、学部によっては開講されていない外国語があるため、学生がすべての外国語の中から選択できるよう各学部への働きかけ行うことは以前からの課題である。また、学部によって必修単位数が異なることは、専門性を重視しつつ学生のオプションの幅を広げることに役立っている反面、特に一からの積上げが要求される初習外国語においては、外国語教育本来の目標を達成する際の障害となっている場合もある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生が選択することのできる外国語のオプションを充実させる試みの前提として、当該学部において科目を開講する意義を積極的に発信することが必要であろう。必修単位数との問題ともあわせて、今後2～3年のうちに、説得力のある意義が明確になり次第、教育推進委員会における議論へと発展させることが望ましい。

2-1-2　履修科目の区分

【現状の説明】

既習外国語である英語については、学生のレベル及び多様なニーズに応えながら、大学での勉学に活かすことができ、同時に卒業後の人生においても応用可能な外国語運用能力が身につくよう、以下のごとく多彩なカリキュラムを提供している。

以下に、関西大学で開講されている英語コースとその概要を記載する。

(1) 千里山キャンパス（法、文、経済、商、社会、工の各学部：セメスター制）

学生は、必修科目として1年次で「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」、2年次で「英語Ⅲ」、「英語Ⅳ」、選択科目として3年次で「英語Ⅴ」、「英語Ⅵ」を履修する。なお、英語の検定試験（TOEIC、TOEFL、英検）により検定認定1、2、3（各検定試験）の単位を認定された者は、「上級外国語（英語）」を履修することができる。このコースは受講許可を必要とする科目であるため、所定の申し込み手続きが必要である。

英語Ⅰab（C）は主としてリスニング、スピーキング用の教材を用い、英語口頭運用能力の養成をめざす特任ネイティブ・スピーカー講師によるコミュニケーションクラス。

上級外国語（英語）Ⅰab では、少人数でインタラクティブな活動をとおして、日常及びアカデミックな状況に対応できるリスニング・スピーキング主体の英語運用能力を身につける。学習活動には、自分の意見等に基づいた、英語による発表やディスカッションが含まれる。

英語Ⅱab では新入生の読解力の向上をめざすことを目標とし、学生は次の4つのコースから一つ選択する。

(A)「味わってコース」: 深く読むのがこのコースの特徴である。文学作品等を教材とし、ことばの意味、文の構成等をじっくり分析、吟味しながら読む。

(U)「うまく読むコース」: 広く、速く、正確に読むコース。文化論、時事問題等を扱った英文を適当な速度で多く読み、内容を正確に理解する能力を高めることを目標とする。内容理解に重点を置きながら、パラグラフの構成、論理の展開、リーディング方略等読みに必要な事項を認識し、リーディング力を養成する。

(T)「楽しく読むコース」: 広く、楽しく読むコース。使用語彙が600語から2,500語で書かれている文学作品、映画化された現代小説等のテキストを一週間に数冊のペースで読んでいく。自分の読むレベルと好きな作品が選択できる。

(K)「クリックして読むコース」: 速く、正確に読むコース。「インターネット上の情報」をより速く、正確に読んでいく。題材は、基本的には自分で選択し、情報収集のための読解能力養成をめざす。

上級外国語（英語）Ⅱab では、少人数でインタラクティブな活動をとおして、日常及びアカデミックな状況に対応できるリーディング主体の英語運用能力を身につける。学習活動には、読んだ物に基づいた、英語によるライティングやディスカッションが含まれる。

英語Ⅲab では以下のコースを設け、特色のある題材を内容とし、それぞれの授業目標に応じた多様で一層進んだレベルの学習を行う。

(L)「LL」: 視聴覚機器を使い学習しながら、リスニング、スピーキング力の向上を目標とする。

(C)「コミュニケーション」: 原則として英語のネイティブ・スピーカーが担当し、少人数クラスの中での対話、討論を通じて、英語のスピーキング力を向上させることを目標とする。

(W)「ライティング（英語作文演習）」: 少人数クラスによって中級程度のライティング力を習得することを目標とする。「リーディング」: 物語や英文記事、エッセイ等を読むことを通して、リーディングのための発展的なスキルを身につける。

上級外国語（英語）Ⅲab では、少人数でインタラクティブな活動をとおして、日常及びアカデミックな状況に対応できるリスニング・スピーキング主体のより高度な英語運用能力を身につける。学習活動には、自分の意見等に基づいた、英語による発表やディスカッションが含まれる。

英語Ⅳab では、原則として各学部の特性に配慮した題材内容を用い、英語文献を読解する能力の一層の向上をはかる。更に、要点を英語でまとめる練習を行う等、総合的な英語運用能力の向上をめざす。

上級外国語（英語）Ⅳab では、少人数でインタラクティブな活動をとおして、日常及びアカデミックな状況に対応できるリーディング主体のより高度な英語運用能力を身につける。学習活動には、各学部の専門領域に関連した読み物に基づいた、英語によるライティングやディスカッションが含まれる。

英語Ⅴでは、英語を更に進んで学習したい学生を対象とし、英語の運用面に重点を置き、実社会に通用す

検索

る上級の英語運用能力の習得をめざす。以下のコースがある。

(C)「アドバンスト・コミュニケーション A」: 英語Ⅵのコミュニケーション B とともに履修する。このコースでは、あるテーマについて考え、議論し、その議論を踏まえて新たに各自の見解や意見をレポート等にまとめ、発表する。このうち「議論する」作業は、英語Ⅵのコミュニケーション B で行う。

(W)「アドバンスト・ライティング」: パラグラフ単位の明解な英文が書けるようになることをめざす。

(S)「プラクティカル・イングリッシュ・セミナー」: TOEFL、TOEIC、英検等、国内外の英語能力試験にも対応できるような英語力を習得することをめざす。

英語Ⅵでは、英語を広い視野から更に深く学習したい学生を対象に、英語圏の文化についての理解を深め、コミュニケーション能力の一層の向上をめざす授業を行う。以下のコースがある。

(C)「アドバンスト・コミュニケーション B」: 英語Ⅴのアドバンスト・コミュニケーション A を参照。

(M)「アドバンスト・メディア・イングリッシュ」: テレビやラジオのニュース番組、インターネットのホームページ等も含む各種メディアの英語に慣れ親しむことを目標とする。

(A)「エアリア・スタディズ」: 英語圏の国々について、地理、文化、政治、経済等を幅広く研究する。取り上げる対象は担当者により異なるが、資料を読んでレポートにまとめ、授業で発表する等の課題を行う。

英語以外のいわゆる初習外国語では、概ねⅠab・Ⅱab で文字・発音、初級文法、簡単な日常会話を学び、Ⅲab・Ⅳab で読解が比較的容易な文献類の読解力及び基礎的な会話能力の養成を行い、Ⅴab・Ⅵab では文学作品を含む比較的難解な文献類の読解力及び論理的表現力の養成を目的としている。

また、コミュニケーションクラスについては、ドイツ語・フランス語・中国語ではⅠab・Ⅱab・Ⅲab・Ⅳab、朝鮮語ではⅢab・Ⅳab、スペイン語ではⅢab・Ⅳab に、それぞれ設置されており、学生が選択できるようになっている。

(2) 高槻キャンパス（総合情報学部：セメスター制）

二つの言語を選択し、英語を主な言語として選択した場合、「英語主選択」と呼び、英語以外の言語を主な言語として選択した場合を「英語副選択」と呼ぶ。英語のコースは、「英語主選択」対象者に「英語Ⅰ」～「英語Ⅵ」、英語の検定試験（TOEIC、TOEFL、英検）により検定認定１、２、３（各検定試験）の単位を認定された学生対象の「上級外国語（英語）Ⅰ」～「上級外国語（英語）Ⅴ」、「英語副選択」対象者に「英語Ⅶ」～「英語Ⅷ」、そして英語を更に学習したい学生を対象に、自由選択科目として「実用英語 A」～「実用英語 D」が開講されている。

＜英語主選択＞

１年生の春学期に、英語Ⅰa でリスニングを中心とした英語運用能力の基礎を身につける。英語Ⅱa でオーラル・コミュニケーションの基礎的なスキルを身につける。英語Ⅲa でリーディングのための基本的なスキルを身につける。上級外国語（英語）Ⅰa では、少人数でインタラクティブな活動をとおして、リスニングを中心とした、日常及びアカデミックな状況に対応できる英語運用能力を身につける。上級外国語（英語）Ⅱa では、少人数でインタラクティブな活動をとおして、オーラル・コミュニケーションのスキルを中心とした、日常及びアカデミックな状況に対応できる英語運用能力を身につける。上級外国語（英語）Ⅲa では、少人数でインタラクティブな活動をとおして、リーティングを中心とした、日常及びアカデミックな状況に対応できる英語運用能力を身につける。

１年生の秋学期に英語Ⅰb で異文化間コミュニケーションについての理解を深めるとともに、異文化間コミュニケーションを円滑に行うためのスキルを養う。英語Ⅱb でリーディングのための発展的なスキルを身につける。英語Ⅲb でアカデミック・ライティングのための基礎的なスキルを身につける。上級外国語（英語）Ⅰb では、少人数でインタラクティブな活動をとおして、異文化間コミュニケーションについての理解

をふかめ、異文化間コミュニケーションを円滑に行うことができる英語運用能力を身につける。上級外国語（英語）Ⅱb では、少人数でインタラクティブな活動をとおして、リーディングのスキルを中心とした、日常及びアカデミックな状況に対応できる英語運用能力を身につける。上級外国語（英語）Ⅲb では、少人数でインタラクティブな活動をとおしてライティングを中心とした、日常及びアカデミックな状況に対応できる英語運用能力を身につける。

2 年生の春学期に英語Ⅳa でオーラル・コミュニケーションのための発展的なスキルを身につける。英語Ⅴa でアカデミック・ライティングのための発展的なスキルを身につける。上級外国語（英語）Ⅳa では、少人数でインタラクティブな活動をとおして、リスニング・スピーキングを中心とした、日常及びアカデミックな状況に対応できるより高度な英語運用能力を身につける。上級外国語（英語）Ⅴa では、少人数でインタラクティブな活動をとおして、ライティングを中心とした、日常及びアカデミックな状況に対応できるより高度な英語運用能力を身につける。

2 年生の秋学期に英語Ⅳb でリスニングのための発展的なスキルを身につける。英語Ⅴb でリーディングのための更に発展的なスキルを身につける。上級外国語（英語）Ⅳb では、少人数でインタラクティブな活動をとおして、リスニングを中心とした、日常及びアカデミックな状況に対応できるより高度な英語運用能力を身につける。上級外国語（英語）Ⅴb では、少人数でインタラクティブな活動をとおして、リーディングを中心とした、日常及びアカデミックな状況に対応できるより高度な英語運用能力を身につける。

3 年生の春学期に英語Ⅵa でリーディングを中心としながら高度な英語運用能力を養う。3 年生の秋学期に英語Ⅵb でリスニングを中心としながら、更に高度な英語運用能力を養う。

＜英語副選択＞

1 年生の春学期に、英語Ⅶa でリスニングを中心とした英語運用能力の基礎を身につける。1 年生の秋学期に、英語Ⅶb でリーディングのための発展的なスキルを身につける。2 年生の春学期に、英語Ⅷa でアカデミック・ライティングのための発展的なスキルを身につける。1 年生 の秋学期に、英語Ⅷb で異文化間コミュニケーションについての理解を深めるとともに、異文化間コミュニケーションを円滑に行うためのスキルを養う。

＜自由選択科目（卒業単位計算外）＞

インターネット英語、コンピュータ英語、時事英語、スピーチ等多様なトピックで開講される。1 年生の春学期に実用英語 A、1 年生の秋学期に実用英語 B、2 年生の春学期に実用英語 C、2 年生の秋学期に実用英語 D をそれぞれ学ぶ。

カリキュラムの効果を最大限に引出せるよう、各外国語に SF 入学生を対象とした SF クラスを設け、学生の履修状況や習熟度も視野に入れた授業を行っている。

英語以外のいわゆる初習外国語では、概ねⅠ・Ⅱで文字・発音、初級文法、簡単な日常会話を学び、Ⅲ・Ⅳで読解が比較的容易な文献類の読解力及び基礎的な会話能力の養成を行い、Ⅴ・Ⅵでは文学作品を含む比較的難解な文献類の読解力及び論理的表現力の養成を目的としている。

また、コミュニケーションクラスについては、ドイツ語・フランス語・中国語ではⅠab・Ⅱab・Ⅲab・Ⅳab、朝鮮語ではⅢab・Ⅳab、スペイン語ではⅢab・Ⅳab に、それぞれ設置されており、学生が選択できるようになっている。

更に、外国人教員と日本人教員によるチーム・ティーチングを数多く展開し総合的な外国語能力を育成できるよう配慮しており、現在教育開発支援センターが中心となって試みている TA（ティーチング・アシスタント）を利用した授業運営の研究にも積極的に参加しながら、TA 活用による（e-Learning も含む）外国語授業の新しいスタイルも積極的に展開している。

【長所】

一つだけの言語に偏るのではなく、複数の言語を学ぶことを通して、日本の文化を知り、かつ異文化間コ

検索

ミュニケーションの諸問題への造詣を深めることをも意識したコンテンツにより、各学部の特性を考慮しつつ、本学の外国語科目カリキュラムが構築されている。そこでは日本語を含む8言語のスタッフが協働することにより、現行の枠組みにおいても、言語運用能力の練磨、そして多言語主義に基づく異文化理解力の養成という、本機構が目標とする外国語教育は十分に実現しているといえる。

2-1-3　授業形態と単位の関係

【現状の説明】

「外国語科目」は、毎週2時間15週の授業をもって1単位としている。千里山キャンパスの各学部では各言語ともⅠab・Ⅱab・Ⅲab・Ⅳab・Ⅴab・Ⅵab の12科目がそれぞれ半年1単位、総合情報学部では、Ⅰab・Ⅱab・Ⅲab・Ⅳab・Ⅴab・Ⅵab・Ⅶab・Ⅷab と、A・B・C・D の20科目がそれぞれ半年1単位から構成されている。

a　英語の授業形態

千里山キャンパスでは、科目内容に合わせた設備を使い、教員と学生、あるいは学生同士のインタラクションやペアワークを採用することによって、授業形態の改善を図っている。また、TOEFL、TOEIC、英語検定等のテストにも対応するためのクラスやライティングクラスのように、運用能力の養成に力点をおいた授業が展開されている。高槻キャンパスの総合情報学部では、実用的な運用能力の養成と異文化理解を深める授業が行われている。CALL 教室を利用したマルチメディア対応の学習も積極的に実践されている。

b　初習外国語の授業形態

コミュニケーション能力の養成にも力を注いでいる。そのなかでコミュニケーションクラスの設置やタンデムクラス等の導入により、教育内容の多様化が図られ、読み、書き、聴き、話す4技能を総合的に磨く授業へと変化を遂げてきている。多様化した学生のニーズに応え、レベルの高い教育をめざして、言語により若干事情は異なるが、基本的に以下のような取組を行っている。

① コミュニケーションクラスを設置している。
② 上位年次まで履修を希望する学生のために「Ⅴ」「Ⅵ」を用意している。
③ 検定試験のレベルに対応した教育を行っている。

c　日本語の授業形態

日本語は、2003年度に全学でセメスター制が実施される以前から、半期集中科目として行われてきた。授業形態と授業方法については、以下のとおりである。

① 1年次の春学期に日本語Ⅰ（週2回）とⅡ（同）、秋学期にⅢ（同）とⅣ（同）が行われる。短期目標達成型である。
② 日本語Ⅰ・Ⅲではそれぞれ週2回ある授業のうち、1回を〈読解〉、もう1回を〈聴読解・聴解・口頭発表〉に充てている。LL 教室を利用し、4技能を磨いている。
③ 学生の習熟度に合わせてアカデミック・ジャパニーズの基礎教材を開発し、効率のよい授業をめざしている。

【長所】

教師と学生のインタラクションに十分時間をとり、外国語の運用面の教育に重点を置いた授業形態をとっている。また、CALL 教室を活用したマルチメディア対応の学習も積極的に実践されている。

【問題点】

学部によっては開講されていない外国語があるため、学生がすべての外国語の中から選択できるよう各学部への働きかけを今後も継続する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後とも TA 活用による（e-Learning も含む）外国語授業の新しいスタイル等を積極的に展開していき、より望ましいカリキュラムの実現をめざして不断の努力を続ける必要がある。

2-1-4　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

大阪府下に設置されている国公私立の 4 年制大学が加盟し、単位互換制度により他大学の授業科目を履修する「大学コンソーシアム大阪プログラム」を開講している。また、海外の大学との学生交換協定に基づく学部のカリキュラムを以下の点で支援している。

（ア）交換受け入れ留学生日本語及びウェブスター大学との協定に基づく専門教育科目

交換受け入れ留学生（文学部所属）及びウェブスター大学との協定に基づく留学生に対して、各学部や機構が専門教育科目に関して協力する体制がしかれている。

（イ）DD プログラム入学生のための英語授業

学部開設の外国語科目「英語Ⅰ～Ⅳ」のそれぞれに DD（Dual Degree）プログラム入学生対象の特別クラスを提供している。この英語授業の目標は、DD プログラム入学生の英語能力をウェブスター大学への派遣資格である TOEFL-CBT 213点まで上げることである。英語によるディスカッションに積極的に参加する訓練、講義を聞いて要点を捉えノートする練習、プレゼンテーション・トレーニング、小論文を書く練習、英文の内容を迅速かつ正確に把握する練習等を行っている。

（ウ）外国語検定試験のスコア

TOEFL、TOEIC、英検による単位を認定する制度を取り入れている。

（エ）海外研修

各学部の定めるところにより卒業所要単位として認める制度も取り入れている。

【長所】

各自の努力による各種検定試験のスコアによる到達目標を明示することにより、学生の学習意欲が促進されている。

2-1-5　開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

2008年度における、専任教員（兼担を含む）が担当する授業科目の比率は、英語９％、ドイツ語９％、フランス語９％、ロシア語９％、スペイン語９％、中国語９％、朝鮮語９％、日本語75%である。このように、専任（兼担を含む）の担当比率は、決して高いとは言えない。

【長所】

「英語Ⅱ」の「楽しく読むコース」や「クリックして読むコース」のように、専任教員がコーディネーターとなり、他の専任教員や兼任講師と密接に連絡を取りながら、全体のクラスを統括する等の工夫を凝らすことにより、より効果的な教育を実践し、必ずしも万全とは言えない人的体制を補填している点は評価できるだろう。

【問題点】

全授業科目のうちの多くを兼任講師に頼らざるを得ない状況にある。授業と並行して専任教員が効果的な

教授法や教材の開発に当たらなければならないことを考えると、これは十分な体制とはいえないだろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

専任教員の増員に向けた努力を続けながら、専任教員が兼任講師とのコーディネーター役となって密なる連携を行う授業運営をより積極的に展開し、現行の体制で最大の教育効果が期待できるシステム作りに専念したい。

2-1-6　カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

本機構は独自の学生をもたないため、学部レベルで構想されるような高・大の接続の方針は有していない。ただし、TOEIC・TOEFL・英検や中国語検定等の成績に基づく外国語検定試験による単位認定制度が、すべての外国語で2005年度に新設された。インターネットを通じて制度の存在や特徴に関する情報を公開しているのは、一つには関西大学をめざす受験生に対して外国語学習の必要性を事前に理解してもらい、その知識を少しでも入学後の勉学に活かしてもらいたいという教育的信念からである。

【長所】

それぞれの言語に優れた学生を教育し送り出すことができる。

【問題点】

各学部単位でカリキュラムが運営されている本学にあっては、学部横断的に入学前教育を行うには、全学的な理解と細かな調整も必要で、これも即実行に移すことは難しい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

高・大の接続に配慮した、学部横断的な入学前教育のようなシステム作りについては、各学部の動きとも連動させながら今後環境整備を推進する必要がある。

2-1-7　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

（ア）外国人学部留学生に対して

外国人学部留学生に対しては、１年次配当の必修科目として、「日本語Ⅰ～Ⅳ」が設けられている。更に、日本語理解の深化、日本語能力向上のために、１年次配当の選択科目として「日本事情Ⅰ（日本の文化と社会)」及び「日本事情Ⅱ（日本の経済と技術)」を開設している。

（イ）交換受け入れ留学生及びウェブスター大学との協定に基づく留学生に対して

2003年度秋学期の「ウェブスター大学との協定に基づく専門教育科目」の開設に伴い、２名の教員が科目を担任している。

（ウ）帰国生徒に対して

帰国生徒に対しては、それぞれの能力や学習意欲に応じたクラスが選択できるよう、毎年４月、履修科目決定の際に、本人の申し出を受けて本機構の教員が面接を行い、上位年次配当科目履修の道を開いている。

（エ）社会人学生に対して

社会人学生に対しては、各学部で責任を持って受け入れしている。

【長所】

外国人学部留学生や帰国生徒に対しては、学生の能力や関心に応じて、上記のような教育指導を実施しており、多岐にわたる学生のニーズに応えるという点で大いに評価ができるものと思われる。

更に、留学生に対する日本語プログラムについては、秋学期だけでなく春学期にも受け入れる学生がいること、学生の日本語レベルが多様であること、非漢字圏出身者と漢字圏出身者が混在していること等もあるため、入学生の動向に合わせて年度ごと（あるいは学期ごと）に担当者間で微調整が行えるよう、日本語担当者が学生の習熟度に合わせた教材開発や指導法の改善を図っている点は特筆に値するだろう。

【問題点】

外国人留学生については、外国語能力の把握がしきれていない場合が多いことが問題である。外国人学生の受け入れは各学部が個別に所管しているが、この問題点の把握のためには、全学的な組織（例えば、国際部）による一元管理が望ましい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

国際部設置により管理されるので、解決される見込みである。

今後の到達目標

今後は、これまで以上に多様なニーズに応える教育課程、多様なバックグラウンドを持つ学生に対応できる教育課程が必要となることが予想される。この事態に対応するために、常に現状を的確に把握することができるシステムを確立する。

2-2　教育方法等

前回の到達目標

1）外部テストとの相関関係も視野に入れた教育効果測定の仕組みの研究。2）教員間での成績評価のばらつきをなくすための評価法の標準化。3）オフィスアワーのみに頼らない学生相談の受付方法の多様化。4）関西大学独自のオンライン授業支援システム CEAS を活用した e-Learning と対面型授業との混合型学習の推進。

2-2-1　教育効果の測定

【現状の説明】

成績評価の方式として、①定期試験を行わず、平常授業時に実施する小テストの成績や日常的な学習状況等の平常成績によって総合評価（100点法）を出すものと、②定期試験を行い、それに平常授業時の小テストや学習状況を加味して総合評価（100点法）を出すものの二通りがある。英語・ドイツ語・スペイン語・フランス語（一部科目）・中国語（コミュニケーションクラス）は①の方式を、またロシア語・中国語・朝鮮語・フランス語（一部科目）は②の方式を採用している。定期試験の有無は、言語（あるいは科目）の性格上、まとめの試験を課すことによって習得内容の再確認が必要と考えられるものがあるからで、言語を問わず、日頃の地道な学習の積み重ねが言語習得の大前提であるという外国語教育の基本方針そのものは、担当教員すべてが共有している。また、これらの教育効果の測定方法・基準についてはすべて『講義要項・講義計画』（シラバス）に明記しており、教員・学生を通じて共通の認識ができている。なお、本学部は兼任講師に依存する割合が高いため、連絡会等を通して、上記のごとく定められた評価方法から逸脱することのないよう周知徹底を図っている。

【長所】

教育効果の測定に関して出席を含めた平常の成績を重視しているのは、特に外国語教育という性格上、総合的な評価方法として妥当なものといえる。また、教育効果の測定方法・基準はすべて『講義要項・講義計画』（シラバス）に明記され、学生と教員が共通の認識を持つことができるようになっている。授業評価アンケートについては、毎年 FD 委員会が全学の結果について詳細な分析を行っている点は評価に値する。

【問題点】

教育効果を測定するシステムは全体として有効に機能していると思われる。現時点での問題点をあげるとするならば、言語により平常成績だけで評価する科目と、定期試験も行う科目に別れている点であると思われる。言語により評価システムが異なることの妥当性を、より明確に示すことができるようにしたい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

外国語教育においては、本来学生の習熟度に応じたクラス編成や教育効果の測定が行われるべきである。しかし、外国語を専門としない学生が中心となる全学の外国語科目の成績評価において、習熟度に依存しすぎると、学生がモチベーションを損なう危険性もある。学習者の視点も考慮しながら教育環境を構築するためには、より優れた授業運営の形態や指導方法の開発等の FD 活動と合わせて、教育効果の測定方法を開発する必要がある。現在は言語横断的に教授法関連の意見交換やセミナー参加等の取り組みが行われているので、引き続き学部学務委員会を中心とした学部全体の取り組みへと統合していくことが望まれよう。教育効果測定を検証するための仕組みについては、これまで行われてきた外部テストとの相関関係も考慮しながら、外国語の技能を的確に測定する工夫が求められる。

2-2-2　成績評価法

【現状の説明】

成績評価は、すべての科目について100点満点で素点を出し、100～80点を優、79～70点を良、69～60点を可、59点以下を不合格としている。なお、2008年度入学生より GPA 制度が導入され、100点～90点を秀とした上で、学生の到達度も勘案しながら、全体の成績分布が適正化するよう工夫がなされている。

成績評価は、学期ごとに学生に発表し、その後、疑義申出期間を設けているので、成績に疑問のある学生はその期間内に教務センターを通じて問い合わせをすることができる。問い合わせを受けた教員は、出席簿や答案・レポートをもとに成績評価の根拠を説明することとしている。

平常授業時に小テストを実施したり、教員と学生が相互にインタラクションを繰り返すことにより評価が行われ、そのトータルにより最終評価が行われるので、よりきめ細かな指標に基づく厳格な教育効果の測定が実践されている。

【長所】

外国語科目という性格上、日常的な学習活動をその都度きめ細かく評価し、最終的に総合評価を行う必要があり、結果として厳格な評価システムになっている点は評価できるだろう。

【問題点】

前回の自己点検・評価の際と同様に、現在各教員の判断に任せている指標を更に統一化し、評価方法をなるべく標準化することにより、教員間のばらつきを少なくすることが課題と言える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学務委員会を授業運営の実務に関わる組織とした上で、教育効果の測定や成績評価の手法をめぐる標準化の作業は、別途その分野の専門家から構成されるタスクフォースを立ち上げ、より客観性のある指標を提言

することが望ましい。

2-2-3　履修指導

【現状の説明】

履修指導のために、本機構は毎年『ことばの旅』という冊子を発行して、新入生と外国語科目担当教員に配布している。この冊子には、本機構が担当している七つの外国語それぞれの魅力、特徴、科目の紹介、辞書・参考書等の案内、留学情報、先輩からのメッセージ等が写真を織り込んだ形で掲載されている。学生は、これを参考にして興味のもてる外国語を選ぶことができる。なお、総合情報学部では、冊子配布に加えて、4 月のオリエンテーションの期間に外国語科目のガイダンスが実施され、各言語の担当教員から具体的な履修指導が行われている。また、年度始めに相談会を設けており、履修上のアドバイスを行っている。

オフィスアワーは制度化されていないが、専任教員はホームページや研究室のドアにオフィスアワーを掲示したり、授業で学生に相談可能な時間を口頭で伝えたりするケースが多い。また、学習内容に関する質問と回答については、授業支援型 e-Learning システム CEAS 上の「掲示板（BBS)」機能を利用する教員もいる。兼任講師においては、授業後の時間を利用して学生の相談に応じているケースもある。

各外国語（総合情報学部を除く）で、留年者や再履修の学生を対象としたクラスが編成されており、なるべく専任教員が担当するよう配慮している。

【長所】

既に運用されている Web シラバスと連動させることにより、冊子『ことばの旅』を通じて、また場合によっては対面式のガイダンスによって履修指導を行う現在の方式は一定の成果を収めているものと考えられる。また、留年者についても、特別にクラスを編成することによって、学習上のさまざまな問題や悩みを抱えている学生に専任教員が中心となって対応している点は評価できる。

【問題点】

一方、オフィスアワーについては、今後制度化に向けて真剣な取組が必要であるが、時間を定めても学生が訪問してこないといった問題もある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

相談内容によってはオンライン掲示板を活用する等、より実効のあるシステムをめざして、窓口の多様化をキーワードに、柔軟な発想で対応していきたい。

2-2-4　教育改善への組織的な取り組み

【現状の説明】

正課の外国語教育については、部分的だが、上級外国語（英語）で少人数制（1 クラス20名）が導入されている。授業の到達目標によって異なるが、コミュニカティブなタスクを使用し、インタラクションの活性化を図っているクラスが増えている。また、正課教育と連動して、正課外教育として英語集中コミュニケーション講座を実施している。この講座は特任外国語講師により、習熟度別に12名程度の人数で、15クラスが実施されている。ロールプレイ、音楽、ゲーム等を通して楽しく実践的な英語を学ぶ。また、授業支援型 e-Learning システム CEAS を利用して、遠隔授業的な要素も採りいれ、授業の活性化を図る取組も進んでいる。

教育の改善については、授業形態の改革と連動させて、教授法の見直しも必要となる。そのために、内外の研究者を招いて FD セミナーを開催している。また e-Learning を取り入れた授業運営に関しても、学内

で開催される現代 GP の講演会や研究会へ参加すること等により教員 1 人ひとりが自己啓発に努めている。

本学の外国語教育においては兼任講師との連携が不可欠である。そのため、毎年、新学期開始時に、専任教員と特任外国語講師と兼任講師との間で、「外国語科目担当者連絡会」を開き、カリキュラムや教育目標を確認し、意見交換を行っている。更に、専任・兼任を問わず、上記 FD セミナーへの積極的な参加を呼びかけている。教育を核にした情報交換を活性化させるため、2002年度からは、特任外国語講師と兼任講師の研究成果を発表する場として『関西大学外国語教育フォーラム』を出版し、最新の外国語教育理論も踏まえた情報共有を通じて、教育の質的向上をめざしている。

シラバスに関しては、毎年、学生に周知される「講義概要」「講義計画」「成績評価の方法」「教科書」「参考書」については、言語や教員により多少の異同はあるが、より詳しく提示する教員が増えつつある。学習者にあわせて学期中に見直しや改善を図る例も見られる。なお、2004年度から、Web シラバス制度が導入され、試験や成績に関する情報とも一元化されたため、シラバスを学生、教員ともに利用しやすくなった。

学生による授業評価は、次年度のシラバス作成のために活用されている。本機構としては、全学の教育推進部が実施する「学生による授業評価」には積極的に協力をしている。そこでのアンケート結果に基づき、各教員が次年度のシラバス作成に工夫を凝らすことができるからである。

【長所】

私大の外国語授業としては比較的少人数（20名以下）の習熟度別クラスの設置、及び e-Learning システムの活用等。

【問題点】

全学の外国語科目を担当しているため、やむをえず兼任講師への依存率が高く、専任教員と兼任講師との FD 活動の共有化が、時間的制約等のせいで、容易ではない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

一挙に解決する方法は、すべての授業を専任教員で担当することであるが、人件費等の問題からこのような解決法は不可能である。したがって、様々な機会を利用して、専任教員と兼任講師とのコミュニケーションを密にし、FD 活動の共有化を少しずつ進めるしかないと思われる。

2-2-5　授業形態と授業方法の関係

授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

【現状の説明】

英語においては、科目内容に合わせた設備を使い、教員と学生、あるいは学生同士のインタラクションやペアワークに重点を置いた教室活動を採用することによって、授業形態の改善を図っている。また、TOEFL、TOEIC、英語検定等のテストにも対応するためのクラスやライティングクラスのように、運用能力の養成に力点をおいた授業が展開されている。

高槻キャンパスの総合情報学部では、実用的な運用能力の養成と異文化理解を深める授業が行われている。CALL 教室を利用したマルチメディア対応の学習も積極的に実践されている。

一方、初習外国語については、特にコミュニケーション能力の養成に力を注いでいる。コミュニケーションクラスの設置やタンデムクラス等の導入により、教育内容の多様化が図られ、読み、書き、聴き、話す 4 技能を総合的に磨く授業が展開されている。

更に日本語では、学年や科目の性格を考慮して、短期目標達成型の授業、LL 教室の活用、アカデミック・ジャパニーズの基礎教材の開発等、効果的かつ効率的な教育を実践している。

なお、1 クラス当たりの履修者数について、英語では50名、また初習外国語では45名をそれぞれのクラス

策定基準の目安として、その範囲内でクラス策定を行うことになっている。ただし、各言語ともコミュニケーションの授業、また英語のライティングや上級クラスでは、能力の効率的な伸長を図るため少人数に限定した形で授業運営を行っている。

【長所】

スポーツ推薦の学生に対して SF クラスを実施したり、英語では「クリックして読むコース」や「楽しく読むコース」のように、コーディネーターを配置して授業を運営するプログラムを設ける等、教育効果を高めるための方策が適切に講じられているといえる。また、TA を活用した授業が増加していることも、より効果的な授業運営を実現する取り組みとして評価できるだろう。

【問題点】

標準的な英語クラスの定員が50名、初習学国語クラスの定員が45名という現状は、効果的な外国語教育をめざすうえで、まず早急に解消してゆくべき問題である。また、習熟度別にクラス編成を行うことによって、学生たちのレベルに対応した授業運営を実践することも強く求められている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

クラス規模の適正化には、２つの問題を解決しなければならない。一つは人的資源の確保、いま一つは教室等の施設確保である。

人的資源については、2010年に２つの学部が新設されるなか、外国語教育に携わる教員数の増員は見込めていない。他方、これ以上兼任講師に依存することもできない状態にある。施設面において、とりわけ千里山キャンパスは時間帯によっては教室の稼働率がほぼ飽和状態にあり、いずれの局面から問題を眺めても、クラスを分割するたけで問題が解決するものではない。まずは授業運営手法やカリキュラムの抜本的見直しを大胆に行いつつ、大学のインフラ整備に対しても積極的な提言を行うことが必要と思われる。

多様なマルチメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

【現状の説明】

現在、外国語教育で使用可能な CALL 教室は、CALL１・２（第１学舎）、CALL A・B（第２学舎）、CALL 教室 A・B（岩崎記念館）の６室である。従来から、英語Ⅱ（クリックして読むコース）や、英語Ⅲ（LL）において、CALL 施設を利用した授業を展開しており、英語以外の外国語についても積極的にマルチメディア施設を活用した教育を実践している。また、英語Ⅲ（e-Learning）では、授業を CALL 教室に限定せず、対面授業を補完する目的で e-Learning システムを利用し、学生の予習・復習を促している。

【長所】

外国語学習に不可欠な音声情報や視覚情報を授業で活用するという意味において、CALL 教室を中心としたマルチメディア施設・教材の利用は、教育上きわめて有意義である。また、e-Learning を利用して、授業と授業の間の空白を埋め、学生たちのより継続的な学習活動を担保しようとする試みも、マルチメディアを利用した教育の、いわば副産物として特記すべきことであろう。

【問題点】

e-Learning システムを利用することによって、必ずしも CALL 教室を必要としないマルチメディア教育の手法があるにしても、膨大な数の授業数を提供している本学外国語教育において、CALL 教室がわずか６室しかないことは、施設面であまりに貧弱であると言わざるを得ない。

一方、日進月歩の ICT の世界においては、新しい技術を活用した教育手法の開発も活発である。新しい手法を取り入れるのは、ややもすると一部の教員に限られる可能性が高く、マルチメディア施設が十分に活用しきれない危険性もある。

検索

【将来の改善・改革に向けた方策】

マルチメディアを活用するための施設の建設には莫大な資金が必要となるため、ここで年限を区切って環境改善計画を提案することはできないが、大学総体としてのインフラ整備にあわせて、その必要性を唱える努力を怠ってはなるまい。一方、施設の有効利用に関する啓発活動については、研究・マルチメディア委員会と FD 委員会との連携のもと、兼任講師にも参加してもらうことを念頭におきながら、ワークショップを中心とした FD 活動を定期的かつ継続的に実施する。

「遠隔授業」におる授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

【現状の説明】

全学の外国語教育、及び外国語学部ともに、遠隔授業による単位認定は実施していない。

今後の到達目標

教育推進部の全学共通教育推進委員会並びに外国語学部学務委員会に引き継ぐこととする。

3　教員組織

前回の到達目標

本機構は全学の外国語教育を担うために創設された組織である。したがって、本学で外国語教育を担当する資格を有し、同時に社会が願望する新しい外国語教育を実践できるスタッフで組織を構成することが当面の主要な到達目標である。

3-1　教員組織

ア　教員組織

【現状の説明】

本機構は全学部生を対象とした外国語科目（留学生を対象とした第二言語としての日本語を含む）と各外国語教科教育法科目等を職掌し、教員は、専任教員36名（うち２名は特別契約教授）、兼担教員、特任外国語講師、及び兼任講師によって構成されている。

以下、その外国語科目の履修者数に応じた教育において必要な規模の教員を有し、教育と研究の成果を十分に収める体制がとられているか、また、教員の募集・任免・昇任は適切に行われ、その地位の保障にも十分な配慮がなされているか等について順に点検していく。

本機構は他学部とは異なり、機構所属の学生を有しない。しかし、全学の外国語科目履修者を専任教員だけで担当すると仮定すると、専任教員１人当たりの学生の数は相対的に多いといえる。

また、各外国語教科教育法科目では、全科目が機構専任教員によって担当されている。

更に、教員組織における専任・兼任の比率を見てみると、外国語科目における、本機構専任教員及び兼担講師の授業担当率は、2008年の全開設科目の約17%となっている。その内訳は、英語９％、ドイツ語９％、フランス語９％、ロシア語９％、スペイン語９％、中国語９％、朝鮮語９％、日本語75%である。全体的に専任の担当率が低いのが現状である。

【長所】

冒頭にあげた外国語教育を担当する資格を有し、かつ現代のニーズにあった教育を実践できるスタッフによって組織を構成するという本機構の到達目標は、2000年の創設以来の人事により概ね達成された。

ただし、本学のような大規模校において、全学の外国語教育を職掌する本機構にとって、その専任教員の不足と、専任教員の担当率の低さは否めない。そのような状況の中で、英語においては特任外国語講師（11名）を任用し、またいくつかの言語で、表現能力・コミュニケーション能力の育成を図るため、日本人教員と外国人教員が連携をとりあって授業を行う等の方策がとられている点は、有効な人事戦略といえよう。

また本学では、全学部生を対象として約1,700クラスにおよぶ外国語科目が開設され、その多くが兼任講師によって担当されている。これは、本学のような大規模校にあっては避けがたい状況であると言わざるを得ない。したがって、年度や秋学期始めに、外国語科目担当者連絡会を催し兼任講師ときめこまかな意思疎通を図り、担当学部別に専任教員が責任者となり授業運営のコーディネーターを務めることによって、現有の教員組織の力を最大限引き出せるよう努力を継続している点は評価に値するといえよう。

外国語科目の延べ履修者総数が約55000名以上に達しているなかで、１クラス当たりの学生数を、英語50名、初習外国語45名、各外国語コミュニケーションクラス30名に設定して運営している。特に、英語では特任外国語講師を配置することによって比較的少人数のコミュニケーションクラスを学生に提供したり、同じく英語上級クラスで20人クラスを実現している点は、限られた教員資源を有効に活用しながら教育の質を高めようという取組の成果である。

【問題点】

もし本学の外国語教育の円滑な運営を難しくしている原因を一つあげるとするならば、本機構設置以前に他学部に配置されていた教養外国語科目担任者の定員すべてを、本機構に移籍できなかったことであろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

ただし、学生数に見合う専任教員数の問題は、大学教育の中で外国語教育をどのように位置づけるかという、大学全体の理念・施策が大きく関わっているわけで、単純に数字だけで解決できる問題ではない。まずは、本学がめざすべき外国語教育を実現させるための理想的な教員数について、全学的な会議において十分に議論し、その方向性を見いだす努力を重ねながら、当面は上記のごとく現有スタッフによる教育の質の向上を推進することが現実的かつ責任ある態度だと思われる。

イ　年齢構成等

【現状の説明】

専任教員は36名、内訳は教授29名、准教授５名、特別契約教授２名である。年齢構成では、全教員36名のうち、過半数に相当する22名（全教員の約60％）が46歳から60歳の間に分布している。これは機構発足時に他学部から移籍した教員が多いためである。

構成教員の勤続年数をみると、全教員の平均勤続年数は13年で、教授の平均勤続年数は13年、准教授は７年となっている。

また、職位別に見た勤続年数の状況では、勤続年数５年未満の教授が教授全体の19％、勤続年数６～10年未満の教授が全体の23％を占めている。

次に、本機構における外国人研究者の受け入れ状況では、本機構においては、優れた研究者を海外から受け入れることについては、特段の制限を課していない。その結果、現在５名の外国人研究者を専任教員として受け入れている。

更に、女性教員の占める割合をみると、専任教員36名中、その４割弱に相当する13名が女性教員である。

検索

【長所】

以上の統計から、多様な年齢構成・勤続年数を有する教員によってこの組織が運営されていることがわかり、組織を民主的に運営する面でプラス要因として働いているといえる。

また、教員公募の対象を国内に限定することなく、国籍を問わず優秀な研究者の採用を進めてきているので、より国際化が推進されている。

更に女性教員の占める割合も他学部に比して多く、おおよそ男女共同参画社会を実現する方向に沿ったものとなっている。

年齢構成に関しては、特定の年代に偏ることなくバランスが取れていると考えられる。

【問題点】

新任採用人事については、特別な理由がないかぎり、教員の若年化を図るために助教または准教授を公募により採用するよう努める必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記の問題点は成就されつつあるが、更に継続されることが望ましい。

ウ　主要な科目への専任教員の配置状況

【現状の説明】

2008年度における外国語科目別の専任教員配置状況は、英語20名（うち２名は特別契約教授)、ドイツ語３名、フランス語２名、ロシア語１名、スペイン語２名、中国語４名、朝鮮語２名、日本語２名である。

本学における責任担任時間数は、１週当たり教授８時間（通年で４コマ)、准教授及び専任講師６時間(通年で３コマ）となっている。

専任教員の平均授業担任時間数は、教授が10.4時間、准教授が15.3時間で、専任教員が担当している１名当たりの平均担任授業時間数は11.3時間である。

【長所】

本学で開設されている外国語科目の言語別専任教員の配置状況をみると、全ての言語に最低１名の専任教員が配置されている。このことにより、カリキュラム策定や兼任講師との連携等において、外国語教育の充実や学生の要求に速やかに対応できる体制がとられている。

【問題点】

言語別教員配置数と言語別受講者数の比率をみた場合、少しバランスを欠いている面があることは否定できない。これは本機構設立時の教員の学内移籍に係るルールに起因しているが、外国語教育に対する大学全体の理念・施策が概ね盛り込まれた形になっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

ただし、学生の受講状況は時代とともに変化するので、持てる人的資源を有効に活用しながら、必要に応じて教員構成を適宜調整していく必要がある。その時々の状況を全学的な会議において十分に議論し、その方向性を見いだす努力を本機構が継続して行うことは、前項アで述べたとおりである。

エ　教員間の連絡調整

【現状の説明】

本機構においては、七つの外国語及び第二言語としての日本語を対象とした教育研究がなされている。教育課程編成上必要な教員間の連絡調整は副機構長を委員長とした機構学務委員会が行っている。

また、すべての専任教員が英語部会、ヨーロッパ系言語部会（ドイツ語・フランス語・ロシア語・スペイ

ン語)、アジア系言語部会（中国語・朝鮮語・日本語）のいずれかに属し、必要に応じてそれらの会議を開催している。更に、初習外国語科目としての共通性を有する連絡調整のために、ヨーロッパ系言語部会とアジア系言語部会の合同会議が開催されている。

その他に、カリキュラムや教育目標等に関する共通認識を高めるため、毎年度、春学期や秋学期開始前に専任教員（兼担講師を含む)、特任外国語講師及び兼任講師が一堂に会する「外国語科目担当者連絡会」が開催されている。この連絡会では、各言語別の説明会を持ち、必要事項の周知に努めている。

専任教員は、教育内容の検討、到達目標の設定、年間のシラバス作成、共通教材の開発等の業務に従事し、特任外国語講師・兼任講師が効果的な教育を行えるよう支援する体制を整えている。

本機構が提供している外国語科目の中には統一教材を採用したり、リレー方式やタンデム方式を導入しているクラスがあるため、同一言語の担当者間や同一クラスの担当者間における緊密な連絡調整は不可欠である。そのため、日常的な教員間の連絡調整は、直接会合する場合や連絡帳、E メールを利用するケース等さまざまである。

【長所】

機構学務委員会と三つの言語部会による教育課程の編成は、外国語カリキュラムとしての統一性を保ちながら、それぞれの言語部会の特性が十分に配慮される点で、効果的に機能していると評価できる。

外国語科目担当者連絡会は、授業方法や教材に関する教員間の綿密な協議・情報交換の場として有効に機能しているだけでなく、限られた数の専任教員が中心となって本学の外国語教育を運営していくために重要な役割を演じている。

【問題点】

教員間の連携が取りやすいように、個人研究室の再配置を検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記の改善に努力する。

3-2　教育研究支援職員

【現状の説明】

学生に対してよりきめの細かい外国語教育を施すため、英語Ⅱの「クリックして読むコース」において、TA を活用している。

TA の配置については、まずコースのコーディネーターと担任教員間の相談によって決定される。コーディネーターは TA の採用・配置、教室の確保、教授内容の検討を行い、それ以外の具体的な教育上の連絡は、担任教員と TA の間で行われている。なお、TA は本学の外国語教育のスタイルに精通している外国語教育学研究科の大学院生を中心に採用している。2007年度には延べ55名の TA が採用された。2005年度に全学機構が FD 活動の一環として企画した「TA を活用した授業」についても、上記「クリックして読むコース」以外の担当者がこれに参加し、授業を充実させる試みを行った。

【長所】

TA が制度化され、現時点で「クリックして読むコース」において、適切に運用されている。また、その後、2005年度には SF（スポーツフロンティア）入試による学生のための課外ワークショップにおいても TA を活用した補助授業が実施された本機構では、このように TA を使った授業運営のさまざまな試みが既に行われており、資料作成等教師の補助を務めるだけでなく、学生に対するメンター（アドバイザー）的な役割も TA の重要な任務であることが確認されている。教員と TA との連携・協力関係はきわめて適切であ

検索

ると考えられる。

【問題点】

近い将来に e-Learning の要素を取り入れた対面授業を計画しており、そこでは更なる教師と TA の連携が求められる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

これまでの成果に基づき、この混合型学習（blended learning）の中で TA 制度を本格的に機能させるため、事前の研究が必要だが、それは現在既に始まっており、将来も続けられる予定である。

3-3　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

【現状の説明】

教員の募集については、原則として公募によること、候補者の書類・面接・業績審査に基づく慎重な選考、教授会での投票による採否決定が明文化されている。具体的な手続きについては、部会（英語部会、ヨーロッパ系言語部会、アジア系言語部会）、人事委員会を経て、最終的に教授会で審議が行われている。

昇格人事、定年延長人事に関しても、それぞれ、昇任人事選考基準内規、定年延長人事内規並びに同申し合わせにより必要な手続きが本機構教員人事に関する教授会内規において明文化されている。昇任人事については、候補者の研究業績、教育業績、大学・機構行政への貢献、社会への貢献に関して行うこと、また定年延長人事は、休講等の状況、手続き時の健康状態、意欲等についても審査することになっている。更に、昇格人事では、准教授若しくは助教としての経歴や研究業績に関して選考規準、また定年延長人事では研究業績に関しての選考規準、そしてそれぞれ教授会における投票による決定が明文化されている。一連の手続きについても、新任人事と同様、部会（英語部会、ヨーロッパ系言語部会、アジア系言語部会）、人事委員会を経て、最終的に教授会で審議が行われている。

【長所】

以上のように、本機構における教員の募集・昇格・定年延長に関する基準・手続きは、明確化されており、人事の透明性が確保されている。専門分野及び年齢構成等にかんがみて、随時必要とされる人員を全体の構成のバランスを考えた上で、適切に運用されていると評価できる。

現在の専任教員の構成から、上記の点を確認することができる。本機構の専任教員の出身大学は、本学の出身者が５名、他の私立大学８名、国公立大学14名、外国の大学９名である。出身大学院は、本学が６名、国公立大学11名、他の私立大学１名、外国の大学17名、その他１名である。出身大学院の本学出身者は全体の17%を占め、残りは国公私立大学の出身者、及び外国の大学等の出身者である。新任人事選考は研究及び教育業績の審査に基づいており、本学・本学大学院にかたよることなく、バランスよく教員配置がなされていることがわかる。

教員の募集に関しては、公募制を導入し適切に運用することにより、多くの優秀な候補者を得ることに成功している。外国語教育という比較的新しい専門分野のため、インターネット上での掲示は、海外からの優秀な人材を求める上で、非常に効果的である。

海外からの応募の場合、最終面接のため、来日を求めることがあるが、それまでの選考段階において、候補者の授業実践を収録した VTR の提示を求める等して、審査に慎重を期している点を評価することができる。

検索

3-4　教育研究活動の評価

本機構は、本学における外国語教育全般を担っており、より効果的な教授法を実践し、その成果を広く教育界に発信していくことが求められている。更に、本機構に所属する教員の大半が兼担している大学院外国語教育学研究科では、すぐれた教員を育成するために、実践に役立つ教授法はもちろんのこと、背景にある理論的な枠組みも広く学生に教授することが求められている。そのためには、著書や論文を公刊することにより、常に研究成果を世に問い、研究の質を向上させることが大きな目標となる。また、本機構では多くの兼任講師が教育に関わっているので、その実践内容を教室内にとどまらせるのではなく、新たな知見を関係のスタッフが広く共有したり、場合によっては研究テーマとして更に洗練し発表したりできる機会を提供していくことも、本機構が掲げる目標の一つである。

(1) 研究活動

【現状の説明】

ア　研究活動の概況

機構は、高度な外国語能力を身につけ、国際社会において活躍できる人材を育てるために、外国語教育のあり方をさぐり、それを実践する気鋭の教員によって構成されている。その意味では、まぎれもなく関西大学の教育理念である「学の実化」を着実に推し進めている組織と言える。

大学内において学際的な共同研究が行われていることは言うまでもないが、外国語教育学は、海外で注目すべき研究が進んでいるので、そうした国々から外国語教育学の各分野の専門家を招へいし、FD セミナーを中心とした国際的な共同研究も進められている。

外国語教育学としての方法論は新しい研究分野であるが、大学内の教育にとどまらず、リカレント教育等にも活かされるもので、その応用面は多岐にわたる。

イ　研究成果の発表状況

2002年度に本機構の専任教員の大部分から構成される大学院外国語教育学研究科が創設されたこともあり、それ以降、著書の出版が常時10点以上あり（ただし、2005年度は中間集計のため除く）、教育・研究の成果が着実に公開されつつあるといえる。

表Ⅱ-外-1　研究業績数一覧

年	合計	著書	論文	学会発表	その他
2001～2002	199	20	68	33	78
2003～2004	191	26	77	22	66
2005～2006	198	15	68	50	65
2007～2008	334	28	108	122	76

※　データは届出による

※　2007～2008年度の著書に訳本１部を含む

なお、本機構内においては、2000年度の機構設立とともに創刊された『外国語教育研究』が主たる研究・教育成果の発表の場となっている。

更に2001年度から、外国語及び日本語科目を担当する兼任講師が主として投稿する『外国語教育フォーラム』が出版されている。このジャーナルは、研究発表の場に必ずしも恵まれているとは言えない兼任講師に、投稿の機会を設けるとともに、冒頭に掲げた知見共有の目標を達成しようと意図されたものである。

『外国語教育研究』（年２回発行）と『外国語教育フォーラム』（年１回発行）はともに定期的に刊行されている。2008年度の発行状況は、『外国語教育研究』第16、17号では専任教員による執筆数が９点、兼任講師（特任外国語講師を含む）による執筆数が１点、『外国語教育フォーラム』第８号では兼任講師（特任外

国語講師を含む）による執筆数が７点であった。（それぞれ筆頭者を筆者としてカウントした）。

ウ　学会等での活動状況

機構の教員の学会への参加状況は、届け出データによると、2008年度の国際学会（シンポジウム・講演会）が発表者７名、出席者２名、国内学会が発表者６名、参加者74名となっている。これは、機構の教員が着実に研究成果をあげ、外国の専門家と積極的に交流していることを物語っている。

また、外国語教育をはじめ、言語学、文学、異文化理解といった多岐にわたる機構の教員の研究成果は、既に高い評価を得ているものがある。そのことは、教員の相当数が市民講座や講演会の講師、スピーチコンテストの審査員、国際ロータリークラブやフルブライト奨学金の審査員等を委嘱されていることにもあらわれている。

エ　研究助成

教員の研究活動費では、大学内の学術研究助成金、重点領域研究助成金、そして外部からは文部科学省の科学研究費補助金が支給されている。2007～2008年度は科学研究費補助金が23件（継続を含む）支給されている。

機構は発足して間もないせいか、外部からの科学研究費補助金を受けている件数は、決して多いとは言えないが、各専門分野での研究が進むにつれて、増加していくものと予想される。

【長所】

国際学会への参加や社会的な貢献を通して、学内にとどまらず研究成果が広く公開されていることは、本機構が関西大学の外国語教育を中心的に担う教育研究組織として創設された理念に適うものである。また、授業経験に基づく研究成果を発表しにくい立場にある特任外国語講師や兼任講師のために『外国語教育フォーラム』を創刊したことは、研究活動を奨励し、専任教員ともさまざまな知見を共有する場が設けられたわけで、結果として本機構がめざす外国語教育の更なる質の向上に貢献していると考えられる。

【問題点】

海外出張費の増額が必要である。また、外部資金を取りやすいように援助が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本機構が発足して７年が経過しようとしており、個人レベルにとどまらず、現在の組織に必要な研究課題の設定も行いつつ、外部競争的資金の獲得をめざして、更なる研究体制の充実を図りたい。

(2) 研究環境

【現状の説明】

国際会議、国内学会での発表・報告を行うにあたり、科学研究費補助金に加えて、大学からの助成、個人研究費等によって国内外に出張しており、比較的恵まれた状況にある。2008年度の場合、国外長期留学を２名、外国出張を３名が行い、それぞれ総額7,480,000円と300,000円が支給された。学会等出張旅費としては、国内旅費が23名に支給され、総額は3,503,567円であった。

科学研究費補助金は総額、直接経費7,000,000円、間接経費2,100,000円が支給された。

個人研究室は全教員に個室が確保されている。また、さまざまな会議の開催日を水曜日に集中させることによって、教員の研究時間を確保させる方途としている。

【長所】

個人研究室の確保や、会議開催日を集中させることによる研究時間の確保がなされている。

【問題点】

各教員間の連携を深めやすいように、各研究室の配置転換を検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員１人ひとりの研究環境向上のために、研究活動の活発な展開を全教員に促し、組織全体としても、科学研究費補助金に限らず、中長期的な展望をもちながら、また大学院外国語教育学研究科での取組も視野に入れて、現代 GP や特色 GP、更には COE 等にも申請できるプロジェクトを本機構を中核として構成することにより、競争的外部資金の獲得をめざす。

今後の到達目標

外国語学部に引き継がれる。

４　研究活動と研究環境

4-1　研究活動

前回の到達目標

本機構は、本学における外国語教育全般を担っており、より効果的な教授法を実践し、その成果を広く教育界に発信していくことが求められている。更に、本機構に所属する教員の大半が兼担している大学院外国語教育学研究科では、すぐれた教員を育成するために、実践に役立つ教授法はもちろんのこと、背景にある理論的な枠組みも広く学生に教授することが求められている。そのためには、著書や論文を公刊することにより、常に研究成果を世に問い、研究の質を向上させることが大きな目標となる。また、本機構では多くの兼任講師が教育に関わっているので、その実践内容を教室内にとどまらせるのではなく、新たな知見を関係のスタッフが広く共有したり、場合によっては研究テーマとして更に洗練し発表したりできる機会を提供していくことも、本機構が掲げる目標の一つである。

4-1-1　研究活動

【現状の説明】

ア　研究活動の概況

機構は、高度な外国語能力を身につけ、国際社会において活躍できる人材を育てるために、外国語教育のあり方をさぐり、それを実践する気鋭の教員によって構成されている。その意味では、まぎれもなく関西大学の教育理念である「学の実化」を着実に推し進めている組織と言える。

大学内において学際的な共同研究が行われていることは言うまでもないが、外国語教育学は、海外で注目すべき研究が進んでいるので、そうした国々から外国語教育学の各分野の専門家を招へいし、FD セミナーを中心とした国際的な共同研究も進められている。

外国語教育学としての方法論は新しい研究分野であるが、大学内の教育にとどまらず、リカレント教育等にも活かされるもので、その応用面は多岐にわたる。

イ　研究成果の発表状況

2002年度に本機構の専任教員の大部分から構成される大学院外国語教育学研究科が創設されたこともあり、それ以降、著書の出版が常時10点以上あり（ただし、2005年度は中間集計のため除く）、教育・研究の成果

検索

が着実に公開されつつあるといえる。この研究科は元々文学研究科内に増設された外国語教育専攻（修士課程）を母体として生まれたもので、外国語教育学を専門にするスタッフだけでなく、文学・文化・言語学等を研究するスタッフも構成員に含まれているため、内容的にも幅広い分野に及ぶ成果が外国語教育全般に関わる知見として発表されている。

（再掲）表Ⅱ-外-1　研究業績数一覧

年	合計	著書	論文	学会発表	その他
2001～2002	199	20	68	33	78
2003～2004	191	26	77	22	66
2005～2006	198	15	68	50	65
2007～2008	334	28	108	122	76

※　データは届出による
※　2007～2008年度の著書に訳本１部を含む

なお、本機構内においては、2000年度の機構設立とともに創刊された『外国語教育研究』が主たる研究・教育成果の発表の場となっている。

更に2001年度から、外国語及び日本語科目を担当する兼任講師が主として投稿する『外国語教育フォーラム』が出版されている。このジャーナルは、研究発表の場に必ずしも恵まれているとは言えない兼任講師に、投稿の機会を設けるとともに、冒頭に掲げた知見共有の目標を達成しようと意図されたものである。

『外国語教育研究』（年２回発行）と『外国語教育フォーラム』（年１回発行）はともに定期的に刊行されている。2008年度の発行状況は、『外国語教育研究』第16、17号では専任教員による執筆数が９点、兼任講師（特任外国語講師を含む）による執筆数が１点、『外国語教育フォーラム』第８号では兼任講師（特任外国語講師を含む）による執筆数が７点であった。（それぞれ筆頭者を筆者としてカウントした）。

ウ　学会等での活動状況

機構の教員の学会への参加状況は、届け出データによると、2008年度の国際学会（シンポジウム・講演会）が発表者７名、出席者２名、国内学会が発表者６名、参加者74名となっている。これは、機構の教員が着実に研究成果をあげ、外国の専門家と積極的に交流していることを物語っている。

また、外国語教育をはじめ、言語学、文学、異文化理解といった多岐にわたる機構の教員の研究成果は、既に高い評価を得ているものがある。そのことは、教員の相当数が市民講座や講演会の講師、スピーチコンテストの審査員、国際ロータリークラブやフルブライト奨学金の審査員等を委嘱されていることにもあらわれている。

【長所】

国際学会への参加や社会的な貢献を通して、学内にとどまらず研究成果が広く公開されていることは、本機構が関西大学の外国語教育を中心的に担う教育研究組織として創設された理念に適うものである。また、授業経験に基づく研究成果を発表しにくい立場にある特任外国語講師や兼任講師のために『外国語教育フォーラム』を創刊したことは、研究活動を奨励し、専任教員ともさまざまな知見を共有する場が設けられたわけで、結果として本機構がめざす外国語教育の更なる質の向上に貢献していると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

個人レベルにとどまらず、現在の組織に必要な研究課題の設定も行いつつ、外部競争的資金の獲得をめざして、更なる研究体制の充実を図りたい。

今後の到達目標

外国語学部に引き継がれる。

検索

4-2　研究環境

前回の到達目標

大学院外国語教育学研究科での取組も視野に入れて、現代 GP や特色 GP、更には COE 等にも申請できるプロジェクトを本機構を中核として構成することにより、競争的外部資金の獲得をめざす。

4-2-1　経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

研究に必要な図書や備品の調達にあてることができる個人研究費の支給は、比較的恵まれた状況にある。2008年度の実績では、外国語教育研究機構には総額18,470,000円（１人当たり約500,000円）の個人研究費が支給された。更に、国内外での研究活動・学会参加を支援する研究旅費も、適切に支給されている。2008年度の場合、国外長期留学を３名、国外短期留学を３名、国外出張を２名が行い、それぞれ総額6,867,000円、300,000円、400,000円が支給された。国内学会等出張旅費は、88名に支給され、総額は4,263,147円であった。（共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性については「共同研究費の制度」が不明のため記載せず。）

共同研究費に関しては、現在、外部資金獲得のための呼び水（例えば、科研費の採択奨励金）として使われている。

教員研究室は、全教員に確保されている。また、さまざまな会議の開催日を水曜日に集中させることによって、教員の研究時間を確保させる方途としている。

研究活動に必要な研修機会の保障としては、毎年平均２名の教員に在外研究の機会を与えている。

【長所】

個人研究費以外に、大学から助成される研究旅費が経常的に支給されていることは評価できる。また、「学術研究」や「調査研究」という名称で長期・短期の国外留学が可能である点は、研究に必要な研修機会確保の方策として長所といえる。

【問題点】

研究に必要な経費については、比較的恵まれた個人研究費が支給されているが、この研究費の運用に伴う制限には、多少の問題がある。本機構に所属する教員の多くは、文献研究だけでなく、理論の実践・応用に係る実証的研究も手掛けている。このような実証研究では膨大なデータの分析が必要で、校務と両立して研究を進めるためには人的援助、すなわちデータ入力や分析補助を行うリサーチ・アシスタントのような研究補助スタッフの存在が重要になってくる。残念ながら、本学の個人研究費は人件費として運用することに制限があるため、実践研究遂行の条件として十分といえない。

教員の研究時間確保のため、会議開催日を限定する等の方策がとられているが、教員の授業担当数が他学部と比較してやや多く、また一部の教員に業務負担が偏重する傾向が見られる。時間的研究条件の改善が求められる。

長期・短期の国外留学や国内研修出張は研究活動に必要な研修機会といえるが、本学部では北米・欧州の大学にあるサバティカル制度のような定期的な実施方策はとられていない。教員に十分な研究・研修活動の時間を確保させる方策として、北米のように３年～５年に１度、半年から１年間、自らの研究活動に専念できるようなサバティカル制度が望まれる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本機構に所属する教員がより質の高い教育研究活動を遂行するためには、特に時間的な環境の整備が求め

られていると考える。研究時間確保のために、組織としては、所属する教員全員が可能な限り等しく業務を分担できるようにして、研究体制の更なる整備を図り、授業や管理運営の負担が一部の教員に荷重にならないよう配慮する必要がある。また、ティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタント等の教育研究補助スタッフの充実を図ることも、必要である。

4-2-2　競争的な研究環境創出のための措置

【現状の説明】

本学部は、科学研究費補助金、政府若しくは政府関連法人からの研究助成金等の競争的資金を得ている。化学研究費補助金への申請及び採択の過去3年間の状況は、2006年度の申請が10件、その内7件が採択、2007年度は申請13件、採択10件であった。2008年度は、申請が13件、その内7件（いずれも基盤研究（C））が採択され、総額11,830,000円が支給された。政府若しくは政府関連法人からの研究助成金は、2,500,000円の支給を受けている（大学基礎データ様式表32）。

（「基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性」については不明）

【長所】

毎年度、継続して科学研究補助金に採択される研究が行われていることは、評価できる。

【問題点】

所属している教員数に対して申請件数が少ないのは、競争的な研究環境が十分創出できていないことの表れかもしれない。また、組織全体として競争的な研究を行うことも課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員1人ひとりの研究環境向上のために、競争的な研究活動においても活発な展開を全教員に促し、組織全体としても、中長期的な展望をもちながら、また大学院外国語教育学研究科での取り組みも視野に入れて、現代GPや特色GP、更にはCOE等にも申請できるプロジェクトを本機構を中核として構成することにより、競争的外部資金の獲得をめざす。そのためには、各言語部会等を中心にプロジェクトのテーマを絞りこむフォーカス・グループを立ち上げること等が考えられる。

4-2-3　研究上の成果の公表、発信・受信等

【現状の説明】

研究成果の発信・受信に関する本学部教員の活動は、比較的活発だといえる。本機構においては、2000年度の機構設立とともに創刊された『外国語教育研究紀要』が主たる研究・教育成果の発表の場となっている。更に、2001年度から、外国語及び日本語科目を担当する兼任講師が主として投稿する『外国語教育フォーラム』が出版されている。このジャーナルは、研究発表の場に必ずしも恵まれているとは言えない兼任講師に投稿の機会を設けるとともに、本学の外国語教育に携わるものどうしで知見を共有することを目標としている。『外国語教育研究紀要』は年2回、『外国語教育フォーラム』は年1回、定期的に刊行されている。

過去3年間において、学会発表を行った教員は、2006年度が延べ4名、2007年度は3名、2008年度は9名であった。2008年度の場合、研究論文・研究成果の発表及び受信を目的とした国外学会への参加者は39名、国内学会への参加者は63名であった。これらの学会参加活動を支援するのは、前述した経常的研究費（個人研究費及び研究旅費）と科学研究費補助金である。

【長所】

専任教員の研究成果発表の場だけでなく、授業経験に基づく研究成果を発表しにくい立場にある特任外国

語講師や兼任講師にも研究成果を発表できる場を設けている点は、評価できる。

【問題点】

研究成果の発信・受信の機会として貴重な国内外の学会参加は、時間的また校務の負担から制限されることがある。また、学会参加旅費についても、必要な交通費が全額援助されるケースは決して多くはない。研究時間の確保及び研究旅費の適切な運用制度について、改善することが望まれる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

国際学会への参加や社会的な貢献を通して、学内にとどまらず研究成果が広く公開されていることは、本機構が関西大学の外国語教育を中心的に担う教育研究組織として創設された理念に適うものである。教員の学会や他の教育委機関での研究成果発表を奨励するとともに、その活動が無理なく遂行できるよう時間的に適切な環境づくりを行うことが必要と思われる。

今後の到達目標

外国語学部の研究・メディア委員会に引き継がれる。

5　施設・設備等

前回の到達目標

学内の各学舎において外国語教育を行う教室の ICT 環境（特にマルチメディア教材を扱える環境）の整備推進。

5-1　施設・設備等の整備

【現状の説明】

本機構は、関西大学内の各学部の学舎において、各学舎に設置された授業支援ステーションの支援を受けつつ、様々なタイプの外国語教育の授業を展開している。

【長所】

学生に移動を強いず、教員が各学舎に移動することにより、学生が使い慣れた学舎内で時間を有効に使うことができる。

【問題点】

外国語教育に使用するマルチメディア機器の使用に当たって、使用する教室が外国語教育用に設計された教室でない場合、その教室の仕様上の制限を強く受ける。授業支援ステーションに依頼をすれば、移動可能なマルチメディア機器に関しては、授業前に設置をすることが可能である。しかし、据え置きの専用機器に比べれば、ユーザビリティの面で見劣りがする。

また、外国語の授業の性質と規模に合致したレイアウトの教室が少ないことも問題点である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

短期的には、各学舎の外国語教育用に使用する教室に対するマルチメディア環境の底上げを図ることが必要であるが、長期的には、あらゆる面で「外国語教育にふさわしい教室」という観点から、環境の整備を進

検索

めていきたい。

5-2　情報処理機器、先端的な設備・装置

【現状の説明】

本機構では外国語教育の充実及びその包括的・体系的研究の成果実践のため、まず「外国語教育教材と教育環境のマルチメディア・デジタル化」を推進してきた。一つの事例としては CALL システムがあり、岩崎記念館の CALL-1・CALL-2、第 1 学舎 3 号館の LL-A・LL-B の 4 教室に既に導入されている。これらの教室では、マルチメディア教材の利用はもちろんのこと、教材の配信、作成物の回収・共有等を行う教育システムを自在に利用できる。また、各ブースの端末は、マルチメディアコンテンツの作成までが可能な環境が整備されている。また、岩崎記念館の CALL-1，CALL-2は、2009年に機器更新を行ったため、利用者は、ハードウェア・ソフトウェア（CALL システムも含む）ともに、最新の環境下で授業が行える。

第二に、激動する国際社会の出来事をリアルタイムで捉え、これを学習者に教材として提供し、国際情勢や時事問題に強い関心を抱くことができる学生を育成するため、岩崎記念館の教材作成室には英語（CNN、BBC)、ドイツ語（DW)、フランス語（TV5)、スペイン語（TVE)、ロシア語（ORT)、中国語（北京電視台、中央電視台)、朝鮮語（KNTV）のデジタル外国語放送受信装置及び海外からのテレビによる最新の情報を教材として加工し学生に提供できる環境が整備されている。その他、映像・音響資料室、録音ブース、多目的ホール等、外国語教育・学習に関わる各方面のいろいろなニーズに対応できる施設・設備が用意されている。

【長所】

岩崎記念館は、現在、最先端の ICT を利用した外国語教育とその研究、外国語学習とその研究の拠点にふさわしい環境を備えつつある。

【問題点】

外国語教育は、岩崎記念館のみで行われているわけではなく、学内各学舎のさまざまな教室で行われているが、それらの教室での ICT の利用は、かなり限定されたものになっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

中・長期的な視野に立って、各学舎の外国語教育用に使用する教室に対する、ICT 環境の底上げを図ることが必要である。

5-3　利用上の配慮

【現状の説明】

岩崎記念館は大学院学舎として1974年 4 月に竣工した建物であり、時代的にもバリアフリーに配慮したものではなかったが、外国語教育研究機構が2000年 4 月に発足し本部機能をこの学舎に置くに伴い、エレベーター等の設備を整えた。また、第 1 学舎 3 号館についても、バリアフリーの時代に即してエレベーター等の設備を配置した。

【長所】

今のところ、学生、研究者等の移動に関しては問題がない。

【問題点】

これから学生が増えるにあたり、岩崎記念館の利用頻度が高まると思われる。４階に99名、75名収容のホールを持つ学舎としては、授業以外でも講演会等イベントで使用することもあり、エレベーターが１基では不足する事態も考慮すべきであろう。また、岩崎記念館前の階段をスロープ化し、車椅子でも直線的に入場できる設備も必要になってくるであろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

段階的にエレベーターの増設、もう１本スロープを作ることに着手すべきである。

今後の到達目標

先進的な外国語教育の拠点として岩崎記念館を整備していくこと、実際に外国語教育を行われている各学舎の教室の環境を底上げいくことの２点を目標としたい。

完成年度の2012年度をめどにエレベーター、スロープを設置する。

6　管理運営

前回の到達目標

問題点が見当たらないため、特になし。

6-1　管理運営体制

【現状の説明】

管理運営は、平成21年３月31日までの「外国語教育研究機構規程」と「外国語教育研究機構教授会規程」に基づき、透明性を確保する方法で行われている。ほかの各種委員会と部会は明文化されていないが、適正かつ円滑に運営されている。

ア　管理運営体制の概要

学部前身の外国語教育研究機構が2000年４月１日の発足以来、同年２月25日に制定、2006年10月に改正された「外国語教育研究機構規程」に基づいて運営がなされていた。意思決定機関として、学校教育法並びに関西大学学則の規定に基づいて教授会が設けられ、その議を経て次のような会議、委員会並びに部会が作られている。

執行部会議、人事委員会、学務委員会（機構、研究科）、研究・メディア委員会、自己点検・評価委員会、英語部会、ヨーロッパ系言語部会、アジア系言語部会

イ　教授会

機構の最高意思決定機関である教授会は、専任教育職員をもって構成される。機構長が招集し議長をつとめる。休業期間を除き、原則として月に２回、開催されている。また、機構長が必要と認めたときや、構成員の３分の１の請求があったときに臨時に開催される。定足数は、機構長選出のための教授会が構成員の３分の２以上、人事のための教授会を含めた通常の教授会が２分の１以上となっている。議決は、原則として出席者の過半数をもって行われる。審議事項は、以下のとおりである。

機構長の選出、副機構長の承認、評議員候補者の選出、学長となる者の承認、構成員の人事に関する事項、

特任外国語講師の人事に関する事項、全学及び機構内の各種委員会委員の選出等、学則に関する事項、関係機関との協議に基づく外国語科目及び担任者に関する事項、関係機関との協議に基づく外国語科目の試験に関する事項、自己点検・評価に関する事項、その他外国語教育及び研究に関する事項。

教授会の議事録は、機構長によって作成されたのち、事務室に備え置かれ、教員に開示されている。

なお、2009年３月31日現在の構成員数は、36名（教授29名、准教授５名、特別契約教授２名、うち在外研究員２名、研修員１名）であった。

ウ　執行部

機構の役職者としては、規程に基づき、機構を代表して業務を統括する機構長１名、機構長を補佐する副機構長２名、教学主任２名、入試主任１名がおかれ、これら６名が執行部を形成している。

この執行部を中心に意思決定機関が協議を重ね、管理運営に関する意思決定の手続きが進められている。

執行部会は、休業期間を除き、原則として月に２回開催され、教授会で審議される議題の設定や配付資料の検討、懸案事項の検討を行っている。

エ　各種委員会と部会

（ア）人事委員会

専任教員の任用・昇任・定年延長・名誉教授・特別契約教授の推薦に関する事前審査、非常勤講師の任用のための資格審査、そのほか人事に関する議題を審議をする目的で設けられている。委員は、機構長、副機構長（２名）、英語・ドイツ語・フランス語・ロシア語・スペイン語・中国語・朝鮮語・日本語から選出された委員それぞれ１名、機構長指名の委員１名の計12名である。機構長が委員長を務める。2008年度は15回、開催された。

（イ）学務委員会

外国語のカリキュラム策定、時間割の編成、そのほか外国語に関する議題を審議するために設けられている。委員は、副機構長、英語２名、ドイツ語・フランス語・ロシア語・スペイン語・中国語・朝鮮語・日本語から選出された委員それぞれ１名の計10名である。副機構長が委員長を務める。2008年度は機構学務委員会として13回、開催された。

（ウ）研究・メディア委員会

外国語教育における研究、研究用図書の収集・整理、研究紀要・研究誌の編集・刊行、FD セミナーの開催及び教材・マルチメディアのコンテンツ作成、関連施設設備の利用・充実計画の策定、そのほか教材資料に関する議題を審議するために設けられている。委員は、機構長指名の委員長、教授会において選出された委員７名、計８名である。2008年度は７回、開催された。

（エ）英語部会

英語教育に関する諸問題を検討するために設けられている。英語教員20名が所属。部会は、部会長の判断により随時開催されている。

（オ）ヨーロッパ系言語部会

ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語に関する諸問題を検討するために設けられている。ドイツ語３名、フランス語２名、ロシア語１名、スペイン語２名、計８名が所属。部会は、部会長の判断により随時開かれている。

（カ）アジア系言語部会

中国語、朝鮮語、日本語に関する諸問題を検討するために設けられている。中国語４名、朝鮮語２名、日本語２名、計８名が所属。部会は、部会長の判断により随時開かれている。

【長所】

教員人事等における教授会の役割は、十分に果たされており、活動は適切であると判断される。

意思決定機関としての教授会は公正に運営され、執行機関としての機構長は教授会の意思決定に基づき、機構の管理運営を行っている。したがって、両者の機能分担は適切であると判断される。

【問題点】

構成員が少ない語種もあり、一部の教員が多数の委員会のメンバーとなっているケースがある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

メンバー構成の見直しも適宜必要であろう。

6-2　学長、機構長の権限と選任手続

【現状の説明】

機構長は、副機構長・教学主任等の指名・推薦、各種委員会の委員長・委員の推薦、教授会の開催決定並びに議題の設定等、機構を代表する者としての権限を有している。

機構長は、事務専決事項として理事会内規の規定に基づき、所轄事項中、常例に属する申請、照会、回答等に関すること、所属教育職員の国内出張や欠勤、休暇に関することに対して決裁する権限を有している。

機構長は、機構規程及び機構長選挙内規に基づいて選任される。機構長の被選挙権を有する者は、機構に所属する専任の教授である（特別契約教授を除く）。選挙権を有する者については、機構に所属する教授、准教授、専任講師及び助教と規定されている。また選挙会は、構成員の３分の２以上の出席をもって成立する。選挙の実施及び管理事務のために、機構長、副機構長、及びグループ長からなる選挙管理委員会が設けられることになっている。

第一次投票の機構長候補者選出は、２名連記の無記名によって行われる。第二次投票の機構長選挙は、単記の無記名によって行われ、投票総数の過半数を得た者を当選者とする。開票結果は、教授会において発表されたあと、当選者に就任の意思確認が行われる。機構長の任期は２年、再任を妨げないことになっている。

【長所】

機構長の選任手続きについては、適切、妥当であると考えられる。機構長時代を含め選挙を2009年５月現在までに６回実施したが、手続きそのものが問題になったことは一切ない。他学部との比較においても問題があるとは思われない。なお、機構と大学院の連携を深めるため、機構長と研究科長の兼務が行われたが、今後も規程に基づいた適切な選任手続きと権限の行使が求められている。機構長の権限についても、適切に行使されていると判断される。

今後の到達目標

機構の後継組織である外国語学部は、機構と異なり固有の学生を持つ。その条件下であっても現在の管理体制が適切であるかどうか、外国語学部において検証を行う。

検索

7　自己点検・評価

前回の到達目標

定期的な自己点検・評価活動を推進する。

7-1　自己点検・評価

【現状の説明】

外国語教育研究機構においては、副機構長を委員長とする独自の自己点検・評価委員会を常設機関（研究科と共用）として設置し、自己点検・評価活動を推進してきた。平成21年４月の外国語学部発足後も、この委員会は常設機関として維持され、副学部長を委員長として、自己点検・評価活動を続けている。

【長所】

委員会を常設機関として設置しているため、つねに自己点検・評価上の問題点を発見、改善できる体制が整っている。

7-2　自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

独自の学外者による検証の制度は設けていないが、教授会がチェック機能（自己点検・評価の確認と承認）を果たしているため、特段の問題点なく運営されている。

【長所】

教授会によるチェック機能が順調に機能している。

【問題点】

機構・学部独自の学外者による検証制度を設けていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後、学外者による検証体制の必要性や制度設計に関して、議論を行う。

今後の到達目標

引き続き、定期的な自己点検・評価活動を推進するほか、学外者による検証体制の必要性や制度設計に関して、一定の結論を得る方向で議論を進める。

検索

総 合 情 報 学 部

検索

第Ⅱ編　総合情報学部　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 895

1-1　理念・目的等　〈895〉

1-2　理念・目標の検証　〈896〉

1-3　健全性・モラル等　〈897〉

2　学士課程の教育内容・方法等 …… 898

2-1　教育課程等　〈898〉

2-2　教育方法等　〈907〉

3　国際交流（国内外との教育研究交流） …… 914

3-1　国際交流（国内外との教育研究交流）　〈914〉

4　学生の受け入れ …… 915

4-1　入学者受け入れ方針等　〈915〉

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（学部）　〈916〉

4-3　入学者選抜の仕組み　〈922〉

4-4　入学者選抜方法の検証　〈922〉

4-5　科目等履修生・聴講生等　〈923〉

4-6　定員管理　〈923〉

4-7　編入学者、退学者　〈924〉

5　教員組織 …… 924

5-1　教員組織　〈924〉

5-2　教育研究支援職員　〈925〉

5-3　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続　〈926〉

5-4　教育研究活動の評価　〈928〉

6　研究活動と研究環境 …… 929

6-1　研究活動　〈929〉

6-2　研究環境　〈932〉

7　施設・設備等 …… 934

7-1　施設・設備等の整備　〈934〉

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置　〈938〉

7-3　利用上の配慮　〈939〉

8　学生生活 …… 940

8-1　学生への研究活動への支援　〈941〉

9　管理運営 …… 941

9-1　管理運営体制　〈941〉

9-2　学部長の権限と選任手続　〈944〉

10　自己点検・評価 …… 945

10-1　自己点検・評価　〈945〉

10-2　自己点検・評価に対する学外者による検証　〈946〉

1　理念・目的・教育目標

1-1　理念・目的等

文理総合型の学際的学部をコンセプトとして創設された総合情報学部は、従来のカリキュラム編成にとらわれることなく独自の教育方法や制度の導入を積極的に行い、「情報ジェネラリスト」の育成をめざした実践的教育を行ってきた。この間、急速に進展する環境の変化、とりわけ情報化の波に絶えず晒され、カリキュラム編成や履修方法の見直しが求められてきた。また、情報利用のモラルについても今日、厳しく問われている。本学部では概ね毎年カリキュラムの見直しを行っており、学習内容の散逸性を防ぐと同時に、特定領域の専門性に関する学習を行うことで、学習の専門性及び体系性を維持、向上するように努めている。

【現状の説明】

総合情報学部は、1991年３月に造成完了した関西大学の新校地・高槻キャンパスに、第７番目の学部として1994年４月１日に創設された。本学部は、関西大学の教育理念として長く継承されてきた「学の実化」を引き継ぎながら、目標とする「情報化社会への対応」に応えるべく、新しく設置された学部である。

本学部の理念・目的は、従来の文系・理系という枠にとらわれることなく、政治・経済・社会・文化等のさまざまな領域を「情報」という視点から総合的に探究するとともに、情報の生成・加工・蓄積・伝達の能力である情報リテラシーを育成する実践的教育を行っている。すなわち、人間と社会に対する広い視野と知見をもって情報の操作と発信ができる人材、「情報ジェネラリスト」の育成をめざしており、情報の論理とその意義や機能、情報と人間・社会との関係について幅広い知識を持つとともに、社会の実践的な諸問題を認識し、情報技術を活用して問題解決をはかることができる人材の育成、あわせて創造性と国際性豊かな人材の育成を教育の目的としている。

【長所】

本学部では学部創設当初から、新しい教育方法を積極的に導入してきた。例えば、１年を春学期と秋学期の２期に分けたセメスター制を採用し、演習科目の「専門演習」と「卒業研究」を除く、全ての科目の単位をセメスターごとに認定している。また、カリキュラム編成においては、従来型の一般教育科目は廃止し、教養的科目については、学部教育の体系性のもとに再編成して基礎科目として設置している。外国語教育も刷新し、他学部にはない主選択と副選択の制度をつくり、主選択外国語12単位・副選択外国語４単位という主選択外国語重視策を採用し、コミュニケーション能力の育成とともに、日本語に次ぐ第二の言語習得（留学生の場合には母国語に次ぐ日本語の習得）を重視した実際に役立つ外国語教育を展開している。加えて、情報リテラシー教育を重視し、コンピュータやメディアに関連した実習を行う実習科目も数多く配置しており、効果的に実習を進めるための教育支援・補助制度として、大学院生による TA（Teaching Assistant）制度と上位年次の学部生による SA（Student Assistant）制度を採用している。更に、インターネットを介したシラバスでの公開以外に『総合情報学部　授業計画』（冊子）の配布や学生による授業評価制度も学部創設時から実施し、授業の改善や向上を図っている。

このような教育理念・目的・教育目標等は、大学案内、学部インフォメーション、学部ホームページ等で公表されており、教職員、学生はもとより受験生を含む社会の多くの人々に情報公開を行っている。

【問題点】

これまでにはない多くの特色を持って創設された本学部ではあるが、次のような問題点を挙げることができる。本学部のカリキュラムが文理総合をコンセプトとし、「情報」をキーワードとした幅広く多彩な科目で編成されているため、学生が科目を選択するにあたり、迷いが生じる可能性がある。また、学生の履修動向における教育体系の散逸化や、それに伴う専門性の希薄化という現象も現れてきた。そこで、第１の問題

検索

点として、学生が科目選択の際に迷うことがないよう、また専門性が散逸化、希薄化することのないように学生の自主性を尊重しつつも、学部として適切と思われる科目履修の指針を学生に提示する必要がある。

一方で、社会のあらゆる領域で情報化が急速に進展しており、既存の多くの大学・学部でも、また、中学や高校という中等教育においても、情報教育の重視・普及が急速に進んできている。それゆえ第2の問題点として、こうした環境の変化に柔軟に対応したカリキュラム編成や教育方法の見直しが求められている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

第1の問題点に関しては、本学部では学生が自分の関心や将来の目標・進路に合わせて学ぶための指針として「メディア情報モデル」、「組織情報モデル」、「知識情報モデル」という3つの履修モデルを創設以来、学生に提示してきたが、近年の情報技術の高度化と専門化はめざましいものがあり、2007年度から履修形態をより体系化したものに改訂した。具体的には、「メディア情報系」、「社会情報システム系」、「コンピューティング系」と改め、学生が自己の関心に応じて学習を進めることが可能である。また、一定の専門科目群を履修することにより、学習内容の散逸性を防ぐと同時に、特定の領域の専門性に関する学習を行うことで、学習の専門性及び体系性を高める。

第2の問題点に関しては、完成年度以降、教育職員免許状「情報」及び「公民」、「数学」の課程認可に関連するカリキュラム改訂をはじめ、概ね毎年カリキュラムの見直しを行ってきた。2008年度においては「導入ゼミ」や「テーマ別研究」の新設とともに、カリキュラムの「総合性」を担保しつつ「専門性」を顕在化するために科目区分の見直し等を行った。今後は、この新たな履修体系がどのように教育効果を及ぼすかを検証する。

1-2　理念・目標の検証

本学部では、学部が掲げる理念・教育目標が今日の社会的要請に対応し、かつ成果を挙げているかどうかを検証するために学部独自の『自己点検・評価報告書』を作成している。こうした点検・評価活動は学部関係者だけに留めることなく、社会からの評価も受けるように努めている。その場で指摘された問題点にいかに迅速に対応をとるかが課題の一つになっているが、「総合情報学部自己点検・評価委員会規程」第7条に基づき、データの収集と分析及び検討を行い、学部の理念・目的及び社会的使命の達成と教育研究水準の向上に努めている。

【現状の説明】

本学部では、前述した理念・教育目標が今日の社会的要請に対応し、かつ充実した成果を挙げているかどうかを検証するために、学部創設時から総合情報学部自己点検・評価委員会を設置し、学部独自に『自己点検・評価報告書』を作成している。『自己点検・評価報告書』は、これまでに7冊作成されており、点検・評価の対象年度が1998年度の報告書以降、毎年度作成されている。作成された報告書は、学部の教員だけでなく、大学執行部や他学部等学内の関係機関にも配布されている。この報告書では、教育活動、教育支援活動、研究活動等に関する客観的データの開示とそれに関する教員（学部自己点検・評価委員会委員）による主体的な報告や評価が公表されている。報告書が指摘する問題点や改善点については、教授会や学部執行部会議で議論が交され、学部将来構想委員会で継続的に検討されているものもある。

【長所】

こうした点検・評価活動は学部関係者だけに留めることなく、学生によるインターンシップの報告会や企業を対象とする就職説明懇談会を通して、本学部の教育内容や成果に対する社会からの評価を得るとともに、保護者を対象とする教育懇談会において、家庭の目を通して学部教育の評価を得るための機会が設けられて

いる。

【問題点】

本学部の理念・目的の検証は、上述の活動を通して絶えず行われており、概ね問題はないと思われるが、指摘された問題点によってはその対応策の検討に時間を要する場合もあるので、こうした対応を組織的にいかに迅速にとるかが今後の課題の１つである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2007年４月、「総合情報学部自己点検・評価委員会規程」第８条において、毎年作成していた報告書を隔年で作成するように改正した。また、報告書を作成しない年度については、学部執行部並びに学部将来構想委員会等の各種委員会での必要とするデータの収集及び分析のための調査等を行うことになっている。今後更に、学部の理念・目的及び社会的使命の達成と教育研究水準の向上に努める。

1-3　健全性・モラル等

人権の尊重はもちろんのこと、「情報」を多様な観点から分析する本学部においては、特に情報利用のモラルについて周知徹底することが必要である。このような取り組みはこれまで積極的に行われてきたが、それでもなお、モラルに反した行為が発生してきたことも事実である。今後も入学時のオリエンテーションはもとより、日常的な授業の機会を用いて、更なる周知徹底を行うことが必要である。

【現状の説明】

情報化社会では、その利便性とともに、情報利用のモラルが常に問われている。学生に配布する『HAND BOOK 大学要覧（高槻キャンパス）』には本学部及び総合情報学研究科で定めた「ネットワーク利用上の内規」が記載されており、その中で情報・ネットワーク利用についてモラルに反するような行為を禁止し、情報利用のモラルを指導している。

【長所】

本学部では、講義科目「情報と倫理」を必修科目とし、全学生に対して情報利用におけるモラルの定着と向上を図っている。また、新入生オリエンテーションでは、毎年、人権問題に関連した講演会を実施し、人権啓発に努めている。更に、人権問題の一環であるハラスメントに関するパンフレットを学生や教職員に配布して、理解を深める努力や教職員と学外の専門家で構成するハラスメント相談員を配置している。

【問題点】

ときとして、ごく少数の学生による情報利用のモラルを欠如した行為が発生したことも事実である。例えば、システムの破壊・改変等に結びつく可能性のあるソフトウェアを学部内のコンピュータに入れた行為等が生じた。

【将来の改善・改革に向けた方策】

情報利用に関して問題が発生した場合には当該学生に対して数カ月にわたる教員の徹底した個別指導が行われ、学部としてモラル向上に誠意をもって対処することが教職員で合意し、実践されている。情報化社会の中で、大学としての健全性を保ちモラルを向上させるために、積極的な取り組みを行っていると判断できるが、今後も入学時のオリエンテーションはもとより、講義、実習、演習といった日常的な授業の機会を用いて、健全性やモラルに関して、また「情報」を学ぶ学部としては特に情報利用のモラルに関して、更なる周知徹底を行う。

検索

2　学士課程の教育内容・方法等

2-1　教育課程等

前回の到達目標

前回掲げた教育課程における到達目標を数値としてあげることはできないが、概ね次のように要約することができる。

本学部は、人間と社会に対する広い視野と知見をもって情報の操作と発信ができる情報ジェネラリストの育成という理念・目的に沿って、文理総合をコンセプトとし、「情報」をキーワードとした幅広く多彩な教育を実践している。それゆえ、第1の目標として、実習による情報リテラシー教育をはじめ、教養教育、外国語教育、専門教育に関わるカリキュラムをバランスよく配置し、学部の理念・目的とする人材育成に適う教育内容を整備することが必要である。

情報化の大きな進展と社会状況の変化という環境の変化に対して、教育課程の改善と見直しが求められており、これまでの情報リテラシーと問題解決能力をもつ人材育成から、更に一歩進んで、情報ネットワーク利用における高い倫理性をもちつつ、高度な情報活用能力と問題発見・課題設定能力及びその解決能力をもつ人材育成が求められている。したがって第2の目標として、21世紀に求められる人材を育成するために、更に広い視野を確保しつつ、専門性を強める方策、教育課程の充実・改善を今後も継続的に検討しなければならない。

一方、情報化をめぐる社会の変化は大きく、既存カリキュラムの枠内では多様化するニーズに応えられない場合も生じてくるかもしれない。また、近年、大学教育に適応できない学生、授業モラルの低下といったこれまで見られなかった問題も発生しているため、導入科目と実習科目とを連動させた新たな科目構成等、1年次の講義科目や実習科目の内容改善と充実を進めていく必要がある。そこで第3の目標として、これらの時代の変化に対応するべく、必要ならば科目の新設等も検討することが必要である。

学部創設以来、本学部生の就職活動に対する取り組みは熱心に進められてきたが、それでもなお就職活動をすることに戸惑いを感じる者が少なからず存在することは事実である。加えて高齢化社会が進む中、日本の大学はあらゆる世代の学習への期待にこたえることが求められている。第4の目標として、従来から行われてきた学部教育のみならず、キャリアデザイン教育や生涯学習への対応を継続発展していくことが求められる。

2-1-1　総合情報学部の教育課程

本学部は、人間と社会に対する広い視野と知見をもって情報の操作と発信ができる情報ジェネラリストの育成という理念・目的に沿って、文理総合をコンセプトとし、「情報」をキーワードとした幅広く多彩な教育を実践している。一方、学部創設後10年以上が過ぎ、本学部を取り巻く環境の変化に対して、教育課程の改善・見直しが求められており、このための策としてカリキュラム改正や科目の新設等を行ってきたが、今後は、この改訂の効果を注意深く観察及び検証していく必要がある。

【現状の説明】

本学部は、文理総合型の教育課程を採用し、分野が広範囲にわたるため、学生が自分の関心や将来の目標・進路に沿って系統的に学習できるよう科目を配置している。2007年度から履修方法に改訂を加え、「メディア情報系」、「社会情報システム系」、「コンピューティング系」という履修体系を提示し、学生が自己の関心に応じて学習を進めることが可能となった。

「メディア情報系」はインターネットをはじめとする多様化する情報メディアと変貌しつつあるマス・コ

ミュニケーションの専門分野を中心に学ぶ履修体系である。

「社会情報システム系」は企業や自治体等の組織を経営・管理・運営するに当たって情報をどのように活用していくかを中心に学ぶ履修体系である。

「コンピューティング系」は高度化が進む情報社会に求められる最新技術を考察するとともに、人間と共存・協調できるコンピュータの可能性を追求していく履修体系である。また、少人数による専門教育を行う演習科目（3年次の「専門演習」と4年次の「卒業研究」）は必修であり、担当教員による2年間の指導の成果は、最終的に卒業論文または卒業作品としてまとめることになっている。

【長所】

本学部のカリキュラムは、理念・目的に適合して設計され、また、知識の広がりと深さを身につけることができるよう配慮されている。また、実践的な応用力の育成を重視しており、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法第83条に定められた目的にも合致している。

教育課程の編成については、大学設置基準第19条に合致するものとなっており、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」とともに、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ように配慮されている。

創設当初から1年を春学期と秋学期の2期に区分したセメスター制を採用し、演習科目の「専門演習」と「卒業研究」を除く全科目の単位認定を各セメスターで行っている。したがって、秋学期入学が可能であり、休学や復学もセメスター単位で行える。

更に、2001年4月から高校教諭一種免許状「情報」を、また2005年4月から同じく「公民」及び「数学」の課程認定を受け、関係科目の整備も行っている。

一方、高校においては2003年度から「情報」が必修になり、2006年度からの入学生は既にある程度の情報リテラシーを身につけて入学している。しかしながら、情報教育の内容は高校によって、またその課程によって大きく異なっているのが実情である。そこで、高等学校で学んだ「情報」と、入学後に学ぶ専門分野としての「情報」との橋渡しをする科目として「Enjoy Computing」を2006年度から開設し、入学時における情報リテラシーの格差を是正し、コンピュータに対する拒絶感を解消させ、大学の教育内容により興味を抱かせるようにしている。

【問題点】

学部創設後10年以上が過ぎ、情報化の大きな進展とそのもとでの社会状況の変化という本学部を取り巻く環境の変化に対して、教育課程の改善・見直しが求められている。これまでの情報リテラシーと問題解決能力をもつ人材育成から、更に一歩進んで、情報ネットワーク利用における高い倫理性をもちつつ、高度な情報活用能力と問題発見・課題設定能力及びその解決能力をもつ人材育成が求められている。21世紀に求められる人材を育成するために、更に広い視野を確保しつつ、専門性を強める方策、教育課程の充実・改善を今後も継続的に検討しなければならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上述した社会状況の変化に対応するための第一歩として、本学部の教育課程の特色である文理総合型というコンセプトを活かしつつ、学生に自らの専門性をより強く意識させた学修ができる教育課程をめざし、2007年度、「メディア情報系」、「社会情報システム系」、「コンピューティング系」という3つの系を設けた。更に翌年度学内外の動向を鑑み、学部1年次を対象としてスタディ・スキルを学ばせることを目的とした「導入ゼミ」及び学部2年次にも演習形式の科目を選択できるように配慮した「テーマ別研究」の導入が行われた。今後は、この改訂の効果を注意深く観察及び検証していく必要がある。

検索

2-1-2　履修科目の区分

本学部のカリキュラムは大別して６つの科目群から構成されており、このうち卒業要件に大きな比重を占める専門科目は３つの系に分類されている。こうしたカリキュラム編成の特徴は学士（情報学）の学位を与えるにふさわしいものであるとともに、社会の変化や多様化するニーズに応えるものであるように検討を重ねた結果であり、今後も執行部を中心として関係する委員会で検証や見直しを続けていく。

【現状の説明】

本学部のカリキュラムは、2008年度より導入科目、基礎科目、全学共通科目、外国語科目、専門科目（基幹科目、展開科目、実習科目、及び演習科目）、教職・その他科目から構成されており、その内訳は表Ⅱ-情-1のとおりである。

表Ⅱ-情-1　総合情報学部科目数内訳：網掛けした科目は専門科目に位置づけられている

導入科目	基礎科目	全学共通科目	外国語科　目	基幹科目	展開科目	実習科目	演習科目	教　　職 その他科目	合計
2	17	15	166	7	97	33	2	17	356

導入科目は高等学校での教育を大学の教育と橋渡しをするための科目として位置づけており、現在、「導入ゼミ」と「Enjoy Computing の」２科目が配置されている。

基礎科目は一般教養科目としてではなく、学部の教育課程の体系性の観点から精選したものである。情報学の性格上、「基礎数学」５科目（確率・統計、解析、線形代数、代数、幾何）及び「統計学」を配置しており、また「情報と人権」「情報と職業」という情報学に直接関わる科目も含まれている。その他に人文科学４科目、社会科学４科目、自然科学１科目がある。

全学共通科目は文字通り全学部共通で開講される科目である。これは４つの群から構成されているが、地理的要因から高槻キャンパスで開講される科目のみを卒業所要単位に含めている。学生は以上の導入科目、基礎科目、全学共通科目の３科目群から合計24単位を取得しなければならない。なお、従来の保健体育科目は全学共通科目の中の１つに含められている。

外国語科目は主選択12科目、副選択４科目が必修である。学生は英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語及び朝鮮語の７カ国語の中から主選択と副選択の外国語を選択することができるが、主選択または副選択のいずれかは英語を選択しなければならない。ただし、留学生については、主選択は日本語である。また、外国語科目を更に進んで学びたい学生のために、外国語科目の自由科目も配置している。加えて、2005年度から英語をはじめ各外国語の検定試験において、一定基準以上を取得した学生に対しては、申請により検定試験を外国語科目の単位として認定するとともに、主選択の英語については外国語学習のより一層の向上を目的に設置した上級クラスで学習できるようにしている。

専門科目は、基幹科目、展開科目、実習科目、演習科目から構成されている。基幹科目は学部専門教育のコアとなる科目で、７科目から構成されている。これらを土台として選択科目である展開科目97科目が用意されているが、その中には専任教員の講義だけでなく、学外から非常勤講師として依頼した多方面の最先端の研究者や実務経験者による講義も含まれており、学生の学習意欲に応える多彩な科目が配置されている。

実習科目は33科目あり、スタジオ棟（C 棟）で授業が行われている。実習科目は、本学部の情報リテラシー教育重視策を実践するものであり、カリキュラムの大きな特徴をなしている。これらの実習科目は学生の興味を惹くように工夫され、基礎的なものから応用的なものまで多彩な科目を準備している。また、実習の効果を高めるために、TA（Teaching Assistant）と SA（Student Assistant）の制度を設けており、セメスター毎に若干の変動はあるが、TA には本学及び他大学の大学院生を約40数名、SA には本学部生を約40数名採用している。

専門科目である基幹科目、展開科目、実習科目及び演習科目に区分される授業科目が、前項に述べた３つ

の系（「メディア情報系」、「社会情報システム系」、「コンピューティング系」）では具体的にどのように構成されるのかを図で表したものが図Ⅱ−情−2である。

図Ⅱ−情−2　総合情報学部のカリキュラムと３つの系

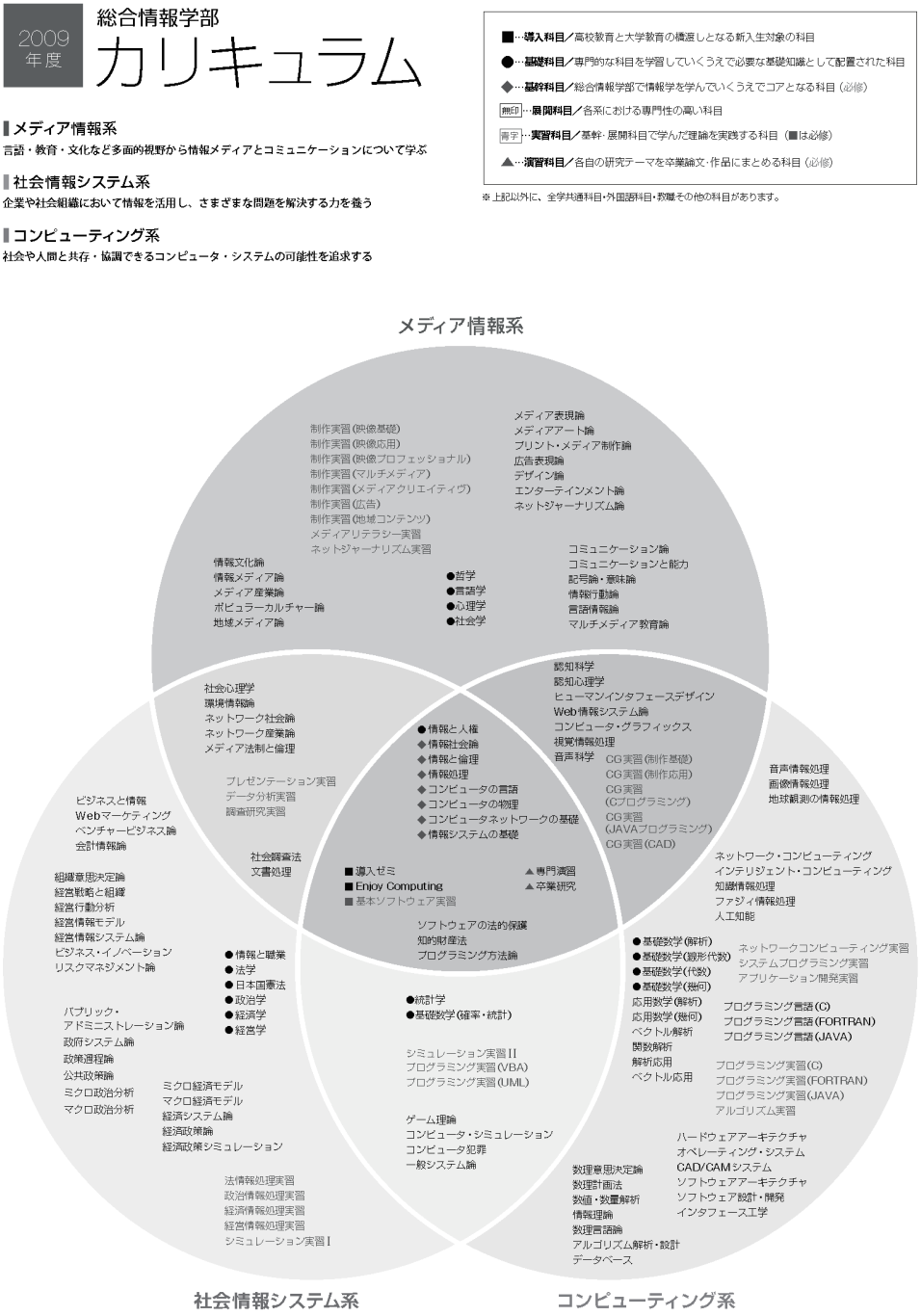

演習科目には「専門演習」と「卒業研究」が配当されており、いずれも必修である。「卒業研究」では最終的に卒業論文（あるいはそれに代わるソフトウエア・プログラム等の卒業作品）を提出し合格しなければならない。３年次の「専門演習」と４年次の「卒業研究」は、原則として２年間同じ教員の指導のもとゼミナール形式で行われる。ここでは講義科目や実習科目だけでは学べない調査研究、ディスカッションやプレゼンテーションを行い、更にプロジェクトを企画実行し、論文や作品にまとめるといった能力を養う。あわせて学生が社会人に向けて成長していく上で、教員との人間的な接触が大きな意義をもつと期待される。

倫理性を培う科目として、専門科目において著作権保護や情報モラルを含む情報倫理を扱う「情報と倫理」が必修科目となっている。総合情報学部の性格上、情報倫理は講義だけでなく、実習でも実際の情報ネ

検索

ットワークの運用に際して厳しく指導している。また、基礎科目には情報による人権侵害を扱う「情報と人権」、職業倫理を扱う「情報と職業」があり、更に教職・その他の科目には社会的差別問題を扱う「人権教育論」がある。

【長所】

学士課程としてのカリキュラム体系は、本学部の理念・目的に基づいて構築されており、学士（情報学）の学位を与えるのに適したものといえる。科目分類及びそれぞれの位置づけも妥当であると考える。また、倫理性を培う科目も十分に整備されている。

2001年４月から高校教諭一種免許状「情報」の課程認定を、2005年４月から同じく「公民」と「数学」の課程認定を受け、これに関わる教職科目を自由科目として配当している。また、教育実習に必要となる実習協力校についても確保されている。その他、企業等で実務を経験するビジネスインターンシップ、小学校や中学校、高校等での教育補助経験をする学校インターシップがあり、これらインターシップへの参加者は自由科目として単位が認定される。

【問題点】

情報化をめぐる社会の変化は大きく、それぞれの科目の位置づけを配慮しつつ継続的にカリキュラムの充実・改善を進めることが求められている。また多様化するニーズに応えるために、科目の新設等を検討する必要がある。加えて近年、大学教育に適応できない学生、授業モラルの低下といったこれまで見られなかった問題も発生しており、早急の対応が求められている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記問題に対応するために、例えば「導入ゼミ」のような科目の新設が行われてきた。その一方で、カリキュラムの充実・改善に関しては学部執行部を中心に、中長期的な事項については学部将来構想委員会で、短期的な運用事項については学部教務委員会で検討を進めており、今後もこれを継続していく。

2-1-3　授業形態と単位の関係

これまでのカリキュラム改訂による科目区分の変更に連動して、科目群別修得単位数の変更が行われてきた。この結果、本学部では卒業要件に占める専門科目の比率が大きくなっているが、これは社会の変化や学生のニーズに対応するべく検討を行ってきた結果であり、学部教育の１つの特徴であるといってよい。今後も必要ならば大幅な見直しも恐れず、検討を重ねていくことが必要である。

【現状の説明】

授業科目の単位数は、学則第14条に定める基準によって計算されている。学則では授業の内容や形態を配慮し、「講義」、「外国語科目」、「演習」、「実習及び製図」、「実験」の５種に分けて基準を定めているが、本学部の授業科目に該当するのは次の４種である。

① 講義は、原則として毎週１時間15週の授業をもって１単位とする。
② 外国語科目は、原則として毎週２時間15週の授業をもって１単位とする。
③ 演習は、原則として毎週１時間15週又は毎週２時間15週の授業をもって１単位とする。
④ 実習は、原則として毎週２時間15週又は毎週３時間15週の授業をもって１単位とする。

なお、「演習」については、「毎週１時間15週の授業をもって１単位とする」規定を適用し、「実習」については、「毎週２時間15週の授業をもって１単位とする」規定を適用している。

本学部の卒業所要単位は130単位であるが、その科目分類別配分は、基礎科目24単位、外国語科目16単位（主選択12単位、副選択４単位）、専門科目90単位（基幹科目14単位、展開科目58単位、実習科目８単位、演習科目10単位）である（表Ⅱ-情-3参照）。

表Ⅱ-情-3　卒業所要単位における科目の区分：網掛けした科目は専門科目に位置づけられている

	卒業所要単位	必修科目単位	選択必修科目単位	選択科目単位
基礎科目	24	－	－	24
外国語科目	16	－	16	
基幹科目	14	14	－	－
展開科目	58	－	－	58
実習科目	8	1	－	7
演習科目	10	10	－	－
合　計	130(100%)	25(19.2%)	16(12.3%)	89(68.5%)

【長所】

卒業所要単位に占める専門科目の比率が約70％＝(14＋58＋8＋10)/130と大きいが、これは専門科目が学部の特性である総合性、学際性を活かすために多彩な分野に広がり、教養教育を補っているためであり、学部の理念・目的からみて妥当なものであろう。

【問題点】

これまでのカリキュラム改訂による科目区分の変更に連動して、卒業所要単位に占める必修科目、選択必修科目及び選択科目の単位数が変更されてきた。このことが学生の不利益、あるいは混乱を招くことのないようにカリキュラムの改訂にあたり、単位の読み替えや代替科目の設置等、十分に配慮する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

カリキュラムの単位計算については、学則に基づいており、妥当であると判断できる。また、これまで概ね毎年カリキュラムの見直しを行ってきたが、このことは必然的に卒業要件としての修得単位数の変更を強いることとなった。しかしながら、これは社会の変化や学生のニーズに対応するべく検討を行ってきた結果であり、変更に伴う混乱が生じることのないように十分に検討を重ねてきた。今後も必要ならば大幅な見直しも恐れず、検討を重ねていくことが必要である。

2-1-4　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

学則第22条の２において、国内外を問わず、本学が協定または認定する他の大学で授業科目の履修を希望する学生に対しては、教授会が教育上有益であると認めた場合に限り履修を許可し、修得した単位は、60単位を超えない範囲で認定することができる。また、学則第22条の３においては、学生が入学する前に大学や短期大学で修得した単位、及び短期大学や高等専門学校の専攻科における学修は、教授会が教育上有益と認めた場合に限り、前述と合わせて60単位を超えない範囲で認定することができるようになっている。

国内では、1989年から兵庫県国際交流協会と兵庫県内４年制大学が共同で「アジア太平洋の人と暮らし」をメインテーマとする船上での講義が開催され、大学の枠を越えた学生同士の国際交流を目的とする「大学洋上セミナーひょうご」に対して単位認定が行われている。

海外では、49大学と協定を結び、教員の相互派遣や共同研究、学術資料・情報の交換等を行う一方で、47大学と学生交換協定を設けて、大学間で留学生の派遣を行っている。学生の留学では、１年間を限度に留学期間を修業年限として認め、前述のように、留学先で修得した単位は60単位を超えない範囲で認定が行われる。

本学部では編・転入学生の単位認定として、修得科目に関わらず基礎科目として24単位を認め、44単位を一括認定している。ただし、出身学校における修得状況及び編入後選択する外国語科目によって、展開科目、外国語科目の認定単位の内訳が変わるため、編・転入学時にガイダンスを実施し、認定内容については各人に十分な説明を行っている。

検索

【長所】

単位互換制度及び単位認定制度については、大学全体の取り組みに準じた学部内の基準が明確に定められ、適切に運用されている。また、編・転入学生に対しては、入学ガイダンス時に十分な情報提供が行えていると考える。更に、留学希望者には留学前に個別で単位認定制度を説明し、帰国後の履修指導も的確に行えている。

【問題点】

編・転入学生や留学生の多様な修得科目と本学部での特色ある履修科目との一致度の確度をあげる努力を更に継続していく必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

入学ガイダンス時でのよりきめの細かい情報提供と将来にわたる確度を高める単位互換制度の改善を通じて、適切な運用を進めていく。

2-1-5　開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

導入科目、基礎科目、専門科目ではいずれも専任教員の授業担当の比率が非常に高い。特に、専門科目のうち基幹科目、演習科目はすべてを専任教員が担当しており、更に必修の科目においてもすべてを専任教員が担当している。兼任教員の担当科目は導入科目で１科目、基礎科目で５科目、専門科目で52.3科目である。これら兼任教員は他学部の専任教員（兼担教員）及び実務家を含めた非常勤講師で構成されている。なお、外国語科目の担当者の推薦については、他学部と同様に、外国語学部に担任者の依頼を行っている。

【長所】

専門科目における専任教員の担当比率は72.3％である。また、設置基準上の必要専任教員数に対して1.44倍の専任教員を確保しており、本学部が高槻キャンパスにある唯一の学部であることから、高い数字となっている。学部の専門教育を専任教員でほとんど担当できており、学生に対する教育責任を十分に果たしていると評価できる。

【問題点】

学部の専門教育を専任教員でほとんど担当できているが、更に専門教育の充実を図る必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

設置基準上の必要専任教員数以上の専任教員を確保しているが、量だけでなく質の向上も図っていく。

2-1-6　カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

入学直後の１年次で履修することのできる科目は、導入科目、基礎科目、全学共通科目、外国語科目、基幹科目、展開科目、実習科目に分かれる。基礎科目は、本学部で学びたい専門科目の基礎となる科目である。基幹科目は、本学部で今後学ぶ上でコアとなるカリキュラムで、高度情報社会の基礎となる知識を習得する。展開科目は、専門性の高い科目で、それぞれの進路にあわせて系ごとのより専門的な知識を習得する。これらは主として講義科目であり、高校までの教育との橋渡しをするための、特にコンピュータ及びメディアのリテラシーに関するものが中心になっている科目である。一方、導入科目の「導入ゼミ」で大学生としての学習方法やレポートの書き方、発表方法、議論展開等、高校での基礎学習に加え大学での基礎学習のスキル

アップを図りつつ、「Enjoy Computing」で、高校で学んできた「情報」と今後学んでいく専門分野としての「情報」の橋渡しをする科目を設けている。実習科目の「基本ソフトウェア実習」、「ネットワークコンピューティング実習」、「制作実習（映像基礎）」、「プレゼンテーション実習」は少人数のクラス構成によって運営されていて、上位年次生の SA（Student Assistant）と、大学院生の TA（Teaching Assistant）により授業の補助を行っており、コンピュータ操作やプログラムに関して不馴れな 1 年次でも、毎回の課題を受けて学習効果を上げ、 2 年次以降に備えられる適切な指導を行っている。

【長所】

入学当初は、コンピュータ操作やプログラムに対する理解の度合いにより不安を抱く学生も少なくないが、導入科目、基礎科目、基幹科目、展開科目、実習科目を学んでいくうちに不安は次第に解消される。またクラス編成の授業では、そこから新しい友人ができることも多く、勉学面だけでなく大学生としての生活面で重要な役割を果たしている。

【問題点】

今後、高校で実施される「情報」を履修した学生が多く占めるので、この時代の変化に柔軟に対応することが求められている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

導入科目と実習科目、展開科目とを連動させた新たな科目構成等、 1 年次の講義科目や実習科目の内容改善と充実を今後も進めていく必要がある。

2-1-7　カリキュラムと国家試験

【現状の説明】

2001年度から高校教諭一種免許「情報」、2005年度から同じく「公民」及び「数学」の課程認定を受け、関係科目を整備した。「教職に関する科目」として「教職概説」等 1 年次配当の 2 科目、 2 年次配当の12科目、 3 年次配当の 2 科目、 4 年次配当の「教育実習」を開講している。「教科に関する科目」として基礎科目「情報と職業」を、「文部科学省令に定める科目」として基礎科目「日本国憲法」を設置している。なお、2008年度の教職課程の免許取得数は、公民20名、数学 8 名、情報28名となっており、「情報」の免許に学生の関心も高く、本学部の特色を良く表している。

【長所】

入学時から教職課程の希望者に対して、履修ガイダンス、教育実習前指導、教員免許申請手続きについて等、各学年に応じた内容でサポートしている。また、キャリアセンター高槻分室において、毎週火曜日13：00～17：00の間、専門教員による「教職相談」で教職課程への進路指導コンサルタントを行っている。そのほかにもキャリアセンターにおいて、「教員採用試験対策講座」や「面接対策セミナー」等も開催している。

【問題点】

教員採用者の計画の推進に向けて、よりきめの細かい指導が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後とも教職課程の履修者に対して専門的に、しかも親身になった指導を進めていく。

検索

2-1-8　インターンシップ、ボランティア

【現状の説明】

キャリアセンターが派遣先企業等を開拓して実施するビジネスインターンシップには、国内企業に派遣するものに加え、海外を派遣先とする国際インターンシップもある。また、小・中・高等学校等の授業補助等を行う学校インターンシップ制度も導入している。これらは、実習終了後に、「インターンシップ（各機関)」として２単位を認定している。キャリアセンターが把握している範囲では、インターンシップ受入先数は全学部で392団体、実習生は765名が体験している。そのうち、本学部生は、男子27名、女子21名の計48名（6.9%）である。

また、国際インターンシップ実習生として、豪州シドニー市に１名と米国ミズーリ州の企業に２名が派遣されている。

学生の募集については、４月上旬から学内掲示等の周知活動を行い、５月中旬に実習説明会を開催し、６月上旬に決定するというスケジュールである。

【長所】

最近では採用直結型のインターンシップも増加しているが、基本的にはキャリア体験としての教育プログラムであり、短期間とはいえ、学生がこれまでとは異なる社会的場面に身を置き、就業を体験することは、卒業後の進路を考える上で貴重な機会であり、学生達のこの体験のもたらす成果とともに、学生気分では仕事が出来ないビジネス社会において、社会常識や礼儀の基本を学ばせることも重要である。

【問題点】

学部創設以来、熱心に進められてきた本学部生の就職活動に対する取り組みを更に推進させる必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

キャリアデザインの教育を含め、インターンシップにも更に積極的に参加する意欲を持つように、指導に努めていきたい。

2-1-9　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

本学部には、社会人学生が５名、帰国生徒が28名、留学生が26名在籍している。

帰国生徒に関しては、個々のバックグラウンドが異なるため、特に外国語科目に関し日本語能力により、主選択を「日本語」、副選択を「日本事情」とすることができるよう配慮している。「日本事情」は、日本の社会及び文化に関する理解を深められるよう、各分野からのオムニバス方式による講義とし、内容的にも充実を図っている。

留学生についても「日本語」「日本事情」を配当科目としているほか、留学生学習指導担当者１名を置き、きめ細かくサポートする体制をとっている。この留学生学習指導担当者は日本語担当者なので、随時対応が可能になっている。

秋学期入学は本学部のみなので、秋学期入学生には、オリエンテーション期間中に帰国生徒と留学生の上位年次生、教員を交えて学部での懇談会を実施し、春学期に全学部で行われる懇談会等の行事を補完している。

また、留学生同士の交流を深めるための行事として、国際センターが毎年「日本事情見学会」を開催していて、高槻キャンパスで学ぶ留学生にとっては、千里山キャンパスの他学部の留学生と交流を深めるよい機会となっている。

【長所】

秋学期入学の帰国生徒と留学生に対して、上位年次の留学生を中心に、懇談する機会を設けている。特に留学生はいろいろな悩みを抱えがちであるが、この懇談会がさまざまな情報交換の貴重な場、貴重な機会になっている。

【問題点】

留学生はいろいろな悩みを抱えがちであり、孤立しないようなきめの細かい指導が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

あらゆる機会をとらえて留学生間や日本人学生との懇談や情報交換の場を拡充していきたい。

今後の到達目標

本学部の理念である「情報ジェネラリストの育成」を基盤とした情報教育を確立するため、今後も実習と専門教育に関わるカリキュラムをバランス良く整備し、より専門性を強める教育課程の充実や改善を継続的に検討する必要がある。

また、学生の多様化するニーズに対応しつつ、学生の授業モラルの低下を補充する新たな科目構成を行い、学部教育のみならず、キャリアデザイン教育や生涯学習への対応を継続発展していくことが求められる。

2-2　教育方法等

前回の到達目標

前回掲げた教育方法等における到達目標のうち、主なものは以下の２点である。

- 履修指導について、ゼミ担当教員を中心としたきめの細かい指導、特に留年するおそれのあるような学生に対する指導を充実させる必要がある。
- 成績優秀者に対する給付奨学金制度や卒業時の表彰制度について、学生のインセンティブ向上につながるよう、周知徹底を図る必要がある。

2-2-1　教育効果の測定

(1) 教育効果の測定

【現状の説明】

科目はその目的に応じて次のように大分類される。導入科目、基礎科目、全学共通科目、外国語科目、基幹科目、展開科目、実習科目、演習科目である。個別の科目では、その目的や授業形態に応じて、担当教員がそれぞれ効果的と判断した多様な教育効果測定方法が採用されている。

導入科目は、新入生を対象にして今後受講に際して必要となる能力を習得することを目的としており、その効果の測定は定期試験ではなく出席・レポート・平常試験によって総合的に行われている。全学共通科目のうち、体育に関する科目は技術向上が大きな要素であるので、導入科目と同様の測定法である。外国語科目に関しては、言語によっては定期試験も実施されている科目もあるが、平常点を重視する科目が多い。

前回までの習熟の上に成り立つ実習科目については、受講生の理解度を確認するために、ほぼ毎回のように小テストや課題提出を実施し、これらの結果を総合的に判定している。また演習については、少人数であることを利用して、調査や論理展開した内容をレジメとしてまとめる能力や、まとめた結果をプレゼンテーションする能力、課題に対するレポート提出による文章作成能力等を判定している。なお、レポート提出に

検索

ついては、添削返却を複数回実施することによって文章作成能力の向上を図るとともに、文体等論文作成上のきまりの理解度等を判定する科目もある。

講義科目については、学期末の定期試験のみで成績判定する科目もあるが、定期試験に加えて講義中に実施される中間テストや複数回の小テスト・レポート課題、また出席回数等の平常点を加味して最終判定する科目が多い。2009年度の「総合情報学部　授業計画」（ここでは「シラバス」と呼ぶ）によると、基礎科目16科目、基幹科目７科目、展開科目及び関連・応用科目93科目の計116科目のうち、37科目では定期試験のみで判定しており、それ以外の79科目では平常点をさまざまに組み合わせて多様な総合判定をしている。

更に、これら個別の科目を修了した上での卒業論文や卒業制作を４年次での必修とし、在学期間を通しての教育効果を総合的に判断している。

各科目における教育効果の測定方法・基準については、すべて「シラバス」に明記されており、学生に周知されている。教育効果の測定方法の大枠については、教務委員会で議論されるとともに教授会でも議論され、合意形成が図られている。それゆえ、専任教員間で教育効果の測定方法について共有できている。また、複数クラスを開講している実習科目（基本ソフトウェア実習等）では、作成した共通のテキストを用いているので実習内容はもちろん、２カ月に１回程度の担当者会議の開催を通して、評価方法についても担当教員間で共通の理解を有している。

【長所】

個々の科目で、授業内容や教育理念に従った方法での教育効果が判定されている。また、定期試験に平常点を加味して最終判定する科目では、学習状況に応じてきめ細かく教育効果を判定しながら授業が進められている。必修である卒業論文作成については、研究に対する取り組み、基本知識の習得、資料収集やソフトウェア開発能力、アンケートや実験の計画・実施、論理展開能力、文章表現能力等の諸能力を総合的に把握・評価することができる点から、最終的な教育効果を評価するもっとも適した方法である。一部のゼミでは公開の合同卒論発表会（学部ホームページに発表会のプログラムが掲載される）を開催することによって、更にプレゼンテーション能力も評価している。

以上の点から、教育効果の測定に関しては、講義・実習・演習等の科目の性質に応じた適切な評価方法を採用しており、概ね機能していると判断できる。

【問題点】

教育効果の測定に関しては概ね機能していると判断できるが、教育効果全体を検証することは難しく、現在のところ卒業論文や卒業制作以外には十分な仕組みは導入されていない。また、2007年度以前生については、導入・基礎科目、外国語科目、保健体育科目、基幹科目、関連・応用科目、実習科目、演習科目ごとの、2008年度以降生については、導入・基礎・全学共通科目、外国語科目、基幹科目、展開科目、実習科目ごとの受講生の成績分布は、毎年 CD の形で発行される「関西大学『学の実化』データブック」に掲載・公開されているが、そのデータをもとにして学部で議論する制度は現在のところない。

【将来の改善・問題点改革に向けた方策】

2007年度以前生については、2008年度春学期の合格者数のうち優、良、可（評価基準については後述する）の割合は、それぞれ48.4%、26.3%、25.3%である。保健体育科目だけは優の割合が70%を超えているが、他の科目は概ねこの割合にある。また、秋学期も同様の傾向にある。2008年度以降生については、2008年度春学期の合格者数のうち秀、優、良、可（評価基準については後述する）の割合は、それぞれ37.6%、26.7%、21.0%、14.7%である。また、秋学期も概ね同様の傾向にある。これらの割合をどうみるかは、定期試験のみによって判定する科目によっても、出席等を総合判断する科目によっても異なるであろうが、例えば講義科目の場合、優以上の割合が高すぎるという意見もある。

ところで、現代社会の進歩を考えると、広範囲の分野をしかもそれぞれを深く学ぶことが要請されている。

そのうえ、本学部は文理総合型であり、カバーしている分野が広い。しかし４年間の必要単位数（科目数に比例すると考えてよい）は130単位であり、４年間で教えられる科目数は限られている。

そこで、これらの成績判定割合を個々の科目に対して検討したうえで、割合が妥当とはいえないと認識された科目については、授業内容の質と量について検討する必要がある。量に関しては、２つの科目を１つの科目にまとめたり、逆に１つの科目を２つに分割したりすることが考えられる。質に関しては、レベルの高い内容に変更したり、難しい科目に対しては準備的な科目（若しくは高校復習科目）を提供したりすることが考えられる。教務委員会や将来構想委員会での検討が必要である。

(2) 卒業生の進路状況

【現状の説明】

民間企業への就職が約80％を占めている。なかでも、情報・調査専門サービスの比率が高い。官公庁への就職は２％程度である。

教員採用はごく少数であるので、志望者に対する支援体制の整備を行った。本学部での取得が可能な教育職員免許は、2004年度までは「情報」のみであったが、「情報」の免許のみの教員採用枠が非常に少なく、教員志望の学生にとって他学部や他大学の複数免許取得者と比べて、採用の面で不利な状況にあった。この点を解消するために、「公民」と「数学」の免許取得に必要な科目を増やし、2005年度にこれらの教育職員免許の課程認定を受けた。団塊世代が退職期を迎えているので教員採用枠も増えていくと期待でき、教員を志す学生は増加するであろう。

大学院進学者は毎年40名前後であり、卒業生の１割程度を占めている。今日では、技術系を志向する学生にとって大学院進学は必要不可欠となる傾向にあり、大学院総合情報学研究科知識情報学専攻への進学を志す学生が増えている。卒業研究を通じて、より深く技術を学ぼうとする学生が増えてきた点は、専門演習や卒業研究の教育成果と考えてよいであろう。

【長所】

就職に関しては、情報・調査専門サービス分野へ就職する学生が多い。本学部の教員のうち、理系教員は40％強を占め、同じ割合で学生もこれら理系ゼミに所属しているとすると、文系ゼミに所属していたかなりの数の学生も、情報系の企業に就職していることになる。これは、文理総合型という学部特性が活かされていることを示している。また、これまでは教員になる学生は少なかったが、複数の教育職員免許の取得を可能とすることによって教員採用への門戸を広げる対応を整えたので、今後は教員採用者も増えてくると思われる。

【問題点】

大学院進学に関しては、技術系の学生が、より高い専門性を修得するために進学する傾向が強い。このことは、他大学の大学院への進学者が20％強にのぼっていることにも表れている。このような進学希望者の要望に応えるための安易な方策は入学者を増やすことであるが、反面、院生に充分な指導をして彼らの質を高めるためには、教員１人当たりの担当大学院生を少数にしなければならない。その点から、定員の増加はかなり難しい問題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

就職・進学状況の実績の母数には、「その他」が含まれており、その比率は10数％である。「その他」は未申告の学生なので、上述した各比率は必ずしも正確とはいえない。学生はどこかのゼミに所属して卒業研究を行っているので、卒業研究担当教員は学生の就職・進学状況を把握できる立場にある。それゆえ就職・進学状況の報告を徹底指導するように努めなければならない。

検索

2-2-2　成績評価法

【現状の説明】

1994年の創設以来「再試験制度」は導入しておらず、不合格となった科目を再度、受験することはできないことから、学生は各科目を真面目に受講せざるを得ない。また、各学期の履修可能単位を24単位までと制限し、予習や復習に十分な時間をかけ、授業に対する理解度が高まるように取り組んでいる。ただし、教職関係の18科目37単位は履修制限単位外とし、教職資格取得のための便宜を図っている。講義科目は各学期15単位まで履修可能であり、実習に備えるための科目はこの15単位とは別枠で履修可能である。

成績評価は、2007年度以前生については、100点満点で100～80点を優、79～70点を良、69～60点を可、59点以下を不合格とし、2008年度以降生については、100点満点で100～90点を秀、89～80点を優、79～70点を良、69～60点を可、59点以下を不合格として、学期ごとに学生に通知される。評価に疑問のある学生は教員に問い合わせをすることができ、当該教員は成績の根拠（出席簿や答案・レポート等）を説明する義務が求められている。成績表は次学期の履修登録とともに保護者に送付され、学生の勉学意欲を高めるための相談会である保護者懇談の場で利用されている。懇談会には、毎年５月に千里山キャンパスで開催される「教育懇談会」と、毎年主として夏休みの間に開催される「地方教育懇談会」の２種類がある。後者は千里山に来られない地方の保護者のために設けられており、2009年度は７月から９月までの間に16日設定し、関東地区から鹿児島まで全国16都市で開催されている。

定期試験の実施に際しては、受験生が多い場合でも厳格に行われるよう試験監督者には、担当教員のほかに応援教員または職員が１名以上あたる複数体制を実施している。受験者50名につき監督者が１名となるように監督者数を決めている。監督業務は「試験監督者へのお願い」に明記されており、次のように不正行為の防止を図っている。各試験の開始前には、不正行為を行わないよう厳重注意を口頭で行っている。また、学生には必ず学生証を提示させて本人確認を行うとともに、受験者数と回収した答案用紙の枚数に違いがないかをチェックする。万一、不正行為が発覚した場合には、原則として当該試験期間の全科目を無効とし、本人に強く反省を求める等厳正な態度で臨んでいる。

３年次の専門演習では、専門書や、時には論文を自ら勉強し理解する能力を培う（この観点から２年次までの講義科目は、決められた教科書を対象にして、内容を論理展開し理解する訓練と考えてもよい）。また、導入科目で始めた文章作成での能力開発やプレゼンテーションでの能力開発を更にすすめ、４年次の卒業研究においては、これらの訓練結果を総合的に駆使して卒業論文の作成と発表を行う。そのため、専門演習を履修する前提条件として、２年次までに卒業所要単位のうち52単位以上を修得していることを課している。また卒業研究を履修するには専門演習の修得を条件としている。専門演習と卒業研究はともに必修であり、成績表には修得単位状況及び卒業見込みに関するコメントが付けられている。これらの科目においても、修得単位の少ない学生に対して努力を促している。

学生の学習意欲を刺激する方策の１つとして、2003年度から各学年の成績優秀者に対して奨学金を給付する制度が発足している。2009年度、この制度によって、２年次で22名、３年次で17名、４年次では19名の学生に奨学金が給付される。また、校友会からも卒業証書授与式において成績優秀者の表彰を行っている。

【長所】

成績を厳格に評価する仕組みは整っているといえる。各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途も工夫されている。

【問題点】

不正行為の防止には努めているが、数は少ないものの発生していることが問題点として挙げられる。厳罰化が必ずしも改善に結びつくとはいえず、難しい課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

成績優秀者に対する給付奨学金制度や卒業時の表彰制度についての周知が十分に行われているかは確認しておらず、良い成績をとるように頑張ろうといった学生のインセンティブ向上につながっているか不明である。入学時や新学期の開始時等多くの機会を設け、これらの制度についての周知を図る必要がある。

2-2-3　履修指導

【現状の説明】

大学での履修は高校までとは大いに異なっているので、入学時に手厚い履修指導を行っている。入学直後のオリエンテーションでは、執行部の教員によって本学部の特色である文理総合型が紹介され、履修の指針となる３つの「系」（「メディア情報系」、「社会情報システム系」、「コンピューティング系」）の説明がなされる。大分類としてのこれらの３つの系は、現在の関心や将来の進路が明確化していない新入生への指針として設けられている。また、専門科目の履修準備として１年次に履修する基礎科目及び基幹科目を中心に、授業科目の特徴が説明される。学生は１年ほどを準備期間として、自分の勉学の方向性や将来の進路を決めることができる。

本学部では、通年にわたるオフィスアワーは制度化されていないが、教員は担当科目の履修学生に電子メールのアドレス等連絡方法を明らかにし、学生が適宜相談を受けることができる状態にある。実際、多くの教員はそのような方法で学生の相談に応じ、アドバイスを行っている。３年次の専門演習選択時(毎年10月)には、約３週間のオフィスアワーを設けて、教員からの研究室説明と学生からの質問を受けている。

留年する学生は、休学者を含めると毎年100名強であり在籍者比率が高い。留年しそうな学生に対する指導は、３年次以上では基本的にはゼミの指導教員が行っている。留年の理由については、勉学についていけない等の能力にかかわるものより、むしろ海外遊学等のために意図的に休学した結果、留年につながっていることが多いように思われる。勉学上の理由で留年する学生を減らすための措置が講じられており、１年次春学期の成績不良者に対しては、秋学期開始早々の10月に学部学生相談主事が学生と面談して勉学意欲の喚起を促すといった、将来的に留年生にならないための指導を早い時期から行っている。これらの最終結果としての2009年３月の卒業状況は、４年次在籍者682名に対して卒業者は572名である。

【長所】

履修指導は全体としてかなり丁寧に行われている。オフィスアワーは制度化こそされていないが、電子メールの浸透により学生の相談には柔軟に対応できていると評価することができる。また、勉学についていけない留年生を少なくするための取り組みも行われている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

卒業時の不合格者は26名である。これら不合格者の大半は、卒業研究を行っているはずなのに担当教員と連絡していない者が多い。その結果、担当教員は指導できない状況にある。教員はそれ以外の学生に対する卒論指導に忙しいことは事実であるが、これら不合格になるおそれのある学生に対する指導を工夫すべきであろう。勉学に興味を失っている学生には、場合によっては退学も含めた新しい方向を勧めることもその学生のためになるのかもしれない。

検索

2-2-4　教育改善への組織的な取り組み

【現状の説明】

1年次から実施される実習科目では、SA や TA を活用している。前者は本学部生から、後者は本学のみならず他大学の大学院生からも募集・採用している。機器操作の技量に関しては、学生間でその差が大きく、全員の操作完了を待っていては、先になかなか進めないことになってしまう。SA や TA はこれら進行の遅い学生に対する個別支援員である。教育改善のために学部として募集・採用は実習全体で一括して行い、組織的に取り組んでいる。また、1年次の導入ゼミではプレゼンテーションのために、自分で調査・理解しレジュメをまとめなければならない。レジュメやプレゼンテーションに対するコメントを与えることによって、個々の発表者に対してきめ細かい指導を可能にしている。カリキュラム上からの教育改善の一つである。

3年次の専門演習や4年次の卒業研究では、多数の教員がゼミ合宿やゼミ旅行を計画し、学生の自主的な活動を啓蒙するとともに、集中的な学習を行っている。更に、学生同士や学生と教員とのコミュニケーションを密にすることも同時に実現でき、教室では経験できないことを可能にしている。これらゼミ活動への費用補助は制度化されている。

卒業論文はそれまでの教育成果を集大成することを目的としているが、卒業論文だけでなく、その要旨をまとめたA4判用紙2枚の概要の提出も課している。提出された学生全員分の卒業研究概要は、創設以来、学部予算で「卒業研究概要集」として CD-ROM に編集し、これを卒業時に全学生に配布するとともに、後輩学生たちが卒業論文執筆の参考にできるよう閲覧に供している。合同発表会を開催している複数のゼミでは、すべての発表者の概要を製本化し、発表会参加者全員（3年生も含まれる）に配布している。費用は合同発表会に参加した教員に割り当てられている卒業研究費から支出されている。

2003年度からゲストスピーカー制度が全学的に導入されている。この制度は、各科目が社会とどのように結びついているかを、科目に関連した分野で社会的に活躍している人の講演を通して、学生に理解してもらうという趣旨で導入された。情報化する現代社会で活躍できる人材を育成する、という理念を掲げている本学部にふさわしい制度といえる。専任教員1名につき各年度1回ではあるが、本学部でこの制度を活用した科目は毎年数科目に上る。また、外部の研究者あるいは学識経験者を招き、外部の世界に学生の目を開かせるための学部講演会も行っている。更に、教育開発支援センターの主導で、授業研究ビデオの作成や公開授業等の FD 活動が全学的に取り組まれているが、本学部もこれらの活動に積極的に参加している。

開講科目の内容を明らかにするために、「シラバス」を Web 上で公開するとともに、冊子での配布も行っている。「シラバス」には、各科目の①講義概要、②講義計画、③成績評価の方法、④教科書、⑤参考書、⑥備考が記載されているので、学生は自らの方向に合った履修科目を計画的に選択することができる。

学生による授業評価は、教育開発支援センターの主導で全学的に行われている。評価結果は、学部ごとに集計され公開されるとともに、科目ごとの集計結果が担当教員にフィードバックされている。2008年度春学期における実施率は65.2%で回答率は44.0%であり、秋学期におけるそれらは、それぞれ63.6%と47.7%である。授業評価のアンケート調査では、各質問項目に対してリッカート尺度で回答する方式とともに、授業に関する意見を自由に記述できる方式も実施されている。自由記述分は直接担当教員が受け取り、今後の授業改善の参考にすることができるようになっている。

更に、授業を他者の目を通して多角的に分析し改善するために、授業公開の啓蒙行事が2003年度に実施され、翌年からは全学的に授業公開が始められている。

【長所・問題点】

履修科目に関して、学生による事前検討及び事後評価のシステムが整っている。事前検討のシステムとして、「シラバス」の充実がある。授業内容を箇条書きする等、履修科目を検討する際に必要な内容が十二分に記載されており、各科目を比較検討することが可能である。事後評価のシステムとして、授業評価アンケ

ートを積極的に実施している。

授業評価アンケートの回収率は45%前後と低く一見問題のようであるが、これは履修申請者数に対するものであって、現状は出席しているほとんどの学生から回収できている。実施率は高いとはいえないので、教員への周知を徹底する必要がある。評価結果は教員に開示され、次回の開講時に反映される。更に、評価結果に対する教員側からのコメント集を作成し閲覧に供することによって、双方向の意見交換を可能にしている。

教員の教育理念と学生の授業に対する観念が異なっている場合、学生の満足度は相当低いであろう。学生は高校まで長い間教育を受けてきているが、大学教育とは大いに異なる。大学での教育は与えられるものが全てではなく、自ら学問を追及する場である。次に、評価結果がどのように生かされるかは、基本的に教員個人の判断にゆだねられている点である。満足度の時系列（前回開講時の評価との相違）変化等を把握することも、各教員の自主性に委ねられている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生による授業評価は、全学的組織である教育開発支援センターの主導で行われているが、今後とも協力しながら学部教務委員会を中心に改善を図っていく方針である。入学時のオリエンテーションや各科目の開講時にでも、その講義で意図している点等（自主的な勉学の必要性等）を学生へ丁寧に説明する必要があるだろう。大学教育の理念であり、学生には理解できないと放置できる問題ではない。

授業公開は開始して間もないことや慣れていないこともあって、いまのところそれ程多く実施されていない。これまでの学生と教員だけのいわば密室教育から一挙に見学公開するのではなく、TV カメラを通した間接的公開等から始めることは、これまでとほとんど変わるところはないので抵抗感も小さく、普及の一歩になると思われる。また授業公開のみならず、試験問題の公開や卒業論文本体の公開も考えられる。いずれにしても、学生の目だけでなく教員も含めた他者の目による多角的分析は重要である。

また、全学的な「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP)」の研究推進者に本学部から 3 人の教員が参加しており、その成果はいずれ教育改善の方向を示してくれることであろう。

2-2-5　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

本学部では選択科目の講義が比較的多く、大半で受講生は200人以下である。必修科目は全員が受講するので、200人以上での講義にならざるを得ない。科目によってはその実施目的に合うように、受講生の数を制限している。

演習科目のほとんどは履修者数を20名以下とし、きめの細かい指導ができる体制を整えている。また、学生相互の議論も可能となるように、移動式机が装備された教室を使用している。更に、合宿等のゼミ活動に対する出張費が制度化されており、ゼミ合宿やゼミ旅行によって密度の濃い演習を行っている。実習科目では一部の科目を除いて 1 クラス50名を超えないようにしている。外国語は 1 クラス20名以下が1/3あり、残りもほとんどが50名以下で実施している。基幹科目は必修科目のため、大教室で行わざるを得ない。しかし、大教室には教材提示装置や AV 装置が備えられており、大規模であることのマイナス面はかなりの程度改善されている。

本学部では、配付資料と板書による説明だけでなく、PC を利用した資料の提示、VTR や DVD を利用した映像資料の提示等、マルチメディアを利用した教育が積極的に行われており、受講生の評価は高い。このような教育実現のための設備は、中規模以上のすべての教室に装備されている。更に Web 上にホームページを開設し、授業に関連する情報や資料を掲載したり、また質問と回答の内容を公開したりする等している教員も数多い。現代 GP として選定された CEAS（授業と学習を統合的に支援する Web ベースのシステム）を利用する教員も増えてきている。

現在、「遠隔授業」による授業科目は実施されていないが、新しい授業形態を試行する教員も多く、ゼミ活動の一環として、他大学との遠隔双方向での討論会を開催しているケースもある。

【長所】

授業形態と授業方法の関係については、適切に配慮されている。また、マルチメディアを活用した教育についても、設備面での整備を背景に、積極的な取り組みがなされている。また受講生の多い科目は、可能な限り春と秋の双方で開講するようにし、受講生の分散を図っている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部ではきめ細かい授業を提供するために、受講生の少人数制を導入している演習科目や実習科目が多く、これらの科目の多くは専任教員で担当している。その結果、専任教員の授業担当コマ数が多くなっている。今後は、学内 LAN 施設の充実、教育支援・補助としての TA 制度及び SA 制度とを効率よく組み合わせ、実習形態を模索する必要がある。

今後の到達目標

下記の２つを今後の到達目標とする。

- 履修等に関する指導について、全体に対する指導は入学直後のオリエンテーション等で適切に行えており、今後も継続していく。個人に対するきめの細かい指導はゼミ担当教員を中心に行われているが、教員間や教員・職員間の連携を強め、いっそうの充実を図る。
- 成績優秀者に対する給付奨学金制度や卒業時の表彰制度について、入学時や新学期開始時等、より多くの周知の機会を設けることで、学生間における制度の認知度向上を図る。

３　国際交流（国内外との教育研究交流）

前回の到達目標

前回の報告書では、改善すべき点について「本学部では、派遣留学生や認定留学生は皆無に等しく、一方、私費留学生は全体の約12%、海外語学セミナーに参加した学生数は13%と控えめである。文理総合を標榜する本学部にあっては低調と言わざるを得ない。」と指摘していた。

その対策としては「受験生向けのパンフレットに派遣留学制度を紹介する等の広報活動に努め、学生に対しては入学後のできるだけ早い時期に留学のガイダンスを行い、希望する学生には具体的な準備を始めるよう指導する必要がある。」。また「教員が在外研究等で得た人的交流から外国人研究者を招へいし、講演や特別講義として在外研究の成果を学生にも還元し、教育研究の国際化が図られているが、その多くは個々の教員の自主的努力に依存している。この種の試みを更に拡大していくために学部として、積極的に取り組むことが望まれる。」としていた。

3-1　国際交流（国内外との教育研究交流）

【現状の説明】

研究交流の面では全学での学術交流の協定大学が増加する中で、2008年度には学部では、次のような実績があった。

教員・研究者の新規の短期の派遣は80名、長期は２名、受け入れは短期で９名であった。また、外国人招へい研究者の受け入れと講演は同年４月から４ヶ月間フィリピンのブラカン州立大学のビクトリア・バレンズエラ准教授があった。特に、久保田賢一教授主宰で同年８月25日～27日「教育における ICT 利用」のメインテーマで、大規模な研究集会が開催された。

学生の教育交流の面では、留学生の派遣は３名（台湾１名・米国１名・オーストラリア１名)。受け入れは26名（内、中国18名・台湾２名・米国１名・その他の国から５名）であった。海外語学セミナーへは11名が参加した。

【長所】

学生たちが自主的に教育交流に参加している。

【問題点】

研究交流は従来どおり積極的に行われているが、情報科学を中心にどのような研究の拠点を形成するかについての戦略が学部として打ち立てられてはいない。

教育交流については、前回の報告書と比較して、数字としてはあまり変化がないことが問題である。学部として学部生や留学生をどのように育てるかの観点と方策が積極的に打ち出されないと現状に変化はないと思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

個々の教員の自発的な研究交流の動きを支援しつつ、学部の特性を生かした、研究拠点の形成の戦略が形成されることが求められる。また、学部教員にしめる外国人の比率を高めていくことも課題としてある。例えば、教員の公募も英文でなされることも考えられる必要があろう。

教育交流については、外国からのすぐれた学生を受け入れるために、英語をはじめとする外国語による情報提供を積極的に行う必要がある。

今後の到達目標

教授会等で、上記の改善・改革に向けた方策がなされ、情報科学としての研究拠点の形成が実現され、人材の育成が教育交流の上で実現されることを目標とする。

4　学生の受け入れ

前回の到達目標

もっとも重要な課題は、2006年度認証評価の総評及び助言で指摘された「収容定員に対する在籍学生比率」と「入学定員に対する入学者数比率」の改善である。入学者の受け入れに関しては、選抜方法の多様化だけでなく、社会環境の変化・入学後の状況をみながら選抜基準についても絶えず改善を図ることが求められている。

4-1　入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

1994年の創設以来、情報ジェネラリストの育成という理念に沿って多角的な学生を受け入れることを目標としている。そのため多様な選抜方式を採用している。また、人数枠や選抜基準を多角的に設定することに

検索

よりさまざまな学生を公正に受け入れている。

現在、一般入学試験のほかに、大学入試センター試験利用入試、指定校制推薦入学、アドミッション・オフィス（AO）入試、スポーツ・フロンティア（SF）入試、関西大学第一高等学校卒業見込者入試、外国人学部留学生入試、帰国生徒入試、社会人入試、編・転入試、高大接続パイロット校からの推薦入学を実施し、多角的な学生の受け入れを特徴の一つとしてきた。

「情報ジェネラリスト」の育成をめざして、一般入試科目では、専門性に偏らない基本的な英語・国語・数学の3科目から2科目を選択する2教科選択型・文系3教科型・理系2教科型と多様な方式を実施している。2005年度からは更に多様性を重視し、後期日程においても文系3教科型と理系2教科型の入学試験を実施している。

更に従来の文系・理系という枠にとらわれることなく、政治・経済・社会・文化等のさまざまな領域を「情報」という視点から総合的に探求するという学部の目的に沿って、上述のとおり多岐にわたる入学者選抜方法をとっており、それは募集定員にも反映されている。一般入試と推薦入学・高大接続パイロット校推薦入学・AO 入試・SF 入試・一高卒業見込者入試・大学入試センター試験利用入試で400名、留学生・帰国生徒・社会人入試で30名、編・転入試が60名である。

こうした入学者受け入れ方針は、「社会情報システム系」、「メディア情報系」、「コンピューティング系」という3つの柱から構成されるカリキュラムと密接に関わっている。

【長所】

文理総合型という学部の特徴に沿って、文系・理系にとらわれない入試科目が設定されている。また、入試科目ごとの入試日程もバランスよく配置されており、多角的な学生の受け入れに結びついている。

【問題点】

入学者受け入れの基本方針に関しては、特に問題ない。ただし、社会環境の変化に応じて、入試種別ごとの定員見直しが求められる。また、文系の入学者が「社会情報システム系」、「メディア情報系」、理系の入学者が「コンピューティング系」に適合しやすいという誤解を与えている点は見過ごせない。入試科目と入学後のカリキュラムの関係性について明確な情報を発信すべきである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

オープンキャンパスやパンフレット等を通じて、文理総合の内容を発信するとともに、入試科目と入学後の専門には関係性が薄いことを積極的に広報していく。

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（学部）

【現状の説明】

本学部では、一般入学試験を基本としつつも、多様な選抜方法を実施している。以下、入試種別ごとに状況を述べていく。また、最後に高校生に対する進路相談・指導についても記述する。

ア　一般入学試験

学力の優れた生徒を入学させるための試験で、試験科目は英語・国語・数学の3科目から2科目を選択する2教科選択型、文系3教科型、理系2教科型の3方式を採用している。 2月の初旬に募集定員約300名の学部個別日程（2教科選択型、文系3教科型・理系2教科型）・全学部日程（2教科選択型、文系3教科型・理系2教科型）の入学試験が、3月初旬に募集定員約50名の後期日程（文系3教科型・理系2教科型）の入学試験が行われている。2009年度からは学部個別日程における入試日程を1日増やし、本学部に強く入学を希望する学生に複数回の受験機会を提供している。

２教科選択型では、選択した試験科目の配点は各科目200点であるが、合否判定に際しては、中央値方式をとっている。中央値方式では、各科目の得点に対して序列の中央の者が100点となるように変換を施す。中央値方式を使うことによって、選択した科目による難易度の不公平を避けるように配慮している。

文系３教科型では外国語、国語の２教科に加えて、もう１教科を世界史Ｂ、日本史Ｂ、地理Ｂ、政治・経済、数学の中から選択することができる。

選抜に際しては、入学試験での選択科目による公正性・公平性という面で、中央値方式を採用することにより、十分な配慮を行っている。優秀な学生をできる限り確保する目的で、2001年度から入学試験成績上位合格者に対して奨学金を給付する制度を始めている。

表Ⅱ-情-4　一般入学試験実績

年　度	日程別内訳	志願者	合格者	入学者
2007	A	2,090	406	158
	S	1,390	271	105
	S_2	783	134	50
	B	919	69	40
	計	5,182	880	353
2008	学部個別日程	2,037	313	95
	全学部日程2/7	1,287	192	83
	全学部日程2/8	1,283	186	63
	後期日程	1,117	79	26
	計	5,724	770	267
2009	学部個別日程	2,635	450	155
	全学部日程2/7	754	131	62
	全学部日程2/8	578	99	24
	後期日程	1,004	85	43
	計	4,971	765	284

イ　大学入試センター試験を利用する入学試験

大学入試センター試験を利用する入学試験であり、2004年度入試より取り入れている。募集定員は、2005年度より前期30名、中期20名に変更を行った。科目の取り方による合否割合に大きな変動が出ないようにすることにより、入学試験での選択科目による公正性・公平性という面で十分な配慮がなされていると考えられる。

表Ⅱ-情-5　大学入試センター試験を利用する入学試験実績

年　度	志願者	合格者	入学者
2007	1,555	292	21
2008	1,674	283	24
2009	1,421	263	24

ウ　指定校制推薦入学

指定校制推薦入学は、本学部での勉学を強く希望し、かつ所属する高校の学校長が成績・人物ともに優秀と推薦する生徒を入学させることで学生の質を維持向上させることを狙っている。入学実績と合格実績、推薦入学者の入学後の成績を基準に、指定校の見直しを毎年行っている。数年連続で推薦入学者を出す等一定以上の実績を残している指定校に対しては、募集を２名にする等の措置を講じている。

出願資格は、卒業見込みであり、本学部での勉学を特に希望し、第３学年１学期末までの全科目の評定平均値が4.0以上で、学校長の推薦があり、本学を専願とする生徒である。選考は本学部の専任教員２名１組で出願書類をもとに面接を行い、それぞれに行った評価を総合し、教授会で最終的に合否を判定している。

高校との信頼関係の下での制度であるため、全般にまじめで意欲的な学生を確保できており、実際に入学後の学生の成績は良好である。前年の指定校を元に、一定の年限辞退が続いた高校や入学後の成績不良の在学生が多い高校に対しては推薦枠を取り消し、一方で、毎年推薦のある高校に対しては推薦人数枠を複数に広げている。また、一般入試の入学実績から新たな推薦指定校を開拓している。

なお2009年度の志願者数の減少は、従来の指定校が高大接続パイロット校に指定されたためである。

表Ⅱ-情-6　指定校推薦入学実績

年　度	指定校数	依頼人数	志願者数	合格者数	入学者数
2007	195	213	130	130	130
2008	223	239	159	159	159
2009	221	235	135	135	135

エ　アドミッション・オフィス（AO）入学試験

AO 入学試験は、受験生の能力や個性を多角的に評価する入学試験として2000年度から導入された。出願資格は、第 3 学年 1 学期末までの全科目の評定平均値が3.5以上と一定の学力を持った上で、広く社会に評価される活動をしている生徒である。2008年度から、従来の選考方式を「活動実績評価型」とする一方、新たに「情報リテラシー評価型」の試験を導入した。「活動実績評価型」の選考は 2 段階で行われる。第一次選考では志望理由書を中心とした書類選考を行っている。第二次選考は本学部の専任教員 3 名による20分程度の面接を行い、成績・活動実績・面接について各面接委員の評価を総合し、序列化したデータを元に、教授会で最終合格者が決定する。「情報リテラシー評価型」の選考も 2 段階で行われる。第一次選考では志望理由書と課題レポートを中心とした書類選考を行っている。第二次選考は、プレゼンテーションとグループディスカッションにより選考を行う。午前中に本学部のパソコンを用いてプレゼンテーション資料を作成し、午後にプレゼンテーションとディスカッションを行う。選考はプレゼン資料の充実度合い・プレゼンの内容・ディスカッションの内容、の 3 つの観点から評価し、教授会で最終的に合否を判定している。

基礎学力のほかに、広く社会に評価される活動実績を評価するため、学習意欲の高く、積極的な学生をとれるという長所がある。また情報リテラシー評価型という新しい入試方式は、学部理念に沿うとともに、社会のニーズにも適合した斬新な選抜方法である。

表Ⅱ-情-7　AO 入学試験実績

年　度	入試種別	志願者数	合格者数	入学者数
2007		42	10	9
2008	活動実績評価型	34	12	11
	情報ﾘﾃﾗｼｰ評価型	9	6	6
2009	活動実績評価型	34	10	9
	情報ﾘﾃﾗｼｰ評価型	18	7	7

オ　スポーツ・フロンティア（SF）入学試験

優れたスポーツ実績・能力をもつ高校生を対象として、2003年度から導入された。この入試によって、学業とスポーツの両立を通じて、個性豊かで活力あふれる人材の育成をめざしている。出願資格は、入学後も本学体育会クラブでのスポーツ活動を継続する意志を持ち、かつ高等学校等における第 3 学年 1 学期末までの全科目の評定平均値が3.4以上で、更にスポーツにおいて全国的な大会で優れた成績を、または都道府県でトップクラスの成績を収めている生徒である。選考は 2 段階で行われる。第一次選考は競技成績に基づいた書類選考であり、第二次選考は小論文と面接が行われる。小論文・面接の評価を総合し、教授会で最終合格者が決定する。

基礎学力のほかに、スポーツ実績を評価するため、学業とスポーツの両面を通じて、個性豊かで活力あふれる人材の育成に結びついている。

表Ⅱ-情-8　SF 入学試験実績

年　度	志願者数	合格者数	入学者数
2007	13	7	7
2008	10	8	7
2009	11	7	7

カ　関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験

高校時代から関西大学に入学することを前提に勉強をし、本学への帰属意識も高い学生に入学してもらうために行っている。2004年度からは外部テストを利用し、高校の内申書の得点と高校で行われた学力試験の得点を外部テストの得点と同じウェイトで加え、在学中の状況（欠席及び遅刻回数）を参考にその合計得点の序列によって合否判定を行っている。

本学の校風に早くからなじみ、帰属意識も高いという点では狙いを達成していると評価できる。

表Ⅱ-情-9　関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験実績

年　度	志願者数	合格者数	入学者数
2007	12	11	11
2008	15	15	15
2009	25	24	24

キ　社会人入学試験

旺盛な学習意欲をもつ社会人に対して社会人入学試験を行っている。定員は約５名である。試験は英語または数学から１科目選択（100点）、小論文（100点）及び面接で行われ、教授会で最終的に合否判定を行っている。

社会人経験のある学生が入学することは、本人ばかりでなく一般の学生にもよい影響を与えている。実際、意欲的に勉強に取り組んだ卒業生も輩出している。

表Ⅱ-情-10　社会人入学試験実績

年　度	志願者数	合格者数	入学者数
2007	2	2	1
2008	2	2	2
2009	1	1	1

ク　外国人学部留学生入学試験

大学の理念である国際化の方針に従い、多様なバックグラウンドを持つ学生を受け入れるために行っている。外国の学年歴に対応できるように、春学期入学と秋学期入学の入試を実施している。定員は春学期約10名、秋学期約５名である。日本語（150点）、英語または数学から１科目選択（100点）の筆記試験と、面接での評価を加味して合否判定を行っている。

留学生の入学は、本人ばかりでなく一般日本人学生に対してもよい刺激になる。入学前の教育についても成績証明書を基に面接において確認するため、一定の能力を有することが保証できている。

表Ⅱ-情-11　外国人学部留学生入学試験

年　度	志願者数	合格者数	入学者数
2006年度秋学期	5	3	3
2007年度春学期	9	3	2
2007年度秋学期	7	2	2
2008年度春学期	11	3	3
2008年度秋学期	4	1	1
2009年度春学期	21	6	6

表Ⅱ-情-12　私費留学生数

区分	中国	台湾	ミャンマー	ネパール	カナダ	米国	計
1年次生	5	0	0	1	0	0	6
2年次生	6	0	1	0	0	0	7
3年次生	3	1	1	0	0	1	6
4年次生	4	1	1	0	1	0	7
計	18	2	3	1	1	1	26

検索

ケ　帰国生徒入学試験

外国の学年暦を考慮して春学期入学と秋学期入学の両方を可能にしている。定員は春学期約５名、秋学期約５名である。創設時から実施している筆記試験方式は、英語または数学から１科目選択（100点）、日本語作文（100点）及び面接の評価により合否判定を行っている。それに加え、1999年度秋から、指定基準を満たした海外での統一試験のスコア等の出願書類をもとに行う書類選考方式も導入していたが、志願者が少ないこと、米国以外の方式では判定が難しいこと、帰国生徒の定員を減らしたことにより、2006年度には廃止した。日本の高校に通う帰国生徒に対する推薦指定校入試制度もある。

外国で育った学生を入学させることは本人ばかりでなく周囲の学生にもよい刺激を与えることが期待できる。

表Ⅱ-情-13　帰国生徒入学試験

年　度	種別	志願者数	合格者数	入学者数
2006年度秋学期	筆記	1	0	0
2007年度春学期	推薦	3	3	3
	筆記	13	7	4
	計	16	10	7
2007年度秋学期	筆記	1	0	0
2008年度春学期	推薦	2	2	2
	筆記	12	6	6
	計	14	8	8
2008年度秋学期	筆記	1	1	1
2009年度春学期	推薦	2	2	2
	筆記	10	7	4
	計	12	9	6

コ　編・転入学試験

短期大学や高等専門学校に入学後、より高度な教育を受けたいと考える人たちや、大学入学後や卒業後に新たな学問分野に興味をもつ人たちの要望に応え、２年次編・転入学試験を実施している。本学部ではこの制度を特に重視し、60名という定員枠を設け、７月と10月の２度試験を実施している。試験科目は英語または数学から１科目選択（200点）と、小論文（100点）を実施している。また、指定校を対象にした推薦入学制度も実施している。

大学卒業後の進路変更ないし、入学後の関心の変化等、多様なニーズに応えるための制度として機能していると考えられる。

表Ⅱ-情-14　編・転入学試験

年　度	種　別	志願者数	合格者数	入学者数
2007	推　薦	31	31	30
	７月募集	25	12	8
	11月募集	18	9	8
	計	74	52	46
2008	推　薦	27	27	27
	７月募集	34	13	11
	10月募集	21	8	6
	計	82	48	44
2009	推　薦	29	28	27
	７月募集	28	11	9
	10月募集	22	7	6
	計	79	46	42

サ　高大接続パイロット校推薦入学

2007年度より高大接続パイロット校からの推薦入学制度が開始された。選抜方法は学校長の推薦を尊重し書類選考により合格を内定し、高大接続プログラムでの学習状況等に基づき、教授会で最終的に合否を判定している。

推薦入学に比べ、より強いかたちで高校との連携を図れる制度として機能していると考えられる。なお2009年度の志願者数の増加は、従来の指定校推薦の対象校がパイロット校に指定されたためである。

表Ⅱ-情-15　高大接続パイロット校推薦入学

年　度	志願者数	合格者数	入学者数
2007	9	9	9
2008	19	19	19
2009	31	31	31

シ　高校生に対して行う進路相談・指導等

本学部では、入学試験情報及び学部広報に関して毎年、学部紹介のパンフレットを作成し、全国の高校、予備校に送付している。内容はカリキュラム、教員紹介、就職情報や入学試験情報等である。入学試験や学部に関する広報・相談もさまざまな機会に行っている。５月下旬に開かれる「高槻キャンパス祭」では入試相談も実施している。また、８月上旬及び10月下旬にはオープンキャンパスを高槻キャンパスにおいて入試センターと共同で実施し、学部の教員と職員による各種相談コーナーやミニ講義、体験コーナー等を企画、実施している。更に、千里山キャンパスにおいて６月中旬に行われるグリーンキャンパス、８月初旬の２日間と８月後半に行われるサマーキャンパス、及び11月下旬に行われるオータムキャンパス、３月下旬に行われるフレッシュキャンパスにも本学部の教員と職員が出席し、学部の説明を行ったり受験生の相談に応じたりしている。その他、高等学校での模擬講義等高大連携事業にも学部として参加し、学部教育について広く広報活動を行っている。

【長所】

本学部の入試において特筆すべき点は、文理総合という学部理念に基づいた入試科目を設定している点である。一般入学試験においては、英語・国語・数学の３教科の中から２教科を選択する「２教科選択型」、文系受験生を対象にした「文系３教科型」、理系受験生を対象にした「理系２教科型」の３方式を実施し、文系・理系にとらわれず、多角的な入学者の確保に努めている。

この方針は、一般入試以外の入試種別においても貫かれている。外国人学部留学生入学試験、帰国生徒入学試験、編・転入学試験においては、日本語能力を問う科目（日本語・日本語作文・小論文）に加えて、英語または数学から１科目を選択する方式を採用している。こうした学部理念に基づいた入試方式が、本学部を支える重要な要素となるとともに、長所である。

2008年度から導入された AO 入試「情報リテラシー評価型」は、上述の入試科目とは異なる観点から、学部理念に基づいて採用された方式である。中等教育段階での「情報科」導入にともない、コンピュータ・リテラシーを有する高校生が増えてきた。そこで、本学部が養成する「情報ジェネラリスト」に直接的に結びつく入試方式を導入した。学部での勉強に直接結びつくような選抜方式は希有であり、これは新しい特色といえる。

【問題点】

一般入学試験、指定校制推薦入学、高大接続パイロット校推薦入学については、特に問題はない。引き続き、現行の体制を基に、質の高い入学生を確保すべく進めていく。

大学入試センター試験を利用する入学試験については、受験生の受験機会をより広く提供するために、センター後期の実施が必要とされる。

AO 入試については、活動実績評価型･情報リテラシー評価型双方とも、評価基準について絶え間ない検証が必要である。

SF 入試については、入学後の問題点として、学生のスポーツ活動と学業との両立の難しさがある。特に、千里山キャンパスの体育会（スポーツ部）に所属する場合、高槻キャンパスからのキャンパス間移動に伴う時間や交通費も無視できない。ただしこの点は、全学的な問題である。

一高卒見者入試については、高大連携会議をより充実させ、学生の質の向上を図らねばならない。

社会人入試･留学生入試･帰国生徒入試については、志願者･受験生の減少が問題である。特に帰国生徒推薦入学については、もはや存続の必要性は低く、早期に廃止の方向へ進むべきである。社会人入試や留学生入試については、日本留学試験や TOEFL・TOEIC を活用する等、受験しやすい形に入試方法を見直すことも視野に入れねばならない。

編･転入試については、短大、高専が減少していること、また、卒業までに3年が必要となること等が起因して、志願者が減少している。2005年度に行った編入学定員の見直しを、再度行うことを検討すべきである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

できるだけ早い段階で、センター後期日程の導入、帰国生徒推薦入学試験の廃止を行い、編入学定員見直し、社会人入試･留学生入試の見直しの検討を始める。

4-3　入学者選抜の仕組み

【現状の説明】

入学試験は、スケジュールや問題作成、監督割り当て等、原則として全学的な試験体制に従って行われている。学部執行部の一員として入試主任がおり、その教員が同時に入試センター主事を兼ねているため、全学的な入試方針を誤解なく学部に伝えるとともに、学部の意向を全学的な場で反映させることができている。

選抜基準に関しては、その透明性が確保されている。つまり、一般入学試験の合否判定に用いられる得点データは問題の難易度による不公平がないように素点に統計処理を行ったうえで判定に用いている。これは、関西大学第一高等学校卒見者入学試験における外部テストの得点と内申書得点にも施され、総得点を序列化して合否を判定している。いずれの入学試験の場合も最終合否判定は教授会で行われ、すべての筆記試験の得点や面接評価ほかの判定資料を明らかにしたうえでの説明があり、審議を経たのち決定する。

また、異なる入学試験で入学してきた学生の入学後の成績の追跡調査も、毎年実施しており、入学試験の検討材料となっている。入学試験制度は学部入試委員会で検討されてのち、教授会で審議・決定している。

【長所】

入学試験の実施体制、選抜基準の透明性、いずれの点においても十分な配慮がなされている。

各種入学試験の入学後の成績分布は入試のねらいとその達成度を見る一つの方法であり、結果はそれが概ね達成されていることを示している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

入試種別ごとの在学生の活動状況について、成績分布以外の点から評価することも必要と思われるが、基準作りが困難である。いかなる基準で、成績以外の面を評価すべきかの検討を行う。

4-4　入学者選抜方法の検証

【現状の説明】

本学部において独自に入試問題を作成しているのは、AO 入試（情報リテラシー評価型）、SF 入試、編･転入試、帰国生徒入試、留学生入試、社会人入試である。いずれも教授会において試験問題の内容･出題趣旨･評価基準が説明されている。教授会での報告により、出題者の説明責任を果たすとともに、及び学部としての検証が行われているといえよう。

試験問題の詳細な検証は、事後的ではなく、むしろ事前に実施されていると考えられる。入試問題は、複数の教員により、過去の問題を踏まえつつ作成される。AO 入試や SF 入試においては、合議によって問題が作成されている。採点･評価も合議によって行われている。また、帰国生徒、編･転、留学生、社会人入試においては問題作成･採点とも複数の教員が担当し、相互チェック体制が整えられている。

【長所】

入試問題の検証は、教授会での報告及び各年の入試問題作成段階において、十分図られている。本学部が独自に作成する問題は、一般入試のそれとは異なる性質をもつものであり、事後的な検証システムを採用するにはなじまないと考えられる。

4-5　科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

科目等履修生は、本学の規程に基づき、教授会での審議で妥当と認められる者を受け入れている。2009年5月1日時点で、本学部の科目等履修生は0である。

表Ⅱ-情-16　科目等履修生の分布

性別		年　齢						学　歴			職　業			受　講　目　的			
男性	女性	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	院卒	大学卒	その他	有職	主婦	無職	資格取得	自己研修	業務上要	その他
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4-6　定員管理

【現状の説明】

2009年度の本学部の収容定員（1,900名）に対する在籍学生数（2,356名）の割合（収容定員超過率）は学部全体で1.24倍となった。これは2007年度における1.28倍と比して、大きく改善されている。また、授業運営や学生相談等に著しく支障をきたすほどの超過率ではない。超過の発生は、海外留学等の事由による修業年限の超過や卒業時の学生の質を確保するための厳格な成績評価によるものと考えられるが、教員によるきめ細かい指導体制、コンピュータ環境の充実、ネットワーク環境の充実（無線 LAN の導入等）により十分な教育を行っていると考えられる。

次に入学定員超過率は、4年平均で1.24倍となった。2007年度における4カ年平均1.30倍に比して、大幅に改善、1.25倍を下回ることになった。

表Ⅱ-情-17　入学定員超過率

年度	2009	2008	2007	2006
入学定員	430	430	430	430
入学者数	534	523	552	542
定員超過率	1.24	1.21	1.28	1.26

【将来の改善・改革に向けた方策】

特になし。引き続き収容定員超過率・入学定員超過率の適正基準の維持に努めていく。

検索

4-7　編入学者、退学者

【現状の説明】

編入学者の収容定員は180名に対して、在籍者は137名である。収容定員超過率は0.76であり基準を満たしている。ただし、短期大学の減少等の影響で編入学志望者の絶対数が減少している。2005年度に行った編入定員の見直しについて、今後も検討を続けねばならない。

退学者については、2008年度は30名と、過去３年間（2007年度29名、2006年度40名、2005年度34名）に比べて大きな変動はなかった。退学の事由は「一身上の都合」が多いため、詳細は不明である。退学及び除籍といった学籍異動についてはすべて教授会での承認事項である。

従来、退学理由で多くを占めていた「他大学」は１名であった。オープンキャンパスや学部ホームページ等による学部情報の発信を充実させた成果か、学部の内容を充分に把握しきれずに受験し、入学した学生が減少したものと考えられる。

今後の到達目標

入試制度について、社会の環境変化・受験生のニーズを十分に踏まえながら、入試種別ごとに漸進的な改革を進めていく。

５　教員組織

前回の到達目標

本学部は、千里山キャンパスとは別の高槻キャンパスに設置された学部である。本学で守られてきた伝統と、新しい発想に基づいて創設された新しい学部という方針とをバランスよく保ちながら、学部の理念・目的・教育目標を達成する上で適切な教員組織を整備することに努めている。

5-1　教員組織

【現状の説明】

学部教育を担っている専任教員（教員定員51名及び定年延長制度改革に伴う増員６名）は、2009年５月現在、49名（現在募集中)、他学部専任教員（兼担教員）40名、非常勤講師（兼任教員）135名で構成されている。本学部の場合、大学設置基準で定める必要専任教員数は34名であるが、それを上回る専任教員が所属している。なお、2009年５月現在における専任教員１人当たりの在籍学生数は48.1名である。

2009年５月現在、専任教員の職位別構成は、教授41名、准教授７名、助教１名となっている。また、男女別比率は、男性教員91.8%（45名)、女性教員8.2%（４名）である。職位別に男女比をみてみると、教授では男性が95.1%（39名)、女性が4.9%（２名）であり、准教授では男性が71.4%（５名)、女性が28.6%（２名)、助教では男性が100%（１名）である。

平均授業担当時間数は、教授12.3時間、准教授9.8時間、助教は8.0時間となっている。本学専任教員の授業担当責任時間数は、教授８時間、准教授及び助教が６時間である。なお、本学部では、職位別の授業担当時間数を勘案しつつ、専任教員間での授業担当時間数に大きな差異が出来るだけ生じないように、教務委員会において次年度の授業担当者の決定と関連させながら専任教員の授業担当時間数の調整を行っている。

2009年現在における本学部の専任教員の年齢構成は、66歳～70歳が２名、61歳～65歳が９名、56歳～60歳が９名、51歳～55歳が７名、46歳～50歳が10名、41歳～45歳が５名、36歳～40歳が５名、31歳～35歳が２名となっている。本学の職員任免規則では、専任教員の定年は65歳と定められているが、授業上必要がある者については定年を２カ年に限り教授会の承認を得て１年ごとに延長を行うことができ、その後も特別契約教授として３カ年（１年ごとの更新）任用することができる。

本学部の専任教員の勤続年数は、2009年５月の時点で、勤続31年以上が４名、21年～30年が２名、11年～20年が27名、10年以下が16名である。教育課程の編成に関する教員間の連絡調整については、学部内に将来構想委員会と教務委員会と実習担当者会議を設け、会議の開催や電子メールによる意見交換等を行っている。中長期的に検討を要する事項に関しては、将来構想委員会で議論している。集中的にまとめる必要があるケースでは、教授会での承認を得ながら将来構想委員会内にワーキンググループを設けて問題解決にあたる場合もある。定常的な教育課程に関する連絡調整に関しては、教務委員会で議論を行っている。将来構想委員会と教授会で検討し立案された教育課程の編成に関する計画については、教務委員会で具体化を図り実施している。また、本学部の教育課程の特徴の一つは多種多様な実習教育の実施であるが、この実習教育に関しては実習担当者会議を設け、実習内容や実習環境について議論を行っている。

【長所】

本学部は、文理にまたがる総合的知識の伝授と技術的な知識を含めた情報リテラシー教育を行うことを教育目標としているが、その目標達成を支障なく進めるために、大学設置基準で必要とされる専任教員数34名の1.4倍を超える49名の専任教員が学部の教育研究に従事している。しかも、情報をキーワードとした文理総合型の学部という特性から、学問領域が多岐にわたる授業科目が必要であるため、この教育を担う専任教員の専門分野も多種多様な学問領域・分野となっている。

また、大学だけで教育研究生活を過ごしてきた学究的な専任教員だけではなく、民間企業等の社会人出身の専任教員も多い。社会人出身の専任教員が多いことは、本学部のターゲットである情報化社会のさまざまな動きや多面的な考え方を学生に伝える上で、より良い教育効果を生み出していると判断することができる。

【問題点】

専任教員に占める女性教員の割合は8.2%と多くはない。現在、情報やコンピュータに関連する業界での女性の進出は著しいものがあり、女性の占める割合も増加しているが、こうした状況を考慮しつつ、女性教員の増加を視野に入れた採用人事を今後とも進める努力が必要であろう。なお、平成14年以降の専任教員採用人事において、本学部の教育研究にふさわしい優れた人物として採用された専任教員の中に、３名の女性教員が含まれていたことは特筆できるものの、今後も機会あるごとに女性教員を増やしていく必要があると考えている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

60歳以上の教員数が多いが、これから数年間の団塊の世代教員の退職により緩和されるものと考えられ、教員採用においては積極的に年齢構成を考慮して対応してゆく予定である。

5-2　教育研究支援職員

【現状の説明】

本学部生は、１年次から３年以上にわたって８科目以上の実習科目を履修する。実習科目は１クラス当たり45名程度のクラス編成を行うが、実習をより効果的に実施するために、担当教員だけでなく複数のアシスタントが実習クラスに入っている。アシスタントとして、TA（Teaching Assistant）と SA（Student

Assistant）という 2 種類の教育支援・補助者がいる。TA には、本学及び他大学の情報処理能力に特に長けた大学院生を採用しており、実習科目の授業支援・補助を行っている。また、授業の支援・補助を直接行うのではなく、実習棟にある数百台のコンピュータ等の情報処理機器の運用管理支援・補助を行うコンサルタント TA も存在する。SA は、既にその実習科目を履修したことのある学生が自分の実習経験を活かして補助を勤めている。また、コンサルタント TA 及び業者 SE は実習準備室に常駐しており、スタジオ棟のシステム管理や学生の個人認証データ管理、学生の情報処理機器操作の相談に応じている。2009年度の実習教育支援・補助者の人数は、春学期では TA が57名、SA が29名であり、秋学期では TA が47名、SA が40名である。

複数の教員が担当する実習科目に関しては、担当教員の間でメーリングリストを開設し、常日頃から実習授業に関する情報交換に努めており、教員と教育支援職員（事務職員及び TA・SA）との間の連絡及び情報交換についても、当事者間での電子メール交換やメーリングリスト開設等連絡体制の整備が行われている。特に、実習担当教員と TA・SA との間では電子メールを用いて実習に関する情報交換に努めている。また、TA に対しては担当実習科目の開始時間の 1 時間前に出勤し、事前準備にあたる勤務体制をとっている。

なお、TA は担当の実習時間を欠勤する場合には、TA 用メーリングリストを利用して代行者を手配している。このメーリングリストには TA の指導・監督担当の専任教員が管理者として参加し、勤務管理を行っている。情報処理機器の運用管理支援・補助を担当するコンサルタント TA は、担当日の業務執行状況を運用管理用メーリングリストに報告し、翌日以降の TA と業務の引継ぎを正確に遂行している。このメーリングリストの管理は、情報処理機器の運用管理に責任をもつ専任教員が担当し、日々の業務に対するアドバイスや指示を行っている。

【長所】

教育支援・補助者としての TA と SA の存在は、実習科目の実習教育効果の向上に十分に役立っている。更に、情報処理機器の運用管理支援・補助を行っているコンサルタント TA は、よりよい実習環境の維持にとって重要な役割を演じており、欠かせない存在となっている。教員と教育支援者である TA とは、授業時の直接的なコミュニケーションはもとより、電子メールやメーリングリストを活用することによって、実習内容や情報処理機器の運用管理等の情報交換を常に行い、適切な連携・協力関係が築かれていると判断できる。また、SA として実習補助を担当することは、修得済みの実習科目の必要な情報処理技術を後輩たちに指導することで反復学習することができ、その教育効果は非常に大きいと思われる。

【問題点】

総合情報学研究科への進学者数が十分でないため、TA の希望者が十分でないことがある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院の教育体制を充実し魅力あるものにすることで、大学院進学者を増加させることが必要である。TA 及び SA というアシスタント制度は、実習科目における教育支援・補助という目的を十分に果たしていると判断できる。今後もこの制度を継続していく予定である。

5-3　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

【現状の説明】

教員の募集については、「関西大学教育職員選考規程（就）」に基づいて行われている。教授については、博士の学位（外国での相当する学位を含む）を有して大学教育に関する経験か職見を有すること、著書や論文等で博士の学位に準ずる教育研究業績があると認められ大学教育に関する経験か職見を有すること、本学で一定

期間以上の准教授経歴があり著書等によって教育研究業績が顕著であること等を基準としている。

准教授については、教授となることができること、他大学で准教授の経歴があること、本学において一定期間以上の専任講師の経歴があり教育研究上の業績があると認められること、修士の学位を有して研究所等で担当する授業科目に関連する業務に一定期間以上従事した経歴があり研究上の業績が顕著であること等を基準としている。

助教については、教授または准教授となることができること、教育研究上の能力があること等を基準としている。

以上の諸規則に基づいて、欠員補充が必要になった場合あるいは新規採用枠が生じた場合の教員募集は、学部長を委員長とする人事委員会を中心にして、以下のように行われる。①教授会において担当科目、年齢、研究領域等の募集条件を確認する。②人事委員会で教員募集に関する３名以上の選考委員を選任し、教授会に諮る。なお、選考委員は、募集条件の研究領域に近い複数の教員とそれ以外の領域の教員から構成される。また、人事委員会で教員募集を公募にするか推薦にするかを検討し、教授会での承認を得る。原則として、若手の教員を採用する場合は公募を行い、教授を採用する場合は推薦を行うことにしているが、この点についても教授会で決定する。教員の公募では、全国の大学や研究機関に募集要項を送り、候補者を広く募集している。③教員募集の条件への適合性の観点から、候補者の学歴、研究業績、教育経歴等に関して選考委員の間で詳細に検討する。複数の候補者がいる場合には面談等の措置も含めて選考委員が候補者を絞り込み、人事委員会で議論の後、審査委員会に切り替える。④審査委員は、絞り込んだ候補者について面談等を踏まえて審査報告書を作成し、人事委員会に諮ったうえで教授会に諮る。教授会では、審査委員から審査報告書に基づいた詳細な報告を受け、議論の後、投票によって任用の可否を決定する。任用が決定すると、学部長がその旨を学長に内申する。

教員の任免に関しては、全学的な規則である「職員任免規則（就）」に基づいて行われている。この規則は、休職、解任、定年に関してその事由となる事象をあげ、またそれぞれ期間等も明確に定めている。

教員の昇格に関しては、教員募集の場合と同様に「関西大学教育職員選考規程（就）」に基づいて行われている。更に、教員の昇格に関して学部独自に定めた「昇任人事に関する申し合わせ」によって、詳細を補充している。この「申し合わせ」では、専任教員の昇格に関する審査において、研究業績、教育業績、大学行政及び学部行政への貢献、社会への貢献という５つの面から総合的に検討される。教授、准教授への昇格については、上記の教員の募集での基準の他に、例えば研究業績では、選考時点から遡ってそれぞれ一定期間に専門領域に関する著書や論文が一定数以上あることが求められている。

これらの諸規則に基づいて、昇格が可能な教員がいる場合には、人事委員会を中心にして、教員の昇格に関する手続きが次のとおり行われる。(1)昇格が可能な教員に対して、学部長が昇格についての本人の意志を確認し、審査に必要な資料の提出を求め、教授会において昇格人事を開始することを報告する。(2)人事委員会では専任教員の昇格を審査する3名以上の審査委員を選定して審査委員会を結成し、教授会に諮る。この審査委員には昇格対象教員の研究領域に近い複数の教員とそれ以外の教員が選ばれる。昇格対象教員の学歴、研究業績、教育経歴等に関して審査委員会で詳細に検討される。(3)審査委員会は審査報告書を作成し、人事委員会に諮ったうえで教授会に諮る。(4)教授会では、人事委員長及び審査委員会から審査を受け、議論の後、投票によって昇格の可否を決定する。昇格が決定すると、学部長がその旨を学長に内申する。

なお、専任教員の定年延長についても、昇格に関する手続きに準じて所作している。

【長所】

人事委員会で教員募集を公募にするか推薦にするかを検討し、教授会での承認を得る。原則として、若手の教員を採用する場合は公募を行い、教授を採用する場合は推薦を行うことにしている。近年の IT 技術の発展は、可視化技術の進展と強くからんでいる。この可視化技術には当然芸術的な面からのアプローチもが必要であるが、従来から芸術を専門とする教員が必要と考えられていた。本年、学部創設以来、初めて芸術

検索

系の教員を迎えることができた。

【問題点】

本学部においては多様な分野において、多様な教育研究活動がなされているため、研究業績の公平な評価が難しい場合がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

芸術系の教員の昇格に関して、研究業績をどのように評価するか検討も含め、客観的で公平な任免・昇格に関する基準を検討する必要がある。

5-4　教育研究活動の評価

【現状の説明】

教員の教育研究活動における定期的な評価は行っていないが、専任教員の昇任に関する審査においては、学部独自に定めた「昇任人事に関する申し合わせ」によって、研究業績、教育業績、大学行政及び学部行政への貢献、社会への貢献という5つの面から総合的に検討されている。また、この「昇任人事に関する申し合わせ」は大学院修士課程担当 M 合適格審査及び M 丸合適格審査、博士課程担当 D 合適格審査及び D 丸合適格審査においても適用される。

【長所】

本学部には多岐にわたる分野で多様な活躍をする研究者が在籍しており、教育活動において重要な役割を果たしている。研究評価においては、この多様さが公正な評価を行うことを時としては困難にしている。そのような場合には、教員の採用、昇格では学部内の教員だけではなく、積極的に学部外の研究者に依頼し公正な評価が行えるように配慮している。研究面において国際的に極めて高い評価のジャーナルに論文を掲載している研究者が少なからずいる。これらの潜在的な力を学部として有効に活用することで更なる教育研究活動の活発化が図られると期待できる。

【問題点】

個々の研究には質の高い研究があるが、学部内での学際的で質の高い共同研究があまり見られない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

海外の大学での研究評価は、外部評価の明確なジャーナルに論文を掲載することを奨励することで、研究評価の公平性と研究の質の向上の確保をめざしている。日本では困難な面は多いが、研究の国際化の中では公平でより正確な研究評価のためには避けて通れない問題であると考えられる。既に創設後15年が経過し、学部の理念・目的・教育目標等についても再評価が必要である。

今後の到達目標

本学部は、千里山キャンパスとは別の高槻キャンパスに設置された学部である。本学で守られてきた伝統と、新しい発想に基づいて創設された新しい学部という方針とをバランスよく保ちながら、学部の理念・目的・教育目標を達成する上で適切な教員組織を整備することに今後も努める。教育研究活動の評価に関しては、公平性と教育研究の質の向上を図る方向での定期的な実施をめざす。

6　研究活動と研究環境

本学部は、「文理総合型」の教育カリキュラムとなっており、教員スタッフの研究分野も多岐にわたる。人文・社会科学及び理工系諸科学を専攻する教員の研究活動や到達目標を統一的に規定することは難しい。仮に、学部の研究活動の枠組みを分類するなら、次のA～Eのタイプがある。

【Aタイプ】公刊による著作出版を中心とした研究活動、

【Bタイプ】他分野横断的な複数の学会若しくは国際学会の活動（大会発表や学会誌掲載、学会運営や査読審査）を中心にした研究活動、

【Cタイプ】理学分野に見られる国際的に高名な学会での発表並びに論文誌掲載による研究活動、

【Dタイプ】工学分野に見られるように、学内外の共同研究による学会誌掲載を中心にした研究活動、

【Eタイプ】学会役員等で専門分野の発展に貢献し、当該学問分野において指導的役割を担う研究活動

著作出版に関しては、公刊の書籍（単著書、編著書、共著書、共同執筆、翻訳書、辞書）及び、専門分野における学会編纂の啓蒙図書（教科書、ガイドブック、資料集）や講演・評論も研究活動として認められる。また、国・省庁や公的機関の審議・審査の委嘱並びに調査報告等の活動は、各分野における学問上の専門性や信頼性が評価されており、学会役員と並び研究活動の一環として認めることができる。

以上の枠組みに収まらない研究活動も見られ、国際学会・会議の大会プログラム（テーマ報告者の選定）、海外との共同研究、政府機関・各自治体の委託調査や審査関連の専門委員、若しくは国際機関での共同調査、文部科学省科学研究費以外にも民間研究助成による調査研究等多岐にわたる。「総合系」の学部ゆえ、教員スタッフの研究活動とその成果は多種多様である。

特記できるのは、学部での科研費獲得率は55%、学部スタッフの研究費の66%が外部資金によって構成され、総合系の単独学部としては、高い外部資金獲得の比率を維持している。外部研究資金の獲得率は、一方で対外的に認知された社会的評価を表し、今後の継続を目標とすることができる。研究環境に関しては、外部資金の導入により海外との国際的な共同研究、他大学や千里山キャンパスとのネットワーキングを介した「知識創造型」の研究環境を整備し、推進していくことが望まれる。

6-1　研究活動

前回の到達目標

研究助成においては、学部レベルでも科学研究費を着実に受給しており、研究の水準が社会的にも認知されていることを示している。外部資金の導入は私立大学にとって今後より一層求められる活動であり、積極的な対応が迫られている。学内研究費制度を活用することにより、外部資金の導入を積極的に進めていくことが望まれる。外部資金の獲得に伴って研究報告書の作成業務が急増している。その対応策として、大学職員とPD（Post Doctoral Fellow）やRA（Research Assistant）、研究支援者との連携を含めた研究支援組織のあり方について再検討する必要がある。

6-1-1　研究活動

【現状の説明】

本学部は、関西大学の教育理念である「学の実化」を体現させながら、社会組織のICT革命に対応した「情報学」を教学の基軸におき、「情報ジェネラリスト」の人材育成に寄与してきた。本学部では、人文科学・社会科学・理工学の各分野で研究されてきた「情報」的側面について、文理総合的な視角から伝統的な

学問分野を横断的に研究活動している。文理総合の教学カリキュラムのため、教員スタッフも様々な研究分野・専攻領域の教員によって構成され、学際的な研究活動を積極的に展開している。

① 論文等研究成果の発表状況

学際的な研究活動の諸成果は、2002～2008年度分の研究業績を学術論文、著書・国内外学会発表・その他に分類して、表Ⅱ-情-18に示した。国内外の学会発表は、2002年度28件、2003年度36件、2004年度25件、2005年度77件、2006年度58件、2007年度29件、2008年度45件となっている。また、学部・大学院での教育研究成果を発表する『情報研究』が学部紀要（研究機関誌）として年2回発行されている。『情報研究』の2002年度以降の発行状況を表Ⅱ-情-19に示した。

表Ⅱ-情-18　研究成果の発表状況

件数	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
学術論文	82	90	71	81	66	63	23
著書	34	21	16	26	11	12	8
国内外学会発表	28	36	25	77	58	29	45
その他	79	73	51	42	68	40	13
合計	223	220	163	226	203	144	89

表Ⅱ-情-19『情報研究』の発行状況

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
発行回数	2	2	2	2	2	2	2
延べ執筆者数	10	28	16	23	20	10	17

② 教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

本学部での FD（Faculty Development）は、全学の教育開発支援センターの活動と連携して、学部の教育内容や教育方法を改善するため、「FD フォーラム」等講演会を開催し、社会に向けて外部発信している。

③ 国内外での学会の活動状況

学会参加以外の研究活動としては、学会・シンポジウムの開催が1件であった。学外機関との交流では、受託研究・共同研究として新規7件、継続1件、特許等の申請状況は0件であった。

学内研究制度による在外研究は3名、外国出張者17名となっている。

④ 当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況

2003年度、私立大学学術研究高度化推進事業として「学術フロンティア推進事業」及び「オープン・リサーチ・センター整備事業」が採択され、高槻キャンパスの研究拠点として「ネットワーキング研究センター」が建設された。2005年度、「社会連携研究推進事業」が採択され、文部科学省の COE プログラムに申請が可能な研究拠点としての整備が進められた。

2008年度は、ソシオネットワーク戦略研究機構が文部科学省「人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業」に採択され、附置研究所として設立された。また、GP「組織的な大学院教育推進プログラム」では、総合情報学研究科が申請した「参加連携型の大学院教育による社会創造－共同プロジェクトによる『考動力』の育成」が採択され、組織的な研究活動が進められている。

本学部専任教員による学術賞の受賞状況を表Ⅱ-情-20に示した。

表Ⅱ-情-20　学術賞の受賞状況（※学術情報システムに公開されている情報に限る）

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
国内	5	5	1	0	2	0	1
国外	0	0	1	0	1	0	1

⑤ 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

研究活動においては、逐次整備されてきている学内の研究助成体制に加えて、外部からの研究費（文部科

学省の科学研究費補助金、及びその他の外部機関からの研究費等）を獲得している。2008年度における文部科学省の科学研究費補助金の採択状況は、基盤研究（A）０件、基盤研究（B）３件、基盤研究（C）５件、若手研究（B）２件で、延べ件数は11件（実件数10件）であった。採択率は23％で、総合情報学部の科研費補助総額は、18,480千円となっている。学内の研究費補助は、「重点領域研究助成」として「大学における教育と研究」１件、学術研究助成基金による共同研究１件、その他１件となっている。

【長所】

本学部では、文部科学省科学研究費補助金、私立大学学術研究高度化推進事業、私立大学に対する研究装置・設備補助金、各種財団・社団法人からの指定寄付、更に企業からの指定寄付、受託研究等様々な外部資金獲得活動も行っている。研究費の約66％を政府、民間会社からの科学研究費補助金や指定寄付金、受託研究等から拠出されており、学際的な研究水準が社会的に認知され、支援されていることがわかる。

【問題点】

外部資金の獲得に伴う実務作業の負担が増大している。

また、研究成果の公表・発信が学会活動や学術誌に限られている。Web による発信（学術情報システム、学部ホームページ、教員個人のホームページ等）は検討の余地がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究支援組織のあり方や、研究成果の Web による発信について、更なる改善をめざす。

6-1-2　研究における国際連携

教員・研究者の国際学術研究交流として、2008年度の「派遣」は短期80名、長期２名、「受け入れ」は短期９名、長期０名による研究交流がなされた。その他にも、国際会議やシンポジウムが定期的に開催されている。

教員個人やプロジェクト単位の国際連携は盛んに行われているが、研究成果が教員間やプロジェクト間で共有される機会は限られている。

6-1-3　教育研究組織単位間の研究上の連携

【現状の説明】

本学部専任教員は、本学の研究所等での数々の共同研究に参加しており、文部科学省から私立大学の研究基盤の形成を支援する事業として選定された現在実施中のプロジェクトは以下のとおりである。

研究組織名：総合情報学研究センター
研究プロジェクト名：セキュアライフ創出のための安全知循環ネットワークに関する研究
研究者（本学部教員）：７名

研究組織名：ソシオネットワーク戦略研究センター
研究プロジェクト名：社会基盤としてのネットワーク戦略の開発・実験法試案と予算試案の作成
研究者（本学部教員）：３名

研究組織名：政策グリッドコンピューティング実験センター
研究プロジェクト名：グリッドコンピューティングを用いた政策立案支援システムの開拓と地域社会への導入支援
研究者（本学部教員）：３名

検索

【長所】

情報発信、学会等での活動、研究助成への対応は、積極的に行われている。科学研究費や学外からの研究費の受給状況を見ても、本学部教員の研究が外部から評価されていることがわかる。そのほか、学会理事等に就任している者、国・地方公共団体等公的機関の審議会、委員会、研究会等の委員等を委嘱されている者も多い。

以上の著書・論文等の研究成果は多岐にわたる研究領域のそれぞれにおいて高い評価を受けていると考えられる。このことは、相当数の教員が学会賞等の受賞経験を有しているほか、国際的な学会のフェローや学会役員に就任している者、国・地方公共団体等公的機関の審議会、委員会、研究会等の委員等を委嘱されている者が多数にのぼることにも表れている。

【問題点】

研究助成獲得状況からわかるように、活発に研究成果をあげているが、外部研究資金を獲得するにつれて、関係する研究報告書作成を含む業務負担が急増していることが問題としてあげられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育研究の支援スタッフとして専門性を有する人材の育成が求められる。

今後の到達目標

千里山キャンパスでは、大学教育改革に向けた組織改編や、研究支援・教育支援の組織的支援体制の整備が進められている。高槻キャンパスにおいても、組織的支援体制の整備が望まれる。研究支援や教育支援の専門性を有する人材の育成が課題である。

6-2　研究環境

前回の到達目標

高槻キャンパスにおいて教育研究の組織的な支援体制を確立し、COE 獲得が可能な物的・社会的な研究環境を整備し、研究活動の支援体制を充実させていく必要がある。

6-2-1　経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

専任教員に配分される個人研究費は、教授、准教授、専任講師、助教一律で年間51万円となっている。

教員研究室（個人研究室）の充足率は100％達成されている。個人研究室に加えて FRD 室（合同研究室）を設置、自主的に研究プロジェクトを編成して共同研究を行っている。この FRD 室には、共同研究用のサーバー、PC 等が設置されている他、スタジオ棟には最先端のメディア関連機器等も設置されている。

【長所】

個人研究費、研究室、FRD 室といった経常的な研究条件がすべての教員に平等に提供されている。

【問題点】

ゼミや大学院の教育研究活動に利用するスペースの配分についてアンバランスがある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

スペース配分の見直しや、ゼミ棟の新設が望まれる。

6-2-2　競争的な研究環境創出のための措置

【現状の説明】

研究分野によっては、個人研究費や実習費だけでは物理的、人的資源を十分に確保できない場合もあり、外部資金の獲得が積極的に行われている。2008年度の科研費申請奨励研究費は、「申請奨励研究費」13件、「採択奨励研究費」２件、「再申請支援経費」３件として、総額1,740（千円）の配分があった。

【長所】

総合情報学研究科ではプロジェクト制を導入している。研究課題に応じて、数年ごとに教員の組織編成が更新されている。プロジェクト制による大学院の教育研究活動が外部資金獲得や予算執行と連動している。

【問題点・改善策】】

外部資金の獲得に伴う実務作業の負担が増大している。組織的な研究支援体制の整備が課題である。

6-2-3　研究上の成果の公表、発信・受信等

【現状の説明】

文理総合型の本学部では、独立して研究にあたる研究者と、大学院生や共同研究者と連携を図りながら研究を進める研究者が混在しており、従前より、後者のタイプの研究者の研究環境を準備する必要が指摘されてきた。また、本学部教員は、従来から「先端科学技術推進機構」、「経済・政治研究所」、「法学研究所」、「東西学術研究所」等、他学部の専任教員や他大学の外部研究員と共同研究を推進してきた経緯があり、こうした共同研究では、高槻キャンパス以外の拠点との連携を円滑に進める必要がある。

【長所】

「ネットワーキング研究センター」や「政策グリッドコンピューティング実験センター（高槻分室）」等高槻キャンパス内で整備され、研究環境の改善が図られつつある。

【問題点】

現在、高槻キャンパスではTV会議システムが遠隔地との共同研究推進のために活用されている。このシステムは旧態の電話回線網による会議システムであり、近年急速に整備されているインターネット網を用いたTV会議システムや多地点間の会議システムへの対応が十分になされていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在導入されているシステムはメイン会場としての機能をもたず、高槻キャンパスから情報発信が行えるように改善する必要がある。高槻キャンパスを拠点とした千里山キャンパスや他の研究機関との連携を円滑にするための環境整備が求められる。

今後の到達目標

学部創設当初に導入された物理的環境（例：TV 会議システム）について必要に応じた更新が求められる。

検索

7　施設・設備等

前回の到達目標

(1) 施設・設備等の整備に関する将来の改善・改革に向けた方策として、前回の到達目標で記載された事項について

卒業研究にかかるゼミスペースの確保については、改善が見られない。

図書館機能の充実については、スペースの確保及び大容量情報利用設備の充実は改善が見られない。

(2) 情報処理機器、先端的な設備・装置に関する将来の改善・改革に向けた方策として、前回の到達目標で記載された事項について

学生が学外（自宅等）からスタジオ棟の設備を利用できるように環境整備は改善が見られない。また、モバイル環境の整備も不完全である。

(3) 利用上の配慮に関する将来の改善・改革に向けた方策として、前回の到達目標で記載された事項について

障がい者の移動をスムーズにする諸施策は、年次計画で改修計画が進んでいる。

(4) 組織・管理体制に関する将来の改善・改革に向けた方策として、前回の到達目標で記載された事項について

全学レベルの情報施策との調整に関して、IT センターと学部の調整機関は存在せず、着目すべき進展は見られない。

7-1　施設・設備等の整備

【現状の説明】

- 施設・設備等の教育研究環境の整備に関する方針

1994年に設置された総合情報学部は高槻キャンパスに立地し甲子園球場11個分という関西圏としては広大な敷地を有する。総合情報学部は情報ジェネラリスト育成という教育目標を達成するために施設・設備面においても明確なる方針を定めている。すなわち総合情報学部では情報を教育の対象とするためにネットワークをそのインフラ・ストラクチャーとして整備して、かかるネットワークを教育・研究に利活用することである。

そのためにインフラ・ストラクチャーとなるネットワークとそれに繋がる機器類をできる限り最新の状態で、教育及び研究に提供することが求められる。学部学生は８セメスター（４年）で卒業するのであるから、少なくとも４年間に１度は更新を行わなければ入学年度に応じて教育内容において不公平が生じる可能性がある。このような観点から総合情報学部における情報インフラ・ストラクチャーの更新計画は３年ごとの更新を目途とし、できる限り最新の状態を維持することとしている。

- 現状の概況

学生が情報インフラ・ストラクチャーである情報機器等にアクセスするためのポイントとなる情報機器等は、在籍学生数に対応する施設・設備を設置している。

その更新計画に関する事項は予算に関する事項となるので、学部の要望を取りまとめて学長を通じて大学予算委員会を経て法人の予算決定機関に提出し、最終的には理事会の審議を経て決定される。現在のところ施設・設備更新計画については概ね学部の要望が満たされているが、学舎の増設や大規模情報施設・設備の更新等の予算規模の非常に大きな事項については、大学における予算編成上で他学部等との競合があり本学部の要望のすべてが充足されるわけではない。

それらの情報機器等の管理・運用については、大学の規程上は総合情報学部長が管理責任者となっているが、実際の運用は教授会の委員会組織である施設管理委員会と事務組織である高槻キャンパスグループが協力して、学生の学習と教員の教育研究に関する施設・設備を運用している。その運用に当たって、教員と職員の関わりは適切に役割が区分されていると認められる。重要な方針決定に当たっては施設管理委員会で審議した上で、教授会に報告了承を求めるというルールが確立しているゆえである。

なお高槻キャンパスの学舎の管理責任者は総合情報学部長であるが、高槻キャンパス所在のグランド、テニスコート、ゴルフ練習場等は学事局長、セミナーハウス高岳館は総務局長がその責めを負う。これらの中には総合情報学部の運営に深い関連を有するものもあるから、それらの事項に関して学部の意見を具申する仕組みが望まれる。

- 施設・設備の個別の状況

(1) 施設・設備の全般

高槻キャンパスは高槻市霊仙寺町二丁目に所在しその面積は453,416.97㎡である。これは甲子園球場11個分に相当し関西圏としては広大な敷地を有する。ここには総合情報学部と大学院総合情報学研究科の学舎及びネットワーキング研究センターが設置され、そのほかに体育関連施設として、グランド、テニスコート、ゴルフ練習場、アイスアリーナ等のスポーツ施設が設置され、更に100周年記念セミナーハウス高岳館が配置されている。

(2) 学舎

学部の学舎には、A 棟（管理・研究棟）、B 棟（図書・教室棟）、C 棟（スタジオ棟）、E 棟（教室棟）、G 棟（体育館）、L 棟（厚生棟）、R 棟（リサーチハウス）、S 棟（ステューデントハウス）がある。そのほかに D 棟（大学院学舎）及び F 棟（ネットワーキング研究センター）がある。授業の中で講義や演習は B 棟及び E 棟、実習は C 棟において行われるのを原則とする。学舎の面積は表Ⅱ-情-21に示すとおり、合計22,916.70㎡であり、これは在籍学生１人当たり9.73㎡である。

表Ⅱ-情-21　各学舎の面積

学舎名称	面積（㎡）
総合情報学部学舎（A 棟・管理研究棟、B 棟・教室棟、C 棟・実習棟、E 棟、R 棟）	18,527.63
総合情報学部 G 棟（体育館）	1,321.98
総合情報学部 L 棟（厚生棟）	2,710.55
総合情報学部 S 棟（学生厚生棟）	356.54
合　　計	22,916.70

講義室等の利用状況については表Ⅱ-情-22にまとめている。

教室は、B 棟、C 棟及び E 棟に配置されている。B 棟及び E 棟には講義室17室・演習室16室・学生自習室１室がある。C 棟には実験・実習室として情報処理学習施設が13室、語学学習施設が２室、その他の実験実習室が３室ある。

教室の規模別使用状況は、春学期と秋学期で若干の差異があるが、１～49人収容教室（16室）が112～149コマ／週、50～99人収容教室（８室）が95～102コマ／週、100～199人収容教室（４室）が41～49コマ／週、200～299人収容教室（２室）が24～32コマ／週、300～399人収容教室（１室）が21～23コマ／週、400～499人収容教室（１室）が10～18コマ／週、500人以上収容教室（１室）が18～23コマ／週となっている。

収容定員別の教室比率を見ると、１～49人収容教室は収容数別教室比率（A、以下同じ）が48.5％であるのに対して、総延使用率（B、以下同じ）は32.6～39.8％である。50～99人収容教室は、(A)24.2％に対し(B)25.5～29.7％、100～199人収容教室が(A)12.1％に対し(B)11.9～13.1％、200～299人収容教室が(A)6.1％に対し(B)6.4～9.3％、300～399人収容教室が(A)3.0％に対し(B)6.1～6.2％、400～499人収

検索

容教室が(A)3.0%に対し(B)2.7～5.2%、500人以上収容教室が(A)3.0%に対し(B)5.2～6.2%となっている。

これらの数字はどちらも教室数の人数別配置が実使用に対して合致していないこと、すなわち大人数講義の比率が高いことを示すものである。

表Ⅱ-情-22　教室種類別使用実績　　2009年度

	収容定員	教室数	収容数別教室比率(%)	使用状況			総延使用率(%)
				延数室数	延使用数	使用率(%)	
春学期	1～ 49	16	48.5	400	149	37.3	39.8
	50～ 99	8	24.2	200	95	47.5	25.5
	100～199	4	12.1	100	49	49.0	13.1
	200～299	2	6.1	50	24	48.0	6.4
	300～399	1	3.0	25	23	92.0	6.2
	400～499	1	3.0	25	10	40.0	2.7
	500以上	1	3.0	25	23	92.0	6.2
	計	33	100.0	825	373	45.2	100.0
秋学期	1～ 49	16	48.5	400	112	28.0	32.6
	50～ 99	8	24.2	200	102	51.0	29.7
	100～199	4	12.1	100	41	41.0	11.9
	200～299	2	6.1	50	32	64.0	9.3
	300～399	1	3.0	25	21	84.0	6.1
	400～499	1	3.0	25	18	72.0	5.2
	500以上	1	3.0	25	18	72.0	5.2
	計	33	100.0	825	344	41.7	100.0

○　収容数別教室比率　……　$\frac{\text{教室数}}{\text{総教室数}}$

○　使用率　……　$\frac{\text{延使用数}}{\text{延教室数}}$

○　総延使用率　……　$\frac{\text{延使用数}}{\text{総延使用数}}$

○　延教室数　……　6日×5時限×教室数

教室の中で講義室の設備としては、収容定員100人以上の教室にはマイクロホン（有線及びワイアレス）が設置され、有線のネットワーク端子とパソコン画面やDVD等に対応した映像提示装置を設置している。映像提示装置は、薄型ディスプレイを複数台数設置したものがほとんどであるが、E棟に配置されている300～399人収容教室と500人以上収容には液晶プロジェクターが2台設置され、これは前者とは仕様が異なる。具体的には液晶プロジェクター2台の場合には、左右で別の画像を提示できること等授業の進行上優れた点がある。映像提示装置は仕様が統一されていることが望ましく、この点を次回の更新時には十分配慮されたい。

教室の中で演習室16室の設備としては、全教室（16室）に有線及び無線のネットワーク端子、液晶プロジェクター及び映写幕が設置されている。近年、演習を行う上でインターネットを利用し、またパソコン画面を投影することは極めて日常的であり、そのための特段の準備を要さないことは演習の進行を促進するものである。

(3) 卒業研究用教室

卒業研究指導のために、卒業研究用教室をR棟（リサーチハウス）に6室、C棟1階に5室、3階に4室の計15室設置し、面積等に応じてそれぞれの教室を2または3ブースに簡易に仕切っている。教室内の各ブースは全ての卒業研究ゼミに配分されている。

(4) 図書室

高槻キャンパスに高槻図書室が設けられている。延面積827㎡、座席数288である。2009年度における蔵書数は計50,323冊（すべて開架図書である）、雑誌タイトル数は561タイトル、視聴覚資料は301点である。利用状況は、2008年度の延入室者数が54,721名、年間貸し出し冊数は11,832冊、年間開館日数は253日である。開館時間は平日が9:00～20:00、土曜日及び長期休暇中は9:00～17:00、日曜日や国民の祝日及び休日は閉館である。千里山キャンパスに所在する総合図書館では、日曜日や国民の祝日及び休日についても10:00～18:00の時間帯に開館しているが、高槻図書室は地理的な状況から開館時間が短縮されていることはやむを得ないと考えられる。高槻図書室はスペースの制限から、CD-ROM 若しくはオンラインジャーナルに切り替えている。

(5) 管理・研究棟

管理・研究棟の１階には、学生対応を行うカウンターを有する高槻キャンパスグループの事務スペース、教授・講師控室、キャリアセンター高槻分室、保健管理センター高槻保健室等が配置されている。２階及び３階には、教員の個人研究室が51室、FRD 室（共同研究室）が５室の他、会議室が２室配置されている。

(6) 教育・研究目的のその他の施設

2003年４月に文部科学省の「学術フロンティア推進事業」と「オープン・リサーチ・センター整備事業」の双方の補助対象事業として選定を受け、2004年３月に３階建て延べ床面積1,643.10㎡を有する F 棟（関西大学ネットワーキング研究センター）が建設された。本センターは、わが国における研究拠点の確立を図るとともに、高度な研究・開発が可能な人材を養成すると同時にその成果を社会に還元することが期待されている。

(7) 体育施設

体育施設である体育館(G 棟)のアリーナスペースは教室１室を含めて991.0㎡であり、公式バスケット１面、バレーボール２面、バドミントン４面、ショートテニス１面等に利用できる。G 棟には、備品として５種の体力測定用具がある。

高槻キャンパスには、屋外の体育施設としてはグラウンド２面（陸上競技用及び球技用)、野球場１面、テニスコート５面、ゴルフ練習場、全天候型ハードコート１面がある。またアイスアリーナ（3,662.67㎡）は大学として日本初となる国際競技規格の通年型アイススケートリンクである。

これらの施設は、高槻キャンパスに所在するとはいえ、総合情報学部学舎から概ね1.8㎞離れかつ高低差が大きな坂道であるので、正課体育及び課外活動での利用の他は、総合情報学部の学生の利用は極めて少ない。確かにこれらの施設は大学スポーツや市民への開放行事に利用されているが、本来的には学生とりわけ同じキャンパスに所在する総合情報学部学生の利用に供することを真剣に考慮すべきである。

【長所】

全般的に敷地面積及び学舎面積ともゆったりとしており、優良な眺望とも相まって勉学や学生生活にとって極めて理想的な環境が整備されていることが認められる。

授業（授業、演習や実習等）の場である教室は、必要にして十分な規模が準備されている。授業等で利用する備品等も充実したものとなっている。

特に情報関連の設備・機器等は、原則として３年に１度の更新を図る等積極的な取り組みがなされている。

【問題点】

本学部は文理総合型の学部である。したがってゼミによっては理系学部の研究室に相当する設備を必要とするものもある。学生１人当たりの面積や使い勝手の面からも、十分な指導を担保するためには１ゼミごと

検索

に１スペースを確保すべきである。

大学設置基準では学生控室の設置を努力目標としているが、総合情報学部では E 棟に自習室と談話室を設けており、それらは学生控室の機能を有している。具体的には試験期間の図書室の混雑を緩和する働きを果たしているが、現状では十分なスペースとはいえない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

総合情報学部が文理総合型学部であることを考えると、ゼミスペースの確保が喫緊の課題である。

いわゆる学生の居場所を確保することが必要である。学生用のスペースとして、自習室、図書室、ゼミスペースと談話室とは自ずと機能を異にするものである。図書室の席数制限を考慮すると、談話室ないし学生控室の増設（またはスペースの拡大）が必要である。

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置

【現状の説明】

総合情報学部は1994年創設以来、多様な情報教育に取り組んできた。その基盤となる情報関連機器に関する整備は、学内外の諸環境の変化に鑑み、積極的に最新の設備の導入を図ってきた。

1999年度には、学部の教育に応じた先進的な機器を適切に導入する目的で、３年毎のコンピュータ関連機器の更新をルール化すること、その際には文部科学省の補助金に申請をすることが教授会で了承された。爾後、計画的に機器やソフトウェア等の更新が行われ、教員と学生の両方が満足のいく実習環境が整えられた。

高槻キャンパスにおける教育研究利用のための情報ネットワークとして KUTC net が整備されている。高槻キャンパス内の実習教室や演習教室だけでなく、すべての研究室にも情報コンセントが設置されており、キャンパスの基幹 LAN を経由して高速な情報ネットワークアクセスが実現されている。

高槻キャンパス C 棟の実習教室では授業使用以外はオープン利用である。入学時に全員にユーザ ID が付与され、全学生はいつでも自由にワークステーションや Windows パソコン及びマッキントッシュを使ってインターネットを利用することができる。

2009年度における教育研究用コンピュータは、ワークステーション端末274台、Windows 用パソコン378台、マッキントッシュ102台の合計754台が、スタジオ棟及び管理・研究棟に配置されている。この他に、卒業研究用教室にもコンピュータが配備されておりゼミ学生の利用に供している。

C 棟（スタジオ棟）、A 棟（管理研究棟）それぞれに Web メールシステムを導入し、その利用を促進している。電子メールの利用は非常に活発で、教員と学生、ゼミや学生同士の連絡等に積極的に活用されている。

関西大学全体で履修登録事務がインフォメーションシステムに移行したために、学生はネットにアクセスしなければ学生生活が送れない状況である。学生は履修登録の他、レポート提出、教員や事務室との連絡事項の伝達、試験の時間割等、あらゆる情報がネットをつうじてやりとりされている。教員にとっても、授業課題の配布、学生や教員への連絡用にもインフォメーションシステムを利用する。

総合情報学部では教育目標を達成するために授業科目として講義（いわゆる座学）に加えて実習授業に力を注いでいる。実習環境では、さまざまなハードウェア（コンピュータや周辺機器等）やソフトウェアが順次バージョンアップされ、最先端の環境で教育がなされるよう配慮されている。設置されているハードウェアの台数が多いため、利用状況も卒業論文を提出する直前の一時期以外はさほどの混雑は見られず、学生は課題作成等も余裕をもって作業を行っている。他大学等で見られるようなコンピュータの奪い合いのような状況は本学部には存在しない。

2009年度における各情報処理教室の実際の利用状況は、表Ⅱ-情-23に示すとおりである。

表Ⅱ-情-23　2009年度情報処理施設の状況：ログイン回数によりカウントしている

教室名	機器区分	年間利用学生数
TC102教室	PC(Mac)	19, 112
TC103教室	PC(Mac)	17, 062
TC201教室及びTC202教室	WS	27, 788
TC203教室	WS	16, 384
TC204教室	WS	17, 886
TC205教室	WS	10, 718
TC206教室	Call	3, 900
TC301教室	PC(Win)	18, 836
TC302教室	PC(Win)	21, 960
TC303教室	PC(Win)	20, 210
TC304教室	PC(Win)	20, 750
TC305教室	PC(Win)	15, 745
TC306教室	Call	12, 254

表Ⅱ-情-23によれば、パソコンのタイプ別では、マッキントッシュと Windows の入ったコンピュータの利用度は均衡している。UNIX を OS に採用しているワークステーション教室については、他の教室と比較するとやや低い利用度となっている。また CALL 教室の利用は、他の教室の半分程度の利用である。

なお、外国語教育を考慮して CALL 教室が 2 教室整備されているが、CALL 第 1 ・ 2 教室ともそれぞれに語学学習用の音声設備50台、CD-ROM 装置付のパソコン及び教材ディスプレイを備えている。

【長所】

全般的に情報関連機器類は非常に潤沢に用意されている。また利用時間も月曜から土曜まで、午前 8 時30分から午後10時まで授業利用を除いてオープン利用であり、学生の利用環境としては申し分ないものである。

その更新は 3 年に 1 度の定期更新を行う等積極的な取り組みにより、その時点での最先端の設備を整備していることは特に記すべき長所である。

実習室には合計で729台のコンピュータが備えられており、学部生 4 人に 1 台の割合で設置されていることになる。また、メディア機器に関しても実習授業時に 1 人 1 台が実現できるように年次計画を行っている。

【問題点】

総合情報学部では学生が使用するパソコン等の情報機器は大学が実習教室に用意することを前提としていて、学生がノートパソコン等を持ち込み学内のネットワークに接続して利用することに対する配慮が不十分である。

具体的には、E 棟コミュニティ・ルーム以外には無線 LAN を利用できるスペースはなく、移動先で有線によるネットワーク接続を利用する必要がある。技術レベルの低い利用者には利用しにくい環境にある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

情報機器がモバイル化していることに関して、総合情報学部はいかなる原則で学内のネットワークへのアクセスを許容するのか、その原則を明確にして整備を進める必要がある。

7-3　利用上の配慮

【現状の説明】

障がい者用施設としてはエレベータ、救護室、身障者用トイレ、スロープ、補聴器援助装置（ループ・アンテナ）等が機能的に設置されている。

エレベータは各棟に少なくとも 1 基設置されている。音声装置、点字装置、低位置表示等の機能がある。身障者用トイレは合計 6 箇所に設置しており、音声装置がある。またキャンパス各建物には、 2 カ所のスロ

検索

ープ並びに自動ドアを設置し、車椅子の出入りにも支障がないよう配慮している。

【長所】

ハートビル法（平成６年法律第44号）及び交通バリアフリー法（平成12年法律第68号）が施行される以前の開設当初から障がい者向けの設備を整えていた点で高く評価できる。

【問題点】

前述のとおり、建物内については当初から障がい者向けの対応ができているため、移動に困ることはないが、建物間の移動時には多少の問題がある。

授業場所の移動について問題がある。講義科目は原則として B 棟及び E 棟において行われるが、実習授業は大部分が C 棟で行われる。その際の移動が必要であるが、建物間の舗装は平らではないところが数箇所ある。建物の出入り口は自動扉に改修が進んでいるが、未だに手動扉のところもある。

食事等の S 棟（厚生棟）への移動については、屋根がないところがあり、車椅子を使用する障がい者にとって雨天時の移動は一人では困難なケースがある。

教室内を見てみると、講義室に障がい者向けの可動式机が用意してあるが、そこに到達するまでの動線上に回避困難な隘路も存在する。それ以外のキャンパス間の移動を見てみると、このキャンパスは１人では移動困難なスロープが多いことがわかる。これらの問題点については、特に車椅子使用時に介助が必要になる点において、未だに障壁となっていると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

S 棟（厚生棟）への移動経路に雨よけの屋根を付けることは喫緊の課題である。その他、建物出入り口の手動による扉や段差、１人で登れないスロープ、移動困難なブロック舗装等、健常者にはよいデザインとしてとらえられても、障がい者には移動困難となってしまうものに関しては改善が必要である。年次的に改修を進める必要がある。

今後の到達目標

以下の4点を今後の到達目標として挙げることができる。

- 情報インフラ・ストラクチャーの更新の根本理念として、「3年ごとの更新を目途とし、できる限り最新の状態を維持すること」とするルールを、今後とも厳守することがもっとも重要である。
- 学部執行部は施設・設備の増設整備計画を明確にし優先順位を付して学内における予算獲得に努力しなければならない。現在もっとも優先すべきは卒業研究のための教室の整備である。学部の教育研究理念として文理総合型の学部を掲げる限り、学生・教職員にはそのための十分な場所を提供することがもっとも重要である。文系と理系ではスペースの必要量が異なることを認識しなければならない。
- 情報処理機器やその他の先端的な設備・施設は、技術の進歩が著しく早いことから不断の調査研究をかかしてはならない。特に情報関連機器の小型化・モバイル化に対する検討が重要であると思われる。
- 障がいを持つ学生を受入るために、最低限、これらの学生がキャンパス内を単独移動することを保証することが必要である。雨天時や荒天時についてもこれを保証するための施策を早急に検討するべきである。

8　学生生活

前回の到達目標

学生の学習、及び研究が可能な限りスムーズに進展するような支援体制の整備に努める。

8-1　学生への研究活動への支援

【現状の説明】

学部生が共同研究や自習できる設備として研究室（卒業研究用）15室、情報処理学習施設（PC・WS 教室）13室、語学学習室（CALL 教室）２室、その他の実験実習室３室を備えている。

研究指導は通常のゼミナールによって行われている。

研究指導のための実験実習材料費は、［実習・語学・基礎演習等］として科目担当者に一律30万円、［専門演習・卒業研究］として専門演習費は（履修者数×２万円＋10万円）、卒業研究は（履修者数×３万円＋10万円）が予算措置されている。

また、理系のゼミを中心に卒業論文発表会が毎年度開催され、そこでのプレゼンテーション能力や教員を含めての質疑が行われ、卒論の概要は冊子として公開されている。なお、すべての学部生の卒論概要が CD 版として卒業生に配布されている。

【長所】

総合情報学部としての設備の配置や予算措置は基本的になされている。

【問題点】

上記の施設が十分に使用されているのかどうかの点検が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

各ゼミナール等で、上記施設をどのように活用するかをゼミの計画に含む必要があろう。

今後の到達目標

学生の学習、及び研究が可能な限りスムーズに進展するような支援体制の整備と学部生の国内外の学会での発表等が活発に行われるような環境作りに努める。

9　管理運営

前回の到達目標

現状において、各種委員会は適切に機能しており、学部長・教授会との機能分担も適切に図られ、IT 技術導入により教員間の意思疎通も迅速かつ円滑に行われている。今後ともこのような体制を維持する。

9-1　管理運営体制

【現状の説明】

ア　管理運営体制の概要

本学部の管理運営は、総合情報学部長が執行部を組織し、その執行部の主導のもと、最終的に最高意思決定機関である教授会で提案内容等を審議し、決定するという方式で運営されている。ただし、教授会に先立って、以下のような意思決定プロセスがある。学部内に設けられた８つの委員会が当該委員会に関する事項の審議を行い、事項の提案を学部長に行う。また学部長は、検討事項について当該の委員会に諮問して、その答申を受ける。2008年度の管理運営体制の概要は図Ⅱ-情-24のとおりである。また、大学協議会協議員を

はじめとする全学的な各種委員会へ委員を送り、全学的な大学運営にも参画している。

図Ⅱ-情-24　総合情報学部管理運営体制

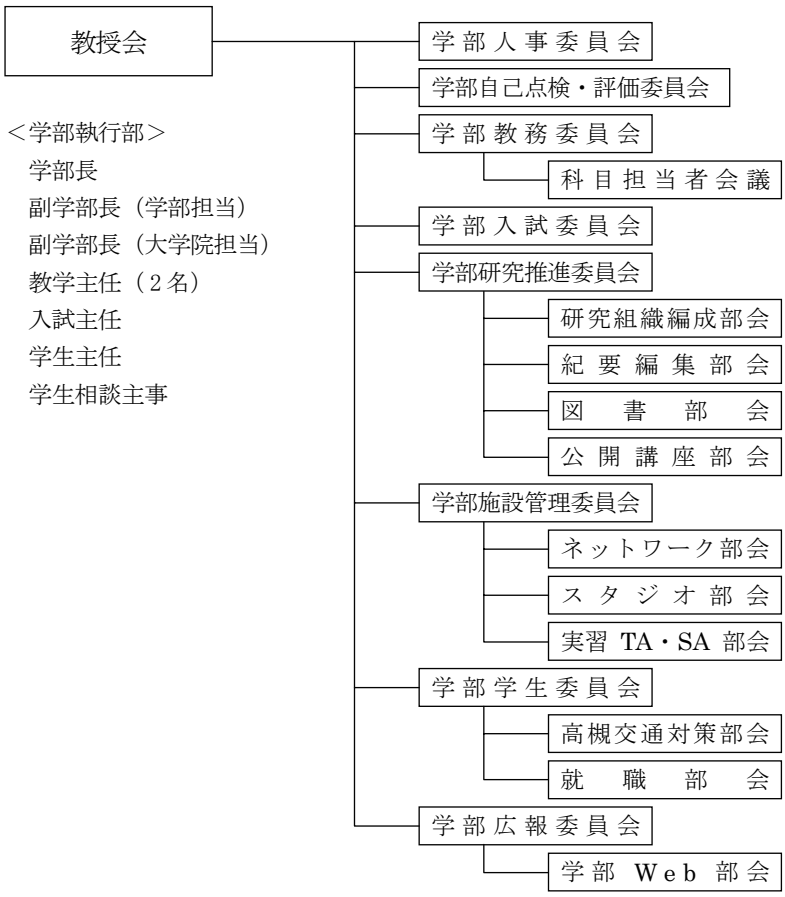

イ　教授会

最高意思決定機関としての教授会の構成員は、専任教育職員であり、構成員の３分の２以上（ただし在外研究員、国内研究員、研修員及び療養休務者・育児休業者は除く）の出席をもって教授会は成立する。教授会は、学部長を議長として、休業期間を除き原則として月２回、定例開催されている。また、学部長が必要と認めたとき、あるいは構成員の３分の１以上の要求があったとき、学部長は教授会を招集し臨時開催される。議決は、基本的に出席者の過半数の同意（ただし、教授会規程の改正は、構成員の過半数の同意）に基づいてなされる。

教授会は、学部創設時（1994年４月22日）に制定され、その後３回改正された「総合情報学部教授会規程」に従って運営され、教授会規程に定められている審議事項である学生の入学・学籍、卒業及び賞罰に関する事項、教育課程に関する事項、構成員の人事に関する事項等10項目について審議している。

教授会の議事録は、学部長によって作成され、教務センター総合情報学部オフィスに備え付けられている。

2008年度の教授会への教員の出席率は、学会出張や千里山キャンパスでの会議出席等で欠席する教員もいるが、概ね80％に達している。

なお、本学部では、特に人事教授会を設置することなく、人事に関する事項については、教授会で審議されるが、「総合情報学部教授会規程」第９条に基づき、学部人事委員会を置き、学部長の補佐機関として人事案件の事前審査を行っている。人事委員会は学部長、副学部長（２名）、教授会で選任された教授５名及び学部長が推薦する教授１名によって構成されている。委員長には学部長が就任し、副委員長は副学部長（２名）が務める。教授会は、人事委員会の審議結果の報告に基づき、審議を行い、出席者の３分の２以上の賛成をもって可とする。

ウ　執行部

学部の運営は、総合情報学部長、副学部長（学部担当）、副学部長（大学院担当）、教学主任（２名）、入

試主任、学生主任、更に学生相談主事からなる学部執行部があたっている。学部運営に関するそれぞれの主な職掌分野は次のとおりである。

学部長	総括
副学部長（学部担当）	総括補佐、教育推進委員会、社会連携委員会
副学部長（大学院担当）	総括補佐、研究推進委員会
教学主任	教学事項、施設管理事項、国際委員会
入試主任	入試事項、入試センター主事会
学生相談主事	学生相談、奨学金委員会
学生主任	学生補導、交通問題対策委員会

執行部は打ち合わせ会を開催し、教授会事項、学部運営に関る事項について審議を行っている。2008年度の執行部会は21回開催された。

エ　総合情報学部各種委員会

本学部に設置されている８つの委員会には、その委員長または副委員長のいずれかに必ず執行部メンバーが当てられ、両者の強い連携関係を構築している。それぞれの委員数、活動内容の概要は、次のとおりである（◎が委員長）。

（ア）学部人事委員会（規定により９名、◎学部長、副学部長（２名）、専任教員から選挙により選出された委員５名、学部長が推薦する委員１名）

専任教員の任用、昇任、定年延長及びその他の人事に関する重要事項について審議する。

（イ）学部自己点検・評価委員会（規定により10名、◎学部長指名、副学部長（学部担当）、専任教員から選出された委員、事務職員）

本学部の教育研究に関する全体的な活動状況並びに教育理念・目標、教育活動、教育支援活動、研究活動、教員組織、国際交流、社会的関係、運営等について自己点検・評価を行い、その結果を『自己点検・評価報告書』として公表している。1994年の創設以降、学部独自に７冊の報告書を発行した。

（ウ）学部教務委員会（７名、◎教学主任（１名）、専任教員から選出された委員）

兼担教員や非常勤講師の決定、編転入生の単位認定、時間割の策定、学部長から付議された教学に関する事項について専門的に協議する。本委員会内の科目担当者会議では、科目間の調整や、科目の新設・廃止等について検討される。

（エ）学部入試委員会（６名、◎入試主任、専任教員から選出された委員）

入学試験に関する企画や立案を行い、学部個別、全学部、後期日程等の一般入試やセンター利用入試、学部独自の入試の合格者数等に関する提案を行う。

（オ）学部研究推進委員会（９名、◎副学部長（大学院担当）、専任教員から選出された委員）

学部の研究活動の向上にかかわる計画や行事等の策定・実施を行う。部会には、教育・研究活動の成果を出版物として公表する学部紀要『情報研究』の編集及び発行を行う紀要編集部会、全学図書委員会とのパイプ役となる図書部会のほか、研究組織編成部会、公開講座部会がある。

（カ）学部施設管理委員会（10名、◎教学主任（１名）、専任教員から選出された委員）

高槻キャンパス内の情報ネットワーク、実習教室及びインターネットを利用した情報環境の維持・改善のための企画と運営を行う。また、A 棟内にある２室の FRD 室の円滑な利用を図るために、施設管理委員会が主体となって同室を管理運用する。加えて、実習 TA・SA 部会では、実習授業の効果を高めるために導入されている、実習科目の指導補助員としての TA（Teaching Assistant）制度と実習科目の授業補助員として SA（Student Assistant）制度を円滑に進めるために、TA や SA を募集する実習科目及び人数に関する調査、TA や SA の募集及び応募者の選考を行っている。

（キ）学部学生委員会（10名、◎学生主任、専任教員から選出された委員）

学生生活の支援や毎年５月下旬に恒例として開催される「高槻キャンパス祭」実施への協力を行う。また自動車等で通学することによって生じる諸問題に対して文書による警告や呼び出し指導等の方策を講じ実行する。更に、就職部会では、学生が就職活動を順調に行えるようにするために、就職ガイダンス等を実施し、就職先の企業開拓にも努め、また、本学のインターンシップ制度に基づき、所定の要件を満たし実習を完了した実習生に対して単位認定を行っている。

（ク）学部広報委員会（９名、◎学部長指名、専任教員から選出された委員）

学部の広報活動、学部インフォメーションの企画・作成、公開講座の設定や講師の手当て及び学部のホームページの作成・管理を行う。広報委員会には学部 Web 部会が設置され、インターネット上の広報のあり方について検討されている。

【長所】

前回の報告書作成時以降、各委員会の活動実績を踏まえ、廃止・吸収合併等を進め、2008年度には委員会数は14から８に減少し、組織のスリム化が図られた。また、部会制が取り入れられている委員会においては、各部会の構成メンバーは親委員会の委員を中心に、必要に応じて委員以外の教員をメンバーにすることができる等、柔軟な対応が可能となっている。また、委員長または副委員長のいずれかに必ず執行部メンバーを当てているため、執行部との連携が強化され、意思伝達が効果的になされている。

【問題点】

現行体制になりようやく１年が経過するところであるため、問題点の洗い出しは今後の課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後洗い出されてくる問題点を踏まえ、各委員会の活動実態に即した改善を今後も継続する。

9-2　学部長の権限と選任手続

【現状の説明】

学部の教務を統括する総合情報学部長は、教授会を召集・開催し（議長となる）、教授会議題を設定する。また、副学部長（２名）の推薦をはじめとする学部執行部の任命権限を有し、「事務専決に関する理事会内規」に基づき、①所轄事項中常例に属する申請、照会、回答、通牒等に関すること（第６条第１項）、及び②所属教育職員の国内出張に関すること、③所属教育職員の欠勤、休暇その他の服務に関すること（同第３項）を専決する。

学部長は「総合情報学部長選挙規程」に従って選任される。学部長の被選挙権を有するものは、総合情報学部に所属する専任の教授であり、選挙権を有するものは、総合情報学部所属の専任教育職員である。選挙会は選挙権者の３分の２以上の出席をもって成立し、選挙は単記無記名投票により行い、有効投票総数の過半数を得たものを総合情報学部長当選者とする。開票結果は教授会で発表され、教授会は、当選者に次期総合情報学部長就任の受諾を確認した後、次期学部長として理事会に推薦する。選挙会の選挙管理は、学部長及び副学部長（２名）によって構成された選挙世話人が行う。就任を受諾した次期学部長は、副学部長（２名）、教学主任（２名）、入試主任、学生主任及び学生相談主事の役職者を教授会に推薦し、承認を得た後、上記の学部管理運営にあたる。学部長の任期は２年であり、再任は妨げない。

【長所】

2006年度より学部長と研究科長が兼任となり、学部と研究科との効果的な連携が図られている。

【問題点】

学部長と研究科長との兼任は、両組織の連携を図る上で効果を上げているものの、学部長の職務負担が著しく増加している。例えば教育負担の軽減等、制度的には負担軽減措置をとることは可能だが、学部長の任期は10月を始期としている一方、年間のカリキュラムは４月以前に確定しており、そのような措置をとるのは極めて困難な状況にある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記問題点は全学的な事項であるため、学部単独での対応は困難であるが、全学的に働きかけを行い、問題点の解消に努めたい。

今後の到達目標

学部の効果的な組織運営を図りつつ、教育負担も含め、学部長の職務負担が過度なものとならないよう、バランスのとれたものにすることをめざす。

10　自己点検・評価

前回の到達目標

2006年度実施にかかるキャンパス・アメニティに関するアンケート調査を踏まえた改善の努力を行うとともに、継続的に教育懇談会や就職説明懇談会、企業との懇談会、校友会等のさまざまな会合等に学部長やその他の関係教員が参加し、学部に対する評価や要望を聞き学部に対する社会的評価の一端を検証する。

10-1　自己点検・評価

【現状の説明】

1994年の創設以来、自己点検・評価委員会を置き、定期的に委員会を開催し、教育研究の適切な水準維持に努めている。更に自己点検・評価報告書を作成し、教育目標の達成に向け常に改善・向上を図っている。

自己点検・評価委員会は、学部長が指名する委員長、副学部長（学部担当）が務める副委員長、専任教員から選出された委員７名、事務職員１名の合計10名から構成されている。任期は２年で、可能な限りすべての専任教員が委員の経験をするように選出されている。

自己点検・評価報告書は、委員が分担して執筆し、委員長と事務職員が全体の編集作業を行い、最終的に学部長が確認している。取り上げる項目は、(1)理念・目的・教育目標、(2)学士課程の教育内容・方法等、(3)国際交流、(4)学生の受け入れ、(5)教員組織、(6)研究活動と研究環境、(7)施設・設備等、(8)学生生活、(9)管理運営、(10)自己点検・評価である。

これまでの報告書の数は、1994年度～1998年度に２冊、1999年度～2005年度は毎年度作成して７冊、2006年度以降は全学の作成スケジュールに合わせ隔年に行うこととしたため2007年度の作成となり、合計で10冊を作成・公表している。ただし、2003年度、2005年度、2007年度の作成のもの（対象年度はそれぞれ2002年度、2004年度、2006年度）に関しては、全学の自己点検・評価報告書（Vol. 5 No. 3、Vol. 6 No. 3、Vol. 7 No. 3）の総合情報学部の頁にあたる。

なお、2006年度以降の作成年度に当たらない年度には、必要に応じ独自の自己点検・評価にかかわる調査等を行うこととなり、2006年度には、学生に対してキャンパス・アメニティに関するアンケート調査を行った。

検索

【長所】

自己点検・評価報告書の作成過程では、自己点検・評価委員会委員だけでなく、副学部長（学部担当）も執筆に携わり、そして最後に学部長が全体を確認するという手順を踏んでいる。したがって、自己点検・評価の結果は、おのずと学部長や副学部長（学部担当）等の学部執行部できちんと把握されることとなり、それを基礎にして将来にむけた改善・改革の方策立案のために活用されている。更に、多くの専任教員が学部自己点検・評価委員会の委員を経験することで、点検・評価の意義・重要性が専任教員に共有されている。

また、2006年度の独自調査の結果は、食堂メニューの充実やバスの増便等に結実させることができた。

このように自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムは、有用であり、有効に機能しているといえよう。

【問題点】

これまで続けられてきている自己点検・評価プロセスには、本学部の問題点改善に資するところ非常に大きなものがあったことは確かである。他方、点検項目数や報告書の分量の増大に伴い、全体像の俯瞰や問題点の濃淡を把握することがやや困難になってきている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

従来どおり、在学生の父母組織である教育後援会主催の教育懇談会（地方教育懇談会を含む）や、就職説明懇談会（教育後援会主催）、企業との懇談会、校友会のさまざまな会合等に学部長やその他の関係教員が参加し、学部に対する評価や要望を聞く機会を通して、学部に対する社会的評価の検証を進める。

また、自己点検・評価プロセスに学外者の意見を反映させる仕組みはないが、今後も報告書を作成し、内容を広く公開し、学外者による第三者評価に積極的に傾聴することにより、教育研究を適切な水準に維持することが可能であると考える。

他方、自己点検・評価プロセスのスリム化を図るため、点検項目を適宜見直す必要がある。

10-2　自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

現状において学外者による制度的検証は行われていないが、上述のとおり、学外者の評価や要望を吸い上げる機会は相当程度設けられており、教職員の積極的参加もなされている。

【長所】

形式張らないさまざまな会合においては、いわゆる「ホンネ」の意見聴取が可能となり、制度的手段による場合には表出してこないような要望をも吸い上げることができる。

【問題点】

上述のような学外者の評価や要望を吸い上げる機会では、鳥瞰的、長期的、客観的視点に乏しい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上述のような、学外者の評価や要望を吸い上げる機会が現状において十分なものとなっているかどうかを検証し、不十分であるとするなら、学部独自に外部評価を受ける必要があるかどうかを含めて検討を行う。

今後の到達目標

現状において実施されている以上に、学部独自に外部評価を受ける必要性の有無について一定の結論を出す。

検索

総合情報学研究科

検索

第Ⅱ編　総合情報学研究科　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 949

1-1　理念・目的等　〈949〉

1-2　理念・目的等の検証　〈949〉

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等 …… 950

2-1　教育課程　〈950〉

2-2　教育方法等　〈956〉

2-3　学位授与・課程修了の認定　〈960〉

3　国際交流 …… 963

3-1　国際交流〔国内外との教育研究交流〕　〈963〉

4　学生の受け入れ …… 964

4-1　入学者受け入れ方針等　〈964〉

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（大学院）　〈965〉

4-3　科目等履修生・聴講生等　〈968〉

4-4　定員管理　〈968〉

5　教員組織 …… 969

5-1　教員組織　〈969〉

5-2　教育研究支援職員　〈970〉

5-3　教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続　〈971〉

5-4　教育・研究活動の評価　〈972〉

5-5　大学院と他の教育研究組織・機関等との関係　〈972〉

6　研究活動と研究環境 …… 973

6-1　研究活動　〈973〉

6-2　研究環境　〈975〉

7　施設・設備等 …… 975

7-1　施設・設備等の整備　〈975〉

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置　〈977〉

7-3　夜間大学院等の施設・設備等　〈977〉

7-4　本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等　〈978〉

8　学生生活 …… 979

8-1　学生への研究活動への支援　〈979〉

9　管理運営 …… 980

9-1　管理運営体制　〈980〉

9-2　研究科長の権限と選任手続　〈981〉

10　事務組織 …… 982

10-1　大学院の事務組織　〈982〉

11　自己点検・評価 …… 983

11-1　自己点検・評価　〈983〉

11-2　自己点検・評価に対する学外者による検証　〈984〉

1　理念・目的・教育目標

1-1　理念・目的等

【現状の説明】

本研究科は情報学の理論及び応用を研究・教育し、その成果をもって情報社会の進展に寄与することを目的として、総合情報学部を基礎として設置された。本研究科は博士課程前期課程及び同後期課程をもつ。

今日、情報化社会と呼ばれるように、現代社会における情報技術（IT）・情報通信技術（ICT）の革新と進歩、そして普及はきわめて急速である。このような情報技術と社会の急速な変化に対応して、民間企業、行政機関、教育機関、各種団体等の組織体においては、新しい情報通信システムのデザインと構築を前提として、新しい事業分野やビジョンの策定、新しい組織体制や各種の業務システムの改革と実施等から成る、高度に戦略的、組織的な適応が求められている。また、既存の組織体ばかりではなく、情報技術をベースにした新しい事業体の創造あるいは起業（いわゆる「IT ベンチャー」）に対する社会の要望・期待も高まってきている。それらに伴ってこれら事業体の創造や戦略的適応を構想し、デザインし、リードし、実施していくための高度な専門的知識と技術を有する人材の育成が、社会的に緊急の課題となっている。この社会的要請に応えることが本研究科の目的である（大学院学則第 3 条の 2 第 6 項に規定されている）。

総合情報学部は、情報に関する知識と技術を身につけ現代社会に貢献できる文理総合の「情報ジェネラリスト」の養成をめざして、1994年に高槻キャンパスに開設された。その完成年度1998年に、本研究科修士課程は高度な専門知識を有する職業人たる「情報スペシャリスト」の養成をめざして開設された。この課程は、学部の文理総合の理念を保ちつつ、更に専門性を高度化するために、社会情報学専攻、知識情報学専攻の 2 専攻の形態をとっている。

修士課程の完成年度2000年に、博士課程が増設された。それに伴い、修士課程は博士課程前期課程と改称され、博士課程後期課程とともに博士課程の中に位置づけられた。博士課程後期課程の目標は、研究者として自立して研究活動を行い、あるいはその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識をもち、21世紀の社会環境を切り拓く「情報パイオニア」の育成である。この課程は、前期課程で培われた各分野の情報スペシャリストがそれぞれの専門性を生かしつつ、いわゆる文系と理系の両分野にまたがる新分野を切り拓いてパイオニア的な研究成果を創生するため、総合情報学専攻の 1 専攻の形態をとっている。

以上の理念・目的等に、開設以来特に変更はない。

【長所】

本研究科の理念・目的は、本学の学是である「学の実化」を情報学の分野で実現することを目的にして、妥当なものである。また、理念・目的は、大学院 Information や大学院 HP 等で、教職員、学生はもとより受験生を含む社会の多くの人々に情報公開を行っている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

情報に関する環境の変化は急激であり、将来は現状を維持するだけではこの変化に対応できないと考えられる。このため、理念・目的の適切性も絶えず見直していく必要がある。

1-2　理念・目的等の検証

【現状の説明】

本研究科では、その理念・目的に沿って人材養成を行っており、達成状況については、博士課程前期課程

検索

は2000年度より毎年相当数の修了者を送り出し、情報通信関連の民間企業や各種機関・団体において情報スペシャリストとして、社会に受け入れられている。理念・目的の妥当性については、研究科委員会、研究科運営委員会で随時検証され、更に文書としては隔年の自己点検・評価報告書で検証されている。

【長所】

本研究科の理念・目的については、大学全体の理念・目的と整合性を保つとともに、現代の社会的要請に即したものであり、今日まで一定の成果を挙げることに成功してきている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

情報に関する環境の変化は急激であり、将来は現状を維持するだけではこの変化に対応できないと考えられる。このため、理念・目的が達成されていることを常に検証していく必要がある。

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等

2-1　教育課程

前回の到達目標

- 千里山キャンパスにある所属外の専攻における修得単位の制限を緩和すること
- 常に前向きに教育課程に関する改善・改革を考えること
- 学部と大学院のより整合性のあるカリキュラム改定
- より一貫性のある教育・研究体制に移行するために、大学院修業年限の短縮も含めて検討すること

2-1-1　総合情報研究科の教育課程（大学院）

【現状の説明】

博士課程前期課程は、社会情報学専攻と知識情報学専攻の２専攻が配置されているが、社会科学系カリキュラムと自然科学系カリキュラムをもち、同時に２つの領域にまたがって総合的に学ぶこともできるように設計されていることを特徴とする。社会情報学専攻は、学部の履修指針である３つの「系」のうち、メディア情報系と社会情報システム系に、知識情報学専攻はコンピューティング系に対応している。いずれの専攻においても、学生は論文指導教員による研究指導だけでなく、選択した課題研究科目を担当する複数教員の指導を仰ぎながら研究を進める。

前期課程の特色である課題研究科目では、複数教員による指導体制を採ることにより大学院設置基準第３条第１項にある「広い視野に立って精深な学識を授ける」ことを中心に行われている。特に、情報化の進展と社会状況の変化に迅速に対応するため、課題研究科目の内容は３～５年を目処に見直されている。

博士課程後期課程は、前期課程で培った各分野の専門性を生かしつつ、既存の研究領域にとらわれず新分野の開拓を推進するために文理総合の総合情報学専攻の一専攻として配置されており、大学院設置基準第４条第１項にある「研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」に適合している。後期課程においても、学生は論文指導教員の研究指導の下で研究を進めることになるが、同時に、選択した研究領域を担当する複数教員から研究上の助言を受けることができる。

【長所】

本研究科では、研究指導教員の指導を仰いで専門分野に関する研究の深奥をきわめるだけでなく、前期課程の「課題研究科目」と後期課程の「研究領域」を通して複数教員の指導を受けることによって幅広い識見を培わせる体制が整えられている。更に、課題研究科目の配置については適宜見直しが行われ、時代の流れに即したカリキュラム改定がなされている。

後期課程に配置される研究領域には、前期課程の社会情報学専攻担当教員と知識情報学専攻担当教員が共同で担当する領域も用意されており、後期課程の理念の中核をなしているともいえる「新分野の開拓」のための枠組みが整備されている。

【問題点】

前回到達目標に、所属外専攻における修得単位の制限を緩和することをあげた。前期課程では、共通科目の配置により2専攻の領域にまたがって学ぶことができる総合性がもたらされるが、関西大学大学院における他の8研究科の科目からは4単位までしか課程修了所要単位への充当を認めてなく、単位充当規定の緩和について検討の余地がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現行制度は教育理念に則して適正に運用されている。今後、千里山キャンパスに加えて、2010年度開設の高槻ミューズキャンパスも含め、所属外の専攻における修得単位の制限について緩和する必要を検討する。

2-1-2　授業形態と単位の関係

【現状の説明】

学位授与までの教育システムとカリキュラムは以下のとおりである。

ａ　学位授与までの教育システム

前期課程における学位〔修士（情報学)〕授与までの流れは、1年次においては、授業科目の選択履修による基礎的知識の修得と課題研究科目担当者による研究指導が行われる。複数人により取り組むべき研究テーマである場合、1年次後期において研究遂行に当たっての役割分担が行われる。2年次においては、研究テーマ毎に、担当の指導教員が中心となって、研究指導が行われる。このような教育プロセスにより、修士にふさわしい能力を身につけるよう指導される。なお、学生が修士の学位を得る前に指導教員が定年退職するという事態を抑えるために、2008年度には学生募集の年齢制限の申し合わせが了承された。

前期課程では、共通科目と専門領域科目の履修と並行して、「課題研究」と「論文指導」において、次のような共通のプロセスにより、研究指導が行われている。

課題研究では、課題研究科目によって、当然指導方法に違いが生じるが、1年次は、講義と演習の複合方式により、それぞれの課題研究の目標設定、その枠組みについての認識、基礎知識や研究方法、文献資料収集や実験研究の基礎技能についての指導を行う。

２年次には、各自の研究課題のために必要な理論や情報を模索し、実験や調査を行うとともに、研究会形式により各自の研究テーマに沿った研究報告等を通じて研究の促進と研究成果の質の向上を図る。

また、論文指導は、論文指導担当教員が行い、学生の研究の進展に応じて助言を与えながら、関連文献収集を行い、各研究の進捗状況を確認し、研究会等での発表を通じて、学生の修士論文作成の指導にあたる。

後期課程においては、以下のような流れで学位授与〔博士（情報学)〕までの教育プロセスが整備されている。博士論文の提出要件として、査読付論文掲載（または採録決定）2編が義務づけられており、査読付論文2編の執筆を計画的に行う必要がある。そこで、入学試験時の研究計画書に基づき、1年次には修士論文をもとにした研究発表並びに論文執筆を行い、学位論文の基礎を据える。更に、2年次には1年次に執筆

検索

した論文を深化・拡張した研究の発表及び論文執筆を行う。最終学年においては、更なる研究の発展とともに、博士論文の執筆計画書の提出が義務づけられ、1年を通して、博士論文の執筆が行われる。主査及び2名の副査による審査及び最終試験（公聴会）を経て、学位授与に至る。

後期課程では、学生は文献収集・輪読・雑誌会等や、各種の実験実習手法についての助言・指導を指導教員及び他の研究指導教員から受け、研究を遂行する。2008年度入学生より、各特殊研究を講義（半期2単位）と演習（通年4単位）とに分けて受講するように改められた。

b　カリキュラム

前期課程では、課題研究分野とそれぞれの課題研究科目により、研究指導を行っている。表Ⅱ-情研-1～2は、2004年度以降の課題研究分野と課題研究科目を示している。情報化の進展と社会状況の変化に応じて、科目の変更が行われている。

表Ⅱ-情研-1　社会情報学専攻の課題研究分野における課題研究科目

課題研究分野	課題研究科目					
	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
教育における情報メディア利用	情報通信技術（ICT）と新しい教育					市民性の教育と学びのデザイン
情報メディアシステム(2007年度から情報社会とメディア)	情報メディア産業の展開		情報メディアの高度化と文化・産業の変容	情報メディアの変容とコミュニケーション		
	情報社会とグローバリゼーション				言語メディアと情報行動	
産業情報システム	組織意思決定の情報・管理システム		知識社会のビジネスとマネジメント			
	情報化社会の経営戦略					
	情報ネットワーク経済の展開					企業リスクマネジメントとリスク情報の開示
公共領域における情報	公共領域におけるデータベース				金融情報システムの計量的分析	
	情報の保護					
	人・環境問題における意思決定プロセスの構築		情報化社会における危機問題への対応			

表Ⅱ-情研-2　知識情報学専攻の課題研究分野における課題研究科目

課題研究分野	課題研究科目					
	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
ヒューマンコンピューティング	ヒューマンコンピュータインタラクションにおける認知と感性の情報処理					
	意味と感性の心的モデルの分析					
	環境認識と行動に関する生体情報処理モデル					
インテリジェントコンピューティング	知能システムの構築					
	インテリジェントコンピューティングの応用					
コンピューティングアルゴリズム	数理意思決定アルゴリズムの開発と応用			離散最適化技術を用いた意思決定アルゴリズムの開発と応用		
				人工知能技術を用いた意思決定アルゴリズムの開発と応用		
			人工社会のダイナミクス			
分散コンピューティング	マルチメディア情報システムの基礎と実際					

前期課程においては、課題研究科目8単位、論文指導2単位のほか、専門領域科目及び共通科目から20単位以上を含めて30単位以上を修得しなければならない。ただし、所属外専攻の専門領域科目を修得した場合は、4単位まで共通科目に充当することができる。更に、指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として、他の専攻、研究科若しくは学部または他の大学院の教育課程について修得した授業科目の単位を、所定の単位数に充当することができる。

更に講義科目は、時代の変化や社会のニーズを勘案しながら、常にその見直しを行っている。講義科目は、

各専攻の目的に照らし課題研究の遂行のために設定された専門領域科目と、大学院生の学問的視野を広げるために設置された共通科目からなっている。2009年度において、社会情報学専攻と知識情報学専攻の講義科目と両専攻にまたがる共通科目の内容は表Ⅱ-情研-3に示したとおりである。表Ⅱ-情研-3に示すように、共通科目を充実させている。両専攻に跨る形で IT ベンチャー・コンソーシアムという新たな枠組みが前回の報告書の時期に設置された。2007年度に対して、社会の要請や教員の入れ替わりに応じて、2009年度には7科目が廃止され、代わって新設された7科目は、実世界インタラクション、公共政策分析、科学技術社会論、人間情報哲学、リモートセンシング、社会心理学特論、特別講義（脳と知能情報）である。

大学院教育改革支援プログラム（大学院 GP）に採択された「参加型の大学院教育による社会創造（2008～2010年度）」においては、実地における問題解決活動や、共同プロジェクトの成果を国際学会等において発表・投稿することに資するよう、他大学教員や海外の大学との連携による講義を開講している（交渉学、質的研究法、英文論文執筆等）。これらに対しては、今年度の実施状況をみて、新設科目として学則改正を行う予定である。

表Ⅱ-情研-3　講義科目一覧

専門領域科目		共通科目
社会情報学専攻	知識情報学専攻	
マルチメディア教育論	認知情報論	情報メディア論
異文化理解のためのコミュニケーション	実世界インタラクション	科学技術社会論
フィールドリサーチ方法論	ニューラル・ネットワーク	人間情報哲学
コミュニケーション能力とメディア	ヒューマンインタフェース論	企業評価論
地域情報メディア論	視覚情報論	政治データベース論
メディア文化論	聴覚情報論	リモートセンシング
グローバル市民社会論	視聴覚実験心理学	法情報学
経営モデル分析	ロボット・ビジョン	危機情報論
組織ネットワーク論	知識表現	行動科学における多変量データ解析法
経営意思決定論	ファジィ・システム	知識モデリング論
組織情報管理論	遺伝的アルゴリズム	社会心理学特論
戦略決定における経営情報	量子情報理論	社会的アイデンティティー論
会計情報処理論	CAD/GIS 論	品質情報論
リスクマネジメント特論	カオス理論	ネットワークコンピューティング
情報政策論	離散最適化論	実践 IT ベンチャー論
起業経済論	暗号理論と符号理論	実践 IT 企業論
公共政策分析	数値計算アルゴリズムとその応用	実践コンサルタント企業論
行政管理情報論	分散データベース論	ベンチャーファイナンス論
金融情報論	応用無線情報通信	特別講義（脳と感性情報）
情報犯罪論		特別講義（脳と知能情報）
行政情報法		特別講義（防災情報論）

後期課程総合情報学専攻では、学部の「情報ジェネラリスト」、前期課程の「情報スペシャリスト」、後期課程の「情報パイオニア」の養成の理念で、あらかじめ定められた研究領域の中から1つの研究領域を選択し、研究を進めている。研究領域としては、「高度情報システム」「応用ソフトコンピューティング」「認知情報処理」「意思決定システム」「マルチモーダルコミュニケーション」の5つが定められている。後期課程において、学生は、指導教員の担当する演習1及び2計8単位を含む12単位以上を修得しなければならない。

【長所】

学部と前期課程の関連は、学部における履修の指針と本研究科における専攻との関連性としてとらえることができる。

前期課程と後期課程は、前期課程での専門性の深化が、後期課程における新分野開拓の原動力になっており、スムーズな連携が行われていると言える。

前期課程においては、論文指導担当教員の他に、他の教員が指導を行うことで、より幅広い見地からの指摘に耐えうる研究活動が行われている。

前期課程の各専攻と後期課程におけるカリキュラムと研究指導方法は、それぞれの専門性により異なって

検索

いる。このような課程と専攻の相違を認識しながら、大学院生の研究テーマに合わせて演習と論文指導で個別指導が行われ、更により深い研究を進めるために不可欠な知識や見識を養うカリキュラムが作成されている。大学院生の理解力や達成度を考え合わせて、合理的かつ適切に研究指導が行われている。

また、後期課程においては、ほとんどの場合、前期課程から同一の指導教員による研究指導を受けることができる。こうした一貫した教育システムで大学院生に対して適切な指導がなされている。

特に後期課程においては、2008年度までに27名の学位取得者を輩出しているが、そのほとんどが大学の常勤研究職や企業の研究開発職に就いており、新たな情報学の分野を開拓する情報パイオニアを育成する機関として、成果を挙げているといえる。

【問題点】

学部では履修の指針を踏襲せずに科目を履修する学生が散見されたことから、専門性を高めるためにカリキュラムを「系」に再編し、学習の指針としたが、「幅広い知識」と「高い専門性」の両者を学部教育の中で実現することは困難なことである。学部から前期課程への進学者の一部にはどちらか一方は優れているものの、両者を充分に修得できていない者も見られ、高度な専門科目の履修のために補充的な教育を必要とする場合も見受けられた。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部と前期課程の関連性における問題点を解消するために、総合情報学部教授会では、学部と大学院のより整合性のあるカリキュラム改定について検討されている。更に、より一貫性のある教育・研究体制に移行するために、大学院修業年限の短縮も含めた検討が行われている。

その他には、現時点で改善・改革すべき点は見当たらないが、社会環境等の変化に応じた改革ニーズを見逃さない姿勢を持ち続けることが必要である。

2-1-3　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

関西大学大学院は関西四大学大学院学生の単位互換制度を設け、関西学院大学大学院、同志社大学大学院、立命館大学大学院との間で単位互換を行っている。2003年度から2007年度まで、他大学院からの受け入れは0名であり、他大学院への送り出しは2003年度1名（立命館大学大学院）、2005年度1名（同志社大学大学院）であった。2006年度以降は、受け入れ送り出しとも0名である。

【長所】

この制度により、四大学院生間の研究上の交流のみでなく、他大学の教員・研究者との交流の機会ができ、大学院生にとっては知的刺激を得ることが可能である。単位の相互認定が認められていない大学院もある中で、このような機会が開かれていることは高く評価できる。

【問題点】

単位互換制度について、そのような機会が開かれていることを知らない学生が見受けられる点が問題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

制度の有効活用を図るために、入学時オリエンテーションや進級時等により周知する必要がある。常に活用されるとは限らないが、制度を残しておくことが大切である。

2-1-4　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

社会人学生が幅広く履修できるように、前期課程の授業は午後６時以降の６限、７限においても開講している。大阪市内で働く大学院生の交通の便を図るため、大阪市内の天六キャンパスと高槻キャンパスをテレビ会議システムで結び、講義や演習を行っている（表Ⅱ-情研-4)。また、社会情報学専攻の一部の講義は、夜間に天六のみで開講するように配慮している。更に、履修を２年に限定するのではなく、３年間かけてじっくり学習する制度を設けている。2009年度の天六での開講は遠隔授業のみで10件あるが、天六での受講生は０名である。すなわち全員高槻で受講している。

表Ⅱ-情研-4　天六キャンパスでの授業開講状況

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
全体開講授業数	59	58	58	58	56
天六開講授業数（遠隔授業を含む）	23	18	12	10	10
天六での開講率（%）	39%	31%	21%	17%	18%

修士論文に向けての研究においては、なるべく社会経験が活かせるようなテーマを設定し、社会人ならではのフィールドを活用したデータ収集を促している。具体的には企業内教育、企業における WBT 教材の開発等である。

また、2002年度より、社会人入学に対する啓蒙活動を行っており、説明会や講演会を実施している。これによって、学習機会の存在に気付かなかった社会人の潜在的ニーズを掘り起こそうとしている。近年の在籍者数は、表Ⅱ-情研-5のとおりである。

表Ⅱ-情研-5　在籍社会人数

	社会情報学専攻	知識情報学専攻
2005年度	10	1
2006年度	10	0
2007年度	6	0
2008年度	3	0
2009年度	3	0

社会情報学専攻は2007年度以降在籍社会人数が激減しているのは、社会情勢や流行の変化が影響していると思われる。知識情報学専攻が少ないのは、一旦社会へ出て理数系の科目から離れてしまうと研究として再開するのが難しいためもあると考えられる。

日本人学生と外国人留学生の英語によるコミュニケーションを図ることにも力を入れている。これは日本人学生の語学力向上の機会ともなっている。これを支援するために2005年度より英会話を自律的に学べる e-learning 教材を導入している。在籍留学生数を表Ⅱ-情研-6に示す。

表Ⅱ-情研-6　在籍留学生数

	社会情報学専攻	知識情報学専攻	総合情報学専攻
2005年度	1	0	0
2006年度	2	2	0
2007年度	4	2	0
2008年度	9	1	0
2009年度	8	1	0

前期課程である社会情報学専攻と知識情報学専攻は、少数といえどもそれなりの数の留学生が在籍している。社会情報学専攻では2008年度と2009年度の多さが目立つが、年度により傾向が異なるため、多い状態が今後も続くかどうかは予測が難しい。

検索

社会の要請である生涯学習への対応として、本研究科では開設時より昼夜開講制を採り、社会人のアクセスの良い天六キャンパスと高槻キャンパスを結ぶテレビ会議システムによって、授業及び研究指導を行っている。

【長所】

教育課程上の配慮としては、社会人が夜間開講のみで単位を修得できるように、十分な講義を開講している。留学生に対しては、自国と日本を比較するようなテーマ設定を促す等して、学習・研究を進めやすい環境を作っている。

【問題点】

社会人の場合、社会情勢や流行の変化のためか、入学者の数が減っている。留学生の場合、最低必要な日本語能力や基礎学力の有無を入学の前に見極めることが難しい。後期課程で留学生入試の制度はあっても、それによって入学した者は今のところない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後は、社会人入学のインセンティブを高めるために、例えば教育情報化コーディネーターの３級、２級資格に向けた講義等も検討課題としたい。また、2005年度より学部で取得が可能になった、高等学校教諭一種数学、公民の教育職員免許状の取得等とからめた履修形態についての配慮等が考えられる。

現在、ある程度の社会貢献として生涯学習を視野に入れた活動を行っているが、より積極的な行事開催を検討する必要がある。そのためには、広報における高槻市との連携強化等の方策を検討すべきである。また、大学院生の実地経験を積ませる行事に関して、民間企業や公的機関と連携したシンポジウム、セミナー、ワークショップを増やしていく方向で検討する。

今後の到達目標

- 千里山キャンパスにある所属外の専攻における修得単位の制限の緩和は、2010年度開設の高槻ミューズキャンパスも含めて検討する
- 時代の変化・要求に俊敏に対応しながら、常に前向きに教育課程に関する改善を続ける
- 学部と大学院の整合性も考慮し、より一貫性のある教育・研究体制に移行するために、大学院修業年限の短縮も含めて検討を続ける

2-2　教育方法等

前回の到達目標

■教育効果の測定

- 研究業績の報告を徹底するとともに、各専門領域の特徴を考慮した評価基準の設定に向けて検討を行う

■厳格な成績評価の仕組み

- 科目の内容や担当者の方針による評価基準のばらつきに関して、FD 活動等を通じて、研究科における各種授業科目の位置づけや目的について授業担当者間の意識の統一を図る

■研究指導等

- 指導教員のほか複数の教員による研究指導の体制を、2004年度より実施している大学院レベルの FD 活動とも連動させて、更なる効果をめざした改善・改革を検討する
- 国内外の学会での発表に対する支援の質を、外部研究資金の獲得等により高める
- 他大学の優秀な教員、学外専門家との関係による柔軟な指導体制をとる方策を検討する

検索

- 2007年度をもって終了したネットワーキング研究センター関連の事業について、新規・継続を含めて、事業の継続を図るよう努力する

■教育・研究指導の改善

- より効果の上がる指導方法を学生とともに検討できる機会を設ける方策を検討する

■授業形態と授業方法の関係

- 双方向遠隔授業のより効果的な活用を図るために、遠隔授業担当者への授業支援も FD 活動のテーマとして検討する

2-2-1　教育効果の測定（大学院）

【現状の説明】

教育・研究指導の効果の測定を客観的に行うために、第三者からの評価を受ける好機である学会発表及び論文誌への投稿を大学院生に積極的に促している。こうした研究業績の提出を大学院生に求め、その量と質によって指導効果を測定している。また、最終的には、公聴会や口頭試問を伴う修士論文や博士論文の審査を通して、教育・研究指導効果の質的測定を行っている。

2008年度の進路状況は、前期課程が修了生35名のうち、進学が４名（11.4%）、公務員・教員が４名（11.4%）、民間企業25名（71.4%）、その他２名（5.7%）であった。後期課程は修了生５名のうち、大学教員が１名、研究機関３名、その他１名であった。

【長所】

前期課程修了者の10%以上が進学、また後期課程の修了生についても、大学、研究機関への就職が80%と高い比率になっており、学習・研究成果が活かされていると考えられる。

【問題点】

前回の課題として「研究業績の報告を徹底するとともに、各専門領域の特徴を考慮した評価基準の設定」を上げたが、各専門領域の特徴を考慮した評価基準の設定には至っていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

各専門領域で育成したい資質・能力に関して、定量的なものにするか定性的なものにするかの議論を経た上で、これの項目化を検討する。

2-2-2　成績評価法

【現状の説明】

本研究科の成績は、評語（優、良、可）をもって大学院生に発表され、その評価基準は100点満点の素点をもって採点されている。優が80点以上、良が70～79点、可が60～69点である。60点未満は不可とされる。

講義科目においては、定期試験の代わりに、各授業科目担当者の判断により、授業時の討論、講読、資料収集、レポート作成等が評価の対象とされる場合もあり、いずれも素点による評価がなされる。

前期課程の課題研究科目における研究指導は、多くの場合、複数の教員によるプロジェクト形式が採用されていて、関係する複数教員の合意による成績評価が素点によって行われている。

大学院 GP では、地域・海外のさまざまなコミュニティにおいて、教員の監督を離れて単独で活動することが多く求められるため、e ポートフォリオシステムの運用を開始した。問題解決に関わる活動を記録し、定期的にふりかえりを行ってまとめた成果を報告し、それに対してアドバイスや評価を加える形式である。

検索

【長所】

多様な専門領域を反映して、評価方法が試験、レポート、討論、講読、問題解決活動等多様である。

大学院 GP の e ポートフォリオシステムでは、評価の観点を設定し、評価基準の段階を明示したルーブリックも作成することにより、活動そのものに対する評価を加えることができるようになった。

【問題点】

多様な評価方法をもっているものの、それらをどのような比率で統合するかについては、決まっていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

各専門領域で評価対象について項目化し、それぞれを評価結果にどのように反映させるかを検討する。

2-2-3　研究指導等

【現状の説明】

前期課程では、大学院生は、入学時において、専攻別の課題研究科目（プロジェクト）のいずれかを選択しなければならない。課題研究科目の多くは、複数の教員による研究指導体制がとられている。履修指導については、基本的に、大学院生が選んだ課題研究の論文指導を担当する教員が行う。課題研究科目は、2009年度において、社会情報学専攻10科目と知識情報学専攻８科目を合わせて計18科目が提供されている。

専攻については、社会情報学専攻と知識情報学専攻の区別があるが、課題研究テーマと関連させて、大学院の総合性を活かすように指導している。したがって、課題研究や論文指導等直接研究テーマに関係するものをのぞいて、ほぼ全ての講義において両専攻の学生がともに履修している。

課題研究科目では、課題研究を進めるための専門的知識を与え、研究テーマの決定、資料収集、調査、実験、その他の研究活動において大学院生の研究指導を行う。また、修士論文の作成指導は、論文指導担当教員が行う。

後期課程では、①高度情報システム、②応用ソフトコンピューティング、③認知情報処理、④意思決定システム、⑤マルチモーダルコミュニケーションの５つの研究領域の中から１つを選択し、研究を進めている。研究領域の選考に当たっては、研究計画に基づいた選考が行われる。

履修・研究指導は指導教員から受けるが、博士論文作成に当たっては、当該研究領域の他の研究指導担当者からも指導を受け、研究内容についてより広く深く思索できる体制が組まれている。

本研究科の演習は、前期課程・後期課程のいずれにおいても個別指導を重視して行われている。更に、研究領域とその中に位置するプロジェクト形式を採用していて、複数の教員による研究指導が可能となっている。そこでは、チームティーチングの状況が生まれ、学生と教員の多対１の関係による指導ではなく、多対多のディスカッションを通して、具体的な問題をより専門的な議論を基に考察できるようになっている。

また、2003～2007年度に設置されたネットワーキング研究センター（文部科学省学術フロンティア推進事業、文部科学省オープン・リサーチ・センター整備事業による）における研究活動と関連領域の大学院生の研究についても積極的に連携を図り、大学院生に対して高いレベルの研究機会を提供してきた。

更に、ネットワーキング研究センターや、2008年度から新たに採択された戦略的研究基盤形成支援事業及び大学院 GP における PD や RA としての経験が、本人の研究活動に好影響を与えている。国内外における研究発表も、こうした外部研究資金によって支援されており、着実に業績を蓄積することができている。

【長所】

教員の専門領域の多様性を活かして、情報に関わる事項について多面的に学ぶことができている。また、学習・研究の成果を国内外の学会で発表することについて経済的支援を行っている（「8-1　学生への研究活動への支援」参照）。

【問題点】

大学院生に対して、より高いレベルの研究機会を提供するには、外部研究資金が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

外部研究資金の獲得が可能な事業の継続を図り、研究の質を維持する。また、大学院の授業におけるLMS（ラーニング・マネージメント・システム）の利用について、他大学の関連領域の学習リソース等を活用しながら実現する等、個別学習・指導へのニーズを満たす方策を検討する。

2-2-4　教育・研究指導の改善（大学院）

【現状の説明】

本研究科では、課題研究科目（前期課程）及び研究領域（後期課程）に複数の指導教員を擁している。教育・研究指導の責任は指導教員にあるが、大学院生は複数の教員から指導を受けることが可能であり、教員は日常的に相互の指導法について交流を図ることができる。また、若手教員を積極的に課題研究科目の担当者に登用することで、教育・研究指導の活性化を図っている。

2004年度からは全学的な取組の一環として統一的なフォーマットによるシラバスを Web 上に公開している。ここでは各授業の概要のみならず、各回の授業計画や参考図書等、詳細な情報が公開されており、受講生のみならず、受験生へ向けた情報公開の役割も果たしている。

2005年度からは、講義科目に関する学生授業評価アンケートの実施が全研究科の取組として開始され、授業改善の資料として利用されることになった。

大学院生は通常プロジェクトエリアに区画分けされた課題研究毎のスペースに席を置き、学習・研究を進める。このことによって、多様な教員や他領域の大学院生との会話が生まれ、幅の広い学習が行われている。また、学習に必要な機器・機材については、３年ごとのリース契約で十分な種類と量が提供されている。2009年度は更新の時期で、102名の大学院生に対して6,348万円の予算が組まれて、コンピュータ、ソフトウェア、プリンタ、撮影機材、実験器具等が大幅に更新される。

【長所】

- 複数教員によるチームティーチングによる指導の多面化、若手教員登用による活性化が図られている
- 統一フォーマットによるシラバスの提供で学習内容のアウトラインを知ることができる
- 大学院生に対する授業評価アンケートが実施されている
- 十分な学習環境が準備され、3年毎に更新されている

【問題点】

前回の課題とした「より効果の上がる指導方法を学生とともに検討できる機会を設ける方策を検討する」点については、個別の教員による聞き取りが行われているケースはあるものの、研究科としてヒアリングをするような試みにはつながっていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育・研究指導の状況について、大学院生と教員が語り合うフォーラムを定期的に開催することを検討する。

2-2-5　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

研究指導を行う課題研究科目においては、複数教員の担当によるプロジェクト形式を採用していることか

検索

ら、教員と大学院生の多対多の研究討論を可能にするチームティーチングの状況が生まれている。また、「高度な専門知識を有する職業人」の育成という観点から、ベンチャービジネス等の実際の業務との関わりの中で研究指導が行われているケースもある。更に、論文作成に極めて重要な科目となるのが「課題研究」であるが、ここにおいて学外専門家をオブザーバーとして参加してもらうことによって、学問と実社会の連携を図っているケースもある。

更に、2008年度から実施されている大学院 GP においては、従来の科目履修とは異なる実地での活動を学習成果として認める仕組みを導入している。すなわち、共同プロジェクト（実地における問題解決に関わる活動）の記録を e ポートフォリオに記録し、それを学習成果として認める方向性である。

【長所】

- 複数教員によるチームティーチング、ベンチャービジネスと連携した授業、授業への学外専門家の招へい等、学習者のニーズに合わせた多様な学習機会を提供している
- 実地における問題解決学習の成果を、授業成果として認定する仕組みを設けている

【問題点】

授業の多様化については、教育改善に関わる外部資金等を継続的に獲得していくことが求められるが、常に改変し続けることには無理が生じる可能性が高い。一定の効果があがる形ができれば、それを継続できる学内の支援体制を作ることが求められる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

複数教員によるチームティーチング、ベンチャービジネスと連携した授業、授業への学外専門家の招へい等、学習者のニーズに合わせた多様な学習機会を提供する仕組みを継続して実施する。

大学院 GP 終了後、効果があった授業形態・授業方法を継続させる方策を検討する。

今後の到達目標

■教育効果の測定

- 各専門領域で育成したい資質・能力の項目化を検討する

■成績評価法

- 各専門領域で評価対象について項目化し、それぞれを評価結果にどのように反映させるかを検討する

■研究指導等

- 外部研究資金の獲得が可能な事業の継続を図り、研究の質を維持する

■教育・研究指導の改善

- 大学院生と教員が語り合うフォーラムを定期的に開催することを検討する

■授業形態と授業方法の関係

- 学習者のニーズに合わせた多様な学習機会を提供する仕組みを継続して実施する

2-3　学位授与・課程修了の認定

前回の到達目標

■学位授与

- 研究の質を下げることなく後期課程の標準修業年限である3年での博士の学位授与状況を改善する

■課程修了の認定

- 大学院学則第24条及び第25条にある「優れた業績を上げた者については標準修業年限を短縮できる旨の規

定」の適用をめざして、研究指導体制を更に充実させる方策を検討する

2-3-1　学位授与

【現状の説明】

前期課程では、社会情報学専攻は口頭試問を、知識情報学専攻は公聴会を開き、指導教員と副査２名が審査する。その結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会はその報告をもとに審査を行い、学位授与の議決を行っている。学位の授与は年２回（３月と９月）行われる。

後期課程では、指導教員である主査１名と副査２名からなる審査委員会（必要に応じて専門委員が研究科内外から選出される）が後期課程演習指導担当者から構成される審査部会によって組織される。審査開始に当たっては論文提出者が既に相応の研究業績を有していることが求められる。審査は公聴会における発表と審査委員会による口頭試問によって行われ、学位授与は審査部会の審議を経て、研究科委員会で了承される。

前期課程及び後期課程における過去２年間の学位取得者数を表Ⅱ-情研-7に示す。

表Ⅱ-情研-7　学位取得者数

		2007年度		2008年度	
		2007年9月期	2008年3月期	2008年9月期	2009年3月期
学位（修士）	社会情報	0	12	0	14
	知識情報	0	31	0	21
	合計	0	43	0	35
学位（博士）	総合情報学	1	4	3	2

後期課程の入学定員は８名であり、2005年度から2009年度の５カ年においても平均6.4名の入学者を得ている。学位授与についてみると、2006年度の入学者８名に対して2008年度の学位取得者は５名であるが、標準修業年限での学位授与ばかりでなく、前年度以前からの繰り越しも含んでいる。後期課程においても、社会人学生の存在は重要であるが、彼らの学習形態を考えると、必ずしも標準修業年限にこだわる必要がない場合も考えられる。一方で、標準修業年限未満での学位授与については、2007年度に実現している。

【長所】

学位の認定は、「関西大学学位規程に係る総合情報学研究科申し合わせ」に基づいて適切に行われている。

【問題点】

標準年限内に学位を取得できにくい要因の１つとして、博士論文提出の前提条件として、査読付論文誌への２件以上の研究業績を求めていることがあると思われる。査読誌掲載には投稿から出版まで時間がかかるため、この条件を３年間でクリアするには大きなハードルとなっている可能性がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

博士論文の前提条件となる査読誌掲載を促すために、前期課程の２年次における学会論文誌への投稿にむけたきめ細かい指導を行う。また、そのためのプロセスを明文化して、学会発表について積極的に支援する方法を拡充する。この点に関しては大学院 GP において手順を確定して検証中である。その結果をまって、研究科全体に広げることも考えられる。

社会人後期課程大学院生については、どのようなニーズで在学しているのかを明確にし、標準修業年限で学位取得をめざすか否かを見極めた上で、きめ細かな指導を行う制度を確立する。

検索

2-3-2　課程修了の認定

【現状の説明】

前期課程においては、課題研究科目８単位、論文指導２単位のほか、前期課程に配置されている専門領域科目及び共通科目から20単位以上を含めて計30単位以上を修得しなければならない。ただし、所属外専攻の専門領域科目を修得した場合は、４単位まで共通科目に充当することができる。更に、指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として、他の専攻若しくは他の研究科または他の大学院の教育課程について修得した授業科目の単位を、所定の単位数に充当することができる。

修士論文の作成については、大学院生は課題研究科目の担当者である指導教員から詳細な指導を受けた後、修士論文計画書を提出する。計画書に基づき、総合情報学研究科委員会において、主査となる指導教員のほか、副査２名を選出する。同一課題研究科目から必要数の副査を選出できない場合は、他課題研究科目から選出する場合もある。修士論文提出後は、口頭試問（社会情報学専攻）・公聴会（知識情報学専攻）による最終試験を行い、審査委員が合否を判定している。最終的に学位授与の可否については、研究科委員会において判定される。修士の学位授与は３月と９月に行われる。

後期課程においては、指導教員の担当する演習１及び２計８単位を含む12単位以上を修得しなければならない。

課程博士の学位を取得しようとする者は、所定の博士論文計画書を、博士論文提出の前に指導教員の承認を得たうえ、提出しなければならない。博士論文を提出するためには、査読付論文誌への発表を基準とした相応の研究業績を既に有していることが求められる。所定の修業年限（３年）のうちに博士論文を提出できなかった場合は、規定の年限内に提出することが可能である。

提出された博士論文の審査は、指導教員である主査１名及び副査２名からなる審査委員に委ねられる。審査委員は後期課程演習指導担当者から構成される審査部会で決定し、論文査読の後、博士論文提出者に対する最終試験（口頭試問）・公聴会が実施され、主査と副査の連名になる審査報告書が審査部会に提出される。審査部会及び研究科委員会で学位授与の承認を受け、学位授与を決定すると研究科長会議において承認を受けた後、学長に報告される。これらの手続きは「関西大学学位規程」に定められており、審査手続きの客観性・透明性が保持されている。また、審査内容は、合格した博士論文に関して『博士学位論文－内容の要旨及び審査の結果の要旨』という冊子として印刷に付され公表されている。博士の学位授与は年２回（３月と９月）に行われる。

【長所】

- 前期課程においては、課程認定に必要な講義科目の提供が、3限～7限に割り当てられており、社会人大学院生が受講しやすいように配慮されている
- 必要に応じて、他の専攻若しくは他の研究科または他の大学院の教育課程について修得した授業科目の単位を、所定の単位数に充当することができる
- 課程認定及びそれに至る指導が多様な専門領域の教員によってなされるため、論文内容が一面的でなく、多角的な審査を経たものになる
- 修士、博士ともに学位授与が3月及び9月に行われる

【問題点】

大学院学則第24条及び第25条にある、優れた業績を上げた者については標準修業年限を短縮できる旨の規定を適用して、研究指導体制を更に充実させる方策を検討することが前回の課題としてあげられていたが、研究の質を下げない工夫が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

後期課程においては、2008年度に学則改正を行い、２年での課程修了も可能な制度としたが、学位論文に係る研究の進捗状況に関する中間発表を実施する等具体的な仕組みを策定する必要がある。

今後の到達目標

■学位授与

- 博士論文の前提条件となる査読誌掲載を促すために、前期課程の2年次以前における学会論文誌への投稿にむけたきめ細かい指導を行い、学会発表について積極的に支援する
- 社会人後期課程大学院生について、きめ細かな指導を行う制度の確立を検討する

■課程修了の認定

- 学位論文に係る研究の進捗状況に関する中間発表を実施する等具体的な仕組みを策定し、標準修業年限以内に課程修了が可能な研究指導体制を充実させる

3　国際交流

前回の到達目標

- 外国人研究者の招へいを行い、本研究科の教員や大学院生との交流を図る

3-1　国際交流〔国内外との教育研究交流〕

【現状の説明】

外国人招へい研究者として、近年では、バルティコウスキー准教授（マルセイユ・ビジネススクール、2007年)、馬教授（清華大学、2007年)、ヴァレンズエラ准教授（ブラカン州立大学、2008年）を受け入れ、研究活動、講演会等を通して教育研究交流を図っている。

大学院生の国際交流については、課題研究単位で進められている。社会情報学専攻の課題研究「情報通信技術（ICT）と新しい教育」では、海外との交流学習支援、ボリビア・ミャンマーからの研修員（JICA 派遣）受け入れ、シリア・フィリピンにおける ICT を活用した教育プロジェクトへの参加、韓国漢陽大学との共同研究会等の活動を行っている。知識情報学専攻の課題研究「インテリジェントコンピューティングの応用」では、アメリカ・コロラド大学及びカナダ・ブリティッシュコロンビア大学との共同研究、共同セミナー等の交流を行っている。

外国人留学生の受け入れに関しても、前期課程及び後期課程で外国人留学生入学試験を実施している。

【長所】

課題研究単位に、国際学会での発表を促したり、積極的に国外との教育研究交流が図られている。

前期課程には、外国人留学生入学試験で入学した留学生ばかりではないが、数名の留学生が在籍し、日本人学生との交流がなされている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

外国人研究者の招へい制度を今後も積極的に活用する。

検索

今後の到達目標

● 外国人研究者の招へい制度を今後も積極的に活用し、本研究科の教員や大学院生との交流を図る。

4　学生の受け入れ

前回の到達目標

● 前期課程の定員充足率の増進

2005年度までは前期課程社会情報学専攻における在籍者数比率の低下が著しかった一方で、前期課程知識情報学専攻の在籍学生数比率は増加傾向にあった。このため、2006年度より表Ⅱ-情研-8のように入学定員を変更した。この変更に伴い、社会情報学専攻の定員充足率は安定して40％台を維持することが可能となり、改定には一定の効果があったといえる。一方、知識情報学専攻では定員変更に伴い定員充足率は低下したが、それまでの100％超という状況から、2006年度以降は70～80％の安定した充足率となっており、こちらの方も改定には一定の効果が認められる。また、学部紀要への投稿件数や学会発表件数等が、この２年間で極端に減少しているということはなく、国際交流も従来のように活発に行われていることを考慮すると、この入学定員の変更が教育並びに研究に特にマイナスの影響を与えることはなかったと考えられる。

2007年度並びに2008年度においてもほぼ同様の傾向が確認できた。ただし、社会情報学専攻については、若干の低下傾向が見られる。

表Ⅱ-情研-8　入学定員・収容定員の新旧対照表　　（　）内は社会人入学定員

	2005年度以前		2006年度以降	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
社会情報学専攻	55（25）	110	40（20）	80
知識情報学専攻	25（若干名）	50	40（若干名）	80

4-1　入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

本研究科は、社会の急速な情報化に対応し、新しい情報環境を創造し指導して行くための高度な専門的知識と技能を有する人材の育成を重要課題としている。

前期課程では、高度な専門的知識を有し、社会の各分野で指導的役割を果たす職業人たる「情報スペシャリスト」の養成を目的としている。

後期課程では、研究並びに高度に専門的な業務において自立的に研究活動を行い、21世紀の情報環境における新しい分野を創造して行けるような「情報パイオニア」の養成をめざしている。

以上のような理念・目的・教育目標の実現をめざして、入学試験を実施している。

【長所】

さまざまな学部出身者、さまざまな分野の人材の受け入れ等、幅広い人材の受け入れが最大の特長である。

【問題点】

現在も、十分に展開されているが、本研究科の真価を更に発揮して社会的貢献を果たすためにも、他大学

出身者の受け入れ、社会人の受け入れの更なる進展と、そのためのコミュニケーション活動の更なる整備が必要とされる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会の変化に伴い、学生の本研究科に対するニーズも変化していく可能性がある。こうした場合に対応するために、学生の受け入れに関する考え方について、本研究科の研究科委員会において随時議論されるとともに、大学院入試に関する懇談会の場で全学的に議論され、見直していく体制が更に整備される必要がある。

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（大学院）

【現状の説明】

現状の学生募集方法、入学者選抜方法は、次に示すとおりである。

本項で述べる学生募集の方法、入学者選抜方法等の学生受け入れに関する情報は、大学院 HP、学生募集要項（冊子であるが HP からも郵送の請求が可）において広く社会に開示している。また、全学的に行われる大学院進学説明会でも説明している。

(1) 博士課程前期課程

本課程には、社会情報学専攻と知識情報学専攻の 2 専攻がある。入学者受け入れの基本方針は、大学卒業程度の基礎学力と研究意欲を有する者を入学させることである。入学試験における筆記試験の専門科目は、受験生が志望する課題研究科目の問題を選択しなければならならい。

（ア）入学定員

本課程の入学定員は、社会情報学専攻が40名（内20名が社会人）、知識情報学専攻が40名（内若干名が社会人）である。

（イ）学内進学試験

本学総合情報学部の卒業予定者を対象とし、卒業研究指導教員の推薦を受けた者に受験資格が与えられる。試験は、筆記試験と口頭試問によって行う。筆記試験科目は、専門科目 1 科目である。実施時期は 5 月である。

（ウ）一般入学試験

本学卒業生（予定者を含む）だけでなく、他大学出身者にも同様に受験資格がある。試験は筆記試験と口頭試問によって行う。筆記試験科目は、専門科目 1 科目である。実施時期は 9 月と 2 月である。

（エ）外国人留学生入学試験

外国人を対象とした選考で、筆記試験と口頭試問によって行う。筆記試験科目は、専門科目 1 科目である。実施時期は 9 月である。受験資格は、①外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者、または修了見込みの者、②日本において外国人留学生として大学を卒業した者、または卒業見込みの者、③本大学院において上記①または②と同等以上の学力を有すると認めた者（ただし日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除く）、④日本において外国人留学生として専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者、または修了見込みの者、の①～④いずれかの条件を満たす者である。①または③で出願する者は、上記の受験資格に加え、日本語能力試験 1 級に合格している、または日本留学試験で日本語219点以上得点していることが必要である。

検索

（オ）社会人入学試験

大学卒業後３年以上経過したものを対象とする。試験は筆記試験と口頭試問によって行う。筆記試験は、専門科目１科目である。実施時期は９月と２月である。

（カ）入学試験状況

過去３年間の入学試験状況を、表Ⅱ-情研-9に示す。この表を見ると、社会情報学専攻では、学内受験生の割合が比較的少なく、一般入試と社会人で常に過半数を超えており、これに若干の留学生という傾向が続いている。一方、知識情報学専攻では、2009年の社会人１人を除き、学内進学と一般入試によって受験者が占められていることがわかる。

表Ⅱ-情研-9　前期課程入学試験状況　　2007～2009年度

		社会情報学専攻				知識情報学専攻			
年度	区分	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
2007	学内	6	6	6	6	14	14	14	13
	一般	8	7	6	6	12	12	9	9
	外国人留学生	1	1	1	1	0	0	0	0
	社会人	2	2	2	2	0	0	0	0
	計	17	16	15	15	26	26	23	22
2008	学内	3	3	3	3	18	18	18	17
	一般	14	14	12	10	9	8	7	6
	外国人留学生	1	1	0	0	0	0	0	0
	社会人	3	3	3	2	0	0	0	0
	計	21	21	18	15	27	26	25	23
2009	学内	4	4	4	4	17	17	17	17
	一般	12	11	10	9	7	5	5	5
	外国人留学生	1	1	0	0	0	0	0	0
	社会人	0	0	0	0	1	1	1	1
	計	17	16	14	13	25	23	23	23

(2) 博士課程後期課程

本課程は、総合情報学専攻の１専攻である。入学者受け入れの基本方針は、研究者として将来自立してゆける潜在能力を有する者を入学させることである。入学試験における筆記試験の専門科目は、受験生が志望する研究領域からの出題を選択しなければならない。

（ア）入学定員

本課程の入学定員は、８名である。

（イ）一般入学試験

前期課程を修了（予定者を含む）した者を対象とし、試験は筆記試験と口頭試問によって行う。筆記試験科目は、専門科目１科目及び英語１科目である。実施時期は９月と２月である。

（ウ）外国人留学生入学試験

外国人を対象とした選考で、筆記試験と口頭試問によって行う。筆記試験科目は、専門科目１科目、英語１科目である。実施時期は９月である。受験資格は、①外国の大学院において修士の学位または専門職学位に相当する学位を得た者、または得る見込みの者、②日本の大学院において外国人留学生として修士の学位または専門職学位を得た者、または得る見込みの者、③文部科学大臣の指定した者、④本大学院において修士の学位を有する者と同等以上の学力を有すると認めた者（ただし日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除く）、の①～④いずれかの条件を満たす者である。①、③、④で出願する者は、上記の受験資格に加え、日本語能力試験１級に合格している、または日本留学試験で日本語219点以上得点していることが必要である。

(エ) 入学試験状況

過去3年間の入学試験状況を、表Ⅱ-情研-10に示す。

表Ⅱ-情研-10　後期課程入学試験状況　　2007～2009年度

年度	区分	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
2007	一般	9	9	9	9
	外国人留学生	0	0	0	0
	計	9	9	9	9
2008	一般	7	6	6	6
	外国人留学生	0	0	0	0
	計	7	6	6	6
2009	一般	4	4	4	4
	外国人留学生	0	0	0	0
	計	4	4	4	4

【長所】

門戸開放と社会人の受け入れが大きな特長となっている。

(1) 門戸開放

本研究科では、多様な募集方法を採用することで、他大学出身者、社会人、外国人に広く受験機会を提供している。また、過去の入学試験問題は閲覧可能であり、すべての入学希望者に対して、受験に必要な情報が公開されている。こうした大学院の入試情報は、本学 HP やパンフレットを通じて積極的に広報している。表Ⅱ-情研-11に他学部・他大学出身入学者の推移を示す。

表Ⅱ-情研-11　総合情報学部出身入学者と他学部・他大学出身入学者数（前期課程）

専攻・入学年度 / 区分	社会情報学専攻			知識情報学専攻		
	2007	2008	2009	2007	2008	2009
総合情報学部出身入学者	10	8	7	21	23	22
本学他学部出身入学者	0	1	0	1	0	0
他大学出身入学者	5	6	6	0	0	1
合計	15	15	13	22	23	23

(2) 社会人の受け入れ

前期課程では、高度な専門的知識を有し、社会の各分野で指導的役割を果たす職業人を養成するという目的から、社会情報学専攻の入学定員40名中20名を社会人に割り当てている。更に社会情報学専攻では、天六キャンパスでの遠隔講義を実施しており、天六キャンパスでの夜間の教育課程のみで所定の単位を修了できるようにしている。また、社会人学生のみを対象とするものではないが、前期課程では、修業年限を3年とする長期在学制度も実施している。このように、職業を持つ社会人に対して積極的な受け入れ態勢を整えている。

【問題点】

他大学や他学部出身者の受け入れが少ない。社会人入学者の比率が減少している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

効果的なコミュニケーション活動を策定・実践するために、本研究科の研究科委員会において随時議論されるとともに、大学院入試に関する懇談会の場で全学的に議論され、見直していく体制が更に整備される必要がある。

検索

4-3　科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

本大学院では、春学期・秋学期それぞれに４年制大学を卒業した者、またはそれと同等以上の学力があると志望研究科が認める者を対象に、１学期３科目を上限とする科目等履修生制度及び聴講生制度を設けている。

また、自分の研究しているテーマを持っていて、本大学院の特定の研究科で研究指導を受けることを希望する外国人を対象として、正規の大学院生ではなく数科目の授業を聴講することができる外国人研究生を受け入れる制度がある。なお、日本語で研究する能力があることを前提としている。出願資格は、①外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者、または修了見込みの者（ただし入学時に修了していること）、②日本において外国人留学生として大学を卒業した者、または卒業見込みの者（ただし入学時に卒業していること）、③当該研究科が①または②と同等以上の学力を有すると認めた者、の①～③いずれかに該当する者である。外国人研究生の受け入れは、４月と９月の年２回で、研究科委員会の議を経て、入学を認める。

科目等履修生制度による履修生数は、2003年度と2004年度は春学期・秋学期とも各１名、2005年度は秋学期に１名であった。また、聴講生制度による履修者数は2001年度に１名であった。しかし、2005年度以降は、科目等履修生、聴講生ともに該当者がいない。

一方、外国人研究生は、2007年度９月受入れが１名、2008年度４月受入れが２名、９月受入れが１名、2009年度４月受入れが１名であった。

【長所】

制度として、本研究科で展開されている科目を幅広く提供できる体制にある。

【問題点】

2005年度以降は、科目等履修生、聴講生ともに該当者がいない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

科目等履修生・聴講生等の実質的な受け入れを促進するために、本研究科の研究科委員会において随時議論されるとともに、大学院入試に関する懇談会の場で全学的に議論され、見直していく体制が更に整備される必要がある。

4-4　定員管理

【現状の説明】

本研究科の定員と在籍者数、在籍学生数比率を表Ⅱ-情研-12に示す。2009年度の入学定員に対する在籍学生数比率は、前期課程で0.48、後期課程で1.08であった。

表Ⅱ-情研-12　前期課程及び後期課程の在籍学生数比率一覧

課程・専攻＼年度			2007	2008	2009
前期課程	社会情報学	在籍者数（人）	34	31	29
		収容定員	80	80	80
		定員充足率（%）	42.5	38.8	36.3
	知識情報学	在籍者数（人）	55	46	47
		収容定員	80	80	80
		定員充足率（%）	68.8	57.5	58.8

課程・専攻＼年度			2007	2008	2009
前期課程	計	在籍者数（人）	89	77	76
		収容定員	160	160	160
		定員充足率（%）	55.6	48.1	47.5
後期課程	総合情報学	在籍者数（人）	31	30	26
		収容定員	24	24	24
		定員充足率（%）	129.2	125.0	108.3

【長所】

後期課程の定員を充足している。

【問題点】

前期課程で定員を充足していない。社会情報学専攻、前期課程の定員充足率が低下傾向にある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

前期課程全体での定員充足率と、特に社会情報学専攻における定員充足率を促進するために、本研究科の研究科委員会において随時議論されるとともに、大学院入試に関する懇談会の場で全学的に議論され、見直していく体制が更に整備される必要がある。

今後の到達目標

- 門戸開放の一環として、前期課程社会情報学専攻における本学以外の出身者の比率の増進
- 社会人の受け入れ比率の増進
- 科目等履修生制度及び聴講生制度の利用者の獲得
- 前期課程の定員充足率の増進、特に社会情報学専攻における定員充足率の増進

5　教員組織

前回の到達目標

- 教育目標を達成するために、情報学の多様な領域において専門性を有する教員を配置し、適切な教育・研究指導が少人数で行える体制を整備する
- 専門的研究領域を補完するため、客員教授や非常勤講師を任用し、教育の充実を図る

5-1　教員組織

【現状の説明】

本研究科の専任教員はすべて、大学院学則第33条により、総合情報学部教員の兼担である（ただし、2009年度においては総合情報学部から他学部へ移籍した教員２名を含む）。2009年度の兼担状況及び研究科委員会構成状況は表Ⅱ-情研-13のとおりである（以下、博士課程前期課程を M、同後期課程を D と略記する場合がある）。

表Ⅱ-情研-13　2009年度大学院授業担当者数（研究科委員会構成員数）

	教授	准教授	助教	計
学部専任教員数	41	7	1	49
M 講義担当者数	43	7	0	50
M 研究指導担当者数	42	2	0	44
D 講義担当者数	23	0	0	23
D 研究指導担当者数	14	0	0	14
研究科委員会構成員数	43	7	0	50
同オブザーバー数	0	0	1	1

2009年度は、総合情報学部専任教員49名のうち48名、すなわち98.0％が本研究科の授業若しくは研究指導を兼担している。学部及び本研究科の学際的性格を反映して、教員の専門領域は人文社会系から理工系まで多彩である。なお、大学院を兼担する専任教員50名中33名が博士の学位を有している。

上述のとおり、本研究科の構成員は大学院を兼任する学部専任教員48名であるが、学部教育との連携を密にしてできるだけオープンな議論をし、また教員間の情報交換をも図るため、それ以外の学部専任教員１名もオブザーバーとして研究科委員会に参加している。

2009年度の学生収容定員及び在籍者数は表Ⅱ-情研-12のとおりであり、専任教員１人当たりの学生数は、前期課程で1.52名、後期課程で1.13名である。

なお、本研究科では、現在のところ、任期制は実施されていないが、客員教授制を導入しており、必要に応じ、ほぼ毎年、数名、研究業績がすぐれ、教育歴も長い他大学の教員や研究所員を客員教授として迎え入れている（2009年度は２名）。

【長所】

学生数からみた教員数は適正であり、教員の運営組織の形態は、オープンな議論が保証されている。

【問題点】

大学院の授業を担当する専任教員全員が学部に属する兼担であり、大学院での授業負担が増えても、学部における授業担当は軽減されない。したがって、教員には学部の授業も含めてかなり重い授業負担がかかることになり、また現に一部の教員にそれが現実となっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

専任教員の授業負担の問題は、財政的に学部の授業料収入への依存度が高い私立大学の宿命ともいえるものであり、本学においてもその根本的解決は困難である。大学院で相当の時間数の授業を担当する場合は、学部で就業規則による時間数を超えないよう配慮することを検討する。

5-2　教育研究支援職員

【現状の説明】

大学院棟内にあるネットワークセンターでは、職員数人と業者が常駐し、教員と連携・協力し、キャンパスネットワークの保守管理を集中的に行っている。また、必要に応じてネットワーク関連のハード、ソフト両面に関する教員や学生からの相談を受けている。

本研究科前期課程では社会人の勉学を容易にするため昼夜開講のカリキュラムを編成している。また、大阪の都心部で勤務する社会人への便宜を考慮し、天六キャンパスで平日の夜間の講義を行っており、社会情報学専攻の一部においては、天六キャンパスのみでの受講で修了することができる。天六キャンパスと高槻キャンパスとはテレビ会議システムによる遠隔授業を行っており、天六キャンパスでの直接授業のほか、高

検索

槻キャンパスからの遠隔授業を受講することもできる。天六キャンパスで勤務する TA は、教員が遠隔授業を行う際に、テレビ会議システムの操作、教材の印刷等の教育補助を行う。ただし、天六キャンパスでの受講生数の減少により、2009年度は天六キャンパスに TA を配置していない。

【長所】

ネットワーク関連の相談に応じうる専門知識を有する職員の常駐配置は、基礎的な研究支援体制として評価できる。

天六キャンパスで勤務する TA は、高槻キャンパスにいる教員と連携・協力し、適切に遠隔授業を運営している。

【問題点】

大学院棟内にあるネットワークセンターは手狭である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

ネットワークセンターの教育研究支援職員は、本来は高槻キャンパスネットワークの保守管理を実施する点でも、大学院生のみならず学部生に対する教育研究支援も実施する必要がある。しかし、キャンパス内で適切な場所の確保が困難なため、現在は大学院棟内に配備されているが、学部生へのサービスという観点からも、施設を新設することも含めて、全体的な見直しを行い、適切な場所の確保・移転を早急に検討する必要がある。

5-3　教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

【現状の説明】

教員の募集・任免・昇格については、学部専任教員として行われるものであるが、当然ながら学部の人事委員会及び教授会における審査や決定には、大学院教育も視野に入れられており、募集に関しては、公募が原則となっている。

学部専任教員の大学院兼担に関しては、開設申請時の文部省（現文部科学省）大学設置・学校法人審議会の資格審査によって決定され、完成年度以後については、前期課程は研究科委員会、後期課程は研究指導担当者をもって構成する審査部会において資格審査を行っている。

資格審査は、研究科委員会の申し合わせに則って、以下の手続きでなされる。前期課程については、審査委員会は、主査１名、副査２名以上（内副査１名は他専攻）で構成し、研究科委員会において、審査委員会は審査の報告を行い、当該資格以上の資格者の可否投票により決定する。後期課程については、審査委員会は、主査１名、副査２名以上で構成し、審査部会において、審査委員会は審査の報告を行い、可否投票により決定し、その結果を研究科委員会に報告・了承を得るものとする。なお、D㊟資格の審査に当たっては、審査をより客観的で妥当なものとするため、研究業績について、複数の外部評価を受けるものとしている。審査基準は、研究教育経験についてはその年数、研究業績については一定期間内に公表された論文数等の目安を定めている。

【長所】

現在の手続きは、概ね適切と評価できる。

D㊟資格審査に際しての他大学等、外部の専門家の評価の導入は、研究業績の質的評価が不可欠と考えての措置であり、新しい試みとして評価されるであろう。

検索

【問題点】

文理総合をめざす総合情報学部（及び本研究科）の場合、専任教員の任用や昇格審査に際して、文系、理系それぞれ他系の視点の導入が必要とされながら、研究業績の審査において論文数の統一的基準（目安）を定めたのは、あえて異なった専門領域間で何らかの客観的指標を設定しようとする試みであるが、現在の手続きが万全であるとは言えない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

「授業科目担任資格に関する申し合わせ」を2006年６月、2007年４月に改正し、審査内容・方法を明記するとともに、審査基準を改めた。今後も研究科の活性化を図るべく、更なる検証と見直しが必要である。

5-4　教育・研究活動の評価

【現状の説明】

教育研究の評価は、その重要性はきわめて高いが、教員の専門が多岐に渡り、特に研究活動の評価は極めて難しい。教育活動の評価については、2005年度から講義科目に関する学生授業評価アンケートが実施され、講義科目としての教育活動の評価・授業の改善に利用されている。講義科目以外の研究教育活動の評価は、一般的に表層的かつ量的な学会発表や論文誌に掲載された口頭発表数や論文数等によって行われている。

【長所】

大学院生に対する授業評価アンケートが実施されている。

学会発表や論文誌への投稿を促すと同時に、旅費等の経済面での支援も実施している。

【問題点】

成果は各専門分野における評価に依存するもので、非常に幅広い分野において、内容を考慮した統一した評価は非常に困難である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

各専門分野における定量的・定性的な評価基準についての議論を集約し、論文・研究成果の質にも踏みこんだ評価項目を検討する。

5-5　大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

【現状の説明】

2002年度以降、文部科学省の進める「私立大学学術研究高度化推進事業」の補助対象として、３つの研究組織が開設された。すなわち「学術フロンティア推進事業」としての①「ソシオネットワーク戦略研究センター」(2002～2006年度、2007～2009年度)、同じく「学術フロンティア推進事業」としての②「総合情報学研究センター」(2003～2007年度)、そして「オープン・リサーチ・センター整備事業」としての③「知識ネットワーク基盤センター」(2003～2007年度）である。これらはいずれも、本研究科の教員が代表を務め、本研究科の教員と学生が中心となって研究プロジェクトを推進してきた。

「ソシオネットワーク戦略研究センター」は千里山キャンパス内の経済・政治研究所内に置かれている。これに対して、「総合情報学研究センター」と「知識ネットワーク基盤センター」という２つの研究組織を置くための新しい施設として、「関西大学ネットワーキング研究センター」が高槻キャンパス内に建設され(2004年３月竣工)、外部の研究組織及び研究者との連携の下に研究が進められた。

また、「総合情報学研究センター」は2008年度から開始された文部科学省の進める「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の「研究拠点を形成する研究」として選定されている（2008～2012年度）。

以上の他、個々の教員レベルで関係している学内の研究組織としては、先端科学技術推進機構、東西学術研究所、経済・政治研究所、法学研究所等がある。また外部研究機関や民間企業からの受託研究の例も、個々の教員レベルでいくつか見られる。

【長所】

学際的な研究プロジェクトによって、継続的な外部資金の獲得に向けての取組が見られる。

【問題点】

研究プロジェクトに少し偏りが見られるため、新規の研究プロジェクトを創出するための方策が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

新規の研究プロジェクトの準備段階として学内の研究助成制度を活用する等、新規の研究プロジェクトを創出するための方策を検討する。

今後の到達目標

- 教育目標を達成するために、情報学の多様な領域において専門性を有する教員を配置し、適切な教育・研究指導が少人数で行える体制を継続して整備する
- 専門的研究領域を補完するため、客員教授や非常勤講師を任用し、教育の充実を継続して図る

6　研究活動と研究環境

6-1　研究活動

前回の到達目標

- COE の獲得にむけた研究活動上の課題について検討する
- 大学院プロジェクトの組織を基盤とした研究費申請を増やす
- 複数プロジェクト間の共同研究の申請を検討する
- 大型研究拠点構築事業の補助年限終了後の研究支援体制について検討する

6-1-1　研究活動

【現状の説明】

本研究科は、博士課程前期課程が社会情報学専攻及び知識情報学専攻の 2 専攻で構成され、博士課程後期課程になると、両専攻が総合情報学専攻の 1 専攻に統合される。研究科の授業を担当する50名（2009年度：社会情報学専攻担当29人、知識情報学専攻担当21人）の専任教員は、すべて学部所属である（ただし、総合情報学部から他学部へ移籍した教員 2 名を含む）。したがって、本項目については「第Ⅰ編　第 7 章　研究活動と研究環境」及び「第Ⅱ編　総合情報学部　第 6 章　研究活動と研究環境」を参照願いたい。

ここでは、本研究科に関わる研究活動について述べるが、文部科学省補助金による大型研究プロジェクトは表Ⅱ-情研-14のとおりである。

表Ⅱ-情研-14　大型研究拠点構築事業

2003～2007年度：文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業（学術フロンティア推進事業）「総合情報学研究センター」の設置（「合意形成のための認知的・数理的情報処理システムの構築」）
2003～2007年度：文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業（オープン・リサーチ・センター整備事業）「知識ネットワーク基盤センター」の設置（「知識ネットワーク社会創造のための、人的・情報環境の構築に関する研究」）
2008～2012年度：文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（研究拠点を形成する研究）「総合情報学研究センター」の設置（「セキュアライフ創出のための安全知循環ネットワークに関する研究」）

それぞれの事業は研究科を受け持つ複数の教員の共同研究を旨とし、両方を合わせると約半数の教員が関わっていることになる。2007年度には研究成果報告書概要を文部科学省に提出したが、それぞれに多数の研究業績を生み出すことにつながっている。

2008年度からは、ネットワーキング研究センターの事業に引き続き、新たに「セキュアライフ創出のための安全知循環ネットワークに関する研究（私立大学戦略的研究基盤形成支援事業）」が2012年度までの５年間の研究プロジェクトとして設置され、地域社会の安全・安心に関するテーマを中心に、大学院生に対して高いレベルでの研究機会を提供している。

この研究プロジェクトでは、初年度から積極的に研究を推進し、日本学術会議主催の安全工学シンポジウムにおいてオーガナイズドセッションを企画する等、様々な分野における研究者らが共同で問題解決を図ろうとしている。また、このシンポジウムでは２名の外部の評価員による評価が実施され、現在はここで指摘された評価を参考に、より大きな成果を達成するために外部共同研究者との連携も深めながら検討を進めている。また、この期間における発表論文の総数は37件（査読あり９件）で、そのうち８件が大学院生による論文である。

【長所】

研究科を担当する教員の競争的研究資金の獲得は活発であると評価できる。また、教員の研究成果には国際的な評価を受けているものも多く、本研究科教員の研究レベルは高いと言える。また学会の開催も積極的に行っている。

文部科学省の補助による大型研究プロジェクトも次々と成立しており、これらの研究期間終了時における成果が期待される。学内の学際的研究交流も、このようなプロジェクトあるいは学内の共同研究助成金を活用したものによって積極的に図られており、プロジェクト型の大学院運営の成果が出ていると評価される。

【問題点】

研究活動は基本的に活発であるが、あえて指摘するなら、これらの研究が COE の獲得につながっていないことがあげられる。競争的研究資金の導入に関する問題点も特にないが、科学研究費補助金基盤研究の場合、研究組織として学内の共同研究者を多く募ることが求められる場合があるので、それに備えた学内共同研究体制の強化という問題があげられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

COE の獲得にむけた研究活動上の課題については、大学執行部とも連携しながら重点的に検討されている。科学研究費の更なる獲得については、2003年度から導入された科学研究費補助金申請促進制度の効果があがっている。また学内研究体制の強化に関しては、大学院プロジェクトの組織を基盤とした研究費申請を増やすことが考えられる。更に、複数プロジェクト間の共同研究を前提とした研究申請も検討できる。

研究活動を支援する環境として重要なのは、ポスト・ドクトラル・フェロー（PD）及びリサーチ・アシスタント（RA）の制度である。2003年度より、文部科学省の補助による大型研究拠点構築事業によってリサーチ・アシスタントを置くことができるようになったが、これを充実、継続していくことが望まれる。現時点では、上述した大型研究拠点構築事業によって数名の PD 及び RA を確保できているが、補助年限の終了後の体制について検討しなければならない。

今後の到達目標

- 複数プロジェクト間の共同研究を継続して申請する

6-2　研究環境

6-2-1　経常的な研究条件の整備

「第Ⅱ編　総合情報学部　第6章　研究活動と研究環境　6-2-1　経常的な研究条件の整備」の項に記載されている。

7　施設・設備等

前回の到達目標

- 高槻キャンパスと天六キャンパス間のテレビ会議システムの改善

  天六キャンパスの受講者数減少の理由により、システム改善に関しては見送られている。

7-1　施設・設備等の整備

【現状の説明】

1998年4月に開設された本研究科は、社会情報学専攻と知識情報学専攻の2専攻で構成された。開設当初から博士課程の設置を想定し、学部とは別に、専用の大学院棟を高槻キャンパス内に建設した。

本研究科の特徴の第一は、情報スペシャリストの養成を目的としていることである。第二は、既に各分野で活躍されている社会人が、働きながら学べることである。社会人の便宜を考慮し、「昼夜開講制」を採用し、大阪市内の天六キャンパスにサテライト教室を設置した。この天六キャンパスと高槻キャンパス間は、通信メディアを利用して結ばれており、文字・音声・動画等を一体的かつ双方向的にやり取りするテレビ会議システムによって、サテライト教室においても研究指導を受けることが可能である。

高槻キャンパス大学院棟の概要を以下に示す。天六キャンパス・サテライト教室の概要は、「7-4　本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等」で述べる。

(1) 高槻キャンパス大学院関連施設

① 高槻キャンパス大学院棟

鉄筋コンクリート造　3階建　約3,353㎡

(2) 高槻キャンパス大学院棟施設・設備

本研究科の学生用実験・実習室の面積・規模・設備に関しては、表Ⅱ-情研-15を参照。

① 講義教室

中教室2は、サテライト教室との遠隔授業の施設として利用している。

② 共同研究室

担当指導教員のもとで特定の課題について、特殊な機材等を使って共同研究を行う施設である。

③　セミナールーム

少人数の講義及びセミナー用施設として利用している。

④　ネットワークセンター

ネットワーク管理用のサーバ、端末その他の機器を備え、キャンパスネットワークの保守管理を集中的に行うエリアである。

⑤　オープンアクセスエリア

学生が自由にキャンパスネットワークにアクセスできるスペースとして設置したが、各研究プロジェクトのスペースから直接アクセスできる情報環境が整ったため、⑥に述べるプロジェクトエリアとして用いている。

⑥　プロジェクトエリア

学生が各自選択した課題研究（プロジェクト）について共同研究を行うための拠点となる施設である。

高槻キャンパスの大学院関連施設は設置当初からスロープ、身障者用エレベータ等の、車椅子での移動に配慮したバリアフリー化が行われているが、施設外の移動に関しては、キャンパス自体の立地が丘陵地であるため、自力移動が困難で人的補助が必要なスロープの存在等、充分でない箇所もある。

表Ⅱ-情研-15　本研究科の学生用実験・実習室の面積・規模（高槻キャンパス）

用途別室名	室数	総面積（㎡）	収容人員（総数）	収容人員1人当たりの面積（㎡）	備考（設備）
講義教室(中教室1)101	1	146.00㎡	99人	1.47㎡/人	教材提示装置、ビデオ装置、液晶プロジェクタ
講義教室(中教室2)106	1	146.00㎡	63人	2.32㎡/人	教材提示装置、ビデオ装置、液晶プロジェクタ、テレビ会議システム
講義教室(中教室3)109	1	146.00㎡	99人	2.32㎡/人	教材提示装置、ビデオ装置、液晶プロジェクタ
共同研究室 102～105	4	36.00㎡	10人	3.60㎡/人	
セミナールーム 107	1	36.00㎡	19人	1.89㎡/人	
セミナールーム 108	1	36.00㎡	16人	2.25㎡/人	
個人研究室	4	80.00㎡ (20.00㎡×4室)			
ネットワークセンター	1	73.00㎡ (63.00+10.00㎡)	専任職員3人		ワークステーションサーバ、ネットワーク管理パソコン
オープンアクセスエリア	1	340.00㎡	26人		プロジェクトエリアとして用いている
データベースルーム	1	36.00㎡	7人	5.14㎡/人	文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業貸与中
プロジェクトエリア(社) プロジェクトエリア(知)	1	377.00㎡ 323.00㎡	102人	6.86㎡/人	パソコン、プリンタ、研究活動用テーブル、製本機、裁断機、液晶プロジェクタ、キャビネット、ロッカー、保管庫、収納庫、衛星放送受信設備
ミーティングスペース(1) ミーティングスペース(2) ミーティングスペース(3)	1	49.00㎡ 57.46㎡ 59.80㎡	12人 16人 18人	4.08㎡/人 3.59㎡/人 3.32㎡/人	

【長所】

高槻キャンパス大学院棟が建設され、学部ゼミ教室とは別に、大学院生の研究空間が確保できている。大学院棟に設置したコンピュータとその周辺機器及びそれらのソフトウェアについても、たえず最新の機器、バージョンに対応できるよう毎年一定の予算を計上して対処しており、適切であると評価できる。

【問題点】

設置からの年数の経過に伴い、各研究プロジェクトの備品が蓄積されるようになっている。備品設置場所の確保のため、学生に十分のスペースが提供できない状況も発生しており、備品管理のありかたについて見直す必要があると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院生も研究推進の一翼を担う大型研究プロジェクトが多くなっている中、大型研究プロジェクトに配分するスペースと大学院生の研究環境を調整し、既存の施設・設備の弾力的な運用を検討する必要がある。

また、来年度の JR 高槻駅前の高槻ミューズキャンパスの開設に伴い、IT ベンチャー・コンソーシアムを中心とした研究拠点の発展に向けて、教員・学生の移動も含めてコミュニケーションのとりやすい研究環境の整備を検討する必要がある。

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置

【現状の説明】

本研究科では、課題研究プロジェクトごとに、必要な情報処理機器が異なるため、プロジェクトごとに研究推進に必要な情報処理機器を整備している。

(1) 社会情報学専攻

教育工学系プロジェクトでは、フィールドワーク（学校間交流学習等の実践現場）のマルチメディア記録データを処理するための情報処理機器を整備している。メディアコミュニケーション系プロジェクトでは、情報メディアの分析及び評価を行うための情報処理機器を整備している。政策系研究プロジェクトでは、公共領域のデータベースを活用するとともに、PC クラスタシステムを構築して、シミュレーション計算に取り組んでいる。経済経営系プロジェクトでは、情報発信、データ蓄積、資料収集、データベース構築、映像資料作成のための情報処理機器を整備している。

(2) 知識情報学専攻

人工知能アルゴリズム系プロジェクトでは、提案アルゴリズムの性能評価を行うための計算機システムを構築している。組合せ最適化系プロジェクトでは、離散最適化問題の解法の性能評価を行うため、並列計算機の環境を整備している。ソフトコンピューティング技術系プロジェクトでは、実問題の演算処理を行うための計算機を整備している。

【長所】

研究プロジェクトごとに、研究テーマにそった整備が実現できている。また、ハードウェアの多くをリースすることにより、情報処理機器の陳腐化に伴うリプレイスが円滑に行えるように取り組んでいる。

【問題点】

情報処理機器のリースや購入にかかる予算配分が、プロジェクトに所属する学生数に依存する部分があるため、特定の研究テーマや高度な研究推進に取り組むために重点的に予算配置することが難しい状況になっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究内容に配慮した設備・装置の整備計画の検討が必要である。また、特別に整備が必要な研究テーマについては、外部資金による整備等も考慮する必要がある。

7-3　夜間大学院等の施設・設備等

【現状の説明】

博士課程前期課程では、社会人学生の便宜を考慮し、「昼夜開講制」を採用している。また、高槻キャンパスに加えて、都心部の天六キャンパスのサテライト教室での受講が可能になっている。博士課程前期課程「社会情報学専攻」科目の一部については、天六キャンパスで夜間に講義を行うとともに、テレビ会議システムを利用して、高槻キャンパスで開講される講義も天六キャンパスで受講可能である。

検索

高槻キャンパスの施設・設備等については、「7-1　施設・設備等の整備」の項に記載されている。天六キャンパスの施設・設備等については、「7-4　本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等」の項に記載されている。

7-4　本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等

【現状の説明】

天六キャンパスでは、本研究科専用のプロジェクトルーム、演習室、講義室及び教員研究室が設けられており、学生ラウンジについては、法人管轄の生涯教育振興施設である「エクステンション・リードセンター」の受講者と共同利用する。

車椅子利用者に対する配慮として、「エクステンション・リードセンター」のスロープ付き入口とエレベータを経由することにより、本研究科専用のエリアへのアクセスが可能になっている。

本研究科の学生用実験・実習室の面積・規模・設備に関しては、表Ⅱ-情研-16を参照。

① プロジェクトルーム

関連科目の雑誌と基本的な辞書類を備え付けており、総合図書館、高槻図書室から必要な資料を取り寄せることもできる。またインターネットに接続可能な端末を設置しており、各種文献検索やオンライン・ジャーナルの閲覧もできる。

② 演習室

セミナーを行うほか、プロジェクトを実施するために必要なコンピュータ等の機材を配置する。また、学術誌を配架するほか、授業に必要な資料をいつでも入手できるようにインターネットに接続可能なコンピュータを設置している。

③ 講義室

教員による直接の講義のほか、大学院棟中教室2と結んだ遠隔授業が実施される。そのため ISDN 3回線を用いたテレビ会議システムを設けている。大学院の授業は比較的少人数でかつ双方向的（インタラクディブ）であることからテレビ会議システムが適当である。天六キャンパスで直接の講義をする場合は、テレビ会議システムで、高槻キャンパスの大学院棟の学生にも受講させることができる。

④ 教員研究室（控室兼用）

表Ⅱ-情研-16　本研究科の学生用実験・実習室の面積・規模（天六キャンパス）

用途別室名	室数	総面積（㎡）	収容人員（総数）	収容人員１人当たりの面積(㎡)	備考（設備）
プロジェクトルーム	1	約53㎡	約10人	5.3㎡/人	パソコン、学術資料、ロッカー、保管庫
演習室	1	約53㎡	約20人	2.65㎡/人	パソコン、ロッカー、保管庫
講義室	1	約105㎡	約30人	3.5㎡/人	テレビ会議システム
教員研究室	1	約45㎡	約10人	4.5㎡/人	

【長所】

天六キャンパス・サテライト教室の施設・設備は充実している。

【問題点】

高槻キャンパスと天六キャンパスとのテレビ会議システムは、性能としては更新の必要性が高いと思われるが、天六キャンパスを利用する学生数の減少に伴って、設備投資の必要性について検討すべきである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

天六キャンパスで受講する学生数を考慮した設備投資を検討すべきである。更に、学生数の増加をめざし、来年度の JR 高槻駅前に開設される高槻ミューズキャンパスとの密接な連携を検討する必要がある。

今後の到達目標

- 教育・研究レベルを高く維持するため、施設・設備を充実するための外部資金獲得をめざす
- JR 高槻駅前に開設される高槻ミューズキャンパスを IT ベンチャー・コンソーシアムの研究拠点として発展させる

8　学生生活

前回の到達目標

- 指導教員との共同研究の発表の場としての総合情報学部紀要『情報研究』への投稿数を増やす
- 国内外学術雑誌への投稿促進を行う
- 国内外学会発表等補助費の申請率を高める

8-1　学生への研究活動への支援

【現状の説明】

本研究科の大学院生への研究活動支援として、大学院棟のプロジェクトエリアを設けることにより、学生が研究活動を実施する環境を整えている。また、研究発表の機会として、総合情報学部紀要『情報研究』への投稿が認められている（本学部専任教員との連名発表のみ）。過去 5 年間の発表件数は、表Ⅱ-情研-17のとおりである。

表Ⅱ-情研-17　大学院生の総合情報学部紀要『情報研究』への投稿数

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
前期課程	0	4	2	1	0
後期課程	2	0	0	0	2

本研究科の大学院生の学会発表件数並びに学術雑誌への投稿件数は、表Ⅱ-情研-18のとおりである。

表Ⅱ-情研-18　大学院生の学会発表件数並びに学術雑誌への投稿件数

	学会発表件数				学術雑誌への投稿件数			
	2007年度		2008年度		2007年度		2008年度	
	国内	国外	国内	国外	邦文	欧文	邦文	欧文
社会情報学専攻	20	11	41	15	1	0	3	0
知識情報学専攻	34	25	37	19	10	10	12	7
総合情報学専攻	31	19	39	19	11	4	20	5

全研究科の制度として、国内の学会参加のために年間 2 万円、国外の学会参加のために年間10万円を上限として、交通費、宿泊費、参加費の支援を行っている。この学会研究発表支援制度（学会補助費）を活用した実績は、表Ⅱ-情研-19のとおりである。

表Ⅱ-情研-19　学会研究発表支援制度（学会補助費）活用実績

		2007年度	2008年度
前期課程	発表支援	35名（内国際学会が14名）	62名（内国際学会が23名）
	学会参加補助	4名	12名
後期課程	発表支援	16名（内国際学会が5名）	12名（内国際学会が4名）
	学会参加補助	0名	1名

検索

その他にも、コピー補助（前期課程：年間1,500枚、後期課程：同2,000枚）、製本表紙の補助等、研究活動を支援する体制が整えられており、成績優秀者に対しては、授業料の給付、免除も行っている。

【長所】

総合情報学部紀要『情報研究』への論文投稿の支援、国内学会での研究報告の支援、国際学会での研究報告の支援等、大学院生の研究に対する幅広い支援体制が整備されている。

【問題点】

社会情報学専攻の大学院生による国内学術雑誌への投稿数が少ない。社会情報学専攻の大学院生による国際学術雑誌への投稿数が皆無である。

総合情報学部紀要『情報研究』への大学院生による投稿が依然として低調である。

大学院生の国内外学会発表等補助費の上限があまりにも低額であり、国内外の学会参加者が確実に増加した現実に全く即していない。

大学院生の研究活動には、学会での口頭発表に加えて、論文誌への論文投稿がある。現在、論文投稿にかかる費用の支援体制の整備はされていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会情報学専攻の大学院生による国内外学術雑誌への投稿を促す。総合情報学部紀要『情報研究』への投稿を促す。大学院生の国内外学会発表等補助費の上限額の引き上げを検討する。

現在、支援できていない研究活動にかかる経費については、措置されている予算の弾力的運用を検討し、研究者としての活動を一層活発に行えるような支援体制を検討する必要がある。

今後の到達目標

- 指導教員との共同研究の発表の場としての総合情報学部紀要『情報研究』への投稿数を増やす
- 社会情報学専攻の大学院生による国内外学術雑誌への投稿促進を行う
- 国内外学会発表等補助費の申請率を高める
- 学生の研究活動を多角的に支援し、研究者としての活動を一層活発に行えるよう、物的、経済的支援体制を更に整備していく

9　管理運営

前回の到達目標

- 委員会や議事の交通整理を行う

9-1　管理運営体制

【現状の説明】

本研究科の管理運営に関する規程は、『関西大学大学院学則』（以下、大学院学則という）に定められている。総合情報学研究科の最高意思決定機関である研究科委員会は本研究科における教学上の管理運営に関する全ての事項について権限を有し、大学院学則（第40条）並びに「研究科委員会の運営に関する申し合わせ」（以下、研究科申し合わせという）に基づき研究科の管理運営に関する全ての事項を扱う。

研究科委員会は大学院学則（第38条）により、論文指導または講義担当の専任教育職員50名（その他にオブザーバー１名）によって組織され、構成員の過半数の出席により成立する。通常の議事は出席者の過半数の同意をもって決められるが、別途定められた場合についてはこの限りではない。例えば、学位論文審査については、構成員の３分の２以上が出席し、その３分の２以上の同意をもって決する。なお、「研究科申し合わせ」により、総合情報学部の専任教員であれば、研究科委員会の構成員でなくてもオブザーバーとして研究科委員会に参加し、意見を述べることができる。

学部と研究科の教学運営組織を一体化し、より系統的で一貫性のある管理運営を図るために、2006年10月より研究科長は学部長が兼務することが、大学院学則（第39条）及び「研究科申し合わせ」によって定められている。また、2005年10月より研究科運営委員会が設置され、研究科運営のあり方について討議する仕組みが確立した。研究科運営委員会は、研究科長の他に副学部長（大学院担当）及び研究科長の指名によって選出された委員によって組織される。

研究科長は、全学的事項に関わる審議機関である学部長・研究科長会議に出席して、全学的な審議機関との連携を行っている。

【長所】

論文指導並びに講義を担当する全ての専任教員が構成員として加わり、研究科委員会では大学院課程における教学上の事項について幅広い視野から公正な審議が行われている。更に、研究科委員会の構成員でない学部専任教員もオブザーバーとして参加できることから、学部との連携も緊密に行われている。

研究科長は学部長が兼任するため、学部長・研究科長会議と研究科委員会との連携も適切に行われている。同時に、学部と研究科のより系統的で一貫性のある管理運営のための議事進行も適切に行われている。

研究科の運営方針については少人数の構成員によって迅速に討議する必要性が従来から指摘されていたが、研究科運営委員会の設置により、円滑な運営が促進されるようになった。

【問題点】

学部長・研究科長会議と全学的な委員会との議事の整理が行われてきたものの十分とは言えない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究科委員会と教授会との議事についても、諸規程を踏まえた上で、適切に整理を行う必要がある。

9-2　研究科長の権限と選任手続

【現状の説明】

2006年10月より、大学院学則（第39条）及び「研究科申し合わせ」によって、研究科長は学部長が兼務することが定められた。研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。研究科長に事故あるときは、副学部長がその任務を代行する。研究科長を兼務する学部長の選任手続きや権限については、「第Ⅱ編　総合情報学部　第９章　管理運営　9-2　学部長の権限と選任手続」に記載されている。

【長所】

研究科長の選任は、大学院学則及び研究科申し合わせに定められ、適切に実施されている。

学部と研究科の教学運営組織を一体化し、より系統的で一貫性のある管理運営を図るための体制が整った。

【問題点】

学部長・研究科長会議の議事の整理や各種委員会構成はまだ十分とは言えず、研究科長（すなわち学部長）の負担は多大なものとなっている。

検索

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究科の運営をより円滑に行うために、研究科運営委員会を定期的に開催することが必要である。

今後の到達目標

- 学部と研究科の一体化によって、より系統的で一貫性のある管理運営を図るため、今後も全学的な視点から、継続的に委員会や議事の交通整理に取り組む

10　事務組織

前回の到達目標

- 本研究科の活性化を計るための企画・立案を行う
- 千里山キャンパスの関係部署との連携・協力を行う

10-1　大学院の事務組織

【現状の説明】

学事局高槻キャンパスグループ総合情報学部事務チームにて、学部と大学院の事務を取り扱っている。博士課程前期課程では、社会人の便宜を考慮し、「昼夜開講制」を採用していることから、大学院の事務取扱窓口は9時から20時までオープンし、大学院担当の事務職員を2名配置している。

多様な学生募集に対応した入学試験の実施、及び教育研究の支援にあたり、千里山キャンパスの大学院入試グループ、教務事務グループ、GP 支援課及び研究支援課等他部署との連携を欠かすことができない。

【長所】

高槻キャンパスは、総合情報学部・研究科の一学部・一研究科で構成されており、教員・院生にとって、多様な事務手続きをほぼここ一カ所で行えることがメリットといえる。また、学部との連携を踏まえた大学院の教育・研究支援が行いやすい。

【問題点】

かつての大学院事務室のような大学院の事務を統括する部署がなく、千里山キャンパスの多数の部署と適宜連絡を取り合う必要がある。その煩雑さを解消するような定期的な連絡会がなく、他研究科の動向も見えにくい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

高槻ミューズキャンパスの開設に伴い、今後連絡を取り合う必要がある部署が増えるため、適切な事務支援体制を構築するための企画・立案を行う。

今後の到達目標

- 高槻ミューズキャンパスに中期行動計画の「IT ベンチャー・コンソーシアム」の拠点（事務局）を開設し、事務支援活動を展開する
- 学部・大学院教育の連携を強化するために策定された中期行動計画の「先取り履修制度・5年一貫教育制度」の実施に向けての支援を行い、本研究科の活性化を計る

11　自己点検・評価

前回の到達目標

- 大学基準協会のみならず、学外の専門家による第三者評価を定期的に受審する

11-1　自己点検・評価

【現状の説明】

本研究科では、従来大学院全体として自己点検・評価活動を行っていたが、2004年４月に総合情報学研究科自己点検・評価委員会規程が制定されて以降は、これに基づき、本研究科独自の自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価委員会は、本研究科の教育・研究水準の向上を図るべく、教育・研究の活動状況並びに制度、組織、施設・設備の現状及びその運営状況について自己点検・評価を行うとともに、将来構想について検討することを任務としている。

自己点検・評価委員会は副学部長（大学院担当）、研究科委員会で選出された専任教員６名、及び教務センター事務職員の計８名によって構成されており、上記の任務を遂行するため、次の事項を行っている。

(1) 大学基準協会の方針に沿った自己点検・評価項目の設定及び変更
(2) 資料の収集（例えば、「関西大学学術情報システム」のための個人業績データ収集等）
(3) 自己点検・評価
(4) 隔年毎の報告書（第三者評価のためのものを含む）の作成
(5) 将来構想の検討

【長所】

本研究科の自己点検・評価委員会のメンバーの一部は、研究科の運営方針について少人数の専任教員によって迅速に討議するための研究科運営委員会の委員も兼ねている。すなわち、自己点検・評価委員会の点検・評価結果はただちに運営委員会で議題として取り上げられ、研究科全体の改革につなげていくことが可能な仕組みになっている。更に自己点検・評価委員会には若いメンバーも加わることになっており、将来構想の検討等も斬新な視点と長期的な展望のもとで行えるよう配慮がなされている。情報通信技術（ICT）の革新・進歩・普及が極めて急速であることを考えるとき、この配慮は評価されるべきであろう。

【問題点】

大学院担当教員は学部の教員であり、大学院の改革には学部の理解と協力が不可欠であるにも関わらず、学部の自己点検・評価委員会との間のコミュニケーションや相互理解が十分とは言えない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

自己点検・評価の内容を実質的なものとするためには、学部の自己点検・評価委員会との間のコミュニケーション、及び学外の専門家による第三者評価が必要であり、自己点検・評価委員会による評価の内容を、本研究科の教育・研究の改善・向上に結びつけていくための仕組みを検討する必要がある。

検索

11-2　自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

本学は、2006年度に大学基準協会による相互評価並びに認証評価を受け、大学基準協会の大学基準に適合していると認定された。認定の期間は2007年４月から2014年３月までである。併せて、教育研究活動の一層の充実のため、「長所として特記すべき事項」12項目、「助言」17項目の提言を受けた（「勧告」はなし）。

【長所】

本学及び本研究科が行う自己点検・評価は、客観性・妥当性があると考えられる。

【問題点】

大学基準協会から受けた「助言」には、本研究科を対象としたものは無かったものの、全研究科を対象とした「助言」には、本研究科に関係するものもあった。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育研究活動の充実・発展のため、「助言」を受けた項目のみならず、更なる改善・改革を推進するよう、質の向上に取り組む。

今後の到達目標

- 学外の専門家による第三者評価等、自己点検・評価委員会による評価の内容を、本研究科の教育・研究の改善・向上に結びつけていくための仕組みを早急に検討する

検索

理 工 系 3 学 部

システム理工学部

環境都市工学部

化学生命工学部

検索

第Ⅱ編　理工系３学部（システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部）　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 987

1-1　理念・目的等　〈988〉

1-2　理念・目的等の検証　〈989〉

1-3　健全性、モラル等　〈990〉

2　学士課程の教育内容・方法等 …… 992

2-1　教育課程等　〈992〉

2-2　教育方法等　〈1003〉

2-3　学位授与の認定　〈1011〉

3　国際交流（国内外との教育研究交流） …… 1011

3-1　国際交流（国内外との教育研究交流）　〈1012〉

4　学生の受け入れ …… 1013

4-1　入学者受け入れ方針等　〈1013〉

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（学部）　〈1014〉

4-3　入学者選抜の仕組み　〈1018〉

4-4　入学者選抜方法の検証　〈1019〉

4-5　科目等履修生・聴講生等　〈1019〉

4-6　定員管理　〈1020〉

4-7　編入学者、退学者　〈1021〉

5　教員組織 …… 1022

5-1　教員組織　〈1022〉

5-2　教育研究支援職員　〈1026〉

5-3　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続　〈1027〉

5-4　教育研究活動の評価　〈1029〉

6　研究活動と研究環境 …… 1029

6-1　研究活動　〈1030〉

6-2　研究環境　〈1032〉

7　施設・設備等 …… 1035

7-1　施設・設備等の整備　〈1035〉

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置　〈1038〉

7-3　利用上の配慮　〈1038〉

8　学生生活 …… 1038

8-1　学生の研究活動への支援　〈1038〉

9　管理運営 …… 1040

9-1　管理運営体制　〈1040〉

9-2　学長、学部長の権限と選任手続　〈1043〉

10　自己点検・評価 …… 1044

10-1　自己点検・評価　〈1044〉

10-2　自己点検・評価に対する学外者による検証　〈1045〉

1　理念・目的・教育目標

1958年に創立された関西大学工学部は、科学技術の急速な進展と複雑に高度化する産業社会に対応するため、人間性の育成を基盤にして、誠実で協調性があり深い思考力と広い視野に立ち、状況に応じた的確な判断のできる活力と創造性のある技術者を養成するよう努めてきた。設立当初は4学科でスタートしたが、時代の要請を反映して工学のほぼ全分野を網羅する11学科体制にまで成長してきた。この間、一貫して関西大学の教学理念「学の実化」を科学・技術の面から実践すべく、学理と実技の調和をめざす方針を堅持してきた。しかし、急変貌を遂げている現代の産業社会において、高等教育における質的な変化と社会のニーズに的確に応え、専門分野ごとの人材育成に関する要求と需要の的確な把握を図るためには、柔軟性と機動力に富み、迅速に意思決定の行える学部組織に工学部を再編する必要があるとの認識に至った。

このような観点から、2年前の2007年4月に、工学部をシステム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部の3学部に再編した。これらの新しい学部は、相互に連携しながらも、それぞれの教育の基本コンセプトを明確化し、独自性をもつ教育体制を具備するものとしている。また、理工系の基礎教育強化につながる数学・物理学等の理学系分野を包含するほか、新時代産業の発展が期待される情報、環境及び生命の各分野を強化することをめざしてきた。これら三つの学部内には教育上の専門分野に従って分類された9学科を設け、更に9学科には柔軟な教育が行えるように教育プログラムとしての20コースを設置して、それぞれ独自のカリキュラムを編成することができるようにしている。このような、工学部のシステム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部への再編により、「学の実化」を現代風に読み取ることのできる組織作り、各領域の新しい教育理念と人材育成目標のもとに、時代の変化に即応可能な柔軟性と機動力に富んだ教育の実践と、現代科学技術社会が求める有能な人材養成を実現することができる組織作りをめざしている。

新3学部発足後2年が経過し、3学部それぞれの教育の基本コンセプトを明確化し、独自性をもつ教育体制を展望しつつある一方、工学部の教育活動も一部では継続している。したがって現状では、理工系3学部は一体で運営を行っており、「科学技術の急速な進展と複雑に高度化する産業社会に対応できる人材の育成」という共通の教育理念に基づき、「創造性のある高度な技術者・研究者の育成」を共通の教育目標としている。

具体的には、以下のような体制をとっている。

1）教養課程に、自然科学・人文科学・社会科学の3分野の学問系列があり、自然科学分野（数学・物理・化学・生物・情報）を担当する教員スタッフは、理工系3学部に所属し、基礎科目と専門科目の一貫教育を実現している。

2）実験、実習、演習等の実践を通じて物事の科学的認識を深め、理工学的思考力を養うようカリキュラムに特色を持たせている。

3）情報化時代の技術者に必要な知識と技術を修得させるために「情報処理論」や「情報処理演習」、更に各学科に相応しいCAD教育や電子計算機の応用に関する専門科目を設けている。

4）4年次の1年間にわたる「卒業研究」を通して、研究・開発に対する深く正しい理解と創造の精神を養うように教育している。

5）最近の世界の動向の変化は誠に目まぐるしく、これに絶えず目を注ぐことが重要であり、実用外国語の上達のためにAV教室を設け、その充実に力を入れている。

6）学問・研究を更に進めようとする人のために、大学院理工学研究科との一体的連携を重視している。理工学研究科では、研究開発に関する独創性と指導性を兼ね備えた技術者、研究者の育成に努めている。

21世紀に入り、産業構造の質的変化、循環型社会への転換、18歳人口の減少、いわゆるゆとり教育の進展等社会の情勢の変化に対応して、教学理念を維持しつつ、社会的にもインパクトのある形で教育・研究体制や環境の改善を図るべく具体的に以下のような活動を進めている。

1）学部・大学院の教育研究内容の一貫性の確立と管理運営体制の一体化

2）学部学科構成の大綱化、大学院研究科の専攻構成の柔軟な改変

3）日本技術者教育認定（JABEE）による技術者教育プログラム認定の促進

1-1　理念・目的等

【現状の説明】

工学部は1958年に設立された。設立当初は機械工学科、電気工学科、化学工学科、金属工学科の４学科体制であったが、1960年に管理工学科、1963年には機械工学第二学科、応用化学科、1967年に電子工学科、土木工学科、建築学科、1990年に生物工学科が設置され、11学科体制となった。その間、1961年に基礎教育を担う中心的存在として教養教室（数学、物理、化学の３教室）が設置され、1989年には生物と情報の２教室が追加され、自然科学系の基礎教育の全分野がカバーできる体制となった。また、社会のニーズの変化に対応すべく、11学科においてもその教育内容を整理拡充し、より教育内容を明示できるように、学科名称の改変を行ってきた。具体的には1990年に金属工学科から材料工学科へ、1991年には機械工学第二学科から機械システム工学科へ等である。更に、電気、電子、材料、土木、管理の各学科が名称変更し、その結果、機械工学科、機械システム工学科、先端情報電気工学科、電子情報システム工学科、化学工学科、応用化学科、先端マテリアル工学科、システムマネジメント工学科、都市環境工学科、建築学科、生物工学科という体制になっていた。また、学科における教育内容の多様化に伴ってプログラムの整理が行われ、化学工学科、システムマネジメント工学科、都市環境工学科においてはそれぞれ２コース制がとられていた。

２年前の2007年４月に、工学部をシステム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部の３学部に再編した。これらの新しい学部は、相互に連携しながらも、それぞれの教育の基本コンセプトを明確化し、独自性をもつ教育体制を具備するものとしている。また、理工系の基礎教育強化につながる数学・物理学等の理学系分野を包含するほか、新時代産業の発展が期待される情報、環境及び生命の各分野を強化することをめざしてきた。これら三つの学部内には、教育上の専門分野に従って分類された数学科、物理・応用物理学科、機械工学科、電気電子情報工学科、建築学科、都市システム工学科、エネルギー・環境工学科、化学・物質工学科、生命・生物工学科の９学科を設け、更に９学科には柔軟な教育が行えるように教育プログラムとしての20コース（数学科に１コース、物理・応用物理学科に２コース、機械工学科に３コース、電気電子情報工学科に３コース、建築学科に１コース、都市システム工学科に３コース、エネルギー・環境工学科に２コース、化学・物質工学科に３コース、生命・生物工学科に２コース）を設置して、それぞれ独自のカリキュラムを編成することができるようにしている。このような、工学部のシステム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部への再編により、「学の実化」を現代風に読み取ることのできる組織作り、各領域の新しい教育理念と人材育成目標のもとに、時代の変化に即応可能な柔軟性と機動力に富んだ教育の実践と、現代科学技術社会が求める有能な人材養成を実現することができる組織作りをめざしてきた。理工系３学部の教育理念や教育目標については、各学部ホームページにおいて、「学部からのメッセージ」「新しい理工系３学部のポイント」として掲示されており、広く公開されている。また関西大学ホームページの「大学紹介」の「学則」において、公開されている。更に、毎年刊行している理工系３学部紹介パンフレットでも公開されている。新入生に対する導入教育の一環としては「関西大学理工学会」編の「理工学入門」が配布され、技術に関わる広範な問題から具体的な科目についての説明まで行われている。

新３学部発足後２年が経過し、３学部それぞれの教育の基本コンセプトを明確化し、独自性をもつ教育体制を展望しつつある一方、工学部の教育活動も一部では継続している。したがって現状では、理工系３学部は一体で運営を行っており、「科学技術の急速な進展と複雑に高度化する産業社会に対応できる人材の育成」という共通の教育理念に基づき、「創造性のある高度な技術者・研究者の育成」を共通の教育目標としている。

【長所】

工学部のシステム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部への再編により、「学の実化」を現代風に読み取ることのできる組織作りが可能となり、各領域の新しい教育理念と人材育成目標のもとに、時代の変化に即応可能な柔軟性と機動力に富んだ教育の実践と、現代科学技術社会が求める有能な人材養成を実現することが可能となった。システム理工学部の教育研究上の目的は、「安全で質の高い生活をめざして持続的に発展を続けるための高度で信頼できる「しくみ」と「しかけ」を創造できる力量と論理的な思考能力を養い、産業技術や社会に資する有為な人材の育成」であり、環境都市工学部の教育研究上の目的は、「都市産業社会における住民生活と生産活動が共生する安全・安心かつ環境に配慮した「まち」空間の創生と再生に関する科学技術の知識と豊かな創造性を備えた人材の育成」であり、化学生命工学部の教育研究上の目的は、「「もの」と「いのち」の共生を図る科学技術の開発と創成をめざし、人類と環境に貢献できる新素材・新物質の創出と目的物質の製造プロセスの構築を志す、独創的なものづくり能力をもつ人材の育成」である。そして、現状では、理工系3学部は一体で運営を行っており、「科学技術の急速な進展と複雑に高度化する産業社会に対応できる人材の育成」という共通の教育理念に基づき、「創造性のある高度な技術者・研究者の育成」を共通の教育目標としている。3学部一体の運営は、共通の教育理念と共通の教育目標を実現する為には、重複による無駄を省くことのできる効率的な体制である。更に、理工学研究科とも一体で、効率的に運営している。

【問題点】

現状では、理工系3学部は一体で運営を行っており、共通の教育理念に基づき、共通の教育目標をもっているが、新3学部発足後2年が経過した現在、3学部それぞれの教育の基本コンセプトを明確化し、独自性をもつ更に強固な教育体制を検討することが必要と思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

3学部それぞれ独自の教育の基本コンセプトを明確化し、更に独自性をもつ教育体制を検討する必要がある。システム理工学部の独自の教育の基本コンセプトは、産業や科学技術等の「しくみづくり」を学ぶであり、環境都市工学部のそれは、よりよい環境の実現や都市設計等地球規模の「まちづくり」を学ぶであり、化学生命工学部のそれは、分子から新素材、生命まで未来に必要な「ものづくり」を学ぶである。これらの教育の基本コンセプトは明白であるが、3学部それぞれの独自性をもつ更に強固な教育体制が必要か検討する。

1-2　理念・目的等の検証

【現状の説明】

工学部では2年間の準備期間をおいて1994年に正式に自己点検・評価委員会を組織し、同時に学生による授業評価アンケートを開始した。その後、自己点検・評価並びに授業評価アンケートは全学的な枠組みの中で取り組まれるようになった。現状では2年ごとに自己点検・評価が行われ、また授業評価アンケートについてはセメスターごとに集計され、教員のFDに供されている。また教育システムやプログラム等について多くの提言がなされ、工学部において真摯に検討された結果として、工学部・工学研究科の一体運営、大学院改組等につながっている。そして2年前の2007年4月に、工学部をシステム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部の3学部に再編した。

2001～2003年（実施は2003年）には主として研究面について工学部独自の外部評価を、また2004～2005年（実施は2004年）には教育面に焦点を絞った外部評価を行い、理念・目的等の検証を行っている。研究に関する外部評価結果については、広く公開されている。既に先端マテリアル工学科においては数年の準備期間

をおいて2002年度には日本技術者教育認定機構より JABEE 認定を受けている。2005年度に、都市環境工学科、化学工学科が同じく認定を受けた。

2007年４月に、工学部をシステム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部の３学部に再編した後も、理工系３学部合同で、それまでと同じく２年ごとに自己点検・評価が行われている。

【長所】

工学部が本学の学是としての「学の実化」を科学・技術の面から実践すべく、学理と実技の調和をめざす方針を堅持してきた点は、過去に行った学部独自の外部評価（2001～2003年に実施した研究面、2004～2005年の教育面）においても高く評価されている。工学部の卒業生はほとんどがものづくりに関わる企業に就職しており、昨今のいわゆる自由応募の拡大の時期にあってもなお非常に多くの企業から推薦依頼がきており、これは多くは過去、営々として上記の教育理念に基づく教育を実践してきた証拠であり、また社会に信頼されてきた証拠でもある。

工学部では、他文系学部に先駆けて授業評価アンケートや自己点検・評価を開始し、また独自の外部評価も既に２度にわたって行っている。更に JABEE 等外部の教育システム認定機関からも認定されており、全体的に教育システムや達成度に対する関心が高い。各学科に就職担当を置き、毎年のように企業からの求人、学生の応募等の面で強力なサポート体勢を引いている。そのため教員は直接企業から卒業生の状態や外部からの評価に触れており、教育にフィードバックしやすい環境にある。

2007年４月以降も、システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部において、それまでと同じく２年ごとに自己点検・評価が合同で行われている。

【問題点】

現状では、理工系３学部は一体で運営を行っており、共通の教育理念に基づき、共通の教育目標をもっているが、新３学部発足後２年が経過した現在、３学部それぞれの教育の基本コンセプトを明確化し、独自性をもつ教育体制を検討することが必要と思われる。３学部一体の運営は、共通の教育理念と共通の教育目標を実現する為には、重複による無駄を省くことのできる効率的な体制であるが、３学部一体運営の元に、３学部の独自性をもつ更に強固な教育体制を検討する必要があろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

３学部それぞれ独自の教育の基本コンセプトを明確化し、独自性をもつ更に強固な教育体制を検討する必要がある。システム理工学部の独自の教育の基本コンセプトは、産業や科学技術等の「しくみづくり」を学ぶであり、環境都市工学部のそれは、よりよい環境の実現や都市設計等地球規模の「まちづくり」を学ぶであり、化学生命工学部のそれは、分子から新素材、生命まで未来に必要な「ものづくり」を学ぶである。これら３学部の教育の基本コンセプトは明白であるが、それぞれの独自性をもつ更に強固な教育体制を構築すべきかを検討する。

1-3　健全性、モラル等

【現状の説明】

本学では人権問題への取組の一環として、1999年に関西大学セクシャル・ハラスメント防止に関する規程と関西大学セクシャル・ハラスメント防止ガイドラインが制定され、同防止委員会が設置された。更に、2009年３月５日に関西大学ハラスメント防止に関する規程が制定され、同年４月１日に施行された。ハラスメント防止に関するガイドラインは作成中である。全学的には学生センターの相談窓口を通じて、学部単位では教務センター、学生相談主事、ハラスメント相談員、ハラスメント防止委員を通じて相談できるシステ

ムになっている。また、人権問題やセクシャル・ハラスメントを含むハラスメントに関するパンフレット、掲示等もあり、公開されている。一方、インターネット利用に関する誓約書を学生に提出させ、モラルを持ったインターネットの利用を促している。

【長所】

学部・大学を通じて一貫した体勢が組まれており、セクシャル・ハラスメントのみならずアカデミック・ハラスメント等のハラスメント、その他心理、健康も含めたサポート体制が組まれているので、学部をまたがった問題や共通する問題にも対応が容易に取れる。

【問題点】

工学部の理念・目的は関西大学が掲げる「学の実化」のもとに問題なく教育体制を築くに至っている。しかしながら、近年、科学技術創造立国をめざす我が国の産業界は高度化、多様化を図りながらめざましい発展を遂げてきており、大学理工系学部は社会の動向に迅速に対応して21世紀科学技術社会に貢献できる優れた学生を輩出することを強く要請されている。工学部には、上記理念・目的・教育目標のバックボーンとしての「学の実化」を更により現在に即したものとして受け止め、それに基づく具体的対応が迫られているものと考えられる。工学部がこれに応え、更なる発展を遂げるためには、それぞれの学問領域の特色や個性に根ざしたカリキュラムポリシー・ディプロマポリシーを現状以上に明確にし、柔軟で内実性のある教育体制とその教育基盤を支える充実した研究体制をもつ組織に変革する必要がある。このような観点から、2007年4月に、工学部をシステム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部の3学部に再編した。

新3学部発足後2年が経過し、3学部それぞれの教育の基本コンセプトを明確化し、独自性をもつ教育体制を具備しつつある一方、現状では、理工系3学部は一体で運営を行っており、「科学技術の急速な進展と複雑に高度化する産業社会に対応できる人材の育成」という共通の教育理念に基づき、「創造性のある高度な技術者・研究者の育成」を共通の教育目標としている。3学部一体の運営は、共通の教育理念と共通の教育目標を実現する為には、重複による無駄を省くことのできる効率的な体制である。この様な体制の元で、3学部の協調を維持しつつ、3学部の独自性をもつ更に強固な教育体制を検討することが、健全性、モラル等に関しても、今後の課題となるであろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

急変貌を遂げている現代の産業社会において、高等教育における質的な変化と社会のニーズに的確に応え、専門分野ごとの人材育成に関する要求と需要の的確な把握を図るためには、柔軟性と機動力に富み、迅速に意思決定の行える学部組織に工学部を再編する必要があるとの認識に至った。このような観点から、2007年4月に、工学部をシステム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部の3学部に再編した。これらの新しい学部は、相互に連携しながらも、それぞれの教育の基本コンセプトを明確化し、独自性をもつ教育体制を具備するものとしている。また、理工系の基礎教育強化につながる数学・物理学等の理学系分野を包含するほか、新時代産業の発展が期待される情報、環境及び生命の各分野を強化することをめざしている。これら三つの学部内には教育上の専門分野に従って分類された9学科を設け、更に9学科には柔軟な教育が行えるように教育プログラムとしての20コースを設置して、それぞれ独自のカリキュラムを編成することができるようにしようとしている。このような、工学部のシステム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部への再編により、「学の実化」を現代風に読み取ることのできる組織作り、各領域の新しい教育理念と人材育成目標のもとに、時代の変化に即応可能な柔軟性と機動力に富んだ教育の実践と、現代科学技術社会が求める有能な人材養成を実現することができる組織作りをめざしている。

新3学部発足後2年が経過し、3学部それぞれの教育の基本コンセプトを明確化し、独自性をもつ教育体制を具備しつつある一方、工学部の教育活動も一部では継続している。したがって現状では、理工系3学部は一体で運営を行っており、「科学技術の急速な進展と複雑に高度化する産業社会に対応できる人材の育

成」という共通の教育理念に基づき、「創造性のある高度な技術者・研究者の育成」を共通の教育目標としている。 3 学部一体の運営は、共通の教育理念と共通の教育目標を実現する為には、重複による無駄を省くことのできる効率的な体制である。この様な体制の元で、 3 学部の協調を維持しつつ、 3 学部の独自性を追求して行くべきか検討することが、健全性、モラル等に関しても、将来の課題となるであろう。今後、各学部の独自性をもつ更に強固な教育体制が必要かを検討する。

2　学士課程の教育内容・方法等

2-1　教育課程等

前回の到達目標

理工系 3 学部では、学校教育法第83条、大学設置基準第19条、及び本学の学是「学の実化」に基づき、倫理観に裏付けられた人間性の育成を軸に、理工学に対する広い基礎知識に立脚しながらも、その知識にとらわれない自由な発想のできる活力と独創性にあふれた技術者・研究者の養成をめざしている。

2-1-1　理工系 3 学部の教育課程

【現状の説明】

理工系 3 学部は「科学技術の急速な進展と複雑に高度化する産業社会に対応できる人材の育成」という共通の教育理念に基づき、「創造性のある高度な技術者・研究者の育成」を共通の教育目標としてきたが、これらの理念・目的を実現するために、体系的な教育課程を編成している。

理工系 3 学部には 9 学科がある。開設している専門教育科目は基本的にはこれら 9 学科それぞれ独自に編成されている。更に、各学科のコアとなる科目を精選して必修として各年次に配置し、選択科目は各学科独自の育成方針や理念に基づいて、数多く提供されている。また、入門的、概論的科目、理工学を学ぶ上で基礎となる数学、物理学、化学や生物学に関連した科目を低年次に配置させながら、年次が上がるにつれ、専門性の高い科目が配置され、加えて、実験・実習・演習科目が多数配置されている。そして、その終着点は「特別研究」であり、この科目を通じて、計画性、実行力、まとめる能力を培うことと、研究・開発に対する深く正しい理解と創造の精神を涵養することをめざしている。また、より高度な学問・研究を推進するための大学院理工学研究科への教育の継続と密接な連携を図っている。

【長所】

「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法第83条に定められた目的にも合致している。教育課程の編成についても、大学設置基準第19条にも合致するものとなっており、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」とともに、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう」配慮がなされている。

理工系 3 学部のカリキュラムは、特に「創造性のある高度な技術者・研究者の育成」という教育目標に適合しており、これは本学の教育理念である「学の実化」を実践するものとも言える。

このように、理工系 3 学部のカリキュラムは、大学・学部の理念・目的及び教育基本法第52条、大学設置基準第19条に適合しており、教育課程を編成する基本方針には大きな問題点は見当たらない。

【問題点】

教育の理念・目的とそれに基づく教育課程の編成方針については、当面、改善の必要はないと思われる。しかしながら、カリキュラムの運用に当たっては、継続的に点検・評価を行い、更に教育効果が高められるよう配慮することが必要であろう。また、現在、「少子化」あるいは「若者の理科離れ」の中で、あるいは、「新しい高校教育課程」のもとで教育を受けてきた学生の興味、関心や能力を学部の理念・目的にいかに適合させていくか、更に、現状より高いレベルを要求するJABEEとの関連をどうするか等の問題をかかえている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

これらの問題との関係で、カリキュラムの詳細部分について、適切に改善していくことが必要であると思われる。

2-1-2　履修科目の区分

【現状の説明】

（ア）カリキュラムの概要

理工系3学部には9学科が設置されており、学科の専門性により、学士(工学及び理学)の学位が与えられる。卒業所要単位はすべての学科において128単位であり、その内訳は以下のとおりである。

1）教養科目　20単位
2）外国語科目　12単位
3）専門教育科目　96単位

なお、保健体育科目の一部の科目について、4単位を限度として専門教育科目の卒業所要単位に含めることができる。以下に、上記の各科目群の概要を示す。

1）教養科目は、人間・文化分野(1・2年次配当)、社会・経済分野(1・2年次配当)、自然・技術分野(1年次配当)及びテーマスタディ(1・2年次配当)に分かれる。また、それぞれの授業科目にテーマが設定されている。
2）外国語科目には、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語が配当されており、英語を含む二つの外国語を第1選択外国語及び第2選択外国語として修得する必要がある。
3）専門教育科目は各年次に配当されており、必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に分類される。

（イ）カリキュラム体系

各学科のカリキュラムにおいては、理工系教育全般及び当該学科の教育のコアとなる科目を精選して必修として各年次に配置し、更に選択科目を各学科の理念や育成方針に基づいて数多く提供している。科目配置に当たっては、入門的・概論的科目、理工学を学ぶ上で基礎となる数学・物理学・化学や生物学に関連した科目を低年次に配置しながら、年次が上がるにつれ、専門性の高い科目を配置し、加えて、実験・実習・演習科目を多数配置している。そして、その終着点が「特別研究」であり、この科目を通じて、計画性、実行力、まとめる能力を培うことと、研究・開発に対する深く正しい理解と創造の精神を涵養することをめざしている。また、より高度な学問・研究を推進するための大学院理工学研究科への教育の継続と密接な連携を図っている。

このカリキュラム体系は、学部の理念・目的に沿って大学設置基準の大綱化に基づき履修科目の選択の幅の拡大をめざし、また、セメスター制度導入に向けて1997年度から実施したカリキュラム改革に基づいて策定し、継続的に改善してきたものである。各学科においても学科独自の教育目標に応じたカリキュラムについての議論を行い、授業時間割編成を行っている。以下に、カリキュラム体系をより詳しく述べる。

検索

ａ　教養及び専門基礎に関する教育

全学共通科目については、教育推進部へ各学部が委員を選出しており、全学共通教育の実施・運営に関する学部の意向を、委員を介して伝達している。そこでの議論に基づき、全学共通科目、外国語科目、保健体育科目並びに教職関係科目については、全学的な調整のもとにカリキュラムを編成している。

理工系３学部においては、全学共通科目の Ａ 群科目のうち自然科学系の科目については、各学科の専門教育に直結するため、具体的な科目設定にあたり、それらの科目が各学科のカリキュラムの中で適切に位置づけられるよう配慮している。なお、理工系３学部全体としては、「数学を学ぶ（各テーマ）」「物理を学ぶ(各テーマ)」「化学を学ぶ（各テーマ)」「地球の科学」「基礎からの情報処理」等を指定科目として定めている。また、個々の学生の必要に応じて補習の機会も設定している。

なお、カリキュラム体系の中で上記の科目と類似の位置づけがなされる基礎的な科目（例えば、「線形代数」「数学解析」「物理学実験」「化学実験」等）は、各学科の専門教育科目として配置し、配当学科に応じて授業内容の取捨選択を行うことを可能としている。

ｂ　専門分野に関する教育

各学科の専門分野に関するカリキュラムは、１年次から４年次にわたって展開されており、各科目にして配当年次及び必修・選択必修・選択科目の設定がなされ、かつ年次・学期による履修制限単位を設ける等、無理なくかつ年度を追って学習することができるように構成されている。更に、他学科配当科目や大学院理工学研究科の授業科目の履修を認める等、所属する学科の専門科目を深く学ぶとともに、学科の枠を越えて幅広い視野を身につけることも可能となるように配慮している。

４年次においては、４年間の学習の成果を自らの手でまとめあげる機会として、各学科とも必修科目の「特別研究」を課している。特別研究を行う学生は全員が研究室に配属され、様々な形態の研究（行政や企業との共同研究や受託研究も活発に行われている）に従事しながら、「ものづくり」「しくみづくり」「まちづくり」等を通じて社会全体の発展に寄与する視点を養う。

上記のように、理工系３学部では実験・実習・演習等の実技科目の重視を教育理念の柱の一つとしており、これらの実技科目にカリキュラム上の30%以上の時間を割いている。その円滑な実施のため、多くの実技科目で TA（ティーチング・アシスタント）を活用するとともに、一部の講義科目への TA 導入を行っている。また、一部の学科では講義・実験・演習の担当者を共通化し、関連科目の担当者間の連絡を密にする等の方策も実施している。これらの方策により、カリキュラムの一貫性を高めている。

ｃ　技術者に必要な様々な素養に関する教育

(a) 情報処理教育

理工系３学部における情報処理教育は、全学共通科目としての「基礎からの情報処理」と、各学科に固有の専門教育科目としての情報処理関連科目において行われている。専門教育科目としての情報処理関連科目は、「情報処理演習」というような名称を含めて、様々な名称の科目が各学科に開設されている。必修・選択の区別、配当年次は学科によって異なり、また、学科によってはこれらの科目を多数開設している。

(b) 科学技術に関する外国語の教育

各学科の専門教育科目の中で、「外国書講読」「基礎化学英語」「科学技術英語」等の科目を設定しており、必修・選択の別はあるが、ほとんどの学科で科学技術に関する外国語の教育を行っている。

(c) 技術者倫理・環境・安全等に関する教育

技術者は、経済的利益や利便、福祉や健康等への直接的貢献だけでなく、それが及ぼす社会や自然への影響についても責任を自覚することが重要である。そこで、技術者としての人間性や倫理観の涵養に寄与するような教育をカリキュラム体系に織り込むことが必要であり、全学共通科目において関連する授業科目を開設している。また、各種工業関係の諸法規、技術者倫理、環境保全、安全に関する講義科目を開

設している。

(d) 経営的視点や起業家精神に関する教育

ビジネス・知的財産関係の諸法規に関する講義科目を開設するとともに、正式にはカリキュラムに含まれないが、関西大学先端科学技術推進機構を介して、「ベンチャー論」「アントレプレナーへの道」と題した学部･大学院生を対象とする講演会を開催している。

ｄ　大学院教育への接続

科学技術の進歩にともなって、より高度な知識あるいは技術を身につけた研究者・技術者が必要とされるようになり、企業の研究・開発業務に携わる高級技術者として大学院博士課程前期課程修了生が優先的に採用される状況となっている。このように、水準の高い技術者を養成する教育機関としての大学院の役割がますます重要となっている社会情勢のもとで、学部から大学院への進学率は急速に増加し、一部の学科では既に50%前後となっている。したがって、学部と大学院博士課程前期課程の教育と研究を一貫したプログラムで実施する「６年一貫教育」の構築が急務となっており、2006年度のカリキュラムから、大学院の開講科目の一部を「先取り科目」として学部４年次生が履修できるようにしている。

（ウ）全学共通科目及び保健体育科目

大学教育は必ずしも専門教育にとどまるものではなく、大学を卒業して見識ある社会人になるために、広く高い視野を持つ人間教育でなければならない。そのためには、専門分野とは異なる学問に触れることが重要である。理工系３学部では、理工系専門科目と直接関連する物理学・数学・化学の分野を中心とした指定科目12単位のほかにも、幅広い教養知識の修得を目的として、A 群、B 群、C 群、K 群から合計20単位を課している。

保健体育に関しては学科ごとの判断となっており、多くの学科が選択科目として扱っている。

（エ）外国語科目

外国語科目は英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語の五つを開設しており、英語を含む２ヵ国語を必修としている。このうち一つを第１選択外国語、他を第２選択外国語とし、第１選択８単位、第２選択４単位の修得を定めている。

2005年度より従来の外国語科目に加えて、外国語検定科目を設定し、英語科目では、TOEIC・TOEFL・英検等、その他外国語についても各種検定試験のスコアに応じて外国語科目の単位認定を行うようなコミュニケーション力の修得をめざした、より実務性を重視した対応も行っている。2008年度春学期は、工学部で４名がこの制度により認定を受けた。

このほか、外国語の能力に大きな個人差があるという状況を配慮して、2005年度から上級外国語クラスが設置された。これは、高い外国語能力を持つ学生で、この科目の受講を希望するものを対象とするもので、ハイレベルの授業を実施するものである。2008年度春学期は、工学部で履修者は４クラス74名であった。

（オ）各学科の専門教育科目

システム理工学部４学科、環境都市工学部３学科、化学生命工学部２学科がそれぞれの学科ごとに、各専門性を特徴づけるカリキュラム構成を展開している。

（カ）必修・選択の量的配分

学科により若干の差異はあるが、多くの場合、必修科目と選択必修科目、選択科目に分類されている。選択必修科目は科目数を制限したより必修に近いものから、各学生の進路に会わせた自由度の高いもの等、いくつかのメニューが各学科で用意されている。量的配分は、学科の内容や事情により大きく異なる。機械工学科、電気電子情報工学科、都市システム工学科、エネルギー・環境工学科は必修の要素を高くしており、数学科、物理・応用物理学科、化学・物質工学科、生命・生物工学科は必修の要素を少なくしている。

【長所】

理工系３学部の教育課程については、９学科の専門性を持つ専門教育科目による専門分野に関する教育、並びに幅広い教養知識を修得させるための一般教養及び専門基礎に関する教育においては、全学組織としての教育推進部、更に、９学科が掲げる専門教育に関する独自のカリキュラム編成の下に、実体験を重視した「講義科目と実技科目の有機的ハイブリッド化による生きた教育」が実施可能なシステムを構築しているものであると言える。

2006年度からは、大学院での開講科目についての履修も可能となる新しい制度、加えて、2007年度に実施された工学部改組に伴い従来の学科の壁を低くしたより視野の広い学生を育てるための理工学教育体制が取られようとしている。

また、専門教育科目の中にも、ほとんどの学科で外国語、特に英語の能力向上をめざす科目があるのは理工系３学部のカリキュラムにおける長所である。

【問題点】

学力低下が叫ばれる今日の学生の状況、また、多様化する入学試験システムに十分対応するものであるかの検討が必要であるとともに、現在理工系３学部及び理工学研究科がめざしている学部大学院一体化運営の中でより有効かつ効果的な教育カリキュラムの検討がより一層求められていると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

日本技術者教育認定機構（JABEE）認定の技術者教育プログラムを基本とした豊かな創造力及び表現力を持って材料分野における諸問題に対処しうる研究・技術者の育成をめざして、単なる技術の推進のみならず、材料の供給が自然・人類・社会に及ぼす影響についても強い責任感を持ち、自立した研究・技術者の育成を行うことのできるカリキュラムをより踏み込んで検討する中で改善を行う必要がある。

一方、今後の国際社会の進展を考え、卒業生が国際的に活躍できることを期待すれば、引き続き外国語教育に力を入れていく必要があろう。教育効果をより高めるために、少人数クラスや能力別クラス編成の実現等一層の工夫を求め、教育推進部と連携しながら検討していく必要があると考えられる。

2-1-3　授業形態と単位の関係

【現状の説明】

授業科目の単位数は、学則14条に定める基準によって計算されている。学則では授業の内容や形態を配慮し、「講義」「外国語科目・保健体育科目」「演習」「実習及び製図」「実験」の５種に分けて以下のとおり基準を定めている。

1）講義は、毎週１時間15週の授業をもって１単位と規定しているので、１学期（15週）を通じて毎週２時間の授業が行われる場合、２単位が与えられる。
2）外国語科目は、毎週２時間15週の授業をもって１単位と規定する。
3）演習は、毎週１時間15週または毎週２時間15週の授業をもって１単位と規定する。
4）実習及び製図は、毎週２時間15週または毎週３時間15週の授業をもって１単位と規定する。
5）実験は、原則として毎週３時間15週の授業をもって１単位と規定する。

なお、2002年度よりセメスター制を導入したことにともない、従来通年で実施されていた４単位科目は、原則として半期２単位となっている。

【長所】

理工系３学部の教育課程については、各学科の専門性を持つ専門教育科目による専門分野に関する教育、並びに幅広い教養知識を修得させるための一般教養及び専門基礎に関する教育においては、全学組織として

の教育推進部、更に、各学科が掲げる専門教育に関する独自のカリキュラム編成の下に、実体験を重視した「講義科目と実技科目の有機的ハイブリッド化による生きた教育」が実施可能なシステムを構築しているものであると言える。

【問題点】

2007年４月に実施された工学部改組にともなって、新カリキュラム移行への過渡的な状況にある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2006年度からは、大学院での開講科目についても先取り履修が可能となる新しい制度もはじまっており、また従来の学科の壁を低くしたより視野の広い学生を育てるための理工学教育体制が取られようとしている。

2-1-4　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

（ア）派遣留学・認定留学

単位互換・単位認定の制度は、いずれも単位互換や認定の基準が明確に定められており、それに基づいて適切に実施されている。本学では海外の49大学と提携を結び、教員の相互派遣や共同研究、学術資料・情報の交換等を行っている。更に、交換留学制度を設けて、大学間で留学生の派遣を行っている。学生の国際交流に関する制度として、夏期及び春期に協定校で実施される英語及び中国語・韓国語・ドイツ語・フランス語・スペイン語のセミナーがある。

本学の留学制度には「派遣留学」と「認定留学」とがあり、修業年限への算入や単位認定及び履修届について特別措置が講じられる。「派遣留学」は、本学と学生交換交流協定を結んでいる外国の大学に選考のうえ派遣される制度である。

「認定留学」は、主に協定大学以外の大学へ留学する場合に、所属の学部または大学院の承認を得て留学する制度で、留学先では、所属学部、大学院に関係する専門の勉強をする（専門科目を複数科目履修する）ことが主たる目的となっている。

学則第22条の２に基づき、国内外を問わず、本学が協定または認定する他の大学で授業科目の履修を希望する学生に対しては、教授会が教育上有益であると認めた場合に限り履修を許可し、修得した単位は、60単位を超えない範囲で認定できることになっている。

（イ）編・転入学

編・転入学の制度は、いずれも単位互換や認定の基準が明確に定められており、それに基づいて適切に実施されている。すなわち、学則第22条の３に基づき、学生が入学する前に大学や短期大学で修得した単位、及び短期大学や高等専門学校の専攻科における学修は、教授会が教育上有益と認めた場合に限り、本学において修得したものとして認定できることになっている。

【長所】

派遣留学に対して、経費（留学先大学における授業料は、本学に納入した学費をもって充当する）や教学上（単位認定、修業年限への参入等）の措置が講じられる。また、派遣留学生に対する奨学金制度には、1）関西大学国際交流助成基金第１種奨学金、2）短期留学推進制度（派遣）奨学金〔独立行政法人　日本学生支援機構〕の２種類が用意されている。

認定留学についても、派遣留学と同様の教学上の措置が講じられる。また、本学に納入する授業料の３分の２の金額を限度として、留学先大学の学費に対する助成が行われる制度となっている。

編転入学における単位認定は、「学外からの編・転入学」「学内他学部からの編・転入学」、「２年・３年次編・転入学」等の種別に分けて、細かな単位認定基準が定められており、編転入学時にはこれに従って行わ

れている。

【問題点】

理工系３学部あるいは理工学研究科においては、派遣留学を希望する学生がほとんどいない。また、派遣留学と同様、認定留学を希望する学生もほとんどいない。それが何に起因するものであるか分析し、少しでも派遣留学を希望する学生が増えるよう努力が求められる。「留学制度」について広く知らしめることも必要である。

本学においては各学部内での単位認定に関しては特に問題点はないと思われるが、大学間の単位互換のための普遍性を持つように努力する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

理工系３学部あるいは理工学研究科の学生にとって、魅力ある海外の大学との協定をめざし、国際部とも密に連携し、協定大学の選定に積極的に協力している。また、大学院生の場合、これまでの出願資格を見直し、留学する時点で本学に１学期以上在学していれば足ることとなり、１年生の秋学期から派遣留学が可能となった。

国際部が策定した「国際交流の新たな展開－Globalizing Kandai をめざして－」と題する今後約10年の期間を射程とする国際交流政策の方向性にあるように、関西大学の国際化構想に理工系３学部あるいは理工学研究科として積極的に協力している。

大学間に単位互換制度が導入され検討されつつある状況の下では、単位はどの大学でも通用しうる普遍性を持った公的な性格を有するものでなければならない。

これらの意味では、単位認定の基準・範囲を明確にしておく必要がある。

2-1-5　開設授業科目における専兼比率等

【現状の説明】

理工系３学部では、各学科の主要科目は専任教員が極力担当するように努めている。2008年春学期の場合、専兼比率は全学共通科目の必修科目では58.3%、外国語科目では17.6%である。外国語科目については、2008年度には、理工系３学部（工学部も含む）全体で学部生が履修している総クラス数は566クラスであり、兼任教員の力を借りて教育を実施している。このこともあり、専兼比率は低い率に留まっている。

専門教育科目の必修科目並びに選択科目の専兼比率は一部低い学科があるが、理工系３学部全体で平均すると、それぞれ82.0%と66.3%でありそれらを総合すると74.2%である。

【長所】

一部の学科を除き、専門教育科目の必修科目（選択必修科目を含む）の専兼比率は80%以上となっており、学部の規模を考えると、妥当な範囲であると考えられる。

【問題点】

外国語科目の専兼比率が低いのは致し方ないことであるが、専門教育科目の選択科目の専兼比率の低い学科が存在することに注意すべきである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

専任教員の負担を増やさずに、専門教育科目の選択科目の専兼比率を向上させるためには、専任教員を増員するか、選択科目数を減らす必要があるが、いずれも早急に解決することは難しいと思われる。

2-1-6　カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

理工系３学部においては、理工学を学ぶための基礎となる数学、物理学、化学、生物学、地学に関連する授業科目は、必修・選択の別はあるが、各学科とも１年次配当となっている。現在理工系３学部がかかえるカリキュラム上の高・大の接続の最大の問題は、これらの科目の授業レベルと高校での数学・理科の履修の多様化並びに入学試験の多様化との関連である。特に、数学、物理学、化学の授業レベルに対応できない学生が多数いることが指摘されている。このような状況を救う一つの方策として、補習授業を行っている。

数学、物理学、化学それぞれの学習・学力状況に合わせた補習が必要となるため、それぞれ下記に示すように異なった補習の授業形態を取っている。

数学の場合、高校最終学年に学ぶことになっている科目を履修してこなかった学生には受講を義務付け、また、数学の学力に不安を感じる学生は自主受講としている。

物理では、教養科目の前期開講の「物理学（力学Ⅰ）」、後期開講の「物理学（電磁気学Ⅰ）」に基礎クラスという特別クラスを用意し、このクラスに履修登録した学生は１週間の別の時間帯にも１コマ用意した授業（「力学演習」、「電磁気演習」と呼んでいる）の受講を義務付けている。登録は学生個人の判断に委ねているが、多くは高校での物理の学習が不十分と感じた者のようである。担当はすべて専任教員が当たり、基礎クラスと演習は同一の教員が担当している。単位数は通常クラスと同じ２コマで２単位である。授業の仕方は担当者に一任されているが、演習に時間を割いている点は共通している。

化学の場合、高等学校において「化学」を未履修の者及び受講を強く希望する者を対象に、高校レベルの授業を行っている。教養科目「化学（基礎化学Ⅰ）」を「基礎クラス」で履修することを義務付け、土曜日２コマ、４、５月の２ヶ月に集中させている。

2008年度春学期の受講者数は数学140名、物理学（力学）183名、物理学（電磁気学）160名、化学31名であった。

【長所】

理工系３学部では、サイエンスセミナー等を通して理科離れに歯止めをかけるべく地域の小学校・中学校・高等学校の生徒に対しての活動を行ってきている。このような、活動とともに大学教育が円滑に行えるようにするための補習授業も開講している。

また、関西大学高大連携センターの「Kan-Dai１セミナー」や「Kan-Dai ネックレス・セミナー」等を通じて、高校生に対して大学の授業を体験できるプログラムを提供している。

【問題点】

現状では、この補習授業は関西大学第一高等学校の教諭に担当を依頼している。しかしながら、限られた時間内での対応は十分ではなく、対象となる学生のレベルも多様化し、十分に補習授業が機能しているとはいえない状況にある。また、授業が進むにつれて、出席者が減少することが指摘されている。現在の状況に合わせた理工系の基礎教育を再構成すること並びに専門教育科目との繋がりがより効率よく行えるようにするために、綿密な連携が求められている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学入学生の学力低下並びに多様な入試制度が続く限り、現在行っているような補習授業を続けざるを得ないであろう。現在、理工学教育開発センター（2007年度設置）を中心に、補習授業（入学前学習支援講座（仮称））を入学前の３月下旬に集中して行い、出席者の減少をくい止めることを計画している。更に、チューター制度の拡充を図っている。また、本年度初めて併設高校教諭との懇談会を開催したが、今後も対象高校を広げつつ開催する予定である。

2-1-7　カリキュラムと国家試験

【現状の説明】

本学では、所属の学部を問わず、所定の単位を修得して免許や資格を取得するための課程として教職課程、図書館情報学課程、博物館学課程、社会教育課程が設定されている。理工系３学部においても、電気主任技術者、第二種電気工事士、電気通信主任技術者、第一級陸上無線技士、第一級陸上特殊無線技士、甲種危険物取扱者、甲種消防設備士、毒物劇物取扱責任者、火薬類取扱保安責任者、公害防止管理者、高圧ガス製造保安責任者、放射線取扱主任者、環境計量士、食品衛生管理者、健康食品管理士、栄養情報担当者、バイオ技術者、一級建築士、二級・木造建築士、測量士、技術士、土木施工管理技士、建築施工管理技士、造園施工管理技士、コンクリート診断士、土地家屋調査士、土木鋼構造診断士等の資格取得に関する専門科目が準備されている。

また、理工系３学部においては、取得可能な教育職員免許状の教科は、学科によって異なるが、数学、理科、工業、情報であり、種類はいずれも中学校教諭一種普通免許状、高等学校教諭一種普通免許状である。2008年度の実績では中学校では数学６件、理科16件、高等学校では数学10件、理科24件、工業11件であった。

【長所】

理工系３学部においては、教職課程の履修者及び教員免許の取得者が例年、文学部、社会学部を除く学部と同程度であることは、学部の性格から判断すれば評価されてよいだろう。

【問題点】

本学の理工系３学部は、教員養成系大学や学部ではないため、教職課程の「教職に関する科目」や「教科に関する科目」には、卒業所要単位に加算できない自由科目の位置付けになっているものが多い。したがって、教員免許を取得しようとする者にとっては過重の学習が要求される。それにも関わらず、相当数の者が免許を取得している。このような事情を配慮し、各種の支援策を講じる必要があると思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後、各都道府県における教員採用数が増加することが見込まれているので、全学的に教員採用試験合格に向けた支援を展開するとともに、学部においては教職課程履修者に対し、適切なガイダンスを行うことが検討されている。

2-1-8　インターンシップ、ボランティア

【現状の説明】

JABEE 対応カリキュラムにおいて大きな比重を持つインターンシップに関する科目の開講は理工系３学部にとって非常に重要な教育要件であると言える。この問題に対して、理工系３学部においては2001年度より自由科目としてインターンシップがカリキュラムに加えられた。単位の認定を受けるには、キャリアセンターへインターンシップを申し込み、事前講座を受講してインターンシップ実習を体験し、更に実習報告書の提出や実習報告会への参加といった所定のプログラムをすべて修了することが条件となっている。現在実施されている機械系学科と都市システム工学科では、単位認定のために、実験科目の中にインターンシップを設置する等の工夫がなされている等の運営上の問題に対する取り組みも報告されている。

表Ⅱ-理工-1　ビジネスインターンシップ　学科別実習生数　2008年度

学科	実習生内訳				申込者内訳				単位認定者数
	学部計	計	男子	女子	学部計	計	男子	女子	
機械工学科	173	13	13	0	161	11	11	0	4(2)
機械システム工学科		25	25	0		15	14	1	14(1)
電気工学科		16	13	3		9	9	0	9(1)
電子工学科		15	15	0		2	2	0	2(0)
化学工学科		11	10	1		7	5	2	5(5)
応用化学科		14	9	5		21	12	9	15(1)
先端マテリアル工学科		5	5	0		4	4	0	6(2)
システムマネジメント工学科		12	9	3		14	12	2	13(1)
都市環境工学科		36	32	4		49	41	8	44(1)
建築学科		22	14	8		9	7	2	8(0)
生物工学科		4	0	4		20	7	13	10(1)

(　)内は学校インターンシップ数で外数

【長所】

学科独自の事情に基づく対応の中、地方公共団体との関係での学外実習また、就職担当者の努力、教員個人の努力の中でインターンシップを推し進めてきた。現在、大学全体での取り組みがなされている。

インターンシップの単位認定は、理工系3学部で自由科目として、また一部の学科では専門科目での認定が実施されていることは評価すべき事柄である。

上記ビジネスインターンシップとともに大学が推し進める学校インターンシップへも2008年度に、15名の学生が参加している。

【問題点】

希望学生数と受け入れ可能企業との量的な対応はいまだ十分ではなく、更に各学科関連の受け入れ企業が十分に整っていない現実では十分なインターンシップ対応が行われているとはいえず、学生の就職先としての関連企業との今後の対応等全学的な対応とともに理工系のインターンシップ受け入れ企業の開拓についての更なる努力が求められる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

多様な文化や価値観を受容し、その中で自らの考え方を主張し、行動できる心豊かな人材を育てるためには、知識の修得だけでなく、多様な文化に触れたり、多様な価値観を持つ人々と交流を行ったりする等の実体験を持つことが必要である。特に理工系3学部においては、ものづくり教育の重要性にかんがみ、現状に満足しない実験・実習等に力点を置いた実践的な教育の更なる充実が求められているものと考えている。

また、学生が将来への目的意識を明確に持てるよう、職業観を涵養し、職業に関する知識・技能を身に付けさせ、自己の個性を理解した上で主体的に進路を選択できる能力・態度を育成する教育を、大学の教育課程全体の中に位置付けて実施していく必要がある。また、現実的な職業観を涵養するためのインターンシップについては、ある程度長期間にわたって実施する取組が必要である。そのためには、大学と企業とが協力して学生に自らの専攻や将来の職業に関連した就業体験を与えるインターンシップ制度を積極的に導入すること、ボランティア活動等地域社会に貢献する活動を授業に取り入れたり、学生の自主的活動を支援することに大学が積極的に取り組んだりすることも重要である。

2-1-9　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

理工系3学部では社会人入学試験を行っていないため、社会人学生はいない。理工系3学部では外国で、12年間の学校教育を修了した者を受け入れる制度として外国人学部留学生入学試験を実施している。募集人

員は若干名である。選考方法は、日本語、数学、理科(物理または化学を選択)の試験の成績に基づいて合否を判断している。

外国人留学生における外国語科目は、日本語に関しては「日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」(各２単位・１年次配当)、また、その他の外国語に対しては英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語のうち１ヶ国語(日常使用言語は除く)を選択し、その外国語のⅠa・Ⅰb、Ⅱa・Ⅱb の計４単位がそれぞれ必修科目として設置されている。

「日本事情ⅠまたはⅡ」の各２単位を修得した場合、卒業所要単位に含むことができるようになっている。

大学全体の取り組みとして、交換留学生・私費留学生も入寮することのできる「学生国際交流館・秀麗寮」が設置され、留学生にとっても日本人学生にとっても、共同生活の中で国際感覚の育成や相互交流を推進する役割を果たしている。

【長所】

外国人留学生に対して日本語や日本文化の紹介の科目を開設しているのは、彼らが日本での生活と学業にとけこむために一定の効果を発揮していると考える。

【問題点】

留学生と日本人学生との日常的交流を促す科目の設置が不十分である。更に留学生と日本人学生との交流の意味で、外国語科目の授業に留学生の能力を生かすこと、招へい研究者が正規授業を担当できるようなカリキュラムを検討すべき時期でもある。生涯学習の社会的要請が強まる中で、大学が一般社会人に対しての生涯学習にどのように応えていくのかは、大学の重要な今日的課題である。

大学における教育研究活動の成果を広く社会に開放し、生涯学習の振興に資することは、高等教育と社会との往復型の生涯学習を推進する上で重要なことであり、大学が果たすべき役割として明確に位置付けることが求められる。

教育プログラムの内容を分かりやすく示す等適切な情報提供に努めたり、社会人が必要とする教育プログラムを的確に選択できるよう社会人の履修相談に応ずる専門的なスタッフを設けたりする等、社会人の学習支援体側を整える必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会人に対する学習支援体制の展開には、さまざまな形態が考えられるが、勉学をしたい社会人を一般入学試験と区別して入学できる制度を設けることは、有力な方法の一つと考えられる。

職業等に従事しながら学習を希望する人々の学習機会を一層拡大する観点から、個人の事情に応じて柔軟に修業年限を超えて履修を行うことで学位等の取得が可能となる、できる限り弾力的な仕組みを導入することが必要であると考える。

社会人が最新かつ高度の知識・技術を習得するために必要な教育を受けやすくするため、企業や社会の要請を十分考慮しつつ、インターネット等の情報通信技術を活用して、社会人が利用しやすい教育提供の形態を整備する必要がある。

今後の到達目標

理工系３学部では、学校教育法第83条、大学設置基準第19条、及び本学の学是「学の実化」に基づき、倫理観に裏付けられた人間性の育成を軸に、理工学に対する広い基礎知識に立脚しながらも、その知識にとらわれない自由な発想のできる活力と独創性にあふれた技術者・研究者の養成をめざしている。

本学の学是である「学の実化」の理念は学外からも高く評価されており、今後も引き続き、この理念を実現していくよう努力していく。

2-2　教育方法等

前回の到達目標

カリキュラムにおいては、学理と実技の乖離を避けるため、「実体験」を重視し、可能な限り実験・実習・演習を通して学ぶ「実践教育」を推進している。これは、学理の実践と技能・技術の蓄積や継承の重要性を理解することが重要と考えているためである。単なる知識の伝授としての教育ではなく、自らの将来の専門を築くために必要な基盤を身につけさせることが重要であり、「講義科目と実技科目の有機的ハイブリッド化による生きた教育」を本学部の教育の主要な柱の一つとしている。その学部教育のまとめが、全員が1年間体験する「特別研究」である。この「特別研究」では、研究・開発に対する深く正しい理解と創造の精神、及び研究・開発の遂行に必要な計画性・実行力・報告能力等を養うことを目標としている。また、その後のより高度な大学院教育との密接な連携を図ることも目標としている。

2-2-1　教育効果の測定（学部）

【現状の説明】

（ア）教育上の効果を測定する方法

理工系3学部の専門科目の構成は実験・実習・演習科目と講義科目とに大別できる。表Ⅱ-理工-2は2008年度の専門教育科目の評価方法を一覧にしたものである。また、実験・実習・演習科目はすべての学科で「実験レポート、ノート、平常時の報告を含む口頭試問」によって成績評価がなされている。一般的に、このような成績評価の際に教育目標に従った教育上の効果を測定することが可能となる。

表Ⅱ-理工-2　専門教育科目評価方法一覧

	筆記試験	平常授業試験	臨時試験	論文・レポート	合計
2008春	398	177	16	24	615
2008秋	344	183	12	21	560
合計	742	360	28	45	1175

このような成績評価時の教育上の効果の測定に対して、既にJABEE認定プログラムを運営している学科では、個々の学生に対して、学生自らが総合評価ランクシステムに基づく「学習･教育目標達成度評価カルテ」等を作成し、JABEE 認定プログラムが用意した学習・教育目標に対する自ら個人達成度を測定することのできるシステムを運営している。このシステムはJABEEにおいても高い評価を受けている。

（イ）教育効果の測定方法に関する教員間の合意

理工系3学部では、教育効果の測定方法の大枠についてのシステム全体の議論は未だ十分になされていない。一部、入学者の学力測定を行う試みがなされ、その議論の中で、期末試験の難度に対するレベルの統一、採点基準が教員間で合意がなされている。また、JABEE 認定プログラムを運営している化学・物質工学科マテリアル科学コースでは、コース内に設置された「技術者教育検討委員会」、「カリキュラム検討委員会」、「FD 検討委員会」において専門教育科目を JABEE の基準に従い、学習・教育目標に沿ってカリキュラムが構成されているので、その教育効果の測定方法についても上記委員会において十分に議論がなされている。しかしながら、化学・物質工学科マテリアル科学コースにおいては、JABEE を基準としてこのようなシステムの整備がなされているものの、大多数の学科では教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みはいまだ十分な導入状況にあるとはいえない。いずれにしても、現状では個々の教員が個人の判断で行っている段階である。また、外国語・教養科目・専門科目（必修・選択）ごとの成績分布は毎年発行される『関西大学「学の実化」データブック』に掲載され、公開されているが、そのデータをもとにして学部で議論する制度はいまのところない。今後、検討を要する課題である。

検索

（ウ）卒業生の進路状況

理工系３学部の卒業生の進路は、民間企業、公務員、博士課程前期課程（本学・他大学）である。また、就職活動者に対する就職決定者数の割合は2008年度で工学部全体として99％を越え、就職希望の学生の大半は就職を行うことができている。また、就職決定者の規模別の割合では、約70％の学生が巨大企業、大企業へ就職している。業種別就職状況は、各専門分野によって異なるものの、製造業が半数を占め、ついで、情報･その他サービス業、建設業、商業である。大学院進学者数は各学科ともに約20～50名程度が本学大学院へ進んでいる。他大学への大学院進学も学科ごとにその状況は異なっている。

【長所】

教育効果の測定に関して、理工系３学部では講義・実習・演習等の科目の性質によって、成績評価時にそれぞれの性質に基づいた方法のもとに行われている。また総合的な教育効果の測定指標として卒業研究を必修にし、効果を上げている。以上の教育効果の測定方法・基準についてはすべて『シラバス』に明記されており、教員も学生も共通の認識を持っている。また、学業の最終的な教育効果を測る指標として特別研究（卒業論文）を必修にし、複数の教員による合意のもとで成績を判定している点も評価されよう。

【問題点】

卒業後の進路に関しては、培われた技術・知識を基礎にして多くの学生が製造業を中心とする分野に就職し、活躍している。またより専門性の高い知識と技術の取得のため博士前期課程への進学も多く見られる。

教育効果を測定するシステムは全体として概ね有効に機能していると思われるが、それを検証する仕組みが自覚的に導入されていない点が問題としてあげられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

理工学教育における趨勢は現在 JABEE 認定プログラムに従ったものになろうとしている。今後教育改善を行うに当たって基本となると考えられる JABEE 認定プログラムの作成は検討に値する。

2-2-2　成績評価法

【現状の説明】

（ア）履修科目登録の上限設定とその運用

理工系３学部全体として、年次・学期による履修制限単位を表Ⅱ-理工-3のように定めている。また、通年科目を履修した場合には、当該科目の単位数の２分の１の単位数を、春学期と秋学期それぞれの履修単位に算入することができる。

表Ⅱ-理工-3　履修制限単位一覧

1年次	春学期	外国語科目、専門教育科目については制限なし。 ただし、全学共通科目の履修については各学期16単位以内
	秋学期	
2年次	春学期	各学期とも40単位以内、年間60単位以内
	秋学期	
3年次	春学期	
	秋学期	
4年次	春学期	
	秋学期	

ただし、旧工学部では、4年次生への履修制限は、規則上履修制限なしとなっている。しかしながら、卒業研究を中心とした教育を実現するために、学科によっては推奨科目が研究室ごとに提示される等の履修指導がなされている。この指導に基づき2008年度工学部４年次生の年間の平均履修単位数は、16.2単位となっている。

また、１年次生については、全学共通科目に単位制限が設定されている。この結果、１年次生に配当されたすべての履修可能な年間の単位数の合計は、学科によって異なるものの最大62単位、最小44単位であり、実質的には履修制限が存在していると言える。

年次進行に当たっては、学科により先修科目の要件が設けられている。特に、総合的な学習･教育を実現するために大きな役割を果たす特別研究については、卒業所要単位(128単位)のうち110単位以上修得していること、並びに１・２・３年次配当の卒業に必要な全学共通科目、外国語科目及び１～３年次配当の専門教育科目を対象として、学科ごとに独自の制限を設けている。個々の内容については、学生に配布している『HAND BOOK』に詳しく記載されている。

（イ）成績評価法、成績評価基準

成績評価は100点満点で行われるが、学生には100～90点を秀、89～80点を優、79～70点を良、69～60点を可、59点以下を不合格として学期ごとに学生に開示される。開示後、成績に疑問のある学生は定められた期間内に事務室を通して問い合わせをすることができ、問い合わせを受けた教員は出席簿や答案・レポートをもとに成績の根拠を説明することが求められる。教育懇談会開催(例年５月開催)に際して学生の成績は保護者に送付され、保護者とも協力して学生の勉学意欲を高めるための配慮もしている。保護者とはこの教育懇談会（大阪以外の地域での開催は夏に行っている）において、各学科における教育方針や成績表の見方等を説明した後、個人面談を行い、個々のケースについて相談等、学生の勉学についての情報交換を行っている。なお、成績表は５月中旬及び10月中旬の年２回、保証人宛に郵送している。

定期試験の実施に際しては厳格に行われるような措置を講じている。試験監督は担当教員の他に応援教員または職員がつくようにしており、数はおよそ学生50人にひとりの割合である。実施は「監督マニュアル」のもとに行われ、学生には必ず学生証を提示させて本人確認をするとともに受験者数と回収した答案用紙の枚数に違いがないか等不正行為の防止と答案用紙の回収漏れがないよう万全の体制をとっている。万一、不正行為が発覚した場合には当該科目を含め、その不正行為の性質により、当該試験期間に受験した全科目または直近５科目の試験をすべて無効にし、本人に強く反省を求める等厳正な態度で臨んでいる。

JABEE 認定プログラムでは、明確な採点基準が求められるので、モデル答案並びに模範解答等を明確にする必要がある。更に、答案用紙を厳重に保管する必要がある。化学・物質工学科マテリアル科学コースでは、「技術者教育検討委員会」においてこれらの問題を議論し、学科のホームページを用いてこれらの情報を発信している。

（ウ）学生の質を検証・確保するための方策

理工系３学部全体としては組織だったシステムを運用してはいない。しかしながら、一部学科においては、基礎教育から専門教育への円滑なつながりを保つために、学力調査を行いつつある。現在では、授業時間内で様々な小テストを行いその評価を行っている。更に、学科によっては、年次進行に従い、先修科目の要件を設け、各科目の教育目標にしたがった学習・教育が実現できるように配慮している。

2001年度より４年次生以上の再試験制度を廃止し、１単位でも不足すれば留年となることから学生は下位年次から計画的に履修をする態度が強化されている。

（エ）学生の学習意欲を刺激する方策

2001年度から各学年の成績優秀者に対して給付奨学金を与える制度が発足し、現在この制度によって給付奨学金を得ている学生は2008年度では１年次で17名、２年次で30名、３年次で34名、４年次では67名である（１年次は入学試験成績の上位者)。更に、学科ごとの対応ではあるが、年次ごとの成績優秀者に対して表彰制度を設けている。また、卒業時においては、学部全体で各学科の成績優秀者に「紫紺賞」が授与されている。

先にも述べたように、化学・物質工学科マテリアル科学コースでは、JABEE 認定プログラムの実施において、学生個人に自ら学習･教育目標達成度評価カルテを作成させ、学習･教育に対する達成度を評価させる

システムを運営している。このシステムの導入によって、学生は自らの学習目標を明確に理解した上で、受講することができるとともに、JABEE に従って学習目的を明確に示されたシラバスのもとに、円滑な学習を実現することができるようになっている。

【長所】

上記のように、成績を厳格に評価する仕組みは整っていると言える。履修科目登録の上限設定、成績評価法、各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途、学生の学習意欲を刺激する方策等、いずれもしかるべき工夫を加えている。

【問題点】

成績優秀者に対する表彰制度や奨学金の給付等が、学生に対して十分に周知されているとは言いがたい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

単に成績優秀者に結果として奨学金が給付されたり、表彰されたりするというのではなく、インセンティブを高めるためにこの制度が積極的に用いられるようにする工夫が必要である。これは学部としての検討課題である。また、JABEE 対応を進める中で問題解決を検討する必要がある。

2-2-3　履修指導

【現状の説明】

（ア）履修指導

新入生に対する履修指導は、新入生指導行事期間にまず事務職員によって単位制や配当年次、資格等について説明があり、その後に学科別に分かれ、各学科の教員によって学科の特色や科目の特徴について説明がなされる。履修については、入学時に配布される『HAND BOOK』に履修時の注意事項が詳細に説明されている。更に、シラバスが充実され、科目ごとに、講義の学習目標が明確に示されている。特に教員免許等の資格の取得を希望する学生に対しては履修計画を早めに立てるよう注意を促している。また、留学を希望する学生にも特別にガイダンスを行い、エクステンション・リードセンター（関西大学が設置する専門機関）での学習も含めて早めの準備をするようにアドバイスを行っている。

（イ）オフィスアワー

理工系３学部では、2009年度より各教員のオフィスアワーをシラバスに記載している。学生から直接教員へ電子メールが配送されるシステムを構築し、様々な問題の相談に応じている。また、各学部の学生相談主事が学生からの相談に対応している。

（ウ）留年生に対する配慮

理工系３学部では全学科で学習の集大成として必修科目である特別研究を受講しなければならない。この受講資格を得るためには、履修する前学期末までに、所定の単位以上を修得している必要がある。この所定単位の内訳は各学科によって異なるが、例年、この受講資格を得ることができる学生は、これも各学科及び年度によって異なるものの約60～85％程度である。しかし、特別研究の受講資格を得て、しかも卒業後の進路が決定した学生でも、留年する学生が休学者を含めると毎年120人前後おり、この数は在籍者比率で約6.5％程度にもなる。

その他、１年次から３年次あるいは特別研究の受講資格を有していない成績不良者への履修指導は教務センターにおいてかなり丁寧に行われている。また、入学時にクラス分けを行っている学科ではその担当者が相談を行っている。その他、各学科の教育主任、時間割編成委員、更に研究室の指導教員も指導を行っている。

成績不良者の実情は、勉学についていけない等能力にかかわるものではなく、休学して語学留学をしていたとかサークルに打ち込んだ結果である等学生本人の自覚的な選択である場合が多い。学部としては、それらの学生に対して、語学のクラス編成の他、その他の科目でも物理的に可能な限り対応を行っている。経済的な援助として、５年目以降からは、実験実習材料費を徴収しない処置がなされている。

【長所】

教務センターには学部を担当する職員がおり、それぞれの学部・学科の特色を踏まえながらきめ細かい指導をしている。まず、新入生に対しては履修指導だけでも２日間にわたり詳細な指導を行っている。この指導は２年次以降の履修の際にも誠に有効的なものになっている。成績不良者の相談にも時間をかけ学生が納得するまで丁寧に応対している。

【問題点】

教務センターによる履修指導は充分であるが、教職員との接触の場であるオフィスアワーの制度が、学生に未だ充分浸透していないようである。各学科の教職員との接触は授業科目の指導は講義時間中あるいはその前後に行えるが、それ以外の指導あるいは相談の場があることの PR が少ないのではなかろうか。現状ではこれらは学生相談主事等が対応している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生に対して、すべての教員がオフィスアワーを設定しており、指導及び相談の場が設けられていることを履修指導の機会に説明する等積極的に PR する必要がある。

2-2-4　教育改善への組織的な取り組み（学部）

【現状の説明】

（ア）学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進する措置

理工系３学部では、その対象とする学問領域が広く、９学科が存在しそれぞれが独特の専門領域を受け持っている。したがって、一律な教育方針は立て難い面もあるが、技術者の教育という観点からは一定した目標が立てうる。その全般を通じての教育目標である「創造性のある高度な技術者・研究者の育成」のもとで、工学という実践的な学問をいかに具体的なアイデアとして修得し、実体験に基づく知識を獲得することをめざした実験、実習、演習はもとよりその基礎となるエンジニアリングサイエンスの学修を求めてきた。創造性は、これら基礎となる科目と実践的な技術教育の成果として求められるものである。すなわち、学習者自身の手を使って学ぶことにより、創造性に結びつく見識が得られるものと思われる。このような構想に基づき、専門科目のいくつかを１・２年次に下ろし、実験、実習、演習を組込んだ内容のものを低学年よりはじめている。これによりその後の学習において、具体的な見方で思考を進めること並びに意欲的な活動が可能なように工夫されている。

このような基礎に基づき、上位学年では専門技術を実験や特別研究（卒業研究）により学習者自身の研究計画によって知識を応用し、ひとつの研究成果を求める教育を行う。自己の能力によって独力で研究的なプロセスを踏むことにより、大きな学習効果が得られるように図られている。更に、卒業研究の結果は学科により多少の違いはあるが学科ごとの『卒業論文要旨集』にまとめられ、それを予稿として研究発表会が行われ、研究成果の講演が義務づけられている。この聴講は、教員はもとより低年次の学生にも案内されていて、卒業研究の内容について評価や研究テーマの選択の参考になっている。

４年次の卒業研究においては、大多数の教員が大学のセミナーハウス等を利用して合宿を行い、学生各自の研究の成果を集中的に検討し合い、相互のコミュニケーションを図っている。この合宿授業への費用補助も制度化されている。

また、2002年度よりゲスト・スピーカー制度が１科目１回の制限つきながら運用されるようになり、この制度を利用した科目は19科目、2005年度は16科目、2006年度は22科目、2007年度は16科目、2008年度は22科目にのぼっている。これにより実際に社会で活躍している人の話を聞かせることが可能となり、実践・学際性を求める工学教育の趣旨に沿った制度であると言える。

更に、各学科において年に２回程度内外の学界、産業界の研究者、学識経験者による学術講演会を学部生、院生を対象に開催し、学習の視野を広げるという企画を行っている。

（イ）シラバス

シラバスは理工系３学部において、学科ごとに Web シラバスとして学外からも見ることができるようになっている。開講科目について①講義概要、②講義計画、③成績評価の方法、④教科書、⑤参考書、⑥備考の各項目が記載されている。これによって教員の講義の意図、計画が明確になり、学生が履修科目を選択する際の参考となり、あらかじめ受講計画を立てることができるようになった。

（ウ）学生による授業評価の活用状況

教育推進部が企画する「学生による授業評価」には理工系３学部も積極的に参加している。調査内容としては、マークシートによる５段階法による評価に加えて授業に対する自由記述方式の意見が記入されている。自由記述結果は担当教員が直接受け取り、参考にできるようになっている。評価結果は学部ごとに集計され公開されるとともに、実施した科目については担当教員にその科目の集計結果がフィードバックされている。これをどのように活用するかは個々の教員の判断に任されている。最近３年間の実施状況を次表に示す。

表Ⅱ-理工-4　授業評価アンケート実施状況

年度		対象クラス	実施クラス	実施率	回答率
2006年	春学期	570	498	87.4%	47.0%
	秋学期	563	499	88.6%	40.7%
2007年	春学期	504	432	85.7%	45.7%
	秋学期	583	508	87.1%	39.0%
2008年	春学期	570	498	87.4%	47.0%
	秋学期	563	499	88.6%	40.7%

表のように学生による授業評価は対象クラスの約90％近くにおいて実施されているが、履修届を出している学生の数に対して評価をした学生は約40％である。この数は履修届を出しながら平素授業に出席している学生の数に相当するものと考えられる。

（エ）FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性

a　FD 活動を検討･運営する組織が学部または機構内に設置され、適切に運営されているか

理工系３学部においては、2007年に理工学教育開発センターを設置し、学部執行部並びに各学科から選出された20名の委員によって、FD 活動及び授業評価に関する事項について検討、立案あるいは実施されている。

b　設置された委員会は FD 活動の具体的な内容を検討し、実施しているか

理工学教育開発センターにおいて、FD の具体的な活動計画に対する検討を行っている。

c　FD 活動の具体的な内容の検討を行う場合、学生の意見を積極的に反映できるシステムがあるか

FD 活動の具体的な内容を検討するのが理工学教育開発センターであるが、現在学生の意見を反映させるシステムがあるとはいえず、今後どのようなシステムがよいか検討していく予定である。

d　FD 活動の具体的な内容は学部または機構の全構成員及び全学生に公開されているか

現在のところ、具体的な活動計画等が確定していないので、その内容は公開されていない。しかし、今後ホームページ等で公開し、全構成員及び全学生に FD 活動への参加を促していく。また、FD 活動に対する情報を掲載した冊子を準備していく予定にしている。

e　FD 活動に学部または機構の全構成員が参加しているか

JABEE 認定プログラムを既に実施している化学・物質工学科マテリアル科学コース（旧先端マテリアル工学科）並びに都市システム工学科（旧都市環境工学科）では、学科内に FD 検討委員会を立ち上げ、各教員の講義をビデオに収録する等積極的に学科構成員が FD 活動に参加しており、これらの活動を検証し、今後学部の全構成員に対して FD 活動への積極的な参加を促す方策について検討する。

f　FD 活動に学部または機構の学生の参加を促す活動を行っているか

ホームページや教授会を通じて FD 活動の内容あるいは実施計画等を公開し、全構成員及び全学生に FD 活動への積極的な参加を促していく。

g　FD 活動に関する記録があり、学部または機構の全構成員及び学生に開示するシステムがあるか

JABEE 認定プログラムを既に実施している学科においては、FD 活動に関する記録が整理されており、ホームページ等で全構成員及び全学生にその内容が公開されている。このような学科単位での取り組みを検証し、今後の学部単位でのシステム作りの参考としていく。

（オ）FD の継続的実施を図る方途の適切性

a　FD 活動を継続的に改善できるシステムがあり、適切に運営されているか

上述したように、理工系 3 学部においては、2007年に設置された理工学教育開発センターにおいて FD 活動及び授業評価に関する事項について議論しており、FD 活動についても今後スパイラルアップできるよう検討していく。

b　FD 活動が適正であるかどうか評価する外部評価システムがあり、適切に運用されているか

理工系 3 学部として、既に2004年に教育外部評価を受けており、その際 FD 活動についても評価を受けている。このような外部評価の経験を取り入れ、今後理工学教育開発センターにおいて外部評価システムの構築に向けて検討していく。

c　FD 活動の改善点を学部または機構の全構成員及び全学生に開示できるシステムがあるか

理工学教育開発センターで検討された改善等を、ホームページや冊子、あるいは教授会等で全構成員並びに全学生に開示していく。

【長所】

シラバスの内容はかなり充実しており、学生の履修において参考となる点が多い。創造的な教育をめざすという理工学教育の体制は整いつつあり、特に実験、実習、演習等の自らの思考を要請する基礎が整いつつあると言える。また、学生による授業評価のシステムも Web 上からも実施できるようになる等整備されつつあり協力的な科目が増えている。

【問題点】

シラバスの内容は年毎に充実してきており、一頁に極めて詳細に記述されている科目が増えている。しかし、授業との進行との関係を考えると、まだ見直すべき点もあると思われるので、今後の教科の実施に伴い、逐次改善されより充実されることが期待される。ただシラバスの内容にあまりとらわれすぎると、刻々と進展するその学問の最先端の紹介をする時間等に制限が生じる危惧が生じる。

学生の授業評価については、教育推進部の主導で行われていて、個々の教員がその運営に加わっているわけではないので、その結果の活用方法についても合意のないまま各自に任されている状況である。更に、学生が授業評価者として十分な能力、授業への参加状況にあることに疑問を持つ教員も少なからずいる。

FD 活動に対する組織的な取り組みは端緒を開いたばかりであり、理工学教育開発センターを中心にして全構成員並びに全学生が参加する活動をめざさなければならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在 JABEE 認定プログラムを実施している学科のさまざまな試みを通して、これらの問題を検討し、理

工系３学部にもっとも適した授業評価システムを検討しようとしている。

2-2-5　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

（ア）授業形態と授業方法

理工系３学部の各学科では、専門教育科目については一般に、学科単位で講義がなされている。したがって、講義科目については、ほぼ学科の定員数(学科によって異なるが約100名)に応じた規模で講義がなされている。一方、演習においては30名前後の小クラスが編成され、実験においては、数名の班を構成して実施され、きめの細かい指導ができる体制を整えている。

全学共通科目は履修生も多く、大規模クラスで行い、外国語はその効果を考えて極力１クラス50人を超えないようにしている。

（イ）マルチメディアを活用した教育

教材をパワーポイントで提示したり、映像情報を VTR あるいは DVD で提示したり、インターネット上のデータベースを利用して調査をしたりといったマルチメディアの活用は必要に応じてごく普通に行われるようになってきた。またそのための設備も理工系学部では1987年度より順次装備され、現在12教室に装備されている。

情報処理室〈第４ステーション〉では、パソコン50台とプリンター７台を配備し、学生の各種情報の収集・選択とその解析、処理能力の育成の教育活動を支援している。オープンデザイン教室〈OD１教室・OD２教室〉（パソコン270台とプリンター20台を配備）では、インターネットを利用した双方向教育を実施している。

また、Web 上にホームページを開設し、授業に関連する情報を掲載したり、また質問と返答の内容を公開したりする等している教員が多数存在している。今後、インフォメーション・テクノロジーセンターが準備している HP 開設に関する技術的援助等が整備されれば更に増えることが予想される。

更に、授業支援型 e-Learning システム CEAS（シーズ）を利用した授業を展開している教員もいる。

【長所】

理工系３学部における授業形態と授業方法の関係については、各学部の規模に応じて概ね適切に配慮されていると言える。

【問題点】

理工学教育においては図表、数字が必ず係わってくるので、マルチメディアを活用した教育が有効である。しかし、講義の時間帯によってはこれらが全部使用されており、臨時的に使用できなかった例がある。マルチメディアの機器を毎回使用しない場合もあると思われるので、増設もさることながら必要な時間には使用できるようなシステムを工夫することが必要と考える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

専門教育科目のクラス規模が100名程度になるのは教員の数に制約があるためであるが、教員を容易に増員できないことを前提にすれば、現在行われているような講義、演習、実験の連携によるより一層の効果を期待できるような取り組みが必要であると考えられる。教育補助のための TA のより有効な利用法等の工夫が必要であると考えられる。

今後の到達目標

FD 活動については、JABEE 認定プログラムを既に実施している学科では全教員が積極的に FD 活動に

協力しているが、他の学科では不十分であると言わざるを得ない。学生を含めて学部全構成員が参加できるシステムを理工学教育開発センター中心に検討していく。同時に、学生の授業評価も併せて教育方法が恒常的にスパイラルアップできるシステムを構築していくよう努める。

2-3　学位授与の認定

前回の到達目標

複数の学科において、大学院博士課程前期課程への進学を前提とした早期卒業制度の導入を検討することが必要である。

2-3-1　3年卒業の特例

【現状の説明】

理工系3学部においては、3年卒業の特例を認めていない。しかし一部の学科では、大学院博士課程前期課程への進学を目的とした3年半での卒業制度を導入し、大学院博士課程前期課程・後期課程への進学意欲を高めている。

【長所】

最短であれば学部を3年半、大学院博士課程前期課程を1年半で修了が可能である。更に、大学院博士課程後期課程を2年で終了することも可能であり、優秀な学生への柔軟な対応が可能な体制となっている。

【問題点】

上記制度は2007年度入学生よりの適用であり、今後推移を見守る。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在一部学科において進行中の事項であり、今後推移を見守る。

今後の到達目標

一部の学科のみではなく、他の学科においても導入すべきかを検討する。

3　国際交流（国内外との教育研究交流）

前回の到達目標

留学をインセンティブにして語学を確実に身に付けられるよう語学教育を強化する。学部と外国語教育研究機構とのコミュニケーションを密にし、学部の教育方針を語学教育に反映させるシステムを構築する。また学生本人にも入学後のできるだけ早い時期に留学のための準備を具体的に指導する体制を作る。

検索

3-1　国際交流（国内外との教育研究交流）

【現状の説明】

理工系３学部からの交換派遣留学生の実績は1989年より現在に至るまで皆無である。学部ではこのほか海外の研究者を招いて、学生や研究者との交流を図る招へい研究員制度がある。招へい期間は最長で３ヶ月である。招へいされた研究者は学生向けに自分の専門とする研究内容に関連する講演会を行い、教員とはセミナー等の研究交流を行う。招へい研究者は３ヶ月、交換受け入れ研究者は１ヶ月の滞在期間、その他、招へい講演者は特に期間は設けておらず随時行っている。最近の研究者と講演者の数は次の表のとおりである。

表Ⅱ-理工-5　招へい研究員等実績　（単位：名）

年度	招へい研究者	交換受け入れ研究者	招へい講演者
2006	1	0	0
2007	0	0	0
2008	3	1	1

【長所】

交換派遣留学制度は国際的な人的ネットワークの構築や世界に通用する人材の育成に役立つ。海外へ１年間という長期に渡り留学することにより、教育・研究の交流を通して、「国際人」としての感性を磨くことができる。

学問の進歩は、特に理工系にあっては、日々目覚ましい発展を遂げている。招へい研究員制度に基づく研究者の招へいや講演者の招待は、国内外で行われている最先端の学問研究情報を身近に共有することを可能にさせる役割を持つ。状況によっては共同研究へと発展する可能性もあり、招へい研究員制度は理工系３学部の一層の活性化をもたらすものと期待される。

【問題点】

理工系３学部の教育研究における国際交流の現状を見ると、学生の派遣留学については、うまく機能しているとはいい難い。入学試験用のガイドブックにも海外の協定大学を紹介し、留学の可能性を魅力の一つとしてあげていることからすれば、派遣留学の実績がないことは問題である。また、招へい研究者や講演者の人数が、年度によってばらつきはあるとはいえ、全般的に少ない。このことは、最先端の学問研究情報の共有・教育の場への還元の観点からもよいとはいえない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

交換派遣留学制度の意義を学生に喚起し、この制度を利用して留学を希望する学生に対し、理工系３学部としての支援体制を具体的に策定する必要がある。また、留学期間は現在１学期間又は２学期間となっているが、人的交流を活発化させるため、短期の留学制度の導入を検討してもよいかもしれない。

招へい研究者や講演者の人数をよりいっそう増やすことが、理工系３学部の教育研究の活性化のために必要である。そのためには、研究者個人レベルでの招へいのみに頼るのではなく、理工系３学部として「戦略的・計画的に」招へい研究者や講演者を呼ぶことも重要になってくるであろう。

今後の到達目標

国際交流への学生の参加をより一層促進する。また、外国人研究者をより積極的に招へいし、招へい研究者と招へい講演者を、できれば単年度で、各１名以上を確保したい。

4　学生の受け入れ

前回の到達目標

以下の 7 点が前回からの到達目標として掲げられた。

1）入学者受け入れ方針等

学生全体のレベルの向上をめざすのは当然であるが、能力別の教育も考える。

2）学生の低学力化

大学院工学研究科を改組の結果2006年度より設置された応用自然科学コースの学生を数学及び物理学の TA として活用することによって、現状よりきめの細かい教育支援を行う。

3）指定校制推薦

「指定校のあり方」、「応募資格」、「面接方法」、「入学前教育法」、「他の推薦入学制度の在り方」等について、現状の問題を十分に解決する組織的な制度の確立にむけて、更に踏み込んだ具体的な対策を議論する。

4）SF 入試

学科単位ではなく、理工系 3 学部としての対応を行えるようにする。また、改組に伴うカリキュラム編成において、SF 入試により入学した学生にはとどまらない、理工学教育をより広く総合的に学ぶことのできる幅の広い単位取得が可能な学科・コースを検討する。

5）科目等履修生・聴講生等

資格取得だけではなく自己研鑽を支援するような更に魅力のある講義の必要の有無について、理工系 3 学部合同の教学委員会、更に、全学的な委員会で議論する。

6）定員管理

教員による担任制の実施等により、成績不良学生の増加の問題を改善する。

7）退学者

退学者の状況を調査し、サポート体制を検討する。また単位取得の少ない学生を呼び出して指導を行うためのガイドラインや、欠席しがちな学生の心理的・身体的ケアをはかるサポート体制等、退学を未然に防ぐ方策やそのあり方を検討する。

4-1　入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

理工系 3 学部では、一般入学試験、公募制推薦入学試験、指定校制推薦入学、高大接続パイロット校推薦入学、アドミッション・オフィス（AO）入学試験、スポーツ・フロンティア（SF）入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者特別推薦入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験、外国人留学生入学試験、編・転入学試験と多様な入学選抜制度を実施している。一般入学試験では、学部個別日程理科 1 科目選択方式(旧 A 日程)、学部個別日程理科設問選択方式(旧 E 日程)、後期日程(旧 B 日程)、全学部日程(旧 S 日程)、センター利用型があり、いずれも国際的共通言語である英語、定量的記述に欠かせない数学を必須科目としている。理科（物理、化学、生物）については各入試制度で指定・選択の違いがある。学部個別日程理科 1 科目選択方式では、物理、化学から 1 科目を出願時に選択（生命・生物工学科のみ物理、化学、生物から 1 科目を選択)、学部個別日程理科設問選択方式では物理 3 問と化学 3 問の合計 6 問のうち 3 問を受験時に選択、後期日程では物理、化学から 1 科目を学科が指定、全学部日程では物理、化学、生物から 2 科目を学科が指定する方法を取っている。

理工系３学部では、上記の募集・選抜方式による入学者数の目安を、センター利用入試を含む一般入学試験で約70％、指定校制推薦、高大接続パイロット校推薦入学で約25％、アドミッション・オフィス（AO）入学試験、スポーツ・フロンティア（SF）入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者特別推薦入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験、外国人学部留学生入学試験で約５％としている。

指定校制推薦では高校３年の早い時期に合格が確定するため、高校３年の後期に学ぶ数学・理科の学習がおろそかになりがちである。これらの学生に対して、理工系３学部では、合格後から入学するまでの間に取り組むべき課題を出したり、基礎クラスや補習のコースを設けたりして、一般入学試験で入学する学生達と学習達成度の面で差が出ないような対策を取っている。

【長所】

多様な方法で入学者を選抜することにより、異なる学習歴や特色をもった学生を受け入れることができる。その結果もたらされる相互作用により、活力あふれる理工系の人材を育成することができる。

【問題点】

現行の入学制度は、総合的学力レベル等を見る限り、妥当なものであると言える。しかし、理工系３学部の基礎であるべきはずの物理、化学のうち、入試で受験しない科目について、高校で十分あるいは全く学ばない学生が増加傾向にある。この学生達は不足の理科の科目を基礎＋補習クラス（２倍の時間）で学習することになっているが、受講希望生が少なく、その役割が十分に果たされていない。また、一般入学試験以外の方法で入学してくる学生の中には、理工学分野への適性がないものや極端に学力が不足しているものもいる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

理工系３学部の学生として、入学時に、高校までに習う数学の素養を身につけているべきであることは言うまでもないが、高校で学ぶ理科の各科目についても、希望する学部や学科によらず、科学を学ぶ者たちの共通認識として広く浅く身につけていることが望ましい。理工系３学部の入学者に対する受け入れ方針を明確化させ、それを目に見える形で社会に発信して行く必要がある。また、一般入学試験以外の方法で入学してくる学生については、受け入れ前の段階での理工系分野への適性や学習到達度のチェック体制を構築し、入学後のミスマッチを少なくする方策を立てる必要がある。

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（学部）

【現状の説明】

理工系３学部の場合、2008年度の全入学者（履修届提出者）1,250名のうち、センター利用試験を含む一般入学試験による入学者は796名、その他の多様な入学試験による入学者は454名であった。このように、多様な入学試験を通じて入学してくる学生の割合は約36％を占めている。

2009年度の入試の種類別、志願者、受験者、合格者、及び入学者数は、『データブック2009』〔P157～192（エ）入学試験の状況〕に示すとおりである。

以下では、2009年度入試においてのそれぞれの入学制度のねらいと選抜方法を簡単に説明する。

（ア）一般入学試験及びセンター利用入学試験

一般入学試験は理工系３学部での教育に必要な総合的な基礎学力を持つ受験生を選抜するものである。一般入学試験では、学部個別日程理科１科目選択方式、学部個別日程理科設問選択方式、後期日程、全学部日程、及びセンター前期、センター中期語学力重視方式、センター中期数学力重視方式の７種類の試験が行われている。

学部個別日程理科１科目選択方式では英語（配点200点、試験時間90分）、数学（200点、90分）、理科（150点、75分）の総合成績で合否を判定する。なお、理科においては物理、化学（生命・生物工学科のみ物理、化学、生物）の中から受験生が一科目を選択する。なお、出題範囲は物理Ⅰ・物理Ⅱ（(1)、(2)、(3)(ア)）及び化学Ⅰ・化学Ⅱ（(1)）及び生物Ⅰ・生物Ⅱ（(1)、(3)）である。

学部個別日程理科設問選択方式では英語（傾斜配点200点→150点、試験時間90分）、数学（200点、90分）、理科（傾斜配点150点→200点、90分）の総合成績で合否を判定する。なお、理科においては物理、化学のそれぞれ３問ずつの合計６問のうち３問を受験生が選択する。なお、出題範囲は物理Ⅰ・物理Ⅱ（(1)、(2)）及び化学Ⅰ・化学Ⅱ（(1)）である。

全学部日程では英語（配点200点、試験時間90分）、数学（200点、90分）、理科（200点、90分）の総合成績で合否を判定する。全学部日程での理科においては物理、化学、生物の中から各学科が指定した２科目を受験し、配点は各科目100点である。なお、出題範囲は物理では物理Ⅰ・物理Ⅱ（(1)、(2)）、化学では化学Ⅰ・化学Ⅱ（(1)）、生物では生物Ⅰ・生物Ⅱ（(1)）である。

後期日程においては英語（配点200点、試験時間90分）、数学（200点、90分）、理科（150点、75分）の総合成績で合否を判定する。後期日程での理科においては物理、化学の中から各学科が指定した一科目を受験する。なお、出題範囲は学部個別日程理科１科目選択方式におけるものと同一である。

以上の学部個別日程理科１科目選択方式、学部個別日程理科設問選択方式、全学部日程、後期日程における数学の出題範囲は数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学Ⅲ、数学 A、数学 B（数列・ベクトル）、数学 C（行列とその応用・式と曲線）である。

センター前期においては大学入試センター試験を利用し、英語（配点200点）、数学（配点200点「数学Ⅰ・数学 A 100点」「数学Ⅱ・数学 B 100点」）、理科（物理Ⅰ、化学Ⅰ、生物Ⅰから２科目を志望学科により指定、配点各科目100点）、その他に国語、地理歴史、公民からの１教科（配点100点）の総合成績によって合否を判定している。

センター中期語学力重視方式においては、個別学力検査として、数学の試験（配点200点、試験時間90分、試験問題は同日に実施される全学部日程と同じ）を行い、大学入試センター試験における理科（物理Ⅰ、化学Ⅰ、生物Ⅰから１科目を志望学科により指定、配点100点）、その他に英語と国語からの１教科（配点傾斜配点により200点）の総合成績によって合否を判定している。

センター中期数学力重視方式においては、個別学力検査として、数学（数学Ⅲ及び数学 C）の試験を行い（試験時間120分）、これに200点を配点し、更に大学入試センター試験における英語（配点100点）、数学（配点100点「数学Ⅰ・数学 A 50点」「数学Ⅱ・数学 B 50点」）、理科（物理Ⅰ、化学Ⅰ、生物Ⅰから２科目を志望学科により指定、配点各科目50点）、その他に国語、地理歴史、公民からの１科目（配点50点）の総合成績によって合否を判定している。

2009年度の理工系３学部の一般入試について、志願者18,029名、合格者5,059名、入学者743名であった。

（イ）公募制推薦入学試験

理工系３学部では、2008年度より、一部の学科を除き、公募制推薦入学試験制度を導入している。これは、当該学部、学科での勉学に強い意欲を持つ者に対して、広く公募し受け入れるための制度である。学力試験だけでは評価しがたい論理的思考力を筆記試験(数学または小論文)によって判定するとともに、面接では志望動機の強さ、学習到達度、論理性及び各学科への適応性を判定し、出願書類とともに総合的に判断し、学生の選抜を行っている。

2008年度は36名の応募があり、そのうち27名が合格している。2009年度は64名の応募があり、そのうち43名が合格している。

（ウ）指定校制推薦入学・高大接続パイロット校推薦入学

「指定校制推薦入学制度」は、本学理工系３学部での勉学を強く希望し、所属する高等学校の校長が成

検索

績・人物ともに優秀と推薦する生徒を受け入れることによって、学生の質を維持向上させることをねらいとする受験制度である。指定校の選定は、基本的には理工系３学部への入学実績及び合格者実績を基準として決定している。また、一定以上の実績を残している指定校については募集を複数名にする措置をとり、逆に、応募実績や入学後の追跡調査により、指定校に注意または警告し、場合によっては指定を取り消す等の点検をたえず行っている。

応募資格は、高校区分（全日制課程による普通高等学校、女子高等学校、工業高等学校）の指定基準を満たしたもので、学校長の推薦がある者である。選考は受験生の希望する各学科の教員が２名１組で面接を行い、それぞれにくだした評価を総合して入学を許可している。

2009年度は指定校推薦（496校）で応募210名、工科高校特別推薦（５校）で応募５名、高大接続パイロット校（27校）で応募47名があり、その全員が合格及び入学している。これら三つの推薦制度による入学者の理工系３学部全入学者に占める割合は22.3％を占めている。

（エ）アドミッション・オフィス（AO）入学試験

書類選考と面接を中心として、学科試験だけでは見出しにくい受験生の多面的な能力や個性を積極的に評価する入試である。

選考は２段階で行っている。第一次選考では出願書類をもとに、総合的に評価し選考する。第二次選考は理工系３学部が独自に行うもので、受験者の希望する学科ごとに面接を行い、教授会で最終合格者を決定する。

2009年度においては、理工系３学部全体で（志願者69名、合格者29名）入学者25名であった。

（オ）スポーツ・フロンティア（SF）入学試験

優れたスポーツ実績・能力を持つ高校生を対象に実施する入試制度であり、入学後も学業とスポーツに情熱を注ぎ続けることのできる強い意志をもつ学生を受け入れることを趣旨としている。2010年度より理工学系３学部独自の出願選考基準を設けることになった。

2009年度においては、理工系３学部全体で（志願者８名、合格者５名）入学者５名であった。

（カ）関西大学第一高等学校卒業見込者特別推薦入学試験

併設校である関西大学第一高等学校において一定の学業成績を修めるとともに、学術・課外活動・文化活動等に熱心に取り組み、本学部での勉学を強く希望する卒業見込者を対象に実施されている。理工系３学部では、学校長の責任ある推薦に基づき、出願書類と面接によって選考を行っており、個別学力試験は課していない。

2009年度においては、理工系３学部全体で志願者28名であり、全員が合格している。

（キ）関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験

併設校である関西大学第一高等学校から本学に入学することを前提に学習し、帰属意識の高い学生を入学させるための制度で、全学部で実施されている。

内申書による得点と外部テストの得点を総合的に評価して、合否判定を行っており、個別学力試験は課していない。

2009年度においては、理工系３学部全体で志願者72名であり、そのうち69名が合格している。2009年度の関西大学第一高等学校卒業見込者特別推薦入学試験及び関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験による入学者は理工系３学部全体で86名であった。

（ク）外国人学部留学生入学試験

「外国人学部留学生入学試験」は、外国において通常の過程による12年の学校教育を修了若しくは修了見込みの外国人を対象として、一般入学試験とは別に選考を行うものである。本学全学部で実施されている。理工系３学部では、日本語、数学、理科（物理または化学）及び面接によって選考を行っている。2009年度

においては、理工系３学部全体で（志願者35名、合格者19名）入学者14名であった。

（ケ）編・転入学試験

理工系３学部では２年次及び３年次の編・転入学を行っている。この制度は大学卒業者、高等専門学校及び技術系短期大学の卒業者、更に各種専修学校修了者等の進路変更のための制度として機能していると考えられる。2009年度より、英語の筆記試験がなくなり、その代わりに出願時に、外国語検定試験（TOEIC あるいは TOEFL、実用英語技能検定）において学部指定の水準以上のグレード若しくはスコアを有していることが必要になっている。

２年次への編・転入学試験においては、数学、理科（物理、化学、生物から学科指定の２科目）の筆記試験と面接を行い、それらの総合成績で合否を判定している。３年次への編・転入学試験においては、各学科の指定する２科目の筆記試験と面接によって選考している。2009年度の編入学者は２名、転入学者は０名であった。

【長所】

理工系３学部では、留学生試験、AO 入試、SF 入試等を行い、さまざまな学生を受け入れている。これらの試験によって入学してきた学生は、一般入学試験で入学する学生とは異なった学習履歴を持ち、かつ、理工系３学部で学ぶ能力と意欲とをもった学生であり、学科の教育、研究を活性化させる観点において意義がある。

【問題点】

学生募集方法に関しては、特に問題点はない。また、センター試験利用入学試験における入学者選抜方法に関しても、特に問題点はない。一般入学試験及び指定校制推薦、高大接続パイロット校推薦、SF 入試に関しては、入学者選抜方法に関して若干の問題点がある。

1）一般入学試験

2010年度より、学部個別日程理科１科目選択方式、学部個別日程理科設問選択方式、全学部日程、センター中期語学力重視方式、後期日程において、理工系の数学の試験時間が10分延長されて、100分となる。これは、じっくりと考えて問題を解くタイプの学生に少しでも有利になるようにするための配慮である。理科の学力不足を食い止めるために、入学者選抜方法として理科の科目選択をどうすべきか、検討する必要がある。

2）指定校制推薦入学

指定校制推薦において、高校側では学生に入学後に必要な基礎学力が備わっているかどうか、更に学生の適正を十分に考慮せずに推薦する場合もあるようであり、入学後に、ミスマッチングが生じ、退学するケースもある。このように、本学部での勉学を強く意識し、個性豊かな優秀な生徒を全国から受け入れるために実施されている推薦制度の本来の趣旨がいかされていない問題がある。

3）高大接続パイロット校推薦入学

高大接続パイロット校推薦に関しても指定校制推薦と同様の問題を抱えている。

4）スポーツ・フロンティア（SF）入学試験

SF 入試は文武両道をめざす受験生を受け入れるために行われているが、実験・実習等の演習授業科目の多い理工系３学部の学生はスポーツの練習時間が短縮される。また、理工系３学部の授業科目には、継続的に学習を積み重ねなければ理解することができないものが多い。SF 入試によって入学してくる学生の中には、競技大会出場あるいはそのための練習等を理由に授業を欠席するものも少なくない。SF 入試による入学者に対して、大学院生による学習支援も行われているが、遅れを十分に取り戻すには至っていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

理工系３学部における学生の募集方法や入学者選抜方法に関しては、理工学教育開発センターの中に置か

れた入学試験・入学前教育に関する WG 委員会で活発に議論されている。この委員会を通して出される様々な提案をよく検討し、実行に移して行くことが重要である。将来的には、低学力化に対処するために入学試験方法(時間、内容、日程)を再検討し、上記に挙げたような現状の問題の解決に向けて、SF 入試のあり方を再検討することも必要になると思われる。

4-3　入学者選抜の仕組み

【現状の説明】

（ア）入学試験情報と広報

理工系 3 学部では、毎年学部紹介のパンフレットを作成し、全国の高校と予備校に送付している。更に、各学科教室では独自のパンフレットを作成し、上記各校へ送付するとともに、近県の学校には教員自らが持参し、各学科の情報を広報するように努めている。

学部・学科紹介の内容は、各学科のカリキュラム、教員紹介、実験・実習の内容、研究活動等学科の特色、更には、就職情報、入学試験情報等である。また、夏期休暇中に行われるサマーキャンパスでは、学科の説明、教育・研究施設の見学、受験生の相談コーナーを設け、それには各学科から複数の教員及び学部・大学院事務グループ職員があたっている。また、ミニ講義や実験等を通して学部の紹介も行っている。

（イ）入学試験の実施体制

入学試験は全学の入学試験主事会により執り行われている。この主事会には学部執行部の一員である入試主任が参加し、全学の入学試験方針の徹底を図るとともに、学部の意向を反映させることができる体制となっている。この体制の下に、入学試験のスケジュール、全学的方針、実施体制等が決定されている。

（ウ）選抜基準の透明性

理工系 3 学部では、一般入学試験の数学（文系学部も含む）と理科（物理、化学、生物）の問題作成、公募制推薦入学試験問題、編・転入学試験問題、留学生入学試験の数学及び理科の問題、SF 入学試験の小論文課題の作成を行っている。面接を課しているのは、公募制推薦入学試験、指定校推薦入学、高大接続パイロット校推薦入学、AO 入学試験、関西大学第一高等学校特別推薦入学試験、編・転入学試験、外国人学部留学生入学試験、SF 入学試験である。

一般入学試験の合否判定に用いられる得点データは、理科について、選択別に問題の難易度による不公平がないように、素点に統計処理を行った上で、判定に用いている。また、面接の評価は、2 名以上の教員で行い、すべての規定の面接票にランクを記入し、その理由を記載するよう定め、判定に当っては公平性を確保している。

いずれの入学試験の場合も、最終の合否判定は学部教授会で行われ、すべての得点データほか判定資料を明らかにした上で説明がなされ、審議を経て決定される。

【長所】

いずれの入学試験についても、選抜基準の透明性・公平性を確保した上で合否判定が行われている。

【問題点】

受験生に対する入学試験情報の開示、入学試験の実施体制、選抜基準の透明性、いずれの点においても制度的に十分な配慮がなされており、特に問題点はない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後も、入学試験情報の開示、入学試験の実施体制、選抜基準の透明性の確保に努めることが重要である。

4-4　入学者選抜方法の検証

【現状の説明】

理工系３学部では、入学試験主事会と連携し、毎年入学者選抜方法について検証している。

【長所】

毎年入学者選抜方法を検証することにより、その結果を次年度以降の入試に反映させることができる。

【問題点】

入学者選抜方法の検証に関しては特に問題点はない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後も、入学者選抜方法を検証し、状況把握に努め、その結果を次年度以降の入試に反映させていくべきである。

4-5　科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

本学の規定に基づき、教授会で審議にかけた上で、入学試験を行わないで受け入れている科目等履修生及び聴講生は、表Ⅱ-理工-6に示すとおりである。

表Ⅱ-理工-6　科目等履修生・聴講生の構成　　2008年度

	性別		受講目的		年齢				
	男	女	資格取得	自己研修	20代	30代	40代	50代	60代以上
科目等履修生	13	0	12	1	10	1	0	1	1
聴講生	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2008年度の場合、表Ⅱ-理工-6に示すように、資格取得と自己研修を受講理由としており、その構成は、科目等履修生については資格取得が目的で、その対象は男女に渡り、年齢は20代を中心に比較的若い年齢層である。2009年度の場合、科目等履修生は14名（男性12名、女性２名）であり、やはり20代を中心に資格取得を目的として受講している。聴講生は、2008年度にはいなかったが、2009年度には60代以上の女性１名が受講している。

【長所】

科目等履修生・聴講生制度による学生受け入れは、資格取得を援助しているのみならず、生涯学習の場を提供する目的がある。科目等履修生については、ほとんどすべての受講生が単位取得を目的として資格取得のために受講している。一方、聴講生については、自己研修を目的として受講するケースが多く、本来の制度の目的に沿った利用がなされている。現状の利用状況を見る限り、必要な人が必要な時間に利用していると考えられ、この制度の意義が生かされていると考えられる。

【問題点】

科目等履修生・聴講生のいずれにしても、理工学教育では、資格取得を目的にこれらの制度は利用され、自己研修並びにリカレント教育を行っているというほどには受講生はいない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

資格取得だけではなく、自己研鑽を支援するような更に魅力のある講義も用意する必要がある。このよう

な議論を理工学教育開発センター、更に、全学的な委員会で行う必要がある。

4-6　定員管理

【現状の説明】

理工系３学部は現在９学科・20コースを持つ学科・コース制をとっている。学生は入学時から９学科のいずれかに所属している。各学科の入学定員は、

システム理工学部		環境都市工学部	
数学科	30名	建築学科	95名
物理・応用物理学科	60名	都市システム工学科	120名
機械工学科	200名	エネルギー・環境工学科	80名
電気電子情報工学科	165名	化学生命工学部	
		化学・物質工学科	220名
		生命・生物工学科	95名

であり、入学総定員は1,065名、収容定員は4,260名である。

入学定員については、各学科ともに綿密な歩留まり予測に基づき、合格者数を決定し定員管理に努めているが、2009年度の収容定員4,260名にたいして在籍学生総数は5,427名で、収容定員に対する在籍者の割合は約1.27倍となっている。個々の学科の状況は『データブック2009』〔P153～154（ウ）収容定員に対する在籍学生数の割合〕のとおりである。

【長所】

入学定員を大きく下回っている学科はない。

【問題点】

結果として、学科によっては入学定員を上回る学生が在籍している状況もあり、数学や物理学等の理工系の必修科目・基礎科目において、受講生が100名を超えるクラスも存在し、きめ細かい授業を行うことへの障害になっている。大人数のクラスで授業が行われ続けることにより、授業について行けない学生を必要以上に増やしている。

成績不良者については、現在、一部の学科で教員による担任制が実施されているが、思うように効果は上がっていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

基礎をしっかり身につけた、理工系諸分野の将来の担い手を育てるためには、各学科、各学年に適切な数だけの学生が在籍するように管理することが必要である。

2007年度の工学部改組に伴い新学科が設置されたため、現在は理工系３学部の各学科において、収容定員に対する在籍者の割合は1.3倍を超えていない。しかしながら、今後、成績不良者の蓄積により、徐々にその割合は大きくなっていくものと思われる。このような事態に備えて、理工系３学部を挙げて成績不良者に対する対策を立てておくべきである。

前学期の成績は５月及び10月に、親元へ発送されることになっており、それによってある程度、単位取得状況を把握することができるようになっているが、成績不良者や長期欠席者については、個々の学生の状況に応じて、退学の勧告を含む、より踏み込んだ対応をとることも必要になるであろう。

4-7　編入学者、退学者

【現状の説明】

本学には、学内及び学外からの学生を途中年次から受け入れる、編・転入学試験制度がある。理工系３学部の各学科の募集人員は欠員の有無に関わらず若干名である。学内在籍者を対象とした２年次転入、卒業生に対する２年次及び３年次編入の学士入学、また、学外者に対しては２年次及び３年次への編・転入学がある。2008年度では、２年次編転入者は１名であり、３年次編転入者は３名であった。2009年度では、２年次編転入者は０名であり、３年次編転入者は２名であった。

近年における理工系３学部（改組前組織の工学部所属の学生を含む）の退学者及び除籍者は、『データブック2009』〔P252～253（ウ）退学・除籍の状況〕に示したとおりである。2007年度は127名、2008年度は109名と在籍学生に対して２％程度である。

退学の理由は一身上の都合というものがもっとも多く、特にここ数年退学理由については大きな変化は見られない。なお、退学者・除籍者には全学の規定により、再入学・復籍の道が用意されており、その情報については『HAND BOOK』で学生に伝達している。

退学申請の際、学科に属する教員の対応は特に定められていない。また単位取得の少ない学生や欠席しがちな学生を呼び出して指導を行う等の、退学を未然に防ぐ方策については、学科ごとに対応が異なっている。一部学科では、担任制等も敷かれている。

【長所】

編・転入学制度は、在学生、大学卒業者、高等専門学校及び技術系短期大学卒業者、各種専修学校修了者等の進路変更の制度として機能していると考えられる。

【問題点】

理工系３学部における編・入学者の数は、2008年度、若干名の募集に対して入学者４名という状況であり、特に問題はない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

編・転入及び転科・転部に関しては、これまでどおり、学生の希望を尊重し、必要な場合に教員が相談にのって対応する形でよいと思われる。退学者に関しては、教育機関としては退学者を出さないことが望ましいので、退学者の状況を調査し、サポート体制を検討していく必要がある。

今後の到達目標

今後の到達目標として次の５つを挙げることができる。

1）入学者受け入れ方針等

理工系3学部の基礎となる数学や理科の科目の学習不足をどのように補っていくのか、現行の入試科目や「基礎＋補習クラス」のあり方を含めて、検討し、対策を立てる必要がある。

2）学生募集方法、入学者選抜方法（学部）

併設高校からの推薦、指定校推薦、パイロット校推薦を始めとする各種推薦制度を利用して入学を希望する学生に対して、理工系３学部で学んでいくための基礎学力をどのレベルまで要求するのか、その基準の整備が急がれる。また、これらの各種の推薦入学予定者に対し、現在行っている入学前教育をよりいっそう効果的なものにするために、その方法を反省し、充実させる必要がある。

3）科目等履修生、聴講生等

科目等履修生・聴講生の制度を理工系の学問に関心のある社会人が自己研修の場としても活用できるように、講義内容の充実に努める。そのためにも、理工学教育を広く総合的に学ぶことができ、幅広く単

位取得が可能な、学年縦断的・学部横断的な科目を開設することが望まれる。

4）定員管理

各学科、各学年に適切な数だけの学生が在籍するようにするために、科目の特性に応じて、１クラス当たりの受講生人数、成績の評価方法、定期試験制度等の見直しを検討する必要がある。成績不良者や長期欠席者については、状況によっては、退学を勧告することも必要かもしれない。そのための基準づくりを始める必要がある。

5）編入者、退学者

単位取得の少ない学生を呼び出して指導を行うための理工系３学部としてのガイドラインを策定する。欠席しがちな学生の心理的・身体的ケアをはかるためのサポート体制を充実させる必要がある。

5　教員組織

工学部は、2007年４月、理工系３学部に改編された。従来の工学部のやや漠然とした一つの大枠概念の組織形態から、それぞれ独自の基幹コンセプト（しくみづくり・まちづくり・ものづくり）と教育理念を明示した三つの学部組織形態、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部への変革である。

教育上期待される役割を遂行するに相応しい機能的な教員組織体制の構築のため、当面は３学部の統合組織体に教員の所属組織も兼ね、構成員の意思決定・伝達体制の合理化を図り、基本的には学部で一般的な案件への対応を図るが、人事・予算・施設・入試・基礎教育等共通重要事項については統合組織体で意思決定をする。カリキュラムも当面新旧のものが並行するため段階的に行う必要があろう。そのあたりを加味しながら教員組織について説明する。

前回の到達目標

教育効果を考慮したクラス規模が設定できるように、カリキュラムのスリム化が目標である。教員の男女構成比の改善及び外国籍教員の採用に関しては、新たな人事の際に適切な人材を確保していく。更に、最新技術並びに特殊性の高い講義や少人数クラスを開設するために専任教員に加えて、兼任教員の支援を更に求める。また、民間企業出身者の受け入れ等を積極的にすすめていく。また、教員の自己申告に基づく教育と研究に関する評価方法として、教員個人自己点検評価制度の導入を、理工学教育センターと理工系学部大学院自己点検評価委員会で検討することが望まれる。

5-1　教員組織

【現状の説明】

（ア）学生数と教員組織

2009年５月１日現在、2007年度から改編された理工系３学部の１年次生1,174名と２年次生1,241名と３年次生1,334名と工学部の４年次生以上の1,678名の合計5,427名の学生が在籍している。

理工系３学部の専任教員の組織は下の表Ⅱ-理工-7に示すとおりである。システム理工学部には84名、環境都市工学部には53名、化学生命工学部には56名の専任教員が所属している。全教員は、組織としてそれぞれの学科に所属し、それぞれの専門性を活かして関連科目を担当している。大学設置基準における理工系３学部の必要専任教員数は87名であり、現在の専任教員数193名はそれを大きく超えている。教授数も全専任

教員の半数近くになる。

理工系３学部の全専任教員数193名に対して、専任教員１人当たりの在籍学生数は28.1人となっている。

表Ⅱ-理工-7　理工系３学部における教員組織

理工系3学部	専任教員数					設置基準上必要専任教員数	専任教員１人当たりの在籍学生数	兼任教員数
	教授	准教授	専任講師	助教	計			
システム理工学部	41（4）	27	10	6	84	38	－	391
環境都市工学部	23（1）	19	5	6	53	27	－	433
化学生命工学部	28（4）	18	4	6	56	22	－	377
合計	92	64	19	18	193	87	28.1	1201

※（　）内の数字は特別契約教授の人数を示す。

（イ）年齢構成等

a　年齢構成

本学の専任教員は65歳が定年と定められているが、教授会の承認を得て１年ごとに延長を行うことができる。学部が特に必要とした教員に対しては、定年後の延長は２年間認められ、その後は特別契約教授となる。理工系３学部教員の2009年度現在の年齢構成を図Ⅱ-理工-1に示す。理工系３学部で多少バラツキがあるが、３学部平均して56歳～60歳と41歳～45歳に二つの山が見られるが、最若年層の比較的少ない教員を除けば、どの年齢層もほぼバランスがとれている。また、60歳以下の構成員は全体の約８割を占めている。

図Ⅱ-理工-1　理工系３学部における教員の年齢構成　2009年度

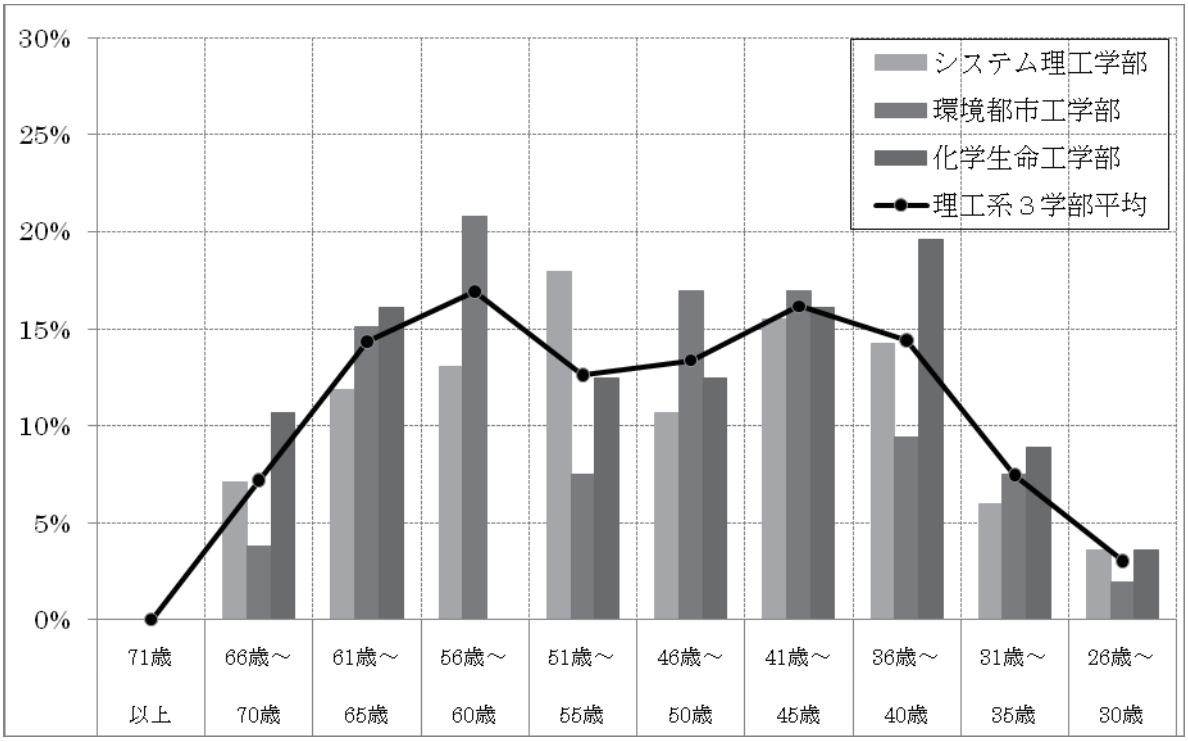

次に勤続年数（図Ⅱ-理工-2）を見てみると、理工系３学部平均で36年から40年というところと、更に高い山が１年から５年に見られる。逆に21年から35年にかけての構成員が比較的少ない。また、教授の平均勤続年数は19年、准教授は11年、専任講師は16年、助教３年となっている（図Ⅱ-理工-3）。

専任教員の勤続年数については、１年から10年がもっとも多く全体の40%を超えている。比較的長い勤務年数の31年から40年の教員も25%を超える分布となっている。このように、経験豊かな人材とフレッシュな人材が教学を担っている。

図Ⅱ-理工-2　理工系３学部における教員の勤務年数構成　2009年度

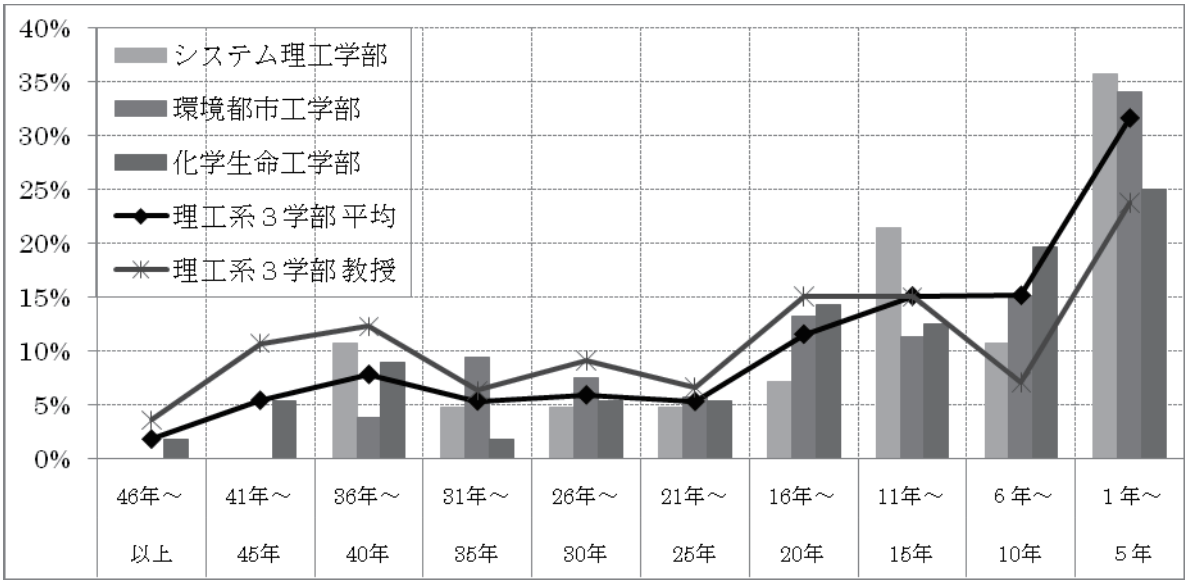

図Ⅱ-理工-3　理工系３学部における教員の平均勤務年数　2009年度

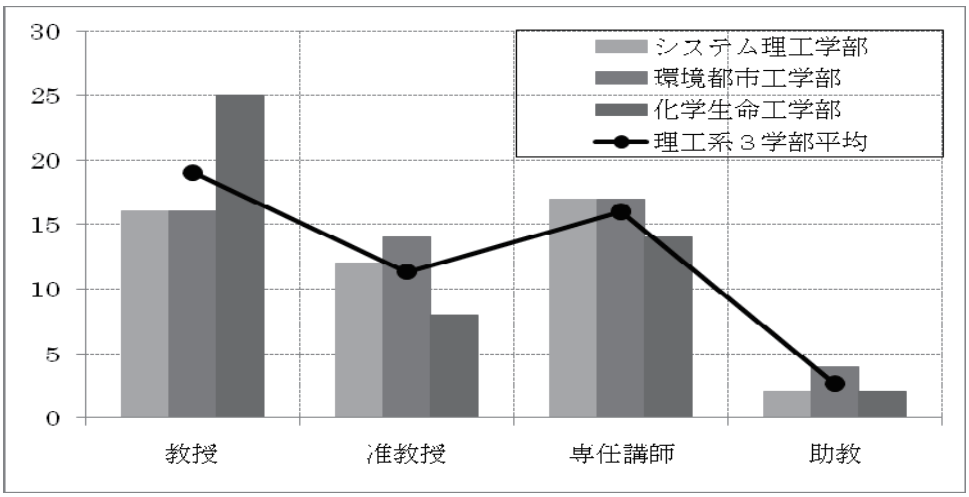

b　専任・兼任（非常勤講師）の比率

理工系３学部の組織における専任・兼任教員の人数の比率をみると、兼任は専任の、システム理工学部で4.6倍、環境都市工学部で8.2倍、化学生命工学部で6.7倍であり、理工系３学部平均で6.2倍である。

c　女性教員の占める割合

専任教員における女性教員の占める割合は、システム理工学部で、教授１名、助教１名、環境都市工学部で准教授２名、専任講師１名、化学生命工学部で助教２名の理工系３学部の全教員193名のうち７名が女性教員であり、全体の3.6%にとどまっている。

d　教員組織における社会人及び外国人研究者の受け入れ状況

理工系３学部の教員組織における社会人の受け入れ状況は、2009年５月時点で前職が大学以外の民間企業出身の専任教員が44名在籍している。現在、理工系３学部の研究の場として位置づけられている先端科学技術推進機構には３名の外国人ポスト・ドクトラル・フェローが所属し、活動している。しかしながら、外国人研究者の教員としての受け入れは工学部創立から現在までのところ０名である。

（ウ）主要な科目への専任教員の配置状況

理工系３学部における責任時間数は教授８時間、准教授・専任講師・助教がそれぞれ６時間となっている。

専任教員の2009年度における授業担任時間数（大学院での講義時間数も含む）は図Ⅱ-理工-4に示すとおりである。学部授業における平均授業担任時間数は、教授が17.6時間、准教授が18.2時間、専任講師が14.7時間、助教が13.2時間となっている。

専門教育科目における専任教員の割合は表Ⅱ-理工-8に示す。１年次生の理工系３学部春学期で62.7%、２年次生以上で46.5%が専任教員で講義を担当している。一方、専門教育科目のなかには高い専門性が求められる講義や理工学関係で現在話題となっている事柄に関する内容を含む特別講義も一部設定している。これらに関係する講義に対しては外部から実践に精通した講師を招いている。

専門教育科目の中の必修科目は基本的に専任教員が担当すべき主要科目である。それらの専任教員担当率は、2009年春学期では、１年次生の理工系３学部でほぼ89.2%、２年次生以上で72.2%となっている。このことは主要科目に対しては専任教員がほぼ全面的に責任を担っていることを物語っている。また、専門教育科目の実験・演習科目は原則として専任教員が担当していて、これらに関する専任教員担当率はほぼ100%である。

図Ⅱ-理工-4　理工系３学部における教員の授業担任時間数　2009年度

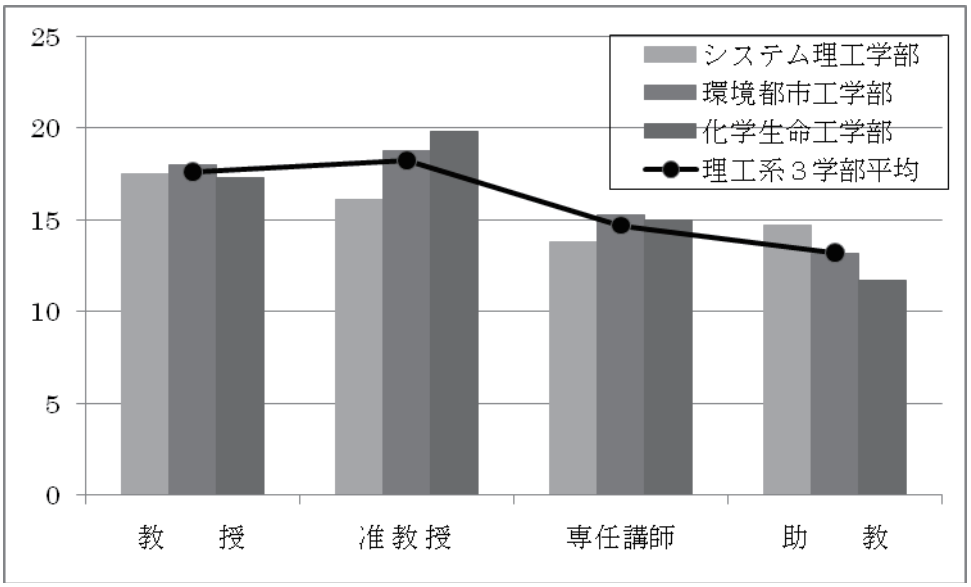

表Ⅱ-理工-8　理工系3学部、工学部における専門教育科目での専任教員の割合　2009年度春学期

学部	学科	専任担当率%
システム理工学部	数学科	62.9
	物理・応用物理学科	47.4
	機械工学科	65.6
	電気電子情報工学科	61.1
環境都市工学部	建築学科	59.8
	都市システム工学科	67.5
	エネルギー・環境工学科	65.3
化学生命工学部	化学・物質工学科	67.7
	生命・生物工学科	66.6
	平均	62.7

工学部	機械工学科	54.2
	機械システム工学科	54.4
	先端情報電気工学科	38.4
	電子情報システム工学科	37.1
	化学工学科	46.1
	応用化学科	38.6
	先端マテリアル工学科	48.9
	システムマネジメント工学科	41.4
	都市環境工学科	50.2
	建築学科	41.4
	生物工学科	60.6
	平均	46.5

（エ）教員間の連絡調整

理工系３学部においては、所属学生のほぼ全員が履修するような基礎科目は複数の担当者により講義が開講されている。それゆえ、当然のこととして担当者の間には密接な連絡調整が行われてきた。特に、専門教育につながる物理学、数学、化学等の基礎的な科目と専門教育科目との教員間では、学習範囲はもちろんのこと、学生の学習状況等の調査に基づいた情報交換を、理工学教育開発センターを通して実施している。ま

検索

た、各科独自に開講されている実験・実習は所属の学生が全員履修する科目であり、複数の教員が担当している。科目履修の教育的効果をあげるために、その実施に当っては担当者間で十分な討議がなされている。更に、複数教員が同一の授業を担当するリレー講義も設けられ、教育目標に関する共通理解が持たれている。特に、JABEE 対応プログラムを実施している化学・物質工学科マテリアル科学コース（旧先端マテリアル工学科）、エネルギー・環境工学科（旧化学工学科）、都市システム工学科（旧都市環境工学科）では、JABEE の主旨に基づいた組織的な教員間の連絡調整がなされている。

【長所】

大学設置基準によれば、独自の専門分野の教育に携わるのに必要な専任教員数は、表Ⅱ-理工-7に示されているように、システム理工学部38名、環境都市工学部27名、化学生命工学部22名であり、実数はそれぞれの基準値を大きく上回っている。更に、必要教員数の半数近くが教授であるという基準も十分満たしている。

理工系３学部の各学科において、各学科の主要科目に対しては、十分に専任教員が配置されていると考えることができ、８割方の科目について専任教員が授業を担当していると言える。設置基準の点からも、理工系３学部の教育目標からも特に問題はみられない。

勤続年数が30年以上の構成員が25%以上もいることは、教育研究キャリアを多く積む構成員の割合が高いことを示している。一方、教授で勤続年数の少ないところに分布の山が存在することは、他大学・他機関からの中途採用でもって、組織内の人為的流動性をある程度保っていることを示している。

【問題点】

専任教員の男女の構成比は96.3%と男性教員に大きく傾いている。理工学分野において、研究者となる母体自体の男女比がいまだ不均衡である点を考慮しても、改善していく必要はある。また、専任教員に外国籍の構成員がいないことも検討課題であろう。

理工系３学部では、主要科目を専任教員が担当するという方針が一般的にはとられている。その中で、専門科目自体、特に、実験・実習に対してその教育的効果を念頭に、少人数教育を推進すると、専任教員の更なる授業担任負担増につながるおそれがある。この点でのバランスに対しては常に課題となっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

専任教員が主要科目に責任を持ちながら、教育効果を考慮したクラス規模が設定できるように、カリキュラムのスリム化が必要であると思われる。教員の男女構成比の改善及び外国籍教員の採用に関しては、新たな人事の際に適切な人材を確保していくよう、常時念頭に置く必要があろう。更に、教育の充実を図る意味において、最新技術並びに特殊性の高い講義や少人数クラスを開設するために専任教員に加えて、兼任教員の支援を更に求める必要があろう。また、学部教育において多様・多面的な教育サービスを提供するためにも、今後も更に民間企業出身者の受け入れ等を積極的にすすめていく必要がある。

5-2　教育研究支援職員

【現状の説明】

（ア）教育補助者の状況

従来工学部では、技術系事務職員によるサポート体制を取っていたが、工学部の改編に際し、これを母体として教育と研究を支える技術支援組織として2007年に理工学テクノサポートセンターを設置した。2009年５月時点で、専任職員11名、特任嘱託職員２名、契約職員１名、特別雇用職員２名及び派遣職員１名の計17名が授業支援グループテクノサポートチームに所属し、理工系の技術サポートを行っている。

1994年度に TA（ティーチング・アシスタント）、SA（スチューデント・アシスタント）制度が採用され

た。2009年春学期には、システム理工学部105名、環境都市工学部36名、化学生命工学部55名の196名が TA として実習や実験の補助を行った。SA については、第 4 学舎（理工系 3 学部）へは、28名が教員の負担を軽減する支援を行った。また、2002年度から実験的にゲスト・スピーカー制度が開始され、2008年度にはシステム理工学部 3 名、環境都市工学部10名及び化学生命工学部 3 名の計16名が講義を担当した。授業の内容的な面でも教員を支援する体制が整えられてきている。

【長所】

情報化にともなう教育機器の操作や実験のきめ細やかな指導を徹底するために多くの教育補助員が導入されている。このことは教員を支援する体制が充実し、教育効果を高めるために役立っている。

テクノサポートセンターサポートスタッフの支援により、実験や講義における安全面に配慮した効果的な教育を行っている。また、機器設備を安全かつ効率的に維持管理することができる。

【問題点】

教育補助員の拡充問題は、学科内で既に多くの TA を採用し、学部学生の支援を図っているが、科目間での掛け持ちが多く、TA 自身の学習・研究時間の不足や負担増が問題である。

現在のテクノサポートセンターのサポートスタッフの人数では、実験及び演習の教育支援及び機器設備の維持管理全般を行うには不十分である。また、加工装置や分析装置等の機器設備の運用、管理及び利用指導には専任職員による長期の技術伝承が必要であり、現在のような特任嘱託職員、契約職員、特別雇用職員及び派遣職員による短期的な雇用では困難である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学習効果を高めるために、TA の効率的な配置の検討を行う。また、十分な技能や資格を有する人員を確保するためには、テクノサポートセンターのサポートスタッフ数の増員と、専任職員の割合を増やす努力を行う必要がある。

5-3　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

【現状の説明】

関西大学教育職員選考規程に基づく、理工系 3 学部の専任教員の任用及び昇任についての選考基準・手続きは次に示すとおりである。

（ア）選考基準

a　教授の選考基準

教授は、次の各号に該当する者のうちから選考する。

1）理工系3学部において、満7年以上准教授の経歴がある者又はこれに準ずる経歴がある者。旧制度のもとでの助教授の経歴は准教授の経歴に相当するものと換算することとする。

2）担当する専門分野に関し、極めて高度の教育・研究上の指導能力があると認められる者。

3）博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者。

b　准教授の選考基準

准教授は、次の各号に該当する者のうちから選考する。

1）理工系3学部において、満3年以上専任講師の経歴がある者、満5年以上助教の経歴がある者又はこれに準ずる経歴がある者。旧制度のもとでの助手の経歴は助教の経歴に相当するものと換算することとする。

2）担当する専門分野に関し、高度の教育・研究上の指導能力があると認められる者。
3）博士の学位を有し、研究上の業績を有する者。

ｃ　助教の選考基準

助教は、次の各号に該当する者のうちから選考する。
1）修士又は博士の学位を有する者。
2）学会への発表を有する者。
任用時は任期付き（5年）とし、移行基準を満たせば任期なし助教へ移行できる。

（イ）手続き

専任教員の任用・昇任に関する手続きは以下のような方式で行っている。

理工系３学部の教員人事は、「任用」、「昇任」、「定年延長」、「特別契約教授」、「名誉教授」の各項目について取扱い、最終的には理工系３学部合同の人事教授会にて審議を行う。教員の任用は従来推薦人事が中心であったが、学科によっては、公募による任用人事も行われている。公募に当たっては工学研究科後期課程を持つ大学及び各種研究機関、各関連学会への公募書類送付やホームページを用いた情報提供が行われている。

６月と10月に各学科から具体的な人事案件が学部長に提出され、各々の提案に対して理工系３学部合同の人事委員会及び各学部の人事専門委員会で事前書類審査後、学部長へ審査結果を報告する。この人事専門委員会の構成メンバーは、学部長、大学院理工学研究科長、副学部長、学部長が指名する若干名の教授である。そして、３学部合同の人事教授会において学部長が提案し、学科からの説明を経て、人事教授会の構成員からの意見を聴取し、投票となる。

なお、任用・昇任に関する３学部合同の人事教授会は、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部の各学部の専任の D㊟を有する教授が構成員である。人事教授会、人事専門委員会は各学部の人事教授会規則（2007年４月１日制定）、人事専門委員会規則（2007年４月１日制定）に従って運用されている。また、すべての人事案件は教授会の議を経た後に最終的に理事会において決定される。

現在、理工系３学部教員のうち関西大学・関西大学大学院を最終学歴とする者は専任教員の28.6％を占めているが、その他の国公立大学大学院（多い順に京都大学（18.6％）、大阪大学（15.6％））や私立大学大学院等、海外の大学を含めた多様な大学に出身校が分散している。

【長所】

理工系３学部における教員の募集、任用、昇格に関する基準、手続きは、人事委員会と人事教授会において明確に定められ、透明性を確保している。専任教員の出身大学が相当分散され、構成員の職と年齢層がバランスよく分布している現状は、理工系３学部の人事が公正かつ妥当に行われてきたことを反映したものと言える。

【問題点】

任用や昇格のもっとも重要な基準である研究成果や研究能力の評価については、現時点ではその大部分が発表論文の数に依存している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

理工系３学部では更に透明度や公正さを増す上でも、積極的に公募が活用される方向にある。助教の任用時は任期制を取っているが、任期制等の教員の流動化促進措置については、現在のところ検討は行われていない。今後、任用や昇格のもっとも重要な基準は、単に実績のみならず、そのポテンシャルや研究分野の新規性、社会のニーズ等を加味した総合的な判断、あるいはその基準づくりが望まれる。

5-4　教育研究活動の評価

【現状の説明】

理工系３学部及び理工学研究科は工学部及び工学研究科時代に、2002年に研究編、2004年には教育編の外部評価を受け、呈示された評価意見を今後の教育研究活動に反映させようとしている。2006年には大学基準協会の評価を受け、大学教育改革を促す上で問題点が指摘され、改善が進められている。また、2002年には先端マテリアル工学科が、2005年には化学工学科及び都市環境工学科が JABEE（日本技術者教育認定機構）によるプログラム認定を受け、現在も継続している。研究教育活動やその成果の評価は、その重要性は極めて高いが、活動のアウトプットが研究論文や卒業生そのもの等単純な評価が困難なものであり、活動そのものの正確で公正な評価は極めて難しい。

【長所】

個人次元での自己研鑽や自己改善の実態を明らかにし、教員の研究だけではなく教育やその他の活動にも評価の目を向けることができる。

【問題点】

現時点での評価は、一般的に表層的、量的なものにならざるを得ず、研究活動の評価はその大部分が発表論文の数に依存しており、教育に至っては受講生のアンケート調査程度に依存している。特に研究活動に注目しても、理工学という幅広い分野において内容を加味した評価や審査には、大きな困難が立ちはだかっている。今後、論文引用件数、特許件数、科学研究費補助金等の一般的な外部資金獲得成果等も加味した、論文の質に踏み込んだ審査が急務である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員の自己申告に基づく教育と研究に関する評価方法として、教育・研究・大学運営・社会貢献の４項目の活動について、教員個人自己点検評価制度の導入を、理工学教育開発センターと理工系学部大学院自己点検評価委員会で検討予定である。この制度の実施に当たっては、評価を客観的に定量化することや個人情報としての取扱いを十分に配慮しなければならない。

今後の到達目標

教員の男女構成比の改善及び外国籍教員の採用に関しては、新たな人事の際に適切な人材を確保していくことが目標である。専任教員における女性教員の占める割合が増えたが、更なる改善が必要である。理工系3学部の専任教員の年齢構成では、高齢化の傾向が多少改善されたが、新しい制度の導入による教員の高齢化問題に対処しなければならない。今後も更に、最新技術並びに特殊性の高い講義や少人数クラスを開設するために専任教員に加えて、兼任教員の支援を更に求め、民間企業出身者の受け入れ等を積極的にすすめていく。

6　研究活動と研究環境

理工系３学部では、関西大学の教育理念として長く継承されてきた「学の実化」を引き継ぎ、教育研究活動を行ってきた。今、大学が果たすべき使命は教育と研究に加え、その研究を基盤として産業界との協力を押進め社会に役立つ技術開発を促進する第三の機能が求められている。理工系３学部が社会的に評価される大学の研究機関として存立するためには、研究のレベルの高さと、研究成果や開発技術の社会への還元を行

える研究機能の強化を継続的に行う必要がある。それに並行して、本学部が学習の場として十分な機能を発揮するように共通、基礎教育の強化を図り、専門教育の位置付けを明確にした上での専門的職業遂行能力を培う教育プログラムの再確認を行い、研究・開発に適する創造的な思考力を育成する基盤の充実が必要であろうと考える。以下、研究活動及び研究環境の状況について説明する。

6-1　研究活動

前回の到達目標

教員の資格審査を実施することにより、教育のみならず研究についての高い意識を教員に求め、理工系３学部全体の論文数の増加を目標とした。教員の国際会議への成果発表等の出席動向は定常的に増加しているが、単なる研究交換・紹介を越えた国際共同研究の積極的な推進を期待した。研究領域の拡大や学際領域、異分野連携等を積極的に進め、新しい研究・学問領域の開発等を目標とした。

6-1-1　研究活動

【現状の説明】

（ア）研究成果の発表状況

2007度と2008年度の教員の研究業績を学術論文、著書、解説・その他、国際会議及び国内学会発表に分類して整理したものが表Ⅱ-理工-9である。

表Ⅱ-理工-9　研究成果の発表状況

件数／分類	2007年度		2008年度	
	件数	1人当たり	件数	1人当たり
学術論文	329	1.70	347	1.80
著書	28	0.15	50	0.26
解説・その他	208	1.08	226	1.17
特許・意匠	34	0.18	32	0.17
国際会議	361	1.87	404	2.09
国内学会発表	1113	5.77	1155	5.98

全体を平均すれば、１人当たりの業績数は、2007年度10.7件、2008年度11.5件となっている。

（イ）国内外での学会での活動状況

表Ⅱ-理工-9が示すように、2007年度では１人当たりの国際会議への報告件数は1.87件、国内学会発表件数は5.77件、2008年度では国際会議は2.09件、国内学会発表は5.98件となっている。

国際会議への出席は、科学研究費補助金等の外部からの補助金に加えて、大学からの補助（2007年度18万円／１名：年間に一度）、個人研究費による外国出張等多くの補助が本学では用意されている。

また、理工系３学部の専任教員のうち相当数が学会賞等の受賞経験を有しているほか、学会の理事等に就任している者、国・地方公共団体等公的機関の審議会、委員会、研究会等の委員等を委嘱され、大学内部の活動のみならず、広く社会で活動している。

【長所】

理工系３学部では、情報発信、学会等での活動、研究助成への対応は、教員の講義、演習、実験、製図、実習、特別研究、及び大学院における講義、実験、演習、研究指導更には大学運営や学会・協会における委員会活動、入学試験問題の作成と採点の負担等を考慮すると、組織としては積極的に活動がなされている。科学研究費補助金や学外からの研究費の受給状況から見ても、理工系３学部の教員の研究が外部から期待さ

れ、また、評価に応えうる高いレベルの研究に従事していることがわかる。これらの研究に関する成果は、「関西大学学術情報システム」を通して社会に広く開示されている。

【問題点】

理工系３学部全体としては、１人当たりの業績数が11.5件（2008年度）あり、学術論文と著書に絞って集計しても、１人当たり1.9件となり、活発な研究活動を行っている。一部の教員の中には研究業績の公表数が少ないケースもあり、発表件数の個人間格差は顕著となっている。理工系３学部内の学科間の性格による差異は考慮せざるをえない問題もあり、論文数のみで研究活動のアクティビティの高さを評価することは一面的ではあるが、いずれにしても、活発な研究活動に基づく、研究成果の社会化、公表は更に積極的に行われてしかるべきである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

自己点検・評価活動、第三者評価活動、更に2004年度秋に実施した外部評価等を通して、理工系３学部構成員の意識の高まりのもと、より社会的に研究に向けての積極的な活動が求められている。このような状況に対して、教員の資格審査を実施することにより、教育のみならず研究についての高いアクティビティを教員に求めている。この資格審査の実施は、理工系３学部・理工学研究科が自らの向上を求めようとする現われであるのみならず、理工系３学部全体の論文数の増加をもたらしつつある現象に繋がっている。評価を行うには実施から十分に時間が経過していないものの、今後、この制度による意識改革が更に高まるものであると期待できる。

6-1-2　研究における国際連携

【現状の説明】

研究における国際連携としては、1)国際的に有力な研究者の招へい、2)教員の国外有力大学・研究機関への短期・長期派遣、3)大学院生の留学・研究留学等の形式が用意されている。交換派遣留学及び認定校留学のプログラムがあり、授業料の免除や関西大学国際交流助成基金第１種奨学金の給付制度がある。教員・研究者の国際学術研究交流として2008年度の派遣人数は、システム理工学部102名（短期）、２名（長期）、環境都市工学部70名（短期）、化学生命工学部72名（短期）である。また、協定大学からの交換研究者の受け入れ人数は、化学生命工学部において１名であり、外国人招へい研究者は、システム理工学部１名、環境都市工学部１名、化学生命工学部１名である。大学院生の受け入れ人数は理工系３学部で15名であり、派遣人数は０名である。

外国大学との学術交流も盛んである。2009年５月時点で49大学との学術交流を結んでいる。2007年には本学の大学院工学研究科と理工系３学部が国際共同研究を進めてきた中で、協定校であるタマサート大学、マレーシア科学大学及びチュラロンコン大学石油・石油化学研究科との間で研究協力を主眼とした国際交流協定を締結したこと、及び理工系３学部再編を契機に、理工学国際シンポジウム2007「環境とライフサイエンス分野における ASEAN 諸国との連携」を開催している。2008年には、タイ・日本国際シンポジウム「物質工学と環境工学の新しい展開」をチュラロンコン大学にて開催している。

【長所】

1)国際的に有力な研究者の招へいにおいては、科学研究費補助金やプロジェクト単位の支援がある。また、関西大学による助成制度もある。2)教員の国外有力大学・研究機関への短期・長期派遣についても同様に科学研究費補助金やプロジェクト単位の支援や関西大学による助成制度もある。

協定校との国際シンポジウム開催においては、双方の大学から研究成果の発表の場と熱心な議論があり、活発な交流が行われている。また、学生が参加・発表し、国際的な人材育成への一助となると思われる。

【問題点】

1)、2）については助成制度もあるが、その年度単位の員数は十分とは言えない。3)は主に大学院生の自己負担であり、希望者は少なくないが、語学と経済上の問題点より比較的少数に限定されている。2008年度は、学生の派遣人数はゼロ名である。

ほとんどの協定校と学生交換協定を締結しているが、研究者交換協定は49大学中の11大学に限られている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

協定校との研究者交換協定の締結を進め、研究者の招へいや教員の国外有力大学・研究機関への短期・長期派遣等の国際連携を盛んにすることにより、助成制度の拡充を求めていく。また、大学院生の留学を積極的に援助する学内制度数及び給付額が少ないために、助成基金等の充実を図る努力を行う。

6-1-3　教育研究組織単位間の研究上の連携

【現状の説明】

理工系３学部を中心とする大学内部における教育研究単位の連携については、活発に行われているという印象も実績も少ない。むしろ他大学や企業・公的研究機関等との連携の方が多いと思われる。

【長所】

単なる学内の連携だけではなく、先端科学技術推進機構を介したプロジェクトへの発展も期待できる。

【問題点】

教育研究単位の連携については、連携を公表する手段と実績を把握する手法が確立されていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

理工系３学部の異なる専攻間の連携は、先端科学技術推進機構等を通して積極的に推し進められている。今後研究領域の拡大や学際領域、異分野連携等を積極的に進め、新しい研究・学問領域の開発等につながることが大いに期待されている。

今後の到達目標

教員の資格審査の実施により、理工系３学部全体の論文数の増加をもたらしつつある現象に繋がっているが、研究活動の意識を高め、更なる増加をめざす。一方、論文数のみで研究活動を評価することは一面的ではあるが、活発な研究活動に基づく、研究成果の社会化、公表は更に積極的に行われてしかるべきである。教員の国際会議への成果発表等の出席動向は定常的に増加と今後単なる研究交換・紹介を越えた国際共同研究の積極的な推進が期待されている。理工系３学部の異なる専攻間の連携に関しては、研究領域の拡大や学際領域、異分野連携等を積極的に進め、新しい研究・学問領域の開発等につながることを期待する。

6-2　研究環境

前回の到達目標

研究時間については、教員の主務が学部教育・研究であるため、工夫により大幅な改善が必要である。海外調査研究旅費、国際会議出張旅費の補助等について更なる整備が望まれる。外部資金の調達としては、科学研究費補助金等の申請件数を増加させる努力が必要である。

6-2-1　経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

（ア）個人研究費、研究旅費等

専任教員に配分される本学の個人研究費枠は、理工系３学部に限らず、教授、准教授、専任講師、助教を問わず、一律年間51万円となっている。個人研究費は学会出張旅費、図書資料費やその他の研究経費として設置されている。国際会議への出席は、この個人研究費の一部や科研等の外部からの補助金に加えて、大学からの補助（2006年度18万円／１名：年間に一度）等が、本学では用意されている。

（イ）教員研究室の整備状況

理工系３学部の教員研究室は理工学教育の特殊性もあって個室率が80％にとどまっているが、第４実験棟、第５実験棟、２号館研究棟及び別館の改築に伴い改善が進んでいる。

（ウ）学内研究費

予算上措置されている学内研究費制度として重点領域研究費、奨励研究、共同研究がある。個人研究・共同研究を問わず、申請に基づき審査を経て交付される研究費であり、理工系３学部では2008年度に17件総額28,711,424円の利用実績があった。

【長所】

理工系３学部の研究環境としては、基本的な整備がなされていると考えられる。重要な研究環境とは、研究経費、研究空間と時間、研究を補佐する学生の質、支援体制等が挙げられる。まず、研究経費としては、教育研究用機器備品費、大学院高度化推進経費、個人研究費等が年度単位で定常的に補助されている。

【問題点】

教員の主務は教育・研究であるが、大学及び学部の運営業務の負担が非常に多く、研究時間を十分に取れていないのが実情である。また、研究空間も最近の10年間程度に相当改善され、教員の個室等も相応に充足してきているが十分ではない。今後更なる充実が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究に費やす時間を多く取るためには、大学及び学部の運営業務の負担を軽減しなければならない。それら業務のスマート化及び委員会等の組織の統合等の工夫が必要である。また、研究空間に関しても相当改善されてきているが、共用スペースの利用効率化等を行い面積の増大と教員個室率の向上をめざす。

6-2-2　競争的な研究環境創出のための措置

【現状の説明】

研究活動を支えているのは、逐次整備されてきている学内の研究体制に加えて、外部からの研究費の受給である。2007年度と2008年度における文部科学省学術振興会の科学研究費の補助金、学外からの研究費の受給状況は表Ⅱ-理工-10に示すとおりである。また、学内には学術研究助成基金研究費や重点領域研究助成費等の研究費の受給もある。

表Ⅱ-理工-10　外部資金獲得状況

	2007年度（千円）	2008年度（千円）
文部科学省科学研究費補助金	205,430	175,365
私立大学等に対する研究装置・設備整備補助金	71,890	26,427
各種財団・社団法人からの指定寄付	7,970	7,990
ハイテク・リサーチ・センター	107,680	29,377
学術フロンティア・センター	17,015	28,999
企業からの指定寄付	53,652	63,122
受託研究	269,165	279,080

【長所】

理工系３学部では文部科学省科学研究費補助金、私学振興財団学術研究振興資金、私立大学施設整備補助金、私立大学研究設備整備費等補助金、各種財団・社団法人からの指定寄付、科学技術基本計画、ハイテク・リサーチ・センター整備計画、学術フロンティア・センター更に、企業からの指定寄付、受託研究等さまざまな外部資金獲得活動を行っており、これらの研究資金に基づいて研究を行っている。文部科学省科学研究補助金への積極的な申請を促し、外部資金をベースとした研究活動をめざしている。その成果として、2007年度には1.06億円、2008年度は1.06億円の文部科学省科学研究補助金の導入を得ている。このような科学研究費を着実に受給している他、民間会社からの指定寄付金、共同研究、受託研究等の件数も増加してきており、理工系３学部の学際的な研究の水準が社会的にも認知されていることを示している。

【問題点】

科学省科学研究費補助金の申請件数は2008年度で153件であり十分な件数ではない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

外部資金の導入は、私立大学にとっては今後より一層求められる活動であり、積極的な対応が迫られているものであると言える。科学研究費補助金の新規採択率は20.8%であるため、申請件数を増加させることによって採択金額の向上も図る。

6-2-3　研究上の成果の公表、発信・受信等

【現状の説明】

表 II-理工-9に示したように学術論文や国内外の学会発表によって研究成果を公表している。また、関西大学先端科学技術シンポジウム、先端科学技術推進機構の研究部門別発表会、ハイテク・リサーチ・センタープロジェクトによる講演会、及び研究成果刊行物等において成果の発信をしている。また、展示会への出展、技術交流セミナー、学学連携による連続技術講座、及びイブニングセミナー等の産学官連携への取り組みを通して成果の受信や発信も行っている。

【長所】

一般的な学術論文や国内外の学会発表によって研究成果を公表するだけではなく、関西大学主催のシンポジウムや産学官連携への取り組みを通して地域社会のニーズや産業界のシーズ等を受信している。

【問題点】

シンポジウムやセミナーが地域社会や産業界へどれだけどのように貢献できたかを示す手法が確立されていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

関西大学の活発な研究活動に基づく研究成果の社会化、公表は更に積極的に行われるべきである。また、関西大学先端科学技術シンポジウムや各種セミナーの参加者を増加させることも重要な課題である。

検索

今後の到達目標

理工系3学部の教員研究室は理工学教育の特殊性もあって個室充足率が80%にとどまっているが、第4実験棟、第5実験棟、2号館研究棟及び別館の改築に伴い改善が進んでいる。関西大学先端科学技術シンポジウムや各種セミナーの参加者を増加させることが目標である。文部科学省科学研究費補助金の新規採択率は20.8%であるため、申請件数を増加させることによって採択金額の向上を図る。

7　施設・設備等

理工系3学部では、科学技術の急速な進展と複雑に高度化する産業社会に対応するため、着実に教育研究内容の整備・拡充を図っている。また、教員による教育研究に関する施設・設備についても十分配慮を加えるようにしている。以下、具体的に説明する。

前回の到達目標

研究・教育の効率化を図るために、研究室の充実は必要不可欠ではあるものの、研究室の拡充は容易ではない。しかしながら、その運用上の問題としての個人研究室と研究室、実験室の分散の問題の解消は可能ではないかと考えられる。効率よい建物の利用法を考えてゆくべきであると言える。このことは、将来構想における課題として考えておく必要がある。また、新規に3号館（仮称）を建設し、教室のより一層の充実を図る。

7-1　施設・設備等の整備

【現状の説明】

（ア）学舎と研究棟

理工系3学部は本学千里山キャンパスの第4学舎を使用している。その内訳は以下のとおりである。第4学舎では主に2号館及び3号館の教室において講義が行われている。また、1、2号館、第1、3、4、5、6実験棟に各学科の研究室が配置され、研究が行われている。

a　学舎

理工系3学部学舎としての第4学舎の延面積は59,004.39㎡であり、内訳は表Ⅱ-理工-11のとおりである。そのうち講義室、演習室及び学生自習室の延面積は7460.1㎡（学生1人当たり1.49㎡）である。

表Ⅱ-理工-11　理工系3学部使用学舎の概要

名　　称		延面積（㎡）	竣　　工
第4学舎	1号館	7,234.45	1960年
	2号館（教室棟・研究棟）	20,262.39	1969年
	2号館（実験棟・研究棟別館）	2,238.68	1969年
	3号館	4,064.60	2008年
	第1実験棟	1,271.14	1974年
	第2実験棟	1,734.67	1976年
	第3実験棟	2,672.17	1983年
	第4実験棟	5,036.77	1990年
	第5実験棟	9,886.50	1997年
	第6実験棟	3,215.14	2005年
	その他	1,387.88	
合　　計		59,004.39	

講義室等の状況については、『データブック2009』〔P215～216 イ 教室の施設・設備〕に記載している。以下に、講義室、自習室、実験・実習室及び講義室・演習室のそれぞれの規模別使用状況を示す。

(a) 講義室

講義室は、『データブック2009』〔P215～216 エ 教室使用状況〕の表に示されるように収容定員30人から456人(平均170人)の39教室が用意されている。２号館は1969年に竣工した建物で、いくぶん老朽化が進んではいるものの、いずれの教室も空調設備が整い、講義に対して教材提示装置を備えた教室が13室用意されている。また、いずれの教室でも授業支援ステーションのサポートにより、OHP やパソコンを用いた講義への対応が可能となっている。

(b) 自習室

自習室は、収容総数100名となる２室があり、理工系３学部の学生は授業の合間に自習することが可能となっている。学生数に対して自習室の数が少ないものの、図書館にも自習室が多数用意されていることと空教室が開放されていることから、適切な設備が提供されているものと考えられる。また、第４学舎ではバリアフリー化を積極的に推進し、身障者用エレベータや教室内での車椅子設置場所等も確保されている。

(c) 実験・実習室

理工学教育において各種情報の収集・選択とその解析、処理等、情報処理能力の育成は必須事項になっている。理工系３学部内の情報処理室（第４ステーション）並びにオープンデザイン教室 OD１・OD２教室に総計341台のパソコンを配置し、学生の各種情報の収集・選択とその解析、処理能力育成のための教育活動を支援している。これらの教室では、インターネットを利用した双方向教育が可能であり、更に OD１・OD２教室については時間外においても学外から VPN 接続することで使用することができる。また、実験室は物理490.７㎡、機械808.０㎡、電気電子情報584.０㎡、建築692.０㎡、都市543.０㎡、エネルギー・環境262.０㎡、化学・物質1433.６㎡、生命・生物549.１㎡、旧システムマネジメント347.４㎡、合計5709.７㎡が各学科で確保できており、学生実験等において十分に活用されている。

(d) 講義室・演習室の規模別使用状況

講義室の規模別使用状況は『データブック2009』〔P219（エ）教室使用状況〕に示すとおりで、５割前後の使用率となっている。特に、使用の過密な時間帯では、更に高い頻度で使用されている。

施設・設備等の維持・管理は、学部・大学院事務グループ理工系事務チーム及び施設課が、午後８時以降は警備員が巡回している。オープンデザイン教室は学部・大学院事務グループ理工系事務チームが、情報処理室（第４ステーション）は IT（Information Technology）センターがそれぞれ維持・管理を行っている。

b　研究棟

第４学舎における研究棟の規模は表Ⅱ-理工-12に示すとおりである。以下に、研究施設・設備、個人研究室及び環境保全・安全対策施設について示す。

表Ⅱ-理工-12　学部・学科の総面積　（単位：㎡）

学部・学科		総面積
システム理工学部	数学科	537.310
	物理・応用物理学科	1,602.600
	機械工学科	5,381.590
	電気電子情報工学科	4,469.630
	学部合計	11,991.130
環境都市工学部	建築学科	2,463.430
	都市システム工学科	3,278.970
	エネルギー・環境工学科	2,110.340
	学部合計	7,852.740
化学生命工学部	化学・物質工学科	5,912.465
	生命・生物工学科	2,172.432
	学部合計	8,084.897
合　　計		27,938.767

(a) 研究施設・設備

実践に基づく教育を推し進める本学理工系3学部には、私立大学施設整備補助金（大型マル研）、私立大学研究設備整備費等補助金（小型マル研）及び教育研究用機器備品費（マル理）等で得られた大型研究設備が各学科に設置されている。表Ⅱ-理工-13には大型マル研（1995～2008年）による設備を示す。それら最新の設備に支えられ、充実した研究成果を着実に生んでいる。

(b) 個人研究室

研究棟の個人研究室、合同研究室等のそれぞれの面積を『データブック2009』〔P293 ア 研究施設・設備〕に示す。ここ数年の改善で、個室率は83.3%まで上昇している。理工系学部では卒業研究を円滑に実施するためには教員は学生の近くに配置することが望ましいというような特殊性はあるものの、文系の他学部並みの100%をめざして今後も引き続き改善することが望まれる。

(c) 環境保全・安全対策施設

教育・研究上における環境保全と安全対策を目的として、第2実験棟に排水処理場（135.37㎡）が整備され、有効に稼働している。2007年度の処理量は一般排水718.4㎥、重金属系廃液18.9㎥、2008年度は一般排水694.9㎥、重金属系廃液35.8㎥であった。

研究棟の施設・設備等の維持・管理は、学部・大学院事務グループ理工系事務チーム及び施設課が、午後8時以降は警備員が巡回している。

また、2008年度から安全管理チェックシートを作成し使用者による安全管理を徹底するとともに、安全衛生委員による巡回チェックを行う体制づくりを行っている。

表Ⅱ-理工-13　私立大学施設整備補助金に基づく設備　　2009.5.1現在

装　置　名	設　置　場　所
固体表面構造解析評価システム	HRC 地階　実験室Ⅰ
高機能性複合粒子線薄膜創成装置	第5実験棟3階　半導体工学研究室
視覚を利用したマニュピレーション装置の開発支援及び評価装置	第4学舎1号館　可視情報研究室
2軸同時振動試験装置	土木・建築実験場
高感度質量分析システム	第4学舎2号館研究棟4階　機器室Ⅰ
構造材料環境シミュレーション装置	土木・建築実験場
高精度多機能表面観察解析装置	第4学舎2号館研究棟4階　走査電子顕微鏡室
環境攪乱物質評価トータルシステム	第4実験棟
ARENE 電力系統瞬時値解析システム	第3実験棟1階　情報電磁気研究室
ナノ構造体解析システム	第4学舎2号館研究棟3階　NMR 室
分子構造解析システム	第4学舎2号館　応用化学科演習室
バーチャルシミュレータ・メカニカルインピーダンス計測システム	工研工作室
高精細デジタル画像実験装置	第3実験棟4階　情報工学研究室
レーザー直接描画装置	第5実験棟地階　応用物理学研究室
プロテオーム解析・機能評価装置	第4学舎2号館　研究棟
遠心力載荷装置	第4学舎2号館　研究棟
マイクロマシン製造装置	第4学舎1号館　ロボットマイクロシステム研究室
環境制御 X 線解析装置	第4学舎2号館　研究棟
光環境シミュレーションシステム	第4学舎2号館研究棟6階　建築環境Ⅱ研究室
高速イオンビーム発生装置	第1実験棟　電気実験場
微小領域元素分析システム	第4学舎2号館研究棟　高磁場 NMR 室
高速・高解像度共焦点レーザー顕微鏡システム	学術フロンティア・センター3F　ナノマイクロ医工学研究開発プロ2
RF タグ開発・評価システム	第3実験棟
超精密微細加工機	HRC
高精度結晶構造解析装置	第4学舎2号館研究棟地下1階
フェムト秒高出力 UV レーザーシステム	第4学舎2号館研究棟別館地下1階

【長所】

理工系3学部の教育研究に必要な施設・設備は充実しており、各種形態の授業の実施及び教員の研究遂行が効果的に行えるようになっている。また、講義室面積も3号館建設により前回自己点検時比122%が達成

できる等より良い環境をめざした努力が続けられている。情報処理機器、情報端末に関する設備、機器は充実しており、整備状況の適切性は良好であると思われる。特に製図室・CAD 教室・情報処理室の運営、機種やソフトウエアの選定には、理工学 ICT 活用教育推進委員会が全教員へのヒアリング結果に基づき適時実施しており世の中のニーズに合った教育が確保できているものと判断できる。

情報化が進むに従い、自習室の充実とともに情報コンセントの充実が求められている。これに対しては総合学生会館内に情報コンセント（204個口）を持つフロアーが用意され、更には学内無線 LAN アクセスポイントが設けられる等、全学施設として大規模に、学生自身のコンピューターによる情報の発信・受信が円滑に行えるような施設が用意されている。

【問題点】

研究室・講義室の物理的な広さについては若干不足気味である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究・教育の効率化を図るためには研究室・講義室の充実は不可欠である。広さの問題に対しては2005年に第６実験棟、2008年に３号館を建設する等順次改善を行ってきた。しかし、新棟建築による改善は物理的な制約が避けられず、今後は運用面での効率化をこれまで以上に検討する必要がある。また、更に長いスパンでみると老朽化した学舎の取り扱いも含めて検討を行っていく。

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置

7-1に統合して記載

7-3　利用上の配慮

7-1に統合して記載

今後の到達目標

広さの問題という物理的な制約のため解決は難しいが、当面運用面での効率化をはかる。特に、授業支援ステーションによる教室の管理は現在有効に働いており、今後更なる充実を図る。

８　学生生活

前回の到達目標

学生の学習活動及び研究活動を含む学生生活全般にわたって支障のないように支援していく。

8-1　学生の研究活動への支援

【現状の説明】

理工系３学部では、４年次生になるとそれぞれ研究室に配属されて、指導教員の下で特別研究を行う。配

属先の研究室によっては、大学院生とともにチームを組んで特別研究を行い、学会等で発表することもある。残念なことに、学生の研究活動を支援するための制度は、学部としては存在しない。しかし、理工系３学部を母体として組織された関西大学理工学会により、学部生の研究活動や旅費に対して助成が行われている。

（ア）関西大学理工学会

関西大学理工学会は、本学における理工学に関する研究及び技術の発展を図ることを目的として設立されている学会であり、理工系３学部の全教員、在学生、卒業生で構成されている。理工系３学部の在学生全体における加入率は約51.5%である。

関西大学理工学会では、機関誌「理工学と技術」「会報」「理工学入門」の出版事業を行うとともに、種々の学術講演会、工場見学会、セミナー、研究助成等の企画を行っている。2008年度より、４年次生の会員に対して、国内各地で開催される学術会議において研究発表をする際に、旅費の補助が受けられる「国内学会参加助成」が実施されている。当該年度では12人がその補助を受けた。また、2006年度より、３年次生以下の理工系３学部生の会員を対象に、「理工学会自主研究助成」が行われている。研究期間は１年間で、研究に必要な費用の補助が受けられる。助成を受けた学生は「理工学と技術」に研究成果の報告書を書くことが義務づけられる。これまでに２件の自主研究助成の採択があった。

（イ）理工系学部学生・大学院生研究支援基金

1958年に創立された工学部は、2007年に現行の三つの学部−システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部−に再編された。この理工系３学部の誕生と工学部創立50周年とを記念して、2008年４月より、「関西大学理工系３学部開設・工学部創立50周年記念事業」が展開され、その一環として「理工系学部学生・大学院生研究支援基金」づくりのための募金計画が策定された。集められた寄付金による運用果実は、理工系大学院生の短期海外実習の支援、理工系学部生の学会講演等に係る費用の補助、理工系学部学生・大学院生の資格取得補助、その他理工系学生の研究活動の支援に充てられることになっている。寄付金の募集は、2008年６月より開始されており、2010年３月31日まで続けられる。

【長所】

教員と学生、院生と学生、学生同士の間で、それぞれの状況に応じて必要な支援が柔軟に行われている。

【問題点】

成績が特別に優秀な学生に対する支援として、奨学金制度、表彰制度があるが、研究活動そのものに対する支援制度は存在しない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生の研究活動に対する支援が理工学会の活動や募金活動のみに委ねられている。学生の研究活動そのものに対して、理工系３学部として支援できる体制を確立したほうがよい。そのための調査・環境整備を行うべきである。

今後の到達目標

理工系3学部の教職員自らが中心になって、「理工系学部学生・大学院生研究支援基金」の募金活動を成功させ、その運用実績を作る。

検索

９　管理運営

委員会の統合等を含めて効率的な委員会運営により、教員への負担の改善が求められているものと思われる。この結果、現状のようなすべての議論に慣性力が働くような状況を打破することが期待できる。

前回の到達目標

理工系３学部への改組をへて、研究・教育活動に支障のないよう管理体制を整える。

9-1　管理運営体制

【現状の説明】

（ア）管理運営体制の概要

理工系３学部では、教育・研究の活性化を図るため、理工系３学部と大学院の一体化運営がなされ、現在、より一層の効率的な管理運営体制と事務組織についての検討がなされている。

理工系３学部一体での運営は、理工学教育開発センター、理工学テクノサポートセンター、予算・施設委員会及び人事委員会によってなされている。また、各学部については、各学部長の下で執行部を組織し、その指導のもとに最高意思決定機関としての理工系３学部各教授会及び理工学研究科委員会をもって理工系３学部並びに理工学研究科は運営されている。理工系３学部を構成する各学科の運営は、学科教育主任が当たり、学部内の審議事項や連絡事項は教授会で検討している。

（イ）教授会

最高意思決定機関としての各教授会は、理工系３学部の各教授会規程にしたがって運営されている。各学部長が必要と認めたとき、また、構成員の３分の１以上の要求があったときに学部長が招集し、学部長を議長として構成員の２分の１以上の出席をもって開催されている。なお、理工系３学部共通事項については合同教授会として、いずれかの学部長を議長として同時開催することで効率化を図っている。議決は、出席者の過半数の同意に基づいてなされ、その構成員は専任の教授、准教授、専任講師、助教及び特別契約教授である。

教授会における審議事項は以下の16項目である。

1）学部長の選出に関する事項
2）副学部長の承認に関する事項
3）評議員候補者の選出に関する事項
4）理工系3学部教員の任用、昇任その他人事に関する事項
5）全学及び学部の各種委員会委員の選出に関する事項
6）学則に関する事項
7）教育課程に関する事項
8）学生の賞罰及び補導に関する事項
9）学生の入学、学籍及び卒業に関する事項
10）学生の試験に関する事項
11）称号の授与に関する事項
12）自己点検・評価に関する事項
13）学外研究員の推薦に関する事項
14）予算に関し学部長の必要と認めた事項
15）教育及び研究に関する事項

16）その他重要な事項

（ウ）人事教授会

人事に関する事項について審議するために学部長は、人事教授会を理工系３学部人事教授会規則に基づき招集する。人事教授会は専任の D㊟を有する教授によって構成され、その３分の２以上の出席をもって成立する。更に、その決議は出席者の３分の２以上の同意のもとに行われている。人事教授会では人事専門委員会を置き、学部長の補佐機関として各学科から提出された専任教員の「任用」、「昇任」及び定年到達者の「定年延長」に関する人事案件の事前審査を行う。人事専門委員会は学部長、副学部長、理工学研究科長及び学部長が指名する教授（若干名）によって構成され、理工系３学部各学部人事教授会規則に従って運営されている。

（エ）執行部

理工系３学部合同教授会の運営は、理工系３学部各学部長、理工系３学部各副学部長（学部担当・大学院担当）、理工系各３学部教学主任（学部担当・大学院担当）、学部学生相談主事、学生主任及び入試主任からなる執行部があたっている。学部運営に関してのそれぞれの主な職掌分野は以下のとおりである。

学部長	総括
副学部長	総括補佐、教育推進、研究推進、高大連携推進
教学主任	教学事項
学部学生相談主事	学生相談、奨学金委員会
学生主任	学生補導、交通対策委員会
入試主任	入学試験事項、入試センター主事会

執行部は打ち合わせ会を開催し、教授会事項、学部運営に関る事項について審議を行っている。理工系３学部では学部、大学院の運営の効率化をめざして2007年４月より３学部長のうち１名が理工学研究科長を兼任している。2008年度の打ち合わせ会は22回開催された。

（オ）理工系３学部各種委員会

理工系３学部に設置されている12委員会のそれぞれの委員数、執行部等との連携関係、活動内容の概要及び年度別開催回数は以下のとおりである。

ａ　理工学テクノサポートセンター委員会（14名、理工学研究科長、副学部長、各学科から選出された委員、授業支援グループテクノサポートチーム所属技術系事務職員）

教育・研究上の技術支援、運営のサポートを組織的に行っている。2008年度開催数は７回である。

ｂ　理工学教育開発センター委員会（20名、理工学研究科長、副学部長、教学主任、入試主任、数学・物理・化学・生物・情報処理から部門委員各1名、各学科から選出された委員）

理工系３学部共通の基礎教育及び入試事項について検討する機関であり、「基礎教育及び専門教育との連携」「導入教育」と「入学試験」「入学前教育」の二つのワーキンググループからなる。2008年度開催数は全体１回、基礎教育 WG11回、入試 WG12回である。

ｃ　予算・施設委員会（9名、学部長、副学部長）

予算・施設に関する事項を総合的に審議する予算・施設委員会が設置されている。2008年度開催数は４回である。

ｄ　自己点検・評価委員会（16名、副学部長、教学主任、各学科から選出された委員、学部・大学院事務グループ所属事務職員）

理工系３学部では、理工系３学部の教育研究に関する全体的な活動状況並びに制度、組織、施設、設備の現状及びその運営状況について、自己点検・評価を行い、その結果を公表するために理工系３学部自己点

検・評価委員会を設置している。1993年度より資料集、報告書を公表している。委員長は各学科から選出された委員から互選によって決める。2008年度開催数は１回である。

ｅ　図書委員会（9名、各学科から選出された委員）

理工系３学部における図書の運営を円滑に行っている。委員長は委員の中から互選する。2008年度（理工系３学部図書委員会）開催数は１回である。

ｆ　人権問題検討委員会（9名、各学科から選出された委員）

理工系３学部における人権についての問題を検討している。本委員会は議案の発生にともなって開催されるものであるから、2008年度は一度も開催されなかった。委員長は委員の互選によって決める。

ｇ　カリキュラム委員会（16名、各学科から選出された委員）

次年度の授業時間割編成作業を行う。委員長は３学部の学部長のうち、互選で選ばれた副学部長が務める。2008年度開催数は９回である。

ｈ　ICT 活用教育推進委員会（16名、学部長、各ワーキンググループ長、各学科から選出された委員、学部・大学院事務グループ所属事務職員）

製図室、オープンデザイン室、情報処理室及びインターネットを用いた情報環境の維持・改善のための企画と運営を目的としている。委員長は３学部の学部長のうち、互選で選ばれた学部長が務める。2008年度開催数は１回である。

ｉ　広報委員会（16名、副学部長、入試主任、各学科から選出された委員）

2008年度開催数は６回である。

ｊ　STR 刊行委員会（11名、理工学研究科長、副学部長、各学科から選出された委員）

理工系３学部における教育・研究活動の発展を図り、その成果を出版物として公表する『関西大学理工学研究報告』（Science and Technology Reports of Kansai University）の編集を行っている。委員長は理工学研究科長が務める。2008年度開催数は２回である。

ｋ　液体窒素管理運営委員会（8名、各学科から選出された委員）

学科を越えて実験に使用する液体窒素の効率的な利用に関しての管理運営を行う。委員長は委員の互選によって決める。2008年度開催数は２回である。

ｌ　安全衛生委員会（11名、理工学研究科長、学部長、各学科から選出された委員、学部・大学院事務グループ所属事務職員）

理工系３学部における安全管理及びその運営に万全を期し、円滑な教育・研究活動を図るためにその安全対策について協議し、その実施の任にあたる。委員長は学部長が務める。2008年度開催数は７回である。

1）排水に関する専門委員会
2）薬品及び実験廃棄物に関する専門委員会
3）高圧ガスに関する専門委員会
4）教育・研究環境に関する専門委員会
5）Ｘ線・放射線に関する専門委員会
6）その他必要と認める事項に関する専門委員会

【長所】

現在、教授会のもとに12の委員会が設置され、学部長から付議された事項について専門的に協議している。理工系３学部は大学協議会協議員をはじめとする全学的な各種委員会へ委員を送り、全学的な大学運営にも積極的に参画している。加えて、理工系３学部運営に対して自己点検・評価委員会を設置し、教育研究水準の向上を図っている。理工系３学部新設にともない、従来の教室会議―学科長会―教授会という構成による

意思決定、意思伝達体制が変更された。教育体制では学科・コース制、研究体制においては、理工系３学部組織体制の中に包括させ、教員所属組織もこれに連動させている。また、理工系３学部では、３学部共通の基礎教育及び入試事項等、３学部の俯瞰的な教育体制を実現する機関としての理工学教育開発センターが配備され、教育・研究上の技術支援、運営のサポートを組織的に行う理工学テクノサポートセンターを、更に、予算・施設に関する事項を総合的に審議する予算・施設委員会が設置されている。学科長会が廃止されたことにより、多くの審議事項に迅速に対応できる体制に変わりつつある。

教授会の議事録は学部長の責任のもとに作成され、教務センター第４学舎オフィスに備えられている。

いずれの委員会においても、専門的な議論がなされ理工系３学部の円滑な教務運営の実施を促進するものとして機能していると考えられる。なお、前回問題点として議事録の不備を指摘したカリキュラム委員会では対応済み、図書委員会でも議事録作成を計画しており、議事記録が明確に残るように対応している。

【問題点】

2008年度の教授会は26回開催され、出席状況は出席率として平均69.3%（最高83.0% 最低51.1%）であった。特に学会出張と重なる時期には出席率が低く、今後対応が必要であると考える。学科長会、教室会議が廃止され、構成員にとって審議する主たる場所が教室会議から教授会に移った。現在、理工系３学部教授会は共通案件が多いこともあり合同開催を中心に行い、必要に応じで個別教授会を開催している(2008年度はシステム理工学部が２回開催)。今後も合理性を確保しながらも、３学部の独自性の確保更には小回りの利く組織をめざし個別教授会実施の必要性を検討する。

委員会についてはいずれも、専門的な議論がなされ理工系３学部の円滑な教務運営の実施を促進するものとして機能していると考えられる。開催回数が少ない委員会があるとはいえ、一部の教員に役職が集中するとともに、教員は多くの会議への参加を余儀なくされている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

委員会の統合等を含めて効率的な委員会運営により、教員への負担の改善が求められているものと思われる。この結果、現状のようなすべての議論に慣性力が働くような状況を打破することが期待できる。管理運営では戦略的に中長期計画を立案することも不可欠である。これに対しては理工系３学部としての総合的な視点から教育及び研究上必要な戦略的構想計画立案することを目的とした理工学プランニング室を設置し、既に2007年度に３回、2008年度に２回開催している。

9-2　学長、学部長の権限と選任手続

【現状の説明】

学部の教務を統括する理工系３学部の各学部長は、上記教授会の開催、教授会議題の設定、副学部長の推薦をはじめとする学部執行部の任命権限を有する。また「事務専決に関する理事会内規」に基づき、①所轄事項中常例に属する申請、照会、回答、通牒等に関すること、②所属課長の国内出張に関すること、③所属課長の欠勤、休暇その他の服務に関すること（第６条第１項)、④所属教育職員の国内出張に関すること、⑤所属教育職員の欠勤、休暇その他の服務に関すること（同第３項）を専決する。

理工系３学部の各部長は各学部の学部長選挙に関する内規に従って選任される。学部長の被選挙権を有するものは、各学部に所属する専任の教授であり、選挙権を有するものは、各学部に所属する教授、准教授、専任講師、助教及び特別契約教授とされている。選挙会は選挙権者の３分の２以上の出席をもって成立し、選挙は単記、無記名投票により行い、有効投票総数の過半数を得たものを学部長当選者としている。開票結果は教授会で発表され、教授会は、当選者に次期学部長就任の受諾を確認して、次期学部長を決定している。選挙管理は、理工系３学部の各学部長及び理工系３学部の各副学部長（各学部２名）によって構成された選

検索

挙世話人が行っている。就任を受諾した次期理工系３学部の各学部長は、理工系３学部の各副学部長２名、２名の教学主任、入試主任、学生主任及び学部学生相談主事の役職者を教授会に推薦し、承認を得た後に上記学部管理運営を行っている。理工系３学部の各学部長の任期は２年であるが、再任は妨げないものである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学全体の方針に従う。

今後の到達目標

合理性を確保しながらも、３学部の独自性の確保更には小回りの利く組織をめざし個別教授会を適切に実施する。

10　自己点検・評価

前回の到達目標

理工系３学部に改組し、理工学研究科と一体化のもとに速やかに自己点検評価を行う。

10-1　自己点検・評価

【現状の説明】

理工系３学部においては、本学部の教育・研究水準の向上を図るために、1991年６月の大学設置基準の大綱化を受けて1992年に工学部教学委員会の中に自己点検・評価ワーキンググループを設置し、1994年４月に工学部自己点検・評価委員会規程のもとに工学部自己点検・評価委員会を発足し、工学部を構成する学科・教室より選出された専任教育職員及び事務職員の委員をもって本学部の教育・研究水準や学生受け入れに関する活動状況並びに制度、組織、施設、設備の現状及びその運営について自己点検評価を行ってきた。更に、2004年４月より工学研究科に新たに工学研究科自己点検・評価委員会が工学研究科自己点検・評価委員会規程に基づき発足した。工学部と工学研究科は一体化し合同で自己点検・評価活動を行うこととなり、現在、理工系３学部自己点検・評価委員会は、理工系３学部・理工学研究科一体運営のもとに、各学部の副学部長（３名）、各学部の教学主任（３名）、各学科から選出された委員（９名）、学部・大学院事務グループ所属事務職員（１名）からなり、計16名で構成されている。ただし、学部の各学科からの選出委員と大学院の各専攻からの選出委員はそれぞれ対応する学科と専攻の間で兼任し、規程に基づいて活動している。

【長所】

理工系３学部自己点検・評価委員会は全学の自己点検・評価委員会との連携の下に、理工系３学部についての自己点検・評価活動を行っている。また、理工系３学部独自の活動として、理工学教育において重要な意味を持つJABEE認定プログラムに関する現状認識を通した点検評価活動を行っている。加えて、外部評価による学外の専門的研究者による評価を受ける活動を担っている。2002年度には外部評価（研究）を、2004年度には、外部評価（教育）を実施し、工学部における教育・研究に関する問題の顕在化を図った。この成果は、インターネット上に公開するとともに、2006年度に工学研究科の改組や、2007年度新設された理工系３学部における重要な資料として取扱われ、現状の問題解決をはかる重要な役割を果たしている。

【問題点】

自己点検・評価活動を進めるうえで、委員会内部の問題として各項目別の点検・評価を担当者が分担して作成するという形式を取ることが多く、その結果提出された自己点検・評価内容を十分時間をかけてその妥当性を検討して客観化する等の作業に活動の大半の時間が費やされ、学部にとってより重要な全体の整合性・改革・改善を図る機会を十分取ることができていないという問題がある。

自己点検・評価委員会に副学部長が委員として加わり、学部執行部との調整機能を果たすことはある程度行われ、具体的な提案が学部の経常的な意思決定を行う役割を果たしているとはいえ、自己点検・評価委員会においてまとめた内容について学部教授会等で恒常的に議論を行ったりすることによって自己点検・評価内容を学部全体として組織的に検討し、問題意識を共有するなかで具体的に改善していくというプロセスや手続きが必ずしも確立されていない。すなわち、点検・評価活動の結果が学部の将来計画等に直接反映するシステムが十分組織されていない問題がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

自己点検・評価活動のみならず、外部評価を継続して実施するとともに、その結果に基づく具体的なアクションをとることができるような仕組みを構築する必要がある。2006年度には、工学研究科が改組を迎え、理工学研究科の枠組みをより広いものにするためのさまざまな仕組みを教育システムに取り込むことができた。これらは、長年工学部内で議論されてきた問題を解決する方向の取組であった。

また、現状の理工系3学部の活動をより活発に行うために、全学的な活動である教育推進部が行っているFD フォーラムへ理工系3学部の成果を発信し、より深くかつ広く議論を行い、円滑に理工系3学部の成果を次なる施策に反映することができるように、現在、理工系3学部・理工学研究科自己点検・評価委員会でその実現を計画している。2005年12月には、工学部の外部評価を受けてJABEE へ取り組む学科を中心としたFD フォーラムを開催し、全学的に外部評価についての成果を発信した。このような活動によって、理工系3学部・理工学研究科のみならず全学的な活動として将来の発展に向けた改善・改革への構成員の意識の高揚を生み出し、このパワーによって更なる改善・改革を推し進めるこのような取組を継続して行う必要がある。

10-2　自己点検・評価に対する学外者による検証

10-1に統合して記載

今後の到達目標

現在理工系3学部並びに理工学研究科自己点検・評価委員会には、学科選出の委員に副学部長、教学主任が加わり、点検・評価内容が適切に学部運営に反映されるよう配慮されている。今後、このフィードバックがより機能的に働くようにする。

検索

理 工 学 研 究 科

検索

第Ⅱ編　理工学研究科　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 1049

1-1　理念・目的等　〈1049〉

1-2　理念・目的等の検証　〈1050〉

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等 …… 1050

2-1　教育課程　〈1051〉

2-2　教育方法等　〈1057〉

2-3　学位授与・課程修了の認定　〈1061〉

3　国際交流 …… 1063

3-1　国際交流〔国内外との教育研究交流〕　〈1063〉

4　学生の受け入れ …… 1064

4-1　入学者受け入れ方針等　〈1065〉

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（大学院）　〈1065〉

4-3　科目等履修生・聴講生等　〈1068〉

4-4　定員管理　〈1068〉

5　教員組織 …… 1069

5-1　教員組織　〈1069〉

5-2　教育研究支援職員　〈1070〉

5-3　教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続　〈1071〉

5-4　教育・研究活動の評価　〈1071〉

5-5　大学院と他の教育研究組織・機関等との関係　〈1072〉

6　研究活動と研究環境 …… 1073

6-1　研究活動　〈1073〉

7　施設・設備等 …… 1075

7-1　施設・設備等の整備　〈1075〉

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置　〈1076〉

8　学生生活 …… 1078

8-1　学生の研究活動への支援　〈1078〉

9　管理運営 …… 1079

9-1　管理運営体制　〈1079〉

9-2　学長、学部長等の権限と選任手続　〈1080〉

10　事務組織 …… 1081

10-1　大学院の事務組織　〈1081〉

11　自己点検・評価 …… 1082

11-1　自己点検・評価　〈1082〉

11-2　自己点検・評価に対する学外者による検証　〈1083〉

11-3　大学に対する社会的評価等　〈1084〉

1　理念・目的・教育目標

従来の「工学研究科」は、2006年度の第1次改革、2009年度の第2次改革により、教育組織・内容を大きく改編するとともに、名称を2009年度より「理工学研究科」と改称している。

1-1　理念・目的等

【現状の説明】

理工学研究科の教育理念は、つぎのとおり

1）21世紀知識基盤社会への高度科学技術の果たすべき役割を認識し、

2）基盤技術の伝承と先進技術の創造、及びそれらの産業への応用を図ることによって社会に貢献する姿勢を確立するとともに、

3）十分な国際的感覚と社会や組織における意思疎通能力に優れ、

4）未来の科学技術社会をリードする使命感をもった自立した人材を養成する。

これは、科学技術創造立国の国策と、本学の学是「学の実化」の精神を念頭に、文部科学省が提示した「新時代の大学院教育」の基本概念に立脚するものである。

教育目的は、以下のとおりである。

前期課程では、大学院設置基準第3条に従い、研究・開発に対する独創性と指導性を兼ね備え、かつ時代の要請にこたえるべく、国際的な広い視野に基づく現実問題解決能力を持った高度専門技術者・研究者の育成、更には科学技術の急速な進展にともなう先端技術の再教育や生涯教育を担うことを目的としている。

後期課程では、大学院設置基準第4条に従い、大学や各種研究機関において、基礎的研究分野で自立的に研究・開発を推進できる研究者及び官庁や民間企業において研究・開発のリーダーとして活躍が期待されるような人材の育成を目的としている。

教育目標としては、

1）豊かな科学的感性の練磨、

2）専門知識基盤とその応用展開能力の強化、

3）問題発見及び解決能力、論理構成力・企画力の向上、

4）コミュニケーション力の付与、

5）科学的表現力の修得、

6）技術に関する倫理感の醸成、

の6項目を掲げる。

理工学研究科は前期課程3専攻9分野、後期課程単一専攻から成り、各専攻各分野においても、ここに掲げた研究科の理念等を踏まえて、それぞれ具体的な教育目標を掲げているが、詳細はつぎの教育課程の項に載せる。

これらの理念・目的・教育目標は、関西大学大学院学則をはじめ冊子「関西大学大学院　Information」、関西大学大学院ホームページを通じて、全構成員（教職員、大学院生）及び社会一般に広く開示されている。

【長所】

理工学研究科の教育理念等は、国策「科学技術創造立国」、学是「学の実化」、文部科学省方針「新時代の大学院教育」及び大学院設置基準第3条（前期課程）、第4条（後期課程）に則ったものであり、社会の、そして時代の要請に沿う妥当なものと言えるだろう。また理工学研究科修了者が、企業・官公庁・教員等、社会のさまざまな分野で活躍し、社会から期待される声が多いところを見ると、理念・目的・教育目標及び

それによる人材養成は、ある程度達成されていると言えるだろう。

【問題点】

理念・目的・目標の更なる実質化が必要であろう。すなわち内なる教育・研究体制の見直し、大学外との連携を通して、理念等の実現をはかる不断の努力が大切である。また社会との関わりの中で、理念等を常に検証し、見直していく仕組みが組織の中に確保されなければならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

数年に一度、定期的に理念・目的・目標の妥当性及びその具体化としての教育プログラムとの整合性を、組織として検証していくつもりである。

1-2　理念・目的等の検証

【現状の説明】

理工学研究科では、大学院として独自の自己点検・評価委員会を組織し、そのもとで大学院生による授業評価アンケート、教員による教育に関するアンケート、外部評価等を実施してきている。すなわち院生による授業評価アンケートは、2004年度秋学期から毎学期実施され、その結果は全構成員（院生、教職員）に開示されている。また教員による教育アンケートは2002年度に実施され、その結果が全教員に開示されている。外部評価については、学部と一体であるが2002年度に「研究」に関して、2004年度に「教育」に関して実施され、その中で理念・目的等についても厳しく検証されている。また各分野の就職担当教員が、企業と接触する中で、企業からの要請、修了生の状態を日常的に聞いており、教育にフィードバックしやすい環境となっている。これらをもとに自己点検・評価委員会において組織として理念・目的等の真剣な検証がなされてきた。

【長所】

教育理念等が、入学時や各種オリエンテーションの場、前述の冊子や電子媒体を通して、常に公開・周知されている。

【問題点】

外部評価を定期的に受ける必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

理念等の妥当性を検証する自己点検・評価及び外部評価を今後も定期的に実施していく。

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等

科学技術の急速な進展に伴い、産業界では高度な学識を有するだけでなく、幅広い人間的素養をもった科学技術者が求められており、特に高度な技術者を求める企業では、理工系分野においては学部卒業生よりも大学院修了者を求める傾向がますます強くなってきている。この時代の要請に応えるため、理工学研究科では、「学の実化」の実現をめざして、研究･開発に対する独創性と指導性を兼ね備えた広い視野を持つ高度な技術者・研究者の養成に鋭意努力している。

「理工学研究科の特色」

1）学部教育を受け継ぎ、より高度な教育カリキュラムを用意し、少人数教育の利点を生かした日常的な教育・研究指導を徹底している。また海外実習やアドバンスドインターンシップを設けて、学外での研鑽の機会を与えている。更に分野によっては、PBL(課題研究）を設けて特色ある教育を行っている。
2）前期課程では、指導教員のもと、高度な理論と実践を通して、研究･開発に対する能力の研鑽を進め、研究結果を学会・研究会等で発表し、優れた研究成果は学術雑誌へ投稿するよう指導している。この過程で自ら問題を発見し解決していく能力が涵養される。これらは修士論文作成とそのプレゼンテーションに結実していく。
3）後期課程では斬新なものの見方、独創的な展開により、新しい「知」の地平線を切り開くべく、研究指導を行っている。優れた研究業績をあげたものには、論文審査の上、博士(工学)または博士（理学）の学位を授与している。また在学期間の短縮修了も可能としている。

2-1　教育課程

前回の到達目標

1）理念・目的から見た各科目の見直し
2）複数指導教員制の導入
3）前・後期課程一貫制のイノベーション工学専攻における新分野（人間医工学、国際フロンティア工学、その他）の立ち上げと、特化教育体制の構築
4）研究費の重点配分の導入
5）先端科学技術推進機構との連携による後期課程の活性化
6）国際交流センターとの連携による国際的な次元での学生・教員の研究交流の展開
7）近隣大学・研究機関との連携大学院の構想
8）技術英語系共通科目の設置と、英語によるコミュニケーション・プレゼンテーション・ライティング教育（ESP 教育）体制の新設
9）学外実習（海外実習・アドバンスドインターンシップ）教育の充実―協定・連携先海外大学・企業・近隣研究機関の拡大

2-1-1　理工学研究科の教育課程（大学院）

【現状の説明】

理工学研究科は、学校教育法第99条（大学院の目的)、大学院設置基準第 3 条及び第 4 条に基づく博士課程の大学院として、高度専門技術者・研究者の養成を行っており、前期課程（修士課程） 2 年と後期課程(博士課程） 3 年の区分制をとっている。前期課程は 3 専攻 9 分野、後期課程は単一専攻から成り、理工学のほぼ全分野を網羅し、高度な専門性、幅広い学識を涵養するために十分な教育課程を用意している。

（ア）前期課程

学則では、前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的としている。以下に 3 専攻 9 分野の教育目標を示す。

a　システムデザイン専攻

システムデザイン専攻は、基礎科学領域をカバーする数学分野及び物理・応用物理学分野、そしてそれら基礎科学に立脚しつつ産業の発展を支える基幹工学領域に位置する機械工学分野及び電気電子情報工学分野から構成される。日進月歩の高度科学技術の発展に役立つ広範な基礎専門科目を中心に、人文・社会的な領

域にもわたる幅広い知識を習得するための講義科目に加えて、科学技術開発の実践現場や異文化環境での体験･経験の重要性が近年高くなってきていることから、アドバンスドインターンシップに早くから力点を置くとともに海外実習も強化しつつある。また、実社会で要請される科学技術英語力の向上のための理工系英語教育、修士論文研究に関連した課題の研究討論を定期的に行うゼミナール、学位論文の研究指導等を通して、21世紀の更なる科学技術の発展のために、グローバルな視野と充実した基礎力を有する高度専門科学技術者として、21世紀科学産業の発展に寄与する挑戦の過程で生じた問題に対する解決能力を備えた有能な人材の育成をめざす。

1）数学分野

高度情報化社会の発展に伴って、様々な事象を分析・抽象化して問題解決を図るための数理的な構成能力と論理的思考能力が求められている。この要求に応えるために理工学の一角として数学が占める位置は大きく、この基礎専門分野を学ぶことが極めて有効である。学部数学科３年次で学ぶ科目とのつながりを念頭において、更に進んだ内容の解析学・代数学・応用数学・幾何学等の講義科目を用意する。一方で、専門とする分野においては深化することが求められ、このために設置したゼミナールで、修士研究に必要な専門知識・技術を習得する。これらにより、社会において与えられた課題を、解決可能な形に定式化できる数理的構成力及び解決力を持つ人材の養成をめざす。

2）物理・応用物理学分野

物理・応用物理学分野では、急激な科学技術の変革にも柔軟に対応できる基礎力と応用力を培うことをめざして基礎科学の分野からその応用まで幅広い理工学的な教育活動を行う。カリキュラムでは各種の物理系専門科目から幅広い基礎知識を修得して高度高等技術者の基盤的素養を形成できるだけでなく、研究遂行上必要な知識・能力を修得できるよう配慮している。前期課程では、特定の領域に限定することなく自然科学の幅広い基礎知識が修得できるように、他分野・他専攻の専門科目の履修も可としている。

3）機械工学分野

機械工学はさまざまな基盤技術の中核を成すものであり、巨大な機械装置から極微小な電子機器に至るまでの様々なスケールの装置に関連する分野を担っている。本分野では、材料力学、熱力学、流体力学、機械力学、機械加工学等や材料物性学、トライボロジー、計測・制御工学、システム工学、エネルギー工学等の基本分野と、ロボティクス、光工学、画像計測、人間工学、メカトロニクス、微小電子機械システム（MEMS)、バイオメカニクス、ナノテクノロジー等の融合新領域分野とが有機的に結びついた教育と研究指導を行う。所属する大学院学生は、各研究領域で与えられる最新の研究課題に取り組み、国内・国際学会での講演発表や国内外での実習教育を通して、国際的に通用する高度な技術者・研究者となるための基礎的素養を習得する。

4）電気電子情報工学分野

電気電子情報工学は、現代技術社会の基礎を成す重要な工学分野で科学技術におけるインフラストラクチャとして不可欠な学問分野であり、現代の高度化情報・通信社会を支え発展させるための基礎となる存在である。学部では、本分野の基本概念を学び、実験、実習、演習を通じてハードとソフトをともに学ぶカリキュラムで実践的な能力を培っている。大学院では、これらの基礎的能力のうえに、高度な専門科目及び研究を通じて、更に問題発見能力、思考能力、問題解決能力の向上を図り、高度で先進的な技術を学んだ専門技術者・研究者を育成する。

b　ソーシャルデザイン専攻

人類の歴史は、ある意味で「衣食住」の追求にあったと言える。「衣」では、保温性や耐久性を分子のレベルで探求し、「食」では、資源の量的確保や安全性等を求めてきた。「住」においても、安全性や快適性が重要な課題とされ、その向上が図られてきた。しかし、これらを追い求める一方で莫大なエネルギーが費やされ環境の破壊が進行してきた。21世紀半ばに世界の人口は100億に達すると見込まれており、社会環境の

悪化がますます危惧されている。このような現状認識のもと、多くの人々が安全、安心、快適に生活できる社会環境をハード・ソフト両面で創造・維持・改善することが重要であり、持続的発展が可能な「まちづくり」が求められている。ソーシャルデザイン専攻では、これらの課題に貢献できる高度な資質を持った技術者・研究者を養成するため、学部専門教育の基礎の上に、深い専門性と同時に専門を越えた学際的教養をも身につけられるカリキュラムを設定している。具体的には、社会・経済を広く学ぶ科目群、専攻を横断的に学ぶことを特徴とする科目群、専門分野をより深く学ぶ科目群を設け、修了後に即戦力として活躍でき、また、時代の変化に柔軟に対応できる人材を輩出する。

1）建築学分野

建築学は、我々の身近な環境としての建物を対象としている学問である。その中には技術的な側面に限らず、社会的・文化的側面まで幅広い領域を含んでいる。建物は構造体として如何にあるべきか、また、快適な生活を営むための室内環境の制御や、建物とその集合体である都市の環境を制御するための物理的、工学的な知識が要求される。一方、幼年から老年までに抱える様々な人間的・心理的な問題に建築的に対応するための深い知識と洞察力も必要である。我々を取り巻く環境や社会がめまぐるしく変貌するなかで、多様で理にかなった建築空間を創造するために、基礎と応用の両分野での高度で柔軟な思考力と問題解決能力を有する人材の育成をめざす。

2）都市システム工学分野

都市とは人々が集まり、生活し、仕事し、また憩い遊ぶところである。そのような活動を安全・安心・快適に行うためには、住宅やオフィス等の建物の他にも、それらを繋ぐ通信施設、道路や鉄道、空港、港湾等の交通施設、上下水道や廃棄物処理施設、電気やガス等のエネルギー施設、河川や海岸の防災施設等々、膨大な都市基盤施設とそれらを有効に活用できる情報システムが必要である。都市システム工学分野では、都市を構造物や施設等の集合体として幅広く捉え、様々な自然及び社会的な制約条件の下で、そこに住む人々の安寧と幸福を実現できるように長期的に全体のバランスを考えて計画・デザイン・マネジメントできる幅広い視野と総合的な判断力を持つ高度な技術者と研究者の育成をめざす。

3）エネルギー･環境工学分野

人口増加や経済の発展に伴いエネルギー消費量が増大してきており、石油等の有限なエネルギー資源をより効率的に使用する技術や、新しいエネルギー源の開発が重要となっている。一方で、地球温暖化の原因となる大気汚染、地下水の汚染、シックハウスやヒートアイランドといった住環境の悪化等環境問題が顕在化してきた。人類の持続的発展には、環境に配慮したエネルギーの安定供給や物質の生産が不可欠である。このため、省エネルギー、新エネルギー、リサイクル、無害化、環境浄化等の広くエネルギーと環境に関わる課題に対処できる自立した技術者･研究者の養成をめざしている。

c　ライフ・マテリアルデザイン専攻

ライフ・マテリアルデザイン専攻では、21世紀社会への適合性をもち、高度で洗練された「ものづくり」のコンセプトを設定している。社会の考え方は、従来の「つくり方を重視したデザイン」から「使い方を重視したデザイン」へ変化している。生命・物質工学の分野においても、このような変化に同調して、生命体・物質・材料そのものにとどまらず、それらの機能を様々なシステムやデバイスの中でいかに発揮させるかを追求しなければならない。ライフ・マテリアルデザインとは、生物や物質・材料を人間の創造力、構想力、実行力によって生活、産業、環境の場に生かし、それらをよりよいものに改善する営みを指す。この営みを実現するには、生命体・物質・材料に関して、幅広い専門知識を持ち、かつ優れた技術力を修得した人材が必要である。本専攻のカリキュラムは、生活、産業、環境等において発生する様々な課題を、主として「ものづくり」の立場から解決し、豊かで持続可能な社会を構築することに寄与できる技術者・研究者を養成するというポリシーのもとに設計されている。

1）化学・物質工学分野

化学全般、物性物理、生化学を基盤学問とし、将来の産業社会に貢献する新しい物質と技術を創成する化学・工学を探求する。ここではハードな材料からソフトな材料、すなわち先端材料科学からナノ分子工学、生体関連化学までを包括した高度な先進技術による「ものづくり」を行う。展開される工学は、金属・無機材料を活かした電子材料・機能素子、応用化学が生み出す新素材・エネルギーデバイス・高選択性触媒、生体分子の多彩な性質を利用した医療材料・生体機能分子等であり、人類に有益な最先端工学を幅広い視点に立って遂行できる技術者・研究者を養成する。

2）生命・生物工学分野

本分野のカリキュラムは、生化学、分子生物学、有機化学、及び微生物学を基盤学問として、生物のもつ多様な機能と生命現象に関連した専門的知識と先端技術の修得をめざすものである。特に DNA やタンパク質等の生体分子の構造と機能解析、及び生体分子と生体組織との相互作用によって制御される高次の生命現象の理解に重点を置く。生体分子の利用だけではなく、生命現象を一種のシステムとしてとらえ、これらを医薬品開発、食品機能解析、微生物制御、環境浄化等に応用できる能力をもった技術者と研究者の養成をめざす。

以上の９分野のうち、機械工学分野と都市システム工学分野では、優秀な学生は修学期間を半年短縮して１年半で修了できる早期修了制度を実施している。この２分野に対応する学科では、学部を３年半で卒業できる早期卒業制度を実施しており、あわせて１年の短縮が可能となっている。

（イ）後期課程

学則では、後期課程（博士課程）は、専攻分野について、研究者として自立した研究活動を行うに必要な、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力、及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としている。この目的に則り、理工学研究科では後期課程において、もっとも深奥なる学術の創造に参加すべく、分野の違いを越えた真に自由な環境を用意するため、2006年度の改革で総合工学専攻へ、その後総合理工学専攻に名称変更を行いただひとつに集約し、その下に分野を置かないこととした。カリキュラムにおいても、それまでの講義・演習・実験を廃止し、四つの半年科目ゼミナールⅤ～Ⅷを置き、ここで博士論文の研究に関する指導を行う体制とした。これらのゼミナールの設定を２学年分に限定したのは、在学期間の短縮を可能とするためである。学生は後期課程進学出願時に、希望する研究領域にもっとも近い指導教授を選び、課程修了までの３年間一貫した指導を受けることとなる。その意味で後期課程は専修的色彩が濃くなるが、単一専攻制のもと、他の教員の指導も自由に受けることができ、融合的研究に発展していくことも可能である。後期課程の学生は、指導教授の研究室で、同じ学問分野の学部生・前期課程学生と研究グループを構成し、同じあるいは近隣のテーマについて日常的に討論する中で、研究能力や指導力が錬磨されることになる。学内の先端科学技術推進機構との連携はもちろん、国内の他研究機関や海外の大学との連携・交流を強化拡大し、多面的な研究教育を実施している。学生は研究成果を博士論文にまとめ、審査に合格すれば博士(工学)または博士(理学)の学位を取得できる。

【長所】

2006、2009年度の２回にわたる大学院改革で、以下のことが達成された。なお、2009年度に研究科名称が「工学研究科」から「理工学研究科」に改称された。

1）前期課程を３専攻（９分野）に、後期課程を単一専攻に集約し、大学院を構成する集団間の壁を薄く低くして、教育・研究の両面で組織の柔軟性を高めることにした。これにより時代の変化に伴って、学際的融合的研究の立ち上げや、学生数・教員配置にフレキシビリティをもたせることができるようになった。

2）専修科目制を廃止して、学生による選択の自由度を高め、今まで以上に広い視野と学識を有する人材の育成が可能となった。

3）准教授には、大学院指導担当教員としての能力のあるものを採用することとし、中堅教員層の充実を図った。

4）海外実習・アドバンスドインターンシップ制度が導入され、海外の大学や企業・近隣研究機関における研究開発の実際に参加しながら教育を受ける制度が発足した。
5）新しい教育理念・目標に基づく全科目の見直しを行った。
6）連携大学院計画の実施による、近隣研究機関所属の特任・非常勤教員担当科目の追加。

【問題点】

改革は、まだ継続中で、残された課題も多い。
1）英語によるコミュニケーション・プレゼンテーション・ライティング教育（ESP 教育）体制の新設
2）複数指導教員制度の導入
3）前期課程と後期課程を通した一貫教育として設置されるイノベーション工学専攻（融合領域工学専攻）における新分野（人間医工学、国際フロンティア工学、その他）のカリキュラムと、その特化教育研究体制の早期検討
4）PBL(課題解決型学習)の実質化

【将来の改善・改革に向けた方策】

「問題点」で指摘した項目について、早期検討に入る。

2-1-2　授業形態と単位の関係

【現状の説明】

授業科目を五つの群に分類し、A 群科目として理工学研究科内共通科目（専攻を超えて履修できる科目）、B 群科目として専攻内共通科目（分野を越えて履修できる科目）、C 群科目として分野内専門科目、D 群科目として海外実習やアドバンスドインターンシップを指導教員のゼミナール科目として単位認定できることとし、E 群科目として他大学との連携科目を配置する。学生はどの分野に所属していても、A、B 群科目からそれぞれ最低１科目ずつ履修することとし、高等技術者に必要な工学の周辺あるいは境界領域の素養を持たせるようにした。C 群科目群に配置されたゼミナールⅠ～Ⅳが、修士論文に関する指導を行う科目であり、学生が選択するゼミナール担当教員が当該学生の指導教員となる。

春・秋の２学期制で、１学期15週、毎週１コマ（90分）の講義で２単位である。

【長所】

専攻分野における専門性だけでなく、高等技術者に必要な理工学の周辺あるいは境界領域の素養を持たせるため、A、B 群科目を充実させている。

【問題点】

課題解決型あるいは問題発見型の教育プログラムが少ない。
英語によるコミュニケーション・プレゼンテーション・ライティング教育（ESP 教育）が少ない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

課題解決型あるいは問題発見型の科目を、どう増やしていくか、早急に方策を打ち出したい。
また ESP 教育導入についても早急に検討したい。

2-1-3　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

関西大学大学院は、「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」に基づき、関西学院大学大学院、

同志社大学大学院、立命館大学大学院との間で、単位互換制度を設けている。単位互換の方針及び方法は、教育目標との整合性、科目の内容水準を勘案して「協定書」に規定されている。理工学研究科ではこの制度の利用者が例年数名(2008年度で１名)いる状況である。また大阪大学との単位互換制度も発足し、2008年度には５名が利用している。

2007年度から導入された海外実習（外国の提携大学で研究指導を受ける）やアドバンスドインターンシップ（提携に基づく企業・公的機関における実務体験）へ参加した学生に、指導教員のゼミナール科目に読み替えて、単位を与えることとしている。

学部４年生で大学院進学希望のある者は、指導教員の許可のもと、一定の範囲内で大学院の科目を先取り履修でき、そこで履修した科目は、大学院進学後、単位認定されることになっている。この制度は、よく利用されている。

【長所】

学外での学修に積極的に単位を認定することで、学生の自由な研究を促進することが期待される。また学部４年生に先取り履修を認めることで、大学院進学を積極的に促し、進学後は研究テーマに集中して取り組む体制を早く構築することが可能となる。

【問題点】

学外での単位認定のケースが比較的少ない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

他大学とも連携して、単位互換制度の活性化に向けた問題点の洗い出しを早急に行う。

2-1-4　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

社会人入学試験は、後期課程では従来から行ってきたが、前期課程では2008年度から導入された。ともに毎年10月と２月に募集している。ここで社会人とは、入学時において同一勤務先に２年以上在職する25才以上の者を指す。前期課程では、別に特別選抜入学試験の募集がやはり10月、２月に行われており、社会人はここでも受験することができる。

外国人の受け入れについては、外国人留学生入学試験による正規の大学院生と、外国人研究生の制度がある。外国人留学生入学試験は、前期・後期両課程とも10月と２月に募集している。前期課程の入試では、英語・専門科目の筆記試験があるが、後期課程の入試では筆記試験はない。

社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮は、受け入れ指導教員が個々に適切に行っており、組織上特別な扱いは行っていない。ただ外国人留学生については、全学の国際部で、様々な相談・ケアに当たっている。

【長所】

原則的には社会人、外国人に対し、広く門戸を開いている。

【問題点】

社会人、外国人受け入れに関する具体的な指導が、ほとんど指導教員にまかされており、組織的な支援体制が整っているとは言えない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会人、外国人の受け入れについての組織的な支援体制を構築するに当たり、まず現在の問題点の洗い出しを早急に行う。

今後の到達目標

1）複数指導教員制の導入
2）前・後期一貫制のイノベーション工学専攻の具体化
3）課題解決型あるいは問題発見型科目の増加
4）単位互換制度活性化方策の策定
5）社会人、外国人留学生受け入れ支援体制の組織化
以上、５件の早期検討に入る。

2-2　教育方法等

前回の到達目標

1）今までは大学院独自の FD 活動はせず、学部の FD 活動と一体化してなされてきたが、前期・後期それぞれの課程の特色に応じた独自の FD 活動を取り上げる。そして FD 活動の具体的な内容及び改善点をホームページ等で公開し、全教職員及び全大学院生に FD 活動への積極的な参加を促していく。また FD 活動に関する情報を掲載した冊子の発行を予定している。
2）大学院生による授業評価アンケートの実施方法・活用方法の見直しを2010年度に行う予定である。
3）シラバスの記述に科目により精粗があるので、既に提示されている標準的記述レベルを満たさない場合は、担当教員に修正を求めることにしたい。
4）教育・研究指導の改善を推進するには、教員個人の教育に関する意識改革が必要である。その為に教員個人自己点検評価制度を導入する。まず2007年度より試行的に実施することになっており、現在チェック項目の策定作業を行っている。

2-2-1　教育効果の測定（大学院）

【現状の説明】

大学院における教育効果は多方面に亘るので一概には言えないが、大学院生による研究成果の発表件数や、各課程修了後の進路状況を見るのも教育効果測定の適切な方策の一つであろうと思われる。

1）大学院生による対外的な研究発表状況を見ると、2008年度のデータで、理工学研究科前期課程では450件、後期課程では26件となっている。この数字は各課程の最高学年の在籍者数とほぼ一致する。つまり最高学年の学生が修士論文・博士論文の完成に合わせて、対外的に成果発表しているものと思われる。
2）前期課程の進路状況は、2008年度修了生269名（修了率96.8%）のうち、民間企業へ261名、公務員・教員４名、後期課程への進学２名、その他の進路２名であった。就職希望者266名中、決定報告者266名で、就職決定率は100%であった。民間企業への決定者のうち、従業員規模3,000名以上の企業へは151名（57.9%）、3,000名未満500名以上の企業へは78名（29.9%）が決定している。また、業種ごとに見ると、製造業207名（79.3%）、情報・その他のサービス業22名（8.4%）、公務員４名（1.5%）であった。
3）後期課程の進路状況は、学位取得者８名（修了率57.1%）のうち、民間企業３名、大学教員３名である。民間企業への進路状況は、いずれも従業員規模3,000名以上の企業であった。

【長所】

前期課程修了生の進路状況のうち、企業への進路状況は、ほぼ望ましい状態である。

【問題点】

前期課程から後期課程への進学者が少ない。

大学教員、研究機関等高等専門職への就職が少ない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

後期課程の充足率を高める方策として、

1）前期課程において学問体系修得のおもしろさを感じさせる指導をする

2）奨学金制度の見直し

3）修了年限短縮による早期修了制度の一層の推進

等を検討していく。

2-2-2　成績評価法

【現状の説明】

大学院の授業科目の成績は、評語（優・良・可）でもって大学院生に発表され、その評価基準は100点満点の素点をもって決められている。優は80点以上、良は70～79点、可は60～69点である。60点未満は不可であり、不合格を意味する。評価方法は筆記試験やレポート作成、授業時の発表・討論等が考えられるが、各授業担当者の判断で最善の方法が採られる。その評価方法はシラバスにより事前に周知されている。

【長所】

修士論文、博士論文の審査においては、発表会あるいは公聴会を開き、専門分野の多数の教員、大学院生、学部生の前でプレゼンテーション、質疑討論を行っている。このことが学位論文の質を高めるのに非常に貢献している。

【問題点】

成績評価の考え方に、在学生及び修了生の意見が十分反映されているとは言えない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

在学生、修了生の意見を反映させる、組織的取り組みを早急に始める。

2-2-3　研究指導等

【現状の説明】

大学院教育は与えられた知識に対する受身の学習ではなく、学生自身が問題を発見し、方針を立て、解決をはかるといった一連の流れの中で、能動的に対処する能力こそが育成されるべきであろう。その意味では、各学生の日常的な実験やゼミナールにおける実践やプレゼンテーションの中で行われる厳しい相互討論こそが大事であろう。指導教員は学生にとって、自分の至らない点を厳しく指摘する怖い存在であると同時に、自分の努力した点を十二分に分かってくれる存在でもなければならない。こうした教員・学生間に見られる緊張感のある信頼関係こそ、学生側に強い学問的刺激を誘発し、適切な教育・研究指導が遂行されることになる。理工学研究科では、全指導教員がこうした取り組みを日常的に行っており、教育課程の展開並びに学位論文作成等を通じて適切な指導が確保されている。また指導教員は、自らのアクティブな学会活動を学生に見せたり、各種の研究プロジェクトへの参加を呼びかけたり、すぐれた研究成果を学会で発表させたり、学術雑誌へ投稿することを奨めたりして、学生の意欲を引き出す努力をしている。

2006年度の組織改革において、前期課程では学問領域間の壁を薄く低くし、後期課程では単一の専攻としているので、学生より研究分野や指導教員の変更希望が出た場合、従前よりは柔軟に対応できる体制となっている。更に連携している他大学院・近隣研究機関・海外の大学等と提携して、才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むことを可能とする研究指導体制も整備されてきた。

学生に対する履修指導については、入学時にカリキュラム体系を説明し、各科目について詳細なシラバスを配布して、学生の科目選択において誤解の生じないようにしている。また学年初めの履修届の提出においては、指導教員の許可印を必要としており、最終的にこの段階で各学生の履修状況を把握し指導する体制となっている。

【長所】

1）学生に対する履修指導は、入学時に研究科長レベルから、各学年初めには各分野から、また各学生の履修状況の把握とそれに対する必要な指導は、各指導教員から直接なされる体制になっている。また科目選択に必要な情報は、シラバスも含めて、大学院インフォメーションや大学院ホームページにおいて公開されている。
2）修士論文・博士論文作成に係わる研究指導は、日々の実験、ゼミナールにおける教員・学生間の厳しい質疑討論を通じて活発に行われている。
3）学生に対して、学会発表や学術雑誌への投稿が積極的に奨められている。
4）准教授新規採用条件として、前期課程の指導教員としての能力を有することとした。このことにより中堅教員層を強化し、教育の質の向上を図った。

【問題点】

1）多面的な研究指導のため、複数指導教員制が検討されるべきだろう。
2）他大学院・近隣研究機関・海外の大学との連携強化を具体的に進める必要がある。
3）大学院教育の社会的役割を考えて、その不断の改善へ向けての教員個人の意識改革が必要であろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

1）複数指導教員制の導入
2）教育内容、方法等に対する外部評価システムの構築

を早急に検討する。

2-2-4　教育・研究指導の改善（大学院）

【現状の説明】

理工系3学部及び理工学研究科の教育改善に取り組む組織として2007年4月に、「理工学教育開発センター」が設置され、3学部執行部（大学院執行部兼任）並びに各学科・分野から選出された20名の委員によって、FD 活動及び授業評価に関する事項について、立案・検討が行われており、大学院理工学研究科に関する FD 活動についてもそこで検討されている。当然のことであるが、FD 活動に関する全学組織（教育推進部）とも連携を密にして運用されている。既に FD に関する講演会、公開模擬授業、FD フォーラム等多彩な FD 活動が何回となく開催され、それら活動への呼び掛け、事後報告は、紙、電子媒体を通して、全構成員（教職員、学部学生、大学院生）に公開されている。今後も、どのような FD 活動が必要かを考え、それへの全構成員の積極的な参加を促していく。なお JABEE 認定プログラムを既に実施している化学・物質工学科マテリアル科学コース、エネルギー・環境工学科、都市システム工学科では、学科内に FD 委員会を立ち上げ、各委員の講義をビデオに収録する等、積極的に学科構成員が FD 活動に参加しており、FD 活動に関する記録も整理され、ホームページ等で全教育職員、全学生にその内容が公開されている。このような学科単位での取り組みを検証し、今後の理工学研究科での FD 活動システム作りの参考としていく。FD 活動に対する外部評価については、2003年の「学部教育」に関する外部評価の際に FD 活動についても評価を受けているが、今後「理工学教育開発センター」において、大学院の外部評価システムの構築に向けて検討していく。

検索

シラバスは、以前から冊子の形で入学時に配布され、内容は毎年更新され充実してきている。2004年よりウェブ上で公開され、インターネットを通して社会に開示されており、大学院受験生も見ることができる。

学生による授業評価アンケートは、2004年秋学期より講義科目を対象にスタートしたが、現在では全科目について行われている。2006年に組織改革に伴う設置科目の変更があり、それも含めて2010年に見直す予定となっている。ただし A、B、C 群の科目設定及び学部生の早期履修制度については、既に2007年に院生アンケートを実施しており、その結果・分析・対応についてはすべて全構成員に紙・インターネットを通じて公開されている。また教員個人の教育に対する意識改革をめざして、2008年度より教員個人自己点検・評価制度を試行的に実施している。

【長所】

理工系 3 学部と共同ではあるが、既にかなりの FD 活動が実践されており、それらの記録はすべて電子媒体で全構成員に公開されている。

【問題点】

「理工学教育開発センター」のメンバーは、学部と大学院を兼任しており、組織としては学部と大学院では別になっている。しかし実質的に独立した大学院向け FD 活動の拠点としての組織及び外部評価システムが必要と思われる。また在学生、修了生の意見を反映するシステムが十分ではない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

1）実質的に大学院独自の FD 組織の立ち上げ
2）FD 活動の外部評価システムの構築
3）在学生、修了生の意見を反映するシステムの導入
これらを早急に検討していく。

2-2-5　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

授業形態には、講義形式のものとゼミナール形式のものがあるが、どちらの場合でも、学部教育と違って少人数の場合が多く、教員が個々の学生の名前と顔を見知っている場合がほとんどである。大学院教育の大切な点が、受身の学習ではなく、学生自ら問題に能動的に対処しうる能力の養成にあるとすれば、一方的な知の伝授ではなく教員と学生間の相互討論といった双方向的教育が重視されるべきであろう。講義科目においても、学生に問いかけ、考えさせ、発表させる要素を取り入れることが教育効果を高める。ゼミナール形式の科目では、当然学生側の主体的プレゼンテーションこそを中心として、厳しい質疑応答を通した教育となる。理工学研究科では多くの教員がこうした点を踏まえて、適切な授業形態と授業方法を選んでおり、学生との人間的つながりの上で教育効果を挙げている。

パワーポイントを中心としたマルチメディアの活用は、講義形式、ゼミナール形式を問わず、多くの授業で導入されているが、特にゼミナール形式の授業では、学生のプレゼンテーション能力育成の視点から必須のものとなっている状況である。

【長所】

パワーポイントを用いた学生のプレゼンテーション能力が、だんだん向上してきているようである。

【問題点】

授業形態と授業方法は、教員個人の判断による部分が大きく、組織的な取り上げ方が困難な面がある。まず学生の反応や要望を聞く組織的取り組みから始める必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

「学生による授業評価アンケート」の結果を組織としてどう生かすか、を議論していきたい。

今後の到達目標

1）後期課程への進学率を高める方策の実施
2）複数教員制の検討
3）大学院独自の FD 組織の立ち上げ
4）FD 活動の外部評価システムの構築
5）修了生の意見を聞くシステムの導入

これらを、早急に検討する。

2-3　学位授与・課程修了の認定

前回の到達目標

早期修了制度の認定基準の明文化を行う。

2-3-1　学位授与

【現状の説明】

（ア）修士（工学）の学位審査

理工学研究科前期課程を修了したものには、修士（工学)または修士（理学)の学位が授与される。前期課程修了の条件は、必修科目（ゼミナール）８単位を含む30単位以上の単位を修得し、修士論文の論文審査に合格することである。修士論文の作成は、指導教員による詳細な指導の下で進められる。修士論文題目が提出されると、英語学力確認のうえ、論文提出後に発表会が開催される。発表会では、指導教員を含む当該分野の教員及び大学院生や学部生等一般の人々の面前で論文を発表し、質疑応答をすることになる。それをもとに各分野単位で審査され、合否の結果が理工学研究科委員会に報告されることになる。理工学研究科委員会（定足数は過半数）では、その報告を受けて審議を行い、学位の認定を行っている。修士の単位申請は年２回である。2008年度の前期課程に２年以上在学していたものは279名で、そのうち修士の学位を授与された者は269名（修了率96.8%）であった。

（イ）博士（工学）の学位審査

博士の学位は、後期課程に在籍し所定の単位を修得した上で認められる課程博士と、後期課程に在籍せずに論文提出により認められる論文博士の２種類がある。理工学研究科では、どちらの場合でも、博士（工学）または博士（理学）の学位を授与している。博士の学位授与は毎年３月と９月に行われている。

課程博士の授与条件は、必修科目（ゼミナール）８単位を修得した上で、レフェリーによる査読のある学術論文誌に掲載された論文が２編以上あり、博士論文の審査に合格することである。ここで必要単位を２学年分に限定しているのは、修了期間短縮を可能とするためである。課程博士の学位を取得しようとする学生は、所定の博士論文計画書を、指導教授の承認を得た上で、博士論文提出の少なくとも１年前に提出しなければならない。ただし研究科委員会が認めたときは、これを３ヶ月前とすることができる。提出された博士論文の審査は、指導教授である主査と、理工学研究科委員会が指名する副査２名より成る審査委員会に付託される。審査委員会は英語学力確認をした上で口頭試問を行い、公聴会を開催する。公聴会では、主査・副査を含む当該分野の教員及び大学院生、学部生等一般の人々の面前で論文を発表し、質疑応答をすることに

検索

なる。理工学研究科委員会論文審査部会（定足数３分の２以上）では、審査委員会からの審査報告書に基づき審議の上、可否投票によって採決が行われ、３分の２以上の同意をもって議決される。その後、研究科長会議の承認を経て、学長に報告される。所定の修了年限（３年）で博士論文を提出できなかった場合でも、その後提出して課程博士の取り扱いを受けることができる。

論文博士の授与条件は、レフェリーによる査読のある学術論文誌に掲載された論文が３編以上あり、英語及び当該分野の専門科目について後期課程修了者と同等以上との学力確認を受け、博士論文の審査に合格することである。主査１名、副査２名は、ともに理工学研究科委員会が指名することになるが、論文審査の方法は、課程博士の場合と同じである。

以上のように博士の学位審査の手続きの客観性・透明性は確保されている。また必要な場合は、学外専門家に副査として参加してもらうことも行われている。更に審査内容は、冊子「博士学位論文―内容の要旨及び審査の結果の要旨」として公表されている。

博士の学位取得者数は、例えば2008年度では理工学研究科全体でも、課程博士８名、論文博士１名であり、極めて少ない現状である。その主たる背景は、前期課程への進学動機調査にあるように、「社会・仕事に役立つ専門知識の習得」が「学問の体系的修得」を大幅に上回っていることにあるものと考えられる。

【長所】

1）上記に示されたように、修士論文・博士論文の審査課程や審査内容が明確化・公開化・制度化されていることは、学位審査の客観性・透明性を確保するものとして高く評価できる。

2）理工学のほぼ全領域をカバーする理工学研究科としては、さまざまな形態の研究を含むこととなった。その中には研究成果が必ずしも論文形式とは限らないもの（建築意匠系、情報システム系等）や、特定の研究課題においては学術論文の形式をとらないが高く評価できるもの等がある。このような要請を受けて、大学院学則に、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができると規定したのは、時代の要請に沿うものである。

3）また大学院学則第24条及び第25条に、優れた業績を上げたものについては、標準修業年限を短縮できる旨の規定があり、学生の研究意欲を刺激するものとして評価できる。

【問題点】

留学生に学位を授与するに当たり、日本語指導等配慮措置をとるのが望ましい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

留学生に学位を授与する場合の配慮措置を検討していきたい。

2-3-2　課程修了の認定

【現状の説明】

修士、博士の学位授与の場合は、先述のとおりの修了認定をしている。

その中には、論文形式をとらない場合（建築意匠系、情報システム系等）も含まれる。前期課程で早期修了制度をとる２分野（機械工学分野、都市システム工学分野）では、既に認定基準が明文化されており、2010年度から適用される。

【長所】

論文形式によらない学位授与、早期修了制度等、多様な修了認定により、学生の様々な希望に応える制度を整えている。

【問題点】

論文形式をとらない学位授与の場合の、客観的評価基準が統一的に明文化されていない。

後期課程で、標準修業年限を短縮する場合の、客観的評価基準が明文化されていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記「問題点」で指摘した2種類の客観的評価基準を早急に文章化する。

今後の到達目標

1）留学生への学位授与における日本語指導等配慮措置の導入

2）論文形式をとらない学位授与の場合の、客観的評価基準の明文化

3）後期課程で、標準修業年限を短縮する場合の、客観的評価基準の明文化

3　国際交流

前回の到達目標

教員、学生の海外大学及び研究所との共同研究を推進するための、サポート体制の確立が望まれる。特に、研究科では、教員や学生の短期間での派遣及び受け入れの環境の整備が望まれる。

3-1　国際交流〔国内外との教育研究交流〕

理工学研究科では、海外教育機関及び研究機関との交流の重要性が認識されており、徐々にその環境が整備されつつある。本項では、現在行われている国際交流の現状を踏まえて評価を行うものとする。

【現状の説明】

関西大学には、学部生及び大学院生を対象に、「交換派遣留学」、「認定留学」、「特別留学プログラム」の3種類の留学制度が定められている。この制度に基づく留学の場合、留学期間は在学年数に参入され、単位認定及び履修上の特別措置等、教学上の措置が講じられる。また、奨学金や学費の助成等の経済的な援助も行われる。理工学研究科では、いずれの留学制度においても、過去10年間の実績がなかった。1年間の長期留学のプログラムであるため、参加しづらい、専門を生かした留学の条件が得にくいとの声も上がっていた。

理工学研究科では、2007年4月より、「大学院派遣型実習教育プログラム」を設置しており、学内の先端科学技術推進機構との連携及び学外の企業・海外大学・近隣研究機関との連携を強化した。このプログラムは、大学院における理工学研究科 D 群科目として設置された「アドバンスドインターンシップ」と「海外実習」として実施されている。「海外実習」は教員の共同研究にリンクさせた院生の海外実習制度として、7月～9月の期間、大学院生の海外派遣が行われる。2007年度実績は5名、2008年度実績は3名である。

一方で、理工学研究科独自の協定校としていた大学を全学の協定校として順次昇格させており、その数は増えつつある。2009年3月には新たに正修科技大学（台湾）が理工学研究科の協定大学となっている。

理工学研究科の留学生は2009年5月1日時点で、中国から7名、韓国から1名、台湾から2名、計10名が在籍している。

理工学研究科としての外国人教員の受け入れ、派遣の実績はないが、2009年度から理工学研究科推薦として、インドネシア・ガジャマダ大学の教員1名を客員教授として受け入れている。外国人招へい研究者によ

検索

る理工学研究科主催の講演会は行われていない。

【長所】

国外の研究者との教育・研究の交流のための招へいは、大学として制度としては整っていると言える。

2007年度以降、単位認定される「海外実習」が行われるようになり、学生の海外実習の実績を上げつつあることは、高く評価することが出来る。2008年10月に発足した国際部のサポートを得ながら、実質的な理工学研究科としての海外大学との協定や交換留学等は、今後更に活発になることが期待できるところである。

【問題点】

これまで数年間にわたり検討されてきた理工学研究科としての国際交流課題を実践に移す時期となっている。大学院生の海外留学、海外の学会での発表等、活発に行われつつあるが、海外からの研究者の受け入れ、招へいは全学的制度はあるものの、理工学研究科としては特に組織的な活動はなされておらず、主として、理工学研究科の各教員の個々の努力により国内外の研究機関・研究者との交流がなされているものである。更に、学生交流協定大学からの留学生の受け入れ制度の拡充、発展途上国に対する教育支援等は、今後の課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後も増加することが期待できる学生の海外実習として派遣をスムーズに進めるために、既に共同研究を実施している海外の大学あるいは研究所と交流協定の締結を進める。

研究交流のため来日する外国人研究者の短期滞在を可能とする宿舎の確保や、長期あるいは短期外国人留学生（研究生）のための寮の確保が望まれる。理工学研究科が受け入れた海外短期留学生についても、国際交流協定の有無に関わらず、関連事務組織が大学として支援する体制を整えることが重要である。発展途上国の教育支援の意味からも海外大学から本学への留学生の受け入れ態勢を整えていくことも必要となろう。

理工学研究科としてはこの大学の補助制度を利用した大学院生の海外での学会発表の助成枠を更に広げ、海外でのワークショップ、海外でのインターンシップへの渡航費の補助等、学生の海外での活動を支援する学部独自の制度の創設が望まれる。これらを支援する上でも、大学院授業として「工学英語」が実施されることも望まれる。

今後の到達目標

外国人研究者の短期宿泊施設及び、短期及び長期留学生のための寮を確保する。留学生のためのサポート体制を拡充する。海外研修として派遣される学生の拡充を図るために、大学院授業として「工学英語」を導入する。

4　学生の受け入れ

前回の到達目標

留学生の受け入れのための海外向け PR、英語での発信を進める。前期課程から後期課程への進学者を増やすための努力をするとともに、社会人学生の導入を図る。

4-1　入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

関西大学理工学研究科の理念・目的・教育目標の実現をめざして、教員組織、施設・設備等を勘案し、博士課程前期課程では275名、博士課程後期課程では総合理工学専攻として57名の入学定員としている。この入学定員に対して、理工学研究科の理念・目的・教育目標の実現を期したカリキュラムを受講する学力・技能を有する学生を受け入れるために、前期課程では、学内進学試験、一般入学試験、外国人留学生入学試験（10月募集、２月募集）、社会人入学試験（10月募集、２月募集）、特別選抜入学試験（10月募集、２月募集）、後期課程では、一般入学試験、外国人留学生入学試験、社会人入学試験（いずれも10月募集、２月募集）を実施している。

【長所】

社会人や留学生の受け入れ、科目等履修生の受け入れを円滑に実施することのできるように、多様な入学試験を実施し、広く社会に門戸を開いている。

4-2　学生募集方法、入学者選抜方法（大学院）

【現状の説明】

大学院の入学試験は、原則として各研究科がその専攻分野の専門性に基づいて独自に実施している。このような入学試験の情報は、関西大学のホームページ等において広く社会に開示している。また、試験科目の内容については、大学院入試課において過去の事例開示、過去３年間の入学試験問題集を作成し配布している。

（ア）博士課程前期課程

ａ　収容定員

理工学研究科博士課程前期課程では、教員数・施設規模等を勘案し、入学定員を275名としている。2009年の再編により、その内訳はシステムデザイン専攻：125名、ソーシャルデザイン専攻70名、ライフ・マテリアルデザイン専攻80名となっている。

ｂ　学内進学試験

理工学研究科では、本学の当該学部卒業見込みの者で、学部成績に関し一定の条件を満たす学生を対象に行っている。試験科目は筆記試験と口頭試問で、５月に行われる。2009年度入学試験で見れば、前期課程の志願者の約50%、入学者の約57%が学内進学方式によるものである。2008年以降入学定員に対する充足率は、いずれの専攻でも100%を超えており、学内進学方式による入学者の割合がわずかではあるが減りつつある。

ｃ　一般入学試験

本学、他大学を問わず、社会に広く門戸を開き、学部を卒業した者あるいは卒業見込みの者、学部を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められた者を対象に、理工学研究科では、８月末に筆記試験と口頭試問を行っている。筆記試験の作成は専攻単位ではなく、各分野が担当している。2009年度入学試験で見れば、前期課程入学者の41%が一般入学試験方式によるものであり、社会に広く門戸を開く入試制度が実施されていると言える。

ｄ　特別選抜入学試験

2001年度から工学研究科で導入された方式で、独創性豊かな人材を広く学内外に求める趣旨で、10月、２月の年２回実施している（この方式を実施しない専攻もある）。書類審査と口頭試問によって特に優れた経験・資質を有する学生を選抜している。受験資格は一般入学試験と同じではあるが、本学工学部卒業見込み

検索

者については、出願を認めない分野もある。また学内進学試験、一般入学試験、特別選抜試験を既に受験した場合は原則として出願できない。2009年度入学試験で見れば、３名の志願者があり、３名が合格し入学している。

ｅ　外国人留学生入学試験

すべての研究科が外国人留学生に対し10月末に筆記試験と口頭試問を行っている。筆記試験内容は、日本語、英語、専門科目の３科目である。出願書類は、2009年度より日本語に加え、英語による志願理由書、研究計画書の提出が可能となった。ただし、学生募集要項は日本語のみのものしか用意されていない。

外国人留学生入学試験については、博士課程前期課程では、他の研究科の受験資格と同様に、①外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者、又は修了見込みの者、②日本において外国人留学生として大学を卒業した者、又は卒業見込みの者、③本大学院において上記①及び②と同等以上の学力を有すると認めた者である。ただし、日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除くとしている。2009年度入学試験では志願者は４名で、合格者は２名であった。

ｆ　社会人入学試験

2008年度から実施されている。博士前期課程では１名、博士後期課程では2008年度、2009年度入試で３名の入学者がいる。

ｇ　入学試験状況

2009年度の前期課程入学試験状況を表Ⅱ-理工研-1に示す。定員数を超えた入学者を得た専攻も見られる。

他大学の学生が、若干とはいえ理工学研究科をめざして受験・入学していることが分かる。今後、教育研究の充実をはかるとともに、奨学金等のインセンティブを高める方策の検討、卒業後の進路開拓、積極的な広報活動を通して他大学からの優秀な人材の確保を考えることのできる体制整備が望まれる。

表Ⅱ-理工研-1　2009年度博士課程前期課程入学試験状況

	区　分	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	入学者数合計
システムデザイン専攻	一般入試	85	82	74	73	159(1)
	社会人入試	0	0	0	0	
	留学生入試	2	2	1	1	
	その他 (学内)	87	86	86	85	
	その他 (特別選抜)	0	0	0	0	
ソーシャルデザイン専攻	一般入試	46	43	42	25	70(1)
	社会人入試	0	0	0	0	
	留学生入試	1	1	0	0	
	その他 (学内)	43	43	43	43	
	その他 (特別選抜)	2	2	2	2	
ライフ・マテリアル デザイン専攻	一般入試	55	53	51	45	120(2)
	社会人入試	0	0	0	0	
	留学生入試	1	1	1	1	
	その他 (学内)	73	73	73	73	
	その他 (特別選抜	1	1	1	1	

（注）ただし、（　）内は内数で他大学からの入学者数を表している。

（イ）博士課程後期課程

ａ　収容定員

理工学研究科博士課程後期課程である総合理工学専攻の収容定員は57名と定め、下記に示す入学試験を実

施している。

b　一般入学試験

本学大学院・他大学大学院を問わず、大学院博士課程前期課程（修士課程）修了者（修了見込み者を含む)、またはこれと同等以上の学力があると認められた者に対し、10月と２月に筆記試験と口頭試問を実施している。2009年度入学試験で見れば、後期課程では２名の志願者があり、１名が合格、入学している。

c　社会人入学試験

社会人入学試験が行われている。ここでの受験資格は大学院博士課程前期課程（修士課程）修了者、またはこれと同等以上の学力があると認められた者で、同課程修了後、同一の企業、官公庁、教育・研究機関等において引き続き２年以上勤務している者（その経験を有するものを含む）あるいはこれに準ずると認められた者に対して10月に口頭試問を実施している。2009年度入学試験で見れば、１名の志願者があり、合格、入学している。

d　外国人留学生入学試験

すべての研究科が10月に筆記試験と口頭試問を行っている。

博士課程後期課程の受験資格は、①外国の大学院において修士の学位に相当する学位を得た者、又は修士の学位に相当する学位を得る見込みの者②日本の大学院において外国人留学生として修士の学位を得た者、又は修士の学位を得る見込みの者③その他、本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力を有すると認められた者で、24歳に達した者。ただし、日本において通常の課程による教育を受けたと認定した外国人を除く。④文部科学大臣が定めた者（大学を卒業した後、大学、研究所等において、２年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力を有すると認めた者)。ただし日本において通常の課程による教育を受けたと認定した外国人を除くとなっている。

筆記試験はなく、口頭試問のみである。出願書類は日本語または英語による志望理由書、研究計画書の提出が定められているが、学生募集要項は日本語のものしか出されていない。2009年度入学試験の志願者は０名であった。

e　入学試験状況

2009年度の後期課程入学試験状況を表Ⅱ-理工研-2に示す。収容定員に比して、志願者・入学者が少ないことがわかる。理工学分野では、研究活動を後期課程が担っている現状では、非常に大きな問題である。

表Ⅱ-理工研-2　2009年度博士課程後期課程入学試験状況

	区　分	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	入学者数合計
総合理工学専攻	一般入試	2	2	1	1	2
	社会人入試	1	1	1	1	
	留学生入試	0	0	0	0	

【長所】

博士課程前期課程で取り入れられている学内選抜制度により進学する学生は、卒業論文作成の学部１年間、修士論文作成の修士２年間を有効に計画して研究を行うことができる。すなわち、学部・大学院のつながりを持った研究・学習が行える利点がある。この制度は全学的には、理工学研究科の前身である工学研究科が最初に導入したものであり、入学者の増加につながった制度である。

博士課程前期課程で取り入れられている特別選抜制度は、他学部出身者等多様な技能を持つ学生を迎えるための制度である。

留学生入試については、日本語で書類を提出することが求められてきたが、2009年度より英語での提出が可能となり、門戸が開かれた。

検索

【問題点】

博士課程前期課程進学者は定員を超えているが、博士課程後期課程進学者は伸び悩んでいる。社会人の博士課程前期課程志願者は制度があるにも関わらず志願者が0である。これは、博士課程前期課程の履修単位数が多く、仕事を続けながらの通学が不可能であることによるものと思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

成績の特に優れた者に対する飛び級入学制度や、民間、官庁において既に研究業績を上げている学部卒の社会人の学力認定と博士課程後期課程への受け入れを可能にする制度の確立等も今回の工学研究科の改革の中で計画している。海外への広報活動を更に進め、英語だけでなく、中国語、韓国語での発信にも取り組む必要がある。

4-3　科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

関西大学大学院では、春・秋学期それぞれに4年制大学を卒業した者、またはそれと同等以上の学力があると志望する研究科が認める者を対象に、1学期に履修できる授業科目を3科目以内として、科目等履修生・聴講生として履修・聴講を許可する制度を実施している。また、自分の研究テーマを既に持ち、本大学院の特定の研究科で研究指導を受けることを希望する外国人を対象として外国人研究生を受け入れる制度がある。この外国人研究生の受け入れは、4月と9月の年2回である。2009年度の理工学研究科の科目等履修生は0名であり、聴講生も0名、外国人研究生は2名であった。

【長所】

外国人研究生の受け入れは、実績もあり共同研究の促進、国際交流の面でも有効である。

【問題点】

科目等履修生は、全学で14名（2009年）となっているが、そのすべてが文科系研究科で、理工学研究科は0名である。これは、法、文、経済、商、社会、心理学研究科の一期一科目の履修料が28,000円であるのに対し、理工学研究科は39,000円であることも一因であろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

外国人研究生の受け入れは、今後は国際部との連携を図り推進していく必要がある。科目等履修生の受け入れについては、履修料の見直しを含め検討する必要がある。

4-4　定員管理

【現状の説明】

収容定員は、理工学研究科全体で、前期課程550名、後期課程171名と定めている。2009年5月現在、前期課程の在籍者は698名、後期課程では、25名である。収容定員に対する在籍者の割合は、前期課程では、1.26倍、後期課程では、0.14倍である。

【長所】

さまざまな入試方法が時期を異にして行われるため、多様な学生が入学の機会を得ることができ、研究の場の活性化が図られている。特別選抜のウエートは分野によって異なるが、活用している専攻もみられる。

【問題点】

近年、前期課程（修士課程）の志願者数、入学者数は、増加傾向にある。しかしながら、この増加傾向も、やや頭打ちである。その一因として、関西大学工学部から他大学の大学院、特に授業料の安い国公立大学大学院へ進学する学生が年々増加していることがあげられる。奨学金制度の一層の充実と、学生への周知が求められる。昨今学部3年次生の1月には就職活動が始まり、4年次生に進級し研究室に所属した時点で、就職が内定している学生も少なくない。研究の場、博士課程の学生と関わることなく進路を決定する結果となっている。3年次生までの学生と、大学院生の交流、研究室との関わりの機会を設けることにより、志願者の増加の可能性が考えられる。

理工学研究科の研究を支えるべき後期課程の学生は、現状では非常に少数である。研究科の研究レベルを向上させるには、後期課程への入学者数をいかに増大させるかが、今後の大きな課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

定年退職後の大学復帰、子育て期を終えた女性の大学復帰等、大学院の生涯学習における役割は高まりつつある。このような意味で、社会人の入学についても、積極的な支援を図る必要がある。入学試験については、学内進学試験における小論文試験の導入を促進して受験負担の軽減を実施するとともに、現行の口頭試問による特別選抜試験を活用することにより、他大学や海外の大学からの入学者数の拡大をめざしている。

研究に専念できる環境づくりを通じて、学位取得を早める等、後期課程への進学希望を促す方策を理工系3学部・理工学研究科の運営の中で検討し、実現をめざしている。

本学全研究科では、依然後期課程の学生が少ないことが大きな問題であり、前期課程から後期課程への進学者が増えるよう最大限の努力を試みる一方で、積極的に社会人学生の導入を図り、多くの課程博士を出す必要がある。博士の学位を多く出すことは、更に関西大学理工学研究科の社会的評価を上げる重要な手段の一つでもあり、本学教員の専門や審査可能な専門領域を PR して、論文博士を輩出できるよう努めるべきである。

今後の到達目標

社会人の大学院入学、特に後期課程入学を促す PR、受験資格認定のシステムの確立を図り、課程博士、論文博士の輩出を図る。

5　教員組織

前回の到達目標

理工学研究科の改組に伴い、その理念・目的・教育目標の実現に向けて、教員組織や教育研究支援職員、教育研究活動の充実を図る。

5-1　教員組織

【現状の説明】

理工学研究科では、理工学並びに理工学を基盤とする関連分野の研究者・高度専門職業人養成を目的とし、システムデザイン、ソーシャルデザイン、ライフ・マテリアルデザイン、総合理工学の4専攻において、それぞれの専門性を持った教員を配置し、さまざまな院生の多様な研究について適切な研究指導・教育が少人

数教育として行える体制を整備している。教員構成としては、全員がシステム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部の３学部と兼任となっているが、教授92名、准教授63名である。更に産業界の要請に基づき、企業・公的機関等で活躍する人材を非常勤講師として任用し実務教育の充実も図っている。学内の関連する研究所として先端科学技術推進機構との密接な連携を行い、本学大学院博士課程後期課程の学生を先端科学技術推進機構の教育研究支援職員として活用するとともに、研究教育の連携を図っている。

大学院では専門性を持つ教育・研究指導を実施するために、研究科委員会において各教員の資格審査を行う。資格審査は、授業及び研究指導を担当する教員として、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）９条１号、２号に規定されている、D㊒（博士課程後期課程の研究指導担当教員）、D合（博士課程後期課程の研究指導補助教員）、M㊒（博士課程前期課程の研究指導担当教員）、M合（博士課程前期課程の研究指導補助教員）の資格を各専攻分野で定められた基準に基づき実施されている。また資格更新審査を担当教員に対して５年毎に行い、研究教育水準の維持を図っている。

【長所】

理工学研究科では、資格基準が明確に示された有資格教員が大学院担当教員として配置され、適正な研究指導・講義が行われている。前期課程の研究指導においては、教育がおろそかにならないように、文部科学省の通達に基づき一指導教員が指導することのできる学生数を、１学年７人（文科省の通達により２学年に対して指導教授の指導学生数は14人と定めている）として上限を定め、その範囲内で研究指導を行っている。

【問題点】

産業界の要請等の外部的条件や私学であるための高い授業料等の環境により、前期課程への進学者はほぼ定員近くに充足しているが、後期課程進学者が希少であることが大きな課題である。また当該研究教育分野における教員配置が、産業界の急激な変動に対応できず、産業界の要望等との乖離が見られる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後、教育研究内容の高度化・魅力化により後期課程進学者の増加をはかるとともに、教員人材構成の柔軟化により、社会の要請に適正に対処できる仕組みづくりを検討する。

5-2　教育研究支援職員

【現状の説明】

理工学研究科における教育研究を推進するためには専任教員はもとより、国際的に著名な研究者が短期／長期に滞在して研究教育指導を行う招へい教員・客員教員、特別な研究プロジェクト単位で一定期間任用する特任教員、あるいは博士課程の院生による支援としてティーチングアシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）、ポスト・ドクトラル・フェロー（PD）等による教育・研究指導体制の充実が図られている。また他大学・産業界で実績のある経験者を非常勤講師として各分野に迎え、分野での先端的な科学技術の教育・指導を委ねている。

【長所】

理工学研究科では、一般にその研究進捗が複数研究者の共同研究に依存する場合が多いことも相まって、国内・国外並びに大学院生をも加えた多次元的な組み合わせによる支援体制を実行している。

定員枠や任用時の手続き等、その実施に少なからずの制約がかけられていることも事実であるが、理工学研究科の学部レベルにおいては各専攻の基盤となる学科単位に若干名の、実験等の指導補佐となる技術系事務職員が配属されている。

【問題点】

技術系事務職員の大学院での役割は特に規定されていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後、私学の希少な人材を活用する必要性を踏まえ、技術系事務職員の員数増と大学院での活動規定の明確化を検討する。そして、技術系事務職員と教員との連携・協力関係を深め、教育研究レベルの向上を図る。

5-3　教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

【現状の説明】

理工学研究科は、その基盤をシステム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部（旧工学部から改組した）の3学部によっており、理工学研究科の教員は3学部の教員をもってあてられている。したがって、教員の任用並びに所属についてはそれぞれ基盤となる3学部にそれぞれ委ねられ、理工学研究科としての人事は特任教授、客員教授、RA、PD 等に限定される。その教員の募集・任免・昇格に関する基準はすべて、関西大学教育職員選考規程に基づくものとなっている。ただし D㊎（博士課程後期課程の研究指導担当教員）、D合（博士課程後期課程の研究指導補助教員）、M㊎（博士課程前期課程の研究指導担当教員）相当の教員については、5年ごとの資格再審査を理工学研究科で行っている。

【長所】

教員の任用・昇格・資格再審査等は明文化された規定に基づき、研究成果や教育姿勢・能力、将来性等を重層的に審査判断し、極めて厳正に行われている。

【問題点】

任用や昇格のもっとも重要な基準である研究成果や研究能力の評価については、下記項目でも述べるが、現時点ではその大部分が発表論文の数に依存している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後、単に実績のみならず、そのポテンシャルや研究分野の新規性、社会のニーズ等を加味した総合的な判断、あるいはその基準づくりを検討する。

5-4　教育・研究活動の評価

【現状の説明】

研究教育活動やその成果の評価は、その重要性は極めて高いが、活動のアウトプットが研究論文や卒業生そのもの等単純な評価が困難なものであり、活動そのものの正確で公正な評価は極めて難しい。現時点での評価は、一般的に表層的、量的なものにならざるを得ず、研究活動の評価はその大部分が発表論文の数に依存しており、教育に至っては受講生のアンケート調査程度に依存している。

【長所】

教育・研究活動の評価は、研究論文数や教育姿勢・能力、将来性等を重層的に審査判断し、厳正に行われている。

【問題点】

特に研究活動に注目しても、理工学という幅広い分野において内容を加味した評価や審査には、大きな困

検索

難が立ちはだかっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後、論文引用件数、特許件数、科学研究費補助金等の一般的な外部資金獲得成果等も加味した、論文の質に踏み込んだ審査を検討する。

5-5　大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

【現状の説明】

理工学研究科は先端科学技術推進機構と密接な関係にあり、在籍教員のほとんどが本機構の研究員である。先端科学技術推進機構は、その下部組織としてハイテク・リサーチ・センター、学術フロンティア・センター、産学連携研究センター、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業組織をもち、多くの教員はいずれかのセンターのプロジェクトに関連し、指導する大学院生とともにプロジェクト研究に携わっている。

【長所】

先端科学技術推進機構における研究は、後期課程における研究教育と実質的に連関した活動であり、現在在学する後期課程の学生のうち約半数が、関西大学リサーチ・アシスタントに関する取扱い要領に従ってRA として研究支援体制に加わっている。更に関西大学ポスト・ドクトラル・フェローに関する取扱い要領に従った PD も研究活動に従事している。

【問題点】

理工学研究科における研究教育を推進するためにはそれらの指導体制を更に充実させる必要がある。特に前期課程において、専任教員による効率的な授業の実施と研究指導体制の強化を図る必要がある。産業界、官界、他大学・他研究機関との連携を強化してその社会的及び教育研究上の活動を教育指導体制に組み込み、広い視野をもつ学生を育成できるよう教育組織の指導能力を高める必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

理工学研究科では、現況の問題を打開し若手教員による指導体制強化を図るため、新任・昇任の准教授は前期課程研究指導教員資格を同時に取得するものとして教育上の人的資源の拡充を図っている。また客員・招へい教員数を増加させ、産業界、官界、国内外の他大学・他研究機関との連携を強化してその社会的及び教育研究上の活動を教育指導体制に組み込み、広い視野をもつ学生を育成できるよう教育組織の指導能力を高めることも計画している。

今後の到達目標

理工学研究科の理念・目的・教育目標の実現に向けて、教員組織や教育研究支援組織、教育研究活動の更なる充実を図る。

6　研究活動と研究環境

6-1　研究活動

前回の到達目標

理工学研究科は、幅広い領域をシステムデザイン、ソーシャルデザイン、ライフ・マテリアルデザイン、総合理工学の 4 専攻に集約し、教員の基盤をシステム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部の 3 学部に置くという、研究・教育組織上の複雑性を有している。今後、組織改革の進捗とともに、よりシンプルで強力な体制に移行する必要がある。また、国際連携、教育研究組織単位間の研究上の連携をすすめるとともにそのサポート体制を強固なものとする。

6-1-1　研究活動

【現状の説明】

理工学研究科は、産業界等の社会の必要性に出来るだけ迅速かつ適正に対応し、かつ将来必要となる技術の先取りや、そのための人材育成を実現するため、幅広い技術領域を網羅している。

理工学研究科における研究活動は、各専門技術分野のエキスパートである教授・准教授を中心とし、大学院博士課程後期課程や前期課程に所属する大学院生が階層的な研究グループを構成し、研究方向や新しい考え、研究方法等を教員が指導し、大学院生が実務担当として実験・解析・シミュレーション等を実行するという、共同で研究を実施する形態となっている。

理工学研究科を担当するすべての教員は D㊒、D合、M㊒、M合の資格を有するものであり、組織としてはシステム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部の 3 学部のいずれかに在籍し、原則として研究者個人単位で活動している。しかし、複数の教員が一つの研究室を構成し研究を進める場合、あるいは研究テーマ単位に適宜グループを構成し研究遂行する場合等、それぞれの状況・必要性に適した形態で活発な研究を推進している。

理工学研究科の教員の研究成果は、主に各員が所属する学会・研究会の公的な雑誌・資料に発表され、6 ヶ月単位に集計して先端科学技術推進機構の発行する機関誌に掲載され、一般に公開されている。組織の形態上の教員の主務は学部の教育・研究であり、学生数が多いこともあって相応の激務であるが、大学院を主とする先端的研究活動の成果は応分に高いものと考えられる。

【長所】

研究成果としての論文、特許に連名のものが多いことからも明らかなように、教員は先端科学技術推進機構の各種プロジェクトに所属する等して、研究科・専攻を越えた研究が積極的に進められている。更に他大学・公共機関・企業との共同研究も積極的に行われている。

【問題点】

前述のとおり理工学研究科は、幅広い領域をシステムデザイン、ソーシャルデザイン、ライフ・マテリアルデザイン、総合理工学の 4 専攻に集約し、教員の基盤をシステム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部の 3 学部に置くという形態をとっており、研究・教育の組織として複雑性を有している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在、組織変革が進行している途上でもあり、引き続き組織改革の進捗状況に歩調を合わせながら、よりシンプルで強力な体制への移行をめざしていく。

検索

6-1-2　研究における国際連携

【現状の説明】

研究における国際連携としては、1)国際的に有力な研究者の招へい、2)教員の国外有力大学・研究機関への短期・長期派遣、3)大学院生の留学・研究留学等の形式が用意されている。1)、2) については科学研究費補助金や文部科学省私立大学学術研究高度化推進、戦略的研究基盤形成支援プロジェクト単位の支援に加え、関西大学による助成制度もあるが、その年度単位の員数は十分とは言えない。3)は主に大学院生の自己負担であり、希望者は少なくないが、語学と経済上の問題点より比較的少数に限定されている。

【長所】

上述したように、さまざまな国際連携の形式が用意されている。また、教員の国際会議への成果発表等の出席動向は定常的に増加している。

【問題点】

種々の支援制度があり、成果も出てはいるが、その員数や内容は十分なものとは言えない。また、研究レベルでの国際連携をめざす場合、数週間レベルでの研究者の受け入れが不可欠であるがその宿泊設備のサポート等質的な整備は不十分である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

前述のとおり教員の国際会議への成果発表等の出席動向が定常的に増加していることもあり、学生・研究者の交流等も種々実施されている。これらを研究レベルでの国際連携につなげるためにも、十分なサポートを行える体制づくりをめざす。

6-1-3　教育研究組織単位間の研究上の連携

【現状の説明】

関西大学は文化系中心の大学と位置づけられており、理工系大学院としては理工学研究科と総合情報学研究科の一部に限定されている。このため、理工学研究科を中心とする大学内部における教育研究単位の連携が活発に行われているという印象も実績も少なく、むしろ他大学や企業・公的研究機関等との連携の方が多いと思われる。

なお、理工学研究科の異なる専攻間の連携については、先端科学技術推進機構等を通して積極的に図られている。

【長所】

大学内部における教育研究単位の連携については、前述したように十分とは言えない。しかし、理工学研究科の異なる専攻間の連携については、先端科学技術推進機構による取り組みがかなり形をなしてきており、今後はこれを核に他学部との連携も行えるものと考える。なお、2010年度開設予定の社会安全学部の設立も、一部この先端科学技術推進機構で進めていたプロジェクトに関連している。

【問題点】

先端科学技術推進機構の文部科学省私立大学学術研究高度化推進、戦略的研究基盤形成支援プロジェクトが中心的な役割をはたしていることもあり、理工学研究科以外の積極的な連携が得られているとは言い難いところがある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会安全学部の開設に見られるように、先端科学技術推進機構プロジェクトにより、今後研究領域の拡大

や学際領域、異分野連携等を積極的に進め、新しい研究・学問領域の開発等を意識して推進する。

今後の到達目標

理工学研究科は、幅広い領域をシステムデザイン、ソーシャルデザイン、ライフ・マテリアルデザイン、総合理工学の 4 専攻に集約し、教員の基盤をシステム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部の 3 学部に置くという、研究・教育組織上の複雑性を有している。今後、組織改革の進捗とともに、よりシンプルで強力な体制に移行できるかを検討する。また、国際共同研究のより積極的な推進、教育研究組織単位間の研究上のより積極的な連携をすすめるための基盤づくりを行う。

7　施設・設備等

前回の到達目標

2002年度に工学部で実施された外部評価（研究）において、実験実習場の狭隘さ等のスペースの問題に対して対応するとともに、最先端の教育研究を推進する上で重要な施設・設備の充実を図り、大学院生の教育研究に活かせて行くことを前回の到達目標とした。

7-1　施設・設備等の整備

【現状の説明】

理工学研究科は、「学の実化」を学是とする本学において、理工学分野の研究者等養成、高度専門職業人養成を目的とした教育・研究活動に必要な施設・設備を適切に整備し、有効に機能するようにそれらを管理運営している。

理工学研究科では、理工学分野の理論及び応用の深奥を究めるとともに、産業を支える原動力としての理工学分野の研究者等養成、高度専門職業人養成をめざして、最新の研究設備の導入を理工系 3 学部及び理工学研究科の実験実習費更に外部資金の導入をはかることによって行ってきた。しかしながら、理工学研究科固有の建物はないので、理工学研究科の教育・研究活動は、理工系 3 学部と共用する第 4 学舎、更に先端科学技術推進機構管轄の関西大学ハイテク・リサーチ・センター（全床面積2,640.00㎡）と学術フロンティア・センター（全床面積2,078.50㎡）等において行っている。2009年現在、理工系 3 学部の専有面積は講義室・演習室・学生自習室等8,154.7㎡、実験実習室24,090.8㎡、教員研究室4,310.8㎡であり、 3 学部それぞれの専有面積は約12,185.4㎡である。

大学院棟（尚文館）には、講義室（全研究科で 3 室）、や学生自習室が設置されているとともに、全学の共通施設としての図書館・IT センターが大学院の教育・研究に利用されている。

理工学研究科の大学院生には、指導教員の実験実習室にスペースを確保し、院生が日常的に教員と接触しやすい環境を用意している。それぞれの院生には、机・椅子・ロッカー等の備品を用意するとともに、実験実習室に設置された情報コンセントにパソコンを接続し、電子情報の収集・発信を行うことができる設備のもとで教育を受け、研究に励んでいる。特に近年電子化が進む図書館で利用できるサービスについては IP 認証により実験実習室からすべて利用可能となっている。

また、これらの施設は、理工系 3 学部のもとで維持・管理され、学部・大学院事務グループ長が防火管理者となるとともに、各実験実習室には火元等の管理責任者が定められている。衛生については、全学的に学

校保健法に基づき保健委員会の審議のもとに、防虫駆除等の衛生管理に関する処理が定期的に行われている。安全については理工系3学部合同の安全衛生委員会の指導のもとに、「排水に関する規程」、「危険物、毒劇物及び特定化学物質に関する規程」、「無機系実験廃棄物に関する規程」、「有機系実験廃液に関する規程」、「高圧ガスに関する規程」、「特殊材料ガスに関する規程」、「エックス線障害予防に関する規定」等各規程に従い、教育・研究における安全管理がなされている。更に、全学の安全委員会の管理下で、遺伝子組み換え実験等の研究についての安全審査も行い環境への配慮も行っている。

2002年度に工学部で実施された外部評価（研究）において、実験実習場の狭隘さ等が指摘されたスペースの問題については、2004年度には製図室、デザインルームが拡張、2005年度には第4学舎2号館の改装と第6実験棟の竣工、2008年度には第4学舎3号館の竣工と第4学舎2号館108教室の改修がとりくまれ、順次スペース問題の改善がなされつつある。

また、阪神淡路大震災を教訓とした関西大学の建物に対する地震対策の一環として、2001年度には工学部第1実験棟、2003年度には第4学舎2号館の免震・耐震補強改修が実施され、2009年度には第4学舎1号館の耐震補強改修が実施される予定である。

【長所】

理工学研究科における大学院生の教育・研究スペースの狭隘さについては、理工系3学部との連携及び大学との連携により、上記のように年々改善されており、理工学研究科の教育・研究環境がより良い状態に推移している。また、理工学研究科が関連する各建築物に対する免震・耐震補強改修も順次行われ、大学院生の地震に対する安全確保も進んでいる。

【問題点】

理工学研究科における教育・研究スペースの改善は順次改善されているが、大学院指導教員の実験実習室には、年毎に変化する教育・研究活動の必要性に応じて導入される最新設備と大学院生・学部生の学習スペースが混在しており、未だに十分な安全確保を保証できる実験実習室のスペースを達成できていない。また、第4学舎1号館をはじめとする該当建築物の耐震補強改修・改築もまだ完成には至っていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

理工学研究科及び理工系3学部の指導教員が行う教育・研究は世界に対して最先端の情報を発信し続けている。理工学研究科の高度な情報提供能力を、安全確保を行いながら継続していくために、更なる実験実習室面積の確保を継続的に検討している。また、地震等の大規模災害に対して、大学院生の安全確保を保証するために、耐震補強改修・改築を早急に進めている。

7-2　情報処理機器、先端的な設備・装置

【現状の説明】

理工学研究科と理工系3学部が共同で使用するほとんどの講義室には、近年のめざましい映像技術の進歩に同調すべく、コンピューターと容易に接続可能な大型プロジェクターをはじめ大型スクリーンや大型モニター、ビデオデッキ等が設置されている。

また、理工系3学部と合同で運営される理工学研究科の実験実習室には、情報コンセントが設置され、パソコンを接続し、電子情報の収集・発信を行うことができる設備のもとで教育を受け、研究に励んでいる。特に近年電子化が進む総合図書館で利用できるサービス（例えば蔵書検索システム（KOALA）等）や、IT センターが主導となって構築された学事ポータルシステム（通称インフォメーションシステム）によって、大学の提供する多様な情報サービス（Web 履修登録、学内試験情報、Web 成績発表並びに MY 時間割を中心と

した各種掲示情報、学生就職支援システム(KIPS)等）や学内電子メールシステムへのアクセスが、IP 認証により実験実習室からすべて利用可能となっている。

理工学研究科と理工系 3 学部とで共用されるコンピューターは、第 4 ステーション（65台）の他に、独自で OD 教室、研究室・実験室等を設けて、合計約2,730台を配備している。また、個人研究室には280台弱を配備している。

一方、理工学研究科では、理念を実現化するために、実験実習費、個人研究費、私立大学施設整備補助金(大型マル研)、私立大学研究設備整備費等補助金（小型マル研)、教育研究用機器備品費（マル理)、関西大学奨励研究助成・重点研究助成等の関西大学内部研究資金の導入や、また、科学研究費補助金や NEDO をはじめ関連企業からの学外共同研究、受託研究等の外部資金の導入により教育・研究に関する最新の設備が導入されて、各実験実習室やハイテク・リサーチ・センター、学術フロンティア・センター等において充実した研究・教育が行われている。これら装置の保守・安全についての管理体制もそれぞれに責任を持つ委員会が管轄・審議の上に運営している。

【長所】

コンピューターからの映像を大規模画面に投影する機器設備がほとんどの講義室に設置されたことで、最新の静的・動的情報をいち早く鮮明に大学院生に提供できることをはじめとして、いろいろな教育手法を取り入れることができ、教育効果の向上に対する改善が行われている。

また、実験実習室等に設置されている情報コンセントや OD 教室等のコンピューター室は、コンピューターを通して、講義情報、試験情報、大学からの通知等の学生の重要情報をいち早く入手でき、図書館の蔵書・文献検索や電子メール・WEB 閲覧等が手軽に利用でき、大学院生の学習効果を向上させている。

一方、理工学研究科担当教員の教育・研究活動の成果により、学内外の研究助成を獲得することができ、年々、最新の研究装置設備が拡充されている。この装置設備の多くは大学院生に解放され、大学院生の研究に対するモチベーションの向上とともに、更なる成果の獲得を促進させている。

【問題点】

講義室の情報処理機器については、かなり充実したが、講義室によっては必要な鮮明度で映像を投影できているとは言いがたい部屋がある。

最新装置設備の導入に関しては、学内外の研究助成を獲得する前に、装置の導入に必要な面積の確保をまず検討する必要がある。最先端の研究には最新装置の導入は不可欠な場合が多く、理工学研究科・理工系 3 学部・大学が連携して、この問題に対処することが必要である。一方、特に大型装置の導入に当たっては、その装置の維持・管理を専門にする人材が確保できていない。大型装置はその性質上、多くの部品で構成され、その維持・管理についてはかなりの時間を要するが、維持・管理を十分に行われていなければ、感度・精度の優れた実験結果をその装置から得ることはできないことが大きな問題となっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

理工学研究科と理工系 3 学部の教育効果の更なる向上のために、講義室の情報処理機器の順次改善を継続的に行っている。

また、最新装置設備の導入について安全を確保しながら容易にするために、各指導教員の実験実習室の拡張を今後継続的に行う。更に、特に学科共通大型機器設備の維持・管理を専門とする職員の導入の必要性について検討する。

今後の到達目標

理工系 3 学部を兼務する理工学研究科の指導教員が行う教育・研究は、世界に対して最先端の成果として国内外に認められている。理工学研究科の高度な情報提供能力を、安全確保を行いながら継続していくため

に、今後も更なる実験実習室面積の確保を継続的に行っていく。また、地震等の大規模災害に対して、大学院生の安全確保を保証するために、耐震補強改修・改築を今後も着実に進める。

一方、理工学研究科と理工系3学部の教育効果の更なる向上のために、講義室の情報処理機器の順次改善を行う。

また、最新装置設備の導入を、安全を確保しながら容易にするために、各指導教員の実験実習室の拡張を継続的に行い、特に学科共通大型機器設備の維持・管理を専門とする職員の導入の必要性について検討する。

8　学生生活

前回の到達目標

大学院学生への奨学金支給等により、金銭的負担の軽減を図る。具体的な研究活動への積極的な支援を図る。

8-1　学生の研究活動への支援

本項では、大学院学生への奨学金制度及び研究活動への金銭的支援について、現状を示し評価する。

【現状の説明】

関西大学独自の大学院生を対象とした奨学金としては、関西大学貸与奨学金に加え、関西大学第2種給付奨学金、関西大学第4種給付奨学金、関西大学大学院給付奨学金、関西大学大学院特別給付奨学金が設けられている。第2種給付奨学金は入学試験において特に優秀な成績を収めた者が対象となり、授業料全額相当額が支給される。第4種給付奨学金は学業成績が優秀で、かつ本学が定める家計基準を満たしている者が対象となり、授業料半額相当額が支給される。また、関西大学では、大学院生が国内外の学会等で研究発表を行う場合に、国内での発表に対しては、年間2万円を上限とし、海外での発表では、航空機運賃の半額相当として上限10万円が補助される。

表Ⅱ-理工研-3　海外学会発表補助　（単位：人）

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
前期課程	42	31	48	44
後期課程	6	4	5	5

2008年度の補助の実績では、全学での補助金額、おおよそ1500万円のうち、理工学研究科は9,133,440円を占めており、前期課程で452人、後期課程で26人が補助を受けている。そのうち、海外での学会発表に対する補助申請者数を表Ⅱ-理工研-3に示すとおり、前期課程で44人、後期課程で5人となっており、この補助制度が例年コンスタントに利用されていることがわかる。

【長所】

本学の大学院学生に対する金銭的補助制度は、多様な制度が用意されており成績優秀な学部学生の、本学の大学院進学を促すに十分なインセンティブを与えている。特に在籍学生数の少ない後期課程学生に対する補助は、学生の生活を支えている。学生の学会発表に対する補助制度も、例年コンスタントな申請があり、学生の研究活動を支える基盤的な制度となっている。

【問題点】

理工学研究科の場合、授業料の負担を理由に、国公立大学への大学院進学者が例年多く見られる。この傾向は、理工学研究科の研究活動の活発化によりその研究機関としてのレベルアップも必要であるが、金銭的補助は必要不可欠である。現行の補助制度も十分にその役割を果たしているが、優秀な学生の大学院進学、特に後期課程進学を進めるために、補助制度の更なる拡充と周知をはかる必要がある。

今後の到達目標

更に大学院院生への奨学金支援により金銭的負担の軽減を図る。

9　管理運営

前回の到達目標

理工学研究科の運営は、明文化された規程・規則・内規に従い適切にかつ公正に行われている。2002年度10月より教育・研究の活性化を図るため、学部・大学院の一体化運営が実施され、2006年度の時点では具体的な問題は生じてはいない。

なお、工学部・大学院改革に伴う運営体制の見直し等、より一層の効率化をめざした取組が2007年度から実施されるので、新体制により理工学研究科の新たな管理運営が期待される。

9-1　管理運営体制

【現状の説明】

理工学研究科は、その教育理念に従った活動を実施・管理するための組織並びにその運営のための規程を明確に定め、理工学研究科の機能を円滑かつ十分に発揮するシステムを構築し、公正に運営している。

2006年度までは、前工学研究科を構成する10専攻の運営は、専攻長（学部学科長を兼任）があたるとともに、この専攻長によって工学部学科長会規則に基づき構成されている学科長会が、工学部の各学科・教養教室及び工学研究科の各専攻間の意思を調整し、工学部と工学研究科の円滑な運営を図るとともに、教務の適正かつ迅速な運営がなされるように組織立てられ、2006年度は26回の工学研究科関連の学科長会が開催された。しかし、10専攻から３専攻に改組した2007年度から、理工学研究科に名称変更した現在までの期間は、より迅速な運営が行えるように、関西大学理工学府運営体制に関する覚書の承認をもって学科長会を廃止し、理工系３学部の学部長、副学部長、教学主任、学生主任、入試主任から構成される合同の執行部会にて事前審議したのち、理工学研究科委員会にて直接案件を審議する形とした。すなわち、2006年度より前期課程では教育体制の内実化と研究指導体制の弾力化を図るため、それまでの10専攻をシステムデザイン専攻、ソーシャルデザイン専攻、ライフ・マテリアルデザイン専攻の３専攻に統合し、各専攻内にいくつかの分野を配置する形をとった。更に、後期課程の教育研究体制の柔軟性を十分に確保するために、2006年には10専攻であった後期課程を１専攻にまとめ統合的な指導体制へと改めた。2009年４月には「理工学研究科」と名称変更した。

理工学研究科は、学部運営を行う理工系３学部と一体化運営されており、研究科の管理運営は、内規に規定される理工系３学部所属の選挙人により選出された理工学研究科長の下で「関西大学大学院学則第40条の規定(研究科委員会の審議事項)」に基づく最高意思決定機関としての理工学研究科委員会が行っている。また、内規により、理工学研究科長には、所属する学部を含めた理工系３学部を統括する理工学府長が推薦さ

検索

れ、選出される。

理工学研究科委員会は、開会に際して定足数を確認した後に、委員会の成立を宣して、理工学副研究科長が議事を進めている。委員会では、学生の学籍、教育課程、教員の資格審査、学位審査をはじめとする理工学研究科の教学上の重要事項を審議決定している。特に、教員の資格審査、学位審査等重要な事項については、投票により議決されている。

【長所】

理工学研究科の前身である工学研究科は、他の学内機関に先駆けて、2000年に工学部との一体化運営のあり方について検討し、学部と大学院における教育研究の連続性を高め、学びと研究の質の向上をめざして、双方を一体とみた運営が今後の両機関の発展に欠かせないとの判断の下、2000年10月から工学部長が工学研究科長を兼務し、学部と大学院の一体的運営が行われるようになった。この工学研究科の成果は、他の学部、研究科にも波及し、2006年10月には、全学で、学部（機構）と大学院の各研究科を一体的に運用し、学部教育と大学院教育が一貫性をもって運用されるよう、学部長・外国語教育研究機構長が研究科長を兼任することになったことから、工学研究科の成果は特筆すべき事例である。

【問題点】

2007年度の理工系３学部の発足とともに、それまで少人数で行われてきた学科長会が消滅し、理工学府全体で行う大規模な理工系３学部合同教授会並びに理工学研究科委員会が行われることになった。その結果、会議が効率的に行われる利点と裏腹に、多人数会議の特徴である、審議事項に対する意見が出にくい状況であることは否めない。改組３年目の過渡期であり、管理運営に関して多くの解決すべき問題を抱えているので、致し方がない面もある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2010年度に理工系３学部が完成年度を迎え、次年度である2011年度にはその学生を理工学研究科に迎えることになる。理工学研究科に進学する学生の教育・研究を滞りなく実施するために、現在、理工学研究科並びに理工系３学部の定常的な管理運営方法を継続的に検討中である。

9-2　学長、学部長等の権限と選任手続

【現状の説明】

理工学研究科長の選出は、「大学院研究科長の選出及び任期に関する規程」の第２条２に、「理工学研究科長は、システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部の合同の教授会において各学部長のうちから選出する。」と定められており、推薦された候補者を学長が推薦し、理事長が任命する手順になっている。また、その任期は２年で、再任は妨げられない。一方、「理工学府長選挙の内規」では、その第11条(理工学研究科長への推薦)において、「選挙会は、次期理工学府長を、理工学研究科長に推薦する。」とされ、「理工学研究科長選出に関する申し合わせ」では、「理工学研究科長には、理工学府長を選出する。」とされており、理工系３学部を統括する理工学府長が理工学研究科長を兼任することが明文化されている。

理工学研究科長の権限に関しては、「関西大学大学院学則」の「第７章　運営組織」の「第39条（研究科長）３」の中で、「研究科長は、当該研究科委員会又は教授会（以下「教授会等」という。）を招集し、その議長となる。」と明文化されており、研究科委員会の招集の権限は持つが、同「第40条(研究科委員会の審議事項)」で定められた各審議事項に関しては、「委員の過半数が出席し、出席委員の過半数の同意をもって決する。」と明文化されているため、議長である理工学研究科長には特別の議決権はない。

【長所】

理工学研究科の前身である工学研究科は、2000年度以来、学部と大学院における教育研究の連続性を高め、学びと研究の質の向上をめざして、双方を一体とみた運営が今後の両機関の発展に欠かせないとの見解から、工学部長が工学研究科長を兼務し、学部との一体的運営を行ってきており、この運営方法は他の学部－研究科にも波及している。現在の理工系3学部を統括する理工学府長と理工学研究科長の関連性についても、その同一性が明文化されており、この精神は未だにゆるぎないものになっている。

また、理工学研究科長の権限として、理工学研究科委員会の招集とその議長という限られたものとして明文化されていることは、理工学研究科の管理運営が民主的に行われようとしている現われである。

【問題点】

理工学研究科長の選出方法並びにその権限については、2000年度以来の継続的な実績に培われたものであり、現時点まで、特に問題が認められない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2006年度に3専攻の工学研究科改組が、2007年度に理工系3学部が発足し、いずれの組織も完成年度を迎えない過渡期であるため、学部・大学院の管理運営にはまだいろいろな問題点に直面している。したがって、理工学研究科長の選出方法と権限については、現在のままでその推移を見守り、問題点に遭遇した時点で適切に対処することになる。

今後の到達目標

理工学研究科長の選出方法及びその権限については現状維持とし、理工学研究科委員会の定常的な管理運営方法については継続的に改善に努める。

10　事務組織

前回の到達目標

理工学研究科の改組に伴い、教育活動、研究活動を円滑に進めるために、効率的で、かつきめ細かいサービスの提供に努める。

10-1　大学院の事務組織

【現状の説明】

関西大学においては、従来、大学院の事務組織は、学部とは独立した形で運営されてきたが、2006年度における事務組織の改編により、教務センターが設置され、現在、学部及び大学院の教務事務については同センターの教務事務グループに一本化されている。大学院入試については大学院入試グループが担い、教授会、研究科委員会その他各種委員会の運営及び用度関係業務等については理工系事務チームが担っている。

【長所】

一般に理工系の研究体制は、主に研究室あるいはゼミと呼ばれる指導教員を中心とした学部学生と大学院生との強調的な活動を通して実施されることが多い。従来、学部学生と大学院生に対する事務処理が個別の組織において、別な建物の窓口で行われており、そのことによる事務処理上の重複、非効率な運営が問題と

なっていたが、事務組織の改編により教務センター教務事務グループに一本化され、それらが改善されることとなった。

【問題点】

事務組織の改編により、教務センター教務事務グループが第2学舎に配置されることとなったため、学生・大学院生及び教員が教務事務に係る手続き、相談等の必要がある場合、第4学舎からの移動に不便を強いられている。

また、教務事務グループ、理工系事務チーム、大学院入試グループとの情報の共有化等、連携体制を更に強化する工夫が必要と考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

事務組織の改編によって、部署間の情報の分断化、齟齬等が生じないよう、各部署の連携を強化することにより相乗効果を図る。そのため、理工系3学部、理工学研究科の諸施策を、執行部と常に共有し、実現する体制を築くように努める。

今後の到達目標

事務組織改編の目的としている学生・大学院生へのサービス充実、執行部をはじめ教員へのサポート強化を実現する。

また、2010年度に、理工学研究科博士課程前期課程の分野改編の完成年度をむかえ、同時に理工系3学部の改編についても完成年度をむかえることから、今後、学部・大学院とも、執行部主導のもと、各部署が連携し、その検証作業と更なる改善・充実に取組む。

11　自己点検・評価

前回の到達目標

理工学研究科と理工系3学部とが合同で自主点検・評価を継続的に行う。

11-1　自己点検・評価

【現状の説明】

理工学研究科は、2004年4月より制定された工学研究科自己点検・評価委員会規程に基づき理工系3学部と一体化した自己点検・評価活動を行っている。

理工学研究科自己点検・評価委員会は、理工系3学部及び理工学研究科の教育研究水準の向上を図ることを目的に設置された。システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部の3学部の副学部長（3名)、各学部の教学主任（3名)、各分野から選出された委員（9名)、学部・大学院事務グループ所属事務職員（1名）によって構成され、委員長は委員の互選により選出される。ただし、各分野から選出された委員は理工系3学部自己点検・評価委員会規定にて選出された委員が兼任している。委員の任期は2年であり、再任を妨げない。職掌事項は、学部・大学院の自己点検・評価に関する事項とその報告書の作成及び第三者評価に関する事項である。本委員会は、自己点検・評価について報告書を作成し、理工学研究科長にこれを提出する。理工学研究科長(理工学府長と兼任)は提出された報告書に意見を付し、理工学研究科委員会の義を

経た後公開することになっている。また、委員会の事務は学部・大学院事務グループが行う。

前述のとおり、理工系3学部と一体化した自己点検・評価活動を行っているので、詳細は理工系3学部の自己点検・評価の項目を参照されたい。

【長所】

理工系3学部及び理工学研究科の自己点検・評価委員会は、全学の自己点検・評価委員会との連携の下に第三者評価に関する活動とともに、独自の活動として、理工学教育において重要な意味を持つJABEE認定プログラムに関する現状認識を通した点検評価活動、更に、学外の専門的研究者による外部評価を受ける活動を担っている。例えば、2002年度に実施された外部評価（研究）に引き続き、2004年度には、外部評価（教育）を実施し、当時の工学部・工学研究科における教育・研究に関する問題の顕在化を図った。この成果は、インターネット上に公開されるとともに、現在の理工系3学部並びに理工学研究科への改組における重要な資料として取扱われ、また、現状の問題解決をはかる重要な情報となっている。

【問題点】

2007年度より工学部はシステム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部の理工系3学部に分割され、先行して実施された工学研究科の改編とともに新体制での運営が学部から大学院まで形作られた。分割形態が大学院と学部で異なることになったものの、理工学研究科ではその性格上学部との一体化運営を行っていること、理工学研究科独自の自己点検・評価委員会は前回2004年度から発足したばかりのものであること等から、本点検・評価も学部評価に立脚したものとなっている点は否めない。一体化運営は本学の性格上止むを得ないものの、今後はより一層、理工学研究科としての活動が必要となるものと考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現状の理工系3学部及び理工学研究科の活動をより活発に行うために、全学的な活動である全学共通教育推進機構が行っているFDフォーラムへ、理工系3学部及び理工学研究科の成果を発信し、より深くかつ広く議論を行い、円滑に理工系3学部及び理工学研究科の成果を次なる施策に反映することができるように、現在理工系3学部・理工学研究科自己点検・評価委員会でその実現を計画している。

11-2　自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

本学は、1993年の自己点検・評価委員会の発足以来、報告書等の刊行物の公表等により、社会的評価を受けてきたが、全学的な事項については1952年に加盟した大学基準協会による相互評価（1998年4月1日付）、及び認証評価機関（大学基準協会）による大学評価(2007年3月13日付）以外には、これまで正式に学外者からの評価システムを導入していない。

これに対し、理工系3学部及び理工学研究科では、自己点検・評価委員会の職掌事項に外部評価に関することを入れ、学外の専門的研究者による外部評価を2002年度（研究）と2004年度（教育）に受けている。また、日本技術者教育認定機構(JABEE）により、2002年には現在の化学生命工学部化学・物質工学科マテリアル科学コース(当時は工学部先端マテリアル工学科、材料工学科)、2005年には工学部化学工学科と都市環境工学科の教育プログラムが認定され、現在も継続されている。

これらの評価結果は、紙や電子媒体により全構成員及び社会に公開されている。

【長所】

上述したように、理工系3学部及び理工学研究科では、学外の専門的研究者による外部評価を2002年度（研究）と2004年度（教育）に受け、その報告書も公表されている。また、日本技術者教育認定機構

検索

(JABEE) により、2002年には現在の化学生命工学部化学・物質工学科マテリアル科学コース(当時は工学部先端マテリアル工学科、材料工学科)の、2005年には工学部化学工学科と都市環境工学科の教育プログラムが認定され、現在も継続されている。これらの取組によって、教育方針や教育内容等を外部に向けて説明・アピールする意識が醸成され、更なる改善に向けた構成員の改革意欲の高揚につながっている。

【問題点】

現在の自己点検・評価体制は、教育・研究の実施教員がその点検・評価を兼務しているため、機動的な点検・評価が期待される反面、点検・評価の客観性や公正さが確保されないおそれがある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

理工系3学部と理工学研究科の自己点検・評価の正当性を常に学内外に公表するためにも、全学組織に先立ち、積極的に執り行ってきた外部評価を、今後も継続的に行う方向で検討している。

11-3　大学に対する社会的評価等

【現状の説明】

理工学研究科の教育・研究成果に対する社会的評価を得るためには、第三者評価を実施することが重要である。理工学研究科と理工系3学部については、2002年度に研究面に対して、2004年度に教育面に対して、学外の専門的研究者(大学教員と企業研究者)によって第三者評価が実施され、概ね良好な評価を受けたことから、理工学研究科の教育・研究成果に対する社会的な評価は概ね良好であると考えてよいと思われる。

また、旧先端マテリアル工学科、化学工学科、都市環境工学科の教育プログラムが、産学の評価委員で構成される日本技術者教育認定機構(JABEE)から認定を受け、更に化学生命工学部化学・物質工学科マテリアル科学コース(旧先端マテリアル工学科、材料工学科)が2007年度から5年間の継続認定を獲得した。この成果も社会的評価が良好である証拠と考えてよいと思われる。

そのほかに、理工学研究科の教育・研究成果に対する社会的評価を得られる事象として、大学院生への就職募集数(求人数)と獲得研究費であろう。理工学研究科の大学院生への求人数は所属学生数よりはるかに多く、理工学研究科を修了見込みの大学院生への研究技術能力の信頼性の高さと企業で活躍している理工学研究科の修了生の仕事上での信頼性の高さを物語っていると考えてよい。また、理工学研究科の指導教員が公表した研究成果の質の高さに対して、国や企業が高い評価をしているために、教員の獲得する研究費が比較的多い結果となっていると考えられる。これらの評価結果は紙や電子媒体により全構成員及び社会に公開されている。

【長所】

前述した方法で理工学研究科に対する社会的評価水準を推察する限り、理工学研究科の教育・研究成果は社会に対して好印象をもたれていると考えられ、更なる継続性が求められる。

【問題点】

理工学研究科の社会的評価水準を客観的に評価する方法は未だに確立されていないと思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

理工学研究科の社会的評価水準を評価する方法の必要性を検討する。

今後の到達目標

理工学研究科と理工系3学部が合同で自己点検・評価を継続的に行い、第三者評価機関の評価を積極的に実施するための議論を行う。

検索

心 理 学 研 究 科

（博士課程前期・後期課程）

検索

第Ⅱ編　心理学研究科（博士課程前期・後期課程）　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 1087

1-1　理念・目的等　〈1087〉

1-2　理念・目的等の検証　〈1088〉

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等 …… 1088

2-1　教育課程等　〈1088〉

2-2　教育方法等　〈1094〉

2-3　学位授与・課程修了の認定　〈1097〉

3　学生の受け入れ …… 1098

3-1　学生募集方法、入学者選抜方法　〈1098〉

3-2　科目等履修生等　〈1101〉

3-3　定員管理　〈1102〉

4　教員組織 …… 1103

4-1　教員組織　〈1103〉

4-2　教育研究支援職員　〈1104〉

4-3　教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続　〈1104〉

4-4　教育・研究活動の評価　〈1105〉

4-5　大学院と他の教育研究組織・機関等との関係　〈1105〉

5　研究活動と研究環境 …… 1106

6　施設・設備等 …… 1106

7　学生生活 …… 1107

7-1　学生への研究活動への支援　〈1107〉

8　管理運営 …… 1108

8-1　管理運営体制　〈1108〉

8-2　学長、学部長等の権限と選任手続　〈1110〉

9　大学院の事務組織 …… 1110

10　自己点検・評価 …… 1111

10-1　自己点検・評価　〈1111〉

10-2　自己点検・評価に対する学外者による検証　〈1111〉

10-3　大学に対する社会的評価等　〈1112〉

1　理念・目的・教育目標

1-1　理念・目的等

【現状の説明】

関西大学では、1967年（昭和42年）に文学部教育学科、並びに、社会学部が新設され、それぞれに心理学の教室が設置された。その後、文学部と社会学部のそれぞれの心理学教室で、学部教育・大学院教育を行ってきた。そのような中で大学院教育については、社会的要請を受けて臨床心理士の養成を両研究科で協力して行ってきた実績を持ち、それを契機に、2008年（平成20年）に、認知・発達心理学専攻、社会心理学専攻からなる博士課程前期課程、及び心理学専攻からなる博士課程後期課程をもつ本研究科が設置された。[なお、2009年（平成21年）には本研究科のなかに専門職大学院として心理臨床学専攻が設置された。心理臨床学専攻の自己点検・評価については別に報告し心理学研究科の報告には含めない。また、以降の心理学研究科自己点検・評価報告において心理学研究科あるいは本研究科とよぶときには心理臨床学専攻を含まない。]

本研究科では、文学研究科と社会学研究科においてこれまで培ってきた大学院教育・研究の発展を基礎として、心理学における、「認知」「発達」「社会」「臨床」という重要な領域に焦点をあてた、より包括的な大学院教育を行うことをめざしている。そのために設置においては、領域間をまたいで重要なテーマについて共同で研究・教育を進めていくプロジェクト研究を始めとした大胆なカリキュラムの再構築を行った。

博士前期課程である認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻では、心理学研究の方法論・問題解決の方法を研究職を含むさまざまな職業分野で応用できる、高度で知的な素養のある人材の育成を目的としている。こうした教育によって、研究職に必要とされる能力のみならず、科学的分析法に基づいた問題解決の能力を持ち、現実の人間・社会問題に有効に対応・対処できる人材の育成が図られることを企図している。

博士課程後期課程である心理学専攻においては、大学院設置基準第四条に則って、心理学関係分野で、高度な学識を備えて自立して研究活動を行える研究者及び高度専門家養成のための教育を目的とする。このため、大学院生は、演習及び論文指導において、博士号取得をめざし、個別のインテンシブな指導のもとに研究をする。同時に、今後想定される知識基盤社会を視野に入れて、博士号取得者が研究・教育機関に奉職するだけではなく、企業・行政・教育・国際機関等での中核的な人材として活躍することを期して、心理学を基に科学的分析法に基づいた問題解決の能力を持ち、現実の人間・社会問題に有効に対応・対処できる研究者の育成を図る。

入学者には、学外からの入学者、異領域からの入学者、社会人、留学生をも想定し、これらの多様な入学者を積極的に受け入れ育成に努める。

【長所】

日本には数十もの数の心理学関係の学会があることにも表れているように、心理学は細分化された研究がなされている。これまで二つの研究科に分かれていた心理学専攻を統合したことによって、心理学のより包括的な教育研究が可能となった。すなわち、大学院生・教員は、文学研究科（文学部）と社会学研究科（社会学部）に分属してそれぞれある程度独自の教育･研究活動を行ってきていたが、心理学研究科に統合されたことにより、大学院生･教員ともに教育･研究活動における交流が活発化した。また、本研究科の母体となった文学研究科並びに社会学研究科においても心理学については比較的に多数の受験生と入学者を得ていたが、心理学研究科においても多くの入学志願者を得ている。

【問題点】

心理学研究科は2008年４月に発足したばかりでもあり、理念･目的に特段の問題点は見いだされない。

検索

【将来の改善・改革に向けた方策】

理念･目的に改善すべき必要性は見出されない。

1-2　理念・目的等の検証

【現状の説明】

本研究科は昨年度に設置されたばかりであり修了生をいまだ出してはいない。現在まで上記の理念・目的は概ね達成されつつあると見受けられるものの、その正確･詳細な点検･評価を行えるまでの実績を持つには未だ至っていないとするべきであろう。

２　修士課程・博士課程の教育内容・方法等

近年の多様な「心理」に関する学問的関心への更なる高まりから、心のケアや心と行動、心と社会・環境との関係について、大学院でのより専門的な実践や研究が求められている。

本研究科博士課程前期課程の認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻では研究者養成の第一段階であると同時に中央教育審議会答申「わが国の高等教育の将来像」（平成17年１月）にみられるように21世紀型市民の高度な学習需要への対応を主眼におき、高度で知的な素養のある人材の育成をめざす。更に、博士課程前期課程２専攻の修了者には、専門職大学院の心理臨床学専攻と併せて優れた研究・開発能力を持ち、あらゆる研究・教育機関の中核を担う研究者及び大学教員を養成する課程としての「心理学専攻」１専攻を博士課程後期課程として設けている。

2-1　教育課程等

2-1-1　心理学研究科の教育課程

心理学研究科は新専攻の設置により、心理学の全ての領域についての教育・研究・実践が可能な研究教育機関となった。本研究科では、２専攻の独自性と共通性のメリットを活用し、より深く、広く学べるカリキュラムを設けている。各専攻のカリキュラムは基本的に「基本科目群」、「発展科目群」及び両専攻において共通に設けられた「共通科目群」の３群によって構成されている。なお、共通科目群としては、各専攻の枠組みを超えて共同で研究・教育を進めていくプロジェクト研究を始めとした独自のカリキュラムを設けている。

【現状の説明】

心理学研究科では、学校教育の現場や家庭・地域社会を視野に入れて、人間の行動のもっとも基本的な見る、聞く、感じる、覚える、判断する等の認知処理過程や発達的変化の原理及びその障がいの研究・教育を主として取り組む『認知・発達心理学専攻』と、多様な研究法の習得を可能とするため実習科目を中心としたカリキュラムを充実させ、家庭や社会や企業内におけるさまざまな社会的行動・認知・判断等を主に研究・教育する『社会心理学専攻』の２専攻とともに、更なる研究活動実践のために両者を統合し、かつ専門職大学院である『心理臨床学専攻』の教員・大学院生も統合した博士課程後期課程である『心理学専攻』に

よる教育課程を設置している。博士課程前期課程及び博士課程後期課程を通じて心理学研究の方法論・問題解決の方法について、研究職を含むさまざまな職業分野で応用できる高度で知的な素養のある人材の育成を目的とする。こうした教育によって、研究職に必要とされる能力のみならず、科学的分析法に基づいた問題解決能力を持ち、現実の人間や社会問題に有効に対応できる人材の育成が図られることから、「大学院は、学術の倫理及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与することを目的とする」（学校教育法第99条）、「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする」（大学院設置基準第３条）並びに「博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」（大学院設置基準第４条）との適合性が認められる。博士課程前期課程及び博士課程後期課程の各教育内容と各課程の構造と連続性の関係については以下に詳述する。

ア　学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

本研究科は家庭や学校・地域社会等で生じるさまざまな心理学的諸問題を中心に複雑・多様化した社会の中で生きる人間の理解をめざす文学部の心理学専修及び対人関係や集団行動、職業、消費等の領域における現代社会に生きる人間の心や社会現象・社会問題を捉えることをめざす社会学部の心理学専攻の２学部の心理学に基礎を置く。この２つの異なる学部は心理学の幅広い研究領域をカバーし、これらの領域の基礎事項の習得を目的とし、大学院ではそうした多様な研究領域について発展的に学ぶ充実した教育内容を提供するため、これらに対応すべく『認知・発達心理学専攻』及び『社会心理学専攻』の２専攻を設けた。この２専攻の設置によって文学部及び社会学部の学士課程と心理学研究科の教育内容との関係について、カリキュラム及び構造の連続性についての改革を進めている。

カリキュラムの連続性について、文学部では２年次から心理学専修に所属し、認定心理士資格取得が可能な「スタンダード・コース」、大学院進学等、より高度な学びを希望する者の「アドバンスト・コース」、心理学と他の諸領域（例えば国文学やフランス語、地理学等）との融合をめざす「ベーシック・コース」の３つの履修モデルを選択することができる。これに加えて、臨床心理専門職をめざすものに対して、「プロフェッショナル・コース」を計画し、心理学研究科との有機的な接合を計画している。社会学部では、１年次から心理学の基礎的な専門科目を必修科目として学び、２年次後半から「応用・社会心理学コース」と「臨床心理学コース」のいずれかに所属する。これらのコースでは、それぞれ社会心理学、応用心理学、臨床心理学において、実習科目を中心に段階的に専門性の高い科目を大学院生の希望にしたがって履修することができ、資格取得や専門職、研究職にむけた履修を含めて様々な履修モデルを指導する。そのなかには、心理学研究科との有機的な接合をはかる履修モデルも含まれる。

構造の連続性について、従来、文学部の博士課程前期課程である文学研究科の中の「心理学専修」及び社会学部の博士課程前期課程である社会学研究科の「社会心理学専攻」は募集停止し、在学生の修了を待って廃止するものとする。同時に、新たに設置する心理学研究科に従来の２研究科の認知・発達心理学、社会心理学分野を吸収する。心理学研究科の各専攻には、既存の学部のいずれからも進学が可能であり、上記のカリキュラムの連続性とも絡んで、学部・大学院一体となったより高度な教育・研究活動を可能としている。

イ　修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

博士課程前期課程では、文学部及び社会学部の各専攻の教育課程として『認知・発達心理学専攻』及び『社会心理学専攻』を設置し、更に、博士課程前期課程の２専攻の修了者には、博士課程前期課程で培われた優れた研究・開発能力を持ち、あらゆる研究・教育機関の中核を担う研究者及び大学教員を養成する課程としての博士課程後期課程「心理学専攻」を設けている。また、併せて博士課程後期課程では他大学大学院や社会人等の学外からの入学生も積極的に受け入れている。なお、指導教授の指導のもと、他専攻、他研究科、そして他大学院の講義科目も履修可能となっている。各専攻の教育内容は以下のとおりである。

検索

a）認知・発達心理学専攻

認知・発達心理学専攻は、心理学研究の方法論・問題解決の方法をさまざまな職業分野で応用できる力の涵養を目的とし、それにふさわしい教育研究組織を構成する。認知心理学と発達心理学の領域は、教育心理学や地域臨床心理学、発達障がい学等とも密接な関連があり、それらを総称するものとしての「認知・発達心理学研究」を唯一の柱とし、カリキュラムの骨格には、基本科目群、発展科目群、共通科目群を設定している。基本科目群・発展科目群の履修によって修士論文の作成にふさわしい理論・研究方法や技術の獲得をめざす。一方、共通科目群におかれた各種科目の履修で各種資格取得等が可能なように配慮している。また、関連する領域の科目履修によってより幅広く深い見識をもった心理学研究・実践者の養成をめざしている。

カリキュラムは、極力学び手である院生の選択に任せることとし、必修科目は専攻名を冠した研究演習２科目のみとし、残りは専攻内で指定した科目群（基本・発展・共通科目）による履修を学び手に選択させる。なお、演習については６名の教員のなかから大学院生が出願時に希望した指導教員各１名が割り当てられる。

b）社会心理学専攻

社会心理学専攻は、これまで社会学研究科において多くの大学教員等研究者を養成してきた実績を継承して、基本的に、研究者養成を主目的とする大学院教育を行い、社会に有用な科学的方法による問題解決能力のある人材育成をめざしている。

狭義の社会心理学教育だけではなく、社会心理学に関連する認知科学、心理測定、生理心理学の教育を積極的に取り入れた教育体系とすること、更に、認知・発達心理学専攻と共同して設置するプロジェクト研究・特殊研究を活用することにより、21世紀の学問としてさまざまな分野に発展する可能性のある社会心理学教育をめざす。カリキュラムの骨格には、認知・発達心理学専攻と同様に基本科目群、発展科目群、共通科目群３つの科目群から構成される。基本科目群は、研究職に必要とされる能力のみならず、科学的分析法に基づいた問題解決能力の教育や現実の人間・社会問題に有効に対応・対処できる人材の育成をめざす。特に、多様な研究法の習得を可能とするため実習科目を中心としたカリキュラムを設けている。なお、実習では複数教員による担当とし、かつ、実習科目群全体としての教育効果向上を図る。発展科目群は、各自の研究関心に基づいて院生が自主的に選択してより深い理解を得ることをめざしており、集中講義を積極的に実施することによって社会心理学・応用心理学の多様な研究分野における先端的研究を指導する。共通科目群は、認知・発達心理学専攻と共同して設置する科目群によって構成され、心理学の他分野の知識を得るとともに、各種資格取得につながる学習を可能にする。演習については社会心理学演習群と応用心理学演習群の2群に分けられ、大学院生は出願時の指導教員の選択によっていずれかの演習群を選ぶことになる。

ウ　博士課程（一貫性）の教育課程における教育内容との適切性

博士課程後期課程心理学専攻では演習科目（「特殊研究」）として、認知・発達心理学特殊研究、社会心理学特殊研究、応用心理学特殊研究及び臨床心理学特殊研究を設置している。なお、臨床心理学特殊研究については専門職大学院の教員が担当している。必修科目であるこれらの演習を軸にインテンシブな教育が行われており、課程博士論文の提出による博士号の取得をめざす体制が確立している。本研究科では受講する特殊研究を担当する教員から１名選択しそれをもって指導教員とし、博士課程前期課程に引き続き、博士課程後期課程においても希望する専門分野にもっとも関係の深い同じ指導教員に指導を受けられる制度になっている。このような制度によって研究者をめざす大学院生にとっても博士課程前期課程から博士課程後期課程までの十分な連続性と一貫性が保たれることにより、長期的計画性をもって自身の研究活動へ取り組み、系統立って発展的なより専門性の高い論文作成へと結びつけるとともに、研究者としての姿勢を着実に身につけることを可能とするものである。なお、博士課程後期課程では博士課程前期課程と同様に指導教授の指導のもと、他専攻、他研究科、そして他大学院の講義科目も履修可能となっている。

エ　課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

博士課程後期課程では入学時にはオリエンテーションを行い、指導教員による個別指導を基本とし、研究計画に沿って先行研究についての文献研究やデータ収集による研究活動を主体的に取り組み深めていくよう適宜指導する。なお、大学院生にとっての必要度に応じて博士課程前期課程に設置されている集中講義等の講義科目の履修を積極的に推奨している。こうした研究過程において得られた知見について、随時学会発表や学術雑誌、紀要の執筆を推奨し、これらの研究成果の報告に必要な観点や手続き・技能を指導する。大学院生の研究課題に対する一定の知見が集積され、学位審査を受けるための条件を満たした場合、これまでに公表してきた学会発表や各種論文を博士論文としてまとめ、学位審査に臨む。なお、学位審査申請に当たって、所定の研究計画書を指導教員からの指導のもと、博士論文提出の１年前に作成し、心理学研究科委員会へ提出する。研究科委員会の承認を得て、学位審査を受けることになる。

学位審査は公聴会において主査（１名）副査（２名）による厳正な口頭試問が行われ、審査結果は委員会へ報告され、審査が行われる。学位授与は３月と９月の２回行う。なお、修業年限（３年）を超えた場合においても６年を上限として博士論文の提出は可能である。

【長所】

博士課程前期課程では、各専攻のカリキュラムは先述したように、基本科目群、発展科目群及び両専攻において共通に設けられた共通科目群の３群によって構成され、そのことによって各専攻の独自性と共通性が保証されている。なお、共通科目群として設けられたプロジェクト研究では、大学院生自身に一定のプロジェクト遂行の責任及び権限を与え、新たな問題の発見・探求をし、学際的・総合的にそれを解決していくプロジェクト運営・管理能力の育成を図ることを目的としている。具体的には、修士論文のテーマとは異なるテーマを１年次前期に発掘し、数名でプロジェクトを組んでその解決に向けた共同研究を実際に行い、論文執筆・成果発表の機会を設定し研究のダイナミックスを経験させるものである。

また、博士課程後期課程の学生も含めて各自の研究過程の成果の公表を支援する一環として、各種関連学会での学会発表や各種学術雑誌及び本学の研究論集である「心理学叢誌」への積極的な投稿を推奨し、指導教員や講義担当教員による指導を行っている。更に各種資格取得等が可能なように配慮するとともに、関連する領域の科目履修によってより幅広く深い見識をもった心理学研究・実践者の養成をめざす。

以上のような博士課程後期課程学位取得までの教育システム・プロセスは研究への姿勢、技能ともに高い資質を兼ね備えた研究者養成において適切なものであると考えられる。

【問題点】

共通科目群のプロジェクト研究では大学院生の各自で取り組んでいる研究領域以外の見識が広がる可能性を有する一方で、研究を推進するものとしてはまだ十分ではない。そうした点に考慮し、履修学生の関心・専門領域を十分に活かしたテーマ設定とアプローチにむけた更なる努力が必要と思われる。また、特に社会心理学専攻において科学的分析法に基づいた問題解決の能力の養成をはかるために実習型の科目を多数設置した。これが教員に過度な教育負担を強いることになった。

【将来の改善・改革に向けた方策】

受講する各大学院生の研究テーマや関心領域における共通点や心理学領域における最新の課題をプロジェクト研究のテーマとして取り上げるといった配慮による対応が考えられる。実習型の科目については、心理学の基礎的素養が不足する他領域からの入学生に対する補習として学部における実習科目を活用する等の改善が望まれる。

検索

2-1-2　授業形態と単位の関係

【現状の説明】

博士課程前期課程では、認知・発達心理学専攻、社会心理学専攻ともに修了要件を30単位以上とし、修士論文を必須の修了要件とする。博士課程後期課程心理学専攻では専修科目（演習）12単位を修得し、博士論文を必須の修了要件とする。両専攻ともにカリキュラムは基本的に基本科目群、発展科目群、共通科目群で構成され、各課程別の履修用件は以下のとおりである。

a）認知・発達心理学専攻

認知・発達心理学専攻は、基本科目群から必修科目４科目計８単位を、基本科目群の選択科目・発展科目群及び共通科目群から11科目22単位以上計30単位以上の修得を修了要件とする。カリキュラムは極力学び手である院生の選択に任せることとし、必修科目は専攻名を冠した演習科目２科目（認知・発達心理学研究１，2）のみとし、残りは専攻内で指定した科目群（基本・発展・共通科目）による履修を選択させる。なお、演習科目については６名の教員のなかから１名選択し、それをもって指導教員とする。

b）社会心理学専攻

社会心理学専攻では、基本科目群から選択必修（演習）科目４科目計８単位を、基本科目群から選択必修（研究法）科目３科目計４単位以上を、発展科目群から２科目４単位以上を、共通科目群から６科目12単位以上計30単位以上の修得を修了要件とする。演習は社会心理学演習群と応用心理学演習群の２つに分けられ、入学者は出願時の指導教員の選択により、いずれか１つの演習群を選ぶ。実習は複数教員による担当で、発展科目群は集中講義の積極的実施による指導を行う。

c）心理学専攻

博士課程後期課程は、選択必修科目群の各指導教員の演習（演習１・２・3）による個別指導を基本とし、講義の履修に関しては、各大学院生の希望に応じて博士課程前期課程に設置されている集中講義等の講義科目の履修が可能となっている。

【長所】

博士課程前期課程のカリキュラムについて、極力学び手である大学院生の選択に任せることとし、認知・発達心理学専攻では専攻名を冠した研究演習２科目（演習１，2)、社会心理学専攻では、研究演習（演習１，2)・研究法を必修科目とし、残りは両専攻ともに専攻内で指定した科目群（基本・発展・共通科目）による履修を学び手に選択させる点にある。博士課程後期課程では、演習のみを必修とし、更に大学院生の必要度に応じて博士課程前期課程の科目の履修を推奨している点にある。

【問題点】

現在社会心理学専攻では基本科目群に社会心理学と応用心理学の２系統の演習群によるカリキュラムを設定している。これに対して、プロジェクト研究科目等によって認知・発達心理学専攻との共同の教育・研究が進んだことから、２系統の演習群によるカリキュラムはやや煩瑣な区分であり、また、組織として定員管理等のうえでもより柔軟な対応がとれることが望ましいとの意見が出されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会心理学専攻内における検討の結果、より効率的な学生指導を促進するため、現在の演習区分を廃止し、一つに統合する方向で合意がえられており、この対応によってより良いカリキュラムの改訂を検討すべきである。

2-1-3　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

本学では1998年に関西学院大学、同志社大学、立命館大学との４大学間での大学院学生の単位互換に関する協定を締結した。この協定により、単位互換履修生の相互受け入れを行い、各大学大学院での授業科目の履修及び単位の取得を認めている。昨年からの心理学研究科設置後も大学院生の要望に応じて単位互換履修の対応を随時行っている。2009年では２名を本学から他大学へ派遣し、他大学から１名を受け入れている。

【長所】

本学の枠組みを超えた学びの機会の提供は、大学院生の希望する専門領域に関する見識を更に深めることに資するものであり、より意義深い研究活動へと結びついている。また、各大学大学院で履修する授業科目は、大学院生の向学心に対応するために設けられた制度であり、基本的には追加科目として取り扱われ、追加科目の単位は、修了所要単位には含まず、当該年度の履修制限単位にも含まないものである。しかし、指導教員の承認を得た上で、追加科目の単位を修了所要単位に充当し、当該年度の履修制限単位に含むことができる。

各大学大学院の毎年度のシラバス、時間割等については本学教務センター及び総合情報学部オフィスへの到着状況をインターネット上のインフォメーションシステムにて案内を掲示するため、大学院生への円滑な情報提供を行っている。

【問題点】

単位互換制度の利用者数は少数に留まっている。各提携大学への移動にはその立地状況のために、交通費等の諸費用の自己負担を要するものである。また、移動に要する時間等を考慮すると、通常の講義期間にある他学の講義を履修した場合には、所属大学の他の講義の履修との調整を要する場合がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

全学として統一した対応が待たれるが、心理学研究科としては着手したばかりであり、継続的な他大学からの大学院生との交流により、大学院生同士での研究情報の交換や連携等の更なる活性化が期待される。より多くの大学院生の派遣・受け入れが促進されるように、更なる教務による大学院生への本履修制度についての授業内容や担当教員、諸費用の負担についての十分な情報提供、履修に際しての指導教員による事前の十分な相談対応、受け入れ履修学生へのネットを利用した情報提供等の配慮といった積極的対応も考えられる。

2-1-4　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

博士課程前期課程の認知・発達心理学専攻、社会心理学専攻及び博士課程後期課程の心理学専攻の博士課程前期課程・後期課程では、学内進学者のみならず異領域、社会人、留学生といった外部からの進学者を積極的に受け入れている。博士課程前期課程では、学生の受け入れに際し、社会人学生については社会人再教育のニーズに対応し、教育研究機会拡充のため、通常の２年コースの他に、修業年限を３年とする長期在学コースも設置している。海外からの留学生についても積極的に受け入れ、特にアジアの各地域や国からの留学生に対しても３年制の長期在学コースによる対応等の配慮を行っている。

また、博士課程前期課程では心理学領域以外からの入学者や大学卒業後に新たな心理学の基礎的事項を学ぶ機会が得られにくかった学生に対しては、学部講義の聴講や受験前の１年間に研究生として本学の関連講義への参加を推奨し、博士課程後期課程では学生の必要度に応じて博士課程前期課程の講義科目の履修を推

検索

奨している。

【長所】

３年の長期在学コースを選択した場合にも履修制限単位及び授業料は通常の２年コースと同一のものとなっていることにより、教育の機会の平等性は保たれている。また、社会人入学生及び外国人留学生には、それ以外の入学生と同様に本人からの要望に応じて入学後の研究計画と遂行に円滑に対応するための入学前からの情報提供（参考文献や資料等の紹介）を適宜行っている。また、一部の講義は６限以降の夜間の時間帯や土曜日に配置することによって社会人入学生の負担軽減に努めている。

【問題点】

外国人留学生については入学後の講義への参加や課題作成、各自の研究活動において日本語のみならず、英語文献の講読や活用について一定の配慮を要する場合がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

外国人留学生の講義や研究活動における配慮やサポートは各講義の担当教員や指導教員により、学部講義への参加によって日本語・英語による心理学領域の専門用語や知識の習得を助言したり、また、個別相談に随時応じることによって継続的対応を行っている。

今後の到達目標

多様な学生のさまざまな学びへのニーズに対応する現在の本研究科のカリキュラムを更に発展させ、より質の高い教育的支援をめざしたい。具体的には、プロジェクト研究の質的向上、単位互換制度の積極的活用、社会心理学専攻のカリキュラム再検討等が挙げられ、大学院生にとってより研究的意義の高い講義や制度のあり方を追求したい。

2-2　教育方法等

2-2-1　教育効果の測定（大学院）

【現状の説明】

教育効果は、成績評価、授業評価アンケート、学位授与、課程修了生の進路等を通じて評価、測定される。本研究科は完成年度を迎えていないため、学位授与と課程修了生の進路についてのデータはまだない。学位授与に関しては、「３　学位授与・課程修了の認定」に記すように、規定が既に適切に整備されている。前期課程に関しては2010年３月、後期課程に関しては2011年３月に最初の学位授与と課程修了が予定されている。成績評価は、「2-2-2　成績評価法」で記した基準にしたがって科目ごとに評価が行われている。授業評価アンケートについては、講義科目についてWebによるアンケートも実施できるようになっている。

【長所】

授業評価アンケートの実施、結果の公開はWebを通じて効率的に行える体制になっている。

【問題点】

心理学研究科では少人数のクラスにおける集中的な教育と学生の関心と段階に応じたきめ細かな指導が行われている。これは教育上の利点だが、一方で、客観的、計量的な基準による評価を難しくしている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生に応じた少人数のきめ細かな指導の利点と評価の客観性とを両立させるために、内部での教育効果の

測定を外部からの評価と関連づけられるような仕組みが必要である。例えば、博士の学位授与に際して、外部の専門家を副査として迎えいれることが出来、公聴会を実施する規定となっているのはその一例である。大学院生の研究成果の公表、完成年度を迎えた段階での修了生の進路の確認と評価等も、今後行っていく必要がある。

2-2-2　成績評価法

【現状の説明】

成績は100点満点で、科目ごとに、定期試験の成績、授業時の平常点、レポート等を対象として素点による評価がなされる。秀が90点以上、優が80～89点、良が70～79点、可が60～69点60点未満は不可である。大学院生には、秀、優、良、可、不可の評価が伝えられる。各科目の成績評価の方法についてはあらかじめ、シラバスに明記されている。

【長所】

成績評価は、科目ごとにあらかじめ評価方法を学生に明示したうえで、担当者によって厳正に行われている。評価段階が優までだと、卓越した達成と優れた達成の区別が難しいが、秀の段階の導入により、両者の区別も明確に出来るようになった。また、少人数教育のため、院生の学修状態を的確に把握した上での成績評価がなされている。

【問題点】

個々の学生の達成の把握のきめこまかさと的確性、科目内部における評価の公正さには問題はないが、各科目全体の評価基準の設定については、明確な基準の共有がなされていないのが現状である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

複数の科目を通じた評価情報の共有等、各科目全体の評価基準をより客観的に設定するための助けとなるような措置が必要である。

2-2-3　研究指導等

【現状の説明】

前期課程の入学者については、詳細な履修指導を徹底し、本研究科の趣旨、各専攻の特色・履修モデルを提示し、修了までの学習・研究設計ができるように援助している。入学初年次生については、できる限り実験・実習科目の履修を薦め、修士論文作成に向けての基礎的な学力・知識の向上を徹底的にトレーニングしている。修士論文の作成とは別に、専攻の枠を超えた、テーマを設定したプロジェクト研究への参加を積極的に呼びかけ、集団指導体制とも相まって、研究を通して問題を解決していくことの重要さを再認識させている。

前期課程における具体的な指導プロセスとしては、１年次前期の各演習で修士論文への取り組みを視野に入れた各論の深化を徹底し、同時に各々の大学院修了後の進路選択を考慮した研究方法について、各履修モデル別に指導している。１年次後期にはプロジェクト研究への取り組みを推奨し、発展科目群での科目の履修と相まって、幅広い問題意識を持ちさまざまな解決方法があることを実践的に学ばせている。２年次前期には、それぞれの演習(2)の履修を、その他の履修科目と有機的に関連付け、より幅広い視点での修士論文となるよう指導している。前期課程の２年間の中で、修士論文の完成に向けて、関連する学会発表、学会誌投稿等の指導を継続的に続けている。

後期課程の入学生については、研究テーマが大きすぎないか、将来性があるのか、３年間で完成可能か等、まず研究の方向性と戦略の確認と検討を行う。研究の方向性が確認でき、戦略がかたまったら、博士論文の完

成と研究者としての自立にむけて、学会発表、学会誌投稿等、継続して研究が行えるよう個別の指導を行っている。実験、調査と結果の分析へのアドバイス、論文への助言と修正が指導の中心である。まずは、博士論文の提出基準を満たす量と質の論文を公表することをめざす。次に、博士論文執筆に向けた準備を行う。

授業は５限（17時50分）までの授業を基本としている。ただしさまざまなタイプの入学生を想定するため、６，７限の開講についてもできる限り配慮している。

院生への経済的支援としては学内外の奨学金制度の利用を広報し、できる限り院生の研究時間を確保することを図っている。また、学部生の授業に対する TA や SA の制度を積極的に利用し、院生の経済的負担の軽減と教育活動の経験とを両立させるよう配慮している。

院生の研究発表を支援する一環として、心理学研究科院生協議会による心理学の研究誌「心理学叢誌」(年２回発行)が2008年度後期から刊行され、大学院生に研究発表の場を提供している。

【長所】

前期課程の院生への履修指導は適切に行われている。また、前期課程、後期課程の院生に対する、研究指導は少人数教育の利点を生かして懇切かつ適切に行われている。

【問題点】

大学院生の研究成果については今回の自己点検報告書のために調査を行ったが、定常的に報告を求め集計、公表する体制になっていない。また、後期課程の院生の授業は演習における研究指導のみであるが、論文執筆のための英語ライティングの学習のために前期課程の科目を受講している等のケースもある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院生の研究成果について定期的に報告を求め、結果を集計し、公表する仕組みを導入することが望ましい。これによって、研究成果という観点からみた心理学研究科の位置、心理学研究科における各院生の位置を概括的、客観的に知ることができるようになる。後期課程の院生においては、より高度な英文執筆能力が求められる。これをサポートする共通科目の導入を考慮しても良いかもしれない。

2-2-4　教育・研究指導の改善（大学院）

【現状の説明】

履修登録は Web で行われ、シラバスは Web 上に公開されている。講義科目の授業評価アンケートも Web 上で行い、結果を公開することが可能になっている。両専攻の教室会議では、授業担当者の確認を行っており、その際に、カリキュラムの構成や指導のあり方等の意見交換をはかっている。専攻の教室会議での議論を踏まえて、研究科の執行部において教育・研究指導の改善に向けた意見交換を行っている。

【長所】

両専攻内では、教室会議における議論等を通じ、緊密な連携のもとに授業と院生指導の改善を図っている。プロジェクト研究では、専攻を越えて、共同の授業と学生指導が行われている。また、両専攻に共通の科目も設定されている。

【問題点】

両専攻を通じた、研究科全体としての教育・研究指導の改善への取り組みの仕組みが十分ではない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

執行部や研究科委員会における研究科における全般的な教育・指導体制の検討、両専攻内の教室会議における教育・指導体制の検討とは別に、両専攻共同の教育・指導体制の検討、改善の仕組みの導入も必要かもしれない。

2-2-5　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

講義科目における高度の専門的知識の習得、実習科目におけるスキルの習得、演習科目における個別研究指導を組み合わせて院生の専門家、研究者としての能力の育成を図っている。実習科目では、専門性の高い職業に必要なスキルやパソコンを用いた情報処理、プレゼンテーション等の能力も身につけることができる。

【長所】

講義、実習、演習を通じて身につけた、高度の専門的知識、情報処理やプレゼンテーション等のスキル、個別の研究能力は各院生の研究発表において生かされ、修了後の進路への準備ともなっている。

【問題点】

少人数できめのこまかい教育が行われているが、一部、担当教員の過重な負担となっているところもある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

講義、実習、演習の区別と連携、少人数によるきめこまかな教育の良さは残しながら、担当教員の過重な負担とならないよう、非常勤講師への委託や科目の共通化、整理を必要に応じて行うことが望ましい。

今後の到達目標

講義科目と実習科目が学生、教員ともに負担が過重である傾向があり、演習科目による指導を充実することができない。そのために履修科目のバランスを最適化するよう再検討を行う。

2-3　学位授与・課程修了の認定

【現状の説明】

本研究科の開設から1年強しか経過しておらず、前期課程、後期課程ともに未だ学位授与・課程修了の認定の段階には至っていないが、学位授与・課程修了の認定に向けて、既に規定の整備がなされ、行き届いた学生指導が行われている。

前期課程では、修士の学位審査に当たり、修士論文について指導教授を主査、他に2名の関連分野の教員を副査として配置し、厳正な口頭試問を行い、審査結果を研究科委員会に報告し、審査結果について研究科委員会が厳正な判定を行い、3月と9月の年2回に修士の学位授与を行うことになっている。審査の対象となる修士論文に関しては、指導教授が主に演習を通じて懇切かつ適切な指導を行い、学生は他の実習、講義科目での参考情報や助言も得ながら、学術的な基準を満たす学位論文の作成に向けて作業を続けている。

後期課程における課程博士の博士論文では、著者に自立して独創的な学術研究を行う能力があることを示すことが求められる。このため、博士論文提出の基準として、以下の(1)から（4）のどれか一つを満たすことが求められる。(1)研究書（単著）1冊以上、(2)レフェリー制のある「学術雑誌」に掲載された論文2篇以上、(3)レフェリー制のある「学術雑誌」に掲載された論文1及び研究論文3篇以上、(4)研究論文5篇以上。博士論文の提出が認められれば、学位審査は、後期課程演習担当教員が主査をつとめ、副査には他専攻の教員を含む2名以上があたる。規定により副査には外部の専門審査委員を委嘱することもできるようになっている。審査は厳正かつ公明に行う事が期され、最終口頭試問の前には公聴会も行われ、その結果もうけ審査報告書が作成され、研究科委員会に報告され学位授与の可否について厳正な判断が行われる。（8．1「管理運営体制」参照）

論文博士についても課程博士の場合と同様に、厳正かつ公明な基準と手続きにより審査が行われる。論文

博士の提出基準としては、以下の(1)から（3）のどれか一つを満たすことが求められる。(1)研究書（単著）１冊以上、(2)レフェリー制のある「学術雑誌」に掲載された論文１篇及び公刊論文２篇以上、(3)提出予定論文に関連した公刊論文５篇以上あるいはそれと同等以上の研究業績。

【点検・評価】

学位授与、課程修了の認定に関しては、規定は既に整備され、学生の研究成果の現状（「7-1学生への研究活動への支援」参照）にみるように、学生の研究指導もおおよそ順調に進んでいる。学生の研究支援、研究指導のありかた、審査体制等についての点検に関しては、課程が修了し、学位が授与された段階で改めて行う必要がある。

前期課程の修士の学位については、2010年３月に最初の学位授与が、2010年の９月に二回目の学位授与が行われる。これらの結果の評価を踏まえ、学生の研究支援、研究指導のありかた、審査体制等についての点検が必要である。

後期課程の課程博士については、2011年３月に最初の学位授与が、2011年の９月に二回目の学位授与が行われる。また論文博士の審査がこの間に行われることも考えられる。これらの結果の評価を踏まえ、学生の研究支援、研究指導のありかた、審査体制等についての点検が必要である。また、博士論文審査において学外委員の導入を検討する必要もあろう。

今後の到達目標

本研究科は未だ完成年度をむかえていないため学位授与・課程修了の認定を実施していない。設置の趣旨に則って学位授与・課程修了の認定が行われることを到達目標とする。

３　学生の受け入れ

心理学研究科は、時代の要請に応えるべく、また幅広い層から有能な人材を募るべく、更には社会人や留学生そして科目等履修生の受け入れを円滑に実施することができるように、以下に示す入学選抜方法に基づいて入学試験を適切な時期に実施することにより、広く社会に門戸を開いている。

3-1　学生募集方法、入学者選抜方法

【現状の説明】

ア　博士課程前期課程

心理学研究科が、開設年度2008年度（平成20年度）と続く2009年度（平成21年度）の２カ年間に、入学試験として実施した試験の種類を次に示す。また、こうした入学試験の情報は、関西大学のホームページ等において広く社会に開示している。更に、過去の試験問題も大学院入試グループにおいて開示している。

（ア）入学定員

認知・発達心理学専攻	6名
社会心理学専攻	6名

（イ）入試の種類

多様な入試制度を用意し、多様な人材が集まることを想定している。

入試の時期は、開設年度2008年度（平成20年度）入試を除いて、2009年度からは基本的には他の研究科の入試日程に揃えて、５月の学内入試、９月期、10月期及び２月期の入試である。

また、２専攻ともに各６名という小人数の募集人員であるので、入試種別毎に定員枠を設けることはせず、流動的に運用している。

①　一般入学試験（学内外の受験者を対象とした、年２回の入試機会）

本学、他大学を問わず、社会に広く門戸を開き、学部を卒業した者あるいは卒業見込みの者、学部を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められた者を対象に行う。

試験は、開設年度2008年度では、前身の文学研究科の試験科目を踏襲して認知・発達心理学専攻が英語の筆記試験及び口頭試問を、また前身の社会学研究科の試験科目を踏襲して社会心理学専攻が専門科目と英語の筆記試験及び口頭試問を行った。そして、続く2009年度では、認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻ともに、専門科目と英語の筆記試験及び口頭試問を行った。

②　学内進学試験（学内の受験者を対象とした、年１回の入試）

本学の学部卒業見込みの学生を対象に５月に行っている。試験は、2008年度と2009年度ともに、認知・発達心理学専攻では口頭試問のみを、社会心理学専攻では専門試験、英語筆記試験、及び口頭試問を行っている。

③　外国人留学生入学試験（諸外国からの受験生に対する、年２回の入試機会）

外国人留学生で、大学卒業あるいは卒業見込みの者またはそれと同等以上の学力を有すると認められた者に対し、９月及び２月に実施している。試験は、開設年度2008年度では、認知・発達心理学専攻が日本語の筆記試験及び口頭試問を、また社会心理学専攻が志願する専修科目の専門科目の筆記試験と日本語の筆記試験及び口頭試問を行った。そして、続く2009年度では、認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻ともに、日本語の筆記試験及び口頭試問を行った。

④　社会人入学試験（学部卒業後３年以上の社会人経験を持つ者を対象とした、年２回の入試機会）

大学卒業者あるいはそれと同等以上の学力を有すると認めた者で、通算２年以上企業、官公庁、教育・研究機関等で勤務しているあるいはしていた者に対し、９月及び２月に実施している。

試験は、開設年度2008年度では、認知・発達心理学専攻が口頭試問を、また社会心理学専攻が専門科目の筆記試験及び口頭試問を行った。そして、続く2009年度では、認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻ともに、口頭試問のみを行った。

⑤　飛び級制度利用入試（所定の要件を満たした学部３年次終了時入試）

本学の学部３年次終了時点で、３年間の学部成績が極めて優秀な学生を対象に募集した。開設年度2008年度では、前身の文学研究科の試験科目を踏襲して認知・発達心理学専攻のみが募集した。試験科目は英語の筆記試験と口頭試問である。なお、2009年度では、前年の募集状況を勘案して募集を停止している。

⑥　外国人留学生特別推薦入試（2009年度から全学的に新設された入試種別で10月に実施）

本学の学部での指定校推薦入試に相当するもので、本大学院が指定し本研究科が認めた特定の海外の大学からの留学生について、所属大学の推薦及び日本語能力の所定の要件を満たしたものについて、書類審査により選考を行う。

⑦　その他（外国人研究生の受け入れ制度）

前期課程大学院学生の前段階として、単位認定を行わない外国人研究生を受け入れている（大学院学則による）。前期課程外国人留学生入学試験の場合と同じ資格の者に対し、各学期前に書類審査と口頭試問により選考する。在学期間は１年、ただし延長を認めることができる。

社会心理学専攻では、外国人研究生を、2008年度２名、2009年度１名受け入れている。

表Ⅱ-心研-1　博士課程前期課程入学試験状況　2008年度

専　攻	定員	志願者	受験者	合格者	入学者	外国人研究生志願者	外国人研究生入学者
認知・発達心理学	6	21	21	14	12	0	0
社会心理学	6	11	11	7	7	1	1
計	12	32	32	21	19	1	1

表Ⅱ-心研-1　博士課程前期課程入学試験状況　2009年度

専　攻	定員	志願者	受験者	合格者	入学者	外国人研究生志願者	外国人研究生入学者
認知・発達心理学	6	16	16	10	10	0	0
社会心理学	6	9	7	3	2	1	1
計	12	25	23	13	12	1	1

表Ⅱ-心研-2　博士課程前期課程入学試験別状況　2008年度

	志願者	合格者	入学者
学内進学	8	8	7
一般(9月)	6	3	3
一般(2月)	7	2	2
外国人留学生	2	2	1
社会人	9	6	6
計	32	21	19

表Ⅱ-心研-2　博士課程前期課程入学試験別状況　2009年度

	志願者	合格者	入学者
学内進学	3	2	2
一般(9月)	7	2	1
一般(2月)	3	1	1
外国人留学生	3	2	2
外国人留学生特別推薦	1	1	1
社会人	8	5	5
計	25	13	12

（ウ）長期在学制度

博士課程前期課程に適用できる制度で、通常では標準修業年限は２年(２年コース)ですが、標準修業年限を３年(３年コース)とすることができる。これにより、授業料について２年コースで２年間に支払うべき額を３年に分割できる。

表Ⅱ-心研-3　博士課程前期課程長期在学制度利用状況

	2008年度	2009年度
認知・発達心理学専攻	2	3
社会心理学専攻	0	1
計	2	4

イ　博士課程後期課程

関西大学大学院心理学研究科博士課程前期課程修了者、及び、社会学研究科における臨床心理学関係の博士課程前期課程修了者、そして2011年度以降には臨床心理専門職大学院修了者等、更には他大学大学院修士課程（博士課程前期課程）修了者を積極的に受け入れる。

また、様々な企業や機関において研究業務に携わった経験のある社会人も積極的に受け入れる。

海外からの留学生についても積極的に受け入れ、特にアジアの各地域や国からの留学生に対しては面接等の段階で格別の配慮を行う。

（ア）入学定員

心理学専攻　　6名

（イ）入学試験

多様な入試制度を用意し、多様な人材が集まることを期待している。

入試の時期は、基本的に９月と２月の入試である。開設年度2008年度（平成20年度）入試を除いて、基本的には他の研究科の入試日程に揃えている。

６名という小人数の募集人員であるので、入試種別に定員枠を設けることをせず、流動的に運用している。

①　一般入試（学内外の受験者を対象とした入試で、９月と２月に実施）

本学大学院、他大学大学院を問わず、社会に広く門戸を開き、修士課程（博士課程前期課程）を修了した者あるいは修了見込みの者、修士課程（博士課程前期課程）を修了した者と同等以上の学力を有すると認められた者を対象に行っている。試験は論文審査と英語の筆記試験及び口頭試問を行っている。

②　社会人入試（学部卒業後５年以上の社会人経験を持つ者を対象とした入試で、９月と２月に実施）

研究業務を経験したことのある社会人に対して実施する。試験は口頭試問のみを行っている。

③　外国人留学生入学試験（諸外国からの受験生に対する入試で、９月と２月に実施）

外国人留学生に対して第１次選考（書類審査及び論文審査）、第２次選考（口頭試問）を行っている。

受験資格は①外国において通常の課程による16年の学校教育を修了し、かつ、外国において大学院修士課程に相当以上の課程を修了した者、又は修了見込みの者、②日本において外国人留学生として大学院修士課程に相当以上の課程を修了した者、又は修了見込みの者、③本学大学院において上記①及び②と同等以上の学力を有すると認めた者、ただし、日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除く、である。

表Ⅱ-心研-4　博士課程後期課程入学試験状況　　2008～2009年度

心理学専攻	定員	志願者	受験者	合格者	入学者
2008年	6	11	11	11	10
2009年	6	12	12	11	10

表Ⅱ-心研-4　博士課程後期課程入学試験別状況　　2008年度

	志願者	合格者	入学者
一般	6	6	6
外国人留学生	0	0	0
社会人	5	5	4
計	11	11	10

表Ⅱ-心研-4　博士課程後期課程入学試験別状況　　2009年度

	志願者	合格者	入学者
一般	6	5	5
外国人留学生	1	1	1
社会人	5	5	4
計	12	11	10

3-2　科目等履修生等

【現状の説明】

以上のように、入学試験において広く各層からの志願者に道を開いているほか、なお一層の門戸開放のため、聴講生、科目等履修生、研修生（条件：博士課程後期課程在学年数満了及び単位修得済みによる退学者）、及び関西四大学交流研究生（関西学院、同志社、及び立命館の各大学院との間の交流）を受け入れる制度がある。前の二つについての実績は下表のとおりである。

また、関西四大学交流研究生の制度については、2008年度は０名、2009年度は送り出し２名、受け入れ１

名で、いずれも立命館大学であった。

表Ⅱ-心研-5　聴講生　　2008～2009年

聴講生	性別		学歴		職業		受講目的			
	男性	女性	修士卒	学部卒	あり	なし	進学	自己研修	職務研修	研究継続
2008年春	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0
2008年秋	1	1	0	2	1	1	0	0	2	0
2009年春	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0

表Ⅱ-心研-6　科目等履修生　　2008～2009年

科目等履修生	性別		学歴		職業		受講目的			
	男性	女性	修士卒	学部卒	あり	なし	進学	自己研修	職務研修	研究継続
2008年春	1	4	1	4	1	4	2	2	0	1
2008年秋	1	3	0	4	1	1	4	0	0	0
2009年春	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0

3-3　定員管理

【現状の説明】

本研究科の在籍者数／収容定員は、『データブック2009』〔P. 174 大学院〕に示すとおりである。心理学研究科全体では、開設年度2008年度と続く2009年度の２カ年間の前期課程在籍者数は31名／24名で定員充足率は129％であった。また、同2008～2009年の２カ年間の後期課程在籍者数は20名／12名で定員充足率は167％であった。

【長所】

(1) 前期課程並びに後期課程ともに定員充足率が100％を超えていることは、受験倍率が開設年度2008年度で2. 3～1. 16倍と高く、社会的な需要があり、本研究科はそれに応え得たと高く評価出来る。

(2) 特に、後期課程における、一定水準数の受験者数が得られている点は、大いに評価できる。

(3) また、過去の入学試験の問題はすべて一般に公開されている点、及び学部レベルから、更に学問を深める意欲を持つ幅広い層に対して、多様な受験機会を提供している点は、高く評価できる。

(4) 長期在学制度は、2008年度２名、2009年度４名の利用があり、有効に機能していると、高く評価出来る。

【問題点】

(1) 定員充足率が、100％以上ということは、社会的要請に応え得ていると言える反面、大学院における教育・研究の質を低下させるのではないかとの懸念も生じさせる。バランスのとれた受け入れ人数の管理・検証が必要であろう。

(2) 飛び級制度利用入試（成績優秀者で所定の要件を満たした学部３年次終了時入試）については、応募者がなく一時停止状態となっている。この点については、学部生に対する学部入学時点からの丁寧なガイダンスときめ細かい経年的な指導が必要であり、学部執行部との間での再検討が必要であろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

定員充足率が100％以上ということによる教育・研究の質を低下させるのではないかとの懸念については、収容定員数を全体的に注意深く管理して行くことと、各大学院生への指導に支障を来たしていないかを授業評価アンケート等で検証し続ける必要がある。

次に、飛び級制度利用入試については、本研究科の２専攻の各母体である文学部と社会学部とでは本入試制度に対する学部の制度が完全に同一ではなく、学部での本入試への積極的なガイダンスを待ち、一年でも早く一時停止が解除出来るよう両学部との間で検討が必要である。

また、多くの学生が、専門的知識を有する職業人をめざすときに、受験機会を拡大することは必要ではあるが、入学者の質の低下を避けるためにはきめ細かな試験が必要であり、どのような受験科目が適切であるかの検討を続ける必要がある。

更に、大学院教育を受けやすくするという観点から、奨学金や授業料減免等の、経済的支援の充実も欠かせない。

以上を総合的に勘案しながら、大学院の教育と研究の向上を図りつつ、かつ恒常的な定員の確保の更なる方策に向けて、本研究科委員会及び執行部で随時議論しながら、改善を検討し続ける必要があろう。

今後の到達目標

現状を維持しつつ更なる改善点の有無について検討する。

4　教員組織

4-1　教員組織

心理学研究科では、心理学分野の研究者養成、高度専門職業人養成を目的として前期課程の2専攻と後期課程の1専攻において、文学部及び社会学部に所属する教員を基盤にして、高度の専門的指導力をもった教員を配置し、院生の多様な研究について適切な研究指導・教育が少人数教育として行える体制を整えている。また、社会の要請に基づき「学の実化」を具現化するため、多様な研究領域の非常勤講師を任用して教育にあたっている。

【現状の説明】

博士課程前期課程である認知･発達心理学専攻は、文学部との兼担をする専任教授4名、同じく准教授2名、同じく助教1名、及び兼任教員により教育研究を行っている。このうち演習科目を担当するのは大学院設置基準9条1号、2号に規定されている D㊟資格または M㊟資格をもち文学部と兼担する教員で、2008年度は5名（内、学位取得者4名）、2009年度は6名（内、学位取得者5名）である。

博士課程前期課程である社会心理学専攻は、社会学部との兼担をする専任教授9名（特別契約教授1名を含む）、同じく准教授1名、及び兼任教員により教育研究を行っている。このうち演習科目を担当するのは大学院設置基準9条1号、2号に規定されている D㊟資格または M㊟資格をもち社会学部と兼担する5名（内、学位取得者2名）である。

博士課程後期課程である心理学専攻は文学部、社会学部、及び心理臨床学専攻との兼担をする大学院設置基準9条1号、2号に規定されている D㊟資格をもつ専任教授11名、同じく准教授1名により教育研究を行っている。（内、学位取得者8名）

演習担当教員1名に対する平均学生数（全学年の学生数／演習担当教員数）は、博士課程前期課程である認知･発達心理学専攻では2008年度2.4名、2009年度3.7名、同じく社会心理学専攻では2008年度1.4名、2009年度1.8名、及び博士課程後期課程である心理学専攻では2008年度0.8名、2009年度1.7名であった。

【長所】

博士課程前期課程では1学年の学生定員（12名）とほぼ同数の演習担当者（11名）、博士課程後期課程では、1学年の学生定員（6名）を倍する演習担当者（12名）をおいていることから、少人数のきめ細かな教育研究を行うことが可能となっている。

検索

【問題点】

学生の受け入れにおいて述べたように、本研究科では博士課程前期課程、博士課程後期課程ともに定員を超える入学者を受け入れている。これは優秀な志願者が多く入学を希望している結果であるが、これを受けいれて十全な教育研究を提供するためには今後 M㊍資格及び D㊍資格をもつ教員を増やす必要がある。また、演習担当教員は学位取得者であることが望まれる。

演習担当教員１名に対する平均学生数は上記のとおりであるが、教員によって担当する大学院生数にばらつきがある。また、退職者、移籍者が今後見込まれていることから、この補充についても留意しなければならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

後述する教員任用・昇格基準に則って、M㊍資格及び D㊍資格をもつ教員が増加する方略をとる必要がある。ただし、心理学研究科には教員の任免についての権限はないので、専任教員が兼担する文学部、社会学部、及び心理臨床学専攻との協議が必要である。

4-2　教育研究支援職員

【現状の説明】

本大学院の授業において、研究科の教育研究を支援する職員としては、全学的な制度として設置されている SA の制度がある。SA の主な支援業務としては授業時に使用する AV 機器やパソコン等の準備を行うことがあり、大学院学舎（尚文館）の授業支援チームに依頼している。

また、心理学研究科博士課程後期課程に在籍する視覚障がい学生の教材や研究資料等をパソコンの音声ソフトを利用して理解できるようにテキストファイル化する作業を大学院学舎（尚文館）の授業支援チームに依頼しており、その中で SA もその作業に従事している。また、視覚障がい学生の学術論文作成に関連しては大学院生が TA としてその補助にあたっている。

【長所】

心理学研究科においても授業支援は教育・研究に役立っている。また、心理学研究科の個別の業務としての視覚障がい者に対する援助について、テキストファイルの作成に対する SA 諸君の貢献は大きなものがある。なお、全学的な制度について詳細は授業支援グループの自己点検・評価報告書に譲る。

【将来の改善・改革に向けた方策】

全学的な制度であるが、今後、更に拡充していくことが望ましい。また、授業支援の SA については、本来の業務と視覚障がい者への支援との比重を今後更に検討する必要がある。

4-3　教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

心理学研究科では、2008年６月16日に教員の科目担当についての内規「心理学研究科教員資格判定基準」を設けて、適切かつ公正に教員の科目担当の決定を行っている。なお、心理学研究科の専任教員はすべて文学部、社会学部、または、専門職大学院である心理臨床学専攻からの兼担であるため、教員の募集・任免・昇格については、それぞれの教員が所属する文学部、社会学部、または、専門職大学院において行われている。

【現状の説明】

2008年６月16日に定めた教員の科目担当についての内規「心理学研究科教員資格判定基準」は次のとおりである。

科目を担当するに適切であるかについて次の８要件を定めている。

(1) 専攻分野に関する博士の学位を有すること。

(2) 専攻分野に関する学術論文(国内・海外の査読つき論文、紀要論文等)を継続して発表していること。

(3) 専攻分野に関する著書（単著・共著・編著）を有すること。

(4) 専攻分野に関する分担執筆の著書を有すること。

(5) 専攻分野に関する学会発表、学会活動等を継続して行っていること。

(6) 大学教授(准教授)として長年の教育・研究経験(大学院・学部・短期大学での科目担当経験)を有すること。

(7) 学術研究に関連した実践活動に長年の経験や顕著な業績（博士の学位に準ずる業績等を含む。）を有すること。

(8) 専攻分野に関連した高度な知識や特殊な技術・技能を有すること。

科目担当の可否についての判定基準を次のように定めている。

(1) D㊒は、教授・准教授で上記(1)又は(2)のいずれかを含め、５要件以上を満たしていること。

(2) M㊒は、教授・准教授で上記の４要件以上を満たしていること。

(3) M合は、助教以上で上記の３要件以上を満たしていること。

科目担当審査の運用について次のように定めている。

(1) 上記の基準を満たす者は、可能な限り演習を担当するものとする。

(2) 審査対象者については、審査委員会に諮り、心理学研究科において審議する。

(3) 専門職課程については、別途定めるものとする。

【長所】

教員の科目担当についての内規「心理学研究科教員資格判定基準」により、研究業績を中心とした基準にしたがって適切かつ公正に教員の科目担当の決定を行うことができている。

4-4　教育・研究活動の評価

本研究科は、2008年度に設置されたばかりであり未だ修了生をだしてはいない。そのため、教育･研究活動について十全な点検･評価はできないが、これまでのところ次の活動を報告できる。

【現状の説明】

教育活動は上記のとおりである。

研究活動として、学生のための紀要「心理学叢誌」を発行している。2008年度には１号を発行して10編の論文を掲載した。また、2009年度より教員のための紀要「関西大学心理学研究」を発行することとし、現在その準備はなされている。

4-5　大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

本研究科は、2008年度に設置されたばかりであり未だ修了生をだしてはいない。そのため、他の教育研究

組織・機関等との関係について点検･評価すべき事項は発生していない。

今後の到達目標

心理学研究科には、多数の優秀な志願者がある。このような要請に誠実に応えるために、文学部、社会学部、及び心理臨床学専攻との協議をもちつつ、M㊒資格及び D㊒資格をはじめ M合資格も含めて科目担当をする教員の更なる充実を図る必要がある。

5　研究活動と研究環境

心理学研究科は、文学部、社会学部、及び専門職大学院心理臨床学専攻に所属する専任教員が構成している。したがって、研究活動と研究環境についての点検･評価は、文学部、社会学部、及び専門職大学院心理臨床学専攻のそれぞれの点検･評価に委ねる。

6　施設・設備等

本研究科の教育・研究目的を実現するための施設・設備等の充実は、重要な課題であるととらえ、現状では、次のように整備・運用している。

【現状の説明】

本研究科の施設・設備には、大学院各研究科共通の施設として、大学院学舎尚文館（7階建：11896.65㎡）が建てられている。また、全学の共通施設として総合図書館があり、図書館の書庫内には院生が利用できる研究個室が用意されている等、現状では大きな問題はないといってよい。

また、大学院生が24時間利用可能である尚文館6階、7階には大学院生用の研究室があり、院生・研究生のためのデスクや本、ロッカー等の設備が整えられている。本研究科院生用研究室は、6階に1箇所(69.12㎡）配置され、35席の座席がある。コンピュータについても、院生用研究室に共用パソコンが数台ずつ配置されているほか、工学研究科を除く研究科の院生に対しては、貸し出し用のノート型パソコン30台が用意され、うち25台は1週間、5台は1日の期限で貸し出しが行われている。また、ワークステーション教室1が院生のオープン利用に供されている。

実習は本研究科の教育・研究において重要な位置を占めているが、実習施設については、文学部及び社会学部の心理学関連の実験室等を利用しており、尚文館には大学院専用施設として認知・発達実験室が設置されている。

【長所と問題点】

尚文館の院生用研究室は24時間の利用が可能であり、また、図書館の利用についても授業期間中は月曜日から土曜日は22時まで利用が可能であり、日曜日も開館している。上記の諸施設は、本研究科の教育・研究に使用されており、十分な機能を有していると認められる。ただし、心理学研究科の定員は42名であり、いまだ完成年度を迎えていないにも関わらず在籍学生数は博士課程前期課程で31名、博士課程後期課程で20名であることから、院生用研究室のスペース並びに座席数が不足している。

問題点としては、前述した院生用研究室は24時間の利用が可能であるが、実習室や実験室等の施設は、学

部と共用していることから利用時間に制限を受ける点があげられる。

また、実習の充実とともに、実習教室が充分とはいえないが、尚文館は既に飽和状態であり、学部との共用による心理学関係の実習教室の充実が望まれる。利用できるパソコンについても、使用頻度の高い時期には学生数に比して不足していることがある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

尚文館の施設・設備に関して、院生がどのような要望や不満をもっているのかという情報は、個々の指導教員を通じて、及び院生協議会から断片的にしか把握されていないといえる。院生協議会との十分な協議のうえ院生の要望を把握し、心理学研究科に関連する諸施設が院生にとってより利用しやすいものとなるよう、取り組む必要がある。また、実習関連施設やパソコンの台数についても、学部との共同利用施設を含めて充実していくよう取り組みたい。

今後の到達目標

文学部、社会学部との施設の共同利用を充実させる必要がある。

7　学生生活

7-1　学生への研究活動への支援

【現状の説明】

博士課程前期課程、博士課程後期課程ともに指導教員の集中的な指導のもと大学院生は修士論文、博士論文の完成にむけて研究を行っている。研究の場所としては、大学院学舎尚文館内にもうけられた共同研究室があり、複写機、パソコン等が利用できる。学会出張に関しては補助費が出され、大学院生の学会参加と発表を促している。海外の学会で発表する場合の補助もあり、一部の大学院生はそれを利用している。また、心理学研究科院生協議会による心理学の研究誌「心理学叢誌」(年２回発行)が2008年度後期から刊行され、大学院生に研究発表の場を提供している。

大学院生の研究成果の現状の調査を行った。調査対象は、博士課程前期課程１年生が12名、２年生が19名、博士課程後期課程１年生が９名、２年生が10名、合計50名である。博士課程前期課程１年生は、まだ入学して間もないこともあり、12人中10人は学会発表、論文発表ともに０だった。博士課程前期課程２年生になると、入学してから学会発表、論文発表ともに０は、19人中５人となり、残り14人の一人当たりの論文数は平均1.1、学会発表数は平均2.6だった。博士課程後期課程１年生では、博士課程後期課程に入学してから学会発表、論文発表ともに０は、９人中２人となり、残り７人の一人当たりの論文数は平均0.4、学会発表数は平均2.0だった。博士課程後期課程２年生では、10人全員が学会発表か論文発表をしており、10人の一人当たりの論文数は平均2.0、学会発表数は平均5.3だった。科研や研究所 RA 等のプロジェクト参加者は、博士課程前期課程で３名、博士課程後期課程で４名だった。一人で複数のプロジェクトに参加しているケースもあった。

【長所】

博士課程前期課程１年生をのぞくと、発表論文の平均数は前期２年生1.1、後期１年生0.4、後期２年生2.0、学会発表の平均数は前期２年生2.6、後期１年生2.0、後期２年生5.3と、平均してコンスタントに研究発表をしている様子がうかがえる。５名は国際学会での発表もしている。一部、研究発表のない大学院生がいるが、そのなかには社会人大学院生や長期の在学を予定している大学院生もふくまれている。研究指導、

研究環境、研究の補助、発表機会の提供は全体として概ね有効に機能しているといえるだろう。

【問題点】

大学院生の研究成果の現状の調査から、研究成果の大学院生によるバラツキが比較的大きいことが明らかになった。これは、特に本研究科の問題ではなく、研究一般について言えることで、問題は一部の優秀な大学院生が更に伸びるような競争的環境とインセンティブを導入することである。本研究科は開設から１年強しか経過しておらず、博士課程前期課程、博士課程後期課程ともに未だ学位授与の段階には至っていない。修士論文と博士論文の審査の段階で、学術論文としての水準とそれを達成した大学院生の比率もふくめて、改めて評価を行い、大学院生の研究支援のあり方について検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

修士論文と博士論文の審査の段階における研究の達成度の評価に基づき、研究指導、研究環境、研究の補助、発表機会の提供のありかたについて検討する必要がある。その際には、指導教員だけではなく、大学院生の意見も聴取することが望ましい。

８　管理運営

8-1　管理運営体制

【現状の説明】

心理学研究科の管理運営に関する規定は、『関西大学大学院学則』に定めるところによる。担当教員の資格に関するこの学則第33条により、本研究科における2009年度の担当専任教員は、文学部に所属する教員７名、社会学部に所属する教員９名、更に、専門職大学院である心理臨床学専攻に所属する教員９名、合計25名である。この他に特別契約教員として社会学部に所属する教員が１名いるが、心理学研究科では特別契約教員は研究科委員会メンバーとはしていない。したがって、特別契約教員を除く上記教員25名によって心理学研究科委員会が構成される。

心理学研究科では、2009年度より専門職大学院である心理臨床学専攻が設置された。これによって、本研究科は、大学院博士課程（前期･後期）（以下、本節9-1では博士課程とよぶ）と専門職学位課程（以下、本節9-1では専門職課程とよぶ）の両課程をもつ、学内で唯一の形態をもつ組織となった。そこで、専門職課程の設置に先だって2009年３月の研究科委員会において、心理学研究科委員会の運営について次の取り決めを定めた。

１．心理学研究科委員会構成員の種類

構成員(a)　：　文学部の心理学専修、社会学部の心理学専攻所属の専任教員のうち、心理学研究科博士課程の授業（演習、講義、実験、実習等）を担当する者。
認知･発達心理学専攻　6名
社会心理学専攻　9名

構成員(b)　：　専門職課程の専任教員
9名

構成員(c)　：　専門職課程の専任教員［＝構成員(b)］のうち博士課程後期課程（心理学専攻）の演習を担当する者。
3名

２．心理学研究科委員会の成立要件

会議体の複雑性に鑑み、構成員と委員会成立要件との関係を以下のように定めた。

(1) 通常の研究科委員会：

構成員(a) ＋ 心理臨床学専攻長

(2) 通常の研究科委員会の議題に博士課程後期課程（心理学専攻）に関する議題が含まれる場合：

構成員(a) ＋ 構成員(c)

(3) 学位審査に関わる研究科委員会のうち、投票を要する学位審査会の場合：

構成員(a) ＋ 構成員(b)

心理学研究科の意思決定機関である、心理学研究科委員会は、研究科長を議長とする。委員会の運営は関西大学大学院の運営規則に、厳正に則って行われている。会議の議事録が作成され、研究科長がそれに署名することになっている。会議の定足数は上記の成立要件となる構成員の過半数である。在外研究等での長期不在者は定足数から除いている。議決は出席者の過半数をもってなされる。ただし、学位審査に関わる議決については成立要件となる定足数を2／3とし、議決は出席者の2／3以上をもってなされる。研究科委員会は、原則として月１回のほか必要に応じて随時開催している。2008年度には研究科委員会を12回開催した。

学位授与は、完成年度を迎えていないため心理学研究科が授与した事例は未だないが、文学研究科及び社会学研究科との取り決めにより、心理学研究科の母体となった文学研究科心理学専修及び社会学研究科社会心理学専攻の課程博士学位授与に対して、実質的な学位審査を心理学研究科において行いその結果を文学研究科及び社会学研究科に報告している。学位授与では、主査1名と副査2名からなる審査委員会を構成し、その報告に基づいて心理学研究科委員会において投票用紙による票決を行うこととしている。これは文学研究科及び社会学研究科に報告する学位審査においても同様である。

心理学研究科では、『関西大学大学院学則』に定めるところによる研究科長（１名）、副研究科長（１名）、及び心理臨床学専攻長（１名）とともに、研究科長の指名による教務委員（１名）、入試委員（１名）を定め、これらをもって執行部を構成している。執行部会は、原則として研究科委員会に先立ち月１回のほか必要に応じて随時開催している。

この他に、学位認定、紀要等の個別問題毎に研究科長から諮問を受けたワーキング･グループを構成して管理運営を補佐している。

また、自己点検・評価委員会が運営されている。（「10　自己点検・評価」参照）

【長所】

心理学研究科は2008年度に設立されたばかりであり、設立後に学位認定、紀要等についての内規を定める等管理運営体制の整備に努めているが、研究科長の元に諮問を受けたワーキング・グループがうまく機能する等整備が着々と進行している。

【問題点】

心理学研究科は2008年４月に発足したばかりであるがこれまでのところ管理運営体制に教育・研究にかかわる問題点は見いだされない。ただし、役職者の待遇について他研究科と同等に取り扱われることが望まれる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本研究科は、2008年度に設置されたばかりでもあり、これまでのところ教育・研究にかかわる点では特に必要とされる方策はない。

8-2　学長、学部長等の権限と選任手続

【現状の説明】

心理学研究科は2008年度に設立され、初代（2008年４月～2010年３月）研究科長は、その設置準備委員会において選出された。次期の研究科長は研究科委員会において選出されることになる。研究科長についての選挙規程はまだ制定されていないが、次期研究科長選出の手続きが開始されるまでには選挙規程が制定される予定である。

【点検・評価】

本研究科は、2008年度に設置されたばかりでもあり、この点について点検・評価を受けられるまでには至っていないと判断される。

今後の到達目標

博士課程後期課程の完成年度である2010年度末までには、心理学研究科の管理運営体制は、必要となる内規の制定をはじめ十全な整備が完了しなければならない。

９　大学院の事務組織

【現状の説明】

平成18年の教務センター設置に伴い、大学院の事務組織は大学院事務室から教務センターに事務組織が変更された。それに伴い、大学院に関する業務全般を１カ所で行う組織から、試験・時間割・学籍・学位論文、授業支援、実験実習費、研究科委員会等の個別の業務をそれぞれの担当部署が行うこととなった。

心理学研究科については、他の研究科とは異なる点として、教員の所属する学部と研究科が異なるために、研究科委員会は専門職大学院事務グループが担当している。

【長所】

教務センターの設置に伴い、各部署の業務に対する専門性が高まったことが長所としてある。例えば、大学院入試グループができたことにより、大学院入試の実施や広報等を一部署で行うことにより、業務に関するノウハウを蓄積することができたことや、授業支援チームによる情報機器やAV機器に関するサービス提供の向上等が挙げられる。

【問題点】

問題点としては、教員や大学院生にとって業務の担当部署を理解するまでに時間がかかること、業務により担当部署との物理的距離が遠くなったものがあるほか、ワンストップサービスができなくなる傾向がある。

また、組織としてまだ完成途上にあるため、担当部署間の連携がまだ充分に取れていないこと、担当部署の変更がしばしばあること等が挙げられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

将来の改善・改革に向けた方策として、研究科のニーズを担当部署に的確に伝え、連携・協力を密接に図っていくことが重要となる。

また、組織の専門性を一層高めて信頼性を得るようにするとともに、利用者に対して不便や不都合を感じさせないような方策を講じていくことを検討する必要がある。

今後の到達目標

業務の担当部署が利用者にとって分かりやすいようにする。

10　自己点検・評価

10-1　自己点検・評価

【現状の説明】

心理学研究科においては、2008年４月に全学の自己点検･評価委員会に委員を選出し、2009年４月に心理学研究科自己点検・評価委員会規程を定めて心理学研究科自己点検・評価委員会を設置した。自己点検・評価委員会では、本研究科の教育・研究に関する活動状況並びに制度、組織、施設・設備の現状及びその運営状況について、自己点検・評価を行い、本研究科の将来ビジョンを検討し、心理学研究科長に報告することとしている。

心理学研究科自己点検・評価委員会は、副研究科長を委員長として、研究科委員会において選出された専任教育職員（３名、そのうち１名を副委員長とする）と専門職大学院事務グループ所属事務職員（１名）から構成されている。

心理学研究科自己点検・評価委員会は、委員長が招集し、その議長となる。委員会は、委員の２分の１以上の出席をもって成立する。議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

【長所】

自己点検・評価の結果は、研究科長に報告され、将来の発展に向けた改善・改革のための検討資料となる予定である。

【問題点】

心理学研究科では、全学において実施される授業評価アンケートの他には大学院生の要望や評価を把握するための手続きが定まっていない。また、自己点検・評価の結果を将来の改善・改革に結びつけるためのシステムが整備されていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院生の要望や評価を把握するための活動を活発化させる必要がある。また、自己点検・評価の結果を将来の改善・改革に結びつけるためのシステムの整備も望まれる。

10-2　自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

心理学研究科は2008年度に設立されたばかりであり、今回初めて自己点検・評価を実施している。そのため自己点検・評価に対する学外者からの検証は未だ受けていない。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

自己点検・評価をより効果的に実施するために、その結果について大学基準協会による評価とは別に、学外の専門家による第三者評価を定期的に受ける必要がある。

検索

10-3　大学に対する社会的評価等

【現状の説明】

心理学研究科は2008年度に設立されたばかりであり、社会的評価を検討するまでには至っていない。そのためこの点についての点検・評価は控える。

今後の到達目標

自己点検・評価の結果を将来の改善・改革に結びつけるためのシステムを整備する。学外の専門家による第三者評価を定期的に受ける。

検索

法　務　研　究　科

検索

第Ⅱ編　法務研究科　目次

1　理念・目的並びに教育目標 …… 1115

2　教育の内容・方法等 …… 1119

3　教員組織 …… 1132

4　学生の受け入れ …… 1138

5　学生生活への支援 …… 1143

6　施設・設備、図書館 …… 1145

7　事務組織 …… 1149

8　管理運営 …… 1150

9　点検・評価等 …… 1153

10　情報公開・説明責任 …… 1155

1　理念・目的並びに教育目標

【現状の説明】

法科大学院は、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールであり、司法が21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立することを目的とし、司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関である。そこでは、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質、更には、社会や人間関係に対する洞察力、職業倫理、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力を備えた法曹を養成することが目標となる。関西大学大学院法務研究科（法科大学院）も「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下、連携法という）」第１条が定めるこのような目標・目的を達成するために設置された専門職大学院である。

関西大学は、明治19年（1886年）創立の関西法律学校をその前身とし、大学昇格当時の学長である山岡順太郎により提唱された「学の実化」は本学の一貫した教育理念である。学理と実際との調和、国際的精神の涵養等をその柱とする理念は戦前から本学の法学教育において実践されてきた。理論教育と実務の架橋をめざす法科大学院における教育は、まさに本学におけるこの教育理念に従ったものであるといえる。

1-1　理念・目的並びに教育目標の明確な設定

理念

固有の教育理念として、法務研究科は以下の３つを設定している。すなわち、「学の実化」は、法学においては、法学の社会的実践を意味する。その第一として、戦後、関西大学は、「正義を権力より護れ」を法学教育の理念とし、人権教育に力点を置いてきた。人権の実現は、全体的な社会システムの問題であることはいうまでもない。したがって、関西大学法科大学院における教育理念は、第一に社会正義を実現することをめざす法曹の養成にあるが、それのみにとどまらず、第二に、現代社会における原動力となる経済・先端技術の開発・社会的還元の法的枠組みを研究・教育することによって、単に紛争の事後処理だけでなく、紛争予防のための法的枠組みを立案し、経済・技術戦略を法的にバックアップする実務能力を備えた法曹を育成することも、「学の実化」の内容である。第三に、社会問題及び経済取引のグローバル化、ボーダーレス化により、経済格差、戦争、圧政によって生み出される貧困等で苦しむ人々の救済や紛争予防の法的枠組みの必要性も国際化しつつあるから、こうした傾向にも対応できる国際的精神・視野の涵養により国際的法曹を養成することも「学の実化」の具体的内容となる。

以上の教育理念に照らし、法務研究科は次の３つの特性を兼ね備えた法曹を養成したいと考えている。

① **プロフェッショナル・ロイヤー**

理論応用力と実務的処理能力の双方を備えたバランスのとれた専門家としての法律家を養成すること。

② **ヒューマニタリアン・ロイヤー**

豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門知識に裏打ちされた、人権感覚に優れ、民主主義と個人尊重の理念の実現をめざす法律家を養成すること。

③ **クリエイティブ・ロイヤー**

複雑化・多様化する現代社会で日々生起する新たな問題に対処する法創造・法適用のできる法律家を養成すること。

目的

法務研究科は、達成目標において既述したように、実務法曹養成に特化した教育を行う専門職大学院として、司法が21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立することにつき他の法科大学院と同様その一翼を担うことを目的として設立された。具体的には、プロセスとしての実務法曹養成システムにおいて、司法試験、司法修習と連携し、理論的かつ実践的な教育を体系的に実施する基幹的な高度専門教育機関として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門知識、柔軟な思考力、説得・交

検索

渉の能力等の基本的資質、更には、社会や人間関係に対する洞察力、職業倫理、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力を備えた法曹を養成することを目的としている。

教育目標

更に、法務研究科では教育目標を次のように設定している。すなわち、実務法曹の養成のための中核的教育機関である法科大学院では、その教育は司法試験及び司法修習との有機的連携を図らなければならず、法科大学院の課程を修了した者に新司法試験の受験資格が認められる（連携法１条参照）。したがって、少人数による密度の高い授業により、理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力・弁論能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養することがその教育目標となる（同法第２条１号参照）。

これを敷衍して言うなら、第一に、法務研究科の課程を修了し、将来、新司法試験を受験し、裁判官、検察官または弁護士となろうとする者に対し、まず必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を修得させ、更に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を修得させることがその目標となる。その際、社会人及び非法学部出身者に門戸を開放し、かつ、現行司法試験における知識偏重型の弊害を是正することを目的として設置された法科大学院では、法律知識の修得に偏重せず、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力を重視した教育を実施することが重要である。第二に、いわゆる実務関連科目につき導入教育を行うことによって、裁判官、検察官または弁護士としての実務に必要な能力を修得させることを目的とする司法研修との有機的連携を確保・徹底することがその教育目標となる。第三に、公法系科目、民事系科目及び刑事系科目のみならず、先端･展開科目の幅広い履修によりこれら分野に関する理論及び実務上の基本的学識を修得させ、将来これら分野に特化した専門法曹となり得る能力を養うとともに、基礎法・学際分野科目の履修により人間性に根ざした哲学的思考と法隣接分野に関する豊かな知見を養うことをその教育目標とする。

以上３つの教育理念は、法科大学院の教員配置、カリキュラム、アドミッション・ポリシー等に次のように具体化されている。①実務経験豊かな教員を十分に配置し、単なる実務的法技術を修得させるにとどまらない、法曹としての精神を修得させるカリキュラムを策定する。実務関連科目を充実させるのみならず、法律基幹科目にも、優れた学識を有し、経験豊かな実務家を配置する。②先端・展開科目群において消費者、家族、少年、労働者、市民的公共圏の諸問題にかかわるカリキュラム及び教員を配置する。③既に別の専門を学び、実践した専門家を法曹として養成し、複数の専門分野に精通する現代社会にふさわしいマルチ・スペシャリストたる法曹を養成する。そのため、学生の関心の強い学際分野の講義を行い、専門家たる社会人を受け入れるというアドミッション・ポリシーを掲げる。④外国人の教員(非常勤)を配置し、また、渉外法務を専門とする実務家教員（平成21年３月まで専任。現在非常勤）及び研究者教員を配置し、外国法を修得させ、現代民商法、特に国際ビジネスに対応しうる法曹を養成する。そのため、語学能力に長けた学生を受け入れるというアドミッション・ポリシーを掲げ、国際取引法、中国ビジネス法、比較法等の科目を置いている。

また、上記教育目標に従い設けられたカリキュラムに基づき、１年次生には、社会人も含めて原則として２クラス編成をできるだけ多くの科目につき行い、実務を意識した基礎的な理論教育を行い、専門的な法律基礎知識及び法的な推論に関する基本的能力を修得させている。２年次生及び３年次生には、まず六法系科目につき演習方式の講義により専門学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を修得させている。その際、実践的法律知識と実践的な理解力、思考力、判断力を養い、実務教育の架橋となりうる教育効果を図るべく、実務家教員が単独に、または研究者教員とペアとなって講義を行うとともに、研究者教員と実務家教員の共同作業により作成された教材を使用し、双方の意見を集約した講義運営を行っている。更に、民事裁判の基礎、刑事実務の基礎、刑事模擬裁判、民事紛争実務論、民事実務特殊講義、刑事実務特殊講義等の実務関連科目において実務家教員により実務教育の導入部分につき講義を行い、司法修習との有機的連携を確保・徹底している。いわゆる先端･展開科目においては知的財産法、経済法、労働法、中国ビジネス法の分野につ

き将来専門実務家として発展できる素地を育成すべく、これら各分野につき３以上の講義または演習科目群から成るエキスパート・ユニットを設け、講義と演習のセット履修を誘導することにより、先端法分野の学識を深化させる工夫を施している。そのほか、現代ビジネス法、国際取引法、国際法、市民生活法等多様な分野につき数多くの共通科目を配置し、さまざまな先端分野において将来これらに特化した専門法曹となり得る基本的能力を養わせている。最後に、基礎法学・学際分野では法哲学・法理論、法と社会１～５（テーマ:法と倫理、法と環境、法と家族、法とメディア等）の科目を配当し、哲学的思考と法隣接分野に関する豊かな知見を修得させている。

1-2　理念・目的並びに教育目標の法科大学院制度の目的への適合性

本学法務研究科が掲げる「学の実化」の具体的内容となる３つの教育理念及びこれに従い養成される３つの特性を備えた法曹像は、連携法２条１号が定める法曹養成における法科大学院の基本理念に従うものであること、また、本学法務研究科の設置の目的は法科大学院制度の設置目的（連携法１条参照）を忠実に実現するものであること、更に、本学法務研究科が掲げる３つの教育目標は、法科大学院における実務法曹養成に特化した教育の目的・特性に従ったものであることから、**1-2　理念・目的並びに教育目標の法科大学院制度の目的への適合性**に係る要請に応ずるものである。

1-3　理念・目的並びに教育目標の学内周知に関しては、上記３つの教育理念及び教育目標は、学生に対してはカリキュラム、アドミッション・ポリシー、在学生対象の講演会、懇談会等の各種行事、新入生用入学オリエンテーション行事等を通じて周知徹底を図っている。その結果、本学の教育目標は多くの学生に対し概ね周知できていると思われる。教員に対しては、配当年次別または分野・科目群別の担当教員による教材の作成・改訂・テスト問題作成等を通じ、また教授会における教員懇談会、FD 活動等を通じ理念と教育目標の周知徹底を図っている。全教員は、各科目につき教材の作成、改訂、レポート添削、講義の準備・改善、厳格・公正な成績評価等に膨大な精力を費やし、新しい実務法曹の養成機関の中核としての重責を認識した教育を実施しており、学生の授業評価に十分耐え得る教育サービスを提供できていると自負している。

1-4　理念・目的並びに教育目標の社会一般への公開については、本学法務研究科独自の教育理念・目的及び教育目標については、関西大学法科大学院に関するパンフレット、関西大学のホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/ls/）等を通じ、学内外に公開・発信を行っている。また、入試要項、学内外の進学説明会等において出願を希望する者に対しこの教育目標をアドミッション・ポリシーとして明示し、本学が養成しようとする具体的な実務法曹像を明らかにしている。その結果、本学の受験生は、明確な志と旺盛な学習意欲をもっている。また、入学者は新たな法曹養成システムとしての法科大学院に対する期待が大きく、社会人、非法学部出身者に門戸が開放され、多様な生活または社会経験を経た様々な年齢の者が本学の理念に従い新しい実務法曹になるべく勉学に集中している。

1-5　教育目標の検証については、本学法務研究科の授業においては、法律知識の修得に偏重せず、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力を重視した教育を行っているが、教育目標の達成状況は、具体的には以下のような状況にある。六法系演習科目における教育目標が一面的または暗記型の法律知識の修得にあるのでなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力を修得することにあることを、教員が折に触れて説明していることから、多くの学生はこの点をよく理解し、懸命に能動的勉学に取組んでいる。また、実務関連科目については、実務教育の導入部分を教育するということが法科大学院教育の趣旨であることを理解させ、実務法曹の養成のための新しい実務教育に対する強い関心と期待に基づき意欲的な勉学を行っている。更に、先端・展開科目については、経験豊富な教員の授業内容に触発されて、実務法曹として将来専門分野が持てるよう学生各自は幅広い科目履修を行っている。特に、本学の特色の一つとして設けた中国ビジネス法の諸科目については多くの学生が関心を示し、意欲的に勉学に取り組んでいる。基礎法学・学際分野についても今まで経験したことのない知的好奇心に基づき勉強する者も多い。

検索

【長所と問題点】

1-3　理念・目的並びに教育目標の学内周知については、いくつかの問題点も浮かび上がっている。まず、①法曹への入口として待ち受けている新司法試験が当初の法科大学院構想において前提とされていた70%～80%の合格率とは異なり、50%を大きく下回ることが定着すると予想される状況となったため、学生においては、理念よりもまず合格、という風潮が見受けられるようになり、法科大学院の理念を担うモチベーションを維持させることは、次第に難しくなってきている。また、入学者の半数以上は法曹になることができないという状況が将来的に固定化するのであれば、入学定員の見直し、あるいは、法曹以外の進路を想定したカリキュラムを策定する等の対応策の検討が必要になる。次に、②未修者のみならず、既修者についても入学者が若年化し、かつ法学部出身者が大半を占めるようになるに伴い、法科大学院の理念・目的・教育方法等につき十分理解せず、曖昧な進路動機に基づき入学する者が出現している。これらの者に対しては、あらゆる機会を通じて本学法務研究科の理念・目的・教育法の周知徹底を図る必要がある。更に、③先端・展開科目については各自の知的関心にしたがい、かつ、将来自身が専門法曹となるべくこれら分野につき基本的な知見を修得させることを目標として開講しているにも関わらず、現実には学生の側が法科大学院の修了要件に拘泥し、いわゆる保険をかける目的から過度の履修登録を行うという行動が目立った。この点は、既に初年度から履修説明会等で先端・展開科目の設置目的を説明し、このような履修行動を慎むように徹底したため、改善されつつある。また、④担当科目・分野と理念・教育目標との関係、教員の担当科目数に関わる問題ではあるが、六法系教員と先端・展開科目の教員との間に理念・教育目標につき若干認識の差が見られる。前者の教員についてはその理念・教育目標を真摯に理解し、当該科目の教育を行う結果、研究教育活動の中で教育が占める割合が格段に増加し、負担増の感覚を共有している。他方、後者の教員は専任ではあるがカリキュラム上担当科目数があまり多くなく、多くの者が法学部または法学研究科との兼担教員となり、かつ、教育目標としても六法系科目のような実務教育への架橋を目的とした十分な理論教育が求められていないため、法科大学院教育の目標設定の認識につき若干のずれが見られる。また、教育目標の設定が六法系科目と異なるため、これら科目を受講する学生側における勉学の取り組みに対する甘さも散見される。ただ、平成19年度のカリキュラムの改革によって先端・展開科目の各分野につき各科目の単位数を増やし、学生が当該科目に対してより深い知見を獲得し、同時に、これら教員が法科大学院教育により重点を置いた教育活動を行うことが可能となり、改善の方向にある。最後に、⑤実務家教員については、初年度大学における教育経験の浅い、またはない者については教育目標を達成する上で不可欠な教育指導及びクラス運営の点で若干混乱が見られたが、FD 活動すなわち学生の授業評価、研究者教員等による授業参観とその結果に関する意見交換、教授会での教員懇談会等によって解消されつつある。もちろん、新たに赴任する実務家教員に対しては今後も同様の施策を実施していく必要がある。また、理論教育に重点を置いた科目（例えば、2 年次の法律基幹科目の一部）の担当を実務家教員に委嘱するに当たっては、当該科目の性質、具体的な教育目標、教育内容等を踏まえ、かつ、実務教育との架橋の具体的内容を斟酌しながら、慎重に判断していく必要がある。

【将来への取組み・まとめ】

1-1　理念・目的並びに教育目標の明確な設定については、他律的要因に左右され現時点では断定できないが、新司法試験の合格者数によっては、本学法務研究科においても一定の改革を行わざるを得ないことを指摘しておきたい。まず、第一に、法科大学院の入学定員の見直しが全国レベルで進行しており、本学法務研究科においても入学定員の縮減を検討しなければならない。また、入試制度の改革としては、優秀な学生の早期確保を可能とする方策を要する。第二に、法務博士号の授与を受けた者の法曹以外の進路については、パラリーガル資格、公務員資格等、国の新たな施策に関する今後の展開を見ながら、対応するカリキュラムの改革を慎重に検討しなければならない。これと関連して第三に、パラリーガル、公務員、民間会社の法務部等に関する就職情報の提供等の面で本学のキャリアセンターとの連携を図る必要が出てこよう。第四に、実務法曹の養成のみならず、司法修習中または後の法曹としての就職活動に対しても一定の支援を検討

する必要がある。以上の現状を踏まえて、平成21年４月より、本学法務研究科内に実務家教員を中心とする法科大学院就職支援委員会を設置して、関大法曹会及びキャリアセンターとの連携を行っている。

また、先端・展開科目の履修に係る問題点に関しては、平成19年から、エキスパート・ユニットと称して、１系統についてのみ講義・演習を履修誘導する形に改める改革を実施した。これにより、学生の側でもある程度の余裕ができ、各自の本来の社会的関心や学問的興味に従って先端的法分野の科目を選択・履修するようになった。

２　教育の内容・方法等

２－（１）本学のカリキュラム

（ア）カリキュラムの基本的な仕組み

【現状の説明】

2-1　法令が定める科目の開設状況とその内容の適合性については、８つの科目群（法律基本科目 A・同 B、法律基幹科目 A・同 B、法律選択科目、法曹基本科目、法律応用科目、基礎法学・学際分野科目）に分けて授業科目を配置しているが、その開設状況及び内容は次のようになっており、法令基準を充足している。

図Ⅱ-法務-1　関西大学法科大学院のカリキュラム体系

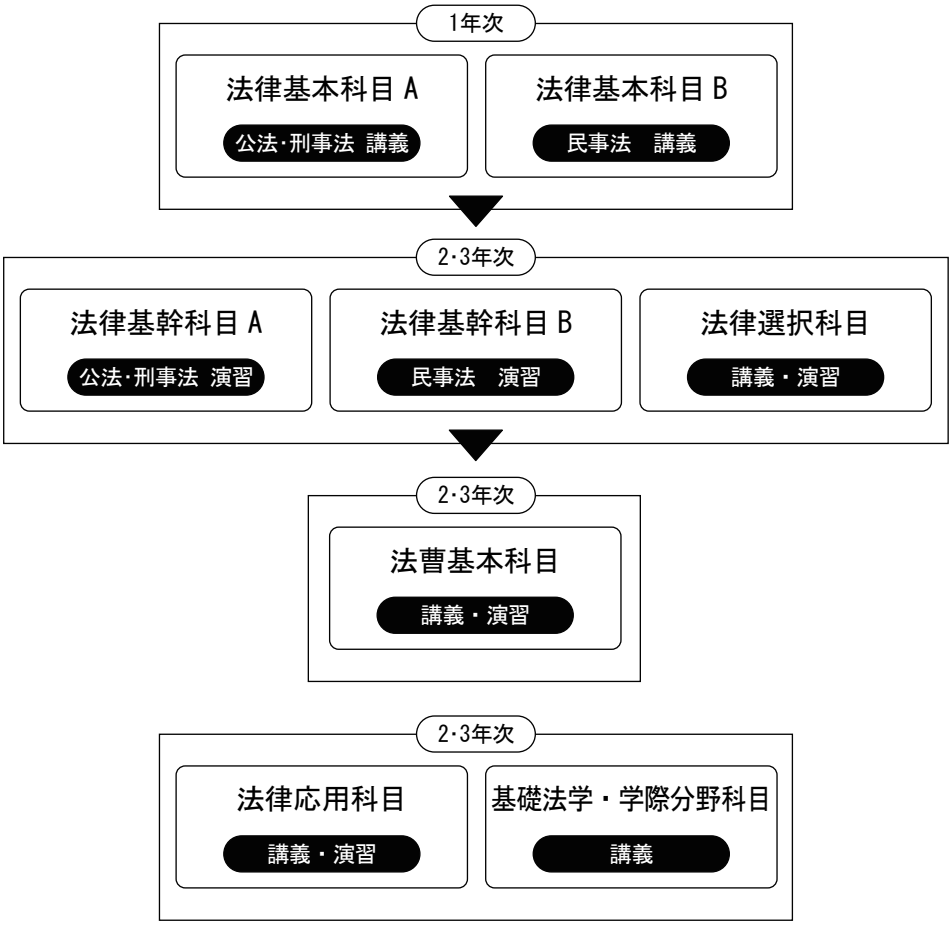

（本学法科大学院ホームページより）

検索

第一に、1年次に配当される法律基本科目 A・同 B については、基本的な3つの法分野である公法（1年次は憲法のみ）、民事法（民法、商法、民事訴訟法）及び刑事法（刑法、刑事訴訟法）につき基礎となる学識を修得させるべき科目を配当した。なお、平成19年度から、11月中旬から3月にかけて入学予定者事前指導を実施している。

第二に、法律基幹科目 A・同 B については、法曹養成教育の中の法理論教育において中心を占めるので、ケース・スタディを中心とした対話または討論形式の少人数演習・講義を基本とすることによって、各受講生の理解度を確認しながらきめ細かな教育指導を行い、法曹として要求される法的思考能力・分析能力の徹底した育成と向上をめざしている。科目数については、上記3つの法分野の中でも将来の法曹において特に必要性の高い民事法分野の科目数（2単位×3科目の民法演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、及び各2単位の民事訴訟法演習・会社法演習・商法演習）の充実に相当程度配慮した。更に、実務との架橋を図るべく、訴訟法科目のいくつかは実務家教員が担任するとともに、実体法と手続法の総合演習である民事法総合演習・刑事法総合演習では研究者教員と実務家教員の連携による教育を行っている。

第三に、法曹基本科目については、専門的職業人である法曹に対し要求される職業倫理、職業意識、職業上必要とされる実務的能力とスキル等の涵養を図るべく、相当数の実務家教員により多様な科目が提供できるように特に配慮した。また、リーガルクリニックでは、法律相談の意義、実習の心構え、カルテの作成要領について、エクスターンシップでは、弁護士業務の意義、守秘義務の重要性等について、演習形式で討議するとともに、リーガルクリニックについては大阪市内の裁判所近くに位置する大阪府立中之島図書館別館に設けられた「関西大学中之島センター」（ホームページ< http://www.kansai-u.ac.jp/Kouhou/nakanoshima.html >及び同センターのリーフレット参照）で引き受けている無料法律相談に同席し、エクスターンシップでは弁護士事務所に派遣することにより、実習の形態で教育を行い、実務法曹のためのいわば臨床実習を通じて、法科大学院で涵養される職業上の資質・能力・意識・スキルのトライアルの場ともなるようにした。リーガルクリニックは、学生が直接市民と向き合うことによって、修得した専門知識を社会奉仕により社会に還元し、市民のための法曹としての職業意識を涵養する場でもある。

第四に、法律応用科目、いわゆる先端・展開科目においては、計37科目に及ぶ多様な科目を開設し、そのうち知的財産法、経済法、労働法、中国ビジネス法についてはエキスパート・ユニットを設け、講義と演習のセット履修を誘導することにより、先端法分野の学識を深化させる工夫を施している。エキスパート・ユニット以外の共通科目のうち、特に現代ビジネス法及び国際法務・国際法に関わる分野では、現代的な民事紛争及び渉外紛争に対して、幅広い学識をもって問題を解決しうる能力を育成できるように、上記中国ビジネス法講義・演習のほか、金融法、国際契約実務論、国際人権・人道法、国際経済法、国際取引法、渉外法律実務演習等の科目を置いた。

表Ⅱ-法務-1　カリキュラム表

法令基準	類別		授業科目	
法律基本科目群	法律基本科目A	必修科目	憲法Ⅰ（統治の基本構造）	刑法Ⅱ（各論）
			憲法Ⅱ（基本的人権）	刑事訴訟法
			刑法Ⅰ（総論）	
	法律基本科目B	必修科目	民法Ⅰ（財産取引法総論）	民事訴訟法
			民法Ⅱ（財産取引法各論）	商法（会社法）
			民法Ⅲ（不法行為法）	
		自由科目	民法Ⅳ（家族1）	商法（取引法）
			民法Ⅴ（家族2）	
	法律基幹科目A	必修科目	公法総合演習Ⅰ（基本的人権）	刑事訴訟法演習
			公法総合演習Ⅱ（司法制度論）	行政法演習
			刑法演習Ⅰ	刑事法総合演習
			刑法演習Ⅱ	
	法律基幹科目B	必修科目	民法演習Ⅰ	会社法演習
			民法演習Ⅱ	商法演習
			民法演習Ⅲ	民事法総合演習
			民事訴訟法演習	

法令基準	類　別			授　業　科　目	
法律基本科目群	法律選択科目		選択科目	行政法概論	民事訴訟法発展講義
				行政救済法	会社法発展講義
				憲法判例演習	公法・刑事法 LW&D 演習
				民法判例演習	民事法 LW&D 演習
法律実務基礎科目群	法曹基本科目		必修科目	法曹倫理	
				民事裁判の基礎	刑事実務の基礎
			選択科目	リーガルクリニック	刑事模擬裁判
				エクスターンシップ	民事紛争実務論
				民事実務特殊講義	刑事実務特殊講義
展開・先端科目群	法律応用科目	エキスパート・ユニット	選択科目	知的財産法1	労働法2
				知的財産法2	労働法3
				知的財産法演習	労働法演習
				経済法1	中国ビジネス法講義1
				経済法2	中国ビジネス法講義2
				経済法演習	中国ビジネス法講義3
				労働法1	中国ビジネス法演習
		共通科目	選択科目	金融法	行政手続・情報公開法
				倒産法1	租税法1
				倒産法2	租税法2
				国際契約実務論	環境法
				民事執行・民事保全法	現代法特殊講義１（不法行為実務講義）
				国際人権・人道法	現代法特殊講義２（少年法）
				国際公法	現代法特殊講義３（経済刑法）
				国際私法	現代法特殊講義４（消費者取引法）
				国際経済法	現代法特殊講義５（家事事件手続法）
				国際取引法	現代法特殊講義６（知的財産実務）
				国際法演習	現代法特殊講義７（倒産処理手続）
				渉外法律実務演習	
基礎法学・隣接科目群	基礎法学・学際分野科目	基礎法学分野	選択科目	法哲学・法理論	比較法
				法哲学・法理論演習	
		学際分野	選択科目	法と社会１（法と家族）	法と社会４（法と環境）
				法と社会２（法とメディア）	法と社会５（法と東西文化）
				法と社会３（法と倫理）	

2-2　法科大学院固有の教育目標を達成するための適切な授業科目の開設については、まず、職業的倫理観と豊かな人間性・市民感覚を涵養することを目的とした法曹倫理（講義科目・必修科目）、リーガルクリニック（実習科目・選択必修科目）等の法曹基本科目を設置した。また、外国法に関する知見を修得させ、また国際的視野の養成と法学に関する語学力の向上に重点を置くべく、基礎法学・学際分野科目にアメリカ人実務家による実務重視した講義科目（比較法）を配置し、また、国際法務に関する科目として中国ビジネス法を専門とする弁護士教員による中国ビジネス法講義・同演習といった科目も設けている。特に中国ビジネス法関係の４科目については、エキスパート・ユニットの一つとして集約している。更に、新たな法的問題または法と隣接する諸分野に対する幅広い視野に立った洞察力を育成すべく、法とメディア、法と家族、法と東西文化等の学際分野をテーマに取り上げる「法と社会１～５」の講義科目を設けている。

2-3　学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮に関しては、現代社会の諸問題について、法的な視点に立った基本的理解とその解決能力を育成し、また六法分野以外の諸法分野について、知識の修得による多元的・複眼的な法的思考能力の涵養を目的とするとともに、法曹としての国際感覚を養成し、更に幅広い視野に立った社会・人間関係に対する洞察力の育成を目的とする法律応用科目及びこれを補充する基礎法学・学際分野科目を設け、一部科目については講義科目と演習科目とに分けることとした。配当は２・３年次とし、２年次から一部の科目を順次履修できるようにするとともに、六法系の理論教育の配当が少なくなる３年次に重点的に履修させ、六法科目の履修とのバランスを図っている。また、先端的法分野の体系的・専門的知見を系統的な学習によって修得させるため、平成18年までのカリキュラムでは、法律応用科目に３つの分野を設け、複数分野の履修を義務づけ、本学の特色としていたが、学生の負担が過重になっ

検索

ている点を考慮して、平成19年度からは、上述のように一定の先端科目についてエキスパート・ユニットとしてくくり、講義と演習のセット履修を誘導することによって、体系的・専門的知見の修得を促す仕組みを取り入れた。一方、その他の先端的法分野科目は共通科目として、自由な履修を認めることとしている。

2-4　カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置については、法曹養成に特化した教育にあっては法理論教育がその中心を占め、その中でも公法、民事法及び刑事法が重要かつ基本的な3つの法分野に位置することから、法学未修者1年次生に対しては、これら3つの法分野につき、体系的な学識の修得及び基本的な事例研究による基本的知識の確認を目的とする法律基本科目A・同B（自由科目3科目を含む）を設けている（ただし、公法分野は憲法Ⅰ・同Ⅱのみ）。また、2年次生またはいわゆる法学既修者に対しては、これら上記3つの法分野に関わる科目（ただし、公法分野に行政法を加える一方、民法は財産法分野に特化）につき、その知識・理解を段階的に深化させるとともに、特に対話方式の少人数演習科目を通じて、法曹として要求される法的思考能力・分析能力の育成と向上を目的とする法律基幹科目A・同Bを設けている。同時に法律基幹科目A・同Bの中の3年次配当科目である公法総合演習Ⅱ（司法制度論）・刑事法総合演習・民事法総合演習の各授業においては、実務との架橋を強く意識して、実務家教員が参加・担当し、理論教育のみならず、実務を意識した実体法・手続法の教育及び実体法と手続法の統合教育をも行っている。なお、平成18年度までのカリキュラムでは、法律応用科目については系統的履修を徹底すべく、演習科目についてはこれに対応する講義科目の履修を先修条件としていたが、平成19年からの新カリキュラムでは、より自由に法律応用科目を履修させる機会を確保すべく先修条件を外す一方、エキスパート・ユニットの各科目については系統的学習を勧奨するべく指導している。

2-5　法理論教育と法実務教育の架橋を図るための工夫については、法理論教育にあっても、司法試験及び司法修習と有機的な連携を図る必要がある。これを実現するため、授業内容については、抽象的な理論教育にとどまらず、常に事例に即した体系的な学識の修得に配慮することとし、かつ、実務家教員が実務関連科目のみならず、六法科目（2年次配当の民法演習Ⅰ・同Ⅱ・同Ⅲ、刑事訴訟法演習、3年次配当の公法総合演習Ⅱ、刑事法・民事法の各総合演習等）の授業をも一部担当することによって、法曹養成のための実践科目としての充実と、実務的教育への架橋の実現に特に留意している。また、法理論教育と法実務教育の架橋を図るのが法曹基本科目である。そこで、実務教育の導入部分として、民事の要件事実論を扱う民事実務特殊講義を2年次後期に配当し、理論教育科目である法律基幹科目と並行履修させ、早い段階で教育の実をあげられるよう配慮した（刑事実務特殊講義は3年次前期に配当）。また、3年次前期には民・刑事の事実認定論に関する民事裁判の基礎、刑事実務の基礎を配当している（この2科目は法曹基本科目の必修科目）。更に修得した知識を踏まえ、臨床法学として法律相談を実習していくリーガルクリニックを2年次後期または3年次前期に配当し、法廷教室で行うロール・プレイング方式による刑事模擬裁判（3年次前期配当）、ADR及び民事弁護を講義する民事紛争実務論（3年次前期配当）等を通じ、法的思考能力・現実的問題意識の一層の向上、法曹としての文書・論文作成能力の向上、説得・交渉術の修得を目的とした。

【長所と問題点】

法務研究科は、平成20（2008）年度に大学基準協会による認証評価を受けた結果、同協会が定める法科大学院基準の一部に適合しないという判定を受けた。指摘を受けた事項は、2-3　学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮及び2-4　カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置　2-11　課程修了の要件の適切性と履修上の負担への配慮　2-23　各法律基本科目における学生数の適切な設定である。既に、法務研究科はこの判断の過程には事実誤認等重大な瑕疵があるとして、定められた異議申立手続を行ったが、その主張は容れられなかった。主張の詳細は、法科大学院のホームページ上で公開されているとおりである（http://www.kansai-u.ac.jp/ls/society/index.html）。法務研究科としては、不適合との評価を受けた事実を厳粛に受け止めている。これらの指摘を受けた事項に対する対応につい

ては、該当の項目で説明する。

【将来への取組み・まとめ】

認証評価の結果を受けて法務研究科内にカリキュラム検討委員会を設置し、**2-3　学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮**及び**2-4　カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置**につき基準協会から指摘を受けた１年次開講科目のあり方と行政法関連科目の開講のあり方について検討を行っている。

（イ）法律実務基礎科目／法情報調査・法文書作成／実習科目

【現状の説明】

2-6　法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務、刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設については、平成18年までは、法曹基本科目 A として要件事実論演習、紛争解決論、事実認定論、法曹基本科目 B に法曹倫理の各２単位科目を必修科目として配置していたが、平成19年の入学生より、法曹基本科目において、①法曹倫理、②民事裁判の基礎、③刑事実務の基礎の各２単位３科目を必修科目として配置している。①は実務家教員と研究者教員が、②、③は複数の実務家教員がチームを組んで担当する。

①法曹倫理は、法曹の仕事全般にわたって必要とされる責任感や倫理観を養うことを目的とする。具体的課題と事例の検討を通じて、法曹全体についての使命、行動規範、資質等についてふれ、プロフェッションとしての自覚と倫理観を体得するようにする。研究者教員と実務家教員（裁判官、検察官、弁護士）が分担して講義を行うほか、レポートを提出させ、あるいはディスカッションを行う方法で進める。

②民事裁判の基礎は、２年次配当の民事実務特殊講義（後述2-8参照）を踏まえ、民事訴訟における要件事実と事実認定についての基礎的な知識を習得させ、理論と実務の架橋のための基礎固めをすることを目標とする。授業の前半では、基本的な訴訟類型における要件事実について、具体的な事例に基づいて検討し、次に、事実整理（争点整理）の手法について課題レポートによる演習形式で学習させた後、事実認定について、講義と演習形式を併用して基本的な事項を学習させる。

③刑事実務の基礎は、事件の発生、捜査、公判と続く刑事裁判の手続の各段階において、検察官・弁護人・裁判官は具体的にどのような役割を果たすことが期待されているのか、その点についての基礎的な事項を、実際に行われている刑事裁判の実務の状況等を踏まえながら、できるだけ具体的に理解することを目的とする。

2-7　法情報調査及び法文書作成を扱う科目の開設については、法律情報の調査、収集の基本的な考え方や方法論を学び、法律鑑定文書や依頼者への報告書、補助職への指示書の作成技能や法廷における口頭での論述技術を実習して修得することを目的とする科目として、公法・刑事法 LW&D 演習及び民事法 LW&D 演習の各２単位を開設している。

公法・刑事法 LW&D 演習及び民事法 LW&D 演習においては、法曹として日常的に行う法律情報の調査、収集とその結果得られた法律情報の加工を行う技能を修得することを目的として、適切、迅速かつ合理的コストにより、法令、判例、法律論文、判例批評等の法律情報を調査、収集し、更に、調査収集した情報を加工して成果物を作るという訓練を行うことにより、法律情報の調査、収集の基本的な考え方や方法論を学び、法律鑑定文書や依頼者への報告書、補助職への指示書の作成技能や法廷における口頭での論述技術を実習して修得させている。授業では、２、３回に１度くらいの割合で、実際に各種の法律文書を作成する。

なお、入学後のオリエンテーション期間中に、コンピュータによる法情報検索の初歩を教え、民事裁判の基礎、刑事実務の基礎、刑事模擬裁判においては、尋問事項、事実整理、判決の起案を、またリーガルクリニックにおいてはカルテの作成、内容証明郵便、契約書、訴状、調停申立書等の起案を、更にエクスターンシップにおいてはカルテ、レポートを作成させている。

2-8　法曹としての実務的な技能、責任感を修得・涵養するための実習科目の開設については、①民事実務特殊講義、②刑事実務特殊講義、③刑事模擬裁判（以上、各１単位）、④民事紛争実務論（２単位）、⑤リーガルクリニック（１単位）、⑥エクスターンシップ（２単位）を選択科目として配置している。なお、⑤、⑥は実習科目である。

①民事実務特殊講義は、３年次配当の民事裁判の基礎のうち、要件事実に関する導入講義として位置づけられる科目であり、民事訴訟における訴訟物や要件事実の意義と機能について、売買契約や所有権に基づく明渡請求等の典型的な事例を通じて理解、習得させることを目標とする。

②刑事実務特殊講義は、平成21年の裁判員裁判の実施を念頭において、新しい刑事裁判の仕組みと実務のあり方についての基本的な理解の習得を目的として、裁判員制度の概要、裁判員選定手続や裁判員裁判の公判・評議をめぐる諸問題、公判前手続における検察官・弁護人・裁判官の取り組み等について講義する。

③刑事模擬裁判は、刑事裁判の手続の流れについて、具体的な理解を深め、実務への架橋とする趣旨で、実務家教員の指導の下に、学内の法廷教室等を利用して、刑事事件の模擬裁判を実施する科目である。授業では、記録教材やビデオ等を用いて、第一審の公判前整理手続や公判手続の流れについて説明した後、受講生自身が裁判官・検察官・弁護人等の法曹三者役及び被告人・証人等の関係者役を分担して、それぞれの手続を実演する。

④民事紛争実務論は、実際の紛争が多種の法や手段を総合的に駆使して解決に至ることから、総合的な事例検討によって、理論と実務の架橋を試みるものである。様々な種類と形態の民事紛争を解決に導くには、紛争処理の方法や手続を熟知し使いこなせることが必要であるから、授業では、民事訴訟手続を中心に事例解説をするが、ADR 等裁判外の紛争処理も取り上げる。

⑤リーガルクリニックは、机上の勉強が実践化していく過程の一端を教員との共同作業による法律相談を通じて経験させることを目的とする。弁護士資格を有する教員とともに法律相談に立ち会い、相談者の了解の下に受講生自身が発問を行って相談者から事実関係を聴き取り、法的助言を行う。教員は適切な助言がなされているかをチェックし、相談の最終段階においては、理論的実務的に可能な最高水準の法的助言をまとめて相談者に提供する。相談役、受講生は、教員の指導の下に相談内容をいわゆるカルテにまとめ、法的知識、思考力、一般常識の確認を行う。その他、内容証明郵便、契約書、訴状、調停申立書等の起案も行う。

⑥エクスターンシップは、法律事務所において実務研修を行い、その成果をまとめて報告させることにより、法的思考及び解決手法の修得を目的とする。実務研修にあっては、指導担当弁護士に同道、同席し、現実に生起している問題をいかなる思考と法的知識で解決に導くかを学ばせる。併せて、法曹の日常業務の中で実践されている法曹倫理の具体例を実体験させる。

2-9　臨床実務教育の内容の適切性とその指導における明確な責任体制については、リーガルクリニックにおいては、１クラス３名以内の学生に対し、１名の専任または非常勤講師が、法律相談及びその検討授業の指導にあたるという体制を組んでいる。担当教員は、実務を取り扱っている現役の弁護士で、素材は、現実に法律紛争や法律上の悩みを抱え、法律相談を希望して本学施設を訪れる市民の生の法律相談事案である。エクスターンシップにおいては、一法律事務所ごとに一名ずつの学生を派遣する体制をとっている。派遣先は、大阪弁護士会から推薦を受けた法律事務所であって、規模や担当弁護士の力量、人柄等について一定程度の保証がなされた法律事務所である。派遣先法律事務所においては、法律相談はもちろん、法廷活動や各種書面の起案等をつぶさに見て、体験して、指導を受けることができるようになっている。リーガルクリニックの成績評価は、専任または非常勤講師である担当教員自身が行う。エクスターンシップの成績評価は、本学担当専任教員が、派遣先法律事務所の弁護士から学生の評価にかかわるデータの提供を受けたうえ、独自に行う。いずれも、臨床実務教育にふさわしい内容を有しており、かつ指導において明確な責任体制がとられている。

2-10　リーガルクリニックやエクスターンシップの実施に関する守秘義務への対応と適切な指導につ

いては、リーガルクリニックとエクスターンシップの授業を実施する際には、学生が学外者のプライバシーその他守られるべき秘密に接することが当然に予想される。そこで、これらの受講に当たっては、まず、法曹倫理の授業を受けていることを条件とし、守秘義務遵守の重要性をあらかじめ十分に周知させる。更に、受講の直前に学生を一堂に集めて説明会を開催し、諸々の注意点とあわせ、改めて守秘義務の周知の徹底をはかる。その際に、守秘義務に違反する行為を行わない旨及び万一これに違反した場合には学則等による厳しい処分を受けても異議がない旨の誓約書に署名・押印させる。学則第51条には、「本研究科の学則又は事務取扱規程に違反し、その他学生の本分に反する行為をした者は、懲戒処分に付する。」と規定し、これを受けて、「リーガルクリニック及びエクスターンシップ受講上の遵守事項内規」を規定し、特に、守秘義務に違反する行為については、学則第51条に違反する行為である旨を明記している。あってはならないことであるが、万一、問題事案が発生したときには、退学処分も含めた厳しい処分をすることが予定されている。

【長所と問題点】

2-6　法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務、刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設、2-7　法情報調査及び法文書作成を扱う科目の開設、及び2-8　法曹としての実務的な技能、責任感を修得・涵養するための実習科目の開設については、３年間の経験を踏まえて、平成19年度からカリキュラムを改正しているが、いずれも法令基準を踏まえ、かつ司法修習との有機的連携を確保・徹底するという教育目標に沿って適切に授業科目を開設している。

【将来への取組み・まとめ】

2-6　法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務、刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設については、平成19年度からのカリキュラム改正によって従来の科目を大幅に改編し、民事裁判の基礎や刑事実務の基礎等の科目は、平成20年度から新たに開講された。そのため、その内容の適切性、妥当性については、平成20年度及び21年度実施の公開授業や授業評価アンケートの分析を通じて、追跡調査をする予定である。

２－（２）教育の方法

（ア）課程修了の要件／単位認定／在学期間

【現状の説明】

2-11　課程修了の要件の適切性と履修上の負担への配慮については、課程修了の要件として、標準修業年限を３年とし、修了所要単位を94単位以上としている。ただし、法学既修者については修業年限を１年短縮し、修了所要単位を64単位以上としている。いずれの場合も論文の提出を修了要件とはしていない。

2-12　履修科目登録の適切な上限設定については、過剰な履修を制限して十分な自学自習時間を確保できるように各年次の履修単位数に上限を設定し、１、２年次は36単位、３年次は44単位を履修科目として登録することができる単位数の上限としている。

2-13　他の大学院において修得した単位等の認定方法の適切性については、他の大学院において履修した単位は、本学法務研究科が教育上有益と認めるときは、30単位を上限として本学法務研究科において修得したものとみなすことができるものとしている。

これと関連して、2-14　入学前に大学院で修得した単位の認定方法については、本学法務研究科に入学する前に大学院（科目等履修生として修得した単位を含む）において履修した単位は、本学法務研究科に設置する科目に相当すると認められるときは、30単位を上限として本学法務研究科に入学した後の授業科目の

履修により修得したものとみなすことができるものとしている。ただし、学生が入学後に他の大学院（外国の大学院またはその通信教育を含む）で履修した授業科目について本学法務研究科において履修したものとみなす単位数とあわせて、総計30単位を超えて認定することはできない。

2-15　在学期間の短縮の適切性については、本学法務研究科では、入学者選抜に際して法学既修者コースの法律科目試験に合格した者についての在学期間の短縮を行っている（「専門職大学院設置基準」第25条、法科大学院学則11条。後述「４学生の受け入れ」参照）。「専門職大学院設置基準」第24条に基づく法科大学院入学前の修得単位のみなし認定による在学期間短縮制度も設けられている（法科大学院学則10条、12条参照）が、他の大学院における修得単位の認定、入学前の大学院修得単位の認定については、開設以来前例はない。

【長所と問題点】

2-11　課程修了の要件の適切性と履修上の負担への配慮については、大学基準協会による不適合認定の理由の１つとなっている。これは、１年次の履修単位数の上限36単位のうち６単位分を自由科目とし、かつそれについて事実上履修を勧奨する指導を行っていることは、右の基準に抵触するというものである。この点についての法務研究科の見解は要するに、自由科目の意味を正解していないというものであるが、異議申立てにおいてはこの主張は排斥された。しかしながら、平成21年４月17日に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会が公表した「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」では、「とりわけ、法学未修者１年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、各法科大学院が法律基本科目の単位数を６単位程度増加させ、これを１年次に配当することを可能にする必要がある。その場合、自学自習時間の確保等に配慮するため、履修登録単位数の上限を36単位とするこれまでの考え方を原則として維持しながら、法学未修者１年次については、これを最大42単位とすることを認める弾力的な取扱いが必要である。この取扱いが、法学未修者１年次における法律基本科目の充実を図る趣旨であることに鑑み、法学未修者の修了要件単位数についても、各法科大学院がこれを増加させることができるような弾力的な取り扱いを行う必要がある。」との提言が行われており、むしろ６単位分の自由科目の設定は、自由科目という名称が一定の誤解を招くものであったことは否めないが、法学未修者１年次における法律基本科目の充実を図る趣旨からこの提言を先取りしたものとして積極的に評価されるべきものである。

2-13　他の大学院において修得した単位等の認定方法の適切性及び2-14　入学前に大学院で修得した単位の認定方法については、30単位を上限とする旨の規定はあるが、どのような科目について、どの程度の成績を修めていれば認定してよいか等、具体的な実施細則がまだ準備されていない。他の大学院や法科大学院からの入学、転学等が生じる可能性があることを考えると、検討する必要がある。

【将来への取組み・まとめ】

2-11　課程修了の要件の適切性と履修上の負担への配慮との関係については、１年次の履修可能単位数の見直しを行う必要があるが、上述したとおり中教審では１年次の履修可能単位数をむしろ弾力的な扱いを認めるべきではないかとの提言も出ていることから、現在慎重に検討している。

（イ）履修指導・学習相談体制

【現状の説明】

2-16　法学未修者、既修者それぞれに応じた履修指導の体制の整備とその効果的な実施については、まず、入学予定者に対して従来はウェブ上の Q&A コーナー等により対応していたものを、平成19年度入学生から、授業形式の入学予定者事前指導を実施することとした。具体的には、11月中旬頃から数回に分けて、

法学未修者に対しては憲法、民法、刑法の３科目について、法学既修者に対しては各六法科目について１回から２回（各90分）の学習指導（法体系の説明や学習方法等）を行ったうえ、入学直前の３月頃に裁判所見学を行っているほか、入学式直後のオリエンテーション期間中には、弁護士事務所の見学も実施している(いずれも参加は任意であるが、入学者の半数程度が参加している)。また、科目履修については、入学時の履修ガイダンスにおいて、望ましい履修のあり方等について説明するほか、２年次以降に履修が可能となる法律応用科目については特定の科目のみに履修が集中しないように、事前にアンケート調査を行ったうえで、全体のバランスを勘案した履修が行われるように指導している。実務と理論との架橋を図る上で重要な法曹基本科目であるリーガルクリニックやエクスターンシップ等の科目についても、履修を推奨する方向で指導を行っている。

2-17　教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援については、各教員が授業１コマ分の時間(90分）を授業時間帯のいずれかにオフィス・アワーとして設定し、学生からの質問や学習相談に対応しているほか、成績不良者については、従来から副研究科長や教学主任が個別に該当者を呼び出して面談を行っている。

2-18　アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施については、従来、若手弁護士によるアカデミック・アドバイザーを設置して、主として授業期間中の毎週土曜日に、民・刑事法と公法について初級・中級・上級の各クラスに分けて学習指導時間を設けており、また、ティーチング・アシスタントについては１室を設けて数名が常駐し、専用のブースで学習相談を受け付ける体制を整えていた。しかし、授業科目によっては、受講生の力量に差があり、個々の授業時間内に求められた課題を適切に達成し、必要な知見を十分に身につけられない例も見受けられたことから、平成20年度から、アカデミック・アドバイザーの指導により運営される特別演習を新設し、法律基幹科目に属する演習科目を中心に、担任教員とアドバイザーの間で授業進度や受講生の理解度等について頻繁に情報交換を行いながら正規授業を補完する体制を整備することになった。

【長所と問題点】

2-16　法学未修者、既修者それぞれに応じた履修指導の体制の整備とその効果的な実施について、特に法学未修者に関しては、新たに実施している入学前事前指導が、入学前の早い時点で、法科大学院教育のあり方、学習の心構えや方法について知りうる、適切な情報提供の機会になっているようである。不参加者のためには、当日の配付資料をウェブサイトから入手できるようにしているが、当日の指導内容をビデオ収録していることから、これをウェブ上で視聴できるようにして、参加機会の公平を図ることを検討中である。

また、**2-17　教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援**については、平成20年度から、学生を25名程度のグループに分けて担任教員を配置し、日常的に相談に応じる仕組みを導入している。

【将来への取組み・まとめ】

上記(ア)でも述べたように、平成19年度からのカリキュラム改正によって、学生の科目選択の自由度が増したことに対応して、履修指導によって、科目履修の系統性・段階制を周知するように努めている。しかし、それが学生の現実の履修行動にどのように反映しているかについては、履修登録データの分析や平成20年度から導入されたクラス担任制を通じて検証し、効果が認められない場合には、履修指導のあり方について再検討する必要がある。

検索

（ウ）授業計画等の明示／授業方法／授業を行う学生数

【現状の説明】

2-19　授業計画の明示については、冊子体の「法科大学院講義要項」において、当該年度に法科大学院で開講されるすべての講義・演習等について、講義概要、講義計画（４単位科目は28回分、２単位科目は14回分、１単位科目は７回分）、成績評価の方法、教科書、参考書、及び担任者からの個別の指示・連絡事項を記載する備考の各項目で明示し、同様の内容をWeb上でも公開している。

2-20　シラバスに従った適切な授業の実施については、会社法等全面改正後それほど期間を経ていない科目や新たな重要判例等に対応して授業の進行過程で内容の修正等が行われる場合があるが、大半の科目はあらかじめ明示したシラバスに従って適切に実施されている。

2-21　法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施については、演習科目では当然のことながら質疑応答及び双方向または多方向の討論（ディベート形式も取り入れた）が中心に行われている（こうした授業形式に適した馬蹄形の教室も設けている）。また、講義科目の場合も、ソクラテス・メソッドによる授業を心がけ、教員同士による授業参観を通じて研鑽を積んでいるが、１年次配当の科目のうち、春学期に開講する憲法１、民法１・２等については、そうした双方向授業が一層容易になるように、30名から40名程度のクラス編成をとっている。

2-22　少人数教育の実施状況については、少人数教育により実施することになっている演習科目のうち、法律基本科目（本学の場合、法律基幹科目 A・同 B に分類）に属する憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、民法、民事訴訟法、会社法、商法の各演習、及び公法・刑事法、民事法の各総合演習は、１学年６クラスとし、いずれのクラスも最大限27名（再履修者も含む）の適正な学生数で編成されている。一方、展開・先端科目は、原則１クラス最大限50名で編成されるが、実際の履修登録者数が50名をわずかに超える場合も例外的に生じている。

2-23　各法律基本科目における学生数の適切な設定については、いわゆる法律基本科目のうち、本学においては、１年次配当科目を法律基本科目、２年次以上配当の科目を法律基幹科目と分類しているが、学生数の設定状況は次のとおりである。平成21年度春学期における１クラスの学生数は、１年次配当の法律基本科目のうち２クラスで実施する憲法Ⅱ、刑法Ⅰ、民法Ⅰ・Ⅱは、31名から39名、１クラスで実施する民法Ⅳは、47名となっている。法律基幹科目に属する各演習科目は、最大限27名の範囲におさまっている。したがって、平成21年度春学期におけるいわゆる法律基本科目の１クラスの学生数は、法令上の標準である50名の範囲内となっている。

2-24　個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定のうち、リーガルクリニックにおいては、１クラス３名以内の学生に対して、１名の教員（弁護士資格を有し、現在法律事務所において実務にたずさわっている教員）がクラス担当となっている。法律相談を行う場合にはもちろん、法律相談の検討を行う授業においても、必ず同席して指導するという体制をとっており、各学生に対するきめこまかな教育上の配慮を行い、教育効果をつぶさに見ることができるようになっている。相談者からみても、適度な人数による相談を行うことができる。エクスターンシップについては、一法律事務所に１名の学生を派遣する体制になっている。担当弁護士の法律実務の処理をつぶさに見たうえで、その指導を受けることができる。また、当該法律事務所に複数の弁護士が所属している場合には、担当弁護士の責任において、他の弁護士の法律実務の処理を見ることができ、多様な弁護士の実際の処理を見ることができる。

エクスターンシップはまさに個別指導であり、リーガルクリニックにおいても、3名の学生に1名の担当教員が専属的につく体制であり、個別的指導を行っているといえる。

【点検･評価(長所と問題点)】

2-19　授業計画の明示 及び 2-20　シラバスに従った適切な授業の実施 については、シラバスの内容は年を追うごとに詳細なものとなっており、授業内容は、講義要項、授業計画等で示したものに沿って運用されている。

2-22　少人数教育の実施状況 については、法律基幹科目に属する演習科目は、平均が25名以下となるクラス編成となっており、少人数教育を実施するに十分適切な状況となっているが、2-23　各法律基本科目における学生数の適切な設定 に関しては、大学基準協会による不適合の判断の理由の１つとなっている。

2-24　個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定 については、実習科目の意義を重視して、実務家非常勤講師を十分に確保していることから、手厚い指導が行われている。

【将来への取組み・まとめ】

2-23　各法律基本科目における学生数の適切な設定 は、科目担当教員数と密接に関連する問題であるから、法科大学院の教員総数の増加を法人に働きかける一方、現在の構成員の科目・分野別配置についても、退職等の異動に際し、各法律基本科目に手厚く再配分する方向で今後の人事を検討している。また、2009年4月からは、１年次科目については、原則的に２クラスに分割し、他の経年的に履修者の多い選択科目についても、最大限度50名の履修者となるように複数クラスの開講を実施しているので、その限りでは基準協会から指摘を受けた問題は解消したと考えている。

（エ）成績評価・修了認定／再試験・追試験／進級制限

【現状の説明】

2-25　成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示 については、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則において、開設科目、配当年次、単位数等とともに、修了要件が規定され、入学式後に行われる入学者対象の履修ガイダンスと学習ガイダンスにおいても、カリキュラムの概要と修了要件、成績評価等の説明が行われている。また、各科目の評点は、平成18年度以前の入学生についてはＡ：90点以上、Ｂ：89～80点、Ｃ：79～70点、Ｄ：69～60点、Ｆ：59点以下で、Ｄ以上が合格としていたが、点数区分が粗く、79点と70点が同じＣ評価とされ、GPAの計算の精度を低下させる結果となっていたため、平成19年度入学生から、Ｓ：90点以上、Ａ＋：89～85点、Ａ：84点～80点、Ｂ＋：79点～75点、Ｂ：74点～70点、Ｃ＋：69点～65点、Ｃ：64点～60点、Ｆ；59点以下で、Ｃ以上を合格とすることに変更した。各科目の成績評価の方法については、講義要項において明示されている。

2-26　成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施 については、各科目の成績評価は、平常点（講義中の質問に対する発言内容、レポート、数回の小テスト等）を考慮しつつ、筆記、論文等の定期試験により総合的に行われている。複数クラス編成が行われている科目については、成績評価の厳格性と公平性を担保するため、担当者の合議により単一の試験を実施し、採点基準も単一のものを設けている。成績評価の各要素の比率は、定期試験（期末試験）の成績が占める割合を原則として60～70%とすること、科目毎の評点の分布は、80点以上【Ｓと Ａ＋と Ａ（旧 Ａと Ｂ)】：79点～70点【Ｂ＋と Ｂ（旧 Ｃ)】：69点～60点【Ｃ＋と Ｃ（旧 Ｄ)】をおよそ２：４：４の比率、Ｆ（不合格者）は履修者の２割程度以内とすること（ただし、履修者が少なく、この基準によりがたい場合は、その状況により適宜調整する）について教員間で合意し、各期末にこのことを文書により確認している。

2-27　再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施 については、再試験の制度は法務研究科では一切認められていない。

2-28　追試験等の措置とその客観的な基準に基づく追試験等の実施については、学生が、病気その他やむを得ない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった者で、その理由が教授会において正当であると認められた者に対し、追試験を行うことにしており、追試験制度はあらかじめ明示されている。

追試験受験希望者は、その旨の証明書（医師の診断書等）及び「定期試験欠席届」を提出する。ただし、「レポートの提出をもって学期試験に代える科目」及び「平常授業時の試験・成績をもって単位認定する科目」については追試験を行わない。なお、追試験受験者の成績評価基準は、通常の期末試験受験者と同様の成績評価基準によることとしている。

2-29　進級を制限する措置及び2-30　進級制限の代替措置の適切性については、法学未修者１年次生についてのみ進級制限を設け、１年次配当の必修科目30単位中、18単位未満の単位修得者には進級を認めていない。成績不良者については、２年次からの演習中心の講義科目を受講しうるだけの基本的学力が不足する結果となるため、これに対処するための措置である。なお、１年次生のうち当該科目がＣ評価により合格した者は、勉強方法の改善によって基本学力をより向上させるように努力させる必要があるので、本人の勉学意欲を喪失させず、むしろこれを維持させるための配慮から、試験終了・採点直後に呼び出して担任者が面談をしている。

一方、２年次生から３年次生への進級制は設けていない。カリキュラム上、六法系演習科目、実務関連科目、先端・展開科目及び基礎法学・学際分野については２年間にわたる系統的・体系的な勉学成果を求めており、この期間の一貫教育こそが望ましいという立場に立っているからである。他方、１科目でも修了要件を充足しないなら、修了せず留年となる。各科目につき公正で厳格な成績評価を実施しているため、修了の可否から言えば進級制よりも厳しい結果となっている。

【点検･評価（長所と問題点）】

2-26　成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施については、法学未修者において、１年次から２年次に進級できない者が各年度に10％から15％程度の比率で生じ、修了時の留年者についても、最初の修了生を出した平成18年度については５名（法学既修者のみ）であったが、平成19年度には法学未修者から12名、法学既修者から10名の合計22名、平成20年度終了時（平成21年３月）には、法学未修者から13名（ほかに休学者１名）、法学既修者から10名（ほかに休学者１名）の合計23名となっており、学生定員（130名）との比率では約16～17％となっており、厳格な成績評価が行われている。成績不良者については、個別に呼び出して副研究科長等が学習相談や指導を行っており、そうした指導が功を奏して成績が向上する場合もあるが、平均的な学力レベルとの格差がいっそう拡大する例も少なくなく、進路指導を含めその指導のあり方は次第に大きな問題となりつつある。

2-27　再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施については、制度的に存在しないので言及の必要はない。

2-28　追試験等の措置とその客観的な基準に基づく追試験等の実施については、追試験は大学全体の制度として設けられており、適切性の観点からも、学生のために必要な制度であると評価できる。また、成績評価の基準も適正なものと評価できる。

【将来への取組み・まとめ】

2-26　成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施については、成績が不良で学習相談や指導によっても成績が向上せず、適性に問題があると思われる学生については、退学勧告を視野に入れた制度を検討するとともに、３年次配当の必修科目も再履修が可能となるようなカリキュラムを組む等の対応策を講じている。また、進級制度のほか、いわゆる先修要件を課することで、例えば１年次に法律基本科

目の１つを履修できていない学生が同じ法律基本科目を２年次に履修できるという状況にならないようにすることも一考の余地がある。

2-28　追試験等の措置とその客観的な基準に基づく追試験等の実施については、レポートの提出をもって定期試験に代える科目については、追試験を行わないとの方法は維持するとしても、成績評価のための代替方法について、明示的なものを一律に定めておくほうが透明性と公正さを確保できるので、現在検討を進めている。

（オ）教育効果の測定／教育内容及び方法の改善

【現状の説明】

2-31　教育効果を測定する仕組みの整備とその有効性については、現在は、例えば、入試成績と入学後の成績の推移、あるいは入試成績の各要素（適性試験・特別評価項目・法律科目試験または小論文）と入学後の成績の相関関係等に関するデータ集積を行う一方で、法科大学院における成績と新司法試験の合否との相関関係については、法科大学院協会を通じて、司法試験連携検証を平成20年度より行っている。

2-32　教育内容及び方法の改善を図るための FD 体制の整備とその実施、**2-33　FD 活動の有効性**、については、法科大学院の開設後、直ちに、全学の FD 委員会とは別に法科大学院独自の FD 委員会（専任教員５名によって構成。１名以上の実務家教員を含む）を設置し、全学の FD 委員会とも連携を図りつつ、公開授業の参観、授業評価アンケートの調査結果資料の作成、外国人教員を講師とした外国（カナダ）ロースクールの教授法の研究会等の FD 活動を行っており、その成果を授業方法の改善等に役立てている。また、FD 委員会による FD 活動とは別に、民事法系、刑事法系、公法系等各分野の教員間で、教材作成や授業方法の進め方についての打ち合わせ、法学未修者の学力低下に伴う教育方法のあり方についての１年次配当科目担当者による検討会等も行われており、これらも教育内容と方法改善に役立っている。

公開授業は、年に２回（春学期と秋学期各１回）、公法系、民事系、刑事系、応用・基礎法学・学際分野の４分野からそれぞれ６～７名の科目担当者（担当者は毎回別の者とし、２年程度で一巡するようにしている）を選んで実施している。同じ分野の教員は原則として参加することとし、また、参加者は書面によって意見を述べることにしているが、各公開授業について２名から５、６名程度の参加実績となっている。なお、公開授業か否かに関わらず、教員の授業参観はいつでも自由である。

FD 委員会の活動は、上記公開授業の参観のほか、事前に公開された成績評価基準の確認・明確化、学生による授業評価アンケート、司法研修所の授業傍聴見学のための教員派遣等を行っている。

2-34　学生による授業評価の組織的な実施については、履修者10人以上の全科目を対象に、授業内容（２項目）、教授方法（５項目）、授業による成果（２項目）、受講態度（３項目）、施設・設備・機器（５項目）の計17項目についての５段階評価方式と、授業に関する意見、要望、感想等を自由記述する方式の学生による授業評価アンケートを年に２回（春学期と秋学期各１回）実施している。回収方法は、５段階方式については、回収率を上げるため、授業中に記載して終了時に回収し、自由記述方式は、個人を特定できないように、ワープロで記載して、事務室に提出する方法で回収している。

2-35　学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備については、平成19年度から、調査結果をバインダーに綴じて学生用ロー・ライブラリーに備え置き、閲覧に供している。

2-36　教育内容及び方法に関する特色ある取組みについては、現在のところ、特記すべき取り組みは実施していない。

検索

【点検・評価（長所と問題点）】

2-32　教育内容及び方法の改善を図るための FD 体制の整備とその実施については、法科大学院設置当初は、必ずしも組織的な活動とはなっていなかったが、教育の実践過程で種々の具体的な問題点が明らかになるに従って、これに対処するための活発な FD 活動が行われるようになっている。

2-33　FD 活動の有効性については、特に公開授業の参観は、教員相互にとって非常に参考になり、教育内容・方法の改善のために有効に機能している。また、教員が授業参観している様子を学生が見て、教員が教育改善に取り組む姿勢を目の当たりにすることにより、学生に結果的に好影響を与えているように思われる。

2-35　学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備については、平成19年度から授業評価アンケートの調査結果を学生に開示するようになったが、これを教育の改善にいかにつなげるかは各担任者に委ねられており、改善に組織的に取り組む体制を整備するまでには至っていない。

【将来への取組み・まとめ】

2-32　教育内容及び方法の改善を図るための FD 体制の整備とその実施については、ビデオに収録されている授業については、ビデオによる授業参観を通じて教育方法の検討会（この方法は平成16年度に１回だけ行われた）を定期的に開催することも検討している。

2-35　学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備については、授業評価アンケートの調査結果に関する上記公表システムを組織的に運用するための方策を検討している。

３　教員組織

（ア）専任教員数

【現状の説明】

3-1　専任教員数に関する法令上の基準の遵守については、本学法科大学院において授業を担当することができる教員は、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第20条により、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第４条及び第５条、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年３月31日文部科学省告示第53号）に規定する資格に該当する本学の教員（教授及び准教授）である。本学の教員は、専任教員と、所属組織、職務及び期間を限定して任用する教員（教授または准教授）である特別任用教員（以下、特任教員という）の２種類で構成される。法科大学院に所属する特任教員は、専門職大学院設置基準に定める専任教員に算入できる教員である（特別任用教育職員規程施行細則（法務研究科）第２条）。

上記の平成15年文部科学省告示第53号第１条第１項により算出され、専攻ごとに置くものとされる専任教員の数は本学においては26名であるところ、平成21年５月１日現在、専任教員数は26名（研究者教員18名；実務家教員５名;みなし専任教員３名）であり、法令上の基準は遵守されている。

3-2　１専攻に限った専任教員としての取り扱いについては、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年３月31日文部科学省告示第53号）第１条第２項にしたがい、すべての専任教員は、法務研究科１専攻に限り専任教員として取り扱われている。

3-3　法令上必要とされる専任教員数における教授の数については、現在の専任教員は25名（うち、２

名はみなし専任教員）が教授である。

（イ）専任教員としての能力

【現状の説明】

3-4　教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備については、設置年度に着任した専任教員は全員が法科大学院設置年度の前年度において、大学院設置の審査の一環としてすべて科目適合性の審査を受けて合格している。平成19年度以降に採用した研究者教員は、既に他の法科大学院の教員として科目適合性の審査に合格している。平成19年度以降に採用した実務家教員についても、規程にしたがった任用が行われている。

【点検・評価（長所と問題点）】

3-4　教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備については、すべての研究者教員が、各専攻分野において一定期間以上の教育上の業績及び一定水準以上の研究上の業績を有し、また、すべての実務家教員が、専攻分野における一定期間以上の実務の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有していると判断されている。したがって、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第５条の基準は充足されているので、高度な指導能力の具備という点では問題がない。

（ウ）実務家教員

【現状の説明】

3-5　法令上必要とされる専任教員における実務家教員の数については、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年３月31日文部科学省告示第53号）第２条第１項、第３項及び第４項により、専任教員の概ね２割以上は、概ね５年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者でなければならないが、専任教員26名のうち８名が、５年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有すると認められる実務家教員である。

【点検・評価（長所と問題点）】

3-5　法令上必要とされる専任教員における実務家教員の数については、専任教員のうち31％の教員が実務家教員であり、また、その能力についても、経歴に照らして練達した実務家を選任しており、特に問題はない。

（エ）専任教員の分野構成、科目配置

【現状の説明】

3-6　法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置、**3-7　法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員の適切な配置**については、次のようになっている。

まず、入学定員が200名未満の法科大学院における法律基本科目について必要とされる専任教員数は、次のとおりである。

憲法　2名；　行政法　2名；　民法　2名；　商法　1名；　民事訴訟法　1名；　刑法　1名；　刑事訴訟法　1名

これに対して、平成21年５月１日現在の専任教員の配置は次のとおりである。

憲法　2名；　行政法　2名；　民法　6名；　商法　2名；　民事訴訟法　1名；　刑法　3名；　刑事訴訟法　2名

基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目は、労働法・倒産法・経済法・法哲学・知的財産法・中国法について各１名の教員を配置している。また、法律実務基礎科目に２名の教員を配置している。

3-8　主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置については、法律実務基礎科目については、すべての科目について実務経験がある教員が配置されている。

【点検・評価（長所と問題点）】

3-6　法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置、3-7　法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員の適切な配置については、設置基準が要求する最低限度の水準は充足しているが、民事系の法律基本科目とりわけ民事訴訟法の担当教員数が、他の法律基本科目の教員数と比べて少ないという問題がある。

【将来への取組み・まとめ】

3-6　法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置、3-7　法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員の適切な配置については、法科大学院の教員定員は30名となっており、その範囲内での増員が検討されている。

（オ）教員の構成

【現状の説明】

3-9　専任教員の年齢構成については、専任教員の年齢分布（平成21年５月１日現在）は次のとおりである。

31歳から40歳	1名	41歳から45歳	2名
46歳から50歳	5名	51歳から55歳	8名
56歳から60歳	3名	61歳から65歳	4名
66歳から70歳	3名		

平均年齢は、54.0歳である（平成21年５月１日現在）。

3-10　専任教員の男女構成比率の配慮については、専任教員26名のうち女性の教員は３名（11.5%）である。

【点検・評価（長所と問題点）】

3-9　専任教員の年齢構成及び、3-10　専任教員の男女構成比率の配慮については、現在の構成はバランスがとれている。また、専任教員と学生数との関係も、本学法科大学院では少人数教育が徹底して実施できる環境にあると評価できる。

（カ）専任教員の後継者の補充等

【現状の説明】

3-11　専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮については、実務家教員については定年退職等の異動があるときには、その出身母体から適切な後継教員が選ばれる慣行がほぼ確立している。研究者教員については、他大学より適切な人材を招へいするよう努めている。

【点検・評価（長所と問題点）】

3-11　専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮については、今後とも、他大学との間で優秀な人材の確保について熾烈な競争が予想されるところであるが、本学法科大学院が独自に後継者の養成について配慮するまでには至っていない。

【将来への取組み・まとめ】

3-11　専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮については、特に優秀な修了者を選抜して、例えば一定期間内でのリサーチペーパー（研究論文）作成を義務付ける助教に任用するといった方策も考えられるところ、検討課題になるには至っていない。

（キ）教員の募集・任免・昇格

【現状の説明】

3-12　教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程及び、3-13　教員の募集・任免・昇格に関する規程に則った適切な運用については、関西大学教育職員選考規程にしたがって、教授及び准教授の任用及び昇任が行われている。したがって、本学法科大学院についてもこの規程が適用されている。設置年度から平成21年５月１日までの間、助教授から教授への昇任人事２件、新規任用人事７件がこの規程にしたがって実施されている。

【点検・評価（長所と問題点）】

3-12　教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程及び、3-13　教員の募集・任免・昇格に関する規程に則った適切な運用について、本学法科大学院では、法科大学院の特性に応じた教員の評価体制（人事規程）の整備が行われていない。

【将来への取組み・まとめ】

3-12　教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程及び3-13　教員の募集・任免・昇格に関する規程に則った適切な運用については、大学の選考規程とは別に、法科大学院教員の人事規程を整備する必要があるかどうかを検討するべきである。

（ク）教員の研究条件

【現状の説明】

3-14　専任教員の授業担当時間の適切性については、本学における専任教員の責任授業時間数は、8.0授業時間（特任教授は4.0授業時間）とされている。平成21年度における専任教員の平均授業担当時間は、7.8授業時間となっている（１授業時間は45分）。もっとも時間数が多い専任教員は11.5授業時間、もっとも少ない専任教員は3.0授業時間（秋学期外国留学者）を担当している。

なお、担当授業時間のうち、大学院における担当授業時間は、規定により１時間を１時間30分として取り扱うこととなっている。

3-15　教員の研究活動に必要な機会の保障については、関西大学在外研究員等規程及び同施行細則、関西大学国内研究員規程及び国内研究員研究費支給内規、関西大学研修員規程・研修員研修費支給内規にしたがって、研究専念期間等の制度が保障されている。本学法科大学院教員にもこれらの規程等が適用される。

3-16　専任教員への個人研究費の適切な配分については、専任教員に対しては平等に年額510,000円、特任教員に対しては平等に年額250,000円の個人研究費が配分されている。その取扱いは関西大学個人研究費取扱規程にしたがうものとされている。

【点検・評価（長所と問題点）】

3-14　専任教員の授業担当時間の適切性については、専任教員全体の平均授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲内に収まっていると評価される。しかし、個別的に見るならば、専任教員の

平均授業担当時間を上回って担当している専任教員が相当数にのぼり、教育の準備及び研究に支障が生じかねない状況である。なお、10.0時間以上の授業を担当する教員の大部分は、法科大学院の担当科目のほかに、法学部及び大学院法学研究科における関連科目の授業を担当している点で、他の専任教員と異なる。

3-15　教員の研究活動に必要な機会の保障については、大学の定めたルールの下に実施されているが、法科大学院では代替教員の配置が困難なことから、実際上、研究専念期間等の制度をすべての教員が平等に活用できるかどうかは疑わしい。

3-16　専任教員への個人研究費の適切な配分については、十分なものと評価できる。

【将来への取組み・まとめ】

3-14　専任教員の授業担当時間の適切性及び、3-15　教員の研究活動に必要な機会の保障については、いずれにしても各科目について現状よりも余裕がある人員配置を行わなければ、問題点を抜本的に解消することはできない。

（ケ）人的補助体制

【現状の説明】

3-17　教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備については、本学法科大学院では、その性格上、研究支援職員を配置することは特に想定されておらず、教育活動を支援する職員を配置している。すなわち、開設に当たっての構想では、学生の自学自習及び予習・復習を側面からサポートすべく、チューター制を設け、学生に対する学習支援及び個別指導に努めることにしていた。しかし、開設当初の段階では適切な人材の確保ができないこともあり、現時点ではチューター制は実現しておらず、ティーチング・アシスタント（以下、TA という）制度が採用されている。平成21年５月１日現在、法科大学院に所属する専任教員が指導教員となっている大学院後期博士課程在籍学生を中心に常時数名が TA 執務室に勤務し、学生からの質問への回答、レポート作成指導等を行っている。なお、各 TA の執務時間は TA 執務室の入口に掲示することで事前に公表されている。また、平成19年度からは、本法科大学院の修了者でありかつ新司法試験の合格者、本学法科大学院の修了者で新司法試験の合格発表まで待機している者のうち特に優秀な者７名程度を TA として採用している。更に、アカデミック・アドバイザーとして若手の弁護士（弁護士になって数年以内）20名（平成21年度現在）が、2－18で述べた特別演習の担当者として任用されている。

TA の任免手続について定める法科大学院独自の規程はなく、本学の職制上は、定時事務職員（１年以内の期間において１日または１週間の勤務時間を個別に契約し雇用した者）として位置づけられ、TA という独自の資格、身分を有するわけではない。また、現段階では公募による選任手続を行っていない。

【点検・評価（長所と問題点）】

3-17　教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備については、次のような点が指摘できる。TA は法科大学院学生と年齢が比較的近いことから、教員に対するのとは異なり身近に質問等をすることができる。そのために、学生にとっては利用しやすい存在となっている。しかし、現段階では、基本六法科目すべてについて TA を配置するには至っていない。また、TA の採用基準、教員による TA の活用基準が整備されていないこともあり、全教員が積極的に TA を利用できる状態にはなっていない。次に、アカデミック・アドバイザーによる特別演習によって、正規の講義・演習では十分に確保できていない法律的文章力の養成に関して、正規の授業との相互補完体制が整備されている。なお、アカデミック・アドバイザーによる特別演習と正規の開設科目との連携のありかたについては、アドバイザーと専任教員との間の意思疎通が必ずしも十分ではなかったが、この点はメイリングリストの活用等により改善されつつある。

【将来への取組み・まとめ】

3-17　教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備については、既に述べたとおり修了生から優秀な者を教育研究支援職員として採用していく方向が実現したが、任用の基準を整備する必要がある。また、教員による活用基準も整備する必要がある。

（コ）教育研究の評価と教育方法の改善

【現状の説明】

3-18　専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備については、FD 活動を別にして特に整備されていない。

【点検・評価（長所と問題点）】　【将来への取組み・まとめ】

これらの点は、「２教育内容及び方法の改善」に譲る。

（サ）特色ある取組み

【現状の説明】

3-19　教員組織についての特色ある取組みについては、本学法科大学院では、具体的に次のような目標を設定し教員配置を行っている。①法律基幹科目にはもちろんのこと、法律基本科目にも実務家教員を一部配置した。②法曹基本科目については、派遣検察官及び派遣裁判官を含めた実務家教員が主体的に担当する。③法律応用科目では、経済活動・企業活動にかかる法分野に、公正取引委員会出身でかつ大学教員としての十分な実績のある教員を配置し、市民生活にかかる法分野にも、労働委員会委員及び弁護士としても活躍する大学教員を配置している。④外国法関連については、中国法及び英米法に重点を置くものとし、前者については中国法実務に長年携わっている日本人実務家教員を採用し、また、後者については、非常勤であるがアメリカ人外国法事務弁護士が担当している。

【点検・評価（長所と問題点）】

3-19　教員組織についての特色ある取組みについては、法理論教育を主体とする法律基本科目、法律基幹科目にすべて一定水準の研究業績及び一定期間以上の教育経験を有する教員を配置していること、法律基幹科目・法曹基本科目に実務家教員を配置したことは、評価できる。更に、法律基本科目にも実務家を一部配置したこと、実体法・手続法総合演習科目では、研究者教員と実務家教員ができるかぎり共同して１つのクラスの教育を担当していることは、実務との架橋に特に留意したものということができ、本学独自の長所である。

一方、研究者教員と実務家教員とが共同して懇談したり、研究成果を発表しあったりする機会が設けられていないことのほか、実務関連科目の運営が実務家教員に全面的に委ねられていることから、研究者教員が実務関連科目の内容に対して関心を失い、意見を述べることがないという現状にある点が問題である。

【将来への取組み・まとめ】

3-19　教員組織についての特色ある取組みについて指摘した問題点は、ほぼすべての法科大学院が直面していると解されるが、これらの点については、実務家教員と研究者教員が共同して教材開発、検討を行う等、さまざまな場面で両者の交流が行われることによって解消されてゆかなければならない。

検索

４　学生の受け入れ

４－（１）学生の受け入れ方針等

【現状の説明】

学生の受け入れに当たっては、本法科大学院は、入学者の多様性を確保し、本法科大学院の教育理念に相応しくかつ本法科大学院における教育を履修するに相応しい優秀な学生を広く公平に入学させることを特に重視して制度設計を行っている。

4-1　学生の受け入れ方針、選抜方法・手続きの適切な設定及びその公表については、次のとおりである。

法科大学院制度の趣旨並びに本法科大学院の理念、目的及び教育目標を踏まえて、本法科大学院は、次の3項目をアドミッション・ポリシーとしている。

①　市民の立場から、草の根的法曹を養成するため、社会的な活動経験を考慮する。

②　国際感覚豊かで、世界に雄飛する国際派法曹を養成するため、秀でた語学的素養を考慮する。

③　複雑化する現代社会をリードする多彩な専門的知識を併せ持つ法曹を養成するため、既に持っている医師、公認会計士、弁理士、司法書士等の資格を考慮する。また、社会人及び非法学部出身者を入学定員の30%以上すなわち39人以上入学させる方針としている。平成21年度入学者のうち社会人・非法学部出身者は、69名である。

選抜手続及び選抜方法は、次のとおり（ア～エ）である。

（ア）入学試験日程

A日程（9月中旬実施）、B日程（2月中旬実施）及びS日程（8月初旬実施）の3回である。

（イ）入学定員及びその内訳

入学定員は130名で、A日程募集定員約110名、B日程募集定員約10名、S日程募集定員約10名である。なお、A日程入学試験においてのみ、法学未修者（3年修了）コースに「実務経験者」特別枠（10名程度）を設けている。これは、アドミッション・ポリシーに基づき、様々な分野の専門知識・経験を有し実際に社会で活躍している多様な人材を確保することを目的とするものである。平成21年度のA日程入学者は113名、B日程入学者は15名である。

平成21年度のA日程入学者は113名、B日程入学者は15名である。

コース別の内訳は、法学未修者（3年修了）コース50名程度、法学既修者（2年修了）コース80名程度を目安とし、各コースとも増減はあることとした。平成20年度入学者のコース別内訳は、法学未修者コース47名、法学既修者コース89名、平成21年度入学者のコース別内訳は、法学未修者コース65名、法学既修者コース63名である。

（ウ）受験資格

受験資格は、大学入試センターが実施する適性試験（平成19年度入試からは、大学入試センターまたは日弁連法務研究財団が実施する適性試験）を受験し、かつ次の条件を満たす者であることとしている。

①　大学卒業者、または卒業見込み者

②　大学評価・学位授与機構により学位を授与された者または授与見込み者

③　外国における学校教育16年の課程修了者または修了見込み者

④　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者、または修了見込み者

⑤　文部科学大臣の指定した者

⑥　大学院に飛び入学した者であって、本法科大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

⑦　短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業者及びその他の教育施設の修了者等であって、本法科大学院において、個人の能力の個別審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

⑧　入学時に大学に3年以上在学し、本法科大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者

なお、S 日程については、大学を翌年3月に卒業見込みの者で、①出願時に110単位以上を修得済みであること、②出願時において修得したすべての単位の GPA が2.4以上であることを受験資格としている（いわゆる飛び級による出願者も認めているがこの点は省略する）。

（エ）試験方法

試験は、書類審査と筆記試験を行い、総合的な評価に基づいて、合否を判定することにしている。S 日程については、更に面接試験を課している。

書類審査では、適性試験の成績及び志望理由書、志願者が申告した各種資格や社会経験等本法科大学院で特別評価項目と称している項目の審査を行う。筆記試験の科目は、コースにより異なる。法学未修者コースは、長文読解・小論文試験を行う。法学既修者コース（S 日程は法学既修者コースのみ募集している）は、法律科目の論述試験を行う。科目は、憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、民法、商法（会社法）、民事訴訟法の7科目入試となっている。

以上のアドミッション・ポリシーないし試験方法は、学生募集要項はもちろん WEB ページ上で事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表されており、各種入試説明会でも周知徹底されている。

4-2　学生の適確かつ客観的な受け入れについては、次のとおりである。

書類審査は、1通の書類を2名の試験委員で審査することによって、客観性・公平性を確保している。志望理由書は、法曹を志す理由が論理的に展開できているかという観点からこれを審査し、特別評価項目は、各種資格や語学能力等を取得の難易度をもとにあらかじめ点数化して、これを評価することにしている。特別評価項目は、2件まで申告できることにしているが、これは、社会経験の豊富なことを評価すると同時に、社会経験の多寡が極端な差となって経験の少ない若い志願者が著しく不利になることを避けるためである。S 日程の面接試験では、2名の試験委員によって、学部での勉学状況等に関する質疑応答を通じて、コミュニケーション能力や理解力、表現力を総合的に評価することとしている。

筆記試験については、未修者コースの長文読解・小論文試験は、法学未修者対象の試験であることから当然のこととして、法学的素養を要する文章は出さないことにしている。ただし、法科大学院の入試である以上、志願者にはいわゆる新聞常識程度は求めることにしている。作題は、専門分野の異なる教員が、以上のような条件にしたがって、集団的討論によって、リード文を選定し、長文の内容把握能力、推論能力、論理的展開能力、意見表明能力等を試す設問を作ることにしている。答案の採点は、あらかじめ採点者全員で討議して定めた採点基準に従って、1通を2名一組で採点し、客観的かつ公平な評価を行っている。更に採点者の組ごとに不公平が生じないよう、得点分布を調整することにしている。その際にも、採点者間で討議を行っている。既修者コースの法律科目試験は、未修コース1年次を履修したものとみなしうる学力の有無を判定する試験に相応しい難易度の問題を、各科目複数の専門教員の討議によって作成している。答案の採点は、複数の採点者で行う。1通を1人の採点者が採点するが、あらかじめ採点者間の討議で決定した採点基準に従って行うので、客観性・公平性は確保されている。更に、採点者間の不公平が生じないように、得点分布が同じになるように得点調整も行う。その際にも採点者間で討議を行っている。なお、本法科大学院の教育に支障が生じることがないように、基準抵触点を設けている。この点は、学生募集要項において、あらかじめ志願者に告知している。

4-3　志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保については、前記受験資格をみたす者を平等に扱い、機会の公正を厳正に確保している。

【点検・評価（長所と問題点）】

4-1　学生の受け入れ方針、選抜方法・手続きの適切な設定及びその公表については、特に入学定員のコース別内訳が、現在のところ、ほぼ目安どおりに実現できているといえるが、今後も現状のように既修者コースの入学者を入学定員の半数以上とすることが可能かどうか、またそれが妥当かどうかは問題である。コース別内訳は定員ではなくあくまで目安であり、その旨は公表されているところでもあるが、目安とはいえこれと著しく異なる結果は、回避すべきであろう。そうすると、特に既修者コースの筆記試験は、本法科大学院での教育を受けうる法学の学力を審査する資格試験的な性格を有し、しかも前記のようにこの審査を厳正に行う以上、目安の員数確保が困難になる事態も予想されないわけでない。

また、社会人・非法学部出身者を入学定員の30%以上確保することを方針としているが、志願者に占める社会人・非法学部出身者の割合は漸減傾向にあり、そのなかから本法科大学院での教育に相応しい優秀な入学者を目標とする数だけ確保することが困難になる事態も起こらないとは限らないことが問題である。

【将来への取組み・まとめ】

4-1　学生の受け入れ方針、選抜方法・手続きの適切な設定及びその公表については、入学定員のコース別内訳は、前記のとおり定員ではないので、当面は、入学志願者の入試成績、入学者のその後の本法科大学院での成績の追跡調査を行いながら、毎年度各コースの合格者の員数の目安を柔軟に変更しながら、対応することになろう。もちろん、その際、入学志願者をはじめ社会に対する事前の公表、周知徹底に努めるものとする。社会人・非法学部出身者の確保については、全国的に社会人・非法学部出身者の法科大学院離れの傾向があらわれている厳しい状況のなか、現時点で、本法科大学院では、憂慮すべき事態を免れている。前記のように、平成18年度入試から「実務経験者」特別枠（10名程度）を導入しているが、今後はこのような入試方法の工夫にとどまらず、社会人・非法学部出身者にとっていっそう魅力ある法科大学院となるためのカリキュラムをはじめとする諸制度の改革も考える必要があると思われる。また、平成22年度入試からは、S 日程として、高水準の法学教育を受けるに足りる能力を有する受験者を早期に確保するための特別な入試制度を導入しているが、この入試による入学者が期待したとおりの成績を収めるかどうかは今後の検証課題である。

なお、現在全国の法科大学院は、入学定員の削減の検討、実施という問題に直面しているが、本法科大学院では、平成21年実施入試では定員の削減は行わず、次年度以降において一定数の削減を行うことを検討している。

４－（２）入学者選抜試験の実施

【現状の説明】

4-4　入学者選抜試験に関する業務の実施体制とその適切な実施については、入学者選抜試験に関する業務は、現在のところ、特別の委員会を設けることなく、研究科長の総轄責任の下で、基本的な制度に関わる変更については副研究科長が立案し、具体的な入試実施・採点業務は執行部のメンバーである入試主任が委員長となって入学者選抜実施委員会を組織し、専門職大学院事務グループ及び大学院入試グループとの連携によって業務を遂行している。

4-5　各々の選抜方法の適切な位置づけと関係については、前記のように、A 日程、B 日程ともコース

別の筆記試験を行っている。法学未修者コースについては、本法科大学院の１年次の教育を受けるに相応しい思考力を試す試験を行い、法学既修者コースについては、本法科大学院の２年次の教育を受けるに相応しい法的知識と法学的素養を試す試験を行っている。このように、各コースの趣旨に即した試験を行っている。本法科大学院では、コースの併願を認めているが、各コースの趣旨の違いを踏まえ、同一併願者についても、審査はコースごとに行っており、一方の結果を他方の結果の審査の際に考慮するようなことは一切行っていない。各コースの選抜方法の位置づけと関係は適切である。

4-6　公平な入学者選抜については、自校推薦や団体推薦等による推薦枠を設ける等の公平性を欠く入学者選抜は一切行っていない。

4-7　複数の適性試験を採用する際の内容・方法の適切性とその事前公表については、平成16年度から18年度入試までは、大学入試センター適性試験のみを必須としており、またその旨は、事前に公表されていた。大学入試センターが適性試験から撤退することが決定されていることを受けての対応として、平成19年度入試からは、大学入試センター適性試験と日弁連法務財団適性試験の両者を併用することにした。その利用方法については、日弁連法務研究財団が作成する得点換算表を利用することとした。以上については、WEB ページ上でも発表した。将来、大学入試センターが適性試験をやめた場合には、このような措置は不要になる。

4-8　法学既修者の認定基準・方法と認定基準の公表については、前記のように、法学既修者コースの筆記試験として法律科目試験を行っており、７科目の合計点と書類審査との総合判定により合格者を決定している。なお、基準抵触点に抵触する科目が１科目でもある場合には、不合格としている。

4-9　法学既修者の課程修了の要件の適切な設定については、本学法務研究科学則第11条（法学既修者の入学時における単位認定）において、入学試験時に行う法律科目試験に合格し、本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められた者は、その成績に応じて、第１年次配当の必修科目を、本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす旨を定めている。上記の法律科目試験に合格したものは１年次に配当されている法律基本科目のうち必修科目30単位を履修したものとみなす扱いであり、在学期間が１年間短縮されることになる。ただし、かかるみなし修得単位数は、同学則第13条において、入学前の既修得単位等の認定及び他の大学院における修得単位の認定と合わせて30単位を上限とすることが定められており、法令基準を満たしている。

なお、**4-10　学生の受け入れのあり方に関する恒常的な検証のための組織体制・システムの確立**については、特に入学者選抜方法等の検証を目的とした組織は設けていないが、入学後の成績を追跡調査し、それと入試成績との相関関係の検証を執行部で行っている。

【点検・評価（長所と問題点）】

4-7　複数の適性試験を採用する際の内容・方法の適切性とその事前公表について、前記のように、平成18年度入試までは大学入試センター適性試験のみを必須としていたが、大学入試センターが適性試験から撤退する事態への対応として、平成19年度入試からは、大学入試センター適性試験と日弁連法務研究財団適性試験の両者を併用することにし、その旨を迅速に発表した点は評価できると思われる。

【将来への取組み・まとめ】

改善すべき点はそのつど迅速に対応してきており、今後も改善すべき事項が出てくれば迅速かつ適切に対応する。

検索

４－（３）入学者の多様性／身体障がい者等への配慮

【現状の説明】

4-11　多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮 及び **4-12　法学以外の課程履修者または実務等経験者の割合とその割合が２割に満たない場合の入学者選抜の実施状況の公表** については、法学未修者を対象に、実務経験者特別入試（募集定員約10名）を導入して、入学定員の最低１割弱を実務経験者が占めるようにし、更に、一般入試においては、特別評価項目として、実務経験、語学能力、各種資格等を掲げて、これらに計120点の高配点を行い（配点合計は180点となるが、100点を満点とする）、法学以外の課程を履修した者または多様な知識または経験を有する者が入学しやすいように工夫しており、結果的にこれらの者が入学者に占める割合は３割を優に超えている。

4-13　入学試験における身体障がい者等への適正な配慮 については、学生募集要項において、身体の機能に障がいのある人は、その障がいの程度に応じ、受験時や入学後の学習に際して特別な配慮をし、措置をとる必要とその用意があるので、出願に先立って大学院入試グループと相談するように促す文言が記載されている。設備面では、本学が従来から身体障がい者等に対する配慮を重視してきたことから、例えば車椅子を利用する場合でも、授業を受ける際のスペースの確保、建物間の移動を容易にするための段差の解消等の配慮は既になされている。

４－（４）定員管理／休学者・退学者の管理

【現状の説明】

4-14　入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理 については、過去５カ年度の入学者数及び平成21年４月１日現在の在籍学生数は次のとおりであり、ほぼ適正に管理されている。

表Ⅱ-法務-2　入学者数

入学定員	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
130名	145名	135名	138名	142名	132名	128名

表Ⅱ-法務-3　在籍者数　　（平成21年４月１日現在）

	区　分	人　数	合　計
１　年	未修者	65名	65名
２　年	未修者	43名	106名
	既修者	63名	
３　年	未修者	73名（含残留者17名）	174名
	既修者	101名（含残留者15名）	
全学年合計			345名

4-15　学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応 に関して、学生収容定員に対する在籍学生数が大幅に超過あるいは不足する事態が生じないようにするための措置については、入学段階においては、入学定員をＳ日程10名、Ａ日程110名、Ｂ日程10名の３期に分けて募集し、合格発表に当たっても、Ａ日程入試では正規合格者と補欠合格者の２段階に分け、最終的に入学定員を上回る入学者を確保できるように努めている。

4-16　休学者・退学者の状況把握及び適切な指導等レベル については、休学または退学の相談には執行部教員または専門職大学院事務グループが分担して対応している。本人がこれらを希望する理由を確認し、場合によっては本人の立場を最大限考慮しつつ退学または休学を翻意させ、退学を休学に変更させたりして

いる。休学者について復学または休学延長の申請時に話し合い、状況の把握に努めているが、休学中の者に対し大学側から事務手続以外の機会に本人の状況把握に努めているわけではない。

【点検・評価（長所と問題点）】

4-14　入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理について、平成17年度以降はほぼ募集定員の割合（現在は未修者コース50名、既修者コース80名）に近い数となっている。

4-17　学生の受け入れを達成するための特色ある取組みについては、既に述べたように、社会実務経験者の入学を保障すべく、平成18年度入試（平成17年度９月実施済み）より入試改革を行い、未修コース10名につき社会実務経験を重視した特別入試を実施し、多様な入学者の確保に大いに寄与している。

5　学生生活への支援

【現状の説明】

5-1　学生の心身の健康の保持については、学生の心身の健康の保持のために、大学の保健管理センターにおいて、健康診断並びに診療をするほか、心身の健康についての相談を受け付けている。また、精神の健康維持・増進を図ることを目的として、保健管理センターに心理相談室が設置されており、相談者に対してカウンセリング等の心理療法が可能な体制も整えられている。その他、学生が心身の健康面について相談したい場合、本法科大学院の教職員のいずれにも相談できるが、学生センターに設けられている学生相談室の利用も可能である。また、中央体育館、トレーニングルーム、室内温水プール並びに簡易シャワーがあり、法科大学院の学生も夜９時まで使用することができ、心身のリフレッシュに役立っていると思われる。

5-2　各種ハラスメントへの対応については、セクシュアル・ハラスメントに関する相談体制として、相談員を配し、Ｅメールと電話のいずれの方法によっても相談が可能な体制を整えている。また、学生センターに設けられているセクシュアル・ハラスメント相談室並びに学生相談室の利用も可能である。法科大学院の設置初年度である平成16年度から、法科大学院独自の相談員制度を設けていたが、平成19年度からは、以前から設置されていた大学全体としての相談員制度の中に組み込まれ、法科大学院の教員からも相談員及び防止委員が選任されている。全学的に、「関西大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」並びに「関西大学セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」を設けており、大学全体としてセクシュアル・ハラスメントの防止に取り組んでいる。学生にはリーフレット「関西大学はセクシュアル・ハラスメントを許さない」を配布して、相談窓口・方法とともに防止の重要性を周知している。

5-3　学生への経済的支援については、経済的支援の制度として各種奨学金制度がある。給付奨学金として、「関西大学法科大学院給付奨学金」は、授業料及び教育充実費の全額または半額相当額を給付するものであり、法科大学院の設置初年度である平成16年度から運用を開始した。学外の給付奨学金として、「関西大学校友会・法科大学院給付奨学金」は、毎年数名に年額100万円を給付するものであり、また、「財団法人小野奨学会・法科大学院給付奨学金」があり、学内での選考により推薦され、月額６万円が給付される。

貸与奨学金として、「日本学生支援機構奨学金」の第一種、第二種があり、それぞれ、出願者多数の場合には学内選考を経て推薦され、日本学生支援機構の決定により貸与される。また、各種奨学金を補填することを目的として、「関西大学法科大学院教育ローン」の制度がある。大手金融機関と提携し、関西大学が債務保証を行うことにより、担保や保証人なしで学費相当額を低金利で融資する制度である。更に、家計急変にともない就学が困難になった事態にも対応できるように、「関西大学貸与奨学金（緊急・応急枠）」が設け

検索

られている。

経済的支援についての相談は、法科大学院の教職員に随時行うことができるが、全学的には、学生センターで受け付ける体制が整えられている。

各種奨学金の平成19年度から平成21年度までの実績は、以下のとおりである。

表Ⅱ-法務-4　法科大学院に係る奨学生実績推移

奨学金種別　　（実績額単位：千円）

学内学外制度区分	給付・貸与区分	奨学金名称	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
			人数	実績額	人数	実績額	人数	実績額
学内	貸与	関西大学奨学金（応急）	0	0	0	0	0	0
	貸与	関西大学短期貸付金	0	0	0	0	0	0
	給付	関西大学法科大学院給付奨学金	36	45,880	43	47,840	42	48,070
学外	貸与	日本学生支援機構第一種奨学金	83	－	99	－	118	－
	貸与	日本学生支援機構第二種奨学金	105	－	86	－	81	－
	給付	関西大学校友会法科大学院給付奨学金	2	1,600	4	4,000	7	7,000
	給付	小野奨学会	5	3,600	8	5,760	10	7,200

（注1）日本学生支援機構奨学金については、貸与単価が複数あり、途中変更もあるため、人数だけの推移に留めた。
（注2）日本学生支援機構奨学金の平成21年度実績については、年度途中のため、前年度からの貸与継続者に本年度採用者を加えて算出した。
（注3）小野奨学会（月額６万円給付）の平成20年度実績人数・実績額については、年度途中の辞退者１名を含む。

5-4　身体障がい者等への配慮については、身体の機能に障がいがある者には、その障がいの程度に応じ、受験時や入学後の学習に際して特別な配慮をし、特別な措置をとる用意を整えており、学生募集要項にもその旨を記載して受験生に周知している。

大学全体として身体障がい者の修学を支援しており、「施設・設備」の項目の中で記したように、そのための設備も既に整えられている。本法科大学院が使用する建物もすべてバリア・フリーになっている。例えば、車椅子が利用できるエレベーターやトイレが完備され、各教室とも車椅子用の座席スペースが確保されており、視覚障がい者のための点字ブロックも設置されている。

大学全体としての取組みとして、聴覚障がい者に対しては、ノート・テーカー（要約筆記）の制度を設けて授業支援を行っている。その他の身体の機能に障がいがある者についても、学生の要望に沿って、その障がいの種類や程度に応じた特別な配慮をし、支援をしてきている。視覚障がい者に対しては、教科書・資料・参考文献等の点字訳を行い、点字図書の購入、資料の音声ソフトのためのデータ入力を行った。また、聴覚障がい者に対しては、ビデオ教材を使用する際に、理解を助けるために字幕を入れ、スライド上映を行う授業について手話通訳者をつけた。学内支援者の育成のために、学生センターにおいて、学生を対象に課外教育プログラムを実施しており、そのプログラムの中で、手話講習会を実施して手話の技術とともに聴覚障がいについても学ぶ機会を設けており、盲導犬訓練センターへ出向いて視覚障がい者の現状についての勉強会も行われている。日常支援の方法として、学期開始前等の学生の意見聴取の際に、就学関係以外の事項についても懇談を行っており、必要があれば、父母等との懇談についても随時行うこととしている。緊急時の対応として、学生生活課の窓口で相談があれば、随時対応を行っている。就職支援についても、担当者を配置し、採用情報の収集並びに個別対応を行っている。

これまで法科大学院には特別な措置が必要な学生は入学していないが、既に全学的取組みが上記のようになされており、入学者がいれば、要望に沿った特別な配慮・支援を行う。

5-5　進路に関わる相談体制については、進路に関わる学生の相談には、主として執行部教員が対応している。その他の教員に相談する際には、オフィス・アワーが活用されているが、多くの教員がオフィス・アワー以外の時間でも対応している。

進路についての支援体制としては、法科大学院内に主として実務家教員を構成員とする就職支援委員会を

設置し、関西大学キャリアセンターとの連携によるキャリア支援がなされており、就職先の情報収集及び修了生に対する就職情報の提供を行っている。また、法科大学院と主に本学卒業生で構成される関西大学法曹会の連携によって、司法試験合格者が司法研修所での修習を受ける前に、その準備として弁護士事務所で短期間の研修を受けられるようになっている。司法修習修了者の就職先についても、実務家教員の支援の他に、人的ネットワークの活用として、関西大学法曹会の支援がある。

5-6　学生生活の支援に関する特色ある取組みについては、24時間使用できる自習室には、ブース式になった座席（キャレル）が全学生に設けられており、平穏な状態で学習できるようになっている。また、全学生にロッカーが貸与されている。法科大学院の授業が行われる教室、自習室等がある以文館には学生談話室があり、学生どうしや教員と学生との議論や交流の場として使用されている。

修了生に対する支援として、自習室の自由座席を使用できるようにしている。平成19年11月には大阪市の中心部にあり交通の便もよい天六キャンパスの建物を改装して座席を新設し、修了生の増加に対応した措置をとっている（施設面については、6－2参照）。また、天六キャンパスでは、平成19年11月から、修了生向けの特別演習を行っており、そのためにアカデミック・アドバイザーを増員した（人的な面については、3－17参照）。修了生のうち成績優秀者７人程度をティーチング・アシスタントとして採用し、それによって経済面及び学習面での支援を行っている。在校生にとっても、学習に関してのみならず学生生活を送る上での様々なアドバイスを受けることが可能となっている。更に、従来は専任教員が個別的に、インターネットを通じてメンバー登録した修了生に情報提供や学習指導を行い、修了生への支援をしてきたが、平成20年度からは、このような支援を特別演習における一つの取組みとして制度的に行うことになった。

【点検・評価（長所と問題点）】

5-3　学生への経済的支援については、各種給付・貸与奨学金、本学が債務保証を行う教育ローンにより、支援体制が整備されており、**5-4　身体障がい者等への配慮**に関する支援体制も整備されていると思われる。学生の相談を受けて支援を行う事項については、相談に応じて個別的に対応している。また、**5-6　学生生活の支援に関する特色ある取組み**として、修了生向けの特別演習、並びにその中の一つの取組みとして行われるインターネットを通じた学習支援等、修了生に対する支援体制が整備され、そのことが在校生の修了後への不安を和らげつつある。

【将来への取組み・まとめ】

5-6　学生生活の支援に関する特色ある取組みについては、学生生活の支援をよりきめ細かなものにするために、また、現在ある支援体制をより実効的なものにするために、平成20年度から、クラス担任制を導入することになった。修了生に対する支援としては、平成20年６月から、特別演習を更に充実させ、本格的支援を行っている。

6　施設・設備、図書館

【現状の説明】

6-1　講義室、演習室その他の施設・設備の整備

関西大学において、法科大学院の講義・演習等を行い、学生が自学･自習を行い、教員が研究を行うための施設・設備としては、以文館（法科大学院棟4,299㎡）、尚文館（大学院棟11,900㎡）等がある。更にその他の施設として法廷教室（法学部と共用）、リーガル･クリニックのための中之島サテライト教室がある。

講義室、演習室等については、法科大学院の専用施設である以文館に講義室３室、演習室２室を設置している。ここには教員と学生のコンピュータを接続し、データの交換、即時試験採点が可能なシステムを設置するほか、講義をビデオ撮影し、コンピュータに保存して、事後に学生が活用できる設備を備えた教室がある。以文館には更に、学生の自習室及びロー・ライブラリー（図書室）を設置している。

また、大学院の共用施設である尚文館については、講義室11室、演習室36室を有しており、法学部と共用している法廷教室（119㎡）については、35名収容で裁判員裁判に対応できるシステムが導入されている。

これらの講義室・演習室等を有効に利用し、法科大学院の講義等を行っている。

また、リーガルクリニックの授業を実施するにあたり、社会人等への配慮や実習の実施環境等を勘案して、千里山キャンパス内の以文館のほかに大阪市内の大阪府立中之島図書館別館にある関西大学中之島センター内のサテライト教室を利用して市民からの法律相談等の実習を行っている。

6-2　学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保

学生の自習スペースについては、開設当初は以文館のロー・ライブラリー内にある法科大学院の学生専用の閲覧用座席100席及び総合図書館内の全学共用閲覧座席2,045席の利用を見込み、尚文館内に設置する自習室３室（166席）とあわせた形での運用を予定していた。それぞれの利用時間については、総合図書館の閲覧座席の利用は９時から22時、以文館のロー・ライブラリーは８時30分から23時、尚文館の自習室については24時間利用可能であった。しかしながら、自習室の利用状況が予想を上回るものがあり、図書館の開館時間等の関係から24時間使用したい旨の要望等もあることから、以文館内や児島惟謙館内に自習室の増設を行うこととした。当初、尚文館内の自習室の自習席は長机を予定していたが、教育的効果をより高めるために、すべてキャレル机に変更することにしたため、自習用の席数が不足することになったことから、自習室設置場所を見直して、児島惟謙館にも自習室を増設した。また、学年進行に伴って、学生数が増加することや、修了生にも修了後１年間の自習席利用を認めることにしたことに対応するため、尚文館内に更に自習室を増やすほか、以文館にも自習室を設置し、合計328席となった。これに伴い、ロー・ライブラリーや総合図書館の閲覧座席を考慮しなくとも、ほとんどの在学生が24時間利用可能な自習スペースを確保することができた。更に、修了生の自習室使用について配慮することとし、平成19年11月に大阪市内にある本学・天六キャンパスの有鄰館を改修し66席のキャレルを新たに設置し、修了生の利用に供することとした。なお、天六キャンパスの利用時間は、８時00分から23時までとしている。なお、自習室の設備としては、個人用学習キャレル及びロッカーを貸与し、キャレルには情報コンセント、書棚、蛍光灯設備が付設されている。

6-3　各専任教員に対する個別研究室の用意

専任教員の個人研究室については、以文館及び児島惟謙館に研究用 LAN が配備された研究室29室（19.8～27.0㎡）を設置し、専任教員１人当たり１室が供与されている。更に、研究用ロー・ライブラリー（184㎡）、共同研究室（64㎡）、教材開発室（35㎡）等を以文館内に設置している。これらの施設は、教材開発室を除いてすべて24時間利用可能である。

なお、研究室の設備としては、机、書棚、ロッカー、応接セット、洗面台、電話等が設置されている。

6-4　情報インフラストラクチャーとそれを支援する人的体制の整備

以文館においては、ネットワーク利用を可能とするために、情報コンセントを設置した講義室・演習室、自習室等において、学生が持参するパソコンを LAN に接続可能とすることにより、ネットを通じて法律情報へのアクセスをすることができる。また、教室前面にプロジェクタースクリーンを設置する等、電子機器の利用による講義や自習をも可能としており、教員と学生のコンピュータを接続し、データの交換、即時試験採点が可能なシステムを設置した教室もある。これらのネットワークの管理については、業者委託により行われている。

また、全学共同利用施設としてのインフォメーションテクノロジーセンター（IT センター）は、月曜日

から金曜日の間、端末機室が21：20まで開室しており、土曜日についても17：50まで利用可能となっている。これにより、夜間や土曜日の学生へのサービス提供が可能であり、技術指導や相談等や利用技術の向上のための講習会等も実施している。

法科大学院の自習室がある以文館・尚文館・児島惟謙館についても、学生証によるカードキーシステムにより、夜間に入館することが可能となっている。また、中之島のサテライト教室においても情報コンセントが設置されており、インターネットによる情報収集が可能である。

6-5　身体障がい者等のための施設･設備の整備

身体障がい者のための施設･設備の整備としては、法科大学院が主に使用する以文館・尚文館等は、比較的新しく建てられた建物であり、ユニバーサルデザイン化がすすんでいる。身体障がい者用エレベーターの設置やスロープによる段差の解消がなされており、また、身体障がい者用トイレも各階に設置されており、駐車スペースも確保している。

なお、聴覚障がい者及び視覚障がい者については、法科大学院としては入学実績がないが、入学者があった段階で相談を行い必要に応じた対応をすることとしている。以前、大学院の他の研究科において視覚障がい者の学生が在学していた関係で点字入力パソコン等の設備も有しており、点字ブロック及び点字シールによる誘導・案内も行っている。また、授業の資料等の配布についても、事前にパソコンによる配信を行うことも可能である。

6-6　施設・設備の維持と社会状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮

施設･設備の充実としての懸案事項としては、自習室について、前述しているように、在学生分の自習室スペースは確保できているが、修了後も司法試験の受験にあたり、引き続き利用を希望するものも含めて利用できるようにするため、常に、利用場所の調整を行っている状況にあるので、教育的効果を高めるためには、修了生用の自習スペースを別途設けることが有効と考えている。このことから、天六キャンパスに修了生を対象とした自習スペースを設置したが、修了生の自習室使用者数の増加がこれからも見込まれるので更にスペースの確保について検討を重ねる必要がある。

6-7　図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備

法科大学院において使用する図書については、次の３つに大きく分類できる。全学的に利用可能な総合図書館をはじめとする図書館、法学部教員・大学院生が研究のために利用する法学部資料室及び法科大学院生が利用するロー・ライブラリーのそれぞれが収集する図書である。

総合図書館では、関西大学における「学術情報の中枢機能を担い、大学が教育及び研究を促進するのに必要な資料を収集、整理、保存及び提供」することを目的としており、全学的に利用することから、多岐にわたる分野の約205万冊の図書を収集している。

図書館においては、限られた予算のなかで図書を購入するにあたり、教育・研究を支援する基本的図書の収書については、図書委員会の議を経て各分野における必要図書について選定を行っている。

図書館の目録情報は、国立情報学研究所が展開する様々なサービスにも迅速に対応できるよう NACSIS 仕様でデータベース化され、学内はもとよりインターネットを通じて学外からも検索が可能である。また、オープンシステム化によりロー･ライブラリーをはじめ学内関係諸機関の書誌・所蔵目録情報一元化をはかり、データベースの構築とオンライン検索の充実をめざしている。

法学部資料室においては、法学部教員・大学院生の利用する研究用法学図書室であるが、特に雑誌のバックナンバーやカレント雑誌を設置し、判例集や法学関係の和雑誌を取り揃えることで研究に供しようとしている。また、CD－ROM や DVD の利用も可能である。

ロー･ライブラリーについては、法科大学院学生用の開架式図書室である。学生が、図書･資料を用いて予習･復習を行う施設であるから、法曹養成に必要な判例集、基本法律図書、一般法律雑誌のほか分野別法律

検索

雑誌、各学会の機関誌等を備えている。

これらについては、それぞれの機能による棲み分けを行うことを考慮している。特に図書館においては、メディアの多様化に対応しうる図書館をめざすために、デジタル化ネットワーク化により発展成長してきた電子ジャーナルの導入及び文献･情報データベースの有効利用を行っている。

6-8　図書館の開館時間の確保

関西大学の総合図書館については、授業期間中の開館時間は9:00から22:00、休業期間中においては10:00から20:00である。また、年間の開館日数についても平成20年度は303日にのぼる。このように自学自習の環境は整えられているといえよう。

更に、法科大学院学生の専用図書を扱うロー・ライブラリーにおいては、年間を通じて8:00から23:00までの使用が可能である。

6-9　国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備

関西大学図書館と他大学との相互利用については、大学図書館間の円滑な相互協力と緊密な連携を図って、「国公私立大学図書館間相互貸借に関する協定」の発効により利用者のニーズを満たしている。本学はこの運営、組織役員派遣等主要な役割を果たしている。そのためにネットワーク情報源を開拓するとともに大型WEB 版データベースの導入により学内ネットワーク上で利用提供するとともに、国立情報学研究所 NII の NACSIS－CAT／ILL システムを有効活用している。

6-10　施設・設備の整備に関する特色ある取組み

施設･設備の整備に関する特色ある取組みとしては、ひとつにはリーガルクリニックによる関西大学中之島センターにあるサテライト教室の利用がある。市民からの法律相談を行うにあたり、大阪の中心地にある中之島サテライト教室の利用は、相談を受ける者にとっても交通の便がよく、また、近隣に裁判所や法律事務所が多くある立地環境は、学生の指導にあたる実務家弁護士の出講にも好都合であり、学生にとっても法曹の志が醸成されることにもなる。

また、以文館の講義室において、一部の講義をビデオ撮影したものを電子化し、復習をしたい学生や欠席した学生が活用できるように配信することができる教室があり、当該講義の理解を深めるのに寄与している。

更に、特筆すべきは文部科学省の「法科大学院等形成支援プログラム」に採択され、平成17年度から本格的に稼働した「司法過疎問題解消に貢献する法曹の養成」プログラムである。これについては、島根県大田市や高知県安芸市等と本学以文館にあるリーガルクリニックとの間を Web ビデオ会議システムを用いて接続し、司法過疎地における住民からの法律相談を毎月 1 回行っている。なお、既に補助金交付が終了している平成21年度現在においても、大学独自で予算化し、この事業を継続している。

【点検・評価（長所と問題点）】

6-1　講義室、演習室その他の施設・設備の整備については、法科大学院専用施設の以文館だけでは講義室、演習室等が不足するために、大学院の共用施設である尚文館を利用しているが、尚文館も会計専門職大学院をはじめとする研究科の設置等により施設面で不足しがちである。

6-2　学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保については、現状では自習室を希望する学生及び修了生の全員にスペースを確保しており、利用時間についても在学生は24時間、修了生についても長時間利用することができるようになっており、評価できる。

6-3　各専任教員に対する個別研究室の用意をはじめとする施設・設備、図書館のサービス等は、必要性を満たしていると評価できる。

【将来への取組み・まとめ】

上記〔現状の説明〕6-6　施設・設備の維持と社会状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮で述べたように、修了生の自習室利用増への対応を検討する必要がある。

7　事務組織

【現状の説明】

7-1　事務組織の整備と適切な職員配置

平成18年度の会計専門職大学院の設置及び全学的な事務組織の改編による教務センターの設置とあいまって、平成18年８月から法科大学院にかかる事務は、専門職大学院事務グループが担当することとなった。専門職大学院事務グループの職員の配備については、会計専門職大学院及び臨床心理専門職大学院の業務を含めて専任職員９名の体制である。

事務分掌としては、教員及び学生に関する全般的な事務として、成績管理、学籍管理、入試、FD、学生募集、総合戦略・広報等法科大学院の運営に必要な業務について学内各部署と協力しながら業務を執り行うことであるが、講師控室の業務を含めた授業支援等の業務については、以文館の法科大学院に関する授業支援業務を除き授業支援グループが行い、入学試験については大学院入試グループが担当する。

執務時間は授業期間中については月曜日から金曜日の９時から20時、土曜日は９時から17時である。

全学的な事務組織の再編に伴い、今後、専門職大学院が増えるのに対応して、個別に事務室を増やすのではなく、統合したかたちでスケールメリットによる効率化をめざすとともに、事務の専門性を持たせることにより学生・教員に対するサービスの向上をめざしている。

7-2　事務組織と教学組織との有機的な連携、7-3　事務組織の適切な企画・立案機能

法科大学院の教学組織について、事務組織の改編等はあったが、専門職大学院事務グループとしての教授会や執行部等との関係は従前どおりである。教学組織について、教授会において、教員人事、学生の入学・修了、カリキュラム、その他の法科大学院の運営に関する重要事項の決定を行っている。執行部としては、研究科長、副研究科長のほか教学主任２名、学生相談主事、入試主任を置き、法科大学院の運営に関する執行に責任を持つ体制となっている。その他に自己点検･評価や FD をはじめとする各種委員会を置いている。専門職大学院事務グループとしては、研究科長をはじめ執行部との連携を取りながら、その政策実現のために企画･立案に参画し、実施においても運営のサポートを行っている。

7-4　職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取組み

事務組織の機能強化のための取組みとして、関西大学の学部ごとに設置していた学部事務室等を教務センターに事務組織を改編した。これは、縦割りによる学部・大学院の事務室を教務センターに一本化することで、それまで多岐にわたる内容を幅広く行ってきたことで専門性に欠いていたところを改め、担当業務に専門性を持たせることによるサービスの向上をめざしたものである。専門職大学院においては、従前との変更点が少なかったが、入試関係及び以文館の法科大学院に関する授業支援を除く講師控室等の授業支援業務は他部署の分掌となり、教学組織、特に教授会・執行部へのサポートに重点を置くことをめざして組織改革に取組んでいる。

また、大学主催の研修等による自己啓発を行っているほかに、関西四大学や関東を含めた大学の法科大学院事務担当者の研究会を実施しており、その中で情報交換や意見交換を行い、他大学の動向や本大学の現状を理解し、本研究科の更なる発展につながるように努力している。

7-5　法科大学院における事務組織とその機能の充実を図るための特色ある取組み

法科大学院においては、平成16年度の研究科開設当初から、法科大学院事務室を設置し、教員・学生の双方を対象として研究科全体の事務を執り行ってきた。しかしながら、平成18年度に会計専門職大学院が設置され、将来的にも専門職大学院が設置されることが見込まれてきたこと。また、他方では学生・教員へのサービス向上をめざした事務組織改革が推進され、同年８月に全学的な事務組織の改編に伴い、教務センターが設置されるなかで、教務センターにおける専門職大学院事務グループという位置づけとなり、会計専門職大学院の業務を含めた事務組織が置かれた。この組織においては、従前における授業支援に関する業務は、以文館の法科大学院に関する授業支援を除き移管されたが、それ以外の教授会等の運営や学生対応については、依然このグループにおいて事務を執り行っている。

【点検・評価（長所と問題点）】

教務センターの設置に伴い、各部署の業務に対する専門性が高まったことが長所としてある。大学院入試を担当する事務組織ができたことにより、大学院入試の実施や広報等を一部署で行うことにより、業務に関するノウハウを増すことができる。また、授業支援チームによる情報機器やAV機器に関するサービス提供の向上が挙げられる。法務研究科としては、このような部署に対して、研究科のニーズを的確に伝え、連携・協力を密接に行うことが重要となる。

【将来への取組み・まとめ】

「10情報公開・説明責任」【将来への取組み・まとめ】でも述べるように、授業や講演会の収録ビデオを法科大学院の情報公開の一環としてホームページを通じて発信しようとする場合、現行の業務分担では必ずしも機動性を発揮できない。当初想定していなかった業務に取り組むにあたり、各部署間の機動的な連携をいかに図っていくかは、今後の検討課題である。

８　管理運営

（ア）管理運営体制等

【現状の説明　８管理運営】

8-1　管理運営に関する規程等の整備については、法科大学院には教授会を置くものとし、その権限及び運営について必要な事項は、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会規程において定めている。法務研究科長の選挙については、法務研究科長選挙規程が定められている。

8-2　管理運営に関する決定の尊重については、本学法科大学院は、所属教員を有する独立研究科として大学院組織の中に位置づけられ、また、独自の教授会を有する等、管理運営上の独自性の確保が可能な組織とされている。教授会の決定した教学及び任用等の人事に関する事項の決定は、慣習上、大学理事会において尊重されており、現在までに、法科大学院教授会の決定が理事会等において覆されるような事態は生じていない。

なお、以下では、現状の説明を補足するために、法務研究科の組織構成を概観する。

法務研究科長：法務研究科（法科大学院）長は、法科大学院教授会（以下、「教授会」という。）によって選出される。研究科長は、教授会において議長となり、議事を運営するとともに、決定事項の執行、その他法科大学院の運営に必要な事項の執行に責任を負う。

教授会：法科大学院の運営に関する最高意思決定機関として、教授会を置く。教授会は、専任の教授、准教授、専任講師及び助教並びに特別任用教員をもって構成し、研究科長の選出、副研究科長の承認、専任教員の任用及び昇任その他人事に関する事項、特別任用教員の任用、学則、教育課程、入学試験に関する事項、法科大学院の管理運営上重要な事項をその議決事項としている。構成員の過半数の出席をもって教授会は成立し、その議決は、原則として出席者の過半数の同意をもって行われる。ただし、特別任用教員は、研究科長の選出や教員の任用、及び学則に関する事項等、人事・組織に係る事項については議決権を有しない。

副研究科長：副研究科長は、研究科長の指名に基づき、教授会の承認を得て任命され、研究科長を補佐する。

執行部：研究科長は、副研究科長に加え、教務や FD を管掌する教学主任（2名）、学籍・教育事項につき管掌する学生相談主事、学生の募集や入試の実施につき管掌する入試主任を指名して、これら6名をもって執行部を構成する。日常的な管理運営上の業務は、教授会の委任を得て、執行部が担当する。なお、執行部は教授会規程等で明文上定められたものではなく、慣習上設置される仕組みである。

各種委員会：法科大学院のカリキュラムの作成や講義・演習担当について実質的に検討・審議し、FD を統括することを職務とする FD 委員会、及び法科大学院の自己点検・評価を実施し、第三者評価（認証評価）に対応することを職務とする自己点検・評価委員会を置いている。そのほか、在学生及び修了生に対し、修了後の就職に関するサポートを行うため就職支援委員会を置いている。

【点検・評価（長所と問題点）】

8-1　管理運営に関する規定等の整備 及び **8-2　管理運営に関する決定の尊重** については、特に問題となる点はない。

（イ）法科大学院固有の専任教員組織の長の任免

【現状の説明】

8-3　専任教員組織の長の任免等 については、法務研究科長選挙規程に基づいて、選挙権の平等・秘密投票の原則のもとに選挙による法務研究科長の選出が行われている。法務研究科長の罷免についてはその原因・手続等を定めた規程は存在せず、解釈上は、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会規程第6条第5号の「その他人事に関する事項」として教授会の審議、議決により決することになると解される。

【点検・評価（長所と問題点）】

8-3　専任教員組織の長の任免等 については、法務研究科長の選出はルールにしたがって厳正に実施されていると評価できる。他方、大学院研究科長の罷免、解職に関する規程を事前にルール化していないことは欠点である。

【将来への取組み・まとめ】

8-3　専任教員組織の長の任免等 については、法務研究科長の罷免、解職に関する規程の整備に関して、その必要性を検討するべきである。

（ウ）関係学部・研究科等との連携

【現状の説明】

8-4　関係する学部・研究科等との連携・役割分担 については、関西大学では、法学部及び大学院法学研究科が法科大学院と関連する。

法学部は、法学政治学科の１学科で構成されており、法律学及び政治学の基礎的教育を担う教育研究機関である。

大学院法学研究科は、前期・後期課程とも、法学・政治学専攻に統合されており、前期課程には法政研究、企業法務及び公共政策の３コースが設置されている。前期課程の法政研究コースは、より深い学識を得ようとする者、研究者を志望する者等を対象とするもので、いわゆる研究者養成コースに相当し、原則として後期課程への進学を予定する。企業法務コース及び公共政策コースは、いわゆる高度専門職業人の養成を目的とする専修コースである。前者は司法書士や弁理士、税理士、社会保険労務士等の資格取得をめざす者、企業の法務担当者を志望する者等を対象とし、後者は国家ないし地方公務員、国際機関の職員等をめざす者のほか、マスコミ志望者等も対象とする。

以上から、司法試験及び司法修習と連携した実務法曹養成機関である法科大学院と、法学部及び大学院法学研究科との間には明確な役割分担が行われている。

他方、法学部及び大学院法学研究科との間の連携であるが、法科大学院の専任教員が法学部及び大学院法学研究科の講義等の一部を担当している。また、法学部の教員が法科大学院の講義の一部を担当している。また、法科大学院学生に対しては、法学部や大学院法学研究科の科目を追加履修することが認められている（関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第14条）し、大学院法学研究科の学生が、指導教員の許可を得て法科大学院の科目を追加履修することも制度上可能である（関西大学大学院学則第18条）。

法学部・大学院法学研究科と法科大学院の間では、定期的に双方の執行部構成員が協議する機会が設けられており、そこで、具体的な連携の方法が論じられている。

【点検・評価（長所と問題点）】

8-4　関係する学部・研究科等との連携・役割分担については、特に問題はない。

（エ）財政基盤の確保

【現状の説明】

8-5　財政基盤の確保については、大学全体の基準にしたがって法科大学院に対する予算の配分が行われている（根拠・参照資料：学校法人関西大学計算資料）。また、教育・研究のための財政基盤の充実を図る観点から、学外・学内の教育・研究助成に対して法科大学院として組織的に応募し、次のような成果を得ている。すなわち、平成16年には、文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム「実践的教育推進プログラム」に、「司法過疎問題解消に貢献する法曹の養成」プログラムを提出し採択された。また、平成19年度の文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムに、「映像教材を活用した総合的法実務教育の実施」プログラムを提出し採択された（15,039,000円）。更に、平成19年度の文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムに、「全国法曹キャリア支援プラットフォーム」を共同提出し採択された（19,997,000円）。次に、学内助成としては、平成16年度重点領域研究助成として、課題「法科大学院における法実務と法学教育の結合の試み：地域に根ざしたリーガル・サービスの提供」（581,3000円）、平成19年度重点領域研究助成として、課題「法科大学院における法実務教育の展開：司法過疎地に対する法律相談・法情報提供システムの高度化」（493,8000円）を提出しそれぞれ採択された。また、同じく学内の助成として、平成17年度教育促進費（学部教育リフレッシュ予算）として、課題「裁判員制度による刑事裁判を学ぶ機会を法科大学院学生に提供すること」を提出し採択された（1,345,000円）。

【点検・評価（長所と問題点）】

8-5　財政基盤の確保については、予算の編成は大学全体の基準にしたがい適正に行われていると評価できる。また、法科大学院設置年度から組織的に、各種の学外・学内の教育・研究助成に応募し、一定の成

果を得ていることも評価できる。

【将来への取組み・まとめ】

8-5　財政基盤の確保については、特にない。

（オ）特色ある取組み

【現状の説明】

8-6　管理運営に関する特色ある取組みについては、最高の意思決定機関である教授会のもとに、管理運営の機能を分掌するために、法務研究科長を長とする執行部が置かれている。設置段階では、入試出題委員会、入学者選抜実施委員会、FD 実施委員会、人事委員会、総合戦略・広報委員会、募金戦略委員会、国際交流委員会等を設置することで、管理運営の機能を充実させることを計画していたが、専任教員数が30名に満たない組織体においてこのような多様な委員会を設置当初から立ち上げることは、困難であった。また、現実に発生する問題のほとんどでは、迅速な意思決定とその執行が求められることから、管理運営に関する事項の大部分は執行部が機動的に処理している。なお、管理運営と直接の関連性を有する各種委員会としては、自己点検・評価委員会、FD 委員会、就職支援委員会があり、その他として、法科大学院広報委員（単独制）、ローライブラリー図書選定委員会及び法科大学院ジャーナル編集委員会がある。

【点検・評価（長所と短所）】

8-6　管理運営に関する特色ある取組みについては、日常的に生じるさまざまな問題について執行部が迅速かつ機動的に対応している反面、一部の教員のみが管理運営に携わることとなるために、管理運営に対する各構成員の参加意識が希薄になっているのではないかという懸念がある。また、一部のとりわけ基幹科目を担任する教員が管理運営に関する重責を担っている状況では、教育活動に対する影響ということも懸念される。

【将来への取組み・まとめ】

8-6　管理運営に関する特色ある取組みについては、各構成員の責任意識が希薄化することで、結局は機動的な運営の支障になりかねないという問題がある。したがって、カリキュラム・時間割作成、入学試験、FD に関する事務は、少なくとも個別の委員会を立ち上げて、執行部構成員のみがこれらの事務について責任を負うという状況を改善する必要があろう。ただ、現状の専任教員数では、一部の教員だけが複数の委員会を兼務することが避けられず、主要な委員会の立ち上げだけでは問題を解決することにはならない。教員組織の人的充実こそが急務である。

9　点検・評価等

【現状の説明】

9-1　自己点検・評価のための組織体制を整備と、適切な自己点検・評価の実施については、本研究科は、その活動状況に関する自己点検及び評価を行うために、平成16年４月の法科大学院開設に併せて、関西大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会規程（以下、「委員会規程」という。）を定め、この規程に基づき関西大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会（以下、「自己点検・評価委員会」という。）を設置している。

検索

自己点検・評価委員会は、法科大学院の自己点検・評価及び外部評価の実施、本学の全学的自己点検・評価との調整、並びに第三者評価（認証評価）への対応並びにその結果の公表を行うことを職務として、副研究科長、法科大学院専任教員から選出された委員３名、専門職大学院事務グループの自己点検・評価担当者の計５名の委員によって組織されている。

自己点検・評価委員会の職掌事項は、①自己点検・評価及び外部評価に関する年度活動方針の策定に関すること、②自己点検・評価及び外部評価の企画立案、評価項目の設定、実施及びその結果の公表に関すること、③第三者評価への対応及びその結果の公表に関すること、④自己点検・評価、外部評価及び第三者評価（認証評価）の結果に基づく、研究科長への改善方策及び改善計画案の提言に関すること、⑤改善の達成度の検証結果に基づく、研究科長への改善勧告に関すること、及び⑥その他自己点検・評価、外部評価及び第三者評価（認証評価）に関すること、である。そして、委員会規程では、２年に一度、自己点検・評価報告書を作成することとされていることから、平成18年3月に「関西大学法科大学院　自己点検評価・報告書」の第１冊を、平成20年3月に第2冊をそれぞれ作成・発行した。

9-2　自己点検・評価の結果の公表については、同報告書を、他の法科大学院や関係諸機関に送付したほか、法科大学院内のロー・ライブラリーにも備え置き、学生の閲覧に供している。また、平成20年３月に作成した第２回目の報告書についても、関西大学全体の自己点検・評価報告書に収録したうえで、関係諸機関に送付するほか、ロー・ライブラリーに備え置いている。

9-3　自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるためのシステムの整備については、自己点検・評価の結果を機動的に改善・向上に結びつけることができるようにするため、自己点検・評価委員会の委員長を執行部のメンバーが兼ねることにしていたが、平成20年度からは、評価の客観性と改善・向上の機動性とのバランスを考慮し、委員長については、執行部のメンバー以外の委員が就任することにした。

9-4　自己点検・評価の結果の改善・向上への反映については、第１冊目の自己点検・評価報告書において、学生の履修条件が過重であること、組織的な FD 活動が不十分である等の点検・評価がなされたことを受けて、カリキュラムに関しては、平成19年度から修了要件単位の軽減や開設科目の見直し等のカリキュラム改革が行われ、FD 関係では、学生による授業評価アンケートの結果公表を実現させ、また、教育方法を検討するための研究会や講演会の開催数を増加するに至っている。

【点検･評価（長所と問題点）】

9-1　自己点検・評価のための組織体制を整備と、適切な自己点検・評価の実施については、現在のところ、法科大学院教育の改善を中心とする諸施策を適宜かつ迅速に実施するため、執行部の担う役割が大きく、自己点検・評価委員会の活動はそれらを事後的に点検・評価してまとめる結果になっており、組織的な自己点検・評価の実施という点では必ずしも十分なものではない。また、実効性ある自己点検・評価には、あらかじめ目標を設定し、その達成度を点検・評価することが適切であるが、現時点では教育活動等に関する改善目標を設定するには至っていない。今回の自己点検・評価を踏まえ、目標の設定と目標実現の方法について検討する必要がある。

【将来への取組み・まとめ】

有効な自己点検・評価を実施するには、問題点の分析や改善策の策定の基礎となるデータを系統的・体系的に収集・蓄積しておく必要がある。しかし、現在のところ、各種データは、執行部が諸施策を立案する必要上作成されている側面が強く、自己点検・評価のために改めてデータを収集する結果となって、二度手間になる場合がしばしばある。今後は、執行部のみならず、FD 活動や各教員の教育活動等の改善に役立つデータを体系的に収集・蓄積して一元的に管理する体制を整備する必要がある。

10　情報公開・説明責任

【現状の説明】

10-1　組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開については、まず、平成15年度から、主として本研究科への入学を検討している読者を想定したパンフレット「関西大学法科大学院－120年の伝統から、法曹の新世紀へ。」（平成19年度から、副題は「法曹の新世紀へ」）を発行し、事務室での無料配布、希望者への郵送配布のほか、新聞社等の主催する進学説明会等において提供してきた。平成18年度までは、①アドミッション・ポリシーと教育理念、②授業科目と教育方法等の具体例、③教員スタッフ、④在学生の声、⑤施設・設備、カリキュラム構成、⑥入学者選抜の各項目により構成されていたが、更に平成19年度からは、⑦司法修習中の先輩の声、⑧１年次と２年次のモデル時間割も取り上げて、その概要を的確に把握できるように記述している。施設・設備のほか、授業風景や試験問題等の写真も多数掲載して、本研究科における学習生活ができるだけ活き活きと伝わるように工夫している。

また、本研究科の設置申請時よりウェブサイト（ http://www.kansai-u.ac.jp/ls/ ）を開設し、教育理念や教育方針、教育内容等のほか、タイムリーな教育活動等の状況について情報提供を行っている。ホームページには、常設項目として、教育理念・方針を語る研究科長のあいさつ、教育内容・スタッフ、施設・設備、入学試験、授業料・奨学金、及び Q&A を設け、講演会や公開講座、入試問題やその解説等のタイムリーな情報は、TOPICS 欄で随時更新している。

入学者選抜、修了年限、学費及び奨学金等の学生支援制度についての詳細は「学生募集要項」に記載しており、また、入学前事前指導に関する情報や配布資料は、ホームページにファイルをアップロードし、参加できなかった者もアクセスして入手できるようにしている。

なお、本研究科は、規程に基づき、自己点検・評価報告書を２年ごとに公表することになっており、「関西大学法科大学院　自己点検評価・報告書」を平成18年３月、平成20年３月に発行した。

以上のほか、法学教室や法学セミナー等法学雑誌における法科大学院紹介企画の取材にも積極的に応じ、本研究科の教育理念や教育方針について説明する機会としている。

10-2　学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備については、上記の情報公開のうち、規程に基づき実施されているのは、関西大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会規程に基づく自己点検・評価報告書の公表のみであるが、執行部が中心となって各種冊子及びホームページにおいて機動的に情報公開がなされており、必要な体制は一応整備されていると考えられる。

また、**10-3　情報公開の説明責任としての適切性**についても、本研究科の活動状況等の現状を知るのに必要な情報は、上記のような各種媒体を通じて適宜提供されており、説明責任の役割も適切に果たしていると考えられる。

【点検・評価（長所と問題点）】

10-2　学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備については、情報公開の手段として、ウェブサイトはもっとも有用であるところ、ホームページの開設当初は、情報の更新が遅いことを指摘する声がかなりあった。しかし、入学前事前指導等業務内容がある程度定型化してきたものは、タイムリーにアップデートできるようになり、改善されてきている。一方、授業内容や教育方法に関する情報の充実を予定していたが、カリキュラムが改正されたこと、及び人員不足が影響して、その作業は中断しており、課題として残っている。

検索

【将来への取組み・まとめ】

以文館（法科大学院棟）内のＢ1教室は、ビデオ収録システムを備えており、ここで行われる授業や講演会等は、原則としてビデオに収録されている。そこで、法科大学院の活動状況に関する情報公開としては、上記のように、文字情報や写真を各種冊子・ホームページを通じて公開するだけでなく、こうした収録ビデオ（いわゆる動画）の発信も計画しているが、そのためのスキルをもった人員が不足しているため、タイムリーにアップロードできる状況には至っていない。これらが実現できるようになれば、**10-1　組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開**は、より適切にこれを果たすことができるようになるため、TA 等による対応を含め、体制の整備を検討中である。

検索

会　計　研　究　科

検索

第Ⅱ編　会計研究科　目次

1　教育目的 …… 1159

1-1　教育目的　〈1159〉

1-2　教育目的の達成　〈1160〉

2　教育内容 …… 1164

2-1　教育内容　〈1164〉

3　教育方法 …… 1173

3-1　授業を行う学生数　〈1173〉

3-2　授業の方法　〈1174〉

3-3　履修科目登録単位数の上限　〈1177〉

4　成績評価及び修了認定 …… 1178

4-1　成績評価　〈1178〉

4-2　修了認定及びその要件　〈1182〉

5　教育内容等の改善措置 …… 1183

5-1　教育内容等の改善措置　〈1183〉

6　入学者選抜等 …… 1191

6-1　入学者受入　〈1191〉

6-2　収容定員と在籍者数　〈1201〉

7　学生の支援体制 …… 1203

7-1　学習支援　〈1203〉

7-2　生活支援等　〈1207〉

7-3　身体に障がいのある学生に対する支援　〈1210〉

7-4　職業支援（キャリア支援）　〈1211〉

8　教員組織 …… 1213

8-1　教員の資格と評価　〈1213〉

8-2　専任教員の配置と構成　〈1217〉

8-3　研究者教員　〈1220〉

8-4　実務家教員（実務経験と高度な実務能力を有する教員）　〈1221〉

8-5　専任教員の担当科目の比率　〈1223〉

8-6　教員の教育研究環境　〈1224〉

9　管理運営等 …… 1226

9-1　管理運営の独立性　〈1226〉

9-2　自己点検及び評価　〈1231〉

9-3　情報の公表　〈1235〉

9-4　情報の保管　〈1237〉

10　施設、設備及び図書館等 …… 1238

10-1　施設の整備　〈1238〉

10-2　設備及び機器の整備　〈1242〉

10-3　図書館の整備　〈1243〉

1　教育目的

1-1　教育目的

1-1-1

高度な会計職業人養成を目的とした専門職大学院（以下「会計大学院」という。）においては、その創意をもって、将来の会計職業人（会計・監査に関係する業務に携わる者）が備えるべき高い倫理観、実務に必要な学識及びその応用能力並びに会計実務の基礎的素養を涵養するために、教育目的を明文化すること。

【現状の説明】

本会計大学院の教育目的は、基準1-1-1が求める内容と国際会計士連盟が作成する国際会計教育基準を満たすという観点から、「世界水準で通用する、理論と実務に習熟した公認会計士の養成を目的とする」と明文化されている。

この文章中の「世界水準で通用する」とは、(1) いわゆる試験対策的な学習水準にとどまらないこと、(2) 世界規模で標準化する会計・監査制度に精通できる基礎的能力と将来に会計専門職として備えるべき高い倫理観を十分に体得していること、別言すれば (3) 会計大学院で学習すべきコア・カリキュラムの水準に達していることを意味する。すなわち、国内で設立された主要な会計大学院が理想として求めている大学院らしい専門職教育の水準に到達することをミニマムの目標とした。したがって、「世界に通用する」という修飾語を英語即戦力という意味では使っていない。

一方、「理論と実務に習熟した」という言葉は多義的であるが、本会計大学院はこの言葉に独自の教育目的を付与している。本会計大学院は、その固有の目的を「○○界のリーダーたりうる公認会計士」の養成と明文化している。具体的には、監査界、産業界、官公庁のリーダーの養成を目的としている。そして、各界でリーダーになるための素養を「××に強い公認会計士」と表現している。具体的には、財務に強い、ITに強い、法律に強い、経営に強い、行政に強い、という 5 つのキーワードが入る。本会計大学院のこうした独自の教育目的を「知のペンタゴン」（基準1-2-1で詳説する）と表現している。

以上要するに、本会計大学院は、学生に対して、会計・監査というメインの領域で卓越した水準に達することを求める一方で、5 つのサブ領域のいずれかについても卓越した水準に達することを求め、もって、監査界、産業界、官公庁のリーダーたれと求めているのである。こうした教育目的は、本会計大学院のカリキュラム編成や FD 活動の指針となり、専任教員の教育上の指導理念となっている。また、非常勤講師に対する要望ともなっている。

【点検・自己評価】

本会計大学院の教育目的は明文化され、学生及び教職員に周知徹底されている。非常勤講師に対しても FD 活動を通じて周知徹底している。それゆえ、基準1-1-1は満たされていると判断する。

【参考資料】

1. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/ideology/gaiyo.html）
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2009年版（4 頁）

検索

1-2　教育目的の達成

1-2-1

1-1-1の目的が達成されるように、各会計大学院は養成しようとする会計職業人像に適った教育を行うこと。

【現状の説明】

本会計大学院では、基準1-1-1の教育目的を会計職業人像に具体化し、これをカリキュラムに反映させている。まず、「世界に通用する」公認会計士の養成のため、「職業会計士となるための水準の確保」と「公益を意識した職業倫理観の醸成」を最低限の目標としている。これらの目標に「理論と実務に習熟した公認会計士」の養成の観点を加味して、教育内容を決定している。具体的には、「基本科目群」、「発展科目群」、「応用科目群」という3段階の科目群編成としている。会計大学院の学生は当面の目的として公認会計士試験の合格を掲げるが、そうした期待は承知しているが、我々はカリキュラム設計において試験対策的科目に偏向することなく、会計大学院としてあるべき科目の設置を貫くこととした。

図Ⅱ-会計-1

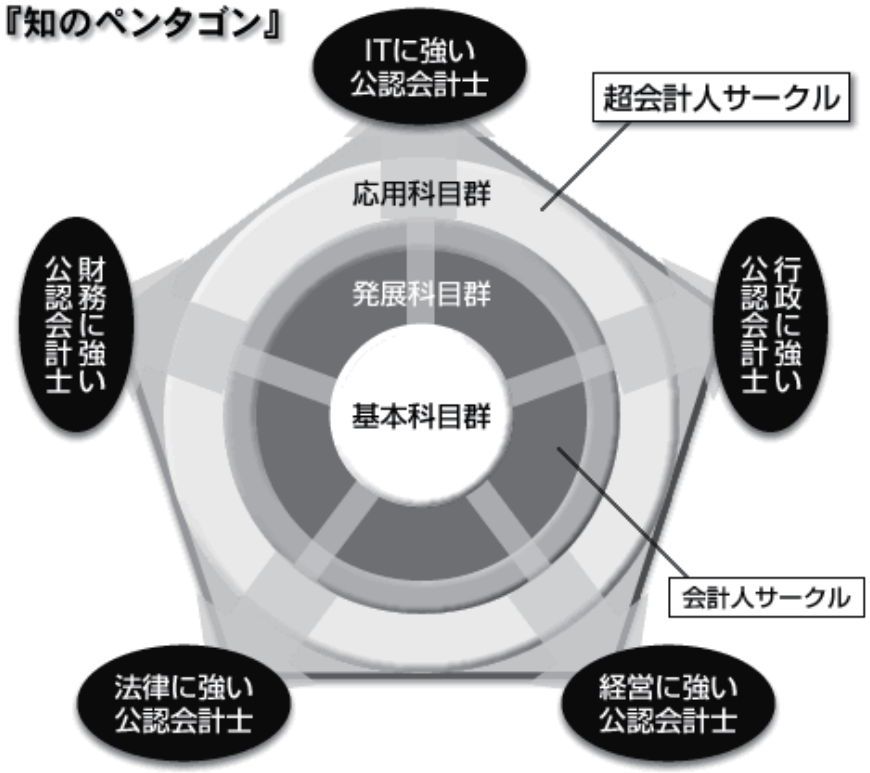

http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/curriculum_id.html より

次に、「資格取得後に競争優位を発揮できるための得意領域を持った公認会計士」の養成のために、専門性の高い科目群を多く設置した。また、会計・監査というコアの領域以外に得意領域を持った公認会計士であって欲しいとの願いを実現させるために、学生に対して5つの戦略的分野（「財務の領域」、「IT の領域」、「法律の領域」、「経営の領域」、「行政の領域」）を提示し、履修の際の参考としている。こうして提示された関心領域を「知のペンタゴン」と称している。次に、引用図における「会計人」と「超会計人」の差異は、形式的には習得知識の差であるが、実質的には卓越した能力を有するか否かに求められる。

以上述べた人材育成の目的を実現するために、専任教員による具体的アドバイス等を可能とする個別演習科目（1年次生に対するアカデミック・ソリューションと2年次生に対するプロフェッショナル・ソリューション）を用意し、学生一人ひとりにフィットした学習と将来設計が可能となるようにしている。

【点検・自己評価】

本会計大学院はその教育目的を達成するために、目的適合的なカリキュラムや学習環境を整備し、全教員が目的達成のための教育を行っている。よって、基準1-2-1は満たされていると判断する。

【参考資料】

1. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/index.html）
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2009年版（2～3頁）

1-2-2

1-1-1の目的を達成し、1-2-1の教育を実現するために、各会計大学院は教育の理念や目的を具体的に示し、それらと矛盾しない体系的な教育を施し、その教育を貫徹するために成績評価と修了認定を厳格に行うこと。

【現状の説明】

本会計大学院では、基準1-2-1で明らかにしたように、教育目的を具体化した養成すべき会計職業人像を想定して人材育成の目的を実現するため、次のようにカリキュラムを編成している。

つまり、①基準1-2-1で述べた3段階（基礎・発展・応用）の科目群の設定とこれら科目群における理論科目と実践科目の最適な配置、②基準主たる専門分野である会計系科目5系列と（戦略的に得意分野を作るために）第二の専門分野に対応する非会計系科目5系列の設定、③基準これら10系列に属さない横断科目等、そして④基準教員から学生へのきめ細かい指導とアドバイスを可能とする個別演習科目から構成されている。

科目群

(1) 基本科目群（必修科目）‥‥‥‥‥ 会計専門職のための導入教育
(2) 発展科目群（選択必修科目）‥‥‥ 会計専門職としての基礎的実務対応教育
(3) 応用科目群（選択科目）‥‥‥‥‥ 会計専門職としての実践的実務適応教育
　＊　各科目群は理論科目と実践科目から構成されている。

科目系列

(1) 会計系科目系列‥‥‥‥財務会計系、管理会計系、税務会計系、公会計系、監査系
(2) 非会計系科目系列‥‥‥法律系、経営系、ファイナンス系、経済・統計系、IT・ビジネススキル系

横断科目　　会計専門職業倫理、会計専門職業数学、特殊講義

個別演習科目　　アカデミック・ソリューション、プロフェッショナル・ソリューション、論文指導・修士論文
　＊　論文指導・修士論文は特にこれを選択した者に対してのみ行われる。

図Ⅱ-会計-2　カリキュラムの特徴

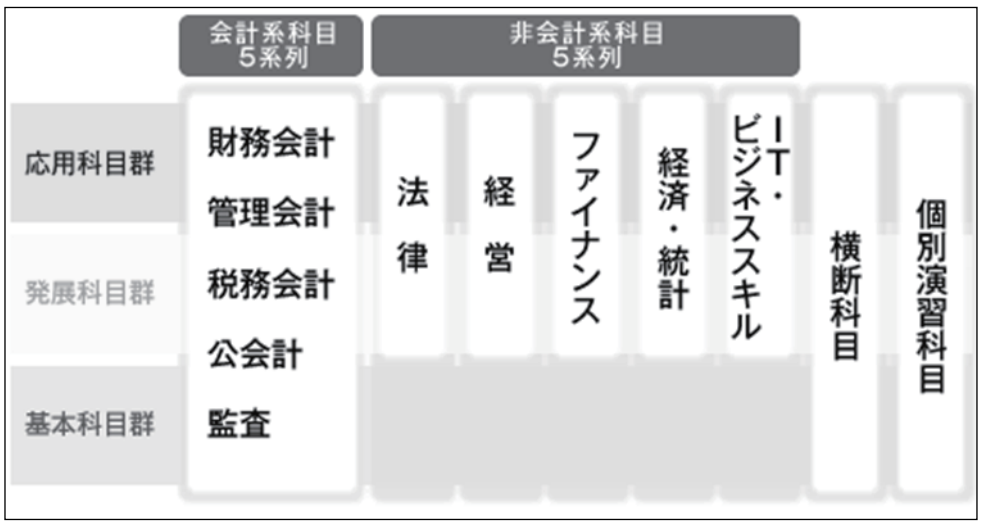

検索

＜成績評価について＞

本会計大学院では、科目群ごとに評価方法（試験・レポート等）や成績評価（相対評価、絶対評価）に関する基準を設け、成績評価を厳密に行っている。

成績評価の基準はシラバスで明確にし、厳密に行っている。

成績評価に関連して試験方法と評価方法を原則として下表のとおり行っている。

表Ⅱ-会計-1

試　験　方　法	評　価　方　法
［基本科目］ 筆記試験。	［基本科目］ 相対評価とし、1クラスにおける各評価段階（秀～可及び不合格）の割合を定める。
［発展科目］ －理論科目－ 筆記試験。 －実践科目－ 特に指定はない。 －個別演習科目－ 特に指定はない。	［発展科目］ －理論科目－ 受講生が相当人数（20名程度を目安とする）の場合、可能な限り相対評価（秀～可及び不合格）で評価を行う。 －実践科目－ 原則として絶対評価。 －個別演習科目－ 原則として絶対評価。
［応用科目］ －理論科目－ 筆記試験。 －実践科目－ 特に指定はない。	［応用科目］ 原則として絶対評価。

『出講の手引き』2009年版に基づいて作成している。

本会計大学院の教育の中心に位置づけられる基本科目群全科目の成績分布を示すと次表のとおりとなる。本会計大学院では基本科目群の全科目が必修科目であることから、全担当教員に厳格な相対評価を求めている。

表Ⅱ-会計-2

	A（秀）	B（優）	C（良）	D（可）	不合格
2006年度	12.32%	21.92%	45.29%	13.77%	6.70%
2007年度	14.09%	22.45%	44.01%	13.53%	5.93%
2008年度	14.49%	20.44%	36.99%	16.80%	11.28%
3年平均	13.63%	21.60%	42.10%	14.70%	7.97%

本報告書「データ・資料編」掲載の「基本科目の成績評価分布状況」に基づき平均値を算出。
2006年度と2007年度はA、B、C、D、不合格の評語。
2008年度からは秀、優、良、可、不合格の評語。
A（秀）は90点以上、B（優）は80点以上、C（良）は70点以上、D（可）は60点以上。

＜修了認定について＞

本会計大学院における修了要件は次のとおりであり、厳格な成績評価の結果として認定が行われている。

以下の科目を含め54単位以上修得しなければならないものとする。

(1) 基本科目群から必修科目16単位

(2) 発展科目群から実践科目群6単位以上を含めて24単位

(3) 応用科目群から実践科目群2単位以上を含めて12単位

【点検・自己評価】

以上により、基準1-2-2を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/index.html）
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2009年版（5頁）
3. 『会計専門職大学院要覧』2009年版（8頁、44頁）

4.『会計専門職大学院講義要項』2009年版
5.『会計専門職大学院出講の手引き』2009年版

1-2-3

各会計大学院は1-2-2が実施されているかどうかをレビューする第三者評価を尊重し、教育目的を達成するための努力を継続して行うこと。

【現状の説明】

関西大学では、1994年４月に関西大学自己点検・評価委員会を設置し、全学的な教育・研究水準の向上を図るべく、自己点検・評価活動を２年に１度の周期で行ってきた。この全学委員会と協力しつつ、本会計大学院においても自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価活動を行ってきた。

本会計大学院では、研究科執行部、自己点検・評価委員会及びFD委員会の３者が協力して、自己点検・評価活動を充実させるとともに、第三者評価に備えるための準備を行ってきた。本会計大学院の自己点検・評価報告書は、当初より会計大学院評価機構の評価基準や自己評価の手引きに準拠して作成している。これらの活動は、具体的には、2007年度より学生による授業評価の分析等をFD活動報告書としてまとめ、ついで2008年度より自己点検・評価報告書の作成に取り組んでいる。

本会計大学院は、教育顧問会議を設置し、学外から毎年５・６名の顧問に就任していただいている。これら顧問よりの助言等に対し、研究科執行部、自己点検・評価委員会及びFD委員会が直ちに対応することとしている。また、毎学期、授業評価アンケートを実施し、その結果を踏まえて、科目担当者が評価への対応や当該対応策の有効性を評価し、また科目系列ごとにアンケート結果を総括している。更に、厳格な成績評価と修了認定を行う観点から、すべての専任教員が、学生の入学前から現在までのすべての成績データを共有し、教員のFD活動のために設置された能力開発室を拠点として、日常から意見交換が行われ、教員間の相互牽制も機能している。

また、本会計大学院の特徴となっているアカデミック・ソリューションとプロフェッショナル・ソリューション（個別演習科目）では専任教員と学生との交流が盛んであり、専任教員は学生から出される希望やクレームを直ちに吸収できるようになっている。学生の希望等のすべてを自動的に取り入れるわけではないが、専任教員の教育改善につなげるきっかけとなっている。

【点検・自己評価】

本会計大学院では、自己点検・評価活動、授業評価、教育顧問会議、ソリューション等での学生の意見吸収及び多角的に実施しているFD活動を通じて明確になった課題に順次取り組み、カリキュラムの改訂、成績評価の見直し（厳格化）、出講の手引きの改訂に結び付けてきた。よって、本基準1-2-3は満たしていると判断している。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院授業評価アンケート結果報告書』（FD活動報告書第１号、平成18年度春学期）
2.『会計専門職大学院FD活動報告書』第２号（平成18年度秋学期、平成19年度春学期）
3.『会計専門職大学院FD活動報告書』第３号（平成19年度秋学期）
4.『会計専門職大学院自己点検評価報告書』第１号

検索

2　教育内容

2-1　教育内容

2-1-1

教育課程が、社会的期待を反映し、理想とする会計職業人を養成する目的を実現することに資するものであること。

【現状の説明】

解釈指針2-1-1-1に対応する【現状の説明】で詳述しているように、本会計大学院の教育課程は、社会的期待を反映し、理想とする会計職業人を養成する目的を実現することに資するものであることを重視している。

【点検・自己評価】

解釈指針2-1-1-1に対応する【点検・自己評価】で詳述しているように、本会計大学院の教育課程は、本基準2-1-1を満たしていると判断している。

解釈指針2-1-1-1

会計大学院は、その目的のひとつに公認会計士養成があげられるが、社会からはより広範な期待が寄せられていることを踏まえ、各会計大学院が創意工夫のうえ、教育課程を編成する。教育課程は、会計職業人の理想像を明確にし、その養成にふさわしい教育内容をもとに編成する。

【現状の説明】

本会計大学院では本学の教育理念である「学の実化」を会計教育において実施するため、高度の会計専門職業人として公認会計士を念頭に置いている。ここに公認会計士は具体的な職業であり、かつ多様な会計専門職の象徴としている。社会が会計大学院の設置を望む理由として、資格取得のみに特化した学習を経て公認会計士となることへの批判があるが、本会計大学院もこのことは肝に銘じて、大学院教育として望まれる教育を行っている。その上で、すべての会計専門職の象徴として公認会計士を置いている。そして、学生に対しては、会計・監査の領域以外に誰にも負けない第二の専門領域を持つように指導している。その戦略的領域が「財務」、「IT」、「法律」、「経営」そして「行政」の５領域（「知のペンタゴン」）である。これらの得意領域を作るために、学生に対しては入学時に５領域の履修モデルを示し、教員（非常勤を含む）に対しては『出講の手引き』で履修モデルを示し、学習設計とキャリア設計の判断材料としている。

近年、監査界以外からも会計大学院修了生に対する広範な期待が寄せられている。しかし、その場合でも、産業界や官公庁が希望する修了生が公認会計士試験に合格していれば申し分ないし、仮に合格していなくても同水準まで勉強していることが望ましいとする現実的な要請があることを専任教員は自覚している。そういう意味では養成すべき人材像として公認会計士を掲げることはすべての社会的要請にかなっていると考えている。公認会計士の養成を前面に出すと受験指導に偏向した教育に相違ないと決めてかかる向きのあるのも承知しているが、そうした弊害をなくそうと立ち上げられた会計大学院の運動にも参画した本会計大学院は、設立の趣旨を忘れるはずもない。そうした信念に基づいて、基準1-2-1（教育目的）でも説明したように、会計職業人の理想像を念頭に置いたカリキュラムを編成している。

第１章での説明と重複する内容もあるが、教育目的から誘導される教育内容を説明する。象徴としての公認会計士は一つの資格・職業であるのであって、現実にはそれ以外の多様な会計専門職（税理士、企業や官公庁における職場の会計専門家、更には研究者や教育者）がある。これらすべての種類の会計専門職のいずれにとっても、最小限必要と思われる知識を習得するために、必修科目として基本科目群（８～９科目）を

設定し、原則として、1年次に配当している。他の会計大学院との比較では科目数の設定が少ないかもしれないが、設定した全科目は2クラスに分けられ、学生の習熟度に応じてクラスの選択ができる。また全科目ともすべての回の講義を録画し、学習支援システム CEAS を通じて配信している。更に基本科目を学習の中心に据えるように全科目とも、原則として、第2時限か第3時限に開講している。

基本科目群の次に学習して欲しい科目群を発展科目群としているが、基本科目群を全科目必修にして科目数を絞り込んだこととの関連で、発展科目群の科目数はやや多くなっている。この群では公認会計士試験に直結する科目は少ないが、本会計大学院では、基本科目群の習得だけでは十分と考えていないので、これら発展科目群を選択必修としている。つまり実質的には基本科目として設定して構わない科目もこの群に置かれていることを重視して、全科目を選択必修としている。

これらに対して応用科目群は学生が戦略的競争優位を勝ち取るためにより一層高度な専門的内容を備えた科目を選択科目として配置している。学生は基本科目や発展科目の中の公認会計士試験関連科目にのみ関心を示し、発展科目や応用科目に関心を示さないため履修者が極端に少ない会計大学院もあると聞くが、本会計大学院では幸いにしてそうした事態には至っていない。履修生の少ない科目は存在するが、不開講の科目は初年度の1科目のみであった。

更に特筆すべきは、本会計大学院では、個別演習科目として専任教員ごとにクラスを分け、1年次に「アカデミック・ソリューション」を、2年次に「プロフェッショナル・ソリューション」を置いている点を指摘する必要がある。学部におけるゼミとはその趣旨が異なる。「アカデミック・ソリューション」では、他の科目では十分に対応できない能力の養成として、思考力、討論力、表現力等を実地訓練させている。また、個々の学生の学習上の悩みを解決すべく様々な試みが行われている。ゼミとせず、ソリューションとした所以である。また、「プロフェッショナル・ソリューション」では、専任教員が、将来のキャリアデザインの設計を支援し、戦略的競争優位を獲得するための道筋等を指導している。そのため、旧来の研究大学院の学生のように個別テーマの研究に関心を持ちだす学生も出てくる。以上の2種のソリューションについては、学生と教員の関係が固定しないように、学期ごとのクラス変更も可能にしている。また、時間外における自主的な演習やソリューション間の交流も行われている。

最後に、本会計大学院の今一つの特徴として「論文指導・修士論文」という科目を選択必修として置いていることを指摘できる。税理士試験の科目免除のためにこれらの科目を履修するだろうと予想されるかもしれないが、その理由にとどまらず、博士課程に進学したいので必要だからという理由、修士課程の学習の到達点として書きたいという理由もある。毎年、5名から10名の範囲で履修があるが、実際には、1期生で6名、2期生で3名が修士論文を完成させた。

以上要するに、本会計大学院は養成しようとする人材像と教育目的と教育内容が整合的であることから、段階的な学習も可能であるし、戦略的な学習も可能となっている。その証拠に、公認会計士試験に直結しない科目であっても、熱心に学習する学生がいる。

【点検・自己評価】

本会計大学院の教員は学生に対してどの分野で優位性を確立するつもりかを常に問いかけており、ソリューション（演習）を通じて体系的学習やキャリア設計の指導と支援を行っている。公認会計士をめざす学生に対しても、そうでない学生に対しても十分に対応できる教育を行っている。よって、本指針2-1-1-1を満たしていると判断している。

【参考資料】

1. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/index.html）
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2009年版
3. 『会計専門職大学院出講の手引き』所収の「会計専門職大学院履修モデル」2009年版（13頁）

検索

2-1-2

次の各号に掲げる授業科目群からの履修により、段階的な教育課程が編成されていること。

(1) 基本科目

(2) 発展科目

(3) 応用・実践科目

【現状の説明】

本会計大学院では、授業科目が、「基本科目群」「発展科目群」「応用科目群」の3つの科目群から構成されている。各々については解釈指針ごとに説明する。これら3つの段階的科目群は、他方で10の系列等（等は、横断科目及び個別演習科目）に再分類されている。

学生が段階的に科目を履修し、充分な学習効果を得るため、本会計大学院では進級要件を定めている。基本科目群の1年次配当科目のうち10単位（各科目は2単位）以上を含む18単位を修得できていない場合、2年次配当科目を履修することができない。

授業形態については、基本科目群を能力別に2クラス編成とし、通常の講義形態となっているが、発展科目並びに応用・実践科目では、一定の事例研究とそれに対するディベート形式やケース・スタディ方式が積極的に取り入れられ、学生の評価と連動するように志向されている。

以上を踏まえて、学生は3段階科目群・10系列科目群のマトリックス構造の中から適切に履修することが求められるが、その際、「知のペンタゴン」として示した戦略的5分野に対応する履修モデルを参考にし、ソリューションの教員等からの助言を得て、履修している。

表Ⅱ-会計-3　科目配置表

系統	基本科目群	発展科目群	応用科目群
財務会計系	上級簿記 上級財務会計論	会計基準論 会計制度論 財表作成簿記 国際会計基準論 国際会計制度論 会計事例研究 IFRS 実務 ディスクロージャー実務	英文会計論 会計戦略論 無形資産会計論 金融商品会計論 企業結合会計 国際会計事例研究
管理会計系	上級原価計算論 上級管理会計論	戦略管理会計論 企業分析論 コストマネジメント論 管理会計事例研究	企業価値マネジメント論 会計情報システム 国際管理会計事例研究
税務会計系		上級税務会計論 租税法会計論 上級税務戦略論 税務会計事例研究	国際税務戦略論 国際税務会計事例研究
公会計系		公会計理論 公監査論 政府・自治体会計論	非営利会計論 国際公会計制度論 公会計・公監査事例研究
監査系	監査制度論 監査基準	監査実施論 監査報告論 国際監査制度論 監査事例研究	保証業務論 内部監査論 不正摘発監査論 国際監査事例研究
法律系	企業法	商法 中級会社法 民法（総則・物権） 金融商品取引法 上級会社法 租税法理論 民法（債権） 企業法判例演習	法人税法 行政法

系統	基本科目群	発展科目群	応用科目群
経営系		経営学理論 経営戦略論 経営組織論 起業・株式公開事例研究	プロダクト・マネジメント論 国際経営論 企業再生事例研究
ファイナンス系		インベストメント論 コーポレート・ファイナンス論 資本市場論	中小企業金融論 リスク分析論 国際財務戦略論
経済・統計系		ミクロ経済学 統計学 マクロ経済学	公共経済学
IT・ビジネススキル系		基本会計プログラム演習 基本監査プログラム演習 BATIC 演習 実践会計プログラム演習 実践監査プログラム演習	XBRL 論 リサーチ・メソドロジー 国際コミュニケーション論
横断科目	会計専門職業倫理	会計専門職業数学	特殊講義（企業経営を 取り巻く会計の課題と方向） 特殊講義（りそな銀行 寄付講座 ターンアラウンド論）
個別演習科目	アカデミック・ソリューションA アカデミック・ソリューションB プロフェッショナル・ソリューションA プロフェッショナル・ソリューションB 論文指導・修士論文		

【点検・自己評価】

解釈指針2-1-2-1から解釈指針2-1-2-4で詳細に述べているように、それら解釈指針を満たすとともに、本会計大学院の教育課程は、全体としても本基準2-1-2を満たしていると判断している。

解釈指針2-1-2-1

基本科目は、会計並びに関連諸科目についての学部レベルでの知識を確認するとともに、会計職業人として最低限必要とされる知識を教育することを目的とする。会計分野（財務会計、管理会計、監査）、経済経営分野、IT 分野、法律分野等の各分野について、基本的な授業科目を複数配置し、これらのうちの主要なものについては選択必修科目とすることが望まれる。

【現状の説明】

本会計大学院における基本科目群は、会計専門職教育における導入教育部分を担っており、すべて必修科目である。内訳は、１年次配当科目として、上級簿記（財務会計系）、上級財務会計（財務会計系）、上級原価計算（管理会計系）、上級管理会計（管理会計系）、監査基準（監査系）、監査制度論（監査系）、企業法（法律系）の７科目、２年次配当科目として、会計専門職業倫理（横断科目）の１科目、合計８科目である。

財務会計系	2科目
管理会計系	2科目
税務会計系	0科目
公会計系	0科目
監査系	2科目
法律系	1科目
経営系	0科目
ファイナンス系	0科目
経済・統計系	0科目
IT・ビジネススキル系	0科目
横断科目	1科目

検索

これら諸科目に「上級」が付されている理由は学部レベルの知識を中級と位置づけ、それらの知識の確認を行うとともに、会計職業人として最低限必要とされる知識を教育することを目的としていることを明確に示している。「上級」を付していない科目については、中級レベルからの教育を行っていることを意味している。

本解釈指針では、経済経営分野、IT 分野の科目についても複数科目を「基本的な科目」とし、選択必修科目とすることが望ましいと述べているが、本会計大学院は本解釈指針を逸脱しておらず、「基本科目」を必修科目に限定する方針を採用している（「基本的な科目」のうち必修科目とすべき科目を「基本科目」と称している）ため、経済経営分野や IT 分野の「基本的な科目」については発展科目とし、かつ選択必修としているという科目配置の差異に過ぎず、これら分野においても段階的学習を求めていることに変わりはない。

【点検・自己評価】

以上により、本解釈指針2-1-2-1を満たしていると判断している。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院講義要項』2009年版

解釈指針2-1-2-2

発展科目は、基本科目に配置された授業科目を履修していること、あるいはそれらの知識があることを前提として、国際的に通用する会計職業人としての必要な知識を教育することを目的とする。基本科目の各授業科目に接続して発展的に授業科目を配置するとともに基本科目にない専門科目についても複数の授業科目を配置する。これらの授業科目については、各会計大学院の目標等に応じて、選択必修科目とすることが望まれる。

【現状の説明】

本会計大学院における発展科目群は、会計専門職として基礎的な実務対応能力を習得するための科目群であり、すべて選択必修科目である。これらは基本科目の内容を前提としてより高度な科目として位置づけられており、以下で示すように１年次及び２年次にバランスよく配置されている。なお、国際的に通用する知識を身につける必要性に鑑み、発展科目に国際会計基準論、国際会計制度論及び国際監査制度論を置く。なお、これらの科目のみならず、すべての個々の科目の中で常に国際的に通用する知識の習得は心がけられている。

配当科目数は50科目で、内訳は、理論科目34科目（１年次配当17科目、２年次配当17科目）、実践科目13科目（１年次配当７科目、２年次配当６科目）、横断科目１科目（１年次配当）、個別演習科目５科目（１年次配当２科目、２年次配当３科目）である。また、基準2-1-2に掲載した10の系統別／３つの群別の科目配置表で確認できるように、系統別にも、群別にも科目をバランスよく配置している。

財務会計系	8科目（うち、実践3）
管理会計系	4科目（うち、実践1）
税務会計系	4科目（うち、実践1）
公会計系	3科目
監査系	4科目（うち、実践1）
法律系	8科目（うち、実践2）
経営系	5科目
ファイナンス系	3科目
経済・統計系	3科目
IT・ビジネススキル系	5科目（うち、実践5）
横断科目	1科目

基本科目を置かない諸分野においても発展科目群と応用科目群とに適切に科目を配置しているので段階的学習は確保できている。

【点検・自己評価】

以上により、本解釈指針2-1-2-2を満たしていると判断している。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院講義要項』2009年版

解釈指針2-1-2-3

応用・実践科目は、会計職業人としての最先端の知識を教育するための授業科目を配置するとともに、会計専門職業の現場で典型的な判断・事例等をシミュレートした教育手法を取り入れ、独自の判断力、論理的な思考力を養成することを目的とする。会計倫理や監査判断等については、事例研究、ディベート、実地調査等の教育手法を取り入れる。これらの授業科目については、各会計大学院が創意工夫して開設することとする。

【現状の説明】

本会計大学院における応用科目群は、会計専門職として実践的な実務適応能力を習得するための科目群であり、すべて選択科目である。科目数は32科目で、特殊講義、中小企業金融論を除きすべて２年次配当科目である。内訳は、理論科目22科目、実践科目８科目、横断科目２科目である。

財務会計系	6科目（うち、実践1）
管理会計系	3科目（うち、実践1）
税務会計系	2科目（うち、実践1）
公会計系	3科目（うち、実践1）
監査系	4科目（うち、実践1）
法律系	2科目
経営系	3科目
ファイナンス系	3科目（うち、実践1）
経済・統計系	1科目
IT・ビジネススキル系	3科目（うち、実践2）
横断科目	2科目

応用科目群では、基本科目群及び発展科目群あるいは発展科目群で得た知識の基盤の上に、実践性の高い事例研究等を配置し、事例研究と称しない科目においても、独自の判断力、論理的な思考力を養成することを目的としている。

【点検・自己評価】

以上により、本解釈指針2-1-2-3を満たしていると判断している。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院講義要項』2009年版

解釈指針2-1-2-4

それぞれの実質的内容に応じて、各授業科目が各授業科目群に適切に配置されていること。

【現状の説明】

財務会計系16科目は、この系列で基礎となる上級簿記と上級財務会計論を基本科目群に、第二段階として

財表作成簿記、会計基準論と会計制度論、国際会計基準論と国際会計制度論、そして会計事例研究と IFRS 実務及びディスクロージャー実務を配置している。すなわち、簿記については、基本科目と発展科目で一通りの知識が身に付く。財務会計については、基本科目として上級財務会計論を学習した後、発展科目として我が国の会計基準と会計制度、国際的な会計基準と会計制度、更には実践科目を２科目配置している。ついで第三段階としては、最先端研究・実践領域から、無形資産会計論、金融商品会計論、企業結合会計等の科目を配置している。

このような三段階積み上げ方式を採用している系列は、管理会計系９科目、監査系10科目、法律系11科目である。管理会計系では、基本科目に上級原価計算論と上級管理会計論を配置している。第二段階の発展科目としては戦略管理会計論、企業分析論、コストマネジメント論、管理会計事例研究を配置しており、ここまでで一通りの知識が身に付く。その後、第三段階としてより高度な企業価値マネジメント論等を配置している。監査系では、基本科目に監査制度論と監査基準を配置し、第二段階の発展科目としては監査実施論と監査報告論、国際監査制度論と監査事例研究を配置しており、ここまでで一通りの知識が身に付く。そして、第三段階としての応用科目に保証業務論等が配置されている。法律系では、基本科目に企業法が配置されている。第二段階の発展科目としては、企業法の発展科目として金融商品取引法や上級会社法が、また租税法理論等が配置されている。第三段階では法人税法等が配置されている。

これらとは異なり、税務会計系６科目、公会計系６科目、経営系７科目、ファイナンス系６科目、経済・統計系４科目、IT・ビジネスコミュニケーション系８科目は、発展科目と応用科目の２段階に配置されている。しかし、２学年は４学期あるため、これら系統の教員は４学期で段階的に履修できるように科目の開講学期を工夫するようにしている。

以上で分かるように、本会計大学院では実践系科目（実務・事例研究、実践演習、判例演習等）を応用科目に集中させているわけではない。多くの場合、発展科目として国内の事例等を学び、応用科目として国際的な事例等を学ぶことができるように配慮している。また、国際関係・英語関係を集中的に学習したい学生に対してはその機会を提供している。

総数93科目はこのように周到に配置を決定しているので、積み上げ式の学習要望に対しても、特定テーマの戦略的な学習要望に対しても対応できるように、科目内容の実質を考慮している。

【点検・自己評価】

各授業科目はその実質的内容にしたがって全員が学ぶべき基本科目群、実務対応能力を習得するための発展科目群、実践的な実務的適応能力を養う応用科目群のいずれかに配置している。よって、本解釈指針2-1-2-4を満たしていると判断している。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院講義要項』2009年版
2.『会計専門職大学院要覧』2009年版

2-1-3

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、会計大学院の目的に照らして、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

【現状の説明】

本会計大学院は、その設立の趣旨に則り、会計分野を中心に授業科目を配置するが、同時に、教育理念や育成すべき人材像に照らして、会計分野以外の幅広い授業科目も段階的履修が可能なように配置している。

詳細は解釈指針2-1-3-1と2-1-3-2に対する回答に示しているとおりである。

本会計大学院では、設立当初より、学生に対して会計分野と非会計分野の適度なミックスでの履修を薦めてきており、例えば公認会計士試験に直結するとみなしうる科目にのみ履修が集中し、多くの科目につき履修がないといった現象は見られない。その意味でも、所期の目論見どおりに履修されているものと考えられる。

【点検・自己評価】

解釈指針2-1-3-1と2-1-3-2に対して回答したように、本基準2-1-3を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/index.html）
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2009年版
3. 『会計専門職大学院講義要項』2009年版

解釈指針2-1-3-1

会計分野（財務会計、管理会計、監査）の授業科目を重点的に配置すること。

【現状の説明】

本会計大学院の授業科目数は、基本科目群が８科目（うち１年次配当７科目、２年次配当１科目）、発展科目群が52科目（うち1年次配当26科目、２年次配当26科目）、応用科目が32科目（特殊講義、中小企業金融論を除くすべて２年次配当科目）で、合計92科目である。

これらについては、解釈指針のとおり会計分野の授業科目が重点的に配置されている。

表Ⅱ-会計-4

	基本科目群	発展科目群	応用科目群	比率	個別演習科目及び論文指導
会計分野	6	20	15	41（43.6%）	5（5.3%）
非会計分野	2	27	17	46（48.9%）	
合計	8	47	32	87（92.5%）	92（100%）

本表の作成に当たって、便宜的に、公会計は財務会計から除き、非会計分野に含めて表示している。また、発展科目に属するアカデミック・ソリューション A・B、プロフェッショナル・ソリューション A・B、論文指導・修士論文の５科目はそれぞれ担当教員の数だけのクラスが開講されるが、それゆえ、会計分野と非会計分野の両方にまたがっているので、これらを除いた87科目でいったん会計科目と非会計科目の比率を出している。

なお、公会計を会計分野に含め、IT・ビジネススキル分野の会計・監査関連5科目も会計分野に含め、個別演習科目及び論文指導の5科目を会計８：非会計２で按分して示すと、下表のようになる。

表Ⅱ-会計-5

	基本科目群	発展科目群	応用科目群	個別演習科目及び論文指導	合計
会計分野	6	28	18	4.0	56（60.9%）
非会計分野	2	19	14	1.0	36（39.1%）
合計	8	47	32	5	92（100%）

【点検・自己評価】

現状の説明に書いたとおり、会計科目を重点的に配置していることが確認できるので、本会計大学院は本解釈指針を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/index.html）

検索

2.『会計専門職大学院パンフレット』2009年版
3.『会計専門職大学院講義要項』2009年版

解釈指針2-1-3-2
会計職業人が備えるべき資質・能力の観点から、上記の会計分野以外の幅広い授業科目を設置することが望ましい。

【現状の説明】

解釈指針2-1-3-1に応えて示した表にあるとおり、非会計分野についても科目数で46科目48.9%を占め、非会計分野を絞り込んでみても36科目39.1%を占めることが確認できる。

【点検・自己評価】

解釈指針2-1-3-2のとおり会計分野以外の幅広い授業科目を配置している。

解釈指針2-1-3-1に応えて示したように、会計分野を広く捉えたときにでも非会計科目は39.1%を占め、会計分野を狭く捉えたときには48.9%を占めている。

【参考資料】

1. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/index.html）
2.『会計専門職大学院パンフレット』2009年版
3.『会計専門職大学院講義要項』2009年版

2-1-4
各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

【現状の説明】

本会計大学院では、会計専門職業人にとってもっとも肝要となる基本科目群を主に１年次春学期に集中配置し、当該基本的知識を習得した上で、原則として、１年次秋学期より選択必修科目である発展科目群と選択科目である応用科目群に進むように積上げ式の段階的な設計がなされている。

本会計大学院の修了所要単位数は54単位である。また、１年間の履修制限を36単位としている。個別演習科目に属するアカデミック・ソリューション Ａ・Ｂ とプロフェッショナル・ソリューション Ａ・Ｂ は半期（15週）で１単位とし、論文指導・修士論文は通年（30週）で４単位とするが、これら科目以外のすべての科目は半期（春学期又は秋学期）15週で２単位としている。

【点検・自己評価】

以上により授業時間の設定と単位数については、学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切である。それゆえ、本会計大学院は本基準2-1-4を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院講義要項』2009年版

3　教育方法

3-1　授業を行う学生数

3-1-1

会計大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

【現状の説明】

解釈指針3-1-1-1から3-1-1-3に照らして説明したように、圧倒的多数のクラスが少人数であり、双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われる環境が確保されている。

【点検・自己評価】

解釈指針3-1-1-1から3-1-1-3に照らして点検・自己評価したように、本会計大学院は本基準3-1-1を満たしていると判断している。

【参考資料】

1.「2009年度授業科目担任者一覧」（本報告書「データ・資料編」所収）
2.「平成21年度専任教員授業科目担任・時間数一覧」（本報告書「データ・資料編」所収）

解釈指針3-1-1-1

会計大学院においては、すべての授業科目について、当該授業科目の性質又は教育課程上の位置付けにかんがみて、基準3-1-1に適合する数の学生に対して授業が行われていること。

【現状の説明】

2009年度における開講科目88科目120クラスの総履修者数は2,244人であり、１クラス当たり平均は18.7人であった。この人数は双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うために適切な規模である。

これら88科目のうち、特に学生数管理が求められる基本科目（必修科目）については、８科目16クラス（１科目につき２クラス開講）の総履修者数は560人であり、１クラス平均は35人であった。また、この16クラスにつき実数で確認すると、最小人数のクラスが15人、最大人数のクラスが55人と、人数管理が徹底されている。すなわち、基本科目については基準3-1-1に適合する数の学生に対して授業が行われている。

次に、本会計大学院の特色である個別演習科目につき要約しておく。個別演習の色彩のもっとも強い１年次生向けのアカデミック・ソリューション Ａ・Ｂ については17クラスの総履修者数が122人であり１クラス平均は7.2人、２年次生向けのプロフェッショナル・ソリューション Ａ・Ｂ については９クラスの総履修者数が32人であり１クラス平均が3.62人であった。また論文指導・修士論文は３クラスの総履修者数が５人であり１クラス平均は1.7人であった。これら３科目は専任教員10人（研究者教員８人、実務家教員２人）が各々クラスを開設しているので履修対象は10クラスであるが、この年度は教員の在外研究１名、国内研修１名のためソリューションが３クラス開講されていなかった。要するに、個別指導色の強いこれら３科目については、少人数教育が徹底されている。

【点検・自己評価】

全クラスの平均が18.7人である。基本科目のクラス平均は35人である。個別演習科目は更に平均人数が少ない。このように本解釈指針を満たしていると判断している。

検索

【参考資料】

1.「2009年度授業科目担任者一覧」（本報告書「データ・資料編」所収）
2.「平成21年度専任教員授業科目担任・時間数一覧」（本報告書「データ・資料編」所収）

解釈指針3-1-1-2

基準3-1-1にいう「学生数」とは、実際に当該授業を履修する者全員の数を指し、次に掲げる者を含む。

（1）当該授業科目を再履修している者

（2）当該授業科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生（以下、合わせて「他専攻等の学生」という。）及び科目等履修生。

【現状の説明】

本会計大学院の場合、再履修の学生が実績値で年平均１名であること、他専攻等の学生も限られている（過去３年間に１名である）ことから、いずれのクラスにおいても該当事例がないか、あっても１名である。それゆえ、解釈指針3-1-1-1の分析はここでも異なることはなく、それゆえ、再履修及び他専攻等の学生の影響はないといえる。

【点検・自己評価】

この解釈指針を考慮しても、基準3-1-1の判断に影響はない。

解釈指針3-1-1-3

他専攻等の学生又は科目等履修生による会計大学院の授業科目の履修は、当該授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られていること。

【現状の説明】

関西大学大学院では他専攻等への開放と、科目等履修生への開放は別の概念として扱っている。本会計大学院内での他専攻への開放科目は、特殊講義２科目（うち１科目は寄附講座）と応用科目のうちの中小企業金融論（これも寄附講座）の３科目に限定されている。現在までの３年間で受講実績はない。　一方、科目等履修生向けの開講科目は資料に添付したように31科目に及ぶ、これら科目には基本科目や個別演習科目は含まれていない。なお、現在までの３年間で１名の受講実績があるのみである。

【点検・自己評価】

広く社会に或いは学内の他専攻に科目を開放する仕組みを整えている。また、その際に、本会計大学院の基本科目等への影響を避けるようにしている。その意味で、本解釈指針を満たしていると判断している。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院要覧』2009年版（71頁）
2.『科目等履修生募集要項』

3-2　授業の方法

3-2-1

会計大学院における授業は、次に掲げる事項を考慮したものであること。

（1）専門的な会計知識を確実に修得させるとともに、事実に即して具体的な問題を解決していくた

めに必要な分析能力及び議論の能力、会計判断を関係当事者に正しく伝える能力その他の会計職業人として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。

(2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。

(3) 授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

【現状の説明】

解釈指針3-2-1-1から3-2-1-5に対応して説明しているように、本基準3-2-1が示す考慮事項がすべて具体的に行われている。

【点検・自己評価】

本基準は満たしていると判断する。

解釈指針3-2-1-1

「専門的な会計知識」とは、当該授業科目において会計職業人として一般に必要と考えられる水準及び範囲の会計知識をいうものとする。

【現状の説明】

本会計大学院は、「専門的な会計知識」を解釈指針3-2-1-1に示されたとおりに理解している。基本的には授業科目担当者が科目の水準と範囲を定めている。しかし相互にチェック可能な科目については日常の意見交換やFDを通じて科目の水準や範囲が改訂される。もちろんその水準と範囲を教える方法については多様であり、担当者が重点の置き所を変えている。これらについては講義要項で確認できる。

【点検・自己評価】

本解釈指針は満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院講義要項』2009年版

解釈指針3-2-1-2

「事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な分析能力及び議論の能力、会計判断を関係当事者に正しく伝える能力その他の会計職業人として必要な能力」とは、具体的事例に的確に対応することのできる能力をいうものとする。

【現状の説明】

「事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な分析能力及び議論の能力、会計判断を関係当事者に正しく伝える能力その他の会計職業人として必要な能力」とは、解釈指針3-2-1-2に示されたとおりに理解している。その能力を身に着けるため、本会計大学院では、1年次配当のアカデミック・ソリューションA・Bと2年次配当のプロフェッショナル・ソリューションA・Bがある。アカデミック・ソリューションA・Bでは一般的な学習能力が鍛えられ、プロフェッショナル・ソリューションA・Bでは将来の職業を見据えた戦略的学習能力が鍛えられる。

ソリューションといった個別演習科目以外では、一般的に、発展科目群と応用科目群がより具体的な事例に即した問題解決の訓練が行われている。

検索

【点検・自己評価】

本解釈指針は満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院講義要項』2009年版

解釈指針3-2-1-3

「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論（教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行われていることをいう。） 実地調査、事例研究その他の方法であって、適切な教材等を用いて行われるものをいうものとする。

応用･実践科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が、確実に実施されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、比較的受講者数の多い科目を除いては、基本的に双方向的又は多報告的な討論が行われている。まず個別演習科目に属する３科目（アカデミック・ソリューション A・B、プロフェッショナル・ソリューションA・B 及び論文指導・修士論文）については、原則として、双方向的又は多方向的な授業が確実に行われている。これらの個別演習科目以外の科目では、事例研究、判例演習及び実践演習等の科目では、双方向的又は多方向的な討論が行われている。とりわけ、IT・ビジネススキル系統の諸科目は実際に会計や監査のソフトを使用し、実際にデータを処理させる等、実践を想定した訓練が行われている。

なお、本会計大学院の教員は、本解釈指針にいう「授業科目の性質に応じた適切な方法」を、本解釈指針に示されたとおりに理解している。すなわち、１年次配当のアカデミック・ソリューションA・B と２年次配当のプロフェッショナル・ソリューションA・B では、担当教員の個性が出るものの、いずれの担当クラスにおいても活発な討論と工夫された報告等の機会が十分に確保されている。

【点検・自己評価】

本解釈指針は満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院講義要項』2009年版

解釈指針3-2-1-4

学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置としては、次に掲げるものが考えられる。

(1) 授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮したものであること。

(2) 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。

(3) 予習又は復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。

(4) 授業時間外の自習が可能となるよう、第10章の各基準に適合する自習室スペースや教材、データベース等の施設、設備及び図書が備えられていること。

【現状の説明】

解釈指針3-2-1-4の（1）については、学期ごとに履修上限を18単位としているので、上限まで履修したとして週に９コマ（１日平均1.5コマ）の講義を受けることになる。更に、通常の講義時間帯は、１～５時限まで（夜間は不開講）としており、１年次配当の必修科目は２・３時限、理論・実践科目は２～４時限、個別演習

科目（アカデミック・ソリューション A・B、プロフェッショナル・ソリューション A・B、論文指導・修士論文）は5時限に、配置している。このような時間割方針により、学生は自習時間を確保しやすくしている。

(2) については、すべての科目担当者がシラバスを作成し、それに基づいて講義を行っているので、各回の講義内容は事前に周知されている。加えて、教員は次回講義につき予告等（必要に応じて資料配布）が行われており、この点でも予習事項等は周知されている。また、(3) については、教員の個性もでるが、基本的にどの教員も予習・復習の指示を出している。

その (2) と (3) に関連して、学内ネットを通じた学生との双方向的学習支援システムが2種類稼動しており、これらにより情報等の周知徹底が行われている。そのシステムの第一はインフォメーションシステムと呼ばれ、教員及び事務から情報発信する場合の公式手段として活用されている。他方、CEAS と呼ばれるシステムも存在しており、こちらでは基本科目（必修科目）等の講義を撮影し、その映像を WEB ベースで配信している。その目的は講義の出席者に対しては復習の機会を、欠席者には講義の補完の機会を提供することにある。それゆえ、学生も教員も撮影されている授業については閲覧可能である。

(4) については、学生の人数以上の自習机（キャレル）が配備された自習室が用意され、加えて、会計大学院専用の図書閲覧室、同室内におけるパソコンを通じたデータベース・アクセスの確保等、十分に配慮されている。これら自習ゾーンは24時間オープンとしているので、学生の多様な学習パターンに基本的に対応できる。

【点検・自己評価】

本会計大学院の学生が事前・事後の学習を効果的に行うための環境整備は整えられている。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院要覧』2009年版（12頁、26頁）
2.『会計専門職大学院講義要項』2009年版

解釈指針3-2-1-5

（集中講義を実施する場合のみ） 集中講義を実施する場合には、授業時間外の学習に必要な時間が確保されるように配慮されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、基本的に、集中講義はほとんどない。2009年度は「実践監査プログラム」1科目である。そこで、集中講義を実施する場合には、受講者側の負担を考慮して8月に開講し、かつ、一日に行われる授業時間数を少なくなるように要請し、そのとおり実行された。

【点検・自己評価】

学習時間の確保が行われていると考えられるため、本解釈指針3-2-1-5は満たしていると判断している。

【参考資料】

1. 2009年度時間割

3-3　履修科目登録単位数の上限

3-3-1

会計大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、モデルカリキュラム等を参考に各会計大学院で適切に設定すること。

検索

【現状の説明】

解釈指針3-3-1-1に対して説明しているように、戦略的な学習が可能であることを具体的に示す履修モデルを提示する等、専門職大学院にふさわしい学習が可能となるように配慮した上で、履修登録上の上限（第1年次36単位、第2年次36単位）を設けている。

【点検・自己評価】

解釈指針3-3-1-1に対して説明しているように、本会計大学院は本基準3-3-1を満たしていると判断している。

解釈指針3-3-1-1

会計大学院の授業においては、授業時間外の事前事後の学習時間が十分に確保される必要があることから、各年次における履修登録可能な単位数の上限を各会計大学院で適切に設定する。

【現状の説明】

本大学院修了所要単位数は54単位であり、その内訳を基本科目18単位、発展科目から24単位（実践科目6単位以上を含む）、応用科目から12単位（実践科目2単位以上を含む）とし、1年間の履修制限を36単位とする。この結果、学生は最大で1週当たり9科目（1科目2単位換算した場合）の履修登録が可能であり、授業時間外での事前及び事後の十分な学習時間を確保できるように措置されている。

しかし、以上の枠組みの中で方針もなく履修することはかえって学習時間の不足につながることも考えられる。そこで、本会計大学院では、将来の競争優位となる分野を学生が持てるように5つの戦略分野のそれぞれにつき履修モデルを提示している。この履修モデルとソリューションでの指導に従って、学習計画を立てることが出来る。

【点検・自己評価】

単位数、事前事後の学習時間の確保といった点から見て授業が過重負担にならないと判断している。よって、本解釈指針3-3-1-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院要覧』2009年版（45頁）

4　成績評価及び修了認定

4-1　成績評価

4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。

(2) 当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。

(3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。

(4) 期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

【現状の説明】

本会計大学院においては、以下に示すように、成績評価において、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績の評価については、学生の能力及び資質を正確に反映すべく、科目ごとに適切に評価方法が定められている。特にいわゆるコア科目といわれる「基本科目」については筆記試験を中心に成績評価が行われる。また、その他の科目（「発展科目」や「応用科目」）も原則として筆記試験を中心に成績評価がなされるが、演習等の科目については、その特性からレポートやディベート等を配慮した成績評価がなされている。これらの成績評価の詳細な基準は各担当教員により講義要項において明確にされている。

学生の履修登録前（事前）においては、成績評価の基準を客観的に明らかにするために、学生に対する周知は次のように徹底されている。まず、全学生に対して、履修登録の際に、科目ごとに成績の評価方法及びその基準を示した講義要項を配布している。更に、学生は、インフォメーションシステムを通じて、その内容を閲覧することができることとなっている。

学生の成績評価後（事後）においては、各教員によって個々の学生に対して成績評価の基準及び成績の分布を示して評価結果の説明がなされる。それのみならず、成績評価の結果に対して異議のある学生は、異議申立ての機会が与えられている。

成績評価のための試験（実施）については、学生の不利益とならないよう、試験実施の時期及び試験実施の方法については、講義要項に記載され、かつすべての学生に対して配布される。なお、学生は講義要項を、インフォメーションシステムを通じて閲覧することができる。また、試験の監督は、必ず担当教員が行い、かつ必要に応じて SA の協力を依頼することができることとなっており、試験当日の欠席・急病等の不測の事態に対して対応できるようになっている。なお、これまでに試験において、不正行為を行った者はいない。

【点検・自己評価】

成績評価に関しては、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものであるとして、本会計大学院は基準4-1-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院講義要項』2009年版
2.『会計専門職大学院出講の手引き』2009年版
3.『会計専門職大学院要覧』2009年版（12頁、「インフォメーションシステム」について）

解釈指針4-1-1-1

基準4-1-1(1)における成績評価の基準として、科目の性質上不適合な場合を除き、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。

【現状の説明】

成績評価に関する成績のランク分け及び各ランクの分布のあり方は、科目の特性に応じて、基本科目群、発展科目群及び応用科目群において以下のように詳細に定めている。

(1) 基本科目群については、筆記試験を行い、成績評価は相対評価とし、１クラスにおける各評価段階（秀～可 及び不合格）の割合を定めている。成績不良者（可評価及び不合格の学生）は、夏休み期間中に再学習し、その後「最終確認テスト」（いわゆる再試験）を受けることができ、「最終確認テスト」の結果を踏まえて、再度成績評価を受ける。

相対評価の計算式は以下のとおりである。

①「平均点＋1σ」以上を「秀」、

検索

②「平均点＋0.5σ」以上、「平均点＋1σ」未満を「優」、
③「平均点－0.5σ」以上、「平均点＋0.5σ」未満を「良」
④「平均点－1.5σ」以上、「平均点－0.5σ」未満を「可」
⑤「平均点－1.5σ」未満を「不合格」

(2) 発展科目群については、講義形態に合わせて定めている。理論科目で講義を中心とした形態の場合は、原則として筆記試験を実施し、ケース・スタディを中心とした形態の場合は、筆記試験を原則とはしていない。成績評価は、理論科目の場合、履修者が数名の場合は絶対評価を認め、原則として筆記試験のうえで先に合否を定め、合格者を相対評価（秀～可）で行っている。

(3) 応用科目群については、その科目の性質上及び履修者数の関係上、レポートやディベート等を配慮した評価を行うことを前提として、原則として絶対評価としている。

成績評価における考慮要素は、科目ごとに講義要項に詳細に明記されている。学生に対しては、講義要項を配布して成績評価の基準を周知するとともに、各科目の初回の授業において、教員により成績評価の基準が示されている。

【点検・自己評価】

以上のように、成績のランク分け、各ランクの分布のあり方の方針の決定及び成績評価の構成要素は、あらかじめ客観的に明確にされている。よって、解釈指針4-1-1-1は満たされていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院講義要項』2009年版
2.『会計専門職大学院出講の手引き』2009年版

解釈指針4-1-1-2

基準4-1-1(2)における措置として、例えば次のものが考えられる。

(1) 成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。

(2) 筆記試験採点の際の匿名性が適切に確保されていること。

(3) 科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

【現状の説明】

本会計大学院においては、厳格に定められた成績評価基準に従って成績評価が行われていることを確保するための措置を各種講じている。

(1) 成績評価における学生に対する説明については、各教員によって個々の学生に対して、成績評価の基準及び成績の分布を示して、評価結果の説明がなされる。これは成績評価の正確さを担保するためのみならず、学生の学習に対するアドバイスの意味も含んでいる。また、成績評価の結果に対して異議のある学生は、異議申立ての機会が与えられている。当該学生は成績発表から一定の期間において書面または口頭により異議の申立てを行う。この異議申立てを受けた教員は当該学生に対して成績評価の根拠を説明し、場合によってはこれにより評価された成績の変更がなされる。

(2) 筆記試験採点の際の匿名性に関しては、教員各自の自主性にゆだねられており、個別的な対応がなされている。よって、制度上は匿名性に関する措置は特に設けられていないが、成績評価に悪影響を及ぼすものではない。

(3) 科目間や担当者間の採点分布に関するデータは、各教員間で共有されている。すなわち、全科目における成績評価の状況は全教員に配布されており、教員間で共有されているデータは教員における FD 勉強会における資料として用いられている。

【点検・自己評価】

以上のように、厳格に定められた成績評価基準に従って成績評価が行われていることを確保するための措置を各種講じており、よって解釈指針4-1-1-2は満たされていると判断する。

解釈指針4-1-1-3

基準4-1-1(3)にいう「必要な関連情報」とは、筆記試験を行った場合については、当該試験における成績評価の基準及び成績分布に関するデータを指す。

【現状の説明】

学生の成績評価後においては、各教員によって、個々の学生に対して、成績評価の基準及び成績の分布を示して評価結果の説明がなされる。

【点検・自己評価】

以上のように、学生に対して評価結果の説明を行うに当たっては、成績評価の基準及び成績の分布は示されており、よって解釈指針4-1-1-3は満たされていると判断する。

解釈指針4-1-1-4

基準4-1-1(4)にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行われていること、及び当該学期の授業につき、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者に対して行われる試験（いわゆる追試験）について受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていること等を指す。

【現状の説明】

基本科目に関しては、筆記試験において合格点に達しなかった者に対しては、筆記試験から一定の期間（約１ヶ月）後に「最終確認テスト」（いわゆる再試験）を行っており、当該試験の成績評価によっては合格点を与えるものである。具体的には、基本科目の評価において「可」（合格はしているが評価の低いもの）または「不合格」の評価を受けた者は、試験の結果によって、１ランク上の評価（「可」の評価であった学生は「良」、「不合格」の評価であった学生は「可」）を与えるものである。「最終確認テスト」においても、筆記試験と同水準の問題とし、その評価においても筆記試験と同様としている。

また、本会計大学院においては、病気等により筆記試験を受けることができなかった者に対しては、追試験が実施されるが、追試等により不当に利益または不利益がないよう、問題の内容は変えるが難易度は変えない等の取扱いがなされるよう各教員により配慮されている。

【点検・自己評価】

以上のように、解釈指針4-1-1-4は満たされていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院出講の手引き』2009年版（成績評価について）
2.『会計専門職大学院講義要項』2009年版
3.『FD 活動報告書』第４号（科目別成績分布表）

検索

4-1-2

学生が在籍する会計大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該会計大学院における単位を認定する場合は、当該会計大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、本会計大学院が教育上有益と認めるときは、本研究科に解説する授業科目のほか、学生が追加科目として他の大学院の教育課程の授業科目についての履修を許可することができる（学則14条）。単位の認定については、カリキュラム検討委員会における検討を踏まえて、当該科目の成績及び該当するシラバス等を総合的に判断して本会計大学院教授会において決定することとなっている。現状においては未だこれに関して実績はない。

【点検・自己評価】

他大学院で取得した単位の認定については、現状において実績はないが、制度上、学則及び厳正なる手続により運用されることとなっている。よって、本会計大学院は基準4-1-2を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『関西大学大学院会計研究科学則』14条

4-2　修了認定及びその要件

4-2-1

会計大学院の修了要件が、専門職大学院設置基準の定めを満たすものであること。
この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。
ア　教育上有益であるとの観点から、他の大学院において（他専攻を含む）履修した授業科目について修得した単位を、各会計大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。
イ　教育上有益であるとの観点から、当該会計大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて各会計大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

【現状の説明】

本会計大学院の修了所要単位54単位の構成は、基本科目群から18単位、発展科目群から実践科目６単位以上を含めて24単位、応用科目群から実践科目２単位以上を含めて12単位となっており、専門職大学院設置基準第15条の求める在学要件（原則２年以上）並びに単位要件（30単位以上その他）を十分に満たしている。

また、ア）他大学院における履修単位の承認、及び、イ）入学前の他大学院における履修単位の承認については、本会計大学院学則12条及び14条において、修得したものとみなすことができる。

【点検・自己評価】

専門職大学院設置基準の定めを満たすものであって、基準4-2-1は満たされている。

【参考資料】

1.『関西大学大学院会計研究科学則』12条及び14条

解釈指針4-2-1-1

修了の認定に必要な修得単位数は、モデルカリキュラム等を参考に各会計大学院が適切に設定する。

【現状の説明】

本会計大学院の修了所要単位54単位の構成は、基本科目群から18単位、発展科目群から実践科目６単位以上を含めて24単位、応用科目群から実践科目２単位以上を含めて12単位である。本会計大学院における必要最低限の科目の修得を要求するとともに、学生の将来設計や興味・関心に応じて履修科目を選択できるようになっている。

また、本会計大学院においては、「知のペンタゴン」に基づいて「財務に強い公認会計士」、「IT に強い公認会計士」「行政に強い公認会計士」「経営に強い公認会計士」「法律に強い公認会計士」の養成を目的としており、これを反映させるべく、上記５つの目標に応じたモデルカリキュラムを示している。

【点検・自己評価】

本会計大学院においては、修了の認定に必要な修得単位数は適切に設定され、かつモデルカリキュラム等によって示されており、解釈指針4-2-1-1を満たしている。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院出講の手引き』2009年版（Ⅸ「知のペンタゴン」具現化のための履修モデル）

解釈指針4-2-1-2

修了の認定に当たっては、例えばGPA等の方法を活用して、修了生の成績の客観化に努めることとする。

【現状の説明】

修了要件としては、54単位以上を修得しなければならず、かつ（1）基本科目群から必修科目16単位を、(2) 発展科目群から実践科目６単位以上を含めて12単位を、(3) 応用科目群から実践科目２単位以上を含めて12単位を取得しなければならない。修了の認定の際には、厳格にこの要件が満たされているかのチェックが行われている。更に、修了の認定に当たっては、成績を ABCDF の５段階で評価し、その評価の平均から修了生の成績を導くという GPA の方法により修了生の成績の認定を行っている。よって、修了生の成績は客観的に認定されているといえる。

【点検・自己評価】

修了の認定に当たっては、修了生の成績の客観化が図られており、解釈指針4-2-1-2は満たされている。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院講義要項』2009年版
2.『会計専門職大学院出講の手引き』2009年版

5　教育内容等の改善措置

5-1　教育内容等の改善措置

5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

検索

【現状の説明】

本会計大学院においては、教育内容及び方法の改善を図るための研修及び研究を組織的かつ継続的に行っている。

1. 教育の内容及び方法の改善

本会計大学院では、教育内容及び教育方法を充実させるために、学生に対する授業評価アンケートを実施している。その結果は「FD 活動報告書」として教員に対して数値化されて報告され、各教員がこれを踏まえて個別的に対応している（FD 活動報告書」にその旨を記載)。また、FD 委員会においては、全体的かつ組織的に、この授業評価アンケート等を参考にして、教育内容については、それぞれの科目における教育内容をチェックし、必要に応じて対応を行うこととし、教育方法についても、同様に改善提案を行うこととしている。具体的には以下のとおりである。

①授業評価アンケートに、その項目として「授業の評価」に11項目、「授業への取組み」に 6 項目、その他「答案練習会について」に 3 項目をおいており、いずれも会計大学院における教育活動等の状況を調査するための項目設定となっている。次に、②その分析については、「受講生の傾向」、「昨年度の授業評価アンケートを踏まえて、今回の講義で工夫したこと・留意したこと」、「今後の対応」という項目を設けている。すなわち、各専任教員は「昨年度の授業評価アンケートを踏まえて、今回の講義で工夫したこと・留意したこと」を記載することが要求され、常に昨年度の反省点を踏まえて、新たな工夫をし、教育内容を改善するための方法及び取組を示すことを要求している。更には、アンケートの結果を踏まえて、「今後の対応」を記載することが要求されている。これには、「昨年度の授業評価アンケートで記載した「今後の対応」」及び「上記の内容を踏まえた「今後の内容」」の両者が含まれている。前者は昨年度記載した「今後の対応」がどのようなものであったかを再度確認し、後者は次年度に対する目標を掲げるものである。これによって、来年度の授業改善に向けての明確な目標が示されることになる。

以上の結果として、教育内容の改善としては、これまでに 2 度のカリキュラム改正を行い、学生から求められる教育内容及び社会から会計大学院に求められる教育内容を検討して即座にこれに対応している（各年度の『会計専門職大学院パンフレット』参照)。これに対して、教育方法については、授業評価アンケートとこれに対応する教員の改善行動から見られるように（FD 活動報告書)、個々の教員がそれぞれの改善点において対応している。

2. FD に関する組織

本会計大学院においては、会計大学院全体における FD 対策に関する組織として、FD 委員会が組織されている。当該 FD 委員会は、FD 活動を主導するものであって、FD 会議を主催し FD 活動における方針及び実施方法について決定する。FD 活動における成果はすべて FD 委員会に集約され、検討を踏まえて、個別的な対応を行う。なお、FD 委員会の下部組織として、系列ごと（財務会計系や法律系等）の FD 委員会が組織されている。

3. FD に関する研修及び研究

本会計大学院では、FD 活動として次の事項を定期的、継続的に行っている。

(1) FD 委員会及び系列ごとの FD 委員会が、専任及び非常勤教員に対して講義要項の執筆に対して説明を行い、かつ講義要項の公表前にはその記載内容の吟味を行い、場合によっては訂正を促す。

(2) FD 委員会の提案により、教授会終了後に懇談会を開催し、授業の状況、授業の実施方法、学生の学習進捗状況等の意見交換を行う。

(3) 会計大学院における教育内容及び方法に関する研修及び研究について、専任教員がこれを総括し、その成果を出版している（柴健次編著『会計教育方法論』2007年関西大学出版部、柴健次編著『会計専門職のための基礎講座』2008年同文館出版)。

(4) 学生の大半が参加する合宿研修に専任教員が全員参加し、苦手科目基礎講座の授業を教員が相互に見学し、後にピア・レビューを行う。

(5) 基本的な授業については、録画・ストリーミング配信を行っているが、これは後に当該担当教員が自身の教授能力の向上のために利用するのみならず、他の教員もこれを閲覧し、ピア・レビューを行っている。
(6) 学生による授業評価アンケートの結果に対して、教員は各年度において工夫したこと、次年度の改善点、前年度の改善点の進捗を記載し、FD 活動報告書を作成する。
(7) 学生による授業評価アンケートの結果で、わかりやすい、熱心である等の高い評価を受けた教員によって、その授業の工夫を教員間で共有する。
(8) 会計大学院の学生及び教員等に必要とされるセミナーを実施しており（2008年度には 8 回実施）、セミナー後には、セミナー講師を囲んで、本会計大学院教育に関する意見交換会を積極的に行っている。
(9) 非常勤講師との懇談会を設け、本研究科の理念・目的、授業の趣旨や成績評価方法等を周知徹底するとともに、意見交換を行う。
(10) 本研究科の教育顧問より定期的に、授業に関するコメントを受け、教授会の場でこれを明らかにし、意見交換を行う。
(11) 教員が国内・国外の FD 研修に出席・参加し、後日、他の教員にその内容を報告する。

【点検・自己評価】

教育内容及び教育方法については、その改善を図るための研究及び研究は、組織的かつ制度的に行われており、よって、本会計大学院は基準5-1-1を満たしている。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院 FD 活動報告書』第 1 号～第 4 号
2.『会計専門職大学院パンフレット』2006年版、2007年版、2008年版、2009年版
3. 柴健次編著『会計教育方法論』2007年関西大学出版部
4. 柴健次編著『会計専門職のための基礎講座』2008年同文館出版
5.「平成20年度会計研究科合宿」
6.「ストリーミング配信科目の一覧」
7. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/curriculum_st04.html）

解釈指針5-1-1-1

「教育の内容及び方法の改善」とは、いかなるトピックがどのような観点からどの程度の質と量において教育課程の中で取り上げられるべきか等（教育内容）、及び学生に対する発問や応答、資料配付、板書、発声の仕方等（教育方法）についての改善をいうものとする。

【現状の説明】

本会計大学院では、基準5-1-1で概略を示したように、教育内容及び教育方法ともにその改善のための措置を十分にとっている。

本会計大学院では、教育内容及び教育方法を改善するために、学生に対する授業評価アンケートを実施している。後述の FD 委員会での審議を経て、教育内容及び教育方法の改善のため「授業の評価」に関する項目として以下の11項目を決定した。

1) 授業内容は、講義要項、授業計画に示したものに沿った内容でしたか。
2) この授業の進度はどうでしたか。
3) この授業は教員によってよく準備されていましたか。
4) 学生の理解を深めよう、能力を高めようとの熱意・努力が感じられましたか。

5）この授業での教員の話し方や声の大きさ、説明の仕方は適切でしたか。
6）教科書・配布資料の利用は適切でしたか。
7）ホワイト・ボードやOHP、パソコン等の機材の使い方は適切でしたか。
8）教員は、学生からの質問に的確に対応しましたか。
9）宿題及び小テストの内容・回数は、講義内容を理解する上で効果的でしたか。
10）この授業のクラスの規模は適切でしたか。
11）全体としてこの授業を受講して満足しましたか。

詳細は『FD 活動報告書』第1号から第4号を参照されたいが、ここでは、例として基本科目が含まれていて回答者数の多い会計系3系列と法律系の2カ年対比（平成19年度と平成20年度の対比）を示しておく。質問項目2は3.0が良く、それより大きい数値は授業の進度が早く感じられていることを意味する。それ以外の10項目は5.0がもっとも評価が高いことを意味している。

系列別の評価点は、系列に含まれるすべての科目の平均なので科目別特性が平均化されてしまうという点に注意する必要がある。また年度により回答者が異なるので数値自体は絶対的なものではない。ただし、専門職大学院の学生の授業評価は厳しいのが一般的だが、本会計大学院も例外ではない。表中の網掛けは評価の下がったことを意味する。

表Ⅱ-会計-6

	財務会計系		管理会計系		監査系		法律系	
	2007	2008	2007	2008	2007	2008	2007	2008
1	4.00	4.20	4.39	4.48	4.35	4.39	4.36	4.49
2	3.24	3.23	3.37	3.28	3.53	3.17	3.23	3.35
3	3.96	3.98	4.14	4.35	4.28	4.16	4.06	4.41
4	3.73	4.19	4.35	4.41	4.17	4.08	4.31	4.59
5	3.07	4.20	4.42	4.59	3.99	3.99	4.36	4.60
6	3.84	3.76	4.01	4.22	4.14	3.97	4.06	4.30
7	3.62	3.85	4.14	4.15	4.00	3.84	3.93	4.13
8	3.64	4.03	4.32	4.27	4.00	4.07	4.18	4.50
9	3.27	3.83	4.19	4.16	4.06	3.84	4.19	4.35
10	3.82	4.04	4.10	3.78	4.09	4.03	3.90	4.12
11	3.75	3.97	4.43	4.45	4.15	3.97	4.31	4.49

我々教員はこの結果に一喜一憂することなく、改善の拠り所となるデータとして重視している。個々の授業に関しては担当者が改善を試みることになるが、教員全員が学部所属時と異なり頻繁に学生の反応や授業改善についてお互いに意見を交換し合っていることに驚いている。具体例として、同一教員が担当する科目間で評価に大きく差が出たときは改善の好機である。担当者は同じ姿勢で講義に臨んでいることが多いが、そのことが異なる評価をもたらすことが判明するからである。我々はこうして常に授業評価アンケートを利用して改善に心がけている。

我々教員は担当科目に関して寄せられた回答に対して、自ら、「受講生の傾向」を分析し、「昨年度の授業評価アンケートを踏まえて、今回の講義で工夫したこと・留意したこと」を記し、「今後の対応」を表明している。ついで、各教員から寄せられた分析や対応につき、系列別の責任者がFD系列別小委員会を開催し、系列に属する全科目につき、同様の分析を実施する。最後に、全系列から届いた分析等をみて、研究科長が系列平均でみた全系列の分析を行っている。このように3段階の分析を経てFD活動報告書が作成されている。これらは本会計大学院のホームページから閲覧可能である。

以上の結果を踏まえて、教育内容の改善として、これまでに2度のカリキュラム改正を行い、学生から求められる教育内容及び社会から会計大学院に求められる教育内容を検討して即座にこれに対応している(『会計専門職大学院パンフレット』第1号から第4号を参照)。これに対して、教育方法については、授業評価アンケートとこれに対応する教員の改善行動から見られるように（FD 活動報告書)、個々の教員がそ

れぞれの改善点において対応している。

【点検・自己評価】

よって、本会計大学院は解釈指針5-1-1-1を満たしている。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院 FD 活動報告書』第 1 号～第 4 号
2.『会計専門職大学院パンフレット』2006年版、2007年版、2008年版、2009年版
3. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/curriculum_st04.html）

解釈指針5-1-1-2

「組織的かつ継続的に行われていること」とは、改善すべき項目及びその方法に関する方針を決定し、改善に関する情報を管理し、改善のための諸措置の実施を担当する組織が、会計大学院内に設置されていることをいうものとする。

【現状の説明】

本会計大学院では、基準5-1-1で示したように、教育内容及び教育方法を組織的かつ継続的に行うための組織が設置されている。

具体的には、次のような組織において FD 活動が「組織的かつ継続的に行われている」。

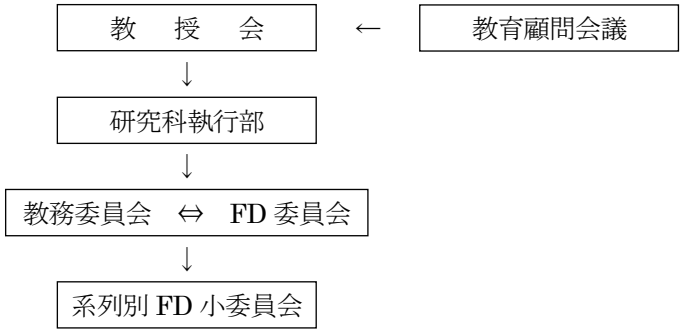

教授会及び FD 関連懇談会では、教育内容及び教育方法の一切が審議・決定される。研究科執行部は頻繁に執行部会を開催し、教務委員会と FD 委員会に審議していただきたい事項を諮問し、両委員会は必要に応じて連携をとりつつこれに応えている。系列別小委員会は系列内の教員で身近な問題を日常的に議論している。また、教育顧問会議では、本学理事長も参加して、学外から就任いただいている識者から教育内容と教育方に関する意見をいただき、本学及び本会計研究科に関する重要事項を検討している。これらは関西大学中期ビジョンにも反映させている。

【点検・自己評価】

よって、本会計大学院は解釈指針5-1-1-2を満たしている。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院 FD 活動報告書』第 1 号～第 4 号
2.『会計専門職大学院パンフレット』2006年版、2007年版、2008年版、2009年版
3. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/curriculum_st04.html）

検索

解釈指針5-1-1-3

「研修及び研究」の内容として、例えば次に掲げるものが考えられる。

(1) 授業及び教材等に対する学生、教員相互、又は外部者による評価を行い、その結果を検討する実証的方法。

(2) 教育方法に関する専門家、又は教育経験豊かな同僚教員による講演会や研修会の開催等の啓蒙的方法。

(3) 外国大学や研究所等における情報･成果の蓄積･利用等の調査的方法。

【現状の説明】

本会計大学院では、基準5-1-1で示したように、教育内容及び教育方法を行うための研修及び研究は活発に行われている。

そこでの説明を本指針に示された3区分ごとに整理すると以下のようである。

(1) 自己評価及び外部評価について

自己評価の機会は、教授会、FD 委員会、FD 小委員会、合宿研修、能力開発室における意見交換がある。また、外部評価の機会は、教育顧問会議における意見聴取・意見交換がある。

自己評価及び外部評価の実証方法は、何よりも授業での学生の反応、日常から学生との交流の機会の多いアカデミック・ソリューションとプロフェッショナル・ソリューションにおける学生の反応、オフィスアワーでの学生の反応、試験結果の統計分析によって行われている。

以上の評価が専任教員の間でとどまっていては効果が限定されるので、毎年度、『出議の手引』を見直し、研究科執行部、FD 委員会、教務委員会が協力し合って、専任のみならず、非常勤教員に対しても、講義要項の執筆に対して説明を行い、かつ講義要項の公表前にはその記載内容の吟味を行い、場合によっては訂正を促す。

(2) 講演会や研究会の開催等

研究者教員にとっては実務の理解が、実務家教員にとっては研究動向の理解が不可欠であるが、これらは様々な方法による機会が提供されている。

① 本会計大学院の教育顧問による講演

教育顧問には本会計大学院のあり方に関連するテーマで講演いただいている。

2009年度：

- 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授八田進二氏、中央大学大学院戦略経営研究科教授藤沼亜紀氏、関西学院大学教授平松一夫氏〔平成21年7月1日（水）開催〕、演題「会計・監査制度における日本の選択」（第1回会計ルネッサンスフォーラム）

2008年度：

- 独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之氏〔平成21年2月25日（水）開催〕、演題「21世紀の日本と大学の役割」
- 日本公認会計士協会会長増田宏一氏〔平成20年10月15日（水）開催〕、演題「会計基準の国際的統一化と IFRS 精通者の育成」
- 阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役社長角和夫氏［平成20年10月1日（水）開催］、演題　「沿線価値向上を目指して」

2007年度：

- 独立立行政法人日本学術振興会理事長小野元之氏〔平成20年3月5日（水）開催〕、演題「大学改革の行方」
- 日本公認会計士協会副会長（当時：現会長）・あずさ監査法人代表社員（当時）増田宏一氏〔平成19年4月5日（木）開催〕、演題「期待される会計プロフェッションー一層増大する公認会計士の需要ー」

2006年度：

- 公認会計士篠原祥哲氏［平成19年３月17日（土）開催］、演題「なぜ公認会計士になりたいの？」
- 日本アイ・ビー・エム株式会社特別顧問後藤健氏〔平成18年10月14日（土）開催、第３回会計大学院協会シンポジウム〕、演題「企業内会計士の重要性と活動領域の展望」
- 日本公認会計士協会副会長（当時：現会長）・あずさ監査法人代表社員（当時）増田宏一氏〔平成18年４月５日（水）開催〕、演題「監査改革のはじまりー増大する公認会計士の需要ー」
- 住友電気工業株式会社相談役　川上哲郎氏〔平成18年４月４日（火）開催〕、演題「転機に立つ日本型会計」

②　全国四系列教育会議

以下の会議に出席して、発言し、意見交換してきている。

2008年：

「四系列の統合はどのように実施すべきかー教育効果の向上をめざして」北星学園大学

2007年：

「四系列教育の改革―教育の質向上をめざして」横浜市立大学

③　研究会等の積極的活用

以下の研究会等に専任教員・非常勤講師も自由に参加できるようにし、研究者と実務家の共同によるシナジー効果を追求している。

- 学長直属の研究プロジェクト・ユニット
- 加西市との包括協定による公会計改革プロジェクト
- インターリスク総研との社会連携によるリスクデータベースの構築と研究
- 会計政策・制度研究会
- 政府会計フォーラム

④　教材開発

教育内容及び方法に関して、専任教員が参加して以下の成果を出版している。

- 柴健次編著『会計教育方法論』2007年関西大学出版部
- 柴健次編著『会計専門職のための基礎講座』2008年同文舘

(3) 情報・成果の蓄積・利用等

以下のような対応を採っている。

- 講義レジュメの保管
- 講義内容の録画とインターネット配信
- ワーキング・ペーパーの発行
- 紀要の発行
- 能力開発室への関連図書の配備

【点検・自己評価】

よって、本会計大学院は解釈指針5-1-1-3を満たしている。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院 FD 活動報告書』第１号～第４号
2.『会計専門職大学院パンフレット』2006年版、2007年版、2008年版、2009年版
3. 柴健次編著『会計教育方法論』2007年関西大学出版部
4. 柴健次編著『会計専門職のための基礎講座』2008年同文館出版
5.「平成20年度会計研究科合宿」
6.「ストリーミング配信科目の一覧」

7. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/curriculum_st04.html）

5-1-2

会計大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

【現状の説明】

セミナー委員会により、研究者や実務家の講師によるセミナーを開催し、すべての教員はこれに参加し、知見の確保に努めている。また、各セミナー終了後、講師との意見交換会を設け、より具体的な実務上・教育上の知見の確保に努めている。また、本会計大学院においては、非常勤講師に実務家が多いため、非常勤講師との研究会を開催することによって、研究者教員における実務上の知見の確保を図っている。また、本会計大学院では、個別的に実務家による研究会及び研究者による研究会を開催しており、そこでも各教員が自己の研鑽を図ることとしている。

客員教授による講演会（指針5-1-1-3は教育顧問の講演会を記載しているので参照されたい）

2008年度：

- あずさ監査法人代表社員 園木宏氏［平成21年1月28日（水）開催］、演題「今、監査の現場で何が起きているのか―公認会計士に求められる能力とは」
- 慶応義塾大学教授、元総務大臣 竹中平蔵氏［平成20年12月17日（水）開催］、演題「金融危機と日本の経済運営」
- 関西学院大学教授、前学長 平松一夫氏［平成20年12月3日（水）開催］、演題「会計基準をめぐる国際動向―激動期におけるわが国会計基準のあり方」
- ネットライフ企画株式会社取締役元税務大学校主任教授 大西又裕氏［平成20年11月26日（水）開催］、演題「希薄化する「公」概念と税制の再構築」
- ネットライフ企画株式会社取締役元税務大学校主任教授 大西又裕氏［平成20年7月9日（水）開催］、演題「会計ビッグバンの経過、教訓と課題」

2007年度：

- (株)プロティビティジャパン最高顧問伊藤進一郎氏［平成20年3月8日（土）開催］、演題「わが国企業を取り巻く激動の経営環境の中で、拡大する公認会計士業務と会計大学院生の本格的プロへの思考」
- 慶應義塾大学教授 竹中平蔵氏〔平成20年1月11日（金）開催］、演題「日本の構造改革の行方」

【点検・自己評価】

よって、本会計大学院は基準5-1-2を満たしている。

【参考資料】

1. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/curriculum_st04.html）
2. 『会計専門職大学院 FD 活動報告書』第 4 号

解釈指針5-1-2-1

実務家として十分な経験を有する教員であって、教育上の経験に不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得ること、また、大学の学部や大学院において十分な教育経験を有する教員であって、実務上の知見に不足すると認められる者については、担当する科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得ることが、それぞれ確保されているよう、会計大学院において適切な措置をとるよう努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、研究者教員による実務家教員に対する教育研修を行うことを「研究者教員による研究会」、実務家教員による研究者教員に対する実務上の研修を行うことを「実務家教員による研修会」と位置づけており、これらは高い頻度で行われている。特にセミナーを利用した形態において実施することが効果的であると考えている。そこで、セミナー講演者には、研究者教員として、八田進二氏、藤沼亜紀氏、平松和夫氏、竹中平蔵氏を、実務家教員として、大西又裕氏、角和夫氏、増田宏一氏、園木宏氏、小野元之氏を招いて、講演会を行うとともに、その後に研究会ないし研修会を実施した。本会計大学院においては、実務家教員を採用する上でも、教育経験を重視しており、実務家教員といえども十分に教育に関する経験を積んでおり、これに対して、研究者教員は一般と同様に実務経験に乏しい者が多いという特徴がある。これを踏まえて、比較的「実務家教員による研修会」のほうが頻繁に開かれている（セミナー後においても「実務家教員による研修会」のほうが多く開催されている）。これ以外では、本会計研究科では、非常勤講師との交流会を開催しており、ここでは研究者教員及び実務家教員が多く集まり、研究会ないし研修会が実施されている。また、研究領域を共通にする教員によって、積極的に理論と実務を架橋する研究会を実施しており、その結果を学内外において報告している（例えば、柴健次、宗岡徹及び清水涼子による「政府会計フォーラム」において積極的に研究会が実施されている）。

【点検・自己評価】

本研究科教員は、セミナー活動及び各種の研究会・研修会で、実務家教員における教育上の経験の確保について、本研究科の実情に応じた教員相互の研究会が実施され、研究者教員については継続的に新しい会計実務や社会的に重要なトピックに関する情報や知識を得ることができるような措置を講じている。よって、解釈指針5-1-2-1は満たされている。

【参考資料】

1. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/curriculum_st04.html）

6　入学者選抜等

6-1　入学者受入

6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各会計大学院の教育の理念及び目的に照らして、各会計大学院はアドミッション･ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

【現状の説明】

本会計大学院では、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、会計大学院の教育の理念及び目的に照らし、以下のとおりアドミッションポリシー（入学者受入方針）を設定し、学生募集要項の最初のページにおいて公表している。

本会計大学院では「学の実化」という本学の理念の下に、主に公認会計士の養成を目的としています。この理念と目的を実現するために有為で多才な人材を受け入れるべく、本大学院が「養成したい人材」に適した入学希望者を選定できる選抜方式を実施します。

公認会計士に要求される資質は、会計に関する専門知識や簿記能力だけに限定されず、経済・経営・法律・情報等豊かな教養とセンスが求められます。

本大学院は「養成したい人材」として、「財務に強い公認会計士」、「IT に強い公認会計士」、「法律に強い公認会計士」、「経営に強い公認会計士」、「行政に強い公認会計士」という５つの具体的人材像の養成を目標として掲げています。

このうち、「学の実化」という本学の理念は、本会計大学院のパンフレット並びにホームページにおいて、以下のとおり公表している。

本学の理念としての「学の実化（じつげ）」、及びこれを具体化した柱のひとつ「学理と実際との調和」は、「開かれた大学」「情報化社会への対応」「国際化の促進」の３本柱として継承されています。本学の会計研究科は、会計領域における「学理と実際との調和」を結実させるものなのです。

世界標準での会計制度や監査制度へと見直しが進む中、日本の公認会計士にも世界標準での活躍を期待できるよう、その資質特に会計・監査への実務的かつ理論的な能力が要求されています。本学会計研究科では、「世界に通用する」公認会計士の養成を第一の目的とし、かかる資質をそなえた公認会計士を養成いたします。そして、それだけにとどまらず、企業や官公庁からの要請に応じた会計人の養成をも目的として、「監査界のリーダーたりうる公認会計士」、「産業界のリーダーたりうる公認会計士」、「官公庁のリーダーたりうる公認会計士」の養成をめざしています。

すなわち、本学会計研究科は「世界水準で通用する、理論と実務に習熟した公認会計士」の養成を目的とした大学院なのです。

また、養成したい５つの具体的人材像に関して、本会計大学院のパンフレット並びにホームページにおいて、「知のペンタゴン」として、以下のとおり公表している。

図Ⅱ-会計-3

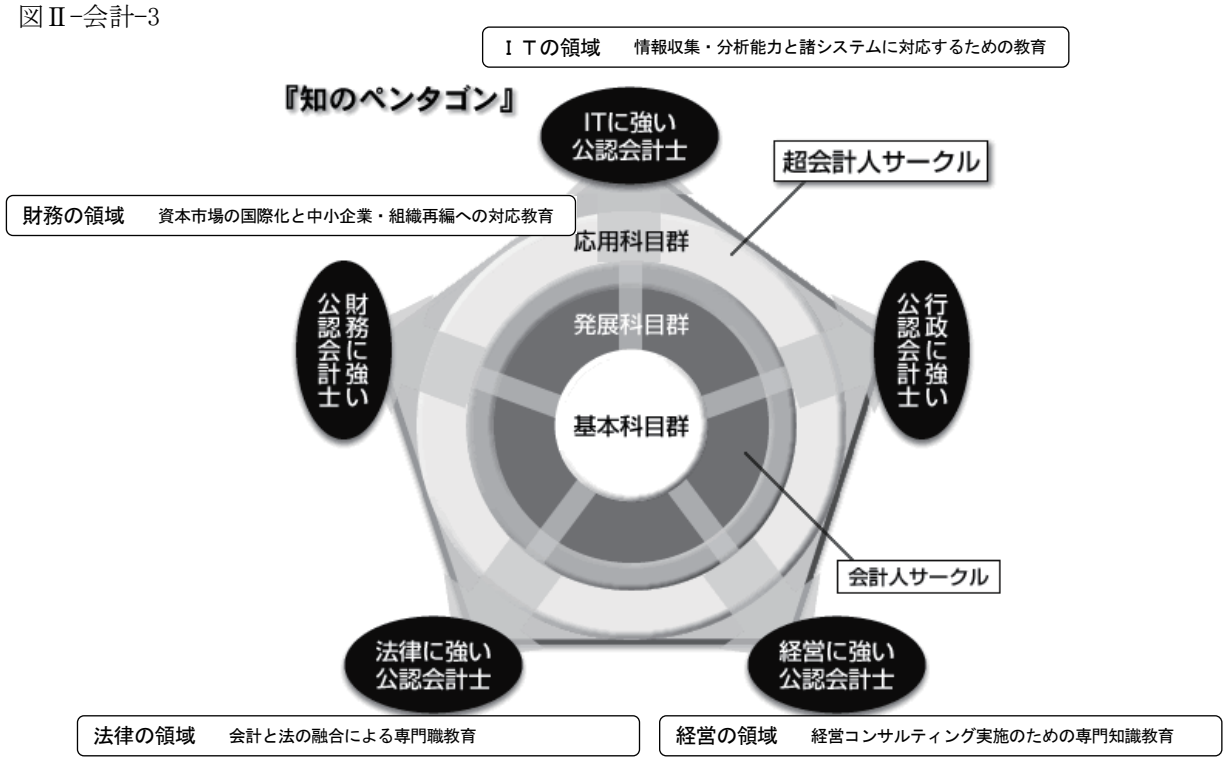

近年の会計改革の流れである会計教育水準の国際的統一化、及びそれに呼応するわが国公認会計士制度改革という背景の中で、「テクニシャンよりもプロフェッションを」という社会的要請を受けて、職業的倫理観と高度な判断能力を備えた人材の養成を目的としております。

会計をとりまく社会環境は、グローバル化・多様化・複雑化し、なおかつそれが相互に影響しあいながら拡張しております。また同時に、経済活動にあわせてさまざまな制度が設定されております。そのためには、最先端の問題をカバーできるカリキュラムを用意し、最新の内容を教授しなければならないという使命を認

識しております。

本学会計研究科は、かかる使命を果たすのみならず、学生の公認会計士資格取得後の将来設計に向けて、「財務に強い公認会計士」「IT に強い公認会計士」「法律に強い公認会計士」「経営に強い公認会計士」「行政に強い公認会計士」といった、戦略的に競争優位な条件を作り出せるような『超会計人（Borderless Accountant)』を養成するカリキュラムを用意しております。

【点検・自己評価】

解釈指針6-1-1-1、6-1-1-2も満たしており、基準6-1-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院学生募集要項』2009年版
2.『会計専門職大学院パンフレット』2009年版
3. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/ideology/gaiyo.html）

解釈指針6-1-1-1

会計大学院には、入学者の能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制がとられていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、「関西大学大学院会計研究科学則」第27条において「本研究科に入学を志願する者は、入学試験を受験しなければならない。2　入学試験は、研究科教授会が定める方法により、学力及び人物について考査する」とされている。更に、「関西大学大学院会計研究科教授会規程」第 6 条において、「教授会は会計研究科に関する次の事項を審議に決定する」とし、その（8）に「入学試験に関する事項」と挙げられている。このように、本会計大学院において、入学者の能力等の評価、その他の入学者受け入れにかかる業務について、教授会がすべての権限と責任を有している。更に、当該入学者選抜にかかる実際の運営を行うために入試主任を置き、入試主任を委員長とする入試委員会を組織している。なお、入試主任は会計大学院の執行部の一員と位置付けられている。入試主任及び入試委員会は、関西大学大学院入試課の協力を得て、教授会の承認を得て、学生募集要項及び学生募集パンフレットの作成、ポスターの作成、入試説明会の開催、入学試験問題の作成依頼、入学試験会場の設営、入学試験の実施、入学者選抜資料の作成等を行っている。特に、学生募集要項、パンフレット、入学試験問題の作成、入学試験の実施、入学者の選抜については、その都度、教授会が開催され、承認を行う体制となっている。このように、入学者の能力の評価、その他の入学者受け入れにかかる業務を行うために、教授会−入試主任−入試委員会−大学院入試課という責任ある体制が取られている。

【点検・自己評価】

以上により、解釈指針6-1-1-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「関西大学大学院会計研究科学則」
2.「関西大学大学院会計研究科教授会規程」

解釈指針6-1-1-2

入学志願者に対して、当該会計大学院の理念及び教育目的、設置の趣旨、アドミッション･ポリシー、入学者選抜の方法、並びに基準9-3-2に定める事項について、事前に周知するように努めていること。

検索

【現状の説明】

本会計大学院では、入学志願者に対して、入学志願票（入学願書）とともに学生募集要項及び入学志願者向けパンフレットを配布している。学生募集要項には、研究科の概要、入学者選抜の基本的な方針（アドミッションポリシー）、入学者選抜の方法が記載されている。入学志願者向けパンフレットには、本会計大学院の理念及び教育目的、設置の趣旨並びに基準9-3-2に定める事項（教育活動等に関する重要事項）が記載されている。

また、本会計大学院のホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/index.html）において、解釈指針6-1-1-2に示された事項を記載している。更に、以下のとおり、東京と大阪で進学説明会を20回、公認会計士説明会を１回開催し、当該会計大学院の理念及び教育目的、設置の趣旨、入学者選抜の基本的な方針（アドミッションポリシー）、入学選抜の方法並びに基準9-3-2に定める事項（教育活動等に関する重要事項）について説明している。このように、本会計大学院に入学を志願する者に対して解釈指針6-1-1-2に示された事項を事前に周知するべく努めている。

表Ⅱ-会計-7　2008年度進学説明会実施日程

進学説明会日程（大阪）

実施日		時　間	対　象	場　所	担　当
4月	4月22日(火)	12：20～12：50	全学部3、4年次対象	新関西大学会館2F（23会議室）	松本
	4月24日(木)	12：20～12：50	総合情報学部3、4年次対象(下位年次含む。)	高槻キャンパス　TB201	宗岡
	4月25日(金)	18:30～19:30	学外一般対象（学内含む。）	新関西大学会館2F（23会議室）	松本
5月	5月15日(木)	12：20～12：50	全学部全年次対象	新関西大学会館2F（24会議室）	坂口
	5月18日(日)	14：00～15：00	在学生の父母（教育後援会総会）	新関西大学会館	松本
	5月27日(火)	12：20～12：50	全学部全年次対象	尚文館　遠隔講義室１	坂口
6月	6月12日(木)	12：20～12：50	総合情報学部3、4年次対象(下位年次含む。)	高槻キャンパス　TB201	宗岡
	6月14日(土)	18：30～19：30	学外一般対象（学内含む。）	尚文館　遠隔講義室１	松本
7月	7月12日(土)	12:00～17:30	【日経新聞主催合同説明会】	阪急グランドビル	坂口・松本
9月	9月17日(水)	18：30～19：30	学外一般対象（学内含む。）	尚文館　遠隔講義室１	松本
11月	11月15日(土)	12:00～17:30	【日経新聞主催合同説明会】	梅田	宗岡
	11月19日(水)	11:00～13：00	合同進学説明会	新関西大学会館	宗岡
12月	12月3日(水)	18：00～19：00	秋季セミナーとの合同	尚文館　遠隔講義室１	清水
	12月8日(月)	16:20～17：20	社会学部向けセミナー	第3学舎２０１	宗岡
	12月17日(水)	16：20～17：20	秋季セミナーとの合同	第2学舎Ｆ４０１	宗岡
	12月20日(土)	18：30～19：30	学外一般対象（学内含む。）	新関西大学会館2F（27会議室）	宗岡
2月	2月28日(土)	18：30～19：30	学外一般対象（学内含む。）	尚文館　遠隔講義室１	清水

進学説明会日程（東京）

実施日		時　間	対　象	場　所	担　当
6月	6月10日(火)	18：30～19：30	学外一般対象	東京センター	宗岡
9月	9月16日(火)	18：30～19：30	学外一般対象	東京センター	宗岡
12月	12月15日(月)	18：30～19：30	学外一般対象	東京センター	宗岡

公認会計士説明会日程

1月	1月28日(水)	16：20～17：20	学外一般対象（学内含む。）	尚文館　遠隔講義室１	宗岡

【点検・自己評価】

以上により、解釈指針6-1-1-2に定められた内容を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/ideology/gaiyo.html）

6-1-2

入学者選抜が各会計大学院のアドミッション･ポリシーに基づいて行われていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、6-1-1に示した通り、アドミッション・ポリシーを策定し、公表している。そして、当該アドミッション・ポリシーの基づく入学者選抜を行っている。

具体的には、アドミッション・ポリシーにおいて、「公認会計士に要求される資質は、会計に関する専門知識や簿記の能力だけに限定されず、経済・経営・法律・情報等豊かな教養とセンスが求められます」とし、本会計大学院は、「養成したい人材」として「財務に強い公認会計士」「IT に強い公認会計士」「法律に強い公認会計士」「経営に強い公認会計士」「行政に強い公認会計士」という５つの具体的な人材像を示している。そのため、公認会計士の養成を目的に、有為で多才な人材を受け入れ、本会計大学院が「養成したい人材」に適した入学希望者を選定するため、学力重視方式、素養重視方式、資格重視方式、推薦方式の４つの方式の入学試験を採用している。

以下のとおり、学内進学試験では学力重視方式、素養重視方式、学部長推薦方式による入学試験が行われ、一般入学試験では学力重視方式、素養重視方式、資格重視方式が実施され、指定校推薦入学試験では指定校推薦方式による入学者選抜が行われる。

表Ⅱ-会計-8

		学内進学試験	一般入学試験	指定校推薦入学試験
学力重視方式		○	○	－
素養重視方式		○	○	－
資格重視方式		－	○	－
推薦方式	学部長推薦方式	○	－	－
	指定校推薦方式	－	－	○

また、学内進学試験、一般入学試験、指定校推薦入学試験のすべての試験において、飛び級入学を実施しており、その条件を満たしたものには、飛び級入学以外の志願者と同等の選抜を行っている。

(1) 学力重視方式

学力重視方式は、その教育内容との関連性からみて会計関連の諸科目の学力や素養を確認する試験である。具体的には、「簿記」、「原価計算」、「財務会計論」、「管理会計論」、「監査論」の５科目から２科目をその場で選択し受験する。

(2) 素養重視方式

素養重視方式は、職業会計人としての教養とセンスを確認するための試験である。具体的には社会・経済問題等に関わる小論文試験を行い、面接試験によって補完する。

(3) 資格重視方式

資格重視方式は、日商簿記検定１級合格、税理士資格等以下に示す資格又は経験を有していることを受験資格として行う試験である。なお、当該資格または経験については、本会計大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/index.html）及び学生募集要項で公表し、入学志願者への周知に努めている。

資格重視方式の資格による出願要件

1. *公認会計士の資格を有する者*
2. *税理士の資格を有する者*
3. *会計士補又は旧公認会計士試験第２次試験合格者*
4. *公認会計士試験短答式試験合格者又は旧公認会計士試験第２次試験短答式試験合格者*
5. *税理士試験１科目以上の合格者*
6. *日商簿記検定１級合格者*
7. *会計事務所･監査法人において３年以上の勤務経験を有する者*
8. *企業及び政府･自治体の会計･財務･法務･監査関係部署において３年以上の勤務経験を有する者*
9. *旧司法試験第二次試験短答式試験の合格者*
10. *法科大学院修了者*
11. *司法書士の資格を有する者*
12. *行政書士の資格を有する者*
13. *不動産鑑定士試験短答式試験合格者又は旧不動産鑑定士試験第２次試験合格者*
14. *中小企業診断士の資格を有する者*
15. *社会保険労務士の資格を有する者*
16. *証券アナリスト第２次試験合格者*
17. *米国公認会計士の資格を有する者*

資格重視方式では、書類選考及び保有資格により、会計に関する知識若しくは経験が入学に十分であることを確認し、面接によって選考する。

(4) 推薦方式

推薦方式は、本会計大学院が設定する応募資格を満たす本学在学生及び本会計大学院が指定した大学（学部）の在学生を対象とした試験である。入学希望者は、所属する学部の学部長の推薦を受け、書類審査と面接によって選考する。

【点検・自己評価】

以上により、基準6-1-2に定められた内容を満たされていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院学生募集要項』2009年版
2.『会計専門職大学院パンフレット』2009年版
3. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/ideology/gaiyo.html）

6-1-3

会計大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各会計大学院のアドミッション･ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

【現状の説明】

受験資格を有するすべての志願者は、すべての方式による入学試験を受ける機会を公平に与えられており、出身校及び寄付等によって受験の機会に差異は設けられていない。

なお、受験資格については以下のとおりであり、本会計大学院ホームページ及び学生募集要項で公表し、入学志願者への周知に努めている。

〔学力重視〕及び〔素養重視〕方式の志願者は、次の受験資格(1)～(9)のいずれかの条件を満たす者とし

ます（2010年３月までに、(1)～(4)いずれかの条件を満たす見込みの者を含む)。

〔資格重視〕方式の志願者は、次の受験資格(1)～(9)のいずれかの条件を満たし、かつ、受験資格(10)の条件を満たす者とします（2010年３月までに、(1)～(4)いずれかの条件を満たす見込みの者を含む)。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）

(8) 大学院に飛び入学した者であって、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(9) 短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業者及びその他の教育施設の修了者等であって、本研究科において、個人の能力の個別審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳（2010年４月１日現在）に達した者

(10)〔資格重視〕方式の志願者は、次の1. ～17. のうちいずれかの会計に関する資格又は経験を有していること（6-1-2を参照）

なお、受験資格(8)、(9)に該当する志願者については、「受験資格の審査」を受けることを学生募集要項において要請している。受験資格の審査は教授会によって行われる。ただし、日程的に困難な場合には、教授会で了承のもと、執行部会によって受験資格の審査が行われ、追認がなされる。

【点検・自己評価】

解釈指針6-1-3-1を満たしている。解釈指針6-1-3-2について該当事項はない。よって、基準6-1-3は満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院学生募集要項』2009年版
2.『会計専門職大学院パンフレット』2009年版
3. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/ideology/gaiyo.html）

解釈指針6-1-3-1

入学者選抜において、当該会計大学院を設置している大学の主として会計学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者（以下、「自校出身者」という。）について優遇措置を講じていないこと。入学者に占める自校出身者の割合が著しく多い場合には、それが不当な措置によるものでないことが説明されていること。

【現状の説明】

本会計大学院において、「自校出身者（主として会計学を履修する学科または課程等に在学または卒業した者)」の定義に当てはまるのは、商学部の学生となるが、学内進学試験においても、すべての学部は平等に取り扱われている。本年度の入学者のうち、自校出身者（関西大学商学部出身者）は５名であり、その割合は7.9%に過ぎない。

なお、過去の自校出身者の割合は以下のとおりである。

表Ⅱ-会計-9

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
入学者数	70	77	63	210
自校出身者数	22	18	5	45
自校出身者の割合	31.4%	23.4%	7.9%	21.4%

平成18年度及び19年度においては、自校出身者（関西大学商学部）に対する優遇措置をとっていないにも関わらず、自校出身者の割合が比較的高くなっている。これは、関西大学商学部から移籍した教員が４名いることから、商学部在籍中の教え子等が薫陶を受け、公認会計士を多く志望した結果である。したがって、不当な措置によるものではないことは明らかである。

【点検・自己評価】

以上により、解釈指針6-1-3-1に定められた内容を満たされていると判断する。

解釈指針6-1-3-2（寄附等の募集を行う会計大学院のみ）

入学者への会計大学院に対する寄附等の募集開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、入学者への寄附等の募集は行っていない。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針6-1-3-2には該当しない。

6-1-4

入学者選抜に当たっては、会計大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、解釈指針6-1-4-1にある通り、入学者選抜にあたり、会計大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が、的確かつ客観的に評価されており、会計大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が的確かつ客観的に評価されている。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針6-1-4-1を満たしており、基準6-1-4を満たしていると判断する。

解釈指針6-1-4-1

入学者選抜に当たっては、会計大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が、適確かつ客観的に評価されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、いわゆる学科の筆記試験を行う学力重視方式のみならず、資格重視方式、素養重視方式、推薦方式を実施し、以下に述べるとおり、その結果を200点満点に換算して評価することにより、会計大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等、すなわち、判断力、思考力、分析力、表現力等

を的確かつ客観的に評価している。以下の表に示す通り、学力重視方式は筆記試験を行い、素養重視方式では筆記試験及び面接を行う。資格重視方式、推薦方式は、書類選考並びに面接を行っている。

表Ⅱ-会計-10

		筆記試験	面接	書類選考
学力重視方式		○	－	－
素養重視方式		○	○	－
資格重視方式		－	○	○
推薦方式	学部長推薦方式	－	○	○
	指定校推薦方式	－	○	○

学力重視方式における筆記試験は、簿記、原価計算、財務会計論、管理会計論、監査論が出題され、入学希望者はその場で2分野を選択して解答する。これらの問題の出題に当たっては、単に知識を問うばかりではなく、判断力、思考力、分析力、表現力等を評価するようにしている。これらの科目は会計大学院で教育を受けるために必要とされる基本的な科目であり、これらの知識を問うことにより、入学希望者の能力等を的確かつ客観的に評価することができる。それぞれ100点満点で出題し、合計200点満点で評価する。

素養重視方式における筆記試験は、長文の報告書等を読んで問題点や主張を要約させる問題を出題している。これは、会計大学院において教育を受けるために必要な入学者の基礎的能力を図るとともに、判断力、思考力、分析力、表現力等を的確かつ客観的に評価することを企図して出題している。また、面接では、あらかじめ決められた事項（出願の動機、将来の希望、これまでの学習歴、入学後の学習計画）を重点的に質問し、更に面接官がその他必要と判断した事項についての質問を行い、A から D までの4段階で評価し点数化しており、筆記試験だけでは測ることのできない入学希望者の能力等を的確かつ客観的に評価している。筆記試験が100点満点、面接が100点満点の合計200点満点で評価する。

資格重視方式及び推薦方式では、所定の資格や要件が満たされていることを書類選考で確かめるとともに、あらかじめ定められた基準に従って100点満点で評価される。資格重視方式において、あらかじめ定められた基準は、当該資格を取得するに当たり、判断力、思考力、分析力、表現力等が必要とされる資格の点数を高くしており、取得した資格によってこれらの資質が客観的に評価できるようにしている。更に、面接によって、資格や要件だけでは測ることのできない入学希望者の能力等を的確かつ客観的に評価している。面接は100点満点で評価され、書類選考の結果と合わせて、200点満点で評価される。

このように、すべての試験方式の結果は200点満点で評価され、それをもとに教授会で合否の判定が行われる。その結果、会計大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等を有する学生が入学している。

【点検・自己評価】

以上のように、解釈指針6-1-4-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院学生募集要項』2009年版
2.『会計専門職大学院パンフレット』2009年版
3. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/ideology/gaiyo.html）

6-1-5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院ではいわゆる筆記試験の学力重視方式のみならず、素養重視方式、資格重視方式、推薦方式

の４つの方式の入学試験を採用している。これは、学力のみならず、将来の公認会計士業界等を支えるであろう多様な知識又は経験を入学させるようにするためである。学力重視方式を除く各方式において、面接を採用し、志願者の多様な知識または経験についてヒアリングを行い、評価の一項目としている。特に、素養重視方式、資格重視方式、推薦方式において、志願者の素養や取得した資格、学業成績等を評価することも併せ、多様な知識又は経験を有する者を入学させるように努めている。更に、学力重視方式においても、計算のみならず理論科目を選択できるようにすることで、簿記以外の幅広い能力を有する人材の受け入れを企図している。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針6-1-5-1及び6-1-5-2を満たしており、基準6-1-5は満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院学生募集要項』2009年版
2.『会計専門職大学院パンフレット』2009年版
3. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/ideology/gaiyo.html）

解釈指針6-1-5-1

大学等の在学者については、入学者選抜において、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績が、適切に評価できるよう考慮されていることが望ましい。

【現状の説明】

本会計大学院では、大学等の在学者について、いわゆる筆記試験の学力重視方式のみならず、推薦方式、素養重視方式、資格重視方式の入学試験を実施している。推薦方式においては、学部長あるいは指定校の推薦に当たって、推薦する側の基準があり、一般的には、学業成績のほか、多様な学識や課外活動等の実績が評価される場合が多く、本会計大学院もその推薦基準を尊重している。素養重視方式では、長文を読解する問題を課すことにより、多様な学識が適切に評価できるようにしている。資格重視方式では、司法試験や不動産鑑定士試験、証券アナリスト試験の合格者や司法書士、行政書士、中小企業診断士、社会保険労務士等の資格を含めており、必ずしも会計大学院と直接的な関係が認められない学識も多様な学識として適切に評価している。

また、これらの入試方式において面接を実施している。面接において、大学における学業成績のみならず、多様な学識及び課外活動等の実績等に質問が及ぶ場合もあり、その場合にはその実績が適切に評価されるようにしている。

更に、学力重視方式においても、計算のみならず理論科目を選択できるようにすることで、簿記以外の幅広い能力を有する人材の受け入れを企図している。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針6-1-5-1は満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院学生募集要項』2009年版
2.『会計専門職大学院パンフレット』2009年版
3. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/ideology/gaiyo.html）

解釈指針6-1-5-2

社会人等については、入学者選抜において、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう考慮されていることが望ましい。

【現状の説明】

本会計大学院では、社会人等について、いわゆる筆記試験の学力重視方式のみならず、素養重視方式、資格重視方式の入学試験を実施している。素養重視方式では、長文を読解する問題を課すことにより、多様な実務経験及び社会経験等が適切に評価できるようにしている。資格重視方式では、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価するため、「会計事務所･監査法人において3年以上の勤務経験を有する者」と「企業及び政府･自治体の会計･財務･法務･監査関係部署において3年以上の勤務経験を有する者」を資格要件としている。司法試験や不動産鑑定士試験、証券アナリスト試験の合格者や司法書士、行政書士、中小企業診断士、社会保険労務士等の資格を含めており、必ずしも会計大学院と直接的な関係が認められないものも、多様な実務経験や社会経験として適切に評価している。

また、これらの入試方式において面接を実施している。面接では、多様な実務経験及び社会経験等に質問が及ぶ場合もあり、その場合にはその実績が適切に評価するようにしている。

更に、学力重視方式においても、計算のみならず理論科目を選択できるようにすることで、簿記以外の幅広い能力を有する人材の受け入れを企図している。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針6-1-5-2は満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院学生募集要項』2009年版
2.『会計専門職大学院パンフレット』2009年版
3. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/ideology/gaiyo.html）

6-2　収容定員と在籍者数

6-2-1

会計大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

【現状の説明】

入学者数は、平成18年度70名、平成19年度77名、平成20年度63名、平成21年度70名であった。平成21年4月1日現在の在籍者数は132名（平成18年度入学生1名、平成19年度入学生4名、平成20年度入学生57名、平成21年度入学生70名）であり、平成21年3月1日時点の在籍者数は130名（平成18年度入学生2名、平成19年度入学生70名、平成20年度入学生58名）である。解釈指針6-2-1-1により収容定員は140名であり、定員充足率は、平成21年4月1日時点で94.2%、平成20年4月1日時点で96.4%である。このように、在籍者数が収容定員を上回る状態が恒常的なものとはなっていない。

【点検・自己評価】

解釈指針6-2-1-1及び6-2-1-2を満たしており、基準6-2-1を満たしていると判断する。

解釈指針6-2-1-1

基準6-2-1に規定する「収容定員」とは、入学定員の 2 倍の数をいう。また同基準に規定する在籍者には、休学者を含む。

【現状の説明】

本会計大学院では、入学定員が70名であって、よって「収容定員」は140名となる。基準6-2-1で示したようにこの収容定員が恒常的に上回る状態にはなっていない。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針6-2-1-1は満たしていると判断する。

解釈指針6-2-1-2（在籍者数が収容定員を上回った場合のみ）

在籍者数が収容定員を上回った場合には、かかる状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

【現状の説明】

本会計大学院設置以来、会計大学院の在籍者数について、収容定員（140名）とほとんど乖離しない状態が続いており、収容定員を上回る状態が恒常的なものとはなっていない。

【点検・自己評価】

よって、基準6-2-1-2を満たしていると判断する。

6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

【現状の説明】

基準6-2-1で説明したとおり、本会計大学院設置以来、会計大学院の在籍者数について、収容定員（140名）とほとんど乖離しない状況が続いている。

【点検・自己評価】

解釈指針6-2-2-1を満たしており、基準6-2-2を満たしていると判断する。

解釈指針6-2-2-1

在籍者数等を考慮しつつ、入学定員の見直しが適宜行われていること。

【現状の説明】

基準6-2-1及び基準6-2-2で説明したとおり、本会計大学院設置以来、会計大学院の在籍者数について、収容定員（140名）とほとんど乖離しない状況が続いている。そのため、入学定員の見直しが行われたことはない。

【点検・自己評価】

よって、基準6-2-2-1を満たしていると判断する。

検索

7　学生の支援体制

7-1　学習支援

7-1-1

学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各会計大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、履修科目について春学期と秋学期の登録を年１回で行う。入学時はオリエンテーション実施後すぐ（今年度は４月６日（月））であり、２年進学時には前年度（３月）中に登録期間が設定されている。

履修指導は当該登録の前に行われている。本会計大学院は「養成したい人材」として、「財務に強い公認会計士」、「IT に強い公認会計士」、「法律に強い公認会計士」、「経営に強い公認会計士」、「行政に強い公認会計士」という５つの具体的人材像の養成を目標として掲げているが、それぞれの具体的人物像になるためのモデル履修プランを作成し、学生に配布している。

解釈指針7-1-1-1、解釈指針7-1-1-2のとおり、入学時の導入ガイダンス並びに２年進学時の履修指導を行うとともに、個別演習科目（アカデミック・ソリューション、プロフェッショナル・ソリューション）やオフィスアワー等を通じて、随時、学生の将来設計や学習の進捗状況等に関する相談を行っており、その中で履修指導を行っている。

図Ⅱ-会計-4

＜ITに強い公認会計士＞

2008年度入学生適用カリキュラム

科目群	配当年次	類別	会計科目					非会計科目					横断科目・個別演習科目
			財務会計系	管理会計系	税務会計系	公会計系	監査系	法律系	経営系	ファイナンス系	経済・統計系	IT・ビジネススキル系	
基本科目群	1年次	理論科目	上級簿記	上級原価計算論			監査制度論	企業法					
［必修科目］			上級財務会計論	上級管理会計論			監査基準						
16単位	2年次	理論科目											会計専門職業倫理
発展科目群	1年次	理論科目	会計基準論	戦略管理会計論	上級税務会計論	公会計理論	監査実施論	商法	経営学理論	インベストメント論	ミクロ経済学		会計専門職業数学
［選択必修科目］			会計制度論		租税法会計論		監査報告論	中級会社法	実践経営管理論	コーポレート・ファイナンス論			アカデミック・ソリューション
24単位			特殊簿記					民法（総則・物権）					
	1年次	実践科目	会計事例研究	管理会計事例研究			監査事例研究					基本会計プログラム演習	
												基本監査プログラム演習	
	2年次	理論科目	国際会計基準論	企業分析論	上級税務戦略論	公監査論	国際監査制度論	金融商品取引法	経営戦略論		統計学		プロフェッショナル・ソリューション
			国際会計制度論	コストマネジメント論		政府・自治体会計論		上級会社法	経営組織論	インベスター・リレーションズ論	マクロ経済学		論文指導・修士論文
								租税法理論		資本市場論			
								民法（債権）					
	2年次	実践科目	ディスクロージャー実務		税務会計事例研究			判例演習	起業・株式公開事例研究			実践会計プログラム演習	
												実践監査プログラム演習	
応用科目群	1年次	理論科目								中小企業金融論			特殊講義(各テーマ)
［選択科目］	2年次	理論科目	英文会計論	企業価値マネジメント論	国際税務戦略論	非営利会計論	保証業務論	法人税法	プロダクト・マネジメント論	リスク分析論	公共経済学	XBRL論	
12単位			会計戦略論	会計情報システム		国際公会計制度論	内部監査論	行政法	国際経営論	国際財務戦略論			
			無形資産会計論				不正摘発監査論						
			金融商品会計論										
			企業結合会計										
	2年次	実践科目	国際会計事例研究	国際管理会計事例研究	国際税務会計事例研究	公会計・公監査事例研究	国際監査事例研究		企業再生事例研究			リサーチ・メソドロジー	
												国際コミュニケーション論	

＜財務に強い公認会計士＞

2008年度入学生適用カリキュラム

科目群	配当年次	類別	会計科目					非会計科目					横断科目・個別演習科目
			財務会計系	管理会計系	税務会計系	公会計系	監査系	法律系	経営系	ファイナンス系	経済・統計系	IT・ビジネススキル系	
基本科目群	1年次	理論科目	上級簿記	上級原価計算論			監査制度論	企業法					
［必修科目］			上級財務会計論	上級管理会計論			監査基準						
16単位	2年次	理論科目											会計専門職業倫理
発展科目群	1年次	理論科目	会計基準論	戦略管理会計論	上級税務会計論	公会計理論	監査実施論	商法	経営学理論	ｲﾝﾍﾞｽﾄﾒﾝﾄ論	ﾐｸﾛ経済学		会計専門職業数学
［選択必修科目］			会計制度論		租税法会計論		監査報告論	中級会社法	実践経営管理論	ｺｰﾎﾟﾚｰﾄ・ファイナンス論			ｱｶﾃﾞﾐｯｸ・ｿﾘｭｰｼｮﾝ
24単位			特殊簿記					民法（総則・物権）					
	1年次	実践科目	会計事例研究	管理会計事例研究			監査事例研究					基本会計ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ演習	
												基本監査ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ演習	
	2年次	理論科目	国際会計基準論	企業分析論	上級税務戦略論	公監査論	国際監査制度論	金融商品取引法	経営戦略論		統計学		ﾌﾟﾛﾌｪｯｼｮﾅﾙ・ｿﾘｭｰｼｮﾝ
			国際会計制度論	ｺｽﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ論		政府・自治体会計論		上級会社法	経営組織論	ｲﾝﾍﾞｽﾀｰ・ﾘﾚｰｼｮﾝｽﾞ論	ﾏｸﾛ経済学		論文指導・修士論文
								租税法理論		資本市場論			
								民法（債権）					
	2年次	実践科目	ﾃﾞｨｽｸﾛｰｼﾞｬｰ実務		税務会計事例研究			判例演習	起業・株式公開事例研究			実践会計ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ演習	
												実践監査ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ演習	
応用科目群	1年次	理論科目								中小企業金融論			特殊講義(各テーマ)
［選択科目］	2年次	理論科目	英文会計論	企業価値ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ論	国際税務戦略論	非営利会計論	保証業務論	法人税法	ﾌﾟﾛﾀﾞｸﾄ・ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ論	ﾘｽｸ分析論	公共経済学	XBRL論	
12単位			会計戦略論	会計情報ｼｽﾃﾑ		国際公会計制度論	内部監査論	行政法	国際経営論	国際財務戦略論			
			無形資産会計論				不正摘発監査論						
			金融商品会計論										
			企業結合会計										
	2年次	実践科目	国際会計事例研究	国際管理会計事例研究	国際税務会計事例研究	公会計・公監査事例研究	国際監査事例研究		企業再生事例研究			ﾘｻｰﾁ・ﾒｿﾞﾄﾞﾛｼﾞｰ	
												国際ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ論	

＜法律に強い公認会計士＞

2008年度入学生適用カリキュラム

科目群	配当年次	類別	会計科目					非会計科目					横断科目・個別演習科目
			財務会計系	管理会計系	税務会計系	公会計系	監査系	法律系	経営系	ファイナンス系	経済・統計系	IT・ビジネススキル系	
基本科目群	1年次	理論科目	上級簿記	上級原価計算論			監査制度論	企業法					
［必修科目］			上級財務会計論	上級管理会計論			監査基準						
16単位	2年次	理論科目											会計専門職業倫理
発展科目群	1年次	理論科目	会計基準論	戦略管理会計論	上級税務会計論	公会計理論	監査実施論	商法	経営学理論	ｲﾝﾍﾞｽﾄﾒﾝﾄ論	ﾐｸﾛ経済学		会計専門職業数学
［選択必修科目］			会計制度論		租税法会計論		監査報告論	中級会社法	実践経営管理論	ｺｰﾎﾟﾚｰﾄ・ファイナンス論			ｱｶﾃﾞﾐｯｸ・ｿﾘｭｰｼｮﾝ
24単位			特殊簿記					民法（総則・物権）					
	1年次	実践科目	会計事例研究	管理会計事例研究			監査事例研究					基本会計ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ演習	
												基本監査ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ演習	
	2年次	理論科目	国際会計基準論	企業分析論	上級税務戦略論	公監査論	国際監査制度論	金融商品取引法	経営戦略論		統計学		ﾌﾟﾛﾌｪｯｼｮﾅﾙ・ｿﾘｭｰｼｮﾝ
			国際会計制度論	ｺｽﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ論		政府・自治体会計論		上級会社法	経営組織論	ｲﾝﾍﾞｽﾀｰ・ﾘﾚｰｼｮﾝｽﾞ論	ﾏｸﾛ経済学		論文指導・修士論文
								租税法理論		資本市場論			
								民法（債権）					
	2年次	実践科目	ﾃﾞｨｽｸﾛｰｼﾞｬｰ実務		税務会計事例研究			判例演習	起業・株式公開事例研究			実践会計ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ演習	
												実践監査ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ演習	
応用科目群	1年次	理論科目								中小企業金融論			特殊講義(各テーマ)
［選択科目］	2年次	理論科目	英文会計論	企業価値ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ論	国際税務戦略論	非営利会計論	保証業務論	法人税法	ﾌﾟﾛﾀﾞｸﾄ・ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ論	ﾘｽｸ分析論	公共経済学	XBRL論	
12単位			会計戦略論	会計情報ｼｽﾃﾑ		国際公会計制度論	内部監査論	行政法	国際経営論	国際財務戦略論			
			無形資産会計論				不正摘発監査論						
			金融商品会計論										
			企業結合会計										
	2年次	実践科目	国際会計事例研究	国際管理会計事例研究	国際税務会計事例研究	公会計・公監査事例研究	国際監査事例研究		企業再生事例研究			ﾘｻｰﾁ・ﾒｿﾞﾄﾞﾛｼﾞｰ	
												国際ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ論	

＜経営に強い公認会計士＞

2008年度入学生適用カリキュラム

科目群	配当年次	類別	会計科目					非会計科目					横断科目・個別演習科目
			財務会計系	管理会計系	税務会計系	公会計系	監査系	法律系	経営系	ファイナンス系	経済・統計系	IT・ビジネススキル系	
基本科目群	1年次	理論科目	上級簿記	上級原価計算論			監査制度論	企業法					
［必修科目］			上級財務会計論	上級管理会計論			監査基準						
16単位	2年次	理論科目											会計専門職業倫理
発展科目群	1年次	理論科目	会計基準論	戦略管理会計論	上級税務会計論	公会計理論	監査実施論	商法	経営学理論	ｲﾝﾍﾞｽﾄﾒﾝﾄ論	ﾐｸﾛ経済学		会計専門職業数学
［選択必修科目］			会計制度論		租税法会計論		監査報告論	中級会社法	実践経営管理論	ｺｰﾎﾟﾚｰﾄ・ファイナンス論			ｱｶﾃﾞﾐｯｸ・ｿﾘｭｰｼｮﾝ
24単位			特殊簿記					民法（総則・物権）					
	1年次	実践科目	会計事例研究	管理会計事例研究			監査事例研究					基本会計ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ演習	
												基本監査ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ演習	
	2年次	理論科目	国際会計基準論	企業分析論	上級税務戦略論	公監査論	国際監査制度論	金融商品取引法	経営戦略論		統計学		ﾌﾟﾛﾌｪｯｼｮﾅﾙ・ｿﾘｭｰｼｮﾝ
			国際会計制度論	ｺｽﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ論		政府・自治体会計論		上級会社法	経営組織論	ｲﾝﾍﾞｽﾀｰ・ﾘﾚｰｼｮﾝｽﾞ論	ﾏｸﾛ経済学		論文指導・修士論文
								租税法理論		資本市場論			
								民法（債権）					
	2年次	実践科目	ﾃﾞｨｽｸﾛｰｼﾞｬｰ実務		税務会計事例研究			判例演習	起業・株式公開事例研究			実践会計ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ演習	
												実践監査ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ演習	
応用科目群	1年次	理論科目								中小企業金融論			特殊講義(各テーマ)
［選択科目］	2年次	理論科目	英文会計論	企業価値ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ論	国際税務戦略論	非営利会計論	保証業務論	法人税法	ﾌﾟﾛﾀﾞｸﾄ・ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ論	ﾘｽｸ分析論	公共経済学	XBRL論	
12単位			会計戦略論	会計情報ｼｽﾃﾑ		国際公会計制度論	内部監査論	行政法	国際経営論	国際財務戦略論			
			無形資産会計論				不正摘発監査論						
			金融商品会計論										
			企業結合会計										
	2年次	実践科目	国際会計事例研究	国際管理会計事例研究	国際税務会計事例研究	公会計・公監査事例研究	国際監査事例研究		企業再生事例研究			ﾘｻｰﾁ・ﾒｿﾞﾄﾞﾛｼﾞｰ	
												国際ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ論	

＜行政に強い公認会計士＞

2008年度入学生適用カリキュラム

科目群	配当年次	類別	会計科目					非会計科目					横断科目・個別演習科目
			財務会計系	管理会計系	税務会計系	公会計系	監査系	法律系	経営系	ファイナンス系	経済・統計系	IT・ビジネススキル系	
基本科目群	1年次	理論科目	上級簿記	上級原価計算論			監査制度論	企業法					
［必修科目］			上級財務会計論	上級管理会計論			監査基準						
16単位	2年次	理論科目											会計専門職業倫理
発展科目群	1年次	理論科目	会計基準論	戦略管理会計論	上級税務会計論	公会計理論	監査実施論	商法	経営学理論	インベストメント論	ミクロ経済学		会計専門職業数学
［選択必修科目］			会計制度論		租税法会計論		監査報告論	中級会社法	実践経営管理論	コーポレート・ファイナンス論			アカデミック・ソリューション
24単位			特殊簿記					民法（総則・物権）					
	1年次	実践科目	会計事例研究	管理会計事例研究			監査事例研究					基本会計プログラム演習	
												基本監査プログラム演習	
	2年次	理論科目	国際会計基準論	企業分析論	上級税務戦略論	公監査論	国際監査制度論	金融商品取引法	経営戦略論		統計学		プロフェッショナル・ソリューション
			国際会計制度論	コストマネジメント論		政府・自治体会計論		上級会社法	経営組織論	インベスター・リレーションズ論	マクロ経済学		論文指導・修士論文
								租税法理論		資本市場論			
								民法（債権）					
	2年次	実践科目	ディスクロージャー実務		税務会計事例研究			判例演習	起業・株式公開事例研究			実践会計プログラム演習	
												実践監査プログラム演習	
応用科目群	1年次	理論科目								中小企業金融論			特殊講義(各テーマ)
［選択科目］	2年次	理論科目	英文会計論	企業価値マネジメント論	国際税務戦略論	非営利会計論	保証業務論	法人税法	プロダクト・マネジメント論	リスク分析論	公共経済学	XBRL論	
12単位			会計戦略論	会計情報システム		国際公会計制度論	内部監査論	行政法	国際経営論	国際財務戦略論			
			無形資産会計論				不正摘発監査論						
			金融商品会計論										
			企業結合会計										
	2年次	実践科目	国際会計事例研究	国際管理会計事例研究	国際税務会計事例研究	公会計・公監査事例研究	国際監査事例研究		企業再生事例研究			リサーチ・メソドロジー	
												国際コミュニケーション論	

【点検・自己評価】

解釈指針7-1-1-1並びに解釈指針7-1-1-2を満たしており、基準7-1-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「新入生ガイダンス配布資料一覧」

2.『関西大学会計専門職大学院出講の手引き』2009年版

解釈指針7-1-1-1

入学者に対して、会計大学院における教育の導入ガイダンスが適切に行われていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、入学者に対して、入学式の日より 3 日程度の日程でオリエンテーションを実施している。オリエンテーションでは、本会計大学院の概要を説明するとともに、学習支援体制の説明、学習方法の指導等が行われる。そこでは、履修指導も行われ、学生全体への履修指導だけでなく、専任教員全員による個別履修指導、上級学生による履修相談等を実施している。

更に、入学時のみならず、個別演習科目（アカデミック・ソリューション A・B）やオフィスアワー等を通じて、随時、会計大学院における教育の導入ガイダンスを実施している。

【点検・自己評価】

解釈指針7-1-1-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「新入生ガイダンス配布資料一覧」

解釈指針7-1-1-2

履修指導においては、各会計大学院が掲げる教育理念及び目的に照らして適切なガイダンスが実施されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、 1 年から 2 年への進級時には履修登録を前年度中に行う必要があるが、各担当教員が個別演習科目（アカデミック・ソリューション A・B）やオフィスアワー等を通じて、学生の将来設計や学

習の進捗状況等を勘案した履修指導を個別に行っている。

更に、在籍する学生に対して、個別演習科目（アカデミック・ソリューション A・B、プロフェッショナル・ソリューション A・B）やオフィスアワー等を通じて、随時、学生の将来設計や学習の進捗状況等に関する相談を行っており、その中で履修指導を行っている。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針7-1-1-2を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「新入生ガイダンス配布資料一覧」

7-1-2

各会計大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、教員と学生のコミュニケーションを図り、学習相談並びにその他さまざまな問題に対する助言を行うべく、オフィスアワーを設定している。更に、個別演習科目（アカデミック・ソリューション A・B、プロフェッショナル・ソリューション A・B）においても、各教員が学生の個性や希望・将来設計に応じた指導や学習の進捗状況等に関する相談を行っている。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針7-1-2-1及び解釈指針7-1-2-2を満たしており、基準7-1-2を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院パンフレット』2009年版
2. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/ideology/gaiyo.html）

解釈指針7-1-2-1（オフィスアワーが設定されている場合のみ）

オフィスアワーが設定されている場合には、それを有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時又は面談の予約の方法等が周知されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、オフィスアワーを設定している。学期期間中に各教員が週１回（90分）設定し、時間及び場所をインフォメーションシステム及び掲示板にて学生に周知徹底している。学生はオフィスアワーの時間に学習上の相談や助言を受けることができる。

学生は各教員のオフィスアワーの時間に学習上の相談のみならず、就職・進路等を含めた相談を行っている。更に、オフィスアワー以外の時間でも学生は随時教員の研究室を訪問し、学習上の相談、その他の指導を受けている。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針7-1-2-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「オフィスアワー時間割」

解釈指針7-1-2-2

学習相談、助言体制を有効に機能させるための施設や環境の整備に努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、オフィスアワーは各教員の研究室で実施されることが多い。これは、学習指導等を行うに当たり、必要な資料等が手元にあるということの効果が大きいためである。また、各教員の研究室は経商研究棟の 4 階の西側に集中的に配置しているが、そのような配置を行った理由の一つとして、学生の学習相談等に際し、複数の教員からの指導を受けやすくするということがある。更に、各教員は、オフィスアワー以外の時間でも随時、学生からの相談等を受け付けている。更に、学習相談室を設置し、専門的知識を有するスタッフが学習相談や助言等を行っている。

このように、学習相談、助言体制を有効に機能させるための施設や環境の整備に努めている。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針7-1-2-2を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「第 2 学舎 2 号館教室見取図」

7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、「授業支援 SA（スチューデント・アシスタント）」という教育補助者による学習支援を行っている。具体的な業務は、各種資料等の教室への運搬、教室での配布や回収、パソコンの設置、プロジェクターによるスクリーンへの投影準備更には音響施設の準備を行うことと、これらの業務の撤収や後片付けを行うことである。授業支援 SA の依頼は、WEB 上の事前予約システムから依頼可能であり、また、第 2 学舎 2 号館の授業支援ステーションで依頼することもできる。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針7-1-3を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「授業支援 SA 案内」

7-2　生活支援等

7-2-1

学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談･助言、支援体制の整備に努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、学生に対する経済的支援策として、解釈指針7-2-1-1に記載のとおり、入学定員の 3 割に当たる21名分の当大学院独自の給付奨学金制度を設け、学生への経済的支援制度の整備に努めている。

検索

また、修学や学生生活に関する相談・助言、支援を行うために、解釈指針7-1-2-1に記載のとおり、オフィスアワーを設置している。更に、基準7-1-2に記載のとおり、個別演習科目（アカデミック・ソリューション A・B、プロフェッショナル・ソリューション A・B）においても、修学や学生生活に関する相談・助言等を行っている。

このように、本会計大学院では学生の経済的支援及び学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めている。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針7-2-1-1及び解釈指針7-1-2-2を満たしており、基準7-2-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院パンフレット』2009年版
2. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/ideology/gaiyo.html）

解釈指針7-2-1-1

各会計大学院は、多様な措置（各会計大学院における奨学基金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等）によって学生が奨学金制度等を利用できるように努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、以下のとおり、当大学院独自の奨学金制度を設けている。その対象者は合計21名であり、入学定員70名の３割を占めている。

(1) 関西大学大学院会計研究科（会計専門職大学院）給付奨学金

- 授業料及び教育充実費の全額給付（２年間） 2名
- 授業料及び教育充実費の全額給付（１年間） 3名
- 授業料及び教育充実費の半額給付（１年間） 8名

(2) 関西大学校友会会計専門職大学院給付奨学金

- 進学支援給付奨学金 給付金額：年額500,000円（一括支給） 6名
- 合格支援給付奨学金 給付金額：年額250,000円（一括支給） 2名

また、当大学院を対象とした他の団体が給付する奨学金と関西大学が災害の被害者等に就学支援のために給付する奨学金、留学生を支援するための学費減免制度は以下のとおりである。

(3) 財団法人小野奨学会奨学金

財団法人小野奨学会から、当大学院の就学困窮者に対して給付される奨学金である。

給付月額：60,000円 期間：最短修業年限 1名

(4) 関西大学第５種奨学金（家計急変者給付奨学金）

地震、台風等の災害により家屋が被災又は学費支弁者の死亡等により、家計が急変した学生の修学支援を図るため、関西大学が奨学金を給付する制度である。

- 給付金額 学費（授業料・教育充実費・実験実習料の合計額）相当額を上限

(5) 留学生支援学費減免制度

関西大学は、在留資格が「留学」である学生に対して、授業料の30%を減免している。

更に、以下のとおり、日本学生支援機構が貸与する奨学金制度や銀行との提携教育ローン。その他の学生支援の制度は以下のとおりである。

(6) 日本学生支援機構奨学金

• 大学院第一種奨学金（無利息）と大学院第二種奨学金【利息付】がある。

なお、日本学生支援機構への奨学金推薦者数の実績は以下のとおり。

表Ⅱ-会計-11　日本学生支援機構奨学金推薦者数

		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		M1	M2	M1	M2	M1	M2
予約採用	第１種			4		4（1）	
	第２種			3		3	
定期採用	第１種	8		12	3	6	
	第２種	12		10		11	
計	第１種	8		19		10（1）	
	第２種	12		13		14	

（　）内は推薦辞退者数

(7) 関西大学会計専門職大学院教育ローン（貸与）

修学の熱意はあるが、経済的理由により就学が困難な学生の保証人（父母）を対象として、関西大学がりそな銀行と提携して行う教育ローン制度である。

(8) 教育訓練給付制度

本研究科は厚生労働省より「教育訓練給付制度」の対象講座として指定されている。指定期間は2006年４月１日から2009年３月31日である。この制度は、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった者（離職者）が、本会計専門職大学院の所定の教育課程を２年以内で修了し、ハローワーク（公共職業安定所）へ申請した場合、教育訓練給付金(2007年度以前入学生は上限20万円）が支給される。

以上のように、本会計大学院に対する経済的支援制度にはさまざまなものがあるが、これらの制度について、入学時のガイダンスにおいて紹介するとともに、必要に応じて紹介を行っている。

【点検・自己評価】

解釈指針7-2-1-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院学生募集要項』2009年版
2.『会計専門職大学院パンフレット』2009年版
3. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/ideology/gaiyo.html）

解釈指針7-2-1-2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置する等必要な相談助言体制の整備に努めていること。

【現状の説明】

関西大学では、学生の健康相談のために保健管理センターが設けられている。学生の心身の健康維持・増進を目的として、健康管理、健康相談、診療等の業務を行っている。同センターには、心理相談室が設けられており、精神の健康保持増進のため、心理相談等の業務を行っている。

また、学生の生活相談等を受けるため、学生相談室が設置されている。具体的には、大学院生活にいかに適応し、またいかに計画して豊かで意義ある学生生活を送るかという問題や自分一人の能力や判断で解決や処理ができないことに直面したときに相談を受ける部署であり、専門家が常駐して相談に乗っている。

更に、学内におけるセクシュアル・ハラスメント相談窓口として、外部の専門家２名と会計研究科教員を含む教職員の相談員17名からなるセクハラ相談室を設けている。セクシュアル・ハラスメント等の各種ハラ

ストメントの被害にあった学生は、当該窓口に相談することにより、適切な処置を受けることができる。

このように、学生の健康、生活、各種ハラストメントの相談等のために、大学全体として、保健管理センター、心理相談室、学生相談室、セクハラ相談室が設置されており、必要な相談助言体制の整備に努めている。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針7-2-1-2を満たしていると判断する。

7-3　身体に障がいのある学生に対する支援

7-3-1

身体に障がいのある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障がいのある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、身体に障がいのある者に対して、解釈指針7-3-1-1にあるとおり受験の機会を確保している。また、解釈指針7-3-1-2にあるとおりバリアフリーの施設・設備を完備し、更に解釈指針7-3-1-3にあるとおり修学上の配慮がなされており、生活上の支援活動が行われる。現在、身体に障がいのある学生は在籍していないが、受験の機会の確保、施設及び設備の充実、学習や生活上の支援体制の整備が行われており、実際に、学部等に入学した身体に障がいのある学生は、充実した学生生活を送っている。今後、身体に障がいのある学生が本会計大学院に入学したとしても、同様の修学上の支援措置と身の回りの生活上の支援活動が行われることとなる。

【点検・自己評価】

解釈指針7-3-1-1～解釈指針7-3-1-3を満たしており、基準7-3-1を満たしていると判断する。

解釈指針7-3-1-1

身体に障がいのある者に対しても、等しく受験の機会を確保し、障がいの種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫することに努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、学生募集要項において、身体の機能に障がいのある人、不慮の事故による負傷者・疾病者の志願者の取扱いについて、次のとおり記載している。

(1) 身体の機能に障がいのある人は、その障がいの程度に応じ、受験時や入学後の学習に際して特別な配慮をし、措置をとる必要とその用意がありますので、出願に先立ち、各日程の出願期間開始日までに電話で会計専門職大学院に申し出て相談してください。

(2) 出願後の不慮の事故等による負傷者・疾病者が、受験時に特別な配慮と措置を希望する場合には、上記と同様に早めに会計専門職大学院に申し出て相談してください。

該当者から申し出て相談があれば、障がいの種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を行うことにより、等しく受験の機会を確保することとしている。しかし、現在までのところ入学志願者からの相談の実績はない。

【点検・自己評価】

以上のように、解釈指針7-3-1-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院学生募集要項』2009年版

解釈指針7-3-1-2

身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設及び整備充足に努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院が授業に使用する第２学舎２号館及び院生自習室のある第２学舎２号館の施設・設備は、バリアフリー対応となっており、身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設・設備の必要十分な要件を充足している。主な特徴を列挙する。

(1) 主要な教室の出入口は引き戸で、机は移動式となっている。一部の小教室は出入り口がドアとなっているが、バリアフリー対応が必要な場合は教室変更で対応することとしている。

(2) トイレは各階に車椅子使用者対応の多目的トイレ、一般のトイレにも手摺、温水洗浄便座となっている。

(3) エレベータは身体障がい者対応で、昇降口は車椅子が回転可能である。

(4) 視覚障がい者用誘導ブロック（床材）敷設及び手すりの点字標示がある。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針7-3-1-2を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「第２学舎２号館教室見取図」

解釈指針7-3-1-3

身体に障がいのある学生に対しては、修学上の支援、実験･実習･実技上の特別措置を認める等、相当な配慮に努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、身体に障がいのある学生に対して、修学上の支援措置を行うこととしている。現在、会計大学院には身体に障がいのある学生は在籍していないが、関西大学には在籍している。それらの学生に対し、修学上の支援や実験・実習・実技上の特別措置を認めており、関西大学ボランティアセンターが中心になって、身の回りの生活上の支援活動を行ってきたという実績がある。会計大学院に身体に障がいのある学生が入学した場合は、同様の修学上の支援措置と身の回りの生活上の支援活動が行われることとなる。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針7-3-1-3を満たしていると判断する。

7-4　職業支援（キャリア支援）

7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理･提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

検索

【現状の説明】

本会計大学院では、解釈指針7-4-1-1にあるように、資格・就職対策委員会を設置し、学生がその能力及び適性に応じて主体的に進路を選択できるように学生支援を行っている。

就職希望の学生に関しては、関西大学キャリアセンターと連携して、学生に対するガイダンス、指導、助言を行っている。実際に、資格・就職対策委員会では、平成19年度、20年度及び21年度に会計大学院学生向けの就職セミナーを開催した。具体的には、企業の就職説明会のみならず、監査法人の説明会（５社参加）を行った。特に、就職の決まらなかった学生に対して、就職ガイダンスを行って、個別企業への紹介を行い、採用に結びつけた。

なお、関西大学のキャリアセンターは、企業からの求人情報等の収集・管理・提供を行うとともに、就職に向けたガイダンス、指導、助言を行っている。

公認会計士等の資格取得をめざす学生には、資格・就職対策委員会のみならず、個別指導演習（アカデミック・ソリューション A・B、プロフェッショナル・ソリューション A・B）を担当する教員が、各学生に応じた指導、助言を行っており、必要となる試験情報等の収集・管理・提供を大学院全体で行っている。

このように、学生の進路について、自らの能力、適性、志望に応じた主体的な選択を行わせるべく、ガイダンス、会計大学院全体で指導、助言を行っており、必要な情報の収集・管理・提供を行うとともに、就職、資格取得等のそれぞれの進路に応じ、キャリアセンターとの連携も行っている。

【点検・自己評価】

解釈指針7-4-1-1を満たしており、基準7-4-1は満たしていると判断する。

解釈指針7-4-1-1

学生がそれぞれのめざす進路の選択ができるように、その規模及び教育目的に照らして、 適切な相談窓口を設置する等、支援に努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院の資格・就職対策委員会では、関西大学のキャリアセンターと連携を保ちつつ、学生への支援活動を行っている。具体的には、定期的に進路アンケートを実施し、学生のめざす進路を把握し、個別演習科目（アカデミック・ソリューション A・B、プロフェッショナル・ソリューション A・B）の教員と連携して個別指導を行うことや、当大学院からの学生の就職を希望する企業や監査法人の企業説明会を実施し、特に就職を希望する学生に対しては就職ガイダンスを開催し、更に就職指導や面接指導を実施する等のサポートを行っている。

関西大学のキャリアセンターには相談窓口があり、就職等に係る専門的な相談を受けている。一方、資格・就職委員会は上記のような支援活動に加えて、相談も行っている。更に、各教員は、オフィスアワーの時間や個別演習科目の時間、その他の時間を、就職のみならず公認会計士等の資格取得に向けた勉強等の相談を学生から受けている。

このように、キャリアセンターと連携を保ちつつ、資格・就職対策委員会と各教員は協力して、学生がそれぞれのめざす進路の選択ができるよう、支援に努めている。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針7-4-1-1を満たしていると判断する。

8　教員組織

8-1　教員の資格と評価

8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

【現状の説明】

本会計大学院は、2009年度において、専門職大学院設置基準に従い専任教員13名の教員が置かれている。専任教員のうち実務家教員が５名、また実務家教員のうちみなし専任教員が３名である。これら専任教員13名は教育上又は研究上の業績を有する者である。

【点検・自己評価】

専門職大学院設置基準に従い、研究者教員及び実務家教員が適正に配置されているので、基準8-1-1を満たしていると評価する。

解釈指針8-1-1-1

教員の最近５年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する会計学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、採用時に研究者教員については５年以上の研究歴につき、実務家教員については５年以上の実務歴につき厳しく審査している。採用後は、会計研究科の紀要『現代社会と会計』（2007年３月創刊、年１回発行）において、第１回目の記載時には過去５年分の、以後は過去１年分の業績を記載することとしている。またすべての教員につき、会計研究科のホームページ、パンフレットにおいてプロフィール等を公開している。

本会計大学院では、自己点検・評価に関して2007年度は『FD 活動報告書』として刊行し、2008年度からは『FD 活動報告書』と『自己点検・評価報告書』を刊行している。『FD 活動報告書』では、教員に対する学生による授業評価と教員による評価への対応が記されている。これら２種の報告書はともに本会計大学院のホームページに公開しており、ダウンロードも可能である。

【点検・自己評価】

本研究科発行の『現代社会と会計』等を通じて会計大学院教員の教育・研究の業績が公開されている。解釈指針8-1-1-1は満たされていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院自己点検・評価報告書』第１号、2008年３月
2.『会計専門職大学院 FD 活動報告書』第１号、2007年３月
3.『会計専門職大学院 FD 活動報告書』第２号、2008年３月
4.『現代社会と会計』創刊号（141～168頁）
5.『現代社会と会計』第２号（101～109頁）

8-1-2

基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

(1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

(2) 専攻分野について、高度の技術･技能を有する者

(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

【現状の説明】

専任教員は、以下の８系列に適切に配置されている。

表Ⅱ-会計-12

専攻分野	人　数
財務会計系	2
管理会計系	2
監査系	2（実務家１名含む）
公会計系	2（実務家１名含む）
法律系	1
経営系	1（実務家１名含む）
経済系	1
ファイナンス系	2（実務家２名含む）

研究者教員も実務家教員も採用時に教育上の指導能力の有無を審査しており、全員が指導能力を有している。研究者教員８名はいずれも「教育上又は研究上の業績を有する者」である。実務家教員はいずれも「高度の技術・技能を有する者」である。

【点検・自己評価】

全体として適正に教員が配置されている。以上より、本会計大学院は、基準8-1-2を満たしていると判断する。

解釈指針8-1-2-1

教員の最近５年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する会計学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていること。

「解釈指針8-1-1-1」と全く同じ説明であるので、これに対する回答も同じであるが、念のために、以下に繰り返して記述しておく。

【現状の説明】

本会計大学院では、採用時に研究者教員については５年以上の研究歴につき、実務家教員については５年以上の実務歴につき厳しく審査している。採用後は、会計研究科の紀要『現代社会と会計』（2007年３月創刊、年１回発行）において、第１回目の記載時には過去５年分の、以後は過去１年分の業績を記載することとしている。またすべての教員につき、会計研究科のホームページ、パンフレットにおいてプロフィール等を公開している。

本会計大学院では、自己点検・評価に関して2007年度は『FD 活動報告書』として刊行し、2008年度からは『FD 活動報告書』と『自己点検・評価報告書』を刊行している。『FD 活動報告書』では、教員に対する学生による授業評価と教員による評価への対応が記されている。これら２種の報告書はともに本会計大学院のホームページに公開しており、ダウンロードも可能である。

【点検・自己評価】

本研究科発行の『現代社会と会計』等を通じて会計大学院教員の教育・研究の業績が公開されている。解釈指針8-1-2-1は満たされていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院自己点検・評価報告書』第1号、2008年3月
2.『会計専門職大学院FD活動報告書』第1号、2007年3月
3.『会計専門職大学院FD活動報告書』第2号、2008年3月
4.『現代社会と会計』創刊号（141～168頁）
5.『現代社会と会計』第2号（101～109頁）

解釈指針8-1-2-2

基準8-1-2に規定する専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動も自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていることが望ましい。

【現状の説明】

本会計大学院では、定期的に刊行している『現代社会と会計』の中の「業績一覧」には公的活動や社会貢献活動の記録を含んでいる。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針8-1-2-2について優れていると判断する。

【参考資料】

1.『現代社会と会計』創刊号（141～168頁）
2.『現代社会と会計』第2号（101～109頁）

解釈指針8-1-2-3

基準8-1-2に規定する専任教員は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に規定する教員の数に算入することができない。

【現状の説明】

本解釈指針の趣旨は理解している。解釈指針8-1-2-4により商学研究科博士課程後期課程を担当する教員が3名いる。この特例を除き、本会計大学院の専任教員は、学部、他研究科の教員の数に算入されていない。

解釈指針8-1-2-4

基準8-1-2に規定する専任教員は、平成25年度までの間、解釈指針8-1-2-3の規定に関わらず、同基準に規定する教員の数の3分の1を超えない範囲で、大学設置基準第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第9条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第9条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、基準8-1-2に規定する専任教員の数のすべてを算入することができる。

【現状の説明】

本解釈指針の趣旨は理解している。解釈指針8-1-2-4により商学研究科博士課程後期課程を担当する教員が3名いる。

検索

8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

【現状の説明】

本会計大学院における教員の採用及び昇任は、会計研究科の「人事委員会に関する申し合わせ」に基づいて行われている。教員人事に関する重要事項については、教授会の構成員からなる人事委員会を置き、審議に当たらせている。

関西大学大学院会計研究科　人事委員会に関する申し合わせ

(設置)

第１条　本研究科に人事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第２条　委員会は専任教員又は特別任用教員の任用人事及び昇任人事に関する事項について、研究科長からの諮問に基づき答申することを目的とする。

(組織)

第３条　委員会は、研究科長が指名する教員３名をもって組織し、教授会の承認を得る。

２　研究科長が必要と認める場合は、本研究科の専任教員以外の者を前項の委員に指名することができる。

(委員以外の出席)

第４条　委員会又は研究科長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第５条　委員会は、会議における審議内容等を会議終了後、遅滞なく、研究科長へ報告しなければならない。

(答申)

第６条　委員会は、研究科長からの諮問に対して、定められた期限までに研究科長へ報告しなければならない。

(事務)

第７条　委員会の事務は、専門職大学院事務グループが行う。

(補則)

第８条　この申し合わせに定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この申し合わせは、平成18年４月26日から施行し、平成18年４月１日から適用する。

附　則

この申し合わせ（改正）は、平成18年８月１日から適用する。

【点検・自己評価】

教員の採用・昇進・定年延長等、人事に関する重要事項は発生するつど、教授会において３名からなる人事委員会を設置し、教員の教育上の指導を適切に評価していることから、本会計大学院は、基準8-1-3を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「会計研究科人事委員会に関する申し合わせ」
2.「会計研究科専任教員の昇任に関する内規」
3.「関西大学特別任用教育職員規程施行細則（会計研究科）」
4.「定年延長に関する内規」
5.「定年延長に関する内規施行に際しての申し合わせ」

検索

8-2　専任教員の配置と構成

8-2-1

会計大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第２号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員１人当たりの学生の収容定員に４分の３を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき１人の専任教員が置かれていること。

【現状の説明】

本指針8-2-1前半の条件

□告示第175号別表第一に定める修士課程を担当する教員数：5名

→　5名×1.5倍＝7.5、　よって、7名

□告示第175号別表第一に定める修士課程を担当する研究指導教員数と研究指導補助教員数の合計：9名

→　9名－5名＝4名　→必要な研究指導必要教員数：7名＋4名＝11名

本指針8-2-1後半の条件

□研究指導教員１人当たりの学生収容定員：20名

→　20名×3/4＝15名

□収容定員の数に対応する専任教員の数：140名

→　140名÷15名＝9.33　よって10名

基準8-2-1は、前半及び後半の大きい方を最低必要教員数とすることを求めており、本会計大学院の場合、前半の条件に該当し、最低必要数は11名となる。

【点検・自己評価】

本会計大学院の専任教員は、13名であり、基準8-2-1を満たしていると判断する。

解釈指針8-2-1-1

基準8-2-1の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程たる会計大学院について１専攻に限り専任教員として取り扱われていること。

【現状の説明】

関西大学会計専門職大学院（正式には大学院会計研究科）は、会計人養成専攻（専門職学位課程）のみで構成されているので、専攻における教員の配置は、8-1に示したように、2009年度は、専任教員13名の教員が置かれている。

【点検・自己評価】

本会計大学院は、解釈指針8-2-1-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「関西大学職員現員表」

解釈指針8-2-1-2

基準8-2-1の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授であること。

【現状の説明】

専任教員13名中、10名が教授であり、また３名が准教授である。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針8-2-1-2を満たしている。

【参考資料】

1.「関西大学職員現員表」

解釈指針8-2-1-3

基本科目（財務会計、管理会計、監査等）については、いずれも当該授業科目を適切に指導できる専任教員が置かれていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、基本科目（財務会計、管理会計、監査等）を８科目開講している。基本科目はすべて専任教員が担当している。

財務会計系：上級簿記、上級財務会計論

管理会計系：上級原価計算論、上級管理会計論

監査系：監査制度論、監査基準、会計職業倫理

法律系：企業法

経営系：経営学理論（2009年度は発展科目）

【点検・自己評価】

本会計大学院は、解釈指針8-2-1-3を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院パンフレット』2009年版

解釈指針8-2-1-4

各会計大学院は、その教育の理念及び目的を実現するために必要と認められる場合には、基準8-2-1に定める数を超えて、専任教員を適切に配置するよう努めることが望ましい。

【現状の説明】

本会計大学院は、その教育の理念及び目的を実現するために必要と認められる専任教員を適切に配置している。本会計大学院では会計系４系列に各２名を配置するとともに、非会計系４系列に１名配置している。ただし非会計系のうちファイナンス系列は２名の配置となっている。

【点検・自己評価】

原則として、適切な配置となっているが、余裕があれば法律系を２名としたいという要望がある。かかる要望は別として、本会計大学院は、現状においても、解釈指針8-2-1-4を満たしている。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院パンフレット』2009年版

8-2-2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

【現状の説明】

8-1-2で述べたとおり、専任教員は、８系列に適切に配置されている。

（再掲　表Ⅱ-会計-12）

専攻分野	人　数
財務会計系	2
管理会計系	2
監査系	2（実務家１名含む）
公会計系	2（実務家１名含む）
法律系	1
経営系	1（実務家１名含む）
経済系	1
ファイナンス系	2（実務家２名含む）

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、基準8-2-2を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院パンフレット』2009年版

解釈指針8-2-2-1

各科目について、会計大学院の理念や教育目的に応じた専任教員が置かれていること。

【現状の説明】

本会計大学院はその理念や教育目的を達成するために、会計系５系列と非会計系５系列の合計10系列に分けて教員を配置している。既に8-1-1及び8-1-2に示したように専任教員はこのうちの８系列に適切に配置されている。専任教員が担当する基本科目はこれら８系列のうちの５系列に置おかれている。専任教員が配置されていない２系列には税務会計系列と IT・ビジネススキル系列がある。更に、これら系列に属さない科目として横断科目と個別演習科目がある。このうち個別演習科目はみなし専任教員を除く専任教員で担当しており、本会計大学院の理念と教育目的を個別指導の観点から徹底する意義を有している。

以上の10系列及び２科目群につき、専任教員が担当している科目数を示したものが表Ⅱ-会計-13である。専任教員はその配置された系列の科目を基本的に担当するが、他系列でも担当可能な場合には担当している。また、専任教員でカバーできない科目については非常勤講師に担当を依頼している。

表Ⅱ-会計-13　専任教員担当科目数

	会計系科目5系列					非会計系科目5系列					横断	個別演習
	財務会計	管理会計	税務会計	公会計	監査	法律	経営	経済	ファイナンス	IT･ビジネススキル		
基本科目(理論)	4	4			6	2					1	
発展科目(理論・実践)	5	3	1	3	1	3	1	3	3	3		3
応用科目(理論・実践)	3	2		3	2		2	2	3			

検索

【点検・自己評価】

本会計大学院の教育目的を実現するための特色に基づき専任教員が配置されている。（表Ⅱ-会計-13参照）

以上より、本会計大学院は解釈指針8-2-2-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「2009年度授業科目担任者一覧」（本報告書「データ・資料編」所収）

解釈指針8-2-2-2

専任教員の年齢構成に著しい偏りがないように努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院の専任教員の年令構成は、2009年４月１日現在で、以下のとおりである。

表Ⅱ-会計-14　会計大学教員年令構成

教員年令	人数
60歳代	2
50歳代	2
40歳代	6
30歳代	3
合　計	13

【点検・自己評価】

30歳代と40歳代で教員の過半数を占めており、研究意欲も盛んであり、かつ教育サービス提供の観点からみても、他の会計大学院に勝る強みとなっている。また、本会計大学院専任教員の年令構成に著しい偏りがないことが分かる。現在のところ特別の措置を講じる必要はないと考えている。今後とも教員年令構成を考慮しながら教員の採用を行っていきたい。

以上より、本会計大学院は、解釈指針8-2-2-2に関して必要な措置を講じていると判断する。

8-3　研究者教員

8-3-1

研究者教員（次項8-4-1で規定する実務家教員以外の教員）は、概ね３年以上の教育歴を有し、かつ、担当する授業科目にかかる高度の研究の能力を有する者であること。

【現状の説明】

本会計大学院における研究者教員８名は全員３年以上の教育歴を有し、かつ、担当する授業科目にかかる高度の研究の能力を有する。基準8-1に記したとおり、関西大学大学院会計研究科発行の『現代社会と会計』創刊号（2007年３月発行）の141頁から168頁及び同誌第２号の101頁から109頁から、研究者教員の業績を確認できる。

【点検・自己評価】

2006年度は和文紀要『現代社会と会計』に専任教員10名（うち研究者８名全員、実務家２名）が執筆し、欧文紀要『Journal of Accountancy、 Economics and Law』に専任教員３名（いずれも研究者）が執筆したほか、研究科長が編者となった『会計教育方法論』（関西大学出版部）にも専任教員９名（うち研究者８名全員、実務家１名）が執筆した。このように会計研究科１年目に研究者教員全員が研究論文等の執筆にあ

たることができたことからも研究能力の高さを証明するものと言える。

以上より、本会計大学院は、基準8-3-1を満たしているものと判断する。

【参考資料】

1.『現代社会と会計』創刊号（141～168頁）
2.『現代社会と会計』第２号（101～109頁）
3. 柴健次編著『会計教育方法論』2007年関西大学出版部

解釈指針8-3-1-1

教育歴については、研究教育機関において専任教員として３年以上の経験を有すること。

【現状の説明】

文部科学省への設置申請を行った時点で、研究者教員すべてが、研究教育機関において３年以上の経験を有していた。設置後の異動もない。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針8-3-1-1を満たしているものと判断する。

解釈指針8-3-1-2

高度の研究の能力とは、担当する授業科目の分野において、過去５年間一定の研究業績を有すること。

【現状の説明】

本会計大学院における研究者教員８名は、全員が担当する授業分野において、過去５年間に一定の研究業績を有する。この業績は8-3-1に示したとおり、その業績を公開しているのでいつでも確認できる。

【点検・自己評価】

本会計大学院は、解釈指針8-3-1-2を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『現代社会と会計』創刊号（141～168頁）
2.『現代社会と会計』第２号（101～109頁）
3. 柴健次編著『会計教育方法論』2007年関西大学出版部

8-4　実務家教員（実務経験と高度な実務能力を有する教員）

8-4-1

基準8-2-1に規定する専任教員の数の概ね３割以上は、専攻分野における概ね５年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

【現状の説明】

本会計大学院における実務家教員５名の内訳は、公認会計士４名、弁護士１名であり、実務家教員最低必要数４名を満たしている。これら教員は、専門分野での実務経験以外にも、過去にも大学・大学院等で教育経験を有しており、また、国や地方自治体等の審議会・委員会を勤める等高度な能力を遺憾なく発揮している。

検索

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、基準8-4-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/index.html）
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2009年版

解釈指針8-4-1-1

基準8-4-1で規定する実務家教員は、その実務経験との関連が認められる授業科目を担当していること。

【現状の説明】

本会計大学院における実務家教員５名の実務経験と担当科目は以下のようになる。

表Ⅱ-会計-15

No.	教員名	職位	担当科目
1	清水涼子 公認会計士 約25年	教授 専任	会計専門職業倫理、公会計論、政府・自治体会計論、非営利会計論、国際公会計制度論、アカデミック・ソリューションA・B、プロフェッショナル・ソリューションA・B、論文指導・修士論文
2	宗岡　徹 公認会計士 約22年	教授 専任	資本市場論、システム監査論、年金財政論、 国際財務戦略論、アカデミック・ソリューションA・B、 プロフェッショナル・ソリューションA・B、論文指導・修士論文
3	小澤義昭 公認会計士 約31年	教授 みなし専任	監査実施論、BATIC演習、IFRS実務、監査論（学部）
4	岸本達司 弁護士 約24年	教授 みなし専任	民法（総則・物権）、金融商品取引法、民法（債権）、企業法判例演習
5	正司素子 公認会計士 約19年	教授 みなし専任	監査基準、会計事例研究、監査事例研究

【点検・自己評価】

実務家教員は、いずれも会計専門職大学院教員として相応しい豊かな実務経験と高度な実務能力を備え、会計関連科目を担当しているので、実務経験と関連する科目を担当しているとみなすことができる。

【参考資料】

1. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/index.html）
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2009年版

解釈指針8-4-1-2（専任教員以外の者を充てる場合のみ）

基準8-4-1に規定する概ね３割の専任教員の数に３分の２を乗じて算出される教（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、 専任教員以外の者を充てることができる。その場合には、１年につき６単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の会計大学院の組織の運営について責任を担う者であること。

【現状の説明】

本会計大学院には、実務家教員５名が在籍している。本会計大学院に必要専任教員数は11名であり（基準8-2-1）、実務家教員の必要最低数は４名である。また、解釈指針8-4-1-2に従えば、実務家教員必要最低数４名のうち３名をみなし専任教員を充てることができる。

【点検・自己評価】

本会計大学院は、解釈指針8-4-1-2を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/index.html）
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2009年版

8-5　専任教員の担当科目の比率

8-5-1

各会計大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

【現状の説明】

詳しくは指針8-5-1-1への回答に示すが、本会計大学院においては、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が配置されている。

【点検・自己評価】

以上より、73%の科目を専任教員が担当しているので、本会計大学院は、基準8-5-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「2009年度授業科目担任者一覧」

解釈指針8-5-1-1

基準8-5-1に掲げる授業科目のうち必修科目、選択必修科目、各会計大学院が特に重要と考える授業科目については概ね７割以上が、専任教員によって担当されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では総数で92科目を開講している。このうち必修科目が８科目（16クラス）、選択必修科目が52科目である。また、本会計大学院が特に重要と考える授業科目として個別演習科目４科目（36クラス）と論文指導１科目（８クラス）がある。まず、必修科目８科目の専任教員担当率は100%である。また、選択必修科目52科目については、29科目56%が専任教員担当である。個別演習科目２科目と論文指導１科目の専任教員担当率は100%である。

以上につき、必修・選択必修を科目数ベースで専任教員担当率を算出すると65科目中の37科目すなわち57%となる。一方、クラス数ベースで専任教員担当率を算出すると92科目中の50科目すなわち54%となる。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は解釈指針8-5-1-1を満たしているものと判断する。

【参考資料】

1. 会計専門職大学院ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/index.html）
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2009年版
3. 「2009年度授業科目担任者一覧」（本報告書「データ・資料編」所収）

検索

8-6　教員の教育研究環境

8-6-1

会計大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

【現状の説明】

本会計大学院の授業負担については、下記の規程により定められている。

学校法人関西大学職員就業規則

第８条　教育職員の勤務時間は、授業担任時間によるものとし、概ねこれを１週３日以上に分けて担任するものとする。

２　授業担任時間の最小限度である毎週の責任時間数は、次の基準によるものとする。ただし、特別の理由があるものは、この限りでない。

(1) 大学

ア　教授８時間

イ　准教授、専任講師及び助教６時間

（助教については４時間に減免することができるものとする。）

(大学院担当者の授業担任時間)

第９条

２　大学院における授業担任時間は、１時間を１時間30分として取り扱う。

給与規則

第42条　教育職員が授業責任時間（以下「責任時間」という。）を超えて授業を担当する場合には、授業担当手当を支給する。

(3) 大学院における担当授業時間は、１時間を１時間半として計算し、学部における担当授業時間との合計時間数が責任時間を超える場合は、その超過授業時間に対して第１号に基づいて取り扱うものとする。

関西大学特別任用教育職員規程施行細則（会計研究科）

第７条　特任教員は、本研究科において原則として年間８単位以上の講義を担当し、カリキュラム構成及び本研究科の運営に責任を有する。

２　前項の「単位」は、関西大学大学院会計研究科学則第23条第２項におけるいずれかの学期において、１週２時間の授業を担当することをもって２単位とする。

本大学院における年度ごとの授業負担割合は、少ない専任教員で春学期８時間（1.5倍換算後12時間)、秋学期８時間（1.5倍換算後12時間)、多い専任教員で春学期12時間（1.5倍換算後18時間)、秋学期14時間(1.5倍換算後21時間）となっている（特任教員は４科目以上)。関西大学における授業担任時間の最少限度である毎週の責任時間数は８時間であるので、専任教員は本学内部要件を充足している。

【点検・自己評価】

本会計大学院における教員の授業負担は、負担割合の小さいものについては、関西大学が専任教員に求める授業担任時間の最小限度である毎週の責任時間数（８時間）を満たしており、適正な範囲に留まっている。

以上より、本会計大学院は、解釈指針8-6-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「平成21年度専任教員授業科目担任・時間数一覧」（本報告書「データ・資料編」所収）

解釈指針8-6-1-1

各専任教員の授業負担は、会計大学院で少なくとも８単位以上、会計大学院も含む他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、多くとも年間30単位以下であることとし、年間24単位以下にとどめられていることが望ましい。

【現状の説明】

本会計大学院では、解釈指針8-6-1で述べたとおり、本会計大学院における年度ごとの授業負担割合は、少ない専任教員で春学期８時間（1.5倍換算後12時間）、秋学期８時間（1.5倍換算後12時間）、多い専任教員で春学期12時間（1.5倍換算後18時間）、秋学期14時間（1.5倍換算後21時間）となっている（特任教員は４科目以上）。関西大学における授業担任時間の最小限度である毎週の責任時間数は８時間であるので、専任教員は本学内部要件を充足している。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針8-6-1-1を満たしていると判断できる。

【参考資料】

1.「平成21年度専任教員授業科目担任・時間数一覧」（本報告書「データ・資料編」所収）

8-6-2

会計大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院教員の研究専念措置としては、国内研究員、研修員、及び在外研究員が、一定の条件を満たす専任教員に対して制度として認められている。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、基準8-6-2に示されている措置が講じられていると判断できる。

【参考資料】

1.「関西大学国内研究員規程」
2.「関西大学国内研究員研究費支給内規」
3.「関西大学在外研究員規程」
4.「研修員規程」

8-6-3

会計大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

【現状の説明】

本会計大学院の専任教員の教育上の職務を補助する制度としては、必要な資質及び能力を有する事務職員の他、SA（Student Assistant）が大学院全体に対するものとして配置されている。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院の教員を補助するために、専門職大学院事務グループは多くの業務を行っている。

検索

また、学生募集関係・入学試験に関することについては、大学院入試グループがその業務を担っている。これらの点から、本会計大学院は、基準8-6-3を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「専門職大学院事務グループ業務分担表」

9　管理運営等

9-1　管理運営の独立性

9-1-1

会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独立の運営の仕組みを有していること。

【現状の説明】

解釈指針9-1-1-1及び9-1-1-2に示すように、本会計大学院は、会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独立の運営の仕組みを有している。

【点検・自己評価】

よって、基準9-1-1を満たしているものと判断する。

解釈指針9-1-1-1

会計大学院の運営に関する重要事項を審議する会議が置かれていること。会計大学院の運営に関する会議は、当該会計大学院の専任教授により構成されていること。ただし、当該会計大学院の運営に関する会議の定めるところにより、准教授その他の職員を加えることができる。

【現状の説明】

本会計大学院は、その運営に関する重要事項を審議する会議として、会計研究科教授会を設置している。会計研究科教授会は、専任の教授、准教授、助教及び特別契約教授並びに特別任用教育職員によって構成されている。専任の教授のみならず准教授等もその構成メンバーとしているのは、広く専任教員の意見を取り入れ、より慎重かつ正確な意思決定が行われるよう配慮したためである。2009年度における会計研究科教授会は、専任教授 7 人、専任准教授 3 人、特別任用教育職員 3 人による構成である。

会計研究科教授会によって審議される事項は、本会計大学院における将来計画・改革及び中期・長期計画、教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜その他の会計専門職大学院運営の重要事項である。

関西大学大学院会計研究科教授会規程

（趣　旨）

第 1 条　この規程は、関西大学大学院会計研究科学則第21条第 2 項の規定に基づき、会計研究科教授会（以下「教授会」という。）の構成、権限及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（構　成）

第 2 条　教授会は、専任の教授、准教授、助教及び特別契約教授並びに特別任用教育職員（平成15年文部科学省告示第53号第 2 条第 2 項に規定する教員）をもって構成する。

【点検・自己評価】

本会計大学院は、その運営に関する重要事項を審議する会議として教授会が置かれ、その構成は専任の教授、准教授、助教及び特別契約教授並びに特別任用教育職員によるものであり、よって解釈指針9-1-1-1は満たされていると判断する。

【参考資料】

1.「会計研究科教授会規程」
2.「組織規則」
3.『会計専門職大学院パンフレット』2009年版（22～24頁）

解釈指針9-1-1-2

専任の長が置かれていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、会計研究科長を置く。2009年度における会計研究科長は柴健次である。会計研究科長が会計大学院の業務を掌理することが、会計研究科教授会規程に定められている。

関西大学大学院会計研究科教授会規程

第３条　教授会は、選挙によって研究科長を選出する。
２　研究科長選挙に関する規程は、別にこれを定める。
３　研究科長は、副研究科長を教授会に推薦する。研究科長に支障あるときは、副研究科長がその任務を代行する。

【点検・自己評価】

本会計大学院は、専任の長として会計研究科長を置いており、解釈指針9-1-1-2を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「関西大学大学院会計研究科教授会規程」
2.『会計専門職大学院パンフレット』2009年版（３頁）

9-1-2

会計大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜に関する重要事項については、会計大学院の教育に関する重要事項を審議する会議における審議が尊重されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、会計研究科教授会において、将来計画・改革及び中期・長期計画、教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜その他の会計専門職大学院運営の重要事項について審議することとなっている。

関西大学大学院会計研究科教授会規程

(議決事項)
第６条　教授会は、会計研究科に関する次の事項を審議し、決定する。
(1) 研究科長の選出
(2) 副研究科長の承認
(3) 学長の承認

(4) 会計研究科専任教育職員の任用及び昇任その他人事に関する事項
(5) 会計研究科特別任用教育職員の任用
(6) 全学的及び研究科内の各種委員会委員等の選出
(7) 学則に関する事項
(8) 入学試験に関する事項
(9) 会計研究科学則に関する事項
(10) 教育課程に関する事項
(11) 学生の学籍、修了、賞罰及び補導に関する事項
(12) 学生の試験に関する事項
(13) 自己点検・評価及び第三者評価に関する事項
(14) その他教育・研究に関する事項

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、基準9-1-2を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「関西大学会計研究科教授会規程」

解釈指針9-1-2-1

平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項により会計大学院の専任教員とみなされる者については、会計大学院の教育課程の編成等に関して責任を担うことができるよう配慮されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項により会計大学院の専任教員とみなされる者については、特別任用教育職員と定めている。解釈指針9-1-1-1で述べたように、特別任用教育職員は、会計研究科教授会における構成メンバーとして、会計大学院の教育課程の編成等における審議において参加することとなっており、その責任を担う立場にある。

関西大学大学院会計研究科教授会規程

(構　成)

第2条　教授会は、専任の教授、准教授、助教及び特別契約教授並びに特別任用教育職員（平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項に規定する教員）をもって構成する。

【点検・自己評価】

以上により、本会計大学院は、解釈指針9-1-2-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「関西大学会計研究科教授会規程」

9-1-3

教員の人事に関する重要事項については、会計大学院の教員の人事に関する会議における審議が尊重されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、教員の人事に関する重要事項については、会計研究科教授会により審議される。なお、

人事に関する重要事項、すなわち、採用、定年延長、昇進等については、より慎重な判断が要求されるため、制度として人事委員会をおいている。人事委員会は、教授会の構成員から3人が選任され、専任教員又は特別任用教員の任用人事及び昇任人事に関する事項について、研究科長からの諮問に基づき答申をすることとなっている。

関西大学大学院会計研究科教授会規程

(議決事項)

第6条　教授会は、会計研究科に関する次の事項を審議し、決定する。

(1) 研究科長の選出
(2) 副研究科長の承認
(3) 学長の承認
(4) 会計研究科専任教育職員の任用及び昇任その他人事に関する事項
(5) 会計研究科特別任用教育職員の任用
(6) 全学的及び研究科内の各種委員会委員等の選出
(7) 学則に関する事項
(8) 入学試験に関する事項
(9) 会計研究科学則に関する事項
(10) 教育課程に関する事項
(11) 学生の学籍、修了、賞罰及び補導に関する事項
(12) 学生の試験に関する事項
(13) 自己点検・評価及び第三者評価に関する事項
(14) その他教育・研究に関する事項

(人　事)

第7条　任用人事及び昇任人事に関する教授会は、教授人事には教授、准教授人事には准教授以上の者、助教の人事には助教以上の者をもって構成する。

2　前条第4号及び第5号の人事に関する教授会についての規定は、別に定める。

関西大学大学院会計研究科　人事委員会に関する申し合わせ

(設置)

第1条　本研究科に人事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条　委員会は専任教員又は特別任用教員の任用人事及び昇任人事に関する事項について、研究科長からの諮問に基づき答申することを目的とする。

(組織)

第3条　委員会は、研究科長が指名する教員3名をもって組織し、教授会の承認を得る。

2　研究科長が必要と認める場合は、本研究科の専任教員以外の者を前項の委員に指名することができる。

【点検・自己評価】

以上により、本会計大学院は、解釈指針9-1-3を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「関西大学会計研究科教授会規程」
2.「関西大学大学院会計研究科　人事委員会に関する申し合わせ」

検索

9-1-4

会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

【現状の説明】

解釈指針9-1-4-1～9-1-4-3に示すように、本会計大学院は、会計大学院における教育活動を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有している。

【点検・自己評価】

解釈指針9-1-4-1～9-1-4-3に示すように、本会計大学院は、基準9-1-4を満たしていると判断できる。

【参考資料】

1.『関西大学予算・決算資料』
2.「専門職大学院事務グループ予算申請書」

解釈指針9-1-4-1

会計大学院の設置者が、会計大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な経費を負担していること。

【現状の説明】

関西大学は、会計大学院における教育活動等のための経費として、毎年度十分な予算が計上されており、かつ教育活動等に必要に応じて執行されている。2009年度は本会計大学院において、39,864,000円の予算が教育活動に必要な経費であるとして設定された。このことは会計大学院における教育活動を実施するのに十分であるといえる。よって、関西大学は、本会計大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な経費を負担しているといえる。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針9-1-4-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『関西大学予算・決算資料』
2.「専門職大学院事務グループ予算申請書」

解釈指針9-1-4-2

会計大学院の設置者が、会計大学院において生じる収入又は会計大学院の運営のために提供された資金等について、会計大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮していること。

【現状の説明】

本会計大学院における予算は、会計大学院の教授会によって設定された事項に従い使用することができることとされている。すなわち、教授会が会計大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために必要であると判断した項目に利用することができる制度となっている。2009年度は具体的に、授業運営に27,931,000円、各種資格試験受験支援に300,000円、評価活動に3,870,000円、院生研究に3,245,000円、専門職大学院運営に317,000円、短期海外出張に200,000円計上された。よって、本会計大学院においては、会計大学院の運営のために提供された資金等については、会計大学院教授会の下、本会計大学院の教育活動等の維持及び向上

を図るために使用することができるような仕組みとなっている。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針9-1-4-2を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『関西大学予算・決算資料』
2.「専門職大学院事務グループ予算申請書」

解釈指針9-1-4-3

会計大学院の設置者が、会計大学院の運営に係る財政上の事項について、会計大学院の意見を聴取する適切な機会を設けていること。

【現状の説明】

本会計大学院は独立研究科として大学院組織の中に位置付けられていることから、会計研究科長が、教学の全学組織である学部長・研究科長会議（議長は学長）の構成員となり、全学のあらゆる動きを把握し、研究科の希望を伝える立場を確保できている。更に、会計研究科に関わるすべての事項を教授会において決定していることから、学内他組織に影響されない研究科運営ができている。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針9-1-4-3を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『関西大学予算・決算資料』

9-2　自己点検及び評価

9-2-1

会計大学院の教育水準の維持向上を図り、当該会計大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該会計大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

【現状の説明】

本会計大学院では、その教育水準の維持向上を図り、またその目的及び社会的使命を達成するため、本会計大学院における教育活動等の状況について、組織的かつ継続的に、自己点検・評価を実施し、その結果を一般に公表することを行っている。

まず、本会計大学院では、自己点検評価委員会を組織し、当該委員会主導の下で、自己点検及び評価を行っている。自己点検評価委員会は、教育理念・目的や教育内容等について、「現状の説明」から「長所」、「問題点」及び「将来の改善・改革に向けた方策」について、点検及び評価を行い、自己点検・評価報告書を作成している。これに加えて、個別的な教育に対する取組みとして、春学期及び秋学期にすべての開講科目においてその受講生に対して授業評価アンケートを実施している。このアンケートの結果は集計され教員に対して通知されている。更に、専任教員は自己の担当科目及びその系列におけるアンケート結果につき、その分析及び授業改善の試みについて FD 活動報告書に記載することを義務づけられている（自己点検・評価の実行)。

検索

この自己点検・評価報告書及びFD活動報告書は冊子にして公表しており、更にこの内容はホームページにおいても公表されている（自己点検・評価の公表）。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、基準9-2-1を満たしていると判断する。

なお、本会計大学院は、2009年度に特定非営利活動法人国際会計教育協会による認証評価を受けることを予定しており、現在、国際会計教育協会が示している「会計大学院評価基準要項」に基づき自己評価を行っている段階である。

【参考資料】

1.「関西大学大学院会計研究科自己点検・評価委員会規程」
2.『会計専門職大学院自己点検・評価報告書』第1号
3.『会計専門職大学院FD活動報告書』第1号～第4号

9-2-2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

【現状の説明】

(1) 自己点検及び評価における項目設定

本会計大学院においては、自己点検及び評価の実行に際しては、本会計大学院における教育理念の達成及び教育水準の維持向上を図るべく、独自の項目を設定して取り組んでいる。すなわち、関西大学全体としても自己点検及び評価は実施されているが、これに依存することなく、会計大学院教育という特徴を重視した項目設定を行っている。

自己点検及び評価については、その項目として「1　理念・目的・教育目標」から「11　施設、設備及び図書館等」に至までの11個の項目（更に細部に項目分けを行っている）を設けて行っている。それぞれの項目ごとに、「現状の説明」、「長所」、「問題点」及び「将来の改善・改革に向けた方策」について、点検及び評価を行っている。

更に、個別的な教育に対する取組みにおいては、①授業評価アンケートに、その項目として「授業の評価」に11項目、「授業への取組み」に6項目、その他「答案練習会について」に3項目をおいており、いずれも会計大学院における教育活動等の状況を調査するための項目設定となっている。次に、②その分析については、「受講生の傾向」、「昨年度の授業評価アンケートを踏まえて、今回の講義で工夫したこと・留意したこと」、「今後の対応」という項目を設けている。

以上の項目は、会計大学院における自己点検及び評価という趣旨に照らして、適切であると判断して設定したものである。

(2) 自己点検及び評価の実施体制

本会計大学院においては、自己点検及び評価の実施は、自己点検評価委員会及びFD委員会の主導により、かつその連携によって行われている。自己点検及び評価とFD活動は密接に結びつつものであって、両者が有機的に結合して初めてその機能を果たすべきものと考えられるからである。FD委員会は授業評価アンケートの実施及びその分析、その後のFD活動報告書の作成を中心に行っているのに対して、自己点検評価委員会は、このFD委員会の活動を踏まえて、更により広い視野から自己点検及び評価を行い、自己点検・評価報告書を作成している。よって、本会計大学院においては、自己点検及び評価を実施するのに適切な体制を構築している。

【点検・自己評価】

以上により、本会計大学院は、基準9-2-2を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「関西大学大学院会計研究科自己点検・評価委員会規程」
2.「委員会名簿」2009年版
3.『会計専門職大学院自己点検・評価報告書』第1号
4.『会計専門職大学院 FD 活動報告書』第1号～第4号

解釈指針9-2-2-1

会計大学院には、教育活動等に関する自己点検及び評価を行う独自の組織が設置されていることが望ましい。

【現状の説明】

本会計大学院の自己点検評価委員会委員は、2006年4月1日に開催された本会計専門職大学院開設後初の教授会において選任された。その後、自己点検評価委員会規程が2006年5月25日に制定されている。現在の委員は会計研究科教授会によって承認された専任教員2名、専門職大学院事務グループ所属事務職員1名であり、規程を充足している。

【点検・自己評価】

以上により、本会計大学院は解釈指針9-2-2-1について満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「関西大学大学院会計研究科自己点検・評価委員会規程」

9-2-3

自己点検及び評価の結果を当該会計大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、自己点検及び評価に関しては、自己点検評価委員会及び FD 委員会の連携により実施されている。自己点検及び評価の結果は、自己点検評価委員会作成による「自己点検評価報告書」及び FD 委員会作成による「FD 活動報告書」により明らかにされる。この結果を踏まえて、両委員会から教育活動等の状況が明らかにされ、特にその改善がなされるよう提案される仕組みとなっている。その実施内容については、解釈指針9-2-3-1【現状の説明】で詳述する。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院における教育内容・方法の改善につき自己点検及び評価の結果を反映させるための体制となっており、本会計大学院は、基準9-2-3を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「関西大学会計研究科・各種委員会申し合わせ」

解釈指針9-2-3-1

自己点検及び評価においては、当該会計大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、かかる目標を実現するための方法及び取組の状況等について示されていることが望ましい。

【現状の説明】

本会計大学院においては、教育活動等を改善するための目標を設定し、その目標を実現するための方法及び取組みの状況等を明らかにするために、自己点検評価委員会が自己点検・評価報告書にこれらの事項を記載することが要求されている。加えて、個別的な教育に対する取組みにおいては、各専任教員が FD 活動報告書においてこれらの事項を記載することが要求されている。

具体的には、自己点検・評価報告書において、その項目として、「問題点」及び「将来の改善・改革に向けた方策」につき、記載することが要求されている。また、FD 活動報告書においては、その項目として、「昨年度の授業評価アンケートを踏まえて、今回の講義で工夫したこと・留意したこと」を記載することが要求され、常に昨年度の反省点を踏まえて、新たな工夫をし、教育内容を改善するための方法及び取組を示すことを要求している。更には、アンケートの結果を踏まえて、「今後の対応」を記載することが要求されている。これには、「昨年度の授業評価アンケートで記載した「今後の対応」」及び「上記の内容を踏まえた「今後の内容」」の両者が含まれている。前者は昨年度記載した「今後の対応」がどのようなものであったかを再度確認し、後者は次年度に対する目標を掲げるものである。これによって、来年度の授業改善に向けての明確な目標が示されることになる。

以上の状況を踏まえて、教育内容等の改善措置として、現在までに 2 回のカリキュラム改正等の手続きを行う等、FD 活動を基本とし、授業方法の改善に関する意見交換が活発であり、問題なく行われている。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針9-2-3-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「関西大学会計研究科・各種委員会申し合わせ」
2.『会計専門職大学院自己点検・評価報告書』第 1 号
3.『会計専門職大学院 FD 活動報告書』第 1 号～第 4 号

9-2-4

自己点検及び評価の結果について、当該会計大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、2009年度に特定非営利活動法人国際会計教育協会による認証評価を受けることを予定している。

【点検・自己評価】

国際会計教育協会による認証評価は、関西大学以外の教員・専門家によって評価がなされる予定であり、このため、本会計大学院は、基準9-2-4を満たしていると判断できる。

【参考資料】

1. 国際会計教育協会（http://www.livealive2009.com/jiiae/aopas/index.html）

解釈指針9-2-4-1

会計大学院の自己点検及び評価に対する検証を行う者については、会計実務に従事し、会計大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含んでいること。

【現状の説明】

本会計大学院では、2009年度に特定非営利活動法人国際会計教育協会による認証評価を受けることを予定しているが、この機関は、会計大学院評価機構評価委員長藤田幸男氏をはじめとして、会計実務に従事し、会計大学院の教育に関し高い見識を有する者から構成されており、会計大学院の自己点検及び評価をするのにふさわしい第三者機関である。なお、国際会計教育協会は、文部科学大臣から会計専門職大学院の「認証評価機関」としての認証を受けている。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針9-2-4-1については満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 国際会計教育協会（http://www.livealive2009.com/jiiae/aopas/index.html）

9-3　情報の公表

9-3-1

会計大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及び WEB サイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、教育活動等の状況を広く社会に周知することを目的に、次のような活動を行っている。

(1) ホームページで公開しているもの

ア　設置の趣旨と概要、設置趣意書、履行状況報告書

イ　学則、カリキュラム・修了要件、カリキュラムの特徴、講義内容、教員情報、教育顧問紹介、FD 活動報告書、時間割、学年暦、科目等履修生要項、施設等

ウ　入試情報（過去問題を含む）

エ　学費・奨学制度

オ　研究者情報（学術情報システム）

カ　保健管理センター（診療所及び心理相談室）、セクシュアル・ハラスメント相談員等

(2) 冊子で公開しているもの

大学院要覧、講義要項（学年暦を含む）、学生募集要項、科目等履修生要項、時間割、パンフレット、奨学制度、相談室、セクシュアル・ハラスメント防止ハンドブック、科目等履修生要項、FD 活動報告書、和文紀要、欧文紀要等

【点検・自己評価】

本会計大学院では、開講している科目の多くがディスクロージャーに関連していることから、本研究科自体も多様な情報を提供している。

今後ともタイムリーに各種の情報を積極的に公開し、本研究科が設置の趣旨を確実に履行していることを社会に対して説明する。

以上より、基準9-3-1を満たしていると判断する。

検索

【参考資料】

1.『関西大学会計専門職大学院パンフレット』2009年版
2.「2008年度進学説明会実施日程」
3. 関西大学会計研究科ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/index.html）

9-3-2

会計大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

【現状の説明】

基準9-3-1で述べたとおり、会計大学院ホームページに記載されている。

また、会計大学院パンフレットにも、教育活動に関する情報を記載し、教育活動に関する情報を記載している。これらの内容に変更がある場合は、更新作業を行っている。

【点検・自己評価】

本会計大学院で開講している科目の多くがディスクロージャーに関連していることから、本研究科自体も多様な情報を提供している。

以上より、本会計大学院は、解釈指針9-3-2を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『関西大学会計専門職大学院パンフレット』2009年版
2.「2008年度進学説明会実施日程」
3. 関西大学会計研究科ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/index.html）

解釈指針9-3-2-1

教育活動等に関する重要事項を記載した文書には、次に掲げる事項が記載されていること。

(1) 設置者
(2) 教育上の基本組織
(3) 教員組織
(4) 収容定員及び在籍者数
(5) 入学者選抜
(6) 標準修了年限
(7) 教育課程及び教育方法
(8) 成績評価及び課程の修了
(9) 学費及び奨学金等の学生支援制度
(10) 修了者の進路及び活動状況

【現状の説明】

基準9-3-1及び9-3-2で述べたように、本会計大学院のホームページには、上記解釈指針9-3-2-1の項目が掲載されている。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針9-3-2-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『関西大学会計専門職大学院パンフレット』2009年版

2.「2008年度進学説明会実施日程」
3. 関西大学会計研究科ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/index.html）

9-4　情報の保管

9-4-1
評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、設置認可申請書、履行状況報告書、大学院要覧、講義要項（学年暦を含む）、学生募集要項、科目等履修生要項、時間割、担任時間数一覧、各種会議記録、休講・補講の掲示、学生への掲示内容、パンフレット、奨学制度、相談室、セクシュアル・ハラスメント防止ハンドブック、FD 活動報告書、和文紀要、欧文紀要等を専門職大学院事務グループで保管している。成績評価に関する資料は各担当教員又は専門職大学院事務グループが保管している。

【点検・自己評価】

「関西大学文書取扱規程」により文書保存年限が定められており、また、内部監査も行われているため、適切に保管されている。現時点において特に問題はないが、保管すべき資料や保存すべき年限は社会情勢に応じて変化しているので、常に検討を加えることを予定している。

以上より、本会計大学院は、基準9-4-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「関西大学文書取扱規程」

解釈指針9-4-1-1
「評価の基礎となる情報」には、基準9-2-1に規定する自己点検及び評価に関する文書並びに基準9-3-2に規定する公表にかかる文書を含む。

【現状の説明】

本会計大学院では、該当する文書については、専門職大学院事務グループに保管されている。成績評価に関する資料は各担当教員又は専門職大学院事務グループが保管している。

【点検・自己評価】

「関西大学文書取扱規程」により文書保存年限が定められており、また、内部監査も行われているため、適切に保管されている。

以上により、本会計大学院は、解釈指針9-4-1-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「関西大学文書取扱規程」

解釈指針9-4-1-2
評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から 5 年間保管されていること。

【現状の説明】

本会計大学院が設置された2006年 4 月以降、現時点までの評価に関する情報は、専門職大学院事務グルー

検索

プが保管している。

【点検・自己評価】

以上より、現時点までの情報については、解釈指針9-4-1-2は満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「関西大学文書取扱規程」

解釈指針9-4-1-3

「適切な方法での保管」とは、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる状態で保管することをいう。

【現状の説明】

本会計大学院では、評価受審のための資料は、専門職大学院事務グループが適切に保管しており、すみやかに提出できる状態である。

【点検・自己評価】

「関西大学文書取扱規程」により文書保存年限が定められており、また、内部監査も行われているため、適切に保管されており、すみやかに提出できる状態である。

以上により、本会計大学院は、解釈指針9-4-1-3は満たされていると判断する。

【参考資料】

1.「関西大学文書取扱規程」

10　施設、設備及び図書館等

10-1　施設の整備

10-1-1

会計大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該会計大学院の運営に必要十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

【現状の説明】

解釈指針10-1-1-1から10-1-1-6に詳しく述べているように、本会計大学院は、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該会計大学院の運営に必要十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられている。

【点検・自己評価】

本会計大学院の教育及び研究並びに学生の学習、研究科の運営に必要な施設は、現在の在籍者数、講義科目等から見て、教育目的の達成に十分に必要なものを備えている。

【参考資料】

1.「第 2 学舎 2 号館什器一覧」

2.『会計専門職大学院要覧』2009年版（キャンパスマップ103頁、学舎案内図104～109頁参照）
3.『会計専門職大学院要覧』2009年版（学舎案内図、107～109頁参照）
4.「第２学舎経商研究棟研究室配置図」
5.「関西大学図書館規程」
6.「関西大学図書委員会規程」
7.『関西大学会計専門職大学院パンフレット』2009年版
8.「関西大学現員表」
9.『2009　図書館利用案内』
10. 図書館ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/global/institution/library.html）
11. 本会計大学院蔵書検索システム（http://kansai-u-grd.opac.jp/as/）

解釈指針10-1-1-1
教室、演習室及び実習室は、当該会計大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができるだけの規模、質及び数が備えられていること。

【現状の説明】

本会計大学院の講義・演習等は、第２学舎２号館（地上７階、平成21年３月竣工）を中心に行われ、第２学舎２号館には、講義室12室（156名収容３室、147名収容２室、99名収容２室、90名収容３室63名収容１室、54名収容１室）演習室20室（32名収容12室、24名収容２室、20名収容６室）、パソコン教室１室（30名収容）が設置されている。本研究科の講義・演習は、主にこの施設を活用し、履修者数によっては第２学舎の他の教室も利用している。

第２学舎２号館の教室数は十分に余裕があり、空き教室を学生の研究や自習のために開放していることから、教育目的に照らし十分な効果をあげることができる。

また、第２学舎には、BIG ホール（1,002名収容）及び大学院専用棟である尚文館には、マルチメディアAV 大教室(307㎡、200名収容）は、講演会・特別講義等の行事に利用している。

パソコンについては、IT センターや第２学舎及び尚文館に設置されているパソコン教室でも利用することができる。

以上より、すべての授業を支障なく、効果的に実施することができる。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針10-1-1-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院要覧』2009年版（学舎案内図、107～109頁参照）
2.「第２学舎２号館什器一覧」

解釈指針10-1-1-2
教員室は、少なくとも各常勤専任教員につき１室が備えられていること、非常勤教員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースが確保されていることが望ましい。

【現状の説明】

本会計大学院では、常勤専任教員及び特任教員が研究及び授業等の準備を行うための教員研究室が、第２学舎経商研究棟に会計研究科専任教員（みなし専任を含む）全員分の個人研究室を計13室（19.80㎡ 13室）

検索

設置している。各教員の個人研究室は比較的隣接し、授業準備を行うことができる。

また、非常勤講師控室として、第2学舎1号館に経済・商学部・本会計大学院共有の講師控室を設置し、教材作成用にパソコン、プリンター、コピー機を備え付けている。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針10-1-1-2を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「第2学舎経商研究棟研究室配置図」
2.『会計専門職大学院要覧』2009年版（学舎案内図、107～109頁参照）

解釈指針10-1-1-3

教員が学生と面談することのできる十分なスペースが確保されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、第2学舎2号館7階に専用の学生相談室室（11㎡）を設置し、学生面談に利用している。また、第2学舎経商研究棟に会計研究科専任教員の教員研究室を計13室（19.80㎡ 13室）設置し、オフィスアワー等で、学生の面談等にも使用している。

【点検・自己評価】

以上により、本会計大学院は、解釈指針10-1-1-3を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院要覧』2009年版（学舎案内図、104頁参照）
2.「第2学舎経商研究棟研究室配置図」

解釈指針10-1-1-4

すべての事務職員が十分かつ適切に職務を行えるだけのスペースが確保されていることが望ましい。

【現状の説明】

本会計大学院では、尚文館に専門職大学院事務グループ（138.24㎡）、及び授業支援ステーションが設置されている。研究科の教務事項は専門職大学院事務グループが担当し、正課授業に関する事務は授業支援ステーションが担当している。

【点検・自己評価】

以上により、本会計大学院は、解釈指針10-1-1-4を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院要覧』2009年版（学舎案内図、102頁参照）

解釈指針10-1-1-5

学生の自習室については、学生が基準10-3-1で規定する図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することを可能とするよう、その配置及び使用方法等において、 図書館との有機的連携が確保されていることが望ましい。自習室は、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されるよう努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、研究科専用の自習室を設置し、原則365日24時間利用可能である。年度により自習室の場所は異なるが、総合図書館に隣接した場所に設置され、一部自習室は図書閲覧室として、頻繁に利用される学習図書の閲覧に供している。総合図書館の利用に際しては、大学院生の貸出冊数（開架・書庫）計20冊であり、貸出期間は3カ月以内となっている。このように図書館との有機的連携が確保されている。

また、自習室については、平成21年度において院生自習室1（54席125㎡）、院生自習室2（ロッカー及びキャレル60席、262㎡）、院生自習室3（90席138㎡）、資料室（図書閲覧室12席、パソコン10台68㎡）を設置し、計204席の座席を設けている。自習室利用に当たっては、原則365日24時間利用可能であり、全員分の個人ロッカー及び学生1人につき1台のキャレルが利用できるよう配置し、本人の学習形態にあった形で自習室を利用することとしている。

以上のように、自習室は、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されている。

【点検・自己評価】

以上により、本会計大学院は、解釈指針10-1-1-5について、必要な措置を講じている。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院要覧』2009年版（キャンパスマップ103頁・学舎案内図104頁参照）

解釈指針10-1-1-6

会計大学院の図書館等を含む各施設は、当該会計大学院の専用であるか、又は、会計大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

【現状の説明】

本会計大学院の専用の施設として、資料室（図書閲覧室兼パソコン利用室、12席、パソコン10台、68㎡）を設置し、原則365日24時間利用可能である。

これらの施設は本会計大学院が直接管理しているため、教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にある。

更に、講義・研究のための図書資料等の設備として、本会計大学院の講義・研究に関係する蔵書状況は、2008年4月現在において次のとおりである。

- 総合図書館（全学共用施設）
  会計図書 和書35,386冊 洋書43,635冊
  継続中の会計雑誌 和書153冊 洋書 176冊
  継続中の会計電子ジャーナル 和書 30種 洋書45種
  継続中のデータベース 7種
- 経済学部・商学部資料室（経済・商学部、本会計大学院共用施設）
  和漢書23,845冊 洋書5,128冊
  和雑誌 1,136種 洋雑誌 271種
- 院生自習室3（図書閲覧室）（本会計大学院専用施設）
  和漢書1,604冊 洋書2冊 和雑誌10種
  パソコン10台

このうち、総合図書館及び院生自習室3の蔵書については、学生及び教員が購入希望図書を申請することができる。院生自習室の図書は、総合図書館の蔵書と原則として重複しないように購入している。

更に全学共用施設としての総合図書館の図書の管理運営について、本会計大学院から図書委員を選出し、その管理運営に参画している。

検索

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は解釈指針10-1-1-6を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『会計専門職大学院要覧』2009年版（キャンパスマップ103頁・学舎案内図104頁参照）
2.「関西大学図書館規程」
3.「関西大学図書委員会規程」

10-2　設備及び機器の整備

10-2-1

会計大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、以下のような設備及び機器が配置されている。

- 能力開発室

  第2学舎経商研究棟の各教員個人研究室に隣接して、研究会・会議・教材開発用のスペースとしてパソコン、スキャナー、コピー機を備え付けた能力開発室（27.94㎡）を設けている。

- 院生自習室

  ・院生自習室に計10台のパソコンを設置（電子ジャーナルやデータベース有価証券報告書等の利用可）
  ・院生自習室の自習席すべてに情報コンセントを設置（電子ジャーナルやデータベースの利用可）
  ・院生自習室に高速レーザープリンターを2台、コピー機を2台設置

- 教室・演習室、実習室等　第2学舎2号館

  第2学舎2号館の講義室、演習室は、ネットワーク利用が可能なように、情報コンセントを設置しているほか、教室前面にスクリーンを設置する等、電子機器の利用による講義や自習が可能な環境を整えている。

- その他

  上記のほか、学部のパソコン教室及び尚文館（大学院棟）、IT センター等も学生が自由に学習できる施設である。また、各学舎には、授業支援グループが設けられており、プロジェクターやワイヤレスマイク等を授業で利用する際は、事前に申し込みがあれば授業支援グループの SA（Student Assistant）が教室に設置している。

【点検・自己評価】

本会計大学院の教育及び研究並びに学生の学習、研究科の運営に必要な設備及び機器は、現在の在籍者数、講義科目数等から見て、教育目的の達成に十分に必要なものを備えている。

以上より、本会計大学院は、基準10-2-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「第2学舎2号館什器一覧」
2.『関西大学会計専門職大学院パンフレット』2009年版

10-3　図書館の整備

10-3-1

会計大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館及び蔵書が整備されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、解釈指針10-3-1-1から10-3-1-7で詳しく述べているように、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館及び蔵書が整備されている。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、基準10-3-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『2009　図書館利用案内』
2. 図書館ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/global/institution/library.html）

解釈指針10-3-1-1

会計大学院の図書館は、当該会計大学院の専用であるか、又は、会計大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

【現状の説明】

本会計大学院では、解釈指針10-1-1-6及び基準10-3-1で述べたように、本会計大学院から図書委員を選出し、総合図書館の管理・運営に参画している。このため教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況である。

【点検・自己評価】

以上により、本会計大学院は、解釈指針10-3-1-1を満たしているものと判断する。

【参考資料】

1.「関西大学図書館規程」
2.「関西大学図書委員会規程」

解釈指針10-3-1-2

会計大学院の図書館には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員が適切に配置されていること。

【現状の説明】

本会計大学院においては、総合図書館（全学共用施設）には、専門的能力を備えた専任職員及び定時職員が33名配属され、サービスを提供している。また、経済学部・商学部資料室（経済・商学部、本会計大学院共用施設）には、２名の職員が配属され、サービスを提供している。それぞれ管理運営について教員がコミットしている。

【点検・自己評価】

以上により、本会計大学院は、解釈指針10-3-1-2を満たしていると判断する。

検索

【参考資料】

1.「関西大学職員現員表」
2.『2009　図書館利用案内』

解釈指針10-3-1-3

図書館の職員は、司書の資格及び情報調査に関する基本的素養を備えていることが望ましい。

【現状の説明】

総合図書館には、専任職員21名及び定時職員12名が配属され、専任職員のほとんどの者が司書の資格及び情報調査に関する基本的な知識を備えた職員が配属されている。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針10-3-1-3を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「関西大学職員現員表」
2.『2009　図書館利用案内』

解釈指針10-3-1-4

会計大学院の図書館には、教員による教育及び研究並びに学生の学習のために必要な書籍、雑誌及び資料を５万冊以上有すること。

【現状の説明】

本会計大学院では、教員による研究や教育及び学生に対する学習支援のために、総合図書館のほかに、教員の研究室に近い「能力開発室」や、大学院生の自習室に隣接する「会計研究科資料室（図書閲覧室）」において、必要と想定される会計・経営・法律関連の図書や雑誌が整備されている。

教育・研究及び学習のために利用できる書籍等としては、総合図書館には、約205万冊の蔵書を備え、その内、会計図書に限定しても、2008年４月現在、本会計大学院の講義・研究に関係する蔵書状況は、次のとおりである。

- 総合図書館（全学共用施設）
  会計図書 和書35,386冊 洋書43,635冊
  継続中の会計雑誌 和書153冊 洋書176冊
  継続中の会計電子ジャーナル 和書30種 洋書45種
  継続中のデータベース ７種
- 経済学部・商学部資料室（経済・商学部、本会計大学院共用施設）
  和漢書23,845冊 洋書5,128冊
  和雑誌1,136種 洋雑誌271種
- 院生自習室３（図書閲覧室）（本会計大学院専用施設）
  和漢書1,604冊 洋書２冊 和雑誌10種
  パソコン10台
- 能力開発室
  和書、洋書、教育関連図書約500冊

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針10-3-1-4を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 図書館ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/global/institution/library.html）
2. 本会計大学院蔵書検索システム（http://kansai-u-grd.opac.jp/as/）

解釈指針10-3-1-5

会計大学院の図書館の所蔵する図書及び資料については、その適切な管理及び維持に努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、図書館規程に基づき、その管理・運営の方針を決定している。また、会計研究科資料室（図書閲覧室）（本会計大学院専用施設）の管理・運営については、本会計大学院教授会が方針を決定しその適切な管理及び維持に努めている。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針10-3-1-5を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.「関西大学図書館規程」
2.「関西大学図書館図書管理規程」

解釈指針10-3-1-6

会計大学院の図書館には、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整えられていること。

【現状の説明】

総合図書館（全学共用施設）においては、図書館利用案内を作成している。また、図書館内にレファレンスカウンターを設置し、利用をサポートしている。会計研究科資料室（図書閲覧室）（本会計大学院専用施設）においては、本会計大学院の専任教員が直接学習に必要な図書について指導している。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針10-3-1-6を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『2009　図書館利用案内』

解釈指針10-3-1-7

会計大学院の図書館には、その会計大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果をあげるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、IT 化に備え総合図書館（全学共用施設）には、図書館のホームページからアクセスできる蔵書検索システム（KOALA）を備え、コンピュータを使っての蔵書を検索することができ、必要な図書や雑誌を探すことができる。また、会計研究科資料室（図書閲覧室）には、パソコン10台が設置され、

検索

自習室において本会計大学院のデータベースを検索することができる。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針10-3-1-7を満たしていると判断する。

【参考資料】

1.『2009　図書館利用案内』
2. 図書館ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/global/institution/library.html）
3. 本会計大学院蔵書検索システム（http://kansai-u-grd.opac.jp/as/）

検索

データ・資料編

関西大学会計専門職大学院

検索

目　　次

１．会計専門職大学院入学試験状況 …… 1249

2007(平成19)年度　〈1249〉

2008(平成20)年度　春学期入学　〈1250〉

2008(平成20)年度　秋学期入学　〈1251〉

2009(平成21)年度　春学期入学　〈1252〉

2009(平成21)年度　秋学期入学　〈1253〉

２．年齢別入学者数 …… 1253

３．基本科目成績評価分布状況（2006-2008年度） …… 1254

４．「会計大学院学生による授業評価」アンケート …… 1255

５．関西大学大学院会計研究科学則 …… 1258

６．関西大学大学院会計研究科事務取扱規程 …… 1266

７．平成21年度　授業科目担任・時間数一覧 …… 1269

８．2009年度授業科目担任者一覧 …… 1273

検索

1．会計専門職大学院入学試験状況

2007(平成19)年度　　2007.4.1現在

研究科	専攻	定員	日程	区分	方式	志願者数		合格者数		入学者数		本学出身者数	
						総数	(女子)	総数	(女子)	総数	(女子)	総数	(女子)
会計	会計人養成	70名	6月募集	学内	学部長推薦	0	0	0	0	0	0	0	0
					自己推薦	4	1	4	1	3	0	3	0
					小計	4	1	4	1	3	0	3	0
			7月募集	一般	学力重視方式（C）	18	5	16	4	8	2	2	1
					素養重視方式（資格型）	1	0	1	0	1	0	0	0
					小計	19	5	17	4	9	2	2	1
			10月募集	学内	学部長推薦	1	0	1	0	1	0	1	0
					自己推薦	2	0	2	0	2	0	2	0
					飛び級	7	2	7	2	7	2	7	2
					小計	10	2	10	2	10	2	10	2
				一般	学力重視方式（A）	19	2	16	0	11	0	5	0
					素養重視方式（小論文型）	8	0	7	0	5	0	2	0
					素養重視方式（資格型）	5	0	4	0	1	0	1	0
					小計	32	2	27	0	17	0	8	0
			11月募集	一般	学力重視方式（B）	22	7	17	5	8	1	1	0
					素養重視方式（小論文型）	8	3	8	3	5	2	3	2
					素養重視方式（資格型）	3	1	3	1	3	1	0	0
					小計	33	11	28	9	16	4	4	2
			1月募集	学内	学部長推薦	0	0	0	0	0	0	0	0
					自己推薦	0	0	0	0	0	0	0	0
					飛び級	1	0	1	0	1	0	1	0
					小計	1	0	1	0	1	0	1	0
				一般	学力重視方式（B）	13	3	10	3	9	3	2	1
					素養重視方式（資格型）	1	0	1	0	0	0	0	0
					小計	14	3	11	3	9	3	2	1
			2月募集	一般	学力重視方式（C）	14	2	5	0	3	0	0	0
					小計	14	2	5	0	3	0	0	0
			3月募集	一般	学力重視方式（B）	6	0	4	0	3	0	1	0
					素養重視方式（小論文型）	8	1	6	1	5	1	2	0
					素養重視方式（資格型）	2	1	2	1	1	1	0	0
					小計	16	2	12	2	9	2	3	0
合　計						143	28	115	21	77	13	33	6

検索

2008(平成20)年度　春学期入学　　2008.4.1現在

研究科	専攻	定員	日程	区分	方式	志願者数		合格者数		入学者		本学出身の入学者数	
						総数	〈女子〉	総数	〈女子〉	総数	〈女子〉	総数	〈女子〉
会計	会計人養成	70名	7月募集	学内	学部長推薦	4		3		3		3	
				推薦	指定校推薦	1	1	1	1	1	1		
				一般	学力重視方式（B）	25	6	21	5	10	1	2	
					素養重視方式	7	2	6	2	3	1	1	
				AO	資格方式	1	1	1	1	1	1	1	1
				小計		38 (0)	10 (0)	32 (0)	9 (0)	18 (0)	4 (0)	7 (0)	1 (0)
			10月募集	学内	学部長推薦	5 (3)	1 (1)	5 (3)	1 (1)	4 (2)	1 (1)	4	1
				推薦	指定校推薦	3 (1)		3 (1)		3 (1)			
				一般	学力重視方式（A）	16	2	15	2	9	2	1	1
					素養重視方式								
				AO	エッセイ方式								
					資格方式	2	1	2	1				
					ASP方式								
				小計		26 (4)	4 (1)	25 (4)	4 (1)	16 (3)	3 (1)	5 (0)	2 (0)
			11月募集	一般	学力重視方式（B）	10 (1)	1	9 (1)	1	5 (1)		2	
					素養重視方式	1		1		1			
				AO	資格方式	1		1					
				小計		12 (1)	1 (0)	11 (1)	1 (0)	6 (1)	0 (0)	2 (0)	0 (0)
			1月募集	学内	学部長推薦	2 (1)		2 (1)		2 (1)		2	
				推薦	指定校推薦								
				一般	学力重視方式（B）	13	1	9		8		1	
					素養重視方式	4	1	4	1	1			
				AO	エッセイ方式	2	1	2	1	1	1		
					資格方式	2		2		1			
					ASP方式								
				小計		23 (1)	3 (0)	19 (1)	2 (0)	13 (1)	1 (0)	3 (0)	0 (0)
			2月募集	推薦	指定校推薦								
				一般	学力重視方式（B）	4	2	4	2	4	2		
					素養重視方式								
				AO	エッセイ方式								
					資格方式								
				小計		4 (0)	2 (0)	4 (0)	2 (0)	4 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)
			3月募集	一般	学力重視方式（B）	2		1		1			
					素養重視方式	1		1		1			
				AO	エッセイ方式								
					資格方式	1	1	1		1	1	1	1
				小計		4 (0)	1 (0)	3 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
合　計						107 (6)	21 (1)	94 (6)	18 (1)	60 (5)	11 (1)	18 (0)	4 (0)

※　（　）内は飛び級で内数。1月募集と3月募集の学力Bと素養で併願各1名。

検索

2008(平成20)年度　秋学期入学　　2008.9.21現在

研究科	専攻	定員	日程	区分	方式	志願者数		合格者数		入学者		本学出身の入学者数	
						総数	〈女子〉	総数	〈女子〉	総数	〈女子〉	総数	〈女子〉
会計	会計人養成	10名	5月募集	学内	学部長推薦	0		0		0			
					学力重視方式	0		0		0			
					素養重視方式	0		0		0			
				推薦	指定校推薦	0		0		0			
				一般	資格重視方式	0		0		0			
					学力重視方式	0		0		0			
					素養重視方式	1		1		1			
				小計		1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
			6月募集	学内	学部長推薦	0		0		0			
					学力重視方式	0		0		0			
					素養重視方式	0		0		0			
				推薦	指定校推薦	0		0		0			
				一般	資格重視方式	0		0		0			
					学力重視方式	0		0		0			
					素養重視方式	1	1	1	1	1	1		
				小計		1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
			7月募集	学内	学部長推薦	0		0		0			
					学力重視方式	0		0		0			
					素養重視方式	0		0		0			
				推薦	指定校推薦	0		0		0			
				一般	資格重視方式	0		0		0			
					学力重視方式	1		1		1			
					素養重視方式	0		0		0			
				小計		1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合　計						3 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)

検索

2009(平成21)年度　春学期入学　　2010.1.10現在

研究科	専攻	定員	日程	区分	方式	志願者数		受験者数		合格者数		入学者		本学出身の入学者数	
						総数	〈女子〉	総数	〈女子〉	総数	〈女子〉	総数	〈女子〉	総数	〈女子〉
会計	会計人養成	70名(秋学期10名を含む)	5月募集	学内	学部長推薦	1		1		1		1		1	
					学力重視方式	1		1		1		1		1	
					素養重視方式	1		1		1					
				推薦	指定校推薦										
				一般	資格重視方式										
					学力重視方式	2	1	2	1	2	1	2	1		
					素養重視方式										
				小計		5 (0)	1 (0)	5 (0)	1 (0)	5 (0)	1 (0)	4 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)
			7月募集	学内	学部長推薦	1		1		1		1		1	
					学力重視方式	2		2		2		2		2	
					素養重視方式										
				推薦	指定校推薦	1		1		1		1			
				一般	資格重視方式	1		1		1		1			
					学力重視方式	11	5	11	5	10	4	5	2		
					素養重視方式	1		1		1		1			
				小計		17 (0)	5 (0)	17 (0)	5 (0)	16 (0)	4 (0)	11 (0)	2 (0)	3 (0)	0 (0)
			10月募集	学内	学部長推薦	3 (2)	1 (1)	3 (2)	1 (1)	3 (2)	1	3 (2)	1 (1)	3	1
					学力重視方式	3		3		3		1		1	
					素養重視方式	1		1		1		1		1	
				推薦	指定校推薦	3 (1)	1	3 (1)	1	3 (1)	1	3 (1)	1		
				一般	資格重視方式	2	1	2	1	2	1				
					学力重視方式	18 (1)	3	18 (1)	3	16 (1)	2	13 (1)	2	1	
					素養重視方式	4	1	4	1	4	1	2			
				小計		34 (4)	7 (1)	34 (4)	7 (1)	32 (4)	6 (0)	23 (4)	4 (1)	6 (0)	1 (0)
			1月募集	学内	学部長推薦	3 (1)	1	3 (1)	1	3 (1)	1	3 (1)	1	3	1
					学力重視方式	2 (1)		2 (1)		2 (1)		2 (1)		2	
					素養重視方式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
				推薦	指定校推薦										
				一般	資格重視方式	1		1		1					
					学力重視方式	10	2	10	2	8	2	5	1		
					素養重視方式	5	2	5	2	4	2	4	2		
				小計		22 (2)	6 (0)	22 (2)	6 (0)	19 (2)	6 (0)	15 (2)	5 (0)	6 (0)	2 (0)
			3月募集	学内	学部長推薦	1 (1)		1 (1)		1 (1)		1 (1)		1	
					学力重視方式	1		1		1		1		1	
					素養重視方式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
				推薦	指定校推薦	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1 (1)	1	1 (1)	1 (1)		
				一般	資格重視方式										
					学力重視方式	6		6		5		5			
					素養重視方式	3	2	3	2	3	2	3	2		
				小計		13 (2)	4 (1)	13 (2)	4 (0)	12 (2)	4 (0)	12 (2)	4 (1)	3 (0)	1 (0)
合　計						91 (8)	23 (2)	91 (8)	23 (1)	84 (8)	21 (0)	65 (8)	16 (2)	20 (0)	4 (0)

※　(　) 内は飛び級で内数。

2009(平成21)年度　秋学期入学　　2010.1.10現在

研究科	専攻	定員	日程	区分	方式	志願者数		受験者数		合格者数		入学者	
						総数	〈女子〉	総数	〈女子〉	総数	〈女子〉	総数	〈女子〉
会計	会計人養成	10名	5月募集	学内	学部長推薦								
					学力重視方式								
					素養重視方式								
				推薦	指定校推薦								
				一般	資格重視方式								
					学力重視方式	1		1		1		1	
					素養重視方式								
				小計		1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
			7月募集	学内	学部長推薦								
					学力重視方式								
					素養重視方式								
				推薦	指定校推薦								
				一般	資格重視方式	1	1	1	1	1	1	1	1
					学力重視方式	4	1	4	1	3	1	3	1
					素養重視方式	1		1		1			
				小計		6 (0)	2 (0)	6 (0)	2 (0)	5 (0)	2 (0)	4 (0)	2 (0)
合　計						7 (0)	2 (0)	7 (0)	2 (0)	6 (0)	2 (0)	5 (0)	2 (0)

※　(　) 内は飛び級で内数。

2．年齢別入学者数

平成18年度

21歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～60歳	61歳以上	合計	平均
44	16	5	1	2	2	0	0	0	70	25.6歳

基準日は平成18年5月1日

平成19年度

21歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～60歳	61歳以上	合計	平均
52	18	5	1	0	1	0	0	0	77	24.8歳

基準日は平成19年5月1日

平成20年度

21歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～60歳	61歳以上	合計	平均
46	8	4	4	0	1	0	0	0	63	25.6歳

基準日は平成20年5月1日

平成21年度

21歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～60歳	61歳以上	合計	平均
51	11	3	0	3	1	0	0	1	70	25.0歳

基準日は平成21年5月1日

検索

３．基本科目成績評価分布状況（2006-2008年度）

2006(平成18)年度

類別	授業科目	単位	配当年次	履修者数	評語別人数						休学等	評語別割合				
					A	B	C	D	不合格	計	※5	A	B	C	D	不合格
基本科目群	上級簿記	2	1	70	13	14	21	13	8	69	1	18.84%	20.29%	30.43%	18.84%	11.59%
	財務会計論	2	1	70	11	14	26	15	3	69	1	15.94%	20.29%	37.68%	21.74%	4.35%
	上級原価計算論	2	1	70	11	16	22	14	6	69	1	15.94%	23.19%	31.88%	20.29%	8.70%
	上級管理会計論	2	1	70	10	15	25	11	8	69	1	14.49%	21.74%	36.23%	15.94%	11.59%
	監査制度論	2	1	70	11	6	40	8	4	69	1	15.94%	8.70%	57.97%	11.59%	5.80%
	監査基準	2	1	70	2	22	37	4	4	69	1	2.90%	31.88%	53.62%	5.80%	5.80%
	企業法入門	2	1	70	9	18	33	7	2	69	1	13.04%	26.09%	47.83%	10.14%	2.90%
	実践経営管理論	2	1	70	1	16	46	4	2	69	1	1.45%	23.19%	66.67%	5.80%	2.90%
	会計専門職業倫理※1	2	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

2007(平成19)年度

類別	授業科目	単位	配当年次	履修者数	評語別人数						休学等	評語別割合				
					A	B	C	D	不合格	計	※5	A	B	C	D	不合格
基本科目群	上級簿記	2	1	81	10	18	32	10	8	78	3	12.82%	23.08%	41.03%	12.82%	10.26%
	財務会計論	2	1	79	9	13	42	10	2	76	3	11.84%	17.11%	55.26%	13.16%	2.63%
	上級原価計算論	2	1	79	14	16	28	8	10	76	3	18.42%	21.05%	36.84%	10.53%	13.16%
	上級管理会計論	2	1	83	14	13	36	11	6	80	3	17.50%	16.25%	45.00%	13.75%	7.50%
	監査制度論	2	1	78	12	15	25	16	8	76	2	15.79%	19.74%	32.89%	21.05%	10.53%
	監査基準	2	1	78	5	23	38	6	4	76	2	6.58%	30.26%	50.00%	7.89%	5.26%
	企業法入門	2	1	78	12	18	34	11	1	76	2	15.79%	23.68%	44.74%	14.47%	1.32%
	実践経営管理論※2	2	1	76	5	17	45	5	2	74	2	6.76%	22.97%	60.81%	6.76%	2.70%
	会計専門職業倫理	2	2	61	13	17	18	13	0	61	0	21.31%	27.87%	29.51%	21.31%	0.00%

2008(平成20)年度

類別	授業科目	単位	配当年次	履修者数	評語別人数※6						休学等	評語別割合				
					秀･A	優･B	良･C	可･D	不合格	計	※5	A	B	C	D	不合格
基本科目群	上級簿記	2	1	64	10	6	29	8	11	64	0	15.63%	9.38%	45.31%	12.50%	17.19%
	上級財務会計論（財務会計論）※3	2	1	61	9	13	24	11	4	61	0	14.75%	21.31%	39.34%	18.03%	6.56%
	上級原価計算論	2	1	66	10	7	27	12	10	66	0	15.15%	10.61%	40.91%	18.18%	15.15%
	上級管理会計論	2	1	62	7	7	28	10	9	61	1	11.48%	11.48%	45.90%	16.39%	14.75%
	監査制度論	2	1	65	16	12	13	12	11	64	1	25.00%	18.75%	20.31%	18.75%	17.19%
	監査基準	2	1	62	3	17	24	11	7	62	0	4.84%	27.42%	38.71%	17.74%	11.29%
	企業法（企業法入門）※4	2	1	60	7	17	21	11	4	60	0	11.67%	28.33%	35.00%	18.33%	6.67%
	会計専門職業倫理	2	2	71	12	25	21	10	1	69	2	17.39%	36.23%	30.43%	14.49%	1.45%

※1　会計専門職業倫理は２年次配当科目のため2006年度は未開講

※2　実践経営管理論の類別は、学則改正により2008年度入学生から発展科目群となった。

※3　財務会計論は、学則改正により2008年度入学生から上級財務会計論に名称変更し、2008年度は合併開講とした。

※4　企業法入門は、学則改正により2008年度入学生から企業法に名称変更し、2008年度は合併開講とした。

※5　年度途中での休学者等の学籍異動者で履修登録完了者は履修者に含むが、成績評価対象外とする。

※6　評語基準は、次のとおり学則改正を行い2008年度入学生から秀・優・良・可とした。（2006-2007年度入学生は、A・B・C・D）

〔評語基準〕

合　格（2006-2007年度入学生）	A（100～90点）、B（89～80点）、C（79～70点）、D（69～60点）
合　格（2008年度入学生）	秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）
不合格（2006-2008年度入学生）	59点以下

４．「会計大学院学生による授業評価」アンケート

Ⅰ．授業の評価
Ⅱ．授業への取組み
Ⅲ．答案練習会について

Ⅰ．授業の評価

１）授業内容は、講義要項、授業計画に示したものに沿った内容でしたか。
５．強くそう思う
４．そう思う
３．どちらともいえない
２．そう思わない
１．全くそう思わない

２）この授業の進度はどうでしたか。
５．かなり早い
４．早い
３．ちょうどよい
２．遅い
１．かなり遅い

３）この授業は教員によってよく準備されていましたか。
５．強くそう思う
４．そう思う
３．どちらともいえない
２．そう思わない
１．全くそう思わない

４）学生の理解を深めよう、能力を高めようとの熱意・努力が感じられましたか。
５．強くそう思う
４．そう思う
３．どちらともいえない
２．そう思わない
１．全くそう思わない

５）この授業での教員の話し方や声の大きさ、説明の仕方は適切でしたか。
５．強くそう思う
４．そう思う
３．どちらともいえない
２．そう思わない
１．全くそう思わない

６）教科書・配布資料の利用は適切でしたか。
５．強くそう思う
４．そう思う
３．どちらともいえない
２．そう思わない
１．全くそう思わない

検索

7）ホワイト・ボードやOHP、パソコン等の機材の使い方は適切でしたか。
5．強くそう思う
4．そう思う
3．どちらともいえない
2．そう思わない
1．全くそう思わない

8）教員は、学生からの質問に的確に対応しましたか。
5．強くそう思う
4．そう思う
3．どちらともいえない
2．そう思わない
1．全くそう思わない

9）宿題及び小テストの内容・回数は、講義内容を理解する上で効果的でしたか。
5．強くそう思う
4．そう思う
3．どちらともいえない
2．そう思わない
1．全くそう思わない

10）この授業のクラスの規模は適切でしたか。
5．強くそう思う
4．そう思う
3．どちらともいえない
2．そう思わない
1．全くそう思わない

11）全体としてこの授業を受講して満足しましたか。
5．強くそう思う
4．そう思う
3．どちらともいえない
2．そう思わない
1．全くそう思わない

Ⅱ．授業への取組み

12）この授業への出席状況はどうでしたか。
5．90%以上
4．70%以上
3．50%以上
2．30%以上
1．30%未満

13）この授業についての予習を、毎回どれくらいしましたか。
5．２時間以上
4．１時間30分程度
3．１時間程度
2．30分程度
1．０時間

14）この授業についての復習を、毎回どれくらいしましたか。
5．２時間以上
4．１時間30分程度
3．１時間程度
2．30分程度
1．０時間

15）この授業に触発されて更に深く学習したいと思いましたか。
5．強くそう思う
4．そう思う
3．どちらともいえない
2．そう思わない
1．全くそう思わない

16）この授業を通じて、職業会計人に必要な知識が深まった、能力が高まったと感じましたか。
5．強くそう思う
4．そう思う
3．どちらともいえない
2．そう思わない
1．全くそう思わない

17）あなたは全体としてこの授業を受講して理解できましたか。
5．強くそう思う
4．そう思う
3．どちらともいえない
2．そう思わない
1．全くそう思わない

――以上――

ご協力ありがとうございました。

検索

５．関西大学大学院会計研究科学則

平成17年４月28日制定

第１章　総　則

（趣　旨）

第１条　この学則は、関西大学大学院学則第３条第２項の規定に基づき、関西大学大学院会計研究科（以下「本研究科」という。）の組織及び運営等について、必要な事項を定めるものとする。

（研究科の目的及び専攻）

第２条　本研究科は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

２　本研究科に、会計人養成専攻を置く。

（課程及び修業年限）

第３条　本研究科に、修業年限を２年とする専門職学位課程を置く。

２　前項の規定に関わらず、第10条第１項及び専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第16条の規定により１年次必修科目10単位以上を含む18単位以上を認定された者については、修業年限を１年短縮することができる。

３　前項の規定により修業年限を１年短縮された者が本研究科に入学するときは、２年次生として取り扱うものとする。

（学生定員）

第４条　本研究科の入学定員は70名とし、収容定員は140名とする。

（自己点検及び評価）

第５条　本研究科は、第２条に規定する目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

２　前項の点検項目及び実施体制については、別に定める。

（第三者評価）

第６条　本研究科は、教育研究活動等の状況について、文部科学大臣が指定する認証評価機関による第三者評価を受けるものとする。

第２章　教育課程

（授業科目）

第７条　本研究科の教育は、授業科目の授業によって行う。

２　授業科目は、基本科目群、発展科目群、応用科目群に分け、２学年に配当する。

３　授業科目の名称、単位数、修了要件等は、別表のとおりとする。

（単位数計算）

第８条　本研究科の授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

(1)　講義及び演習については、原則として15時間の講義又は演習をもって１単位とする。

(2)　実習については、原則として45時間の実習をもって１単位とする。

（単位の修得）

第９条　学生は、所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

（入学前の既修得単位等の認定）

第10条　本研究科が教育上有益と認めるときは、学生が本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（学部生が履修した大学院授業科目の単位認定）

第11条　第43条の規定に基づき、学部生が本研究科における授業科目を履修したときは、本研究科が教育上

有益と認めた場合に限り、本研究科への入学後に当該単位を認定することができる。

（他の大学院における授業科目の履修及び単位認定）

第12条　本研究科が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を本研究科において修得したものとみなすことができる。

（単位認定の上限）

第13条　前３条の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて26単位を超えないものとする。

（追加科目の履修）

第14条　本研究科が教育上有益と認めるときは、本研究科に開設する授業科目のほか、学生が追加科目として他の研究科若しくは学部又は他の大学院の教育課程の授業科目についての履修を許可することができる。

（履修届）

第15条　学生は、履修しようとする授業科目を選択し、指定期間内に履修届を研究科長に提出しなければならない。

２　既に提出した履修届の変更は、特別な事情のない限り認めない。

第３章　試験、修了及び学位

（試験の方法及び時期）

第16条　試験の方法は、筆記によるものとする。ただし、レポートの提出その他の方法によることもできる。

２　試験は、履修した授業科目について、学期末に行う。

（試験成績）

第17条　試験の成績は各授業科目ごとに決定し、点数をもって表示し、60点以上を合格とする。その評価は、次のとおりとする。

合　格	100点～90点	秀
	89点～80点	優
	79点～70点	良
	69点～60点	可
不合格	59点以下	

２　合格した授業科目については、所定の単位を与える。

（在学年限）

第18条　本研究科において在学できる年数は、４年とする。

２　前項の規定に関わらず、第３条第２項の規定により修業年限を１年短縮された者は、２年とする。ただし、研究科教授会が相当と認める特段の事情があるときは、１年延長することができる。

（課程の修了及び学位の授与）

第19条　本研究科に２年（第３条第２項の規定により修業年限を１年短縮された者は１年）以上在学し、所定の単位を修得した者をもって、課程を修了したものとし、専門職学位を授与する。

２　専門職学位は、会計修士（専門職）とする。

３　第１項における学位の授与については、本条に規定するほか、関西大学学位規程の定めるところによる。

第４章　教員組織

（担当教員）

第20条　本研究科の授業を担当する教員は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）に規定する資格に該当する者とする。

（研究科教授会）

第21条　本研究科に研究科教授会を置く。

２　研究科教授会に関する規定は、別に定める。

（研究科長）
第22条　本研究科に研究科長を置く。
2　研究科長は、本研究科に関する事項をつかさどり、本研究科を代表する。

第５章　学年、学期及び休業日

（学　年）
第23条　本研究科の学年は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。
2　学年を２学期に分け、４月１日から９月20日までを春学期、９月21日から翌年３月31日までを秋学期とする。
（休業日）
第24条　本研究科における休業日は、次のとおりとする。
(1)　日曜日
(2)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
(3)　本大学記念日　昇格記念日　６月５日
　　創立記念日　11月４日
(4)　夏季休業　７月29日から９月20日まで
(5)　冬季休業　12月21日から翌年１月７日まで
(6)　春季休業　３月24日から３月31日まで
2　必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第６章　入学、休学、退学、除籍等

（入学時期）
第25条　入学時期は、毎年４月とする。ただし、研究科教授会が認めた者を秋学期から入学させることができる。
（入学資格）
第26条　本研究科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者に限る。
(1)　大学を卒業した者
(2)　大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
(3)　外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
(5)　我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
(6)　専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
(7)　文部科学大臣の指定した者
(8)　大学院に飛び入学した者であって、本研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
(9)　本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
(10)　大学に３年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
（入学試験）
第27条　本研究科に入学を志願する者は、入学試験を受験しなければならない。

2　入学試験は、研究科教授会が定める方法により、学力及び人物について考査する。

（入学の出願）

第28条　入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添え、所定の期日までに提出しなければならない。

（入学手続）

第29条　入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学金、授業料その他の学費を納入し、かつ、所定の在学保証書を提出しなければならない。

2　前項の手続を完了しない者は、入学を許可しない。

（休　学）

第30条　病気その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、保証人連署の休学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て休学の許可を得なければならない。

2　休学を許可された者は、学費規程に定める所定の学費を納入しなければならない。

3　休学に関する規定は、関西大学大学院会計研究科事務取扱規程に定める。

（復　学）

第31条　休学した者が、復学を希望するときは、保証人連署の復学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て復学の許可を得なければならない。

2　復学に関する規定は、関西大学大学院会計研究科事務取扱規程に定める。

（退　学）

第32条　病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署の退学願に学生証を添えて、研究科長に提出しなければならない。

2　退学に関する規定は、関西大学大学院会計研究科事務取扱規程に定める。

（再入学）

第33条　前条により退学した者が、再入学を希望するときは、保証人連署の再入学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て再入学の許可を得なければならない。

2　再入学に関する規定は、関西大学大学院会計研究科事務取扱規程に定める。

（除　籍）

第34条　所定の期日までに学費を納入しなかった者は、指定された納入猶予期間内に滞納学費を納入しない限り除籍する。

2　前項の納入猶予期間に関する規定は、学費規程に定める。

3　除籍に関する規定は、関西大学大学院会計研究科事務取扱規程に定める。

（復　籍）

第35条　前条の規定により除籍された者が、復籍を希望するときは、保証人連署の復籍願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て復籍の許可を得なければならない。

2　復籍に関する規定は、関西大学大学院会計研究科事務取扱規程に定める。

（転　入）

第36条　他の大学院の学生が、所属大学院の研究科長の承認書を付し、学期の開始日までに、本研究科に転入学を志願したときは、選考のうえ、許可することができる。

（転　学）

第37条　本研究科から他大学の大学院に転学しようとする学生は、理由を付して、保証人連署のうえ、願い出て許可を得なければならない。

（転　科）

第38条　本研究科から、本大学院の他の研究科に転科することは、許可しない。ただし、研究科教授会が相当と認める特段の事情があるときは、この限りでない。

検索

第７章　学費等

（入学検定料）

第39条　入学を志願する者は、学費規程に定める入学検定料を納入しなければならない。

（学費等）

第40条　入学金、授業料その他の学費及び手数料に関する規定は、学費規程に定める。

２　既に納めた学費等は、返還しない。

３　入学許可を得た者で、入学日の前日（４月入学のときは３月31日、９月入学のときは９月20日）までに入学手続の取消しを願い出たものについては、入学金を除く学費を返還することがある。

第８章　委託学生、科目等履修生及び交流学生

（委託学生）

第41条　公共団体及びその他の機関から、本研究科の特定の授業科目の履修について委託があるときは、正規の学生の学習に妨げのない限り、選考のうえ委託学生として許可することができる。

２　委託学生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

３　試験に合格した者には、願い出により証明書を交付する。

（科目等履修生）

第42条　本研究科の授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、正規の学生の学習に妨げのない限り、選考のうえ科目等履修生として許可することができる。

２　科目等履修生に関する規定は、別に定めるところによる。

（学部生）

第43条　本大学に３年以上在学し、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者は、本研究科の授業科目を履修することができる。

（交流学生）

第44条　他の大学院の学生で、当該大学の許可を受けて本研究科の特定の授業科目について聴講を希望する者があるときは、正規の学生の学習に妨げのない限り、選考のうえ交流学生として許可することができる。

２　交流学生の取扱いは、研究科教授会において定めるものとする。

（学則の準用）

第45条　委託学生、科目等履修生及び交流学生については、本章に規定するほか、正規の学生に関する本学則の規定を準用する。

第９章　奨学制度

（奨　学）

第46条　本研究科の学生で、経済的理由によって修学が困難な者及び特に学力が優れている者に対しては、奨学の方法を講じることができる。

２　奨学の方法については、別に定めるところによる。

第10章　留　学

（留　学）

第47条　本研究科は、本大学の協定又は認定する外国の大学若しくは大学院へ留学を希望しようとする者を留学させることができる。

２　前項の留学期間のうち１年は、第３条に定める修業年限に算入する。

３　留学に関する規定は、別に定めるところによる。

第11章　施設及び設備

（講義室等）

第48条　本研究科には、その教育に必要な講義室、演習室、自習室等を備えるものとする。

2　本研究科の教育のために本大学の学部、研究科、附置研究所等の施設は、その教育研究上支障を生じない場合には、必要に応じ、共用することができる。

第12章　厚生保健施設

（厚生保健施設の利用）

第49条　厚生保健施設及びその利用に関しては、別に定めるところによる。

第13章　賞　罰

（表　彰）

第50条　人物、学業ともに優秀な者は、表彰する。

（懲　戒）

第51条　本研究科の学則又は事務取扱規程に違反し、その他学生の本分に反する行為をした者は、懲戒処分に付する。

2　懲戒は、譴責、停学及び退学の３種とする。

3　前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2)　学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3)　大学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

4　懲戒処分に関する手続は、関西大学学生懲戒処分規程に定める。

第14章　改　正

（改　正）

第52条　本学則の改正は、研究科教授会の議を経なければならない。

第15章　補　則

（補　則）

第53条　本学則に定めるほか必要な事項については、関西大学大学院学則及び関西大学大学院会計研究科事務取扱規程の定めるところによる。

附　則

本学則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成19年４月１日から施行し、第７条の別表については、平成18年度入学生から適用する。

附　則

本学則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成21年４月１日から施行する。

検索

別表（第７条関係）

会計研究科会計人養成専攻

Ⅰ　授業科目、単位数

類別			授業科目	単位	配当年次
基本科目群	横断科目	必修科目	会計専門職業倫理	2	2
	理論科目		上級簿記	2	1
			上級財務会計論	2	1
			上級原価計算論	2	1
			上級管理会計論	2	1
			監査制度論	2	1
			監査基準	2	1
			企業法	2	1
発展科目群	横断科目	選択必修科目	会計専門職業数学	2	1
	理論科目		会計基準論	2	1
			会計制度論	2	1
			財表作成簿記	2	1
			戦略管理会計論	2	1
			上級税務会計論	2	1
			租税法会計論	2	1
			公会計理論	2	1
			監査実施論	2	1
			監査報告論	2	1
			商法	2	1
			中級会社法	2	1
			民法（総則・物権）	2	1
			経営学理論	2	1
			インベストメント論	2	1
			コーポレート・ファイナンス論	2	1
			ミクロ経済学	2	1
			統計学	2	2
			国際会計基準論	2	2
			国際会計制度論	2	2
			企業分析論	2	2
			コストマネジメント論	2	2
			上級税務戦略論	2	2
			公監査論	2	2
			政府・自治体会計論	2	2
			国際監査制度論	2	2
			金融商品取引法	2	2
			上級会社法	2	2
			租税法理論	2	2
			民法（債権）	2	2
			経営戦略論	2	2
			経営組織論	2	2
			資本市場論	2	2
			マクロ経済学	2	2
	実践科目		会計事例研究	2	1
			管理会計事例研究	2	1
			監査事例研究	2	1
			基本会計プログラム演習	2	1
			基本監査プログラム演習	2	1
			BATIC演習	2	1
			IFRS実務	2	1
			ディスクロージャー実務	2	2
			税務会計事例研究	2	2
			企業法判例演習	2	2
			起業・株式公開事例研究	2	2
			実践会計プログラム演習	2	2
			実践監査プログラム演習	2	2
	個別演習科目		アカデミック・ソリューションA	1	1
			アカデミック・ソリューションB	1	1
			プロフェッショナル・ソリューションA	1	2
			プロフェッショナル・ソリューションB	1	2
			論文指導・修士論文	4	2

類別			授業科目	単位	配当年次
応用科目	横断科目	選択科目	特殊講義（各テーマ）	2	1・2
	理論科目		英文会計論	2	2
			会計戦略論	2	2
			無形資産会計論	2	2
			金融商品会計論	2	2
			企業結合会計	2	2
			企業価値マネジメント論	2	2
			会計情報システム	2	2
			国際税務戦略論	2	2
			非営利会計論	2	2
			国際公会計制度論	2	2
			保証業務論	2	2
			内部監査論	2	2
			不正摘発監査論	2	2
			法人税法	2	2
			行政法	2	2
			プロダクト・マネジメント論	2	2
			国際経営論	2	2
			リスク分析論	2	2
			中小企業金融論	2	1・2
			国際財務戦略論	2	2
			公共経済学	2	2
			XBRL論	2	2
	実践科目		国際会計事例研究	2	2
			国際管理会計事例研究	2	2
			国際税務会計事例研究	2	2
			公会計・公監査事例研究	2	2
			国際監査事例研究	2	2
			企業再生事例研究	2	2
			リサーチ・メソドロジー	2	2
			国際コミュニケーション論	2	2

Ⅱ　修了要件

1　以下の科目を含め54単位以上を修得しなければならないものとする。

(1)　基本科目群から必修科目16単位

(2)　発展科目群から実践科目６単位以上を含めて24単位

(3)　応用科目群から実践科目２単位以上を含めて12単位

2　履修条件

学生は、授業科目の選択等に関する指導を受けなければならない。

２年次配当科目の履修には、科目ごとに指定した必修科目を修得済でなければならない。

3　履修制限単位

次の各号の単位を超えて、履修を届け出ることはできない。

(1)　第１年次　36単位

(2)　第２年次　36単位

4　進級制度

１年次終了時において、１年次配当の必修科目10単位以上を含む18単位以上修得できていなければ、２年次配当科目の履修を認めない。

検索

６．関西大学大学院会計研究科事務取扱規程

制定　平成17年４月28日

第１章　総　則

（趣　旨）

第１条　この規程は、関西大学大学院会計研究科学則（以下「学則」という。）の規定に基づき、関西大学大学院会計研究科（以下「本研究科」という。）における事務取扱等に関する必要な事項を定める。

（学籍番号）

第２条　学則に定める入学手続を完了した者には、入学許可者として学籍番号を付与する。

２　学生の在学中におけるすべての事務は、この学籍番号によって処理する。

（学生証）

第３条　学生に、本研究科の学生であることを証明する学生証を交付する。

２　学生は、学内外において学生証を常に携帯しなければならない。

（学生証の再交付）

第４条　学生証を紛失又は汚損したときは、教務センターに届け出て、再交付を受けることができる。

（学生証の返還）

第５条　学生証は、課程修了、退学及び除籍、又はその有効期間を経過したときは、直ちに返還しなければならない。

（届出事項の変更）

第６条　入学手続書類をもって届け出た事項に異動があったときは、当該事項について異動届を提出しなければならない。

第２章　休学、復学、退学、再入学、除籍及び復籍

第１節　休　学

（休学手続）

第７条　病気その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、学則第30条第１項の規定に基づき、保証人連署の休学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て休学の許可を得なければならない。

２　前項の休学願は、第９条に規定する場合を除き、休学しようとする学期の５月31日又は10月31日までに提出しなければならない。

３　前項の規定に関わらず、当該学期の学費を納入しているときは、次の期日まで休学手続をとることができる。

春学期に休学するとき　　７月30日

秋学期に休学するとき　　１月30日

（休学期間）

第８条　休学期間は、休学を許可された日からその学期の末日までとする。

（休学延長の手続期間）

第９条　次学期も引き続き休学を希望する者は、休学期間中の９月５日から９月14日まで又は３月１日から３月24日までに第７条第１項に規定する手続を行わなければならない。

（休学の可能期間）

第10条　休学できる期間は、通算して４学期以内とする。ただし、在学年数に算入されない学期が通算して４学期を超えるときは、休学を許可しない。

（休学期間と在学年数）

第11条　休学期間を含む学期は、在学年数に含めない。

（休学者の学費）

第12条　学則第30条第２項の規定に基づき、休学を許可された者は、学費規程に定める所定の学費を納入し

なければならない。

2　前項における所定の学費は次のとおりとする。ただし、入学初学期は除くものとする。

(1)　春学期の休学を希望し、５月31日までに休学願を提出したときは休学在籍料

(2)　秋学期の休学を希望し、10月31日までに休学願を提出したときは休学在籍料

(3)　前２号いずれにも該当しないときは当該学期の学費

第２節　復　学

（復学手続）

第13条　休学した者が、復学を希望するときは、学則第31条第１項の規定に基づき、保証人連署の復学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て復学の許可を得なければならない。

（復学の手続期間）

第14条　前条の復学願は、休学期間中の９月５日から９月14日まで又は３月１日から３月24日までに提出しなければならない。

（復学の時期）

第15条　復学の時期は、学期の始めとする。

（復学の制限）

第16条　休学している学期内の復学は、許可しない。

（復学者の学費）

第17条　復学した者は、復学した学期から学費規程に定める学費を納入しなければならない。

第３節　退　学

（退学手続）

第18条　病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、学則第32条第１項の規定に基づき、保証人連署の退学願に学生証を添えて、研究科長に提出しなければならない。

（未手続者の退学）

第19条　休学している者が、学則第30条第１項に規定する休学の手続又は学則第31条第１項に規定する復学の手続を行わなかったときは、その学期末日の９月20日又は３月31日をもって退学にする。

（在学年数超過者の退学）

第20条　学則第18条に規定する在学年数で修了できない者は、その学期末日の９月20日又は３月31日をもって退学にする。

（処分退学）

第21条　学則第52条第３項に規定する者は、学則第52条第１項の規定に基づき、研究科教授会の議を経て退学処分に付する。

（在学年数との関連）

第22条　退学となった学期は、在学年数に含めない。ただし、第20条に規定する場合を除く。

第４節　再入学

（再入学手続）

第23条　学則第32条第１項により退学した者が、再入学を希望するときは、学則第33条第１項の規定に基づき、保証人連署の再入学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て再入学の許可を得なければならない。

（再入学の手続期間）

第24条　前条の再入学願は、再入学を希望する前学期の９月５日から９月14日まで又は３月１日から３月24日までに提出しなければならない。

（再入学の時期）

第25条　再入学の時期は、学期の始めとする。

（再入学の制限）
第26条　退学になった学期内の再入学は、許可しない。
2　在学年数に算入されない学期が、通算して４学期を超えるときは、再入学を許可しない。
（再入学金の納入）
第27条　再入学を許可された者は、許可された日から再入学を希望する前学期末日の９月20日又は３月31日までに学費規程に定める再入学金を納入しなければならない。
2　再入学を許可された者が、前項に規定する期日までに再入学金を納入しないときは、再入学を取り消す。

第５節　除　籍

（除　籍）
第28条　所定の期日までに学費を納入しなかった者は、指定された納入猶予期間内に滞納学費を納入しない限り、学則第34条第１項の規定に基づき、除籍する。
（除籍日）
第29条　前条の除籍日は、春学期を７月31日、秋学期を１月31日とする。
（在学年数との関連）
第30条　除籍期間を含む学期は、在学年数に含めない。

第６節　復　籍

（復籍手続）
第31条　除籍された者が、復籍を希望するときは、学則第35条第１項の規定に基づき、保証人連署の復籍願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て復籍の許可を得なければならない。
（復籍の手続期間）
第32条　前条の復籍願は、復籍を希望する前学期の９月５日から９月14日まで又は３月１日から３月24日までに提出しなければならない。
（復籍の時期）
第33条　復籍の時期は、学期の始めとする。
（復籍の制限）
第34条　除籍になった学期内の復籍は、許可しない。
2　在学年数に算入されない学期が、通算して４学期を超えるときは、復籍を許可しない。
（復籍料の納入）
第35条　復籍を許可された者は、許可された日から復籍を希望する前学期末日の９月20日又は３月31日までに学費規程に定める復籍料を納入しなければならない。
2　復籍を許可された者が、前項に規定する期日までに復籍料を納入しないときは、復籍を取り消す。

第３章　学費納入と単位認定の関連

（学費と単位認定）
第36条　学費を滞納している者は、指定された納入猶予期間内に滞納学費を納入しない限り、授業科目の単位認定は行わない。
2　前項の納入猶予期間及び学費は、学費規程に定める。

附　則
この規程は、平成18年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成18年10月12日から施行し、平成18年８月１日から適用する。
附　則
この規程（改正）は、平成19年４月１日から施行する。

検索

7．平成21年度　授業科目担任・時間数一覧

【専任教育職員】

担当者	柴　健次 【博士（商学）［関西大］】	資格等級	教授	No. 1

授業科目名	授業形態	曜限	開講 担当	開講 配当	時間数	合計内訳 学部	合計内訳 大学院	総合計時間数	備考
基礎演習２	秋	×月2	経	経	×2				
簿記と会計	春	○金3	商	経 商	○2				
商業簿記	春	○金2	環	環	○2				
会計情報論	秋	×金3	環	環	×2				
Ｄ情報会計論特殊研究　講義	通年	○火3×火3	院商	院	2				
Ｄ情報会計論特殊研究－演習１	通年	○火4×火4	院商	院	2				
上級簿記	秋	×金2	会計	専	×2	○4	○10	○14	
会計基準論	秋	×月4	会計	専	×2				
会計制度論	春	○金4	会計	専	○2	×4	×10	×14	
アカデミック・ソリューションＡ	春	○金5	会計	専	○2				
アカデミック・ソリューションＢ	秋	×金5	会計	専	×2				
プロフェッショナル・ソリューション	通年	○月5×月5	会計	専	2				
論文指導・修士論文	通年	○火5×火5	会計	専	★				
金融商品会計論	春	○月4	会計	専	○2				

担当者	清水　涼子	資格等級	教授	No. 2

授業科目名	授業形態	曜限	開講 担当	開講 配当	時間数	合計内訳 学部	合計内訳 大学院	総合計時間数	備考
公会計論	春	○火5	商	商	○2				
会計専門職業倫理	春	○火1	会計	専	○2				
会計専門職業倫理	秋	×月3	会計	専	×2				
政府・自治体会計論	秋	×金4	会計	専	×2				
アカデミック・ソリューションＡ	春	○月5	会計	専	○2	○2	○8	○10	
アカデミック・ソリューションＢ	秋	×月5	会計	専	×2				
プロフェッショナル・ソリューション	通年	○金5×金5	会計	専	2	×0	×10	×10	
論文指導・修士論文	通年	○月1×月1	会計	専	★				
非営利会計論	春	○火3	会計	専	○2				
国際公会計制度論	秋	×金2	会計	専	×2				

担当者	松本　祥尚	資格等級	教授	No. 3

授業科目名	授業形態	曜限	開講 担当	開講 配当	時間数	合計内訳 学部	合計内訳 大学院	総合計時間数	備考
基礎演習２	秋	×水2	経	経	×2				
監査論演習	春	○水2	商	経 商	○2				
簿記原理	秋	×金2	環	環	×2				
Ｄ保証業務論特殊研究－講義	通年	○金6×金6	院商	院	2				
Ｄ保証業務論特殊研究－演習１	通年	○金7×金7	院商	院	2				
監査制度論	春 (隔･ク)	○▲火2, 金3	会計	専	○2	○2	○10	○12	
監査制度論	秋	×金3	会計	専	×2				
監査報告論	秋	×火4	会計	専	×2	×4	×12	×16	
基本監査プログラム演習	秋	×金1	会計	専	×2				
アカデミック・ソリューションＡ	春	○月5	会計	専	○2				
アカデミック・ソリューションＢ	秋	×月5	会計	専	×2				
プロフェッショナル・ソリューション	通年	○金5×金5	会計	専	2				
論文指導・修士論文	通年	○火5×火5	会計	専	2				
保証業務論	春	○火4	会計	専	○2				

担当者	宮本　勝浩 【博士（経済学）［神戸大］】			資格等級	教授					No. 4
授業科目名	授業形態	曜限	開講		時間数	合計内訳		総合計時間数	備考
			担当	配当		学部	大学院		
経済と会計	秋	×土4	商	経 商	×2				
会計専門職業数学	春	○土2	会計	専	○2				
ミクロ経済学	秋	×土2	会計	専	×2				
マクロ経済学	春	○土4	会計	専	○2	○0	○6	○6	
アカデミック・ソリューションA	春	○土5	会計	専	○2				
アカデミック・ソリューションB	秋	×土5	会計	専	×2	×2	×6	×8	
プロフェッショナル・ソリューション	通年	○土1×土1	会計	専	★				
論文指導・修士論文	通年	○木5×木5	会計	専	★				
公共経済学	秋	×火2	会計	専	×2				

担当者	宗岡　徹			資格等級	教授					No. 5
授業科目名	授業形態	曜限	開講		時間数	合計内訳		総合計時間数	備考
			担当	配当		学部	大学院		
経済学演習１	春	○金2	経	経	○2				
経済学演習２	秋	×金2	経	経	×2				
インベストメント論	春	○木1	会計	専	○2				
コーポレート・ファイナンス論	秋	×木4	会計	専	×2				
企業分析論	春	○木3	会計	専	○2				
資本市場論	春	○金1	会計	専	○2	○2	○12	○14	
ディスクロージャー実務	秋	×金3	会計	専	×2				
実践会計プログラム演習	秋	×木1	会計	専	×2	×2	×14	×16	
アカデミック・ソリューションA	春	○木5	会計	専	○2				
アカデミック・ソリューションB	秋	×木5	会計	専	×2				
プロフェッショナル・ソリューション	通年	○金5×金5	会計	専	2				
論文指導・修士論文	通年	○火5×火5	会計	専	2				
国際財務戦略論	秋	×土1	会計	専	×2				

担当者	松尾　聿正 【博士（商学）［関西大］・関西大学名誉教授】			資格等級	特別契約教授					No. 6
授業科目名	授業形態	曜限	開講		時間数	合計内訳		総合計時間数	備考
			担当	配当		学部	大学院		
経済学演習１	春	○火2	経	経	○2				
経済学演習２	秋	×火2	経	経	×2				
M会計学研究　講義１	春	○火4	院法	院	○2				
M会計学研究　講義２	秋	×火4	院法	院	×2				
D会計学理論特殊研究－講義	通年	○木4×木4	院商	院	2				
上級財務会計論	春 (隔･ク)	○▲火3, 金2	会計	専	○2	○2	○10	○12	
上級財務会計論	秋	×火3	会計	専	×2				
国際会計基準論	秋	×木3	会計	専	×2	×2	×12	×14	
国際会計制度論	春	○水2	会計	専	○2				
アカデミック・ソリューションA	春	○金5	会計	専	○2				
アカデミック・ソリューションB	秋	×金5	会計	専	×2				
プロフェッショナル・ソリューション	通年	○火5×火5	会計	専	2				
論文指導・修士論文	通年	○木5×木5	会計	専	★				
企業結合会計	秋	×木2	会計	専	×2				

検索

担当者	加藤　久明 【博士（経営学）［立命館大］】	資格等級	准教授	研修員(H21.10.1～H22.3.31) No. 7

授業科目名	授業形態	曜限	開講 担当	開講 配当	時間数	合計内訳 学部	合計内訳 大学院	総合計時間数	備考
財務会計論演習	春	○金2	商	経 商	○2	○2	○8	○10	
上級簿記	春(隔･ク)	○▲木2～3	会計	専	○2				
アカデミック・ソリューションA	春	○火5	会計	専	○2	×0	×0	×0	
プロフェッショナル・ソリューション	通年	○金5	会計	専	○2				
無形資産会計論	春	○火2	会計	専	○2				

担当者	坂口　順也 【博士（経営学）［神戸大］】	資格等級	准教授	No. 8

授業科目名	授業形態	曜限	開講 担当	開講 配当	時間数	合計内訳 学部	合計内訳 大学院	総合計時間数	備考
経済学演習１	春	○金3	経	経	○2				
経済学演習２	秋	×金3	経	経	×2				
管理会計論演習	春	○木4	商	経 商	○2				
上級原価計算論	春(隔･ク)	○▲月2～3	会計	専	○2				
上級原価計算論	秋	×月3	会計	専	×2				
上級管理会計論	春(隔･ク)	○▲火3, 金2	会計	専	○2	○4	○10	○14	
上級管理会計論	秋	×火2	会計	専	×2	×2	×14	×16	
戦略管理会計論	秋	×月2	会計	専	×2				
コストマネジメント論	秋	×火3	会計	専	×2				
アカデミック・ソリューションA	春	○月5	会計	専	○2				
アカデミック・ソリューションB	秋	×月5	会計	専	×2				
プロフェッショナル・ソリューション	通年	○金5×金5	会計	専	2				
論文指導・修士論文	通年	○月1×月1	会計	専	2				

担当者	三島　徹也	資格等級	准教授	No. 9

授業科目名	授業形態	曜限	開講 担当	開講 配当	時間数	合計内訳 学部	合計内訳 大学院	総合計時間数	備考
専門演習２	通年	○金4×金4	法	法	2				
研究論文	通年	○他×他	法	法	★				
商法総論・総則	春	○木4	法	法	○2				
商行為法	秋	×木4	法	法	×2				
企業と組織２（会社法）	秋	×月3	政	政	×2				
企業法	春(隔･ク)	○▲火2, 金3	会計	専	○2	○4	○10	○14	
企業法	秋	×月1	会計	専	×2				
商法	春	○火1	会計	専	○2	×6	×8	×14	
中級会社法	秋	×木2	会計	専	×2				
上級会社法	春	○木2	会計	専	○2				
アカデミック・ソリューションA	春	○木5	会計	専	○2				
アカデミック・ソリューションB	秋	×木5	会計	専	×2				
プロフェッショナル・ソリューション	通年	○金5×金5	会計	専	2				
論文指導・修士論文	通年	○火5×火5	会計	専	★				

検索

担当者	小澤　義昭			資格等級	特別任用教授					No.10
授業科目名	授業形態	曜限	開講		時間数	合計内訳		総合計時間数	備考
			担当	配当		学部	大学院		
監査論	春	○土4	商	経 商	○2	○2	○0	○2	
監査実施論	秋	×土2	会計	専	×2				
BATIC演習	秋	×土3	会計	専	×2	×0	×6	×6	
IFRS実務	秋	×土4	会計	専	×2				

担当者	岸本　達司			資格等級	特別任用教授					No.11
授業科目名	授業形態	曜限	開講		時間数	合計内訳		総合計時間数	備考
			担当	配当		学部	大学院		
民法（総則・物権）	秋	×水3	会計	専	×2	○0	○4	○4	
金融商品取引法	春	○月2	会計	専	○2				
民法（債権）	春	○水3	会計	専	○2	×0	×4	×4	
判例演習	秋	×月2	会計	専	×2				

担当者	正司　素子			資格等級	特別任用教授					No.12
授業科目名	授業形態	曜限	開講		時間数	合計内訳		総合計時間数	備考
			担当	配当		学部	大学院		
監査基準	春	○水2	会計	専	○2	○0	○4	○4	
監査基準	秋	×水2	会計	専	×2				
会計事例研究	春	○水3	会計	専	○2	×0	×4	×4	
監査事例研究	秋	×水3	会計	専	×2				

（注）　授業科目名にD印＝博士課程後期課程、M印＝博士課程前期課程
時間数欄　○印＝前期、×印＝後期、★印＝時間数未入力
破線：履修者０名による不開講
網掛け：担当教員取消

検索

８．2009年度授業科目担任者一覧

類別			系統	授業科目	単位	配当年次	配当学期	09学期	09曜限	組	09年度担任者	
基本科目群	横断科目	必修科目	横断	会計専門職業倫理	2	2	春	春	火1	A	専任	清水涼子
							秋	秋	月3	B	専任	清水涼子
	理論科目		財務会計	上級簿記	2	1	春	春前	木2.3	A	専任	加藤久明
								秋	金2	B	専任	柴　健次
			財務会計	上級財務会計論＜財務会計論＞	2	1	春	春前	金2.火3	A	専任	松尾聿正
								秋	火3	B	専任	松尾聿正
			管理会計	上級原価計算論	2	1	春	春前	月2.3	A	専任	坂口順也
								秋	月3	B	専任	坂口順也
			管理会計	上級管理会計論	2	1	春	春後	金2.火3	A	専任	坂口順也
								秋	火2	B	専任	坂口順也
			監査	監査制度論	2	1	春	春後	火2.金3	A	専任	松本祥尚
								秋	金3	B	専任	松本祥尚
			監査	監査基準	2	1	春	春	水2	A	特任	正司素子
								秋	水2	B	特任	正司素子
			法律	企業法＜企業法入門＞	2	1	春	春前	火2.金3	A	専任	三島徹也
								秋	月1	B	専任	三島徹也
発展科目群	横断科目	選択必修科目	横断	会計専門職業数学	2	1	春	春	土2	－	専任	宮本勝浩
	理論科目		財務会計	会計基準論	2	1	秋	秋	月4	－	専任	柴　健次
			財務会計	会計制度論	2	1	春	春	金4	－	専任	柴　健次
			財務会計	財表作成簿記＜特殊簿記＞	2	1	秋	秋	土1	－	非常勤	立野靖人
			管理会計	戦略管理会計論	2	1	秋	秋	月2	－	専任	坂口順也
			税務会計	上級税務会計論	2	1	春	春	土4	－	非常勤	白井義人
			税務会計	租税法会計論	2	1	秋	秋	土3	－	非常勤	海崎眞信
			公会計	公会計理論	2	1	秋	秋	－	－	（不開講）	
			監査	監査実施論	2	1	秋	秋	土2	－	特任	小澤義昭
			監査	監査報告論	2	1	秋	秋	火4	－	専任	松本祥尚
			法律	商法	2	1	春	春	火1	－	専任	三島徹也
			法律	中級会社法＜会社法＞	2	1	秋	秋	木2	－	専任	三島徹也
			法律	民法(総則・物権)＜民法＞	2	1	秋	秋	水3	－	特任	岸本達司
			経営	経営学理論	2	1	春	春	木4	－	兼担商	廣瀬幹好
			経営	実践経営管理論	2	1	秋	秋	－	－	兼担商	廣瀬幹好
			ファイナンス	インベストメント論	2	1	春	春	木1	－	専任	宗岡　徹
			ファイナンス	コーポレート・ファイナンス論	2	1	秋	秋	木4	－	専任	宗岡　徹
			経済・統計	ミクロ経済学	2	1	秋	秋	土2	－	専任	宮本勝浩
			経済・統計	統計学	2	2	秋	秋	水2	－	兼担経	松尾精彦
			財務会計	国際会計基準論	2	2	秋	秋	木3	－	専任	松尾聿正
			財務会計	国際会計制度論	2	2	春	春	水2	－	専任	松尾聿正
			管理会計	企業分析論	2	2	春	春	木3	－	専任	宗岡　徹
			管理会計	コストマネジメント論	2	2	秋	秋	火3	－	専任	坂口順也
			税務会計	上級税務戦略論	2	2	秋	秋	金1	－	非常勤	鈴木一水
			公会計	公監査論	2	2	春	春	土2	－	非常勤	奥谷恭子、金　志煥、掛谷純子
			公会計	政府・自治体会計論	2	2	秋	秋	金4	－	専任	清水涼子
			監査	国際監査制度論	2	2	春	春	月3	－	非常勤	内藤文雄
			法律	金融商品取引法＜証券取引法＞	2	2	春	春	月2	－	特任	岸本達司
			法律	上級会社法	2	2	春	春	木2	－	専任	三島徹也
			法律	租税法理論＜租税法＞	2	2	春	春	木4	－	非常勤	宮本十至子
			法律	民法(債権)	2	2	春	春	水3	－	特任	岸本達司
			経営	経営戦略論	2	2	春	春	金3	－	非常勤	筒井万理子
			経営	経営組織論	2	2	秋	春	金4	－	非常勤	筒井万理子
			ファイナンス	インベスター・リレーションズ論	2	2	秋	秋	－	－	（不開講）	
			ファイナンス	資本市場論	2	2	春	春	金1	－	専任	宗岡　徹
			経済・統計	マクロ経済学	2	2	春	春	土4	－	専任	宮本勝浩

検索

類別			系統	授業科目	単位	配当年次	配当学期	09学期	09曜限	組	09年度担任者	
発展科目群	実践科目	選択必修科目	財務会計	会計事例研究	2	1	秋	春	水3	－	特任	正司素子
			管理会計	管理会計事例研究	2	1	秋	春	火4	－	非常勤	松尾貴巳
			監査	監査事例研究	2	1	秋	秋	水3	－	特任	正司素子
			IT・ﾋﾞｼﾞﾈｽ	BATIC演習	2	1	秋	秋	土3	－	特任	小澤義昭
			財務会計	IFRS実務	2	1	秋	秋	土4	－	特任	小澤義昭
			IT・ﾋﾞｼﾞﾈｽ	基本会計プログラム演習	2	1	秋	秋	－	－	（不開講）	
			IT・ﾋﾞｼﾞﾈｽ	基本監査プログラム演習	2	1	秋	秋	金1	－	専任	松本祥尚
			財務会計	ディスクロージャー実務	2	2	秋	秋	金3	－	専任	宗岡　徹
			税務会計	税務会計事例研究	2	2	秋	秋	土2	－	非常勤	影山泰久、早川芳夫
			法律	判例演習【企業法判例演習】 (10開設時新旧合併)	2	2	春	秋	月2	－	特任	岸本達司
			経営	起業・株式公開事例研究	2	2	春	春	月3	－	非常勤	山田茂善
			IT・ﾋﾞｼﾞﾈｽ	実践会計プログラム演習	2	2	秋	秋	木1	－	専任	宗岡　徹
			IT・ﾋﾞｼﾞﾈｽ	実践監査プログラム演習	2	2	春	夏集	8/3～7	－	非常勤	眞田光昭
	個別演習科目	選択必修科目	個別演習	アカデミック・ソリューションA ＜アカデミック・ソリューション＞ 09改編新設、新旧合併 08旧カリ２単位、09新カリ１単位	1	1	春	春	火5	1	専任	加藤久明
							春	春	月5	2	専任	坂口順也
							春	春	金5	3	専任	柴　健次
							春	春	月5	4	専任	清水涼子
							春	春	－	－	（不開講）	
							春	春	金5	5	専任	松尾聿正
							春	春	月5	6	専任	松本祥尚
							春	春	木5	7	専任	三島徹也
							春	春	土5	8	専任	宮本勝浩
							春	春	木5	9	専任	宗岡　徹
							春	春	－	－	―	―
			個別演習	アカデミック・ソリューションB ＜アカデミック・ソリューション＞ 09改編新設、新旧合併 08旧カリ２単位、09新カリ１単位	1	1	秋	秋	－	1	（不開講）	
							秋	秋	月5	2	専任	坂口順也
							秋	秋	金5	3	専任	柴　健次
							秋	秋	月5	4	専任	清水涼子
							秋	秋	－	－	（不開講）	
							秋	秋	金5	5	専任	松尾聿正
							秋	秋	月5	6	専任	松本祥尚
							秋	秋	木5	7	専任	三島徹也
							秋	秋	土5	8	専任	宮本勝浩
							秋	秋	木5	9	専任	宗岡　徹
							秋	秋	－	－	―	―
			個別演習	プロフェッショナル・ソリューション プロフェッショナル・ソリューションA プロフェッショナル・ソリューションB 09改編新設、新旧合併09未開講 08旧カリ２単位、09新カリ１単位	2	2	通年	春のみ	金5	1	専任	加藤久明
							通年	通年	金5	2	専任	坂口順也
							通年	通年	月5	3	専任	柴　健次
							通年	通年	金5	4	専任	清水涼子
							通年	通年	－	－	（不開講）	
							通年	通年	火5	5	専任	松尾聿正
							通年	通年	金5	6	専任	松本祥尚
							通年	通年	金5	7	専任	三島徹也
							通年	通年	土1	8	専任	宮本勝浩
							通年	通年	金5	9	専任	宗岡　徹
			個別演習	論文指導・修士論文 (09年度春学期開始、秋学期開始の ２クラス開講)	4	2	通年	通年	－	－	（不開講）	
							通年	通年	月1	1	専任	坂口順也
							通年	通年	火5	2	専任	柴　健次
							通年	通年	月1	3	専任	清水涼子
							通年	通年	－	－	（不開講）	
							通年	通年	木5	4	専任	松尾聿正
							通年	通年	火5	5	専任	松本祥尚
							通年	通年	火5	6	専任	三島徹也
							通年	通年	木5	7	専任	宮本勝浩
							通年	通年	火5	8	専任	宗岡　徹

類別			系統	授業科目	単位	配当年次	配当学期	09学期	09曜限	組	09年度担任者	
応用科目群	横断科目	選択科目	横断	特殊講義(企業経営を取り巻く会計の課題と方向)	2	1･2	春	春	隔土4.5	－	非常勤	伊藤進一郎
			横断	特殊講義(りそな銀行寄付講座ターンアラウンド論)	2	1･2	秋	秋	木4	－	非常勤	下　義和
	理論科目		財務会計	英文会計論	2	2	秋	秋	火1	－	非常勤	浅野信博
			財務会計	会計戦略論	2	2	春	秋	火2	－	非常勤	浅野信博
			財務会計	無形資産会計論	2	2	春	春	火2	－	専任	加藤久明
			財務会計	金融商品会計論	2	2	春	春	月4	－	専任	柴　健次
			財務会計	企業結合会計	2	2	秋	秋	木2	－	専任	松尾聿正
			管理会計	企業価値マネジメント論＜企業価値計算論＞	2	2	春	春	土1	－	非常勤	立野靖人
			管理会計	会計情報システム	2	2	秋	秋	－	－	(不開講)	
			税務会計	国際税務戦略論	2	2	春	春	土3	－	非常勤	石田重雄
			公会計	非営利会計論	2	2	春	春	火3	－	専任	清水涼子
			公会計	国際公会計制度論	2	2	秋	秋	金2	－	専任	清水涼子
			監査	保証業務論	2	2	春	春	火4	－	専任	松本祥尚
			監査	内部監査論	2	2	春	春	金4	－	非常勤	守屋光博
			監査	不正摘発監査論	2	2	秋	春	月2	－	非常勤	内藤文雄
			法律	法人税法	2	2	秋	秋	木4	－	非常勤	宮本十至子
			法律	行政法	2	2	秋	秋	火4	－	兼担政	亀田健二
			経営	プロダクト･マネジメント論	2	2	春	春	水2	－	兼担商	川上智子
			経営	国際経営論	2	2	春	春	木5	－	兼担商	馬場　一
			ファイナンス	リスク分析論	2	2	春	春	金3	－	非常勤	本間基照
			ファイナンス	中小企業金融論	2	1･2	春	春	水4	－	非常勤	宮森直樹
			ファイナンス	国際財務戦略論	2	2	秋	秋	土1	－	専任	宗岡　徹
			経済･統計	公共経済学	2	2	秋	秋	火2	－	専任	宮本勝浩
			IT・ﾋﾞｼﾞﾈｽ	XBRL論	2	2	秋	秋	火1	－	非常勤	坂上　学
	実践科目		財務会計	国際会計事例研究	2	2	春	秋	水2	－	非常勤	川添健史
			管理会計	国際管理会計事例研究	2	2	春	春	火2	－	非常勤	梶原武久
			税務会計	国際税務会計事例研究	2	2	秋	秋	火3	－	非常勤	石田重雄
			公会計	公会計･公監査事例研究	2	2	秋	秋	土2	－	非常勤	奥谷恭子、金　志煥、掛谷純子
			監査	国際監査事例研究	2	2	春	春	土2	－	非常勤	松本　要、柳　年哉
			経営	企業再生事例研究	2	2	秋	秋	土4	－	非常勤	海崎眞信
			IT・ﾋﾞｼﾞﾈｽ	リサーチ･メソドロジー	2	2	春	春	－	－	(不開講)	
			IT・ﾋﾞｼﾞﾈｽ	国際コミュニケーション論	2	2	秋	秋	木2	－	非常勤	中間敬弐

検索

心 理 学 研 究 科

（専門職学位課程）

検索

第Ⅱ編　心理学研究科（専門職学位課程）　目次

1　教育目的 …… 1279
1-1　教育目的　〈1279〉

2　教育内容 …… 1280
2-1　教育内容　〈1280〉

3　教育方法 …… 1290
3-1　授業を行う学生数　〈1290〉
3-2　授業の方法　〈1291〉
3-3　履修科目登録単位数の上限　〈1295〉

4　学内実習施設における実習 …… 1295
4-1　学内実習施設　〈1295〉
4-2　臨床心理実習　〈1297〉

5　成績評価及び修了認定 …… 1298
5-1　成績評価　〈1298〉
5-2　修了認定及びその要件　〈1300〉

6　教育内容等の改善措置 …… 1300
6-1　教育内容等の改善措置　〈1300〉

7　入学者選抜等 …… 1302
7-1　入学者受入　〈1302〉
7-2　収容定員と在籍者数　〈1304〉

8　学生の支援体制 …… 1304
8-1　学習支援　〈1304〉
8-2　生活支援　〈1305〉
8-3　障がいのある学生に対する支援　〈1305〉
8-4　職業支援(キャリア支援)　〈1305〉

9　教員組織 …… 1306
9-1　教員の資格と評価　〈1306〉
9-2　専任教員の担当授業科目の比率　〈1307〉
9-3　教員の教育研究環境　〈1307〉

10　管理運営等 …… 1308
10-1　管理運営の独自性　〈1308〉
10-2　自己点検及び評価　〈1308〉
10-3　情報の公示　〈1309〉
10-4　情報の保管　〈1309〉

11　施設、設備及び図書館 …… 1309
11-1　施設の整備　〈1309〉
11-2　設備及び機器の整備　〈1311〉
11-3　図書館の整備　〈1311〉

1　教育目的

1-1　教育目的

【現状の説明】(1-1)

青少年の殺傷事件や若者の引きこもり、年間３万人を超える自殺者、11万人を超える不登校児童・生徒、定職に就こうとしないフリーターやニートの増加、未曾有の大災害による心的外傷後ストレス症候群等は、現代日本を象徴する現象であろう。心の問題が深刻化するにつれて、臨床心理士（財団法人日本臨床心理士資格認定協会）や公務員心理職等の臨床心理専門職業人の社会的役割はますます重要になっている。臨床心理士は平成21年現在、指定大学院157校、臨床心理専門職大学院５校を合わせて、162の大学院で養成され、認定制度発足以来、約２万名が登録されている。臨床心理専門職業人の活動領域は教育、司法、医療、福祉、産業等多岐にわたっている。

急速な職域の拡大につれて、臨床心理専門職業人の業務も多岐にわたり、領域ごとに特化した専門的援助を行わねばならない場面が増えている。医療現場では高度な実務能力を必要とする難治ケースを担当したり、教育現場ではスクールカウンセラーが包括的な地域支援を担ったりすることもあり、臨床心理専門職業人には、これまで以上に高い専門性が求められている。

本大学院では平成10年に指定大学院の認可を受けた社会学研究科博士課程前期課程社会心理学専攻臨床心理学専修において臨床心理士の養成を行ってきた。しかし前期課程の本来の目的は研究者の養成であり、臨床心理士養成のための実務教育の時間を増やすには限界があり、学生の過重負担の問題も懸念された。養成課程のあり方を改善し、臨床心理専門職業人としてのはるかに高度な専門性を確立するためには、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと（専門職大学院設置基準第２条第１項)」を目的とする専門職大学院の設置が必要不可欠であった。

このような現状を鑑みて、平成20年に文部科学省に対して、関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻(専門職学位課程)の設置申請を行い、同年10月末に設置認可され、平成21年４月に、我が国で第５番目となる関西大学臨床心理専門職大学院が開設された。これにより、臨床心理実務教育の大幅な拡充が可能となり、専門知識や技能水準の飛躍的な向上だけでなく、臨床心理専門職業人としての優れた人格の涵養にも寄与するものと考えられる。

1-1-1　教育理念

深刻化する心の問題に対して、カウンセリング等の臨床心理学的支援を効果的に行うためには、科学的に有効性の実証された専門技能を基盤としつつ、臨床経験から得られる実践知あるいは熟練した技能が必要となる。換言すると、前者は臨床心理学におけるサイエンスの領域であり、後者はアートの領域である。臨床心理専門職業人は、この両面の知識と技能をバランスよく習得してこそ、専門性を遺憾なく発揮できる。この観点から、本大学院では「心理アセスメント、心理療法及び地域援助に関する科学性を重視した技能と、実践から得られる熟練した技能を習得するために、サイエンスとアートの調和を図りながら学理と実践の両面から専門教育を行うこと」を教育の理念として、臨床心理専門職業人の養成を行っている。

1-1-2　教育目的

心の問題の深刻化につれて、臨床心理専門職業人の活動領域は拡大の一途をたどっている。これに応じて、領域ごとに業務が細分化され、従来の養成課程では対応できにくい知識や技能が求められる場合も少なくない。例えば、スクールカウンセラーは不登校やいじめ等の問題行動の支援という重要な役割を担い、学校現

場に配置されている。しかし、スクールカウンセラーとして採用されている多くの臨床心理専門職業人は、教育実習等の体験に乏しく、教育方法や学校運営・管理に関する教育をほとんど受けていないために、学校現場で臨床心理の専門性を十分に発揮していないとの指摘がある。スクールカウンセラーとして、学校現場でより有効に機能するためには、教育技術、学校運営並びに進路指導等に関する周辺領域の知識と技能が必要となろう。同様に、産業領域ではキャリア・ガイダンスや職場のメンタルヘルス等に関する知識が不可欠であり、医療･福祉の領域では、基礎医学や衛生行政法規等の知識が必要となる。

活動領域の急速な拡大にともない、臨床心理業務も領域ごとに特化される傾向にある。したがって臨床心理専門職業人の養成に当たっては、臨床心理学の高度な専門教育に加えて、活動領域ごとに必要となる知識や技能の習得にも配慮すべきである。しかし大学院の２年間で、教育、医療、産業等すべての領域について網羅的に授業を履修することは、時間的にもきわめて難しく、学生の過重負担につながりかねない。これを回避するために、本大学院では学生の将来の進路に必要な科目を重点的に履修するコース制の導入によって、「学校・教育」「医療・福祉」「産業・キャリア」のいずれかの領域で専門性を遺憾なく発揮できる人材、すなわち「学校・教育の領域で専門的技能を十分に発揮できる臨床心理専門職業人」「医療・福祉の領域で専門的技能を十分に発揮できる臨床心理専門職業人」「産業・キャリアの領域で専門的技能を十分に発揮できる臨床心理専門職業人」の３つのタイプの人材養成を目的としている。

(1) 学校・教育の領域で専門的技能を十分に発揮できる臨床心理専門職業人
　カウンセリングに関する広範な技能に加えて、教育技術、心理的成長、適応指導、自己実現、学校の危機管理等の素養を有する、教育や被害者支援領域に秀逸な臨床心理専門職業人
(2) 医療・福祉の領域で専門的技能を十分に発揮できる臨床心理専門職業人
　心理アセスメント及び心理療法に関する広範な技能に加えて、医学的知識、医療関連法規等に関する素養を有する、医療・福祉領域に堪能な臨床心理専門職業人
(3) 産業・キャリアの領域で専門的技能を十分に発揮できる臨床心理専門職業人
　産業カウンセリング、職場のメンタルヘルス、キャリア・カウンセリング等の素養を有する、産業・キャリア領域に強い臨床心理専門職業人

これら３つの具体的な人材像に対応する教育の方法に関しては後述するが、学生の多様な将来の進路における要望に適切かつ柔軟に対応できるようにカリキュラムを設計している。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針1-1-2-1

教育目標の達成度は、学業成績及び在籍状況並びに修了者の進路や活動状況等により評価される。開学初年度の志願者は101名であり、本年４月より34名が入学し、前述の教育理念・目的に合致したカリキュラムのもとで修学している。

２　教育内容

2-1　教育内容

【現状説明】(2-1-1　教育内容)

心の問題が複雑化･多様化する現状では、臨床心理専門職業人としての高度な専門性を有するだけでなく、職業倫理や判断力並びに種々の組織への順応性を兼ね備えた高邁な人格の形成をめざす必要がある。この目的を達成するために、臨床心理学の専門的・実践的教育はもとより、職業倫理やコミュニケーション能力の

育成、及び法規や医学等関連領域の知識の習得にも配慮しながら、理論と実務の両面からバランスの取れたカリキュラムを編成している。教育課程の基本方針は以下のとおりである。

(1) 臨床心理専門職業人は心のケアという重要な実務を担う職種であり、サイエンスとアートとの調和という教育理念のもとで、学理に基づいた実践的な技能の習得をめざしている。臨床心理業務に関する知識教育と実務教育とのバランスを十分に考慮し、理論系科目(演習・講義科目)と、技能実習科目（「心理アセスメント実習」「心理療法実習」等、主として臨床心理専門必須技能を養う実習科目)並びに臨床実習科目(「学内施設臨床基礎実習」「学外施設臨床基礎実習」等、学内外の実習施設における実地訓練のための科目）を最適化しながら体系的に配置している。

(2) 高邁な人格に基づく臨床心理専門職業人の育成をめざしている。臨床心理学の高度な専門性を発揮し、さまざまな分野あるいは組織で有益な活動を行うためには、技能だけでなく人格的にも陶冶されていなければならない。受容や共感といった臨床心理専門職業人の基本となる態度はもとより、高度な職業倫理・道徳観、判断力、情報収集と分析に関する能力、及び異なる職種とのコミュニケーション・スキル等も必要となろう。これらの観点から、職業倫理等の習得を目的に「臨床心理倫理論」を必修科目として配置し、また自己を内省し、内面的成長を促すための自己研鑽の科目として「セルフディベロップメント演習１・２」を開設して、臨床心理専門職業人に相応しい高邁な人格の涵養のための教育を重視している。

(3)「臨床心理関連法規」「医学一般」を１年次の必修科目として配置している。臨床心理専門職業人として、さまざまな分野で活動するためには関連領域の法規に関する知識が必要不可欠である。また専門的な見地から、人の行動を理解し効果的な援助を行うためには、医学や薬理学に関する基本的な理解が必要となろう。この観点から「臨床心理関連法規」「医学一般」を必修科目として配置した。

(4)「心理アセスメント系」、「心理療法系」、「地域臨床系」の各々について、演習科目と技能実習科目とを組み合わせて配置している。「心理アセスメント系」は、正確な心理アセスメントを行うための情報収集の手段、すなわち診断面接、行動観察、各種心理テスト等に関する知識と技能の習得を目的にする科目である。「心理療法系」は心理面接、すなわち来談者中心療法、認知行動療法、精神分析療法等の各種心理療法に関する知識と技能の習得を目的にする科目である。「地域臨床系」はグループ活動等、地域支援の知識と技能の習得を目的にした科目である。以上の各科目系の担当においては、各分野の研究者である専任教員(以下研究職専任教員)が主に演習・講義を担い、実務家教員が主に臨床実習や領域別科目系の実務教育を受け持つ。このように理論学習と実務教育を緊密に連携することで、実証主義的な専門教育が可能となる。

(5) 臨床実習科目を体系的に配置している。入学当初から、陪席の態度形成等、臨床実習に向けた取り組みを行い、１年次の春学期に開講される「学内施設臨床基礎実習」を皮切りに、秋学期には受理面接や容易な心理テストの臨床実習を行う「学内施設臨床実習１」並びに、学外の領域別施設を巡回しながら早期体験学習を行う「学外施設臨床基礎実習」が配置されている。また２年次では「学校・教育系」「医療・福祉系」「産業・キャリア系」の領域別の実習が配置され、学生の希望進路に応じた臨床実習を受けられるように配慮した。

(6) 学生の学習上の課題克服やキャリアデザインを支援するための少人数制の科目「プラクティカル・ソリューション１・２・３・４」を１年次と２年次に設置し、学生への個別の対応ができるように配慮している。

【点検・評価（長所と問題点)】解釈指針2-1-1-1

教育課程の基本方針で示したとおり、本大学院は臨床心理専門職業人養成のための教育機関として、この養成に特化したカリキュラムを開設している。また心理アセスメント、心理療法、地域援助等の臨床心理専

門技能に関しては、講義・演習と、技能実習・臨床実習の組み合わせにより、理論的教育と実務的教育の架橋に考慮し、１年次には基本技能の習得、２年次にはその実践・応用という段階的な学びを指向している。更に、１年次から倫理観や自己成長を促す科目を配置し、臨床心理専門職業人としての豊かな人間性の成長にも配慮したカリキュラムのなかで養成が開始されている。

【現状説明】(2-1-2　授業科目)

開設科目は次のとおりである。高度な実務能力を有する臨床心理専門職業人の養成を目的に、授業科目は、(1)基本科目群（臨床心理専門職のための導入かつ必須教育)、(2)発展科目群（臨床心理専門職の実務適応教育)、(3)応用科目群（領域ごとの技能の習得及び臨床心理学に関する最新の知識の学習を目的にした教育）から構成されている。

(1) 基本科目群（必修科目）　臨床心理専門職のための導入かつ必須教育

１年次に配当される基本科目群には、a. 基礎科目系４科目、b. 臨床実習系科目３科目、c. 心理アセスメント系３科目、d. 心理療法系３科目、e. 地域臨床系３科目を配置した。臨床心理専門技能を扱う心理アセスメント系、心理療法系、地域臨床系の各系では、いずれも演習と実習の組み合わせから構成され、演習を主として研究職専任教員が担当し、実習を実務家教員及び非常勤教員が担当し、両者の相補的な連携を通じて、学理と実務の両面からの授業が展開されている。

a. 基礎科目系４科目は、「臨床心理学原論」「臨床心理倫理論」「臨床心理関連法規」「医学一般」であり、専任教員並びに司法や医学の専門家が非常勤教員として科目を担当する。これらの講義科目のうち「臨床心理学原論」では臨床心理学の基礎理論を、「臨床心理倫理論」では職業倫理・道徳観等を、「臨床心理関連法規」では医療・福祉等の関連領域の法規を、「医学一般」では医療の基本的知識や公衆衛生等の基礎を学習する。

b. 臨床実習系科目３科目は、「学内施設臨床基礎実習」「学内施設臨床実習１」「学外施設臨床基礎実習」である。いずれの授業も、実務家教員を中心に、研究職専任教員や非常勤教員も加えて担当し、５名程度の少人数クラスでの実習を行う。

c. 心理アセスメント系３科目（「心理アセスメント演習１・２」「心理アセスメント実習」)、d. 心理療法系３科目（「心理療法演習１・２」「心理療法実習」)、e. 地域臨床系３科目（「地域臨床心理学演習１・２」「地域臨床心理学実習」）では、演習と実習を研究職専任教員と実務家教員が連携して担当し、心理アセスメント、心理療法、地域援助等に関する基本的技能の習得をめざす。

(2) 発展科目群　臨床心理専門職の実務適応教育

１年次及び２年次に配当される発展科目群は主として臨床心理専門職の実務適応教育を担い、４つの系、すなわち a. 人格・発達系、b. 領域別基礎科目系、c. 体験演習・実習系、d. 個別演習系から構成されている。発展科目群は、各学生が志望する領域で必要となる技能に配慮し、各々の基本系科目の各論的科目が設置され、臨床心理学の各々の領域を更に深く学習することを目的にしている。これらの科目を履修する時期には、学生が事例を担当するようになっており、実務の現場で得られた体験をもとに技法の深化や事例検討を通じてより実践的な授業が展開される。また事例の担当により、学習上の困難を感じる学生もあり、個別演習科目を通じて個人指導を行い問題解決やキャリアデザインの支援を行っている。

a. 人格・発達系科目は臨床心理専門実務の基盤ともなる人間の見方の理論である発達やパーソナリティに関する知識を習得するためのものであり、「生涯発達心理学」「臨床人格心理学」「発達障がい臨床特論」「認知行動理論」の４科目から構成され、専任教員並びに各々の専門領域の非常勤教員が担当する。「生涯発達心理学」では、発達に関する諸理論について、「臨床人格心理学」では種々のパーソナリティ理論とパーソナリティ障がいについて、「発達障がい臨床特論」では注意欠陥多動性障がい、広汎性発達障がい、学習障がい等の種々の発達障がいについて、「認知行動理論」では最近、日本でも盛んに行われるようになった

認知行動療法の基礎理論について集中的に理解することをめざしている。

b. 領域別基礎科目系科目は「学校・教育」「医療・福祉」「産業・キャリア」の各々の領域での実務に必要な領域別基礎的科目系であり、「臨床教育学」「産業メンタルヘルス論」「福祉臨床心理学」「司法臨床心理学」「精神医学」の５科目から構成され、専任教員並びに各々の専門領域の非常勤教員が担当する。これらは修了後の進路に関わらず、臨床心理専門職業人として知るべき領域ごとの実務の各論である。「臨床教育学」では心理臨床的な視点から学校教育、特に子どもの人格的成長を促進する原理、方法にのっとった教育指導、職業指導、学級運営、学校運営の方法について、「産業メンタルヘルス論」では職場における精神保健やストレス・マネジメントの考え方について、「福祉臨床心理学」では社会福祉の制度や福祉領域における臨床心理学的援助の方法について、「司法臨床心理学」では矯正施設領域における心理臨床の理論と技法並びに矯正教育等について、「精神医学」では種々の精神障がいの原因、症状、治療等についての理解を深める。

c. 体験演習・実習系科目は、「学内施設臨床実習２」「児童臨床実習」「ヘルス・プロモーション演習」「臨床心理事例研究演習１・２」「セルフディベロップメント演習１・２」の７科目から構成され、専任教員を中心に各々の領域の専門の非常勤教員が担当する。この科目群の設置目的は、心理アセスメント、心理療法、地域臨床の３分野の技能を更に深めることと同時に、感受性訓練や教育分析等と呼ばれて重要視されてきた訓練を科目の中に取り入れて、他人の心の問題を扱う臨床心理専門職業人としての心理的成長を促すことである。このうちの「学内施設臨床実習２」では、少人数のクラスが編成され、学内の施設で教員の指導のもとに事例を担当しながら、臨床心理専門技能を深める。また「児童臨床実習」では担当している児童の事例、特に遊戯療法、箱庭療法、芸術・表現療法等の子どもの心理療法の実際について実践する。「臨床心理事例研究演習１・２」では専任教員が担当する少人数制のクラスで、「学内施設臨床実習２」「児童臨床実習」並びに領域別「施設専門実習」等で実際に担当した事例のスーパービジョンを行いながら、具体的な援助の方法やその背景となる理論について深く学ぶ。「セルフディベロップメント演習１・２」では感受性訓練や教育分析を行いながら、自己の内省と成長を促し、臨床心理専門職業人としての高邁な人格の涵養と心理臨床にそれを活用することをめざす。更に「ヘルス・プロモーション演習」では、専任教員と各領域の専門の非常勤教員がオムニバス形式で、医療、福祉、教育、産業の領域における健康教育やストレス・マネジメント技法について実践的な指導を行い、心の問題の予防に関する理論と技能の習得をめざす。

d. 個別演習系は、「プラクティカル・ソリューション１・２・３・４」が１年次、２年次を通じて開設されるゼミナール形式の授業で、すべて専任教員が担当する。専門職学位課程に在籍するなかで、学生によっては習熟度に差を生じたり、学習上の困難さを感じたりして、個別指導を必要とする場合があろう。「プラクティカル・ソリューション１・２・３・４」は学習上の問題解決及びキャリアデザインを支援することを目的に設置され、専任教員が個々の学生の学習状態を把握しながら個別対応を行う。特に１年次の春学期に開講される「プラクティカル・ソリューション１」と２年生の春学期に開講される「プラクティカル・ソリューション３」を必修にすることで、きめ細かな指導を行う。

(3) 応用科目群　領域ごとの技能の習得及び臨床心理学に関する最新の知識の学習を目的にした教育

２年次に配当される応用科目群は、学生の将来の進路に応じて必要となる領域ごとの知識や技能の習得並びにデータ解析技法や最新の知識の習得を目的に開設されている。a. 心理アセスメント系、b. 心理療法系、c. 地域臨床系、d. 医療・福祉系、e. 産業・キャリア系、f. 学校・教育系、g. 各系共通科目の７系19科目から構成されている。これらの科目を選択履修することで、学生自身のキャリアデザインに応じた技能の効果的な習得が可能になるとともに、さまざまな職種との連携が良好となり、将来の業務拡大にも対応できる人材の養成に寄与すると考えられる。実務家教員を中心に、各領域の専門の非常勤教員も加えて担当し、学外施設を中心に、実地指導を行う。

a. 心理アセスメント系の「投影法特別演習」では、心理テストのなかでも習熟に時間を要する投影法の

解釈とレポート作成を集中的に学習し、「心理アセスメント特別演習」や「神経心理学的アセスメント演習」では脳機能と密接に関連した神経心理学的諸検査や、疾患ごとのアセスメントの技能に習熟することで、医療領域でのアセスメントに関する実践力の向上を図る。

b. 心理療法系の「心理療法技法特別演習」では、人間性心理学をベースとした心理臨床の方法、アクティブリスニングやフォーカシングの技法を主として、その他の対話心理療法の技術を学習し、「心理援助応用特別演習」では、臨床動作法によりからだの感じに気づく心理臨床について特に学習し、言語的洞察が難しいクライエントや精神病、発達障がいを有する人々を援助する実践力の向上を図る。

c. 地域臨床系の「被害者支援特別演習」では、自然災害、事故、犯罪等による被害者の体験と支援について学習し、トラウマと PTSD、危機介入とクライシスカウンセリングといった臨床心理学的なトピックだけでなく、被害化の諸要因、被害者の権利、支援のための刑事政策等の視点も取り入れて援助の方法を学習する。「地域実践心理学特別演習」ではカウンセリングオフィスを出て地域という視野とそれに応じた援助方法論を学習することで、家族や学校、企業とその他組織、並びに地域を対象として、グループやコミュニティの特性に応じた援助の実践力の向上を図る。

d. 医療・福祉系の「心身医学」では内科系の医学的知識と心身症のメカニズムの理解を促し、「精神科施設専門実習１・２」で精神科の病棟や外来へ来院する患者を対象に、心理テストや心理療法の実践指導を行う。将来、医療・福祉の領域での活動を志向する学生を対象にした科目である。

e. 産業・キャリア系の「キャリア・カウンセリング特論」では、ニート等の不就労が社会問題になるなかで、キャリア・カウンセリングあるいはキャリア・ガイダンスに関する理論と技法の習得を図る。また「産業施設専門実習１・２」では、企業の健康管理センター等で、産業カウンセリング、キャリア・ガイダンスやメンタルヘルス活動に関する実習を行う。将来、産業カウンセラー等産業領域での活動を志向する学生を対象にした科目である。

f. 学校・教育系の「スクールカウンセリング特論」では、スクールカウンセラーとして教育現場で活動するにあたり必要となるカウンセリング技法や学校教育全般の知識の習得を図る。また「教育施設専門実習１・２」では、教育センターや小中学校において、教員や保護者へのコンサルテーション等スクールカウンセリングに関する実践指導を行う。将来、スクールカウンセラー等教育現場での活動を志向する学生を対象にした科目である。

g. 各系共通科目のなかで「データ解析演習」は、学生のデータ解析のための技能を養うための科目である。教育や医療の現場ではさまざまな調査研究が行われ、臨床心理専門職が関与する機会が少なくない。また専門職は常に研鑽を積み、研究等を行って知見の共有化と知識の刷新を求められる。これらを行うためには方法論やデータの解析に関する知識と技能が必要であり、「データ解析演習」は質問紙の作成、調査法、統計解析並びに研究発表の仕方について指導するための科目である。

また社会状況あるいは時代の変化とともに病態も変化することがあり、最新の援助を行う必要がある。この観点から「臨床心理特別講義１・２」は豊富な専門的知見と臨床心理のトピックスを積極的に取り上げつつ、臨床現場の実情も踏まえて、学生に最新の情報を提供するための科目として開設されている。

• 臨床実習の体系並びに指導体制

医学教育等と同様に、臨床心理専門職業人養成においても、実習体制は実務教育の要となる。本大学院のカリキュラムにおいても早期体験や早期実習を念頭に、入学直後から臨床実習に向けた下記の取り組みを行っている。

臨床実習の教育体系は、本大学院の心理臨床カウンセリングルームと保健管理センター心理相談室で実施する学内施設を使用した実習科目と、医療、教育、産業施設等の学外の委託施設で行う実習科目から構成される。学内臨床実習科目では、実務家教員を中心に、研究職専任教員や非常勤教員も加えて、現場での実践指導を通じて基本的な臨床心理専門技能の習得を図る。一方、学外臨床実習科目では、実務家教員並びに各

領域の専門の非常勤講師を中心に指導体制を構築し、領域ごとに必要となる技能の育成をはかる。また学外実習はインターンシップの機能も果たし、職域ごとの実習は学生の進路決定において重要な機会になろう。

ａ　学内臨床実習系：学内施設を使用した実習

学内施設実習には、心理臨床カウンセリングルームと保健管理センターの心理相談室で行われる。心理臨床カウンセリングルームは、一般のクライエントを対象に臨床心理専門職業人が臨床心理学や教育学的観点から心理相談業務に携わっている。一方、保健管理センターの心理相談室は医療の現場であり、本大学学生と教職員等を対象に、臨床心理専門職業人だけでなく、精神科医や看護師とともにチーム医療が行われている。通常、医学部を併設していない一般大学では、学内で医療関連の実践を積むことは難しい。本大学院では、保健管理センターの心理相談室と心理臨床カウンセリングルームの実習を連動して行うことで、心理・教育と医療の両面からの基礎実習教育を行えるように配慮しており、臨床心理士の養成大学院に指定された平成10年から両施設での実習が継続的に行われている。

学内臨床実習系は「学内施設臨床基礎実習（１年次春学期)」「学内施設臨床実習１(１年次秋学期)」「学内施設臨床実習２(２年次春学期)」の３科目から構成される。いずれの授業も、実務家教員を中心に研究職専任教員や非常勤教員も加わって、５名程度の少人数のクラス分割により毎週１回の授業を15回にわたり実施している。

「学内施設臨床基礎実習（１年次春学期)」では、臨床実習を受けるための心構え、態度、クライエントや現場スタッフ等への接し方、記録のまとめ方等を、実際の設備（以文館別館：実習設備で詳述）を使用して模擬体験しながら学習し、授業の後半(春学期の後半)には学内施設(心理臨床カウンセリングルーム及び保健管理センター心理相談室)での陪席等を開始している。

「学内施設臨床実習１(１年次秋学期)」では、教員の陪席のもとで、学内施設で受理面接や容易な心理テスト等の臨床実習を行う。「学内施設臨床実習２(２年次春学期)」では、教員の指示と指導のもとで軽症度のクライエントを実際に担当し、臨床心理専門職としての実践力を養う。また学生は担当教員からの個別のスーパーバイズを毎授業ごとに受け、更に学生並びに教員の参加による、全体の事例検討会を月１回程度開催し、情報の共有と相互研鑽を図る。

ｂ　学外臨床実習系：学外委託実習施設を使用した実習

学内実習等により習得した基本的技能の熟達並びに、医療、産業、教育の現場ごとで必要とされる独自の技能の習熟を目的に、学外の委託実習施設で授業を行う。実務家教員が施設へ赴いて指導に携わるとともに、委託施設の臨床心理士や医師等を非常勤講師に任用し、現地指導にあたる。

学外臨床実習系は、１年次秋学期に開講される必修科目の「学外施設臨床基礎実習」と、２年次に開講される「精神科施設専門実習１・２」「産業施設専門実習１・２」「教育施設専門実習１・２」の７科目から構成される。いずれの授業も、実務家教員を中心に、各施設で非常勤講師に任用された教員が現地で指導にあたり、５名程度の少人数のクラス分割により実施する。

１年次秋学期に開講される「学外施設臨床基礎実習」では、５名程度の学生がグループで、医療、産業、教育の各々の施設を１ヵ月交替で巡回し、現地での教員からの指導を受けながら、各職域の実務の概要を早期体験する。現地での実習は職域ごとに４回実施され（合計12回)、それぞれの職域の実習を終了するたびに学内の討議（合計３回）を行って体験学習の整理を図る。

２年次に開講される「精神科施設専門実習１・２」「産業施設専門実習１・２」「教育施設専門実習１・２」では、委託契約している学外施設を使用して、学生の将来の進路を考慮し、即戦力として各領域で活躍できるように、ケースを担当しながら実践的な指導を受ける。現地での実習は13回実施され、学内では初回時に各実習現場に赴くためのガイダンスを行うとともに、最終回で討議等を行って、知識や技能についての定着を図る。

「精神科施設専門実習１・２」では医療施設を中心に、チーム医療のための訓練並びに、精神疾患患者への

各種心理テストの実施と心理学的レポートの作成及び、支持的心理療法や行動療法を適用したケースを担当し、特に総合病院では糖尿病等の慢性疾患患者への心理学的アプローチも実践する。また、精神科関連施設として、社会復帰施設ではソーシャルスキルトレーニングを用いた、精神障がい者の社会参加を促すプログラムに関与するとともに、社会福祉施設においては乳幼児健診や子育て支援に関する実習並びに高齢者に対する保健・福祉サービスの実践法を習得する。この実習では教員の現地指導に重点を置くとともに、担当教員は学内でオフィス・アワーも活用しながら学生にスーパーバイズを行い実践的技能の学習効果を高める。

「産業施設専門実習１・２」では、産業メンタルヘルス教育の現場にてトータル・ヘルス・プロモーション・プラン（THP:厚生労働省）の企業における展開を実習する。加えて、企業の保健センター診療所における心療内科、精神科等の臨床現場、健康保険組合や各事業所等で行われる心理臨床カウンセリング施設での産業心理臨床、産業における臨床心理アセスメント等の実習を行う。

「教育施設専門実習１・２」では、幼稚園、小・中学校あるいは教育センターを実習施設として、主としてスクールカウンセリングや教師が行う特別支援教育への支援の方法の習得を目的に実施する。現地では児童・生徒との関係性を重視し、教育現場における児童・生徒の問題行動への対処の方法、教員や保護者へのコンサルテーション、教育相談、健康教育等に関する現地指導を受けながら、教育領域での実践力の育成を図る。

なお「精神科施設専門実習１・２」「産業施設専門実習１・２」「教育施設専門実習１・２」はいずれも春学期・秋学期に分割して開講される。学生は、将来の進路に応じて、同領域の実習を通年履修することも可能であるし、また春学期と秋学期で別の領域の実習を履修することも可能であり、学生指向の実習体制に特に配慮している。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針2-1-2-1

教育内容及び授業科目で示したとおり、臨床心理学基本科目としては、臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理地域援助、臨床倫理に関する科目を開設している。臨床心理研究に関しては、臨床心理学原論で部分的に取り上げられるが、本大学院の場合には発展科目としてデータ解析演習（２単位）を開設している。臨床心理学的研究に関する知識や技法の習得は、臨床心理専門職業人としての知識の更新やスキルアップにおいても、ますます重要となることから、完成年度後に本科目の基本科目群への編入を検討したい。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針2-1-2-2

発展科目群には、基本科目群において習得した臨床心理基本技能を実践し、実務的に応用するための科目、すなわち学内施設臨床実習２や児童臨床実習が配置され、応用科目群の領域別実習（精神科施設専門実習、教育施設専門実習、産業施設専門実習）との並行履修により、実戦力の強化を図っている。これらの科目は、臨床心理士または医師（精神医学）の資格を有する専任・非常勤の実務家教員が主に担当し、ほとんどの学外施設に非常勤講師を配置して指導にあたっている。また事例研究等の研究論文の指導に関しては、１年次よりプラクティカル・ソリューションというゼミナール形式の授業を配置し、学生が抱える臨床上の解決すべき問題への個別支援を行うとともに、研究指導を実施している。特に学会誌等への投稿をめざす学生に対しては、本授業並びに教員のオフィス・アワーを通じて、１年次の秋学期に課題を明確にし、先行研究等の論文の講読や論文作成の方法に関しての指導を行う。なお、専門職大学院の使命は、高度専門職業人の養成であり、２年間の修得単位数もきわめて多く、研究者養成を目的にした従来の大学院とは異なっている。しかし、本年度の入学生の中には、専門職大学院の目的を十分に理解せずに入学し、論文の作成を希望する学生が少なくなかった。今後、専門職大学院の目的や内容に関する周知をより徹底する必要があり、広報活動に取り組みたい。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針2-1-2-3

応用科目群には、医療、教育、産業の３つの領域を中心に、各周辺領域の科目も含めて講義、演習、実習

を組み合わせて配置している。これらは各領域での活動に必要となる周辺領域の知識や技能を補完するもので、各コースの履修指導により効率的かつ段階的にスキルアップを図れるように意図している。

【現状説明】(2-1-3　単位数)

臨床心理学原論は、特に職業倫理の向上を意図し、臨床心理学原論（２単位）と臨床心理倫理論（２単位）に分割し、合計４単位としている。臨床心理査定は心理アセスメント演習１・２（各２単位）と心理アセスメント実習（１単位）の合計５単位を必修とし、心理アセスメント特別演習（２単位)、投影法特別演習（２単位)、神経心理学的アセスメント演習(２単位)を応用科目として配置し、心理アセスメントの段階的な習熟を図っている。同様に、臨床心理面接は、心理療法演習１・２（各２単位）と心理療法実習（１単位）の合計５単位を必修とし、心理療法技法特別演習（２単位)、心理援助応用特別演習（２単位）を応用科目として配置している。更に臨床心理地域援助に関しても、地域臨床心理学演習１・２（各２単位）と地域臨床心理学実習（１単位）の合計５単位を必修とし、地域実践心理学特別演習（２単位)、被害者支援特別演習（２単位）を応用科目として配置している。本大学院では、臨床心理専門技能の３本柱である臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理地域援助に関し、実習を含む５単位を必修にし、更に本人の将来の進路等に応じて、各領域の技法を細分化して選択履修できる余地を設けている。

また各学生の将来の進路に応じた専門技能の段階的な履修をより効率的に行うために、下記のとおりコース制を導入している。コースは「学校・教育コース」「医療・福祉コース」「産業・キャリアコース」の３つで、２年次から分属を開始し、学生は自らのキャリアデザインに応じてコースを選択し、当該コースの修了要件を満たしながら、学習を進める。修了要件と各コースで選定した履修科目について記述する。

(1) 全コース共通必修科目（30単位、全18科目）

基本科目群の26単位16科目、並びに発展科目群の「プラクティカル・ソリューション１」及び「プラクティカル・ソリューション３」の各２単位の合計30単位を必修科目とする。

基本科目群には、「臨床心理学原論」「臨床心理倫理論」「臨床心理関連法規」「医学一般」の基本共通科目４科目、「心理アセスメント演習１・２」「心理アセスメント実習」の心理アセスメント系３科目、「心理療法演習１・２」「心理療法実習」の心理療法系３科目、「地域臨床心理学演習１・２」「地域臨床心理学実習」の地域臨床系３科目、及び「学内施設臨床基礎実習」「学内施設臨床実習１」「学外施設臨床基礎実習」の臨床実習系科目３科目を配置している。心理アセスメント系、心理療法系、地域臨床系の各系では、いずれも演習と実習の組み合わせから構成され、演習を主として研究職専任教員が担当し、実習を実務家教員及び兼任教員が担当し、両者の相補的な連携を通じて、いずれの臨床現場でも必要となる基本的な臨床心理専門技能を学習する。また基本共通科目を通じて、倫理観を養うとともに、医学や関連法規に関する知識を深めることも意図している。

更に、発展科目群のうち専任教員の担当のもとに、ゼミナール形式で展開される「プラクティカル・ソリューション１」（１年次春学期）と「プラクティカル・ソリューション３」（２年次春学期）を、全コースの必修にすることで、就学上の問題解決やキャリアデザインを支援し、学生個人の学習状態を把握しながらきめ細かな指導を行う。

(2) コース別選択必修科目（コース別選択必修科目から、発展科目群10単位以上、応用科目群から３単位以上を含む18単位以上）

コース別の選択必修科目を設定し、これらの科目から、発展科目群10単位以上、応用科目群から３単位以上を含む18単位以上を修得するという、修了要件を設定する。

領域ごとの技能をより効率的に習得できるように、コース別選択必修科目を設定した。いずれのコースにも担当したケースの整理と理解を促すための「臨床心理事例研究演習１」と、臨床心理専門職業人としての自己成長を促す「セルフディベロップメント演習１」を共通して選択必修科目に加えている。

検索

a　学校・教育コース（選択必修科目27単位15科目）

「生涯発達心理学」「発達障がい臨床特論」「精神医学」「スクールカウンセリング論」「被害者支援特別演習」等の科目を通じて、子ども発達・情緒的問題、並びにいじめや引き込もり等の理解と支援方法を学習し、「神経心理学的アセスメント」では、学習障がいの鑑別と指導について、「臨床教育学」では学級運営や学校のマネジメントについて、更に「ヘルス・プロモーション演習」では、ストレス・マネジメント教育等の予防的支援について、理解を深める。また卒業後、即戦力となるように「児童臨床実習」「教育施設専門実習１・２」を通じて、ケースを担当しながら、習得した技能を反復的に実践し、学校・教育領域での実務能力の強化を図る。

表Ⅱ-臨床-1　学校・教育コースの選択必修科目一覧

種　別	授業科目	単位	配当年次	開講予定学期
発展科目群	生涯発達心理学	2	1	半期
	臨床人格心理学	2	1	半期
	発達障がい臨床特論	2	1	半期
	臨床教育学	2	1	半期
	精神医学	2	1	半期
	児童臨床実習	1	2	半期
	ヘルス・プロモーション演習	2	2	半期
	臨床心理事例研究演習1	2	2	半期
	セルフディベロップメント演習1	2	1	半期
応用科目群	神経心理学的アセスメント演習	2	2	半期
	被害者支援特別演習	2	2	半期
	地域実践心理学特別演習	2	2	半期
	スクールカウンセリング特論	2	2	半期
	教育施設専門実習1	1	2	半期
	教育施設専門実習2	1	2	半期

b　医療・福祉コース（選択必修科目28単位15科目）

「臨床人格心理学」「発達障がい臨床特論」「精神医学」「心身医学」等の科目を通じて、精神障がいの理解と精神障がいへの医学的治療等を学習し、「心理アセスメント特別演習」「投影法特別演習」「神経心理学的アセスメント演習」では医療領域で特に必要となる各種アセスメント技法に習熟し、更に「認知行動理論」「福祉臨床心理学」「心理療法技法特別演習」では、認知行動療法やフォーカッシング等の心理療法や障がい者への福祉サービスについて学習し、「精神科施設専門実習１・２」を通じて、ケースを担当しながら、習得した技能を反復的に実践し、医療・福祉領域での実務能力の強化を図る。

表Ⅱ-臨床-2　医療・福祉コースの選択必修科目一覧

種　別	授業科目	単位	配当年次	開講予定学期
発展科目群	生涯発達心理学	2	1	半期
	臨床人格心理学	2	1	半期
	発達障がい臨床特論	2	1	半期
	認知行動理論	2	1	半期
	福祉臨床心理学	2	1	半期
	精神医学	2	1	半期
	臨床心理事例研究演習1	2	2	半期
	セルフディベロップメント演習1	2	1	半期
応用科目群	心理アセスメント特別演習	2	2	半期
	投影法特別演習	2	2	半期
	神経心理学的アセスメント演習	2	2	半期
	心理療法技法特別演習	2	2	半期
	心身医学	2	2	半期
	精神科施設専門実習1	1	2	半期
	精神科施設専門実習2	1	2	半期

c　産業・キャリアコース（選択必修科目27単位15科目）

「産業メンタルヘルス論」「ヘルス・プロモーション演習」「心理援助応用特別演習」「キャリア・カウンセリング特論」等を通じて、産業領域で特に必要となるストレス・マネジメントの技法やメンタルヘルス・プログラム、並びに産業カウンセラーとの連携について学習し、「学内施設臨床実習２」では、学生等へのキャリア・カウンセリング等も実習に取り入れ、更に「産業施設専門実習１・２」を通じて、ケースを担当しながら、習得した技能を反復的に実践し、産業・キャリア領域での実務能力の強化を図る。

表Ⅱ-臨床-3　産業・キャリアコースの選択必修科目一覧

種　別	授業科目	単位	配当年次	開講予定学期
発展科目群	生涯発達心理学	2	1	半期
	臨床人格心理学	2	1	半期
	認知行動理論	2	1	半期
	産業メンタルヘルス論	2	1	半期
	精神医学	2	1	半期
	学内施設臨床実習2	1	2	半期
	ヘルス・プロモーション演習	2	2	半期
	臨床心理事例研究演習1	2	2	半期
	セルフディベロップメント演習1	2	1	半期
応用科目群	心理アセスメント特別演習	2	2	半期
	心理療法技法特別演習	2	2	半期
	心理援助応用特別演習	2	2	半期
	キャリア・カウンセリング特論	2	2	半期
	産業施設専門実習1	1	2	半期
	産業施設専門実習2	1	2	半期

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針2-1-3-1

本大学院では、臨床心理学原論系を４単位、臨床心理査定系５単位、臨床心理面接系５単位、臨床心理地域援助系５単位を必修とし、各領域の残りの１単位以上を展開科目として配置している。これは、将来の進路に応じて選択の余地を残しておくことと、36単位という履修制限単位数とのバランスを考慮した措置である。またこれまでの臨床心理専門職業人養成において、強化の必要性が指摘されていた医学や法律に関する知識を習得する科目、すなわち医学一般と臨床心理関連法規を必修科目に追加していることも、この背景に存在している。後述するとおり、学生の自学自習のための時間確保と履修単位数とのバランスをはかることが重要な課題になっている。本大学院は修了所要単位数を56単位以上としているが、学外の臨床実習では現地までの往復時間や実習可能時間の制限等により、想定以上の時間的余裕が必要となり、今後の検討の余地を残している。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針2-1-3-2

臨床心理地域援助に関しては、基本科目群に地域臨床心理学演習１・２（各２単位）と地域臨床心理学実習（１単位）の合計５単位を必修とし、地域実践心理学特別演習（２単位）、被害者支援特別演習（２単位）を応用科目として配置している。この他に領域別実習でも、地域援助技法が組み込まれており、臨床心理専門技能の３本柱の１つとして、偏ることなく位置づけられている。更に、事例研究論文の作成に関しては、臨床事例研究演習１・２（各２単位）だけでなく、プラクティカル・ソリューション１～４（各２単位）の授業を通じて行われ、前者は実務家教員を中心に、事例の実際的な理解とまとめ方、後者は研究職専任教員による一般的な論文作成の過程について指導する。本大学院では、研究面に関して２つの授業で役割分担しながら指導することを構想しているが、これを円滑に運ぶためには、教員間の合議による指導体制の統一を十分に行う必要があり、秋学期以降のこの体制作りを FD の一環としても明確に行いたい。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針2-1-3-3

応用科目群には、領域別の技能のより深い習熟と、周辺領域の知識を補完するための講義、演習、実習を

32単位配置している。また選択したコースの科目の発展科目群10単位以上、応用科目群３単位以上を含む18単位以上を修得するという修了要件を設定している。これにより、各自の希望する活動領域で必要となる知識や技能を更に深め、臨床心理専門職業人としての専門性をより発揮できるものと考えられる。

【現状説明】（2-1-4　授業時間の設定と単位数の関係）

大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして、　臨床心理専門職大学院においては、各学期15回の授業を実施している。このほかにガイダンス、補講及び試験期間を設けている。

各授業科目の時間数及び単位数については、次のとおりである。

講義及び演習については、１週２時間（１コマ90分）の授業を15週にわたり実施することで２単位を与えている。

実習については、１週３時間（２コマ180分）の授業を15週にわたり実施することで１単位を与えている。

このことは、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして、適当である。

３　教育方法

3-1　授業を行う学生数

【現状説明】（3-1-1　学生数）

本大学院の入学定員は30名（収容定員60名）であり、本年度は34名の入学者があった。本大学院は少人数制による双方向の授業を原則に、次の規模での授業が行われている。なお、本専攻は心理学研究科のもとに設置されているが、他専攻学生の本専攻科目の履修は、本専攻の前身である社会学研究科心理学専攻臨床心理学専修との合併授業を除いて、一切、認めていない。講義科目を除く、演習や実習科目は複数クラスに分割して授業が行われている。特に臨床実習系は１クラス３名から５名程度の少人数クラスでの授業を基本にしている。

心理アセスメント、心理療法、地域臨床の各演習では、34名を２クラスに分割し２名の担当者が各々17名の指導にあたっている。また心理アセスメント、心理療法、地域臨床の各技法実習では、３クラスに分割し、約10名程度の学生による授業が展開されている。

プラクティカル・ソリューション１～４は４クラスに分割し、各自の臨床上の課題や研究指導及びキャリア支援をきめ細かく行っている。

更に学内外の臨床実習は、４クラスから10クラスに分割し、教員１名当たり５名程度までの学生を指導する体制をしいている。

なお講義科目に関しては、複数担当制をとっていないものの、科目が多数配置されて履修が分散されることと、社会学研究科心理学専攻臨床心理学専修を除く、他専攻の受講を許可していないことから、本年度の受講生の平均は20.8名（のべ271名/13クラス）であり、少人数での授業となっている。なお、他の演習系授業の受講生の平均人数は13.4名（267/20クラス）である。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針3-1-1-1～3-1-1-3

授業を行う学生数に関しては、講義、演習、実習ともに授業の性質からみて、適切な人数により運営されていると考えられる。

また社会学研究科心理学専攻臨床心理学専修を除く、他研究科あるいは他専攻学生の履修を一切認めておらず、各科目の受講資格を本専攻在籍の学生としている。なお現任者のリカレント教育の機会提供という専門職大学院の使命を果たすために、臨床心理士の有資格者及び公務員等の心理職者の科目等履修生としての受講を認めている。ただし、必修科目及び実習系の科目は、現任者の履修も認めていない。

3-2　授業の方法

【現状説明】(3-2-1　授業の方法)

(1) 授業科目の性質に応じた教育方法

授業は1時限90分とし、月曜日から土曜日まで開講している。臨床心理専門職として必要な高度な学識と技能を習得するために、学期制による積上げ式の段階的教育を実施している。また、実習や体験学習の必要性に鑑み、夜間主コースは設けない。このほか、必要に応じて、多様な人材による教育を可能とするように集中講義を行う。

表Ⅱ-臨床-4　開講形態

時限	時間帯	月	火	水	木	金	土
Ⅰ	09：00～10：30	○	○	○	○	○	△
Ⅱ	10：40～12：10	○	○	○	○	○	△
Ⅲ	13：00～14：30	○	○	○	○	○	△
Ⅳ	14：40～16：10	○	○	○	○	○	△
Ⅴ	16：20～17：50	○	○	○	○	○	△
Ⅵ	18：00～19：30	△	△	△	△	△	―
Ⅶ	19：40～21：10	△	△	△	△	△	―

※　Ⅵ限、Ⅶ限及び土曜日については、事例検討や集中講義等を開設し、弾力的に運用している。

授業方法に関する基本原則は少人数制のクラス編成である。特に、臨床実習系の授業は個別指導を基本にした人員の配置を行っている。他の講義、演習等の科目でも、各々の科目に適切な教育方法を採用し、一方向的な講義にとどまることなく、シミュレーション学習、ディベートやケース・カンファレンス、ロールプレイング等を併用することにより、教員と学生間、学生相互間での質疑応答や討論が行える規模のクラス編成になるように配慮している。このために、全学生が履修することが想定される1年次配当の基本科目群（必修科目）の演習については、原則として少人数制のクラスを複数設置し、臨床実習系科目では、約3名～5名ごとに教員が定期的にかかわり、個別指導に近い授業形式を取り入れている。この他にも、守秘義務に配慮しつつ電子メールや Web システムを通じて、授業時間外でも、双方向的な課題の付与・提出、質疑応答が可能となっている。更に、自学自習及び予習・復習を支援するために、教員のオフィス・アワーを設け、学生指向の教育サービスの提供に努めている。また、学生の学ぶ意欲を多方面から引き出すために、非常勤講師以外にも学外からさまざまな領域の講師等を招へいし、他の臨床系大学院の院生と合同の体験的ワークショップも行う予定である。

特に演習・実習等の主要科目に関する授業方法は以下のとおりである。臨床心理学の専門的知識並びに技能の習得を目的にする臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理地域援助に関しては、理論と実務の架橋に配慮して、いずれの領域も演習形式の授業と技能実習の組み合わせにより展開されている。臨床心理査定は心理アセスメント演習1・2と心理アセスメント実習、臨床心理面接は心理療法演習1・2と心理療法実習、臨床心理地域援助は地域臨床心理学演習1・2と地域臨床心理学実習を必修科目として開講している。このうち、演習科目は主として研究職専任教員を中心に運営され、臨床心理学の各領域の理論やさまざまな知見を網羅して体系的な理解が深まるよう、学生教員双方向の討議や学生同士のグループ討議等を交えた授業が展開されている。また技能実習科目は、研究職専任教員に実務家教員が加わり、演習科目で習得されていく心理査定や心理面接の課題に関してロールプレイ等を通じて実技指導が行われている。臨床実習系の授業に関しては、主に実務家教員が主導し、習熟度や課題に応じた指導を行う必要があることから、1教員当たりの指導学生数を5名程度に制限し、陪席、記録、軽症事例の担当等に関し臨床現場での個別指導を重視しながら授業を展開している。講義系の科目に関しても、時間割を工夫して受講学生の分散を図っており、一方的な講義にとどまらず、質疑応答を活発に行えるように配慮している。更に、プラクティカル・ソリューション1～4では、ゼミナール形式の授業により、各学生の臨床上の個別課題や研究に関する指導、及びキャリア支援が行われている。

検索

このように主要科目で、少人数制の授業を徹底し、双方向の討議や質疑応答を繰り返すことで、専門知識の習得をより確実にするとともに、守秘義務、職業倫理、並びに表現力や判断力を養い、課題解決のために自らが積極的に思考する姿勢を培っている。

(2) 授業内容・方法及び成績評価に関する学生への周知

授業内容・方法及び成績評価に関する学生への周知は、入学時のガイダンス、大学院要覧、ホームページのシラバスを通じて周知を図っている。また、プラクティカル・ソリューション１～４の授業を通じても周知の徹底を図っている。

(3) 授業時間外の学習の充実を図る措置

授業の事前・事後において、授業時間外の学習を支援する措置として教員ごとにオフィス・アワーを設けて対応している。オフィス・アワーは曜限をあらかじめ周知し、週１回１時限設定されている。この他にも、実務家教員を中心に、模擬実習施設等を利用して、随時、時間外の学習指導が実施されている。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針3-2-1-1～3-2-1-3

基本科目群の臨床心理学原論、心理アセスメント系科目（心理アセスメント演習１・２、心理アセスメント実習）、心理療法系科目（心理療法演習１・２、心理療法実習）、地域臨床系科目（地域臨床心理学演習１・２、地域臨床心理学実習）を必修科目とし、加えて臨床心理学の各論的科目を応用科目群に配置することで、臨床心理学の専門的な知識を体系的かつ段階的に習得できるようにカリキュラムを編成している。シラバスに掲載されているとおり、基本科目群は臨床心理学諸領域の専門知識と技能の網羅的な理解を促し、応用科目群は臨床心理学の特定分野の知識・技能を更に深めるために配置されている。この体系により、臨床心理専門職業人に必要となる、広範かつ高度な専門知識の習得が担保される。

また臨床心理専門職業人として具体的な問題を解決していくためには、臨床心理的分析能力、判断力、コミュニケーション能力等が必要となる。実際に事例に対応するにあたり、これらの能力が十分に備わっていて、はじめて臨床心理の専門性が遺憾なく発揮される。本大学院の主要科目では、少人数制による討議や質疑応答を繰り返す双方向の授業（ソクラッテス・メソッド）が展開されており、これらの能力の向上が促されるように配慮している。また、学内施設臨床基礎実習では、入学後、直ちに陪席のための態度形成、すなわち傾聴の姿勢、や各種コミュニケーション技能に関する授業がロールプレイング等を用いて体験的に行われている。更に発展科目群のセルフディベロップメント演習１・２では、合宿形式の授業等を取り入れて、グループ討議等を通じて自己理解を深め、協調性や感受性、並びに自己表現のための能力の向上に取り組んでいる。

以上のとおり、本大学院では専門知識の習得と同時に、将来、臨床心理専門職業人としての専門性を十分に発揮するための基礎となるコミュニケーション能力及び、判断力や分析力等の向上を重視した教育を行っている。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針3-2-1-4

(1) 守秘義務等、臨床実習での遵守事項は１年次春学期の学内施設臨床基礎実習の授業で、早期から教育を行っている。これに並行して、臨床心理倫理論や臨床心理関連法規の２科目を必修とすることで、守秘義務の徹底や実習先の関連法規の遵守の確保に努めている。

(2) 学内臨床実習に関しては、学内２施設で行われているすべての授業に教員が配置されている。また学外臨床実習でも、22施設中17施設に非常勤講師を配置している。講師を配置していない施設に関しては実務家教員が現地に赴いて指導する体制をとっている。更に現地の指導教員と実務家教員が電話やメールで定期的に連絡し、月１回は担当者間の検討会を開催している。成績並びに単位認定に関しては、学期の最後に現場担当者や実務家教員等、実習指導を関わった教員が全員参加する検討会を開催し、評価指針に基づき、合議により決定している。なお、成績の評価で詳述するが、実習の評価に関しては、出席回数等の量

的な評価の他に、臨床実務能力等の質的な評価も必要となり、このための明確な評価基準の策定が課題となっている。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針3-2-1-5

学生が事前事後の学習を効果的に行う具体的措置として、自学自習のための時間が十分に確保されていなければならない。医学・福祉領域への進路希望を有する一学生の標準的な履修モデルを例示する。モデルは56単位を修得する場合の、半期ごとの履修状況と自学自習時間について示す。また月曜日から金曜日の１時限から５時限までの授業時間帯における１週当たりの自学自習時間を算出しており、各曜日の６時限以降、及び土曜日・日曜日はこれに含まれていない。また同授業時間帯（１週当たりの総授業時間枠：37.5時間（１コマ1.5時間×５コマ×５日））における１週当たりの自学自習時間の割合をパーセントで示した。

医療・福祉コース学生A君の生活シミュレーション(卒業所要要件56単位の場合)

１年次春学期　必修科目:13単位　選択必修科目:6単位　選択科目:0単位　合計履修:19単位

授業期間内の週間自学・自習時間(月～金、1～5時限):15コマ(22時間30分)

4月初旬～7月下旬		9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50
	月	プラクティカルソリューション1	自学・自習①	学内施設臨床基礎実習		自学・自習②
	火	地域臨床心理学演習1	認知行動理論	自学・自習③	自学・自習④	自学・自習⑤
	水	生涯発達心理学	自学・自習⑥	自学・自習⑦	自学・自習⑧	自学・自習⑨
	木	臨床心理学原論	心理療法演習1	自学・自習⑩	自学・自習⑪	自学・自習⑫
	金	心理アセスメント演習1	発達障害臨床特論	自学・自習⑬	自学・自習⑭	自学・自習⑮
	土					
	日					

7月下旬～8月初旬　臨床心理関連法規(集中講義)
7月下旬～8月初旬　春　学　期　試　験
8月初旬～9月下旬　自　学　・　自　習
（夏休み）

(夏休みの生活目標)春学期の学習成果について自己評価を行い、不足があれば復習を行って補完すると同時に、秋学期に履修する科目の予習を行う。また、長期休暇にあたり生活リズムや生活態度を整え、臨床施設などでの本格的な実習に備える。

１年次秋学期　必修科目:15単位　選択必修科目:0単位　選択科目:0単位　合計履修:15単位

授業期間内の週間自学・自習時間(月～金、1～5時限):8コマ(12時間)

9月下旬～1月下旬		9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50
（12月下旬～1月上旬冬休み）	月	自学・自習①	移動	学外施設臨床基礎実習		移動
	火	地域臨床心理学実習		学内施設臨床実習1		地域臨床心理学演習2
	水	心理療法実習		自学・自習②	自学・自習③	医学一般
	木	自学・自習④	心理療法演習2	臨床心理倫理論	自学・自習⑤	自学・自習⑥
	金	心理アセスメント実習		自学・自習⑦	自学・自習⑧	心理アセスメント演習2
	土					
	日					

1月下旬　秋　学　期　試　験
2月1日～3月31日　自　学　・　自　習

(期末目標)1年を通じ、理論と知識の学習成果や実践的技能の習得度を点検し、不足があれば復習を行って教員指導を受ける。また、2年次に向けて履修する科目の予習を行う。さらに、キャリアデザインを検討し教員と相談する。

講義・演習・実習　　自学・自習

２年次春学期　必修科目:2単位　選択必修科目:9単位　選択科目:0単位　合計履修:11単位

授業期間内の週間自学・自習時間(月～金、1～5時限):16コマ(24時間)

4月初旬～7月下旬		9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50
	月	自学・自習①	プラクティカルソリューション3	自学・自習②	自学・自習③	精神医学
	火	自学・自習④	自学・自習⑤	自学・自習⑥	自学・自習⑦	自学・自習⑧
	水	心理療法技法特別演習	福祉臨床心理学	自学・自習⑨	自学・自習⑩	自学・自習⑪
	木	自学・自習⑫	移動	精神科施設専門実習1		移動
	金	自学・自習⑬	投影法特別演習	自学・自習⑭	自学・自習⑮	自学・自習⑯
	土					
	日					

7月下旬～8月初旬　春　学　期　試　験
8月初旬～9月下旬　自　学　・　自　習
（夏休み）

(夏休みの生活目標)春学期の学習成果について自己評価を行い、不足があれば復習して補完する。特に精神科施設での実習体験をよく振り返り、実践的技能を確実にすると同時に、キャリアデザインにそって学習が進んでいるか検討する。

２年次秋学期　必修科目:0単位　選択必修科目:7単位　選択科目:4単位　合計履修:11単位

授業期間内の週間自学・自習時間(月～金、1～5時限):17コマ(25時間30分)

9月下旬～1月下旬		9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50
（12月下旬～1月上旬冬休み）	月	臨床事例研究演習2	自学・自習①	自学・自習②	自学・自習③	自学・自習④
	火	自学・自習⑤	自学・自習⑥	自学・自習⑦	自学・自習⑧	自学・自習⑨
	水	自学・自習⑩	自学・自習⑪	自学・自習⑫	産業メンタルヘルス論	自学・自習⑬
	木	臨床人格心理学	移動	精神科施設専門実習2		移動
	金	自学・自習⑭	神経心理学的アセスメント演習	自学・自習⑮	自学・自習⑯	自学・自習⑰
	土					
	日					

1月下旬　心身医学(集中講義)
1月下旬　秋　学　期　試　験
2月1日～3月31日　自　学　・　自　習

(期末目標)医療福祉領域の現場で心理臨床業務を実践するための知識と技能が備わったかを総点検し、不足があれば復習し、教員指導を受ける。また、キャリアデザインにそった就職活動を進めると同時に、臨床心理士の資格を得るための自習も進める。

講義・演習・実習　　自学・自習

必修科目:30単位　選択必修科目:22単位　選択科目:4単位　合計履修:56単位

(1) 1年次春学期　自学自習時間：22時間30分(60.0%)　　履修単位数19(10科目)

「臨床心理学原論」「心理アセスメント演習１」「心理療法演習１」「地域臨床心理学演習１」並びに「学内施設臨床基礎実習」等の必修科目を受講しながら、臨床心理学の基礎的知識と技能を習得するためのカリキュラムが組まれている。春学期の履修単位数は19（10科目）で、履修モデルのとおり、時間割上は週当たり22時間30分の自学自習時間を設けることが可能である。これは週当たりの総授業時間枠37.5時間のうちの60.0%に相当することになり、必修科目を履修するにあたり、予習・復習の時間として適切であると考えられる。

(2) 1年次秋学期　自学自習時間：12時間00分(32.0%)　　履修単位数15(10科目)

春学期と同様に必修科目の「心理アセスメント演習２」「心理療法演習２」「地域臨床心理学演習２」に加えて、「心理アセスメント実習」「心理療法実習」「地域臨床心理学実習」の技能実習、並びに「学内施設臨床実習１」及び臨床施設の早期体験学習となる「学外施設臨床基礎実習」が開始され、実習系の授業が展開される。秋学期の履修単位数は15(10科目)であり、１単位の実習系の授業が増えるために、科目数は春学期とほぼ同じでも、単位数が減少している。また自学自習は、週当たり12時間（総授業時間枠の32.0%）に減少している。これは、実習系の授業が２コマ(180分)１単位となっていることと、学外実習施設への移動時間を考慮した結果として減少したものである。

秋学期は技能実習と臨床実習が多く、時間的負担が学生に増えることは否めない。しかし、これらの実習は２年次に配当される領域ごとの施設実習に対応し、大学院の２年間に実践力を高めるためには必要不可欠な授業であり、受講させたいと考えている。学生の過重負担につながらないように、「プラクティカル・ソリューション２」の授業や各実習を通じて、教員が学生の様子を十分に観察し、必要に応じて学生のケアを行いながら、秋学期の授業を慎重に行いたいと考えている。

(3) 2年次春学期　自学自習時間：24時間00分(64.0%)　　履修単位数11(６科目)

教育、医療、産業各々の「施設専門実習」や「心理アセスメント特別演習」等領域ごとに必要となる知識と技能を補完するための科目が配置され、学生は自らのキャリアデザインに応じた科目を選択しながら学習を進める。シミュレーションの医療領域への就職を希望する学生の例では、「精神医学」「精神科施設専門実習１」並びに「投影法特別演習」「心理療法技法特別演習」等を履修し、医療の領域で特に必要となる精神医学の知識を充実させ、心理アセスメントや心理療法に関する技能を深めていくことになる。また、この時期には、１年次の後期に担当した軽症ケースの経験をもとに、精神科施設でクライエントを本格的に担当する予定である。これまでの授業で習得した技能について自己研鑽を繰り返すとともに、担当ケースに対する心理アセスメントや心理療法の綿密な準備と振り返りのための自学自習時間が十分に必要となる。シミュレーションでは春学期の履修単位数が11単位(６科目)で、週当たりの自学自習時間が24時間（総授業時間枠の64.0%）となり、十分な時間を確保できると考えられる。

(4) 2年次秋学期　自学自習時間：25時間30分(68.0%)　　履修単位11(６科目)

春学期と同様に、更に学生はキャリアデザインに沿って、関連領域の講義や演習科目及び施設専門実習を履修し、即戦力となるための専門技能の習熟をめざす。シミュレーションの学生の例では、「神経心理学的アセスメント演習」「心身医学」等の領域関連講義・演習科目、並びに「精神科施設専門実習２」を履修しながら、同領域における総合的な実務能力の習得をめざす。シミュレーションでは履修単位数が11単位(６科目)で、「心身医学」が集中講義になる関係で、週当たりの自学自習時間が25時間30分（総授業時間枠の68.0%）となり、秋学期でも十分な時間を確保することができると考えられる。

なお２年次では、自学自習時間を、自発的に減らして医療領域以外の施設実習や関連科目を履修することも可能で、医療領域を主専攻としながらも、教育や産業領域を副専攻として、これらの領域の科目を受講するも可能なように時間的に配慮している。

上記のとおり、履修モデルを通じて学生の自学自習時間について検討した。授業時間帯における１年次の週間の自学自習時間は22時間30分、同１年生秋学期が12時間、同２年生の春学期が24時間、同２年生秋学期が25時間30分となった。このうち１年生の秋学期は、科目数的には他の学期とほぼ同じであるが、技能実習と臨床実習が開講されるために、時間的負担が増すことは否めない。この学期については、各実習や「プラクティカル・ソリューション２」等の授業を通じて、学生に過重負担を生じていないかどうかを十分に観察し、必要に応じて個別指導等のケアを行いながら、授業を慎重に進めたい。これ以外の３学期については、授業時間帯の６割以上の時間を自学自習として確保することが可能と考えている。

なお授業時間外の自習が可能となるように、尚文館４階に自習室を設け、キャレルで仕切られた62席の机を設置している。また辞書、専門書を中心にした図書が現在、35冊備えられ、順次、増やしていく予定である。またデータベースの検索は、図書館の PC を使用して随時、使用可能である。現在、自習室からの検索ができない状態にあり、今後、IT 環境の拡充を検討したい。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針3-2-1-6

本年度、集中講義の実施予定は２科目である。１日３コマ５日間の講義が１科目と、３日間の合宿授業が１科目であった。本大学院では、通常の授業期間と重ならないように集中講義の期間を設定しておりであり、事前事後の学習時間を確保している。

3-3　履修科目登録単位数の上限

【現状説明】（3-3-1　履修科目登録単位数の上限）

履修登録の制限の設定は、単位制の趣旨から、予習、復習等授業時間外の準備期間の確保を主目的とする。本大学院では学生が履修科目として各年次において登録できる単位数の上限を年間36単位としている。

４　学内実習施設における実習

4-1　学内実習施設

【現状の説明】（4-1-1　学内実習施設）

11-1 施設の整備でも言及するが、臨床実習を行うための学内実習施設として、心理臨床カウンセリングルームと保健管理センター心理相談室の２施設が整備され、これらに加え臨床実習の模擬訓練を行うために基礎実習施設も設けられている。実習施設はそれぞれ、入学定員の規模、及びインテークや心理テストへの陪席、軽症ケースのアセスメントと心理学的援助等の実習科目の履修内容に対応できるよう、以下のような設備を有している。

(1) 心理臨床カウンセリングルーム（以文館１階）

面接室２室、集団療法室１室、遊戯療法室１室（行動観察機能含む）、カンファレンスルーム１室、器具保管室１室、受付１室が設置されている。一般のクライエントを対象にした心理学・教育学的観点から心理臨床業務を行う施設であり、子どもから成人まで幅広い年齢層のクライエントに対してアセスメントや心理療法を行っている。

検索

(2) 保健管理センター心理相談室（新関西大学会館北棟４階）

面接室３室、集団療法室１室、受付・器具保管庫１室が設置されている。本学の学生と教職員を対象にした施設であり、主に学生からの相談を受けており、保健管理センターと連携して医療の面からの心理臨床業務も行っている。

(3) 基礎実習施設（以文館別館）

面接室１室、集団療法室１室、遊戯療法室１室（行動観察機能含む）、器具保管庫１室が設置されている。実際の臨床現場と同様の設計がなされているため、学内及び学外施設実習を開始する前の基礎訓練及び模擬訓練を行うのに適している。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針4-1-1-1

面接室は主として個別面接に用いており、床面積およそ12～19㎡で、４人掛けの応接セットが置ける広さである。集団面接が行える集団療法室は床面積22～24㎡で、７～８名の面接や集団療法に適している。面接室と集団療法室はすべて適度な明るさと落ち着きのある内装を施し、話し声が外に漏れないように設計されており、面接室は学内実習施設に適した構造である。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針4-1-1-2

遊戯療法室は30平方メートルと37平方メートルの床面積で、個人療法だけでなく集団遊戯療法にも利用できる広さである。心理臨床カウンセリングルームに来所し、遊戯療法の対象となる子どもの年齢、状態に対応できるよう、自己表現に適したもの、感情を発散できるもの等さまざまな遊具が揃えられている。また、遊具は壊れにくい素材でできたものを選定し、床には滑り防止のためにカーペットを貼る等、子どもの安全性を保つよう配慮されており、遊戯療法室には実習に適した設備が整備されている。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針4-1-1-3

心理臨床カウンセリングルームには事務員が常駐し、心理検査器具の管理や受け渡し等実習が円滑に行われるような配慮がなされている。また、保健管理センター心理相談室では保健管理センター内に配属されている常駐の事務員と相談員等とが連携をとり、臨床実習の遂行についてサポートしている。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針4-1-1-4

一般のクライエントが来所する心理臨床カウンセリングルームと学生・教職員が利用する保健管理センター心理相談室には、受付、カルテを保管するための器具保管庫、若しくは器具保管室が設置されている。また、保管庫は常に施錠し、個人情報が漏れないよう厳重に管理されており、臨床心理実習施設として必要な設備が整備されている。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針4-1-1-5

学内実習施設はいずれも、すべての設備が１つのフロア―にまとめられており、バリアフリーになっている。なお講義や演習が行われる以文館別館については、車椅子での利用は難しいが、対応が必要な場合には、他の実習施設での実習が可能である。

このため、車いすを利用する身体に障がいのある学生の実習にも対応できる。現在、本大学院には障がい者は在籍していないが、本学は全学的に身体障がい者の修学を支援してきており、３つの学内実習施設も支援体制が整っている。

4-2　臨床心理実習

【現状説明　4-2-1　学内臨床実習】

学内実習施設における臨床実習は、先述したように心理臨床カウンセリングルームと保健管理センター心理相談室で行われる。

１年次春学期の「学内施設臨床基礎実習」については、基礎的なコミュニケーション技能を高めることを目的に、服装の整え方、言葉遣い等の初歩から始まって傾聴姿勢や受容的態度の形成並びに言語、非言語による様々な表現技法までロールプレイを用いながら基礎実習施設等で実習する。これに並行しロールプレイで学習したコミュニケーション技能を早期に実践応用することを意図して、各臨床施設で少人数単位の現場指導を行い、クライエントへの接遇、臨床実務の有り方、陪席の仕方、記録の取り方等を指導し、後半には陪席でのトレーニングに移行する。

また、１年次秋学期からは本格的な臨床実習を行い、「学内施設臨床実習１」では、陪席体験に基づく指導を深化させ、受理面接や軽症のケースを担当させながら、心理学的援助のための基礎的臨床技能の実地指導を少人数単位で行うこととする。更に、２年次春学期に配置されている「学内施設臨床実習２」では、臨床経験の蓄積を促し、軽症から中等度のケースを継続的に担当させ、非指示的心理療法や行動療法、心理テスト等の実践的技能について少人数単位で実地指導を行う予定である。

これらの臨床実習を行う上で、心理臨床における倫理遵守の立場を学生に徹底させることが必要不可欠である。１年次春学期開講の講義科目「臨床心理倫理論」等において、クライエントの権利擁護、インフォームド・コンセント、守秘義務、個人情報の取り扱い等について知識を深めると同時に、学内臨床実習科目の授業内で各施設において倫理遵守がどのように実践されているかを繰り返し周知し、学生に倫理遵守の履行に関する誓約書も提出させて啓発している。また陪席やケース担当に関する記録は、各施設に用意されたインターネット非接続の専用パソコンで作成し、一切の情報を施設外に持ち出すことのないように指導を徹底している。

また、学生へのケースの割り当てについては、担当教員と各臨床施設の相談員とが連携し、クライエントの発達段階や病態水準等を鑑みながら、臨床実習が安全に行えるように配慮すると同時に、担当するケースの特性に偏りのないように可能な限り配慮し、各学生が３ケース以上担当できるように努めている。ケース担当に関するスーパービジョンについては、各学内臨床実習科目の担当教員が受け持つ学生に対して授業ごとに実施し、更に教員並びに学生の参加による全体の事例検討会を月１回程度開催し、研鑽を図る予定である。

【点検・評価（長所と問題点）】（解釈指針4-2-1-1）

倫理遵守については、「臨床心理倫理論」の受講並びに「学内施設臨床基礎実習」における、担当教員からの手厚い指導に加え、学生との間の倫理遵守の履行に関する文書の取り交わし等により、学生の意識が高まっており、現状では心理臨床における倫理遵守のための適切な指導が行われていると考えられる。

【点検・評価（長所と問題点）】（解釈指針4-2-1-2）

本年５月現在「学内施設臨床基礎実習」において、学生はケースを担当せずコミュニケーション技能の向上や臨床施設での基礎的応用技法の習得に専念している。なお、７月から陪席指導を行っている。

【点検・評価（長所と問題点）】（解釈指針4-2-1-3）

スーパービジョン体制については、上述のとおり、現在のところ学生がケースを担当していないので点検・評価することができない。１年次秋学期以降、守秘義務等倫理遵守の観点から、各学内臨床実習系の授業内で各臨床施設において実践する予定である。

検索

5　成績評価及び修了認定

5-1　成績評価

【現状説明】（5-1-1　成績評価）

学習の成果に係わる評価は学生の能力及び資質を正確に反映し、客観的かつ厳正なものであるために、成績評価の基準の設定や学生への周知、成績評価の基準を遵守する措置、成績評価の結果や関連情報の学生への伝達、定期試験実施時の適切な配慮等を十分に検討していく方針である。

(1) 成績評価の基準が設定され学生に周知させていること

授業科目の性質を鑑み、講義、演習等の知識教育系科目と実習等の実務教育系科目の成績評価の方法を区別している。講義と演習系科目は基礎知識の習得の有無及び程度に関する定期試験の結果を重視しつつ、平常点（講義中の質問に対する発言内容、小テスト、レポート等）も考慮して、科目担当者が総合的に評価している。また、実習系科目は平常点（出席状況、小テスト、レポート等）も考慮して、科目担当の複数の教員が技能の習熟の程度を合議して総合的に評価する。例えば、「学内施設臨床基礎実習」では、基礎的なコミュニケーション技術の修得の程度とその技術を臨床現場で応用する実践技能の程度を当該学生に関わる複数の教員とその他の科目担当の複数の教員が合議して評価している。成績評価のランクはいずれの科目も「100～90点（秀）、89～80（優）、79～70（良）、69～60点（可）」とし、60点未満を不合格としている。

上記の成績評価の方法やその基準については、科目ごとにシラバスに明示し、学習ガイダンス（オリエンテーション）や授業内での告知を行って学生に周知させるが、授業形態に応じた成績評価の要素は概ね以下のとおりである。

a　講義科目

期末試験又は期末レポート（評価割合を60～70％程度とする）に、授業態度、授業への参加度、出席回数等を加味して総合評価を行う。なお出席に関しては減点方式でもって取り扱う。

b　演習科目・実習科目（技能実習）

授業内に行う技能並びに知識に関する小テスト、時間外に作成した課題レポート及び、授業態度・授業への参加度、出席回数等を加味して総合評価を行う。なお出席に関しては減点方式でもって取り扱う。

c　実習科目(臨床実習)

各々の実習の終了後に、担当教員が下記の観点から学生を個別に評価し、最終的に実習担当の複数教員の合議制で決定する。

- 臨床心理専門知識（臨床心理学並びに医学一般等の周辺領域の知識、関連法規等）
- 臨床心理専門技能（心理アセスメントや心理療法にかかわる技法の習熟度等）
- 授業態度、職業倫理、基本的な人格特性、一般的素養等
- 出席状況

(2) 成績評価の基準に則って成績評価が行われることを確保するための措置

成績評価について説明を希望する学生に対し、担当教員はオフィス・アワーを用いて説明する機会を設けると同時に、成績評価の結果について疑義を申し立てる学生に対しては、専攻長並びに副専攻長がその評価の根拠を示し説明する機会を設けている。また、筆記試験の採点の際に客観性や公平性を損なわないために、解答用紙は当該学生の学籍番号や氏名等を伏せて採点できるように配慮している。更に FD 委員会において、科目ごとあるいは複数クラスに分割する科目の担当者ごとの採点分布に関するデータを明らかにし、関係教員の間で共通の理解のもとで評価の基準に沿って成績評価がなされているかを確認する。

(3) 成績評価の結果が必要な関連情報とともに学生に告知されていること

筆記試験を行った際の成績評価の基準やそれに関連する情報の学生への開示は、その方法を含めFD委員会で検討する予定である。

(4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること

病気、その他の事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった者で、その事由が専攻会議において正当であると認められた者に対しては追試験を行うこととし、その旨をあらかじめ明示する。追試験受験希望者は、証明書（医師の診断書等）及び「定期試験欠席届」を提出する。追試験受験者の成績評価基準は、通常の期末試験受験者と同様の成績評価基準により採点することとしている。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針5-1-1-1

成績評価は、講義・演習科目では定期試験の結果や平常点（講義中の質問に対する発言内容、小テスト、レポート）に基づいて評価し、実習科目では平常点（出席状況、小テスト、レポート等）や技術、技能の修得度を見極めて総合的に評価しており、科目の性質に応じた方法であると判断され、これらはシラバス等により学生に周知されていると考えられる。また、成績のランク分けも妥当なものであると考えられるが、今後、各ランクの分布のあり方について検討する必要がある。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針5-1-1-2

成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられており、筆記試験を採点する際の匿名性も確保している。また、採点分布に関するデータ等はFD委員会等で周知し、共通の理解のもとで評価の基準に則って成績評価がなされている。今後、更に各教員が円滑かつ確実にデータを把握できる方法を検討していきたい。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針5-1-1-3

評価の基準やこれらに関する情報を提供する機会並びに、周知の仕方等について十分に検討していきたい。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針5-1-1-4

追試験は大学全体の制度として設けられており、適切性の観点からも学生のために必要な制度と考えられ、その成績評価の基準も妥当なものと評価できる。

【現状説明】(5-1-2　既修得単位の認定)

本大学院以外の機関における履修結果をもとに、本大学院の単位を認定する場合は、財団法人日本臨床心理士資格認定協会の第一種、第二種指定大学院、あるいは臨床心理専門職大学院で修得された単位に限定し、最大26単位まで認定している。可否の手続きと認定方法は、既修得単位の認定を申し出た学生に、単位修得証明書及び単位修得先の大学院が公表している当該科目の詳細なシラバス等の提出を求め、この資料に基づいて専攻会議で慎重に審議し、認定の可否を決定する。

この認定については学生に臨床心理専門職大学院要覧等で告知している。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針5-1-2-1

既修得単位の認定は財団法人日本臨床心理士資格認定協会の第一種、第二種指定大学院、あるいは臨床心理専門職大学院で修得された単位に限定し、認定の可否も教授会にあたる専攻会議において当該科目の詳細なシラバス等の資料に基づいて審議されることから、科目履修の整合性は担保され、厳正で客観的な成績評価も確保されている。また既習得単位の認定の限度が26単位とされていることも、教育課程の一体性の観点から適切であると評価できる。現在のところ、学生から既修得単位に関する申請は行われていない。

5-2　修了認定及びその要件

【現状説明】(5-2-1　修了認定及びその要件)

標準修業年限を２年とし、修了所要単位数は56単位以上と定めている。また、2-1-3 単位数で述べたように基本科目群の26単位16科目、並びに発展科目群の「プラクティカル・ソリューション１」及び「プラクティカル・ソリューション３」の各２単位の合計30単位を必修とし、コース別の選択必修科目の中から、発展科目群の10単位以上、応用科目群の３単位以上を含む18単位以上を履修することも履修要件として加えている。

また教育上有益であるとの観点から、財団法人日本臨床心理士資格認定協会の第一種、第二種指定大学院、あるいはその他の臨床心理専門職大学院で修得された単位に関し、26単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこととしている。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針5-2-1-1

２年の修業年限に問題はなく、修了所要単位数も56単位を設定している。また、26単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすという措置も、本大学院の修了所要単位数との対比からみて、教育課程の一体性を損なうものではないと判断できる。ただし、今後、認定された既修得単位に要した期間を、本大学院所定の在籍期間に充当するかどうかに関しては検討の余地がある。

6　教育内容等の改善措置

6-1　教育内容等の改善措置

【現状説明】(6-1-1、6-1-2　教育内容等の改善措置)

本大学院の教育理念に基づいて、下記の要領にて教員の資質の維持と向上に努める。本大学院では平成12年度から全学共通教育推進機構において、さまざまな FD プログラムを推進している。本大学院では、新任教員オリエンテーションや教育メディアの活用等、大学院の授業で効果があると判断される FD プログラムに参加して研修を行っている。また本専門職大学院の完成年度以降は、本大学院の在外研究員並びに国内研修員の制度を活用して、専門教育の水準向上を図る。

更に FD に関することについては、専攻会議の役割として位置づけている。具体的には、FD の責任、実施、評価を実施する組織として、専攻長の下に FD 委員会を組織し、専任教員全員がこの委員会に所属している。また FD に関する本専攻独自の内規を策定し、これに基づいて組織的・継続的に教育内容の改善を図る体制をとっている。

FD の成果を教員相互で活用できるように FD 委員会は活動状況を専攻長に報告するとともに、組織的な改善に取り組む。また、FD 委員会は活動結果、改善結果、改善目標及びその取り組み状況に関し、FD 活動報告書を作成してホームページ、冊子等各種のメディアを通じて積極的に公開する。

本専攻の FD に関しては、本専攻が９名の専任教員から構成される少人数の組織であることから、専任教員全員が FD 委員会委員となり、専攻長が委員長を兼務して、学生や教職員のニーズに応じて、以下の FD プログラムを企画して実施している。

(1) 教育指導に関する研修会
　参加対象：専任教員
　実施回数：半期に１回以上

研修内容：

- 臨床心理学の教育方法や技術等の専門家による実践的指導を受ける。
- 研究職専任教員と実務家教員の各々が教育指導の方法について公表し討議する研修会を開催して教育・研究の質の向上を図る。

(2) 授業評価（ピアレビュー）

参加対象：専任教員

実施回数：半期に１回以上

- 講義・演習系科目並びに技能実習系科目を対象に授業を公開し、教育指導内容を相互に評価する。

(3) 授業評価アンケートの実施と分析

参加対象：専任教員及び兼任教員

実施回数：春・秋学期末の年２回実施する。

- 原則、履修者が一定数（10名以上）以上の科目については、全科目を対象に授業評価アンケートを実施し、数量的分析を行い、自己点検・評価報告書にて結果を公表する。

(4) 授業内容に関する事前合議

参加対象：専任教員及び兼任教員

実施回数：１ヶ月に１回以上

- 複数担当制の授業を多く開講しているために、授業内容、進度の確認、教育効果の把握、レポートの評価、補習の必要性等に関して事前合議を十分に行う。
- 成績不良者に対しては、研究職専任教員と実務家教員が１組となり、相談・指導を行う。

その他の活動として、他大学や臨床心理業務関連施設の専門家を招へいし、講演会や実務指導（新しい技術）の機会を設けて、教員の資質の維持・向上に努めている。本年度は春学期に１回と、秋学期に２回の講演会を予定している。

更に学校教育法により、専門職大学院は５年以内ごとに文部科学大臣から認証を受けた機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることとされている。現在のところ、臨床心理専門職大学院の認証評価を実施する評価機関は存在していない。このような状況であるが、本大学院では独立行政法人大学評価・学位授与機構が専門職大学院の評価基準モデルとしてまとめている「専門職大学院の評価基準モデル（法科大学院を除く）」等を参考にして、自己点検・評価委員会で点検項目を洗い出し、点検・評価を行い、第三者評価に向けて準備を進めていく予定である。具体的には、第三者評価として、財団法人日本臨床心理士資格認定協会等の評価機関の設立を受けて、速やかに受ける予定である。ただし、同機関が設立されるまでの間は、他大学の教員２名、本大学院他学部専任教員１名、臨床施設専任臨床心理専門職業人１名、本専攻長の５名から構成される外部評価委員会を設置し、他大学教員が委員長となり、この委員会によって第三者評価を受ける予定である。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針6-1-1-1～6-1-2-1

教授会に相当する専攻会議の下に FD 委員会を設置し、教育内容等の改善を組織的かつ継続的に行える体制を構築している。またクラス分割による複数担当の授業では、毎回、合議を行い、授業内容及び教育方法に齟齬が生じないように特段の配慮を行っている。本年５月に、最初の授業評価アンケートを実施し、結果を FD 委員会で検討し、授業内容に関する改善措置を講じる予定である。

本大学院の３名の実務家教員に関しては、臨床実務経験が豊富であると同時に、大学等での十分な教育歴を有している。また研究職専任教員に関しては、全員が病院等の常勤あるいは非常勤の前歴を有するものである。なお今後とも教員の資質の向上を鑑みて、特に実務家教員に関しては教育研修への参加を促すとともに、研究職専任教員に関しては実務上の知見を補完するために、臨床実践に携わるように促したい。なお研究職専任教員のほぼ全員が学内外の施設で、兼任の心理相談員や非常勤の臨床心理専門職業人として活動している。

検索

7　入学者選抜等

7-1　入学者受入

【現状説明】（7-1-1～7-1-5　入学者の受入）

本大学院は心理学並びにその周辺領域の既修者を１学年30名募集する。内訳は一般入試で15名と学内入試で15名を募集する。学内入試は、本学卒業見込者を対象にし、うち３名程度は学部の早期卒業制度を利用した学生枠として運用している。

本大学院のアドミッション・ポリシーは以下のとおりであり、入試要項等を通じて広報している。

『臨床心理専門職は、心の問題を有する人々への援助という業務の性質からみて、学力的適性だけでなく、共感性、感受性、判断力等の人格的適性も重視される。本大学院では、能力と人格面の両面の適性を考慮して、「養成したい人材」に適した入学希望者を選定できる選抜方式を実施する。一般入試では、学力と素養の両面から選抜試験を実施する。また関西大学学部在学生に対しては学部・大学院の一貫した教育による優秀な人材の確保の観点から、学内入試を行う。また学部の早期卒業制度の条件を満たした者には学内入試の人数の枠内で選抜試験を行う』

(1) 入試形態

a　一般入試

一般入試は、心理学並びにその周辺領域の学部・学科を卒業した志願者を対象とした入学試験である。学部で心理学並びにその周辺領域を習得した者を対象に、優秀な人材の確保を目的とした入学試験である。またキャリアアップを希望する実務経験者の入学をも意図している。

b　学内入試

臨床心理専門職大学院における学部・大学院の一貫した教育の観点から、本学卒業見込者を対象に学内入試を行っている。学内入試は、学部・大学院の一貫した教育実現の基礎になり、優秀な人材の安定的確保を実現するものである。

c　学部早期卒業制度利用者入試

文学部・社会学部で早期卒業制度を利用する学生を対象に実施する。なお、その趣旨は学内入試と同じであり、早期学習をめざす優秀な学生に便宜を提供するものである。

(2) 試験の実施方法

a　一般入試

- 心理学並びにその周辺領域の学部・学科を卒業した志願者に対して筆記試験と面接試験を実施し、両者の結果を総合して合否を決定する。

  筆記試験は学部での一般心理学並びに臨床心理学に関する知識の確認を行うものである。臨床心理学は心理アセスメント、心理療法、地域援助、精神医学等の周辺領域の４分野から無作為に出題する。また面接試験では、面接官との質疑応答及び集団面接等を実施し、臨床心理専門職業人としての適性を判断している。これにより、優秀な人材を確保する。

b　学内入試

本大学卒業見込者に対して、筆記試験と面接試験を実施し、両者の結果を総合して合否を決定する。筆記試験では、心理アセスメント、心理療法、地域援助、精神医学等の周辺領域の４分野から無作為に出題する。また面接試験では、面接官との質疑応答及び集団面接等を実施し、臨床心理専門職業人としての適性を判断している。これにより、優秀な人材を確保する。

ｃ　学部早期卒業制度利用者入試

文学部・社会学部で早期卒業の要件を満たす学生に対して学部早期卒業制度利用者入試の受験を認める。

- 両学部で臨床心理学コースに属し、3年次末に早期卒業見込みであること
- 3年次の秋学期に行われる学部早期卒業制度利用者入試に合格すること
- 3年次末に早期卒業できない場合は合格を取り消す

以上の条件を満たした候補者に対して、筆記試験と面接試験を実施し、両者の結果を総合して合否を決定する。筆記試験では、心理アセスメント、心理療法、地域援助、精神医学等の周辺領域の４分野から無作為に出題する。また面接試験では、面接官との質疑応答及び集団面接等を実施し、臨床心理専門職業人としての適性を判断する。これにより、優秀な人材を確保する。

(3) 試験の実施日程

ａ　一般入試

心理学研究科の一般入試日程に合わせて９月に実施する。なお平成20年度に関しては、設置認可後の平成20年12月７日と平成21年２月21日の２回実施し、志願者84名、合格者22名であった。

ｂ　学内入試

心理学研究科の学内進学入試日程に合わせて、毎年５月に実施する。なお平成20年度に関しては、設置認可後の平成20年12月７日に、一般入試に合わせて実施し、志願者14名、合格者10名であった。

ｃ　学部早期卒業制度利用者入試

本入試は早期卒業制度を利用する学部の３年次を対象にしたものである。学生が３年次以降の進路を早期に決定できるように配慮し、毎年10月に実施する。なお平成20年度に関しては、設置認可後の平成20年12月７日に、一般入試に合わせて実施した。志願者３名で、合格者３名であった。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針7-1-1-1、7-1-1-2

入学者の適性及び能力の評価、その他の入学者受入に関わる業務に関し、専攻長以下、専攻会議の成員全員が責任を負い、大学院入試課との連携のもとで、厳格に実施している。最終的な合格の可否は、入学成績に基づき、教授会に相当する専攻会議の結果をもって独自に決定している。

本大学院の理念、教育目的、設置の主旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜方法等の周知は、入試説明会、募集要項、大学院のパンフレット、ホームページ等を通じて、事前に周知されている。今年度の入学者の中には、専門職大学院と博士課程前期課程(修士課程)の相違が曖昧なまま入学している学生が認められたことから、この点に関して、各種媒体にQ&Aを掲載する等して、更に周知の徹底を図りたい。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針7-1-3-1

専門職大学院の使命の１つは、多様な経験を有する人材の受け入れである。しかし、２年間に臨床心理学の高度な専門性と実務能力を確立するためには、入学時点で心理学等に関する一定の基礎学力が必須の条件である。この観点から、本大学院では心理学とその周辺領域の既習者を主な対象に入試を行っている。今後は、法科大学院で実施されている修業年限２年の既習者コースと同３年の未習者コースを設置するか、医学、薬学等の専門教育と同様に、６年一貫の教育体制を構築する等の措置を講じる必要がある。この観点から、本大学院では学部在学生を対象に学内入試を行っている。これは学部・大学院の一貫した教育実現の基礎になり、臨床心理専門職業人としての優秀な人材の安定的確保を実現するものでもある。この措置は、入学試験において本学学部在籍者を優遇するものではなく、入学者の募集定員に学内15名、一般15名を明記し、両入試ともに筆記試験と面接試験を課している。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針7-1-4-1

本大学院での専門教育を受けるにあたり、必要となる適性及び能力に関しては、筆記試験並びに面接試問

検索

によって評価されている。筆記試験はマークシート方式を採用し、正誤を点数化している。また試験官３名による面接試問を実施し、３名の独立した評定を点数化することで評価の客観性の保持に努めている。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針7-1-5-1

平成21年度入試では、入学者34名中、卒業見込者が20名、既卒者14名であった。既卒者のうち３名は既に心理臨床の実務経験を有する者で、８名は企業あるいは公的機関等での就労経験を有する者であった。なお、現在は、入学試験で実務経験や社会経験を評価する基準を設定しておらず、これらを加味した合否は行っていない。次年度の入試に向けて、入学時の提出書類への実務経験等の記載等により、評価を行う方法について検討したい。

7-2　収容定員と在籍者数

【現状説明】（7-2-1～7-2-2　収容定員と在籍者数）

開設初年度（平成21年度）の在籍者数は34名である。本大学院の募集定員は30名、収容定員は60名である。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針7-2-1-1～7-2-2-1

本年度の在籍者数は34名で、初回入試で、歩留まりを予測することが困難であり、募集人数を４名上回る34名が１学年として在籍している。次年度に関しては、収容定員を十分に考慮して、専攻会議で慎重に検討した後、可能な限り入学定員内の入学査定を行うようにしたい。

８　学生の支援体制

8-1　学習支援

【現状説明】（8-1-1～8-1-3　学習支援）

本大学院では、専門職課程の履修に専念でき、教育成果をあげるための学習支援の体制を構築している。基本原則として、本大学院の教育に携わるすべての教職員が、学習相談や履修相談を受付ける体制をしいている。また制度的には、入学時、各種実習開始時、学期開始時に教職員によるガイダンスを実施している。また、専任教員がオフィス・アワーを一定の曜限に設け、面談の予約を事務室で受け付けるシステムを設けている。更に、プラクティカル・ソリューション１～４の授業でも、各自の臨床上の課題や学生生活上の問題、並びにキャリア・ガイダンスを綿密に行い、支援体制の強化を図っている。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針8-1-1-1～8-1-3-1

９名の専任、非常勤教員が学生とのコミュニケーションを重視しながら、学習に関する相談・助言を行っている。特に４クラス開講されているプラクティカル・ソリューション１の授業担任者は各クラスに配属されている約８名の支援を主に受け持ち、実務家教員の実務指導と連携して学習支援を行っている。なお、教育補助者による機材や教材の準備は行われているが、授業自体の運営に関して TA は活用していない。臨床心理専門職大学院の授業支援に関しては、心理学あるいは臨床心理学の一定の素養を有する TA が望ましく、この点を考慮しながら、今後、TA を導入した授業の一層の充実を図りたい。

8-2　生活支援

【現状説明】(8-2-1　生活支援)

専門課程における教育に専念できるように、経済的支援並びに生活面での支援はきわめて重要である。特に専門職大学院は授業数が多く、アルバイトをしながら修学することが困難である。本大学院では、奨学制度として心理学研究科心理臨床学専攻（臨床心理専門職大学院）給付奨学金を設けて支援している。平成21年度は34名中５名が給付奨学金の対象となり、学費の全額相当１名、半額相当４名が給付を受けている。また、日本学生支援機構の貸与奨学金を15名が受給している。この他にも、学費ローン等の制度を設けて、経済的な支援を行っている。

更に生活面の支援に関しては、すべての教職員が窓口となり、相談・助言を行うように心がけている。学内の専門の相談機関として、保健管理センターは健康相談を、心理相談室が心理相談を、ハラスメント相談室が各種のハラスメントの相談を受付け、生活の支援を行っている。この他にも、専門職大学院事務グループとして９名の専任職員及び数名の派遣及び定時事務職員が配属され、各種手続きや日常生活の相談等に応じている。

【点検・評価（長所と問題点)】解釈指針8-2-1-1～8-2-1-2

本年度の奨学金の受給者は、入学生の29.4%にとどまった。今後、経済的支援の強化を図るために、学内だけでなく、各種団体の奨学制度等の適用も考慮し、受給率の向上に努めたい。

8-3　障がいのある学生に対する支援

【現状説明】(8-3-1　障がいのある学生に対する支援)

障がいのある学生に対する支援に関しては、本大学院だけでなく、大学全体として取り組んでいる。建物のバリアフリー化や点字ブロックの設置に関しては、ほぼ全館で進められている。身体障がいのある受験生に対しては、それぞれの障がいに応じた対応を行い、受験の機会を確保している。

【点検・評価（長所と問題点)】解釈指針8-3-1-1～8-3-1-3

今年度の受験生並びに入学生に、身体障がい等を有し特段の配慮を必要とする者は認められなかった。今後、このような学生の受験あるいは入学がある場合には、設備面だけでなく、教育支援に関する人的支援についても行っていきたい。

8-4　職業支援(キャリア支援)

本大学院の特色の１つは、学生の将来の進路に応じた専門教育である。１年次は、全員がほぼ同じ授業を履修し、臨床心理専門職業人としての基礎的な専門技能を習得していくが、２年次からは各自の進路に応じて、医療、教育、産業のコースに分かれて、各領域で即戦力となれるように教育が進められる。このような将来の進路を見据えた教育を行うためには、キャリア・ガイダンスを適切に行う必要がある。またインターンシップ制度と同様に、さまざまな臨床現場を早期に体験させることも職業選択において重要であろう。本大学院では、キャリア・ガイダンスをゼミナール形式のプラクティカル・ソリューション１～４の授業で行うと同時に、１年次の秋学期には臨床現場を巡回しながら早期体験を行う学外施設臨床基礎実習を予定している。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針8-4-1-1

本大学院では、教育課程全体が将来の進路を見据えたカリキュラム編成となっており、プラクティカル・ソリューション１～４の授業を中心に、オフィス・アワーも活用して職業支援が重点的に行われている。また将来、公務員心理職の採用試験をめざす学生に対しては、本学エクステンション・リードセンターの公務員受験対策講座への受講を促している。学生の就職に関しては重要な課題であり、教職員が就職先の開拓を行うとともに、将来的には関西圏の臨床系大学院が共同で、カウンセリングセンター等を設立し、企業等と連携しながら雇用の創出に努める必要があろう。

９　教員組織

9-1　教員の資格と評価

【現状説明】（9-1-1～9-1-2　教員の資格と評価）

専門職大学院設置基準第５条に基づき、１名の特別任用教授を含む９名を専任教員として配置している。９名のうちの６名は臨床心理学並びに周辺領域に関する研究業績を十分に有する研究職専任教員で、うち３名は博士の学位の取得者である。また９名のうちの３名は実務家教員であり、医療、教育等の現場で長年にわたる実務経験を有する者を配置している。また専任教員は臨床心理専門業務の中核となる心理アセスメント、心理療法、地域援助に関する授業を効果的に行えるように以下のとおり配置した。

①専任・兼担・兼任の区分

専任教員	9名
うち実務家教員	3名（うちみなし専任教員 1名）

②専任教員分野別の区分

心理アセスメント系	1名
心理療法系	1名
地域援助系	1名
学校・教育系	2名（うち実務家 1名）
医療・福祉系	2名（うち実務家 1名）
産業・メンタルヘルス系	2名（うち実務家 1名）

本大学院のカリキュラム編成の特色や考え方を実現するために、基本科目群（必修科目）、発展科目群、応用科目群のいずれにおいても、研究職専任教員と実務家教員の各々が強みを発揮できる科目を担当し、知識教育と実務教育の架橋に留意しながら、両者の相互連携による科目間の相乗効果を目的にしている。また学校・教育、医療・福祉、産業・キャリアの各領域には、当該分野、例えば病院、あるいは学校現場において臨床心理の専門的実務に長年、携わる等の経験豊かな担当者を配置し、学生の実技の向上に特に配慮した。なお本大学院の研究職専任教員は、大学での教育・研究業績を十分に有するだけでなく、いずれも25年以上にわたる実務経験を有しており、専門職大学院の設置目的に合致した教員体制を構築している。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針9-1-2-1～9-1-2-4

本大学院では、３名の実務家教員を含む９名の専任教員が配置されており、設置基準上の専任教員数を満たしている。また、本大学院の設置申請にあたり、平成20年に９名の全専任教員の科目担当に関する文部科

学省の審査を受け、すべての科目で担当が認められている。

なお３名の専任教員は心理学研究科博士課程後期課程の演習担当を兼ねている。平成25年度までは認められているものの、これまでに解消する必要があり、本大学院における火急の課題となっている。

9-2　専任教員の担当授業科目の比率

【現状説明】（9-2-1　専任教員の担当授業科目の比率）

本大学院では、臨床心理関連法規と医学一般を除く、すべての必修科目に専任教員が配置されている。また実習科目にも専任教員を配置し、更に発展科目の生涯発達心理学、臨床人格心理学、認知行動理論、福祉臨床心理学、セルフディベロップメント演習、ヘルス・プロモーション演習、臨床事例研究演習１・２、プラクティカル・ソリューション１～４、及び応用科目の投影法特別演習、心理療法技法特別演習、スクールカウンセリング特論、データ解析演習等の主要科目も専任教員の担当としている。

したがって、本大学院の専任教員担当率は68.5%（50/73クラス）であり、高い担当率を示している。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針9-2-1-1

必修科目は、臨床心理関連法規と医学一般を除外して、すべて専任教員が配置されている。選択必修並びに選択科目のなかでも、主要なものは専任教員が担当しており、専任の担当比率はきわめて良好と考えられる。

9-3　教員の教育研究環境

【現状説明】（9-3-1　教員の教育研究環境）

本大学院での専任教員の授業担当率の向上と、学部・本大学院のカリキュラム上の連携を円滑にするために学部の授業担当をしており、専任教員の担当科目数が増えている。また３名の教員は、心理学研究科博士課程後期課程を兼ねている。専任教員の年間平均単位数は25.3単位となっている。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針9-3-1-1

本大学院の専任教員の年間平均単位数は25.3単位であり、もっとも時間数の多い教員は42単位、もっとも少ない教員は12単位である。また、５人の教員が年間20単位以下、あるいは30単位以下という基準を上回っている。今後、博士課程後期課程の兼任を解消したり、学部の授業担当を減じたりする等の方法により、教育・研究環境の改善に努めたい。

【現状説明】（9-3-2　教員の教育研究環境）

教員の教育研究環境として、本学では関西大学在外研究員等規程、関西大学国内研究員規程及び国内研究員研究費支給内規、関西大学研修員規程・研修員研修費支給内規にしたがって、研究専念期間等の制度が保障されている。本大学院の教員にもこれらの規程等が適用される。

【現状説明】（9-3-3　教員の教育研究環境）

本大学院専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するために必要な資質と能力を有する補助職員は配置されていない。RA や SA を含め、研究・教育補助員の配置を要請したい。

検索

10　管理運営等

10-1　管理運営の独自性

【現状説明】（10-1-1～10-1-3　管理運営の独自性）

本大学院は心理学研究科の１専攻として設置されているが、専門職学位課程としての独自性を確保するために、心理臨床学専攻会議規程を制定し、心理臨床学専攻会議（以下「専攻会議」という。）として研究科委員会とは別に独自の運営を行っている。

専攻会議は、心理臨床学専攻に所属する６名の教授、２名の准教授及び１名の特別任用教授（平成15年度文部科学省告示第53号第２条第２項によるみなし専任教員）の９名から構成され、専攻会議にて選出された専攻長を議長としている。

審議事項としては、教員人事、学生の入学・修了、カリキュラム、試験等の重要な事項について審議を行う。

本大学院の管理運営を行う事務組織については、法科大学院、会計専門職大学院とあわせて専門職大学院事務グループが担当している。専門職大学院事務グループには、９名の専任職員及び数名の派遣及び定時事務職員が配置されている。

職員の能力向上のためには、大学主催の研修等による自己啓発を行っているほか、他大学の動向や本大学の現状を理解し、本研究科の更なる発展につながるように努力している。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針10-1-1-2

上述のとおり、独自の管理運営の組織を有しており、かつ運営のための取り組みを適切に行っている。

10-2　自己点検及び評価

【現状説明】（10-2-1～10-2-4　自己点検及び評価）

学校教育法により、専門職大学院は５年以内ごとに文部科学大臣から認証を受けた機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることとされている。現在のところ、臨床心理専門職大学院の認証評価を実施する評価機関は存在していない。このような状況であるが、本大学院では独立行政法人大学評価・学位授与機構が専門職大学院の評価基準モデルとしてまとめている「専門職大学院の評価基準モデル（法科大学院を除く）」等を参考にして、自己点検・評価委員会で点検項目を洗い出し、点検・評価を行い、第三者評価に向けて準備を進めていく予定である。具体的には、第三者評価として、財団法人日本臨床心理士資格認定協会等の評価機関の設立を受けて、速やかに受ける予定である。しかし同機関が設立されるまでの間は、他大学の教員２名、本大学院他学部専任教員１名、臨床施設専任臨床心理専門職業人１名、本専攻長の５名から構成される外部評価委員会を設置し、他大学教員が委員長となり、この委員会によって第三者評価を受ける予定である。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針10-2-2-1～10-2-4-1

本大学院では、教授会に相当する専攻会議のもとに、専任教員が全員参加する自己点検評価委員会を設置し、副専攻長が委員長となって委員会が運営されている。第１回目の自己点検及び評価（平成21年５月現在）に関する結果をまとめて、専攻長に報告するとともに、平成21年11月に公表の予定である。

10-3　情報の公示

【現状説明】（10-3-1～10-3-2　情報の公示）

本大学院における教育・研究活動等の状況を、社会に広く周知するために、本大学院の案内を毎年印刷し、配布している。またほぼ同様の内容を本大学院のホームページに記載し、公表している。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針10-3-2-1

教育・研究活動等に関する下記の重要事項について、ホームページ等で一部掲載している。また、刊行物にて出版を予定しているものもあり、公表していないものについても検討を行う予定である。

(1) 設置者
(2) 教育上の基本組織
(3) 教員組織
(4) 収容定員及び在籍者数
(5) 入学者選抜
(6) 標準修業年限
(7) 教育課程及び教育方法
(8) 成績評価及び課程の修了
(9) 学費及び奨学金等の学生支援制度
(10) 修了者の進路及び活動状況

10-4　情報の保管

【現状説明】（10-4-1　情報の保管）

本大学院において、将来受ける認証評価に向けて、必要とされる文書・情報等を蓄積していく予定である。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針10-4-1-1～10-4-1-3

本年４月に開設したばかりであり、評価機関の動向を待って、情報の蓄積を行っていきたい。

11　施設、設備及び図書館

11-1　施設の整備

【現状説明】（11-1　施設の整備）

(1) 講義・実習施設

a　講義・演習教室

講義・演習等には、大学院専用施設である「尚文館（大学院棟）」及び文学部、社会学部の心理関係教室（第１学舎、第３学舎）を学部と共用で利用している。

尚文館（地下１階、地上７階）は、現在、法学研究科他の各研究科の大学院生の研究室や、講義室・演習室・パソコン教室等として利用されている。講義室・演習室の内訳は、講義室10室（64名収容　１室、49名収容　１室、42名収容　４室、30名収容　４室）、演習室34室（24名収容　８室、14名収容　28室）他であり、本大学院の講義・演習においても、この施設を活用している。以上の施設は、本大学院の定員からみて

も、講義等に十分な施設である。

b　学内実習施設

学内施設実習は、臨床実習の要であり、施設・設備の拡充は必要不可欠である。本大学院では性格の異なる3つの施設、すなわち「基礎実習施設（以文館別館）」「心理臨床カウンセリングルーム（以文館1階）」「保健管理センター心理相談室（新関西大学会館北棟4階）」を設置した。

①　基礎実習施設（以文館別館）：模擬訓練のための実習施設

本施設は床面積80㎡で、プレイルーム1室（行動観察機能含む）、面接室1室、集団療法室1室、器具保管庫1室が設置されている。本施設の特徴は実際の臨床現場と同様の設計が施されているために、きわめて実際的な模擬訓練を行えることである。1年次の春学期で実施される「学内施設臨床基礎実習」等、主として臨床現場での実習を開始する前の基礎訓練の施設として利用している。

②　心理臨床カウンセリングルーム（以文館1階）：一般のクライエントを対象にした心理・教育的観点からの心理臨床業務

本施設は床面積150㎡で、プレイルーム1室（行動観察機能含む）、面接室2室、集団療法室1室、カンファレンスルーム1室、器具保管庫1室、受付1室が設置され、外部のクライエントを受け付ける、実習施設である。子どもから成人まで、さまざまな年齢層のクライエントを受け付けているが、精神病等医学的な治療を必要とする疾患は原則として他機関を紹介したり、医療機関と連携したりしながら相談活動を行っている。現在、子どものプレイセラピー、成人のカウンセリング、保護者への集団療法、小中学校教員へのコンサルテーション等の活動が年間を通じて行われている。また本施設には臨床指導員（本大学院専任教員5名）、非常勤相談員（春学期7名、秋学期5名）、研究助手（2名）が配属され、いずれも臨床心理専門職業人の有資格者または同等の臨床技能を有する者である。

本施設では、外部から訪れるクライエントの了解のもとで、さまざまな年齢層や問題行動への支援を実践することができ、「学内施設臨床基礎実習1（1年次秋学期）」「学内施設臨床実習2（2年次春学期）」の授業を行って、学生の実務能力の向上を図る。

③　保健管理センター心理相談室（新関西大学会館北棟4階）：学生・教職員を対象にした医療的観点からの心理臨床業務

本施設は床面積93.64㎡で、面接室3室、集団療法室1室、受付・器具保管庫1室が設置され、主として学生の相談を受け付けている。本施設は保険医療機関（第1診療所）である保健管理センターと共同して、学生の臨床実習ができるように配慮されており、医学部を持たない大学における臨床心理専門職大学院としては、医療と連携したきわめて効果的な実習が可能となっている。

現在、本施設には、保健管理センター所長（精神科医・専任教員）、心理相談室長（臨床心理専門職業人・専任教員）、専任相談員2名（臨床心理専門職業人・専任教員）、主任相談員2名（臨床心理専門職業人・週3日勤務）、非常勤相談員3名（臨床心理専門職業人・週1日勤務）、非常勤精神科医2名（週3日勤務）、ピア・カウンセラー10名（週2日勤務）が配属され、主として学生へのカウンセリング、心理テスト、グループ活動等が行われている。なおピア・カウンセラーとは臨床心理学系の修士を修了した者で、2年間の卒後教育を受けながら実践活動に従事している者である。

本施設では、来談学生の了解のもとで、学生相談を実践することができ、「学内施設臨床基礎実習（1年次春学期）」「学内施設臨床実習1（1年次秋学期）」等の授業を中心に、初期の臨床実習に使用する。

c　学生の自習室

本専攻の学生専用の自習室として、尚文館4階に169.5㎡の場所に全員のキャレル型の座席を確保し、また全員のロッカーを配置している。

ｄ　専任教員の個人研究室

専任教員９名の個人研究室を、第１学舎、第３学舎及び新総合研究室棟に設置している。

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針11-1-1-1～11-1-1-6

本大学院の専門教育に供する設備は、本大学院の設置とともに拡充され、概ね順調に機能している。ただ、自習室から文献検索等が自由に行えない状態にあり、この設備の改善を図る必要がある。

11-2　設備及び機器の整備

【現状説明】（11-1　設備の整備）

使用しているほぼすべての教室に AV 装置が設置され、DVD やビデオ、パワーポイント等を用いた授業が容易に行える。また情報コンセントの完備された教室では、本大学院 IT センターのサーバーに接続でき、PC を利用した最新のデータ解析の授業が行われている。

11-3　図書館の整備

【現状説明】（11-3　図書館の整備）

ａ　関西大学総合図書館

関西大学は、地下２階・地上３階の総合図書館（総面積21,749.93㎡）を有し、関西大学における「学術情報の中枢機能を担い、大学が教育及び研究を促進するのに必要な資料を収集、整理、保存及び提供」（図書館規程第２条）している。総合図書館の蔵書数は、平成19年度末現在約203万冊である。開館時間は、授業期間中の月曜日～土曜日は9:00～22:00、日・祝日は10:00～18:00、休業期間中は10:00～20:00で、平成19年度の開館日数は302日であり、閲覧座席数は高槻キャンパス図書室等を含めて、全体で2,372席である。

一方、IT 化の進展に伴う利用者ニーズの多様化に応えるべく、非来館型の図書館としての機能の充実にも努めている。図書館の目録情報は、国立情報学研究所が展開する様々なサービスにも迅速に対応できるよう、そのほとんどが NACSIS 仕様でデータベース化され、学内はもとよりインターネットを通じて学外からも検索が可能である。電子ジャーナルについては、「購読雑誌については、今後電子ジャーナルを基本資料とする」ことが、平成15年度に了承され、平成16年度から本格的に導入を開始した。平成18年度に導入した、SAGE 出版の心理学関連雑誌35タイトルの記事論文をフルテキストで収録した『Psychology: A SAGE Full-Text Collection』をはじめとし、『Blackwell Synergy』『Oxford Journals』『Science Direct』『Springer Link』等全部で12の出版社と公私立大学図書館コンソーシアムを通じる等して契約を結び、現在約10,000タイトルが利用可能となっている。Web 版データベースは、心理学関係文献データベースの『PsycINFO』や『PsycFIRST』をはじめとして、人文・社会・自然分野をカバーする『Web of Science』、『日経テレコン21』『聞蔵Ⅱビジュアル』『毎日 News パック』『ヨミダス文書館』等の新聞記事データベース等、約30種類を提供している。電子ジャーナルも Web 版データベースもともに学内 LAN により学内どこからでも利用でき、また一部については自宅からでも利用可能である。

ｂ　社会学部資料室

社会学部資料室は、心理学研究科の教員及び学生も利用する研究用図書室である。特に雑誌のバックナンバーやカレント雑誌を設置し、研究の便宜に供しようとするものである。蔵書の主要部分は、統計、月報、大学の紀要等の和雑誌をはじめ、洋雑誌も設置している。

検索

【点検・評価（長所と問題点）】解釈指針11-3-1-1～11-3-1-7

本大学院は医学部を持たない総合大学であり、図書館に医療系の雑誌や資料がきわめて少なく、医学系の図書の拡充が課題である。なお自習室に、本大学院専用の図書の拡充を図っている。

おわりに

関西大学においては、1994年４月に全学の各機関より選出された教員・職員によって構成される関西大学自己点検・評価委員会を設置し、各期の委員会の任期を２年間として、2009年３月まで教育・研究活動の点検・評価を実施してきた。2009年４月からはこれらの体制を改組し、学校法人のもとにいわゆる親委員会を設置し、そのもとに大学部門委員会を設置した。これは、①自己点検・評価した結果を改善に結びつける体制を整えること、②学部・研究科単位のみならず、大学という機関としての姿勢が問われる認証評価制度により対応しやすい体制とすること、③法人と教学の協調を促すことを期したものである。委員会構成は、従来と比較して、執行により近い委員によって構成され、各部局の執行部と連携しつつ、自己点検・評価活動による PDCA サイクルの実現をめざしている。また、自己点検・評価活動が独善的なものに陥らないように、学外有識者による外部評価委員会を設置しており、このような外部からの評価も加えることで、更なる客観性・公平性を担保していきたいと考えている。

このようにシステムとしては一定の整備を進めつつあるが、留意すべき点はいくつか残っている。なかでも、この間常に議論されてきたのは、「自己点検・評価の形骸化」の危険性である。大学の幅広い活動を網羅する項目をすべて点検・評価していくという作業には多くの時間と労力がかかり、報告書作成が目的化してしまいがちであり、その結果として、すべての内容について実質的な分析を行い、改善に取り組むことが困難になっているという感想も漏れ聞かれる。そして、自己点検・評価活動が改善に結びつかなければ、「評価疲れ」につながるという意見も聞かれる。

しかしながら一方で、自己点検・評価活動が改善に結びついた事例が、大小さまざまな内容で存在することも事実である。「自己点検・評価」、「認証評価」といった活動は、学校教育法第109条で大学の義務として位置づけられているものであり、大学の持つ公共性を考えれば、社会への説明責任を果たす行為として非常に重要なシステムである。更に、関西大学の活動を社会に対して積極的に周知していく取り組みとしても重要であると考える。このことを踏まえ、構成員が自己点検・評価の内容をもとに改善に向けた活動に手腕を発揮することを切に望みたい。

本書は関西大学の第８冊目の報告書となる。学内各組織と全学の自己点検・評価委員会委員が各種職務遂行で多忙ななかで取り組んだ成果である。各位のご尽力に改めて深謝の意を表したい。

以　上

検索

資　　料

検索

1　自己点検・評価委員会の活動記録

(1) 関西大学自己点検・評価委員会〔2008(平成20)年度〕

回	日　時	活　動　内　容
1	2008年4月23日(水)　12：20～13：15	1　委員長の選出及び副委員長の指名について 2　副委員長の選出について
2	5月14日(水)　12：15～13：41	1　第7期関西大学自己点検・評価委員会の引継事項（案）について 2　副委員長の指名について 3　今期委員会運営上の取扱い事項について 4　今期委員会の活動スケジュール（案）について 5　今期委員会における検討事項について 6　規程の改正について
3	7月9日(水)　12：15～12：43	1　自己点検・評価項目(案)及び自己点検・評価実施要領(案)について 2　『データブック2008』のデータの追加について
4	10月8日(水)　12：15～12：30	1　関西大学自己点検・評価委員会規程の一部改正について 2　委員長の選出について 3　副委員長の選出について
5	11月26日(水)　12：20～13：00	1　学校法人関西大学自己点検・評価委員会規程の制定に伴う関西大学自己点検・評価委員会規程の取扱いについて
6	2009年1月29日(木)　11：10～11：50	学校法人関西大学自己点検・評価委員会規程の制定に伴う関西大学自己点検・評価委員会規程の廃止について

(2) 学校法人関西大学自己点検・評価委員会〔2009(平成21)年度〕

回	日　時	活　動　内　容
1	2009年4月2日(木)　13：30～14：05	1　今後の活動の進め方について 2　外部評価委員会委員の構成について
2	5月21日(木)　13：30～14：10	**(大学部門委員会関係)** 1　大学部門委員会（4月22日開催）の内容について **(初等中等教育部門委員会関係)** 1　初等中等教育部門委員会（4月30日・5月15日開催）の内容について **(外部評価委員会関係)** 1　外部評価委員会候補者リスト（案）について
3	7月9日(木)　持ち回り開催	**(初等中等教育部門委員会関係)** 1　学校法人関西大学自己点検・評価委員会　初等中等教育部門委員会実施要領(案)について **(外部評価委員会関係)** 1　外部評価委員の委嘱について
4	12月17日(木)　13：30～14：40	**(全体事項)** 1　2009年10月以降の委員紹介について 2　組織改編等に伴う規程改正について **(大学部門委員会関係)** 1　第3回大学部門委員会（12月9日開催）の内容について **(初等中等教育部門委員会関係)** 1　第4回初等中等教育部門委員会（9月30日開催）の内容について **(外部評価委員会関係)** 1　平成20年度 学校評価に関する外部評価報告書(案)について
5	2010年3月18日(木)　13：30～	1　自己点検・評価報告書（vol.8 №3）に関する外部評価報告書(案)について 2　初等中等教育部門委員会からの学校評価報告書について

検索

(3) 学校法人関西大学自己点検・評価委員会（大学部門委員会）〔2009(平成21)年度〕

回	日　時	活　動　内　容
1	2009年4月22日(水)　12：10～13：05	1　大学部門委員会の運営について 2　大学部門委員会実施要領(案)について 3　自己点検・評価項目(案)について 4　自己点検・評価報告書について 5　次期機関別認証評価スケジュールについて 6　データブック2009の編集について
2	6月10日(水)　12：15～13：00	1　2009年度自己点検・評価報告書の作成について
3	12月9日(水)　10：40～11：40	1　2009年10月1日以降の大学部門委員会委員について 2　自己点検・評価報告書（vol.8 No.3）について 3　JUAA機関別認証評価(新システム)への対応の必要性について 4　本学における2010年度以降の自己点検・評価活動について
4	2010年3月	1　自己点検・評価報告書（vol.8 No.3）に関する外部評価報告書(案)について 2　2010年度以降の自己点検・評価活動に係る小委員会からの報告について

(4) 報告書の編集行程

日　　程	活　動　内　容
2009年6月10日(水)	点検・評価項目について、自己点検・評価委員会で了承を得る。
6月10日(水)	各機関の自己点検・評価委員会委員長及び関連部署に報告書の原稿依頼を行う。
9月30日(水)	報告書原稿の提出締切
10月5日～10月20日	委員を12ブロックに分け、報告書の分担箇所について各自で確認・点検作業を行う。
10月20日～10月30日	委員から提出された確認・点検結果を委員長及び副委員長と調整のうえ、リライトすべき内容を事務局で取りまとめる。
10月30日(金)	各機関の自己点検・評価委員会委員長及び関連部署に報告書原稿のリライトの依頼を行う。
11月18日(水)	リライト原稿の提出締切 必要に応じて再度リライトを行う。
11月19日～11月30日	委員長及び副委員長と報告書(案)の最終調整及び確認を行う。
12月9日(水)	学長に報告のうえ、大学部門委員会を開催し、報告書(案)について承認を得る。
12月17日(木)	報告書(案)について、学校法人関西大学自己点検・評価委員会に報告する。
2010年3月31日(水)	自己点検評価報告書(Vol.8 No.3)を発行する。

検索

2　点検・評価項目

(1) 大学、学部、大学院研究科（法務研究科・会計研究科・心理学研究科心理臨床学専攻を除く）

大項目		中項目		小項目及び細目 （＊印は任意項目、※印は関西大学独自の必須項目）	第Ⅰ編	第Ⅱ編	
					大学	学部	研究科
1	理念・目的・教育目標			1-1　理念・目的等			
				理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性	○	○	○
				理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性	○	○	○
				1-2　理念・目的等の検証			
				理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況	○	○	○
				1-3　健全性、モラル等			
				＊　大学としての健全性・誠実性、教職員及び学生のモラル等を確保するための綱領等の策定状況	○	○	
2	教育研究組織			2-1　教育研究組織			
				当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所等の組織構成と理念・目的等との関連	○		
				2-2　教育研究組織の検証			
				＊　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況	○		
3	教育内容・方法等	3-1	教育課程等	3-1-1　教育課程（学部）			
				教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第１項）		○	
				教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ		○	
				基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況	○	○	
				カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性		○	
				3-1-2　教育課程（大学院）			
				大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第99条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項との関連	○		○
				「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性	○		○
				「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性	○		○
				学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係			○
				修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係			○
				博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性			○
				課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性			○
				＊　学部に基礎を置かない独立大学院、独立研究科における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性			○
				3-1-3　履修科目の区分			
				「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性		○	
				一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性	○	○	
				外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性	○	○	
				教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性		○	
				3-1-4　授業形態と単位の関係			
				各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性		○	○
				3-1-5　単位互換、単位認定等			
				国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第28条第２項、第29条）		○	
				国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院設置基準第15条）			○
				3-1-6　開設授業科目における専・兼比率等			
				全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合		○	
				兼任教員等の教育課程への関与の状況		○	

検索

大項目		中項目		小項目及び細目 （＊印は任意項目、※印は関西大学独自の必須項目）	第Ⅰ編 大学	第Ⅱ編 学部	第Ⅱ編 研究科
3	教育内容・方法等	3-1	教育課程等	3-1-7　カリキュラムにおける高・大の接続			
				学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況		○	
				3-1-8　カリキュラムと国家試験			
				＊ 国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性		○	
				3-1-9　インターンシップ、ボランティア			
				＊ インターン・シップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性	○	○	
				＊ ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性	○	○	
				3-1-10　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮			
				＊ 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮		○	
				社会人、外国人留学生に対する教育課程編成上、教育研究指導への配慮			○
				3-1-11　正課外教育			
				＊ 正課外教育の充実度	○		
		3-2	教育方法等	3-2-1　教育効果の測定（学部）			
				教育上の効果を測定するための方法の有効性		○	
				卒業生の進路状況		○	
				教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況		○	
				教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況		○	
				＊ 教育効果の測定方法を開発する仕組みの導入状況		○	
				＊ 教育効果の測定方法の有効性を検証する仕組みの導入状況		○	
				＊ 教育効果の測定結果を基礎に、教育改善を行う仕組みの導入状況		○	
				＊ 国際的、国内的に注目され評価されるような人材の輩出状況		○	
				3-2-2　教育効果の測定（大学院）			
				教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性			○
				＊ 修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況			○
				＊ 大学教員、研究機関の研究員等への就職状況と高度専門職への就職状況			○
				3-2-3　成績評価法			
				履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性		○	
				厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性		○	
				厳格な成績評価を行う仕組みの導入方法		○	
				各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性		○	
				学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性			○
				3-2-4　履修指導			
				学生に対する履修指導の適切性		○	
				オフィスアワーの制度化の状況		○	
				留年者に対する教育上の措置の適切性		○	
				＊ 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育指導上の配慮		○	
				＊ 学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況		○	
				＊ 科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性		○	
				3-2-5　研究指導等			
				教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性			○
				学生に対する履修指導の適切性			○
				指導教員による個別的な研究指導の充実度			○
				社会人、外国人留学生に対する教育研究指導上の配慮			○
				＊ 複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化			○
				＊ 学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性			○
				＊ 学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性			○
				＊ 研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策			○

検索

大項目		中項目		小項目及び細目 （＊印は任意項目、※印は関西大学独自の必須項目）	第Ⅰ編	第Ⅱ編	
					大学	学部	研究科
				3-2-6　教育改善への組織的な取り組み（学部）			
				学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取組み（FD）及びその有効性	○	○	
				学生による授業評価の活用状況	○	○	
				FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性	○	○	
				↑ FD 活動を検討･運営する組織が学部または機構内に設置され、適切に運営されているか		○	
				設置された委員会は FD 活動の具体的な内容を検討し、実施しているか		○	
				FD 活動の具体的な内容の検討を行う場合、学生の意見を積極的に反映できるシステムがあるか		○	
				FD 活動の具体的な内容は学部または機構の全構成員及び全学生に公開されているか		○	
				FD 活動に学部または機構の全構成員が参加しているか		○	
				FD 活動に学部または機構の学生の参加を促す活動を行っているか		○	
				FD 活動に関する記録があり、学部または機構の全構成員及び学生に開示するシステムがあるか		○	
				FD の継続的実施を図る方途の適切性	○	○	
				↑ FD 活動を継続的に改善できるシステムがあり、適切に運営されているか		○	
				FD 活動が適正であるかどうか評価する外部評価システムがあり、適切に運用されているか		○	
				FD 活動の改善点を学部または機構の全構成員及び全学生に開示できるシステムがあるか		○	
				シラバスの作成と活用状況	○	○	
				＊ 卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況	○	○	
				＊ 教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性	○	○	
				3-2-7　教育・研究指導の改善（大学院）			
3	教育内容・方法等	3-2	教育方法等	教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況（ファカルティ・ディベロップメント（FD））及びその有効性	○		○
				学生による授業評価の活用状況	○		○
				FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性	○		○
				↑ FD 活動を検討･運営する組織が研究科内に設置され、適切に運営されているか			○
				設置された委員会は FD 活動の具体的な内容を検討し、実施しているか			○
				FD 活動の具体的な内容の検討を行う場合、学生の意見を積極的に反映できるシステムがあるか			○
				FD 活動の具体的な内容は研究科の全構成員及び全学生に公開されているか			○
				FD 活動に研究科の全構成員が参加しているか			○
				FD 活動に研究科の学生の参加を促す活動を行っているか			○
				FD 活動に関する記録があり、研究科の全構成員及び学生に開示するシステムがあるか			○
				FD の継続的実施を図る方途の適切性	○		○
				↑ FD 活動を継続的に改善できるシステムがあり、適切に運営されているか			○
				FD 活動が適正であるかどうか評価する外部評価システムがあり、適切に運用されているか			○
				FD 活動の改善点を研究科の全構成員及び全学生に開示できるシステムがあるか			○
				シラバスの作成と活用状況	○		○
				＊ 修了生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況	○		○
				3-2-8　授業形態と授業方法の関係			
				授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性	○	○	○
				多様なマルチメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性	○	○	○
				「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性	○	○	○

検索

大項目		中項目		小項目及び細目 （＊印は任意項目、※印は関西大学独自の必須項目）		第Ⅰ編	第Ⅱ編	
						大学	学部	研究科
3	教育内容・方法等	3-3	学位授与・課程修了の認定	3-3-1　3年卒業の特例				
				＊	4年未満で卒業若しくは大学院への進学を認めている大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性		○	
				3-3-2　学位授与				
					修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性			○
					学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性			○
				＊	修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性			○
				＊	留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性			○
				3-3-3　課程修了の認定				
					標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性			○
4	国際交流 〔原稿分担の△印は、学部・研究科において特色ある取組みを実施している場合に記述する。（国際部で集約されない取組み等）〕			4-1　国際交流（国内外との教育研究交流）				
					国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性	○	△	△
				※	国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性	○	△	△
				＊	国内外の大学との組織的な教育研究交流の状況	○	△	△
					国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性	○	△	△
				＊	国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況	○	△	△
				＊	外国人教員の受け入れ体制の整備状況	○	△	△
				＊	海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ	○	△	△
				＊	発展途上国に対する教育支援を行っている場合における、そうした支援の適切性	○	△	△
				＊	国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮の適切性	○	△	△
5	学生の受け入れ			5-1　入学者受け入れ方針等				
					入学者受け入れ方針と大学・学部・大学院研究科の理念・目的・教育目標との関係	○	○	○
					入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係	○	○	
				5-2　学生募集方法、入学者選抜方法（学部）				
					大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性	○	○	
					AO 入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性	○	○	
					推薦入学における、高等学校との関係の適切性	○	○	
				＊	高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性	○	○	
				＊	社会人学生の受け入れ状況	○	○	
				＊	留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性	○	○	
				＊	「飛び入学」を実施している大学・学部における、そうした制度の運用の適切性		○	
				5-3　学生募集方法、入学者選抜方法（大学院）				
					大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性	○		○
					成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性	○		○
					他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況	○		○
					「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性	○		○
					大学院研究科の社会人学生の受け入れ状況	○		○
				＊	大学院研究科の外国人留学生の受け入れ状況	○		○
				＊	留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った大学院における学生の受け入れ・単位認定の適切性	○		○
				5-4　入学者選抜の仕組み				
					入学者選抜試験実施体制の適切性	○	○	
					入学者選抜基準の透明性	○	○	
				＊	入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況	○	○	
				5-5　入学者選抜方法の検証				
					各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況	○	○	
				＊	入学者選抜方法の適切性について、学外関係者等から意見聴取を行う仕組みの導入状況	○	○	
				5-6　入学者選抜における学生募集（広報）活動				
				※	入学者選抜における学生募集（広報）活動の適切性	○		

検索

大項目		中項目		小項目及び細目 （＊印は任意項目、※印は関西大学独自の必須項目）	第Ⅰ編 大学	第Ⅱ編 学部	第Ⅱ編 研究科
5	学生の受け入れ			5-7　科目等履修生・聴講生等			
				＊　科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性		○	
				＊　科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性			○
				5-8　定員管理			
				学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性		○	
				著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性		○	
				大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保のための措置の適切性			○
				著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性			○
				5-9　編入学者、退学者			
				退学者の状況と退学理由の把握状況		○	
				＊　編入学生及び転科・転部学生の状況		○	
6	教員組織			6-1　教員組織			
				学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性	○	○	
				大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)	○		
				大学院研究科の組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担及び連携体制確保の状況			○
				大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数と法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性	○		○
				主要な授業科目への専任教員の配置状況	○	○	
				教員組織の年齢構成の適切性	○	○	
				教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性	○	○	
				＊　教員組織における社会人の受け入れ状況	○	○	
				＊　教員組織における外国人の受け入れ状況	○	○	
				＊　教員組織における女性教員の占める割合	○	○	
				＊　任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況	○	○	○
				6-2　教育研究支援職員			
				実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性	○	○	
				教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性	○	○	○
				研究支援職員の充実度	○		○
				＊　スチューデント・アシスタント(SA)、ティーチング・アシスタント（TA）の制度化の状況とその活用の適切性	○	○	
				＊　スチューデント・アシスタント(SA)、ティーチング・アシスタント（TA)、リサーチ・アシスタント（RA）の制度化の状況とその活用の適切性	○		○
				6-3　教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続			
				教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性	○	○	
				大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性	○		○
				6-4　教育・研究活動の評価			
				教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性	○	○	○
				教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性	○	○	
				＊　教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況	○	○	○
				6-5　大学院と他の教育研究組織・機関等との関係			
				学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性			○
7	研究活動と研究環境 （基本的に、大学と教員の所属している学部で記載。大学院は、研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況や研究助成を得て行われる研究プログラムがある場合は記載する。ただし、項目としては設定しておく）	7-1	研究活動	7-1-1　研究活動			
				論文等研究成果の発表状況	○	○	○
				＊　国内外の学会での活動状況	○	○	○
				＊　当該学部・大学院研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況	○	○	○
				＊　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況	○	○	○
				7-1-2　研究における国際連携			
				＊　国際的な共同研究への参加状況	○	○	○
				＊　海外研究拠点の設置状況	○	○	○
				7-1-3　教育研究組織単位間の研究上の連携			
				附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学・大学院との関係	○	○	○
				＊　大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係	○	○	○

検索

大項目		中項目		小項目及び細目 （＊印は任意項目、※印は関西大学独自の必須項目）	第Ⅰ編 大学	第Ⅱ編 学部	第Ⅱ編 研究科
7	研究活動と研究環境 （基本的に、大学と教員の所属している学部で記載。大学院は、研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況や研究助成を得て行われる研究プログラムがある場合は記載する。ただし、項目としては設定しておく）	7-1	研究活動	7-1-4　研究所等における研究活動			
				※　当該研究所等の目的・目標の適切性	○		
				※　当該研究所等の研究活動状況	○		
				附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係	○		
				＊　学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性	○		
				＊　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況	○		
				＊　国際的な共同研究への参加状況	○		
		7-2	研究環境	7-2-1　経常的な研究条件の整備			
				個人研究費、研究旅費の額の適切性	○	○	○
				教員個室等の教員研究室の整備状況	○	○	○
				教員の研究時間を確保させる方途の適切性	○	○	○
				研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性	○	○	○
				共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性	○	○	○
				7-2-2　競争的な研究環境創出のための措置			
				科学研究費補助金及び研究助成財団等への研究助成金の申請とその採択の状況	○	○	
				＊　基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性	○	○	
				7-2-3　研究上の成果の公表、発信・受信等			
				＊　研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性	○	○	
				＊　国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況	○	○	
				7-2-4　倫理面からの研究条件の整備			
				＊　研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性	○		
				＊　研究倫理に係る学内的審議機関の開設・運営状況の適切性	○		
8	施設・設備等			8-1　施設・設備等の整備			
				大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性	○	○	○
				※　学部学生用の実習室、自習室等の整備状況		○	
				＊　記念施設・保存建物の管理・活用の状況	○		
				8-2　情報処理機器、先端的な設備・装置			
				教育の用に供する情報処理機器等の配備状況	○	○	
				＊　先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性			○
				＊　先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附置研究所等との連携関係の適切性			○
				8-3　独立研究科の施設・設備等			
				＊　独立研究科における、当該研究科専用の施設等の整備の適切性			○
				8-4　夜間大学院等の施設・設備等			
				＊　夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性			○
				8-5　本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等			
				＊　本校以外の場所にも拠点を置き、教育研究指導を行う大学院における施設・設備の整備の適切性			○
				8-6　キャンパス・アメニティ等			
				キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況	○		
				「学生のための生活の場」の整備状況	○		
				※　課外活動施設の整備・運用状況	○		
				※　体育施設の整備・運用状況	○		
				大学周辺の「環境」への配慮の状況	○		
				8-7　利用上の配慮			
				施設・設備面における障がい者への配慮の状況	○	○	
				＊　各施設の利用時間に対する配慮の状況	○		
				キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況	○		
				8-8　組織・管理体制			
				施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況	○		
				施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況	○		
				実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況			○
9	図書館及び図書・電子媒体等			9-1　図書、図書館の整備			
				図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性	○		
				図書館の規模、開館時間、閲覧室の座席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等、利用環境の整備状況とその適切性	○		
				9-2　情報インフラ			
				学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況	○		
				学術資料の記録・保管のための配慮の適切性	○		
				＊　資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター（例えば、保存図書館等）の整備状況や電子化の状況	○		

検索

大項目	中項目	小項目及び細目 （＊印は任意項目、※印は関西大学独自の必須項目）	第Ⅰ編	第Ⅱ編	
			大学	学部	研究科
9	図書館及び図書・電子媒体等	**9-3　博物館**			
		理念・沿革の検証	○		
		施設・収蔵史資料・活動・社会貢献等の充実度	○		
		9-4　インフォメーションテクノロジーセンター			
		目的・目標及び組織の適切性	○		
		IT 化の推進に関する支援状況	○		
10	社会貢献	**10-1　社会への貢献**			
		社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度	○		
		公開講座の開設状況とこれへの市民の参加状況	○		
		教育研究の成果の社会への還元状況	○		
		研究成果の社会への還元状況	○		
		大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性	○		
		＊ 国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況	○		
		10-2　企業等との連携			
		＊ 企業と連携して社会人向けの教育プログラムを運用している大学・学部における、そうした教育プログラムの内容とその運用の適切性	○		
		＊ 寄附講座、寄附研究部門の開設状況	○		
		＊ 大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策	○		
		＊ 大学院・大学とそれ以外の社会的組織体・研究機関との教育研究上の連携策	○		
		＊ 企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況	○		
		＊ 奨学寄附金の受け入れ状況	○		
		10-3　特許・技術移転			
		＊ 特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況	○		
		＊ 特許の取得状況	○		
		＊ 工業所有権の取得状況	○		
		＊ 特許料収入の研究費への還元状況の適切性	○		
		＊ 特許取得を「研究業績」として認定する学内的措置の適切性	○		
		＊ TLO の設立と運用の状況	○		
		＊ TLO・リエゾンオフィス等の整備状況	○		
		＊ 技術移転等を支援する体制（相談業務、手続業務等）の整備状況	○		
		10-4　産学連携と倫理規定等			
		＊ 産学連携に伴う倫理綱領の整備とその実践状況	○		
		＊ 「産学連携に伴う利害関係の衝突」に備えた産学連携にかかるルールの明確化の状況	○		
		＊ 発明取扱い規程、著作権規程等、知的資産に関わる権利規程の明文化の状況	○		
11	学生生活	**11-1　学生への経済的支援**			
		奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性	○		
		＊ 各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性	○		
		11-2　学生への研究活動への支援			
		＊ 学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性		○	○
		＊ 学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性		○	○
		11-3　生活相談等			
		学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性	○		
		ハラスメント防止のための措置の適切性	○		
		生活相談担当部署の活動の有効性	○		
		＊ 生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザー等の配置状況	○		
		＊ 不登校の学生への対応状況	○		
		＊ 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況	○		
		11-4　就職指導			
		学生の進路選択に関わる指導の適切性	○		
		就職担当部署の活動の有効性	○		
		＊ 学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性	○		
		＊ 就職統計データの整備と活用の状況	○		
		11-5　課外活動			
		学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性	○		
		＊ 資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性	○		
		＊ 学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況	○		

検索

大項目	中項目	小項目及び細目 （＊印は任意項目、※印は関西大学独自の必須項目）	第Ⅰ編	第Ⅱ編	
			大学	学部	研究科
12	管理運営	**12-1　管理運営体制**			
		学部教授会の役割とその活動の適切性		○	
		学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性		○	
		学部教授会と評議会、大学協議会等の全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性		○	
		評議会、「大学協議会」等の全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性	○		
		大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性	○		○
		大学院の審議機関（大学院研究科委員会等）と学部教授会との間の相互関係の適切性		○	○
		大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性	○		
		※　各種委員会の設置状況とその機能の適切性		○	○
		12-2　学長、学部長等の権限と選任手続			
		学長の選任手続の適切性、妥当性	○		
		学部長の選任手続の適切性、妥当性		○	
		大学院の審議機関(大学院研究科委員会等)の長の選任手続の適切性			○
		学長権限の内容とその行使の適切性	○		
		学部長や研究科長の権限の内容とその行使の適切性		○	○
		＊　学長補佐体制の構成と活動の適切性	○		
		12-3　教学組織と学校法人理事会との関係			
		教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性	○		
		12-4　管理運営への学外有識者の関与			
		＊　管理運営に対する学外有識者の関与の状況とその有効性	○		
		12-5　法令遵守等			
		関連法令等及び学内規定の遵守	○		
		個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況	○		
13	財務	**13-1　中・長期的な財務計画**			
		中・長期的な財務計画の策定及びその内容	○		
		13-2　教育研究と財政			
		教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（若しくは配分予算）の確立状況	○		
		＊　教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図るための制度・仕組みの整備状況	○		
		13-3　外部資金等			
		文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費等）、資産運用益等の受け入れ状況	○		
		13-4　予算編成、予算の配分と執行			
		予算編成の適切性と執行ルールの明確性	○		
		＊　予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況	○		
		13-5　財務監査			
		監事監査、会計監査、内部監査機能の確立と連携	○		
		13-6　私立大学財政の財務比率			
		消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性	○		
14	事務組織	**14-1　事務組織の構成**			
		事務職員の構成と人員配置	○		
		14-2　事務組織と教学組織との関係			
		事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況	○		
		大学運営における、事務組織と教学組織との相対的独自性と有機的一体性を確保させる方途の適切性	○		
		14-3　事務組織の役割			
		教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性	○		
		大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性	○		
		学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性	○		
		国際交流等の専門業務への事務組織の関与の状況	○		
		大学運営を経営面から支えうるような事務機能の確立状況	○		
		＊　大学院の教育研究を支える独立の事務局体制の整備状況	○		
		14-4　大学院の事務組織			
		大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性			○
		大学院の教育研究を支える独立の事務体制の整備状況			○
		14-5　スタッフディベロップメント（ＳＤ）			
		＊　事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性	○		
		14-6　事務組織と学校法人理事会との関係			
		＊　事務組織と学校法人理事会との関係の適切性	○		

検索

大項目	中項目	小項目及び細目 （＊印は任意項目、※印は関西大学独自の必須項目）	第Ⅰ編	第Ⅱ編	
			大学	学部	研究科
15	自己点検・評価	**15-1　自己点検・評価**			
		自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの内容とその活動上の有効性	○	○	○
		自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性	○	○	○
		15-2　自己点検・評価に対する学外者による検証			
		自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性	○	○	○
		自己点検･評価結果の学内外への発信状況とその適切性		○	○
		＊　外部評価を行う際の、外部評価者の選任手続の適切性	○	○	
		＊　外部評価結果の活用状況	○	○	
		外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性	○	○	○
		15-3　大学に対する社会的評価等			
		＊　大学・学部･大学院研究科の社会的評価の活用状況	○		○
		＊　自大学の特色や「活力」の検証状況	○		
		15-4　大学に対する指摘事項及び勧告等に対する対応			
		文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告等に対する対応	○		
16	情報公開・説明責任	**16-1　財政公開**			
		財政公開の状況とその内容・方法の適切性	○		
		16-2　点検・評価結果の発信			
		自己点検･評価結果の学内外への発信状況とその適切性	○		
		外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性	○		
		16-3　情報公開請求に対する対応			
		※　大学関係者（教職員・学生・父母・卒業生等）からの情報公開請求への対応	○		

(2) 法務研究科

法 科 大 学 院 基 準

検索

凡　例

本基準において、関連法令等を以下のように略した。

「連　携　法」：法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

「告示第53号」：文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）

「専　門　職」：専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）

法科大学院基準について

(1) 法科大学院基準は、大学基準協会が法科大学院の認証評価機関として法科大学院の認証評価を行うために設定されたものである。

(2) 大学基準協会は、大学が適切な水準の維持・向上を図るための指針として、同時に大学基準協会が行う大学評価の基準として「大学基準」をはじめ諸基準の設定・改定を行ってきた。

法科大学院基準は、大学基準を頂点とする本協会諸基準の中に位置づけられるものである。

(3) 法科大学院基準は、以下の10の大項目で構成されている。

1	**理念・目的並びに教育目標**
2	**教育の内容・方法等**
3	**教員組織**
4	**学生の受け入れ**
5	**学生生活への支援**
6	**施設・設備、図書館**
7	**事務組織**
8	**管理運営**
9	**点検・評価等**
10	**情報公開・説明責任**

(4) 基準の各大項目は、**「本文」**と**「評価の視点」**で構成されている。

「本文」は、法科大学院制度の趣旨を考慮した上で、それぞれの法科大学院が自ら掲げる理念・目的を実現し、教育目標を達成するために各大項目においてもっとも基本的な事項について大綱的に定めたものである。

「評価の視点」は、二つの機能を有する。第一に、評価を受ける法科大学院にとっては、自己点検・評価の円滑な実施と法科大学院における教育研究活動の改善に資するためのものとして、第二に、評価者である大学基準協会にとっては、文字通り評価を行う際の視点としての役割を果たすものである。

「評価の視点」は、以下の２段階に分かれている。

【レベルⅠ】
法科大学院に必要とされるもっとも基本的な事項

ここでは、それぞれの法科大学院が法科大学院の制度目的並びに各法科大学院固有の理念・目的及び教育目標（以下、理念・目的・教育目標という）の実現のために、カリキュラム編成及び授業科目の開設状況、入学定員に対する入学者数、専任教員数及び専任教員１人当りの学生数、施設・設備の充実度等、学生の学習環境や教員の教育研究条件等について、どのように整備し、どのような教育を提供しているかについて評価が行われる。

【レベルⅠ】にかかわる事項のうち、

- **◎は法令等の遵守に関する事項である。「評価の視点」**の後に（　）で根拠となる法科大学院関連法令等と該当条文を示した。

  なお、根拠法令が示されていない**「評価の視点」**もあるが、これらは①学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準等の、高等教育に関する一般的な法令に根拠を求めることができる事項、②法令に根拠を求めることはできないものの、設置認可の際に法科大学院に対して遵守することが求められている事項である。

  ◎を付した**「評価の視点」**については、法令遵守状況に重大な問題がある場合は、認定しない。ただし、状況によっては勧告(※)を付すにとどめる場合がある。

  また法令遵守状況に軽微な問題がある場合についても勧告を付す。

- **○は大学基準協会が法令に準じて法科大学院に求める基本的事項である。**この事項に問題がある場合は、勧告を付す。また、重大な問題がある場合や、多くの点で問題がある場合は、認定しない。

- なお、◎、○のいずれにおいても、勧告とはいえないが、法科大学院の一層の改善を促すために、以下の**レベルⅡ**と同様に問題点の指摘を行う場合がある。

【レベルⅡ】
法科大学院が行う教育研究の質を今後も継続的に維持・向上させていくために点検・評価することが高度に望まれる事項

法科大学院は、その理念・目的の実現と教育目標の達成のために払っている努力とその効果について、点検・評価の結果を明らかにすることが必要である。

加えて、理念・目的の実現と教育目標の達成のために、法科大学院が行っている固有の特色ある取組みについても積極的な点検・評価を行うことが求められる。

ここでは、レベルⅠの視点に加えて、法科大学院の理念・目的・教育目標の達成度や努力の成果を検証する視点からの評価が行われる。すなわち、理念・目的・教育目標の実現に向けてどれだけ有効な活動を行っているかに焦点をあてた評価（学生に対する履修指導、学生の学修の活性化への取組み、教員の教育指導方法の改善のための仕組み等）や、教育上の成果から法科大学院の理念・目的・教育目標の達成度や努力の成果を検証する視点からの評価（各授業科目の単位取得・修了の状況、大学院修了後の進路の状況、教育効果の測定等）がこれにあたる。

【レベルⅡ】にかかわる事項のうち、理念・目的の実現と教育目標の達成のために払っている努力の状況及びその成果並びに特色ある取組みについて、

- 不十分である
- 制度化とその制度の運用が不十分である

場合は、「問題点」(※)を付す。

また、

- 努力の成果が十分上がっている
- 制度が整い、十分機能している

場合は、「長所」(※)を付す。

◆レベルⅠとⅡを簡単に表にまとめると以下のようになる。

評価の視点のレベル	評価の視点にかかわる事項	評　　価
レベルⅠ◎	法令等の遵守に関する事項	認定の可否、勧告、問題点
レベルⅠ〇	大学基準協会が法令に準じて法科大学院に求める基本的事項	勧告、問題点 (ただし、重大な問題がある場合は認定の可否)
レベルⅡ〇	法科大学院が行う教育研究の質を今後も継続的に維持・向上させていくために点検・評価することが高度に望まれる事項	問題点、長所

(※) 法科大学院の認証評価の結果は、①認定の可否、②長所、③問題点、④勧告等で構成される。

このうち、「勧告」は、法科大学院に対して、改善計画を立て、速やかにその具体的な措置を講じることを求める事項について付されるものであり、2年後に提出を求める改善報告書では改善状況を必ず報告することが義務づけられる。

これに対して、「問題点」は、法科大学院の改善を一層促進させることを目的に付されるものであり、必ずしも改善義務を課すものではないが、2年後に提出を求める改善報告書ではその対応状況について必ず言及されなければならない。

法 科 大 学 院 基 準

平成17年１月27日決定

１　理念・目的並びに教育目標

法科大学院制度の目的は、専門的な法律知識、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力、法律に関する実務の基礎的素養、幅広い教養、豊かな人間性並びに高い職業倫理等を備えた法曹を養成することにある。法科大学院は21世紀の社会において司法に期待される役割を十全に果たすための人的基盤の確立という重要な使命を担っている。

法科大学院は、この制度目的・使命を踏まえ、固有の理念・目的並びに教育目標を掲げ、その実現に向けて教育研究活動を行うに必要な組織・制度を整備し、人材育成を行うことが肝要である。

法科大学院は理念・目的並びに教育目標を学内外に広く明らかにするとともに、社会的要請の変化等を視野に入れながら、教育目標の適切性について不断に検証することが必要である。

評価の視点

項目	評価の視点	レベル	
		Ⅰ	Ⅱ
（理念・目的並びに教育目標）	1-1　理念・目的並びに教育目標が明確に設定されているか。	○	
	1-2　理念・目的並びに教育目標は、法科大学院制度の目的に適っているか（「連携法」第１条）。	◎	
	1-3　理念・目的並びに教育目標は、教職員、学生等の学内の構成員に周知されているか。	○	
	1-4　理念・目的並びに教育目標はホームページや大学案内等を通じ、社会一般に広く明らかにされているか。	○	
（教育目標の検証）	1-5　教育目標の達成状況等を踏まえて、教育目標の検証が適切に行われているか。	○	

２　教育の内容・方法等

法科大学院の教育課程は、法科大学院制度の目的に即し、かつ、それぞれの法科大学院の理念・目的並びに教育目標を達成するために、適切に編成されなければならない。教育課程の編成に当たっては、関連法令等を遵守し、法科大学院制度の目的並びに各法科大学院固有の教育目標にふさわしい授業科目を体系的に配置する必要がある。また、法曹としての職業倫理及び基礎的技能等の涵養のために、理論的かつ実践的な教育を適切に実施することが必要である。

法科大学院が十分な教育上の成果をあげるためには、履修形態に応じた適切な教育方法を整備すること、とりわけ、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入し、効果的に実施する体制を整えることが必要である。

単位認定及び課程修了認定に当たっては、法科大学院制度の目的を踏まえ、その基準を適切に

設定するとともに、これを厳格に運用する必要がある。

各法科大学院は、教育研究活動を通じていかなる教育効果があがっているかを不断に検証することが重要である。そのためには教育効果を測定する上で有効な種々の方法を開発・活用するとともに、教育内容・方法等の改善を図るための組織的な体制を整備し、恒常的に改善努力を行うことが必要である。

評価の視点

項目	評価の視点	レベル	
		Ⅰ	Ⅱ
（教育課程の編成）	2-1　法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものとなっているか（「連携法」第２条、「告示第53号」第５条）。	◎	
	2-2　法科大学院固有の教育目標を達成するためにふさわしい授業科目が開設されているか（「連携法」第２条）。	◎	
	2-3　学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定する等、適切に配慮されているか（「告示第53号」第５条第２項）。	◎	
	2-4　カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されているか。	○	
（法理論教育と法実務教育の架橋）	2-5　法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫がなされているか。	○	
（法律実務基礎科目）	2-6　法律実務基礎科目として、法曹倫理に関する科目並びに民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目が必修科目として開設されているか（「告示第53号」第５条第１項の２）。	◎	
（法情報調査及び法文書作成）	2-7　法情報調査及び法文書作成を扱う科目が開設されているか。	○	
（実習科目）	2-8　法律実務基礎科目として、法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目（模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップ等）が開設されているか。	○	
	2-9　リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、それが、臨床実務教育にふさわしい内容を有し、かつ、明確な責任体制のもとで指導が行われているか。	○	

検索

項目	評価の視点	レベル	
		Ⅰ	Ⅱ
（実習科目における守秘義務等）	2-10　リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、関連法令等に規定される守秘義務に関する仕組みが学則等で整えられ、かつ、適切な指導が行われているか。	◎	
（課程修了の要件）	2-11　課程修了の要件については、在学期間及び修了の認定に必要な単位数が法令上の基準（原則として３年、93単位以上）を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているか（「専門職」第23条）。	◎	
（履修科目登録の上限）	2-12　学生が各年次において履修科目として登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準（36単位を標準とする）に従って適切に設定されているか（「告示第53号」第７条）。	◎	
（他の大学院において修得した単位等の認定）	2-13　学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則として30単位以内）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか（「専門職」第21条）。	◎	
（入学前に修得した単位等の認定）	2-14　学生が当該法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位を入学後に当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則として30単位以内）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか（「専門職」第22条）。	◎	
（在学期間の短縮）	2-15　在学期間の短縮を行っている場合、その期間が法令上の基準（１年以内）に従って設定され、適切な基準及び方法によって、その認定が行われているか（「専門職」第24条）。	◎	
（履修指導の体制）	2-16　法学未修者及び法学既修者それぞれに応じた履修指導の体制が整備され、履修指導が効果的に行われているか。	○	
（学習相談体制）	2-17　オフィス・アワーを設定する等、教員による学習方法等の相談体制が整備され、学習支援が効果的に行われているか。 2-18　アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制が整備され、学習支援が適切に行われているか。	○	○
（授業計画等の明示）	2-19　授業の内容・方法及び１年間の授業計画が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか（「専門職」第10条第１項）。 2-20　授業はシラバスに従って適切に実施されているか。	◎ ○	

検索

項目	評価の視点	レベル	
		Ⅰ	Ⅱ
（授業の方法）	2-21　授業科目に相応して、双方向または多方向の討論若しくは質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられ、それが適切に実施されているか（「専門職」第８条）。	◎	
（授業を行う学生数）	2-22　効果的な学修のために、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本としているか（「告示第53号」第６条第１項）（注）。 （注：「一つの授業科目について同時に授業を行う学生数」とは、授業を受講するすべての学生をいう。）	◎	
	2-23　法律基本科目については、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数が法令上の基準（50人を標準とする）に従って適切に設定されているか（「告示第53号」第６条第２項）（注）。 （注：「一つの授業科目について同時に授業を行う学生数」とは、授業を受講するすべての学生をいう。）	◎	
	2-24　個別的指導が必要な授業科目（リーガル・クリニックやエクスターンシップ等）については、それにふさわしい学生数が設定されているか。	○	
（成績評価及び修了認定）	2-25　学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定の基準及び方法が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか（「専門職」第10条第２項）。	◎	
	2-26　学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定は、明示された基準及び方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているか（「専門職」第10条第２項）。	◎	
（再試験及び追試験）	2-27　単位認定に関わる再試験を行っている場合、その基準及び方法が学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。また、その認定が客観的かつ厳格に行われているか。	○	
	2-28　学生がやむをえない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった場合、追試験を行う等の相当の措置がとられているか。また、追試験制度はあらかじめ明示された客観的な基準に基づいて実施されているか。	○	
（進級制限）	2-29　一学年修了に必要な単位数を修得できない学生や成績不良の学生の進級を制限する措置がとられているか。	○	
	2-30　進級制限を行っていない場合は、それに代わる適切な措置が講じられているか。	○	
（教育効果の測定）	2-31　教育目標に即した教育効果がどの程度達成されているかについて、それを測定する仕組みが整備されているか。測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等及び実施体制の構成等が適切に行われ、その測定方法は有効に機能しているか。		○

項目	評価の視点	レベル	
		Ⅰ	Ⅱ
（教育内容及び方法の改善）	2-32　教育内容及び方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD 体制）が整備され、実施されているか（「専門職」第11条）。	◎	
	2-33　FD 活動は、教育内容及び方法の改善に有効に機能しているか。		○
	2-34　学生による授業評価が組織的に実施されているか。	○	
	2-35　学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されているか。		○
（特色ある取組み）	2-36　理念・目的並びに教育目標の達成のため、教育内容及び方法について、特色ある取組みを行っているか。		○

3　教員組織

法科大学院は、法科大学院制度の目的に即し、かつ、それぞれの法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成することができるよう、適切な教員組織を設けるとともに、これにふさわしい教員を配置することが必要である。また、法科大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するに十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するために、透明性のある手続を定め、その公正な運用に努めなければならない。

法科大学院は、教員の学問的創造性を伸張し、十全な教育研究活動をなし得るよう、その環境を整えるとともに、恒常的に教育方法を改善し向上させることができるよう、支援体制を整備することが必要である。また、法科大学院は、教員組織が有効に機能しているか否かについて不断に検証し、その改善・向上に努めることが重要である。

評価の視点

項目	評価の視点	レベル	
		Ⅰ	Ⅱ
（専任教員数）	3-1　専任教員数に関して、法令上の基準（最低必要専任教員12名、学生15人につき専任教員１名）を遵守しているか（「告示53号」第１条第１項）。	◎	
	3-2　専任教員は、１専攻に限り専任教員として取り扱われているか（「告示53号」第１条第２項。なお、平成25年度まで「専門職」附則２が適用される）。	◎	
	3-3　法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか（「告示53号」第１条第３項）。	◎	

検索

項目	評価の視点	レベル	
		Ⅰ	Ⅱ
（専任教員としての能力）	3-4　教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えているか。 1　専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者 2　専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 3　専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 （「専門職」第5条）	◎	
（実務家教員）	3-5　法令上必要とされる専任教員数の概ね2割以上は、5年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか（「告示第53号」第2条）。	◎	
（専任教員の分野構成、科目配置）	3-6　法律基本科目の各科目に1名ずつ専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く）が適切に配置されているか。その際、入学定員101～200人未満の法科大学院については、民法に関する科目を含む少なくとも3科目については2人以上の専任教員が、入学定員200人以上の法科大学院については、公法系（憲法、行政法に関する科目）4名、刑事法系（刑法、刑事訴訟法に関する科目）4名、民法に関する科目4名、商法に関する科目2名、民事訴訟法に関する科目2名以上の専任教員が配置されているか。 3-7　法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。 3-8　法律実務基礎科目のうち、主要な科目に実務経験のある教員が配置されているか。	◎ ◎ ○	
（教員の構成）	3-9　専任教員の年齢構成が、教育研究の水準の維持向上及び教育研究の活性化を図る上で支障を来たすような、著しく偏ったものになっていないか。 3-10　教員の男女構成比率について、配慮を行っているか。	◎	○
（専任教員の後継者の補充等）	3-11　専任教員の後継者の養成または補充等について適切に配慮しているか。		○
（教員の募集・任免・昇格）	3-12　教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続きに関する規程が定められているか。 3-13　教員の募集・任免・昇格は、その規程に則って、教授会等の法科大学院固有の専任教員組織の責任において適切に行われているか。	○ ○	

項目	評価の視点	レベル	
		Ⅰ	Ⅱ
（教員の教育研究条件）	3-14　専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲（多くとも年間30単位相当。みなし専任教員は15単位相当を上限とする）となっているか。	◎	
	3-15　研究専念期間制度（サバティカル・リーヴ）等、教員の研究活動に必要な機会が保障されているか。		○
	3-16　専任教員に対する個人研究費が適切に配分されているか。		○
（人的補助体制）	3-17　教育研究に資する人的な補助体制が適切に整備されているか。		○
（教育研究の評価と教育方法の改善）	3-18　専任教員の教育活動及び研究活動の活性度を評価する方法が整備されているか。		○
（特色ある取組み）	3-19　理念・目的並びに教育目標を達成するため、また、カリキュラムに即した教育を実現するために、教員組織について特色ある取組みを行っているか。		○

4　学生の受け入れ

法科大学院は、法科大学院制度の目的に即し、かつ、それぞれの法科大学院の理念・目的並びに教育目標を達成することができるよう、適切な学生の受け入れ方針を定め、それに基づいて適切かつ公正に学生を受け入れなければならない。法科大学院は、教育効果を高めるために、学生の受け入れ方針・方法等について不断に検証し、その改善・向上に努めることが必要である。

評価の視点

項目	評価の視点	レベル	
		Ⅰ	Ⅱ
（学生の受け入れ方針等）	4-1　法科大学院制度の目的に合致し、かつ、各法科大学院の理念・目的並びに教育目標に即した学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続きが設定され、事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表されているか。	○	
	4-2　入学者選抜に当たっては、受け入れ方針・選抜基準・選抜方法に適った学生を適確かつ客観的な評価によって受け入れているか（「専門職」第20条）。	◎	
	4-3　学生募集方法及び入学者選抜方法は、法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したものとなっているか（「専門職」第20条）。	◎	
（実施体制）	4-4　入学者選抜試験に関する業務は、責任ある実施体制の下で、適切かつ恒常的に安定して行われているか。	○	

検索

項目	評価の視点	レベル	
		Ⅰ	Ⅱ
（複数の入学者選抜の実施）	4-5　複数の入学者選抜方法を採用している場合、各々の選抜方法の位置づけ及び関係は適切であるか。		○
（公平な入学者選抜）	4-6　自校推薦や団体推薦等による優先枠を設ける等の形で、公平性を欠く入学者選抜が行われていないか。	◎	
（複数の適性試験の結果）	4-7　入学者選抜において、複数の適性試験の結果を考慮する場合、その内容・方法は適切か。また、その内容・方法は事前に公表されているか。	◎	
（法学既修者の認定等）	4-8　法学既修者の認定は、適切な認定基準及び認定方法に基づき公正に行われているか。また、認定基準は適切な方法で事前に公表されているか（「専門職」第25条）。 4-9　法学既修者の課程修了の要件については、在学期間の短縮及び修得したものとみなす単位数が法令上の基準（1年、30単位を上限とする）に基づいて適切に設定されているか（「専門職」第25条）。	◎ ◎	
（入学者選抜方法の検証）	4-10　学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されているか。		○
（入学者の多様性）	4-11　多様な知識または経験を有する者を入学させるよう適切に配慮しているか（「連携法」第2条、「専門職」第19条）。 4-12　入学者のうちに法学以外の課程を履修した者または実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めているか。また、その割合が2割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表しているか（「告示第53号」第3条）。	◎ ◎	
（入学試験における身体障がい者等への配慮）	4-13　身体障がい者等が入学試験を受験するための仕組みや体制等が整備されているか。		○
（定員管理）	4-14　法科大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員（注）に対する在籍学生数は適正に管理されているか。 4-15　学生収容定員（注）に対する在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないための仕組み・体制等が講じられているか。また、大幅な超過や不足が生じた場合、その是正に向けた措置が適切にとられているか。 （注：ここでいう「収容定員」は、法令にいう「入学定員の3倍」であるから、既修者認定を受けた者の人数によっては、収容定員対在籍学生数は、必ずしも1対1が適正とはいえない。）	○	○

項目	評価の視点	レベル	
		Ⅰ	Ⅱ
（休学者・退学者の管理）	4-16　休学者・退学者の状況及び理由の把握・分析に努め、適切な指導等がなされているか。	○	
（特色ある取組み）	4-17　法科大学院における適切な学生の受け入れを達成するために、特色ある取組みを行っているか。		○

5　学生生活への支援

法科大学院は、法科大学院制度の目的に即し、かつ、それぞれの法科大学院の理念・目的並びに教育目標を達成することができるよう、学生の心身の健康や経済状況等に関する相談・支援体制等の学修環境を整備することを通じて、学生生活に適切に配慮しなければならない。

評価の視点

項目	評価の視点	レベル	
		Ⅰ	Ⅱ
（学生の心身の健康の保持）	5-1　学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制が整備されているか。	○	
（各種ハラスメントへの対応）	5-2　各種ハラスメントに関する規定及び相談体制が適切に整備され、それが学生へ周知されているか。	○	
（学生への経済的支援）	5-3　奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制が整備されているか。	○	
（身体障がい者等への配慮）	5-4　身体障がい者等を受け入れるための適切な支援体制が整備されているか。		○
（進路についての相談体制）	5-5　学生の進路選択に関わる相談・支援体制が適切に整備されているか。		○
（特色ある取組み）	5-6　学生が安んじて学修に専念できるよう、学生生活の支援に関する特色ある取組みを行っているか。		○

6　施設・設備、図書館

法科大学院は、法科大学院制度の目的に即し、かつ、それぞれの法科大学院の理念・目的並びに教育目標を達成することができるよう、学生数・教員数等の組織規模等に応じて、適切に施設・設備を整備するとともに、法科大学院における教育研究活動に十分な図書等の資料を整備し、その有効な活用を図らなければならない。

各法科大学院は、コンピュータその他の情報関連設備を含めて、教育形態に対応する施設・設備を整える必要がある。

これらの施設・設備は身体に障がいを持つ人に対しても配慮されていることが重要である。

評価の視点

項目	評価の視点	レベル	
		Ⅰ	Ⅱ
（教育形態に即した施設・設備）	6-1　講義室、演習室その他の施設・設備が、各法科大学院の規模及び教育形態に応じ、適切に整備されているか（「専門職」第17条）。	◎	
（自習スペース）	6-2　学生が自主的に学習できるスペースが十分に備えられ、かつ、利用時間が十分に確保されているか。	○	
（研究室の整備）	6-3　各専任教員に十分なスペースの個別研究室が用意されているか。	○	
（情報関連設備及び人的体制）	6-4　学生の学習及び教員による教育研究のために必要な情報インフラストラクチャー及びそれを支援する人的体制が適切に整備されているか。	○	
（身体障がい者等への配慮）	6-5　身体障がい者等のために適切な施設・設備が整備されているか。		○
（施設・設備の維持・充実）	6-6　施設・設備を維持し、社会状況等の変化に合わせて、施設・設備を充実するよう、適切に配慮されているか。		○
（図書等の整備）	6-7　図書館には法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究のために必要かつ十分な図書及び電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されているか。	○	
（開館時間）	6-8　図書館の開館時間は法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究のために、十分に確保されているか。	○	
（国内外の法科大学院等との相互利用）	6-9　国内外の法科大学院・研究機関等との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備を行っているか。		○
（特色ある取組み）	6-10　法科大学院の理念・目的並びに教育目標を達成するために、施設・設備の整備について特色ある取組みを行っているか。		○

7　事務組織

法科大学院は、法科大学院制度の目的に即し、かつ、それぞれの法科大学院の理念・目的並びに教育目標を達成することができるよう、適切な事務組織を設けるとともに、これを適正に運営しなければならない。

事務組織は、法科大学院における教育研究活動の趣旨と目的に深い理解を有する職員によって構成されることが必要である。事務組織は、教育研究組織と適切な連携協力関係を保持しつつ、法科大学院の運営に参画することが求められる。このためには、優秀な人材の確保と合理的な事務組織の構築が不可欠であり、法科大学院は、職員に求められる能力を継続的に啓発する機会の確立等適切な環境の整備に努めることが肝要である。

評価の視点

項目	評価の視点	レベル	
		Ⅰ	Ⅱ
（適切な事務組織の整備）	7-1　法科大学院の管理運営及び教育研究活動の支援を行うため、法科大学院の設置形態及び規模等に応じた適切な事務組織の整備及び職員配置が行われているか。	○	
（事務組織と教学組織との関係）	7-2　管理運営及び教育研究活動の支援において、事務組織と教学組織との間で有機的な連携が図られているか。	○	
（事務組織の役割）	7-3　法科大学院の中・長期的充実を支えるために、事務組織としての企画・立案機能は適切に発揮されているか。		○
（事務組織の機能強化のための取組み）	7-4　管理運営及び教育研究活動の十全な遂行のため、職員に求められる能力の継続的な啓発・向上に努めているか。		○
（特色ある取組み）	7-5　法科大学院における事務組織とその機能の充実を図るために、特色ある取組みを行っているか。		○

検索

８　管理運営

法科大学院は、法科大学院制度の目的に即し、かつ、それぞれの法科大学院の理念・目的並びに教育目標を達成することができるよう、関連法令等を遵守するとともに、明文化された学内規程等に従って適切に管理運営を行わなければならない。

管理運営に関する規程等の整備とその運用に当たっては、管理運営組織の独自性・自主性、意思決定の適切性・効率性、学問研究の自律性等に十分に配慮しなければならない。

また、法科大学院の管理運営は、関係する学部・研究科や全学的諸機関との適切な連携のもとに行われることが必要である。

評価の視点

項目	評価の視点	レベル	
		Ⅰ	Ⅱ
（管理運営体制等）	8-１　法科大学院の管理運営に関する規程等が整備されているか。 8-２　法科大学院の設置形態に関わらず、法科大学院の教学及びその他の管理運営に関する重要事項については教授会等の法科大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されているか。	○ ◎	
（法科大学院固有の専任教員組織の長の任免）	8-３　法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されているか。	○	
（関係学部・研究科等との連携）	8-４　法科大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、それとの連携・役割分担は適切に行われているか。	○	
（財政基盤の確保）	8-５　法科大学院の教育研究活動の環境整備のために十分な財政基盤及び資金の確保に努めているか。	○	
（特色ある取組み）	8-６　法科大学院における管理運営の機能・あり方等の充実を図るために、特色ある取組みを行っているか。		○

9　点検・評価等

法科大学院は、法科大学院制度の目的に即し、かつ、それぞれの法科大学院の理念・目的並びに教育目標を達成することができるよう、教育研究を適切な水準に維持するとともに、その活動を不断に点検・評価し、改善・向上に結び付けてゆく必要がある。また、法科大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表しなければならない。

評価の視点

項目	評価の視点	レベル	
		Ⅰ	Ⅱ
（自己点検・評価）	9-1　自己点検・評価のための組織体制を整備し、適切な評価項目及び確立された方法に基づいた自己点検・評価を実施しているか。	◎	
	9-2　自己点検・評価の結果を広く公表しているか。	◎	
（評価結果に基づく改善・向上）	9-3　自己点検・評価及び認証評価の結果を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に結び付けるためのシステムを整備しているか。	○	
	9-4　自己点検・評価の結果を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に有効に結び付けているか。		○
（特色ある取組み）	9-5　自己点検・評価を自らの改善に結び付けるために、特色ある取組みを行っているか。		○

10　情報公開・説明責任

法科大学院は、透明性の高い運営を行うとともに、自らの諸活動の状況につき、社会に対し積極的に情報公開に努め、その説明責任を果たすことが必要である。

評価の視点

項目	評価の視点	レベル	
		Ⅰ	Ⅱ
（情報公開・説明責任）	10-1　法科大学院の組織・運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。	○	
	10-2　学内外からの要請による情報公開のための規程及び体制は整備されているか。	○	
	10-3　現在実施している情報公開は、説明責任の役割を適切に果たしているか。		○

会計大学院評価基準要綱
(抜粋)

平成19年６月15日

特定非営利活動法人 国際会計教育協会

検索

Ⅰ　総　　則

１　評価の目的

1-1

特定非営利活動法人国際会計教育協会（以下「協会」という。）が、高度な会計職業人養成を目的とした専門職大学院（以下「会計大学院」という。）を置く大学からの求めに応じて、会計大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、日本の会計大学院の教育等の水準の維持及び向上を図り、会計大学院の国際的に遜色ない教育水準への発展に資することを目的として、協会が定める会計大学院評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施する。

(1) 会計大学院の教育活動等の質を保証するため、会計大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。

(2) 当該会計大学院の教育活動等の改善に役立てるため、会計大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該会計大学院にフィードバックすること。

(3) 会計大学院の活動について、国際的な理解と国民からの支持が得られるよう支援及び促進していくため、会計大学院の教育活動等の状況の評価結果を明らかにし、それを広く社会に示すこと。

２　評価基準の性質及び機能

2-1

評価基準は、学校教育法第69条の３第４項に規定する大学評価基準として策定されたものである。

2-2

評価基準は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）に基づき、協会が、会計大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下「認定」という。）をする際に会計大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該会計大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものである。

2-3

基準は、その内容により、次の２つに分類される。

(1) 各会計大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。
　例　「…であること。」「…されていること。」等

(2) 各会計大学院において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。
　例　「…に努めていること。」等

2-4

解釈指針は、各基準に関する細則、並びに各基準に係る説明及び例示を規定したもの

である。

2-5

2-4における「各基準に関する細則」としての解釈指針は、その内容により、次の３つに分類される。

(1) 各会計大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。
　例 「…であること。」「…されていること。」等

(2) 各会計大学院において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。
　例 「…に努めていること。」等

(3) 各会計大学院において、定められた内容が実施されていれば、評価において「優れている」と判断されるもの。
　例 「…が望ましい。」等

３　認定の要件等

3-1

各会計大学院は、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に、認定が与えられる。（以下、協会から認定を受けた会計大学院を「認定会計大学院」という。）

3-2

評価基準に適合していると認められるためには、評価基準第２章、第３章、第４章、第５章及び第８章に係る各基準がすべて満たされていなければならない。

3-3

上記3-2を満たすためには、2-5(1)及び(2)に分類される、評価基準第２章、第３章、第４章、第５章及び第８章に係る各解釈指針がすべて満たされなければならない。

3-4

3-2、3-3に掲げる基準が一つでも満たしていない場合、評価基準に適合していないと判断される。この場合、評価報告書にその理由を記述し、当該会計大学院は、改善報告書を協会に提出する。

3-5

十分な評価手続ができなかった場合、評価結果は判断保留とする。判断が保留された場合、次年度に正式の評価を実施する。

3-6

認定会計大学院は、評価基準で定める要件を継続的に充足するだけではなく会計職業人養成の基本理念や当該会計大学院の目的に照らして、教育活動等の水準を高めることに努めなければならない。

検索

Ⅱ　会計大学院評価基準

第１章　教育目的

1-1　教育目的

1-1-1

高度な会計職業人養成を目的とした専門職大学院（以下「会計大学院」という。）においては、その創意をもって、将来の会計職業人（会計・監査に関係する業務に携わる者）が備えるべき高い倫理観、実務に必要な学識及びその応用能力並びに会計実務の基礎的素養を涵養するために、教育目的を明文化すること。

1-2　教育目的の達成

1-2-1

1-1-1の目的が達成されるように、各会計大学院は養成しようとする会計職業人像に適った教育を行うこと。

1-2-2

1-1-1の目的を達成し、1-2-1の教育を実現するために、各会計大学院は教育の理念や目的を具体的に示し、それらと矛盾しない体系的な教育を施し、その教育を貫徹するために成績評価と修了認定を厳格に行うこと。

1-2-3

各会計大学院は1-2-2が実施されているかどうかをレビューする第三者評価を尊重し、教育目的を達成するための努力を継続して行うこと。

第２章　教育内容

2-1　教育内容

2-1-1

教育課程が、社会的期待を反映し、理想とする会計職業人を養成する目的を実現することに資するものであること。

解釈指針2-1-1-1

会計大学院は、その目的のひとつに公認会計士養成があげられるが、社会からはより広範な期待が寄せられていることを踏まえ、各会計大学院が創意工夫のうえ、教育課程を編成する。

教育課程は、会計職業人の理想像を明確にし、その養成にふさわしい教育内容をもとに編成する。

2-1-2

次の各号に掲げる授業科目群からの履修により、段階的な教育課程が編成されていること。

(1) 基本科目

(2) 発展科目
(3) 応用・実践科目

解釈指針2-1-2-1
基本科目は、会計並びに関連諸科目についての学部レベルでの知識を確認するとともに、会計職業人として最低限必要とされる知識を教育することを目的とする。
会計分野（財務会計、管理会計、監査）、経済経営分野、IT 分野、法律分野等の各分野について、基本的な授業科目を複数配置し、これらのうちの主要なものについては選択必修科目とすることが望まれる。

解釈指針2-1-2-2
発展科目は、基本科目に配置された授業科目を履修していること、あるいはそれらの知識があることを前提として、国際的に通用する会計職業人としての必要な知識を教育することを目的とする。
基本科目の各授業科目に接続して発展的に授業科目を配置するとともに基本科目にない専門科目についても複数の授業科目を配置する。これらの授業科目については、各会計大学院の目標等に応じて、選択必修科目とすることが望まれる。

解釈指針2-1-2-3
応用・実践科目は、会計職業人としての最先端の知識を教育するための授業科目を配置するとともに、会計専門職業の現場で典型的な判断・事例等をシミュレートした教育手法を取り入れ、独自の判断力、論理的な思考力を養成することを目的とする。会計倫理や監査判断等については、事例研究、ディベート、実地調査等の教育手法を取り入れる。
これらの授業科目については、各会計大学院が創意工夫して開設することとする。

解釈指針2-1-2-4
それぞれの実質的内容に応じて、各授業科目が各授業科目群に適切に配置されていること。

2-1-3
基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、会計大学院の目的に照らして、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

解釈指針2-1-3-1
会計分野（財務会計、管理会計、監査）の授業科目を重点的に配置すること。

解釈指針2-1-3-2
会計職業人が備えるべき資質・能力の観点から、上記の会計分野以外の幅広い授業科目を設置することが望ましい。

2-1-4
各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

第3章　教育方法

3-1　授業を行う学生数

3-1-1

会計大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

解釈指針3-1-1-1

会計大学院においては、すべての授業科目について、当該授業科目の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて、基準3-1-1に適合する数の学生に対して授業が行われていること。

解釈指針3-1-1-2

基準3-1-1にいう「学生数」とは、実際に当該授業を履修する者全員の数を指し、次に掲げる者を含む。

(1) 当該授業科目を再履修している者。

(2) 当該授業科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生（以下、合わせて「他専攻等の学生」という。）及び科目等履修生。

解釈指針3-1-1-3

他専攻等の学生又は科目等履修生による会計大学院の授業科目の履修は、当該授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られていること。

3-2　授業の方法

3-2-1

会計大学院における授業は、次に掲げる事項を考慮したものであること。

(1) 専門的な会計知識を確実に修得させるとともに、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な分析能力及び議論の能力、会計判断を関係当事者に正しく伝える能力その他の会計職業人として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。

(2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。

(3) 授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

解釈指針3-2-1-1

「専門的な会計知識」とは、当該授業科目において会計職業人として一般に必要と考えられる水準及び範囲の会計知識をいうものとする。

解釈指針3-2-1-2

「事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な分析能力及び議論の能力、会計判断を関係当事者に正しく伝える能力その他の会計職業人として必要な能力」とは、具体的事例に的確に対応することのできる能力をいうものとする。

解釈指針3-2-1-3

「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論（教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行

われていることをいう。)、実地調査、事例研究その他の方法であって、適切な教材等を用いて行われるものをいうものとする。

応用・実践科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が、確実に実施されていること。

解釈指針3-2-1-4

学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置としては、次に掲げるものが考えられる。

(1) 授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮したものであること。

(2) 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。

(3) 予習又は復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。

(4) 授業時間外の自習が可能となるよう、第10章の各基準に適合する自習室スペースや教材、データベース等の施設、設備及び図書が備えられていること。

解釈指針3-2-1-5（集中講義を実施する場合のみ）

集中講義を実施する場合には、授業時間外の学習に必要な時間が確保されるように配慮されていること。

3-3　履修科目登録単位数の上限

3-3-1

会計大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、モデルカリキュラム等を参考に各会計大学院で適切に設定すること。

解釈指針3-3-1-1

会計大学院の授業においては、授業時間外の事前事後の学習時間が十分に確保される必要があることから、各年次における履修登録可能な単位数の上限を各会計大学院で適切に設定する。

第４章　成績評価及び修了認定

4-1　成績評価

4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。

(2) 当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。

(3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。

(4) 期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

解釈指針4-1-1-1

基準4-1-1(1)における成績評価の基準として、科目の性質上不適合な場合を除き、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。

解釈指針4-1-1-2

基準4-1-1(2)における措置として、例えば次のものが考えられる。

(1) 成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。

(2) 筆記試験採点の際の匿名性が適切に確保されていること。

(3) 科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

解釈指針4-1-1-3

基準4-1-1(3)にいう「必要な関連情報」とは、筆記試験を行った場合については、当該試験における成績評価の基準及び成績分布に関するデータを指す。

解釈指針4-1-1-4

基準4-1-1(4)にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行われていること、及び当該学期の授業につき、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者に対して行われる試験（いわゆる追試験）について受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていること等を指す。

4-1-2

学生が在籍する会計大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該会計大学院における単位を認定する場合は、当該会計大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

4-2　修了認定及びその要件

4-2-1

会計大学院の修了要件が、専門職大学院設置基準の定めを満たすものであること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア　教育上有益であるとの観点から、他の大学院において（他専攻を含む）履修した授業科目について修得した単位を、各会計大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

イ　教育上有益であるとの観点から、当該会計大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて各会計大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

解釈指針4-2-1-1

修了の認定に必要な修得単位数は、モデルカリキュラム等を参考に各会計大学院が適切に設定する。

解釈指針4-2-1-2

修了の認定に当たっては、例えば GPA 等の方法を活用して、修了生の成績の客観化に努めることとする。

第5章　教育内容等の改善措置

5-1　教育内容等の改善措置

5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

解釈指針5-1-1-1

「教育の内容及び方法の改善」とは、いかなるトピックがどのような観点からどの程度の質と量において教育課程の中で取り上げられるべきか等（教育内容）、及び学生に対する発問や応答、資料配付、板書、発声の仕方等（教育方法）についての改善をいうものとする。

解釈指針5-1-1-2

「組織的かつ継続的に行われていること」とは、改善すべき項目及びその方法に関する方針を決定し、改善に関する情報を管理し、改善のための諸措置の実施を担当する組織が、会計大学院内に設置されていることをいうものとする。

解釈指針5-1-1-3

「研修及び研究」の内容として、例えば次に掲げるものが考えられる。

(1) 授業及び教材等に対する学生、教員相互、又は外部者による評価を行い、その結果を検討する実証的方法。

(2) 教育方法に関する専門家、又は教育経験豊かな同僚教員による講演会や研修会の開催等の啓蒙的方法。

(3) 外国大学や研究所等における情報・成果の蓄積・利用等の調査的方法。

5-1-2

会計大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

解釈指針5-1-2-1

実務家として十分な経験を有する教員であって、教育上の経験に不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得ること、また、大学の学部や大学院において十分な教育経験を有する教員であって、実務上の知見に不足すると認められる者については、担当する科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得ることが、それぞれ確保されているよう、会計大学院において適切な措置をとるよう努めていること。

第6章　入学者選抜等

6-1　入学者受入

6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各会計大学院の教育の理念及び目的に照らして、各会計大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

解釈指針6-1-1-1

会計大学院には、入学者の能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制がとられていること。

解釈指針6-1-1-2

入学志願者に対して、当該会計大学院の理念及び教育目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法、並びに基準9-3-2に定める事項について、事前に周知するように努めていること。

6-1-2

入学者選抜が各会計大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

6-1-3

会計大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各会計大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

解釈指針6-1-3-1

入学者選抜において、当該会計大学院を設置している大学の主として会計学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者（以下、「自校出身者」という。）について優遇措置を講じていないこと。入学者に占める自校出身者の割合が著しく多い場合には、それが不当な措置によるものでないことが説明されていること。

解釈指針6-1-3-2（寄附等の募集を行う会計大学院のみ）

入学者への会計大学院に対する寄附等の募集開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。

6-1-4

入学者選抜に当たっては、会計大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

解釈指針6-1-4-1

入学者選抜に当たっては、会計大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が、適確かつ客観的に評価されていること。

6-1-5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

解釈指針6-1-5-1

大学等の在学者については、入学者選抜において、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績が、適切に評価できるよう考慮されていることが望ましい。

解釈指針6-1-5-2

社会人等については、入学者選抜において、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう考慮されていることが望ましい。

6-2　収容定員と在籍者数

6-2-1

会計大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

解釈指針6-2-1-1

基準6-2-1に規定する「収容定員」とは、入学定員の２倍の数をいう。また同基準に規定する在籍者には、休学者を含む。

解釈指針6-2-1-2（在籍者数が収容定員を上回った場合のみ）

在籍者数が収容定員を上回った場合には、かかる状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

解釈指針6-2-2-1

在籍者数等を考慮しつつ、入学定員の見直しが適宜行われていること。

第７章　学生の支援体制

7-1　学習支援

7-1-1

学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各会計大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

解釈指針7-1-1-1

入学者に対して、会計大学院における教育の導入ガイダンスが適切に行われていること。

解釈指針7-1-1-2

履修指導においては、各会計大学院が掲げる教育理念及び目的に照らして適切なガイダンスが実施されていること。

7-1-2

各会計大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

解釈指針7-1-2-1（オフィスアワーが設定されている場合のみ）

オフィスアワーが設定されている場合には、それを有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時又は面談の予約の方法等が周知されていること。

解釈指針7-1-2-2

学習相談、助言体制を有効に機能させるための施設や環境の整備に努めていること。

7-1-3
各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

7-2　生活支援等

7-2-1
学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

解釈指針7-2-1-1
各会計大学院は、多様な措置（各会計大学院における奨学基金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等）によって学生が奨学金制度等を利用できるように努めていること。

解釈指針7-2-1-2
学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置する等必要な相談助言体制の整備に努めていること。

7-3　身体に障がいのある学生に対する支援

7-3-1
身体に障がいのある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障がいのある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

解釈指針7-3-1-1
身体に障がいのある者に対しても、等しく受験の機会を確保し、障がいの種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫することに努めていること。

解釈指針7-3-1-2
身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充足に努めていること。

解釈指針7-3-1-3
身体に障がいのある学生に対しては、修学上の支援、実験・実習・実技上の特別措置を認める等、相当な配慮に努めていること。

7-4　職業支援（キャリア支援）

7-4-1
学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

解釈指針7-4-1-1
学生がそれぞれのめざす進路の選択ができるように、その規模及び教育目的に照らして、適切な相談窓口を設置する等、支援に努めていること。

第８章　教員組織

8-1　教員の資格と評価

8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

解釈指針8-1-1-1

教員の最近５年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する会計学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていること。

8-1-2

基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

(1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
(2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

解釈指針8-1-2-1

教員の最近５年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する会計学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていること。

解釈指針8-1-2-2

基準8-1-2に規定する専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動も自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていることが望ましい。

解釈指針8-1-2-3

基準8-1-2に規定する専任教員は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第９条に規定する教員の数に算入することができない。

解釈指針8-1-2-4

基準8-1-2に規定する専任教員は、平成25年度までの間、解釈指針8-1-2-3の規定に関わらず、同基準に規定する教員の数の３分の１を超えない範囲で、大学設置基準第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第９条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第９条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、基準8-1-2に規定する専任教員の数のすべてを算入することができる。

8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

8-2　専任教員の配置と構成

8-2-1

会計大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二

に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第２号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員１人当たりの学生の収容定員に４分の３を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき１人の専任教員が置かれていること。

解釈指針8-2-1-1

基準8-2-1の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程たる会計大学院について１専攻に限り専任教員として取り扱われていること。

解釈指針8-2-1-2

基準8-2-1の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授であること。

解釈指針8-2-1-3

基本科目（財務会計、管理会計、監査等）については、いずれも当該授業科目を適切に指導できる専任教員が置かれていること。

解釈指針8-2-1-4

各会計大学院は、その教育の理念及び目的を実現するために必要と認められる場合には、基準8-2-1に定める数を超えて、専任教員を適切に配置するよう努めることが望ましい。

8-2-2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

解釈指針8-2-2-1

各科目について、会計大学院の理念や教育目的に応じた専任教員が置かれていること。

解釈指針8-2-2-2

専任教員の年齢構成に著しい偏りがないように努めていること。

8-3　研究者教員

8-3-1

研究者教員（次項8-4-1で規定する実務家教員以外の教員）は、概ね３年以上の教育歴を有し、かつ、担当する授業科目にかかる高度の研究の能力を有する者であること。

解釈指針8-3-1-1

教育歴については、研究教育機関において専任教員として３年以上の経験を有すること。

解釈指針8-3-1-2

高度の研究の能力とは、担当する授業科目の分野において、過去５年間一定の研究業績を有すること。

8-4　実務家教員（実務経験と高度な実務能力を有する教員）

8-4-1

基準8-2-1に規定する専任教員の数の概ね３割以上は、専攻分野における概ね５年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

解釈指針8-4-1-1

基準8-4-1で規定する実務家教員は、その実務経験との関連が認められる授業科目を担当していること。

解釈指針8-4-1-2（専任教員以外の者を充てる場合のみ）

基準8-4-1に規定する概ね３割の専任教員の数に３分の２を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者を充てることができる。その場合には、１年につき６単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の会計大学院の組織の運営について責任を担う者であること。

8-5　専任教員の担当科目の比率

8-5-1

各会計大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

解釈指針8-5-1-1

基準8-5-1に掲げる授業科目のうち必修科目、選択必修科目、各会計大学院が特に重要と考える授業科目については、概ね７割以上が、専任教員によって担当されていること。

8-6　教員の教育研究環境

8-6-1

会計大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

解釈指針8-6-1-1

各専任教員の授業負担は、会計大学院で少なくとも８単位以上、会計大学院も含む他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、多くとも年間30単位以下であることとし、年間24単位以下にとどめられていることが望ましい。

8-6-2

会計大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

8-6-3

会計大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

第９章　管理運営等

9-1　管理運営の独立性

9-1-1

会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独立の運営の仕組みを有していること。

解釈指針9-1-1-1

会計大学院の運営に関する重要事項を審議する会議が置かれていること。

会計大学院の運営に関する会議は、当該会計大学院の専任教授により構成されていること。ただし、当該会計大学院の運営に関する会議の定めるところにより、准教授その他の職員を加えることができる。

解釈指針9-1-1-2

専任の長が置かれていること。

9-1-2

会計大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜に関する重要事項については、会計大学院の教育に関する重要事項を審議する会議における審議が尊重されていること。

解釈指針9-1-2-1

平成15年文部科学省告示第53号第２条第２項により会計大学院の専任教員とみなされる者については、会計大学院の教育課程の編成等に関して責任を担うことができるよう配慮されていること。

9-1-3

教員の人事に関する重要事項については、会計大学院の教員の人事に関する会議における審議が尊重されていること。

9-1-4

会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

解釈指針9-1-4-1

会計大学院の設置者が、会計大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な経費を負担していること。

解釈指針9-1-4-2

会計大学院の設置者が、会計大学院において生じる収入又は会計大学院の運営のために提供された資金等について、会計大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮していること。

解釈指針9-1-4-3

会計大学院の設置者が、会計大学院の運営に係る財政上の事項について、会計大学院の意見を聴取する適切な機会を設けていること。

9-2　自己点検及び評価

9-2-1

会計大学院の教育水準の維持向上を図り、当該会計大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該会計大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

9-2-2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

解釈指針9-2-2-1

会計大学院には、教育活動等に関する自己点検及び評価を行う独自の組織が設置されていることが望ましい。

9-2-3

自己点検及び評価の結果を当該会計大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

解釈指針9-2-3-1

自己点検及び評価においては、当該会計大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、かかる目標を実現するための方法及び取組の状況等について示されていることが望ましい。

9-2-4

自己点検及び評価の結果について、当該会計大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

解釈指針9-2-4-1

会計大学院の自己点検及び評価に対する検証を行う者については、会計実務に従事し、会計大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含んでいること。

9-3　情報の公表

9-3-1

会計大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びWEBサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

9-3-2

会計大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

解釈指針9-3-2-1

教育活動等に関する重要事項を記載した文書には、次に掲げる事項が記載されていること。

(1) 設置者
(2) 教育上の基本組織
(3) 教員組織
(4) 収容定員及び在籍者数
(5) 入学者選抜
(6) 標準修了年限
(7) 教育課程及び教育方法
(8) 成績評価及び課程の修了
(9) 学費及び奨学金等の学生支援制度
(10) 修了者の進路及び活動状況

9-4　情報の保管

9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

解釈指針9-4-1-1

「評価の基礎となる情報」には、基準9-2-1に規定する自己点検及び評価に関する文書並びに基準9-3-2に規定する公表に係る文書を含む。

解釈指針9-4-1-2

評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から５年間保管されていること。

解釈指針9-4-1-3

「適切な方法での保管」とは、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる状態で保管することをいう。

第10章　施設、設備及び図書館等

10-1　施設の整備

10-1-1

会計大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該会計大学院の運営に必要十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

解釈指針10-1-1-1

教室、演習室及び実習室は、当該会計大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができるだけの規模、質及び数が備えられていること。

解釈指針10-1-1-2

教員室は、少なくとも各常勤専任教員につき１室が備えられていること、非常勤教員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースが確保されていることが望ましい。

解釈指針10-1-1-3

教員が学生と面談することのできる十分なスペースが確保されていること。

解釈指針10-1-1-4

すべての事務職員が十分かつ適切に職務を行えるだけのスペースが確保されていることが望ましい。

解釈指針10-1-1-5（後段のみ）

学生の自習室については、学生が基準10-3-1で規定する図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することを可能とするよう、その配置及び使用方法等において、図書館との有機的連携が確保されていることが望ましい。

自習室は、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されるよう努めていること。

解釈指針10-1-1-6

会計大学院の図書館等を含む各施設は、当該会計大学院の専用であるか、又は、会計大学院が管理に

参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

10-2　設備及び機器の整備

10-2-1

会計大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

10-3　図書館の整備

10-3-1

会計大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館及び蔵書が整備されていること。

解釈指針10-3-1-1

会計大学院の図書館は、当該会計大学院の専用であるか、又は、会計大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

解釈指針10-3-1-2

会計大学院の図書館には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員が適切に配置されていること。

解釈指針10-3-1-3

図書館の職員は、司書の資格及び情報調査に関する基本的素養を備えていることが望ましい。

解釈指針10-3-1-4

会計大学院の図書館には、教員による教育及び研究並びに学生の学習のために必要な書籍、雑誌及び資料を５万冊以上有すること。

解釈指針10-3-1-5

会計大学院の図書館の所蔵する図書及び資料については、その適切な管理及び維持に努めていること。

解釈指針10-3-1-6

会計大学院の図書館には、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整えられていること。

解釈指針10-3-1-7

会計大学院の図書館には、その会計大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果をあげるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

臨床心理学分野専門職大学院評価基準要綱

（案）　　（抜粋）

平成20年９月

財団法人 日本臨床心理士資格認定協会

検索

検索

Ⅰ　総　　則

１　評価の目的

1-1

財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下、「協会」という。）が、臨床心理学分野専門職大学院を置く大学からの求めに応じて実施する評価においては、我が国の臨床心理学分野専門職大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、協会が定める臨床心理学分野専門職大学院評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施する。

(1) 臨床心理学分野専門職大学院の教育活動等の質を保障するため、臨床心理学分野専門職大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。

(2) 当該臨床心理学分野専門職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、臨床心理学分野専門職大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該臨床心理分野専門職大学院にフィードバックすること。

(3) 臨床心理学分野専門職大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、臨床心理分野専門職大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

２　評価基準の性質及び機能

2-1

評価基準は、学校教育法第110条第２項に規定する大学評価基準として策定されたものである。

2-2

評価基準は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）に規定される設置基準等を踏まえて、協会が、臨床心理学分野専門職大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下、「適格認定」という。）をする際に臨床心理学分野専門職大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該臨床心理分野専門職大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものである。

2-3

基準はその内容により、次の２つに分類される。

(1) 各臨床心理学分野専門職大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

　　例　「･･･であること。」「･･･されていること。」等

(2) 各臨床心理学分野専門職大学院において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。

　　例　「･･･に努めていること。」等

2-4

解釈指針は、各基準に関する細則、並びに各基準に係る説明及び例示を規定したものである。

2-5

2-4における「各基準に対する細則」としての解釈指針は、その内容により、次の３つに分類される。

(1) 各臨床心理学分野専門職大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例 「･･･であること。」「･･･されていること。」等

(2) 各臨床心理学分野専門職大学院において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。

例 「･･･に努めていること。」等

(3) 各臨床心理学分野専門職大学院において、定められた内容が実施されていれば、評価において「優れている」と判断されるもの。

例 「･･･が望ましい。」等

３ 適格認定の要件等

3-1

各臨床心理学分野専門職大学院は、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に、適格認定が与えられる。(以下、協会から適格認定を受けた臨床心理学分野専門職大学院を「協会認定臨床心理学分野専門職大学院」という。)

3-2

評価基準に適合していると認められるためには、すべて基準が満たされていなければならない。

3-3

各基準を満たすためには、2-5-(1)及び(2)に分類される解釈指針が満たされていなければならない。

3-4

協会認定臨床心理学分野専門職大学院は、評価基準で定める要件を継続的に充足するだけでなく、臨床心理士養成の基本理念や当該臨床心理学分野専門職大学院の目的に照らして、教育活動等の水準を高めることに努めなければならない。

検索

Ⅱ　評価の基準

第１章　教育目的

1-1　教育目的

1-1-1

各臨床心理学分野専門職大学院においては、その創意をもって、将来の臨床心理士としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに臨床心理実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

1-1-2

各臨床心理学分野専門職大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1-1-1に適合していること。各臨床心理学分野専門職大学院の養成しようとする臨床心理士像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

解釈指針1-1-2-1

各臨床心理学分野専門職大学院の教育目的の達成度は、学生の学業成績及び在籍状況、並びに修了者の進路及び活動状況、その他必要な事項を総合勘案して判断するものとする。

第２章　教育内容

2-1　教育内容

2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、臨床心理士としての実務に必要な専門的な臨床心理知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに臨床心理士としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

解釈指針2-1-1-1

臨床心理学分野専門職大学院の教育課程は、臨床心理士養成のための教育機関として、臨床心理士養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されていること。

2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 臨床心理学基本科目
（臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理地域援助、臨床心理研究、臨床心理倫理に関する科目をいう。）

(2) 臨床心理学展開科目
（臨床心理地域援助に関する科目、臨床心理事例研究に関する科目をいう。）

(3) 臨床心理学応用・隣接科目
（臨床心理の応用領域に関する科目、臨床心理の応用技法に関する科目、臨床心

理と隣接する領域・分野に関する科目をいう。）

解釈指針2-1-2-1

臨床心理学基本科目は、臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理地域援助、臨床心理研究、臨床心理倫理について、将来の臨床心理士としての実務に必要とされる基本を学ぶ内容であること。

解釈指針2-1-2-2

臨床心理学展開科目は、実務の経験を有する教員による基本的な臨床心理領域（医療・保健、福祉、教育の領域等）での実務的なことを学ぶ内容であること。また、事例研究論文を作成するための論文構成、論文執筆について学ぶ内容であること。

解釈指針2-1-2-3

臨床心理学応用・隣接科目は、種々の臨床心理の領域について広く深く学ぶ内容であること。また、多様な臨床心理の応用技法について広く深く学ぶ内容であること。更に臨床心理と隣接する領域・分野について広く深く学ぶ内容であること。

2-1-3

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、臨床心理学分野専門職大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

解釈指針2-1-3-1

基準2-1-2(1)に定める臨床心理基本科目については、次に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とする。

(1) 臨床心理学原論（臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理地域援助、臨床心理研究、臨床心理倫理の概要を学ぶ科目をいう。） 4単位

(2) 臨床心理査定（臨床心理査定の基本を学ぶ科目をいう。なお、実習を含むこと。） 6単位

(3) 臨床心理面接（臨床心理面接の基本を学ぶ科目をいう。なお、実習を含むこと。） 6単位

解釈指針2-1-3-2

基準2-1-2(2)に定める臨床心理学展開科目については、次に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とする。

(1) 臨床心理地域援助（基本的な臨床心理領域での実務的なこと学ぶ科目をいう。なお、実習をふくむこと。） 10単位

(2) 臨床心理事例研究（事例研究論文の作成について学ぶ科目をいう。） 8単位

解釈指針2-1-3-3

基準2-1-2(3)に定める臨床心理応用・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち10単位以上が選択必修又は選択とされていること。

2-1-4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

第３章　教育方法

3-1　授業を行う学生数

3-1-1

臨床心理学分野専門職大学院においては、少人数による双方向又は多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

解釈指針3-1-1-1

臨床心理学分野専門職大学院においては、すべての授業科目について、当該授業科目の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて、基準3-1-1に適合する数の学生に対して授業が行われていること。（なお、適切な授業方法については解釈指針3-2-1-3を参照。）

解釈指針3-1-1-2

基準3-1-1にいう「学生数」とは、実際に当該授業科目を履修する者全員の数を指し、次に掲げる者を含む。

(1) 当該授業科目を再履修している者。

(2) 当該授業科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生（以下、合わせて「他専攻等の学生」という。）及び科目等履修生。

解釈指針3-1-1-3

他専攻等の学生又は科目等履修生による臨床心理学分野専門職大学院の授業科目の履修は、当該授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られていること。

3-2　授業の方法

3-2-1

臨床心理学分野専門職大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 専門的な臨床心理知識を確実に修得させるとともに、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な臨床心理的分析能力その他の臨床心理士として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。

(2) １年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。

(3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

解釈指針3-2-1-1

「専門的な臨床心理知識」とは、当該授業科目において臨床心理士として一般に必要と考えられる水準及び範囲の臨床心理的知識をいうものとする。

解釈指針3-2-1-2

「事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な臨床心理的分析能力その他の臨床心理士として必要な能力」とは、具体的事例に的確に対応することのできる能力をいうものとする。

解釈指針3-2-1-3

「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目的を効果的に達成するため、少人数に

よる双方向的又は他方向的な討論（教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行われていることをいう。）、ロールプレイ、現場体験、事例研究その他の方法をいうものとする。

解釈指針3-2-1-4

臨床心理学展開科目については、次に掲げる事項が確保されていること。

(1) 学外実習においては、参加学生による実習先の関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する適切な指導監督が行われていること。

(2) 学外実習においては、臨床心理学分野専門職大学院の教員が、実習先の実務指導者との間の連絡を踏まえて実習学生を適切に指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられていること。

解釈指針3-2-1-5

学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置としては、例えば次に掲げるものが考えられる。

(1) 授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮したものであること。

(2) 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。

(3) 予習又は復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。

(4) 授業時間外の自習が可能となるよう、第11章の各基準に適合する自習室スペースや教材、データベース等の施設、設備及び図書が備えられていること。

解釈指針3-2-1-6

集中講義を実施する場合には、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるように配慮されていること。

3-3　履修科目登録単位数の上限

3-3-1

臨床心理学分野専門職大学院における各年次において、学生が履修科目とし登録することのできる単位数は、原則として36単位が上限とされていること。

第４章　学内実習施設における実習

4-1　学内実習施設

4-1-1

学内実習施設（臨床心理センター等）には、その規模に応じ、臨床心理実習を行うに必要十分な面接室、遊戯療法室、事務室その他の施設が整備されていること。

解釈指針4-1-1-1

面接室は、個別面接室、集団面接室等を設け、適度な広さで、落ち着いた雰囲気があり、話し声が外に漏れない部屋であること。

解釈指針4-1-1-2

遊戯療法室は、適度な広さがあり、いろいろな遊具が揃えられていて、怪我をしないように安全面の配慮がなされている部屋であること。

解釈指針4-1-1-3

事務室は、実習の遂行がスムーズに行われるのをサポートするような設備、備品、書類等を整え、事

務員が駐在している部屋であること。

解釈指針4-1-1-4

その他の施設として、受付の場所、クライエントのための待合室、カルテを安全に保存するためのカルテ保管室等が設けられていること。

解釈指針4-1-1-5

学内実習施設全体は、バリアフリーであること。

4-2　臨床心理実習

4-2-1

学内実習施設（臨床心理センター等）における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、学生のケース担当、ケースカンファレンス、スーパービジョン体制等について適切な配慮が行われていること。

解釈指針4-2-1-1

「倫理遵守」については、心理臨床において遵守すべき倫理（クライエントの権利擁護、インフォームド・コンセント、守秘義務及び守秘義務解除、個人情報・面接記録の取り扱い、ハラスメントの予防等）について、実践的な指導が適切に行われていること。

解釈指針4-2-1-2

「学生のケース担当」については、学生は、クライエントの発達段階や問題が偏らず多様になるようにして、3ケース以上は担当できるようにすること。

解釈指針4-2-1-3

「スーパービジョン体制」については、学生がケースを担当する場合、適切なスーパービジョンが行われていること。

第5章　成績評価及び修了認定

5-1　成績評価

5-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
(2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
(3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
(4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

解釈指針5-1-1-1

基準5-1-1(1)における成績評価の基準として、授業科目の性質上不都合な場合を除き、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。

解釈指針5-1-1-2

基準5-1-1(2)における措置としては、例えば次に掲げるものが考えられる。

(1) 成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。

(2) 筆記試験採点の際の匿名性が適切に確保されていること。

(3) 科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

解釈指針5-1-1-3

基準5-1-1(3)にいう「必要な関連情報」とは、筆記試験を行った場合については、当該試験における成績評価の基準及び成績分布に関するデータを指す。

解釈指針5-1-1-4

基準5-1-1(4)にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行われていること、及び当該学期の授業につき、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者に対して行われる試験（いわゆる追試験）について受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていること等を指す。

5-1-2

学生が在籍する臨床心理学分野専門職大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該臨床心理学分野専門職大学院における単位を認定する場合には、当該臨床心理学分野専門職大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

5-2 修了認定及びその要件

5-2-1

臨床心理学分野専門職大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 2年（2年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、44単位以上を修得していること。この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、14単位を超えない範囲で、当該臨床心理学分野専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該臨床心理学分野専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて14単位を超えない範囲で、当該臨床心理学分野専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該臨床心理学分野専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(2) 次のアからウまでに定める授業科目につき、それぞれアからウまでに定める単位数以上を修得していること。

ア 臨床心理学基本科目　16単位

イ 臨床心理学展開科目　18単位

ウ 臨床心理学応用・隣接科目　10単位

第 6 章　教育内容等の改善措置

6-1　教育内容等の改善措置

6-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

解釈指針6-1-1-1

「教育の内容及び方法の改善」とは、いかなるトピックがどのような観点からどの程度の質と量において教育課程の中でとりあげられるべきか等（教育内容）、及び学生に対する発問や応答、資料配布、板書、発生の仕方等（教育方法）についての改善をいうものとする。

解釈指針6-1-1-2

「組織的かつ継続的に行われていること」とは、改善すべき項目及びその方法に関する方針を決定し、改善に関する情報を管理し、改善のための諸措置の実施を担当する組織が、臨床心理学分野専門職大学院内に設置されていることをいうものとする。

解釈指針6-1-1-3

「研修及び研究」の内容としては、例えば次に掲げるものが考えられる。

(1) 授業及び教材等に対する学生、教員相互、又は外部者による評価を行い、その結果を検討する実証的方法。

(2) 教育方法に関する専門家、又は教育経験豊かな同僚教員による講演会や研修会の開催等の啓蒙的方法。

(3) 外国大学や研究所等における情報・成果の蓄積・利用等の調査的方法。

6-1-2

臨床心理学分野専門職大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

解釈指針6-1-2-1

実務家として十分な経験を有する教員であって、教育上の経験に不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得ること、また、大学の学部や大学院において十分な教育経験を有する教員であって、実務上の知見に不足すると認められる者については、担当する授業科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得ることが、それぞれに確保されているよう、臨床心理学分野専門職大学院において適切な措置をとるよう努めていること。

第 7 章　入学者選抜等

7-1　入学者受入

7-1-1

公平性、開放性、多様性の確保と前提としつつ、各臨床心理学分野専門職大学院の教育の理念及び目的に照らして、各臨床心理学分野専門職大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

解釈指針7-1-1-1

臨床心理学分野専門職大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制がとられていること。

解釈指針7-1-1-2

入学志願者に対して、当該臨床心理学分野専門職大学院の理念及び教育目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法、並びに基準10-3-2に定める事項について、事前に周知するよう努めていること。

7-1-2

入学者選抜が各臨床心理学分野専門職大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

7-1-3

臨床心理学分野専門職大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各臨床心理学分野専門職大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

解釈指針7-1-3-1

入学者選抜において、当該臨床心理学分野専門職大学院を設置している大学の主として臨床心理を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者（以下、「自校出身者」という。）について優先枠を設ける等の優遇措置を講じていないこと、入学者に占める自校出身者の割合が著しく多い場合には、それが不当な措置によるものでないことが説明されていること。

7-1-4

入学者選抜に当たっては、臨床心理学分野専門職大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が的確かつ客観的に評価されていること。

解釈指針7-1-4-1

入学者選抜に当たっては、臨床心理学分野専門職大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が、的確かつ客観的に評価されていること。

7-1-5

入学者選抜に当たって、多様な経験を有する者を入学させるように努めていること。

解釈指針7-1-5-1

社会人等については、入学者選抜において、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めていること。

7-2　収容定員と在籍者数

7-2-1

臨床心理学分野専門職大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

解釈指針7-2-1-1

基準7-2-1に規定する「収容定員」とは、入学定員の２倍の数をいう。また、同基準に規定する在籍者には、原級留置者及び休学者を含む。

解釈指針7-2-1-2
在籍者数が収容定員を上回った場合は、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

7-2-2
入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないように努めていること。

解釈指針7-2-2-1
在籍者数等を考慮しつつ、入学定員の見直しが適宜行われていること。

第８章　学生の支援体制

8-1　学習支援

8-1-1
学生が在学期間中に臨床心理学分野専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各臨床心理学分野専門職大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

解釈指針8-1-1-1
入学者に対して、臨床心理学分野専門職大学院における教育のガイダンスが適切に行われていること。

解釈指針8-1-1-2
履修指導においては、各臨床心理学分野専門職大学院が掲げる教育の理念及び目的に照らして適切なガイダンスが実施されていること。

8-1-2
各臨床心理学分野専門職大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

解釈指針8-1-2-1
オフィスアワーが設定されている場合には、それを有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時又は面談の予約の方法等が周知されていること。

解釈指針8-1-2-2
学習相談、助言体制を有効に機能させるための施設や環境の整備に努めていること。

8-1-3
各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

解釈指針8-1-3-1
「教育補助者」にはティーチング・アシスタント（TA）等が含まれる。

8-2　生活支援等

8-2-1
学生が在学期間中に臨床心理学分野専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、

学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言・支援体制の整備に努めていること。

解釈指針8-2-1-1
各臨床心理学分野専門職大学院は、多様な措置（各臨床心理学分野専門職大学院における奨学基金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等）によって学生が奨学金制度等を利用できるように努めていること。

解釈指針8-2-1-2
学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置する等必要な相談助言体制の整備に努めていること。

8-3　障がいのある学生に対する支援

8-3-1
身体に障がいのある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障がいのある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めること。

解釈指針8-3-1-1
身体に障がいのある者に対しても、等しく受験の機会を確保し、障がいの種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫することに努めていること。

解釈指針8-3-1-2
身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充足に努めていること。

解釈指針8-3-1-3
身体に障がいのある学生に対しては、修学上の支援、実習・実技上の特別措置を認める等、相当な配慮に努めていること。

8-4　職業支援（キャリア支援）

8-4-1
学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

解釈指針8-4-1-1
学生がそれぞれのめざす進路の選択ができるように、その規模及び教育目的に照らして、適切な相談窓口を設置する等、支援に努めていること。

第9章　教員組織

9-1　教員の資格と評価

9-1-1
研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

9-1-2

基準9-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として置かれていること。

(1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
(2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

解釈指針9-1-1・2-1

教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する臨床心理専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び評価の結果の公表その他の方法で開示されていること。

解釈指針9-1-2-2

基準9-1-2に規定する専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動も自己点検及び評価の結果の公表その他の方法で開示されていることが望ましい。

解釈指針9-1-2-3

基準9-1-2に規定する専任教員は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に規定する教員の数に算入することができない。

解釈指針9-1-2-4

基準9-1-2に規定する専任教員は、平成25年度までの間、解釈指針9-1-2-3の規定に関わらず、同基準に規定する教員の数の3分の1を超えない範囲で、大学設置基準第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第9条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第9条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、基準9-1-2に規定する専任教員の数のすべてを算入することができる。

9-2　専任教員の担当授業科目の比率

9-2-1

各臨床心理学分野専門職大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

解釈指針9-2-1-1

基準9-2-1に掲げる授業科目のうち必修科目については、その授業の概ね7割以上が、専任教員によって担当されていること。

9-3　教員の教育研究環境

9-3-1

臨床心理学分野専門職大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

解釈指針9-1-1-1

各専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤講師を含む。）を通じて、年間20単位以下にとどめられていることが望ましい。なお、多くとも年間30単位以下であること。

9-3-2
臨床心理学分野専門職大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるように努めていること。

9-3-3
臨床心理学分野専門職大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

第10章　管理運営等

10-1　管理運営の独自性

10-1-1
臨床心理学分野専門職大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

解釈指針10-1-1-1
臨床心理学分野専門職大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下、「臨床心理分野専門職大学院の運営に関する会議」という。）が置かれていること。
臨床心理学分野専門職大学院の運営に関する会議は、当該臨床心理分野専門職大学院の専任教授により構成されていること。
ただし、当該臨床心理学分野専門職大学院の運営に関する会議の定めるところにより、准教授その他の職員を加えることができる。

解釈指針10-1-1-2
専任の長が置かれていること。

解釈指針10-1-1-3
臨床心理学分野専門職大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項については、臨床心理学分野専門職大学院の運営に関する会議における審議が尊重されていること。

解釈指針10-1-1-4
平成15年度文部科学省告示第53号第２条第２項により臨床心理学分野専門職大学院の専任教員とみなされる者については、臨床心理学分野専門職大学院の教育課程の編成等に関して責任を担うことができるように配慮されていること。

10-1-2
臨床心理学分野専門職大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

10-1-2-1
臨床心理学分野専門職大学院の管理運営のための事務体制及び職員の配置は、臨床心理分野専門職大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切なものであること。

10-1-2-2
臨床心理学分野専門職大学院の管理運営を適切に行うために、職員の能力の向上を図るよう努めていること。

10-1-3

臨床心理学分野専門職大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

解釈指針10-1-3-1

臨床心理学分野専門職大学院の設置者が、臨床心理学分野専門職大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な経費を負担していること。

解釈指針10-1-3-2

臨床心理学分野専門職大学院の設置者が、臨床心理学分野専門職大学院において生じる収入又は臨床心理学分野専門職大学院の運営のために提供された資金等について、臨床心理学分野専門職大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮していること。

解釈指針10-1-3-3

臨床心理学分野専門職大学院の設置者が、臨床心理学分野専門職大学院の運営に係る財政上の事項について、臨床心理学分野専門職大学院の意見を聴取する適切な機会を設けていること。

10-2　自己点検及び評価

10-2-1

臨床心理学分野専門職大学院の教育水準の維持向上を図り、当該臨床心理学分野専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該臨床心理学分野専門職大学院における教育活動等の状況について、自ら自己点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

10-2-2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

解釈指針10-2-2-1

臨床心理学分野専門職大学院には、教育活動等に関する自己点検及び評価を行う独自の組織を設置するよう努めていること。

10-2-3

自己点検及び評価の結果を当該臨床心理学分野専門職大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

解釈指針10-2-3-1

自己点検及び評価においては、当該臨床心理学分野専門職大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、この目標実現するための方法及び取り組の状況等について示されていることが望ましい。

10-2-4

自己点検及び評価の結果について、当該臨床心理学分野専門職大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

解釈指針10-2-4-1

臨床心理学分野専門職大学院の自己点検及び評価に対する検証を行う者については、臨床心理実務に従事し、臨床心理学分野専門職大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含んでいること。

10-3　情報の公示

10-3-1

臨床心理学分野専門職大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

10-3-2

臨床心理学分野専門職大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

解釈指針10-3-2-1

教育活動等に関する重要事項を記載した文書には、次に掲げる事項が記載されていること。

(1) 設置者
(2) 教育上の基本組織
(3) 教員組織
(4) 収容定員及び在籍者数
(5) 入学者選抜
(6) 標準修了年限
(7) 教育課程及び教育方法
(8) 成績評価及び課程の修了
(9) 学費及び奨学金等の学生支援制度
(10) 修了者の進路及び活動状況

10-4　情報の保管

10-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

解釈指針10-4-1-1

「評価の基礎となる情報」には、基準10-2-1に規定する自己点検及び評価に関する文書並びに基準10-3-2に規定する公表に係る文書を含む。

解釈指針10-4-1-2

評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から５年間保管されていること。

解釈指針10-4-1-3

「適切な方法での保管」とは、評価機関の求めに応じて、「すみやかに提出できる状態で保管することをいう。

第11章　施設、設備及び図書館等

11-1　施設の整備

11-1

臨床心理学分野専門職大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該臨床心理学分野専門職大学院の運営に必要充分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

解釈指針11-1-1-1

教室、演習室及び実習室は、当該臨床心理学分野専門職大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができるだけの規模、質及び数が備えられていること。

解釈指針11-1-1-2

教員室は、少なくとも各常勤専任教員につき１室が備えられていること、非常勤職員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースを確保するよう努めていること。

解釈指針11-1-1-3

教員が学生と十分に面談できるスペースが確保されていること。

解釈指針11-1-1-4

すべての事務職員が十分かつ適切に職務と行うことができるだけのスペースを確保するよう努めていること。

解釈指針11-1-1-5

学生の自習室については、学生が基準11-3-1で規定する図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することを可能とするよう、その配置及び使用方法等において、図書館との有機的連携が確保されていることが望ましい。

自習室は、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されるよう努めていること。

解釈指針11-1-1-6

臨床心理学分野専門職大学院の図書館等を含む各施設は、当該臨床心理学分野専門職大学院の専用であるか、又は、臨床心理学分野専門職大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

11-2　設備及び機器の整備

11-2-1

臨床心理学分野専門職大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

11-3　図書館の整備

11-3

臨床心理学分野専門職大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されてい

ること。

解釈指針11-3-1-1

臨床心理学分野専門職大学院の図書館は、当該臨床心理学分野専門職大学院の専用であるか、又は、臨床心理学分野専門職大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

解釈指針11-3-1-2

臨床心理学分野専門職大学院の図書館には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員が適切に配置されていること。

解釈指針11-3-1-3

臨床心理学分野専門職大学院の図書館の職員は、司書の資格及び臨床心理情報調査に関する基本的素養を備えていることが望ましい。

解釈指針11-3-1-4

臨床心理学分野専門職大学院の図書館には、その臨床心理分野専門職大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習のために必要な図書及び資料が適切に備えられていること。

解釈指針11-3-1-5

臨床心理学分野専門職大学院の図書館の所蔵する図書及び資料については、その適切な管理及び維持に努めていること。

解釈指針11-3-1-6

臨床心理学分野専門職大学院の図書館には、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整えられていること。

解釈指針11-3-1-7

臨床心理学分野専門職大学院の図書館には、その臨床心理分野専門職大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

3　委員会規程

(1) 関西大学自己点検・評価委員会規程

制定　平成5年7月9日

（設　置）

第1条　本大学に、関西大学学則第1条の2第2項の規定に基づき、本大学全体の教育研究水準の向上を図るため、関西大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任　務）

第2条　委員会は、本大学の教育研究に関する全学の活動状況並びに組織、施設・設備、運営の状況及び財政状況について、各機関が作成した報告をもとに、全学的観点に立って自己点検・評価を行い、学長に報告する。

2　委員会は、その任務を遂行するに当たって、個人の権利と学部の自治等各機関の自主性を尊重するものとする。

（構　成）

第3条　委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 大　学

ア　各学部及び外国語教育研究機構に設置された自己点検・評価を行うための委員会の教育職員である委員の中から、それぞれの委員会により推薦され、教授会によって承認された者　各1名

イ　各研究科に設置された自己点検・評価を行うための委員会の教育職員である委員の中から、それぞれの委員会により推薦され、研究科委員会又は教授会によって承認された者　各1名

ウ　東西学術研究所、経済・政治研究所、先端科学技術推進機構、法学研究所に設置された自己点検・評価を行うための委員会の教育職員である委員の中から、それぞれの委員会により推薦され、各研究所長及び機構長によって承認された者　各1名

エ　教育推進部副部長　1名

オ　図書館及びインフォメーションテクノロジーセンターに設置された自己点検・評価を行うための委員会の委員の中から、それぞれの委員会により推薦され、図書館長又はインフォメーションテクノロジーセンター所長によって承認された者　各1名

カ　学長により指名された専任の教育職員　3名以内

キ　学長補佐

ク　大学本部長

ケ　学長室長

コ　学事局長

サ　入試事務局長

シ　学生サービス事務局長

ス　キャリアセンター事務局長

(2)　法　人

ア　総合企画室長

イ　広報室長

ウ　総務局長

エ　財務局長

オ　管財局長

（委員長及び副委員長）

第4条　委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2　委員長は、委員会を代表し、その業務を統轄する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、これを代行する。

（委員長及び副委員長の選任）

第５条　委員長は、第３条第１号ア及びイに規定する委員の中から選出し、学長の承認を経て理事会が任命する。

2　副委員長は、第３条第１号に規定する委員の中から、委員長が指名し、学長の承認を経て理事会が任命する。

（委員の任期）

第６条　第３条第１号アからカまでの委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　前項の委員に欠員が生じたときは、補充しなければならない。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会の運営）

第７条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2　委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立する。

3　委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

4　委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

（職掌事項）

第８条　委員会は、第２条第１項に規定する任務を遂行するため、次の事項について、審議決定し、実施する。

(1) 自己点検・評価項目の設定及び変更

(2) 資料の収集及び分析

(3) 各機関に対する自己点検・評価の報告依頼及び提出された報告事項の確認

(4) 第２号の資料及び第３号の報告に基づく自己点検・評価

(5) 報告書の作成及び学長への提出

(6) 自己点検・評価のための調査研究

(7) その他自己点検・評価に必要な事項

2　委員会は、前項第２号に規定する資料の収集のため、それに係る各機関に対して協力を求めることができる。

3　委員会は、第１項第２号の規定により収集及び整理した資料を各機関の求めに応じて提供する。

4　委員会は、第１項第２号の規定により資料を分析した結果については、必要に応じ、学内に広く開示するものとする。

（結果の報告及び公表）

第９条　委員会は、隔年に、自己点検・評価の結果について報告書を作成し、学長に提出する。

2　前項の報告書は、学長が意見を付し、委員会の議を経たのち、公表する。

（事　務）

第10条　委員会の事務は、点検・評価推進課が行う。

（委　任）

第11条　この規程に定めるもののほか委員会の活動及び運営に関して必要な事項は、細則で定める。

附　則

この規程は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成10年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成11年４月１日から施行する。

検索

附　則

この規程（改正）は、平成12年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成12年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成13年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成14年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成15年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成15年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成18年10月12日から施行し、平成18年８月１日から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成20年10月１日から施行する。

(2) 学校法人関西大学自己点検・評価委員会規程

制定　平成21年１月29日

（設　置）

第１条　学校法人関西大学（以下「本学」という。）に、本学の教育研究水準の向上を図り、社会的使命を達成するため、学校法人関西大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任　務）

第２条　委員会は、これまでの自己点検・評価活動の趣旨を尊重し、本学の自己点検・評価の実施及びその結果の公表に際して総括し、自己点検・評価活動の推進・発展を図る。

２　委員会は、前項の活動に関する客観性・公平性を担保するため、外部評価委員会の意見を聴取し、その意見を自己点検・評価活動に反映させるものとする。

３　前項の外部評価委員会に関する委員構成、職務等については別に定める。

（構　成）

第３条　委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 学長
(2) 専務理事
(3) 常務理事　１名
(4) 関西大学第一高等学校長
(5) 関西大学北陽高等学校長
(6) 関西大学第一中学校長
(7) 関西大学幼稚園長
(8) 副学長　１名
(9) 学長補佐　１名
(10) 法人本部長
(11) 大学本部長
(12) 総合企画室長
(13) 初等中等教育事務局長

２　委員会は、前項のほか、委員長が必要と認める者若干名を委員に加えることができる。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に、委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員会を代表し、その業務を統括する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

（委員長及び副委員長の選任）

第５条　委員長は、第３条第１項第２号に規定する委員をもって充てる。

２　副委員長は、第３条第１項第１号及び第３号に規定する委員をもって充てる。

（委員の任期）

第６条　第３条第１項に規定する委員の任期は、役職在任中とする。

２　第３条第２項に規定する委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員会の運営）

第７条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立する。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

４　委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

（職掌事項）

第８条　委員会は、第２条に規定する任務を遂行するため、大学部門委員会 及び初等中等教育部門委員会の自己点検・評価を総括するとともに、次の事項について審議決定する。

(1) 自己点検・評価に関する評価目標、評価項目、評価指標等の設定

(2) 資料の収集及び分析

(3) 大学部門委員会及び初等中等教育部門委員会が取りまとめた自己点検・評価結果の集約

(4) 大学部門委員会及び初等中等教育部門委員会が取りまとめた自己点検・評価結果に対する助言・勧奨

(5) 理事会への総括結果の報告

(6) 総括結果の公表

(7) 大学機関別認証評価を受ける際の認証評価機関の決定及び対応

(8) 自己点検・評価のための調査研究

(9) その他自己点検・評価に必要な事項

（自己点検・評価結果への対応）

第９条　法人、大学、高等学校、中学校、幼稚園及びその部局は、自己点検・評価結果に基づき、その教育研究活動等について、改善が必要と認められた場合は、その改善に努めなければならない。

（自己点検・評価企画委員会）

第10条　委員会のもとに、自己点検・評価企画委員会（以下「企画委員会」という。）を置く。

２　企画委員会は、第８条に規定する職掌事項の企画及び立案を行う。

３　企画委員会は、第８条に規定する職掌事項について、大学部門委員会及び初等中等教育部門委員会と協議・調整を行い、その結果について委員会の承認を得る。

４　企画委員会に関する活動及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

（構　成）

第11条　企画委員会は、第３条第１項に規定する委員のうちから次の者をもって構成する。

(1) 常務理事　１名

(2) 関西大学第一高等学校長又は関西大学北陽高等学校長

(3) 副学長　１名

(4) 学長補佐　１名

(5) 総合企画室長

２　企画委員会は、前項のほか、委員長が必要と認める者若干名を委員に加えることができる。

（企画委員長等）

第12条　企画委員会に、委員長及び副委員長を置く。

２　企画委員会の委員長は、前条第１項第１号の委員をもって充てる。

３　企画委員会の副委員長は、前条第１項第３号の委員をもって充てる。

４　企画委員会は委員長が招集し、その議長となる。

５　企画委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

６　前条第２項に規定する委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（大学部門委員会）

第13条　委員会のもとに、法人及び大学の自己点検・評価に関する事項を統括する大学部門委員会を置く。

２　大学部門委員会は、本大学の教育研究に関する全学の活動状況並びに組織、施設・設備、管理運営及び財政の状況について、各学部、研究科及び各機関が作成した報告をもとに、全学的観点に立って自己点検・評価を行い、その結果について報告書を作成し、学長に報告する。

３　前項の報告書は、学長が意見を付し、大学部門委員会の議を経たのち、委員会へ報告する。

（構　成）

第14条　大学部門委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 第3条第1項第8号に規定する副学長　1名

(2) 第3条第1項第9号に規定する学長補佐　1名

(3) 教育推進部、研究推進部、社会連携部及び国際部から選出された副部長　各1名

(4) 各学部及び研究科に設置された自己点検・評価委員会の委員長

(5) 東西学術研究所、経済・政治研究所、法学研究所及び人権問題研究室に設置された自己点検・評価委員会の委員長並びに先端科学技術推進機構及びソシオネットワーク戦略研究機構の副機構長

(6) 入試センター、学生センター、キャリアセンター、図書館、博物館、インフォメーションテクノロジーセンター及び保健管理センターに設置された自己点検・評価委員会の委員長

(7) 大学本部長

(8) 学長室長

(9) 学事局長

(10) 入試事務局長

(11) 学生サービス事務局長

(12) キャリアセンター事務局長

(13) 学術情報事務局長

(14) 総合企画室長

(15) 広報室長

(16) 総務局長

(17) 財務局長

(18) 管財局長

2　大学部門委員会は、前項のほか、委員長が必要と認める者若干名を委員に加えることができる。

（大学部門委員長等）

第15条　大学部門委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2　大学部門委員会の委員長は、委員会を代表し、その業務を統括する。

3　大学部門委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

4　大学部門委員会の委員長は、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

5　大学部門委員会の副委員長は、前条第1項第2号の委員をもって充てる。

6　前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（大学部門委員会の運営）

第16条　大学部門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2　大学部門委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3　大学部門委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

4　大学部門委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

（委　任）

第17条　この規程に定めるもののほか大学部門委員会の活動及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

（初等中等教育部門委員会）

第18条　委員会のもとに、高等学校、中学校及び幼稚園の自己点検・評価に関する事項を統括する初等中等教育部門委員会を置く。

2　初等中等教育部門委員会は、高等学校、中学校及び幼稚園が作成した報告をもとに、高等学校、中学校及び幼稚園全体としての自己点検・評価を行い、報告書としてとりまとめ、委員会に報告する。

（構　成）

第19条　初等中等教育部門委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 関西大学第一高等学校長

(2) 関西大学北陽高等学校長

(3) 関西大学第一中学校長

(4) 関西大学幼稚園長

(5) 法人本部長

(6) 初等中等教育事務局長

2　初等中等教育部門委員会は、前項のほか、委員長が必要と認める者若干名を委員に加えることができる。

（初等中等教育部門委員長等）

第20条　初等中等教育部門委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2　初等中等教育部門委員会の委員長は、委員会を代表し、その業務を統括する。

3　初等中等教育部門委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

4　初等中等教育部門委員会の委員長は、前条第1項第1号の委員又は前条第1項第2号の委員をもって充てる。

5　初等中等教育部門委員会の副委員長は、前条第1項第1号の委員又は前条第1項第2号の委員のうち前項の規定により委員長に選出された者を除く委員をもって充てる。

6　前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（初等中等教育部門委員会の運営）

第21条　初等中等教育部門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2　初等中等教育部門委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3　初等中等教育部門委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

4　初等中等教育部門委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

（委　任）

第22条　この規程に定めるもののほか初等中等教育部門委員会の活動及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

（事　務）

第23条　この規程に関する事務は、点検・評価推進課が行う。

附　則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

検索

4　委員会名簿

(1) 関西大学自己点検・評価委員会名簿（2008年4月1日～9月30日）

所属(選出母体)		氏　名	任　期	備　考
法学部		吉田徳夫	20.4.1～22.3.31	教授
文学部		池見陽	20.4.1～22.3.31	教授
経済学部		菅田一	20.4.1～22.3.31	准教授
商学部		大倉雄次郎	20.4.1～21.3.31	教授
社会学部		古川誠	20.4.1～22.3.31	准教授
政策創造学部		原田輝彦	20.4.1～22.3.31	教授
総合情報学部		塩村尊	20.4.1～22.3.31	教授
システム理工学部		梅川尚嗣	20.4.1～22.3.31	准教授
環境都市工学部		岡絵理子	20.4.1～22.3.31	准教授
化学生命工学部		池内俊彦	20.4.1～22.3.31	教授
外国語教育研究機構		山崎直樹	20.4.1～22.3.31	教授
大学院	法学研究科	角田猛之	20.4.1～22.3.31	法学部 教授
	文学研究科	二階堂善弘	20.4.1～22.3.31	文学部 教授
	経済学研究科	竹下公視	20.4.1～22.3.31	経済学部 教授　【委員長】
	商学研究科	廣田俊郎	20.4.1～22.3.31	商学部 教授
	社会学研究科	松井修視	20.4.1～22.3.31	社会学部 教授
	総合情報学研究科	広兼道幸	20.4.1～22.3.31	総合情報学部 教授
	工学研究科	中井暉久	20.4.1～21.3.31	環境都市工学部 教授
	外国語教育学研究科	高橋秀彰	20.4.1～22.3.31	外国語教育研究機構 教授
	心理学研究科	清水和秋	20.4.1～22.3.31	社会学部 教授　【副委員長】
	法務研究科	越山和広	20.4.1～22.3.31	教授
	会計研究科	清水涼子	20.4.1～22.3.31	教授
東西学術研究所		井上克人	20.4.1～22.3.31	文学部 教授
経済・政治研究所		桑原尚史	20.4.1～22.3.31	総合情報学部 教授
先端科学技術推進機構		石川正司	20.4.1～22.3.31	化学生命工学部 教授
法学研究所		岡本哲和	20.4.1～22.3.31	政策創造学部　教授
全学共通教育推進機構		吉田宗弘	20.4.1～22.3.31	化学生命工学部 教授
図書館		工藤康弘	20.4.1～22.3.31	文学部 教授
インフォメーションテクノロジーセンター		榎原博之	20.4.1～22.3.31	システム理工学部 准教授
学長指名		小池渺	20.4.1～22.3.31	経済学部 教授
		杉本隆史	20.4.1～22.3.31	化学生命工学部 教授
		和田葉子	20.4.1～22.3.31	外国語教育研究機構 教授
学長補佐		良永康平	在職任期中	経済学部 教授
		上島紳一	在職任期中	総合情報学部 教授
		新井恭彦	在職任期中	システム理工学部 教授
大学本部長		小西靖洋	在職任期中	
学長室長		岡田弘行	在職任期中	
学事局長		土橋良一	在職任期中	
入試事務局長		道前博	在職任期中	
学生サービス事務局長		五藤勝三	在職任期中	
キャリアセンター事務局長		吉原健二	在職任期中	
総合企画室長		北田伸治	在職任期中	
広報室長		藤本清高	在職任期中	
総務局長		西岡雅史	在職任期中	
財務・管財局長		重田勝紀	在職任期中	

注）商学部の大倉雄次郎教授、環境都市工学部の中井暉久教授は、定年延長中であり、平成21年度定年延長の場合の任期は平成22年３月31日までとなる。

検索

(2) 関西大学自己点検・評価委員会名簿（2008年10月1日～2009年3月31日）

所属(選出母体)		氏名	任期	備考
法学部		吉田徳夫	20.4.1～22.3.31	教授
文学部		池見陽	20.4.1～22.3.31	教授
経済学部		北原聡	20.10.1～22.3.31	准教授
商学部		大倉雄次郎	20.4.1～21.3.31	教授
社会学部		古川誠	20.4.1～22.3.31	准教授
政策創造学部		羽原敬二	20.10.1～22.3.31	教授
総合情報学部		塩村尊	20.4.1～22.3.31	教授
システム理工学部		梅川尚嗣	20.4.1～22.3.31	准教授
環境都市工学部		岡絵理子	20.4.1～22.3.31	准教授
化学生命工学部		池内俊彦	20.4.1～22.3.31	教授
外国語教育研究機構		山崎直樹	20.4.1～22.3.31	教授
大学院	法学研究科	角田猛之	20.4.1～22.3.31	法学部 教授
	文学研究科	原田正俊	20.10.1～22.3.31	文学部 教授
	経済学研究科	林宏昭	20.10.1～22.3.31	経済学部 教授
	商学研究科	廣田俊郎	20.4.1～22.3.31	商学部 教授　【副委員長】
	社会学研究科	松井修視	20.4.1～22.3.31	社会学部 教授
	総合情報学研究科	広兼道幸	20.4.1～22.3.31	総合情報学部 教授
	工学研究科	中井暉久	20.4.1～21.3.31	環境都市工学部 教授
	外国語教育学研究科	西川和男	20.10.1～22.3.31	外国語教育研究機構 教授
	心理学研究科	清水和秋	20.4.1～22.3.31	社会学部 教授　【委員長】
	法務研究科	越山和広	20.4.1～22.3.31	教授
	会計研究科	清水涼子	20.4.1～22.3.31	教授
東西学術研究所		井上克人	20.4.1～22.3.31	文学部 教授
経済・政治研究所		桑原尚史	20.4.1～22.3.31	総合情報学部 教授
先端科学技術推進機構		石川正司	20.4.1～22.3.31	化学生命工学部 教授
法学研究所		小西秀樹	20.10.1～22.3.31	政策創造学部　教授
教育推進部		橋寺知子	20.10.1～22.3.31	環境都市工学部 准教授
図書館		工藤康弘	20.4.1～22.3.31	文学部 教授
インフォメーションテクノロジーセンター		榎原博之	20.4.1～22.3.31	システム理工学部 准教授
学長指名		小池渺	20.4.1～22.3.31	経済学部 教授
		杉本隆史	20.4.1～22.3.31	化学生命工学部 教授
		和田葉子	20.4.1～22.3.31	外国語教育研究機構 教授
学長補佐		良永康平	在職任期中	経済学部 教授
		上島紳一	在職任期中	総合情報学部 教授
		新井恭彦	在職任期中	システム理工学部 教授
大学本部長		岡田弘行	在職任期中	
学長室長			在職任期中	
学事局長		土橋良一	在職任期中	
入試事務局長		道前博	在職任期中	
学生サービス事務局長		五藤勝三	在職任期中	
キャリアセンター事務局長		吉原健二	在職任期中	
総合企画室長		北田伸治	在職任期中	
広報室長		藤本清高	在職任期中	
総務局長		西岡雅史	在職任期中	
財務局長		重田勝紀	在職任期中	
管財局長		岡村和彦	在職任期中	

注）商学部の大倉雄次郎教授、環境都市工学部の中井暉久教授は、定年延長中であり、平成21年度定年延長の場合の任期は平成22年３月31日までとなる。

検索

(3) 学校法人関西大学自己点検・評価委員会（大学部門委員会）名簿（2009年4月1日～9月30日）

所属(選出母体)		氏　名	備　考
副学長		芝井敬司（教　授）	～21.9.30　委員長
学長補佐		新井拳彦（教　授）	～21.9.30　副委員長
教育推進部		橋寺知子（准教授）	～21.9.30
研究推進部		舟場拓司（教　授）	～21.9.30
社会連携部		杉本隆史（教　授）	～23.3.31
国際部		石垣泰輔（教　授）	～21.9.30　※
法学部		大津留智恵子（教　授）	～22.3.31
文学部		伏見英俊（准教授）	～22.3.31　※
経済学部		北原　聡（教　授）	～22.3.31
商学部		羽鳥敬彦（教　授）	～22.3.31
社会学部		古川　誠（准教授）	～22.3.31
政策創造学部		岡本哲和（教　授）	～22.9.30
総合情報学部		塩村　尊（教　授）	～22.3.31
システム理工学部		梅川尚嗣（教　授）	～23.3.31
環境都市工学部		岡　絵理子（准教授）	～23.3.31
化学生命工学部		池内俊彦（教　授）	～23.3.31
外国語学部		山崎直樹（教　授）	～22.3.31
大学院	法学研究科	角田猛之（教　授）	～22.3.31
	文学研究科	伏見英俊（准教授）	～22.3.31　※
	経済学研究科	林　宏昭（教　授）	～22.3.31
	商学研究科	水野一郎（教　授）	～22.3.31
	社会学研究科	松井修視（教　授）	～22.3.31
	総合情報学研究科	広兼道幸（教　授）	～22.3.31
	理工学研究科	中井暉久（教　授）	～23.3.31
	外国語教育学研究科	竹内　理（教　授）	～22.9.30
	心理学研究科	土田昭司（教　授）	～22.3.31
	法務研究科	越山和広（教　授）	～23.3.31
	会計研究科	清水涼子（教　授）	～22.3.31
	心理学研究科　心理臨床学専攻	寺嶋繁典（教　授）	～23.3.31
東西学術研究所		井上克人（教　授）	～23.3.31
経済・政治研究所		土倉莞爾（教　授）	～22.3.31
先端科学技術推進機構		石垣泰輔（教　授）	～23.3.31　※
法学研究所		小西秀樹（教　授）	～22.3.31
人権問題研究室		守　如子（専任講師）	～22.3.31
ソシオネットワーク戦略研究機構		足立幸男（教　授）	～24.3.31
入試センター		柴田　一（教　授）	～21.9.30
学生センター		田中成典（教　授）	～21.9.30
キャリアセンター		八亀徳也（教　授）	～22.3.31
図書館		市川訓敏（教　授）	～21.9.30
博物館		米田文孝（教　授）	～22.3.31
インフォメーションテクノロジーセンター		榎原博之（准教授）	～21.9.30
保健管理センター		飯田紀彦（教　授）	～23.3.31
大学本部長		岡田弘行	※
学長室長			※
学事局長		土橋良一	
入試事務局長		道前　博	
学生サービス事務局長		五藤勝三	
キャリアセンター事務局長		吉原健二	
学術情報事務局長		市原憲厚	
総合企画室長		北田伸治	
広報室長		－	
総務局長		西岡雅史	
財務局長		重田勝紀	
管財局長		岡村和彦	

注）備考欄の※印は、規程による選出母体を２つ兼ねている構成員を示す。

検索

(4) 学校法人関西大学自己点検・評価委員会（大学部門委員会）名簿（2009年10月1日～）

所属（選出母体）		氏　名	備　考
副学長		黒田　勇（教　授）	～24.9.30　委員長
学長補佐		新井　恭彦（教　授）	～24.9.30　副委員長
教育推進部		橋寺　知子（准教授）	～24.9.30
研究推進部		越智　光一（教　授）	～24.9.30
社会連携部		西山　豊（教　授）	～24.9.30
国際部		石垣　泰輔（教　授）	～24.9.30　※
法学部		大津留　智恵子（教　授）	～22.3.31
文学部		伏見　英俊（准教授）	～22.3.31　※
経済学部		小池　渺（教　授）	～22.3.31
商学部		羽鳥　敬彦（教　授）	～22.3.31
社会学部		古川　誠（准教授）	～22.3.31
政策創造学部		岡本　哲和（教　授）	～22.9.30
総合情報学部		塩村　尊（教　授）	～22.3.31
システム理工学部		梅川　尚嗣（教　授）	～23.3.31
環境都市工学部		岡　絵理子（准教授）	～23.3.31
化学生命工学部		池内　俊彦（教　授）	～23.3.31
外国語学部		山崎　直樹（教　授）	～22.3.31
大学院	法学研究科	角田　猛之（教　授）	～22.3.31
	文学研究科	伏見　英俊（准教授）	～22.3.31　※
	経済学研究科	良永　康平（教　授）	～22.3.31
	商学研究科	水野　一郎（教　授）	～22.3.31
	社会学研究科	松井　修視（教　授）	～22.3.31
	総合情報学研究科	広兼　道幸（教　授）	～22.3.31
	理工学研究科	中井　暉久（教　授）	～23.3.31
	外国語教育学研究科	竹内　理（教　授）	～22.9.30
	心理学研究科	土田　昭司（教　授）	～22.3.31
	法務研究科	越山　和広（教　授）	～23.3.31
	会計研究科	清水　涼子（教　授）	～22.3.31
	心理学研究科　心理臨床学専攻	寺嶋　繁典（教　授）	～23.3.31
東西学術研究所		井上　克人（教　授）	～23.3.31
経済・政治研究所		土倉　莞爾（教　授）	～22.3.31
先端科学技術推進機構		石垣　泰輔（教　授）	～23.3.31　※
法学研究所		小西　秀樹（教　授）	～22.3.31
人権問題研究室		守　如子（専任講師）	～22.3.31
ソシオネットワーク戦略研究機構		足立　幸男（教　授）	～24.3.31
入試センター		宮本　要太郎（教　授）	～24.9.30
学生センター		田中　成典（教　授）	～23.9.30
キャリアセンター		八亀　徳也（教　授）	～22.3.31
図書館		北川　勝彦（教　授）	～24.9.30
博物館		米田　文孝（教　授）	～22.3.31
インフォメーションテクノロジーセンター		荒川　雅裕（准教授）	～23.9.30
保健管理センター		飯田　紀彦（教　授）	～23.3.31
大学本部長		岡田　弘行	※
学長室長			※
学事局長		土橋　良一	
入試事務局長		道前　博	
学生サービス事務局長		五藤　勝三	
キャリアセンター事務局長		吉原　健二	
学術情報事務局長		市原　憲厚	
総合企画室長		北田　伸治	
広報室長		－	
総務局長		西岡　雅史	
財務局長		重田　勝紀	
管財局長		岡村　和彦	

注）備考欄の※印は、規程による選出母体を２つ兼ねている構成員を示す。

検索

関西大学『学の実化』 Vol. 8　No. 3
自己点検・評価報告書

2010年（平成22年）３月31日印刷
2010年（平成22年）３月31日発行
編集発行　学校法人関西大学自己点検・評価委員会（大学部門委員会）
〒564-8680　吹田市山手町３丁目３－35
電話　(06)－6368－1121大代表

千里山キャンパス：〒564-8680　大阪府吹田市山手町３丁目３番35号
高槻キャンパス：〒569-1095　大阪府高槻市霊仙寺町２丁目１番１号
天六キャンパス：〒531-0061　大阪市北区長柄西１丁目３番22号
U　R　L：http://www.kansai-u.ac.jp

印刷　株式会社　遊　文　舎
〒532-0012　大阪市淀川区木川東4-17-31